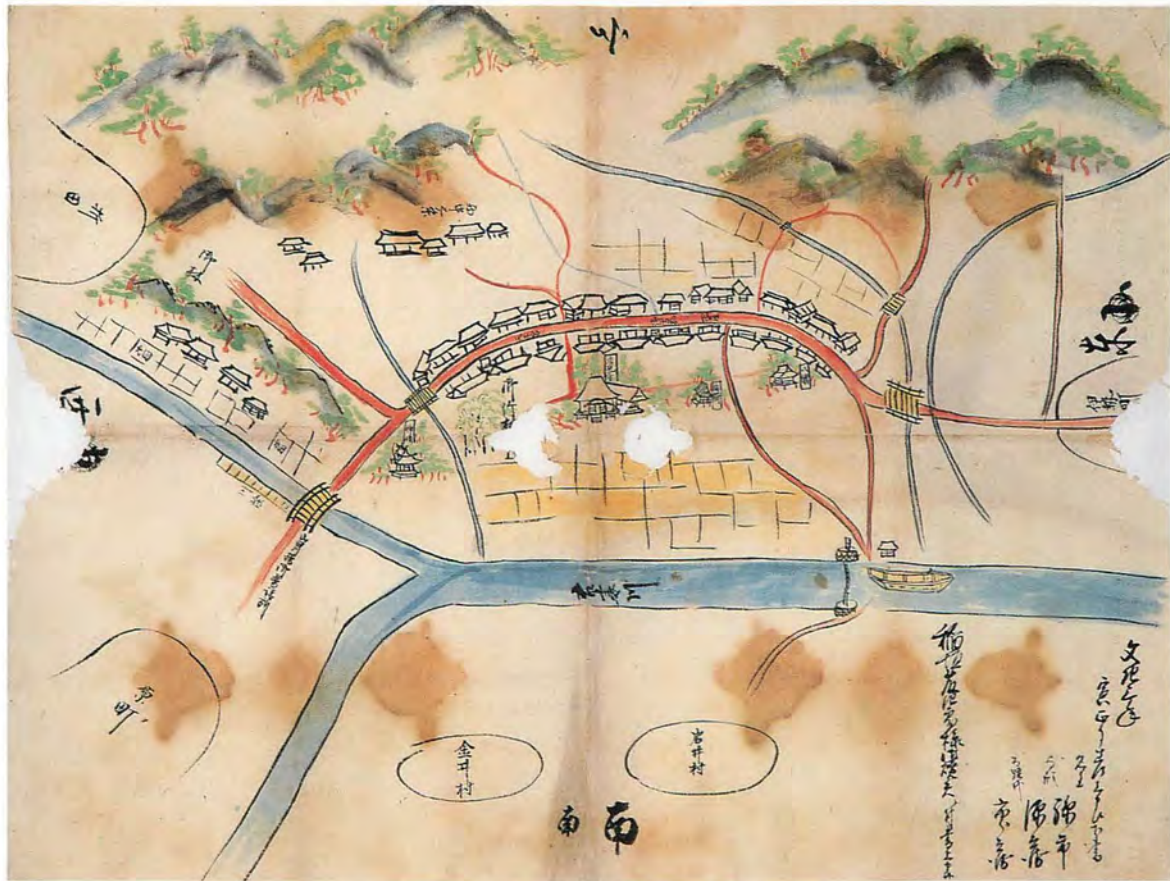


# 中之条町誌

資料編



▲文化3年 中之条町絵図 中之条町役場蔵

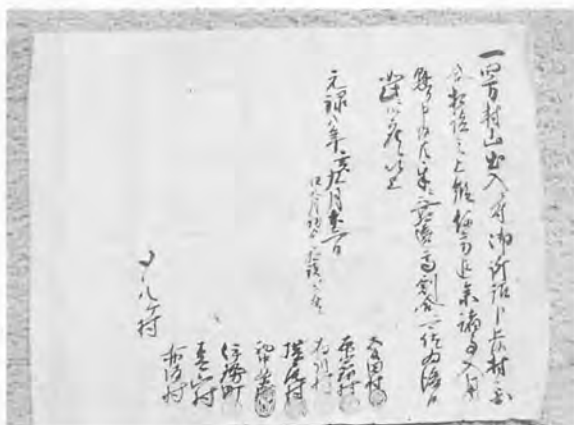


群馬県指定重要文化財 絹本着色二十五菩薩来迎図 宗本寺蔵





享保十二年一月市城村・青山村  
秣場境論裁許証文(近世三二四)  
中之条町役場蔵



▲元禄8年9月 四万山出入諸費  
8カ村協定書(近世299)  
中之条町役場蔵



安政7年 年貢正米納めに抗議の  
傘連判状(近世41)  
赤坂 小林貞夫蔵 ▶



▲天保11年 旗本大久保平右衛門  
下賜の盃と下知書  
岩本 生巢勇藏



▲文政12年11月 社倉貸付利金受取  
中之条町役場藏

文政7年8月 御困叔加部安左衛門  
預り証文(727)

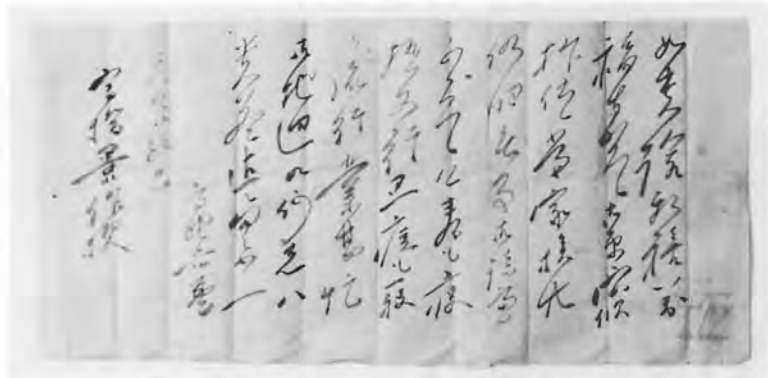
▼吾妻町岩井 伊能光雄藏



▲寛文3年 五反田村検地帳







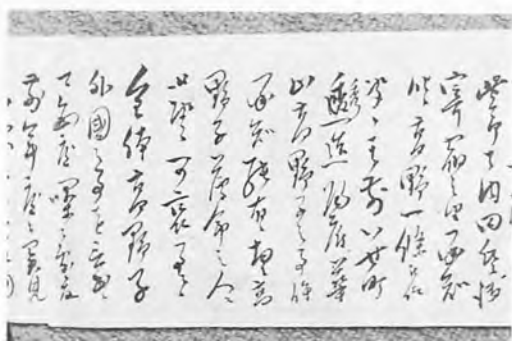
▲高野長英より高橋景作宛書状(近世915)

横尾 高橋忠夫蔵



高橋景作稿

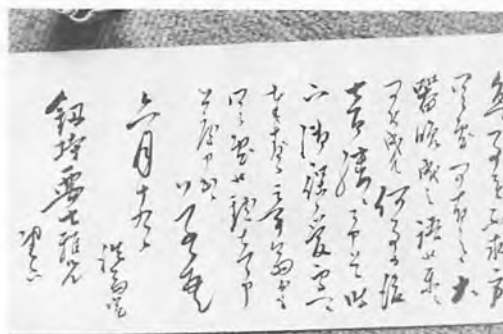
◀横尾 高橋忠夫蔵



▲福田宗禎より剣持要七

(予山)宛書状(近世916)

◀中之条町 有馬シキ蔵





▲ 明治初年の中之条町

明治35年中之条校  
のベースボール部 ▶



◀ 吾妻郡役所  
(大正期)

戦時下  
 集団疎開学童  
 (中之条町 鍋屋旅館)



◀ 疎開学童の  
 思い出の絵



◀ 昭和二十七年 伊勢町地内舗装工事



## 序

中之条町誌編纂委員長

中之条町長 福島 真一

中之条町誌編纂事業は、合併二十周年記念事業として計画され、昭和四十六年三月に町誌編纂委員を委嘱し、資料調査活動に入りました。そして、昭和五十一年に第一巻を発刊、次いで翌五十二年に第二巻を、五十三年に第三巻を刊行しました。

この間、町民皆様のご協力を得て、ぼう大な量の資料を調査してきましたが、これらの中の重要な歴史史料を生かすべく取り上げ、町誌編纂事業のしめくくりとして「中之条町誌資料編」として刊行することになりました。

「歴史は教訓の宝庫である」と申します。町民の皆様が、この多くの先人の書き残され家々に受け継がれてきた貴重な文書に、改めて、その町、その村の先人達の生活に思いをはせ、その努力に敬意を表すると共に、町の歴史にご理解をいただけたら幸いと存じます。また、さらには、こゝに載せられなかった他の多くの文書にまで研究の歩を進められ、今後さらに一層の郷土研究、郷土発展の一礎石となされますことを期待してやみません。

終りに、本書の刊行にあたり、資料を提供して下さいました方々など、各方面のご後援に対し心からお礼を申し上げますとともに、十年余の永きにわたり、資料の収集、執筆、編集に直接関与された小池善吉編集委員長はじめ編集委員各位に深く謝意を表しまして序といたします。

昭和五十八年十一月

## 凡 例

一、編成にあたって全体を四編とし、資料集は三編に分け、第一編を古代・中世、第二編を近世、第三編を近・現代とし、付として通史で扱えなかつた社寺誌をのせた。但し、真田藩政に関する資料については第一編に収録したものである。

一、本資料集は中之条町誌に載つたものうち、主として文字に残る史料を載せた。

一、各史料には年月および簡潔な表題を掲げて史料の内容、性質等を示し、編ごとの通し番号を付した。年次不詳の史料で年次の推定できないものは、各項目の末尾に掲げた。

本書と写の文書の区別は、特別なものを除いては特に示さなかつた。

各史料には（ ）をもって所蔵者名を記して所在を明らかにした。

一、文字の異同その他につき編者が加えた注は、すべて（ ）をもって示した。なお史料の記載は、できるだけ原文の体裁に従うことを原則とした。ただし本文には適宜読点「、」をつけ、並列点「・」と区別した。

抹消部分で必要と認められたものは、その左側に「ミミ」をつけ、右側には訂正部分を小活字で記し、必要ないと認められたものは、訂正部分をそのまま本文とした。

編集の都合上、本文の一部を省略した場合は（上略）（中略）（下略）とし、断簡は（前欠）（後欠）とした。また連名（印）等で多行にわたる場合は、適宜（外何名略）として人数を注記した。

一、文字はできるだけ原文に従つたが、誤りが明らかなる場合や慣用文字は正字を傍注するか（ママ）とした。ただし、訴訟（訴訟）・百姓（百姓）・船（船）・斗はかり（計）・ト（分）・ト（歩）等の文字は（ ）内の正字を用

いた。

印章・花押等については、実際に押捺または署記されている場合は㊦・㊧（花押）等で示し、その他の場合は小活字で単に印・花押等とした。また必要に応じて印文を（ ）で傍注したものもある。

原文の欠字箇所は、字数不明の長短に応じて□・□□・□□□とし、適宜（破損）・（虫損）等と傍注した。

読解不能の場合は単に□で字数を示し、推定できるものは（カ）と傍注した。

敬意を示す闕字は一字あけ、その外行をかえてあるものは三字あけた。

一、漢字は原則として当用漢字を用い、当用漢字のない場合は原文のままとした。とくに読みにくい漢字には、（ ）内にルビ活字をもって音訓をほどこした。

一、助詞等に慣用的に使われる左記の漢字はそのまま残し、または片仮名に直したものもあり、すべて小活字を用いて区別した。

者（ハ） 江（ヘ） 与（ト） 茂（モ） 而（テ） 而已（ノミ）

一、変体仮名・旧平仮名および慣用字合字は、原則として現代平仮名に直したが、片仮名交じりはそのままとした。ただし、次の文字は例外的に残した。

ハム（ハバ） ゑ る ろ（より） め（シメ）

片仮名のなかでも、固有名詞や個数を示す（ケ）・時刻や税率を示す（ツ）・金銭を接続する（ト）・助詞の（ニ）等は、小活字を用いた。

一、所蔵者氏名の敬称は省略した。

一、写真は執筆者の採択によるもので、撮影者・提供者名は省略した。

一、社寺誌については通史と同じ凡例によった。

# 中之条町誌 資料編

## 目次

序……………中之条町長 福島 真一

凡例  
目次  
口絵

第一編 古代・中世……………一

第二編 近世……………三

第一章 領主……………三七

第一節 幕府領・岩鼻領……………三九

(一) 法度・定 (三九)

(二) 支配代官 (四〇)

(三) 郡中取締と組合村 (二五)

(四) 巡見使・日光御

社参 (二七)

(五) 明治維新 (二七)

第二節 大名領……………三七

(一) 真田領 (三七)

(二) 本多領 (三四)

(三) 清水領 (三四)

第三節 旗本領……………三五

(一) 保科領 (三五)

(二) 大久保領 (三七)

(三) 大津領 (二六)

(四) 河野領 (二六)

第二章 村 政…………… 二七

第一節 村 行 政…………… 二七

(一) 村役人 (二七) (二) 村議定・村入用 (三〇)

(三) 宗門帳・五人組・人別帳 (三三)

第二節 村 況…………… 三五

(一) 村由緒 (三三) (二) 村明細 (三六)

第三章 農 林・貢 租…………… 三六

第一節 土 地…………… 三七

(一) 検地・開発 (三七) (二) 土地・移動 (四一)

第二節 林 野…………… 四三

(一) 御林 (四三) (二) 稼山・秣山・山論 (四五)

第三節 年 貢…………… 四五

(一) 割付・皆済 (四五) (二) 定免・検見 (四九)

(三) 屋敷 (五〇) (四) 貢納 (五〇)

第四節 農 業…………… 五〇

(一) 農業・農産物 (五〇) (二) 用水・水車 (五二)

(三) 鳥獸・鉄砲 (五七)

第四章 産 業と交 通…………… 五五

第一節 蚕 糸 業…………… 五七

(一) 蚕糸 (五七)

第二節 商 業…………… 五九

(一) 富豪の商業 (五九) (二) 漆 (六二)

(三) 木材・板 (六二) (四) 諸商人・農間渡世 (六五)

(五) 金融 (六三) (六) 酒造業・醬油造業・職人 (六六)

(七) 鉱業 (六七)

第三節 問 屋・市・街 道・助 郷…………… 六九

(一) 問屋 (六九) (二) 市・市出入 (七二)

(三) 街道・助郷 (七二)

第四節 河 川・運 輸・交 通…………… 七〇

(一) 吾妻川通船 (七〇) (二) 筏・管流し (七三)

(三) 舟渡 (七三) (四) 橋 (七五)

第五章 社 会と文 化…………… 七六

第一節 家…………… 七六

(一) 相統・縁組 (七六) (二) 奉公人 (八〇)

第二節 災 害・騒 動…………… 八六

(一) 災害 (八〇) (二) 騒動 (八四)

(三) 火災・流行病 (八六)

第三節 温 泉…………… 八八

第四節 習 俗…………… 八八

(一) 祭・参詣 (八八) (二) 世相 (八九)

(三) 女・若者 (八九) (四) 権化 (九〇)



第五節 信仰・宗教…………… 九六

(一) 堂社 (九六) (二) キリスト教 (九五)

(三) 修驗 (九三)

第六節 文化・教育…………… 九六

(一) 蘭学 (九六) (二) 諸学 (九四)

(三) 教化・文学 (九七)

### 第三編 近・現代…………… 九六

第一章 明治前期…………… 九一

第一節 町村誌…………… 九三

第二節 布告・上申・覚…………… 一〇〇

第三節 地租改正…………… 一〇五

第四節 産業・経済…………… 一〇九

第五節 教育文化…………… 一〇〇

第二章 明治後期…………… 一〇九

第一節 行財政…………… 一〇七

第二節 産業・経済…………… 一〇八

第三節 自然・地理・交通…………… 一一〇

第四節 文化・思想…………… 一一四

第五節 教育…………… 一二〇

第六節 社会生活…………… 一二〇

第三章 大正期…………… 一二三

第一節 行財政…………… 一二五

第二節 産業・経済…………… 一二四

第三節 交通・運輸…………… 一二九

第四節 文化・思想…………… 一二九

第五節 教育…………… 一三三

第六節 世相と生活…………… 一三五

第四章 昭和戦前期…………… 一三九

第一節 行財政…………… 一三九

第二節 産業・経済…………… 一三九

第三節 交通・運輸…………… 一四四

第四節 文化・思想…………… 一三七

第五節 世相と生活…………… 一三七

第五章 昭和戦時期…………… 一四〇

第一節 町村政…………… 一四〇

第二節 産業・経済…………… 一四三

第三節	交通・運輸	一三六
第四節	文化・思想	一三三
第五節	教 育	一三六
第六節	生活と世相	一四〇

第六章	昭和戦後(終戦直後)期	一三五
-----	-------------	-----

	近現代編その他集録	一三七
--	-----------	-----

## 附 社 寺 誌

第一章	寺 院	一四〇
一	清見寺	一四〇
二	林昌寺	一四四
三	宗福寺	一四七
四	善福寺	一四九
五	永林寺	一四三
六	宗本寺	一四四
七	林昌院	一四七
八	宗学寺	一四〇

九	清 滝 寺	一四三
十	各寺檀徒村別表	一四四
十一	中之条町寺院梵鐘記録	一四四
第二章	神社と堂	一四九
第一節	神社の合併と現状	一四九
第二節	堂字の存廃合併とその後	一五〇
第三節	伊参地区の堂社	一五三
第四節	名久田地区の堂社	一五二
終 り	に	一四九

## 解 説

史料総目次	一五五
資料編執筆・調査関係者一覧	一六一
史料探訪先	一六一
あとがき	一六四

第一編

古代・中世

一 政事要略 (国史大系第二八卷)

太政官符刑部省

応徴贖銅訴人上野国吾妻郡擬領外正六位上毛野坂本

朝臣直道事

副過状考紙

右直道所進訴状之内、不指陳実事、省宜承知依件徴

贖、符到奉行、

從五位上守右中弁兼行中宮亮藤原朝臣家宗

從六位上行右少史宋人朝臣永繼

貞觀四年四月十日

二 三代実録 (国史大系第四卷)

廿五日 (元慶四年五月) 戊寅、授上野国正四位上勲八

等貫前神從三位勲七等、從四位下赤城石神、伊賀保神

並從四位上、正五位下甲波宿弥神從四位下、正五位下

小祝神、波己曾神並正五位上勲十二等、從五位上賀茂

神、美和神並正五位下勲十二等、正六位上稻裏地神從

五位下勲十二等、

三 上野国交替実録帳 (九条家本延喜式卷三八裏文書)

国分二寺諸定額寺仏像經論資財雜具堂塔雜舍并府院諸

郡官舎破損无実事、

(中略)

□妻郡(香)

正倉參宇

東二甲倉卷宇 東甲倉卷宇 北一甲倉卷宇

三館

宿屋<sup>ウチ</sup> 向屋<sup>ムカウ</sup> 長田院雜舍<sup>ナガタインサヤ</sup>

伊参院東一屋<sup>イサンイントウイチウチ</sup> 北一屋<sup>キタイチウチ</sup> 雜舍<sup>サヤ</sup>

官舎

長田院雜舍<sup>ナガタインサヤ</sup> 伊参院東一屋<sup>イサンイントウイチウチ</sup>

北一屋<sup>キタイチウチ</sup> 雜屋<sup>サヤ</sup>

□郡院

東一屋<sup>トウイチウチ</sup> 西屋<sup>サイウチ</sup> 東一板倉<sup>トウイタンクラ</sup>

南一屋<sup>ナンイチウチ</sup> 掃守屋<sup>スウシュウウチ</sup>

□家<sup>(附)</sup>

酒屋<sup>サケウチ</sup> 西納屋<sup>サイナウチ</sup> 南備屋<sup>ナンビウチ</sup> 竈屋<sup>カマドウチ</sup>

一館

宿屋<sup>ウチ</sup> 副屋<sup>ソボウ</sup> 向屋<sup>ムカウ</sup> 厨屋<sup>チウウチ</sup>

四館

宿屋<sup>ウチ</sup> 副屋<sup>ソボウ</sup> 向屋<sup>ムカウ</sup> 厨家<sup>チウカ</sup>

郡庁屋<sup>クニチウウチ</sup>

東屋<sup>トウウチ</sup> 公文屋<sup>クモンウチ</sup>

大衆院東一屋<sup>テウシュウイントウイチウチ</sup> 南一屋<sup>ナンイチウチ</sup> 雜屋<sup>サヤ</sup>

(下略)

註「群馬県史研究」七号前沢和之著「上野国交替実録帳」郡衙項  
についての覚書」を参照した。

四 上野国神名帳

(一) 総社本(前橋市元総社町 総社神社)

上野十四郡諸社神名帳

總ニ五百四十九社ニ勸請故、当社号ニ総社大明神、

是当社之宝物也、

(中略)

△総社大明神 磐筒男磐筒女神

○総社大明神之撰社外宮中鎮守十社相殿也

、正一位拔鋒大明神 正一位赤城大明神

、正一位伊賀保大明神 正一位岩根大明神

総社大明神司官赤石氏中春

- 、正一位若伊賀保大明神
  - 、正一位榛名大明神
  - 、正一位小祝大明神
  - 、從一位火雷大明神
  - 、從一位倭文大明神
  - 、從一位淺間大明神
- △撰社 五百四十九社、皆是上野十四郡内也、

(中略)

上野国郡馬郡総社郷

△吾妻郡 十三社

総社大明神之神主赤石氏中喜

- 、從一位白根明神
- 、從二位小白根明神
- 、從三位淺間明神
- 、正四位小磯明神
- 、從五位小不多明神
- 、從五位佐奈明神
- 、從五位新渠明神
- 右之外在二十六社

(裏書) 明治三年庚午八月 謹襲表背永納宝殿了

赤石中喜十四世孫

総社司官 赤石中政(花押)

(中略)

于時永仁六年十二月廿五日 如正本一書一写之、

(一) 一ノ宮本(富岡市一宮 一宮神社)

上野国郡馬郡総社郷

神名帳 上野国

総社大明神神主赤石氏中清

(中略)

吾妻郡十二社

惟時貞和四年正月廿九日 任永仁六年之写本再写之

從一位

白根明神

從一位 小白根明神コシラ子

從三位 淺間明神マヤ

從四位上 小磯明神コイソ

從五位上 小不多明神コボタ

從五位上 佐奈明神サナ

從五位上 新渠明神フナシ

余社五座

(下略)

五 吾妻鏡 (国史大系第三二卷)

(一)

○廿八日己亥、(義和一年正月)可被奉太神宮之神馬砂金等事、日者有

其沙汰、今日、潔齋之輩献此等、仍於宮中覽之、直所

令採用給也、先金百兩、千葉介常胤、小山小四郎朝政

等進之、次神馬十疋引立庭上俊兼候養子勒毛付、

一疋鶴毛 江戸太郎進 一疋河原毛 下河辺四郎進

一疋栗毛 武田太郎進 一疋栗毛駭 吾妻八郎進

一疋青黒 高場次郎進 一疋鶴毛駭 豊田太郎進

一疋鹿毛 小栗十郎進 一疋葦毛 葛西三郎進

一疋白栗毛 河越太郎進 一疋黒瓦毛 中村庄司進

已上御馬、撰定之後、被預置于生倫神主之宅、各相副

飼口云々

(二)

○十日乙未、(建久六年三月)將軍家為令逢東大寺供養給、着御于南都

東南院、自石清水直令下向給云々、

供奉人行列

先陣

畠山二郎

和田左衛門尉各不相並

次御隨兵三騎相並、各家子郎從同着甲冑、其人數所隨合期也、

江戸太郎 大井次郎 品河太郎

(中略)

小林次郎 同三郎 倉賀野三郎

大胡太郎 深栖太郎 那波太郎

渋谷五郎 吾妻太郎 那波弥五郎

佐野七郎 小野寺太郎 園田七郎

皆川四郎 山上太郎 高田太郎

小串右馬允 瀬下奥太郎 坂田三郎

(下略)

(一)

○(承元元年八月)十五日戊午、小雨、龜岳宮放生会、將軍家既欲有御

參宮之処、隨兵已下臨期有申障之輩、被召別人之

程、数尅被扣御出、尤為神事違乱、是則御出等事、

無奉行人之故也、仍召民部大夫行光、向後供奉人散

状已下、御所中可然事、於時無闕如之様、可計沙汰

之旨、被仰含之云々、及申尅、御出之間、舞樂等入

夜、取松明有其儀、未事終還御、

○(同年八月)十七日庚申、晴、放生会御出之時申障之輩事、相

州、武州、広元朝臣、善信、行光等参会、有其沙汰之

処、或輕服、或病痾云々、而隨兵之中、吾妻四郎助光

無其故不參之間、以行光被仰云、助光雖非指大名、

常為累冢之勇士、被召加之訖、不存面目乎臨其期不

參、所存如何者、助光謝申云、依為晴儀、所用意之

鎧、為鼠被損之間、失度申障云々、重仰云、依晴儀称

用意者、若新造鎧敷、太不可然、隨兵者非可飭行粧、

只為警衛也、因茲、右大將軍御時、譜代武士可必候

此役之由所被定也、武勇之輩、兼爭不帶鎧一領焉、

世上狼戾者不図而出来、何闇重代兵具可用輕色新物

哉、且累祖之鎧等似無相伝之詮就中恒例神事也、每

度於令新造者背儉約儀者敷、向後諸人可守此儀者、



助光者所被止出仕也、

○(同年上月)三日甲辰、互陰、白雲飛散、今日於御所御酒宴、相

州、大官令等被候、其間青鷺一羽入進物所、次集于

寢殿之上、良久將軍家依恠思食、可射留伴鳥之由、

被仰出之処、折節可然射手不候御所中、相州被申云、

吾妻四郎助光為愁申蒙御氣色事、當時在御所近辺歟、

可被召之云々、仍被遣御使之間、助光顛衣參上、挾引

目自階隱之蔭窺寄兮發矢、彼矢不中于鳥之樣雖見

之、鷺忽騷墜于庭上、助光進覽之、左眼血聊出但非可

死之疵、此箭羽鷹羽極強云々曳鳥之目兮融云々、助光兼以

所相計無違也云々、乍生射留之御感殊甚、如元可奉

昵近之由、匪被仰出所下給御劔也、

六 沢渡阿弥陀如来画像板碑 (上沢渡字湯出土)

文永七年十二月 日

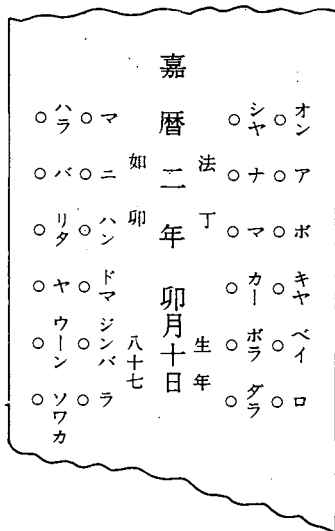


七 林昌寺阿弥陀如来画像板碑 (伊勢町)

文永八年二月 日



八 お茶不動板碑銘（伊勢町 お茶不動）



註 兩側の梵字は光明真言である。幅三十二・五センチ 高さ二二〇センチ。

九 宗本寺宝篋印塔銘文（下沢渡）

(一) 上野国吾妻庄河戸村内、山田住人大檀那四郎二郎  
入道奉造立塔也、右志者、為過去慈父慈母之幽儀  
乃至法界衆生平等利益也

康永三年甲申卯月上旬

大檀那四郎二郎入道

(二) 康永二年乙酉卯月十九日

大檀那沙弥道禪敬白

一〇 神道集（東津文庫本・角川書店刊）

第三十四 上野国児持山之事

抑日本人王四十代天武天王御宇、伊勢国渡会自郡、荒  
人神頭給、上野国郡馬郡白井保跡垂給、児持山大明神、  
御事、伝承心詞不及、其故何尋、阿野津云処地頭、  
阿野権守保明申、四方四方庫立、财宝飽満タレトモ、  
一人子无事悲、伊勢太神宮祈申、太神宮御示現依、児  
守明神祈申、七日満晝、御宝殿自内廿二三見給女房、

自<sub>レ</sub>左袂<sub>ト</sub>唐鏡<sub>ヲ</sub>給<sub>テ</sub>見夢<sub>ヲ</sub>覺<sub>ス</sub>、下向<sub>シテ</sub>後阿野女房<sub>ニ</sub>、无<sub>レ</sub>程懷妊  
 給<sub>テ</sub>、日數積<sub>リ</sub>王代<sub>ヲ</sub>持統<sub>ノ</sub>天王御宇<sub>ニ</sub>七年<sub>ニ</sub>辰年<sub>ニ</sub>、三月中半比、  
 最安<sub>ク</sub>有<sub>二</sub>御産<sub>、</sub>取奉<sub>見奉</sub>、如<sub>レ</sub>鏡曇<sub>無</sub>姫君御在<sub>、</sub>父母共大  
 喜<sub>、</sub>児守自<sub>ニ</sub>明神<sub>ニ</sub>賜<sub>リ</sub>タル、御名<sub>ヲ</sub>子持御前<sub>ト</sub>云<sub>ヘリ</sub>、是過  
 行程<sub>ニ</sub>形人勝<sub>、</sub>情世超<sub>、</sub>斯所家<sub>ニ</sub>一大事出来<sub>、</sub>其故<sub>ハ</sub>此姫君  
 御年九申<sub>ト</sub>秋<sub>ノ</sub>中<sub>ニ</sub>半<sub>、</sub>母君御年<sub>ニ</sub>卅七<sub>ニ</sub>終<sub>ニ</sub>无<sub>レ</sub>基成<sub>給</sub>、保明<sub>ヲ</sub>  
 方<sub>ニ</sub>无<sub>レ</sub>御歎<sub>、</sub>姫君御悲<sub>ハ</sub>喻<sub>取</sub>无<sub>レ</sub>物<sub>、</sub>自<sub>レ</sub>昔<sub>ニ</sub>至<sub>レ</sub>今<sub>ニ</sub>惜<sub>ヲ</sub>留<sub>習</sub>、  
 葬送<sub>奉</sub>花<sub>ハ</sub>鉢<sub>引替</sub>、非形<sub>見</sub>率<sub>都婆立</sub>、次第<sub>中</sub>陰<sub>取行</sub>、无<sub>レ</sub>  
 程一周<sub>忌</sub>御孝<sub>養</sub>、千部<sub>法</sub>花<sub>経</sub>誦<sub>誦</sub>、千僧<sub>供</sub>養<sub>被</sub>遂<sub>此</sub>様  
 々<sub>、</sub>御仏<sub>事</sub>過<sub>ケレ</sub>ハ、是<sub>可</sub>有<sub>事</sub>ナ<sub>ラス</sub>、人々<sub>御</sub>計<sub>ニ</sub>テ、  
 伊賀<sub>国</sub>鈴<sub>鹿</sub>郡<sub>地</sub>頭<sub>、</sub>加若<sub>大夫</sub>和<sub>利</sub>御<sub>姫</sub>君<sub>、</sub>生年<sub>ニ</sub>廿七<sub>歳</sub>  
 成<sub>給</sub>迎<sub>進</sub>、御輿<sub>近</sub>入<sub>給</sub>、姫君<sub>母</sub>御<sub>前</sub>入<sub>給</sub>拜<sub>進</sub>ト<sub>テ</sub>、御  
 簾<sub>外</sub>待<sub>進</sub>給<sub>、</sub>保明<sub>走</sub>出<sub>岐</sub>御<sub>覽</sub>候<sub>へ</sub>、岐<sub>程</sub>敵<sub>候</sub>我<sub>姫</sub>、可<sub>ニ</sub>惡  
 給<sub>ニ</sub>中<sub>々</sub>自<sub>レ</sub>是<sub>御</sub>返<sub>候</sub>、惡<sub>給</sub>間<sub>敷</sub>入<sub>給</sub>ト<sub>テ</sub>、直<sub>垂</sub>袖<sub>顔</sub>当  
 サ<sub>メ</sub>く<sub>ト</sub>泣<sub>給</sub>、今<sub>女</sub>房<sub>内</sub>袖<sub>裡</sub>、岐<sub>程</sub>敵<sub>御</sub>在<sub>姫</sub>君<sub>、</sub>争  
 惡<sub>可</sub>申<sub>有</sub>ケ<sub>レ</sub>ハ、今<sub>心</sub>安<sub>候</sub>、内<sub>奉</sub>入<sub>給</sub>、姫君<sub>五</sub>一<sub>重</sub>

獎<sub>束</sub>、直<sub>様</sub>刷<sub>、</sub>繼<sub>母</sub>御<sub>膝</sub>許<sub>近</sub>付<sub>給</sub>、馴<sub>氣</sub>御<sub>在</sub>ケ<sub>レ</sub>  
 ハ、繼<sub>母</sub>女<sub>房</sub>情<sub>有</sub>マ<sub>ノ</sub>人<sub>ナ</sub>レ<sub>ハ</sub>、惠<sub>袖</sub>被<sub>レ</sub>絞<sub>、</sub>是<sub>无</sub>程<sub>三</sub>  
 年<sub>送</sub>給<sub>、</sub>児<sub>持</sub>御<sub>前</sub>十三<sub>成</sub>給<sub>、</sub>今<sub>女</sub>房<sub>御</sub>腹<sub>、</sub>亦<sub>姫</sub>君<sub>一</sub>人  
 御<sub>在</sub>、前<sub>腹</sub>姫<sub>君</sub>、後<sub>世</sub>支<sub>達</sub>儲<sub>、</sub>斜<sub>ナ</sub>ラス<sub>喜</sub>給<sub>、</sub>而<sub>程</sub>姫  
 君<sub>御</sub>年<sub>ニ</sub>十六<sub>歳</sub>、春<sub>比</sub>、繼<sub>母</sub>女<sub>房</sub>御<sub>舍</sub>弟<sub>、</sub>加<sub>若</sub>次<sub>郎</sub>和<sub>理</sub>、  
 廿<sub>一</sub>罷<sub>成</sub>、婦<sub>妻</sub>誓<sub>念</sub>比<sub>也</sub>、是<sub>年</sub>月<sub>送</sub>過<sub>、</sub>互<sub>御</sub>志<sub>不</sub>レ<sub>淺</sub>、  
 其<sub>比</sub>姫<sub>君</sub>御<sub>年</sub>廿<sub>一</sub>、和<sub>理</sub>廿<sub>六</sub>申<sub>三</sub>月<sub>比</sub>、夫<sub>婦</sub>俱<sub>太</sub>神<sub>宮</sub>  
 參<sub>詣</sub>、自<sub>ニ</sub>外<sub>宮</sub>二<sub>内</sub>宮<sub>參</sub>、荒<sub>圀</sub>垣<sub>間</sub>玉<sub>垣</sub>内<sub>、</sub>伊<sub>勢</sub>国<sub>司</sub>在  
 間<sub>中</sub>將<sub>基</sub>成<sub>云</sub>人<sub>、</sub>此<sub>女</sub>房<sub>見</sub>給<sub>ヨ</sub>リ<sub>後</sub>、恋<sub>病</sub>成<sub>臥</sub>、片<sub>時</sub>  
 不<sub>レ</sub>忘<sub>悲</sub>、御<sub>前</sub>伺<sub>候</sub>人々<sub>一</sub>同<sub>申</sub>被<sub>レ</sub>合<sub>、</sub>但<sub>此</sub>事<sub>大</sub>事<sub>御</sub>事<sub>、</sub>  
 阿<sub>野</sub>權<sub>守</sub>召<sub>、</sub>左<sub>右</sub>御<sub>聞</sub>候<sub>ハ</sub>ヌ<sub>カ</sub>ト<sub>申</sub>合<sub>、</sub>国<sub>司</sub>大<sub>喜</sub>、阿  
 野<sub>召</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>合</sub>、保<sub>明</sub>打<sub>咲</sub>申<sub>與</sub>御<sub>定</sub>哉<sub>、</sub>設<sub>无</sub>主<sub>娘</sub>候<sub>、</sub>我  
 等<sub>下</sub>劣<sub>身</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>其<sub>恐</sub>、況<sub>有</sub>主<sub>娘</sub>候<sub>、</sub>何<sub>仰</sub>隨<sub>可</sub>申<sub>候</sub>ト  
 テ、急<sub>御</sub>前<sub>立</sub>ケ<sub>リ</sub>、国<sub>司</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>力<sub>、</sub>尚<sub>人</sub>々<sub>仰</sub>御<sub>内</sub>談<sub>有</sub>、  
 或<sub>宿</sub>老<sub>申</sub>、何<sub>マ</sub>テ<sub>モ</sub>不<sub>レ</sub>候<sub>、</sub>加<sub>若</sub>次<sub>郎</sub>召<sub>、</sub>此<sub>国</sub>守<sub>護</sub>渡  
 平<sub>乞</sub>御<sub>覽</sub>候<sub>申</sub>、国<sub>司</sub>現<sub>思</sub>食<sub>、</sub>加<sub>若</sub>次<sub>郎</sub>召<sub>、</sub>此<sub>国</sub>守

護汝賜、妻丸進、自今後都人へシト有、和理色打反所領、妻替申、嗚呼者候、召此国賜候、和理其鉢馬鹿者候トテ、御前立ケリ、其時国司腹立、阿野権守加若次郎同心、謀叛発、天下乱ントスル由、纒言状書、御父関白殿進給、関白殿大驚彼兩人召取、可被禁獄由仰被レ出、聽无程召取都登、サハ无、哀哉、加若次郎和理、下野国无漏八嶋流下、彼国目代仰付迫籠被レ造、五六集、其身一入計楼造、无間自外打釘々々崎内出、身動立程也、和理送者一首歌書、阿野北方送給、哀也

泣涙胸ノ焰ニタツサヘテ 室八嶋ニモシヲ焼ナリ

我ナラヌ人モ歎ヤ積リケル 御室ノ八嶋ニタヘヌ煙ソ

阿野北方、此二首歌御覽、而都コソ思、遠別成ケルコソ悲ケレ、伊勢太神宮何我等捨給、重諸共命召張焦給哀也、御乳母侍從御許、同枕打伏悲ケレ、継母女房保

明別云御舍弟和理御別云、彼此打副泣悲給有様、噓无方、而保明罪科輕本所被レ返、継母女房一歎止ケリ、和理北方憂世通、墨染身塵、思食共、余事只成御身成、女人身習、身心任事憂、余被レ有、今只、旅道思立、東方思食、継母女房同枕副臥、誠東旅趣給下野、国目代藤原成次申人、我等和理甥侍、彼人許消息遣、其国委聞食、其有様相御覽候、御身父保明泣々御身別給、一日御命長サセ不レ可給、而ナカラ吉御暇申給、念比教進給、姫君御喜父此申給、父為方无泣ナカラモ、此憂目見、只吉様泣々仰ラル、懸ケル処、国司大勢阿野館押寄、和理女房可レ取由聞ケレハ、継母女房驚計ケルハ、海人五人召寄、魚類中何魚、深香、有ケルソ、急尋参トテ、上品小袖五取出、一宛賜ケレハ、海人共大喜、其鉢魚候トテ、解鮎云、魚多取集、各持参タリ、継母女房喜茅萱中巻籠、火付煙焼立大幕引廻、人多集高声念仏申、国司押寄此儀式見、何事問ケレハ、人々出相、

是加若次郎殿、東国流給、北方涙切思死々去候間、但今御葬送也申、軍兵共聞レ之、咬怖、當時御神事時分也、太神宮余御神似不レ給、急返トテ皆茫々返ケル、国司是程類无中思懸事、由无トテ、急返都被レ上、而和理、女房、此跡阿野津遁出、東トテソ被レ下、御乳母侍從ツホネ計、一人御供、男副、旅道、何歩習道ナレハ、日数経程遠、漸歩行程、尾張国熱田宮付給、鳥居外ナル小家宿借給、亭女房着々奉レ見、咬御勞、只成御身御在、内入給トテ奉レ留、明出レ立給、宿女房、御心安此御産可レ有候、念比申、御喜有五ヶ日御留奉、加若女房乍レ外熱田大明神伏拜、仰當社明神申、御本地十一面觀音御在、我朝現時、紀大夫殿宿借給古御忘不レ給、自今度旅奥、哀給、祈念給、无レ程御産成ケリ、御供女房、走寄取奉奉レ見、如レ玉若君御在、宿女房御鶉羽湯進、七日御鶉羽立、様々奉レ營ケル、不思議縁也、而可レ有事御立有、曉思食様、旅道何可レ有、捨思食、飽別ナ

レハ、諸人形見セント思食、直御乳母侍從ツホネ懐ツ、泣々宿暇乞被レ出、東山道懸、関太郎超給、藍摺、文直垂袴地陸巻編、笠手持下人男、書破、手持二人女房達行烈被レ下、書息処破子解、此殿食、女房達勸奉、漸下給程、此殿二人女房達相、抑何方御下給言、加若夫尋、上野国トソ被レ答、其時此殿涙流芳御有様、夫妻恋旅立事常習承、未女房夫尋旅道、為師希事、自道程少奉レ送、此少人下人男負烈被レ下、踏見度危木曾懸地、九橋、語尽下程、年、齡三十四五見殿原、梶葉直垂袴通、文陸巻下女一人御供出来、此何旅人問給、加若女房、泣々夫行末尋、上野国下候、泣々言、此殿涙流、咬糸惜、天竺毘陀加女、夫跡歎、南底国渡ナリ、震且兼防女、夫屍尋、晉陽州渡ナリ、本朝神宮皇宮、夫仲哀、天王敵討為、新羅国渡、今旅女房、夫跡悲泣々東下給、旅程糸惜、自御供申、歩烈被レ下、此処此殿、御供下女人眞、上野国府庁付給ケリ、前目代藤原成次、替北

上野山代庄、云三石下一山里移給聞給、亦山奥尋入給ケリ、二人殿原連入給ケレハ、目代左兵衛督成次、大喜、二人殿原其下人達、様々賞遵奉、夜明方成ケレハ、是思苦候、成次下野国下、父候和理尋見度候、御客人達、吉々奉賞、女房預置被レ出、下野国室八嶋付見給、加若次郎不レ斜誠、自レ籠可レ出便无、二人殿原神通現、籠守共深眠、籠戸引破、加若殿二人殿原連引立被出、宇津宮付給、云三河原崎、処四十計殿原出来、二人殿原有雜事、此彼此四人殿原、上野国山代庄入給、和理北方五御目御覽合、何被レ仰計、手々取組消入給哀也、其後時剋移、人心地出給、而夫妻二世契云事、実也語歎給、見人聞人袖絞无ケリ、而加若次郎殿二人殿原奉レ向、抑我等御助候、守躰二度相見御在、誰人御在候、世常凡夫不レ奉レ見候、但願我等神道法授御在候、眷屬一分思食候事、此世計御情不可在、心憂世中、適度不レ候、我等別憂事便成、此世厭惡世衆生利益被レ歎、難有御事

也、其願安事也、一人殿、我尾張國守護神熱田大明神名乘給、今一人、我是信濃國鎮守諏訪大明神我事也、汝妻女房、夫跡恋悲不便不レ堪、此程付廻守也、而汝等二人神道法授、天仲臣経最要与、各々利生早神通身成給、北方群馬白井保内、武部山住給、今因位昔御名兒持御前申、我住所山、武部山云名引替、明神御名兒持山呼ケリ、兒持山書、子持山説、本地如意輪觀音、御在也、御乳母侍從局、大鳥山北手向、羊手本鎮守顯本地文殊也、若君岩下、所鎮守成、靈東宮申、本地請觀音也、加若次郎殿見付山手向神頭給、御名乘和理奉レ申間、和理大明神申、和理書和理説也、本地十一面觀音也、彼御名乘付、見付山和理、戀呼也、其後二人神通御返有、加若殿、抑下野国宇都宮河原崎申所、御雜事候、誰御在候申給、其人宇都宮大明神御在被レ仰、加若殿夫婦俱神明身成給、伊勢国移給、阿野權守夫婦俱、神道法授奉給、津守大明神、伊勢太神宮荒垣内在即是也、

其後伊賀国超、加若殿父母俱神成進給、鈴鹿大明神、伊賀国第三宮御在、尾張国熱田御産所御宿、神道法賜神頭、鳴海浦鳥居明神立給即是也、児持御前継母、女房神頭、阿野明神被呼、上野国目代藤原成次神法賜、云三尻高、山代大明神申即是也、山代庄我妻合祝所、云ニ山代名引替、五妻被呼、阿野津尾張熱田馬乘進奉送人有、神道法許神頭、其馬形移、岩尾山駒形云ニ今至、人馬一所立、白尊馬大明神申即是也、故法花方便品、仏種從縁起、是故説一乘説、仏菩薩心迹示現神道、必從縁起事、諸仏菩薩我國遊、必人胎借、衆生身成、身苦惱受善惡試後、神成悪世衆生利益給御事也、鯉鮎云魚我子代出、焼助神成奉、故、今其サモチ云ニ子代也、

## 二 和利宮縁起（五反田 唐沢姫雄蔵）

奉称本御名 和利大明神

亦改称御名 親都大明神

祭神 建速須佐之男命

そもそも日本国入皇四十代の帝天武天皇の御宇、伊勢の国渡会郡より現人神とあらせられ給い、上野国吾妻郡見付山麓に跡を垂れ給う和利の大明神の御本地を、くわしく伝え承るこそ心言も申すに及ばず、故を如何にと尋ねれば、伊勢の国阿野の津というところの地頭をば阿野権守広明と申しける。四方四万の倉をたて、財宝飽き満ちたれども、子一人も無き事を悲しみて伊勢大神宮に祈誓かけさせたまえば、大神宮の御示現により、児守明神に参ろうして祈り申しければ、満ずる七日の明月に、御宝殿の内より年の頃三十二、三

と見えたる女房頭れ出でたまひ、左の袂より唐の鏡を  
 給わると夢に見て、夢さめて下向して後、阿野の女房  
 ほどなく懐妊したまひける。日数つもり、持統天皇の  
 御宇、朱鳥六年壬辰三月半ころ、いと安く御産あり、  
 御子取上げ見給えば、鏡の如くくもりなき姫君にてお  
 わします。父母大いによるこび、児守明神より賜りた  
 ればとて御名を児持御前とつけ給う。かくて月日過ぎ  
 ゆくほどに、容姿うちし人にすぐれ、情世なまぢに超えたまひけれ  
 ば、かしづき給うこと限りなし。

この姫君の御年九つと申す秋の半、この母御前御年  
 三十七にてついにはかなくなり給う。広明の御嘆き、  
 姫君の御悲しみ何にたとえん方もなし。むかしより惜  
 しめどもとどめぬ習いなれば葬送す。花の体をひきか  
 え、悲しみの形見をたて、一周忌にもなりたれば、一  
 千部の法華經を誦誦し、ならびに千僧の供養をなし給  
 う。

この御仏事も過ぎぬれば、伊勢国鈴鹿郡の地頭の加  
 若太夫殿の御姫君二十七歳になり給うを迎い給う。御  
 こしに乗り給いければ、姫君は母御前の入らせ給うを  
 押し參らせんとて御廉の際にて待進せ給いける。広明  
 走り出で「御覽候え、あれほど幼き姫を憎ませ給うべ  
 きならば早々これより御帰り候え、また憎み給う間敷  
 にて候えば御入り候え」とて直垂あたれの袖を顔に押しあて  
 泣き給う。この女房は輿の内にて袖を絞らせ給いけ  
 る。「あれ程美しくおわす姫君をいかで憎み申すべき」  
 と御誓ありければ「今こそ心安く候え」とて内へ入ら  
 せ給いける。姫君は十二単衣の御装束をなにとなきよ  
 うつくろいて継母の膝もとになれなれしげにおわしま  
 せば、継母の女房も袖を絞らせ給いける。

さる程に慶雲四年丁未、姫君御年十六歳の春、ここ  
 に継母の女房の弟に加若次郎和利ゆましとて二十一歳になり  
 給うに結び合いて年月を送り給う。互の御こころざし



浅からず明け暮らし給う程に、姫君二十一歳、和利御年二十六と申す和銅四年壬子の三月半ころ、夫妻ともに大神宮に参詣ましまし、外宮より内宮へ参り給う荒垣、井垣、玉垣の内にて、伊勢の国の国司播磨の中將基成という人、この姫君を見給いて後恋の病となり給う。片時も忘れ給わず、病の床にうち伏して嘆き悲しみ給いける。伺候の人々申されけるは、阿野権守を召して御所望候えと申されければ、国司大いに喜びて阿野権守を召して仰せられければ、広明うち笑いて申しけるは「これは如何なる御誕かな。たとえ主無き姫にて候とも我等下劣の身としてはおそれあるべきに、いわんや主ある姫にて候えば」とて急ぎ座敷を立たれける。国司は力及ばず人々を召して内談あり、ある人申すよう「加若次郎を召して此の国の国司を仰せつけて御覽候えかし」と申しければ、国司げにもとて加若次郎を召して「此の国汝に給うなり、妻女をば我に得さ

せよ、今より後都の人となるべし」と仰せられければ和利色うち変りて「所領と夫妻をかえべしと申す者あれば、その者を召してこの国を給う候え、和利はそれ程の者には候わぬ」とて出でにける。そのとき国司大いに腹をたて、阿野権守と加若次郎同心して謀反をたくらみ、天下に乱をなすの由なり、ざん言の文を書きて関白殿へ参らせければ、関白大いに驚き、彼の兩人を召捕りて禁獄せられるこそ悲しけれ。中にも加若次郎和利をば下野国室八嶋むろのやしまへ流され、彼の目代に仰せつけて五六の木をもつて身一つ入るばかりの牢をつくり、鉄の釘をば外より打たせ、釘の先を牢内に打ち通し、身を動かさば身に立てとぞかまいたる。

和利は送りの者に二首の歌を書きて阿野女房の方へぞ送りける。

なくなみだ　むねの炎に　たずさえて

室の八嶋に　もしおやくなり

我ならぬ 人のなげきや つもりける

室の八嶋に たたぬけむりは

と書いてつかわしければ、阿野の北の方はこの二首の歌御覽じて「都にとこそ思ひしに、さては遠き別れとなるこそ悲しけれ、伊勢大神宮も如何に捨て給うぞや、わらわもろとも命を召せ」とて、もだえ、こがれて泣き給うこそ哀れなり。御乳母侍従の局も同じ枕にうち伏して悲しみけり、さて継母の女房も広明の別れ、弟和利の別れと泣き悲しみ給うありさまたとえべきことばもなし。されども広明の罪科は軽くして本所へ帰られければ、継母の嘆き一つは止みにける。和利の北の方は、世をも逃れ、墨染に身をもなさばやと思せども、ただならぬ御身なれば、心にまかせざりけるこそ悲しけれ、かくてあるべきにもあらざれば、旅の道にと思ひ立ち、東の方を尋ねつゝ、室の八嶋へとこそ思ひける。継母の女房涙ながらに語り給うようは

「下野国とやらんは程近くと承る。上野国目代藤原成次と申す者、自分にも和利にも叔父にてあり、彼人の許へ消息をつかわすべし、その先の国にて室の八嶋の様体をお聞きあるべし」と仰せければ、父権守も喜び給ひける。

しかるに国司片時も早く阿野の館へ押し寄せ、和利の女房を奪いとるべしとの御内談聞えければ、継母の女房の謀に、海女人を五人召して「魚の中に如何なる魚が人を焼く香のするぞ」と御尋ねありければ、「鮓鮎と申す魚こそその香にて候」と申しければ「おのおのその魚を多くとり集めて参られよ」とて、小袖五重ね取り出し一つずつ下されければ、海女人大いに喜びびて五俵までぞ参らせける。これを茅萱ちぶかの中に巻き入れて四方に大幕ひきまわして葬送の儀式をなし、人々数多立ち集めて高声に念仏を申しける。さるほどに国司押し寄せて見給えば人焼く香して高く念仏の聞える

は、これは如何なる事ぞとお尋ね給えば、加若次郎殿北の方にわかには御死去候。御葬送の念仏也と申しければ、軍兵共これを聞き、あさましや、当時の御神事なり、しかるに大神宮はよの御神にも似給わず、重服血氣を忌み嫌う。この煙あたるべからずとて方々へひき退きける。国司も力及ばず、これほど縁なき事を思ひかけたるこそ旧なけれとて都へ帰られける、さてこそこの躰鮎を子の代とは申すなり。

さる程に和利の女房は阿野の津を忍び出で、東へとぞ下られける。御乳母待従局ばかりを御供にて男も連れ給わず、旅の道いつしか君が踏み習わぬ道なれば、道のはかも行かず、野暮れ山暮れ行く程に早や尾張国熱田の社に着き給う。さて鳥居の外なる小屋に宿を借り給う。亭の女房旅人をつくづく見奉り、あらいたわしや、美しのお姿や、ただならぬ御身にてましますに、早々内へ入らせ給え、とことの外にいたわり、と

め参らせり。夜もすでに明けぬれば宿を出でんとし給う。宿の女房申しけるは「お産もとみに見え候。お心安くここにて御産あるべし」と五日まで留申しける。

加若の女房は外ながら熱田大明神を伏し拝み、「そもそも当社大明神と申すは御本地十一面観音にておわします。我朝けんこくの時は幾太夫殿に宿を借り給う古を忘れ給わず、旅の末まで哀れみ給えや」と祈念申し給えば程なくお産の紐を解き給う。お供の女房、宿の女房走り寄り、とり上げて見給えば、玉の如くなる若君にておわします。宿の女房、鶺鴒湯をかけ参らせ、七日の御祝さまさま御営み申しける。旅の道のことなれば何にも打ちすてばやと思し召しけるが、何かて別れし人の形見と思ひ直して御乳母待従の局に抱かせて泣く泣く暇乞い、宿を出で給う。

東山道にうちかかり、関を越え給えば、藍摺文の直垂に褐地のはばきして編笠を手に持ちて、下人の男に

昼のしたくを持たせてありしか、二人の女房に行きつれてつかれたる所にて昼の休み、我も食し彼の女房にも進め申すことありて、この殿二人の女房にうち向いて「さて何処へ御下りましました候」と問い申しければ「加若の次郎という夫を尋ねて上野国へ下り候。」とのたまえば、この殿涙を流し「あないたわしの御有様や、夫の妻を恋いて旅立つ習ありといえども、女性の夫を尋ぬる習は少なし、自ら送り進せん」とて小さき人をば下人の男に負わせて下られ給いける。踏みみる度に危うきは木曾の架け橋の丸木橋と語り尽して急ぎ給う程に、信濃国にぞ着き給う。また何の供なく、年のころ二十四、五かと見え給う褐地の直垂に、同紋の袴にはばきして、下女を一人召し連れ出で来つづ、「これは何処への旅人ぞ」と問い給えば、加若の女房泣く泣く語り給う様は「我は夫の行末を尋ねて上野国へ下り候」とありければ、この殿も涙を流し「あないたま

しや、天竺の毘陀伽女は夫の跡をなげきて南天竺に渡り、震旦の兼防女は夫の屍を尋ね晋陽地に渡り、本朝の神功皇后は夫の仲哀天皇の敵を討たんがために新羅国しんらこくに渡り給う。この旅人は夫の跡を尋ねて泣く泣く下り給う東の旅こそいと悲しけれ、それがしも御供仕らん」とて、この殿のお供したる下女に幼なき人を抱かせ急ぎ給う程に早や上野国府中に着き給う。

さる間藤原成次は住所替りて北上野山代やましろの庄岩下という山里に移り給うと聞きければ、彼の山奥に尋ね入り給う。二人の殿原も入り給えば、目代佐兵衛督成次大いに喜び給いて二人の殿原とその下人たちまでも様々にもてなしかしづき、夜も明け方になりければ成次仰せられけるは「和利は我にも甥にて候えば、下野に行き尋ねて見申すべきなり。御客人たちをばよくよくもてなし給え」とて留守を女房に申しつけてぞ出でにける。二人の殿原も同心せられつ、かくて下野国室の

八嶋に着きて見給えば、加若次郎は斜めならず、いましめの詰牢より出ずべきようもなし。二人の殿原神通の法を現じ牢守をば深く眠らせつつ牢の戸を引き破り、加若殿をばかき抱き出られける。急ぎ宇都宮に着き給いしに、河原崎という所にて年のころ四十ばかりの殿原いづくともなく出て来て彼の二人の殿原に御雑事ありければ、彼これ四人の殿原上野国山代の庄に入り給う。

和利の北の方は、御出迎えに出でさせ給いて、あまやま逢山(現青山)という所の川の端にて互いにお目を見合せ給いてしばらくもものたまわず、手と手を取り合い、消え入り給いけるこそ哀れなり。その後時移り、人心地出で来れば、親子は一世、夫妻は二世の契という事まことなりとて、語りては泣き、泣きては語り給えば、見る人、聞く人、袂を絞らざるはなかりけり。それよりかの所を逢山(音山)というなり。かの川を涙川と名付けたり。

加若殿は二人の殿原たちに合掌し、「そもそも我等を助け、二度も相見ることのあるまじき夫妻の別れを引合せ給うは凡夫にては見えませず、願わくは我等に神通の法を授け給え、心憂き世間にありたくも候わず、かかる別れの憂きことを便りとして悪生の衆生を利益すべし。」と仰せられければ、「安き御事なり」とて一人の殿原は、我はこれ尾張国の守護神熱田の大男神、と名乗り給い、いま一人の殿原は「信濃国の鎮守、諏訪大明神とは我がことなり、神通の法を授け申さん」とて、大中臣菘心経の最愛之法を与え給えば、各、神通の身となり給う。北の方は上野国群馬郡白井の方の内、武部山に住み給う、昔の御名を児持御前と申しければ、武部山を引かえて児持山(今持山)とぞ申しける。御本地如意輪観音にておわします。大鳥山の北之岳に住んで半手木の鎮守と顕れ給い、御本地文殊菩薩なり。尾張国熱田にて生まれ給う若君は若下というところ

ろの鎮守となりて鳥頭愛頭の宮と申すなり。御本地聖観音にておわします。加若次郎殿には見付山の麓に頭れ給う。御名乗を和利ゆきとしと申しければ、和利と書きてわりの大明神と申す。御本地十一面観音なり。その後二人の神たちも、御帰り給うとき、加若殿仰せられけるは、そもそも下野国宇都宮河原崎にて御雑事なされしは何人にてましますやとありければ、それは宇都宮大明神にておわしますと仰せられけり。

加若殿は夫妻共に神明の身となり給い、伊勢国に移り給い、権守を神となし参らせて大神宮の荒垣の内におわします。その後鈴鹿郡に越えて加若太夫殿をも夫婦共に神となし進せて鈴鹿大明神とて第三の宮にてましますなり。尾張国熱田にて御産屋の夫妻共に神通の法を賜り、神と頭れ鳴海の浦にて鳥居の大明神とてたち給う。さて児持御前の継母も神と頭れ、阿野の大明神とよび給う。上野国の目代藤原成次も夫妻共に神通

の法を賜り同国尻高という所の山代やまだい大明神と申す。本地十一面観音なり。山代の庄なれど我妻に会うたるところとて我妻とはつけられたり。北の方は川田の朝日向篠保きよたけの山に明神と頭れ、本地聖観音なり。阿野の津より馬に乗進らせたる人も神と頭れ白頭馬はくとうまの大明神と申す。御本地十一面観音なり。その馬の頭を岩尾山に移しめ駒形の明神と申す。御本地馬頭観音なり。いま里という所に一所に立ち給えり。

されば法華経の方便品べんぽんには、仏種縁より起り、これ故一乗説と説き給う。故に仏菩薩の応跡、示現の神通は必ず縁より起ることなれば、諸仏菩薩の遊び給う時は必ず人の胎内をかり、衆生身となり、苦惱を受け、善悪をいまして後には神明の身となりて末世の衆生を利益し給う事なり。鯉鮎こじゆという魚も我が子に替りたりし魚なればとて本名を引かえて「子の代」とは申すなり。

註

(1)中之桑町大字中之桑町字反町劍持家所藏の「我妻七社明神縁起」も大同小異である。

(2)和利宮縁起奥書に

「文安二天乙丑正月 敬白

延宝九辛酉 二月 写之

明治五壬申菊月二十四日 写之」とある。

(3)五反田齊藤家所藏「吾妻七社大明神縁起」の奥書に正徳六丙申曆仲春吉祥日とあり。

(4)一〇神道集「上野国児持山之事」の項と内容は同じである。

### 三 三和上変相流布記

(A本)三和上変相流布記

抑吾妻ノ善導寺根元当東出来之儀ヲ伝聞ニ道覚上人  
 申人本武蔵辺ノ住人也。彼上人鵜木行観上人、観教上  
 人ノ御下ニテ御学文シ給ヒ畢テ善光寺參詣之望依レ有  
 之、道覚、識阿、行観此三人同心ニ上野吾妻庄ヲ御通  
 リアリケルニ、当ニ其時飽間殿夢ニ吾妻ノ河ニ帆掛船

三艘上リタリト見給ヒケリ。彼聖達三人御越ノ由聞玉  
 テ、悦テ御下向ノ時分可レ蒙レ仰由ヲ契リ玉フ。聽テ平  
 河戸ト申ス処ニ御下向アリ。溝口ト云所ニ道覚儲ニ草  
 庵、縫ニ阿弥陀ニ以テ為ニ本尊ニ無量寿寺ト号ス。其後御  
 弟子ノ識阿上人ト申セシハ同所ノ飽間ノ一家田部殿ト  
 申人無<sub>レ</sub>子、然間此地ニ寺建立シテ識阿ヲ屈請申シ養子  
 ニ成シ玉フ。行観上人ハ久福寺ト云寺ヲ建立シ玉フ。  
 道覚上人於ニ師且之間ニ思<sub>レ</sub>外ニ口舌出来テ、平河戸ヲ  
 出テ久福寺へ越、無程八月十五日ニ往生シ玉フ。道覚  
 上人御在世之時、又善光寺參詣御坐シテ參籠アリケル  
 ニ、於ニ内陣ニ法施申給時、無何方ニ法師一人出来シ、同  
 伴ヲ相具シ、内陣ニ於テ同ク法施ス。カ、ル所ニ道覚  
 上人浄土ノ曼陀羅写度望ヲ語り居給所ニ、彼法師自モ  
 絵師ニテ候。願生候ハ、可画由ヲ語ル。聽テ絵具ヲ求  
 ム可由ヲ語ル間、忽ニ代五千疋相遣ス。洛中へ登リ絵  
 具求テ吾妻ヲ尋テ来三年ニ書早ス。然間彼絵伝ヲ可遣

相定ル処ニ、不思議ナル事アリケリ。其夜ノ未明ニ何方トモ無ク失ス。即此曼陀羅ハ権化ノ所作ニアラスヤ。其後曼陀羅ノ聖教可求為ニ、道覚上人鎌倉ニ御下八幡宮ニ參籠有ケルニカラカサノ厨子ニ卷物一卷置之、道覚見玉フニ、当麻曼陀羅ノ聖教也。持主ハ寛法房ト申人ナリ。即彼人ニ三年隨逐シテ、此書相伝シ玉也。水晶ノ玉ノ軸也。表紙薄紫色ナリ。唐糸紅色ノ緒也。文字ハ一行ニ十七ツ、書シタリ。偕テ法門文義不審ニ宝諸天ニ祈誓シテ自ラ明ラシメ玉ヒ、其後吾妻へ歸リ彼御弟子達ニ向テ談之、諸国ニ流通シ玉ケル也。其以後曼陀羅ノ法門ハ世間ニ在之以前ハ、律音ト申ス人盜ミ玉イテ、關東へ持来スル間、西山上人ノ御一代ハ不ニ流布。サテ道覚上人溝口ヲ出玉フ時、縫本尊曼陀羅同聖教等皆傍弟識阿上人ニ付属シ玉ヘル也。識阿上人養父ノ田部殿ヲハ重阿弥陀仏ト申總領也。

(換有本曼陀羅論義抄次有三和尚伝変相流布記然ニ与今所

写者校対而文字改易不少故為併見書写而入紙可見

曼陀羅論義抄 亮範

(B本) 三和上変相流布記

上野国吾妻庄善導寺者、人王九十九代俊光殿帝ノ御宇、延久之頃識阿上人所開創也。先師道覚上人又曰三淨弁久在ニ鵜木行觀上人坐下一習学精練セリ焉。有二弟子二人一曰識阿、曰二円光、皆共武蔵国出產。一日共師弟有ニ信州善光寺參詣之志、飛ニ錫シテ路直到ニ上野国吾妻庄、領主飽間殿夢ニ吾妻河上帆カケ船三艘炳然トシテ来ニ後語ニ家臣君日貴僧三人今来ニ城下平河戸。于時領主聽察曰人拳沙門者称曰国賊、予行対顔。尚賀請シテ上三錫於此地ニ焉。是以於ニ平河戸溝処、道覚上人草ニ創一字、安ニ置ス彌陀、為ニ本尊シテ題名ニ無量壽寺也。又同処飽間氏之一家有ニ田部殿人。無レ子故使ニ上足識阿シテ乞為ニ猶子。於ニ此地建ニ立一字、令ニ識阿居ニ開山。今吾妻善導寺是也。又円光上人建ニ立久福寺一住持焉。



実三和上者一家棟梁法園義虎<sup>ナリ</sup>。又道覚上人与三飽間氏<sup>ニ</sup>雖<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>師檀契<sup>一</sup>、未<sup>レ</sup>幾年<sup>ニ</sup>間迭結<sup>ニ</sup>不快、遂<sup>ニ</sup>引<sup>ニ</sup>移平河戶溝口<sup>一</sup>、来<sup>ニ</sup>止久福寺<sup>一</sup>。歲月不幾之入寂<sup>或</sup>日<sup>（八月十五日年号不知）</sup>心永<sup>ニ</sup>亥年也。此未定欤。久<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>行観上人<sup>一</sup>坐<sup>下</sup>一<sup>ニ</sup>習学<sup>一</sup>。然則鶴木師入滅已後過<sup>ニ</sup>七十余年<sup>一</sup>時保寿及<sup>ニ</sup>百余歲<sup>一</sup>哉未審也。道覚上人在世<sup>レ</sup>日有<sup>ニ</sup>信州善光寺參籠<sup>一</sup>於<sup>ニ</sup>内陣<sup>一</sup>謹<sup>テ</sup>捧<sup>テ</sup>法施<sup>一</sup>傍有<sup>ニ</sup>法師一人<sup>一</sup>同伴相見<sup>ニ</sup>内陣<sup>一</sup>法施。于時道覚与彼僧<sup>ニ</sup>相語<sup>一</sup>日我欣求模写<sup>ニ</sup>浄土曼陀羅<sup>一</sup>彼法師聞<sup>テ</sup>云<sup>下</sup>幸哉<sup>一</sup>予本画同也。若有<sup>ニ</sup>後素之願<sup>一</sup>、画<sup>ニ</sup>函授与<sup>ト</sup>焉。道覚観喜<sup>ニ</sup>皈<sup>テ</sup>因<sup>テ</sup>委<sup>ニ</sup>聞門弟子<sup>一</sup>棄<sup>レ</sup>財求<sup>ニ</sup>絵具<sup>一</sup>不<sup>ニ</sup>幾日<sup>一</sup>而彼師尋<sup>テ</sup>来<sup>ル</sup>、經<sup>ニ</sup>三二年<sup>一</sup>、五彩金粧<sup>ニ</sup>三種<sup>一</sup>在<sup>ニ</sup>跋八功德池宝楼宮閣<sup>一</sup>、菩薩等莫<sup>ニ</sup>一<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>備。依<sup>ニ</sup>正具足<sup>一</sup>超<sup>テ</sup>勝<sup>テ</sup>独<sup>ク</sup>、跋<sup>テ</sup>土<sup>ト</sup>巍<sup>ク</sup>、成就<sup>ス</sup>焉。彼僧其夜未明<sup>レ</sup>不知<sup>ニ</sup>往方<sup>一</sup>失<sup>ス</sup>矣。实非<sup>ニ</sup>権化<sup>一</sup>所作<sup>ニ</sup>而後<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>求<sup>ニ</sup>学<sup>一</sup>、变相之鈔<sup>一</sup>、下<sup>ニ</sup>向鎌倉<sup>一</sup>為<sup>ニ</sup>八幡宮參詣<sup>一</sup>、路傍<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>傘、厨子<sup>ト</sup>処<sup>ニ</sup>捨<sup>テ</sup>獲<sup>テ</sup>一軸之書<sup>一</sup>、即披見<sup>ニ</sup>書<sup>一</sup>、当<sup>ニ</sup>麻曼陀羅鈔<sup>一</sup>。有<sup>ニ</sup>寔法所持<sup>一</sup>、故尋<sup>ニ</sup>往彼上人<sup>一</sup>許<sup>ニ</sup>、春秋三年<sup>一</sup>随<sup>テ</sup>遂<sup>テ</sup>相<sup>ニ</sup>伝<sup>ニ</sup>此鈔<sup>一</sup>。

奥義<sup>ヲ</sup>。又於法門義文<sup>一</sup>不審有<sup>、</sup>祈<sup>ニ</sup>誓<sup>ニ</sup>三寶<sup>一</sup>諸天<sup>ニ</sup>蒙<sup>テ</sup>靈<sup>一</sup>驗、通<sup>テ</sup>達<sup>テ</sup>還<sup>テ</sup>皈<sup>テ</sup>吾妻<sup>一</sup>、对<sup>ニ</sup>三面<sup>一</sup>諸門人<sup>一</sup>、開<sup>テ</sup>筵<sup>ニ</sup>講談<sup>一</sup>矣。曼陀羅法門<sup>一</sup>自<sup>レ</sup>是弘<sup>ニ</sup>三通<sup>一</sup>諸國<sup>一</sup>。実道覚上人宏福之余恩也。西山<sup>一</sup>上人在世<sup>ニ</sup>恐<sup>ニ</sup>怖<sup>一</sup>世人<sup>一</sup>誹<sup>テ</sup>謗<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>流布<sup>ニ</sup>于<sup>ニ</sup>世<sup>一</sup>。告<sup>ニ</sup>命<sup>一</sup>具足<sup>ニ</sup>淨<sup>一</sup>音<sup>一</sup>祕符<sup>一</sup>、収<sup>ニ</sup>三宇<sup>一</sup>治宝藏<sup>一</sup>。其後<sup>ニ</sup>經<sup>ニ</sup>幾年<sup>一</sup>律音<sup>一</sup>云人<sup>一</sup>、潜<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>彼藏<sup>一</sup>、探<sup>テ</sup>取<sup>テ</sup>鈔物<sup>一</sup>、臨<sup>ニ</sup>往<sup>ニ</sup>関東<sup>一</sup>、授<sup>ニ</sup>与<sup>ニ</sup>寔法<sup>一</sup>焉。道覚上人溝口退出之時<sup>一</sup>、續<sup>ニ</sup>本尊曼陀羅<sup>一</sup>、同<sup>ニ</sup>聖教等<sup>一</sup>附<sup>ニ</sup>屬<sup>一</sup>識阿<sup>ニ</sup>云<sup>一</sup>。又識阿養父田部殿<sup>一</sup>後<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>道<sup>一</sup>称<sup>ニ</sup>三重阿<sup>一</sup>也。

註

- (1) 三和上とは道覚、識阿、円光（或云行観）の三上人を言う。
- (2) 变相とは曼陀羅（曼陀羅受茶羅）いまは観経当麻曼陀羅のこと。
- (3) 「三和上变相流布記」は独立して存するものでなく「西山秘要藏」という闍空亮範（?1852）師の収集になる浄土宗西山派の事相部を中心にした四卷本（?）の一部である。この奥書には「檢有本曼陀羅論義抄ノ次有之和尚伝变相流布記」との割註あり。南北朝後期ぐらゐの成立年代と考えられる。（京都鹿ヶ谷安楽寺池田円曉師報55・6・23）
- (4) 所藏者は明らかでないが、西山短期大学所藏の写本によつた。（池田円曉師）

(5) 明治三十年六月廿四日 吉永末学 大空圭学写本を昭和某年京都 鹿ヶ谷安楽寺 池田円曉が写したものを、山口市法界寺 辻田稔 次を経て昭和四十九年一月十日 山口武夫が写したのもともとに 原稿化した。

一三 和利宮鐫口銘文(大塚 宗学寺記録)

上野国吾妻郡和利宮

文安第二天<sup>乙丑</sup>二月 日 願主<sup>(植栗)</sup>元吉

一四 吾嬬神社神像銘文(山田)

彩色成就

精誠所処

永正二年<sup>乙丑</sup>十月十八日

照順刀

一五 日向見薬師堂棟札(四万日向見)

(一) 天文六年棟札

道観

持国天 多聞天 上野国吾妻庄四万村日向見本願

(梵字)奉薬師<sup>(琉璃)</sup>玉玉光如来造立宮殿 伊伽守盛重

広目天 増上天 美濃国住人番匠

藤原宗次八郎四良 天文六年<sup>丁酉</sup>七月十六日

註 法量 高五二・八 巾一六・七(センチ)

(二) 慶長三年棟札

多聞天持国天

聖主天中天 大檀那真田伊豆守信行御

武運長久之為

伽陵頻迦声 本願伊勢国山田住鹿目喜

左衛門藤原朝臣家貞

(梵字) 卍王舎城(梵字) 奉造興日向山定光寺薬師堂

三間四面一字所敬白

增長天広目天

衷愍衆生者

奉書写榛名山学頭内供奉  
堅者遂業法印宗海

我等今敬礼

惟品辰慶長三稔著雅蘭芹  
陽覆吉日

梵字(サ)奉本願永順利念

永祿二年未四月一日

敬白

大工横尾縫殿助

番匠文蔵  
喜助

右志趣著天長地久御願  
円満殊者諸

鍛冶 源七郎

檀越等衆病念除身心安  
樂別伽

檀越山田与三兵衛綱定山造衆

甚右衛門 藍安全人法不  
孫左衛門 退庄谷豊饒各  
六郎 願成就広作御  
内蔵助 事如意滿之旨  
如此

註 法量 高一六三・五 巾三六・三(センチ)

法量

高	25.5cm
高	21.5
丈	5.5
巾	4.6
厚	9.5
張	12.5
張	19.5
高	5.4
厚	8.0
底部奥行	19.4
肘	張 15.3

註 像底部に墨書背面墨書は判読困難

二七 関東幕注文(山形県 上杉文書)

二六 日向見薬師堂内木彫十一面観音坐像銘文

(四万日向見)

道德禅門

念仏百万返

為造立供養処

関東幕注文 上州

白井衆

長尾孫四郎 九ともへにふひすそこ

外山民部少輔 ききやう

大森兵庫助 三かしわ

神保兵庫助 立ニ二引きやう

高山々城守 にほひかたくろ

小林出羽守 にほひかた黒

小嶋弥四郎 立ニ二ひきりやう

三原田孫七郎 三のしろ

上泉大炊助 かたはミ千鳥

惣社衆

安中 わうふの丸すそこ

小幡三河守 団の内六竹

多比良 二ひきりやうすそこ

大類弥六郎 うちハの内切竹に  
ほうわう

萩原 丸之内の上文字

高庭 二ひきりやうすそこ

被官 高庭 爪つづのもんすそこ

瀬下 三ひきりやう

小串 二引きやう

神谷 いほりの内の十方

多胡 二ひきりやう

諏方(越) かちのは

荒苻 藤の丸に根篠

刈部 うりのもん

反町 うちわの内ニきり竹に  
ほうわふ

栃淵 うりのもん

長尾能登守殿 九ともへになひ  
すそこ

箕輪衆

長野 ひ扇

新五郎 同文

南与太郎 同紋

小熊源六郎 同紋

長野左衛門 同紋

浜川左衛門尉 同文

羽田彦太郎 同紋

八木原与十郎 同紋

須賀谷筑後守 同紋

長塩左衛門四郎 丸之内の二引りやう

大戸中務少輔 六れんてん  
上ニ今ト文字

下田 ともへ

漆原 丸のうちの二引りやう

内山 すはまニ平賀ト云文字

高田小次郎 にほひ中黒

和田八郎 ひ扇

倉賀野左衛門五郎 団之内ニ松竹

依田新八郎 蝶之円

羽尾修理亮 六れんてん

厩橋衆

長野藤九郎 檜扇

同彦七良 (郎下同ジ) 同紋

大胡 期 かたはミに千鳥すそこ

引田伊勢守 かぶ竹の丸之内に  
つら梅五ツ

沼田衆

沼田 三かしらのひたりともへ

小川 同もん 親類同

岡谷右馬亮 同紋

尻高左馬助 親類 同

発智形部少輔 (刑問下ジ) 同紋

沼田藤三郎親類 同紋

家風 和田図書助 同

発智小四郎 同 親類 同

家風 恩田孫五郎 同紋

同与右衛尉 親類 同

久屋内近助 (咄) 家風ちかい鷹の羽

金子監持丞 家風ますかたの内のみ

松井大学助 家風岩に松の紋

阿佐美小三良 同心竹ニ団之文

以上

岩下衆

齋藤越前守 六葉柏

山田 同六葉かしハ

横瀬雅楽助 五のかゝりの丸之内の十方

新田殿御一家 西谷五郎殿 二ひきりやう

同 三原田弥三郎殿 おなしもん

泉中務（全下同じ）太輔殿 左右之九ツ巴ニ立二引りやう

金井 三反之左巴小文白の字

雅楽助親類 常陸守 四のかゝりの丸の内之十方

同 新右衛門尉 同もん

同 兵部少輔 同紋

同 新十郎 同

同 県新次郎 すそこに三ツわちかい

同 小柴左衛門次良すそこにまつかたニくもる夜の月

同心 同伊勢守 同もん

同心 同宮内少輔 同

同心 赤堀又次郎 いほりの内十方

同 山上藤九郎 五ノかゝりのいほりのうちの十方

同 同上平六 四のかゝりのいほり之内十方

同 朝原式部少輔 同もん

同 善彦太郎 鑑のかく

同 同中務少輔 同

同 同和泉守 同もん

同 武井助四郎 同

同 沼田一姓 同新開弥三良 三反之右巴

同 同 藪田一姓 新七良 すはまにうりの文

同 市場弥十良 すはま

同 田部井孫四郎もつかうにたて二ひきりやう

同 同陰崎守 同

家風 矢内弥十良 三段かゝりの丸之内之十方

同 小山一姓 同大沢彦四郎 二反之左巴

- 同 林佐渡守 丸之内ニ亀甲々々内ニ十方  
 同 同藏人 丸之内ニ四のかより  
 下野国 足利衆  
 同心衆 長尾但馬守 九ツともへにほひすそこ  
 小野寺 くわのもの  
 同 県左衛門 わちかひ  
 同 岡部弥三良 丸之内の十方  
 同 安中将監 あふふの丸  
 家風 平沢左衛門三良 扇  
 同心 安保次郎 月  
 同 小幡次郎 かふ竹団  
 同 小幡道佐 おなしもん  
 同 名草 わちかひ  
 同 小保 このしろ  
 同 毛呂安芸守 かりかね  
 同 本田左馬助 すわま  
 同 本庄左衛門三良 団之内ニ本之字  
 同 市場伊勢守 すはま  
 同 久下新八郎 三引きやう  
 同 浅羽弥太良 いほりの内之十方  
 同 三田七郎 左ともへにかしハ  
 同 県七郎 わちかひ  
 同 大屋右衛門 すわま  
 同 大屋上総介 すはま  
 小柴大炊助 ますかたの月  
 新居与六 たかのは  
 平沢宮内左衛門 扇  
 淵名大炊助 いほり之内十方  
 (中略)  
 桐生衆  
 桐生殿 かたくろ  
 安威式部少輔 梶のわ

藺田左馬助 すはま

佐野殿 かたくろ

津布久常陸守 すはま

山越大膳亮 きつこう

新居 鷹のは

松崎(大)太和守 根篠

阿久沢対馬守 丸之内三ツすはま

(以下略)

一六 武田信玄願文

(一) 諏訪上社願文(長野県 守矢文書)

願状曰

今歲永祿乙丑春二月七日、涓而為吉日良刻、任天道之運數、引率甲兵於上州利根河西之日、先詣諏方上宮明

神、其意趣、殆箕輪之城不經十日而擊碎散亡者必矣、

粵太刀一腰有銘、孔方十緡并神馬卷疋所令進納也神感

猶有余、惣社、白井、嶽山等四邑輒屬予掌握奏凱歌歸

樂安泰、則於神前請清心禱衆誦誦五部大乘經以可奉報

神德焉、急々如律令、

維時永祿八年乙丑二月吉辰

信玄敬白(花押)

(二) 新海明神願文(長野県 山宮文書)

願書

今茲永祿八乙丑春皇二月七日、涓為吉日良刻任天道運數而、引卒吾軍於上州箕輪之日、先獻願狀於、新海大明神祠前、其意趣、殆箕輪之城不過十日擊碎散亡者必矣、夫当社者普賢薩埵之重跡也。乘人之願救救苦救難、加之細軟衣為鎧、瓔珞冠為甲、如意鉄為干才、大白象為駿馬、百憶化身瀾滿吾方者、可無迂誕、粵太刀一



腰有銘孔方五緡所令進納也、神感猶有余、惣社、白井、  
嶽山、尻高等之五邑、輒婦予掌握者、請苾藹衆、於于神前  
誦誦三百部法華經王、以可報謝、神德焉、急々如律令、

于時永祿八年乙丑二月吉辰

信玄 敬白 (花押)

一 折田八幡宮棟札 (折田 折田正壽藏)

(一) 永祿八年棟札

(裏)

永祿八歲

梵字 奉再建八幡宮鎮座処

乙丑三月吉日

(裏)

武田信玄家臣折田地頭

願主 穂積親王王鈴々木石田末孫折田將監源壽賢

(二) 天正十八年棟札

(裏)

天正十八年

奉造立八幡宮一字処 願主 折田下総守  
折田治郎兵衛

庚寅八月吉日

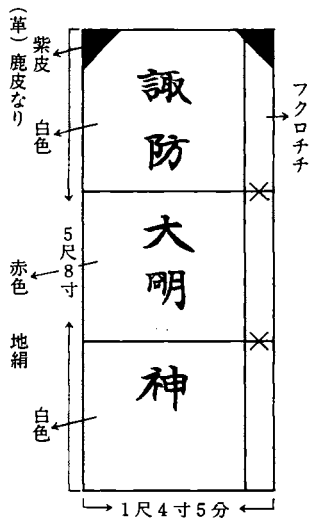
(裏)

為武運長久領内安全也

三

参考・武田軍旗と折田家記録

(折田茂藏)



一軍旗「諏訪大明神」の御旗は神社(折田神社)の宝物たること勿

論にして往昔永祿・天正の頃折田軍兵衛折田將監同

時に武田信玄に仕え戦功に依り信玄の尊信せし「諏

訪大明神(ミヤ)の軍旗を、折田軍兵衛に下賜せられたり、

当時折田軍兵衛は折田將監の掣たるの関係により、

両氏にて戦捷報謝として諏訪宮を建立し、該軍旗を

も併せ祈り折田將監宮守となり、軍旗は軍兵衛保管

し来り、其後將監の感状と雖も軍兵衛預りとなし、

而して該軍旗を諏訪社内奉置せば火災に際し焼失せ

しは勿論なれども幸ひ軍兵衛の末孫代々保管せるを

以て今尚現存せり、

一諏訪社の創設に關しては旧記録なし、折田次郎兵衛の宮守たること貞享三年の検地帳にあり、

註 昭和三十三年九月二十日、文学博士山上八郎氏の鑑定をうけたところ、「この軍旗は誠に珍らしいものである。しかし時代は慶長時代のものではなからうか」と(山口武夫)

### 三 加沢記所収文書(群馬県史料集 第三卷)

(一)

(信玄判)

父治部於<sub>二</sub>獄山<sub>一</sub>戰死寔忠信之至感入候、然者知行等

之事無<sub>二</sub>異議<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>相統<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件、

永祿九丙寅年三月晦日 信玄在判

西窪藏千世殿

(二)

(信玄判)

父李之助於<sub>二</sub>獄山<sub>一</sub>ノ木戸口<sub>一</sub>討死忠節之程感入候、

然者知行事無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>相統<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件、

永祿九丙寅三月晦日

唐沢お猿殿

(三)

去年十一月於ニ嶽山一ノ木戸口ニ強敵早川源藏討捕  
其身も數ヶ所手負晴之勝負、則真田処より令ニ注進ニ  
候、無ニ比類ニ次第に候、依之羽尾領之内林村におい  
て貳拾貫文之処令ニ加増ニ候、猶仍ニ戦功ニ可レ加ニ重恩ニ  
者也、仍如件、

永禄九年丙寅三月晦日

信玄在判

湯本善太夫殿

註 右の三通の文書は、『加沢記』に収められている文書であり、  
嶽山合戦の直後、武田信玄より与えられた感状である。

(四)

於其元別而致奉公候条、貳貫文手古丸、四貫文字津野、  
七貫文寺原小山分、五貫文青屋、合拾七貫文所出置候。  
向後抽戦功於奉公重て一所可相渡者也

天正十年午十月十九日

昌幸(朱印)

唐沢玄蕃殿

(五)

一、貳貫文 助左衛門 一、壹貫貳百文 百廿一家  
一、六百元 一類 一、壹貫文 こ屋分  
一、貳貫文 新左衛門

天正拾壹年卯四月五日

佐渡守重安(判)

唐沢玄蕃丞殿

註 右の二通は、武田氏の滅亡後に、真田氏より出されたものであ  
る。

三 折田文書 (折田 折田茂藏)

(一)

今度 忠信無比類次第候、因茲、本領塚越分六貫文、新  
恩宮之前在家五貫八百文、同塚越之内壹貫五百文、都  
合拾參貫三百文出置候、弥奉公可為神妙者也、仍如件、

永禄七年甲子二月十四日

折田将監殿

(二)

別而奉公候条、尻高領横尾之内おるて拾七貫所出置候、猶依戦功一所可相渡者也、仍如件、

追而、小野子之内ニ而、式拾貫文可出候、以上

天正十年壬午十月十九日

昌幸印

折田軍兵衛殿

今度我妻知行相違就之於于伊奈郡箕輪之内下寺郷拾貫

文之所先出置候、当郡中改之上ニ処可出置者也、

天正十七年十一月三日

信幸朱印

折田軍兵衛殿

三 富沢大学文書

(三)

吾妻為知行之替、令永樂六貫六百仁拾四文出置者也、

富沢大学御新恩分

木村 帶刀

卷籠の朱印在

松沢 五左衛門

五貫文

奉之

參貫文

戊三月廿三日

七貫文

折田軍兵衛殿

五百文

五百文

參百文

林拘分

川戸村之内

□大藏拘分

同 所

長岡左衛門助<sub>三</sub>拘

上 須郷

同 中 須郷

同 館 之内

田中右近助拘

原

(四)

老貫四百五拾文

上總分  
中条之内

参貫四百文

同  
所

五百文

同  
古屋敷

老貫六百文

同  
□あく

貳百文

同  
上宿

五百文

同  
川(稲か)田

五百文

長岡分

都合貳拾貫文

永祿七年甲子二月十六日

此本書新左衛門殿方に預置

註 吾妻町原町故新井信示氏筆写文書、原本は下次渡某家ならんとあるも不明

二画 熊谷文書(姫路市五軒家 熊谷次郎藏)

(一) 真田昌幸宛行状

直談如申、早々吾妻着城、堅固仕置任入候、仍竜善坊指置之地除之、西中条之地、先々為堪忍分進置之候、

恐々謹言、

(天正十年) 壬午六月廿一日

(真田) 昌幸 朱印

湯本三郎右衛門尉殿

(二) 真田昌幸安堵状

年来拘来候知行屋敷以下、如前々可出置候間、万端三郎右衛門尉請指図可走廻候、猶重恩之事者、羽尾改之上、何ニも相当ニ可出置候条、伊勢山へ令参上、可致訴訟者也、仍如件、

天正十年 壬午十月十三日

(真田) 昌幸 (花押)

喜右衛門尉

又六

四郎左衛門尉

与三右衛門尉

大藏

(原) 与左衛門尉

弥七郎

与二郎

勘解由

新五郎

縫殿助

七郎左衛門尉

助右衛門尉

以上

三 真田史料集所収文書

(一)

去六日書狀披見得<sub>レ</sub>其意候、弥山田<sup>①</sup>に<sub>レ</sub>行方<sub>ニ</sub>之様子并氏政備之躰、被<sub>レ</sub>聞届、節々注進尤候、就中小那淵之城、本主新井兼執候<sub>レ</sub>、自氏政承候も同説候、猶関東中異儀者早速注進肝要候、隨而、家康駿州山西へ出張之由候之条、彼表江可出馬旨、頭先書候儀去四日敵、無功退散候間先令延引候、其心得肝要候、恐々謹言、

(天正四年) 九月十日

勝頼(花押)

真田喜兵衛殿

註①吾妻郡中之条町山田

②勢多郡粕川村女御

③もとの城主

④真田昌幸のこと

(二) 武田勝頼書狀

条目

一、帰城之上、吾妻用心普請、無<sub>レ</sub>疎略<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付候事付、中山之事、

一、猿京用心普請仕置以下、入<sub>ニ</sub>于念<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付候事、

付、庭谷自身斗休息事、

一、沼田城普請仕置以下、敵重<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付、人吏之儀、当年者赦免候之間、自<sub>ニ</sub>領主<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相雇一事

付、九人衆事、

一、沼田知行割之模様、能々被<sub>レ</sub>聞届<sub>ニ</sub>各不<sub>レ</sub>怖様可<sub>ニ</sub>策

謀<sub>ニ</sub>事、

一、二ヶ条之密計、無<sub>ニ</sub>由断<sub>ニ</sub>調略專<sub>ニ</sub>之事、

一、佐竹奥州一統之由、其聞候、然者、分国往還無<sub>ニ</sub>異

儀<sub>ニ</sub>様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相談<sub>ニ</sub>事、

付、会津表同前事、

一、当番衆之普請糺明事、

一、来調儀之支度、不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>由断<sub>ニ</sub>事、

付、沼田衆同前事、

一、後閑橋事、

一、庄内諸法度以下、自前々如定法可被申付之

事、

一、藤田、可遊齊、渡辺任地事、

一、一宮御社領事、

付、天郷上

以上

(天正九年)  
六月七日

真田安房守殿

(三)

一、对地衆不致狼藉候様ニ被申付可被加懇

切事、

一、從三之曲輪内へ地衆出入一切可被停止事、

一、受取之曲輪、各相談有之、御番普請以下無油断

可被勤仕候。就中竊<sup>ひそか</sup>大切ニ候間、夜番肝要可被入念事、

一、喧嘩口論一切禁止之事、付、最負偏頗<sup>ひきへんぱ</sup>を以不可

徒党候事、

一、敵地計策、不可被致油断候、於被遣<sup>つか</sup>或使

者、或書状<sup>せしめ</sup>者、海野長門守令談合可被指越事

一、在城衆、縱雖<sup>たとえ</sup>有如何様之遺恨、行方<sup>てくてかた</sup>之儀無表

裡<sup>(裏)</sup>可被相談事、

一、在城衆当番之刻者、不及是非、縱雖<sup>たとえ</sup>為非番

城外不可他宿候事、

右之条々、於違背之人へ、可有御過忘之旨、被

仰出者也、仍如件、

昌幸(花押)

天正八年

庚辰五月廿三日

海野長門守殿

同 能登守殿

金子美濃守殿

渡辺 左近殿

(此先切れて見えず横谷勘十郎方に之あり)

三 参考 加沢記(一)

岩 櫃 城 真田信幸、矢沢頼綱

横尾八幡城 金子美濃守、富沢豊前守

加辺屋の要害 割田新兵衛、渡辺左近、有川庄左衛門

柏原要害 植栗安芸守、春原勘右衛門、中沢越後

荒牧宮内右衛門、桑原平右衛門、茂木

二郎左衛門尉、伊与久采女、二宮勘解

由

大 戸 口 浦野七左衛門尉、白倉茂兵衛、二場太

郎左衛門、高橋一府斎、赤沢常陸介、

川合善十郎

榛名沼峠口 塩谷将監、唐沢玄蕃、富沢又三郎、宮

下新左衛門、田中四郎左衛門

小田沢要害 伊能孫五郎

須賀波口 湯本、西窪、横谷、鎌原にて加辺屋の

要害にて交替にて勤務

長野原城 湯本

大道越、枋窪 沢浦隼人、山口孫左衛門、一場茂右衛

門

蟻 川 口 原沢弥三郎、佐藤三郎兵衛、桑原大藏

富沢主計

小 城 小草野新三郎、蟻川入道、高山深井、

町田、中沢

嶽 山 池田甚次郎、出浦上総介、割田下総、

山田与惣兵衛

成田要害 割田掃部、鹿野志摩守、鹿野和泉守、



内丸、福田

註 北条氏の吾妻郡進攻に対する真田氏の配備状況（天正十年八月下旬）を山口武夫が整理した。

（文禄元年）  
辰十一月廿五日

市場源七郎殿

（真田）  
信之  
（朱印）

三七 一場文書（伊勢町 一場健蔵）

(一)

別而奉公候之条、老貫四百文中条之内一日奉公明屋敷、老貫文下男知行、七百文かわた知行、合参貫百文之処出置候、猶依奉公可加重恩者也、仍如件、

天正十一年癸未三月廿六日

昌幸  
（真田昌幸  
朱角印）

（二場）  
源七郎殿

(二)

年来少地にて奉公候間、本領合拾五貫文出置候、猶依奉公身上可引立者也、仍如件、

(三)

吾妻問屋之事

不可有相違候之条、如前々可申付之由御意候者也、仍如件

天正十二年甲申極月十六日

（真田昌幸朱印）

龍善坊 奉之

市場右京進殿

(四)

定

一、平川戸宿之伝馬之儀、朱印次第可運送事、

一、向後非分申ものあらば沼田へ可召連候、理不尽之

所可糺明事、

一、荷留之事ナレ手形可用事、

右条々セ嚴重可走廻セもの也、

(文祿四年)  
未二月十日

(真田信之朱印)

平川戸乙名敷者

一場右京進

(五)

定

一、往行族、伝馬撰ニ申付狼藉仕由申上候、不及是非

候、以来者非分ノ輩あらば召連、此方可参候、向

後者御朱印次第可致奉公之事、

一、荷物輕重、御物之儀相除其外錢目廿貫目考駄相定、

乘懸荷同四貫目定事、

一、無御朱印之上ハ、長野原、下ハ沼田之外伝馬通儀、

一切可令停止之事、

一、伝馬次事、上下彼町ニ相定事、

一、商人荷ナレ于彼町上下可統事、

付、売買町外可令停止之事、

(慶長十九年)  
未十二月十六日

(真田信之朱印)

出浦上総守奉之

平川戸町中

(六)

札

一、原之新町来牢人、五年季伝馬役之外諸役免許事、

一、吾妻之者之欠落、今度は新町罷帰伝馬仕候は、此

己前の負物御藏物をはじめ何れの人ニ借錢成共免

許事、

一、盜賊仕候輩、法度申付候事、

付、喧嘩人法度の事、

右之旨可申付之由致仰出者也、仍如件、

(慶長十九年)  
寅十二月十一日

(真田信吉朱印)

出浦対馬守  
奉之



てつほう	唐沢 二兵衛	同	すけ五郎
同	山口 織部	同	専 助
同	富沢 与四郎	鉄砲	けんもち喜左衛門
同	柳田 総左衛門	砲	森田 半右衛門
やり	蟻川 源四郎	やり	九郎右衛門
二番	以上	てつほう	大間 与右衛門
てつほう	おり田 雅楽助	同	青木 孫右衛門
同	富沢 善内	同	長井 彦右衛門
やり	甚左衛門	同	かん田左衛門太
同	番才 新左衛門	同	横沢 源助
鉄炮	安原 市左衛門	同	丸山 新左衛門
やり	おみ さし代	鉄砲	関口 助三
同	荒井 彦右衛門	同	伊与久 左京
同	戸塚 源右衛門	同	角屋 弥兵衛
てつほう	七郎左衛門	同	小林九郎右衛門
同		同	河原田 新六

勅使河原清十郎

同 十さへもん

同 青木太郎さへもん

同 やり 新四郎

同 藤へもん

同 大塚孫左衛門

同 渡 又左衛門

以上

右之衆、番請取渡儘ニ致し、其上番普請儀兵伏以下、

無油断可相勤者也、仍如件、

天正十六年

能登守

子ノ卯月廿六日

奉之

富沢豊前守殿

狩野志摩守殿

同右馬之助殿

折田軍兵衛殿

註 町内の折田茂・関征児・田村武一朗氏所蔵の写本がある。

元 参考 加沢記(二)

(一)北条氏沼田進駐後に於ける北条、真田両氏の

配備状況(天正十七年八月ごろ)

・北条氏

利根郡

倉内城(沼田城) 猪俣能登守邦憲

小川城 富永又七郎助重

・真田氏

○利根郡

多胡桃城 鈴木主水

羽場城 望月主計、塩原清左衛門

箱崎城 原沢大藏、同式部

猿ヶ京城 矢沢持分、庄村金右衛門、塩原清左衛

門、笛木弥左衛門

岩櫃城付 池田佐渡守

・信州

○吾妻郡

岩櫃城 守護代矢沢頼綱

岩下城 禰津助右衛門尉

八幡要害 富沢豊前守、金子美濃守

(一)吾妻合戦に於ける北条・真田軍の配備 (天正十七年十二月)

加辺屋要害 渡辺左近、尻高源次郎

・北条軍

市城 富沢大学、同伊与守、峰須賀伊賀守、

小野子 柏原口、長尾左衛門尉

湯本左京

大戸口 多目周防守、内藤丹波守、小幡上総介

柏原要害 湯本九右衛門、加藤大膳

祢津□軒入道の約五千騎

植栗城 植栗河田守

大道口 留永助重等三百余騎

小田沢要害 田中越後、同四郎左衛門、唐沢玄蕃允

中山口 猪俣家の子、高力左近、竹内権八、山

茂手木次郎左衛門

室佐右衛門尉等五百騎

大戸口 小浦野七左衛門尉、横谷左近、一場太

・真田軍

郎左衛門、割田下総、塩谷掃部

岩櫃城 矢沢頼綱、祢津利直、鎌原重幸、池田

丸谷 鎌原、湯本三郎右衛門、西窪治部、同

重安、植栗元信、浦野幸景、その他信

州よりの援軍

市城 口 祢津入道、鎌原、日置五右衛門尉七百

余騎

大戸 口 真田昌君、池田、浦野六百騎

中山 口 祢津助右衛門尉、主膳兄弟植栗三百騎

大道 口 川原左京、湯本二百騎

三 参考 宗学寺記録（大塚）

真田昌幸よりの感状二通

- 一、松井田陣に太閤様より秀次公御出被成、松井田に  
大導寺駿河守、由良信濃守籠城也、是は小田原よ  
り押へなり、真田昌幸公より佐藤軍兵衛え御知行  
被下候、

今度其方抽<sub>二</sub>相働<sub>一</sub>敵一騎生捕来之条、無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>  
候、依<sub>レ</sub>之折田之内式拾貫文之所出置候、向後弥

奉公可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>專一<sub>一</sub>候、以上、

天正十八年五月廿八日

昌幸御判

佐藤軍兵衛との

註 吾妻記に「如斯御かん状に備前勝光の御刀を相添被下ける」とある。

一、同年富沢和泉敵討取、其時感状被下候、

今度、於<sub>二</sub>松井田合戦<sub>一</sub>敵之一将を討落候事、無比  
類働神妙候、依之我妻之内五反田村において三拾  
式貫文所出置候、向後弥可為忠節者也、仍如件、

天正十八年寅五月廿九日

昌幸（朱印）

富沢和泉殿

註 吾妻記に曰「其日主水を和泉守に被成御かんじょうに相添られ  
月山の刀に金子沓兩被下候」

三 伊能文書（伊能建三郎藏）

(一)

今度知行御改候処、本五貫三百九十文之所、十六貫八百七十五文雖令檢使候、年来奉公之間、如前々出置候、

弥向後可抽戰功者也、仍如件、

天正十八庚十二月二十日

(真田信幸朱印)

北能登守

伊与久左京亮殿

(二)

別而致奉公之条、中条の地下小地に付て、伊与久九郎

左衛門知行に引替出置者也、仍如件、

九月六日

昌充花押

伊与久新左衛門殿

三 田村文書（五反田田村武一朗藏）

(一)

今度知行御改候処、本五貫仁百五十文之所、九貫八百九拾文ニ雖令檢使候、年来奉公之間、如前々出置候、

弥向後可抽戰功者也、仍如件、

天正十八庚十二月廿日

(真田信幸朱印)

北能登守

奉之

田村雅楽尉殿

(二)

今度唐入御供付而、為重恩於于吾妻之内四貫百文之所

出置候、猶依奉公可加新恩者也、仍如件、

(文禄元年)  
辰正月廿八日

(真田信幸朱印)

出 浦 上総介

木村渡右衛門尉

奉之

田村雅楽助殿



(三)

合四貫百文高内分

右之分、唐入就御供、御重恩ニ被下者也、以上、

(文禄元年)

北北能守能

黒印

八月十八日

糴 賀

黒印

田村雅楽丞殿

(四)

京都御ふしんニ付而同行被仰付候、高九貫文、此永楽

百十三文、七月十日之内可相納者也、

(天正十二年) 申七月一日

木 五 兵

桑 □

出(出浦上総介) 上

田村雅楽丞殿

(五)

巳ノ山手役式貫文請取申候、為後日仍如件、

五たんた分

大勘右衛門

巳の 十月廿八日

市 伝 助

うたの助殿

(六)

卯ノ納五表糴うけとり仍如件、

卯十一月廿四日

忠 三 郎

うたの丞殿

(七)

五たん田山手役銭卷貫文請取候、仍如件、

卯十月三日

大勘門

市伝助

うたの丞殿

与 兵 衛 殿

(八)

鉄炮役にて [ ] 為其手形出候、仍如件、

巳十二月廿一日

出 封

山彦兵

たけたの内

うたの助

註(中之条町大字大塚、宗学寺文書による)

(1) 天正十三年乙酉其時分京都は羽柴筑前守秀吉郷天下のごとくに御座候。然に真田昌幸公、甲州勝頼公御発落以後、太閤秀吉公へ出仕也。其二付、京都御普請(註天正十四年二月聚楽第成る)に付御登り被為其時御供之衆数多御座候。然に田村千助を雅楽之丞に被成御供之役分に永楽被下置候文言。

(2) 天正十八年庚寅真田伊豆守信幸公知行御改ニ付、我妻諸士へ知行被下候。是は昌幸前方信州伊奈郡御知行被成候。是は北条へ沼田領引替ニ付相渡被成候。天正十八年小田原落城に付、太閤様より沼田我妻御領知と成皆々へ証文被下候。其時田村雅楽之丞に書替被下候御文言。

(3) 文禄元年壬辰高麗陣に御立の時、昌幸公、信幸公より御供の衆へ御重恩に御知行増被下置候。是は太閤秀吉公天正十八年よりの評定にて、同十九年に朝鮮国への船割、軍役、人割正月廿日より同三月十五日迄国々の人足……奥、野州筋は高巻方石に式百

人宛可出ス由に被仰付候。然に安房守昌幸公、同源三郎信幸公、筑紫名胡屋へ御供也。同一家中衆重恩被下、又田村雅楽丞に被下置候文言。

三 宗学寺文書(大塚)

(一)

別而奉公候間、於我妻廿八貫之所出置候、猶依奉公可令加増者也、

文禄二年巳之拾月二日

信幸御朱印

田中忠右衛門殿

(二)

為吾妻知行之替、永楽七貫文出置者也、

戊二月十三日

(元和八年)

(真田信幸朱印)

木村 帶 刀

松沢 五左衛門

田中忠右衛門殿

奉之

矢野半右衛門<sup>㊟</sup>

田中忠右衛門殿

(二)

御鉄炮玉薬之覚

一、千五百七十七

大玉なまり

一、八百八拾卷

なまり玉

一、貳万四千五

てつ玉大小玉

合 貳万六千四百六拾三

一、六拾五貫三十目

くすり但四万四千五百三

□なし

一、火つゝ 四丁

一、いかた大小 七つ

一、いさり 五つ

以上

右之通請取申事実正也、

慶長廿年卯乙九月廿七日

堀 田 久兵衛<sup>㊟</sup>

(四)

知行事

合百石

元和八年<sup>壬戌</sup>十二月四日

御判

桑名甚左衛門殿

(五)

一、諸百姓早々立帰当麦□分仕付可申事、

一、当郷之男女何方へ被取候共可召返、若兎角申者有

之者可申上候、

□右・岩櫃・嶽山領中悉小田原御領所ニ参上、総

百姓無相違立帰田畠可致開発旨、被仰出如件、

永祿二年<sup>丙午</sup>己未十月廿三日

(虎之御朱印)

如意庵

三 林昌寺文書（伊勢町）

狩野右衛門助殿

其方任望ニ我妻之内林昌寺屋敷分壹貫三百文之所進置者也、仍如件

文祿三年午霜月二十一日

矢薩（朱印）

林昌寺

(二)

佐内跡於我妻百石、沼田原地（大字鎌川）におゐて仁貫文之所出置候、其方依奉公可令加増者也、

（元和三年）  
巳之拾月二日

信吉朱印

蟻川正藏どの

三 真田御事蹟稿所収文書

三 二宮文書（中之条町二宮映夫藏）

(一)

中条御宿屋敷并伝馬申付、別而奉公候由、出浦申上候間、屋敷免三貫文之所出置候、名所之儀者、浦野七左衛門可相渡者也、仍如件、

（慶長七年）  
寅極月十日 信幸  
御朱印

出浦对馬守

奉之

札

中条

一、町人言上之趣者、近年以来朝勺（ちゆうじやく）之者を始小者共、又被官迄むさと伝馬乘、山路大荷付、早馬乘候を馬方迷惑之由申候へハ剩（あまつさえ）馬方打擲（ちようぢやく）、狼藉仕候故町人欠落の由申上候、

向後非分仕候者共村に有之ハ、曲事ニ可被仰付之事、

一、村に向後は御物並御使者上下ニ、朱印を以往行可

仕候、為無朱印伝馬不可出之候、

但上方より御物下並他国より御使者上下の時者、

奉行人勝手次第可出し付、山路候条忝疋ニ付而、

卅式貫目、乘懸荷ハ拾式貫目ニ相定事、

自今以後万村に狼藉之輩者同道仕、奉行人之所に可参

候、知行持に伝馬忝疋も不可借事、

右条々堅被仰出之者也、依如件、

甲寅正月十一日 朱印

出 浦 对馬守

大熊勘右衛門尉

奉之

三 渡文書(吾妻町矢倉 渡軍平蔵)

定

一、我妻・三原・鎌原・尻高ニおいて火急之用所之時

に者御料所知行方足輕給通り人別ニ申付、親、内

男ハ用捨之事、

一、御料所百姓・地下人前後共主人為取間敷事、

一、安堵なき牢人一切不可置候事、

右之条々触可申付、郷村可相改候、郷戸より之御掟に

して、若令違犯候ハバ曲事可申付候者也、仍如件、

寅ノ十月十四日

出 浦 对馬守

渡り右馬助殿

御朱印

六 伊能文書（吾妻町岩井 伊能光逸藏）

其方知行少給候附、今度之役金詫言候、令免許、於  
に向後茂小給之内者河内殿内の年寄共御朱印被候  
間、右行にかかり錢定而可有免許候者也、依如件、

（元和三年）  
丁巳六月十二日

- 富沢 和泉 守殿
- 狩野 右馬助殿
- 関 右馬 助殿
- 河合 半 次殿
- 福田 久太夫殿
- 一場 茂右衛門殿
- 一場 清左衛門殿
- 一場 太郎左衛門殿
- 伊与久 采 女殿
- 八須賀 十兵衛殿

七 参考 赤岩湯本家記録

（六合村赤岩 湯本貞二藏）

上州吾妻郡

七騎衆

- 折田村住居
- 中野条町住居
- 五反<sub>反</sub>田村住居
- 下沢渡須加田住居
- 松尾村住居
- 中野条町住居
- 伊勢町小城住居
- 原町川南
- 植栗村住居
- 川戸村住居
- 三嶋村住居
- 佐藤 軍兵衛
- 狩野 新左衛門
- 富沢 主水
- 唐沢 玄蕃
- 割田 下総
- 有川 武兵衛
- 二宮 勘解由
- 植栗 安芸
- 藤田 能登
- 浦野 志摩

そは今林村大乗院なるべし

其外四拾八人同心衆

甲陽信玄公之勤仕

同州三原之住人四騎

西窪治部右衛門方控へ写し

天正之比吾妻郡四騎之衆

湯本、横谷、鎌原、西窪也

四〇 吾嬭神社棟札(山田)

(表)

聖主天人中 迦陵頻伽声

(梵字) 奉建立上州群馬郡吾妻庄北条郷山田村鎮守建

哀愍衆生者

我等令敬札

立攸

右精誠意趣者、天地長久国土安穩師繁昌、爰真田伊

豆守領分於山田村鎮守宮、近年退転之處、大夫大和

守丹精以旨大願成就、殊諸檀那精力如此候、依此功

徳信心之大小之檀那壽命長遠子孫繁栄富貴円満人法

不退郷中安全并神主不純繁昌、仍況世安穩末世者登

九品之生無疑、者趣如斯、

于時慶長十七歲壬子極月吉祥日

大夫大和守 敬白

信 行政

惡筆千万候共 意円房

(裏)

鍛冶富沢与兵衛 山田ノ住人大阿闍梨順海

番匠平河度之住人治郎右衛門 七難即滅七福則生

同山田之住人 源七郎

四一 参考 聖教・經典等奥書

十二通口訳 永享十二年九月二日於上州吾妻書之、

西谷愚要鈔奥書 文安四<sub>〇</sub>正月、於上野吾妻莊西条郷

内岩下村談義所二尊寺傍草庵書写之云云、

曼陀羅註記 大永五年於吾妻善導寺聽問之後舜空上人

本之書写比丘空秀

選択集私記凡例 永祿貳年八月拾八日於吾妻善導寺写

之早、正忠春秋廿貳在洛十念寺云云、

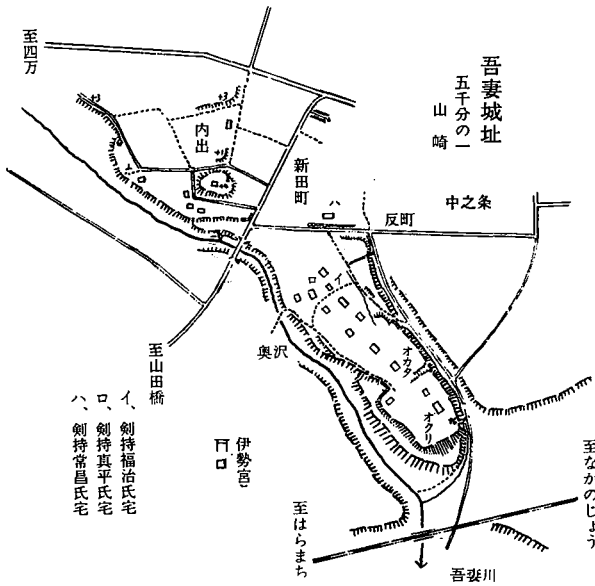
大夫僧都之 正和元年五月廿九日 上野国吾妻岩下殿

ニテ御談議云云、

註 昭和五十年二月十七日鍋や旅館にて京都市左京区鹿谷安楽寺

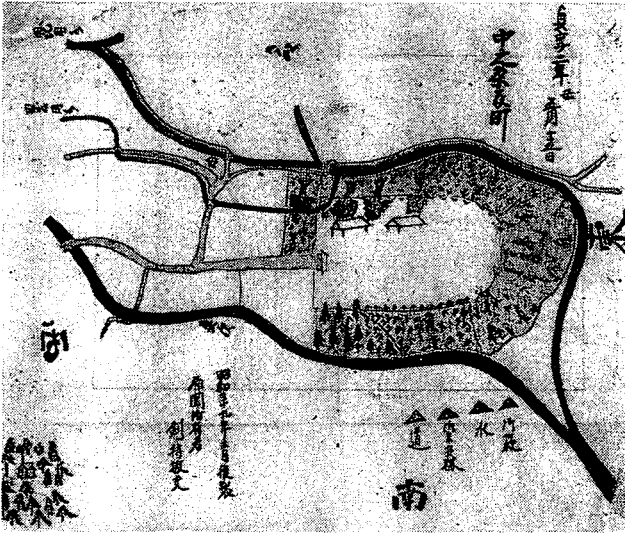
住職池田円曉師より山口武夫写

四 参考 戦国期の中之条の城



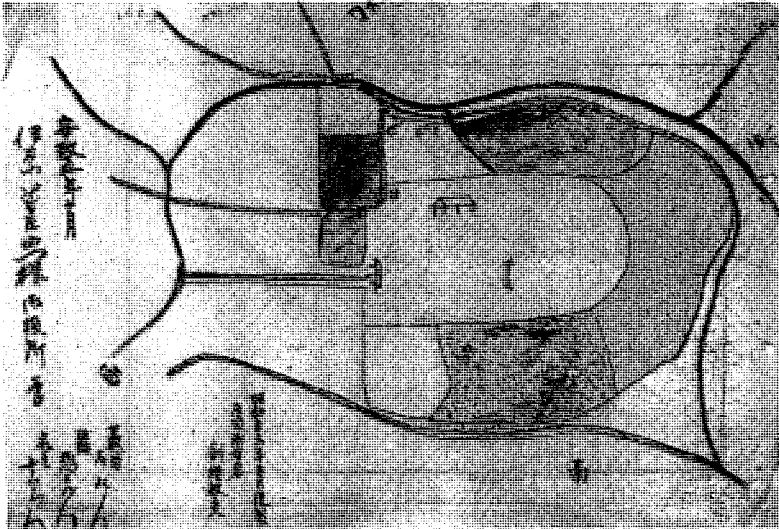


吾妻城古図

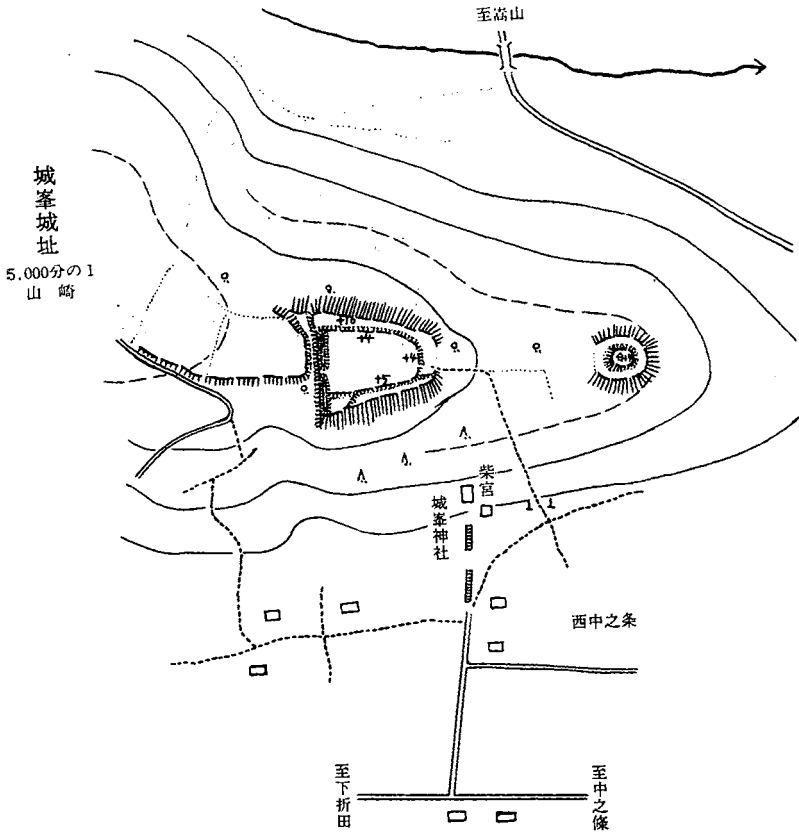


(高崎市剣持敏夫蔵)

吾妻城古図 (安政五年)

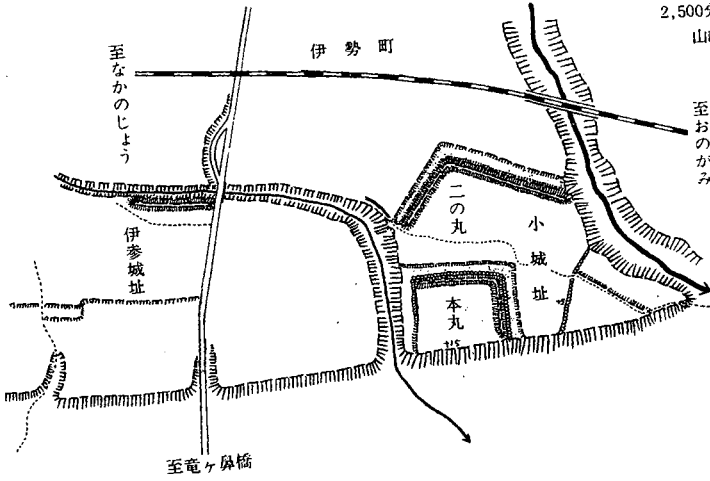


(高崎市剣持敏夫蔵)



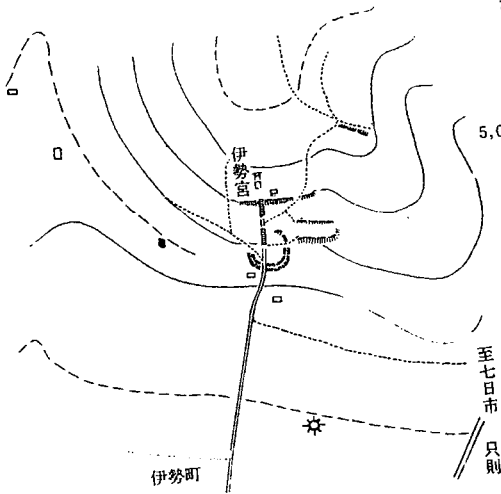
小城址と  
伊参城址

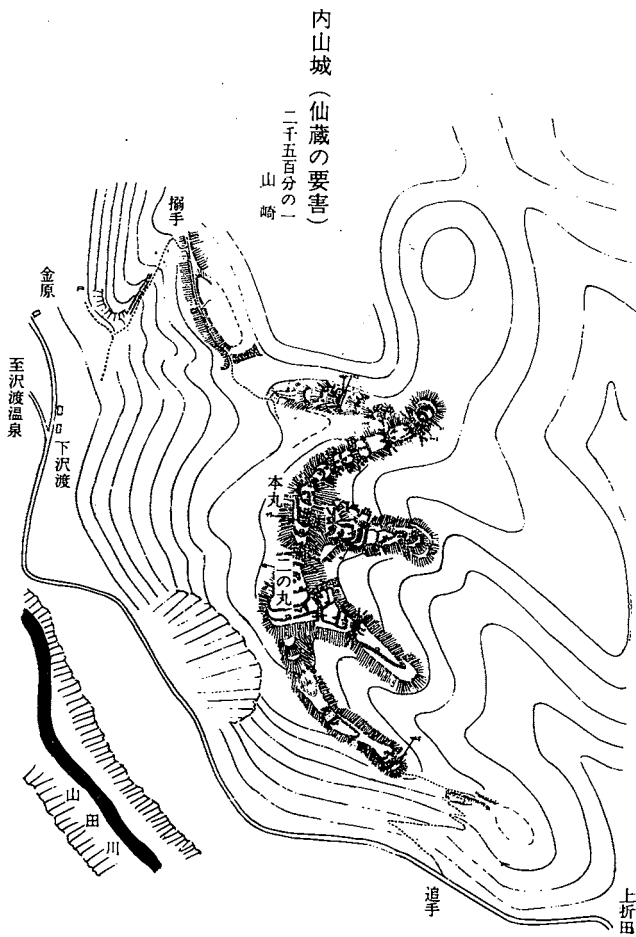
2,500分の1  
山崎

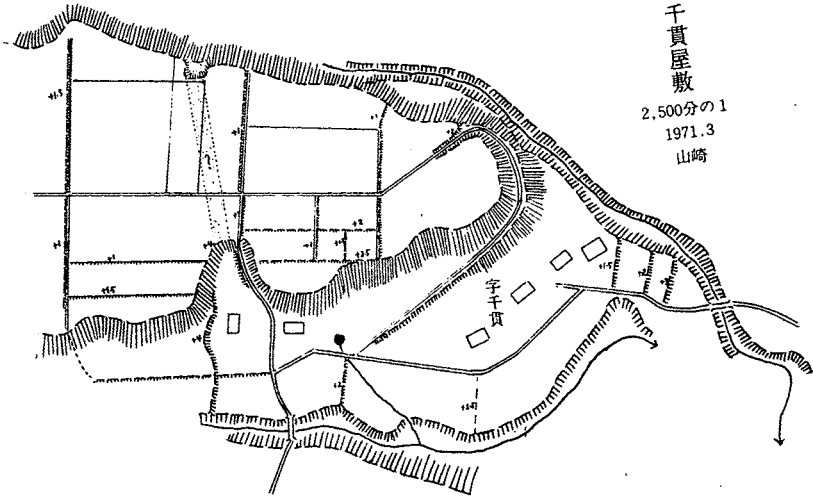


和利宮城址

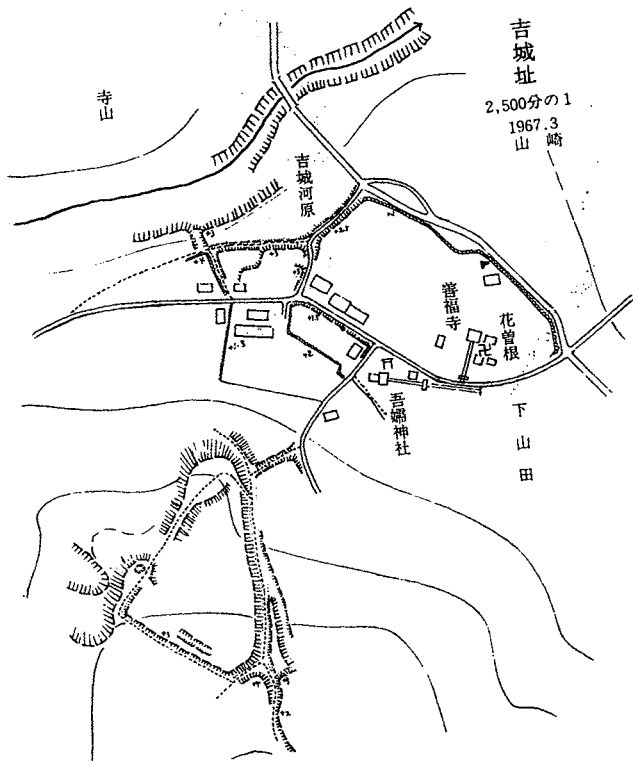
5,000分の1  
山崎







千貫屋敷  
2,500分の1  
1971.3  
山崎



吉城址  
2,500分の1  
1967.3  
山崎

寺山

吉城河原

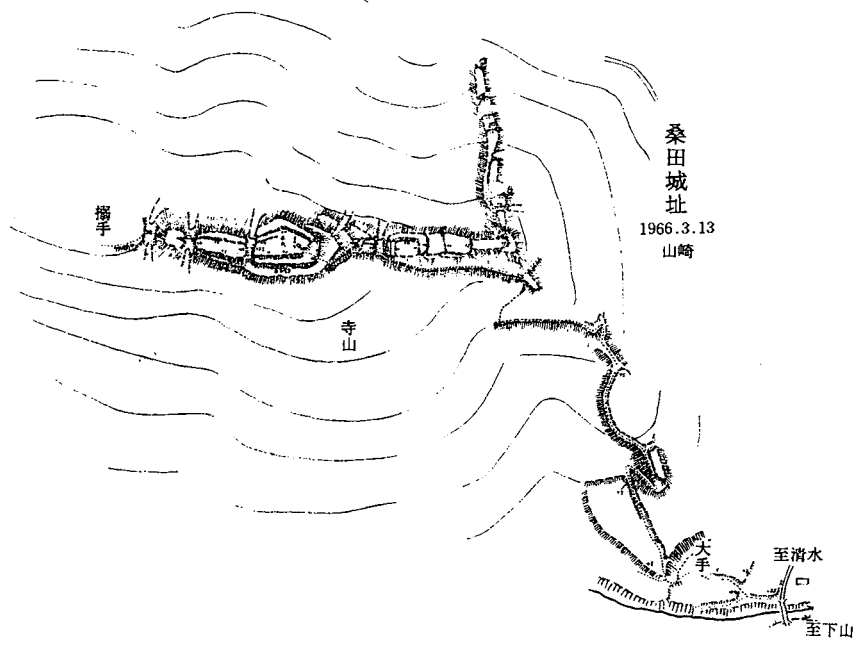
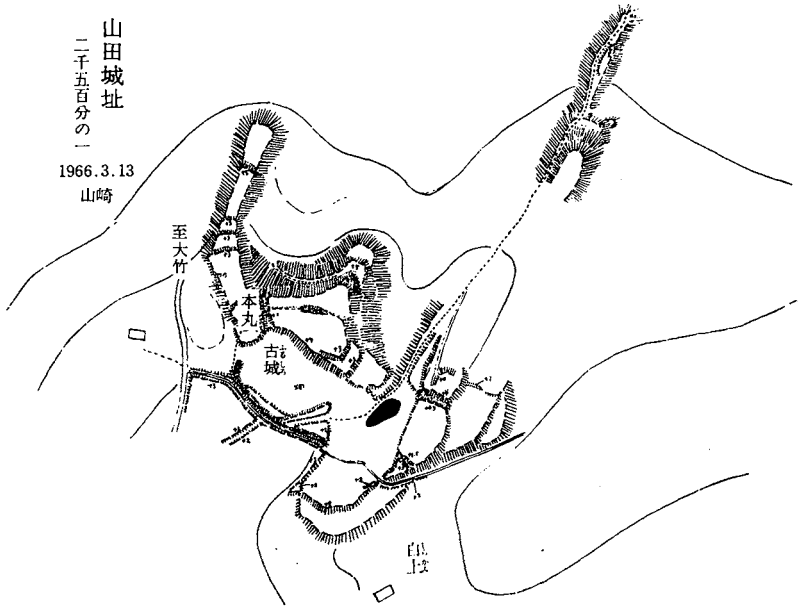
善福寺

花曾根

吾綿神社

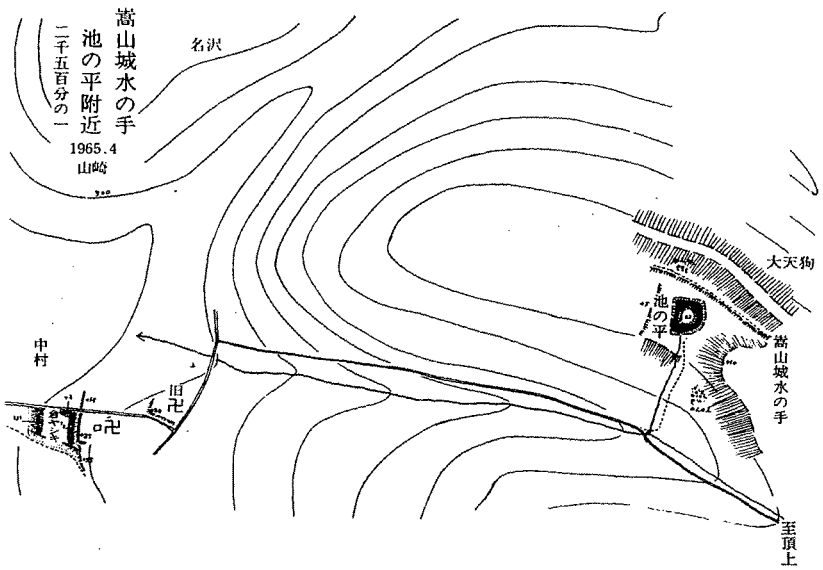
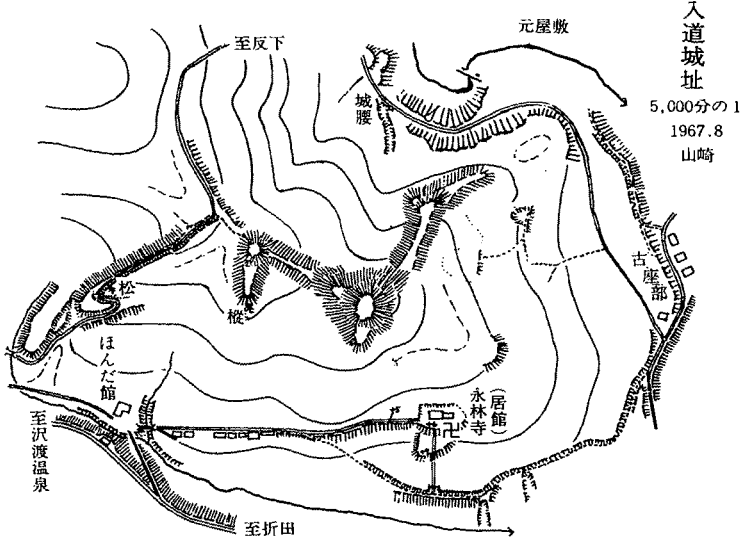
下山田

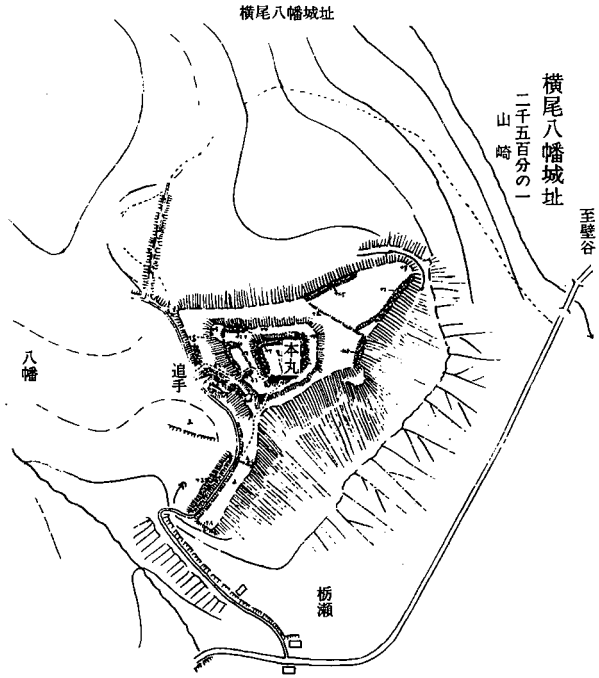
山田城址  
二千五百分の一  
1966.3.13  
山崎



桑田城址  
1966.3.13  
山崎

至下山

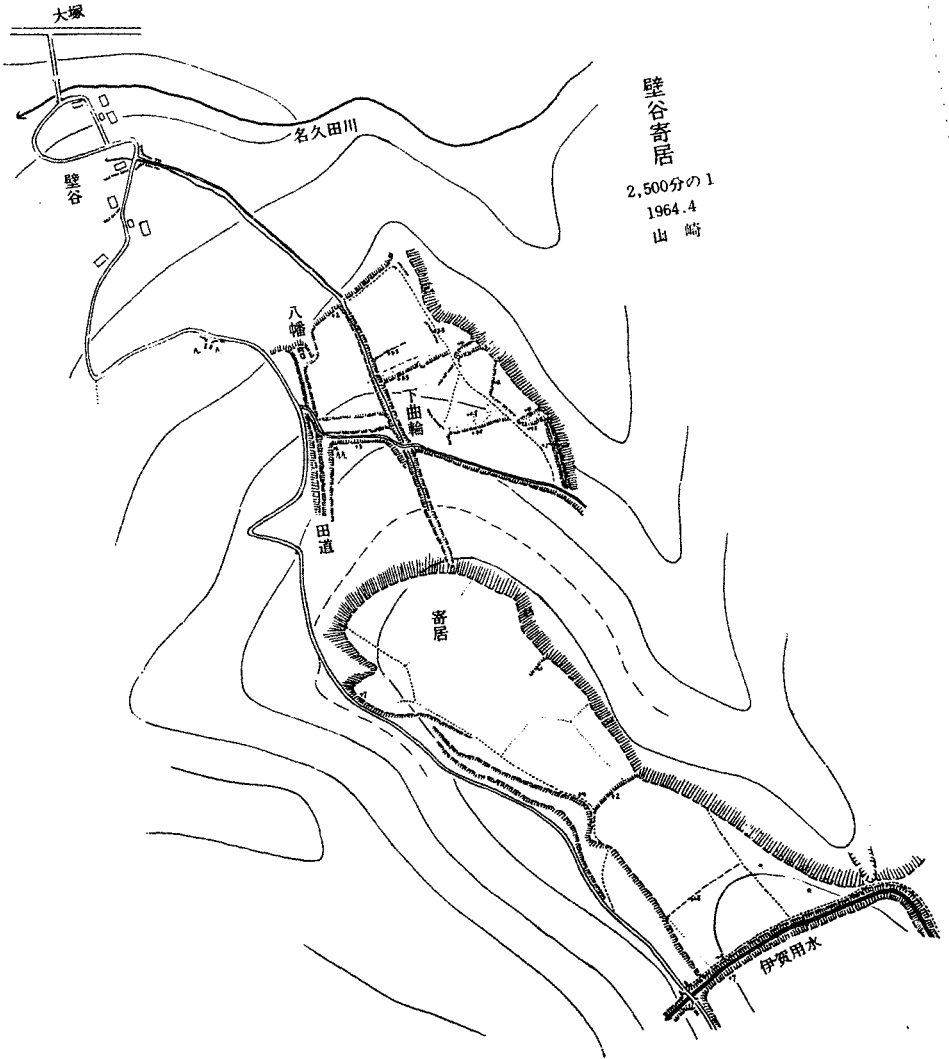


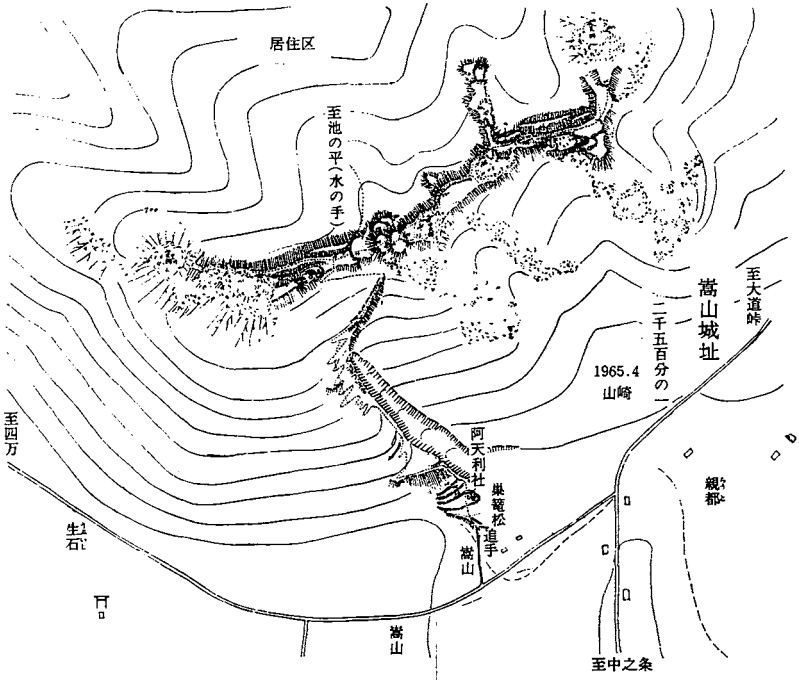




壁谷寄居

2,500分の1  
1964.4  
山崎





三 参考 唐沢玄蕃宛知行状

覚

永立

一、仁百三拾壹文

斗方廻廻

浦野甚左衛門分田

同

一、六百九拾文

錢方同断  
同人分之内

屋敷共ニ

永立 合九百廿四文

右之通我妻御知行之為替……遣し申候御請取可有  
之、以上、

(寛永十六年乙卯ノ二月廿三日)

木村 帶 刀印

清水 与左衛門 //

吉田 伝左衛門 //

松沢 五左衛門 //

唐沢玄蕃殿

四 折田村檢地帳 (折田 小淵みどり藏)

(後筆)

永祿十一年辰四月六日

足利領折田高改帳

(表紙共美濃紙三十枚)

(前欠)

やしき 仁百九拾文

(折野右馬助) 狩右馬助分

助 兵衛

同 分

道下ノ畑 四百仁拾文

同 人

此内仁十文入下

同右衛門助分

くほ田 六百文

同 人

此内式十文入下

やしき 式百仁拾八文

同 人

此内式十文入下

同 分

やしきそいノ畑仁百四拾仁文

同 人

此内六十文入下  
合考貫七百八拾文

かきそくないニ附如此  
此内八十仁文上り

此内百五十四文入下

栗ノ木坂ノ畑

湯九右衛門分

此内六十文入下

五拾四文

三左衛門  
与兵衛作リ

成田ノ原畑

御持筒何右衛門分

四拾文

正右衛門

合

沢はた

筑後分

同所ノはた

同分

人

仁拾五文

助 兵衛  
山田ノ

くりの木坂ノ畑

同分

人

合

拾文

同 人

成田ノはた

御持筒何右衛門分

合九拾仁文

成り田原ノ畑

(羽田筑後カ)  
筑後分

助

合

仁拾五文

左五右衛門

六拾九文

茂 助

小川林ノ畑

ゆ九右衛門分

下折田ノ畑

(湯本九右衛門カ)  
ゆ九右分

人

百八文

源左衛門

三百式拾四文

同 人

此内五十四文入下

合

同所ノ畑

御持筒右馬助分

同所ノ畑

七拾八文

同 人

四拾九文

二郎左衛門  
金原ノ

合四百七拾考文

此内九文引方

合

成田ノ畑二は

四拾九文

御持筒何右衛門分

二郎左衛門  
道せん事

はらノ木原ノ畑

百五拾文

出浦同心分

次左衛門

此内仁十三文上り

此内仁拾五文入下

此内九文引方

合

成田ノはた

仁拾五文

御持筒何右衛門分

作右衛門

犬すこしノ畑

仁拾五文

筑後分

助 兵衛  
五反田ノ

合

同所

三拾七文

同分

人

うへノ田

七百分

湯三左分

又 十郎  
黒崎ノ

同所ノ畑

三拾八文

同分

人

くほ田

六百分

分 人

同 人

合百 文此内仁十文上り

此内六十文引方

成田ノ畑

六拾文

御持筒左五右衛門分

与 兵衛  
山田ノ

同所本おこし

六十分

同 人

同所ノはた

仁十文

同分

人

辰のおこしたきノ沢ノ前畑

三拾文

同 人

合八拾文

合仁貫三拾四文

此内仁百四十文 上リ

合仁貫百仁拾壹文

此外三十文

本高アリ

此内百九十三文 上リ

柴付之田

(福田久太夫カ)  
福久太夫分

此外八百三十文 本高有リ

仁百七十文

九郎左衛門  
源七作リ

窪田

ゆ九右衛門分  
九郎兵衛

三百七十八文

くほ田

同分

此内百仁文入下

貳百八文

同 人

なり田ノはた二は

筑後分

上ノ原畑

同分

五十八文

同 人

八拾三文

同 人

合四百三十六文

まゝ下ノ畑

(大熊勘右衛門)  
大勘右同心分

此内百仁文入下

五十文

右 同 人

道そいノ畑

御持筒惣八・半十郎  
金右衛門分 共ニ

もくしゆノ田

同分

五百三拾文

正左衛門

四百五十八文

同 人

とふノせ畑

同分

まい田

御持筒金右衛門分

百三十文

同 人

仁百四拾五文

同 人

やしき畑共ニ

同分

此内六十文引方

七百六拾仁文

同 人

道そいノ畑

同分

成り田原しは畑

筑後分

三十文

同 人

四拾五文

同 人

此内拾貳文引方

やしき

四拾文

同分

人

常覚寺ノ田

四百五拾三文

御持筒行左衛門分

二郎左衛門

此内拾文引方

此内五十八文引方

道そいノ焔

同分

七拾文

人

成り田ノ焔

同何右衛門分

仁拾文

同

人

此内仁十文引方

成田ノ焔

同分

拾五文

人

下折田ノ焔

同分

式百文

人

同所ノ焔

同分

仁拾文

人

同所ノ焔

同分

成田ノ焔

人

同所ノ焔

筑後分

式拾七文

人

下折田ノ焔

同分

百文

右同

同所焔

同分

三十文

人

同所ノ焔

同仁左衛門

いぬすこしの焔

同分

四拾文

人

五十文

同

成田ノ焔

同分

合九百三拾仁文

同分

此内百文引方

人

百四拾四文

同

とうのせノ焔

同分

此内百文引方

人

百文

同

此内百文引方

人

百文

同

滝ノ沢ノ畑

仁百卅六文

下折田

九拾文

此内拾五文引方

合老貫五百六拾九文

此内八十三文入下

塚ノ越ノ畑

貳百文

此内百仁十文入下

かなくそ畑

七拾文

此内貳十五文入下

くほ田

壹貫拾文

此内仁百文入下

小川林ノ畑

百六拾四文

大勘右同心分

同人

畑御持筒何左衛門分

同人

道そいノ畑

百六拾文

此内五十文入下

合老貫八百七拾四文

此内六十三文上リ

六百四拾三文入下

まい田

壹貫百卅五文

此内三十六文入下

行人塚ノ田

仁百五拾文

此内仁十文入下

柴付ノ田

百七拾文

此内百拾六文入下

かちかいとノ畑

仁百七拾文

此内百三十文入下

道そいノ畑

百六拾文

此内五十文入下

合老貫八百七拾四文

此内六十三文上リ

六百四拾三文入下

まい田

壹貫百卅五文

此内三十六文入下

行人塚ノ田

仁百五拾文

此内仁十文入下

柴付ノ田

百七拾文

(蜂須賀十兵衛)  
蜂十兵衛分

同人

大勘右同心分

右同人

(原長左衛門カ)  
原長左同心分

松右衛門

市左衛門作り

狩右馬助分

同人

同分

同人

湯九右衛門分

同人

(折田軍兵衛カ)  
くん兵へ分

市左衛門

同分

同人

同分

同人



此内拾文入下

二つほつ田

百仁拾文

あみた堂ノ田

百七拾文

下折田ノ田

三百五拾文

此内仁十文入下

同所ノ畑

五百卅五文

此内貳拾文入下

同所ノ畑

百七拾文

五輪塚ノ畑

七拾五文

山ねノはた

四拾文

板渡戸ノ畑

百貳拾五文

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分  
右同

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同所ノ畑

百三十文

此内拾五文入下

同所ノ畑

仁百貳拾文

此内拾五文入下

あみた堂ノ畑

百九拾文

やしき

百四拾五文

上ノ原ノ畑

五文

同所ノ畑

三十五文

同所ノ畑

八十文

同所ノ畑

拾文

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同分

同分  
人

同所ノ畑  
三十文  
同分  
人

同所ノ畑  
仁拾五文  
同分  
右同  
人

田ノきわノ野地  
百九拾五文  
同分  
同  
人

小川林ノ畑  
百貳拾五文  
同分  
同  
人

合四貫三百貳拾五文

此内三百九十文 上リ

此内百六十文 入下

まい田  
軍兵衛分

枵貫八拾文  
弥五左衛門作り

此内三十文入下

とうか田  
同分

九拾文  
同  
人

此内拾文入下

四つほたノ田  
百八拾文  
同分  
同  
人

しもつけノ田  
九拾文  
同分  
同  
人

ぎやう人塚ノ田  
仁百四十文  
同分  
同  
人

てんすい田  
百文  
同分  
同  
人

此内十文入下

下折田ノ田  
同分

三百六拾文  
同分  
人

やしき  
同分

仁百拾文  
同分  
人

此内仁拾文入下

道下ノ畑  
同分

百四拾仁文  
同分  
人

田ノきわむかふ原ノ畑  
同分

仁百文  
同  
人

此内仁十五文入下

小川林ノ畑

同分

人

六十文

同分

人

ひかしノ畑

同分

人

百六十文

同分

人

此内仁十五文入下

板渡戸ノ畑

同分

人

百六十文

同分

人

此内仁十文入下

同所ノ畑

同分

人

百五文

同分

人

此内拾五文入下

同所ノ畑

同分

人

百四拾五文

同分

人

此内拾文入下

下折田ノ畑

同分

人

五百文

同分

人

同所ノ畑

同分

人

八十文

同分

人

此内拾文入下

同所ノ畑

同分

人

仁拾文

同分

人

同所ノ畑

同分

人

六十五文

同分

人

此内四拾文入下

上原ノはた

同分

人

仁拾五文

同分

人

同所ノはた

同分

人

五拾文

同分

人

同所ノはた

同分

人

六十五文

同分

人

同所ノはた

同分

人

五拾八文

同分

人

本やしき

同分

人

百四拾文

同分

人

此内仁十文入下

合四貫三百仁拾文

此内三百拾五文上リ

此内仁百三十五文入下

下折田ノ畑

御持簡衆分

百五拾文

長兵衛

同所ノ畑

同分

七拾五文

同分

同所ノ畑

同分

八拾五文

同分

同所ノ畑

同分

三百八拾五文

同分

なかわりノ田畑

同分

四百八拾文

同分

道そいノ畑

同分

百九拾文

同分

よこはたけ

同分

六十文

同分

田そいノ畑

同分

百五拾文

同分

やしき

四百五拾文

同分

人

西浦ノ畑

同分

人

百五拾文

同分

人

成り田ノ畑

同分

人

四拾六文

同分

人

此内六文入下

一つほつ田

同分

人

百文

同分

人

此内拾文入下

したまちノ田

同所左衛門分

人

四百六十文

同分

人

此内五十六文入下

上ノまちノ田

同分

人

四百五拾文

同分

人

此内五十四文入下

屋ち田

同分

人

仁拾四文

同分

人

合三貫仁百五拾九文

此内百仁十文引方

一たん田

三百文

道そいノ畑

八十文

同所ノ田

三十文

井ノ尻ノ田

四十文

一つほつ田

三十文

成り田ノ田

百八十文

まい原ノ畑

三百文

ゑノ木ノはた

百七拾五文

本御領所

赤仁兵衛

彦左衛門

同分

同

同分

同

同分

同

同分

同

同分

同

同分

同

同分

同

やしき畑

百三十文

いわノ下ノ畑

五拾文

せんだうノ畑

式百八拾文

成り田原ノ畑

仁百七拾五文

合考貫八百七拾文

此内百四十六文上リ

なかつた原ノ田

六百九拾仁文

此内三百五十七仁文入下

同所かもすりノ田

四百拾四文

此内三百拾仁文入下

合考貫百九文

此内七百四文入下

同分

同

同分

同

同分

右

同分

同

(春原盛殿之  
春縫殿分)

久左衛門

(孫連式部之  
祢式部同心分)

同

同

同

同

下折田のやしき  
七百七拾文

御持筒右京分  
孫左衛門

けかち田  
五百拾文

同分  
同 人

同所ノ畑

同右馬助分

道下ノ畑

同分

百五十文

同 人

六百卅五文

同 人

同所ノ畑

同正右衛門分

やしき

同分

百六拾五文

同 人

百四拾文

同 人

坂ノ上ノ畑

同左次兵衛分

にしかへと  
四百文

同 人

百拾考文

同 人

御もち筒茂左衛門分

同 人

辰のおこし

右

塚ノ越ノ畑

池甚次分

仁拾八文

同 人

拾五文

同 人

合老貫仁百貳拾四文

前原ノ畑こは此  
内三十五文ハ湯九右衛門分

同 人

此内仁十四文上リ

百五拾文

同 人

道下ノ田

池池田甚次郎之甚次分

川 窪

内左太郎分

三百七拾五文

理 兵 衛

五百五拾文

右 同 人

二つほつ田

同分

道下ノ畑

池甚次郎分

百拾文

同 人

仁拾文

同 人

柴付ノ田

同分

上ノ原ノ畑

同分

四百九拾文

同 人

七十六文

同 人

同所畑

同分

やしき

狩右馬助分

三十文

同

仁百仁十文

同

人

同所ノ畑

同分

成り田ノ畑

御持筒何右衛門分

拾壹文

同

六十文

同

人

辰のおこし

同

同所ノはた

同分

貳文

同

三拾文

右 同人

合三貫五百拾七文

此内仁百八十五文上リ

同所ノはた

同分

七拾四文

御持筒分  
弥五衛門

三十五文

同

人

さわノ上ノ畑

御持筒分

がけノ下ノはた

同何左衛門分

前原ノ畑

同分

九十五文

同人

五拾文

同

合八百拾五文

立道ノ畑

同何さへもん分

此内拾仁文上リ

五拾壹文

同

ぬかりノ田

福田久太夫分

とうノせノ畑

同何右衛門分

四百四十八文

九右衛門

七拾六文

七左衛門作リ

此内百仁十文引方

同所ノ畑

同惣八分

下折田

金子分

百仁十文

同

三百文

同

人

同

同

此内拾文引方

小川林ノ畑

三十文

同 人

合

天水ノ田

本御領所

塚のこしノ畑

出浦同心分

同 人

七百分

百仁十文

同 人

此内仁十文引方

窪田

同分

やしき辰のおこし

拾文

同 人

ほそたノ田

同分

辰のおこし川くぼノ畑二ば

貳拾文

同 人

まゝ下ノ田

同分

合九百仁拾八文

此内百九十文入下

ゑノ木ノ前ノ田

同分

道はたノ田

三百六十文

福久太夫分

孫左衛門

とうノ前ノ畑

同分

久兵作リ

此内九十四文引方

ひらきノはたけ

同分

道はたノ田

仁百四拾六文

福久太夫分

三十郎

なかわりノはた

同分

久八郎作リ

此内四十五文引方

八百文

同分

此内三十文引方

市兵衛



ほそわりノはた

同分

人

四百八拾文

同分

人

十二ノ前ノ畑

同分

人

五百文

同分

人

わせた

同分

人

六百文

同分

人

此内仁百拾文引方

せんだうのはた

同分

人

仁百文

同分

人

成り田

同分

人

百三十文

同分

人

同所ノ畑

同分

人

三十五文

同分

人

やしきノ畑

同分

人

五十五文

同分

人

成り田ノ畑おこし入テ

同分

人

仁百仁十文

同分

人

同所ノはた

同分

人

貳拾五文

同分

人

此内拾五文入下

同所ノはた

同分

人

仁百八拾五文

同分

人

同所ノ畑

同分

人

百九拾五文

同分

人

やしき

同分

人

百四拾文

同分

人

此内拾文入下

ほつ田ノ沢

同分

人

四拾四文

同分

人

此内拾四文入下

成り田ノ畑

同分

人

拾五文

同分

人

合六貫七百九拾四文

此内四百九文入下

ぬかり田

蜂十兵衛分

八百六拾五文

与五左衛門

此内三百八十五文入下

かもすりノ田	祢津式部同心分	まい田	同分
四百拾七文	同	五百仁拾五文	同人
此内三百拾仁文入下		くほはたけ	同分
成田ノ畑	羽筑後分	仁拾文	同分
百五拾文	同	いやしき	同人
辰のおこしいやしき		四百六拾仁文	同人
四十文	同	ほつたノ沢ノ田	同分
合卷貫四百七拾仁文		仁百五文	同人
此内六百九十七文入下		せんだうノ畑	同分
かちかいとノ畑	本御料所	六十五文	同人
三拾文	赤岩ノ半左衛門	同所ノ畑	同分
同所ノ畑	同分	五十五文	同人
九拾文	同	同所ノはた	同分
だいもノ田	同分	九十文	同人
三百七十五文	同	成り田ノ畑	同分
川くぼノ畑	同分	三十五文	同人
仁百九拾五文	同	滝ノ沢ノ田	同分
うちでノ畑	同分	六百拾文	同人
九拾五文	同	なり田ノはた	同分
		五文	同人
		本御料所	同人
		(市場カ)市茂兵衛分	同人

ぬかり田

湯九右分

川窪ノ畑

同

四百三十仁文

同

仁百八十仁文

同

此内百六十文入下

わせたノ田畑

同

合三貫三百八拾九文

百三十五文

同

此内百文上り

宮田ノ田

同

此内仁百八十二文入下

だいも田

同

せんとろノ畑

本御料所

三百拾文

同

百文

角左衛門

成り田ノ田

同

宮西ノ畑

同分

四十文

同

貳百三十文

同

同所ノ田畑

同

やしき

同

かもすりノ田

同

三百四十文

同

百拾文

同

常覚寺ノ畑

同

四拾文

同

百八十文

同

たそへノ畑

同

みその尾ノ畑

同

仁百五文

同

八拾文

同

西窪ノ畑

同

なめ沢ノはた

同

五十文

同

四拾文

同

成り田ノ畑

同

人

人

人

人

人

人

人

人

人

人

原かいとノ畑

同

同所ノ畑

出浦同心分

三十文

同

百拾六文

同

やちかしらノ畑

同

前田

福久太夫分

五文

同

五百文

同

あか岩ノ畑

堀田久兵衛(堀田久兵衛之)分

人

此内五十文引方

くほ田

同分

此内三百八十文入下

御持筒右馬助分

四拾文

同

下折田ノ田

御持筒右馬助分

やしき前田

同分

三百仁文

同

四十文

同分

うちてノはた

同分

道そへノはた

同分

五十三文

右 同人

六十五文

同

茂助作り

此内拾文引方

かちかへとノ畑

同左五右衛門分

屋敷畑共ニ

同分

百拾卷文

同 人

四百拾九文

同

合三貫五百仁拾八文

合卷貫仁百五拾文

此内五百拾文上リ

此内六十文引方

此内三百八十文入下

此外四百五十文本高久太夫分ニアリ

大塚前ノ畑

大熊(大熊勘右衛門之)右同心分

もくしゆノ田

湯九右衛門分

七十文

次左衛門

仁百拾五文

六右衛門

くほ田

同分

合百拾六文

此内拾文上リ

六百四拾五文

同人

成田ノはた

御持筒何右衛門分

買添之田

同分

三拾八文

七郎左衛門

百八十文

同人

同所のはた

同分

やしき前ノ田

同分

四拾八文

同人

百仁十五文

同人

同所ノ畑

同分

やしき

同分

仁拾八文

同人

百四拾文

同人

合百拾四文

此内拾文上リ

柴付之田

祢式部同心分

成田ノはた

御持筒何右衛門分

百七拾五文

同人

百五拾文

甚藏

まい原ノはた

大勘右同心分

同所ノはた

同分

百仁十四文

同人

三十仁文

同人

はなれ山畑

御持筒何左衛門分

同所

同分

三百四拾文

同人

仁拾三文

同人

下折田ノ畑

御持筒作右衛門分

合仁百五文

此内拾文上リ

四拾六文

与惣左衛門

滝野沢ノ畑

同分

成田

御持筒何左衛門分

四拾文

同人

六十文

右馬之助

下折田ノ畑

同分

同所はた

同分

三拾文

同人

五十仁文

同人

五十文 同分 人

合百六拾仁文 此内拾仁文上リ

成り田畑 御持筒蜂五右衛門分

四拾五文 所左衛門

同分 人

拾仁文 同分 人

同所ノはた 同分

四拾五文 同 人

合百仁文

下折田ノ畑 御持筒茂左衛門分

三百仁拾七文 源之丞

同所 同分

百七十文 同 人

此内仁十文入下

天神わきノ畑 同分

仁拾文 同 人

此内五文入下

道はたノ畑 同分 人  
九拾文

此内拾文入下

同所畑 同分

十文 同 人

成田ノはたおこし入テ 同分

百文 同 人

此内拾文入下

かけノ上畑 同分

五文 同 人

長田原畑ぬいの助上リ

百三拾文 同 人

此内仁拾文入下

たき沢ノ田 祢式部同心分

仁百五拾五文 同 人

此内三十文入下

同所はた 同分

式拾文 同 人

同所畑  
仁十<sup>(八カ)</sup>文

同分  
同人

わせ田

四百五拾文

同分  
同人

成田のはた

同分  
同人

此内仁十八文入下

七拾文

同人

ミヤ田

同分

此内仁十文入下

弐百文

同人

長田ノ原ノ畑

同分  
同人

川窪ノ畑

同分  
同人

仁拾五文

同人

仁百文

はなれ山ノはた

同分  
同人

此内仁十五文引方

三拾五文

同人

常寛寺ノ畑

同分  
同人

此内六文入下

五百五十文

合巻貫仁百四拾五文

清水ひらはた

同分  
同人

此内百四文上リ

百九十文

同分  
同人

此内百仁十卷文入下

たそいノ畑

同分  
同人

成田ノ畑

御持筒何左衛門分  
山田ノ

道下ノ畑

同分  
同人

五拾六文

平左衛門

仁拾文

同分  
同人

此内六文上リ

うちてノ畑

同分  
同人

合

五百六十文

同分  
同人

道下ノ畑

同分

辰のおこし成田ノ畑

折田ノ

三百六<sup>(十カ)</sup>口文

同人

三文

五郎左衛門

此内四十文入下

古やしき

同分

□の上

同所ノ

弥左衛門

仁百文

同人

□文

、、

半右衛門

やしき

同分

あか岩ノ

五百拾文

同人

二郎左衛門

滝ノ沢ノはた

福久太夫分

うちてノ畑

四拾四文

同人

五百六拾文

此内拾四文入下

同所原

同分

道下ノ畑

百文

同人

三百文

成田ノはた

筑後分

合古やしき五拾七貫仁百三拾七文

拾文

同人

右之外ニ三貫六百七拾仁文 本高あり

合四貫八百三拾四文

此内

此内三十三文上リ

四貫八百七拾七文 入下引方

此内百六十七文入下

残而

此外ニ卷貫九百六十文本本高有リ

五拾仁貫三百六拾文 定納



註

(1) 表紙に永禄十一年辰とあるも、これは足利領(真田氏の給人)

折田高改帳とあるのを、某氏が勝手に臆測、永禄十一年の年号を冠したもので、文中の給人の氏名より類推して、江戸時代寛永時代のものと思われる。

(2) 五反田の田村武一朝氏所蔵の五反田高改帳も、同型式のもので同じ頃の検地と推考される。

(3) 紙継部分に黒印を押している。

五反田村検地帳(五反田 田村武一朝蔵)

(表紙)

午の六月廿日

五反田辰の改帳

(半頁前切)  
みつふちノ田

五百五十一文

大勘右分

甚

内

此内三十五文入下

白窪の田

百三十文

すぬい分

同

人

此内仁十文入下

合六百八十一文 此内三十六文辰上リ

此内五十五文入下

岩崎ノはた

八十文

孫十郎

同所ノはた

五拾文

同 人

ちかとのはた

四十五文

同 人

もくのひらノ田

五百四十文

同 人

岩崎ノはた

百三十文

同 人

やしろノはた

百五十六文

同 人

やしきノはた

仁百文

同 人

やしき

百文

同 人

むかいノはた

拾文

同 人

此内四十八文入下

同所ノはた

狩右馬分

ななぼつた

仁十文

同 人

七拾文

同 人

蛇田ノたはた

三百文

同 人

あわた

同 分

此内四十文入下辰ニ

四百四十文

甚五郎作

前ノ田

四百七十弐文

同 人

上やしろノはた

同 分

あみたノ前はた

五拾文

同 人

ミノ原ノ起

五文

同 人

辰のおこし十王道の前うしろ共に

三十五文

同 人

合八百五文

此内拾仁文文辰ノ上リ  
此内四十八文入下  
此外百仁十文本高迄右馬助分トアリ

堀久同心分、大勘右分

此内七十七仁文辰ノ上リ

やしろノ田

三百八十文

湯三左分

久五郎

湯本同心分、久分

合式貫百八十八文

此内四十文入下

此外卷貫仁百九十仁文 本高有リ

同所ノはた

百五十文

同 分

同 人

上やしろ畑

弐百仁十文

大かん右分

与五郎

甚左衛門やしきノはた

百五十仁文

割掃部分

同 人

な沢ノ田  
五拾文  
同分  
同 人

坂下ノた  
五百六十文  
同分  
同 人

ひかけノはた  
百仁十文  
同分  
同 人

同所ノ田  
八百文  
出うら同心分  
同 人

ちかとノた  
三百文  
祢式部同心分  
同 人

いやしき  
百七十文  
出同心分  
同 人

ちかとノはた  
六十五文  
式部同心分  
同 人

太夫省左衛門作

同所ノはた  
貳百拾五文  
同分  
同 人

同所ノはた  
百仁十文  
同分  
同 人

道そへノはた  
百九十五文  
同分  
同 人

辰の起  
貳拾五文  
同  
同 人

合三貫三百仁文  
此内五百仁十四文辰ノ上リ

此外ニ六百五十四文本高アリ

白窪ノ田はた  
五百拾七文此内拾七文上リ  
此内百八文入下  
すぬい分蟻川ノ  
郷左衛門

合

同所ノ田  
五百拾七文  
同分同所ノ  
右 近

此内百三十五文入下

合

同所ノた  
五百拾七文  
同分同所ノ  
助 蔵

此内拾文上リ

此内百仁十五文入下

合

沢入ノ田

六百文

岩下ノ田

六百六十文

犬すごしノ田

五百五十文

此内七十文入下

同所ノ田

三百文

みの原ノはた

三十文

同所ノはた

六十文

同所ノはた

百仁十文

同所ノはた

百五十文

福久右分

又左衛門

同分

同人

同分

同人

同分

同人

同分

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同所ノはた

五十文

合貳貫四百貳十文

此内七十文入下

いなば沢ノ田

貳百七十文

此内百仁拾文入下

向田

七百四十七文

此内三百文入下

こしまきノ田

百四十文

岩つほノ田

貳十文

東屋敷ノはた共ニ

三百六十文

九郎かいとノいやしき

貳百八十文

同人

すぬい分

孫兵衛

新五作

同分

同人

同分

同人

同分

同人

同分

同人

同分

同人

同分

同人

白くほノ田 同分 人

三百八十文 同 人

みの原ノはた 同分 人

百仁十文

合式貫三百拾七文

此内四百仁十文入下

両向ノ田但此内五文ノ畑アリ すぬい分

巻貫三百五拾五文 二郎右衛門 助之丞作リ

此内三百九十文入下

ひかしかいとノ畑 同分 人

四百仁拾文 同 人

此内拾文入下

いやしき 同分 人

三百六十七文 同 人

此内三十七文入下

沢はたノ畑 同分 人

百十五文 同 人

みの原ノはた 同分 人

仁十文 同 人

ちかとノはた 式部同心分 人

百三十五文 同 人

ひかけはた 同 人

四十文

辰ノ起三所ニアリ 同 人

四十八文

合式貫五百文

此内四百三十七文入下

ふかにたノた すぬい分 六

六百七十五文 助

此内百文入下

白くほノた 同分 人

九十文 同 人

此内三十文入下

いやしき和泉かいとのは 同分 人

た共ニ 同 人

四百七十七文

ふかにたノはた 三十文	同分	人
辰ノ起 拾文	同分	人
合卷貫貳百卅四文 此内百三十六文入下		
ふし沢ノ田 三百三十文	田忠右分 治左衛門	
道下ノた 六百三十文	同分	人
大くぼノ前田一つほつた共ニ 卷貫貳百三十文	同分	人
いやしきノはた 八百四十文	同分	人
ちかとノはた 貳十文	同分	人
あをほし場ノはた 四十文	同分	人

大石ノ畑 十文	同分	人
外田ノはた 四十文	同分	人
宮沢ノ田 卷貫五百拾三文	同分	人
合四貫六百三十三文 此内三百五十三文上リ		
向田 四百九十文	すぬい分 彦左衛門 当外正左衛門	
ふかにたノ田此内八十文 ノ畑アリ 四百三十文 此内三十文入下	同分	人
岩つぼノた 拾五文	同分	人

上のかいとはた二は  
四百七十七文  
同分  
人

合巻貫三百六十仁文  
此内六十文辰ノ上リ  
此内百七十文入下

いなほノ田  
堀久兵衛分  
甚右衛門

巻貫貳百卅六文

かきノた  
同分  
人

四百四十文  
同  
人

此内十五文入下

こ里う五料ノた  
同分  
人

五百四十四文  
同  
人

此内四十四文入下

同所ノた  
同分  
人

三百文  
同  
人

此内三十文入下辰ニ

稲葉ノはた  
同分  
人

七十五文  
同  
人

此内五文入下

西くほ  
同分  
人

百四十文  
同  
人

（五料）  
これうノはた  
同分  
人

三十五文  
同  
人

みの原ノはた  
同分  
人

百拾文  
同  
人

同所辰のおこし  
同  
人

三十八文  
同  
人

合貳貫八百九十八文  
此内仁百八十一文辰ノ上リ

此内九十四文入下

（沖か）  
汀ノた  
堀久兵分  
同  
人

四百五拾文  
同  
人

ごりうノた  
同分  
人

三十文  
同  
人

同所ノた  
同分  
人

三百九十四文  
同  
人

竹のひらはた  
同分  
人

八十五文  
同  
人

いやしき	同分		竹ノひらノた	同分	
百七十文	同		五十文	同	人
ごりうノた	同分		まなめりノた	同分	
三百六十文	同		八百八十文	同	人
西くぼノはた	同分		此内百八十文入下		
四十五文	同		そり田	同分	
ふかにたノはた	同分		三百五十文	同	人
仁十文	同		同所ノた	同分	
五両ノはた	同分		三百八十八文	同	人
拾五文	同		こりうノた	同分	
みノ原ノはた	原長左同心分		七百六十五文	同	人
百文	同		此内百五文入下		
辰ノ起			同所ノた	同分	
五十三文	同		六十文	同	人
合式貫八十三文			同所ノはた		
此内仁百八文辰上り			百八十五文	同	人
なりた	堀久兵分		竹ひらはた		
百三十文	新		仁百弐十文	同	人
	藏				



十二ノひらはた

貳百仁十文

十王道ノはた

三十文

いやしき

百四十文

そりやしきおこし共ニ

七十文

まなめりノはた

拾文

三ノ原ノはた

三十文

同所ノはた

拾八文

同所ノはた

貳十七文

同所ノはた

仁十文

同所ノはた

拾文

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

人

人

人

人

人

人

人

人

人

人

同所ノはた

三十文

辰ノ起

貳十九文

合三貫六百六十貳文 此内九十八文上リ

此内仁百八十五文入下

いりノた

四百四十文

同所ノた

三百四十文

此内九十文入下

みの原ノはた

拾四文

おきノ田

四百拾文

下まちノた

八百六十三文

同分

同

同

此内九十八文上リ

ゆ九右分

甚十作

当外与助

同分

同

堀久兵分

同

同分

同分

同

同分

同

人

人

人

人

人

人

人

人

人

人

此内三十三文入下

同所ノた岩向ノほつた共ニ	同分	人
七百仁十文	同	人
岩ノ下ノ畑	同分	人
百仁十文	同	人
同所ノはた	同分	人
百仁十文	同	人
十王道ノはた	同分	人
拾文	同	人
まこめノはた	同分	人
四十五文	同	人
みのほらノはた	同分	人
拾三文 次右衛門	同	人
やしき向ノはた	同分	人
拾文 次右衛門	同	人
上ノはた	同分	人
式十文 次右衛門	同	人
辰ノ起	同	人
拾五文 次右衛門	同	人

此内九十八文辰ノ上リ

合三貫百四十文

此内仁百三十三文入下

中ハリノはた	堀久兵同心分
百四十五文	新三郎
辰ノ起	
三十五文	同
合百六十文 此内拾五文上リ	同
二ツ石ノはた	大勘右分
拾文	小左衛門
同所ノはた	二郎右衛門作
拾文	同
まゝ下ノはた	同分
拾文	同
川はたノたはた共ニ	同分
拾文	同
中嶋ノ田はた但四十文畑アリ	同分
五拾文	同

小石沢ノた

同分

人

此内三十九文入下

九百九拾文

同分

人

いなはノ畑

同知行分

むかいノた

同分

人

百七十文

同

人

五百四十三文

同分

人

此内拾仁文入下

小石沢ノはた

同分

人

かきノ田

同分

人

四十文

同分

人

四百五十卷文

同

人

みの原ノた二ば

同分

人

此内三十四文入下

六十文

同分

人

うしろ田

同分

人

いやしきノたはた共ニ

同分

人

九百仁十文

同

人

式百四文

同分

人

此内六十文入下

いぬすこしの田畑共ニ

同分

人

落合ノ田

同分

人

仁百九十文

同分

人

式百四十文

同

人

辰ノおこし

同分

人

此内拾五文入下

五文

同分

人

ふか田

同分

人

合式實式百式十仁文

同分

人

百文

同

人

此内四十四文辰ノ上リ

此内四十四文辰ノ上リ

はりノた

堀久同心分

人

ごりう尻ノ田

同分

人

式百五十九文

新左衛門

人

九拾文  
此内仁十文入下

同

人

同所ノ田  
百文  
同分  
人

同所  
四十文  
同分  
人

すわノこし向ノはた  
七十文  
同分  
人

此内拾八文入下

同所前畑  
五文  
同分  
人

西くほノはた  
百拾文  
同分  
人

此内三十九文入下

同所ノ畑  
拾文  
同分  
人

みつふちノ畑  
五十文  
同分  
人

まなめりノはた  
五文  
同分  
人

うつノ平ノはた  
六十文  
同分  
人

此内七文入下

ふるやしきノはた  
百五文  
同分  
人

此内仁十文入下

竹ノ平ノ畑  
三十文  
同分  
人

同所ノはた  
三十文  
同分  
人

同所ノはた  
四十文  
同分  
人

此内拾文入下

そりノはた  
弐十五文  
同分  
人

こやノこしノ田はた  
九十文  
同分  
人

此内三十五文入下

みノ原ノはた

同分

五十文

同

人

辰ノ起

同分

四十五文、

同

人

合三貫九拾五文

此内百七十一文辰ノ上リ

此内三百九文入下

犬すこしノた

福久右分

九十文

又右衛門五反田ノ

同所沢入ノた

同分

三百八十文

同

人

此内八十八文入下

五反田

同分

三百七十文

同

人

此内百三十文入下

道下ノた

同分

百四十九文

同

人

五反田

市茂右分

百五十文

同

人

同所ノはた

同分

七十文

同

人

すわノ沢共ニ

ふく久右分

八百文

同

人

此内三十五文入下

同所ノはた

同分

三十文

同

人

やしき

同分

百五文

同

人

いりノはた

同分

六十文

同

人

松ノひらノはた

同分

拾五文

同

人

同所ノはた

同分

拾五文

同

人

ちかとのはた

同分

仁十文

同

人

ふなくほみの原ノ田はた

同分

共ニ  
弐十文

同

人

ちかとのはた

同分

合

拾文

同人

わりのひらノ田

出同心分

辰ノおこし

百六十文

茂左衛門

三文

同人

此内十文入下

合貳貫貳百六十七文

あみたノ前田

同分

此内仁百五十三文入下

百四十文

同人

まなめりノた

すぬい分

此内拾四文入下

五十文

正左衛門

みの原ノ田

原けん物同心分

岩つほノ田畑

同分

九十文

同人

九百五十五文

同人

新左衛門作

此内五百六十五文入下

合三百九十文此内仁百六十六文上り  
此内式十四文入下

合壹貫五文

ちかとのはた

祿式部同心分

此内五百六十五文入下無地□

五十四文

甚左衛門

此内百文辰ノ上リ

同所ノはた

同分

ふかにたノた

六十五文

同人

九百六十四支

すぬい分

五反田

福久右分

此内百七十文入下

新田ノ  
二郎左衛門

六百三十文

同人

此内百八文入下

此内百八文入下

はんな道ノ田但此内ニ仁十  
文はたアリ  
百仁十仁文  
同分  
人

辰ノ起

廿文  
同  
人

合八百七十五文

此内仁十四文辰上リ

此内百八文入下

いやしき

百四十文  
市茂右分  
金十郎

いつちやうの木ノはた

百仁十文  
狩右馬助分  
同  
人

同所ノはた

百仁文  
福久太分  
同  
人

つかた

貳百四十八文  
同分  
同  
人

此内五十八文入下

すわノ前た

百六十文  
同分  
同  
人

此内三十六文入下

辰ノ起みノ原  
十文  
同  
人

合七百四十文

此内三十六文辰ノ上リ

此内九十四文入下

前田

老貫六百文

同所ノた

仁百四十文  
同分  
同  
人

同所ノ田

百四十文  
同分  
同  
人

やしきノはた

五十文  
同分  
同  
人

田中ノはた

拾文  
同分  
同  
人

川はたノはた

三十七文  
同分  
同  
人

いりノた

貳百三十一文  
同分  
同  
人

ふく久右分

藤右衛門

前ノ田	同分	人
貳百拾文	同	人
道上下ノはた	同分	人
四十文	同	人
みノ原ノはた	堀久兵分	人
三十五文	同	人
同所ノはた	同分	人
三十一文	同	人
もくノはた	同分	人
九百八十文	同	人
すわノ前はた久七作り起入り	ゆ九右分	人
百四十文	同	人
みノ原ノはた	堀久兵分	人
六十文	同	人
同所ノはた	同分	人
六十文	同	人
ごれちノはた	同分	人
五十文	同	人

辰ノ起	同	人
拾七文	同	人
合四貫仁十卷文		
此内百六十七文辰上リ		
小石沢ノた	すぬい分沢渡	
九百七十三文	与惣左衛門	
此内仁百七十文入下		
合		
みすみた	すぬい分	
百文	源十郎	
此内十九文入下辰ニ		
岩向ノた	同分	人
貳百五十文	同	人
此内十文入下辰ニ		
なめ沢ノた	同分	人
五十文	同	人
うつのノはた	同分	人
百三十文	同	人



たき山のた

同分

五百文

同人

此内拾五文入下辰ニ

同所ノ田はた

同分

貳百八十文

同人

此内十文入下辰ニ

うしろ田

同分

五百文

同人

此内三十文入下辰ニ

東ノ田

同分

考貫文

同人

此内五十文引方

屋敷ノはた

同分

四百四十文

同人

此内三十文入下辰ニ

ひらまノはた

同分

百五十文

同人

此内五十文入下辰ニ

林のきわノた

同分

三百八十五文

人

たの尻ノはた

同分

十六文

人

田ノまへノはた

同分

拾文

人

中嶋ノはた

同分

貳十文

人

道下ノはた

同分

拾五文

人

同所ノはた

同分

仁十五文

人

道上ノはた

同分

十三文

人

みの原ノはた

同分

五十文

人

同所ノはた

同分

拾文

人

林きわノはた

同分

五十文

人

合三貫九百九拾三文

此内仁百十四文辰ノ引方

此外六百七十五文本高引方

道下ノはた

すぬい分

仁百文

新十郎

道なりノた

同分

百五十文

同

人

道下ノた二ば

同分

百三十文

同

人

西くほノ田はた

同分

百文

同

人

ごれうノた

同分

百八十五文

同

人

こしまぎノはた

同分

七十文

同

人

此内拾五文入下辰ニ

道ぞへノはた

同分

拾五文

同

人

やしきノはた

同分

貳百五十文

同

人

此内仁十文入下辰ニ

くるみノ木ノはた

同分

百仁十文

同

人

此内仁十文入下辰ニ

同所ノ畑三ば

同分

貳十文

同

人

合卷貫貳百五十文

此内五十五文入下辰ニ

此外ニ仁百文本高引方

ちかとのた

祢式部同心分

貳百仁十文

勘十郎

合

いぬすこしよりのた共ニ

堀久兵衛同心分

卷貫三百五十文

治右衛門

此内六百三十文入下

新之丞作り

合

みノ原ノ畑三まい

百六文

辰ノおこし

仁十五文

合百三十一文

此内五十六文上リ

此内四十仁文辰上リ

みの原ノはた

百仁十仁文

同所辰ノおこし

式十文

合百四十仁文

みの原ノはた

式百式十一文

同所辰のおこし

七十文

原長左同心分

彦左衛門

同 人

田中忠右分

善左衛門

同 人

新之丞

忠右衛門つくり

新之丞

合式百九十一文

此内百四十一文辰ノ上リ

やしろノ畑

三百三十七文

此内百仁十文入下辰ニ

いぬすこしノた

式百五十三文

此内四十三文下辰ニ

向ノた

四百文

此内四十文入下辰ニ

よた

三百拾文

やしきノはた

四十四文

合考貫三百四十四文

此内仁百三文入下辰ニ

此分ニ九百六十一文本高辻アリ

割掃部分

助 兵衛

堀久兵同心分

同 人

市茂右分

同 人

堀久兵同心分

同 人

福久太分

同 人

そりた

四百文

田忠右分

又右衛門

新助作

合

五反田分

三十文

みノ原

三十文

同所

式十五文

同所

拾文

同所

三文

同所

四十文

同所

拾五文

同所二ば

七拾文

新田ノ

七郎右衛門

きみのをノ

半右衛門

ふなのくほ

七郎右衛門

ふたい

幼左衛門

ふなの窪の

久太郎

同所ノ

久左衛門

同所ノ

清左衛門

岩本ノ

喜藏

あみだノ細田

百文

此内百拾文入下

つかノ下ノた

四百七十文

大勤右同心分

二郎右衛門

半右衛門作

あみだノ細田

百文

同分

同人

つかノ下ノた

三百仁十文

堀久兵衛分

同人

合八百九十文

此外ニ考貫五百九十文本高アリ

此内九文辰ノ上リ

百六文

新四郎

此内仁十文ハ川はたノた、仁十文ハ小石沢ノ畑

仁十三文ハあみだ添ノ田畑、四十文ハやしき三

文ハむかいノ畑

みノ原

拾五文 甚左衛門

同所

仁十文 而引へし 同 人

同所

三文 同 人

合仁百六十一文

高合六拾老貫九百貳十四文 高辻

此内五貫三百五十五文入下引方

残而

辰ノ上リ共ニ

五拾六貫五百六十九文 定 納

〔割印〕墨付 三拾枚

午ノ

六月廿日 清水与左衛門印

吉田 伝左衛門 (印ナシ)

註 本改帳作製年代は文中狩野右馬之助の歿年が清見寺墓碑によ

ると寛永八年四月五日なので元和四年(午)か寛永七年(午)と

推定される。吾妻町岩井伊能文書によると元和年に吾妻記によ

ると寛永初年に檢地が行われたことがみえる。  
又清水与左衛門吉田伝左衛門の文字は岩本神保文書中の寛永の  
項に散見される。

哭 真田伊賀守分限帳

(五反田字白久保 山田潤蔵)

(表紙)

真田伊賀守分限帳

高知并重キ方与力十騎以上一手組也

吾妻郡三嶋村之内 赤坂村之内

一、高五百四拾石余 (赤坂村之内領字) 岩 松 主 殿

吾妻郡三原谷之内拾六ヶ村内三ヶ村入会 (三原の内領字)

一、貳千三百六拾七石 鎌 原 縫 殿

吾妻郡之内泉沢村

一、高五百三拾五石 (五百四拾石余) 野 村 伊 織

同所織川村 利根郡小川村之内

一、高三百六拾三石余 (三百六拾石余) 真 田 織 衛 (織兵衛)

同所 金井村 蟻川村 小泉村之内

一、高七百貳石余 齋藤 源左衛門

利根郡上川田村生科村之内

一、高三百三拾七石 赤沢 右門

一、高五拾石 同 源左衛門

高知之並

利根郡井戸上村、吾妻郡岩井村之内

一、高四百七拾石余 富沢 外記

一、高三百三拾石余 吾妻郡赤坂村之内 山田村之内 堀田 九兵衛

一、高三百三拾石余 同郡岩井村、西中之条村之内

一、高四百三拾石余 大館 安太夫

利根郡生科、川場、吾妻

一、高三百拾壹石余 塚本 舍人

吾妻郡厚田村

一、高三百三拾七石余 新井 刑部

同郡川戸村、利根郡小川村之内

一、高貳百拾四石余 深合 求馬

同郡小泉村之内、利根郡上川田村之内

一、高貳百貳石余 中島 齊宮

同郡小泉村、利根郡上川田村之内

一、高貳百五拾七石 塚七郎右衛門

一、金拾五兩 加賀野 彦兵衛

吾妻郡西久保村、中居村、新居村、門貝村

羽根尾村、芦生田村之内

一、高貳百三拾石 西窪 伊兵衛

同所 蟻川村、植栗村之内

一、高三百壹石余 恩田 庄兵衛

利根郡石倉村之内

一、高貳百貳拾五石 中村 万右衛門

一、高百五拾五石 鎌原 三郎兵衛

吾妻郡横谷村、松尾村、林村之内

一、高貳百七拾五石 横谷 勘十郎

一、高七拾五石 大館 半四郎

一、高三百石 松原物左衛門

新規 御奏者番 新井 閑心

一、高五拾石

高野甚五左衛門

宗門奉行衆二人

西窪常閑

一、百五拾石

上野沢右衛門

御家老 二人

同心四人

年寄衆 三人

御留守居式人

御城代 一人

一、百五拾石

加藤 十太夫

御奏者番 式人

一、貳百石

猪飼九左衛門

一、高貳百五拾石

町田源右衛門

六番組之頭

加茂四郎右衛門

鍵

齊藤右近之丞

一、貳百五拾石

橋詰十郎右衛門

御用人六人

大塚次郎兵衛(拾)

一、貳百參石

栃原武助

一、貳百石

久保弥五右衛門

一、貳百石

前嶋七右衛門

一、貳百石

伊能三右衛門

一、百九拾石

内田助右衛門

一、貳百石

金井兵左衛門

一、百五拾石

日置五右衛門

一、貳百石

神山五郎右衛門

大小性組之頭

松下 奎之丞

一、貳百石

渡辺平治兵衛

一、貳百石

上田 十兵衛

一、貳百石

井上右伝衛門

一、貳百石

和田權左衛門

添御城代式人

一、貳百石(貳百五拾石)

一、(五拾石)

富沢 六左衛門(富沢左之助(外記)子息)

一百五拾石 鍵

恩田 權之助

一百五拾石

石井 惣兵衛

郡奉行衆數不足

大目付衆老人

町奉行衆式人

一、貳百石

小山 五郎太夫

一百五拾石

舟田 弥左衛門

同心十七人

一、百五拾石

尾見 次太夫

一、拾人扶持

尾見与一右衛門

一、貳百石

西郷 角太夫

御旗奉行式人

一、貳百拾五石

矢野 市之丞

一、百五拾石

小日向十郎左衛門

同心拾一人

三拾人組頭參人

一、百五拾石

深井 數馬

一、百五拾石

石井 喜左衛門

一、百五拾石

一瀬 柰右衛門

同心三拾一人宛

御鍵奉行六人

一百五拾石

大瀬 左次兵衛

一、百五拾石

靱山 藏之助

一、百五拾石

羽中田左五右衛門

一、百參拾石

吉田 市右衛門

御持弓之頭老人

一、貳百石

塚田太郎右衛門

同心貳拾老人

御持筒之頭老人

一百五拾石

皆川 小左衛門

同心貳拾老人

御先手弓頭式人

一、貳百石

朝倉 九右衛門

同心拾五人



一、百五拾石

河合 権之丞

一、百石

滝 武右衛門

同心拾五人

一、百石

千賀 十左衛門

御先手鉄砲頭拾人

小室 彦太夫

一、百石

村田 平右衛門

一、百五拾石

松 三左衛門

御使番八人

同心八人

一、百五拾石

鎌原 庄左衛門

一、百五拾石

佐野 覚之丞

一、百五拾石

土肥 左兵衛

一、百石

尾見 長助

一、貳拾人扶持

松田 藤助

一、百石

玉置弥三右衛門

一、百貳拾石

新井 十兵衛

一、百石

小幡 合助

一、百五拾石

鹿野 数馬

一、百五拾石

梶田九郎右衛門

同心拾五宛

築瀬 新平

一、百石

窪島 平藏

吾妻郡奉行衆貳人

同心八人

一、百石

中村 新助

御目付六人

片岡 郷左衛門

一、貳百石

加賀 奎之丞

一、百石

門田 左太夫

一、百石

田村 十右衛門

一、百石

加茂九郎右衛門

一、八兩四人扶持

河合五郎左衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

田村 十右衛門

(五反田田村家)

御普請奉行四人

一、百石

麻田 權兵衛

一、百五拾石

大塚甚五右衛門

一、百石四人扶持

築瀬 吉右衛門

奧之小性拾人

桑那 庄兵衛

一、五拾石式人扶持

墨川 助左衛門

一、貳百石

山田 茂平衛

御朝夕組頭五人

一百石

鈴木与惣右衛門

一、百五拾石

上田 円之丞

一百石

塚本 孫太郎

一、金拾兩三人扶持四着七

渡辺 準之助

一、銀拾枚三人扶持

築瀬 九八郎

一、銀拾兩三人扶持四着七

高橋 藤九郎

中小性之頭五人

大納戸頭衆三人

一、百石

相沢 勘兵衛

一、金五兩貳人扶持四着七

久保 又六

一、金五兩貳人扶持

森梶 之助

一、金七兩三人扶持

一柳 六郎兵衛

大小性衆拾人

小日向 万之助

一、百貳拾石

中村 弥五左衛門

一、百石

新村 弥二郎

御下屋敷御留主居卷人

中老衆數不足

御奥御用人五人

一、貳百石

片山 伝六郎

一、五拾石

高橋 波之助

一、百石

井上 孫十郎

一、百石

笠井 三之助  
小林 七之助

一、金拾貳兩三人扶持

高橋 三太夫

一、五人扶持

松原 弥右衛門

和田權左衛門組拾人

一、百貳石

福田 兵之助

一、金拾貳兩

山室 伝八郎

一、金拾五兩五人扶持

阿久根權右衛門

寺尾 助太夫

一、金拾貳兩

加藤 清左衛門

一、五拾石

吉田 市三郎

一、金五兩八人扶持

本田三郎左衛門

富沢六左衛門組拾人

塚本 小平太

一、金五兩三人扶持

猪飼 甚七郎

一、百三拾五石

白石六郎左衛門

松下李之助組拾人

一柳 友右衛門

一、百石

茂野 甚内

一、百石

田中 新兵衛

一、百石

山崎 九郎兵衛

一、五拾石

松沢 理右衛門

一、七拾五石

牧田 文右衛門

一、金拾貳兩三人扶持

宮 塩 平太夫

一、五人扶持

西 窪 武太夫

一、金拾兩三人扶持

小池 仁右衛門

石井惣兵衛組拾人

舟田次郎左衛門

一、金拾貳兩三人扶持

寺尾 仁太夫

一、百石

鹿野 長右衛門

同 甚左衛門

同 甚左衛門

一、百石

和田 助太夫

上田十兵衛組拾人

河合 文五郎

一、百石

高橋 善兵衛

一、五拾石

河合 文五郎

一、百石

高橋 善兵衛

- 一、八拾石余 桃井与一右衛門
- 一、五拾石 奥沢 平兵衛
- 一、金七両三人扶持 松下 清太夫
- 御祐筆
- 一、貳百石 岡井八郎右衛門
- 一、百五拾石 林田 半右衛門
- 一、金拾両三人扶持 伴 伝右衛門
- 一、金七両三人扶持 生方 武兵衛
- 一、金七両二人扶持 篠崎 与右衛門
- 一、金五両三人扶持 一場 長太夫
- 御金奉行二人
- 一、金八両四人扶持 河合 又左衛門
- 一、金八両三人扶持 宮下 七太夫
- 栃原武助組拾人
- 一、百五拾石 清水 伝兵衛
- 一、百拾石二人扶持 坂庭 孫介
- 一、百石 松崎 新右衛門
- 一、金六両三人扶持 関根 金左衛門
- 一、金六両三人扶持 片山 久之丞
- 一、金六両三人扶持 石倉 浅之丞
- (箱尾勝助組)  
日置 五右衛門組拾人
- 一、百石 萩原 与兵衛
- 一、五拾石 新尾 新作
- 一、金八両四人扶持 前嶋 平三郎
- 一、金七両三人扶持 小尾 与兵衛
- 一、百石 高橋 五兵衛
- 前嶋七右衛門組拾人
- 一、百石 河村 平左衛門
- 一、百石 萩原 小左衛門
- 一、五拾石 高野 十郎兵衛
- 一、五拾石 大瀬 所左衛門
- 一、金拾両貳人扶持 高橋 五左衛門
- (七両三人扶持)  
一、金五両三人扶持 鹿野 右門助
- 橋詰十郎右衛門組拾人
- 一、五拾石 笠原 次兵衛

一、五拾石 星野 武兵衛

一、金六兩三人扶持 一場市郎右衛門

一、銀拾枝三人扶持 鈴木 弥五八

一、金拾貳兩三人扶持 三雲 源 六

一、金五兩三人扶持 西久保 甚兵衛

内田助右衛門組拾人 笠原 弥兵衛

一、三拾七石余 奥津 半 平

一、金拾兩貳人扶持 星野 重三郎

一、金拾兩貳人扶持 横谷 惣右衛門

一、金拾兩貳人扶持 押兼左五右衛門

一、五兩三人扶持 杉木 彦四郎

加茂四郎右衛門組拾人

一、百五拾石 富田 弥一兵衛

一、六拾貳石 鹿野 伝左衛門

一、五拾石 鈴木三郎左衛門

一、金拾兩二人扶持 松原 六太夫

一、金六兩三人扶持 鈴木 半兵衛

一、金六兩二人扶持 鈴木九郎左衛門

御勘定組頭一人 高橋 四郎兵衛

古書御番一人

一、五拾石 星野 市之丞

御藏奉行一人

一、金拾兩二人扶持 五十嵐藤右衛門

残物奉行三人 見城 半兵衛

一、金拾兩貳人扶持 坂庭弥一左衛門

一、金六兩三人扶持 一場 又兵衛

一、金六兩三人扶持

大納戸衆 青山 儀太夫

一、金七兩二人扶持 奥津 平 七

一、拾二石五斗貳人扶持 木内 八右衛門

御馬方役人五人

一、百石 押兼 権左衛門

一、金八兩三人扶持 鹿野源内

一、金四兩三人扶持 新井五郎兵衛

一、金四兩三人扶持 山口助(助)右衛門

別当支配馬元拾二人

御賄頭三人

一、百石 古津太左衛門

一、金拾兩三人扶持 高橋市左衛門

一、金三兩三人扶持 一場權左衛門

御中元一人

三人支配 夫凡七十五人

御生口頭三人

御代官 拾三人

一、七拾五石(七拾石)

一、六拾二石 片山安右衛門

一、金七兩二人扶持 片野角左衛門

一、金拾兩貳人扶持 大塚与三郎

一、金三兩三人扶持 柳七兵衛

伊能十三郎

一、金三兩二人扶持

一、四兩三人扶持

一、三兩三人扶持

一、金五兩二人扶持(二兩三人扶持)

一、金四兩二人扶持

一、金三兩二人扶持

御勘定師(參) 七人

一、金四兩三人扶持

一、金五兩三人扶持

一、金七兩二人扶持

一、金七兩二人扶持

一、金四兩三人扶持(同助)

中小性衆拾人

一、金七兩三人扶持

一、金七兩二人扶持

西川孫太夫

林理右衛門(利)

小野伊兵衛

早川安左衛門

林權左衛門(一場權左衛門)

小林文右衛門

星野五兵衛

四郎兵衛手代 増田次郎兵衛

加沢平次左衛門(加沢安之丞)

勝野猪兵衛

林半左衛門

真野藤太夫

信沢孫左衛門(澁利藤太夫)

西窪戸右衛門

西村新八

西村新八

一、金七兩二人扶持

赤坂友右衛門

一、金四兩三人扶持

杉木新右衛門

一、金七兩二人扶持

割田太郎右衛門

一、金三兩三人扶持

青山伊兵衛

一、金七兩二人扶持

笛木市之助

御城定番

御鷹師

一、金五兩二人扶持

矢沢弥右衛門

一、五拾石

甘利庄太夫

一、金三兩三人扶持

相生久左衛門

一、貳拾五表四人扶持

福島源太夫

一、金三兩三人扶持

長谷川仁兵衛

一、金四兩三人扶持

海老惣左衛門

一、金貳兩二人扶持

金子伝内

一、金二兩三人扶持

入沢安左衛門

一、銀二枚二人扶持

福富次郎兵衛

一、金三兩三人扶持

白岩十左衛門

一、二十石二人扶持

田村權九郎

大笹御番人

江戸屋敷番

一、貳拾石(三)式人扶持

伴四郎右衛門

一、金六兩四人扶持

奥山八左衛門

御大工頭一人

一、金四兩三人扶持

荒井市郎兵衛

宗門奉行衆支配二人

一、金五兩貳人扶持

高橋平兵衛

一、金四兩一分(六)式人扶持

内田甚兵衛

一、金五兩貳人扶持

永井市兵衛

一、金四兩一分(六)式人扶持

岡田文右衛門

一、金五兩貳人扶持

清水三郎左衛門

大番 四人

一、金五兩貳人扶持

飯塚伝右衛門

一、金六兩三人扶持

有坂伊兵衛

一、金五兩貳人扶持

中沢弥太夫

一、金五兩貳人扶持	霞	六右衛門	一、金五兩貳人扶持	桑野 藤八
一、金五兩貳人扶持	唐 沢	清兵衛	一、金五兩貳人扶持	片山 徳右衛門
一、金五兩貳人扶持	高山	長兵衛	一、金四兩三人扶持	片野甚五右衛門
一、金五兩貳人扶持	田 中	文 六	御帳付四人	
一、金五兩貳人扶持	田 村	勘 八	一、金八兩四人扶持	高橋 又右衛門
一、金五兩貳人扶持	松 井	七之丞	一、金四兩三人扶持	星野 伝左衛門
一、金五兩貳人扶持	角 田	鶴兵衛	一、金三兩二人扶持	樋 口 伝 次
一、金五兩貳人扶持	田 村	小兵衛	一、金八兩四人扶持	和久 宇右衛門
一、金五兩貳人扶持	金 井	久太夫	一、二十石一人扶持目安□	高橋 十兵衛
一、金五兩貳人扶持	狩 野	伝 七	御買物使四人	
一、金五兩貳人扶持	師 新	五右衛門	一、金五兩二人扶持	渡利 瀬左衛門
一、金五兩貳人扶持	津久井	三左衛門	一、金三兩三人扶持	佐々木善右衛門
一、金五兩貳人扶持	磯村	文左衛門	一、金四兩二人扶持	生方 茂右衛門
一、金五兩貳人扶持	木 暮	与兵衛	一、金四兩二人扶持	大河原 彦四郎
一、金五兩貳人扶持	片 山	又右衛門	御台所目付四人	同心二人
一、金五兩貳人扶持	細 矢	太兵衛	一、金五兩二人扶持	山田 新左衛門
一、金五兩貳人扶持	湯本	伊右衛門		



一、金五兩二人扶持 塩原 彦 六

一、金五兩二人扶持 唐沢 平右衛門

一、金三兩三人扶持 岸田 定右衛門

御台所三人

一、金五兩二人扶持 竹淵 喜右衛門

一、金五兩二人扶持 松下 平 助

一、金五兩二人扶持 河野 清右衛門

一、金五兩一分仁朱二人扶持 小池長左衛門

御賄人六人

一、金六兩二人扶持 関 文左衛門

一、金三兩二人扶持 中村 与兵衛

一、金三兩二人扶持 樋口 忠兵衛

一、金三兩二人扶持 中村 孫左衛門

一、金三兩二人扶持 田村 新兵衛

一、金三兩二人扶持 松下 徳右衛門

一、金三兩二人扶持 中村 加右衛門

一、金三兩二人扶持 小林五郎右衛門

御台所番七人

一、金四兩三人扶持 鹿野 理右衛門

一、金四兩三人扶持 阿部 六兵衛

一、金三兩二人扶持 向井 次左衛門

一、金二兩二分二人扶持 野口 惣右衛門

一、金二兩一分半人扶持 山本五郎右衛門

一、金一兩一分二朱一人扶持 立川 忠 八

御水奉行手代四人

一、金三兩二人扶持 富沢 善四郎

一、拾二石五斗 井上 次郎兵衛

一、金三兩二人扶持 留沢 甚 平

一、金三兩二人扶持 堀口 孫太郎

御扶持大工

一、二十七石五斗 高嶋三郎右衛門

一、二十七石五斗 小泉 平兵衛

一、五兩三人扶持 吉田 柰左衛門

一、五兩三人扶持 北風 小兵衛

一、四兩三人扶持

權左衛門

組外衆

一、貳百石

矢作 又兵衛

一、貳百石

伊能 市郎兵衛

一、貳百石

本田 弥右衛門

一、百貳拾五石

粕尾 源助

一、七拾五石

鎌原 伊太夫

一、五拾石

恩田 半左衛門

一、百石

鹿野 善太夫

一、百石

長谷川 平兵衛

一、貳百五拾石

寺尾 太郎左衛門

一、七拾五石

関 兵助

一、拾人扶持

堀 権平

一、百五拾石

松沢 五左衛門

一、貳百石

塚本 権兵衛

一、百石

長坂 郡左衛門

一、七拾五石

春原 孫右衛門

一、七拾五石

石川 長四郎

一、五拾石

長谷川 長兵衛

一、百石

富田 忠太夫

一、參拾參石余

福田 久右衛門

一、金六兩三人扶持

恩田 六右衛門

一、金五兩三人扶持

石倉 半之丞

一、七人扶持

堀 六弥

一、拾六石余

山田 久太郎

一、五人扶持

長谷川 弥兵衛

一、六拾四石

伊能 伊兵衛

一、五拾石

高橋源 五右衛門

一、金六兩三人扶持

富高 彦左衛門

一、五拾石

中村 仁左衛門

一、五拾石

隱居 大瀬 甚右衛門

一、金六兩三人扶持

石倉 三郎兵衛

茶道坊主

一、金五兩四人扶持  
片貝 善兵衛

一、百石  
山村道知

一、金六兩三人扶持  
大塚 長吉

一、五兩二人扶持  
関道益

一、三人扶持  
齊藤 平太夫

一、五兩三人扶持  
宗<sup>少頭</sup>佐

輕三役扶持人

一、二人扶持  
加藤 八十郎

一、二兩二分二人扶持  
喜齊

一、七拾五兩二人扶持  
田村 孫介

一、二兩二分二人扶持  
春賀

一、金四兩四人扶持  
平野 權兵衛

一、二兩二分二人扶持  
伝齊

一、金二兩二分四人扶持  
伊能 又左衛門

一、二兩二分二人扶持  
三悦

一、金二兩一分  
野沢 市郎兵衛

一、金三兩二人扶持  
丹齊

儒 医  
鈴木 甚悦法橋

一、金三兩二人扶持  
休意

一、参百石  
萩野治庄内法橋

一、金三兩二人扶持  
閑悦

一、式百石  
樋口 春菜法橋

一、金三兩二人扶持  
宗竹

一、参百五拾石十人扶持  
佐川 三順

一、金三兩二人扶持  
林清

一、百石  
荒尾 道宇

彈正少弼組

一、七人半扶持  
家野 加春

生科之内、川戸村之内

檢 校

一、金七兩五人扶持  
小熊 城緑

三百式石余  
真田 七兵衛

吾妻郡川戸村、岩井村之内

式百石

朝比奈次郎右衛門

御用人

式百石

玉野 太右衛門

大小性組頭

但、組十二人中小性組支配

式百石

長瀬 六右衛門

五拾石

加茂 勘右衛門

簾御奉行宗門改共

足輕以下扶持者

卷千式百五拾五人半扶持

この粗七千五百三十三俵 但し一人扶持ニ付六俵積り

粗にて渡候、

二百五拾六俵歩行以上五百拾五人金にて渡候、

金卷千七百六拾八両三分

百六拾四貫九百五十文 錢にて渡候、

粗合八千六百九十七俵二斗八升四合

金合千八百八十四兩一分七百五十七文

石合四百八十一石四斗五升三合給人に相渡候

石高三万一千六百四石二五十石以上之者二百五人

歩行以上扶持方九十六人扶持同断切米

金卷千五百二十五兩

惣合參千四百拾文

此分限帳横尾村割田新兵衛殿方有之、寛政十三年之

頃、同村清七郎殿兼写(筆カ)いたし候処分り兼候処有之候

得へ間違も有之也

一、文化十三年横尾村、関彦右衛門殿より借り請写之

一、真田伊賀守様御領地本高三万八千石之所を御自分

度々御検地にて石高三万八千石に御打出し被成

候故、惣百姓至而困窮致し御領分の内より箱訴等

有之、天和二年落城之由申伝候、

一、高千二百四十七石九升七合 五反田村石高

貞享元子年酒井河内守様御検地にて、当時高五百

七十石一斗一升七合

惣反別百三十四町三反八畝八步

内反別二十一町七反二畝二十三步 田方

反別百十二町六反五畝二十五步 畑方

一、高二十一石二斗四升一合 新田

是は先年御林にて開発御願仕、御払跡地新田に被仰付候、

一、高八升二合 新田

是は先年見取田に候所、布施孫三郎様御代官所之節御検地にて高入被仰付候、

高合五百九十一石四斗四升到相成候、

当時嵩山古城跡有之候処、往古岩櫃山之城主斉藤越前守の末子、白虎丸と申嵩山の城主也、新城と唱え候様に相見え申候、永禄九丙寅年三月九日甲州信玄ノ為に落城致し候、尤西窪村次郎左衛門殿方感状には城虎丸と有之候由承之、永禄九年寅三月九日信玄の方西窪治部

根津潜竜斎二人大将にて責候節、迎も不叶と見極か家老蟻川図書と申者降参致し城中え兩人を招き入、酒盛を致し、其内城中数ヶ所火を出し自分ハ穢所トドロを兼て拵へ置無難に抜出、兩人之者は詰腹いたし候由、然共城は責落し候間、右之者は信玄公より感状相渡候、其節蟻川図書、白虎丸連岩より傘を持飛落逃候故、白窪と号し候と申伝へ置候、其時岩守え白虎丸の妹娘をかくし置介抱いたし候と申候処ハもの久保と申伝へ候、

○唐沢大炊之助斉藤之家に入掣す、斉藤大学之助と号三月九日嵩山にて打死すと唐沢の系図に相見え申候得ば申伝へ実証と相見え申候、

註(一)内上野国利根郡沼田城代記により付記す。



ゑいとう坂ノ田

一、老文

常寿院

同所ノ畠  
一、七文

同人

こりやうノ入ノ畠

一、拾七文

善十郎

同所ノ畠  
一、拾四文

同人

ゑいとう坂ノ畠

一、八拾五文

常寿院

同所ノ畠  
一、四拾三文

<sup>四万ノ</sup>弥右衛門

同所ノ畠

一、三拾老文

同人

同所ノ畠当不作  
一、拾四文

常寿院

同所ノ畠

一、拾七文

同人

ゑいとう坂  
一、拾文

<sup>四万ノ</sup>長三郎

同所ノ畠

一、三拾九文

常寿院

同所ノ畠  
一、貳拾文

常寿院

同所ノ畠

一、六拾三文

同人

西ノ窪ノ畠  
一、拾七文

<sup>二郎右衛門分</sup>勘左衛門

こりやうノ畠

一、八文

<sup>四万ノ</sup>半十郎

同所ノ畠  
一、老文

友十郎

同所ノ畠

一、貳拾貳文

<sup>同所ノ</sup>善十郎

まのめりノ畠  
一、七文

新藏坊

同所ノ畠

一、三文

新十郎

同所  
一、五文

与十郎

西窪ノ畠	新十郎	よしのくぼノ畠	新蔵坊
一、拾文		一、拾四文	
まのめりノ畠		同所ノ畠	
一、弍拾文	新蔵坊	一、五文	同 人
同所屋敷共ニ		同所ノ畠、当作	同 人
一、七拾七文	同 人	一、弍文	同 人
すかたノ畠		よしのくぼノ田	同 人
一、拾七文	新右衛門	一、拾五文	同 人
いけのたいらノ畠		ノ畠	
一、弍拾四文	与十郎	一、七文	加兵衛
同所ノ畠		同所ノ畠	
一、弍拾三文	与十郎	一、壹文	同 人
同所ノ畠		まのめり	
一、弍拾五文	同 人	一、五文	新蔵坊
はやしきわノ畠		同所	
一、拾弍文	同 人	一、九文	同 人
同所ノ畠		同所ノ畠、当作	
一、七文	同 人	一、五文	同 人
同所ノ畠		同所ノ畠	
一、弍文	二郎左衛門	一、九文	友十郎









なづ花ノ島			上ノ山ノ島	
一、五文	太郎	七	一、貳拾五文	同
わりノ島			上ノ山ノ島	
一、五文	佐右衛門		一、拾壹文	同
同所ノ島			せとノ島	
一、六文	同	人	一、五文	同
同所ノ島			むかいた沢ノ田	
一、三文	同	人	一、貳文	六右衛門
ひやのくびノ島			舟窪ノ島	
一、貳拾九文	助左衛門		一、拾七文	三右衛門
舟窪ノ島			同所ノ島	
一、拾九文	三右衛門		一、貳拾八文	里右衛門
ひやのくびノ島			同所ノ島	
一、拾五文	源	七	一、拾九文	徳兵衛
きりとほしノ島			川べりノ島	
一、拾六文	小左衛門		一、貳文	久右衛門
ひやのくびノ島			やしき前ノ島	
一、四文	同	人	一、拾文	角右衛門
わり坂ノ島			同所ノ島	
一、五文	同	人	一、拾文	同
				人





うつこしノ島

一、拾四文

同 人

同所ノ島

一、三拾文

同 人

合五百文

以上

都合三貫貳拾九文

内貳拾卷文 当作ニ付

右之通新規亥の御改何も立置、令吟味相究候、当御成  
りより被取納可仕者也、

亥の十一月十六日

市川 何右衛門

中島 与右衛門

磯田 重三郎

大鳥市右衛門

五反田村

□□百姓

第二編  
近  
世



# 第一章

# 領 主





旗本保科家の墓地（伊勢町 林昌寺）

# 第一節 幕府領・岩鼻県

## 第一項 法度・定

一 天和二年五月 奉行下知

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり、自然不審成もの有之ハ申出べし、御ほうびとして

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通可被下之。たとへ同宿宗門之内たりといふとも、訴人に出る品により銀五百枚可被下之、かくし置他所よりあらはるゝにおゐてハ、其所之名主并五人組迄一類共に可被処敵科者也、仍下知如件

天和二年五月 日 奉行

右被 仰出之旨趣領分之輩 急度可相守者也

(折田 今井次男蔵)

二 文化九年七月 高札

(表紙)  
「御高札写帳 文化九年申七月」

(1) 定

何事によらずよろしからざる事に百姓大勢申合候をととうととなへ、ととうして、しいて願ひ事くハたつるをこうそといひ、あるひハ申合、村方たちのき候をてうさん(逃散)と申、前々より御法度に候条、右類之儀有之ハ居村他村にかきらす、早々其筋の役所江申出へし、御ほうびとして

ととうの訴人 銀百枚

こうその訴人 同断

てうさんの訴人 同断

右之通被下置、其品ニより帯刀苗字も御免あるへき間、たとへ一旦同類に成候とも発言いたし候もの名前申出においては、其科をゆるされ御褒美下さるべし

一、右類訴人いたすものもなく、村々騒立候節村内之ものを差押へ、ととうにくわらせず、菅人も差出さる村方有之ハ、村役人にて、百姓にて、重にとりしつめ候ものハ御褒美銀被下帯刀苗字御免差統しつめ候もの共も有之ハそれ〳〵御ほうび下しおかるへきもの也

明和七年四月 奉行

(2) 定

一火を付るものしらへ早々申出へし、若隠置におゐてハ其罪重かるべし

たとへ同類たりといふとも申出るにおゐてハ其罪をゆるされ急度御褒美下さるへき事

一火を付るものを見付へこれを捕へ早々申出へし、見のかしにすへからざる事

一あやしきもあらハせんさくをとけて早々御代官地頭召連来るへき事

一火事之節鎗長刀脇差等ぬき身にすへからざる事

一火事場其外何れの所にも金銀諸色ひろいとらへ御代官地頭へ持参すへし、若隠置他所よりあらわるゝにおいてハ其罪重かるべし、たとへ同類たりといふとも申出輩ハ其罪をゆるされ御褒美下さるへき事

右条々可相守之若於相背者可被行罪科もの也

正徳元年五月 日 奉行

(3) 定

在々にて若鉄砲打候もの有之候は、申出べし并御留場之内にて鳥を取申もの捕候欵、見出し候欵、早々申出へし、急度御褒美下し

おかるべきもの也、享保六年二月、奉行

(4) 賞

捨馬之儀ニ付段々被 仰出候処、頃日も捨馬之者有之候、急度御仕置可被 仰付とはいへとも、先此者も流罪被仰付候、向後捨馬

仕もの於有之ハ可被行重料者也

(元禄十二年カ)  
卯十二月 奉行

(折田 今井次男蔵)

(中之条町役場蔵)

三 元禄七年六月 御法度

御法度ノ条々相守可申覚

一 生類御憐儀、度々御触、急度相守可申事

一 博奕ノ儀度々御触ノ通、急度相守可申事

一 御領分ノ者、他所へ一切奉公ニ出申間敷事

一 腕屋商人の儀、宿不仕其上出俟仕間敷事

一 他領他国エ罷出候節ハ役人方へ断申罷出可申事

一 牛馬養育仕、重荷附ケ申間敷事

一 往来一人者附り永留メ堅仕間敷事

一 前度見覚候共不慥成ル者ニ一夜ノ宿借シ申間敷事

一 田畑并質地商売ノ節、名主役人方へ相断、加判頼可申事

久太郎外九十二名連印

右ノ条々御触ノ通、急度相守リ可申、為其総百姓印判如斯置者

也、以上

戊ノ六月 日 中之条町総百姓連印(氏名略)

名 主

間 屋

役 人

(中之条町 桑原源一郎藏)

四 享保十七年七月 在々普請法度

在々御普請定法書付

覚

一村役人足高百石ニ付五拾人宛可相勤事

一村役人足之外高百石ニ付五拾人宛ハ御扶持方老人ニ七合五夕ツ

可被下事

一堤川除用水悪水等御普請之儀 組合候而勤来候分并組合無之者

ヶ村ニ而仕立候御普請共ニ右村役人百石ニ五拾人御扶持方人足

五拾人之外ニ指出候人足ハ老人ニ付米老升七合ツ之積り代銀

ヲ以可相渡候、直段之義ハ春普請ハ前年十月之相場、夏普請ハ

其年正月之相場、秋普請ハ四月之相場、冬普請ハ七月之相場ニ

而四季共ニ国切之直段を以可相渡候

一右相場之儀御代官所国切ニ市町之相場市場無之所ハ米売買有之

時之相場書取之兼而御勘定所江可差出置候、尤御普請有之所茂

無之所茂其差別なし 御代官所国切ニ右月々一旦之相場書可差

出置事

一用水ハ悪水堀浚等之内并橋普請之節大工手伝人足等村役人或ハ組合ニ而村役人仕来候分前々通りたるべし 惣而村役人自普請ニ仕来候場所不紛様可相心得事

但シ右溜井堀浚、新溜池等御入用ニ此仕分ハ人足遣ひ方外御

普請之通、村役人足扶持方人足或ハ賃人足たるべき事

一夏秋中堤川除込樋并筋往還道橋等破損出来差延かたく急ニ繕普

請いたし候処所々村役ニ仕来候所ハ先格之通たるべし、其外從

公儀被仰付候分ハ人足賃銀扶持方定之通可被下之候、翌年春普

請ニいたし候前々ハ村役人足扶持方人足賃人足夫々ニ可召遣事

一込樋算橋木等之材木御林有之所々并山方ニ而材木有之所々ハ可

伐遣持人足扶持老人ニ七合五夕宛可被下之材木無之所ハ直段吟

味之上御勘定所江相達御買上たるべし、鉄物類右同断御勘定所

江相達御買上ケたるべし

一土木杭木竹がつら茅鹿柴明俵繩孤等之品々取役ニ差出来候所々

ハ前々之通、村役ニ可相心得事

一惣人足ハ不及申、村役人足共自今未明御普請御場へ罷出、役人

指図之通極晩迄相詰不働之人足出し不申様ニ可致事

一諸色賃銀并扶持米渡方之儀、村々名主、組頭并御普請請負之者

手形御普請役之者加印仕可相渡候、又ハ御普請役不罷越御代官

ニ而普請致候場所ハ御普請所ニ詰候手代加印いたし御代官陣屋

ニ而元メ手代方より可為相渡事

右之通此度被 仰出候間村々大小百姓考人別ニ可申聞者也

子七月

右之通御書付出候間相廻候村々ニ而写し留右御書付之趣村中惣百姓江為申聞可得其意候 此書付村下ニ名主致印形無違滞相廻し留

り村々役所江可相返候、以上

子八月 後庄左衛門判

中之条町

西中之条町

折田村

五反田村

山田村

原 町

郷原村

右村々

名 主

(中之条町役場蔵)

五 延享三年五月 餌鳥札触書

餌鳥札之義ニ付触書

関八州ニ先達而餌鳥判鑑相渡置候、村々御料私領・寺社領ニ不見

届餌差共、在々相廻リ候由相聞候、自今ハ其処々名主方ニテ焼印

札ニ判鑑差置引合相改可申候、勿論度々罷越存候ものニ而も無用

捨相改無相違候ハ、定之通木錢・米代取之、晝夜不限宿借可申

事、餌鳥共在々ニ而あはれねたりかましき義を申者有之候ハ、

其所ニ差置、江戸下富坂町右餌鳥屋新餌鳥屋会所迄早々可相届事

焼印札村方ニ而若致紛失候ハ其節ひろひ候もの於有之ハ右之会所

江早々持參可致候、若隠居候ハ、曲事可為事

右之条々急度可相守也

寅四月

右之趣関八州村々江不洩様

御料所并私領寺社領最寄御代官々村次を以、急度相触、尤右触書

名主宅ニ掛札ニ認置、急度相改候様ニ可申渡候以上

堀 口 荒四郎

児 嶋 孫七郎

遠藤六郎右衛門

逸 見 出羽守

神 尾 若狭守

神 谷 志摩守

右之通、書付相渡候間、書面之趣疾と相心得村々ニ而無間違相心

得可申候、右触書吾妻郡不残、我等方相触候間、御料私領寺社領

共此帳面村名書記、名主年寄百姓代印形村落無之様村順ニ相廻し

留村々我等役所江可相返者也

(延享三年) 寅五月

伊奈半左衛門

吾妻郡

御料

私領 村々

寺社領

名主  
年寄  
百姓代

(中之条町役場蔵)

(附) 年号欠 寅二月 餌差宿弘寛

寛

二月四日夕々五日朝迄

一木銭 三拾四文 御式人

白米 老升老合

代銭 九拾五文 御張紙直段

ノ百三拾三文

右者御止宿料、書面之通り御定之木銭米代御払、儘ニ請取申候、為念如件

上州吾妻郡

大道新田

(延享三年カ)  
寅二月 日

名主  
何右衛門

御餌差衆中

(大道 塩野谷六郎蔵)

註 折田茂家に安永九年壬正月原町役人からの「餌差御判一通并廻状」

の請取「寛」がある。

六 文政二年十月 御法度請書

請書一札の事

一御公儀様法度之義は不申及御支配御役所様より被仰付候惣御々条之趣逸々承知奉畏相守罷在候処、当秋中御支配様御廻村於村々御法度御々条之趣被仰付、猶又御帰陣被遊御陣屋表より御廻状を以殿重に被仰付候に付御法度御々条之儀は不申及、町内差障方田畑山林等に至迄狼之義無之様可致由被申渡致承知候。以來急度慎相守不埒成義仕間敷候。

一博奕賭之諸勝負御公儀様より御法度被仰付候義は不申及御支配御役所より度々殿重に被仰付一同承知仕罷在候得共、是又心得違仮初の義にても賭の諸勝負決して致間敷候段承知仕候。

一風俗不宜長脇差を帯候者止宿等は勿論旅籠屋、茶屋、商人屋等惣て町内に長居為致申間敷候。

一田畑作柄何にても取荒申間敷候。

一町内見世棚は不申及諸々より参り候商人在々より持出候諸品何によらず如法に致売買重頭強勢成り義決して致申間じく候。

一かざり松之儀は前々より定の通枝松に致可申候。尤他の持分に入狼に伐荒候事決して致まじく候。

一蚕の節ども取他之畑エ入狼取荒桑のめ痛め申間敷候并枯桑名主方より触候日限に伐取可申候。

一山林立木は不申及枯木落葉下草等他の持分に入猥取申まじく候。

先書之通嚴重に被仰付候趣一同承知仕、急度相守可申候。若心得違御法度村定不相申不埒等有之御呼出御咎め等にて預り申候得ば一同難儀至極仕候間、其組々相改博奕賭の諸勝負宿等いたし候者有之候ハ、為咎錢五貫文外相定相背者有之候ハ、為咎錢五貫文外相定相背者有之候ハ、為咎錢貳貫文其組五人組頭より為差出可申候。依之惣小前請書印形差出置申処仍如件。

文政二年卯十一月 各小前連印

前書御法度村定仕候ニ付奥書連印致置候

名主 藤 八

第二項 支配代官

七 自貞享元年 支配領主、代官、名主（折田村）  
至明治二年

年	代	官	庄屋名主
貞享1	竹村惣左衛門、熊沢武兵衛		庄屋 喜右衛門
2	同		同
3	同		名主 八兵衛
4	太田弥太夫		甚左衛門

組頭 又左衛門  
同 平三郎  
同 久兵衛  
同 茂左衛門  
年寄 明七  
同 八郎左衛門  
同 与五兵衛  
同 儀兵衛  
取締 重兵衛  
百姓代 彦左衛門

(中之条町役場蔵)















嘉永	弘化		天保										文政											
1	4	3	2	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	13	12	11	10	9	8	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三月廿八日年号改	輕井沢差村ニテ村柄見分有之候		御検見有之、山田川橋掛替	四万村湯原橋掛替	日光御社參有之候、長須橋掛替	日光御社參有之候、四万渡戸橋掛替有之							殿様御祝儀ニ付御用金被仰付金高四十一兩貳分式朱差上候、信州輕井沢差村ニテ、村巡見被遊、御検見有之	小判壹分判式朱判吹替有之	四万村渡戸橋掛替	宮内様へ御名改メ、新田定免十ヶ年、御検見仮定免(以下略)	此年、山田川橋掛替有之	同	同	同	同	同	同	同
彦右衛門	柴七	藤七	九兵衛	九右衛門	彦右衛門	彦右衛門	定右衛門	藤七	九兵衛	九右衛門	彦右衛門	茂左衛門	小兵衛	彦平	藤七	九兵衛	彦右衛門	九右衛門	彦平	小兵衛	九兵衛	茂左衛門	藤七	

清水領 同年不陽気、田方破免願御年貢七分五厘程御引方被仰付、残り三分程御差旦り承り候

同 御割付渡り、未迄十カ年定免

同 同年郡御奉行様其外御付方五人様上下廿五人御順見、四月十二日当村御中食被遊候、同年六月式部卿

同 様御泊候ニ付恒之丞様相渡り申候、同年御田米百八俵御買入レ前橋定米汝川米ニテ中之条町十兵衛殿

同 土蔵ニ入申候

同 恒之丞

同 此年天保と改、長須橋掛替

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同





八 文政六年十二月 新任代官佐藤忠右衛門申渡

申渡し

一 其村々此度我等御代官所被 仰付候間、得其意、前御法度ノ

趣相守可申候、尤五人組帳前書年々小前不洩様為読聞印形取之可差出事

一 農業を守出精いたし、田畑不荒候様心掛、切境切開立て出、荒地起返シハ勿論、其外先規より無謂高外紛敷地所作付可相成空地等有之候ハ、早々訴出、改を請、相応ノ御年貢可相納候、若隱置候ハ、村役人共可為越度事

一 御年貢米金納方相触候日限通り、無滯急度可相納候、村遅納ハ咎可申事

附廻状差紙等無滯滞順達いたし、呼出日無相違可罷出事

一 百姓貯穀ノ儀、急難ノ手当ニ 置置御趣意ニ付、年々出穀ハ届書差出、是迄 置置候分も不受痛様、新穀ニ引替不取締ノ儀無之様ニ可心付事

一 御普請所自普請共ニ小破ノ内手入いたし、村役人共時々見廻り根廻等年数相保候様ニ可致事

一 村入用ノ儀、常々心を付、仕来候共、費ノ義相省過分ニ不掛様いたし、不正ノ儀無之正路ニ勘定いたし、小前ノもの疑敷無之

(折田 綿貫孝次蔵)

様ニ取計ひ、割合帳面印形取之、役所差出改可受置事

一 我等并手附手代廻村ノ節、先触ノ外、余計ノ人馬不差出、休泊ノ場所都テ見苦敷共、不苦候間取繕ケ間敷儀不致、尤木銭、米代相渡候間、所有合の品を以一汁一菜ニ相賄馳走ケ間敷儀不致、夫ニ至迄費ノ人足差出間敷候、且手附手代ハ不及申、侍・足輕中間小者ニ至迄金銀其外軽き品ニテも音物等決テ致間敷候、若右体ノ義有之候ハ、後日ニ至相聞候ハ、吟味ノ上急度可申付事

右ノ趣相心得、此書面ヲ村役人写取、小前百姓江も得と可申聞もの也

(文政六年) 末十二月 佐藤忠右衛門

右ノ通り被仰渡一同承知奉畏候、仍テ御請印形奉差出候、以上

(中之条町 桑原源一郎蔵)

註 支配代官の交替は回状で伝達され、領民は、請書を提出した。

ニ 文化七年六月、分郷調査

分郷に付御尋ね

一 此度私領並ニ分郷ニ相成候テも差滞リ無之哉之事御尋ニ付、村柄之儀奉書上候

但シ差出之金致し候もの名前書記し差出し

可申由被仰付候得共、此義ハ村方ニハ  
差出金仕候もの無御座由申上候、尤甚兵衛殿前々御役所江差  
出金被成候得共、此節ハ申上候その儀万一私領渡リニも被仰  
付候儀無覺束奉存候間、差出し金貸等仕候もの当村ニハ耆人  
も無御座書上申候処、右御用首尾好相濟帰村仕候間御安心思  
召可被下候

六月二十日

文左衛門

六左衛門様

四郎左衛門様

三 四 郎様

四郎右衛門様

(大道 富沢清蔵)

一〇 天保五年十二月 清水卿永年御支配方願書

乍恐以書付奉願上候

矢島藤蔵御支配上州吾妻郡左ノ村々小前村役人惣代ノ者共奉申上  
候、私共村々ノ儀ハ関東とは乍申越後国境ニテ極山入ノ場所ニテ  
田畑取実薄ク元来極困窮村ニ御座候所、尤巳年稀成凶作ニ付、既  
小前ノ者共夫食差支餓死可及ノ者、数多出来候処、当御支配御代  
官様格別ノ以御慈悲御手当被下候ニ付、右飢人共必死ノ危難相  
逢、露命相統仕候、誠ニ以広大ノ御仁恵と村々小前村役人一同、

挙て難有仕合奉存候、然処此節御支配又候御私領渡等ニ相成候趣  
風聞有之奉驚候、一体私共村々ノ儀、先年吉川栄左衛門様、山本  
大膳様御支配替ノ後、数多御 場所替被仰付、土地柄ノ様子御  
見知不被為定内、御支配御替ニ相成、御仁恵ニ御取扱請候間合無  
之、其度々村役人出府雑用ハ不申及、其外諸費相當難涉仕、此上  
右様御支配替引統候テハ村々潰、退転ニも可及哉と奉存候所、当  
御支配所ニ相成候後、厚御世話被成下候ニ付、小前末々ニ至迄、  
永久御支配奉承度致話百姓出精罷在候処、又候前書ノ風聞及承一  
同当惑至極仕候間、不願恐をも、今般惣代共出府仕御愁訴奉申上  
候、何卒以御慈悲右始末被為聞召訳、当御代官様永ク及御支配奉  
請候様被仰付度偏ニ御憐愍ノほど奉願上候、以上

矢島藤蔵御代官所

上州吾妻郡

原町在組・山田村・下沢渡村・四万村・原岩本村・栃久保村・  
大道新田・横尾村・原町・岡崎新田・平村 右十二ヶ村惣代

原町在組 名主 政右衛門

原町 名主 五郎左衛門

天保五年十二月

御老中様

前書ノ通り

大久保加賀守様ニ御愁訴奉申上候所、明・飛騨守様ニ御下ケ相  
成、今十八日御呼出差越願ニ付、不及御沙汰心得違ノ旨御了解ノ

上、願書御下ケニ相成候間、写ヲ以申上候、以上

上州吾妻郡原町在組

名主 政右衛門

原町

名主 五郎右衛門

矢島藤藏様

御役所

(大道 富沢清藏)

二 安政三年七月 廻村御出役に不埒の説一札

入置申一札之事

一三五郎儀先達而御出役之御り不埒之儀有之候ニ付、町方立談(退)

可申候様被仰聞候処、当人義全ク心得違ニ而今更先悲後悔仕拙寺并岩井村名主平次右衛門町方五右衛門方江取廻り向後之儀ハ急度相慎不宜敷所業等江決而携申間敷旨申し候間、今般之儀是非之御託被成下様伏而相願申候間何卒此度之儀ハ拙寺并外兩人江相面シ御勤弁被成下度以来不悪敷風聞も有之候ヘハ右世話人方ニ而早速為引弘御役人中江御苦勞決而相掛申間敷候、為後日入置申一札仍而如件

安政三年

長七月

清見寺印

五右衛門印

名主 政右衛門殿  
御役人衆中

(中之条町役場藏)

三 安政四年 岩鼻役所より年始出頭回状

廻状

(封表)

岩鼻

「廻状

金井鉄平

岩鼻村始」

年始之儀一村申合セ老人宛来ル廿五日迄ニ可能出様其組合内岩鼻付御料并旗下村々江不洩様可相達候 此廻状刻付を以順達可被致候以上

(安政四年) 巳正月十四日

岩鼻

金井 鉄平印

岩鼻 村印

(中之条町役場藏)

註 次に 倉賀野宿印 高崎宿印 板鼻宿印 安中宿印 松井田宿印 大戸村印 原町印 中之条町印 が並記され 右寄場役人中とある。

三 安政六年十一月 四方村役人御国恩金献上

乍恐以書付奉願上候

当御代官所

上州吾妻郡四万村

年寄 政右衛門

左衛門・六左衛門・安左衛門・孫平・安左衛門・武左衛門ハ銀百枚宛、其余之もの共エハ銀二百拾四枚被下置候、從 久世大和守様御差函之旨 松平出雲守様被仰渡候儀被仰渡一同難有承知仕御褒美銀奉請取候、仍御請証文差上申如件

一金拾五兩也

内金五兩也(徳右衛門伊平次)

但シ二ヶ年ノ割合上納可致候

右ハ私共儀御国恩冥加相弁、今般

書面之通、上納奉願上候、尤右ニ付何ニ而も御願筋無御座候、仍

而此段奉申上候、以上

安政六末年十一月

右村役人惣代

年寄 万 太 郎

伊奈半左衛門様  
岩鼻御役所

(四万 唐沢文衛藏)

註 同文献上書に五反田村年寄孫兵衛金十兩が、同所高橋孝茂家にあ  
り、全郡役人の献上を思わせる。

二 万延元年十二月 御本丸御普請献金御褒美請状

差上申一札之事

私共儀

御本丸御普請御入用ノ内エ上納金仕候ニ付、為御褒美、金左衛門・七郎兵衛・銀七枚ヅ、武兵衛・諦之助・源左衛門・伴次郎・伊

上州吾妻郡

三嶋村

年寄 重郎左衛門

外 五人

折田村

年寄 九右衛門

外 二人

五反田村

年寄 孫兵衛

下沢渡

年寄 庄右衛門

上沢渡村

年寄 太郎左衛門

外 一人

市城村

年寄 重兵衛

外 一人

平村

万延元年申十二月

年寄  
喜兵衛  
外 一人

大道新田  
年寄  
六左衛門

布施  
百姓  
儀右衛門

永井村  
笛木四郎右衛門

中之条町  
名主  
重兵衛

松尾村  
百姓  
音五郎  
外 六人

岩下村  
同  
次右衛門

郷原村  
勘右衛門

大惣代  
年寄  
重郎右衛門

中之条町

伊奈半左衛門  
御役所

年寄  
甚兵衛

(中之条町 桑原源一郎藏)

### 第三項 郡中取締と組合村

一五 寛政二年九月 盜賊横行ニ付二十ヶ村申合せ

相定申連印一札之事

一 当郡中近頃盜賊入込、押取被致人々難儀致シ候由ニ付、左之村々申合、右盜賊捕候欵、如何様ニも政道仕度此度組合一統申合相談取極メ候段左ニ印シ申候

一村々ニ而随分心附辻々ニ番を付、見出シ候ハ、村中之者出合撮取、右組合へ相談之上取計江戸召連候欵、如何様之儀ニ而諸入用相掛ケ候共、組合高割ヲ以掛リ次第其筋ニ急度差出シ可申候、并家数少分之所へ入込候節ニハ居村□□ニ不限、早速為相知、最寄より出合何方迄茂附したがひ、向々も出合撮取候様ニ互ニ出精可申候、右相定候上ハ、等閑之政道仕間敷候、為其組合村々連印致し置申候上ハ少シ茂違乱申間敷候為後日証文仍而如件

寛政二年戊九月

上州吾妻郡中之条町

(以下連記を略して表示する)

村名	名主	組頭	百姓代
西中之条	左左衛門	弥右衛門	政右衛門
折田	茂左衛門	清三郎	太郎左衛門
五反田	田兵衛	吉右衛門	庄兵衛
原岩本	佐五右衛門	勘左衛門	半右衛門
大道新田	六左衛門	茂左衛門	三四郎
栃久保	庄右衛門	半六	茂左衛門
山田古料	長兵衛	次郎兵衛	七郎兵衛
同新料	伊兵衛	孫右衛門	理兵衛
上沢渡	六之丞	権之丞	孫兵衛
下沢渡	清左衛門	半 <sup>年寄</sup> 兵衛	善右衛門
四万	孫四郎	半右衛門	伊左衛門
平村	孫六	伊右衛門	平兵衛
蟻川	小左エ門	勘左衛門	伊兵衛
原町	五兵衛	軍藏	治兵衛
同在組	戸右衛門	治兵衛	庄藏
赤坂	七左衛門	作兵衛	治郎兵衛
大塚	友八	金左衛門	市郎右衛門

名主 孫市  
 組頭 伝右衛門  
 百姓 惣右衛門

伊勢町 重右衛門 七兵衛 所左衛門  
 横尾 三左衛門 八兵衛 太郎左衛門  
 尻高 重兵衛 三郎右衛門 三郎兵衛

(折田 今井次男藏)

註 これに現在の高山村大字尻高が加入し、現大字山田は二つに分れて  
 いる。

享和元年二月 郡中取締役任命

差上申御受書之事

私共儀常々御用向大切ニ取扱、平日身持等宜敷趣粗被及御聞候ニ付、御撰ノ上此度御支配所村々郡限取締方取扱被仰付候間、居村共不及申、銘々持場郡中村方之内、博奕都而賭之諸勝負いたし候もの共勿論之儀、去ル<sup>(寛政十年)</sup>午年中被仰渡候御書付ハ御趣意之通、無商売ニ而同類ヲ集メ通りものと唱、身持不埒成ル者を子分子方杯与号抱置、或ハ百姓不似合長脇指帶、目立候衣類を着シ、風俗不且又者往還船着之場所ニ不相成之家作致、百姓ニも無之出処不慥男女等差置候類、村方之為ニ不相成者、其外、盜賊筋之儀ニ付、怪敷風聞等有之候ハ、其者悪事之始末并名前等、得与取糺シ、時日不移早速御訴申上、御差図可奉請、尤盗いたし候欵、博奕致シ居候者、見当リ之節、捕方手延ニ致置、逃去様子ニ候ハ、時宜寄即時ニ搦置、早速御訴可申上、右之通御取締方被仰付候上ハ猶亦行候跡、正鋪御用向万端入念諸事正路廉直ニ心懸聊依怙無最貞、

郡中之者共追々風俗相直り、御取締方行届キ候様、誠実ニ可取計、且私共儀ハ今盤御取締方取扱被仰付候村々江対シ権威ケ間敷仕候、万一遺恨杯ニ而悪事不致者を悪様ニ申立候様成儀、後日露顯いたし候ハ、御糺明之上、夫々御咎可被 仰付間、心得違無之様大切ニ相勤可申旨精々被 仰渡一同逐一承知奉畏候、若被 仰渡候趣相背候ハ、私共一同何分之御咎ニも可被仰付候、仍而御請印形差上申処如件

上野国緑野三本村

二月受 名主 幸 太

同郡三ノ倉

享和元酉年二月

四月受 加部 安左衛門

草津村

同 年寄 安 兵衛

山田村

六月廿七日受 同断 次郎兵衛

右者西六月夏成上納ニ罷出候節 御役所ニ而御取締方被仰付候請書也

(山田 山田正治蔵)

註1 寛政十二年十二月、大笹名主黒岩長左衛門・原町山口六兵衛同任命(原町誌)

2 文化八年十二月、原町矢嶋五郎左衛門・同六兵衛、山田村山田治郎兵衛三名に、御紋付高張提灯、手提灯・火之粉防団扇裏銭・火事羽織

を下付、「元役所の所に役所を置き」、三つ道具は矢鳥家に立置、こゝを仮役所とする、とあり、五郎兵衛は「大庄屋」と肩書きしている。

3 原町取締役六兵衛を手代格とし米拾俵式人扶持下され、右三ヶ村村取締役すべ御用引請、五郎兵衛・九兵衛、治郎兵衛三名を加へ、「吟味役迄可申越候」とあり、「原町年寄九兵衛肝煎申付、年米五俵宛被下候」とある外、山口俸権三郎・山田俸弁蔵・矢嶋俸五助・松井俸寅之助に年寄役申付、次郎兵衛は名主役申付、九兵衛俸幼年ニ付後見九兵衛心得を申付(山田正治家文書)

4 文政十二年六月、郡中取締任命、翌年三月大原四郎の支配と替り、次の者に取締役を任命している。草津村名主平之丞、同年寄安兵衛、猿ヶ京年寄十郎右衛門、原町年寄六兵衛、山田村名主治郎兵衛(山田正治家文書)

5 文政七年十二月、郡中村々取締役草津村年寄安兵衛任命、廻状の、草津から始まり岡崎新田に至る小雨・前口・入山・太子・赤岩・長野原・林・横壁・川原畑・三嶋・横谷・下沢渡・上沢渡・四万・原岩本・栃久保・平・箱島・岡崎新田の村々への廻状が、大道の塩野谷六郎家にある。

6 天保五年六月、郷原村年寄勘右衛門に、「此度、御領知吾妻郡村々取締役被仰付、心得方之儀、元十兵衛江申渡候通相心得、村役人一同申合、都而取締役之もの江談合、取締方行届、村風俗立直り候様可取計尤不時見廻り出役御差遣いたし候間、等簡之儀無之様可致候」とある。(折田 福田竹蔵家所蔵)

一七 文化六年三月 浪人・舟倒横行・東部吾妻四十九力村歎願

乍恐以書付奉願上候

一上州我妻郡御料所村々并私領村々一同奉願上候儀へ、先年浪人之由申村々へ參、合力錢ねだり難題申掛ケ難決仕候処、明和六丑年御触有之候後年久敷右駄之儀無之村々役人共安心ニ役儀相勤候処、近年及重年ニ候故欵浪人之由申、一日ニ耆人二人又ハ

三四人参り候故、少々宛合力致遣し候得共難題申、其上止宿等相願候故、百姓家江遣し候得バ、役宅ニテ無之候而ハ止宿難成杯申、六ヶ敷申方間々有之難儀仕候、且近年船倒之由申来り其中ニハ五年三年之御免被仰出候杯申、押領いたし止宿拵迄、宿賃遣し候得ハ、粗食難相成申、或ハ難申付由申候得ハ高札場賃請度申、難波申募難儀仕候義多分有之、既ニ当正月中、同郡郷原村ニ而ハ、紀州飯高郡郷須村船倒之由申参り、難波申募、其上御役所へ掛込御願上度、郷原村甚難儀仕候、右之国中之内ニ而も山中ト見掠右鉢法外申募候者有之、村方諸人用多分相掛り村役人迎も村方より困窮之者相勤候故渡世致兼役儀相勤不申甚難儀至極仕候間、乍恐此段得ト御勘弁被成下何卒御上様江此段被仰立、前々之通り法外無之様御触被成下置候様御聞濟奉願上候、右願之通り被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候

文化六年三月

註 1 そこに、中野条町、平、市城、大塚、横尾、鱈川、赤坂、栃久保、大道新田、原岩本、五反田、四万、上沢渡、下沢渡、折田、山田（古料、新料）、郷原、西中之条、原町、矢倉、松尾、岩下、横谷、三嶋、厚田、金井、川戸、岩井、植栗、小泉、泉沢、新巻、奥田、五町田、岡崎新町、青山、尻高、原町在組の吾妻東部四十カ村が并記してゐる。

2 同年四月、浪人、船倒、旅僧、山伏、座頭、盲女、諸權化の横行に難波歎願する。

(中之条町役場蔵)

六 文化十四年六月 十九ヶ村役人、取締役三人に村内取締讀書

差上申一札之事

一 従前々仰出候御条目之趣ハ不及申上、追々被仰触候御法度之趣堅相守、五人組帳前書之儀ハ年々小前惣百姓ニ爲読聞無違失、物毎(事)正路ニいたし、農業無懈怠精出し田畑不荒様心掛可申事

一 博奕賭之諸勝負、芝居踊大造之花火都而人集ケ間敷義并長脇差ヲ帯百姓ニ不似合風俗致候儀ハ別而近年度々嚴重ニ御制禁之段御触之通堅相守心得違之者無之様村役人共々時々堅申聞、神事祭礼等も花美無之様いたし、衣食住并婚礼等分限ニ応じ手輕ニ致、都而無益之入用不掛様可仕候事

一 御年貢米金納方之儀ハ御触日限通無遅滞上納仕、廻米之儀ハ米征相撰俵拵入念津出可仕候事

一 百姓共、公事出入致候而ハ困窮退転之基ニ付、村役人心附出入ニも可及程之儀有之候ハ、可成文精々双方ニ異見差加へ和融為致候様可仕候事

一 堤川除用水悪水御普請所自普請所共村役人共時々見廻り小破之内手入いたし大破ニ不及様心附可申候事

一 御林木立薄キ場所ハ苗木植付可申、百姓林ニ至ル迄無油断植物差不可仕事

一 新田畑ニ可成空地又ハ立出シ切添、切開等有之ハ不穩置申立并



荒地返畑田成等ニ可成場所其外新規運上小物成之類ニよらず御益筋之儀有之候ハ、早速可申上候事

一孝行人寄特人長寿人并農業格別出精之者有之候ハ、夫々名前可申上候事

一親不孝之者又ハ村役人共申付も不用、農業を嫌ひ身持不埒ニ而博奕之外御法度筋不相守者有之候ハ、可申上候事

一年老て子供并親類縁者も無之、農事出来兼又ハ無高等ニ而可及飢ニも程之者并老若ニ不限、独身ニ而相煩、看病いたし遣候者も無之ものハ、組合之者引取、薬用看病等いたし遣し、貯等も無之分ハ村内申合、扶助いたし遣候様可致候、尤田畑手入等之儀ハ前以被 仰渡有之候通り一同申合、地所荒さざる様可致候、且相続人無之者ハ村役人ハ勿論一同申合せ話いたし相成之者見立遣シ可申候事

一実体ニ農業出精致候得共、厄介多等ニ而、家作致零落、風雨之凌も難相成程之者ハ、村方一同申合、農隙之節可也ニも取繕可遣事

一取締役之者居村ニ而も不取締之儀及見聞候ハ、外取締之ものより無隔意相制難捨置儀ハ早速可申上、尤不入組儀ハ印封書付を以可申上候、書付差出方之儀ハ最寄村々御用序又ハ幸便を以差出シ、若シ幸便無之候ハ、御支配所村々之内、村継を以差出、別条之儀無之候とも四五十日ニ老度ツ、何角取締方可申上候事  
右之趣ハ兼而一統村々ニ逐一被仰渡も有之候儀ニ候処、猶又無違

失相心得、聊無等閑重意ニ制方心掛愚昧之百姓共御触并被 仰渡之趣会得いたし兼問々心得違不屈之所業も有之、御仕置ニも相成、親兄弟妻子迄路頭ニ為迷、旧来相続之百姓株も及潰候事、不容易儀ニ付、畢竟邪なる利欲ニ走り、農商之道疎ニ相成候ゆへ之事ニ候間、聊も無邪、農商励候得ハ、其身分相成ニ親兄弟妻子迄安穩ニ扶助出来いたし候儀ニ付、愚昧之者共ニ教諭いたし遣候様可仕旨被仰渡之趣承知奉畏候、

御代官様御儀銅山方御用向御居合被為成候迄、当分之内御在府被為承 仰御出府被遊、尤御廻村之儀、勿論其外、臨時ニも御越被遊候儀ニ而御在陣之節と御振合相替儀ハ無之候得共、是迄年来御在陣被遊、諸事敲重之御取計御座候儀ニ付、此度御在府勤ニ相成候趣、小前末々之者共及承定或御在陣之節と違、万一心得違仕、博奕并芝居踊都而人集ケ間敷儀且不宜風俗致候もの可有之哉も難計ニ付、以来別而敲重ニ取計も被遊、度々御廻村も有之儀ニ付、心得違不仕、兼而被仰渡候趣、堅相守可申旨被仰渡承知奉畏候

右之趣村々役人御呼出之上被仰渡可之候処、左候而ハ時節柄可及難儀ニ付、取締方より村々役人ニ其段申通、村役人より小前之者共立不洩様申通候様可申達段被仰渡候ニ付、此度最寄村々江御達被成、委細承知仕候、前書被仰渡之趣村々小前之者共立不洩様為申聞、心得違無之様急度為相守可申候、依而請書印形如件

文化十四年六月

主

(以下村名と村役人を表にまとめた)

村名 名主 組頭 百姓代 名主代印

領

第一章

西中之条 政右衛門 磯 平 市郎右衛門

平 仁右衛門 平治郎 左平治 年寄 孫右衛門

五反田 四兵衛 安左衛門 文左衛門 年寄 孫右衛門

大道新田 三四郎 太左衛門 六左衛門 年寄 政右衛門

四万 嘉兵衛 五郎左衛門 市三郎 政右衛門

下沢渡 三右衛門 五郎左衛門 庄左衛門

上沢渡 久兵衛 権左衛門 源兵衛 百姓代 甚之丞

山田村古 庄右衛門 平八 甚之丞 百姓代 甚之丞

折田 藤七 庄右衛門 勘兵衛

市城 七左衛門 十兵衛 五右衛門

栃久保 庄右衛門 六兵衛 武左衛門

原岩本 勘之丞 孫八 彦兵衛

中之条町 八郎左衛門 三右衛門 市郎右衛門

布施 勘兵衛 八郎兵衛 覚右衛門 組頭代年寄 十兵衛

二牧原 五兵衛 覚左衛門 半左衛門

入須川 伊左衛門 六右衛門 三郎左衛門

永井 紋右衛門 徳兵衛 茂七

猿ヶ京 利左衛門 友右衛門 冬右衛門

湯宿村 嘉右衛門 甚左衛門 弥 市

中野条町 御取締 十兵衛殿

上沢渡村 同断 六右衛門殿

猿ヶ京村 同断 十郎右衛門殿

(中之条町役場蔵)

元 文政三年九月 平村婦人殺害事件諸費二十一ヶ村分担

覚

一金貳分ト七百六拾文 是ハ岩鼻初テ行兩度 御届ケ入用

一金貳分ト四百五拾文 是ハ江戸飛脚路用

一金壹分ト六百五拾文 是ハ岩鼻御役所へ 落命御届ケ路用

一壹貫三百文 赤坂入用

一貳貫六百四拾八文 大塚村入用

一貳朱 横尾村入用

一貳分ト拾九貫七百七拾六文 平村入用

メ金壹兩三分貳朱ト廿五貫五百八拾文

此錢 三拾八貫五百廿八文

目詰メ三拾六貫九百八拾八文

貳ッ割 拾八貫四百九拾四文

貳拾壹ヶ村 高九千四百七拾六石ニ割

拾石ニ付拾九文五卜

拾八貫四百九拾四文

此内 六貫六拾四文 平村へ割

殘拾貳貫 三百三拾文

廿ヶ村へ割此錢六百四拾貳文

(岩本 綿貫常政藏)

註 文政三年九月、平村の婦人が、通行の浪人に路上で殺害された事件  
扱費である。

二〇 文政十一年二月 御改革の儀に付廻状

(1) 御領知方 上州吾妻郡中之条町始  
廻状御役所

関東御取締御改革ノ儀ニ付、差急キ御用有之間、此間願書差出候  
印形持参来ル二十二日迄無相違可罷出候、極差急キ候間、日限延  
引いたし候テハ不相濟候条、其旨可相心得候、此廻状刻付ヲ以、  
早々順達、留り村より可相返もの也

御領知方

御役所

(文政十一年)  
子二月十七日 未下刻

飛脚 賃錢 金二朱ト百八十八文渡

(2) 乍恐以書付奉申上候 御廻状 御先触 扣覚帳

上州吾妻郡八ヶ村惣代中野条町山田村役人共奉申上候、関東御取  
締御改革ニ付他領他支配親村ニ相立、多村組合ニ相成候テハ難波

ノ村々も有之趣ニ付、右難波ノ始末委細可申上旨御廻状ノ趣、委  
細承知奉畏候、私共組合ノ義ハ、中野条町親村ニ相立、四十ヶ村  
組合可申段、御取締御出役様より被仰渡候、然ル処、当八ヶ村ノ  
義ハ、是迄諸事申合、諸御用向相勤、取締仕来諸夫錢等格別相掛  
不申罷在候処、今般、右多組合ニ相成候テハ自然ト諸入用も多分  
ニ相掛り可申ニ付、何卒是迄ノ通り八ヶ村限り組合御趣意相守、  
右多組合ノ儀ハ、御免除被成下置候様奉願上候、勿論、右ノ趣、  
御出役様エハ未不申立候得共、御調ニ付此段奉申上候、以上

(中之条町桑原源一郎家藏)

註 文政十一年三月、中之条町中心の清水領の村役人が、調印の延期を  
願い出しているものである。

(3) 廻状 関東御取締出役

二月二十八日 河野啓助

金子宿より

夫より、

渋川宿泊り 中之条村迄

右宿々

役人中

追テ中野条ニテハ今般御改革御取締組合立候ニ付罷越候間、兼  
テ用意宿一軒用意可被致候、余ハ着可申談候、以上

(4) 御用状

関東向御取締出役  
中 山 道 倉賀野宿  
問屋 取締役

河野啓助様  
藤右衛門  
御用向

此一通御用向奉申上候間、御廻村先ニテ御継送り被下度候、此

段奉願上候、以上

高崎宿より 三國通り 夫より 御廻村先迄  
金子宿

右伊勢町より受取、原町へ継

(5) 御用

関東御取締出役

廻状

山本大膳手代

河野 啓助

西中之条始

今般、御取締筋御改革ニ付、先達テ申渡置候諸帳面、諸書類、寺社領一同持参、左ノ所エ日限無相違、可被罷出候

一村々名主、組頭百姓代エ不洩様ニ申論候儀有之間、緞令一寸給々ニ候共、一給限三役人無相違罷出、若他外、病氣ニ候ハ、重立候百姓可被罷出候

但シ今般教諭筋承度者ハ小前末々ニ候共、勝手次第罷出候様

申聞召連可罷出候

一村々質屋并送賃渡世ノ者ハ、去々戊亥二ヶ年質帳持参、当人無相違可被罷出候

右ノ趣、得其意此廻状村下ニ請印令、晝夜刻付ヲ以、順達、留村より可相返候、以上

榎本兵五郎手代 小池 幸助

山本大膳手代 河野 啓助

同 太田 平助

山田藤左衛門手付 吉田 光五郎

来ル六日、無遅滞急度原町我等旅宿ニ所可罷出候、以上

(中之条町役場蔵)

三 文政十一年三月 吾妻東部四十ヶ村組合寄場親村

乍恐以書付奉申上候

上州吾妻郡中野条町外七ヶ村惣代共奉申上候、今般関東御取締御改革被仰出候ニ付、最初中野条町ニ近郷四十ヶ村程ノ寄場可被仰付旨、御廻村御見分様より被仰渡右寄場親付ニ相成候得共、中野条町役人中へ羽振も宜敷、町方潤ニも可相成義トハ奉存候得共、可相成ハ是迄ノ通、御領知限り八ヶ村組合右御趣迄相守申度奉存候間、右寄場私共村々御請不仕、御日延相願罷在候ニ付、当時山本大膳様御代官所、同郡原町寄場相成居申し、然ル処、右組合ノ義、弥 御領地八ヶ村限り御聞濟ニ相成候得、私共御願置ニ付、益御座候得ハ右組合ノ義、御用済無御座、原町組合ニ被仰付候様相成候テハ、私共八ヶ村外聞愚敷御屋敷様御威光ニモ拘り候哉ニ奉存候、依テ當時ニテモ右御廻村

御見分様ニ御願申上候テ原町ト中野条町隔番ニも相成可申趣ニ奉  
存候間、乍恐此段御伺奉申上候、以上

上州吾妻郡

中野条町

名主

重郎右衛門<sup>㊦</sup>

子(文政十一年)  
三月十七日

西中野<sup>(イ)</sup>村

同

政右衛門<sup>㊦</sup>

山田村

同

長兵衛<sup>㊦</sup>

五反田村

同

四兵衛<sup>㊦</sup>

市城村

同

七右衛門<sup>㊦</sup>

折田村

同

小兵衛<sup>㊦</sup>

下沢渡村代兼

上沢渡村

同

善六<sup>㊦</sup>

(中之条町

桑原源一郎<sup>㊦</sup>)

差上申一札之事

近来無宿共長脇差ヲ帶、又ハ鑓、鉄砲等持歩行在々所ニおいて及  
狼藉、且右ニまね、百姓、町人之内ニも長脇差ヲ帶、同様之及所  
業ニ候もの有之、是迄追々御仕置被仰付候得共猶不相止増加いた  
し党を結び押歩行候趣ニ付、先般右体鑓、鉄砲等携候者ハ勿論、  
長脇差等ヲ帶、又ハ所持致し歩行候者共ハ御召捕、悪事之有無、  
無宿、有宿之無差別、死罪其外重料可被仰付候旨御触有之、右之  
趣銘々支配領主地頭より為触知承知之上小前末々エ村役人共より  
精々申論し、申談可致義ニハ候ヘ共、右体御敵、被仰書候ヘ共、  
百姓風俗ヲ惣者ニ不穩ニとの  
御仁恵ニ付難有仕合ニ奉承伏、良民之弥害ニ相成候ハ不捨置、村  
役人并小前一同申合搦押共支配領主地頭又ハ御取締様方御廻村先  
エ差出、聊之心得違ニ而不身持ノ者共ヘハ厚御理解申論、本心ニ  
立掃リ家業出精致し候様專ニ心掛、丹誠いたし、若其上とも不得  
止事不身持候ハ、是又御廻村先ヘ密々御訴可申上、此上悪者共  
徘徊致し候ハ、村々役人共制方不行届ニ付、其願ニより急度御  
取計可被成候事

一村々之匪悪もの徘徊いたし、又は無商売之者差置候ハ、村役  
人ハ勿論小前末々之もの、五人組他前書不相弁故ニ付農暇又ハ  
休日等ニ再々村役人ヲ為説聞、急度相守可申候事

一 近来世上一統トハ乍申、就中関東筋村々別テ奢ニ長じ、神事祭  
礼・婚礼・仏寺等前々より格外ニ相成入用多相掛、困窮及難波

候趣ニ付、村役人共精々申合、質素・儉約専一ニ取計可申候事  
一猶在々歌舞妓・手踊・操芝居・すもう其外都て人寄ケまじき儀  
ハ最前より御法度之処近来猥ニ相成、所々ニて芝居等催候趣相  
聞是迄御仕置被仰付候向も有之処、未相止、芝居催候跡ニ而被  
及御聞候共、右催候ハ勿論、芝居道具貸遣し候者迄も厳しく御  
糺之上、其筋ニ御差出被成候ニ付、村々役人共ニおいても小前  
末々迄差留可申候事

一近來小前末々の者共心得違ニて農を怠り、商ヲ専ニ致し、田畑  
作り余り、高持百姓及難渋候よしニ付、農家ニて商売いたし候  
ハ自然と其節奢ニ長じ候基ひ不宣事ニ付、新規ニ商ひ相初候ハ  
勿論、追々相止候様可心掛候事

一右之趣、精々御理解有之、右ニ一同承知奉畏候、然ル上ハ此後  
無怠小前末々迄申聞セ無違失相守可申候、万一等閑致し無商売  
のものニ店貸し置候か又ハ悪者の商等致し差置もの有之候  
ハ、当人ハ不及申、親類・組合・村役人一同何様ニも可被仰  
付候、仍而御請印形差上申処如件

文政十三年 月

主税知行所

何々組連印

地頭姓名

同郡村名 三判

関東向御取締御出役

山田武右衛門御手付

吉田吉五郎殿

山本大膳様御手代

阿野 殿

太田平 助殿

本兵五郎様御手付

脇谷武左衛門殿

覺

一高何石 何誰 何国何郡

人数何人 内家数

内

何年以前何より

居酒渡世

同 大小拵

研屋 渡世

髮結渡世

湯屋渡世

外

渡世

質物類売買渡世

右之通り相違無御座候

百姓 何 誰

文政十三年 月

百姓代

差上申一札之事

関東筋村々の内、農間諸商人多、田畑作り余り、其上奢長じ、良民及難義候趣ニ付、從御奉行所、今般諸商人數并居酒や、湯や、髪結床、大小拵、研や等名前巨細御改ニ付、別紙帳面ニ相認メ奉差上候通少も相違無御座候

万一押隠し不書上候か、調濟後日相あらわれ候ハ、何様の御儀ニも被仰渡承知奉長候、依而

文政十三年 月

乍恐以書付奉申上候

今般御取締向御改革ニ付テハ、以来御廻先ニテ御召捕ニ相成候ハ又ハ村方ニおいて差押候分共、御取調中并御差立入用向ノ義、無宿ハ組合村々惣高割ニ致し、有宿の者たとへ他村ニテ御召捕ニ相成、或ハ村ニテ差押候もの、人別の村方より入用差出候、都テ村入用多分不相掛様手かるに可取計様被仰渡候ニ付テハ以来もより都合宜様引分、凡四五ヶ十ヶ村組合相立書出旨被仰聞承知奉長候、則申合左ニ申上候

中之条ニテ

村高 名主 何々 誰

与頭

御札ニ付奉申上候書付

此書付一人名願ニ限り一領、一札いたし可差出候  
何人

右ハ農間、質や渡世仕候者私共ノ外一人も無御座候、以上  
文政十三年 月

右村 質や 誰 印

残帳

左ニ八寸横五寸七分

二冊に差出可申候 以上

(平 関伸一藏)

三 天保三年八月 火附盜賊改

乍恐以書付奉願上候

一上州吾妻郡折田村百姓○○○衛門義風聞不宜敷ニ付此度御召捕ニ相成御吟味奉受候処夫々、右分り然ル上ハ右之者共江私共ハ御引渡被下置候様奉願上候、何卒願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、尚又不宜風聞儀ニ有之候ハ、私共召連御上様御出役先御旅宿江罷出御札可奉受候、為後日一札差上申処依而如件

清水御領

上州吾妻郡折田村

百姓  
〇〇〇衛門

名主代

年寄 彦右衛門  
年寄 小 兵 衛

天保三辰年

八月

火附盜賊御改

柴田七右衛門様御組

関根鉄之助様

田村専右衛門様

(折田 今井次男蔵)

註 「火附盜賊改」とある文書は当町では、前記天保三年の文書が始めで以後、平の関伸一家の文書に多く、天保八年罪人御下げ願(榎栗村百姓高太郎三十二歳)同十五年二月、盜難品請取出頭、同年六月無宿勝藏窃盜調があり、大道塩谷六郎家には、嘉永五年十一月「火付盜賊改路用出覺」がある。

二 天保九年八月 再改革令

(表紙)

「天保九年戊八月 名主政右衛門

再御改革

金銀御停止并諸商人調御触之写

在組」

入間郡所沢御用先

関東御取締出役

急廻状

吉田左五郎

吉田平馬

岩鼻始メ

下札ニ

一万石以上領分冥加永納  
所分ハ本文但シ

書可加候事

前略

右者昨戌刻差出シ候廻状質屋案文より下札附落候間、得其意、刻附順達留メ右廻状一同可被継戻候 以上

戌六月朔日 辰下刻ニ出ス

出役 吉田平助

吉田左五郎

岩鼻・くらかの・高さき・板鼻・安中・松枝・大戸原町中之条町

右役人中

半紙立帳分サン如此カスカイトシニ式冊ニ可差出事

何宿

何国何郡何町外何拾ヶ村組合諸人渡世向  
何村

取調書上帳

御取調ニ付申上候書附

此度敷數御儉約被仰出、統而近来御府内町方又ハ在方ニ而菓子類、料理等無益之手数ヲ掛結構ニいたし候もの共有之候由、右之類、其假差置候而ハ風俗益々奢侈ニ相成不可然可差留、都而食物類高直之品売買致間敷、且往来ニ而無益之食物商ひ候もの増長、



向後右商人とも等減候様是又被 仰出候も有之、畢竟在々商人多  
ニ而、自然其所者ニ長し候基ひ不宜旨、御改革之砌り被 仰渡も  
有之候得共、猶又今般大小惣代之者、重立其所村役人共立会御案  
文之外商渡世迄も不洩様取調早々可書上旨被仰渡承知畏則左ニ奉  
申上候

御代官  
何誰領分  
知行 欵  
寺社領

何国何郡

高何石

何村

此家数何軒

江戸ニ何里

人別何人但シ

家数何軒 農業一統渡世

内 家数何軒 農行間ニ商ひ諸職人類渡世之分

同湯屋渡世

同腰物類渡世

是ハ去ル亥年御改革以後新規相始メ候分此度御調之分

(中略―前記の「書付」の意と略々同意の処)

商ひ渡世向等ハ勿論、外ニ其所無益之渡世可有之候間、都而案文  
之振合を以、城下陣屋、本宿町・宿町・市場とも一同組合大小惣  
代之もの、其所役人とも立会取調被 仰出候様、今般御奉行所よ  
り、被仰渡候質屋渡世之もの、去ル亥年中取調書出し候所、其後  
相始メ候ものもこれある趣相聞候間、尚又此度新古質屋渡世之も

の大小惣代其所役人共立合取調別紙案文之振合ニ而可書出旨、前  
々同様ニ 仰渡候、右ニ付万一心得違を以、亥年書出後新規相始  
候ものを此度書上ケ之内相除キ候様ニ而ハ不宜事ニ候条、其旨可  
被心得候、右之通り相違候間、得其意別紙案文之うつし取不洩様  
念入取調書付、来ル八月卅日迄に中山道鴻巣宿へ向可被差越候、  
難相聞儀ハ早々廻村先ニ可申出候

一櫛・竿・かんざし・烟管またハ烟草入金物其外無益なるもの、も  
てあそびの品の金銀之義停止之旨前々御触之趣有之候処近来猥  
りニ金銀具相用、并ニ売買いたし候、以来百姓町人右体之しな  
ハ、金銀相用候儀決而不相成、主人或ハ出入屋敷等より貰受又  
は持伝などニよるとも、金銀器類一切持申間敷右ニ付而ハ武家  
要用之品ハ是迄之通り、其外も武家より誂候分ハ格別、都而金  
銀具相用候品内証ニ而持上置、売買いたすまじく、且今迄商人  
とも仕入分ハ当年用限売買いたし、来亥年より可為停止之旨、  
御触ニ付而ハ、支配領主地頭が申渡も可有之候得共、在々小給  
所ニ至り候而ハ不行届向後も可有之哉ニ付、大小惣代、村役人  
が右御触之趣行渡候様、猶可申諭候、且又宿町場等ニおいてハ  
鼈甲并珊瑚珠又ハ瑪瑙之玉を女の髪之具等ニ附、相用候も相見  
ニ其外都而、近来奢ニ相成候品ハ男女とも堅不用様其所役人大  
小惣代ともニ心附、質素第一ニ精々可申諭候

右之趣相違候条得其意、此廻状令請印、刻付順達泊りより商渡  
世向取調戻り廻状ト上封ニ断書いたし、右鴻巣宿ニ向可被相返

候 以上

戊六月十日

関東御取締出役

山本大膳手代

須藤 保治郎

同 小池 三助

同手附 内藤 健一郎

同手代 吉田 平助

山田茂左衛門手附

吉田 左五郎

岩はな・くらがの・高崎・板はな・安中

松枝・大戸・原町 泊り

外三拾八ヶ村

右寄場并ニ大小惣代組合村役人中

(大道 富沢清蔵)

三 天保十三年五月 八州取締出役口達

口達之覚

一 右被仰渡請書之趣、得ト相并組合村々小前ニ至迄無違失申通、寄々組合村村々請書調印取之、追而廻村之節差出候様可致、一体取締方之儀ハ文政十亥年御改革此方悉被仰渡も有之事ニ付、今般改而此義ト御沙汰ハ無之、何事も右亥年以来被仰渡受書又

ハ五人組前書ニも有之事ニ付、此度被仰渡候受書を熟シ急度可相守、右亥年御改革受書并五人組帳前書等一覽いたし度者ハ無遠慮可申立、若前々御趣意ニ捨記候事モ候得ハ、差押候義、勿論之義ニ付候条、此達口之趣モ小前末々迄、無洩悉可申通、申聞ケ候而モ不用ものモ候ハ、常々廻村先迄可送事

一 御府内端々裏々迄も御調有之ニ付、女髪結かこい女様々之者、或ハごろ付ト唱ひ候若者等、御府内すら住居不成、夫々立退候次第ニ有之、在々之義ハ別而之儀、嚴重ニ遂穿鑿無宿ハ勿論、縦慥成請人有之候而、風俗不宣、無商売之ものハ決而差置申間敷候事

覚一 小作年貢之義、近年甚以等閑ニ相成、田畑所持之者御上納筋差支及難決度、已後ハ取極候日限、聊無相違地主ニ相納可申候

一 奉公人給金之儀 男四兩式分以下  
女式兩式分以下

一 昨日雇之儀 他日雇取十二日壹分  
他日雇取十三日壹分

附リ請取日雇之義モ右准直下致候

一 諸職人作料 十日壹分

一 諸売買物 宥割下ヶ

一 銀治細工物 同断

一 酒造 醬油 一割下ヶ

一 紺屋染代 同断

一 駄賃 同断

一 髮結代錢 老人前式十文

一 茶屋物 式割下ヶ

一 旅籠 同

一 博奕賭之諸勝負ハ勿論、旅芝居、仁和嘉<sup>ニ</sup>狂言其外遊興ヶ間敷

義決而致間敷候、若相背もの有之候ハ、早速其筋エ可申立候事

一 無宿又ハごろ付もの類決而村内為差置間敷候事

一 小売酒屋或ハ髮結所坏ニ而縦ヘ休日たりとも大酒致間敷、惣而不行諸之遊ヒ等慎ミ可申候

一 衣類之義ハ御改正相用事

但し先年御改革之通り絹布相用ヒ間敷候事

一 婚礼取結之義、近年甚以花美<sup>ハカミ</sup>相成、入用多分相嵩、一円難渡

ニ付、衣類ハ綿布限り可申候、且又樽代之義ハ一切取引致間

敷冷酒限り相用申間敷候

一 祝義不祝義ハ都而人寄之節、贖之義取合之品ニ而一汁一菜之

外相用不申、猶又仏事等之節酒一切相用申間敷候

伊勢・榛名山 是ハ格別 外諸社等先年之半減、新規之物

相断

御免勸化ハ百石ニ付 鑑百文

一 婦人髪之上銀類鼈甲之類決而相用間敷候筈ハ角きひとろ木櫛

相用可申候

一 男女雪踏、夏足袋無用之事

今般御取締筋御改革嚴重被 仰渡候ニ付、前箇条之通、質素儉約堅相守候様四拾箇村組合一同取極申候 以上

天保十三寅年五月日 四拾箇村組合

是ハ口上ノミ小前エ可申渡義

此節ニ差当リ難義之趣申上付口達仕候、女帯古琥珀当分計用ヒ可申事、但し所持之分ハ格別、新仕立無用之事 (平 関伸一蔵)

三 文久三年四月 関東取締出役達シ

又々一昨十五日、御取締急御回状到来左ニ

一 関東御取締向之儀、文政度御改革厚御趣意有之、外ニ組合相立

大小惣代取極、組合申合取締向を話いたし、勸善教諭、火附盜

賊其外悪党共差押、百姓共安穩ニ農業いたし候様可取計管之

所、近年兎角組合中ニ悪党共立廻り候而度差押方申合不行届哉

ニも相聞、役人共嚴重ニ取計可申候、御改革御趣意厚相心得、

勸善教諭專一ニ相心掛組合之中、風俗不亘、悪もの等不成様精

々心付、火附盜賊悪党共者捕押、品々最寄廻村先ヘ可申候

一 其外々前々御法度筋之儀、面々領主地頭も、可申達儀ニハ候

得共、御触事等亡頭不致、火之元大切ニ可相守候条、若心得違

者於有之、召捕当人者勿論、五人組、村役人共、急度逐吟味候

条、小前之者共其も不洩様申聞取締可致候

一前書之御改革被仰渡候節組合村々江建立候杭之儀(中略)

杭木案文

火附盜賊無宿悪党共立回り候へ、搦取可差出事

文政度御取締向御改革之御趣意堅可相守事

何国何郡何村外何カ村組合 何村

(以下略)

關東御取締出役

上州吾妻郡

大戸村・榛名山

原町・中之条

右大小惣代

寄場役人中

右之通御回状到來候ニ付、写ヲ以申上候間、早々御順達可被下、  
奉頼入候

中之条町

(文久三年)  
四月十七日

名主 政右衛門  
大惣代 重兵衛

西中之条村・折田村・在組・山田村 小惣代次郎兵衛様(山田)

上沢渡村・下沢渡村・四万村・五反田・原岩本村 小惣代作右衛門様

門様

大道新田・栃久保村・蟻川村・赤坂村・大塚村・平村・横尾村・  
伊勢町 小惣代嘉右衛門様

青山村・市城村 小惣代喜平次様

右村々

御名主 中様

小惣代

右四月十七日夕受取十八日朝下沢渡へ継送申候

註 1 文久三年 山田村名主御用留による。

2 大惣代の下に四小惣代がある。

3 万延元年八月、吾妻東部四十カ村組合西中之条村、夜警中怪漢取押  
奉告文書が中之条町役場にある。

(山田 山田正治蔵)

#### 第四項 巡見使・日光御社参

三 天保九年閏四月 巡見人馬割当後証之為一札

議定一札之事

一私領御巡見様御通行前々々原町御旅宿之所前々々之人馬割付、先  
帳に任せ、原町々触出し会合仕、先年之帳面割付之通人馬霞村  
々助郷相勤呉候様被申候ニ付、天明度も馬ハ代錢渡しニ仕候村  
方も有之、猶又正馬ニハ相勤候村方も有之、此度ハ馬之儀一同  
代錢を以相渡し申度旨相談ニ及候所、原町役人申候へ、此度ハ

至而大御同勢ニ御通行之様子ニ候間、何れ請負いたし兼候、尤両町御旅宿故高崎迄も出向、御継立之様子見込其者帰り次第其上ニハ何れ共御挨拶可致旨申立ニ付、何れ人馬増減之程も未知れ不申、高崎ニ出向候者帰り次第霞村之出合可仕管引合置候、然所弥々近々御出之様子ニ付、高崎御旅宿迄原町年寄久平名主善兵衛兄賢次郎両人出向、継立之様子見請立帰り、右引合之通り霞村々ニ沙汰有之候間出合仕、其節、原町役人申候ハ、御用人足割増之儀ニ付、高崎之振合ニ而ハ当霞も拾人ニ付、三人増割付を以、一同相勤呉候様被下、其後霞村々ニ而も大切之御通行故、随分増割承知仕、相勤可申引合致候、其上ニ而原町役人申候ハ、馬之儀先達而御嘶申置候村々正馬請負馬今日相定メ度由久平、賢次郎申候ニ付、随分代錢ヲ以相渡しニ仕度旨村々申候処、中ニも中野条町・伊勢町ハ正馬ニ而相勤仕度由、外村々ハ原町請負ニ相渡し則代錢老疋ニ付錢五百文宛と相定、然処前々御旅宿大戸宿ニ村々御機嫌親として罷成継立人馬之振合、得と見請候所、馬式拾七疋人足式百人余ニテ相勤候趣、弥々廿日人足原町ニ罷出見請候所、継立馬式拾七疋外ニ七疋荷物付不申馬御用引替と号、右ニ而御継立等済申候、且又其後四月晦日、原町ニ而人足賃錢御巡見様被下置候ニ付、割合仕候間、出合いたし呉候由ニ付、中野条町ニ而ハ村々出向、内訳仕、右一件原町ニ通合之儀、往古扣も有之、其砌も馬之儀、原町ニ而請負いたし、私欲之至り有之、蟻川村・中之条町・原町外扱

村惣代折田村都合四通、後証之為議定書継立村霞村共連印いたし、歴然ニ有之、然処右之儀も不弁、入用馬員數、高崎ニ出向候兩人、問屋場ニテ聞請、立帰り、諸事目論見馬請負いたし候始末□頭千方之取計、依之馬代錢渡し之儀、霞村々相談之上、原町ニ出會いたし候所、名主三左衛門、年寄九兵衛被出、先達而相勤候御用人足賃錢御巡見様より御払被成下候分、村々請取并帳面村下ニ請印被成猶又請負馬代錢之儀、今日御遣し相成旨申候間、村々申候ハ、右馬代錢之儀払候儀迷惑ニ存候、御用之外、余分ニ候馬百十二疋御触当テ被成、御用勤候馬ハ伊勢町正馬老疋之処七疋ニ相成、全く荷物付馬四疋、中野条町十四疋之所七疋ニ相成相勤申候、原町請負馬十六疋出し都合廿七疋ニテ相勤余分之馬百十二疋触当テ、此請負替馬十六疋原町勤外ニ在組六疋、是も請負馬と申事ニ候、都合百四十五疋霞村々ニ触当ニ甚多分之過馬故、其段掛合及候所、原町役人評議之上心得違有之由申立、右ニ付請負馬代錢ハ思召次第ニ御払可然、誠拝御取付御勤弁可被下候申立ニ付、任其意又々中野条町鍋屋方ニ引取、霞村々寄合人足之儀も以前々拾人ニ付三人過人足不用ニ付、御巡見様御目障御下知有之、出候人足村々ニ相返し申候、依之後人足割合帳相直し候趣、猶又掛合及候ニ付、馬代錢思召と申候得共相談之上天明度之割合を以、老疋ニ付錢百五十文宛遣し可申旨掛合候所、同様共原町役人一同承知、右一件落着之趣意ハ向後私領御巡見様御通行之節ハ霞村ニ惣代兩三人、高崎

辺迄出向、人馬數見込仕、返し人馬無之様可仕趣、原町ニ而も承知之上、此度 御巡見様御用留帳ニ儘ニ可為扣為後証、然ル上ハ人馬繼立送り之儀ハ霞村々ニ而向後ハ存シ寄ニ任せ、御用御差支無之人馬不費様霞村々御旅宿村同道ニ而右見込ニ罷出可申由ニ而落着仕候、為後証連印仍而如件

天保九戌年閏四月

「市城村・青山村・横尾村・赤坂村・原岩本村・五反田村・四万村・下沢渡村・上沢渡村・山田村・折田村・西中之条村・伊勢町・大道新田・栃久保村・蟻川村」、以上の村役人各一名宛署名捺印あるも省記。

本書三通之内折田村沓通、蟻川村沓通、伊勢町沓通、都合三通三ヶ所ニ預り置候、以上  
(これはその折田村当時名主九右衛門現折田茂家に藏され現在に至るその一通である)  
(さらに次のようにある)

右議定書村々向後御巡見様御通行之節ハ伊勢町ニ寄せ村相願ひ、万端内談仕、御通行筋、高崎宿迄兩三人出向、見込仕人足費不成様仕度、然ル上ハ向後御巡見様御通行前ニ伊勢町ノ廻状差出し候ハ、早速寄合、談事取極可仕管引合候所相違無御座候 以上  
戊閏四月

(以上 折田 折田茂藏)

三 天保九年 峠村大道新田の巡見書状

(表紙)  
「天保九戌年閏四月 後年為見合

御巡見様御通行御触写

名主半右衛門之節」

(記録)

一 (村内間敷)

村内道間敷 峠吾妻谷外坂ノ灰塚地藏之処迄改四十六丁三十八間、峠ノ石上尼寺迄廿六丁十九間。大道囀石の間嘉右衛門隠居之処迄、高札ノ十八丁。釜淵橋ノ尼寺迄五十四間赤坂分

一 (巡見国々と巡見主役)

覚 武藏・上州 御勘定  
下野・上総 支配勘定 和田 十 藏  
下総・常陸 西丸御徒目付 柳 道太郎  
安房 千種 半右衛門

一 (戊正月二十五日触)

今度国々御料所村々巡見被差遣候ニ付、右之面々於村々相尋候儀ハ有体被申達旨、御代官所中大小之百姓共ニ可被仰聞候、勿論百姓共訴訟之争候ハ、少モ不差扣訴状ヲ以右之面々ニ申出候様是又可被申付事

一 右面々

御朱印并御証文員数之外人馬入候ハ、其処定之駄賃錢有之候ハ、其定之通り、定無之処ハ近辺御定割合ヲ以駄賃錢取も人馬可出候、御朱印并御証文其外賃なしの人馬老人老疋モ不可出之事  
巡見之面々相通候道筋掃除并道橋一切造り申間敷候、為馳走送り迎ひ之者出候儀可為無用候、案内百姓ハ先例之通可罷出候、其外訴訟有之ものハ可罷出候様可被申触事

一 巡見通り候道筋ニも百姓豊業之儀少も無遠慮いとなみ候様可被申付事

一 巡見案内其外用之為として御代官手代罷出候儀可為無用候、手代エ可相尋事有之節ハ巡見之面々旅宿エ呼寄可承候間可有其心得事

一 右之面々旅宿少々之小屋掛取結ひハ不及申及、疊替可為無用候、古く候ても不苦候、賄道具等も有合を借し可申事

一 旅宿ニ可成家一村ニ三軒無之所ハ寺又ハ村ヲ隔候而成りとも不苦事

一 泊り昼休之場所ニ而入用之飯米・塩味噌・薪并ニ酒・肴・油・野菜等ハ其場所之相場次第売候様可被申付事

一 其処ニ無之商売物脇ハ遣置売申間敷候、衣類諸道具ハ勿論酒肴ニ而も持寄売り候儀堅為停止候事

一 右面々金銀米錢衣類道具ハ不及申、酒肴・菓子等迄一切受用不申答ニ候間、堅く音信不仕様御代官所中エも可被申付候、若し

内々ニ而も音信仕候旨、相聞ニおいてハ可為曲事候間急度可被申付事

一 右之面々家来下々迄、在々ニおいて衣類道具等買不仕様ニ申渡候間、得其意商買不仕様可被申付候、若右之趣無抛入用有之候ハバ、右之向々ニ御代官エ申談、御代官より致吟味、所有合之者ハ相場次第ニ売渡し可申候、内々ニ而商買不仕様可被申付事  
一 野道之馳走トして新設茶や等造候儀堅く可為無用事

一 右ハ御代官所不吟味も有之 検見之次第川除其外地方ニ付候御普請公事沙汰等之ためなる儀も可有之哉ニ付、巡見共差遣候間百姓等訴訟不出訴差押ヘ、御着有之候ハ、後日ニ相聞候共急度曲事可仰付候条、御代官ハ不及申、手代役人又ハ村々之もの共等も右之趣申渡之書面之条々無相違様先達而可被申触候

右之趣御触有之候条、得其意廻状下ニ 名主令受印、早々順達留り村々可相返候 以上

戊正月廿五日

羽倉下記役所 右村々

一 (村柄書類)

名 主

一 一 覚 組 頭

一 検地帳 一名寄帳 一村絵図 一明細帳 一人別帳 一夫錢帳、村入用帳割合帳之類 一年々割付

右之外ニも村ニ付候諸書物類廻村之節入用之節も可有之候間、村役人共方戊二月取揃置候様村々エ可相触候、仰渡候事

一村差出書上帳

(支配所、高反別、村の広サ、家数、外寺僧、橋、林地、田畑  
耕地色分ケ、寺院社地往還、川、古城等書式あるも略す)

右之通絵図面ニいたし、みの紙一枚ニ相認巡見衆場所先ニ可差  
出事

一 (巡回国左記の通り変更)

御勘定

武藏・下総・常陸

中屋 太左衛門

上野・下野・能登・越前・飛騨

同

本日 兵左衛門

右之通場所割替相成候旨被仰出候事

戊正月

一 (戊二月十二日触)

先達而御触之趣申達候通り巡見可有之、右ニ付、別紙御達書并  
村方書上帳、絵図面認方等之儀共写遣し候間、得其意、兼而相  
仕立置、巡見之節、場所先ニ差出候様村々ニ可申達旨於御勘定  
所ニ御遣シ有之候間、其旨、相心得無差支様可致候、尤難相分  
り廉々ハ出役之者罷越し夫々可及差図候得共、成丈ケ手操いた  
し置候様可取計候  
此廻状早々順達留り村にて出役之者へ可相返候 以上

羽倉外記

戊二月十二日

役所

一 (四月八日急回状)

(妻) 急

羽倉外記手代

御回状  
御用

平馬庄之助

(同状)

上州吾妻郡原町始

御料所村々巡見、御勘定方御徒目附衆来ル十日(係)上州群馬郡權田  
村泊り、十一日中野町泊りニ付、兼而触置候村差出書上帳并ニ

絵図面共ニ袋ニ入、村々名主・組頭・百姓代右三判持參、右泊  
りニ可罷罷出候、此廻状刻付を以、早々継送り留可相返候

以上

羽倉外記手代

四月八日

平馬 庄之助

休泊り附

後

四月十日泊り

權田村

原町始  
永井留

同 十一日 中之条町

同 十二日昼休 大道新田

追而村不明ニ付、順能継送り可申候 以上此廻状巡見御用之儀  
申遣候間、宿村ニおいて無違滞繼立、早速右原町江可相返候、  
以上

四月八日

羽倉外記手代 平馬 庄之助

中山道

安中宿々板鼻宿

神山通三ノ倉町



大戸町 原町まで

右宿々間屋中

名 主  
年 寄

四月九日未中刻原岩本村を受取栃窪村へ送り候

一 (四月十日急追触)

(妻) 山本大膳手代

急追触 太田 孝 一

(題状) 中之条々北牧迄

御料巡見御勘定方御徒目付衆、其筋御通行之積りニ付、休泊り  
附達書差遣置候処、道順不宜ニ付、其筋へ御通行無之、左之通  
り割替相成候間、此段可相心(得)申達候

四月十一日泊り 中野条

同 十二日 伊香保

同 十三日 伊香保

同 十四日 渋川

右之通り可相心得候 以上

山本大膳手代

太田 孝 一

戊四月十日  
中野条・赤坂村・大道新田・入須川村・湯宿・布施・二牧原・  
相場・塚原・中山・横堀・北牧まで 右村々 役人申

註 大道峠の坂をこえるこの村々の廻村をやめて、伊勢町通り伊香保泊  
り、然もここに二泊と変更した役人達である。

一 (四月三日触)

御料巡見御勘定方明四日中山道新町宿出立左之通り休泊りニ而  
御廻村有之条、追而先触廻達可有之候得共、間之村多く候間、  
延着可致難計候ニ付、相心得相達置候、此触書村順能早々継送  
可被申候 以上 前

山本大膳代

戊四月三日

太田 孝 一

新町始、夫々先々宿村々役人中

休泊

四月三日泊り中山道新町宿。四日昼休不定、四日泊上州緑野郡  
神田村。五日昼休不動堂村。同日泊同州多胡郡吉井宿。六日昼  
休甘楽郡一ノ宮。同日泊本宿村。七日昼休行沢村同日泊碓氷松  
井田。八日昼休中ノ谷村、同日泊安中宿。九日昼休不定、同日  
泊下室田村。十日昼休不定、同日泊権田村。十一日昼休吾妻郡  
大戸村。同日泊中野条村。十二日昼休大道新田。同日泊布施  
村。十三日昼休羽場村、同日泊群馬郡中山村。十四日昼休横堀  
村、同日泊渋川村。十五日昼休金子宿。同日泊、高崎宿。

右之通り日割ニ而御勘定方御徒目付衆トモ、宿三軒、惣人数上下  
廿一人程ニ付、得其意、差支無之様可被取計候 以上

一 (御巡見ニ付、会合・出張・計費等記録)

(一)御巡見ニ付三月十九日原町兵右衛門方ニ廿一ヶ村会合ニ付、

一六左衛門参り飯料二百文

(一)同廿八日右町会合ニ付、夫食拝借三拾ヶ年賦并免上御免願、

分郷村御料所ニ被仰度願書三本認候ニ付、右兵衛門方へ文左

衛門参り泊り三百廿四文

(一)御料所御巡見様権田村御旅宿エ良左衛門参御支配御触書通り

諸帳面持参罷出候処、村絵図耆枚差上帳面ハ入不申候、四月

十日九百三十六文諸遣イ。同十一日、中野条泊り同人罷出、

遣イ六百三拾貳文。同十六日、御巡見ニ付、原町兵左衛門方

ニ人馬割会合半右衛門参り飯料貳百文

御巡見様御通行ニ付、中ノ条、原町両村継送り割合賃錢廿一ヶ

村割合高八千六百廿九石五升九合

高百石ニ付百九文之割

メ拾貫六百貳文

三百六文 御手代様中ノ条へ賃錢

四十九文 中尾様三人分同芳賀様より三人分

五十一文 小野様三人分御私

差引九貫七百三拾文廿一ヶ村割合

(一)中野条ノ村上迄継送り人足百四十人

人足賃錢四十九文 本馬百貳文

継送出人足ノ村方

七十人 中野条 三十人 伊勢町

十五人 西中野条 廿五人 折田村

原町ノ中野条迄ノ賃錢廿四文本馬四十八文

是ハ一里十九文割ノ高直ニ当ル

四月二十五日

(一)中野条ニ差引而六十一文勘定致し候

半右衛門参り飯料二百文

一(大巡見)

(一)大巡見様四月十八日、中(長)野原御泊り

同十九日原町御泊り、同廿日中山村御泊り、同十九日原町御泊

りへ六左衛門、半左エ門式人差出し計ニ而別段御尋ハ無之

村方ノ出人足 嘉右衛門、兵右衛門、甚兵衛、茂右衛門、才

料茂左衛門ヲ遣ス、右人足一人前村方出錢二百文ツ、才料

方へ百文遣ス。人足ハ茶屋ニ泊り候ニ付茶代百文後遣イ、六

百文役人泊り飯料

(一)国巡見様ニ付人馬割会合御座候処、馬耆足ニ付五百文ヅツ

ニ而原町引受ケ候由ニ付、先年天明年中ハ馬耆足百五十文宛

ニ而御座候処、格別馬割高直ニ付、村々ニ而掛合之上右之通

り百五十文宛ニ而買納相済申候

原町へ買納ノ馬代百五十文

人足四人 天明年中ハ三人 此年御増 四人

メ四人出ス 此賃錢五十文

惣メ掛八貫六百七拾文

高耆石ニ付長百四十七文六分

覚 人足

大戸町 原町まで

右宿々問屋中

名主 年寄

四月九日未中刻原岩本村を受取栃窪村へ送り候

一 (四月十日急追触)

(妻) 山本大膳手代

急追触 太田 孝 一

(題状) 中之条を北牧迄

御料巡見御勘定方御徒目付衆、其筋御通行之積りニ付、休泊り  
附達書差遣置候処、道順不宜ニ付、其筋へ御通行無之、左之通  
り割替相成候間、此段可相心(得)申達候

四月十一日泊り 中野条

同 十二日 伊香保

同 十三日 伊香保

同 十四日 渋川

右之通り可相心得候 以上 山本大膳手代

戊四月十日

太田 孝 一

中野条・赤坂村・大道新田・入須川村・湯宿・布施・二牧原・  
相場・塚原・中山・横堀・北牧まで 右村々 役人 中

註 大道峠の坂をこえるこの村々の廻村をやめて、伊勢町通り伊香保泊  
り、然もここに二泊と変更した役人達である。

一 (四月三日触)

御料巡見御勘定方明四日中山道新町宿出立左之通り休泊りニ而  
御廻村有之条、追而先触廻達可有之候得共、問之村多く候間、  
延着可致難計候ニ付、相心得相達置候、此触書村順能早々継送  
可被申候 以上 前

山本大膳代

戊四月三日

太田 孝 一

新町始、夫々先々宿村々役人中

休泊

四月三日泊り中山道新町宿。四日昼休不定、四日泊上州緑野郡  
神田村。五日昼休不動堂村。同日泊同州多胡郡吉井宿。六日昼  
休甘楽郡一ノ宮。同日泊本宿村。七日昼休行沢村同日泊碓氷松  
井田。八日昼休中ノ谷村、同日泊安中宿。九日昼休不定、同日  
泊下室田村。十日昼休不定、同日泊権田村。十一日昼休吾妻郡  
大戸村。同日泊中野条村。十二日昼休大道新田。同日泊布施  
村。十三日昼休羽場村、同日泊群馬郡中山村。十四日昼休横堀  
村、同日泊渋川村。十五日昼休金子宿。同日泊、高崎宿。

右之通り日割ニ而御勘定方御徒目付衆トモ、宿三軒、惣人数上下  
廿一人程ニ付、得其意、差支無之様可被取計候 以上

一 (御巡見ニ付、会合・出張・計費等記録)

(-)御巡見ニ付三月十九日原町兵右衛門方ニ廿一ヶ村会合ニ付、

六左衛門参り飯料二百文

(一)同廿八日右町会合ニ付、夫食拝借三拾ヶ年賦并免上御免願、

分郷村御料所ニ被仰度願書三本認候ニ付、右兵衛門方へ文左

衛門参り泊り三百廿四文

(一)御料所御巡見様権田村御旅宿ニ良左衛門参御支配御触書通り

諸帳面持参罷出候処、村絵図卷枚差上帳面ハ入不申候、四月

十日九百三十六文諸遣イ。同十一日、中野条泊り同人罷出、

遣イ六百三拾貳文。同十六日、御巡見ニ付、原町兵左衛門方

ニ人馬割会合半右衛門参り飯料貳百文

御巡見様御通行ニ付、中ノ条、原町両村継送り割合賃錢廿一ヶ

村割合高八千六百廿九石五升九合

高百石ニ付百九文之割

メ拾貫六百貳文

三百六文 御手代様ノ中ノ条へ賃錢

四十九文 中尾様ノ三人分同芳賀様より三人分

五十一文 小野様ノ 三人分御私

差引九貫七百三拾文廿一ヶ村割合

(一)中野条ノ村上迄継送り人足百四十人

人足賃錢四十九文 本馬百貳文

継送出人足ノ村方

七十人 中野条 三十人 伊勢町

十五人 西中野条 廿五人 折田村

原町ノ中野条迄ノ賃錢廿四文本馬四十八文

是ハ一里十九文割ノ高直ニ当ル

四月二十五日

(一)中野条ニ差引而六十一文勘定致し候

半右衛門参り飯料二百文

一(大巡見)

(一)大巡見様四月十八日、中(長)野原御泊り

同十九日原町御泊り、同廿日中山村御泊り、同十九日原町御泊

リへ六左衛門、半左エ門式人差出し計ニ而別段御尋ハ無之

村方ノ出人足 嘉右衛門、兵右衛門、甚兵衛、茂右衛門、才

料茂左衛門ヲ遣ス、右人足一人前村方出錢二百文ツ、才料

方へ百文遣ス。人足ハ茶屋ニ泊り候ニ付茶代百文後遣イ、六

百文役人泊り飯料

(一)国巡見様ニ付人馬割合会合御座候処、馬疋ニ付五百文ツツ

ニ而原町引受ケ候由ニ付、先年天明年中ハ馬疋百五十文宛

ニ而御座候処、格別馬割高直ニ付、村々ニ而掛合之上右之通

り百五十文宛ニ而買納相済申候

原町へ買納ノ馬代百五十文

人足四人 天明年中ハ三人 此年御増 四人

メ四人出ス 此賃錢五十文

惣メ掛八貫六百七拾文

高卷石ニ付長百四十七文六分

覚 人足

人足四十七人山田村、十四人上沢渡村、廿五人下沢渡村、廿  
人四方村、三拾九人五反田村、四十三人折田村、四十八人中野  
条、廿六人西中之条村、四十四人伊勢町、拾四人市城村、四十  
三人横尾村、十三人青山村、廿六人赤坂村、三十六人蟻川村、  
三人栃窪村、四人大道新田、三十八人原岩本村、二十人在組、  
四百九拾耆人

内御雇人足六十七人

此賃錢七貫百八十四文

此目詰六貫九百文、耆人ニ付十四文五厘三毛右之通り御雇人  
足賃錢被下置候ニ付、出人足所ニ割合申候、御受取被成、則  
御村下へ御印形被成可被下候 以上

戊四月 原町先迄 三四郎・善兵衛

(石村々への割戻し賃錢記載あるも略)

(大道新田名主文左衛門記)  
同家現在礪石小淵泉蔵

註 巡見使の通過に村々に入馬は割当てられた。宝曆十年十一月、御巡  
見様貸人馬割合帳。(御巡見様より賃錢被下置候)、天明八年八月、相  
定申一札之事(人馬御継立之儀)中之条町・蟻川村・原町・同在組・  
山田村古料・同新料・上沢渡村・五反田村・原岩本村・大道新田・栃  
久保村・赤坂村・横尾村・平村・伊勢町・青山村・市城村・折田村・  
下沢渡村・四万村の各村々の議定が同折田茂家にある。

元 天保九年閏四月 巡見使に差出した西中之条村々下書

清水御領知方

河野長十郎知行所

上州吾妻郡

一高三百八拾七石八斗六升式合 西中野条村

内

御差免

五拾八石七斗七升九合三夕

此反別拾町五反五畝式拾卜

内

卷町貳拾七卜半

田方

此米五石九斗四升七合

九町五反四畝貳式步半 畑方

此永六貫八百九拾卷文七卜

家数貳拾三軒

人数九拾耆人内男四拾七人  
女四拾四人馬貳疋

清水領御領知方

上州吾妻郡西中野条村

百姓代 政右衛門  
組頭 政右衛門  
名主 六右衛門  
善四郎

御差免

三百廿九石六斗八升式合七夕

此反別五拾九町八反式畝三卜

内

六町式反四畝廿五ト

田方

此米三拾三石式斗五合六夕

畑方

此永三拾八貫六百式文八ト

家数九拾八軒

人数三百五拾六人内男百七拾老人馬拾八疋

一当村広 東西 七百間  
南北 八百間

御除地

一社地 拾式ヶ所

同断

一堂地 三ヶ所

一農業之間ニハ 男ござ、むしろ少々仕候  
女麻布、少々仕候

河野長十郎知行所

上州吾妻郡

西中之条村

百姓代 七郎右衛門

組頭 庄左衛門

名主 平右衛門

平左衛門

(中之条町役場蔵)

天保九年戊四月

三〇 天明八年五月 巡見使に差出した草津硫黄掘中止願

相定申連判之事

一此度、白根山硫黄掘方御差留御願之趣、御巡見様江御願申上候ニ付、願出候村々相談相究候者、此上御吟味ニ及、様子ニより連上金式拾五兩此度御願申上候村々ニ而引受上納仕候而も是非掘方御差留御願可申上候事

一右願ニ付、江戸江被召呼候ハ、惣代之者罷出御受答申上御願可申上候事、右入用之趣ハ願村々高割ニ而差出シ可申事

一連上金願村々上納仕候而掘方御差留被仰付候ハ、連上金式拾五兩願村々高割ニ而上納可致事

右相談相願候通、少も相違致間鋪候、為後証村々連判致置候処仍如件

天明八年申五月

(以下次の村々の名主が連署している)

林村市左衛門、川原畑村清左衛門、横谷村平太夫、松尾村惣兵衛、岩下村清左衛門、矢倉村利兵衛、郷原村仙右衛門、三嶋村孫三郎、上沢渡村与右衛門、下沢渡村清左衛門、四万村四兵衛、山田古料三郎左衛門、山田新料利兵衛、原町在組政右衛門、中之条町十兵衛、西中之条村甚右衛門、平村五郎左衛門、五反田村孫兵衛、蟻川村平七、原岩本村平左衛門、大道新田半右衛門、栃久保村庄右衛門、折田村彦右衛門、原町三郎左衛門、大戸村安左衛門、荻生村藤兵衛本宿村武助、大柏木村九兵衛、須賀尾村伊兵衛、以上二十九ヶ村

(中之条町役場蔵)

註 右願は、寛政元年十二月、吾妻郡林村外二十八カ村から「差上申御請証文」として差出し、「白根山山神の憤、近年氣候不順、年貢納めも成り兼ね」と、訴え続けるが、訴えの費用もかかり、許しも得られず取下げているのが中之条町役場にある。

三 文政八年十月 巡見使に差出した折田村の孝子具申

乍恐以書付奉願上候

御領知上州吾妻郡折田村役人一同奉申上候、先達而 御触書被仰出、先月廿四日難有奉拜見候、今般御領知御順見ニ付百姓長寿八十九歳以上之者共有之村ハ前夜 御泊御本陣ニ而可申上様被仰付難有承知奉畏候、私共百姓八郎右衛門儀体実之者ニ而母親教年貞節致孝行尽し候儀有体奉申上候

当村百姓 八郎右衛門

年六十三

母 と り

年八十八

弟 三五郎

年四十九

右八郎右衛門義、家内三人暮しニ而、前々々田畑高二石九斗所持仕、去安永八亥年父親八郎右衛門大病相煩、種々薬用致候得共快無之重病罷成、同十月中病死仕、其以来当八郎右衛門十八歳ニ而殊ニ父親借金有之、若年困窮難渡仕、無抛天明元五年中奉公ニ罷

出、同郡原町名主久兵衛方ニ孝季相定罷在候処、翌天明三卯年七月申淺間嶽焼押出シ大変ニ而当国信州何国迄諸作凶作百姓困窮飢饉ニ付、右父親相果引続凶年ニ而別而困窮難儀仕、寛政三亥年迄同人方ニ被抱体実奉公相勤メ、亥年中帰宅仕リ、右久兵衛方ニ而も余人ノ万事心付念ヲ入相勤候故、主人為ニも相成候儀ニ付、尔今出入等仕リ、其後久兵衛病死以来も年々盆中彼岸も不忘墓参致、隣家六兵衛、三郎右衛門方迄、体実之者故四、五年以前迄出入、万事用向願度筋申来リ候節ニハ何時ニ而も自分私用有之候共差置罷越相達し候程之者ニ而御座候、後ハ老母貞節寄特を致知、年々手作白米持用油其外上酒等少々宛送り被具(下)候儀も再度及聞候、前年亥酉年中帰宅、以来母親介抱貞節致し、三度之食事も改別支給させ、八郎右衛門手作之田方ハ村内ニ而も悪地之場所ニ而米征出来宜からざる故、最上白米買、尤米征相撰、常ニ給させ粗品之食物給させ候儀隣家之者も見聞き不申、上米迎も貯置隔日罷成候得ハ、□氣坏心付、喰事之時々ハ及聞好薄ク申候節ニハ何用敵敷農事有之候共、差置、米買支度急キ致置、八郎右衛門所持之田畑耕作勝手悪敷御座候間、持来リ之畑、戦道名所迄ハ隣村下沢渡境ニ而、十二丁余有之、成田原と申迄ハ十五丁も御座候場ニ而、夫々沓式丁程辺ニ而耕作仕付、收納之節右地所へ罷出候時、早朝之上白飯ヲ別たき致、焼飯ニ拵置、早朝寝間へ持参リ、機嫌ヲ窺、後焼飯給させ置、夫々農業ニ罷出、昼飯時ニハ時々宿ニ罷帰リ喰事拵給させ、猶又農事ニ罷出、夕方ハ余人ノ早々宿

へ帰り、機嫌を窺候儀ニ而當村之義ハ往古々五節句祝之儀ハ名主方々相始、村中百姓相互ニ廻礼致候義、旧例ニ而右三日五節句又ハ市場等へ罷出候節ニハ、常ニ上酒、上菓子等買置其外餅杯早朝寢間ニ而給させ、余人々急キ相廻り四ツ時前ニハ何時も罷帰リ候ニ而も及聞届候品拵給させ、平日麵類好物ニ而候へ共、男之儀故拵等出来兼てうどん、そうめん等貯置、何時ニ而も望候節ニハ夜分ニ而も大儀之体も無く支度給させ候、其間ニ草履、馬沓拵作り置市場見せ等へ少々宛売出し稼致し相暮し罷在候処、近来母親立□と持病差おこり義有之、年々二三度宛差おこり病中猶々貞節致し、大小用ニも背負參り疎かなく看病致し、昼夜眠り候儀無之程ニ丹誠致し、時々機嫌を窺、好物品々餅菓子上酒等寝間へ持參致置、夜分杯眼覚候節及聞、幾度も食事為致候を大義之体もなく心能く支度給させ、且病中ニハ何ニよらず、氣短無筋之義も申聞候ても一向逆ひ不申、立腹為致候を所之者も見聞不申、平生蛙、かつをぶし等も不絶、常ニ心付貯置給させ候故、老人ニ而も面体色光沢や潤敷罷在候、弟三五郎儀ハ幼年々乱心者ニ而氣向不平節ニハ農事之働致し不申、兄八郎右衛門申付候儀不取用、片意地者ニ而罷在候得共、逆ひ候得ハ母親機嫌も悪敷立腹為致候而ハ不宜義と慎罷在候、尤氣向候節ハ農事之内ニも、草鞋・馬靴等余人より上手ニて作置売出し罷在候、右八郎右衛門儀前書申上候体美之者ニ而村内用水堰樋之沢と申ハ長サ五十間ニ而馬踏六尺堰幅深サ三尺御座候場所ニ而、夫々そね名所へ引來り長サ四拾間余之難場

御座候、何れも荒芝土手ニ而田畑廿一丁余、百姓家數四十四軒之用水、吞井ニ仕り、年々三月中百姓自普請仕り、其外土橋數多御座候、右普請所之人足名主方々觸当候節笠藤杯入用之品前々日ニも自分薪伐取山入之節見當り、日頃ハ名主方々差図無之候共万事心付、持參致置、余人々念を入、相働キ百姓家自作普請相互助合候も右ニ准じ万事心付余人休之間ニも何かと氣を付、掃除又ハ繩屑等集置候程ニ心付相働キ候者ニ而、村方并他村之道、御高札之前ヲ通り候節ハ何程寒風ニ而も笠頭巾等脱放チ罷通り、右之通候也、御公儀様余人々格別奉重し前々々被仰出候御条目堅ク相守、御年貢御上納名主方々觸出し日限前々日ニハ何時も相納、少も延引致候儀一度も無、尤私共村方之儀ハ往古々御年貢差滞リ候者無之村ニ而納人お立前日迄日限り触出し取揃へ、翌日納人早朝出府御上納仕候村定ニ而、万一差滞リ候者有之節ニハ其段御役所様へ願上、直納為致候旧例ニ而、同日八ツ半七ツ迄ニハ不殘取揃申封金仕來り候義ニ付、右八ツ半迄ニ納兼候者有之節ニハ、其組組頭へ申付、組合一同相働、御上納仕候郷例ニ而御座候得ハ聊差支候者無御座候、尤往古延宝八年々天和元年申酉三ヶ年飢饉有之、當村ニ而人馬多分ニ飢死有之、其後天明淺間大変飢饉有之、右両度百姓困窮及飢ニ候故、其節四五人御年貢差滞リ候者有之やニ言伝御座候、其余當村ニ而御年貢差滞リ候者無之村柄ニ而御座候、右八郎右衛門儀ハ七月十月兩度ニハ皆濟仕り、十二月中皆濟取立之節ニハ何つも三三文過納受取候儀ニ而御座候得ハ遠近稀成寄特



可有之や奉存候間何卒以 御慈悲ヲ今般 御順見御上様御昭清御尊覽被成下置候ハ、村方大小之惣小前遠近之輩迄も善ニ移り年々手本ニも可相成や、乍恐奉存候間格別之御慈悲を以、右願之通り御聞濟被成下置候ハ、村役人一同冥加至極難有仕合ニ奉存候以上

文政八年酉十月

御領知

上州吾妻郡折田村

組頭 勘 兵、衛 (外四人連名)  
年寄 彦 平 (外四人連名)

右役人惣代兼

侯野品右衛門様

御順見

御役人中

願人年寄 茂 右衛門  
同 彦 四郎  
百姓代 善 右衛門  
組頭 七郎 兵衛  
名主 藤 七

(大道 塩野谷六郎藏)

三 天保十年九月 巡見使に差出した平村医師浪郷の訴

乍恐以追訴奉申上候

上州吾妻郡平村百姓佐右衛門事医師浪郷奉申上候「中略」一、宝

永延享宝曆天明右御巡見様御通行の節ハ是迄御出迎相勤来り候処去年中ハ籠人足計触当候臨時役人不残新百姓故古来古法不用ハ至存外ニ候、将又私持林之所、桑杉之木有之、天明年中御通行之節障りも不相成ヲ去年中ハ伐枯し、元右衛門儀ハ五十年以来之百姓故畑下ニ家造りいたし、御繩受之畑掘崩し、道を廻し、田ニ酒藏又ハ田ヲ造り井田を穢し候様之儀ハ村役人共何共不存、不得其意事奉存候、当年御勘定所御奉行所様より、川除御普請為御見分と御役人様御出之処の場(まとは)後田二ヶ所前々より御普請所有之所、当年は一切御見分無之、川除御沙汰不承尤の場跡田之義ハ二日市組、平組之百姓持之地所重ニ有之、然ルニ兩人組之義ハ組頭一人而已、外四組之外三人四人宛役人と申者有之候得バ、其者共得手勝手ヲ以、御願少々宛ハ仕候へ共、困窮之小百姓、思様ニハ出来兼申候相成事ニ候ハ、的場後田ニも先例之通り川除御普請奉願上候、又々申上度義ハ私組百姓市三郎事、家内六人暮之処、去申年市三郎申ニハ重右衛門方ニ前々金一分借用有之、一分借り足し金二分ニ而隣家作兵衛世話ニ屋敷付上畑一畝歩質ニ置管ニ致し候証文書呉候様申付、金子出来次第請返し管証文入置、其上家財山林等迄売尽し露命いとなみ候へ共、困窮瘦ニ而酉年死去仕、妻子共ニ難波致し、十二歳之男子一人相残し中山村金次郎殿方五十年季之奉公ニ衣束計ニ而相定、家立置候にも修覆等も相成(兼)ニ付当春伊勢町重兵衛方五一分金ニて家ヲ売渡し、其金一分私預り置候処、市三郎本家徳左衛門一分助合いたし右重右衛門方五二

分ニ而質置候烟請出置候て市三郎跡相統之為ニも可相成と組合相  
談之上右口入相頼候処金子出来候節ハ何時ニ而も可相返之趣ニ而  
候と申、重右衛門江談し合候処、前々店か三分金程有之、返濟候  
上右之烟請返可被成旨之挨拶、前々かし金有之候ハ、右之証文ニ  
可書入之処、死人無口相訳リ不申候、且村方之義ハ去年中も弥平  
治と申独身之百姓元右衛門江質地証文三本入置、屋敷跡之証文一  
本請返し度言入候処、三本不殘請出し候ハ、出し可申候、一本ハ  
出シ不申ニ付名主喜右衛門迄申出候得共取用ニ不相成、七十余之  
老人故終ニ死去致し金子等も空敷相成申候、市三郎迎も左之通、  
屋敷一畝何歩より外ニハ無之百姓、余り歎ケ敷奉存候、何卒以御  
慈悲ヲ店かり何かり何かり不依、別々ニ致何本証文有之外かり  
有之候共、金子出来候節ハ一本切り証文相返候筈ニ被仰付被下置  
候ハ、小百姓出精致し、請返行立候節も可有之を難有仕合奉存候  
右体之始末ニ付出訴仕度候得共露銀無之、無抛飛脚ヲ以申上候致  
御勘弁以御慈悲御有免偏ニ奉願上候、以上

天保十年亥九月九日

上州吾妻郡平村

百姓佐右衛門事

医師浪郷

御代官

羽倉外記

御役所

三 安永五年正月 日光御社參人馬割当御免除願

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

上州吾妻郡拾八ヶ村惣代

御社參ニ付今般人馬被為

仰付候ニ付先規之通御訴訟

何村

訴訟人

何右衛門

何村

訴訟人

何右衛門

野田弥一右衛門  
蔭山外記

当分

御預り所 上沢渡村

同

御預り所 下沢渡村

同 山田村

同 四万村

同 原岩本村

同 蟻川村

同 大道新田

同 栃窪村

同 平村

同 赤坂村

同 大塚村

同 伊勢町

同 青山村

同 岩井村

保科弁三郎

同

同

同

同

(平 関伸一藏)

同  
保科弁三郎知行所  
富永三郎同  
富永三郎同  
伊丹雅之同  
金井村  
横尾村  
川戸村  
厚田村

同  
上野国吾妻郡御料御私領拾八ヶ村御訴訟奉申上候今般

御社参ニ付高千石ニ付、馬七疋程人足七人程差出シ可出旨御回状

を以被為、仰付承知奉畏候、依之御訴訟奉申上候、当村之儀、享

和十三年申年

御社参之節伊奈半左衛門様

御老中様御証文御写并御触書を以、高千石ニ付、馬七疋人足五人

割合差出シ可相勸旨御廻状を以被為、仰付奉畏候、然所ニ当四月

日光就、御社参寄人馬之儀可指出旨先達而相触候得共、此度ハ多

ク御用無之、其上左之村々道法遠ク候ニ付、此度者人馬差免シ候間

可得其意旨、伊奈半衛門様、稻下野様より御廻状を以被為、仰付

被下置難有奉存候処、当四月、日光山就、御社参寄人馬之儀多ク

御用無之、其上道法遠ク候ニ付其村々人馬出シ候儀差免シ候得

共、又候人足計リ御用ニ付、先達而相触候村々高千石ニ付拾九人

之割合ニ而村々宇都宮江四月十一日ニ相詰メ可申候、馬ハ出シ候

ニ不及、人足計リニ候間、此旨相心得可申旨、伊奈半左衛門様

稻下野様御廻状を以被仰付、宇都宮寄人足相勸申候今般人馬之

儀、拙者共村々道中筋江ハ不加之辺ニ而、作馬女馬計、縦分ケ落

ニ仕候而茂拾里程附通シ申候馬曾而無御座候間、御訴訟奉申上候

ハ御慈悲を以、先規相勸申候通り人足計リ被為、仰付被下シ置候  
ハ、冥加にかなへ惣百姓挙而難有奉存候、以上

上野国吾妻郡拾八ヶ村惣代

何村 訴訟人

安永五申正月

何右衛門印

何村

御奉行様

何兵衛印

(中之条町 桑原源一郎藏)

安永五年三月 日光御社参に付折田村、大戸加部安

左衛門に借金

借用申証文之事

一金拾七兩也

右者日光御社参ニ付、御伝馬人足被為仰付候ニ付、貴殿御方ニ而

御無心仕、慥ニ請取借用申所実正ニ御座候、但此金返済之儀ハ当

七月中ハ元利共急度返還可仕候、右之節少茂遲滞仕間敷候、為其

連印仕候、仍而如件

安永五年

折田村

申三月晦日

組頭 藤 七郎

同 紋 兵衛

同 久左衛門 七之丞

註 中之条町桑原源一郎家に、卯三月年寄重郎右衛門が、御参詣御用途へ献金し、盃一組を褒美として御家老來の仰せで拜領した一札がある。

組頭  
小兵衛 印  
同 吉兵衛 印  
同 重左衛門 印  
百姓代 太郎右衛門 印  
同 勘兵衛 印  
年寄 九右衛門 印  
同 太左衛門 印  
(折田 折田茂藏)

三 延享五年五月 朝鮮使節賄役伝馬

〔表紙〕  
延享五年

朝鮮人 来朝 掃圀 御賄所役所

辰五月

神奈川宿御修覆井伊奈半左衛門家来役割 (技粹)

一中官二十三人

宿 彦兵衛

松井直右衛門

五反田村 田村治郎兵衛

一中官十五人

宿 惣右衛門

人足八人

小川 東吾

一中官十三人

四方村 田村文左衛門  
宿 清藏  
会田孫七  
人足六人

一中官三十人

下沢渡村 田村半兵衛  
宿 安左衛門  
建部平藏  
人足七人

一中官十三人

大笹村 土屋十兵衛  
宿 伊左衛門  
田中清藏  
人足九人

一中官三十二人

蟻川村 山崎權之丞  
宿 三郎左衛門  
杉浦五郎右衛門  
人足四人

一下官二十人

横壁村 豊田孫兵衛  
宿 作左衛門  
小野沢長藏  
人足十六人

一下官二十四人

大笹村 黒岩長左衛門  
宿 作右衛門  
夏目又八  
人足七人

一通詞四十三人

根小屋村 神戶治郎左衛門  
宿 伝五郎  
飯田權八  
人足七人

人足八人

朝鮮人 来朝 備国御役所役人割  
品川泊り

一三使

夫々官十七人  
当用上々官  
小章子共

河原湯村 豊田太郎左衛門

宿 玄性院

永田 九郎兵衛  
上下十四人

森 丹七治  
同七人

松本 幸七  
同七人

栗田 安三六  
同三人

長野原村 橋詰治郎左衛門

坪井村 小林 助右衛門

山田村 町田 三右衛門

同村 山田 治郎兵衛

せわ役四人 人足十五人

宿 蓮長寺

中村 千蔵  
上下三人

草津 湯本 覚右衛門  
人足七人

宿 妙蓮寺

落合 治郎八  
同三人

草津 湯本 安兵衛  
人足九人

宿 願行寺

鈴木 庄蔵  
同三人

一下官二十七人

一下官二十九人

草津 富崎 文右衛門  
人足八人

宿 □徳寺

神谷 弥助  
上下三人

草津 中 沢 善兵衛  
人足八人

宿 琳光院

平川 又市

草津村 中 沢 右衛門  
人足六人

右之通り可相勤候也

一四月二十五日朝鮮人来朝ニ付、出役向々神文被仰付候上、永田

九郎兵衛殿被仰渡候（以下略）

（五反田 田村武一朗蔵）

第五項 明治維新

癸 安政元年一月 異国船来航に付村々に嚴重な警戒申し渡し

此度相州浦賀江異国船相見江候ニ付別而在中取締向之義被仰渡候間、組合村々申合、取締方可被致候、若疑敷者或へ長脇差等帯候もの見請候ハ、差押へ置、最寄廻村先江可申候、人氣不穩慮ニ乘し、悪党とも立廻り候程も難計ニ付、無謂他出等不致、火之元等心付、相互ニ申合一村限り取締り方可致候、尤其組合中不絶回村いたし無宿無頼之ものへ、召捕候条刻付ヲ以順達、留メ可相返も

の也

関東御取締出役

(安政元年一月)

増井市藏

百瀬章藏

関 畝四郎

中之条町

重郎右衛門

請印いたし、早々順達留村が可相返もの也

眞正月十八日

岩鼻

御役所

吾妻郡

箱島村始

永井村迄

十九ヶ村

(四万 唐沢文衛藏)

西中之条村・五反田村・折田村・山田村・上沢渡村・下沢渡村・  
四万村・岩下村・大道村・栃久保村・蟻川村・赤坂村・大塚村・  
横尾村・伊勢町・青山村・市城村  
右之通御廻状到来ニ付、写相廻し申候間、御披見之上早々順達留  
村が御返し可被下候、以上 右村々

御役人中様

(四万 唐沢文衛藏)

註 安政元年一月ペリー浦賀に来航、三月和親条約成る。

三 安政元年一月 関東御取締臨時増出役

廻状

近頃異国船渡来ニ付而ハ領分知行江人馬用意申付候向も有之哉  
ニ付、壮健之もの近々江戸表江罷出候ハ、自然無宿悪党之もの  
等、在々江立廻り、乱妨可及も難計候ニ付、今般関東取締臨時増  
出役をも被仰付候間、村々ニおいても、最寄組合敵重ニ取締いた  
し、悪党もの等見当次第差押へ、早々訴出べく候、廻状村名下江

三 安政二年 金札通用融申渡し

(廻状)

一 此度兵庫御開港、商法御取建<sup>(通)</sup>ニ相成候ニ付而ハ融通のため、此  
節が金札当分之内通用被仰出候ニ付、都而通用金銀同様相心得  
御年貢其外於上納物ニ、相用候而も不苦候間、五畿内近国共無  
差支通用可致候、尤右札商仕頭取其外御通達共、方々おいて引  
替候筈ニ付、右引替ニ付歩割増一切無之候間不取締之義無之、  
正路ニ取引可致候事、右之通り御料ハ御代官、御預り所、私領  
ハ地頭領主が不洩様可被相触候

岩鼻

卯九月三日 御役所

(四万 唐沢文衛藏)

元 安政三年七月 林昌寺梵鐘鑄替の儀に付伺

梵鐘鑄替之儀ニ付奉伺候書付、保科栄次郎

覚

私知行所上野吾妻郡伊勢町林昌寺梵鐘之儀者貞享戊辰年三月鑄立  
法器相用候由申伝尤梵鐘銘文茂有之、右林昌寺儀者同所海蔵寺与  
中末寺有之候ニ付、本寺格ニ相成候由、現住天外和尚申聞候間御  
触面之通、其假差置不苦候哉ニ奉存候、同国同郡岩井村長福寺同  
国同郡横尾村文珠院同国同郡大塚村宗学寺同国群馬郡白石村長谷  
寺右寺梵鐘之儀者銘々願主施主等有之候而朝暮供養之法器相用来  
候処、今般御触面之通相心得、私儀自分入用を以大砲ニ鑄換申度  
奉存候、依之梵鐘銘文写相添此段奉伺候、可然様御差図被成下候  
様仕度奉存候、以上

辰七月

保科栄次郎

(安政三辰年從正月至七月日記卷番根  
岸権之助)より中之条田村孝家文書)

〇 万延元年閏三月 悪党立廻り取押方吾妻東部四十ヶ村

議定

議定連印之事

今般村々悪党者徘徊致候ニ付、一同相談之上何方ニ而茂捕押へ御  
取締御出役先へ可訴出候、万一何様之儀ニ相成候共差出し可申候

其節違交致間敷候、為後日連印仍而如件

万延元年申八月十七日 原町役人中

(大道 塩野谷六郎蔵)

註 終りに、「原町ニ而四拾ヶ村連印名主平右衛門」とある。

〇 万延元年七月 赤坂村総百姓連判を差出し年貢正

米納めに抗議

(1) 差上申御請書之事  
(御請書老札之事)

今般村方百姓九右衛門儀御尋之筋御座候ニ付御差紙奉頂戴、来月  
朔日(限)町宿着当(人)御届可奉申上旨承知奉畏候、差上申御請書  
札仍而如件(差添共早々出府着御届ヶ奉申上候)為念御請書奉差  
上候、以上

万延元年七月二十六日

御知行所

上州吾妻郡赤坂村

百姓 九右衛門

名主 金右衛門

組頭 藤右衛門

百姓代 仙右衛門

親類 彦左衛門

差添人 彦左衛門

神田宇右衛門様  
浜名 良平様  
瀬下与五郎様

組頭代 彦左衛門

御役場様

註 第一卷「赤坂村小前百姓の逃散」参照

保科栄次郎内

馬喰町貳丁目

瀨下 与五郎

伊勢屋

浜名 良平

嘉兵衛殿

神田 宇右衛門

上州吾妻郡

赤坂村

百姓 九右衛門

親類 差添人 孫 兵衛

右之者共ニ相尋儀有之候間、明十四日四つ時召連、屋敷ニ可罷出者右村組頭彦左衛門ニ被相達候、以上

八月十三日

(2) 万延元年九月

上州吾妻郡赤坂村

先達者呼出し

百姓 浅右衛門

同 佐次平

同 久藏

同 権右衛門

同 弥左衛門

右之ものニ相尋儀有之候間、来ル月五日限り差添人同道ニテ可罷出、若病氣候ハ、駕籠ニても罷出、町宿着次第早々可相届ケ、若於不参者嚴重之可為沙汰候、以上

(万延元) 申九月二十六日

神田 宇右衛門

浜名 良平

瀨下 与五郎

入用老札之事

今般村方百姓九左衛門儀、御地頭様より御差紙奉頂戴候儀入用何程相掛り候共急度差出可申候 為念入置申老札仍如件

当人 九左衛門

親類 孫 兵衛

組合 万之助

(3) 万延元年九月 御請書

差上申御請書之事

赤坂村 百姓 九右衛門

同 吉右衛門

同 与兵衛

差添人 惣兵衛

当三月中

御本家様ニ御相談之上御附衆御頼為御取締御知行所両郡拾ヶ村ニ出役被仰付御両家様より被仰出候御趣意ハ兼て出役之砌為誦聞村役人共より小前末々迄ニ得と申論候事も有之候、将又右御趣意之儀ニ付軟願筋有之候ハ約順当嚴重ニも軟願可致処、無其儀、赤坂



村百姓共多人教令騒動被仰出候御趣意と歎願致候趣ニ相唱諸人用差出方書物等相納連印致候、其上逃散山入之次第、地頭違背、出役怪敷之致方ニ而難遁罪料儀ハ銘々心得可有之、右様百姓共ヲ其仄被差置候テハ 御本家様エ御對シ被成不相濟廉モ有之、御知行所永統之御取締ニも相拘リ不容易成儀ニ付被仰出候御趣意之仮請書并歎願書共請返シ、一ト先御付衆歸府被致候次第ニ而歎願之趣ハ未御沙汰已前之処、此節赤坂村百姓共之内、右名前之者共呼出始末相尋候処、銘々勝手難渋ノミ申シ不都合之事ニ候、既ニ歎願筋ニ付諸入用差出シ書面相認メ、多人數連印山入致シ候上ハ何程之雜費入用ハ相掛り候共可差出心底ニ可有之、然ル上ハ今般仰出候御趣意、正米納之儀ハ毛頭歎願、御取用ニ不相成、依之本請書可差出、万一難差出心得之者有之候ハ、銘々一人立其子細書付可差出、取調之上其筋エ御進達可相成、銘々百姓永統子々孫々迄之事を思い候ハ、得ト勘弁致シ多分ニハ不附、実用ヲ以

申九月

右村

組頭  
 附添人 彦左衛門 ①

年寄

七左衛門 ①

伊勢町

日延願人  
大塚村 同

小板橋 藤兵衛 ①

田村 源 藏 ①

前書御趣意被仰渡候処、小前之者共心得違致シ騒立候ニ付夫々被召出御札明被仰付御吟味中之処、再応厚御利解之趣、先非後悔発明仕重々恐入、一言之奉申上様無御座奉承伏候、依之被仰出候御趣意之通り正米之儀ハ聊違背不仕御請仕候上ハ何卒以 御憐愍逃散山入之始末 御慈悲之程奉願上候、依之御請書差上申処一同相違無御座候、以上

万延元年九月三日

御知行所上州吾妻郡赤坂村

百姓

九右衛門 ①

吉右衛門 ①

与兵衛 ①

清左衛門

差添人

組頭

権右衛門

同 佐次平

同 均左衛門

年寄 長吉

伊勢町

日延願人

小板橋 藤兵衛 ①

大塚村

同

田村源藏<sup>㊦</sup>

御役人中様

年寄 近右衛門

御地頭所様

御役人中様

前書之通り御趣意被仰渡候処、小前之者共心得違致シ騒立候ニ付、夫々被召出御吟味中之処、再応厚御利解之趣、先非後悔発明仕、重々恐入一言之奉申上様無御座奉承伏候、依之被仰出候御趣意之通り正米納之趣ハ外御知行村々ニ不拘、先般御呼出相成候百姓九右衛門吉右衛門、与兵衛並ニ私共五人之義ハ当申年分ハ銘々所持高通り聊違背不仕御受仕候上ハ何卒以 御憐愍逃散山入之始末 御慈悲之程奉願上候、依之御受書差上申処如件

御知行所

上州吾妻郡赤坂村

百姓 浅右衛門

佐次平

久作

権右衛門

弥左衛門

長吉

差添人 年寄 差添人

近右衛門

御地頭所

(4) 万延元年十二月 逃散一件費用請書

乍恐以書付御請奉申上候

赤坂村上組小前式拾四人惣代百姓孫右衛門、長吉奉申上候、村方納米ニ過米御座候由及承候間、御調奉願上候所、明酉年早春御取調被成下置候由被 仰聞難有仕合ニ奉存候

先般山入退散ニ付、御呼出シ、右ニ相成候諸入用之儀ハ早々割合銘々出金可致者被 仰渡承知畏候、仍之差上申御請書如件

右 赤坂村

百姓 孫右衛門

同 長吉

御役場様

前書趣私共為御立合承知奉畏候、仍之奥書印形差上申候、以上  
安政七申十二月二十五日

右 村

名主 金右衛門

年寄 近右衛門

近右衛門

(赤坂 小林貞夫藏)

三 万延元年八月 中之条町圍修理の爲罪人岩鼻送

差上申御受書之事

上州邑楽郡上中森村

勝 一 郎

同州同郡梅原村

源 一

右之もの共義、昨廿二日々中之条町圍入被仰付承知奉畏候、然ル  
処、右圍繕ひ中ニ付、岩鼻御陣屋付御牢内江借牢被仰付度奉願上  
候、然ル上ハ御定之入用差出可申候、依テ御受書差出申候処如件

中之条町寄場組合

大惣代 同町年寄

重 兵 衛

万延元年八月廿三日

臨時御取締御出役

伊奈半左衛門様御手代

大越悌輔様

(中之条町役場蔵)

三 万延二年二月 無宿者徘徊、村々昼夜見廻請状

差上申一札之事

近来所々浪人又ハ無宿体之もの共立廻り及不法ニ候趣入聴ニ其御  
筋々御沙汰之趣も有之ニ付村役人共昼夜共村内繁ク見廻り、浪人

又ハ無宿体其外風体怪敷もの等罷越候ハム、兼而手配致置其所ニ

而差押置早々可訴上、若多数ニ而手余り候ハム行衛見届、其段御

注進可申上候、渡船有之村々之義ハ渡船ハ江戸之方へ寄候岸江繫

置、前后村々役人共、渡船場江見張罷在、作場渡船之分ハ作人之

外一切不相通、往還渡船之方も通例之旅人ハ無滞可相通候得共、

浪人又ハ無宿体ニ而怪敷者等ハ差押方前条之通り相心得取計可

申、且米価高直ニ付而ハ、先達而御廻状之通相心得、高場其外ケ

成相暮し候もの共々米銭為施候欵安米為売候成共、表作取入迄之

所、困窮人共取統ニ相成候様厚世話仕、人氣不立様取計、若惡徒

共申動多人數寄集候様之義も候ハム、御進可申上旨被仰一同承知

奉畏候、仍而左ニ御請印形差上申所如件

万延二酉二月

村々役人

誰

原岩本村

喜 兵 衛

伊奈半左衛門様

御手代

飯岡直作様

右ハ二月廿三日、吾妻郡御支配所村々不残中之条町重兵衛殿方

へ呼出被 仰渡候、前書之通り御請印形奉差上候

(岩本 神保彦憲蔵)

四 文久元年十一月 吾妻郡東部二十二ヶ村兵賦金納寬

為金八拾兩貳分ト貳百九拾三文

覚

丑ノ十一月八日

納人

丑年貳拾貳ヶ村

御役所へ上納

(中之条町役場蔵)

兵賦金

メ 金七拾八兩ト貳メ五百貳拾文四ト

翌 文久元年十二月

獵師召集岩岩陣屋非常警備書状

関東御取締出役

岩鼻御陣屋江獵師人共相詰候扣

農兵鉄砲方名前帳

御代官

小笠原甫三郎様

秋山太郎左衛門様

太田原 慎 八様

大木 陽三郎様

加藤 泰 助様

望 月 喜一郎様

大島 鬼久之助様

樋 口 小十太様

桑 田 宗 吉様

右御手附

御手代衆中様

○印当

人数廿四人

半夜代り相勤申候

上沢渡村

○一獵師

文左衛門

明 七

同

善 治 郎

下沢渡村

佐 兵 衛

四万村

三左衛門

長右衛門

銀 兵 衛

三郎兵衛

五反田村

円右衛門

太左衛門

平 村

金 作

市城村

一 獺師  
 一 四季打  
 才(宰)領人  
 同村  
 年寄  
 甚五兵衛  
 白井町  
 石原村  
 庄右衛門  
 伊右衛門  
 金井宿  
 群馬郡  
 三四郎  
 同断  
 年寄  
 大道新田  
 九右衛門  
 才領人  
 年寄  
 西中之条村  
 惣代  
 右拾三ヶ村  
 山田村  
 安兵衛  
 半右衛門  
 中之条町  
 庄右衛門

一 四季打  
 一 同  
 一 獺師  
 一 四季打  
 一 同  
 才領人  
 白井村  
 年寄  
 久兵衛  
 上白井村  
 与五兵衛  
 小野子村  
 太治兵衛  
 吉兵衛  
 横堀宿  
 甚左衛門  
 北牧村  
 文右衛門  
 吾妻合貳拾ヶ村  
 人数廿四人  
 内才領人四人  
 刃見 太四郎  
 惣 内  
 良 治  
 龜 吉  
 健之助  
 勘治郎  
 刃術組

差添役人  
 九右衛門  
 鉄砲組  
 久左衛門  
 善治郎  
 佐兵衛  
 三左衛門  
 長右衛門  
 銀兵衛  
 墨  
 沢 栄之助  
 四郎左衛門  
 久 平  
 勇 助  
 喜 藏  
 伝治郎  
 差添役人  
 三四郎  
 鉄砲組  
 丹右衛門  
 太左衛門  
 金 作

安兵衛

半右衛門

庄右エ門

瀬高滑之助

国吉

入右衛門

劍術組

彦之助

定七

升太三郎

差添役人

柴太郎

治郎右衛門

久右衛門

文左衛門

吉兵衛

勘左衛門

太治郎

与五兵衛

三郎兵衛

右之通りニ而、昼夜共当番可相勤、尤無断  
他出等致間敷、且自用之節、帶刀致候儀不

相成筈ニ付、都而不取締無之様、重立之もの精々心付可申事

詰中心付書

一今般非常御備之為、一同御出、御小屋詰

被仰付候上ハ、相互ニ睦敷、万一之節ハ

御差箇ニ随ひ精力ヲ尽し御用相勤可申事

一銘々火之薬所持いたし候へハ、別而火之

元大切ニ心付可申事

一夜分之義、別段心附他出一切不相成、半

代起番相立御陣や時々相廻り可申、且高

声雜談致間敷事

一煮爰之義ハ順番ニ相立炊方可致、諸品御

手当之義ニ候へハ、費相立不申様心掛可

申事

一稽古之義、御掛様御差箇ニ可仕候、且箇

口ニ而火繩消候義致間敷事

一最寄廻り之義申合、地理心得之ため或三

人ツ、代ル々相勤可申、出先ニ而簡弘等

致候節、玉差心付可申、且詰中遠出行致

間敷事  
一組々者共詰中野掛ヶ支度万之義ハ、御免

願置候間、夜廻り其外共相帯可申事

右之通、銘々相心得聊無等簡相勤代り合之節ハ、重立之者々後組江逸々念入可申置候、以上

亥十二月 鉄砲組

右拾参ヶ村

相勤候もの江結金

才領人

一金七兩貳分

一金三拾貳兩貳分

獵師人

御用勤中十日分

一日ニ付考人分考分ツツ

一金四兩貳分式朱ト貳百八拾文

往返路用  
兩入立替分  
メ金四拾四兩貳百貳式朱ト貳百八拾文

十三ヶ村

高三千九百三拾石四升

碓石ニ付、永五文七ト

村わり沓ヶ村分 永壹貫七百拾八文

一高三拾六石 原岩本村

金壹兩三百貳朱ト三百廿貳文

一高五拾六石 大道新田

金貳兩ト貳百五拾六文

一高三拾壹石 栃窪村

金壹兩三百貳朱ト九拾貳文

一高貳百拾七石 上沢渡村

金貳兩三百貳朱ト五百廿文

一高三百拾六石 四万村

金三兩貳分ト百三拾八文

一高五百七拾石

金四兩三分貳朱ト六百五文

一高六百貳拾八石

金五兩貳分ト三百廿九文

一高四百八拾三石

金四兩壹分貳朱ト五百四文

一高貳百拾八石

金貳兩三百貳朱ト五百七拾九文

五反田村

折田村

平村

市城村

一高貳百四拾五石

金三兩ト七百五拾五文

一高七百拾壹石(記人もれ) 中之条町

金五兩三分ト五拾壹文

一高五拾八石

金貳兩ト三百拾七文

一高三百六拾壹石

金三兩三分ト貳百拾貳文

山田村

西中之条村

下沢渡村

(岩本 神保彦憲藏)

癸 文久三年(推)悪党取締の為節約議定

(申合せ)

御取締向組合為取替義定之事

今般被仰出御趣意之趣、組合一同為取替一条左之通

一悪党共在々村々立廻り候節差押方之義、兼而被仰渡候通、村々

出入口役場近所并利宜敷場所ハ火之見掛り半鐘板木附置、其

外銘々木刀竹鑓鉄砲所持之者、合図次第持出差置方差支無之様

可致事

一博奕賭之諸勝負等いたし候者有之候ハ、見附次第急度相改、嚴

重取斗可申事

一祝義不祝義之節、諸事手輕いたし、且酒之儀ハ仏事ハ不相

用、祝義ニハ令(冷)酒、一通之外不差出替、尤無抛中以上之者ハかん酒三盃限り差上申宜敷事

衣類之義ハ先規仕来之通、決而花美致間敷事

一村々酒壳渡世之者、居酒突合吞等一切為致間敷事、若取極相敗

候者有之候ハ、組合村々々無商壳又ハ博突いたし者入込候ハ取

調当人村方相届ケ候ハ入用等差出シ早々引取可申事

右之通、組合村々集合之上、被仰渡趣、堅相守、前書取極之箇条自

今已後違失無之様、急度相慎可申候、為後日一同連印、依而如件

小笠原甫三郎様御代官所

上州吾妻郡大戸村

名主 加部 安左衛門

(赤坂村 小林貞夫藏)

〇 文久三年十一月 世上不穩四十ヶ村組合議定

關東御取締様より世上物騒、嚴重被仰付候、郡中四捨ヶ村一同取極連印之事

米穀諸色高直ニ付、世上物騒ニ而百姓及難義ニ候義も有之候ニ付、今般關東御取締様御出役御廻村被遊、寄場兩町組合四捨ヶ村御呼出敵敷被仰付候、其段村々小前一同之者江申論一同篤と承知為致、堅取極承知連印、急度仕難有承知奉畏候

一 關東御取締様ノ敵重ニ仰渡候儀ハ前々從 御公儀様被仰渡御法度之趣堅相守、博奕賭之諸勝負ハ重御法度ニ候条、尙錢貳錢之賭事ニ而も決而致間敷候間、敵重ニ被仰付、承知奉畏候、若博奕ハ不申及ニ、尙錢貳錢之めくりかるた等にても賭之諸勝負宿一切致間敷筈、若宿錢候者有之ハ無用捨申合、大勢押駈踏亂粉可申旨四捨ヶ村一同申合被置候

一米高直ニ付、酒造方減し造り被仰付、半減造ニ候処、又々今般酒造之儀ハ三分一造りニ敵重被仰付、相背隠造り致候者江ハ敵重之御各可被仰付段關八州御取締様ノ是又敵重ニ被仰付候段承知奉畏候、依之村々小売酒一切致間敷旨敵重被仰渡承知奉畏候、右ニ付、茶や見せ等にて酒隠売致候者有之ハ大勢申合押掛酒仕入有金不殘吞私可申筈、一同取極置候間、酒小売致候者其筋彼是口論喧嘩等一切致間敷堅取極承知致印形可申事

一 大小之百姓普請祝致不祝義等敵敷取極ニ付酒少々差出シ可申

一 処、大酒等一切致間敷旨四捨ヶ村一同取極連印にて候間此段一同承知連印可致候、婚札客請之節吸物出候共、吸物碗喜勢ニ而二つ吸物碗ニ而尙盃之外出申間敷筈、四捨ヶ村一同取極候間其般一同承知可致候

一 關八州御取締御出役様寄場ニ而敵敷被仰付候儀ハ、近頃悪党共入込、郡中徘徊致又ハ浪人組と申仲間入為致度勤メ致候趣も有之、中ニハ心得違之者浪人仲間ニ入候而党ヲ結、中ニハ百姓家へ押込来り金銀ヲねだり取、其外衣類等迄押取持逃候趣も有之、其外悪党之者共党ヲ結、中ニハ村々之内百姓家へ夜盜或ハ押込、銭金衣類等押取又ハ忍入盜取候、火付盜賊致候悪党數多有之ニ付、四捨ヶ村一同江敵敷被仰付、右体之浪人者其外悪党共村々江罷越、押込或ハ夜盜等村内江入込来候ハ、村々ニ而板番木等ヲたたき候、又ハ声ヲ揚唱ヲ立、聞付次第、六尺棒木刀、とび、竹やり等持、其場江早々駈付擲取候て原町中之条江引連、牽やニ押入置早々御注進申上、八州御出役江御引渡可仕候、其節猶鉄砲四季打持来り候者、鉄砲持出打殺候共不苦候

其外、棒、竹鎗等ニ而突留候様此段八州御出役様ノ被仰付、此段村々小前一同承知奉畏候、小前中ニハ旧来所持猪鹿つき鎗等之手鎗取持之者も有之、物騒用意心得可被存候、右ニ付村々最寄宜敷場所詰り能所ニ番屋ヲかけ板番木等半鐘ヲかけ置、村々ニ而昼夜ニ番堅相守可申候、村中小前一同当十四日、当村六組能所ニ番屋ヲ補理、高ク番木ヲかけ置候上ハ何時ニても番木半



鐘ヲ打付、声ヲ立候ハ、昼夜ヲ不分タ、早々番来請次ニ番木ヲたゞき可申候、聞入詰次第棒、竹鎗、鉄砲ヲ持、早々駈付可申候、前書之趣、関八州御取締御出役様より御嚴重ニ被仰渡候間、四拾ヶ村一同堅取極候条小前一同堅相守一同承知奉畏候、仍而連印仕候以上

上州吾妻郡折田村

文久三年亥十一月

名主 定右衛門外連印

関東御取締

増山権助様

中之条町ニ而ハ毎夜浦(裏)町迄も、夜番御用提ちんニ而敵敷致相守候処、無提灯ニ而歩行致面体不見知者ハ宿はずれ迄送越或ハ夜番之者ニ行不合逃行候者ハ追かけ打のめし候共不苦候との申渡ニ而御座候

(この下に「仍而如件」とある上に張紙してけている)

(折田 今井次男藏)

〆 元治元年五月 天狗党横行に付回状

浮浪之徒取締ニ付而ハ追々相触候趣モ有之候処、先達而以来野州大平山常州筑波等ニ多人数集り罷在、所々横行いたし、右ハ水戸殿御家来并御領分之もの共重立ニ而、既ニ尾張大納言殿之遺志を継候忝ト申唱候由相聞難捨置筋ニ候へ共、水戸殿ニおいても御手

限りニ而御取鎮被成度趣被仰出も有之候間、御任被至候処、追々増長いたし此程ニ至而ハ、右場所而已ニも不在、異形之体いたし或三拾人ツヽ群り歩行、中々ニハ其属悪党惣ものもかり金銀押借りいたし百姓共難義不少、依之大平山筑波等ニ罷在異形之体ニ而徘徊いたし、業用金杯ト唱、押而金子為出候類ハ勿論之義、旧臘相触候趣を以往来相改、浪人体ニ而怪敷見受候分ハ仮令水戸殿御名目相唱候トモ召捕手向等いたし候類ハ切殺候トモ打殺候トモ可致旨敵敷相触候段、水戸殿ニ相達置候間、右之趣相心得、銘々領分知行限り家来差出、時々為見廻、万一無法之もの等有之候ハ、擲取又ハ多人数之節ハ隣領申合、互ニ助合差掛り候分、村々も共申合擲取候様ニもいたし、尤手余り候ハ是又打殺とも不苦、御料寺社領并小給所等ニ而も家来詰合無之分ハ最寄領主地頭ニ而別而見付注進次第早速人数差出し浮浪之もののため村々難義不致様厚ク世話致すべく候

但関東取締出役廻村之節ハ相互打合候様可致候

右之通関東八州并越後国信濃国領分知行有之面々ニ不洩様可相触候

右之通被 仰出候間、此段相達候御取締之義追々可申達候間、弥敵重相心得急度手筈いたし相申合可置候、此廻状寄場下受印刻付ヲ以早々順達留り村々馬場俊藏方へ可相返者也

子五月廿七日

関東御取締出役印

此度御廻状進來候ニ付右写右御達し申上候、以上

中之条町大惣代

名主 重兵衛

西中之条村始

メ十九ヶ村

(四万 唐沢文衛藏)

差上申一札之事

三 元治元年八月三日 悪党横行村々取締方議定

一 元治元年五月 天狗党に冥加金差上一札  
奉差上卷札之事  
一金  
右ハ今般御国体ヲ被為重尊王攘夷之基被為度、当国江御出張被成  
下御志深感伏仕候、因前文之品為冥加奉差上度段奉伺候処、御聞  
濟被成下難有仕合ニ奉存候、伏而卷札相添奉上納候、仍而如件  
(元治元年五月二十三日推)

当組合村々之儀近來悪党共横行いたし所々押込押借等有之不穩候  
ニ付、村々申合取調候得共一向手掛も無御座候処、其後迎も同様  
之儀ニ有之候、尤中ニハ悪党共立廻り候ヲ弁ながら後難ヲ恐レ不  
申出ものも有之哉ニ相聞、畢竟右故悪党ども増長致し候儀ニ付、  
右ハ一体町村役人共心付方不行届より、右次第ニ至り候旨御沙汰  
之段奉恐入候、此上之義一村一人別取調、胡乱之もの共御吟味奉  
願上、悪党立廻り候儀及見聞候ものハ早速村役人江為相知、夫ハ  
大小惣代江打合、是迄度々被仰渡候趣意之趣急度相弁、取締方行  
届候様取計、若シ立廻り候儀を乍弁其假打過候ものハ嚴重ニ御取  
調可有之候ニ付、聊も心得違無之様、惣百姓共江申渡シ、一組一  
体申合、区々之義無之様取計、以来取締方行届候様可仕旨被仰渡  
承知奉畏候、依之御請連印一札差上申処如件  
子ノ八月三日より二夜泊り  
臨時出役

臨時出役

戸叶惣藏様

(中之条町役場藏)

- 西 重次郎様
- 鈴木 三郎様
- 木村元治郎様
- 御家来
- 大関 久作様
- 川嶋 藤七様

三 元治元年九月 大道百姓甚兵衛家に六人組盜賊

(大道 富沢清藏)  
(町誌第一卷参照)

乍恐始末書奉申上候

当御代官所上州吾妻大道新田百姓甚之丞奉申上候、私義当七月  
中、夜盜押入所持之金錢被奪取候始末可申立旨被仰聞承知奉畏候  
左ニ此段私義家内七人暮、農業ニ御座候、当七月十七日夜一同寢  
伏し候頃、子刻頃居宅裏口戸を開放し候音ニ目覚、可起出与存し

中、裏戸ヲ押明ケ梯子ヲ掛ケ二階江上り戸を明ケ裏表より面駄不  
見知男六人押込、暫時ニ蠟燭ヲ付揃江、銘々長脇差を拔持、中ニ  
も重立候者、江戸泥亀与申名乗り、寢処江入、私呼起候上、後手  
ニ繩を以縛り□金子五百兩可差出旨申之不承知与申ニおゐてハ可  
切殺与申威、家内者勿論土蔵迄為致案内長持、箆笥ニ入置候金錢  
左之通

但し  
真草文字小判取更

一金三拾兩也 同 五兩判沓枚

一金五兩也 同 草字 貳分金取更  
沓分金

一金拾五兩也 同 新式分金

一金百兩也 同 貳朱金也

一金貳拾兩也 同 沓分銀也

一金三拾七兩也 同 沓朱銀也

一金拾兩也 同 沓朱銀也

一錢九貫五百文 同 当百錢也

右金錢被奪取候其上衣盜共当九月中尚又金子入用之儀有之相尋候  
間其節迄儀ニ金子相貯置可用立旨申之立去候間、急速隣家組合親  
類江及沙汰ニ村役人江申遣、一同申合手配いたし近辺所々穿鑿仕  
候へ共、折節当中暗夜ニ而逃去候儀行衛更ニ不相訳一切手掛り心

当リ無御座候間、其段不取敢其御筋江御届奉申上候儀ニ御座候  
右御尋ニ付奉申上候通少茂相違無御座候、此段乍恐始末書を以奉  
申上候、以上

当御代官所

元治元年

九月廿六日

上州吾妻郡大道新田  
百姓 甚 兵衛

村役人物代

年寄 三四郎

中山誠一郎様御手代

臨時御取締御出役

宮本鉄三郎様

(大道 富沢清蔵)

三 元治二年正月中之条町外十一ヶ村兵賦金納入覚

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡

一 高七百拾沓石五斗

一 高五拾八石沓斗七升

一 高貳百拾八石七斗貳升

一 高五百七拾石沓斗沓升

一 高六百廿八石五斗七升

中之条町

西中之条村

市城村

五反田村

折田村

一高貳百六拾壹石六斗六升

下沢渡村

一高貳百拾七石壹斗八升

上沢渡村

一高四七拾九石壹斗八升

平 村

一高五拾六石四斗五升

大道新田

一高三拾壹石六斗九升

栃久保村

一高三拾六石

原岩本村

一高百八拾石

箱 島 村

一高貳百參拾貳石

岡崎新田

同州群馬郡

一高百參拾八石三斗壹升貳合

湯 中 子 村

右ハ今般兵賦御取立ニ付、高千石ニ付耆人之割合を以可差出旨、被仰触、承知奉忍候ヘ共右村々ハ何れも極山中、岩間峻岨雪深ニ而、時候後れ故諸作実法惡敷、其上村高不相応、人別少く追々手余荒地出来候ヘ共、人少ニ付、起返方不行届、年増濃百姓相履、当惑仕、殊更右儀山中辺鄙之土地故何共人撰いたし候ヘ共御用弁可被成もの無御座難義至極仕候間何卒以

右中之条町

外 拾壹ヶ村惣代

中之条町

元治二丑正月九日

平 八

折田村

中山誠一郎様

御役所

(中之条町役場蔵)

三 慶応元年六月非常時心得御請状

仰出候御廻状写

一此節冷氣等若ン作方不熟凶作ニモ至り候ヘハ、居民多く、生穀少、土地殊ニ諸色高直、必夫食引足兼可申、其時ニ望ミ俄ニ狼狽いたし候テモ無詮ノ事ニ付、諸事費を省、儉素を用、麦小麦其餘夫食可成草根木実ニ至ル迄、相貯、且又地宜敷ニ随ひ、当節より兼テ麦其外種殖ノ品モ可有之、夫々用意方、銘々心掛、猶更富候者ハ冥加を弁、窮民救助ノ備を設置、一村兄弟ノ心を以、和同可致候、夫食差支及難義ニ騒亂いたし、非命ニ陥り候者等有之候テハ不相成候間、右の通り村役人共より小前ニ得度申論し、非常ノ節ハ相互ニ助合、身元有之者ハ別テノ儀、予テ備相立候様厚く世話可致候、此廻状村下令請印、早々順達、留り村より可相返者也

一書差出被 仰渡候趣写

一近来悪党共最寄所々徘徊、別テ当組合ノ儀ハ、拔身又ハ鐵鉄砲等携立廻り、押込等数所有之、此佩ニテハ片時モ安心不仕、右ニ

年寄

栄

七

付御出役被成下、左ノ通り被 仰渡候、 今般悪党共召捕方

夫々御手配も御届候得共此後透ヲ見窺、何時徘徊可仕哉も難

計候ニ付、当分ノ内、別テ心付、組合大小惣代并ニ村々役人ヲ

始、小前末々等迄、厚申合、取締向行届キ候様可仕、尤作年中

も敵重被 仰渡候得共、畢竟極食民ノ者等ニ至ル迄モ村内見廻

り人足をも相勤猶右ニ付、品々入用等も相掛、難渋、いたし候

故、自然差はまり薄哉相聞ヘ候間、差向当分丈ノ処、右等ノ廉

々能々勘弁ノ上申合一同差はまり取締相立候(中略)右之通り

被 仰渡一同承知奉畏候、依之一同連印差上申処如件

慶応元年六月

臨時御取締御代官中山誠一郎様

御手代 戸叶 総蔵様

山口徳治郎様

(五反田 斎藤庄平藏)

孟 慶応元年七月 中之条町組合常州乙松取調一札

差上申一札之事

竹本誠次郎知行

常州真壁郡笹塚村

百姓

乙

松 廿二十四歳

所持品

一往来手形 一札

一通印鑑 一枚

一木綿紺嶋銭入 一ツ

一同 単物 一ツ

一同 半てん 二ツ

一呉呂服男帯 一筋

一木綿麻風呂鋪 四ツ

但シ反古類経文其外包有之

一桐油 一ツ

メ

右乙松儀、如何之風聞入御聴御召捕御札中、一ト先御下ケ奉願、

得ト承札候処、是迄悪事仕成候程之儀ハ無御座候得共、平生不身

持々今般之次第ニ至リ恐入、以来急度改心致候旨申聞候間、別紙

ヲ以御下ケ之儀奉欺願候処、願之通り当人并ニ書面之所持品御下

ケ渡シ被成下奉請取候、依之一札差上申処如件

右笹塚村

慶応元丑七月

役人惣代

名主

清

作印

臨時御取締御出役

中山誠一郎様御手代

戸叶総蔵様

前書之趣、私共罷出承知仕候、依之奥書印形差上申候、以上

中山誠一郎御代官所

上州吾妻郡中野条町組合

寄場大惣代

重兵衛印

同人御代官所

同州同郡山田村小惣代

次郎兵衛印

同人御代官所

同州同郡市城村 同

喜平次印

土屋豊前守知行所

同州同郡植栗村 同

藤右衛門印

中山誠一郎御代官所

同州同郡郷原村 同

菅谷勘右衛門印

同人御代官所

同州同郡原町寄場

大惣代

山口 六兵衛印

兵右衛門印

(中之条町役場蔵)

壹 慶応元年十一月 悪党取押方申達し請書

関東御取締御出役様より被仰渡候御請書之事

一村々壯健のもの共相撰銘々袖がらみ、竹鎗鳶口等用意いたし置、合図次第出張村役人共より差図請、相働べき旨可申渡事

附たり、竹鎗其外之得物平常門口等江飾置候儀不致、銘々宅内へ可差置事

一彈師鉄砲貸渡シ鉄砲所持之もの共、是又合図次第出張前同様可心得事

一右得物人足、鉄砲人足五人又ハ拾人程ツゝ為組置、村役人共指揮可致事

一最寄村方江通達方之もの兼而撰置、時宜ニ随ひ裸背馬ニ而成共迅速ニ通達可為致事

一悪党共立入候村方ハ、不取敢其村方限人足差出し捕へ方為致候砌リ、通達方之もの引統出張いたし、悪徒多人数ニ而立向ひ候

欵又ハ手向ひニおよび村方人足共ニ而逆も難制節ハ、得物人足何程、鉄砲人足何程何方へ向ひ出張可致旨、村役人共より通達

方江申付、隣村江可遣事  
一右ニ付村々役人、大小惣代等之内人足共指揮方相心得候もの早速取極、此もの共居宅前江非常之目印のため

何 村

得物白地  
鉄砲赤地

但人足組と鉄砲組と  
色分ニ可致事

右幟相仕立昼夜立置、相互ニ右江注進および候得ば速ニ人足差  
出候儀と心得、人足共引連候節ハ、右幟ヲ押立散乱不致様取纏  
出張可致事

一合図之儀ハ板木・半鐘等時宜ニ随ひ、村内江何ヶ所も掛ヶ置非  
常之節ハ打鳴らし可申事

一弁当持送り又ハ焚方之義ハ村役人惣代等之内指揮いたし候もの  
兼而差定置、無益之入用不相掛様申合可置事

一右ニ付、戦争ニ紛敷行装ハ勿論異形ニ身拵等堅致間敷、尤同士  
打等不致様兼而目印等差定置相用候儀ハ不苦事

右之通相心得銘々一精力を尽し名聞見体等聊取繕候儀不致、実地

ニ取締筋行届候様厚可心掛候、尤悪党ものと見極候とも、先搦捕  
候義ヲ第一可心得、手向ひ等いたし人足共手痕受ヶ場合ニ候ハ、

不得止事、打殺し候ハ勿論ニ候へ共無罪之旅人等を打殺候様ニ而

ハ不容易事ニ候間、重立指揮いたし候もの共、右辺心を用ひ候事  
余之過失之處置無之様可致事

四十ヶ村

高一万五千石余

人足二千人 但し百石ニ付

五人ヅ、

内鉄砲屯挺

一得物  
鉄砲  
人足拾六人 当村分  
才料 屯人

但し屯日勤  
通達方 屯人  
金式朱ヅ  
弁当持 四人  
賄方 屯人

一竹鎗袖がらみ 銘々用意可致事  
但し竹ほら五人組限り用意  
村役人 指揮方

一洞ニ而進ミ板木・半鐘ニ而他村へ越、相詰、大鼓鳴り候ハ、引  
取之事

目印村々之相印ニ而よし  
うこんの切式尺八寸四十カ村一同

御取締御出役  
木村懋藏様  
口達書

洪谷鷺四郎様  
慶応元年十一月

(四方 唐沢文衛藏)

註 同文のもの岩本神保彦憲家、折田、折田茂家にあり、折田茂家のも  
のには、最後に「前書之通り被 仰渡候とあり神保家のものには、  
「十一月十七日・十八日」とある。

癸 慶応二年二月 長防征討中の村々警備請状

去丑十一月十五日、関東御取締木村梯藏様を被仰渡候御触書、今  
般長防御征討被仰出候処、右ハ関東村々ニ浪人或ハ賊党兵数多御

御致し郡中村々ニ密ニ立廻り、村々物持エ押込、多分ニ金子ねだり、金子不差出者切殺し、右金衣類ヲ押取逃去候分所々ニ数多有之候ニ付、右等悪党共立入候ハ、召捕

御奉行所江可差出旨敵重ニ被仰渡、悪党共鉄砲ニ而打殺、鎧、竹やり所々つきころし候儀も不苦候ニ付、其段相心得、依之郡中村々ニ而村役人小前百姓鉄砲・鎧・竹鎧・袖からみ・六尺棒用意致置、関八州御出役様御廻村御差図請、御用向可相勸旨敵重ニ被仰付候

右之趣、急度可相守旨去十一月十五日、客場中之条町御旅宿ニ

而

関東御取締

木村梯蔵様

組合四拾ヶ村村役人一同被御召出被仰付候

慶応二年寅二月

去十一月

関東御郡代岩鼻附

御料所 折田村

右ハ何時御廻村可有之哉ニ付、鉄砲・鎧・竹鎧・袖からみ・六尺

棒用意候、一同身分為備足之道具扨調練

鎮守社參致候所番所一同祈念御備足如美吉祥之処也

寅二月吉日

目出度叶 折田村

名主

村役人

(折田 折田茂蔵)

毛 慶応三年二月 村方玉葉硝土掻集め請書

請書之事

一村方硝土掻取方差支無之、仍而受書如此御座候、以上

関東郡代岩鼻付 御料所

上州吾妻郡

名主

玉葉方製造人

半兵衛殿

請書之事 如此受書差出申候

一村方硝土掻取方差支無之仍而受書如斯ニ御座候、以上

河野吉之丞知行所

上州吾妻郡西中之条村

名主

市 五郎

慶応三年卯二月 玉葉製造人

半兵衛殿

(中之条町役場蔵)



天 慶応三年二月 第二回征長中の関東郡代口達

関東郡代木村甲斐守口達

去寅年秋作田畑とも出来方不宜、勿論銘々にも心付、麦其外夫食可相成品を追々ニ蒔込候様子ニ付、当夏ニ至り候へ、定めて諸作豊熟差支も有之間敷候得共、山寄ハ別而之儀、其余之村々とても困窮之もの共難義可致と甚心痛いたし候、一体右体之節之ため、村々貯穀をも備置義ニ候得とも、兎角人情怠而ミ覚悟ハいたしにくきもの故、前ニ有之候貯穀も、品ニ寄有名無実ニいたし置ハ、時ニ臨ミ後悔いたし、程過候へ共又々忘却いたし安く、右ニ付自分入陣已来右等をも得と勘弁いたし候へ共、都而之義支配之存寄之村々心腹いたし風俗宜敷相成候上に無之候而ハ強而せ話いたし候而も矢張有名無実あるひハ其当座之事ニ而已改来、其上去寅年ハ、生糸、蚕紙之改をも被 仰出候ニ付、就而ハ差向商売之障り成、下々之難義不相成公辺之御趣意も貫き候様せ話致候へハ、都而悪く心得又ハ商人共一己之利をはかり如何之義を申唱へ、村々民心をあおり立候様なるものも有之、風俗宜敷取締も相立銘々農業ニ力を尽し、孝子之養ひニ考をおく幼キもの慈父之養ひを受、夫婦之中も睦敷、強盗等も徘徊不致様ニ相成候ハ利ニはしり、商売を専らにいたし、大酒を好ミ博奕をいたし、太儀なる義を嫌ひ候様ニ而ハ不相成事故、世話いたし候へハ、いつれ窮屈ニ存、やかましき事をのミ申候様可存込と猶予いたし居候内、且今ニのそみ

候義ニ付、急速いかんとも難致候、右次第ニ付、支配ニおいて、他意なき事を能く弁、勿論向後申渡候趣、堅く相守候様いたし、差向、兼々触置候食物喰延しの仕方等銘々厚心掛、如何之粗末之品ニ而も、飢を凌ぎ助ニ相成候ものハ貯置、有余有之ものハ病者等ニ而困窮いたし候ものエ助力いたし困窮之ものは右之恩儀を常々忘却不致、病氣平癒等いたし候上ハ耕作之手伝い其外達者なる者ハ何なりとも力および候儀を以、恩を報い、村中相互ニ助合い、食統候様可致候、尤達者ニ而農業を怠り、無心合力を而己乞歩行或ハ右体之義ニ少金を催し候様なるもの有之候ハ、早々可訴出候一御年貢石代納之分、土地不相応安石代ニ相当り追々物価引上り候折柄、釣合不宜候ニ付、去寅年ハ方今寄当之直段可取調旨被 仰出、素々石代之義、御張紙直段ニ増金をもいたし上納致し来り候義ニ而別段安く石代之御趣意ニも無之、畢竟当節御張紙直段と正米直段格別之違いニ相成候故、石代直段不相当之下直ニ相成候義ニ而御尤之被 仰出ニ候得共、是又支配之氣質をも不弁うちハ強而右様之取立方而已いたし候様心得可申哉、痛心中之処、夏中ハ雨天勝ニ付、万一不作ニ而ハ右様之儀、猶又難申渡故、右被 仰出候趣ハ村々ニ不申渡、見合居り候処、大風雨ニ而弥不作、破免検見入相願候場所も多候間、見込之趣、其筋エ申置、追々取立時節ニ差掛り候間、先ッ例年之振合ニ而石代取置候、至其頃出府猶勘考当国作柄之様子等其筋へ申立候得共、不作之義ハ当国計リニ無之、上方筋連も同様之義ニ而既ニ

此程相場違不足ノ分納方相触候通り、定例御張紙ニ増金之外聊ながら増方いたし取立候様御差図有之無余義其段申渡候義ニ而村々ニおいても、前書之通り心を尽し候上申渡候義を心得違致間敷候

一御進発ニ付而ハ、去々丑年中、村々多分之上金をもいたし候処、追々 御滞坂も御永く相成、殊ニ長防御討入

相成候御用途も莫大ニ而上方中国筋御料所ハ多分夫役差出、戦地近ハ放貫乱妨等ニ逢候次第、不容易場合ニ付、たとへ程遠し場所ニ而も四民力を合せ不申候而ハ不相成候処、遠路夫人等為

差出候ハ可為難義ニ付、先ツ其儀共不被 仰出候得共、御軍費之内ニ献金又ハ御用金等相願候ものも可有之哉、当時之形勢厚く申論候様可致旨先般被 仰出実以不容易御時節柄ニ付、

其節直ニ可相論ハ勿論ニ候処、是又前条之通り品々勤弁申ニ付、右論方見合居り候得共、御料所一体ニ拘り候義ニ付、猶御

沙汰之次第可有之哉、其節ハ身分ニ応じいづれニも御国恩之程、厚く相弁へ候様可致候、右之趣村々大小百姓ニ能々申論可置事

一食物喰延し方能仕方もあらハ無遠慮書面を以可申立事

一盜賊悪党共召捕方嚴重之取計い候様可申合事

一農業出精いたし候ハ勿論、荒地有之村方ハ種々起返定地あらハ

新開可願事

一婚礼葬礼等可成文手輕ニ可致事

一変事有之節ハ見舞杯と号し無謂大勢相越飲喰いたす間敷事  
慶応三年卯二月

關東御郡代岩鼻御料所留村  
木村甲斐守様御役所  
(四万 唐沢文衛藏)

五 慶応四年正月 大道新田外岩鼻役所へ年賀

辰御年甫

御留役 御三人

木村次郎吉様 真綿

山田真平様

宇佐美藤一郎様

三朱 三人 御家来

元メ 御四人

中野様 金二両

大木様

戸叶様

川崎様

大津様、平塚様、柳川様、松浦様、松村様、森出様 御六人

一兩二分

近野様、青木様、川野様、吉川様、原田様、原田様、川内様

伊藤様、森出様、塩村様、中野様、平野様、新井様 十三人

一兩二分二朱

足輕五人 一分

御同 一朱

御家来 十四人 四貫二百文

御女中 十六人 三貫二百文

水使 二人 六百文

外一貫文 水引、紙のし、腰掛入用等

一金一分二朱 下代 伝兵衛・忠三郎

一金 三朱 又市・藤助・善之助

外四百文 常二郎

二分 叶屋・上州屋

メ七兩二分ト九貫四百文 兩替八五

為金八兩一分三百六十文

此二ツ割 金四兩一分四百五十文

此永 四貫百三十八文

此四ツ割金一兩一朱ト五十二文(高割)

栃久保村 二朱ト七百三十二文

大道新田 一分二朱ト百五十文

原岩本村 一分ト五十二文

(高三六石六斗二升 代官領)

平村 三兩一分二朱ト八十四文

四方村高メ六百三石六斗三升

高一石ニ付永七文かけ

(大道 塩野谷六郎蔵)

〇 慶応四年辰二月 中之条町問屋明七扱慶応四年請次書状

御廻状御先触請取

1 白井雙林寺様より 御先触 香通

右之通髓ニ受取申候、以上

辰正月二十日

上沢渡村 年寄 太郎左衛門(印)

2 東山道総督府巡察使御役所出御先触香通

右之通髓ニ請取申候、以上

閏四月十八日

徳右衛門 (三國通中山宿 問屋印)

3 覚

一 権田村出張大音龍太郎殿より

一 沼田出張 原安太郎殿・豊永貫一郎殿行

急御書状箱香ツ并宿繼請文一通右髓ニ受取御繼立仕候、以上

閏四月二十一日辰ノ中刻

中山宿問屋 徳右衛門

三國通 問屋 中山宿

4 覚

御先触式通

右之通髓ニ受取申候、以上

五月朔日  
中之条  
明七様  
蟻川村 名主代  
清兵衛

州	上
蟻川	綿清 吾妻

7 覚  
一小幡御家中

生野兵馬様

御用乘駕籠式様

御先触老通戊ノ中刻櫛ニ受取申候、以上

五月朔日

中之条

明七様

6 覚

東山道総督府様ニ御封状老封櫛ニ受取申候、以上

戊ノ中刻

五月朔日

蟻川村  
名主代  
清

明七様

7 覚

一板倉主計頭様ニ

御先触老通櫛ニ受取申候

七

州	上
蟻川	綿清 吾妻

七

州	上
蟻川	綿清 吾妻

8

五月二日

蟻川村  
年寄  
清

津田次右衛門様ニ

追触 老通

右之通り櫛ニ受取申候、以上

辰五月十三日

蟻川村  
名主代  
清

9

一御用状 老通

一御添状 老通

一喜付帳 老冊

右ハ今酉ノ上刻中之条ニ奉受取候以上

辰五月十三日

蟻川村  
年寄  
清

10 覚

一高崎御家中

村田様

七

州	上
蟻川	綿清 吾妻

七

州	上
蟻川	綿清 吾妻

七

州	上
蟻川	綿清 吾妻

御先触 老通  
右之通髓受取候也

五月十三日

原町  
問屋  
九兵衛



11 乘駕籠 老挺

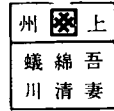
右ハ袖井大輔様

御先触老通髓ニ受取申候

五月十七日

蟻川村  
年寄  
清

七



12 覚

高崎御家中ノ

一御先触 老通

右之通髓ニ請取候也

五月十八日

蟻川村  
名主代  
清

七



13 覚

東山道総督府様

御先触 老通

外貨銭帳 老帳

右之通髓受取申候  
五月廿一日

原町  
問屋  
九兵衛



14 覚

総督府様

一御触 老通

右之通髓ニ請取申候

五月廿四日

蟻川村  
名主代  
清

七

15 覚

東山道総督府

巡察使様ノ

一御役所ノ 箱入封

外添書式通

右之通髓ニ請取申候

辰五月卅日 亥上刻

市城村  
名主



16 覚

前橋御家中

一御先触 杵通

右之通鑑ニ受取申候、以上

辰六月七日

原町

問屋

九兵衛



(中之条町 桑原源一郎藏)

一金九兩貳分

又十郎

一金五兩

新左衛門

一金貳兩

明七

一金壹兩

藤八・太郎左衛門・勘左衛門

一金拾五兩

丈七・又左衛門

✓ 壹千拾七兩貳分

以上

三 慶応四年四月 一揆防衛出金調(中之条町)

(表紙) 慶応四年

出金取調名前帳

辰四月

名主

重郎右衛門

一金百貳拾五兩也

重郎右衛門

一金百五拾兩也

重兵衛

一金拾兩也

平八

一金四拾八兩也

安右衛門・安左衛門・孫四郎

一金三拾八兩二分也

八兵衛

一金拾九兩也

七藏

一金拾四兩也

与五兵衛

一金拾九兩壹分

佐平次

一金拾四兩貳分

市郎兵衛・与兵衛・惣左衛門

一金九兩貳分貳朱

七兵衛

(表紙) 慶応四年

出金請取帳

辰四月

名主

重郎右衛門

四月三日

一六貫三百三拾貳文

中之条町 岡部屋

巳之吉

一貳貫五百文

同 福田屋

一五貫貳百文

同 町田

藏

一拾八文

二見屋

藏

一三貫百文

長倉屋

外 一金貳兩壹朱卜壹貫六拾文

和泉屋安右衛門

一鏢貳拾貫貳拾貳文

有隣堂

良甫

一四百七拾貳文

布袋屋

与兵衛

一貳兩三朱卜三百三拾五文

為鏢貳拾壹貫三百三拾六文

かめや 彦兵衛

一拾貫四拾八文

一七貫八百貳拾文	越後屋勘右衛門	一式貫四百文	同	佐内
一六貫文	えびや 茂七	一四貫貳百文	同	喜藏
一九百五拾文	八兵衛	一四貫貳百文	同	又十郎
一式兩貳分ト七百四拾八文	又十郎	一三貫六百元	伊香保行入用	八兵衛
一金四兩壹分三朱ト三百六拾八文	又十郎	一壹貫貳百文	五町田行同	同
一金三兩壹分	甚兵衛	一壹貫貳百文	村上行同	同
一五百五拾文	小間物や利兵衛	一壹貫貳百文	沢渡行同	孫四郎
一九貫九百八文	新龜屋 龜三郎	一式貫四百文	同	同
一壹貫三百三拾貳文	大津屋新左衛門	一七貫百文	伊香保行二度分	市左衛門
一壹貫九百文	吾妻屋 善兵衛	一三貫六百元	伊香保行入用分	中野屋
一七貫文	八百屋 長兵衛	一八貫百文	白井行、永井行入用	与兵衛
一金貳分式朱ト壹貫八百三拾貳文	柏屋 藏	一壹貫百五拾文	同	満五郎分
一式拾四貫四百五拾六文	又儀 兵衛	一九百三拾六貫文	同	利右衛門
一三貫文		三月十八日		
一六貫文		一金壹分三朱也	永井村行入用	権右衛門
為鏝四拾三貫貳百八拾文		一金貳分也 伊香保村々	沢川宿迄行	同
一五貫五百文	明 七	一金貳朱也	箱嶋村行	清次郎
一式貫四百文	丸山 三之丞	一金壹分三朱也	同	太右衛門
一式貫四百文	権三郎	一金貳分 伊香保	白井村行	安之助
一式貫四百文	同	伊香保	伊香保行入用	辰五郎
一式貫四百文	同	五右衛門	永井行	佐市右衛門
一式貫四百文	同	喜右衛門	伊香保行	同
一式貫四百文	同	藤 八	祖母嶋行	曾平

一金老分壹朱 同 権左衛門

一金貳朱也 五反田ノ沢渡行 同

一金老分貳朱 いかほ行入用 甚兵衛

一金老分三朱 渋川宿行 伊右衛門

一壹分 箱多行 勘助

一壹分 同 富藏

ノ金五兩也 但シ三月十八日払分

四月三日 安十郎礼

一金貳兩也 日向殿江御礼

一金貳分 金剛院殿江御礼

一金老分貳朱也 勘左衛門

一九百文 小六

一三百文 文十郎江女房礼手拭一筋

一四百文 吉兵衛娘江 右同断

一四百文 舟場龜吉 遺分

一貳兩 大砲玉拵礼 五反田住居

一金老分貳朱 半兵衛殿江頼 長吉

重郎右衛門立替分

四月三日

一金貳兩也 三太助殿江鉄砲ニ付渡ス

一百文 外二人江小遣

一金老兩也 安五郎江渡ス

一七貫貳百文 金十殿へ手間代渡ス

一八貫文 同人殿へ右同断

一金老兩也 米老斗六升

ノ金四兩ト拾五貫四百文

為籾五拾四貫八百貳拾文

四月三日

一金四拾兩也 米貳拾俵四斗入

一金老分貳朱也 伊香保行

一金三拾六兩也 米拾八俵代<sup>四斗入</sup>

一金五拾兩也 米貳拾五俵<sup>右同断</sup>

一六拾六貫老百文

一金九兩貳分貳朱 品々ノ

一改金五兩貳朱ト五百五拾老文

ノ金拾四兩三分ト五百四拾八文

四月三日 上中下所三町分 酒肴代

一金三拾五兩貳分ト三拾六貫六百四老拾文

一金老兩 米三俵半 右代金

一金七兩也 小栗様 御泊リ御入用品々

四月三日

一金六兩老分壹朱ト貳百八拾四文品々ノ

一老兩也 永井行 遺物分

佐平次

代金濟

兼八

半兵衛

重郎右衛門

桑原くら分

政右衛門

玉葉代品々入

重兵衛



一金六兩七分式朱ト六百七拾式文

一金貳朱ト百文 外二品ノ

ノ金拾三兩三分壹朱ト壹貫六拾壹文

四月四日

一金三朱 白井村行入用分

一金貳分 北牧宿行ハ

一金貳分 右同断

惣ノ金貳百拾六兩ト四百八拾五貫百四拾八文

為金貳百六拾六兩貳分壹朱ト四拾八文

外ニ六貫文

又為金貳百六拾七兩三朱ト四拾八文、以上

(中之条町役場蔵)

註 外に金銀請取帳、借家人名前帳、出金請取帳がある。因みに借家人三十二世帯。

三 慶応四年四月 鎮撫使前橋藩代官回村

差上申御請書之事

一 今般無頼之悪徒共愚民を欺、党を結び無罪之富豪江押入、金銀ヲ奪い、強談難向ヲ申掛加之致放火、日々乱妨相増、生民全塗炭江陥リ候段、官軍於御總督府様も深く御憂慮被為在一日も難被御捨置、依之 御料所并諸御旗本様御知行所上武両国之義ハ 総而同国御諸藩様江 御鎮撫御取締方民政之義被為蒙 仰、右

ニ付御諸藩様江被仰合之上当村方之義ハ御家様御持場ニ御極相

成候段、委細今般御廻村之上被 仰渡承知奉畏候、依而ハ諸事

被 仰渡之趣、小百姓ニ至ル迄聊相背申間敷候、為後日仍而如

件

慶応四戊辰四月

上州吾妻郡平村

百姓代 八郎左衛門

組頭 半右衛門

伝 吉

六左衛門

鹿 吉

註 「四月十五日中之条出立、西中之条村始り折田村昼休、四万村泊り」前橋郷廻り新沼扇平・谷丹三郎出の回状端書が中之条町役場にある。(平 飢持千郷蔵)

三 慶応四年六月 群馬吾妻鎮撫総長外申付状

渋川村 堀口 五郎兵衛

右之者儀今般当国旧幕領始御預り村々総長申付勤中騎馬槍差許御扶持方被下置 御目見以上之格申付其村下江民政向ヲ始、都而同人江取扱申付候間万端差因受、当役場同様可相心得候 右之趣村々小百姓ニ至ル迄不洩様可申聞、尤寺社江も可申聞者也

前橋 郡代所④

辰六月十八日

吾妻郡

三拾ヶ村

波川村 羽鳥久右衛門

北牧村 寺嶋伝右衛門

半田村 高橋宗右衛門

原町 新井三左衛門

同 松井兵右衛門

右之者儀、此度旧幕領御領村々堀口五郎兵衛江諸事申談、御趣意行届候様尽力可相勤候、苗字帯刀差許七人扶持遣候、右之者共、右之通被仰付候間、其村々諸事今後差図候、此段村内不洩様可申達候、以上

六月十九日

群馬県吾妻ノ四拾六ヶ村

前橋鎮撫所圖

覚

一王政御一新ニ付今般郡中御説諭方被仰付候間、御順村被成御説諭之趣致承知候、村内末々迄も為申聞候様可致候、此後方一流賊潜伏等之儀見聞候節者早速御知らせ可申候 右之趣承知いたし候、以上

四万村

名主 政右衛門

慶応四辰年

年寄 元右衛門

六月

齋 慶応四年七月 御一新につき願書留

(一) 奉獻書付之事

一今般

王政復古御一新之政務神主共奉承服御恐悦奉申上度宜敷御披露奉願上候、当於神前朝夕神務御祈抽丹誠候、依御被奉 献上度前許御伺奉申上候、御仁恵之御沙汰被成下置様一統伏而奉願上候、恐惶敬白

慶応四年

辰七月

上野国吾妻郡伊勢町

諏方大明神

天王御改称 須賀大神及七社

神主 小板橋 丹波

神主 和利宮

神主 小板橋 日向

鳥頭宮 矢倉村

神主 須藤 大隅

満行宮

神主 一場 出雲

白頭馬大明神 小泉村

神主 塩谷 常陸

(四万 唐沢文衛藏)

代 俸 民部

明審照

小坂橋丹波

俸 田 霧 吉

好 謙

社 寺 御裁判所

堀口兵五郎様

御掛り

和利宮 横尾村

神主 小坂橋 日向

九日之書面江是を添書仕、十日御裁判所江御預りニ相成申候、

十二日御沙汰相待可申答被仰付候

社 寺

御裁判所

添書

一今般

(二)伊参文庫設立願

乍恐御同奉申上候

王政復古旧弊御一洗被為有、神国之基礎相立候折柄、乍恐御恐悦

奉申上、尚懇行神務之御拔等奉献上度奉出願候処、御地頭所様

以御添翰可致心願、旨被仰渡承知奉畏候、私共村々之儀者是迄保

科俊太郎様御知行所ニ候処、於御殿様者徳川民部太輔様御附ニ

而、仏蘭西国江出帆ニ相成、御留主中、高半地御召上ニ相成、

已後如何相成候哉、未何之御領御預所共睦不相定、無抛以私意

奉心願候、御見慮之上、御取用於被成下候ハハ、一統難有奉恐

伏候、恐々頓首

慶応四年七月

上野国吾妻郡伊勢町

諏方大明神

天王御改称 須賀大神及七社

神主 小坂橋 丹波

御裁判所

社 寺

一祖父好里積年之志願復古学伊参文庫与唱、造立致度候処、当月

三月中門人関知常与同心協力致、造営仕候、就而者右文庫長久

永続仕候様御聞置之儀仰付被成下度

而奉願上候、頓首敬白

慶応四年七月

上野国吾妻郡伊勢町

諏方大明神

御仁慮之御沙汰伏

神主 須賀 大神

神主 小坂橋 丹波

神主 田 霧 吉

神主 好 謙

社 寺 御裁判所

九日出願御下ケニ相成、十日御恐悦之書面同様御預りニ相成申

御掛り

御裁判所

社 寺

御裁判所

社 寺

九日出願御下ケニ相成、十日御恐悦之書面同様御預りニ相成申

候、十二日可伺出之筈被仰付候、御掛り役堀口兵五郎様

㊦奉願志願之事

一今般

王政復古御一新之趣、神主共奉承服、国体直臣之儀者素赤心之神主尚從往古神主ニ而、家統仕來候、此度為尺寸共勤王仕、御用向勤仕申上度志願決心仕、依奉出願候、左之同志之者、勤王之端ニ望為寸粉共国恩ニ奉報度前許 御見慮之御裁判被下置、勤王被仰付候様仕度 御憐愍之御沙汰奉願上候、恐惶敬白

(前出に付肩書略)

同

小坂橋	丹波
小坂橋	日向
田鶴吉	民部

十日始テ右書面差出、早速御裁判所御預リニ相成十二日可伺出筈、堀口兵五郎様被仰付候

慶応四辰七月

社事

御裁判所

註 結局、何出が十七日となり、「願之趣ハ追而御沙汰可有之事」となる。尚伊参文庫は許可された。

(伊勢町 小坂橋一正藏)

室 慶応四年七月 岩鼻郷中取締方申達しと請書

一前々御達シモ有之通り、忠心(臣)孝子、長寿、良農、烈婦等者悉ク御褒誉之事

一鰥寡孤独痼疾之者、厚ク御憐愍有之事

一人を殺し候者、暴行致し候節ハ、其最寄役人有志之者、取斗ニテ速ニ搦捕若シ手余り候ハ、不及届ケ打殺し突殺候共不苦候事

一人家ヲ押破り財器衣類等を盗取、或ハ不得止事博奕を專致し候族於有之ハ、急速搦捕、岩鼻御役所江差出可申事

一平生も行ひ不正ニテ悪事ヲ企、諸人ヲ煩セ甚以不仁氣之於有之ハ、十指十目之古語ニ依り、速ニ岩鼻御役所へ可訴出事

一猥リニ浮説流言ヲ起し、良民ヲ迷ハシ候族有之ハ、早々岩鼻御役所へ可訴出事

一惰農野荒し小博奕・喧嘩・口論等好ム族於有之ハ、其出地ハ利益筋各主之指図ヲ受、手弁当ニテ一月ヲ期トシ、赤頭巾ニテ為勤、改心帰農ニ立至り候上ハ、既往罪差許可申事

一懐妊ノ婦人私ニ脱胎致し候義、他ノ露頭ニ及候節ハ、当人ハ不及申ニ、一家内ノ者迄、赤キ角頭巾ヲ五人組兩隣附添、村中家別廻り可為致、最極貧ニシテ養育難相成者へハ救助御所置可有之事

一宿村穀渡世之者、其最寄在々せり売等致し、其不仁氣ノ仕業於有之ハ、罪之輕重ニヨリ窮民江安殺為宥可申事

一宿村穀渡世之者、其最寄在々せり売等致し、其不仁氣ノ仕業於有之ハ、罪之輕重ニヨリ窮民江安殺為宥可申事

一年分ノ神祭ハ不求華美ヲ、日中祭祀随意ニ可有之最モ夜分ハ堅ク禁止之事

一平日貧福交際、互ニ慈愛ヲ尽シ、睦間敷可致事

一一文懸ケ諸勝負、堅ク禁止之事

一其土地ノ役人悪事ヲ致シ候儀、他々露頭ニ及候節ハ、敲重之所置可有之事

一穢多非人等平人ニ紛敷風体以之外ニ付、追々身分改メ可申事

一是迄鉄砲所持之者、一通改之上有志ノ輩(捐助)ハ、其仮差置、宿村安民隊ト名(付)、其筋取締非常之節ハ御用向可申事

一非常ノ節、実効相立候輩ヘハ、御褒美被下候事

前書簡条之趣、小前末々ニ至迄不洩様申達シ置候上ハ、心得違之者於有之ハ、宿村役人之上ニテ速ニ所置可有之、最モ難聞分分ハ取締向ヘ可申出事

戊辰七月二十五日

岩鼻

知県事

郷中取締説得方

前書被仰渡之趣、小前一同名主所江呼寄、為誂聞候所、一同承知奉畏候、依之御請印仕候上ハ少も御背不仕候所仍如件

慶応四年辰八月十五日

上州吾妻郡折田村

新右衛門(外八十名連署)

(折田村 今井次男感)

癸 慶応四年八月 小栗上野介捨札

小栗 上野介

其方儀 從來奉对朝廷、不臣罪依判然、兵馬被差向候間、到此期罪道茂絶果候間勉強可致防禦者也

捨札

小栗 上野介

此者儀奉对朝廷、企反逆候条明白ニ付、依之令蒙天誅者也

慶応四年四月

東山道総督府

使員

荒川 祐藏

渡辺 多三郎

大井 磯十郎

右ハ主人之悪ヲ逢迎シ共ニ働奸逆候条明白ニ付、加天誅也

小栗又市郎・塚本真彦・戸田金之助・沓掛藤五郎右四人高崎ニ而

打首

(伊勢町 小坂橋一正藏)



新規  
一鉄砲 砲挺 玉目三匁式分  
長サ三尺五寸

同所  
一同 砲挺 玉目式匁八分  
長サ三尺五寸

同所  
一同 砲挺 玉目三匁  
長サ三尺六寸

同所  
一同 砲挺 玉目三匁  
長サ三尺五寸

同所  
一同 砲挺 玉目二匁八分  
長サ三尺六寸

同所  
一同 砲挺 玉目四匁  
長サ式尺八寸

合式拾參挺

前書之外隠打致候もの無御座候、以上

天朝御料

上州吾妻郡

慶応四年

辰八月

中野条町

百姓代

組頭

名主

右代印致右衛門

重郎右衛門

岩鼻知県事様

御役所

(中之条町役場蔵)

有志安良隊

七

又右衛門

忠右衛門

曾

助右衛門

儀兵衛

四十ヶ村 覚

獵師鉄砲

共 五百拾七挺

高式万五千石余

千五百人割

内

七百五拾人

一呼出シ

竹藏

半鐘

番木

一見遠其外

引上 大鼓

一高張提灯之義ハ其村ニ而拵候筈

一幟之義ハ

寄場ニ而拵候上相渡筈

当村 鉄砲方

宇右衛門

佐五衛門

安右衛門

七兵衛

権 六

均左衛門

三四郎

(三) 慶応四年八月(原岩本村)

勘之丞代  
新之丞  
政右衛門代  
長右衛門

得物方

久兵衛・茂右衛門・喜太夫・安兵衛・善太郎・長三郎・伊右衛門

善三郎・半右衛門・利兵衛・半兵衛

食茭方

勘兵衛・定右衛門・清九郎

困人足

彦七・清之丈・伝六・七左衛門・庄兵衛・新右衛門

(岩本 神保彦憲蔵)

註 外に同年八月、差上申鉄砲証文之事と鉄砲八丁を記して、前橋鎮撫所掛中へ村役人が差出している。(同家所蔵)

六 明治二年正月 岩鼻山下七十七ヶ村年礼遅参届

乍恐以書付奉願上候

当御支配所別村々役人共一同奉申上候、私共村々之儀へ、昨日二十三日までに御年礼ニ可罷出旨御達シ之趣承知奉畏候、然ル処、何れの村方、遠路殊ニ雪中故、漸々昨二十三日夕刻着仕候、甚遅日仕候段奉恐入候間、何卒以御慈悲御年礼遅日之義御有免被成下置度此段奉願上候、以上

明治二巳年正月二十四日

上州吾妻郡惣代誰印

岩鼻県

民政御役所

同 利根郡惣代誰印  
武州榛沢郡惣代誰印  
同国秩父郡惣代誰印  
右七十七ヶ村惣代者

(大道 富沢清蔵)

六 明治二年二月 御制礼場設立御布告揭示達シ

大政御一新被 仰出候間もなく兵馬之事起り、是迄僻遠之地へ

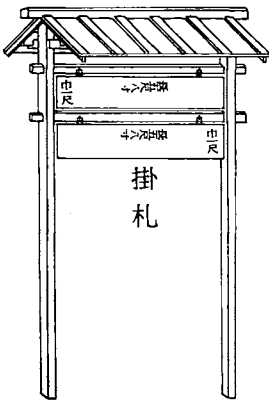
は自ら政令不行届、至仁至慈之

朝旨を不奉感仰村落も間有之候歎之趣、右様ニ而ハ聖地礙滞之端

ニ候間、老幼婦女子ニ至迄洽く

天朝之御趣意を令奉拝承度候ニ付、以来御布告之釈ハ支配所中へ

不洩様可相達候間村々御制礼場之側ニ





如図面御布告掛相建置一々張出し群下一同可奉体認候事

巳二月 岩鼻県

(四万 唐沢文衛蔵)

古 明治二年二月 岩鼻県原出張所よりの村々取締達し

(表紙)  
〔岩鼻県〕  
原出張所 御役所 四万村

名主 善兵衛

原御役所ニおいて被仰渡之義ハ当郡村々人氣不宣、第一博奕賭勝負ニ携リ農業ヲ怠ケ惰弱ニ身ヲ持候事とも相聞候ニ付、村役人より理解申論シ善事ニ進ミ惡事ヲ遠ざけ本心相成、家業向出精可仕候様為申聞、若其上不得止事不幸不実之輩有之ハ、原岩鼻御役所より隠密差出し、村々懶惰之者共探索被遊、御嚴重之御仕置可被仰付候旨奉長候

今般御出張所御建被遊候義ハ、下をあわれミ公事出入検死等其外何事ニ不寄御取締向御用弁ニ旨被仰渡候御制事、小前末々迄、無洩落可申聞候

明治巳二月五日

組頭

四万村名主  
善兵衛

五左衛門様

(四万 唐沢文衛蔵)

七 明治二年三月 岩鼻県浮浪人取締触書

岩鼻県御達

浮浪人之儀ニ付而ハ昨年来毎々被仰出之旨も有之候処、今以行届兼、都而往々脱籍無産之輩有之趣相聞、実以不相成事ニ候、就而ハ今般戸籍改正右等被御取締相成候ニ付、在東京之公卿諸侯ヲ初メ郷士太夫士行政官支配付より府下之社寺士民文武其外諸塾ニ至迄、無籍之もの差置儀一切不相成事

一 不得止事子細有之之厄介等差置候者ハ其情実巨細ニ書記、来ル廿日迄可届出事

一 諸向家来始其外東京滞在之者ハ姓名書記其主人々々来ル廿日迄可届出事

一 以来他国ノ到着之もの有之節ハ其度毎主人々々ノ可届事

但し公卿諸侯徴士ハ行政官支配并附者触頭ヲ以、同様相届、東京府下之輩ハ東京府江可相届事

三月 行政官

(四万 唐沢文衛蔵)

三 明治二年七月 三国脇往還見張番柵窪村書上帳

三国脇往還見張番人数取調書上帳

上州吾妻郡柵窪村

三国通脇往還大道新田峠道にて見張仕候

六月廿五日夜

一人數九人

同 廿六日昼

同 九人

同 廿六日夜

一人數七人

廿七日昼

一人數八人

是右之道筋赤坂村江出張見張番仕候

六月廿七日夜

一人數 貳人

同 廿八日昼

同 貳人

同 廿八日夜

同 貳人

同 廿九日昼

同 貳人

同 廿九日夜

同 貳人

同 晦日昼

同 貳人

同 晦日夜

同 貳人

七月朔日昼

同 貳人

同 朔日夜

同 貳人

同 二日昼

同 貳人

七月二日夜

一人數 貳人

同 三日昼

同 貳人

三日夜

同 貳人

人数六拾老人

右者三国往還大道新田峠道に而見張番仕

覚

見張用 取調書上帳

一薪 四束

此代四百文

一水油 壹合

此代三百十文

一三百文 ろうせく

ノ卷ノ八拾文

右者見張番入用取調奉書上候 以上

七月六日

岩鼻県

御役所

上州吾妻郡栃窪村

三 判

(栃窪区有文書)

宣 明治二年十二月 吾妻東部組合入用割合帳

中之条町

四拾ヶ村高割諸入用割合帳

西中之条村ノ栃久保村迄

一五貫七百拾六文

四月七日

一貳貫八百四拾貳文

三月七日

一金壹兩貳分ト貳百八拾文

四月二十九日

一金四兩壹分ト壹貫五百八拾文

同 十一日

一金四兩ト八百貳拾八文

同 二十日

一金四兩三分ト壹貫百貳拾九文

同断

一金貳分ト貳貫三百六拾九文

五月八日

一貳貫貳百五拾八文

六月廿八日

一貳貫六百貳拾八文

七月朔日

一金壹兩壹分ト壹貫百廿八文

六月廿九日

一金四兩壹分貳朱ト百五拾文

六月廿七日

一金三拾六兩三分貳朱ト百五拾文

同日

一貳貫六拾四文

八月廿五日

一金八兩壹分三朱ト三百貳拾八文

同 廿八日

同 廿八日

佐藤様

御泊り入用

福島様

御泊り入用

兵賦入用

手先もの昼賄入用

手先もの昼飯料

木村様

去昼御賄入用

手先

賄 入 用

中村様

御泊入用

右 同断 入用

佐藤様  
石高様

先泊り入用

同所

一金貳朱ト貳貫八拾四文

手先飯料

九月廿日

高山様

一金拾壹兩三朱貳拾五貫六百八拾四文

上沢渡村立替分

一金六兩壹分三朱ト六百八拾六文

先泊り入用

中之条町立替分

一金壹分ト五百三拾八文

沢渡り行  
手先賄料

三月十九日  
同 廿四日入

市城村

十一月七日

一金三兩

小惣代 喜平次

一金拾兩貳分ト拾二文

石高村

同日

御役所様々当組合大小惣代之者ニ御書付岩鼻行入用ニ御座候

内金壹兩ト貳貫文御下ケ

同 日

重平

七月廿二日

一金八兩壹分ト貳百六拾壹文

信州無宿長吉  
佐州無宿信吉

一金三朱ト貳百文

藤助礼外入用

内金貳兩三分貳朱ト

囚人入用

右同断入用ニ御座候

三百三拾六文御下ケ

四回分

平八

十月廿四日ト十一月七日迄

一金貳兩也

藤助礼外入用分

一金拾九兩壹分貳朱ト四百七拾七文

一金三朱ト貳百文

右三組合村々絵図面外ニ用向兼岩鼻江罷出候入用ニ御座候

金貳分

同所下町同人番人足

四月分

三月ノ十月迄

一金貳兩也

同人

一金拾兩也 目安箱岩鼻行入用

藤助礼外ニ入用

ノ金百廿四兩ト貳拾五貫四百廿五文

右者組合村々社寺書付持参岩鼻江罷出候入用ニ御座候

原町立替分

同月十二日出十四日入

明 七外ニ入用方

外ニ

一廿三貫六百元 矢倉村人足賃

一金壹兩二分

右者組合村々除地取調書上ニ付岩鼻江罷出候分ニ御座候(以下

辰年分割落分

同 日

右者組合村々除地取調書上ニ付岩鼻江罷出候分ニ御座候(以下

外ニ

右者組合村々除地取調書上ニ付岩鼻江罷出候分ニ御座候(以下

略)

(岩本 神保彦憲藏)

志 明治二年十二月 法用の外梵鐘使用禁止触狀

肝煎名主より村々へ廻狀

梵鐘、半鐘等法用之外、猥ニ相用候趣不相成候処、村々小前之もの共、集会致迎寺院江打寄、梵鐘半鐘等撞鳴らし候趣相聞、人々氣拘り、不容易儀ニ而、此上右体之儀有之ハ、撞候ものハ勿論、村役人并其寺院住持迄吟味之上、急度可申付条、心得違無之様、村々役人共々、小前末々迄不洩様申渡請書取之、肝煎名主江可差出事

但し水火災并ニ盜賊立入候節、早鐘、半鐘撞之儀、前段之右之趣、組合村々至急相廻し受書取集メ差出村々可相達者也

已十二月廿日

岩鼻県

午二月廿日

中野条町

卯之刻

肝煎名主

重

平

(中之条町役場藏)

## 第二節 大名領

第一項 真田領

壹 万治二年十二月 吾妻郡物成

定

一 高合千三百拾七貫九百拾九文

原町、山田、五反田、郷原、岩下、松尾、湯原上下、長野原、湯本

内

貳百五拾六貫文

給人渡

四拾三貫五百文

散使夫凡給

藏屋敷、風呂屋

藏屋しき、町離給共ニ

拾九貫七百拾六文

寺社領

拾九貫八百七拾貳文

伝馬屋敷

ノ三百四拾壹貫六百貳拾三文

残九百七拾六貫貳百九拾六文

酉之定納

内

百六拾六貫六百四拾文

麻年貢納

残八百九貫六百五拾六文

石 納

此延納

八千九百九拾六表三升五合六勺 延表

此内

千六百八拾四表三升四合三勺

江戸、沼田台所

馬屋、在々

小遣被成

貳百四拾九表八斗六合四勺

伏見屋方米にて渡

右之米四斗入

百五十五表三斗五升

残七千六拾貳表壹斗三升四合九勺

金子納分

此弘方

貳百貳拾兩

延千六百九拾四表之代

但拾兩ニ付七拾七表ノ相場

六百七拾七兩三分ト貳百七拾六貫

延四千五百四拾壹表八斗八合貳勺

但十兩ニ付六拾七表之相場

百三拾兩壹分ト三拾文

延八百貳拾七表貳斗八合四勺ノ代

但十兩ニ付六拾參表壹斗ノ相場

小判合千貳百八兩ト三百拾文

右之通我妻西之物成令皆濟者也

万治二年亥霜月十日 (信澄朱印)

市場権左衛門との

(伊勢町 一場健蔵)

定

高合九百七拾五貫五百七拾文

伊勢町、西中之条、小城、折田

沢渡上下、蟻河、赤坂、大塚、

平、市城、青山、奥田、新時、

泉沢、小泉

内

六貫七百元 社領

三貫九百拾文 藏屋敷

六貫文 肝煎免

夫丸給

メ拾六貫六百拾文

残 九百五拾八貫九百六十文 酉の定納

内

一貫貳百元 麻年貢

七拾八貫五百四拾文 錢方納

残 八百七拾九貫貳百貳拾文 石納

此延頼

九千七百六拾九表貳斗貳合 延表

此内

三千六百六拾貳表八斗七合八勺 江戸沼田台所 扶持方に遺儀成

貳百四拾貳表貳斗五合五勺 米にて伏見屋に渡す 但右之米四斗入 百五拾表一斗三升貳合

残 五千八百六拾四表壹斗八合八勺 金子納分

此弘方

百九拾三兩三分

延千四百九拾壹表壹斗七升五分 但拾兩ニ付七拾七表之相場

四百貳拾兩ト百九拾三文

延貳千八百拾五表九斗五合代 但十兩ニ付六十七表之相場

貳百四拾五兩ト八百貳拾文

延千五百五拾七表

三斗八合八勺之代

但十兩ニ付六十三表壹斗之相場

小判合八百八拾三兩三分ト八百八十文

右之通我妻酉の物成皆済者也

万治貳年亥霜月十日

(伊勢町 一場健藏)

其 明曆三年十月 佐藤軍兵衛持分覺

覺

一永拾貳四百文 高百三拾石分

此内

四貫五百文 師善正寺村之内

内 壹貫百仁拾四文 斗方

三貫五百文 下河場村之内

内 壹貫四百七拾三文 斗方

貳貫四百文 戸鹿野村之内

永合拾貳四百文

内 仁貫六百文 斗方四ツ一

明曆三年酉十月廿五日

青柳 六兵衛

舟田 吉左衛門

佐藤軍兵衛殿

(折田 折田茂藏)

宅 年不詳三月 折田軍兵衛吾妻知行替

一吾妻為知行之替と永楽六貫六百仁拾四文出置者也

戌三月廿三日

木村 帶刀

松沢 五左衛門

奉之

折田軍兵衛殿

(折田 折田茂藏)

六 寛文元年九月 佐藤軍兵衛加増覺

覺

一 永四貫文 高五拾石加増分

内

三貫文 銭方

(桑?) 奈良村之内

壹貫文 新方

御蔵出し

ノ四貫文

内壹貫文 計方

寛文元年丑九月廿一日

舟田 吉左衛門

青柳 六兵衛

佐藤軍兵衛殿

(折田 折田茂藏)

克 延宝八年十二月 真田伊賀守内預り金

(表)

預り申金子之事

金參百貳拾六兩壹分者 但江戸小判也

右者伊賀守入用に付、隨預り申所実正也。来年酉六月中に急度

相渡し可申候。為後日仍如件。

延宝八申十二月十九日

真田伊賀守内

一 柳 六兵衛  
塚本 舎人

三文字屋

徳兵衛殿

右三百兩ハ元金也。但利足は壹ヶ月に百兩に付壹兩壹分宛相定申候。依之右之金高之内に利足入申候。以上  
(裏) 表書之通相違有間舗者也

伊 賀<sup>㊦</sup>

彈 正<sup>㊦</sup>

(折田 折田茂藏)

〇 天和元年酉十二月 真田氏道具諸品調書

御道具差上申候覚

折田 九右衛門

一 御小袖壹、御羽織壹、辰之助様御供之者共ニ相渡し申候。則うけ取手形御座候

一 御小袖ニ外記様御供兩人ニ相渡し申候。請取御座候

一 どんす御ふとん壹、くんない嶋御ふとん貳、信直様御供之者共ニ相渡申候

右者御領より……………うけ取無御座候

一 からまき糸御箱ためぬりの御箱信直様江差上申候

一 御城下祭礼之時分乘手遣申候。御小袖十町奉行衆方ニ御座候



領 名 大 第二節

一 桑那庄兵衛、加野井木工、恩田權之助、築瀬新平、高橋波之助  
何茂御腰物大小五腰右何茂面々の手形赤沢左門、齊藤右近丞方

= 御座候

一 御小袖 沓 御羽織 沓

加野井 木工

一 御小袖 =

桑野 庄兵衛

一 御小袖 = 御袴沓具

恩田 權之助

一 御羽織 沓

築瀬 新平

一 御小袖 = 御羽織 沓

御はかま沓具

高橋 波之助

一 御小袖 = 御羽織 沓

御はかま沓具

一 兩國橋 一卷之御書物

一 下川場実相院出入一卷之書付

一 猿ヶ京、大笹御判鏡并東庵と申者之娘共出入之書付

一 御夜衣

一 御下ふとん

一 御小袖

一 御ゆかた

一 御手拭

右者御寝道具、御小袖、御料紙箱、御硯箱御供五人之祓道具、  
松平小次郎様御内猪飼太兵衛方へ相渡申候。則請取御座候

右者信直様江差上申候

一 御夜衣

一 御ふとん

右者 辰之助様江差上申候。請取御座候

一 御寝卷

一 御ふとん

右者外記様江差上申候。別請取御座候

一 御脇差沓腰外記様江御預ヶ申候。石倉与五右衛門、小野儀左衛門預り手形、赤沢左門、齊藤右近丞方 = 御座候

一口 宜

真田勘解由様江相渡申候

一 御繼図

一 判行無之御書物、其外急々御書物、從御公儀御誓書并御宮の証

文神文共

(折田 折田茂藏)

△ 年不詳二月 富沢大学知行証文

我妻為知行之替と永楽九百貳拾四文出置者也

木村 帯刀

松沢 五左衛門

戊二月廿三日

御朱印

奉之

富沢大学殿

此本書新左衛門殿方ニ預置

(吾妻町原町 新井信示所写文書)

三 年不詳 青柳氏略歴

○青柳氏当国ニ住ス発リ

知行信州青柳之郷四郷

○青柳左衛尉重行一平治郎

天正二年甲州御下知ニテ当郡目附為、城山之城内ニ罷越シ元龜年中より長居、依之狩野志摩息女時之妻其後三州長篠表合戰難儀ニ及ニ付甲州江引越ス一男平治郎江残置妻、信州刈屋原之合戰之節軍功有之穴山殿より感状老通并代統写シ残置候半次郎 知行永拾貳貫文ニテ岩櫃城内居住ス

○青柳左内重治

妻 男子老人 藤治郎  
女子老人 とや

浦野民部之助息女 関角左衛門室

大戸城内

藤治郎 郷士分当郷新地知行分始テ当郷落付

○青柳藤右衛門義重

妻 男子五人 此わけ左記  
女子老人 小板橋藤左衛門室

桑原大内藏息女

寛文二年沼田御檢地案内、始而庄屋役相勤

○青柳源右衛門政近

妻 男子三人 此わけ左記  
女子老人 山田源太夫室也

権田六郎左衛門息女

二男

青柳利左衛門 中之条新町江分ル(注之が柳屋カ)

妻

桑原氏息女

三男

青柳太兵衛 埋間新田開發ニ分ル

妻

知高左馬頭家臣

川原田重左衛門息女

四男

青柳六右衛門 原町在組江養子他相続、後青柳と名乗

五男

青柳茂兵衛分地

妻

町田勘左衛門息女

源右衛門男子

○青柳加右衛門当近

妻 男子老人  
女子三人

青柳利左衛門  
飯塚五郎兵衛  
松井重兵衛

後藤孫兵衛養子実ハ沼田之城

真田安房守様御内室大善息女

源右衛門二男

青柳七右衛門 江戸表江罷出

同人三男

青柳國藏 分地

生須甚右衛門息女

○青柳源右衛門義近

妻 男子貳人 女子貳人

真田伊賀守家臣

松井重左衛門室  
小坂橋藤兵衛室

年不詳 青柳家系譜

① ○重郷半治郎  
天正十二年八月八日死  
壽盛道示禪定門  
妻狩野志摩娘  
慶長三年四月九日死  
月窓妙余禪定尼

② ○重村左内  
長男  
元和二年四月九日死  
妻大戸郷  
浦野民部之娘

③ ○重治藤右衛門  
三男  
寛永十七年十月廿三日死  
源督道心禪定門  
妻狩野新左衛門娘  
正保四年十一月廿三日死  
右婚庭禪定尼

④ 長男 幼名半治郎  
重隆 ○源右衛門  
万治三年十月廿九日死  
妻桑原大藏娘  
寛文五年十月十九日死  
二男 利左衛門  
中之条へ分地  
三男 太兵衛 宇妻開榮分地  
四男 半重郎 上町分地  
五男 六右衛門 下町分地  
六男 茂兵衛 向丘分地

⑤ 長男 幼名長之助  
重之 ○源右衛門  
元禄五年二月十七日死  
妻西中之条  
權田六郎左衛門娘  
延宝九年五月朔日死  
⑥ 二男 幼名龜之助  
方重七右衛門  
元禄十三年七月廿六日死 延享三年九月十二日死  
妻 中山村後藤孫兵衛養女  
妻真田家臣  
青柳八兵衛娘

⑦ 三男 幼名龜之助  
重秀 ○源右衛門  
八十二才  
三男 幼名長之助  
方俊重右衛門  
五十八才  
明和五年八月十九日死  
妻尻高  
松井重兵衛娘  
寛延元年八月二十日死

青柳八郎兵衛息女  
青柳嘉右衛門秀近 早世  
妻

丸山作之進息女

二男

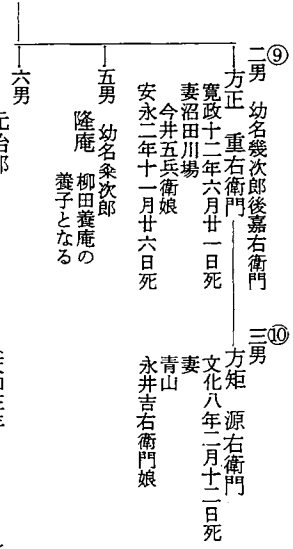
青柳重右衛門近正

妻

松井重兵衛息女

.....アト無シ.....

(吾妻町大字原町 故新井信示氏筆写文書)  
(元中之条町大字伊勢町 青柳千吉所藏文書)



第二項 本多領

三 宝永二年六月 せんの沢林本多伯耆守様へ御引渡し覚

覚

今度せんの沢御林三分一、本多伯耆守様江御引渡し、相残御林山  
守拙者共方江 御代官様を被仰付奉長候、然ル上ハ御林  
随分大切ニ相守可申候、若後日ニ御公 儀様を御改御座候節も、  
少も御苦勞ニかけ申間敷候、為後日仍如件

宝永三年酉六月

寺社原

山田村

山守

伝 兵

衛 衛

名主次郎兵衛殿

同

介右衛門

四 享保四年 本多遠江守様吾妻知行所覚

覚(1) 右御用ニ付書付差上候、但シ下沢渡宗本寺ニ而

上野国吾妻郡

本多遠江守様知行所

一 高五百七拾石卷斗壹升七合 五反田村

一 鳥之居候野原無御座候 江戸へ三十七里

一 池沼溜地無御座候

右之通り相違無御座候 以上

五反田村

享保四年亥四月日

名主 善 兵 衛判

頭 伊 兵 衛判

遠藤七左衛門様

御手代

内藤十五郎殿

覚(2)

其元御幕ニ候哉、然者四万山々出候にらぶさ追々時分出候が身あ  
つく有之様ニ及承候、いつニても不苦候、代物仁三百文分なまそ

同 喜 兵 衛

(山田 山田正治蔵)

註 この年、中之条町・原町・郷原・折田・五反田・西中之条・山田の  
七カ村、沼田城主本多正永の支配に入る。

大キ成を度々ニ成共、其元ニ而御調、手前にてほし候て、くさり不申様ニ致、袋へ成共入候て成共いつ成共被遣頼入候、是ハ我々分ニ而ハ無之候、御用人馬渕新右衛門殿被頼候間申入候、此外ニ茂才覚可成候ハ、手前分も百文分も調申度存候、以上

五月八日

細井 瀬兵衛

五反田村

名主へ

此御条西中ノ条村も同八日ニ請取申候、以上

(3) 覚

村々人足御扶持米帳面ニ印形取候間当十八日迄ノ内、去年之名主組頭之印形持參可有之候、其節扶持米も可相渡候、時下柄存粍人ツ、一日可被參候、以上

五月十四日

細井 瀬兵衛

中之条町、西中之条町、五反田村、折田村、山田村、原町、郷原村

右村

名主中

早々相廻印形致し留りも可被返候、以上、五月十五日ニ西中之条村も請取折田へ遣し申候

覚(4)

当亥之夏成御年貢金、来ル廿八日ニ請取候間、去冬御割付之納高半分之積可相納候、無滞早々相廻印形仕留り村も可相返候、以上  
亥六月十二日  
細井 瀬兵衛

中之条町、西中之条村、五反田村、折田村、山田村、原町、郷原村

右村々

名主中

覚(5)

一五拾八人 西中ノ条町

一八拾六人 五反田村

一九拾四人 折田村

一三拾六人 山田村

一三拾三人 郷原村

ノ

一原町之儀ハ地普請追付有之候ニ付、此度人足除遣候

一右人足日用ニ而願出候ハ、師村弥吉、徳右衛門と申方へ願可遣候、此方も右兩人江申付、直段も高直ニ無之様ニ可致候、尤

右兩人請合候へハ手違も無之候間何茂為心得申遣候、以上

此廻状八月四日ニ沼田ノ組頭庄助持參仕候、同日ニ折田へ遣し申候

覚(6)

御用之儀有之候間、名主并組頭老人ツ、差添候而、来ル十二日之朝五ツ時前会所へ可罷出候、尤遠方之儀ニ候間、十一日之夕方方町宿迄可罷越候、名主と組頭兩人ツ、可參候、為其如此ニ候、以上

一御用之箱ニ入遣候得共、此御用ハ急御用ニ而候間早々箱出シ此廻状急キ可相廻候、以上

八月八日

細井 瀬兵衛

卯ノ上刻(廻状順前の通に付略)

(五反田 高橋孝茂藏)

公 享保十一年十一月 沼田城主本多侯支配、吾妻七ヶ村

伝馬

乍恐書付を以奉願候

一去巳年馬式拾疋

是ハ原町・中野条町ハ屋形原村迄御用荷物付送り申候

一当千年四拾貳疋 人足八人

右同断

二口メ六拾三疋 人足八人

右吾妻七ヶ村割合を以、御荷物年々屋形原迄送り仕候、先達而当春中書付を以奉願候通り沼田町総改方割付御伝馬ニ御慈悲ニ御

頂キ合ニ被下置候ハ、七ヶ村惣百姓難有可奉存候、以上

原町 武右衛門

弥左衛門

中条町佐内 八郎右衛門

西中之条村 市郎右衛門

五反田村 八兵衛

折田村 善右衛門

山田村 作右衛門

又右衛門

源太夫

甚兵衛

郷原村 権之丞

(折田 今井次男藏)

公 享保十二年四月 御用荷物屋形原迄伝馬差出候分、沼田町検断触ニ而溝呂木伝

願覚

覚

一御用御荷物屋形原迄伝馬差出候分、沼田町検断触ニ而溝呂木伝

馬ニ差引申度旨、七ヶ村願ニ付上記申上、願之通被仰付候間、

自今沼田検断江相談差引ニ可致候、為其仍如件

享保十二年未四月

小林 善大夫<sup>㊦</sup>

武田 清太夫<sup>㊦</sup>

中之条町、西中之条村、五反田村、折田村、山田村、  
郷原村、原町

(中之条町 二宮映夫藏)

享保十四年十二月 吾妻郡御役所設置につき仰出候覚外

吾妻郡御役所出来ニ付被仰出候覚

一右御役所之儀

二宮清七

二宮平八

二宮伊右衛門

右三人江御願ニ成候

一御役所常々万事心を付無油断可相守事

一火之元之儀能々可申付候事

一御役所辺江鳥論成もの徘徊於有之ハ懸吟味、其品により沼田ハ

早速可申上候事

但市日之節別而無油断心を附可申事

一吾妻御領分七ヶ村名主役人並惣百姓者御役所大切相守可申候。

一萬一御役所ニ付替儀有之節ハ右三人江早々相知らせ可申候事

一前々被仰出の通、鳥論成もの徘徊為仕間敷候。尤一夜にても宿  
借し間敷候。後日於相知レハ急度可被仰付事

一御役所に付相替儀有之節ハ不依何事、清七・平八方より郡奉行  
江可申達候。且又、其品により岡本理左衛門方江可申達事  
但其趣により御普請奉行江も申談事

一御役所前に定月の市立候儀構無之候。往来可仕候事

但市月之節ハ御役所前は別而名主役人等無油断心を付、多葉粉  
之火等大可申付候。若鳥論成もの見懸候は、町内に少も差置  
中間敷候事

一大風雨之節は町内之名主役人共人足等召連、早速御役所江駆  
付、清七・平八・伊右衛門談し次第相働可申事

一吾妻御領分船渡し其外往来等少も無油断常々心を付、怪敷も  
の参候ハ、吟味致、早速町方村方役人江相届、尤役人共より清  
七・平八方ハ相知らせ可申候

右之通被仰付候間、可得其意候。且又、七ヶ村之名主組頭五人  
組惣百姓能々可申含候。

西十一月

以上

此度中野条町ニ御役所出来候に付、右被仰出候書付七ヶ村名主役  
人大小之百姓共拜見仕、此趣急度相守可申候。夜分中野条町居附  
候所之儀方端念を入可申候。市場之儀□候得ハ御他領之もの入込  
候間、喧嘩口論無之様ニ取計ひ可申候。尤鳥論成もの参候ハ、早  
々追出少之間も差置申間敷候。市場之訳ハ原町も同意心得可申

候。且又、御役所に付、何ニとも変候事有之ハ、中野条町下奉行  
中江訴、可請差図、船渡之場之儀昼夜随分入念ヲ可申候。此御書  
付村々写置無間断可相守者也

享保十四年丙十一月

横谷 与左衛門  
金井 金右衛門

中野条町

西中野条村

五反田村

折田村

山田村

原 町

郷 原 村

右村々名主役人

(吾妻町大字原町 増田寛一郎藏)

吾妻郡御役所近所出火之節寛(抄)

○水火籠七拾、大籠沓、櫛子大小式挺

○原町・西中之条村・折田村

右三ヶ村者名主役人人數召連、水籠、櫛子等為持、御役所江早

速駈附相詰可申候。其節、清七・平八・伊右衛門可任差図事

五反田村・山田村・郷原村

右三ヶ村は名主役人人數召連、火元江早速駈附防キ可申事

勤候事

○原町・西中之条村、折田村者御役所近辺に候得は、左之通可相  
原町 人數五拾五人組 内名主役人五人

長櫛子 三挺

大团扇 五本

其外水籠勝手次第持可參候

西中之条村

人數七人程 内名主役人 式人

長ゑんざ(註) 三本

長わらぼうき 三本

其外水籠勝手次第ニ持可參候

(中之条町 二宮映夫藏) (岩島村誌ヨリ抜萃)

六 享保十六年五月 沼田城付吾妻七ヶ村同城付御免願

乍恐以書付奉願上候御事

一上野国吾妻郡中之条町・西中之条村・五反田村・折田村・山田

村・原町・郷原村七ヶ村之儀、先年御料所ニ而雨宮勘兵衛御代

官所ニ御座候処、式拾九年以前未年沼田ハ本多伯耆守様御城主

我妻郡七ヶ村ハ、式拾七年以前酉年御たし御知行ニ被 仰付、

去戌年迄沼田御城付ニ而御座候、利根郡沼田と吾妻郡とハ群馬

郡中山峠ヲ隔、遠路ニ御座候ニ付段々御用等ニモ村役人共モ二



日泊、御普請人足等モ一日之勤ニ上下之泊り共、三日宛、殊ニ泊り木錢等モ入、惣百姓共出錢掛り物モ多ク困窮難裁至極仕候、依之此度奉願上候ハ、沼田御城付ハ御免成被 下置候様ニ奉願上候、去年中迄之通り吾妻之内、七ヶ村計沼田領ニ而ハ惣百姓共難儀之上之困窮ニ奉存リ候、御慈悲ニ幾クハ御料所ニ被為仰付被下置候ハ、七ヶ村惣百姓難有奉存、以上

上野国吾妻郡七ヶ村

惣 百姓

享保十六年辛亥五月西中之条村

名主 市郎右衛門印

組頭 庄兵衛印

後藤庄左衛門様

百姓代 八兵衛印

御役所

五反田村

名主 次郎兵衛印

組頭 善兵衛

百姓代 小左衛門

折田村

名主 利兵衛

組頭 孫兵衛

百姓代 太左衛門

一本文と八名主組頭計

印形仕候而差出シ申候

山田村

名主 源太夫

組頭 伊兵衛

郷原村

百姓代 利兵衛

名主 清七

組頭 徳左衛門

百姓代 治兵衛

原町

名主 三郎左衛門

組頭 善左衛門

百姓代 五郎兵衛

中之条町

名主 市郎兵衛

組頭 源八

百姓代 伝右衛門

右之願ニ付、江戸道中相詰候内、諸色人用遣錢金七ヶ村高割ニ仕、早速割合出シ合遣可申候、其節ニ至り一言之違背申問敷候、為後日連判仍如件

西中之条村庄兵衛、五反田村次郎兵衛、折田村利兵衛、

山田村伊兵衛、原町三郎左衛門、郷原村清七、中之条町

市郎兵衛

右之衆中亥五月七日ニ沼田御役所へ同八日ニ皆々罷歸り申

候

(五反田 田村武一朗藏)

六 享保十七年七月 沼田城付吾妻七ヶ村同城付御免許可

に付御札

乍恐書付以御願申上候

一 吾妻郡中野条町、西中条村、五反田村、折田村、山田村、原町

郷原村右七ヶ村惣百姓申上候

当村々の儀沼田御城付に不罷成候様ニ成被下度旨、先月初に委

細難儀之訳、書付奉願候通、右村々の義ハ沼田より道法り八、

九里、群馬郡中山峠と申所相隔候村方にて、御廻状次ぎ候にも

六、七里余の所迄御廻状次ぎ候に付、諸事怠御用指支候間百姓

難儀仕候に付、先達ても御願申上候、殿様御勘弁を以御慈悲に

て此上何とぞ沼田御城付に不罷成候様に成被下置候ハ、惣百

姓永ニ相介り難有仕合に奉存候、以上

享保十七年子五月十二日

吾妻郡中野条町

百姓代 佐 内

同 原町

百姓代 政右衛門

同 西中条村

名主 市郎右衛門

後藤庄左衛門様御役所

右願の儀子六月十二日に、後藤庄左衛門様役所え江戸宿より被

召呼、願の通に被仰付、御札には同六月十九日に□元出立御札  
相済、同廿七日に罷帰候。沼田御城御引渡し

同七月五日

御上使 一色 宮内様

御上使 松平 庄九郎様

御代官 後藤庄左衛門様

(中之条町 二宮映夫藏)

七 享保十七年七月 沼田城付吾妻七ヶ村村城付御免願諸入

費割

(表紙)

享保七年

江戸へ沼田付除キ願諸入用割合帳

子ノ七月

年番名主 治郎兵衛

一金九兩貳分ト貳拾八文

是ハ子ノ三月十六日之夕々、同六月廿二日之朝、江戸宿惣人数

雑用代也

一金三兩三分ト四百七拾貳文

是ハ耆人一日ニ四拾八文ツム湯浅、たばこ、ぞうり、茶遣

願叶御札六月廿日

一金五兩 深沢藤九郎様

一金五兩 百部孫太夫様

一金沓兩

右御兩人様御用人兩人相へ

一金四兩 御勘定所御下役四人へ

一金貳兩 田中代右衛門様

一金沓兩 宿へ

礼金ノ拾八兩ト六百文也

一金拾貳兩沓分ト沓貫五拾貳文

一金貳兩三分ト三百拾九文

右之通子ノ七月八日ニ原町名主江寄合割合如斯ニ御座候

政右衛門

郷原村

八兵衛

享保十七年子ノ七月八日

二月廿一日

一金沓分 酒井二郎四郎様

一金沓分 酒部五兵衛様

一金沓分 田中代右衛門様

一金沓兩 深沢殿九郎様

是ハ取付着代也

メ沓兩三分也

一金七兩ト四貫九百五拾七文

是ハ七ヶ村ニ而三月十三日卅七人参上下共委細小遣道中遣共ニ

銘々并折田村九兵衛方帳有

惣メ四拾兩六貫六拾三文

此割

高三千九百五拾九石四升四合ニ、百石ニ金沓兩貳分八文ツ、

(内貳) 一金七兩三分ト七百拾七文

一金四兩ト百六拾三文

一金五兩三分ト九百貳拾沓文

一金六兩貳分ト百七拾文

三金貳兩貳分ト拾貳文

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

山田村

折田村

原町 三郎左衛門

山田村 伊兵衛

折田村 三右衛門

折田村 九兵衛

折田村 佐左衛門

五反田村 孫右衛門

五反田村 次郎兵衛

西中ノ条村 八兵衛

西中ノ条村 弥次兵衛

西中ノ条村 市郎右衛門

中ノ条町 久右衛門

中ノ条町 左内

中ノ条町 伊右衛門

郷原村

原町

原町

此度御用ニ御代官様御手代其外御用懸り御役人様御出御泊り入用

等割合可仕候相談極々如斯ニ御座候、以上

中ノ条町 伊右衛門

藤 八  
左 内

原 町 三郎左衛門

茂 兵 衛

政 右 衛 門

西中ノ条村 市郎右衛門

弥次兵衛

庄 兵 衛

五反田村 重左衛門

次郎兵衛

孫右衛門

山田村 源 太 夫

三右衛門

伊 兵 衛

郷原村 八 兵 衛

武 兵 衛

折田村 佐左衛門

九 兵 衛

彦右衛門

四月七日ニ罷歸り申候、其後壬五月十九日ニ江戸へ參候、同六月八日罷歸り、同六月十八日ニ孫右衛門江戸へ參候同六月廿七日罷歸り申候、御公儀様へ差上候願書次郎兵衛写之置者也

(五反田 田村武一朗藏)

註 本多侯沼田城主時代

初代 正永 元禄十六年一月十一日—正徳元年五月十九日(死去)

二代 正武 正徳元年—享保六年(死)

三代 正矩 享保六年—享保十五年七月(田中城主移封)

この後へ代官後藤庄左衛門が来るが十一月十月引越から厩橋城主、坂井雅榮守觀愛が預り十六年五月から越后村松城主堀左京亮直為の守護となり、享保十七年三月黒田豊前守直助が沼田城主となった。

六 宝曆五年十月 二宮伊右衛門、駿州田中の本多侯へ書翰

以上上書奉願上候

一先年御領地にて御座候節御用等被仰付御扶持方頂戴仕御用相働差上沼田表御機嫌窺等に度々參上仕候処ニ、式拾六年以前享保十五戌年御所替の後拙者儀病身に罷成、遠国の儀御機嫌窺等にも參上不仕候。然所に近年拙者甚不勝手に罷成、酒造等も少々宛仕入申候仕合ニ罷成難儀至極仕候。先年御用等差上申候に付、其後金子不廻りに罷成近年他借等仕少々宛酒造仕候所に当年の儀は世上一統世柄悪敷罷成少々之借用等も金子借方の者無御座候に付難儀至極ニ奉存候。依之先年御用等も相働候。以御慈悲御用金成共金五百両拜借仕度奉願上候。御返上之儀七年賦

右之願之儀へ五反田村より三月十二日ニ、次郎兵衛出立仕、同

又者五ヶ年賦に成共被仰付被下置候様に奉願上候。先年御用金差上候故右金御催促申上候儀決而無御座候。以御慈悲御田金成共御拝借仕度奉願上候。御返上之儀は何分にも被仰付次第急度差上可申候。右願之通被仰付被下置候様に奉願上候。以上

宝曆五年亥十月

本多伯耆守様

上州吾妻郡中之条町

御役人衆中様

伊 兵 衛 尉

(中之条町 二宮大夫藏)

### 第三項 清水領

三 文政七年九月 清水御領知代官申渡状

〔表紙〕  
「文政七年申九月」

御請証文

西中之条村」

申渡

(御条目五人組前書邊奉)

「其村々今度、清水御領知ニ相成、自分御代官所被 仰付候間」

奉得其意、前々從 公儀被 仰出候御条目御定書之趣ハ勿論、惣

而御法度之趣堅相守不可有違犯候、五人組帳前書年々無懈怠小前

之者江為読聞印形取之可差出事

(農業出精田畑返し)

大小之百姓専農業精を出し、田畑不荒様心懸ケ、前々々荒地有之

処者無油断手入いたし起返し可申候、尤起返之場所其外切添切開立出し、又者先規々無謂高外紛敷地所、惣而作付相成空地等有之候ハ、早々訴出改を請、地所相当之御年貢可相納候、若隱置後日相願候ハ、村役人共可為越度事

(博奕賭の請負禁止のこと)

百姓共身持風俗よろしからざるもの、怪敷仕業有之もの、又ハ博奕賭之諸勝負いたし候もの、或ハ出所不慥成男女等、村内ニ差置

候者於有之者早々可訴出事

(年貢の事)

定免年季之分并諸連上、小物成年季之分共ニ、先当年ハ是迄之通

り可相心候、尤 御領知ニ相成候上ハ追而取調之上、別段沙汰ニ

およひ候義も可有之事

御年貢金納方之儀相触候通り、急度上納可致候、若納方於遲滞者

吟味之上、急度申付事

但し右上納金者勿論大切之事ニ候条、郷宿ヲ以相納候儀可為無

用候、尤猥ニ惣代杯与唱ひ、御年貢ハ勿論諸御用向請取計ひ候

儀不相成事候、乍然惣代ニ不致候而難相成義ハ、其趣別段ニ可

申上候事

(運米の事)  
御廻米有之村方ハ、米粧精々相撰、上中下三段ニ手本差出改を請

入念計立丈夫ニ俵拵、并指札いたし、触出し日限通り川岸出し可

致候事

(普濟目録の事)  
年々皆済目録割付相渡候ハ、小前之者迄得与披見いたさせ、皆済

目録ハ写いたし、銘々披見致候趣、小前迄耆人別印形取之可指出事

(村入用帳の事)  
村入用之義、村役人共常々実意ニ心付可相成丈、費を省キ聊不正

之義無之様、正路ニ勘定相立帳面ニ記、是又小前之もの迄為披見致耆人別承知之印形取之、式冊宛毎年差出改を請、御役所之割判請置可申事  
(公事出入のこと)

惣而百姓共公事出入之儀者、村方困窮之基ニ候間、村役人共常々心付、右躰之義有之候ハ、実意を以双方申有メ、為致和熟事濟候様ニ可取計候、然共実々無抛子細有之候ハ、村役人差添可訴出事(人集め禁止のこと)  
村内神事祭礼或ハ作物虫送り、風祭り杯与名付、歌舞伎、淨瑠璃・見世物之類ひ惣而人集之儀致間敷事  
(飛川除用水普請断なく見廻りのこと)

頭入用を以普請仕来候、証拠分明之分ハ吟味之上、定法を以御普請可被 仰付候得共、耆村江不抱持主耆分之場所ハ仕来リ有之候得共、自普請可致事ニ候、勿論右御普請所共ニ常々村役人共無油断見廻り、大破ニ不相成候様心付、手入取結びいたし、年数相保候様可致事  
(社倉仕法に發帳するもの)

百姓共出穀貯夫食之儀、村役人共ハ不及申小前之もの迄無油断手当いたし、年々貯穀具数相増候様、村役人共心得取計、其旨可申出事

(廻村役人接待の事、余慶の人足差出さ申事)  
御用ニ付自分并地方懸り廻村之筋先触人馬其外余慶之人馬差出申間敷候、尤泊り之村方ニ而者御定之錢米代相払候間、所ニ有合之品を以相賄、一汁一菜之外馳走ケ間敷儀者勿論、旅宿取繕ひ等一切致間敷、水夫ニ至迄余慶之人足差出申間敷事

但 村役人共大勢旅宿之勝手江相集、酒食等相催候儀可為無用

事

地方懸り御役人ハ不及申、自分家来小者ニ至迄、金銀米錢衣類諸道具、其外輕キ品たり其一切音物致間敷候、尤心得違之もの有之無心ケ間敷儀申懸ケ候共、急度相断其旨自分迄申達可置候、若不正之儀有之、後日ニ相頭候ハ、吟味之上急度可申付事  
(小前末々迄申渡しの事)  
右之条々得其意、村役人共ハ不及申、小前末々迄不洩様急度申付、銘々耆村限小前受印いたし、早々差出可申候、以上  
右被 仰渡之趣、村中大小之百姓入作之もの迄急度相守可申候、依之小前一同連印を以御請印形差上申候、以上

上州吾妻郡

文政七年八月

西中之条村

御領地

小前 連印

御役所

村役 人印

(中之条町役場藏)

註 この申渡の前段「」(筆者加)以外については毎年二月の始め来ている事が、天保十三年二月の廻状に「前書之趣ハ年々相触候儀ニ而」に明かで、何れの支配も同様であるが、その後の申渡しをこの最初と比べて、天保五、十三年、十五年の二冊の御用留に、附加されている事項を見るに次のようである。

1 村内九十歳以上の者に手当支給老人小兒孤独者等の救助の事、吾妻郡の村には、去る卯年(天保二年)小兒養育仕法を定めた事、子返し等の悪習を去る事

2 近年出火が多い、火の元用心の事

3 諸運上小物成切替新規願三月十日迄、宗門帳、五人組帳、村入用帳三月十五日迄の事

4 小百姓退転、潰家の跡をたてる事、耆軒分百姓潰申は曲事の事

5 麦作は百姓夫食第一義の事、狼に荒擧かぬ事（この事は文政十三年にも達している）

6 御林のある村は境目を正すこと、御林保存竹出生雇の事

7 余儀なき出奉公も御領分に留る事

8 近來百姓の分散は百姓不似合の商いによる事

9 社倉穀の儀は凶作の備えの趣旨である。油断なく積穀の事（以上天保五年にあり）

10 前書御用金差出し苗字帯刀の身格を仰せ付けられた者共權威を張らず身を慎しみ農家の身分忘却せざる事

11 社倉身廻り役、取締役別して厚く相心得べき事（以上天保十三年にあり）

（天保五年同十三年 折田 福田竹三藏）  
（同十五年 折田 折田茂藏）

三 天保五年二月 清水領廻状

〔表紙〕  
御領知方 上州群馬郡野良犬村始

御役所

廻状 吾妻郡三嶋村迄

其村々前々從 公儀被 仰出候御条目御定書并五人組帳前書之趣者勿論、惣而御法度之趣小前末々迄弥堅相守可申事

一（博奕賭之諸勝負敢禁之項略）

一御年貢諸上納物、舐村日限通上納可致処、等閑之村方も相立候得共、是迄勘弁差加有之候処、御沙汰も有之候間、以來ハ無用

捨日限延引方者遂吟味候条小前末々迄も可申聞置事

一尤巳年之義者、近年稀成凶作ニ而難義之余り中ニハ近辺不宜風儀押移心得違之誤有之村方も有之哉相聞候処、一円無難ニ詰り

方宜者全村役人共取計候義ニ而一段之事ニ候、此上尚又神妙いたし実々難決之筋も有之者、村役人共厚世話致遣、惣而かさつ

の儀無之様精々可申諭候、且者凶事ニ付、盛時者格別酒肴等相

用候儀ハ無用ニいたし、麦作秋作取入候迄者別而質素儉約遣用

取統方專一ニ可致事

一（神事祭祀、虫送り之事前出につき略）

一（九十歳以上のもの前出につき略）

附吾妻郡村々之義、去ル卯年厚キ御注意を以小兒養育方御仕法も

相立有之儀ニ付、猶又心付、同年相触候趣相守別而子返し等致し

候者無之様取計可申候、右体両郡御仕法も有之程之儀多、郡中ニ

而も小兒育方之義、格別厚相心得行届候様可致候

一火之元之儀ハ大切ニ相心得、精々入念ニ相違候通、村々耕地限

り為申合、風烈之節ハ時々昼夜共見廻り、灰小屋物置等目遠之

場所ハ銘々見廻り心付、龜末無之様可入会事

一荒地取下場有之村々者無油断出精いたし、起返免直可相成分、

当三月迄ニ小前帳差出吟味請可申事

一（年貢の事前出につき略）

一宗門帳・五人組帳・村入用帳之儀ハ三月十五日迄ニ可差出（中

略）附、村入用帳之義者聊不正之義無之様正格之取調帳面式冊

ツ、差出改ヲ請可申事

一社倉穀之儀者凶作之節御手当御備之厚キ御趣意ニ候儀、口石を

以御教拜借等被仰付候 是迄積穀之分更痛等ニ不相成様心附可

申事（中略）

一 小百姓退転致し候跡、田作持添致候事、御法度之趣、年来被仰付候通奉行其意候段、前々百姓恣軒なき跡ハ死失候共百姓を仕付（中略）恣軒分百姓跡潰申候ハ、何様之曲事ニも仰付候、勿論相背候ハ、五人組之内早速可申立事

一 潰百姓取立方村役人共無油断心懸ケ可申候、勿論出処証人等之儀得与相糺、心障故障等無之候ハ、潰株取立、其段可申上、尤相統人江御手当相願候ハ、可被下候

一 妻作者百姓夫食第一之義ニ付、銘々分限ニ応ジ貯置、狼ニ壳捌申間敷（以下略）

去ル已年差出候廻状書付類并手付見分差出候分共返上落之分有之者取揃可差出事

一 百姓共無抛奉公出稼致候ハ、御領分内江奉公出、他支配、他領江奉公稼致間敷旨、去ル寅年（文政十三年）相達候通相心得成丈他所江奉公稼ニ不出様可致事、以下略

右之趣心得、其上社倉見廻り役、取締役之者共、別而厚相心得可申候、此廻状村下へ令請印早々順達留村ヨ可相返もの也

正月御領地方

御役所

二月

（折田 福田竹三藏 天保五年御廻状留）

竝 文政十一年二月 社倉設置に付お林木下付願状

乍恐以書付奉申上候

上州吾妻郡中野条町、同州群馬郡石原村役人一同奉申上候、社倉御主法ニ付、私共ニヶ村ニ社倉御建可被仰付旨被仰渡候間、先達テ、目論見帳奉差上候、右ニ付御下知済ノ上ハ、当村内御林木頂戴御建被付被下置候様奉願上候、以上

御領知方

添触 御役所

（中之条町 桑原源一郎藏）

竝 文政十三年七月 社倉貯穀申達し

覚

妻作ハ百姓夫食第一之義ニ付、銘々分限ニ応シ年々貯置候者勿論之事ニ候処、夫食手薄之村々有之趣相聞候、既ニ上ニ而も厚キ御題意ヲ以、社倉之御沙汰も相立有之上ハ、是又可相心掛事ニ候条、狼ニ壳掛不致可成丈分限ニ応シ、夫食貯置候様可致事

右之通其方共組合限り夫々申達承知印形取置、追而御役所江差出し、尚村々江申諭シ、夫食為貯候様可取計もの也

寅七月

上州群馬郡石原村

御領知

半 七

御役所

右之通御趣意被仰渡候、小前末々迄申達承知印形取九月朔迄ニ二冊宛村々ニ而相認メ拙宅江持參可被成候、以上

群馬郡石原村社倉見廻役

半 七



吹屋村の三嶋村迄  
名主中

(山田 山田正治蔵)

文政十三年十一月 社倉積立人別出錢取立達し

(前文略) 当寅年人別出錢之義、是迄之通り村々人別ニ引合、屯  
人前ニ付式拾四文宛之積を以取立、来月十日迄拙宅迄持參可被成  
候

寅十一月廿八日

石原村  
社倉見廻役 半 七

註 市城村、中之条町、西中之条村、五反田村、上沢渡村、下沢渡村、  
折田村、山田村右之村々の金額あり。

(中之条町役場蔵)

天保二年八月 百姓小兒養育仕法

清水様御領知從御役所

百姓小兒養育御仕法被仰出候御書付写

差上申一札之事 上州吾妻郡

一金老兩也山田村。一金老兩也 西中之条村

一金式拾兩也上沢渡村内金五兩也 福田宗禎式兩也 善六・拾三

兩也 太郎左衛門 半之助・善兵衛・紋左衛門・佐兵衛・清右

衛門・紋兵衛・新左衛門・長左衛門・仲右衛門・五兵衛・角右  
衛門、但シ老人当り不知。

一金七兩也 下沢渡村内老兩式分宛 百姓庄左衛門・卯左衛門・  
寅松。金老兩老分宛 七兵衛・善兵衛。

一金式拾兩也 折田村、内拾式兩式分 彦平老兩式分宛 九兵衛

藤七・善右衛門 老兩宛 小兵衛・定右衛門・新左衛門

一金拾三兩也 五反田村、内金老兩式分宛 長兵衛・忠右衛門・

五兩宛 惣左衛門 平右衛門

一金三兩式分也 市城村、内金三分宛左右衛門 七左衛門。老兩

式分 十兵衛。式分 五右衛門

一金式拾四兩也 中之条町

内拾兩 重兵衛・甚兵衛。式兩二分宛 義兵衛・十郎右衛門

一金三分也 矢倉村

一金二十六兩也 三嶋村 内四兩也 熊蔵(外十二名)

一金式拾七兩也 郷原村 内式拾兩 勘右衛門(外四名)

一金七兩三分也 岩下村 内式兩老分 三右衛門(外六名)

一金六兩三分也 松尾村 内二兩老分 音三郎(外六名)

合而金百六拾兩 外四分一御差加金

都合式百兩也 当卯より御貸附但シ年八分利付。

右ハ当郡中村々前々より仕癖ニ而、貧窮之百姓共子供多ハ尚更貧  
窮之基と心得違、小兒纒ニ式三人も取揚、其余ハ何ヶ度懷妊いたし  
候而も、流産・墮胎・間引等いたし、右惡風儀見習、身元か成之

もの共も同様取計致候故、自然と年々人別相減り、其上不時之災難等請候者も有之、耕作手入行届兼、追々手余り荒地等も出来候ニ随ひ、弥々増困窮ニ落入、尤右ハ不宣儀と心得、親類共より異見差加へ候而も不相用、密々取計候趣、入御聴ニ、右悪風打止、小児養育方御仕法之儀、取締役同郡中之条町重兵衛、元取締役郷原村勘右衛門被仰渡候ニ付、右兩人より村々ニ申論候処、銘々書面之通り差出金致度相願候所、右差出金高ニ四分一御差加へ被成下、金高貳百両ニ束、卯年より年八分利付御貸付ニ相成、右利金ヲ以 当卯年より以来、出生小児男女とも、惣領相除次男次女出生より三歳迄之間、其身元ニ応じ、年々相当之御手当被下候積リニ候間此上流産・墮胎・子返等致候者無之、厚キ御趣意之趣相弁候様申論し、右悪風儀相止、追々人別相増、手余り荒地起返し出来候様銘々心得取斗可申候

一村々懐胎之者、月々私共并ニ村役人共外申合、老人相見立、沓ヶ村沓兩人宛見廻役ニ相定、時々相見廻り、名前・臨月等帳面ニ留置、取締役之者ニ取集、御用序御役所ニ差出置、臨月之者ハ別而繁ク見廻り、安産有之候ハハ、是又取締約ニ注進為致、御手当被下方之儀ハ、村高家内之人數身元幕方御委細取調、村役人并私共取締役之者連印を以相願可申候

右之通、被仰渡逸々難有承知奉畏候、尤私共惣代ヲ以、被仰渡候間、今般被仰渡候間、今般不罷出者共ニハ私共より可申通旨、是又被仰渡奉畏候、仍テ御請証文差上申処如件

天保二歳卯八月廿二日

右村々差出金致シ候者共惣代

中之条町

名主

重兵衛

上沢渡村外七ヶ村惣代

百姓 紋兵衛

折田村 組頭 庄右衛門

三島村 組頭 四郎兵衛

矢倉村兼郷原村

百姓代 文右衛門

松尾村兼岩下村

組頭 角右衛門

上 折田村 名主

天保二歳卯十一月二十五日

彦右衛門代 (折田 折田茂藏)

六 天保二年十月 小児養育実施心得書付

百姓小児養育御仕法再被仰渡候御書付写

(前文は、天保二年八月のものと略々同文に付略す) 一 妊娠之者臨産之節、前書見廻役之者ハ勿論最寄医師有之場所ハ

医師をも為立合可申候右立合之者無、変産等有之ハ、急度遂吟  
味万一子返等致候ハ、嚴重御仕置可申付候条可得其意、依之村々  
医業農医之もの名前書出置可申候

一村々寺院エモ先般小兒養育方御仕法取立候趣申達、然上ハ、以来  
小兒死失之節取り置方別テ心付、若難心得儀ニ候ハ、郡中取  
締役之者を以、御役所エ伺、得差図取計候様可致旨書付取之御  
用序差出可申候

一村々潰百姓沓村限り書出置可申候

一独身之者取調書出置可申候

一男女農間之稼何々致候や、書出置可申候

右之趣、得其意廻状村下令受印殿村より可相返もの也

御領知方

上州吾妻郡市城村始、三嶋村迄

右村々名主、組頭

中之条町 重兵衛

右被仰渡候趣小前一同承知奉畏候、依御請印奉連印候、以上

御代官久保重藏様代

(折田村) 名主 彦右衛門

(折田 折田茂藏)

元 天保三年二月 小兒養育方御請証文

(表紙)  
[養育方]

御請証文 西中之条村

当郡村々之儀、前々より仕癖ニ而困窮之百姓共、子供多ハ猶更困  
窮之基と心得違いたし、出生小兒纔か老兩人も取上、其余何ヶ度  
妊娠致シ候而も流産墮胎、子返し等致し、右を見習、身元可成之  
者共も同様之取計い致候趣、被及御聞、去卯年(文政十一年)厚  
御趣意を以、小兒養育方御主法被仰出候上ハ、難有奉存是迄之悪風  
儀相直し小兒養育方、銘々行届候様可仕、尤此上悪風儀不相止、  
如何之取計ひ茂有之段、後日被及御聞候共者嚴重ニ御吟味可被遂  
候間、心得違不仕、家内之者共共江も御趣意之趣厚可申聞候

一村々之内、医業渡世之ものハ勿論百姓ニ而も、子おろし或ハ差  
薬、飯薬等之壳薬いたし候もの有之趣ニ相聞候、自今右体之壳  
薬并所業仕間敷候

一嫁取掣取等ニ支度或ハ結納等之入用多相懸り候由ニ而困窮之者  
共出生之男女年比ニ相成候得ハ、他国他村江奉行等為致自ら人  
別減少手余、荒地等出来候趣相聞、右体之儀有之間敷義ニ而手  
輕ニ可致者、前々御触并被 仰渡も有之儀ニ付、成文手輕ニい  
たし奢ヶ間敷儀ハ勿論都而入用相懸、困窮之者たり共縁談整候  
様仕、猥ニ他国他村江奉公稼等差出し申間敷候、若し心得違縁  
談之節結納樽代等余分ニ望候族於有之ハ、急度御沙汰可有之間  
心得違仕間敷候

一去卯年(天保二年)御触御座候通、妊娠之者臨産之節ハ見廻り  
之者并医師等立合、取斗可申、若し立合之者も無之變産等有之

ハ、急度可被遂御吟味候

右被 仰渡之趣逸々承知仕、村役人共者勿論妊娠見廻役之者、医師等も厚相心得世話致、両三年之内小児養育方御趣意相立、人別相増且独身之者無之、潰百姓等追々取立候様可仕旨被仰渡、逐一承知奉畏候 依而御請連印、差上申処如件

(中之条町役場蔵)

註 外に、關係文書として天保三年四月、養育手当鑑式貫文折田村頂戴人弥左衛門(折田今井次男家蔵)、同九年三月、幼児死亡届(折田村百姓安兵衛孫一同村折田茂家蔵)もある。

100 天保二年十二月 老養手当頂戴証文

老養御手当頂戴御請証文之事

上州吾妻郡折田村

百姓 彦左衛門母

き さ 年九十一歳

一御米老石五斗也

代金老兩式分式朱ト鑑三百文

右ハ私母九十歳以上ニ相成候ニ付從御役所様老養御手当可被下置旨、六月中被仰召出在命中年々御米老石五斗宛被下置、当冬成御上納金高之内、当卯御張紙御相場ヲ以、可奉頂戴旨御下知相濟候、依之難有奉頂戴候

右組合親類御請証文奉申上候処仍而如件

天保二年卯十二月

折田村頂戴人

彦左衛門

五人組 重次郎

御名主彦右衛門殿

孫兵衛

御役人中

清兵衛

太右衛門

親類 勘右衛門

御領知方

久左衛門

御役所

(折田 今井次男蔵)

註 外に天保三年正月、西中之条村、年寄孫三郎祖母つな当辰九十一歳の為、村役人の願書(中之条町役場蔵)がある。

101 安政二年正月 清水卿永久知行方歎願書

清水領上州吾妻郡左之村々小前役人共奉申上候、今般清水領村々御上知被渡出候趣被仰渡奉承知候。然る処清水領村々之儀は宝曆度御開御初年より御旧領にて乍恐御先君様御逝去之御御上知に相成、村々一統悲哀罷在奉慕御恩沢を日夜共ニ当御領知戻り奉訴居候処、文政之度御領知に被仰付御旧領村は不及申其余清水領知に相成候村々無此上御事にて一同難有農事出精罷在、私ども吾妻郡村々の儀は山中谷間の村方にて平年諸穀不足之郡中一鉢難波罷在候処、去天保七申年稀成違作にて諸作毛夷り方無之種物等失ひ候

程の年柄にて貧民のもの共飢渴に陥り餓死可及之処、社倉御仕法を以多分米合被下切り御救助を以無難に相統罷在殊に文政之度御引渡りの節より郡中え別段小児養育方の御仕法御立被置、貧民の小児共えは養育の御手当年々被下置候故、追々人別も相殖難有御事存奉 其余も右社倉御仕法、以御貸附金有之、困窮人共持高之内質入地所流地に可相成も右御貸附金を以請戻し、鰥寡孤独のもの共へは別て御救助為之、誠に又連年之内、不時の天災水旱損の年柄には、品々御救助にて是迄窮民共安堵に相統罷在候ハ、

安政二年卯正月

上州吾妻郡

老若男女童僕に至る迄、偏に御恩沢と朝暮難有加て農事出情罷在候処、去る午年（注、弘化三年）中、中納言様紀州様御相統被渡出候砌り、村々上帆に奉驚入誠に以暗夜に燈火を失ひし如く、村々のもの共途方を失い、農事も打忘奉慕御仁恵悲歎罷在候間、中納公様厚御憐愍思召被為在候哉、内説下、え粗承り候。清水領に被成置候段御触渡し有之故、弥永久の御領知と一同天地を拝伏し罷有候処、今般御上知被渡出之儀承知仕、村々役人共は不及申上、小前末々のもの迄一同驚歎前後失ひ、只々清水様御称号奉慕、他之御支配奉請候儀無之段歎息致し居、右厚御救助の御仕法御立被置、猶又文政度御引渡り後、所々御仕法を以追々村柄も立置り後百姓株取立人別相詰、自然手□□荒地等も起返り御取図も相進可申迄一同難有御恩沢勸農罷在之儀にて、右様重々の御仁恵を以、三拾年来厚御恩沢無難に百姓永統罷在候。是全以清水御領所の御仕法、御仁恵不淺故奉敬、今更他の御支配諸候儀、幾重にも残念

之旨申之、土地愚昧のもの共より道中一図に御領知御称号奉慕、前後忘仰天罷在候へば幾重共歎敷奉存候。重々奉恐入候儀に御座候得共、前書之始末思召被為、何卒格別の以御慈悲尚永久清水領に被成置是迄通り無難に百姓永統御年貢御上納仕候様被成下置候ハ、大の御仁恵と一同難有恐を不奉願御歎願奉申上候、幾重にも御憐愍を以御仁術の御沙汰偏に奉歎願候、以上

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 三 | 嶋 | 村 |
| 松 | 尾 | 村 |
| 岩 | 下 | 村 |
| 矢 | 倉 | 村 |
| 郷 | 原 | 村 |
| 上 | 沢 | 渡 |
| 下 | 沢 | 渡 |
| 山 | 田 | 村 |
| 折 | 田 | 村 |
| 五 | 反 | 田 |
| 西 | 中 | 之 |
| 市 | 城 | 村 |
| 中 | 野 | 条 |
| 中 | 野 | 村 |

右拾三ヶ村惣代

上

西中之条村

名主

政右衛門

同断

岩下村

組頭

治郎兵衛

(中之条町役場所蔵)

### 第三節 旗 本 領

#### 第一項 保 科 領

一〇三 安永九年十一月 吾妻七ヶ村 保科領伊勢町役所回状

御相場伺罷出候、金井村名主太兵衛道中無恙昨日帰村致候処江戸表御屋敷御別儀不被成御座候、御相場も例年之通り被仰付候間、明日可申渡候間、明日役所へ可罷出候、右可申達与如斯ニ候、以上

十一月十三日 役所

いセ町、金井、岩井、青山、横尾村、大塚、赤坂村

右七ヶ村名主中、村下請印致し可被相返候、松永清兵衛殿夜九ツ時が岩井村、横尾村へ書状并是又両村へ遣し候、以上

安永九年十一月十三日、青山村夜九ツ時が受取金井村へ可刻遣も申候、以上

註 年貢米金納は浅草相場を基準とし、当時三兩増高で金納した。

一〇三 年不詳二月 江戸大火保科屋敷類焼回状

以回文中上候、然ハ兼而御聞も可有之、去ル五日、江戸表大火之趣ニ御座候得共、御屋敷ハ御無難之様子にて御沙汰も無之間、安心罷在候処、昨夜白岩村ハ飛脚到来致し、御屋敷も御焼失

被成候由ニ御座候間、委細ハ明日御出向之節御承知可有之候へとも私ハ右之段御申上候 早々頓首

二月十三日

伊勢町

名主

楨

蔵印

金井村

御名主様

岩井村

御名主様

御差置

註 名主楨蔵は、高野長英逗留の医師柳田楨蔵である。

一〇四 年不詳二月 保科領吾妻七ヶ村会合回状

任幸便一筆啓上仕候、然ハ此間ハ度々推参いたし御面倒ニ相成方々難有奉存候、然ル処当十四日例年之通り七ヶ村参会いたし度、殊ニ当年ハ御年始之儀も吾妻始り之由旁御相談申上度候間御上納序ニ其御含ニ而私宅江御光来之程奉願上候、先ハ右申上度餘者得貴意万々可申進候、早々

二月十日

伊勢町

名主

藤 兵衛

尚々御案内之通り今日御用金一条ニ付、金井村、赤坂・大塚集會ニ付此段申談事書面相類差上申候、以上

(以上、一〇二ノ四の三点 岩井 伊能光雄蔵)

一〇五 宝曆六年二月 先納年貢御用捨願

乍恐願上候御事

先納御年貢被仰付候ニ付惣百姓共申上候、先達而正月申中より拙者共御願申上候ハ、去年申作違故百姓飢ニ及候間、御助米御願申上何とぞ麦作迄取統申度、度々名主方迄御願申上候処ニ願之儀相不叶由被仰候間、一日送りニ差扣罷在候、依之先納御年貢之儀ハ麦作江取統不申内一向致方無之候間何分ニ被仰付候共、指上ケ候事相不叶候、夏成御年貢之節ハ、御割付之通り急度御上納可申上候、先納被仰付候処、惣百姓申口御上江被仰上御用捨可被下候一拙者共申渡候趣ハ先達而先納御免之趣御願申上候得共、御上ニ而モ段々御物入多ク御座候得ハ、先納御ゆるし難被遊由被仰渡候間前年之通り何分ニモ相働可申候間申渡シ候  
此段村々百姓申上候ハ去年申中迄ハ繩、葎等仕、又ハ荷駄賃等附送り仕、少々ツモ錢働仕、月次指出シ候得共、当年ニ至リ去年大不作故、わら草等青立ニ罷成、一向用立不申候得ハ、繩葎

致候事不能成、其上當時夫飯無之躰故馬のかい口等一円無之候得ハ、一里之道法荷駄賃等附送りモ不能成、左候ヘハ、春之内老銭之働無之、當時飢ニ及候間、右之趣仰上可被下候由申出候右之趣、村々惣百姓申出、尤村々ニ而百姓申口次第モ御座候ヘ共、御願之筋一同ニ御座候間、連印ニ而御願申上候、当月納之義ハ拙者共相働指上ケ可申候間、七月夏成迄之間ハ拙者共才覚ニモ出来兼申候間、右之趣何とそ御願届ケ被下置、御免可被下候、勿論惣百姓夫食無之候得共、村々ニ而別而當時飢人モ相見江申候間、此末村々吟味仕申上度奉存候

宝曆六年子二月

(吾妻) 七ヶ村

名 主 ①

組 頭 ②

百姓代 ③

(赤坂 小林貞夫藏)

註 先納とは年貢を前もって納める事で、旗本財政の苦しさを知る。

一〇六 宝曆六年十一月 御張紙五両増年貢請状

差上申御請書之事

当子御年貢米為窺相場赤坂村名主次郎兵衛、白岩村名主甚右衛門、十文字村組頭弥右衛門罷出候

一御年貢米相場之儀、浅草御蔵御張紙百俵ニ付金四拾五両之御直段ニ五両高ニ吾妻七ヶ村御相場金老両ニ付七斗替、群馬三ヶ村義ハ前々之通、吾妻ニ五升高ニ而六斗五升替ニ被 仰付両郡十ヶ村為惣代私共罷出被 仰渡候通り御請申上候

一当秋九月中永雨ニ而大豆実入悪敷、多葉粉も雨ニ而くさり、畑方御年貢納方引当申候大豆大違ニ而大小之百姓難義仕候ニ付、七ヶ村よりいせ町御役所迄罷出御願申上候処根岸伴助様よりも被 仰上尚又次郎兵衛罷出委細ニ申上候処、当秋大豆違之儀、諸国一統之事ニ而御百姓共難儀之段尤ニ思召候得共、去年中格別之御用捨被下候ニ付、御台所御入用引請罷在候いせ屋善兵衛方差繰り、御勘定相滞居申候ニ付、当年之儀、大豆違ニ而御用捨難被下候間、何分ニも精出御年貢上納候様ニ七ヶ村名主組頭江可被申聞分被仰渡奉承知候

一去ル申年被 仰渡候村々拝借金割合之通、返納可仕候処、御差延被下候間、当暮ハ返納可仕候処、右申上候大豆違ニ付、今年も御差延被仰付難有奉承知候、罷滞村々同役共ニも可申聞候右被仰渡之趣両郡十ヶ村惣代私共奉承知御請印形差上候、尤御年貢無未進急度取立皆済上納可仕候、為御請一札差上申外仍如件

宝曆六丙子年十一月八日

弥右衛門印

同郡 白岩村

名主

甚右衛門印



御役人中様

同国吾妻郡赤坂村  
名主 次郎兵衛印

(赤坂 小林貞夫蔵)

註 「御張紙」とは、米価の公定価額、江戸城内の中の口に張り出されたものである。

一〇七 宝曆十年十二月 年貢勘定正路一札

差上ヶ申一札之事

一当御年貢金御役所より御割付相違無御座候、村々名主組頭百姓代立合御年貢掛り物勘定仕、無相違帳面ニ印形取置申候

一御役所より村々より賂<sup>まいた</sup>隠<sup>かく</sup>ヶ間敷儀曾而不仕候、御用御入用老錢も差出シ不申候

右之通り相違無御座候、依之七ヶ村名主組頭百姓代以書付印形差上ヶ申候、以上

宝曆十年辰十二月

いセ町

名主 重右衛門  
組頭 藤兵衛  
同 所左衛門  
百姓代 吉右衛門  
岩井村  
名主 栄 八

組頭 重郎右衛門  
同 権左衛門  
百姓代 又兵衛

金井村

名主 清兵衛  
組頭 太郎兵衛  
同 庄左衛門  
百姓代 与兵衛

赤坂村

名主 次郎兵衛  
組頭 五郎左衛門  
同 儀右衛門  
百姓代 宇兵衛

横尾村

名主 安左衛門  
組頭 伝助  
同 角左衛門  
百姓代 忠兵衛

青山村

名主 新左衛門  
組頭 重蔵  
同 吉右衛門

百姓代 太郎兵衛

大塚村

名主 市郎左衛門

組頭 源 藏

同 佐 兵 次

百姓代 伝 兵 衛

(赤坂 小林貞夫藏)

下一同難有仕合奉存候、向後随分為相慎候様被仰付奉畏候、右ニ付当人并ニ名主、組頭以上付申上候、以上

宝曆十年辰極月日

赤坂村

組頭 五郎左衛門<sup>印</sup>

名主 治郎兵衛<sup>印</sup>

組頭 儀右衛門<sup>印</sup>

同 宇 兵 衛<sup>印</sup>

(赤坂 小林貞夫藏)

107 宝曆十年十二月 年貢皆済飛脚道中不届詫状

差上ケ申一札之事

此度御年貢御皆済御飛脚赤坂村組頭五郎左衛門差上申候ニ付、於江戸御屋敷御用相済申候ハ、跡飛脚御立被成候ニ付、早速可罷帰旨被仰付候ニ付、御屋敷よりモ早速御暇被下候処、道中ニ而手間取、跡御上納相済罷帰其上御役人中様御状御役所ニ早速差上ケ可申処ニ失念仕、五郎左衛門方より御役所ニ以使差上ケ申候、殊ニ御状之御封ニメ等道中ニて横ザシ申候ニ付旁不屈キ思召、御状御請取不被成、当人五郎左衛門ハ不及申上、名主組頭共迄一同御吟味之上、一言之申訳無御座候、依之伊勢町名主重右衛門、大塚村名主市郎左衛門兩人相頼、達而御訴訟申上候ニ付、御吟味之上五郎左衛門儀組頭役被召上候程之儀御座候得共、月迫之義、達而兩人御頼申上候ニ付、御聞届被成、早速御免被成下御状御請取被

108 宝曆十二年四月 年貢金携行の飛脚殺害に総百姓のあ

りばい調

年貢持参飛脚殺害一件

此度横尾村茂兵衛伊勢町甚助先納御年貢御飛脚被 仰付、罷出長岡村、岡崎新田村右両所にて切殺され候ニ付、当三月廿二日、他江罷出候者御尋ニ付申上候

宝曆拾貳年午ノ四月八日

何右衛門  
何左衛門

三月廿二日<sup>ニハ</sup>  
右拙者共農業仕、他江一切罷出不申候

註 右の雛形で赤坂村中調書を差出しているが、概括すると次のようになる。

- ① 大豆を二駄つけて中山通り渋川町行き、七之丞へ渡し、小野子通りで帰村した政右衛門親子
- ② 栗板沓駄つけ中山通り渋川喜右衛店へ行き中山通りで帰った定八侍

幸七

③ 群馬郡八木原村へ日雇で出かけた作兵衛  
④ 農業をしていたもの九十五人の以上である。

(赤坂 小林貞夫藏)

二〇 宝曆十二年六月 飛脚入用赤坂村百姓納入拒否一札

差上申一札之事

当春中御飛脚之入用之儀七ヶ村割合ニ被仰付奉畏、最前御請印差上申候ニ付、村方惣百姓ニ申渡シ割入申候所ニ得心不仕、此度御屋敷様へ御訴訟ニ罷出申候ニ付、相残り候百姓へ老組老人宛被召出御吟味可被遊由被仰付候所ニ相残候者共、此段何共迷惑奉存候間、江戸表へ罷越候者共罷歸り候節迄御日延被遊被下置候様達而相頼申候間、右之段拙者共御願上申候所ニ願候通御日延被仰付難有奉存候、依之一札差上候、以上

宝曆十二年午六月

赤坂村

名主

次郎兵衛<sup>㊦</sup>

組頭

七郎兵衛<sup>㊦</sup>

同

又左衛門<sup>㊦</sup>

(赤坂 小林貞夫藏)

註 以下関連五文書は、保科知行七カ村中、四カ村が、伊勢町役場へ年貢を納める事を拒否した一連文書である。

二二 宝曆十二年八月 赤坂村総百姓、江戸屋敷直上知願

一札之事

一此度御屋敷様ニ私共惣村中以連印伊勢町御役所相離レ直上知願書差上候所、村役人奥印無之候而ハ難御取上ケ旨被仰聞候間、奥印被成可被下候、然ル上ハ各々御出府之入用以村惣高割リ無相違御差出シ可申候、此末不寄何事ニ村役人中御得心無之御頼等申上間敷候、為後日一札仍而如件

宝曆十二年午ノ八月三日

赤坂上惣百姓代

林 藏<sup>㊦</sup>

勘之丞<sup>㊦</sup>

名主

次郎兵衛殿

組頭中

(赤坂 小林貞夫藏)

二三 宝曆十四年一月

保科領

七力村名主会合回章

以廻書申上候、弥御勇勝之由奉珍重候、然ハ横尾村之儀も来ル二十六日ニ江戸出立之由ニ承候間、何卒明日御会合被遊何れ成共御評儀成シ可被下候、無沙汰仕候間御屋敷様へ申訳も無之仕合ニ相成可申と奉察候、何分ニも明日御参会奉待入候早々、以上

正月廿三日

伊勢町

名主

七 兵衛Ⓢ

段御聞濟被下置候ハ、雖有奉存候、以上

上州吾妻郡岩井村 百姓

重右衛門

申二月

市左衛門

岩井村

青山村 同断

七郎兵衛

大塚村

赤坂村 同断

金左衛門

赤坂村

赤坂村 同断

林 藏

御名主中様

(赤坂 小林貞夫蔵)

大塚村 同断

三五衛門

保科外記録  
御役人中様

権右衛門

二三 宝曆十四年二月

四力村百姓年貢納  
伊勢町役所離脱願

前書之通り御百姓奉願上候間奥印差上ケ申候

乍恐以書付奉願上候

岩井村 名主

林右衛門

私共四ヶ村願之儀段々御吟味之上、四ヶ村引分ケ御年貢等ハ江戸

青山村 名主

十兵衛

表ニ直ニ相納、其外御用向ハ度々江戸表へ罷出候而ハ難義可有之

赤坂村 名主

庄 七

之御儀ニ而伊勢町御役所ニ而可濟儀ハ相濟、実々不濟儀ハ相届

大塚村 名主

伝 兵衛

ケ、江戸表江罷出、勿論伴助殿御役儀御免ニ可有之旨ニ而再応御

(赤坂 小林貞夫蔵)

利害之上、百姓願相立候旨被仰聞難有奉畏候、何共出入詰ニ而此

二四 宝曆十四年三月

伊勢町役場方三ヶ村、勤請証文

上差支出来、出入基ニも相成候而ハ難義御座候間、私共御願等ニ

差上申御請証文之事

而江戸表ニ罷出候節ハ村役人添翰を以江戸御屋敷様ニ罷出、尤其

御知行所我妻郡七ヶ村之内四ヶ村惣百姓奉願候ハ、根岸伴助殿支

刻度々伊勢町御役所エも相届可罷出候、勿論從 御上様被仰渡御

配ニ相離候私共三ヶ村引分ケ諸事相勤度旨奉願上候ニ付、四ヶ村

触書之儀ハ伊勢町御役所より被仰出御請可仕候間、御慈悲ヲ以村

願之通り被仰渡候而モ指支之儀ハ無御座哉之旨、先達而御尋ニ

役人添翰江戸表罷出候儀御聞濟被成下候様奉願上候、然上ハ前書

付、何ニ而も差支無御座旨申上候ニ付、此度左之通り被仰渡候

被仰聞候趣意を以何様被仰付候而も無違背一同御請可仕候、右之

一 伴助殿退役根岸甚右衛門殿へ跡役今般被仰渡候間、諸事只今迄之通りニ可相心得候、私共三ヶ村、月次御年貢其外諸願事共ニ伊勢町御役所ニテ御取計成候間可得其意事

一 四ヶ村之儀ハ願之通り被仰渡候間、私共三ヶ村之儀ハ随分申合セ用水、川除其外普請所等之儀、小破之内ニ取繕、御田地損地等出来不申候様可仕事

一 毎年御年始御札ニ罷出候事ハ三ヶ村四ヶ村申合隔年ニ七ヶ村之内より一人、前々之通り可罷出事

但右道中入用之儀ハ七ヶ村割合ニ可仕事

一 毎年御年貢相場伺ニ罷出候義、右同断ニ相心得べく事

一 宗文(向)帳・五人組帳、四季打鉄砲打留書付等儀前々御定メ被置候通り其時々無延引可指出事

一 忠左衛門殿江戸表へ出府之儀、三ヶ村より願筋ニ付、被罷出候節ハ村方より入用差出ス事

一 一ヶ村へ抱り候儀ハ勿論、三ヶ村、四ヶ村引分り相勤、差支無之儀ハ四ヶ村願之通り被仰渡候事も七ヶ村一体ニ抱り候御口御屋敷様より被仰渡候御用筋之儀ハ、七ヶ村無服蔵申合、諸事無滞相勤可申旨、四ヶ村へも被渡候間、三ヶ村之儀も同様ニ相心得可申事

一 諸向伊勢町御役(場)ニテ御取計被成候事ハ、是迄之通り相心得無滞可相勤事

一 御仲間七ヶ村より差出し候一人ハ忠左衛門殿ニ被仰候間御定之

夫金は迄之通り可差出事  
右之通被仰渡候趣、逸々承知仕奉畏候、依之御請印形差上申処仍而如件

宝曆拾四年申三月二日

御地頭様

御役人様

伊勢町古 名主 十右衛門  
金井村 名主 大兵衛  
横尾村 名主 安左衛門

(赤坂 小林貞夫藏)

二五 宝曆十四年三月 保科支配吾妻七ヶ村、前々通り割合

請状

差上申御受書之事

御知行所之内大塚・赤坂・青山・岩井四ヶ村惣百姓より根岸伴助殿支配難受旨ケ条書ヲ以奉願候ニ付、去冬中より度々被召出御糺之上今般七ヶ村之者共ニ被仰渡有是別紙ニ御請書差上申候、右出入中之儀故去々千年より去末之暮迄之郡中割合未相済間敷旨思召ニ候、今般被仰渡相極候ニ付、去々午より去末之暮迄之郡中割合儀ハ前々之通り七ヶ村立会割合可相添候、尤右出入ニ付去冬中伴助殿被召呼候入用江戸逗留雜用之儀ハ割合ニ不及候、其外々之儀ハ前々之通り割合可相済候、向後之儀ハ御請書之通り可相心得

候、尤向後ハ忠右衛門殿出府入用之儀村方願ニ付被致出府候儀ハ村方入用御屋敷様より被召呼候節ハ御入用被下候、年始御礼罷出候節ハ忠左衛門殿自分入用ニて可罷出候条兼而左様可相心得旨被仰渡候趣逸々承知奉畏候、仍之御請印形差上申候、已上

申三月二日

伊勢町 名主 十右衛門印

岩井村 名主 林右衛門印

大塚村 名主 伝兵衛印

赤坂村 名主 治郎兵衛印

金井村 名主 太兵衛印

御役人様

横尾村 名主 安左衛門印

青山村 名主 新左衛門印

(赤坂 小林貞夫感)

二六 宝曆十四年三月 伊勢町役場關係一件相濟赤坂村御請

証文

一此度四ヶ村御百姓中江戸御屋敷様ニ御年貢直納等願出候ニ付、私共三ヶ村御尋之筋御座候由、名主百姓代(組頭がぬけた)三人宛御召之処、去冬より度々貴殿御頼申ニ付、江戸詰御太義ニ存候、此度落着被仰渡候御請書被為読聞候処一同承知仕候、依之御受書印形惣代貴殿被成候ニ付為念惣百姓印形御写シニ仕候様御尤ニ存候間、惣百姓連印仍而如件

一用水堰之儀赤坂村より長丁場へ御座候て田場迄引兼候ニ付、此度水番御扶持米貴殿御願被成候ニ付、御聞届ケ被遊候而御米式俵宛被下置候段難有仕合、偏ニ貴殿御働忝存候、以上

宝曆拾四年申三月

町・忠乗・小丁

古かいと 惣百姓連印

組願 七兵衛印、覺左衛門印、平兵衛印、喜兵衛印、所左衛

門印、九兵衛印、武左衛門印、仁兵衛印、六左衛門印

(中之条町役場感)

二七 安政三年 御用金苦情者処罰文書

乍恐以書付奉申上候

御屋敷様ニ去ル寅年異国船渡来并昨卯年地震大災右兩廉為御用金三拾三兩村方被仰付承知仕候、然ル処当辰年金拾壹兩来巳年金貳拾貳兩上金可致様被仰渡承知罷在候処、猶又今般御殿向外御普請為御用金貳拾貳兩也被仰付候処、当村五組之内、山根・原兩組ハ承伏仕候へ共西組・田中・松木三組之儀ハ秋付殊之外違ひ候ニ付、実ニ難渋之次第相願罷在、依之前書先般御請仕候分来巳年より未迄三ヶ年ニ上金仕候様相願候、今度被仰付候御普請金貳貳兩之儀ハ追而世柄宜敷節ニハ差上可申由申候間、何卒夫迄御猶予被下置候様 御慈悲之御沙汰偏奉願上候、以上

(岩井 伊能光雄感)

註 保科知行岩井村の事件である。

二八 安政三年 御用金苦情者謹懷御慈悲願

乍恐以書付奉歎願候

御知行所上州吾妻郡岩井村字西組、田中組、松ノ木組右三組小前廿五人之者共、去ル安政三辰十一月騒立候一件ニ付、猶又市郎次事ハ村役人江無断九人之者誘出し出訴之もの共、引戻し之趣申立候得共、御信用難相成候処、翌巳年正月申 御出役様方御出役有之、右之族内々呼出し御吟味之上・七人之者共御咎被仰付候処、<sup>恐入</sup>奉承伏其通り神妙ニ相愼、農業出精仕罷在候、依之今般村役人外連印、右尻附之もの共義御咎御捨免被成下置候様乍恐連印者一同奉歎願候間何卒格別以 御慈悲ヲ右願之通御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上

岩井村

名 主

組(頭)

七兵衛・三右衛門・与右衛門・市郎兵衛・長左衛門・市郎次・半之助(七名連記)

(岩井 伊能光雄藏)

二九 弘化四年七月 月々御賄金御割賦請印帳

(表紙)  
〔弘化四年〕

月々御賄金御割賦請印帳

未七月 赤坂村

覽

一金四拾五兩 正月分十二月二十日納

吾妻郡 金四拾兩貳分

内 五兩三分貳朱

三兩貳朱

拾貳兩壹分貳朱

老兩壹分貳朱

三兩貳朱

七兩壹分壹朱

七兩壹分壹朱

群馬郡 金四兩貳分

内 貳兩貳分

永三拾壹文貳分五厘

老兩壹分貳朱

永三拾壹文貳ト五厘

貳分壹朱

一金四拾五兩 二月分 正月十四日納

但十二月割賦之通

一金百拾兩 三月分 二月十四日納

吾妻郡 金九拾九兩

内 拾四兩壹分貳朱

七兩貳分貳朱

伊勢町

金井村

岩井村

青山村

横尾村

大塚村

赤坂村

白岩村

十文字村

松野沢村

伊勢町

金井村

但二月割賦之通

外六月十四日納

金八兩 江戸御抱御仲間給金

内 五兩 吾妻郡

三兩 群馬郡

一金五拾五兩 七月分 同月四日納

吾妻郡金四拾九兩貳分

群馬郡 金拾壹兩

内 六兩貳朱壹朱 白岩村

三兩壹分貳朱壹朱 十文字村

壹兩壹分貳朱 松野沢村

内 七兩貳朱壹朱 伊勢町

三兩三分壹朱 金井村

拾五兩貳朱 岩井村

壹兩貳分貳朱壹朱 青山村

三兩三分壹朱 横尾村

八兩三分貳朱壹朱 大塚村

八兩三分貳朱壹朱 赤坂村

群馬郡金五兩貳分

内 三兩壹朱 白岩村

永三拾壹文貳分五厘

壹兩貳分貳朱壹朱 十文字村

永三拾壹文貳分五厘

貳分貳朱壹朱 松野沢村

一金四拾五兩 八月分七月二十日納

但十二月割賦之通

一金四拾五兩 四月分 三月十四日納

但十二月割賦之通

右同断

一金四拾五兩 五月分 四月十四日納

右同断

一金四拾五兩 六月分 五月十四日納

一金百拾兩 七月分 六月十四日納

外二月十四日納

金拾六兩貳分 江戸御抱御仲間給金

内 七兩貳分 五人分吾妻郡

三兩貳分銀六匁兩郡割二人分

四兩貳分三人分 群馬郡

三分貳朱銀壹匁五分兩郡割

貳人分

但十二月割賦之通

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断



一金四拾五兩 九月分八月十四日納

但十二月割賦之通

一同四拾五兩 十月分九月十四日納

右同斷

一同四拾五兩 十一月分十月十四日納

右同斷

右ハ小普請御役金廉

一金四拾五兩 十二月分十一月十四日納

但十二月割賦之通

月々御賄金分

合金七百七拾兩

外

金拾兩 江戸御抱御仲間給金納

六兩壹分 吾妻郡

内 三兩三分 群馬郡

右之外皆濟金十二月十四日限納

右ハ今般

御兩家様御呼出ニ付、兩郡為惣代私共罷出、猶又当末ノ七月より

来ル子七月迄五ヶ年之間御暮方御差詰相成御勝手

御本家様ニ而是迄之通、御引請御世話被 為進候趣、以来迎モ御

知行所御賄ニ而月々御賄金御割賦之通、急度上納可致旨被

仰渡一同承知奉畏、依之右為御請一札奉差上候、如件

弘化四年未七月

御知行所兩郡拾ヶ村惣代

群馬郡白岩村

名主 長右衛門<sup>㊦</sup>

吾妻郡伊勢町

名主 柳田楨藏<sup>㊦</sup>

御地頭所様

御役人中様

(赤坂 小林貞夫藏)

三〇 慶応三年正月 御暮方御仕用帳

(表紙) 慶応三年卯

御暮方御仕用帳

卯正月吉日

一ヶ年御分料

一殿様 御呉服料 金三十兩

同 御小遣 金二十一兩

同 合金五十一兩

一大殿様 御呉服料 金二十兩

同御小遣 金九兩

合金二十九兩

三季納 但御紙類共一式 一ヶ月 金三分積り

一 御奥様 御呉服料 金二十兩

三季納

同 御小遣 金十五兩

但御紙類共一式  
一ヶ月  
金一兩二朱積

一 於順様

於親様 御呉服料 金二十四兩

三季納

梯之丞様

同 御小遣 金十三兩二分

但シ御紙類共一式  
一ヶ月  
金一兩二朱積

御六方様一ヶ年 御分量

合金百四十二兩二分

御定用ノ部

一金一兩三分 殿様

御小遣

一金二兩 御大 殿様

御小遣

一金一兩二朱 於順様  
於親様  
梯之丞様

御小遣

一金二兩一分 御酒肴料

前書之通

一金二兩一分 殿様  
御大 殿様  
御奥様

御定飯御菜代

一金一兩二朱 於順様  
於親様  
梯之丞様

御定飯御菜代

一錢六貫文 御膳味噌六貫目代  
但一ヶ月代一貫文買

一六十兩 御膳米次米御家中後米  
玄米六石金二兩ニ付一斗買

一二朱

御膳茶代

一錢五百文

御次茶代

一金二朱

御仏殿御盛物線香秩香代

一錢三百十六文

天真寺惣御花代

一百文

同御代米御花代

一金三分二朱

醬油一樽代

一金三分

次醬一樽代

一金二分

鯉節代

一錢十七貫六百文

御奥水油八升代、但シ一升  
代二貫二百文

一錢一貫二百文

御奥御廊下其外魚油一升代

一錢二貫二百文

御納戸水油一升代

一錢一貫二百八十文

御用所除外御家中味噌代被下十一人但  
一人ニ付百十六文ヅ、

一錢六百文

女中六人香物代

一錢三百文

梯之丞様御乳母小遣被下

一錢七百四十八文

女中六人味噌汁実代

一錢二貫文

御門番兩人御台前小使二人  
御馬飼一人但一人四百文ヅ、

一金一兩

蠟燭代

一金二兩

紙代

一錢三百文

筆代

一金二分二朱 錢百六十四文

大部屋四人ノ者エ塩吹  
代被下一人ニ付銀十匁

一錢一貫二百文

惣附木代

一錢二百文

番茶代

一錢三百文

町使草履代

一錢六百文

支度味噌代時ニ寄多少有之凡積り

一錢二貫文

粉糠二斗代

一金五兩

但シ平均夏冬一ヶ月分 炭代

一金二兩二分

但シ平均夏冬一ヶ月分 薪代

一金二朱

大部屋御買上定仕切渡

一金八兩

臨時小払共

一金八兩

審財小払共

ノ金百兩二分二朱錢三十七貫八百十六文

錢相場一兩ニ七貫二百文

金錢合百五兩三分二朱錢十六文

正月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢三百文

万歳

一錢五百文 御買初扇子・苧・五色糸・宝船・串柿代

一錢百三十八文 大神楽

一金一分

伊勢御初穂

一金一兩一分

御寺納

天真寺 金二百足

大円寺 金百足

長元院 金百足

桂林庵 金一朱

一金一分

山王御初穂

一錢十二貫文

御料理御祝儀品々代

一錢一貫八百七十二文 兩郡ノ者ニ御年始ノ節被下

ノ金百七兩二分

錢十四貫八百三十二文

二月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢六十四文

於順様 御誕生御祝御備代

一錢三百文

初午御供物代

一金二朱錢三百文 御知行所兩郡割付皆濟目録認代

一金五兩二朱 辻番給金

一錢二百文 来月籠注進

ノ金百一兩二朱錢八百八十文

三月分

金百兩三分二朱錢十六文 御定納

御六方様 御呉服料

一金二十八兩

三季納

殿様 金九兩

大殿様 金六兩

御奥様 金六兩

但於順樣  
於親樣 金七兩  
梯ノ丞樣

一錢三貫二百文 上巳御節句御料理御入用  
一金三十八兩二分 御家中并女中共御給金  
一金二分 御足輕兩人大小被下

ノ金百七十二兩三分二朱錢三貫二百十六文

四月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢六十四文 梯之丞樣御誕生御祝御備代

一錢二百文 來月竈注連

ノ金百五兩三分二朱錢二百八十文

五月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢百三十二文 殿樣 御誕生御祝御備代

一錢三百四十八文 粽二十四把真薦笹壳

一錢三貫二百文 端午御節句御料理御入用

ノ金百五兩三分二朱錢三貫七百文

六月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一金一分 御着代

右ハ御本家暑中為御見舞被進

一金一分 御輿樣 暑中御付届御入用

一錢百三十二文 大殿樣 御誕生御祝御備代

ノ金百六兩一分二朱錢百六十四文

七月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

御六方 御呉服料

一金二十八兩 三季納

但シ三月ノ通

一錢三貫二百文 七夕御節句御料理御入用

一錢百三十二文 御輿樣御誕生御祝御備代

一錢五貫文 盆中御入用蓮飯共

一金十八兩二分 御家中御給金

一金十四兩 中元御付届

一金一分 部屋願ニ被下

ノ金百六十六兩二朱錢八貫三百四十八文

八月分

一金百六兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢三貫二百文 八朔御祝御料理御入用

一錢三百文 十五夜御入用

一錢二百文 米月竈注連

ノ金百五兩三分二朱錢三貫七百十六文

九月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢三貫二百文 重陽御節句御料理御入用

一錢三百文 赤剛飯并粟代

一錢三百文 十三夜御入用

一金一分 伊勢御初穂町飛脚ニ渡往返共

一錢二百文 秋葉宮次剛飯

ノ百六兩一分三朱錢四貫十六文

十月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢三百四十八文玄猪御祝上赤下田御備代

ノ百五兩三分二朱錢三百六十四文

十一月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一錢六十四文 於親様御誕生御祝御備代

ノ金百五兩三分二朱錢八十文

十二月分

一金百五兩三分二朱錢十六文 御定納

一金一分 御着代

右ハ御本家様寒中ノ為御見舞被遣

一錢二百文 米月竈注進

御六方 御具服料

金三十八兩 三季納

殿様 金十二兩

大殿様 金八兩

御奥様 金八兩

御奥様 金十兩

御奥様寒中御付届

溜池御出銅

御奥様来年御歳玉御入用

節分より晦日迄、御祝御膳共諸式

沢庵漬御入用

厄払

浅草市御買物

疊替御入用凡積

一錢五貫三百文 十三日煤納御入用

一金拾兩 餅米代

一錢五貫文 同搗御入用

一錢一貫文 下々餅代ニテ被下、但一人ニ付百文宛

一金二兩一分 御飾御入用

一金七十五兩 御家中并女中御給金

一金十八兩 御付届并御褒美被下共

一金九十二兩一分 御知行所役ノ者ニ御借上外、御給米御使持參

被下

一金五兩三分 御知行所兩郡例年引

一金二十兩 兩郡御借上外御仲間給金被下

一金一分 部屋頭ニ被下

金三百八十六兩三分二朱錢三十七貫四百三十四文

金千六百八十七兩三朱 錢七十七貫六十二文

此金十兩二分三朱錢百四十四文

(旗本保科支配下 関真次郎藏)

三三 宝曆二年二月 御台所御手伝金御免願

乍恐以書付御願申上候

一此度惣百姓奉願上候儀ハ、元禄拾一寅年八月御 殿様御知行所

ニ罷成、同寅年より戌年迄九ヶ年之間、田方被遊御檢見御米納ニ被為仰付、廻米ニ而御上納仕候、翌亥年御定免ニ被為 仰付候趣ハ右九ヶ年之御檢見御秤被遊候而御極メ被為 仰付奉畏御請申上、田畑共金納ニ而御年貢差上ケ申候

一当御 殿様御慈悲深ク御座候ヘ共、御代官様御存知被遊候通り赤坂村之儀ハ越国より山統キ嶽之谷々深キ場所故、未之年より度々大水荒ニ峯大分山崩、田畑損シ申候、尤田畑ニ罷成候処ハ早速普請仕候ヘ共、水押砂入どろ入ニ罷成候故、于今おいて諸作出來悪敷御座候処ニ、其以來凶年打続キ日損水損之年々殊迷惑仕候、殊ニ嵩近ク御座候得ハ霧深ク雪霜早ク降り諸般作実法兼申候殊ニ当麦作之儀モ余程ぬけくさり申候場所御座候、刺大野附故猪鹿ハ不及申ニ色々のけだもの多ク出、諸作荒シ別テ衰微仕、人馬不足罷成候故、野際粗田之場所ハ余程荒地ニ罷成、渡世難成奉存候

一当村大小之百姓困窮子細之儀ハ貞享年中沼田御領分不殘御介之御檢地御入被下置候処ニ其節我妻郡ニ而赤坂村御檢地始ニ御座候故、村方名主年寄御檢地之様子を不存候間御願之筋モ不申上候ニ付、仰付ハ不及申ニ地詰り御座候、隣村之儀ハ御介之御繩ニ御座候間、達テ御願立被申候得ハ、田畑耆枚之内一分モ段々と打分ケニ候テ請被申患地田坏ト申儀モ有之候ヘ共、当村ニおいてハ打分ケ悪地ト申儀モ曾テ無御座候、殊ニ村方地面之儀ハ野際附故、粗田ニ御座候所を其分地モ無之請申候て当分ニ至而

日々に差結り難儀仕候

一我妻郡之儀ハ越後・信州とハ山耆重之儀ニ御座候得ハ、毎年九月末方より段々御城米其外藪俵ト売米夥敷参り町方在郷酒屋等此米を買候故直段日々に下直ニ罷成候間、御殿様御相場ト所相場とハ悉ク相違仕、売為立候故、種物等迄しちに置、漸々ト御上納仕候故、当分農業ニ取掛り候に必至差結り難儀仕候故、無是非御願申上候、御慈悲ニ前々被為 仰付候数ヶ度之米永上り御台所御手伝金月並御年貢被遊御免被下置候ハ、永々御百姓相統仕候様に偏ニ奉願上候、以上

吾妻郡赤坂村百姓

- 平右衛門 ①
- 新左衛門 ①
- 利兵衛 ①
- 徳之丞 ①
- 彦兵衛 ①
- 喜助 ①
- 源六 ①
- 忠兵衛 ①
- 万右衛門 ①
- 重左衛門 ①
- 九兵衛 ①
- 三左衛門

- 次郎兵衛
- 助左衛門
- 勘左衛門 ①
- 権右衛門 ①
- 安兵衛 ①
- 作兵衛
- 徳右衛門 ①
- 伝兵衛 ①
- 五右衛門
- 角右衛門 ①
- 源左衛門 ①
- 惣右衛門 ①
- 清左衛門 ①
- 源左衛門 ①
- 善之丞
- 次兵衛
- 六兵衛 ①
- 徳之丞
- 五左衛門
- 市左衛門
- 八兵衛 ①
- 久兵衛

御代官様

太郎左衛門㊦  
 彦右衛門㊦  
 彦左衛門㊦  
組頭 儀右衛門㊦  
同 又左衛門㊦  
名主 庄兵衛  
 (赤坂 小林貞夫蔵)

二三 宝曆十三年十二月 中間奉公一ヶ村一人宛願狀

差上申一札之事

一私共沓ヶ村ニ而一人宛御遣シ被下候様ニ御願申上候処ニ、老人宛御遣シ、米ル十五日替り者江戸着仕候様ニ被仰付承知奉畏候得共、余日モ無御座候間、右之者共差扣罷在候、為念如斯ニ御座候、以上

未之十二月七日  
(宝曆十三年)

岩井村百姓代

新五郎

市左衛門

市五郎

大塚村百姓代

清之丞

楯右衛門

三五右衛門  
赤坂村百姓代

林 蔵

彦右衛門

勘左衛門

青山村百姓代

権 六

七郎兵衛

大兵衛

四ヶ村代赤坂村名主次郎兵衛

御役人中様

(赤坂 小林貞夫蔵)

二三 万延元年(推) 殿様外御年始献上物覚

覚

殿様献上物

一金貳分弍朱 六百拾三文

一疋貳百文 まわた 御用人三人様ニ

一老貳五十文 酒切手

一老分也 仲間支配

一三百二十四文 酒壺升 同断



一金三分 三人ニ褒美

一貳百文 御門番 貳人

一貳朱九十四文 するか半切八百枚代

一メ老兩三分ト錢四貫貳百三拾貳文

一金老兩ト九百文 御年始受取分

一貳朱ト四百三拾貳文 御献上物飛脚ちん立替分

惣メ金三兩貳分貳朱ト五百三十八文

一貳百文 御門番 貳人

一貳百文 市助・万助貳人

一百文 御本家供十助

一三百六十四文 筆墨紙代

一七拾五文 西内紙代水引

一貳朱九十四文 するか半切八百枚代

メ老兩三分ト錢四貫貳百三拾貳文

(赤坂 小林貞夫藏)

二三 慶応四年五月 保科主税仏国出勤、年貢四百兩繰上

上納達し、同延期願

乍恐以書付ヲ奉願上候

御知行所上州吾妻郡七ヶ村役人奉申上候、今般殿様御儀仏蘭西國  
ニ御出勤被為 遊御入用金として兩郡拾ヶ村ニ金四百兩繰越上

納被 仰付候処、当郡之儀ハ、昨年来村々一同暮方差支難波能

在候而、既ニ当三月中より御賄金ニ而も御免除奉願上候程之儀ニ

而罷在候得共 御上意ニ付難默止、役人共ハ不及申小前末々

迄打寄精々申聞候得共、取統方ニも差支、当春中村々雜穀類夫々

融通余荷等ニ而、漸右過程之仕合ニ御座候、乍憚御賄金之儀ハ来

ル六月より十ヶ村ニ而月々三拾兩割り無相違御上納可仕候間、何

卒仏蘭(西)表御差送り繰越上納之儀ハ御免除被成下置候様偏ニ奉

願上候、以上

御知行所上州吾妻郡横尾村名主 源 兵 衛

慶応四年辰五月

(外六ヶ村名主略)

(赤坂 小林貞夫藏)

二三 年次不詳 保科知行の村々加部安左衛門より借金覺

覺

一金五拾兩也

大戸安左衛門殿ガかり申候て戊正月中忠右衛門殿へ上ケ候、但

シ七ヶ村名主左連印書付証文大戸へ入候

此利金五兩三分五朱也

正月ガ七月迄、但シ拾五兩考分之割

メ金五拾五兩三分五朱也

右金戊七月中返済仕候迎忠右衛門様ガ

金子五拾六兩請取申候

七月廿二日夕方 夫政(ふさぎ)之助

右五拾六兩請取書付、政之介直筆ニ而相認印形仕、忠右衛門様へ差上申候而金子請取七月廿三日大戸へ遣し申候

大戸勘定寛

一金五拾兩渡ス、七月廿三日大戸へ、是ハ正月中七ヶ村ニ而かり候元金、此利五兩三分五朱也

右

金五拾六兩大戸へ相渡候処

元利分ニ而

五拾四兩壹分貳朱ニ而右ニ相濟申候 則大戸勘定書付七ヶ

村名主衆ニ見セ申し

残り老兩貳分貳朱あまり也

右あまり金、後七月二日、政之介いせ町之重右衛門殿宅江持參

一致、七ヶ村名主衆江相渡し候処、又名主衆相談之上、いせ町名

主重右衛門殿江預ケ申候、則戌年仕送り高寛帳之末ニ重右衛門

殿受取之書付印形あり

寛

右大戸返金として御役所々七月廿二日夕方請取候金子ハ七月廿日

七ヶ村ハ高割を以左之通既ニ御役所江上ケ、御役所ニ而都金ニ改

其上ニ而此方江請取大戸へ遣候

拾四兩三分 岩井村

拾貳兩三分 いせ町

四兩 青山村

四兩老分 金井村

八兩貳分 大塚村

八兩 赤坂村

三兩三分也 横尾村

メ五拾六兩也

右之通村々御役所江七月廿日上ケ申、此七月廿二日夕方政之助受取ニいせ町へ行、御役所々請取大戸へ遣候所右之通也

後七月二日改之

註1 大戸の「加部安」から年貢金を借りて払っている文書としてこの

外①嘉永元年二月九日先納金三十五兩を借り米八十一駄をやり、②嘉永七年には借金百七十五兩中二十五兩を保科家も借用している。

2 時は伊勢町根岸忠左衛門時代である。

(岩井 伊能光雄蔵)

## 第二項 大久保領

二三 文化十四年九月 原岩本村夫銀減免願

(前キレ)被仰付候所、翌年申八月中、上総国神納村大庄屋源右衛門殿々村方へ被申越候へ、申渡儀有之候間、村役人兩三人可罷出旨被申候、私并古文治 御屋敷様へ罷出候処、御作法向其外御

取箇之義被申渡、且又夫金之儀ハ、高百石ニ付、永耆貫文宛可相納様被申付候故、左様ニ而ハ、是迄御上納辻ニ多分相増リ、惣百姓難義至極ニ相成候間、前々之通り高百石ニ付三百文宛ニ被仰付候様相願候処、左候ハ、名主、組頭へ役給米都合七俵被下候間、右夫金足合ニ致シ可相納様被申付候、依之高百石ニ付永耆貫文宛是迄御上納仕候間、何卒此度御慈悲之御勘弁ヲ以、夫銀御減少被成下候様奉願上候、右願之通り被仰付下置候ハ、村役人者不及申ニ惣百姓一同難有仕合奉存候、以上

文化十四丑九月

(岩本 綿貫常政藏)

二三 文化十四年九月 御用金盜難届

乍恐書付ヲ以奉申上候

当六月中、御書付ヲ以御用金被仰付候ニ付、高利ヲ以、惣百姓より取立奉存候へ共、甚困窮之百姓ニ御座候得へ、速モ急々取立申間敷奉存候ニ付、村役人共相談之上、他借仕、飯塚清次郎ヲ以差上候積リ、七月五日夕方、同人方ニ相渡シ候処、同日夜七ツ時盜賊這入、金子其外品々盜取候ニ付、即刻村役人共罷越委細相糺、同村勘之丞ヲ以、御届申上候処、七日、蟻川村鎮守熊野宮社内ニ雜物不残有之金拾耆兩式分ト錢四百文計リ紛失仕候、依之御届ケ奉申上候、以上

文化十四年丑九月

原岩本村名主

安右衛門

御地頭所

御役人中様

(岩本 綿貫常政藏)

註 文化十四年七月、名主安右衛門日記に、この件に關し次のようにある。

七月

一金拾兩也 清次郎方ニ而紛失致し候ニ付、勘之丞殿出府致し、拾兩指上ケ候ニ付、拾兩借用ニ相成候、内金五兩九月十二日清次郎より請取、直ニ五兩勘之丞へ返済仕候、残五兩借居。

二六 (推) 天保五年八月 暮し方上申

乍恐書付ヲ以申上候

- 一金六十五兩 御普請御入用金分
- 同二十七兩 御暮シ御不足金分
- 内十六兩 盆前御払分
- 同五兩 放生馬相渡シ分
- 同三兩 彦十郎殿分
- 同三兩 御時借

右之趣、今般御呼出し御用向被仰付候ハ、 関岡様御病氣御向、御普請御入用金其上、御暮シ御差支之分金二十七兩被仰付、御知

行所一統麦作損毛、猶又原岩本村之義ハ、當六日七日兩日穂揃之處、多分吹倒難波之様も相見ヘ殊ニ俄之冷氣ニ而晚稻等実法方も無算束心配仕候、右様始末御座候処度々御用金等被仰付、御不快中ト乍申、御暮シ之儀ハ兼而夫々割符有之候義、格別御不足之義ハ御座有間敷、旧冬中より三ヶ村より御肴料献上金も有之併（永々の御病氣故）格別之御物入ト奉恐察候得共前文之仕合ニ而村方（去ル巳年天保四年一以来困窮罷在）凶年此方必至ト困窮罷在、中々以格別之御用金調立（兼候ヘバ）御利解差拒恐入、右御普請金三ツ割金二十二両ハ来ル九月五日限り上納可仕殘金二十七両之儀ハ偏ニ御免奉願度、併大工取掛り（御手付初金拾五兩）殘金不殘之處ハ、関岡様御登井様より御下ケ金之節、十日中（大工ヘ御渡し被下候趣）□□、御取計被下候ハ、難有仕合奉存候、左候得ハ、金貳拾貳兩（之内拾五兩大工ヘ）御渡シ金引殘、七兩過分罷成候、右ヘ又々精々才覚仕（金五兩也九月）十五日限り上納可仕、合金十六兩ハ盆前御払之分エ相廻リ可申候、中々以、其外之義當時出来兼申候、前書御不足之分ハ十一月皆済之節上納可仕候

註 同内容の文書外に下書二つあり、括弧内は他の一つである。天保四年凶作後と推定した。

（岩本 綿貫常政藏）

三二 天保三年十二月 流鑄馬御用金上納覚

覚

一高金貳拾兩也 但来巳秋御土藏入用金  
内金拾兩也 当暮請取可申分

是ハ来春中、流鑄馬御用ニ付高役金当番不申付代リ、尤上総知行所も同断半金上納

右是ハ来二十日迄可致上納候、以上

辰

（天保三年）  
十二月八日

地頭所内

武 内 瀬兵衛<sup>㊦</sup>

知行所

上州吾妻郡

原岩本村

名主

安右衛門

（岩本 綿貫常政藏）

三三 天保三年十二月 七十歳以上御扶持請狀

差上申一札之事

一從御地頭所百姓七十歳以上之者共江御扶持米卷斗宛此代永百拾四文八分被下置、御仁恵誠難有奉頂戴候、依之連印之一札差上申所仍而如件

天保三年辰極月

原岩本村

佐 兵 衛<sup>㊦</sup>

名主安左衛門殿

- 清次郎印
  - 長兵衛印
  - 長左衛門印
  - 半右衛門印
  - 宇兵衛印
  - 基助印
  - 要助印
  - 長之助印
  - 清兵衛印
- (以下十五名)  
(岩本 綿貫常政藏)

三三 天保八年三月 領主よりの借用証文

借用申金子証文之事

一金拾兩也

右へ去申之凶作ニ付、村方扶食手当ニ差支、依之地頭所エ相願候  
 処、御勝手御差支ニ付、貴殿方エ相願、書面之通り金子借用、慥  
 ニ請取申処衷正ニ御座候、但シ返済之義ハ十一月二十五日限り急  
 度返済可仕候、右ハ村方扶食金借用之儀ニ候得共、年々豊凶ニ不  
 拘、日限無遅滞返済可仕候、依之金子借用証文入置申処仍如件

上野国吾妻郡原岩本村

天保八年酉三月

飯塚清平太殿

名主 佐左衛門印  
 年寄 安右衛門印  
 同 小文 治印

前書之通り相違無御座候、万一村方返済相滞り候ハ、地頭所  
 エ引請、急度返済可仕候、以上

大久保平右衛門内

関口文治

(岩本 綿貫常政藏)

三三 天保八年正月 用人武内の我儘訴状

乍恐以書付奉申上候

一上総国望陀郡神納村同国下郡村上州吾妻郡原岩本村右三ヶ村役  
 人一同奉申上候義ハ、御地頭所大久保平右衛門様御用人武内頼  
 兵衛様、年々御勤役被成候得共、權威我低増長致、役人共勤方  
 モ心配甚々難渋仕候、殊ニ年々皆済之節も先年事替り御骨折ニ  
 而御執成も無之坏と唱、進上物等多分差上申候而ハ無益延日  
 仕候故、内々賄等差上入用多分相掛り難渋至極仕候間、其上何  
 事ニ不限、權威我低之御取計、殊ニ御知行所エ御出役之砌坏、  
 数度酒宴之上、越度無之役人モ以權威嚴重之御取計而已、迷惑  
 難渋仕候尚又此度三ヶ村百姓一同願出候儀ハ、頼兵衛様事  
 御退参ヲ願吳候様申立候ニ付、其低差置候而ハ百姓一同御地頭

所様御門前エ罷出之願立も仕候由、右様成行候而ハ御殿様御外見ニモ相損い且又役人共モ、則行届不申、甚難渋仕候故、無是非此度三ヶ村役人以連印此段奉願上候、何卒格別之以御慈悲、瀬兵衛様義ハ永々御暇遣し被遊下置候ハ、役人ハ勿論小前末々迄、一同難有仕合奉承伏、末々御知行所安泰之基と奉存候、何卒以御憐愍、右願之通、永々御暇被仰付被下置候様御執成之段、偏ニ奉願上候、委細之儀ハ乍恐口ニ而可奉申上候、以上

天保八(年)

酉正月

右三ヶ村

役人 連印

遠山半左衛門様御内

堀七郎兵衛様

(岩本 綿貫常政藏)

一三 天保九年十二月 献上金断り状

差上申口書之事

一此度從御役元被申渡候ハ、田方御年貢上納之儀ハ、從古來定石代ニ而御張紙直段ニ三兩増ヲ以、御上納致来り候所今般從

御地頭所被仰出候ハ、近年米穀高直ニ有之候処、其村方ハ御張紙直段ニ三兩増ヲ以、上納致シ、上総兩村ハ相場ヲ以地相場

納、同知行ニ而モ極外相場違ニ有之所難有事、其弁も無之不屈之村役人共と以ての外御叱り之上、昨今兩年分、為冥加献上金拾兩被仰付候間、割合可取立候趣被申渡候、然所私共儀ハ當時御年貢御上納ニも差結り難義致候得ハ、何分之金錢差出候義相成不申候、依之一同口書連印差出申所如件

天保九戌十二月

連印

組頭三四郎殿

御役人中

(岩本 綿貫常政藏)

一三 天保十年正月 献上金御免願状

「前文はキレ不明」村高四百五十拾石余之内、三十拾六石余御料所四組相分り、組頭四人相立、御年貢本割名主方ニ而割出シ、小前方へ組頭ニ而勘定仕候、田方儀ハ往古より定石代ニ而御張紙直段三兩増ヲ以、御上納仕来り申候、然所、去ル申年稀成大凶作、田畑大損之故御見分御願奉申上候処、御慈悲ヲ以御遠見ニ而御引米被下置、惣百姓相助り難有仕合奉存候、馴共、田畑皆無同様故、種物等一切無之程之事故、麦作取入迄露命取続候事無寬束、葛藤藪等掘り一日送りニ凌候得共、飢人多分出米餓死致し候者間々有之、既ニ餓死可及者数多出来必至差詰り誠ニ難義至極仕候所、山本大膳様ハ飢人共江為御披ト格別之御慈悲ヲ以麦穀被下置、夫故必

至飢僅相助り如何計就難有仕合奉存候而越年ハ仕候得共、春至能々差支可及飢渴者多分有之、無拙御役元へ願上候所、殿様爲御披下御拜借被仰付難有仕合奉存候、其外、御会給上総隣組大道新田ニ而借用仕候而漸々麦作迄取統候段、誠ニ難有仕合奉存候、然所去酉年早魃ニ而村方之義ハ用水無之場所、天水出水計ニ而田方仕候へハ、水不足故、生立惡敷、青立ニ而相成皆無同様ニ而取実薄、百姓一同難渋仕候処、去戌年大違作四組之内、上組中組兩組ハ深山続、嵩際霧下別而土地柄惡敷場所故、一切取実無之、勿論五ヶ村組与下大組与申ハ蟻川村与入会組ニ而段々甲乙有之、上組ハ御料所入合之田畑、御代官様御見分之上、八分之余御引米被下置候御知行所ニ而御検見御願申上度趣、組頭相願役元へ願出候処、名主安右衛門手前勝手ヲ以御見分之願、一向不用、役前之威勢振、百姓方へ談事も無之、私シニ百姓願出候趣与偽り、御遠見之御願致し候所、御聞濟相成、少々御引米被下置、難有仕合奉存候、江戸表迄四拾里遠路御願罷出諸人用相掛り申候へハ、格別之義無之御定免同様ニ御上納仕候、然所御会給上総米直段御張紙直段与格外相場之由ニ而今般爲献上金拾兩差上申候間、其旨急度相心得無遲滞差出し可申由、役前權威ヲ以、立会之者へ談合と不致、手前一存之計ニ而前々困窮之百姓難義不厭、無駄ニ多分之金子申付候得共、御定免之御上納差支、農具、道具迄質物置、着類迄売払候内、御年貢御上納漸々仕候へハ、余分之金子如何様ニ被仰付候共、辻茂出来不仕候、此義ハ組頭相願御免之御願被下候様

相願候へ共、名主押領致し取用不申、殊ニ当年ハ御屋敷様御普請被遊候ニ付、右諸入用之金子被仰付候所、逐一申承知候得共、前々困窮之百姓当惑至極奉存候得共、殿様御普請之義、御座候へハ、成丈差上可申上与奉存中、辻茂多分之金子出来不申、若亦其節至り金子差支可相成旨、乍恐奉存候、誠ニ困窮之百姓當時之夫食差支、飢死仕候者も多分有之、飢人相成り候者内々有之、人数相減候程之事故、去申年已來凶作統ニ而潰家ニ相成候百姓拾五軒、田畑家財等迄売払、借宅罷出候者五軒、當時夫食差支候而、俄ニ神主、山伏、道心、袖乞致し暮し候者多分有之、左候へバ、自然田畑荒地相成候得ハ、御定免御收納差支ニ可相成、乍恐奉存候、前書申上候通り一村内ニ而も、上組中組兩組義大違作種等一切無御座候間、誠ニ難義至極仕候間、此段被御聞召訊、献上金之義幾重ニも御除被成下候様奉願上候、何卒殿様御憐愍之御慈悲ヲ以、是迄通り百姓相統仕候様御勘弁奉願上候、右願之通り御聞濟被成下置候へハ、困窮百姓相助り一同難有仕合奉存候、以上

天保十年

亥正月

右連判者四拾五人

御地頭所

大久保平右衛門様

前書之通り地頭所願出候積リニ連判之者共、御当地へ通掛り御差

留始末御尋ニ付、逸々申上所、大勢罷出候段心得違ニ候間、不得止事候、惣代ヲ以、穩便ニ可願出旨厚 御利解被仰聞、難有一同奉承伏一先婦村仕候、此段写継添出奉差上候

右 小前

四拾貳人 惣代

伝 兵 衛

権 六

利 兵 衛

勘 兵 衛

亥正月廿七日

山本大膳様

岩鼻

役所

(岩本 神保彦憲藏)

一三三 天保十一年十一月 冥加金褒美下知状

相渡置下知書之事

一金壹兩貳分

右者御殿向及大破此度御建替御普請ニ付冥加差出寄篤之事ニ思

召候 為御褒美御紋付御盃并御扇子被下候 依テ下知書相渡置

候事

地頭所内

天保十一年十一月

関 口 文 司 ㊦

表書之通相違無之者也

右平右㊦

(岩本 生葉男藏)

原岩本村  
百姓代  
半右衛門

一三六 弘化四年四月 献金下知に窮民訴状

乍恐書付ヲ以奉願上候

上州吾妻郡原岩本村小前六拾四人惣代百姓徳左衛門外右人奉申上

候、私共儀当 御殿様御分家大久保八五郎様御知行所百姓ニ御

座候、然ル処、当村之義越後国境、高山下ニ而、平常冷気勝、降

統候得ハ作毛青立相成、照統候得ハ天水場故忽早損、両難季候不

順、諸作取実薄、極難渋之村方ニ、先年者皆御料所ニ御座候処、

当三拾ヶ年以前文化未年、御代官古橋隼人様御支配之節御分郷ニ

而、高四百六拾壹石余之内高四百貳拾三石余御知行所係り相成、

残高三拾六石余御料処ニ而村役之義者、一鉢ニ取斗来り候処、御

地頭所様ハ御用金被 仰付、又ハ名主役之儀差継難渋之始末左ニ

ヶ条書ヲ以奉申上候

御地頭処様御勝手向御賄方御不足之儀ニ而、連年上納金被 仰付

相嵩候ニ付、無抛去ル天保十多年中、金貳百兩余上納限りニいた

し、依而已来御年貢御上納之外、臨時御用金等不相成、右御免被



下置候様御願申上、御聞濟ニ相成候ニ付、右金貳百兩者御下ケ不  
 相願管御座候処、其後又々御用金献上金等相嵩、小前一同難波仕  
 候処、去々巳年、名主藤左衛門皆濟出府致し候節、御殿様御舍弟  
 勝之助様御縁談御片付金与して六拾兩上納可仕旨被仰付候得共、  
 困窮之百姓必至与難波仕候間、御免之義奉歎願候得共、御聞濟無  
 御座候、漸々金四拾兩ニ御減少ニ被成下無是非御請仕候得共、金  
 子調立方難相成候ニ付、村役人小前一同相寄、鰥寡孤独極貧人等  
 夫々身分限ヲ量リ、鑑三四文五四文或ハ金貳朱壹分壹兩与甲乙  
 ニ付、均右衛門・佐五右衛門役柄有徳之者ニ付金四兩与相定、  
 其余ハ高割ヲ以、漸金四拾兩ニ取極候得共、其節取立相成急候ニ  
 付、無余儀、借錢納致置去年十二月ニ到リ取立候処、利金相嵩四  
 拾四兩程之取立ニ相成、其上右均左衛門義最初割合四兩与取極メ  
 候処、自分勝手違變いたし金貳兩貳分差出し錢壹兩貳分ハ小前江  
 納得茂不為致、無鉢ニ高割致し取立申候、御用役様内意ニ而御縁  
 談献納金御済ニ付、弁方江茂、右為謝礼金金子可差出旨被仰付、是  
 又無拠困窮之百姓高割ヲ以金子貳兩取立差上候事  
 一去午極月為皆濟、名主出府仕候節、又々先納金六拾兩仰付、其  
 砌り金四拾兩他借仕、相納殘金貳拾兩者当未正月差上候筈、其  
 上御郡代金百三拾八兩余外ニ百五拾兩余、名主印形ヲ以借受、  
 右者勝之助様御縁談御入用ニ相成候趣被申候得共、御物成ニ  
 引競候得者格別多分之御入用ニ而、乍恐御殿様思召ニハ有之間  
 敷、御用役様并名主取計可有之与存、不審敷奉存候

一村方名主役之義者先規郷則ニ而、年番ニ相勤毎年正月廿一日小  
 前一同入札之上、取極仕来リニ御座候処、去午極月中名主役之  
 義、御用役様御下知書有之候処、押隠置當正月二日名主均左  
 衛門御年始并私用序、出府仕候俣婦村不仕候得ども、定例ニ付  
 正月廿一日、村役人小前一同名主宅へ打寄入札可致存候処、御  
 下知書有之趣ニ而、家内者御差出し候与被為読聞文言左之通り  
 一其村郷則ニ而毎年名主入札之義、小前もの共勝手次第入札いた  
 し、高札之者勤来り候へ共昨年酒井家へ御縁談ニ付、三ヶ村名  
 主共江、苗字差遣し候ニ付、其村方旧家役筋ニ無之候而へ、右  
 恩御申付方差支候ニ付、下知書相違候処、御下知高之通り均左  
 衛門名主江勤候ニ付、苗字差遣し、明末年茂同様ニ而大岡様御  
 縁談ニ付、又候苗字帯刀差遣し候ニ付、来ル未正月名主入札均  
 左衛門・佐五右衛門之外不相成、其旨可相心得、若又御下知書  
 相背、猥ニ入札いたし候は、其義急度相糺、夫々申付方有之  
 候ニ付、可得其意もの也  
 右之通り御下知書不審与ハ存候得共、致方無之、兩人与極候上ハ  
 入札ニも不及候、下知之通兩人相談之上相勤具候様小前一同申之  
 候得共、均左衛門留守中ニ而不相決及延日、其後漸々同人婦村仕  
 候処、御下知書ニ而も、相勤候儀難相成、容易ニ入札難為致、若  
 高札ニ相成候ハ、御地頭所様へ御訴申可様申、御下知書相不  
 用、小前難波茂不差構、存意不随ものハ御地頭所様へ差出し、雜  
 用為相懸ケ、潰退転相成候而茂不差構拵申募、名主役不相立、迷

惑難仕候ニ付、村役人相談之上、先例之通入札之義又ハ均左衛門相拒候始末歎願書相認、年寄り茂左衛門・均右衛門同道ニ而上府相願候処、如何之義ニ御書候哉、御下知書ハ相違仕、御用人様仰ニハ、均右衛門拒候ハ尤之事ニ付、同人江入札可致謂無之、茂右衛門与去々巳年皆済之砌、親茂右衛門地頭所ニ而相煩、様々世話ニ相成候御恩不願坏、悉ク御叱ニ而、佐五右衛門老人ニ入札可致旨ニ而又々御下知書御渡候而兩人共婦村被仰付候処均右衛門ハ、私用ハ御当地残茂左衛門老人、右御下知持參立帰候得共、佐五右衛門老人と限り候上ハ入札ニハ及間敷ト存候処、御用役様被 仰渡候ハ除人ニ入札いたし候ものハ、札之下へ自分之姓名を記、若違背之者ハ、近親并五人組之者、村役人差添早速可罷出夫々申付方有之、兎角上州ハ人氣悪敷、御上茂不恐、不屈キ至極ニ付、百姓式三軒相潰候ハ、穩ニ可治坏、悉御立腹ニ而、被仰付候趣御座候得共、佐五右衛門老人ハ入札与申義無之候間、同人方ニ而相勤具候様小前一同申立候得共、又々均右衛門留主中ニ而、不取極候ニ付同人迎与として、家内ハ人差遣し候処、均右衛門如何之相心得候哉、一存ニ而御屋敷ハ罷出相願候趣ハ、又候御下知書使イ之ものへ相渡し、先前之通り入札可致旨ニ候得共、均右衛門不立帰候ニ付、婦村次第入札可致旨存候得共、強而入札可致者年寄共ニ申付候故、入札いたし候処組頭、藤右衛門高札ニ相成候処均右衛門義婦村致し候処、藤左衛門高札ニ付役義相渡候、已来不寄何事ニ村用江不立合候間、勝手次第可致坏申聞候ニ付、同人役

義難引請罷在候処、又々何様之義申候哉、尋子細有之候間、五人組印形老人宛可被出旨御差紙ニ付、惣付三人出府致候処、老人宛御白州江御呼出し御札ニ付、藤左衛門高札ニ付名主役相勤候様いたし度段申上候得共、更ニ御取用無御座ニ付、同人入札いたし候義ハ小前心得違ニ御座候ニ付、当年名主役ハ佐五右衛門申付候間、故障之筋無之、依而ハ御咎可申候間御嚴重被仰付、其上泣子与地頭ニハ勝もの不相成を申義心得可罷在候、物入多、御財借多差引有之候間、御用金可差出旨被 仰付候得共、前文之通、極困窮之村方逆茂上納行届兼難決之次第御歎申上候得共、更々御聞入無御座候百姓共、軒別老兩宛之差出候而も百兩位ハ忽可出来旨被 仰聞候得共、軒別老兩者扱置、銀百文も難出来もの六七分通有之、甚当惑罷在候処、御借財金入高金五百式拾三兩余御座候趣ニ而、帳面御渡し相成奉齎入候

一 佐五右衛門ハ名主役之義ハ故障無之哉御尋ニ付、御屋敷様ハ被仰付候上ハ故障無御座候間御答申上候処、藤右衛門高札之義、地頭存意不相叶、依而当年名主佐五右衛門申渡、依之小前之者共一同申合、印形持參於役席調印可致、若違背之ものハ其段村役人共ハ可訴出旨御下知書御渡しニ相成婦村仕候ニ付、右御下知書之趣ヲ以調印いたし候心得ニ御座候処、均右衛門、佐五右衛門馴合ニ而書面前文と御下知書与趣意行違、名主役佐五右衛門小前ハ違而御頼候趣等書認メ、均右衛門組合又々身寄之者始、五人組宛ニ切々刻限ヲ違、呼出し、段々調印為致難相心得

取計、御下知書ニ相張候文談ニ付、調印之義少々猶予いたし呉  
様申候得共、更々不聞入、調印聊も遅滯いたし候ものハ御地頭  
所へ差出し候旨被 責立候ニ付、無抛調印仕候

一均右衛門平常心底不耳。私欲ニ己構候ものニ而拾ヶ年已前ヶ御  
当地へ材木渡世いたし、或三ヶ年已前ヶ御用人様御世話ヲ以取  
持齊木茂持高いたし、或ハ定名主ニモ□之 身分ニ而ハ、名主  
と肩書いたし、紀州様御用被 仰付候趣ニ而、御高張御用稱  
し、神社仏閣之立木百姓居屋敷囲之立木伐木致し、田畑其外往  
来之無差別、右御用之權威ヲ以、材木持運、作物ヲ荒し、桑竹  
木押倒、道橋損し、村内ニ不及申、隣村まで難渋為致候

一当正月中又々御用役様ヶ御下知書ヲ以、御縁談両度ながら相愁  
候為祝義百石三両献上可仕旨被 仰付候得共、困窮之百姓、金  
子出来方無御座候、御免之義御願申上候得共不相叶、金子調  
達、差当出来兼候ニ付、此方ヶ貸遣し候間、利付八月迄証文可  
差遣候間、名主ヶ之申付無抛借用仕相調、尤是迄度々御用金  
被 仰付候得と茂、調達出来兼、御用役様ヶ借受其時々拾五兩  
壹分之利足其外御礼物等差出し候義ニ而必至難渋至極仕候

一村方之義、前書奉申上候通、連々困窮相募り以上別而近年先年  
と事替り、鰥寡孤独者不及申、潰百姓之者夥敷、荒地多分ニ相  
成、右御百姓（以下不明）難義罷在候処、昨年之義老ヶ年ニ二  
ヶ年丈之御納金ニ相成候故、必至と行詰り、其上近年違作相統  
困窮之百姓、当日夫食ニ差支候様之仕合ニ而、此上多分之御用

金等被 仰付候得ハ、逆も一村難立行、退転ニおよび候ヶ外無  
御座候、殊ニ村方名主役之義茂、先例仕来りニ相張候而ハ兎角  
混乱之其ニ而、村方治り方不相成候間、右難渋之始末、逸々御  
地頭所様奉申上度奉存候得共、村役人共ハ、小前難渋更ニ不相  
厭、御用役様小前ノ己御憎被成、御願可申上候御掛り無御座候  
間、乍恐御奉行所様方、御緋り御歎願申上候外手段無御座候  
与、小前一同決定仕候得共狼ニ御公辺江越訴仕候ハ、奉恐入  
候御義、殊ニ御本家様ニハ厚く御仁政被為在候趣、専風聞奉承  
知候間、不願恐も、御緋り御歎願奉申上候、何卒格別之御慈悲  
ヲ以、前書難渋之始末御賢察被成下度、私共御地頭所様御用役  
様御取計ひ向、乍恐御穿鑿被成下、此上不時之御用金等不被  
仰付、名主役義、先例仕来り通、規矩相守一村潰退転之思遁、  
平和ニ相治り候様備ニ御仁惠御沙汰被成下置度奉願上候、以上  
弘化四未四月

大久保八五郎様御知行所

上州吾妻郡原岩本村

七拾老人惣代

徳左衛門

喜太夫

御役人中様

大久保加賀守様

(岩本 神保彦憲藏)

第三項 大津領

三七 文政十年四月 地頭所普請御入金議定

為取替儀定之事

今般御地頭所様御殿御普請御入用金被 仰付候処、近年打続不  
作困窮ニ付、出金難相成旨、既ニ御託願ニモ可相成処、扱人立入  
役元小前ニ得ト異見差加ヘ落着仕候趣意は左之通り御用要被  
仰付候処、金八拾兩内十五兩ハ御殿御普請ニ付、格別名主年寄出  
精仕、残ル六十五兩ハ惣村大小之百姓仕、石高割ヲ以、当亥より  
三ヶ年ニ差出シ、御用弁仕筈、猶又御用向は勿論、不依何事ニ役  
人小前無別意、和熟之上取計筈、双方納得仕、為後証村役人小前  
并扱人儀定為取替一札仍テ如件

蟻川村

文政十年 名主 文右衛門  
亥四月 組頭 伊右エ門

- 同 三郎右衛門
- 同 八郎兵衛
- 同 市之介
- 同 弥平治
- 百姓代 八郎左衛門

年寄 重右衛門

同 喜右衛門

同 喜兵衛

同 五郎左衛門

同 長左衛門

同 重治郎

同 平兵衛

同 善兵衛

同 元右衛門

組總代 武兵衛

久兵衛

金作

作郎右衛門

扱人 平右衛門

同 興兵衛

横尾村

同 嘉兵衛

(蟻川 原沢正一藏)

第四項 河 野 領

一三六 天保十五年二月天保領中之條町 旗本領西中之條村民家入会取締

差上申御請書之事

此度御領知内、為御取締御出役被遊御取締筋被仰渡候、然ル処中野条町ト河野長十郎知行所ト民家入会候村方故、御法度筋制方之儀、兩村合体無之候而ハ取締方都而行届兼候義も可有之ニ付、今般御廻村先江西中之條村役人御呼出シ之上、兩村合体致シ居村、他村之無差別、村役人時々見廻り取締方行届候様可仕旨被 仰付奉長承知候、依之兩村共一同連印御請書奉差上候、以上

河野長十郎知行所

天保十五年

辰二月

上州吾妻郡西中之條村

百姓代 四 兵 衛 ④

組頭 市 五 郎 ④

名主 市 郎 兵 衛 ④

御領知方

同村 政 右 衛 門 ④

百姓代 權 右 衛 門 ④

組頭 孫 三 郎 ④

名主

中野条町

御出役

伊藤庄藏様

百姓代 嘉 右 衛 門 ④

註 西中之條村高三九六石五斗七升三合の内、高五八石二斗一升五合一勺一代官所(天領)高三三八石三斗六升七合九勺が旗本河野知行所で、天領は村の中央にあり、そこに高札あり、後に村民信仰の柴宮神社があつて本村と今にいう。石高は分郷の文化八年のころ。

河野知行所はその囲りにあり、南方の新田町は山田川橋に通じる道の西側にあり、東側に並ぶ家々は中之條町であつた。

一三六 安政四年五月 地頭所の普請金申入書翰

(書翰)

以 手紙申入候。然ハ先頃御普請御修覆昨□□申付置候処、多分之御掛ニ而中々以先頃申付候金子ニ而御出来ニ相成兼右ニ付増御用金七拾兩申付候処市五郎極難渋申立歎願仕候得共、 御地頭所ニおいても、江戸借入等ハ地震以來出来兼無抛申付候処、市五郎此度御受書、差出兼候、何れ夏成御上納ニ其元罷出候間、其迄日延相糺候得共、最早御普請六月上旬迄ニハ御出来ニ相成存候得共、此職人共より弘方□□、差支候間、受書差出帰村次第上納可致旨申付候処、如何とも此度御受書ハ差出兼候よしニ候市五郎差留置、其元呼出し此申付等市五郎ニ申付候処、要用時節ニ付難渋

のよし無抛市五郎金四拾兩、御受仕候間、村役人一同申渡急度上納可致候、尤返金之儀ハ来年より未年迄二ヶ年ニ相返候間此段相心得精々上納可致候、以上

五月二十九日

加藤 武左衛門

西中之条村

名主

市郎兵衛殿

(中之条町役場藏)

一四〇 慶応三年十月 物成高半減、軍役十ヶ年上納下知書

下知書

一今般知行所物成高之半減為軍役十ヶ年之間上納被仰付候、就而ハ申渡儀も有之、且種々相談之儀も有之候間名面之者、来ル二十日迄ニ無相違出府可致候、尤繁用之時節推量候得共、差掛り当惑之均合得止事、呼出し申候、若於相背ハ急度可申付もの也  
慶応三年卯十月十日

地頭所

西中之条村

名主

市郎兵衛

山田村

名主

安之丞

(中之条町役場藏)



二二

三

四



# 第一節 村 行 政

一四 延享五年二月 御帳面諸事書付譜取覽

## 第一項 村 役 人

一四二 宝永六年八月 四万村善兵衛名主役永々相勤辞退、後

見立のこと

乍恐以口上書ヲ御訴訟申上候御事

一善兵衛儀名主役永々相勤申候得共連々と身退不罷成候ニ付、名主役相勤可申簡了無御座候ニ付、善兵衛内証ニ而村中と相談仕、名主役外ニ相渡し申度と申候、善兵衛名主役御免被遊被下置候ハ、内証ニ而相談仕、善兵衛代り見立申度候、御慈悲ニ善兵衛名主役御免被遊被下置候ハ、難有可奉存候以上

宝永六年丑八月廿四日

吾妻郡四万村 善 兵 衛

同村 組頭 九左衛門

同所 儀右衛門

同所 半 兵 衛

同所 八左衛門

御代官様

(四万 関善平蔵)

一御水帳 三冊卷封印俵

外林帳卷冊

一五人組下書 卷冊

一村中田畑石高帳 式冊

一小前石高帳 卷冊

一村中田畑反歩帳 卷封

并 添鉄砲帳

一餌鳥屋判鑑 卷枚

一書物拾式通 封印俵

一村絵図 三枚

一拾式ヶ村定書 卷通

一荷 墨 卷挺

一田辺橋御廻状 式通

一廻状箱 卷つ

一鉄 砲 卷挺

右ハ御封印筒也

一大き 一さを

一乗鞍 并錠 卷口

一四つ手駕籠 式挺

延享五年辰二月五日

折田村 当名主 九右衛門 ㊦

- 年寄 理兵衛 ㊦
- 組頭 新助 ㊦
- 同 長左衛門 ㊦
- 同 又右衛門 ㊦
- 同 五郎右衛門 ㊦
- 同 市兵衛 ㊦
- 同 孫兵衛 ㊦
- 同 庄右衛門 ㊦
- 百姓代 喜右衛門 ㊦
- 同 太郎左衛門 ㊦

(旧名主)  
甚左衛門殿

(折田 綿貫孝次藏)

註 ①二月五日、名主交替の日の引継文書である。②名主引継文書は、  
 その他、天明四、五、六、七、八年と次第に引継文書の多くなつてい  
 くを見る。原岩本村の名主引継文書は同村の神保彦憲家に、安政五  
 年一月の中之条町の引継は同役場にある。

一四 明和三年五月 御水帳水染伊勢町名主伺一札

御水帳添置候申合之一札

一三拾年以前卯年(享保二十年)源八名主之節、如何仕候哉御水  
 帳水染出来驚入、御役所根岸権兵衛様江御届ケ申上入御覽候処  
 ニ指当文字等障りも無之候間、名主後役相極候て名主引渡可仕

由被仰聞、猶亦御水帳之儀大切之儀ニ候間相談之上、追而相伺  
 候様ニ可仕旨被仰聞、御屋敷江ハ此方ニ可申上置被仰候、然ル  
 所只今迄延引ニ相成候得共、難指置、此度御内意相伺候処、根  
 岸忠右衛門様ニ茂御出府、私共被召呼御尋之上、被仰聞候ハ、  
 大切御水帳水染之儀、御代官代り之節御届ケ可申上処ニ其義無  
 之、只今ニ至り申出候義、御察当請ニ言之申披無之迷惑仕候、  
 然共根岸忠右衛門様ヲ以御水帳水染之所、御内見相願之処ニ御  
 内見被下候ニ付、委細申上候ハケ様之類御他領ニも粗有之、繕  
 等ニ而被指置候趣及承候、依之伊勢町御水帳之儀度裏打繕仕度  
 御願申上候処ニ御聞届被下御屋敷江御出入之経師御屋敷ニおい  
 て右繕無滞相済申候、右御水帳大切ニ仕候儀勿論候得共、於御  
 屋敷藤兵衛江被仰聞候ニ茂久濟末之致方ニ事発り候旨被仰聞申  
 披無之候、然ル上ハ不及申ニ候得共、当役名主無油断入念大切  
 ニ御預り可申候、後年至各為承知御水帳ニ添置之一札仍而如件

明和三丙戌年五月 伊勢町 名主 武左衛門 ㊦

年寄 重右衛門 ㊦

同 弥市右衛門 ㊦

組頭 次郎右衛門 ㊦

同 六左衛門 ㊦

同 所左衛門 ㊦

同 喜兵衛 ㊦

同 清次郎 ㊦

同 賀右衛門<sup>㊦</sup>

同 角左衛門<sup>㊦</sup>

同 七兵衛<sup>㊦</sup>

同 藤兵衛<sup>㊦</sup>

右一札ニ有之通り三拾年以前親源八当役之節御水帳ニ不慮之水染出来、当時迄無何事相済来候得共、余程之水染損し等も相見江候ニ付御相談之上、此度右御帳繕之御内意御同相済右繕無滞相調候儀、各様御情力故と忝案心仕候、依之格般ニ添書仕置者也

源八伴藤兵衛<sup>㊦</sup>

右此一札如此相認メ当御役所江茂指上候者也

(中之条町役場蔵)

一 罽 自嘉永五年  
至明治七年 送り物覚帳 (天領折田村)

子 (嘉永五年) 二月改

一金拾八両壹分ト貳貫三百八拾七文

古役九右衛門<sup>㊦</sup>当子年九兵衛受取申候

十二月

一金壹兩貳朱ト五百五拾壹文

是去年中市城村江表殺貸付候五ヶ年賦割合当年分中之条町名主

政右衛門<sup>㊦</sup>受取申候

子年

一金三分ト四百七文

当子年免田作徳下沢渡村江御年貢上納仕殘金也

メ金貳拾兩貳分貳朱ト貳百四拾九文

古役九兵衛<sup>㊦</sup>当丑年名主彦右衛門受取申候

内金壹兩貳分貳朱ト七拾五文

右者清兵衛相続金預り置候処、村方太郎左衛門二男林次郎、清兵衛名跡貫請、家普請致候ニ付、組合総代ニ而孫兵衛差添願出右金相下ケ申候相渡申候、以上

嘉永六年丑十二月六日

組合総代孫兵衛

同金壹兩三分ト六百十五文

是ハ免田作徳分村役人江割

同金壹兩貳分貳朱ト貳百三拾貳文

是ハ前橋元左衛門<sup>㊦</sup>女子供樽代右同断江割

同金貳分ト貳百文

是ハ宮修覆大工手間釘代不足分出ス

同七百文

是ハ一件礼、石原、郷原夫当小遣不足分出し申候

同八百四拾貳文

是ハ組頭取立不足ニ付錢減出し

同金三分貳朱ト百文

是ハ利兵衛、七之丞、小左衛門三人分当年より貳ヶ年取立申候

辰迄七月ニ地起相済申候

同壹貫九百長五拾文

是ハ社會詰戻し越石分当寅年十一月取立可申候、引メ七兩式朱ト六拾壹文(以下略す)

(折田 今井次男蔵)

一四 元禄十年三月 身代潰れ名主役辞退願

乍恐以書付御訴訟申上候御事

一年々諸作違申候ニ付而身代不相成ニ付、当春中つぶれニ罷成申候、依之拙者儀、名主役相勤可申儀不罷成候段、村中へ申渡候ニ付、村中相談之上、当村八兵衛と申もの、拙者後役ニ見立申候、御慈悲ニ右之八兵衛ニ致仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上

元禄十年丑三月

(天領) 吾妻郡折田村 伊 兵 衛 ④

御代官様

(折田 小淵みどり蔵)

註 村役人辞退には外に

(1)宝永五年三月、病身に付名主役辞退(代官惣 中之条町重郎右衛門、中之条町桑原源一郎家蔵)(2)文化十二年十月、病氣に付年寄役を俸に譲る四方村役人の小前に出した一札が同村唐沢文衛家にある。

一四 宝曆十一年七月 旗本富永代官・横尾村名主役人物

申渡し

覚

此度名主彦右衛門就病死、跡役ノ儀惣百姓願ノ通入札たるべく候一名主役可相勤 器量ノ者入札可致候、相勤リ兼候体ノもの入札数多候とも、其札取上間敷候

一名主役相勤可然筋目ノもの可為入札候、筋目無之もの入札数多候而も被 仰付間敷候

一入札入候者共各名印可仕候、名印無之分者入札枚ニ入ましく候右ノ通被 仰付候趣、惣百姓エ可申渡者也

宝曆十一年七月

岡安右衛門 ④  
横尾村 組頭

八 兵 衛

三 右 衛 門 江

半 右 衛 門

弥 平 治

(横尾 割田文男蔵)

一五 享保十四年四月 天領平村名主役、十八人定

差上申証文ノ事

一上州吾妻郡平村名主役ノ義先規より其時々百姓相談ノ上、名主役可相勤筋目見立候上御願申上ケ一人ニテ三年宛相勤来候処ニ、平村ノ義、名主給分ト申義無御座、持高ノ分諸夫錢足役除候迄ニテ、右ノ通三年相頼申候ヘバ、殊ノ外、不勝手ノ筋罷成

故、去未ノ年、惣百姓相談ノ上、名主役可相勤者十八人村中より見立、一ヶ年毎ニ相勤候積り連判相究、尤名主役不勝手□□候義ニ付一ヶ年ニ金一兩二分宛ニ惣百姓年番へ恵方合力致候筈ニ相定則未申兩年ハ右ノ定ノ通りニテ庄左衛門、平六相勤申候、然処ニ当春ニ成十八人ノ内一ヶ年番ノ義も迷惑ノ由申出候者有之、□□滞就者、又々相談致直し、右十八人ニテ□月番ニ可相勤旨申立候処、惣百姓より顯出候ハ、去年番ニテさへ物毎未談御座候、殊ニ月番ニテハ不埒ニテ村方難義ノ筋ニ奉存候間、前々ノ通り□年番ニ被仰付被下候様ニ連判を以御役所迄顯出候、依之双方御吟味ノ上被仰付候ハ、一人ニテ三年宛相勤候テハ及難義候旨、併シ一ヶ月番ニ相勤候テハ、御用村方共ニ取しまり無之、差支も可有之義ニ候条、向後十八人ニテ一ヶ年番ニ相勤、尤年番ノ節ハ持高諸役ハ前々通除之且又惣百姓合力金ノ義ハ去未年惣百姓相談ノ上相極候由ニ候得共、自今弥々相違有之間敷候、勿論御用ノ義ハ十八人ノ内、非番ノ者モ年番者同前ニ打寄相談等筋絶談仕、たとへ当番者不調法ニ候ハ、非番者立合世話仕、御用筋大切ニ相勤可申旨一々被仰渡候趣承知、双方奉畏候、若此旨令違背、重テ出入ケ間敷義申上候ハ、何分ノ御咎ニモ可被 仰付候、相共連判証文差上申所仍如件

享保十四年

上州吾妻郡平村

酉之四月

年番仲間十八人代

同 断 九 兵 衛

池田新兵衛様

御役所

同	茂右衛門
同	伊右衛門
同	茂左衛門
同	權之丞
惣百姓代	三右衛門
同	源 助
同	金左衛門
同	忠右衛門
同	武右衛門
同	治郎右衛門
同	兵左衛門

別紙

右ノ通内証吟味ノ上聞取を以年番願ニ相究メ候由、別紙聞取ノ連判書付差出し候ニ付別願番ニ書記遣シ候条、此書面ニ猶又銘々致印形置、是又年番ニ付可相廻候、以上

酉ノ壬九月

名主

九 兵 衛

戊年 同断 市右衛門

亥年 同 長左衛門

子年 同 善 兵 衛

丑年 同 勘右衛門

寅年 同 与兵衛  
 卯年 同 茂右衛門  
 辰年 同 八郎左衛門  
 巳年 同 平兵衛  
 午年 同 茂右衛門  
 未年 同 伊右衛門  
 申年 同 次郎兵衛  
 酉年 同 左次兵衛  
 戌年 同 佐右衛門

亥年 權之丞  
 子年 三郎兵衛  
 丑年 庄左衛門  
 寅年 平六

寛保二戌ノ正月二十一日ニ入札也、權之丞所ニテ

(平 関征見蔵)

註 平村表高四七四石

一〇六 宝曆十年十二月 天領四方村、組頭名主役代行定

当村之儀ハ谷合村、形長ク最寄憑敷御年貢取立之儀、名主取(集)ニ而ハ遠方百姓迷惑致候ニ付、村相談之上、御水帳反別内証ニ而書訊ケ、最寄を以て四組ニ訊ケ、組頭四人相立、御年貢等組頭取立

名主江納米申候、依之此度相談ニ而相定候儀ハ、向後田畑質地証文之儀其地主五人組并組頭印形を以相済、名主奥印ニ及不申筈ニ相定申候、尤流地ニ壳渡証文之儀ハ、名主奥印可致候、惣而田畑・林・屋敷等壳買ニ付、不埒無之様、後日出入六ヶ敷無之様ニ村中入念壳買之訊ケ吟味之上ニ而、五人組并組頭印形可致候、不埒成証文ニ致印形候而ハ後日加判之者越度ニ御座候、為後証之定書一札如件

宝曆十年辰十二月

名主 四兵衛  
 年寄 文左衛門  
 組頭 治郎右衛門  
 同断 六左衛門  
 同断 与惣右衛門  
 同断 定右衛門  
 百姓代 金左衛門

註 次に立合人惣代、半兵衛・文右衛門・伊平次、九左衛門・五郎右衛門・与五右衛門・太兵衛・三左衛門・半兵衛・源次郎・九兵衛・清兵衛・八左衛門・長太夫・惣右衛門・太平次が、並記連署している。ここでは宝曆時代から年貢は四組の組頭が集め、田畑の質地証文まで組頭が扱った。

(四方 唐沢文衛蔵)

一〇七 宝曆六年一月 天領中之条町名主撰出定

中之条町名主取極之事

一六拾枚  
一四拾九枚

一同

市郎兵衛  
八兵衛<sup>㊦</sup>  
重郎右衛門<sup>㊦</sup>

右之通、村中エ相談致、惣百姓中見立入札ニ而、一番札ノ順々ニ  
老ケ年ツム名主役相勤、三番札迄相勤回シ候ハ、其節、村中エ  
相談仕、入札ニ而見立相極メ、前々々如斯仕来り候間、先格之通  
相勤可申候、且又、只今迄之御節句相止メ、惣百姓札錢として、  
鑿貳拾五貫文々割合仕候筈ニ相定申候、但シ七百拾老石五斗ニ  
割合可申候、為後日仍而如件

五人組頭  
利右衛門<sup>㊦</sup>

同  
孫四郎<sup>㊦</sup>

宝曆六年

子正月

音右衛門<sup>㊦</sup>

(外二名連印略)

註 石高七一石五斗

(中之条町 桑原源一郎藏)

二五 天明三年二月 天領中之条町名主給金定書

定書之事

一此度名主・年寄・問屋・百姓代兼右役七人ニ而相勤候様、惣百  
姓連印を以願出候ニ付、村役人一同相談之上相定候ハ、宝曆年  
中相定候名主札鑿貳拾五貫文相止メ、前々之通御節句名主問屋

江相勤可申候、尚又為名主給金老兩貳分、高七百拾老石五斗八  
合ニ割合可申候、右願ニ付一通り相勤候ハ、其節、後役見立  
相極メ可申候、依之惣百姓連印定書仍而如件

天明三年卯二月

註 天領、中之条町一六〇名、村役人七名署名略

(中之条町役場藏)

二五 安政三年三月 天領中之町役人定議定書連印帳

議定書之事

一此度御役所様より町方役人共名前相定順番に年寄共の内にて相  
勤候様被仰付候間、夫々名前書上候得共、町方之儀は先前より  
三ヶ年に一度入札致し高札の者より順に名主問屋相勤来候間前  
々相定之通り古例不相崩様可致筈、且組頭役之儀は名主年寄の  
上にて相見立申筈、依之議定書連印致置候如件

安政三年三月

惣百姓連印

(中之条町役場藏)

二五 安政七年二月 天領大道新田村役人の儀、小前相談

の上取極め定

乍恐以書付奉願上候

当御代官所上州吾妻郡大道新田小前村役人一同奉申上候、当村名  
主年寄組頭百姓代之儀ハ年々小前相談之上取極候仕来リニ而当中  
年相談仕候処名主役ハ年寄半右衛門、組頭役ハ百姓三之丞同甚兵  
衛を相見立、年寄役ハ百姓六左衛門并去未百姓代三四郎を相見  
立、百姓代ハ百姓文左衛門并去名主良左衛門を相見立候ニ付去年  
番組頭安平・嘉右衛門・茂左衛門三人ハ退役仕候、然ル上ハ前書  
之もの共ニ右役義被仰付処、然ル上ハ半右衛門名主動役等御年貢  
米永とも引負等相立候ハ、惣小前々弁納、聊御差支不相成様可仕  
候間何卒以 御慈悲、右願之通御開濟被成下置度一同連印を  
以奉願上候

安政七年申二月

伊奈半左衛門様

御役所

右大道新田

百姓

註 当家には、弘化五年、慶応三年同様の役人撰出のものあり。  
(大道 塩野谷六郎藏)

一三三 天保四年二月 旗本大久保平右衛門知行所原岩本村

名主役撰出届

乍恐書付ヲ以奉願上候

一御知行所上州吾妻郡原岩本村役人共一同奉申上候、当村名主之  
義ハ毎年正中、惣百姓入札致、高札之者相勤候郷例ニ有之候  
ニ付、当正月廿一日入札仕候処、小文治札高ニ相成候間、是迄

相勤候安右衛門退役、小文治江跡役被 仰付成下置候様奉願上  
候、右願之通御開濟被 成下候ハ、村役人者勿論小前一同難有  
仕合ニ奉存候、以上

天保四年巳二月

組頭 安五郎

同 久兵衛

同 吉三郎

同 嘉兵衛

百姓代 三右衛門

同 半右衛門

年寄 均左衛門

同 佐五右衛門

同 安右衛門

同 小文治

名主 小文治 (岩本 綿貫常政藏)

一三四 文久二年正月 天領折田村名主役撰出定

名主役定一札之事

一当戌年之義、先例之通り村役人相談之上、入札差出し候ニ付、  
当年之義ハ至迷惑之仁も有之一同相談之上夫々除キ名前之もの  
有之趣ニ而入札差出し候処、右除キ名前之もの内、九右衛門  
殿高札ニ付、引請方迷惑之由ニ而難落つき、五反田村名主孫兵



衛、年寄治郎兵衛立入右意味合貫請、当戌年之義ハ高札九右衛門名主役引請可申管、明亥之義ハ式番札定右衛門名主役引請可申管ニ而一件落着仕候、且引渡し日限当年ハ、二月八日、来亥年ハ先例之通り二月朔日、定右衛門殿可引請管、是又議定行届申候、尤式番札役定之義ハ、戌亥兩年ニ限り明子年之義ハ先規之通り高札ヲ以、名主役相定候管ニテ万端行届キ一件落着仕候、為後日村役人一同定書一札仍如件

文久二年正月日

折田村 名 主 藤 七<sup>㊦</sup>

年 寄 九右衛門<sup>㊦</sup>

外村役人代兼

年 寄 九兵衛<sup>㊦</sup>

組頭代兼 五郎右衛門<sup>㊦</sup>

孫右衛門<sup>㊦</sup>

五反田村名 主 孫兵衛<sup>㊦</sup>

同 年 寄 治郎右衛門<sup>㊦</sup>

(折田 折田茂藏)

註 同折田村に安政元年正月、名主の撰挙に不正投票ありと問題となり、入札改めをした文書が、同家にある、これは、折田の下組十六人の改めであるが、中に無筆無投票が一名ある。

一五 慶応四年閏四月 御一新にあたり名主選出方改願

前天領五反田村

慈談議定一札之事

当村之儀者山中谷合村方ニ而横幅迫り上下凡式里も有之候村方、三組ニ相分り村役人右三組ニ有之候而、名主役之儀者年番を以相勤来り候処、御村用等ニ付役元へ集会有之候節も村役人大勢之内ニ者私用等出来或者病気等ニ而、参会不相揃、旁々之義ニ付、彼是取紛相談等之義ニ付而も余分之日手間相掛り無余儀雜費相掛り、村内一同難渋致、第一急御用等差支、当惑至極仕、且者追々村内衰微困窮致村役人ニおいても何れも然仕法立致村内立直り方或者弁理宜敷様致度、年々心配罷在候折柄、近年御上ミ向御混雜ニ相成当春以来格別之次第ニ相成候故歎、所々ニおいて不法狼籍等之所業多分有之、且又村々騒敷、准テ之ニ当村方之儀も既ニ荒立候気色も見へ候処、下沢渡村名主清右衛門御越平和ニ取鎮メ呉候処、以来之儀当以取締方重要ニ有之、且者村内諸夫錢等も成丈ケ不相掛候様一組限り名主役相立置、其組限り村役人嚴重ニ取締方致、入用等相払様取計候ハ、自然小前差縫等も少ク、村入用等も相減シ一同為筋ニも可相成哉之旨右同人ノ村役人江談判致呉候ニ付一同篤ト勘考致、或者委ク遂慈談を候処、尤可然仕法定ニ付、小前末々迄此段申談一同慈談行届、依之右之通り取極メ議定致置候事

名主役之儀者御檢地帳其外御用書面并當時ノ持来り候諸書物入置候役置箇預置候名主本役ニ而其余者分役名主ニ有之候事

名主役之儀者三組之所、壹組耆人ゾツ其組限り年々名主本役之儀

者老ヶ年番を以、三組順番ニ相勤メ可申事、御年貢之義者老組限り取立、月番名主方へ持合御上納可致候事

御廻状者不及申御師社人其外一村へ相掛り候儀者月番名主ニ而取計可申候事

月番之義者老ヶ年拾式ヶ月三ツニ致、老組ニ而四ヶ月ツツ相勤メ可申候事

村入用等之儀者高割を以差出可申候事  
御用人足等之義ハ不及申、村役人足等村内一ニ而相勤メ候事

以前差縫等之義者一組限り其組方ニ而相濟可申事、組合村々之義ニ付、何方ニ集合等有之候共月番名主方ニ而取計可申候事

月番申村入用等取替置候義者其年々之名主極月皆濟御年貢割以前ニ三組名主月番帳月番名主方へ持寄、惣メ高を以高掛ケニ割合組々之高掛り今組ハ差出可申候事、三組名主月番中村入用立替過不足之義者三名主聴合ニ而差引請取渡可致候事

右之通り、今般村役人一同慈談之上取極候処全本分郷杯ト申儀ニ

者無之、村内取締向又者諸夫錢等不相掛様村内為筋專要ト相心得、前書之通り取極候間、是迄之通り村役人之間柄陸間敷致、万

端取計可申候、若又前書相定之通りニ而不益不弁理ニ而一同為筋ニ相成不申候ハ、前々之通り老人名主ニ而取計候共可致筈、慈談

行届議定致置候処依如件

慶応四辰年四月

右五反田村下組

百姓代 惣右衛門 印

中組

組頭 長兵衛 印  
年寄 次郎兵衛 印  
同 断 四兵衛 印  
同 断 平右衛門 印

百姓代 孫右衛門 印

組頭 八左衛門 印

年寄 忠右衛門 印

同 断 左兵衛 印

同 断 孫兵衛 印

名主 五兵衛 印

上組  
百姓代 庄兵衛 印

組頭 長吉 印

年寄 与七 印  
同 断 長右衛門 印  
同 断 文右衛門 印  
同 断 茂平次 印  
分役名主 半右衛門 印

下沢渡村世話人

註 外に同日付「乍恐以書付奉申上候」の一札があるが、同意のもので、三組三人の名主を立てる事である。東西二里に及ぶ村で集合、村用の便を考えたものである。ここでは、五反田村上組役人惣代、百姓

代庄兵衛が、前橋役所へ届けたものである。

(五反田 斎藤庄平蔵)

一 享保十五年六月 天領平村五人の者共、村役人吟味

願誤一札

一 平村組頭年番仙治儀、十八人相定申候而ハ難義至極仕候段拙者共五人者共御願申上、則名主衆方江御差紙頂戴相付ケ申候、依之右御差紙日限ニ双方罷出申候所於御役所ニ可御吟味罷為遊候所、拙者共申分ケ不相立候段可承知仕、至極得心仕候、惣百姓印形相済申候所ニ拙者共五人心得違仕、御願申上候、重而此儀ニ付一言可申上様無御座、不調法至極仕候、尤組頭役之儀ハ年番非番共ニ諸役諸掛り物、百姓并ニ相勤、組頭役儀ハ臨時役に相勤候積り、併夫御用ニ而組頭当番之者共、日数多ク相勤候ハ、其段ハ相談之上、足役日数ニ相立可申旨、御吟味之趣委細承知仕候事

一 割合之儀、私共御願申上候得共是又名主年番十八人ハ右割合相除可申筋ニ候旨御吟味之上得心仕候、諸夫錢割合并去年中名主出入之入用割不埒ニ御座候趣、私共御願申上候ニ付、於御役所入用品々帳面被逐御吟被下候処、割合致方ニ付少も相違之儀無御座拙者共心得違、一言可申之極無御座、不調法至極仕候、此上御吟味請候而ハ私共義惣村一同之談合ニ洩レ我意ヲ立工ミ義

致方被恩召候段難義仕候間、宿佐兵衛ヲ相頼ミ御役所より申下シ、各御了簡ヲ以相済候段相違無御座候事

一 川掛ケ御普請御扶持方、名主衆中より御割渡シ被成候処ニ兵左衛門・源助右兩人請取不申候段、是又心得違ニ御座候段御尤至極一言可申上様無御座不調法至極仕候、何分ニも此上、名主中御了簡次第違背仕間敷候事

右之通拙者共此度御願申上候処心得違、不調法至極仕候、此上御吟味請申候而ハ難義至極仕候ニ付、宿佐兵衛ニ相頼内証ニ而相済申度段申入候処ニ御得心被成被下候段忝奉存候、勿論此上名主衆中より諸御公用之筋御申渡シ候節拙者共又候違要仕候ハ、何分ニモ可被 仰立候、其節一言申上間敷候、為後日証文仍而如件

享保十五年 戊六月

名主衆中

- 武右衛門 助 ④
- 源 助 ④
- 次 兵 衛 ④
- 作 兵 衛 ④
- 兵左衛門 ④

江戸宿河の屋  
 佐 兵 衛 ④  
 伊勢屋  
 長右衛門 ④  
 (平 剣持千郷蔵)

一五 延享三年八月 天領原岩本村名主人札拒否証文

乍恐書付を以奉願上候

上州吾妻郡原岩本村百姓之内

三拾七人惣代

願人 勘之丞

久右衛門

一当村名主平左衛門御願仕候ニ付、御役儀御免被 仰付、依之百姓家數百四拾軒余之内百式人入札仕候所、拙者共三拾七人入札不仕候由百式人之者御訴訟申上候ニ付、御召出有之、委細返答書を以後役名主之儀村方前格之通り被 仰付被下置候共又ハ先達而百式人之もの入札ニ而被 仰付被下置候共、右兩様之内、御願仕候得共、御吟味之上被 仰渡候儀ハ、先達入札仕候者共、達而入札御願ニ付、右兩様之内難被 仰付候ニ付、拙者共迄入札不仕旨被 仰渡、依之御願申上候ハ、拙者とも、曾而入札望無之候共入札可仕候内返答書ニ申上候通り、先達而入札之儀ハ何れより札出し候而寺等江寄合、名主入札仕候哉、拙者共、猥り無之処ニ名主年寄之内ニ而印形仕候札相渡し尤、平左衛門儀、先達而退役被 仰付候儀ハ候ヘ共、未タ御水帳所持罷在候間、平左衛門方ニ而成共、又ハ當番組頭所ニ而成共入札仕名主役之儀ハ、札高ヲ以相勤候筈ニ被仰付被下置候様ニ奉願上候、尤此段難計奉存候得共何れ之人札高ニ可有之哉、若札高之

もの被是申候而名主役早速相勤與不申候得ハ、其節ニ至而村役害ニモ相成、其人相手取及出入ニ候様ニ候得ハ、此段悉ク愚迷至極ニ奉存候間、若左様之儀モ有之候節ニハ入札望之ものとモ何分ニモ埒明、拙者共三拾七人もの構無之筈ニ被 仰付被下置、入札望惣代ニ罷出候者共エ急度被仰付被下置拙者共三拾七人江も、入札仕候様ニ被仰付被下置候奉畏 殿様御慈悲と難有奉存候、以上

延享三年寅八月

吾妻郡原岩本村百姓三拾七人

願人 勘之丞

同 九右衛門

同 半兵衛門

伊奈半左衛門様

御役所

同 金右衛門

同 太郎右衛門

一六 延享四年三月 天領原岩本村組頭役替り組頭役引出

入濟口証文

為取替濟口一札之事

一当村半兵衛組出入之儀、別紙濟口一札双方并扱人連印を以伊奈半左衛門様御役所江差上ケ候通り、先規ノ組人数廿六人ニ

而組頭老人立来り候処、当春組頭役替りニ付組合仲間相談、別々ニ罷成、右之内、拾八人者連判書付を以半兵衛組頭ニ相頼申候処彦兵衛組合八人者連判書付を以相頼候儀者不得心旨、御役所迄申上御差紙頂戴、半兵衛方江相付ケ、双方罷出候処、江戸宿本郷屋新左衛門達而異見致候趣者外ニ意趣遺恨等茂無之、差当テ是躰之儀 御公辺江申募り候而者末々六ヶ敷之根差ニ罷成一ヶ村百姓困窮之本ニ罷成候筋、品々双方江異見致シ得心之上内済之訳ケ者、当二月中組中寄合相談致シ候処ハ、向後組頭之儀、家別々相掛ケ鬮取を以、相勤候管ニ連印等致シ候由、此段茂末々不宜様ニ御座候間、右連判者中人江貫候而向後組頭先規之通可然者見立、百姓入札を以、相極メ申管ニ御座候

一組頭役引高之儀、先規メ引来り候処、当春より半兵衛耆組相止候段、此儀茂村中ニ洩レ候茂不宜儀ニ付、先規之通、高引候管ニ御座候

右之通、双方和談相済候上者向後何事ニよらず、随分むつましく申合 御公用諸事相勤可申候、為後証双方并扱人連判之為取替仍如件

延享四年卯三月廿六日

上州吾妻郡原岩本村

相手方

半 兵 衛

名主 太郎右衛門

同郡四万村名主

扱人 丈左衛門

同郡折田村年寄

同 武左衛門

神田久右衛門町老丁目代地

江戸宿本郷屋

同 新左衛門

原岩本村

彦兵衛殿

喜兵衛殿

新左衛門殿

伊兵衛殿

五兵衛殿

長右衛門殿

庄兵衛殿

孫左衛門殿

(岩本 神保彦憲殿)

一 丑 明和三年八月 天領山田村名主人札滞一件

差上申一札之事

山田村百姓二十七人之者共、名主替り合入札相滞候由、同村名主年寄共御訴申上候ニ付、被遂御吟味候処、去々申年以來村方都合相省候由之儀ハ、双方申年無証拠、御取用難成、延享四(一七四七)卯年、新規長百姓之名目定、同村佐左衛門以今長百姓相勤罷在

候間、右名目相止度由之儀も年来済来、今更相止度と申段難立、其外老々年来、村方勘定合井地所之儀ニ付、品々申立候得共、右ハ今般出入外之儀ニ付、退而可相願ハ格別、可及御沙汰ニ無之候由、長兵衛後名主役之儀、村方入札之上相極可申旨被仰渡奉畏候、若相背候ハ、御答可被仰付候、御請以証文差上申候、如件

稻垣藤右衛門御代官所

上州吾妻郡山田村古領

明和三年戊八月十九日  
(一七六六)  
年寄 治郎兵衛  
訴訟方 長兵衛  
名主

同三郎左衛門病氣ニ付俸助五郎

相手方 組頭 安右衛門  
百姓 市郎右衛門

御奉行所様

(山田 吾孀神社藏)

二〇〇 宝曆七年 旗本保科知行赤坂村百姓村役人吟味願

乍恐以書付奉申上候

一吾妻郡赤坂村惣百姓奉願上候儀ハ当時名主本ニ而御年貢諸勘定并村入用諸掛り物帳割合等之儀ハ従前々名主組頭年寄勘定人立合相改、右帳面吟味仕候而相違無之上ハ割合相究メ、大小之百姓ニ申渡シ、名主本明細小入用本付帳面迄差出割合之处、惣百

姓得心之上印形仕候所ニ何年以來之儀ハ右入用帳面一向相見セ不申、尤立合勘定人方へも入用高メ寄計差出シ申由ニ而勘定人立合も何色々々入用之由一向不存旨申之候、猶以惣百姓ニハ一向相見セ不申、押而近年印形等取之諸入用夥敷相掛り名主勝手ニ計罷成り、右困窮村ニ御座候処、何年以來別而惣百姓困窮仕、及当年ニ悉ク迷惑仕候間、飢人等も此末段々出来仕候ニ付御願申上候、右村入用諸帳面明細帳共ニ差出シ不残拜見仕、惣百姓得心之上印形等仕様ニ奉願上候

一御年貢御上納之儀、御定法之通、小手形を以前々納来り申候所ニ、近年ハ月並御年貢被仰付、別而度々納罷成り候ニ付、請取通類候得共、帳面ニ印候由を以、通小手形差出シ不申、依之納之義も度々間違等有之、及百姓難義候、通小手形を以納候様ニ奉願上候

一去年ノ八月中、川除御普請願之義、越石百姓蟻川村権之丞御願申上候処、御取次申上候而早速願相叶、御普請被仰付候、其節

村方より川除御普請願申上候処ニ御取上ケ無御座候旨被仰渡候、此段難心得義ニ奉存候、願可相立筋ニ候ハ、何れト見分ハ無之筈ニ奉存候、村方川欠之義ハ歩面ヘリ候義ハ御地頭様御損ニ而御引方被下候ニ付、御年貢引下ケ申候得ハ、何程ヘリ候而も能御座候由申之、御普請願御取上不被下候旨申渡シ候間、川通り田畑所持之百姓難義至極仕候ニ付、願立候筋ニ候ハ、同様ニ奉仰付被下置候様奉願上候

一 佐次平殿儀ハ江戸御屋敷様ニ而名主役被仰付并ニ弟太郎左衛門殿儀ハ割本名主為致候様被仰付候由ニ而惣百姓ニ申渡之、悉ク押領之様ニ相聞エ赤坂村ニ而ハ、割本名主ト名主ト式人相立、諸人用共ニ惣百姓難義仕候間、前々之通、名主役老人ニ而相勸候様ニ仕度、猶又惣百姓ニ余慶之入用相掛り困窮不仕、此上百姓相統之取計仕候様ニ名主役被仰付被下置候ハ、難有奉存候一先役七左衛門相勸候砌、赤坂村百姓困窮ニ付、御拝借之心當を以、年々永三貫文米拾俵被下置候筈、被仰付難有、百姓相統仕候処ニ何年以前より不被下置旨太郎左衛門方より申渡候、此段も右願節御吟味之上願之筋相立候わけを以、年々被下り候処、如何様之わけを以、不被下置候哉、又被下置候而も且今迄之通りニ而ハ名主取込ニ仕候哉難心得奉存候、此段も御慈悲を以前々之通、被下置候様奉願上候

右ヶ条書之通、逸々惣百姓奉願上候間、御吟味之上名主本諸事之儀、前々之通り仕候而、惣百姓難義不仕、大小之百姓相統仕候様ニ名主組頭年寄被御召出、当年迄之村入用帳被仰出候而、右印形仕候帳面并ニ当年印形仕候様被仰付被下置候而其上、惣百姓願之通り、御慈悲を以被仰付被下置候ハ、難有奉存候

右之外大小之百姓願之數多御座候ハ共、御吟味之上御尋ニ御座候ハ、口上ニ可申上候、以上

(赤坂 小林貞夫藏)

一三 一 明和四年十月 天領山田村年貢勘定不審に付訴状

差上申一札之事

上州山田村古領百姓式拾五人惣代組頭安右衛門、相手同断年番名主(四人)、御年貢諸夫錢勘定出入再応御吟味之上左之通被仰渡候

一 安右衛門儀、寛保三亥年以來、親口兵衛名主役之節、其後四人年寄年番名主共ハ、村方諸勘定之訳合不為吞込、年貢請取書、去ル午年以來并諸夫錢之請取書ハ去ル戌年、書加エ差出候得共、其以前不差出、同二戌年、田畑川欠荒地ニ成、其後起返候分も難分候間、右亥年、去戌年迄式拾四ヶ年、御年貢、諸夫錢後勘定、川欠荒地之分も、小前老人別地所引当相分り候様致度段申立候得共、諸帳面組頭、百姓代之印形有之、右体難心得儀ハ是迄不相立内可訴出処難立儀と品々我意申立候ニ付、廿五人不殘可罷出旨、御差紙之処老衰又ハ病氣之者も有之、組頭新左衛門外八人、式拾五人為惣代罷出、御吟味通りを以、御請可仕旨申上、安右衛門儀、前書申上候ハ心得違故、去ル午年以來御年貢諸夫錢請取書も相違有之様相見エ候内突合申度旨申立候ニ付、午年立合勘定左之通り被仰付候(年々の明細略)

戊年 差引永百八十文七分 取立不足

未年 同 永百五十七文分 同 過

高入狂ニ付、御年貢取立違之分

申年永四百二十一文 助右衛門取立不足

酉年 永入百十五文助右衛門より取立  
次郎八へ相渡す分

永百十三文 平吉より取立不足

戊年 永三百文 同人分右同断

永四百十三文六分平吉より取立  
助左衛門へ可相渡分

寛保三亥年去戊年迄二十四年

一永貳貫百五拾四文七分 御年貢

一銀毫貫五百九拾毫文 諸夫錢

是ハ同村新料三右衛門ノ取立安左衛門ニ可相渡分

右之通り過不足相分り候ニ付、割返之儀 被仰付候間、銘々可

請取旨被 仰渡、尤、安左衛門分ニモ永三拾貳文余取立過有之

其上、亥より戊迄貳拾四ヶ年、新料三右衛門方江質流地ニ遣候

帳面是迄弁納之儀も在之難心得存候ハ年寄名主共江申聞、反別

帳を相返し可申処、無其儀、親代より之儀とハ申ながら組頭役

も乍勤、年來捨置候段、不埒ニ付、過料錢三貫文被 仰付候

(中略)

一同村名主(四名)年番ニ名主役を乍勤、去ル午年ノ差出候御年

貢諸夫錢諸請取相違有之旨廿五人惣代安右衛門申立、立合勘定

被仰付過不足も相分り候処、廿五人之内、高之入狂有之、其上

私欲之節ニハ不相聞候得共、次郎八分御年貢二重ニ相見ニ、安

右衛門ノ三右衛門江遣候質流地ハ年末之内ニ候処、元地主安右

衛門ノ御年貢諸役取立候段、旁不埒ニ付、過料五貫文宛(當時の  
名主三名)被仰付候。(中略)

右銘々被仰渡候趣一同承知奉畏候、尤過料之義ハ三日之伊奈備前

守様御支配御役所江可相納旨是又奉畏候(以下略)

(天領) 稻垣平左衛門御代官所

上州吾妻郡古科百姓廿五人惣代

明和四亥年十月四日

(以下略)

(山田 吾嬭神社蔵)

一三 文化十三年十一月 旗本保科知行赤坂村百姓、名主

横暴訴状

乍恐以書付奉願上候

一御知行所上州吾妻郡赤坂村百姓浅右衛門奉申上候、私祖父ノ年

來所持來候下々畑貳畝廿四歩之所者元禄十二年卯之十二月長兵

衛方ノ質流地ニ祖父丹助代ニ金子貳分ニ而買請數年所持仕候

処、去ル天明三卯年村方名主七左衛門方ノ申被聞候者右地所之

儀者竹藪ニ而村持ニ候間、相返シ可申旨被申聞候間、其節私相

答候者、先年長兵衛方ノ買請候地所ニ而全竹藪と申事者承不申

候旨申上候得共、一円承知無之、右畑買請候証抛有之候哉、唯

と致シ候書付無之候ニおいてハ不相立候由申奉、名主之權威を



以、取上其替りニ者仙右衛門是迄所地(持)之空地以來所持可致由被申付、仙右衛門承知茂無之場所、私方へ差向遣シ候ニ付、無拋其通ニ仕置候処、追々詮儀仕候処、右証文見出し候ニ付、同四年巳年右証文ヲ以、願出候得共、取立無之候処、當時之定入ハ異見致異候ハ、一旦名主七左衛門取極儀候故、取こわし候事茂難成候間、右証文江役元ハ添書ニ而茂致置候ハ、宜敷可有之旨申異見致異候間差控罷在候得共、添書茂致異不申等閑ニ被差置候処、右仙右衛門所持之処ハ江被差向所持罷在候間、追日仙右衛門心外之由被申候ハ、甚迷惑至極仕候、何卒先年之地所相返し被下候共、下々畑式畝廿四歩之反別差上ニ被仰付候共、右兩様奉願上候、右仙右衛門心外ニ存候当地之場所者仙右衛門江相返し候様被仰付下置度奉願上候、右願之通り御聞濟被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

文化十三年十一月

赤坂村 願人 浅右衛門

(保科領)  
伊勢町

御役所様

(赤坂 茂木宏保藏)

一三 嘉永二年二月 天領平村惣百姓、村役人の不正訴状

乍恐以書付奉願上候

林部善太左衛門御代官所上州吾妻郡平村小前惣百姓一同奉申上候、私共村方ノ儀、二十ヶ年以前丑年(文政十二年)大荒ニ付、田畑多分荒地ニ相成候処、其時より村役人共私欲を起し、諸作物偽り取捨へ、荒地分追々過取立仕、弥々此節不残本免ニ直し取立候ニ付、村役人方へ右ノ段及掛合、承り候処、役人共申候ハ、荒地ノ分ハ當時ハ不残御上へ御上納致置候間、小前ノ者共杯ノ尋ニ不及と申し不取敢申、右丑年荒地ノ儀、御割付表ニ有之候分村役人共取込置候と相違無御座候、其後、年々上納取立帳明白ニ相次候テ、荒地立返り村役人共取込候御年貢ノ分御上様ニ御上納仕置、小前一同奉願上候(荒地御改御出役有之候節無踊方川ニ立札いたし、右式人前ハ皆濟勘定等ノ者取捨書帳面偽り申候)其金村内夫錢入用ノ儀二十ヶ年以來余分取置并小前ノ者立合、是又明白ニ勘定仕度、尤二十ヶ年以前(丑荒後)ハ皆濟勘定一切不仕、度々催促仕候ハ、不当ノ皆濟勘定仕、小前より印形取割返し仕、二十ヶ年以來ハ無勘定ニテ甚猥ニ相成、村入用ノ儀モ年々余分ニ相かかり小前一同難儀至極罷在候、猶又田畑高入替等ニ殊ノ外不正ノ義有之、村内百姓作右衛門中畑三畝歩ノ所、年寄平右衛門方へ高入仕候処御年貢不残二十ヶ年余過納ニ付、右ノ趣度々難波ノ儀相敷キ掛合ニ候処、漸く去々未年、平右衛門手前当番ニ付無沙汰ニ高相除候処、二十ヶ年ノ内、凡金二兩モ御年貢過納ニ相成困窮ノ百姓難波相願候とも不当ノ挨拶ニテ取敢不申、上知ノ方ニモ右様ノ始末当分一同難儀至極ニ罷有候

村役人共々々重頭ノ取計ニ付、村内ニ潰家等モ多く出来、又ハ欠落人多分有之候へ共、御役人所へ御届不致、尋モ不為致、等閑ニいたし置、只手前ノ私欲勝手ニ取計、於役宅ニ宗門帳仕立、御年貢勘定ノ節不依何事ニ寄合候時々二分三分ノ飲料ニ取、宿屋同様ノ仕末、隣村村々ニ引別モ無之、其上様々肴ヲ以大酒吞、村役人ノ權威ニ募リ、致非望小前ハ何程ニ成行候トモ構無之、弥々奢リ長シ非儀非道ノ取計増長いたし候間措置候テハ小前惣百姓自然困窮いたし、亡所一村退転ノ外無御座、欺欺奉存候、依之村役人共被御召出、逸々御吟味被成下、右荒地立返り年々取込置候御上納ノ分、明白ニ御上様へ御上納いたし候テ、其上、二十ヶ年已来村入用ノ儀小前共立合ノ上皆済勘定ノ儀、右体ノ通ニ相納度、一同奉願上候、右ノ段以御慈悲ヲ右願ノ通り聞濟被成下候様小前惣百姓一同奉願上候

嘉永二酉二月

吾妻郡平村

小前惣代

岩鼻御役所

願 人

差 添 人

(平 関見蔵)

一益 文久三年二月 天領下沢渡村百姓名主年寄訴、濟口

証文

乍恐以書付御下奉願上候

当御代官所上州吾妻郡下沢渡村小前十七人惣代百姓勇左衛門同利兵衛同長助より同村名主源右衛門、年寄清左衛門ニ相掛り御理解願上候ニ付、被召出御札ノ上、兩人とも始末書差上猶一同御調中ノ処、御猶予奉願上、扱人立入熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候

願人勇左衛門二人申立候へ、当村役人ノ儀ハ年寄二人、組頭一人ニテ名主役ノ義ハ右年寄役二人ノ内ニ限り、小前より頼入、一人宛隔年ニ相勤来り、尤去戌年ノ義ハ源右衛門名主役相勤呉候ニ付、当年ノ儀ハ重年勤呉候様頼入候処、同人儀迷惑ノ旨申スニ付、無執年寄清左衛門ニ当所名主役相勤呉候様、是又頼入候処、同人儀モ如何ノ訳柄ニ候哉、当春ハ退役願致シ候積ニ候間難相勤旨申シ、右様何れニ頼入候テモ存寄ノミ申演、名主役交代不相成、難波至極ノ旨申立、且源右衛門申立候へ、村方ノ儀ハ高百石一斗余、家数二十軒有之、名主役ノ儀ハ年寄清右衛門私兩人ニテ隔年ニ相勤来り候処、当年ノ儀ハ、重年勤呉候様頼入有之、尤時宜ニ寄相勤候儀ニ有之候得共、其砌ハ年番ニ相当り候ものよりも頼を受勤候仕来ニ付、清兵衛より頼有之候ハ、可相勤ト申聞候処、同人ニおいてハ退役いたし候心組ニ付、頼合候迄も無之旨申し、左候へば差含候儀も有之候様相聞ニ、猶以重年勤ノ儀迷惑ノ旨、其外品々申立、猶清左衛門申立候へ、村方名主役ノ儀ハ年寄役ノ内ニ限り年々小前より頼受隔年ニ相勤来候処、去戌年四月中、当村菩提寺浄土宗宗本寺住主ノ儀ニ付、彼是差縫れ候儀有之、其砌り陸々相談も無之取計候役、役儀相勤候甲斐無之退役いたし

候積リニ付、難頼更ニ源右衛門より頼入候とも又ハ新役見立候共、小前存寄次第ニ可致旨申聞候趣申立、一同御取調中ニ御座候処、御猶預御日延願上、扱人立入及掛合ニ候処、何れも銘々心取違ノ儀より事起候儀ニテ、今般示談ノ上、清左衛門儀、是迄通り役相勤、且名主役ノ儀ハ去ル申酉兩年相勤、同人重年相勤ニ付、當年ノ儀ハ源左衛門重年相勤、来ル子丑兩年ハ清左衛門相勤、追年右振合ヲ以二ヶ年宛、年寄役兩人ニテ隔年番ニモ相勤候筈取極、其余行違、憤合ノ儀ハ扱人貫請、一同聊申分無之熟談内済仕、重テ御願筋毛頭無御座候間、何卒以 御慈悲御理解是迄ニテ、御下ケ被成下置度、一同連印ヲ以奉願上候、以上

文久三年亥二月日

右下沢渡村

(百姓十七名記略)

十七人惣代

右村

勇左衛門

利兵衛

長助

組頭平 差添人

同村名主 源右衛門

同年寄 清左衛門

台新田 組頭

扱人 金右衛門

岩鼻村 組頭

伊奈半左衛門様

扱人 新右衛門

御役所

(五反田 斎藤庄平藏)

一 享保十六年五月

天領五反田村百姓村役人に不届申詫

証文

御託申証文之事

一去戌之八月中拙者儀存々違之儀申出、村中御役人御立合被成候而筋目能被仰渡候所、畏入、又候亥五月中不届キ申、村御役人中御出被成、右段申渡シ候へバ委細申分ケニ不及至極仕候間、今度ハ其通ニ差置ニ被成被下候段忝奉存候、自今以後ハ不届成儀申出間敷候、若左様成儀申出候ハ、何分ニ茂御詮儀被成御役所迄被仰立候共、右託仕候上ハ少茂御悲分ニ不奉存候、為後日、証文仍如件

享保十六年亥五月日

託人 五反田村

同村

同 平 七

名主 次郎兵衛殿

同 孫右衛門殿

同 十左衛門殿

組頭 勘右衛門殿

同 半右衛門殿

同 半三郎殿  
同 孫左衛門殿

(五反田 田村武一郎蔵)

一六 明和三年十月 天領中之条町百姓目安差出され村役

人に詫一札

濟口一札之事

一此度当町六郎右衛門義忠七方へ不埒仕出シ候所、忠七其分ニ難成、目安差出シ候ニ付、御辺ニ及可申候処、拙者ども罷出清見寺様御頼申候而目安貫請、双方へ致異見、内濟致させ候、然上ハ、向後此義ニ付双方ともニ意恨無之筈ニ相濟申候、右之通り清見寺様御威光を以内濟仕当人ハ勿論兩組共ニ難有奉存候、為其濟口連印差出し申候処如比ニ御座候、以上

中之条町

願人

忠 七〇

五人組

五名連署(略)

相手

六郎右衛門

五人組

四名連署(略)

取扱人

伝右衛門 ㊦

(外二名連署略)

名主  
年寄  
御役人中

(中之条町役場蔵)

一七 寛政十二年十一月 天領中之条町在方者止宿させ詫一札

一札之事

一此度私儀在方より参り候者止メ置候段、人寄之義、前以 御法度候処、猶又当十月中嚴重ニ御上様ニ被 仰渡承知印形乍致置此度之始末右村役人見廻り之衆ニ見届ケ預り一言之申訳無御座候、以来急度右躰人寄ケ間敷義決而致間敷候 依之一札差上ケ申所仍而如件

寛政十二年申十一月

当所当人  
(中之条町)

九右衛門 ㊦

右五人組

茂左衛門 ㊦

同所 太右衛門 ㊦

同所 仙 助 ㊦

同所 吉 郎 治 ㊦

同所 左衛門 ㊦

村役人衆中

(中之条町役場蔵)

一八 安政六年十二月 天領四万村百姓勝三郎不身持詫一札

入置申一札之事

一当秋中より不景氣も不相知、他所者共相集風聞相立、且ハ村方

を始メ、不都合者も出来、旁以出奔等候事ニも已ニ相成、誠以右等之儀ハ、不当之始末、御差置ニ難相成、已ニ御廻村先へ可申立段、敢しく被仰聞候処驚入、組合之者ニ取継り末々相慎み候意を頼入候、此節の儀ハ書面之趣ニ而御勤弁被成下万一後ニ至り右体風聞等相立、書面相募り候節ハ如何様之御取計被成下候とも、後悔仕間敷候、依之組合連印ヲ以入置申処如件

安政六年十二月

四万村

当人 勝 三 郎<sup>㊦</sup>

五人組 太 兵 衛<sup>㊦</sup>

組頭万太郎殿

御役人中

(四万 唐沢文衛藏)

### 第二項 村議定・村入用

一六 天保八年正月 清水町御料中之条町定

一札之事

当酉入札、以高札名主問屋両役相勤申処先例之義ニ御座候、然ル処、近年町定等格別異ニ相成、両役相勤兼候段申候ニ付一同相調、取究メ左之通

一御公儀様御法度并御領知御役所被仰付候御ケ条之趣意、急度

相守可申候

一濃業渡世相互ニ申合、出精可致候事

一三季御年貢触日限次第急度上納可仕候、若老人ニ而も右日限相滞候ハ、其組合ニ而夫々致世話無滞上納可致候事

一五人組前書御請書差上候通、博奕賭勝負、若心得違ニ而宿等致候ハ、早速其組合被差押取不用候ハ、其段両役可出申候事

一身元不知者請人有之候共、差置申間敷候、又ハ近村好身之者ニ

而も不身持博奕江携候者ハ一夜たりとも止宿不為致、譬日雇駄之者迄も右ニ似合候もの差置候ハ、早速其組合被追立可申候事

一御上様時々御触等都而不寄何事ニ兩役被申渡候儀不心得之者有之候ハ、組合ニ而為申聞急度相勤可申候事

一若イ者并小供等迄不見習様町内重立候者被相互ニ申合博奕又ハ大酒等不致様急度相制可申事

右之通り常々申合、堅相守可申候、若相背取用不申候ハ、早々両役江申出早々寄 御役所江可申之旨町方一同相談之上取究申候、依之連印一札差出申処仍而如件

天保八年酉八月

五人組頭 平 八<sup>㊦</sup>

同 以下二十三名連印

御名主

御役人中様

(中之条町役場 同桑原源一郎蔵)

依如件

註 この外同町には文化十四年八月、支配役所からの御法度の趣は急度守ると百六十七名連署し、名主同役宛に差出した一札が同役場文書にあり、他村にもこうした上命遵守を約した文書が多い。

原岩本村

百姓惣代

五拾耆人

一七〇 天保十一年十月 旗本大久保知行原岩本村取究議定証文

天保十一年子十月日

新右衛門  
徳右衛門

為取替申証文事

役人惣代

名主 半右衛門

百姓代 三四郎

一上州吾妻郡原岩本村役人惣代名主半右衛門百姓代三四郎五ヶ村組下組五拾耆人百姓惣代新右衛門、徳左衛門夫伝馬、雨乞、日和乞入用等之儀願分候処扱人立入内済熟談仕候趣意左ニ

上総国望陀郡下郡村

扱人

一詰番給麦式升昶式升白米耆升薪式束之義は御下知書も有之候間先前之通り差出可申事

名主 清右衛門

(岩本 生菓勇蔵)

一年々道普請之義ハ同役ヲ以道作り可致事

一山田川橋・郷原橋・沢渡橋新橋此三橋ハ御公儀様御普請三拾五ヶ村掛り之処一日同役ニテ相勤其余高割ヲ以可致事

一助郷江当り来り候夫伝馬之儀ハ賃銭積り高割ニ可致事

一嶋村三橋拾カ村掛り秣場通行之義ニ付高割ヲ以可致候 尤代人

足ハ品々寄御差出可申事

村方一統取定覚

一雨乞日和乞入用等高割ヲ以御差出可申事

一御公儀様御法度之儀ハ堅相守可申事  
一御地頭所御触書之趣無心得違無恨情ニ心掛ケ可申候

一出家社人御差其外継送り人足賃銭積り高割ニ可致事

一秣之義ハ先々定之通致、留山当役より相触候日限取可申答、但シ留山中致取候人者過料式貫文宛当人組合ニ而差出可申答

前書之通り内済人立入取究儀定仕候上ハ少モ相違仕間敷候、然上ハ右之義ニ付重而御願ケ間敷儀決テ致間敷候、為後日為取替証文

一山附荒畑蒼野分附之内江立入申間敷答、附り過料式貫文差出可

申候事

一大野山焼之義ハ猥ニ野火相濟申間敷事、但シ山焼日限年々示談之上日限相定可申答

一分附者不及申、大野たり共、ひで猥ニ相取申間敷答

一田畑質地証文共組頭江相頼、証文出来之節者判錢として五拾文宛ニ差出可申答

一永地証文之義ハ名主江相頼、出来之節者、判錢として百文宛ニ買方より差出可申答

一於村方酒売買之義堅停止之事

今般、前書九ヶ条、村々一統熟談之上、相定通り急渡相守心得違無之様条約仍而如件

百姓代 弥右衛門 葺

万延二酉年正月

同断 久 葺

同断 儀右衛門 葺

組頭 佐 兵 衛 葺

同断 彦右衛門 葺

同断 彦左衛門 葺

立合 仙右衛門 葺

同断 藤右衛門 葺

年寄 七左衛門 葺

同断 近右衛門 葺

同断 又右衛門 葺

同断 庄右衛門 葺

同断 金右衛門 葺

名主 五左衛門 葺

中之条町扱人 清見 寺 葺

(赤坂 小林貞夫 葺)

一三 明治三年五月 岩鼻折田村県達村議定

岩鼻出役申達し

今般月々岩鼻臨時のもの御出役様御制禁之趣嚴重被仰付奉恐入候、右ニ付村定メ規定致シ候趣

一田畑野荒等不及申ニ其外山林立木材取又ハ荒地之分猥ニ草刈作物等何ニよらず盗取候者見付次第役元へ届ケ候者江ハ其品ニよ

リ為褒美取候、品錢三双倍之半錢可遣候、都而半錢被盜候者方

江可返候事、若シ錢取置候事、右之通相定メ候上ハ小前一同承

知連印仕候処仍而如件

明治三年午ノ五月

折田村 惣小前

(折田 折田茂 葺)

註 同村には、同家に安政五年正月の村定確認一札がある。

一五 延享二年二月 天領四万村・窃盜者処罰定

相定申一札之事

一此度相定候筋者前々々村内ニ而田畑作毛ヲ盜取杯猥り之儀有之、其地主者不慮ニ致損毛難義ニ及候義度々有之候、依之自今ハ、五人組頭切ニ随分致吟味、田畑作毛并ニ竹木等、少々成共百姓持分有之処、盜取候者見出シ次第錠□買文過料其五人組ニ而当人より請取差出可申候

其上御役所江申上当人者不及申、五人組迄何様之曲事ニ被仰付共申訳無御座候

右之通り申合相定候上ハ村中五人組切りニ致吟味右体之不埒無之様ニ相慎可申候、為其村中惣代として我等立合定書連印依而如件

延享二年丑之二月

(小前十九名連署)

御役人中

(四万 唐沢文衛蔵)

一六 天明七年七月 天領中之条町窃盜者処罰定

一近来盗人ニ逢候者数多有之由ニ付、此度一統相談之上相定候者盜賊之義者不及申、不審成もの宿等ハ一切致間敷候、若し盗人并狼藉者等有之候節ハ声立候ハ、村中早速欠着可搦捕候、尤田畑諸作物少分之品ニ而茂盜候者見付候ハ、等閑ニ致し不申、其組合ヘ相断可申候事、断請候組ニ而ハ、猶又無遠慮急度相糺早

速御注進可申出候、若シ見遁聞通其假ニ差置候義、後日ニ相知レ候ハバ御注進し入用当人同様差出可申候、尤御注進之義ハ多分入用茂相掛り其上村方失墜義相立困窮之百姓一統之難義ニ相成候間、向後右躰之盜賊御注進之義者諸色入用当人身上限り差

出させ、不足ニ候ハ組合并近親之者ヲ差出、村方者勿論役元先迄茂一切失墜相掛不申様諸入用勘定次第急度差出可申候、如此相定候上ハ組合ニ而平日申合猥々間敷義無之様随分入念穿鑿致し、若し怪敷被存候事茂有之候ハ、身持不宜様組合之者無遠慮異見差加可申候、其上ニ而茂身持不宜候ハ、組合江願出一統相談之上、村方馴合御注進可申候、為後日惣連印定書仍如件

天明七年七月

(中之条町役場蔵)

註① 文末に百姓百六十名、村役人十名が、連署している。

② 中之条町にはこの外④文化四年、正月松茂外の窃盜について、枯桑一本錢五百文、柴風折伐一束錢百文、野菜盜者錢壹貫文の罰金規定、

③ 天保八年七月には、また山野物窃盜所罰規定がある。所蔵①は同町役場蔵は、同町桑原源一郎家である。

④ 折田村には天明九年一月。教宝院に、盜賊が入り、組中は申すに及ばず他組迄家探がしをしており、「秋作毛盜候者も右同断相定め申候」(折田、小洲みどり家蔵)があり、④大道には、明治四年三月「小盜相互取糺差出一札之事」(同村塩野谷六郎家蔵)がある。

一七 宝曆十一年三月 天領四万村道路定書

連判定書之事



去辰之九月中、御支配御役人様中之条江御出被成、村々役人被召

出被仰渡候へ、此度御巡見様御回村ニ付、村々道橋通路差支無之

様入念可申旨、被仰渡候、依之郡中村々不残村役人致奉行、随分

念入道橋造申候ニ付、当村之儀も役人共申合、道造之儀其節相定

置候儀へ、是又教年道普請致未熟ニ候故、惣而大通り道筋狭ク馬

之荷物差支候場所も間々有之、往来請人不自由難義候ニ付、此度

格別ニ入念道敷六尺五寸ニ相極、村中人足大小不残罷出、先規

有来候所も新規之場所へ不及申、往来之人馬ニ障り候所へ道端境

桑等道上下ともニ掘り取、其外、居屋敷田立竹木或へくね等、何

木ニよらず、根より伐り、又へ枝をおろし、或へ掘りこぎ、猶又

格別狭き場所へ少分之儀へ田畑道へ掘入、広く致、自他共ニ依怙

最賈無之様相互ニ申合、吟味いたし道造候様、惣役人申合、人足

之儀へ村中互ニ助合候而、組限請取場所道造申候、然上へ向後相

定之儀へ此度往来修造致候通り、当年より此度伐払候通りへ道

筋竹木等々七月七日、村中罷出伐払可申候、猶又向後道通り上

下ともニ、地主随分心付、田畑等仕出し、又へ桑其外うつ木等

植、屋敷田之竹木植出し、くねを仕出し道伐せばめ候儀、堅相慎

可申候、右之類、道をせばめ候へ、無断竹木根こぎ、田畑へ道

へ掘入可申候、年々二月下旬より三月上旬迄之内、一ヶ年程度づゝ、

村中役人、惣百姓共ニ不残人足指出し、道通修覆を加へ可申候  
一寺社平組之儀へ、道筋場所悪場ニ付、都而六尺五寸ニ出来兼候  
場所有之ニ付、道敷四尺五寸より五尺又へ六尺五寸之場所も有之

候様道造立可申候

一大道之外、所々作場道之儀、先規より来候馬入をせばめ又へ相

談も不申、新規ニ道付候儀へ出入之根さし罷成、百姓困窮之

元ニ候間、相互ニ相談申合、道橋不通路、農業之障無之様いた

し、農業出精可致事

一当村往来之内、塔之坂難所ニ而自他共ニ往来之人馬致難義候ニ

付、此度村中相談ニ而川通江新道造申候、依之新道下河原通り

野火付不申、猶又、如何様之小木成とも一切伐不申、并馬草刈

申間敷候、永く道田、馬よけニ立置可申事

右相定之通り向後相背候者へ、名主・年寄・組頭等之役人へ不

及申、少も無用捨、三貫文過料取り申候、其外村中惣百姓相背候

へ、三貫文過料取、之を村中道橋入用ニ差加へ可申候、為後日、

惣百姓連印を以、如斯定書、名主本江入置申候、以上(以下略)

宝曆十一年己三月

名主 文右衛門

年寄 四兵衛

組頭 六左衛門

同 孫左衛門

同 市三郎

同 甚左衛門

右組頭 定右衛門

与惣右衛門

治郎右衛門

百姓代

金左衛門

惣百姓連印<sup>㊦</sup>

(四方 唐沢文衛藏)

一七六 文政四年八月 天領大道新田用水規約

一札之事

一今般御役元江田方阜損荒ニ相成難義之筋坏与申出候段全、心得違、右ニ付可願出筋ニ候ハ、已前ニ茂可申出候所、今更時分後申出候段御糺ニ預り申訳無御座候、以来精々心附、用水猥ニ不相用候様被申聞承知仕候、然上ハ御年貢御上納之儀ハ御触御日限通り無違滞差上可申候、一札仍而如件

文政四年

已八月

御名主三四郎様 (大道新田)

村役人衆中

(大道 塩野谷六郎藏)

願人

喜平治<sup>㊦</sup>

親類

新左衛門<sup>㊦</sup>

同所

与惣治<sup>㊦</sup>

組合

十左衛門<sup>㊦</sup>

一七七 文政五年二月 大道新田村会合ニ他出酒狂詫状

入置申詫一札之事

一当月廿四日、宗門・五人組帳并ニ村入用帳共御印御取被成候由前々日被申聞承知仕候所、右日限他出仕間敷候処、他江罷出、小売酒屋ニ而少し酒給候所、遅く酒狂いたし、御役元江罷出過言申候段、不埒ニ付、早速御出訴被遊候段被申聞候処、恐入全以心得違、一言毛頭申訳無御座候ニ付、親類・五人組相願御詫仕度旨申之候ニ付、一同御詫申上候得ハ、右之段難差置由被申聞候ニ付、隣村兩人御願申一同詫仕候処、多左衛門儀、是迄之心駄為改、何事ニ而も、御法度之儀ハ不及申ニ、御役元ハ被申付候義ハ急度為相守可申候、已来全禁酒仕可申候間、内濟被下度奉存候処向後多左衛門儀右様不埒之義決而無之様可仕旨被申聞候段一同承知仕候、為後日詫一札入置申候処仍而如件

文政五年午二月

(大道 富沢清藏)

註 同村に元治元年八月同様の寄合不出席の詫状がある(同村塩野谷六郎家藏)

註 同村には、同年同月、「四月中御役元ニ而、用水馴合いたし、勝手取用水用不申」と、きめていたが、外にも今一件詫一札を出している。

(一)文書大道塩野谷六郎家藏)

一七八 明和七年 天領中之条町「村入用帳」

(表紙)

一七九 明和七年

去丑年村入用帳

寅三月

上野国吾妻郡中之条町

名主

重郎右衛門<sup>④</sup>

一金卷兩

是者秋葉山火防代錢等路用

一金卷分貳百貳拾三文

是者宗門帳差上候節路用

一卷貫八百文

是者御林木敷御改書上、平村<sup>ノ</sup>貳ヶ村江戸行割合

一卷貫九百三拾三文

是者祭礼稽古場普請入用

一金卷分百五拾文

是者夏成御年貢御上納之節路用三ヶ村割

一金卷兩卷分貳朱百五拾文

是者六月廿一日市神天王祭礼入用

一卷貫四百五拾文

是者横尾堰土俵、籠其外入用伊勢町与割

一七百六拾九文

是者御引渡之節路用五ヶ村割

一卷貫五百拾貳文

是者御年貢御割付持參路用五ヶ村貳人ニ割

一貳百七拾八文

是者御割付江戸<sup>ノ</sup>箱嶋村參致呉候節入用

一八百文

是者代米金御上納之節路用拾四ヶ村割

一卷貫七百三拾三文

是者船場土俵籠代川除其外土橋入用

一金三分卷貫百拾八文

是者下沢渡橋行桁卷挺買納代金去子年出ス

一五貫百貳拾六文

是者行桁引人足賃錢

一七貫文

是者下沢渡橋人足勤賃錢

一貳百四拾文

是者船場道代地主江出ス

一七貫三百三拾三文

是者去名主所墨筆代、奉加浪人其外小遣

一卷貫貳百文

是者小舩給

一五貫文 割置

三貫文去極月<sup>ノ</sup>二月名主役引渡迄入用之積割置

ノ金三兩貳分貳朱

三拾八貫三百五拾壹文

兩 = 四貫八百文替

為錢五拾五貫七百五拾壹文

此目詰

五拾三貫五百貳拾三文

高七百拾壹石五斗八合

拾三石 名主

内 拾三石 問屋

貳拾石 組頭四人

殘而

六百六拾五石五斗八合 = 割

壹石 = 付

八拾文四分八厘

一殘貳拾五貫文

是者名主方江札錢年々定割

此目詰

貳拾四貫文

壹石 = 付

三拾三文七分四厘

右之通去丑年村入用帳、名主・組頭・百姓代立合相改仕候処相違

無御座候、依之連印奉差上候

明和七年寅三月

上州吾妻郡中之条町

名主 重郎右衛門 ④

年寄 半兵衛 ④

組頭 久右衛門 ④

同 音右衛門 ④

同 孫市 ④

同 八左衛門 ④

百姓代 平八 ④

池田喜八郎様

御役所

(中之条町 桑原源一郎藏)

一 天保八年十二月 旗本保科知行赤坂村年貢納に、天

領大道六左衛門に借用

村用金証文之事

一金四兩也

右ハ村方小前一同、先納御上金ニ差結リ申ニ付、書面之金子貴殿

ニ借用申処衷正ニ御座候、但シ此金返済之義ハ来ル戌ノ七月、小

前取立之節ハ元利共ニ急度返済可仕候、村用金ニ借用仕候上ハ、

少茂相違無御座候、為後日借用証文仍而如件

赤坂村

名主代

天保八年十二月日

九兵衛門 ④

(大道新田)

六左衛門殿

組頭惣代 庄 右衛門<sup>印</sup>  
百姓代 又 兵 衛<sup>印</sup>  
村役人惣代 金 右衛門<sup>印</sup>  
(大道 塩野谷六郎藏)

鎌倉河岸  
中川屋

おこう殿

(岩本 生巢勇藏)

一〇 天保十四年四月 旗本大久保知行原岩本村名主鎌倉河

岸中川屋からの上納金借用証文

借用申金子之事

一金拾五兩貳分也 但天保金

右者我等地頭所来ル五月雜用金上納差支其元五無拋御無心申入候  
処早速御承知被下書面之金子儘借用請印申候処実証也、但返済之  
義者御定メ利足差加イ来ル七月十日迄ニ無相違返済可致、万一右  
返済日限相違及遲滞候ハ、元利共加判人方ニ而急度弁返皆済可致  
為後証借用証文入置申候処仍而如件

飯田町貳合半坂

大久保平右衛門

知行所吾妻郡原岩本村

天保十四卯年四月

借用人 半右衛門

同 年 寄 伝五右衛門

地頭所内

証人 関口 文司

一八 元禄六年七月 四万村諸事入用帳

(表紙) 一申八月朔日より酉七月晦日迄諸事入用帳

吾妻郡 四万村

八月朔日

一四百文 善兵衛<sup>印</sup> 茂左衛門<sup>印</sup>

是ハ田方内檢見仕候ニ付紙買遣申候

八月二日

一五百文 善兵衛<sup>印</sup> 太左衛門<sup>印</sup>

是ハ田方内檢見帳面仕候内、すみ筆茶勘定賄之代遣申候

八月六日

一三百文 善兵衛出シ

是ハ伊勢町せんとう方へ舟賃ニ相渡し申候

八月八日

一貳百六拾四文 善兵衛<sup>印</sup> 半兵衛<sup>印</sup>

是ハ畑方不作内檢見仕候同勘定賄之代遣申候

八月十日

一三四拾七文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

茂左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ名主組頭ニ神文被仰付候ニ付、原町へ錢、雜用小夫申候

八月十七日

一百文 善兵衛

是ハ沼田山ノ御用木御出しニ付、御証文村々へ被仰渡候ニ付、

原町參雜用ニ夫申候

八月十九日

一四百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ田畑水損故、青サ霜枯ニ罷成ニ付御届ケニ原町へ參一夜泊

り雜用泊而夫申候

八月廿七日

一百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ田方内檢見帳面仕候ニ付、内所ニ而茶ノ代遣申候

九月廿一日

一三百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ油卷斗式合之代、但シ八月朔日ノ九月廿一日迄遣申候

同月廿三日 善兵衛<sup>㊦</sup> 茂左衛門<sup>㊦</sup>

一百文

是ハもミ板御壳上ノ手形指上ケ則代金被下置候ニ付原町江雜用

ニ遣申候

同月廿四日

一六百元 善兵衛<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

内式百文ハ紙之代

是ハ御年貢指上ケ申ニ付、原町へ參一夜泊り雜用小遣申候

十一月十七日

一百文 紙之代 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ御年貢勘定之時遣申候

十一月十九日

一三百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup>

是ハ御年貢御割付被下置候ニ付、原町へ參一夜泊り雜用小遣申

候

同日

一六百拾七文 善兵衛遣シ

是ハ江戸御飛脚沼田御山水夫代原町善兵衛方江相濟申候

十一月廿日

一貳百五拾文 半兵衛<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup> 茂左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ御年貢勘定之時、内所ニ而勘定賄ニ夫申候

十二月朔日

一百文 酒 半兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup> 藤左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ善兵衛四之八御用ニ而參候ニ付酒而遣申候

十二月二日

一百文 茶代

是ハ御年貢勘定之時遣申候

十二月三日

一百五拾文 半兵衛<sup>㊟</sup> 太左衛門<sup>㊟</sup> 彦左衛門<sup>㊟</sup> 茂左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢勘定仕、取立申ニ付内所ニテ酒与遣申候

十二月四日

一百八拾三文 四兵衛出ス<sup>㊟</sup>

是ハ板御連上御勘定之時、原町へ参、一夜泊り雑用ニ遣申候

同日

一三百文紙之代 茂左衛門<sup>㊟</sup> 半兵衛<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢勘定仕候ニ付、かい遣申候

同日

一百文 油之代半兵衛出ス

是ハ御年貢勘定之時内所ニテ遣申候

十二月五日

一貳百文 半兵衛<sup>㊟</sup> 太左衛門<sup>㊟</sup> 吉左衛門<sup>㊟</sup> 茂左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢滞申候ニ付、原町へ参雑用遣申候

同日

一百文 半兵衛<sup>㊟</sup> 茂左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ原町宿ニテ泊り遣申候

十二月六日

一百文 吉左衛門<sup>㊟</sup> 太左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ板勘定ニ原町へ参雑用ニ遣申候

同日

一百五拾文 茂左衛門<sup>㊟</sup> 半兵衛<sup>㊟</sup>

是ハ在大豆勘定仕候ニ付、内所ニテ勘定賄之代遣申候

十二月七日

一三百五拾文 太郎左衛門<sup>㊟</sup> 半兵衛<sup>㊟</sup> 吉左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢滞申ニ付、原町へ御届ケ参一夜泊り雑用小遣申候

十二月八日

一百文 半兵衛<sup>㊟</sup> 吉左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ紙買遣申候

十二月九日

一金貳百七拾貳文 吉左衛門<sup>㊟</sup> 半兵衛<sup>㊟</sup> 太左衛門<sup>㊟</sup> 茂左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢取立申時、内所ニ而茶之代酒手遣申候

十二月十日

一百文 半兵衛<sup>㊟</sup> 吉左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢金きれ小割御座候ニ付、中之条町へ参、両替仕候ニ付きりへり出シ申候

同日

一百四拾壹文 半兵衛<sup>㊟</sup> 吉左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢納ニ原町へ参、泊り雑用ニ遣申候

十二月十日ノ十一日迄

一貳百文 半兵衛<sup>㊟</sup> 吉左衛門<sup>㊟</sup>

是ハ御年貢納ニ原町参一夜泊り雑用ニ遣申候

十二月十一日

一八拾四文 酒而 半兵衛<sup>㊤</sup> 太左衛門<sup>㊤</sup> 茂左衛門<sup>㊤</sup> 吉左衛門<sup>㊤</sup>

是ハ内所ニ而寄合之時、茶ノ代遣申候

十二月十四日

一貳百文 四兵衛<sup>㊤</sup>

是ハ板之儀ニ付、原町へ参、一夜泊り雑用紙之代遣申候

十二月十五日

一百文 半兵衛<sup>㊤</sup> 四兵衛<sup>㊤</sup>

是ハ四兵衛所ニ而板勘定仕候ニ付紙買遣し申候

同日

一貳百貳拾四文 半兵衛<sup>㊤</sup> 吉左衛門<sup>㊤</sup> 太左衛門<sup>㊤</sup>

是ハ板之帳面四兵衛方ヨリ請取、組々御運上割付勘定之時、内所

ニ而賄之代茶之代遣申候

十二月廿一日

一百文 紙之代 茂左衛門<sup>㊤</sup> 太左衛門<sup>㊤</sup>

是ハ御年貢勘定之時遣申候

十二月廿二日

一六拾文 半兵衛<sup>㊤</sup>

是ハ名主所へ寄合之時、茶ノ代遣申候

同十二月廿三日

一貳百文 善兵衛<sup>㊤</sup> 半兵衛<sup>㊤</sup>

是ハ御年貢御未進かかり、村中ニ御座候而相濟不申候ニ付、借替へ差上申付参遣申候

十二月廿六日

一貳百文 善兵衛<sup>㊤</sup> 吉左衛門<sup>㊤</sup>

是ハ原町宿へ歳暮ニ遣申候

十二月廿六日

一貳百文 善兵衛<sup>㊤</sup> 吉左衛門<sup>㊤</sup>

是ハ御年貢勘定之時遣申候

一貳百文 油之代 同人

是ハ御年貢勘定之時遣申候

同日

一貳百 紙ノ代同人出ス

是ハ御年貢勘定之時遣申候

十二月廿六日

一三百文 善兵衛出ス

是ハ伊勢町舟頭方へ永賃ニ相渡シ申候

酉ノ二月五日

一貳百貳百三拾貳文 善兵衛<sup>㊤</sup> 半兵衛<sup>㊤</sup> 太左衛門<sup>㊤</sup> 吉左衛門<sup>㊤</sup>

是ハ去申之御年貢勘定之時、勘定賄代紙すみ筆茶ノ代内所にて遣申候

酉ノ二月十五日

一貳百文 善兵衛<sup>㊤</sup> 半兵衛<sup>㊤</sup>



一百文 太左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ名主御訴訟ニ原町へ参雑用ニ遣申候

西ノ三月四日

一式百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup>

是ハ名主訴訟ニ原町へ参、泊り遣申候

西ノ三月五日

一三百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup> 勘四郎<sup>㊦</sup> 加右衛門<sup>㊦</sup>

是ハ名主役御訴訟ニ原町へ参雑用ニ遣申候

三月七日

一式百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 茂右衛門<sup>㊦</sup>

是ハ宗旨五人組親ニ原町へ参一夜泊り遣申候

三月九日

一百文 茂左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup> 惣兵衛<sup>㊦</sup> 久右衛門<sup>㊦</sup>

是ハ名主役訴訟ニ原町へ参泊而遣申候

同三月十二日

一式百文 半兵衛<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup> 次郎左衛門<sup>㊦</sup> 五郎右衛門<sup>㊦</sup>

吉左衛門<sup>㊦</sup> 勘四郎<sup>㊦</sup>

右同断

西ノ三月十五日

一壹貫九百七拾八文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup> 茂左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ宗旨五人組名寄帳諸色帳面差上ケ申候ニ付賄代紙すみ筆茶

ノ代内所ニて遣申候

三月廿八日

一百文 太左衛門<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ帳面絵図ニ付、原町へ参酒而遣申候

同月八日

一百文 半兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

右文言同断

四月十四日

一百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup>

是ハ絵図仕差上ケ申候ニ付、原町へ参雑用遣申候

六月十四日

一百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup>

是ハ風まつり仕麻損シ申ニ付、原町へ参雑用ニ遣申候

四月十五日

一式百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ御帳面差上ケ申ニ付、原町へ参一夜泊り雑用遣申候

四月廿七日

一五百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ絵図原町ニて頼書申ニ付、日料えの具之代遣申候

五月廿五日

一百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ田畑日損ニ罷成申ニ付、御届ケ参雑用ニ遣申候

六月十六日

一貳百文紙之代 善兵衛<sup>㊦</sup> 太左衛門<sup>㊦</sup>

七月三日

一 百文 半兵衛<sup>㊦</sup>

是ハ御年貢取立申ニ付、内所ニテ茶ノ代遣申候

同月十五日

一貳百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ御帳面差上ケ申ニ付、原町ヘ参一夜泊り雑用ニ遣申候

五月廿五日

一 百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ田畑日損ニ罷成申付、御届ケニ参雑用ニ遣申候

七月七日

一貳百文 善兵衛<sup>㊦</sup> 吉左衛門<sup>㊦</sup>

是ハ御年貢御日限ニ御上納不仕候ニ付、原町ヘ御届ケ参一夜泊り雑用ニ遣申候

七月九日

一貳百六拾文 善兵衛<sup>㊦</sup> 半兵衛<sup>㊦</sup>

是ハ夏成御年貢御上納ニ原町ヘ参一夜泊り雑用ニ遣申候

(四万 関善平蔵)

註 裏表紙に「上紙共ニ<sup>㊦</sup>拾枚」とある。

<sup>㊦</sup>は代官の印と思える。

体裁はみの判、横長、半折である。この年代の入用帳は、五反田村の

ものが、唐沢姫雄家にある。

第三項 宗門帳・五人組・人別帳

一三 天和二年二月 折田村宗門帳

(表紙)

上野国吾妻郡沼田領折田村宗旨手形

壬二月

庄屋 喜右衛門<sup>一</sup>

浄土宗

沼田領原町 善導寺旦那

指上申宗旨手形之事

父

年七十八歳

一 勘左衛門<sup>㊦</sup>

年四十六歳

子

ま 年十六歳

同

善 年十一歳

同

猿 年六歳

如房

年四十三歳

人数合六人

一 長左衛門

年四十七歳

如子

た 年六歳

男子

三 年三歳

如房

年三十七歳

妹

ま 年三十四歳

弟

伝 年四十四歳

同

九 年拾七歳

人数七人



人数合拾七人

男子 六  
如子 さ 年七歳  
年五歳

一里 兵衛 年四十七歳

如房 年卅八歳

男子 勤 年廿七歳  
如子 か 年十四歳  
同 め 年十四歳  
男子 三 年十歳  
同 与 年三歳  
年十歳

人数合九人

下人 長 年廿五歳  
下女 は 年廿八歳

一門 兵衛 年四十五歳

如房 年三十六歳

如子 た 年十四歳  
男子 与 年九歳  
如子 ミ 年六歳

下人 作右衛門 年廿四歳  
同 甚 年廿一歳  
下女 け 年四十歳

一仁 兵衛 年七十五歳

如房 年卅五歳

弟 吉兵衛 年卅七歳  
如房 年廿五歳  
弟 長九郎 年卅歳  
同 門三郎 年廿五歳

如房 年廿八歳  
人数合七人

同 門三郎 年廿五歳

母 一三之助 年七十歳  
年廿七歳

人数合三人

父 一作 兵衛 年六十八歳

如房 年卅四歳

人数合三人

母 一久 兵衛 年七十五歳

如房 年五十三歳

如房 年五十歳

男子 半介 年廿七歳  
如子 ひ 年十六歳  
同 ミ 年九歳  
弟 清兵衛 年卅七歳  
如房 年卅三歳  
如子 つ 年八歳  
男子 年五歳

人数合拾七人

惣人数合百拾七人

右之者浄土宗ニ而代々当寺旦那ニ而御座候処紛無御座候、御公儀様御法度之吉利支丹宗門与申もの御座候ハ、何時成共拙僧罷出急度申分可仕候、為後日仍如件

天和弐 戌年

沼田領原町

おとし七十五

二月

御代官様

沼田領下沢渡村

差上申宗旨手形之事

一長 太夫<sup>㊦</sup>

年卅歳

男子

三

年仁平

如房

年卅一歳

人数合四人

下女

つる  
年十五歳

浄土宗

善導寺<sup>㊦</sup>

浄土宗

宗本寺旦那

数老人

一与 兵衛<sup>㊦</sup>

年五十九歳

如房

年五十四歳

男子

惣兵衛  
年卅三歳

如房

弥四郎  
年廿九歳

男子

佐右衛門  
年廿六歳

如房

新兵衛  
年廿七歳

男子

同

同

同

同

いぬ  
年十三歳

人数合九人

一清 九郎<sup>㊦</sup>

年三十三歳

如房

年廿五歳

人数合四人

男子

万太  
年五歳

下人

いぬ  
年十三歳

一金 左衛門<sup>㊦</sup>

年四十六歳

如房

年四十二歳

人数合七人

男子

新介  
年廿一歳

同

次郎  
年十二歳

同

喜之助  
年十一歳

同

馬之助  
年六歳

同

同

男子

きい  
年廿一歳

如子

しめ  
年十歳

男子

同

人数合三人

一久 右衛門<sup>㊦</sup>

年六十三歳

如房

年六十三歳

人数合三人

如子

同

男子

同

同

同

同

同

同

つる  
年七歳

下人 徳兵衛  
年卅二歳

一ご け<sup>㊦</sup>たん

年七十五歳

人数合六人

如房

年卅七歳

一介<sup>㊦</sup>

年四十六歳

一弟

年四十三歳

一妹

年三十五歳

母

年七十五歳

七

年五歳

兵衛

年四十三歳

つ

年三十五歳

人数合六人

父

年八十一歳

如子

同

下人 さる  
年十四歳

母 年七十二歳  
 一新左衛門<sup>㊦</sup> 年四十八歳  
 如房 年三十四歳  
 人数合九人

男子 長 年三歳  
 弟 長三郎 年卅八歳  
 如房 年卅五歳

母 年七十二歳  
 一伊兵衛 年五十二歳  
 如房 年四十三歳  
 人数合拾人

如子 た 年十四歳  
 男子 助太郎 年十七歳  
 同 総之助 年六歳  
 弟 総左衛門 年卅歳

下人 権太 年廿七歳  
 同 作蔵 年四十四歳  
 下女 みや 年卅一歳

右之者共浄土宗にて代々当寺旦那にて御座候処紛無御座候、御公儀様御法度之吉利支丹宗門与申もの御座候ハ、何時成共拙僧罷出、急度申分可仕候、為後日之仍如件

天和式 戌年  
 二月

御代官様

沼田領岩下村

指上申宗旨手形之事  
 一安右衛門<sup>㊦</sup> 年五十九歳  
 如房 年五十三歳  
 人数合三人

男子 加右衛門 年卅五歳

父 年五十八歳  
 母 年七十二歳  
 一助左衛門 年五十五歳  
 如房 年四十七歳  
 人数合十人

弟 門右衛門 年卅五歳  
 如房 年卅二歳  
 男子 さ 年三歳  
 男子 甚太郎 年十七歳  
 同 三 年十二歳  
 如子 たつ 年八歳  
 如子 み の 年五歳

右之者共禅宗にて代々当寺旦那にて御座候、御公儀様御法度之吉利支丹宗門と申もの御座候ハ、何時成共拙僧罷出急度申分可仕候、為後日仍如件

天和式 戌年  
 二月

沼田領岩下村  
 禅宗

御代官様

応永寺<sup>㊦</sup>

禅宗

応永寺旦那

浄土宗  
 宗本寺

沼田領上沢渡村

禪宗

永林寺旦那

指上申宗旨手形之事

一長右衛門<sup>㊦</sup>  
年五十歳

男子

長八  
年廿四歳

如房

年四十七歳

男子

甚介  
年十八歳

同

三太  
年廿四歳

同

五郎  
年十二歳

惣合七人

人数合七人

右之者禪宗にて、代々当寺旦那ニ而御座候所紛無御座候、御公儀様御法度之吉利支丹宗門と申もの御座候ハ、何時成共拙僧罷出急度申分可仕候、為後日仍如件

沼田領上沢渡村

禪宗

永林寺<sup>㊦</sup>

御代官様

沼田領伊勢町

禪宗

林昌寺旦那<sup>㊦</sup>

差上申宗旨手形之事

一市左衛門<sup>㊦</sup>  
年五十五歳

男子

庄兵衛  
年廿四歳

如房  
年四十二歳

如子

ちゆう  
年七歳

人数合六人

一ごけとら  
年六十歳

合式人 十左衛門所付也

如子

ひつ  
年卅八歳

一十左衛門<sup>㊦</sup>  
年五十二歳

男子

喜之介  
年十四歳

如房

四十三歳

同

与四郎  
年十二歳

人数合七人

母

年六十五歳

一与右衛門<sup>㊦</sup>  
年五十四歳

如子

なべ  
年十三歳

男子

重助  
年十歳

如房  
年三十五歳

同

千之助  
年七歳

同

三良  
年三歳

弟

弥兵衛  
年廿歳

下人

市介  
年廿七歳

同

丑藏  
年廿六歳

同

作郎  
年廿三歳

同

三介  
年廿三歳

同

惣内  
年廿歳

下女

志内  
年十四歳

同

称之  
年廿六歳

同

かめ  
年廿六歳

人数合拾八人

母 年八十三歳  
一九兵衛<sup>㊦</sup> 年六十六歳  
如子 や 年八歳

如房 年五十歳

人数合十仁人

一軍 兵衛 年卅歳

門屋

勤 年七十歳  
如房 六十一歳

下人 甚九郎 年廿五歳

同 角内 年廿五歳

同 とり蔵 年廿六歳

同 十介 年十九歳

同 あり蔵 年十五歳

同 下女 たけ 年卅五歳

同 同 ゆり 年十八歳

同 同 せん 年十九歳

下人 伝助<sup>□</sup> 年廿歳

同 喜助 年廿歳

同 下女 つる 年十九歳

同 同 なつ 年廿四歳

門屋 彦右衛門 年七十一歳

如房 年六十三歳

男子 彦内 年廿三歳

人数合九人

母 年五十六歳

一善 太郎<sup>㊦</sup> 年十五歳

あね よ 年廿仁め  
あね み 年廿歳

人数合五人

一 佐右衛門<sup>㊦</sup> 年六十三歳

如房 年五十九歳

男子 久助 年廿八歳

同 弥助 年十三歳

同 如子 ひつ 年十六歳

同 同 とり 年九歳

人数合六人

一半 四郎<sup>㊦</sup> 年四拾四歳

如房 年三十歳

如子 はつ 年七歳

同 けさ 年四歳

同 かに 年五十六歳

同 如子 きし 年七歳

人数合六人

惣人数合七拾七人

右之者共禪宗にて代々当時旦那ニ而御座候処紛無御座候、御公儀様御法度之吉利支丹宗門と申もの御座候ハ、何時成共拙僧

如子 み 年廿歳

下人 万吉 年十七歳



罷出急度申分可仕候、為後日仍如件

沼田領伊勢町

天和式 戌年 二月

禅宗

林 昌 寺 ㊦

御代官様

儀様御法度之吉利支丹宗門と申もの御座候ハ、拙僧罷出急度申分可仕候、為後日仍如件

白井領尻高村

天和式 戌年 二月

禅宗

専 竜 寺 ㊦

御代官様

白井領尻高村

禅宗

専竜寺旦那

沼田領平村

禅宗

林昌院旦那

指上申宗門手形之事

一 弥兵衛 ㊦  
年五十六歳

如子 よも  
年十五歳

人数合三人

如房 年四十七歳

指上申宗門手形之事

一 与惣右衛門 ㊦  
年四十七歳

男子 たね  
年十三歳

如房 年三十八歳

如子 さる  
年九歳

人数合五人

男子 三郎  
年六歳

母 年四十九歳  
一 五右衛門 ㊦  
年廿七歳

如房 年廿七歳

弟 長介  
年廿五歳

同 勘之助  
年廿四歳

妹 たね  
年十六歳

弟 卯之助  
年十一歳

弟 卯之助  
年八歳

惣人数合拾式人

人数合九人

右之者禅宗にて代々当時旦那ニ而御座候所紛無御座候、御公

右之者共禅宗にて代々当時旦那ニ而御座候所紛無御座候、御公儀様御法度之者利支丹と申もの御座候ハ、何時成共拙僧罷出急度申分可仕候、為後日仍如件

沼田領平村

天和式 戌年 二月

禅宗

林 昌 院 ㊦

御代官様

沼田領中之条町

差上申宗旨手形之事

一庄右衛門

年五十五歳

如房

年五十五歳

人数合六人

男子  
如子

佐太郎  
年廿歳  
つ  
年九歳

下人  
長三郎  
年廿六歳  
ね  
年廿七歳

浄土宗  
清見寺旦那

人数合十三人

一五左衛門

年五十歳

如房

年三十八歳

人数合五人

如子  
男子  
同  
千  
年十一歳  
年十五歳

同  
下女  
同  
鹿蔵  
年廿六歳  
は  
年廿六歳  
る  
へ  
年廿六歳  
う  
年卅六歳

一平右衛門  
年五十三歳

如房  
年四十三歳

人数合七人

男子  
如子  
同  
勘三郎  
年十六歳  
ち  
年十歳  
つ  
年六歳

下人  
小三郎  
年廿七歳  
ね  
年廿一歳

一門右衛門  
年四十八歳

如房

年卅三歳

人数合五人

男子  
如子  
同  
吉  
年十四歳  
ミ  
年九歳  
ち  
年六歳

一市兵衛  
年四十六歳

如房  
年四十一歳

男子  
同  
如子  
同  
六之助  
年十八歳  
基  
年十五歳  
な  
年十歳  
ま  
年七歳

一喜左衛門  
年五十五歳

如房  
年五十一歳

人数合四人

男子  
同  
金三郎  
年廿九歳  
源  
年十五歳

一甚左衛門

年四十三歳

如房  
年四十一歳

男子  
男子  
同  
五  
年十七歳  
太郎  
年十四歳  
八  
年十一歳  
つ  
年八歳

下人  
喜太郎  
年廿四歳  
半三郎  
年廿八歳  
小  
年卅一歳  
同  
角  
年廿五歳

一善兵衛

年五十七歳

如房  
年四十七歳

人数合四人

男子  
同  
儀三郎  
年廿五歳  
七  
年十歳

惣合四拾九人

右之者共浄土宗ニ而代々当寺且那ニ而御座候御

公儀様御法度

之吉利支丹宗門と申者御座候ハ、何時成共拙僧罷出急度申分可仕

候、為後日仍如件

沼田領中之条町

天和貳年

浄土宗

二月

清見寺

御代官様

右八ヶ寺

惣人数合三百廿四人

内

男百拾八人

女百五十人

童仁拾五人

め子三拾老人

右之外ニ四人下人下女宗旨請状主人方ニ遣ニ取頼申候

一門兵衛下人平助沼田領岩井村九左衛門子禅宗林昌院且那ニ而御

座候、寺請状主人方ニ取頼申候

一門兵衛下人甚沼田領岩井村喜左衛門子、真言宗長福寺且那ニ而

御座候、寺請状主人方遣ニ被頼申候

一甚左衛門下女はる沼田領五反田村次右衛門子、浄土宗宗本寺且

那ニ而御座候、寺請状主人方ニ遣ニ取頼申候

(表紙裏)  
文裏人

他ニ一切無用

一八三 元禄五年三月 五反田村五人組覚

申のひかへ五人組之覚

折田村

小 刈

(折田 小刈みどり蔵)

名主 善兵衛

組頭

山九郎

十左衛門

孫兵衛

左仁衛門

甚兵衛

組頭

庄左衛門

清兵衛

次右衛門

安右衛門

新右衛門

組頭

半右衛門

長右衛門

甚右衛門

孫左衛門

与七郎

組頭

伊兵衛

六右衛門

勘十郎

又平

平助

組頭

権七郎

六左衛門

甚左衛門

門四郎

与次平

組頭

半左衛門

庄兵衛

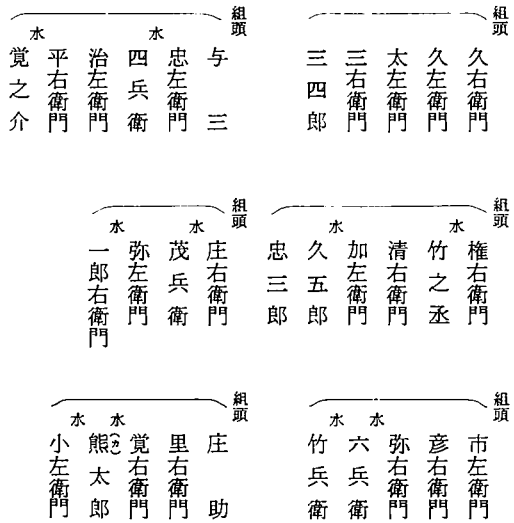
茂右衛門

作右衛門

善四郎

元禄五年申ノ三月廿一日ニ指上申候

註 「水」は水呑百姓



(五反田 高橋孝茂藏)

一八四 享保十二年五月 五反田村五人組入証文

五人組証文之事

一拙者儀他組ニ御座候得共最奇ニ御座候故、六年已前寅之年々各々組ニ罷成候所ニ数度拙者組中江不届仕此度右之組江御返シ可被成由ニ而迷惑仕候、依之名主組頭中立合、御詫被成候而右之

通り入置申候管仕候、為後日証文仍而如件

享保十二年

五反田村

未五月廿八日

角之丞

組頭 庄 助殿

証人 助右衛門

利右衛門殿

同 勘右衛門

次郎兵衛殿

同 六右衛門

角右衛門殿

同 六右衛門

惣太郎殿

同 六右衛門

小左衛門殿

同 六右衛門

与五兵衛殿

同 六右衛門

(五反田 田村武一朗藏)

一八五 正徳元年十月 五人組頭に御法度堅守証文(中之条町)

証文之事

今度五人組御改、判鑑指上ケ候ニ付、御公儀様御法度之博奕、口論諸事、自今以後堅ク相守可申候、右組合之通、判形被成御差上可被下候、何ニテも御法度之品々堅ク相慎可申候、為後日一札如斯ニ御座候、以上

正徳元年卯ノ十月二十三日

十郎右衛門組下 半 助

同 半右衛門

右之通、五人組判形被□間敷之由御申被成ニ付、達而御訴訟申、後向御法度之趣、何ニ而茂堅ク相守可申候、組中ハ不及申、町御役人衆中江、少茂御苦勞掛ケ中間敷、為後日、加判如斯御座候、以上

同 小 兵 衛 ④  
同 半 左 衛 門 ⑥

(中之条町 桑原源一郎藏)

半 左 衛 門

## 一六 明和二年三月 上沢渡村五人組表

名主 太郎左衛門。年寄金左衛門。久兵衛。善左衛門。平右衛門。吉兵衛。組頭平四郎。三之助。八兵衛。茂八。市右衛門。次兵衛。百姓代 六右衛門

## 五人組

- ① 利兵衛・久右衛門・小兵衛・清右衛門
- ② 半兵衛・長兵衛・孫兵衛・喜平次・仁右衛門・仲右衛門・長左衛門・半之助・四兵衛
- ③ 夫右衛門・權之助・權右衛門・清兵衛
- ④ 庄右衛門・新右衛門・佐右衛門・小左衛門・伝之丞
- ⑤ 甚右衛門・甚兵衛・市右衛門・紋兵衛
- ⑥ 与兵衛・六右衛門・惣右衛門・五兵衛
- ⑦ 長右衛門・次右衛門・彦兵衛・太左衛門

- ⑧ 弥兵衛・太郎兵衛・善左衛門・善次郎
- ⑨ 五郎兵衛・八郎兵衛・佐右衛門・吉兵衛・孫四郎
- ⑩ 金右衛門・庄左衛門後家・次左衛門・吉兵衛後家・木山山伏宝正院・半三郎・清藏・次郎兵衛
- ⑪ 伊兵衛・惣兵衛・長三郎・長太郎・茂兵衛
- ⑫ 助左衛門・五兵衛・三之丞・伝七
- ⑬ 忠兵衛・三左衛門・五右衛門・与右衛門・吉右衛門・重兵衛
- ⑭ 源兵衛⑨・伊八・林七・当山山伏乘院
- ⑮ 角左衛門・紋左衛門・十郎・太郎左衛門・清八
- ⑯ 仁兵衛・六右衛門・徳兵衛・喜左衛門・浅右衛門・五左衛門
- ⑰ 伝右衛門・次兵衛・佐兵衛・平藏・平四郎
- ⑱ 善右衛門・伊左衛門・善九郎・伝八・六之丞・沢右衛門・權之丞
- ⑲ 善兵衛・義兵衛・四郎右衛門
- ⑳ 次郎左衛門・次郎右衛門・加左衛門・伊右衛門
- ㉑ 伝助・四郎兵衛・伊兵衛・又兵衛・平三郎
- ㉒ 長兵衛・七左衛門・弥平次・三右衛門
- ㉓ 彦右衛門・源右衛門・長三郎
- ㉔ 与左衛門・光福院・沢右衛門
- ㉕ 佐左衛門・茂右衛門・金左衛門・吉右衛門・安左衛門
- ㉖ 仁右衛門・作之丞・八兵衛・所左衛門・庄右衛門
- ㉗ 平右衛門・平助・市郎右衛門

㉔ 佐次右衛門・茂右衛門・市左衛門・又右衛門・勘右衛門

㉕ 勝兵衛・助三郎・清藏

㉖ 五郎助・重右衛門・権助

㉗ 久兵衛・久左衛門・清七

㉘ 清右衛門・甚九郎

㉙ 安右衛門・権助・茂兵衛

㉚ 久太夫・庄兵衛・三之丞・平之丞・文左衛門

註 文書の形は村役人名は並記され、番号なし。

(上沢渡 飯塚福茂蔵)

一七 文化九年三月 四万村五人組及び取締一札

差上申一札之事

一兼日被 仰出候通大小百姓五人組を極置(きま)、不依何事五人組之内

ニ而御法度相背候儀ハ不及申上、悪事仕候者有之候ハ其組ハ早速可申上候、若隱置脇ハ申出候ハ其者ニハ品ニより御褒美

被下、五人組之者名主共ニ曲事ニ可被 仰付旨奉畏候、悪事仕候もの申上候ハ自然同類親類縁者など後日ニあたをなすべき

と氣遣存候ハ隱密ニ可申上由是又奉畏候、諸事吟味いたし聞出し次第御注進可申上候、并脇百姓家抱前地居之者共ニ五人組

を宛判形被置可申候、若五人組ニはずれ申候もの御座候ハ名

主組頭曲事ニ可被仰付事

文政九年戊三月

上州吾妻郡四万村

名主 茂左衛門 ㊦

年寄 政右衛門 ㊦

同断 嘉兵衛 ㊦

同断 新左衛門 ㊦

同断 市三郎 ㊦

同断 奥右衛門 ㊦

同断 元右衛門 ㊦

同断 長左衛門 ㊦

組頭 儀左衛門 ㊦

同断 八郎右衛門 ㊦

同断 次郎右衛門 ㊦

同断 伝七 ㊦

百姓代 孫四郎 ㊦

山本大膳様

御役所

五人組 (番号は筆者)

1 紋四郎・孫四郎・五助・吉兵衛・九兵衛・勝之助・又右衛門

2 新左衛門・四兵衛・平左衛門・仙右衛門・半右衛門・喜右衛門

彦重郎・松右衛門

3 源助・重郎右衛門・金左衛門・治郎右衛門

4 安八・安兵衛・兵内

5 善右衛門・半兵衛・市三郎・平四郎・治右衛門

6 長重郎・文右衛門・小伝次・九左衛門

- 7 平之丞・伊平次・善四郎  
 8 又左衛門・長左衛門・藤助・七郎右衛門  
 9 権兵衛・善助・幸右衛門・嘉右衛門・惣兵衛・権之丞・伊兵衛  
 兵左衛門  
 10 六左衛門・小次郎・佐右衛門・清之丞・友右衛門  
 11 市右衛門・岩右衛門・清左衛門・久次郎・四郎兵衛・勘四郎・  
 六兵衛  
 12 外右衛門・奥右衛門・伝兵衛・五兵衛  
 13 勘右衛門  
 14 儀右衛門・仁左衛門・三郎右衛門・治郎助・元右衛門  
 15 茂吉・九兵衛・七兵衛  
 16 市之助・長兵衛・六之丞・勝之丞・半兵衛・六之助・伝七・治  
 兵衛・源之丞  
 17 源兵衛・権六・治郎左衛門・平助  
 18 政吉・三之助・助左衛門・庄助・作之丞  
 19 勝右衛門・喜兵衛・平右衛門  
 20 権三郎・源右衛門・吉兵衛  
 21 徳左衛門・徳兵衛・勘助・所左衛門・半平・庄兵衛・利左衛門  
 22 兵吉・小左衛門・小右衛門  
 23 太左衛門・平兵衛  
 24 磯右衛門・市兵衛・平四郎  
 25 嘉左衛門・儀左衛門・佐太夫・文左衛門・茂左衛門・長左衛門  
 26 金助・五郎右衛門・文右衛門・助七  
 27 善之丞・定右衛門・善兵衛・源八・喜七・善八・角内・源四郎  
 茂右衛門・市三郎・三之丞・与兵衛  
 28 弥左衛門・左右衛門  
 29 与右衛門・金古衛門・与惣右衛門・孫三郎・源右衛門・八郎右  
 衛門・太郎兵衛・又兵衛・紋右衛門・左兵衛・喜左衛門  
 30 九郎兵衛・万之助・弥右衛門・孫八・七郎右衛門  
 31 伝左衛門・半右衛門・市左衛門・久兵衛・仁右衛門・作左衛門  
 源左衛門  
 32 銀兵衛・所右衛門・重兵衛・万太郎・市之丞・重左衛門・太郎  
 右衛門  
 33 市郎左衛門・清太夫・仲右衛門・三左衛門・友八・九兵衛  
 34 安左衛門・太兵衛・七之丞・藤兵衛・源之助・与市・辰右衛門  
 太平次  
 35 嘉兵衛・作兵衛・市郎右衛門・政右衛門・吉左衛門・平吉  
 註 三十五組ある。中には二人組もある。  
 (四万 唐沢文衛蔵)
- 一八 嘉永四年二月 折田村五人組改帳  
 (五人組改帳―五人組全員連署)
- 一御料所国々百姓共御取箇并夫食種貸等其外願之筋之儀ニ付、強

訴徒党逃散候儀堅停止ニ候処、近年御領所之内ニ茂右体之願筋ニ付、御官陣屋江大勢相集リ訴訟致候儀茂有之、不届至極ニ候、自今以後敵數吟味之上重料ニ可被断候条此間可相守間被仰渡奉畏候事

右御法度之惣御ケ条之趣、村中ニ写置、毎月老度宛惣百姓共名主所江寄合為説聞被 仰付候通相守可申候、若違背仕候者有之候ハ、何程之曲事ニ茂可被 仰付候、為其名主・年寄・五人組連判之一札差上可申候、仍而如件

上州吾妻郡折田村

名主 九右衛門 ④

嘉永四年二月

年寄 彦右衛門 ④

同 茂左衛門 ④

同 彦平 ④

同 藤七 ④

組頭 新左衛門 ④

同 文之丞 ④

同 小兵衛 ④

同 甚右衛門 ④

同 安左衛門 ④

同 重左衛門 ④

同 太郎左衛門 ④

同 六郎兵衛 ④

同 百姓代 太郎左衛門 ④

- ① 新左衛門・善右衛門・仁右衛門
- ② 孫右衛門・六左衛門・仁兵衛・所左衛門・治郎左衛門・藤右衛門
- ③ 勘兵衛・小四郎・半右衛門・清八・六郎兵衛・伊兵衛・次助・吉兵衛・治左衛門
- ④ 長左衛門・市郎兵衛・權兵衛・喜右衛門・茂平次・佐兵衛・長八・郷左衛門・七郎右衛門・甚四郎
- ⑤ 喜大夫・紋左衛門・長左衛門・五左衛門
- ⑥ 五右衛門・三郎兵衛・仲右衛門・金兵衛・伝兵衛・小兵衛・外右衛門
- ⑧ 伝左衛門・茂左衛門・久左衛門・伊左衛門・長兵衛・宇兵衛
- ⑦ 太兵衛・彦右衛門・孫四郎・伝右衛門・善兵衛
- ⑨ 又右衛門・又左衛門・清三郎・文之丞・七之丞・小左衛門・彦四郎・彦平・久三郎
- ⑩ 三郎右衛門・七郎兵衛・市右衛門・權右衛門・助之丞・松之丞・半兵衛・勘三郎
- ⑪ 五郎右衛門・平左衛門・權之丞・五郎兵衛・長三郎・五郎助
- ⑫ 甚左衛門・吉五郎・与四右衛門・孫兵衛・弥五助
- ⑬ 伊右衛門・六右衛門・佐左衛門・久左衛門
- ⑭ 利兵衛・太左衛門・紋兵衛・太郎左衛門・安左衛門・太吉・教法院・吉左衛門・藤左衛門・孫七
- ⑮ 勘右衛門・孫兵衛・彦左衛門・重四郎・太右衛門・清兵衛



⑩与一右衛門・市左衛門・杳右衛門・半七・半四郎・孫右衛門・權三郎

⑪吉右衛門・重左衛門・作兵衛・重右衛門・杳左衛門（以上十七組）

（折田 折田茂藏）

一六 享保十二年九月 折田村人別改一札

差上申一札之事

一宗門御改ニ付別而被仰渡候趣奉畏候、惣而当村ノ江戸、沼田御足輕、御中間ニ罷出候者并御家中江御奉公ニ罷出候男女吟味仕、老人も不殘御帳面ニ居所宗旨相記し差上申候事

一江戸并他領近村江御願申上当村より奉公罷越或職人商等仕罷有候者不穩置宗旨并其勤方も書載一人も御帳ニもれ不申様ニ仕候事

一寺院・修驗・社人・道心者等迄、寺中家内之人数改之前々御吟味之通り弥念ヲ入御帳面ニ載、右之通委吟味仕少も相違無御座御帳面ニ仕立差上申候、如斯御改被成候処、自然当村より御帳外者老人も出来候ハ、私共何様之越度とも可被仰付候、為後日一札差上申所仍而如件

上野国吾妻郡沼田領折田村

享保十二年丁未九月

佐左衛門

馬淵四郎右衛門殿  
秋山郡 藏殿

安左衛門  
甚右衛門  
茂左衛門  
長八郎

（折田 今井次男藏）

一七〇 享保二年八月 中之条町転出入人扱証文

此吉兵衛儀、前橋領田口村之者ニ御座候処実正也、今度其許何茂様御取持ニ而此方御帳面相除キ指越申候、此者ニ付出入子細無御座候、若シ脇ノ六カ敷儀申者御座候ハ、加判之者急度埒明ケ可申候、其元御帳面ニ御載可被下候、宗門之儀者代々天台宗ニ而紛無御座候、為後日書類仍而如件

享保二年酉八月十二日

前橋次原郷 勝左衛門

同 米野村 才兵衛<sup>⑫</sup>

我妻郡中之条町

十郎右衛門殿

伝左衛門殿

（中之条町 桑原源一郎藏）

一五 嘉永三年二月 四方村人別増減書上

去酉年分

家数一七八軒

人数惣合七三六人内

山伏 二人  
男 三八六人  
女 三四八人

当戌年

家数一七七軒

人数惣合七二三人内

山伏 二人  
男 三七七人  
女 三四四人

内増分二八人内

男 一〇人 出生  
女 一八人 出生  
男 二〇人 不縁歸り  
女 八人 縁組不縁歸り

外減候分四二人内

男 二二人 死亡  
女 二〇人 縁付出  
男 二二人 死亡  
女 七人 他村へ縁付

差引酉年、十二人減申候

馬ノ九一疋

嘉永三戊二月

名主 茂左衛門  
組頭 直吉  
百姓代 市三郎

岩鼻御役所

(四方 宮崎徳郎蔵)

一六 明治三年正月 人別帳差出雛形

差上申人別帳之事

一 当何年人別相改候処、村中小之百姓末々ニ至迄、御高札ハ勿論追々御布令之趣其他、邪宗門怪異之宗法等都而 御制禁之

通、堅相守、聊不審之者無御座候、若シ御法度ニ相背候者御座候ハ、御穿削之上、如何之罪科被仰付候共、少も違背不仕候、依之大小之百姓一同連印差上ケ申処如件

一 神葬祭

何宗何寺且那款

高反別款  
無高款  
百姓

此者儀当御支配所何国何郡

午何歳 誰

何村誰娘ニ而何月何日貰受申候

嫁 何歳 誰

当御支配所何国何郡何村誰俸

厄介 何歳 誰  
下男 何歳 誰

(次男か、一季、年季)奉公ニ何年召抱寺請状受

(右に準じ)

下女 何歳 誰

何人 牛馬何疋

内男 何人  
内女 何人

右寄

合人員 何人(以下略)

差引 人数何人内 男何人 増款  
女何人 減款

右之通相違無御座候、以上

月 日

組合

肝煎名主

何村名主

岩鼻原

御役所

(山田 山田正治藏)

一三三 宝曆十一年三月 赤坂村除組騒動濟口証文

指上ケ申一札之事

当御宗門御改ニ付拙者五人組仲間ハ拙者義組を除キ度由申出候、依之可被遂糺明恩召寄之所、村年寄傍輩共五人組双方承合落着申候趣者 御 公儀様御法度ハ不及申、自分之宅江大勢人寄いたし博奕等宿不仕、惣而五人組へ染合我儀成義仕間敷候、其外市町他所へ出、理不尽ニ他人を敵打擲いたし候義、急度相慎可申候間、右之通五人組組合之儀改度由、右年寄傍輩共江申候、依之右之通相慎申立候上ハ、五人組仲間江被仰付只今迄之通り御百姓相統仕候様ニ年寄傍輩始親兄弟仲右衛門奉願上候

人組頭ニ可成者無之候間、無是悲、仲右衛門五人組相除キ度由御役所へ願出申候へバ、村年寄傍輩方江仲右衛門博奕宿等決而不致、其外市町他所江出ハ他人を理不尽ニ打擲致申間敷二品之一義ニ付相慎可申由相答申候上ハ右之通り組合可申候

此段御改之趣ハ七人組老人仲右衛門相除へき由願出候間、残る六人相談ト相聞候間落着致候上只今迄之通り何事ニ不寄睦間敷いたし、仲右衛門茂市町他所へ出候先ニ而他人ニ打擲被致候万一有之候ハ、仲右衛門ニ引乱を不為取様ニ見聞付次第隠分情を入、村江難不掛様ニ可仕候、委細承知奉畏候間双方落着 一札差上ケ申候、以上

宝曆十一年巳三年日

赤坂村

百姓 仲右衛門

親 七郎兵衛

五人組頭

庄左衛門

赤坂村

組合 千右衛門

御役所様

同 定右衛門

同 浅右衛門

同 万右衛門

(赤坂 小林貞夫藏)

市町

拙者共五人組仲間七人ニ而組合来り申候所ニ仲右衛門儀、

他所江出不届致候哉之旨、度々風聞承り候へハ、当年五人組頭ニ可成もの無之、依之相談見申候得共、仲右衛門相除不申候而ハ五

一五 享和二年五月 出戻り母子人別帳濟口証文

濟口一札之事

一 権兵衛娘去年中安兵衛方江少々謂有之ニ付右娘遺し候処、安兵衛方之人別帳ニ相加江候得共、猶又権兵衛方江右母子相返し申候、来春ハ権兵衛方之人別帳ヘ相載可申候、右一件ニ付、則出入ニも相成可申候所、村役人中双方竟見被成下候故内得致し内濟致し候、右一件ニ付以来出入ケ間敷義決而申出間敷候、尤此女子原町式ヶ所川戸村卷ヶ所江より縁付申間敷候、依之濟口一札連判差出し申処如件

享和二年戊五月

小川 権兵衛<sup>㊦</sup>  
安兵衛<sup>㊦</sup>  
五人組  
丈七<sup>㊦</sup>

(中之条町)  
町御役人中

(中之条町役場蔵)

註 小川は中之条町の字名である。

一五 元禄十四年四月 折田村百姓跡仕立手形

手形之事

一 此間宇兵儀今度七郎後目ニ我等取持ヲ以、御百姓ニ仕立申候、依之御公儀様御法度之者不及申、村中ニ而不依何事ニ悪事仕間敷候、并御年貢諸事御役等迄無違滞相勤可申候、殊ニ家屋敷山

林人馬諸道具みたりニ仕間敷候、自然御百姓相勤兼申、今当所相立申ハ右之儀みたりの致形不仕、各ヘ相渡し罷立可申候、万一如何様之悪事仕出し申共各々ヘ御苦勞掛ケ不申、拙者共立合何出ニ茂埒明可申候、為後日証文仍如件

元禄十四年

巳四月十日

金井村 致右衛門

治 助

長兵衛殿・八兵衛殿

門左衛門殿・宇佐衛門殿

清太夫殿・惣兵衛殿

二郎兵衛殿・半兵衛殿

清左衛門殿・郷次郎殿

清之丞殿・郷左衛門殿

川戸村 郷左衛門

植栗村 勘兵衛

(折田 小湊みどり蔵)

一六 享保五年三月 五反田村一代切水吞承認手形

水吞手形之事

一 喜藏儀前々水吞百姓ニ御座候所、此度病死仕候ニ付、甥新七伯父喜藏跡式相統申度旨願ニ而、六左衛門殿頼入、村中詮義之上名主、組頭立合、右喜藏跡式ニ相立置申候右之通、新六一代切り相定申し為其覚証文仍而如件

享保五年子三月十三日

名主 孫兵衛殿

四兵衛殿

清兵衛殿

善兵衛殿

組頭 半右衛門殿

同 安右衛門殿

同 庄左衛門殿

組頭 茂左衛門殿

助左衛門殿

三之助殿

長 吉殿

五反田村

水吞

喜 藏<sup>印</sup>

請人 六左衛門<sup>印</sup>

組頭 兵右衛門<sup>印</sup>

一七 宝曆六年十月 渡世不自由ニ付水吞ナリ共別格扱願証文

濟口証文之事

一 太郎右衛門願出候ハ拙者并俸美輪都只今迄惣助人別ニ入罷在候

得共、別組ニ店借り渡世仕罷在候処、渡世彼是不自由ニ付水吞

百姓ニ成共別格ニ相成度比度殿様御廻村ニ付御願申上度、町名

主所迄願出候処、惣助五人組町年寄中立会、右之段惣助方江申

(五反田 高橋孝茂藏)

聞せ取持内濟仕候訳ハ、親太郎右衛門願之儀ニ御座候得ハ、別

格ニ差出し其上当分暮し方として金耄両式分惣助方ノ太郎右衛

門方へ相渡し、美輪都ニ世話為致後世相送り申答ニ取持内濟仕

候

右之通太郎右衛門儀へ別組ニ相成り俸美輪都ニ相掛り水吞百姓

相勤罷在候上ハ、於此義御願ケ間敷義双方ノ申出間敷候、依之

濟口一札差出し申所仍如件

宝曆六年子十月

願人 太郎右衛門<sup>印</sup>

美輪都<sup>印</sup>

太郎右衛門子惣助<sup>印</sup>

五人組 音右衛門<sup>印</sup>

同 佐次右衛門<sup>印</sup>

同 市兵衛<sup>印</sup>

同 伊兵衛<sup>印</sup>

(中之条町役場藏)

一八 天明四年二月 五反田村百姓取立証文

一札ノ事

一 此度私義高分仕百姓名前差出し候様主人方より奉願候ニ付、御

聞濟ノ上願ノ通百姓名前御出シ被下候段難有仕合ニ奉存候、依

之被仰渡候義ハ

一 御公儀様御法度相背申間敷候、勿論一夜泊り他所ニ罷出候共五人組へ急度相届可罷出事

一 御年貢諸役等其外村方役所より相掛り候義毛頭差滞申間敷事

一 百姓名前差出シ候上ハ、弥以村方役人中ハ勿論、惣テ村方ノ衆

へ慮外ケ間敷義決テ仕間敷事

右ノ通堅可相守旨被仰渡、逸々承知奉畏候、若違背仕候義も御座

候ハ、何分ノ越度ニも可被仰付候、為其五人組共連印ノ一札差

出申所仍テ如件

五反田村

天明四年辰二月

百姓

喜

五人組

茂

同

庄

同

清

助

兵衛

良

八

御名主

治郎兵衛殿

村惣役人衆中

(五反田 唐沢姫雄蔵)

一九 文化五年四月 貧困の中、百姓相統、御礼証文

差出申一札ノ事

一 私儀多分ノ借用有之百姓相統も出来兼、其上、上沢渡村百姓伝兵衛殿ちよを妻ニ貰請候処、ちよ俸酉助幼年ニテ相統致兼候

間、後見致吳候様申ニ付、去年中同村重蔵殿取持を以、相頼候処、百姓相統無之候テハ被差遣ニかたく被仰聞候ニ付、猶又山田村惣兵衛殿相頼、達テ相頼候処御承知被下御世話を以、私立家兄左助方へ売店ニ被成、末々左助方ニテ百姓名前相立候筈、右家代金を以、借用方分散ニ被成御濟被下候積、尤多分荒畑有之御年貢弁納地所も御世話を以御片付被下置、重々忝存候、依之御礼一札差出申所仍テ如件

文化五年辰四月十三日

願人 弥

七

親類 権右衛門

五人組 金右衛門

同 群治郎

同 助左衛門

名主

四兵衛殿

村惣役人中

(五反田 唐沢姫雄蔵)

二〇〇 宝曆十年二月 離村者身柄証明証文

一札ノ事

四十八歳

一 当村吉兵衛其町要助持屋敷江家守ニ指趣申候、此方ニ罷在內者、何ニ而茂滞儀無御座候、然上ハ其町御帳面ニ御載可被下候、

当村帳面相除キ可申候、為後日仍而如件

吾妻郡赤坂村

名主

次郎兵衛

宝曆十年辰二月

前橋鍛冶町

名主

惣左衛門殿

(赤坂 小林貞夫藏)

三〇 安永八年十二月 離村書置口上覚

乍略儀以一識書置口上覚

一 御村方御役衆様

御厚恩を以

林昌寺様

当家相統難有仕合奉存候、然ル処近年打統医難立、依之無是悲

立退キ申候、何分各様御連々頭々之儀共何分急仰付願上候

一 薬代当春々所々江薬相用申候、(安永八年)当亥寄り金之儀共子供并妻へ

御取繕願上候

一家并私相求申候四畝歩、勘右衛門名代次諸道具之儀ハ分散ニ被

遊、諸借用方へ御返可被下候

右之趣申上度途中ハ一札相認差上申候、何共此度立退候趣ハ甚不

届成儀ニ被思召候共、身分難相立、右之仕合仍而如此御座候、以

上

一 右調合薬銘々名前書付仕候、此分何卒寄金之儀追々妻子江被下

候様奉願上候、甚差過キ文略乱筆御高免可被下候、以上

十二月五日

佐治積庵

田村文右衛門様、折田九右衛門様、田村彦右衛門様、田村庄三  
郎様、折田藤七様、田村常右衛門様、滝沢御組頭様同御組様

乍恐以書付奉願候口上之覚

一 私儀不思議成御因縁を以、善太郎儀名跡相統被仰付難有仕合奉

存候、然ル処近年打統勝手不如意借用多、迎茂相統難仕、当御

地渡世茂不相成依之退転仕度奉存候、何卒御慈悲を以、奉願候

趣被遊聞召訳退転願之通被仰付可被下候、偏御取成を以首尾能

退転被仰付被下候者難有可奉存候、以上

安永九庚子年正月十八日

玄 有<sup>㊦</sup>

御組頭

半四郎殿

(折田 折田茂藏)

註 医師佐治積庵は玄有と同一人であろう。折田の善太郎の名跡を立てて医師を開業したが不如意の為村を退転するのである。

三〇 天明七年九月 欠落者久離願証文

乍恐書付を以奉願上候

(キレ) 百姓次右衛門儀去年ノ十二月、欠落仕、当末ノ正月、御訴  
申上候所、子細御糺之上、追々尋被 仰付、御定式之日数も相立

候処、不尋出、不埒ニ付、永尋之儀久世下野守様江御窺成シ被下置御下知之趣ハ先達而被 仰渡一同難有承知奉畏候、然所右次右衛門義、此末何方ニ罷有候而如何様之悪事等可仕出ス哉無竟束奉存候間、何卒旧離成シ被下シ置候様奉願上候、御慈悲を以願之通被為 仰付被下シ置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

天明七年未九月

上州吾妻郡原岩本村次右衛門親類

願人

小左衛門

同所

吉兵衛

五人組

安兵衛

同所

六左衛門

名主

安右衛門

組頭

伝右衛門

原田清右衛門様  
御役所

(若本 綿貫常政藏)

無是悲親類五人組村役人一統御訴奉申上候、以上

上州吾妻郡原岩本村次右衛門親類

願人

小左衛門

同所

善兵衛

同五人組

安兵衛

同

惣太郎

名主

伝五右衛門

組頭

伝右衛門

百姓代

勘之丞

乍恐書付ヲ以御訴奉申上候

一高五斗九升三合

百姓次右衛門

年三十二歳

上州吾妻郡原岩本村次右衛門親類

訴人

小右衛門

同所五人組

安兵衛

同所

安兵衛

右次右衛門、去十二月廿五日、風与罷出行衛相知不申候ニ付、早速心当り之所々年内々相尋候得共、一向行衛相知レ不申難儀至極奉存候、且次右衛門儀去ル卯年以來凶作打統甚困窮仕老母妻子を

養、渡世經營致兼、無惣家内捨置欠落仕候哉之躰と奉存候、依之

二三 寛政四年三月 欠落届不差出者吟味願

乍恐以書付奉申上候

上州吾妻郡原岩本村役人物代名主平左衛門奉申上候、村内百姓久左衛門弟惣五郎義、先年分家仕罷在候処、去ル卯年自分勝手ニ相

成候由、同州群馬郡伊香保村借家仕、家内不残引越、商内渡世仕度段申候ニ付、村役人任其意ニ、差遣候所、六ヶ年以前夫婦棹三人一同欠落仕、勿論出店之義ニ御座候故、当村人別ニ差加置候故、久左衛門方へ心当り可相尋旨度申聞置候得共、等閑ニ相心得



候間、是近年々人別帳相除欠落届可仕旨申聞候処、久左衛門申聞候者、是非尋出シ申度候間、欠落届之義差控呉候様、至ニ相願候故、差加罷在、勿論村役人方ニ而も久左衛門方ニ而、何程相談候ヘハ、連年来御届不申可差置筈無御座候得共、(中略)村方も少ニ罷成故、自然と荒地茂不起返候間、何卒為尋出引戻度候候是迄人別不差除、差加置候得共、当年ハ御宗門人別之義も、至而御糺御敵重ニ付、右之段久左衛門ヘ得申聞、欠落御届人別差除候様申聞候得共得心不仕候ヘ共、此上先々ニ而何様之義仕出候も難計奉存候間、何卒久左衛門被召出、右之段逸々御利解被為仰聞、欠落御届仕候様、奉願上候、以上

上州吾妻郡原岩本村

寛政四年三月

名主 平左衛門

組頭 九 八

百姓代 半右衛門

篠山十兵衛様

御役所

(若本 綿貫常政蔵)

(三) 文化八年二月 欠落者引受証文

一札之事

拙者組合之内伊右衛門夫婦共ニ三人、去ル辰年家出仕、其後所

々相尋申候得共、行方相知れ不申候、右ニ付尋出し候迄宗門御改之義ハ不及申、如何様之六ヶ敷事御座候共、拙者引請將明可申候、為後日仍而如件

文化八年末ノ二月

折田村

引請人 五人組

久左衛門 ㊦

御名主

村役人衆中

(折田 今井次男蔵)

註 文政六年二月、同村に同類の文書一札同家にあり、そこには、諸入用等一切引請と付加している。

(三) 寛政四年二月 渡世上離村送り証文

送り一札之事

一 当村百姓太左衛門梓太兵衛義此度其御町江借家仕、渡世仕度由相頼申候ニ付、指遣シ申候、尤宗門人別之儀ハ当村宗門人別ニ而御町ニハ出人別ニ而御差置可被下候、此者当村ニ罷在候内金銀引負ハ不及申ニ出入其外六ヶ敷儀ニ相加り不申候、以来此者ニ付、何様之儀出来候共、当村ヘ引請、其御町江御苦勞ニ懸ケ申間敷候、御町内ニ罷有候内ハ町並之御作法何ニ而も為相背申間敷候

一 宗旨之儀ハ代々中之条町浄土宗清見寺旦那ニ而、御公儀様

御法度之宗門ニ而ハ無御座候、若此末寺請状御入用之砌ハ何時

成共差遣可申候、為後証送り寺請仍而如件

寛政四年子ノ二月

御代官篠山十兵衛支配所

吾妻郡原岩本村

太兵衛親太左衛門

同村 名主 平左衛門

土岐山城守様御城下

利根郡沼田材木町

御名主 惣右衛門殿

御役人衆中

(岩本 綿貫常政蔵)

三六 寛政四年九月 中之条町店請証文

店請証文之事

一 此惣七義槌成者に御座候に付、拙者共請人に相立貴様御店表口  
四間、裏引式間半之所此度借用仕、少々商等仕度相願に付、当  
子ノ九月より来ル丑ノ九月迄借用申所実正に御座候、右為店賃  
金尅兩宛為相済可申候。

一 宗旨の義は代々浄土宗にて、信州新野村正きやう寺旦那儀御座  
候。御法度宗門にては無御座候。

一 御公儀様御法度は不及申。御町内火の番其外御町法為相背申間

敷候。別此者に付商懸等其外何様の六ヶ敷出来仕候共、貴殿江  
少も御苦勞懸け不申拙者共埒明可申候。為後日店請証文仍而如  
件

寛政四年子九月

店借主 惣 七

町請人 常右衛門

曾 平

本町

伊右衛門殿

(中之条町 二宮映夫蔵)

三七 嘉永六年四月 無高百姓欠落尋ね届

乍恐書付御届奉上候

上州吾妻郡中之条町

無高百姓 久右衛門

三十一歳

右之もの義欠落いたし行衛不相知段去子十月廿五日御訴申上候  
処、同日より三十日限尋六切之間被仰付奉畏、遠近所々無油断相尋  
候得共今以行衛相知不申、然ル処、今廿九日右日限相成候に付、  
出府右之段御訴申上候、以上

嘉永六丑年四月廿九日

右

欠落人

八郎右衛門、勘左衛門兩人  
印形家内江取落失念仕候ニ  
付当夏成御上納之砌持告調  
印被仰付度奉願上候

清水御領

御役所

親類

武兵衛<sup>㊦</sup>

組合

市郎兵衛<sup>㊦</sup>

百姓代

八郎左衛門

組頭

年寄

勘左衛門  
甚兵衛<sup>㊦</sup>

(中之条町役場蔵)

二〇八 慶応四年八月 出奔者尋ね方受書

差上申御受書之事

河野吉之丞知行所

上州吾妻郡西中之条村

百姓

次郎兵衛  
年三十五歳

右之もの義借財方返済之義ニ付御願中、去月十八日出奔仕候処、  
其段始末御糺シニ相成奉恐入候、今日より日数三十日之間、私共江  
尋方被仰付承知奉畏候、尋当次第召連罷出御届ケ奉申上候、依而  
御聞書奉差上候、以上

慶応四年辰八月三日

右組合

茂左衛門

同断親類

四兵衛

組頭

左平次

原町

御副総長所

名主

市郎兵衛

(中之条町役場蔵)

二〇九 文化二年三月 印鑑紛失届

印鑑沓札之事

一私儀印形紛失仕候間此度相調当御宗門御改帳ニ押之差上申候、  
向後此印形之外、一切相持申間敷候、為後日印鑑如件

文化二年

乙丑二月

名主

近右衛門殿

赤坂村

与惣兵衛<sup>㊦</sup>

(赤坂 小林貞夫蔵)

三〇〇 安政七年二月 身分引請に付人別帳入

一札之事

一弥重郎身分之儀、我等引請候処相違無之候右ニ付、其御村方御  
人別ニ御加へ可被下候為後日一札仍而如件

安政七年

申二月

郷原村

菅谷勘右衛門隠居

慎三郎

折田村

御名主

九兵衛殿

(折田 折田茂蔵)



② 原 岩 本 村 (現大字岩本) (高四一四石余)

	戸 口		人 口		家 族 人 員									一戸当				
	男	女	計	計	一	二	三	四	五	六	七	八	九		一〇	一一	一二	一三
安政	九	五	二二	二〇	一〇	九	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四・五
嘉永	一〇	二	二二	二〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四・三
同 九	一〇	八	二二	二〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四・一
天保	一	一	二二	二〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四・四
文政	一	一	二二	二〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四・五
文化	一	一	二二	二〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四・五
天明	一	一	二二	二〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四・九
明和	一	一	二二	二〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五・〇
備 考																		

去年歳より十五人減とある  
(天保五年)

③ 上沢渡村 (現大字上沢渡) (高二二九石余)

	戸 数		人 口		一戸当	備 考
	男	女	計	計		
寛政	一七	一六	三三	三三	四・四	
天保	一七	一七	三四	三六	四・三	内僧 二戸 (三人)
明治	一六	一六	三二	三二	四・四	内僧 二人 神職 四人 山伏 二戸 (二人)

註① 1・2は村の宗門帳より、3は上沢渡村の「戸口調べ」より作る。  
② 折田村の戸数については第一巻(四六八頁)参照



第二表 一家の夫婦組数と無夫婦の家（折田村）

天和二	六	三一	七	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五七	四八	一・二	四%
元禄一三	一	二六	二三	八	〇	〇	二	二四	一	二	二	二四	六四	一・九	二
宝曆四	三四	六五	二四	一	〇	〇	一	一六	一	一	一	一六	二四	一・〇	三〇
明和九	二九	六八	一九	三	〇	〇	一	一五	一	一	一	一五	二九	一・〇	二五
安永二	二七	七二	一四	二	〇	〇	一	一〇六	一	一	一	一〇六	二五	一・〇	二四
同七	二一	八一	一六	二	〇	〇	一	一一九	一	一	一	一一九	二〇	一・〇	一八
天明六	三〇	七四	九	〇	一	〇	一	九六	一	一	一	九六	二四	〇・八	二六
寛政三	三九	六五	一四	一	〇	〇	一	九六	一	一	一	九六	二四	〇・八	三三
同九	四〇	六二	一四	〇	〇	〇	一	九四	一	一	一	九四	二八	〇・八	三四
享和四	三八	六一	一六	〇	〇	〇	一	九五	一	一	一	九五	二六	〇・八	三三
文化一〇	四一	五二	一九	〇	〇	〇	一	九三	一	一	一	九三	二六	〇・八	三七
文政一三	三三	四六	二四	一	〇	〇	一	九七	一	一	一	九七	一三	〇・九	三二
天保九	三九	四三	一五	一	〇	〇	一	七六	一	一	一	七六	八	〇・八	四〇

註 大家族から小家族へ、そして無夫婦の家が天保九年には四〇%という変異を見る。（折田村宗門帳より作る）

年齢別組数（折田村天保九年）

年 齡 別	一 〇 歳 台	二	三	四	五	六	七	計
組 数	一	一〇	一九	一八	九	一五	四	七六

註 年令別は男子の年令を基準としたものである。

第三表 三十歳以上の男女別独身者とその割合(折田村)

合 計	天保九	文政一三	文化一〇	享和四	同九	寛政三	天明六	同七	安永二	同九	明和二	宝曆九	男		女	全人口
													30歳台	(1)%		
九七	六	四	二五	一二	四	三	五	八	六	八	八	八	30歳台	(1)%		
三五四〇	二	一四	四八	四四	三三	二五	四二	五三	六〇	四四	七三	五三	40歳台			
五〇四三二四	四	四	二	二	二	四	三	一	二	三	〇	三	50歳台			
二五四	五	八	六	五	〇	〇	〇	四	三	一	四	二	60歳台			
八	五	三	三	二	一	二	二	一	一	二	二	〇	70歳台			
一七	二	二	五	二	二	二	一	一	一	一	一	五	(2)計			
五四〇六五	一	四	一	二	五	四	五	五	六	七	八	六	(3)%			
二六二〇九三五七	二	三	一	二	〇	一	三	〇	一	一	一	二	30歳台	(4)%		
一六二、八九三	六	九	三	六	〇	三	九	〇	三	五	七	一	40歳台			
二、五七五	六	四	四	四	三	七	四	二	二	二	二	〇	50歳台			
	四	五	五	七	九	〇	九	四	四	二	二	四	60歳台			
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	70歳台			
	三	一	四	〇	六	一	九	七	三	〇	六	六	(5)計			
	九	九	一	二	九	二	八	六	九	六	四	四	(6)%			
	三四	三二	三六	三五	三七	五〇	三三	一九	二九	二一	一五	一六				
	一六	一五	一八	一八	一八	一七	一四	八	一三	九	七	三				
	二〇四	二二一	二一八	二三〇	二四四	二五二	二六三	二七六	二六二	二六二	二二八	二三三	男			
	二〇七	二〇九	一九八	一九一	二〇四	二二一	二二九	二五二	二二四	二二六	二〇七	二〇七	女			

註 (1)宝曆九年の男子三十歳台八人は、(2)三十歳以上十五人の五三%、(3)は全人口男三三三人の六%、(4)は女子三十歳台一人は(5)の三十歳以上女子十人の十三%、(6)は(5)の十六人の全体の女子一〇七人の三%を意味するものである、以下年次毎の説明を略す。(折田村宗門帳より作る)



## 第二節 村 況

### 第一項 村 由 緒

三二 慶安五年九月 中之条町川原町より上原へ引地願書

村引願書享控

中条新町引地仕候故元宿川原町通用悪敷罷成申候間上原へ町引仕度左様に相成候はゞ御家中様御通りの御便にも宜御座候間上原へ引地御願申上候、以上

慶安五年九月六日

源右衛門

善太夫

市郎右衛門

藤左衛門

正右衛門

庄左衛門

伊兵衛

(大正八年 中之条町郷土誌)

覚

其村引地願通申付問屋敷割可致者也

(承応元年)  
辰十二月

一柳九右衛門判

寺尾太郎左衛門判

庄屋源右衛門殿

(大正八年 中之条町郷土誌)

三三 承応元年十二月 伊勢町町引町割覚

伊勢町々割文書

覚

町割之事貴殿次第ニ可被成候。伊兵衛義二人にて請合申候。伊兵衛分は貴殿がてまいのならび取申答ニ可致候外ハ霜月申候定ノ通に候。如件。

承応元年十二月五日

狩野 善太夫

理悲内

青柳源右衛門殿

善太夫印形破り申すわけ別段連印書付有之故に二重成申故印形破申候。承応元年九月沼田へ御願申候て町引の趣相談、十一月中相定申候所ニ狩野伊兵衛越後ニ参り不帰候故ニ、地割前ニ至り候て、兄善太夫並下女腹伯父分利悲内請合の印形いたし相定め町割

いたし候由然れども伊兵衛越後より罷帰り町割立合はざりし残念に申候。伊兵衛繩張割の分、上ノ町を割申候と申候。伊兵衛は越後、信濃其所々へ商に出申候也

(伊勢町 青柳正倫藏)

三三 年不詳 吾妻記

(元禄初期か)

吾妻郡之事往昔山代庄と申候

一七社明神すいじやくより以後吾妻と名附たる、一説ニハ尾州熱田大明神東夷征<sup>(討)</sup>ニ御下向御座候而当国上野之長者之所ニ一宿被遊、彼長者者吾妻姫ニ近附せ給ひし故、あづまと名附ケ申由、彼あづま姫は吾妻はや権現と顯れ給ふ、一説ニハ山田村神妻明神とあり、吾妻郷之名ハ小泉之郷、坪井之郷、志原之郷、白井之郷、西中之条之郷、尻高之郷、尻高村と附、一説ニは、児持明神と和利明神御夫婦、青山、なきた川ニ而御合被成候由、互ニおんなげき被成候故、泪川と申なり、かやうニ可有とハ誰もしりたかとありし故、尻高と名附たり、又有説ニハ源之頼朝公三原の御狩被成、夫々下野那須江御通之時、岩本を御らんなされ、御尋之上、所之もの、岩ハ吾妻之大じや岩とこたへ、頼朝公頭ハ尻高しと被成候故尻高と名附たり、尻高と書來る事本紀なり。

郡境之事

東ハ利根川、北ハあづまや、西ハ平湯宿知葉不動、戸がの、南ハぬの尾<sup>(尾)</sup>榛名の沼、長井坂墨見嶽、浅間山、鳥井白峯、魚川、三坂峠吾妻郡代之者、北条泰時之代、行盛川戸村要害在城なり

吾妻岩櫃城主齋藤越前守義忠、足利將軍天下之時、越前国大野の国替ニ而吾妻郡地頭なり、弟太郎治郎同富沢三郎越前殿子撰津守義宗子左衛門尉宗実子越前守盛実、此代越後江御卒人なり

大野下野守、後ハ佐藤軍兵衛と名乗候、富沢三郎嫡子但馬守子伯耆守、其子伊予守、此代甲州信玄之旗ニ相成、同三郎次男出羽守此子五人あり

吾妻七旗之人々

齋藤越前守岩櫃在城なり

新羅左衛門輔大戸在城なり

武藤形部左衛門岩井堂在城なり

尻高三河守古城江住前也尻高江在城なり

佐藤左衛門中山ニ在城なり

長尾左衛門入道白井城在也

永田伊賀守西中之条ニ在城なり

吾妻七社之事(略)

吾妻順礼記ニあり

岩本村行沢寺右ニハ二拾貳番とあり、木頭權律師行蓮

大永七丁亥六月

齋藤越前守

三嶋大御堂

大永七丁亥 地頭新兵衛隆俊權大僧都

洗板蓮花寺 天文三年十月十八日智勝院正堂之任  
(吾妻古戦録に天正三年甲午とある)

岩井堂 延久五年三月日

建久四年源頼朝公三原御狩之時、草津湯名湯聞へけり

一 千俣鎌明神 頼朝公まり被遊候故其所鎮守とはくらお作、神に祭るなり

一 日向山定光寺薬師、往昔源頼光家臣碓氷定光寺道心起し、上野(井)

松田ニ引籠、其後四万湯始る、則守本尊さし置、是ハ天笠月界

長者えんぶだこんにて奉鑄同宮殿建立なり、

美濃国住人清水八郎次宗次と申者、草津湯始候得、夜の夢ニ

老翁来り、我等ハ四万之日向之ものなり、薬師宮殿建立あるもの

のならハ病氣本服すべしとありける間ニ則天文四乙未ニ初同六年

丁酉の十一月十六日供養仕候

一 普光寺善導寺、人王九十五代後醍醐後醍醐院院の御宇、貞和四年乙巳

然上人九代識阿上人鎮西ノ同道三人此国江下り寺建立あり、彼

上人母上跡をしたふて下り、其後榛名山へ参詣仕、沼江入申候

沼ばたに石塔建明徳二年とあり

一 山田村竜水山善福寺、貞治元年壬丑 道学上人建立なり、是ハ識

阿上人之弟子なり、

一 岩井村長福寺、人王九十四代花園院正中慶秀法印開山、頼朝郷

任征夷大將軍藤九郎盛長日本惣政所与成る盛長開基とす此寺建

立なり羽林寺、応永二十年長春院之御代、月郷和尚建立なり、

在寺二十式年永享八年遷化なり式代目一秀和尚、玉泉寺之開山

なり

伊勢町宝満山林昌寺永延七年城代矢沢薩摩守開基なり

註 古戦録に「一清見寺後長岡に古歌あり、長岡や永田の原のさしもぐさ花を折田ににじのかけはし」とあり、

吾妻村々鎮守之事

尻高熊野三社大権現往昔人王十代崇神天皇御宇豊城入彦命御建立

ナリ

横尾村八幡宮 (天平)神護元乙丑御建立

小野子金善神 是ハ桓武天皇之王子なる由申伝るなり、上野国箱

嶋茅かいとへ流人被成候其頃、小野子村を頼、此所ニ移り被成、

禁中ノ御救免被成御掃京、七ヶ年之間、然所ニすなこ明神彼御前

御通り被成七人之御子あり、検登長福寺三田野如意為宮坂甲里滝

口櫛利木助おいぬ之明神、是ハおいし丈右七年以後金差神上野御

附暮被成浜川すなご之森御前御通り歌ニ曰

逢そうハふかくせさらむ吾妻と

川の成る瀬のあらんかぎりハ

はくろをも成染羽の者悉里明神も祝い申候村上佐久間明神

植栗村鹿嶋明神 植栗阿芸殿建立  
天文元年之ころなり

川戸村一宮大明神 七次茂間二社共ニ貞和年中  
吾妻太郎行盛建立

川戸村木枯明神 新羅形部建立なり  
永祿年中之頃之事

す加尾村諏訪大明神 建久四年、頼朝公鹿狩ニ諸人あせをなが

す、頼朝公被仰候へ、皆すがをとあり、須川尾と名附たり、鹿の

頭諏訪江奉とあり、所之諏訪大明神といはい申候なり

林村諏訪大明神、同前佐々木秀綱、鹿老ツも取らず、諏訪宮江き  
(折野)  
 せいする、則鹿狩り其所江一社之諏訪大明神建るなり

今宮羽尾二社共ニ其八郎建立なり

草津茨之明神、建久元年湯本源次郎建立なり

一 金剛山大岩寺不動人皇三十代飲明天皇御宇なり、山田村村妻明神、ある説に

上野長者の姫とあり、或時曰石見国神妻を勧請たるべし

一 原町大宮ハ齋藤越前守義忠本国戸羽之明神を勧請なり

一 猿ヶ京雨宮明神ハ須川殿御建立与申伝也

一 中山三嶋大明神是ハ中山左衛門殿建立也

一 岩櫃城主齋藤越守永祿三丙寅年、羽尾左衛門内書ニ而田村甚右

衛門高野半六慾心故たばかり、岩櫃本城ニ而討たんとしたる所

を、越前守殿裏門ハ御出被成候ニ、甚右衛門矢をつかい越前守

御目をひらき見申けるに、式人前後をいたる故そのまゝ越前守

殿越後江落し也右越前守義忠ハ四代目にて亡なり

一 柳吾妻信玄公御手ニ入事ハ、羽尾左衛門殿之あとつきに、海野

入道之嫡子羽尾跡つきニ相成故、鎌原大和・西久保治部・湯本

源治郎・山本九兵衛・横谷惣九衛門此五人之衆、信玄公之御手

ニ附、羽尾重郎殿も海野能登守も、沼田横塚ニ而切腹いたし、

海野長門守岩櫃ニ而切腹相成候故、後には作重郎と名乗伊豆守

殿式百五十石ニ而置なり、高野半六・田村甚右衛門・齋藤越前

守と相談いたし、永田伊賀守ニ対面仕、嗽の紛にて討はたすべ

しとはかりける、則ちとがり矢の麓迄伊賀守とのを引入、齋藤

とのを跡先ハ挾討ニ致せしなり、齋藤の御内儀女なれとも能武

勇ニ勝たる間、則竹山ニ御移り、家来蟻川図書と申もの大勇之

もの故御前ニ附奉り竹山ニ罷在候越前守御率人式人後ニ海野長

門守との竹山を攻られ落城之時、蟻川図書、騎士捨老人迄切落

し、其身は、つつがなく高井太郎左衛門之馬をうばいとり、其

馬に乗、下野の佐野迄落し也、三嶋浦野右衛門殿之孫浦野平兵

衛、信玄公之御手ニ付、永祿六年之時、岩下富沢伊予守・富沢

豊前・唐沢全之助・富沢伊賀守・割田下総・蜂須賀伊賀この七

人甲州方ニ相成候間、信玄公ハ海野長門守を岩櫃ニ被差置候

大戸新羅左衛門殿、是ハ甲州江降参致、信玄公の御手ニ附申候、

永祿七年なり

岩 下 山 口 織 部

四 万 山 田 与 惣 兵 衛

青 山 湯 本 九 右 衛 門

五 反 田 一 場 太 郎 左 衛 門

中 之 条 鹿 野 志 磨

同 中 沢 越 後

平 割 田 隼 人

村 上 富 沢 治 部

折 田 佐 藤 豊 後

同 高 柳 半 六

岩井堂城主武藤刑部左衛門治部跡次ニ罷成、甲州方之手引故、武藤左衛門殿逆心ニ而たばかりして、佐久間明神之前ニ而切殺し信玄公へ忠勤いたし候、依之信玄公御朱印を被下候、今度之御忠臣候、依而無比類上野之内九十貫文之所出し置もの也 可揮忠切者也

永祿七年乙丑年二月十一日榎井山城守幸之 富沢治部少輔

甲州富沢伊予守・唐沢玄番・岩井堂城代ニ被置候、彼治部後三州長篠にて討死、依之甲州御状參候、其文ニ曰

一書申遣候、今後治部駿州長篠太手先ニ而被討申候、弟左衛門殿を治部跡式ニ可差置為其如此ニ申遣候恐々謹言

天正三年六月二十七日

真田阿波守

富沢出羽守殿

依之左衛門を治部跡目ニ罷在候、後に篠原右近、野村弥平治、飯塚出雲三人にて酒盛之座敷ニ而左衛門を討、そのころ岩井堂ニ押寄富沢伊予守を鉄砲ニ而打殺し、唐沢玄番城を懸出し、右近、弥平治追欠出玄番へ終命助逃延りなり

尻高参河守殿ハ古城在城之嫡子源治郎殿尻高ニ在城也、彼源次郎殿妹ハ白井長尾権十郎殿内室ニ相成候長尾殿と一味仕、小田原北条方江一味之企有之、依之川原田亦右衛門、林新助式人、尻高殿江逆心之趣、矢沢但馬頭との注進致候、依之富沢豊前、割田下総、同与左衛門、同隼人、山田与惣兵衛、植栗安芸守、神保加賀守、渡辺茂右衛門惣人数式百九拾人押寄候ニ付、尻高参河守殿城

お出、尻高江落行ける所、割田下総同隼人追打ニ致候故三河守殿鍾塚ニ而被討給ふなり、豊前与惣兵衛式人ハ八幡之要害ニ攻次、城を攻落ス、富沢豊前、山田与惣兵衛八幡之要害ニ罷在候、古城ニ而五郎明神之方ハ浦野平兵衛、蜂須賀加賀守兩人百五十人ニ而鉄砲さんハニ打欠、城中の人々川田の欠ニ飛落候を渡辺茂右衛門十六時城下ニ而二十四人討取、依之大坂陣之時おぼへものとして真田伊豆守殿ハ竹策之役ニ渡辺茂右衛門被仰付候、富沢豊後守八幡之要害ニ尻高揮として被差置候、尻たか源次郎殿も奥州会津江落しなり

永祿二申四月中旬之頃中山地頭城主、中山右衛門佐此人之要害にて討死之後、家来阿佐之助左衛門也、中山城代阿佐之助次衛門殿小田原江心替り致候を、金井外記甲州江注進仕候依之矢沢薩摩守大将にて攻寄、則左衛門ニ切腹為致其かはりニ中山右衛門殿城代ニ罷成候天正十八年小田原城主致候故赤見山城守も真田伊豆守殿江隆参三百石ニ罷在候也

吾妻七騎之者

岩 <small>（つ）</small> 本	富	沢	伊予守	本沢渡	唐	沢	玄	番			
三	嶋	浦	野	平	兵	衛	同	富	沢	加	賀
山	田	富	沢	豊	前	横	尾	割	田	下	総
原	町	蜂	須	賀	加	賀					

是を吾妻七騎と申候

城主吾妻太郎行盛之落人なり

折田 佐藤 軍兵衛	反下 山口 織部
四万 山田 与惣兵衛	村上 富沢 治部
植栗 植栗 安芸	青山 湯本 九右衛門
植栗 神保 加賀守	中之条 鹿野 去摩
同 伊能 妥女	同 中沢 越後
平 割田 隼人	同 伊能 左京
横尾 割田 与左衛門	同 桑原 左近
五反田 一場 太郎衛門	西中之条 篠 左近
同 田村 雅楽	原町 二宮 勘解由
折田 大河原 下総	大岩 宮崎 勘解由
竹山 畠山 主水	沢渡 鹿野 右衛門佐
湯原 田村 新左衛門	同 関太郎 左衛門
同 嶋村 茂右衛門	

是ハ行盛ニ使し人々なり家統ある者也

尻高参河守殿家来塚原源左衛門入口治部或ニ申候

三河守殿、右ハ武田与あり、一説ニハ鳥見与武田撰津写与御朱印被下候、其節御奉公之取立ニ而伊予殿々被下候

註 恐らくこの作者は次の事から林理右衛門であろう。それは、次に抜粋した吾妻古戦録の終りに、「吾妻郷之事」とあるものと、殆んど内容は同じであるが、内容を項目に分け、幾分整理している。それに、古戦録の終りは、真田伊賀守の沿革として、末尾に「天正より天和に至る九十二年間にして真田氏全く亡び後に代官領となれり。」と結んでいるが、本書は終りに、「吾妻太郎記」をのせている。「吾妻太郎記」は、元禄の始め吾妻三十三番の礼所を再興した大塚の林理右衛門

と伝えられており、元来美文であるので転写毎に書き替えられたとあるが、これはまた「扱も」の開口の一語から「人間の盛衰は日長短日のある如し……」と、方丈記にも似た書き出しを思わせる。こう考えると、この「吾妻記」は、大塚がまだ旗本領とならぬ（元禄十一年旗本保科領）元禄の始めに、吾妻古戦録を書いたその頃、昔しを語る一冊として書いたものではないかと思われる。

#### 三四 年不詳 吾妻古戦録「抜」

##### ○吾妻四郷の事

一 膝突郷 吾妻ぬる川大戸三の倉みのわ波川利根落合迄で一郷と名付たり。

一 西中之条郷 吾妻川白井迄尻高中山利根須川とを曰ふ、三国四万谷迄一郷なり。

一 坪井郷 ぬる川碓氷峠浅間山鳥井峠三島迄一郷なり。

一 三嶋鎌立郷 三嶋村・須賀尾・大柏木・川原畑・横谷・岩下・吾妻川を曰一郷なり。

##### ○我妻七郷七ツ石の事

西中之条郷・小泉郷・坪井郷・志原郷・白井郷・須川郷・尻高郷  
横尾長石・蟻川割石・大道囃石・山田かわいご石・原町立石・  
青山亀石・市城平石

(吾妻史料集より)

三五 元文六年三月 原岩本村蟻川村元一村の事

差上申一札ノ事

達而延宝四辰年真田伊賀守様領分ノ節御檢地御帳面当五日迄ニ差上ケ候様ニ被 仰付候処、当村ノ義ハ古來蟻川村往古一村ニ御座候テ、貞享寅年酒井河内守様御檢地御帳面ノ外古代ノ諸帳面無御座候、如斯一札差上ケ申候、以上

元文六年酉三月

上野国吾妻郡原岩本村

名主

彦 兵衛

組頭

市 左衛門

同

与 兵衛

年寄

佐五右衛門

同

平 左衛門

早川安左衛門様

御役所

(平 関征見蔵)

三六 安政六年 桑原氏写中之条町由来書

一文禄四年己未河原町引、下ノ町割申候事、今之何原町名所此処也

一寛永壬申九年、下ノ町引、中野条町割申候事

一承応一癸巳年、沼田真田内記信政公御代ニ金井弥兵衛町割致

し、伊勢大神宮へ参宮致し伊勢町と号申候事

一寛文癸卯三年秋々沼田領分御檢地、御竿石高ニ相成、小幡四郎兵衛、舟田三郎右衛門、尾見治太夫其外之人々内高拾四万四千貳百廿六石四斗壹升相増申候

一延宝丙辰四年、尾見与一右衛門、沼田領林檢地入レ年貢罷成申候、又添年貢殊新役等新きに相動申候

千時安政六年乙未

桑原氏写之

(中之条町 桑原源一郎蔵)

三七 年次不詳 五反田村由緒書

一我妻郡之儀ハ、永禄年中迄ハ小田原御持、但シ七年之頃々信州真田一徳齊様、同安房守様御知行所、出浦上総之助殿・同津しま殿仕置被成候

一先規ハ西中ノ条村内而(ひがし)に武兵衛と申人、折田・山田・五反田四ヶ村之割本庄屋也、肝煎と也

一天正年中ノ比、五反田庄屋ハ三右衛門ニ渡ル、其時分ハ三軒七軒、其後十七軒ニ也候時々

一正保元甲申年、祖父総兵衛庄屋渡ル、河内守様時九年程、慶安四卯年

一明暦元乙未年 親新右衛門 親助左衛門

万治元年比迄、但シ九年程、内記様時

一 寛文元年辛丑年 親忠左衛門 十三年後ニハ忠右衛門計ニ而持  
親里右衛門

伊賀守御檢地、足利佐京様知所ニ也

一 延宝元癸丑年親安右衛門渡ル、庄屋、但シ三年程、足利左京様御持  
同年号三年程六左衛門庄屋渡ル

一 延宝六千年、善兵衛渡ル、元禄五六年之時分迄伊賀守様御代十  
六年程

一 同年号ノ親孫兵衛名主渡ル、七八年竹村惣左衛門様・熊沢武兵  
衛様御料也

次ニ御代官太田弥太夫様、次ニ雨宮勘兵衛様二三年

一 宝永元甲申年、庄兵衛名主渡ル

(五反田 田村武一朗蔵)

### 三八 年不詳 伊勢町覚書

(表紙)  
「上野国吾妻郡伊勢町覚書」

村方前々申伝

地方書物等 覚書

昔ハ伊左馬之郷といふ頃ハ伊左馬笹戸といふ人の有シとかや、  
其子孫の伊左馬左衛門次郎といふ人の頃までハ、伊左馬之郷ハ知  
行したりと申伝也、居屋敷ハ五郎明神の前を通り成ルよし、伊左  
馬笹戸の廟所ハ笹塚といふ也何頃といふ事不知申伝也、今ニ五郎  
明神の前の坂を左衛門次郎坂といふなり。坂の下田畑名所を伊左

馬下と古水帳寛文年中の頃までハ伊左馬といふと覚えたり、伊左  
馬の屋敷跡ハ中之条町分故此方の水帳ニハなし。昔も下の田地ニ  
名所を付たりとみへたり、伊左馬殿ハ何頃に断絶致候事ヲ不知  
也。

鎌倉頼朝公の御時頃ハ大野新三郎といふ人の知行のよし、大  
野氏屋敷始メハ須川固屋言也、其頃屋敷の名を須川団屋頭殿と申  
也、今に須川団屋つふ殿と申伝ル也、其後程過て居ヲ築、今の古  
城也、大野氏の頃ハ城の名ヲ中城といふと也。

其頃所の名も中城河原町と申、大野氏ハ大場三郎分れ故、鎌倉  
の権五郎の末葉故五郎明神の社建氏神ニ祝申候由、五郎明神木吾  
妻第一の大古木也

五郎明神建候頃ハ正治年中と申伝也、大野氏ハ上杉家の越後落  
の節、御供ニ而越後江參ル由、長尾氏大野氏先祖同姓故越後ニ落  
着申候由、大野弥太殿奥方と越後の本庄清七と申人妹成ルよ  
し、家中不残越後引越申候由其節古城断絶也、普代の家人越後ノ  
晦ヲ貫本國江參り浪人ニ成申候、古城落城の時ノみの輪領成長野  
源左衛門といふ人の知行に少々内成申候と申伝也、小田原ノみの  
輪ハ預ケニなり候事哉、古城浪人の内熊川薩摩、羽田筑後、山口  
修理、中沢一学此四人の跡ハ断絶也其外の人々の跡ハ今ニ百姓ニ  
相成申候、熊川の屋敷ハ今根岸の屋敷也、羽田の屋敷ハ忠乗三右  
衛門屋敷也、中沢屋敷ハ元舟場の上ル也、山口の屋敷ハ不知れ、大  
野氏ハ廟所忠乗塚間といふ所也、今ハ人ニ唱連ニてづかまといふ



天正の頃甲州御領ニ成、真田の御知行と成、甲州が御呼出シニ而古城浪人其外郷土等銘々少々宛御宛行被下置、横尾八幡の番杯相勤申候、此御朱印川戸村金藏院所持也、甲州御落着の以後ハ百姓ニ相成申候、慶長年中の大坂御陣の節役夫ニも右の浪人の人々罷出申候由也

天正の末(新井信示氏曰く寛永年中なるべし、又曰く寛永九壬申年ハ翌酉年迄ニ中之条引地)中城川原町村分り中条新町長岡ニ分ル。残の村ヲ元宿といふ。承応元年辰本宿ヲ伊勢町へ引申候

村引願書抄

中条新町引地仕候故元宿川原町通用悪敷罷成申候間、上原が町引仕度左様ニ相成候へ、御家中様御通りの御便ニも宜御座候間上原江引地御願申上候以上

承応元年

辰九月六日

- 源右衛門
- 善太夫
- 市郎右衛門
- 藤左衛門
- 正左衛門
- 伊兵衛
- 沼田の事也
- 御奉行所

承応元年十月十五日御見分之御役人衆御出、十九日迄ニ相済申候由

御役人の信沢孫兵衛殿舟田吉左衛門殿右御兩人御出、御勘定衆

也

右町引願願の通被仰渡の御書付御仰もの写

覚

其村引地願通申付間屋敷割可致者也

辰十二月

一柳九右衛門判

寺尾太郎左衛門判

庄屋

源右衛門殿

村方屋敷割ニ付定書の写

覚

一地割貴殿次第ニ可被成候、伊兵衛事ハ善太夫、理惣内請合申候貴殿か我等かとなりニ伊兵衛屋敷とり可申候、外ハ前々定通り御座候、以上

承応元年辰十二月

- 善太夫判
- 藤左衛門判
- 正左衛門判
- 庄右衛門判
- 利惣内判

源右衛門殿

承応三年巳正月末が町割屋敷わけいたし伊勢崎の市繁昌ニ付、市神の土ヲ盗来り町中ニえの木ヲ植、其根石ニ土を埋メ申候間、伊

勢町と名付、神明の御宮奉建今の御宮<sub>下</sub>ニ大石有ル所ニ御宮建申候而桜木ヲ植申候由今に石も桜も有之候也、三月廿三日初而伊勢町と申始メルと也。承応貳年十月伊兵衛越後<sub>ノ</sub>婦り申し上町ヲ割候也。町割節居合不申候ゆへ手前割の分として伊兵衛割申候今堰のなりまかり申し、承応貳年己十一月十六日町割の祝として祭礼操ヲいたし申候由、惣社町曾我重郎兵衛五郎兵衛と申に相頼、源右衛門庭ニ而あやつりいたし申候由申伝也

承応三年午二月屋敷御検地御座候御役人

小野儀左衛門殿、尾見治太夫殿

御検地被成候、其節用水堰願申上候、横尾堰堀申候人足の御領分不残村々<sub>ノ</sub>出申候よし入方田代辺<sub>ノ</sub>初三原中参り申候人足共町通ながら悪口雑言様々申候由、先行人江跡<sub>ノ</sub>申候ハ手前ハ何ヲ持て参た、これハ当村源右衛門が死<sub>ハ</sub>だ故穴堀ニくわヲ持参<sub>シ</sub>した、其方持たるハ何<sub>ソ</sub>だ、これは源右衛門が六かふのだんごだ杯と申様々の悪口ヲ申通り候よし申伝也、堰の字を源兵衛堰と申今唱違せん堰と下町の者ハ申候也

覚

其村の内、上畠三反步下畠四反六畝步横尾村江物成相納可申候堰代也

十一月

信 沢 孫兵衛判  
寺 岡 瀬兵衛判

御書付明暦元年卯十一月御渡し被成候由、寛文三癸卯十一月二日三日御検地、同八日御検地御役人衆

小野儀右衛門殿、舟田吉左衛門殿

高九百八拾六石九斗貳升九合

内 貳百拾三石六斗七升壹合 田方  
七百七拾三石貳斗五升八合 畑方

田畑合九拾八町壹反三畝拾貳步也

尾 見 治太夫判

中 村 七兵衛判

舟 田 吉左衛門判

小野儀右衛門判

右之通古検地御水帳也

寛文十二年子閏六月十四日

御検地御役人

松 田 藤 助殿

高三拾九石九斗七升六合御改出し

内 貳石四斗七升五合 田方  
三拾七石五升壹合 畑方

田畑合六町三反四畝拾步

松 田 藤 助判

寛文十二年子壬午六月十四日

寛文三卯同十二年子兩度合御検地高千貳拾六石九斗五合也

延宝四年丙辰五月三日林御検地入林壹万四千七百九坪

内 四百五拾坪 御林  
六千六百九坪 神社森

七千六百五拾四坪 御年貢林

御檢地御役人

尾見惣右衛門判・信沢孫右衛門判

延宝四年辰五月三日

御勘定師

長井 伝兵衛

竿取の同心、角兵衛・与惣兵衛・金右衛門・平太夫・金太夫

所右衛門・七太夫・与惣右衛門

度々御檢地御座候而、郡中百姓困窮仕候ニ付無拠源右衛門并加右衛門親子御訴訟申上候ニ付、原町率へ百日御押込ニ相成身上不殘御取上ニ相成候故、中山御領後藤伊兵衛方御願申上候、五拾五兩ニ而買取又々加右衛門方江相譲り申候由、右の趣段々御公儀様相知れ、沼田領惣百姓大困窮ニ及御沙汰其上前年万治年中江戸表橋ニ御普請等の節、御材木等御請合被成候得共惣百姓困窮故材木及延引何角の御首尾不宜旁々故ニ御咎メ御座候故哉、沼田御落着被成候、天和元年丙十一月十六日、沼田御城并ニ御領分御召上られ、真田伊賀守様奥州二本松江御預ケ御成被成候

天和元年酉十一月御料所ニ相成申御支配御代官様

竹村惣左衛門様

御預り所ニ相成候

熊沢 武兵衛様

先年々度々御檢地

文新井信示氏補

寛永八年申年も御檢地御座候、右水帳ハ御取上ケニ相成申候よ

し申伝也、寛文年中両度、延宝年中も御檢地  
右ニ付地方前々々悉相詰り申候故無拠御料所相成御檢地御救免の

御檢地御願申上候

天和三年癸三月御檢地願書扣乍恐以書付奉願上候御事

一北上野国沼田御領内吾妻郡共真田伊賀守様御知行所ニ御座候、然ル所寛文三年卯子年迄拾ヶ年の内両度迄御檢地被仰付、内

檢地被遊、古高三万石ニ御座候処、本田開発共ニ拾四万四千石

余ニ御打詰メ被成候、此訳ケハ大石古木の類ヲ不除、大囃小囃

の訳なく、一面糸釣のことく御檢地ニ候間、老反歩の所五畝六

歩の外ハ無御座候ニ付、惣百姓困窮仕候、大勢餓死仕候故大分

荒地ニ罷成申候難儀仕候、沼田御領内之儀ハ四方高山立廻し東

ニ武尊山日光山南赤城山榛名山、西ニ浅間山白根嶽、北三国峠

迄峯統屏風ヲ立たる如く雪積ル事無限、彼嶽メ吹下候嵐烈敷雪

霜ハ明不待耕作不実取惣百姓難儀仕候間、御慈悲ヲ以荒地高御

除被下置様と有来候通りの本日御檢地被仰付、惣百姓永ク相統

仕様ニ被遊被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

天和三年癸三月

沼田領 生越村

吉右衛門印

川場村

助右衛門印

白岩村

十左衛門印

硯田村

市左衛門印

間庭村

市太夫印

上川田村

新左衛門印

吾妻郡

大塚村

市郎左衛門印

いせ町

加右衛門印

同村

所左衛門印

竹村惣左衛門様

熊沢茂兵衛様

右の願書御取用ニ相成御検地御有免御救御繩被仰付貞享元御検地始り、貞享三年寅九月御水帳相渡り申候、貞享貳年御検地の節原町ニ而御役人わけ被成候よし、然ル処五反田ノいせ町へ御越被成候よし御定メ御座候所、五反田ヲ御打被成候御役人ハ殿敷繩御入被成よし風聞ニ付中之条ノ直ニ外御役人衆御繩ニ被成被下様御願申上候所御定故左様相成不申五反田村ノ直ニ御役人様御出被成候ニ付、右の御憤リニ而悉いせ町繩詰リニ相成候よし申伝なり。

村方御検地の御頭取青木弥惣左衛門様御座候よし御案内段々申上候付、地方委細ニ申上候よし、御機嫌ニ扇子巻本被置下候、酒井

河内守様御持用御拝領被成候よし御断ニ而御紋付丸ニかたばみニ御紋付丸ニ九よふの御紋も有これヲ被下置、御休五郎社ニて源右衛門被下置候、未タ御水帳添置申し

御料の内御代官様御替り、竹村惣左衛門様・熊沢武兵衛様・大田弥大夫様・兩宮勤兵衛様右の御四人ニ而度々御替り被成候、拾ヶ年御料所候也、竹村惣左衛門様ノ殿様江相渡し申候、元禄十一年也

(伊勢町 木暮久弥藏)

註(1) 「元禄十一年当殿様」とは、旗本保科家であり、以後伊勢町は明治維新まで同旗本の支配下にあるのである。

(2) 「伊勢町覚書」は外に、前橋市住柳田栄一所蔵より、その巻末には「右之覚書嘉右衛門方前々有之候間借用写置もの也、弘化三年丙三午月、柳田植藏」とその達筆で記している。

### 第二項 村 明 細

三九 正徳三年九月 山田村差出シ帳

(表紙) 正徳三年

上野国吾妻郡山田村差出シ帳

己九月 名主 次郎兵衛一

上野国我妻郡山田村

一高四百四拾三石四斗三升三合

此反別



此反別耆町六反廿步

一御竹藪 耆ヶ所

此反別耆町五反九畝廿九步

一芝野萱野 上沢渡村当村入会

一御伝馬宿入用米貳斗七升出し申候

一魚鳥運上無御座候

一蚕少々仕候

一白石耆分懸り不申候

一紙灑無御座候

一溜井用水堀無御座候

一溜井堀無御座候

一用水之儀ハ当村山沢用申候、堰道法廿町程是ハ御林ニ而竹木申

請百姓自分普請仕候 耆ヶ所

一堤 八月普請仕候 耆ヶ所

一川除無御座候

一当村仲道耆里余 道法但シ百姓自分普請仕候

一御高札式札 耆ヶ処

一当村ハ出作本多遠江守様御知行所中之条分高七斗五升七合百姓

耆人ニ而出作仕候

一当村ハ出作本多遠江守様御知行所折田村江高九石九斗九升三合

百姓五人ニ而出作仕候 一御支配所下沢渡村ハ当村江出作高老石七斗四升六合百姓五人ニ

而作出仕候

一本多遠江守様御知行所折田村ハ当村江出作高老石四斗四升百姓

貳人ニ而出作仕候

一海無御座候

一馬喰馬医無御座候

一切支丹類族無御座候

一鉄砲拾挺 但シ鉄砲役出シ申候

一郷藏屋敷貳畝廿三步御座候

一牢屋敷無御座候

一造酒屋無御座候

一御城米之儀 当村ハ小野子村迄五里附出し小野子村ハ川井河岸

迄拾耆里分耆駄耆里ニ付廿四文ツ、被下置候、川井河岸ハ江戸

迄川道法五拾五里程運賃四分五リン被下置候、其外百姓入用ニ

而納申候 一御口米三斗七升入

耆儀ニ付耆升ツ、

一御口米耆實文ニ 三拾耆文貳分五リン

一上田耆反歩ニ付質地ニ差置候節代金三兩程

一中田耆反歩ニ付同断 代金貳兩程

一下田耆反歩ニ付同断 代金耆兩程

一上畑耆反歩ニ付同断 代金三兩程

- 一 中畑耆反歩ニ付同断 代金貳兩程
- 一 下畑耆反歩ニ付同断 代金壹兩程
- 一 下々畑耆反歩ニ付同断 代金貳分程
- 一 屋敷 (不明) 代金三兩程
- 一 馬草場 当村山上沢渡山ニ而取申候
- 一 当村市場ニ而無御座候
- 一 当村ノ市場 原町江廿丁程  
中之条江壹里程
- 一 当村東西南北 北南貳丁程  
東西壹里余
- 一 当村ノ日本橋迄道法三十八里
- 一 土橋六ヶ所(略) 往還
- 是ハ当村御林ニ而材木申請掛ケ来り申候、百姓自分普請ニ仕候
- 一 板橋無御座候
- 一 仲仙道江定介人馬無御座候
- 一 田方種耆反歩ニ付八升余おろし申候
- 一 畑方種耆反歩ニ付麦耆斗四升程蒔申候
- 一 田畑こやし草落葉仕候
- 一 渡シ舟無御座候
- 一 名主給無御座候
- 一 組頭給無御座候
- 一定使給無御座候
- 一名主御用ニ付相越候節、逗留之内一日一夜貳百五拾文程ツ、
- 一座当 無御座候

- 一 山伏 無御座候
- 一 神主耆人御座候
- 一 大工無御座候
- 一 木挽無御座候
- 一 紺屋無御座候
- 一 家数五十五軒
- 一 男女数四百九拾五人内貳百六拾三人  
貳百三拾貳人 女男
- 一 牛 無御座候
- 一 猿 無御座候
- 一 えひすおろし無御座候
- 一 非人穢多無御座候
- 一 御関所無御座候
- 一 塚樋無御座候
- 一 除地 森式拾ヶ所境内 百姓 宮守廿人
- 此反別六反七畝拾三步
- 一 死馬捨馬無御座候
- 右者今般鄉村御改ニ付明細書上申候通り相違無御座候、此外小物成等ハ不申及何ニ而茂残り之儀無御座候、若隠置後日露頭仕候ハ何程之曲事ニ茂可被仰付候、仍如件
- 巳九月 我妻郡山田村
- 名主 治郎兵衛
- 組頭 権右衛門

御代官様

同 六左衛門  
同 長左衛門  
同 □左衛門  
同 佐左衛門

(山田 山田正治蔵)

註 本書は下書きらしく、棒線で消した所もあり、小さく附加した所もあり、正徳三年の下書と思われる部分だけここに記した。

三〇 宝暦四年十一月 四万村明細帳

上州吾妻郡四万村

名主 四 兵衛

去ル未年より亥年迄五ヶ年定免

上野国吾妻郡四万村

一高三百拾三石式斗六升

巳米拾三石七斗四升七合

永五拾九貫六百九文

午米拾三石七斗四升七合

永五拾九貫六百九文

未米拾三石七斗四升七合

永五拾九貫六百九文

申米拾三石七斗四升七合

永五拾九貫六百九文

酉米拾三石七斗四升七合

永五拾九貫六百九文

一反別百四町七畝式拾弐歩

田方三町八反三畝廿弐歩

上田石盛 九ツ  
中田石盛 七ツ  
下田石盛 五ツ

下々田石盛 三ツ  
惣地下田 二ツ

内六反九畝式拾歩

前々川欠所  
申 川欠所

同 山崩所

戊 川欠所

同 山崩所

畑方百町式反四畝弐歩

上畑石盛 七ツ  
中畑石盛 五ツ  
下畑石盛 四ツ

下々畑石盛 二ツ  
山下々畑石盛 一ツ

内九町九畝五歩

前々川欠所  
申 川欠所

同 山崩所

戊 川欠所

同 山崩所

是より前除候



当村之義

同 砂入所

一私領入会之村方ニ無御座候

一反高場無御座候

一貞享元子年酒井河内守様御檢地ニ御座候

一石盛無之反別無御座候

一田方種下シ之儀半夏六十日程前ニおろし申候植付之儀半夏廿日

程前ニ植付申候但植田ニ御座候種ハよは大自わせ作り申候刈上之儀九月中旬頃より刈初申儀収納十月迄相罹り申候

一田畑肥シ柴青草仕候

一田方老反ニ付粃耆斗二三升時申候

一畑方老反ニ付麦耆斗五六升時申候

但

一田両毛作無御座候

一田方小作入出之儀小作入上無御座候

一畑方小作入出之儀耆反ニ付錢貳百文位より百文位迄

一畑方作物ハ稗第一作り申候其外油菜少々大根菜少々作り申候

一米耆俵三斗五升より四斗入但し拾四貫目より拾六貫目位迄

一田方質入耆反ニ付金貳分位より仁朱文位迄除ク

一畑方質入耆反ニ付金貳分位より仁朱文位迄除ク

一農業之間ニ男之稼穀治炭少々並ニ雜木板伐挽少々仕候右之品中ノ条町ニ而売申候

一女稼無御座無候

此段ハ当村至而山中田畑不足故農業計ニ而者御年貢上納出来不仕候ニ付先年真田伊賀守様より運上差上山内不殘何木ニよらず伐挽仕来申候運上之儀板敷相改板耆枚ニ付鑿式文懸り取極申上納仕差上年々高下物ニ御座候  
一市場中野条町原町中ノ条当村より四り程

原町江五り程

一田畑御私領入会耆枚交り無御座候

一夫食之儀ハ稗第一並大根次ニ麦粟少々用申候

一百姓分限 九反歩より耆町歩所持之百姓 拾人

七八反歩所持之百姓 拾六人

五六反歩 三拾八人

三四反歩 四拾貳人

一反歩 六拾老人

外ニ水吞 六人

一御林無御座候

一原地芝間等之穴地無御座候

一百姓林木品なら、して、くり少々五拾七ヶ所

此反別拾四町七反八畝廿六分  
右林之内ニ而秣取候儀無御座候尤も用水其外自普請諸色々伐出候儀無御座候

一町場市場無御座候



右ハ作毛仕付候而も猪鹿猿羅之外喰荒シ申候ニ付作毛蒔付不罷成候御年貢百姓弁納仕候

一江戸往来江戸迄四拾里余但し渋川通りニ而高崎より中仙道通りなく田川歩行渡牧村橋渡いの川歩行渡り岩鼻村舟渡り神奈川歩行渡小山川歩行渡戸田川舟渡り

一村内堰樋無御座候

一板橋長拾貳間

横九尺 但シ兩所共 二ヶ所

是ハ先年太田弥太夫様御支配之節当山江秣新入会之村方江人足入用被仰付普請仕来り申候右入会村々之儀ハ同御支配所下沢渡

村折田村五反田村原岩本村蟻川村平村中ノ条町西中野条村保科

外記様御知行所大塚村赤坂村横尾村青山村伊勢町右拾三ヶ村当

村合拾四ヶ村高割惣人足入用差出シ普請仕来り申候

一村内鎮守諏訪宮 卷ヶ所

御除地森卷反拾貳步 社領無御座候

一寺無御座候

一山伏貳人但シ本山

一道心座頭祢宜神主人替女之類無御座候

一切支丹類族無御座候

一名所旧跡無御座候

一村境定杭無御座候

一勝たる高持百姓無御座候

一前々より御料所ニ御座候

一家數百七拾三軒人數八百四拾五人

内男四百五拾老人

女三百九拾四人

外ニ山伏 二人

馬廿八疋 牛無御座候

一百貳拾五軒人數九百貳人内男四百五十五人

女四百四十七人

山伏 三人

馬貳拾五疋

稻垣藤左衛門様当丑ニ候

一大工鍛冶其外職人無御座候

一大立候干損水損無御座候へ共越後國境至而深山谷合之村方田畑

下下之場所ニ候山沢數ヶ所御座候ニ付四月より八月迄大雨度々

ニ及山崩年々出来又ハ野水田畑江追懸ケ年々捐毛相立百姓難儀

仕候

一御炭等焼出候儀無御座候

一御粟御肴其外何ニても差上儀無御座候

一雜木板運上差上申候但シ年々高下物ニ御座候

一小物成 夫錢、薪役、漆年貢、林年貢、御伝馬宿入用、御蔵前

入用

一新田願無御座候

一名主老人組頭四人年寄老人名主給分無御座候 但高役名主持高

相除申候組頭年寄給分無御座候、定使給分耆ヶ年ニ鏝六貫文ツ

ツ村中之割合出し申候

一前々より御料所無御座候

一名主組頭手寄百姓御用ニ付江戸往来雜用一日貳百文遣

一他村より質地取候もの無御座候

一下沢渡村江出作候者七人

一五反田村江出作候者拾老人

一折田村江出作候もの貳人

一他村へ越居之者無御座候

一村方ニ帯刀之者無御座候

一水車無御座候

一郷御蔵無御座候

一公事出入無御座候

一死罪遠島關所等ニ相成候者無御座候

一商売屋無御座候

一米耆俵三斗五升より四斗入ニ而売買仕候

一御用金拝借致候もの無御座候

一御関所口留番所条無御座候

一大木無御座候

一組分ヶ之村方ニ而御座候

一大困窮之村方度々夫食御拝借之御慈悲ヲ以百姓相統仕候村方ニ

御座候

一近村江道法り下沢渡村江三り折田村江三り半余五反田村江三り

余原岩本村江二里余

一巢鷹御留山 三ヶ所

是至而山中險阻故御檢地無御座候尤不敷御改無御座候

一荏大豆代永上納仕来申候

一楮無御座候

一紙漉無御座候

一麻作り不申候

一御普請所無御座候

一田畑こ屋し芝草仕候

一質地田畑十ヶ年耆反歩計上中者金三分より耆兩下畑金貳朱程仕候

一当村より何方へも指肘木御用木等出候儀無御座候

一先年ハ二冊つつ上ヶ候所此度相改耆冊ニ直し上申候為念如此ニ

記置申候

明和七年寅之六月

蔭山様

野田様 御領所之節上候

右此度村柄様子書被仰付候ニ付相改仕立差上申候処相違無御座候

以上

宝曆四年戌十一月

四方村

伊奈半左衛門様

御役所

名主 四兵衛

年寄 文左衛門

組頭 定右衛門

同 金左衛門

同 与惣右衛門

同 長兵衛

百姓代 善右衛門

明和六年丑九月

池田喜八郎様

御役所江此下書を以指上

名主 左太夫

年寄 文左衛門

組頭 甚左衛門

同 孫八

同 太左衛門

同 十郎右衛門

百姓代 四兵衛

註 宝曆四年のものを同じく明和六年に差出したのである。

(中之条町役場蔵)

三三 寛政十二年二月 折田村明細帳

上州吾妻郡折田村

名主 九右衛門

上州吾妻郡折田村明細書上帳

貞享元年甲子七月御検地御水帳

貞享三丙寅九月被下置候

一御水帳三冊 酒井河内守様御検地

田畑屋敷御検地帳宮堂御検地御帳面百姓薪林之儀ハ大ノ計被

下置候

一山林畑御水帳卷冊

宝曆十一年巳十一月御検地御水帳

明和元年申七月被下置候

是ハ御林跡地新田開發後午年より御高入御上納仕候

一新田御水帳卷冊 寛政八年辰九月御検地御水帳巳十二月被下置候

是ハ見取田新田辰御高入御上納仕候

高拾四石五斗三升 中野条町江越石

高五拾六石六斗卷升五合 山田村江越石

高三拾八石四斗五升九合 五反田村江越石

高三石九斗七升 四方村江越石

高老石三斗 下沢渡村江越石

高式拾七石四斗卷升卷合 西中野条村江越石

高四石七斗式升三合 大戸村江越石

右惣反別 百貳町八反拾卷步

高三拾四石三斗九合

田方三町五反八畝二拾卷步

内 内卷畝拾步畑田成

高五百九拾四石貳斗六升八合

畑方九拾九町貳反老畝二拾步

高三拾石老斗五合

内三町四反七畝拾七步 田畑成

一上田五反七畝貳拾八步 石盛十三

此分米七石五斗三升老合

内七畝拾貳步前々畑成永取

一中田老町五反貳拾八步 石盛十一

此分米拾六石六斗三合

内四反九畝步前々畑成永取

一下田貳町七反老畝拾貳步 石盛九ツ

此分米貳拾四石貳斗六合

内老町六反八畝拾九步 前々畑成永取

一下々田貳町貳反四畝貳拾步 石盛七ツ

此分米拾五石七斗二升六合二勺

内是ハ至而悪地ニ而先御代官伊奈半左衛門様御支配之節差上地

ニ御願申上候所御見分之上御取下ニ被仰付候

三反七畝九步 前々御取下被下置候

老反貳拾四步成起返取下

一上畑三町六反七畝貳拾四步 石盛十一

内老畝步田成

右高四拾石四斗五升九合

一中畑六町四反五畝五步 石盛九ツ

内八畝七步午起返御取下

貳畝貳拾步亥より新屋敷成

右高五拾八石六斗五合

一下畑拾四町老反五畝貳拾九步 石盛七ツ

内五畝拾步 寅新屋敷成

右高九拾九石老斗老升八合

一下々畑六拾九町九反貳拾三步 石盛五ツ

内九畝步 亥より新屋敷成

七畝貳拾六步 寅新屋敷成

拾步 畑田成

右高三百四拾九石五斗五升五合

一屋敷老町五反五畝拾貳步 石盛十一

一山林畑九町老反五畝六步新田 石盛老ツ

右高九石老斗五升貳合

一見附田四畝拾五步 石盛二ツ

右高九升

一見附畑老反五畝步前々石盛無御座候

是ハ先御代官野田弥市右衛門御支配之節御改ニ付林畑ニ被仰付候

一当村荒地 無御座候

一百姓林御年貢永御上納仕候

一夫錢薪役 右同断

一添役永御上納仕候

先年漆木御座候得共当分漆之木無御座候

一鉄砲役 永御上納仕候

一御藏前御入用永御上納仕候

一御伝馬宿御入用 米御上納仕候

一六尺給米 午年より御上納仕候

右品々御割附之通り 御上納仕候

一御大豆御金納ニ而御上納仕候

代米被下置候

一菜種 正納仕候

一当村ニ御林無御座候

一百姓林 六拾五ヶ所

是ハ雜木立年々用木薪伐荒シ目立候無御座候、御用木差出し義

無御座候、地主之外秣薪落葉取荒シ不申候

一田方御年貢米定石代金納御上納仕候

一当村田方都而悪地泥田ニ而麦作無御座候、杓毛作りニ御座候

一上畑三町六反七畝式拾四步

内 老町步程赤真土

老町老反步程砂交

老町五反六畝式拾四步黒野土

老畝步程前々田成

一中畑六町四反五畝五步

内 老町五反八步程 石交

式町步程 砂交

式町九反四畝式拾七步 黒野土

一下畑拾四町老反五畝式拾九步

内 七畝步程砂交

七町老反五畝式拾九步程 黒野土

一下々畑六拾九町九反老畝三步内

是ハ成田原と申山畑ニ而悪地黒野土杓毛作り長生茂無御座候年々実入兼山統零下取風雨損毛其上虫喰場所ニ而百姓共困窮仕候

一用水堰樋之沢老ヶ所 長五拾間

堀幅三尺

深さ三尺

馬踏六尺

是ハ当村之内樋之沢より堰上田畑式拾町余之用水百姓家數四拾

軒余之用水吞井ニ仕候、年々堰凌百姓自普請仕候

一当村之内逢之沢大橋老ヶ所 長五間

是ハ百姓自普請仕候 横六尺

一船窪沢

是ハ五反田村下沢渡村境より満水之節悪水落込田畑江押掛り作

場道欠落百姓難儀ニ罷成年々自普請仕候

一当村木戸之沢土橋老ヶ所 長四間

## 横六尺

是ハ百姓自普請致来り橋木出銭仕懸ケ候ニ付百姓難儀仕候

一 悪水落 沓ヶ所

是ハ成田原より天神原之内谷池江出水之節悪水落込畑屋敷江押

掛り地主百姓難儀ニ罷成年々自普請仕候

一 用水路 沓ヶ所

是ハ当村之内長田原より中野条町小川林新田用水堀九月より二

月まで之内用水流来り申候二月下旬より九月上旬迄一切ながし

不申候何時も満水之節ハ悪水勝手次第流落申候堀之内ニ土橋式

ヶ所御座候小川林新田之者共懸り来り申候

一 山田川土橋 沓ヶ所

是ハ当村より山田村山入会秣薪引取候道筋志ようぶ瀬橋年々出

銭致自普請仕百姓難儀仕候

一 当村之内戦道切通し沓ヶ所 長三拾間

横八尺

是ハ草津湯、四万湯、上沢渡湯往還通り当村より上沢渡山、四

万山、山田山秣薪刈取申候道筋此外山入会之村々出銭人足等差

出し来り申候

一 当村戦道山秣薪刈取申候少々之場所岩山ニ而他村より入会無御

座候

一 当村之内枝郷無御座候

一 入会山之儀ハ五反田山、四万山、下沢渡山、山田山より家萱秣

## 薪引来り申候

一 当村之儀南ハ榛名山、山田山、北ハ越後山続五反田山霧下ニ而

悪風早霜悉相当り諸作実入兼難儀仕候村方ニ御座候

一 畑作夏毛ハ大麦小麦上畑中畑共ニ仕付下畑ニ少々仕付残りハ秋

作計リニ而沓毛作り之村方ニ御座候

一 畑作秋毛ハ稗粟菜大根をも作り百姓夫喰ニ仕候

一 当村田方 稲種 ぬいらく

ぬびす

北こく 作り申候

一 田畑糞之儀ハ山田山、四万山、上沢渡、五反田山より秣引糞ニ

致諸作仕付申候兩年ハ入会山々江川増通路成兼其上何連山山江

茂二三里ニ而道法ニ而秣糞不足ニ而諸作実入兼難儀仕候

一 上沢山江当村より入会秣薪用木取来り申候

一 四万村山江当村より入会秣薪取来申候

一 山田山村江右同断

一 五反田山江右同断

一 下沢渡山江右同断

一 萱上沢渡山、四万山、山田山より入会蒔取来り申候

一 郷倉屋敷三畝步前々より御年貢御引取下置候得共去ル丑年より

御年貢御上納仕候

一 御伝馬宿無御座候助郷等茂無御座候

一 当村ニ御巢鷹山無御座候



一切支丹類族当村ニ無御座候

一御朱印地之寺社当村ニ無御座候

一社地御除地境内 貳拾式ヶ所

比森反別式反六畝拾式歩

一堂地境内御除地 七ヶ所

比森反別合 耆反式畝五歩

一堂 耆ヶ所

是ハ御年貢林七畝貳拾七歩之内前々より不動堂建申候

一獵師砲鉄玉目三匁式分六挺持主六人ニ而所持仕候

是ハ獵師渡世仕候ニ付先年より御取上無御座候、役永御上納仕候

一浪人鉄砲耆挺玉目三匁三分持主佐藤軍兵衛分是ハ御差上箇池田

新兵衛様御代官之節御役所ニ而御封印被成村方江御預ヶ被成置候

一男之稼二月より十月迄耕作仕霜月より正月迄私用繩苴祢こ秣

薪□申候外ニ渡世一切無御座候

一女之稼二月より十月迄耕作仕致霜月より正月迄麻布等仕着用

仕候外稼一切無御座候

一名主給高式拾石之足設計引相勤申候御年貢小成物ハ御上納仕候

候

一組頭六人ニ而相勤高八石五斗七升七合足設計引相勤申候御年貢

小成物ハ御上納仕候

一定使給

是ハ夏秋粟式石外ニ鑑六貫文ツツ村中惣百姓差出シ申候

一家數百貳拾軒内百姓家百拾九軒

山伏家耆軒

一惣人數四百四拾人内男貳百四拾貳人

女百九拾四人

山伏 耆人 道心 貳人馬拾九疋

一奉公人出替例年二月二日□出シ申候

抱候義ハ夫□何時ニ不限抱申候

一虚無僧鐘打無御座候

一舞々猿牽穢多非人無御座候

一田方種入 上田耆反ニ付粃耆斗耆升

中田耆反ニ付粃耆斗一升五合

下田耆反ニ付粃耆斗貳升

下々田耆反ニ付粃耆斗三升

一上田耆反ニ付但シ

質入置段金四兩より五兩程

一中田耆反ニ付但シ

質入置段金三兩より三兩貳分程

小作入上米六斗貳升より六斗五升程

一下田卷反ニ付但シ

質入置段金式兩より式兩式分程

小作入上米五斗三升より五斗七升程

一下々田卷反ニ付但シ

質入置段金卷兩より卷兩式分程

小作入上米四斗七升より四斗九升程

一上畑卷反ニ付但シ

質入置段金四兩より五兩程

小作入上錢卷貫五百文より式貫文程

一中畑卷反ニ付但シ

質入置段金三兩より三兩式分程

小作入上錢卷貫文より式貫四百文程

一下畑卷反ニ付但シ

質入置段金式兩より式兩式分程

小作入上錢五百文より七百文程

一下々畑卷反ニ付但シ

質入置段金卷兩より卷兩式分程

小作入上錢三百文より四百文程

一屋敷 質入置段無御座候

一御高札 天神原大道上ニ相建申候

一当村ニ造酒屋無御座候

一御鷹場御留場御積流等之儀無御座候

当村より所々御関所御城下江道法

一当村より牧 御関所江 道法六里

一当村より大戸 御関所江 道法三里

一当村より大笹 御関所江 道法九里

一当村より狩宿 御関所江 道法九里

一当村より猿ヶ京 御関所江 道法七里

一当村より沼田御城下江 道法八里

一当村より高崎御城下江 道法拾貳里

右者当村高反別其外品々相改明細書上申所少 茂相違無御座候以

上

上州吾妻郡折田村

寛政十二年申二月

名主 九右衛門

年寄 彦右衛門

組頭 小 兵衛

同 文之丞

百姓代 太郎左衛門

布施孫三郎 御役所

(中之条町役場蔵)

三三 文化九年二月 原岩本村明細帳

文化九年申二月

吾妻郡原岩本村

高四百拾四石四斗八升八合六勺八才

此反別九拾五町六反卷敵八歩

高八拾七石

拾三町四反八敵廿歩

高三百廿七石四斗式升九合六勺八才

八拾式町卷反式敵廿六歩

高卷斗三升八合

内卷敵廿四歩 年引

高三百廿七石三斗式升卷合六勺八才

残而八拾式町卷敵廿七歩

高卷石八斗五升五合 子高入

此反別六反九敵廿四歩 同所新田畑方

高七石卷斗九升式合 午高入

此反別式町四反八敵拾卷歩 同所新田畑方

高前

畑九反式敵廿四歩 見取

畑卷反六敵七歩 同寅改出し

一百姓林拾五町卷反八敵歩

一貞享三寅酒井河内守様御検地御水帳御座候

一享保十七池田新兵衛様御検地御水帳御座候  
一寛延三午御林開発 市川庄左衛門様

岩松直右衛門様

御検地御水帳ニ御座候

一当村より江戸迄道法三拾九里余

一田方半夏廿日前より仕付わせ方作り申候

一田方卷反ニ付種粃卷斗程ソツ時申候

一畑方卷反ニ付表種卷斗三升程時申候

一田方之儀一毛作りニ御座候

一畑方作物之儀表大豆少々粟稗蕎麦菜大根在少々色々作り申候

一男農業之間ニ者高崎熊谷辺迄稼ニ罷出申候

一女諸作之間ハ麻布少々つ拵着シ申候

一最寄市場之義者中野条町へ道法式里程御座候

一御年貢御未進之義者大損亡之節ハ御願申上御未進仕候飢人等之

義者卷人別ニ相改御願申上御拝借仕来り申候

一夫食種貸御拝借去ル卯年浅間山荒大損亡仕辰春夫食種貸御拝借

仕五ヶ年賦御返上納奉御請去ル午年凶作仕未春夫食種貸御拝借

仕候而五ヶ年賦御返上納奉御請候処去ル申年困窮ニ付年延御願

仕候処去戌年より三十ヶ年賦御返上納被仰付候

一株場四万村大道新田五反田村山入会ニテ取来り申候

一山統之義者越後信州国境深山統山高下山統ゆへ困窮村々御座候

一深山統ゆへ猪鹿多ク作物荒シ申候

一 狛師鉄砲九挺役永納来り狛渡世仕候

文化九年申二月

上州吾妻郡原岩本村

一 御米津出シ川井河岸迄道法拾八里余駄賃十三里半分ハ前々より

大久保主計様

百姓代 清之丞

被下置候、運賃之義ハ御米百俵ニ付四俵半前々より御次被下置

御役所

組頭 文 藏  
名主 安右衛門

候

御役所

(岩本 綿實常政藏)

一 御年貢米之義者前々米納ニ御座候得共戌之満水通路悪敷罷成其

節御願申上定石代永納御張紙遊段三兩増を以御上納仕来り申候

三三 文政七年申九月 中之条町村柄帳

一 堰六ヶ所堰路損シ申候節ハ御人足御願申上御普請仕来り申候当

高反別小物成諸連上並稼方書上帳

村計ニテ用申候

上州吾妻郡中之条町

一 土地之義者田畑共黒野土ニ御座候

惣村高

中之条町

一 土橋三ヶ所長三間より五間

一七百十一石五斗〇升八合

横巻間余

不動川通

此反別巷百五町六反八畝二拾三歩

一 田方当村山出水ニ而仕候ゆヘ長雨之節ハ青立ニ罷成又ハ干損ニ

内訳

も罷成申候

高巷百拾二石一斗七升

田江巷里余

此反別拾巷町八反三畝八歩

田方

一 鎮守諏訪ニヶ所少々ツツ境内御除有之候

高五百五拾九石三斗三升八合

一 社地森廿四ヶ所少々ツツ境内御除有之候

此反別五拾三町八反三畝拾五歩 畑方

一 当地六ヶ所少々ツツ境内御除有之候

右の内田畑合而一町七反八畝歩

一 寺一ヶ寺当村祈願天台宗清滝寺

前々砂入、川欠、山崩、堰代、道代、連々引

一家数百拾九軒人数五百六拾七人

右徴細之儀ハ御割付写御座候

右ハ当村之儀者委細書上候通り少も相違無御座候

一見取物四反四畝二十九歩

一立石代 定免物

一貳貫百三十五文 夫錢(以下略)

一永貳百六十六文 女引役

一永四十八文 漆年貢

一永四百五十文 鉄砲役 此鉄砲九丁

一永一貫八十八文 百姓林年貢 五三ソマ

一永貳百五文 水車四ヶ所 運上

右訳

搗臼四ツ 稼人 半兵衛

挽臼老ツ 老ヶ所

搗臼六ツ 同 人

挽臼老ツ 老ヶ所

搗臼四ツ 稼人 重兵衛

挽臼老ツ 老ヶ所

搗臼六ツ 稼人 人

挽臼老ツ 老ヶ所

都合四ヶ所 酒造冥加永

内訳

一永七百五拾文

但シ元禄高式拾石冥加永二百五拾文  
酒造米高八拾四石 稼人 半兵衛

但シ元禄高式拾石冥加永貳百五拾文

酒造米高九拾石 稼人 平 八

但シ元禄高式拾石冥加永貳百五拾文

酒造米高四拾貳石

並新酒造米高六拾石

都合百貳石 稼人 重兵衛

此外新酒造米高六拾石 稼人 明七

酒造稼人都合四人

一大豆 高百石ニ付貳斗宛也

右御上納仕候へ共御年貢御差引被下置来候

一粟稗 高百石ニ付老斗宛也

右御上納仕候へ共御差引被下置来候

一□納餅米都合七斗六升七合 上納

右同所御年貢米御差引被下置来候

一同粃 三斗老升九合 上納

右同所御年貢米御差被下置来候

一御高札 切支丹札

捨馬札 鐵砲御留場札 町田定之丞

外安永三年年浪人札 申候

寛政博奕掛諸勝負札

右御高札御文言年久敷相成申候得者

相見江兼候文字も御座候御尋ニ付奉申上候

一当町之儀御領主様傍示杭先年より立来申候

此訳

保科主税様御知行所伊勢町境

御同人様御知行所上横尾村境 都合三ヶ所

水野孝岐守様御領分原町境

一当町先年より御取水場ニハ無御座候

一当町之儀越後信州近在より江戸往来並ニ当国沼田高崎前橋安中

其外草津四万沢渡河原湯伊香保湯場外沼田渋川白井市場往来旅

人商人諸荷持先規より馬繼問屋場ニ御座候

一当町より所々江道法並ニ御伝馬人足賃錢定メ

原町へ道法卷里 本馬三拾八文

輕尻二拾九文

人足拾九文

蟻川村へ道法貳里余 本馬九拾四文

輕尻六拾六文

人足四拾七文

伊勢町 道法八町 本馬拾六文

西中之条村兩村 輕尻十八文

人足 八文

市城村兩村 本馬六拾八文

郷原村 道法卷里半輕尻四拾四文

人足三拾壹文

四万村湯元江 本馬貳百四拾文

道法四里八町輕尻百七拾文

人足百二拾文

上沢渡村湯元江 本馬百五拾壹文

道法三里 輕尻百拾三文

人足七拾文

三国道 本馬貳拾五文

中山新田駅迄 輕尻百三十八文

道法三里半 人足百貳文

一当町六齋市立来定期日朔日六日十一日十六日二十一日・二十六日

右の通先規より毎月六齋ニ立来候処万治三年真田伊賀守様御領

分之節原町三八六齋之市立不申候ニ付原町五〇〇賃立候様被仰付

無拠今以月賃物煩敷奉存候

一当町市場米相場書上来申候但シ卷ヶ年内

正月廿一日 四月十六日

七月十一日 十月十六日

右四ヶ月原町月番ニ相当り候而も当町より計り先規より御役所

様江差上来り申候市場ニ相違無御座候

一市神天王宮神事祭礼先規より毎年六月廿一日仕来申候、尤七五

三行往来之儀者年々新敷立替申候

一貯夫食出穀土蔵 卷ヶ所

右者寛政〇〇<sup>(虫食)</sup>篠山重兵衛様御代官所之節被仰付百姓繩面ニ建置

申候

御普請所 山田川通字山田橋

橋組合御料私領所 三拾五ヶ村

一 芻橋長拾六間半

橋元

横幅式間但シ高欄付卷ヶ所 中野条町

原町の上組

右

御普請所

一 田用水路 長卷里廿三町

横八尺

卷ヶ所

深サ四尺ヨリ八尺迄

是ハ水元同郡赤坂村川より蟻川村迄上り天神名所田場用水ニ

仕候、横尾村地内切貫、岩穴式百三拾五間 但シまぶ穴拾六

御座候

此用水道

堰

六ヶ所

掛樋長六間

横三尺

卷ヶ所

深三尺

右者前々より御普請所ニ而先年真田伊賀守様御領分之節人足諸

疋御入用以御普請被下置候、其後御代官竹村惣左衛門様熊沢武

兵衛様池田利兵衛様河原半左衛門池田庄八郎様原田清右衛門様

御支配之節迄先規之通、大工杣木挽石切釘鉢鉄物代共ニ不殘御買上ニ而御普請被下置候

御普請所

一 五反田川通川添廿九ヶ所

但シ石横石附所  
用水堰手

右天明六年原田清右衛門様御代官所之節、池田仙九郎様御掛り

ニ而御役御普請被成下置候

吾妻川 長式丈四尺

一 渡舟 但し横 九尺

老艘

馬 四疋立

右川幅之儀者出水度々川瀬相替候へ共□□尤石川ニ御座候様名

山秣薪引取並ニ近村々より市場通路其外所ニ温泉道ニ付延宝年

中真田伊賀守様より被仰付川下ニ相成申候、尤保科主税様御知

行所伊勢町立会自普請仕候

右渡舟之儀先年者当町裏奥沢与申処橋掛ケ通路仕候得共年々満水

流失仕候ニ付御願申上候へ共、前書通被仰付候尤舟人差置此扶持

請金之儀者近村々より夏秋雜穀取集申候尤文化五辰年川舟方御改

ニ付伊勢町兩村江御鑑札卷校御渡被下□□□□、免も任渡候

外 □□□□ 数多御座候

一 当町より江戸迄三拾七里川路六拾五里

一 男之稼 耕作之間新株刈取其外繩薙少々尤商人旅人諸荷物温

泉旅人□□□稼仕候

一 女之稼 玉虫糸挽木綿麻布少々も仕候

右者此度御尋ニ付高反別小物成其外品々書面之通奉書上候処相違  
無御座候以上

文政七年申九月

上州吾妻郡中之条町

問屋百姓代兼	八左衛門
組頭	茂兵衛
同	源左衛門
同	安右衛門
同	又左衛門
年寄	明七
同	八郎左衛門
同	藤八
同	儀兵衛
同	源八
同	重兵衛
名主	重郎右衛門

(中之条町 桑原源一郎藏)

清水殿御領地御役所様

三四 嘉永三年 吾妻郡平村村明細書

高四百八拾石三斗六升六合

内六石三斗四升四合 同所新田

一御年貢之儀ハ前々より皆金納ニ御座候

米性之儀ハ極悪米ニ御座候

一用水堰路

此出口保科柴治郎様御知行所同郡大塚村山谷間より出水仕候、

堰路道法式里半余御座候得とも山谷多く御座候、前々御普請所

大破之節も御入用御普請被仰付候、文政十二丑年大破ニ付御普

請被遊被下置候小所四拾四カ所内箱樋三拾五間者々所但シ村方

計之用水ニ御座候

一早損水損之義ハ年々少々宛御座候

一村方之義ハ極山中谷間村にて東南ニ高山御座候、北方へ下り候

村方ニ御座候家別之義ハ

一山方村にて川付

一三国往還牧橋流失之節ハ同郡中之条町へ助郷仕候、長須橋渡戸

橋山田橋御掛替右三橋御普請ニ時々人足相勤申候

一村方之儀前々御支配所ニ而文化九申年御分郷ニ相成文政十三寅

年御上知ニ相成前々之通り一円支配所ニ御座候

一戊午

家数百廿九軒

人数四六一人

男二五〇人

女三二一人

(出家四人 山伏二人)

内禪宗一カ寺

牛無御座候

内本山修験老軒

女馬八疋御座候

一秣場之義ハ隣村ニカ村入会村方山ニテ刈取申候



一見取場少々御座候

一無民家無御座候

一村方川除御普請所御座候

但シ御普請所川筋通

一農業之間男ハ薪ヲ伐申候女ハ太布少々仕候

一村惣作反別六拾壹町三反三畝式歩

一村方土地之義ハ赤土砂地ニ御座候

一村方之義ハ寛政年中より家數六拾野余減  
人數二八〇人余減

當時人少な村ニ相成候

一御林式カ所 但シ木品悪木節曲木ニ御座候

下草刈取不申候

此反別七拾三町八反五畝拾五歩

但シ御林より江戸迄道法三拾六里

川路江戸迄六拾五里程

一百姓林百廿式町 雜木ニ而薪ニ伐申候

此反別式拾壹町壹反七畝廿式歩

右御尋ニ付村方之様子書上候処書面之通り相違無御座候  
嘉永三年 当御代官所

三 判

林部善太左衛門様

御役所

(大道 富沢清藏)

三五 安政五年三月 上沢渡村々柄明細帳

上野国吾妻郡 上沢渡村

一高式百拾七石壹斗八升式合

此反別六拾九町九畝拾五歩

本村分上畑壹反ニ付永百七拾八文 石盛七

中畑壹反ニ付永百四拾六文 石盛五

下畑壹反ニ付永六拾六文 石盛?

下々畑壹反ニ付永五拾五文 石盛式

山下々畑壹反ニ付永三拾三文 石盛壹

大岩分中畑壹反ニ付永百三拾三文 石盛五

下畑壹反ニ付永五拾九文 石盛四

下々畑壹反ニ付永三拾九文 石盛式

山下々畑壹反ニ付永二拾八文 石盛壹

本村分屋敷壹反ニ付永式百文 石盛七

大岩分屋敷壹反ニ付永百七拾八文 石盛七

湯屋敷壹反三畝壹歩 石盛七

此取反永三百拾式文 石盛壹

山林畑壹反ニ付永拾文 石盛壹

下田壹反ニ付米七斗式升四合 石盛五

下々田壹反ニ付米五斗六升四合 石盛三

悪地下々田壹反ニ付米四斗九合 石盛二

一 高卷石七斗四升四合 午高入 同所新田

此山下畑反別卷町七反四畝拾貳步

此取 永百七拾四文四分

一 高三升五合 丑高入 同所新田

此屋敷反別拾五步

此取 永拾文

一 貳斗卷升貳合 巳高入 同所新田

此山下々畑反別貳反卷畝六步

此取 永貳拾卷文貳分

一 高卷斗三升二合 辰高入 同所新田

此下々畑反別六畝拾八步

此取 永拾四文八分

一 高一式斗八升 午高入 同所新田

此屋敷畑反別四畝步

此取 永八拾文

一 田見場 無御座候

一 当村より江戸迄道法四拾里

一 当村土地 黒土 赤土

一 御割附小物成

一 御伝馬宿入用相納申候

一 御藏前入用納米申候

一 大豆納永納ニ御座候

一 荏代 永納ニ御座候

一 歩銀御上納仕候

一 夫錢御上納仕候

一 薪役御上納仕候

一 百姓林御座候御年貢御上納仕候

一 鉄砲拾五挺御座候但シ御役永差上獵仕候

一 魚鳥運上無御座候

一 萱野御立野萱野御年貢場無御座候

一 入会萱野御座候

一 萱納永納無御座候

一 御留山貳ヶ所

内卷ヶ所 内松尾木品 もみ、なら、ぶな

卷ヶ所 中立木品 なら、ぶな

右式ヶ所御留山之儀名主組頭ニ被仰付相守申候

右御留山之木長須橋山田川橋下沢渡村橋三ヶ所御普請御材木御伐取被遊候

一 御水帳 三冊 内卷冊 荒見帳

一 酒井河内守様御檢地ニ御座候

一 新田御水帳五冊

一 漆御年貢御上納仕候当分漆無御座候

一 桑少々御座候

一 蚕少々仕候

一紙すき無御座候

一麻作り不申候

一秣薪取場当村山ニ而取来り申候

入会村々

下沢渡村折田村西中野条村中野条町伊勢町市城村青山村横尾村

平村五反田村原町右入会村秣薪之外拾式ヶ村江一切為取不申候

一沼池無御座候

一用水溜井無御座候

一用水者山沢用申候

一堤川除御普請請所無御座候

一垠種無御座候

一土橋三ヶ所

内 壱ヶ所 長サ五間

横 七尺 湯原川

壱ヶ所 長サ五間

横 六尺 湯尻川

壱ヶ所 長サ四間

横 六尺 白石沢川

右三ヶ所是者草津通り信州通ニ御座候得共百姓自普請ニ仕来り

申候

外ニ

土橋三ヶ所秣薪取場入会橋ニ御座候、当村自普請ニ仕来り申候

一分郷ニ而無御座候

一出作場無御座候

一御朱印寺社無御座候

一寺 壱ヶ所 禪宗 竜谷山永林寺

一除地 薬師免御座候

下々畑壱反三畝式拾六歩

御水帳ニのり申候

一切支丹類族無御座候

一牢屋敷無御座候

一陣屋敷無御座候

一作酒屋無御座候

一御城米定金納ニ被仰付御上納仕候

一種貸無御座候

一稻 ぬひ、よほう、近江わせ仕付申候

一畑作 麦、粟、稗、蕎麦、大こん、小豆、小麦、仕付申候

一田小作無御座候

一畑小作上畑壱反ニ付 永四百文位

一中畑 壱反ニ付 永三百文位

一下畑 壱反ニ付 永貳百五拾文位

一下々畑 壱反ニ付 永百五拾文位

一山下々畑 壱反ニ付 永五拾文位

一大麦小麦者秋出用十四五日前より段々仕付申候

一山川献上物無御座候

一御伝馬宿海道筋ニ無御座候

一助郷定助大助馬出し不申候

一当村市場ニ無御座候

一当村より中野条町市場江道法式里半程御座候

原町市場江道法式里三拾丁程御座候

一御鷹場ニ無御座候

一当村東西江式里半程南北江沓里三拾丁程

一男稼鍛冶炭少々仕候御運上無御座候

一女稼一切無御座候

一名主給分無御座候

一組頭給分無御座候

一定使給分金式両沓分位但し扶持方共

一樹木之類無御座候

一田方粃種反ニ沓斗式升位

一畑方麦種反ニ大麦式斗位

小表沓斗位

一田こやし 青草用申候

一畑こやし 同 断

田方仕付はんげ十四五日前ニ仕付申候

畑方粟種はんげ前後ニ仕付申候

一百姓四口竹木少々御座候

一当村ニ御関所無御座候

一本山山伏 京都住心院同断 光福院

一本山山伏 京都住心院同断 正学院

一座頭無御座候

一行人ござ無御座候

一穢多猿引るびすお路し無御座候

一温泉御運上御上納仕候

一当村湯小屋 三軒

内 沓軒 行間五間 はり間三間

沓軒 行間三間 はり間式間

沓軒 行間式間 はり間沓間半

是者先年真田伊賀守様御代修覆被成下候所先御代官太田弥太夫様御支配迄修覆葺替御公儀様より御入用御下ケ被成下置候其後湯銭御赦免被成下湯場之者地子方ニ被仰付自普請仕候

一社倉穀積立御座候

一水車式ヶ所 御運上御上納仕候

一河苔 御運上御上納仕候

右者村柄明細書付奉差上候処相違無御座候以上

上州吾妻郡上沢渡村

安政四千年三月

伊奈半左衛門様

御役所

百姓代 彦右衛門

組頭 平之助

名主 久兵衛

(中之条町役場蔵)

三六 慶応四年八月 西中之条村明細帳

村差出明細書上帳 是一冊也

上州吾妻郡西中之条村

元御料所分郷

高三百貳拾九石六斗八升貳合七勺

河野善之丞知行所

上州吾妻郡西中之条村

江戸へ三十六里余

御水帳四冊 是ハ元御料所へ預ケ置申候

当辰年改

家数 九拾五軒

人数三百九拾九人内男百九拾貳人

女貳百七人

上田 耆反ニ付石盛十一玄米七斗三升五合

中田 同 九同 六斗四合

下田 同 七同 五斗四升七合

下々田 同 五同 三斗九升七合

上畑田成 同 九同 七斗三升五合

中畑田成 同 七同 六斗四合

上畑 同 九 反永百四拾五文

中畑 同 七 反永百貳拾文

下畑 同 五 反永七拾文

下々畑 同 三 反永三拾文

山下畑 同 貳 反永拾八文

上田畑成 同 十一 反永百四拾五文

中田畑成 同 九 反永百貳拾文

下田畑成 同 七 反永七拾文

下々田畑成同 五 反永三拾文

屋敷 同 九 反永百四拾五文

百姓林御年貢代 六拾五ヶ所

此反別拾耆町四反四畝耆歩

此永耆反ニ付永拾五文貳分

当村広 東西へ七百間

南北へ八百間

一堤貳ヶ所 用水路長廿町 五反川より取申候

深さ貳尺

幅 六尺

是は年々さらひ人足自普請仕候

一溜井三ヶ所 山崎

宮沢

猪之窪

是ハ年々当村中之条町貳ヶ村ニ而古来より自普請場ニ御座候

一当村 五反田川 歩渡し幅三間石川

一 枝郷 芝本 山崎今市反町新田枯木法満寺芝宮猪久保

袋町 小名所 宮沢永田原

一 当村地 黒砂 二尺

一 田畑 肥ハ 秣場ニ而刈取作申候

一 薪秣山入会 六ヶ所

是ハ上沢渡村、四万村、五反田村、原岩本村、山田村、原町

右六ヶ村山へ古来より入会ニ御座候

一 秣場榛名山厚田村 川戸村 金井村 岩井村 植栗村 小泉村

泉沢村 新巻村 奥田村

以上九ヶ村山へ入会ニ御座候

御蔵屋敷 無御座候

舟渡し 無御座候

農業之間 男ハござむしろ少々仕候

女ハ蚕麻布木綿布織者用ニ仕候

一 酒造屋 無御座候

一 名物何ニ而も 無御座候

一 奉公人出代り 二月二日ニ御座候

一 山伏 老人御座候

一 大工 式人御座候

一 桶屋 式人御座候

一 鉦打 沓軒

一 穢多 七軒

一 山崎観音堂御年貢地

同郡伊勢町林昌寺末

留守居 全 英

観音堂沓ヶ所 堂守仁右衛門

一 辻堂 沓ヶ所 御竿不入

内沓ヶ所 十王堂村中無縁墓地

一 御高札

一 当村南四里ニ続行候得共土地悪敷平地ニ御座候得共南榛名山御

座候

一 当村より近村江道法

原町江廿三町 中之条町へ七丁 五反田村江三拾貳丁、折田村

へ沓里、四万村湯江三里廿八丁、沢渡村湯江二里三丁

一 当村より 沼田城下江七里

草津へ 九里半

川原湯へ 五里

榛名へ 五里

伊香保へ 五里

白井へ 五里半

前橋へ 九里

渋川へ 六里

高崎へ 十式里

一 当村より 五料 御関所へ拾四里半

牧 御関所へ五里

大戸 御関所へ三里

大笹 御関所へ拾貳里

狩宿 御関所へ九里

猿ヶ京御関所へ六里

右者此度村中明細御尋ニ付吟味仕書上申処相違無御座候右ニ付帳面相認奉差上候以上

右村

慶応四辰年八月日

百姓代 合 八

御総長所

組頭 孫 兵衛

名主 市郎兵衛

右三冊

慶応四辰年八月

原町総長所へ差出し申候

此書類

鎮將府差出し相成申候事

(中之桑町役場蔵)

三七 明治二年四月 栲窪村明細帳

上野国吾妻郡栲窪村

岩鼻 支配所上野国吾妻郡栲窪村

十二支午之方ニ当り道法拾五里

一高三拾石貳斗六合

田反別 九反壹畝十步

内老反壹畝貳步 去寅山崩石砂入荒候

残 八反拾三歩

此惣取納米貳石壹斗六升  
此拾ヶ年平均米四石八斗七合八勺

畑反別拾貳町壹反壹畝九步

内中畑五反拾貳步内六畝九步 荒

下畑貳町貳拾六歩

内老反三畝十四歩 田起成

老反八畝十九歩 荒

下々畑九町貳反四畝歩

内五反七畝歩 田起成

老町八反六畝拾壹歩 荒

右之内三反六畝壹歩 畧敷引

貳町壹反壹畝九歩荒地引

七反七歩 田起成引

残而反別八町八反六畝貳拾九歩

此作物

麦四拾九石五斗六升程

大豆拾三石八斗四升程

稗 百三拾六石式升程

畑田起成五斗五升五合蒔程

此作粃三石八斗八升程

田式反□歩

此惣収納 米四斗六升

此拾年平均

米尅石程

畑方反別五反五畝六歩

下畑七畝拾五歩

内拾八歩 田起成

五畝拾式歩 荒

下々畑八畝式拾四歩

内 九歩 田起成

式畝歩 あれ

山畑式反拾五歩

内 式畝九歩 田起成

五畝三歩 あれ

右之内

尅反式畝十歩 あれ地引

三畝六歩 田起成引

残而三反九畝十六歩

此作物

稗 四石七斗程

蕎麦六斗五升程

畑田起成九升蒔程

此作粃五斗四升程

一御留山 長サ三十町程、横五丁程

但シ立木雑木ニ而下草等者前々より刈取候義無御座候、数度御

見分御座候得共場広嶮岨岩山ニ而大積り見込ヲ以拾四丁歩程ニ

御座候

雑木林三町七反六畝廿九歩百姓林三拾八ヶ所

一竹藪六畝九歩 百姓藪尅ヶ所

一秣場字せんノ上 凡長拾五町程

横拾尅町程

一家数 三拾軒 御年貢地ニ御座候

人別 百拾九人 内 男六拾尅人

女五拾八人

一医師 無御座候

一温泉 無御座候

一工商 無御座候

一僧尼 無御座候

一当山修験 尅人

一穢多下然人立食類 無御座候

一産物 まゆ 拾五貫目程



代金貳拾壹兩壹分位

蕨 千四百枚程

代拾兩三分程

此外産物売出し作品無御座候

一百工造作する諸職人 無御座候

一 漆年貢 上納仕候

永四文

一 大豆代 上納仕候

永貳百七拾六文九分

一 菜種代 上納 永百六文三分

一 林年貢 上納仕候 永百七拾六文

一 藪役 上納仕候 永三拾壹文

一 鉄砲役 上納仕候 永貳百五拾文

一 山錢野錢土 無御座候

一 河岸冥加永 無御座候

一 船役水車船車 無御座候

一 魚獵荷物積稼之者 無御座候

一 糠代薬代繩延代川役等 無御座候

一 酒造冥加小売酒屋類 無御座候

一 醬油冥加油□口糸□売出し 無御座候

一 麻売出し質屋冥加諸職人役 無御座候

一 秣札役秣場役渡船役 無御座候

一 藤葉役林下草錢類 無御座候

一 田畑除林錢檢地年蕨冥加 無御座候

一 炭役薪役鴨渡足駄差役 無御座候

一 □木役筏継場歟□差役 無御座候

一 雜木板運上

一 用水者出水用申候

一 当村郷原村 長須橋

一 原町山田川橋下沢渡橋御普請所右三ヶ所御掛替御普請人足相勤

申候

一 森五反五畝十三歩

右者御檢地之節御除被遣官守百姓所持仕候但シ森拾ヶ所

右之通り被申候処少茂相違無御座候以上

明治二巳年四月

上州吾妻郡枋窪村

勘 平

斧右衛門

庄左衛門

岩鼻県

御役所

(枋窪区有文書)

三六 明治二年五月 横尾村村方取調書上帳

吾妻郡横尾村

岩鼻県立

御支配所

巳之方ニ当リ凡拾三里 上州吾妻郡横尾村

一人別五百四拾七人

内 男 式百七拾壹人

女 式百七拾六人

一 村高六百貳拾石九升貳合

一 醫師 三人

一 田貳拾三町貳反九畝貳反九畝貳拾步

一 僧 壹人

一 内宍町五反九畝七步 前々川欠山崩石砂泥入土置砂置堰代道代

一 尼僧 五人

引

一 遊人 壹人

一 残貳拾壹町七反拾三步

一 穢多 壹人

一 此御收納米百廿六石三升四合

一 番非人 壹人

一 拾ヶ年平均米百五拾七石九斗四升

一 生糸 凡三百六拾九兩

一 畑八拾五町九反壹畝廿九步

一 蚕種稼 三人

一 内貳町壹反貳畝拾步 前々山崩川欠川成土置砂置道代堰代引

一 鉄砲役 永百五拾文

一 残八拾三町七反九畝拾六步

一 百拾式ヶ所 百姓林

一 麦貳百五拾七石貳斗三升

一 雜木林貳拾四町七反七畝廿步 永貳貫七百文

一 大豆七拾七石七斗

一 薪役 右之外一切無御座候、以上 永貳百九拾貳文

一 粟 四拾三石七斗六升

一 稗 貳百四拾五石九斗四升

一 雜木御林 三畝步

岩鼻県 御役所

一 御竹林 四畝步

一 上田壹斗八升 六還 壹斗八合

一 蔵屋敷 三畝拾五步

一 反別 壹町五反九畝拾三步

一 山下々畑九町五反四畝貳拾八步 皆木立ニ相成申候

一 作米 六拾石四斗壹升

一 一家數百廿三軒

一 中田 壹斗三升 七升八合

反別 七町九反三畝拾二步  
作米 六拾壹石八斗八升

一下田 九升 五升四合

反別 五町四畝七步

作米 貳拾七石貳斗貳升

一下々田 五升 三升

反別 貳町四反五步

作米 七石二斗

一悪地下々田 三升 一升八合

反別 六反八畝拾七步

作米 壹石貳斗三升

米ノ百五拾七石九斗四升

一上畑麦貳斗 六還 壹斗貳升

反別拾町壹反壹畝五步

作麦百貳拾壹石三斗四升

大豆

八升 四升八合

反別 同断

作大豆四拾八石五斗三升

一中畑麦 壹斗五升 九升

反別 拾六町貳反壹畝步

作麦 百四拾五石八斗九升

大豆 六升 三升六合  
(虫食) 反拾五步  
(虫食) 九石壹斗七升

一上畑表 貳斗 五升四合

反別 同断

作粟 四拾三石七斗六升

一下畑 稗 貳斗 壹斗貳升

反別 拾貳町貳反五畝廿五步

作稗 百四拾七石壹斗

一下々畑 稗 五升 三升

反別三拾貳町九反四畝廿七步

作稗 九拾八石八斗四升

一山下々畑者不残木立之積り

(附) 明治二年巳四月

七十歳以上老人取調帳、

上野国吾妻郡 横尾村

年寄 弥兵衛

父 柴太郎 当巳七十五歳

百姓 郷左衛門

父 多次郎 当巳七十四歳

同断 平三郎 当巳七十六歳

同断 平三郎 当巳七十六歳

同断 惣加  
年寄 安左衛門当七十二歳  
伯父 謙藏当七十五歳

本山修驗

若宮院

父 芳丸当七十八歳

右之通取調申候処少茂相違無御座候、以上

上野国吾妻郡

横尾村

百姓代 倉之助

組頭 伝之助

名主 重右衛門

岩鼻県

御役所

注 名主重右衛門は恒斉の父である

(横尾 関真次郎藏)

### 第三章

## 農林・貢租



延宝四年

# 第一節 土地

## 第一項 検地・開発

三〇 寛文二年十月 真田伊賀守時代四万村検地  
(寛文検地)  
田畑合二二六町一反一畝二歩

内

上田 七反七畝二七歩

分米一一石六斗八升五合

中田 三反七畝二六歩

分米四石九斗二升三合

下田 一町五反三畝一五歩

分米一四石八斗八升五合

下々田一町七畝二八歩

分米九石七斗一升四合

上畠 一四町九反九畝二九歩

分米一七石九斗九升六合

中畠 一二町七反一畝二九歩

分米一二七石一斗九升六合  
下畠 三七町五反五畝一七歩

分米三〇〇石四斗四升六合  
下々畠 五四町四畝二〇歩

分米三二四石二斗八升  
屋敷 三町一畝二一歩

分米三六石二斗四合  
高合一〇一一石三斗二升九合

田方 四三石二斗七合  
内 九六八石一斗二升二合 畑方

卯之

十月三日

同 四日

舟田 吉左衛門<sup>㊦</sup>  
中村 七兵衛<sup>㊦</sup>  
尾見 治太夫<sup>㊦</sup>  
小野 儀左衛門<sup>㊦</sup>

註1 十月三日、四日の二冊を合せた。  
2 検地帳の文字中、百拾卷式等の漢字を漢数字に直した。  
3 二冊中の最後の計だけ見た。

(四万 関善平蔵)

三〇 天和三年三月 真田伊賀守改易直後の検地願状

乍恐以書附奉願上候御事

北上野国沼田御領内吾妻郡共々、真田伊賀守様御知行所ニ御座

候、然所ニ寛文三卯ノ年より子年迄ニ拾ヶ年兩度迄ニ御檢地被仰附被遊右高三万石ニ御座候処ヲ田開発共ニ拾四万四千石余ニ罷成候、此訳ハ大石古木疇ノ類ヲ不除、一面ニ參酌ごとく、御檢地候間、一反ノ所五畝六畝ノ外ハ無御座候ニ付、惣百姓困窮仕、大勢餓死仕候故多分荒地ニ罷成難義仕候、沼田御領内ノ義ハ、四方ニ高山立廻り東ハ武尊山日光山、南ハ赤城山、榛名、浅間山、白根嶽、北ハ三国峠迄峯統、屏風ヲ立タルことく、雪積り候事無限、彼嶽々より吹下嵐烈鋪雪霜ハ時不待、耕作不実故、惣百姓難義仕候間、御是悲ニ荒地高御除被下、有来候通ノ本田御檢地被仰附、惣百姓永相続仕候様ニ被遊下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

天和三癸三月

川場村 助左衛門  
 白岩村 重左衛門  
 生越村 古右衛門  
 硯田村 一太夫  
 間庭村 市右衛門  
 上川戸村 新左衛門  
 大塚村 一郎右衛門  
 (平 関征見藏)

三 貞享元年二月 村々の檢地分担と役人

御檢地御奉行并竿取御役人連名控

酒井河内守様御家老高須隼人助、松平内記、本田形部、川合勘解由左衛門

大目付 御勘定頭勘定衆

高須隼人・山田清右衛門・天野九郎右衛門・青木弥惣右衛門・三浦善左衛門・山田宗太夫・庄田武助・坂本小兵衛・茂野甚五右衛門・川端喜右衛門・斎藤与之助

一貞享元年沼田、吾妻御檢地、同四月廿二日始、同八月十五日迄、御竿奉行一手ニ四人宛式拾手、其役人連名

一番 加藤五郎太夫・太田喜助・芦屋新左衛門・小堀茂太夫

二番 小嶋与右衛門・八森七兵衛・茂野喜右衛門

三番 福島孫市・落合四郎右衛門・井田所左衛門・佐地三郎

右衛門

四番 松島五郎右衛門・大橋伝右衛門・神原八郎兵衛・一石

孫市右衛門

五番 徳江重郎兵衛・石川七郎右衛門・下谷九郎兵衛・福島

善兵衛

六番 片山太郎兵衛・松島市太夫・近藤市郎兵衛・根岸権右

衛門

七番 重田甚右衛門・安藤六之助・永沢六右衛門・久保小兵

衛

八番 高橋小右衛門・一石新九郎・天野小兵衛・斎藤権兵衛

九番 石井六郎右衛門・野尻甚五右衛門・藏本市兵衛・上松



市右衛門

十番 清水七郎右衛門・岩松九右衛門・茂呂三郎右衛門・岩

松九次郎

十一番 力丸喜右衛門、湯本喜右衛門、富沢平兵衛、宮川兵右

衛門

十二番 戸倉弥市兵衛、沢田権重郎、戸塚八右衛門、恩田漸兵

衛

十三番 浦野治郎兵衛・小泉庄兵衛・須田文左衛門・彼野文太

夫

十四番 武平六郎・五十嵐庄左衛門・嶋田六右衛門・須瀬甚

太夫

十五番 金原助右衛門・芳賀久右衛門・後閑五郎右衛門・浜嶋

平之丞

十六番 金沢嘉兵衛・小諸八郎兵衛・上村三太夫・梶木団助・

中村助太夫

十七番 徳丸勘助・須田文左衛門・竹丸孫太夫

十八番 水沢武右衛門・原田市右衛門・浜嶋安左衛門・内山海

右衛門

十九番 鳥山三左衛門・杉六右衛門・町田五郎兵衛・太田喜兵

衛

二十番 三浦清七・小川孫右衛門・稲垣善左衛門・竹本喜右衛

門

(折田 折田茂藏)

三三 貞享元年四月 検地実施の心得

検地奉行高須隼人殿申し渡し

一 検地ハ百姓注進退極候間、別而念入總目不詰様可得相心、先其  
村々田畑上中下野山池川除、在々有之段、其村為致絵図取之、

其上残り委細令見分大概極正路地結可致事、附り検地究之田畑  
ハ記ヲ立置分明可致事

一間竿之儀ハ六尺式間式分宛ニ可仕候条、長六尺式間式分之竿ヲ  
以可致、勿論老反歩ハ可為三百坪事、附り百姓家屋敷困之義ハ

四方耆間通り可除也、其外竹木無之、勿抛検地之内ニ可入若存  
寄之儀有之ハ覚書ニ而注可得下知事

一 田畑位付之儀、上中下三段此度吟味之上、地面能所ニ耆反立候  
而ひとつ高ニ相究、悪地有之所之一段ニ是立下シ、一ツ茂ニツ

茂見斗次第位下り相窮、上々・上・中・下・下々と五段ニ相窮  
可然候、宜敷古来より上畑直し候間此度上ニ相定ニ而茂可然候

得共、真土位窮可然候義、其村々上々下々と無是処ハ、其村百  
姓堅誓紙申付、位付為致検地見分と引合、吟味之上可相究事

一 畑方検地之儀、漆・桑・柿有之所ハ其分検地除之、別而年貢申  
付可然候、従古来弥重年貢出来候処ハ有之ハ吟味之上竹村惣左

衛門熊沢武兵衛方江可受差凶事

一 寺社入組之村ハ檢地出高之儀ハ御藏入と寺社と多少有之候而有來り候通り可差置事

一 永荒井川欠、山崩有之所ハ見分之上、委細遂見分、早速田畠ニ成り候様申付、檢地帳奥印書可御置事

一 檢地之儀三十年以前より除來之所たとへ証文無之候共檢地帳奥書可仕、三拾年以來之除地御檢地高詰可申事

一 田畠之内無之、大石大木作毛仕付事難成之分ハ能々吟味之上、

其分檢地除之池沼等之儀ハ一兩年之内、新開茂相成所ハ百姓相對之上、檢地致シ、帳高ニ入可申候、五七年ニ新開ニ茂不相成候所ハ致檢地帳之奥外書可記事、附り田畑道付替度之百姓願申

処ハ見分之上吟味有之候而無構所ハ願之通り仕替可申事

一 百姓林之儀、少分之所ハ其通り、過分之所輕ク年貢可申付事

一 檢地之時、間數手帳ニ相記候其場ニおいて間述竿之延端有之候哉、為言折置竿仕又ハ管繩可相改之勿論相違之竿取之者外ニ不相交事

一 檢地役可致正路ニ旨誓紙可仕事、附り案内仕候者、名主年寄百姓地面引落申間被候旨檢地之者召遣末々迄非儀有之者早速可取斗之由折紙前書ニ可載事

一 田畑石盛位付之儀、隣村之盛相究申、甲乙無之様尤ニ候、山方野方之村々ハ格別ニ候間可有之ハ心得茂尤用水惠水掛引同様水損之場、藪林之日蔭日向等迄相改位付可致之并ニ田畑別付明細書付重而地詰之節相違無之様水帳ニ相記、併地面各不限惡ある

いハ田方畑方多少之農さく之外、余り斗有之村ヲ可相考不申及候事ニ候間、成たけ念入吟味之上可相究事

一 御領井ニ私領、寺社領之所ハ双方之百姓立合之上檢地可仕候、社領の方ハ茂此旨為申聞、相談之上立合檢地尤ニ候、相改之上立合之者無之候ハ、不可及其儀候事

一 帳面入帳組合場ハ目印立置、堅横十文字尺不違様明細ニ可被致事

一 先高之内ニ茂隣村入組、境目之所有之者、双方之村檢儀之上、申分無之旨手形取之可相究候、若シ不落者之所ハ檢地仕直之、已後、竹村惣左衛門、熊沢武兵衛方ハ双方、名主百姓対件落着之水帳可相究事、附り村境迄檢地打詰候ハ、村堺分木建置可申事

一 新檢肩書ニ古檢之可記置事

一 引方起返新田新畑改出し内書可記事

一 御朱印地之外、寺社領又ハ跡々より除キ朱印場之儀、槌成証文有之分、水帳末ニ外ニ書可載之其外除地之分、同前帳面ニ可記之古水帳之不相見候証文無之除來り候由申場所ハ致檢地置候由清書記之兩人之御代官可得下知事

一 御年貢米詰置候藏屋敷之儀ハあと高より詰候所ハ不及申、縦高外たりとも致檢地、帳面内ニ可載書之内ハ御年貢可除之事、一野手山手之場并山林有之所ハ檢地いたし、委ク帳面可記之事、あるいハ高山除、但シまたハ場広キ山ニ而境目不相分候てハ不及檢地候

一御領小物成之所検地可仕所、寺社領入組之場所候ハ、検地可仕候事

一百姓居屋敷并ニ御立山竹木林跡除来り候分ハ別而検地いたし除之子細帳面書付置可申事

一見取場之儀ハ、高ニ可然所ハ検地可仕事

一小作百姓水帳名付之儀ハ地主遂詮儀、家抱証文取肩書位付いたすべき事

一家抱地水帳付候儀地主遂詮儀家抱地と肩書可記事

一検地いたし帳面毎日百姓共貸渡し相違有之候哉可致吟味事

一検地之者村移り之義、検地惣奉行之所可請差図事 附り勘定仕り候節、役之外取出入一切停止之事

一検地仕廻之已後、検地之者并ニ召遣下々等迄百姓ニ対シ非儀有之候哉、検地惣奉行村々百姓逐吟味事

右相究候水帳奉行竿被案内之者、奥書印判仕御代官江相違、村々名主方へ渡置其写御勘定所へ可引納置事

右之条々得其意、検地以前竹村惣左衛門、熊沢武兵衛方江相違可請差図、此外存寄有之候ハ、是又右之面々可相究候事

一寺社境内之儀、伊賀殿内検地之節高ニ候由、年貢引来り候分茂被申付分茂此度反別御改之由、請御吟味被成、前帳御記可被成候、寺社領之儀ハ伊賀代高ニ入候由、是又地筋御改分明候ハ、

境内と帳ニ御記可被成候、社内山林等之儀ハ右同前ニ御心得可被成候

被成候

一寛永八年己未分ハ新地候間、検地別帳ニ御記ニハ不及候間其

村高ニ御入可被下候、是又御朱印田畑之儀御蔵入と入組ニ候ニ境間不正所ハ御改、双方より御検地可被成候、山林境目之義不正所ニハ委御見分被成亦追而可御聞候

一貸置田畑流地分ハ当地主之名ニ書替儀ニ双方より手形取名所御付替可被成候事

一年季ニ不限次第ニ請返し可申と証文入置候田畑之義当子之年より五年之内ニ請返し可申由ニおいて其村名主年寄百姓爲立合、

手形之地主之名所ニ御付置可被成候、当子年より五歳之内請返し申儀罷成間敷由申遣候田島實取候者之名所此度ハ御付替可被成候

一百姓所近キ立退候跡ハ田畑御詮義之上退転候ハ、名主年寄百姓方ハ手形取当作人之処前ニ御付替可被成候、若他所江奉公之様

ニ出在所と通儀茂不切田畑之儀ハ、御吟味之上被成下其品々より御申付可被成候事

一屋敷林之儀宍間通り囲ニ御除キ其外ハ林御打立水帳之奥、外書ニ御記可被成候事

一桑漆柿木有之ハ畑之儀茂検地江御打入、其島之肩書漆桑有之と御記可被成候、但シ並木積御見合、拾間より内ハ桑少し漆少し

と肩書ニ御記可然候  
一浮役小物成只今迄ハ高ニ入不申、馬草場等之儀尤御条目之通御

心得可被成候、右之趣御断書為可進申如此御座候

貞享元年甲子年四月六日

差上申一札之事

此度上野国沼田領何郡何村被遊御檢地候ニ付私共普紙之上御案内仕田畑古田新畑共ニ老分之所茂隠不申、御案内仕、御繩申請候、御檢地帳毎日御借被下名主百姓立会吟味仕候処、少及相違無御座候、落地茂御座候又ハ間違様御座候ハ、当月何日より何日迄之内急度不申上候、若落地、隠置後日相知申候ハ、案内之者共ハ不申及如何ニ茂可被仰付候、為後日依而如件

年号

月日

註 以下「一札之事」の様式として ①村境の場合 ②屋敷を買請けた者の場合 ③荒地起返し、新開地起返 ④奉公に出た者の場合 ⑤売却しの所 ⑥買請の所等の届様式が一切揃っているが略す。

(大道囃石 小淵泉蔵)

三三 貞享元年七月 四万村檢地

(1) 指上申一札之事

一上野国沼田領吾妻郡四万村御檢地之儀、正路成被成様少茂可申上様無御座候。且又御檢地七月十三日より同十四日迄の内始終竿手御奉行衆中召仕に至迄毛頭御非儀成事無御座候。為後日一

札如件。

貞享元年甲子七月晦日

四万村

名主

善兵衛

四兵衛

庄兵衛

彦左衛門

高須隼人様

見羽奈弥次右衛門

(四万 関善平蔵)

(2) 指上ケ申一札之事

一今度善兵衛太兵衛次左衛門弥太夫大木と申所たけ居と申所両所ニ四端新林被仰付候、村中さわりも無御座候旨私始御百姓共御請申上候仍如件

四万村

貞享甲子七月廿日

名主

林主

善兵衛

(四万 関善平蔵)

(3) 指上ケ申一札之事

今度弥太夫願申ニ付たいきと申所、重郎右衛門てばう平と申所太郎兵衛、次左衛門、善兵衛願申ニ付、たけいと申所四兵衛、太郎兵衛吉兵衛かやのと申所新林被仰付候、村中さわりも無御座候間

私始百姓共御請申上候、仍如件。

貞享元年甲子年七月廿一日

四万村

林主 弥 太夫

同断 太郎兵衛

同断 次左衛門

祖頭 庄兵衛

四兵衛

(四万 関善平藏)

右之通り小物成御上納仕候、依如件。

貞享元年甲子年七月廿一日

四万村

名主 善兵衛

御檢地御奉行様

(四万 関善平藏)

(4) 貞享元年七月 貞享檢地による小物成改め

覚

一京六貫八拾六文

夫 錢

一京六百三拾文

狗 役

御代官所罷成御免被成候

一薪三拾老駄

納 木

一秣六拾三駄

藁 草

御代官所罷成御免被成候

一京五貫文

鉄 炮 役

一京百八拾貳文

漆 役

漆木郷中に菅本も無御座候間

此度御免と奉願候

一京貳貫八拾六文

林御年貢

三冊之寄

古檢三町八反五畝二歩

(新穂) 田方三町八反三畝二歩

分米一五石八斗一升二合

内

上田 三反七畝歩

分米三石三斗三升 九ツ

中田 五反三畝一三歩

分米三石七斗四升 七ツ

下田 四反一六歩

分米二石二升七合 五ツ

下々田 一町六反六畝歩

分米四石九斗八升 三ツ

悪地下々田 八反六畝二二歩

分米一石六斗三升五合 二ツ

古検九八町六反一畝二四歩

(新検) 畑方二〇〇町一反八畝一一歩

分米二九七石五升二合

内

上畑七町八畝二六歩

分米四九石六斗二升一合 七ツ

中畑九町二反二畝一七歩

分米四六石一斗二升八合 五ツ

(新検) 下畑一五町九反三畝三歩

分米六三石七斗二升四合 四ツ

下々畑五一町三反七畝一五歩

分米一〇二石七斗五升 二ツ

山下々畑一三町五反一畝二七歩

分米一三石五斗一升九合 一ツ

屋敷三町四畝一三歩

分米二一石三斗一升 七ツ

古検一〇二町四反六畝二六歩

(新検) 田畑屋敷合一〇四町二畝二歩

古高一〇六七石四斗九升九合

(新検) 分米三一二石八斗六升四合

内一石八斗一升二合 田方

二九七石五升二合 畑方

右者上野国吾妻郡之内四万村御検地被仰付六尺卷分間竿お以卷反

三百歩石盛位付帳面書記者也

貞享三丙年九月

高須 隼人

山田 清右衛門

天野 九左衛門

三浦 善右衛門

青木 弥惣右衛門

川崎 善右衛門

唐原 喜右衛門

富 沢 半兵衛

根岸 權右衛門

力丸与次右衛門

庄屋 善 兵衛

案内者 四 兵衛

同 庄 兵衛

同 弥 兵衛

同 彦左衛門

註 検地帳の三冊の寄だけ抜萃したものであり、享保六年正月宮崎善右衛門写である。

(四万 関善平藏)

三三三 貞享三年九月 天領四万村田畑荒檢地 (貞享檢地)

(前略) 右之寄

古檢二反三畝三步

(新檢) 荒田方一反六畝二八步

内

荒下田一二步

荒下々田一反六畝一六步

古檢三三町九反九畝三步

(新檢) 荒畑方三二町七反二畝九步

内

荒中畑一反一畝一二步

荒畑四町三反六畝九步

荒下々畑二八町一反八畝一八步

荒屋敷六畝步古檢三四町二反二畝六步

(新檢) 荒田畑屋敷合三三町八反九畝七步

貞享三丙寅年

酒井河内守

高須隼人

(以下同檢地に同じ)

(四万 関藩平蔵)

三三六 貞享五年九月 新檢地年貢割付折田村苦情訴狀

乍恐書付を以御訴訟申上候御事

一 吾妻郡之儀御繩奉願、以前折田村御慈悲御座候へ共百姓奉致入候へ御取付迷惑仕候、御なさけ被為遊下置候へ、難有奉存候御事

御事

一 田畑屋敷共高百貳町八反拾貳步、内耆毛作之場所八拾四町之余

御座候、御割付里方並ニ被為遊仰付何共めいわく仕候御事

一 成田原名所六拾町之余御座候、殊ニ惡地ニ而其上霜はやくふり

所(諸)作みどりかね申候、地面相応ニ御取付奉願候御事

右之趣御慈悲ニ御なさけ被下置候へ、難有奉存候、以上

貞享五年辰九月

折田村 名主 基左衛門

組頭 弥左衛門

同 七郎兵衛

同 伊兵衛

同 与兵衛

同 長右衛門

同 惣百姓

(折田 綿貫孝次藏)

御代官様

三三七 貞享五年九月 檢地格付再考願狀

「キレ」御事

吾妻郡折田村田畑之高百貳町八反拾貳步之内申上候之場所成田原六拾町之余御座候、此外山沢、十二ひら、せんどろ、中ぞねと申

候場所九町之余御座候、右成田原同前之悪地ニ而御座候、其上余村ニ替り、霜はやくふり、所作実どり不申候御事

一 田畑中ニおとり申候場所、上ニ被遊、下ニをとり申候場所、中ニ被遊、下々同前之場所、下ニ被遊御取付、墨仕候御事

一 前々伊賀守様御代ニ上分之百姓大分つづれ申候、当御領所ニ罷成、上分之百姓六軒つづれ申候、上分之もの共百姓ニ立がね申候地面相応之御取付奉願候

右之趣御慈悲を成被下置候ハ、難有可奉存候、以上

貞享五年辰之

九月廿八日

折田村

名主 甚左衛門 ⑩

同 七郎兵衛 ⑩

同 伊兵衛 ⑩  
(折田 綿貫孝次藏)

三六 元禄六年二月 検地相帳送り状

口上之覚

一新検反歩之相帳喚拾八さつ、長四郎殿ニ相渡し申候、其外相い帳此方ニハ無御座候、其元御改御請取可被成候、以上

元禄六年酉ノ二月六日

酉ノ二月六日

折田村八兵衛殿 使長四郎

甚左衛門 (前名主)

(折田 小淵みどり藏)

三九 享保四年十二月 平横尾両村中川原畑六歩の所属に付

訴

同郡同村平村

名主 勘右衛門

相手

惣 百姓

従往古御料平村と横尾村之間ニ中川原と申中州御座候、前方ハ水両村江付流申候故中川原と唱来候、年々大水故瀬付替り只今ハ一筋ニ成横尾村へ付流申候、此中川原ニ横尾村之四歩と二歩之畑御座候而伝兵衛と申百姓持来、古御水帳ニ明白ニ御座候、時貞享三年酒井河内様江吾妻郡御檢地被 仰付候筋荒地帳ニ御載横尾村江御渡し被成候、右之内四歩之畑ハ発し返し、十三年以前地頭江相頼年貢当秋迄納来候、然ル処ニ当九月二十四日ニ遠藤七左衛門様御手代青木忠右衛門殿右之場所御見分之由、其日平村表作仕付申候ニ付早速此方より平村江申遣候ハ、元来横尾村之畑ニ而伝兵衛と申もの持来候処ニ今日其村より理不尽ニ表作仕付候段、難心得候間、内々ニ而相返し候様こと申来候処ニ、彼村返答ニ村中之者共詮議致、決定此方へ取候上ハ、縦御公儀様被 仰付候共中々返候儀不罷成由我候申候ニ付、其夜中白井町忠右衛門殿御旅宿近迄追掛、



右之趣申達候得ハ、平村江御申付御返させ可被成由御返答御座候

ヘ共、平村より一切沙汰不仕候、右之訳地頭へ訴申候得ハ則七左

衛門様へ委細之わけ被申入候、依之平村江被仰付候由ニ候得共、

偽斗り申上、右之畑相返不申候ニ付、無是非御訴申上候御事

右之中川原之儀ハ不及申上從往昔下尻高五ヶ村ハ田畑家別山林大

野秣場迄入会之地ニ御座候而中川原も馬放伺場ニ御座候処、近年

平村よりそろ／＼と見取田畑ニ仕立一円ニ平村分之様ニ罷成、只

今ハ馬放飼場一切無御座候、惣百殘難儀仕候得共右申上候通入会

之場所ニ而一村同前之儀ニ付其通ニ仕、罷在候得共、右之畑うば

い被取年貢をば相納候儀、迷惑ニ奉存候御事

右之畑ハ勿論之儀、先規之通、中川原と入会之秣場ニ被為ク、仰

付被下候共又ハ中川原半分ハ横尾村分ニ被為下置候共、兩様之内

奉願候御事、右之趣毛頭偽不申上候、平村之もの共被召出御詮議

之上願之通被為、仰付被下候ハ難有可奉存候、猶又委細之儀御尋

之上乍恐可申上候以上

御奉行様

(平 関伸一藏)

二〇 享保十七年八月

代官池田新兵衛申渡

申渡 覚

一 此度検地ニ付、案内之者儀、村中大小之百姓之内吟味之上地面能改、正路成者撰出し三人程も名書付可指出事

一 田畑位付之儀、一々五六迄、地引帳ニ記可差出候、尤建札ニ茂書付案内可為致候事

一 田畑野山ニ付、出入等有之候ハ、早々可申出候、吟味之上相洩儀ニ候ハ、可申付候

一 御検地ニ付、其日繩請候地主之外無用之百姓除、費可申合事

右之通り相心得可申者也

子ノ八月

右被仰渡候趣逸々承知仕奉畏候 以上

上野国我妻郡原岩本村

名主 彦 兵衛

池田新兵衛様

御役所

組頭 嘉 兵衛

同 与 兵衛

(岩本 神保彦憲藏)

註 大塚には元禄十一年の新発立掃畑改帳がある(吉田春雄藏)

享保四年十二月朔日

横尾村百姓

細主 伝 兵衛

名主 惣 百姓

同 八 兵衛

組頭 三 九郎

勘左衛門

彦左衛門

二四二 寛保元年三月 代官早川役所古検地帳調一札

差上申一札之事

一 今度古水帳并ニ延宝四辰年山林御検地帳御郡ニ御座候ニ付、拙者共村方古来之名主年寄卯三月十七日類焼ニ懸、古水帳儀紛失仕候、酒井河内守様ニ被下置候御検地御水帳計請取、古代之御水帳管而無御座候、右申上候通り少茂相違無御座候、依之一札差上申所仍如件

寛保元年三月

上州吾妻郡五反田村

名主 次郎兵衛

甲州安左衛門様

御役所

組頭 善兵衛

百姓代 重左衛門

組頭 半右衛門

同 庄助 助

(五反田 田村武一朗蔵)

二四三 延享四年三月 成田原御林開発願状

乍恐以書付奉願上候

上野国吾妻郡折田村

名所 成田原

一 御林老町八反三畝拾歩

老ヶ所

一 御林 五町五反歩

老ヶ所

此木数

一 右御林不殘雜木ニ而先年ノ江戸御用ハ不及申上同郡之内御普請所等御用立候儀一切無御座候、依之奉願上候儀ハ百姓新田開発被仰付被下置候様奉願上候、此段ハ先条申上候通り御上御用ニ茂相立不申候処、猪鹿之類夥敷籠居仕又候御林近所田畑江木根さしはりこさニ罷成惣百姓難儀ニ罷成候御事ニ御座候、殊ニ近村御林も段々御払被仰付候御儀ニ御座候へば別而猪鹿多ク罷成難儀至極仕候、御慈悲ヲ以開発ニ被仰付被下置候ハバ木代並ニ地代金相応ニ差上跡地御年貢之儀ハ御見分之上土地之御年貢被仰付次第御上納可仕候

延享四年卯三月

吾妻郡折田村

名主 甚左衛門

年寄 九右衛門

同 断 理兵衛

組頭 市兵衛

同 庄右衛門

同 孫兵衛

伊奈半左衛門様

御役所

同	又右衛門 <sup>㊦</sup>
同	五郎右衛門 <sup>㊦</sup>
同	長左衛門 <sup>㊦</sup>
同	新助 <sup>㊦</sup>
百姓惣代	喜右衛門 <sup>㊦</sup>

(折田 綿貫孝次藏)

二三 寛保二年三月 原岩本村御林、開発願状

乍恐書付を以奉願上候

一御林 堅八拾九間 上州吾妻郡原岩本村  
横式拾間 五反九畝拾歩 屯ヶ所

此木杉千三百六本 雑木立

但シ 長春間々三間半迄  
宍尺廻り々四尺廻り迄

右著上野国吾妻郡原岩本村百姓奉願上候ハ、当村御林雑木立ニ而御用木ニ相成候程之大無御座候、只今迄川除其外橋御普請等ニも御伐り渡しニ相成り候義無御座候、然所ニ当村之儀ハ昨(以下約七字程キ  
レテ不明)悪場ニ而、田畑之実法り不宜、殊ニ御林同処之有之上ハ猪鹿入込、諸作を荒レ難儀仕候、右御林百姓立木共ニ被下置候ハ、冥加金八両式分差上立木伐り払候跡地、新田ニ開発ニ仕、土地相応之御年貢指上候様ニ可仕候、去村々川井河岸迄陸付々拾九里余御座候所、御用木ニ江戸表江被仰付義杯へ駄賃夥敷掛る候へハ、

御林御立置被通候而茂急用立不申候間、百姓江被下置候得ハ、御新田ニ罷成り、其上開発ニ難仕候所ハ秣場ニ仕、田畑就戻仕自然と実成り茂宜敷、惣百姓御救ニ罷成り候間、御慈悲を以、願之通り被仰付被下置候ハ、難有奉存候、尤先達而去年中金高等得と吟味仕、願書差上候ニ付、御取上ケ被遊候上、去秋御検見御廻村之節、御林御見分被遊候所右申上候義相違無御座候間、猶又此度右之通を以、願書指上申候、右之通り之金高相増候儀ハ此上以難仕候間、先達而茂申上候通り困窮百姓故右之通り之金高を以御願申上候、何分ニ茂御慈悲を以、御吟味之上願之通り被仰付被下置候ハ難有奉存候 以上

寛保二年戊三月

上野国吾妻郡原岩本村

願人

八

(岩本 神保彦藏)

三四 寛保三年正月 五反田村御林開拓願状

乍恐書付以申上候

一御林三ヶ所 竹平 上州吾妻郡  
大平 五反田村

此反別十二町五反二畝二十歩

此挽雑木数五千九百七十本

木代金十四兩二分

此 冥加金 五兩二分

右ハ当村ノ御林立木茂リ、猪鹿籠、作毛を荒、難儀仕候ニ付、立木御伐払跡地新畑開発願ノ儀、去々酉年より願上、御林御見分被成下候、此度再応御吟味ノ上、木代金相増、冥加金差上候様御吟味ノ趣承知仕候、先達テ度々御吟味ニ付、百姓仲々聞申合、木代金冥加金共ノ積りを以、格別ニ相増願書差上置申候、前々も、申上候通り立木を相望、御伐払願上候儀ニ無御座候、猪・鹿防、其上跡地新発場ニ新何時相応ノ御年貢差上、百姓共御救ニ罷成候ニ付、立木ニ引合不申、代金差上申候積り御願申上候儀ニ御座候間、書面ノ通、代金・冥加金を以、被 仰付被下候様奉願上候、右代金少ク願相濟不申候共、此上増金可仕積無御座候、尚又此度再応ノ御吟味ニ付書面差上候通り相違無御座候、以上

寛保三年双正月

上州吾妻郡五反田村

名主 次郎兵衛

組頭 七之丞

早川安左衛門様

百姓代 孫右衛門

御役所

(五反田 齊藤庄平藏)

二五 宝曆七年九月 折田村御林開発の地代木代代官と掛合

乍恐以書付奉申上候

上州吾妻郡折田村名主・組頭・百姓之者共奉申上候、当村有之候御林式ヶ所開発之義、先達而御願奉申上候処、当四月中船木庄蔵

様為御見分御出被成御吟味之上木伐并地代金共相増候様ニ被御仰付候ニ付、村中百姓共相談之上、木代金書面相増、地代金之儀者先達而御願申上候通り金九兩貳分永百六拾貫ニ而書付差上候処、尚又此度御役所様江被召出、御吟味之上又々増金被為仰付候ニ付、奉畏木代金三兩相増差上申候、地代金之儀者相増候儀難儀奉存候、依之右之通りニ而開発被得仰付被下置候様奉願上候、右之外(中略)私共儀者望無御座候、尤、此度仕差上申候儀迷惑ニ奉存候へ共此以後又々被得御召出候而ハ路用雜用等相懸リ難儀至極ニ奉存候間無是非前書之通り増金仕差上申候、此上増金被御仰付候ハ乍恐私共儀ハ決而望無御座候得、一札差上申処仍而如件

宝曆七年丑九月

吾妻郡折田村

名主 理兵衛

組頭 市兵衛

伊奈半左衛門様

百姓代 久兵衛

御役所

(折田 折田茂藏)

二六 天明六年五月 貧困につき新畑開発願

一札之事

一私義近年至て不女意ニ付、田畑等無之渡世遺兼、依之此度新開

仕度候段御役所願出申度由、村役人中様置願出候段、勿論元来新開可致場所無之候得ハ、以来右躰之義願出ニ而村役人中御

願疾と承届相願可申候、重而一存之願決而仕間敷候、依之一札  
如件

天明六年五月

折田村

平右衛門

五人組 五郎右衛門

組頭 三郎右衛門

役人中

(折田 折田 茂藏)

二四七 寛政三年三月 命により浅間荒地起返し請状

相定申連印之事

一去ル卯年浅間荒地所去年中御代宮様御廻村之節、右地所可起返  
之旨被 仰渡、則村役人御請印申上候故、当春惣村中相談之  
上起返可申積り相定申候、依之人足之儀ハ名主惣村中相談ハ、  
無滞差出し村役ニ相勤可申定メ御座候、右荒所地面之儀ハ開発  
出来次第村役人江請取、其上猶又相談次第ニ可致積り相定申  
候、仍而惣小前連印如斯ニ御座候 以上

寛政三年双三月

註 小前一六九名、村役人一名が連署している。

(中之条町役場蔵)

二四八 寛政十三年一月 荒地檢分の上年貢引下げ願

乍恐以書付奉願上候

一大家村名主組頭百姓代奉願上候義者南山之義尻高村深山統北山  
之義ハ栃久保村御止山統ニ而猪鹿殊ノ外罷出、諸作仕付候時分  
より、相荒、北山、南山野手山付乍畑三十五町三反十二歩之  
内、凡二十町余、荒山下々畑六町二畝十八歩之内、凡六町余も  
荒地御林畑成り六町五反一畝十二歩之内凡四町余も荒地悪地下  
々田八反六畝十二歩皆荒、見取畑九反三畝十八歩皆荒地、右之  
通り荒地ニ罷成、惣百姓難義仕候、近年別而困窮仕、享保年中  
以来村内之百姓家数三十軒余無跡形相潰レ、人別二百人余不足  
罷成候故、御年貢取立ニ差支、甚難儀仕、安永年中北山秣出入  
之節、根岸友之進様御見分御絵図差上ケ申候、其節永荒御願申  
上候得共、重而願出候様被仰渡候、其節より度々御役所様江御  
願申上候処、浅間荒故御取上不被下置、無是悲差控罷有候、去  
九月中為荒所御見分兩御役人様御越被遊候節頼出候得共、浅間  
荒所外御見分ハ有間敷候様御役所様被仰聞候、先書申上候通り  
無跡形相潰し候百姓御年貢米永取立候様無御座候而村損ニ致候  
得共、最早大永故村割相成兼地借致御上納仕候、右荒所御見分  
被遊米永御取下被成下置候様偏ニ御願申上候、右願之通り御聞  
濟被下置候ハ、惣百姓難有仕合ニ奉存候以上

寛政十三年酉正月

名主 清兵衛  
組頭 伊左衛門  
同断 李大夫

御役所様

同断 彦右衛門  
同断 善之丞  
百姓代 市郎左衛門  
同断 兵衛

(伊勢町 小池光司藏)

三六 享保十一年九月 開発田畑年貢改願状

差上申一札之事

一田三畝拾八歩

一畑壹畝歩

右之通り当午ノ開発田畑書付差上申候、何分ニ茂御年貢被付可被下候、此外村中委細吟味仕候処ニ新開切添取着立帰リ老畝老歩茂無御座候、取隠置外ハ相知申候ハ、名主組頭何分之曲事ニ茂可被 仰付候、為其一札差上申所仍而如件

享保十一年午ノ九月

上州吾妻郡折田村

佐左衛門

安右衛門

勸兵衛

山田久米右衛門様

栗田準助様

大熊治郎左衛門様

三〇 天明六年九月 見取畑年貢高入願状

乍恐書付を以奉申上候

一上州吾妻郡折田村藤七・九右衛門・与市右衛門奉願上候儀者、私共見取三畝拾八歩之処、是迄年久敷取仕候所、最早少々地馴、出来方増候得ハ、此上為冥加御高入ニ被成下候様奉願上、依之村役人印形仕御願一札奉差上候 以上

(折田村)

天明六年午九月

抜人 藤 七

同 九兵衛門

同 与市右衛門

百姓代 太郎左衛門

組頭 吉兵衛

名主 九右衛門

(折田 折田茂藏)

(折田 折田茂藏)

三一 貞享検地の分析

第四表 一筆別面積比―水田

面積	村名	伊勢	中之
一畝未満	赤坂	二五%	二五%
	蟻川	三〇%	三〇%
	市城	三六%	三六%
	青山	三六%	三六%
	岩本	三三%	三三%
	大塚	二八%	二八%
	山田	二四%	二四%
	桑町	二四%	二四%
	条町	七%	七%

村名	種別		田		畑		田畑やしき		分米(石高)	
	上	中	下	下々	上	中	下	下々	計	計
中之条町	二〇%	一七%	三一%	三三%	二%	三%	一六%	四九%	一〇五六八	七一・五〇八
伊勢町	一六%	二八%	三四%	一八%	一九四	二八三	二二	二五	九三七四	一〇五八八
青山村	一六%	二六%	三六%	二一%	一九四	二九	二二	二二	七八八八	六四七・九四七
面積計	一九四	一三三	一四二	一五〇	二九	八三	二五	二二	九三七八	七一一・五〇八
面積計	一九四	一三三	一四二	一五〇	二九	八三	二五	二二	九三七八	七一一・五〇八
面積計	一九四	一三三	一四二	一五〇	二九	八三	二五	二二	九三七八	七一一・五〇八

第七表 貞享検地による石高の決定とその土地の格付

面積	村名	格付
一畝未満	青山	五%
一畝台	市城	四%
二〜三畝	新田	三%
四〜五畝	山田	九%
六〜九畝	岩本	七%
一反以上	伊勢町	二%
	大塚	六%
	中之条	三%

第五表 一筆別面積比一畑

筆数合	面積(畝)	割合
一畝台	一五五	三三%
二〜三畝	二七四	四七%
四〜五畝	四九二	三二%
六〜九畝	一九四	二二%
一反以上	一七四	二二%

註 一 貞享検地帳による。  
二 小数第一位以下四捨五入

面積	村名	格付
一畝未満	中之条	〇%
一畝台	伊勢町	〇%
二〜三畝	山田	一%
四〜五畝	大塚	三%
六〜九畝	中之条	四%
一反以上	市城	二%
	新田	〇%
	原岩本	一%

第六表 一筆別面積比一屋敷

筆数合	面積(畝)	割合
一畝台	五四三	三三%
二〜三畝	七九	二七%
四〜五畝	六七	二〇%
六〜九畝	六六	二〇%
一反以上	八七	二七%

市城村	一〇	二〇	三五	三〇	〇	四九二	八	一三	二一	三四	五	二七〇三	三一九五	二一八・七二
西中之条村	一〇	三〇	三四	一八	〇	一〇二四	一七	一三	二二	一三	四	六〇一二	七〇三七	三八七・八六二
折田	八	二二	三九	三二	〇	七〇四	四	七	一五	〇	二	九五七五	一〇二八〇	六二八・五七七
山田	四三	二九	一八	一〇	〇	一三八〇	四	一六	一七	〇	三	七六一八	八九九九	六八四・二二六
四万田	九	一五	一三	四一	〇	三八一	七	九	一六	五	一四	三〇〇一八	一〇四〇二	三一二・八六四
五反田	一四	一七	二七	三三	四	二二七二	〇	〇	一	〇	三	七六一八	一〇四〇二	三一二・八六四
蟻川	二	二四	三一	三二	四	一六七四	〇	〇	一	二	二	八七四	一〇四一五	四五一・一一三
原本	三	二〇	三二	三八	〇	一七〇一	三	〇	一	六	二	五三五七	六九一二	三九〇・〇四九
赤岩	二七	二六	二七	二二	〇	一五五五	一六	一	一	一	四	六七九五	八五二一	四二五・三一二
大塚	九	三〇	二四	二二	一	一七二六	五	二	一	五	八	六八六三	六九〇九	八七四・九九
上沢渡	〇	〇	一〇	四一	四	四九	四六	一	一	一	四	六八六三	六九〇九	八七四・九九

備考 ①面積の計は一畝未満は切捨てた数である。

②空欄は未調

③この町村の外下沢渡村、大道新田、横尾村、平村、栃久保村は未調。

十右衛門殿

(伊勢町 青柳正倫蔵)

第二項 土地移動

註外に承応元年十二月の伊勢町地とりの青柳文書があるが、伊勢町覚書(二一八)に記したのでここに略した。

三三 承応二年十二月 田地売渡証文

うりきり申でんち事

一百四拾文はた売分(唐?)四百文に永たいにうり申所実正也。たれ人い

らん申候共我等罷出ゆいわけ可仕候為後日手形如此候 以上

承応仁年巳ノ十二月廿六日

伊兵衛

口入 藤左衛門

三三 寛文四年三月 田地売り渡証文

売り渡申田地手形の事

一我等抱新井のはた高三百六拾文の所金老両に売り渡申金子請取

申所実正也。

若せがれ小十郎御百姓にも罷成候て拾年御手作被成候以後ハ本

金老両返金申上候右ハ田地御かへし可被下候。たとへ拾年過候



ても小十郎御百姓不在候ハ、永代に相渡し申上候間、たれによらず少もへらん無御座候。為後日手形依如件。

寛文四年たつの三月九日

大畑 長兵衛

同 小十郎

口入 市場 伊右衛門

口入 九兵衛

市場権左衛門様

同 長太夫様

(伊勢町 一場健蔵)

三區 天和元年十月 下々畑永代売渡証文

永代売渡申畑之事

たけ山

たけ山

下々畠老反五畝十八歩 下々畠式畝十八歩

二口合老反八畝六歩之所錢売也

永代に売渡し申所実正也。我等身類迄少も構無御座候。為後日証文依如件

天和元年酉ノ十月十四日

売主 九 蔵

証拠人 五郎 助

組頭 一左衛門  
名主

(五反田 田村武一朗蔵)

三區 宝永五年二月 墓地・森支配証文

証文之事

一十二之森トはか場

一十王堂 両所之森

右相定申上者子々孫々迄、相互ニ違乱申間敷候、末終之ため如斯候、仍証文如件

宝永五年

子ノ二月十日

折田村

証人 勘左衛門 印

同 五右衛門 印

同 安左衛門 印

同 半左衛門 印

同 喜太夫 印

同 吉左衛門 印

同 九右衛門 印

同 与右衛門 印

同 勘右衛門 印

同 利兵衛 印

支配

喜右衛門 印

喜平治 印

名主

庄右衛門殿

同 甚左衛門 ㊦

同 五郎右衛門 ㊦

同 太兵衛 ㊦

(折田 今井次男藏)

(折田 今井次男藏)

三六 享保十七年四月 畑・屋敷囲木定

証文之事

一成田原名所畑地先ニ付出入御座候故村役人出合見分埒明申候重而双方ノ地先へ手付申間敷候

一屋敷囲木只今伐取可申所ニ、一兩年之内屋作仕候迄延置申候如斯相極申置候故重而違乱無御座候 為後日証文如件

折田村

享保十七年子

論人 彦左衛門 ㊦

同村

四月廿日

相手 佐左衛門 ㊦

六左衛門 ㊦

太左衛門 ㊦

利兵衛 ㊦

庄右衛門 ㊦

彦右衛門 ㊦

右書落印御座候追申候

重而屋敷囲木植申間敷候

為会如斯御座候 以上

三七 寛文八年三月 中之条町王子原田畑質請証文

質請取申畑之事

一下田老畝式拾叁步 おうじ原

一上畑九畝五步 同所

一中畠六畝八步 同所

一下畠六畝八步 同所

田畑合式反三畝拾式步所ニ代金式兩借シ、右之畠請取申候所実

正也、たとへ、御国替徳せい(政)如何様之儀御座候共、我等

子孫迄かまい(構い)無之候也□相定申、若沼田へも仕合能罷

掃候へ、余人へハ壳渡し申間敷候、右之本金ニ而、返可申候、

為後日手形如此ニ候、仍而如件

寛文八年申三月廿五日

林 理右衛門 ㊦

セ八八入

中之条町

九右衛門殿

三郎右衛門 ㊦

長左衛門殿

勘左衛門 ㊦

市郎右衛門 ㊦

所左衛門 ㊦

太左衛門 ㊦

八兵衛 ㊦

清左衛門 ㊦

太郎兵衛 ㊦

伝右衛門 ㊦

七左衛門㊦

(原町 新井嘉男藏)

中間敷候、為後日手形仍如件

元禄十六年未三月二日

入須川村

大道新田村

田主 佐五兵衛㊦

三五六 元禄三年十二月 修驗峯本外質置手形

三四郎殿

同 十兵衛㊦

しち置手形之事

同所

一屋敷うらの林ニ金老分貳百貳拾四文借り申所実正御座候、来ル

六月中返金不能成者永代ニなかしきり(長し切り一質流れ)ニ

可仕候、縦へ何様之新儀御座候共違乱中間敷候、為後日仍如件

組頭 左太夫㊦

清兵衛㊦

名主 伊左衛門㊦

(大道 富沢清藏)

元禄三年

午ノ

折田村 本㊦

十二月廿三日

借り主 宝善院㊦

(折田村) 八兵衛殿

(折田 小淵みどり藏)

三六〇 享保六年四月 中之条町平八持田五反田村市左衛門入

作手形

預り申入作手形之事

(五反田村) 一わり名所上田五畝四歩之所、当丑ノ四月夕拙者預り入作仕候、

御年貢諸役等拙者上納仕、其外ニ入上錢七百六拾四文ツ、相

済可申候、縦何様之日損風損御座候共御年貢并入上金共ニ少茂

相滞不申、年々急度相済可申候、為後日預り証文仍而如件

享保六年丑之四月三日

五反田村

中之条町

田預り主 市左衛門㊦

平八殿

右同所 孫兵衛㊦

諸人 三右衛門㊦

三五九 元禄十六年三月 入須川の田、大道峠村へ質置手形

質置田地手形之事

一十二原之中田老反老畝拾歩所金子五拾兩借り申所実正ニ御座

候、但少年季之儀へ望請次第ニ相定申し、何分ニ而も蔵替ハ一

切仕間敷候、手形仕候ハ、右之本金五拾兩相済申上候ハ、明地

之節御返し可被下候、御年貢役等、御割付次第貴様御済可被成

候、縦御代官様御替り其外如何様之新儀御座候共相定之通違乱

註 この場合「入作」は「小作」の事である。

(五反田 高橋孝茂蔵)

三六 明和元年七月 平村小作人小作証文

小作証文事

一 中畑耆反歩

中田五畝歩

右ノ畑、拙者小作仕候ニ付御年貢諸役拙者相勤、作徳為入上ト  
金貳兩、七月十一月兩度ニ急度相濟シ可申候、右相定ノ通り宛  
相違無御沙候、為後日仍テ小作証文如件

明和元年申七月

平村小作人

三郎右衛門<sup>㊦</sup>

同所請人

平村

茂右衛門殿

(平 関征見蔵)

三六 明和期(推) 田畑<sup>大道新田</sup>反当質地・小作代金

上州我妻郡大道新田質置小作代金

一 中田耆反ニ付 質置代金壹分貳朱百文

一下田耆反ニ付

質置代金壹分

小作入上米四斗程

一下々田耆反ニ付

質置代金貳朱程

小作入上米壹斗五升

一上畑耆反ニ付

質置代金貳分程

小作入上 銀六百文

一下畑耆反ニ付

質置直段代金壹分貳朱文

小作入上銀四百文

一下畑耆反ニ付

質置代金壹分程

小作入上銀三百文

一下々畑耆反ニ付

質置代金貳朱文

小作入上銀貳百五拾文

一山下々畑耆反ニ付

売買無之候

質入直段銀<sup>□</sup>

小作入上値段<sup>□</sup>

(大道 富沢清家襖下張文書同家蔵)

三六 天明八年二月 平村百姓伊勢町へ出作証文

出作証文ノ事

一 其ノ持高ノ内、下宇津間名所屋敷上畑貳畝貳拾四歩ノ処、拙者

御無心仕出作致候、然上ハ、入上として七月金沓分、極月中沓分、兩度ニ金沓分、急度相濟シ申候、若シ濟兼候ハ、右ノ畑御取上被下成、右相定ノ通り互ニ違乱申間敷候、為後日仍テ証文如件

天明八年申ノ二月

平村

作主

茂右衛門

請人

三郎右衛門

覚

李兵衛殿

(平 関征見蔵)

三益 寛政三年三月 上沢渡村百姓山田村畑小作証文

小作証文之事

一 上田三畝三ト、中畑三畝四ト合テ六畝七ト之所当亥ノ三月ノ申ノ十月迄拾カ年之間致借用小作仕候所実正ニ御座候、上ケ之義ハ沓ケ年ニ金沓分宛、急度差上可申候、然上ハ御年貢小物成之義ハ貴殿方御上納可被成候、若又不作皆無仕候共右相定メ之通り年々無滞急度差上可申候、何程之義出来候共、右相定メ之通、少シも違乱申間敷候間為作可被下候、仍テ証文如件

上沢渡村

小作人

次郎衛門④

寛政三年

亥ノ三月

同所

山田村

庄右衛門殿

(山田 町田浩蔵蔵)

組頭 兵衛④

三益 天保三年五月 質地一 小作一連証文

一 質元金拾貳兩也

此質地中畑沓反三畝歩、五ヶ年季質地

御年貢諸役小作人相勤外作徳沓ヶ年金老岡充

一 文化十四年調

一金四兩也 巳午未申四ヶ年作徳不濟分貸し

一 文化十一戌年ノ天保二卯年迄十八ヶ年分

一金拾八兩也 作徳金相濟不申分

一 内稗拾四俵受取 五年ノ文政七申年迄

改八石八斗三升四合

代金沓兩三分貳朱 錢三貫貳百五拾沓文

同式俵もり六斗入 子年請取

沓石沓斗貳升

成ノ□まで百九拾沓文

小以金貳兩貳朱 錢三貫四百四拾文

一引ノ金拾九兩壹分 錢六百七拾四文

一合金三拾壹兩三分 錢六百七拾四文

右之通此度質地流地元金相成申候 以上

天保三辰年四月

加部 安左衛門<sup>㊦</sup>

五反田村 四兵衛殿

証人 作之丞殿

同 折田村九右衛門殿

註 「作徳」とは小作料のこと

小作証文之事

一中畑耆反三畝貳拾歩之所代金拾貳兩ニ而質物ニ売渡シ申候ヘ共、当七月ノ私小作仕候所実証也、尤右畑御年貢諸役上納候上作徳金壹ケ年ニ金壹兩宛、年々無滞相濟シ可申候、若相滞り候節ハ右畑御差上何方ヘ出作被成候共自分少しも申分無御座候、為後日小作証文仍而如件

寛政八辰年七月

五反田村

小作人 四兵衛 請人 作兵衛

大戸村安左衛門殿

折田村

同 折田 九右衛門

質流地添証文之事

字 ちかと 三百四十六番

一中畑拾五間半 六畝六歩 名代右

同一ノ三百四十五番

一中畑 耆反三畝九歩 名代和太郎

ノ中畑耆反三畝九歩

本証文貸代金拾貳兩也

但シ寛政八年七月十日 五ケ年季質地

外金拾九兩三分錢六百七拾四文

是ハ右質地御年貢諸役小作人方ニ而相勤外耆ケ年耆兩宛作徳差出候ヘ共、小作ニ願い、年々作徳相濟候分

調高

合金三拾壹兩壹分錢六百七拾四文也

右之金質地請出兼候ニ付、書面之金高ニ而此度流地ニ相渡シ切申 処実証也、然上者貴殿方ニ入御所持御自由ニ被下度

天保三年五月

五反田村

質地請人 四兵衛 加判人 作兵衛

折田村

九右衛門

(折田 折田茂藏)

三六 嘉永元年八月 中之条町表通り屋敷質地証文

質地屋敷証文之事

拾壹番

表拾卷間  
一屋敷裏拾三間  
九畝拾八步

御水帳  
久太郎

右ハ前々御年貢御上納金ニ差詰り申候ニ付、書面之屋敷質物ニ差置代金三十兩也髓ニ受取候、当申八月ヨリ來ル西ノ八月迄老ケ年季質地ニ相渡シ申處実正ニ御座候、但シ年季明之節右金返濟仕候ハ、御返し可被下候、其節調達出來兼候ハ、則此証文ヲ以永々流地ニ相渡シ切可申候、然ル上ハ御年貢諸役等貴殿方ニ而御勤メ御所持可被成候、ケ様ニ相定候上ハ右屋敷ニ付何様之儀出來候共御損御苦勞ニ相掛申間敷候、為後日屋敷質地証文仍而如件

嘉永元年申八月日

善右衛門殿

右之屋敷相改候処先印無之候

売主  
重兵衛  
組合受人  
平四郎

名主  
甚兵衛  
(中之条町役場蔵)

二七 元禄五年十月 永代ニ畑売渡手形

永代ニ売渡し申田地手形之事

一山下々畑式畝六步之所、錢六百拾六文ニ永代売渡し申所実正也、親類い之者ニ迄、一言違乱申間敷候、為後日仍而如件

元禄五年 申ノ十月十日

上沢渡村内

金左衛門殿  
平兵衛殿

同 七郎兵衛  
同 久兵衛  
同 五兵衛  
同 平右衛門

名主 甚之丞  
(上沢渡 唐沢千治郎蔵)

三六 元禄九年十月 五反田村畑渡し手形

相渡し申畑手形之事

子之御年貢ニ差上申ニ付、すぎな畑名所二口合下々畑老反三セ廿三步之所、代金仁兩髓ニ請取、売渡し申所実正御座候、但シ年季之儀ハ、子ノ十月ヨリ丑之十月迄老ケ年季ニ相定、売渡し申候、若年季之内請出シ申候ハ、右本金ニ而畑御返し可被下候、年季明申候ハ、流地ニ仕、貴殿御作罷成候共又ハ何方へ御売取被成候共、右之畑構御座なく候、若構申者御座候ハ、口入罷出急度埒明可申候、縦御代官様御替り、被遊何様之新儀御座候共、右相定之通り少茂違乱申間敷候、為後日手形仍如件

元禄九年

子ノ十月廿日

五反田村  
売主 門右衛門

同村

六左衛門殿

三右衛門殿

口入 安左衛門<sup>㊦</sup>

(五反田 高橋孝茂感)

三六 天保八年二月 遺言による畑譲り状

入置申一札之事

成田原百四拾五

一下々畑十七間半

老反式畝廿五ト名代弥左衛門

右之地所七之丞所持仕候処右七之丞及老衰困窮ニ小左衛門殿方ニて格別之御世話ニ罷成介抱手当等も行届候義ニ付、依之七之丞存命中、右地所小左衛門殿方江讓度候様遺言ニ付、今般親類組合一同相談之上、則小左衛門殿へ相渡し申候、然上ハ貴殿御所持可被成此状ニおいて子々孫々構申者無御座候、依之御役元江一札入置所仍而如件

折田村七之丞代兼

親類 文之丞<sup>㊦</sup>

組合総代 又左衛門<sup>㊦</sup>

前書畑七之丞殿遺言ニ付代兼文之丞殿より当地所引請申処相違無御座候、然上ハ御年貢御割次第急度御上納可仕候、依之一札入置申処仍而如件

地主 小左衛門<sup>㊦</sup>

天保八年酉二月

折田村

御名主彦右衛門殿

(折田 今井次男感)

三〇 享保十五年二月 林亮渡し証文

林亮渡し証文之事

一 たき沢名所林式拾貳歩之所之代金老兩徳ニ受取林相渡し申所実正ニ御座候、然上ハ御年貢之儀ハ貴殿ハ御定納可被成候、当方ハ馬道ヲかぎり境ニ而御座候、十二神森九歩貴殿宮守ニ而向後少も構無御座候、右森并ニ林之儀ニ付、子々孫々何方ハ少も構無御座候、若構申者御座候ハ、加判之者罷出急度將明可申候、為後日証文仍而如件

享保十五年戌

折田村

二月

林亮之主 伴右右衛門<sup>㊦</sup>

証人 与左衛門<sup>㊦</sup>

組頭 庄左衛門<sup>㊦</sup>

同 孫兵衛<sup>㊦</sup>

名主 利兵衛<sup>㊦</sup>

九兵衛殿

(折田 折田茂感)



# 第二節 林 野

## 第一項 御 林

三二 寛保二年八月 中之条町御林守惣百姓連判状

御林守相定一札

(前不明)

同断地先

御林五反九畝二十一步

一町八反五畝九分

右御林村中惣百姓御林守被 仰付候間吟味ニ仕り、大切ニ相守り

可申候、為後日惣連判証文仍如件

上州吾妻郡中之条町

寛保二年戊八月

(百姓百二十八名連印)

名主 佐 内殿

組頭 平右衛門殿

百姓代 八兵衛殿

三三 天保八年二月 平村御林苗木植付願状

乍恐以書付奉申上候

字鳴沢

同籠林

上州吾妻郡

一御林 二ヶ所

平 村

此反別七十三町八反五畝十五ト

右ハ当村御林二ヶ所、去ル文政四巳年以來より去申迄、雪折風折損木伐透、跡地江松槻櫓等之雜木年々小苗木追々植付、手入仕候処、多分根付、成木ノ趣候得共、小木ニ付寸間難改、且枯木等ニ相成候跡地江ハ尚又当春より小苗木植付候心得ニ御座候、依之此段以書付御届奉申上候以上

天保八酉二月

右村役人物代

平右衛門印

羽倉外記録

御役所

(平 関伸一藏)

三三 万延元年八月 平村御林風倒木等届

乍恐以書付御訴訟奉申上候

字籠林

当御代官所上州吾妻郡平村

(中之条町役場蔵)

一御林 一ヶ所

立木之内

一松ノ木 四本

但シ目通五尺廻りより六尺廻り迄

是ハ風折相成候分

一雜木 八本

但シ目通四尺廻りより八尺廻り迄

是ハ右同断

一同木 五十本

但シ目通二尺廻りより七尺廻り迄

是ハ立枯ニ相成候分

字鳴沢

一御林 一ヶ所

立木之内

一松木 四本

但シ目通二尺廻りより五尺迄

是ハ風折候分

一〇〇三十二本

但シ目通二尺より六尺迄

是ハ立枯相成候分

メ百十本

右ハ当五月十一日大風雨ニ而風折ニ相成、其余之分ハ数年相立枯

木相成候間此段乍恐以書付御訴奉申上候、以上

万延元年八月

右平村 役人惣代

年寄 平右衛門

伊奈半左衛門様

御役所

(平 関伸一藏)

三區 貞享二年九月 折田村御林木調届書

覚

立木栗なら 太サ目通り式尺廻カ卷尺迄

木数千三百弍拾五本外小木有之候

成田原

一御林 檜 太サ目通り右同断木数六百八拾本

久ノ木 五本其外小木御座候

此坪数五千五百本

右御林立木之品々拙者共立合木数寸尺相改申候、少茂相違無御座

候、若不念仕相違之帳御座候ハ、何分曲事ニも可被仰付候、為後

日依如件

貞享貳年

折田村

丑九月三日

名主

喜右衛門

組頭

七郎兵衛

御代官様

同 勘右衛門<sup>㊦</sup>

(折田 小淵みどり藏)

(表紙) 安永三年

「上州我妻郡中之条町御竹藪竹数御改帳」

年七月

名主 与五兵衛

三五 明和四年七月 平村御林竹調届書

反町平地 一御竹藪 三ヶ所 内 竹御林 卷ヶ所 此反別四畝八ト

差上申一札之事

一当村竹御林之儀当亥年殊外早ニテ生竹一切出来不仕候、尤小竹等少々生候モ猪喰鼠喰等相成増竹一切無御座、依之拙者共連印之書付差上候、以上

竹御林 卷ヶ所 但シ 長拾六間 横 八間

明和四年亥七月

上州我妻郡平村

敷寺 作右衛門<sup>㊦</sup>

同断 喜右衛門<sup>㊦</sup>

同断 仁左衛門<sup>㊦</sup>

同断 三之助<sup>㊦</sup>

同断 市左衛門<sup>㊦</sup>

同断 儀右衛門

組頭 次郎右衛門<sup>㊦</sup>

同断 武兵衛<sup>㊦</sup>

名主 弥右衛門<sup>㊦</sup>

(平 関伸一藏)

竹百八拾五本 午改出し 竹拾三本 目通り卷寸々四寸まで

竹御林 卷ヶ所 但シ 長式拾間 横 九間

此反別六畝ト

竹百九拾本 午改出し 竹拾四本 目通り卷寸々四寸まで

竹御林 卷ヶ所 但シ 長拾五間 横 四間

此反別二畝ト

竹六拾七本 午改出し 竹拾三本 目通り卷寸々三寸まで

竹数合四百六拾四本 目通り卷寸々三寸まで

三六 安永三年七月 中之条町御林竹調届書

此度御林竹藪相改可書由被仰付候ニ付、則村役人立合近年出直之

竹数共相改書面之通書出申所相違無御座候、以上

安永三年午七月

名主

与五兵衛

年寄 半兵衛

同 孫市

同 勘右衛門

同 安左衛門

同 勘左右衛門

同 勘左右衛門

同 勘左右衛門

同 勘左右衛門

同 勘左右衛門

同 勘左右衛門

野田弥市郎様

蔭山外記様

御役所

註 調査報告は例年行われた様である。

(中之条町役場蔵)

三七 文久二年十月 平村御林木数調届書

御林木数書上帳

一高四百十石三斗六升六合 上州吾妻郡平村

字籠林

一御林一ヶ所 平均 縦六百五十四間 横百八十五間

此反別四十町三反三畝步 但 御林より江戸迄陸路三十六里 川井岸迄十六里右川井岸より 江戸迄川路四十里

御林之内畑地二反六畝十六步入会有之候此木数三千六百六十本

内六十九本 寛政六寅改出ス

外二百五十二本 文政二丑年同六己年迄減木

外五五本 天保「キレ」

外三十九本 天保二卯年風折損木

外二十六本 天保三辰年山田橋御普請木減

松木百十八本 但シ長サ二間より七間迄 一尺三寸より四尺迄

外五五本 天保元寅年用水川除御普請ニ成渡減

外二十八本 嘉永元申年風折枯木御払減

外四十本 万延二酉年風折枯木御払減

外十一本

檜木千十七本 但長二間より五間迄 目通り一尺三寸より六尺二寸迄

外六本 天保二卯年風折木御払減

外二本 嘉永元申年風折木御払減

槻木 八十本

栗木 千四百八十七本 但長二間より四間半迄 目通り一尺「以下キレ」

外二本

外三十三本 天保「以下キレ」

外二十本 天保二卯年風折根返「以下キレ」

外二十六本 嘉永元申年風折枯木御払減

外八本 万延二酉年右同断御払減

雜木九百三十三本 但長二間より五間迄 目通り九寸廻りより六尺五寸

外三十三本 天保二卯年風折根返御払下

外ニ十四本 天保三辰年山田橋御掛替代

外ニ十四本 文化二卯年御弘減木

外ニ十本 同六年己御弘減木

外ニ十四本 文政三辰年山田橋御普請伐減

外十本 弘化三年山田橋御普請伐渡減木

外十七本 万延二酉年風折枯木御弘

改鳴沢

字籠林

一御林一ヶ所 平均「キレ」

此反別三十三町五反二畝「キレ」

御林之内畑地五反九畝二十一步入会御座候

此木数三千三百二十七本 上節曲木

内四十七本 寛政六寅年改出ス

外七十一本 寛政九己年減木

外百五十本 文政元寅年枯木根返木御弘減木

外百十六本 天保二卯年立枯根返御弘減木

櫛木九百八本 但長一間より五間半迄  
目通り二尺廻り六尺五寸廻り迄

外三十六本 文政三寅年 御弘減木

外四十七本 天保二卯年立枯根返木御弘減木

外二十本 万延二酉年風折枯木御弘減木

槻木 四十五本 但長「間より三間半迄」  
外十八本「以下キレ」

栗木千百六十六本

外 十九本 文政元寅年枯木御弘

外 十三本 天保二卯年立枯松下減

外 十六本 嘉永元申年枯木御弘減木

外ニ二十五本 万延二酉年風折枯木御弘減木

雜木千二百一本 但長一間より五間迄  
目通り八寸廻りより六尺五寸廻り迄

(平 関伸二藏)

三六 文久三年九月 平村御林調役人諸入用帳

御林御弘諸入用帳

入用

六六四文 五丁田よりの入用メ

五八〇文 酉之紙半紙

一三二文 茂左衛門紙

一分 岩下宿、四人はたご

二〇〇文 岩下御出陣茶代司

一朱 岩下酒肴代 司

一分二朱三二二文 中之条町はたご五人

二朱 茶づけ五人分

四〇〇文 中之条町 茶代

三両 中之条にて酒代  
当所に於て 小もの

四両 岩下にて 同断

二朱 岩下にて支配様小もの

一朱 中之条迄にて金子十兩借用利子

二〇〇文 紙代 中之条町にて

一〇〇文 岩下にてろろそく

一〇〇文 同宿着代

九月十日より十二月まで(以下略)

(平 関伸一藏)

三九 慶応元年十一月 蟻川村御林現状届書

乍恐以書付奉申上候

字倉沢

一御林十二町四反八畝歩

右御林の儀ハ五十五ヶ年以前文化八末年、古橋隼人様御代官御支配の節、御林御知行渡ニ相成候処、其後文政四己年名主十郎右衛門御地頭所様より、御林御願下ケニ相成伐木仕候得ハ小苗雜木立候所、且又十四年以前、嘉永五子年、御林雜木立込候処、猪鹿等栖いたし作物荒れ、百姓難苅の段御地頭様ニ難願仕候処、献金にて御林雜木御願下げ相成り伐木いたし申候、右奉申上候通り相違無御座候、以上

慶応元年丑の十一月日

大津藤太郎知行所上州吾妻郡蟻川村

百姓代 柰兵衛

御林御見分 組頭 治右衛門

御役人中様 名主 小左衛門

(中之条町役場蔵)

三〇 元禄十六年七月 御留山雜木払下願(四万村)

乍恐以書付奉願上候御事

我妻郡四万村御留山樅先年より伐挽ニ被下置、年々伐出シ御運上指上渡世遣申候得共、最早伐尽シ、伐挽の者共難儀仕候、右被下置候伐挽山の内ニ榎雜木御座候、前々の通、御運上差上ケ可申候間、此雜木被下置候ハ、伐挽の者共渡世遣可申与奉存候、御慈悲ニ被下置候ハ、難有可奉存候 以上

元禄十六年未七月十四日

我妻郡四万村

名主 善兵衛

同村 組頭 金十郎

同 同 太郎左衛門

同 同 九郎兵衛

御代官様 同 同 八左衛門

(四万 唐沢文衛蔵)

三六 文政十二年五月 大道新田御留山枯木下拵希望者御

尋ねに付一札

差上申一札之事

一入須川、栃窪村御留山野火入ニ而枯木御拵ニ付、望人之者御尋出被遊候処、兩村方ニハ右望之者無御座候、依之差上申一札仍而如件

文政十二年五月

上州吾妻郡

大道新田

名主

六左衛門

組頭

茂左衛門

百姓代

四郎左衛門

同州同郡

布施村

名主

与右衛門

組頭

友右衛門

百姓代

孫兵衛

(大道 塩野谷六郎藏)

山本大膳様

御手附

松山森三郎様

三三 天保二年四月 四方村御留山枯木下拵掛合書状

乍恐書付ヲ以御届奉申上候

一峯張六本 但長サ三間目通り二尺廻り、此尺メ二本三分九厘四毛

一同卷本 但長サ二間目通り二尺廻り、此尺メ三分卷厘四毛

一ぶな木二本 但シ長サ四間目通り一尺廻り此尺メ二本二分八厘四毛

一同木卷本 但シ長サ三間目通り三尺廻り此尺メ九分六厘

一同卷本 但シ長サ三間目通り二尺廻り、此尺メ三分九厘四毛

一同式本 但シ長サ二間目通り二尺廻り、此尺メ六分二厘八毛

一なら木卷本 但、長サ三間目通り三尺廻り、此尺メ九分六厘

一同木卷本 但、長サ二間目通り一尺五寸廻り、此尺メ一ト七厘五毛

一合木数拾五本 但シ尺メ一本ニ付永十文下、此尺メ八本一分九厘

此代永八拾卷文九分 内永八文九分御吟味ニ付増

右者当村地内字井戸沢御留山御林木之内、立枯ニ相成候段御届ケ申上候処、今般被成御越御見分上、木数目通り寸間等巨細御改之上、近村ニ入札被仰付候処、何とも雜木節曲木ニ而、薪沢山之村

方、殊ニ極手遠之御林ニ而、引取方ニも指支、難義ニハ御座候得共、村役と懸合尺メ一本ニ付永九文宛之積リヲ以、林買請被仰付

度旨申上候処、再応増永御吟味ニ付、無勘尺ノ一本ニ付永一文一トツ、相増し書面永辻ヲ以買請被仰付度此上増永御吟味御座候而ハ御免相願候外無御座候、依而御請証文差上申処如件

当御代官所

天保二年卯四月

上州吾妻郡四万村

百姓代 奥右衛門

大原四郎右衛門様

与頭 善之丞

御手付

名主 茂左衛門

土屋茂八郎殿

(四万 唐沢文衛蔵)

三三 文久元年一月 平村御林風倒木払下調

御吟味書

御林ニケ所

此反別七十三町八反五畝十五歩私御代官所

一損木百十一本

上州吾妻郡

此尺ノ四十七本九分三厘九毛

平 村

此代永三百四十分 但尺ノ一本ニ付

内永四文八分 御吟味増

内訳

字鳴沢

損木六十九本

此尺ノ三十四本四分五毛

内

風折松三本

但長五間 但目通四尺廻

此尺ノ七本四分三厘一毛

根返同一本

但長二間 但目通五尺廻

此尺ノ三分九厘九毛

立枯同一本

但尺ノ三本九分四厘四毛

同一本

但長四間 但目通一尺廻

此尺ノ七本一分一毛

同四本

但長二間 但目通三尺五寸

此尺ノ三本八分九厘二毛

同栗十八本

但長二間 但目通二尺六寸

此尺ノ九本五分五厘八毛

同樽木二十本

但長二間 但目通一尺廻

此尺ノ一本六分二厘

同雜木二十本

但長一間 但目通六寸廻

此尺ノ四分六厘

字籠(林)

損木四十二本

内

立枯栗木一本

但長四間 但目通三尺廻



此尺ノ九本一分三厘六毛

同檜木十本

但長三間  
目通二尺廻

此尺ノ三本九分九厘

同雜木二十四本

但長一間  
目通五寸廻

此尺ノ四分八毛

右ハ連々立枯又ハ去申年之大風雨ニ而風折根返等之損木出来候段  
訴上候ニ付、各様被成御越私共為立合巨細御改之上御弘之積近村  
江入札御触候得共、新沢山有之候故、買請望人無之ニ付村買受被  
仰付、直段御吟味中御座候ヘ共、何れも控入又ハ節曲等之惡木ニ  
付薪之外難用立候間、平均尺ノ一本ニ付永七文ニ而買請被仰付度  
旨申上候処、猶又再応御吟味之趣難黙止、書面之通相増候間、右  
ニ而買受被仰付此上増候而ハ御免、右買請人無御座候、且根伐被  
仰付候迄ハ差錢申間數旨被仰渡一同承知奉畏候、依之連印書付差  
上申候、以上

西

正月二十七日

右村

百姓代

八郎左衛門 ㊦

組頭

佐 七 ㊦

名主

文右衛門 ㊦

伊奈半左衛門御手代

杉浦金平殿

飯田直作殿

(平 鍛持千郷藏)

三 文久二年十月 小川林御林開発一件書類

(1) 差上申一札之事

上州吾妻郡中之条町字小川御林同所開発之義奉願、右場所各御見  
分被成御越、私共村々地境も有之候ニ付、御案内仕御見分御座候  
通相達無御座候、且又差障り之有無御糺御座候処、素々御林之儀  
御新開相成候共、右田畑之障りハ勿論無御座候、故障之義一切無  
御座候、依之御請一札差上申処如件

文久二戌年十月

伊奈半左衛門御代官所

上州吾妻郡折田村

百姓代

太左衛門 ㊦

組頭

与 兵 衛 ㊦

名主

九右衛門 ㊦

伊奈半左衛門御代官所

同州同郡西中之条村

百姓代

權右衛門 ㊦

組頭

九右衛門 ㊦

名主

政右衛門 ㊦

河野長十郎知行所

同村

百姓代

治郎兵衛 ㊦

御林御見分御掛り

御役人中様

組頭 茂左衛門<sup>印</sup>  
名主 孫右衛門<sup>印</sup>

(中之条町役場蔵)

(2)乍恐以書付願上候

今般御林御手入方并御所開發役ニ相成候場所御見分爲 御用被成  
御越候ハ、然処私共町方字小川御林の儀ハ、西中之条村折田村右の  
村入会畑中ニテ、成木次第畑差障リニ相成り難波の趣、清水御領  
の節御願上候処、去ル文政十二丑年不殘御払被 仰付、跡地<sup>体カ</sup>実□  
ニテ成木抄取不申候得共、追々大木ニ相成候ヘ、前年の通り畑差  
障り相成、御林付の畑耕作不実、誠ニ先年より人数も多分ニ相成、  
畑不足ニテ作物仕立兼難波仕候

字反町各所御竹林三ヶ所の儀ハ、尤町方地内ニ有之候得共、前同断  
畑中ニ御座候御林ニ付、畑ニ差障り難波仕候、右両所御林の儀、  
今般御払ニ被成下、跡地開発被 仰付置候ハ、耕作場も手広ニ相  
成り困窮の百姓共無難ニ相成可申候、尤右御林の儀町方ハ勿論他  
村等ニ至迄差障の筋毛頭無御座候、先ニ仰の通り御開濟被成下置  
候ハ、大小の百姓共難有一同仕合ニ奉存候、何卒格別の以 御慈  
悲、右願之通御開濟被成下候様奉願上候、以上

文久三戊年十月

伊奈平左衛門御代官所

上州吾妻郡中之条町

百姓代 与五兵衛  
与頭 新左衛門  
名主 平 八

御林御見分御出役、御普請役

船倉政左衛門様

(中之条町役場蔵)

(3)御林下草永書付

此度新開奉願候字小川反町御林下草永何程相納候哉之旨御尋御座  
候処、是迄右御林下草永相納候儀無御座候、此段御尋ニ付奉申上  
候

文久三亥年九月

以上

小笠原甫三郎御代官所

上州吾妻郡中之条町

名主 政右衛門<sup>印</sup>  
組頭 伊兵衛<sup>印</sup>  
百姓代 藤 八<sup>印</sup>

(中之条町役場蔵)

(4)乍恐以書付御届奉申上候

後御普請役

後 白井專藏様

吟味方下役

前 野口忠四郎様

右御兩人様、村々御林新開場御見分として御廻村、明五日当町

御旅宿之趣、御先触到来仕候ニ付、此段乍恐以書付御届奉申上候

文久三年亥九月四日

当御代官所

上州吾妻郡中之条町

役人惣代

年寄

平

八〇

岩鼻 御役所

(中之条町役場處)

(5)起請文前書

今般私共村々御林新開場御檢地ニ付、私共御案内被仰付候ニ付、

御見分前御取極被置候地境不紛様御案内仕、地面引落申間敷候、

若少成共落地有之候ハ、可申上候、且溝敷堀敷等無益儀無御座惣

而用水掛引等後々不紛様其場所ニ而委細可申上事

一 田畑上中下之位付、無偽有躰可申上候、御案内之者自分之田畑

又ハ親子兄弟親類縁者知音之好身何ものニ不依、怙臆仕間敷候

仮令中惡敷者ニ候共無非義、正路ニ可申上事

附 御案内ニ付村方之者ハ不及申、他所之者ニ候とも御檢地

之義ニ付而之義と奉存候ハ、金米錢衣類諸道具其外少

シ之物成共一切受用仕間敷候、此旨妻子等迄堅可申付事

一 御檢地野帳御貨渡被成候節、間敷反別等若相違と奉存候義御座

候ハ、御帳面ニ付札を度可申上候、勿論御帳面写取役人立合田

畑地所引合落地間違字違等御座候ハ、正路ニ可申上事

一 御檢地ニ付御役人中檢并下々之衆迄若非分成義御座候ハ、早速

可申上候、右之衆中江少々之物成共進物仕間敷候、諸色御買上

物ハ相場有体壳上代物請取可申候、御役人中様方、若御取計方

難心得筋御座候ハ、早速可申上事

右之条々雖為一事於致違犯者

梵天常釈四天王總日本國中六十余州大小神祇孫伊豆・箱根両所

権現・三島大明神・八幡大菩薩・天満大自在在天神部類眷屬神罰

冥罰各可能蒙者也、仍起請如件

文久三亥年

小笠原甫三郎支配所

上州吾妻郡中之条町

年寄 基兵衛

同 重郎右衛門

同 重兵衛

同 平八

同 半兵衛

同 儀 兵衛

小前惣代 太郎左衛門

百姓代 藤 八

組頭 伊兵衛

名主 政右衛門

(中之条町役場蔵)

中山誠一郎様

御役所

(中之条町役場蔵)

三五 正徳四年九月 御林山稼御尋に付平村返答書

差上申証文ノ事

一 御林山ノ内ニテ前々より為渡世山稼何ニテモ無御座候、御林境目ノ傍示相立ノ儀一切無御座候

一 右稼山運上等何ニテモ無御座候、分一運上等差出シノ儀一切無御座候

一 為山稼御林より仕出シノ儀、何ニテモ御座候 (無)

右ノ通、御書付を以、御尋に御座候、委細吟味仕候所、右ノ類一切無御座候、為後日仍テ如件

正徳四年午ノ九月

平村

名主

茂右衛門

同

組頭

善兵衛

同

組頭

御代官様

上州吾妻郡中之条町

役人惣代

年寄

儀 兵衛

(平 関征児蔵)

(6) 乍恐以書付奉願上候  
字小川反町 御林跡

一反別貳町四反五畝廿七步

右ハ当村字小川反町御林雜木御払跡地開発、村持ニいたし、相当之御年貢上納いたし度旨先般奉願上、御聞濟被下、雜木不殘御払被仰付、難有仕合ニ奉存候、然ル処、跡書面之地所、相当之御年貢上納いたし度精々開發手入仕候へ共、全新開場、地味不相当惑仕、乍併厚キ御趣意相弁往共御林統此内切開小川名所下々畑反永ニ基キ本免反永三拾文之割合ヲ以上納、右地所村持ニいたし無遅滞御年貢上納仕度候間、何卒以御慈悲右之段御聞濟被成下置度奉願上候 以上

元治元子年十月十七日

第二項 稼山・秣山・山論

二六 寛文十年十月榛名山・吾妻郡境檢使願狀

乍レ恐以ニ書附ニ御訴訟申上候

一於上州榛名山社領ト伊香保領と出入ニ付去年御檢使御出御繪圖仰せ付けられ御帰り遊ばされ其以後出入の村々拝領仕候よし承り申候繪圖の面に沼田領我妻分大どやのおね先より沼尻五丁田村境場まで沼端十六町の処榛名者ども此方へは申聞けず榛名分に入れ申候由伝へ承り驚き入り存じ奉り候俾り乍ら榛名者共召し出され境目御穿鑿遊ばされ下し置かれ候はゞ有り難く存じ奉るべく候御事。

一彼所我妻領に極候証拠は去々年伊香保領高崎境目論去年榛名領伊香保領境論兩年御檢使御通りなされ候時分御馳走として右の沼端十六町の処兩度共に此方より道を作り罷出で御目見え仕候榛名の者共何れも晴並申候近き頃にも箇様の証拠御座候御事

一去年彼所へ箕輪村の者共参り茅刈り申候所を馬四匹衣類押へ取り候へば榛名一宮三右衛門金剛院と申者吾妻へ訴訟仕り候へども合点仕らず候ニ付右の三右衛門、俣三郎兵衛金剛院沼田役人方へ参り候て箕輪の峯法寺へ榛名の者共萱を約束仕候処に案内の者御領分にて萱刈りとらせ候段不届仕り候以來は急度申付べく候間右の品々返し候様に仰せ付けられ下さるべき由御訴訟致

候是に因て右押へ置き候品々先づ此度は返し候様にと役人ども申付候然れども荷鞍一口残と置き申処に当春又右の兩人沼田へ参り詫言仕り候故是又返し申候此段も近き証拠にて御座候一彼所へ他領のもの参り木萱盗み取り申時分なた鎌馬着類杯押へ申候其節はたよりを以て訴訟仕り重ねては入申まじくと数通の手形を致させ取置き申候此段前々より今に至る迄左様の証拠御座候御事

一彼所四十五年以前箕輪村の庄兵衛、長三郎、善次、茂兵衛、老原村の作兵衛と申者運上に請けさせ春秋六月金三拾兩つづ取り三ヶ年の間木萱刈らせ申候其後小幡孫市様、塚原次左衛門様御国廻の時右の山道はへり道に候由仰せられ堀切なされ候故道留り申候ニ付右の山札返し申候前々も箇様の証拠御座候御事

右の通り我妻領に極り候証拠ども御座候上榛名の者ども彼所の御繪圖に入置此方へ沙汰なしに仕候段以來は折柄を以ても御繪圖の通り申立て右の場所取り申すべきたくみと相見え申候恐れ乍ら双方御檢使遊ばされ何分にも仰せ付けられ下し置かれ候はゞ有り難く存じ奉るべく候 以上

寛文十年戌之十月廿三日 厚田村 名主 兵右衛門

川戸村 名主 八兵衛

金井村 名主 庄左衛門

岩井村 名主 宇右衛門

植粟村 名主 四兵衛

御奉行様

小泉村 名主 三郎右衛門  
 泉沢村 名主 与左衛門  
 新巻村 名主 勘左衛門  
 奥田村 名主 九郎兵衛  
 (白井領三カ村名主の名なし)  
 (後から訴え出たものであらう)  
 (吾妻記より所収)

二七 寛文十一年三月 榛名山社人と吾妻郡十二カ村境論裁

許状写

上野国榛名山社人と同国沼田領吾妻郡の内厚田村、川戸村、金井村、岩井村、植栗村、小泉村、泉沢村、新巻村、奥田村、右九ヶ村并白井領五町田村、箱嶋村、岡崎新田村三ヶ村合拾貳ヶ村の百姓許論又大戸村と吾妻山境論の事

吾妻白井拾貳ヶ村よりは先年榛名山山伊香保と境論の時此方地内の山断り無く絵図に書入れ当村の者草刈に参り候へば榛名より之を押へ迷惑の由之を申し、榛名よりは証拠有りて榛名山の由申し、双方数度亂明せしむる処に、富士山御手洗沼の北に有る山の麓へ方々の百姓入り候て草刈り候時吾妻の者馬鎌等押へ置き証文を取りて之を返し候其証文数通今度吾妻の百姓指出し候条於貳ヶ村申所理運に候但白井領の地内かままり山より沼端の北面吾妻の地内迄白井、吾妻拾貳ヶ村入会秣刈候儀平に異論無きの間今以て其通りたるべく、さて又大戸村より申候は天狗社より掃部鳥屋日向峠

までは大戸山にて候処今度吾妻絵図に書入候由之を訴ふと雖も穿鑿の上証拠不慥の条大戸の者の申分謂はれざる儀に候 仍て後鑑の爲め絵図の表境目に墨筋を引き各印判を加へ榛名、白井、吾妻、大戸、此四ヶ所へ遣し置くの間違失すべからざる者也

寛文十一年三月廿五日

五兵衛(徳山) 山城(小笠原)  
 内藏允(杉浦) 内膳(板倉)  
 出雲(島田) 但馬(土屋)  
 大隅(渡辺) 大和(久世)  
 長門(本多) 美濃(稻葉)  
 伊賀(戸田)

(吾妻町大字原町旧原町役場所蔵文書)

二八 寛文十年四月 山公事入目覚

山公事の入目覚 四郎兵衛  
 但し江戸道中共に 三郎兵衛  
 戊、亥兩年共に 与左衛門

戊年分

六 兵衛  
 九郎兵衛

金八両貳分五百七拾文

亥年分

金七兩巷分九百拾七文

兩年分

金拾六兩五百拾八文

戊年は一分に付一貫廿四文増

亥年は一分に付一貫四拾五文増

兩年の錢割合相場は一分に付一ノ三拾三文かい

寛文十年戊四月吉日

(名主名略す)

三九 延宝元年十一月 榛名山公事 祈願所金子請取

覚

奥田村、青山村、新巻村、市城村、泉沢村、伊勢町、小泉村、中之条町、西中之条村、植栗村、岩井村、郷原村、原町上・下、金井村、川戸村、矢倉村、厚田村  
ノ十七ヶ村 但し高辻口応入一

外に

右之半分割

横尾村、折田村、山田村、岩下村、松尾村、三島村

ノ六ヶ村 右同断 二

右の三ヶ一

平村、大塚村、赤坂村、上下蟻川村、四方村、上下沢渡村、

五反田村

ノ七ヶ村 右同断三

覚

金貳拾兩三分

遺

金拾六兩

拾ヶ所 是は願所入め

金拾兩

十人

ノ四拾六兩三分

右之外の村々にて小遺有之但し貳兩貳分に付三分五百文、亥の

三月金五兩四人にて借り指置候、利足但し九月迄

亥の八月晦日

ノ五拾兩と五百文

わり付可申分

右之割付申覚

拾六兩一分六百三十五文

市場権左衛門扱所 (殿)

拾三兩二分三百六拾四文

早川弥五兵衛殿扱所

拾兩三分八百七十八文

林利右衛門殿扱所

九兩二分三百文

根岸権兵衛殿扱所

金五拾兩一貫七拾七文

内 一分五百七十七文は割出し

是は重而御相談可申候 根岸権兵衛判

亥(寛文十一) 九月六日

右

各々様

元〇 延宝元年十一月 榛名山公事出入万入用

榛名山公事入之節方々願所並万入用

厚田村 満行権現 判 金三兩

ノ庄屋太郎兵衛に渡す

以下三兩宛

三島村 観音、鳥頭 川戸村 浅間 上ノ宮

小泉村 白鳥明神 金井村一ノ宮 横尾割ノ宮

矢倉村 鳥頭 原町 観音

(伊勢町太郎左衛門使いて横尾村庄屋長兵衛に渡す)

郷原 葉節

合拾八ヶ所 此金拾五兩二分

右之通り榛名山公事出入の時分御願所の金子銘々請取申所実正に御座候、本年寄合御建立可仕候為後日仍如件

延宝元年丑十一月十二日

原町 名主 三郎兵衛 (以下略)

一金貳拾兩二分四百拾卷文 此内五兩は江戸にて請取申候、榛名

山出入ニ付江戸え立所入め遺金小遣帳明細差上申候。

右の通り受領中間にて差引割取申所実正に御座候。為後日仍如件

延宝元年十一月十二日

御代官所

(厚田村名主以下略)

(以上三通 吾妻町大字原町 山口恵一藏)

元一 元禄十二年四月 榛名山南山十五力村出入証文

(1)乍恐以書付御訴訟申上候御事

竹村惣左衛門御代官所上野国吾妻郡

原町 名主 武左衛門

訴訟人 郷原 名主 孫右衛門

矢倉村 名主 甚兵衛

市域村 名主 小左衛門

西中之条村 名主 佐右衛門

中之条町 名主 伊兵衛

横尾村 名主 彦右衛門

伊勢町 名主 市左衛門

横尾村 名主 郷左衛門

青山村 名主 清左衛門

相手

土屋甲斐守様御知行所

厚田村 名主 源七郎

川戸村 名主 七左衛門



植栗村 名主 五郎左衛門

泉沢村 名主 三右衛門

奥田村 名主 九郎兵衛

跡々之通入相せ申様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

元禄十二年卯四月

土屋甲斐守様

御役人中様

原町

郷原

矢倉

市城村

西中之条村

中之条町

横尾村

伊勢町

青山村

名主 武左衛門

名主 孫右衛門

名主 甚兵衛

名主 小右衛門

名主 作右衛門

名主 伊兵衛

名主 郷左衛門

名主 市左衛門

名主 清左衛門

(2) 乍恐今日申上候口上之覚

上野国吾妻郡

竹村惣左衛門代官所

伊賀守様御役人指図ヲ以、三十ヶ村之内ノ山岸九ヶ村相手ニ罷出候、其節境目御極被為下御証文頂載仕候、御江戸ニ相詰候内小遣諸入用合金五拾兩銭壹貫七拾七文三拾ヶ村ノ割合出し割賦帳面請取手形共ニ拙者共取持仕候、如古米村々之者共右之場所江入相新馬草刈来申候、其以後御料所ニ罷成段々御支配も相替申候得共先規之通、橋舟四ヶ所樹来只今迄無異論入来申候、然所ニ当三月五日ニ

山岸之者共ニ列仕野道之口々江罷出、野道差押取申ニ付迷惑仕此

度竹村惣左衛門様江御訴訟申上候へ、小泉・新巻・五町田・岡

崎新田・箱嶋五ヶ村之もの共被召出、御僉儀之上跡々之通入相候

段御聞届被遊候、保科主税様御知行所若井・金井式ヶ村之儀も御

願同意ニ可被仰付由ニ御座候、御知行所五ヶ村之御百姓中被召出

同国同郡

保科主税知行所

同国同郡

同国同郡

矢倉村

郷原村

原町

西中之条

市城村

伊勢町

横尾村

青山村

竹村惣左衛門御代官所

入組 村上村

白井主税知行

入組

村上村

節御当地江罷出候川南之者共方江骨折申候礼として金子遣し申候節請取手形ヲ今拙者共方ニ所持仕候御事

一右様名境論御裁許被為 仰付候節從御評定所被成下候御絵図御証文御本紙ハ其節御地頭様江御請取置之為後証御証文之写式枚

一拙者共儀南山出入ニ付当四月御差紙奉頂戴今日双方罷出候、右南山之儀往古先御地頭真田様御代々無何事入相来り申候、拾九

年以前天和元酉年御藏入ニ罷成候而も前々之通当三月五日迄無相違入相秣新取来り申候処、川南之村々ハ俄ニ新法を企、野道

江人ヲ出シ一切入不申迷惑千万ニ奉存、先月以連判御訴訟申上候、右之山ニ而秣取不申候ヘハ田畑仕付申儀不罷成候 御年貢

諸役等ハ不及申上差当百姓耕作仕候儀不罷成歎數奉存候 哀御慈悲ニ前々之通入相申様ニ偏ニ奉願候 右之山入相ニ紛無御座

証拠ハ百年余以前ヨ当三月迄双方入相来り申候 拙者共不調法不口上故恐多奉存候ヘ共書付ニ而言上仕候御事

一伊勢町、中之条町ヨ右之山ニ而秣新取申候ため我妻川江前々ハ橋掛之往来仕候処ニ満水ニ而度々橋流レ申候故武拾四五年以前

ハ兩町として入用金出之船を仕立毎日秣新取来申候、右之船五六ヶ年ニ一度宛修復仕候ニ金子入候得共田畑養之秣船故百姓自

分として出し来申候御事  
一武拾九年以前寛文十一戌之年様名社領ト大戸領白井領我妻領境論御座候節、川南之者計様名相手ニ罷出候由申之候ヘ共、其節御地頭様御役人衆御差図ニ而大勢罷出候儀無用ニ仕、山統村々

之内ハ罷出候処ニとの儀ニ付拙者共ハ不罷出候 然共右出入落着仕候迄之諸色入用金割付仕、川南村々同前ニ出し申候 尤其

節御当地江罷出候川南之者共方江骨折申候礼として金子遣し申候節請取手形ヲ今拙者共方ニ所持仕候御事

一右様名境論御裁許被為 仰付候節從御評定所被成下候御絵図御証文御本紙ハ其節御地頭様江御請取置之為後証御証文之写式枚

被仰付、川南江杓枚川北村江杓枚被下置干今所持仕罷在候御事  
一南山江川北ハ入相申候ニ紛無御座儀ハ我妻川長須之橋古来ヨ秣新取申候ため御公儀様ヨ御掛置被下候 此以前掛替申候節御代官様江橋用木奉願候節厚田村名主源七川北ヨ秣新取申候往還橋

之由ニ而連判書付差出し申候 拙者共方ニ干今所持候御事  
一青山村、市城村之儀も南山ニ而秣新取申候ため自分入用を以我妻川ヘ年々橋掛置之前々ハ入相来申候段紛無御座候御事

一村上村之儀ハ御藏入と向井主税様御知行入道之村ニ御座候ヘ共中之条町、いせ町同前二村下ニ百姓入用を以船仕立置し古来ハ南山ニ而秣新取来り申候段紛無御座候 此以前南山江入申間敷旨五丁田村・箱嶋村・岡崎新田ヨ申し候節其筋御代官岡上次郎兵衛様御會儀被遊入相来候ニ紛無御座候ニ付前々之通為入相可申旨川南村々江証文被仰付村上村ニ干今所持仕候御事

右之条々先規ハ入相来申候 毛頭紛無御座候哀御慈悲ニ前々之通被為仰付下候様ニ偏ニ奉願候以上

卯六月

(3) 差上申一札之事 (安永二年八月写差上扣)

右之条々先規ハ入相来申候 毛頭紛無御座候哀御慈悲ニ前々之通被為仰付下候様ニ偏ニ奉願候以上

卯六月

(3) 差上申一札之事 (安永二年八月写差上扣)

一上野国吾妻郡榛名山統南ノ山入会之儀寛文年中頂戴仕候御証文

繪図之面ニ山付之村々計御裁被下置候、雖然右出入之節百姓仲

間諸色入用川南川北村々割合出シ候判形帳面原町ニ致所持候

且又吾妻川ちやう寸橋掛直シ願書ニ右之山ニ而入会株薪取来候

役郷原村矢倉村一同ニ厚田村名主連判証文有之候并白井領村上

村之義同領五町田山へ入来候段五町田・箱嶋・岡崎新田ノ延宝

年中御代官岡上次郎兵衛方江差上候証文村上村ニ致所持候事

一沼田領原町・郷原・矢倉・市城・西中之条・中之条・横尾村之

内下横尾・伊勢町・青山以上九ヶ村之義ハ沼田領之山江斗最寄

次第入来申候 尤先年御裁許繪図之面ニ有之白井吾妻入会之場

所江ハ山付十式ヶ村一同ニ入会来候段右九ヶ村之もの共申シ候

事

一村上村之儀ハ五町田山江斗入来申候、是又右御証文繪図之面ニ

有之白井吾妻入会之場所江茂右之村々同様ニ入会候得共遠方故

不罷越候由村上村之者申シ候事

右之通川北拾ヶ村南山入会之証拠分明ニ被聞召如前々入会ニ被仰

付奉畏候 若以来相背申候ハ、如何様之曲事可被仰付候為後日仍

而如件

元禄十二年卯七月廿五日

吾妻郡厚田村 名主 源 七 郎

同 土屋甲斐守知行 川戸村 名主 七左衛門

同 保科主税知行 金井村 名主 小兵衛

同 同 断 岩井村 名主 十兵衛

同 土屋甲斐守知行 植栗村 名主 五郎左衛門

同 竹村惣左衛門御代官所 小泉村 名主 半兵衛

同 土屋甲斐守知行 泉沢村 名主 三右衛門

同 竹村惣左衛門御代官所 新巻村 名主 半左衛門

同 土屋甲斐守知行 奥田村 名主 九郎兵衛

同 竹村惣左衛門御代官所 白井領五町田村 名主 八右衛門

同 断 箱嶋村 名主 不参 助左衛門

同 断 岡崎新田村 名主 与左衛門

御評定所 同 断 助左衛門名代清兵衛

右之通今度御裁許御証文写差上候様被仰付奉畏 則写相認本書ニ

相添差上申所少茂相違無御座候以上

(中之条町役場蔵)

註 安政二年八月 右証文預り主矢倉村名主甚兵衛が、関係名主と共に  
書を差上げた一札が中之条町役場にある。

二五 寛政八年十月 榛名山南山炭焼、立木、伐採附出し出

入証文

乍恐以書付奉願上候

保科弁三郎知行所

上州吾妻郡伊勢町

青山村

横尾村

向井真三郎知行所

同州群馬郡村上村

右四ヶ村惣代保科弁三郎知行所上州吾妻郡伊勢町年寄源八奉申上

候、同国榛名山統山之儀ハ、従往古私共四ヶ村并布施孫三郎様

御代官所同郡矢倉村・郷原村・原町・中野条町・西中野条村・市

城村都合川北拾ヶ村・川南ハ厚田村・川戸村・金井村・岩井村・

植栗村・小泉村・泉沢村・新巻村・奥田村・五町田村・箱嶋村・

岡崎新田右拾式ヶ村都合式十式ヶ村入会ニ而、秣・薪取来候処、

川南拾式ヶ村之者共義、川北拾ヶ村江ハ一向相談も無之前々仕来

之由を申、当五月中右入会山ニ而炭焼出候内証議定書拾式ヶ村計

連印為取替候由、粗及承申候、然処右体拾式ヶ村計別段ニ山稼致

させ入会山立木猥ニ被伐荒候而ハ、川北拾ヶ村難義至極ニ仕候ニ

付、元禄年中御裁許通、式十式ヶ村一同秣新取ハ同様致し、別格

之山稼等不致、御裁許相守候様ニ御願申上度奉存候得共、噲而已

ニ而的証も無之候間差扣罷在候処、此度川南拾式ヶ村之内川戸村

与岡崎新田、箱嶋村・五町田村与炭焼稼之儀より及出入当御奉行

所様御掛ニ而御吟味中之由承知仕候、依之私共村々ニ而も難捨

置、乍恐奉願上候、右入会山ニ而炭焼等仕候事ハ御裁許ハ無御座

秣・薪取入会山ニ而我假ニ炭焼稼仕、出入取結候段、畢竟立入内証

議定等仕置候故事起り候儀与奉存候、炭焼稼之義、先年拾式ヶ

村計り仕来り之山稼ニ御座候ハ、元禄年中御裁許之砌、右内定

証文御取用、山稼方別段ニ被仰渡も御座候御儀与奉存候、秣取入会

ニ被仰渡候上ハ全炭焼ハ私之稼ニ御座候処、川北拾ヶ村を相除、

拾ヶ村(十二ヶ村)計ニ而御裁許ニも無御座、内証文等仕、我假

ニ入会山被伐荒候而ハ、何共敷敷奉存候

一此度御吟味ニ私共村々相口罷在候ハ、山稼方区々之様村々心

得違仕再論出入等相起り候而ハ、困窮之私共村々難義至極仕候、

既、寛文年中榛名山社領与右入会山境論之節、御裁許御繪図面

ニ川北拾ヶ村ハ村名御書載無御座候ニ付、拾式ヶ村之者共拾ヶ

村入会を差留及難義ニ無是非御訴訟申上候得ハ、其節御吟味之

上、元禄年中御裁許被仰渡候ハ前々之通、私共村々一同入会ニ

被 仰付候故難有百姓相統罷在候処、此度之御吟味ニ相洩罷在

候而ハ寛文年中振合も御座候内後難之程難計、惣百姓安心不仕

候内、何卒右一件御吟味之節、私共儀も一同御吟味奉請度、既此度布施孫三郎様御代官所同郡矢倉村・郷原村・原町・中野条町・西中野条村・市城村并私共四ヶ村都合拾ヶ村御料私領為惣代郷原村年寄常右衛門并私出府仕候処、私儀疝病相煩快気迄相

仕常右衛門為差扣候而ハ御訴手後ニ罷成候故一先常右衛門計御料所惣代与して御願申上候、私義も代り合之者申遣御願申上度奉存候処、直所迄往返七、八里も相掛り申候故當場之義、都而手代り之万手後ニ罷成可申、色々服養仕候処、漸順症仕候故、此度奉願上候、不限何事、新規之山稼、猶更之義、都而式十式ヶ村共稼方甲乙無之、私之内証定等以來相止元禄年中御裁許之通、敵重ニ相守、我儀ニ入会山伐荒不申様被 仰付被下置候ハ、后後右入会之儀ニ付出入等も相起り不申村々惣百姓相統仕、莫大之御慈悲与難有仕合奉存候 以上

寛政八辰年十月

保科弁三郎知行所  
向井喜八郎知行所

上州吾妻郡 伊勢町

青山村  
横尾村  
村上村

右四ヶ村百姓惣代

保科弁三郎知行所  
同郡伊勢町

御奉行所様

年寄 源 八印  
(中之条町役場蔵)

二五三 寛政八年十二月 榎名山山稼荷物附通し出入済口証文

写

〔表紙〕  
寛政八年 上野国吾妻郡

式拾式ヶ村入会

榎名山出入済口証文写 群馬郡

辰十二月 川北拾ヶ村

川南拾式ヶ村

差上申済口証文之事

一朝比奈鉄吉伊丹三郎右衛門知行所上州吾妻郡川戸村役人惣代名主伊兵衛頼ニ付代年寄平右衛門々布施孫三郎御代官所同州同郡岡崎新田名主与右衛門外式ヶ村九人ヲ相手取往來差留山稼差障り候出入品々申立 曲渕甲斐守様江御訴訟申上九月廿五日御差日御裏御尊判奉頂戴、相手方江相附候処、相手為惣代岡崎新田名主与右衛門、箱嶋村名主清内罷出、逸々以返答書御答申上、御吟味中、組合拾式ヶ村之内厚田村外八ヶ村惣代者川北一同、入会之矢倉村外九ヶ村惣代之者追々罷出、追訴ヲ以御差出相成、双方一同御吟味奉請候処、御吟味中御日延奉願上、双方懸

合之上熟談内濟仕候趣意左ニ奉申上候

一右出入双方篤与及遂合候処、入会山村ノ炭荷物箕輪、高崎辺江  
附通売買仕候処、相手三ヶ村もの共右荷物差留メ焼払、炭出難  
相成之旨申立、相手方之もの共、右道筋之儀ハ榛名山・伊香  
保・箕輪辺江何荷物ニ不限、猥附通候ハ、前後御 閱所茂有  
之、勿論是迄右山道筋出入度々御裁許書并ニ濟口証文有之旁不  
容易旨答上、双方申争之處、各山附拾式ヶ村外組合拾ヶ村一同  
入会之山ニ而秣・薪等自分村々江引取候儀ハ格別、其外之儀ハ  
前々御裁許之通、相守可申候、然上ハ榛名・伊香保・箕輪江之  
道筋ハ前後ニ御閱所茂有之候得ハ、榛名參詣步行往来ハ格別旅  
人案内等致間敷并馬附荷物右道筋、以来決而附送り申間敷筈、  
且又先御裁許ニ有之候儀ヲ馬附荷物附送り候義ハ訴訟方心得違  
ニ付、以来右様之儀決而仕間敷筈并組合厚田村外八ヶ村矢倉村  
外九ヶ村江茂右之趣及対談候処、是又無申分一件一同熟談内濟  
仕候偏 御感光与難有仕合ニ奉存候、然上ハ右一件ニ付、重而  
双方ノ御願ヶ間敷儀決而申上間敷候、為後証一同連印濟口証文  
差上申処仍而如件

朝比奈鉄吉 知行所  
伊丹三郎右衛門

上州吾妻郡川戸村

村役人惣代

朝比奈鉄吉知行所

訴訟人

布施孫三郎御代官所

同州同郡岡崎新田

名主 与右衛門

組頭 四郎兵衛

百姓代 源右衛門

箱嶋村

同 清 内

年寄 弥五右衛門

組頭 助右衛門

百姓代 与五右衛門

五丁田村

同 武左衛門

組頭 権右衛門

百姓代 八右衛門

右三ヶ村拾人惣代

岡崎新田

相手 与右衛門

箱嶋村

同 清 内

富永頼負 知行所

依田源六

名主 伊兵衛

同州同郡

厚田村

川戸村

保科弁三郎知行所

同州同郡

岩井村

金井村

土屋山城守知行所

同州同郡

植栗村

奥田村

小栗平吉 知行所

同 小泉村

朝比奈鉄吉知行所

同 泉沢村

布施孫三郎御代官所

小栗平吉知行所

同州同郡

新卷村

右九ヶ村惣代

保科弁三郎知行所

同州同郡岩井村

同 組頭 七兵衛

布施孫三郎御代官所

同州同郡

矢倉村

郷原村

原 町

同 在 組

西中之条村

中野条町

市城村

保科弁三郎知行所

伊勢町

横尾村

青山村

布施孫三郎御代官所

向井喜八御知行所

村 上 村

右拾ヶ村惣代

郷原村

引合 常右衛門 年寄 ⑩

伊勢町

御評定所

一右濟口証文郷原村常右衛門、伊勢町源八方ニ預り置申ニ付、残り八ヶ村ハ銘々写達町御形為取替申候、以上

寛政八年

辰三月

同断年寄 源 八印

矢倉村 名主 孫 兵衛印

郷原村 名主 權 平印

原町 名主 五郎兵衛印

同在組 名主 勘 兵衛印

西中之条村 名主 左 左衛門印

中野条町 名主 重 兵衛印

伊勢町 名主 重郎右衛門印

横尾村 名主 郷左衛門印

同断 八 兵衛

御評定所

青山村 名主 新左衛門印

市城村 名主 喜平 治印

村上村 名主 弥 七印

同断 助右衛門印

同断 惣 兵衛印

(中之条町役場蔵)

三五四 正保二年四月 上・下尻高村野山出入証文

上州下尻高村と上尻高村野山出入之事、以見分遂穿鑿申付上者、南山者双方可為入相、北山者下尻高村為山本之間上尻高村々百姓江断次第時々に札差出し家道具可為取之或商売或人にくれ候用ニ於伐取者曲事ニ可申付旨、上尻高村之百姓ニ証文出之間、可存其旨者也

正保貳年酉四月二日

坪井 金太夫(判)  
伊奈 半十郎(判)



石河三左衛門(判)

宮城越前守(判)

上州下尻高村

名主

惣百姓中

(中之条町役場藏)

延宝四年十月 下尻高南山境論証文

乍恐以返答書御訴訟申上候御事

一当御領内下尻高山之儀 一当様淨冊様御時代より至るに唯今、大塚村・平村・赤坂村・下横尾村四ヶ村之馬草山ニ御座候、然ル所三十一年已前信直様小川被為御座候時分御領所上尻高村、下尻高村両町之山境致再発、下尻高村々者共、江戸ニ八年相詰御訴訟仕候ニ付、御検使様御出、右之論所御見分之上双方ニ被仰付候ハ、南山ハ入相可仕候、自然他村を入此旨相背ニおいてハ曲事たるべしと被仰付、其上御証文奉頂戴參候を見付次第道具取置申候ヘハ、重てハ参間敷と様々佗言申候ニ付返しくれ申候事

一当二月、尾見与一左衛門様御出之節、伊勢町半介平村ニ一軒分田地持申候、其田地付申候林御改被遊候、以後伊勢町之者共、与一左衛門様申上候ハ、半分林之儀、伊勢町之馬草場ニ御座候間、たてさせ申間敷と申上候ニ付、伊勢町平村双方被召寄、様

子御尋ニ有之平村之者共申上候ハ、伊勢町之儀ハ先規より一切入り不申候、平村之内十二年と申所ニ伊勢町之者共新島五枚起返し申候を押へ置、尾見次太夫様、子之御検地之時、平村ニ御帳面ニのせ御年貢上納仕候へ共異儀不罷候、又此度林をつぶし重て入可申たくみに御座候と申上候ヘハ、与一左衛門様被仰候ハ、尤ニテ双方論ハ無用ニ仕、御寄会所へ訴訟可仕と被仰候ニ付、平村之者共申候ヘ、御寄進御訴訟申御下知次第新規ニも入可被申と急度相理申候ヘバ尤も申し候て六月二日ニハ大勢ニテ參候ニ付、草ニ駄留置、伊勢町庄屋所へ断仕候ヘバ何とて埒明不申、口せきニ入候と申越候ヘバ重てハ御訴訟申入可申と返事仕、月十日ニハ六疋ほど押込參候ニ付、草計二十駄ほど留置打擲ハ不仕候、其外全村之者一人も入不申候御事

一右之草留置申候以後、伊勢町之美作と申者横尾村之庄屋金右衛門、同村之三郎右衛門兩人を以、平村へわび言申候ハ我等儀ハ横尾村ニ田地を持、伊勢町ニハ屋敷計候間、我等計入れ可給と再三申候ヘ共、平村之者共合点不仕候、其上伊勢町之者共ちやうす川ひ計の御証文と申上候ヘ共、大塚村せいごの岩より南山村上之境のすじまで御証文場御座候此外平村之山と申別の山ハ無御座候、此段大塚村之者共儘ニ存じ且又彼入相之場ニテ御役所村上と平村之者共入会草刈申候時、村上之者共申候ハ余村をいれ申候や、深入致候ハと度々難体申候御事

右之通り少しも偽無御座候、従前方一柳九右衛門様へ申候ハ前

口之儀 (公) 様御座候へ共此上ハ何分ニも御下知ハ相背申間敷候、  
以上

延宝四年辰十月二十九日

御奉行所様

(中之条町役場蔵)

三六 宝永五年八月 下尻高南山七力村境論裁許状写

上野国吾妻郡平村・大塚村・赤坂村・群馬郡上尻高村并道

訴横尾村・伊勢町・村上村詳論裁許之条々

一下尻高之内平村、赤坂村、大塚村訴候へ南山古来入会候処ニ此  
度上尻高村ノ妨由申之上尻高村答候へ南山之内鷹巢十二ヶ嶽峰  
ヲ限あけひ宿・ちやうろひ・鳴沢迄入会大塚村与上尻高村立合  
村境橋掛来候旨申之官庫之一国絵図ニ論山群馬郡之内ニ有之、  
雖然山間之田地双方入組持来り先年檢地茂請候上ハ郡ヲ越飛地  
ニ而地面持来百姓入会稾可刈之事

一村上村訴候ハ下尻高三ヶ村相論候南山之西表、上尻高ノ大所大  
そね石から通降続見通、村上村地内ニ候処三ヶ村より難渡之由  
申之遂檢分処、双方一切証拠無之、従三ヶ村越沢令支配段申分  
不相立候 向後沢通押込山之麓峰通り南方ハ村上村、北方ハ三  
ヶ村分ニ相究候、殊ハ如先例入会可刈之事

一伊勢町、横尾村、下尻高村地内之山立入来候処三ヶ村令抑留

候、遂詮候得ハ地内之山ニ伊勢町・横尾村之田畑有之入会来  
段尤ニ候間可為如先規視事

右為檢使滝野十右衛門手代原田李大夫・野田次郎左衛門手代関本  
小藤次差遣所々遂檢分、裁許畢、為後証絵図令之裏書双方立下置  
間不可再犯者也

宝永五戊子年八月十三日

在所御暇ニ付無加印

平若 狹  
石阿 波  
中出 雲  
萩近 江  
坪能 登  
松老 岐  
丹遠 江  
本彈 正  
三備 前  
鳥幡 磨

右御証文上尻高村・平村・赤坂村・大塚村立被下置候間写三ヶ村  
ノ相渡候也

八月十三日

原田 李大夫  
関本 小藤次

(中之条町役場蔵)

二七 宝曆十一年六月 下尻高南山にて、平村・赤坂村の秣

取妨害事件

乍恐以書付御訴訟奉申上候

保科栄次郎知行所

上州吾妻郡赤坂村

役人惣代

訴訟人 七左衛門

乱妨出入

林部善太左衛門御代官所

同州同郡平村

相手 文右衛門

同 同常治郎

同 同五郎兵衛

同 同六兵衛

(キレ不明)  
乍恐訴訟人組頭七左衛門奉申上候当村秣場字南山之義ハ隣村大

塚村并平村赤坂村右三ヶ持持山ニ而同郡横尾村伊勢町右二ヶ村

共往古より秣刈取来然処宝永年中大塚村平村より同州群馬郡上

尻高村相懸り右秣場山境及出御裁許ニ相成右御絵図面大塚村五

預り置候後秣刈之義ハ年々五月入梅ヲ旬といたし同村より日限

相触次第秣刈取来当年之儀ハ先月(五月)三日山開ニ而当日

より大塚村一同罷出秣刈始、翌四日猶又秣刈ニ罷越候処、相手之内常治郎五郎兵衛六兵衛重立其外面体不見もの共多人數罷出當年之義ハ当村より日限相触候迄ハ為刈候義不相成、早々相止べく、

左も無之候ハ、其儀難差置杯申上候、一同差止候而已ならず百姓与市井ニ私兩人刈取候秣馬附帰途中ニ而鎌ヲ以理不尽ニ荷繩切落

候間、何等之子細ニ而右体及乱妨ニ候哉旨相尋候処当村より日限不相触以前ニ附差遣難言申当り打擲ヲも可致体ニ附、其場ハ其儀

秣捨置逃去り候得共、無謂右様ニ為乱妨候而ハ農業肝要之時節田肥ニ差支一同難決仕候而右触元大塚村五も届ケ置、相手文右衛門

方江罷越、秣刈之義ハ宝永年中より凡百三十四年も大塚村より触来り候義之處、当年義ハ如何之訳合ヲ以其村より相触候迄ハ刈取

候儀難相成次第候哉之旨懸合候処、文右衛門申聞候ハ、当年之儀ハ子細有之候趣ハ勝手次第可致杯、法外不当之義申立取放不申刈

取候秣為引候義不相成、全文右衛門巧有之、私共一村而已鎌止いたし、前書常治郎其外之もの共乱妨及候義と奉存、難捨置、第一

田作相統方ニ拘り百姓永統難相成無是悲今般御訴訟奉申上候、何卒以

御慈悲前書相手之もの共被召出、乱妨之始未逸々御吟味被成下以

来右体之儀無之、大塚村より触当次第山入出来無難ニ百姓承統相成候様被 仰付被下置度奉願上候以上

保科栄治郎知行所

上州吾妻郡赤坂村

御奉行所様

組頭 七右衛門

吾妻郡四万村

名主

善兵衛

同村

組頭

半兵衛

同

太左衛門

同

吉左衛門

同

茂左衛門

沼田

御陣屋

註 次に佐渡、大和・河内・土佐・内近・左門・大膳・紀伊・淡路・出雲と、連署してある。

(赤坂 小林貞夫藏)

元禄九年十一月 四万入会山、中之条町、折田村口書

口書

右本書拙者共ニ御預ケ可被成健ニ請取置申候、御用之節ハ何時成共指上ケ可申候

折田村

名主

伊兵衛

同村

組頭

勘右衛門

中之条町

名主

伊兵衛

同町

組頭

藤八

我妻郡五反田村・西中野条村・伊勢町・青山村・横尾村・赤坂村・蟻川村・原岩本村右八ヶ村之者、同郡四万村山江入合之出入、去年中申上候処ニ御吟味之上 入相紛無之由從惣左衛門様双方江御書付被下候、就夫同郡折田村、中野条町及四万村山江從前ニ入相<sup>(念)</sup>薪・秣取来り申候所、右御書付所持不仕候間、重而出入ニ為不罷成、從四万村右式ヶ村江証文相渡候様ニ申候得共、右式ヶ村之儀<sup>(妨)</sup>四万村山江前々々入相薪・秣取来り申候段紛無御座候間向後防可申子細無之候ニ付証文ハ相渡不申候以上

元禄九年子

入相紛無之由從惣左衛門様双方江御書付被下候<sup>(裏書)</sup>

十一月廿五日

(四万 唐沢文衛藏)

二九 元禄八年九月 四万山出入請費八力村協定書

四万山出入ニ付諸費用議定

一 四万村山出入ニ付御訴訟申上候、村々出合相談之上、縦何方迄  
參、諸事入用懸り申候共、互ニ無相違高割合ニ可仕候、為後日  
如此ニ御座候、以上

元禄八年亥九月廿三日

但八月初之相談ニ御座候

- 五反田村<sup>印</sup>
- 原岩本村<sup>印</sup>
- 有川村<sup>印</sup>
- 横尾村<sup>印</sup>
- 西中之条村<sup>印</sup>
- 伊勢町<sup>印</sup>
- 青山村<sup>印</sup>
- 赤坂村<sup>印</sup>

八ヶ村

(中之条町役場蔵)

三〇 元禄八年十月 四万山御留山々稼四万村と八力村裁許覚

覚

上野国吾妻郡五反田・原岩本・蟻川・横尾・西中野条・伊勢町・  
青山・赤坂右八ヶ村之者共申出候者、同国同郡四万村山之儀、御

留山并御用木之外何木ニ不寄、前々取来候処ニ、此度四万村名  
主方申断候へ、春・鋤・鍬柄・荷鞍・箕を作り候農具之板木、  
一切取申間敷由相断、迷惑之由訴之候

右之出入、双方令詮儀候処、八ヶ村之者共、秣・薪入相・且又炭  
をも焼候段無紛候、雖然入相之八ヶ村、農具等を拵致商売候ニ  
付、山本之ものとも妨之候趣ニ候、四万村ハ伐挽之運上納来候得  
共、入相八ヶ村右之運上茂出し不來候得ハ、商売之板木可取筋目  
不相見江候間、向後入相八ヶ村右之山ノ木を伐出し、農具等商売  
一切無用ニ候、但自分之農具拵候ため木を伐候儀ハ可為格別候、  
且焼炭ハ入相八ヶ村も前々致商売候儀、分明ニ相聞江候間、弥  
前々之通可致候、為後日覚之、双方江如斯書付相渡置者也

元禄八年亥十月

竹村惣左衛門印

- 五反田村・原岩本村・蟻川村・横尾村・西中野条村・伊勢町・
- 青山村・赤坂村名主・惣百姓(本書には連記)
- 是ハ写、本書ハ西中之条村作右衛門所ニ御座候、亥ノ十月廿五
- 日ニ江戸惣左衛門様御屋敷ニテ御さいきよ、本書ハ午ノ九月、
- 蟻川村へ預ケ申候 五反田村庄左衛門

(五反田 齊藤庄平蔵)

三一 寛延元年閏十月 四万村稼山定書

(表紙)

「寛延元年 本書名主本ニ有之

定書連判帳写

辰壬十月 名主 四兵衛

定書之事

一 此度小山江野火附ケ五反田村、干草焼申候  
一 矢倉沢并鷹巢江当村・五反田村干草焼申候

右之通り猥り及度々候、当山へ入会村ニ有之候ニ付、外村江対シ、書状相立不申候、以之向後之儀相定候品々

一 灰茅一切かり申間敷事

一 売干草之儀、刈場ニ而売候ハ格別、致山出、売候儀致ス間敷候、尤刈場ニ而売候儀も、売主ガ、其五人組江相届、売場刈場迄委細儀ニ相届、其上売可申事

一 山田ニおいて火之用心随分相候可申事

一 山留之節、山之口定定日ヶ前日ニ一切刈取申間敷事  
一 他村与引合之儀者少シ之儀も六ヶ敷候間、縦他村之者、少々不届候共、馬ヲ押江諸道具取り候儀、致間敷候、左様成節ハ口上

ニ而相断り当座ニ相済可申候、若至而不届、其方ニ難成義候ハ、名主組頭ニ相届差図可請事

右之通、急度相慎、惣而猥無之様可仕候、若相背者有之者村中立合致詮議、重過怠可申付候、見逃聞逃候者、当人同前ニ候、為後日定書連判一札依而如件

寛延元年辰壬十月(惣百姓連印判)

名主 四兵衛

年寄 文左衛門殿

組頭 次郎右衛門殿

同 長兵衛殿

同 与惣右衛門殿

同 定右衛門殿

(四方 唐沢文衛藏)

三三 宝曆元年十二月 山稼四万村中議定

定書之事

一 当村之儀者越国境山中谷合之村方、田畑不足土地悪敷農業計ニ而者、御年貢御上納之余力無之渡世送兼、前々困窮村ニ付、惣百姓品々山稼等を以、御上納諸事足合ニ致、百姓相統致来り候内、伐挽致し候百姓ハ、先年より御運上差上、山内何木によらず伐挽渡世仕来り申候、其外山稼等ニ者御運上無之候、依而先年相定候儀者炭木立木伐り不申、并山内あすならふ木少々有之所、かわ一切はぎ不申筈、村中役人立合定置候処段々猥り罷成、当分ニ至而者諸木之かわはぎ立木炭木ニ焼、勿論伐挽数年故伐尽し候上、猶又木数尽候而、別而伐挽之渡世難義、殊更御運上年々減少、別而今年減少致候故、御役所御吟味殿敷、村役人申訳ケ相立かたく難義及候事

一 右之趣ニ付、此度伐挽致候百姓連判を以、村役人共ハ願出候訳ケハ、先年相定之通り、木かわ并炭木立木伐り不申様猶又相定

中度旨願出候、依之村役人共打寄相談致候訳ケハ、尤伐挽ハ御運上物、其外者御運上無之儀勿論ニ候得とも、木かわ之類不殘相止メ、炭木立木之類不殘相留メ候儀者難致候、此段者当村三百拾三石余大小百姓、御水帳一面万代不易、百姓傍輩として親疎無差別、信実ニ助合之心ヲ以、諸事睦敷申合百姓相統、諸事御上納等無滞相勤候儀、乍恐奉対 御上江百姓相応之御忠節と被

存候、然所一方者為ニ相成り、一方者不為ニ相成り候様成ル相定者致がたく候、此訳ケ者立木之内ニ而茂伐挽ニ用立候木有之、又至而用立不申木品有之、木かわ之儀も右之通り木ニ而者至而用立不申、かわにては渡世之足合ニも相成り候差別有之候所、一向相止メ候而者、第一御成ケ之障り、次ニ者渡世之道ニ付、格別増劣り有之筋之相定致候而者、向後百姓傍輩之交りもむつまじからず、還而違論之本ニ相成り候筋、左候へ者弥々困窮之本ニ相成り、乍恐奉対御上江御不忠之筋、是又時之村役人茂末代迄不調法ニ罷成候義と存知候間、右稼之品々少シ成共、惣百姓為ニ相成候様、平均之積りお以細略いたし、此度相定候訳左之通りニ候

一あすならふ木有之山者、木根之宿山内所々有之、内三坂沢ヲ境として、しやうじ岩・大戸室・小戸室・平おね・水落切境ニ相定、右之中ニ決而かれはぎ申間敷候、但シ獮師鉄砲所持之者、手前用火繩等ニ用候儀者格別ニ候

一近年ハかつらの木井つきの木かわはぎ候由向後此二品之木にお

いて、向後如何様成小木なりとも決而かわはぎ申間敷候

一炭木之儀向後栗の木小木成共決て伐焼申間敷候

一あすならふ木、只今迄者桶木等伐出し候而者、運上出シ不申候得共、此度如是相定候上者たとへ壹尺式尺之木成共、壹駄ニ付板壹駄之運上取候積おいて送状取之改役人江差出し可申候 万

一送状無之桶木等者決而為出申間敷候

右相定之儀前書之通り耕作計ニ而者、御年貢上納等致兼候ニ付、惣百姓作間ニ者随分出精緻シ、出稼等足合ニいたし、御年貢無滞上納并御運上年々不絶上納、百姓相統之ため如此相定候間、自今以後右相定之通堅ク致吟味、みだり無之様可仕候、若相背候者有之者過料三貫文ツヽ取之、其上山稼相止メ可申候、縦兄弟親類なりとも見逃シ不致、見付次第可申出候、若、見のがし候者当人同前ニ御座候、為後日定書一札仍而如件

村中惣百姓連判

宝曆元未十二月

- 名主 茂右衛門
- 年寄 文左衛門
- 組頭 長太夫
- 同 平兵衛
- 同 五郎右衛門
- 同 文右衛門
- 板運上役 四兵衛
- 同所 太兵衛

三〇三 宝曆三年九月 四万村惣百姓灰茅売定書

定書之事

当村ニ而灰茅売候儀相正候訳ハ、灰茅売候者、干草盜焼候故、村中詮議之上留置申候、然処此度惣百姓中願候儀ハ向後随分仲間吟味いたし、毛頭も猥無之様相慎可申候間、先年之通、灰茅売申度旨惣百姓中願ニ付、左之通り書付を以相定申候

向後灰茅売候場所之儀、小山之内訳  
とうす沢々東の方

石が平之内ハ穉小屋沢々西山

細尾ハ十二の沢々奥

とちうハおね々下の方

矢神ハあなのとうミガ奥

日向山東ハにんけん岩々奥

同西山ハせき手おね々奥

百姓代 半兵衛  
相談立合人 九左衛門  
同 金右衛門  
同 源二郎  
同 定右衛門  
(四万 唐沢文衛蔵)

あら湯入ハ木の子岩々奥

右八ヶ所限り売可申候、其外ハ入会村々并当村干草茅場ニ立置候、決而灰茅売申間敷候、売灰之儀、村内ニテハ売買致、其外他村江一切出申間敷候

右相定之通、堅相慎可申候、若相背候ハ、其当人詮議致、過料として鏝三貫文為出、其上都而山稼為相止可申候、当人相知レ不申候ハ、灰茅受候人数与右三貫文割合出し可申候、為後日惣連判定書依而如件

宝曆三年酉九月

惣百姓連判

(次に名主外村役員名が列記されているが、次に棒書とする) 名主文左衛門殿、年寄四兵衛殿、組頭伊平次殿、戸右衛門殿、太郎兵衛殿、長太夫殿、同古役文右衛門殿、平兵衛殿、五郎右衛門殿、定右衛門殿、百姓代善右衛門殿

(四万 唐沢文衛蔵)

三〇四 文化二年三月 四万村山稼定法違判者吟味訴状

乍恐以書付御注進奉申上候

上野国吾妻郡四万村(原本には次の注進名が並記されているが、棒書とした)

名主茂左衛門、年寄孫四郎、嘉兵衛、平四郎、久米八、新左衛門、御運上板木役四兵衛、組頭治郎右衛門、九郎兵衛、庄助、長右衛門、百姓代市三郎



今般御注進奉申上候者、私共村方之儀、先年より御支配御代官様御替り被遊候度、毎絵圖面并ニ村差出明細帳ニ茂奉書上候通り、越國境山中谷間村ニ而、東西南北悉嶮岨高山、田畑之儀ハ山蔭木影等ニ有之候飛地ニ而、土地悪敷、田畑計リニ而百姓渡世難相

定法被 仰聞被下置、村方相治り候様被 仰付可被下置候ハ、一同難有仕合奉存候、猶又御糺之上、委クハ口上ニ而可奉申上候以上

文化二五年三月

右役人物代

年寄 新左衛門

稻垣藤四郎様

同断 久米 八

御役所

(四万 唐沢文衛藏)

役所江相届ケ改テ請候上、同郡中之条市場出シ売買仕来り申候、然ル処、百姓半左衛門儀、如何相心得候哉、去子年中、当村百姓稼山之内、字新湯入だご五枚をすと申所ニ而、同御支配入山村のもの共大勢相雇、栃・榎・沢梨杯与申雜木ヲ以、下駄ニ挽、先年より無之入山村江新道仕繕、右荷物草津村温泉場江差出売買仕候、右駄不法之儀仕候而ハ第一雜木御連上ニ差障り、且ハ是まで村内惣百姓連印を以相定メ置申候数ヶ条之村法相破レ狼り罷成、村方相治り兼終ニハ百姓渡世茂難相成、一村之難義罷罷成申候、右半左衛門并俸留右衛門与申者、格別之不法者ニ而、当五ヶ年以前も、格別之法外仕、其分難差置既ニ可及出訴ニ所、組合村々村役人立人、利解相糺之上憐愍ヲ加、村役人并ニ村方江相説、以来急度可相守旨承知之趣、書付取立、其節ハ其分ニ差置申候処、間も無御座、猶又今般右駄不法之儀仕候故、無抛御注進奉申上候、何卒御慈悲之御勘弁を以、右半左衛門被 召出、御吟味之上、御

### 三〇五 文化十二年 四万村山稼方定書

定書之事

一 当村ニ而灰茅刈焼致候儀、先年ノ数度相纏、既ニ皆止ニ茂相成候処、宝曆三酉年村中相談ニ而、入会秣場差障り不相成場所ニ而八ヶ所限り山境ヲ極、議定を以刈焼致来候所、尚又安永三千年村方相談ニ而、灰茅山并山内諸所境目等直シ置候儀定通り惣百姓急度相守罷在候処、右本書紛失ニ付、尚又此度相調ヘ灰茅山之儀ハ新湯入老ヶ所相改、其外、左之ヶ条之通り村中談合之上、相連印を以、相定置申候

一 灰茅焼場小山ニ而やせおね下之方境ハ、茅野岩有之候、是を境として是ハ下ハやき申間敷候 安永三年定

一 石が平山ニ而刈場保屋来おね境として是ハ奥山計刈可申候

右同断定

一 細尾山ハ不残焼可申候

右同断定

一 とうちうハおねが下之方

宝曆三百年定

一 矢神穴のとうみろ奥

右同断定

一 日向山東ハにんけん岩ろ奥

右同断定

一 同山西ハせきておねろ奥

右同断定

一 荒湯入ハ日向ハ小倉沢ろ奥目かけにん場也窪ろ奥

文化十二年定

一 炭焼場所不納山けんのミねおね通り水落切焼可申候

一本川手ハ山奥之方、境水主小屋おね限り

一日向入山不残可申候内はらの沢のみね岩下ハ日向橋用木ニ立置

申候間焼申間敷候

一 じんぎやう之内いずお向之沢、奥かやのきわ、なら木立耆ケ所

有之候、是ハ落合橋用木立置申候、焼申間敷候并同山ニ而あら

湯入口之沢久気沢と申候、是ハ用水之元ニ付水出候ため先年ろ

立置申候、焼申間敷候、右式ヶ所之所外ハ不残焼可申候

一 小倉山ハおの原茅之限り焼可申候、しこの沢ろ奥ハ焼申間敷

候、小倉川西之方ハうす久保ろ奥木立ハ焼不申、境かやおねろ  
前年下残あら湯入ハにそうのおね茅野限り境として谷の川限り  
焼可申候、右之通り此度村中談合之上鍛治炭焼場所相定候上、  
外留場ニおいて決而焼申間敷候、尤留場之山内ハ炭焼ニおい  
て足入致間敷候、外山稼之儀ハ格別ニ候

一 巢鷹御留山三ヶ所、別而井戸沢つみの巢之儀ハ稼山入山ニ候ニ  
付、尤先年ろ稼山御留山境之儀ハ先規ろ立木居候得共、猶又此度  
村中立会境相改東西南北境木ニ書付致置候、向後境木ろ内ニ而  
如何様之小木ニ而茂候儀ハ勿論決而足入致間敷候、尤木の子  
取り之類、よき、なた不持候山稼ハ格別ニ候、千一此末境内ニ  
おいていヶ様之小木ニ而茂、代取候ハ、村中打寄、其当人  
詮議仕出シ、早速御代官御役所江御注進可申上候、其節諸人用  
等ハ当人ろ差出シ可申候、若シ当人身上無之候ハ、分ヶ地、  
新類ろ指出シ其上不足ニ候ハ、無是非後積ニ可致候

一 当村式ヶ所之橋、先年太田弥大夫様御支配之節、当村江糶・薪  
入会拾三ヶ村江人足入用被仰付、橋普請仕来り申候、依之橋掛  
替普請之度毎御役所江御注進申上来り候、然ハ、御普請所同意  
之事ニ候、然所橋財木次第ニ近場ハ伐尽、入会村々迄普請之  
節、難義ニ付、村中相談之上、細尾山之内ニ橋用木場所立置申  
候（次に橋の用木についてあるがここに略す）

此度相改、如斯定書村役人惣百姓連印致、名主所ニ預り置、是又  
為念組々写置、組頭本江惣百姓不残為致立会、此定書為読聞、能

申談右定相被申間敷候、此度之定ハ格別ニ敵敷定ニ而向後御留山ハ不申及、惣而留場品々少も猥り出来候ハ、早速御注進可申上大切之定ニ候間、組々ニ而随分申合猥り無之様吟味可致候、千一申合之儀、略義を以猥り出来候ハ、其組々不念ニ罷在可申候、為後日定書一札仍而如件

安永三年三月

上州吾妻郡四万村

註 1 最後に村役人外五十七名が連署している。

2 宝曆三年、安永三年、文化十二年一連の定書である。

(四万 唐沢文衛蔵)

三六 天保十四年五月 農間伐挽山稼破定詫

差出申詫一札之事

一 於当村方ニ惣百姓衆并私始農間伐挽山稼仕御百姓相統罷有候付、年々御官免ニ而雜木御運上永御上納仕候割合稼方仕候者、荷物出高兩所御役所江相届ケ夫より市場エ出シ売捌候訳成所、私儀扱不当之心底者ニ而、兩所御役所も無之荷物市場エ出シ候義惣路頭および於御役所 御一同御立合御伺奉受候 而者申訳難立、仍之例ニも有之候通り鑑三ノ文過料伐挽方其身一代与成止濟候所奉恐入候旨趣を以村方ニ而御用捨ニ預り此段子孫エも申置候程之難有仕合忝存候、為後日詫書組合一同加判を以入置候処仍而如件

天保十四年

卯五月

四万村

託人

清太 夫

組合

三左衛門

同断

為右衛門

同断

辰右衛門

同断

仲右衛門

同断

市郎左衛門

同断

太平 治

寺社平組

御役人中

惣御山前中

(四万 関善平蔵)

三七 安政六年六月 四万村稼山売木代金十二ヶ村示談証文

為取替申一札之事

上州吾妻郡四万村之義ハ近年違作相統キ追々及困窮、奥山之内御留山三ヶ所相除百姓稼山之内、今般村方一同相談之上、雪折風折悪木等、稼山不相成分御運上差上代挽稼山字拾五ヶ所之内、新湯入・日向見入・本谷右三ヶ所江戸深川太田屋徳九郎代岩本村均左衛門殿江売渡可申対談仕候処、彼是差継候ニ付、扱人立入、得与

承り候処、右四万村之義ハ、同郡中之条町外拾式ヶ村入会ニ而、  
秩ハ勿論、燒炭・薪・農具等ノ手遣之分勝手次第取候義ハ、元  
禄年中、岩本村外七ヶ村ハ四万村江相掛り及出入、其節之御裁許  
ニ相泥ミ仕来候趣ニ付、右四万村地内字湯原川橋、渡戸橋式ヶ所  
之義ハ、先年ノ規定も有之、四万村井中之条町外拾式ヶ村ニ而掛  
替之節ハ、石高割ヲ以、橋掛ヶ替、諸人用井ニ人足共差出来り候  
処、四万村ニおいて右奥山売木いたし、就而ハ入会村々故障等一  
切無之候得共、右橋式ヶ所之儀者取扱趣意与して、売木代金之内  
ニ而金四拾兩備金いたし、右利足積金ヲ以、四万村ニ而世話いた  
し掛替可申候、尤格別洪水ニ而度々流失等有之候節者先規之均合  
も有之候間、右入会村々一同相談之上、氣随ヲ以手伝人足差出可  
申候筈、右之通相定候上ハ四万村井中之条町外拾式ヶ村共一同示  
談行届聊無申分、依之為後証連印仕為取替置事処如件

安政六年六月

伊奈半左衛門御代官所

四万村役人惣代

名主 徳左衛門◎

組頭 市五郎◎

百姓代 善兵衛◎

右同断 中之条町役人惣代

年寄 十郎右衛門◎

同 儀兵衛◎

右同断 折田村役人惣代

名主 九右衛門◎

右同断 五反田村役人惣代

名主 茂平◎

右同断 下沢渡村役人惣代

年寄 清左衛門◎

右同断 平村役人惣代

名主 八郎右衛門◎

右同断 西中之条村役人惣代

年寄 佐平◎

河野長十郎知行所

名主 善四郎◎

西中之条役人惣代

名主 庄左衛門◎

伊奈半左衛門御代官所

名主 岩本村役人惣代

岩本村役人惣代

名主 大久保八五郎知行所

岩本村役人惣代

名主 佐五右衛門

大津宮内知行所

名主 蟻川村役人惣代

仁左衛門 名主

久世石見守知行所

蟻川村役人惣代 名主

權之丞

富永孫六郎知行所

横尾村役人惣代 名主

勘左衛門 ㊦

保科栄次郎知行所

横尾村役人惣代 名主

安左衛門 ㊦

右同断 赤坂村役人惣代

近右衛門 ㊦

右同断 大塚村役人惣代 名主

清兵衛 ㊦

右同断 伊勢町役人惣代 年寄

藤兵衛 ㊦

伊奈半左衛門御代官所

山田村 名主

扱人 治郎兵衛 ㊦

右同断 中之条町 年寄

政右衛門 ㊦

同 重兵衛 ㊦ 名主

右同断 群馬郡台新田 組頭

金右衛門 ㊦

右同断 岩鼻村 土州屋伝八代兼組頭

新右衛門 ㊦

(中之条町役場蔵)

註 同年同月、右壳木に付、岩鼻役所への許可願状打が、同じく、同役場文書にある。

三〇八 安政六年七月 四万稼山壳木代金橋普請として岩鼻役

所預り証支

乍恐以書付奉願上候

当御代官所上州吾妻郡四万村役人共一同奉申上候、当村之義ハ連々及困窮取統方難渋ニ付、村方一同農間伐挽仕候稼山之内字新湯入字本谷字日向見入右三ヶ所、立木一同相談之上、今般江戸深川太田屋徳九郎代吾妻郡岩本村均左衛門方へ壳渡、尤当村百姓持林之義ハ何れも最寄村々当村与も都合四ヶ村入会ニ而秣并焼炭其外薪農具に致候分ハ勝手次第取候仕来り、且村方地内四万川与唱候小川ニ板橋式ヶ所有之、右橋掛替之節ハ入会村々拾三ヶ村与手伝人足差出来り候処、此度壳木致し入金も有之義ニ付、入会村々江得与相談之上、此已後不時出水等ニ而落橋通路差文候節ハ格別無難ニ而掛替いたし候節ハ村方一手限りニ而手伝人足差出し候儀ハ相止候積り、依壳木代金之内金四拾兩当御役所江差出し金仕、御

手限り年八分之利足ヲ以其筋之ものへ御預ケ被成下候様仕度奉願  
上候、尤利金之義ハ前書橋替之節御下ケ相願度此段御聞濟被成下  
候様奉願上候、以上

右四万村役人惣代

安政六末年七月

与頭 五 兵衛  
年寄 元 右衛門  
名主 徳 左衛門

岩鼻 御役所

前書之通り奉願上候処御取調之上当御支配中書面之金四拾両八分  
之利足ヲ以身元之ものへ御預ケ被成下候間、橋普請之節ハ御下金  
之義可申立旨被仰渡承知奉畏候、依之維添御請書差上申候 以上

右村役人惣代

未九月

政 右衛門

伊奈半左衛門様

岩鼻

御役所

覚

一金四拾両也

右ハ其村板橋掛替入用備金書面之通差出、当御支配中、年八分  
之利足を以其筋之ものへ相預ケ置可申、右普請之節御下ケ金可  
申立候、仍為後証如件

伊奈半左衛門手代

安政六末年

同人 手附

大越 悌輔

九月

武藤 林一

上州吾妻郡

四万村

役 人 中

(中之条町役場蔵)

享保十六年十二月 山田山入会秣場吾妻郡東部六カ村

入相山定書

山田村山入会六ヶ村立合定書事

- 一 入会六ヶ村之外村より入込候ハ、相互ニ見付次第相押可申事
- 一 山田村御林之儀ハ大野損御座候間野火付申間敷事
- 一 風祭時行正月之義ハ山先々返進可仕事
- 一 山之口明候節ハ山元々手紙相廻し可申事
- 右之通自今以後間違為無之立合証文仍如件
- 享保十六年亥十二月 吾妻郡山田村山元

御料所 名主 次郎右衛門

同村

沼田領 名主 源 太夫

下沢渡村

名主 半 兵衛

折田村

名主 理 兵衛

宝曆八年寅八月廿五日

入会村々

(山田 吾嬬神社蔵)

西中之条村

名主 市郎右衛門

宝曆八年九月

中之条町

名主 市郎兵衛

(2)乍恐以書付御訴訟奉申上候

一入会秣薪取場道掘切通路ニ差留候出入

原町

名主 三郎右衛門

訴訟人 伊奈半左衛門御代官所

上州我妻郡岩下村

(中之条町役場蔵)

三〇 自宝曆八年八月 山田山々論一件証文

(1)相定申証文之事

同 御代官所

同国同郡矢倉村

名主 太左衛門

組頭 茂 兵衛

同 御代官所

同国同郡原村

名主 甚右衛門

組頭 半 之丞

相手 同 御代官所

同国同郡山田村古料

名主 次郎兵衛

年寄 三郎左衛門

一山田山入会之村々先規々下沢渡村・折田村・西中之条村・中之条町・原町合山本村共六ヶ村ニ而秣薪入会取来候所近年郷原村・矢倉村・岩下村・山田山へ入込秣薪盜取候ハ殊ニ山田村地内ヲ通り上沢渡村山迄入込盜取申候ニ付山田山入口ニ而山田村并入会五ヶ村ニ而相防申候筈、若右六ヶ村ニ而防兼申候ハ、上沢渡村并入会拾三ヶ村江相知らせ何分一致相談可仕候、右ニ付若出入ニ及候ハ、山田村・上沢渡村兩村山江入会合拾三ヶ村一致相談仕入用等商議可仕候、為其村々連印致置候仍而如件

上沢渡村山

百姓代  
權 左衛門  
同 御代官所

同国同郡山田村新料

名主  
源 太夫

年寄  
三右衛門

百姓代  
利 兵衛

松平宮内少輔様御料分

同国同郡原町

名主  
六 兵衛

年寄  
五郎 兵衛

同 御領分  
同 同町在組

名主  
三郎右衛門

組頭  
文左衛門

百姓代  
孫 右衛門

一訴訟人岩下村・矢倉村・郷原村名主組頭申上候、岩下村山続山田山之儀者私共三ヶ村先前入会秣新取来、右秣を以、田畑相続仕候ニ付、私共三ヶ村之者共、毎朝大勢草刈ニ參候、然ル所、右相手山田村兩組并原町同在組之者共、如何様之存寄ニ御座候哉去八月中大勢人足引連、棒・鎌等を持、私共數年入会来候秣場道字こたかしニ而式方所、江戸見ニ而一ヶ所、大口ニ而

三ヶ所、あらいたニ而式ヶ所、やごおねニ而式ヶ所ぶどうニ而三ヶ所、高野平ニ而式ヶ所、都合拾五ヶ所堀切、別つつなぎの沢と申所ハ堀切候上、尚又高サ三尺程、長式拾九間余新土手を築、右之通拾六ヶ所、理不尽ニ堀切、土手を築キ申候所、其日も私共三ヶ村より草刈ニ參り候得共右体を見付、無是非逃帰申候、其後毎日山田村、原町右棒・鎌相持候番人大勢付置候故、當時秣新刈取候儀不罷成、必至と難義仕候、依之山田村兩組原町兩組之名主方江相断候得者此方山ニ候故堺切ニ堀切申候、杯以之外成挨拶仕候、私共入会相違無御座候証拠ニハ御代官様御取替之節者村境帳ニも數度書上申候、殊ニ前々新役永上納仕来申候

尚又此度御代官伊奈半左衛門様御役人御廻村ニ而御吟味之上入会場所へ野錢被仰付則御受証文差上申候、右入会場所ニ者岩下村之村々荒地山畑も有之候所、剩岩下村村之地所迄圍込之新規道堀切土手を築等、通路差留候得共從古来秣新取来候道、前後明白ニ御座候、私共困窮之村方故御訴訟ニ罷出候儀難儀ニハ奉存得共、相手方之者共理不尽ニ入会之秣場通路差留候故、耕作仕付不罷成、御年貢御上納差支ニも罷成、難儀至極仕候ニ付無是非御訴訟申上候、乍恐此段被為聞召分以御慈悲右相手之者共被為召出、御吟味之上此度堀切候場所并土手共ニ取私、從古来入会来候通りニ被為仰付被下置候ハ、惣百姓相続仕、永々難有仕合奉存候 以上



宝曆八年寅九月

上州我妻郡岩下村

名主

八左衛門

訴訟人

組頭

久左衛門

同国同郡矢倉村

名主

太郎左衛門

組頭

茂兵衛

同国同郡郷原村

名主

甚右衛門

組頭

半之丞

御奉行様

如斯目安差上候間双方致誓詞、論所江立合場所無相違様一枚絵図仕立遂答書相添来十一月十三日、評定所江罷出可対決、若於不参者、可為曲事一、但双方并絵師誓詞案文者岩下村名主八右衛門、組頭文左衛門、矢倉村名主太左衛門、組頭茂兵衛、郷原村名主甚右衛門、組頭半之丞江相渡遣之者也

寅九月廿七日 下野

註 次に、下野・丹波・近江・周防・越前・知泉・伊香・土佐・因幡・伊子が、加印、或は御用による無印を記して併記してある。

(中之条町役場蔵)

(3) 相定証文之事

一原町山入会先規より中野条町・西中野条村・原町山元ニ而合三ヶ村入会秣新取来り候、処近年・郷原・矢倉・岩下三ヶ村之者共入込秣新盜取、其上此度伊奈半左衛門様御役人後藤奥右衛門様出被成、村々秣野錢御吟味ニ付、郷原・矢倉両村之者共入会之由書付差上候由承候ニ付、山田村々及相談、秣薪少々たり共被盜取候得而ハ、入会村々難儀ニ付、随分相防申答相談極防候処ニ、岩下・矢倉・郷原々御公儀様へ御訴申上候間断参候、左候へ者御公辺ニも罷成候而入会之儀ニ御座候間、何事も三ヶ村可致相談可仕候、為其定連印仍而如件

宝曆八年寅九月

中之条町

名主

重郎右衛門

組頭

伝助

西中之条村

三郎右衛門

源太郎

原町

六兵衛

三郎左衛門

同在組

三郎右衛門

久左衛門

(中之条町役場蔵)

(4) 乍恐以書付奉申上候

一上野國吾妻郡下沢渡・折田・西中之条・中之条右四ヶ村申上候、此度右様山田山、原町山秣場入会出入為御見分御出被遊候ニ付乍恐以書付奉願上候、山田山入会之儀者下沢渡・折田・西中之条・中ノ条・原町右五ヶ村、前々入会ニ御座候、原町山之儀者中ノ条・西中ノ条・山田三ヶ村入会ニ御座候、然処近年岩下・矢倉・郷原三ヶ村之者共、山田山・原町山江新道を造り入込迷惑仕候、其上去々寅年伊奈半左衛門様御役人後藤定右衛門殿秣場野錢為御吟味御出被遊候ニ付、山田・原町兩村山へ野錢御請申上候由ニ而、三ヶ村之者共大勢入込申ニ付、山本并入会村々防入レ不申候、依之山本兩村ヲ相手取、前々兩村山江入会候由偽之、御奉行所様御訴訟申上及出入、入会村々難儀至極ニ存候、入会村之儀、右申上候通り山田山ハ五ヶ村入会、原町山者三ヶ村入会ニ御座候、前々御代官様御最寄替之節、每度村鑑ニも右之段書上申、秣山之儀当郡之儀者都而山本村ニ而山留仕、秣山ノ口明候節ニ者、山本村ハ入会村廻文を以為相知、刈取申、右之触書村々所持仕罷在候、前々村鑑之扣并ニ右山元之触書此度差上奉懸御目候、岩下・矢倉・郷原三ヶ村、山田・原町山へ入会ト申上候段偽ニ御座候、其上兩村山へ野錢御請方候由申上候段、大キ成偽リニ御座候、野錢御吟味之儀者榛名山統

南山・厚田・川戸・金井・岩井・植栗・小泉・泉沢・新巻・奥田・五丁田・箱嶋・岡崎新田右拾四ヶ村山本ニ御座候、右山入会ハ川北矢倉・郷原・原町・中ノ条・西中ノ条・伊勢町・横尾・青山・市城・村土右拾ヶ村入会ニ御座候、後藤貞右衛門殿、去々寅七月中御支配所箱嶋村々江御出被成、野錢御吟味ニ付、山元拾四ヶ村野錢御請申上候ニ付、入会川北拾ヶ村へも山元同様ニ野錢被仰付候所、前々野錢差上不申候ニ付、此度野錢御請之儀難儀ニ被存御訴訟申上候得共、山元村御請申上候故、無拗川北拾ヶ村も、野錢御請申上候、川北村之外秣山之儀者野錢之儀御訴訟申上候、然処山田山、原町山江野錢御請申上候旨申上候段、以而之外之偽ニ御座候、猶又委細之儀者山元兩村ハ返答書ニ申上候通、少茂相違無御座候、拙者共四ヶ村之儀者一向内山無御座、山田・原町兩村山ニ而多分秣引取申候御事ニ御座候、此上三ヶ村新規ニ取入会候而ハ秣不足仕惣百姓難相立難儀至極ニ奉存候、乍恐右之段々岩下・矢倉・郷原三ヶ村江御吟味被成下置、先規之通り山田山・原町山へ入込不申候様ニ被仰付被下置候様奉願上候・以上

上野國吾妻郡

宝曆十年辰九月

下沢渡村

名主

嘉兵衛

年寄

半兵衛

百姓代

清左衛門

(5)山田山新道堀切御見分建札扣  
 一古堀切一ヶ所 字やせおね 一番  
 一同 同 二同  
 一堀切一ヶ所 三同  
 一同 同 四同  
 一同 同 五同  
 一同 同 六同

前沢藤十郎様御手代  
 柳沢吉野右衛門殿  
 万年七郎左衛門様御手代  
 鈴木忠助殿

折田村

名主 彦右衛門  
 年寄 孫四郎  
 百姓代 甚左衛門  
 西中之条村  
 名主 清七  
 組頭 市平  
 百姓代 甚右衛門  
 中野条町  
 名主 与五兵衛  
 年寄 孫兵衛  
 同 八兵衛  
 百姓代 半兵衛  
 (中之条町役場蔵)

一同 字萱のおね 七同  
 一同 同 八同  
 一同 同 九同  
 一同 同 十同  
 一同 字ふとう 十一同  
 一同 同 十二同  
 一同 同 十三同  
 一同 同 十四同  
 一堀切 十五同  
 一同 十六同  
 一古堀切 十七同  
 一古堀切 内四カ所古堀 相手方申立  
 一やごおね通 杓枚  
 候 是ハ山田村より、岩下村よりの往来道、此度出入ニ付訴訟差留  
 相手方  
 是より北山田村地内  
 犬口  
 荒地下々畠 耆叡九歩 岩下村左衛門  
 同 同 耆叡九歩 同 加右衛門  
 やくしだけ  
 荒下々畠 六畝拾六歩 岩下村伝左衛門

同 同 三畝五步 同 同人

註 見分にあたって宝曆十年六月、堀切り箇所に建てた札十七箇所と、岩下村申立のかつての耕地である。

(山田 吾孀神社蔵)

(6) 寛

一 此度山田村、原町両山及出入候ニ付、御見分之上御役人様々入会村々江御尋ニ付、願書差上申候因茲御奉行所様江被召出候儀茂可有之、然上ハ諸入用江戸遺御割付次第無相違差出シ可申候、為其連印仍而如件

宝曆十年辰九月

註 以下百姓一六五名及村役人が連署して誓約している。

(中之条町役場蔵)

三二 宝曆十一年六月 山田山論裁許状

(7) 上野国吾妻郡岩下村・矢倉村・郷原村・同国同郡山田村・

原町山論裁許之事

岩下村・矢倉村・郷原村訴訟山田山前々々入会秣薪刈取役永納来(宝曆八年) 処、去寅年八月山田村・原町之者共所々致堀切通路差留、其上字つなぎの沢ニ新土手を築、岩下村之山畑荒地等困込候旨訴え、山田村・原町答者山田山ハ地元ニ而古来より原町・中野条町・西中ノ条・折田・下沢渡五ヶ村入会、秣薪取来、南ハ岩下山、東ハ原

町山寺山境相分、原町山者地元ニ而中野条町・西中野条・山田三ヶ村入会・薬師岳峯より北ハ山田村、南ハ岩下村、矢倉村地続山を境、分明之処、岩下・矢倉・郷原三ヶ村より新道附、秣刈取候故、所々堀切いたし通路差留候、且岩下村之古荒畑不囲込段答之、右論所以絵図面就難決、御代官前沢藤十郎・万年七郎左衛門両手代差遣、令札明処、貞享年中之荒地帳差出スといふとも、先年酒井河内守検地之節、古検高千六百七十石余之処四百五拾九石余分、御地境不明ニ付、無高ニ相候由ニ而当村之割付高と不令符合、殊ニ七拾年已前迄、年貢納旨申立候得共一向証拠無之、岩下・矢倉・郷原三ヶ村明細帳ニも山田・原町両村山田へ入会候証拠無之、新役永ハ相納候得共山田・原町両村山内へ入会候役永与無之、郡中村々一統役永相納上ハ難信用、その上かきもの相札如証拠一切無之、且申あらし(争じ)ひ山境申口計ニ而難取用、旁以岩下・矢倉・郷原三ヶ村申訳不立候、明細帳ニ山田山ハ山田村地元ニ而、原町・中野条町・折田・西中ノ条・下沢渡都合六ヶ村入会、原町山ハ原町地元ニ而山田、中野条町・西中ノ条四ヶ村入会与かき記有之候間、入会村々明細帳引合候処、令符合并ニ例年山之口明候節、山田・原町両村より蝕書林通、右之その上、右山統論外松尾・上沢渡両村江相尋候処、峯筋を境相守段申之、山田・原町両村申立山境明白ニ候、依之今般評儀相定ハ番塚より右地頭林字岩櫃通筋ヲ限、墨引之通山境相極メ、山田山ハ是迄之通、地元山田并ニ原町・中野条町・西中ノ条・折田・下沢渡六ヶ村入会、原

町山ハ地元原町・山田・中ノ条町・西中ノ条四ヶ村入会、岩下・矢倉・郷原三ヶ村、山田・原町兩村、山内へ不可入会候、仍繪圖面引墨筋各加印形令裏書双方へ授置ノ条不可違犯者也

宝曆十一年六月四日

- 坪駿河
- 御用方無印
- 石備後
- 山山堀
- 御用方無印
- 一安芸
- 土越前
- 依豊前
- 小土佐
- 色讚岐
- 太藤津
- 松和泉

(山田 吾嬭神社藏)

註 同神社に同事件の ①人馬賃錢取立、②同人馬割不平等申出詫一札 もあつる。

三三 宝曆十四年二月 山田山論裁許後岩下村越境伐木詫

(詫) 詫証文之事

一拙者共村方百姓共其御村山内入込麦手木伐取候ニ付、野道具馬三疋被押置 御公儀様ニ御注進可被成由、御断を請驚入候、右

其村山之儀へ前度及出入(宝曆八年ノ十一年)御裁許被仰付候山之儀ニ御座候得者、急度御裁許通り可相守旨、惣百姓へ申付置候処、今度百姓共境を越、猥りニ入込候段申分も無御座迷惑至極ニ存候、今度 御公儀様江御注進被成候而ハ入込候百姓共ハ不及申、村役人迄御咎可被仰付と難義至極ニ存候間、何分ニも御注進之儀御差扣被下候様ニ再三御詫申候処御承知被成、右野道具并馬三疋不残御返被下忝存候、向後蔽敷申付、其御村山田江為入込申間敷候、為後日証文仍而如件

宝曆十四年二月日

岩下村

- 名主 清右衛門印
- 年寄 伝 八印
- 組頭 源右衛門印
- 同 三 次印
- 百姓代 長右衛門印
- (山田 吾嬭神社藏)

三三 明和五年六月 山田山論宝曆期証文目錄

山論御繪図并諸書物入日記

一御繪図 一枚(山論裁許の大繪図)

一かぶせ繪図扣

一元禄年中古繪図

一枚 一枚

- 一 訴状享 一通
- 一 返答書扣 一通
- 一 山論入用入会六ヶ村割合帳 一冊
- 一 同 当村兩組村方割合取立帳 一冊
- 一 同 人馬賃錢割合渡帳 一冊
- 一 同 後割帳 一冊
- 一 山論ニ付兩組惣百姓定書連判帳 一冊
- 一 享保年中入会六ヶ村定書連判 一通
- 一 新道堀切御見分建札扣 一冊
- 一 御絵図山田村兩組預書付原町江出し候扣 一通
- 一 岩下村ノ証文 一通
- 一 入会六ヶ村定書連判 一通
- 一 一足役相談之儀ニ付書付 一通
- 一 野取帳 一通
- 外ニ明和六丑八月、岩下村ノ受取候佗証文 一通
- 右之通り御絵図一枚諸書物数十八、惣役人立合相改入置申所相違無御座候

(次に山田村古領、新領の名主年寄長百姓組頭百姓代計二十名が連署している)

(山田 吾嬭神社蔵)

三四 享保十二年一月 山城村青山村秣場境論裁許証文

上野国吾妻郡青山村と同国同郡山城村秣新入会山論裁許之事

青山村訴趣山城村者往古一村ニ而田畑入交有之、山城山江久年秣新取来候処、去七月中俄ニ入会防留之由申之、山城村答候者前々ノ、青山村と者別村ニ而入会之儀者かばね坂と申所、分木立て、峯を限南方ハ入会ニ無之処、山不残入会と申掠段申之、右論所不分明付、御代官鈴木平十郎殿遣令点検処、双方田畑入交有之儀并吾妻川江掛候橋双方ノ立会掛来候を一村之証拠ニ雖申立、官庫之古絵図ニ山城・青山別村ニ相定有之上、青山申処無謂候、山城村差所之不動沢ノ東沢を限南方内山と中段証拠無之候、且入会之道筋山越之由山城申立といへ共、險阻ニ而難及馬足儀歴然ニ而申所非分ニ候、遂糺明的上双方論も所可取用証明一向無之候、依て今般吟味之上不動沢ノでうけん平、つきがうち山峯を限、西北之山内江青山可入会、南之方山内江ハ堅不可入込候、次青山者共自今石こ道より令通路、尤右入会之外道筋之秣薪等一切不可差違旨令裁断事

仍為後鑑絵図面山境墨筋引各加印判双方江不与条永守此旨不可違失者也

享保十二年閏正月廿五日

稲下野

久大和

御用方無加印  
寛播磨

御用方無加印  
駒後肥

諏美濃<sup>㊦</sup>

大越前<sup>㊦</sup>

小信濃<sup>㊦</sup>

太備中<sup>㊦</sup>

里備前<sup>㊦</sup>

(中之条町役場蔵)

註 大岡越前守の印もある。

三五 宝曆八年八月 栢窪村赤坂村秣場境論証文

(1)乍恐以書付奉願上候

吾妻郡赤坂村先達而申上候通り栢窪村之者共入会秣場横道切り、道上秣場御留山田と此度申立、道下計り入会と先規無之新境申上置、此末栢窪村々勝手に可仕所存ニ御座候、左候而ハ拙者共入会之秣場せばまり田畑やしなひ無之、田畑共ニ荒所ニ罷成候得者御年貢御上納不能成、拙者共前々村差し出しに申上候通り入会山ニ相違無御座候間、只今迄之通り差障り無之、入会山ニ被為 仰付被下置候様ニ奉願上候、御留山之儀ハ二隠山と申而高山にて谷之深ク岩山故入会之秣場より人馬通路無之候間、御留山江差障り申儀少茂無御座候

一栢窪村之儀ハ赤坂村むら上にて居屋敷田畑御留山并野山之悪水

不残谷々々落来り申候場所故、大水之砌ハ田畑永欠砂入れ押ニ罷成、殊ニ御用水堰数々所押払押埋申候故、前書請書多出来仕候故、赤坂村困窮仕候処に此度入会之秣場せばめられ申候而ハ赤坂必至差語り御百姓相統難仕御座候  
右平村ニ而入会御尋之節大塚村・平村・赤坂村一統申上候通り入会ニ差障り無之様ニ栢窪村之者共被出御召被 仰付被下置、御百姓相統仕候様ニ奉願上候 以上

保科外記知行所

宝曆八年寅八月

吾妻郡下尻高之内赤坂村

名主 次郎兵衛<sup>㊦</sup>

組頭 佐次兵衛<sup>㊦</sup>

百姓代 彦右衛門<sup>㊦</sup>

伊奈半左衛門様

御役所

(2)差上ケ申一札之事(濟口証文)

上野国吾妻郡栢久保村地内秣場入会之儀ニ付同郡赤坂村々先達而御願之筋申上候、依之、双方被為 御召出、数度及御吟味候処ニ同郡岡崎村名主太兵衛、同郡川原湯村名主又兵衛年寄孫右衛門・太郎左衛門・丸左衛門罷出、双方利害相糺シ取扱候処、得心之上秣場入会之場、双方此已後之理り、左之通り相定メ候而内濟仕候、秣場入会之儀ハ先達而双方絵図面ニ申候通り、大塚村々大道

新田へ通り候内道下切御座候、此度熟談仕候上へ、右道上入会之儀へ別紙絵図面之通り、道上大方式拾間之限而界改にて草刈へ出シ、尤道上左石境之儀へ大塚村境分栃久保村内不動沢限り御座候株刈取候節ハ右之通り馬を置、歩行にて出入可仕候、尤心得違にて格別深入等仕候へ、其者の馬・鎌等取切り仕候皆ニ相定申候御林統草野ニ御座候ハ随分相慎ミ畏ケ間敷儀無之様ニ百姓共江可申付置旨相定メ申候、野火之儀、栃久保村にて御林廻り焼切り仕候内ハ一切野火付申間敷候、然上ハ平生火之用心大切相守り可申候

右之通り立会候者共取扱相済申候上へ右ヶ条之通り双方得心和談之上、急度相守り自今以後右一件ニ付御願ケ間敷儀申出間敷為後証之立会連判済口証文奉差上候 以上

宝曆八年寅八月

保科外記知行所

上野国吾妻郡

願方 赤坂村

名主 治郎兵衛

年寄 七左衛門

百姓代 彦右衛門

同国同郡栃久保村

名主 庄右衛門

年寄 武右衛門

百姓代 加助

同国同郡岡崎村

名主 太兵衛

同国同郡川原湯村

年寄 扱人 九左衛門

同断 同 太郎左衛門

同断 同 孫右衛門

名主 同断 又兵衛

保科外記知行所

同国同郡大塚村

名主 市郎左衛門

伊奈半左衛門様御内

会田右門様

(赤坂 小林貞夫蔵)

三六 宝曆八年八月 蟻川外隣村三ヶ村株入会山書上帳

(表紙) 宝曆八寅ノ八月

伊奈半左衛門様御役所後藤貞右衛門様

株山入会書上ケ

蟻川村・原岩本村・大道新田・栃窪村右村々平村江御役

人様御出之節差上ケ申候」

差上ケ申一札之事



一 拙者共秣入会山之義、赤坂村・栃窪村・大道新田・五反田・四万・上沢渡り山江入会来り申候 以上

蟻川村

名主

年寄 源 七

組頭 権 之 丞

百姓代 九 兵 衛

勘左衛門

原岩本村

名主

与 兵 衛

百姓代 清 之 丞

組頭 金 三 郎

一 拙者共秣入会山之儀、原岩本村・栃窪村・須川村・蟻川村・赤坂村山江入会来り申候 以上

大道新田

名主

六 左 衛 門

組頭 三 四 郎

百姓代 四郎右衛門

一 拙者共秣入会之儀、大塚村・平村・赤坂村・大道新田へ入山来り申候 以上

栃窪村

名主

庄 右 衛 門

百姓代 武 右 衛 門

組頭 加 助

差上申一札之事

一 当村北山秣場入会之義、大塚村新田・栃窪村・赤坂村之新田・大道新田并ニ蟻川村右三ヶ村前々入会来り候ニ付、秣山最寄入会之義、前々之通り相障り申間數旨被仰渡承知奉畏候、若シ後々相障り候ハ、如何様之御咎ニ茂可被仰付候、為其一札差上ケ申候 以上

赤坂村

名主

治 郎 兵 衛 印

組頭 佐 次 平 印

百姓代 彦 右 衛 門 印

北山絵図栃窪御留メ山々大塚村・赤坂山・大道山・蟻川だけ・原岩本山・五反田上之山迄老杖絵図ニ而差上ケ申候

中之山之間敷 長サ 三拾町 横 武拾町

(赤坂 小林貞夫藏)

三七 宝曆八年八月 峠村大道新田入須川村と秣場争い書状

乍恐以書付御願申上候

一 上野国我妻郡大道新田奉願上候儀者此度秣山御運上被 仰付候、依之拙者共村方之義者前々入須川村と入会ニ御座候所、

此度入須川村が当八月廿五日村役人ヲ以、被断候義者、其方之  
山江茂入申間敷候間、此方之山江も入レ不申候と被相断候故、

猶又拙者共村方が組頭ヲ以先年之通り入合ニ被成候得与申遣シ

候処ニ、右村名主丑年が此方山江為入申事不能成と返事御座候

故無是非御願申上候、右入須川村ニ而ハ拙者共山江不申候而も

秣不自由成儀者無御座候得共、当村方之儀者入須川村高之内田

畑買置出作仕候得者弥以右山江入、こやし草刈取、不申候而ハ

百姓難義仕候、勿論出入仕候義者毛頭無御座候、入須川組合之

儀者石高千七百石程之村方ニ御座候得者当村之五拾六石斗之村

高ニ而かけ合出入仕候而百姓退転仕候程之御儀ニ御座候得者何

分之利方被為 仰付致下置候ハ、大小之百姓難有奉存候 以上

宝曆八年寅八月

我妻郡大道新田

名主 六左衛門

年番 三四郎

組頭 甚兵衛

同 弥次兵衛

同 七兵衛

百姓代 四郎右衛門

(大道 塩野谷六郎蔵)

三八 宝曆八年八月 四万山・上沢渡山・山田山・五反田山

入会村書上一札

差上申一札之事

四万村山江入会

下沢渡村・折田村・西中野条村・中之条町・五反田村・蟻川村・

原岩本村・横尾村・平村・青山村・伊勢町・大塚村・赤坂村

合拾參ヶ村

上沢渡村山江同断

下沢渡村・山田村・五反田村・折田村・西中野条村・中野条町・

伊勢町・原町・青山村・市城村・横尾村・平村・合拾式ヶ村

山田村山江同断

下沢渡村・折田村・西中野条村・中野条町・原町・合五ヶ村

五反田村山江同断

横尾村・伊勢町・西中野条村・中之条町・折田村・原岩本村・蟻

川村・赤坂村 合八ヶ村

右四箇村山江秣入会村々之内ニ而、原町・中ノ条町・西中野条

村・伊勢町・横尾村・青山村・市城村・平村・大塚村・赤坂村・

蟻川村、原岩本村右拾式ヶ村此度秣御運上被 仰付候ニ付、拙者

共村々江入会之趣、前々之通り相障り申間敷旨被 仰渡承知奉畏  
候、為其一札差上申候 以上

宝曆八年寅八月

上野国我妻郡

四万村

名主 四兵衛

年寄 文左衛門

上沢渡村

名主 金左衛門

年寄 平右衛門

山田村兩組

名主 次郎兵衛

同 源藏

年寄 三郎左衛門

同 三右衛門

五反田村

名主 孫右衛門

年寄 治郎兵衛

(山田 山田正治蔵)

三九 宝曆八年八月 榛名山山川北村野錢輕減願書

差上申一札之事

上野国吾妻郡榛名山統沼端山之儀、川南拾式ヶ村、川北拾ヶ村之儀  
前々々秩新等入合取来り候所ニ、此度御吟味之上野錢御連上被為

仰付奉畏候 乍併川北村之儀者吾妻川与申荒川お渡り申候而秩新  
等取来り申候村々ニ御座候得ハ、右入合村々之内ニ舟渡シシヶ  
所、仮橋壹ヶ所右四ヶ所何れ茂難場荒川速瀬故、出水之節ハ度々  
押流シ通用相成不申候、殊ニ自普請ニ仕候得ハ、農業之節杯ハ諸  
作仕付時分おくれニ相成候故、右普請不仕捨置諸作仕付ニ取掛り  
申候故、一切秩新等取不申候而難儀至極仕候 右之訳御座候得ハ  
川南村々とハ格別之儀ニ御座候間、此旨被為聞召分、御連上之儀  
御引下ヶ被下置候様ニ奉願上候 勿論市城村・青山村・横尾村・  
伊勢町・中野条町・西中野条村・原町・郷原村・矢倉村右九ヶ村  
之儀ハ、北山ニも入合場所数ヶ所有之候ニ付、川南村々同様ニ御  
連上被仰付奉畏候 乍併右入合山々之儀者難場、殊ニ險阻ニ而、  
馬足等漸々相進申候場所ニ御座候得ハ、出水之砌リハ無是非秩等  
刈取申候 此儀御勘弁之上、前書奉願上候通り御連上少分ニ被仰  
付被下置候ハ、一倒難有奉存候

(中之条町役場蔵)

三〇 宝曆八年十月 原岩本村野税免除願書

乍恐以書付奉願上候

吾妻郡原岩本村名主与兵衛申上候、当八月中後藤貞右衛門様御儀  
同郡平村ニ御越被遊候テ被仰付候儀ハ、此度御料御私領一統ニ秣  
山御運上可差上旨被仰付候ニ付申上候ハ、当村山ノ儀物成ニ罷成  
候儀無御座候間、御免御訴訟申上候処、此度一郡一統ニ被 仰付  
候事ニ候間、早速御請可仕旨被仰付候ニ付、無是非永五百文可差  
上旨御請奉畏候、然ル処ニ当村ノ儀ハ薪役として永三百二文ツ、  
前々より御上納仕来り申候処ニ尚又今度山御運上被仰付候段、甚  
難儀至極奉存候間、何卒御慈悲を以兩様ノ内一片御宛被成下置候  
様ニ奉願上候、右願ノ通り被為仰付被下置候ハ、偏ニ御慈悲ト難  
有奉存候 以上

宝曆八年寅十月

吾妻郡原岩本村

名主

願人 与 兵 衛

伊奈半左衛門様

御役所

(平 関征見蔵)

三一年不詳八月八日 四万村より入会村へ、山留、山開き

回状

覚

一 上沢渡村と相談仕、葛葉・干草刈取候儀、来ル十七日迄山留仕  
候、十八日夕刈取可申候間、同組中江御申付被成候、為御如斯  
御座候 以上

八月八日

四万村

善 兵 衛

註 次の町村が、並記されている。五反田原岩本・蟻川・赤坂・大塚・  
平・横尾・伊勢町・中野条町・西中野条・以上十カ町村。そして、そ  
の後へ「此書付、早々御廻シ可被成候、以上、右之村々、御名主中様」  
とある。

(中之条町役場蔵)

三三 天保三年六月 峠村、大道新田入会秣場届

上州吾妻郡大原四郎右衛門支配所大道新田秣場

(岩泉代官)

字峠・十二原・囃石

一野山凡三拾町程

同支配(大原)所栃久保村、保科□□知行所赤坂村、大津新  
右衛門知行所蟻川村、大久保平右衛門知行所原岩本村、(右)  
入会ニ御座候、但秣刈場ニ御座候

是ハ但シ野山ニ御座候、土疴悪敷寒氣強キ場所ニ而開作難相成  
御座候

右ハ当村入会之場所、取調候処書面之通り相違無御座候 以上

辰六月  
(天保三年)

(大道 塩野谷六郎藏)

### 第三節 年 貢

#### 第一項 割付・皆済

三三 寛文四年十二月 五反田村年貢割付状  
(一六六四)

五反田村辰之御成ケ之事  
ならし

四ツ三厘

一高千六百六拾石貳斗三升

内

五ツ八分六厘五毛取

三百拾四石五升四合

取米百八十四石壹斗七升三合

此粃六百拾三俵四斗五升五合

三ツ三分四厘九毛取

八百四拾六石壹斗七升六合

惣辻

田方

納俵

畑方

取米貳百八拾三石四斗

此金百拾三兩壹分四百四拾文 壹兩貳石五斗かへ

右之内

粃百六拾七表貳斗九升

惣差引算檢  
見引共ニ

金五拾六兩壹分五百貳十八文 同断御藏屋敷共ニ

残粃四百四拾六俵壹斗六升五合

御納方

金五拾六兩三分九百貳文

右之通辰之御成ケ惣百姓出合勘定相究来ル廿五日切急度可致皆済  
者也

寛文四年辰極月十五日

尾 見 治太夫<sup>㊦</sup>

舟 田 吉左衛門<sup>㊦</sup>

肝煎惣百姓中

(五反田 田村武一朗藏)

三四 寛文五年十一月 中之条町年貢割付状

中之条町己ノ御成ケノ事

高千五十五石一斗九升六合

惣辻

内

三斗一升二合

荒地ニ引

残千五十四石八斗八升四合

有高

此取

米三百九十七石八斗七升五合

此納次第

百二十四石六斗五升四合 田方

此粃四百十五俵二斗五升七合 京五斗入

式百七十三石二斗二升一合 畑方

此金百九兩一分百五十四文 但一兩ニ石

右ノ内

粃五十五俵 田方当枯春受ニ引

金五兩 島方当違野地大豆ニ引

代六百七十一文 御蔵屋鋪ニ引

残

粃三百六十俵二斗五升七合

金百四兩四百七十九文 納方ノ分

反別ノ次第

町より上ノ分

上田一反ニ付米六斗七升

中田 五斗九升

下田 四斗八升

下々田 三斗六升

上畑一反ニ永百五十文

中島 百文

下島 六十四文

下々島 三十五文

右ノ通 当御成ケ惣百姓出合勘定相究、極月十五日切ニ急度可

致皆納者也

寛文五年

己ノ

十一月二十七日

肝煎惣百姓中

(中之条町 桑原源一郎蔵)

三三 寛文七年十一月 小川林新田年貢割付状

中之条町之内

小河林新田未之御成ケ之事

高百七拾參石八斗九合

此取

米參拾七石四升貳合

此金拾四兩三分貳百六拾四文 壹兩貳石五斗カヘ御

反別之次第

屋敷壹反ニ 永百文

中畑 八拾文

下畑 六拾五文

惣辻

畑方

御

御

御

御

御

下々畑 四拾五文

右之通末ノ御成ケ惣百姓出合勘定相極米十五日切ニ急度可致皆納者也

寛文七年未十一月廿一日

名主惣百姓中

石川 弥一兵衛<sup>㊦</sup>  
尾 見 治太夫<sup>㊦</sup>

(中之条町役場蔵)

三六 寛文七年 五反田村白窪年貢割付状

五反田村白窪之末之御成ケ事

一高千百五拾九石六斗五升八合

惣辻

内

式斗 未之永川成ニ引

残千百五拾九石四斗五升八合

有高

此取

米參百七拾四石四斗三升六合

納次第

百四拾九石式斗壹升五合

此糶五百六拾八俵式斗壹升九合

式百貳拾五石式斗壹升壹合

此金九拾兩三百五拾貳文 壹兩ニ  
式石五斗かへ  
右之内

糶拾三俵七升九合

未之檢見ニ引

糶四斗四合

同断白窪分引

金五兩

巴酉作違ニ引

金壹兩

同断白窪分ニ引

代三百貳拾四文

御蔵屋敷ニ引

残糶五百五拾四俵式斗三升六合

金八拾四兩貳拾八文

御納方

反別之次第

本村分

白窪分

上田 壹反米七斗七升 中田壹反ニ米五斗

中田 六斗五升 下田 四斗貳升

下田 五斗壹升 下々田 參斗參升

下々田 參斗八升 屋敷壹反ニ永百拾文

上畠 壹反ニ永貳百拾文 中畑 七拾五文

中畑 百四拾文 下畑 五拾八文

下畑 七拾五文 下々畑 四拾文

下々畑 五拾文

右之通末之御成ケ惣百姓出合勘定相極、米十五日切ニ急度可致皆納者也

石川 弥一兵衛<sup>㊦</sup>

寛文七年未之十一月廿一日

尾見 治太夫<sup>㊦</sup>

名主惣百姓中

(五反田 田村武一朗藏)

金八兩貳分百八拾八文 同断  
京貳百四拾四文 御蔵屋敷引

三七 寛文八年十二月 西中之条村年貢割付状

西中之条村申之御成ケ之事

一高七百五拾貳石貳斗六升四合

惣辻

内

壹斗六升六合

荒地引

壹升五合

申之永川成候引

百八石五斗九升四合

地方知行ニ渡候分

残六百四拾三石四斗八升九合

掛高

此取

米貳百拾七石九斗九升

納次第

八拾九石九斗貳升七合

田方

此糶三百五拾九表三斗五升四合

納俵

百貳拾八石六升三合

畑方

此金五拾壹兩九百文 壹兩ニ貳石五斗かへ

右之内

糶貳拾八表貳斗六升

檢実引

残

糶三百三拾壹表九升四合

金四拾貳兩貳分四百六拾文

御納方

反別之次第

上田壹反ニ米六斗七升

上島

屋敷 壹反ニ永百六拾文

中田 五斗七升

中畑

百貳拾文

下田 四斗七升

下畑

七拾九文

下々田 三斗八升

下々畑

五拾五文

右之通申之御物成惣百姓出合勘定之相究来ル十五日切ニ急度可

致皆納者也

寛文八年申十二月八日

尾見 次太夫<sup>㊦</sup>

石川 弥一郎<sup>㊦</sup>

庄屋惣百姓中

(中之条町役場藏)

三六 寛文八年十二月 市城村年貢割付状

市城村申之御成ケ之事

一高四百拾壹石三斗四升八合

惣辻

内



硯石參斗五合八合(升) 荒地堰成引

四百九石九斗九升

有高

此取

米百七拾四石五斗三升

納次第

四拾六石貳斗七升

田方

此糶百八拾五俵四升

納俵

百貳拾八石貳斗六升

畠方

此金五拾壹兩壹分貳百拾六文 壹兩 = 貳石五斗かへ

右之内

糶貳俵壹斗八升

検見引

金七兩貳分五拾貳文

同断

京三百六拾文

御藏屋敷行

残

糶百八拾貳俵參斗六升

御納方

金四拾參兩貳分八百文

反別之次第

上田壹反 = 米七斗七升

上畠壹反 = 永貳百拾文

中田 六斗五升

中畠 百四拾文

下田 五斗三升

百文

下々田 四斗壹升

六拾文

右之通 申之御物成惣百姓出合勘定相究来ル十五日切ニ急度可致皆濟者也

寛文八年申十二月八日

石川 弥一兵衛印

尾 見 次大夫印

庄屋惣百姓中

(中之条町役場蔵)

三九 寛文十年十二月 折田村年貢割付状

折田村成之御成ケ之事

一高八百四拾九石貳升貳合

惣辻

外 = 硯石七斗三合下沢渡村出作分戌之年引

此反歩

百貳町九反壹畝拾七歩

上組 此わけ

上田壹町六畝壹歩 一反 = 付

取米七石六斗三升四合 米七斗貳升

並五反三畝廿七歩 同六斗六升

取米三石五斗五升七合

中田六反九七拾五歩 同六斗

取米四石壹斗七升

下田耆町五反廿九步 同五斗貳升

取米七石八斗五升

下々田五反九畝四步 同三斗五升

取米貳石七斗

一反ニ付

上畠 五町八反七畝拾四步 永貳百七十文

此永拾五貫八百六拾貳文

並三町七反九畝壹步 同貳百參拾五文

此永八貫九百七文

中畠四町三反貳畝步 同百九十文

此永八貫貳百八文

下畠拾五町壹反五畝拾四步 同百文

此永拾五貫百五拾五文

下々畠貳拾壹町五反八畝八步

此永拾貳貫九百三拾貳文 同六十文

下組

上田四反壹畝四步 一反ニ付 米五斗五升

取米貳石貳斗六升貳合

中田耆町五反貳畝八步 同四斗七升

取米七石壹斗五升七合

下田耆町七反四畝壹步 同三斗八升

取米六石六斗壹升三合

下々田貳町八畝廿七步 同三斗貳升

取米六石六斗八升五合

一反ニ付

上畠 貳町三反七畝六步 永百八拾文

此永四貫貳百七拾文

中畠三町八步 同百三拾五文

此永四貫五拾四文

下畠貳拾町八反九畝廿貳步 同百文

此永貳拾貫八百九拾七文

下々畠拾五町七反九畝八步 同六十文

此永九貫四百七拾六文

田畠取米合三百七十七斗九升貳合

内

米四拾七石九斗九升八合 田方

此糶百九拾壹石四斗九升六合 納表

米貳百五拾九石七斗九升四合 畑方

此金百三兩三分六百六拾八文 壹兩ニ貳石五斗かへ

右之内

糶五拾壹表四斗貳升八合 検見ニ引

金八兩壹分九拾貳文 同断ニ引

殘糶百拾表六升八合

金九拾五兩貳分貳百五拾六文 御定納

右之通茂之御成ケ惣百姓出合勘定相究当廿五日切ニ急度可致皆濟者也

寛文十年戊十二月十三日

石川 弥一兵衛④  
尾 見 次大夫④  
庄屋惣百姓中

(折田 小淵みどり蔵)

三〇 寛文十一年八月 折田村物成納覺

折田村西御物成納之次第

一 糶 百七拾壹俵四斗貳升貳合

田方納

一 糶 五俵四斗七升七合

酉御拝借利足分納

一金九拾九兩貳分四百四文

畑方納

右之通以細④小手形にて勘定相究皆納出者也 自然相違も有之ハ何時成共勘定可致候但不④御座候共可④反古候、為後日仍而如件

寛文十一年亥八月十三日

林 理右衛門

折田村庄屋喜右衛門殿

(吾妻町大字川戸 金沢和枝蔵)

三一 寛文十二年 折田村庄屋地方用人納年貢 覺

(寛文十二年)  
子御年貢納覺

地方御用人方

一 青山金左衛門様へ 金八兩 八月四日納申候地方御中

一 飯田勘五右衛門様へ 金八兩 九月七日納申候

一 同 勘五右衛門様へ 金六兩 九月八日納申候

一 同 勘五右衛門様へ 金壹兩壹分九月十六日納申候

一 四谷安左衛門様へ 十一月四日金十三兩也納申候

一 同 安左衛門様へ 金六兩 十一月廿四日納申候

一 同 安左衛門様へ 金七兩 十一月十二日納申候

惣合四拾九兩壹分前書度々納御手形被下候

御代官 林理右衛門様

折田村 庄屋 喜右衛門

(吾妻町大字川戸 金沢和枝蔵)

三一 寛文十二年十二月 蟻川村年貢割付状

蟻川村子之御成ケ之事

高貳千四百拾參石五斗貳合

本田辻

内壹石五斗七升九合 畑直出目

高百七拾九石五斗四升六合

(寛文十二年)  
子之新起

右本田之内

四石七斗九升八合

荒地永川成引

九石九斗九升五合

子之永引

五百八拾老石六斗貳升七合 地方地行ニ渡ル分

内參斗八升卜九合 畠直出目

殘千九百九拾六石老斗七升八合 有高

此反歩

貳百貳拾參町四反七畝貳拾八歩

此わけ

壹反ニ付

上田八町參反壹畝七歩

米七斗五升取

取米六拾貳石三斗四升貳合

中田參町參反九畝貳歩

同六斗貳升

取米貳拾老石貳升貳合

下田貳町五反九畝九歩

同五斗貳升

取米拾三石四斗八升四合

下々田壹町貳反壹畝三歩

同參斗九升

取米四石七斗四升九合

上畠拾六町參反貳畝廿壹歩

永百九拾文取

此永三拾壹貫貳拾壹文

中畠六町八反參畝廿歩

同百貳拾文

此永八貫貳百四文

下畠拾九町四反廿壹歩

同六拾五文

此永拾貳貫六百十五文

下々畠拾四町九畝拾八歩

同四拾文

新起

此永五貫六百貳拾貳文

中田壹畝拾六歩

米四斗壹升取

取米六升三合

下田壹反五畝拾五歩

同參斗參升

取米五斗壹升貳合

下々田壹反四畝貳歩

同貳斗四升

取米參斗參升八合

上畠五畝歩

永百貳拾六文

此永六拾參文

中畠壹反八畝六歩

同八拾文

此永百四拾六文

下畠三町壹反六畝拾六歩

同四拾三文

此永壹貫三百六拾壹文

下々畠拾壹町五反六畝拾貳歩

同貳拾六文

此永三貫七文

宇原野分

上田壹反壹畝拾三歩

米六斗五升取

取米七斗四升三合

中田壹町七反四畝拾三歩

同五斗貳升

取米九石七升壹合

下田壹町壹反九畝廿七歩

同四斗貳升

取米五石三升六合

下々田四反九畝拾九步

取米菘石六斗八升八合

<sup>上畝</sup>七町貳反菘畝七步

此永拾貳八百拾八文

中畝參町九反三畝廿菘步

此永三貫九百三拾七文

下畝拾町六反拾七步

此永六貫八百九拾四文

下々畝六町三反六畝四步

此永貳貫五百四拾五文

宇原野新起

下田拾九步

取永菘升八合

下々田貳畝菘步

取米四升五合

上畝五步

此永貳文

中畝八畝六步

此永五拾四文

下畝八反貳畝七步

此永三百五拾四文

同參斗四升

永百五拾文

同百文

同六拾五文

同四拾文

米貳斗八升取

同貳斗貳升

永百文取

同六拾六文

同四拾三文

下々畝菘町菘反三畝廿四步

此永貳百九拾六文

五ヶ村分

上田五反菘畝菘步

取米三石六升二合

中田菘町三反三畝廿六步

取米六石六斗九升三合

下田貳町貳反拾菘步

取米八石八斗菘升五合

下々田菘町菘反七畝廿三步

取米三石五斗三升三合

<sup>上畝</sup>五町菘反八畝七步

此永七貫貳百五十五文

中畝參町九反貳拾九步

此永三貫七百拾四文

下畝拾貳町六反五畝拾九步

此永七貫五百九拾四文

下々畝六町八反四畝廿五步

此永貳貫三百九拾七文

五ヶ村新起

中田菘畝拾九步

取米五升四合

同貳拾六文

米六斗取

同五斗

同四斗

同參斗

永百四拾文取

同九拾五文

同六拾文

同三十五文

米參斗參升取

下田壹畝拾壹步

同貳斗六升

此永三貫九百四拾壹文

取米貳斗七升

同貳斗

下畠拾七町七反八畝廿七步

同六拾文

下々田壹反六畝壹步

同貳斗

此永拾貫六百七拾三文

取米三斗貳升壹合

永九拾三文

下々畠拾四町七反八畝貳步

同四拾文

上畠拾八步

永九拾三文

此永五貫九百拾貳文

此永六文

同六拾三文

同所新起

中畠三畝拾五步

同六拾三文

中田四畝六步

米三斗貳升

此永廿貳文

同貳拾三文

取米壹斗三升四合

下々畠三町四反五畝拾六步

同貳拾三文

下田三畝壹步

同貳斗貳升

原岩本分

上田參反壹畝廿四步

米五斗九升取

下々田壹反五畝九步

同壹斗六升

取米壹石八斗七升六合

米五斗九升取

取米貳斗四升五合

中田五町三畝拾九步

同四斗九升

中畠拾壹步

永六拾文

取米貳拾四石六斗七升八合

同四斗九升

此永貳文

同四拾文

下田三町五反貳畝拾七步

同三斗六升

下畠四反四畝廿六步

同四拾文

取米拾貳石六斗九升貳合

同三斗六升

此永百七拾九文

下々田壹町五反廿四步

同貳斗五升

下々畠五町三反五步

同貳拾三文

取米三石七斗七升

同貳斗五升

大麥新田分

上畠七町壹畝廿七步

永百三拾文

下田壹畝拾步

米貳斗五升

此永九貫百廿五文

永百三拾文

取米四升

中畠四町三反七畝廿六步

同九拾文

下々田四畝七步

同貳斗

取米八升五合

屋敷卷反拾貳步

此永九拾四文

中畠卷反五畝廿卷步

此永百貳文

下畠卷町四反六畝廿八步

此永五百八拾八文

下々畠貳町貳反卷畝卷步

此永四百四拾貳文

田畠取米合五百五拾參石參升五合

内貳拾貳石卷升八合新起

内

米百八拾五石四斗四升六合

此粗七百四拾卷俵三斗九升貳合

内八俵卷斗三升四合 新起

米參百六拾七石五斗八升九合

此金百四拾七兩四拾文

内七兩三分九百廿文 同断

右之内

粗五拾卷俵卷斗九升六合

金五兩六拾文

京五百八文 御藏屋敷引

永九拾文

同六拾五文

四拾文

同貳拾文

田方

納俵

畑方

卷兩=貳百五斗かへ

検見引

残 粗六百九拾俵卷斗九升六合

金百四拾卷兩三分五百六拾八文

右之通子之御成久、惣百姓出合勘定相極、当十五日切=急度可

致皆濟者也

寛文十二年子十二月十日

尾 見 治大夫<sup>㊦</sup>

庄屋惣百姓中

(岩本 神保彦憲藏)

三三 延宝四年五月 折田村年貢皆濟目錄

寛

一京六貫百貳拾文

一京六百參拾文

一京卷貫五百八拾四文

一薪三拾貳駄

一株六拾參駄

一京七百八拾八文

一京四百八文

一京參貫九百八文

御定納

御定納

致皆濟者也

松 田 藤 助<sup>㊦</sup>

久保弥五右衛門<sup>㊦</sup>

尾 見 治大夫<sup>㊦</sup>

庄屋惣百姓中

(岩本 神保彦憲藏)

夫錢

狗役

掃除給

納木

藥草

鉄砲役

漆年貢

林年貢

右之通

右之通

右之通

右之通

右之通

右之通

延宝四年丙午五月三日

勘定所<sup>印</sup>

吾妻郡之内

折田村庄惣百姓屋中

吾妻郡之内

四万村庄惣百姓屋中

(四万 関菅平蔵)

註 裏に「折田村濟」とある。

(折田 綿貫孝次蔵)

三三 延宝四年五月 四万村年貢割付(小物成)

覚

一京六貫八拾六文

夫錢

一京六百參拾文

狗役

一京壹貫五百七拾六文

掃除給

一薪參拾壹駄

納木

一秣六拾參駄

藁草

一京五貫文 鉄砲式拾丁、壹丁ニ付京貳百五拾文 鉄砲役

(張紙に「京參百三拾文」とある)

一京百八拾貳文

漆年貢

一京貳貫八拾六文是勘定違其後改如此

(下に「京貳貫百四拾九文」とある) 林年貢

右之内納木秣之儀ハ湯役依相勘御免許之、其外応高百姓前銘々遂

勘定、毎年可令上納之者也

延宝四年丙辰五月三日

勘定所<sup>印</sup>

三三 延宝五年十一月 四万村年貢割付

四万村已年御成毛之事

高千六拾七石四斗九升九合

惣辻

内

九石壹斗四升九合 荒地永引

残

千五拾八石三斗五升

有高

此反歩

百三拾三町八反五畝六歩

此わけ

上田七反七畝式拾七歩

米六斗八升

取米五石式斗九升七合

同五斗八升

中田三反七畝式拾四歩

同五斗八升

取米貳石壹斗九升貳合

同五斗壹升

下田壹町五反八畝壹歩

同五斗壹升

取米八石六升

同三斗六升

下々田壹町貳反八畝廿壹歩

同三斗六升



取米四石六斗三升三合

上畠 拾五町八反拾貳步

永貳百貳拾文

此永六貫九百三拾三文

此永三拾四貫七百六拾九文

中畠九町八反貳拾八步

同百三拾文

本村

たばこ畠

上畠老反貳畝七步

米五斗八升

此永拾貳貫七百五拾貳文

下畠貳拾老町八反六畝廿貳步

同七拾文

取米七斗壹升

此永拾五貫三百七十七文

下々畠三拾四町老反三畝廿六步

同五拾文

中畠三畝貳拾九步

同 五斗壹升

此永拾七貫六拾九文

美濃原分

下畠八町拾三步

同九拾五文

同断

下畠四畝拾八步

取米壹斗六升六合

同 三斗六升

此永七貫六百四十四文

下々畠九町九反三畝廿七步

同八拾五文

同断

下々畠貳拾八步

同 貳斗六升

此永八貫四百四拾八文

渡戸より上組

上畠 老町九反六畝拾貳步

同百五拾五文

渡戸分

同断

取米貳升四合

上畠拾貳步

同 五斗八升

中畠貳町八反五畝拾六步

同 百文

此永貳貫八百五拾五文

同断

取米貳升三合

下畠七町八反七畝拾貳步

同 六拾文

中畠貳拾七步

同 四斗八升

此永四貫七百貳拾四文

下々畠拾七町三反三畝六步

同 四拾文

同断

取米四升三合

畠式拾八步 同 三斗八升

取米三升五合

田畠取米合三百拾六石九斗七升壹合

内

式拾壹石三斗八升五合

田方

此籾八拾五俵貳斗七升

貳百九拾五石五斗八升六合

畠方

此金百拾八兩九百三拾六文

壹兩貳石五斗かへ

右之内

京四拾四文

御藏屋敷引

籾五俵壹斗九升六合

検見引

金四兩壹分貳百七拾六文

残

籾八拾俵七升四合

御定納

金百拾三兩三分六百拾貳文

右之通已御成毛取付勘定相究候間来月十五日切ニ急度可致皆納者也

延宝五丁年十一月三日

三六 延宝八年十一月 大道年貢割付状

大道村申年御成毛之事

高千貳百拾四石壹斗三升四合

惣辻

此反步

參拾參町六反七畝三歩

此分

大道分

壹反ニ付

中田五反五歩

米三斗取

取米壹石貳斗五合

下田三反壹畝貳拾壹歩

同貳斗壹升

取米六斗六升六合

下々田參反四歩

同壹斗五升

取米四斗五升貳合

壹反ニ付

上畠 壹町三反三畝九歩

永百拾五文取

内三畝歩 蓼畑

取米壹貫五百四拾四文

内拾壹文 蓼畑三割増

並畠八反五歩

同 八拾文

(四万 関善平藏)

尾 与一左衛門  
西 角太夫  
尾 治太夫

中島式町七反三畝九步 同 六拾文

同拾六步 莫島

取永壹貫六百四拾壹文

内卷文 莫三割増

下島四町八反七畝貳拾九步 同 四拾文

内卷畝九步 莫島

取永壹貫九百五拾四文

内貳文 莫島三割増

下々島拾町壹反四畝貳拾八步 同 三拾文

内卷畝九步 莫島

取永三貫四拾六文

内卷文莫島 三割増

礮石分

壹反ニ付

下田貳反六畝拾步 米貳斗壹升取

取米五斗五升三合

下々田壹反三畝貳拾貳步 同 壹斗五升

取米貳斗六合

上島 九反貳畝貳拾壹步 永百五文取

内卷畝貳拾八步 莫島

取永九百七拾九文

内六文 莫島三割増

並島六反拾九步 同 八拾文

取永四百八拾五文

中島壹町貳反四畝八步

取永九百五拾八文

下島三町七反九步 同 四拾文

内卷畝貳步 莫島

取永壹貫四百八拾三文

内貳文 莫島三割増

下々島貳反六畝拾五步 同 三拾文

内畝廿壹步 莫島

取永壹貫五百八拾貳文

内貳文 莫島三割増

大道分

米壹斗五升 午ノ面直シ

下島四畝七步

取米六升三合

同 下島六畝貳拾貳步 同 壹斗

取米六升七合 同断

田取米合四拾石四斗八升五合

内

三石貳斗壹升貳合 田方

此靱拾貳俵四斗貳升四合納俵

三拾七石貳斗七升三合 島方

此金拾四兩三分六百三拾六文 老兩ニ式石五斗かへ  
内百四文眞島三割増分

右之内

粃六俵

檢見引

金八兩壹分五百貳拾文

風損引

殘粃六俵四斗貳升四合

御定納

金六兩貳分百拾六文

右之通 申之御成毛被仰付、勘定相極候間、来月十五日切ニ急度

可致皆濟者也

延宝<sup>庚申</sup>年十一月廿五日

築平 右衛門<sup>㊦</sup>

尾見 一左衛門<sup>㊦</sup>

西 角大夫<sup>㊦</sup>

大道村庄屋中  
嚙石惣百姓

(大道 塩野谷六郎藏)

一秣六拾三駄

藁草

御代官所罷成免被成候

一京五貫文

鉄砲役

一京百八拾貳文

漆役

漆木郷中ニ卷本も無御座候間、此度御免ト奉願候

一京貳貫八拾六文

林御年貢

右之通り小物成御上納仕候仍如件

貞享元<sup>甲子</sup>年七月廿一日

四方村

名主 善兵衛

御檢地御奉行様

(四万 関善平藏)

三六 元禄三年十一月 幕府領中之桑町小物成割付状

上州吾妻郡中野条町午小物成可納事

一永貳貫百三拾五文

夫錢

一永四拾八文

漆年貢

一永貳百六拾六文

薪役

一永四百五拾文

鉄砲役

一永壹貫八拾八文

林年貢

一米壹石七斗五升九合

種貸返納

(割印)米納合壹石七斗五升九合

三七 貞享元年七月 四方村小物成年貢皆濟

覚

一京六貫八拾六文

夫錢

一京六百三拾文

狗役

御代官所罷御免被成候

一薪三拾壹駄

納木

(割印) 永納合三貫九百八拾七文

右之通り当年々小物成来ル極月廿日以前可皆済、若おいてハ遅滞者急度可申付者也

元禄三年午十一月

太田 弥太夫<sup>印</sup>

中野条町

名主

惣 百姓

(中之条町役場蔵)

手代  
橋本 要助

(平 関征児蔵)

三〇 文政三年十二月 旗本 村垣知行山田村新料年貢皆済

目録

辰之御年貢皆済目録

一米三拾三石五斗五升六合

田方

内米六斗 名主御扶持米

残米三拾式石九斗五升六合

代永三拾壹貫七拾式文八分 冬御張紙直段

金三拾兩ニ三兩増米、三拾五石ニ付金三拾三兩替

一永式拾三貫百廿壹文四分

畑方本途

一永百六拾九文

見取畑方

一永式貫七拾文

小物成り

一永壹貫文

酒造冥加永

一永八百拾式文五分

口永

一永壹貫式百四拾式文六分四厘 葦草代

一永百五拾六文

蕨代

一永九百五拾壹文叁分三厘

御役

納合永六拾貫五百九拾五文四分七厘

内

永拾五貫五百文 夏秋兩度納

一高百石ニ付

覚

三九 正徳五年一月 幕府領平村年貢小物成取立廻状

此代永三百七拾二文九分五厘 但本石 六尺給米一斗六升四合

九タ三才掛ケ但本石御伝馬荷入用米七升六合九タ九才 但本石

廻にて小石代永七拾六文五分七厘余

一大豆 金一兩ニ斗立五斗五升三合替

一荏 金一兩ニ斗立三斗三升三合替

右ノ通り去年ノ年分諸掛り物、致高割、書付遣候間、取立品々

可相納候、此廻状村下致印割、相廻シ留り村より可相返候、以

上

未ノ正月

(正徳)

遠七左衛門

永耆實文 御国役納

永三貫六百貳拾五文 不時御用金、去ル寅年差上候、当辰夕巳迄貳ヶ年賦御下金

永五百七文五卜 右御用金元金三兩貳朱、去ル寅九月夕当辰十月迄二十八ヶ月、御利足、但シ金五拾兩耆分御勘定

残永三拾九貫九百六拾貳文五分七厘

為金三拾九兩三分貳朱銀五百九拾六文

右五金四拾兩也 辰十二月上納

差引金耆兩卜銀貳百四拾九文 過上

右之納金耆兩ハ尚已夫食之内ニ御差引(以下略)

右耆当辰御年貢、田方本途小物成御取箇、書面之通り割合上納仕候、若相違之儀御座候ハ、重而仕置可奉差上候 以上

上州吾妻郡

文政三年辰十二月

山田村新料

名主

伊兵衛<sup>㊦</sup>

土岐清兵衛様

(裏ニ表書之通相違無之者也)

(旗本稻垣知行 山田 山田守節藏)

三二 文政六年十二月 旗本 大久保知行原岩本村年貢皆済

目錄

覚

一 高四百貳拾三石五斗三升五合六夕八才

内

米四拾六石九斗貳升貳合 本途

此斗立四拾九石六升三合

口米耆石三斗四升耆合

此斗立耆石四斗耆升八合

斗立米合六拾耆石貳升耆合

内

米貳斗貳升五夕 菜種代米

米四斗耆升耆合 大豆代米

米三石五斗九升 村役人給米

小以四石貳斗貳升耆合五夕

残米四拾六石七斗九升九合五夕

但御張紙直段米三拾五石ニ付三拾五兩ニ三兩増三拾

八兩替

此米永五拾貫八百拾九文九分

一 永四拾貳貫五文 本途

此口永耆實二百五文貳分

一 永四貫百六拾三文四分 夫錢

一 永耆實七百六拾四文 上人足

八斗八升貳合代金

一 永七百三拾五文 菜種四斗八升耆合代金

一 七百五拾文 三〇石代金

惣永ノ百考費五百參拾參文五分

内納

一永貳拾五貫文

午十二月先納

利永五貫文

一永貳拾五貫五百文

当未二月上納

利永三貫五百八拾三文

一永四貫文

四月上納

利永五百三拾三文二分

一永貳貫五百文

六月上納

利永貳百五拾文

一永拾五貫文

同月上納夏成金

一永貳貫五百文

七月先納

利永貳百八文三分

一永拾五貫文

七月上納、是ハ九月秋成金取替差上候

利永五百文

一永六貫七百貳拾文

九月上納

利永三百三拾七文五分

一永四貫文

十月上納

利永百三拾三文三分

一永四貫文

十一月上納

利永六拾六文六分

一永五貫文

同断

元永廿五貫文之内

一永拾貫文

午年ノ戌年迄五カ年賦

元永七貫貳百八拾四文之内

年貳割利足ニ相成候

一永貳貫三百七拾五文

御番人金三ヶ年賦御下ゲ相成候分

元利永合百貳拾八貫貳百參拾七文三分

内永百考費貳百三拾三文五分

御物成納辻

内永貳拾五貫文

去年年先納書替卜

二口  
内永百貳拾六貫五百三拾考文貳分也

引ノ永考費七拾三文八分

過納分

此合永拾七貫百廿五文

申年御成卜先納

右者当未年御物成小物成とも書面之通勘定無相違上納依之一為皆

濟候事

地頭所内

文政六未年十二月

武内 瀬兵衛 圍

知行所

上野国吾妻郡

原岩本村

名主

組頭 中

百姓 代

(岩本 生栗勇藏)

三三 天保八年九月 旗本保科知行大塚村年貢割付

西御年貢可納割付之事

申々戊迄三ヶ年定免之内 上野国吾妻郡大塚村

一高四百三拾八石式斗四升式合

内拾式石九斗三升 小物成永込高之分

此反別八拾五町式反老畝四步

此訳

拾七町式反六畝三步

田方

八反九畝老步

前々川成引

四畝五步

去未川欠山崩引

八反四畝廿三步

反取減引

内 四步

文化十二亥道代引

式拾步

同 十三子川欠道代引

拾五步

文政十一子欠崩引

老反老畝八步

同十二丑川欠石入引

残拾五町三反五畝拾七步

六拾七町九反五畝老步 畑方

四畝廿九步

蔵屋敷墾代引  
穢多屋敷引

四反式畝拾五步

前々川成引

内八町八畝四步

前々猪鹿荒場引

老畝廿步

同十二亥道代川成引

老畝六步

同十三子川欠引

五反五畝四步

文政十二丑欠崩引

残五拾八町八反老畝拾三步

取合 米八拾石三斗式升六合

永四拾三貫六百三文老分

外 =

一新田五畝拾五步

見取

内四畝步 天保八酉岩崩引

残老畝拾五步 但シ反 = 老斗五升

此取米二升三合

一新畑九反三畝八步

寛政黄敬  
見取

内老反七畝七步 享和二戌猪鹿荒地引

残七反六畝老步 但反 = 永廿七文

此取永式百五文三步

一新畑三反九畝拾步 但反 = 永拾九文

此取永七拾文七步

一林畑六町六反四畝八步

老反五畝九步 前々十二神社免被下置引

内 老町式反五步 享和二戌猪鹿荒地引

残五町式反八畝式拾四步但反 = 永廿七文

此取永老實四百式拾七文八分



一竹林畑耆反九畝七步 見取

此取永七拾八文九分 但反ニ永四拾耆文

樋口 水之助<sup>㊦</sup>  
右村 名主

一米耆石六斗六升貳合 去寅己荒地 平均米

一米三石五斗五升貳合 去亥荒地 平均米

一永五百拾三文九分 去寅己荒地 平均米

一永三貫三拾八文六分 去亥荒地 平均米

一永貳貫六拾四文 林年貢

一永貳百貳拾九文 漆年貢

一永百九拾三文 薪役

一永百文 鉄砲役

一永耆貫七百五拾三文 飾糶莫代

一永貳百五拾文 水車冥加永

一永貳百五拾文 酒造冥加永

納合 米八拾五石五斗八升三合  
永五拾三貫七百八拾耆文三分

右者申々戌迄ノ三ヶ年定免之内、当酉之御年貢御取箇書面之通候  
条、村中大小之百姓入作之者迄不殘立合無高下割合シ来ル十月十日  
限急度可令皆済者也

天係八酉年九月

浜名仁郎右衛門<sup>㊦</sup>

根岸 周 蔵<sup>㊦</sup>

根岸 権 六<sup>㊦</sup>

神田 吉太夫<sup>㊦</sup>

(裏書) 天保八酉年御割付預リ置名主源藏

(伊勢町 小池光司藏)

三三 安政五年十月 下横尾村年貢皆済目録

(表紙) 一「地頭印

安政五年十月

当午御年貢皆済目録

上野国吾妻郡下横尾村

名主 永井 隆助<sup>㊦</sup>

高三百三拾式石七斗耆升九合九勺但达高共

一御米百九拾俵九升九合 但四斗一升入

御米七俵八合五勺 御加米

内六升三合八勺 己之川欠

内式合三勺 己之川欠

内五升八合九勺 丑之川欠

内三俵式升五合三合 田成畑引

内式斗九升三合三勺 田成畑引

天保三年 佐兵衛・重八 田成畑引

内式斗九升六合九勺 午之川欠

内式俵 内卷俵卯年々未年迄  
五ヶ年之間半減頂戴仕候 相番給米被下置候

内四俵 右同断 名主給米被下置候

引方ノ八俵卷斗四升八合式勺

残御米百八拾八俵三斗六升九合三勺御払米

此斛七拾七石四斗四升九合三勺

代永九拾五貫百五拾貳文

為金九拾五兩貳朱鑿百八拾壹文

御張紙直段金四拾兩ニ三兩増被仰付奉畏候

但金壹兩ニ付 米八斗壹升三合九夕五才

一永三拾九貫壹文五厘 烟永口永共  
小物成

永五百九拾貳文六厘 田成烟式石五斗替

永三百九拾四文壹分五厘堰潰ニ付烟ニ成申候

永四拾三文五分三厘 漆 御年貢

永七百貳文三分 林御年貢

ノ永四拾貫七百三拾三文九厘

代永四貫三百八拾壹文壹分壹厘

為金四兩壹分貳朱ト鑿四拾貳文

ノ永百三拾九貫九百六拾六文九分七厘

為金百三拾九兩三分貳朱ト鑿六百拾六文

一金貳百三拾六兩一朱鑿三百拾四文實之  
先納金

内金百三拾壹兩貳分貳朱鑿貳百四文卯年々未年迄  
五ヶ年禮居

内永拾七文六分 巳之川欠

内永三拾五文七分五厘 丑之川欠

内永貳百四拾八文八分八厘無量寺境内畑林当年之  
御年貢御免被下置候

引方ノ貳百四拾八文八分八厘

残永四拾貫四百三拾三文八分六厘

為金四拾兩壹分貳朱鑿三百八拾五文

大豆九俵壹斗六升三合 但四斗式升入

此斛三石九斗四升三合 兩ニ九斗替ニ  
被仰付奉畏候

殘金百四兩壹分三朱鑿百三拾文

此利金拾兩壹分三朱鑿五拾貳文

一金三兩貳朱 利朱 正月御上納

金拾兩貳分三朱、利貳分貳朱百九文 同月御上納

金拾參兩壹分三朱利貳分貳朱三百四拾文 二月御上納

金四兩三分 利三朱拾七文 三月御上納

金三兩三分貳朱 利一朱三百六拾文 四月御上納

金三兩三分一朱 利一朱九拾貳文 五月御上納

金九兩三分三朱 利一朱百七拾七文 六月御上納

利ノ金壹兩三分三朱鑿三百拾七文

金三兩一朱 七月御上納

金七兩三分 八月御上納

金三兩一朱 九月御上納

金五兩壹分貳朱 十月御上納

金拾五兩 利合耆兩三朱ト 經八拾文

是ハ十二月御上納之 内差繰十月御上納

但三ヶ月分頂戴仕候

金拾六兩壹分式朱

十二月御上納

メ金五拾兩式分式朱

外金四兩一分ト 銀百五拾壹文

元利メ金五拾壹兩壹朱ト 銀八拾文

三月御臨時上銀一

一元金拾兩

野良犬善次方借用 五ヶ年月皆済

此利金耆兩三朱 銀八拾四文

奉差上候 以上

元利メ金拾壹兩三朱 銀八拾四文

御知行所

一金耆兩式分一朱 銀九拾四文

大豆式石五斗替 被下置候

安政五年

上州吾妻郡下横尾村

一元金五拾兩

無量寺詞堂金

戊午十月

組頭 庄右衛門 ④

此利金五兩

去巳之十一月々當年十一月迄 被下置候

九左衛門 ④

一 銀拾式貫八百文

月々飛脚賃錢被下置候

清右衛門 ④

外 銀壹貫四百文

御臨時飛脚賃錢被下置候

猶右衛門 ④

一金式兩式分

御普請金十ヶ年賦被下置候

文 助 ④

引方メ金百三拾五兩式分ト 銀百七拾五文 ④

年寄 団 藏 ④

右御收納金村方出金引方

景 作 ④

差引金四兩壹分式朱ト 銀四百三拾七文

七 太 夫 ④

内

名主

勘 四 郎 ④

金耆兩ト 銀九百拾二文

先月余引 □□三相成候分

永 井 隆 助 ④

差引

御地頭所様

合金四兩二朱ト 銀三百四拾式文上納候

松本真左衛門様

右相違ニ付未四月廿日再調申請候事

書面之通收納米永出入勘定并調皆済相違無之もの也

(右の上に次のように付箋あり)

「一金耆兩式分式朱ト 銀六拾文

当千御救米被下置難有頂戴仕候

外金四兩一分ト 銀百五拾壹文

三月御臨時上銀一

右之通惣役人立会勘定仕奉差上候、若相違之儀茂御座候者仕直可

奉差上候 以上

御知行所

安政五年

上州吾妻郡下横尾村

戊午十月

組頭 庄右衛門 ④

九左衛門 ④

清右衛門 ④

猶右衛門 ④

文 助 ④

年寄 団 藏 ④

景 作 ④

七 太 夫 ④

名主 勘 四 郎 ④

永 井 隆 助 ④

御地頭所様

松本真左衛門様

書面之通收納米永出入勘定并調皆済相違無之もの也

地頭割印

松本万右衛門<sup>⑨</sup>

享保十四年十一月

池田新兵衛判

(横尾 永井安吉藏)

右村

名主

第二項 定免・検見

④ 享保十四年十一月 幕府領平村年貢十カ年定免

(平 劍持千郷藏)

高四百七拾四石二斗二合

此反別七拾三町二反七畝三歩

内十二町六反一畝五歩 田方

六拾町六反五畝二十八歩 畑方

二町九反七畝十六歩 屋敷

取米六十八石九斗二升八合

永二十五貫六文

「外に見取田畑・夫錢・薪役・鉄砲役・漆年貢・林年貢・御伝馬宿入用」あり

米六十九石二斗七升四合

納合 永五拾九貫四百六拾七文

右之通先達而願出候米永辻を以、去申より来ル已迄十ヶ年定免申付候通、当西ノ年分御成箇惣百姓立合、無相違致割合来ル十二月

十日限り可皆済、若於差渋ハ急度可申付者也

⑤ 享保二十年三月 定免制施行当初の検見願状

乍恐以書付御訴訟申上候御事

一上野国吾妻郡平村ノ儀ハ南ニ山つかへ、東ニ中山村より相統候高キ山御座候故日影村、殊ニ越国境嶽近ニ御座候故寒国ニテ、春ハ三、四月迄霜降、秋ハ八、九月より雪霜ふり、田畑高下御座候場所、御見分より内証土地悪敷御座候得共、拾ヶ年以前、村々御定免可奉願上旨、被 仰付候ニ付、村方小百姓迄右ノ旨申聞内談申候得バ、御定免と申義只今迄ノ様子不奉存候由、右ノ通、御検見場ニ奉願上候得共、又々被 仰付候儀ハ、一国一郡御定免ニ罷成候得ハ、一村計御検見取ニテハ人馬等、多掛リ、百姓不勝ニモ可罷成義、御定免ニハ内証下身等旁々考候ニテ御上納高辻相極候得バ、百姓勝手様子乍恐奉存、無是非被 仰付候通、右御検見取、拾ヶ年割合納高相極メ御定免ニ御請仕

候、其以後四分増米永被 仰付、此度も四分増米ノ様子不奉存、御訴訟金ニモ不仕御請仕候、所々国役ノ高掛リ被 仰付候、此段ハ年々ノ義トヘ不奉存、其年計ノ義ト乍恐奉存候テ此義モ御訴訟ノ儀延引仕候、段々御定免以来年々増ニ世柄凶年計打続キ百姓困窮仕、別テ去寅ノ年、大損亡ニ付、麦作霜枯れ、秋作損亡御願申上候、右々被仰付候義ハ御定免ノ内ハ四分以下損毛無之ニおいてハ引方等不被下置候段被 仰付候間、御願等モ不相叶候所ニ、去春中御書付を以被 仰渡候趣、向後三分以上ニテ御檢分成シ被下候旨被 仰渡候間、去年中損毛数度奉御願候得バ、殿様以御慈悲夏作・秋作ともに御見分御檢見被為遊被下置、忝難有奉存候、然共右御定免御請仕候其前年ハ拾ヶ年斗年々凶年計打続候所、御檢見取ニテモ高免候得共、此節拾ヶ年御割付を以、割合納高相極、御請仕候得ハ、悪年ノ節ニ罷成、年々裏エ罷出候テ、当春ニ至候テ、可仕様無御座、至極差結リ、殊ニ去冬中モ奉願上候通、夫食米ハ不足仕、他借助合等モ不罷成、難差置候ニ付、夫食御助米等、御願申上度候得共、去春中御書付を以、被仰付候趣、承知仕候得ハ、其村々如何様成義御座候と申謂無御座候ヘバ、向後夫食貸不被成候段被 仰聞候間、左候ヘバ、此上御定免ニテハ御百姓相統難相立奉存候間、此度以書付を奉願上候、当春より御定免場ノ内御檢見場乞、御慈悲ニ被 仰付被下置候様ニ奉願上候、殊に子ノ新田御檢見取モ御座候、尤御檢見取ニテハ百姓宜敷罷成候筋ニテハ無御座候得

バ、田島高下ノ場所ニ御座候ヘバ、其年々立毛を以御上納仕候得ハ百姓手前高下無御座候、左候ヘバ御百姓相応ニ可相立儀と乍恐奉存候、当然難儀仕候百姓も若キものハ奉公等仕候テも、親兄弟相介候ヘども、年老ノもの致方無御座候、村中大小ノ百姓寄合助合等ニ可成分吟味仕候得とも、是以一人も無御座、當年ノ儀ニ候ヘバ他借等モ不罷成、名主組頭了簡ニモ不及、当春ニ罷成候テハ、可仕様無御座難置候、何分ニモ 殿様御慈悲を以、御定免場ノ内御檢見場ニ被 仰付被下置候ハ、難在可奉存候、以上

享保二十年卯三月

上州吾妻郡平村

名主

小左衛門

組頭 三郎右衛門

同 八郎兵衛

同 仁左衛門

同 長兵衛

同 彦右衛門

同 五郎八

同 次郎兵衛

同 觀右衛門

同 善兵衛

同 長左衛門

池田新兵衛様

御役所

名主・中

同 彦兵衛

同 茂右衛門

同 平六

組頭 権之丞  
同 市右衛門

ひかへ

同 庄左衛門

同 三郎兵衛

同 九兵衛

(平 関征児蔵)

乍恐書付ヲ以奉願上候

吾妻郡五反田村

高五百九十一石三斗五升八合

一米六十九石七斗三升二合

外八合御吟味ニ付当卯より御増米

一永四十三貫八百二文七分

高六百二十八石五斗七升七合

一米十八石三斗七升三合

(同) 折田村

外三合御吟味ニ付当卯より御増米

一永五十貫百七十二文二分

右ハ兩村共、書面ノ通り石数ヲ以、去ル己より去寅迄、十ヶ年御

定免ニテ御上納仕候、然ル処、当卯より後定免願候ハ、増米ヲ

以可願出旨御廻状ヲ以被仰付承知奉畏候得共、右村々ノ義ハ、山

方谷合ノ村方ニテ用水路無之、村内ノ出水用田作仕付候ニ付、早

水損有之、十ヶ年ノ内ニハ二、三ヶ年も破免御願申候村方ニ御座

候ヘバ、只今迄、御定免辻甚難義至極仕候得共、御恐多ク御減米

ノ儀御願難申上、無是非御定免辻ヲ以、当卯より来ル子年迄十ヶ

年季御定免ニ被 仰付被下置候様奉願上候、何卒御慈悲ノ御勘弁

ヲ以、右願ノ通、被 仰付被下置候ハ、百姓相続仕、幾重ニモ難

有仕合奉存候 以上

三六 元文三年五月 定免制を檢見制に改願訴状

乍恐以書付御訴申上候

一当年御定免年季明キ候処、又々当年より御定免増、以来米永御

請書被仰付候趣奉畏候依之村中大小百姓共不殘召寄被 仰付候

趣相談致候得者、惣百姓申候へ前々御定免拾ヶ年賦之内三ヶ年

御見分奉願候程之困窮村ニ御座候、殊中山村組合ハ中之条組合

御檢見村々間ニ御座候間、何分ニも御檢見取ニ御願被下候様ニ

と大小百姓村役人方へ達而申候、当年より惣百姓御檢見取ニ奉

願上候御慈悲ニ願之通被 仰付被下置候ハ、難有奉存候 以上

上州吾妻郡平村

元文三年午五月

名主 茂右衛門

池田新兵衛様

御役所

(平 関征児蔵)

三七 天明三年三月 定免切替に増免御免願状

天明三年卯三月

五反田村

上州吾妻郡

原田清右衛門様

御役所

折田村

名主 彦右衛門 ⑩  
 組頭 又右衛門 ⑩  
 百姓代 太郎左衛門 ⑩  
 (五反田 唐沢姫雄蔵)

三六 天保五年二月 折田村御定免反取覚書

(表紙) 「御定免反取覚 齋藤伝兵衛」

己年御検見仮免定御引方 九分五りん五毛一二

上納八斗九升六合四厘四毛 公納

御検見諸入用 一石ニ付七百七十文

一高六百二十八石五斗七升七合

内田高三十四石三斗九升九合

外ニ

九斗新田 取米十九石九斗八升四合

御定免反取

一上田 十三 六斗五升

一中田 十一 六斗

一下田 九 五斗

一下々田 七 四斗一升

一下々田作取下 七 三斗五升

一上畑田成 十一 四斗四升一合

一下々畑田成 五 三斗五升

一見付田 二 二斗七升

一上田畑作 十三 五斗

一中田畑作 十一 五斗

一上畑 十一 永二百文

一中畑 九 永百四十八文

一下畑 七 永六十六文

一下々畑 五 永二十五文

一中畑作取下 九 永百三十五文

一上畑成 十三 永二百六文

一中田畑成 十一 永百五十六文

一下田畑成 九 永百十文

一下々田畑成 七 永八十文

一屋敷 七 永二百十文

一新屋敷 永二百十文

天保五年午二月

上州吾妻郡折田村

御領知方御役所

(折田 齋藤伝忠蔵)

三〇九 延享四年九月 検見村々へ申渡覚

(表紙)  
〔延享四年〕

御検見村々江申渡覚

卯九月 上野国吾妻郡

折田村<sup>㊦</sup>一

惣而検見之節、名主・百姓下見帳大まかニ而皆無反歩多く記、或  
ハ下見帳之合勺低ク改歩刈、一倍茂其余も違候様成儀有之、当年  
ハ御取箇・御吟味強ク、品ニより下見帳とるも、御勘定所江差上ケ  
候ニ付、改歩刈と過半違候節者幾度も帳面仕直シ、其上急度御答有  
之間随分有躰ニ仕、検見請候前日迄ニ我等共方江帳面可罷出候事  
一 検見之節、村境江何ケ所茂細見竹相立、沓枚毎ニ立札致シ、名  
主惣百姓共罷出、沓歩之所茂不殘案内致シ検見可請事

一 検見之節、名主役人者不申及、下人等ニ至まで金子等差出候儀  
不及申、酒肴等差出問敷候、并案内之名主百姓自分ニ而酒肴用  
候儀、堅ク無用ニ候、若右躰之儀有之においてハ其節直ニ申上急  
度御仕置ニ可被 仰付候事

一 泊休ニ而御定之木錢石代相払候而、所有合候菜大根之類ニ而一  
汁一菜之外、軽き品ニ而茂一切差出問敷候、勿論家居繕候儀堅  
ク無用之事

右之趣少違背仕間敷候、若不埒之儀有之においてハ、吟味之上  
相伺急度可付条、兼而其旨可被相心得候 以上

右之通被 仰渡委細奉承知候、以上

延享四年卯九月

上野国吾妻郡折田村

田中清蔵  
井出亦蔵  
箕目善太夫

名主 甚左衛門<sup>㊦</sup>  
年寄 利兵衛<sup>㊦</sup>

同 九右衛門<sup>㊦</sup>

同 又右衛門<sup>㊦</sup>

同 五郎右衛門<sup>㊦</sup>

同 長左衛門<sup>㊦</sup>

同 新助<sup>㊦</sup>

同 善右衛門<sup>㊦</sup>

同 孫四郎<sup>㊦</sup>

伊奈平左衛門様

御役所

(折田 綿貫孝次蔵)

三〇〇 明和七年九月 検見迄早生稻ニ俵丸難儀願上状

乍恐以書付奉願上候

一 上野国吾妻郡中野条町奉願上候儀ハ、当田方為御検見、殿様御  
出被遊候節迄、わせいねこぼれ難儀至極仕候間、何分各様へ御



願申上候処、式分通刈取候様被 仰付候間、田植付反別式町三反四畝十式歩之内、四反六畝歩刈取り可仕候、相残り反別之義ハ、殿様御出之節迄決而刈取申敷候、為其村役人連印を以奉願上候 以上

中之条町

名主

明和七年寅九月

野田弥市右衛門御手代

組頭

伝右衛門

服部順平様

百正代

藤 八

蔭山外記様御手代

土屋常七様

(大道 寛政清藏)

三三 安永二年八月 検見役人村継覚書

覚

人足十三人

忝人 具足、四人、駕籠、四人、長持、忝人 兩掛持箇

忝人 物投箱、忝人 合羽籠、忝人 竹馬

一馬 式疋

右者御代官蔭山外記様検見為御用明後廿六日明七ツ時、上州吾妻郡草津村出立、奥州岩前郡小名浜陣屋迄被相越候条、右人馬差出シ継送り可給候、尤川渡場泊り宿等差支無之様ニ心添可給候、此先触早々順達泉村ハ陣屋早々相届候 以上

蔭山外記手代

已(安永二年)八月廿四日 前野忠七

草津村一小さめ村一上沢渡村一折田村一中之条町一須川村一上津村一下津村一上川田村一戸鹿野村一中略一水戸一奥州小名浜陣屋迄、宿々問屋年寄中

(折田 折田茂藏)

三三 天保五年九月 田方検見回村先触状

先触 御用 清水 栗山一郎次

一人足拾七人

軽尻馬忝疋、同兩掛忝荷此人足忝人

具足樞忝荷 此人足忝人

駕籠 忝挺 此人足四人

兩掛 忝荷 此人足忝人

合羽 駕籠 此人足忝人

軽尻馬忝疋 是ハ倉本勇太郎人馬分

駕籠 忝挺 此人足三人

兩掛 忝荷 此人足忝人 坂本金太郎分

駕籠 忝挺 此人足三人

兩掛 忝荷 此人足忝人 伊藤庄藏分

兩掛 忝荷 此人足忝人 是ハ自分

外ニ人足式人、駕籠忝挺用意

右清水御領地田方検見御用ニ而倉本勇太郎并御役人自分一同別紙帳面之通り其筋通行致候条得其意、書面人馬差出し置御領知之外

ハ御定賃錢受取、無延滞御往來立(中略)右帳面之通相心得諸事差支無之様取計、尤検見諸村々者先達而申渡置候通り相心得(中略)案内差支無之様可取計候(以下略)

八月廿九日 清水 栗山一郎様

追而泊り宿ニ而ハ勇太郎并自分共ニ上下七人宿老軒、金兵衛・庄藏・上下七人宿老軒之積り申渡候

(折田 福田竹三藏)

三三 天保十四年八月 鎌止融書写

写

一追々相触候通り今般御料所村々御改革被仰出候ニ付而ハ、検見村々ハ不及申、定免村ニモ、当田方立毛見分と申て御代官勘定方追々廻村有之儀ニ付、早稲方十分一之外、鎌留申付候間、決而刈取申間敷候、廻状村下令請印、早々順達、留村ノ可相返も

の也  
卯八月廿四日

川嶋村始メ

岩鼻

永井村留リ

林部善太左衛門様

二十五ヶ村

御役所

右之外、貯穀相改メも御座候趣、如斯御触書到来仕候間、乍御世

話小前へ御申聞可被下候 以上

八月二十六日

名主 善兵衛

註 以下 年寄嘉兵衛、政右衛門、四兵衛、市三郎、元右衛門、組頭太兵衛、吉兵衛、市兵衛が並記されている。

(四方 唐沢文衛藏)

### 第三項 屋敷

三三 宝曆八年七月 居屋敷年貢及屋敷心得請達印差上証文

差上ケ申一札之事

一拙者共村々百姓居屋敷古来ノ有来り候古屋敷之外、田畑野山之内新タニ居屋敷取立候哉之儀御吟味被 仰付候ニ付、別紙帳面之通り委細相改小前帳卷人別取之差上ケ申候、然上ハ以来屋敷御年貢無不納御上納可仕候

一田畑之内互取立候屋敷之儀ニ付、前々ノ有来候竹木ハ格別新タニ植込等又ハ溝堀家作等ニ至迄、其外何れニ不限居屋敷廻リ之田畑木類ニ相成差障り無之様相慎可申候、勿論、円ク囲之高サ六尺、木立之儀ハ高サ式間ヲ限り枝困繁候時々ハ切取之、田畑地主之百姓と以来高論無之様ニ村々大小百姓共申付候様被仰渡奉長候、右一件ニ付重而出入等又ハ御願ケ間敷儀仕間敷候、尤屋敷成御吟味ニ付毛頭御恨分成儀一切無御座候、為後日連印差上候、仍而如件

宝曆八年寅七月

吾妻郡栃久保村

(栃窪区有文書)

三五 安永八年六月 新屋敷成吟味願証文

相定申一札之事

此度御支配御役所様御吟味ニ付、(新屋敷成被仰付候ニ付)、村役人地主立合相改差出新屋敷成奉請候、然所向後御増永御上納仕候義ニ付拙者共屋敷佃と名付、樹木其外竹木、我仮ニ拵申間敷候、尤風除佃之義、七尺ノ高ク仕間敷候、且馬入之義も入来り候外、馬引申間敷候

右之通り相定申上、重而少も違変仕間敷候為後日仍而連印如件

安永八年亥六月

(折田村) 藤 七印

教法院印

太郎左衛門印

天明二年寅六月新屋敷奉請候

彦右衛門印

平印

五左衛門印

又右衛門印

(折田 今井次男藏)

### 第四項 貢 納

三六 寛政元年七月 年貢過上納分引替願状

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡左之村々奉願上候儀者、此度巳午兩年御年貢金皆済御引替被仰付奉畏、今般罷出候ニ付、御竊奉申上候儀者、前御支配原田清右衛門様御代官所ニ而、巳午未三ヶ年御年貢金御上納仕候处、御皆済御引替不相渡候内御役御免、辻六郎左衛門様、小笠原仁右衛門様当分御頂所罷成御調相成、然所、去ル巳午未三ヶ年御年貢未進御取立ニ付、去申十月中、辻六郎左衛門様御手代葉山兼助様廻村之上、被仰付候ニ付、御割賦之通り未進金不殘御上納仕候、勿論、去ル卯午兩年之義、一同大凶作ニ付、惣百姓夫食難儀仕、御拜借奉願上、尤返御上納之儀者五ヶ年賦被仰付、則巳午未兩年御返納仕候所、打続兩年之凶作ニ而、小前百姓極困窮仕候得ハ御返納之義難及再三御役所江永延奉願上候、其上、御巡見様江三拾ヶ年賦之年延御願奉申上候所、去十月中拾八ヶ年賦御下知相済候段被仰渡難有奉存候、左候得ハ未年之儀御返納共五ヶ年賦之割合を以御上納仕置、其後拾八ヶ年賦被仰付候得共、村々過上納相成申候様奉存候内、何卒御慈悲を以、去ル巳午未三ヶ年一同御引替被仰付、過上納有之候分、此節奉頂戴、秋御成箇金御上納

引足仕度奉存候、右願之通り被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候 以上

上州吾妻郡

五反田村

寛政元年酉七月

庄右衛門

原岩本村

勘之丞

蟻川村

小左衛門

栃久保村

庄右衛門<sup>㊦</sup>

大道新田

文左衛門<sup>㊦</sup>

折田村

藤七

原町在組

要助

山田新料

伊兵衛

山田古料

長兵衛

下沢渡村

名主 清左衛門

上沢渡村

名主 太郎左衛門

四万村

名主 藤左衛門

平村

名主 權之丞

篠山十兵衛様

御役所

(岩本 神保彦憲藏)

三七 正徳四年三月七日 年貢回米平村蔵米納め舟賃、駄賃

請取

請取申舟賃・駄賃ノ事

一米百八拾五石壹斗壹升五合 但シ三斗七升 但シ川井かしより 入御蔵詰米

此舟賃米三石七升五合 浅草御蔵前迄

此金四兩二分永八拾五文 但シ斗立三十五石ニ 付五拾二兩かい

一銀廿三貫八百四拾三文 但シ右ノ駄賃貳俵ニ付壹駄ニテ 廿四文ツ、五里ノ外九里半分

此金五兩壹分銀八百四拾三文

右ノ通、儘ニ請取申候、為後日仍如件

正徳四年午三月七日

御代官様

上州我妻郡平村

名主 茂右衛門

(平 関征児藏)

内十四石去秋納

一二十五石二斗  
本石

一六十六石五斗 平村

(平 関征児藏)

三六 享保二十一年三月 御城米上乘覚

吾妻郡

表紙

享保二十一年辰三月

卯之御城米俵数覚帳 平村 上乘 茂右衛門

〇〇印

一二十五俵 四方村

此石八石七斗五升

〇印

一七十俵 山田村

此石二十五石二斗

卜印

一十三俵 下沢渡村

此石四石五斗五升

二印

一百五十俵 平村

此石五十二石五斗

ノ二百六十俵

但シ三斗七升入

浅草米納宿

伊セヤ 清右衛門

手代 茂兵衛

残る五十二石五斗

本石

一十石三斗五升 下沢渡村

内五石六斗二升三合去秋納

残四石二斗二升七合

本石

一十二石二斗五升 四方村

内三石五斗去秋納

残る八石七斗五升

本石

納残り

山田村

送状之事

三六 元文四年十月 吾妻郡平村御城米送り状

卜印

一御城米百八拾俵

同印 内五俵 栃久保村分

同印 内六俵 大道村分

右之通り御改御請取被成河井岸清水市郎右衛門殿迄送り届ケ可被

下候 以上

吾妻郡平村

名主 佐次兵衛

(平 福島真一藏)

未十月  
(元文四年)  
先々問屋衆様

三〇 元文五年 吾妻郡七ヶ村廻米駄賃下付願状

乍恐以書付奉願上候

一上野国吾妻郡当村々、去秋中被 仰付候廻米駄賃、此度被

下置候様奉願候、当村々ノ儀、年々困窮百姓ノ儀御座候へ、運賃迷惑仕、村々名主与頭立会、当座賃貸り為致、駄賃取集御廻米仕候、殊ニ去年中ノ儀ハ満水ニ付牧橋落候故、駄賃以テノ外余計相掛り百姓共、悉迷惑仕候間、御慈悲此度右駄賃被下置候ハ、難有奉存候

中之条町

清左衛門名主⑧

(中之条町 桑原源一郎藏)

註 外中之条町組頭西中之条村、五反田村、折田村、山田村、原町の名主、与頭署名捺印あり。

三二 安永八年十月 下沢渡村半兵衛米石買納申出に付六ヶ村

訴之状

乍恐以書付奉願上候

上野国吾妻郡左之村々奉願上候、私共村々之義ハ是迄數年来定石代金納ニ仕来り申候、然処、此度下沢渡村半兵衛御役所江罷出、村々惣代之由申偽り、買納御願仕罷歸り候間、廻文ヲ以相触候ニ付、承知驚入、依之御訴奉申上候、私共村々買納願、惣代ニ相頼候義ハ一切無御座候、勿論、右村々通達ニ及候義も曾て無御座候、然処右惣代と申紛レ御願仕候段乍恐不束之致方と奉存候、尤先達而買納之義百姓勝手之筋合も有之候ハ、可願上旨被仰聞候御儀ニ御座候ニ付、御憐愍之段難有奉存候私共小前之者ともへ申聞

候得ハ、小前百姓申候ハ、先年御廻米仕候処、至而山中谷合之村方故青米、しいな米年々出来仕、御蔵納之節多分御刳米等ニ相成、無是非定石代金納奉願候処、御慈悲を以、定石代金納ニ被仰付、是迄御上納仕来り候間、前年之通り金納ニ而差置度奉存候、若買納御願仕以来年柄ニより右御年貢米正納仕候様被仰付候御儀も有之候得ハ、至極難儀と奉存候段、強而申候ニ付、聊難申訳御願不仕罷在候、然処前書奉申上候通、半兵衛惣代之由申偽り一存之取計ニ而買納願仕候段不埒之致方と奉存候、弥小前百姓得心不仕候ニ付無是非御願奉申上候  
右半兵衛如何様之存寄ニ而指計候や被為御召出御札之上何卒御慈悲を以定石代金納ニ被仰付被下置候様奉願上候、右願之通御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候 以上

安永八年亥十月

(折田 折田茂藏)

三三 延享三年二月 原岩本村 年貢取立に付百姓返答書

乍恐以返答書申上候

一吾妻郡原岩本村返答人名主平左衛門、組頭与兵衛、同四郎左衛門、同太郎左衛門申上候、当村百姓治郎左衛門、九八、勤助三人之者願書指上候ニ付、御差紙頭頂相附奉驚候、金納之儀御答申上候五年御年貢米之儀、名主本江金納ニ仕度由申談候由申上候得共、此段偽ニ御座候、村方御廻米之積り罷在候所、去十月中

御用ニ付、孫八遣候、其節老人ニ而金納御願仕候所、願之通り被仰付奉畏罷歸り候而、入用之儀ニ付難哉申、当御年貢米相渡し

吳候様申ニ付、罷成間敷段申候得ハ、又々御役所様江罷出其節

石代金之内、式拾五兩内納仕罷歸り候而、御城米相渡し吳候様

ニ付、村方相談之上罷成間敷段、孫八方へ申断候而、村方相談

之上、御願ニ罷出候筈ニ相究罷在候処へ、五反田村治郎兵衛、

山田村長兵衛、蟻川村権之丞、市城村喜平次罷越候而申候処

ハ、孫八石代御願之儀ニ付、江戸出府之由承申、就夫罷越候、

如何様之わけニ候哉と申ニ付、右之段申候得ハ、達而相延候様

申ニ付、差扣へ罷有候得由御願ニ及中間敷事、右孫八罷出候

砌、金式拾五兩内納茂仕候事ニ候間、為夫錢金三兩相渡し、百

姓受ニ仕候様ニと被申候ニ付、罷成間敷段申候得ハ、御願ニ罷

出候ニハ、入用も相掛り候事、又候孫八御願ニ而相叶候処ハ、

御願ニ罷出候ハ不宜候ニ付、何レニも、為夫錢金子三兩相渡し

可申由ニ付、達而申候ニ付、村方相談之上金三兩相渡申筈ニ相

極四ヶ村衆中立合ニ而相渡し申候御事

一五反田村治郎兵衛・山田村長兵衛・蟻川村権之丞・市城村喜平

治取扱と申、石代金江鏝廿貫文余割合候由申上候得共、此段偽

ニ御座候間御吟味奉願上候、尤拙者共申上候義偽と被為答候

ハ、右四ヶ村立合之者被 召出御吟味奉願上候事

一石代金之儀、三拾八兩御相場ニ而御上納仕所ニ、村方ハ四拾兩

ニ而取立候由申上候得共、此段ハ石代金之儀御相場之程茂相知

不申候ニ付、村方相談之上四拾兩ニ而割合取立候而御相場之義

三拾七八兩ニ而御皆済仕候而も可相残事ニ候間、御上納仕廻候

ハ者勘定仕分ヶ相残候分ハ、前々之通り米方入用可任相談ニ而

委細惣百姓ニも申聞候得ハ得心仕候、其証拠ハハ不残相納置

候而只今ニ罷成御相場三拾八兩之所ニ四拾兩ニ割合取立余分

之所、入用ニ仕儀ヲ乍存拙者共私欲ニ仕候様ニ申立候得共、右得

心之上相場寄候義ヲ不埒之仕方と惣惣惣代として申立候義御吟

味奉願上候御事

一米老升ニ付、鏝老文掛ヶ割取候義申上候、此段ハ米老斗ニ付、

鏝百文掛ヶ割取申候、是ハ丑年計ニ不限、前々々致来り申候、畢

竟四拾兩割茂右ニ順シ相場御触も無之候へハ、別段ニ割候而茂

米方之義ハ同前之事ニ御座候間、余分之所ハ夫食ニ仕候御事

一当村之義、往古蟻川村分郷ニ御座候而兩村高四百五拾五余宛御

座候処、蟻川村夫錢ハ高老斗ニ鏝拾八文掛ヶ都合七拾五貫文之

由申上、当村夫錢ハ高老斗ニ付鏝廿五文掛ヶ都合百四貫文余と

申上候へ共、拙者共儀ハ蟻川村之義ハ不奉存候得共、当村夫錢

ハ百四貫文余と申上候段偽ニ御座候、当村夫錢之義ハ高拾石ニ

付式貫百拾五文掛ヶ都合八拾參貫七百八拾文割合仕候処、百四

貫文余と申上、其上蟻川村之義迄申上候段難心得奉存候間此段

御吟味奉願上候御事

一前書之通り返答申上候、拙者共申上候儀、偽と被為答候ハ、願

人之者共不殘被為 召出、御吟味成シ被下候様ニ奉願上候、委

細之義ハ御尋之上乍恐口ニ而可申上候、以上

上州吾妻郡原岩本村

名主

延享三年寅二月

平左衛門

組頭

与兵衛

同

太郎右衛門

同

四郎左衛門

伊奈半左衛門様

御役所

(岩本 神保彦憲蔵)

三三 寛保二年 大洪水により回米難義に付金納願証文

乍恐書付を以奉願上候

一 当村々田方都而谷方ニ而実法無甲斐、例年共ニ青米多ク候処、当年者夏中より度々之長雨、八月中大風雨ニ而別而立枯、青作水腐り多、米性不宜候故、御蔵納之節御撰米等ニ罷成候而八百姓難義仕候、其上河岸出シ道法損シ人馬通路差支候所多御座候ニ付当御年貢米之儀ハ以御慈悲、石代金納ニ被仰付御救被下置候様ニ奉願上候、以上

上州吾妻郡原岩本村

名主

彦兵衛

組頭

太郎右衛門

百姓代

孫八郎

寛保貳年戊

註 いわゆる「寛保戊のあれ」年である。

(岩本 神保彦憲蔵)

三三 宝曆十二年十一月 年貢米金納請書

旗本保科知行

指上申御請書之事

一百俵ニ付金三十六両之相場、金一両ニ付八斗五升替、群馬(郡)三ヶ村ハ前々通り、吾妻ハ五升高ニ而八斗替被 仰付、両郡十ヶ村惣代、私共罷出被 仰付通り御請申上候  
一 両郡十ヶ村共、当夏麦作違、其上秋作之義も取石不足ニ御座候間御願申上度段々より申出由被遊御承知候得共 御屋敷様ニ而茂惣而近年御相場下直ニ而、御金不足ニ付旁々御身廻も被成御座、当暮御仕廻御指支御物入多候間、村々指出シ一錢も無未進、極月十日限り皆上納可仕旨被 仰渡候趣奉承知候  
宝曆十二年十一月十二日

外御用ニ付罷出候

御役人中様

青山村 名主 新左衛門

赤城村 同 治郎兵衛

大塚村 同 伝兵衛

岩井村 同 林右衛門

十文字村組頭

三ヶ村惣代 半三郎



吾妻伊勢町

横尾村

金井村

金井村  
名主

清

兵衛<sup>④</sup>

(赤坂 小林貞夫藏)

御役人中様

如件

明和元年申十一月十三日

松野沢村名主

八 兵衛

横尾村名主

伝 六

(赤坂村名主)

三三 明和元年十一月 旗本保科知行吾妻七ヶ村年貢米金納  
浅草御張紙五兩増請書

御役人中様

次郎兵衛

(赤坂 小林貞夫藏)

差上ヶ申御請書之事

当申御年貢米御相場為伺赤坂村名主次郎兵衛、横尾村名主伝

六、松野沢村名主八兵衛罷出候

一御年貢米御相場之儀浅草御張紙百俵ニ付金三拾三兩之御直段ニ

五兩高ニ而吾妻七ヶ村御相場金壹兩ニ付九斗貳升替、群馬三ヶ

村之儀ハ前々之通、吾妻五兩高ニ而八斗七升替被仰付、兩郡拾

ヶ村惣代私共罷出被仰渡之通り御請申上候

一当秋作之儀ハ度々大風仕候故諸作実入悪敷殊ニ売買等下直ニ而

惣百姓難義仕候ニ付、御用捨も被下置候様ニ御願申上候得共、

当春より御定免切替御請納之内故、願之筋御聞届難被遊旨、無

拠被仰渡候趣奉承知候、罷歸り村々同役共にも可申聞旨御請申  
上候

一右被仰渡候趣兩郡拾ヶ村惣代私共奉承知御請印形差上ヶ申候、尤

御年貢少しも無未進、十二月十日限無滞可仕候、為御請一札仍而

三六 明和八年七月 幕府領原岩本・大道新田・栃久保村米

代金納願

乍恐書付ヲ以奉申上候

私共村方田方御年貢之義ハ往古ハ米納ニ付 三斗七升入ニ河井河

岸迄拾八里余津出致、但シ十三里分ハ駄賃被下置候、船賃之儀も御

米百俵ニ付四俵半宛御 被下、御上納致来候得共、私共村々之儀ハ

越国山統、嵩下故或不熟殊ニ土地悪敷不宜候故、米征悪敷、年々

御上納米ニ惣百姓難義至極ニ奉存候ニ付、伊奈半左衛門様御支配

之砌、段々御願奉申上候処、宝曆八寅年ノ五ヶ年季、御定免ニ被

仰付、定石代永納ニ被成下置、御張紙直段三兩増ヲ以、是迄御上

納致来候、何卒 御慈悲之御勘弁ヲ以、前々之通、御定免辻ヲ

以、永納被仰付被下置候様備ニ奉願上候 右之趣、御聞濟被成  
下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

明和八年七月十七日

(平 関征見蔵)

註 末尾に原岩本村大道新田、栃久保村列記。

原田清右衛門様

御役所

原岩本村  
々々

三六七 天明二年七月 香妻郡村々 定石代金納願

乍恐以書付ヲ以奉願上候

(平 関征見蔵)

上州吾妻郡左之村々名主・組頭・百姓代奉申上候義ハ此度御廻米  
之義被仰付承知奉畏候共、私共村々の儀は越後国境、至而山中谷  
合之村々、土地悪敷青米・しいな・膿赤米等ニ而、御蔵納之節、  
多分御刎儀ニ罷成、悉百姓内損相立、其上河井川岸迄道法拾八里  
之処、山坂難所故、至而日数手間取、尚又四拾ヶ年已前満水ニ  
而、右河岸亡失仕、当時新河岸迄道法拾九里ニ罷成旁以難義仕  
候、殊に濁水之砌リハ出船仕候ニも翌春ニ至りに到着仕候義も有之  
品々難儀仕候、依之先々、御代官伊奈半左衛門様御役所、甚難義  
之段強而御願申上候、御吟味之上、定石代金納被 仰付難有仕合  
奉存候、勿論其後度々御廻米被仰付候節も右之段御訴訟奉申上  
候、只今迄金納候、然ル処此度御廻米被 仰付候得共右奉申上候  
通り、聊土地出生米ニ而御蔵納難相成、殊ニ山坂悪場之処継送  
り仕候得ハ駄賃甚余計相掛リ、困窮之百姓弥以難義至極ニ奉存候

間、是迄の通り何卒定石代金納被 仰付被下置候様挙て奉願上候  
右願之通り被 仰付被下置候ハ、御救一同難有仕合奉存候以上

上州吾妻郡大道新田

天明二年寅七月

原岩本村  
々々

原田清右衛門様

御役所

三六八 天保四年七月 香妻四ヶ村 回米の達しに金納願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡大道新田・栃窪村・平村・原岩本村右四ヶ村小前村役  
人共一同奉願上候、近年諸国違作之困柄多、御米操不宜ニ付、当  
已年之儀ハ臨時石代難相成儀ハ勿論、年季石代又ハ石代等之名目  
おいて年々石代願取斗来ル分ハ三分一三分二石代納其外前々々定  
石代仕来り候分も又々御廻米之積り被 仰出、右之通小前之者共  
為申聞、当月廿日迄ニ御答可申上旨先般被 仰渡、其砌り罷出候  
村役人共帰村、一統江為申聞、不知奉畏候、然ル私共村々儀元来  
少高困窮ニ御座候上、越後国境極山中谷合ニ而冷氣強、霧深之場  
所故、諸作共実取薄別而米疋別而不宜、青米、しいな多、中々以  
御廻米等ニ可相成疋合ニ無御座候、殊ニ河井川岸迄道法拾九里余

有之、途中山坂峠數ヶ処ニ而大雪之節ハ、馬足相立不申、人馬通路差支候程之難場故、繼送りニ付諸入用夥數相掛り、御廻米ニ被仰付ニ而ハ困窮之村方難立行、既ニ先年茂御廻米之御沙汰御座候砌り、前書之始未申立御聞濟ニ相成、定石代ニ被仰付候御儀ニ有之、乍恐被仰出候御趣意恐入候ニ付、御廻米ニ相成義ニ候ハ、何程撰立候而茂御蔵物可仕候得共、土地柄ニ応ジ出来候米征之儀ニ付致方無御座難義ノ至存及仕候間、無余儀御愁訴奉申上候、何卒以御慈悲ヲ右之段被為聞召訳、当村之儀ハ前々之通り定石代金納被仰付、御廻米之義ハ御高免被成下置候様奉願上候 以上

天保四年

巳七月

上州吾妻郡

大道新田

原岩本村

栃久保村

平村

四ヶ村惣代

大道新田

文右衛門

平村

年寄

矢嶋藤藏様  
御役所

佐平治

(岩本 神保彦藏)

註 末尾に同年七月、願い出での四方村(唐沢文衛家蔵)の場合と全く

同文がある。郡中村々同様の形勢が想像される。

三六 文久二年八月 旗本大津知行、蟻川村正米納達に金納

方願

乍恐以書付御願奉申上候

御知行所上州吾妻郡蟻川村役人共御願奉申上候、当村之儀、連々困窮いたし、当御知行所ニ相渡候以来、文化十五寅年迄ハ家數四拾九軒、人別貳百拾八人有之、当人別差引七拾六人、家數拾六軒相減り申候、申年飢饉以來別人少ニ相成候得ハ、入作融通難相成、手余り候地所自然荒地ニ相成并網地多出来いたし必至ト難義仕候ニ付、天保十五辰年中荒地取調御願奉申上年々御救ニ預り候程之困窮村ニ御座候へども、是迄御地頭所様より御用金等被仰付候度相背候儀も無之、弘化四巳年より、当春迄、金六拾九兩余御上納仕候、去ル安政三辰年中被仰付候御用金差支金二十二兩須川村宝蔵寺ニ而五ヶ年割濟之積りヲ以借用いたし、此利足金七兩七分余、是等を差加へ候得ハ金七拾六兩余、御上納仕候、然ル処御地頭所様連々御勝手向御不如意ニ付御本家様へ御歎願被為遊候処、鳴石周助様御引受ニ而御仕法被仰出、田方物成当戊年より寅年迄五ヶ年之間、米納ニ可致由、当四月中御書付ヲ以被仰出候間、須川、蟻川両村役人小前相談之上、直ニ歎願ニ可罷出ト向候処、出府罷在候須川村伝兵衛、内蔵之助殿歸村いたし候

如 御本家御用人様松井壯面様御兩人、野州御知行所ニ御出役被遊、御留主中ニ御座候間、此節出府いたし候而も御用弁如何ト右兩人之者申ニ付、出府相延候由、名主文右衛門殿より被申越候間、当村ニ而も出府差扣ヘ罷在り猶又幸左衛門殿歸村之砌、御用人様巨細ニ御伝達有之候ニ付、須川村ニ而ハ、御精可仕儀ニ相談行届候旨、当村ヘモ御請可仕旨、名主文右衛門殿より当七月 被申聞候間、村役人共奉承伏小前之者ニ御請可仕様申達シ候処 御地頭所様御勝手向御不如意ニ付、御仕法立として被 仰出候儀奉恐入候得共、田方物成之儀ハ、前々より御張紙直段ニ三兩増ヲ以、金納ニ仕来り候処、御米納被 仰付候而ハ難義至極奉存候、殊ニ城出し道法十四五里之遠場、諸人用等多分相掛り候儀、馬ハ弱馬ニ而、御米附運候様之馬無御座、旁以難義至極奉存候、乍去 殿様被 仰出候御趣意ハ難相背候間、御用金ト何程か御上納可仕候間、御米納之儀ハ御免除相頼具候様一同是ヲ相欲し候、將又御納米式拾八石宍合之内拾三石式斗三升相給大津宮内様御知行所ヲ始メ御支配所、御知行所原岩本村・大道新田・横尾村、右田方所持之者ハ、御米納被 仰付候段申達候処、右一同申来り候ハ、御米納之儀当然之儀ニハ可有之候得共、郡中一体御支配所御知行所、前々より御張紙直段ヲ以御上納仕候、当郡之儀ハ山中故、青米・糺米等ニ而御上米ニ相成り候様之米出来不仕候、是ヲ以、金納ニ被 仰付候欵、何様差当り近来人少ニ相成迷惑仕候間、是迄之通、金納ニ而御聞被成下候様、尤御用金何程願御上納可仕候間一

向此段願具候様越石之者一同申出候ニ付、無余儀御願奉申上候、此度御難渋之御時節御米納相背候ハ恐多奉存候得共五ヶ年之間御用金とし考ヶ年式両金宛も御上納可仕候間格別之以 御勘弁ヲ御米納之儀ハ御免除被成下置候て今迄之通り御張紙ヲ以御上納仕候様御願奉申上候、以上

文久二年戊

御知行所

八月

上州吾妻郡蟻川村

御地頭所様

御役人中様

百姓代  
組頭  
名主

(蟻川 原沢正一藏)

元治元年十二月 折田村  
石代金納の歴史書上米代金納願

乍恐以書付奉申上候

当御代官所吾妻郡折田村

右村名主村役人一同奉申上候儀ハ、今般御役所様御廻状ヲ以、被仰渡候儀ハ、田方御年貢廻米ニ而相納之処何ヶ年以前、何故ニ而定右代金納ニ相成候哉、此段取調可奉申上様此段被仰付候間、右ニ付乍恐以書付此段奉申上候

一往古延宝年中迄沼田城主真田伊賀守御領知ニ而田方御年貢沼田御蔵屋敷迄、里数七里ニ而御座候得ハ、廻米御年貢相納来り候

所、其後貞享年中御代官竹村惣左衛門様、熊沢武兵衛様沼田御屋敷ニ而前同様廻米ニ相納来り、夫々數年來廻米上納致来り候、然処寛保二年戊申年中、關東大満水ニ而、山々沢々山崩等多、道・橋外損、流失致シ、通路一切無之様ニ相成、江戸表迄里數当村々三拾三里之道法り、廻り道ニ而出府致候里數五十里之道法り相成、遠路悉及難涉、迎も廻米難出来儀ニ相成候間、依之

一百俵三拾五石ニ付金三兩増上納仕、右仰御益筋ヲ以、此段村々一同奉願上候処、以御憐愍御聞濟被成下置候間、寛保中以

御慈悲是迄上納致来御通之定石代金納ニ而永ニ而御上納仕候様御聞濟被成下置度偏ニ奉願上候 以上

元治元年子二月

御役所様

(折田 折田茂藏)

三 一慶心二年四月 年貢未納方示談成立、訴狀取下げ願

乍恐以書付御下ヶ奉願上候

保科俊太郎様御知行所上州吾妻郡横尾村役人惣代名主三左衛門岩井村役人惣代年寄弥左衛門より当 御料所同郡平村林昌院外九人、中野桑町清見寺外八人江相掛り去<sup>(慶心元年)</sup>丑年年貢諸夫錢未進之者、<sup>(伊勢町鼠岸)</sup>地頭所添翰を以御訴奉申上候処、相手之ものとも一同被召出御理

解中御日延奉願上、掛合およひ候処、訴訟方ニ而ハ去丑年十二月中年貢取立相触候而も相手方之ものどもも田納又ハ三季納とも相滞一円皆済不仕候ニ付、無拗其段御訴奉申上候旨申之、且相手方中之条町平村出作惣代とも申立候ハ從來御張紙直段を以、金納仕来<sup>(文久元年)</sup>候処、本村之もの任頼去ル酉年より米納高之内三分一正米、三分

二御張紙相場ニ而相納候(乃延元年の正米不納山入事件後)得共、吾妻郡御料私料給々入会之場所共正米納柄と申儀決而無之剩去丑年より皆正米並高百石ニ付金五十兩宛用金可相納様被申聞、訴訟村々ニ而取立日限厳重ニ上納可致様被申聞候得共、中々以上納仕兼、連々用金等相當居候折柄、今般之次第難涉至極ニ御座候間、正米并用金御免除願本村出作共一同歎願仕、是迄之通り外御給々村々江右准シ御張紙直段を以金納ニいたし候様仕度今以御年貢諸夫錢未進相成候旨申之、御糺中御理解之趣を以、掛合之上去丑年被申付候用金相除、年貢諸夫錢共此節相納且又先前之通御張紙直段を以御取立相成候様御地頭所江本村出作もの一同より精々歎願可仕旨取極右一条落着之上ハ已来三季納方触当日限無遅滞相納候筈取究双方聊無申分示談内済仕候、然ル上ハ右一件ニ付重而御願筋毛頭無御座候間何卒以

御慈悲御調是迄ニ而御下ヶ被成下置度

保科俊太郎知行所

慶心二寅年四月

上州吾妻郡

横尾村

役人惣代

三左衛門煩ニ付  
名主

同 安左衛門

岩井村

同

弥左衛門煩ニ付  
年寄

平次右衛門  
代兼

当御料所

同州同郡

中之条町

清見寺

外八人惣代  
年寄

平 八

平村

林昌院

外九人惣代

佐 平 次

岩鼻

御役所

右横尾村

役人惣代  
年寄

重右衛門

岩井村

同

七郎兵衛

中之条町

儀兵衛

平村

平右衛門

伊勢町

藤兵衛

赤坂村

又左衛門

大塚村

伝兵衛  
代印藤兵衛

金井村

与兵衛

青山村

佐左衛門  
代印藤兵衛

(赤坂 小林貞夫藏)

前書之通り今般一件落着仕候上ハ来ル八月中ニ至候ハ、訴外村とも七ヶ村役人一同并出石惣代共申合せ地頭所へ歎願仕候筈取極議定連印為取替置申処如件

三七 慶応四年正月 保科知行七ヶ村 年貢米所相場上申書

乍恐以書付奉申上候

御知行所上州吾妻郡伊勢町外六ヶ村役人一同奉申上候、今般被

仰聞候御年貢御米上納方之義ハ是迄格別之以

御憐愍、所相場より安相場被 仰付、御上納罷在候所、以来安相

場之義ハ不相成様被 仰渡候趣、小前一同江申聞候処、即刻御請

仕兼候間、何卒御慈悲ヲ以、御猶予偏奉願上候、以上

慶応四年

辰正月

御地頭所様

御役人様

(赤坂 小林貞夫藏)

三七 明治元年十一月 岩倉真中之条町 定石代金納願

乍恐以書付奉願上候

当御料所上州吾妻郡中野条町役人共一同奉申上候、私共町方之義

者、山中谷間霧霜深く、岩石多、辺鄙時候後れ之土地柄ニ而諸作

実法悪ク年不熟いたし、殊更田方少反別、其上用水路悪敷、同郡

赤坂村々武里余も有之場所、岩貫式百三拾間余、間歩(まぶ)穴

拾六ヶ所有之場所、水揚いたし候得共、度々水路相崩、普請等難

波仕、日和利年々ニ者致干損、雨天相統キ候年ハ不熟いたし、年毎

ニ米出来方悪ク、青米・しいな米勝ニ相成、平常米穀不引足、年

中越後、信州ノ買入、嶮岨之山坂引相用、又ハ御出役様方御賄等

いたし来り、殊ニ先年真田伊賀守様新御検地ニ而、地面狭ク右ニ

順シ御收納筋茂外郡之振合ノハ當候哉、其外品々難波之土地柄

故、往古ノ定石代ニ而御上納仕来り申候、今般御廻米被 仰付候

而ハ大小之百姓一同相統ニも相抱り候次第、実々以難波至極仕候

間、何卒格別之以 御憐愍、前書之始末被為聞召詔、定石代ニ而

御定納相成候様偏ニ奉願上候 以上

当御料所

上州吾妻郡中之条町

百姓代

明 七

組頭 甚左衛門

名主 重郎右衛門

(中之条町 桑原源一郎藏)

明治元辰年十一月

三三 明治二年四月 旧旗本保科領 御料並定石代納願

乍恐以書付御敷願奉申上候

保科俊太郎上知上州吾妻郡金井村外六ヶ村役人一同奉申上儀ハ今

般當

御支配所 御二方様御出役被為遊上知一般檢地帳高反別帳御調

奉請候処、右村之儀ハ、慶応元寅年後、納米高格別減石之趣預り御尋ニ奉恐入候、此段先年元禄十一寅年、先地頭ニ御渡しニ相成、寛保三戌年稀成強水、猶又天明三卯年郡中一同洪水之砌、川際田畑欠崩砂入ニ而多分損地ニ相成候節、取増米永被申付、其俣追々開発いたし新田新畑等も出来反取米永相納、損地之場所全二重ニ上納仕儀ニ而難波仕候得共、安政六未年迄定石代四兩増ニ而、年久敷上納仕、翌申年納米之内、三分一正米被申出、猶又丑年より皆正米被申付、他給例ニも無之取箇ニ而甚以難波至極仕、潰退転ニも可及次第、既ニ小前騒立候処、其節前段取増米永用捨被下旨被申聞、地頭ニおいても焼失旁難波之折節、丑寅兩年皆正米之上取増米永捨めん被下候廉ヲ以、小前末々申定候、去々卯年之儀ハ往古之通り過納無之、皆済ニ相成申候、仰願ハ此段被為 聞食取取増米永御免除之上、御料所一般之定石代上納ニ相成候様大小之百姓御憐愍ニ絶、御歎願奉申上候、何卒出格之以 御愛憐ヲ御聞濟被成下置候ハ、多輩之者共無難ニ百姓永続仕候様 御慈悲之御沙汰奉願上候、以上

右金井村

百姓代

左左衛門

組頭

孫右衛門

名主

与兵衛

岩井村

百姓代

九郎右衛門

明治二年

四月 日

岩鼻

御役所

青山村

百姓代

三右衛門

組頭

金左衛門

横尾村

百姓代

倉之助

組頭

伝之助

名主

十左衛門

大塚村

百姓代

要助

組頭

源兵衛

名主

佐伝次

赤坂村

百姓代

浅右衛門

組頭

七左衛門

名主

金左衛門

伊勢町

百姓代

文藏

組頭

吉左衛門

名主

嘉右衛門

(横尾 関真次郎藏)



三三 明治二年十一月 中之条町外十四ヶ村年貢米金納願

乍恐以書付奉願上候

右ハ上州吾妻郡中之条町外左之村々役人惣代之者共奉申上候、当  
村之儀ハ至而山中辺鄙之土地柄ニ付、年々米穀引足不申、前書中  
之条町外拾ヶケ村之儀ハ、在来御料所ニ而、金井村外式ヶケ村共私  
領中同様定石代ニ仕来、既ニ去辰年之儀も金納ニ而御聞濟被下  
置、当年之儀至而違作ニ付必至当惑罷在候間、是迄通り、金納ニ  
御願申上呉候様、村々小前末々之者共挙而申出候間此段奉申上  
候、何卒以

御慈悲当已御年貢、前書拾五ヶ村金納ニ而御濟被成下置候ハ、  
村々一同難有仕合奉存候、以上 右中之条町

巳十一月十九日

外 拾四ヶ村

岩鼻県

御役所

(岩本 神保彦憲藏)

三七 明治二年十二月 岩鼻県年貢納方回達

廻達

其村々はまで定石代と唱、旧幕中張紙直段江夫々増金之上、納米  
候分、以来御廃し御廻米并上米下米平均相場ヲ以、先々厚薄ニ

寄、亦ハ石代上納可被仰付処、当年之義ハ、春米稀成冷気勝ニ而  
一般不熟之年柄、且ハ御廻米等被仰付而も津出難渋之村方可有之  
候、追而取調永世納之仕法取究、其筋江何可遣候得共、先ハ当年  
之義ハ、是迄定石代之分式分通所置米、八分通、米三拾五石ニ付  
金百七拾五兩式分之直段を以、石代上納被仰付候間、一同厚相心  
得、皆濟触日限通、無遅滞相納候様可取計、且取置米之分ハ、其  
村々江相預候条、火盜之難無之様、大切ニ心付置候様可致候、  
此廻状村名下令清印、刻付ヲ以順達、留り村々可相返もの也

巳 十二月廿二日

岩鼻県

吾妻郡村々

役 人

午正月二日拜見

(山田 山田正治藏)

三七 元禄六年十月 西中之条村入会山崎・小原崎年貢西中

之条並願

乍恐以口上書御訴訟申上候

西中野条村入会山崎名小原崎名分

田合式町四反九畝拾四步

内

中田 式反三畝式拾四步

下田 七反五畝八步

下々田 宍町六反拾貳步

三口合式町四反九畝拾貳步

右田処は悪所故先規伊賀様御代より御年貢割付候儀も西中野条村並に被仰付其已後御領所に被成而茂前々之通名主方江御尋被遊先規之通御割付被遊被仰付候所、去申ノ年より兩宮勘兵衛様御支配ニ罷成本村並ニ御割付被遊被仰付候ニ付年々御訴訟申上候得共御請引不被遊御取立被遊殊更兩三年之内及日損水損其御検見之儀も兩年迄名所切に被遊段々難儀仕候今度御慈悲ニ先規之通西中野条並ニ為被仰付被下置候ハ難有奉存候。

元祿西ノ十月  
(元祿六年)

問屋

十郎右衛門

訴訟人

市兵衛

(以下二十三名略)

(中之条町 桑原源一郎藏)

三六 元文三年九月 年貢未進者訴口上書(折田村)

乍恐以口上書申上候

一上州吾妻郡折田村組頭五郎右衛門と申者當年御年貢御成箇之口

成当八月口成口三度御上納一切不仕難儀至極ニ奉存口口所ニ同村甚左衛門と申百姓五郎右衛門荷担任、偽りヲ巧、村中騒動難儀至極ニ奉存候 甚左衛門儀茂当御年貢一切御上納不仕御日限遲滞ニ被成難儀仕候間、村役人其他借仕御上納仕候 何程催促仕候而も理不尽我假成事計申一円請付不申候、御慈悲ニ右之者共御年貢御上納仕候様被 仰付下置候様奉願候御事

一右五郎右衛門と申者当三月中当村太左衛門と申者と質地畑出入仕太左衛門御役所様江御訴江申上御差紙頂戴仕五郎右衛門方江相渡申候所ニ組合村五反田村名主年寄西中之条村名主年寄山田村名主年寄郷原村名主年寄立合執扱相濟申候 御判之儀大切ニ奉存候間当村名主方差上可申旨四ヶ村名主年寄申達候ニ付御役所様江名主方差上ケ申候 江戸行上下逗留之内雜用之儀五郎右衛門出し候様ニと口口立合相定候得共入用一切出し不申出シ候様ニと催促仕候而茂一向請付不申候 右質地畑代金五郎右衛門相濟シ残り金三両式分式朱四ヶ村助合可申と申取替相濟申候得共其他村之儀ニ御座候間左様ニも罷成村役人共并四ヶ村江返濟致候得共右五郎右衛門役人共方江一儀之届ケも不仕御用等被 仰付候節又ハ御年貢被仰付候儀相談ニ罷出候様ニと申候而も一切村役人名主方江も不參方端挨拶不仕不届キ計申候是も甚左衛門悲、公事相退メ候様ニ奉存候御事

一当村之儀ハ前々組頭五人ニ而相勤来り申候甚左衛門儀ハ孫兵衛組之内ニ而御座候所ニ甚左衛門申候ハ孫兵衛組を抜五人組

ニ而組頭相立申度と申ニ付五人組計ニ而万端不都合御座候間前々通ニ可仕由申候得共孫兵衛方江度々踏込理不尽成儀申かけ五人組之者迄甚左衛門と一身仕無理非道ニ相離候様ニ而孫兵衛組中合点不仕騒動仕候ニ付甚左衛門五人組之者共弥五兵衛弥左衛門与四右衛門弥五助弥五八召呼委細相尋候得ハ拙者共ハ小百姓之儀ニ御座候識之儀少も不奉存候得共甚左衛門達而孫兵衛組を抜候様ニと申ニ付孫兵衛組を相抜可申断相立申候と申ニ付左様ニ而不届キ之様ニ有之候間重而ハ孫兵衛組相抜不申候様ニと申候得ハ差図之通相守可申と申ニ付其趣口書取置申候 然所ニ当夏中甚左衛門并弥五助と申者大脇指を差右口書相返し候様ニと申不相返候ハハ帳箱を踏潰大集取候杯と申候得共大酒ニ酔參殊ニ孫兵衛并百姓共御年貢納ニ参居合候節ニ而追返し申候、右五郎右衛門甚左衛門一同色々難渋を巧、村中騒動難儀至極ニ仕候、別而当村之儀ハ困窮村ニ御座候得ハ出入出来仕候而ハ物入等失渡世百姓難儀仕候御事

一五郎右衛門甚左衛門儀御検見被成下候内見帳面ニ印形も仕間敷由申ニ付度々申断候得共加判不仕五郎右衛門組之内年寄彦右衛門方江も其訊申達候得共御検見先江御判仕間敷御訴訟ニ罷成候杯と返事仕無是非以書付御訴申上候、御慈悲ニ右五郎右衛門甚左衛門彦右衛門被召出候ニも被 仰付被 下置候様ニ奉願上候猶又御尋之儀御座候ハハ口上ニ而可申候以上

上州吾妻郡折田村

元文三年午九月

- |     |      |
|-----|------|
| 名主  | 九右衛門 |
| 組頭  | 孫兵衛  |
| 同   | 伴右衛門 |
| 同   | 小兵衛  |
| 同   | 佐兵衛  |
| 右組頭 | 喜右衛門 |
| 同   | 五右衛門 |
| 百姓代 | 茂左衛門 |
| 年寄  | 利兵衛  |
| 同   | 与右衛門 |
| 同   | 佐左衛門 |
| 同   | 郷左衛門 |
- (折田 折田茂藏)

三六 享和二年正月 年貢不納詫書(中之条町)

差出申一札之事

一我等義去ル午年々去酉年迄四ヶ年御年貢未進仕候ニ付去西十二月中御訴ニ及我等心得違之段申佗四ヶ年分御年貢并諸夫錢共ニ勘定致シ御請取被下忝存候、然処ニ右濟口証文双方以連印差上可申様御役所様被 仰渡則差上申候 右ニ付以来御年貢諸夫錢共ニ急度上納可仕由 御役所様々被 仰渡承知奉畏候、依之我

等并五人組以連印一札差出シ申所仍而如件

享和二年

戊正月

百姓  
五人組  
五左衛門 ㊦

市右衛門 ㊦

同断 平 六 ㊦

同断 平 三 ㊦

同断 安之右衛門 ㊦

同断 長 四 郎 ㊦

同断 中之条町役場蔵

村役人衆中

中之条町役場蔵

三〇 慶応二年二月 年貢未進者へ差紙

差紙

尋儀有之間、来ル廿二日四ツ時、可相届ケ、若於不参曲事もの也

二月十九日

岩鼻

御役所

註 そこに「上州吾妻郡平村林昌院、名主佐平次、組頭勇八、以下喜平次、作右衛門、小左衛門、三郎右衛門、茂右衛門、孫兵衛古名主」が連記されている。

中之条町役場蔵

六一 慶応二年四月十一日 中之条町外一ヶ村に掛る出作年

貢未納猶予願

乍恐以書付奉願上候

大字横尾村外一ヶ村より中之条町外一ヶ村江相掛り候出作御年貢其外未納一条願上候ニおいて、村方江申談度義有之、其段相手方江も申談承知納得仕候間、何卒以 御慈悲明十三日迄御日延御猶予被成下置度連印を以奉願上候、以上

横尾村

役人惣代

年寄 重右衛門

岩井村

年寄 組頭 長 八

中之条町

年寄 儀兵衛

平村

同 平右衛門

中之条町役場蔵

註 正米納め未納關係文書である。

三二 寛保三年八月 中之条町年貢取立て定

定

一從前々被仰渡候御条目之趣急度相守可申候事

一御年貢御上納之儀、被仰渡候定目、夏成御年貢六月晦日限、秋

成十月十日限、皆濟十月廿日限、右日限無相違江戸御役所江急

度御上納可仕候由被仰渡候

右之趣、江戸御役所ニ而被仰付、御請証文差上申候間、名主前取

立之儀ハ夏成六月廿三日限、秋成十月三日限、皆濟ハ極月十日限

ニ無滞急度上納可仕候 以上

註 次に大正院を筆頭に百八十名が記されその中には、山田、原町、青  
山、いせ町と記す他村者あり、最後に、次の様に記す。

寛保三年亥八月

中之条町

- 名主 八郎左衛門 印
  - 組頭 清 三 郎 印
  - 同 乙右衛門 印
  - 同 九右衛門 印
  - 同 幸右衛門 印
  - 百姓代 与五兵衛 印
  - 同 八兵衛 印
- (中之条町役場蔵)

三三 安永十年三月 大道新田外三ヶ村年貢納三季定日延納願

乍恐以書付奉願上候

一上州吾妻郡蟻川村、原岩本村、大道新田村、栃久保村右四ヶ村

奉願上候、私共村々儀ハ越後境高山続キ山方困窮之村方之儀ニ

付、御慈悲ヲ以、御年貢納方御定日ニ成被下置度夏御成箇金七月

十日、秋御成箇金十月十日、冬御成箇金極月廿日限り御上納仕

来り何卒御慈悲ヲ以、前々御定日之通り被 仰付被下置候ハ、

惣百姓御救と難有仕合ニ奉存(候) 以上

上州吾妻郡大道新田

安永十年丑三月

蟻川村

- 名主 權 之 丞
- 年寄 小左衛門
- 百姓代 伊兵衛
- 名主 原岩本村
- 年寄 三右衛門
- 百姓代 与兵衛
- 清之丞
- 名主 栃久保村
- 年寄 庄右衛門
- 百姓代 平右衛門
- 長左衛門

註 同様の願が ①明和二年十二月同四ヶ村 ②文政十三年五月同四ヶ村、共に稻垣藤左衛門役所に差出している。そして②では夏成六月十五日を七月十日、秋成九月十五日を十月十日に、冬成を十二月二十日に願出ている。実に初から六十五年になる。

(大道 塩野谷六郎蔵)

三六 天保五年八月 秋水領下 秋成年貢納回状

一金拾八兩 五反田村、一金拾八兩貳分下沢渡村、一金拾九兩貳分 上沢渡村、一金貳拾六兩貳分中野条町、一金貳兩壹分貳朱西中之条村、一金拾九兩三分折田村、一金五兩貳分山田村、一金九兩市城村

右ハ其村々当年秋成御年貢金割渡書面之通候条来月十日ノ廿日迄十日之間上納可致候、若日限相後違候ヘバ直ニ引立差出候、得其意、小前末々迄も、兼而申聞置、日限無違滞上納可致候、此廻状村下江令請印早々順達留り村々可相返者也

(増込) 御領知方

御役所

(印) 千八百二月

右村々

名主 組頭 百姓代

(折田 福田竹三蔵)

第四節 農業

第一項 農業・農産物

三五 自元禄十一年五月 至享保八年四月 原町一場権左衛門の田作覚帳

覚

元禄十一年

寅ノ五月廿一日

(番) ない取 門右衛門・久之丞・戸左衛門

廿二日ウヘ、半助・長左衛門・作左衛門・佐左衛門・りん・とら・甚之丞・門右衛門・うば・次助・すて・吉兵衛・弥兵衛・おたけ・戸左衛門・権七・助三郎・吉兵衛・加左衛門・(辯屋カ) 山田村 うふれ ころ町おるす、ふじ・市右衛門・メ式拾貳人(原文名前は列記されている)

七ツ半時分、うへしまい、ない間半分

但及暮文廻ニよし

はんけ 廿四日ニ入

寅五月廿九日

一こふかいと（昆布谷戸）の田拾六人にてうへ、内拾老人ハ  
苗取候而、四人ハこふかいと田こしらへ老人ハない朝を附  
ル

男四人 吉兵衛・弥兵衛・門右衛門夫婦  
手前  
女貳人 次助主従・加左衛門

賃取 甚之丞・庄三郎夫婦

此男女にて七ツ半時ニ植支廻也

但ごみつかノ苗間共ニうへル

寅ノ年

一永楽粃 四斗貳升 卯ノ年も同断

一御蔵粃 五升 同

一め黒餅 貳升 同

メ四斗九升

但三月廿一日ニひやかし、卯月八日ニまく、万吉

覚 卯ノ年

えいらく 一うる粃 四斗壹升

徳右衛門 一もち粃 三升

めくら 一同 四升

メ四斗八升

卯月三日ニひかかし、同月廿日ニまく

卯ノ年分

一こミ塚中せきノ田 六月二日ニうへ、はんけ六月五日ニ入

此人足

貳拾五人内 男拾四人 五人手前  
女拾壹人 内拾人日用取  
拾人ゆい

安兵衛兩人 門右衛門兩人 弥兵衛 吉兵衛 権助内  
すて ため 甚三郎兩人 吉兵衛兩人 長次郎ノ女房 甚之丞  
下村 山手 上ノ町  
とうは 庄右衛門 しま 市兵衛

右貳拾五人にて朝内苗取うへる、七ツ半過ニ支廻

卯六月十日 こふかいと田植

人足拾五人 五人手前  
内六人すけ  
四人日用取

すけ 安兵衛兩人 次助并すて 吉兵衛 弥兵衛 戸左衛門  
日用取

甚之丞 長七 市兵衛 上ノ町 吉兵衛

但 苗取候而うへる、田うない申候戸左衛門と作左衛門ハ、

昼食過り沢しりノ表刈申候、精出し申候故、七ツ時分ニうへ

支廻也

苗 耆駄ほと余り

右之一兩日 共ニ天気吉し

辰ノ年

一四斗壹升 うる 但えいらく

一三升 もち 但 徳右衛門

一四升 もち 但 めくら

メ四斗八升 但三月十二日ニひやかし、同月廿九日ニまく

はんけしやう(半夏生)五月十六日ニ入

但 はんけ迄四十七日ニあたる

一こみ塚・中堰ノ田 五月十八日ニうへる

此人足

式拾五人内十五人男 内六人 男手前 加左衛門・吉蔵共  
女手前

日料取 六人 外折とおこちや内にて勤  
うはへかいこにかより

ゆい 六人 すけ 五人

此わけ

一すん取 半助 ふし 家 平介夫婦 同 加左衛門女 下町 源内女

一ゆい 次助主従 弥兵衛三人 顯徳寺耆人

一すけ 長七 安兵衛夫婦 門右衛門夫婦

右式拾五人但 しん取はな取四人除、残廿耆人にて苗取植ル、

但 植支廻宿へ人足帰候而、入相ノ鐘鳴也、少々雨ふる万吉

同年 はんけ五月十六日入

一こふかいと田 五月廿四日ニ植

此人足

拾七人内 拾貳人男  
五人女

外おり内にて勤、昼過おおこちや勤ニ参候

此わけ

一長七 りん 門右衛門夫婦 次助主従 吉兵衛 弥兵衛 戸

左衛門右九人ハすけ

一加左衛門 是ハ日用取

一長左衛門 佐左衛門 長兵衛 吉蔵 ひさ とら

一安兵衛ハ病氣故すけず

一長七ハ昼食喰かへる、但苗取切りにて

一弥兵衛ハ中山ノ人來ル由にて、昼過おかへり、代りとして、

たけ昼過おすける

一とらハ昼食前計植ル、但おり耆人にて間あいがね候ニ付、昼過お内にて勤也

一真取 次助 長兵衛 はな取よし蔵 戸左衛門

右拾七人之内四人除キ、残拾三人にて朝之内苗取うへる、但

苗間共ニ支廻八ツ半時ニ仕廻也

一粃種子三升程、来年ハひかへてよし、五升程も苗余ルなり

一こふかいと田へ苗三駄四束附ル、但三束植余ル、尤 右人足各

少々ツ、持參之苗取合候て、都合四駄式束植候積り也、馬方さ

く左衛門

巳之年

一四斗えいらく 耆升 うる

一七升 もち

メ四斗八升也

種子三月廿九日ニひやかし

但卯月十三日ニ蒔也、はんけ迄四十五日目ニ苗植ル

はんけ五月廿七日ニ入



一こミ塚 中せきノ田、五月晦日ニ植也

此人足

武拾老人 内拾五人 男五人 内ノ男  
六人 女三人 内ノ女

内拾四人たのミ人

此わけ

安兵衛 りん 門右衛門夫婦 次助 万太郎 すて たけ 吉

兵衛 弥兵衛 忠兵衛 加左衛門 長七 加左衛門 真取

長兵衛 鼻取万太郎

廿九日ニ長七老人ニて朝々苗取

晦日 右人数ニて苗取植ル、支廻候而人足宿へ帰、夕食くい候以

後、入相ノ鐘つく、但昼前雨ふる 万吉日

寅卯兩年ハ武拾五人ニて植候へ共、当辰ノ年ハ廿老人ニ而入相前

ニ植支廻候也

一柴 武拾七駄 中せき 拾駄

同所 一こい 四拾五駄 同所 一こい 廿卷駄

一こふかいと田 五月五日ニ植也

此人数

武拾人 拾六人男 内四人 手前人  
内十二人 頼人

内 四人女 内三人 手前人  
内一人 頼人

此わけ

徳左衛門内寛助 長七 庄三郎 加左衛門 半介 安兵衛夫

婦 門右衛門夫婦 次助 万太郎 吉兵衛 弥兵衛 甚之丞

真取長兵衛 鼻取万太郎 寛助

右人数ニて苗取候也、但打続日和故、水無之候処ニ四日ニ雨ふ

り、急ニ植下地こしらへ申候付、前年ノ人足四五人多ク立ル、七

つ半ニ支廻候也、但苗間共ニ

一柴 十駄

一こい 三拾五駄 是ハ其日ニこい附申候 余程不足ニ有之

巳五月大吉祥日 千秋万歳所

とかく、下地能出来候節ハ人数少なく候共よき也、こふかいと田

下地出来宜候と申ニ付武拾人立候へハ余り人多キ也、拾五人計ニ

てよし

午ノ年 永菜 一四斗卷合ハ うる

徳右衛門もち 一七升ハ もち

メ四斗八升也

半夏六月八日ニ入

一こミ塚・中せきノ田 六月三日ニ植

此人足

武拾三人内拾三人男 六人内ノもの  
武人内ノもの

内頼人拾五人

次介かいこゆへ不参

安兵衛 りん 門右衛門夫婦 吉兵衛 弥兵衛 加左衛門

久之丞 真之丞

権介内 下ノ  
へや 清右衛門妹 長三郎 女房 市右衛門娘 女房 加七母

次助子 是へ内ノ作兵衛草津へ昼  
万太郎が夫ニ付はな取たのミ  
しろかき馬式疋、但此人足除キ残拾九人ニ而朝が苗取うへる、  
植仕廻候而人足田ニ居候内ニ、入相ノ鐘つく、但雨少ツムふり

一柴肥三拾八駄ニこい四十式駄  
中せきへ  
一柴肥拾式駄ニこい四十三駄

六月吉日

一こふかいと田 六月十日ニうへ

此人數拾六人 内人足六人

安兵衛 りん 門右衛門夫婦 吉兵衛 弥兵衛 すて 次助  
ゆり 清右衛門妹 せん

右人足ニて朝が苗取植ル、但七つ半時支廻也肥四十八駄

未ノ年

一四斗卷升 うる

一七升 もち

メ四斗八升也

半夏五月十九日ニ入

一こミ塚・中せきノ田 五月廿二ニ植

此人數

式拾四人 内 廿老人雇人足 三人内ノ者 外ハ煩

安兵衛 りん 覚右衛門 次助 万太郎 吉兵衛 弥兵衛 権

介下女 徳左衛門下女 式人 加左衛門 山手 加右衛門  
日用取しなの権介夫婦 久之丞 まき兄弟

右之人數ニ而朝が苗取植也、但七つ半時ニうへ支廻 天氣吉

一柴肥 卅卷駄

一馬や肥

中せき  
一柴肥 拾卷駄

一馬や肥

半夏入テ十五日目也 男共類 其上水無之

一こふかいとノ田 六月三日ニ植ル

此人數拾五人 内ノ者 作兵衛 儀平 とら 安兵衛 りん  
覚右衛門 吉兵衛 弥兵衛 助助 すて 万太郎 権介下女  
庄三郎 加右衛門 六兵衛ニ而男 久兵衛 千太 何もす  
け人數 木挽 佐助弟 (九)

一柴肥六駄

一馬や肥 式拾六駄

右之人數ニ而朝がない取、七つ時ニ支廻也

苗間共ニ、苗式駄ほとあまり

宝永二年酉年

一三斗八升 うる

一七升 もち

メ四斗五升也

半夏五月十二日ニ入 但九日めニうへ

半夏五月十二日ニ入 但九日めニうへ

一こミ塚ノ田 五月廿日ニ植ル

此人足拾老人右同断

右人数を以 朝ノ間苗取うへる也

但ひてり俄ニ時分下リニ雨ふり候ニ付、日用等無之 こミ

塚・中せき両日ニ植ル

一刈敷 三十八駄

一馬肥 三十六駄四束

メ七十四駄四束

一刈敷 十駄三束

一馬肥 十駄駄

メ廿貳駄三束

半夏入テ十四つめ

一こふかいと田 五月廿五日植ル

此人足拾六人 子共入テ

右人足ニ而朝ノ間苗取、苗間共ニ七つ過ニ植支廻也

一柴肥 拾貳駄 一馬肥十六駄メ三十八駄

種子粃三升余ひかへ候所 当年も余ル也 来年ハ又々ひかへへし

宝永三年戌

一四斗卷升 永らく 一壹斗 かるこ餅

一九升 徳右衛門餅

メ六斗 内卷斗五升ハ彦三郎分

五月廿二日ニ半夏入

一こミつか 五月廿四日ニうへル

此人足拾四人 朝之内苗取り植ル、但少し植残り 次日朝ノ間

四人ニ而植支廻也

一こふかいと 五月廿九日ニうへル

此人足拾八人 但助人共ニ、朝之内苗取り苗間共ニ植ル也、七

つ過ニ支廻

一刈敷拾五駄 一馬や肥拾八駄

中せきノ田戌ノ年ハ彦三郎ニ借シ

宝永四年亥種子粃

一式斗五升えいらく 一壹斗かるこ、一七升徳右衛門もちメ

四斗式升 卯月十二日ニひやかし

右苗間ひてりゆへ、手前ニ田水懸候事不成ニ付、下村平六田をか

り蒔也

六月三日半夏入

一こミ塚田 六月二日ニうへ

此人足拾五人、朝之内苗取うへる、但期日夕方式三分苗取ル、

此内日用取、うら町伝次、下ノ町伝兵衛女房

一刈敷柴廿九駄 一馬屋こい三拾三駄

メ六拾壹駄

六月 半夏入テ十七日目 但土用廿一ニ入

一こふかいと田、六月十八日ニうへ

彦三郎ハ四人、下村ハ三人

此人足日用取四人

其外内ノもの助人数

是ハ水無之ニ付、毎年ノ人足多立ル、前ノ昼過ク女式人ニテ苗取、翌朝も苗取ル也

右ノ田植候儀不成ニ付、其段名主所へ申達候へハ、其節沢田ノ水懸として同心老人被遣候とかく植候様ニと被申渡候故、夜水引漸植ル也

但 下村ノ田苗間分共ニ七ツ時支廻也

一柴刈敷 拾五駄 一馬屋こい拾六駄、メ三拾老駄 是ハ前年

ノこやしよほど不足

宝永五年子田作之覚

一式斗五升 永楽 一耆斗 輕子 一七升徳右衛門餅 合四斗式

升 三月廿九日ニ蒔

五月十五日半夏入

一こミ塚ノ田 五月十六日ニ植ル

此人足拾六人、朝之内苗取ニテ植ル、但此内作兵衛屋過ク不參、并戸左衛門是ハ手前ノ桑切り夕方之間働、此兩人指引拾五人

之積リニ而植ル、入相時分支廻

一刈敷柴 一馬屋こい五拾八駄

半夏入テ七ツ日

一こふかいと田 五月廿一日ニ植也

此人足拾六人内男九人  
女七人

右人数ニ而朝之間苗取植ル也、但吉兵衛老人一日苗取申候、但小束耆束程余リ

刈敷三駄 馬屋こい五拾駄

右天氣吉、七つ過ニ植支廻、但苗間共仕廻也吉兵衛・甚・佐左衛

門夫婦 茂兵衛 介人数

宝永六年丑田作覚

一耆斗五升ハ永楽 一耆斗ハ輕子 一耆斗ハ近江わせ 一七升ハ

徳右衛門餅合四斗式升

但 三月廿九日ニひやかし、卯月十三日ニ蒔ク、半夏五月廿五日ニ入、是迄四十一日懸テ蒔也

半夏五月廿五日ニ入 但シ七ツ日

一こミ塚ノ田、六月三日兩日ニ植也

此人足式拾五人 内拾五人ハ三日

右人足 朝之間苗取植也、但日損故兩日ニ植ル也

一刈敷 一馬やこい

一こふかいと田、六月

宝永七年田作之覚

一耆斗五升 永楽 一耆斗 かるこ

一七升も

ちメ四斗式升也 但四月廿一日ノ朝蒔也

半夏六月六日ニ入

一こミ塚ノ田、六月五日ニ植ル

此人足拾六人 内男拾老人  
女五人

右人数ニ而、朝之内苗取ル、但吉兵衛・佐左衛門・作兵衛三人ハ、終日苗取候也

一刈敷 一馬やこい 五拾駄 天氣よし

一こふかいと田 六月八日ニ植ル

此人数式拾人 内男拾四人  
女六人

右人数ニて朝之内苗取植ル、八ツ半時植支舞也、但苗間共うへる也

折田村

門四郎父子・佐左衛門女房・次助女・茂兵衛 此五人積り之外

介ル、拾五人ニ而累年吉シ、吉兵衛 あま 甚 市左衛門下女

七兵衛 作兵衛 清兵衛 次助下女 折田村  
門四郎親子 佐之助

吉右衛門 手前人数六人  
宝永八卯年田作之覚

正徳元年五月朔日ノ用之筈之由也

一耆斗ハ永楽 一耆斗五升ハ輕ル子、是ハ当年ノ五升積也 一耆

斗ハ近江わせ同年ノ五升引 一七升徳右衛門餅合四斗式升

半夏五月七日ニ入

一こミ嫁ノ田、五月廿日ニ植ル(名を略す)

此人足拾九人、四人手前もの 内安兵衛・吉兵衛・吉右衛門・

外右衛門・七兵衛晩方迄苗取也、右人足助人有之故、拾九人ニ

て植ル、下地能拵候節、拾五人ニ而能キ也  
右ノ田六月廿六日ノ朝、水はづす、但三十六日ニて

一刈敷三拾六駄 一馬やこい

半夏入テ十日目

一こふかいと田、五月廿六日ニ植ル

此人足拾七人、安兵衛 外右衛門 吉兵衛 弥兵衛 弥平次

茂兵衛 ゆわ 佐左衛門夫婦 市助夫婦 作兵衛 伊助 手前

五人 右之内 市助女房ハ子持故 内ニて働

右ノ田六月廿七日ノ朝、水はづす、但三十一日ニて

一刈敷 三拾六駄 一馬やこい

正徳式年辰田作仕付之覚

一耆斗式升 おぶみわせ 一七升 かるこ

一七升徳右衛門もち メ式斗六升  
半夏五月廿九日ニ植ル

此人足拾耆人 内男女五人

外ノ 安兵衛・作右衛門・佐左衛門・戸左衛門・十兵衛・所右衛

門下女・弥兵衛・所左衛門・あま

右人足ヲ以苗取植ル也、但七つ過ニ支廻、但辰ノ年ノ此田半分佐

次右衛門ニ小作ニかし候仍而人足累年ノ減ス也

一刈敷 一馬やこい

一こふかいと田、六月六日ニうへル

此人足拾五人 内四人

外ノ 佐左衛門夫婦 佐之助 安兵衛 作右衛門 吉兵衛 甚

らく 徳平 いわ 作兵衛

右人数ニ而苗取ル、但苗間共ニうへる、八つ時分支廻ニて、但小

麦少し刈ル也

一刈敷 一馬肥

右之穀種足り、不足無之吉

正徳三年巳閏 田植之覚

一耆斗式升 近江わせ 一七升徳右衛門もち 一七升かるこメ式

斗六升也

半夏閏五月十日ニ入

一こみ塚田、閏五月七日ニ入へ

此人足拾耆人 手前男女四人

外の 安兵衛 作右衛門 戸左衛門 作兵衛 甚 十兵衛下女

いわ 吉右衛門 メ七人 助人数但五平次 彦三郎 右拾耆人ニて朝

之間苗取、七つ半過ニ植支舞也天氣よし一刈敷式拾式駄入 一

馬屋肥式拾六駄入

一こふかいと田、閏五月十四日植ル

此拾四人 手前男女三人、外の安兵衛 作右衛門 戸左衛門

又八 作兵衛 吉兵衛 孫兵衛 甚 茂兵衛 いわ 吉右衛門

佐左衛門、右人数ニ而苗取八ツ時植支舞、但苗間共ニ

一刈敷拾駄 一馬や肥廿駄 一豆こやし

一こみ塚  
一こふかいと同日ニ植ル

此人數 戸左衛門 十兵衛 寺下 左之介 八左衛門 吉右衛門 左

次右衛門 左之介 女房 安兵衛 庄之助 左助 左左衛門

吉兵衛 孫三郎 たき 女房 弥兵衛 伝八郎 長右衛門

又八

合廿四人 七ツ時分ニ仕舞

正徳四年午五月廿三日

青編 一耆斗式升あふみハせ 一七升かるこ

一七升 餅 式斗六升也

辰巳午三ヶ年 貸シ 左次右衛門ニ借シ、未ノ年〇未年ノ手作ス、依之種子粗

七升〇増ス也

正徳五年 田植覚

一耆斗式升近江わせ、一耆斗四升かるこ、一七升もちメ三斗三

升也

半夏六月二日ニ入

一こみ塚田、六月二日ニ入へ

此人足拾七人 内人数共ニ

但朔日昼前の久右衛門苗取ル

二日長右衛門昼前計苗取ル

外の 安兵衛 作右衛門 戸左衛門 彦三郎 吉兵衛 弥兵

衛 甚 八左衛門 庄之助 太郎助 伝八 久右衛門

右人足ニて七ツ時分植支廻也、尤拾五人ほとニ而うへ、苗間ハ

残ル、天氣吉

一刈敷廿九駄 一馬屋こい廿五駄メ五十四駄

一こふかいと田、六月八日ニ入へ

此人數拾六人 朝之間苗取り植

安兵衛 作右衛門 戸左衛門 吉兵衛 弥兵衛 いわ 吉右衛門 六右衛門 儀兵衛 善八 孫三郎 内五人也 苗間共ニうへ、天氣よし

一刈敷 一馬屋肥 一肥豆 四拾ほと

正徳六申年田作之覚

一耆斗四升えゝらく 一耆斗式升近江わせ

一七升もち め三斗三升也

半夏五月十三日ニ入

一こミ塚田、五月十四日うへ

此人足拾五人 内外共ニ、安兵衛 作右衛門 戸左衛門 彦三郎 又平 甚 らく 善八 伝八 佐左衛門女房 太郎

一刈敷三拾四駄入 一馬屋こい五拾駄入 め八拾四駄

半夏十三日ニ成ル

一こふかいと田、五月廿五日ニうへ

此人足式拾五人 内廿人 類人 五人 内人 昼前苗間うへる也

当申年水無之故延引、夜水引漸植也、依之人足毎年多ク入、但拾人前年多シ、但水渡り兼候故、落尻一ツ翌日うへる也

安兵衛 作右衛門 戸左衛門 又平 弥兵衛 甚 太郎 吉右衛門 徳平 いわ 喜右衛門 善八 次郎 左之助 伝八、加

左衛門、長右衛門兩人ハ昼前迄苗取、七右衛門、女おな、五郎左衛門仕取也

一刈敷廿四駄 一馬やこい廿駄 め 一蒔こやし麻式拾ほと

享保貳年酉 田作之事

種子籾三色 め三斗三升也

半夏五月廿四日ニ入

一こミ塚田、五月廿四日ニうへ

此人足拾五人 安兵衛 作右衛門 戸左衛門 吉兵衛 弥平次

太郎 十兵衛下女 吉右衛門夫婦 長右衛門 内人数五人

朝々苗取植也、但水無之故大かた植残り、翌廿五日ニ八人ニて植

ル、安兵衛 作右衛門 弥兵衛 弥兵次 太郎

半夏十五日め也

一こふかいと田、六月八日ニうへ、人足廿五人、安兵衛 作右衛門 戸左衛門 吉兵衛 弥兵衛 太郎 十兵衛三人 伝八

次郎 太郎助 日用取 おな せん ゆく 女 仁兵衛 外ニ

庄助下男

朝々苗を取植ル、水無之故、七日之夜中水懸ケ八人内四人、茂兵衛 喜左衛門 作右衛門 次郎也

享保五子年田作覚

卯月七日ニひかし

一耆斗五升永らく但耆升つゝふやす

同日同断 一耆斗三升 近江わせ

一八升 もち

寅年 おき田ニて拾六俵内十俵 六俵 うち

め式拾八俵 但六斗入

享保六年丑年田作之寛

粃種餅共ニ升粃右同断

一こふかいと粃俵取集分九俵

但 結留六俵藏へ納

一こミつか粃俵九俵四斗結留藏へ納

一同所餅四俵結俵藏へ納

右俵七斗入ニシテ貳拾貳俵

但五斗入ニシテ三拾俵四斗也 七斗入

五斗入ニシテ廿七俵貳斗也

十月七日ニ支廻

寅卯種子粃升数同断

卯四月三日両粃種子ひやかし

(伊勢町 一鳩健藏)

註 当時の一場家とは狩宿閑所番士一場権左衛門家であり、当時原町に住し、下之町の広大な屋敷に住居していた。

三六 元禄十三年 荏・大豆村中希望者無

一荏・大豆直段当年の五ヶ年迄願人御座候ニ付而右之直段被 仰

付候へ共、村中望無御座候 為其一札差上申上候 以上

我妻郡四万村

元禄十三年

辰ノ

十月

折田村

名主

八兵衛(印)

御代官様

組頭

庄左衛門(印)

(折田 小沢みどり蔵)

註 宝曆八年十一月、原岩本・蟻川・大道新田・栃久保四カ村組に在大豆餅米買納に希望なしとある(大道 塩野谷六郎蔵)

三七 享保十八年一月 麦作夫食に不足に付買入(折田村)

差上申一札之事

上野国吾妻郡折田村

一高六百貳拾八石五斗七升七合

此反別百二町八反拾壹歩

内七町四畝貳拾八歩

田方

九十五町七反五畝拾三歩

畑方

人数合四百三拾三人

外

人員合七拾八人 他村江奉公ニ罷出候

上畑 三町六反七畝貳拾四歩

内 三畝廿歩 永川欠

貳反五畝歩 春地耆毛作り

残而三町三反九畝四歩 麦作仕付申候

但シ耆反歩ニ付取石耆石八斗程宛御座候



此石数六十六石一斗程宛御座候  
中畑 六町四反五畝步

内 式拾步永欠

三畝步 郷藏敷

三反五畝拾七步 春地一毛作り

残而六町五畝二十八步 麦作仕付申候

但シ沓反步ニ付一石三斗程宛御座候

下畑 拾四町沓反五畝式拾九步

内 五畝拾四步 川欠

六町式畝四步 春地一毛作り

残而 八町八畝拾沓步 麦作仕付申候

但シ沓反步ニ付六斗程ツゝ御座候

此石数四拾八石四斗八升六合程宛御座候

下々畑 六十九町九反沓畝三步

内 六反式畝廿五步 川欠

五十九町一反二畝三步春地一毛作り

残而拾町沓反五畝步 麦作仕付申候

但シ一反步ニ付二斗程宛御座候

此石数式拾石三斗宛御座候

右之通、年々麦作仕付来申候、去子年麦作秋作違作ニ而、当麦作

出来候迄百姓夫食統兼難義至極ニ奉存候、尤当村之儀ハ山方候ニ

付惣地一毛作り場所ニ御座候得ハ、前々々穀物一切売出し申儀無

御座候ニ付、群馬郡惣社、玉村、渋川辺并ニ信州ノ買入百姓夫食ニ仕候得共、近年世詰リニ而惣百姓困窮仕、夫食買入身命送り申儀不罷成迷惑至極奉存候、然所ニ比度御買上被仰付候得共、右之通麦作之儀ハ百姓夫食、夏三ヶ月ニも不足ニ御座候、粟稗夫食都合仕候も夫食統兼申候、殊ニ今年麦作之儀、去冬中四五年ニ替リ寒々強御座候故、麦枯候て只今明畑同前之様ニ相見江申候、前書申上候通、当村ノ売麦之儀ハ一切不仕候、今年麦作之儀ハ当分ニて難申上奉存候、何分ニも御慈悲を以、惣百姓相統仕候様ニ被仰付被下置候様ニ奉願上候 以上

上野国吾妻郡折田村

享保十八年丑

正月

名主

佐左衛門

組頭

庄右衛門

同

甚四郎

百姓代

茂左衛門

池田新兵衛様

御役所

(折田 今井次男蔵)

三八 宝曆三年八月 上州大豆の名請難義・大豆納増・御免

願覚

覚

当酉年上州大豆定式納之外上次大豆御用之由被仰渡候(以下

二・三字キレ)、相納候通り、代米駄賃被下置候ハ、高百石ニ付六斗程之割ニ而相納旨、尤急御用候由ニ御座候間、割増之儀御触次第相納可申候段被仰渡奉長候得共、去申年御吟味之節も申上候通り拙者共郡中之儀、一駄大豆出来不宜不実場所御座候而、所大豆へ納入訳而不罷成候得共、先年より納来り候故を以、例年定式納之義ハ無是非、買納仕来り申、右之通りニ御座候ニ付、一向御請難儀□存、尤去申年、御吟味之節ニも右之趣、御願申上候得共、差急候義故者御請仕候様ニ被仰渡候ニ付、無是非御請仕、是又買納仕候勿論、代米駄ちん被下置候得共、中々引合不申、困窮之村方一入難義仕候段申上候処ニ、左候得ハ、員数減シ候而成共御請可仕之者、再応被仰聞候得共、右申上候通り納相成り候大豆、一向無之代米駄賃、去申年々余慶ニ被下置候而茂所ニ納大豆無之候上ハ全上州之名目請候故計ニ而難義至極ニ奉存候、其上右之御用ニ付候而ハ、江戸往来方々村々共入用相掛り、至而困窮仕候ニ付、御慈悲を以、何分ニも増割之義向後共御免成し被下候様ニ偏ニ奉願上候、依之村々名主年寄百姓代一紙連印之一札差上ケ申候 以上

宝曆三年酉八月廿二日

伊奈半左衛門様

御役所

上州吾妻郡

右村々

(大道 塩野谷六郎藏)

元〇 天明三年六月 稻植付の時期申上 (大道外三ヶ村)

乍恐以書付申上候

一 上州吾妻郡蟻川村・原岩本村・大道新田・栃窪村右四ヶ村奉申上候儀ハ、此度田方植付之儀、御訴可申上由被仰渡奉畏候、私共村之植付之儀、五月十日々同十五日迄、早稻植付仕、中稻之儀、同月十六日々同廿日迄植付仕、尤晚稻之儀ハ山方谷合之村方故土地不相応ニ而植付不仕候、勿論当年之儀ハ兩氣相統候ニ付、出水共不殘植付相済申候、依之乍恐以書付御届奉申上候、以上

天明三年卯六月

(大道 富沢清藏)

元〇 安政四年五月 秋作・麦種入覚帳

〔表紙〕  
〔安政四年〕

当巳秋作仕附并麦種入覚帳

五月

五月申 卅日

半夏 閏五月十一日

四月 一前畑尻手 三塚余 いも

五月十日 九塚余 餅粟  
 十一日 一堰上下モ方 四塚平 同断  
 十一日 一百駄ノ角 三塚 早せ豆  
 五月廿八日 一百駄堰端 十二塚 ひへ  
 十八・十九日 一同頭 十塚 八斗豆  
 廿二日 一せと 五塚半 同断  
 廿三日 一横畑 四塚半 黒豆  
 五月廿九日 一堰上上ミ 四塚余 ひへ  
 五月廿日頃 一中段 四塚 大道  
 同 一十兵衛屋敷 四塚 大道  
 同 一堂ノ前 四塚 大道  
 同 一丸塚畑 四塚 大道  
 一細畑 一棒久墓前 四塚 赤豆  
 閏五月廿五日 一経蔵下 四塚 赤豆  
 一井土坂 武塚 種刈豆  
 六月廿八日 一南原 五塚 そば  
 閏五月朔日 一いなり脇 十式塚 ひへ  
 内倉塚高平大こん 六月十九日  
 一かやの 武塚 ひへ  
 一遠木小家ノ脇 武塚 ひへ  
 一前田通シ 老塚 ねぎ  
 ねぎ  
 ふろろ  
 ふろろ

閏五月廿九日六月一日まき 一離山 七塚 刈豆  
 一一定吉畑 六塚 入上九百文  
 六月廿六日 三塚 麻跡そば  
 六月十九日 此手間四人うない、メ六人半 三塚 大こん  
 此手間三人半人ツ、メ六人半  
 閏五月二日 一太平 廿一塚  
 四月廿四日 上ノ方十一塚ひへ  
 四月廿四日 下ノ方十塚 刈豆  
 メ百三十八塚  
 五月中 廿日  
 半夏 閏五月十一日  
 土用 同 廿八日  
 田方  
 閏五月八日 一吉衆 七塚 よしの  
 五月七日八日皆植ル 一かやの 五塚 よしの  
 五月廿三植初四日十式塚七日八塚 一前田 廿塚 よしの  
 五月十九日 一惣兵衛田 廿一塚 赤餅  
 内苗間四塚 廿日植ル  
 同日 一五反田  
 同日 一石橋 十三塚 北国  
 同日 一北林上町 八塚 よしの

メ七十四塚  
 閏五月十六日 北林上町分  
 一芝九拾把 八塚入候分  
 前田 惣兵衛田  
 弁天サマ下 惣兵衛田  
 三日植初 惣兵衛田  
 閏五月四日 堰上 十一塚 百蔵  
 吉野 太郎兵衛  
 閏五月七日下ノ 直吉  
 八日 堰下ノ 八日  
 かやの 手入計り  
 九日吉衆 手入計り  
 閏五月九日 三十二塚 よしの  
 惣兵衛田  
 五反田迄 惣兵衛田  
 (十九塚共外式塚苗間 赤餅よしの)  
 同日 五反田 八塚  
 同日 石橋 五塚 北国  
 同日 北林 八塚 北国  
 同日 惣兵衛田  
 同日 三十八塚植ル苗間残ル  
 同日 助入草吉・万蔵・角兵衛・仙吉・百蔵・  
 定吉・棒久ふゆき・加蔵、松蔵  
 同日 此日メ八人  
 同日 十七日下拵ニ参候  
 下男五人 越後三人  
 下女式人 伝蔵・寅二郎・左司

メ廿老人ニテ三十八塚植ル

助入メ十式人

内百藏兩日参候

閏月廿日うへるへる  
一苗間 四塚 手入

刈敷

五月十五日 作藏  
一八十五束 磯吉

但シ至テ小束也

此太(賦) 八太程

十六日(賦) 為吉

十七日 越後三人

十八日巫送

此入方 北林 七太

石橋 十太程

惣兵衛田 十四太程

メ 三十六太ニ成

麦こなし覚

閏月廿九日左可改 為吉  
一矢ノ羽 三石六斗 熊吉

但シ 十卷太打 メ式人

六月二日寅改 三人

一同 式石八斗

此干上

五石六斗五升

メ廿太三束打仕舞

差引七斗五升切レ

二日 一吉がら 五石式斗 前畑十二塚分

此干上 四石五斗三人打

内四斗種ニ取

此干上三斗四升

三日(患) 一〇〇〇 四石八斗 三人

△

四日 一同種 卷石五斗 同断

同日左可 此干上卷石三斗四升

一同 三石卷斗 同断

メ 四石六斗

二日 二ロメ七石九斗干上六石四斗九升

五日 一同 五石五斗 三人打

七日 此干上五石卷斗式升

一手前エリ三斗 種ニ取

日用 此干上式斗八升

打メ廿六石五斗

此干上廿三石也

卷六入ニシテ卷石四斗増ス

一外ニ

四石六斗八升 田麦手折之分

三斗

卷石五升

メ三十石四斗一升

辰ニ差引四石式斗式升増

一小麦メ卷石九斗七升

辰ニ差引卷石三斗八升へる

当秋いろくの事也 遅仕付故

種余分ニ入ル

畑麦種覚

已九月七月土用

廿二日始メ

一横畑 四塚半種式升 奥州麦

黒豆跡 踏蒔

下肥 卷桶

ならし卷桶

灰 卷桶

同日 一堂ノ前 四塚 右同断

同日 一棒久墓ノ前大道豆跡 種式升ツ、

同日 一細畑 卷塚半 右同断

メ四塚 廿三日雨少しふる

赤豆跡坊主赤毛 小麦 卷升入

老塚 なす跡五塚奥州 種式升ツム  
 九月廿三日雨少し降ル  
 一 せ戸 五塚半奥州 種式升  
 廿四日快晴  
 一 中段 四塚同断  
 同日  
 一 十兵衛屋敷所四塚種式升八合  
 同日  
 一 堰上上ノ方 四塚半同断  
 同日  
 一 同下之方 四塚半同断  
 九塚  
 廿七日 雨少しふり候へ共九塚まぐ  
 一 前畑 十式塚 吉から  
 尻手三塚半 いも跡  
 十月三日雨少々  
 一 三塚半 いも跡時  
 廿六日快晴  
 一 百駄堰方 十式塚奥州 へり  
 ひへ跡  
 廿五日快晴  
 一 同所改 十塚 同断  
 大道跡  
 十月七日  
 一 同所菜畑 三塚ほどし 小麦  
 菜跡  
 七日晴  
 一 離山 七塚 小麦白毛  
 畑メ八十八塚  
 立春メ十日  
 一 畑麦  
 十月一日 種式升武合  
 一 惣兵衛田 七塚奥州 下こへ七分 桶三分

同日  
 一 一反田 十三塚 同断  
 二日十一日  
 一 北林上町 六塚 小麦白毛  
 田メ廿六塚  
 はなれ山 十月六日堀  
 手人五人  
 越後  
 日用卷人  
 十月七日 助入  
 小麦ヲ蒔 忠兵衛  
 内人 五人  
 日用 卷人 花亀  
 女 貳人 喜太夫  
 十八人手間メ 十人ニテ堀ル  
 (山田 山田正治蔵)  
 元一 明治五年 産物書上帳 (山田村)  
 (表紙)  
 上野国吾妻郡  
 山田村  
 第二十六区小六区  
 山田村  
 昨壬申取入高

一 米百貳拾貳石貳斗八升  
 一 大麦四百壹石貳升  
 一 小麦九拾八石五斗六升  
 一 大豆百三石五斗四升  
 一 赤豆廿四石四斗五升  
 一 粟七拾七石九斗五升  
 一 稗三百拾五石壹斗三升  
 一 黍三十石四斗八升  
 一 蜀黍六斗  
 一 胡麻九升  
 一 蕎麦五石九斗九升  
 一 千五百五拾三石九升  
 一 生糸貳拾貳拾六拾五匁  
 一 壳高銭六千六百八拾三貫文  
 一 繭拾六石貳斗七升  
 一 壳高銭貳千六百七拾四貫文  
 一 炭百七拾五俵  
 一 壳高銭七拾貫文  
 一 雄子山雉貳拾三羽  
 一 壳高銭貳拾貳貫五百文  
 一 熊卷疋  
 一 壳高銭貳百五拾貫文

一 蚕種五分付四拾枚

壳高四百貫文

壳高銭

ノ壳万九拾九貫五百文

右之通取調奉書上候処相違無御座候 以上

右村

惣代人

岡

組頭

町

岡田

安一郎

副戸長

同

庄造

(中之条町役場蔵)

第二項 用水・水車

元文三年六月 名久田川大洪水仕御注進状

乍恐以書付御注進申上候

一 当月三日大洪水仕、御普請場不残押払、田畑合三町余、永川欠砂入山崩等ニ罷成、驚入御注進申上候、御慈悲ニ御見分被遊被下置候様ニ奉願上候 以上

元文三年午ノ六月

上州吾妻郡平村

組頭 三郎右衛門

同 仁左衛門

同 彦左衛門

池田新兵衛様

御役所

(平 龜持千郷蔵)

元三 文政十二年七月 名久田川洪水用水田畑あれ、見分願い

乍恐以書付を奉願上候

上州吾妻郡平村名主組頭百姓代奉願上候者当月十九日八ツ頃分より大雨洪水ニテ谷々沢々大變ニ押出、用水路一里半モ御座候内、山貫ケ込、土手落埋り候処數ヶ所、凡七百間モ落埋并籠林用水路凡七十間モ貫ケ落、右用水路之内堤六ヶ所深サ八九尺一丈モ堀レ込、ぬかり沢と申所五間半之掛樋御座候へ共流失仕、右用水路、之ハ御料所山崩谷々押出、人家三軒其外物置等流失仕、田畑合テ六町一反四畝十一歩同川欠石砂泥入ニ罷成、往還筋十六ヶ所流失仕、百姓一同必至難儀至極仕、逆モ自普請ニ不及、何卒御勘弁之御慈悲を御見分被成下置候様偏奉願上候

右願之通御勘弁之御慈悲を御聞濟被成下置候ハ、百姓一同難有仕合奉存候 以上

上州吾妻郡平村

名主

八郎右衛門

組頭

彦左衛門

文政十二年丑七月

同断 五郎兵衛  
 同断 角兵衛  
 同断 源助  
 同断 右衛門  
 百姓代 平兵衛  
 (平 颯持千郷藏)

三六 文政十二年八月 名久田川用水普請願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡平村役人共奉申上候、当村之儀極山入難所ニ御座候  
 処、先月十八日大風雨ニ而同十九日名久田川并所々山沢充満いた  
 し夥敷山崩仕、百姓家三軒押埋、観音堂一ヶ所押潰し、其外田畑  
 三町九反余川欠石砂入ニ相成、道橋等も悉及大破、村内入口凡二  
 百間余、川路出来、尚又字七沢同籠林ニヶ所用水堀之儀四十五ヶ  
 所程及大破候ニ付、其段早速、奉申上候処、様御出役御見  
 分被成下難有仕合奉存候、然処一体私共村方之儀用水ハ吞水ニ仕  
 来候処、右用水路凡六百九十二間余山崩山押又候、関代堤等押落  
 し、当時一滴も村方江流水不仕、依之御田地相続方ハ勿論村内一  
 統吞水ニ差支当惑至極仕、左候逆大場之儀中々自力等ニ難相叶、  
 殊右用水路并名下田川之儀前々御普請所ニ而元文五申年早川安左  
 衛門様御支配之節、川除人足御扶持米下置、其後寛保三亥年(二年

のあれの後)石原半右衛門様御支配之節、用水堰御普請被仰付人  
 足御扶持米被下置、右前後も大破之節ハ御普請被仰付候趣ニ御座  
 候得共、年曆相立所々成書物見当不申、併元来御普請所ニ相違無  
 御座、就中今般之儀古今聞伝も無之大変ニ而此仮捨置候而ハ、一  
 村皆亡所退転仕候儀曆然ニ有之、難儀歎敷奉存候間何卒以 御  
 慈悲別紙簡所付之通り、御入用御替持被仰付度奉願上候、右願之  
 通 御聞濟被成下候ハ、相助難有仕合ニ奉存候、以上

当御代官所

上州吾妻郡平村

文政十二年丑年八月

山本大膳様

御役所

(平 関征兒藏)

三五 文政十三年正月 名久田川用水普請願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡平村御料私料村役人小前一同奉申上候ハ用水御普請之  
 儀此度来御見分被下置御下知之否相待候而ハ田方仕付方之御年貢  
 弁納仕候儀無拠候得共、大場之義迎も自普請ニ難叶、殊ニ一村吞

水差支当悉至極仕候、此假捨置候ハ、皆亡所一村退転仕候外無御座候儀仕候間、用水川除共ニ格別以 御慈悲御入用御普請以被仰付下置候様偏ニ奉願上候 以上

大津利右衛門知行所

平村

文政十三年正月

惣代

平兵衛

組頭

弥助

名主

八郎左衛門

大原四郎左衛門代官所

百姓代

平右衛門

組頭

茂右衛門

年寄

佐平治

追而御勘定方上五人之宿一軒、清四郎自分上下五人 家一軒之積用意可有之候、尤明十六日昼時早々出立之積候、万可得心得候以上

(平 関伸一藏)

文政十三年正月十三日 平村に用水御普請役来り検分

御証文先触 御普請役新井弥作

御用 覚

一、御証文 一、馬一疋 一、人足 六人 内四人御証文 二人は賃人馬

但シ乗物一挺 外持二荷

右勘定方より

一、御証文 一、馬二疋 賃人足三人但シ駕籠一挺

右ハ御普請役元メ并我等、右ハ関東筋川々御普請為御用御勘定口野大八御普請役元メ高原清次郎并我等其筋致通行候ニ付前書之人

馬差出荷物無遅滞可繼送候、尤請川之有之前後申合、無差支様可取付可申上候、此先触早々順達、留り村之我等着之節可相返候、以上

御普請役

正月十五日

新井 弥作

波川一 金井一 祖母島一 五丁田一 泊り平村

右村々役人中

三六 文政十三年二月 名久田川用水普請見積

(表紙) 〔平村来寅目論見帳平村

高四百七十九石一斗八升七合 上州吾妻郡 平村一

名久田川通り

四郎兵衛屋敷前

一石積長十間 平均高六尺 馬路二間

此坪三十五坪 処三間

字宇つ間下川原

畑欠所



一石崩ニ付長六十間 平均横 六尺

此石三十坪

右五十五坪

人足四百九十五人 但シ石取 九人

(平 関征児蔵)

三六 宝曆九年四月 間歩用水御普請御請印帳

(表紙) 宝曆九年

上州吾妻郡中之条組合用水路御普請出来形御請印帳卯四月

組合高二百五拾八石九斗八升五合

七百拾壹石五斗八合 伊奈半左衛門御代官所 御料上州吾妻郡中之条町

六百四拾七石四斗七升七合 保科外記知行所 私領同國同郡伊勢町

字横尾 一用水掛渡井長六間内法深三尺

右御入用

御林被伐 松木壹本 長壹丈三尺、末口壹尺六寸鋪板

此板數五枚 長壹丈三尺 幅壹尺壹寸 四通挽

右同斷 外四枚 私領より出ル

同木壹本 長壹丈三尺 末口壹尺七寸 兩側板

此板數六枚 長壹丈三尺 幅壹尺貳寸 五通挽

右同斷 外六枚 私領より出ル

栗丸太七本 長四尺五寸末口五寸 上梁下

外七本私領分出ル

右同斷 同丸太四本 長七尺 末口五寸

外三本 私領分出ル (外略)

古木六本 長八尺

古木六本

四寸皆折 八拾六本

此鉄目壹貫貳百九拾目

代永百拾九文壹分但 老本鉄目拾五文 金壹兩ニ八ノ六百五拾目かへ

大工貳拾五人

内 廿老人 榑新板坪七坪 壹坪三人掛り 古杭古梁古桁取合搦押拵 楨皮打 仕立共ニ遣 四人

賃永壹貫八拾貳文五分

楨皮百八間

代永百八文 但シ拾間ニ付拾文

是ハ兩側板判目式通根付式通鋪板判目式通共ニ六通、老通長

六間ツ、三筋ニ打

木挽拾壹通式分六厘七毛

賃永貳百五拾三文五分 但輪掛廿壹通 廿貳文五分

杣式人七分五厘貳毛

賃永百拾貳文八分

是ハ老人壹分九厘貳毛、長壹丈三尺、幅壹尺壹寸、厚壹尺ハ 木取老人三分ハ長壹丈三尺、壹尺貳寸角ニ木取都合尺ノ式本

同断支脚 押柱

杭木

七分五厘貳毛、尺角老本老人掛り

人足貳拾貳人貳分 御林木根伐持運人足  
但老人ニ付七合五夕

此米壹斗六升六合五夕

(前略) 合拾三本、同郡平村御林ノ根伐持送共ニ遣・但道法

壹里一日三通持

御林木

拾三本 但長二間ノ四尺五寸迄  
目通五尺ノ壹尺五寸廻り迄

小以米壹斗六升六合五夕

永壹貫七百五文九分 但高百石ニ付  
永百廿五文五卜  
貳厘六毛余

永八百九拾三文壹分 御料

永八百拾貳文八分 私料

御林木 拾三本 平村御林

合米壹斗六升六合五勺

永八百九拾三文壹分 御入用

外組合村役之分

一人足三拾人

内拾四人 私領ノ出ル

廿一人 大工手伝諸道具持運掛渡并仕立ニ遣

九人 御普請中番人足古木片付候遣

字横尾 一用水堀替長延九拾間 横貳尺  
平均掘込三尺 拾壹ヶ所

是ハ前々御普請用水路縁欠崩候ニ付、山之方江相替并掘取候石  
岩を以、欠崩候縁通築立、用水引取候積り、尤人足ニ而ハ不相

成候ニ付、石切ニ為掘候積り

此石割坪拾五坪

石切百五拾人

賃永六貫四百九拾五文 但シ壹坪拾人掛り  
但シ老人ニ付  
四拾三文三分

是ハ新規掘替縁通落石ニ而築立遣積り

人足七拾五人 但シ壹坪五人

是ハ右切手先手伝ニ遣

同所 一用水穴内波長延貳拾九間 平均深壹尺五寸  
拾壹ヶ所

此坪三坪六合 但壹坪七人

人足貳拾五人貳分

同所 一用水路波長延百拾六間 横三尺  
平均深壹尺五寸  
六ヶ所

是ハ右同断赤坂川ノ切ノ間夫之間并一ノ間夫

入口ノ枋瀬之内石砂押入埋候ニ付波候積り

此坪拾四坪五合

人足四拾三人五分 但壹坪三人

小以永六貫四百九拾五文 但高百石ニ付  
但永壹貫九拾九文貳分三厘五毛

内三貫四百文五分 御料

合永三貫四百文 御入用

外組合村役之分

一人足百八拾四人七分

内九拾六人七分 御料  
内八拾八人 私料

御林木拾三本（是へ前記に付略）

都合米三斗六升六合五勺  
永四貫貳百九拾三文

御入用

外組合村役之分

一人足貳百拾四人七分

百拾七人七分 御料所分

内 九拾七人 私領分

右へ上州吾妻郡中之条町、いせ町御料私領組用水掛井耆ヶ所、  
右井筋欠崩之所、山之方へ損替并同所統浚共此度御普請被成下候  
ニ付、出来形之上、右両所名主・年寄・百姓代場所へ立会、見分  
被仰付候処、先達而御積長之通、板・丸太・鉄物とも員数寸間并  
掘替之場其外浚長幅深共少茂相違無御座候、銘々御普請丈夫ニ出  
来仕、難有奉存候、尤右御積長通之外町内入用等何にても相掛り  
不申候、依之出来形印形差上申候仍而如件

宝曆九年卯四月

名主 平 八

年寄 重郎右衛門

組頭 勘左衛門

同断 十兵衛

同断 五左衛門

同断 太左衛門

百姓代 伊左衛門

保科外記知行所

伊奈半左衛門様

御役所

註 文書中小記の箇所は省略した。

三六 明和八年二月 間歩用水御普請金の事

奉請取御普請金之事

上州吾妻郡

中野条村

一金三分永九拾七文八分

右者去寅年当村伊勢町立会用水掛渡井并用水路御普請所御入用金  
書面之通被遊御渡シ遣奉請取候、仍而一札奉差上候如件

中之条村

明和八年

二月三日

同国同郡いせ町

名主

重右衛門

年寄

藤兵衛

組頭

所左衛門

(中之条町役場蔵)

名主

十郎左衛門

年寄

半兵衛

百姓代

藤八郎

組頭

佐兵次

同

伝右衛門

同

常右衛門

同

惣兵衛

野田弥市右衛門様  
蔭 山外 記録

御役所

(中之条町 桑原源一郎蔵)

三九 天保十年六月 間歩用水先規の如く分れ方、願い度

(中之条町)

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡中之条町役人惣代名主重郎右衛門組頭五右衛門奉申上候、町方田場所長岡名所天神名所之儀者、保科栄次郎様御知行所隣村伊勢町入会之地所ニ御座候而、天神名所之儀者、上天神下天神与相唱来申候日用水之儀、元來間歩堰、胡桃沢川江分れ致引来り申候処、当年ニ限り伊勢町裏ヲ通申候故、上天神之外長岡名所并下天神江引候儀ハ相成間敷候段申候ニ付、伊勢町名主武左衛門方江相掛合申候処、右同様之挨拶ニ御座候故、間歩堰分水無御座候而ハ、必至与差支申候、先年沼田御城主真田伊賀守様御普請所ニ而ハ、赤坂村より横尾村江相返し水本ノ田場所まで沓里式拾三丁之内、切貫岩穴数多有之、其外掛樋之場所間々有之、去ル天明六年迄御官原田清右衛門様御支配之節迄材木諸入用等被下置御普請仕夫ノ伊勢町・中之条町ニ而当年迄自普請致来入足諸入用之儀ハ、右両所□高割ヲ以致来候田用水ニ御座候、然ル所、当夏中格

別早敷仕漸々植付相濟申候処、追々照統、暮れ一切無之ニ付、必至与差支申候、何卒格別之御勘弁以、御慈悲御見分被成下置、先規之通、分れ仕候様一重ニ奉願上候、当時之様子ニ而ハ、干枯ニ相成、田主一同必与差支難渋至極仕、依之、右之段石原村取締役半七殿方江申出候処、半七殿奥田村九郎兵衛、五町田村武左衛門、青山村喜平殿同道ニ而伊勢町江掛合呉候処ハ一切取持居不申候ニ付、依之無是非今般御訴訟奉申上候、中之条町長岡名所天神四町步・上中下合テ五町老反余有之内長岡・下天神式町六反余是迄分水致来り申候場所ニ御座候、伊勢町之儀ハ田耕地数多之場所江分水致相用夫耳不成諸入用之儀ハ兩町石高割ニ御座候得ハ、中之条町ニ而少々余分ニ差出シ置申候処長岡下天神江養水之儀者一切不相成杯与我低増長致候而ハ御領知百姓共難行立奉存候、何卒以御威光保科栄次郎様江御掛合被成下置、格別之以、御慈悲先規之通り分水ニ相成候様被 仰付被下置候ハ、偏難有仕合ニ奉存候以上

天保十年

亥六月

上州吾妻郡中之条町

田方惣代

百姓

安右衛門

同断

仙 助

名主

重郎右衛門

御領知方

御役所

(中之条町 桑原源一郎蔵)

四〇〇 天保十年六月 間步用水砂揚場取替証文

為取替申一札之事

一其御村方御用水路此度別段砂沈被遊候ニ付私共処持之地所右御用水堰添ニ有之右之場所至而難場ニ付無拋今般御役場様御見分之上砂揚場太郎左衛門所持之内上田老反廿歩之内十五歩、七左衛門所持之内上中合六畝廿歩之内十五歩御引歩奉頂被候、双方合老畝歩之処彼是行違ニ付論所申候趣意扱人立入双方貰受右御引歩地代金貳兩且又当秋流毛代金貳兩髓ニ受取申候、依之以來相互ニ右地論等仕間敷候、為念扱人加印仕候段相違無御座候 仍而取替申一札如件

赤坂村

- 右地主 太郎左衛門<sup>印</sup>
- 親類 清 四 郎<sup>印</sup>
- 右地主 七左衛門<sup>印</sup>
- 新類 重 次 郎<sup>印</sup>
- 百姓代 五 兵 衛<sup>印</sup>
- 組頭 茂 右 衛 門<sup>印</sup>
- 名主 彦 右 衛 門<sup>印</sup>

大塚村

天保十亥年

六月

扱人 源 蔵<sup>印</sup>

横尾村

同断 権 左 衛 門<sup>印</sup>

同村

同断 平 六<sup>印</sup>

いせ町

御名主 武左衛門殿

御役人御中

(中之条町役場蔵)

四〇一 天保十年七月 間步用水、仮議定証文

仮議定之事

一此度水論之義ニ付近村役人立入取扱候趣、胡桃沢<sup>ヌツヅ</sup>切場ニ而伊勢町三分、中野条町七分分水致し、間步堰之儀ハ其低差置申管ニ掛合行届候ハ、余事ヲ不論熟談内済可致候掛合行届不申候ハ、先御願之通り可仕候、仍而仮議定書奉差上候 以上

中之条町

- 天保十年亥
- 七月
- 百姓代 惣 右 衛 門<sup>印</sup>
- 組頭 又 兵 衛<sup>印</sup>
- 名主 重 郎 右 衛 門<sup>印</sup>

伊藤庄蔵様

(中之条町役場誌)

四三 天保十年七月 間歩用水伊勢町・中之条町使用方済み

証文

差上申済口証文之事

清水領知上州吾妻郡中之条町役人惣代名主十郎右衛門少保科栄治郎知行所同州同郡伊勢町名主武左衛門外七人相手取用水出入申立遠山左衛門尉様江奉出訴候処於 御評定所江場所熟談被 仰付候趣ニ而今般双方御出役被成御調中近郷村役人共江取扱被仰付則扱人立入掛合之上熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候

一右出入双方得と承札候処訴訟方申立候ハ往居兩町一村ニ而田畑入交り有之間歩普請入用等之義ハ年々兩町高割ヲ以差出来既當年ニ至迄人足之儀も触当次第差出且兩町境川字胡桃沢用水之儀右間歩堰江一手引込夫ヲ用水一ト筋ニ通水致関梓相立先前分水ニ仕来候、然ル処当夏胡桃沢用水之義関梓迄之間堰底悉堀下、新規同様之手入致其上関梓分水之場所メ切水一切落し三ヶ所之道養水無之、旱枯ニ罷成此候ニ捨置候而ハ御年貢上納可仕様無之難波候旨申上候処、相手方ニ而申立候ハ間歩堰之儀ハ天神名所用水ニ限り候故、長岡川はけ天神原名所江ハ是迄分水致候義且而無之胡桃沢之義ハ先前メ切之場所ニ御座候間間歩堰用水ト一手ニ引込候ヘ共、全関梓之義ハ分水梓ニハ無之、悪水吐落場所之由達而申し、且又間歩堰普請之時々中之条より出人足

近年不精ニ罷成堰渡等何分抄取不申候間、示今以後村方ニ而請負致卷々年ニ凡何百人と見積り代金定、年々出金被致候ハ、胡桃沢之義ハ五ト之分水ニ可致候得共、間歩堰分水ハ一切不相成趣申し双方申争ひ候ニ付扱人共より掛合之上相付候趣意ハ前書間歩堰用水・胡桃沢用水一ト手ニ引込関梓建置候論所ハ扱人貫請間歩堰用水之義ハ向後天神名所用水相定、胡桃沢用水之義ハ苗代養水之節ハ是迄之通兩町馴合、天神名所引可申管、且間歩堰引入方出来通水之上ハ右胡桃沢用水七分長岡・天神原・川はけ此三ヶ所用水と相定、残三分ハ天神名所相掛可申且胡桃沢分水関持之義ハ此度兩御出役御立会之上三尺口ハ天神名所、引込七尺口、長岡・天神原・川はけ名所用水と相定双方共ニ可相守管間歩堰普請入用之義ハ兩町右水 downstream 百姓田及別ニ割合出金可仕并同堰渡人足之儀ハ毎春普請之節、中之条より四十人ツ、差出可申管取極メ其外憤合之儀ハ扱人貫請双方聊無申分熟談内済仕偏ニ御威光難有仕合ニ奉存候

右一件ニ付、重而双方御願之筋毛頭無御座候、依之為後証訴答一同連印済口証文差上申処如件

清水領知

上州吾妻郡中之条町

田元惣代百姓 政右衛門

百姓代 惣右衛門

天保十亥年

七月 日

組頭 又兵衛



四〇三 明治五年九月 間歩用水調査願

乍恐以書付ヲ奉願上候

群馬県管轄吾妻郡

伊勢町

願人

旧名主

中之条町

木暮

次郎衛

旧組頭

樋田 定四郎

右之もの共奉申上候 両村田用水之儀ハ往古承応度真田伊賀守様

御領分之御開拓仕、同郡赤坂村字の場堤の水揚、夫ハ横尾村字栃瀬

と申候処ハ水引込ミ同所凡式百三拾五間余場所出張岩切貫キ穴拾

六ヶ所切通シ水行候処追々欠崩御普請所多分ニ相成天和年中迄ハ

御普請所ニ而御座候処其後御支配之御民費ニ相定リ尚又伊勢町ニ

而ハ旧地頭保科栄次郎知行ニ相渡リ元禄十一寅ハ宝永三戊年迄九

ヶ年之間、早損打統多分難波仕居候処、田町歩之内九ヶ年平均引別

して反別式町四反三畝五分御引下ヶ被下成置、此潤ヲ以且ハ欠込

欠崩込ミ岩石彫割是迄年々無滞水行致シ候処、今般右引町歩御座

シニ相成是 以小前一同村役人共堰修繕方等心配仕居候処、折能

今度堤防掛樋御取調為御出役様御巡回被在候故恐多度不願何卒、

御見分被為下候様偏ニ以御仁恤ヲ右御聞届之義小前村役人共只管

奉願上候 以上

明治五壬申年九月

右町

旧名主

木暮 次郎衛印

同

旧組頭

樋田 定四郎印

御出役所

(中之条役場蔵)

註 「此書面大戸村ハ御出役渡辺番口様江差出申候処御取置ニ相成リ九月五日御見分被為有候」とある。

四〇四 明治五年九月 間歩用水・橋・舟渡書上

間歩用水揚堤の状況外橋・船渡書上

群馬県管轄第二十六区

小五区吾妻郡伊勢町

田反別九町四反三畝十五歩内大繩場迄入

此田用水

赤坂村

沓ヶ所

字の場水揚堤

御田地水ロヨリ水路  
凡巻里廿三丁余

入用人足民費ニ而御座候

字百瀬川両堤 式ヶ所

字間歩 水崩欠崩式百間余場所ニ而年々堰潰石揚殊之外難波

ニ候

是も民費ニ仕来申候



字板瀬沢掛樋 長サ拾七間  
巾四尺  
深サ五尺

入用人足共民費ニ而御座候

外掛樋 三ヶ所

入用人足民費ニ修繕方田持入費仕候

右ハ不残田持主ノ諸入費取立申候

前橋往還

字名久田川板橋

長サ拾六間  
巾七尺

諸入用人足民費ニ而御座候

同断

字高須川板橋

長サ七間  
巾九尺

同 民費ニ而仕来申候

同断

当町内板橋

式ヶ所

同民費ニ而仕来申候

横尾村堤

三国通脇往還

字高須川土橋

卷ヶ所  
長サ七間  
巾九尺

是ハ横尾村伊勢町両民費ニ仕来申候

秣引取

渡舟場

是ハ中之条町当町両町民費ニ仕来申候

右之通ニ取調奉差上候処相違無御座候

明治壬申九月

右町

旧名主 木 暮 次郎衛

群馬県御出張所

(此書面壬申九月朔日大戸邸江御出役渡辺喬禽様、高橋忠恕

様御二方江差上置申候)

(中之条町役場蔵)

四〇三 天保六年四月 蟻川村用水一右衛門堰普請

一村内字一右衛門堰大破ニ付、先達而奉申上候処御聞濟御見分之上御普請仕立帳相認メ御願奉申上候処、早速御聞濟被下置御普請金当未より来ル亥年迄一ヶ年金三兩ツ、年々御下ケ被成下置候段御書付ヲ以被 仰渡、田持百姓御救被成下難有仕合ニ奉存候、然ル所百姓出精いたし年限中御普請出来候様可仕候、右格別之御勘弁被成下置、田持百姓村役人一同難有仕合奉存候、依之御請一札差上候処如件

御知行所上州吾妻郡蟻川村

百姓 定 次 郎

組頭 六 太 夫

名主 儀 兵 衛

天保六年未四月

御地頭所様

御役人中様

(鐵川 原沢正二藏)

四〇六 宝曆十二年三月 赤坂用水中堰普請願

乍恐以書付奉願上候

赤坂村御百姓奉願上候儀ハ御用水中堰堤揚口土手付通り、去巳之  
六月中大水にて押払、其節御願申上御見分成被 下候通り、土手  
付式拾五六間余之場所前々御物入被 下置堰敷御堀被 下置候得  
共、度々大水故堀込關崩堰敷無台罷成、少々台有之候所モせまく  
罷成、右申上候通り行岩付なく、大水之節ハ押払、其節御普請  
仕候得共、干水之節ハ右之場所水保兼田町掛足不申候故、無是非  
御願申上候、以御慈悲御百姓願之通り御納入被 下置御普請成被  
下候様ニ偏ニ奉願上候、以上

宝曆十二年午三月日

赤坂村名主

治郎兵衛

組頭 七兵衛

同 亦左衛門

同 五左衛門

御代官様

(赤坂 小林貞夫藏)

四〇七 慶応四年正月 赤坂用水普請金米価相当渡シ方願

乍恐以書付奉再願候

御知行所上州吾妻郡赤坂村役人田持百姓一同奉願上候、先般為惣  
代年寄山田彦左衛門同近右衛門罷出奉願上候用水普請御助成扶持  
米代金之義、両ニ壹斗買ニ而御下ケ被下置候様奉願上候得共、当  
暮御米御払直段両ニ式斗式升考合五勺ニ而被下置候旨被 仰渡、  
左候得ハ八拾兩余之不足相立当惑仕候間、無抛普請御助成金半  
方、来辰辰年被下候分此節御下ケ之義奉願上候処是又

御聞濟難相成旨御利解ニ付歸村其段一同江申聞候処、当春中掃出  
候金子凡式百七拾兩余ニおよび、右ハ人足相勤候小前之もの共御  
年貢諸夫錢差割渡シ、且ハ職方作料扶持米等他借金ニ而相払置  
候故、右金主江返濟方難出来必至ト難波仕候間、明辰暮御下ケ金  
八拾九兩式分余此節下ケ金被下置候様奉願上候

呉々も困窮之小前もの共春中作間渡世相休、人足相勤候手間料、  
此節払渡シ不申候而ハ、御年貢皆濟ハ不及申、取統方更ニ無之并  
金主方差支月々御賄金借替も一切難出来難波仕候依之恐多不願再  
心欺願仕候、前願之趣被為分聞召願之通  
御聞濟被成下置候様偏ニ

御慈悲旨奉而難有仕合ニ奉存候、以上

慶応四年

右横尾村

辰正月

百姓代 伊

八

四〇 慶応四年正月 赤坂用水普請金殘請取証文

乍恐以書付御請奉申上候

一金百兩壹分也

右ハ村方中堰其外用水普請金御助成被成下候去卯年御下候残り  
之分書面之通り此度奉請取候、為後日御請印形奉差上候、以上

御知行所 (旗本保科家)

上州吾妻郡

赤坂村

組頭 六兵衛

同 立合 太兵衛

同 清 助

年寄 弥兵衛

同 市右衛門

同 安左衛門

名主 三左衛門

赤坂村

百姓代

組頭 作兵衛

(赤坂 小林貞夫藏)

慶応四辰年

正月

御地頭所様

御役人中様

百姓代 作兵衛印

組頭 又左衛門印

名主 近右衛門印

(赤坂 小林貞夫藏)

四〇 慶応四年三月 赤坂用水普請助成金請取証文

乍恐以書付御請奉申上候

一金五拾五兩三分也

右ハ村方中堰其外用水普請金御助成罷成下候去卯年御下候残り  
分、書面之通り此度奉請取候、為後日御請印形奉差上候、以上

御知行所

上州吾妻郡赤坂村

百姓代 作兵衛

組頭 又左衛門

名主 近右衛門

慶応四辰年

三月日

御地頭所様

御役人中様

(赤坂 小林貞夫藏)

四一〇 安永七年二月 蟻川村用水普請

蟻河(川) 村用水助郷人足回状

右御用中之条御泊り、介合人足(すけあし)の儀百石に付五人宛出し候筈御話し致し、大破の儀、五人積りにて普請出来兼申すべき間、その節様子一兩人宛余けいに相かかり候様大助様仰せ渡され候、尤御扶持なし、この節請判も致さず人足出方ハ蟻川村より頼みに参り候次第出し候筈にて大組合十四ヶ村の内、平村ハ西年別して荒続き川欠も出来、川除も当春多分人足出し候由に引方も西年出し候へ共十分に当り申さず故御引これなく、村々御定免年季中は左様の願相叶はざる趣仰せ付られ、此度蟻川介合も御免下され候様再応願これあるに付右蟻川御除き仕る十三ヶ村にて介合の筈仰せ付けられ何れも御請致し候、蟻川村用水堰御普請の儀、来る十一日よりかかられ候間、追々申し達し候、助郷人足の儀、蟻川村名主より申し達し次第差出し申すべく候、勿論折角助郷くれ候人足、働方等不出精にて用立難く候間、不法の儀等これなく、出精相働く様、申付け差出し給はるべく候

戊二月九日

布瀬孫三郎手代

佐藤 代助

五反田・折田・西中之条・中之条・山田古料新料・上沢渡・下沢渡・四万・原岩本・大道・栃窪・蟻川村、右回状中之条受取、

上沢渡へ渡す。

(折田村名主文書 折田茂藏)

四二 天保十年七月 西中之条村山崎用水四ヶ村取替議定

為取替議定一札之事

一折田村字永田ノ出永ニ而同村滝沢耕地中之条町・西中之条村兩村者入会山崎右三ヶ村字ノ式ヶ所先年ハ仕付候得共、右永田水本至而不足ニ相成字ナかに沢并たき沢井戸尻三ヶ所都合五ヶ所合体ニ而漸々仕付来り候処当年格別之早魃ニ付、田主共彼是論争ニ相成既ニ御訴ニも可及処、五反田村四兵衛、孫兵衛兩人立入双方田主江異見差加へ右用水之儀至而旱水之節田耕地町歩応シ隔日致し養水(つち)引入可申候、尤水沢山之節ハ是迄之通り可致筈、依之右一件落着仕候、然ルニ於テハ向後相互ニ申分無御座候 為後日儀定為取替一札仍而如件

中之条町

田主

惣代

重郎左衛門

百姓代

惣右衛門

組頭

又兵衛

名主

重郎右衛門

西中之条村

田主惣代

市五郎

天保十年亥

七月十五日

名主 重郎兵衛<sup>㊦</sup>

同村田主惣代 長兵衛<sup>㊦</sup>

名主 九右衛門<sup>㊦</sup>

折田村

田主惣代 庄右衛門<sup>㊦</sup>

百姓代 定右衛門<sup>㊦</sup>

組頭 五右衛門<sup>㊦</sup>

名主 九兵衛<sup>㊦</sup>

五反田村

仲人 四兵衛<sup>㊦</sup>

同断 孫兵衛<sup>㊦</sup>

但シ 同町老町七反廿八歩、中之条町尤此内余水足合候場所

御座候

同所七反五畝廿八歩西中之条村

右同断

同所老町六反歩 折田村

(中之条町役場蔵)

四三 天保十一年五月 入須川村苗代水引払出入証文

乍恐以書付御訴訟奉申上候

御支配所

上州吾妻郡

入須川村

百姓 義左衛門

苗代用水引払出入

訴訟人

大道新田

百姓 六右衛門

相手

右訴訟人義左衛門御願奉申上候義へ、百姓六右衛門義、当月三日何様之義相心得候哉、私宿持分苗代江罷掛用水引払立戻り候ニ付、驚入、其節早々罷越、用水不足無之様掛引仕罷歸り候所、又候右六衛門義用水引払候ニ付兩三度も自身ニ而用水掛入仕無難ニ田方仕付仕度差置候得共、日増ニ右様成悪事相増り、用水引払候而大切成苗代干損仕候而田方仕付無之仕合ニ而、何共欺敷義ニ奉存候、然ル処六右衛門儀、自分勝手ヲ以、手前苗代用水引払置、其役村役元へ罷訴附候義へ我等苗間用水も引払候様ト種々之難渋申立、我假日々ニ増長仕、此上者何様之義取巧候哉茂難計、旁以難心得後難安心不仕候間、無是悲今般御訴訟奉申上候何卒以御慈悲ヲ相手之者被召出、右苗代用水引払候始末御嚴重ニ御吟味被成下置、以来右始末悪事不仕様百姓無恙出来候様被仰付被下置候様偏ニ奉願候

御支配所

上州吾妻郡入須川村

百姓 義左衛門

天保十一年

訴訟人

五月

御代官様

(大道 塩野谷六郎藏)

註 入須川は明治二十九年から利根郡に入ったが、当時大道新田の百姓は、入須川の田に出作していたので特筆した。

四三 文化十一年四月 水車、用水使用紛争済口証文

「前キレ」で表題不詳

賃銭取□□余申を以取纏申度、右堰下田方持主方江も掛合、田方用水不用之節へ水車へ水引、賃車補理申度掛合候処、何れも承知致具候而文珠院方も村内年寄四郎右衛門、組合伝蔵相頼無心仕候処、一向拶挨も無之、及延引程過及挨拶候へ、此方儀八幡宮社頭田地江引候用水路ヲ以、水車補理候儀へ難相成旨及挨拶候得共、外々田持之者へ故障無之候処、文珠院一人相拒候段難心得旨嘉兵衛申之、申争憤候得共、取扱人より双方へ得と異見差加へ右堰下之内、文珠院不承知之断有之候を自由ニ車普請致候段へ嘉兵衛心得違ニ付、取扱人より文珠院江相詫、以来水車之儀へ苗代之節より田方水切之間へ車止候筈、尤用水差障無之時節へ堰下之者も故障無之筈、勿論用水差障ニ相成候へ取払候筈不申候、且又堰普請等之儀へ是迄仕来り之通り文珠院田持一同ニ而取計候筈取極、訴答一同無申分熟談内済仕候、然上ハ右一件ニ付双方より御願ケ間敷儀決而仕間敷、為後日訴答村役人取扱人連印之済口証文仍而如

件

文化十一年戊

四月

保科主税知行所

横尾村

本山修験 文珠院

新類

名主 吉右衛門

名主 十右衛門

組頭 兵助

百姓代 仲右衛門

富永勤負知行所

名主 嘉兵衛

組合 治郎兵衛

百姓代 伊右衛門

上横尾村

名主 勘左衛門

年寄 勘右衛門

富永勤負知行所

取扱人 七太夫

保科主税知行所

同 佐兵衛

伊勢町

同 十郎右衛門

註 文珠院は横尾八幡宮の修験であつた。

青山村	同	吉右衛門
大塚村	同	伝兵衛
赤坂村	同	七左衛門
平村	名主	与兵衛
同村	年寄	善兵衛
中之条町		儀兵衛
奥田村		次五右衛門
五反田村		四兵衛
五丁田村		西教院
同		(中之条町役場蔵)

四四 文化十二年二月 水車借請証文

一 貴殿御所持の水車、私借請渡世いたし度候ニ付、当亥より来ル辰二月迄中五ヶ年季ニ一ヶ年金三兩二分に七月十二月兩度急度相済可申候処実正御座候、然上は少々様事候処は私方にて破損等諸事可仕候筈、并別又大普請等ニも御座候得ば貴殿方にて被成可被下候、年季内貴殿搦引何成共致可申候筈ニ相極メ可申候一御公儀様御法度不及申何事によらず、悪事人寄等致間敷候、右相定の通り少しも貴殿御損御苦勞掛ケ申間敷候、水車借受証文仍て如件

大道村

文化十二年

專請主 嘉右衛門<sup>㊦</sup>

亥二月

横尾村

証人 六 弥<sup>㊦</sup>

中之条町

重郎右衛門殿

(中之条町 桑原源一郎蔵)

四五 文政五年七月 水車、田地借用証文

借用申水車田地証文ノ事

一 水車一軒<sup>㊦</sup>

一下々田四畝歩

右ハ書面ノ水車、田地共ハ我家稼ニ付、当午七月より来ル卯六月迄中年十ヶ年季ニ相定、借用申処実正ニ御座候、然上ハ水車賃為小作七月金二両、十二月金二両合一ヶ年ニ金四兩宛、都合十ヶ年金四拾兩急度返済可致候、右相定ノ節、金子出来兼申候ハ、何時成共、右水車、田地共ニ御取上可被成候、不足金ノ所ハ我等持高ノ内、金子高ニ応シ相渡可申候、少も相違無之候、若脇より六ヶ敷儀申者御座候ハ、諸人引請急度埒明、貴殿エ毛頭御損御苦勞ニ相掛申間敷候、為後日水車、田地証文仍如件

文政五年午七月

伊勢町

水車借主

藤右衛門

中之条町

清 人

(中之条町役場蔵)

孝ヶ年

冥加永百貳拾六文

外永孝文 切替増

右者御年季明ニ付猶又当亥々来ル已迄七ヶ年季書面永辻を以証文稼方被仰付度奉願上候 何卒以御慈悲右願之通御聞濟被成下置候ハ、難有仕合ニ奉存候 以上

右

中之条町

稼人

佐平次代兼

町役人惣代

名主

政右衛門

文久三亥年二月

岩鼻

御役所

(中之条役場蔵)

四二 文久三年四月 水車稼方願書

乍恐以書付奉願上候

当御代官所

上州吾妻郡中之条町

去ル辰々戌迄七ヶ年季明

当亥々已迄七ヶ年季願

一水車轆轤

稼人 佐平次

百姓

四七 弘化二年 五反田孫兵衛水車賃徳帳

種別	使用人数	石	高
麦	二八	三四・二・四	
稗	二六	三九・四・五	
粟	一四	六・四・五	

備考

①使用実人員は二八人。

②稼人孫兵衛とある、同家は村の旧家で村役人も勤め、酒も



米 一三 七・四・六  
黍 二 二・一  
計 八三 八七・七・五

売り雑貨も売っている。

備考 「水車賃徳帳」より

(高橋孝茂蔵)

### 第三項 鳥獸・鉄砲

四八 宝永五年正月 中之条町御預り鉄砲証文

御預鉄砲証文ノ事

御預鉄砲持主九人ニ御預被下置候前々より御法度ノ趣奉畏候処ニ又々御廻状敵被仰付候程向後右ノ鉄砲親子兄弟ニテモ一切借申間敷候并賃鉄砲ニモ仕間敷候、其上外々鉄砲用申間敷候、右持主九人ノ内万一病死仕候カ又ハ失紛仕候ハ、早速名主頭方ニ断可申上候、若不念仕□断不申上候ハ、何分ノ越度ニモ可被仰付候、何モ苦勞ニ掛不申其身一分ノ越度ニ可被仰立候、為其連印証文仍如件

宝永五戊子閏正月 中之条町鉄砲御預主

名主 重郎右衛門殿  
組頭 惣兵衛殿  
同 勘左衛門殿  
同 門左衛門殿

安兵衛  
佐太夫  
太兵衛  
三右衛門

同 八郎左衛門殿  
町年寄中

右獵ノ外一切悪事仕出不可  
様ニ急度相守可申候 以上

平四郎  
市郎左衛門  
庄右衛門  
清左衛門  
(中之条町役場蔵)

四九 享保十四年三月 上沢渡村御預り鉄砲証文

右は当村の儀猪鹿狼多く出で田畑を荒し、百姓難儀仕り候所にこの度御奉場并江戸十里四方之外ハ四季共に鉄砲御赦免仰せ出され候趣承知奉り候、もつとも右鉄砲にて悪事仕出申候か又は荒し候畜類打ち候外の殺生など仕り候は、本人は申すに及ばず、名主五人組迄どのような曲事にも仰せ付られべく候、此鉄砲他人は申すに及ばず親子兄弟にて御座候共、鉄砲預り主の外余人へ貸申候曾て以て仕るまじく候、右の趣違背仕候は、本人は申すに及ばず、名主五人組迄如何様の曲事にも仰せ付らるべく候、勿論来年中も願ひ候は、毎年十二月中願書差上仕るべく候、そのため連印証文さし上げ申す所仍て件の如し

享保十四年閏三月

上沢渡村 名主 平左衛門  
外組頭 (略)  
池田新兵衛様

御役所

註 読み下し

(上沢渡 唐沢千治郎藏)

四〇 寛延二年八月 五反田村御預り鉄砲証文

鉄砲証文之事

- 一 鉄炮尅挺玉目三匁半大夫分 持主 次郎兵衛
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁大夫分 持主 茂左衛門
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁重兵衛分 持主 作十郎
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁庄右衛門分 持主 庄右衛門
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁八三郎分 持主 六兵衛
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁喜道内事分 持主 作之丞
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁喜三郎分 持主 喜太郎
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁半左衛門分 持主 半平
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁利兵衛分 持主 利兵衛
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁善兵衛分 持主 善兵衛
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁三九郎分 持主 三九郎
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁弥次右衛門分 持主 弥次右衛門
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁孫右衛門分 持主 孫右衛門
- 一 鉄炮尅挺玉目三匁仁兵衛分 持主 仁兵衛

一 鉄炮尅挺玉目三匁八分 持主 市左衛門

一 鉄炮尅挺玉目三匁分 持主 又左衛門

右者当村拾七人之者、先年ハ獵師仕渡世送り申候、右鉄砲之儀、惡事仕出シ申候ニおいてハ本人ハ不及申、名主五人組迄何分之御仕置ニ茂可被 仰付候、縦ハ親子兄弟ニ御座候共鉄砲持主外余人江借申儀、曾以仕間敷候、右之趣相背申候ハ、何様之曲事ニも可被 仰付候、為其名主年寄組頭証文差上申所仍而如件

上野国吾妻郡五反田村 名主 理右衛門<sup>㊦</sup>

寛延二年巳

八月

組頭 伊右衛門 (以下略)

(五反田 高橋孝茂藏)

註 延享四年七月、差上申一札として折田村鉄砲所持者七挺(折田綿貫 孝次家藏文書)弘化四年大道新田所持者四挺(同所富沢清家)大字四万には、文政五年十五挺、明治三年閏十月二十三挺、同村唐沢文衛家藏文書)慶応四年八月中之条町二十三挺中之条町役場藏文書)岩本村八挺(同村神保彦憲家文書)、等各村々ニこの鉄砲証文を見る。

四一 正徳三年七月 平村、猪鹿多く耕作あらし、鉄砲拜借

願度

乍恐以書付奉願候御事

上州我妻郡平村ノ義ハ山中殊ニ御林大場御座候ニ付、猪鹿多ク罷有、耕作大分あらし、何共迷惑奉存候、依之先年御取上ケ被遊候

鉄砲三挺、猪鹿おどしニ奉願候、御連上被仰付、鉄砲被下置候ハ、難有奉存候、以上

正徳三年巳七月

上州吾妻郡平村

名主 茂右衛門<sup>㊦</sup>

組頭 与兵衛<sup>㊦</sup>

御代官様

(平 関征児蔵)

註 ① 元文二年十二月、同村で、「当巳年中猪鹿八疋打留申所少も相違無御座候、為後日一札差上申候」と、名主、組頭が連署して池田新兵衛役所に届けている(同前家蔵)

② 其の外、宝暦八年十一月届赤坂村猪三疋打留(赤坂小林貞夫家蔵)寛政五年十二月西中之条村猪式疋打留(中之条町役場蔵)等、村々に打留の届け書がある。

四三 享保六年二月 鉄砲扱い定、相守る一札

定

一 在々にて若鉄砲打候もの有之候ハ、申出へし、并御留場之内にて鳥を取申もの捕候欵見出し候ハ、早々申出へし、急度御褒美可被 下置者也

享保六年二月

右被 仰出之旨趣、領分之者共急度可相守者也

右之通写差上申所相違無御座候 以上

吾妻郡折田村

四三 享保十二年三月 鉄砲買入証文

質置壳渡申鉄砲手形之事

一 当末ノ御年貢ニ指語り申ニ付、鉄砲扨挺買入、金子三分式朱借<sup>㊦</sup>り、年記之義ハ拾年記ニ相定申候、右年季明右之本金御返<sup>㊦</sup>申候ハ、無相違御返シ可被下候、縦へ壳かへ一<sup>㊦</sup>間敷候、此鉄砲之義ハ御役鉄砲に<sup>㊦</sup>候間、年々急度御勤可被成候、若此鉄砲ニ付、六ヶ敷義出来候ハ、加判之者、罷出埒明、貴殿鉄砲御仲間衆中へ、御難かけ申間敷候、為後日証文仍而如件

大道新田

享保十二年末之

新左衛門<sup>㊦</sup>

三月廿日

同村

大道新田

諸人 儀右衛門<sup>㊦</sup>

六左衛門殿

(大道 塩野谷六郎蔵)

名主 九右衛門<sup>㊦</sup>  
年寄 利兵衛<sup>㊦</sup>  
与頭 孫兵衛<sup>㊦</sup>  
(折田 今井次男蔵)

三四 正徳六年三月 老衰の為鉄砲引譲り証文

乍恐以書付奉願候御事

一 当村之磯山方ニ而先規テ御訴訟申上、獵師鉄砲拾六挺持主拾六人ニ而致所持、狩仕候而渡世送り申候所ニ、持主孫兵衛儀老衰仕狩仕候儀難儀義候ニ付、所持之鉄砲、玉目三匁之筒、俸孫右衛門向後所持仕様ニ奉願候御慈悲ニ被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

上野国吾妻郡五反田村

鉄砲持主

正徳六年申ノ

三月

御役所

(五反田 高橋孝茂蔵)

三五 寛保三年五月 浪人鉄砲証文

差上ケ申証文之事

鉄砲壹挺 長三尺 玉目三匁五分

浪人 上野国吾妻郡折田村

佐藤 軍兵衛分

預主 名主 郷左衛門

右者鉄砲壹挺五拾七年以前卯年太田弥太夫様御代官所之節差上ケ申候、其以後沼田御領分ニ被成本多伯者守様江御引渡シ被遊候、当御支配ニ被成拾壹年以前丑年、沼田御城主黒田豊前守様より池田新兵衛様江御引渡被遊候由ニ而御役所御封印を以奉預置候、右之外村中ニ鉄砲所持之者無御座候 若隠置後日ニ願候ハ、当人ハ不及申名主組頭五人組惣村中何様之御仕置ニ茂可被 仰付候 為其証文差上ケ申所仍如件

寛保三年亥

五月

上野国吾妻郡折田村

預主

名主 郷左衛門

五人組頭 甚四郎

同 佐兵衛

同 喜右衛門

同 市郎兵衛

同 安兵衛

組頭 伝左衛門

同 又左衛門

同 甚左衛門

同 佐左衛門

同 勘右衛門

同 伴右衛門

同 喜右衛門

百姓代

石原半右衛門様

御役所

(折田 折田茂藏)

清水御領

御役所

(中之条町役場蔵)

四六 安政二年三月 獵師鉄砲証文書上帳 (西中之条村)

一 獵師鉄砲尅挺玉目三匁四分

持主  
百姓

市郎右衛門  
卯三十二歳

外 =

一 獵師鉄砲四挺

是者御相給河野長十郎様御知行分百姓八兵衛外三人前々々所持罷在証文之儀者右河野長十郎様御役場江差上置、役永之儀者先前御引付之通当御領知江上納仕来申候

右者私共村方之儀者山間谷間之村方ニ而猪鹿多分ニ御座候ニ付、先規ノ鉄砲所持致来り右尅挺ニ付、永五拾文ツ、御役永御上納仕、猟業渡世仕候、尤大切ニ所持仕且又外之者江貸シ渡シ申儀一切仕間敷候、若不埒之儀候ハ、何様之曲事被仰付可被下候 為其連印証文差遣申候如件

安政二年

卯三月

持主

市郎兵衛

組合

機 平

百姓代

政右衛門

組頭

権右衛門

名主

善 四郎

註

(表紙)  
安政二年

獵師鉄砲証文書上帳

卯三月

上州吾妻郡

西中之条村

四七 明治七年五月 鉄砲鑑札御下げ願 (西中之条村)

乍恐以書付奉願上候

北第二十大区五小区

吾妻郡西中之条村

持主

鈴木 源 六

持主

蟻 川 孫三郎

持主

高 橋 市五郎

持主

篠 原 源太郎

合四挺

- 一 威銃尅挺長サ 貳尺五寸五分
- 一 威銃尅挺長サ 三尺四寸五分
- 一 威銃尅挺長サ 三尺式寸
- 一 威銃尅挺長サ 貳尺九寸式分

右之もの共儀去明治六年威銃御鑑札頂戴仕本年四月迄耕作之鳥威仕候処今般御鑑札御取上ニ相成承知奉畏御返上仕候得共当村之儀ハ山間ニ狭ク悉ク急類耕作喰荒シ甚以難渋仕候ニ付、引統キ御鑑

札頂戴仕鳥追威銃所持致度候而何卒 以御仁恤ヲ御鑑札御下讓ニ  
相成候ハ、御規則之条々乞度相守可申候間、此段御聞濟被成下候  
様偏ニ奉願上候、以上

明治七年第五月

右村

立会人

高橋 市五郎

副戸長

高橋 市郎平

戸長

唐沢 善四郎

河瀬熊谷原令殿

(中之条町役場蔵)

(宝曆三年カ)  
四八 申三月 猪毛正三両式分納覚

覚

一猪毛正 但シ納手形ト此証文  
引替相渡シ可申候

此金三両式分

右代金不残受取申候、納方之儀ハ右日限之通急度御上納仕候、少  
茂御苦勞掛ケ申間敷候、為後日如件

大津や 治助

申三月五日

上沢渡村

大道新田

岡崎新田

(大道 富沢清蔵)

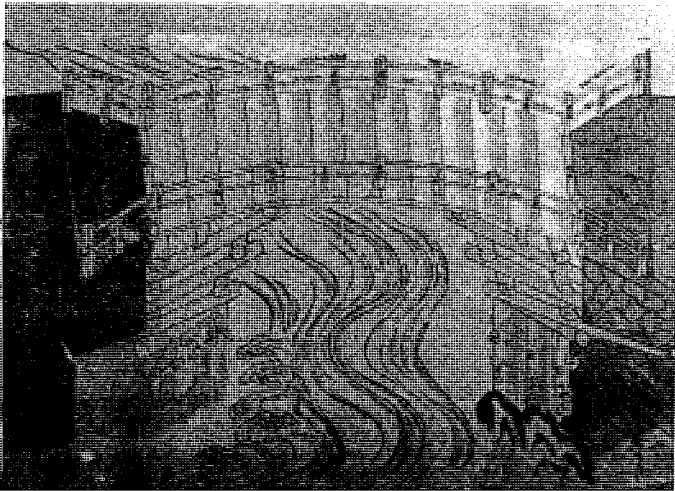
註 1 富沢家の唐紙の下張の中から出た文書で同じ文書の中に宝暦期  
のものが多く、恐らく宝暦二年(一七五二)か明和元年であろう。

大津やは高崎の菜屋であろう。同家には当時のものか、「壳菜覚」  
もありその取引が思われる。

2 明治五、六年と思われる(大小区時代)大道新田の狩猟場所を、同  
村峠、隣村の栃久保村、尻高村、入須川村、四万村、合瀬村の官林私  
有林の名を記して届けたものがあり、山の生活を思わせる。

## 第四章

# 産業と交通



山田川橋絵図（中之条町役場蔵）



# 第一節 蚕 糸 業

## 第一項 蚕 糸

四元 享保四年七月 五反田村善之丞真綿買不義詫扱証文

扱証文之事

一 当村善之丞真綿売買之儀ニ付同村庄助方江約束仕手金請取申候

所、同村平八方江善之丞不届ニ売渡シ申ニ付、出入ニ罷成、名主組頭双方立合埒明申候、重而何事ニよらず平八方へ悪事申懸ケ間敷候、若此上如何様之儀出来候共、各々様江少茂御苦勞ニ懸ケ申間敷候、為後日扱証文仍如件

五反田村

享保四年亥

七月廿三日

名主

孫兵衛殿

惣組衆中

善之丞<sup>印</sup>

勘之丞<sup>印</sup>

庄助<sup>印</sup>

勘右衛門<sup>印</sup>

(五反田 高橋孝茂蔵)

〇〇 享保七年六月

五反田村田村家繭買付帳

(表紙)  
「享保七年 五反田村」

繭買帳

寅之六月吉日 田村次郎兵衛

六月廿二日 大け山 四兵衛

一貳貫七百め

同 代貳兩貳分

一五百五拾め 善之丞

同日 代貳分 内百文かへり

同日 一百廿め 勘之丞

同日 代貳百五十文

同日 一九百五拾目 平作

同日 代三分 内百文かへり

同日 一七百五十め 平之丞

同日 代貳分仁朱

同日 一三百九拾め 同人

同日 代壹分仁百文

同日 一十三拾め 七左衛門

同日 代貳百五十文

同日 一貳貫五拾め 清太郎

同日 代貳兩 内貳百文かへり

同日 一五百四拾目 徳兵衛

同日 代貳分

同日 一百四拾め 次左衛門

同日 代貳百五十文

同日 一貳貫仁百五十め 清兵衛

同日 代仁兩仁朱

同日 一三百三拾五匁 六兵衛

代考分六十四文  
 同日 一六八拾め 佐二兵衛  
 代考分百五十文  
 同日 一廿め 奎太夫  
 代考分百五十文  
 同日 一七五拾め 助右衛門  
 代三分 内式百文かへり  
 六月廿三日 一六〇め 三之助  
 代式分  
 一考貫四百め 半九郎  
 代考兩考分百文  
 同日 一〇〇め 喜太郎  
 代百七拾式文  
 同日 一四四拾め 伝吉  
 代式百 三拾式文  
 同日 一八〇目 庄左衛門  
 代三分内百文かへり  
 同日 一四〇め 權之助  
 代考分式朱  
 一〇式百廿め 喜左衛門  
 代考分内百五十文かへり  
 同日 一三四拾め 庄右衛門

代考分五十文  
 一考貫八百五十め 七郎兵衛  
 代考兩三分内百文かへり  
 同日 一四五十め 次右衛門  
 代考分仁百文  
 一〇式百五十め 宇兵衛  
 代考分内百五十文かへり  
 同日 一三三〇め 清左衛門  
 代考分百文  
 一〇九百五十め 七左衛門  
 代三分式百五十文  
 同日 一三〇め 七之丞  
 代考分  
 一考貫三百五十め 源左衛門  
 代考兩考分内式百文かへり  
 同日 一九拾五め 同人  
 代百六十文  
 一〇考貫九百五十め 庄助  
 代考兩三分百文  
 一〇式百廿め 權三郎  
 代考分内百文かへり  
 同日 一〇考貫六百め 甚左衛門

代考兩式分  
 一四〇廿め 佐五兵衛  
 代考朱式朱  
 一考貫五拾め 庄三郎  
 白久保村  
 代考兩内五十文かへり  
 一〇式貫八百五十め 吉兵衛  
 代考兩三分内百文かへり  
 同日 一〇八拾め 權右衛門  
 代三百文  
 一考貫四百廿め 庄右衛門  
 代考兩考分仁朱  
 一〇六百五拾め 与五右衛門  
 代式分百文  
 一〇五百廿め 長左衛門  
 代式分内百文かへり  
 一〇式貫四百め 弥左衛門  
 代式兩考分  
 一〇五百廿め 弥二右衛門  
 代式分内百五十文かへり  
 一〇八百五拾め 新左衛門  
 代三分  
 一〇考貫百八拾め 權四郎

同 代考内百五十文かへり  
 同 九百五十め 九兵衛  
 同 代三分仁百五十文  
 同 三百五十め 権太  
 同 代考分廿四文  
 同 三百廿め 長左衛門  
 同 代考分廿四文  
 同 九百め 茂左衛門  
 同 代三分式百文  
 同 考貫九百五十め 惣兵衛  
 同 代考内三分廿四文  
 同 考貫四百五十め 喜太郎  
 同 代考内考分仁百文  
 同 式百四拾め 四兵衛  
 同 代考分内百廿四文かへり  
 同 三貫五百め 惣助  
 同 代三兩考分内百文かへり  
 同 考貫九百め 喜太郎  
 同 代考内三分内百文かへり  
 同 四百七拾め 角之丞

同 代式分内百七十仁文かへり  
 同 考貫七百め 半助  
 同 代考内式分  
 同 一百め 重兵衛  
 同 代式百文  
 同 考貫四百め 与五兵衛  
 同 代考内考分  
 同 三貫四百め 平六  
 同 代三兩考分内百文かへり  
 同 五百め 伝七  
 同 代式分内式百文かへり  
 同 四百め 伊兵衛  
 同 代考分百五十文  
 同 九拾め 又三郎  
 同 代百五十文  
 同 八拾五反 土佐  
 同 代百五十文  
 同 考貫め 里左衛門  
 同 代考内式百文かへり  
 同 一百五十め 孫三郎

同 代式朱  
 同 一六貫目 次兵衛  
 同 代六兩  
 七月二日 一百九拾め 徳之丘  
 同 代考分内百廿四文かへり  
 惣六拾五貫式百め  
 代五十九兩三百六十文  
 拾七本たて  
 代五百六拾四文  
 五駄分 中ノ条町出し  
 百五拾四文  
 〆五拾九兩考分五百廿仁文  
 覚  
 〆拾九本 中ノ条町へ出シ  
 六拾九貫仁百め  
 内考貫九百め ふう切  
 残而六拾七貫三百め  
 此代五拾九兩考分五百廿二文  
 (五反田 田村武一朗蔵)

三 明和九年七月 桑冥加吟味御請証文

差上申御請証文之事

桑十五束 此永三十文 中ノ条町

十束 同 二十文 西中之条村

十一束 同 二十二文 平村

十一束 同 二十二文 蟻川村

十一束 同 二十二文 原岩本村

一東半 同 三文 大道新田

一東 同 二文 栃久保村

十二束 同 二十五文 五反田村

十五束 同 三十文 折田村

十一束 同 二十二文 山田古料

六束 同 十二文 山田新料

五束 同 十文 上沢渡村

七束半 同 十五文 下沢渡村

六束 同 十二文 四万村

右ハ此度桑冥加永御吟味ニ付、村々逸々相改候処書面之通り御請仕仍之一札奉指上候 以上

明和九年辰七月

蔭山外記様

御手代横山□治様

野田弥市右衛門様

御手代樋口東吉様

(平 颯持千郷藏)

註 差出右村三役人の連署を略す。

四三 安永三年十二月 大戸加部安左衛門糸蘭質物預り証文

質物蘭預り書付之事

一糸蘭拾本此正味四拾疋貫五百匁

此質代金貳拾五兩也

質屋主 彦 平

右之質物拙者方ニ儘ニ預リ置申候処実証ニ御座候、何時成共其方御勝手次第ニ御引取可被成下候、其節貫匁ニ相改急度相渡申候、為後日預り書付依如件

折田村<sup>預り主</sup> 九右衛門<sup>印</sup>

安永三年午十二月

大戸

安左衛門殿

(折田 折田茂藏)

四三 自 寛政九年 至 天保十三年 折田村九右衛門の蚕取入覚

蚕取方の覚(貸書出覚帳より)

寛政九巳年始め、取方五兩二分二朱小貳朱

くわ代八兩二分小貳朱ト四百文

メ拾四兩一分貳朱取、音右衛門、榮次郎亮

同 十年年 六兩壹分 山田大助うり

くわ金一分ト三百文取

メ八兩三分ト三百文とり

同 申年 八兩貳分 山田村兵馬うり

くわ代入

メ九兩二分二朱ト一貫六百貳拾四文

享和元酉年 一金七兩 同人うり

くわ代入

メ十兩四十八文取

同 戌年 四兩壹分 村 彦平うり

くわ金メ五兩二分二朱八百文 同人

同 亥年 六月廿七日 貳兩三分 同人

くわ金入メ九兩四百五十文 同人

文化元子年 六月一日七兩三分小二朱、山田の兵馬うり

同 丑年 七月二日、三貫貳百目、貳兩三分貳朱、村彦平うり

同 寅年 六月廿八日、六貫六百目、四兩三分二朱 村彦平うり

同 卯年 八日うりはじまり山田善助、一兩一分ト□、一貫六百

目、九月十二日うり六兩二分、中之条町平右衛門八貫九百目

同 辰年 六月廿九日 十兩、權田忠兵衛、手前十貫貳百目

同 巳年 八月三日 山田鍋五郎うり、三兩三貫三百目。

同 午年 八月五日うり、九兩、山田兵馬うり九貫六百目。

同 未年 六月廿四日うり、山田兵馬、九兩手前九貫四百目、手

前二人利

同 申年 七月五日、うり、村彦平、ふうたい共五兩二朱、九貫

五百目

同 戌年 七月九日うり、大戸安左衛門、十一兩二分、十三貫三

百目

同 亥年 七月十九日うり四兩、折田(村)彦平、四貫七百目

同 子年、七月廿三日うり、山田(村)兵馬

八兩貳朱、九貫目

同 丑年 六月廿九日うり、村(折田)彦平

十五兩、十四貫八百目

文政元寅年 七月十二日うり 山田(村)兵馬

十兩三分、拾貫六百目

同 卯年 六月十八日うり 村(折田)彦平

十一兩一分、十一貫目

同 辰年 七月十七日うり 村(折田)彦平

四兩三分二朱二百文 五貫目

同 巳年 八月十四日うり 西中之条千蔵

十一兩三分ト小二朱、十一貫目

同 午年 なし

同 未年 六月廿五日うり、山田(村)兵馬

十二兩三分、十一貫目 内手一兩三分受取  
廿八日十一兩受取

同 申年 八月三日うり 小川(おがわ)丈七

四兩三分一貫四百文、五貫四百目

同 酉年 七月二日うり、中之条猶吉、伊勢町竹治郎、八兩、八貫五百目

同 戌年 六月十八日うり、西中之条(村)市五郎、二兩、二貫五百目

同 亥年 六月廿二日うり、小川丈七、一兩一分二百文、一貫六百目

同 子年 七月二日うり、小川丈七、十二兩二分、十二貫九百目、三分、三百八十七文はたもの

同 丑年 七月五日うり、山田治郎兵衛、八兩、八貫五百目

天保元寅年 七月廿日うり、小川丈七、二兩二分二朱ト二百十二文、二貫六百文

同 卯年 六月廿九日うり、五兩、五貫目、同人

同 辰年 十二兩二分、中之条金兵衛

同 巳年 十五兩二分 山田久太郎、十四貫四百目

同 午年 二兩一分 西中之条 峯治郎  
市五郎

同 未年 七月十九日 中之条猶吉、十一兩三分、十貫三百目

同 申年 十六兩二分、中之条日、猶吉、竹治郎、十三貫二百目

同 酉年 七月廿四日うり 同前、十兩二分二朱、九貫目

同 戌年 十月十六日、四兩、いとにして、村上長吉うり、二分

は、びしょ共、波川喜平

註 始めて糸にしてうっている。

同 亥年 八月十一日、いと四百七十五文目三兩一分二朱、村上長吉うり

同 子年 一月廿六日、いと三百八十目、白久保庄三郎うり、三兩一朱と三百文

同 丑年 七月八日うり、九兩二分、村(折田)彦平、七貫三百目

同 卯年 春うり、二兩一分三朱、山田兵馬

同 辰年 六月十八日、六兩 四貫五百文、山田高沼久右衛門、庄右衛門、忠作

天保十三寅年 九月八日、一兩二分二朱、いと、三百九十目、白久保、五反田、平右衛門、一兩糸四月廿六日、平右衛門うり、八兩、七月十七日、日うり、六貫目、同九月六日三兩一分二百文、なついと六百目

( ) 内注、筆者 (折田 折田茂藏)

自文化十三年 反下村の煙草・蚕(永玉年代記抜)

至明治十二年

文化十三年 年子ノ閏八月四日、大風吹く、煙草けいむ(皆無)

文政四年 煙草 一兩二百廿ば

同 五年 煙草 兩三百六十ば

同 六年 煙草 一俵考分六百くらい

- 同 七年 百四夜大霜、桑けいむ、蚕白吉、まゆ両に沓貫目位、  
煙草沓俵沓分ニ朱三百文、銭相場兩ニ六四。
- 同 八年 百拾九夜大霜、桑やけ候也、蚕半吉、煙草沓俵沓分ニ  
朱小式朱。
- 同 十一年 蚕十分九分四五分くらい、桑直段高直、まゆ代三百五  
拾兩沓分式朱。
- 同 十二年 たばこ一俵沓分式朱、蚕中桑高直。
- 同 十三年 たばこ一俵沓分二百文位、京大地震、桑下直、まゆ八  
ツより、おかげ参りはやる。
- 天保二年 煙草一俵沓分式朱、桑下直、蚕あたり、蛹九ツくらい。
- 天保三年 蚕大あたり、桑高直、沓分ニ四束。
- 同 四年 諸国田方大けいむ。
- 同 五年 蚕半、桑下直、まゆ沓貫匁ニ付代沓兩、煙草沓俵代沓  
分沓朱位。
- 同 六年 蚕十分、まゆ相場高直、桑下直。
- 同 七年 蚕八分、桑、まゆ高直。
- 同 八年 蚕四分、まゆ十くらい、桑下直、たばこ一俵、沓分。  
沓分。
- 同 九年 蚕五分、まゆ高直、上物五ツ五ト桑下直、煙草沓俵沓  
分ニ朱。
- 同 十年 蚕五分、まゆ七ツ位、糸兩ニ百拾匁位（糸相場はじめ  
て出る）煙草兩ニ三俵位。
- 同 十一年 桑あたり、蚕あたり、七ツ位。
- 同 十二年 桑三束位、蚕半吉、蛹六ツ位。
- 同 十三年 蚕連、蛹相場十二位、桑直なし。
- 同 十四年 蚕記無。
- 同 十五年 桑一駄六百位也。
- 弘化二年 蚕記無。
- 同 三年 蚕七分、直段七ツ。
- 同 四年 蚕記無し。
- 嘉永元年 同
- 同 二年 同
- 同 三年 蚕兩ニ拾式参位。
- 同 四年 蚕記無。
- 同 五年 蚕六七分。
- 同 六年 糸兩ニ式百式拾匁。
- 同 七年 蚕七八分、三月アメリカ船相州浦賀辺へ押寄せ、將軍  
様は申に不及、諸大名大騒動申候。
- 安政二年 蚕記無し。
- 同 三年 まゆ上物拾六位仕候。
- 同 四年 まゆ上物十位。
- 同 五年 蚕半吉、桑五分、異国船見える。
- 同 六年 蚕七分位、桑大当り下直なり、諸色アメリカと交易ニ  
付、糸沓兩ニ五拾目までいたし申候、まゆ三ツ五分まです  
る。

万延元年 蚕七八分、まゆ三ツ半位、糸五十目までする。蚕種直

上ニテ式分三分位までいたし。

文久元年 すべて諸色高直になる、蚕八分、蛹直段四ツ位、糸六

十目位、春種一枚三分位。

同 二年 蚕八分、蛹直段四ツ位、糸六十目位、蚕種一枚三分

迄。

同 三年 蚕七八分、蛹直段上物三ツ、中三ツ半四ツ位、糸五十

目までする。蚕種一枚二両位。

元治元年 四月十二日、大霜ふる、桑老駄ニ付老兩式分位。

慶応元年 蚕蛹一ツ五分、蚕七分、糸百匁三両、蚕種一枚代金老

兩式分。

同 二年 無記録

同 三年 蚕蛹一ツ式分、蚕三分、糸上物兩ニ式拾八匁、蚕種老

一枚四両、桑老駄式兩。

明治元年 当春より乱世ニ付、天下断絶して天朝の世となり、江

戸東京となる。(蚕の記録なし。)

同 二年 大困窮、蚕六七分、蛹一ツ五六分、糸式拾参四匁位。

同 三年 春繭老ツ式分位、糸百匁ニ付此金五兩位。

同 四年 蚕六分、糸相場式拾八匁位。

同 五年 記録無し

同 六年 同

同 七年 蚕五分、上繭三ツ位、生糸三十五匁。

同 八年 蚕記無

同 九年 蚕六分、繭七ツ位、生糸拾五匁。

同 十年 桑八分老駄ニ付一円七十五銭、蛹一ツ八分より式ツ

位、糸百匁金三円「鹿兒島大乱ニ付」と西南の役を記す。

同 十一年 繭一ツ八分、生糸三十二匁。

同 十二年 生糸廿五匁、まゆ一ツ五分。

(以下略)

註 反下村は反下川の上流にある沢渡温泉の北裏にあたる、現在中之条町大字上沢渡字反下と呼ぶ一部落である。ここに、享和一年から現在に及ぶ年代記があり、名づけて永宝年代記という。現在六七世帯。

(反下区長所藏)

鹽屋 (推) 安政二年七月 蚕の利に畑方荒回状

一此程廻村いたし候場所ニ養蚕之利を専といたし候故歟、畑方ニハ荒地同様草生シ相成居候場所も間々有之、人足共、身なり農民ニ不似合奢侈之者も相見、村役人ニも同様之類有之、平日之風俗察せられ候、以来案内ニ出候宿村役人共、衣服麻木綿日笠雨笠者履かさ、竹の皮笠之類ニ限るべし、雨具ハ簑ニ而もいとたてにても、股引ハ用ひ候而も、不用候而も勝(手)次第候得共、必わらんじたるべし、煙草入・扇子之類一ト通り之品を用ひ、事を好ミ候品用ひべからず、人足共猶更之事ニ候、且又養蚕ハ外余業与も違ひ、農民当然之稼ニ付、可成又精神を尽し、







一同 八分一 平左衛門  
 一同 八分一 兵右衛門  
 一同 壹枚 三郎右衛門  
 一同 半枚 弥左衛門  
 一同 壹枚 甚左衛門  
 一同 半枚 久左衛門  
 一同 壹枚 太郎兵衛  
 一同 壹枚 利兵衛  
 一同 半枚 吉左衛門  
 一同 壹枚 要藏  
 一同 四分一 孫七  
 一同 半枚 彦左衛門

一同 四分一 十治郎  
 一同 壹枚 利左衛門  
 一同 壹枚 太郎左衛門  
 一同 壹枚 太左衛門  
 一同 半枚 庄右衛門  
 一同 半枚 孫右衛門  
 一同 半枚 半四郎  
 一同 半枚 十左衛門  
 一同 半枚 吉右衛門  
 一同 二枚半 藤七  
 一同 二枚 九右衛門  
 一同 壹枚 定右衛門

一同 二枚 九兵衛  
 惣ノ四拾六枚三分

前書之通 蚕飼種元取調奉書上候 以上

上州吾妻郡折田村

名主

慶応三年

組頭

九兵衛

百姓代

吉右衛門

五右衛門

(折田 今井次男蔵)

註 折田村高六二八石余、戸数九〇戸余、掃

立二枚以上の三家は、下折田の瀧沢の富豪

折田三家であり、その九右衛門は初代県会

議員となつた折田軍平である。

〇三八 明治五年 自安政六年 蘭生糸産額書上  
 至明治四年 (五反田村)

(表紙) 明治五年壬申五月五日

蘭拾三ヶ年平均

吾妻郡

五反田村

安政六年 一蘭五拾八貫

此生糸拾貫四百四拾匁 但シ百目ニ付 平均拾八匁

此金五拾五兩三分永七拾八文九分 但 金壹兩ニ付 平均百八拾七匁

此生糸七貫貳百目 但シ百目ニ付 平均拾六匁

此金九拾四兩貳分永貳百三十六文八分 但シ金壹兩ニ付 平均七拾六匁

一蘭六拾貫目

此生糸拾貫八百目 但シ百目ニ付 平均拾八匁

此金百四兩 (破損)

一蘭五拾九貫目

但シ金壹兩ニ付 平均百三匁

此生系拾貫六百廿匁

但シ百目ニ付  
平均拾八匁

此文久三年  
此金百貳拾三兩壹分永貳百三拾八文四分

但シ金壹兩ニ付  
平均八拾六匁

一兩六拾四貫目

明治二年  
一兩六拾八貫目

此生系九貫六百目

但シ百目ニ付  
平均拾五匁

此生系拾貫八百八拾匁

但シ百目ニ付  
平均拾六匁

此金百三拾五兩永貳百拾壹文三分

但シ金壹兩ニ付  
平均七拾壹匁

此金三百六拾貳兩貳分

但シ金壹兩ニ付  
平均三拾壹匁

元治元年  
一兩三拾九貫目

錢考貫六百六拾六文  
百六十六文六分

此生系五貫八百五十匁

但シ百目ニ付  
平均拾五匁

明治三年  
一兩七拾八貫目

此金九拾貳兩三分永百七文壹分

但金壹兩ニ付  
平均六拾三匁

此生系拾貫九百廿匁

但シ百目ニ付  
平均拾四匁

慶応元年  
一兩六拾八貫目

明治四年  
一兩八拾六貫目

此生系拾貫八百八十匁

但シ百目ニ付  
平均十六匁

此金四百貳拾兩也

但シ金壹兩ニ付  
平均廿六匁替

慶応貳年  
此金貳百拾三兩壹分永八拾貳文

但シ金壹兩ニ付  
平均五拾壹匁

此生系拾貳貫四拾目

但シ百目ニ付  
平均拾四匁

慶応貳年  
一兩六拾貫目

此金三百壹兩也

但シ金壹兩ニ付  
平均四拾壹匁

此生系拾貫八百目

但シ百目ニ付  
平均拾八匁

前書之通り取調書上候処相違無御座候

以上

慶応三卯年  
此金貳百七兩貳分永百九拾貳文三分

但シ金壹兩ニ付  
平均五拾貳匁

右村

一兩五拾三貫目

百姓代

此生系拾貫六十四目

但シ百目ニ付  
平均廿匁

組頭

森田 忠治郎

此金三百貳拾壹兩也

但シ金壹兩ニ付  
平均三拾三匁

名主

田村 次郎平  
齋藤 長八

錢貳貫百廿壹文

群馬県

明治元辰年  
一兩四拾八貫目

御役所

註 高 五七〇石 (明治五年)

(五反田 唐沢姫雄蔵)

翌元 明治五年十月 糸繭三カ年書上西中之条村

(表紙)

「下書

三ヶ年糸繭取調書上帳

吾妻郡

西中之条村」

第二十六区小五区

吾妻郡西中ノ条邸

一 庚午年分

一種紙 無御座候

一 生糸 拾五貫六百拾五匁

一 層糸 五貫貳百五拾匁

一 層繭 三貫五百匁

一 辛未年分

一種紙 無御座候

一 生糸 拾七貫九百廿五匁

一 層糸 五貫九百七拾五匁

一 層繭 三貫九百貳拾目

一 壬申年分

一種紙 無御座候

一 生糸 貳拾貳貫三拾貳目

一 層糸 六貫百廿目

一 層繭 四貫貳百八拾目

生糸五拾貳貫五百七拾貳目

層糸拾五貫五百五百目

層繭拾壹貫七百目

右取調相違無御座候 以上

明治五年

十月日

右村 總代人 唐 沢 政四郎  
組頭 唐 沢 善四郎

群馬県

御役所

(中之条町役場蔵)

翌〇 年不詳五月 蚕種業取締達し

廻 状

先般被仰触候蚕種御仕法立之儀、吾妻郡中製作人肝煎役当御年寄

平八(二宮平八)原町年寄三左衛門(新井三左衛門)江被仰渡候

間、夏蚕種御改メ無之種紙へ見当次第其品取上 御役所江差出

シ右旨 此段御承引之上、御村下へ不洩様御触達可被成候

一 附啓此後蚕種製いたし度ものへ、右肝煎方へ御申置可被成候、

左候得ハ当人差添 岩鼻御役所江願上候様可仕候、此趣一同

江触達可被成候

中之条町 惣代人ノ  
原 町

生糸并蚕種紙之儀、先般御触有之改印無之品一切売買不相成候所、信州ニ而ハ改印無之種紙ハ売買差免相成候様申触候ものも有之越相聞候、右ハ同国御代官ニおゐて、夫相改メ、右鉢之義決而無之旨、万一無印種紙売買いたし候哉又ハ右様之儀申触候者候得者、其所江留置、早々可訴出候、吟味之上急度可申付候、若シ隱置候得ハ是又可為曲事候

一 生糸蚕種之儀ニ付別紙之通り組合限り村々江不洩様可触達候、右之趣令更印刻付を以順達留村ノ可相返もの也

五月廿九日

岩鼻御役所

(四万 唐沢文衛蔵)

翌一年月不詳 釜入仲間定

定

(口虫損)

蛹糸挽方疎略ニ相成、引合兼、口人自然と相減シ国産口基ニ相成候間、此度一回口之上取極候処左之通

一 挽賃之儀ハ蛹老賣目ニ付六百文より上糸八百文迄相払、糸目格別致相違か又ハ下糸、ふし糸等ニ挽候仁江ハ以其割合相払可申、且別而細糸引候仁も有之候故、右之仁江ハ定之外ニも相払

可申候事

一 釜入仲間之内相互ニ糺込申間敷候、坪方より不意ニまゆかり参り候とも、先釜入之主江一応及挨拶ニまゆかし可申、無其儀遣し候ハ、後会ニ急度相調可申事

一 釜入仲間ニ無之人之まゆ挽釜江ハ仲間之ものより決而觸かし申間敷候事

右之通取極候処相違無之、仍而年番行司相定年々春秋両度致集會、不正之趣有之候ハ、夫々相調可申事

釜入仲間

行事

月日

(赤坂 小林貞夫蔵)

翌二年 高橋景作、農蚕日記抄

(表紙) 安政二年

農蚕日記

正月吉日

二月

廿三日 晴、朝霜あり、昼暖し、諏訪の森の桜咲たつ

卅日 晴、暖シ、此日堤芽木をつつむべし

三月

二日 晴、暖なる事夏の如し、桃の花咲く。

十日 無量寺大般若、異国船多ク渡来ニ付、防禦の為、国々本

寺之外、古来の名器時之鐘之外、寺院の梵鐘御取上、大砲、

小銃ニ御鑄替之旨、禁裡ノ宜旨下る。

十五日 蚕藝目宿太郎右衛門。

十七日 雨降る、処々蚕出る。

十九日 曇、夕方雨ふる、勇蚕をはく。

廿七日 曇る、昼より晴、蚕出初る。

廿八日 岩本村嵩月雅会、蚕をはく。

廿九日 快晴、二番蚕をはく。

四月

二日 晴、三番蚕をはく。

四日 晴、苗代を拵る。

五日 晴、野地をうなう。

六日 曇、朝老番蚕を志地に分る、五枚半夕方式番二枚ニ分る。

七日 昨日より雨不止、三番蚕二枚ニ分る老番蚕朝桑にて口をとめる。

八日 晴、七時ノ雨ふる、もみまき一番、ふし黒ニ二番もちミ

五升、大黒五升、やろく六升日光坊主。

九日 快晴、老番蚕朝桑付二階へ上げる。岩井村芝居御改革以

来坪切芝居の始なり、二番蚕夕方桑付。

十日 晴寒し、芝居へ行、三番蚕夕桑付。

十一日 晴、朝夕寒し、四番蚕朝口留る、蚕残らず二階へ上

る。

十二日 曇雨ふる、老番蚕たけ地に十三枚に分る、休ミ見ゆ

る、四番蚕志じに夜桑にて桑付。

十三日 昨夜ノ雨不止、二番蚕竹地五枚ニ分る、三番蚕二枚に

分る、老番蚕夜桑にて口留る、たけ地ノ廿枚。

十四日 晴、四番蚕分る、式番蚕口留る。

十五日 晴、三番蚕口留る、老番蚕夕桑付、四番蚕一は毎二分

る。

十六日 晴、二番蚕桑付。

十七日 曇、晚三番蚕桑付四番蚕夜口留る。

十八日 晴夜曇る、蚊始めて出る。

十九日 雨、一番蚕ふなニ分る廿六枚。

廿日 雨、二番蚕船地拾式枚ニ分る。

廿一日 晴、市へ行、三番蚕舟地五枚、二番蚕夜桑にて口留る。糸繭下直ニなる。

廿二日 晴、桑一束伐る。

廿三日 晴或ハくもる、朝老番蚕桑付、昼二番蚕中桑、四番蚕舟地老枚ニ分る、朝桑老束伐る、二番蚕夜桑付、桑半束伐る

御たけ山三年木束ばかりこく。

廿四日 雨、三番蚕昼桑付、桑老駄老束半きる、桑直段老分ニ

四束或ハ三束位野田辺にてせし由なり、此辺は五束ノ相かけ也。

廿五日 晴、四番蚕朝より口留る、桑沓駄きる、千沢五束こきばかりこく、夕方雷なり大雨ふる、糸阿ニ上物式百目、玉まゆ十六位。

廿六日 晴、沓番蚕庭地五拾式枚、二はん蚕、三ばんご四番蚕下へおろす。昨日の寒き事二月頃の如し、桑九束きる。

廿七日 晴、甚寒し、平山の口あく、桑四束きる、四番ご夜桑付。

廿八日 晴、二番蚕庭地廿四枚ニ分る、薄暮雷鳴甚く大雨ふる。一番蚕夜桑にて口留る、桑七束伐る。

廿九日 晴、桑沓束きる、沢はた桑式束斗こく、三番蚕庭地十枚、夏蚕上る。

五月

朔 晴、朝涼し、蚕盛ニなる故節句の祝をする。桑式束伐る。

今日迄桑八駄四束半、一番蚕そろゆるうき一はま斗出る、入梅。

二日 四はん蚕庭地二枚、庭地メ九拾枚外夏蚕二枚、二かいニ五十八枚おく、下ニ三十二枚おく、二番蚕そろゆるうき少々出る、桑二駄伐る、夏蚕揚る。

三日 曇る、二番蚕夕桑付、寒き事袷ニ単物にて手足冷し、ぬか雨ししばらく降、桑式拾駄伐る。

四日 曇、寒き事昨日の如し、桑式駄三束伐る、四はんご朝口とまる。

五日 曇、雨少しはらつく、桑三駄四束伐る、平村元右衛門桑式駄式束約束する。

六日 晴、一番揚地四十七枚ニ分る、桑五十二束伐る。

七日 晴、三番蚕残り十七枚ニ分る、四はん蚕中桑、二番蚕二階六枚分ケ七枚ニなる、平元右衛門桑五駄伐買ふ代沓円半方桑四駄四束きる。

八日 雨ふる、二階六十二枚、朝薄桑ニ与へ直ニ揚る、桑四駄沓束伐る。

九日 雨、二番蚕廿一枚ニ分る、三番蚕十四枚ニ分る、二番蚕廿八枚揚る、桑式駄五束伐る、夏至五月中。

十日 晴、昼八時屑鳴る、三番蚕揚る、桑沓駄沓束きる、夜迄度々雨ふる、桑メ三拾七駄。

十一日 夜より大雨昼まで少しも不止、桑一束切る、夕方雨止む。

十二日 朝五時メ晴、桑一束きる。

十三日 薄曇あり、桑沓束半切る、四番蚕三枚あがる、はゞ屋敷六升苗あらくれ、蚕物メ百八枚あがる、桑入廿七駄四束。

十四日 曇或晴、雷鳴雨はらつく、六升苗植る、夕方大雨。

十五日 快晴、沓番蚕まゆかき、宝昌庵小僧助る。

十六日 晴、午時より曇り雨少し降。

十七日 曇、三番蚕まゆかき、田小麦刈。

十八日 雨天、麦田をかへす。



十九日 雨ふる、麦田あらくれ、雨不止。

廿日 雨ふる、麦田畔ぬり、肥をやる。

廿一日 雨ふる五時より晴、田を植る、新宅吉右衛門助る、政

之助、新左衛門、おすみ、おやつ手間替り五左衛門、庄次郎

お事も手間替り、昼八時雷鳴雨降る。

廿二日 曇昼四頃夕晴、桑苗之土をよせる。

廿三日 晴、大塚壁屋々来診を請来る不行。

廿四日 朝微雨、新左衛門手間返し歸りて麦十塚揚る。

廿五日 快晴風ありて涼し、田植祝する、麦揚る。

廿七日 曇、時々雨ふる、稗を蒔く。

廿八日 雨ふる、農休ミ。

廿九日 曇時々雨ふる。小麦を打、一日にから落し終る。夏蚕

出る。

六月

朔 曇昼五時晴、天気祭。

二日 晴、豆の一番作をきる。

八日 晴、初て草刈に平山へ行。

十日 晴、朝田草取、繭を仕まふ、麦こなし。

十一日 晴、下ノ畑、烟草を植る。

十二日 晴曇、桑原の草むしり。

(横尾 高橋忠夫蔵)

註 日記は一日も休むことなく記されているが、以上特に蚕時を中心に

抜書した。

四三 文政八年七月 桑苗記録

おふみ桑 横尾村 信州別所通所こうこ村ニ在、信州流行至而

しんがまじ

あり 宜敷桑也、枝太ク数少シ。

此桑六本代七十式文、文政十三寅壬三月廿日 西寅吉殿求

おあみ桑 わせ桑 信州上田在ニ在り、木細クして枝たれ山

方霜ニやけ ニよし、里畑ニハさのみ不宜候

少し

小まき桑 信州小まき村ニ有、菊葉共いふ上田ノ沓里半程諏訪

辺のこう神様并村

右三品共ニ取木桑、信州上田在、真田ノ沓里半程西横尾村信綱

寺ニ有之候、大笹宿迄六里、信州種屋横尾村宮嶋仙蔵殿ニ承候

寺ニ而取木苗沓本代五文宛定置之由

文政八四年七月十五日

(吾妻町岩井 伊能光雄蔵)

## 第二節 商業

### 第一項 富豪の商業

圖 元禄十五年四月 江戸宛麻仕切状

(一) 麻仕切状之事

一三箇 貳拾五兩かへ

百文引 切口

代金三兩貳分九百文

一拾四箇 三拾壹兩貳分かへ

三百文引 切口

代金貳拾壹兩三分九百文

一拾十箇 貳拾七兩貳分かへ

三百文引 切口

代金拾三兩貳分七百文

貳拾七箇

代金合三拾九兩貳分五百文

内

一三拾九匁貳分五厘 沓口銭

一金沓分 貳百貳文 右之舟賃

代三匁五リン

一六匁八分五リン 藏敷・藏出し

一五匁 正月廿日樽代

一七匁六分 小判かへ切賃

金沓兩沓分 沓匁七分五リン

代三百八拾文

右之通相渡シ無出入相濟申候 以上

元禄十五年

午卯月朔日

桑原惣右衛門殿

〔裏書〕 午ノ四月七日付申候

此利金引残貳兩ト貳百文 有り

(二) 麻仕切状ノ事

一三箇 貳拾五兩かへ

百文引切口

代金三兩二分九百文

一十四箇 三十兩二分かへ

三百文引切口

代金二十一兩三分九百文

〔印文〕仕切判外不用福田  
福田 惣右衛門 印

二十固 二十七兩二分かへ

三百文引切口

代金十三兩二分七百文

メ二十七固

代金合三十九兩一分五百文

内

一金一分二百文 右ノ

代三匁五リン

一六匁八分五リン 藏敷錢代也

一五匁 正月二十日 樽代

一七匁六分 小判人切欠

メ金一兩一分一匁七分五厘

差引殘金三十八兩五匁七分五厘

代三百八十文

右ノ通相渡シ無出入相濟申候、以上

元禄十五年

午卯月朔日

桑原惣右衛門殿

裏書  
「午ノ四月七日付申候

此利金引殘二兩ト二百文有」

福田惣右衛門(印)

(三) 麻仕切状ノ事  
片印 一三固 二十五兩替

百文引免

代金三兩二分九百文

片印 一三固 二十四兩一分替

百文引免

片印 代金三兩二分四百五十文

一十四箇 二十六兩一分替

二百文引免

百五文引一把ぬけ

代金十八兩一分百九十五文

圓員メ二十固

代金合二十五兩二分五百四十五文

内

一二十五匁五分 売四せん

一五匁一分 取かん

一二十五匁八分 石ノ藏敷

正月四日より五月十八日迄段々藏出し

一六十六文 代下り

一金一分六百七十五文 四十二固の代九匁五分

午九月賦ニ付舟頭 荷物改メニ人遣シ候

わり 一、三百文 代四匁二分

平左衛門殿へ

かし

辻善兵衛殿へ渡す

一四匁八分 小判かへ

ノ金一兩二分八分五厘

残金二十四兩ト七匁三分

代五百二十一文

右ノ通、相渡此表相濟申候

未七月十四日

桑原惣右衛門殿

福田惣右衛門<sup>㊦</sup>

(中之条町 桑原源一郎藏)

盟 明和四年十二月 前橋高崎城米買証文

覚

兩ニ廿壹表ハ分カへ

一前橋城米廿式俵

此金拾兩ト三百六十四文

兩ニ廿俵半カへ

一高崎城米三拾六俵

此金拾七兩式朱式百四十三文

五拾八俵也

此金ノ廿七兩式分ト六百拾壹文也

内金拾八兩式分ト六百拾壹文也

右之通此金儲ニ受取申候、荷物之儀ハ此方ニ儲ニ預リ置候、来ル

子春御勝手次第何時成りとも相渡し可申候、為念如此ニ御座候

以上

渋川

羽鳥久右衛門<sup>㊦</sup>

明和四年亥十二月十七日

中之条町

桑原八十七殿

(中之条町 桑原源一郎藏)

盟 明和七年二月 尻高米買出入証文

乍恐書付奉願上候

池田喜八郎御代官所上州吾妻郡中之条村<sup>(中之条)</sup>百姓十左衛門申上候、当

御知行所同国群馬郡尻高村権右衛門与申者、去丑九月中、私方へ

罷越相願候ハ、当秋成御年貢御上納ニ差詰候間、金子用立具候

様申之、私儀穀商売仕、右村方へ引合仕、御年貢米等請取候儀有

之候故、此由申、達而無心申候ニ付、去極月村上相場仕米受取申

答ニ引合、金子壹兩式分銀四百文用立置、右相定候節米相渡候様

申遣候得ハ、未米拵出来ず候間、一兩日中我等方より附送り可申

旨申立ニ付、罷婦相待罷在候処、其已後無沙汰ニ差置候ニ付、又候私権右衛門方へ罷越催促仕候得へ、我等老人ニ而遣候儀ニ而も無之候杯与不埒之儀申之候ニ付、五人組佐太夫方へ相届候得へ、権右衛門同様之儀申之埒明不申候ニ付、右名主方へ右之記相願候処、月迫之儀有之候間、何分正月迄右延候様申候ニ付、差扣罷婦又候正月中名主方へ相願候得へ、去冬中濟方申付置候得共、干今相濟不申候哉、此末致方無之由、申候ニ付、無抛今般御訴訟申上候、何卒御慈悲以、右権右衛門并五人組佐大夫名主被召出、御吟味之上、相濟候様被仰置候様奉願上候、以上

明和七年寅二月

池田喜八郎様

御役所

向井喜八郎様

御役人中様

池田喜八郎御代官所

上州吾妻郡中之条町

願人百姓 十左衛門判

(中之条町 桑原源一郎蔵)

圖七 延享四年十一月

南麻買入帳

〔表紙〕  
延享四年 紙數

南麻買入帳

卯十一月吉日 有次第

一九貫貳百南才 与兵衛

壹代壹兩三分八百文

一廿三貫五百 九兵衛

三代四兩三分貳朱

一四拾貳貫匁町 八

六代九兩也

一六拾四貫四百

八代拾四兩也

一四拾貳貫貳百馬山

五代九兩也

一三拾五貫百同

六代七兩貳分也

一四拾六貫四百

七代拾兩

一三拾七貫匁

五代八兩也

一六拾九貫七百

伊左衛門

仁右衛門

又兵衛

長八

源右衛門

甚右衛門

十代拾五兩壹分也

一三十貳貫六百

四代七兩也

一六拾貫三百

九代拾三兩也

一四拾七貫

六代拾兩々々

一拾壹貫貳百

貳代貳兩貳分也

一拾三貫七百

貳代三兩也

一五百三十貳貫三百

五郎兵衛

左兵衛

安右衛門

光明院

惣右衛門

代金百拾四兩三分貳朱八百文

宇田村

一拾九貫七百 勝右衛門

三 代四兩貳分貳朱

一廿六貫三百 与右衛門

代六兩三分

一十一貫百 源左衛門

貳 代三兩也

一十五貫五百 太右衛門

貳 代三兩貳分貳朱

一五貫七百 半之丞

卷 代卷兩卷分三百文

一十貳貫三百 八左衛門

貳 代三兩卷分也

一十七貫七百 又右衛門

三 代四兩貳分

一十七貫五百 徳左衛門

三 代四兩貳分也

一廿貫四百 寺

三 代五兩卷分貳朱

百拾四貫七百匁

代廿八兩貳分三百文

一拾九貫七百文 勝右衛門

三 代四兩貳分貳朱

一廿六貫三百文 与右衛門

四 代六兩三分

一拾五貫五百匁 太左衛門

貳 代三兩貳分

一拾貳貫三百匁 八左衛門

貳 代三兩卷分

一廿卷貫匁 利 八

三 代五兩卷分 同

一十七貫七百匁 又右衛門

三 代四兩貳分 同

一拾七貫五百文 徳右衛門

三 代五兩卷分 同

一拾五貫匁 平 七

代三兩三分 内三百文取

一拾三貫八百匁 同 平 藏

代三兩貳分貳朱

一七貫三百匁 同 八右衛門

代卷兩三分ト三百文

一九拾貫貳百匁 中沢 長 八

代廿卷兩

一四拾貫五百匁 十兵衛

代拾兩也

三百拾七貫貳百匁

代七拾七兩三分也

三口

九百六拾四貫貳百匁

代貳百貳拾卷兩貳朱

吉貫百文

四三五々

〔山田屋仙五郎〕 (山田 山田正治藏)

註 「南麻」とは、甘藷郡方面の麻である。

（文政一）天保ノ頃力）  
四年 不詳九月 江戸へ煙草出商談書状

（前欠）出来、其上穀相場下直ニ御座候故、兎角氣配引立不申、  
旁以不捌御座候、右故當時ニ至り候而も、何れも所持荷物多分  
有之、此分ニ而者当年も古葉多分売残可申奉存候

一御地新葉出来方之儀、日照統候故植付出来兼候趣、追々御沙汰  
承知仕候、然処其後湿等も有之、當時者追日立直り相成ニも出  
来可仕段御沙汰承知仕安堵致候、追々順氣も宜鋪相見得候得  
者、定而見事ニ出来可仕与愚察仕候、然ル処、前文ニ申上候  
通、売先々氣配以外の外不景氣、其上諸国様子承合せ候処、風之  
当り等も無御座、此節追々無難ニ出来上り候由、左候得者旁以  
新葉売立之儀、至而六ヶ敷奉存候、就夫新葉御仕入方之儀、格  
別下直ニ御仕入不被遊候ハ、而者、御引合之程無覚束奉存候、依  
之当走り御荷物之義、延日ニ相成候分ハ少も不苦候間、随分ゆ  
るゆると御仕入被遊、成丈ヶ下直ニ御直立被下候様奉頼上候、  
御如在者有間敷候得共、新葉直立之儀ハ、沓ヶ年ニ相拘、高直ニ  
而者御互ニ渡世ニ相成不申候間、乍憚此段御賢慮被下、可成丈  
下直ニ御直立被下候様偏奉頼上候、売口之義成丈出精御支配可  
申上候

一斤目之儀、先年御頼申上候処、御承知被下、御直し被下候御方  
も御座候得共、又々近年格別不同有之、小売先甚難義仕候、右

ニ付又々別而御頼申上候、先年申上候通、（把）抱之目方沓抱ニ付、  
百五拾目ニ御改被下、三拾抱入ニ御造立可被下候、右貫目不足  
候者仕切表之段を以引落申候間、此段宜敷御承知被下、前文  
之通、木元ニ而も目方不同無之様、各様御賢慮を以、御定置被  
下候様奉頼上候、右之段申上度以連札如斯ニ御座候、恐惶謹言

丑九月朔日

- （印文不明） 湊屋 仁左衛門印
- （印文「堀沼町式目乾角」） 大池 治兵衛印
- （印文「堀沼町式目乾角」） 森 田 半兵衛印
- （印文「堀沼町式目乾角」） 倉 田 半 七印
- （印文「堀沼町式目乾角」） 久仁屋 佐兵衛印
- （印文「日本橋本船町大池」） 大池 治兵衛印
- （印文「南堀屋店番田」） 森 田 半兵衛印
- （印文「小堀町式目倉田」） 倉 田 半 七印
- （印文不明） 久仁屋 佐兵衛印
- （印文「大伝馬町目拍半」） 柏屋 半右衛門印
- （印文不明） 湊屋 仁左衛門印
- （印文「堀沼町式目乾角」） 大池 治兵衛印
- （印文「堀沼町式目乾角」） 森 田 半兵衛印
- （印文「堀沼町式目乾角」） 倉 田 半 七印
- （印文「日本橋本船町大池」） 大池 治兵衛印
- （印文「南堀屋店番田」） 森 田 半兵衛印
- （印文「小堀町式目倉田」） 倉 田 半 七印

江戸 堀沼田問屋中

次第不同

- 山田治郎兵衛殿（中之条町山田）
- 岸方右衛門様（渋川）
- 羽鳥久右衛門様（同）
- 堀口林蔵様（同）
- 島田佐七様（同）

（五反田 斎藤庄平蔵）

註 なお、この九名の連署の外に、四月一日付の一札がある。そこに

は、「何品によらず下げ直に売り候様にとの御公儀様度々の殿しいお  
触れあり、自然と人氣引立申さず」とここでも下げを申し入れた、同  
じく五名宛の一札がある。文政か天保の頃と思われる。

罫 正徳三年三月 大豆仕切状

仕切状ノ事

銀五十八匁割

九郎兵衛船

二月十八日より  
一黒大豆十五俵 四斗七升八合入

●印 并九合外ニ七升引

右ノ七石二升五合也

兩ニ九斗八升かへ

代金七兩ト九匁七分五厘

同人船

同二十六日より  
一大白大豆三十三俵 四斗七升五合入

小口・印 并九合外ニ一斗引

右ノ十五石四斗一升也

兩ニ九斗六升かへ

代金十六兩ト三匁

俵数合四十八俵

二口代金二十三兩ト十二匁七分五厘

内

一金三分ト七百九文

九郎兵衛船賃

一百四十四文

右ノ船(荷)ちん引

一九匁二分五厘

中買物口銭

一七分五厘

切ちんニ引

ノ金一兩ト八匁三分

引残金二十二兩ト銀四匁四分五厘

此代り二百九十三文

右之金銀不残大柿屋助左衛門殿へ相渡シ此表出入相濟申所仍テ如  
件

伊藤 平右衛門印

正徳三年癸巳三月五日

二宮清左衛門殿

(中之条町 桑原源一郎藏)

罫の 享保元年九月 信州表・こま賃

(表紙) 享保元年 上州我妻郡

信州買物之覚

申ノ九月吉日 五反田村 田村次郎兵衛

錢三貫

九月廿六日 兩ニ一五三斗六升かへ  
一巻石七斗麦 竹原村彦右衛門

同日 一式石三斗 前 長右衛門

同かへ

代金巻兩壹分

右ノ四石 五斗入四俵

代三兩内百七十四文かへり



九月廿九日 同かへ  
一 貳石 五斗入 四俵 三右衛門 代耆兩壹分六百六文  
内貳百貳拾七文使

九月廿八日 兩ニ七斗四升かへ

一 三斗四升 さま 一本木 兵衛 代耆分六百貳拾八文

一 四斗五升 さま 同所 佐兵衛 代貳分三百貳拾四文

一 貳斗九升 同かへ さま 同所 久右衛門 代耆分四百二十五文

又十印

三 〇 〇 〇 壹石八升 五斗四升入 貳俵

代耆兩壹分六百貳拾八文

九月廿八日 兩ニ一石三斗六升かへ

一 壹石四斗四升 一本木 庄兵衛 代耆兩百七拾六文

同日 同かへ 麦 同所

一 壹石四斗四升 同所 兵衛 代耆兩百七拾六文

二 〇 〇 貳石八斗八升 四斗八升入 三駄 代貳兩三百五拾貳文

外になわ代六百四文

二 〇 〇 〇 三兩貳分三百七拾貳文

内三兩渡し

右荷高合貳拾俵

内貳斗四升中ノ新右衛門所ニはし也申候

次郎兵衛買分

右ノ八兩三分三百九十文さま共に  
申ノ(享保元年「一七一六」)九月廿日  
三 〇 〇 〇 〇 金三拾兩 中野町 新右衛門

右此金之儀ハ麦買金ニ相渡し申候、荷高調次第ニ大笹迄相払可申  
答ニ相定申候、此方ニ手形取置

此分拾七駄

内さま三駄出可申候

残荷物ハ調次第ニ請取可申候

九月廿九日

一金貳分新右衛門殿ヨ六日かり

右此金儀ハ一本木村ニ而之次郎兵衛かかりニ御座候

申ノ九月廿九日

一 麦五斗入 壹石三斗かへ 貳拾俵此石拾貳石代九兩六百八十壹文

一 むしろ 貳拾四枚 代五百拾壹文

一 百六拾四文 須坂 なわ作りの賃

一 五貫七百元 須坂 右大笹迄、駄賃壹駄ニ付四百七拾貳文

メ金拾耆兩壹分三百拾九文

是ハ須坂仁右衛門殿宿ニ而之買ニ御座候

金耆分須坂宿払置申候

十月朔日

一 麦拾駄 須坂買五駄 中ノ買五駄

一 大笹宿弥三右衛門殿頼送り状ニ而大戸宿迄出シ可申候、須賀尾

村迄駄ちん金ニ老兩相渡申候

申ノ十月朔日

一金貳分 喜平次殿ノ 濟須坂ニ而かり 二郎兵衛

申ノ拾月七日

一 麦拾駄ト 孫右衛門、勘定差引不残相濟

代拾兩貳分四拾壹文

此内夫五百文使入申候

申ノ極月十七日勘定

一 八俵こま 孫三郎殿分代八兩壹分買取

是ハ孫三郎殿ニ借り申候

一 八俵 こま本 新右衛門分

代六兩壹分貳百六拾八文

麦四拾壹俵分かい高 大笹迄附

一 貳拾四兩三分百拾壹文 内三駄分こま、代四兩三分三百八十

八文

残而拾九兩三分四百七十文

一 貳拾俵 次郎兵衛分、代八兩三百三十九文

内こま壹駄 代壹兩壹分六百貳拾八文

残而六兩貳分四百五十九文

一 貳駄麦 須坂分 代壹兩三分四百三十文

麦三口メ

高六拾三俵 右大笹村迄附

此代貳拾八兩壹分六百十二文

一金五兩五百八十五文 平八殿ニ渡

右ハ信州ニ而買残ニ御座候

麦代メ三拾三兩壹分仁朱

内拾七兩濟 二郎兵衛

内七兩孫三郎殿濟

(五反田 田村武一朗藏)

翌一 享保二年十一月 繰綿売帳

(表紙) 享保二年 上州吾妻郡

繰綿売帳

西ノ十一月吉日 五反田村 田村次郎兵衛

一 五拾文かし 柴本 仁右衛門

同日 一 百文 かし 前 權 太

同日 一 金壹分 鑱川 武右衛門

但シ是ハ指引残かり

同日 一 百文 かし 岩本 喜太夫

同日 一 四百五拾文 西中之条村 勝之丞

錢かし

同日 一 百五拾文 かし 袋町 長兵衛

同日 一 金貳分 大戸町 平

右錢代かし

同日 中之条町 六郎兵衛

かし

同日 西中之条村 三郎

右錢代かし

十一月廿一日 次郎兵衛

一 老貫め取 代三分四百文

かし入 四兩老分

十一月廿一日 原町 三之助代耆兩内貳百文かへり

西ノ十一月廿六日 岩下 百文夫百文駄ちん

一 貳百五十文 吉右衛門

一 老貫合貳兩貳百文外ニ

貳百五十文

残綿貳貫三百め

内貳百め□ニ引

正味貳貫百め

代耆兩分仁朱

耆儀亮高

惣ノ七兩三分百拾文也(以下略)

(五反田 田村武一朗蔵)

望三 享保五年八月 麻買帳

(表紙) 享保五年 五反田村

麻買帳

子ノ八月吉日 田村次郎兵衛

八月十六日

一 貳拾五貫四百め 原町 市かへ、代乾金六兩と貳百文

同 十七日 一 六メめ 三貫三百文かへ 上浜渡村 平三郎代乾貳兩濟

同 一 五貫目 同前 四郎兵衛代耆兩貳分濟

同 一 三貫五百め 同所 又四郎 代耆兩渡し

同 一 四貫七百め 同所 三之助代耆兩内貳百文かへり

同 一 耆貫七百め 同 重兵衛代貳分五十文濟

八月十八日 平村 百文夫百文駄ちん

一 五拾七貫八百め 權之助代拾七兩貳分

同日 一 貳貫四百め 同人 代貳分

一 貳貫四百め 同人 代三分内百文かへり

三口メ拾八兩三分内百文かへり

十八日ニ内拾耆兩耆分濟

廿日ニ殘金西中ノ条村ニ而七兩貳分濟

八月廿日

一 四貫目 原町 善右衛門代耆兩三百文濟

同 一 三貫三百め 原町 伊兵衛 代耆兩濟

同 一 耆貫九百め 同 惣兵衛 代貳貫貳百三十七仁文

内貳分かり、駄ちん百文、夫百文  
駄ちん百文西中ノ条村ノ三駄

百拾七貫六百目 代三拾三兩貳分

平村ノ三百文駄ちん三駄分

双大上印 拾七箇

外 貳拾箇 代金拾六兩壹分貳朱上り

一貳拾枚 むしろ 代貳百八十四文

一千五百 なわ 代百八十四文

一五駄 西中ノ条村迄 代百廿四文

メ六百文

八月廿一日

村 重兵衛 代百五十文

同 一貳拾貫五百め 原町かへ

取、代四兩三分三百三拾六文

内老固 喜兵衛取置申候

八月廿三日

一三貫三百め 右作残有 代三分

八月廿四日

下沢渡村 助 之丞 代老内百五文かへり

同 一三貫百め 同所 徳右衛門 代老兩貳朱

同 一三貫百 同所 孫 助 代老内貳百拾文かへり

同 一貳貫貳百め 同所 金 兵衛 代貳分

同 一拾壹貫五百め 孫 兵衛 代三兩壹分内貳百文かへり

駄ちん七拾貳文、百文酒内三兩渡し

八月廿六日

一三拾四貫五百め 原町かへ

代八兩三分四百六拾四文

八月廿五日

一錢貳貫文 五反田 喜 平治

同 一貳拾貫五百め老駄 七郎治所有

一拾四貫め 又左衛門所有

八月廿六日

同 一六百五拾め 下沢渡村 孫 兵衛 代三百八十文

同 一四百五十め 大石沢 大 仙 代百八拾文

九月朔日

一壹貫九百め 村 利右衛門 代貳分五拾文

同 一貳拾壹貫六百め 角左衛門所有 中ノ条町かへ代五兩貳分

同 一壹貫七百め 村 利右衛門 代二分内百文かへり

九月十一日 貳分渡し百文かし

九月二日

上沢渡村 一三貫目 平三郎 此代三分三百六拾文

同 一貳百六拾め 十一日済 人 代百文

二口ノ貳分四百三文

同三口合重兵衛所有

同 一六貫五百前尾村め

同 一三貫四百同所め

同 四郎兵衛

代老兩五拾文

代老兩三拾貳文

内貳朱右之かし引

九月朔日

一老貫百め

大石 庄

助 代老貫百文

九月六日

一三拾貳貫九百め

角左衛門所有 中ノ条町かへ

代八兩壹分四百六十文

九月九日

一四貫五百め

竹山 四

兵衛 代老兩仁朱 内老兩壹分濟

同 一貳貫七百め

同所 清

太郎 代三分内二分かへり

同 一四拾六貫九百め

五反田村 喜

平治 代拾貳兩三分

駄ちん百五文、内四兩濟右渡し、内五兩三分十一日ニ渡し

メ貳百九貫七百六拾め

代五拾五兩壹分三百八十九文

九月十一日 角左衛門所ニ九固有

一拾貳貫四百め 中野条町かへ代三兩五百拾文

同 平八殿有

一六貫四百め取同かへ 代貳兩百五文かへり

九月十八日

一四貫百め

竹山 同

七左衛門 代老兩内貳分濟

一老貫目

四 兵衛 代老分濟

同廿一日

一貳貫八百め 半九郎

代三分内五十文かへり、内貳分濟

一貳貫五百め

奎之丞 代貳分百文内貳分濟

一貳貫貳百め

喜平治 代老分四百四拾六文

一三貫六百め

同 人 代三分四百六十六文

二口メ五貫八百め 代老兩壹分三百廿八文

一五百め

同 人 代貳百五十文

一拾七貫八百め

平八殿有 中ノ条町かへ

代四兩四百五十二文

惣メ貳百六拾三貫目

代六拾八兩三分七拾六文

一老貫百め 西中ノ条村 代老分

一老貫五百め 殘麻有 代貳分上

一四拾四枚 むしろ 十八枚代四百文内十六枚

中ノ条町分取 代貳百貳拾八文

一三千 なわ 代三百文

拾老駄 西中ノ条村迄 代貳百七拾貳文

註 享保六年八月吉日と表紙に記す、麻買帳が、外にあり、八月十六日から十月十一日まで八百三十三貫目、代百六十二兩四百六十文、新金

八十一兩一分四百六十文とある。

(五反田 田村武一朝蔵)

享保五年十二月

たばこ買帳

「(表紙) 享保五年 五反田村

たはこ買帳

子ノ極月吉日 田村次郎兵衛

極月六日 折田村 重三郎

一式百貳拾わ 百拾わかへ 七十三入

代貳両 三箇同 七十四わ入

同日 長兵衛 貳個八十入

同日 百三十八かへ

代老兩卷分三百八十八文

同日 内二わまけ 三十八わ門左衛門付

同日 一九拾老わ 三郎兵衛

同日 内老わまけ 貳箇 六十八入

代貳分四百四拾文

同日 此内へ三十わ喜平治付

同日 一百四拾わ 角左衛門

代老兩六拾六文

貳箇 七十八入

同日 一式百五拾わ 小兵衛

同日 内老わ半まけ 三箇 八十三入

代老兩三分 八十三入

同日 一八拾三わ 作右衛門

同日 内半まけ

代貳分 老固八十三

同日 一百拾わ 平兵衛

代三分 老固八十八

同日 内三十わ戸右衛門付

同日 一百拾四わ 戸右衛門

代貳分四百廿三文

同日 内老わまけ 貳箇 六十四入

同日 一百六拾わ 勘左衛門

代老兩三百六十四文

同日 一百三六拾九わ 喜太夫

同日 此内六十九わ百三十わかへ

同日 内式わまけ 五箇七十五入

代貳兩貳分貳百文

同日 極月四日 百二十五わかへ 吉左衛門

同日 一百八拾三わ 七十五わ入

代老兩卷分仁百廿仁文

同日 一式百四拾わ 喜平治

代貳兩 三箇七十入

同日 一八拾六わ 伊兵衛

代貳分三百七拾貳文

同日 一百三拾仁わ 伝助

代三分 貳箇八十二

同日 一式百四拾老わ 長八

内老わまけ 三箇 八十二

代老兩三分仁百廿文

同日 一九拾九わ 小右衛門

内老わ半まけ 貳箇 八十五入

代三分 寄合六十五わ入

同日 内拾六わ伊兵衛付、四十一わ八郎右衛門

同日 一式百七わ 五右衛門

内沓わまけ 三箇八十八

代沓兩式分五十文

内三十三わ吉左衛門付

同日 百六十かへ 八郎右衛門

内沓わまけ 沓箇八十八

代三分

極月五百 百三十三かへ

同日 百五拾わ 下沢渡 大京院

沓箇七十五入

代沓兩三百五十文

同日 百四十八わかへ 同所 三 助

内二わまけ 沓箇八十八

代三分

同日 百六かへ 同所 助右衛門

内二わまけ 沓箇 六十五わ入

代三分

同日 百五十かへ 同所 孫兵衛

内二半まけ 三箇八十五入

代沓兩三分

極月八日 百六十かへ

同日 百四拾わ 山田村 加左衛門

代沓兩式分 三箇八十八

同日 百四十かへ 同所

一把カ抱 徳兵衛

沓箇八十八

代沓分四百九十九文

同日 百八十かへ 同所 茂兵衛

内沓わまけ 沓箇八十八

代沓分

同日 百四十四かへ 同所 太郎衛門

内二わまけ 三箇七十五入

代沓兩式分三百三十三文

同日 百六仁わかへ 折田村 佐兵衛

沓わまけ 沓箇八十八

代沓分四百拾文

同日 百三十五わかへ 同所 門左衛門

沓わまけ 沓箇 八十一

代三分三百五十文

内三十八わ長兵衛付

同日 百三十五わかへ 下沢渡村 勘左衛門

内式わまけ 四箇 七十六ニツ

代沓兩沓分 七十八ニツ

同日 百五十五わかへ 同所 六右衛門

沓わまけ 三箇 七十一わ入

代沓兩沓分式百七拾文

同日 百五かへ 惣 助

一七拾五わ

代沓分 沓箇七十五入

同日 百六十かへ 同所 伊兵衛

一把カ百わ 沓箇百わ入

代沓分仁百八十四文

同日 百二十かへ 同所 佐兵衛

一把カ百沓わ 沓わまけ 沓箇 六十七

代三分百九十文

内三十三わ三助付

極月十五日 百四十四かへ 須賀尾 戸右衛門

一八拾わ

内三わまけ 沓箇八十八

代沓分百拾二文

十五日 百五わかへ 沢渡村 新左衛門

一六拾式わ 沓箇六十二入

代沓分三百廿七文

一五拾八わ 同所 里左衛門

沓箇五十八

代沓分仁百文

武百文夫 惣ノ五千七百四拾八わ

内三拾三わまけ引

固数ノ七拾五固也  
代四拾兩三分五文

新金ニメ貳拾兩壹分仁朱五文

たばこ駄ちん七拾四俵請取

此駄ちん新金壹分百拾貳文払申候

丑ノ六月十日

(五反田 田村武一朗蔵)

註 同家には、すでに享保元年「信州買物之覚」の中に、正月八日、四十四箇たばこ江戸出しの記録も見える。

罌器 享保十一年十月 荏油商

一金拾五兩也 但小判也

右者為 御用荏油代金儘請取申候、但金壹兩ニ付、水油貳斗七

升(三斗貳升と訂正)直ニ而、右金拾五兩分水油四石五升(八

升と訂正)、御用次第持参仕、御吟味之上、急度差上可申候、

道中駄賃諸色入用之儀、自分賄ニ而御用ニ事寄、不埒成儀少も

仕間敷候、右御請負仕候上者少も違背仕間敷候、為後日証文仍

御用油請負

享保十一年

五反田村 次郎兵衛<sup>㊦</sup>

午十月

西中之条村

証人 市郎右衛門<sup>㊦</sup>

横谷与左衛門様

高木太四郎様

(五反田 田村武一朗蔵)

註 1 当時吾妻郡は沼田城付であった。

望 自寛政 七年  
至文化十五年

中之条町町田重平家大福帳

寛政七年正月二日店御

一金七拾兩也 有金

一同四兩貳分也

一同壹兩貳分也

一同五拾三兩也

一同六兩貳分也

一同四兩貳分仁朱也

一同三兩也

一同五兩也

一同三兩三分

一同廿五兩也

一同百廿兩也

一同三兩也

ノ三百兩壹分仁朱也

2 外に享保四年七月の五反田村の百姓五名が、村役に出した「年貢金に差詰り荏草を抵当にした金子借用証文が同村高橋孝茂家にある。

信州 米代

ぬか代

小豆

大豆

大白

煙草

米代





之条町誌第一巻には、全部に亘つてその動きを表示して解説している  
ので、ここは寛政七、八年の記載に見たような項目別記載を略し、該  
年度の最後の惣目だけ以下順に記しておくに止めた。

○寛政十一年末ノ正月二日店卸  
貸し金六百五十五兩七分七朱也  
未改二口ノ千三百三拾九兩仁朱也

内式百五十八兩也 入金

○寛政十三年申正月二日改

貸し方五百七拾四兩式朱也  
申改二口ノ千八百八拾六兩式朱也

内式百七十兩 入金

○寛政十三年酉正月二日改

貸し金六百兩也  
二口ノ千式百三拾五兩式朱也

内三百七兩式分 入金

○享和二年戌正月二日改

貸し金七百廿三兩式分

二口ノ千三百四拾兩壹分

内三百七拾七兩式分 入金

○享和三年亥正月吉日(改)

貸し金七百兩式朱也

二口ノ千四百九拾貳兩貳分貳朱也

内三百五十一兩三分式朱 入金

○享和四年甲子正月二日店卸

貸し金七百八拾九兩三分式朱也

二口ノ千四百廿三兩三分式朱也

内三百十七兩 入金

○文化二年乙丑正月店卸

借し方ノ七百拾兩

二口ノ千式百三拾兩三分

内式百六拾貳兩壹分 入金也

○文化三年丙寅正月吉日店卸

借し方ノ六百八拾六兩壹分

二口ノ千式百八拾壹兩貳分

内三百五拾七兩三分 入金

○文化四年丁卯正月吉日店卸

借し方ノ合四百八拾三兩也

二口ノ九百貳拾貳兩壹分式朱也

外ニ拾五兩也御用金上ル

○文化五年辰正月二日店卸

借し方ノ六百廿九兩三分仁朱也

二口ノ千四拾兩也

内式百兩貳分 入金

○文化六年巳正月吉日店卸

借し方ノ六百六拾八兩三分

内式百三拾九兩壹分 入金

二口ノ千三百三拾壹兩貳朱也

外ニ拾六兩 上畑

イセマチ分四畝廿九歩 買入  
マチ分 五畝三歩

○文化七年午正月二日店御

借し方メ六百六十八兩三分式朱也

内式百九兩三分仁朱也 入金

二口メ千五拾四兩一分式朱也

外ニ十式兩程御上様へ上

内畑買いまし

十五兩計酒損毛、商内至而損毛

○文化八年未正月二日店御

借し方メ

二口メ

註 この年からの概括について、記す。

右午年（七年）、大麦世上ニ統違、麦高直、蛹ニテ利取申候、

外商内何品ニ不依損毛、秋作四分、田方世上ニ統豊作風聞有之、

七月頃米直段下ケ候処、取入前年ニ格別余分無之候、此辺地米石

一八くらゐ、十一月迄引下□□信（信州）の米高直、五石一五位、十一月

大雪、六里カ原馬道用なし、十二月を正月十七日頃一切雪なし、

但し沼田須川信の大雪、但し九月大霜降、たばこ已年大下落仕

候

江戸御張紙三拾兩の石直段百年にも以前御座候後初めてに御座

候、商内不景氣に金錢詰り言斗りなし、但し上野山残御高所荒地

御改九月御通行、米永取増小前一統難義仕候、麦石六斗、地米石

一八・信州米一石一五、小豆石三五、小大豆石六斗、大白石八

斗、細美十反くらゐ、麻一貫七百文くらゐ

○文化九年申正月店御

借し金メ

内入金

二口メ

前未年（八年）商用事訳て無御座候、二月廿日市三郎養子ニ仕

候、湯ば（温泉）不景氣、越後米六七月を深山ニ出申候て玄米十

月頃当石一斗、信州米一切入り不申候、誠ニ商内二十分一迄返入

可有之、十一月家根替普請いたし申候、但し十兩金も掛申候（中

略）八九月頃ほうき星出で、蛹損毛商内きり替と相見え申候、此

ほど物入御座候、至て難義仕候

極月より煙草少々売出し、水油下落二斗三升くらゐ、御張紙三

十二兩、掛方一切集不申候、又々掛（賭）の勝負事斗り沢山御座候

我妻内所々御割被望私領と相成申候（現在の中之条町管内

で、この年、西中之条、岩本、蟻川、平、山田五カ村の天領が旗

本の知行に分郷された）此の日にて商内出来兼申候、極月十六日

大雨、雪度々、正月年始四万湯場迄六日行にて御参申候

借入金

○文化十四年正月二日

借入金

二口メ

右ハ酉年越後米沢山出で六月まで下落、土用至て冷氣(中略)、段々田方損毛、米八分より九分くらい迄、別に信州・上州・越後三カ国違、越後米穀留に成る。常州米舟にて高サキ・松井田まで登り帰り候、金詰り、蛹糸八月上直、段々夫より五分迄下落、損毛(中略)商内酒少々利候也、入湯人沢山ニ參ル、七八月草津七千人程、四万六七百人余、いかほ杯も沢山入通申候

○文化十一年戊(欠)

○文化十二年正月二日

註 始めに、戌年にあつた中山道本庄宿、木錢食売女(十六卷)が岩屋陣屋に召捕られた事件が可成詳しく記されているが略す。

商内至て不景氣に御座候、極月掛方一切集兼申候、尤大雪降、当亥年日光山権現様御百年季に御座候、糸繭大下落、但し信州北国、(五)かいこ至てはやり申候

○文化十三年正月二日店卸

借入金

入

二口メ

右亥年連作、かいこ違、誠に不景氣ニ御座候、十一月廿九日

註 ここに中之条の大火が四十軒斗りと記され、「誠ニ極月取引等無御座候」とあり、以下、大麦、煙草直段大下落、煙草一俵ニ朱位の処ニ

御座候、但し日光御仕事至て御けんやく宿々難義ニ御座候、先年百五十差上ハ、甚だ相違御座候

○文化十四年十丁丑年正月二日

借金メ

二口メ

(文化十三年)右子年米下直余分、夏まで能陽氣御座候処、閏八月四日大風雨にて関東筋至て作違、米信州上田九斗二升より六升と段々引上ケ、

極月兩八四より八七まで、正月八二くらいより近年寛無之米沢山売捌申候、北国穀留、沼田・月夜野・川田并に須川迄白米売捌申候米段々引上申候、乍併金に至てつまり誠に難義仕候年に御座候、御張紙一金三五両也(以下略)

○文化十五年正月二日

借入金

二口メ

但し去年十九兩程損毛、丑年御張紙四十兩也(以下略)

(中之条町 吉田毅一郎藏)

翌癸 宝曆・明和期 (推) 大道新田三四郎穀物送り帳

未正月

そば一太 四斗入 伝八殿内金一分取

同 一月十六日 同 馬方 伊 八

同 同 同 同 同

一 同 同 同 同 同

(三月十六日市、金二分取)



一かき 一太 六斗九升 白井長兵衛(村)  
一七十六日 一太 四斗五升入 村上新六  
五月一日 小売日

一白米二太  
五月廿一日 売日

一白米三太  
一くろ米 百文ニ付一升九合

一升代五十一文、二升ニて百五文  
右之通りニ御座候

未二月仲間

五月八日 一白米二太 永井(宿)十兵衛 合瀬百蔵馬  
五月十一日 一同 九太 同人 永井平六馬

一白米三太 太此金三両ト三百三十文 太賃共相濟

一同 一太 同人

五月五日 一同 一太 同人

六月五日 一同 二太 同人

六月十日 一白米 三太 同人

一白米 三太 同人 猿ヶ京 久兵衛馬

五石六斗此金五両ト三百六十文

外ニ太賃一貫二百廿四文

五両壹貫五百八十四文

覚

八斗四升かへ

一餅白米一俵 四斗入也

此金一分ト九百五十文

九斗売り

一白米 四斗入 三太ト外ニ三斗七升入 一表

此金三両ト三百廿六文

兩替四貫貳百文

二口ノ金三両貳分ト貳百貳拾六文

内金壹兩貳分取

殘金貳兩ト貳百貳拾六文

未六月十一日

大道(富沢) 三四郎

中之条町

郡 八殿

六月十一日 一餅白米 一俵 同人

六月十七日 重(十)兵衛殿分

金五両一分六月十七日濟

一白米四斗入壹俵 伝八 代金二分百文長

一餅白米 一俵 同人

此金二分百文長

一同 一俵 郡八分 賃濟

代金二分百文かり

一長岡上米九斗四升うり

一くろ米二太四斗入 同人

四月廿五日送り

一白米一太四斗入

平村 勘七

馬方善

治

代金一兩

一白米一表 五平次

一上白一太 八斗八升うり

塩屋

一同 一太 郡八

一同 一表 三斗九升入

次助

一同 一表 市小売

伊助

六月十六日 一同 一表 利兵衛

六月十二日 一餅米くろ一表 小藤次

一同 一表 伝八殿行

六月十八日 一同 一太 柏屋新左衛門

一同 一太 常右衛門

一同 一表 郡八

メ四太

六月廿日 一白米一太 元次郎

一同 一太 五平次

一同 一太 小藤治

一同 一太 郡八

一同 一表 甚助

同 一太 四万吉兵衛 郡八 一表

一餅米二太 伝八殿

一白米一太 塩屋

一同 一太 郡八

一同 一太 くわしや小藤治

メ三太

一餅米一表 小藤治

一白米四太 清左衛門(中之条二宮家か)

一同 一太 淡川団吉

メ五太

一同 一太 五平次

代一表 小藤治

一同 一表 伊助

六月十一日 一同 一表 四万村 五郎左衛門 代金一分ト八百五十九文

六月廿一日 一同 三斗 四万 仙右衛門

七月四日 一白米一太 塩谷

七月五日 一同 一太 喜右衛門 九右衛門

一同 一太 伝助

一餅米一表 同人

一同 一表 郡八

一 餅米一表 八兵衛  
五太  
七月六日  
 一 白米一太 伊助  
 一 同 一表 平六  
 一 餅米一表 郡八  
 一 くら米一太 同人  
 一 白米一表 九郎右衛門  
 一 同 一斗 九升 四万 仙右衛門  
 一 同 一太 原 久米蔵  
 一 同 一太 次助  
 一 餅米一表 同人  
 一 同 一表 金右衛門  
 一 同 白米一表 加七  
 一 くら米一表 伝八殿  
 一 白米一太 同 馬方武右衛門  
九太  
七月六日  
 一 餅米一太 伝八殿渡ス  
七月九日  
 一 白米一太 原町 五郎右衛門  
 一 同 一太 久米蔵 (原町)  
 一 同 四斗六合入 一表 源八  
 一 白米一太 原町権助  
 一 同 一太 源八

一 餅米一表 金右衛門  
 一 白米一表 同人  
 一 同 一太 中之条町権六  
 一 同 一太 清左衛門  
 一 餅米一俵口 伝八  
原町  
 一 白米一太 金兵衛  
西中之条  
 一 同 一表 忠右衛門  
(いのかほ)  
 一 同 一表 由兵衛  
 一 同 一表 太七  
七月十三日  
 一 同 一表 武兵衛  
中之条  
 一 白米一表 小藤治  
 一 餅米一表 儀兵衛  
 一 白米一表 伝助  
 一 同 一太 伝八  
七月十七日  
 一 同 二太 四万与助  
七月十九日  
 一 同 一太 郡八、馬方伊八  
 一 餅米一太 伝八  
(原町)  
 一 中白一太 久米蔵  
七月十一日  
 一 上白米一太 同人  
七月二十日  
 一 上白米三斗九升入一太 善兵衛 馬方伊八  
(四万)  
七月十二日  
 一 同 二太 同人  
七月廿二日  
 一 同 一太 郡八  
(中之条)



一餅米 同人  
七月二十三日 (中之条)  
一白米 一太 八兵衛

六斗八升売り

一餅白米四斗入 一太 幸右衛門  
郷原

此金卷兩三分

内金一兩 八月十三日とり

七月十六日 売り(市)

一餅玄米 一太

七月十八日 売り

一餅米 四斗入一表 中之条郡八殿

此金 三分ト五十一文

河ゆ米送り

一半俵 越後米 平吉わけ半分何助

一地米二斗 何助

一越後米四斗一升入一表 同人

一白米四斗入一太 八助取分

一同 四斗入 温泉利兵衛

一同 二太 四万与助 伊八

一餅米 二太 中之条くわしや

一白米 一太 伝八預り郡八 馬方仁八

一同 一太 原町五郎右衛門 伊八

一同一太 伝八預り

註 外に一枚文書の請取に次のものがある

1 駄賃

右ノ六百文六月請取 不残相済

六月廿日 中之条迄 馬式駄 太郎参ル

六月廿一日 四万村迄 卷駄 太郎参

七月六日 中之条迄 式駄 太郎参

七月十一日 原町迄 卷駄 太郎参

七月十九日 四万村迄 卷駄 太郎参

一四百文 七月廿三日駄賃 請取使太郎

2 覚

一米三斗五升入式俵 慥ニ請取申候、為念如此御座候 以上

七月廿七日 四万村 善兵衛

大道村

三四郎殿

3 覚

八斗八升売り

一上白米四斗入 三太

式石四斗也

此金式兩式分ト九百五拾四文

未ノ七月廿二日

大道 三四郎

四万村

善兵衛殿

4 寛

未八月三十一日  
大道三四郎より中之条平八(二宮)殿

一拾疋俵 三斗九升入、八石五斗八升

此金七兩二分ト百九文

5 寛

一米四太 馬方孫右衛門

未九月十一日

樋ニ受取申候 伊勢町権大夫(代官根岸)

大道邑三四郎殿

(大道 富沢清蔵)

註 本資料は、「重文」大道富沢吉陳家の保存工事に当り、同家の六枚  
双や唐紙が不要となった時、その下張りの反古を集めて、ほぼ半年分  
がわかった「穀物送り帳」の一部を年月順に並べて見たものである。  
これで峠村、大道新田繁栄のもとにこの商業活動のあることと、あの  
大屋を構えて上越の物質の流通に活躍した当時の富沢家の一端を知っ  
た。この解説については中之条町誌第三巻村の歴史をご参照下さい。

翌年 年不十月 信州米永井宿送り口上

口上

以手紙申上候、弥無御別条被成御座候由称重奉存候、此方相替之  
儀無御座候乍慮外貴意口可被下候、先頃ハ罷越預り御馳走ニ奉奉

存候其節約速仕り御願申上置候通り、先日人馬差遣し申上候間、

此者ニ信州米七俵御渡し被遣可被下候、乍御世話原町相場目録被

仰聞可被下候、将又乍慮外御内室様御子息様ニも宜敷様御伝可被

下偏ニ奉願上候、何事も取込極早々申上候

十月八日

永井村

大道

笛木万作

富沢三四郎様

(大道 富沢清蔵)

註1 富沢家の唐紙の中の下張り文書であり、宝曆・明和期の年号のも  
のと一緒に出たものである。

2 永井宿の笛木家との親交と、大道新田の富沢家の問屋的、取次の中  
に、信州米が、越後に入った年であったと想像される。

翌 弘化三年六月 五反田村平右衛門永井本陣より蝸買

手作りの蝸箱数六拾五枚

先且方二十六貫ガ正と見ル

直段高通りニ而代金三拾五兩差分也

右ハ五反田村平右衛門方へ売り渡ス、利左衛門案内ニ而箱疋枚

代金貳分ト七百文ツ、当り、疋両ニ付六ツ七分、当り種五枚半

ハキ上当り

(永井本陣日記弘化三年六月二日、群馬県史料集第五巻日記篇1よ  
り)

第二項 漆

聖覽 寛文八年 五反田村漆改帳

(表紙)  
「寛文八年漆御改之帳 五反田村」

申ノ九月十四日

やしき前

一三本漆 忠左衛門

メ三本

やしき前

一巻本 与兵衛

メ巻本 かれ木

やしき下

一三本 小左衛門

同 所

一五本 かれ木 同 人

メ八本

内五本 かれ木

岩町木

一巻本 太左衛門

メ巻本 みなり

わり

一仁本 かれ 弥左衛門

くろかいと

一三本 かれ 同 人

メ五本 皆かれ木

やしきノ内

一八本 十左衛門

メ八本

内仁本 かれ木

くろかいと

一仁本 勘左衛門

メ貳本

内巻本 かれ木

一六本 仁左衛門

メ六本

内三本 かれ木

一仁拾仁本 総兵衛

内十三本 かれ木

一巻本 みなり右 同 人

メ廿三本

内巻本 みなり

内十三本 かれ木

一九本 統左衛門

メ九本

内巻本 かれ木

内巻本 みなり

十二平

一拾三本 新左衛門

メ拾三本

内七本 かれ木

内仁本 見出し

竹のひら

一仁本 勘左衛門

メ仁本

内巻本 かれ木

十二平

一貳本 長左衛門

メ仁本

やしきの内

一八本 正左衛門

メ八本

内巻本 みなり

やしき

一巻本 弥左衛門

ノ老本 かれ木  
やしきのろの平共ニ

一三本 二郎左衛門

ノ三本

内仁本 かれ木

本高合八十八本

内四十老本 かれ木

右の外

ノ四本 みなり

内老本 かれ木

ノ三本 見出し

三口合 九拾五本

寛文八年申ノ九月十四日

松崎 九左衛門㊦

足利左京殿分

(五反田

唐沢姫雄蔵)

四〇 安政五年五月 漆・茶・櫨・楮・三ツ又の植付廻状

廻状

当春相達候□漆・茶・櫨・楮・三ツ又植付之義ニ付、尋儀有之并荒地起返免直、屋敷成等相糺候間、心得候もの耆人ツ、明廿三日八ツ時中之条町出役旅宿江罷出可相届ケ此廻状早々順達留村々持参右出役江可相返者也

千五月廿二日

伊奈半左衛門手付

武 藤 林 一 郎㊦

右之通り御廻状御渡ニ相成候得共、宥封ニ而ハ届キ兼可申々存候間早々御順達申上候(以下略)千五月廿二日

中之条町

名主

重郎右衛門㊦

平村㊦ 栃久保村㊦ 大道新田㊦ 原岩本村㊦ 四万村㊦

五反田村㊦

御名主中

右村々

四一 安政五年六月 漆・茶の栽培について回答

乍恐以書付奉願上候

当御代官所上州吾妻郡四万村小前村役人一同奉申上候、今般漆茶之類多く作り出候様御出役之御教諭御座候処、私共村々之儀ハ土地不相応之義も相分り念候間当村にてハ百姓代善兵衛右教諭相応之地所相撰且ハ見込之ものも有之候ハ、可成文ケ手広ニ作り出候様可仕奉存候、依而ハ追々取調申上候様可仕奉存候依而ハ追々取調申上候様可仕候間此段御聞濟之程奉願上候、以上

安政五年六月

右村(四万村)

植付方世話人

百姓代 善 兵 衛㊦

(中之条町 桑原源一郎蔵)

伊奈半左衛門様

御役所

組頭 平之丞<sup>⑨</sup>  
年寄 元右衛門<sup>⑨</sup>  
名主 政右衛門<sup>⑨</sup>

註 四万関善平家にも同文書あり、尚同家には「櫛のえき全」一冊もある。  
(中之条町役場蔵)

四三 時不詳 越前国、漆掻渡世人証明一札

生所請一札之事

一 当村百姓甚兵衛与申者、生所慥成者ニ御座候処、此度漆掻商売渡世為稼之罷出候申候国々 御関所者不及申ニ渡海・船渡等無相違御通し被遊可被下候、尤何国江罷越渡世仕候共、止宿ハ勿論一宿たりとも無御氣違、御世話可被下候、万一病死等仕り候ハ、其所之御作法を以、御取置可被下候、依之菩提寺請合之別紙一札所持仕候、為後日生所請一札仍如件

間部主膳正領分

越前国今立郡清水谷村

国々御関所

名主 曾 平

御番衆中様

宿々御間屋 衆中  
村々御名主

(中之条町 桑原源一郎蔵)

第三項 木材・板

四三 延宝六年七月 板木運上、板木改扱証文

(前切) 是より前委敷可有之筈之所、紙付目より切而無之間分り難し運上メ京錢拾五貫四百拾六文

外ニ(此京錢といふは九六也の算用致見れば)

一板七千七百枚 是は右四ヶ村にて辰之年伐出し 致商売候板枚

此運上拾六貫四拾文(九六にて都合能候)

辰年運上も致上納筈に候へども詮議の上致用捨之候。

右四ヶ村より毎年板木大分剪出し候へ共山役ハ不相勤候によつて山かせぎを專一に致田島をば荒し作りに致し候故御山も漸々に薄く成候段達御耳不屈被思召候。向後は此書付老年之本数半分宛致伐挽運上急度可致上納之候、板木改之儀は中沢左右衛門、宮崎十郎右衛門致吟味致筈に候間、前四ヶ村の庄屋、五人組板木明細記帳面、左右衛門、十郎右衛門受指図可申候、但他領へ板木出し候時分は、大笹村、長野原町、狩宿村三ヶ村の庄屋方へ左右衛門、十郎右衛門通切手出候筈ニ候

間、此旨彼村々の者共に可被申付候、且御城下之町御領内中にて致商売候分は格別前金ヲ取たとひ忝抱、忝抱成共他領へ出候事一切御停止の段堅可申付候 以上

延宝六戊午年七月 日

築 兵右衛門  
佐 角之丞  
尾 与一右衛門  
西 角太夫  
尾 治太夫

ハ秣場外ニ而聊故障無御座候 右之通、村役人小前一同相談之上、相究候上ハ、少しも違乱無之候、為後日証文仍而如件 上沢渡村

文化二丑年七月

伊能十三郎殿  
林 利右衛門殿  
一場権左衛門殿  
早川安左衛門殿  
此書付林右衛門方に有之、写天保十五辰年九月十六日  
(吾妻町大字岩井 伊能光雄藏)

四六四 文化二年七月 上沢渡村共有林亮木証文

差出申証文之事

一当村山秣場外立木槻櫻栗枿なら木等其許御望ニ付、村方小前一同相談之上、為樽代金三拾五両受取申外夷正明白也、然ル上ハ米ル寅年ハ亥年迄拾々年中、其許勝手次第御伐取可被成候、右

名主 源 兵衛 印  
年寄 六右衛門 印  
同断 太郎左衛門 印  
同断 金左衛門 印  
同断 佐左衛門 印  
同断 久兵衛 印  
組頭 次郎兵衛 印  
同断 紋兵衛 印  
同断 定八 印  
同断 善六 印  
同断 平右衛門 印  
同断 喜惣次 印  
百姓代 治郎右衛門 印  
小前惣代 文左衛門 印  
同断 権六 印  
同断 四郎兵衛 印  
同断 六之丞 印  
同断 九右衛門 印  
同断 平左衛門 印

山田村

治郎兵衛殿

(山田 山田正治藏)

癸五 文政十一年正月 栗板江戸送状

送状之事

一御用栗板百六挺

八分五十挺、五枚拾箇  
六分五十挺、七枚拾箇

右ハ今般急御用ニ付、書面之

相送候間其□河岸ハ急船ニ積

入津出類入度候

上州吾妻郡伊勢町

同家内

文政十一年子之

根岸権六

正月廿九日

倉賀野川岸問屋

川口五兵衛殿(以下略)

(岩井 伊能光雄藏)

註1 川岸問屋を中継して江戸の保科屋敷へ届けてゐる。

2 年不詳十一月七日付伊勢町根岸権八から岩井伊能平次右衛門宛「先  
達出船栗板去ル廿八日着之処、運賃御屋敷ニ而相払候処、夫ニ而皆済  
に御座候哉」がある。

癸六 天保五年一月 江戸表火災材木高直相成らずと回状

回状

此度江戸表火災ニ付材木其外諸色商人共ハ在方江注文申遣候ハ、  
元直段成丈ケ下直ニ可売出候、若無謂高直致し候もの於有之、可  
為曲事者也、右之通関八州并甲斐伊豆国村々江御料ハ御代官、私  
領ハ領主地頭ハ可相可被觸候

二月(中略)

御領知方

御役所

(四万 唐沢文衛藏)

註 「上州吾妻郡市城村始め三嶋村留」回状

癸七 天保十三年四月 四万村九郎兵衛杉壳渡証文

壳渡申杉林議定証文之事

一私所持之林字平石名所杉林壳ケ所<sup>榎目</sup>杉

儀ハ立会之上相渡筈ニ而代金三拾両也<sup>松</sup>儘請取渡申処衷証也、然

上ハ貴殿勝手次第御伐取被成候共、又ハ何方江御壳払被成候共

構無之、地境之儀ハ加判人立会案内致候通少も相違無御座候、

地ならび持主之方江ハ私より掛合済ニ致し置候間、順能方江御

伐返し可被成候

一津出し道筋之儀ハ勝手宜敷方へ御出し可被成候、往還筋ハ不及

申ニ、川筋迄故障申もの無御座候、若脇ハ故障申もの有之候

ハ、早速埒明貴殿江御苦勞相懸申間敷候、且又我等伐作節、厘  
木小家木手子木等ハ勝手次第御伐用可被成候、掛り木之儀ハ伐

捨ニ致候ても不苦候間、右相定候上ハ万端差支無之様取斗可申候、為後日売渡申杉木議定証文仍而如件

天保十三寅年

四月

杉木売主

九郎兵衛<sup>印</sup>

同村立合

証人 佐金 治<sup>印</sup>

同村

同断 万之助<sup>印</sup>

山田村

治郎兵衛殿

(山田 山田正治藏)

癸六 嘉永三年五月 四万村奥山売木

立木売渡証文之事

一金貳百兩也

前書金子之儀ハ当村地内木根宿絶頂より水落限り一之瀬迄之内、

立木不残右代金ニ相定売渡申所実正ニ御座候、尤当村対談合とし

て金貳拾兩也儘ニ請取申候、残金之儀ハ入山之節不残御渡可被成

候筈ニ伐出シ、年限り之儀ハ当戌年より寅年迄五ヶ年中(安政元

年になる)御伐払可被成候、材木伐出シ方御差支無之様取斗可

仕候、勿論御林等ニ抱り候義ニ無御座候、又ハ山方境目等ニ付、

聊故障妨等一切無之場所御座候、万一奥山之儀ニ付余国より境目

争論等申掛候儀有之候共、貴殿方ハ相掛不申村方ニ而急度埒明伐

出シ方ニ付差支ニ相成義決而致間敷候、其外入会村々も有之ニ付

此度一同遂相談売木ニ致シ候間、右村々より決而故障無御座候、

或ハ伐木出シ方之儀ハ御勝手宜敷方ハ御出し可被成候、道川筋等

無差支様取斗ヘ可申候、其外山内道作り御勝手ニ御作り可被成

候、諸職人御勝手ニ御入山可被成候、運送無差支様取斗ヘ可申

候、米味噌其儀ハ御勝手宜敷方より御買請可被成候、山方之儀ハ

絵図面之通り、小字境目等少しも相違無御座候、右之通り相定メ

候上ハ万端御差支無之様取斗ヘ可申候、万一違乱妨申もの有之候

ハ、連印者一同罷出急度埒明少しも御苦難相掛不申、又ハ差支等

無之様可仕候、為其役人一同連印証文仕売渡申処如件

嘉永三戌年

五月

上州吾妻郡四万村

名主 茂左衛門

年寄 善兵衛

組頭 直吉郎

百姓代 市三郎

原岩本村

均左衛門殿

五丁田村八右衛門殿代



弥十郎殿

(四方 関善平藏)

四六 安政三年十月 江戸大田屋徳九郎売り、御用材川下げ

承知一札

御用材川下げ承知一札

四万村役人惣代名主徳左衛門奉申上候、去卯年中当村百姓持山立木江戸表大田屋徳九郎エ売渡候処、右ハ御用材ニ而御急之木品ニ付、早々川下ケ相成候様可取斗旨被仰渡承知奉畏近々出し方仕、最早近日不残出払相成候間此段乍恐以書付奉申上候 以上

右 四万村

役人惣代

名主

徳左衛門

嘉永三辰年十月

岩鼻

御役所

(四方 関善平藏)

### 第四項 諸商人農間渡世

四七 宝曆四年二月 平村百姓林昌院境内で茶屋開業願

一札ノ事

猶当村林昌院様境内時行天狗有之、諸方ニテ数多參詣御座候ニ付、拙者共打寄茶屋普請仕り、商致シ候所ニ、此度御本山宿大類村慈願寺様より寺ノ境内ニテ売買致し候儀不法成ル事ニ候間、茶屋見せ早々引取可申由、御両寺様エ、御自証御願被成候ニ付、寄元方丈并拙者共エ御内意被仰渡候段御尤至極ニ奉存候、然ル上ハ茶屋見せ引取可申候所ニ相応ノ地土無之候間、借地見立候内、暫御宥免被遊、御指置被下候様ニ御両寺様ニテ御請合、慈願寺様エ御通達被遊、御延可被下、地土見立次第早速引取可申候、若茶屋引取不申内見せニテ喧嘩口論等出来申候ハ、拙者共引請早速埒明、慈願寺様并ニ菩提寺エ掛御苦勞申間敷候、為其御両寺様ヘ一札指出し申候、為後日仍テ如件

平村

茶屋

仙右衛門

同断

喜三郎

同断

勘治郎

同断

文治郎

宝曆四年戊二月

伊勢町

林昌院方丈様

市城村

双福寺方丈様

同断 主 女 勘印

同断 重 兵 衛印

同断 西 松印

同 親類 勘 之 丞

相定申証文ノ事

一此義茶屋ノ義ニ付、御本山より御はさへ被遊候処、右御寺内致御無心普請等出来仕候得、雖致承候、右如斯相定候、此上何様ノ御吟味被仰付、路用等相掛り候共、一同指つらね指出可申候、為後日相定証文仍如件

宝曆四年戊二月

茂 右衛門印

三郎 右衛門印

左 平 治印

平 六印

(平 関征児蔵)

三 安永二年四月 原岩本村油渡世人殺害訴状

乍恐以書付御訴訟奉申上候

野田弥市右衛門様当方御預所

蔭山外記

上州我妻郡原岩本村

訴訟人 与 市

商先ニ而金錢衣類紛失仕并  
当人行方相不知申出入

白井喜八郎様御知行所

同国群馬郡中山村

百姓源右衛門地借

与 兵 衛

同源七伴

同 弥 兵 衛

野田弥市右衛門様当分御領所

蔭山外記

同国同郡同村

百姓次郎右衛門伴

与 市

右訴訟人奉申上候、私弟八内儀、水油売買仕、日数四五十日程ツ、所々相廻り商致渡世仕来候、然所去閏三月廿八日向井喜八郎様御知行所、同国群馬郡中山村百姓源右衛門地借与兵衛、私方江罷越申聞候ハ、貴殿弟之由八内与申仁、年来私方宿宿ニ被致、近村ニ商致候処、尚又去ル十五日夜被参一宿致候所、同村名主孫右衛門組下源七伴弥兵衛、野田弥市右衛門様、蔭山外記様当分御預所名主六郎兵衛組下次郎右衛門伴左市、右両人翌十六日期私宅江罷越、八内元溜候金錢并衣類油道具等迄理不尽奪取候、且八内

義ハ私方ハ御訴ニ罷出候と申し、何方江参り候哉行衛相知不申段、右宿与兵衛申来り候ニ付、驚入早速私娘親類罷越相尋、其上風聞承り候所、難心得儀共有之、此義同宿与兵衛相手名前兩人ニ馴合、八内儀ハ御訴ニ罷出候処、行衛相知不申杯と申候得共偽り之様ニ相見得、八内儀ハ打殺し其上金錢衣類油道具等迄奪取候哉、甚難心得始来ニ乍恐奉存候、依之奉願上候、何卒御慈悲を以、宿与兵衛并ニ弥兵衛、左市被為召出、御吟味被成下候様奉願上候、右願之通り御聞濟被成下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、尚御尋之儀ハ乍恐口上ニ而可奉申上候 以上

野田弥市右衛門当分

御預所

安永二巳年四月

蔭山外記

上州我妻郡原岩本村

訴訟人 百姓 与市 親類

御奉行所様

(真母 大母) 如斯目安差上候間、致返答書来月廿五日評定所江罷出可対決、若於不参ハ可為曲事者也、(左記の者上面に) 列記あるも、ここには、棒書しておく) 弾正、越前、対馬、備後、甲斐、大隅、美濃、越中、能登。

(岩本 神保彦憲蔵)

四三 天保五年十二月 中之条町借家農間菓子渡世仕度一札

入置申一札ノ事

一村方組内安兵衛義其御地ニ致借宅農間ニ菓子渡世仕度、貴殿ニ御願申候処、御承知被下、諸事御引請ニテ借家為致被下候段忝存候、然ル上ハ 御上様より被 仰付候御法度筋ノ義ハ不及申、御町内御定等急度為相守可申候、万一借家中不身持不埒等何様ノ儀仕出候共、親類組合一統急度引請、貴殿ニ少モ御苦難相掛申間敷候、為後日相預入置申一札、仍テ如件

天保五年午二月

中豊岡村

親類

太左衛門 印

組合

新 助 印

中野条町

政右衛門殿

(中之条町役場蔵)

四三 天保九年八月 諸商人書上帳

(表紙)

「天保九年戊八月

御改革 再御調諸商人渡世向書上帳

親村原ノ左之趣申参候ニ付

原町江差出し候処如此 下書

名主

庄右衛門

利 兵 衛

仁 右 衛 門

兵 右 衛 門



已前米商五ヶ年巳前  
 馬喰渡世廿七ヶ年巳前戌  
 古着渡世廿五ヶ年巳前  
 古着渡世三十ヶ年巳前巳  
 桶屋渡世廿ヶ年巳前卯  
 桶屋渡世廿五ヶ年巳前戌  
 太物商売廿四ヶ年亥  
 蠅商売廿五ヶ年戌  
 蠅問売七十七ヶ年巳前丑  
 蠅買置十五ヶ年前申  
 古着渡世

大豆小豆買置(棒線消し)

四十三ヶ年巳前午  
 古着渡世三十五ヶ年巳前子  
 蠅商売廿八ヶ年巳前未  
 古着渡世廿七ヶ年巳前申  
 古着渡世廿七ヶ年巳前申  
 古着渡世廿ヶ年寅  
 古着渡世三十ヶ年巳  
 蠅商売十五ヶ年巳前申  
 桶屋渡世三ヶ年前申  
 桶屋渡世

註 次のものは、「穀商売 無御座候」の形式で列記しているが、同様

清水御領知  
 年寄 三郎左衛門  
 同断 名主 仁左衛門  
 同断 百姓 孫兵衛  
 同断 百姓 九右衛門  
 同断 百姓 文右衛門  
 百姓 安左衛門  
 村垣左太夫知行所  
 年寄 甚之丞  
 同知行所 所左衛門  
 年寄 同知行所  
 同知行所 名主 庄右衛門  
 同 同

河野長十郎知行所  
 百姓 李兵衛  
 同知行所 百姓 佐平次  
 同断 百姓 惣右衛門  
 同知行所 百姓 名左衛門  
 同断 百姓 三十郎  
 同断 年寄 久右衛門  
 同断 百姓 源太郎  
 同断 百姓 与右衛門

に「無御座」につき、商売名だけ棒書きする。

穀商売・呉服商売・古鉄紙宵買・料理茶店・菓子折卸・干菓子渡世・酢商売・鼈甲細工渡世・唐紙類商売・女髪結渡世・琴三味線渡世・下駄足駄傘持商売・金物類商売・音曲遊芸指南・武蔭師御抱之者・稽古致し候者

右之通相違無御座候、万一押隠不書上就、御調後相願候へ、何様之御儀ニても、可被仰付候、此段御取調候ニ付奉申上候以上

天保九年

羽倉外記支配所

百姓代 万五郎  
 組頭 七郎兵衛  
 名主 兵右衛門  
 清水御領知  
 百姓代 十左衛門  
 組頭 多左衛門  
 名主 仁左衛門

河野長十郎知行所  
 百姓代 久右衛門  
 組頭 源兵衛  
 名主 利兵衛  
 村垣左太夫知行所

関東向御取締出役  
山本大膳様手代

臨時

須藤保治郎殿

同所

小池三助殿

同断

大田平助殿

同手附

内藤堅重郎殿

山田茂左衛門手附

吉田左五郎殿

此簾別帳ニ認ル

八ヶ年巳前卯々

一金質屋渡世

拾ヶ年巳前丑々

一銀質屋渡世

註銀は○で消している。

九ヶ年前寅々  
一質屋渡世

メ三人

是者去ル亥年御調之後、同渡世之者申談候処、故障之者無之ニ

百姓代  
基之丞  
組頭 市郎左衛門  
名主 庄左衛門

村垣左大夫知行所

上州吾妻郡山田村

名主 庄右衛門

羽倉外記支配所

同州同郡同村

年寄 治郎兵衛

同支配所

同州同郡同村

名主 兵右衛門

付、村役人へ申出、新規質屋相始メ申候

右者農間質屋渡世仕候もの私共之外老人も無御座候 以上

右山田村

天保九戌年八月

質屋 庄右衛門

同断 治郎兵衛

同断 兵右衛門

註 外に文政十年亥七月廿一日調、農業并農間渡世人銘前帳、山田村名

主兵右衛門」の一冊がある。

(山田 山田正治藏)

四區 天保十五年九月 古着屋渡世人改に付願状

乍恐以書付奉歎願候

御改革組合上州吾妻郡四拾ヶ村寄場原町・中之条町役人并大小惣代共一同奉申上候、今般質屋、古着屋、古鉄買渡世之もの不残取調御改を請候様被 仰渡候ニ付、村々総て右渡世之もの共相改、村役人差添御調奉請候所、去卯年御調之節相洩候者へ向後渡世不相成旨被 仰付一同難渋当惑罷在候ニ付、不願恐多をも奉歎願候、就ハ都而渡世人共、御調之節従前々書上、猶又天保九戌年御改之節も書上候名前之もの共ニ而、当時まで農間之渡世仕來候ニ付、御差留ニ相成候而ハ第一古着渡世之もの必至と難渋当惑仕候、一体去卯年五月被 仰渡之節ハ湯家・髮結・飲食・質屋共而巳と相心得、取調書上候段ハ全大小惣代一同心得違ニ而私共方へ

相敷候間、何卒格別之以 御憐愍、従前ニ仕来候者ハ是迄之通り  
渡世相続仕様御聞濟被成下置度奉願上候、右古着屋共儀ハ皆在方  
之者ニ而両町六斎市場へ罷出、渡世仕候ものニ御座候、尤去ル戊  
年以來渡世仕候分ハ向後急度相止メ候様可仕候間、前断之趣幾重  
ニも御慈悲之程奉願上候、依之大小惣代連印奉差上候 已上

五丁田村

小泉村

名主 武左衛門

植栗村

同 五郎左衛門

岩井村

同 平次右衛門

郷原村

同 勘右衛門

山田村

同 次郎兵衛

岩本村

同 佐五右衛門

いせ町

同 嘉右衛門

青山村

同 喜平太

天保十五辰年

九月

関東御取締御出役

瀬戸順一郎様

西中之条村

名主 善兵衛

中之条町

同 儀兵衛

中之条町

大惣代

十兵衛

右之通認、大戸御泊へ右名前之もの不殘罷出候、手前代添え上古

着屋惣代 山田庄右衛門  
原町友右衛門

(大道 富沢清藏)

聖宝 享保六年四月 江州商人掛滞り麦作質入証文

質地証文之事

一新金考分、右者江州日野町田徳左衛門殿ト申商人、拙者共前々  
買掛滞り申ニ付、御公儀様江御訴訟申上、御差紙奉御願可参ト  
相断申候所ニ何れ茂御立合、当夏六月廿日切りニ御取扱被下候  
故、十二平古屋敷麦作ニ外伝之丞麦作之分質物ニ相渡し置申候  
右定之日限ニ相済シ申候ハ、右質物之麦拙者方江御返シ可被成  
候、万一日限相定之節、金子調兼申候ハ、此証文以麦考石五  
斗、急度相渡し可申候 何方ニ御売被成候共構無御座候 たと  
へ何様之新儀出来申候共、右相定之通り互ニ違乱申間敷候、為

後日証文仍而如件

享保六年丑ノ

五反田村之内五郎

四月十六日

金借主 五左衛門<sup>㊦</sup>

同 源左衛門<sup>㊦</sup>

同村

宿 甚兵衛殿

扱人 半七殿

同断 孫兵衛殿

(五反田 高橋孝茂藏)

### 第五項 金 融

四七 延宝九年四月 月利拾四兩一分の借金証文

預り申手形之事

金子一兩一分〆預り申所実正也、利足之儀ハ一ヶ月ニ拾四兩ニ付一分ニ相定申候、何時成とも御入用之節、急度返可申候、為後日仍如件

延宝九辛酉年四月二日

腥古瀬七郎兵衛

折田村九兵衛殿

(折田 折田茂藏)

四七 天和二年二月 郷原村修験電學院の借用証文

預り申金子之事

一金仁兩仁分錢三百五十文〆請取預り申所実正ニ御座候、来ル八日中ハ急度返済可申候、若遲之仕候ハ、拙者家屋敷畑不殘相渡シ可申候、為後日預り手形仍如件

天和貳年戌ノ二月四日

郷原村

竜 学院<sup>㊦</sup>

折田与右衛門殿

佐藤 軍兵衛殿

右之金子之内壹分八百八十文ハ戌ノ正月ノ同年八月までノ利足金子ニ御座候

(折田 折田茂藏)

四八 元禄十三年十月 狩宿関所番士前借証文

前金借用之事

一己ノ春之御切米之内三兩貳分者借用申所実正也 己ノ春之御切米内を以御引取相済進上可申候 少もいらん申間敷候 為後日如件

元禄十三年辰十月

大塩团右衛門<sup>㊦</sup>

折田村

八兵衛殿



甚左衛門殿

与右衛門殿

九右衛門殿

七郎兵衛殿

(折田 小淵みどり藏)

註 大塩右衛門は狩宿の関所番である。

元禄十一年の折田村の皆済目録に「米貳拾八俵一斗九升番人渡、是ハ寛七月卯六月迄一カ年大塩右衛門御切米御扶持方如此」とある。

四九 享保二年十一月 大戸加部安左衛門の借用証文

一金子三十兩燧ニ請取り借用申出実証ニ御座候、但シ此金之儀ハ当酉ノ永納ニ差結り候ニ付御無心仕候、右金子之儀ハ貴様方御才覚ヲ預り、中之桑町清左衛門方ニ而御借替被下候、然上ハ来ル戌ノ十一月中一ヶ月ニ拾五兩一分ツツ之利金を以、本利共急度返進可申候、右相定之通り委細之新御儀御座候共少も違乱申間敷候、為後日仍而如件

享保二年酉

十一月二十三日

折田村 九兵衛殿

同村 吉右衛門殿

大戸村

安左衛門

(折田 折田茂藏)

四〇 天明二年五月 「貸金公訴致すまじく」と村役人中に

一札

差出シ申一札之事

一 今般私貸金有之候ニ付、御尊判御願申上度出府仕御役所様江罷出候所、我低不埒ニ付早速帰村被仰付罷帰申候、是迄段々村役人江対シ心得違之段申訳も無御座候、向後、右願ニ付、親類五人組之外他所ノ無縁之者ヲ以、願ケ間敷義一切仕間敷候、依之一札差出シ申所仍而如件

天明五年

寅五月

村御役人中

願人 甚 助

親類 文左衛門

同断 平 藏

(中之桑町役場藏)

四一 寛政二年八月 頼母子講当り闇借用証文

頼母鋪金借用証文之事

金四拾貳兩也

右者此度私宿当闇ニ付書面之金子燧ニ請取借用申所実正ニ御座候、且又此金返済之儀、当戌ノ十月より無尽満会迄老々年両度合而金六兩宛年々無差滞返済可申候、若其節返済金子指滞候ハ、私宿持高之別紙書面之通り畑相渡シ可申候、然上ハ何方ニ御売取

被成候共、其節一言之違乱申間敷候、為後証頼母敷無尽金借用証文依而如件

寛政戊午

上州吾妻郡四万村

八月

預り人 善兵衛印  
証人 李左衛門印

同州小野子村

惣御連数衆中様

右相改候処前書之通り相違無御座候間村役人嘉判仕候

名主 新左衛門印  
(四万 関善平蔵)

四二 寛政二年十一月 山田村商人相統講定書

(表紙)

〔寛政元年〕  
商内相統講定書

戊十一月廿八日 允

紙数拾貳枚  
発起 半蔵  
同断 弥次兵衛

商内相統講定之事

金貳拾兩也

講人数貳拾四口

右ハ拙者共当夏中まゆ商内不景氣ニ而、不存奇夥敷損金相立迎茂前々々仕来候作間之商内も出来兼候仕合ニ付、無拠皆様御無心中上候処、実意御察シ被下、此度商内為相統講左ニ相印シ候廿四人之御方ハ金廿兩御調義被下、此金子を以何卒仕来商内取統キ候様

被仰御取立被下候段忝仕合ニ存候、誠ニ以此度之儀ハ皆々様御懇情之御心懸を以私共兩人商内取統偏ニ御影と重々忝次第ニ存候、然ル者ハ御講中一同満会迄之儀ハ講一件ハ何事ニよらず決而等閑ニ仕間敷候、尤左ニ割合相定置候通、此上拙者共返金之義不及申、若御講中ニ而返金等差支之義も有之候ハ、別紙証文之趣意を以拙者引請何様之義ニも仕、急度会日無差支返金調達之様可仕候、勿論入組候子細茂有之候ハ、早速於拙者宅別段会合致、御講中様へ御相談之上得と了算御差凶次第取斗ひ一件滞無之様可仕候、依之拙者共儀烟屋敷立家書入別紙証文差出シ御取遣之講金廿兩致頂戴候、猶又御講中様にて此上御当り聞之節敷敷証文御差出し被成、御互ニ証文を以一駄取定候上ハ誠商内冥理を恐、定之通向後相互ニ少茂違乱申間敷候、則此度御講中不残御連席ニおいて御相談之上相統講一件定之始末左ニ印シ置候

寛

一人數廿四人 巷口前金壹兩定

此金高廿四兩也

内金四兩則廿四人五割返

御寺人前永八百三拾三文 三分三リン  
懸ケ出し

此金都合廿兩 樋ニ請取申候

寛政元年戊

十一月廿八日

発起 半蔵印  
同 弥二兵衛

差引割を以

金廿兩也 儘請取申候

寛政三年亥四月会

是る金四兩は廿三口ニ割

懸り金沓口前永八百廿六文沓分

此外右之割合を以金四兩を闊沓本落シニ割懸ケ出し申候筈、満会

迄之割合帳相認メ置候

一 発起兩人返金之義ハ沓人前金三分式朱宛、四月十七日八月十七

日二度無延滞懸返し申候筈

一 御講中御返金之義沓口前沓兩ニ相定申候

一 前闊ニ致会所相定、則御あと入り闊之御方ニ而会合被成候筈、

勿論会日蝕等之儀ハ発起兩家ニ而年々定日以前ニ触渡し無間違

会合相附ケ可申筈、勿論会日ニ至り何様之諸用有之候とも是又

発起ニ而相勤入申候筈

一 懸ケ置之内繰繰百文たり共不足ニおいてハ闊ひらき不申候定、

且又御講中之内ニテ若し無抛義ニ付闊御貫等被成候義何分御相

対を以御勝手次第ニ被成候筈、勿論貫候ハム為<sup>御札</sup>金沓兩御差出

被成候筈

一 別紙帳面を以割合相定置候之通、沓口前金廿兩式分式朱ノ内金

式分式朱ハ振舞代々定置候、若御講中御当り闊之節会合御差支

も有之候ハ、右振舞代金を以御対談之上其節之品ニム御相對次

第ニ相定、会宿発起へ御頼被成候筈、其節兩家ニテ相談之上無

差支宿可致候事

一 此一件ニ付若中場ニ至、懸金滞に相成候欵又ハ何様之新義有之

万々一出入等ニ及候事茂有之候節ハ闊取候者も不取ものも一同

請懸り差出し決而等閑ニ仕間敷候筈

一 此定書并証文帳割合帳面之儀ハ当闊之御方へ出其席ニ相渡シ御

所持被成候筈

右相定之通此一件ニ付、向後互ニ違乱申間敷為其連印一札仍而如

件

寛政貳年戌十一月廿八日会

沓口 金沓兩

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

下沢渡 半兵衛

上沢渡 久兵衛

獨原村 勘右衛門

上沢渡 佐兵衛

熊治郎

同所 太郎左衛門

同所 又左衛門

同所 左兵衛

中之条 十兵衛

同所 甚七

同所 伊兵衛

同所 長兵衛

同所 三郎左衛門

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

沓口

式拾四口

同

久右衛門

理兵衛

同

庄右衛門

寺社原

長左衛門

山田村

久四郎

清水

次郎兵衛

同

長左衛門

同所

九郎左衛門

高沼

兵馬

当村新料

弥次兵衛

同所

次郎兵衛

同所

同所

御…… 此旨当会合ニ御相談ニ而相定可申候 亥四月十七日会

(山田 山田正治蔵)

三 文政十一年三月 中之条町質屋書上帳

(表紙) 文政十一年

質方書上帳

子三月

中野条町

御札ニ付奉申上候

清水御領知

上州吾妻郡中之条町

儀 兵衛

十四ヶ年以前亥年(文化十二年)より渡世仕候

戌亥式ヶ年質取金高、式ヶ年平均沓ヶ年分

一金三百八拾六兩沓分沓朱ト

錢七百四拾四貫八百八拾七文

但 金沓兩ニ付沓ヶ月銀沓匁之割

錢百文ニ付沓ヶ月式文之割

右者農間質屋渡世仕候もの 私外沓人茂無御座候

文政十一年

中野条町

重 兵衛

(最後に)

叶

寛政貳年戌十一月廿八日

重而御会合之義ハ昼九ツニ急度

同所  
年寄  
質屋  
儀兵衛

關東向御取締御出役

山本大膳様御手代

河野啓助殿

同 太田平助殿

山田茂右衛門様手附

吉田左五郎殿

城本兵五郎様御手代

小池宰助殿

(中之条町 桑原源一郎藏)

註1 天保九年一月、西中之条村質方一人もなし(中之条役場藏)

2 明治四年七月 隠質取置、高利貸調一札(平 関伸一家藏)あり。

四六 文政十一年四月 煙草手借用証文

煙草前金借用証文之事

一右者金子費用ニ付、貴殿方へ御無心申入候処、御用達被下書面之金子尅兩髓ニ請取借用申処実正ニ御座候、然上ハ金子返済之義ハ来る十月廿日限り、手作煙草年相場ニ而元利共ニ御引取被下、過不足之儀ハ移動定可仕候、若シ又違作仕返済相滞り申候ハ、請人引請、急度弁金可仕候、為後日証文仍而如件

文政十一年

子ノ四月

大道村

金主佐惣治殿

東峯須川村

金借人

八郎兵衛印

市左衛門印

(大道 塩野谷六郎藏)

註 同家に煙草手借用証文に次のものがある。

1 天保四年七月 蝸手金四兩、猿ヶ京佐治右衛門。

2 天保五年四月 同拾三兩 猿ヶ京村二千名連名  
合額村四名連印

3 同年十一月 同九兩 横尾村 権兵衛

4 同年十二月 尅兩式分煙草手猿ヶ京村与左衛門

5 同六年十二月 杉木手尅兩式分

6 同九年四月 桑手金一分 猿ヶ京 平 造  
横尾村 滝 藏

7 同年十二月、麦・大豆手二兩三分 蟻川村 伝五右衛門

8 同十年十二月 米手尅兩式分 入須川村 六右衛門

9 同十二年八月 御城米手 須川村塩原 重右衛門

なおNo.3、6は平関伸一家藏、外は塩野谷家。

四六 天保十五年九月 吾妻郡三十八カ村 農間渡世質屋等

申渡し

農間質屋并古着古鉄買渡世之者ニ被仰渡御請証文

今般在中農間質物并古着古鉄渡世之もの共儀ニ付、從 御奉行所被 仰渡之趣、右渡世之者共一同御呼出し、厚く御教諭被成、別紙御請証文差上候ニ付、以来尅々年兩度ツ、質帳并古着等買入

帳大小惣代、宿村役人立会見届方仕法相立、且古鉄買之儀、近年無札又ハ見透不申、籠杯歩行候もの有之哉ニ付、掛次第急度取調可申上旨被 仰渡候（中略）

村越隠岐守知行所箱島村

一農間質屋渡世 年寄伝兵衛

「一古着渡世 百姓善助 同伝右衛門」

榑原安女知行所五丁田村

一農間質屋渡世年寄太郎左衛門・小市右衛門

「一古鉄買 百姓助八

小栗九郎左衛門知行所 清右衛門」

註 右の中「」は抹削している。

植栗村 質屋利右衛門

岩井村 質屋三右衛門、次右衛門

同 質屋清兵衛

郷原村 質屋年寄勘右衛門

いせ町 質屋名主貞蔵

平 村 質屋年寄喜兵衛、平右衛門

大塚村 質屋名主三五右衛門

山田村 質屋名主次郎兵衛、年寄兵右衛門

同 村 質屋、古着渡世年寄庄右衛門

川原畑村 質屋組頭要八

林 村 質屋名主彦四郎、百姓半三郎

原 町 質屋百姓佐兵衛、同小兵衛

古着渡世百姓喜兵衛、組頭莊兵衛、同長右衛門、古鉄百姓惣

五郎

中之条町 質屋名主義兵衛、年寄甚兵衛、古着渡世組頭嘉右衛

門、百姓直吉、同丈七、同市郎左衛門、同孫市、六人

古鉄買 百姓又左衛門、同小市郎、同林、三人、同房吉、同

寅吉

古着渡世 百姓太郎右衛門、同峯吉

右被 仰渡之趣一同承知奉畏候、依之御請書差上申候

上州吾妻郡原町外三拾八ヶ村

天保十五年

辰九月

組頭

大惣代

小惣代

原町ハ別段三割ツ、中之条

関東御取締 御出役中様

(山田 山田正治蔵)

註 各町村の終りは「三役人」とつけ加えられているがここに省略した。

四六 安政七年一月 質屋稼願書

乍恐以書付奉願上候  
当申より卯迄貳拾ヶ年季

当御代官所

上州吾妻郡中之条町

一質屋稼

壹ヶ年冥加永貳百文

年寄 儀 兵 衛

内永五拾文

右同断

御吟味増

一質屋稼

壹ヶ年冥加永貳百文

同 断

組頭 甚 兵 衛

内永五拾文

右者私義親代より農業之間少々宛質屋渡世仕助成に相成候程の義には無御座候得共、是迄村内は勿論最寄村々故障の義も無御座候間、為冥加書面の永早々相納此上当申より卯迄貳拾ヶ年稼方仕度願上候、何卒以御慈悲右願の通の御□濟被成下度候ハ、難有仕合奉存候 以上

安政七甲年正月

右 儀 兵 衛

伊奈半左衛門様

差添人 名主 重 兵 衛

御役所

(中之条町 町田儀平蔵)

第六項 酒造業・醬油造業・諸職人

四七 享和三年十月 勢多郡津田村酒造人酒造米桶数書上

一酒造高九十石の内

勢多郡津久田村

当亥年

酒造人 与五右衛門

一酒造米高四十五石

十分一御役米四十五石代金上納仕候

石造訳

五尺五寸桶 九本

四尺 三本

三尺五寸 三本

三尺 三本

メ桶数十八本

古の通相違無御座候以上

享和三年亥十月

亥十月二十六日書上候下書

同 二十六日立、二十七日罷掃り申候

(平 関伸一蔵)

四六 文政三年九月 米価下落酒造勝手につき願出

乍恐以書付奉申上候

当御代官所上州我妻郡平村年寄平右衛門奉申上候、近年米穀下直ニ付無株之者ニ而も酒造勝手造可致旨先達被仰渡之趣御触有之承知奉畏候、然ル処当村年寄平右衛門義当辰年より少々宛酒造仕度旨相願候間何卒以  
御慈悲右勝手造被仰付候様奉願上候、此段御聞濟被下置候へ、難有仕合ニ奉存候以上

文政三辰年九月十六日

右平村

年寄

平右衛門

頭人

百姓代

組頭

名主

佐平次

吉川栄左衛門様

御役所

(平 関伸一蔵)

四六 文政九年十二月 中之条町桑原重郎右衛門、津久田村

与五右衛門より酒造株讓受証文

一札之事

一酒造株式拾石 外ニ酒造道具添

造米高九拾石

壹ヶ年

冥加永式百五拾文

右ハ数年來我等酒造渡世仕候処、不如意ニ付今般貴殿方江譲り渡し申候、為祝金拾六兩也儘ニ受取、右酒造株譲り渡し申処実正ニ御座候、然ル上ハ貴殿方名前被成、冥加永御上納被成渡世可被成候、此酒造株譲り渡しニ付、脇々故障決而無御座候、万一六ヶ敷申者御座候へ、請人引受急度埒明毛頭御苦勞相懸申間敷候、為後日譲り渡し証文仍而如件

山本大膳御代官所

文政九戌ノ十二月 日

上州勢多郡津久田村

譲り渡し人

与五右衛門

加印

平二右衛門

印

清水様御領分

同州我妻郡中野条町

重郎右衛門殿

(中之条町 桑原源一郎蔵)

四六 天保十年 中之条町桑原家酒造高届

御尋奉申上候

上州吾妻郡中野条町酒造人重郎右衛門奉申上候、私共酒造株之儀ハ、同国勢多郡津久田村与五右衛門方ハ文政九戌年元株廿石造米高



九拾株ニ而讓請申候間、天明八申年、文化元子年之儀ハ御尋ニ御座候得共、相分り不申候、此段奉申上候

天保二年卯年

一元株高式拾石

酒造米高 九拾石

内三拾石減

六拾石酒造仕候

天保四巳年

一元株高式拾石

一酒造米高九拾石

六拾石酒造仕候

右之通 御尋ニ付奉申上候

上州吾妻郡中野条町

酒造人名主

重郎右衛門

天保十亥年

羽倉外記様

御役所

(中之条町 桑原源一郎蔵)

咒一 天保十年十一月 平村杜氏就任祝文

御書面忝拜見仕候、弥々□年ニ相成候得共、以先其御元様御面々

無御別条尚又当義酒造杜氏ニ相成候段誠ニ大慶至極ト奉存候、此方親類一同悦入申候一中略一何事も申迄ニハ無之候へ共、御心附御勤被成べく様親類とも宜敷御伝言申上候、右ハ取急キ早々以上

亥十一月二十日

若林 文左衛門

同 平之丞

若林五郎治様

(平 関伸一蔵)

咒二 天保十年十一月 平村平右衛門出造酒造願

乍恐以書付奉願上候

当御代官所

酒造御貸株

上州吾妻郡平村

一御拝借高二十石

年寄 平右衛門

右ハ上州吾妻郡平村年寄平右衛門奉申上候、私義去ル天保四巳年中御貸株御拝借奉願上冥加永御上納御触之趣相守、酒造仕来候処、一体当村之義、水怔不<sup>宜</sup>、酒造仕候而も用立兼候分夥敷出来、且ハ不<sup>宜</sup>弁利ニ付相稼候詮無御座難義当惑仕候ニ付、此度酒井土雲守様御預分、同州佐位郡太田村百姓義兵衛義ハ縁者之義ニ付同人方ニ而出造仕度、尤同村々義ハ水怔等も宜敷弁利ニ付右儀兵衛ハ勿論、組合村役人其外江及掛合候処故障之義一切無御座一中略一出造之上是迄之通、冥加永差上、出造相稼度奉存候間何卒以

御慈悲前書出造之義御聞濟被成下置候様偏ニ奉願上候、以上

右

酒造出稼願人

天保十亥年十一月

平右衛門

村役人惣代

名主 与 兵衛

羽倉外記録

御役所

(平 関伸一蔵)

安政六未年正月廿六日

右儀兵衛代

年寄 重 兵衛

伊奈半左衛門様

御役所

(中之条町 町田儀平蔵)

四三 安政六年一月 中之条町儀兵衛醬油造業願一札

差上申一札之事

新規

当未より亥迄五ヶ年年季

一醬油造高五拾石

此冥加永百貳拾七文

内永廿七文御吟味増

当御代官所

上州吾妻郡中之条町

稼人

年寄 儀 兵衛

右者町内其外何にても故障筋一切無之候間、書面冥加永上納当未より亥迄五ヶ年年季稼方相願候処、御取調御伺之上願の通稼方被仰付候間、冥加永之儀御年貢金一円御触日限之通無遅滞上納可仕旨

被仰渡承知奉畏候。依而御請印形差上申処如件

四四 文化元年四月 大工弟子取出入濟口証文

為取替濟口証文之事

上州吾妻郡折田村百姓仁兵衛、同村百姓三郎右衛門外式人江相懸馴合出入申立、当二月中御訴訟申上、先月十八日御差日 御差紙頂戴相附候ニ付、相手方も当日返答書を以、品々申立、御吟味中ニ御座候処、取暖之上左之通熟談内濟仕候

一右出入之儀、訴訟方仁兵衛農業之間大工職致候ニ付、六ヶ年以

(寛政十二年)

前申年、同郡赤坂村長吉俸左吉々申もの、相手方之内、西中之

条村市左衛門請人ニ而弟子ニ致置候処、右佐吉儀、去々戌年六

月中家出したし、親元へ罷帰候由承候ニ付、早々引戻度懸合置

候処、其後無沙汰ニ致置、右市左衛門并下沢渡村清左衛門世話

を以、当村三郎右衛門方江弟子入為致候始末一同馴合候取計、

其上三郎右衛門儀者京都吉田家之訴状を請、官名を名乗、帯刀等致候故、他之弟子ニ而も勝手次第取致候杯申之、職方難

相立趣申立、相手方之内三郎右衛門儀者去亥七月中、同郡赤坂  
村長吉俾万藏与申者八ヶ年季ニ相定弟子ニ取、側証文取置候  
処、仁兵衛儀者一応懸合も無之、右万藏ハ幼名佐吉与申節、同

文化元年四月

上州吾妻郡折田村

仁兵衛

人弟子之由難渋申懸ケ、殊ニ吉田家許状ヲ請、官名等名乗、帶  
刀致候覺無之処、無失申懸候段難心得旨申之、西中ノ条村市左  
衛門義者、佐吉事万藏身分三郎右衛門方江請ニ相立、大工職弟

同村 三郎右衛門煩ニ付代

弟子

林 藏

子入為致候段ハ相違無之候得共、仁兵衛方江口入又者請ニ相立  
候覺無之処、一向無沙汰ニ被相手取、迷惑仕候旨答上之、下沢  
渡村清左衛門儀者、右万藏身分ニ初発より口入請入等ニ相立候

右双方差添兼 太郎左衛門

西中ノ条村

市左衛門

儀者勿論、決而携候儀無之処、何ノ懸合も無之、理無尽ニ被相  
手取、難義仕候段申上之、双方申争候得共、訴訟方ニ而、元來  
佐吉者元弟子之由申立候得共、弟子証文も無之、人別帳ニも不

下沢渡村 清左衛門

稻垣藤四郎様

御役所

(折田 今井次男藏)

載取候上者、弟子之由ハ難立旨御利解奉請納得致候上者、向後  
何ニ而召仕候共、決而構無之筈、且三郎右衛門義者吉田家ハ許  
状を請、官名相名乗候由風聞ニ有之ニ付、訴訟方ニ而申上候得

四空 文化二年二月 大工渡世鑑札受領覚

覚

上州吾妻郡折田村

大工稼

共、今般御吟味之上右風聞者虚説ニ而右躰之儀無之旨、相手方  
并村役人共申上、御吟味相分り候上者、不取留儀疎忽ニ而申立  
候段、訴訟方心得違、将又下沢渡村、西中ノ条村役人江、一向  
届も不致、相手取候段是又心得違ニ付、村役人江別紙託一札差  
出、右之通り暇人両宿立合遂対談、憤リ之儀者暇人貰受、双方  
無申分出入内濟仕、偏 御威光与難有仕合ニ奉存候、為後証連  
印濟口証文差上申所、仍而如件

一御焼印札杓枚

此役銀拾三匁六分三厘六毛

三郎右衛門

但シ、老ケ年半後  
十日勤十一日割

右者上州吾妻郡折田村百姓三郎右衛門儀、農業之間大工職渡世仕度奉願候所、村方差障有無御糺被、冥加永御吟味之上半役十日勤、十一日割勘定ヲ以、老ケ年ニ銀拾三匁六分三厘六毛上納可仕旨、再応御利解被聞候ニ付、御吟味之趣難<sub>レ</sub>止御請仕候所、右役銀<sub>レ</sub>上納以御伺被成下、御下知相濟候段被 仰渡、御焼印札御渡被成奉請取、被 仰渡趣委細承知奉畏候、然上者右焼印札ヲ以、大工相稼、書面之役、銀年々冬成御年貢金一同上納可仕旨被 仰渡、是又承知奉畏候、依之御請印形差上候以上

丑二月廿三日

右村

組頭 長 三郎  
百姓代 六郎兵衛  
名主 九兵衛

稻垣藤四郎様

御役所

(折田 今井次男蔵)

四六六 文化二年二月 宮大工免許焼印受領証文

頂戴致ス一札之事

一拙者儀作間宮大工稼仕度、去子ノ四月、御支配様御役所ニ奉願上冥加永差上申答ニ御願相叶、御焼印札下シ被置候上、京都吉

田様より御免許頂戴之義も御願相濟、難有仕合ニ奉存候、然ル処、此度江戸表ニ御召出シ被成御渡可被下候所、村役人中御用序ニテ御持参被下、右御許状并御役所様より、御焼印札共棹ニ請取申候、然ル上は、年々冬成御年貢御上納之節、役銀三兩六ト三厘六毛ゾツ、急度御上納可仕候、為後日仍テ如件

折田村

百姓 三郎右衛門  
五人組 七郎兵衛  
同 市右衛門

文化二年

丑ノ二月

村役人衆中

(折田 今井次男蔵)

四七七 文化六年三月 大工仲間定例一札

一札之事

(様)

一此度上沢渡村はる名之宮建立ニ付、同村四郎右衛門殿御受取被成候<sub>レ</sub>処、私方ニ而相断候者、郡中宮建之節者私方江相届ケ候様近年仕来申候間相届ケ候様、内々ニ而申達候処、各々方被申候者、左様之義者是迄決而無之事ニ候得共、此段御役所様江相伺可申与既公訴ニも可相成<sub>レ</sub>処、扱人立入、実々相糺候<sub>レ</sub>処、私方ニ而郡中大工取締仕候様申触候<sub>レ</sub>処、風聞御聞及被下候由ニ御座候得共、私義御焼印頂戴仕、御上納永仕候而作間渡世仕候而已ニ

而、郡中取締杯与申事ハ決而無之付、以来宮建立之節御届ケニ及不申候各方御いきとをり之事ハ扱入貰請無出入相濟申候、依之一札入置申候、仍而如件

文化六

巳三月

折田村

当人

三郎右衛門

上沢渡村

扱入

太郎左衛門

同

同

六郎右衛門

吾妻郡惣代

大工業三拾七人

(折田 今井次男蔵)

突六 文化十年九月 大工職役永納証文

乍恐以書付奉申上候

折田村大工職 三郎右衛門

一銀拾三匁六分三厘六毛

此永二百二拾七文三分

右ハ当村百姓三郎右衛門儀ノ作間大工職仕度ニ付、九ヶ年以前丑年御願申上、役永御上納仕候処、此度役永可書上被仰付候故、書面之通り相認メ差上申処少も相違無御座候、以上

文化十年酉九月

折田村

名主

九右衛門

組頭

五郎右衛門

百姓代

茂右衛門

吉川永左衛門様

岩鼻御役所

(折田 今井次男蔵)

註 文化十三年三月、右三郎右衛門、老年不自由につき御免願出訴可一札、同家ニあり。

突九 天保九年四月 西丸御焼失に付、杣・木挽御用触

代官

羽倉外記触書 上野国利根・吾妻・碓氷・片岡・多胡・緑野

甘棠

今度

西丸御普請ニ付、杣・木挽ノ類多数ノ御用有之、右ハ国々御材木伐取場并江戸表御作事方小普請方猿郷御伐木蔵木ノ御用木場ニ罷出、精いたし、夫々御支不相成様可申合旨、其土地々々ニおいて村役人共より厚世話可致者也

戊四月 近出左衛門

上野国

遠 江印

利根郡、吾妻郡、碓氷郡

飛 弾印

片岡郡、多胡郡、緑野郡

隼 人印

甘棠郡

御 領  
私 領  
寺社領

村々

名 主  
組 頭

追テ此触書、村々不洩様披見ノ上、役人共請書添、相廻し羽倉

外記江戸役所江可相返候、以上

右ノ通、奉行衆御触書相渡候間、写遣し候本紙拜見致度村方

ハ、開封ノ上、黒付よこれ等無之候様大切ニ致相見、尚封印い

たし可相返候、且別紙受書印形いたし、早々順達、留り村より

江戸下谷和泉橋通我等役所エ可相返もの也

大保九年  
戊四月十五日 羽倉外記

右村々

名 主

組 頭

(四万 唐沢文衛蔵)

註 元治元年八月、西丸御用袖・木挽出府儀別帳駒岩組一冊帳國家にあり。

五〇〇 嘉永四年二月 太子講にて酔狂詫証文

詫入申一札ノ事

当月二十一日、不肖儀ハ任先例太子講ト唱、村中諸職人相集り諸  
色取定メ致し、彼是相談仕、其場ニテ長十郎伴啓蔵ヲ定右衛門伴  
栄之助ト神酒ニ給醉及口論ニ及湯吞茶碗ニテ打合、栄之助殿エ少  
々底附候段、酔狂之上トハ乍申右躰ノ始末当人ハ不申及、親類組  
合迄一円申訳無之隣村御役人衆中相願詫入候処、早速御聞濟被下  
忝仕合ニ奉存候、然ル上ハ已来急度禁酒致し不埒ノ儀無之様相慎  
可申候、前書ノ趣行届候上ハ此義ニ付双方違乱仕間敷、為其扱人  
共一同連印致置候処為後日詫一札仍如件

嘉永四年

亥二月

当人

長 十 郎

親類  
總代 彦 平

組合  
總代 宇 左 衛 門

中之条町

扱人 重郎右衛門

折田村

同 彦 左 衛 門

年寄 五 兵 衛

西中之条

同 政 右 衛 門

(折田 折田茂蔵)

御役人衆中

第七項 鈛 業

五三 文政三年十二月 四方村字桑木久保蠟石試掘願

差出申一札之事

一私共儀其村於地内字桑木久保と申処、蠟石ニ似寄候石有之為、  
試問堀仕度、当御代官所吉川榮左衛門様御役所江罷出、来ル巴  
(文政四年)三月より同九月廿日迄式百日之内、問堀御願申上候  
所、於地元村役人ハ不及申、小前一同相談之上、故障無之候  
ハ、早速可罷出旨被 仰聞、則御役所江ハ御日延仕右之方へ  
及掛合ニ候処、村方一同御相談之上、故障無之趣、御座候間、  
依之為酒代金五兩、来ル巴三月入山以前差出可申候、尤式百日  
之内出精いたし出方宜敷候而、猶又年延願仕候様ニ御座候ハ、  
右式百日問堀中、村方へ夫々世話料として金拾兩差出、跡年之  
儀ハ右堀合ヲ以、往々村方永続仕候様、御相談可仕候、尤村方  
ニおみて御加入之思召も御座候ハ、地元村之儀ハ、跡願之節、  
相談ヲ以御加入可被成候、猶又人足之儀も村方よりも雇入、賃  
錢之儀ハ相当之割合ヲ以、其日限り相渡可申候、併小屋場新等  
之儀ハ御役人中差図ヲ以、取斗可申候  
右山一件ニ付御見分御出役様御越被遊候而茂、諸雑用之儀ハ私共  
方入用等相掛申間鋪候依之、一札入置申所如件

文政三

辰十二月

信州高井郡湯田中村

一札人 名主 六兵衛 印

同 菊藏 印

同 藤四郎 印

上州我妻郡大前村

一札人 喜右衛門 印

(群) 郡馬郡岩鼻村

証人 治助 印

我妻郡四方村

御村役人衆中

(四方 山田光利藏)

五三 文政四年八月 四方村字桑木久保蠟石試掘方請負証文

差上 (以下破損)

当御代官所上州吾妻郡四方地内

一細工石問堀 (堀)

此冥加永三百五拾文

右者当御代官所上州吾妻郡四方地内字桑木久保申場所ニ蠟石似  
寄候石見当候ニ付、書面之通り冥加永相納、日数式百日之内問堀  
被 仰付度段、先達而奉願候ニ付、御吟味之上、願之通り場所御  
引渡、当日より日数式百日之間、問堀被 仰付候段、一同被 仰渡

承知奉畏候、然ル上者、問堀中、山元撰成義無之様いたし、出方相増候ハ、其時々御届ケ申上候様可仕候旨、是又被 仰渡承知奉畏候、依之御請証文差上申所如件

真田彈正大弼領分

文政四巳年八月八日

信州高井郡湯田中村

願人 六兵衛

同 菊藏

同 藤四郎

当御代官所

上州吾妻郡大前村

願人 喜右衛門

同 伝左衛門

同御代官所

上州同郡四万村

名主 孫四郎

組頭 伊平次

百姓代 元右衛門

吉川栄左衛門様

御役所

(中之条町役場蔵)

吾三 年不詳寅十月 四万村字入ウ之穴に銅鉞見付問掘願

乍恐以書付願上候

当御代官所上州吾妻郡四万村名主政右衛門、年寄善兵衛、百姓代伊平治奉申上候、当村持山字入ウ之穴と申所より銅出生之場所見付候間、夫々相談之上入用之義へ村方より差出、銅稼仕度、村内故障相糺候処差障候もの無御座候ニ付、猶又最密村々承り合候処、是又差障り無之、殊ニ村内之義へ右銅盛山いたし候ハ、困窮之村方開助ニも可相成旨、拳而申候間、日数百日、問堀候様被仰付度奉願上候、尤、問堀中見込之道、多分銅出候ハ、其段早速可申上候間、何卒以 御慈悲願之通、御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候 以上

右四万村

(天保勘か) 寅十月

岩鼻

御役所

百姓代 伊平治

年寄 善兵衛

名主 政右衛門

(四方 唐沢文衛蔵)



### 第三節 問屋・市・街道・助郷

中条町

問屋 中

名主 中

(中之条町役場蔵)

#### 第一項 問屋

吾四 延宝九年四月 伝馬・人足可出命令判鑑

判鑑

- 福田 久右衛門 ㊦
- 尾見与一左衛門 ㊦
- 西郷 角太夫 ㊦
- 小日向十郎左衛門 ㊦
- 舟田 弥左衛門 ㊦
- 築瀬 兵右衛門 ㊦
- 上野 治右衛門 ㊦
- 神山 五郎右衛門 ㊦

右之以印判、伝馬並村次之人足可出候、此外之印判堅不可用之、尤印判所持無之分ハ公儀御定之通、乘懸駄賃錢沓里ニ付三拾文、かるしり沓里ニ付式拾四文可取之者也

延宝九辛酉年四月朔日

吾五 宝永三年二月 中之条町問屋覚

中野条町より所々駄賃ノ覚

- 一中野条町より四万村山口湯本迄 四里 本駄賃百八十文  
から尻百二十四文
- 荒湯迄 四里半 本駄賃二百文  
から尻百三十二文
- 一同前より沢渡湯本迄 二里 本駄賃八十文  
からしり五十八文
- 一同前より岩下村迄 二里三町 本駄賃八十六文  
からしり六十六文
- 一同所より奥田村迄 二里 本駄賃八十文  
からしり五十八文
- 一同所より中山新田町迄 三里十町 本駄賃百三十二文  
からしり百文
- 一同所より牧村迄 四里三町 本駄賃百六十文  
からしり百二十四文
- 右ノ通り駄賃可取之、此定ノ外、若シ増錢取候者、於致露頭ハ可為曲事者也

覚

一中野条町次馬ノ儀、諸荷物前々附送り候、所々エ向後弥問屋指  
凶次第無滞附越、駄賃定ノ通り取立可申候

定ノ外駄賃ねだり不申様ニ問屋方より急度可申付候事

一武士荷、商売荷物共不限昼夜早速附送り可申候、且又馬触ハ問屋指図次第可指出候、若我儀を申、馬出し不申もの有之候ハ、問屋方より早々可訴出候、吟味ノ上可為曲事候

一荷物貫目ノ儀御定ノ通相守可申候、惣テ馬土作法能可申付候事

宝永三年戊二月日 今井 金右衛門

口上書

此写ノ義ハ本書無之、先年卯年、問屋方ニテ焼失いたし、名主方ニ写シ有之候故、猶又写し遣し申候、尤証拠等ニも相分り申間敷候ヘ共遣し申候、本書無之候共、慥ニ沼田御城主本田伯耆守様御代官様より被下置候処相違無御座候儀ニ御座候、証拠等御糺有之候ハ、此度ノ写品々御上ケ可被成候、且本書無之候テ相分り不申候儀ニ候ハ、早々仰可被遣候、同役共ノ内持参可仕候、右申上度如斯ニ御座候

役人 中

八郎右衛門殿  
伴 二 郎様

右此書付、戊二月十四日被下置候 上ノ町五左衛門  
下ノ町勘左衛門 同道致し、今井  
金右衛門殿より如斯書付ノ趣仰被渡候、問屋

(中之条町 桑原源一郎蔵)

吾六 宝永三年十一月 中之条町下ノ町市場

乍恐以書付奉願候御事

間数合百五拾五間三尺

中之条町下之町分 此反別耆町五反七畝十仁步

屋敷合式拾五軒

先年真田伊賀守御代官伊能市郎左衛門と申仁承にて炭、薪木、板木、馬市惣而山物之分下ノ耆町にて売買仕候筈に被仰付候、然処に御料所に罷成狼り仕三町計り右の売買仕候得者下耆丁之者共難儀仕候、殊ニ三町市場同前に新検地寸間結に罷成、其上田除も無御座諸役等御伝馬者不及申上、祭礼入用人足等迄右之家数ニ掛り相動候得共、方々以難儀至極ニ奉存候、依之問屋方江内証に而先規之通り数度相願候得共承引不申候、御慈悲ニ炭、薪、板木、馬市、山物之分、先規の通り売買仕候様ニ被仰付可被下置候、尤右之売買物其市場に余り、外の町にて売買仕候得者、市場さわりにも不罷成候、右下耆町之者共御致に御座候間先規の通り被仰付被下置候ハ、難有奉存候

宝永三年戊十一月 日

中之条町下ノ町

御訴訟人

御代官様

甚右衛門

(以下タテ書にて)

武右衛門、伝助、太兵衛、孫三郎、兵左衛門、長左衛門、喜太郎、市兵衛、喜右衛門、長兵衛、荒助、彦左衛門、由右衛門、孫兵衛、左左衛門、茂左衛門、新之丞、助左衛門、太右衛門、安左衛門、長五郎、三之丞、久三郎、彦三郎、名主重郎右衛門

(中之条町 桑原源一郎蔵)

吾七 宝永五年正月 問屋役勤め方

乍恐以書付奉願候御事

一問屋役ノ儀ハ前々ノ通り相勤申処ニ被 仰付可被下置候、名主役トハ相違仕候、沼田往来ノ儀モ無御座、在宿ニテ相勤申候儀ニ御座候ヘバ、病身ニテモ相勤リ申儀ニ御座候、右ノ通り何分ニモ御下知次第ニ奉願候、以上

宝永五年正月

中之条町

問屋

重郎右衛門

御代官様

渡辺宇右衛門様

今井金右衛門様

遠藤万右衛門様

(中之条町 桑原源一郎蔵)

吾八 宝永七年八月 西中野条村荷物附送り方議定

覚

一 中野条町従先規馬次相究、古来ノ御証文数通并本多伯耆守様御奉行所より、駄賃御定ノ御証文被下置、所持致来り候所ニ、今度隣郷西中野条村より破馬次ヲ、荷物附送致度旨ニテ背古例、願書致、沼田御役所ニ訴出候ニ付、町中穿儀ノ上、問屋重郎右衛門、組頭久右衛門、同断彦三郎兩三人、宝永七年庚寅八月十八日ニ沼田御役所ニ罷出、中野条町従先年ノ馬次ニ相究り候次第段々申上、数通ノ御証文指出シ候処ニ御覽被遊、右ノ詛具ニ御聞被遊、先年ノ馬次ニ紛無之、尤ノ由被仰候、依之西中野条村より申出候義、非分ニ被恩召西中野条村々名主弥次兵衛、組頭清之丞兩人沼田御役所ニ被召出被仰付候趣ヘ、向後荷物ノ儀ハ問屋重郎右衛門方よりもらい、附送任、其上問屋重郎兵衛方より馬触出シ候節ハ何時成共無遅々馬出シ可申証文入置、馬横出シ御定ノ駄賃取之荷物附送申答ニ、堅被 仰付、埒明申候、中野条町末々為覚エノ仍如件

中野条町

宝永七年庚寅

問屋 桑原重郎衛門

八月 日

名主 桑原 惣兵衛

組頭 山本 彦三郎

同断 小暮 久右衛門

(中之条町 桑原源一郎藏)

吾ハ 宝永七年十月 西中之条村四万沢渡湯道馬次議定

扱証文ノ事

一 吾妻郡西中野条村より名主組頭惣百姓書付ヲ以、御 公儀様

ニ御訴訟申上候ハ、先前より四万・沢渡り湯道之往来之者、中野条町馬次駄賃ノ儀、中野条町同前先々より附来り申候処ニ、

此度中野条町問屋十郎右衛門荷物押江申候ニ付、出入ニ罷成、

西中野条村より御訴状差上申候、依之御代官様、双方被召出、

段々御吟味被遊候処、西中野条村より申上候儀、永々附来り申候証扱証文有之哉と御吟味被仰候処ニ、何ニテモ証扱ケ間敷義

無御座候、中野条町問屋名主惣百姓より申候者、西中野条村より証扱無之由申候ニ付、重テ荷物耆駄モ為付申儀罷成申間敷と

申、然共問屋十郎右衛門申候ハ、西中野条村之儀、近村其上御領分之儀ニ御座候間、駄賃貰申候ハ、荷物くれ附させ可申由

申候、然処ニ西中野条村之者共、前々より貰附来り候間、此度も貰附送り駄賃取り申度と申者モ御座候、其外ノ者共ハ前々より貰不申候間、此度も貰候テハ附申間敷と申者も過半御座候、

仲間ニテ不埒成義申、出入埒明不申候ニ付、御 公儀様より御許状、沼田町割元申下シ、内証ニテ取扱申候ハ、中野条町よ

り駄賃荷物ヲ貰、西中野条村之百姓中、永々附来り附送り候様ニ取扱、坪預ケ申候、然上ハ向後西中野条村願義ハ駄賃馬銘々之家ニテハ附下シ不申、何方より駄賃荷物有之節者、宿場ノ義ニテ候間中野条町問屋請差図、附送り申答ニ相定、埒明ケ申候、然上ハ以来、就此義ニ双方より先入ケ間敷儀一切申上間敷候、為後日扱証文仍如件

西中野条村

名主 弥次兵衛判

跡役 小右衛門判

同断 清之丞判

組頭 八兵衛判

同 理兵衛判

同 市兵衛判

同 藤左衛門判

同 九兵衛判

同 助太夫判

同 惣兵衛殿

同 組頭

門左衛門殿 甚右衛門判

同 八左衛門殿 九右衛門判

同 勘左衛門殿 清助判

同 久右衛門殿 作右衛門判

同 彦三郎殿

(中之条町 桑原源一郎藏)

## 五〇 正徳二年 中之条町問屋定書

定

一 御用等ニテ道中往来ノ面々御朱印、人馬ノ外添人馬多く相立候由相聞候、前々申達候通無用ノ添人馬為出候儀堅ク可為停止候、御朱印負數ノ外に可入人馬ノ分ハ御定ノ賃錢無相違、急度相払はせ可被申事

一 御用等ニ付テ往来ノ面々或ハ在番或ハ諸大名惣テ道中往還ノ輩ノ人馬割ノ役人有之事ニ候間、御朱印人馬并賃人馬可入など為相立賃人馬ノ分ハ賃錢無相違扱候様ニ人馬割役ノ者、問屋場に相残し委細逐吟味候様に可被申付、其外ニ家来又ハ雇ノ者共私ニ人馬駕籠出し候様に申達候共、役人断り無之候者一切差出間敷候、宿々問屋場にて相断候様ニ可被申候、道中ノ者共にも右ノ通可心得旨申渡候事

一 往来ノ面々ニハ家来并末々雇ノ通人足近年ハ主人ノ權威を以、道中ニテ非分ノ仕方等有之、或ハ下々可持道具をも人足に持せ其ものは馬駕籠に乗、或ハ賃錢をも不払者共有之由相聞候、向後ハ右ノ類ノ不届無之様に雇人足ハ不及申、其請負ノ者迄急度申付、可召運候、自今以後不法ノ族も於有之ハ、道中宿々にて改之、家来并雇のものたり共其所に留置、早速道中奉行ニ相訴候様ニ申渡候間其旨を可被存事

一 往来ノ面々家来并雇ノ者に至る迄、駄賃旅籠錢等無相違相払候様ニ急度可被申付候、旅籠錢等或ハ不相応ニ減候テ相渡シ或ハ無相違請取候由証文為化相払ざる輩モ有之由相聞候、向後右ノ類ノ儀共、於有之ハ是亦早速道中奉行ニ可訴申ノ由、宿々ニ申渡候間可有其心得事

一 諸荷物貫目ノ儀、御定ノ通無相違様ニ可被申付候、今度荷物貫目相改候場所定、若御定より重き荷物有之においてハ、御用ノ荷物ノ由申、長鍵道具かくさざる旨申付、其外宿々ニ申渡候間其心得可有之、且又在番ノ面々京・大坂・駿府三度飛脚荷物近年貫目重くかさ高成荷物有之、夜通し往来ノ由相聞候、飛脚請負ノ者ハ外商人ノ荷物ましへさる様ニ堅く被申付、尤在番ノ面々自分ノ荷物も御宅ノ通を以狼に貫目重き荷物指出さる間敷候、古来より夜通の飛脚狼に相通らざる定に候ノ間、向後無抛子細にて夜通シの飛脚出シ候ハ、番頭ニ其旨を達、番頭ノ証文を以、着出さるべく候、飛脚請負ノ者共ニも此等ノ趣、急度可被申付候、道中ニテモその心得を以、改之、若貫目重き荷物有之か又ハ証文無之夜通シ候者押置、早速道中奉行ニ可訴之、兪議ノ上飛脚宰領ノ者ハ不及申、右請負人迄可為曲事旨申渡候間可有其心得事

一 江戸・京・大坂其外国々より町人請負にて令往来候御用ノ諸荷物、近年貫目モ重く、荷數モ多ク、道中人馬大分相立其上御用ノ儀を申立、人馬賃錢不足に相払、其外不埒ノ仕方共有之由相

聞候、向後御定ノ外實目重く不仕、其荷數實目に随ひ相立候人馬貨錢無相違弘イ少モ非分ノ儀仕間敷旨、其御用述ノ面々より入会を被申付、向後右ノ類ノ儀無之様ニ可被申渡候、道中ニテモ改ノ荷貫目重く候か、又ハ猥に荷數多く不審ノ儀モ候者、縦御用ノ荷物ノ儀申共、繼送らず、其所に差置早速道中奉行エ可訴之詮義ノ上荷物幸領ハ不及申請負ノ者令可為曲事旨申渡候間可有其心得事

一道中宿々ノもの共不埒ノ儀在之節ハ、旅人により其所ノ問屋年寄等二日路三日路モ召呼び、又ハ訴訟ために付添參候儀モ有之由相聞候、縦宿々ノ者不届ノ仕方有之候共、問屋年寄等召呼び候儀ハ不及申為訴訟に付添參事モ相止させ其趣をは道中奉行エ被申達、奉行所より僉議ノ上急度可申付候、可有其心得事

右ノ条々近年道中ノ宿々御定ノ外、人馬多く掛り其外旅人不法ノ事共有之、宿々ハ不及申助郷村々迄モ及困窮候由、相訴候ニ付、委細穿削ノ上を以、被 仰出候、向後書面ノ趣、急度可被相守ノ候、縦組中文配并家来ノ不法在之候共、其番頭役所主人ノ越度に可罷成候間、其旨可被相心得者也

正徳二辰年

(中之条町役場藏)

五二 寛保三年二月 中之条町問屋定書

相定申覚

一 当町駄賃馬人足所々次ぎ場問屋所相定之通立馬之儀、順番に毎日五疋宛立置、往還の御用物差支無之様に、急度相勤可申候、不埒に駄賃引下ケ立馬を指置付出し申間敷候、不依ニ何時ニ問屋より馬触出し候ハ差出し、本荷尅駄はわけ荷に仕、割合を以附出し可申候、尤宿馬尅疋宛ハ相定之通附可申候

一 商人荷物之儀も、何れハ參候共、駄賃之儀者問屋所差図を以附送り可申候

一 旅籠宿之儀ハ、本町にて可仕候、町外にて宿仕候義一切仕間敷候、尤昼休之儀は、何れに成共旅人勝手次第に可仕候、旅人湯治人、軽尻飛乗之馬たりとも不埒に駄賃取申間敷候、問屋所ハ相届ケ順々に可仕候、若我尻にて相破り候者有之候ハ、急度吟味の上御役所へ御訴可申上候

右相定之通り、村中急度相守可申候、為其判如件

- 一、二百五十文 本馬 山口迄
- 一、百六十四文 軽尻 同所迄
- 一、二百七十二文 本馬 新湯迄
- 一、百八十文 軽尻 同所迄
- 一、百四十文 本馬 沢渡迄
- 一、百三文 軽尻 同所迄
- 一、三十六文 本馬 原町迄
- 一、二十五文 軽尻 同所迄
- 一、百六十四文 本馬 中山迄

一、百二十四文 輕尻 同所迄  
 一、百二十四文 本馬 五丁田迄  
 一、百十文 輕尻 同所迄  
 一、二百七十二文 本馬 北牧迄  
 一、百八十文 輕尻 同所迄  
 一、八十三文 本馬 蟻川迄  
 一、五十五文 輕尻 同所迄

〔右相定申候、此外間の次き場之儀者、積り心附送り可申候、以上〕

寛保三年亥二月

戊ノ問屋 八兵衛  
 戊ノ問屋 与五兵衛  
 戊ノ名主 佐内  
 同 組頭 柰左衛門  
 同 孫 市  
 同 平右衛門  
 同 孫 四郎  
 亥ノ名主 八郎左衛門  
 同 組頭 幸右衛門  
 同 清三郎  
 同 春右衛門  
 同 久右衛門

外小前名(略)

(中之条町役場蔵)

三三 宝曆五年一月 中之条町問屋定書

宝曆五年亥正月廿九日

定書連印 問屋場

問屋 三郎右衛門

名主 孫左衛門

定書

一 十三年以前亥二月相定候書面の通、急度相背申間敷候、然所近年駄賃馬之儀も不埒相成候間、尚又此度相改不埒無之様、急度相勤可申候、宿馬老疋も宿にて付不申候ハ、立馬番所之相廻し可申候

一 立馬の儀五疋ヅ、立置相勤可申候、湯治人大勢往来有之節は、見合拾疋ヅも相立可申候、立馬に相当候節は何様の用事等有之候共、急度立置相勤可申候、若致我尻役馬相勤不申候ハ、向後駄賃相附申間敷候、万一付出候ハ、見付次第押置、問屋名主え相届詮議の上、五人組相断決て駄賃為渡申間敷候

一 問屋役之義者、前々相定之通、式番札を三年ヅ、相勤可申所、此度相談の上式番札を六年之内老ケ年ヅ、格年に相勤、年番の内は相手□申合不仰付、何事相談の上相勤可申候、式番札を六年相勤切申候ハ、町中相談の上致入札改役見立可申候

一方々湯場、湯治人往来泊之義、問屋方に老組も泊無之内ハ協に

一切宿仕間敷候、問屋に沓組留り候上者、勝手次第留可申候、若問屋方に泊無之内に脇々にて狼宿致候へよ、五人組相断向後一切宿為致申間敷候

右之通少も相違無御座候、依之惣百姓連印、依而如件

宝曆五年亥正月

名主 孫左衛門

問屋 三郎左衛門

(以下惣百姓連印略す)

(中之条町役場蔵)

五三 明和二年十月 百姓忠七問屋定背出入濟口証文

差上申濟口一札の事

一上野国吾妻郡中之条町の儀は、同国牧橋不通路之節は、北国御大名様方御往来の掟、其外四方、沢渡、草津、川原湯へ入湯の諸人往来道筋に付、先年より問屋相定、伝馬之儀立馬五疋其外賃馬之儀者、宿馬沓疋づつ差出、其外者当所を以差出期而百姓渡世の足合に被成候様、相定置候処、此度当町百姓忠七宿馬式疋出にて申儀ニ付、及出入ニ役人共方より御差紙頂戴仕、忠七方え相附申御事

一右出入之儀、私共立会取扱内濟仕候訳は、忠七儀宿馬式疋差出候間、申訳に付問屋、名主方より使を以右之趣忠七方之相願候

処、忠七儀彼是不取入返答仕候ニ付、此段五人組え申請内々詮議為致候得共、忠七心得違にて申論落着不仕候に付、無扱役人共方より目安奉差上、御差紙奉頂戴忠七方え相附申候御儀に御座候、此度忠七儀宿馬之外式疋差出候儀は申訳無之候、尤伝馬出方の儀は、前々より相定置及に御座候得共、忠七儀向後前々相定の儀にも相背申間敷候も当又扱人共方より忠七方え此度出入の趣心得て為申聞候処、忠七儀急度得心の上にて町役人以味の所は扱人共方え貫請、偏御威光を以双方和融仕内濟仕候上は、向後此出入ニ付、少も違変無御座候、為双方連印並扱人共連印以濟口一札奉差上候通少も相違無御座候、以上

明和二年酉十月

上州吾妻郡中之条町

当人 忠 七

五人組、組頭(省略)

問屋 勘左衛門

名主 佐 内

同郡平村

扱人名主 源 治 郎

西中之条村

扱人名主 勘右衛門

折田村

四方村

伊勢町

九右衛門

文左衛門

七兵衛



稲垣藤左衛門様

御役所

(中之条町役場蔵)

五四 明和八年十二月 偽飛脚に注意の旨回状

水帳又ハ宗門帳持参内寄合江可罷出旨対馬役所江認候似セ差紙を  
持参飛脚賃銭取之候もの有之、対馬役所へ罷出候村方茂有之候、右  
躰役所杯と認候差紙持参之ものハ其処ニ留置早々対馬方へ申出へ  
し、若隠置見逃しいたし候ハ、為曲事者也

明和八年卯十二月

次郎兵印

対馬印

彈正印

備後印

右御触書写シ早々村継ヲ以無遅滞相廻シ、留り村々野田弥市右衛  
門役所へ可相返候、尤村々請書致印形可相返候、以上

卯十二月十三日

野田弥一右衛門

蔭山外記

役所

御触書之趣承知奉畏、依之御請印形指上申候

卯十二月廿九日

大道新田

名主 半右衛門

与頭 次右衛門

百姓代 半兵衛

如斯仕御廻状相添差上申候

(大道 富沢清蔵)

三五 明和九年二月 中之条町問屋役取極入札証文

一番札 問屋役相極候事  
二番札 一百八枚  
三番札 九十七枚

右ノ通、惣百姓相談ノ上、入札ヲ以書面ノ通、二番札迄相定メ申  
候、然上ハ一番札より一ケ年ツム順々相動、二番札迄相動切申候  
ハ、其節相談ノ上、入札、以後役見立可申候

一問屋役前々相定置候儀、不埒ノ様ニ相成候間、此度急度相極、  
立馬五疋ノ外、役馬三疋ツム日々順々相廻し、無滞急度相動廻  
し可申候

一湯治人宿ノ儀、問屋ニテ泊り無之内ハ、外ニテ致止宿間鋪候、  
問屋ニテ泊り相濟候ハ、其上ハ一組切留可申候、五人組頭連  
印仍テ如件

明和九年辰ノ二月

五人組頭 小市郎印

小市郎以下二十三名連署

(中之条町役場蔵)

三七 寛政六年八月 五町田中之条町人馬繼立につき

出入済口証文

差上申済口証文之事

註 安永六年二月、問屋役定書、二宮家に同文あり。  
(中之条町 桑原源一郎蔵)

同断	孫	四郎
同断	音右衛門	四郎
同断	八兵衛	四郎
同断	四郎兵衛	四郎
同断	惣兵衛	四郎

(外十八名連印略)

三六 天明七年二月 中之条町旅人宿泊・伝馬役定

定書

一 旅人之儀、問屋ニ而も老組之外留申間敷事

勿論町方ニ而者尚以老組之外一切留メ申間敷事

一 武家方御泊り之節、問屋ヲ触当次第無違留メ可申事

一 浪人虚無僧其外外人者何様方ニ而も触継次第留可申事

一 伝馬役馬之外、勤切申候ハ、其次江送り順々相勤差支無之様可

致事

番前之外ハ宿馬たり共一切出し申間敷候

右相定之通り急度相勤駄賃直段等高直を申我仮勤一仕切間敷候

為其連印仍而如件

天明七未年二月

上州吾妻郡五町田村惣代組頭武左衛門ノ同州中野条町問屋四郎兵衛相手取人馬繼出入申立訴上候ハ、当村之儀ハ、信州筋往還人馬繼村ニ而御用人馬請、往来共従前々登ハ中野条町、川戸、下りハ伊香保・湯中子・金井江繼立来候処、中野条町ノ奥田村江繼立仕候段難心得旨御訴訟申上、当月十一日御差日御差紙頂戴相付当日相手方罷出御言上候ハ人馬繼立之義ハ差<sup>(繼)</sup>ニ付取縮候義も無之、草津・四万・沢渡・伊香保入湯江通候旅人多往来仕候故村毎ニ繼立候而ハ乗替ニ手間取旅人難義ニ付相對を以繼送来、尤北国筋江御通行之御武家方南牧村渡船差支候節、三国通往還村々より箱嶋村江繼、同村ノ村繼を以当村江繼送り且北国筋ノ江戸表江御通行之節ハ須川村より栃窪・大道新田両村を附越、蟻川村江繼、夫ノ横尾村ヲ附通し中野条町江繼来候ニ付、同町ノ五町田村江繼場と定候義無之前々仕来通人馬繼仕候、然上ハ是迄之通、旅人勝手次第之村方江人馬繼仕候旨其外差上御吟味中ニ御座候処、扱人立入双方江異見差加熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候

右出入今般取扱之上、已来之儀ハ御用方并御武家方其外諸往来旅人荷物共中野条町問屋ニ而継立ハ人馬相賄、往古ハ継来候村方江継送、且中野条町ニ而ハ御支配御替之度々御支配御改所江差上置候村差出明細帳ニ而も、牧川不通路之節越後道其外村々江道法并本馬輕尻馬等之駄賃迄書上置候儀も有之候間旅人通行之掛合次第是迄之通五町田村江も継送、尤人馬継立之儀ニ付双方共都而往古ハ之仕来を相守、新規之義決而致間敷旨、猶又今般議定いたし双方聊無申分熟談内済仕、偏御威光難有仕合奉存候、然ル上ハ、右一件ニ付重而双方ハ御願ケ間敷義ニ付申上間敷候為証連印済口証文差上申所仍如件

上州吾妻郡五町田村

村方惣代

組頭

訴訟方

名主

八右衛門

同州同郡中野条町

問屋四郎兵衛頼ニ付

代傳

相手方

次郎

御吟味ニ付被召出候

村方惣代

年寄

八郎左衛門

同州同郡郷原村

取扱人

甚右衛門

神田旅籠町

上州屋源兵衛代

訴訟方宿

源 治<sup>⑧</sup>

小石川伝通院前

池田屋

相手方宿

利右衛門

布瀬孫三郎様

御役所

(中之条町役場蔵)

三ハ 享和元年四月 中之条町問屋荷物請争い証文

扱証文一札之事

一今般惣右衛門義、与五兵衛を相手取、已ニ御出訴ニ可及与致し候、一段ハ初発与五兵衛、前々山田村治郎兵衛商荷物請私世話致来り候処、此節多葉紛荷之義ハ、蚕之毒ニ相成候ニ付、暫ク差控呉候様これ迄申候処へ、惣右衛門醬油・塩山田へ相送り候ニ片駄賃ニ而ハ駄ちゃん馬無之、右のたばこ荷、塩を返り馬ニ此方迄、相送り候様相談ニ及候ニ付、山田村治郎兵衛たばこ荷惣右衛門方へ相送り候、然ニ惣右衛門、右荷物与五兵衛江無断私候ニ付、与五兵衛憤を発し、惣右衛門方へ参り、右荷物之義ニ付、双方懸合可否未だ不相分候処ニ、無改被馳送候段不相心得

段申募り雜言ニ及候故、惣右衛門却而憤を發し御出訴可致与名  
主方迄願出候を

御役人中

(中之条町役場蔵)

西中之条村庄右衛門、孫五兵衛、平村平六、善太郎、山田村茂  
右衛門取扱申寛候趣意ハ、全躰山田村治郎兵衛荷物多事起り  
争論ニ及候といへと、何れニ茂相談合ニ可相成処ニ右荷物与

五元 宝永(推)享保期 中之条町中心より近村札辻迄の道程

五兵衛へ無相談相私候一義、其段相改り候のみニ而可然を、勢  
ニ募り雜言ニ及ひ候段心得違与被存候、且又申さハ、鎖細之義  
相談合ニ可相濟義を纏之遺恨を以、猥ニ名主前へ訴出、村役人

中之条町 南向東西江本町□丁余  
東横町長卷丁余

中へ世話懸候義是又心得違与被存候、依而双方へ異見差加へ、  
憤合之処ハ扱人貫請之、名主前へ罷出候処ハ、双方ハ扱人を  
以詫被貰下ケ双方無遺恨和談内濟致し候、依而連印一札如件

中之条町札ノ辻

一大塚村橋場迄 壹里半

一奥田村迄 貳里半

一中山本町札之辻迄 三里半余

一屋形原村札之辻迄 六里

一沼田札ノ辻迄 七里

右之通り道法被 仰付、中ノ条々右之場所書上ケ之通り相違無御

座候

亥ノ方 西中之条札ノ辻迄 六丁

同 五反田村札ノ辻迄 壹里拾丁

戌ノ方 折田村札ノ辻迄 壹里拾丁

酉ノ方 山田村札ノ辻迄 壹里拾丁

未ノ方 原町札ノ辻迄 貳拾六丁

申ノ方 郷原村札ノ辻迄 壹里三十町

享和元年

酉ノ四月

西中之条村

同 断

平村

同 断

同 断

同 断 茂右衛門

同 断 善太郎

同 断 平六

同 断 五兵衛

同 断 弥五

同 断 庄右衛門

扱 人 介

同 断 兵衛

同 断 孫四郎

五人組 与五兵衛

相 手 右衛門

願 人 物

中之条町

(中之条町役場蔵)

三〇 年次不詳午五月 中之条町問屋より空ヶ橋不通

万年橋通過御用人馬触

覚

一馬五疋

一人足十人

伊勢町

一馬四疋

一人足八人

横尾村

一馬三疋

一人足八人

平村

右ハ此度空ヶ橋川留ニ付、万年橋御通り四五日打統御用人馬差支候間、書面之人馬割付ノ通り、明二十三日明七ツ時着御差出シ、可被下奉願上候、以上

中之条町

問屋

八郎左衛門

印

千五月二十二日

伊勢町

横尾村

平村

右村々

御名主中

追テ増人馬ノ割付ニ致シ候間、余分ノ人馬御不用可被成候

(中之条町 桑原源一郎藏)

三一 慶応三年七月 蟻川村名主より人馬継立触

七月十七日

覚

一人足

拾九人

此賃錢三貫三百廿四文 但し老人ニ付百七拾文

一本馬 貳疋五分

此賃錢八百七拾貳文 但し老疋ニ付三百五拾文

同十八日

一人足 貳拾老人五分

此賃錢三貫七百貳拾文 同断

一本馬 貳疋

此賃錢七百文 同断

一輕尻 貳疋

此賃錢四百六拾四文 但し老疋ニ付百三拾貳文

同十八日

同十八日

為金老兩疋分三朱ト貳百四文

右之通り御座候 以上

卯七月廿日

蟻川村

名主

儀兵衛

同

小左衛門

原岩本村

御名主

勘之丞様

半右衛門様

(中之条町役場蔵)

五三 天保七年十一月 三国脇往還継場道法御定賃銭

〔表紙〕  
「三国脇往還継場道法御定賃銭書上帳」

上州吾妻郡栃窪村」(外に天保七年申年十一月とある)

覚

一 三国通脇往還 江戸より越後国道筋

当御代官所

上州吾妻郡

一 村高三十一石六斗九升一合 栃窪村

当村より蟻川村エ道法二里、助郷須川村出勤

一 須川村エ四里八町 本馬一疋 三百四十八文

輕尻一疋 二百三十三文

人足一人 百七十三文

但し割増賃銭無之

右ハ当村并同御代官所同郡大道新田組合ニテ佐州 御奉行様

其外越後国御武家様方三国通本渡船場御差支ニテ廻御通行ノ節

ハ、御定賃銭受取御継立仕来、尤右道筋大道新田地内大道峠と

申、一里余ノ難所有之候、外より助郷無御座候

右御尋ニ付奉申上候通ニ相違無御座候、以上

上州吾妻郡栃窪村

(礪石 小淵泉蔵)

註 この表紙裏に

「覚 栃窪村

一 飢人 家数三十三軒

飢人 百三十四人

飢人の外二十一入」

とある。天保七年の凶作の年である。

五三 年次不詳卯十一月 飛脚で江戸送金覚

覚

一 銀三十拾貳両〇卷文 書状相添

下谷長者町

河野長十郎様御内

加藤春蔵様行

右儘請取御届ケ可申候以上

卯十一月六日

原町

新井三左衛門

御名 平左衛門様

(平 関伸一家所蔵)

三四 年次不詳卯十二月 平村・江戸送金飛脚

覚 江戸・・・定日二七 盆前十一日限、極月廿六日限

一金銀六拾六兩者分考毛 賃考ノ百六十六文相済

江戸 下谷長者町

河野長十郎様御内

加藤春藏様

右之通棹ニ請取申候 無相違御届可申上候御吟味物三ヶ年限ニ

御座候以上

卯十二月七日

高崎田町

京屋 弥兵衛<sup>㊤</sup>

御名主平左衛門様

(平 関伸一藏)

三五 万延二年三月 行き倒れ越後者送り状(赤坂村)

送状之事

其御村百姓何右衛門伴松太郎ト申物、当廿八日夜村方往来筋ニ相煩罷在候ニ付、村役人共立合、相改申候所、寺往来所持仕候、右村方江罷帰度候得共、大病ニ而相成兼、無拗差送り申候処、仍之宿々村々御順達可被下候

上州吾妻郡赤坂村

万延二年三月 日

宿々

村々

越後国大沼郡何村

御役人中様

名主

何兵衛

役人中

(赤坂 小林貞夫藏)

註 尚同家には、この赤坂の往来で病にたおれ(年次不詳四月廿日)、同郡林村へ宛てた一札、及び宝曆年間には巡礼が往来で斃れて居たものもある。

### 第二項 市・市出入

三六 貞享三年十月 市取扱証文

市取扱証文之事

一 今度中条町市之儀に付中間にて御公儀様之御訴状指上申所者沼田町勅使川原五郎兵衛、丸岡和泉、青柳八兵衛我妻にて伊勢町加右衛門、西中条市郎右衛門、岩井村八兵衛、中条町名主伊兵衛、問屋十郎右衛門、同所うら町太左衛門、伝右衛門、藤左衛門、十左衛門、平右衛門、此者共右の御訴状申おろし扱申事一 市場之儀は如先規之三町にて立置可申、扱又前みせの儀は其屋

敷主付可能申候、中見世之儀は先規の通其町にて市間之者共付次第に指置可申候、但余り申候其屋敷主之付可申候、村向後市場之外にて何にても相手諸売買仕申間敷為後日連判手形扱人へ相渡し申候、依如件

貞享三年丙寅十月二日

沼田町	五郎兵衛殿
同	和泉殿
同	八兵衛殿
伊勢町	加右衛門殿
西中条村	市郎右衛門殿
岩井村	八兵衛殿
中条町	太左衛門殿
同	伝右衛門殿
同	平兵衛殿
同	藤左衛門殿
同	十左衛門殿
同	平右衛門殿
名主	伊兵衛殿
問屋	十郎右衛門殿
中条町	勘右衛門 <sup>㊦</sup>

同	孫左衛門 <sup>㊦</sup>
同	藤八 <sup>㊦</sup>
同	久右衛門 <sup>㊦</sup>
同	与五兵衛 <sup>㊦</sup>
同	庄左衛門 <sup>㊦</sup>
同	清兵衛 <sup>㊦</sup>
同	三郎右衛門 <sup>㊦</sup>
同	半助 <sup>㊦</sup>
同	半左衛門 <sup>㊦</sup>
同	八兵衛 <sup>㊦</sup>
同	弥左衛門 <sup>㊦</sup>
同	勘太夫 <sup>㊦</sup>
同	五左衛門 <sup>㊦</sup>
同	半兵衛 <sup>㊦</sup>
同	権右衛門 <sup>㊦</sup>
同	中条町中

表書之通本証文者沼田町勅使川原五郎兵衛所に御座候写三通、伊勢町加右衛門<sup>㊦</sup>、西中条村市郎右衛門<sup>㊦</sup>、中条町十左衛門<sup>㊦</sup>、万一紛失のため加右衛門、十左衛門、伝右衛門、太左衛門、市郎右衛門右四通に致相判候

(中之条町 小池善吉藏)



三七 元禄十四年五月

中之条町商人清兵衛の動産覚書

(表紙)  
元禄十四年辛巳五月十六日

万覚帳 清兵衛

己ノ五月十五日

一金五百兩ハ清左衛門様ニ

是ハ預ケ金

同日

一金五百兩ハ半兵衛様ニ預ケ金

同日

一金七百八拾六兩ハ手前戸棚ニ有

同日

一金六兩貳分ト五百廿文

是ハ土藏ニ紙ノ□ニテ有

己ノ五月十五日

一米貳百四拾八俵ハ藏ニ入

代九拾壹兩三分ト三十文

同日

一茶 拾壹本 藏ニ入

代五兩三分

同日

一錢三百六拾貫文 土藏ニ入

此代九拾兩

同日

一金七拾四兩三分

是ハたばこの代金

同日

一金四拾四兩ト五百廿文

是ハたばこ金渡し

右村  
元より  
本兵衛  
八郎

同日

一金拾五兩ハ渋川のたばこの金也

同日

一金七百五拾八兩三分ハ在々かし金

同日

一金八拾壹兩壹分ト貳百七拾貳文

是ハ覚帳のかし金也

己ノ五月十五日

一金貳拾兩ト貳百廿文 是ハ麻の金也

同日

一金三兩三分ト八百拾貳文

くりわたの金也

同日

一金貳百八拾貳兩貳分ト錢四百拾壹文

是ハ茶在えかし金

同日

一金百兩 是ハ有酒ノ分

同日

一金貳拾兩三分ト六百九拾貳文

是ハ酒のかし金

同日

一金貳拾五兩壹分ト錢八百三拾文

是ハ岩井十兵衛・たばこの金也

メ金貳千貳百三拾九兩壹分ト錢八百八十貫

是ハ毎にて有金也

メ金千百六拾七兩貳分ト錢四百拾五貫

毎々ノかし金也

一八千九拾貳兩 是ハ大たんすニ有り

一錢千七百貫

是ハ土藏の酒ふねに有り

惣メ

金壹万三千貳百三拾八兩貳分錢七百文也

此度改相渡

(中之条町二宮一家蔵)

三六 享保九年八月 中之条町毎月一六六斎市立願

乍恐以書付奉願候御事

一 当町之儀古真田様御知行之節、阿波守様伊豆守様より段々御朱印頂戴仕、御荷物ハ不及申商人荷共於当町継来申候、依之郷村ニ而売買御停止に被仰付、当町にて巷ヶ月六日の市立にて、商売仕候、其節は商人も少く町家も纔に御座候に付、巷ヶ月置に市相立申候、然処近年在々民家多罷成、商人も沢山出来、町家も多罷成、渋川町、白井町、高崎辺よりも商人入込申候而、隔月に市立申候故、悉不自由迷惑仕候間、何とそ御願申上月毎月相立候様に右町々のもの並近在迄願申候得共恐入奉存、只今迄差控罷在候、市日唯今迄の通、朔日、六日、十一日、十六日、廿一日、廿六日此六ヶ日向後毎月市相立候様ニ奉願候、当町御救御料私領遠近之諸商人勝手に罷成候間、御慈悲を以願の通被仰付被下置候ハ、町中一同に難有仕合に可奉存候、以上  
享保九年辰八月

上州吾妻郡中野条町

八左衛門 ㊦

惣兵衛 ㊦

十郎右衛門 ㊦

茂兵衛 ㊦

佐内 ㊦

八郎左衛門 ㊦

藤八 ㊦

八郎右衛門 ㊦

惣助 ㊦

佐兵衛 ㊦

久右衛門 ㊦

孫左衛門 ㊦

町中惣百姓

御代官様

(中之条町役場蔵)

三六 享保十九年十一月 中之条町市出入湯本安兵衛偽書

一札之事

一 当村新市場御公儀様へ奉願上ニ付去丑年中新市相叶候様一札御認可被下候旨度々御願申候得共往古より立来候当所の市の決定障に相成候間一札進申儀不罷成、其上御代官池田新兵衛様御役所より御尋には願出候新市有無の一札役所へ差出可申由被仰付依之往古より有来候当所の市に障り難儀末迄難計段一札差上候由各御挨拶逐一承り罷り歸り大小之百姓に御返答の趣為ニ申聞候得者、然る上者私共願の市御公儀様にても御取上不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>為遊候儀に候はんと千万残念至極存草津年寄安兵衛殿原町出生の仁に有<sub>レ</sub>之候間押て頼入願新市相叶候様御取持被<sub>レ</sub>

下候様御得心御同心の一札是非に御所望被<sub>レ</sub>下候様無<sub>レ</sub>隔心頼申候処、此度安兵衛殿達て御所望被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候故願の一札被<sub>レ</sub>下安兵衛殿御取持に依て未代迄大小の者共相叶申まじき新市原町御同心一札不<sub>レ</sub>浅過分至極存候、猶又向後原町市日に相障<sub>（まぢ）</sub>がまじき致方御座候は、御見届け被成私共安兵衛殿方へ御断の節不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>申開候は、願相立候市御上へ被<sub>レ</sub>仰上<sub>二</sub>何分にも御構可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候其節少も異儀申まじく候、以上

享保十九甲寅十一月

中之条村惣代 重郎右衛門<sup>㊦</sup>  
役人 惣代 平 八<sup>㊦</sup>  
草津村 年寄 安 兵 衛<sup>㊦</sup>

原町中

(吾妻町役場所蔵、但し「本書番平方」に有之写とあり)

天明八年 大巡見へ差出した伊勢町市場願(写)

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡伊勢町名主組頭共一同奉願上候、当所儀市場に御仰付被<sub>二</sub>下置度偏奉願上候

此段吾妻郡原町、中野条町、伊勢町先規々吾妻三町と申伝、是迄

原町、中野条町同様ニ諸役等相勤來、然所原町、中野条町兩町ニ

八代代ニ卷ヶ月六度宛一六之日市相立申候、当所之儀者市場無御

座候に付、先年貞享三寅年酒井河内守様御檢地被仰付候節、当町儀者市場ニ茂無御座候間、町並之屋敷步奉請候而者、永々百姓難渋之儀と存、何卒以御慈悲在方之振合ニ被成て町並屋敷御歩有免被成下度段奉願上候得共、先々より吾妻三町と定來上者御有免難被遊旨被仰聞無余儀屋敷拾三町九反老敵廿七步之所奉請罷在候而、至而地味悪敷場所も矢張屋敷上之位を以御年貢諸役等相勤難渋仕候

一往古沼田之御城主真田伊賀守様御領分之砌者、卷ヶ月ニ三度宛市立申候由申伝候得共、何れの比に候哉相止申候

一延享三寅年御巡見様御通行被遊候節、市場ノ儀願上候所、願書ハ御取上ニ相成候へとも其後違作相統惣百姓至而困窮之時節柄故再三願も不仕差控罷在候

一宝曆十辰年御巡見様御出役板橋与五左衛門様より御尋に御座候間、先年之振合申上候処、此度は相願不申哉と被仰聞候所折悪し流行病にて一村の者大煩中にて難儀至極仕候間困窮故差控候旨奉申上候

一天明八申年御巡見様御通行被遊候節奉願上度奉存候処、天明三卯年浅間山荒後にて、郡中一統困窮の時節にて前書奉申上候原町、中野条町有來の市場にても立兼候位の大變故猶又差控罷在候

右申上候通相違無御座候間、此度ハ市場被仰付被<sub>二</sub>下置候ハ、御府内出し板木、材木、炭は勿論、外農具、繩、蓆、或は麻布等売買

ニ都合宜敷相成候ハ、少々たりとも御年貢諸役之余荷にも相成百姓安穩に相統仕度奉願上候間恐多も不願此段奉愁訴候、何卒格別の以御憐愍市場之儀被仰付被下置候ハ、広大の御仁恵と役人共ハ不<sub>レ</sub>申ニ及、惣百姓拳而難有仕合に奉存候、以上

保科栄治郎知行所

上州吾妻郡伊勢町

右之通御三人様老本づつ御銘々差上候所御取用に相成かたく、依之藤兵衛より御用人衆に駕籠訴仕候処御取用の相成申、猶又下拙(注青柳)和利之宮土橋の前迄送り候処、御用人衆、岡田大助様我等を御よび被成、夜前原町にて出候ハ其方たるかと御尋被遊候間、我等に候と申上候得ハ、市願之儀ハ追而願出べし、今日安藤治右衛門用人永井三郎兵衛願書請取候間追而江戸江願出べく其節我等所書遣候間尋来べく段被仰候

(中之条町大字伊勢町青柳千万吉所藏文書を昭和十五年九月廿一日原町新井信示氏の写得せるもの)

三二 文政十年六月 中之条町市立隔月規定相守請書

差上申一札之事

今般水野老岐守様御領分上州吾妻郡原町より当所へ相掛り候市場一件当御役所へ御掛合に相成候に付被<sub>レ</sub>召出 始末御礼の上厚御利解被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>恐入奉<sub>レ</sub>畏候、勿論是迄市日狼に相立新規の稼方等仕候儀は無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候得共、右原町より申立候廉も有<sub>レ</sub>之候得ば、弥

以当町非番の節は仕来の通内見せ、中見せ貸遣候儀不<sub>レ</sub>仕、先年より規定の趣急度相守可<sub>レ</sub>申候依<sub>レ</sub>之御請一札差上申所如<sub>レ</sub>件

文政十亥年六月

上州吾妻郡中野条町

名主 藤 八印

組頭 半兵衛 衛印

百姓代 甚兵衛 衛印

御領地方御役所

(紙末、糺紙) 前文通中之条役人より清水様御役所へ受書差上候に付、則同御役所より写差被<sub>レ</sub>越候間喜太郎三郎兵衛掃村に付写差遣候以上

井上 鯉太夫

伊東 丈助

佐久間丈右衛門

豊田 井兵衛

矢島五郎兵衛殿

(吾妻町役場藏)

三三 天保十二年二月 中之条町市出入取極議定並三月周辺

村々宛願書

取極議定一札之事

当町市場の儀往古より月六斉一六市相立来候に付先規より定例にて毎年四度宛正、四、七、十の定日、一六市穀相場書御公儀様並に御領知役所え差上来郡中御普請所人足扶持米御割渡被遊候節御

用弁に相成市場役相勤永続仕来り候処近年原町にて猥りに市相立不夫のみ成故障有無不相糺通路無之場所之新規に渡舟補理旅入道案内の立札致し市へ引附様種々取巧に候に付当町市場え差障自然衰微に相成候は眼前、其処に難捨置町内一同相談の上無抛御願立御添書頂戴致候、御奉行所え差出しに相成候上は御裁許奉請候迄は何程年限相掛候共諸入用の義は日割勘定を以急度差出可申候、尚又惣代之義は代り合にて相勤候筈小前役人相談の上御用弁に相成候もの見立相願差出可申筈右願之趣相濟候迄は万事相談に相洩申間敷候、為念議定一札仍て如件

天保十二年丑二月

小市郎<sup>印</sup>

(以下惣町中吉廿八名連印略之)

明 七殿

又右衛門殿

○ 当町市之儀月六齊卷六に相立申候に付、所産物の品其外農間稼の品々は迄の通御持参売買被成可被下候、右に付万一故障之儀御座候て公事公辺之儀に相成候ても右御村々え御損御苦勞決て相掛申間敷候、何卒此度の御連印の程偏に奉願上候、以上

中之条

丑三月 日

名主 重兵衛

問屋 藤 八

○ 私共村方所産物の品並農間稼の品々中之条一六の市にて万事捌方宜敷御願候に付右市場之前々より市立売買致来候処相違無御座候、依て致連印置候、以上

丑 三月

折田村

名主 定右衛門<sup>印</sup>

(外) 五反田、上沢渡、岩本、蟻川、市城、大道新田、栃窪、西中之条、下沢渡、四万、村上、箱島、岡崎新田、五丁田、奥田、泉沢、小泉、植葉、尻高、大塚、伊勢町、横尾、青山、赤坂(以上二十五ヶ村五反田村以下名主名省略、署名捺印)

(中之条町役場蔵)

五三 天保十二年四月 市出入明細帳

(表紙) 天保十二年四月

市場出入明細帳

惣代 久平控

中之条町より相掛り候市出入之事

乍恐以書付奉願上候(前項掲載に付省略)

(天保十二年四月)

○ 如斯目安差上候間致返答来月廿五日評定所え罷出可対決若於不尽

は可為曲事者也

丑四月十一日

長門 紀伊

土佐(御用方無加印) 伊賀

遠江 日向

隼人(同断) 伊勢

左衛門 丹波

前書のごとく御裏判願請相被附候間則返答書相認罷出申候

○

乍恐以返答奉申上候

山本大膳当分御領所上州吾妻郡原町名主三左衛門、年寄六兵衛、同七左衛門、組頭伊右衛門、大久保備前守知行所、同郡同町名主孫左衛門、年寄善兵衛、同三郎兵衛、組頭長左衛門、右八人惣代兼善兵衛兄賢治郎、手寄兵右衛門奉申上候

当四月中清水様御領知同郡中之条町小前町役人惣代訴訟人名主重兵衛、同百姓明七より私共相手取難渋出入申上、佐橋長門守奉出訴、当月廿五日御評定所之可罷出旨御差日御尊判頂戴相付奉恐入候、乍恐左に返答書を以御答申上候

此段訴訟人重兵衛、明七より申立候段全相違之儀にて碇と掛合も不仕、山本大膳様御預所を森親之助様御代官所と申立、長左衛門義を勘藏と相手取御尊判頂戴相付候ニ付奉恐入拜見仕候

一駄往古巷六原町市ヲ中之条へ勘弁ヲ以隔月ニ為相立遣し候儀ヲ

今更ニ相成り品々取拵申立候得共全右様之訳ニ無之、当町方之義は往古より一六の市立来、天正年中迄私共町方地内岩櫃山の麓御城有之、其節は御城下平川戸町と唱来市場ニ無相違証拠可相成書面等所持罷在、先年原町の郷と申候を町名ト唱来候儀吾妻郡去る処の市場は元禄之度私共町方割元にて御陣屋有之、御代官竹村惣左衛門様、熊沢武兵衛様御支配被遊、御陣屋構之内御殿跡並牢屋敷跡御除地相成り居、市場之義は是迄連綿と引統市立来り義に御座候、寛文之度中之条にて新規之市相立候ニ付、当町より差障り詫書請取相済遣し、其後享保之度御代官池田新兵衛様御支配の砌り、同郡草津村安兵衛と申者中之条にて相頼、一六の市相立隔月の市相稼度、右安兵衛仲人にて熟談行届、市立来近頃文政年中休月市立候ニ付、水野老岐守様御領分にて、領主役場より清水様へ御掛合に相成御領知中之条藤八、半兵衛、甚兵衛被召出新規の義ハ決而不相成旨被仰渡訴答一同承伏仕、隔月巷六市相守候処、当三月朔日原町月番候処、中之条之者共町端之並口々立廻り罷在、原町江村々より持参り候産物、独活、蕨、蕨之類引留メ中之条にて売買為致、私共市相立不申難渋仕口前々市日にて給物夫々貧窮の者共仕入置候は無益ニ相成り小前の者共難儀仕候間市相立候様申之相歎候、当町は去ル子正月八日大火、町内過半類焼仕候、百姓共夫々普請未タ取掛申にて難渋仕候折柄、右様中之条より逆訴仕御尊判頂戴仕候処、名前違も有之候間、岩鼻御陣屋へ御窺申上候処、重キ御尊判ニ付頂戴可仕旨被仰聞候間、則頂戴仕

候儀にて、中之条にて其節近郷村々え別紙の通り書付相頼村々役人共より調印いたし貰余り取拵候儀にて、且新規渡舟の儀申上候得とも、岩井村、原町川老草にて至而便利宜敷兩村入作所仕仕又は小作人共有之、先年の通橋にても通路無之候ては百姓共飢におよび候者共有之、浅間山泥押已來難場に相成り川瀬悪敷橋落候節歩行渡りにて溺死いたし候儀も有之候節より御代官所ニ押並相成り候義にて中之条市冥加永御年貢筋に孕居候義も有之間敷、兩町見鏡候ては原町の義は先年より御巡見様御通行被遊候節も、其度々原町御旅宿にて御継立、中之条役人共佐様見込居候哉、原町に掛合候得は取留候儀無之、市場之儀御願立仕候、断のみにて出府仕奉出訴候次第に相成私共より碇と掛合も可仕処御停止中被仰出候儀差控相慥罷在候、彼等より逆訴仕候仕合にて先月中之条市場ニ付同郡山田村誰義右手商手広いたし候者中之条にて商荷物預り置原町へ当月朔日番前に候間前日荷附送り候儀素より相弁罷在候間、原町へ出張罷在候間一向荷物相送り不申、其日商不致、其後今以商不仕様ノ儀にて難儀至極仕候、且中之条より私共町方市ヲ三八の由申立自分方にて一六と申上候得共、全偽りにて古来より証拠書物も有之候義にて、其上去ル寛政七年中之条兩村間に舟渡有之、中之条にて旅人通行いたし候に付、岩井村外八ヶ村中之条を相手取御尊判頂戴相付候節返答書文面之内、中之条の儀隣村原町と往古より月番に市相立来り候旨、中之条年寄十兵衛より御奉行所様へ申上候由右返答書は岩井村ニ有之候由同村役人より私

し方へ申聞候、其節十兵衛は此度訴訟人十兵衛の義父にて八、九年以前死去仕候、左候得は眼前養父申立候儀ヲ取隠置品能勝手のみ奉申上候、且岩井・原町兩村作場渡船通路新規の由申上候得共、舟仕候儀ハ三ヶ年以前にて、往古寛文中真田伊賀守様御領分の節は、私共方に陣屋有之、郡中割元郷にて岩井、原町通路西沢橋と申、御年貢米其外領主用向は勿論、諸荷物附通し候大橋御座候処、農業にも至て勝手宜敷候故、其後伊賀守様御引弘の節、村々御給地に相成候ニ付右橋も自普請仕候、作物通用のため小橋仕候故右様古来より有来候をも相弁乍罷在為相止候心底心得がたく奉存候、右通路相止候得は岩井村、原町兩町田畑仕付、刈入等差当り差支窮民共日々宮方にも当惑仕候、逆も入今小作農業不仕候ては百姓相続相成り兼、私共町方より岩井村兩村難渋仕候義乍恐奉存候、且又中之条の儀は原町にて勘弁を以隔月為相立儀に付、中之条にて市立方不宜取計渡し候は、一〇の儀無之候間、何れ共勝手次第に被計可相成趣の文面も認め、中之条より原町へ詫一札差出置ながら今般の取計候段難心得、当時ニ至り候ても中之条にて如何相心得候哉、信州の商人荷物原町より可付送り諸荷物、中之条にて引留私共難渋仕候段歴然、信州同村何物の者私共方へ罷越難渋之由申之、当時差支罷在候儀にて荷条の次第難義至極ニ奉存候間、何卒此段被為〇〇御吟味の上仕来候通双方相障無之被仰付被下置候へ、莫大の御仁恵と難有仕合奉存候、依之証拠相成へき書物不能持參、此度中之条より村々え調印相願候書付の写相

添此段奉申上候間何分御取上御慈悲偏ニ奉願上候、以上

天保十二丑年五月

山本大膳当分御領所

上州吾妻郡原町

大久保備前守知行所

同州同郡同町

役人惣代

手寄善兵衛兄 賢治郎

同 年寄 兵右衛門

乍恐以書付御愁訴奉申上候

上州吾妻郡中之条町一件相手方同郡原町名主三左衛門外六人願に付代兼年寄久平、名主孫右衛門外式人願ニ付、代兼名主善兵衛一同奉申上候、私とも町方の儀隣村中之条町と廿六丁離候場所ニ御座候処、市之儀は先年真田信濃守様御先代様御領分の節御出城有之、平川戸町と申御城下にて一郡一ヶ所一六市立来り右市当原町へ移し古来より一六市立来申候処、訴訟人中之条の者共寛文二年市立候に付、真田様御役場御懸り船田重右衛門様、春原徳右衛門様、片山治左衛門様、木暮嘉兵衛様より以来市立不申候害被仰渡候儀相背、猶又寛文七年同町にて市立村役人共御咎被仰付、伊勢町役人、原町願徳寺、真田様御家来富沢番四郎様相願原町ニ詫書差入、其後享保十九寅年中之条にて其節の御代官池田新兵衛様へ

新市願上候得共不相叶、中之条一同難儀の趣相敷草津村安兵衛、原町出生の仁候間只願相願其節の村役人如何心得候哉、右中之条江市分ヶ遣し候儀にて、尤僅廿六丁の間故月替市立往々原町市ニ障ニ相成候稼方致候て、何時にても市可相返印書差入置候然る処去ル丑二月原町市月番ニ候処、近郷在々迄是より中之条にて連月市相立候様申触、市場に参り候商人不残差留御停止中不顧不法の市立、剩原町にて捨置申間敷心得方に候哉、若者共竹筒、木刀を用意して小路々々に待請候程の義に御座候得共、其節私共町方より罷越掛合候ハ、何様の儀出来可仕哉難計、其上右の始末中之条名主重兵衛へ右の段相断候処、若者所業杯と申紛し、更に取敢不申候に付、早々御訴訟可奉申上存候処、上様御停止中故差控罷在候処、彼等方より佐橋長門守様へ逆訴奉願上候のみならず、原町市三、八、中之条市ハ一、六連月に立来候処、近年原町にて中之条一六の日邂逅相立、已に定市同様に相成候間、中之条市相立不申旨申立候得共、原町市の義は私共より巨細返答書を以申上、尚追々始末書ヲ以奉申上候通りの義にて、全訴訟方にて最初早々不実の儀取巧及逆訴候次第、既ニ其段御糺明被為遂候上訴訟方申立は更に難相立、当六月中双方一六隔月市相立可申旨厚御利解被仰聞、尤古書物類証拠可相立品取調差上旨被仰聞候間、益婦村中得と取調夫々双方より書物願差上候処、訴訟方中之条より差上候書類は証拠難相立旨にて当町市に相違無之段相分候、殊市の義は一六隔月相定相続可致旨且又厚御利解被仰聞、然るを中之条にて



相拒、既に訴訟人明七義入牢被仰付処、今般罷出居候、組頭安之右衛門御呼出し相成早々取繕事実利口に申立、追々御吟味奉請候処、今般共趣意も被仰出候間、大方以双方勝手に市相統可致旨御利解奉恐入候得共、元來市場ハ吾妻一郡当町ニ限り候を、訴訟人中之条にて追々市場ニ紛敷売買等致当町市差障、其段私共より其節の御領主水野耆岐守様御役場へ申立候上、当町市の障ニ不相成様中之条町殿敷被申渡候義眼前にて、尤其後尔談の上当町より中之条町へ市場分け遣し其以來、同町にて隔月一六ニ市立來候も御糺明の上相分り候間、右の趣意相立被仰出候御趣意相守度再応御歎願奉申上候得共、何分御取用無御座剩御領知にて其上宜敷手續を致置候間、迎も此上は相手方の申立は御取用不相成候段専相咄候趣粗承知仕、乍併御時節柄別而右様の義可有之義に有之間敷と存、先達而御呼出し砌り、猶又逐一始末書上御掛り日下部七之助様に証抛物の廉々再応申立候得共、訴訟方□の通何分御取用ニ難相成実にて途方に暮私共義宿に申□候得は御利解通内済可致此上御吟味請ては何様殿敷御取計御座候哉難計旨申立、私共存意に相叶不申訴訟方之巧に陥、双方同一六連月に内済仕候ては往古よりは迄數百年來顯然と隔月一六市相立來候詮一切不相立、惣代の私共不調法より町内の潰候様成り行、町中大勢の者之対し申訊無之候間、出奔致候ハ、国許に罷在候者共追々被召出御利解を蒙り仕來の事実不相立儀ヲ相弁候儀ニ可有之旨存且弥以当節の御吟味ニ泥み奉承伏候得は、自然町内人家往々潰退転ハ眼前に奉存候、第一御困筋

御大名様方御通行、草津、沢渡り温泉御通行御武家様方御繼立にも差支候段如何様申立候ても不相立、既ニ此上何様の御咎可奉請も難計前後忘却宿<sup>(註)</sup>□致得□勤弁□処、中之条町を相手取及出訴候処其節耆岐守様御若年寄御勤役中の儀に付御奉行所江御差出願等不相成趣被仰聞候上、耆岐守様御役場より中之条町御領知清水様へ御役所之御掛合に相成候、差シ御書留御座候儀と存強而御取調之義地頭所大久保備前守役場へ再応申立候処、用役隅谷庫助殿より耆岐守様御家來水谷市右衛門殿へ及懸合候処、悉穿鑿被下同年当町の義山本大膳様御支配ニ相成、市場一件書類不残紙袋ニ入、耆岐守様御家來井上理平太様より大膳様御手代渡辺源太夫様、松山森三郎様御引渡に相成候段從と御控御座候段被申聞、其上町内日記書類取調の処、町田佐兵衛と申者、前々当町並中之条町市商売茶売渡世致候時節、天明二寅年中茶売場帳面有之見届ケ候処、当町中之条一六隔月に市相立候茶売代錢印有之、縱令大体の証抛無之候共、最寄の村々市場相立候役人並市商人共御呼出し被成下候得は、往古の仕來顯然と相分、然ルヲ訴訟方の者共全偽の義、品能訴狀書筋及逆訴彼是事實相当取添利口に被押潰、私共証抛証明の御座候取巧に陥候義にて誠心外難渋至極奉存候、尤御趣意ハ相守前奉申上候通市場一条ニ付先御領主耆岐守様より山本大膳様御役所へ御引渡に相成り候書類並此度見出し候証抛書物並其外先達而中御掛り様之差上候始末書共今一心御調被成下何共奉恐入候儀ニハ御座候得共、市場神主、最寄市場役人共並市商人被召出訴答の申

立真偽御糺明被成下置候様不願恐をも御駕籠搦り御愁訴奉申上候、何卒格別以御慈悲前段の始末乍恐御賢慮被成下、私共町方市元祖の儀に付、一六市場相成候上、前々被仰聞候御利解に相泥みル談被成当町無難相統相成様幾重にも御憐愍の御沙汰奉願上候、以上

天保十三寅年二月 関保右衛門当分御領所

上州吾妻郡原町

名主三左衛門外式人願ニ付

代兼年寄 久 平

大久保備前守知行所

同国同郡同町

名主源右衛門外式人願ニ付

代兼名主 善 兵衛

上

右之御老中水野越前守様江御駕籠訴仕候処、同月六日出訴兩人共御屋敷江御供押への侍老人連戻り、殿様八ッ御下り迄差控へ、其間昼飯平一ッ付御茶漬被下置同心式人相付、八ッ時御帰の上右の願面の趣能々御重役様御聞糺被遊、侍式人、仲間老人相添、御月番跡部能登守様御勘定所へ御引渡に相成り、夫より又右御役所より同心式人相添、御懸り戸川播摩守様へ御渡しに被成候、夫より大森谷二郎様御かかりに御調に成り候

(吾妻町大字原町 富沢久平藏)

三四 天保十二年四月 原町富沢九兵衛市覚書

(原町富沢久兵衛、寛政八辰年年代密日記抄)

市之事

原町

一岩櫃五代ノ城主我妻太郎藤原行盛の時代人王九十三代嘉元年来ノ中昔平河戸町にて吾妻根元ノ市立初、往古代々市盛に長久也ト言伝る

一天正十一年癸未十二月十二日 出浦上総守奉之

御朱印被下置候下河戸町中有之

一天正十二申極月十六日 竜善坊奉々

御朱印被下置当年問屋定る

市場右京進と有り

一文祿四乙未年も御書付被下置候

平川戸乙名敷者

市場右京進

一慶長十九甲寅正月十一日 出浦対馬守

巷通被下置候

大熊勘兵衛

然処に慶長十九甲寅より元和元卯年兩年に平川戸宿を原新町え引

越問屋を立、右の通り市立る

一元和八壬戌三月十一日 市場右京進

巷通被下置

同助右衛門と在

一寛永三丙寅二月六日 出浦対馬守(？)

差通被下置候

右之通古来平川戸宿より以来、原新町迄も問屋を立、一六に市立  
来り御朱印敷被下置事相違無之候

御朱印は不残武左衛門預り置候

一其後寛永九壬申年中之条にて六濟市立候故市論有之候所、真田伊

豆守様御代之時、出浦対馬守御代被遊候時、我妻中之奉行富

沢外記と申人裁許にて月替りに市立可申と被仰付候言伝候

伊賀守御代

一其後寛文二壬寅年中之条町にて三八ノ市 誤りの一札出し又其

後寛文七丁未年市立にて伊賀守様御代沼田御役所迄被引出申訳

不立此節も原町に一札出し相済申候

一原町保成橋を田辺様に引、右により三拾五ヶ村人足出し沼田御

領所に成り御願上候所三十五ヶ村より障り自普請に被仰付候得

者露村より原町市に立候者料銭を取ると申而池田新兵衛代官所

の時原町市江譲り

享保十八年八月原町之市番之月に中之条に而新市を立候に付、

度々の事故御上様に御苦難申上候儀を恐れ、原町にて穢多共に

申付ヶ候儀は此方の市番に中之条にて市立候間其方共大勢参り

原町市日に不埒成りと言つて常店には不抛、借り見世の者の売

物むせうにふんだくり其方共の取徳とくに可致候、跡の六ヶ敷むかひは此

方にて引請苦勞には掛け問敷候、随分可働と申付、依之八月十

一日市の初る時分□多共大勢集り、麻、木綿、其他売物の銭め

能きしる物をむたいにふんだくり持帰り候、然所を請しじを待

居候へども一向に無沙汰に致し、又原町市江前々の通り月替市

立申候、以上

(吾妻町大字原町 富沢久平藏)

三三 天保十二年四月 中之条町 原町一六の市立につき訴状

乍恐以御書付御訴訟奉申上候

清水殿領知

上州吾妻郡中野条町

訴訟人 名主 重兵衛

同 百姓 明七

森親之助様御代官所

同州同郡原町

市場差障出入

相手 名主 三左衛門

同 年寄 六兵衛

同 同 七左衛門

同 組頭 伊右衛門

大久保備前守様御知行所

同 名主 孫右衛門

同 年寄 善兵衛

同 同 三郎兵衛  
組頭 勘 藏

右訴訟人名主重兵衛百姓明七奉申上候

当町の儀高七百拾老石五斗八合有之市場之儀は往古より老郡老ヶ所にて毎月一六、六齊立来候に付、近郷村々より農間稼所産物の品々夥多持込諸人と商致し来、毎年正月廿一日、四月十六日、七月十一日、十月十六日、四度宛定例穀相場立候に付、右市中穀相場は往古より今以中絶無之最寄御代官様並支配役所に差出既に当時共伊奈友之助様御役所並清水領知役場へ相場書差出し、郡中御普請所人足賃米御渡の節は当町相場にて御渡相成、近郷にても内々穀物売には当町相場を見当に致来候処、相手原町にては往古観音市と唱へ、市場相立来候次第候得共、其後一旦中絶同様相成候、然る処近年追々市場相立適々一六の日市相立候に付、当町差障相成難波仕候得共、隣村之儀蹴縮差留候ても氣の毒に存じ、追々見通置候処近頃増々増長仕、不得止事一六を定日同様に致市相立不夫耳、当町原町境に有之御普請所山田川橋之添古橋、去る戊年六月中流失いたし、右者両町自普請所に付、掛橋の儀数度及掛合候得共、兎角等閑の挨拶而已にて普請可仕所存無之様子、右古橋之儀掛渡不申候得者、尋常河原之場所にて少雨にても山谷の流れ一時に押出通路留原町西最寄村々老ヶ村足共、当町之通路可致様無御座候に付、右を幸ひに見込候哉普請等閑置、猶又去亥年中原町にて保科栄次郎様御知行所同郡岩井村へ馴合、往古より通路無之原町

地内より、川向岩井村地内へ新規に渡船補理村々の者共並旅人へ案内建札いたし通行為致原町えは至而通路宜、中野条えは不通路に致候間、当町市場自然衰微に至り候は眼前の儀、一駄当町年貢上納方の儀は田畑にて纔に有之、右田畑のみにては年貢上納丈も無心元程に有之、町内相統方者全市日売買之余稼を以、漸当日営候次第に有之、是迄度々市場冥加永之儀支配役所より度々吟味請候得共、田畑に高免にて右冥加永は年貢筋へ當り居り候も同様の旨申立取調之上聞濟請来候程之儀を、相手原町より被差障、往々市場不繁昌等にも相成候ては、年貢上納方は勿論、町内相統難成至極仕歎処奉存候間、原町の者共儀以来当町市場え差障不相成様いたし吳可申旨、相手村役人共へ此節取詰、種々及懸合候処彼是申紛不当之挨拶而已致居、何分取敢不申候得共、先年原町市日同日当町のもの共売買仕、既ニ原町より差障候故、相互市の外売買致間敷趣取極置候儀も有之候処、忘却仕候や難心得、右様当町市日同日原町え市被相立候上、種々妨相成候事共被取巧候ては、実に市場差支相成候間往々市不繁昌にも成行事は歎敷、一体是迄当町を見掠往古隔月同様の市日相立候趣申約、彼是市日差障候得共、前書にも申上候通、正月四月、七月、十月、四度の相場も書上来候処、原町にて申紛候通隔月に相立候次第に候得者、右四ヶ月共当方より可書上道理無之、右之内式ヶ月は原町より可書上処其儀無之、四ヶ月共不殘当町より書上来り候は隔月に無之、連月当町に市相立<sup>ツル</sup>然之証拠与奉存候処、其余無跡形成種々取巧度々難題申掛候得共、何事も穩便

に仕置候得は無際限当町市場衰微為致原町市場繁昌可相成様種々  
企居候段、余り不実之致方心外至極奉存候間、無是非御訴訟奉申  
上候

何卒以御慈悲相手の者共被召出前書不実之始末御吟味の上原町に  
て一六の市決て相立不申其外從來仕来候当町市場差障不相成、無  
難に年貢筋上納永統相成候様被仰付被下置度偏に奉願上候、以上  
天保十二年四月

清水殿領知

上州吾妻郡中野条町

小前町役人惣代

訴訟人 名主 重兵衛

同 百姓 明七

御奉行所様

(中之条町役場蔵)

三六 天保十二年七月 市出入金子借用証文

借用申金子証文之事

一金式拾両也

右者町方原町と掛り合し市出入用金に付書面の金子槌に請取借  
用申処実正に御座候、此金返済の儀は当十二月迄に元利相揃急度  
返済可仕候

万一其節金子調兼返済相成兼候ハ、月々積金致置候間請人引受右  
金を以無相違返済可致候、相定の通少も違乱無御座候  
為後日金子借用証文仍而如件

天保十二年丑七月

借用人

八郎左衛門 直吉 又左衛門

嘉右衛門 孫四郎 安之助

受人

百姓代 藤八 平四郎

友七 徳三郎

政右衛門

(中之条町 町田儀平蔵)

儀兵衛殿

三七 天保十二年九月 中之条町市出入訴状

乍恐以書付奉申上候

上州中野条町名主重兵衛百姓明七奉申上候、私共市場出入の儀當  
時御吟味中に御座候処先達て相手原町役人共より享保拾九年當町  
のもの共入置申候証文御奉行所へ差上候、右書面の儀は当町にて  
新市相願申度段草津村安兵衛相頼書面差入置候趣夫より市場分貸  
遣置候趣申立候為証拠右享保十九年當町より差入候由右に付御掛  
様厚き御利解被仰聞候段恐入候得共右書面の儀は享保度に有之右

年限より五拾三ヶ年以前延宝九年当町内三丁にて市場及出入其節御領主御役場之御訴訟仕候処、領主御代官林理右衛門様より御利解被仰聞已來市場三町にて順番に相立候様御定被下置其上御表書書面頂戴仕罷有、猶又其後貞享三年市場猥り相成既に出訴にも可相成処隣村役人共立入内済仕候証文等も有之、右式通共当町より差上置申候右等の文面取持罷有候得共相手原町役人共申立候享保の度より五拾三ヶ年以前市場出入御座候程の儀当町より何故に新市相頼可申謂曾て無之儀は乍恐奉存候、然る上は愚昧の私共相心得候には享保度の書面の儀は相手もの共全く偽に拵候書面にも可有之哉難斗奉存候

依之先年中私共より差上申候追訴えも右之訳柄巨細に相認め候口上にて精々申上候得共一切御取用無之難儀至極に奉存候、且又往古より正、四、七、十の定月にて沓ヶ年四度づつ沓六市穀相場書御公儀様並当御役所之數拾年差上來申候是迄連月市相立來候歴前の証拠と奉存候、前訴状又々追訴にも一郡沓ヶ所の市穀相場書御座候趣申立候得共此儀更証拠にも不相成趣御利解御座候其後被仰聞候には訴答にも右書物御取調の上双方古く市場有之候は相違無之沓六日の儀は訴答申事候得共以來相改市場隔月に可相立旨御利解強く被仰聞右の趣にて双方得と爾談の上内済可仕様被仰聞恐入候得共相手原町にて三八を操替沓六を不定に相立申候を難渋至極に付今般御訴訟仕候程の儀逸々申立候得共御取用難相成向後隔月市に相成候ては往古より御公儀様御用弁にも相成候当町市穀相

場書差上候にも差支に相成可申候へば先年よりの定例相崩可申と奉存候併厚御利解に御座候得は無拠双方共沓六を月々相立可申趣掛合におよび候得共相手原町のもの共一函承知不仕破談御届奉申上候是迄不難に連月立來候を以來隔月に相成候ては誠歎ヶ敷次第に奉存候、乍去當時の姿にては私共致方無之余り心外至極に奉存候、何共御上様之御苦難相掛候儀恐多く御座候得共何卒格別以御慈悲前書申上候通永年差上來候市穀相場書御取用に相成先規定例相保連月市と差障無之永続仕候様乍恐御進達被下置候は、広大の御慈悲と不願恐今般奉申上候

右願の通り御聞濟成被下置度幾重にも御懺愍の御沙汰奉願上候、以上

丑九月(天保十二年)

御 役 所

(中之条町役場藏)

三六 天保十三年五月 中之条町・原町市出入中之条町明七訴状

乍恐以書付御難願奉申上候

上州吾妻郡中野条町小前役人惣代明七奉申上候、私共町方より同郡原町え相掛り市場並新規舟之儀、去丑年四月中、佐橋長門守様御掛御吟味中、相手方之者共岩鼻御陣屋御支配所村々相頼、如何取拵候哉、原町市七十式齊相立候内、三十六齊同郡草津町安兵衛仲

人にて、凡百九ヶ年以前享保十九寅年中、中野条町へ貸遣し候証文去七月、中右御奉行所様へ差出し、猶又新規渡舟之義川向岩井村と馴合儀に田畑買求め右場所へ通行作船之由申偽り、去々子年新規渡舟を補理、平日往来の旅人を乗せ渡し、原町へ通路宜敷相成候故、私共町方へは御用掛り宿繼村繼之者計、其余は原町より直通りに相成、御伝馬継立計り勤居候ては、御年貢御上納方差支無余儀御願申上候、一駄相手之内年寄善兵衛義は、親類質屋佐兵衛娘岩鼻御陣屋詰逸見小野右衛門様方へ嫁に遣し候縁辺手継有之候間、種々勝手合の儀品能申上、其筋へ御達し御願申上候故最初原町両給にて重立候役人八人を相手取御願申上候処、善兵衛知謀を以相手八人之者老人も不差出、兄堅次郎老人にて惣代引受罷出居り万事心儀に取計候間、私共難渋至極ニ付、先達て中、当御奉行所様へ其段御願申上候処、右堅次郎弟善兵衛、年寄六兵衛梓市三郎両給村役人物代に罷出候間、再応御日延願上掛合仕候得共、市三郎儀は若手殊に部屋住にて町方一同え相掛り候一件引受取計ひ兼候趣、善兵衛義も新規渡舟願人にて勝手合而已申慕り掛合方行届不申、尤市之儀は隔月新規渡舟之義は作舟にいたし、其儀立置内濟可致旨御掛様再三御利解被仰聞有之候を、私共相拒み候道理にて恐入奉存候得共、先前より仕来候始末一通り被為聞召分、往古より是迄仕来候通り、定日無相違書上げ御上納仕度、偏に御慈悲奉願上候

私共町方市之儀、朔日より廿六日迄月々六斎、相手原町にても三日より廿八日迄月々六斎相立申候処、右伊賀守様御陣屋原町に有之候御、原町の者共願に付、御陣屋詰御役人衆御威光を以原町市日には中野条町市相休、月替りに被仰付、御上意に恐れ乍迷惑々月商ひ相休、其後天和之度、竹村惣左衛門様御代官所に相成候節、先規の通り御願申候義は承知罷在候得共、原町より市借受候義は一同不承及、夫より廿ヶ年余相立延宝之度当町に市出入出来、御吟味の上町内三丁にて順番に相立候様被仰付、御書付頂戴仕、夫より今以市場三丁に限り順番に相立申候、右濟口一札御尋に付去七月三日佐橋長門守様御奉行所へ差出し申候、且又百廿六年以前正徳之度、当町市神祭礼の義年々御願申上、七五三かざり竹、杭木御上様御林にて被下置候御書付有之、其後引続今以先規之通り獅子舞花出し年々御願申上、六月廿一日市日仕来り候義は、明暦之頃、文化之度迄数年来同御役所へ御願申上候義は、相手原町にても得ト相弁乍居、善兵衛重立右様故障仕候義何共難心得奉存候、尚又一六市日相場書之儀は、毎年正月廿一日、四月十六日、七月十一日、十月十六日定日無相違仕来、右書上之義に付折々御代官所より御呼出し相成御尋有之、然る処文化十一戌年御代官吉川栄左衛門様御支配之砌、先前より相場書上げ来候村々御呼出し被遊御請書面左之通り御座候、諸国年貢米並大豆石代金納に相用候相場之儀、毎年十月十五日より同晦日まで國々町場市場等之相場書へ御代官領主役人奥印いたし差出し御勘定所にて御吟味の上相場相極

候故、相場ノ高下は自然と相立候事に候処、国々の内には私ノ作略を以書出し候場所も右之趣相聞不埒至極に付、以来相場立方疑敷趣も相聞候ハ、吟味の上可被行重科の旨明和七年相触候処、近年又々不当の相場書出し候場所も有之に相聞江候

明和之度相触候趣堅相守不束之筋無之様、諸国村々市場等迄御領は御代官所、私領は領主地頭より不洩様、猶又急度可申付候、尤近年相場相立候日限改候場所は右改候日限相用可申候、右之通御書付出候間、得其意四季相場書上之義其時々の相場少も相違無之様情々入念可書上旨被仰渡承知畏候、若私の差略を以相場書上候欵、又は相場立方疑敷被及御聞候ハ、重料に可被仰付依而御請証文差上申候如件

右之通御請印形仕候、猶又去丑年十一月、御普請役町田庄太夫様私共町方え御出役被遊御尋に付、十月十六日市相場御書上仕候、其外郡中之内御普請所出来之節、人足扶持米当町市日下米相場を以被下置、且又御年貢米石代所相場に被仰付候村方は十月十六日市日値段を以、上納仕来候義に御座候間、四季書上旁々前書之始末に御座候得は、当町市日ノ儀は全御願済にて御奉行所迄相請候と相心得先般訴状面にも一郡巷ヶ所市と相認め御願申上候、前段の通り仕来申候間、一六市日には、者前々御願済に相成居候得者、社相場書上の義、明和之度御触有之尚又文化の度嚴重御触之趣承知奉畏、御請分差障有之候得共、迎先前御上様より御触之趣相背、私の作略にて先年御改請候市日引違候義容易不成儀と相心得其段御

答奉申上候処、御利解に相振、安之右衛門義は御吟味中手統宿預け候仰付一同奉恐入、愚昧之私共十方に暮れ相慎罷在候内、尚又示談掛合被仰付、掛合致候得とも、相手方の者共弥勝手合而已申慕り、一切取敢不申破談御届申上候、然る処此上御利解之趣難決申候ハ、何様の御咎め被仰付候や難計左候得共、迎先々御公儀様より被仰出、明和七年に御触有之、猶又文化十一戌年御触書御請印形仕候義に御座候得は、違変難相成と存御答申上候処、嚴重御利解被仰聞愚昧の私必至と差支難決至極不願恐れをも御歎訴奉申上候何卒以御慈悲新規之義相止め無難に永統相成様被仰付被下置候ハ、難有仕合に奉存候、以上

天保十三年寅五月廿六日

清水殿領知

上州吾妻郡中之条町

上

大惣代 明 七

(中之条町役場藏)

三六 天保十四年八月 原町久平より市出入訴状

乍恐以書付御歎訴奉申上候

上州吾妻郡中之条町一件相相手方同郡原町年寄久平奉申上候右一件當時戸川播摩守様掛りにて御吟味中に御座候処、兼而返答書を以奉申上候通、元来当町市之儀は、吾妻郡巷郡一ヶ所一六の



市日相立片郷町方相統仕来候処、先年訴訟方中之条町々市日分付遣し候得は、双方隔月に一六の市相立成、然るを訴訟方の者共当町を困窮愚昧の者と見掠め一六の市日人集取□候巧を以、当町へ三八の市日被立候杯品々無跡形偽儀義品能訴訟面へ書籠り送附および追々御吟味中、去寅六月に相成訴訟方申分難立当町元市に相違無之段相分双方隔月一六の市立可申旨御利解被仰聞訴訟方の者と奉承伏済口認中御日延奉願上候処、無謂相拒訴訟人の内明七儀は御吟味中入牢被仰付組頭安之右衛門罷出控の帳面差上候に付、尚追々御吟味中双方共証拠物御取調御座候間、証拠次第にて年来仕候通卷六隔月に相成候義と奉存候所、去四月中被仰出候御趣意も有之に付、市日の義は双方勝手次第相立候様被仰聞候得は、右に成行候而は当町元市之詮ハ勿論一旦示談の上訴訟方の者共も納得の上、隔月に一六の市日相立候筈、対談相務済口認中御日延奉願候詮も無之、且は当町の儀、数年来一六の市日相立見世賃等の助成を以御往來の御方様並諸御荷物、御継立候足合に仕来候処訴訟方謀計に陥入、今更新規に連月の市相立候様成行候ては、元来当町の義、在方手遠に有之、中之条町は在村町近に多分有之候間、自然と同町市へのみ罷出候様相成候儀眼前、左候ては当町市濱におよび、町方相統難出来御継立御差支相成歎々敷奉存候間、去十二月中乍恐御駕籠に絶り御愁訴奉申上候処、跡部能登守様へ御下り相成、尚御掛戸川播摩守様へ御引渡しの上願書私し共え御下げに相成候後、双方御呼出しに相成、私し共申分御取用

に難成旨被仰聞候間、先年当町より中之条町へ相掛り市日相統の儀に付、出訴訟仕度、元御領主水野老岐守様御役場へ願出、相手方御領知清水様御役場へ御懸合に相成り、市日の儀者前々仕來りの通、隔月に一六の市相立候筈、内済相愁其節老岐守様御役場へ差上候済口証文其外御書留等、御領分替りの節先御支配山本大膳様御役所へ御引渡に相成候由に付右御取調の義願上、追々及日延候内一同帰村の上証拠に可相成旧記書類取調持參、当二月五日迄可罷出旨被仰渡難有婦村仕後日穿鑿および候処、天保九戌年中閏東御取締御出役、吉田左五郎様外四人様御出役有之、町々在々商人渡世向御取調御座候砌、当町並中之条町市日の義は、隔月一六に相立來り候旨御改革村々組合、小惣代同郡伊勢町組頭藤兵衛外六人連印を以、組合大惣代此度の訴訟人中中之条町名主重兵衛、当町年寄六兵衛兩人奥印いたし、右四出役様へ差上候御請書の控其外、文政十亥年中当町より中之条町へ相懸り市日の義に付、元御領主水野老岐守様御役場より、相手中中之条町御領知清水様御役場へ御懸合に相成候節の書類等、証拠に相成候品々善兵衛三郎兵衛持參出府、当二月七日着御届ヶ奉申上候処、追而御沙汰御座候旨被仰聞、其後先月五日訴答一同御呼出の上、市日一六隔月の義に付、是迄証拠類取調候得共、一六の廉礎と不相分、縦令証拠物有之候ても、去寅四年中被仰出候御趣意に依て、御府内渡世向は勝手次第の旨被仰出候上は、在方市日の義も右に准じ双方勝手次第可相立旨、御留役岡部嘉平次様より被仰聞候間、右は去暮婦村の

刻被仰付候証拋書物持参仕候間、御一覽被成下候申立差上候得共、御趣意被仰出候上は、証拋物御披見被遊候に不及候間、御敵重の御利解には、恐入御日延奉願上候得共、乍併右体旧日記其外証拋書類も見当り候上は、一通奉入御覽に度其後御呼出しの砌は、大森善治郎様よりも同様御利解被仰聞得共、善兵衛病氣にて懸合は勿論、濟口掛合仕候義難相成、無余儀尚御日延奉願上置候間、町役人の内老人出府致呉候様申之御利解の趣も具に申越候間、其段町役人并小前一同に申聞候処銘々驚入御改正にて渡世向手広に相成候と乍申市日等迄勝手次第に可相立趣被仰渡不承、都而新規の儀不相成享保、寛政の度被仰出候御趣意に立戻り、弥無違失相守候様、御支配御役所並地頭所よりも被仰達有之候上、当五月中関東御取締御出役高橋三蔵様よりも、右之趣被仰渡其節当町市は往古より一六に立来候旨御請書差上置候儀に付、右の趣相守り双方隔月に一六の市相立町方相統仕度、尤仲間組合御停止被仰付渡世向

月に相立候義に付、享保・寛政の例に基御聞濟被成下候様、幾重にも御慈悲の御沙汰奉願上候  
 当二月中右証拋書物持参是迄御吟味受も不仕節ニ相成御趣意にて勝手次第に市日可相立旨被仰聞候ては、善兵衛、三郎兵衛不取計致之義と町方一統右兩人の者悉相疑ひ人氣騒立及混雜先規の通双方隔月一六の市日相立相統出来仕候様、何方迄も御歎願奉申上呉候様一同奉て相歎実ニ町方穩固許残り居候、町役人共義も誠当感難致至極仕候間、不奉願恐御駕籠に縋り御歎願奉申上候、何卒格別の以御慈悲前書の始末恐乍被為聞召訳、当二月中善兵衛三郎兵衛持参の証拋書物御一覽被成下候上

商向相始候もの御停止被仰付候程の儀に御座候、然るを市日のみ勝手次第に相始候様相成候ては、此上町並ニ相成候在々にて猥に市相立候様成行、弥町方相統難相成儀と実ニ歎ケ敷奉存候間、去寅十二月中御吟味有之候上堀村の節、猶此上証拋に可相成品取調可差出旨被仰渡、難有堀村の上穿鑿当二月出府の砌持参仕候書類御一覽被成下当町、中之条町市は先月上旬迄年来の間古来市考六隔

当町中之条町市隔月一六ニ立来候真偽尚御糺明被成下置、古来仕来の通双方隔月に一六の市日相守相統出来候様此上御憐愍の御沙汰奉願上候、以上  
 天保十四卯年八月  
 林部善太左衛門御代官所  
 上州吾妻郡原町

府内と違ひ候故、□都而新規渡世不相成旨被仰付候義にて、近年商向相始候もの御停止被仰付候程の儀に御座候、然るを市日のみ勝手次第に相始候様相成候ては、此上町並ニ相成候在々にて猥に市相立候様成行、弥町方相統難相成儀と実ニ歎ケ敷奉存候間、去寅十二月中御吟味有之候上堀村の節、猶此上証拋に可相成品取調可差出旨被仰渡、難有堀村の上穿鑿当二月出府の砌持参仕候書類御一覽被成下当町、中之条町市は先月上旬迄年来の間古来市考六隔

右之通り八月五日、御老中水野越前守様之御駕籠訴奉申上候所、此度は其節の御懸り石河土佐守様之直に御引渡しに相成り、其節宿屋月番、麻布墨屋庄兵衛方へ御渡し被遊、夫より腰かけより麻布之申送り、坂のや平五郎方へ引取申候

上  
 役人惣代 年寄 久 平

右之通り八月五日、御老中水野越前守様之御駕籠訴奉申上候所、此度は其節の御懸り石河土佐守様之直に御引渡しに相成り、其節宿屋月番、麻布墨屋庄兵衛方へ御渡し被遊、夫より腰かけより麻布之申送り、坂のや平五郎方へ引取申候

天保十二年三月節句市より始り、中之条より御勘定奉行佐橋長門様へ奉出訴、此方より三左衛門、賢治郎、喜太郎と改兩人兵右衛門差添にて罷出候処、中之条より賢治郎事、業好と申立候事に善兵衛兄にて日蔭者の由申立候に付善兵衛と替り合、夫より善兵衛諸中出府致し候、佐橋様御転役に付、戸川播摩守様御掛り引渡り候其節、善兵衛、三郎兵衛差添兵右衛門罷出、同十三霜月御役替りに付、石河土佐守様へ御引渡し成り、未の十二月五日、善兵衛、久平兩人御老中水野越前守様へ駕籠致し候処其假年内残村被仰付卯の春善兵衛、三郎兵衛罷出候処、御利解詰に成り、善兵衛病氣申立日延致し、飛脚辰七月出府、同八月六日久平菅人にて猶一人御同人様へ駕籠致し候処、其假年帰村、辰正月廿五日出府届候処、四月四日御裁許被仰付候事

(吾妻町大字原町 富沢久平蔵)

蓋〇 天保十四年八月 中之条町明七外領主宛願状

乍恐以書付奉願上候

上州中之条町一件訴訟方同町左のもの共奉申上候

私共出入御吟味中の処厚き御利解の趣恐入一同相弁先月五日対談行届濟口証文認中、御日延奉願上候処、相手の内善兵衛病氣に付、外役人国許より呼出中又は出府途中病氣有之候杯度々申歎候間、任其意再応御日延奉願上候得共余り際限無之候に付其段奉申

上候、尚相手方え御利解被仰聞右に付又候折入て相願候間明一日御日延奉願上候

然る処国許より出府のもの御駕籠訴等迄致候程の義に付濟口は勿論対談も違変破談之旨相手方にて申候

依而は是迄品々取巧程能申偽数日被引延置今更右様不当の挨拶申之被相欺候段何共心外至極甚難渋仕候間無是非此段奉申上候、何卒以御慈悲前段御賢慮被成下置此上幾重も御憐愍の御□偏に奉願上候

卯八月八日

清水殿領知

上州中之条町

明 七

安之兵衛

佐平次

御奉行所様

〇

右者私共出人証拋物穿鑿之中今般御改正之御趣意を以厚御利解に付当町にて是迄の通毎月一六の日市日に相定相手方にて一六の日市立共勝手次第の旨示談の上先達而濟口証文認中御日延奉願上候処、相手の内善兵衛病氣の趣を以追々御日延奉願上剩国元より呼寄の者御駕籠訴いたし破談の後相手方より申聞に付前書の通別紙を以私共より奉申上候、追て御沙汰の旨被仰渡候間別写を以此段御届奉申上候、以上

卯八月十日

明 七

御領知御役所

安之兵衛  
佐平次

(中之条町役場蔵)

蓋一 天保十四年八月 中之条町市出入原町訴状

乍恐以書付奉申上候

上州中野条町一件訴訟方同町左のもの共奉申上候

私共一件市場之義相手方原町のもの共は同町と当町にて隔月に市立いたし來候申之、私共方にては当町は月々市日六齊にて一六に相立、原町は同様三八に市立いたし來り候段申立、当時御吟味中御座候処、今般難有御趣意を以市中問屋仲ヶ間と申儀御停止被仰出候に付ては、市立の義問屋仲ヶ間とは違ひ候得共都而品もの売買直安に可相成御仕法に有之候上は自ら趣意柄似寄候義、尤右御趣意被仰出候以前の訴訟に付、御吟味相成居候得共、此上たとえば最密村方之新規市場等出來候とも差違不相成御趣意に付、已來市立日取の義双方申合隔月に市相立申候共又は六齊宛立合候共并理次第可仕筋に有之、就ては原町新規渡船の義往來旅人通船に無之、全作場渡船にて同町并理に相成候上は、是又私共町方において及迷惑候とも可差違筋に無之段、夫々厚御利解被仰聞難有奉承伏、右御訴意の趣を以内濟掛合可仕存候処、去る文政十亥年中原

町のもの共より当町のもの共え相掛り兩町市場の義は、原町より其節の御領主水野壹岐守様御役場へ願書差出右御役場より私共御領知御役場へ御掛合相成候処、其節当町より兩町市立は隔月に有之様相認候書面差出候義有之趣にて、右写の由所持罷在差出候に付、右書面私共相并罷在候哉の旨御尋御座候処、右は私共取計候義無之更に相并不申

就ては慥と其段可奉申上候処、私共不馴殊には病氣罷在□罷過て区々の申上方仕候より右書面私共相并罷在候姿に成行蒙御察當奉恐人早速濟口証文可奉差上旨厚く御利害の趣に相泥御日延奉願上得と勘弁仕候得共、右書面案文の義、私共方に於て控も無之、元より是迄一六六齊に月々相立來候市場隔月に有之趣、当町より書面可差出謂無之、依ては相手方のもの共取巧を以品罷在拵候義に可有之、何共不審の至り当惑至極仕候、依之可相成候義に御座候はゞ、右兩御役場へ右書面本紙穿鑿の上事実明白に相分候様仕度奉存候得共、是以私共より奉願候義恐入次第に付一先右の趣当町へ申道尚得と取調方仕実否奉申上度何様一郷相拘り候旧來之市場、今更隔月に相成候ては町方衰微の基、且は隣村市立の村々一統不并理相成候段悲歎罷在候に付、右様市中え被仰出御趣意に依り已來兩町市場の義、日取は勿論、何齊宛相立候共勝手次第にて尚又最寄え新市等出來いたし候とも不差違都而売買直安に可仕旨、一旦御利害の趣を以示談行届候義は格別、左も無之隔月に仕度旨相手方申募候上は、右兩御役場へ差出候趣の書面実否不取調

方候ては掛合方差支□□当惑仕候間、何卒以御慈悲右の趣町方へ  
申遣書面穿鑿取調中、来ル廿八日迄御吟味御猶予被成下度偏奉願  
上候、以上

(中之条町役場蔵)

蓋三 天保十四年七月 市出入中之条町訴状

乍恐以書付奉願上候

上州中之条町一件のもの共奉申上候、私共出人御吟味中御座候処、  
今般御趣意を以厚く御利解の趣相手方にて奉承伏候に付訴訟方  
中之条にては前々の通毎月一六の日市日に相定相手原町において  
も一六の日市立候とも勝手次第相立可申管示談仕候上は何卒以御  
慈悲濟口証文認中明後七日迄御日延被成下置候様偏奉願上候、以  
上

(天保十四年)  
卯七月五日

清水領知

上州吾妻郡中之条町

小前町役人物代

訴訟人 百姓代 明 七

同 組頭 佐 平 次

大久保備前守知行所

同州同郡原町

名主三左衛門外七人頼ニ付代兼名主

相手 善兵衛  
同 組頭 三郎兵衛

(中之条町役場蔵)

蓋三 天保十四年十一月 市出入中之条町明七外一名訴状

乍恐以書付奉申上候

上州中之条町一件訴訟方もの共奉申上候私共出入御吟味中御座  
候処厚御利解の儀は奉承伏候得共一体当町市立の儀に付ては慶長  
の比より毎月一六の日定日にて六齊に市立来既に其後右市立の儀  
に付度々及出入、且又同郡長野原町にて新市相願故障有無奉受御  
糺將又米麦錢市相場書上候義は当吾妻郡にて往古より私共町方に  
限り最寄御支配御代官様え年々四季に書上来然処市場書上方に付  
ては文化十一戌年尚又嚴重被仰渡も御座候に付、聊無違失堅相守  
罷在、右者原町のもの共逸々承知罷在候義然を却而同町の市日中  
之条町え讓渡候杯亦是市日隔月に相立来候趣強て申争候に付、双  
方とも証拠書物再三御穿鑿御吟味の上私共方は前書申上候廉この  
書類並市日売買取引附込帳先年の分五ヶ年文政度三ヶ年近年の分  
五ヶ年分御取調奉請候処、一六の日全連月に市立来候義は無相違  
相聞候得共、相手原町にて申立候は同町元市に而私共方へ讓市の  
由は勿論隔月の由も不分明に有之、乍然強而右様に申争罷在候上  
は、今般被仰出候御改正の御趣意相弁双方共不差纏中之条町にお

いて毎月一六の日市立候は、相手原町にても勝手次第に付早々右御趣意を以可及し談旨厚御利解被仰出聞一同難有奉承伏七月月中右御趣意を以対談取極其段御日延願書被相認済口証文認中之処相手方にて違爰および夫形時日押移候を付込其節申立にも不相成先年御改革被仰出御取締御出役様方々奉差上候、御請証文写にも双方市日隔月と認有之既中之条町重兵衛儀調印いたし置候由今更品能申立候得共、右は市日に相拘候義に無之殊私共にも右被仰渡写書類等も御座候得共市日等の儀書載候義曾て覚無御座、何共難得其意況相手原町に於ては隣村故障も不相札新規に渡舟相仕立当町市之差障甚難渋仕候得共都て勝手次第の趣厚御趣意の段難黙止奉承伏一旦示談仕候義之処相手方にて及違爰加えて追々証拠もの御取調中には別段書類一切無之趣申立置市用にも不拘紛敷手控帳初て差上右に付旧来連月六斉に一六之日市立来候処、今更新規ニ市日立替候ては最寄市場日順ニ差合候様成行、然上は市人出方相裏ひ左の通連月に立来候市場隔月に相成候ても同様の儀にて自然市立相統難相成惣百姓一同甚難渋至極敷敷奉候間、何卒以御慈悲先前任来通私共方市日の儀は月六斉の日市立候共相手方にて不差障無難永続相成候様被仰付被下置度偏御聞濟願上候、以上

天保十四卯年十一月

清水殿領知

上州吾妻郡中之条町

小前町役人惣代

御奉行所様

組頭 明 七  
同 安之右衛門

(中之条町役場藏)

蓋印 天保十五年四月 中之条町・原町市出入市日裁定請書

差上申一札之事

上州中之条町より同国原町へ相掛候難渋出入再応御吟味の上訴訟方の儀毎月初日より二十六日迄六斉の市日相立相手原町ハ三日より二十八日迄是又六斉市日の段は天和度領主役場へ願立候書面ニ書載有之候共右ハ其節取計候役人共非分の趣杯取留ざる申立にて其假差戻し相成候筋と相聞殊ニ右書面ニも二十ヶ年余月代りに市立候趣ハ頭露ニ相見候処、其後毎月市立候様相成候段ハ更ニ証拠無之、明和度原町の者共支配御代官へ差出候明細帳写并文政の度中之条町の者共より領知役場へ差出候請書写ハ原町領主家来継添いたし相渡し候書面にも隔月之段相記し有之夫々符合いたし候上ハ右申分相立ち難く年々最寄御代官御役所前領知役場へ書上候来相場の儀も同国下川田村より同様書上候儀にて右村元来市場無之上ハ是又毎月六斉市日の証拠ニハ相立ち難く原町より同国岩井村地内へ渡船の儀も作場往來の外無之上ハ市場ニ差障候段ハ謂れ無き申分ニて相手方の儀も前書天和の度訴訟方より領主へ歎願いた

し候書面ニ月代りの由認有之上ハ享保の度市日半減之分貨遣候由の申分ハ御信用難成字西沢橋の儀も村差出明細帳ニ書載無之上ハ從來掛渡候橋場の段ハ不都合ニ相聞其余無証拠申□迄ハ双方とも御取用相成難く依之已来双方共朔日より二十六日迄六斎市日ニ取極一ヶ月代り市相立先規の通商いたし非番の節商人ニ見せ貸渡候儀等都て紛はしき取計無之様相心得且原町より岩井村へ渡船の儀ハ其佩相用ひ作場往返の外市場往來人等乗船致させまじき段仰せ渡され候

一 訴訟方の者共儀目安御裏判願請候ハ念入取調願立べきの処相手方支配御代官姓名違井原町長右衛門を勘藏の趣相認訴状差出候段不埒ニ付一同御叱被置候  
右被仰渡之趣一同承知奉畏候若相背候ハ重科仰せ付けらるべく候、仍て御請証文差上申処如件  
天保十五年四月四日

清水殿領知

上州吾妻郡中之条町

役人惣代

組頭 明 七

孫 四 郎

林部善太左衛門御代官所

大久保甲斐守知行

同郡原町

役人總代

年寄 久 平

御評定所

名主 善 兵 衛

右ハ天保十二丑年中中之条町より佐橋長門守様へ奉出訴御吟味中御同人様御転役ニ付戸川播磨守様へ御引渡ニ相成候後猶御同人様御掛替ニ付石河土佐守様へ是又御引渡ニ相成天保十五年四月四日御裁許被仰渡御請証文差上候間為後鑑寫置候事  
(中之条町役場蔵)

五五 明治五年二月 市出入濟口中之条町証文

差上申濟口証文の事

上州吾妻郡原町役人惣代組頭矢島新作外一人より同郡中之条町名主小池政七并外役人へ相掛市日確書失變の旨申立御吟味中之所熟談内濟仕候趣意左に奉申上候

一 原町役人申立候は当町の儀郡中樞要の地にて往古より市日一六

六斎相立來天正、文祿、寛文、享保、文政の確書を始、天保度

御裁許御請証文の趣も有之市日隔月の定則相守罷在候儀の処、

中之条町のもの共御親裁以來右御請証文の趣失變いたし、非番

の月にも内店、中廊相開諸商人へ貸渡年中市場ニ可致下心履相

見え、既に旧臘市日当町月番ニ候処、中之条町にて猥ニ市相

立、他所他街の商人数多中廊相張候間捨置き難く、中廊商人姓

名承候処ハ十余名ニ及び、此候にては町方衰微の基興廢と存候





処、相手のもの共如何の心得に候や、右場所旅人其他諸商人等  
 通行致させ候ニ付、濟口日合も無之、右躰勝手假の儀致され候  
 てハ難波至極の旨訴上、且相手方ニては訴訟方のもの共、天保  
 度裁許の趣相破候ニ付、当二月中相手取出手取に及び掛合の上示  
 談行届き濟口証文御聞濟請け奉り帰町早々其段最寄村々役人へ  
 申断り候儀ニて、濟口違変いたし候儀無之旨申立御吟味中の  
 所、扱人立入内夷篤と承糺し候処、互に市場相統の儀より事起  
 り今般の次第に至り候へ共、双方共行違の儀有之候ニ付、右廉  
 々は扱人貰受更ニ情実ヲ尽シ熟談内濟左の通り

一 訴答市立方の儀、天保十五年裁許証文并当申年二月濟口証文  
 ニ基き、隔月一六市相立申す可きは、尤非番の市日は勿論平  
 日双方戸籍無之もの定郷と号し商ひ致させまじく候へ共、所産  
 物立売の儀ハ兩町共番非番にかかはらず勝手に売買致すべき事  
 一 吾妻川通り原町より岩井村へ板橋通路の儀是迄作場往返の外通  
 行致させざる筈の処、自今作場通路は勿論、岩井村外六ヶ村の  
 もの共其外諸人通行致させ申すべく、然る上ハ中之条町にて以  
 来新規橋掛渡の節是亦岩井村外六ヶ村のもの共其外諸人通行致さ  
 せ候筈ニて、原町より人足多少共助合申すべく猶原町右橋修復  
 掛替等の節ハ中之条町より多少共人足助合申すべき事  
 右の通り取極候上ハ双方陸合ひ自今不平の儀無之様心懸け、往  
 く々々市場相統致すべき筈對談行届き聊申分無く内濟仕一同偏  
 に難レ有仕合に奉レ存候、然ル上ハ右一件ニ付重て双方より御願

筋毛頭御座無く候、依レ之為ニ後証ニ連印濟口証文差上申処如一件  
 明治五年申年四月

上州吾妻郡中之条町

役人物代

訴訟方 組頭 町田 明七

同 同 樋田定四郎

同州同郡原町

相手方 名主 新井伊三郎

同 組頭 矢島 新作

同 同 新井 忠弥

差添人 百姓代 山口三郎平

同州同郡西中之条村

扱人 百姓 高橋市郎平

同州同郡原岩本村

同 組頭 森田 賢六

同州同郡山田村

同 同 町田安一郎

同州同郡川戸村

同 同 富沢 茂平

同州同郡岩下村

同 肝煎名主 西山 太平

同州同郡箱島村

群馬県御役所

同 同 佐々木伝七郎

前書の通り済口証文奉差上候所御聞済相成候間為後鑑以写取替置申候、以上

右

町田 明七郎 高橋市郎平

樋田定四郎 森田 賢六

新井伊三郎 町田安一郎

矢島 新作 西山 太平

新井 忠弥 佐々木伝七郎

山口三郎平

前文済口之趣私共立会承知仕候ニ付決して違変無之ため継書印形仕

候、以上

同州同郡

岩井村 小泉村

金井村 泉沢村

植栗村 新巻村

奥田村

右七ヶ村役人物代

岩井村

組頭 本多 長次郎

小泉村

百姓代 塩谷 真雄

(中之条町役場蔵)

第三項 街道・助郷

五七 文政九年二月 中山道坂本宿助郷中之条町西中之条村

免除願

乍恐以書付奉願上候

当御領知上州中之条町、西中之条村役人共一同奉願上候、去西極月中、坂本宿ノ伝馬之儀ニ付、村名村高取調ニ相廻り、私共町方江も申来候、右ニ付候而ハ坂本宿助郷ニも被仰付候哉与甚敷敷奉存候、私共町方之儀ハ、先年ノ牧渡舟大水ニ而差支之節ハ、年々越後御往来御武家様方、郷原村御普請所長須橋当所 御普請所山田川橋江相掛り、御通行被遊候御廻道ニ而、当所人馬繼立て相勤来り申候、然ル処、町方より坂本宿迄ハ凡里数拾里除<sup>念</sup>も有之候、右坂本宿より取調ニ被来候節も、三國通り御武家様方御通行御廻道之儀申遣候、殊ニ浅間山大変以来吾妻川通都而川端村々上田畑等不残荒所ニ相成一同難義至極仕罷在候、右坂本宿助郷村ニも被仰付候而ハ、百姓相統も相成申間敷敷奉存候、乍恐此段以書付御窺奉申上候、以上

上州吾妻郡中之条町

百姓代 兵衛

文政九戌年二月

組頭 又 兵衛

同州同郡西中之条村

名主 重兵衛  
組頭 政右衛門  
儀頭 平

(中之条町役場蔵)

五六 文政九年四月 中山道坂本宿助郷伊勢町免除願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡伊勢町村役人惣代奉願上候義へ、中山道碓氷郡坂本宿  
去冬中、川南隣村迄へ村名并村高取調差村致御伝馬休役致度由  
ニ而同宿役人ヲ以申来り候与承り候、私共村方之儀へ吾妻川北ニ  
隔り難レ村ニ而候か一切沙汰茂無之候処、当月十八日坂本御旅宿  
柴田左文治様、斎藤敵藏様へ御差紙頂戴仕候趣、拾ヶ年割付当戊  
之宗門人別帳持参可致旨被 仰越駕入早速村役人罷出候、猶又同  
月廿四日村方外四拾六ヶ村江御廻状ニ而、村柄爲御見分御出役被  
遊奉恐入候、其節被 仰渡候へ村方難渋之儀有之へ願書可致旨被  
仰渡候付、左ニ奉申上候、此段私共村方之儀へ、天明三卯年信  
州浅間山焼破候節、本高六百四拾七石九斗四升七合之内、田畑合  
而百拾九石三斗六升五合余一円泥入仕、本家七軒、女童或人、馬  
三疋流失仕候処相違無御座候、其節御普請御手当金被下置、薄泥  
入之田畑ハ少々起掃シニ相成、当時本免立掃り取下ヶ御上納へ仰

付候得共、一鉢砂降火石泥入仕候故、地味不宜、芝付ニ数多相成

仕付荒節へ村高御上納本免高ニ而割合弁納仕候、尤川成川欠へ引

方ニ被仰付候得とも、家別共三軒人数三拾五人、馬拾五疋、当年

迄追々不足ニ相成、百姓行立兼難渋仕候

一日光御社参之節、野州宇都宮迄御伝馬人足相勤申候

一佐州御奉行様

同所無宿同籠

長岡様御家中

堀丹波守様御家中

其外越後往来三国通牧村渡船不通路之節、同郡中之条町江御伝  
馬人足相勤申候

同州同郡之内

一御普請所 三拾五ヶ村組合  
山田川橋 長須橋 新橋(下沢渡渡戸橋)

右三ヶ所合人足四百五拾零人七分

尤御扶持米被下置候得共山中道材木切出し持運人足一倍相勤申  
候

一田用水先年真田伊賀守様御切開、御普請所ニ相成申候、同州赤

坂村の場堰ハ水揚、横尾村間歩ハ水引入、切貫岩穴拾六、此間

長サ貳百三拾五間、間歩堀幅八尺、深サ四尺ハ八尺、字百瀬堤

沓ヶ所崩場所掛樋幅四尺深五尺長サ拾沓間余、水口ハ田町迄、

御用水堀沓里廿三町、長路故行届兼殊ニ天水之場、水番役昼夜

不限七人宛相勤申候、尤清水様御領分中之条町組合ニ而年々普請仕候、町方之儀ハ堀井不持小百姓吞水極月ハ火災防專一ニ仕候故、凡人足年々八百人余も相掛り申候、樋朽損候節代金拾兩余も相掛申候

一名久田川橋老ケ所、同州青山村、伊勢町兩村入用割合橋、山川故満水之節年々内々式三度宛掛ケ替申候 老度ニ金三兩宛も出金割合致し候

一土橋式ケ所長サ七間 幅五尺 作場通用橋

人足三百人余相掛申候

一四万・沢渡兩村江秩刈通路橋式ケ所、道法五里、山川故満水之節ハ度々掛替り、人足貳百人余相掛り申候

一伊勢町・中之条町兩村之内吾妻川渡秣薪引取候船老ケ所、馬四疋定造、年々江戸船御役所江鑑札書替ニ罷出候、場所出水之節地籠舟杭損候節、人足年々四百人余相掛り申候、榛名山野統道

法行戻り五里余有之候、小川故満水之節、雪解ニ而舟押流候節新造入用金拾六兩余相掛申候

一村方之儀ハ猪鹿多出作物荒候ニ付、四季打鉄炮式挺、名主江拝借仕、昼夜無油断拾人宛、山際夕村境迄相廻り申候

一獵師鉄炮老挺 役永五拾文年々奉差上候

一坂本宿迄 通法 拾六里余

満水之節廻り道ニ而道法 貳拾貳里余

大戸村 御関所

横川 御関所

右式ケ所罷越御伝馬人足、弱馬ニ而相勤候ハ、行戻り三拾貳里余之難場、何卒格別之以 御慈悲前書之次第被為、聞召詠御免除被成下置候様、小前惣百姓取槌而頻リニ相欺御願奉申上候、以上

保科主税知行所

上州吾妻郡伊勢町

文政九戌年四月

道中

御奉行所様

(中之条町役場藏)

孟九 明治二年七月 中水道坂本宿助郷折田村免除願

乍恐以書付奉願上候

当御料所上州吾妻郡折田村

願人	小 兵 衛
組頭	彦 平
同	同 定 右 衛 門
同	同 主 定 右 衛 門
同	同 名 九 右 衛 門

一同州碓氷郡坂本宿

助郷御免除願

右願人村役人共一同奉願上候、然者今般右坂本宿江御新規助郷被

仰付候儀ニ付、乍恐奉申上候、当村之儀ハ四方高山中央之麓谷山林之間住居ニ付、惡地多、年々霜雪降候場所ニ付、平日寒暖之氣候不順ニ而、宜地ニ無御座候ヘ、諸作豊作稀成義ニ付、至貧窮之百姓共多キ故、山稼等相勵漸々取統相暮候儀ニ御座候得共、夏ハ満水多、群馬郡牧渡舟差支、郷原村・原町・上沢渡・下沢渡村・折田村・中之条町右廻り道、越後国旅人通行右ニ付、越国御大名様方其外御用御武家様方中之条町ニ而御継立之節ハ、折田村・西中之条村・伊勢町・横尾・市城・平石六ヶ村ニ而人馬差出御継立致来り候儀、去年中之儀ハ度々御用御通行人足差出し候処

五月朔日

官軍様越後国御通行被遊候ニ付、越後道須川宿五人馬助郷人足四十八人相勤候所、六月二日は又官軍様越国御用ニ付、須川宿并相俣宿江助郷申来り、人足三十五人差出し相勤候、右遠近当郡之内斯人足助郷相勤候場所之候所、其上吾妻郡郷原村長須橋、原町中之条町地内山田川橋、下沢渡渡戸橋、右三ヶ所、御普請ニ而何れも十ヶ年目位ニ御掛替有之候所、近年諸色万物多分高直ニ相成候間、右御掛替之節ハ從組合三拾五ヶ村高割ニ而相勤候処、十ヶ年余以前迄之御掛替之時節与ハ違イ、諸色入用多分相懸り候次第ニ御座候、小前百姓共悉ク及難渋候次第ニ而御座候所、其上右坂本宿江定助同様ニ人足助郷被仰付候而ハ、右坂本宿迄ハ当村ハ里数兩峠ヲ越し、坂本宿迄ハ里数十五里半余も有之遠方之儀ニ御座候得ハ乍恐、御上様東京御幸人足勤被仰付候節冥加至極与

奉存上何時ニ而も急度相勤メ可申候得共、今般御新規人足助郷被仰付候儀ハ小前一同之者甚敷ケハ敷奉存候、右様里数前後三日ニ而ハ逆も勤相勤次第御座候得共、貧窮之百姓耕作田畑万生立ニ可相成与奉存、殊ニ蚕最中ニ右人足勤ニ罷越候得ハ、蚕桑手当も不行届儀も御座候而、尤大切之蚕不如意ニ可相成儀ニ付、右様故往古々当郡之議ハ中山道宿江定助加助等之儀ハ一向無御座候間、何卒格別之御慈悲、今般御新規右助郷儀ハ御免除被成下置度、乍恐偏ニ奉願上候、此段御聞濟被成下置御免除被仰付被下置候ハ、一同之百姓共御救筋与奉存上厚大之御仁恵与一同難有仕合ニ奉存候以上

上州吾妻郡折田村願人

明治二年閏七月

百姓代	組頭	名
平	平	平
平	平	平
平	平	平

岩鼻県 御役所様

(折田 折田茂蔵)

明治二年八月 中 山 道 坂 本 宿 助 郷 人 馬 履 貫 折 田 村 外

五ヶ村減額願

乍恐以書付奉願上候

御支配所上州吾妻郡折田村・矢倉村・松尾村・横谷村・五反田村

郷原村右六ヶ村惣代郷原村名主勘右衛門五反田村組頭庄三郎奉申上候、私共村方之儀ハ今般中山道坂本宿江当分附屬被仰付驚入候、御免除相成候様先日中奉願上候処、右坂本宿ヨリ人馬割付廻状到來仕候得共、拾五里余相隔候正人馬にてハ難相勤候て買上人足相頼ミ候処、人馬賃銀割披見いたし候得ハ、右六ヶ村高二千廿五石八斗六升六合ニ御座候処、当三月ヨリ五月迄雇上金六拾四兩ト銀五百文差出旨申参り驚入、内金拾五兩相渡し、高千石ニ付老ケ月三拾兩位之割合相当り候ニ付、其段小前一同ニ申聞候得共、当年柄その日を営ミ兼候者共、右賃銀取立方行届兼、左候得ハ、松井田宿助郷村々ハ高千石ニ付、老ケ月之分金九兩位ニ仕切相渡し候趣、依而ハ坂本宿之儀ハ不相当之雇賃銀と奉存候、誠以必至当惑難義仕候処歎願申、不願恐多も此段奉申上候、何卒以御慈悲前願始末御賢察之上私共村々行立方相成候様御仁恤之御沙汰偏ニ奉願上候、以上

巳八月廿四日

右村六ヶ村

惣代郷原村名主 勘右衛門

同断 五反田村

組頭 庄三郎

岩鼻原

御役所

鹿野様

(折田 折田茂藏)

註 同年同月、同村より坂本宿助郷雇賃支払難儀訴之あり(同家藏)

一 明治六年五月 中山道坂本宿助郷吾妻郡九村雇賃相濟

請取一札

〔封皮〕  
一 坂本宿助郷金

受取証

右九ヶ村分

預り置

(次に九ヶ村が列記されているが、ここには順に棒書する)

一金七拾五兩也 郷原郷・矢倉郷・松尾郷・折田郷・横谷郷・四

万郷・上沢渡郷・下沢渡郷・五反田郷

ノ九ヶ村

右者其御村々中山道坂本宿御伝馬附屬御勤統中雇揚代金其外諸費共残金之分、今般示談之上、書面之金子請取皆濟之後御伝馬筋之儀ニ付、差引等一切無御座、為後証一札差出申処如件

右附屬村惣代

五料村

明治六年五月廿四日

中嶋 金平

上野田村

上原 李一郎

西群馬村

右村々 大手 万平

御役人中

(中之条町役場蔵)

三三 天保九年十月 中山道輕井沢・追分宿助郷伊勢町

免除願

乍恐以書付奉願上候

(前書は文政九年四月坂本宿助郷の免除願に略同し)

前条奉申上候通、当村之儀農業之外渡世一切無之場所にて、中々油断致候得ハ老人妻子養方も難相成、然処近頃違作打統難波之折柄猶又去ル巳年引統、別而去々申上西迄作物一切登不申、尤此節之儀ハ世間一統与ハ年中、別而當郡中必至与及困窮ニ家財農具等迄私金替、高直之穀物買取、成丈余品を取まぜ粗喰仕候間、皆及飢渴、農業出精難相成、追々潰百姓数多出来、此儀ニ而ハ往々御取箇ニも抱り候様可相成も難計、当恐罷在候処、今般中山道追分宿・輕井沢宿右兩宿江御伝馬助郷之儀御見分有之候得共、右宿江ハ凡道法拾式三里之余茂有之、御関所式ヶ所、殊ニ右之間小川成瀬となく有之少々之雨天ニ而も通行難叶、廻り道致候得ハ拾七八里も有之、迺も御伝馬等勤候場所ニハ無御座、弥此上、右宿江助郷被仰付候次第ニ成行候得ハ、御用御差支磨然殊ニ百姓相統難相成、此上ハ銘々離散離別致路頭ニ迷ひ候ハ外無御座候旨、惣百姓申立、一同勢を失ひ甚以当惑至極仕候間、無余儀此段奉愁訴候何卒格別之以御憐愍前書兩宿江御伝馬助郷相勤候儀ハ御宥免被成

下置候様偏ニ奉願上候、右願之通御開濟被成下置候ハ、卷ヶ村相どり、广大之御仁惠与奉而難有仕合ニ奉存候、以上

保科栄次郎知行所

上州吾妻郡伊勢町

天保九戌年

十月九日

百姓代 武左衛門印  
組頭 藤兵衛印  
名主 加右衛門印

論所地改御出役

中田廉助様

中川廉平様

(中之条町役場蔵)

三三 天保九年十月 中山道輕井沢宿助郷五反田村免除願

乍恐以書付奉申上候

一清水領知上州吾妻郡五反田村役人共一同奉申上候、此度中山道輕井沢宿御伝馬助合之儀ニ付、右地为御見分御越被為遊候処、私共之儀ハ、東西式拾四町南北四拾式町、東ハ蟻川山、西沢渡山、北ハ越国へ引統キ深山谷合之村方、殊ニ村之中ニ竹山与申高山有之、東西ニ差懸り雪霜早キ場所故、諸作突入悪敷困窮仕候、且右竹山与申ハ先年御林ニ而反別拾四町五反式畝廿步、為用水御立被置候御事被言伝候、然ル所、寛延二巳年、牧野駿河守様御預所之

節、御伐扱被仰遊、御跡地高廿壹石式斗四升壹合、反別山畑九反

武畝三步、林畑拾五町壹反九畝廿七步、新田開墾村持ニ被仰付候

得バ、<sup>(一)</sup>敵祖成場所ニ而中々以開墾不行届、難渋仕極仕候、外ニ見

付田高八升式合反別四畝三步寛政七卯年御代官布施孫三郎様御高

入ニ相成、御高御取箇相増候得ハ、連々困窮之村方ニ相成、人数

家数相減ス、おのづから手余り地出来仕、誠ニ難義至極仕候、殊

ニ從往古長須橋・山田川橋・下沢渡古刎橋三ヶ所御掛替御普請之

節ハ、吾妻郡三拾五ヶ村ニ而高割ヲ以材木并人足被仰付相勤メ来

り候、且又吾妻川満水ニ而牧御関所下夕渡船御差支之節も、古来

ハ佐州御奉行様越国御武家様方御通行被遊、其外同籬佐州御送り

之節ハ、三国脇往来蟻川村へ人馬助合須川宿四里間、御繼立仕候

尚此間、大道峠と申難所ヲ越、御繼送り仕候、本高五百七拾石壹

斗壹升七合

内 高拾五石壹斗八升八合 前々道代堰代山崩石砂入

高廿式石五斗七升 御吟味ニ付追々起返り臨免

高廿壹石八斗四升三合 困窮ニ付隣村へ質物ニ渡置分

本反別百三拾四町三反八畝八步

内 上田畑 拾七町六反五畝八步

下、下々 田畑百拾四町五反<sup>(一)</sup>畝廿九步

悪地

屋敷 貳町壹反式畝廿壹步

家数百六拾貳軒

内五拾六軒 独身者後家病身者困窮ニ付奉公出稼之者

人数六百六拾四人

女三百五人

男三百五拾九人

内 百六拾六人 村役人其外病身老若之分

百四人 独身者困窮ニ付奉公出稼

百九拾五人 心願ニ而諸国神拜ニ罷出盲目人并獵師人共御用村用共

用水堰拾四ヶ所并土橋三ヶ所

是ハ貞享四卯年太田弥太夫様御代官之節ハ享保六丑年本田豊前

守様御代迄御普請被成下候へ共、其後村入用自普請仕、多分人

数相掛り難渋至極仕候

右申上候通り悪地多く一毛作之村方ニ御座候得ハ、連々困窮ニ落

入、人数家数悉く相減じ、御用村用是迄相勤り兼候程、難渋至極

之村方ニ御座候、此儀享保十六亥年御代官後藤庄左衛門様御預り

所之節、実々困窮之段奉申上候処、村柄土地御見分被成下困窮難

渋村之趣、御聞被置下、其後度々御検見奉願上、尚又夫食拝借仕

漸々百姓取統罷在候、既ニ近年、文政八酉田方不熟ニ付、御検見

奉願上、七分余之御引方被成下候、翌文政九戌當時字奈沢耕地、

田畑屋敷共壹町六反五步、地引割、家数拾軒引潰シ、變地相成候



間、御役所江御引方願上候所、御聞濟無之、金子御貸渡被遊、拝借仕、家數替致漸々取統難義至極仕、今以返納年限中御座候、其後天保四巳凶作ニ付、御検見願上御見分之上九分五リン御引目被

中田廉助様  
中川兼平様

(五反田 高橋孝茂藏)

成下候得共難取統、翌年三月拝借仕、漸々取統罷在、是以未夕返納中ニ御座候処、去申年稀成凶作ニ付、御検見入願上、御検見之上、皆引被成下候得共、連々凶作故、夫食貯一切無之、飢ニおよび既ニ露命無覺束、御役所江夫食拝借願上候処早速御聞濟、米金兩様御貸渡し被遊、漸々取統罷在、尚又当戊六月中夕冷氣勝ニ而田畑共不熟ニ付、御検見願上八分余之御引方被成下候得共、近村ノ別而惡地多く谷合村ニ御座候故、平年迎も取実少く連々困窮罷在候、殊ニ用水ハ村内出水ニ而少シ早ニ茂仕付後れ、山沢故少し之雨ニ茂水損、誠ニ水旱之愁多く難波至極村方ニ御座候、此段乍恐奉申上度奉存候、右輕井沢宿迄道法り拾九里余、其間兩御聞所川々數ヶ所之峠、難揚越、殊ニ国越、若御伝馬ニ組入候而ハ、甚難儀至極仕候間、何卒御慈悲御勘弁ヲ以、人馬助合被仰付候儀ハ御免除被成下置候様、偏ニ奉願上候、以上

清水領知

天保九戌年

十月九日

上州吾妻郡五反田村

百姓代

組 忠 右衛門

頭 李 助

名 孫 兵衛

孫 兵衛

論所地御改

蓋 天保十三年十二月 中 山道輕井沢宿助郷免除願出に付

中之条町外二村出頭請書

差上申御請書之事

関東御郡代岩鼻附御料所

上州吾妻郡中之条町

小前役人物代、年寄 儀 兵衛

同 五反田村同、名主 治郎兵衛

同 平村同、年寄 佐 平次

右之者儀、中山道輕井沢宿差村助郷相成候ニ付御差障願御伺罷出候処、明十日可罷出旨被仰渡候承心奉畏依之御請書申候、如件

右高和田〇町式丁目

大浦屋長藏代

寅十二月廿日

道中御奉行所様

良 助

(平 関伸一藏)

丑壹 弘化四年十一月 中山道輕井沢宿助郷伊勢町外三村

免除願御下付願

乍恐以書付奉申上候

上州吾妻郡伊勢町外三ヶ村役人惣代右伊勢町年寄加右衛門外三人奉申上候、今般村方之儀中山道輕井沢宿助郷差村相成候由ニ而村柄御見分をも奉請候、然ニ付、其節一村限難渋困窮之始末等者有体申立候得共、尚一同罷出右始末銘々願書ニ相認、前段助郷差村之儀、御免除被成下度旨奉願上候処、右者願ニ依而被為在御沙汰筋ニ無御座候段厚 御利解之趣、恐入奉承伏候、依而者何卒以御慈悲前書奉差上候銘々願書御下切被成下置候様、偏ニ奉願上候、已上

保科栄次郎知行所

上州吾妻郡

伊勢町

年寄

加右衛門

岩井村

組頭

長左衛門

金井村

名主

太兵衛

青山村

道中

御奉行所様

組頭

金左衛門

差上申御請書之事

一願書八通

右者御下切奉願上候処、御下被成下儀ニ奉請取候、依之御請書差上申候処如件

未十一月

名前

道中

前同断ニ付略シ

御奉行所様

(中之条町役場蔵)

丑貳 安政六年九月 中山道輕井沢・小田井両宿助郷平村

免除願

乍恐以書付御敷訴奉申上候

伊奈半左衛門上州吾妻郡平村 (カサレ) 小前役人惣代名主平右衛門外役人一同奉申上候、村方之義ハ高四百八十石三斗六升六合、前々一同御料所ニ而文化九申年御分郷被 仰付高四百八石五斗七升余大津新右衛門様御知行渡り相成候処、其後文政十二丑年七月十八日

十九日大風雨ニ而満水いたし、山崩れ土砂押出し、田畑江押込、家

数多分押澁泥埋ニ相成、谷間沢々より大石大木悉押出し、村方用水  
 吞水共兩様相用候用水堰ニケ所大破ニ相成、猶又字名久田川と唱  
 イ候川筋通、田畑多分川欠ニ相成、先前御普請所大破ニ相成、用水  
 路川除共普請自力ニ難及、御料私料一同一村ニ而御普請奉願上候  
 処、為御見分 御勘定木村郷葎様、御普 役新井弥作様、御出役  
 御見分被成下、御地頭所ニ而ハ御自力ニ難及御上知被 仰付御入  
 用御書付被仰付、如素一同御料所ニ相成、御普請所字名久田川通  
 川除石積腹付菱手沿梓数ケ所御座候、年々仕繕仕候分ハ、村人足ニ  
 而相勤メ、大破之節ハ御普請被仰付、用水堰ニケ所之内一ケ所水  
 出口保科栄次郎様御知行所同郡大塚村山中谷間より出水いたし極  
 難所之水路ニ而道法二里半余、兩堰御普請所四十四ケ所之内三十  
 五間、箱樋三ケ所、右堰砂上ケ浚人足二百五十人程、山崩込或ハ  
 欠落候、仕繕人足三百人余、年々相懸リ猶又村内土橋六ケ所年々  
 掛ケ替人足九百五十人程、年々より五月中旬より八月下旬迄ハ水  
 不定、何度も流失いたし橋掛ケ人足数多懸リ申候、東ハ十二ヶ嶽  
 と唱候高山、東南ニ向いなじらくと唱い候高山有之、秋冬ニ至候  
 得ハ、朝四ツ時後ニ相成候ハでハ日当り不申、早霜大雪降積、諸  
 業稼方甚以難渋之村、殊ニ夏満水之節ハ如嶋之村方ニ而相成、殊  
 ニ三国往還牧渡船川支ニ相成候節ハ、御大名様、佐州御奉行様、  
 御武家様往還御通行之節ハ、中之条町五定助郷ニ而人馬差出候節  
 ハ、同郡大塚村より蟻川村通り廻リニ而道法三里半余も相廻リ人  
 足相勤申候極難渋之村方ニ御座候處、村内御林ニケ所、此反別七

十三町八反五畝十五歩見廻リ人足一日ニ付六人ヅ、村役人相添、  
 番仕候冬春御林統山江野火付候節ハ、村内人数不殘罷出相防キ申  
 候、御普請所同郡郷原村長須橋、原町山田橋、沢渡村新橋右三橋  
 御掛ケ替之節ハ人足差出シ相勤申候、秣田肥之義ハ同郡四万村沢  
 渡村入会山ニ而道法三里余相隔、刈取申候處、去天明年中迄ハ村  
 方家数百六十四軒人数六百八十人、女馬十三疋有之候得共、当時  
 ニ相成候而ハ、家数百十六軒、人数四百五十三人、女馬七疋ニ相  
 成、田畑之義ハ追々荒地多分出來仕、連々困窮軒別人数夥數相減  
 老小兒病身もの他所出奉行相調候處八十二人可用立者人数書奉  
 差上候得共、右人之内面々貧富難渋之者共ハ追々日雇稼ニ罷出候  
 ものも多分相見江、左候得ハ荒地起返兼候御嚴重被仰渡候通、可  
 成丈出精仕候而も当惑至極仕候處、猶又近年違作打続必至と困窮  
 ニ迫、当日夫喰ニも差支無余義他村江出奉公稼ニ罷出候ものも年  
 増出來仕、何様可相成哉聊安心不仕程之仕合ニ候座候處、今般村  
 方より二十里半余相隔、信州輕井沢宿、同二十三里余 (相懸) 国越ニ  
 而小田井宿右兩宿より差村ニ相成、人馬助郷被 仰付候而ハ中々  
 以難立行、一村退転之基ニも可相成哉乍恐奉存候、殊更女老馬七  
 疋而已有之村方ニ御座候得ハ、御用御荷物ハ迎も附送りニ相成問  
 敷哉ニ存、人少極山中谷間之村方、夜分ハ猪鹿防キ等ニ罷出、家  
 内ニハ老人小兒共罷居リ御用人馬觸当り候而も村方長一里半余も  
 有之、山谷ヲ打越人足觸当候義ニ而ハ国隔御用人馬等迎も相勤兼  
 可申と乍恐奉存候、御用御差支ニも相成且亦前書荒地起返候地所

猶又荒地ニ成行候ハ、眼前之義、旁以奉恐入候、何卒格別之以御慈悲前書難渋之始末被聞召詔右助合御免除被下度偏ニ奉願上候、右願之通、御聞濟被成下置候ハ、莫太之御教と難在仕合ニ奉存候、以上

伊奈半左衛門御代官所

上州吾妻郡平村

役人物代

願人

九月

組頭 平右衛門

百姓代 茂右衛門  
万兵衛

安政六末年

丹羽幸一郎様

森惣蔵様

(平 関伸一藏)

註 同年十一月二十九日右却下され、再訴す。

至毛 安政七年正月 中山道輕井沢・小田井兩宿の中之条町

助郷差村免除願

乍恐以書付御歎願奉申上候

伊奈半左衛門御代官所上州吾妻郡中之条町役人物代年寄平八奉申上候、去ル九月中、中山道輕井沢宿・小田井宿兩宿の助郷差村相成、同月中御普請役丹羽幸一郎様論所地改森惣蔵様右輕井沢宿御

出役先江御呼出御糺之上、村柄御見分被遊候ニ付、其節も奉歎願候儀ニ而一体当所之儀、(以下、次の慶応二年の歎願書に同じに付略)

伊奈半左衛門代官所

上州吾妻郡中之条町

安政七年正月

道中

御普請所帳

役人物代

九月

年寄 平 八

(中之条町役場藏)

至毛 慶応二年十一月 中之条町、輕井沢宿助郷免除願

乍恐以書付御歎願奉申上候

関東郡代岩鼻附御料所上州吾妻郡中之条町小前・役人物代年寄儀兵衛奉申上候、町方之儀中山道輕井沢宿の助郷差村被致候ニ付、今般村柄御見分として御普請役市川保入郎様論所地御改望月惣蔵様被為遊御越候處、一体町方之儀ハ先年より北国脇往還并信州筋江御継旁御朱印御書付兩度頂戴仕、日々人足五人、馬三疋立置御繼立仕、宿場同様ニ而町役勤方其外自普請場所難渋之廉々ヶ条書を以左ニ奉申上候  
一 中山宿三里拾八丁 此間当町の伊勢町横尾村、平村、大塚村、尻高村、右五ヶヶ村有之候得共、当町方の繼通御用人馬相動來候  
一 原町迄三拾丁 此間村無之御用人馬繼立仕候  
一 一村上村迄式里拾八丁 此間伊勢町、青山村、市城村右三ヶヶ村有之候得共、当町方の繼通御用人馬相動來候

一 上沢渡村迄式里三拾丁  
此間西中之条村、折田村、下沢渡村右三ヶ村有之候得共、当町方ハ繼通御用人馬相勸申候。

一 蟻川村迄  
此間横尾村有之候得共、当町方ハ繼通御用人馬相勸申候。

一 四方村迄四里八丁  
此間西中之条村、五反田村、折田村右三ヶ村有之候得共、当町方ハ繼通御用人馬相勸申候。

一 一五丁田迄式里拾八丁  
此間岩井村、植栗村、小泉村、泉沢村、新巻村、奥田村右六ヶ村有之候得共、繼通御用人馬相勸申候。

一 長野原町迄七里  
此間原町、郷原村、矢倉村、岩下村、松尾村、横屋村、川原畑村、林村右八ヶ村有之候得共、前申上候通、御朱印、御書付御定之通り繼通相勸申候。

右之通八方出合之町方ニ、諸方江御継立仕何れも山坂峠等有之難波之道筋ニ御座候

一 三国通牧橋、御関所渡船川留之節、佐州 御奉行山本伊予守様

御泊、同御奉行川路三左衛門様御泊、同御組頭山本新十郎様、

水野正太夫様、同御奉行久須美六郎左衛門様御旅宿之御先触有之并囚人度々泊り相成其外、北国筋御代官様并御金荷物度々御泊有之、堀丹波守様御泊等是又度々御座候上、請家様方之御家中様御通行之節、前後在々之儀ニ付、御泊之儀ハ当町方江而已

被仰付候、尤右御通行之節ハ、隣村西中之条村・折田村・伊勢町・横尾村・平村・市城村右六ヶ村江助合相頼御継立仕候  
一 御普請所同郡下沢渡村渡戸橋・郷原村長須万年橋・当町与原町之境山田川橋右三ヶ所御懸替之節ハ橋組合三拾五ヶ村ニ而人足相勸候上、右山田川橋之儀小破之節ハ、当町原町橋地元ニ付、

右両町役ニ而修覆仕来候、且内川七橋之儀、夏向出水之節ハ度々流失いたし、是又町役ニ而自普請仕、往来差支無之様仕、其時々諸入用多分相懸申候

一 当町江秣薪等引取候入会之内、山田村橋式ヶ所、四方村三ヶ所都合五ヶ所、何れも長サ拾間ハ拾式間有之候処、懸替之節ハ、自普請入用并人足差出申候

一 当町往来筋長五間、横八尺之板橋式ヶ所并堅三間横九尺之土橋九ヶ所其外式間ハ三間之土橋七ヶ所、橋々数多有之、毎夏出水之節、是又度々流水いたし自普請ニ而懸替仕候間、夫々入用相嵩難波至極ニ御座候

一 当町溜井三ヶ所有之、右堤土手高サ壹丈六尺ハ三丈も有之、大雨之節ハ土手度々相崩、町方一手之自普請仕候故入用相懸難波仕候

一 当町北裏田方用水之儀ハ、五反田村ハ水揚いたし、田場迄耆里拾八丁余、水路有之候処難敷數ヶ所、其上雨天出水之節ハ山崩等出来、年々浚入用多分相懸難波仕候

一 当町南裏田用水ハ先年真田伊賀守様御領分之節、同郡赤坂村ハ水揚いたし、田場迄水路耆里拾三丁有之内、岩切抜場所拾六ヶ所長サ貳百三拾五間之所、間歩之有之、掛樋三ヶ所堀之幅四尺深サ四尺ハ八尺迄、耆里貳拾三丁之所、先年ハ御普請所御座候処、近年ハ伊勢町与当町自普請ニ被仰付、且当秋中大雨之節切抜穴三ヶ所大崩ニ相成、水路欠崩五ヶ所合セ而間數百間余、其外多分有之、且又字百瀬堤不残押私兩縁欠落、容易ニ普請難相

成、難波仕候、且同郡岩井村の秣引取方右道筋吾妻川渡船網柱蛇籠度々流失、諸入用相懸是又難波仕候

一 町之儀ハ御改革組合寄場ニ而御取締御出役様方度々御廻村有之、其都度囚人等御預ケニ相成、賄方并番人等諸入用多分相懸り候得共組合割ニ不仕、町方一手ニ而勤来り候義ニ御座候

一 文化十二亥年中北国脇往還中山宿、文政九戌年中中山道坂本

宿、天保九戌年中、同道中軽井沢宿、安政七申年中同軽井沢宿 小田井宿

両宿の助郷差村被致候得共、迎も勤続たたく難波至極ニ付、其都度々道中 御奉行所様江御歎願奉申上候処、其時々御調之上御免除被仰付候儀御座候

一文久元酉年中

和宮様御下向ニ付、中山道追分沓掛・軽井沢右三ヶ宿并同道中

松井田宿右宿々江老人一日勤、今般限り助郷

御印状を以被仰付、右ハ不輕御伝馬之儀故相勤候次第左ニ奉申上候

人足七拾老人馬七疋 松井田宿

但し高百石ニ付人足貳拾人馬貳疋制

人足八拾九人馬七疋

追分宿 沓掛宿 軽井沢宿

但し高百石ニ付人足貳拾五人馬貳疋制

右四ヶ宿之内、信州三宿の老人馬廿十一月四日着可致様触被当人足不足分質上代人足老人ニ付、老兩老歩ツ、遠方故馬ハ難索

行老疋ニ付、金貳兩ツ、小屋懸入用として、人足老人ニ付銀貳

匁四分ツ、之割合を以代金差出し勘定相済申候、且其節右宿役人共被申候ハ買上人足多分有之、正人足不足ニ付手廻兼候間、

右割合を以勘定可致間過勤致異候様被申聞候ニ付、同月五日右宿内道普請、土置人足其外膳腕持連ひ夜具等之番人足差出し、

同六日夜八幡宿江操上人足被申付、人足不連ニ相成、漸々七日之夜までニ沓掛宿江立帰り候得共、右八幡宿江昼夜之差別無

之、行戻り致候間、八日勤メ致着同九日右八拾九人坂本宿江御伝馬相勤候得共未々賃錢其外共受取不申候

一文久三亥年中、中山道高崎宿江当分助郷御印状を以被仰付候処、前書難波之始末御奉行所様江奉歎願候処、御聞届ケニ相成

御免除被仰付右願書江継添御請書仕

御奉行所様江御取上ケニ相成候儀ニ御座候

一 今般村柄御見分として御出役様被遊御越候節、諸帳面御取調御座候処去々子年人足千貳百六拾人、馬九拾七疋、去丑年人足千

貳百九拾八人、馬貳百老疋右之通御用人馬相勤高奉書上候、前書之通町方人足繼立勤方之儀無何角先年人歩高懸等年々相

増困窮仕詰、実々難波至極ニ有之候処、此度軽井沢宿の差村ニ相成同宿江道法拾八里余之内、横川・大戸兩

御関所江相懸り、其上秋生峠・風戸峠・碓氷峠越而已ならず、

烏川出水之節ハ中山道板鼻宿江相懸り候儀ニ而流以道法相増、老度御伝馬相勤候ニも前後五六日も日数相懸り候程之儀ニ付、

女馬計ニ而実以相勤兼、殊ニ当町之儀ハ南ハ榛名山、五反田嶽山  
之麓ニ而、日蔭ノ土地故早霜降り諸作実法悪敷、生産米穀而已ニ  
而八年々町方之食料ニも不引足、越後・信濃兩國ノ山越ニ而買  
入夫食相賄候、夫故往古ノ御年貢ハ米穀ニ而一切御上納不仕、  
御帳紙直段定石代ニ而御上納仕来候程之難波村之上、近年引統  
米穀格別之高直故、実々當日營方ニも儲与差支候折柄ニ御座候  
間、万一助郷等被仰付候共、逆も可相勤様無之、一同途方ニ暮  
悲歎罷在候間、不顧恐多奉歎願候間、何卒格別之以御悲愍前頭  
難波之廉々被為聞召訳、輕井沢宿御伝馬助郷御免除被成下置度  
偏ニ 御憐愍之御沙汰奉願上候、以上

関東郡代

岩鼻附御料所

上州吾妻郡中之条町

小前役人惣代

年寄

儀 兵 衛

慶応二寅年十一月

道中

御奉行所様

前書之通奉願上候処、右ハ見越之願鉢ニ依頼可被及御沙汰ニ  
無之段、厚御利解被仰聞候間、其場ニ而押而奉申上候も奉恐  
入候ニ付、一先ッ願書御下願上、篤与勘案仕候処、前頭難波  
廉々奉申上候通之次第故帰国之上御利解之趣、小前一同江申  
聞候共、万一右助郷被仰付候様ニ而ハ、実々以難病続候間幾

重ニも、御憐愍ヲ以、御仁惠之御沙汰奉受候上帰国いた

し、小前末々迄も安心為致候様仕度無余儀不顧恐多、奉追願

候間、何卒出格之以 御慈悲前書奉歎願候通り輕井沢宿助

郷之儀ハ幾重ニも御差除被成下置度 御憐愍之御沙汰偏ニ

奉願上候、以上

實十一月

道中

御奉行所様

(中之条町役場蔵)

壹九 文久元年十一月 和宮様御下向にあたり松井田宿へ

助郷

和宮様御下向につき松井田宿より

和宮様御下向

酒井隠岐守様御印状中仙道松井田宿助合被仰付人足四十八人内三

十人正着十八人買揚此金二十二兩二分、但し一人ニ付金一兩一分

馬五疋買揚金十兩、但し一疋買上金二兩

文久元酉年

十一月十日より

松井田宿助郷覚  
(中之条町役場蔵)

（五） 文久三年三月 松井田宿より吾妻郡村々へ当分助郷

依命回文

〔朱書〕  
「御用向廻文 松井田宿」

亥三月晦日 金井村より

〔朱〕  
「千中刻 人須川迄」

以急廻文得御意候、然者此度其村々江当分助郷被 仰付、御触書写相廻候間、右御本紙為拜見、名主組頭百姓代三判持參此廻状着次第早々御出張可被成候、以上

亥三月晦日

松井田宿

同屋 駒之丞

同 藤右衛門

年寄 七郎右衛門

同 九兵衛

金井村・折田村・伊勢町・五丁田・赤坂村・大塚村・横尾村・蟻川村・平村・入須川村・大笹村

右村々 御名主中

追而此廻文御村下江令請印、刻付ヲ以、早々順達留り村より御出張之砌廻状御返却可被成候

御触書写

松井田宿

追而此触書書早々相返し承知之旨、別紙請書相添留りより村継ニ而松井田宿江相返し夫より宿送りヲ以駿河役所江可相返候、以上

御変革被仰出諸家当主并ニ家族家来妻子等国村江引越ニ付、人馬多入候間、右通行之向ニ限り左之村々中山道松井田宿江当分助郷申付間、右宿役人共より相触次第、人馬無滞差出定助郷村々と平等ニ割合可相動もの也

〔文久三年〕  
亥三月二十六日

駿河御印

對馬御印

上州甘栗郡 上林村・大桑村・檜沢村・羽沢村・風口村

同州吾妻郡 五丁田村・伊勢町・大塚村・平村・金井村・赤坂

村・横尾村・蟻川村・折田村・入須川村・大笹村

同州群馬郡 山小田村・長岡村・生原村・宮沢村・富岡村・和

田山村・神戸村・行力村・矢原村

右村々名主・組頭

本文村々当分助郷之義、村高之七分通り可相動、尤外定助郷・代助郷等勤居候分ハ残高七分通り可相動、且残高無之分ハ可相除事〔付箋〕  
「本文当分助郷三月一日より勤メ埋可申事」

（中之条町役場藏）

中山道



癸一 文久三年四月 松井田宿より吾妻郡八ヶ村へ助郷人馬触

覚

本郷

「御守殿様御通行ニ付高百石ニ付人足二十人馬三疋掛ケ」とあり

別紙記載を一括すると次の通りになる。

村名	(人数)	(正人数)	(馬)
横尾村	八七	四五	一三
伊勢町	九〇	四〇	一三
赤坂村	三七	一五	五
金井村	二九	八	四
折田村	八八	四〇	一三
大塚村	三九	一六	六
五丁田村	三七	一九	五
平村	六七	三五	一〇
計	四七四	二一八	六九

ついで、右之通り相触候間明後七日暮六ツ時、最寄問屋場江着可被成候、尤村人足并ニ才差添印形持参可被成候以上

亥四月五日

松井田宿

問屋

藤右衛門

年寄

右村々

七郎右衛門

御名主中

(中之条町役場蔵)

癸一 文久三年四月 松井田宿助郷日記

(表紙)

「上州碓氷郡松井田宿助郷日記」

乍恐以書付奉願上候

伊奈半左衛門御代官所上州吾妻郡折田村・入須川村両村役人惣代兼平村惣代名主平右衛門、富永金太郎知行所同郡同郡横尾村、榊原采女知行所、同郡同郡五丁田村赤松左衛門尉知行所、同郡同郡入須川村、保科栄次郎知行所、同郡同郡伊勢町并赤坂村年寄彦右衛門一同奉申上候、今般 御変革被 仰出諸家 御当主并御家族御家家来妻子方等、御国村江御引越被遊候ニ付、中山道松井田宿江当分助合被 仰付村々乎平等割合可相勤旨御状ヲ以被仰渡承知奉畏御請仕候処、先達而此段賀州御守殿様御通用之節、高百石ニ付人足式拾人、馬三疋被 相触、由も相勤兼候得共、大切之御伝馬ニ付、村役人始メ老人ニ而も御荷物持送り出来致候得ハ不殊罷出候而も、高百石ニ付五六人、七八人位迄ならてハ、取敢右之者共同宿申聞、無拗雇入方願入候処、老疋ニ付金式分朱位ならてハ、引請難と申聞、人足之義も触当、馬不足ニ付、折返し勤被申付、無余義筋ニ付、結切相勤候得共、過半弱人足、殊ニ不馴之者共ニ付、三日目ニ至り候而ハ何れ悉相苦勤可統様、此上之儘与差

支、是又雇入用之義申談事候処、忝人金壹分式朱宛々ならでハ難引請旨申聞、困窮村々実ニ当惑難波仕、一駄当村之義ハ、家数人別ニも格別相減し、山中相勤候義無之、然ル処、前書松井田宿江当分ニ候而も助合被 仰付相勤候ニハ、村々ハ道法拾貳三里ハ拾七八里宛も在之、一日之勤方ニ而往返□還り、其上人馬雇上候ニハ、前書申上候通り忝人一日金壹分式朱、馬壹疋式分式朱宛も相懸り、正人馬ニ而も買上ニ而も、可勤統様実ニ手段尽果、必至当惑難波至極仕候間、無是非不顧恐多奉歎願候、何卒格別之ヲ以御慈悲、前条之始末被聞召訳、当分助合御免除被成下度奉願上候、以上

保科栄次郎知行所伊勢町

名主 藤兵衛

年寄 赤坂村

年寄 彦右衛門

年寄 大塚村

年寄 佐伝次

名主 金井村

名主 惣右衛門

名主 惣右衛門

道中

御奉行所様

前書之通り以惣代奉歎願度奉存候間、何卒以御是非御役所江御達被下置度奉願上候、以上

岩鼻

御役所

乍恐以書付奉歎願候

伊奈半左衛門御代官所

上州吾妻郡 折田村

入須川村

平 村

三ヶ村惣代平村名主

平右衛門

赤松左衛門尉知行所入須川村

年寄 覚兵衛

榊原采女知行所五丁田村

年寄 武左衛門

富永金太郎知行所横尾村

年寄 太郎右衛門

上州吾妻郡蟻川村兩給小前役人惣代名主仁左衛門奉申上候、当村之義ハ往古ハ三国脇往還継場村ニ而、同郡五反田村・原岩本・大道新田・栃久保・赤坂五ヶ村之義ハ、当村定助合ニ而、北国ハ草津・四方・沢渡・伊香保等之温泉江御武家様方御通行被遊、御朱

印・御証文且ハ臨時御用御継立、毎年四月上旬ノ九月下旬迄御通行別而多、三国通之内、吾妻川出水之節ハ牧橋渡舟差支ニ付、佐州御奉行様俄ニ御継立ニ相成、諸家様御通行近年夥敷、加之、佐州同籠(因人)就ニ而大道峠ヲ唱候極危難場ヲ越、須川宿迄通法四里之遠場山道御継立仕来候処、当三拾三ヶ年前天保三年辰年中、同国群馬郡中山宿ノ当村并定助合村々内赤坂村兩村差村いたし願出候ニ付、曾我豊後守様道中御奉行御勤役中、右脇往還定助合村又ハ右繼場村等ニ而悉難渋之始末ニ付歎願候処、差村御免除被仰付難在奉存候、然ル処同六未年四月中須川宿役人共当村助合村之内、赤坂・栃久保・大道新田・原岩本右四ヶ村江罷越、同宿困窮ニ付人馬助合相願度申来候得共、蟻川村江定助合相勤居ニ重勤ニ而素ノ小村人少ニ而迎茂難相勤難渋之段断および候処、左候ハハ其筋江願上助合為致候与申之ニ付、赤坂村其外村々当村江定助合申立、差村御免除被成下置度段山本大膳様御勤役中品々難渋筋奉類願候処、前同様四ヶ村共御免除被仰付、当村定助合ニ而仰付置候所又候九戊年春中右須川村ノ右四ヶ村ヲ増助合ニ差村いたし候段及承候ニ付、同年閏四月中、深谷遠江守様同勤役中御免除被仰付度段種々御訟訴奉申上候処、右願通り御免除被仰付、矢張前々通り当村助合而已ニ而被仰付置難有御用御差支大切ニ御継立相勤罷在候処、其節松平大和守様、牧野備前守様御国替被仰出候砌も同宿ノ大道新田・原岩本村差村ニ相成候得共、右村之義ハ小高無人而已ならず馬肥踏ニ銅置、老馬弱馬計ニ而中々以、二重役難相

勤役大道新田百姓代良左衛門惣代ニ罷出、品々極難之廉々佐橋長門守様御勤役之御奉歎願候ニ付、其節も矢張前同様御免除被仰付難有相統罷在候処、猶又弘化四未年十二月中山道輕井沢宿江当村助合之内五反田村ヲ差村いたし候ニ付、村柄御見分御座候間驚入、私共も御愁訴奉申上候処、去年五月申中吾妻川大洪水ニ而四月十九日同八月九日迄打繼空橋渡舟差支、日々諸家様方当村御通行相成候折柄同六月廿八日堀丹波守様御通行御座候得共、村々助合之助力ヲ以漸御継立候程之義ニ而、此上も難渋之次第、其上別兼与ハ道中越後国御廻米御運還ニ直井倉之助様平野孝次郎様其外諸家役中様方御出役被遊、近道丁敷御調御座候筋も当村ニ而御継立仕候得共、右助合五ヶ村之人馬ヲ以、同郡伊勢町迄極難之中漸々御継立いたし、助合村々内沓ヶ村不足ニ相成候得、ハ迎茂当村御継立難出来存候間、安政六未年中、右輕井沢宿ノ右五反田村差村いたし候ニ付、村柄御見分御座候趣、同村役人共被申聞、若シ五反田村同宿助合被仰付候様成行候而ハ諸家様方御継立ハ勿論右御廻米御運送何時成共御座候哉難計、当村御継立御差支ハ<sup>眼</sup>願、前之義、同年十月中山口丹波様奉歎願候処、先前通り御免除被仰付難有仕合ニ奉存候処

一 今般御变革ニ付

去月中旬ノ夥敷御通行ニ而村々途方ニ暮、実ニ以当惑罷在候処、此上松井田宿江当方助合相勤候様成行候而ハ同宿迄道法拾五里前後之処、人足相勤候而ハ往返勤日都合五日も相懸り迎も

難相勤、銘々潰退転之外無御座候、殊ニ当節ニ至り候而ハ何時  
共有之程も難斗儲与差支当惑難波至極仕、無余義、不奉願恐多  
奉歎願候、何卒格別之以御憐愍前願之始末乍恐逸々被為聞召  
訳、先例之振合以松井田宿当分助合之義御免除被仰付、往古々  
仕来之通ニ村方御繼立助合村々一同ニ大切ニ相勤之処も一統相  
統出来候様幾重ニも

御慈悲之御沙汰被成置度奉歎願候、以上

大津宮内

文久三年

久世右馬吉知行所

亥四月日

上州吾妻郡蟻川村

兩給小前役人物代

名主

佐左衛門

道中

御奉行所様

(中之条町役場蔵)

癸三 文久三年四月 松井田宿助郷記事(高橋景作日記抜)

四日 晴る。蚕を掃

五日 松井田宿より当分助郷申来るニ付村役人兩人出張、人足請

書出し帰る。村中寄合、明朝四十五人出立

十一日松井田人足帰る、同宿役人取立悪敷ニ付、近辺九ヶ村出訴

之旨改る

十九日晴寒し。松井田一件ニ付折田村金井村伊勢町当村平村大

塚村赤坂村五丁田村入須川村以上九カ村役人一人宛今日出

府、当村にてハ太郎右衛門隠居出府

(横尾 高橋忠夫蔵)

癸四 文久三年九月 松井田宿助郷費中之条町外

覚

松井田宿助合

人足二十六人

一金二十九兩一分十二貫三百二十二文

為金三十一兩二朱ト百三十四文 人足代

一金一兩二分 人足買揚

一金一兩二朱 大塚村ニ而人足買揚

一金二分 宿四軒 □代

一九百文 不参人足屋根代

一金一分二朱 板鼻宿議定書認メ諸入用

メ金三十四兩ト二百二十二文

一金一兩三分二朱ト九十文 入須川村  
赤坂村  
兩村渡分

四月十八日出府

五月十二日迄 日数二十四日

一日一分二朱積リニ而

一金九十兩

一金二兩 江戸ニ而  
村々割

一金二朱ト五十五文 臨時入用

一金二分二朱ト五百三十三文 同断

一金六兩一朱ト百九十文 同断

一金三兩二朱 村々

イセ町ニ而文右衛門様立替

一金六兩 百石一兩二分割

ふじやにて割

此割永七貫二百五十二文

一金三兩 同断

此割三貫六百二十八文

兩度割二口ノ拾兩三分三百七十六文

ノ金六十四兩一朱ト百九十文

九月二十四日 与兵殿出府迄

改ノ六十八兩二朱ト二百六十七文

(中之条町役場蔵)

五五 明治二年正月 松井田宿助郷大道新田免除願

乍恐以書付御訴奉申上候

上州吾妻郡大道新田年寄三四郎奉申上候、私共村方之儀ハ同郡蟻

川村定助郷ニ而同村之儀ハ從古來脇往還継場ニ有之、中野条町より蟻川村への御通行 御朱印、御証文臨時御用御継立毎年四月頃ノ九月まで別て御通行多、就中、吾妻川出水之節、牧渡舟差支諸家様御通行被遊、大道峠と唱候極難所を越、須川宿迄道法四里遠場御継立仕、往古大道新田之儀ハ信州筋、草津辺ノ沼田或ハ北

國筋ノ諸家様御通行被遊、猶又近年別て御通行多、三國通り本往還布施・相俣・新巻辺へも遠路之処、臨時之助郷被仰付、蟻川へ人馬差出し置候上ニも、前書奉申上候通り、村方御通行之節、勿論臨時助郷被仰付、二重三重ニ相動候事度々ニ有之、難儀至極罷在候処、此度同國碓氷郡松井田宿ノ差村之儀、御願申上候由申来り承驚入、右宿ノ助郷等被仰候ハ、村方ニ而御用差支ハ歴然、小高困窮之村方、農業渡世も出来不申、往々潰及退転外無御座、歎かはしく奉存候間、乍恐以書付此段御訴訟奉申上候、以上

当御支配所

上州吾妻町大道新田

年寄 三四郎

明治二己巳年 正月

岩鼻

御役所

(大道 宮沢清蔵)

文久三年八月 高崎宿助郷四万村請負人依頼状

御変革ニ付高崎宿当分助郷請負控

上州吾妻郡四万村

一高三百六石

此七分勤 式百拾壹石二斗

右者御変革并御用御旅行差湊候ニ付、御当方へ当分 助郷仰付候間、人馬御触次第出し可申候、然ル処、遠場ニ而正人馬勤難洩ニ而御宿方三郎兵衛殿相願ニ同人引請無相違人馬差出し可申候、為後日一札差出し申処如件

文久三亥年 月

小笠原甫三郎御代官所

上州吾妻郡四万村

名主 政右衛門  
組頭 半右衛門  
百姓代 佐平治

高崎宿

御役人中

差上申一札之事

此七分勤 式百拾壹石二斗

此請負金式拾九兩三分銀六匁七分五厘

右者御変革并御用御旅行差湊候ニ付、当宿々当分助郷御勤ニ成候処、遠場ニ而正人馬御差出難相成候方ニ而、御願ニ付、当亥年六月勤埋之分弘引請無相違御勤可申候

依之前書請負金儘ニ請取申候、為後日一札差出申処如件

中山道高崎宿人馬請負人

文久三年八月

上州吾妻郡四万村御役人中

前書之趣致承知候、依之以来人馬触当方之義ニ付聊申分無之候、以上

右宿間屋 權右衛門

彦兵衛

八左衛門

年寄 三左衛門

右村助郷惣代

名主 太良平

(四万 山田光利蔵)

文久三年九月 高崎宿、中之条町より助郷示談金請取

証文

覚

一金六拾兩也

右者御町方人馬示談金匱ニ請取申候、為後日一札差出申候、以上

中山道高崎宿

文久三亥年九月四日

問屋 權右衛門<sup>印</sup>

同 八左衛門<sup>印</sup>

年寄 三右衛門<sup>印</sup>

右宿助郷惣代

下飯塚町

名主 安五郎<sup>印</sup>

吾妻郡

中之条町

御役人中

(中之条町役場蔵)

註 文久三年八月二十九日、中之条町の高崎宿助郷八分免除の一札同町役場にある。

五六 安永九年六月 三国街道中山宿へ大塚村助郷一札

差上申一札之事

私共出入被遂御吟味候処 三国通往還至橋流失祖母嶋通往来ニ相成中之条町ニ而人馬継立候へ稀之儀候へ共平村ノ者人馬助合候段中野条町申口致荷合候間御巡見様御通行之節格別外往来之節人馬為助合度々之由、中山村申分難取用、勿論大塚村ハ中之条町江助合候儀無之、右名主組頭共申上候上、中之条町江大塚村人馬助合候

由申分ハ御取用不相成、御巡見様御通行之節、人馬差出候組合村々ハ最寄随ひ中山・横堀両村江夫々人馬助合候間御巡見様御通行之節ハ縦道筋ハ違候共大塚村も組合並之道中山村江人馬助合可申筋ニ付、難助合由も難御取用候間、御巡見様御通行之節仕来り之通、相心得人馬差出其外諸往来之節可成文中山村人馬ニ而継立差湊突々差支不申趣ニ而組合之内最寄宜村方江助合相頼、大塚村ハ外村之通、中山村人馬助合と心得、中山村より割合之通無滞人馬可差出旨被仰渡奉畏候、若相背候ハ、御料可被仰付候、仍而御請証差上申処如件

元辻六郎左衛門御代官所

當時岩出伊右衛門御代官所

上州群馬郡中山村

問屋 徳右衛門

安永九子年 六月二十一日

訴訟人 問屋作右衛門代

年寄 十兵衛

保科弁三郎知行

同国吾妻郡大塚村

相手方 三五右衛門

岩出伊右衛門御代官所

同郡 平村

同 五郎左衛門

御吟味ニ付罷出候

向井喜八郎

本多 主水

成瀬弥五郎

同国同郡尻高村

結々惣代

本多主水知行

三郎兵衛

布瀬弥一郎御代官所

同国利根郡下川田村

金井村

右二ヶ村惣代

徳右衛門

土岐美濃守領分

同国屋形原村

彦左衛門

上川田村

十郎右衛門

岩本村

平左衛門

元辻六郎左衛門御代官所

当時岩出伊右衛門御代官所

同国群馬郡横堀村

勘兵衛

中郷村

新兵衛

元辻六郎左衛門御代官所

当時岩出伊右衛門御代官所

松平豊松領分

保々 兵庫

本多 帯刀

杉田左衛門

同郡吹屋村

結々惣代

松平豊松領分

五右衛門

遠藤兵右衛門御代官所

同郡白井村

武左衛門

岩出伊右衛門御代官所

同国吾妻郡中之条町

市郎右衛門

御評定所

(平 関伸一家蔵)



壬辰 文化五年二月 三国街道中山宿助郷中之条町外七村

免除願

乍恐以書付御伺奉申上候

上州吾妻郡中野条村・蟻川村并七ヶ村一同奉御伺申上候、此度松前蝦夷地爲御用与御役人様三国通り多分御通行被遊候由承り候所、先年々牧村渡舟差支候節へ佐州御奉行様其外御家様方、長須橋へ御廻り被成、中野条村・蟻川村御通行被遊候義ニ御座候得ハ、殊ニ雪解出水之時節ニ御座候間、万一渡舟差支候ハ、此方御通路ニ相成可申哉ト奉存候、左候へば前々助合村々計之人馬ニハ逆も継達難及奉存候所ニ、群馬郡中山宿・当郡須川宿が申来り候ハ、松前蝦夷地就御用ニ御役人様多分御通行有之候間、其村々人馬助合可致旨申触候得共、助合人馬右宿々江差出候内、若又急水ニ而渡舟差留り、吾妻通り御通行ニ相成候ハ、継送り致方無之、御用差支ニ相成候間、此段御伺奉申上候、前文之通り乍恐逸々御勘弁之上、御下知被成下掠奉願上候、已上

上州吾妻郡蟻川村

文化五年

中野条町

辰二月

右村惣代

年寄 八郎右衛門

五反田村

折田村

西中之条村

栃久保村

大道新田

原岩本村

右村惣代

年寄 安右衛門 (岩本 綿貫常政藏)

五七〇 天保九年四月 三国街道須川宿助郷大道新田免除願

乍恐書付ヲ以御愁訴奉申上候

上州吾妻郡大道新田外四カ村惣代右大道新田百姓代文左衛門奉申上候、私共五ヶ村之内(キレ)栃久保村・原岩本村・赤坂村四ヶ村之義ハ、同郡蟻川村定助合ニ而、同村之儀者従古来脇往還継場ニ有之、北国筋の同国草津・四万・沢渡・伊香保等温泉江御武家様方御通行其外、中野条町の蟻川村江之御通行御朱印御証文臨時御用御継立仕、其上毎年四月頃の九月迄別而御通行多く、就中、三国通之内、吾妻川出水之節ハ牧渡舟差支佐州 御奉行様越後園御大名様方并右佐州行囚人目籠等其余、諸家様御通行被遊、大道峠与唱候極大難所ヲ越、久世伊勢守様御知行所同郡須川宿迄道法四里遠場御継立仕、往古の大道新田外三ヶ村の助合人足差出来候所、当七ヶ年以前天保三辰年、同国群馬郡中山宿の中野条町江之

助合、同郡横尾村・蟻川村并同村江之助合、赤坂村三ヶ村ヲ指村致助合儀願出候ニ付、其節曾我丹後守様御勘定奉行御勤役中御歎願仕候所、指村除ニ相成、先規之通蟻川村助合相勤罷在候処、同六末年四月、右須川宿役人共私共五ヶ村之内、大道新田・栃久保村・原岩本村・赤坂村四ヶ村江罷越、当宿困窮ニ付、人馬相頼旨申之候得共、須川宿之儀ハ村高五百三拾石余有之、家数人別も相応御座候上、助合四ヶ村ハ人馬差出、且御継立之儀、相俣村ハ廿六丁、布施・羽場・新巻三ヶ村組合十日代リニ継場相勤、何れも廿丁前後ハ漸老里程之場所、継立仕候処、大道新田外三ヶ村之義ハ、須川宿迄道法三里ハ四里相隔リ、殊更前々ハ蟻川村江助合相勤来り候ニ付、他宿ハ助合儀難相成段及断候処、左候ハ、其筋ハ相願助合可為致旨申之立帰リ候間、驚入其砌赤坂村、蟻川村ハも銘々地所御頼合ニ而大道新田外式ヶ村御支配山本大膳様御役所江御愁訴申上候処、同御役所ハ其筋江被 仰立ニ相成、尚又以前々通、蟻川村江助合ニ被仰付、同村ハ不及申、四ヶ村共一同安堵仕難有仕合ニ奉存、御継立御用ハ勿論無難ニ御百姓相統仕来候処、又候当春須川宿ハ同宿江前々ハ助合候西峯須川村外三ヶ村之外、私共五ヶ村之内蟻川村差除、大道新田外三ヶ村増助合ニ差村致、願書差上候趣承知仕候間、万一須川宿助合等ニ被仰付候而ハ二重役ニ相成、逆も難相勤、尤蟻川村江之助合御免ニ相成候得ハ、同村之儀古来之助合村々相難、一村立ニ而所詮御継立可相成様無之、御用御差支ハ歴然、然而已成、大道新田外三ヶ村之義

も従往古長須橋・山田川橋・下沢渡柳橋右三ヶ所御掛替御普請之節ハ高割ヲ以多分之人足被仰付、其時々御用人足相勤来候ニ付、遠方之須川宿ハ人馬差出候様ニ而ハ困窮之村々、農業渡世も出来不申、往々潰退転ニ候外無御座、難義至極歎ケ敷奉存候間、無余義御愁訴奉申上候、何卒格別之以 御慈悲右難渋之逸々被為聞召訊、同郡須川宿江之増助合差村之義ハ御除被成下、是迄之通、蟻川村江之助合ニ而御聞濟相成候様幾重ニも御憐愍之程奉願上候、以上

羽倉外記御代官所

上州吾妻郡大道新田

栃久保村

原岩本村

大久保平右衛門知行所

同州同郡 同 村

保科栄次郎知行所

同州同郡 赤坂村

大津右門知行所蟻川村

右五ヶ村惣代

右大道新田

百姓代 文左衛門<sup>㊦</sup>

天保九戌年壬四月 御奉行所様

(大道 塩野谷六郎藏)

註1 裏に「御勘定奉行深谷□□江守様、御留役水科権十郎様」とある。  
 2 同文書が岩本の綿貫常政家にもある。  
 3 尚天保十二年四月には、この後へ次のように附加えている。

「難義当惑之時節又候松平大和守様御取替ニ付、当月十三日、右御家中方御越、牧渡舟差支候節、一日人足九拾人、馬三拾五疋可差出旨被仰聞、尤同往還中之条町迄ハ御請仕候得共、私共方之儀ハ難行届段敷願仕、人足七拾人、馬拾疋ニ相減し御受仕候得共、牧渡舟之儀、四月より九月頃迄ハ度々差支候ニ付、右人馬差出候儀ハ敬度之儀ト奉存旁以難義至極仕候間、無余義御愁訴奉申上候、何卒格別之以、御慈悲右難義之逸々被為聞召訳、同郡須川宿之増助合差村之儀ハ御除、蟻川村定助合ニ而御開濟被成下置候様幾重ニも御機察之御沙汰奉願上候、以上」と認めて奉行所にあてているが、裏書に「四月廿四日山本大膳御差出四月廿□日御下ケ切ニ相成候」とある。

三 天保十二年五月 三国街道中山宿助郷へ伊勢町・青山

村・横尾村免除願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡伊勢町同郡青山村右二カ村役人代兼同郡横尾村名主平六奉申上候、当村々ハ極山中辺鄙ニ而農之間稼等致漸當罷有候村柄ニ有之北国筋御大名様佐渡御奉行様其外諸家様御通行之節ニ人馬助合之義青山村ハ三国道中岩井村へ助合来、伊勢町横尾村ハ中之条町へ助合候得共、是以難義之次第ニ而勤り兼候程之義、然処今般松平大和守様御通行ニ付、道中中山村寄助合頼来候ニ付、前書難義之始末相敷及断候処、同村役人共如何之存寄有之哉外継村ハ是迄之助合村ニ而御請仕候由ニ候得共、同村限り差村致願立候

へハ何共難心得、尤御通行御差支之義ハ恐入候ニ付、成丈助合致度奉存候得共、右難義ニ而迎も難勤、一体当村之義ハ去ル天明度迄ハ家数馬等も夫々有之候得共、近年世柄悪敷ニ哉、追々百姓数多出来、當時ニ而ハ御伝馬候馬ハ一疋も無之、田畑等も多分ニ荒地ニ相成候、殊ニ当村ハ用水場ニ年々堰普請亦ハ大雨ニ而山寄岩石押流候得バ、右浚上旁々ニ而人足数百人相掛り、必至と難義村々ニ有之、既ニ去ル天保三辰年曾我豊後守様道中御奉行御勤役中、右中山村より当村々差村致願立候ニ付、其初も前書難義之廉第一長須橋・山田橋・沢渡橋右三ヶ所橋普請之度每人数百人相勤来、其上牧渡船不通ニ而諸家様御通行之節ハ多分之人馬相費、且村々田方用水両堰御座候処、隣村蟻川村統、原岩本村境寄、水引候字上堰と申ハ、里数一里半余相隔、年々堰浚之義ハ凍崩之岩石等人足三百人余も無之候而ハ、浚出来不申且又字要害堰と申候ハ蟻川村中程寄小堰里数一里余有之是又難場ニ而險岨時候出張之岩ヲ堀抜門致才石除ク長十五間余も有之、凍崩大石砂等多分ニ而人足六百人余も無之候而ハ浚出来兼申候、右様悪敷用水路之村方ニ候得ハ早損多、田方仕付之最中、村役人出張、日々人足差配、水番仕甚ダ難義至極仕候、猶又当村平村境名久田橋之義ハ、前より土橋ニ掛ケ来り罷在候得共、四月末五月上旬ニ相成、夕立雨降り候得ハ山川出水仕、押流候ニ付村方より人足差出、右土橋引払、九月末十月中ニ不相成内ハ土橋難掛、人馬不通行ニ而必至と難義仕候、前書之通り橋場悪敷年々掛引ニ而請計費多分相掛難行立、

近年困窮別而御伝馬勤方之儀ハ、当時女老馬多漸ニ秣新取候而巳ニ而迎も御大切之御荷物継送り候程之馬一疋も無之、然ルヲ中山村人馬助合被仰付候而ハ村々弥増テ衰微退転ニ相成難決之始末早々奉欺願候処御免除相成候ハ、難有仕合ニ而當罷有候実々以是迄岩井村中之条町へ定助合致候義勤兼候程ニ御座候間、此上中山村へ助合ハ迎も難行立候間、何卒以御慈悲右之段御仁察被成下右助合之義、幾重ニも御免除被成下置候様只願奉欺願候以上

保科栄三郎知行所

伊勢町

青山村

右ニヶ村兼

役人惣代

同

富永孫六郎知行所

同郡横尾村

役人惣代

天保十二年

五月

栄治郎知行所

平六

道中

御奉行所様

(中之条町役場蔵)

天保十一年六月 佐渡奉行川路聖謨山田川橋通行一

大道峠越

六月十五日 曇少雨、けふも川留にて渋川に逗留也(中略)御関所前之川留、いつ明き可申も不知、よって先例も有之候間、万年橋通り候積、先触出之。よって明後日、当所出立之積也(中略)十六日晴、けふも渋川逗留(中略)

○十七日晴、横雲たな引頃、渋川立て金井に至る(中略)そこより吾妻川にそひ、はるな山の麓を行くこと六里余にして、あつたといふ邑にて万年橋を渡る(中略)動揺して心苦し(中略)郷原又原町といふ所を経て、又川あり、瀬付よりたりや中に少の松原あり、そこは丸木橋かけ渡し、其上を行に、百姓共は川の内へ入て、駕の危からざる様おさへ行也。中島を越ゆれば、又板橋也。これを山田橋といふ。山田橋より中ノ条村ニ至り止る。けふの道筋都而十里程、いづれもくさづの出湯に行旅人の外は、公のことにて通行のものなし。佐渡奉行山本伊予守四十年已前に通りたりといふ。右故百姓共人馬継に心を用ひ、ちとの休、昼かれの所といふ迄も其奔走大方ならず、是ぞ実の馳走ほむそうなるべしと思わる。坊主の人足、惣髪馬かたあるも見ゆ。小休に村持の社の神前に毛氈敷たる所もありけり。我思ふに、老人の人を遣ふにもこころ易く動くこと難し。然るに此数ヶ村数百人の民、定而教日

心を勞し力をつくせしことなるべしとおもへば、公のおほん恵み  
いとかしこし（中略）

○十八日 曇六半時中野条を出て、一り余りにして相川（蟻川）  
に至る。相川より三里の山道を越え、三国の往還須川、ここに  
屋敷をいたし（以下略）〔島ねのすさみ〕より〕

註 川路聖謨（一八〇六―一六八）は「この年佐渡国の百姓一揆の跡始末  
のため奉行として赴任し」（手腕を發揮した）とあるが、この時であ  
らう。（新治村史料集）

毛三 天保十三年十一月 吾妻郡富豪十四名五街道筋助郷村

へ助成金差出請書

差上申御請書之事

一金貳拾兩

関保右衛門当分御預所

上野国吾妻郡原町

名主 六 兵衛

大久保備前守知行所

当實五拾歳

一金拾五兩

同町 百姓 左 兵衛

同人知行所

当實四拾歳

一金拾兩

同町 百姓 浅右衛門

関保右衛門当分知行所

当實五拾〇歳

同国同郡大道新田

一金貳拾兩

組頭 甚 兵衛

当實五拾三歳

同人当分御預所

同国同郡山田村

年寄 次郎兵衛

村垣左太夫知行所

当實五拾歳

一金拾兩

同村 名主 庄右衛門

保科栄次郎知行所

当實三拾八歳

同国同郡伊勢町

一金拾兩

名主 貞 蔵

細井藤左衛門知行所

当實四拾七歳

同国同郡岩下村

一金拾兩

年寄 清 兵衛

清水殿領知

当實四拾歳

一金拾兩

同村 年寄 三右衛門父

関保右衛門御預所

当實八十三歳

同国同郡河原畑村

一金拾兩

百姓 茂左衛門

同人当分御預所

当實三拾六歳

同国同郡平村

一金拾兩

年寄 喜 兵衛

清水殿領知

当實四十六歳

同国同郡中之条町

一金貳拾兩

年寄 甚兵衛  
当貫三十五歳

同町

一金拾五兩

百姓 儀兵衛  
当貫七歳

同町

一金拾兩

年寄 重郎右衛門  
当貫五拾歳

合金百八拾貳兩 御下知次第上納可仕候

右者五街道関東筋御内糺為御用被成御廻村私共義身元相応ニ相暮

兼而奇特筋心掛候由被及御聞五街道宿々助郷困窮御救御入用金之内江御差加相願候心底無之哉之趣御内糺御利解難有承伏仕御国恩之冥加相并書面之金子御救金之内江御差加奉願候 右聊ニ而茂□

聞ニ拘候筋ニハ無御座候 依之御受書差上申候

天保十三寅年十一月

右

六兵衛 佐兵衛

浅右衛門 甚兵衛

次郎兵衛 庄右衛門

貞藏 清兵衛

栄藏 茂左衛門

喜兵衛 甚兵衛

儀兵衛 十郎右衛門

御普請役御代り

筒井鉄藏殿

前書六兵衛外拾三人願之趣金

御国恩之冥加に并御請仕候儀ニ付何分御聞濟俱々奉願候、依之奥書印形差上申候

上野国吾妻郡大戸村

大物代 年寄 丈八

同 市郎左衛門

(中之条町役場藏)

註 捺印して消している。

一五 弘化三年七月 吾妻川大水にて堀丹波守郷原万年橋

回リ中之条蟻川入須川通り

一堀丹波守様御通行 六日洪川泊七日夜浅 具泊り御拜領金百疋

此処大出水ニ而川支(大出水にて空の関不通、郷原万年橋回り)

ニ而、中之条通り、夫々蟻川入須賀通りニ而須川宿へ御出被成

御通行宿々無触ニ付差支ニ付御家中方并御荷物散々ニ而御通

行、当年六月の大雨天、稀成出水ニ而、吾妻御普請橋流失、并

ニ北牧舟流失いたし候

(永井本陣日記弘化三年七月七日、群馬県右料集日記編より)

一五 文久元年十月 吾妻郡大道新田、新鴻奉行通行人足代

受取

覚

一貳貫八百七文 人足拾卷人

一老貫百文 右人足五当村五弁当代として被下候

ノ三貫九百文

右ハ新潟御奉行様御通行、岩鼻御出役様々臨時助合被仰相勤候人

足賃錢并兩村分被下候弁当代共ニ書面之通髓ニ受取申候

四方村

御役人中

組頭  
神保 律五郎  
名主 森田 吉平

大道新田村

名主

六左衛門

(四万 関善平蔵)

とり十月四日

猿ヶ京村

相俣村

御役人中

(大道 塩野谷六郎蔵)

至矣 明治五年四月 原岩本越後新道開さくにつぎ一札

入置申一札之事

一此度当村より其御村深山エ相掛り越後国浅貝宿迄新道開拓之儀

ニ付御馴合被下候ニ付其御村御入用之品ハ右道筋御勝手御引取

被成候共私共方ニ而ハ決而故障之儀無御座候、依之為後証入置

申一札如件

明治五年申年四月

原岩本村

百姓代

唐 沢 七 蔵

### 第四節 河川・運輸・交通

#### 第一項 吾妻川通航

三七 嘉永四年九月

吾妻川通航見込帳

(表紙)  
〔嘉永四年〕

吾妻川通航見込帳

亥九月吉日」

吾妻

五料ノ馬附道法十四里

太賃沓駄ニ付平均九匁

運賃沓駄ニ付平均六匁

差引沓太ニ付三匁違アリ

五料ノ登り十四里之間

式艘拾四太積

沓駄ニ付六匁

此運賃八拾四匁

右式艘船頭給金八拾匁

但し五人ニ而四日掛り

沓人四匁宛

運賃

給金

差引

式艘ニ付四匁 過上

五料ノ馬附十四里

太賃沓駄ニ付平均九匁

運賃沓駄ニ付平均五匁

差引四匁違アリ

五料迄下り拾四里之間

式艘三拾駄積

沓駄ニ付五匁

此運賃百五拾匁

右式艘船頭給金三拾匁

但 五人ニ而一日半掛り

沓人四匁宛

運賃

給金

差引式艘ニ付百廿匁 徳

登り徳分メ百廿四匁

下り徳分メ百廿四匁

内拾匁臨時入用積金

但し往返沓艘五匁宛

又引而百拾四匁 全徳

登荷見込

一塩沓万五千俵

一千着四百駄

一茶式百駄

一鉄類百駄

一琉玖(球)

備中類三百駄

備後

一砂唐類三百駄

メ四千百駄

此運ちん徳分計り

メ沓貫百七十沓匁

為金拾九兩式分ト



壹匁

下荷見込

一下駄

一杓子 類三千駄

一桶杓

一硫黄

一湯花 千五百駄

一荒物類

一大豆

一小豆

千駄

一麻三百駄

一和菜類三百駄

一炭式千五百駄

メ八千六百駄

此運ちん徳分計り

メ銀三十四貫四百匁

為金五百七拾三兩壹分ト

五匁

徳分

惣メ五百九拾貳兩三分ト

六匁

内四拾七兩三分 積金

但し沓艘往返ニ而五匁ツ

臨時入用手当之分

差引五百五拾五兩ト

六匁

全徳分

外登り荷ハ

干鰯・魚メ粕

水油・瀬戸もの等

其外品々可有

下り荷物ハ

薪之類ニ至迄

其外 越後・信州も可有

右見込難計知候

徳分割合

一金五百五拾五兩 年々徳分と見テ

廿口ニ割

沓口ニ付 廿七兩三分也

十式口分

一金三百三十三兩

御石場并ニ発願人三人ヘ

年々受取候分

沓口分

一廿七兩三分

此式金ニ而口入沓人年々

受取分

引残七口徳分

此金メ百九拾四兩壹分

右ヲ七ツニ割

沓口分

金廿七兩三分宛

但し五拾兩差出候者ヘ

右沓口徳分年々相渡ス

船仕立金主ヘ

可相渡徳分わり合

沓親仕立代

一金拾兩也 船元金と見テ

此舟沓ケ年ニ

金四兩宛損料

金主相渡ス

沼田荷引請、中次見込帳(難カ)

沼田荷 白井・渋川辺

中次之事

五料の馬附八里余

太ちん  
沓駄 = 付 平均五匁

運賃 沓駄 = 付 平均三匁

差引式匁違アリ

五料の登り八里余

式艘廿太積

沓駄 = 付三匁

此運ちん六拾匁

右式艘 船頭給金四十八匁

但し六人ニ而二日掛り

沓人四匁宛

運ちん

給金

差引拾式匁 徳

五料の馬付十四里

太ちん沓駄 = 付平均五匁

運賃沓駄 = 付平均式匁五分

差引 式匁五分違アリ

五料迄下り八里余

式艘四十駄積

沓駄 = 付式匁五分

此運ちん百匁

右式艘 船頭給金廿四匁

但し六人ニ而一日半掛り

沓人四匁宛

運ちん

給金

差引七拾六匁 徳

沼田登り荷

大凡吾妻之一倍ト見テ

一登り荷 八千式百駄

此運ちん徳分計り

メ四貫九百廿匁

為金八拾式両也

一下り荷 沓万七千式百駄

但し越後荷も可有之

此運ちん徳分計メテ

三十貫八百八拾匁

為金五百十六両也

登り下り

徳分惣メ五百九拾八両也

内百廿七両也 冥加永上納之分

但し沓駄 = 付三分宛

引メ四百七拾沓両也

全徳分

(山田 山田正治蔵)

壬戌 嘉永四年十月 吾妻川通船荷物取扱いにつき江戸商人

引請状

差上申一札之事

一 各々方御志願ニ付、吾妻川新規通船ヲ以、御国産物上下積出之儀ニ付、私共取扱ヲ以、水戸様御館江御出願被成、御聞濟ニ相成候ハ、上下積荷物分ハ、不残私江舩ケ取計方、一ト手ニ被仰聞候段忝存候、尤重キ御称号を以、御交易被成候ニ付、諸事

念入、少し茂不正無之様、情々取締ヲ付可申候、若自然不行届之廉も有之候ハ、御差図次第取計可申候、為後日差入申一札依而如件

江戸深川大工町

嘉永四亥年

上州屋 喜三郎<sup>㊦</sup>

十月

証人同所

佐野屋武右衛門<sup>㊦</sup>

上州吾妻郡

伊能平治右衛門殿

新井賢次郎殿

山田次郎兵衛殿

(吾妻町 岩井伊能光雄藏)

至元 嘉永四年十月 吾妻川通船につき水戸御石場真野一郎

と議定

為取替議定之事

私共国郡山辺因窮之土地柄故、諸産物乍有之人馬継送りニ而ハ入用雜費多分相懸り及難渋候ニ付、吾妻川通舟之儀志願有之、今般水戸様江奉願上度貴殿ニ及頼談候処、御尋被下候儀忝存候、右ニ付私共三人并貴殿江申合取極出願仕候、右成就之上ハ万端諸入用として凡金三四拾兩位迄ハ差出し可申候、御示談可仕候、且伺済之上ハ願面之通、御館様冥加金急度上納可仕候、追々通舟諸品ハ兼而

議定之通、御石場仕入所へ積、交易仕、双方歩合口銭割之儀左ニ凡見込上り高賄試難形ニ而割合可申候  
一割合金五百兩ト積り

内耆わり 内廿五兩上納分

百十兩 同廿五兩諸役人

年始暑寒入用口々

内三わり

百五十兩

国方諸所入用并五ヶ所御関所役人入用口々

内式わり

貳百兩此内を以 元方三人 中合者人

但し四ツ割銘々へ可受取対談

右之通割合を以、上り高多寡共相統中貴殿方江相渡可申候、相違実意を以交易御議定之通、少しも違変仕間敷為後日為取替議定依而如件

上州吾妻郡岩井村

伊能平次右衛門

同国同郡原町

新井賢次郎

同国同郡山田村

山田次郎兵衛

嘉永四亥

十月

御石場御仕入所

真野与一郎様

(山田 山田正治蔵)

註 真野与一郎は真野一郎のちがいか。同所に与市なる人がおり、始めてで、混同したのであらう。

天〇 嘉永四年十月 水戸御石場真野一郎、保科家役人へ書状

以手紙致啓上候、然ハ拙者共取扱候御仕入所荷品交易便利之申立ニ而、御知行所上州吾妻郡岩井村平次右衛門外屯人々、吾妻川通川試之義内願有之委細来候所、事柄も宜敷当人共舟元槌与聞へ候間、御地入荷物積試之調を以継書いたし、小石川御勘定所江右書面差出事ニ候ニ付、然処岩井村地内江御仕入所之出張補理候義差障無之旨申立も有之候間、右否是平次右衛門舟元儀方如何問申度御返事可被仰下候、右伺御宜敷如此御座候、已上

十月廿五日

御石内水戸殿石場

御仕入所

神田吉太夫様

真野 一郎

根岸権之助様

註 嘉永四年十月、「為取替議定之事」の一札に前後するものである。

(岩井 伊能光雄蔵)

天二 嘉永四年十二月 伊勢町代官根岸より伊能宛書状

(封表)

「此状御序ニ御届ケ可被下候

岩井

伊能平次右衛門殿 根岸権之助

一筆致啓上候、甚寒之節御座候得共弥御安泰ニ被成御座弥重奉存候、然者去ル八日披見之御石場御状中両御名前御勘定御組頭御勝手方岡田様同御同方河崎様右之御方ニ御座候、其後相分候義とも致遠察候得バ、幸便ニ付此処一寸申上候、最早年内余日無之来陽目出度可御意候、謹言

十二月十七日

(岩井 伊能光雄蔵)

註 追申に「留主無心御引取可被下候」とあり、保科の江戸屋敷からの報せである。

天二 嘉永五年閏二月 伊能平次右衛門の通船秘志

極密書

私も節句前ニ帰村仕度一郎様江も申上候処、夫々御掛合御返翰之次第今今訳り兼候も有之候ニ付、最少々間逗留いたし候様被仰下候、殊ニ寄候ハ、岩鼻五料迄私ニ罷出候様被成度趣ニ御座候、実々之儀承り候処、御屋形様ニ而も、強而被仰達し大丈夫御下知相

成候儀ハ、来月中之事と思ひ居候様との御事ニ御座候、此段ハ貴君様へ計り極内々奉申上候間、御含被置<sup>⑧</sup>其外へハ間近く御沙汰ニ相成候様御申置可被下候、其内ニ私帰宅其砌ニハ何か慥成証拠もの持参仕、右品を以 才覚かた工風可有之と奉存候、五料川岸迄之内ニ式ヶ所会所之出張相建候積りを以諸村へ懸合いたし内手ニ入候方專一と奉存候、万々一無抛筋柄ニ而不及御沙汰候ハ、手取金返し方手段可有之候間御含可被下候、先ハ内々之手配愚案仕候間申上候、早々以上

閏二月廿二日

伊 与 久

山田御主人様

(岩井 伊能光雄蔵)

註 年不詳二月二十四日、大戸の加部盛三郎より「新井乾司様ニ昨日御目ニかかり候ニ付申上候得共、金子千両以上大丈夫之引当テ有之候ハ、貸度江州商人申ニ付、思召有之候ハ、御世話可申上候」とある。加部は、加部安の一家で、伊能家の縁族であり、商人である。

五三 嘉永五年四月 吾妻川通船許可にあたり、献金用意並

出府の事

以飛脚便一筆啓上仕候、其地各様御揃御壮栄可為入弥重不斜奉存候、然者志願一条弥々以無程御下知ニ相成候様ニ取計ひ被下候ニ付而ハ、夫々切手代、献金共三拾兩余急ニ入用ニ相成候、右之内合金廿兩可差出旨被仰、無延引場合故才覚等致し都合、右金差出申候間、左様御承引可被下候、兼而御咄し申置候事ニハ有之

候得共、即刻之事ニ而取計勞甚心配仕候、跡金之儀も何時差出可申段被仰候哉も難知、其手都合無之候而ハ行届兼可申与奉存候間、御両公之内ニ而御考人金子御持参ニ而早々御出府可被下候奉待入候、必ずく間違無之様奉願上候、真野一郎様被仰聞候ニハ、兼而一同可能出様申遣し置候処、又々考人在府ニ而ハ何れ手配も不便利ニ候間、兩人も出府いたし居候様可致由御申被成候間、右之段申上候、是非御考人御出向可被下候、其内ニハ御下知ニも可相成よし(中略)書余面会之上万々申上候、匆々不具

四月五日

伊能平次右衛門

山田次郎兵衛様

新井 賢次郎様

註 端に「右申上候、此度之儀ハ最初トハ……」とある。

(所蔵同前)

五四 嘉永五年四月 吾妻川通船二十艘川舟役所へ鑑札下付

願及保科家添書

乍恐以書付奉願上候

保科栄次郎知行所上州吾妻郡岩井村名主平治右衛門、林部善太左衛門御代官所同国同郡山田村名主次郎兵衛、大久保甲斐字知行所同国同郡原町名主賢次郎右衛門代兼平治右衛門奉申上候、私共最寄吾妻川、上利根川筋ハ荒川ニ而通船相成兼、諸荷物之運送ハ駄送ニ而、入用掛り多、難義仕候処、此度船造之辭下仕様ニ心付有

之、村内限り相試候処、差支相見へ不申、依之川筋見競候ニ上利根川下之宮小泉迄迄、随分往來可相成見込ニ御座候、依之相考候得ハ、関宿筋を為登之荷物、其河岸々々を駄送ニ成候分を、絵図面川内墨引内限、舁下往來いたし候へハ、川縁在方一同助ニ罷成候間、相当之御年貢上納仕度奉存候、一体之筋所稼限り之義ニ而外通船場所江往來相付候訳ニハ曾以無御座候間、何卒御憐愍を以右所付之舁下船式拾艘江御鑑札御下ケ相成候様備ニ奉願上候、以上

嘉永五年四月

右村

願入 名主 平治右衛門 ㊦

同村

差派 年寄 西之助 ㊦

川船

御役所

(裏端書) 子四月廿九日川舟御役所差上候願書控ニ(添書)

保科栄次郎知行所上州吾妻郡岩井村名主平治右衛門外兩人代兼右平治右衛門義、上利根川筋并吾妻川所稼舁下船往來新規相試申度右船作御鑑札奉願度申出候間、添翰差上申候、可相調義ニ候ハ、願出相達し候様仕度可然御取調被下度奉存候、已上

保科栄次郎家来

(嘉永五年) 子四月

神田 吉太夫  
山内 増藏

(裏書) 川舟御役所願書差出し候節、地頭所を添翰之控、四月廿九日出す。  
(所蔵同前)

五五 嘉永六年二月 吾妻川通船川筋村々調

(表紙) 嘉永六年二月

吾妻川を利根川筋川縁村々并吾妻郡組合村々書上帳

上野国吾妻郡山田村

吾妻川を利根川筋川縁村々  
左之通ニ御座候  
吾妻郡之内中之条原町組合四拾ヶ村左之通ニ御座候

川南	岩井村	植栗村	小泉村	新巻村	奥田村	五町田村	箱島村	川島村	南牧村
川北	原中条町	伊勢町	青山村	市城村	村上村	小野子村	北牧村	吹屋村	樽村
岡崎新田、箱島村、五町田村、奥田村、新巻村、小泉村、植栗村、岩井村、金井村、川戸村、厚田村、郷原村、原町、山田村、上沢渡村、下沢渡村、四万村、折田村、五反田村、原岩本村、西中ノ条町、中之条町、伊勢町、青山村、市城村、平村、横尾村、大塚村、蟻川村、赤坂村、大道新田、栃窪村、上須川村、入須川村、布瀬村、湯宿村、猿ヶ京村、合瀬	川北	原中条町	伊勢町	青山村	市城村	村上村	小野子村	北牧村	吹屋村

金井村 <small>阿久津村</small>	波川宿	中村	半田村	添原村	川島嶼村	惣社宿	石倉新田	小相木村	上新田	下新田	萩原村	横手村	中島村	板井村	濟田村	福島村	南玉村	下ノ宮村	小泉村
八崎村	白井宿	箱田村	眞壁村	田口村	関根村	新巻村	小出村	岩神村 <small>前ぼし</small>	実正村	紅雲布村 <small>字浦分村</small>	六供村	勝嶋村	上公田村	下公田村	横手村	新堀村	下河内村	上樋越村	上福島村

村、吹母路村、永井村、四十ヶヶ村、右四拾ヶヶ村之儀ハ寄場中之条町原町組合ニ御座候。此外三拾八ヶヶ村大戸宿組合ニ御座候、通船御願之儀、御取用ニ相成候得ハ銘々村為にも相成候義ニ付村々々被願候由ニ而清水様御領分寄場中之条町大惣代年寄十兵衛当御代官所原町大惣代年寄六兵衛大戸宿大惣代名主丈四郎右三人之者歎願書相認連印仕、平治右衛門方江差遣当二月二日御奉行所江差上候儀相違無御座候。以上

上州吾妻郡山田村  
名主 次郎兵衛  
嘉永六丑年  
二月  
岩鼻  
御役所  
百姓代 六左衛門

下福島村  
森下むら  
土之宮村

右ハ五料御関所ノ上縁村ニ御座候  
終リニ「岩鼻へ差出し候下書」  
とある。

(山田 山田正治蔵)

五六 嘉永六年四月 伊勢町河岸御屋敷品積入蔵建、場所見分書状

以手紙致啓上候、然ハ兼而被仰出候御屋敷御用品積入之御蔵、伊勢町河縁ニ相建候場所、明二日見分、右役人共江罷出候様達候間可被成御立合、其外御談し之義も有之候間、四ツ時御出待入候、種々御用多ニ付小雨位ニ而ハ、押而も致見分候為、御合旨申述候、此段可得御意如此候、以上

根岸 権之助

四月朔日 伊能平治右衛門殿

(岩井 伊能光雄蔵)

五七 嘉永六年五月 吾妻川通船願川舟役所ノ申分及真野一郎の借金申入

以町便一筆啓上仕候、入梅之時候ニ被成日々不勝之天氣御同意迷

惑奉存候、然ハ通船一条之儀、川船御役所江も内願いたし候処、享保度厚キ御趣意有之候得ハ、新規通船ニ於テハ悉く六ヶ敷、関八州川々ニ付、たとヘ新規通船出来候とも、其最寄勿論、川筋是迄相立有之候河岸之積置屋共ハ故障之有無御糺之上無差障候ハ、子細なし難波筋申立も有之候ヘ、容易之事ニハ埒明不申よし、依之先御手輕之事之様ニ致し、御聞濟第一之よしニ同御役所元縮様御内意請候而取計、就而ハ前以申上候通ニ而、第一歩取濟口ニ相成候様可然御内達ニ付、其趣意を以願書相認、四月廿九日差上候処、相納同御役所も御勘定所ハ故障之筋ハ無之由ニ被仰立被下候訳、御屋形様兩御役所ハ昨四日今五日兩日ニ其御筋ヘ差出しニ相成候得ハ、此度ハ無間違当月中ニ御沙汰ニ可相成之旨真野氏御親子より被仰聞候ニ付申上候、御安心可被下候、且船役所ヘ差上候願書之処并故障無之趣之書面、絵圖面、造船之図形共、右之通別紙差送申候間、御覽可被下候、当月三日ニ御地頭所も川船御役所江御使者有之候而抄取候様御頼ニ相成候事ニ御座候、殊ニ真野一郎様御申聞ニハ明六日御城府ヘ罷出様子伺候上ハ、国元ヘ申遣し中次之場所等掛合方并造船方其外共万事手配致候様可致与迄被仰聞候上ハ、最早相違も有之間敷奉存候、扱々は迄と申ものハ種々之手数も相懸り候事ニ而心配仕、殊ニ入用かゝり多く心痛いたし候得共、当時ニ相成候而ハ、ひと安心仕候

一御右場真野氏ハ〇印備用被成度旨種々之被為分事柄御申聞有之候得共、一旦程能御断申候処、実以御当惑之様子ニ相見ヘ候処、

尚又私ハ上喜ヘ申入候様ひたすら御頼ニ付、其段上喜内室ヘも申入候処、是も四月晦日ニ跡式祝等もいたし候而不都合之由、夫ニ付無掘金五両也御取替申候、尤工風仕余人ハ貸候趣を申、証書預り置、右様取計候折柄、与一郎様も極内々之由ニ而、是も同様之事ニ而少し御用立申候、右金子ハ御返し可被下申候対談ニハ有之候得共、まつ入候無之迄之事と存取計申候、与市様ニも此節ハ御長藏ヘも度々御出向被下、御骨折ニ相懸り候故、致方無御座候、誠以在府ながら案ハ無之金玉之打物、戰場同様ニ而甚心痛多ク如何処思召も可有之候得共、前条之次第御推察可被下候、先ハ右之段申上度如此御座候、以上

五月五日賀

伊能平次右衛門

新井御兩人様  
山田

追啓上仕候、御勘定所之模様寄拙者も岩鼻御役所迄出向候様被成度旨一郎様御咄し御座候、若参り候ハ、高崎迄可罷出与奉存候、其節様子柄ニ寄候ハ、申上候間、縦御聞敷候とも、山田様ニハ御領所事ニ付、一寸御出向被下度奉願候、何れ様子次第可申上候間、兼而御含被置可申候、此度ハ田中御氏ヘハ書状も不差出候間、可然御伝ヘ奉希上候、尚村用金之儀も度々御世話ニ被成難有、当月ハ引越先納も被仰出旁以金高も多相成差支□□奉察候間、是又何分御世話奉願候

五月五日賀

平次右衛門

山田次郎兵衛様



尚々（中略）絵図面之儀ハ川橋様へ差上候為無御座候由跡、相送り可申候

註 伊能平次右衛門が出府して通船の開通交渉に当っている中の報告である。文中「上喜」とは、交渉中の人物上州屋喜三郎、「田中」は田中両之助である。（所藏同前）

天六 嘉永六年七月 北越米穀取引志向書

（封皮）  
「岩井村」

伊能平次右衛門様 山田次郎兵衛

尊下」

（前略）然者昨夕岩鼻御役所へ御差紙到来左ニ尋儀有之候間、次郎兵衛自身ニ明後五日迄ニ無相違可罷出もの也

岩鼻

丑七月三日

御役所印

上州吾妻郡山田村

役 人

註 ここには、金のない事と拝借したい事があり次に、「又々申上候、永井村迄飛脚之もの今朝七ツ前頃へ出立参候よしニ付、親父御用状見候得バ、北越荷物通行高取調、明五日ニ可罷出様有之、懸案ニ候米穀引取御弁利筋之儀ニも御座候哉と奉存候、左候へバ、一入面白キ事と奉存候、先ハ早々以上やまた、伊与久様とあり、この出頭の直後差出しと思われ。山田次郎兵衛家に同月九日付の「吾妻郡ヨリ江戸出し荷物駄賃運賃見鏡書上帳」がある。

（山田 山田正治蔵）

天六 嘉永六年八月 伊勢町河岸に三國御蔵米蔵設立の事書 状

（封表）  
上州岩井村 保科栄次郎知行所同家内

伊能平次右衛門殿 根岸権之助

要事」

註 要事は通船の荷物規定を持参するのを忘れたので送られたという事であり

「八月十二日 根岸権之助

伊能平次右衛門殿」とある。次に

「尚々時候折角御厭可被成候、乍末山田・新井両氏ニも御序宜奉願上候、以上

三國御蔵残米之儀弥申立仕与可被下候、此方御蔵も表時仕廻候而相企候積候、若春ニ相成候ハ、早々其段可申送候間、大塚村之大工源左衛門御雇御分可被存候、右之段相談之上得御意度候」とある。

（岩井 伊能光雄蔵）

天〇 嘉永六年八月 吾妻川通船川筋見分請書

以書付御届奉申上候

御代官林部善太左衛門様岩鼻御役所へ当月六日、私共一同御呼出ニ付、代兼山田村名主次郎兵衛罷出候処、御奉行所江御呼出ニ可相成由之処、御中陰中ニ付、右御役所ニおいて被仰渡、御請書奉差上候処、左之通ニ御座候

差上申御請書之事

当御代官所上州吾妻郡山田村名主次郎兵衛、保科栄次郎知行同郡岩井村名主平次右衛門、大久保甲斐守知行同郡原町年寄賢次郎右惣代平次右衛門義、利根川吾妻川筋通船之儀、先達而御奉行所江願出、此節帰村中之処、今般直井倉之助様用序右川筋御見分御座候ニ付於場所御糺受候様可仕、右ハ願人共御奉行所江御呼出し之上可被仰渡処、御中陰中ニ付、当於御役所被仰渡候旨承知奉畏候、依之御請書差上申所如件

右之通相違無御座候、以上

岩井村

嘉永六丑年八月十日

平次右衛門

直井倉之助様

(山田 山田正治蔵)

一 嘉永六年八月 吾妻川通船開通賀状

当御代官所

上州吾妻郡山田村

名主

次郎兵衛

(一) 大戸盛三郎

(1)

保科栄次郎知行

同国同郡岩井村

名主

平次右衛門

(前略) 然ハ御地通船之儀、弥御見分御出役在之書丈四郎書面ニ承り、乍陰奉恐慶候、是非御成就被為在候様奉祈候 (以下略)

(嘉永六年) 八月十日

(小ばた) 大戸

盛三郎

大久保甲斐守知行

同国同郡原町

年寄

賢次郎

貴下

伊能御兄様

右代兼

山田村

名主

次郎兵衛

(2) 嘉永六年八月三十日

嘉永六丑年八月六日

林部善太左衛門様

岩鼻

御役所

(前略) 扱此度ハ常十郎参り承り候処、通船御成就被遊候由天晴之御運力と奉忍入候、此上御精々御勤被遊様奉存候、夫ニ付愛宕之儀者場所柄宜敷御座候故、此假捨置候ハおしき物ニ御座候間、

尊君様御才覚を以御成就被遊候得、下側大慶奉存候、私義ハ最は  
や川渡世ハ、あきらめ候得共(以下略)

八月廿日

大戸 盛三郎

伊能御兄様

尊下

別紙申上候、こしやくながら愚存申上候得共船問屋と申者ハ入用  
掛り水上ニ而せん頭無宿遣イ候事故、余程骨折候間、能々御油断  
無之様御工風可被遊様奉存候、以上

註 この注意のように、通船の開始と共に、船頭で骨を折っている文書  
が多い。

(二) 新井乾司賀状

尊墨拝見仕候、益々御佳勝天晴也御帰館之由殊ニ御差向万端無滞  
首尾克御聞濟ニ相成候よし大慶奉存候、附而明日船乗ニ申付、い  
せ町下迄御試乗之よし、同人共申渡置可申候得、明早々得尊意可  
申付候、匆々頓首

八月廿九日

乾司

伊能平次右衛門様

山田 次郎兵衛様

註 乾司は新井賢次郎の父かと思う、河岸で船頭達を動かしていた中心  
人物である。

(岩井 伊能光雄蔵)

五三 嘉永六年八月

山田村治郎右衛門、岩井村平次右衛門、

永井宿へ川船見分役人に伺い出る

越後上州国境山路切開、利根川通船川路御見分として

御朱印直井倉之助様 上下六人御旅宿

御証文式頭是ハ徳兵衛方ニ御旅宿いたし候事、御普請役井上富

左右、吟味方役平野孝次郎上下四人

右者御用序、此度合瀬通近道見置被遊候旨ニ而一日御逗留ノ上御  
見分相濟廿九日出立ニ而栗沢村迄御越相成候事、右御朱印御着之  
上御機嫌伺ひ御次江御届有事。御前可合様被仰御目通御機嫌伺い  
たし候。然所廻船米年々難船ニ而打込有ニ付此度新道切開街道通

行可為致、付而ハ、新道切開ニ而ハ越後三宿并当宿杯難波之筋ニ  
も被思、此度合瀬道ハ吾妻川通船相成候ハ、宿方筋ニも可相成心  
得、依而合瀬近道ヲ見分と申義ニ而ハ無之見置可申旨被仰、就而  
ハ、明日之所普請役へも可相談が其方共ハも入須川江可及沙汰旨  
被仰候事

一御証文へも本陣之向申御機嫌伺いたし候事(中略) 一川船預置  
候ニ付、此度御泊先へ、山田村次郎兵衛、岩井村平左衛門兩人  
来り、夫々御伺い候事(中略) 永井村、相又村一同助合有無書  
付御証文様へ差出し候事

(永井本陣日記 群馬県史料集より)

(嘉永六年八月二十八日永井本陣日記、新治村資料集上欄註にこの兩人

の伺いやがて吾妻川に通船が許可になるとある。  
 註 両人の出願の始めは嘉永四年九月で、許可は同七年二月である。

五三 嘉永六年九月 川船見分役人の来郷書

川通船頭人 原町下ノ町 賢 治郎  
 岩井村 平治右衛門  
 山田村 治郎兵衛

御公儀より原町山口六兵衛御宿丑九月十日着御朱印御証文

御勘定 直井倉之助様  
 御普請役 井上富左右様

吟味方下役 平野幸次郎様

別に下之町釜屋（註 鑄物師小島七左衛門）方  
 御普請役元ノ格 中村延之助様が止宿、其内直井と平野が廿一日出発、  
 井上・六笠・中村の三人は廿九日原町を立つて、水路小野村まで下り、  
 そこに本拠を移して十月八日まで滞在、八日に川船に乗って江戸まで下  
 ったという（北群馬、渋川の歴史 306頁）

五四 嘉永六年九月

吾妻川通船新造入用帳

〔表紙〕  
 嘉永六年八月

鵜飼形船新規打立諸入用帳

舟仕立方

- 一 敷板 長サ 六間四尺
- 一 敷横巾 三尺八寸
- 但し中張
- 一 舳先 巾卷尺六寸
- 一 横腹板 深サ貳尺
- 一 舟梁廿三丁 五尺五寸 但式寸五分 五寸

- 一 舳先立板 貳尺六寸
- 一 とも鱧も 同断
- 一 帆柱 卷本
- 一 棹丈五尺 三寸五分角
- 一 櫂 三丁
- 但九尺五寸、先巾八寸
- 一同 卷丁
- 但卷丈貳尺、先巾九寸
- 一 舟釘 但八貫目
- 一 帆仕立方
- 一 上白 五反

- 但式ツ切ニ而拾反張
- 一 麻 貳貫目
- 右帆仕立方、細繩ニ而
- 一 麻 貳貫目
- 右引つな、細繩ニ而
- 長サ七十尋、但し六筋
- 一 竹す 六枚
- 但し巾四尺
- 一金五両 舟板外諸材木
- 一金三両卷分ト 両式貫四百目かへ
- 五百九文 釘八百本
- 一金貳両式分 大工手間代

一金壹兩貳分 同扶持代

一金壹兩壹分 かい三丁

一金貳朱 さほ五本

一金壹兩一分 白五反

一金三分 帆仕立方手間代

一金壹兩 麻貳貫目

但帆仕立方

一金壹兩 麻貳貫目

但引綱、手間代共

一金壹兩 舟頭へ祝義

一金壹兩 出来諸入用

一金壹分貳朱 竹す四枚

五五 嘉永六年九月 吾妻川通船に付波川願人と議定

為取替議定之事

上利根川ヨリ吾妻川筋新規通船之儀前々ヨリ御骨折御願被成、今般為見分御勘定様御出役被為在候に付、御調中之所、私共村方モ河岸場相立申度奉願上候処、前願人江致示談旨被仰聞、御相談之上、貴所の方ニ而御加判願書差出し候所、御取上ニ相成候上ハ、諸荷物当河岸へ出口分積入方仕、下り荷物ノ分ハ近村御上米並ニ

メ貳拾兩貳分ト

五百九文

新規訂立 覚 下書

一鵜飼船 考艘

長八間

胴巾五尺

深サ貳尺

但し三拾俵積

代金貳拾兩貳分ト

五百九文

右御尋ニ付奉書上候処相違無御座候、尤當時船頭四人乗、乗馴候ニ随ひ、途而耆人相

減ジ候積リニ御座候、以上

原町 年寄

嘉永六丑年 賢 治 郎 印

九月廿二日 岩井村 名主

平治右衛門 印

山田村 名主

治郎兵衛 印

通船路御見分

御役人中様 (下略)

(群馬県史より所収 吾妻町教育委員会蔵)

諸産物、越後荷物等迄、当河岸へ最寄分積入方、上り荷物分ハ近村へ上り候分、右登り下り共、私方江永久進退可致管取極、為趣意川浚御足金左之通り

一金六兩 御下知之節即刻相渡し可申引合

一金六兩 来ル寅七月中相渡し申引合

一金拾八兩 来ル卯年ヨリ戌年迄九ケ年、一ケ年貳兩ツツ引合

メ三拾兩

右之通り仲人立合為取替致候処違乱無之、弥通船御許容ニ相成候節ハ前書御引合之通り無滞御渡し可申筈、仲人立合議定仍而如件

嘉永六丑年九月廿二日

上州群馬郡

渋川

願人 久右衛門<sup>㊦</sup>

小右衛門<sup>㊦</sup>

中之条

仲人 重兵衛<sup>㊦</sup>

通船御願人

山田村 治郎兵衛殿

岩井村 平治右衛門殿

原町 賢次郎殿

(北群馬・渋川の歴史より所収)

五六 嘉永六年九月 吾妻川通船見分の上、岩井河岸御回米

引請願

乍恐以書付奉願上候

林部善太左衛門御代官所、上州吾妻郡山田村名主次郎兵衛、保科

栄次郎知行所同州同郡岩井村名主平次右衛門、大久保大介知行所

同州同郡原町年寄堅次郎右三人一同奉申上候、吾妻川通船之義、

年来同志ニ而相心掛罷在、三人一致之上、去子十一月申奉願上

候、趣意川岸場岩井村ニ相立申度、同村地頭保科栄次郎<sup>㊦</sup> 御奉

行所江御差出しニ相成候処、此度御見分之上、品ニ寄 御廻米も、御座候哉之旨被 仰渡、仍而ハ岩井村之義ハ、最初川岸奉願上候

村方ニ御座候間 御廻米私共一同ニ而御引請奉申上度、岩井村役人<sup>㊦</sup>も別紙御願書差上置候義ニ御座候、就而ハ為冥加及自力丈ヶ船打立

御用向相勤申度候間、岩井村川岸之義格別之以

御慈悲一纏ニ被仰付被下置右様偏ニ奉願上候以上

林部善太左衛門御代官所

上州吾妻郡山田村

嘉永六丑年九月

保科栄次郎知行所

同州同郡岩井村

平次右衛門

大久保丈介知行所

同州同郡原町

堅次郎

通船路

御見分

御役中様

註 裏ニ「是ハ上ヶ候積リニテ認不申書付也」とある。

(山田 山田正治藏)

五七 嘉永六年九月 吾妻川通船、岩井河岸北国回来請、新

道構想書狀片

以飛札啓上仕候、秋冷相催候之処、其御地御揃弥御壯栄可為成御座奉弥賀候、次ニ小子儀も無事罷在乍憚御休意可被下候、然者上州利根吾妻兩船之儀ニ付、去ル十四日、御勘定様、御普請役様かした御一同、通船路御見分として被御越御乗様相成御請証文等迄差上申候間、最早大丈夫願意相貫候事と奉存候、誠ニ御廻米、越後國夕出候分運送方被仰付、三国通永井宿夕合瀬越新道切開ニ相成、岩井川岸迄午馬ニ而操込候訳ニ相成可申哉之趣、入須川村、蟻川村夕附込候様被仰渡、村々日々馬十四疋十四人差出相勤候旨御請書差出申候処、為別道赤坂・平村・横尾・伊勢町右四ヶ村夕も近(以下なし)

(岩井 伊能光雄蔵)

五八 嘉永六年九月 吾妻川通船、岩井河岸場立見分、吾妻

川橋の事

差上申一札之事

今般御廻米引取方御便利筋第一之儀ニ付、岩井村五川岸場御立被遊候義ニ付 御見分相濟、就而八中之条地内吾妻川夕橋不相掛候

而八不便利之儀ニ付、右兩村及示談可申様被 仰聞承知奉畏候、依之一同連印御請書奉差上候所如件

嘉永六年

丑九月廿三日

保科栄次郎知行所

上州吾妻郡岩井村

名主 平次右衛門

年寄 両之助

清水領

同州中之条町

年寄 十兵衛

同 平八

林部善太左衛門御代官所

同州吾妻郡山田村

名主 治郎兵衛

大久保丈助知行所

同州同郡原町

(所藏同前)

五九 嘉永六年九月 吾妻川通船岩井五料間運賃見込調

(表紙) 嘉永六丑九月、岩井夕五料迄運賃見込取調書上帳、上州吾妻郡

山田村 原町 願人共 岩井

当時之俵ニ而積入候へハ

岩井ノ五料迄此河丈十三里半余ノ処、当時之俵ニ而運送仕候へハ、荷物何程も指入兼、下り荷物八駄、登り荷物四駄積位之由、船頭之運賃も高直ニ相成、沓駄ニ付銀八匁ニ積り候而も引合兼候得共、仕訳左ニ相しるし申候

岩井ノ五料迄一日掛り

下り船沓艘ニ付 八駄積

沓駄ニ付八匁積り

此運賃六拾四匁

五料ノ岩井迄四日掛り

登り船沓艘ニ付 四駄積

沓駄ニ付八匁積り

此運賃三拾貳匁

右下り  
登り共

運賃メ九拾六匁

内百匁 右沓艘船頭給金

但し往返五日掛り老人扶持米ともニ五匁ツムメ廿人之代ニ御座候

差引四匁不足

川筋手入之上積候へハ

岩井ノ五料迄川丈十三里半余ノ処、川筋見込之通手入、岩石取除、普請仕上ケ候上ハ下り荷物十五駄、登り荷物七駄積位ニハ相成候由船頭申し、運賃も余程下直ニ相成沓駄ニ付、銀五匁五分ニ積り候而も徳分左之通相見へ申候

岩井ノ五料迄一日かゝり

下り船沓艘ニ付 拾五駄積

沓駄ニ付五匁五分積り

此運賃八拾貳匁五分

五料ノ岩井迄四日掛り

登り船沓艘ニ付 七駄積

沓駄ニ付五匁五分積り

此運賃三拾八匁五分

右下り  
登り共

運賃メ百貳拾匁

内百匁 右船頭給金

但し往返少ク掛り老人扶持米共ニ五匁ツムメ廿人代如斯御座候  
右沓艘一ヶ月四度宛往來仕候積  
但し風雨休日等も有之儀ニ付、月々廿日宛相勤候積りニ而如此

右沓艘四度 往返沓ケ月

メ八拾四匁



内四拾匁 右耒艘船頭一ヶ月ニ二十日宛

休ミ居候節扶持米之分

引而四拾四匁 耒艘ト耒ヶ月 全徳之分

右徳分 十二ヶ月合テ

惣メ銀拾貫五百六拾匁

此金百七拾六兩也

但し船廿艘打立月々廿日宛、年中稼候へハ如此ニ相成申候

右之通仕訳仕候、尤多寡も可有之儀ニハ御座候得共取調奉差上候

処相違無御座候、以上

林部善太左衛門代官所

上州吾妻郡山田村

通船願人 名主 次郎兵衛

保科栄次郎知行

同州同郡岩井村

右同断 名主 平次右衛門

大久保丈助知行

同州同郡原町

右同断 年寄 賢次郎

嘉永六丑年

九月廿八日

通船路

御見分御掛

御役人中様

(山田 山田正治藏)

六〇 嘉永六年十月 吾妻川通船空船登り関所要害差かかり

願上書

乍恐以書付奉願上候

先達而御勘定直井倉之助様并御下役衆中様、吾妻川試船御乗下ゲ之帰船『昨七日吾妻川、上利根川筋通船乗様イタン候空船、吾妻郡原町迄為引登候間、此段御達申候 以上

十月八日

平野 孝次郎  
中村 延之助

本御関所

御当番中様」原町村迄御差為登セ被成候旨、御普請役衆様ヨリ御関所様江御文通、船頭之者持参、船為登参り候ニ付、当村人足差出シ、御要害中為引登、御要害境ニ而船頭之者江引渡可申旨被仰渡候ニ付、早速村方人足差出為引登候得共、彼是手間取、御要害中ニ而及日暮、人足難渡仕候ニ付、泊船被仰付、御定例之通、村方人足并村役人相添夜番可仕候間、何卒御慈悲ヲ以、此段被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候 以上

嘉永六年十月十日

南牧村 名主 権兵衛

同 幸右衛門<sup>㊦</sup>  
同 彦 七<sup>㊦</sup>  
本関所

御役人中様

(北群馬・渋川の歴史314頁)

註 『』内は、別に記してあるものを便宜上加えたものである。

六一 嘉永七年三月 吾妻川通船につき河岸間屋原町趣意金

取替議定

為取替議定之事

私共是迄年来奉願上吾妻川通船之儀、今般 御奉行所<sup>ノ</sup>御下知ニ  
相成、然ル所御町方先般御同意内議定書之通、此度趣意として金  
百両也憶ニ受取申所実正也、右ニ付私共<sup>ノ</sup>町方江、年々三河岸間  
屋全徳分何程有之候共、凡金百両ニ付金五両之割合を以、年々右  
ニ準シ永久相渡し可申候、取極メ申処相違無御座候、依而議定一  
札如件

嘉永七寅年

三月

山田村

名主

次郎兵衛<sup>㊦</sup>

岩井村

同断

平次右衛門<sup>㊦</sup>

原町

年寄

賢次郎<sup>㊦</sup>

原町  
百姓代  
作 平殿

(以下この段に並記せるも便宜ここに棒書する)

同断善右衛門殿、同断徳右衛門殿、同断新右衛門殿、組頭花兵衛  
殿、同断孝藏殿、同断伊右衛門殿、同断群藏殿、年寄勇太郎殿、  
同断権兵衛殿、同断孫右衛門殿、同断七左衛門殿同断兵右衛門  
殿、同断三左衛門殿、同断久平殿、御名主善兵衛殿、同断六兵衛  
殿

(群馬県史より所収 吾妻町教育委員会蔵)

六二 嘉永七年四月 吾妻川通船越後荷物初積進言

以手紙得貴意時分何分御多事奉察候、然バ、是度金より承候処、  
越後荷物才料附ニ而渋川へ積込置場無之ほど、金ものはんまい類  
品之よし、渋川より高崎迄貴百文位之様子ニ候間須川へ一まつ御  
遣し被成、荷物初積御申受被成可然哉之事ニ候間此段御考并御取  
斗被遊早々以上

四月一朔賀

新 乾

伊能様

註 「新乾」は新井乾司である。伊能平次右衛門の河岸で船頭や荷物の  
扱いに当たった中心人物である、金は原町の間屋である。年号のない為  
推定であるが、或は六年四月とも考えられる。

(岩井 伊能光雄蔵)

六三 嘉永七年八月 吾妻川通船移方議定

三河岸為取替議定書之事

吾妻川利根川筋通船之儀、山田村治郎兵衛、岩井村平治右衛門、原町賢治郎三人同意致し奉願上候処、当寅二月廿五日石河土佐守様 御奉所江被召出、右山田村・岩井・原町三ヶ所江川岸場相建拾ヶ年之間、試稼方被仰付候、然ル上ハ、拾ヶ年試稼方被仰付候得共、永々河岸場繁昌永続仕 御公儀様江永久御冥加御上納仕候様三人共万事正路ニ取計末々ニ至迄後弊之憂無之様左之通りヶ条書ヲ以議定致し置候事

一通船稼方運送取入高調勘定毎月下旬、治郎兵衛、平治右衛門、賢治郎三人立合相改、三ヶ所河岸運賃取入高相合第一御冥加御上納相除、其余諸雜費引掛金全徳分ニ相成候金高治郎兵衛、平治右衛門、賢治郎三人江三ツ割ニ致し、此高下請取定、此義永久違変無之候事

一三ヶ所河岸場地所ニおいてハ險易不同ニ候間、年々普請作事好も格別ニ可有之候得ハ入用も不同、依而ハ三ヶ所河岸場同様ニハ不相成候間、前文書載候全徳分治郎兵衛、平治右衛門、賢治郎三人ニ而年々三ツ割致請取候而、其上各河岸場三人之存寄ニ雜費相掛普請之候定、此儀永久違変無之事  
一山田川岸荷物定之事、信州ノ出候荷物之儀是迄ハ沓野峠越之分

最寄限りニ而、当方迄ハ駄送一切無之候得共、後年入来候節ハ右川岸間屋治郎兵衛方ニ而一手ニ引請、積入可申定、右道筋入山村、草津村ヲ始、小雨村・生須村・上沢渡村・下沢渡村・四万村・岩本村・五反田村・折田村・西中之条村右村々ノ都而山田川縁江出候荷物之儀ハ不残治郎兵衛方ニ而諸弘致し候定、猶又江戸其外諸国ノ積来り候荷物之儀も前書相記し候山田川岸江不残相附、治郎兵衛方ニ而請弘致し、外式ヶ所之川岸ニ而登り下り共、請弘決而不致、此義永久違変無之候事

一岩井河岸荷物定之事、越後国ノ出候荷物之儀大道峠越ニ而入来り候分ハ不残右河岸間屋平治右衛門方ニ而一手ニ引請積入可申定右通筋永井村ヲ始、入須川村夫ノ北郷村々蟻川村・赤坂村・尻高村・大塚村・平村・横尾村・伊勢町・中之条町・西ハ鎌原村ヲ始袋倉村・与喜谷村・横壁村・川原湯・三嶋村・狩宿村・須賀尾村・本宿村・大柏木村・大戸村・萩生村・厚田村・川戸村・金井村・右村々より出候荷物之儀ハ不残平治右衛門方ニ而請弘致候定、猶又江戸其外諸国ノ積来候、荷物之儀も、前書相記し候岩井村川岸江荷物差出し候村々江相送り候、登り荷物ハ岩井河岸江不残相附外式ヶ所之川岸ニ而ハ登り下り共請弘決而不致、此義永久違変無之候事

一原町河岸荷物定之事、信州ノ出候荷物之儀沓野峠越シヲ相除、鳥井峠越シ并狩宿口 其外ノ何れヲ越来候共、不残右河岸間屋賢治郎方ニ而一手ニ引請積入可申定、右道筋田代村ヲ始メ大笹

村・門貝村・干俣村・大前村・前口村・西窪村・今井村・中居村・赤羽根村・羽根尾村・坪井村・立石村・赤宿村・日影村・長野原町・川原畑村・林村・横谷村・松尾村・岩下村・矢倉村・郷原村右村々々出候荷物之儀ハ不殘賢治郎方ニ而請弘致し候定、猶又江戸其外諸国ヨ積来り候荷物之義も前書相記し候原町川岸江不殘相附外式ケ所川岸ニ而ハ登り下り共請弘決而不致、此儀永久違変無之事

一前条相定候通、三ヶ所河岸運賃取入高相合年々御冥加御上納仕其外諸雜費引残り全徳分三ツ割致し治郎兵衛・平治右衛門・賢治郎三人無高下請取候上ハ荷物出候場所ハ三ヶ所江引分候ニも及不申候得共、最初ヨ三人同意致し通船御願立発起致し候節ヨ自分随意ノミニあらず、村益ニも致し、小前百姓助精ニも相成候心掛ニ候間、後年ニ至り荷口片寄不繁昌之川岸場出来助精ニ不相離様末々至迄三ヶ所川岸場各永統致し、小前百姓潤助ニも相成候様致度候ニ付、前条之通り各川岸場荷口相定、当国ハ不致申、信州荷越後荷共請弘三ヶ所江引分議定致し置候、此義永久違変無之事

右之条々永々堅相守、子々孫々至迄、万事正路ニ取計、後年ニ至迄如何様之新義出来仕候共ノ右議定之処決而違変致間敷候、為後証三人連印致置候処如件

右

山田村

嘉永七寅年

八月

船問屋 治郎兵衛<sup>名主</sup>印

同岩井村

船問屋 平治右衛門<sup>名主</sup>印

同原町

船問屋 賢次郎<sup>名主</sup>印

(山田 山田正治藏)

註 包紙に「三川岸為取替議定書を通原町賢次郎ヨ受取」とある。

六四 嘉永七年九月 吾妻川通船開始にあたり、左、五料兩

関所届

差上申一札之事

吾妻川筋利根川通船之儀、前以奉願、当二月廿五日御願済ニ相成、右吾妻川縁岩井村地内江河岸場取建(この上に貼付あり)「若シ此間ニ川岸場書込度候ハ、山田村ヨ之御逢ハ、岩鼻ヨ有之候間、書入候間も宜敷ト申候、但し、なくも宜敷題申候事、幸右衛門(南牧村年寄)伺」とある、当寅ヨ来ル亥迄拾ヶ年之間、試稼被 仰付罷在、当閏七月中、御鑑札御下ケニ被成候儀ニ付、弥々稼方相始申度奉存候間 当 御関所前通船方之儀、其時々御届奉申上、御改を受御法嚴重ニ相守可申候、為後日一札奉差上置候処仍而如件

保科米次郎知行書

吾妻郡岩井村

船問屋  
平次右衛門

大久保丈助知行所

吾妻郡原町

賢次郎

嘉永七寅年

九月

林部善太左衛門代官所

吾妻郡山田村

次郎兵衛

本

御関所

御奉行様

右岩井村平次右衛門奉願候通、聊相違無御座候、御要害中御規定

之通、他人足不相交村人足ニ而往返共取扱御不締之儀無御座候様

可仕候間、何卒御聞濟被下置候様仕度、依之奥印仕此段奉願上候

以上

林部善太左衛門御代官所

群馬郡南牧村

嘉永七寅年

九月

本

御関所

御奉行様

(山田 山田正治藏)

註1 五料の関所宛同文あり。

2 北群馬・渋川の歴史には、二月の許可からこれまでの抜萃が次のようにある。

①「その二月に高崎藩の江戸御留守は關老阿部伊勢守に呼されて左の御達書を渡された。

吾妻川筋通船之儀、願人共有之当寅年ヨリ來ル亥迄十ヶ年之間試稼申付候間、本御関所前通船致シ候ニ付、不取締之儀無之様可心附旨

関所番江可被申付候」

②この正式の許可に七月下旬

「……然者善太左衛門(岩鼻代官)支配所、上州吾妻郡山田村地内江河岸場取立、利根川通新規船稼之儀願人ヨリ其筋江相願候処、願

之通通船被仰付候ニ付、右稼人共召抱之船頭共ニ而本御関所下通船イタシ候テモ差支無之哉、為心得致承知度……、これに対し、高崎藩役人から「御要害中他人足乗通シ之儀ハ相成不申候」とキツパリ返答したとあり、その後、山田治郎兵衛の南牧村役人や、岩鼻代官との交渉が記されている。

六五 嘉永七年九月 吾妻三河岸に田中両之助開店議定

為取替議定証文之事

吾妻川通船并ニ山田川岸之義、去ル嘉永四年亥九月ノ奉願上候処、寅二月廿五日願之通り被 仰付、貴殿義ハ最初ノ右一件発起

人ニ而川岸場ニ於テ酒売買売人ニ而被成度心掛有之発端ノ厚御世話被成候間山田川岸場ニ於テ酒之義ハ貴殿売人ニ而永久売買可被

成候、余人ハ申ニ不及、拙者方ニ而も酒売買之義ハ、決而致間敷候定ニ相違無御座候、塩・茶・水油醬油四品之義ハ拙者ニ而一手

候定ニ相違無御座候、塩・茶・水油醬油四品之義ハ拙者ニ而一手

ニ取扱候間、貴殿方ニ而決而売買被成間敷定、其余諸色商内茶屋向旅籠屋向ハ貴殿一手ニハ無之定メニ而御勝手次第之家業可被成候、川岸場ニ於テ、貴殿御家作被成候地面ハ永久貴殿江貸渡可申候間、右地面ニ応し候家作貴殿御勝手次第可被成候、構六ヶ敷申者決而無御座候、然ル上ハ貸渡し候地所小作金耆ケ年ニ金貳分宛毎年十二月廿日限り、永久拙者方へ御渡し可被成候、右之通り議定致し候上ハ此義永久違変無御座候、為後証為取替議定証文仍而如件

嘉永七年

山田川岸

船問屋敷年番

寅九月

次郎兵衛

証人

岩井村

両之助殿

(山田 山田正治蔵)

註 この年一月「長杉」が、河岸で酒小売を願ひ出ている。この時、好松は俸兩之助と相談してと答えている。

六〇六 嘉永七年九月 吾妻川通船初荷下り書

初回、船三艘、四十三俵の積荷

一〇印 小白四俵、同印大黒拾俵、同印大白耆俵、同印赤小豆耆俵

一〇印 大黒六俵、同印大白貳俵、同印赤小豆貳俵

一刑印 赤小豆貳俵、同印大黒四俵

一刑印 やしや拾俵

惣メ四拾三俵 但船三艘積

寅九月六日

岩井村 平治右衛門<sup>⑧</sup>

原 町 賢 次 郎<sup>⑨</sup>

山田村 治郎兵衛<sup>⑩</sup>

(北群馬・渋川史より)

註 寅九月十一日に、この行を岩鼻役所へ差出した資料は町誌第一巻 693 頁に掲載したのでここでは略す。

六〇七 安政三年二月〜三月 吾妻川通船荷積証文

(一)文略ヲ以申上候、追々春氣ニ相成候得共御同慶ニ奉存候、然者過ル九日ニ其御川岸出帆仕候、<sup>⑪</sup>印炭六拾俵、<sup>⑫</sup>當川岸着仕候、其外送り状ニ御座候松板百枚不参ニ御座候得共、尤、急船立切六相組之組之様被仰聞候得共、此段如何に候哉、炭計立切ニ而運送仕候哉、板百枚其御川岸へ御送り被遊候上ニ而相送り候哉、此段早々被仰越度御返書御待申上候先ハ、文略、恐惶謹言

二月十二日

五科河岸 高 橋 代二郎

伊能平次右衛門様

(二)荷請一札之事

一黒豆貳拾四俵 但五斗入

右之通儘ニ御預り申候、尤荷物御沙汰次第積付可申候、其節此書付御引替可被下候、為後日依而如件

安政三辰年

三月十九日

菊屋孫右衛門殿

岩井河岸  
伊能平次右衛門(印)

(三)以手紙啓上仕候、先以其御地様御機嫌克被成御座玆重之御儀ニ

奉存候、然者此(安政三年)後卯年八月中、其御地川岸迄附出申候柏木沢、

段々そんなニ相成、辰二月初日ニ羽鳥久右衛門殿方へ御地川

岸へ附出申候、江戸入津次第ニ仕切金相成候、早々御地江受候ね

だんはなはだ下直ニ相成候所、借用申候金子老兩式分御座候、当

金式分右之通り田村喜伝次様へ差上申候、あと金々々之内ニ

御宅江廻り御返金申候、右之通り御勘弁之程奉願上候、以上

(安政三年)

三月 佐の

岩井村川岸

問屋右平次右衛門様

(封表)

(四)一伊能平次右衛門様

要用」

一筆啓上仕候、昨日ハ参上仕種々御馳走ニ相成忝奉存候、其節御

対談申候炭別紙送状之通今日川岸迄附送り候間宜敷御取計可被候

以上

三月初日

(岩井 伊能光雄蔵)

嘉永七年十月 吾妻川通船冥加金議定書

為取替議定書之事

上利根川ハ吾妻川通船之儀、我等三人之者共去ル亥年ハ同志いた

し奉願、去丑九月中被為有御出役御見分之砌、銘々之村方江河岸

場相建度奉願候処、河岸場所冥加之儀、原町三両、岩井村三両、山

田村老両上納可致旨被仰聞、当寅二月廿五日、石河土佐守様御奉

行所江被召出、右願之通原町岩井村山田村三ヶ所江河岸場被仰付

罷在候処、右三ヶ所之内、山田村之儀ハ、別紙議定書之通、最寄

村数少、御冥加も薄候得共、亥年ハ四ヶ年以來入用金之儀ハ三ヶ

所同様ニ差出し、其上御料所之儀ニ付、御公辺向も、万事骨折勝

ニ付為趣意左之通取極候

覚

一登り荷物之内塩 四口江割

宍口 原町河岸 賢次郎引請

内 宍口 岩井河岸 問屋 平次右衛門引請

引残る式口 山田川岸 問屋 次郎兵衛引請

右之通、取極候上ハ各出精売買いたし、右四口之外余人江決而為

致間敷、此義永久相守、違変無之候定為後日議定為取替一札仍而

如件

吾妻郡原町

嘉永七年

船問屋 賢次郎

十月

同郡岩井村

右同所

平次右衛門

同郡山田村

同所

次郎兵衛

同郡岩井村

立会人

兩之助

(山田 山田正治藏)

六〇 安政二年十二月 吾妻川通船、岩鼻役所納冥加金覺

覺

一金三兩也

通船試稼冥加永

永九拾貳文五分七リン

右之通髓ニ請取岩鼻御役所江相納申候処

相違無之為念如此ニ御座候 已上

山田村

名主

次郎兵衛<sup>印</sup>

安政二卯年十二月 日

岩井村

平次右衛門殿

(岩井 伊能光雄藏)

六〇 明治二年十一月 吾妻川通船冥加金免除願

乍恐以書付奉願上候

御支配所上州吾妻郡岩井村船問屋十三郎同山田村同名主治三郎右

兩人代兼同原町百姓善平奉申上候、私シ共三人ニ而上利根川吾妻

川筋江去ル嘉永寅年中ハ通船試稼御願濟之上、開業渡世仕候処、

李御関所乘通方之儀甚不都合之義ニ付、難波之旨、旧幕御奉行所

江出願申上候処、追而御沙汰之趣ニ付差控罷在候中、追々難波有

之、無余義休船居候得共、右年限中御冥加永七貫文宛休船中ニ有

之候得共、去ル卯年中迄御上納仕来り候間、必至難波仕候間、其

段御歎願可申上与奉存候処、今般難有御一新御法則ニ付、直御関

所御廢止ニ相成候上ハ、通船稼方無滞不都合義無之間渡世開業仕

度候得共、右願人共追々不如意ニ相成、当今之場合諸向高係ニ付

船打立方并水夫抱入候義も多分入用ニ付、迎茂急速開業仕候義難

相成、御冥加御上納去ル辰年中御割賦御下ケニ相成誠ニ恐入、月

迫ニ差迫り御上納方被仰出候上ハ、実以奉恐入候間、極々難波之義

ニ付右之通、船渡世開業相成候迄之中、何卒出格以 御慈悲右冥

加御上納御免助被成下置度偏ニ奉願上候、以上

明治二年 已十一月十六日

御支配所 上州吾妻郡岩井村

船問屋 平治右衛門事改

十三郎<sup>印</sup>

同

同州同郡山田村

同治郎兵衛事改



治三郎（印）

同右兩人代兼

同

岩鼻県

原町

御役所

善平（印）

（岩井 伊能光雄藏）

六二 嘉永七年 岩井村船頭、南牧村宗門帳入れ願書

乍恐以書付奉願上候

〔南牧村組頭権兵衛奉申上候、私召仕下男金五郎ト申者義当寅年、吾妻郡岩井村平治右衛門方被引取農業之間船頭渡世為仕罷在候処、猶其筋ヨリ御支配御役所江も夫々申立、私人別ニ相加、宗門等之儀私方且那寺ニ而諸事寺役相勤候、依之向後御関所御要書内舟乗渡世相勤候様仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候 何卒御聞濟之段奉願上候〕

註 南牧村組頭権兵衛、同名主彦七契印で、本関所役人に願ひ出たもので、数日後南牧人別に入った船頭が十余人に上り、村役人で船頭を同居させない家はない程になった。「他人足乗通シ之儀ハ相成不申候」の断りに、南牧村と吾妻三河岸の馴合が講じられたものである。

（北群馬・渋川の歴史より）

六三 嘉永七年十月、吾妻川通船開通につき船頭雇申度書状

〔封皮〕  
〔当町宿ニ而

永井宿にて

丸角屋七衛門様

笹木十兵衛

貴下

〔前略〕此人義ハ上州吾妻岩井村之御人ニ而、兼而御聞及候茂可有御座、吾妻川通船稼御下知ニ相成当九月六日夕出帆ニ相成候義ニ付、兼而右川筋川下ケニ相成候荷物御座候ハ、御取持被下、名々荷主方江茂宜敷御風聴奉願上候、且又此度此御人御地罷出候義ハ船頭相雇申度由、元来御地不案内ニ御座候間此段御察之上宜敷御計ヲ以成丈上手ニ船頭御世話被下度奉願上候 余ハ此人夕万端可申上候以上

〔嘉永七年〕  
十月廿六日

問屋 十兵衛

御問屋喜左衛門様

二昨日ハ御入来被下候処毎度御粗末奉申候

〔中略〕其節申願候通り檀那樣渋川迄舟頭迎ニ御遣シ被下候様

奉願上候、匆々

十一月廿三日

〔河津勘〕  
乾 司

伊能大兄

（岩井 伊能光雄藏 以下 613、615 同）

六三 年不詳三月 吾妻川通船、出帆前日船頭の仲間割れ書状

〔封表〕  
〔山田次郎兵衛様 平次右衛門〕

口上

昨夕舟乗共参り候ニ付、弥今日出帆為致可申与奉存、昨夕恒藏を

以申上候得共、夜ニ入仲間ニ而彼是申争等有之、暇もらひ度杯と申ものもあり、隙をとらせら杯と申族もあり、落着ニ不相成、扨々当惑仕候、依之即刻御対談之通会合いたし、其上駢与取究いたし候而出舟爲致候方專一ニ奉存候、就而ハ此ものと御同道可被下候様奉願上候、書余貴面之上万々御内談ニ御座候、早々

(年不詳)  
三月十二日

註 九月廿三日、善兵衛より平治右衛門へ船頭共勘定申入ニ付急御相談申上度

六四 年不詳四月 吾妻川通船、市の渡の綱をきり樽代差出

し書状

(前略) 先達而通舟之砌、村方渡舟綱打切申候ニ付、貸衆参り船頭方へ樽代遣し吳候様被申候内、下拙預置、舟頭衆江右之段申入候処、行届キ兼申候、いつれ代之御方ニ而も御入来被下候ハ、行届可申与奉存候間、乍御苦劳御出張奉待入候、右申上度如斯御座候、以上

(年不詳)  
四月十二日

岩井村

御苗平次右衛門様

市坂  
飯塚 喜与次

註 外に「船頭の申口相談い度し別紙得貴意候、船乗共申口取用候へバ是迎も金子いり申候、是迎も才覚致し不申候而ハ相成不申、なれども留置候てハ金ハいり不申、是も御相談ものニ御座候、因へ遣スならバ、一日も早ク遣し申度候間、御多用ハ乍察本文申上候、先ハ早々以

上」と、年不詳十二月十七日、山田次郎兵衛から伊能に宛てた書翰もある。

六五 安政四年十月 吾妻川通船休船により、船頭引払送別

会案内

花墨拜見仕候、然ハ御尊家種々御多事之処、加部氏御光来ニ而御出向かね候ニ付、尊家参上可仕旨被仰聞候処、明日船頭引払其外勘定等有之、是非御出無之候而ハ取計がたく候間、加部御氏幸之処、御同道ニ而直ニ御来臨奉待候、今船ハ船乗共贈別祝ニ而手打うとんニ御座候、必無間違御尊来御両公様ニ而奉願候、此段尚不申上様無之遠慮、早々御入来伏奉希候、匆々

十月廿三日

乾 司

伊能様

註1 吾妻川明治六年の廃業願によれば通船は安政四年から休船している。

2 加部御氏は加部安左衛門である。

六六 文久二年十二月 吾妻川通船始末、原町河岸間屋株讓

渡証文

為相任申通船証文之事

右者去ル寅年中、通船稼方被仰付候処、追々身上向不如意ニ相成、稼方者勿論、御冥加御鑑札御書替、御上納御年貢ニ必至与差

支、無抛今般貴殿素々三河岸相談合ヲ以、取立ニ相成候得共、右御上納行届兼候間、為趣意金拾五両也、隨ニ請取申候処実正ニ御座候、然ル上者此後右株敷方義并稼方共、何様御取計候共我等方ニ而申分無御座候、万一親類者不申及、外ハ彼是申もの有之候其我等引請、貴殿江少茂御迷惑相掛ケ申間敷候、為後日入置申証文仍而如件

文久二戌年十二月

原町

当人

善兵衛<sup>印</sup>

同

謝人

長右衛門<sup>印</sup>

山田村

五兵衛請居

重兵衛<sup>印</sup>

山田村

治郎兵衛殿

(山田 山田正治藏)

六七 明治六年九月

吾妻川通船山田河岸問屋廃業願書

(表紙)  
「上」

乍恐以書付願上候

北第貳拾大区小六区

吾妻郡山田村

一通船川岸 卷ヶ所

保人

山田 次郎平<sup>印</sup>

右者去ル嘉永七寅年ハ通船試稼仕居候処、安政四巳年より休船仕候間、今般 御鑑札返納仕、廃業被 仰付被下置候様奉願上候以上

明治六年

九月

立会人

関 舊 衛<sup>印</sup>

副戸長

田 安一郎<sup>印</sup>

戸長

町 田 庄 造<sup>印</sup>

(山田 山田正治藏)

註 以上の文書中、吾妻町岩井伊能光雄家の文書は、現在県立文書館に保管されている。

### 第二項 筏管流し

六八 弘化三年九月 筏・流木盜難に付訴状

乍恐書付ヲ以奉願上候

大久保八五郎知行所

上州吾妻郡原岩本村律五郎代

林部善太左衛門支配所

勘 之 丞

同 支配所同国利根郡川上村

茂 重 郎

同 支配所 同 村

和 重 郎

同 同 同

伴 右 衛 門

同 同	同国群馬郡南牧村	駒 藏
同 同	同 佃田村	忠 五郎
同 同	同 溝呂木村	重 藏
松平大和守領分同国同郡原ノ郷	又	藏
同 同国同郡同村	半	七
同 同 中村	松之助	
同 同 峯村	浅右衛門	
土岐山城守領分同国同郡戸鹿野村	代 助	
同 同国同郡五丁田村	八右衛門	
松平大和守領分同国同郡前橋	半 兵衛	
同 領分同国同郡五料河岸		

問屋佐次衛門惣代

善右衛門

右名前之者共奉申上候、私共農農業之間、我等渡世罷在、利根川・吾妻川筋の江戸表江、筏運送致し参り候処、五料川岸并大館村江繫至候筏百七拾四切有之然ル処当六月廿八日夕追々出水ニ而度々流木散乱致し候ニ付、川筋見廻り流込候村方江ハ当役人江相届ケ留置候者相尋、世話人等下ケ候札当之□札差出し貰請引取候処、筏百八切、残六拾八切之分全流失ニ相成、然ル処、林部善太左衛門様御代官所同国新田郡式ツ小屋村浅次郎与申もの家ニ流木多分隠置風聞有之候ニ付、八月八日、同人宅江罷越し相尋候処、居屋敷ニ有之候分角木拾五本有之、左候得ハ、風聞与ハ格別相違

致し候間、当人江種々相掛合候得共、只今江戸表江出舟し、荷物ニ取掛り候ニ付、有無之模様ハ早速致し兼候様申候間、無抛善右衛門義、其係引取荷主方江右之由及相談候処荷主共参候儀、隠置申義故何方ハ相返し候哉も難計ニ付、八月十三日善右衛門并ニ松之助・勘之丞右三人之もの、浅次郎家相越し、同人家内之者江掛合ニおよひ候処、庭先ニ見当るもの隠置之分、角木拾五六本有之候得共、浅次郎婦村無之候而ハ一切相渡し候義ハ勿論見せ候義茂不相成旨、左申聞候間、無抛、名主助之丞方江罷越し、浅次郎隠置候木品貰請役願出候処、浅次郎儀ハ留守中義故、親類并ニ組合之者呼寄候処、親類之内浅次郎弟ニ而直藏与申者、名主方ニ而申聞候ハ隠木之分凡式拾本も可有之候得共、当人留主中之義故、帰宅迄相待呉候様申候間、無余義当月七日迄相待候処、浅次郎儀婦宅致し候趣ニ付願人之内松之助ヲ以、別段ニ示談ニ及掛合候処、庭先江積置候拾五本之外ニ一切無之趣、左候得ハ同人弟名主宅ニ而申聞候分一円無之杯不法而已被申聞、其上積置候拾五本之内四本、紛失致し、残拾本之外、何様申候共無之趣申候間、浅次郎留主中名主方江立会、同人組合源吉与申もの相頼、尚又□意ニ掛合候得共、更ニ不取用鉢之挨拶ニ付、私共一同当惑談事申手間取候故、処々取集候分、浅次郎儀約定之上、地先借り請置材木積置候分、同月廿日、筏組立可申存、処々の日雇もの相頼、組立候内、浅次郎親子者共、其外舟乗鉢大勢召連地先ニ而ハ不相成趣ニ付、雇もの共江木刀ヲ以打擲致し候間、人足共ハ驚入其場ハ勇三

郎宅江逃帰リ候ニ付、荷主惣代勘之丞、松之助・問屋代善右衛門右三人之もの、浅次郎方江罷出掛合候ハ、是迄段々実意掛合仕不明荷主方……斗ニ挨拶、雇もの共召連致し候ハ如何之心得ニ御座候哉、此旨承り度候与申間頼御座候挨拶、大勢之方、善右衛門差押、新繩ニ而巻取、其上打擲致し、其仮被差押候始末、松之助・勘之丞見届ケ引取申候得共、善右衛門義如何相成候義与存候間、翌廿一日之夜、浅次郎俸主馬藏与申者、善右衛門江申聞候て、長々差置候義難相成候間雄之助宅江引取候様被申聞候得共、繩巻之上打擲被致候義故、躰中痛ミ、步行難相成旨申聞候処、道々致し趣ニ而被引出候ニ付、無是非罷出候処、途中ニ而脇差引抜切掛ケ可申躰ニ見請候間、早々村役人宅江逃込候程義ニ候間、何分此末之儀茂渡世向差支候義相成、殊更心外至極ニ奉存候間、無是非、今般御訟訴奉申上候、何卒格別之御慈悲ヲ以、右浅次郎并ニ俸主馬藏之外手違致し候もの御取押、敲重之、御吟味之上、荷物ハ不残相返り仕り、渡世相統相成候様被 仰付被下置度奉願上候以上

弘化三年九月廿一日

松平大和守領知

上州那波郡五料川岸

問屋佐太右衛門代

善右衛門

林部善太左衛門御支配所

上州吾妻郡原岩本村  
大久保

勘之丞

江戸本処五ッ目

問屋伝右衛門弟

所之後荷主惣代

松之助

蔭山茂左衛門様御手附

関東向御取締御出役

吉田傳平次様

(若本 神保彦藏)

六元 弘化三年十一月 筏渡世鑑札渡し方改メ願

乍恐以書付奉願上候

松平大和守領分

上州群馬郡前橋町

半兵衛

同領分

同州同郡峯村

浅右衛門

同領分

同州同郡原ノ郷

文 藏

林部善太左衛門代官所

同州同郡白井村

孫 兵衛

同 御代官所

同州同郡佃村

安 五郎

同 御代官所

同州同郡溝呂木村

仁右衛門

重 藏

八右衛門

同 御代官所

同州同郡南牧村

駒 藏

同 御代官所

同州同郡渡川宿

甚五郎衛

同 御代官所

同州同郡村上村

儀右衛門

清水領御領知

同州同郡石原村

弥 助

林部善太左衛門御代官所

同州吾妻郡五丁田村

龜 吉

大久保八五郎知行所

同州同郡原岩本村

律 五郎

林部善太左衛門御代官所

同州同郡谷川村

惣 吉

同 御代官

同州同郡川上村

茂 十郎

仲谷衛門

和 十郎

土岐山城守領分

同州同郡戸鹿野村

右拾六ヶ村式拾人惣代

林部善太（左衛門）

右律五郎

同州

願人 半 七

同 御代官所

同州吾妻郡原岩本村

同 勘之丞

右拾ヶ村式拾人物代半七勘之丞右申上候、公私義ハ農業之間、既ニ材木渡世罷在候処、利根、吾妻川之分ハ、牧橋

御関所近辺筏組合、川下ゲ仕、松平大和守御領分、上州群馬

郡前橋町大渡川岸ニ而筏御改御鑑札頂戴、同御領分五料川岸 御

関所江右御鑑札、同川岸問屋佐次右衛門方ハ返上仕、荷物江戸并

近在ニ至迄運送仕来候処、近年右佐次衛門義、荷物取扱方甚不行

届、殊ニ少々之出水ニ而も流木紛失有之候間、去ル丑年中種々相

掛合候処、荷物取扱方之義ハ、先年ハ仕来之振合之よし、殊ニ御

鑑札返上之義、一已ニ而致来候間、外ハ差上候義ニ不相成候段相

弁居、我意而已申募候ニ付、無是非 右大和守様前橋御役場江罷

出、右次第奉申上、御領分沼ノ上付ニハ外川岸場茂有之候間、外

問屋方ニ而荷物受私相成候様御歎願奉申上候処、右御役場ニ而被

仰渡候ニハ、已来振合相改メさせ候間、佐次右衛門方江、是迄之

通 御鑑札相返納之義ハ勿論、荷物運送も不致旨被仰渡、無是非

其候致置候処、此節ニ相成候而ハ、先々振合ハ狼ニ相成、川岸場

入用等相當、年々少々ツノ之出水之度毎ニ流木ハ勿論於川岸場ニ

多分紛相成銘々渡世向取続相成難候間、其段必至与相掛ヶ合候得

共、更ニ取不用、簡等之始末一同難義罷在候処、当月廿三日夜風

雨ニ而少々増水ニも相成候得共、時分柄之義故、多分之出水与申

程之義ニハ無之、然ル処、筏荷物流木致候哉、紛失多分之義ニ

而、何分安心不仕、依之荷主共銘々荷物尋呉候様申談候得共、更

ニ聞請呉不申、其候致置候間、無余義銘々罷出荷物取集等致候義

ニ而、佐次右衛門江而已頼置候而ハ、仲々渡世向取続候義ニハ不

相成候様成行候も、全御鑑札之義、外ハ返納不相成候事ニ取極候

間、其心得ニ而仕成候間、此節之姿ニ而ハ、往々渡世之義無覚

束、是迄親代ハ仕来渡世ニ而も相止候外手段無御座、左候得ハ材

木渡世之者ニハ不限、其最寄之百姓共至迄も、鹿田之場所柄ニ而

作付而已ニ而ハ取続難、筏乗或ハ木挽等渡世致来候もの迄、相統

差文ニも相成、何共歎ヶ敷次第ニ存候間、何卒格之以 御慈悲

御関所御改御鑑札之義ハ、筏乗人ハ直納ニ相成、銘々勝手之間屋

江運送相頼、渡世永続相成候様被仰付下置度、偏ニ奉願上候以上

右拾ヶ村

弘化三年十一月

式拾人物代

半 七

勘之丞

御奉行所様

前書之通今般貴殿方相頼

御奉行所様江奉願上

候処相違無御座候、依之入用内金として金拾五両相渡、猶追々入

用金之義ハ連名之内江御沙汰被下候ハ、何時ニ而も無差支相渡可申候、然ル上ハ、是非々々渡世永統相成候様御願被下置度、一同連印ヲ以、頼入候、依之一札入置申処如件

弘化三年十一月

半兵衛	浅右衛門	文藏
孫兵衛	忠五郎	仁右衛門
重藏	八右衛門	駒藏
甚五兵衛	儀左衛門	弥助
八右衛門	亀吉	律五郎
惣吉	茂十郎	仲右衛門
代助		

原ノ鄉村

半七殿

原岩本村

勘之丞殿

(岩本 神保彦憲藏)

三〇 安政二年七月<sup>(推)</sup> 吾妻川通船稼ぎ方難波、流筏の件談合

(封表)  
〔岩井〕

伊能平次右衛門様 乾司

以手紙得候、然者亦一条尤右村方ニ而舟流筏惣村ニ而取込中故、

川場名前加入之事行届候ニハ相違無之存候得共、昨日八つ迄色々示談いたし候得共行届兼、書面出来仕第先様より挨拶有之候談ニ而小の子ヘ寄、五つ半時帰宅仕候間御立寄不申候(以下略)

七月廿四日

伊能様

乾司

(岩井伊能光雄家文書、県立文書館保管)

三一 安政二年十月 管流しを案ずる山田次郎兵衛書状

(封表)  
〔伊能御主人様 山田弁次

貴下当用〕

以使翰啓上仕候、追々寒冷相増候得共弥以御安泰可被御座弥恭奉存候、然ハ兼而御承知管流之義、最早木鼻渡戸橋辺迄出、一昨日、私川岸場下其迄せぎ草置候場所々々建札いたし候趣及承候、村内ニも日用共宿等相頼候由も承り、然所次郎兵衛義無抛事ニ而他行仕候、尤出がけニ貴家様へも立寄り委細御咄し申上頼申置候様申罷出候、此義如何ニ在候而可然や、内々奉伺候御大人とも御相談被成下、御差図被成下候様仕度、前断奉得貴意候、何分御返書奉待上候 恐々謹言

十月廿五日

伊与久御主人様貴下

山田 弁次

尚々御先生江御相談被成下義可罷成ハ、烏渡も御来駕奉願候



註 弁次は次郎兵衛の父、Ⓢは新井賢次郎である。  
(岩井伊能光雄家文書、県立文書館保管)

六三 年不詳一月 管流しにか、吾妻川通船三河岸船差支へ、

岩鼻役所願出然るべしの書状

(封表)  
〔原町〕

新井様

山田

貴下

貴札被下難有相見仕候、然ハ羽久殿より書状御廻し被下一説仕候  
処、渋川并当方三河岸船差支ニ相成候義ハ顯然之事ニ御座候間、  
即刻下拙も罷出御相談仕度奉存候得共、無抛義ニ而今日ハ出張仕  
兼申候、去冬中松平八郎磨様御用材さへ故障無之筋ハ無之ニ付、  
何れ迄も罷出故障仕候心得ニ御座候なれ共、只今差掛り之義ニ  
付、御両公様之内御老人御下り御掛合被成下度品ニより岩鼻御役  
所迄出候様之仕義ニも相成候ハ、即刻飛脚御さし立可被下候、其  
節罷出可申候間何分宜敷御取計可被下候、先ハ右申上度如何ニ御  
座候、勿々拝具

正月八日

山田

新井様

伊能様

貴下

(岩井 伊能光雄藏)

六三 年不詳正月 吾妻材木業者律五郎の材木川下げに通船

難波書状

十五郎が律五郎方へ遣し候書状(写し)

以書中啓上いたし候、然ハ今日治郎兵衛様御出被成、渋川より賢  
次郎様、平次右衛門様御両名ニ而書状参り、船之儀ニ付、材木川下  
ケ差控具候様ト羽鳥様が申通候得とも、理不尽ニ川下ケ致候趣ニ  
而岩鼻江御願被成候趣御書状参り、直様右御手紙御持参ニ而御出  
被成種々御掛合有之候処、拙者方ニ而答候ニハ、縦令材木川下致  
候而も、船通行無滞様可致、万一材木邪魔ニ被成候ハ、多分人足  
も出居り候儀ニ付、水戸明船通行差支無之様ニ可仕候、猶又船頭  
方ニ而通路難相成趣被申候ハ、手人足ニ而船通行可為致旨御答  
申候処、其趣ニ而ハ敢而煩筋も無之哉ニ治郎兵衛様答候様子ニ御  
座候、若此間之出水ニ而多分材木押かため水戸閉キ候而難通場所  
ハ早速手配りいたし川道明候事ニ被成候様致度奉存候内、其趣ニ  
而船主衆が御掛合御差上候、兎も角も示談ニ致し候事第一と奉存  
候、尤先達而会所詰之ものニも、精々申付置候間、格別理不尽之  
儀ハ致間敷とハ存居候得共、手紙之様子ニ而ハ、不当之始末致候  
かと察入申候、治郎兵衛様外御両公様ととも、素が御懇意之事  
故、示談ニ相成候様御取計可被下候、何れにも早速水戸明船通り  
致候様精々可被成候、右之段申上度如此御座候、早々以上

正月十一日

町田 十五郎

神保律五郎様

(岩井伊能光雄家文書 県立文書館保管)

六画 (推)  
安政三年 水戸家御用材管流しに、吾妻川通船差障り

願出書状

上州吾妻郡三河岸并は波川白井五ヶ所船

上州吾妻郡三河岸・白井・波川両船稼人共奉願上候へ、今般岩鼻御役所様へ水戸様御用材沼田藤木村へ縁郡五料川岸迄、当月廿日より来辰二月迄、管流し木放旁改被遊候旨、川筋村へ故障有無御尋之御触書御座候所、是迄管流五料持材木問屋尋来り候へ、五料

へ運送舟渡世人口之候而上州へ船稼人一切無之存候哉、前々石場迄、管流し相成候得共、一昨年已来吾(妻)三河岸、白井・波川

五ヶ処之川岸ニ而右之御義茂永井・信州御諸家様方、越後并其他之諸商人、江戸・大阪・名護屋・勢州・桑名買物其外諸国積入候

荷物何月何日迄急度積為登取申由ニ而請込、今夕荷物愈々管流有之通船御差留ニ相成候得へ、時日相場之甲乙有之候品々ニ御座候

得へ、荷主方へ種々不足被申懸過荷物延日及候而ハ運賃損後之次第ニより不相渡、不夫耳、五ヶ所多人数之舟乗共之義ハ舟稼之外

無能之者共相抱置、賃銀日々相渡多日休船ニ相成候得へ、乍恐通船御上納并ニ舟御役銀ニ茂差支、一同殆難波難忍奉存候間、此段

被為聞候訳、右五ヶ所舟稼人共御仁恵ヲ以差支無之様、群馬郡白

井河岸前ニ而筏ニ組建、御用材御流木ニ被成下置候へ、夫々相助

誠難有仕合ニ奉存候、既ニ昨年十二月内ニ松平八郎治様御用材出

小暮当御役所江難波一同申上候処、管流支配人御役所ニおゐて、

管流竹網川丈張候へ一日と申事故川中央限りニ竹網川丈張呉候様

申談候処、右ニ而材木閑留候義相成兼候而、川一面ニ竹網はり候

義一二日勘弁致呉申候ニ付、剩五六間位与相心得、示談行届、

管流之為尋候処、十二月より正月下旬迄竹網張置候而、舟通用相

休、新河岸之事故、不事馴義故、通荷物駄送ニ而も不相送、十二

月半江戸表着之品物、正月ニ至、種々之難題荷主へ被申懸、願申

勝栗荷物、昨年大当りニ而多分出候而、十二月限り急度御府内着

請負候御品十二月へ勿論、二月上旬、漸々一艘入込候義ニ而、荷

主共多分損毛、預ニハ老人ニ而三拾兩又ハ廿兩、僅な候ものニ而

五七兩宛ハ大下落ニ而内損預請方之荷主より彼是不足之次第申被

罵、運賃請取候義不相成人茂粗有之、一同難義仕候上、管流ニ而

数万之材木川筋舟道拵置場所不残押崩、大岩石等川瀬ニ埋去候、

二月中、川凌多分之人歩相掛、普請いたし、当又去六月十九日大

満水ニ而川普請いたし候処、七月廿七日洪水ニ而兩度ニ而ハ七拾

金余相掛川浚いたし候処、通船路之内管流し材木通行程候へハ、

兩度之洪水ニハ却而弁理ニ相成場所義戻出来程候得共、流木ニ而

川長一統ニ押崩シ多分之入用相掛、普請不仕候へハ、中々通船相

成通り候間、此段被成御聞訳向來前奉申上候、白井ニ而筏ニ組候

而御用木御出被下候様五ヶ所之者共奉而奉難有此段格別之御仁恵ヲ以御憐愍之御沙汰御被仰付被下置候ハ、偏ニ御威光ヲ難有仕合ニ奉存候、已上

註 文中の括弧内と○印は筆者。

(文書蔵同前)

三三 自安政三年九月  
至 四年三月 管流し一条にて出府滞在費

以手紙啓上仕候、秋冷之時節御道中御機嫌御在府被遊大喜不斜奉存候、扱此間中ハ近來稀成大風兩私シ義も打動岩鼻迄罷出候処、右之次第段々御相談申候一件之義、先日管流し(改)胡障有無御支配中江罷出候ニ付、有之趣申立書面差出し、右ニ付取急出訴与存候得共、中々通路無之、漸々廿八日岩鼻出立ニ而昨日着罷候ニ付、今日御伺旁参上仕候処、下谷辺江御出掛之跡江参り誠ニ残念ニ奉存候、右ニ付御相談仕度有之候間、何卒明朝御出向被下候様御待申上候、段々願方之義付候而も御差出不被下候ヘバ、行届方宜敷無之候趣、伊勢嘉被申候間、何卒御出向被下宜敷奉願上候(下略)

九月朔日

イセ加之宿

善兵衛

保科様御屋敷ニ而

伊能平治右衛門様

註1 イセ加は馬喰町二丁目伊勢屋嘉兵衛同宿請求の「覚」に次のようにある。

八月晦ハ九月晦日迄三拾壹泊 善兵衛様

九月十九日ハ十月三日迄 拾五泊 治郎兵衛様

九月二日ハ同六日迄 貳泊 平次右衛門様

十月朔日ハ晦日迄 三十泊

十月七日 壹泊 御客様

十月十日 半人 同断

十一月朔日ハ十二月朔日迄 三十泊 善兵衛様

十二月朔日ハ同廿二日迄 貳拾貳泊 半兵衛様

メ金五兩壹分十百拾文 (安政四年)

已三月五日

金貳兩 弥兵衛様より

右之通り御座候、以上 伊勢屋 嘉兵衛

岩井村

平次右衛門様

山田村

次郎兵衛様

原町

賢次郎様

(文書蔵同前)

註1 以上の覚書中の細部は省略したが、尚外に、已七月九日より九月三十日迄八十一日分太助様とある。午二月廿八日の原町菊屋探右衛門宛、同宿の覚もある。

2 安政四年三月二十四日、原町知行大久保丈助用人大森伴右衛門は、「御尋申入候、昨秋願ニ相成候通船地、くだ流し一条ハ如何相成候や、此儀ハ御願下ケ被成候方可然哉存候」以上と附加している。

3 こうした中に、この年十月通船は休止するのである。

三六 安政三年九月 管流し一条で山田治郎兵衛出府書状

廿日川上御役所江右ハ添簡差出し候所、最早右願之儀ハ、賢次郎ハ同意之趣ニ而岩鼻江も相届、先達而出府、大久保用人度々当方へも罷越、去十四日奉行所江差出し相成、且奉行所も右調当役所江被仰付候ニ付、其方可召出奉存候所、着府候ニ付、委細可申立趣ニ付、夫々申上、御察当も不受、実ニ岩鼻御仁恵と奉存候、夫々追々御調ヲ受、昨日相伺候処、是迄管流し致し来候場所、儀ニ組立、川下ケいたし候而も、故障無之哉有無御調之御廻状被下候（以下略）

(安政三年) 辰九月廿五日出

江戸伊勢屋嘉兵衛宿

(山田次郎兵衛) ヲ

(文書蔵同前)

三七 安政三年十月 水戸家御用材管流しに吾妻川通船故障

届出

乍恐以書付御届ケ奉申上候

当御代官所上州吾妻郡山田村古料年寄次郎兵衛奉申上候、私并保科栄次郎様御知行所同郡岩井村名主平治右衛門、大久保丈助様御知行同郡原町百姓賢次郎三人義、利根川吾妻川通船奉願上御聞濟相成、冥加永之義ハ当御代官所江御上納仕、去々九月中より稼方

相始候処、右川々御用材管流し時々有之通船差支、并左御関所御

要害内船頭乗通し不相成地元村人足江船相渡し、余分之用相掛り難波ニ付、材木之義ハ通船路川上ニ而、儀ニ組、川下ケいたし

候様御関所御要害内も船頭ニ而乗通り度、私共三人惣代ニ而御奉

行所江歎願ニ可罷出ト存候内、当八月水戸様御用材管流シ故障有

無御糺ニ付、川縁り村々ハ故障無之候得共、私共三人差支ニ付、

右賢次郎惣代ニ而御奉行所江罷出候処、去月中私義ハ当御役所江

被召出御糺ニ付、右之次第奉申上候処、右様之御歎願ニ罷出候

ハ、御料所之ものハ可願出筋之旨被仰聞候ニ付、私義も御添翰頂

戴江戸御役所江罷出候処、右願筋ハ賢次郎惣代ニ而願出御役所ハ

御掛合有之、最早御奉行所江御差出ニ相成候旨被仰聞候ニ付同様

願之義ニ付、賢次郎江頼ミ置、私義ハ帰村仕候間、此段乍恐以書

付御届ケ奉申上候 以上

右山田村

安政三辰年十月七日

年寄 次郎兵衛

岩鼻

御役所

(山田 山田正治蔵)

三六 安政四年五月 管流し終り空船にて早々引上度之書状

御使札被下難有拝見仕候、然ハ管流しも思い之外はか取川明ニ相



池田新兵衛様

御役所

同 勘左衛門<sup>④</sup>

百姓代 茂兵衛<sup>④</sup>

同 八郎右衛門<sup>④</sup>

(中之条町役場蔵)

三 寛政七年十二月 吾妻川秣薪舟、旅人案内出入済口証文

差上申済口証文之事

上州我妻郡九ヶ村川戸村年寄八兵衛岩井村同市之丞兩人が奉訴上候者、同郡中之条村・伊勢町村両村立合秣薪引取渡場御座候所、右中之条町ニ而我佩ニ旅人案内渡船仕候出入、当御奉行所様江御訴訟申上、先月十三日御差日之御 尊判頂戴相對双方ともニ罷出奉請御吟味、当時御吟味中ニ御座候所、御日延奉願上訴答掛合之上和融内済仕候趣意左ニ奉申上候

一右出入之儀伊勢町、中之条兩村が秣薪引取候渡し場ニ御座候間以來ハ秣薪之外料作仕付通ひ近村霞村々儀者是迄之通り通路いたし、其外他之旅人往来諸荷物等ハ決而相通し申間敷管と相極聊無申分和融内済仕備ニ御威光と難有仕合奉存候、然ル上ハ右一件ニ付、重而双方ともニ出入ケ間敷儀決而申上間敷候 依之双方連印済口証文奉差上候所仍而如件

寛政七卯年

十二月

朝比奈鉄吉 知行所

伊丹三郎左衛門 川戸村

上州我妻郡 保科弁三郎知行所

同州同郡 金井村

岩井村

土屋山城守知行所

同州同郡 植栗村

奥田村

小栗平吉知行所

同州同郡 小泉村

新巻村

朝比奈鉄石知行所

同州同郡 泉沢村

右九ヶ村惣代

同知行所 同州同郡川戸村

名主 伊兵衛

百姓代 太右衛門

小栗平吉知行所

同州同郡新巻村

組頭 金太郎

布瀨孫三郎御代官所

富永鞆負 知行所

依田金子郎 厚田村

同州同郡中之条町

名主 藤 八  
年寄 重兵衛  
組頭 平四郎

御奉行所様

右之通り御案文三通御認双方取替証文一通ツツ且又

御奉行所様江一通早々相認当廿六日ニ被 仰渡ハ上下八日九日之内御日延奉願上置候間左様ニ思召可被下候 然レ共上下十日外御日延相成間敷候間御内々中上候

(中之条町役場蔵)

三三 寛政八年正月 吾妻川伊勢町船渡、船頭扶持二十ヶ村

持一札

覚

一其村方渡船之儀、村々一同通船一同通船之場所ニ付前々々船頭扶持方出シ来申候所相違無御座候 以上

寛政八年辰正月

保科弁三郎知行所

青山村

名主 喜 伝 治<sup>印</sup>

同 知行所

横尾村

名主 郷左衛門<sup>印</sup>

富永靱負知行所

同村

名主 八 兵 衛<sup>印</sup>

同上 横尾村

名主 伊 兵 衛<sup>印</sup>

保科弁三郎知行所

大塚村

名主 清 兵 衛<sup>印</sup>

向井喜八郎知行所

同国群馬郡上尻高村

名主 十 兵 衛<sup>印</sup>

保科弁三郎知行所

赤坂村

名主 庄 兵 衛<sup>印</sup>

布施孫三郎御代官所

原岩本村

名主 古 文 治<sup>印</sup>

布施孫三郎御代官所

四万村

名主 市 三 郎<sup>印</sup>

布施孫三郎御代官所

下沢渡村

名主 孫 兵衛 ⑦

布施孫三郎御代官所

上沢渡村

名主 金左衛門 ⑧

布施孫三郎御代官所

山田村新料

名主 利 兵衛 ⑨

布施孫三郎御代官所

山田村古料

名主 茂左衛門 ⑩

同 御支配所 原町

名主 孫右衛門 ⑪

同 御支配所 同在組

名主 要 助 ⑫

同 御支配所 折田村

名主 彦右衛門 ⑬

同 御支配所 西中之条村

名主 清 七 ⑭

同 御支配所 平村

名主 十右衛門 ⑮

同 御支配所 蟻川村

名主 惣 七 ⑯

同 御支配所 枋久保村

名主 庄右衛門 ⑰

同 御支配所 大道新田

名主 六左衛門 ⑱

同 御支配所 五反田村

名主 四 兵衛 ⑲

伊勢町御名主

重右衛門殿

(中之条町役場蔵)

三三 寛政八年二月 吾妻川船本伊勢町、吾妻郡九ヶ村船渡

出入港口証文

取替証文之事

上州我妻郡伊勢町中之条村之間、秣・薪引取候渡船老ヶ所、去十月中川南九ヶ村々中之条江相掛り秣渡我假ニ旅人通路仕候出入曲淵甲斐守様江御願申上双方罷出、御吟味奉請候処、御吟味中ニ訴訟方相手方御吟味御日延奉願上、双方熟談之上、右渡船秣薪之外双方之者共御差留被 仰付候間奉畏、御証文差上申候得ハ、川南霞川北霞同領国御支配所有之候得者百姓田畑耕作仕付至極難



義仕候ニ付、船本伊勢町村〆既ニ御願ニ茂可罷出候之處、蟻川村重郎右衛門右村々江異見差加、和融之上、近村霞耕作通〆道御願申上呉候様ニ度々村々江及掛合候間、依之双方村々納得仕候ハ恐入奉及候、去十二月中証文差上置候得共、霞村々外他之旅人之諸荷物決而相通不申、双方田畑耕作通〆として霞近村之者是迄之通通路仕候筈ニ議定相極メ、其外之儀者去十二月中差上申候証文之通、急度嚴重ニ相守、重而此一件ニ付双方〆御願ケ間敷義申上間敷候、為後証取替濟口証文依如件

寛政八年辰二月

厚田村兩給総代

名主 五郎 八郎

川戸村四給総代

名主 伊兵衛

金井村

名主 与兵衛

岩井村

名主 平次右衛門

植栗村

名主 惣兵衛

小泉村

組頭 名主代 源右衛門

泉沢村

名主 三郎右衛門

新巻村

名主 太右衛門

奥田村

名主 九郎右衛門

伊勢町村船本

組頭 名主 十右衛門

中之条村

百姓代 七兵衛

中之条村

名主 藤八郎

平四郎

組頭 百姓代 市郎右衛門

蟻川村

取扱人 十郎右衛門

(中之条町役場蔵)

三區 寛政八年三月 寛政八年二月の濟口証文に船本伊勢町

不服訴え

乍恐以書付奉願上候

保科弁三郎知行所、上州吾妻郡伊勢町村〆名主十右衛門煩ニ付、代組頭所左衛門奉申上候、私共村方ハ、吾妻川附之村方ニ御座候

処、川南ニ入会秣場有之、依之当村と同郡中之条村両村地内ニ秣場渡御座候処、近年中之条村之もの共、温泉旅人其外商人諸荷物右渡場道を案内いたし、通路仕候ニ付、川南九ヶ村ノ去卯十月中右中之条村を相手取、当御奉行所様江奉出訴、既ニ御吟味ニ相成、然ル処江戸宿共取扱内済熟談為仕、濟口証文奉差上候得共、地元私共村方江対談も無之、右渡船場通路近村々迄通路仕間敷旨議定仕候得共、旅人諸荷物ハ格別、秣薪之外一切与相定候而ハ、近村々不通路、殊ニ作場入会等も御座候得ハ、甚以難渋之族夥敷御座候間、難義仕候間、難捨置、私共村方ノ先達而之訴訟方、九ヶ村相手方、中之条村を相手取可及出訴候与奉存、其段相断候処、同郡蟻川村年寄十郎右衛門取扱ニ立入、双方江異見差加得心之上、右渡船場見迄之通、隣郷近村之もの共通路いたし、去暮中濟口証文奉差上候通、他之旅人之諸荷物決而相通申間敷旨議定仕訴返下され度村々惣代并扱人召連一同御窺奉申上候間、何卒、以御慈悲を前文願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

保科弁三郎知行所

上州吾妻郡伊勢町村

名主十右衛門領ニ付  
組頭 所左衛門

朝比奈鉄吉知行所

同州同郡川戸村

九ヶ村惣代  
名主 伊兵衛

寛政八年辰三月

布施孫三郎御代官所

同州同郡中之条村

名主領ニ付同代  
組頭 千四郎

同御代官所

同州同郡蟻川村

扱人 年寄 十郎右衛門

御奉行所様

前書之趣 御奉行所江御窺奉申上候間、何卒御慈悲を以御差出被成下候様奉願上候 以上

伊勢町

名主領ニ付  
組頭 所左衛門

辰三月十二日

保科弁三郎様

御役人中様

(中之条町役場蔵)

六五 寛政八年四月 吾妻川船渡出入吾妻九ヶ村、寛政七年

濟口取消し証文

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡九ヶ村惣代川戸村名主伊兵衛、同郡中野条町組頭平四郎奉申上候、中野条、伊勢町両村秣場渡船、九ヶ村ノ相懸り候出

入、去卯十二月中、右惣代共々奉差上候濟口証文御引替被成下度先月中奉願上候処、御聞濟被成下、其節濟口証文奉差上候もの共印形ニ而、引替願上候様被仰渡候ニ付、奉畏村々江申遣候処、右ニ付而ハ、少々掛合方不行届儀有之和熟出来兼候間、濟口証文御引替被成下度願之儀ハ相止申度奉存候間、何卒以 御慈悲ヲ不行届願仕候段御赦免被成下、右之段御聞濟被成下置候ハ、難有仕合ニ奉存候 以上

寛政八年四月

右九ヶ村惣代  
川戸村 名主 伊 兵衛  
訴訟人  
相手

中之条町

組頭 平 四郎

御奉行所様

右者熟談相整不申候ニ付猶又前書之通御懸り曲淵甲斐守様江奉願上候処、御聞濟被成下、勝手次第帰村可仕旨被仰渡候、依之右願書写を以此段御届ケ奉申上候

中之条町

辰四月廿六日

重 兵衛

布施孫三郎様

御役所

(中之条町役場蔵)

三六 寛政九年四月 川船役所より渡船持村へ出頭の触状

御用之儀有之間、名主組頭百姓代銘々印形持参此差紙着次第早々可罷出者也

巳四月三日 川船

御役所印

御飛脚賃船積村ニ而取替置  
貳貫五百八拾文  
上州那波郡上福島村印  
同 群馬郡真政村印  
同 白井村印  
同 北牧村印  
同 小野上村印  
同 勢多郡大渡村印  
同 津久田村印  
同 吾妻郡市城村印  
同 いせ町印

追而此差紙村下ニ下ケ札

を以刻付請印いたし順速

ニ無構早々相廻し罷出候

節可相返候

留村々 中野条町

右村々 名 主

組 頭

百 姓 代

(中之条町役場蔵)

三三 文化五年 吾妻川渡舟、伊勢町中之条町書付書

乍恐以書付奉申上候

一馬船考艘

長サ式尺四尺 上州吾妻郡

立六尺

馬四疋乘

伊勢町  
中之条町

右ハ渡し舟之儀棟名山より秋薪引取之往来ニ而、延宝年中真田伊賀守様より被仰付、渡舟川下ケ罷成申候、兩村ニ而造立仕、隣郷市場通路并諸々温泉之旅人相對ニ而鏝拾六文為取之舟越日雇其日之手当請來り申候、此段以書付奉申上候 以上

文化辰年

保科主税知行所

伊勢町

名主・組頭・百姓代

稲垣藤四郎支配所

中之条町

川舟方御元ノ

川嶋真藏様

碓原與四郎様

名主  
組頭  
百姓代  
(中之条町役場蔵)

三六 文政十三年十月 吾妻川渡舟伊勢町・中之条両町役人

より書上一札

覚

一馬四疋立考艘

但川向岩井村植原村往来ニ御座候  
但先年ハ御鑑札頂戴罷在候

一船大工渡世之もの無御座候

一河岸場無御座候ニ付船問屋渡世之もの無御座候

右ハ船御改為御用御越ニ付船數船大工船問屋共書上候様被仰付候ニ付取調候処書面之通ニ通御座候 尤右之外船考艘及無座候、若此上御吟味有之相違之儀御座候ハ、如何様被仰付候共一言之儀申上間敷候、以上

保科岩之丞知行所

上州吾妻郡伊勢町

名主  
加右衛門 ㊦

清水領知

同州同郡中野条町

年寄  
源 八 ㊦

川船御改

御役人中

文政十年寅十月三日刻付御廻状ニ而沼田町御本陣八弥方迄御よひ

出しニ付、則此書付差上申し、右ニ付、いせ町儀ハ先々源右門沓印ニ而是迄御鑑札頂戴被在候処、此度ハ中野条町も判鑑可差出様被仰、右ニ付いせ町沓判ニ而相願度御伺申上候処、御鑑札表ニ両村相印シ有之候得へ、いせ町沓判ニ而ハ相濟不申、右ニ付、無抛御意ニしたが、いせ町ハ加右衛門中野条源八右両町ハ判鑑差上申、其節御出役御締川嶋東右衛門様同手附中村半兵衛様、鈴木孫七郎様同附伊藤忠太郎様右御役人ニ御座候、荒まし覚えため記置候

文政十三寅六月七日

加右衛門

沼田迄

その節 よび出村

村上・市城・青山・伊勢町・中之条・金井牧・小の子

つ久田

(岩井 伊能光雄蔵)

三六 天保二年四月 從來通り舟元伊勢町にのみ、舟御鑑札

頂度し

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡伊勢町役人惣代組頭与右衛門奉申上候、当町方作場渡船之儀寛政之度曲淵甲斐守様御掛り之節、隣村中之条と及出入候処右渡船之儀当町船元ニ相違無之候段相分り、依之扱人立入内濟仕濟口証文為取替今以所持罷在、夫々当町源右衛門而已年々御鑑

札御書替頂戴仕所持仕候、然ル処去寅十月中 御出役御廻村有之同国沼田町御旅宿ニ而奉請御糺候処以来 御鑑札書替之節ハ、当町并中之条町両村罷出候様判鑑可奉差上旨、被 仰渡候ニ付、右渡舟之義ハ当町船元ニ候而是迄源右衛門一判ニ而相濟来候由御答奉申上候処、右始末ハ追而當 御役所江可申上旨被 仰渡候ニ付、今般罷出御願奉申上候、右躰先年及出入舟元相分り居候を両村ハ御書替ニ罷出候次第ニ相成候而ハ、往々中野条町之もの共、何様之故障取巧可申哉も難計難義至極仕候間、何卒以 御慈悲右之段被為聞召訳是迄之通り、当町方而已ニ而御鑑札書替之儀相願候様御聞濟被 仰付被下置度奉願上候 以上

保科岩之丞知行所

上州吾妻郡伊勢町

役人惣代

組頭

与右衛門

川船

天保二卯年四月

御役所

(中之条町役場蔵)

三六〇 天保十一年八月 馬渡船を秣取渡船と鑑札改方願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡伊勢町名主加右衛門奉申上候 往古ハ私共両村之間馬

渡船四疋立考艘御鑑札頂戴所持罷在候。然ル処追々川瀬相変此節  
秣引取而已ニ相用候ニ付秣取渡船ニ御鑑札御書替被下置度奉願上  
候処、右ハ地頭奥印ヲ以兩村ノ罷出可奉願出旨被仰渡奉畏候、然  
ル於ハ帰村之上申合兩村ノ罷出奉願出度存候、依而ハ期日延引仕  
候而も奉恐入候間、追而罷出之上是迄之通り作場渡船ニ御書期日  
御渡し被下置候様奉願上候以上

天保十一年

清水領知

八月廿四日

上州吾妻郡中之条町代兼

保科栄次郎知行所

同州同郡伊勢町

川船

名主 加右衛門

御役所

註 「此願書にて前々通り御書替ニ相成候」とある。

覚書

右ハ八月廿三日以書付奉願出候処、明日罷出可窺被仰候間翼廿四  
日罷出候処、先年御鑑札ニ相成候最初ハ中之条町源八・与五兵衛  
伊勢町加右衛門、之印形ヲ以願出秣薪引取作場通い船渡し遣し候  
処、何之頃ノ作場船渡と計ニ相成候哉、此方不念之様ニ相聞ヘ其方  
分も其節早速願も不致候、当時ニ相成年限不分明シ段不得其意様  
被仰候ニ付又々別段願書認メ直し差出し候処秣之外旅人道行不致  
哉ニ付一切通行不致旨申出候ヘ、何故通行相止候様被仰候間、先  
年ノ旅人通行不致し候て近村故障有之候ニ付旅人通行不為致候と

申上候処、先年御札願之節旅人吾人拾文馬老疋拾文之願ニ而御鑑  
札差出し候との事ニ付其纏末少々ツムハ通行渡船と先年通り致し  
候ハ、御聞濟ニも相成可申哉ニも思候、秣船渡と計書、期日ニハ兩  
村地頭奥書致し兩村ノ罷出旨被仰渡候ニ付算書為後日致置者也  
(中之条町役場藏)

富一 弘化三年七月 中之条町にて渡舟流失に付伊勢町へ一札

入置申一札之事

一当兩町下タ秣引取渡船之儀、先月十六日より満水ニ付、船差留  
置候処、当月十一日朝、右船川下ケ仕、船綱引渡船元其御地江  
御沙汰可申上存候内ニ、舟川下ケいたし候処、今以高水故些少  
々乗出し候処、即時ニ押流され流失いたし、一同驚入・今更先  
悲後悔仕、猶又此節、秣引取第一之時節柄破舟致差支之段申取  
も無御座候、就而ハ格別之間柄ヲ以早速御承知被下且新船補理  
之儀ハ是迄之通、矢張兩町高割之御挨拶、忝存候、且亦前書之  
通、船差留置候節、船川下ケ之儀ニ付、当町一己之取計ひ不仕、  
其御地江相届万端御示談之上取計可申候、為其一札入置申処依  
而如件

渡船地元

中之条町

名主

弘化三年七月

平

八〇

役人惣代

年寄

儀

兵

衛印

組頭

明

七印

渡船元

伊勢町

名主

藤兵衛殿

役人中

御代官様

(中之条町 桑原源一郎藏)

六三 元文五年 山田川橋懸替見積

〔表紙〕  
元文五年

山田川橋見分積帳

御普請役

大嶋郡右衛門

早川条左衛門

〔組合高老万五千四百三拾九石七斗七升三合三拾五ヶ村

外六拾六石七合前々御林見廻り 役高引

山田川

一刎橋長拾貳間 幅貳間 中之条町立合

是ハ越後信州往来并近在之江戸往来ニ而、前々「御普請ニ御

座候処、不残朽腐落当分」(貼布) 御料之節、御入用以御懸替

被成下、其以後沼田領罷成、拾貳年以前申ノ年地頭入用ヲ以、

懸替有之候所、不残朽落当分干水ニ付、仮板橋ニ而通路仕候得

共、一雪代水ノ十月末迄仮板橋等も難成、往来差支候由、御懸

かへ願出、見分吟味仕候所、願之通相違無之、難差延場所ニ

付、御普請願仕、右御入用板材木ハ同郡原町、上沢渡両村御林

ノ伐渡、大工・木挽・鉄物代被下之人足之義者御領・私領三拾

(一) 山田川橋

六三 宝永二年五月 山田川橋用材の事

一山田川橋先年より御入用ニ而掛来り申候右材木ノ儀、原町岩櫃

御留メ山、上沢渡村御留メ山ニ而被仰付候、人足ノ儀ハ村々よ

り被仰付、御扶持方被下置候御事

宝永二年酉ノ五月日

吾妻郡中条町

名主

十郎右衛門印

組頭

惣兵衛印

惣百姓

五ヶ村為精出、不残者人御扶持米五合ツ、何も前格通り被下之積り

右入用

一 雑木三本 長式間末口卷尺 杵柱

人足廿七人 但者本根伐共九人懸り

是ハ片爪分但原町御林が御普請所迄平均道法式里余之難所

一同木者本 長者丈五尺末口卷尺

人足拾貳人

是ハ片爪一組分、但右同断 梁木 但根伐共

一 古木者本 長式間 巾五寸 厚貳寸 貫木

是ハ古木用

一 雑木三本 長式間末口七寸 枯木

人足貳拾者人 但根伐廿者本七人懸り

是ハ右同断杵柱者本ニ者本ツツ

一同木八本 長四間 末口卷尺 一ノ勿木

人足四百人 但根伐共者本五拾人かゝり

是ハ片爪四本ツ、両爪分御林木同断

一同木六本 長六間末口卷尺 二之勿木

人足千五百人、但根伐共、者本貳百五拾人かゝり、是ハ片爪三

本ツ、両爪分但上沢渡村御林が御普請場迄片道平均七里程

一同木六本 長七間半末口卷尺 三之勿木

人足千九百廿人、但根伐共者本三百廿人懸り是ハ右同断御林右

同断

一同木三本 長六間半 巾者尺貳寸中ノ間 厚八寸 行枱

人足七百八拾人、但根伐共者本貳百六拾人懸り是ハ右同断

一同木六本 長五間 巾者尺貳寸 厚八寸 継行枱

人足千五百人、但根伐共者本貳百五拾人かゝり是ハ片爪三本

ツ、両爪寄但御林右同断

一同木拾貳本 長者丈五尺末口卷尺 枕木

人足百四拾四人但根伐共者本拾貳人かゝり

是ハ一ノ勿式本ツ、面爪之割分但原町御林が平均道法式里余

一同九拾本 長者丈五尺末口五寸勿尻押木人足四百五拾人但根伐共者本五人掛り

是ハ両爪勿尻六通り延長拾八間ニ五本ツ、但御林右同断

一同木四本 長式間、八寸角、高欄男柱

人足廿人、但根伐枹取共者本五人懸り

是ハ式ツ伐ニメ片爪四本ツ、両爪ト但御林同断

一同木拾三本長六尺、六寸角 高欄柱

人足拾三人但右同断者本者人掛り

是ハ式ツ伐ニメ片側拾三本ツ、橋上井両袖共片側十六間分上

下帯カサ、上ハ笠木ニ而仕込下ハ地木覆木敷板相渡行枱釘討之積り

一同木八本長者丈、四寸角 高欄間柱

人足八人但根伐枹取共者本かゝり

是ハ四ツ伐、片側拾六本ツ、両側分但御林右同断



一同木拾六本長卷丈三尺 巾六寸 厚五寸 高欄地覆

人足三拾式人 但右同断卷本式人かゝり

是ハ片側六本ツ、兩側分、桁継メ穴腹高欄柱仕込候積り

一同木拾六本長卷丈式尺五寸 巾六寸 厚五寸 同筧木

人足三拾式人但右同断

是者同断

一同四本長卷丈式尺五寸、五寸角、同貫木

人足八人但右同断卷本式人かゝり

是ハ卷本四ツ割ニメ片側八本宛兩側分但右同断

一同木廿四本長式間 巾卷尺式寸 厚卷尺 敷板

人足百六拾八人但右同断卷本七人掛り

是ハ卷本四寸板三枚ニ挽割板七拾式枚ニメ間ニ六枚ツ、拾式間

分但御林右同断

一 正録三拾六挺長卷尺 巾三分 厚四分

此鉄目五貫六百拾六匁

但卷挺鉄目百五拾六匁

金卷兩六貫三百五拾文

代永八百八拾四文四分

是ハ内拾式挺ハ梁木梓柱ニ取付、三ヶ所、卷ヶ所四挺ツ、廿

四挺ハ行桁折継手六ヶ所、四挺式打候積り

一手違録四百四拾四挺長一尺式寸 巾五分 厚四分

此鉄目七拾九貫九百廿匁

但卷挺鉄目百八拾目右同断

代永拾式貫五百八拾五文八分

是ハ内拾式挺ハ梁木ノ一ノ刎木堅メ三ヶ所卷ヶ所四挺ツ、百

四拾四挺ハ枕木拾式本ツ、百九拾式挺ハ二之刎三之刎木枕木

取合四拾八ヶ所、卷ヶ所四挺ツ、九拾六挺ハ行桁枕木ニ取合

廿ヶ所卷ヶ所四挺ツ、打候積り

一 四寸正録七拾六挺

此鉄目三貫四拾目 但卷挺鉄目四拾目 右同断

代永四百七拾八文七分

是ハ内五拾式挺ハ高欄柱廿六本筧木取合ヘ打、但卷本式挺打廿

四挺ハ高欄男柱八本筧木、地覆木取合ヘ打、四本ハ卷本ニ四挺

打四本ハ卷本ニ式本之積り

一 六寸欠折釘六百四拾八本 但卷本鉄目廿五匁 右同断

此鉄目拾六貫式百目

代永式貫五百五拾式文式分

是ハ敷板七十式枚九本打續り

一 四寸欠折釘九拾六本

此鉄目卷貫四百四拾目 但卷本鉄目拾五匁 右同断

代永式百式拾六文八分

是ハ内五十式本ハ高欄廿六本、卷本ニ式本ツ、筧木取合打四

拾四本ハ橋上高欄柱廿式本、卷本ニ式本ツ、行桁取合打積り

一大工貳百拾六人但沓人江永四拾三文三分三り賃永九貫三百五拾

九文三分

是ハ橋長十貳間、横貳間、此坪廿四坪、沓坪九人カ、リ

一式仕立廿八用積り

一木挽廿七人沓分

賃永沓貫百七拾四文貳分 但沓人右同断是ハ内廿四人ハ敷板不

廿四本、沓本貳通り引ニズ、沓尺懸り三人沓分ハ高欄梁木四本

此通六通り貳分五り、沓本三通り引

一橋台両爪堀割 延長拾内平均高貳間  
度三間  
上口五間

此堀四石百六拾坪 但一坪三人貳ケ所

此堀埋右百六十坪

人足四百八拾人

是ハ不足石杯運差支無之仕立共

一人足七百人

是ハ右伐木引渡行桁渡し、大工手伝、古道具片付、其外一式仕

立共ニ

右之寄

一永貳拾七貫貳百六拾文四分

人足八千貳百拾五人

此御扶持米四拾沓石七升五合、但沓人五合ツ、

小以金貳拾七兩沓分永拾文四分

米四拾沓石七升五合

御林貳百廿三本 長七間半ハ沓間迄

末口沓尺ハ四寸角迄

元文五年

(中之条町役場蔵)

註 中之条役場にこの外文化六年四月の山田川橋掛替、御普請出来形帳同文政三年八月、天保三年五月明治二年八月のそれぞれ、この橋の歴史を語る大冊あり。

六冊 寛政五年十二月 山田川橋吾妻郡二十五ヶ村御普請組

合御普請歎願書

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡中野条町年寄十兵衛、組頭半兵衛、原町同在組年寄五右衛門奉申上候、両村境山田川橋御普請組合三拾五ヶ村之内、三拾ヶ村之もの共、如何相心得候哉、右橋場所悪敷ニ付、追而川瀬相直り候迄、御普請年延願書差上、且、右橋無之候而及通路差支無御、座杯与、無謂義申立候ニ付、私共儀茂、今般被、召出一通御札之上、熟談可仕旨被 仰渡奉畏、三拾ヶ村惣代之者共江、及懸合候処、右之者共申候へ、同組合御普請所、長須橋、当年破損ニ付、御掛替御普請奉願、最早御見分御目論見相濟、来春御普請茂可被、仰付候義之様存候間、沓ヶ年之内両橋之御普請人足相勤候義ハ難義ニ付、来春長須橋御普請成就就候上、追而時節ヲ見合、山田橋御普請可奉願旨申之ニ付、私共申談候之

ハ、長須、山田兩橋共ニ從往古之御普請所ニ御座候得ハ、執と申差別ハ勿論、御普請之遲速ヲ争候趣意無之、乍然山田橋ハ、四ヶ年(寛政二年)已前戊午ニ流失いたし、其後ハ橋元中野条・原町兩村入用を以、仮橋懸置殊ニ仮橋中迎茂破損等有之候得ハ、兩村入用を以、通路差支無之様繕、年々村入用諸人足相懸候義、長須橋ハ、当年之破損ニ候得ハ、山田橋ヲ先江御普請奉願候之者順道ニ茂可有之旨再応懸合候得共、長須橋御普請相濟候上なくてハ、山田橋御普請人足難相動由申切候ニ付、熟談相整不申候

一山田橋之義、去ル戊午流失仕、御懸替之義奉願候処、先御支配様々、去々亥年為御見分、吉川榮左衛門様被成御越御見分奉請候処、前々橋場川瀬悪敷ニ付、右橋場替奉願候得ハ、御聞届之上被 仰聞候ハ、組合村々之内、障村茂有之哉之旨、御尋ニ付、則組合三拾五ヶ村一同連印を以、橋所替御普請願書別紙之通、先御支配所江差上置候処、御場所替ニ而當 御支配所ニ罷成候ニ付、猶々奉願候得ハ去子年(寛政四年)中御出役内藤佐平様被成御越、場所御見分之上、御普請御伺可被成旨組合三拾五ヶ村江一同被仰聞、又候当十月中橋本庄入郎様被成御越、御見分御目論見之上、来春御普請御伺可被成旨、是又組合村々一同江被仰聞候、然ル処、組合村々之内、三拾ヶ村之もの共義、先御支配御役所江連印を以橋場所替願書差上置候義ヲ忘却いたし、今般ハ右橋無之候而茂通路差支無之候間、川瀬相直り候迄、御普請年延願仕候段何共難心得奉存候、山田橋往還道之義ハ、同国南牧村渡

船差支候節ハ、北国筋御大名様方并御家中様方御通行茂御座候、殊更私共兩村之義ハ、秋新取場入会山茂有之、其外出作入作地等も有之候得ハ、右橋無之候而ハ御通行・村用共ニ差支候義ハ歴然、其上私共兩村ハ、若ヶ月替ニ市立候村方ニ御座候得ハ、市定日之砌ハ近郷ハ不及申、遠村よりも罷越過半山田橋往来致、既三拾ヶ村之もの共迎茂通路不致候而ハ難叶場所ニ御座候、右躰之橋故、從往古流失或ハ破損有之節、大切之御入用ヲ以、御普請被 仰付候処、三十ヶ村之者共、任意意無用之橋杯与不願恐多茂、法外之義申立候段、全村々小前之者共相願候筋ニハ有之間敷奉存候間、何分御糺之上、去々亥年、組合村々連印を以、奉願候通、保方宜敷所江橋場取替被 仰付、来春早速御普請被 仰付被付置候様奉願上候

一長須橋御普請之節私方兩村々人足差出可申哉之旨御尋御座候、此段前書申上候通り從往古之御普請所ニ御座候得ハ、前々仕来通り之人足被 仰付候共、於私共仕来相破、今更人足難相動杯、御願申上候存寄會而無御座候、乍去、山田橋御懸替之義三拾ヶ村之もの共無謂故障申立、御普請年延ニ茂罷成候様ニ而ハ、流失已来四ヶ年之間、仮橋入用并年々破損之場所繕入用諸人足共、橋元之義ニ付、私共兩村ニ而組合村々々ハ余計之村役相動罷在候得ハ、郷原・矢倉兩村橋元之長須橋計御普請相兼、人足差出候義ハ難義ニ奉存候間、長須橋山田橋共同様御普請被 仰付被下置候ハ、前々仕来通之人足差出、村役相動可申候

間、御勤弁奉願上候

右申上候通、全三十ヶ村惣代之者共、我意ニ誇、彼は無謂義申、出入好被致懸、困窮之私共村方迷惑至極奉存候、何卒以御慈悲、三拾ヶ村之者共并長須橋元矢倉郷原兩村江茂、猶又御利害被仰聞、出入立不申様、仕来之通、山田橋御普請被成下、御往来并村々通路差支不申様被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候

上野国吾妻郡中之条町

寛政五巳年十二月十二日

原町・同在組

年寄

五右衛門◎

組頭  
十兵衛◎  
半兵衛◎

布施孫三郎様

御役所

(中之条町役場蔵)

註 寛政六年三月和解成立(差上申済口証文) 寛政七年十月迄延期、十一月二十日後着手一札を評定所に差出す、ところが更に延びて竣工は寛政九年となる。その間実に空白七ヶ年。

六五 寛政六年三月 山田川橋吾妻郡三十五ヶ村組合普請二

付出入、済口証文

差上申済口証文之事

布施孫三郎御代官所、上州吾妻郡中野条町惣代年寄八郎左衛門、原町同在組惣代在組年寄五右衛門方、富永靱負知行、同郡厚田村

外七ヶ村江相掛、無謂御普請所江差障候出入、当二月中 根岸肥前守様江御訴訟申上、当月二日御差日御裏 御専判頂戴、相手方江相附候処、近郷村上村市左衛門取扱ニ立入、御吟味日延奉願上、双方掛合之上、左之通和談内済仕候

一中野条・原町訴上候者、兩村境山田川ニ懸渡有之山田橋、従前々同郡之内御料私料三拾五ヶ村組合御普請所ニ御座候処、去ル戊年出水之節、右橋流失仕候ニ付、先御支配篠山十兵衛様江早速御訴訟申上御見分請、猶翌年再御見分として、吉川栄左衛門様被成御越候節、橋詰之上欠崩難場ニ相成候ニ付、場所替之儀、組合三拾五ヶ村一同連印を以、願上候得共、御支配替ニ付、御普請相延罷在、当御支配布施孫三郎様御役所江茂、度々御普請之儀願上、再応御見分奉請候所、去十二月中、組合之内三拾ヶ村惣代として、川戸村伊兵衛、三島村与右衛門、当御支配所江罷出、右橋川瀬相直候迄御普請年延相願候ニ付、中野条・原町兩村茂被召出、一通御尋之上、双方帰村致、組合村々江掛合熟談之上、一同可相願旨被仰渡候間、当正月中組合村々江及相談候所、式拾五ヶ村者橋元兩村同様前々之通、御割賦次第、人足相勤、右橋ニ付、滞候筋決而無之旨、連印書付差出之、相手八ヶ村ニ而者、惣代之もの差出、山田橋江御普請人足相勤候儀者勿論、川瀬直候迄年延致度旨申募一同不致、殊ニ式拾五ヶ村之者申候者、高百石ニ付五拾人之新規村役人足御免願、惣代として差出候処、御普請年延等相願候者筋違之旨申

之、且山田橋流失已來四ヶ年之間、橋元を繕ひ入用差出、仮橋

寛政六寅三月

懸置難儀之旨、其上山田橋者往還筋ニ而、同郡南牧村渡船差支

之節者、北国筋御大名様方御家中様方御通行茂有之、并中野

条・原町両村者、市立之村方ニ付、旁御往來近村之人馬通路共

差支難儀致候間、先規之通相手方村々々、御普請人足組合三拾

五ヶ村一体ニ相勤候様被仰付度旨申上之、相手方ニ而者、右橋

先年者、十三四ヶ年宛相保候得共、浅間荒後者、卯々戌迄纔八

ヶ年之内三度流失いたし、至不益ニ茂拘、尚又卯年以來者、村

々人少ニ而、大人足差出候儀及難儀ニ、且又右橋先年者、長拾

貳間ニ御座候処、川幅広ク相成候ニ付、間數相延候得者御積方

相違仕、人足余計ニ相成可申旨難儀ニ付、去冬中惣代之もの

共、三拾ヶ村同様、歳延ニ及相成候ハ、其内自然与川瀬茂相直

可申与奉存候ニ付、御年延奉願上度旨申候得者、無謂御普請所

ニ差障候筋ニも無之、尤右橋之儀者、当時仮橋ニ而通路仕候得

者、差当難儀与申儀茂無之旨申之、則返答書差上御吟味可奉請

候処、今般取扱之上、年月相定、来卯ノ十月迄年延致、尤御普

請之儀者同年六月中、組合相談之上御願申上、御下知相濟候

ハ、十一月廿日後御普請ニ取懸り候答議定仕、其外双方償

之儀者扱人貫請、聊無申分和融内濟仕、偏御威光難有仕合奉

存候、然ル上者、右一件ニ付、重而御願ケ間敷儀、決而申上間

鋪候、為後証連印濟口証文差上申処依而如件

布施孫三郎代官所

上州吾妻郡中野条町

總代

年寄八郎左衛門煩ニ付

年寄十兵衛仲

訴訟方

熊

藏印

同御代官所

同州同郡原町

同在組總代

在組

年寄

五右衛門印

富永靱負知行所

同州同郡厚田村

亥年名主

相手方

五郎

八

伊丹七之助知行所

同州同郡川戸村

同所

同所

六左衛門

保科弁三郎知行所

同州同郡金井村

同所

同所

太兵衛

岩井村

同所

同所

忠左衛門

土屋山城守知行所

同州同郡植栗村

同所

同所

市

同 奥田村

同 九郎兵衛

小栗平吉知行所

同州同郡小泉村

同 五兵衛

朝比奈鉄吉知行所

同州同郡泉沢村

同 三郎右衛門

右八ヶ村惣代

朝比奈鉄吉知行所

同州同郡川戸村

伊兵衛

土屋山城守行所

同州同郡奥田村

次五右衛門

保科弁三郎知行所

同州同郡岩井村

相手差添 七兵衛

布施孫三郎御代官所

同州群馬郡村上村

取扱人 市左衛門

小石川金杉水道町

御評定所

訴訟方宿 池田屋利右衛門

馬喰町三丁目

鹿島屋 忠五郎

(中之条町役場蔵)

天保十五年十月 山田川橋懸替につき橋本原町・中之

条町協定証文

約定為取替証文

中之条町・原町同在組地本ニ而是迄御普請所山田川橋儀へ、御用  
向引請掛ケ来り候処、此度右橋朽破仕御願之儀ニ付少々相違有之  
所加判人立入双方内存承り候処為差儀無之聊行違之儀有之候ニ  
付、扱人立入相宥、此度熟談いたし、当橋之儀ハ中之条町ニ而引  
請懸替仕、以来之儀ハ原町・中之条町隔番ニ代り同相掛候管儀約  
仕候、尤右橋へ続水貫土橋修覆其外小破之入用之儀ハ両町ニ而割  
合在組除キ可申管、然ル上ハ相互ニ睦敷則合橋一条之儀ニ付重而  
違論仕間敷、依之立合人一同証印為取替約定為後証仍而如件

右橋地本原町

天保十五年

辰十月十日

同 善 平

孫右衛門

同在組

名主 政右衛門<sup>㊦</sup>

年寄 彦兵衛<sup>㊦</sup>

同地本中之条町

名主 儀兵衛<sup>㊦</sup>

年寄 十郎右衛門<sup>㊦</sup>

組頭 嘉右衛門<sup>㊦</sup>

同 安之右衛門<sup>㊦</sup>

立合人扱人川戸村

名主 新左衛門<sup>㊦</sup>

同 西中之条村

名主 市郎兵衛<sup>㊦</sup>

同 醫師 楠悠昇<sup>㊦</sup>

清見寺 澄替<sup>㊦</sup>

(中之条町役場蔵)

六宅 弘化二年十一月 山田川橋懸替普請用材請書

差上申御請書之事

字箱林 一御林 平坪 長六百五十四間 横百八十五間

此反別四十三反三畝歩

一雜木二本

但シ長一間半 目通り四尺三寸廻り

一同木二本 但シ長二間 目通り二尺四寸廻り

一同木六本 但シ長二間半 目通り二尺四寸廻り

一栗木三十三本 但シ長二間半 目通り二尺四寸廻り

右ハ吾妻郡御料私料三十五ヶ村組合原町中野条町地内字山田橋掛替御普請ニ付、当村御林木ヲ以、御渡シ被成下候間、私共一同案内仕木品御見分之上御極印御打渡シ被成候処、書面之通御座候、然上ハ右伐木中村役人附添不取締之儀無之様精々念入可申上旨被仰渡承知奉畏候、依之御受連印一差上申候、以上

当御代官所

上州吾妻郡平村

年寄 役人連印

弘化二己十一月

林部善太左衛門御手代

水嶋實三郎殿

(大道 塩野屋六郎蔵)

(二) 原町橋

弘化 元文元年七月 原町橋人足拒否十四ヶ村一統連判定、

折田村惣百姓連印

連判相定之事

一此度原町橋之儀ニ付、江戸表御役所ヨ御召ニ付、当七月十七日

江戸<sup>(向)</sup>出立ニ付、拾四ヶ村之連判相定候趣ハ、若原町橋人足差出

シ相掛候杯と被仰付候共、右拾四ヶ村一統ニ御訴訟仕、御請申

間敷候、縦何様之儀有難義及候共、抜々ニ御請申間敷候一紙連

判相定如此ニ仕候、此上江戸表ニ永々相詰罷有候共一処相談仕

候而、私、意趣を以口論不仕、未々相願可申候、依之入用之儀

茂此度江戸表江罷出候入用ハ、当廿五日一統ニ石高割ニ可仕候、

其節何様之儀御座候共、一言之儀不申差出候、江戸表旅宿代一

日ニ付録式百文宛相極、其時々ニ差出可申候、其節久茂違乱申

間敷候、其外金子入用等重而村々相談ニ而相極可申候、右入用

之儀江戸表ヨ申来候ハ、無遅滞、飛脚ニ而相届間違仕間敷候、

猶又村々ハ江戸飛脚之儀、鏝沓貫六百文ヅ、ニ相極申候、是又

村々高割ニ可仕候、然ル上ハ右拾四ヶ村一統ニ而割□□罷成間

敷候処連判一札仍而如件

一群馬郡村上村、吾妻郡五町田村、新巻村、市城村、平村、中之

条町、西中之条村、五反田村、折田村、四方村、山田村両組、

下沢渡村、上沢渡村、右拾四ヶ村相定申候

一右之通り村々立合ニ而連判相定被成候通り当折田村之名主、組

頭・百姓代、惣百姓右之段得其意、得心之上加判致置候、重而

何様之儀御座候共拾四ヶ村一統相談入用等少茂相滞申間敷候所

折田村連判相定仍而如件  
元文元年辰七月十五日

注 次に折田村一〇二名連判す(略)原町橋とは田辺橋の事である。

(折田 折田茂藏)

元文元年八月 原町田辺橋懸替人足につき吾妻東部十

二力村訴状

乍恐以書付御訴訟申上候御事

一池田新兵衛様御代官所、上野国吾妻郡市城村・平村・中野条

町・西中之条村・五反田村・折田村・下沢渡村・上沢渡村・四

方村□山田村・横谷村・右拾式ヶ村、当七月廿二日、御役所

江被召出、御代官様被 仰付候而、同郡原町秣橋相掛申ニ付、

右之村々ハ人足差出可申、御請書ニ印形可仕旨被 仰付候、右

村々之者共承知仕、早速御請印形難申上旨御訴訟申上候得者、

御代官様被 遊御意候者、原町橋自普請ニ相成難、千石余之御田

地荒候ニ付、從御公儀様御書付を以人足指出候様ニ、急度被

仰付候間、印形差上可申由致敷被 仰付、為御過意、平村茂右

衛門、四方村半兵衛、中条町伊兵衛手錠ニ被 仰付、相残九ヶ

村之者共、町宿江御預ケニ被 仰付、難義至極仕候御事

一從御公儀様御召出被 為遊候ニ付、乍恐拾式ヶ村之者共御願申

上候、右原町橋之儀者、前々々自普請ニ致来、殊ニ掛り不申

候、而も御田地荒申儀少茂無御座候、其訳者原町之儀ハ手前山

野広、其上入会山ハ矢倉村・岩下村・松尾村・山田村・下沢渡

村・上沢渡村・四方村右七ヶ所之山江入来、其外南山江者原町



橋を拾五六丁、川上郷原村長須橋有之、外村の最寄勝手能、秣薪取来り申候所ニ、原町之者共大望を願上、御田地荒候杯と奉願上候段、大キ成偽ニ御座候、殊ニ吾妻郡之儀ハ川々沢山有之、前々ハ掛来候橋數ヶ所御座候処、郷原村長須橋、下沢渡橋、右式ヶ所ハ御用橋ニ而、御公儀様御入用を以、御料・私領三拾五ヶ村ニ而掛来申候、其外同郡山田川橋、四方村渡戸橋、湯原橋三ヶ所ハ、御領・私領十五ヶ村組合ニ而掛来り申候、此外原町秣橋、中野条町秣舟、市城村秣橋、村上村秣舟、右四ヶ村之橋舟ハ、前々より自普請ニ仕来り、村切之人足入用ニ而掛来り申候、然所ニ原町秣橋、此度御入用橋ニ被 仰付候得者、右三ヶ村之秣舟、秣橋も自普請難及所ニ御座候得者、又々御入用所ニ願出、橋舟九ヶ所ニ罷成、年々橋人足計ニ致難義、農業可相勤隙無之、惣百姓弥々困窮仕、迷惑至極ニ奉存候事

元文元年辰八月

上野国吾妻郡市城村

名主

喜平次

同郡平村

名主

茂右衛門

同郡中野条町

名主

伊兵衛

同郡西中之条村

名主

八兵衛

同郡五反田村

名主

孫右衛門

同郡四万村

名主

半兵衛

同郡折田村

名主

九右衛門

同郡下沢渡村

名主

半兵衛

同郡上沢渡村

組頭

久兵衛

同郡山田村

名主

次郎右衛門

一 吾妻川之儀ハ利根川江落合、関東御要害之由及承候、依之利根川通、所々御関所御座候、吾妻川通ニも牧之橋御関所、大戸御関所統郷原村長須橋二ヶ所ハ往還無御座候、其間々ハ、皆秣船、秣橋ニ而自普請ニ仕来候所ニ、原町之者共、橋丈夫ニ掛ケ、川戸村の碓<sup>(ホヌケカ)</sup>通り掛り、高崎江之往還ニ仕度巧与奉存候、其上此橋之儀者、八年已前酉ノ年、同郡川戸村与出入ニ及、稻生下野守様御裁許成被下、其已後去々年御料、私領拾四ヶ村共出入ニ罷成、橋掛不申所ニ、此度又御料所拾式ヶ村江人足被仰付候段、至極難義奉存候

御奉行様

同郡同村

名主 源 太 夫 印

同郡横谷村

助 右衛門 印

(平 関征見蔵)

ひかへ  
(平 関征見蔵)

六五〇 元文元年八月 原町田辺橋出入につき吾妻・群馬・利

根二十九村協定証文

入置申証文之事

(口 虫クイ)

〔吾妻郡間利根郡田辺橋出入ニ付右村々我等共、〔被召呼候ニ付、御公辺之儀事馴ニ、貴領儀、□友ニ而御座候ニ付、諸事聞合等、就夫雑用之外、少々音物ニ而も貴殿事ハ外々江対し曾而左様之儀無御座候、此已後左様之〔御座候ハ、右村々之者共我等共何方迄も罷出、申分ケ仕、貴殿江〔間敷候、為後日不残印形入置申候、仍而如件

元文元年辰八月

上州吾妻郡

同 群馬郡

同 利根郡

合廿九ヶ村

神田小橋

宮上屋平兵衛殿

原町秣橋出入定書覚

三三 元文元年九月 原町橋出入につき、吾妻東部十九力村

原町と断交定書

一此度原町秣橋之儀、数年出入ニ被成、悉諸村難儀致候ニ付、每度連判杯相極申候得共、此上此橋永代相止メニ不罷成候内ハ、縦何様之儀御座候共、原町江出入不仕、其上諸商売市日ハ不及申ニ、間日ニ茂決而買売仕間敷候、尤此上此橋ニ付、出入差起り申候得共、右拾九ヶ村一致仕、抜々之相談仕間敷候、此上原町橋永々相止ニ申候ハ、相談ニ而、何分ニ茂可仕候、尤宥村立右之相定メ相破り買売仕候者、於有之ハ、其上江相断双方商物押取可申候、其節一言之義不申相渡し可申候、為後日連判証文仍而如件

元文元年辰九月

上野国吾妻郡

新 巻 村 印

同 郡 市 城 村 印

同 郡 平 村 印

同 郡 中 野 条 町 印

同 郡 西 中 之 条 村 印

(二) 沢渡 橋

宝曆五年二月 沢渡橋懸替無益に付取止め願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡私領御料

右村々百姓申上候願之儀、同郡下沢渡村新橋掛ケ替御普請有

- 同郡 五反田村<sup>印</sup>
  - 同郡 四万村<sup>印</sup>
  - 同郡 折田村<sup>印</sup>
  - 同郡 上沢渡村<sup>印</sup>
  - 同郡 下沢渡村<sup>印</sup>
  - 同郡 山田村<sup>印</sup>
  - 同郡 山田村<sup>印</sup>
  - 同郡 川戸村<sup>印</sup>
  - 同郡 郷原村<sup>印</sup>
  - 同郡 岩下村<sup>印</sup>
  - 同郡 矢倉村<sup>印</sup>
  - 同郡 松尾村<sup>印</sup>
  - 同郡 横谷村<sup>印</sup>
  - 同郡 三嶋村<sup>印</sup>
- (中之桑町役場蔵)

之由承候、前度御掛替之節人馬等為仰付候ニ付、此段先達而奉御窺候、弥御掛替有之御割賦之人足村々江モ被為仰付候儀ニ候ハ、此度願之村々百姓御頼申上、御吟味奉御請度候

一 右下沢渡村新橋之儀、御用或ハ信州・越州之脇往来之橋ニ而モ無御座候得、往来之差支ニ相成候儀無之候、依之當時願之村々近年打統世柄悪敷、大小之百姓悉ク困窮仕候間、若此度右新橋御掛ケ替ニ付、人足差出候儀難義至極ニ奉存候、殊ニ御割賦之人足ニ而相助リ不申候得、此段之儀何れ之橋人足之節モ、前度数度御願等申上候得共、御取用不被下置、猶又此新橋之儀ハ御入用等之義モ乍恐無益之様ニ奉存候、然共御入用を以、御掛替御普請被 仰付候共、此度願之村々御普請不被 仰付以前御吟味成し被下、人足等御用拾成シ被下候様奉願上候

一同郡山田川橋之儀、元文五申年於 御奉行所様、当郡村々御吟味之上御入用橋ニ被為仰付候得、御用通路往来等之差支ニ相成り候儀曾テ無御座、勿論右山田川橋御吟味之節同川上一里程之処ニテ二ヶ所橋ハ村々迷惑之旨申上候得、下沢渡村新橋之儀、道筋不順、其上前後小川等有之大水之節、通路等難成旨御吟味被 仰付候

右趣之書付を以、村々大小之百姓難義ニ付、名主・組頭・百姓代印形仕、村々惣代を以、奉願上候間、右下沢渡村新橋御掛替ニ付テは御吟味奉願上候、勿論御吟味之上猶又願惣代之者願書差上候様仕度候間、幾重ニモ御吟味成シ被下、右新橋御割賦人足之義、

当村々御赦免成シ被下候様、大小之百姓奉願上候以上

上州吾妻郡

宝曆五年亥二月

三嶋村

名主 弥次兵衛

組頭 戸右衛門

百姓代 利右衛門

岩下村

名主 浅右衛門

組頭 五郎左衛門

百姓代 平右衛門

原岩本村

名主 勘之丞

組頭 善太郎

百姓代 三右衛門

蟻川村

名主 重郎右衛門

組頭 波右衛門

百姓代 権之丞

平村

名主 権之丞

組頭 権之丞

(このあとキレ)

(平 劍持千郷藏)

三壺 宝曆五年四月 下沢渡橋懸替反对赤坂村陳情書

上州吾妻郡

御料 御料拾八ヶ村年寄  
百姓代

上州吾妻郡下沢渡村新橋掛替御普請有之由承候処、右橋御普請節  
へ前以助郷人足当村々江茂被 仰付候ハ、其以前御吟味御請申度  
候、右新橋之儀、御用橋或ハ信州・越州脇往来之橋之儀ニハ無  
之、往来差支ニ相成り候儀も無御座候ニ付、御入用御普請等之  
儀、乍恐無益之様ニ奉存候、且又同川下ニ掛り候山田川橋之儀、  
元文五申年從 御奉行所御檢使被成下御吟味之上御入用御普請所  
ニ被 仰付候得ハ、御用其外往来差支無御座候、右之節拙者共申  
立候ハ、同川ノ沓里程之処ニ而式ケ所之橋ハ村々迷惑之旨相願候  
得ハ、右新橋之儀ハ道筋殊ニ前後小川茂有之水増之節ハ往来難義  
候間御吟味之上被 聞仰、且前々外橋御普請之節茂御割賦人足高  
ニ而相動り不申候得ハ、其段御願候儀数度之儀ニ御座候得共、御  
取用不被遊相動来り候処ニ近年世柄悪鋪百姓難儀仕由ニ付、此度  
御普請以前御吟味被成下、右橋見合、人足御免之儀願候旨申上之  
候、依之今般村方江御役人中被指出、御吟味之上被仰聞候共、右  
刎橋之儀、古来ノ御普請所ニ候処ニ新橋申立候ハ如何之訳ニ候  
哉、且信州・越州之脇往還ニ茂無之間申立候得共、下沢渡村留書  
等御糺被成候所ニ、享保六丑年丑羽正伯様御棄草御用ニ付、甲

州・信州・上州・武州と御通り之節、信州の沢渡橋江御掛り被成候、其外ニ茂自余之往来向寄心シ通行有之候得ハ、枝道往還ニハ相違無之候、且又御入用御普請無益之様ニ申立候得共、右往来之外上沢渡村湯本道并同村ニ有之候秣山近辺拾式ケ村之入合山ニ而、平日人馬通行不絶、第一右之場所、自普請ニハ不相成場所ニ付、前々御入用御普請ニ候、無益之御入用いささかにて茂可相懸子細無之候、次ニ山田橋御入用御普請ニ相成候得ハ、諸事差支無之与申候儀不忠ニ候、山田橋之儀ハ、中ノ条、原町之間ニ有之道筋トハ違候得ハ、沢渡橋近辺之往来益ニハ不相成候、且山田橋御吟味之節、下沢渡橋無益ニ決候ハ、其後拾三年亥年御修覆被仰付間敷所、先規之通り御修覆有之上ハ無益ニ無之証拠候、且御積リノ里人足高多ク相掛り候と申義、山谷難所之場所ニ随ひ御積リ有之候得ハ、相増候儀、有之間敷所ニ御普請之節人足之内極老若年之もの指出間敷旨、前度被仰付候得共、右老若ヲ相交指出シ候故、過人足懸り候儀と相聞候、右沢渡橋之儀、去夏中茂御勘定御役様方御見分茂有之候上、此度之御普請茂被仰付候得ハ、旁々無益之筋ニ無之候、右橋之年来之御吟味被遂候所ニ、下沢渡村御料所ニ相成候得ハ、六拾八年以前元禄元辰年より御入用御普請相成、是迄ハ八度掛替、御修覆共被付候義、下沢渡村御留書有之、尤証拠書物之儀ハ五拾九年以前元禄十五年仕来書物并其節人足御扶持請取候訳五反田村御年貢皆済目録ニ載有之、拾参年以前、寛保三亥年御修覆之節、人足御扶持請取候印形帳有之候外、書物之儀年久敷儀ニ付連続無之候得ハ、右之通り数拾年来三拾五ケ村組合人足指出シ、尤是迄願茂不申立此節ニ至り相願候段無謂旨御吟味ニ御座候 此段新橋ノ申立候ハ先年沢渡橋當時之場所ノ疋丁程脇ニ有之候処、其御御掛替之節ノ新橋と申習い、只今以村々新橋ト唱、御普請所之新規ニ申ニハ無御座、且信州、越州往還ニ茂無之奉存候儀ハ当郡中最寄越州ニ而堀丹波守様、牧野駿河守様御両家御家中共ニ御国元江御通行之節ハ中山道ノ牧橋御関所、猿ヶ京御関所三國峠江御通り、牧橋御普請等有之節ハ、厚田・郷原兩村間ニ有之長須橋、原町・中ノ条兩村之間ニ有之山田橋御通り、中山村通りノ猿ヶ京御関所、三國峠江御通り被成候、信州ニ而真田豊松様、本田相模守様、堀長門守様右御家中方御通り并御年貢米附送り之節、御国本ノ大笹御関所ノ鎌原、須賀尾村・大戸村御関所、夫ノ中仙道江出申候、右之通り兩國之脇往還ト奉存候、沢渡橋江御懸り御通行有之候義ハ先年ノ承及不申候、尤菓草御用ニ付、正伯様御通り之儀ハ郡中深山御菓草御尋ニ付、上沢渡村之義ハ越州境ニ而、至而深山ニ有之候所、信州ノ山附村々御通りと存候得ハ、脇往来之筋トハ不奉存候、且又右橋御入用御普請等無益之様ニ奉存候儀ハ、原町・川戸村之間ニ有之候吾妻川之儀ハ、沢渡橋掛ケ候山田川ノハ、甚大川ニ候処ニ長式拾三間余之刎橋字田辺橋ト申、老ケ所原町自普請ニ仕立、尤原町者秣山江通路ニ御座候、右之外ニ茂三嶋村刎橋等自普請ニ仕候得ハ、沢渡橋之儀ハ、小川之流ニ有之、是以上沢渡村之秣山近辺村々之通路上沢渡村、湯本道



座候ニ付、御入用御普請無益与奉存候旨申上ケ、且同川下ニ懸り候山田橋之儀、元文五申年御奉行所ノ御檢使被成下御吟味之上、御入用御普請ニ被仰付候得ハ、御用其外往来之差支無御座候、依之下沢渡新橋之儀、此度御普請以前ニ御吟味被成下、右橋助郷人足御免之儀奉願候旨申上候ニ付、今般橋組合村々為御吟味、佐藤忠兵衛様、夏目小兵衛様御越被遊、御吟味被遊、右三拾五ヶ村組合之内、上沢渡・四万・五反田・大道新田・栃久保・折田・西中之条・中ノ条・伊勢町・青山・原町・山田・郷原・矢倉・松尾右拾五ヶ村ハ、此度御願相除候村方ニ御座候、右村々江御吟味被成候処、右橋之儀、先規ノ御普請所ニ而、三十五ヶ村組合ニ而人馬相勤米候儀ニ御座候ハ、此度御普請之儀、先規之通、三十五ヶ村江被仰付候儀ニ御座候奉畏候、若組合之内老ヶ村とも人足御免被遊候儀ニ御座候ハ、拙者共村々儀も御訴訟可申上旨申上候、願村十九ヶ村之内、御支配所蟻川村之儀、先達而ハ連判を以右橋御普請人足御免之御願申上候処、此度御吟味ニ付申上候ハ、先規之通、三拾五ヶ村江被仰付候奉畏候旨申上、願村拾九ヶ村之内連判相添候、御支配所原岩本村被召出願之趣御吟味被遊候処、当役之者共申上候ハ、先役之者共如何様之御願申上候ヤ、惣百姓江一向相談無御座候間、不奉存由申上ケ、右橋之義、先規ノ三拾五ヶ村組合勤米候御普請所之儀ニ御座候ハ、先規之通奉畏候旨当役之者并百姓百拾貳人連判差上候、依之先役之者被召出御吟味被成候処、先役御

免之訴訟申上候、右之通、先役・当役一村両様ニ申旨、願村之内殘拾七ヶ村被召出御吟味被成候処、右村々申旨ハ、沢渡橋新橋と申之候儀ハ御普請所新規ト申ニハ無御座候、先年沢渡橋當時之場ノ一町程脇ニ御座候処、其砌御掛替之節ノ新橋ト申候、且信州・越州脇往還ニも無之ト申旨儀ハ当郡中最寄越後ニ而ハ牧野駿河守様、堀丹波守様、御国元江御通行之節、中山道ノ牧橋御関所、猿ヶ京御関所三國峠を御通被遊候、牧橋御普請等有之節ハ、厚田・郷原両村之間ニ有之候長須橋山田橋御通夫ノ中山道猿ヶ京御関所江御懸り御通り被遊候、信州ニ而ハ松城・須坂・飯山右殿様方御通り、并ニ御年貢米御御通り候節ハ、大笹御関所ノ鎌原・須賀尾・大戸御関所・中山道江出申候、右之通、兩國之脇往還ト奉存候訳、沢渡橋江御懸り御通行有之儀ハ先年ノ及承不申候、尤、御葉草御用ニ付、丹波正作様御通被遊候由是又郡中深山御葉草御尋ニ付沢渡村も山附村御座候故信州ノ御通りと存候得ハ脇往還之筋とは不奉存候、且又右橋御入用御普請等無益ニ奉存候義ハ、原町自普請之刎橋老ヶ所、三嶋村ニも自普請刎橋老ヶ所所有之候、勿論、川ハ大河ニ御座候、沢渡橋之義ハ、原町・川戸ノハ小川ニ御座候得ハ、自普請ニも可相成分と奉存候、依之無益之趣申旨、山田橋出来致候ニ付、御用其外差支無之儀ハ先書申上候通、越州往来差支無御座候ハ、沢渡橋通路ハ右橋最寄之村々上沢渡山江秣道路其外湯場湯治人往来而已之儀ニ候与奉存候ニ付無益と申上候儀ニ御座候

先書申上候通り長須橋・山田橋ニケ所（二）兩橋共諸往來ニ有之候へバ、相願候筋も無御座候、沢渡橋之儀ハ先書之趣ニ御座候得、何分ニも人足御免被下置候様御願申上候由、何共古來ノ御普請所無訳様理不尽ニ申つノ御普請相妨、段々御普請も相延、橋も悉朽損し、当十七日ニ二ノ勿朽落、廻路必至と差當り、村里麦作収納前ニ田畑共ニ秋作仕付可仕様無御座、其外入会村々秣取往來共差支難義至極仕候、右橋之儀、先規ノ御普請所ニ而三十五ヶ村組合之儀、先達而御吟味之節當書等御差上ケ、委細申上候通りニ御座候、当郡ニ而三十五ヶ村組合御入用橋ト申ハ郷原村長須橋、中之条山田橋、沢渡橋三ヶ所之儀ハ往古ノ三十五ヶ村組合御普請所ニ御座候、何拾年以來之年數限り無御座候、真田伊賀守様迄御代々御地頭様御普請被成下、其後御料所ニ被成、竹村惣左衛門様、熊沢武兵衛様御支配之節ハ七拾余年已來古來之通りニ御入用橋ニ而自普請ニハ不相成場所ニ御座候、然ル所ニ自普請ニも可相成杯と申上候段以外ニ御座候、右橋信州越州・御大名様方御通被遊候儀も無御座候へバ、拔道往還ト申ニも無御座、往來差支無之様申上候段偽リニ御座候、尤兩國御大名様方御通り被遊候道筋ニハ無御座候、然其先達而申上候通り拔道往還ニハ相違無御座候、右様往來之儀ハ当沼田前橋并近在々々上沢渡湯・草津湯本江往來、夫々大笹通り信州往來ニ御座候依之、先年丹波正伯様御葉草御用之節も、信州ノ當橋江御懸り御通被遊候御事ニ御座候、其外御武家様方上沢渡・草

津湯本江御通り被遊候儀ハ毎年御座候、此段へ御用ニ而御通り不被遊候故委細不申上候、右橋之儀、上沢渡山江秣場道第一ニ御座候、当村ハ不及申折田・西中之条・中之条・伊勢町右四ヶ村凡高三千石程百姓毎日右橋通路仕、秣を取諸作仕付仕候、右橋無御座候て右村々諸作仕付も不成、難義仕候御事御座候、當村之儀ハ村中橋ニ御座候得ハ、秣之儀ハ勿論、諸作時付収納可仕様無御座、一村空所仕候御事ニ御座候、其上、當村并上沢渡村兩村共、山方ニ御座候故、作間炭・薪稼ニ仕、毎日右橋道路仕、市場江附出し、売払い、助成ニ仕、御年貢御上納御百姓相統仕候事ニ御座候、ケ様之村方ニ御座候得ハ、早速御普請、不被成下候而ハ、百姓相統可仕様無御座、難義至極奉存候、此度御願申上候村々之儀ハ橋本トハ道法隔罷在候、平日通路不仕ケ橋無御座候而も至而差支無御座橋□元、并近在之難義をも不願、御普請所潰し可申上を以て色々と偽り申上、御入用無益と申立候長須橋・山田橋諸往來・信州越州殿様方御通り被遊候杯と申上候段偽リニ御座候、右式ヶ所共、殿様方御通り被遊候趣を以、三拾五ヶ村組合御入用ニハ無御座候、右二ヶ所共、自普請不被成場所故ニ古來ハ三拾五ヶ村組合江御入用橋ニ御座候、尤式ヶ所橋近在往來第一、橋本村并近村秣場通路之橋ニ御座候、越後御大名様方牧橋御普請之節ハ祖母島御関所前小野子村秣船御通り被遊儀ニ御座候、尤、去ル辰年堀丹波守様、満水之節小野子村渡し船通路無御座候ニ付、長須橋・山田橋へ御懸り前



後初而御通り被遊候

駿河守様御通行被遊候儀ハ無御座候、殊ニ信州殿様方右両橋御通り之筋ニハ無御座候、

右願之村々当村橋計ニ不限、長須橋、山田橋三ヶ所共御普請所潰可申上ニ而前々御普請之度毎、謀計を申、御普請ニ故障候、右工立之証拠、段々御座候御事

一元文五申年、山田橋御普請之節、右村々申上候ハ、山田橋之儀ハ先規ヨ三拾五ヶ村組合御入用橋ニハ無御座旨、此度之御普請人足御免被成下候様ニ偽申上ケ御普請相障り候、依之橋本中ノ条、三拾五ヶ村組合先規ヨ御入用橋之旨、依之御願申上候ニ付、御奉行所ヨ右組合為御吟味、辻六郎右衛門様御手代清水仲之丞殿、早川安左衛門様御手代栗林惣七殿右御兩人御越被成、組合村々御吟味被成候所、橋本近在村々ヨ、先規ヨ御普請所ニ而御扶持方被下置証拠御書面等差出候ニ付、御評定所ニおいて、先規之通り三拾五ヶ村組合御入用ニ被仰付被下置候御事、然ル所ニ、此度山田橋之儀も元文申年初て御普請所ニ相成候様ニ偽り申上候、山田橋御吟味之節ニハ下沢渡橋、長須橋古來ヨ三拾五ヶ村組合御普請所ニ御座候、依之、御用諸往来差支無之由申上ケ、山田橋潰申上ニ御座候、此度ハ又沢渡橋ハ諸往来ニも無之、無益之御普請と申上ケ当村橋潰申上ニ御座候、山田橋御吟味之節色々謀計申上候ニ付、岩本・蟻川兩村御奉行所ニ而手錠被仰付、其後段々御訴訟申上ケ御請手錠御免被遊候、御料定

所ニ而矢倉、岩下・川戸其外村々御請印形差滯申候ニ付、繩下ニ被仰付之所ニ、外之者共御訴訟申上御請申上候ニ付、早速繩御免被遊、先規之通り三十五ヶ村組合御入用御普請被仰付候御事

一郷原村長須橋、寛保式戌年満水之節流失仕御懸替御普請御願申上ケ、先規之通り被仰付其後又候御普請役桜井兵助様御出被遊、長須橋御見分被遊、橋組合三拾五ヶ村ハ被仰聞候ハ右橋古來兩岸共ニ大木生茂り、橋台丈夫ニ有之候処、満水ニ而大木押し其上、川中押埋メ、橋台低罷成、御普請被仰付候ても、保之程無寛束ト思召候由、夫ニ付、原町地内保成と申所、橋合近ク橋台高ク、右之橋所ニ御普請被仰付候ハ、保も宜、勿論御入用も長須橋半減ニ而ハ御普請成就仕旨被仰聞、右村々御尤至極ニ奉存御請申上、其節も拙者共最寄拾三ヶ村、橋本江隔り候儀ニ御座候得ハ、長須橋保不丈夫も申儀も不奉存、夫保成と申場所保成宜ハ殊ニ御入用長須橋半減と申儀、彼是共ニ一向蚕込ニ不申候故、拙者共十三ヶ村、右之趣別紙印形差上申候、既ニ保成江可被付様ニ御座候処、郷原・矢倉兩村申立候ハ、先規ヨ右橋通路仕、南山ニ而株薪引取候所、此度原町地内江御普請被仰付候而ハ、兩村之百姓株場通路不仕道筋無御座、難儀至極ニ奉存候、何分ニも先規之場所江被仰付被下置候様御願申上候ニ付、殿様御支配ニ被成、御普請役并落合兵助様御越被遊、段々御吟味被遊先規之場所江御普請被仰付、兩村之百姓相助候、ケ

様成橋元と村々難儀をも不願、原町地内へ御普請被仰付候へ、御入用も長須橋半減ニ而御普請も成就可仕杯と御益之様申立、御尤至極ニ奉存候旨、御請印形仕候難心得奉存候

一原岩本・蟻川両村先達而へ、十九ヶ村連判ニ而人足御免御願申上候処、今度御吟味ニハ段々不埒申上、此段ハ先書ニ申上候通り工之事ニ御座候故、惣百姓江遂相談願ニ而無御座候、右之段々申上候通り少も相違無御座候、右様之儀、段々御普請も延引ニ被成候段、前葉申上候通り当村必至と差当り難儀至極奉存候、御慈悲を以近々先規之通り御普請被仰付被下置候様幾重ニも奉願上候 以上

宝曆五亥五月

上州吾妻郡下沢渡村

伊奈半左衛門様

御役所

名主	利兵衛
年寄	半兵衛
同	清左衛門
退頭	与左衛門
同	孫兵衛
同	六左衛門
百姓代	善右衛門
同	権兵衛
同	佐平次
同	平兵衛

(折田 折田茂藏)

宝曆五年九月 下沢渡橋懸替反对十八力村願出

乍恐以書付御訴訟申上候

上野国吾妻郡村々願人惣代

松平宮内少輔領分

上野国吾妻郡市城村

伊丹兵庫領知行所

同国同郡川戸村

小栗九郎右衛門知行所

同国同郡小泉村

外ニ

松平宮内少輔領分

同国同郡新巻村

小栗九郎右衛門知行所

同国同郡同村

依田金十郎知行所

同人知行所

富永靱負知行所

同人

朝比奈左近知行所

同人

名主 喜平治

名主 訴訟人 利左衛門

訴訟人 半兵衛

厚田村

川戸村

横尾村

厚田村

川戸村

川戸村



奉存、村々江無汰沙ニ仕、御願申上、御普請所ニ仕立、永々之証拠ニ仕候所存ニ而、權威を以拾八ヶ村人足も遣可申儀と乍恐奉存候

勿論橋之村方百姓林ニ而橋木ヲ伐出し、自普請仕候得ハ、六七百人も人足替掛り候ハ、橋通用可仕候所、越後国山統上沢渡村御留山御林ニ而材木御願申上、根伐仕、村々之人足を以引出し候得ハ、右之願書ニも申上候通り、大造成人足三四百人余も無益之人足掛申候、左候へば百姓之難儀を以不願橋願之村方勝手計を相考、外村々江無汰沙ニ仕御願申旨、尤右材木計人足上沢渡村山奥迄道法四五里も罷越、大勢人足五七日十日余も相懸り、遠方之村方衆上沢渡・下沢渡兩村之内旅宿仕不申候而ハ勤人足間ニ合不申候ニ付、木錢等相掛り彼是以拾八ヶ村困窮仕候、勿論、兩村ハ徳用ニも罷成候、依之右御入用御扶持米之儀、乍恐無益ニ奉存候、難儀之人足至極迷惑仕候間、此度十八ヶ村大小之百姓惣代を以、奉願上御訴訟申上候、被為聞召分ヶ無益之御入用御扶持米御吟味之拾八ヶ村人足御免被成下置候ハ、御公儀様江御忠節と奉存候、乍恐私共村々大勢之百姓相介ケ永々難有仕合奉存候、乍恐右橋願人下沢渡村名主年寄組頭百姓代被召出、自普請請所ニ被為仰被下置候ハ、難有奉存候御事右者願書之趣を以、此度御訴訟申上候

橋本之村与拾八ヶ村請印等不取之御普請御入用願上候段不埒成致方ニ奉存候、畢竟無益之御入用御扶持米等申下シ候ニ付、權威を

以、人足遣可申様と奉存候、拾八ヶ村之百姓困窮之儀ニ御座候得ハ、幾重ニも御吟味之上私共拾八ヶ村人足御免被成下置候ハ、難有奉存候、御慈悲を以右之段被聞召分、乍恐橋願人下沢渡村名主年寄組頭百姓代被召出、拾八ヶ村願之通、然り村々自普請之旨被為仰付下置候ハ、難有奉存候 以上

上野国吾妻郡拾八ヶ村惣代願人

松平宮内少輔領分市城村 名主 喜 平 治

伊丹兵庫領知行所川戸村 名主 新左衛門

小栗九郎左衛門知行所小泉村 年寄 半 兵 衛

宝曆五年亥九月

御奉行所様

如斯目安差上候間致返答書来月二日評定所江罷出可対決、若於不参ハ可曲事者也

亥十月七日 (以下略)

(中之条町役場蔵)

宝曆五年十一月 下沢渡橋懸替反对原岩本村人足御免願

乍恐以書付御願申上候

一上州吾妻郡下沢渡村橋人足御免願、私共武拾五人願之者共、十月廿日御招呼之所、先達而組合村々相談之上、拾八ヶ村同様ニ

日延御願申上候得共、追々十八日立廿一日立式人罷出候処、猶又御飛脚を以、九人召連、右之者共日限等延引旁々御尋之上、御吟味被為遊、右九人之者共、私方江御預ケニ被仰付候、依之、御差紙心得違等之儀、御尋之上、逸々申上候ニ付、私共貳拾五人願組合一統之わけ御聞濟被為遊候得者、此上願之儀ハ組合村々一同之儀ニ洩レ候儀不能成候得者、何れ之道ニも一同奉願上候、勿論困窮百姓之者共、殊ニ当秋大損毛、一向無御座、當時路用等も難義至極仕候得ハ、御慈悲を以、御預り九人之者共御免御帰し成シ被下置候ハ、難有奉存候然ル上ハ貳拾五人之儀ハ、惣代願人私儀ニ被為仰付被下置候様奉願上候、尤右橋願一件何分共組合村々一同之御答可申上候 以上

上州吾妻郡原岩本村

年寄

源

八〇

宝曆五年亥十一月四日

伊奈半左衛門様

御役所

(岩本 神保彦憲藏)

宝曆八年二月 下沢渡橋懸替出入裁決請書

差上申一札之事

一上州吾妻郡市城村外拾貳ヶ村訴上候ハ、下沢渡橋之儀、脇往還

ニも無之小川之流ニ候処、元禄年中、下沢渡村勝手を以、御普請所ニ致し、米永被下、其上先年橋掛替之節ハ、上沢渡村越後境御林木根伐相願、右木品橋元迄四五里之所引届ケ候ニ付、組合村々人足三四万人余相掛、且同郡長須橋、山田橋掛替之節、々江沙汰無之、畢竟材木引出候節、大勢之人足、上下沢渡兩村ニ止宿いたし、徳用有之ニ付、市城、外拾ヶ村并ニ三島外四ヶ村、困窮をも不願、懸替相願候義と存候、論外矢倉外拾五ヶ村并下沢渡村ニ而自普請致候得ハ、人足も相減、御入用も不懸候間、市城外拾貳ヶ村助合遁度旨申上、尤三島外四ヶ村も市城外拾貳ヶ村之通申上候

一同國同郡下沢渡村答上候ハ、古来真田伊賀守様御領分之節、御領主入用を以、市城外三拾四ヶ村組合ニ而人足助郷来り、元禄年中御料ニ相成候而も、懸替之節御入用被下、右村々組合普請いたし候、尤、信濃・越後・上州草津湯元江参候脇往還ニ無相違、勿論御林木根伐之節ハ、嶮阻遠近、御普請役御改方御目論見之上、人足四千人余ニ而普請いたし来候旨申上之候

右出入被為遂御吟味候処、訴訟方之儀村々人足共、上下沢渡兩村ニ逗留いたし、又ハ代人足相願、殊ニ真田伊賀守様御領分之郷、引附を以御料ニ成候而も、御入用米永被下、三拾五ヶ村助郷来候段無相違、右場所脇往還ニ而も無之趣申上候得共、脇往還、本往還と申極り無之、信濃、越後より之往返も有之候上

ハ、下沢渡村勝手を以、御普請所ニ仕立候と申儀、御取用難成、橋元御林迄ハ四五里余有之、人足三万人差出候由申之候得共、先年ハ橋本ハ四里程有之、不動ヶ滝、からくり平ニ而材木伐出、里数遠ク候処、当時ハ丹下、大岩御林麓より伐出し候故、橋元ハ二里半程之道法ニ付、先年伐出之場所里数と当時伐出之場所、道法引合ニ不相成、且人足之義、先年割付之外ニ式拾数双倍程相掛、三四人程差出候故、此度橋懸替も人足割付之外式拾双倍程ハ可相懸由申上候得共、先年割付之外式拾双倍懸り候と申儀、書付等も無之申口迄ニ而、証拠無之、殊ニ此度可伐出場所險岨、生立候木品無之、御林之遠近、人足之員数申立相違仕、且右橋懸替之儀ニ先達而橋元村ハ触候儀無之、縦先年相触候儀を此度能不申候逆と、古来ハ三拾五ヶ村一同助郷を、市城外拾式ヶ村、三島外四ヶ村ニ限り、助郷適度と申儀無謂、右橋場より式町程川上江下沢渡并論外矢倉外拾五ヶ村、自普請ニ而、芝橋懸候得ハ、人足少分ニ而橋出来いたし、往来差支無之御益之筋ニ相成候段申上候間、御普請役衆并御代官平岡彦兵衛様御手代被差遣御見分御座候所、水面拾五間有之、濁水之節ハ步行渡り相成候得共、全鉢谷川ニ而水勢強、橋台両側ハ実出し候得ハ、少水ニ而も相湛候ニ付、沓ヶ年之内ニハ幾度も流失可仕候間、有来橋場江掛渡候ハ多分之入用相懸り、其上右場所江橋懸候而ハ、作場道六町余之所、往還ニ相成候故、御年貢畑并 百姓居屋敷多潰地出来いたし、却而御不益ニ相成候

段無相違、殊ニ御益筋ニ付自普請ニ相願候ハ、古来ハ組合来り候三拾五ヶ村一同自普請ニ可奉願所、市城外十二ヶ村三島外四ヶ村を除、下沢渡并ニ論外矢倉拾ヶ村計之自普請ニ致度と申儀、不束成申立方、相手下沢渡村之儀ハ右橋前々ハ米永被下三拾五ヶ村一同助郷人足差出候段無紛候とも、小川之流ニ懸り候橋故、御入用不被下、自普請ニも可成場所之由、訴訟方村々申之候上ハ、向後自普請仕立可申旨、再往御糺之所、一鉢谷川ニ而橋長拾式間、横老丈、高三丈余榎角物を以片側三間宛刳出いたし、掛渡候故、小川之流と申ニハ無之、是迄米永被下、助合人足出候而さへ大造成場所ニ候処、市城外拾式ヶ村、三島外四ヶ村を除、下沢渡并論外矢倉外拾五ヶ村計ニ而自普請可叶義ニ無之旨、下沢渡村矢倉外拾五ヶ村一同申上候、依之被 仰渡候ハ、訴訟方村々之儀、古来より助郷来り候人足を適度と申儀難立、殊ニ申立候内ニハ相違之儀も有之、不埒ニ付、名主・年寄・組頭共ハ急度御叱、百姓共ハ御叱被置、是迄之通り三拾五村一同橋人足助郷可申旨被 仰渡、一同承知奉畏候、若違背候ハ、御料可被 仰付候、為後証連判一札差上申候、仍如件

宝曆八年寅二月十三日

註 次に市城・新巻・川戸・小泉・厚田・泉沢・横尾・金井・岩井・赤坂・大塚・植栗・奥田・平・三島・岩下・横谷・原岩本の訴訟方十八ヶ村の三役と、相手下沢渡村の三役及、賛成方、矢倉・中ノ条・郷原・松尾・山田・上沢渡・四万・五反田・蟻川・大道新田・枡窪・折原・西中之条・原町・伊勢町青山の拾六ヶ村名があり、この十六ヶ村惣代四万村の三役名があり、御評所にあててゐる。そしてそこに、

指上申一札之事

一上州吾妻郡下沢渡村刎橋出入之儀、今般 御裁許被為 仰付候  
如承知奉畏候、尤同国同郡原岩本村百姓百三拾八軒之内、百姓  
勘之丞、六右衛門外貳拾三人、都合貳拾五人<sup>ノ</sup>之者共儀者、訴訟  
方江相加り申候、残百拾三軒之者共へ、無相違通達仕可申候、  
為後日一札差上申所仍如件

吾妻郡拾六ヶ村惣代

宝曆八寅二月十三日

四万村

百姓代

權右衛門

年寄

伝 兵 衛

名主

四 兵 衛

御評定所様

(中之条町役場蔵)

(四) 四万湯原橋・渡戸橋

寔 安永二年九月 四万村湯原橋・渡戸橋朽落懸替注進

〔御注進奉申上候

上野国吾妻郡四万村

当村中湯原橋・渡戸橋等、申刎橋両所御座候、此橋之儀、元禄三年  
年、太田弥太夫様 御代官之節、当村山江秣薪入会之村々江高割  
ヲ以人足入用共ニ被仰付、普請仕来り申候、此度両所之内湯原橋  
朽損シ及破落候間、来ル十月中、掛替普請仕候間、乍恐此段御注

進奉申上候御事

一当村山江秣薪入会之村々へ、同郡同御支配所中之条村・西中ノ  
条村・折田村・平村・蟻川村・原岩本村・五反田村・下沢渡  
村、保科外記様御知行所青山村・伊勢町村・横尾村・赤坂村、  
大塚村、右合拾三ヶ村、当村与拾四ヶ村高割ヲ以、人足入用被  
仰付、普請仕来り申候御事

一橋材木之儀ハ当村百姓稼山之内、雜木ニ而掛替仕来り申候御事  
一右橋太田弥太夫様御代官所之節ハ、為御奉行御手代衆御出シ、  
御奉行被成下候処、組合村々申候ハ、自普請所之儀ニ御座候  
間、面々随分出精可仕儀御座候得ハ、御奉行所様願上候ニ及申  
敷候与相願候ニ付、其已後ハ御奉行所様不奉願上候事

右橋之儀、太田弥太夫様被仰付候ハ、乍自普請所御料・私料・  
組合村々有之候ニ付、掛替普請之節ハ、其節之御支配御役所江  
御注進申上、御差図請、普請可仕旨被仰付候ニ付、只今普請之  
度毎、御支配御役所様御注進申上来り候御事ニ御座候、猶又此  
度湯原橋掛替普請ニ付先格ヲ以、乍恐此段御注進奉申上候、御  
慈悲ヲ以、先規之通り御差図奉請、早速普請成実此度御注進奉  
申上候 以上

上野国吾妻郡四万村

名主 文左衛門

安永二年巳九月

年寄 四 兵 衛

組頭 金左衛門

野田弥市右衛門様  
蔭 山 外 記録

御役所

(中之条町役場蔵)

同断 伝 兵 衛  
同断 安 左 衛 門  
同断 長 左 衛 門  
百姓代 伊 兵 治

六五 安政六年六月 四万渡戸橋・湯原川橋掛替規定

為取替申一札之事

上州吾妻郡四万村之義ハ近年違作相統及困窮奥山之内御留山三ヶ所相除、百姓稼山之内、今般村方一同相談之上、雪折風折悪木等山稼不相成分御運上差上、伐挽稼山字拾六ヶ所之内新湯入日向見入本谷右三ヶ所、江戸深川太田屋徳九郎代岩本村均左衛門殿江渡可申対談し仕候処、彼是差縫候ニ付、扱人立入得とねり候処、右四万村之義ハ、同郡中之条町外拾式ヶ村入会ニ而秣ハ勿論焼炭・薪・農具等手遣之分勝手次第伐取候義ハ、元禄年中岩本村外七ヶ村より四万村江相掛り及出入、其節之御裁許ニ相泥ミ仕来候趣ニ付、右四万村地内字湯原川橋・渡戸橋式ヶ所之義ハ、先年規定も有之、四万村并ニ中之条町外拾式ヶ所ニ而掛替之節ハ、石高

割を以、橋掛替諸入用并ニ人足共差出来り候処、四万村ニおいて右奥山売木いたし、就而ハ入会村々故障等一切無之候得ハ右橋式ヶ所之義ハ取扱趣意として、売木代金之内ニ而金四拾兩備金いたし、右利足積立、四万村ニ而世話いたし掛替可申候、尤格別洪水ニ而度々流失等有之候節ハ、先規之場合も有之候間、右入会村々一同相談之上、氣随ニ御手伝人足差出可申筈、右之通相定候上ハ四万村并中之条町外拾式ヶ村共一同示談行届聊無申分、依之為後証之連印仕為取替置申処如件

安政六末年六月

伊奈半左衛門御代官所

上州吾妻郡四万村

役人惣代

名主 徳 左 衛 門 ④

同祖頭

市 三 郎 ④

同百姓代

善 兵 衛 ④

右同断中之条町

役人惣代

年寄 十 郎 右 衛 門 ④

同

儀 兵 衛 ④

右同断折田村

役人惣代

名主 九 右 衛 門 ④

右同断五反田村

役人惣代

④



名主  
茂平 治印  
右同断下沢渡村  
役人惣代

年寄  
清左衛門 印  
役人惣代  
名主  
金右衛門 印

右同断平村  
役人惣代  
年寄  
佐平 治印

右同断西中之条村  
役人惣代  
名主  
善四郎 印

河野長十郎知行所

西中之条村  
役人惣代  
名主  
庄右衛門 印

伊奈半左衛門御代官所

岩本村  
役人惣代  
名主  
喜平 治印

大久保八五郎知行所

岩本村  
役人惣代  
名主  
佐五右衛門 印

大津宮内知行所

蟻川村  
役人惣代  
名主  
仁左衛門 印

久世右馬吉知行所

蟻川村  
役人惣代  
名主  
権之丞 印

富永孫六郎知行所

横尾村  
役人惣代  
名主  
勘左衛門 印

保科栄次郎知行所

横尾村  
役人惣代  
名主  
安左衛門 印

右同断

赤坂村  
役人惣代  
名主  
近右衛門 印

右同断

大塚村  
役人惣代  
名主  
清兵衛 印

右同断

青山村  
役人惣代  
年寄  
徳左衛門 印

右同断

伊勢町  
役人惣代

年寄 善兵衛<sup>㊦</sup>

伊奈半左衛門代官所

山田村

名主

治郎兵衛<sup>㊦</sup>

右同断

中之条町

年寄 代兼 重兵衛<sup>㊦</sup>

右同断

群馬郡岡崎新田

組頭

金右衛門<sup>㊦</sup>

右同断

岩鼻村

上州屋伝八代兼

新右衛門<sup>㊦</sup>

(四方 関善平蔵)

(五) 万年橋

六〇 安政二年 長須万年橋入用割合

四月二十五日

一式朱

同 一百五十文

四月十九日

一式両三朱

同 一巻両三分

同 四勿木代

同 繼竹柾木代

遺共

郷原矢倉村役人中方々へ樽代

郷原村橋会合の節九右衛門参り中食代小

同 繼竹柾木代

一巻貫貳百文

枕木一本代

一六〇百文

押木一本代

木代ノ四両三分三百文

六月十一日 一式朱

大持之節郷原矢倉両村之衆助合候ニ付樽

代

一式百文

大持之節昼食致し候度之茶代

一六〇百文

橋場人足助之節、藤持籠六ツの分久右衛

七月五日 一八〇百文

門、八兵衛方へ払申候

一六〇百文

藤立人足払

一三拾貫九百七十二文

もつこ持ちん

一式貫百文

本伐人足六人

取立 惣掛り四両三分ト五拾三貫百二十四文

為鏝 八拾三貫五百四拾四文

此銅錢八拾貫百八拾四文

持高六百貳拾八石五斗七升七合割

高巻石ニ付銅錢百二十七文五分六リン八文

かけ取立

安政二年寅十月 折田村名主九右衛門

○大持 雨天ニ付百文まし 三百五十文

人足八十八人半、三拾貫九百七十二文

○橋場 一人前三百文宛五十五人

拾六貫五百文

十月廿一日、廿二日勘定相済

(折田 折田茂藏)

突一 天保十四年五月 万年橋懸替中之条町割当分用材受取書

覚

一行桁老本

一繼行桁老本

此金貳拾兩貳分

一金三拾四兩貳分木品持運り  
橋場勤奇

二口ノ金五拾五兩也

内金貳拾兩也請取

外卷ノ六拾文代木願入用

卯五月十六日

橋元兩村惣代

郷原村

名主

吉 兵 衛 印

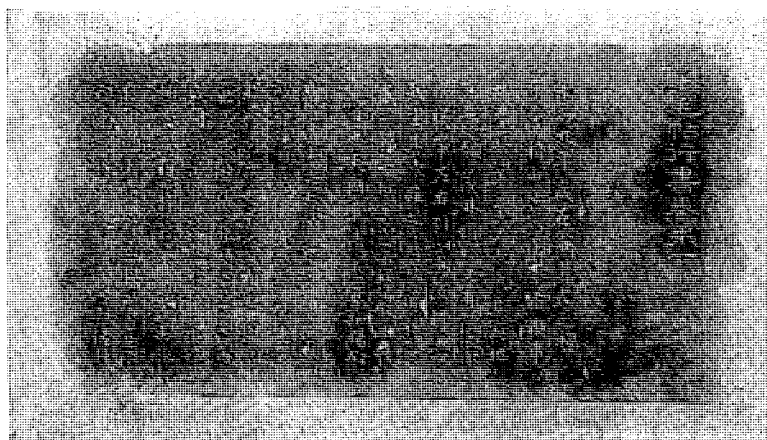
(中之条町)  
御名主

儀兵衛殿

(中之条町役場藏)

## 第五章

# 社会と文化





# 第一節 家

## 第一項 相統・縁組

三三 元禄十一年三月 村法縁組手形

請合申手形之事

一 御村太兵衛其元エ縁組ニ付而、被參<sup>(欠)</sup>出其村ニ御公儀様御役儀等ハ不及申、村旁輩並之儀何様之事成共相背申間敷候、若少成共相背申候ハ、何分之御断此方江被成候共少茂違乱申間敷候、其上於此人ニ如何様之六ヶ敷儀出来之致候共、此方ニ而急度請取御公儀様迄も埒明可申候、各々様少も御苦勞ニ掛申間敷候、為後日請合手形依如件

郷原村

元禄十一年

寅ノ三月廿三日

折田村

八 兵 衛 殿

名主

源 右 衛 門

組頭

徳 左 衛 門

同

甚 右 衛 門

同

与 右 衛 門

年寄

弥 右 衛 門

三三 宝永二年二月 隠居に付家督譲り証文

讓状ノ事

一 此度拙者年罷寄候ニ付、隠居致、おい惣右衛門方ニ頭職不殘相渡シ可申候、右各々頼入証人ニ立讓渡シ申上ハ、田畑家財ニ脇より構無御座候、我等夫婦心能相譲り申上ハ少モ六ヶ敷儀有之間敷候、為後日由緒書付相渡シ申候、仍如此候

宝永二年酉ノ二月吉日

中条町

右証人衆

十郎右衛門<sup>印</sup>

伊 兵 衛 殿

同 人 内

惣 兵 衛 殿

喜 八 郎 殿

清 左 衛 門 殿

門 左 衛 門 殿

八 左 衛 門 殿

久 太 夫 殿

平 右 衛 門 殿

同 七 之 丞  
專 龍 院  
(折田 小湊みどり藏)

惣右衛門殿へ参

(中之条町 桑原源一郎藏)

六五 正徳六年閏四月 聲名跡願証文

乍恐以書付奉願候事

五反田村市左衛門儀拾考ヶ年以前戌ノ年病死仕候之節、市左衛門五歳ニ罷成女子計ニ而、跡式難立御座候故、御代官様江御訴申上候処ニ、拙者後見被仰付、持高拾八石式斗并市左衛門娘拙者預り介抱仕、御年貢諸役共ニ拙者相勤申候、当年右市左衛門娘十五歳ニ罷成候ニ付、聲名跡取申度願候故、此度名主年寄立合詮義仕候所ニ、同村弥市次男伊之助從弟ニ御座候間、聲名跡ニ可然様ニ申候ニ付、御願申上候、願之通被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

我妻郡五反田村

願人伯父

惣右衛門

正徳六年甲閏四月

御代官様

右惣右衛門奉願候処少及相違無御座候間、奥印仕差上申候、以上

名主 孫 兵衛

組頭 李 兵衛

年寄 四 兵衛

(五反田 高橋孝茂藏)

六五 享保五年十二月 後家人証文

後家人証文の事

一太左衛門跡式ニ貴殿弟利左衛門殿後家人ニ同町重郎右衛門殿を中人ニ頼所望仕候、太左衛門様高之田畑居屋敷林家財不殘相渡シ相統為申候所実正ニ御座候、依之持参金乾金二十六兩被遣儀ニ請取申候、然上ハ女房と睦間敷仕、御百姓相統可申候、万一跡式ニ付、利左衛門殿不足の儀御座候て、御婦候ハ右の持参金御捨置、跡式ニ構なく御婦り可被成候、若シ女房の方より利左衛門殿氣ニ入不申候ハ、右の田畑居屋敷・林・家財不殘ニツニ割、利左衛門殿方ニ為相渡申、太左衛門名代ニて跡式相統為致可申候、其時相互ニ一言の違乱申間敷候、為後日後家人証文仍て如件

享保五年子ノ十二月

先太左衛門

後 家

源 兵衛

源 八郎

利左衛門兄

藤 八郎殿

左 内殿

中人 重郎右衛門殿

(中之条町 桑原源一郎藏)

六六 元文二年十月 母願出、跡式定証文

差上申濟口証文之事

一上野国吾妻郡中之条町惣助跡式江惣助兄同郡三嶋村武兵衛相障り申ニ付、此度御廻村先江惣助母願出申候、依之来十一月二日ニ江戸御役所様江被召出御吟味之上被 仰付可被下置御差紙頂戴仕候、依之三嶋村武兵衛母方江侘仕候ハ何分ニ茂跡式ニ付、中之条町江ハ不及申及、母方江障り申儀毛頭無御座候、此上中之条町惣助母親類五人組共相談之上、町役人方へ茂跡相段<sup>（モト）</sup>母願之通り跡式ニ相立、御百姓相統仕候様ニ被成可被下旨、達而侘申ニ付、惣助親類五人組町役人共母方江達而異見仕、母願之者誰成共跡式ニ相立御百姓相統為仕可申候、御慈悲ニ願之趣被下置内々ニ而相濟候様ニ奉願上候、然上ハ此義ニ付武兵衛ハ不及申上、中之条町惣助母親類五人組并町役人得心仕候処少茂相違無御座候、依之双方連判を以濟口証文差上申候所仍如件

元文二年巳十月

吾妻郡中之条町

惣助 母 ㊦

同郡三嶋村

願人 兵衛 ㊦

中之条町

同所 五人組 半兵衛 ㊦

池田新兵衛様

御役所

中之条町

同所 伊兵衛 ㊦  
惣助親類 孫四郎 ㊦

名主 市郎右衛門 ㊦  
(中之条町役場蔵)

六七 元文五年四月 婿養子相統取極証文

拙者跡鋪相統可致者一家ニ無御座、村利兵衛為仲立一貴殿御令弟彦太郎、我等石仕合ニ候間、養子申請候、此末私者娘夫婦ニいたし跡敷無相違相渡し百姓可為致候、若彦太郎角別之不儀親ニ対シ御座候ハ、我等持高八反歩相渡し、残る隠居地ニ可致相定ニ御座候、千一彦太郎身上不足致シ、惣而不相応ニ付、其方へ引取被成候ハ、其元々被遣候証文書、のせられ候通り之離物計御持つれ娘すて置可帰リ相定御座候、相互相応ニ暮し被有候ハ、畑林人馬等不残譲リ可申候、養子一卷ニ附不及他人申一家少茂構無御座候、為後日仍而一札如件

元文五年申ノ四月 日

武右衛門 ㊦

一家 甚右衛門 ㊦  
仲立 利兵衛 ㊦

半兵衛殿

(上沢渡 飯塚福茂蔵)



六六 寛延元年十一月 小百姓につき跡式成兼後家子供引取

証文

引取証文之事

一其町幸七卯二月病死致候ニ付、持高四斗六升八合九夕之小百姓故、跡式相統成兼候、依之後家願候ハ畑家屋敷弟佐左衛門方ヘ致無心相渡シ代金五兩儘受取申候、然上ハ後家子共之儀、拙者方ヘ引取申候、向後幸七跡式ニ付、後家子供ハ不及申、加判之者少茂構無御座候、此家敷畑ニ付何方ヘ御壳被成候も少も構無御座候、為後日引取証文依如件

寛延元年辰十一月

幸七 後 家<sup>㊦</sup>

大戸村

後家親 彦 八<sup>㊦</sup>

同 村

証人 平右衛門<sup>㊦</sup>

中之条町

御役一件

(中之条町役場蔵)

六九 寛延二年十一月 父没、子供高分け出入濟口証文

濟口証文之事

一此度当町孫四郎願出候ヘ去ル寅年親五左衛門相果候節、惣ハ・

孫四郎分地有之由、畑相渡し候得共、高分ケ之儀五左衛門仕不候ニ付、此度孫四郎江戸御役所江可罷出由名主所迄願出候ニ付、弟五左衛門方ヘ相尋候得ヘ、五左衛門申候ヘ、高分ケ之儀ハ去ル戌年惣ハ・孫四郎・拙者三人高分ケ仕候、又候此度分ケ地之儀ハ罷成間敷候由にて及出入候間、町年寄取扱候訳ハ、上中合畑老反廿八步惣ハ分伊勢町分上下畑合老反三畝拾老步、孫四郎分右之畑御年貢之儀ハ五左衛門方ヘ上納仕候ニ付、寅年ハ当年迄之御年貢兩人ハ五左衛門方ヘ為相濟得心之上、右両所之畑高分ケ為仕候、然上ハ此畑ニ付向後出入ケ間敷儀双方申出間敷候、為後日濟口証文仍而如件

寛延貳年巳十一月

当町

願人 孫 四 郎<sup>㊦</sup>

式人 兄 惣 八<sup>㊦</sup>

五人組 半 兵 衛<sup>㊦</sup>

同 嘉 平 治<sup>㊦</sup>

同 与 五 兵 衛<sup>㊦</sup>

同 次 助<sup>㊦</sup>

相手 五 左 衛 門<sup>㊦</sup>

(以下五人組四名、親類二名扱人十一名略)

名主組頭中

(中之条町役場蔵)

空〇 寛延三年三月 後家小百姓相統成らず生家引取証文

一札之事

一小川村半右衛門儀永々病氣ニ而五年以前相果申候処、屋敷尙敵余有之、渡世送兼百姓相統不能成、依之後家并ニ平村弟新六組中江相廻リ平村へ引越申度由願申候得ハ、右之通り御相談被下拙者方へ引取扶助仕候上者少シも、違乱無御座候、為後日仍而如斯御座候、以上

寛延三年午三月

中之条町

名主衆中

組頭衆中

年寄衆中

中之条町小川村

半右衛門

後

平村

新村

家<sup>①</sup>

六<sup>④</sup>

(中之条町役場蔵)

空一 宝曆三年三月 父没跡式娘にて渡世成らず五人組にて

跡式定一札

一札之事

一私共五人組之内半右衛門跡式之義娘ニ而渡世送兼申候ニ付、此度同国緑野郡新町小毛山本国院弟子良学院と申山伏聳養子ニ仕、半右衛門跡式相統致し、依之本国院ハ一札相添、五人組之

内三郎左衛門方ニ願置申候、此山伏ニ付脇々障ケ間敷義無御座候、然上者宗門人別帳ニ御入可被下候、為其一札差出し申候、以上

宝曆三年酉三月

五人組頭

三郎左衛門<sup>①</sup>

九兵衛<sup>④</sup>

佐市右衛門<sup>④</sup>

半助<sup>④</sup>

五郎右衛門<sup>④</sup>

久兵衛<sup>④</sup>

(中之条町役場蔵)

御役人中

当町

空三 明和三年八月 跡式貫請取極証文

跡式取替証文ノ事

一村方彦右衛門跡式無之ニ付、貴殿御舎弟九右衛門殿村方半右衛門仲立ニテ貫請、跡式相究メ申候、然上ハ彦右衛門田畑家財共ニ不残相渡シ候処相違無之候、此跡式一件ニ付、外より妨申者無御座候、依之其御村方人別御帳面御除キ可被成候、此方人別相載可申候、然上ハ随分百姓相統可被成候、為後日、取替証文如件

明和三年戌ノ八月 日

横尾村親類惣代

勘兵衛<sup>④</sup>

同所五人組惣代

同所仲人 七太夫<sup>㊦</sup>

同所名主 半右衛門<sup>㊦</sup>

同所組頭 八兵衛<sup>㊦</sup>

同所 弥兵治<sup>㊦</sup>

同所 佐五兵衛<sup>㊦</sup>

同所 権右衛門<sup>㊦</sup>

同所 新兵衛<sup>㊦</sup>

平村九右衛門兄  
割印 茂右衛門殿

(平 関征見蔵)

空三 明和四年十二月 離村者跡式定一札

一札之事

一此度組内甚右衛門義、渋川村喜太右衛門と申仁取持ニ而、同村又左衛門と申方へ駕養子望、跡式相統仕候筈ニ相談仕度候、尤最元少分之百姓故渡世成兼候ニ付、先様ハ町屋敷持之百姓故、商売等も致能相見江候ニ付、甚右衛門勝手ヲ以相願候ニ付、右之通ニ為致候筈ニ仕候、勿論実母共ニ連レ参候ニ付、此方持前不残元代替え持参仕度候由申候ニ付、九兵衛方へ完渡置、甚右衛門名代相統致筈ニ仕度候由、是又相願候間、五人組親類相談之上如此ニ為致申候、右完買奥印并引越送等被成可被下候、然上ハ甚右衛門不縁ニ而帰村仕候逆もケ様ニ相定候上ハ、少も為相

障申間敷候、若携ケ間敷儀申もの御座候ハ、何分罷出申訳可仕候、為其一札差出申処如件

明和四年亥ノ十二月

五人組 伝右衛門<sup>㊦</sup>  
親類 平右衛門<sup>㊦</sup>

御名主  
御組頭中  
御年寄

(中之家町役場蔵)

空三 安永三年三月 印鑑紛失につき新印鑑届

印鑑一札之事

一私義印判分失仕候ニ付、御願申上候而、此度替り印判印鑑差上、宗門御帳面ニ新ニ押之、差上申候上ハ、向後此印判之外一切相用申間敷候、為後日一札仍如件

赤坂村印主

安永三年午三月

喜左衛門<sup>㊦</sup>

名主

治郎兵衛殿

(赤坂 小林貞夫蔵)

空三 安永五年二月 不斗出者跡式相統一札

乍恐以書付御注進申上候

上州吾妻郡原岩本村百姓吉右衛門儀、去閏十二月六日ニ、風与罷  
出行衛相知レ不申候ニ付、名主所江申通シ候所、早速可相尋旨申  
渡シ候ニ付、去冬中ヨ只今迄当国安中・高崎・前橋・沼田辺迄相  
尋申候処、行衛一向相知レ不申、難義至極仕、依之無是悲御注進  
申上候、乍恐御吟味之上、吉右衛門跡敷御百姓相統仕候様ニ被為  
仰付被下シ置候ハ、難有奉存候、猶又御尋之儀ハ口上ニ可申上  
候、以上

上州吾妻郡原岩本村百姓吉右衛門倅

安永五年申ノ二月

野田弥市右衛門様

御役所

(岩本 神保彦憲藏)

註 不斗出者文書にはこの外①天明七年九月原岩本村(神保家藏)②寛  
政三年三月折田村(今井次男家藏)③天保七年二月右四人家出(中之  
条町)等がある。

三六 寛政五年三月 老衰につき表名前譲り一札

相願申一札之事

拙者儀段々及老衰、百姓勤方難相成候ニ付、表名前惣領清次郎江  
可相譲処、同人義も病身ニ付、次男文之丞江家督相譲、拙者義ハ

隠居致度候、依之当丑宗門帖々表名前文之丞ニ御書上可被下候、  
右勝手ニ付、各方江相願候上ハ、聊以故障之筋無御座候、為後日  
書付を以、此段相願申候、以上

寛政五年三月

御役人中様

久左衛門<sup>印</sup>

(岩本 神保彦憲藏)

三七 寛政九年 遊女を後家女房に取極一札

取替ニ申一札ノ事

一此度其御村重右衛門後家とま江信州善光寺仏法ノ砌ニ私頼候  
処、得心ノ上横尾村吉右衛門と申者女房ニ取極申所実正御座  
候、此末遊女売女一切仕間敷候、御百姓相統、急度相守可申候  
向後ハ御村方御帳面御貫可下候、村方宗帳相入可申候、為後日  
取替ニ申一札仍テ如件

寛政九年

上州吾妻郡平村

布施孫三郎御支配所

売先

武州秩父郡大滝村

午房平

茂右衛門

堀屋文右衛門様

よし原

御支配所

左野助殿

源野助殿

(平 関征児蔵)

文政二年三月 跡式見立まで組中金子預り証文

預り置申金子証文之事

一金子耆両也(但シ此利分として 耆々年ニ付) 永百文宛

右耆三右衛門病死ニ付、跡式無之ニ付、御年貢引当等無御座候、右ニ付、村役人一同相談之上、三右衛門持高之内、田畑等質物ニ置、代金耆両也調置、私とも組合一鉢ニ預り置申処実正ニ御座候、然上ハ御年貢諸役等御日限通り、急度組中一鉢ニ而

調納可申候、猶亦三右衛門跡式之義見立相続人出来候節ハ、組中一同承知之事ニ而申候、為後日預り金子証文仍而如件  
文政貳年  
金子預り主  
新左衛門  
与 惣次  
喜 平次  
十左衛門  
茂右衛門

卯三月

村役人中

(大道 富沢清蔵)

文政七年五月 家財分散割合寛

〔表紙〕  
「文政七年

家さい分散割合覚帳

申五月六日 一

一鍋 三ツ

代四百文

一茶釜 耆ツ

代貳百文

一なた 耆丁

代五拾文

一いんくわ 耆丁

代五拾文

一鍬 耆丁

代百文

一よぎ 耆丁

代貳百文

一桶 三ツ

代貳百文

一引白 耆ツ

代

一唐うす 耆ツ

代貳百文

一鎌 貳丁

代七拾文

一膳 五ツ

代百五十文

一疊 三枚

代百文

一立白 一ツ

代百五十文

一箱 耆ツ

代百文

一 下屋 壹軒

代三百文

一 小屋 壹軒

代貳朱

一 宛(わん)五人前

代貳百文

一 茶わん 五ツ

代五十文

一 ねこ 五枚

代百五十文

一 むしろ 十五枚

代百五十文

一 こかへず 十枚

代三百文

一 まんくわ 壹丁

代百五十文

一 下さけ 壹荷

代七十貳文

一 大金 壹ツ

代金貳朱

メ 金壹分ト三貫四百四十八文

此錢五貫七十貳文 六五直し

此目詰錢四貫百七十貳文

借金高惣ノ廿八兩貳朱小貳朱ト

右請取相濟申候<sup>㊤</sup>

金壹兩ニ付

目詰百七十四文

一金壹兩三分ト

七百六十三文

庄右衛門殿

此分散總三百三十七文

右受取相濟申候<sup>㊤</sup>

金壹兩三分貳朱ト

百十四文

三郎左衛門殿

此分散總三百三十三文

右ニ而相濟申候<sup>㊤</sup>

一金壹分 藤右衛門殿

此分散總四百文也

一金九兩ト百五十文

仁左衛門殿

此分散總壹貫六百三十四文

右請取相濟申候<sup>㊤</sup>

一金小貳朱 鎌五郎殿

此分散總十一文

十一文髓ニ受取四月七日

一金壹兩貳分貳朱也

万五郎殿

此分散總貳百九十一文

金八兩三分貳朱長兵衛殿

此分散總壹貫六百八文<sup>㊤</sup>

(印八大喜妻山田 田村)

一金貳兩三分 茂右衛門殿

此分散總四百九十文

一金壹兩壹分 安之丞殿

此分散總貳百二十六文

右者髓ニ受取申候

一金三分ト五百文 李兵衛殿

此分散銀百五十九文也

右之通り請取相済申候

右之通割合候所

相違無之候 以上

山田村新料

名主 伊 兵 衛 ④

(山田 山田守節蔵)

註 山田村某家の身上片附けである。借主は一切の売上げをその貸金に  
応じて分けている。

六〇 天保十二年九月 信州より婿養子送り状

送一札之事

一拙者組内金三郎倅字市儀、其御村方茂左衛門殿掣養子ニ中之条  
町徳三郎殿倅人ニ而差遣申候、然上者村方人別宗門共ニ相除申  
候、其御村方人別宗門ニ御差入可被成為後日送り一札仍而如件

御代官井上五郎左衛門支配

信州高井郡片塩村

名主 角 右 衛 門 ④

天保十二年丑九月

上州吾妻郡西中之条村

御役人中

(中之条町役場蔵)

六一 天保十五年二月 信州の者一家四人名跡引立一札

入置申一札之事

本多豊後守様御領分

信州水内郡上赤浜村

百姓惣助弟

円次郎

女房 当三十九歳

娘 当三十六歳

娘 当十歳

娘 当三歳

右之者儀国元不如意ニ付、去ル子年日雇為稼と保科栄次郎様御知  
行所同郡伊勢町江来り逗留中、右力蔵飯親ニて店借ニ相立、村方  
百姓作兵衛方ニ住居罷在所ニ候、其以来月傭日雇等相励候得共、  
至極鉢衷之者ニ付、今般国元江懸合之上、私共引請親分ニ相立、  
御檀中右作兵衛名跡相統人ニ申入度ニ付、御宗門人別御加入奉願  
上候、然上ハ右之者儀ニ付何様之儀出来候共、貴寺様江御苦難相  
懸申間敷候、右ハ遠境国越之者之儀ニ付、為後日引請証文入置申  
所如件

天保十五年

辰二月

吾妻郡折田村

右 円次郎夫婦子共

引請人 李 右 衛 門

右同席 九 右 衛 門

善福寺

御納所

(折田 折田茂蔵)

六二 天保十五年二月 越後稼女賞請縁談取結一札

取極申儀定一札之事

越後国刈羽郡加納村

百姓権六娘

せ 当辰十五歳い

右之者儀当村百姓清兵衛後家りの姪にて御座候処、去々年中、身稼として此地ニ罷出申候所、去卯二月中、村役人代善右衛門・仙五郎兩人之者差遣国元江懸合申候上、賞請送書付を以、村役人江引受ニ相成候、然処今般名主九右衛門飯親ニ立、年寄彦右衛門仲人ニ而、太郎兵衛嫁ニ賞請度ニ付、金子四両差出候筈ニ而、尤当金貳両差出、残金之儀ハ来ル已七月中不残差出候筈ニ而取極、右せい差遣、太郎二男酉蔵と縁談候上ハ、利兵衛相続可被致筈、右取極縁談取結候上ハ、右之者儀ニ付、何様之儀御座候共、村役人一同、引請ニ落着仕候様取計可申候、為後日取極儀定一札如件

折田村

年寄

天保十五歳辰二月

彦 右衛門

同

同

彦 平

同

栄 七

六三 天保十五年十一月 変死後家跡相続証文

一札之事

一町方与五兵衛後家ぬま義、先月中ハ風与乱心仕候ニ付、夫々心附種々薬用等相用居候処、追々病氣重体ニ相成候ニ付、鎌原村象左衛門方江人差遣、実母儀早々呼寄介抱致呉候処、昨十八日昼八ツ時頃、ぬま母勝手江行食事致居候内変死仕候、全ク乱心之儀故、私共ニおゐて此節ニ至申分決而無御座候、何卒事穩便ニ取置仕度右困躬之与五兵衛相続相成候様御取計頼入申候、依之組合親類一同一札差出申処如件

与五兵衛後家ぬま実父

同郡鎌原村鎌原茂左衛門

頼ニ付代養子

天保十五年

鎌原 縫 殿印

同 藤 七

同 九 兵 衛

同 定 右 衛 門

同 茂 左 衛 門

同 小 兵 衛

名主 九 右 衛 門

(折田 折田茂蔵)



辰十一月

御役人中

親類 源 八<sup>④</sup>  
 同断 徳三 郎<sup>④</sup>  
 組合總代 孫四 郎<sup>④</sup>

(中之条町役場蔵)

六四 嘉永六年三月 嫁引取一札

引取一札之事

一其御村方茂右衛門殿仲人ニ而私村方市郎右衛門嫁ニ貰請申候処  
 実正ニ御座候、然ル上ハ、当村人別帳江加入候間、其御村方御  
 宗門人別御除キ可被成候、為後日引取一札仍而如件

嘉永六丑年

三月 日

大道村

御役目

(大道 塩野谷六郎蔵)

六五 延宝九年四月 百姓取立手形

手形之事

一吉右衛門子息異けん仕候間抱置申所実正ニ御座候、以来いけん

いたし申候へ共、右の吉右衛門田地、林、かさい共にくれ取立  
 御百姓ニ可仕候、自然相違ニきに合不申候へ者、田地林之代金  
 として金老両老分くれ、植栗村江返可申候  
 万一拙者共身代不罷成候へ者、何分にも仕合次第可仕候、為其  
 手形仕置候段如何様ノ新御法度いたし候共相定の通り相違仕間  
 敷候、為後日仍如件

延宝九年酉ノ四月九日

五反田村 長兵衛  
 同 四郎兵衛  
 同 三右衛門

植栗村 四兵衛殿

作 平殿  
 平 助殿

(五反田 田村武一朗蔵)

### 第二項 奉公人

六六 年代不詳十月 女房子供身代金請取証文

(妻) 清右衛門女房子供下人之身代小判拾七兩  
 遣ニ請取申候、為ニ其手形一遣し候

(寛永六年か十八年)  
 未十月五日

小川 、 、 、<sup>④</sup>

田村うた之丞殿

(裏)  
西之五月廿九日

清水甚右衛門<sup>㊦</sup>

原 仁兵衛<sup>㊦</sup>

小宮 、、、<sup>㊦</sup>

(五反田 田村武一朝藏)

六八 宝永三年二月 質置二十九年奉公人夫婦訴状

乍恐口上書を以御訴訟申上候御事

吾妻郡御知行所折田村

訴訟人 九右衛門

人主 徳兵衛

同郡之内

中川吉左衛門様御代官所須賀尾村

相手 諸人 権三郎

六七 宝永三年二月 抱者不仕末いたし人別帳外され詮証文

証文の事

一拙者抱、市郎兵衛、此度無調法ノ儀仕出シ御公儀様より人別御帳面御取被遊候処ニ総ノ衆判形不致ニ付、御年寄中并組衆へ種々御わび仕、右市郎兵衛儀拙者請合申候御帳面御上ゲ被下候様御訴訟仕候、然上ハ向後、如何様ノ六ヶ敷仕出候共、拙者請合申上候、各々様へ少も御苦勞ニ掛ケ申間敷候、為後日入証文仍如件

町

弥五郎<sup>㊦</sup>

宝永三年戊二月二十四日

(中之条町)  
十郎右衛門殿

組合衆中

年寄衆中参

(中之条町 桑原源一郎藏)

一太郎ト申候男子九ツの年、金者両かし、辰ノ年ノ子之年迄廿廿年季ニ相定差置申、右年記之内ハ請印なしニ定申候所ニ、当月此もの村請人方へさそい出し相不罷帰候、然又両三度迄、迎之ものを遣し申し候へ共、其ものを返し不申候、殊ニ其所之名主、組頭方迄相断申候へ共、一円請付不申迷惑ニ奉存候事

一右奉公人太郎ト申抱置申候ハ、先年辰ノ年、大風吹、大飢饉ニ而、右之悴餓死之体ニ罷成ニ付而、請人、人主拙者方へ達而訴訟仕候ハ右之男子、縦へ永普代ニ成共致、たすけ可被下ト願申候へ共、左様ニも不罷成、しち物年ニ定、証文遣ニ取置申候御事

一本宿村彦兵衛ト申候もの横たわり申候ニ付て一切埒明不申、何とも及難義ニ申候、依之無是非如斯申上候、乍恐御慈悲ニ右わけ埒明申様ニ被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

吾妻郡折田村訴訟人 九兵衛

茂右衛門殿

宝永三年戊二月

(平 関征児蔵)

御代官様

(折田 折田茂蔵)

六〇 寛政十一年二月 一年季身代金五兩貳分奉公人請状

奉公人請状の事

六九 安永七年二月 一年季身代金三兩二分奉公人請状

奉公人請状ノ事

一此新八ト申男ニ為身代金子二兩二分ニ朱借用仕、当戊二月より  
 亥二月二日迄一ヶ年ノ奉公ニ差出シ申所実正ニ御座候、但シ若  
 取替当分一兩三分請取、残ル三分ニ朱ハ七月中可被下候、衣束  
 ノ儀ハ夏冬共ニ御家並ニ可被下候、若又取逃、欠落仕候ハ、其  
 品々相改、貴殿へ御望次第急度埒明可申候、万一徒事相果候共  
 本金ニテ相済可申候、御氣入不申候ハ、何時成共御隙出シ可  
 被成候、日数勘定次第返済可申候

一宗門ノ儀ハ代々禪宗ニテ伊勢町林昌寺且那ニ紛無御座候、寺請  
 状御用ノ節ハ差上可申候

右相定ノ通り御家ノ御作法相背キ申間敷候為後日一季奉公ノ証文  
 仍テ如件

安永七年戊二月

赤坂村

人主

又

兵衛

同所請人

庄

蔵

平村

寛政十一年末二月

一此市助と申男為身代と五兩貳分借用申外実正に御座候、当末の  
 二月より申の二月二日迄壹ヶ年季に相定申候、当分金三兩貳分  
 御差替被下残金壹兩三分は此末迄に御無心仕候筈に相定申候、  
 衣束の儀は御家並に可被下候、若し此者御氣に入不申候は、何  
 時成共御隙御出し可成候、人代成共金子成共貴殿御勝手次第に  
 可仕候、取逃欠落仕候ハ、其倉物品々相改其者をも尋出し、貴  
 殿え少も御苦相懸申間敷候、自然徒事にて害死抔仕候ハ、身  
 代金急度御勘定可仕候、頓死怪我あやまち相果候ハ、早速我等  
 引取一口之違乱不申相済可申候、金子之儀は貴殿御検に可成  
 候、長病にて相煩候ハ、請人引取人代にて相済可申候、相定年  
 季首尾能相動申候ハ、本金押切御隙可申請候

一御公儀様御法度は不申及御家の御作法相背申間鋪候、惣而懸の  
 勝負決して仕間敷候

一宗門の儀は代々禪宗にて沢渡村永林寺且那に紛無之御座候て請  
 状人主方に願置申候、御用次第差出し可申候

為後日、奉公人御状仍而如件

上沢渡村

人主 重兵衛

同所

請人 吉左衛門

伊勢町源八殿

(中之条町役場蔵)

組頭殿

親類

吉右衛門印

(折田 綿貫孝次蔵)

六三 文化二年三月 女給取奉公人請狀

給取奉公人請狀之事

六一 寛政十一年三月 金子請取欠落奉公人質置并済証文

一札之事

一当組伊右衛門儀、中之条町惣右衛門方ニ奉公ニ相極メ、金子請取欠落候ニ付、組中之者心当り相尋申候へ共、度々さい東御座候ニ付、組者勿論、親類迄も立合相談之上、持高之内合六敵四歩之所、質地ニ相渡シ、右証文之金子不殘相濟シ申候、為後日連印仍而如件

(折田村) 六右衛門印

佐左衛門印

久佐衛門印

甚左衛門印

由右衛門印

吉五郎印

弥兵衛印

弥五介印

寛政十一年

未三月十三日

一此よ志ト申女樋成者ニ御座候ニ付私共人主請人罷在給取奉公ニ置給金三兩三分内金貳兩當時請取殘金壹兩三分者来寅二月ニ段々御貸可被下候、衣成之儀ハ御家並ニ可被下候、然上者来寅二月二日為相勤可仕打定之内不限何時何様之儀被仰付候共少茂違背為仕間敷候、此女ニ付法ト少茂持つ者無御座候、若六ヶ敷う者御座候ハ何方逆茂我等罷出埒明候間貴殿へハ少茂掛御苦勞申間敷候、若御氣ニ入不申候亦ハ惡度願杯出可代仕候ハ何時成共御隙罷出本人迄世話可仕候、万一取逃欠落仕候者其品不殘并本金一倍ニ而右濟可仕候、万々一此女何様之恋事出来仕候共私共方江早速引取貴殿方江少茂掛御苦勞申間敷候、宗旨之儀ハ代々中野条町清見寺且那ニ紛無御座候、寺請狀人主方ニ取置申候御入用次第差出可申候

御公儀様御法度ハ不及申万端御家控堅為相守可申候、給取奉公人請狀為後日仍如件

稻垣藤四郎様御代官所

吾妻郡折田村人主

折田村

六右衛門<sup>㊦</sup>

九右衛門殿

文化二年丑三月

甚左衛門<sup>㊦</sup>

(折田 折田茂藏)

白井町

紋左衛門殿同所請人

(折田 綿貫幸次藏)

癸三 文化五年二月 女二年季身代金二兩二分奉公手形

癸三 天保五年二月 女二年季身代金六兩奉公人請状

質置申奉公人請状

一此志めと申女ニ為身代金貳兩貳分貳朱髓ニ受取、当辰二月、來ル巳ノ二月二日迄壹ヶ年季之御奉公ニ差置申所実正ニ御座候、衣束之義ハ御家並可被下候、若又取逃欠落仕候ハ、其品尋出し、御奉公急度為相勤可申候、御氣ニ入不申候ハ、何時成共隙御出し可相成候、身代金御返済可申候、万一害死等之義ハ早速引取責殿へ少も御苦勞懸ケ申間敷候、身代金御勘定次第御返進可申候、勿論病死之儀ハ貴殿御積ニ可被成候、右相定之通り御奉公首尾能相勤申候ハ、身代金不残押切可被下候、為後日証文仍而如件

一御公儀様御法度ハ不及申、御家之御法為相背中間敷候、以上

西中之条町

文化五年

人主 惣右衛門<sup>㊦</sup>

辰ノ二月

請人 勘兵衛<sup>㊦</sup>

一此ひとと申女ニ為身ノ代金六兩髓ニ借り当年ノ二月より來ル申ノ二月迄、中二年季ニ相定、御奉公ニ差出申外実正ニ御座候、上給として一ヶ年ニ金二分宛可被下候、御氣ニ入不申候ハ、隙御出可被成候、身ノ代金急度返済可仕候、若又此女何様ノ儀ニテ害死等仕候共如何様儀ニテモ請人引請、早速埒明、貴殿エ少モ御苦難相掛申間敷候、取逃欠落仕候ハ、其品々相改、御勘定次第身ノ代金ハ不及申ニ急度返済責殿エ少モ御損毛相掛申間敷候、尤人代差出御事欠無之様ニ可仕候、御奉公仕候内何御用御申付被成候共少モ為相背中間敷候

御公義御法度ノ儀ハ不及申上ルニ貴殿御家ノ御家法急度相守可申候

一宗門ノ儀ハ代々禪宗ニテ伊勢町林昌寺旦那ニ紛無御座候、寺請状請人方ニ所持仕候、御入用ノ節ハ何時成共差出可申候、右相定年季首尾能相勤申候ハ、本金御切御暖可被下候、万一病死仕候ハ、御授ニ可被候、此女ノ儀ニ付賜より構申者無御座候為後

日二ヶ年季奉公人請狀依テ如件

天保五年二月

横尾村

人主

新左衛門印

同村

受人

権左衛門印

伊勢町権六殿

(中之条町役場蔵)

六室 万延二年正月 下女養女差遣し一札

我等召抱下女ちい儀年季中ニ御座候処、此度三右衛門殿御せわを以、貴殿方ニ養女ニ差遣し申候処相違無之候、然ル上ハ幾久御世話被下度候、万一氣ニ不叶儀有之候節ハ、遠国出生之者ニ付、当人手送り并路用御手当被下、国元実親方五送り被下度候、為後日取替一札差上申処仍如件

伊香保村

万延二年酉正月

李次郎印

世話人

三左衛門印

折田村

九右衛門殿

(折田 折田茂蔵)

六六 文久元年八月 女三年季奉公身代金請狀

奉公人請狀之事

此はつと申女之為身代金五両ニ相定、此表金三両三ニ請取申候、当酉八月より丑二月迄中三ヶ年季ニ御奉公為相勤申处衷正ニ御座候、衣束諸品之義ハ貴殿方ニ而御引請被下御勝手之仕着可被成下候、若此もの取逃欠落仕候ハバ加判之者尋出シ品々相改本金相添急度相渡可申候、御氣ニ入不申候ハ、何時成共御出可被成候、身代金日割ヲ以相済可申候、万一相煩候節急度引取可申候、縦何様新規出来仕候共右相定之通り少も相違申間敷、御奉公首尾能相勤申候ハバ前書ノ之通前年々跡金二両御渡し可被下候  
御公儀様御法度之義ハ不及申、御家之御作法為相背中間敷候、為後日奉公人請狀仍而如件

横尾村

人主

伊八

富佐衛門

平村

世話人

平右衛門印

青山村

金右衛門殿

(平 関征児蔵)

文久元酉年

八月

六七 天保五年二月 雇人給料引下げ申合

廻文

御廻状申上候、愈々各様方御安康之由奉御喜候、然ハ世間一統不  
世柄ニ付奉公人給金并諸職人・作田雇共ニ直段下ケ取極、昨日原  
町ニテ会合仕候処、右ニ付少々御咄し申度儀御座候間、乍御苦勞  
各々様明九日下拙宅迄鳥渡御入来之程奉願上候、以上

二月八日

伊勢町名主 嘉右衛門

西中之条町、折田村、五反田村、四万村

右村々御名主中様

(折田 福田竹三藏)

## 第二節 災害・騒動

### 第一項 災害

穴 元禄十二年 折田村八月の大風災訴状

(表紙)  
「折田村御林風折御改帳」

卯八月

成田原橋

中ノ沢橋

とうのせ橋

十二平橋

木根ケ橋

入用遣名主

八兵衛

差上ケ申一札之事

山王とうがノ宮 御用木

一松木四本先年御改被遊候分

内

二本 山王 とうか之森ニ御座候

此度大風ニ而吹かへ申候

是ノ御林

一御林 拾本卷尺廻々式尺廻迄吹折申候

但しくり、くの木、なら

□花同所

一御林四拾卷本卷尺廻々□尺迄吹折申候

但しどろ、くの木、なら

合五拾卷本

右之通り少も相違無御座候 以上

折田村名主

山守 八 兵衛<sup>印</sup>

組頭 安左衛門<sup>印</sup>

同 太 兵衛<sup>印</sup>

卯八月

御代官様

乍恐口上書御訴訟申上候御事

一我妻郡折田村之儀当月十五日之大雨大風ニ而家式拾卷軒ふきつ  
ぶれ申候、其上諸作一円無御座候、此分ニ而ハ当方ニウヘ死申  
候、乍恐御百姓罷立申候様ニ御見分被遊被下置候ハ、難有奉存  
候、以上

折田村

名主 八 兵衛<sup>印</sup>

組頭 治 助<sup>印</sup>

同 安左衛門<sup>印</sup>

同 太 兵衛<sup>印</sup>

同 五郎右衛門<sup>印</sup>

同 勘右衛門<sup>印</sup>

(元禄十二年)  
卯八月十六日

御代官様

同 九右衛門<sup>印</sup>  
同 与右衛門<sup>印</sup>

乍恐口上書を以御訴訟申上候御事

一我妻郡折田村高六百廿八石五斗七升七合此反別百式町八反拾卷  
歩之場所、当七月朔日之風、同八月十五日之大風ニ而諸作不残  
吹切其上ニ大霜ふり作毛一円無御座候

毎々申上候麦作大違イ之所に又々秋毛無作ニ而大小之百姓めい  
わく仕候御事

一当村者先亥ノ年ハ当年迄五ヶ年手ニ作毛違イ申、ひしと差語り  
申候御事

一來ル辰ノ正月ハ五月迄麦作出来申迄  
御慈悲に御 金百両御拜借成被下妻子共ニたすかり御百姓ニ罷  
立候様に奉願候、以上

折田村

元禄十二年

卯ノ九月

御代官様

名主 八 兵衛<sup>印</sup>

組頭 安左衛門<sup>印</sup>

同 太 兵衛<sup>印</sup>

同 勘右衛門<sup>印</sup>

惣 百姓

(以上三通、折田 小淵みどり藏)



六九 正徳二年九月 五反田村八月風災訴状

乍恐以口上書ヲ御訴訟申上候御事

当村之儀ハ田畑共ニ耆毛作之場所ニ御座候所ニ、八月十九日に風吹諸作にあたり難義仕、同廿三日ニ御代官様江御訴申上候又毎々より風道ニ御座候、今年取分風ニあたり、其上畑方蕎麦、荳草虫喰一円無御座、惣百姓迷惑仕、御慈悲ニ御検見之節御見分被為遊、永ク御百姓仕候様ニ奉願候、以上

我妻郡五反田村

正徳貳年長ノ九月十六日

孫兵衛

安右衛門

甚左衛門

御代官様

左兵衛

三四郎

惣百姓

御公儀様へ差出しひかへ

(五反田 高橋孝茂藏)

七〇 享保八年十月 原岩本村八月大霜害訴状

乍恐以書付御訴訟申上候御事

上野国吾妻郡原岩本村之儀、北者越後国境、嵩際ニ而田畑共ニ一毛作り之場所ニ而当秋作之義水損青さニ罷成、み取無御座候故、

御代官様迄御訴申上候所ニ八月廿六日ニ大霜ふり、諸作田畑共一円みとり無御座候、依之当分夫食無御座、餓ニ罷成難儀仕候、御慈悲を以身命統申様ニ奉願候、以上

原岩本村

名主 彦兵衛

組頭 権兵衛

同 清之丞

享保八年卯十月

御順見様

(岩本 神保彦藏)

七一 享保十七年九月 折田村郷藏設置証文

証文之事

一御公儀様ノ郷藏被仰付候処、村中ノ御無心被成候ニ付、拙者預り置申候甚兵衛分之下畑耆畝式拾歩之所ニ金子式分遣ニ請取預り申候、何時にかきらず甚兵衛罷歸申候ハ、拙者所持仕候内替り畑耆畝式拾歩何方ニ而も望之所、無相違相渡し可申候、たとへ何様之新御儀出来御座候共、少も違乱仕間敷候、為後日証文仍而如件

折田村

享保十七年子九月廿八日

甚左衛門

同

名主

佐左衛門殿

御役人衆中

証人  
長右衛門⑩  
六右衛門⑪

(折田 今井次男藏)

七〇三 享保十八年二月吾妻利根十一ヶ村凶作救助願

指上申一札之事

右村々百姓之内飢人有之候ニ付、夫食御沙汰被仰付被下候様、去冬中々度々奉願候処、被仰渡候ハ、右村々ニ付一兩年相続不作之申立仕候得共、定免破之程之儀茂無之、且又檢見故、見取村方之義ハ、年々立毛出方を以、御取箇被仰付候儀ニ奉存候、方々内々以損毛之申立茂難相立儀ニ候、世上困窮之筋を以、申上候得共、是又世兼之事ニ候得ハ、難御取用候間、願御取上難被成候村中相互申合合候而、取統候処ニ可仕旨被仰渡候間奉承知、飢人共江も右之趣旨為申聞、名主・組頭・長百姓相談仕、少宛も食物余慶有之候者共、出し合ひ又ハ縁統柄を以、他借仕、可成たけ取統助合申上候得と先達ても申上候通り、一兩年以來、田畑共ニ立毛と取実殊之外相違ニ而收納之穀無御座候而、夫食夫足に罷成、去ル亥年(享保十六年)も、麦作・秋作悉違、去春中、及鍋命ニ申候所御救を以、漸と麦作出來仕候迄取統申候故、未麦之と実いり不申内ハ青さし等ニ仕、給申候而、弥当春之夫食不足ニ罷成、其上山

稼等仕、夫食したしに仕候得共、段々穀物高直ニ罷成、荒麦杏斗ニ而繻四百文余ニ相納候処成儀故、一新(イ)ニ売而候節荒麦何程も被調不申、食物不足罷成候故、人馬等茂つかれ候而稼茂自然と難成躰ニ罷成、日々夫食之用意ニ指詰り、当春ニ至候而ハ、介(助)合可申処も無御座世上一同之困窮ニ御座候得ハ、他借に可仕様猶無御座候故、御救不奉願候而ハ、右飢人之分餓死ニ及申躰ニ罷成候間、可仕処無御座、銘々以当座切小前帳仕立、御拜借奉願上候処書上候人別之内ニ而も、猶又御吟味被成、一家内ニ而も、働稼等も、可成分相除キ候処、被仰渡候ニ付、先達而も被仰付候儀故、随分吟味詰メ、無抛無御座候計書上奉願候而、相除キ可申人数無御座候旨申上候へ共、此人数可相減候而ハ御伺被仰上候義難被存候而、再応被仰聞候ニ付、無是非、家一軒之内ニ而も、若キ者□て、如何様ニも働可成分相除キ、帳面差上申候、此分ハ当然と飢申者共ニ御座候而早速御救不被下置候而ハ、餓死可仕義紛無御座候旨達而御願申上候ニ付、帳面御差上被成、此上御伺相濟迄ハ間茂御座候義ニ候而、何とぞ其間、飢死之者無之様ニ可仕旨被仰渡候ニ付右申上候通り、且今迄村中介合一同ニ困窮仕罷有候へバ取統ケさし置可申様了箇無御座候、然ハ早速可仰上旨被仰渡候と暫之内之義、相救候義不罷成候へ共難申上奉存、御請仕罷帰り申候、然所ニ右之者共追々食物ニ飢、村中介合申義茂曾而無御座段々飢候者多く罷成候躰ニ御座候故、飢人共及急変候も可有之躰ニ罷成、日々念ニ罷成、且飢人共之かなしミ申躰も難見捨御救も

被下置候様再御願ニ罷出申候処、被仰渡候ハ、先達て段々御吟味  
 茂相詰り候義故、早速御伺被仰上候所、去秋中西国・四国・中国  
 五畿内筋、田作虫附夥シ敷、損毛ニ付て大分ニ、御救米被付候義  
 故、右之場所へ被差出候書付相渡り、今日夫食願ニ出候者共ハ、  
 不被仰聞、猶又御書附之趣を以、御吟味被遊被仰上候事ニ候間、  
 右虫附之困々ニ而さへ、相互ニ介合取統可申旨、被仰渡候義ニ候  
 間、右之程、無之村々之義ハ、猶以之事ニ候、畢竟前々村、つれ  
 に被成、百姓内談取実少故損多米穀高直ニ罷成、自然と困窮仕、  
 飢候義ニ而格別之損毛等有之、食物ニ飢候と申分にも無之候得  
 バ、左様ニ大勢之者、俄ニ餓死可仕様ニも不被念御書付之趣、小  
 百姓迄とくと誂聞セ、得心為仕可申旨、委細被仰渡奉承知、御吟  
 味之段、御尤至極ニ奉存候、然共右申上候飢人共之義ハ、今日を  
 難凌躰ニ罷成候衆御救被仰渡候を相待兼、又々罷出御願申上候程  
 之義ニ御座候間、右飢人之内耆人ニ而茂相減ジ可申了箇無御座  
 候、其上五人十人御救被仰付候分ニ而ハ、中々行届キ可申義ニ無  
 御座候、同様飢人共ニ御座候得ハ、引分ケ御救相渡し申候ハ、布  
 而大勢之者、隣り罷成名主組頭力ニ及申間敷可罷成哉と奉存候  
 間、此上ハ御訴訟相叶不申、餓死仕候者有之候共不及是悲ニ旨申  
 上候ニ付、被仰聞候ハ、冬切々数度相願申候義、其度毎御吟味被  
 仰渡候趣旨奉承知、内談吟味も至極相詰り申上候義故、先達而願  
 御取上ケ被仰上候事候、然共格別之義を以、猶又御吟味被成候御  
 事ニ候間、此度之義ハ、名主・組頭不吟味ニ付、人別を相減ジ候

様ニ被仰渡候筋ニ而ハ無之候、難儀以夫食ニ相詰り候段、被御聞  
 候得共、左様ニ大勢之者、一度ニ餓死可仕義共不答候、尤相願候  
 飢人共義、名主・組頭随分及心之たけハ吟味を詰、相違と無御座  
 候旨申上候得共、とかく彼是御吟味之筋ヲはなれ、路店ニたをれ  
 死ニ候様成者何とぞ介置申度義第一ニ奉願候、一日も相統可申  
 者見合、追而相願候処ニ可仕候、万一大勢之者之内之事ニ候得ハ  
 其内ニ実ニハ不及、餓死も有之候ハ、名主組頭ハ不及申ニ村一同  
 之可為越度旨、再三被仰渡候得共、度々御沙汰ニ而、委細被仰含  
 候ニ付、村方ニ而打寄取統可申様相談仕、とにかくにも難成分  
 人別相改奉願候得ハ、ケ様ニ私共御役所へ罷出奉願候内も、露命  
 之程難計奉存候義ニ御座候得ハ、何程之御吟味ニ而も、人数相減  
 シ可申様無御座候、右飢人之外ニも日増ニ飢候者出来仕、御救願  
 候得共、先達而奉願候分も、未不被仰付候間、其以前ニハ難申上  
 旨申渡し差置申候、右之通ニ御座候得ハ此上御勤弁仕可申上様無  
 御座候、後日私共申上候義、偽り間じく義も御座候と何分之御料  
 ニも可被仰付候、為其一札差上申処仍如件

上州吾妻郡箱嶋村

丑二月廿八日

組頭 弥左衛門

岡崎新田

米一石五斗二升

名主 与右衛門

蟻川村

同一石五斗五升

百姓代 七

源

同三石五斗二升

原岩本村

百姓代

八

米一石五斗八升

平村

名主

勘右衛門

米一石九斗六升

西中之条村

百姓代

八兵衛

米四石三斗

折田村

組頭

又右衛門

米二石三斗二升

五反田村

組頭

甚右衛門

同二斗一升

枋窪村

同国利根郡上川田村

組頭

六郎兵衛

同二石五斗

下川田村

利兵衛

同二石一斗

金井村

定右衛門

同一斗

(岩本 綿貫常政蔵)

註 頭書の村名を略す。

七三 享保二十年二月 五反田村昨凶年救助願

乍恐以書付奉願上候御事

一 上野国吾妻郡五反田村之義ハ田畑共惡地勝ニ而、殊ニ村之中ニ

たけ山と申岩山ヲ取廻し、惡風別而相当、其上早霜之場所ニ而

惣百姓殊外困窮仕候ニ付、夫食不足ニ御座候、前々々以御救百

姓相続仕候、然所ニ去三月中ノ度々大霜降り麦作一円実入不

申、其上秋作之儀茂七月中ノ之長雨ニ而、粟稗類百姓夫食一切

無御座候ニ付、名主組頭相働、中ノ条町半兵衛方ノ麦三拾石借

用仕、名主割渡し、十月ノ極月迄取続申候、其上田畑御引目被

下置候故惣百姓方ノ割渡し且今迄取続罷在候、最早度度困窮之

名主組頭ニ御座候ヘハ、助合申儀茂不叶、無是非奉訴之御事、

此上御拜借成不被下候而ハ飢候ノ外無御座候、依之飢人家別御

吟味被遊、殿様御救之御慈悲ニ惣百姓相続仕候様ニ奉願上候、

以上 享保廿年卯二月 五反田村

名主 次郎兵衛

組頭 半右衛門

同 庄三郎

百姓代 助左衛門

同断 孫右衛門

(五反田 田村武一朗家蔵)

池田新兵衛様 御役所

註 同年三月、山田・四方・下沢渡・上沢渡四カ村からも、同様の訴あり。  
(上沢渡 唐沢千治郎蔵)

七〇四 寛保二年八月 寛保成の大荒記録

八月朔日 昼夜二日朝之一大洪水、吾妻郡平村の蟻川・原岩本村  
全 西信州入和田峠迄、南ハ秩父領高崎上通宝因が榛名が西之方  
岩井の上計大雨成り、川通り夥敷損シ申候

長須橋上式丈余、水上り申候、則橋も落、空ノ橋も落、小野子渡  
シ舟、伊勢町渡シ舟、押流申候、北牧町通り迄水上申し、村上村  
名主孫左衛門家屋敷内畑共ニ不残流申候

厚田村・三嶋村・岩下村・大柏木村家財山崩川流人馬夥敷死ニ  
御代官早川安左衛門様御支配箱嶋村が市城村・平村・中野条町・

西中野条村・原町が大筋不残、石原半兵衛様御支配ニ成ル、八月  
十日限りニ御引渡シ

水押しニ付、飢死人ニ而も有之哉之旨ニ而、早速御手代水野元右  
衛門・佐藤平助様御兩人八月十六日山田村江御休ニ被成、村々被  
召呼候、宿三右衛門所

御代官様、八月卅日晚、山田村江御着被遊、是も右同断之被仰渡  
候、人死之処江御見分有之候

九月朔日 四万村江御越被遊、下沢渡・上沢渡村湯ニ御泊リ、右  
が御立被成、御供候、又二日之晚山田村ニ御泊リ三右衛門御立被  
成候、御供高野瀬兵衛様御宿治郎兵衛殿、両度山田村ニ而拾ヶ村  
相談仕候而式人江戸立ニ極メ申山田村名主・原岩本村孫八様、川  
欠帳面其外御年(貞)四分一程ツ、秋成之内願事

村方注進、組頭太郎衛門江戸へ遣し申、八月六日立ニ而長野原へ  
廻り、須賀尾・大戸が高崎へ掛り十八日ニ帰り申候  
(岩本 神保彦憲藏)

七〇五 寛保二年十二月 原岩本村置米預り一札

差上申一札之事

上州吾妻郡

原岩本村

米拾四石六斗式升斗立  
右者当戊御年貢米之内書面之通り御用為置米被遊御預懐ニ奉預  
候、御用之節ハ何時成共、遅滞なく指上可申候、右置米焼失紛失  
或者盜賊等逢、石数不足仕候ハ、惣百姓が相弁御預石数無相違指  
上可申候、為後日証文指上申処如件

寛保二年戊十二月

名主 彦 兵 衛  
与頭 三 右 衛 門  
百姓代 治 兵 衛

早川安左衛門様  
御役所

(岩本 神保彦憲藏)

七〇六 宝曆六年正月 吾妻郡村々夫食拝借願

上州吾妻郡村々先達而夫食拝借御願申上候処、御慈悲ヲ以稗夫食  
御貸シ渡し被下置難有存奉候、尚又此上百姓相統仕度、跡夫食御

拝借左ニ奉願上候

当郡村々之儀、去々戌ノ冬、例年ニ違大雪ニ而、麦作腐雪ニ罷成大損毛任、其上去夏中度々雨天ニ而秋作実法り兼候、尚又不作仕候間夫食一向無御座難義至極仕候上、取統違候者ハ村役人見廻り夫食少々宛貸シ渡シ、相互ニ介合候得共、日増給物無之、助合之義も届キ兼候間、去冬夫食御拝借御願申上候処、此度も置稗ヲ以御貸シ渡し被遊、大勢之飢百姓共難有仕合奉存候、然処右申上候子細ニ付此上以御慈悲ヲ当麦作へ取統候様ニ夫食御拝借被為仰付被下置候様ニ奉願上候、尤当村之義、至而寒国ニ御座候得ハ、今以山々雪積り候故、くず・わらび・ところ等掘取候義も不能成、勿論菜大根之義も去冬迄ニ給切、只今ニ而ハ差詰り、此上取統可申様何ニ而も無御座候間、幾重ニ願之通り被為仰付被下置候様ニ偏ニ奉願上候御事

宝曆六年子正月十七日

伊奈半左衛門様

御役所

(大道 富沢清家棟の下張文書、同家藏)

七〇七 宝曆九年四月 中之条町七力村旱魃のため苗代ならず

と訴状

乍恐以書付御訴訟奉申上候

御代官所上州吾妻郡中野条町并西中野条村・平村・原岩本村・蟻川村・大道新田・栃窪村右七ヶ村惣代ノ者共奉申上候、右村々ノ儀、溜池等無御座、全体出水ニテ田方仕付等仕来中候処、当春ノ儀、打統旱魃ニテ出水不足ニ罷成候ニ付、今以苗代拵等罷成不申候間、粃種子蒔附候儀、相成不申、甚難儀至極仕罷在申候、最早種子蒔候時節も段々日後レニ罷成候間、乍恐右ノ段御訴訟奉申上候、以上

宝曆九年卯四月

右七ヶ村惣代

吾妻郡中野条町

年寄 十郎右衛門<sup>㊦</sup>

右同断原岩本村

名主 与兵衛<sup>㊦</sup>

会田伊衛門様  
御役所

(平 関征見藏)

七〇八 明和元年十一月 赤坂村四力村大豆・煙草風災訴状

乍恐以書付奉願上候

当秋諸作違ニ付、惣百姓名主方江願出候者、当年之義度々大風仕候故、諸作実法愚敷、以之外穀取不足仕、大小共ニ難義至極ニ奉存、其上、大豆・多<sup>たば</sup>菜<sup>ばい</sup>粉<sup>こ</sup>別而不作仕、殊充<sup>と</sup>買<sup>ち</sup>等<sup>ら</sup>茂無之候様成ル下直ニ而、指当リ迷惑至極ニ奉存候、乍恐此段御上江被仰上、御用捨被下置候様ニ奉願上候、私共惣百姓江申聞候ハ度々之大風ニ而諸作違ニ候得共、当春御定面(免)御請納仕候得と御願申上兼候間、随分出精仕、御年貢心懸ケ可仕旨申候得とも、甚難儀之節申出候間、乍恐奉願上候、御勘弁之上惣御百姓相統仕候様ニ奉願上候、猶又惣代之者、口上可申上候、以上

明和元年申十一月

赤坂村

名主

治郎兵衛<sup>㊦</sup>

青山村

名主

新左衛門<sup>㊦</sup>

岩井村名主代

組頭

武太夫<sup>㊦</sup>

大塚村名主代

組頭

源太夫<sup>㊦</sup>

(赤坂 小林貞夫蔵)

註 右四カ村は、旗本保科知行であり、宛先をかぐが、保科家の役所宛であらう。

七〇九 明和七年二月 大道新田等四ヶ村夫食拝借願

乍恐書付を以願上候御事

上州吾妻郡原岩本村・蟻川村・大道新田・栃久保村右四ヶ村申上候、近年打統諸作損毛仕候処、就中去丑年損毛仕、夫食難儀之事ハ不及申上、御成箇金漸々御上納仕、及飢罷在候処、只今ニ罷成候而ハ、飢人数多出来仕、餓死可仕<sup>ゑ</sup>、粉無御座候、依之別紙小前帳ヲ以御願申上候、只今ハ五月晦日迄御助ケ之御拝借奉願上候、当村々之儀、余力之者無之候得ハ、一日之助時借用茂可仕様無御座候間、御慈悲を以御助ケ下シ不被置候而ハ、諸作仕付難相成奉存候、去丑年迄ハ廿日、三十日夫食不足之分御願申上度奉存候得共、乍恐御上御苦勞ニ茂相掛リ申御事ゆへ、葛藤薯精夫食足合ニ仕罷在候所、当年ニ至、最早山もほり尽シ、致方無之無是悲願申上候間、右之趣聞召被為上、御助ケ御拝借被下シ置候様奉願上候、餓死人等出来申候得ハ、越度ニ茂可罷成奉存候間、此段御助弁成シ被下、御助ケ被下置候ハ、御百姓相統難奉存候、以上

上州吾妻郡原岩本村

名主

彦兵衛

吉右衛門

組頭

伝右衛門

同

太郎右衛門

同

清之丞

蟻川村

名主

源七

明和七年寅ノ二月

池田喜八郎様

御役所

年寄  
組頭  
權之丞  
与兵衛

百姓代  
勘左衛門

大道新田

名主  
三四郎

組頭  
半左衛門

百姓代  
半右衛門

折久保村

名主  
庄右衛門

組頭  
長左衛門

百姓代  
武右衛門

(岩本 神保彦憲藏)

註 翌三月、再び右四ヶ村、同訴え、置禱拜借願一札(大道 富沢清藏)

七〇 明和七年六月 原岩本村旱魃訴状

乍恐書付を以御注進申上候

上州吾妻郡原岩本村申上候、当田方仕付後レ之儀、先達而先御代官様江御注進申上置候処、今般御預リ所ニ被成候ニ付申上候間、当村田方之儀、拾七町宥敵拾八歩之所、漸々七町余程仕付候、此段ハ春中ノ雨氣不足、其上四月上旬ノ只今ニ至迄、殊之外成旱魃

ニ而、出水用候ゆへ、植付相成不申候、当村之儀、越後国境、高山下ニ而例年半夏廿日前ノ十日以前ニ植付仕舞候場所ニ御座候得共、当年之儀最早土用ニ罷成候所、是悲致方無之、相残り候分、畑作仕付仕候、尤谷田之儀ニ御座候得ハ、畑作仕付茂出来不申、不作之場所数多有之、畑作仕付候而茂、此末若長雨氣ニ罷成候得ハ、水湛候ハ、一円生立申間敷候、勿論仕付候場所も早損ニ罷成一向生立不申候、畑方迎も早損ニ罷成然ハ田畑共ニ不作同前ケ様ニ奉存、大小之百姓悉ク難義至極ニ奉存候、無是悲御注進申上(候)間、此末乍恐、殿様御憐愍感奉願上候、以上

上州吾妻郡原岩本村

明和七年寅ノ壬六月

名主  
彦兵衛

与頭  
吉右衛門

同  
伝右衛門

百姓代  
清之丞

年寄  
吉郎右衛門

同  
佐五右衛門

同  
平佐衛門

(岩本 神保彦憲藏)

陸山外記様

野田弥市右衛門様

七二 天明三年七月 浅間荒れ被害訴状

乍恐書付ヲ以奉申上候



上野国吾妻郡左ノ村々奉申上候義ハ、先月十七日夜中より十八日一日大風雨仕、道橋等迄破損仕候事大造ニテ、自普請ニテ、自普請ニ致兼候程ノ義ニ御座候、其後二十八日夜中、大風雨仕、両度ノ風雨、田畑立毛生立候様ニテ無御座候処、其上二十九日夕方猶又当月朔日暮方右両日共ニ浅間焼砂大造ニ降り候得、バ、當時ニ差当リ馬草等ニ甚難義至極仕候、尤灰降り候事ハ御座候故、當時ニテハ、田畑共ニ作毛生立可申様無御座候、余り品々難波計、惣百姓甚難義至極ニ奉存候ニ付、乍恐御訴奉申候、尚作毛生立ノ義ハ追テ御注進奉申上候、依之村々連印一札奉差上候

天明三年卯七月

原田清石衛門様

御役所

蟻川村

原岩本村

大道新村

栃久保村

五反田村

折田村

(平 関征児蔵)

註 同様のものが岩本綿貫常政家、五反田高橋孝茂家(県史資料編11掲載)にある。

七三 天明三年十月 飢人救助願連印帳

〔表紙〕  
天明三年

飢人夫食御拝借御願連印帳

卯十月 五反田村

惣百姓

差出申書付之事

一 当年浅間荒ニ付、田畑共ニ諸作実法リ無之、難義至極仕候ニ付御代官様御検見奉願上候所、弥御検見被成下難有仕合ニ奉存候、然ル処、當時田畑共不残収納仕候得共、惣作一向取実無御座候、別而田方一切実法リ無之、種茂無御座候仕合ニ付、十月中旬より葛・蕨・草薺之ヲ堀(掘)其外木之実等を以、夫食足合ニ仕、只今迄助命仕候処、最早山方寒冷強、氷リ堅ク山堀之儀者一切出来不仕、殊ニ累年之義者ござ・薙其外薪等伐出し、売買仕、少々宛之稼キを以、御年貢足合ニ迄仕候所、當時儀者浅間山砂荒一統ニ付、世間差詰リ候間、一向売買無御座候、左候得者、諸稼一統出来不仕候ニ付、當時より及飢餓、命取続可申様無御座候間、何卒夫食御拝借奉願上度奉存候間、何分村役人中願上候ニ付、右村役人中被申渡候趣、左之通

一 当飢人夫食御拝借御願ニ付、江戸路用其外諸掛之義者、村役人中之取計も可有之ニ付、無相違急度差出可申事

一 何事ニよらず、惣而にぎわしき事、堅仕間敷事

一 不幸之節米之類ひ遣イ不申、酒之儀者堅入申間敷事

一家普請惣而物入候普請事可相止事

一 神事・仏事等茂物入候様不仕、正月飾り等随分減少致シ、何事

ニよらず物入無之様取計可申事

一 当秋振舞等、何ニよらず物入可相止事

一 無尽等之儀者、御触有之ニ付不及申、惣而穀物掛集メ候義相止

可申事

一 婚礼之儀無扱仕候ハ、酒式升之外買申間敷候、惣而物入等無之様可取計事

右者当時飢人別小前帳仕立奉願上候ニ付、来辰年麦作出來候迄、書面之趣可相慎旨被申渡、惣百姓一同承知奉畏候、依之惣連印差出申所仍而如件

天明三年

卯十月

名主 四兵衛殿

惣役人中

茂左衛門 茂右衛門

半之丞

(外一五六名連署略)

(五反田 唐沢姫雄蔵)

七三 天明三年十一月 浅間荒災害救助願

乍恐書付を以奉願上候

一 上州吾妻郡左ノ村々奉願上候、当四月上旬より浅間山焼出シ麦作実法り最中火石降をり麦作半ニモ相当、其上秋作田畑共作物ノ儀浅間山煙ニテ日々砂灰降荒快晴ノ日和無御座候ニ付、諸作

一向実法り無之青立ニ罷成、無是悲御檢見奉願上候所、願ノ通御檢見被下難有仕合ニ奉存候、然ル処、前書申上候通ノ悪年故青立ニテ実法無之所段々霜降不殘霜枯ニ罷成収納仕候得共一向取実無御座同様ニ御座候

且七月中大荒ノ時節近親類好身ノ者及流家候ニハ難見捨、少々宛モ見継等仕候得バ夫食貯無之、殊ニ去年より打統凶作仕、其上私共村々ノ義ハ、山方故土地悪敷場所ニ御座候ニ付田方ノ儀ハ勿論、畑方ノ儀モ麦作仕付候畑少々有之取作一毛作勝ニテ累年連モ夫食不足ニ御座候得共、山稼其外諸家稼等を以是迄取統來り候村方ニ御座候所、当年ノ儀ハ世間一統ノ世語り故、何ニテモ諸稼等ノ物一切買入無御座候、旁々以難波ノ儀相重リ、命ノ取統方無御座候、尤八月中より葛藤ところ其外草木ノ根を掘、夫食足合ニ仕、只今迄取統申候得共、最早山方氷リ堅ク右食事ニ可成物掘出シ可申手段無御座、惣百姓必至と差詰リ、餓死可仕体、甚ダ難義至極仕候間、何卒前書ノ趣御用濟被成下置、當時より来辰麦作出來仕迄、夫食御拝借奉願上候、右願ノ通り御慈悲を以、夫食御貸渡シ被成下、惣百姓取統候様御救被成下候ハ、村々百姓相助り一同難有仕合奉存候、以上

天明三卯年十一月

上州吾妻郡

五反田村

名主

四兵衛

年寄 清 兵衛  
百代 孫 兵衛

折田村

名主 彦 右衛門  
年寄 太 左 衛 門  
百代 太 郎 左 衛 門

原岩本村

名主 清 兵 衛  
組頭 長 右 衛 門  
百代 半 右 衛 門

蟻川村

名主 平 七  
重 郎 右 衛 門  
伊 兵 衛

大道新田

名主 三 四 郎  
組頭 治 右 衛 門  
百代 六 左 衛 門

板窪村

名主 庄 右 衛 門  
年寄 武 左 衛 門  
百代 太 郎 兵 衛

原田清右衛門  
御役所

(五反田 高橋孝茂蔵)

七四 天明四年四月 浅間あれ記録

天明三年四月九日より浅間山焼けはい降り同五月廿八日、はいふり桑あらひ蚕する。(中略) 七月朔日二日よりすなふり浅間焼る音すさまじく(中略) 同八日午刻浅間より泥大川通り火石河中を□流、なく(田)川和利宮下まで押登せ十二日にごけん分、御代官原田清右衛門御手代飯原官七山下吉右衛門御出 田畑三町八畝拾四歩と火石おし砂ニ成懸り 八月十日原田清右衛門 十二日此村御成り者遠藤吉右衛門御見分、九月廿二日大見分被成候拜借 金被下候所あり、御普請十日より仕越御初り、火石取のけ御普請共おたすけ御普請共□卷せ七合つつなり、菅人前永拾七文、つつ被下候

霜月十二月迄浅間焼やまず、十一月廿六日より石類高直 米兩に五斗 辰正月米兩に四斗、右御普請御役人衆十一月十五日より御出閩正月十日迄、其節左之御見分御出 閩正月石相場麦卷分ニ卷斗六升、二月より麦卷分ニ卷斗四升、百文ニ卷升也 白米百文五合、一升二百文也 黒米卷兩三斗 同廿六日麦卷分卷斗式升、三月一日右断 四月廿日迄卷斗卷升式合の直段 尤四月廿日時分迄米右之直段也

二月迄 右之御普請ニ四拾八兩程、平村被下候 御拜借義四拾八兩程御借し渡し御座候

又 卯御年貢畑方三分ひけ田畑三分皆納

(平 福島真一藏)

七三 天明三年七月 浅間山大変記

一浅間山焼出シ候ハ、天明三年癸卯七月八日、天明三年癸卯四月八日ニ雨降り、浅間山鳴候テ、下沢渡村ノみの原辺・原岩本村辺ハ青草ノ上ニ白ク灰降り

五月廿七日近村ニ灰ふり、桑ヲ洗て蚕ニくれて、養蚕上ヶ前之評判ニ庭休前、桑ヲ洗てくれ、にはおきニハあらわずニくれるものも有り、あまりあらへハ、桑ののりうすくなり、あらいさらしてあと云、又上ケルまであらいくれ候事も有、あらい桑くれ候故か  
齋ニ目なし

六月廿七日、同廿八日之ころ、大岩辺・四万村杯ハ黒灰ふり、鉄砲玉のような砂まじりふり、野等人皆々遁我家へ帰ル

七月朔日、郡中一統砂降り、別而原岩本村杯ハ厚さ四分斗り降り其節ハ粟黍日追てかれ、木も桜。しなの木杯ハときばなり日々かれ候也、次第々々ニかれる

日々ニ焼候事止事ヲ知らず、四日ノ頃ヨリ大震動、浅間山ノ方ハ黒雲天ヲ覆ヒ、雷雲やら浅間山ノ焼をとやら、なる神之鳴やう、

次第ニ降りやけなりひぶくなり

六日之夜より天地ニ響キ震動シ、家々ノ戸障子ニ鳴うごき、夜も

寝られず、次第々々ニしんどうして

八日ノ朝、所々ノ人見候ニ茶釜之ようなる火ふり候事、独れ柳か花火ヲ見るがごとし

見る人々申候ハム天より火ノふる事、スハヤ日本魔国ニなり候ヤと云い、ソゾロモノウグナリ、野等(良)人モ家々ニ遁帰ル、朝草刈も荷をかるくして、我家へニ近帰ル

四ツ頃時、長野原村迄通り九ツ時頃伊勢町うら迄廻り、そのさま大山のごとくやら数万の大木堅ニなり横ニなり、大石々火が出るやら煙が立やら、浪の高さ五丈やら拾丈やら、二タ目ト見て見定シ人もなし、一ノ浪、二番ノ浪、三番ノ浪、三度押出シ通り候なり

(余白に細字で)

一〇朝江戸行とくへ押出シ死人山ノゴトシト云

跡評判

△草津ノ湯杯ニてハ、江戸兩國之花見ヲ見るようなりとて、新田原へ行候ニハ兩國之花見見物ニ行とて毎夜見物之人群集する、六日夜よりハ皆人そらおそろしくなり出す

△一ノ浪ニ火龍岩疋、二ノ浪ニ火龍岩疋、三ノ浪ニ火龍岩疋三度ニ三疋通通り候ヲ中野条町辺ニて見候トいへども実シからず

△村上村辺ニてハ大木之上ニ鬼神三にん乗り通り候ヲ見候ト云へ共実なし

五日前ニ川ヲ上ミへ三疋迎ひ之外道通り候ト云、定ル事なし

跡説・評判・異説

一岩下村ニテハ、其節鉄砲ヲ多く打候故、火龍おそれ押ず火石計り遠クまでなげちらし通り候と云う、郷原村も同断

一山田川ノ崎ニ龍神甘とうヲうち、水ヲ止メ候故、山田川橋ヲ、うかして、せうぶ瀬之下迄浮遊流し、せとヲ払候ハ泥水下ノ方え通れ、橋も下へ流れ大川へ流失、水車も同断

又俗ニ火石ハ水をしとう故ニ火石上ミへ流れるとも云

山田川穢多ノ下タノ往還までどろ水押上ケそり町ノ下タ迄押

清見寺庭下ノ畑ケニ枚通り残り、残り泥押上ケ、それノ南へ引くるみ沢ノ辺ニ残り田畑有り

清見寺ノ前ノ原、火石モ廻り九十あぐ計りあり云

△伊勢町ノうら、くるみ沢のいえ有辺まで火石上ル

こくろ蔵ノ辺ハ田畑有り

五霊ノ辺ハ又押れ候

○横尾村ノ下飛地、こくろ蔵ノ前ニ和利宮除地そり田名所下々畑  
 宍反十五歩ト同所下々畑宍敵十九歩火石石入

いセ町南うら、ごりやうニそり田名所下々畑、宍敵廿五歩、いセ町太郎左衛門名代火石入、当時作人半平 分米五升五合永十  
 文式分

○除地火石入、御地頭様へ御注進 御上様へハ御注進不申上、内証普請、いセ町取蚕中、越後(越後者)ヲ仕事しヲ頼、宍両余も賃ヲ名主出シ掘、横尾村ニテハ辰ノ春六百廿石余ノ百姓出して掘せる

○半兵衛分ハ御地頭様へ御願申永荒ニ成ル

△鳴田川(名久田川)上ミへ流、和利宮森ノ下タ迄火石大木流れ登り留り候、大木ヲセンチノ与兵衛地先ノ川原とて後冬ニなりたゞのりのものニ三分ニ壳候ト咄シアリ

悪戸之善之丞土蔵共ニ上へ流レ、又下へ流大川へ流出失ル、万右衛門家も同断善之丞どぞう、青山ノ方岩ニしばらくかかり下へ流レ候ト也、善之丞屋敷之先まで一尺計リニしてどろ流る、善之丞やしき先ハまゝ横尾村分飛地、善之丞下女横尾村千沢ノ

清八妻おしめ流失、善之丞・万右衛門上へあがり、家ヲ作ル

△白井沢之伝六・豊八・三郎次之家四五尺計リ泥ニ埋ル、上へあがり家ヲ作ル、二三間四方位、四五間四方位ノ火石、白井沢辺迄流レ止ル、宍尺余方位ノ火石止ル事数不知也

△青山村ハ太兵衛家・土蔵皆流失、三郎兵衛家埋ル、徳左衛門家土蔵流失、喜平太家土蔵埋ル、嶋右衛門家埋ル、小平次家流失、それノ南へ水引、下モノ勝右衛門拵ハ助り又下モハ泥水上リ、駒形空ノ西ノ岩根迄泥水打詰メ、四五間余方位ノ火石止事数ヲ不知かばね坂ノ峯へ甘間斗り水のらず、金兵衛流失、馬三疋流失、駒形ノ前ノ上家四軒流失

△市城村 左左衛門家、土蔵流失、あたり三四軒流失、それノ水南へ引、そりのものハ助り、下モ市城村ハ又泥水押上ケ、只右衛門・善右衛門・善八・清吉四人隠居惣七・茂平次・与平次其下モ家皆流失

△岩井堂・市城・村上界沢入迄泥水流レ上リ、村上分ノ岩ノ又其上ノ木立ノ所高さ一二丈モどろ上ル、めくらか淵もうまる、觀

音堂東も西も岩根迄泥水打詰流レ、塩川家々田畑皆流失、向郷原田畑流失、西ノ三郎兵衛家、土蔵埋ル、南ノ八郎兵衛・半兵衛家々流失、荒神前田(ん)ぼ迄泥水流、又みろく之柵之畑ハ助

り、かぶり乙右衛門乙右衛門・孫右衛門辺家々皆流失、乙右衛門流失、塩川ニテ姥一外ニ一人流失、馬三疋流ル、塩川ノ清六

ノ馬ハ二疋共ニ飛出シ、泥水およぎ一疋ハ上ル、一疋ハ流失  
△小野子村ノ船頭ハ己が馬のり出シ、馬ニはなれ、大木ニのり、

数ヶ所痛ヲ負、はん田嶋へ上リ立帰り候也(中略)

△牧村之川原ニ八間四方ノ火石ふり御 公儀へ書上ケニ成候ト也

(中略)

御関所流夫、橋ハ止ミ冬ノ頃ヨリ船渡シニ成候也

△伊勢町只乗ノものハ伊勢之森ニ逃登リ、老若男女嘖叫声阿鼻無門ノ苦シミモかくやらん云評判

△青山村ノものハ觀音山ニ登りふり返り見れば、人々ノ家宅・土藏流失、跡ハ泥やら火煙やら、けむりハ天をおほいて見へわかず剩なじらくの方も焼けむりまく、是ハ鳴田川の火石のけむり山ヲまく、すわやなじらく山も焼け出し候得バ、最早逃べき方なし可助ようもなしとて腰もぬけ、足も不立、途ヲ失ひわめき候と也

一川辺の村々ハ其最寄ノ高キ所へ登リ、これぞかいろくみら

いの初りならんとて泣きけぶこえ天ニとろき大地もうごくごとくと云なり

△八日ノ夕方、第水来ルとて川辺之村々ハ家宅財宝不構高キ所へちり候と也、又九日ニハ二番水来ルとて家居財宝不構高キ所へ逃ちり、二三日ハ晝夜共ニ川辺之村々ハ家々ニ人も不居

○九日ニハ川南村々江戸へ御注進ニ立、川北村々も九日十日ノ頃出立中山村廻り前橋廻りニて出府

△十一日頃、上沢渡村反下うなり候とて大般若御祈禱有りとして折田村言次キニて市城村まで川辺ノ村々正月ヲスル

△白井之子持山うなり候ト云評判あり、何ニても人々心落着たる事もなし

△所々ニて湯だてヲスル、十二月八日ニ右ノ十ばい押出ト御たくせん有ト云

△日光山中ぜん寺へ昔浅間山ノ宝物取られしいこんニて浅間山のけぶ中禅寺へ行、寺ヲ焼候ト評判、日光辺へも砂ふり候ト也

△京ノ川辺リニて狐おどり有、来年四月八日ニかいろくみらいニなるトさあとおどると云評判(以下略)

(吾妻町金井 片山豊慈藏)

註 作者不詳なるも、現中之条町中心に細々と記され、この後には代官の巡視の記録もあり、中に「当村ニモ落合ノ幸助隠酒ヲ売、竹井、中よこを、山ね辺の若衆ニ呑れる」とあるのを見ると、横尾の者である事を思わせ、横尾とすれば横尾の名主格の主か或いは文珠院あたりと想像されるが、他にない中之条中心に見る浅間大変記であり、版本にしたい一冊である。

七六 天明六年八月 蟻川四力村荒地隠密願

乍恐書付を以隠密ニ奉申上候

此度私共四ヶ村役人共奉申上候儀ハ、七月中大雨成候ニ付、荒所出来仕候間、御見分奉願上候所、願之通御見分ニ御越被下置難有奉存候、依之隠密ニ御願奉申上候ハ、当荒地之外、年久敷畑作仕付候、無納地ニ相成候間難義至極仕、度々御定免之節奉願、猶又此以前御検見入奉願上候ニ付、吉郎兵衛様、正作様御越被遊候節右難義之筋申立何分永取ニ被成下候様奉願上候処、当時之義ハ、難相成候間、関東筋大満水ニ而江戸ニ而も相知レ候程之義有之候節、相願候ハ、荒所ニ致し、起返永取ニも可相成候哉、時節ヲ相待候様、被仰聞候ニ付、是迄弁納仕差扣ヘ罷在候間、此度出水ニ付、無抛右場所荒地所ニ御願申上候、何卒御勘弁を以御聞濟被下置、願之通被仰付被下置候ハ、田主村役人一同難有仕合ニ奉存候、以上

天明六年午八月

吾妻郡蟻川村

名主 權之丞

年寄 平七

原岩本村

名主 佐五右衛門

年寄 古文治

五反田村

高橋永右衛門様  
山下吉右衛門様

名主 孫右衛門  
年寄 四兵衛  
西中之条村  
名主 清七  
年寄 庄右衛門  
(五反田 高橋孝茂様)

七七 天明六年閏十月 折田村連合六力村飢人夫食拝借願

乍恐書付以奉願上候

上州吾妻郡

一折田村四百八十四人 内飢人四百二十人 (八八%)

内男貳百五十六人

女二百廿八人

一五反田村七百五十八人 内飢人七百人 (九二%)

内男四百四十五人

女三百十三人

一原岩本村五百八十八人 内飢人五百三十人 (九〇%)

内男三百三十五人

女二百五十三人

一蟻川村七百七十七人 内飢人六百八十人 (九五%)

内男三百八十九人

女三百廿八人

一大道新田百五十四人 内飢人百四十人

(九四%)

内男八十老人

女七十三人

一栃久保村百七十七人 内飢人百六十人

(九〇%)

内男八十六人

女九十老人

右六ヶ村一同奉願上候儀者、先達而書付を以奉願上候當年春中より陽氣悪敷、麦作霜枯故、皆無同様ニ而、取実一向無御座候間、秋作出來迄之間、彼是手段を以、漸々取統罷有候処、秋作之儀、快晴無御座候間、諸作生立悪敷、其上出穂之時節迄永雨降続キ、不時之冷氣強ク御座候間、出穂不仕、勿論出穂仕候も、花懸り無之、皆無同様ニ而田畑一円御検見奉願上候処、願之通り御検見被成下難有仕合奉存候、右諸作収納仕候処、毛生与格別相違仕少々も実法り可申相見得候茂、其俣雪霜枯ニ相成、皆無ニ而、請作物種一向無御座候、左候得へ、夫食之儀去ル卯年凶作以來困窮相嵩、小前一向貯無御座、難義至極仕候、去ル卯年之儀者、其以前之貯有之候方、村役人共立合、小前相応平均且葛・蕨・蘇草等掘出シ、其外木実を取手段仕、冬中之儀ハ取統、正月中夫食御貸し被下置、助命仕難有奉存候、然ル処、当年之儀ハ、前書申上候通、是迄之貯一向無之、春中霜降り故、麦作皆無同様ニ、秋作之儀、物種を失ひ候へ者、只今も山入致シ葛・蕨・蘇其外とも、山

夫食取入足合ニ仕、最早山方氷堅り、殊ニ卯辰兩年掘尽し間も無御座候間、縦イ少々日向山等有之候逆茂、掘尽し候以後間無御座候間、一向ニ無御座、左候得者、當時小前不殘餓死可仕躰、卯年之儀ハ山夫食・木実等も有之候へ共、当年之儀者、山夫食無之、且木実之儀者春中大霜故、一向ニ無御座、必至与差詰り、當時餓死可仕躰難捨置儀難儀至極仕候間、乍恐再御慈悲御願奉申上候、何卒前書之趣、御勘弁被成下 殿様御慈悲を以、夫食御貸渡シ被下置候様、幾重ニ茂奉願上候、右願之通り御開濟被成下置、當時より夫食御貸渡シ被下置候ハ、惣百姓御救と難有仕合ニ奉存候、以上

天明六年午閏十月

上州吾妻郡折田村

名主

九右衛門

与頭

小 兵衛

百姓代

太郎左衛門

五反田村

名主

孫右衛門

与頭

勤之丞

百姓代

庄左衛門

原岩本村

名主

佐五右衛門

与頭

甚 助

百姓代

権 兵衛



蟻川村

名主 權之丞

与頭 平助

百姓代 伊兵衛

大道新田

名主 六左衛門

与頭 基兵衛

百姓代 三四郎

折窪村

名主 庄右衛門

与頭 仁兵衛

百姓代 武左衛門

原田清右衛門

御役所

(折田 折田茂蔵)

中野条町・原町同在組・山田村同組・上沢渡・下沢渡・四方・折田・西中之条・横尾・平・大塚・赤坂の村々が相談して、酒造を取止め、更に次の事を申合せている。

一 小売酒 当年来年致間敷候

一 祝礼婚禮 右同断用申間敷候

一 酒荷附送 同

一 酒買入 同

右之通り相定候上ハ村々急度相慎可申候

(六) 天明六年十二月「乍恐以書付奉願上候」と、①検見の上破免下された事 ②卯年も餅米在大豆代御免を願ったが当年も同様に御願いの事

③殿様から両度御手当金御貸し下った事 ④御返納物は年延に仰付けられたい事などを蟻川・原岩本・五反田・折田の四ヶ村の三役が連署して原田役所御手代吉川正作に宛てている。(原岩本 神保彦恵家蔵)

(七) 天明七年一月、飢人を書き出した前記六ヶ村は、原田役所宛に、また麦作の出来る迄夫食の拝借を願ひ出している。

尚、最初の飢人の所は、わかり易く筆者が書き直したものであり、文書の五以外はずべて折田茂家蔵である。

三八 寛政三年六月 郷倉設置証文原岩本村

(一) 乍恐以書付奉願上候

一 上州吾妻郡原岩本村奉願上候ハ此度貯夫食郷倉之儀取繕被 仰付候、当村之儀、百姓明屋有之候ニ付、村入用を以取繕可仕候間一村限郷蔵ニ被 仰付被下シ置候様奉願上候、右願之通り被 仰付被下シ置候ハ、取繕仕候間、出来次第御訴可申上候、右願之通り被 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

上州吾妻郡原岩本村

名主

古 文 治 卅

寛政三年亥六月

(註) 尚同年中この凶作に当り次の文書がある。

(一) 天明六年五月「乍恐書付を以御訴訟申上候」と前載六ヶ村が、四月十四日、十五日の甚だしい寒気と大霜雪と田の仕付時の冷気と濁水に稲の生育の悪い事を愁いて、代官原田役所に差出したものがあり、次に

(二) 同年八月「乍恐書付を以奉願上候」と、折田村の惣百姓が、同代官へ、土用以来の冷気に困窮を訴えて夫食拝借を願ひ、次は

(三) 同年九月、前記六ヶ村が同役所へ「乍恐書付を以奉願上候」と、同年の冷害と七月十三日から十六日迄の大雨も加え、破免願ひを出して見分を願っている事と夫食の権借を願ひ、更に

(四) 同年十月、右六ヶ村が「乍恐書付を以奉願上候」と、また夫食の拝借を敷願し

(五) 同年閏十月には「相定申一札の事」と、村上・市城・青山・伊勢町

篠山十兵衛

御役所

与頭 甚 助印  
百姓代 勘之丞印

(岩本 神保彦憲藏)

七六 寛政三年八月 郷藏相定証文中之条町

相定申郷藏証文之事

一金貳兩壹分也 土藏代金

一金壹兩也 土藏敷地所貸シ賃 合三兩壹分也

右ハ御役所様ニ置穀郷藏相立可申旨被仰付候ニ付、拙者所持之古土藏書面金儲ニ請取禿渡シ申所実正ニ御座候、尤土藏敷地面之義拾ヶ年相過候ハ、土藏御引取可被下候、其節違乱申間敷候、右地所御年貢諸役等拙者方ニ而相勤可申候、此地面并ニ土藏脇ニ構無御座候、若シ六ヶ敷申者御座候ハ、五人組加印之者引請少しも御苦勞掛申間敷候、為後日郷藏禿渡シ証文仍而如件

寛政三年

亥八月

(中之条町) 御名主

八郎左衛門殿

土藏禿主

五人組惣代 五左衛門印

証人五人組惣代 平三郎印

(中之条町役場蔵)

七〇 寛政三年九月 郷藏設置証文五反田村外三方村

乍恐以書付御届奉申上候

上州吾妻郡蟻川村・栃窪村

出穀俣 長三間 郷藏 壹ヶ所

是ハ蟻川村・栃窪村出穀俣詰置、勿論敷地ノ儀ハ蟻川村内ニ相建申候

右同所 長四間 一ヶ所 五反田村  
右同所 長三間 一ヶ所 折田村  
右同所 長三間 一ヶ所 大道新田  
一郷藏 横二間 一ヶ所

是ハ村方四郎右衛門明藏有之郷藏ニ仕候

一郷藏 長二間半 一ヶ所 原岩本村

是ハ村方政六古藏有之、戸前仕切候テ郷藏ニ仕、出穀相認候右ハ私共組合村々郷藏被仰付奉畏、八月中より取掛り普請仕郷藏相建申候(以下略)

(岩本 神保彦憲藏)

七二 寛政四年六月 糯田之儀ニ付書付

(表紙) 上群馬児玉・緑野・甘楽・行沢 糯田之儀ニ付書付

古定

子六月

「

其村々天明八申年々去迄迄、百姓出穀、麦・稗石数相嵩、腐成痛多并鼠蛇喰等ニ而新穀引替之度々員減相立難義之趣ニ候処、右出穀之儀ハ、凶年之節、其村々夫食御備方ニ相成従公儀茂御下穀被仰付候義ニ候処、年々出穀増候ニ随ひ、引替年置ニ相成、引替後れニ相成候得ハ、減穀余慶ニ相定、小前出穀いたし候もの難義ニ存候而ハ、厚御仁意ニ振候事ニ而乍然、減穀多立候而ハ年々足穀難義ニ可致候、然ル処、糯之儀ハ数百年歴候而も、腐氣不痛夫食ニ成候付、別紙割合之通、是迄廻置候麦稗之分、糯ニ引替、以来年々出穀之分、糯ニ而致、出穀候ハ、鼠蛇吟等を防候、是ニ而引替減穀之失脚不懸、其上石数不高、か年之節御備方ニ相成、其村々人別半年之分之食ニ堪足いたし候得ハ、出穀御免ニも可被仰付候事ニ付、右心得ヲ以、可致出穀事

一是迄麦稗拝借有之村々之分、糯ニ而可致返納候

一其村々郷藏無之身取相応ニ成候者、持藏出穀願置候預りも、迷惑ニ候□、并未石櫃迄ニ而修復無之分ハ火災之節万一及焼失候而ハ、是迄丹誠出穀致候詮も無之事ニ付、郷藏補理廻置候ヘハ火災無之、末々可致安心事ニ候付、男子拾五歳以下七拾歳以上ニ啖口新除之殘人別之内ニ而、繩草鞋等作り売弘右代錢老人拾式文宛年々取集メ右積錢ヲ以郷藏取建、村限又ハ小村ハ組合限ニ廻置候様可致候

出穀之儀、当御代官所群馬郡下滝村天田善兵衛差出金致シ、右金ヲ以麦稗買入、右村人別之内、夫食貯有之分際之錢、人別凡

巷ヶ年之夫食堪足致シ候ニ付、同八辰年々右村出穀御免ニ相成候間、出穀之御趣意相弁身共相応之ものハ申合、其村夫食貯方相願候もの有之候ハ、其段願書可差出候事

右之外、出穀廻方便利減義有之候ハ、可申立候事

扱・麦・稗引替廻方

縦令扱苞石

此引替糯五斗位 吸入無之村ハ箱入

同麦苞石

此引替 糯式斗五升 但右同断

同稗苞石

此引替 糯苞斗式升五合 但右同断

(折田 今井次男藏)

三三 享和二年十一月 原岩本村貯穀出穀稗書上帳

(表紙)  
「去ル申より当戊迄御貯出穀稗書上帳

上州吾妻郡原岩本村

去ル申より当戊年迄取立分

一稗三十四石九斗八升五合九夕

内三斗八升六合当戊年取立分

此儀六十九俵 但シ五斗入

四斗八升五合九夕

申より戌迄三ヶ年

御下糶七斗五升三勺

此儀一俵二斗五升三合 但し五斗入

右へ去申より当戌迄御貯穀出穀稗御ケ糶共ニ御蔵ニ置申所少モ

相違無御座候以上

享和三年

戌十一月

上州吾妻郡

原岩本村

名主

勤之丞

組頭

久兵衛

百姓代

半右衛門

(岩本 神保彦憲蔵)

稻垣藤四郎様

御所

七三 享和三年七月 浅間山鳴り御糺届

乍恐以書付ヲ御届奉申上候

上州吾妻郡御支配所村々奉申上候、当国浅間山之儀、当五月十六日平常ノ焼強ク相見へ申候、昼八ツ時頃少々雷之如鳴響候処、未之下一刻頃南西之風ニ而砂灰吹し、狩宿村辺ノ横壁村、河原湯村辺須賀尾・大戸・三嶋・岩下村夫ノ原町・山田村・中之条近郷砂様之灰少々宛降り候所、其夜大雨ニ而、不残押流し、其後ハ別而別焼候様ニ及相見五不申、尤私共村々ノ浅間山迄ハ里数茂隔候間、少々宛焼候儀ハ相見へ不申、五月十六日焼候以前ハ、焼候風聞茂

無御座候、尚又其後ハ静り候而、何ニ而も変儀無御座候、早速右之趣御届ケ可申上候、少々之儀ニ而田畑立毛差障り候儀茂決而無御座候ニ付御届不奉申上候処、此度預御糺ニ奉恐入候、以上

折田村

享和三亥

七月十日

名主 彦右衛門

組頭

百姓代

五反田村 清兵衛

原岩本村 佐五右衛門

大道村 文左衛門

栃窪村 庄右衛門

蟻川村 惣七

(大道 塩野谷六郎蔵)

三言 文化十年四月 拝借穀詰戻し届平村

乍恐書付を以て奉差上候

一御下糶九升二合 七十石六斗九升

吾妻郡平村

一麦九升六合八勺

文化五辰年凶作ニ而五ヶ年賦御拝借仕候

一稗二石一斗三升三勺六才

外ニ稗二石六斗二升八合二勺八才

前書通り巳午二ヶ年結戻候所相違無御座候、以上

文化十年酉四月

平村

名主

組頭

平右衛門

佐

平次

百姓代

与兵衛

吉川永左衛門様

御役所

(平 閔伸一藏)

三五 文政四年七月 水田早魃畑作物切替調書五反田村

乍恐以書付御訴奉申上候

当御代官所

上州吾妻郡五反田村

一田方反別十六町七反九畝八歩半

内八町五反四畝十歩

植付候分

残八町二反四畝二十八歩半

内三反十八歩

大豆仕付候分

一反四畝六歩

小豆仕付候分

二町三畝六歩

黍仕付候分

四反六畝九歩

稗仕付候分

一反八畝九歩

粟仕付候分

一町五畝二十六歩 蕎麦仕付候分

三畝二十九歩

たばこ仕付候分

四町二反五畝十三歩

毛替作付候分

三町九反九畝十五歩半水田無仕付

(五反田 高橋孝茂藏)

註 同年原岩本村も早魃作替を届け、御検見を願つてゐる。

(岩本 神保彦憲藏)

三六 文政六年十一月 稗出穀調原岩本村

(表紙)

「天明八申年より 文政六未年迄 御下鞆御貯出穀稗書上帳」

上州吾妻郡原岩本村

同郡原岩本村

稗三石二斗六升

名主

勘之丞

外鞆四升五合

組頭

孫八

未十一月十三日

百姓代

兵衛

上州吾妻郡原岩本村

高三十六石六斗二升四合

内二十九石九斗九合

畑方

文化酉年御分郷ニ御座候

御料所分 (註 分郷は文化八年である)

一鞆四升五合 御下鞆

一稗二石九斗六升五合

一文化酉戌不陽氣 = 付取立御免 = 御座候

一稗五升四合 文化十二亥年取立

一文化十三子年不陽氣 = 付(取)立御免 = 御座候

一稗五升 文化十四丑年取立

一稗五升 文政元年寅取立

一稗五升 文政二卯年取立

一稗五升 文政三辰年取立

一稗四升 文政四巳年取立

一稗四升 文政五午年取立

一稗四升 文政六未年迄取立

一稗三石三斗四升

外四升五合 御下糶

右は御貯上穀御下糶共ニ郷藏ニ詰置申候処少モ相違無御座候以上

文政六年

未十一月

百姓代 喜兵衛  
組頭 孫八郎  
名主 勘之丞

吉川栄左衛門様

御役所

(岩本 神保彦憲蔵)

註 同年同月「御囲糶預証文之事」五反田村、田村武一朗家にあり。

三七 文政七年八月 御国糶加部安左衛門預り証文

差上申御請証文之事

一御囲糶六拾貳石七斗四升壹合四夕五才

此米三拾壹石三斗七升七夕三才

内

糶拾貳石九斗壹升六合七夕九才

此米六石四斗五升八合四勺

糶三拾壹石三斗貳升四合六勺六才

此米拾五石六斗六升貳合三勺三才

糶拾八石五斗

此米九石貳斗五升

右者吉川栄左衛門様御支配之節書面御囲糶御預被 仰付置候処、

此度私共村方 清水様御領知被 仰付候ニ付、右御囲之儀

同郡大戸村年寄加部安左衛門江御預替被 仰付候ニ付、書面石数

同人江引渡可申旨被 仰渡、一同承知奉畏候、仍而御請印形差上

申処如件 上州吾妻郡

山田村

文政七年八月

百姓代 仁左衛門  
組頭 太左衛門  
名主 三郎右衛門

山田村

五反田村

百姓代

長 兵衛

組頭

善 右衛門

名主

孫 右衛門

中之条町

百姓代

八 左衛門

組頭

又 左衛門

名主

重 郎右衛門

佐藤忠右衛門様

御役所

(中之条町役場蔵)

三六 文政九年四月 夫食拝借金願大道新田外三ヶ村

乍恐以書付ヲ御願奉申上候

一当御代官所上野吾妻郡大道新田名主組頭百姓代奉申上候、去ル

巳年(文政四年)早魃以来打統不陽氣ニ而、極困窮仕候所、尚又

去酉年(文政八年)悉ク凶作ニ付、当正月中以書付ヲ、組合一同

貯裨穀御拝借奉願上候処 御利解被 仰聞難有承知奉畏候、右ニ

付、村役人共見計い、極難渋仕候者江割渡し、為給候得共、最

早給払当日暮方ニ必至与差繕り悉ク相歎キ仕候ニ付、無是悲飢

夫食御拝借金御願奉申上度、組合一同村役人共申合、乍恐尚又

御拝借御願奉申上度罷在申候処、今般

殿様格別之以 御慈悲ヲ私共村方へ夫食御拝借金御貸渡シ被下置候段、偏ニ難有仕合之御義ニ奉存候、然ル処、先達而中、枳窪村・平村・原岩本村一同連印ヲ以、貯裨穀御拝借奉願上候、何卒此節以 御慈悲右三ヶ村之義も一同夫食御拝借金被付貸渡シ被下置候様奉願上候、願之通り御開濟被成下置候ハ、偏御憐愍之御救一同難有仕合ニ奉存候、以上

上州吾妻郡

大道新田

文政九年

戊四月

枳窪村

名主 庄右衛門 ㊦

与頭 仁兵衛 ㊦

百姓代 武左衛門 ㊦

原岩本村

名主 勘之丞 ㊦

与頭 孫八郎 ㊦

百姓代 彦兵衛 ㊦

平村

名主

与頭





高反別人別前書之通書上申候処相違無御座候、以上

上州吾妻郡五反田村

文政九戌年

八月

名主 孫兵衛  
 与頭 新兵衛  
 百姓代 与七

御領地

御役所

(五反田 高橋孝茂蔵)

註 外ニ同年八月、奈沢変地田畑屋敷反別書上帳一冊があり、銘々持高と合計高がある。合計高は次の通りである。

下田三畝拾五步下々田七畝廿五步、中畑四反四畝十步、下畑六反宍畝八步、下々畑三反三畝六步、屋敷宍反宍步、除地三畝廿五步、惣々反別宍町六反四畝步

三〇 文政十一年十二月 出穀詰戻延期願清水領十二ヶ村

乍恐以書付奉願上候

当御領知上州吾妻郡十二ヶ村役人共一同奉願上候、去ル酉年拝借仕候出穀詰戻并人別錢、当年ノ義ハ夏中より雨天打続風雨ニテ田畑等損地多ク殊ニ不陽氣故、山村村々冷氣強、諸作共不熟仕、惣百姓一同難義至極仕候間、右出穀詰戻人別錢ノ義、年延被成下候様奉願上候、何卒以御慈悲右願ノ通、被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

文政十一年子十二月

上州吾妻郡上沢渡村

名主 善六

組頭 善三

百姓代 平良

善左衛門

下沢渡村

名主 三右衛門

組頭 平七

百姓代 林右衛門

山田村

名主 長兵衛

組頭 太左衛門

百姓代 三郎左衛門

折田村

名主 小兵衛

組頭 庄右衛門

百姓代 久右衛門

市城村

名主 七右衛門

組頭 十兵衛

百姓代 五右衛門

西中之条村

名主 政右衛門

組頭 九右衛門 印  
 百姓代 善四郎 印  
 中之条町 名主 重郎右衛門 印  
 組頭 又右衛門 印  
 百姓代 八郎右衛門 印  
 五反田村 名主 四兵衛 印  
 組頭 惣太郎 印  
 百姓代 与七 印  
 松尾村 名主 半五郎 印  
 組頭 清左衛門 印  
 百姓代 弥右衛門 印  
 岩下村 名主 太郎右衛門 印  
 組頭 三太郎 印  
 太郎兵衛 印  
 矢倉村 名主代印 儀兵衛 印  
 組頭 安之丞 印  
 勝右衛門代印 伊兵衛 印

御領知方  
御役所

郷原村

名主代 徳右衛門 印  
 組頭 嘉右衛門 印  
 百姓代印 勘右衛門 印  
 (中之条町 桑原源一郎家蔵)

三 天保四年十二月 大凶作につき貯穀夫食拝借願大道

外三力村

乍恐書付ヲ以奉願上候

一 当御代官所上州吾妻郡入須川村・上須川村代兼平村・大道新田  
 外四ヶ村役人共一同奉申上候、私共村方之義ハ、極山中谷合之  
 村々ニ而、困窮之村方ニ御座候処、当年之義ハ稀成ル大凶作ニ  
 而、一同必至与行詰リ、当時小前之者共夫食差支難取統、難義  
 至極ニ仕候間、何卒格別之御慈悲ヲ以村々貯穀夫食御拝借被仰  
 付被下置候様此節偏ニ奉願上候、右願之通り御聞濟被成下置ハ  
 ヲ、惣百姓一同相助難有仕合奉存候、以上

上州吾妻郡大道新田

百姓代

天保四年

已十二月

(大道 富沢清蔵)

註 折田小淵みどり家に、折田村の同年同月の貯穢人別拝借帳(二二四

名)がある。

三三 天保五年正月 大凶作救助金請書 原岩本村  
大道新田

御請書

去巳年不作ニ付、御代官様ハ御手当として、困窮人老人ニ付、銀三匁宛御拝借被仰付、老人之外、極難之者江ハ被下切之積リヲ以去冬御渡し被下候処、金卷朱宛之御手当当成被下候ニ付、差引銀七分五厘宛猶又此度左之通り御渡し被下奉受取候、難有仕合ニ奉存候、早速銘々江割渡し小前連印御受書取調、宗門帳差出候節、追々村役人ヲ以御役所江差上可申候、依之御受印形差上申候、以上  
天保五年午正月 原岩 本

大道新田

(大道 塩野谷六郎藏)

三三 天保五年三月 種粃代拝借請書清水領五反田村外二力村

差上申御請書之事

一金拾八両卷分永式百三拾四文卷分

上州吾妻郡五反田村外二ヶ村

種粃代拝借高

右者私組合上州吾妻郡村々去巳年違作ニ付、夫食并種粃代拝借之儀奉願上候処、御取調之上、格別之訳ヲ以、書面之通、夫々拝借

被仰付候間ノ村々江申聞、社倉御困殺之儀ハ先達而坂本富兵衛様御廻村御改之上、御除被置候辰拝借為仕御金者今般御渡し被下候間、夫々相渡、別紙御証文之趣、村々役人共へ申聞、印形取揃差上、小前連印御請証文ニモ被付仰差上可申旨被仰渡御御請証文共被成御渡受取承知奉畏候、仍而御請書差上申処如件

天保五年三月四日

上州吾妻郡石原村

社倉見廻役

名主 半 七

御領地

御役所

(折田 今井次男藏)

三四 天保五年三月 五反田村・折田村・山田村社倉殺拝借

証文

(表紙) 社倉殺拝借証文

上州吾妻郡

五反田村

外二ヶ村

差上申拝借証文之事

田反別式拾四町四反卷畝九步半

内反別卷町卷反七畝拾八步半

泥引

残反別式拾三町式反三畝廿卷步

但卷反ニ付 七升時

一 粃拾六石式斗六升六合 種籾代拜借高  
上州吾妻郡五反田村式ヶ村

代金拾八兩壹分永貳百三拾四文壹分 但 中野条町當時市相場  
外金五兩貳分永四拾五文貳分 三割利金 金壹兩ニ付粃八斗八升替

合式拾四兩永貳拾九文三分

但 当年耆ヶ年延米未々多迄五ヶ年賦、耆ヶ年金四兩三分  
但 永五拾五文八分六厘ツ、毎年十二月十日限上納

内

田反別拾六町八反六畝廿貳步半 五反田村

金拾七兩壹分永百九拾貳文六分

但 当年耆ヶ年延米未々多迄五ヶ年賦、耆ヶ年金三兩壹分  
但 永貳百三拾九文五分式厘ツ、上納

田反別三町六反三畝六步 折田村

金三兩三分永五文八分

但 右同年賦、耆ヶ年金三分永壹文壹分六厘ツ、上納

田反別貳町七反三畝貳拾貳步半 山田村

金貳兩三分永八拾文九分

但 右同斷、耆ヶ年金貳分永六拾文壹分八厘ツ、上納

右者当村々之儀、去巳年稀成違作ニ而困窮人共夫食差支、社倉御  
田穀拜借奉願候ニ付、阪本金兵衛様御廻村、一村限御見分御取調  
之上、拜借而已を以、取続可申筋無之、殊去秋違作ニ付御上様ニ  
おゐても、格別之御勘弁ヲ以御引米も有之、且村積極も纔之儀ニ  
付、可成大取続可申旨、御利害之趣相弁奉恐入候、然ル処、粃種  
無之、無執奉願上候處、再此御札御伺之上、去巳年之儀者稀成違

作之儀ニ付、出格之訳を以、書面之通拜借被仰付、難有仕合ニ奉  
存候、右粃種代金御渡被下候間、村々困窮人共江相渡、追而小前

連印御請書差上、且返納之儀ハ中之条町十兵衛病死ニ付、御田場  
所追而御取極御座候場所江、書而年賦割合之通、御日限無相違相

詰、社倉見廻役并取締役其外村々役人共立合、仮封印は御届申上  
御出役御廻村序元穀一同改を請、御封印之積、不取締之儀無之様

仕、此上如何様之年柄とも御年延等不奉願、万一差滞候節者組合  
村々々弁納仕候而成共、御定之通詰戻返納可仕旨被、仰渡逸々承

知奉畏候、仍村々役人共連印御請証文差上申所如件

上州吾妻郡

天保五午年三月晦日

五反田村

折田村

山田村

御領知方

御役所

前書被仰渡之趣、私儀も罷出、承知奉畏候、依之奥書印形奉差上  
候、以上

石原村

社倉見廻役

半 七

(五反田 唐沢雄雄蔵)

三三 天保五年六月貯禪穀持信願七力村

乍恐以書付奉申上候  
入須川村  
上須川村  
布施村  
湯宿村

一当御代官所上州吾妻郡平村、大道新田、栃窪村右三ヶ村代兼原  
岩本村組頭孫八奉申上候、私共村々之儀へ越国境極山中谷合村  
方ニ而、元来困窮村方ニ御座候、然ル処去巳年引統当夏作一  
統江渋入違作ニ而甚ダ難義仕候、勿論小麦之義へ一切実法無御  
座候ニ付、惣百姓一同相敷キ申候ニ付、乍恐此段書付ヲ以奉申  
上候、当秋作出米候迄取統兼候者有之、難義至極仕候間、何卒  
格別之 御慈悲ヲ以、村々貯禪穀此度御拝借被 仰付被下  
置候様奉願上候  
右願之通り御聞濟被成下置候へ、惣百姓一同、偏ニ御救難有  
仕合奉存候、以上

天保五年  
上州吾妻郡平 村  
大道新田  
栃窪村  
午六月

右三ヶ村  
村代兼

百姓代 彦兵衛  
組頭 源八  
名主 勘之丞

矢嶋藤藏様

御役所

三六 天保五年八月 社倉群馬郡石原村に建設願清水領八ヶ村

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡組合八ヶ村役人一同奉申上候、村々凶作之節、非常之  
飢就御救助御吟味ニ而、去ル文政九戌年、厚御輒会ヲ以被仰出候  
右社倉御困殺其以來、中之条町取締役重兵衛持藏ニ諸置候、然処  
当春中重兵衛死去ニ付、右社倉御藏群馬・吾妻両郡之内、老ヶ所  
御普請造営仕旨、今般右場所村々一同取極可申上段被仰付、一同  
承知奉畏候、右御藏造立御場所之義へ、群馬郡石原村ニ御建候様  
被 仰付被下置度、右村々役人一同奉願上候、何卒以 御慈悲此  
段御聞濟被成下置候へ、右村々一同難有仕合奉存候、以上

天保五歲  
上州吾妻郡  
中之条町  
午八月

市城村

名主 藤平 右衛門代兼  
年寄 甚兵衛  
西中之条村  
名主 政右衛門

五反田村

(岩本 神保彦藏)

名主

庄左衛門

折田村

名主

彦平

下沢渡村

名主

平七

上沢渡村

名主

太郎左衛門

山田村

名主

仁左衛門

御領知方

御役所

(中之条町

桑原源一郎蔵)

三七 天保七年 郡中取締陣屋設立願

乍恐書付ヲ以奉願上候

(前文略)天明三年同六年兩年大變凶作ニ付、惣百姓一統及飢渴ニ付、必至与難波仕候処、從御上様より飢人夫食并糶種御手当多分御拜借凌飢饉ヲ露命相助リ罷在候

且又其砌、御老中松平越中守様、博奕賭勝負、堅く御法度之趣、御嚴重ニ被仰出、猶又御代官様并御役人様方、度々御廻村被遊、御判事ニ被成候ニ故、年久敷郡中靜謐ニ相治リ、惣百姓経営取続キ罷

在候処、文化年中、一村一円御私料渡ニ相成、或ハ御分郷ニ被仰

付、多分御私領地ニ相成候、以来郡中ニ数カ所有之温泉場、湯治

人ニ紛レ、人氣押移リ所往々百姓子共ニ至ル迄、博奕其外悪事非

道之行状のみ致候者共出来仕、耕作農業怠リ候故、困窮弥増赤子

出生有之候共、養育不致、猶又極貧之者ハ住居渡世不相成、無抛

道心修行者等ニ成果退転致し候者共数多有之、漸々家人数次第

ニ減失仕候ニ付、田畑連々荒廢致候得ハ、村里衰微之甚敷敷奉存

候、扱亦近来所々ニ強竊之盜賊或ハ放火、刃傷、変死人等有之、

大變雷騒之事共折々出来難義至極ニ奉存候、且又一昨年中、大違

作も近国一統とハ乍申、前々不作故、当郡中別而困窮致、餓死、

飢人等数多有之候哉、雖然と村役人共如何心苦心配仕候共、無為

万事ニ奉存候間、前書檄文之旨趣乍恐御高察被成下、御上様御慈

悲ニ御勘弁、郡中ニおいて原町・中野条両町之内ニなりとも、御

陣屋御建被下置、御法度御嚴重ニ御判事被成下候ハ、一郡一統

田舎堅氣之本心ニ立帰リ、大小之百姓経営取続可成、安穩奉存候

間、何卒右願之趣、御聞濟被成下候様、偏ニ奉願上候、猶又御尋

ニハ乍恐委細口上可申上候、以上

天保七申年 (岩本 綿貫常政蔵)

三八 天保七年十一月 酒造三分一請書

夫食喰延仕方

一ヶ年凡三百五十四日

一飯米壹石四斗壹升六合

一白米壹石九斗七合四勺四才

内

一米九斗四升壹合六勺

但唐人壹度

百米壹合三勺三才宛積り

米壹斗五升五合八勺

但壹度飯米高三合二を減三分一

白米四勺四才ツツ積り

右壹ヶ年飯米高与引 右一日三分二八勺九才ツツ

白米三斗壹升八勺五才 一ヶ年喰延相成分

右ハ中山道鴻之巢宿御改革組合總代大間村名主幸八去ル巳年凶作之節より組合村々江申論貧福之差別なく一般ニ付、右法相用、猶又当年も夏中より専ニ相用、右ハ平年壹ヶ年夫食を以、百日余喰延ニ相成、左候へべ、来五月喰尽、夫食秋新穀取入迄賄方ニ付、右之趣御奉行所江申上候処、一等ニ可申論旨御沙汰ニ付、貧福之差別無之小前之者共江可申論事

酒造人共并ニ濁酒造人無之村々請書

差上申御請書文事

米価高直ニ付、当中酒造人三分一造被仰出候上、尚又以古米仕込候新酒、各々様御廻村差留候様 從御奉行所被仰渡御座候ニ付、

今般御廻村、本株御貸株之者ハ勿論、追々御貸株拝借之心得ヲ以是迄無株作来り候もの共、村々不洩様、篤与取調、右酒造人共召連可罷出旨、今般御廻村之趣承知仕、依之銘々役人共、委細相糺候処私共村方ニ本株貸株ニ酒造之者一切無御座候、且近来、勝手俣ニ濁酒仕込商候趣、多分有之趣、御聞入、右ハ早々為相止不取用ものハ可申上、其外御簡条書を以從御奉行所御沙汰之旨、組合限り村々連印御請証文差上申処、且又先日以御廻達被仰渡候与相糺候処、是迄造来り候者其御趣意筋承服仕候、向後相止候段別紙を以奉申上候、外村々一切無御座候、依之此段以連印奉申上候処仍而如件

天保七年申十一月

上州吾妻都四万村

名主

茂左衛門

年寄

善兵衛

組頭

銀兵衛

(四万 唐沢文衛藏)

三九 天保七年十一月 私領から天領代官へ夫食願

乍恐以書付奉願上候

大久保平右衛門知行所上州吾妻都原岩本村役人共申上候、当村之儀ハ、古来より御代官所にて、当時御支配御座候処、去ル文化八年未年十二月、御分郷ニ相成、高四百六拾石一斗六升内四百式拾

三石五斗五合六夕八才御知行所ニ被仰付候処、私共村方ハ越後国境山統嵩下谷間ニ而、甚悪敷有之田畑諸作年々実法悪敷、元来困窮村ニ御座候、然ル処、近年打統別而違作致、殊ニ当年ハ春中ノ不陽氣故諸作不熟仕、皆無ニ相成、秋中ノ夫食ニ差詰リ困窮之もの共大勢葛・草薺・蕨等之根を掘取、喰物ニ致し、飢渴ヲ凌キ罷在候得共、最早及寒中ニ候テハ右様之所業も相成兼、殊更正二月ニも相成候得ハ、村中一統貯穀一切無御座候ニ付、来夏麦作出来候まで、経営可取統様無之、飢人等何程出来可申や難計奉存候ニ付、飢人夫食種粃御年貢御拝借仕度、御地頭所江御願申候処、於御屋敷ニも、御困窮故窮民御救難越被仰聞当惑、当御支配所之儀ハ御相給と申、品々御上納筋も相勤罷在候儀ニ付、無拋今般作恐、御殿様御慈悲御勤弁を以、村々百姓共為御救、夫食種粃御手当御拝借被仰付下候様偏奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、相助難有仕合ニ奉存候、以上

天保七年申

十一月

大久保平右衛門知行所

上州吾妻郡原岩本村

役人惣代

名主

文右衛門

年寄

安右衛門

羽倉外記様

御役所

(岩本 綿貫常政殿)

區〇 天保七年十一月 飢人救助金拝借吾妻十四ヶ村差出一札

差上申一札之事

一金六拾兩壹分也

金四兩貳分

金七兩

金貳兩

金壹兩三分

金拾六兩三分

金拾貳兩

金壹兩貳分

金貳兩三分

金六兩三分

金壹兩三分

金貳分

金貳兩壹分

金六兩三分

金貳兩

原町

在組

山田村

下沢渡村

四万村

平村

原岩本村

栃久保村

岡崎新田

箱島村

吹路村

永井村

猿ヶ京村

合瀬村

右者村々急難夫喰御拝借奉願上候処、御吟味御伺可被成下度段被仰渡難有奉存候、然処願人数之内極々飢渴ニおよび、餓死可仕躰之者、御伺濟迄其假差置、此節御内借之儀再々奉願上候処、格別之御勤弁を以、御取替御渡し被成下、早速帰村飢人共手当可仕旨



被仰渡、難有仕合奉存候、然上者御下知金高之内ニ而返済可仕、  
万一御口被仰付候ハ、村中ニ而引請急度返済可仕候、仍而一札  
差上申処、如件

村々

天保七申年十一月十三日

役 人

羽倉外記様

御役所

(原町 戸谷啓一郎藏)

函一 天保八年二月 飢人再救助願吾妻十五ヶ村

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡左之村々惣代之もの共奉申上候、私共村々之儀、越後  
国境ニ而、関東在々之遠路、其上田畑山中八交谷合ニ八更ニ而  
平年寒氣烈敷場所ニ付、請作共実法不宜、穀物払底ニ而、所出産  
之分ハ、わずかならでハ無御座、夫食引足不申、依之農間夏分老  
若男女共薪ヲ取、最寄市町江壳渡し、右余力ヲ以、他国々穀物買  
入、漸相統罷在候処、去申年之儀ハ古今稀成凶作ニ而、田畑共ニ  
皆無同様ニ有之、小前一同夫食ニ差支、無余義、木の実、草之根  
等を食用ニ仕候内、冬向ニ至り候而ハ、山野江雪降り、右鉢之品  
取入候義も難出来、難義仕候間、去暮中村々飢人取調、夫食拝借  
奉願上候処、格別之以御慈悲ヲ日数三十日分夫食御手当拝借被仰  
付、一同相助難有仕合ニ奉存候、然ル処、前書夫食代之分貯尽し

此節ニ至り尚又必至与行詰、殊ニ私共村々之儀、例年十月下旬ハ  
雪降り、翌春之初春迄ハ人馬通差支之儀、去申年冬々当正月迄数  
度之大雪ニ而既ニ平地五尺余も當時降り溜り居三月中旬ならでは  
雪解不申、左候へバ、同下旬迄ハ山野江立入、葛・蕨之根を掘取  
候儀も不相成、村々多分之飢人出来何様ニも、為取統候手段無御  
座候、左候冲尚又再夫食奉願上候ニも奉恐入候御儀ニハ御座候へ  
共、此假捨置候而ハ病死并ニ餓死人眼前与誠ニ以歎ケ敷、村役人  
共も当惑至極仕候間、不願恐ヲも出府仕、御愁訴奉申上候、何卒  
格別之御慈悲ヲ以、村々飢人為御手当尚又再夫食代拝借被仰付  
度、幾重ニも奉願上候、右願之通り御開濟被成下候ハ、一同相  
助広大之御仁恵与共手而難有仕合奉存候、以上

天保八年酉二月

上州吾妻郡原町 原町在組 山田村 四方村

下沢渡村

右四ヶ村総代 下沢渡村

名主 清右衛門

平村 原岩本村 大道新田 栃久保村

右四ヶ村総代 大道新田

名主 文左衛門

下須川村 上須川村 湯宿村 布施村

二枚原村

右四ヶ村惣代 入須川村

羽倉外記様

永井村 追貝村 右永井村

名主 清兵衛

御役所

名主 治郎右衛門

註 同様の文書、岩本神保彦憲家にもある。

(大道 富沢清蔵)

三 天保八年正月

夫食拜借小前御領地吾妻郡

拾三ヶ村取調書上

一家数六拾七軒

岩下村

此人數貳百八拾八人

家數四拾九軒

ヶ成取統候分

内 此人數貳百三拾五人

家數拾貳軒

極窮民之分

此人數五拾六人

一家數百九軒

松尾村

此人數四百三拾四人

家數八拾貳軒

ヶ成取統候分

内 此人數三百四拾人

家數廿七軒

極貧窮之分

此人數九拾四人

一家數百四軒

折田村

此人數四百三拾四人

家數五拾五軒

ヶ成取統候分

内 此人數貳百八拾四人

家數四拾九軒

極窮民之分

此人數百五拾五人

一家數三拾七軒

山田村

此人數百九拾七人

家數貳拾貳軒

ヶ成取統候分

内 此人數百廿九人

家數拾四軒

極窮民之分

此人數六拾八人

一家數廿四軒

西中之条村

此人數九拾六人

家數拾四軒

ヶ成取統候分

内 此人數六拾人

家數拾軒

極窮民之分

此人數三拾六人

一家數百六拾九軒

此人數六百拾三人

家數百六軒

ヶ成取統候分

内 此人數四百人

家數六拾三軒

極窮民之分

此人數貳百拾三人

一家數五拾五軒

下沢渡村

此人數貳百四拾三人

家數三拾四軒

可成取統候分

内 此人數百五拾八人

家數廿七軒

極窮民之分

此人數八拾五人

一家數百七拾貳軒

上沢渡村

此人數七百四拾八人

家數百八軒

此人數四百九拾八人

家數六拾四軒

可成取御候分

此人数百五拾人 極窮民之分

一家数百壹軒 郷原村

此人数四百廿叁人

家数七拾壹軒 可成取統候分

内 此人数百八拾叁人

家数三拾軒 極窮民之分

此人数百四拾人

一家数百七拾軒 三嶋村

此人数千貳百貳拾人 可成取統候分

家数百六拾七軒

内 此人数八百拾四人 極窮民之分

家数百三軒

一家数六拾五軒 矢倉村

此人数百三拾壹人

家数三拾八軒 ケ成取統候分

内 此人数百三拾五人

家数廿七軒 極窮民之分

此人数九拾六人

一家数六拾六軒 市城村

此人数百五拾六人 可成取統候分

家数四拾七軒

内 此人数百七拾壹人

家数拾九軒 極窮民之分

此人数八拾五人

一家数百七拾三軒 五反田村

此人数六百九拾七人

家数百拾六軒 可成取統候分

内 此人数四百六拾四人

家数五拾七軒 極貧之分

合 此人数百三拾三人

一惣家数千四百六軒 拾三ヶ村分

此人数五千九百五拾人

家数九百九軒 可成取統候分

内 此人数四千三拾八人

家数四百九拾七軒 極窮民之分

此人数千九百拾貳人米貳合五勺五十

日御手当ニ御座候

右ハ去ル申年稀之凶作ニ付及飢渴候者、組

合村々一同取調書面之通り奉願上候、何卒

以御慈悲右窮民共御救拝借被 仰付被下置

度一同連印ヲ以奉願上候以上 天保八年正月

拾三ヶ村惣代連印

孫 助

利 兵 衛

甚 兵 衛

茂 左 衛 門

長 兵 衛

久 兵 衛

重 郎 左 衛 門

御領知方

(吾妻町役場岩下支所蔵)

註 平関伸一家の「天保八年正月飢人取調書

上帳」に飢人九三人、全村男一七一人、女

一五〇人、麦二石五斗五升頂戴とある。

五三 天保八年三月

村々難渋人取調帳

(下沢渡村・四万村・山田村)

〔表紙〕 天保八西三月廿二日

村々難渋人取調帳

覚

一惣人別九十七人

内 男十四人 女三十一人

下沢渡村



一金五兩貳分永百三拾壹文六厘 大道新田  
 一金六兩壹分永貳百貳拾三文七厘 栃久保村  
 一金拾貳兩貳分永百八拾四文貳厘 大前付  
 一金三兩貳分永百三拾壹文六厘 下沢渡村  
 一金拾四兩壹分永百七拾壹文壹厘 原町在組  
 一金拾三兩壹分永百八拾八文四厘 岡崎新田  
 一金貳拾貳兩壹分永百七拾壹文壹厘 大笹村  
 一金八兩貳分永七拾八文九厘 原町  
 一金三兩三分永九拾貳文壹厘 山田村  
 一金八兩壹分永六拾五文八厘 門貝村  
 合金百六拾壹兩永五拾文七厘  
 右ハ私共村々去申年穰成違作ニ付夫喰差支再夫喰拝借奉願上候  
 処、今般書面之通、再夫食代御貸渡被成下難有奉請取候、然上ハ  
 婦村銘々江割渡し、追而小前連印帳可奉差上候、且返納之儀ハ来  
 ル戌ノ寅迄五ヶ年賦割合、其年無遅返上納可仕候、依之御請書差  
 上申候処如件

天保八酉年四月

右村々三判

大道新田

百姓代

良左衛門

与頭

金右衛門

名主

六左衛門

羽倉外記様  
御役所

(大道 塩野谷六郎藏)

酉六 天保八年四月 種親代金拝借請取吾妻十力村証文

奉請取金子之事

一金老兩下永貳百拾三文貳分七厘 平村  
 一金七兩永百廿文貳分六厘三毛 同村  
 一金老兩永七拾三文九分四厘七毛 原岩本村  
 一金三兩永貳百三拾八文四分貳厘壹毛 四万村  
 一金老兩永拾六文壹分八厘四毛 下沢渡村  
 一金六兩貳分永百九拾七文七厘 原町在組  
 一金三兩三分永七拾貳文壹分五厘 原町  
 一金老兩壹分永百三文六分八厘四毛 大道新田  
 一金三分永百三拾五文七分九厘 栃窪村  
 一金老兩貳分永貳百七文六分三厘貳毛 山田村  
 合金貳拾五兩壹分永壹貫三百七拾八文五分九厘八毛  
 右者去申年違作ニ付、当田方種親手当無之難義仕候ニ付、拝借之  
 儀奉願上候処、御吟味之上、田反別老反ニ付粗七升ツ、金老兩  
 ニ付粗七斗六升替ヲ以、代金被成御貸渡奉請取難有仕合ニ奉存候  
 然上ハ婦村之上、早速小前江割渡し、追而小前連印帳可奉差上候、  
 且返納之儀ハ、三割利金差加、来ル戌ノ寅迄五ヶ年賦無滞上納可  
 仕候、仍之御請書差上申候如件

天保八年酉四月

右大道新田

羽倉外記様

御役所

百姓代

与頭

名主 六左衛門

名主

彦平殿

御役人衆中

(折田 今井次男藏)

(大道 塩野谷六郎藏)

一 金貳兩貳分也

借人借証文

借人借証文之事

右金之儀ハ、去申酉大凶年以来、連年困窮ニ而、別而当年之儀ハ不作、殊ニ万物下直ニ而難義至極仕、然処、私共組下当年拝借返納并日光山御社参御入用差支金右ハ悉差詰リ候ニ付、右金御取替被下、借用仕所榎受取申処実正ニ御座候、此金返済之義来ル三月中、急度返済可仕、其節私共引受相定、少も違乱申間敷候、為後日右借用証文入置申処仍而如件

天保十三歳寅十二月

折田村

困窮人惣代組頭

借用人 又右衛門(印)

同 同 弁右衛門(印)

同 同 安兵衛(印)

一 天保十三年十月 困窮の爲社倉金拝借願中之条町

上州吾妻郡中野条町役人惣代組頭嘉右衛門奉申上候、当村方ノ儀、去ル巳年(天保四年)以来、違作引統、小前ノもの共、困窮ニ陥、銘々持地田畑地村エ質入いたし、金子融通漸取統罷在候処、右質地の内当年々季明ニ相成候分多分有之、然ル処当年柄ノ儀、必至ト差支乍併其儀致置候得ハ流地相成、持地ニ相離候テハ相統方無覚束、乍去金子才覚手段無御座、誠以難義当惑仕候間、奉恐入候へ共何卒格別以御慈悲、地所請戻為手当、社倉御金ノ内、金二百兩十ヶ年賦、御返納ノ積を以村役人共エ拝借被く仰付被下置度奉願上候、右御開済被成下置候ハ、流地ニ相成べく地所ノ分請戻し、小前共無難ニ永統相成、難有仕合奉存候、以上

上州吾妻郡中野条町

名主 重郎右衛門

年寄 重兵衛

同 甚兵衛

同 惣右衛門

右四人惣代

天保十三歳寅年十月

御領知方

御役所

組頭

嘉右衛門

(中之条町 桑原源一郎藏)

大道新田

名主

六左衛門

与頭

甚兵衛

百姓代

良左衛門

栃久保村

名主

庄右衛門

与頭

斧右衛門

百姓代

武右衛門

寛弘 弘化二年十二月 凶作に付貯積半高願大道外二力村

乍恐以書付奉願上候

当御代官所上州吾妻郡大道新田栃久保村役人惣代原岩本村名主奉  
申上候、当六月中村方非常備のため身元仮成之も、致出穀置候様  
被 仰聞難有承知仕、銘々身分ニ応し、当秋新穀出来次第稗ニ而  
出穀仕候積り御受仕、小前帳差上置候、然ル処、当年之義ハ、時  
候不順ニ而諸作ニ茂不熟之年柄ニ而村中引纏候而茂出穀仕ル石数  
丈ニハ無御座候、左候迎、買入候ニ茂、近辺等ニハ無御座候、殊  
ニ平年引競候得ハ、格別直段高直ニ付、甚難波仕候間、何卒以  
御慈悲右出穀敷之内、当已半高出穀仕り、残半石ハ来午新穀取入  
次第出穀仕候様仕度奉願上候、右願通り御聞濟被成下置候ハ、難  
有仕合ニ奉存候、以上

岩鼻

御役所

(大道 塩野谷六郎藏)

嘉永二年正月 吾妻郡村々非常備穀寄特につき代官賞

辞御請証文

差上申一札之事

一当御代官所上州吾妻郡村々、身元之もの共并仮成取統候者共  
儀、非常のため米糶麦稗出穀別段被 仰付度段、奉願去巳年ハ  
兩年ニ夫々出穀いたし相囲候段、寄特之儀ニ付、厚御養被置候  
旨、石河土佐守様御下知之趣承知奉畏候、仍而御請証文差上  
申処如件

嘉永二年西正月

右村

出願人

弘化二巳年

十二月

吾妻都原岩本村

惣代

名主

喜兵衛

与頭

孫八

百姓代

勘之丞

岩鼻

御役所

惣代

御役所

(中之条町役場蔵)

(大道 塩野谷六郎蔵)

室三 安政二年十二月 元清水領吾妻十三力村是迄通り人別

出銭取集め非常備金といたし度願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡中之条町外拾貳ヶ村惣代同村年寄平八奉申上候、私共組合村々の儀、先御領之節、七拾歳以上七歳以下ヲ相除、其余之外人別出銭与唱ひ、菅人ニ付銭廿四文ツ、取集、元清水御役所江差上置、右金子ヲ以社倉穀御買入ニ相成候処、当年之義も是迄之姿を以、別紙帳面之通り、人別出銭取集置候得共、此後之義ハ右金子ニ而年々村方ニおゐて買入仕、積穀仕候様致度奉存候間何卒以御慈悲右願之通り御聞濟被成下置度偏ニ奉願上候、以上

上州吾妻郡

中之条町

外拾貳ヶ村惣代

右中之条町

年寄

平

八

(安政二年)  
卯十二月十一日

小林藤之助様

室三 万延元年十月 凶年夫喰手当金差出願書四万村

(表紙)  
[凶年非常夫喰手当差出金願書

上州吾妻郡

四万村]

(一金屯両 上州吾妻郡四万村 年寄政右衛門<sup>㊦</sup>に始まり、末

尾「式朱重右衛門」に至る三十名)

銀金三拾兩也

右ハ今般教諭之趣承伏仕、込年非常夫喰手当与して書面之通差出金仕 御仕法奉願上候、尤右ニ付、外御願筋無御座候、依之此段奉願上候、以上

右村役人惣代

年寄

徳左衛門<sup>㊦</sup>

同断

政右衛門<sup>㊦</sup>

万延元年

庚申十月

伊奈半左衛門様

御役所

(四万 唐沢文衛蔵)



臺三 文久三年五月二十六日 蟻川村旱魃訴状

乍恐以書付ヲ御届ケ奉申上候

御知行所上州吾妻郡蟻川村役人一同御届ケ奉申上候、去冬より大雪無之罷在、然処当年ノ儀ハ初夏より天氣宜敷、湯水ニテ田方仕付ノ儀無覺束存居候処、増々旱魃ニ有之候処、当月十三日少々雨降、猶又同二十日ニ夕立有之堰下ノ分ハ漸仕付候得共、出水ノ場所ハ毎分無仕付ニ御座候、村方田方仕付ノ儀ハ五月中より半げ迄と申置候得バ、此後天水有之候共仕付候ノミニ可有之と奉存候、畑作ノ儀も時入候得共、生立悪敷甚ダ歎ケ敷奉存候間此段御届ケ奉申上候、以上

文久三年五月二十六日

上州吾妻郡蟻川村

百姓代

組頭

治郎兵衛

六太夫

名主

安右衛門

(蟻川 原沢正一蔵)

同三拾老石七斗九升五合 寛政三亥年ノ

内七石 弘化二巳年別回穀

右ハ此度御役之上、村役人共為御立会御改請候処、書面之通相違無御座候、然ル上、村役人一同申合、火盜之難無之様大切ニ相守可申候、勿論何様之義出来候共村中ニ而引受急度詰戻シ可申候、依之御預証文差上申処如件

当御代官所

文久四年

子三月

上州吾妻郡

大道新田

百姓代

半右衛門

与頭

安平

名主

良左衛門

小笠原甫三郎様手代

大嶋鬼久之助様

加藤 泰 助様

(大道 富沢清蔵)

註 外ニ大道には安政四年閏五月のものもある。

臺四 文久四年三月 大道新田貯穀改請証文

差上申預証文之事

一 粗八升二合

式十分一御下穀

一 稗老石五斗四升

申酉戌三ヶ年出穀

臺五 慶応二年十二月 凶作につき年貢減免願赤坂村横尾村

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡赤坂村・横尾村役人一同奉申上候、当夏兩度風雨洪水ニ付、御田地多分欠崩、川欠荒地右外砂入出来候ニ付、其節愁訴

且追々難渋之次第申上、夫々取調書致参上候通御座候処、当年連作ニ付、三分之御用捨米并此三ヶ村ハ地相場四升毎ニ被成下、御憐愍段幾重ニも難有仕合ニ奉存候、右ニ御時節柄ニ付、当荒地之分ハ精々勘弁罷在候様度々御利解被仰聞一同奉承代罷在候得共、尚御取箇米永赤坂村ニ而凡十三貫三百五文六分、横尾村ニ而凡永八百四十二文二分程之場所ハ全荒地ニ御座候、尚又赤坂村御取下畑成願上ゲ凡十三貫八百文六分并横尾村分永一貫五文一分、右何れも当毛皆無且開發之義ニ而何様申聞候も、当年上納聊難出来旨不得止事申之、当惑仕候、乍然厚御利解も御座候而此上小前共江申諭度奉存候得共、最早月迫余ニ無御座候、難行届候間、何卒来春迄御猶余被成候様奉願上候、此段再心奉申上候も恐多奉存候得共、前願之次第御憐愍被下願之通 御聞濟被成下置候ハ、困窮之同村共相助リ偏ニ(以下略)

慶応二寅年十二月

右村 横尾村

同村惣代

御地頭所様

御役人中様

赤坂村 役人惣代 (赤坂 小林貞夫藏)

壬美 明治三年三月

昨二年凶作に御救助のところが大道新田 百姓不埒申上詫一札

一札之事

昨已年稀成違作ニ付当春ニ至り必至ト夫食差支難渋仕、御役元江御歎願申入候処厚御取計を以、御救助之御手当被仰付下置候処、私共儀彼是不埒之儀申募、此段被及御聞御糺請 今般右御掛り様御巡見先江御差立ニモ可被成由被仰聞、誠承伏恐入全心得違之段発明致シ先非後悔仕、何共可申立様無之、右様不埒之義急度相懐可申候間何卒以 御慈悲ヲ御救助之御手当如何様ニモ被仰付被下置度幾重ニモ奉願上候、以上

明治三年午三月

御名主基平殿

御役人中

(大道 塩野谷六郎藏)

新治郎 源十郎 岩吉後家 げ 組合総代 茂平次

第二項 騒動

壬七 元禄五年四月 百姓馬目潰し訴訟

乍恐以書付を御訴訟申上候御事

当三月十六日ニ拙者かゝへの者、馬つなぎ置申し候所ニ用所ニ付

よひよせ候所ニ、馬はなれ、麦畠にかけ入候を、与七郎と申者、馬之まなこを打拙者所ニ参、麦くわせ候と断候ニ付、ひきよせ候へばなみだ大ニこぼし候間、ふしんニ存、一兩日相待候へ共、しだい／＼ニ、いたみつよく罷成申ニ付、与七郎方へ以吏申候へハ、拙者ハいたし不申と子共ニおわせ、其上拙者つなぎ申し候時ム、なみだこぼし候と申事ニ御座候

与七郎方へ、以吏馬其方へ渡し可申候間、用所被成候へと申候へバ、其上甚右衛門、門四郎と申人類、拙者方へ申候へ、馬預申事迷惑ニ候間、用所入口のキハ何分ニても出させ可申候と申ニ付、用所仕候へ共、右之まなこ、つぶれ申ニ付、以夫申候へ共、埒明不申候間御訴訟申上候御事、右之条々与七郎被召出のふまいの馬之儀に候間、何分成共被仰付被置候へ、難有可奉存候、以上

元禄五年申ノ四月十二日

訴訟人 市左衛門

あいて 与七郎

(五反田 高橋孝茂蔵)

三六 元禄十四年七月 畑・森兩人出入扱証文

半左衛門・文左衛門出入取扱之覚

一畑ト荒地取替之義ハ右取替之通り下々畑貳拾五歩高ヲ貰、三之丞年貢相済申管ニ御座候へハ、其付近以来半右衛門かまい無之

管ニ取扱申候

一替リ之芝場、毎度之通り半右衛門新田ニ致重而御改ニ入セ御年貢相済申候と文左衛門くるみの木きりからし、跡ニハ文左衛門田ノよけこさニならざる木植申管ニ取扱申候

一熊野十二森之儀、毎々之通り親々ゆつり支配致来り候通り仕、森あれ不申候様ニ立置建立之時ハ支配場ニ応シ建立仕管ニ取扱申候

一文左衛門前こさ当分有之、半右衛門杉枝おろし以後うへ不申候様に取扱申候

右出入拙者共出合取扱、両方合意之上、今日相済之間、為念如期ニ加判仕候置申候

元禄十四年巳七月十九日

惣右衛門判

惣兵衛判

六左衛門判

勘右衛門判

有リ川

伝兵衛判

西中之条

清之丞判

(中之条町 桑原源一郎蔵)

享保十三年十一月 五反田村親都明神社木壳却詫証文

証文之事

一親都明神森ニ而村中江相談茂仕不申、松木壳申候所ニ、各御詮儀之上申分ケ無御座候向後ハ立木ハ不及申、枝木成共伐申間敷候、若伐申候ハ、右預リ候宮森御取上被成候共、一言之儀不申相渡可申候、為後日証文仍而如件

五反田村

享保十三年申

十一月五日

名主次郎兵衛殿

孫右衛門殿

善左衛門殿

庄 助殿

徳兵衛殿

組頭又右衛門殿

同 助右衛門殿

同 小左衛門殿

(五反田 田村武一朗藏)

元文五年四月 他所者を集め詫言証文

詫言証文之事

今度たけ山組之内与兵衛所ニ当月廿四日之晩ニ他所者大勢寄合仕、難差置義出来仕候間、早速御公儀様へ御注進可申上所ニ、人々御立会候而差押申ニ付、次郎兵衛殿其通りニ致置、偏ニ親類五人組等迄御救と奉存候、向後他所之者ハ不及申、村中之内ニ而人寄、宿等仕候ハ、親類五人組ハ早速ニ名主組頭衆へ申出候而、何分ニ茂詮儀之上、御注進申上、御差図可請事、今度之義ハ捨置がたき儀ニ御座候所ニ村中名主年寄組頭衆中御立会被成其通り致置候様ニ詫被成被下候へハ、御聞捨ニ被成候段、扱々子孫迄此度之義ハ忝奉存候、為後日詫証文仍而如件

元文五年申四月廿六日

五反田村

同村

次郎兵衛殿

利右衛門殿

亀次郎殿

詮人 与 兵 衛

親類 作 重 郎

同所 武 右 衛 門

五人組 忠 左 衛 門

(五反田 田村武一朗藏)

寛保三年六月 名主扱諸費不明濟口証文

取扱申濟口証文之事

原岩本村ニおいて此度出入之義ニ付、取扱之品ハ、当九年以前孫八殿名主当番之節、卯辰兩年ノ分村方御年貢諸事取立等之義、惣百姓中江少々差引等相残り候由、依之、尤為差訳茂無之候へ共、

畢竟右之趣故、折節村方ニ出入ケ間敷義出来候節茂、村方和談不調ニ而小事茂大事ニ及候様子、彼是以村方不為困窮之根差ニ茂可罷成筋ニ御座候ニ付、平村蟻川村五反田村折田村四万村立合、原岩本村役人中一致相談ニ而濟口之義、卯辰兩年孫八殿々村方江差引之義不殘相濟候分ケニ致、扱又名主役之義ハ、最早御草刈之由被申候ニ付、此段ハ思召次第、勿論名主本江ハ諸事御立合村方之世話宜敷様ニ可被成候等相定相濟申候

右之通、村中惣百姓立合得心ニ而相濟候上ハ孫八殿と村中挨拶少茂(以下書きおとし)村中連判仍而証文如件

寛保三年亥六月

最後に

総百姓連印(略)

「蟻川村 組頭 久兵衛  
 五反田村 名主 次郎兵衛  
 同所 年寄 孫右衛門  
 折田村 年寄 甚左衛門  
 四万村 年寄 文左衛門  
 孫八殿」とある。

(岩本 神保彦憲蔵)

入置申証文之事

一当村橋出入ニ付、其御村と当村境之義、此度御改御座候所ニ、去年中江戸表御吟味之節、先年より往来筋ニ而切通シと申所ニ石地藏尊村々ニ而立置申候間、往来ニ相違無之由申立、此度右之段申立御見分受申度、右石地藏尊之場所、其御村と境目と申立御見分受申候得共、此義ハ先年より村境ニハ無之、其御村地之内ニ御座候得共、右之段故、村境ニ仕御見分様へ申立候、依之重而ハ何様之義御座候共、先前々通ニ而境目ニハ仕間敷候間、此度ハ御改之通りニ而相濟し被下度候、為後日村役人共加判仕証文入置申所少も相違無御座候、仍而如件

宝曆六年子ノ七月十七日

下沢渡村

名主 清左衛門御  
 年寄 半兵衛御  
 与頭 与左衛門御  
 百姓代 善右衛門御  
 折田村 名主  
 年寄 衆中  
 組頭

七二 宝曆六年七月 往来「切通し」に立つ地藏尊の場は

折田村分と定置証文

(折田 今井次男蔵)

七三 宝曆十四年二月 組離九騒動濟口証文折田谷地組

濟口証文之事

当村屋ち組之内九人五右衛門組下相離申度由願出候ニ付村役人中御尋被成候ハ如何様之為寄ニ而組合来り候所相離申度段難心得由御尋御座候、九人の方々申候ハ古米定光寺組一同ニ御座候得ハ何卒古米之通り仕度勿論家別少組ニも御座候間御願申候儀ト申候、依之村役人中五郎右衛門方江御尋被成候処五郎右衛門相答申候ハ其段以之外成儀組合相離可申抔ト申儀難心得奉存候、尤組合一統相談之上組ニ相成事ニ御座候ハ格別九人相離シ而御願申儀曾而不罷成由相答申候ニ付出入ニも可相成と御役人中被思召候、御相談を以被仰候ハ九人之者古米之通り定光寺組江入申度願出之筋ニも御座候ハ古米之通り屋ち組不殘定光寺組江入可然由定光寺組江被仰候処、右組中候ハ拾ヶ年程以前相離候節御座候而引分ヶ候儀ニ御座候得、此度一組ニハ相成不申候由申候得共、村役人中達而被仰候ニ付、左候ハ、願出候九人ハ格別五郎右衛門并四人之者入候儀曾而不罷成由申候ニ付、無是非五郎右衛門江戸御役所迄御願申上度中野条町迄罷出候処、同所勘左衛門八兵衛清四郎村方教宝院差留、其上村御役人中御年寄中并定光寺組之衆中江異見仕、内済為致度訊ハ御役人中被仰出候古米之通り定光寺、屋ち和陸仕神社祭礼等迄一流ニ可仕答ニ内済仕候、尤五郎右衛門心得違之儀御座候ニ付御役人中御尋可被成筋被仰候得共右立会相済候

上ハ双方申分無御座相済申候、依之濟口証文仍而如件

折田村

宝曆拾四年

中二月

当村 五郎右衛門

五人組 長三郎

同断 五郎助

同断 権之丞

同断 忠兵衛

三右衛門

勘三郎

教宝院

中之条町立会 勘左衛門

同町同断 八兵衛

当村立会 甚左衛門

同断 利兵衛

中之条町立会 清四郎

名主

郷左衛門殿

組頭中

年寄中

(折田 綿貫孝次藏)

七三 安永五年申三月 百姓兩人諸役入目帳の認印拒否代官

宛名主訴状原岩本村

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

上州吾妻郡原岩本村去未年名主組頭百姓代一同奉申上候ハ、例年被為 仰付候通、年中諸役入目帳印形当三月十一日取揃仕候所、当村百姓之内利ハ、久左衛門如何様心得候哉、難渋仕候ニ付、旨意相糺シ申候所、利ハ申様当村祈願所清滝寺住僧当正月廿日ニ死去被致、然所住僧御方江借シ金御座候由ヲ申、如何相心得候哉、畢鏡(冕)巧を以私共江斯之通申掛ケ仕、難義至極奉存候、無是悲御訴訟申上候間、御聞濟之上、利ハ、久左衛門被 召出御吟味之上毎年仕来り之通り印形仕候様ニ被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、尚又委細之義ハ御尋之上口上ニ可申上候、以上

安永五年申三月

上州吾妻郡原岩本村

- 未年名主 勘 之 丞 ㊦
- 当年番名主 三 右 衛 門 ㊦
- 未年組頭 善 四 郎 ㊦
- 同断 六 郎 兵 衛 ㊦
- 同断百姓代 伝 六 ㊦

野田弥市右衛門様

御役所

(岩本 神保彦憲藏)

七室 天明六年十二月 折田村百姓平左衛門質法不法出入

乍恐書付を以奉願上候

上州吾妻郡折田村百姓平左衛門奉願上候、私去ル辰年(天明四年)名所天神原ニ而上中畑合九畝拾六步之所、同村百姓彦平ニ三年季ニ而代金拾五兩貳分ニ質地入置申候処、請出し又候私差詰り申候ニ付去ル巳年二月中右彦平江又候右之地面不残三ヶ年質地ニ売申候処、前々村法ニ而売渡シ申候年之妻桑ハ相除申候相定ニ御座候も、此度ハ拾参両ならでは買不申候、外ニ買申者無御座候ニ付、無抛質地相渡シ申候、然ル処、右躰之致方ニ而難差置存候処、私其一畝歩処切開候ニ付、村役人ノ差押候ニ付、私申候ハ、少々切開仕候得共、左候ハ、御願之上見取畑ニ仕度と申候得ハ、出入ニ罷成、私出府仕候積ニ而罷成申候所、途中ニ而、南全村吉兵衛、島村与五右衛門兩人取扱ニ而内済仕候、其節右妻桑被刈取候儀申候得ハ、右出入内済仕候而即座ニ又候出入仕候及不宜候間、此儀ハ村役人五人組引請、出入ニ不及様可仕と申候而等閑致置其上剩右地所当夏中三ヶ年季も立不申候処、名主馴合高拔ニ被致候間、難差置奉存、名主(御添状願申候処、出吳不申候ニ付、不抛奉願上候、御慈悲を以相手彦平并名主九右衛門年寄彦右衛門、組頭三郎右衛門被 御召出、御吟味之上、右地所年季明申候迄質地ニ仕妻桑代金積り拙者ハ相済申候様被 仰付被下置候ハ、難有奉存候以上

天明六年午十二月

吾妻郡折田村

百姓

平右衛門

原田清右衛門様

## 御役所

## 一札之事

此度当村百姓平左衛門儀彦平並村役人江相懸り質地之儀ニ付、出訴仕候ニ付、各々御願申候儀、当村、先年より郷例ニ而麦畑質地ニ売渡シ候節ニハ双方江麦作半分宛取取、桑之儀ハ買主江取取御年貢不残買主御上納仕候郷例ニ而売買有之、村方は迄相統仕候所、右平左衛門申上候ハ、麦作不残、桑共売主江かり取候郷例と偽り申上、御差紙頂戴仕、村役人中江相付、各々方難渋相かけ候段、甚心外至極ニ存候、依之各々方一件ニ付、江戸御役所江御越し被成候ハ、困窮之百姓今日も送り兼及飢候而も致方無之仕合、甚ダ難義至極ニ奉存候畢竟平左衛門儀ハ一ヶ年之内ニハ何ヶ度ともなく近年出入申出、村方之難儀ニ相かけ候得ハ、此上其分ニ指置候而ハ村方退散仕候間、何卒此度村役人中より御願之成候而、是迄之通り不法之取計不仕候様得と御吟味度奉存候間、依之私共連印を以、御願申処少し相違無御座候、為後日仍而如件

天明六年十二月

(折田村惣百姓九十名連印)

## 村惣役人中

(折田 折田茂蔵)

註 この事件文書に、同年同月の折田村惣役人から代官に差出した「平恐書付を以奉願上候(平右衛門の訴に反論したもの)及び天明七年一月また平右衛門から代官に訴えた「乍恐以返答書奉申上候」(全く村

役人彦平と馴合、畢竟村役人共貧窮之私を見掠、偽已願書認メ出入掛候段言語道断ニ奉存候、既ニ当年之儀、夫食御拝借御願申上御慈悲ヲ以飢難相逼候程之大難渋之年柄、右体出入申掛候段何共難心得難奉存候」と代官に糺明を願っている。尚彦平はまゆ買商人であり、財を成し七年後の寛政六年には村名主となつてゐる。

天明六年三月 原岩本村百姓名主扱諸費不正訴濟口書状

## 差上申濟口証文之事

上州吾妻郡原岩本村百姓久左衛門義村役人相手取訴上候ハ三季御通不為致拜見名主外役人共御年貢金取込置質物廻し金拵ニ仕、其外小前江貸付置候旨訴上相手方答上候ハ右訴訟人久左衛門村内頭取仕、小前相騒候由及承知候間、村内惣百姓不残名主役元江呼寄何様之儀ニ御座候哉之旨相尋候処、小前之者共申聞候ハ、私共村役人取計方ニ決而無申分候得共、久左衛門ニ被相進、右躰仕候様惣百姓申之候間、右之趣連判書付取之候得共、此段全久左衛門一存ニ而相巧候申答上、双方申争候処、江戸両宿双方江異見差加、内濟為仕度御吟味御日延奉願上候御聞濟被下置内濟熟談仕候趣意左ニ奉申上候

右出入双方得ト相糺候処、久左衛門義村役人申付相背、御役所江欠込御訴訟仕、種々申立候段ハ全心得違之旨取扱人相頼相佗(託)勿論三季御通之儀ハ其時々小前江相見せ候筈、然上ハ久左衛門方ニ而相疑候事決而無御座候、右ニ付訴訟人々以来相慎可申旨別紙証文差入双方至極得心之上熟談内濟仕、偏ニ御威光ト難有仕合奉



存候、然上者右一件ニ付双方多重而御願ケ間敷義決而申上間敷候、依之済口証文双方江戸両宿連印奉差上候処仍而如件

天明六年午三月

上州吾妻郡原岩本村百姓

訴訟人 久左衛門 ㊦

右村役人惣代兼

名主 勘之丞 ㊦

平左衛門 ㊦

江戸宿

下谷長者町相模屋

訴訟方宿 音右衛門 ㊦

神田旅籠町上州屋

相手方宿 新助 ㊦

原田清右衛門様

御役所

(岩本 神保彦憲蔵)

三七 寛政九年四月 山田村 回村役人 継場 出入

〔御掛 (包紙) 根岸肥前守様

人馬 継出入済口証文 山田村新料

御留役 沢左吉様

差上申済口証文之事

上州吾妻郡山田村新料古料両村が同州同郡上沢渡村江相掛申人馬 継出入御訴訟申上候へ、諸御用向并御支配御代官様御廻村之節、

人馬 継合之儀、前々村持込ニ仕来候所、去ル卯年浅間山荒之節、

荒地御見分其村限り御役人様方度々御通行有之候ニ付、人馬 継合

之儀、先村境野先ニ而荷物請取渡仕候処、其儀仕癖之様相成、右

村境迄人馬呼寄相勤させ、小前難儀之由申し候ニ付、其段上沢渡

村江及掛合候得共、難相済、去々卯年十一月申御支配御役所江及

出訴、相手方多返答書を以申上候へ、諸御用向其外、信州筋江

御通行之御武家方并温泉場江之旅人等往還人馬 継立之儀へ、前々

が 継場村定り有之、訴訟方へ 継場村ニハ無之訴訟方江人馬 継合之

儀へ、御支配御代官様并御手代中様其外地方御用ニ而御役人様御

回村之節ハ耕地が耕地江御移り御見分御座候儀ニ付御先触拝見次

第村役人馬召連、村境江御出迎、人馬替り合御 継送り従来仕来

是迄無御差支相済来候処、往還人馬 継ニ拘候様、山田村新規之儀

申立出入ニ致掛候段難心得旨、其外品々申立、双方申争御吟味難

御訊、今般当御奉行所様江御差出ニ相成御吟味中ニ御座候処、双

方宿立入異見差扣へ一件熟談内済仕候趣意恐縮左ニ奉申上候

右出入双方及対談候へ人馬 継合之儀、訴訟方持込前々仕来と申

立、相手方ニ而ハ村境 継仕来之由答上、双方申争候のみにて無証

拠ニ付、今般相改取極候へ、湯治人其外旅人往来之儀ハ上沢渡が

中野条・原町両村ニ限り、山田村之儀ハ 継場村ニ無御座、 継場村

之様ニ申上候へ心得違ニ付、山田村が曾而差構無之、諸御用向ニ

而御代官様并御役人様方御通行之節、山田・上沢渡継合之儀ハ、御  
検見并麦作荒地起返御見分之節ハ御先触次第御指図ニまかせ人馬  
継合候管其外諸御入用向ニ而御通行之節ハ、相互其村御高札場最  
寄人家相立候処ニ而継合可申、若御休泊相成候節ハ御休泊御泊御  
宿迄人馬継込候管、右之通り申合セ、双方聊無申分熟談内済仕、  
偏ニ御感光之難有仕合ニ奉存候、然上ハ右一件ニ付、双方ハ  
重而御願々間敷儀、決而申立間敷候、為後証連印済口証文差上申  
候、如件

布瀬孫三郎御代官所

上州吾妻郡山田村

新料惣代

訴訟人 十 五 郎年寄印

寛政九巳年四月

古領惣代

七郎兵衛百姓代印

同御代官所

同州同郡上沢渡村

惣代

相 手 太郎右衛門年寄印

御奉行所様

佐左衛門百姓代印  
(山田 吾孀神社蔵)

(書状)

中之条便六日出之御書状一昨九日相届致拜見候、弥御両所様御堅

勝御逗留被成珍重奉存候、村方相替義無御座候、乍憚御安意可被  
下候、然者当四日御呼出御吟味御座候而返答書御読みきかせ被成  
候よし、上沢渡より証拠書付差上候処、山田村の里不申候故証拠  
に不相成旨被仰聞、右書付御下ゲ被成候よし致承知候、如仰四方  
下沢渡いたし方其意不得申事ニ奉存候、然れども其通りニ差置、  
御吟味御受可被成よし被仰下、至極御尤ニ奉存候、此方ハ上沢渡  
との出入ニ而四万下沢渡江ハかまひ無之事ニ御座候、此末四万・  
下沢渡御呼出有之、両村罷出候而、上沢渡のみおし致候ハ、其  
節ハ両村もかけ合不申上候へ共、当時此方より両村へかより候面  
ハ相手もひろく相成り手間取候而宜かるまじく候間、御両所様御  
了簡の通、其通りニ御すて置被成、上沢渡江ばかりかより候而、  
御かけ合被成候方可宜奉存候

一、四万下沢渡より前々村境継といたし来候段へ如何様の書付差  
出候ても曾て証拠ニハ相成申間敷候、右当村ハ不及申、折田・五  
反田よりも前々境継ニいたし候と申上候ても是又証拠ニなり申間  
敷候わけは、境継ニいたし候村方ハ五反田・折田・四万・上沢渡  
ばかりニて其外ハ郡中御支配村々一同ニ持込ニ御座候間、四五ヶ  
村計り境継ニいたし候とて、御取用被遊候事ハ決而有之まじく  
奉存候、若此末四万・下沢渡罷出候而、上沢渡同様ニ申上候ハ、  
極意ハ此方より中之条・原町被罷出御尋被成下候様ニ御願可申上  
候、両村罷出候へバ相分り候事ニ御座候間、四万・下沢渡如何様  
ニ申上候ても証拠ニ相成不申、御取用有之まじく奉存候、此段兼

て左様ニ御心得置被成候様ニと奉存候、右之段々申上度今日兩組致相談、明十二日高崎へ飛脚差遣、此書状京屋へ相渡申候、近村上納江戸行衆取帰候節、尚又委細可被仰下候奉待候、恐惶謹言

十二月十一日

竹洩 茂左衛門

関 利兵衛

兩組惣役人

山田七郎兵衛様

山田 伊兵衛様

貴様へ

四方・下沢渡兩村、上沢度と同心ニ相見候方心付候様被仰聞致承知候、二ヶ村上沢渡と合体いたし候趣へ御出立後相しれ候間此方にてもゆだん不致候、御安心可被下候

(山田 山田守節藏)

註 此書状は町田延慶の代筆である。

六六 寛政九年十月 山田秣山での馬盗人詫一札

入置申誤一札之事

一山田村太郎兵衛・万藏儀、心得違を以、貴殿所持之馬、中山村徳助方へ率来候段、今般根岸肥前守様へ御出訴被成御吟味中、我等共申分難相立ニ付、郷原村甚右衛門殿相頼、段々御力添被下度申入候処、御得心被下忝存候、然上へ別紙濟口証文之通り以来相心得可申候、為後日一札入置申所如件

寛政九年十月

山田村

百姓 太郎兵衛

同 万 藏

中山村 徳 助

岩下村

佐兵衛殿

前書之通、一札入置候上へ我等共、其方ニ而右駄之儀無之様無油断申付候様可致候、御奥書御判相添申所如件

巳十月

岩下村

百姓代 七郎兵衛  
年寄 長兵衛

(折田 折田茂藏)

註 この一連の資料に「差上申濟口証文」の長文があり、十月二日評定所の吟味となり、濟口証文となっている。

七六 嘉永三年二月 平村小前百姓村役人の横暴を評定所に訴える

乍恐以書付御訴訟奉申上候

林部善太右衛門御代官所上州吾妻郡平村惣百姓一同奉申上候者私共村方之儀者文政十二丑年大荒ニ付御見分奉請荒地田畑私料分上中下合而三町ト余御引ニ相成上知之分三町歩之余合而七町余も御

引ニ相成、御年貢金高凡金貳拾兩余も御引被下惣百姓共一同難有仕合ニ奉存候、其時々山崩水入ニ相成候分惣百姓共申合出精いたし開発仕かなり実も入り可申と存候処、村役人共申合不残荒地之分立返りいたし村内御年貢取立候間、右之趣村役人方度々承り候処、役人共申候者丑年荒地之分ハ御上より立返り被仰付候間小百姓共杯之尋ニも不及杯、不当之揆候ニ而不敢申左候而金貳拾兩余も年々村役人共私欲致候を其俵捨置候而、自然田畑実の入りも亘敷有之間敷存候間、右丑年荒地村役人共立返りニいたし私欲取立置候処、御割付皆済目録表御改有之候分惣百姓共一同明白ニ御上納為致度一同奉申上候、荒地御見分も有之節も立札之儀も川原ニいたし偽り不正之儀も有之、猶又村内夫錢入用之儀も先年よりハ一ぱい入用相成り惣百姓共追々困窮いたし、往古ハ家数貳百軒も有之候村方、当時ハ百軒無之、潰家又ハ他へ店借り欠落人多分出來候も村役人常々私欲重ずの取計と奉存候、村内夫錢入用諸掛り之儀も丑年荒前ハ年々皆済勘定いたし小前より印形ヲ取明白ニ割返し候得共、荒後廿ヶ年余も皆済勘定不仕、年々御年貢勘定之節ニ十二月より来十一月朔日迄割置として錢五貫ニ割置候処、廿ヶ年已來ハ割金之儀も拾五貫文ツゝ外ニいろ／＼年々私欲仕、又ハ宗門帳仕立御年貢勘定之節勘定人三四人も立合中飯啖人前式合五句ニ而有之候処、当時ハ式度三度之飯料取、拾人余も密合種々肴ヲ以大酒いたし、勘定等も日教計り相掛り手前勝手ニ取計い小前者ハ何様ニ成行候とて構無之、村役人弥々奢ニ長し非儀非道之取計い増長

いたし、是迄之村役人之取計いニ而ハ小前惣百姓自然困窮いたし定所一村退転之外無御座候、難敷奉存候、依之村役人共丑年荒地小前勝手ニ立返りいたし年々取立置候御年貢分明白ニ御上納致候様又ハ村入用残り分廿ヶ年余も先例之通り皆済勘定小前重立候者立合不正之取扱之分明白ニ相調、銘々割返しいたし、惣百姓相統相成候様ニ奉申上候、右之段以御慈悲御聞濟被成下置候ハバ一同相助り偏ニ御威光と難有仕合奉存候、以上

嘉永三戌二月

上州吾妻郡平村

惣百姓

御評定様

(平 関伸一藏)

三〇 嘉永六年六月 折田村明神社木伐木騒動

乍恐以書付御敷願奉申上候

上州吾妻郡中之条町外十一ヶ村惣代左ノものとも奉申上候、当村ノ組合折田村小前共義、村方社木ノ義ニ付混雜および候趣入御聴、小前共ノ内定助外六人被召出、御吟味中手鎖宿御預ケ被仰付、村役人共儀ハ取締方不行届ノ趣ヲ以、是又被召出御吟味中宿御預ケ被仰付置候段、右ノもの共ハ勿論、私共ニおいても奉恐入、然ル処右差纏レ一条ノ義ハ今般扱人立入、夫々示談御座候得共、先般及混雜候段、今更先非後悔一同重々奉恐入御座在誠ニ國

許路々家内ノものともハ此上何様可被 仰付哉ト日々心痛仕居、  
農事繁多ノ時節旁以歎ヶ敷、且ハ手鎖人共大暑相成、追々病氣ニ  
付附添ノもの共も深く心痛罷在候次第ニテ、如何ニも不忍見ニ不  
便至極ニ奉存候、仍テハ以来ノ義、右様混雜ノ筋無御座候様乍恐  
私共よりも、小前共エ厚申聞、村役人共ニおいても不取締無之様  
ニ精々為心付可申候間、何卒出格ノ以御仁恵、此度ノ義ハ幾重ニ  
も急速御憐愍御沙汰御座候様 御慈悲偏ニ奉願上候、以上

上州吾妻郡

中之条町

西中之条村

山田村

下沢渡村

上沢渡村

五反田村

市城村

岩下村

郷原村

矢倉村

松尾村

三島村

右村々役人惣代

中之条町

組頭 勘左衛門

五反田村

年寄 茂平治

岩下村

名主 三次郎

取扱内済対談之事

一村方社木一条ニ付彼是差縫諸入用方取扱候趣意左之通り

一金拾八両也 社木立枯症未完私代金

一金貳貳兩貳分貳朱也 免田作徳残り積金

貳口合テ金三拾兩貳分貳朱也 郷倉壳私代金 百姓清之助相続金

此内遣方

金五兩也 下沢渡惣(宗)本寺江趣意として差出し候分

金五兩ト錢六拾貳文

残り金貳拾兩貳分貳朱也 村方積立金

此内訳

金拾貳兩三分貳朱ト錢四百拾八文

去子年上沢渡入用並ニ群馬郡中村弥平方帰し候分

此儀ハ□二郡割合可申候

金八兩也 当丑年夏成御年貢立替上納

此儀ハ来ル十二月皆済之節取立

嘉永六年六月十六日

清水御領

御役所

合テ金貳拾兩貳分貳朱也

元積立金、来ル十二月中封金いたし、年番御用書物同様受

取可申候

金五兩也

此儀ハ此節割合可申候

右社木一件ニ付、御役所江御呼出シ相成候ニ付、出府之者老人ニ付、銀七匁ツ、割合、尤国元出立タ婦村いたし候迄之日数割合可

申候、其節御差紙飛脚賃御腰入用其余訳立候入用ハ巨細帳面ニ記置候分ハ立合披見之上、半金ハ無甲乙高割ニいたし、残半金之儀ハ村役人共特別割合可致候

前書之通り相立双方行違之儀ハ扱人貰受熟談内済いたし候上ハ向後村役人小前少茂違乱申間敷候、為後証対談書仍而如件

上州吾妻郡折田村小前惣代 孫 四郎 卍

- 百姓代 五右衛門 卍
- 組頭 弁右衛門 卍
- 同 平右衛門 卍
- 同 新左衛門 卍
- 年寄 藤 七郎 卍
- 同 九兵衛 卍
- 同 定右衛門 卍
- 同 九右衛門 卍
- 同 彦 平 卍

茂左衛門 卍

栄 七郎 卍

小 兵衛 卍

名主 彦右衛門 卍

取扱人 平形 半七郎 卍

(折田 折田茂藏)

三 嘉永六年十一月 信州杜氏酒造金踏潰難茨出入証文

乍恐以書付御訴訟奉申上候

清水領知

上州吾妻郡折田村

年寄 藤 七

一 酒造金踏潰難茨出入

保科栄次郎知行所

同州同郡大塚村

相 手 三五右衛門

本多豊後守様御領知

信州水内郡神代村

百姓ニ而

上州吾妻郡中之条町

二見屋平八蔵酒造杜氏

相 手 出稼 喜 三郎

戌年

一金百六拾貳兩二分二朱ト鏹五百三拾八文

此金根岸権兵衛ニ私シ差出米仕入為致候

右者戌年中之条町二見や平八藏ニ而私并伊勢町根岸権兵衛乗造ニ

致、右仕入元金其節信州神代村より右蔵出稼杜氏要蔵江右金相渡

酒造為致候所、右之者当年病死致、依之神代村喜三郎杜氏ニ致、

跡引譲リ酒造為致候ニ付、其節要蔵より元金揚不足之分貳拾兩不

足ニ付此金酒売上次第返済可致策引合ニ而喜三郎ニ酒造為致候得

共、此金拾兩私シ方江未返済無御座候

亥年

一金百四拾貳兩壹分ト鏹九百文

右者米代仕入金 私シ忝人ニ而差出酒造為致候

右亥年之儀ハ右蔵酒造私忝人ニ而右金差出、杜氏喜三郎江此金相

濟酒造為致候所、此金壹割五分之割分を以て返済可仕引合ニ而右

金相濟、酒造為致候ヘ共、漸本金而已返金、利子一切請取不申候

一金五兩也 是ハ杜氏喜三郎身体給金  
亥年分相渡申候

右ハ利分一切返済無御座候間此金本金之内五兩也不足ニ相成申

候

一金五兩也 亥年喜三郎無拠借用仕度申ニ付取替貸置候得共此金未返済  
無御座候

一金百六拾四兩也 米代仕入金私之分  
喜三郎ニ相渡酒造為致候

右金中之条町柏屋半兵衛蔵杜氏致居候本多豊後守様御領分信州水

内郡浅野吉助証人ニ而、右金喜三郎ニ相渡酒造為致候

右之内本金之内

一金百四兩ト七拾貫文

此金百拾四兩三分貳朱也

右金去子十一月七日より当九月十三日迄廿五日度々此金請取申候

残本金四拾九兩貳朱也

未返済不仕候

一金五兩也 右ハ喜三郎身代給金当正月  
十七日相渡申候

右金元利返済不仕候ヘ、此給金喜三郎、此金可請取筋無御座候、

私方元金丈不足仕候

一、右願人年寄藤七奉申上候、私隣村ニ而三五右衛門質物ニ預リ

同人酒造為致候処、右三五右衛門不如意ニ付、保科栄次郎様御知

行所、伊勢町根岸権兵衛私ト乗造リ致候処、其節酒造杜氏出稼人

信州神代村要蔵戌年病死致候ニ付、其以來相手喜三郎杜氏ニ致し

私し、米代仕入本置出金致シ右喜三郎江酒造為致候砌り戌年元金

権兵衛ニ私シ方ニ揚不足之分貳拾兩不足ニ付、右喜三郎売上次第

此金拾兩宛私シ共兩人江返済可仕筈ニ而喜三郎引譲リ候ヘ共、私

方ヘ此金拾兩未返済無之、外ニ同年取替貸金五兩也同様未返済不

仕候処、同翌亥年之儀ハ本金計リ返済致し利子聊請取不申候前書

相渡候当人身代金丈文本金不足仕候、子年之儀ハ前書元金未不足之

分金六拾五兩三分貳朱ト鏹六百文、此元金未返済も無之、其分当年

身代給金当正月十七日喜三郎江相渡候得ヘ、金本金七拾兩三分貳

朱ト鏹六百文、本金不足未返済も不仕、此金七拾兩余之分私シ方

江返濟も不仕、此金貯置候而三五右衛門勝手存意を募り新酒跡造喜三郎ニ多分逼入為致候始末、右様ニ而三五右衛門・喜三郎、私甚見掠候間、無抛先月十日信州飯山 本多豊後守様御役所江願

出候所、御懸リニ而早速御信用ニも相成、書面之趣御聞届ニ相成当人組合共ニ急度返濟旨被仰渡被成下置候ニ付、帰村仕候処、喜三郎より一向不日返濟も無之、信州飛脚も尚、帰國為致候間、是又当月晦日、右御役所へ罷出候処、相手三五衛門此金返濟ニ不及段、彼是難決之事共書状ニ認メ、神代村名主泰次郎并ニ飯山御役所迄其段三五右衛門強而相拒候間、右様ニ而ハ私見掠前書金子踏潰致し、相手三五右衛門身元取立金安乘喜三郎と分取ニ致し、銘々身上持立金引致存込 候と乍恐奉存候、何共甚歎數奉存候間何卒格別之以御慈悲、御札面之上、前書之金子元利共不返無之様元貸金甚外無謂喜三郎相渡置候身代金共不殘皆返濟相成候様濟方被仰付被下置度偏ニ奉願上候、以上

清水領知

上州吾妻郡折田村

訴訟人 藤 七

嘉永五年丑十一月

御奉行所

(岩本 神保彦憲藏)

三三 慶應三年正月 山田村百姓質地流地一件訴訟済口証文

差上申済口証文之事

一御知行所上州吾妻郡山田村百姓重五郎同村名主見習久右衛門江相掛り地所請戻し出入之旨申立、去冬中御地頭所江奉出訴相手方被召出訴答御吟味中、及月迫ニ双方共年帰村奉願上候処、格別之以御慈悲ヲ帰村被 仰付、立戻り候内、扱人立入熟談及内済候趣意左ニ奉申上候

一扱人立入訴答篤与内実承糺し候処、訴訟方重五郎申立候者、祖父死去之後、長々後家暮しニ付、追々不如意ニ相成、去ル文政九戌年、同村久右衛門方へ上畑合七畝五歩并上中田合沓反拾六歩之場所金合拾両ニ而質地ニ相渡し、尤其節対談致候ニハ何ヶ年過去候与も、相返し呉候様対談仕置候ニ付、私金子調達仕候間、請戻度數度及掛合ニ候得共、一切返し呉不申候、素睨与対談乍致置、今更変心致、不実而已申募り候ニ付、残心不得止事今般申立、且返答方久右衛門申立候者、祖父代文政九戌年、訴訟人十五郎が上中畑合九畝拾歩之処、名主奥印を以、代金九兩ニ而質地買請猶又文政十亥年上畑合七畝五歩并上中田合沓反拾六歩之処代金拾七兩ニ而是又名主奥印ヲ以、質地ニ買請候処、其後追々不如意ニ付、右買請之地所之内、上中畑合九畝拾歩之処同村御相給安右衛門方へ質地ニ相渡し、猶又上中田合沓反拾六歩之儀、久家久兵衛分遣し、只今所持之地面七畝五歩私入高ニ有之候処、訴訟人重五郎が右三ヶ所請戻し度義被申懸候得共、私方においてハ一切可返対談等言伝ニも無之、村方規定



ニも想懸り候義ニ付、難相返しと申、扱人共篤与双方相探り候得共、慥成証抛茂無之申争ひニ付、今般行違之廉、扱人貫請、示談仕候上者、右七畝五歩之地所之儀ハ重五郎勝手合之地所、此度改而代金四拾兩ニ而証文致、名主奥印ヲ以、質流地質請候上ハ訴答共無申分、熟談及和濟候儀、誠ニ御吟味中、御威光与難有仕合ニ奉存候、然上者、右一件ニ付、双方共重而御願ケ間敷義、毛頭無御座候、仍而訴答并村役人扱人連印濟口奉差上候処、仍而如件

慶応三卯年正月

上州吾妻郡山田村

訴訟人 百相重五郎代 親類年寄 親類年寄 五兵衛 名主見留 久右衛門 親類 久兵衛 扱人 中之条町 八 儀兵衛 同 西中之条村 同 弥右衛門 同 市郎兵衛 同 重郎兵衛 三給惣代 重郎右衛門 年寄 伊兵衛 名主 安之丞

御役人中様

(山田 山田守節藏)

第三項 火災・流行病

三三 元禄八年三月 五反田村の火事

指上申手形之事

一同村次左衛門義夫婦共ニ畑へ罷出留主ニ、やうしやう(幼少)の子供を指置、火もしめし不申、罷出候ニ付、火事出来類火之者共難儀致、其上駒式疋焼死旁以不屈キものに被思召候、依之御公儀様江御注進被遊候、右次左衛門義下沢渡り村宗本寺入寺仕候得共、右不屈者ゆへ、江戸ノ如何様共被仰下候内ハ拙者共御預り被遊候由奉畏候、慥ニ預り置申候、何時ノ御せんさく被遊候節、召連罷出可申候、其内ハ次左衛門馬屋ニ而も、居屋ニ而も屋作為致申間敷候、仍而如件

五反田村本村

組頭 又左衛門

元禄八年亥三月廿一日

同 李兵衛

御代官様

同 権七郎

同 市左衛門

(五反田 高橋孝茂藏)

御地頭所

三區 元禄十二年三月 中之条町の火事

覽

一 火事元禄十二年卯ノ三月六日之四ツ時分ハ勘右衛門たなハ火元ニテ、町中不残ヤケ申候、上ノ町ハ一郎兵衛・清右衛門迄、下ノ町弥右衛門・九郎兵衛迄、本町ハ中ノ勘太夫計残り申候、為念如斯ニ御座候、火元八兵衛ハ欠落仕候、勘右衛門ハ清見寺へ入被申候、以上

元禄十二年卯ノ三月八日ニ書印置申候

桑原惣右衛門

(中之条町 桑原源一郎藏)

三區 文化十二年十二月三日 中之条町の大火

焼失家数書上覚

一 屋敷表六間裏行三十六間	家表間口五間	孫 市	一 屋敷表六間七寸五分裏行三十八間	家表間口四間	甚 兵 衛
一 屋敷表五間一尺五寸裏行廿五間三尺	家表間口四間	勘 右 衛 門	一 屋敷表五間一尺五寸裏行三十八間	家表間口四間	左 衛 門
一 屋敷表五間一尺五寸裏行廿五間三尺	家表間口四間	明 七	一 屋敷表五間一尺五寸裏行三十八間	家表間口四間	又 兵 衛
一 屋敷表六間裏行廿五間三尺	家表間口四間半	文 右 衛 門	一 屋敷表五間二尺裏行三十八間	家表間口三間半	重 左 衛 門
一 屋敷表拾間四尺	家表間口九間	八 郎 左 衛 門	一 屋敷表五間三尺五寸裏行四十二間	家表間口四間	惣 兵 衛
一 屋敷表六間七寸五分裏行三十八間	家表間口四間	七 郎 兵 衛	一 屋敷表五間三尺五寸裏行四十二間	家表間口四間半	彦 左 衛 門
			一 屋敷表五間一尺二寸五分裏行四十五間	家表間口三間半	利 兵 衛
			一 屋敷表五間一尺二寸五分裏行四十五間	家表間口三間	平 藏
			一 屋敷表拾間四尺裏行三十八間	家表間口九間	伊 左 衛 門
			一 屋敷表十三間裏行三十四間四尺	家表間口七間半	平 四 郎
			外ニ九尺物置老軒		
			一 屋敷表四間半裏行廿九間三尺	家表間口三間半	権 右 衛 門
			一 屋敷表十二間五尺五寸裏行廿間	家表間口八間半	三 郎 左 衛 門
			外九尺物置一軒		
			一 屋敷表七間五尺二寸五分裏行十九間	家表間口六間	作 治 右 衛 門
			一 屋敷表七間五尺二寸五分裏行十九間	家表間口七間	
			一 屋敷表七間五尺二寸五分裏行十九間	家表間口七間	半 助



右被仰渡之趣、一同承知奉畏候、若相背候ハ、重料可被仰付候、仍御請証文差上申処如件

当御代官所

文化十三年子正月日

上州吾妻郡中之条町

百姓  
茂兵衛

組合百姓  
惣兵衛

同  
仲右衛門

同  
文右衛門

同  
彦左衛門

同  
清六

同  
政右衛門

同  
五郎右衛門

組頭  
平四郎

名主  
甚兵衛

儀兵衛

(中之条町役場蔵)

備考 文書が融にくわれて判読何カ所あり。

差上申御請一札之事

一吾妻郡中野条町左之者共一同奉申上候、去亥十一月廿九日夜当

村百姓茂兵衛宅裏灰小屋ハ出火致、類焼之者多分有之候ニ付取

縮方不行届ニ付私共一同押込被仰付相憚罷在候処、今般御呼出

被仰付罷在候処、日教相立候儀ニテ右押込之儀ハ一同御免被成下置候旨被仰渡承知奉畏候、然上ハ已来火元取締方急度心付可申候、依之一同連印以御請証文差上申処仍如件

文化十三年子正月

当御支配所

吾妻郡中之条町

吉川永左衛門様

百姓 茂兵衛組人

御役所

不残印

(中之条町役場蔵)

三六 天保四年八月 四万温泉の大火

天保四巳八月廿七日昼九ツ時茂左衛門貸長屋三階の裏坐敷より火出一円類焼いたし候、然ル処御公儀様御駅場の義ニ御座候得者早速組頭百姓代を以御訴申上候処、早速御取上御見分として御手代河野曾兵衛殿御出右焼場御見分無滞相濟候、且又世間一統凶作殺物ハ不及申諸甚々高直ニ而誠ニ以大困窮一統難渋之任合無申斗候、右ニ付普請手当等一切無之身躰止候仕合無抛焼失人一同申談拝借金願出度旨曾兵衛殿江御内意相伺候処至極尤之儀也江戸役所へ願出候上ハ取成可被下由御内意被仰下難有任其意ニ長左衛門を以江戸御役所へ拝借願として出府いたし候、但し願書の儀者奥書ニ写

一焼場御見分之御差上候一札左ニ印

差上申一札之事

村高三百拾六石三斗五合

惣家数百九拾六軒

一焼失家数式拾壹軒

当御代官所

上州吾妻郡四万村

茂左衛門

居宅老軒

此小間七間半

湯治人貸家老軒 火元

此小間六間半

同外四軒

此小間式拾三間

外湯小屋老ヶ所

外

類焼家数拾五軒

此小間老丁四拾六間半

湯治人貸家 老軒

此小間四軒

式軒

此小間拾五間半

内老軒 居宅

此小間七間

老軒 湯治人貸家

此小間八間半

式軒

此小間拾六間半

内老軒 居宅

此小間九間

老軒 湯治人貸家

此小間七間半

外

湯小屋 老ヶ所

物置 老ヶ所

四軒

此小間式拾老間半

内老軒 居宅

此小間八間半

三軒 湯治人貸家

此小間拾三間

式軒

此小間拾五間半

内老軒 居宅

此小間九軒

老軒 湯治人貸家

文左衛門

彦左衛門

定右衛門

直 吉

長左衛門

此小間六間半

壹軒

新左衛門

此小間拾四間

壹軒

佐太夫

此小間九間 外ニ物置壹ヶ所

湯前桑師

壹ヶ所

此小間五間半

同 廬室

壹ヶ所

此小間五間

右当八月廿七日昼九ツ頃茂左衛門所持湯治人貸家より出火におよび類焼家有之段御訴申上候ニ付御越焼場御見分被成候処、書面之家類焼失いたし候段相違無之由候、依之類焼家の分ハ勝手次第普請ニ取掛可申尤火元茂左衛門義ハ追而御沙汰御座候迄是迄通入寺の俣相慎可罷在旨被仰渡一同承知奉畏候、仍而御請差上申処如件

天保四巳年九月十二日

右茂左衛門親類組合類焼人

半左衛門

長左衛門

直吉

文左衛門

彦左衛門

左太夫

定右衛門

新左衛門

御代官

百姓代 奥右衛門

矢嶋 藤藏様

与頭 茂左衛門

御手代

同断市之助

河野曾兵衛殿

同断紋四郎

名主 駕兵衛

右拝借願貳百八拾兩と願上候処、火元茂左衛門儀ハ不相叶由ニ付名前相除残り類焼人一同願候得共一切御聞濟ニ不相成行千年十月弥々物値不為相成趣故御用状を以御達し有之候

(四万 田村喜一郎藏)

七十七 天保十五年四月 中之条町の大火

類状

当町出火之義ニ付此度御見分ニ相成、御飽分方御出役様今晚小野子御宿ニ而明十四日五ツ時御着ニ御座候、右之段御知らせ申候

四月十二日

中之条町

名主 儀兵衛

(中之条役場藏)

七六 嘉永四年十一月 伊勢町大火

別紙申上候、去ル十九日夜五ツ前出火ニ而伊勢町大火ニ御座候、烈風故片時ニ凡三十軒程も焼失仕候哉と奉察候、尤貴家様・十一屋様御無難御座候間御平慮可被遊候、先ハ大取込荒増奉申上候、以上

十一月廿二日

伊与久

根岸様

(岩井 伊能光雄蔵)

註 根岸は旗本保科家地代官、江戸出府中、伊与久は岩井村名主伊能平次右衛門。

七五 安政二年三月 大道の火事

乍恐以書付御訴奉申上候

当御代官所

上州吾妻郡大道新田

一居宅老軒間口三間半  
奥行貳間半

重左衛門

右ハ当月十日夜九ツ時頃、前書重左衛門宅より及出火候ニ付、村内其外之もの駆付相防候得共、書面之通焼失いたし候ニ付、出火之仕末相糺候処、同日昼炉内之灰を取、火を湿し、裏口軒下ニ差置候処、折節烈風ニ而火気相残候を吹起し、傍らニ積置候粟殻ニ

燃付、夫ハ出火およひ候義ニも可有之哉、全手違不調法之段奉恐入菩提寺尻高村禅宗泉龍寺江入寺、為相慎置申候、且右ニ付人馬怪家(我)、怪敷風聞等無御座候、依之此段乍恐書付を以、御訴奉申上候、以上

右

安政二卯年三月十四日

村役人惣代

良左衛門

岩鼻

御役所

(大道 塩野谷六郎蔵)

七〇 明治四年六月 中之条町の火事

乍恐以書付奉申上候

御支配所

上州吾妻郡中之条町

一焼失家五軒

右兩人

火元争ひ候

間口貳間半  
奥行六間半

田村 長四郎

間口七間半  
奥行四間半

田村 谷五郎

間口三間  
奥行四間

浅見 金三郎

間口三間  
奥行貳間半

田村 謙 作借家

間口三間  
奥行貳間半

田村 謙

間口三間 同 田村 伝 七  
奥行七間

間口三間 同 田村 平三郎  
奥行六間

右ハ昨十七日夜九ツ時頃、前之金三郎、谷五郎兩人居宅之間ハ出火および、鳴を立候ニ付早速近隣其外ハ欠付、種々消防仕候へ共、折節風烈數前書之通焼失仕、火鎮り候後火元之様子篤と承糺候処、右兩人之居宅間ハ出火をよひ候儀ニ而金三郎谷五郎ニおゐて申争ひ様何とも火元相分り兼候ニ付、敵敷御訴奉申上候、尤出火ニ付、御高札場無難、人馬怪我等一切無御座候、依之此段奉申上候、以上

右 中之条町

役人惣代

組頭

小池 安重郎

未六月十八日 岩鼻県

御役所

(中之条役場蔵)

六 享保十八年十二月 流行病施薬触書

時疫流行之節此の薬を用ひて其の煩をのがるべし

一時疫には大つぶなる黒大豆を能いりて一合かんそう一匁水にて

せんし出し時々飲てよし 右医漙ニ出

一時疫には茗荷の根と葉をつきくたき汁をとり、多く飲てよし、

右肘後備急方ニ出

一時疫には午房をつきくたき汁をしぼり、茶碗に半分つゝ二度のみて、其上桑の葉を一握(にぎり)ほど火にてあぶり、黄色ニ成たる時、茶わんニ水四盃入、二盃せんじて、一度のみて汗をかきてよし、若し桑の葉なくは枝にてもよし、右孫真人食忌ニ出

一時疫にてねつ殊の外つよく気違のごとくさわぎてくるしむには芭蕉の根をつきくたき汁をしぼり飲てよし

右肘後備急方ニ出ル

一切乃食物の毒ニあたり又いろ／＼草木、きの子、魚・鳥獸など喰ひ煩(わずらい)に用いて其死をのがるべし

一切の食物の毒にあたりくるしむには、いりたる塩をなめ又ハぬるき湯にかきたて飲てよし 但し草木の葉を喰ひて毒にあたりたるにいよ／＼よし 右農政全書に出ル

一切の食物の毒にあたりてむねくるしく腹張いたむには苦參を水にて能せんじ飲食を吐いたしてよし右同断

以下、毒あたり、食あたりによしと、大麥の粉、ねぎ・黒大豆赤小豆の黒焼、などが出ている。

この施薬法を天保八年の三月に、村役人にもれなく写しとり、読みきかせべしとある。

(平 関伸一蔵)

註 この達しが天保八年にも出ている。



### 第三節 温 泉

六三 天和三年三月 四万新湯湯銭取立帳

天和三年亥ノ三月日

湯銭取立て帳

新湯 彦左衛門

六二 天和二年四月 四万温泉湯銭駄賃馬等定

湯守宿 彦左衛門

指上申一札之事

三月廿五日

一 安中の者 ㊦

市郎左衛門

但し五人

同 廿六日

一 惣社者 ㊦

左右衛門

但し二人

同 廿七日

一 前橋者 ㊦

市郎兵衛

但 三人

同

一 江戸者 ㊦

捨五郎

但 一人

同 廿九日

一 ふかや者 ㊦

七郎兵衛

但 五人

四月朔日

一 当湯湯銭取立ての儀当分快(ツキ)に候共、被仰付候名主年寄百姓致吟味前々之通、急度取立上納可仕候。尤湯人之儀、当座に帳面記其宿に判形いたさせ可申候。老人成共隠候て御後(ツキ)き儀申上間敷候。  
一 湯人駄賃銭之儀御定之通之外、沓銭成共仕かけ取申間敷候。駄賃馬之儀ハ百姓中にて順に出し申駄賃取申候。且又依估仕候て馬出し申間敷候  
右之通、随分念入相勤可申候。其外被仰渡候趣、堅く相守可申候。若相背候は、如何様之曲事可被仰付候、為其手形仍而如件。

天和二壬戌年

四万村 名主 善兵衛印

組頭 四兵衛印

四月三日

湯守 角右衛門印

御代官様

同 彦右衛門印

(四万温泉誌明治二十一年から)

第三節 温

泉

一やまふ者 ㊦

但 六人

次郎兵衛

十六日

但 二人

同 二日

一前橋者 ㊦

但 三人

三右衛門

同

但 一人

彦兵衛

四日

一高崎者 ㊦

但 五人

八左衛門

二十一日

但 四人

伝右衛門

六日

一とよ岡の者 ㊦

但 五人

八郎兵衛

六月三日

但 五人

鶴右衛門

十三日

一半沢者 ㊦

但 四人

勘兵衛

六日

但 三人

徳兵衛

同

一八幡山者 ㊦

但 二人

半兵衛

一いたはふ者 ㊦

但 二人

次郎右衛門

十四日

一高崎者 ㊦

但 三人

清兵衛

三月二十七日

一壱本木者 ㊦

但 三人

惣右衛門

十四日

一中山者 ㊦

次郎右衛門

二十八日

一板鼻者 ㊦

利左衛門

但 三人  
同

一 右同所者 ④

但 四人

四月二日

一 みのわ者 ④

但 四人

宿 六之丞

四月四日

一 行田者 ④

但 四人

五日

一 同所者 ④

但 四人 (以下略)

(四万温泉誌明治三十一年)

六四 天和三年五月 延宝四年より七カ年四万温泉湯銭上納覚

辰ノ年より戌ノ年迄七ヶ年湯銭取立上納之覚

一 鏝三拾四貫三百文

此金三兩壹分

一 鏝四拾八貫四拾八文

此金九兩鏝九百四拾八文 但シ四貫九百文かへ

一 鏝五拾五貫五百文 午ノ年分 (延宝六年)  
此金拾兩三分鏝壹貫六百分 右同断

一 鏝六拾七貫八百文 未ノ年分 (延宝七年)

此金拾四兩鏝六百分 但シ四貫八百文かへ

一 鏝拾四貫四百文 申ノ年分 (延宝八年)

此金三兩 但シ四貫八百文替

一 鏝拾貫八百文 酉ノ年分 (延宝九年)

此金貳兩壹分 但シ四貫八百文かへ

一 鏝拾八貫三百文 戌ノ年分 (天和二年)

此金三兩貳分鏝九百四拾八文 右同断

合金五拾兩壹分四百四十八文

右之通湯銭取立指上ケ申所少茂偽り無御座候若相違之儀申上ケ候  
ハ、御詮儀之上如何様之曲事にも可被仰付候。為後日依如件

天和三年亥ノ天五月十三日

四万村 名主

善兵衛

湯守 角右衛門

同断 彦左衛門

(四万 関善平藏)

六五 貞享元年七月 四万村湯銭請取証文

請取金子之事

合金三兩貳分永百六拾文

四万村

彦左衛門納  
覺右衛門納

善兵衛殿

湯守

彦左衛門  
同 茂左衛門

右是者四万村戌之年(天和二年)分湯錢度々請取皆濟也為後日依然如件。

貞享元年子七月廿五日

佐藤儀左衛門

石川小右衛門

六七 元禄五年十二月 四万温泉湯小屋一ヶ年入用費見積り

覺

四万村

湯守 彦左衛門殿

一永岩貫四百拾九文

是ハ湯小屋立替申積り

一永九百六拾六文

是ハ湯小屋破損修覆并湯樋仕直シ申積り

一永岩貫六百拾文

是年々川除人足賃湯小屋すのこ仕直シ申人足賃

一永八百三拾八文

是ハ湯小屋替替申積り

×四貫八百四拾三文

右者一ヶ年分諸事入用如此ニ御座候、何分ニも御了簡被遊被下置候ハ、難有奉存候以上

元禄五年申十二月十二日

吾妻郡四万村 善兵衛

相渡申手形之事

河向芝付源河原之内少々湯出候処有之、其方湯場に取立度由被申候。依之御代官様御越し之節、右之場所御見分に入所、成程能湯場に候間、湯小屋可作所無之に付、我等持分の山下の畑十六歩之所、其方眼望之節は其方名所に御付可被成候。為後日如件。

元禄五年

壬申十月十五日

覺右衛門

註裏に「控一札」とある。代官に宛てたものであらう。

(四万 関善平蔵)

彦右衛門

七六、元禄五年十二月 四万温泉拾ヶ年湯入届

寛

一 湯入人数合貳百四人

老人ニ付總百文宛  
但シ五貫文かへ

此永四貫八拾文

内 老貫七百四拾文

山口分

貳貫三百四拾文

新湯分

一 同人人数合貳百九拾六人

老人ニ付總百文宛  
但シ五貫替

此永五貫九百貳拾文

内 三貫四拾文

山口分

貳貫八百八拾文

新湯分

一 同人人数合三百貳拾貳人

老人ニ付總百文宛  
但シ五貫替

此永六貫四百四拾文

内 貳貫九百四拾文

山口分

三貫五百文

新湯分

一 同人人数合三百四拾人

老人ニ付總百文宛  
但シ五貫文替

此永六貫八百文

貳貫六百四拾文

山口分

四貫百六拾文

新湯分

一 同人人数合三百三拾八人

老人ニ付百文宛  
但シ五貫替

此永六貫七百六拾文

貳貫三百文

山口分

四貫四百六拾文

新湯分

一 同人人数合三百七拾貳人

老人ニ付總百文宛  
但シ五貫替

此永七貫四百四拾文

貳貫八拾文

山口分

内 五貫三百六拾文

新湯分

一 同人人数合三百九拾八人

老人ニ付總百文宛  
但シ五貫文替

此永七貫九百六拾文

貳貫三百文

山口分

六百四拾四文

地子方納

貳拾文六分

口永

壹貫五百八拾貳文

湯守湯宿ニ被下置候分

五貫六百六拾文

新湯分

壹貫五百八拾四文

地子方納

五拾文七分

口永

一 同人人数合四百四拾九人

湯守湯宿ニ被下置候分

此永八貫九百八拾文

但シ老人ニ付百文宛  
金壹両ニ五貫文替

三貫五百六拾文

山口分

八百八拾五文 地子方納

貳拾八文三分 口永

貳貫六百四拾七文 湯守湯宿ニ被下置候分

五貫四百貳拾文 新湯分

壹貫三百四拾七文 地子方納

四拾三文壹分 口永

四貫三拾文 湯守湯宿ニ被下置候分

末ノ年分(元禄四年)  
一同人数合八百六拾六人

此永拾七貫三百貳拾文 但シ<sub>唐人ニ付百文宛</sub>  
金壹兩五貫文替

七貫四拾文 山口分

九百八文貳分 地子方納

貳拾九文 口永

六貫百三文 湯守湯宿ニ被下置候分

拾貫貳百八拾文 新湯分

壹貫三百貳拾六文 地子方納

四拾貳文四分 口永

八貫九百拾貳文 湯守湯宿ニ被下置候分

申ノ年分(元禄五年)  
一同人数合七百拾九人

此永拾四貫三百八拾文但シ<sub>唐人ニ付銀百文宛</sub>  
金壹兩五貫文かへ

五貫百文 山口分

七百九拾三文 地子方納

貳拾五文 口永

四貫貳百八拾貳文 湯守湯宿ニ被下置候分

九貫貳百八拾文 新湯分

三貫四百四拾三文 地子方納

四拾六文貳分 口永

七貫七百九拾文三分 湯守湯宿ニ被下置候分

惣人数合四千三百四人

此永八拾六貫八拾文

三拾貳貫七百六拾文 山口

内 五拾三貫三百廿文 新湯

一宿賃之儀湯入之者方々心入次第ニ取来申候、以上

右ハ亥之年ハ申ノ年迄拾箇年分湯入改以控帳ヲ書上ケ申候以上

元禄五年申ノ十二月八日

吾妻郡四万村

名主 善兵衛

同所

湯守 角右衛門

同所

湯守 彦左衛門

註 裏書「江戸ニ而御代官様ニ差上候扣元禄五年申ノ」以下キレ。

(四万 関善平蔵)

六九 元禄六年三月 四万温泉宿規定達し

覚

一 当所湯宿より上納之湯錢、此度御裁免之上湯治之輩より湯錢一切不可取之、宿賃計取之、但向後ハ幾廻りにても宿賃売人ニ付、鏝百文亦ハ弐百文、其人によるべし、五日湯之者ハ五拾文、此外狼ニ宿賃取之ましき事

一 独身之もの或ハ非人同事之族よりハ、定之宿賃取間敷候、鏝五拾文三拾文相對を以逗留中取之、又ハ御定之木錢計取之、難儀いたさるやうに可差置事

一 座鋪間切小借り候ものハ相對を以、座敷賃可取之、不相応之義申懸多取間鋪事

一米・塩・味噌・油・薪・野菜・酒肴其外諸色湯治人江売候ため売人申合高直等いたすべからず、若狼なる義有之ハ名主・湯守共ニ可為越度事

一 湯治人雇候人足賃并駄賃錢之儀、此度相究候通り可取之、増錢一切取間敷事

一 博奕惣而賭之諸勝負御制禁たり、若違犯之輩有之ハ早速可申出之事  
附り遊女野郎かけまの類抱候義ハ勿論、他所より呼候儀堅く停止之事

一 惣而湯治人江対、非分之義申かけ又ハ不作法慮外かましき義仕

間敷事

右之条々堅可相守、此旨若違背之族於有之者急度可為曲事者也

元禄六年酉ノ三月

兩宮 勘兵衛

(四万 関善平藏)

註 「群馬県史資料編11」に、「草津温泉湯宿規定」として、同様のものが、あるが、その第三条に、「一前々之通かよひ湯者金壹両、幕湯者金貳分可取之」が、「座敷間切……」の前にあるが、この「覚」にはない。それに、「一米・塩……」の項の前者の「商人」が、本覚には「売人」となっている。

七〇 元禄六年十二月 四万湯地子定納

四万村地子方定納積

一 山口屋敷老反四畝貳拾八步

家数七軒

此取永七百文

但 老軒ニ付永百文  
老反ニ付永四百六拾九文

一新湯屋敷老反四畝拾八步

家数三軒

此取永壹貫五拾文

但 老軒ニ付永三百五拾文  
老反ニ付永七百廿文

永合老貫七百五拾文

右者此度草津村川原湯村湯錢御赦免之御訴訟申上候ニ付、向後ハ地子方定納ニ可被仰付之旨、依之四万村湯錢之義ハ御赦免被遊、地子方ニ被仰付可被下之旨難有仕合奉存候、就夫地子方上納之積書上ケ申様ニと被仰渡候ニ付辰辰申迄入湯人五ヶ年平均之人数を

以宿賃一廻者人ニ付鑿百文取之内五拾文宛取立、其内湯小屋立替并修覆入用ニ引残之分差上ケ候積如斯御座候、尤拙者共取立宿賃を以、右之永高上納仕候而ハ当分迷惑ニ御座候得共、湯錢御赦免被遊候而年々入湯之者多ク所繁昌可仕と、相考右之通奉願候御事

一御割付ニハ湯宿家数を以、地子方相納積書上候へ共、湯屋敷之義ハ是迄尠反ニ付、永百三拾文ツ、上納仕候分ハ、銘々ノ通上納仕、其外ハ年々湯治人勝手約錢ノ宿借り申ニ付、其年ニム不  
同御座候間、年々湯入帳面ニ記置、右地子方金割付人数ニ応シ、取立之上ハ内証損徳無御座候御事

一湯小屋十二三ヶ年ニ一度宛立替申し此入用金貳拾貳兩永三拾六文程入申積ニ御座候、向後ハ右宿賃取立之内永四貫百九拾文のけ置、其内ニて年々修覆金引余候分、溜置立替普請可仕と奉存候御事

一湯治之衆、宿賃之儀是迄ハ一廻ニ三拾貳文或ハ百文程も湯治人心次第取来申候、向後ハ一廻百文ツ、之程取可申と奉存候、右之通、書上申候御事

元禄六年酉十二月

四万村

名主 善兵衛

御代官様

湯守 角右衛門

同 彦左衛門

(四万 関善平藏)

五二 元禄七年八月 四万温泉善兵衛湯錢取立願

指上ケ申口上書之事

一当村之内荒湯川向芝付河原之内ニ出湯御座候ニ付名主善兵衛見立置、三年以前申之年(元禄五年)御代官様へ奉入御見分ニ入候所に則、善兵衛湯場に取立候様ニて被為仰付候ニ付、去年中より当春迄ニカ、り湯場取立、湯小屋も出来仕候間、何卒当年より湯屋敷御年貢上納仕度由、善兵衛奉願候間、御改被遊当年より御年貢被仰付可被下候、以上

元禄七年戌ノ八月晦日

四万村

名主 善兵衛

御代官様

湯守 彦左衛門

竹村惣左衛門様

組頭 茂左衛門

一新湯屋敷五畝四ト長サ式拾八間横五間半

同断 吉左衛門

右湯屋敷御見分ハ八月晦日ニ被遊候

同断 半兵衛

但シ御代官様

柴田 源助様

註 裏書に「御公儀へ指上ケ控へ」とある。

(四万 関善平藏)

五三 元禄十四年正月 四万温泉蒸湯の由来

四万郷蒸湯



抑原<sup>ム</sup>蒸湯<sup>ノ</sup>之濫觴<sup>、</sup>昔<sup>レ</sup>当<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>日向<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>棄<sup>レ</sup>師堂<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>德<sup>ノ</sup>之僧<sup>レ</sup>侶<sup>ト</sup>山<sup>ト</sup>紫<sup>ト</sup>水<sup>ト</sup>明<sup>ト</sup>、  
 (破<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>明)  
 、之陋室<sup>ニ</sup>春者<sup>響<sup>ニ</sup></sup>響<sup>ニ</sup>楊柳<sup>ノ</sup>之風<sup>ニ</sup>而添<sup>ニ</sup>妙音<sup>ノ</sup>之聲<sup>、</sup>秋者映<sup>ニ</sup>明月<sup>ノ</sup>之  
 光<sup>、</sup>而輝<sup>ニ</sup>三六根<sup>ノ</sup>之闇<sup>、</sup>也、既<sup>レ</sup>而法華<sup>ノ</sup>誦<sup>ニ</sup>誦<sup>ニ</sup>四万部<sup>ノ</sup>之功<sup>成<sup>ニ</sup></sup>矣、加<sup>ニ</sup>之源<sup>、</sup>頼  
 光公家臣日向守定光到<sup>レ</sup>此<sup>、</sup>所<sup>ニ</sup>感<sup>ニ</sup>奇異<sup>ノ</sup>之靈<sup>地<sup>ニ</sup></sup>而於<sup>ニ</sup>棄<sup>レ</sup>師堂<sup>ニ</sup>渴<sup>レ</sup>仰<sup>ト</sup>  
 夜焉<sup>、</sup>誦<sup>ニ</sup>經<sup>ノ</sup>之聲<sup>、</sup>任<sup>レ</sup>鈴<sup>ノ</sup>響<sup>ノ</sup>鈴<sup>ノ</sup>之響<sup>通<sup>ニ</sup></sup>地<sup>、</sup>因<sup>ニ</sup>此<sup>、</sup>功<sup>力<sup>ニ</sup></sup>而蒸<sup>レ</sup>湯<sup>忽<sup>レ</sup></sup>然<sup>ト</sup>而涌<sup>出<sup>ス</sup></sup>  
 矣、或夜夢中童子来<sup>レ</sup>曰<sup>、</sup>汝等<sup>、</sup>因<sup>ニ</sup>誦<sup>ニ</sup>經<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>誠<sup>心<sup>ニ</sup></sup>於<sup>ニ</sup>此<sup>、</sup>所<sup>ニ</sup>治<sup>ニ</sup>四万<sup>ノ</sup>之病<sup>惱<sup>、</sup></sup>  
 与<sup>レ</sup>温泉<sup>吾<sup>レ</sup></sup>此山神也云々、夢醒<sup>、</sup>不<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>其<sup>、</sup>跡<sup>也、</sup>是以<sup>レ</sup>定<sup>レ</sup>光<sup>感<sup>レ</sup></sup>慨<sup>倍<sup>レ</sup></sup>深<sup>ト</sup>  
 而肌守本尊閣浮檀金業師如来尊像奉<sup>レ</sup>安置<sup>、</sup>而号<sup>ニ</sup>日向山定光寺<sup>ト</sup>  
 兩降<sup>、</sup>此所名<sup>ニ</sup>四万郷<sup>ト</sup>日々試<sup>ニ</sup>温泉<sup>ノ</sup>之德<sup>、</sup>治<sup>ニ</sup>四万<sup>ノ</sup>之病<sup>、</sup>不<sup>レ</sup>  
 可<sup>ニ</sup>膝<sup>計<sup>、</sup></sup>殊<sup>疝<sup>氣<sup>寸<sup>、</sup></sup></sup>白<sup>積<sup>聚<sup>諸<sup>、</sup></sup></sup>虛<sup>癆<sup>瘵<sup>中<sup>、</sup></sup></sup>風<sup>等<sup>、</sup></sup>之病<sup>治<sup>レ</sup></sup>之<sup>如<sup>シ</sup></sup>神<sup>也、</sup>入<sup>レ</sup>湯<sup>之</sup>  
 之輩者初七二七之満<sup>、</sup>日数<sup>片<sup>時<sup>無<sup>ニ</sup></sup></sup>怠<sup>慢<sup>ニ</sup></sup>入<sup>レ</sup>浴<sup>、</sup>則<sup>レ</sup>諸<sup>病<sup>悉<sup>レ</sup></sup></sup>除<sup>而<sup>レ</sup></sup>得<sup>自<sup>レ</sup></sup>  
 心安<sup>穩<sup>ノ</sup></sup>之快樂<sup>可<sup>ニ</sup></sup>立<sup>、</sup>而待<sup>、</sup>矣<sup>且<sup>、</sup></sup>入<sup>レ</sup>浴<sup>之内<sup>、</sup></sup>并<sup>レ</sup>販<sup>家<sup>之後<sup>、</sup></sup></sup>一<sup>七<sup>日<sup>之</sup></sup>  
 間<sup>飽<sup>食<sup>勞<sup>役<sup>、</sup></sup></sup>大<sup>酒<sup>房<sup>事<sup>風<sup>寒<sup>暑<sup>湿<sup>ノ</sup></sup></sup></sup>之防<sup>、</sup>邪<sup>氣<sup>、</sup></sup>則<sup>レ</sup>決<sup>定<sup>、</sup></sup>而<sup>四<sup>万<sup>ノ</sup></sup>之病<sup>可<sup>レ</sup></sup>  
 本復<sup>不<sup>レ</sup></sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>疑<sup>者<sup>也</sup></sup>  
 (十四)</sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup>

于時元禄龍集辛巳年初春吉辰

吾妻郡住桑原氏惣兵衛德盈改之團

北越隠士鈴木氏法橋俱世軒書之團

(下沢渡宗本寺藏)

註 慶応二年三月「四万郷出湯之由来」(四万唐沢文術家蔵)のこの読み下しがある。

七三 享保十八年七月 四万湯組に名主一人仰付け願ひ度

乍恐以書付奉願上候

一上州吾妻郡四万村谷河之岸通に往古、四万所々温泉出候に付、  
 当所を四万村と名附、近里遠郷之者入湯仕候処に、乱世之節に  
 罷成通路成兼湯治之者一切無之、温泉之場所年久敷廃申候。然  
 所御入国以来、拙者共先祖。右温泉之旧跡穿鑿仕、其節之御領  
 主真田安房守様江委細御注進申上候得者、御見分ノ上ハ直接御  
 修覆並に往来自由相成候様に被成下、別拙者共先祖之者共に湯  
 守被仰付、並入湯之者不自由無之様に宿等迄可仕旨、御書附致  
 頂戴、只今拙者共迄無断絶、湯守湯宿等仕候御事。

一当所江入湯之儀、毎年四月より八月中旬まで、所々より湯治仕  
 候。其間湯に当り急病人も有之、或は口論等出来仕候ニ付、為  
 御仕置、真田伊賀守様御領分之節まで、御支配役人御付被成、  
 入湯之者人数に応じ湯錢御取被成候所ニ、当五十年程以前、御  
 知行替御座候而、当村御料所ニ被成、右之湯錢御赦免被遊候。  
 依之新湯屋敷老反歩ニ永三百文、山口湯屋敷老反歩ニ永二百  
 文。代御年貢被仰付候間、其后相心得可致湯治人之宿候、惣而  
 湯場諸色入用等も、湯宿之者共可出之、且又仕置之儀者、名主  
 善兵衛本村江引越罷在、湯守之者共ト相談の上、万事滞無之様  
 ニ可致旨被仰付難有奉存候、然所ニ右名主善兵衛當十八九年以  
 前病身ニ被成名主役勤兼度々御願申上候ニ付、役儀御免被遊

候。依之当村之内殿界戸年寄四人ニ而年番ニ名主役相勤候間、

湯場ニ近年村役人無御座候。就夫湯入之者急難御座候ても、右

年番名主所迄山路百町余ニ御座候間、何事ニよらず間違、惣百

姓迷惑ニ奉存候。殊ニ当所本村より奥十余里之間一切人家無之

越後国境之深山ニ相統故、百姓農業之儀一日片時も由断仕候得

ば、猪鹿之類多出耕作を喰荒し候所、近年殿界戸名主迄百町

余り之山路御公用之節其外年中節句二日相勤之儀、惣百姓家業

之障リニ被成、困窮仕千万難儀ニ奉存候。御慈悲ニ本村高四十

七石余之処名主一人被仰付被下置候ハ、本村惣百姓並湯宿地

国入湯者迄難有奉存候御事

右之通、四万村惣高百三十三石余之内、本村四十七石余之処ニ名

主一人御立被下置候而茂少茂村中之障ニ不被成候。右之旨、惣村

中とも相談上乍恐奉願上候。幾重ニ茂殿様御憐愍を偏ニ奉願候。

本村百姓共願之通被為仰付被下置候ハ、難有奉存候。

享保十八年丑七月

上州吾妻郡四万村四十七名之所惣百姓不殘

願人 湯宿 文左衛門

同断 半左衛門

同断 八左衛門

同断 善兵衛

同断 茂左衛門

同断 角右衛門

池田新兵衛様

御役所

同断 湯守 彦左衛門  
同断 組頭 長右衛門

(四万 関善平藏)

五 延享元年十一月 山口湯定連印

相定申証文之事

山口湯村八兵衛・与兵衛兄弟用イ来リ候、湯坪之儀、向後者兄弟  
居敷境江引出シ、境目ニ致、中半と湯坪普請可致候、尤修覆等双  
方々立合普請いたし、何手茂相談合ニ而、双方同様ニ入湯用イ可  
申候、猶又屋敷境等此度相改置候上者、末々ニ至迄互ニ申分ニ無  
御座候、為其あらゆ、山口不殘立合、連判を以、定書双方江相渡  
置申処、証文仍而如件

延享元年十一月

山口 湯守 覚右衛門

与 彦左衛門

年 文左衛門

百姓代 半左衛門

湯宿 長右衛門

武左衛門

長兵衛

与 兵衛

長 太夫  
五反田村 定右衛門  
治郎兵衛 角左衛門

七右衛門

茂左衛門

善 兵衛

八兵衛殿 左 太夫

(中之桑町 桑原源一郎蔵)

五五 延享三年十二月 四万温泉新湯取立につき年貢上納請書

差上申一札之事

一湯場小屋三ヶ所 但三間ツ、

此地坪拾三步半

此取永拾三文五分

右者先達而願上候四万村新湯場、願之通り被仰付候間、書面之通り、当寅年々御年貢上納可仕旨被仰渡、奉畏難有奉存候、依之御請差上申候、仍而如件

吾妻郡四万村

名主

文左衛門

延享三年寅十二月

伊奈半左衛門様

御役所

(四万 田村喜一郎蔵)

五五 宝曆五年六月 四万温泉明細書上

御尋ニ付 乍恐以書付奉申上候御事

一当村温泉之儀、四万之湯与申候儀者、往古湯之出口四万ヶ所より出候と申儀を以四万之湯と唱、則在名共四万村と唱候由申伝候、尤当村之儀、貞享元年子年酒井河内様御檢地ニ而御座候、村長式里程有之、湯場之儀者村末ニ御座候、湯之儀荒湯・山口と申両温泉ニ而間タ八丁在之、山口湯者入口、あらゆハ奥ニ而御座候、右湯之出口、当時改候儀者無御座候

一右温泉之儀、延暦年中坂上田村將軍開基之由申伝候、其以後湯場と相定候儀者、天正二年之頃、真田安房守様御領分之節之儀ニ御座候、七拾年余以来者御料所ニ而御座候

一山口温泉之儀者

一入湯場式ヶ所 湯坪三ツ、但シ三坪共大サ大概八九尺より七八尺

一滝之島式ヶ所 但シ高大概八九尺

一湯塩氣在之硫黄之氣者無之候

一熱湯ニ而御座候

一和り湯ニ而御座候

一功能之儀、婦人一切之血煩并つかへ男女共ニ頭痛・打身・すしけ・かつけ・仙氣・寸白其外諸病共ニ宜宜御座候

一右湯主当時長右衛門・八左衛門・長太夫・甚左衛門・長兵衛・十兵衛・与兵衛・八兵衛・七左衛門・覚右衛門以上拾人、貸座

敷之儀者八疊敷ハ五六疊敷迄、十三四間又者三四間所持之者も御座候、家造も大概ニ御座候

一湯治人入込候儀者二月下旬ハ九月上旬迄、尤入湯人数之儀、右家居分量ニて者、一夏ニ五百人程も有之積リニ候へ共、左程有之候儀者無之、多分ハ一夏ニ二百人程も有之候、一々年ニ凡五百人人も可有之候、不繁昌之時者右ニ半減程も御座候、仍之賑候儀者無之候

一あら湯之儀者

一むし湯・入湯共ニ四ヶ所、此内、むしゆ仕切十三、但一々つ六尺四方程、入り湯七坪、何レも大キサ大概八、九尺ハ五六尺迄

一滝一ヶ所 高サ大概七尺程

一湯塩気強在之、硫黄之気味ハ一切無之候

一熱湯ニ而御座候

一わり湯ニ而御座候

一むし湯、功能之儀者、第一、血分増・たん・一切之しやく(ツ)・仙氣・痔・寸白・痲病・頭痛・上気・下血・吐血・氣鬱・勞怔・打身・一切眼病・其外諸病ニ宜御座候、婦人ハ一切之血煩・産前後之煩・月水不順并血懷・虫・しやく・つかへ等ニ宜御座候・其外男女共ニ諸病治、難病程速功得申候

一右湯主當時文左衛門・左太夫・茂左衛門・彦左衛門・定右衛門半右衛門・善兵衛以上七人、貸座敷之儀、八疊敷より四、五疊

敷迄、式拾八、九間又者四、五間所持之者ニ御座候、家造も大概ニ御座候

一湯治人入込候儀者、二月下旬ハ九月上旬迄、入湯人数之儀、右家居分量ニて者、一夏ニ五百人も例年有之積ニ御座候、賑候節者一夏ニ五百人程も有之候、一々年ニ凡千五百人程も可有之候、不繁昌之時者、右半減程も御座候

一右両温泉共ニ癩病・瘡毒・金瘡等ニ者不宣、不相応ニ御座候

一同国同郡之内温泉之儀

一沢渡湯迄 道法三里余

一川原湯迄 道法七里程

一草津迄 道法九里程

一伊香保迄 道法八里程

右湯之儀、草津・伊香保式ヶ所者、大場ニ而、賑格別強御座候、四万・沢渡・川原湯三ヶ所者小場故、賑次ニ御座候  
右、御尋ニ付、申上候通、少も相違無御座候、以上

四万村

宝曆五亥六月

名主 文左衛門印

年寄 茂左衛門印

組頭 長右衛門印

伊奈半左衛門様

御役所

(端裏書)  
宝曆十一巳十月九日、御林跡地新田為御檢地 川田玄蕃様御出

為被遊、此書付御尋ニ付書上申候」

(四万温泉 関善平蔵)

附 宝曆三年九月(上野国吾妻郡四万村御割付書上帳)

石盛七ツ  
屋敷貳町七反四畝廿七步 反ニ永百四拾九文壹分

内五畝步 戌山崩れ引

是ハ未だ立歸り不申

残貳町六反九畝廿七步

石盛七ツ  
山口湯屋敷壹反五畝拾四步 反ニ永貳百拾七文五分

新湯屋敷壹反九畝廿貳步 反ニ三百廿貳文六分

内壹畝步 戌山崩れ引

残壹反八畝貳步

註 湯屋敷計三反五畝六步

(中之条町役場蔵)

七六七 宝曆十三年カ七月 大道新田三四郎の、四万温泉

善兵衛へ米送り状の覚

覚

八斗八升うり  
一上白米四斗入 三駄

入二石四斗

此金二兩二分ト九百五拾四文

兩カヘ四貫二百文

内金壹兩受取

残金一兩二分ト九百五拾四文

未ノ七月廿三日

大道三四郎

四万村

善兵衛

註 大道富沢清家のからかみの中にはってあった文書で、宝曆時代の一連の文書とあったもので、当時「大道三四郎」とかいた時代であり、この外にも四万温泉へ送った米の覚がある。この米は越後米で大道新田一岩本一四万の道を通り、中之条町へは出ない道である。

七六八 天保九年四月 四万湯屋敷持主

面積	人名	面積	人名
二二三 畝步	八左衛門	二二一 畝步	甚左衛門
一一〇	勘兵衛	一五	惣兵衛
一八	八兵衛	二〇〇	角右衛門
一〇二	与兵衛	一四	彦右衛門
一一五	七左衛門	一〇	文六
一二六	長左衛門	二二〇	彦左衛門
二〇三	長太夫	四〇四	茂左衛門
二一九	長兵衛	一九	定右衛門
〇〇一	佐右衛門	計三三反七畝十四步	
			一〇九
			佐太夫

註1 天保九年四月、吾妻郡四万村田畑屋敷名寄帳による。

2 元禄七年、新湯は善兵衛新湯見立年貢納願により五畝四步増により

一反九畝二十二歩となる。  
3 元禄十三年の割付帳の湯屋敷は山口屋敷一反五畝一四歩、新湯屋敷一反九畝二歩計三反五畝六歩である。  
(四万 関善平蔵)

五九 明治六年八月 四万温泉湧出所書上付

熊谷県御管下北二十大区小六区

吾妻郡四万村

御運上

一 永五百文 温泉湧出所 竪式尺五寸 横式 尺

山口湯 当節ニシテ一時凡式石湧出申候

岩間ヨリ湧出四季寒温難相分候

湯坪 深サ七尺八寸 横七尺 田村八平持

湯床 長サ八尺五寸 横サ尺五寸 但シ板張ニ而

建家 長サ式間 但シ内通表口土間 横サ間 持主八平屋敷統キ

温泉湧出所 竪三尺五寸 横三尺

山口湯 当節ニシテ一時四石湧出申候

岩下ヨリ湧出四季寒温難相分候

御運上

永五百文之内

湯坪 深サ式尺 長サ式間四尺、横七尺 田村長久郎

湯床 長サ二間 横サ尺五寸 但シ枝張ニテ

右分湯

御運上

永五百文之内

山口滝之湯

湯坪 深サ尺七寸 横七尺 田村長九郎持

湯床 長サ九尺 横サ尺五寸 但シ松板張ニ而

建家 長サ式間 横サ間五尺 但シ内通土間

山口湯質之儀ハ塩氣有之熱湯ニ而和らかニ御座候

温泉湧出所 竪五尺 横四尺

新湯 当節ニシテ一時凡四石湧出申候 川附川原端ヨリ湧出四季寒温難相分候

御運上

永五百文之内 前 長サ八尺 深サ式尺 横 七尺

湯坪三ツ 中 長サ八尺 深サ式尺 横 七尺 深サ式尺 奥 長サ六尺 深サ尺 横 七尺 深サ尺 関善平持

湯床

長サ四間 横サ尺五寸 但シ板張ニ而湯床前切石 竪三尺 横七尺

右分湯

同所三尺掘下ケ

蒸湯壱坪 長サ式間 横 六尺 内四切鋪竹簾

建家長四間 闊善平居宅（但シ表口堅七尺 横三人切石）

温泉湧出所（堅三尺 横式尺五寸）

新湯（当節ニシテ一時凡四石五斗湧申候 川附川原より五間隔テ岩間より湧出、四季寒温雜相分候）

御運上 永五百文之内 前（長サ八尺 深サ壹尺八寸）

湯坪式ツ 奥（長サ八尺 横七尺） 深サ壹尺八寸 田村茂三郎持（立会人）

湯床（長サ四間 横壹尺五寸） 但松板張ニ而

建家長サ五間 但内通右（長サ五間 横三尺切石表口長サ八尺切石）

右分湯

同前三尺掘下ケ

蒸湯者坪内五仕切鋪簾

建家（長サ五間 横四間但シ内通表口不裁切口） 長サ八尺 横六尺切石

持主茂三郎居宅より拾間程隔テ川附ニ御座候

右分湯

御運上

永五百文之内

滝之湯

深サ壹尺八寸 立会人 湯坪長サ七尺 横六尺五寸 田村茂三郎持

湯床長サ八尺五寸 横壹尺五寸

建家（長サ壹間四尺 横壹間三尺五寸） 但シ表口土間 右温泉ハ塩氣ヲ帶申候

右両温泉功能之義ハ專無忠・癩・疝氣・りういん・たん・痔疾・寸白・氣鬱・勞症・其外諸ニ効顯有之候以上

温泉開湯

延暦元壬戌年四月ヨリ開湯、水害之難義御座候、温度之義ハ相分

兼申候

惣合湯坪九ヶ所

外ニ蒸湯式ヶ所 此税五百文也

源之義ハ 薬師山底ヨリ湧出南北浴室流下之義、川底ヨリ浴室ヨリ拾間程 浴客壹ヶ月宛計算 隔テ当村小村落

浴客壹ヶ月宛計算

昨壬申壹ヶ年分、一月二月浴客無御座候三月六十人。四月八十五人。五月八十六人。六月百五人。七月百五十人。八月五百十三人。九月百十五人。メ千百十四人、但シ十月後者人も無御座候 右之通り相違無御座候

右村副戸長

明治六年八月

熊谷県

御庁

金井 元治郎

(四万 関善平藏)

〇〇 明和八年三月 沢渡温泉運上につき書上

上野国吾妻郡上沢渡村

乍恐以書付御願奉申上候

一此度当村温泉運上差上可申旨 被 仰付奉承知候、当村之義者  
山中土地悪敷谷合之村方、殊ニ温泉場所至而挾り難場故湯小屋修  
復等之節、材木根伐引取候節も人足多分相懸り、其上湯煙ニ而屋  
根よわく、度々葺替仕候ニ付、入用等余計相懸り候御事、殊ニ湯  
屋敷七軒之義者外屋敷トハ格別、湯屋敷壹反に付永三百文ツ、御  
上納仕来り申候義ニ御座候得者、殿様御慈悲之御勘弁を以、御運  
上之義御免被成下候様奉御願上候、御慈悲を以御運上御免被下置  
候ハ、湯場者共永々難有仕合ニ奉存候、以上

上州吾妻郡

明和八年三月

上沢渡村

名主

太郎左衛門

年寄

六右衛門

与頭

三郎右衛門

野田弥市右衛門様  
薩 山 外 記様  
御役所

(中之条町役場蔵)

〇一 明和八年四月 沢渡温泉年貢減免願

乍恐以書付奉願上候

一此度当村温泉場御運上被 仰付候ニ付、乍恐奉願上候、当温泉  
場之義畑少々御座候而、湯宿計り之家業ニ御座候、然ル所当温  
泉場之義山中谷合嶮岨之場所、修覆等材木引取候節も、人足多  
ク相掛り難義仕候、勿論人足入用村中ニ 而出銭仕候義ニ者無御  
座候、湯宿計り之取計イニ御座候

一先御地頭真田伊賀守様御代ニハ、湯銭上納仕候、依之湯小屋普  
請不殘御入用を以仕候、天和年中御料所ニ罷成候而も、從 御  
公儀様御普請被遊被下置候所、元禄二巳年太田弥太夫様御支配  
ニ而、右湯銭御免被下置地子定納被 仰付、先年々御入用御普  
請所不殘自普請ニ被 仰付候、然所居屋鋪御年貢上納仕候上ニ  
地子永方上納仕候而ハ、何も湯宿共渡世仕兼候ニ付、元禄六西  
年兩宮勤兵衛様御支配之節、右難義之趣奉願上候所ニ、御聞濟  
被下置、地子上納御免被成下、湯屋敷數御年貢壹反ニ付三百文定  
納ニ被 仰付候、如斯湯屋敷數御年貢増永上納仕、殊更入用多ク  
相懸り候所自普請ニ仕、近年ハ修復も仕兼候仕合ニ御座候、前  
書申上候通り、御運上同前之高免之御年貢上納仕候上、又候此  
度別段ニ御運上被為 仰付候而ハ、永々之儀甚難儀至極仕候得  
共、強而御訴訟申上候モ恐多奉存候ニ付、御慈悲之御勘弁を  
以、外々温泉場トハ格別、至而少湯ニ御座候而修覆入用難義仕  
候段被為 聞召分ケ、相応之定納御運上被為 仰付被下置、湯  
宿共百姓相統仕候様奉願上候、以上



明和八年四月

上州吾妻郡

御役所

上沢渡村

与頭 長 太夫  
百姓代 佐 太夫

野田弥市右衛門様

太郎右衛門

(中之条町役場蔵)

薩 山 外 記様

年寄 六右衛門

御役所

与頭 三郎右衛門

(中之条町役場蔵)

〇三 明和八年九月 四万・沢渡両温泉連上請状

差上申一札之事

上州吾妻郡

一札

一永式百文

四万 村

同 郡

一永式百五拾文

上沢渡村

右者温泉御連上書面之通り被 仰付奉畏、依之御請印形指上申処

仍而如件

明和八年卯九月

上沢渡村

名主 太郎左衛門

年寄 六右衛門

与頭 三郎右衛門

野田弥市右衛門様

四方村

名主

薩 山 外 記様

文左衛門

〇三 寛政十二年五月 草津入湯帰り客中之条町宿にて病死

一札

一札ノ事

一此度我等二人当国草津エ入湯致候処、二人ノ内国友銀十郎ト申者、湯当リノ心持ニテ無抛草津温泉場出立致、当二十二日爰許ニ着致、則其許ニ致止宿候処、着以来病気悉ク相重リ町内医師方兩人相頼療治致候得共不相叶、其夜四ツ半時致去候、右ニ付銀十郎死害江戸屋敷エ引取可申ノ処ニ候ヘ共、遠路故其儀相成兼申候間、其元墓提寺エ取置被下候様相頼候処、其元墓提寺ニテ早速承知被下、翌二十三日其元墓提寺禅宗林昌寺境内ニ銀十郎義取置被下忝存候、尤此後銀十郎墓提寺并ニ外々より何様ノ儀申来り候共我等引受其許墓提寺エ少々モ御苦勞相掛ケ申間數候、惣テ右死人ニ付何国何方より何様ノ儀申来り候共、其元ハ勿論当所村役人并其元菩提寺相共ニ少シモ御苦勞方相掛申間數候、右一件我等引請可申候、為後日ノ一札差出申所仍テ如件

鳥居丹波守内

寛政十二年五月二十三日

脇 部 弁 藏<sup>④</sup>

上州吾妻郡中野条町

宿屋

十郎右衛門殿

差出申一札ノ事 宿泊客死去に付一札

一鳥居丹波委様御家中御兩人草津御入湯御泊りノ由、私方ニ御一宿被成様御申被成候ニ付、御止宿仕候処、御一人湯当ニテ御病氣ノ由、別テ御病氣御道中より相重候様御申被成候間、町内医師兩人相頼、相談ニテ御療治仕候ヘ共、次第相重リ終不相叶御死去被成候、然処御死害ノ儀、江戸御屋敷ニ御引取可被成ノ処、遠路ノ儀ニモ候間、私墓提寺ニ御取置被成度様御頼ニ付、私善提寺ニ願入、御死害取置御墓印御建被成、私方ニ御頼ノ一札御遣被成、当地御出立ノ処相無御座候、依之一札差出申候以上

上州吾妻郡

寛政十二年甲

中之条町

五月二十六日

組頭

重郎右エ門

鳥居丹波守様御家中

名主

八郎右衛門

脇部守藏殿

五人組

勘左衛門

(中之条町 桑原源一郎藏)

八〇四 享和三年九月 沢渡温泉商い差留人内済証文

差上申済口証文之事

上州吾妻郡上沢渡村之内五組百姓惣代清藏、同村湯組百姓浅右衛門、万弥外五人互相掛り、温泉場商被差留難儀之旨品々奉出訴、相手方よりも返答書を以品々申上御吟味中ニ御座候処、五組之もの共温泉場江先規仕来之商、湯組ハ俄ニ差留られ銘々難儀之旨申立、湯組ハ湯治人大勢入込候所江、狼ニ商ニ被入候而ハ、旅人難儀之旨申上之、御吟味奉請候処、湯組ハ申立候儀者新規之儀ニ而難相立段後悔致し、先規之通六組一同ニ商ハ仕候筈及対談、尤五組之もの共前年ハ商物仕入、并仕付置候野菜物等棄リニ相成、多分之損亡相懸ケ候段、今更湯組之もの共甚氣之毒ニ存候而、右損金之内実意を以少々も相繕ひ内済仕候筈、既ニ御日延奉願日数十四五日相立候而、浅右衛門・喜左衛門・万弥三人ニ限り契約いたし破談ニ相成、猶又双方江無益之入用相掛ケ候段、余り我奴之致方に付、別紙託証文湯組江差入、且湯組ニ而新規之儀申合、五組商差留候段心得違申披無之、取扱人を以五組互相託、以来商之義者、前書取極通双方相心得、其外五組ハ温泉場引請度由申立候得共、畢竟温泉場不締故、右駄奉願候趣意ニ付、湯大屋与唱来温泉開以後代々湯治人引請差置候者、向後とも新規之企不致御法度相守候儀者勿論、不寄何事仕来通、村役人大家共一同申合取計候筈相定候上者、温泉之義是迄之通湯組ニ而支配仕、五組之

者とも納得之上、双方一同無申分出入内濟仕、偏ニ御威光与難有仕合奉存候、然ル上者右一件ニ付、重而双方御願筋毛頭無御座候、為後証連印濟口証文差上申処仍如件

上州吾妻郡上沢渡村之内

湯原組

反下組

蛇野組

大岩組

前尻組

右五組総代

訴訟方百姓清

同 村之内

湯組

弟万弥煩ニ付代兼

相手方百姓浅右衛門

伊太衛門伴

文 吉

同

年寄 久兵衛代

双方差添人

紋 兵衛

同郡五反田村

取扱人名主 四兵衛

原町

取締役

同 六兵衛

山田村

同

同 治郎兵衛

稻垣藤四郎様

御役所

〔群馬県史 資料編11〕より所収 原町山口恵一藏

八五 天保十四年カ二月 隠売女・飯盛女取締御請書

差上申一札之事

隠売女之儀、先前嚴重之御触有之候処、船宿并ニ温泉場其外、都而繁花之処、其余最寄ニおいて、料理茶屋又ハ泊屋杯与唱、在方不想応之家作を構、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中右五街道宿々飯盛女之振合を仕成、洗濯女杯与名付、紛敷渡世致し候段、従来之弊風ニ而、一駄百姓農業を怠り、風俗を損し、村々衰微共離散之基ニ付、今般関東筋御取締御廻村被成候御代官御手附中を以厚く御申諭、追々御取締も附候場所も有之候哉ニ候得共、其内ニハ、万一心弛等有之候而ハ以之外之儀ニ

付、其段得与御申諭今以相当之家造模様をも相改、万端質素ニいたし、農業等当然之渡世正路ニ相當、百姓之風儀も不取失様、東内御領知村々之儀、当制度行届候様可致旨、去寅十月中御老中様方へ御伺之上、殿敷制度可致旨、御奉行所より御達有之候段、御觸有之候ニ付、夫々取締仕今般御見分奉請候処、前書御触ニ相張候渡世并家作其外等無之、以後御觸面ニ相張不申様急度相守可申候、若し心得違紛敷取計致し候者も有之候へ、御吟味之上、当人并ニ村役人へ不申及、五人組迄急度御咎被仰付由、被 仰渡、逸々承知奉畏候、仍之御受証文差上申処如件

上州緑野郡 浄法寺村 古料始メ三郡夫々群馬郡  
卯二月廿一日 上沢渡村御旅宿

(中之条町役場蔵)

## 第四節 習 俗

### 第一項 祭 参 詣

〇六 貞享四年六月 中之条町天王祭り日訴状

乍恐以書付御訴訟申上候

一 中之条町天王祭り従先規六月廿一日相極申候。

原町も同十八日定申候処に去五年以前天和三年亥六月原町より御訴訟申上候様は天王祭之儀先年は六月十八日仕候得共市間ニ御座候故盛不申候間、今年より十六日に祭仕度と御訴訟申上候ニ付亥年より丑ノ年迄三年中之条下ノ町、十六日の市日を原町へ被捕申候。依之其節原町の者中之条町の者共と相談仕候は、閏月来ル寅年より辰年迄六月原町市月に候間、廿一日を右十六日の替り中之条下の町ニ立申筈ニ名主、問屋、市場の者共双方出合合点仕堅相定申所実正に御座候。依之去年寅ノ六月より辰年迄三ヶ年、六月廿一日を下之町市場に立申所紛無御座候。

然所に当年之之町に勘太夫と申者右之相定を破我假仕り、中之町にて市立申候に付問屋並市場の者共其断申候。問屋十郎右衛

門切誅可申と狼藉仕、其場へ立合申下之町の者共同前に切誅可申と悪口仕候此段勘太夫被召寄様子御尋被仰付被下置候は、難有奉存候、以上

貞享四歳卯ノ六月廿八日

中之条町

御代官所

- 勘左衛門
- 半三郎
- 弥五郎
- 小兵衛
- 半右衛門
- 半助
- 九郎兵衛
- 孫左衛門
- 清兵衛
- 三郎右衛門
- 与次兵衛
- 又兵衛
- 七郎兵衛
- 茂兵衛
- 藤右衛門
- 中之条町問屋
- 十郎右衛門

(中之条町役場蔵)

〇七 正徳三年五月 中之条天王祭

覚

一雑木 四本 但長八九尺目直一尺三四寸  
一竹 四本 但 八九寸廻

右へ中野条町、天王祭礼ニ付、しめ引入用ニ願ノ通、同村御林ニテ被下候間、名主・御林守立会、元伐可仕候、為其仍如件  
正徳三年巳閏五月二十九日

- 石原 伊右衛門<sup>⑧</sup>
- 細井 漱兵衛<sup>⑨</sup>
- 中野条町
- 名主
- 御林守

(中之条町 桑原源一郎蔵)

〇八 (年不詳) 中之条祇園祭につき火防用水触

中ノ条町祇園祭礼ニ付、我等共参候、就夫、火之用心ニ如前年之田之水少々宛ツは、つし、今晚夕明明晚迄、中ノ条町へ参候様、村方田主衆方御申付、町用水参候様ニ可被成候、為其如此ニ候、以上

増田 藤八

子ノ六月廿日

青木源七

西中ノ条村<sup>㊦</sup>

一金拾八兩壹分 大工杣木引共  
一金四兩貳分 ぬく大破目彫物三枚

五反田村<sup>㊦</sup>

一金壹兩貳分 同断 脇障子外細物貳枚  
一貳分 同断 戸ひき脇はり物貳枚

右名主衆中

(中之条町役場蔵)

一金貳兩貳分 ぬく 志々ぞう四頭  
一金貳兩貳分 ぬく こけら  
一壹兩 釘代

〇〇 享和二年二月 中之条町天王宮細工

大工木引共ニ

一金貳兩三分貳朱 志ゆんけいぬり  
一金壹分貳朱 ぬく 戸ひき花のら

一金貳拾兩也

しゝぞう 四頭

一金三拾三兩也

密田

釘代

未九月日

清水仁右衛門<sup>㊦</sup>

しゆんけいぬり

名主様

(中之条町役場蔵)

内金三兩請取

右者天王三尺社御宮別紙絵図面之通り細工手間扶持代金書面之通りニ而請取細工相定申候然上ハ来三月細工相初無相違皆出来差上可申候 為念内金請取如件

〇〇 宝曆三年正月 大道新田外六カ村五十一人伊勢參宮記

室田村大工

清水仁右衛門<sup>㊦</sup>

宝曆三年正月十日に出立いたし、二十二日伊勢着、二十三日參宮、二十四日太々神樂興行、二十五日迄逗留、二十六日伊勢出立、新茶泊り、京泊り、いがいにて奈良出、宇治通り京着、十一屋ニ

享和二年 戌二月

二ばん泊り、メ三十三日目下向仕候

御名主殿

一行、入須川・塩原・白岩・恋越・大道・岩淵・青木、メ五十

御注文之事

一人

太々神楽三拾両、坊入三拾両外計六十八両二分ト八六九文

(大道 富沢清蔵)

註 同家の通行手形次の通り

明和二年一月 一行六人 伊勢参宮

同 六年十月 同

文化十年三月 一行十五人

文正三年七月 同 迦葉山

同 六年十一月 一行三人 西国

明治一年十月 (外に記録一冊あり) 秩父坂東

八一 宝曆七年十二月 御立願之覚

一 猿ヶ京雨宮様江式拾五迄老年ニ老度宛御参可仕候

一 大峯様江式拾六内ニ御参可仕候

一 信州善光寺、拾歳迄之内ニ御参可仕候

宝曆七年丑ノ十二月十五日

藤 吉

一 秋萩山様江七年之内ニ御参可仕候

宝曆拾老年巳十一月晦日 家内 叶

(大道 塩野谷六郎蔵)

八二 文政十三年三月 太々神楽碓氷郡八幡社と隔年取

極(折田村)

一 札之事

一 村方太々神楽執行之儀、此方嶋村社家中願懸候処、御取扱、当

寅年ヨ来ル巳年迄四ヶ年間此方社家中碓氷郡八幡社家中双方ニ

而隔年可致執行、先達而役宅ニおいて和睦可仕趣ニ御座候処、

私共心得違之筋有之、議定及延引候段相託、前書趣双方隔年無

相違可致執行候、依之一札入置申処依而如件

文政十三年

折田村 宮守

寅三月

五右衛門

役人惣代

年寄 茂左衛門

同 彦四郎

取扱人中

(折田 折田茂蔵)

八三 安政二年七月 折田村鎮守祭礼入用

鎮守祭礼入用帳 氏子中

目出度始メ

四百文 のべ三百枚

百五十文 色紙二丈

六十四文 美濃紙

四十文 色紙式百枚

二百文 祭り酒壺升

三十六文 繩六十ひろ

二百六十四文 のべ二百枚

五文 あざ

〆巻〆貳百十二文

八月二日弘渡申候

御名主

折田九衛門様

宿 小淵 八兵衛

註 獅子舞費用であらう。折田神社の獅子は現在でも小淵家から出てい  
る。

(折田 折田茂藏)

△四 元治元年六月 中之条例祭届

乍恐以書付御届ケ奉申上候

一 当御代官所上州吾妻郡中野条町役人惣代名主重兵衛奉申上候、

当月廿一日市神天王宮祭礼ニ而例年獅子舞花出し粧武台仕、尤

も花麗之儀ハ不仕候間此段乍恐以書付ケ御届ケ奉申上候、以上

元治元年

中之条町

子六月

役人惣代

名主 重兵衛

岩鼻

御役所

(中之条町役場蔵)

## 第二項 世 相

親 兄弟

△五 元禄八年三月 親兄弟に不孝を村中に詫一札

(前キレ) 今度拙者儀不届キ仕「キレ」いんと下候段、御□□奉存候、親

兄弟ニ向而何ニ而茂ふかう(孝)成儀仕候処□も御寄合何様ニも

御はからい被成候共少茂御うらミと不存間敷候、此上ハ是方と

も□物こと相讀□くニ可致候、為後日此ニ証文仕候依如件

折田村

元禄八年亥ノ

七郎右衛門④

三月四日

伊兵衛殿

八兵衛殿

(折田 小淵みどり蔵)

註 宝曆六年十月「親不孝致す間敷」と村年寄中への「指出シ申一札」  
が、赤坂小林貞夫家にある。

△六 元禄十三年四月 親御林に不届仕り誤り状

御訴訟申手形之事

一 今度拙者親、御林ニ而不届キ成様仕、貴殿々御断を得、委細あ



やまり申候間御訴訟致、此度へ御免被成忝奉存候 自今以後御林之儀へ不及申ニ、自分林ニ而も断無之、ぼや成共かり取、惣而悪事出来申候へ、何分之御積りニ合申とも御恨ミ申間敷候向後、所を御弘被成、地屋敷御取上被成候共一言申入間敷候為後日之証文手形依而如件

折田村

元禄十三年

金太郎<sup>㊦</sup>

辰ノ四月五日

安左衛門<sup>㊦</sup>

名主

八兵衛殿

(折田 小濱みどり蔵)

一七 享保十九年十二月 「家内和合仕る」と村役人中へ一札

願一札之事

一親久太夫儀、母と不和合ニ而去冬中被罷出候ニ付、組ミ衆中被帰候様ニ御取持被下候処ニ、母不得心故、只今于延引ニ罷成候ニ付、此度役人年寄衆中江御帰シ被下候様ニ私願入申候ニ付、皆御取持を以御帰シ被下忝奉存候、向後忠孝ニ仕、随分母共睦間敷可仕候、若母と不和合ニ御座候へ、陰居家成共作り介抱可仕候、若拙者相肖候へ、村中ニ而詮議被成何分ニ被仰立候共其節第一言之申分ケ仕間敷候 為後日一札仍如件

享保十九年寅十二月

五人組

名主

佐次右衛門<sup>㊦</sup>

役人中

同組頭

惣兵衛<sup>㊦</sup>

(中之条町役場蔵)

一八 文政十一年三月 不身持と村役人中へ詫一札

御詫申証文一札之事

一此度拙者不身持、村役人御役中様御糺シニ預り一言之申訳ケ無御座候、依之組合親類相頼村治右衛門殿、原岩本村勘之丞殿、栃久保村庄右衛門殿、赤坂村彦右衛門殿立入御役人中様江御詫申候、御慈悲ヲ以早速御用捨被成下置、難有仕合奉存候、此後不埒間敷儀(キレ)仕間敷(キレ)仕候へ、何様ニも被申付候共其節ニ至り一言之違乱申間敷候為後日御詫申証文仍而如件 文政十一年子三月(以下キレ)

(大道 富沢清蔵)

博奕・芝居・手踊・狂言

一九 延宝八年十一月 博奕の禁条文

於当家中領内博奕之族仕置

一奉公人に候ハ、不依高下其分限を半分可取上事

一町人百姓之儀ハ家内田地半分闕所可申付事

一末々之輕<sup>ツ</sup>出家、社家、山伏等博奕之同類出来之儀若在之候ハ、

五十日戸を結可申事

右条々自今以後奉行人可相守之雖然博奕其品重候におゐてハ、

科ニ輕重可有沙汰者也

延宝八年申十一月十三日定之

(伊勢町 一場健藏)

△〇〇 正徳二年六月 「博奕宿致し」証証文

証文之事

一博奕やど仕候ニ付、此度村中御詮議被遊、向後やど仕間敷候、

并而村中若キ者共、奉公人あいてニ仕間敷候、万一御法度相背

申候ハ、何分ニ被仰付候共、少も御うらみニ存間敷候、為後日

之証文仍而如件

折田村

惣 助<sup>㊦</sup>

正徳二年辰六月

三之丞<sup>㊦</sup>

治右衛門<sup>㊦</sup>

名主年寄組頭衆中

弥五助<sup>㊦</sup>

助之丞<sup>㊦</sup>

久三郎

(折田 折田茂藏)

△二 正徳三年四月 博奕宿勝負事向後一切いたすまじくと

一札

一札之事

一拙者共組下の内にて猥り密々にて博奕御座候間御全儀御尤ニ奉

存候。向後宿之儀は不及申、掛ケの諸勝負一切仕らせ申間敷

候。万一御法度の品々相背、脇より願候ハ、当人は不及申、拙

者共より何分の越度に被仰付候共少も御非分と不存、急度埒明

ケ如何様御苦勞掛ケ申間舖候。為後日一札依如件

正徳三年巳四月

安右衛門

組頭 茂左衛門

左左衛門

兵左衛門

重兵衛

名主

年寄 中

(中之桑町 山口武夫藏)

△三 寛政六年九月 博奕を好み、農業を怠るまじくと一札

四万村

差上申一札之事

一博奕を好、農業ニ怠り都而御法度不相守族有之哉不隠置有躰ニ  
可申上候旨被 仰渡シ御座候、私共村々之内右躰之者老人茂無  
御座候、若隠置後日ニ相頭候へ、如何様之御答ニも可被仰付  
候依之書付を以連印申上候、以上 (四万村)

寛政六年寅九月

布施孫三郎様

御手代

樋口郷次郎様

申渡シ相定連判一札之事

右之通博奕御法度之儀、敵敷御改被仰付候ニ付、前々々博奕之儀  
ハ敵敷申渡シ置候得共、猶又今般被仰渡ニ付、村役人相談仕、向  
後博奕并宿等いたし候者有之候へ、其五人組之内ニ而相互吟味  
致シ博奕并宿等決而無之様致し可申候、若相背右躰不埒之者有之  
或ハ横難ヲ請、及露頭ニ候而ハ御 公儀様茂奉入、万一之儀茂出  
来候而ハ当人ハ勿論、組内村役人難義之筋ニ有之候間、随分実躰  
ニ百姓相統出精相互ニ可致候、依之村中小前役人一同ニ連判定書  
為後日仍而如件

寛政六年寅九月

四万村

名主 金左衛門<sup>㊦</sup>

組頭 孫三郎<sup>㊦</sup>

立会 嘉兵衛<sup>㊦</sup>

才覚人 五郎右衛門<sup>㊦</sup>

百姓代 市三郎<sup>㊦</sup>

(百姓四十四名連印)

(四万 唐沢文衛蔵)

註 同年同月同意のものに、上沢渡村・下沢渡村・四万村・山田村、右  
五ヶ村組合の三役連印の後へ四万村百姓駒組六十二名が連署したも  
のが同家にある。

△三 文化二年七月 御出役回村に博奕取調べ、今後決して

致す間敷と説一札

一此度御出役金子九重郎様御回村ニ付、御尋御座候処、伝右衛門  
儀博奕之宿いたし候ヲ被及御聞、御召出シ被遊御吟味御咎可被  
仰付候処、取締方相頼み御訴訟申上、威光ヲ以此度ハ御通し被  
下置候処忝奉存候、然上ハ博奕之宿へ不及申ニ賭之諸勝負等決  
而致間敷候、向後何ニ而も不埒之義御座候へ、御取締方へ御訴  
可被成候、其節ニ至而ハ一向悔ケ間敷儀申間敷候、仍而一札入  
置申処如件

文化二年丑七月

当人 伝右衛門<sup>㊦</sup>

五人組 兵 藏<sup>㊦</sup>

甚 七<sup>㊦</sup>

長九郎<sup>㊦</sup>

治兵衛<sup>㊦</sup>

徳左衛門<sup>㊦</sup>

孫 八<sup>㊦</sup>

御名主

善四郎殿

村役中人

註 この事件は、さらに取調べをうけ、同年八月二十二日、同村百姓弥五兵衛外九人が手鎖のまゝ附添出頭申渡され、西中之条村外中之条町、猿ヶ京村、入須川村、須川村の組合、同村役人が連印して、稲垣藤四郎役所に、手鎖御免を願ひ上げている。すなわち、三月十八日頃大道峠で四人手合せ五六銭賭、四月八日五反田入会秣場で四人で沓式銭賭、四月十日三国峠で五人で拾沓式銭賭、四月二十六日山田川原で四人で四五銭賭、六月十九日暮坂峠で四人手合せ六拾銭賭一と、調書一札を同時に出し、さらに、当時取締役原町の六兵衛、山田の治郎兵衛、師田の金右衛門、大戸の加部安左衛門、大笹の黒岩長左衛門に差出した一札もある(中之条町役場蔵)。安政三年八月には吾妻郡内八ヶ村十九人が、博奕で処罰されている。

(四万 唐沢文衛蔵)

八画 文政五年十月 買芝居詫一札

入置申一札之事

一若もの共香具屋芝居買請候而作祭りとして兩日致度由ニ而右五

人村方役元江願出候ニ付御相談之上当秋作穂枯茂有之豊ニも無之故一日限り可仕候由被仰聞候処翌十七日猶又致度由若もの申し無惣仲人相頼、右之段申入候処、決而不成候趣被仰聞承知仕差押江候得共大勢之若もの酒狂ニも候哉、一向不取用、押而兩日致候段、御役人中御憤り御尤至極ニ若者一同申訳無御座候、尤其節五人之願人村方御百姓仲間一同相頼候而も差押江可申候処此段不行届是又世話方願人申訳無之依之御役人中既ニ御出訴ニも及可申候処近村御役人中様御頼御伺申入候処御勘弁ヲ以御聞濟被下辱奉存候、然上ハ以来右様之不届無之様若もの一同屈伏仕仲人衆御利解相守可申候由申し右ニ付願人五人之もの若者代兼印形仕候処如此御座候、以上

世話方願人

文政五年

午十月

権左衛門<sup>㊦</sup>

七左衛門<sup>㊦</sup>

元右衛門<sup>㊦</sup>

伝右衛門<sup>㊦</sup>

七郎兵衛<sup>㊦</sup>

取扱人

いせ町 所左衛門<sup>㊦</sup>

村上村 伊右衛門<sup>㊦</sup>

横尾村 徳左衛門<sup>㊦</sup>

平村 平右衛門<sup>㊦</sup>

御役人中様

大塚村 善右衛門⑧  
市城村 喜平 治⑧

(中之条町役場蔵)

註 右に類似のものに、①嘉永三年二月、手踊狂言詔大道新田(同所塩野谷六郎家蔵)②安政二年八月、平村百姓二十一名手踏吟味請詔、関東御取締御出役関四郎宛、平関伸一家蔵)③安政四年四月香具渡世呼び手踏詔(赤坂茂木宏保家蔵)等がある。

八五 天保七年十二月 徒党集りの張札

乍恐以書付申上候

上州吾妻郡中之条町、西中之条村両村役人共一同奉申上候。

当月十五日夜、西中之条村城峯、中之条之原町より入口山田川、伊勢森之相集り徒党の企候由、当月九日夜所々張札有之驚入、中之条町、原町両村役人共相談の上、組合村々え右之趣相届け、村々にて精々取しづめ右企の儀無之様為申聞候得共、私共村方の儀は徒党集り場所之様相印有之候へば、何共等閑に難相成此段御届奉申上候。以上

天保七年申十二月

中之条町

原町 役人物代

中之条町組頭 太左衛門

西中之条村組頭 七

岩鼻山本大膳様

御役所

(中之条町役場蔵)

八六 嘉永四年二月 博奕外御制禁承知連印一札

承知連判一札之事

一御改革被仰渡候御趣意堅相守可申候

一御代官林部善太左衛門様御役所より仰渡候義、芝居・手踊・狂言決而不致様急度相守可申候、被仰渡承知奉長候

一博奕賭之諸勝負決而不致候様急度相守可申候由被仰渡、万一相背候ハ、過料之輕重、宿致候者、錢五貫文宛、其席居合候もの三貫文ツ、差出可申候

過料錢之儀ハ村役人一同立合私欲ニ不致、御役所江御伺之上御差図ヲ受、年々小前取立之出穀稗詰置之郷蔵諸入用ニ可仕候右ニ付惣百姓立合之上承知連印仕候処仍而如件

願下

半右衛門

村中惣連印

嘉永四年亥二月

岩鼻

林部善太左衛門様

御役所

(大道 富沢清蔵)

註 右に類似の一札に次のものがある。

- 1 安政三年十一月 議定一札之事、四万村駒岩組若者二十六名、(同所唐沢文衛家藏)
  - 2 安政六年十一月「不景氣をも弁えず、晝夜酒食いたしと村役人へ詫一札(四万唐沢文衛家藏)
  - 3 安政七年三月 植栗村名主組頭の博奕、旅芝居興行催し、不取締処罰申渡(中之条町役場藏)
  - 4 文久二年三月 四万村百姓の博奕につき欠所申渡し(四万唐沢文衛家藏)
  - 5 明治三年九月 博奕の御法度相背く問敷と村中議定連印の大道新田(同所塩野谷六郎家藏)
- 明治二十四年 折田村中連判同(中之条町役場藏)等がある。

△七 嘉永六年五月 市城村年寄中沢十兵衛記村の博奕

聞書之事

一 七月四日 忠則村幸吉殿俸貞助殿当村へ通り掛り候処、村方善次郎・近五郎・伝松右三人寄せ、博奕催し、道具塞ヲ入右貞助ヲ負シ取候、貞助事四兩余被取候ニ付、其場より欠落仕り、右博奕の場へかばね坂の上に候、其場の弁当庄藏殿控え、要吉と申者持運び商ひいたし候

一金左衛門と申者、靱俵老俵質物ニ相願候を丑三月中、石靱俵を塩川湯十五郎と申者ニ売約束仕、金子沓分式朱取立申候、右十五郎儀、村方へ俵取ニ参り候へ共其質物ニ相預ケ申候故右方へ入金無之内出し不申候と申候へば、金左衛門ニ沓分式朱いたぶられ候(以下略)

一 酒之儀へ村法度ニ候へ共、南村五右衛門義ハかくし売仕候  
一 寅七月十八九日頃、村方五右衛門角力仕度趣若者へ願、若者不得心、左右衛門・五右衛門同儀ニ而彼是と申、無抛名前をか

し、廿七日角力をする、廿三日頃若者之内、少々宛銭事仕候者不残及集、左右衛門申様、此度角力博奕にて御免同様之事ニ候間、是迄少々たりとも悪事仕り候者之角力博奕有之内ハ出申べく候、若不参ニおいてハ以来可致落度もの也と申渡す、五右衛門宅にて毎晝夜有之、末ハ船場にて有、中之条町儀種介方より貳拾九人、左左衛門・五右衛門名前にて取敷仕候、かし主ハ周吉(以下略)

一 七月廿日頃、村方不動堂にて岡引博奕として村方若者共不残可出候、若不出して後日ニ博奕し候へば、不構候と申来、私共其下男杯へも沙汰有之候

寅七月十一日頃四万村依太郎之所へ五右衛門参り銭ヲ(以下不明)猶又其前蟻川□ニ而其も出し取候様子、其後岩井村儀廿二日廿三日右へも、五右衛門□□、左左衛門参りこたつき酒手仕り銭被取候

一 安政二年正月廿七日、夜村不動堂にて岡引博奕として村々へ通達いたし、夜中勝負事仕候、廿八日朝、見候処村方善次郎と申者、銭ヲ風呂敷ニ抱持いたし、五兵衛方へ立寄り日も村方ニ宿仕候

一 安政二卯六月廿三日八ツ時、高崎会所ニ而火附盜賊御改坂井左

近様御組吉田平右衛門様より御差紙到来候ニ付名主喜平次方  
へ太左衛門・太右衛門・伝兵衛・清七・左衛門立合同封之処  
(以下略)

一嘉永六年十二月廿七日夜村方渡船旧屋ニて博奕有之、其夜村方  
船頭十介、富太郎外ニ村方善四郎と申者共、新巻村善兵衛俸  
勇藏と申者まかし取、銭無之ニ付無余義及口論、右勇藏を打擲  
仕、打場不宣候と見え打殺計、直様大川へ入流し候故一切行方  
不明知候、然処安政二卯二月九日、右勇藏市城村上村向之川ニ  
掛候処、右新巻村へ引取御地頭所へ御願濟方取置仕候処、右船  
頭十介申様右勇藏へ廿七日夜中頃出候後一切不存と申、此上へ  
風聞云々(以下略)

一とら十月、村方船頭小屋ニ無宿共ヲ相集メ博奕昼夜相続、善次  
郎と申者、右無宿共ヲ道具さい□□入まかし取候処、其様子相  
知れ、右金子無宿者ニ取被戻、其上及口論ニも候処、右人数の  
内そうめん一俵買、右中直ニ振舞いたし候、其日より十月廿五  
日夜振舞村方五右衛門方にて仕候、(以下略)

(市城 中沢潤次藏)

喧嘩・口論

八六 宝曆六年七月 口論中、抜刀濟口証文

濟口一札之事

一拙者儀、去ル朔日夜途中ニ而庄次郎と致口論、取合心得違ニ而  
不計脇指を抜候処、勘左衛門参り合、右脇指を取引合ニ罷成候  
故、双方五人組ノ町御役所江相届ケ候間、御吟味可被成候、御  
年寄中御取持ヲ以内濟仕、右脇指御返シ被下、御取持之段忝奉  
存候、然上者、庄次郎方江申分無御座候間和談仕候、此未急度  
相愼不埒成身持仕間敷候、依之一札差出し申処仍而如件

弥 四 郎

一弥四郎と庄治郎口論致候ニ付、町御役所江相届候間、急度御吟  
味可被成候処に御年寄中御取持ニ而内濟仕忝奉存候、此未弥四  
郎方江申渡シ不埒成身持為致間敷候、依之五人組一札差出し申  
所仍而如件

宝曆六年七月

三重 郎  
伝之 丞

町 御役所

弥 兵 衛  
半 三 郎  
伝 兵 衛

(中之条町役場藏)

八九 寛政九年十月 酒乱の上組頭に乱暴詫証文

指出シ申一札之事

一此度私者儀酒乱之上、其御組御組頭仁右衛門殿へ対シ、及取合

ニ其上仁右衛門殿ニ被手負候ニ付、御組下不殘御立腹之段御尤至極ニ奉存候、一言之申訳無御座候、依之佐太夫殿・八兵衛殿・新左衛門殿并ニ左之証人共相頼御詫仕候処、早速御承引被下忝奉存候、向後急度可相頼申段皆々被仰聞承知仕候、為後証詫一札依而如件

上州吾妻郡四万村

当人

証人 市兵衛<sup>㊦</sup>

寛政九年

巳十月

同

五人組

平四郎<sup>㊦</sup>

駒岩御組中

(四万 唐沢文衛蔵)

三〇 文政十三年八月 折田村大道茶店の喧嘩吟味願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡折田村役人一同奉願上候、当村百姓仲右衛門儀ハ、困窮者ニ而無抛十式三ヶ年以前ハ大道辺ニ而作間渡世茶屋見セ差出し小酒并菓子杯商、相暮有之候処、当月朔日何様之筋ニ而候ヤ、上沢渡村百姓丑右衛門・辰五郎・幸治郎外風来者老人同道ニ而右(仲右衛門方ニ而酒狂之上、右之者共争論擲合(なぐり合い)等有之、仲右衛門儀ハ、委細不存筋ニ候得共、其場所ヘ事終彼方引拔候

処、同夜見セ先大道伏居り候而、翌二日御村百姓留左衛門ハ難決申立来り候ニハ、右風来者留左衛門召抱之者ヲ偽り申立、仲右衛門方ニハ右三人仲右衛門一同打擲被致、右之者步行難相成坏、種々難決申立候間、仲右衛門方ヘ持込預捨ニ被致候間無抛御訴訟奉申上候、何卒以御慈悲右相手留左衛門外三人之者共 被出御召御糺之上右風来者、富左衛門方ヘ早速引取、其上濟方被仰付下置候様奉願上候、右願之通、御聞濟被成下置候ハ、村役人一同難有仕合奉存候、以上

文政十三年

寅八月

上州吾妻郡折田村

名主

与頭 九右衛門

源 四郎

百姓代

次左衛門

御領知方

御役所

盜 賊

(折田 折田茂蔵)

三一 寛政四年八月 吾妻二十一家村盜賊質物出入

乍恐以書付御訴訟奉申上候

向井八郎知行所

成瀬弥五郎知行所

本多源右衛門知行所



上州群馬郡尻高村

富永靱負知行所

保科弁三郎知行所

同州吾妻郡横尾村

保科弁三郎知行所

同州同郡伊勢町

大塚村

赤坂村

布施孫三郎御代官所

同州同郡中野条町

西中野条村

原町

同在組

山田村

同村新料

上沢渡村

下沢渡村

四方村

折田村

五反田村

原岩本村

大道新田

栃久保村

平村

蟻川村

右式拾ヶ村惣代

同御代官所同州同郡蟻川村

訴訟人<sup>年寄</sup> 十郎右衛門

右同断惣代

保科弁三郎知行所

同州同郡赤坂村

当人治郎兵衛代兼

同<sup>組頭</sup> 佐兵衛

同御知行所

同州同郡青山村

相<sup>名主</sup>手 吉右衛門

右惣代之もの共奉申上候、私共村々之儀ハ山国ニ而近村相隔、百姓家御座候故、盜賊押込等度々御座候而、村々難義仕候間、百ヶ年以前戌年式老ヶ村相談之上盜賊防方申合候、其節青山村名主吉右衛門方江其段掛合候処、右吉右衛門挨拶ニハ、当村之義ハ、他村不相頼候へても随分手勢沢山ニ有之、盜賊防差支無之候間、村々一同ニハ差加りかたく吉右衛門申之、老ヶ村別段相成罷在候、然処当四ヶ年以前、赤坂村治郎兵衛方ニ而土藏壁切破、盜賊這入衣類式拾壹品被盜取、其節近郷質屋とも不殘詮議仕候得共不

相知候間、其後市場其外古着見セ等心付見廻り候所、当七月廿一日、治郎兵衛方ニ而先達而盜被取候品之内、単物沓ツ、西中野桑

村古着屋甚七方ニ有之候間、何方ヲ買請候旨相たつ候所吉右衛門方ト同人兄音右衛門禿物之由ニ而致持參置候段申之候ニ付、右

吉右衛門方ト罷越相尋候所、右単物之儀之外ニ男帯沓筋相添二品ニ而金沓分ニ質物取置候由申之候間、帯茂見届ケ候得共、是ハ私

方之品ニ無之候間、単物計ニ而金沓分之内帯之分百文相返し、單物私方ト被戻候上ニ而、置主証人等糺候所、其儀押隠申置不申

聞、甚疑敷挨拶ニ御座候間、残り之品之程茂心得かたく候ニ付、帳面相見セ候様申聞候得共、不敢取、察所先達而村々申合盜賊防

之義、難相加り別段沓ケ村相はなれ居候所存、全盜物等ニ而茂不差構質取可仕所存与乍恐奉存候、右鉢糺リニ質取仕候もの有之候

得ハ、自然与盜賊入込、近村々甚タ難義仕候、其上治郎兵衛方ニ而盜被取候単物質入主詮議致吳候得ハ、盜賊茂早速相分候義を押隠

し置、等閑ニ仕候段、旁以難差置候ニ付当人治郎兵衛代兼佐兵衛并盜賊防組合村々惣代重郎右衛門差添一同御訴訟奉申上候、何卒

御慈悲ヲ以相手吉右衛門被 召出、盜賊始末御吟味之上、以来右鉢不埒ニ質物取計不仕候様被為 仰付被下置度奉願上候、以上

保科弁三郎知行所

同州同郡 赤坂村

御奉行所様

如斯目安差上候間返答書致、米廿五日評定所江罷出可対決、若於不參ハ可為曲事者也

肥前判

甲斐判

土佐判

筑後判

御用方無加印

丹後

同州同郡 赤坂村

組頭 佐兵衛

子八月

同

同

同

同

同

同

同

寛政四子年八月

訴訟人 十郎右衛門

同州同郡蟻川村

右式拾沓ケ村惣代  
布施孫三郎御代官所

(大道 塩野谷六郎藏)

青山村

名主

吉右衛門

五人組

右京判

断

〇三 嘉永五年十一月 御尋ニ付盗難届

御尋ニ付差上申一札之事

御代官林部善太左衛門士支配所

上州吾妻郡大道新田百姓五左衛門

一錢五拾貫文程

右ハ去戊年五月廿五日夜盜賊立入被盜取、但シ錢箱とも右之通り相違無御座候、以上

嘉永五年十一月

同国

百姓

名主

五左衛門

三四郎

火附盜賊御改

御役所

御役中

(大道 塩野谷六郎藏)

註 右類似のものに左記あり

1 文久三年四月 折田(同折田茂家藏)

2 元治元年大道甚兵衛家に六人組盜賊入り金二百兩余を強奪

3 明治元年十一月 折田(同所今井次男家藏)

第三項 女・若者

女

〇三 明和二年五月 結婚をめぐる村の出入

六右衛門

由右衛門

弥兵衛

折田村

五人組頭 甚左衛門

一願人峯七奉申上候ハ私儀同郡中野条村藤八と申者仲人ニ而同郡

折田村弥左衛門娘志めと申女子当月朔日私妻ニ貫請候所右弥左

衛門儀病氣之由、依之右志め対面致度申来候ニ付同月十六日私

一同ニ罷越申候所全快仕候由ニ付志め迎差遣候処早速相返候儀

ハ難相成旨、弥左衛門申し早速私罷越如何之訳候哉旨相尋候ハ

バ、弥左衛門申聞候ハ、村役人共メ来正月迄指遣候儀不相成旨

申聞候ニ付、当時難差遣旨弥左衛門申し候、然ル所ニ五人組甚

左衛門并弥左衛門ノ弟弥兵衛其外五人組共不殘弥左衛門宅へ罷

越私に申聞候ハ、村役人相談之上差留置候女子其方迎參候とて

相返し候儀不罷成段申し、其上女子之儀五人組ニ而預り候旨甚

左衛門申し、妻志め無謂無躰奪取、甚左衛門宅へ罷帰り申候ニ

付其後私村方名主ノ組頭を以折田村名主方へ如何之訳ニ而右志

め差留置候哉、品に御願罷出候旨相届ヶ候所、甚不埒之挨拶仕、妻相返不申難儀至極仕り候間何卒御慈悲を以右相手之者共被召出御吟味之上、無相違私妻ニ相返重而右躰之狼藉不仕様ニ被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上

明和二年酉五月

郷原村甚三郎倅

願人 峯 七

鵜飼左十郎様

御役所

如斯訴出候、内々ニ而可濟儀ニ候ハ、相濟之其旨可申出候、滯子細有之致返答書来ル十二日双方罷出可対決於不参ハ可為曲事者也

酉五月二日

鵜飼左十郎

折田村

名	主	九右衛門
組	頭	戸右衛門
同		彦右衛門
同		与左衛門
同		又右衛門
同		安兵衛
百姓代		喜右衛門
年寄		郷右衛門
同		謙左衛門

(附) 一札之事

一我等娘志め婚礼之儀及出入候処、御吟味之節、貴殿方ニ而ハ、志め雜物等有之儀申上私方ニ而ハ雜物一品ニ而も差遣候儀決而無之旨申上候処、江戸宿中取扱故以別紙濟口証文之通り和談内濟いたし候儀相違無之候勿論、志め衣類其外雜物一品ニ而も差遣候儀其の上ハ以来雜物之儀ニ付申分無之候、為念入置申一札仍而如件

明和二年酉五月

折田村

志め親

謙左衛門

同	彦右衛門
同	利兵衛
同	太郎右衛門
同	藤 七
同	太兵衛
同	定右衛門
同	佐右衛門
同	市之丞
同	由右衛門
同	六右衛門
同	弥兵衛
五人組頭	甚左衛門
百姓	弥左衛門



ニ茂及兼、是迄公事好ニ仕、村方難相治奉存候間村役人惣代兼私  
共一同御嚴重之御吟味奉願上候、以上

名主 平左衛門  
組頭 文 藏  
百姓代 半右衛門

(岩本 綿實常政藏)

△△ 享和三年六月 両家の子馴合い欠落騒動(岩本)

取扱口証文之事

一 勘左衛門ハ勝右衛門江相掛り候法外出入一件左之取扱人内済仕  
候、趣意左之通り

一 勝右衛門養子政八、勘左衛門娘志け与馴合有之、勘左衛門方ハ  
可相糺呼懸候節欠落致シ、組内并清治郎立合相尋、勘左衛門方  
へ懸合候得共、一件埒明不申、政八義ハ勝右衛門方へ引渡置候  
処、勘左衛門ハ組内之者、馴合不申由、先達而相頼、其節彦兵衛  
殿、安左衛門殿立入組内勝右衛門共馴合相済申候、然ル処、此  
度勘左衛門ハ勝右衛門江申候ハ、去々年政八悴病死之節、勘左  
衛門地内ニ埋置候を掘出し、勝右衛門地内江引取候様并水汲井  
戸迄も差構候様相断候故、右之段、勝右衛門より名主元へ願出  
候処、勘左衛門相糺候得ハ、先達而女子一件ニ付、難相済事起  
り候由、相頼候ニ付、名主を以出訴可仕勘左衛門途中迄罷出候

処、取扱人差留置異見差加へ内済仕候趣意ハ、先達而政八欠落  
之節組内尋来候得共、五月蚕時分ニ而取計方不行届、勝右衛門  
方ニ而茂、右躰不埒いたし候政八、其假ニ差置候故出入ニ相成  
候得ハ、今更心得違申訳無之、取扱人ヲ以村役人江相託右躰不  
埒いたし候段、政八ハ勘左衛門江別紙託証文差入候得ハ、勘左  
衛門方ニ而茂聊無申分相済、且勘左衛門ハ勝右衛門江相断候墓  
所并井戸迄茂一躰相済候上ハ、先々之通り少茂無相違可仕筈、  
尤志け儀者与市ハ引取置候通り、同人方ニ而縁付候筈、勝右衛  
門一同相談之上、取極メ相済申候、然上ハ右一件ニ付、双方ハ  
重而出入決而申出間敷候、為後日双方并五人組立会取扱人連印  
之済口証文仍而如件

原岩本村

享和三亥年六月

頭人	勘左衛門
相手	勝右衛門
当人	政 八
五人組	四郎左衛門
	文左衛門
同	佐 平
立合	清 次郎
五反田村	取扱人 四 兵衛
磯川村	同 小左衛門
西中之条村	弥五兵衛

新田村 大郎左衛門

同 与 市

(岩本 神保彦憲蔵)

## 三六 文化二年八月 離婚出戻女人別帳差入証文

乍恐以書付奉申上候

一 当御支配所上州吾妻郡山田村古料新料村役人一同奉申上候、私共村方古料百姓彦兵衛妹志ゆん<sup>と</sup>与申女、凡廿々年余以前、同郡大塚村藤右衛門与申者方方江嫁余り、兄彦兵衛義ハ忝人暮しニ而罷在候処、去ル子年春中<sup>と</sup>相煩候ニ付、五人組<sup>と</sup>諸作取納ハ勿論、看病仕候処去子年十一月下旬頃右志ゆん<sup>と</sup>男子忝人女子忝人引連罷越、兄彦兵衛宅ニ罷在候ニ付、五人組<sup>と</sup>相糺候処、彦兵衛ヲ看病仕度由を申、彦兵衛義も同様相願候得共、春中<sup>と</sup>煩候故、夫喰等茂無之、五人組<sup>と</sup>助合候故、大勢之夫喰組合<sup>と</sup>遣し候義ハ不相成、且又人別ニも無之者、縁者たり共差置<sup>と</sup>がたく度々 御触も有之立退可申旨五人組<sup>と</sup>相断り候処、当村百姓弥右衛門、右志ゆん<sup>と</sup>親子之者可立退旨断り候段ハ、村役人組合無慈悲之致方之由ヲ申、自分扶持致し差置度旨去子年名主茂左衛門まで申出、五人組之者も甚致方悪敷坏与申立候故、志ゆん<sup>と</sup>も弥立退不申、彼是手間取り、月廻ニ罷成り候故、無抛差置候処、当正月中旬彦兵衛病死仕候、後当村新料伊兵衛義ハ遠縁も

有之、且又大塚村嫁候節親伊兵衛世話も致候ニ付、尚又当伊兵衛世話致、古料村役人江申談じ、右志ゆん<sup>と</sup>并ニ当丑九歳之娘忝人都合式人、当村人別ニ相加ヘ苦候様申ニ付、大塚村江掛ケ合、相糺シ候処、十五年程以前、藤右衛門茂前橋江罷出候節、離別仕候由申之ニ付、尚又志ゆん<sup>と</sup>を相糺シ候処、離別之義相違無之、離縁状ハ其節親伊兵衛江渡し置キ又前橋江罷越先夫藤右衛門与馴合一同借屋仕渡世罷在候得共、藤右衛門義、去々年中病死仕候由申之候、且親伊兵衛江離縁状相預ケ候処分明ニ而伊兵衛も世話致候ニ付、当春志ゆん<sup>と</sup>并娘共ニ当村人別ニ相加ヘ置キ、末々娘人成候ハ、兄彦兵衛跡株相続も出来可申含茂御座候而、志ゆん<sup>と</sup>娘共ニ当村人別ニ相加ヘ申候、然ル処前書申上候当丑十八歳之由音吉与申男子忝人、是又志ゆん<sup>と</sup>粹之由、此ものも当村人別ニ相加ヘ吳候様志ゆん<sup>と</sup>達而古料村役人共江相願候ヘ共、是者男子殊ニ出所も何方ニ御座候や委敷相知不申者ニ付、是ハ人別ニ加ヘ候義不相成候段申聞、決而彦兵衛宅ニ差置申聞敷旨志ゆん<sup>と</sup>ニ相断り候処、世話人新料伊兵衛申候ハ、右音吉義ハ当年々々年、我等方ニ而役界致置キ心躰とくニ見届、実躰成ル者ニ御座候ハ、同郡赤坂村ニ音吉叔父も有之候間、欠合之上右村<sup>と</sup>が憶成ル一札為差出可申候間、其節ハ其御村人別ニ相加ヘ吳候様申之ニ付、伊兵衛任申旨置候処当三日戸川大学様御粗増田吉次郎様御越被遊、志ゆん<sup>と</sup>音吉共ニ御召捕り御吟味筋有之候由ニ而村御預被仰付、中山道倉賀野宿江罷出、当時御吟味中ニ

御座候間、此段御届申上候、猶又此末御吟味之様子ハ被 仰付  
次第可奉申上候以上  
文化二五年八月

上州吾妻郡山田村古料

名主 安左衛門

組頭 平 八

百姓代 茂左衛門

同村新料

名主 三右衛門

組頭 太郎左衛門

百姓代 利 兵衛

稲垣藤四郎様

御役所

(山田 山田守節藏)

註 右に似た女の別人帳差入につき問題となつたものに同家に、文政三  
年四月「濟口証文之事」とある、勘当夫の妊婦の一件がある。

〇七 天保五年二月 縁談故障証文

差出シ申託一札之事

一当村甚兵衛殿縁談ニ付、仲人入須川村久之丞殿江対シ、私悻  
利三郎儀、差障之筋ニ無謂事ヲ申懸ケ候段不届至極之始末ニ  
付、此度御役元江父子并ニ組合之もの被 召呼逸々御糺ニ預リ  
一言之申訳無之、先悲後悔仕候、然ル上ハ向後右縁談之儀ニ  
付、右躰不埒無之様急度相愼ミ可申候間、右法外之致方真平御  
用捨 被度下度旨、父子一同御託申候処、誠厚御利解之趣被申

聞、究伏恐入候、依之組合并ニ組頭衆中御頼申託被成下候処、  
御役元并ニ村役人衆中一同御承知被下候段幾重ニ茂丞仕合ニ奉  
存候、然ル上者、向後御役元々御差図向何ニ而茂聊違背仕間敷  
候、依之当人親類組合并ニ連印一札仍而如件

天保五年

午二月

託人父 茂右衛門

同断 乙 吉

同断 利三郎

組合 重左衛門

新左衛門

組頭 十郎右衛門

同断 金右衛門

同断 亦左衛門

同断 両左衛門

同断 定右衛門

同断 次右衛門

御名主

三四郎殿

村役人衆中

(大道 塩野谷六郎藏)

〇八 安政四年八月 女人ニ不儀の事村役人へ詫状

差上申一札ノ事



一 今般私儀心得違ノ不儀いたし候段教諭被成下候処、今更後悔仕候儀ニ御座候、然ル上ハ、右女ニ付向後於懸会無御座候、万一以來猥ケ間敷儀仕候ハ、如何ノ儀被仰立候共一言ノ違乱申間敷候、仍テ立入人を以相詫申候儀相違ノ儀無御座候、為後日一札如件

安政四巳年八月

当 人 政 之 助

親 新 左 衛 門

組 合 文 右 衛 門

親 殿 總 代 太 郎 右 衛 門

重右衛門殿

御役人御親類中

(中之条町役場蔵)

若 者

三八 明和四年閏九月 平村若者、若者惨殺吟味請

差上申証文之事

上州平村三郎右衛門倅文次郎儀、当四月二十日、横尾村河原ニ被切殺居候処、同村忠右衛門下人次助、伝蔵下人仲助其外同村嘉兵衛疑敷由三郎右衛門并同人親類共申立候ニ付、再応御礼明之処、右三人之者共一向不存由申上候御牢内ニおいても敵敷御吟味之上、右之者共仕業ニ無之段、疑相晴候旨申上ニ付追て手掛り有之

候ハ、其節御訴可申上候旨被仰渡、奉畏候、依テ御請証文差上申候如件

明和四亥年閏九月十八日

次 助  
伸 助

忠 右 衛 門

鶯 藏

八 兵 衛

新 三

力 兵 衛

内 里

清 右 衛 門

三 左 衛 門

平 右 衛 門

(平 劍持千郷蔵)

御奉行様

四〇 安永九年三月 須川観音婦り若者打擲注進

乍恐書付を以御注進奉申上候

上州吾妻郡原岩本村名主組頭百姓代一同奉願上候、当村百姓半次郎方江当三月十九日夜、須川村観音参詣婦り之由ニ而、蟻川文六、権平、権之助、上沢渡村八十八、中野条町喜七右之者、罷越、

及暮ニ候ニ付、留吳レ候様申候ニ付留置申候処江、当村百姓久左衛門、十藏風与罷越、如何ニ相心得候哉、即時取合口論仕、立騒、右久左衛門、十藏を蟻川村文六、権平打擲仕候間、殊之外痛申候由ニ而、半次郎方ニ久左衛門罷有候而、迷惑之由ヲ当廿三日暮六ツ時右半次郎申出候ニ付、久左衛門并兄弟共半次郎方相糺申候処、其分ニ難差置奉存候間、乍恐当村半次郎、久左衛門、十藏、蟻川村文六権平権之助右之者ハハ共、御召被為出、引合之者共掛合為致御吟味成シ被下シ置候様奉願上候、右御願之通り被 為仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、猶又御尋之儀ハ口上ニ可申上候、以上

安永九年子三月

上州吾妻郡原岩本村

名主 勘 之丞

組頭 勘 兵衛

百姓代 佐五右衛門

御役所

(岩本 神保彦憲蔵)

註 同年四月右六人手鎖り仰せ付書状(同家蔵)

八二 文化五年八月 山田上妻大明神祭り若者踊り事件

乍恐以書付奉願上候

御支配所上州吾妻郡山田村古料百姓惣兵衛悖惣次郎奉申上候、私共村方之儀者前々古料新領与両組に相分り有之、両組百姓家数

合百七拾軒余有之、凡若者共九拾人余御座候処、古料百姓庄兵衛同人俣鳥蔵、百姓太左衛門、同新左衛門、同太右衛門悖乙次郎、七郎右衛門悖五郎三、弥次兵衛悖幸吉、新料百姓文右衛門弟音五郎、太郎左衛門悖利八、伊兵衛悖惣次、鍋五郎弟周蔵、兵五郎悖安蔵、重兵衛悖三次郎右拾三人之もの共、莞端之頭取ニ而、先月中当村鎮守上妻大明神為祭礼踊狂言相企、尤両組名主者承知之上内々ニ而差免有之候得共、取締役江相知れ候而ハ不相濟儀ニ付、不知様夜中稽古致し、表向者天氣祭与号、獅子舞致候様申入置、舞台者前広ニ支度致置、一夜ニ相掛候得者、仮令差掛り何様差障り候者有之候とも企之通、踊狂言興行致候趣を以、右拾三人之者共より九拾人余之惣若者共江申談候ハ、重立候若者共儀、殊ニ両組名主方ハ内々差免有之趣ニ候得者、吾人茂不相承知之もの無之、私儀者、右表裏之取計如何之儀与者存候得共、私吾人ニ而彼是申候而茂名主前も不相濟儀与存、且者大勢之若者共ニ被相背候者歴然ニ付、大勢並ニ相任セ置候処、右拾三人之者共世話人ニ而踊狂言師匠太夫芸者共大勢相集メ、右庄兵衛宅ニ而稽古致候もの太夫其外共毎夜打寄、專稽古致候処、私組年寄三郎左衛門并組合之もの風聞及承候趣ニ而、則三郎左衛門方江宿庄兵衛を呼、右風聞之趣申聞、若心得違右様之儀ニて茂有之候而者不相濟者申聞候処、庄兵衛相答候者、拾三人之者共重立相企、若者不残之儀、殊に名主差免有之宿賃候儀者無抛もの被相頼、我等得心にて万端引請候上者、此上何様成儀出来候共、外役人中之世話ニ者不相成候間、

差構間敷旨、以之外不法之挨拶仕、名主共方ニ而者一向頓着不仕候故、若者頭共方にてハ、弥重頭權威を振ひ候躰に付、不得止事、其節年寄三郎左衛門ノ御訴可申上与、既ニ出府可仕趣ニ御座候処、近村之もの共取扱ニ立入、何様教訓致候儀哉、右者全心得違ニ付、急度相止以來右様之儀不致相慎可申趣、扱人方江及挨拶候趣ニ而三郎左衛門方江相託、則一札差出、前書拾三人之もの共、私江申聞候者踊狂言之儀表向者相止候得共、ケ程迄取上候儀止捨ニ致候而者、余り残念ニ付、是非共興行致度候間、其元宅貸呉候様申候得共、前書之通、庄兵衛儀茂願祭当相止候儀、私儀者前以不承知故、決而難貸遺旨申断候処、以之外憤立腹仕、若者仲ケ間相省候旨被相断、何共当惑至極仕罷在候処、稽古ハ其假以前之通庄兵衛宅ニ而仕、兼而頭取共申合之通舞台を掛、押而興行致掛候得共、名主共者、兼而差免し置候儀与相見候得共、故障之筋にて出来候哉、敵敷申聞候趣にて、若者共大勢罷出俄に舞台取私申候、然所頭取太左衛門方江当月六日夜若者共大勢打寄如何申入候哉、前書拾三人之内太左衛門、庄兵衛ハ不相越外拾耆人之もの共儀、名主庄右衛門仲長吉、新料名主久右衛門仲明吉とも都合拾三人、重立凡九拾人程之村内若者一同、徒党いたし私宅江踏込、若者共踊狂言致候儀を夫々江内通致候儀ニ可有之、其上狂言稽古之宿賃不申段、甚心外之由を申大勢口々悪口雜言等申言り既に可及理不尽躰に付、品々申有次郎兵衛留守ニ者候得共、同人宅江相越承合候ハ、可相分儀之旨申候処、然者同道可致旨申に

付、私儀も一同次郎兵衛宅江罷越途中にて前書拾三人之者共理不尽ニ私携居候傘提灯等打壞し、其外大勢之若者共小石泥土等打付投候上引倒し打擲いたし、逆茂大勢之者共故立向ひ可申様も無御座候間存分に打擲被致、透を見合漸々畑之内江駆込暗夜之儀に付逃延申候、然処若者共者、直様組頭次郎右衛門方江押懸ケ、前書拾三人頭取にて大勢之若者共引連、蓑笠にて脇差等を差、六尺棒又者有合之手頭之竹木携罷越、次郎右衛門宅を取巻、拾三人之者共次郎右衛門江申掛候者、惣次郎儀尋筋有之、途中にて懸合候処、行方不知逃去候間、早速尋出し可申旨申之、組頭次郎右衛門儀者、十七八歳之若輩者に付、甚当惑いたし、組内を欠廻り及相談候処、年寄三郎左衛門罷越、惣次郎江懸合候筋有之、村役人江被相届候ハ、百姓役相勤勤候親兄弟中、差添可申聞者、左候候ハ、返答可致段及挨拶候処、若者共過言雜言等申候得共、聞捨ニいたし、不致頓着罷在候処、早々惣次郎尋出可申出旨申捨にいたし立帰申候、依之若者とも、理不尽之儀有之候而者、私難儀に付、取鎮メ呉候様名主庄右衛門江相頼候得共、差急キ候御用向有之杯申、一向取敢不申、若者共者、又々七日夜次郎右衛門方江罷越、私儀に付彼是難渋申態候間、早速三郎左衛門方江迎遣し候処、同人罷越、右若者共与懸合仕候得共、口々勝手假成空言而已申、一切事分り不申、右様数度大勢にて理不尽被致候而者逆茂百姓相統難相成、年寄三郎左衛門方江其筋江御訴申上候而共身分相立候様取計貫度相頼候処、同八日名主庄右衛門方江村役人打寄

俗

相談候処、何れ私方において、若者共存寄為懸合可申旨、名主庄右衛門申趣私江申聞候得共、前書之始末にて取締役々ハ敲敷申付有之、相訳り居外ニ可懸合子細無之、殊ニ私計にも無之、組頭次郎右衛門江迄茂無躰ニ品々難渋申掛、前書申上候通、強勢不法之若者共儀に付、又々如何様之理不尽狼藉可仕茂難計候門、隠れ忍び罷在候得共、辻茂奉出訴以御威光無難ニ相統仕候々外無御座、年寄三郎左衛門を以、名主庄右衛門方江添簡相頼候処、庄右衛門

方ニ而者、若者頭共申通、名主共儀茂御触之儀を如何相心得候哉、芸者共を引込踊狂言差免為致棹共江茂申付理不尽為及候儀相違無之、左候得者此上片時茂安心不仕、誠ニ門出茂不相成、村方居住茂難相成躰ニ罷成、組頭次郎右衛門代兼年寄三郎左衛門差添吳候ニ付、無是非今般御願奉申上候、何卒以御慈悲、右名主庄右衛門を始、頭取百姓太郎左衛門、庄兵衛其外重立候前書拾五之若もの共、不残被召出、御吟味被成下以來理不尽狼藉等不仕、急度相悞、村内和融ニ私共親子無難ニ百姓相統相成候様被仰付被下置度偏に奉願上候、以上

御支配所

上州吾妻郡山田村古料

文化五辰年八月

願人 百姓惣兵衛 次郎 ④  
組頭次郎右衛門代兼 年寄 三郎左衛門 ⑤  
差添人 山田 山田守節 藏 ⑥

文化十五年二月 道陸神祭若者婚礼道中妨害事件

取扱済口証文之事

一 蟻川村波右衛門ハ相掛り横尾村何人赤坂村何人相手取、理不尽出入之旨、土屋紀伊守様江御訴訟申上候、来月十一日 御差日 御判頂戴相附、然ル処江隣郷村役人立入取扱候趣意ハ左之通り

一 波右衛門訴仕候趣意ハ、平村武右衛門娘、峯須川村百姓勘左衛門方世話致し、縁談相究、当正月八日縁女差送り婚礼之積り往來致し候処、右村於、所々道祖神祭り幣銭料トねだりケ間敷、往來ヲ妨、理不尽之趣申之、横尾之者平村若々世話致し、右婚礼祝ひとして、金子被出候ニ付、受納致し置候旨申之

一 赤坂村何人者申候ハ、例年正月七日ハ、同十四日迄ハ道祖神祭礼ニ而子供并白紙折寄幣紙として往來之方々白紙袴枚宛之申請候然ル処、波右衛門ハ子供方被申候ハ、来ル八日、峯須川村勘左衛門へ娘入有之候、就夫祝ひ之義、何程ニ而可然与被申候故、右勘左衛門身元宜敷、婚礼も美々敷有之由及承ニ其節見物大勢相集、御祝儀宜敷可申請杯前後弁無之、子供口々ニ申候而已御座旨申之前書之通り致争論及出入ニ候処、隣郷村役人立入、憤り貫請和睦致し候上ハ自今相互ニ申分無御座、依之訴答并取扱人連印一札如件

上州吾妻郡蟻川村

文化十五寅年二月日

訴訟人 波右衛門  
同所名主 十郎右衛門

富永靱負知行所

同州同郡横尾村

相手何人

保科主税知行所

同州同郡同村

相手誰

吉川永左衛門知行所

平村

同 取扱人

中之条町

伊勢町

青山村

大塚村

岩本村

註 裏に「蠟川村一件」とある。

(平 関征見蔵)

八三 文政元年八月 天王祭の夜、中之条町若者乱暴事件

乍恐以書付御慈悲奉願上候

一当御代官所上州我妻郡市城村平村西中之条村山田村古料下沢渡り村四万村上沢渡村折田村原岩本村大道新田、栃久保村五反田村群馬郡岩鼻村上新田村伊香保村右十五ヶ村役人共一同御慈悲奉願上候、我妻郡中之条天王宮例年六月二十一日祭礼日ニ而獅子舞花出し馬乗等仕尤先年ハ楽屋舞ニ而子供手踊等仕り候得共当年之儀ハ先達而御代官様御廻村之節敲重ニ被仰付有之、尚又御廻状を以、被仰触於御役所ニ、村々御請印被 仰付連印差上候儀ニ付、村役人共より五人組二十五組ヲ為致会合、是迄兼々被仰付有之候得共、別而当年之儀ハ、前書之通り敲重ニ被仰渡御座候得共、獅子舞之外花出し、馬乗ニ而も不相成儀ニ付、其旨惣小前へ得と可申伺旨申渡し候間、五人組頭より右之趣相触候処、一同承知仕候、然ル処同二十日夜、同村取締役年寄十兵衛宅前へ、尿を引候て、御役所ニ而被及御聞去月二十三日御出役様中野条へ御越被遊、若動大勢被召出御糺候得共、一向不存旨申上候ニ付、若物之内音治郎・勘左衛門・政五郎・五七・才治郎・健二郎・惣右衛門・明吉右八人之者被召出御糺之上上入牢 仰付、追々御吟味中ニ御座候処、右村々役人共御慈悲願ニ罷出、御吟味御利解之趣承知仕、入牢人共へ得と申聞、当人共此筋有体申上候ハ是迄例年村方仕来ニ而六月二十一日、鎮守祭礼ニ而獅子舞、花出し仕、世柄ニ依り馬乗等抔仕候得共、当年之儀ハ敲重ニ被仰付候故、神事一通リニ相限り馬乗等ハ決而不相成旨、五人組二十五組之者へ申渡し候処、一体心違ニ而祭礼催之儀ハ一向不相

成趣小前へ申聞候故、若物共氣之毒ニ存、去月迄ハ六月二十日より品々祭礼之取調等仕候得共、当年は花出し、馬乗等迄相止候故、二十日ハツ時頃若物之内勘左衛門音次郎儀ハ家内ニ而神前へ神酒備、残り酒ヲ給罷出所々ニ遊びニ歩行候処、其夜四ツ前ニも可相成頃より政五郎・才二郎・健二郎・五七も同様遊びニ罷出、途中ニ而出合夫より伊勢町迄罷越、一同大酒仕酒狂ニ相成銘々宅へ罷帰り可申と存在帰り候処、風と出来仕致し誰頭取と申事ニハ無御座候得共十兵衛雪隠ニ有之候下尿汲ミ十兵衛居宅前へ打散し候処前書之通ニ一同酒狂之上ニ而仕候段重々驚入候得共、今更外ニ致し方無之事と存、是迄相慣罷有候所、此度嚴重之奉請御吟味、先非後悔至極ニ仕候儀之旨是ヲ申候、尤明吉惣右衛門儀ハ不相加旨申口申上候処、明吉惣右衛門儀ハ御咎メ御免帰村被仰付六人之者猶又御吟味被仰聞候ハ、右御触之儀ハ村役人一同より申聞、差押へ候儀ニ可有之処、十兵衛一人ハ右様之悪事致し候ハ如何之存寄ニ有之候哉、右之存意有体ニ可申立旨御嚴重之御吟味御座候ニ付、尚又右名前之者共より有体ニ存意可申上旨申聞候処、別段之存寄毛頭無御座候得共、同郡原町ニ而申候ハ中野条と月替りと市場ニ御座候処、原町ニ而六月十六日天王宮祭り日ニ而例年之通り獅子舞、花出し、馬乗等仕、殊ニ同日夜ニ入候迄賑々數有之候処、村方ニおいてハ祭り事ハ何ニ而も出来不仕、余り物淋敷之余り畢竟十兵衛儀御取締役被仰付候より如斯祭礼等も一同出来不仕候儀ニ可有之と愚案罷

在、折節前書之通り酒狂出来心より前後ヲ忘右様之始末ニおひび、今更後悔至極仕、重々奉忍入候、依之右六人之者共狂酒仕、心底相改以來右様之儀ハ勿論聊不埒之儀無之様村役人申付急度相守、農業出精專一ニ仕可申候間、其段十兵衛へ精々相詫吳何分御慈悲願申上吳候旨別紙ヲ「キレ」非発明仕以後ヲ相悞候上ハ何卒此上ハ奉承御勘弁度旨候間、奉忍入候儀ハ御座候へ共、何卒格別之御慈悲御勘弁を以一件御吟味是迄ニ而右六人之者共前書不埒之始末御高免被成下度偏ニ御慈悲之程奉願上候、然上ハ私共一同心付親類組合之者共より朝夕心付、聊も不埒之儀無之様為致可申候、右之趣御聞濟被成下置候ハ、広太之御慈悲と一同難有仕合ニ奉存候、以上

文政元寅年八月

当御代官所市城村

平村

名主

喜平二

年寄

佐平二

西中之条

名主

平右衛門

年寄

市郎右衛門

政右衛門

山田村古料

組頭

文左衛門

下沢渡り

名主

金右衛門

御役所

四方村

名主

常右衛門

上沢渡り

年寄

半之助

折田村

名主

茂左衛門

原岩本村

名主

勘之丞

大道新田

名主

半右衛門

栃窪村

名主

庄右衛門

五反田村

名主

源兵衛

中野条町

年寄

四兵衛

取締役

年寄

十兵衛

前書中野条町若物六人之儀同町取締役十兵衛へ対し不埒之始末候

ニ付、被及御聞、右名前之者御召出し之上御吟味中入牢被仰付置

再応敵重之奉請御吟味奉恐入候間、御吟味前々於御案掛組合并差

添人村役人之以隣村役人并私共へ取締候、此上御吟味奉請候而ハ

如同様之御咎メ被仰付候儀も奉恐入候間、御慈悲願可致旨申し

候ニ付私共より心庭篤と相礼候処此節之儀、全心得違ニ而右様之

始末および候処一言可申上様無御座候、奉恐入候、今更先非後悔

仕候間、以来ハ急度相慎右様之儀決而仕間敷旨申し相歎候、私共

奥書印形仕候、何卒格別之御慈悲を以此度儀ハ御赦免被下置候様

奉願上候、此段御聞濟被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

我妻郡上沢渡村

取締役

年寄

六右衛門

群馬郡伊香保

同

年寄

甚左衛門

同郡岩鼻

同

嘉四郎

吉川永左衛門様

同郡上新田

同

新右衛門

同郡 瀧村

同

天田善兵衛

(中之条町役場蔵)

八四 文政十年二月 中之条町若者、髮結排斥事件

差上申濟口証文之事

御領知上州吾妻郡仲野条町百姓吉兵衛後家きち煩ニ付、代兼梓徳次郎(十七歳)同所若者下町百姓八兵衛外八人惣代兼年寄明七俣明吉(三十一歳)去冬中御役所江奉申上候ハ、徳治郎百姓八兵衛外八人惣代年寄明七申上候ハ、若者共一同にて髮結房吉義不氣依ニ付、立退可申并徳次郎右房吉弟子ニ付、一同髮結引払若者方ハ相断候処、戸障子打毀し、理不尽之取計と偽、明吉・佐次郎御領知御役所様へ願上、相手方若者御差紙にて惣代之者被召出、若者方ハ若者房吉義ハ若者一同不氣依ニ付、自分渡世方宜敷無之候ニ付、引払可申、徳次郎各々方之髮結事難成旨相断候ゆへ、左候へハ相頼候而も髮結ハ難成旨申聞候ニハ相違無之候へ共、戸障子打毀し候杯ハ理不尽之儀、決而無之所、右躰不法之取計之由、申立候段、御上様ニ対し候而も、甚多恐奉存候、其上右様偽之義申立時節柄と申、旁徳次郎、房吉ハ申立候段其分にてハ難相成、逆訴

指上候所、御取上被下、且去冬中御吟味ニ相成候所、大勢之方ハ婦村被仰付、其段訴訟方江御役所ニおいて国元江立帰前々立入候扱人為立入、内濟可致旨被仰付婦村仕候ても一向ニ否無之、名主重兵衛ハ明吉父年寄明七方江相尋候所、其儀一向ニ存不申旨申之、左候へハ年寄役相勤候身分ニ而、梓明吉御役所迄願出し候由一向不存杯と不当之儀被申候而ハ往々御用向勤兼候ニ付、村内治り兼候故、両三人御役所江御願申上度出立仕候節、村々役人共立入取扱内濟仕候趣意ハ、扱人ハ明吉方へ得と内実相札候所、徳治郎ニ渡世為致度哉ニ取、右様偽之儀申立候儀にて別心無之、今更心得違後悔至極ニ一言之申訳無之、扱人ヲ以、若者方江別紙証文差入候上ハ、若もの方ニ而も徳次郎、明吉ハ勿論、父明七方ニても申分無之、依之重兵衛儀年寄役相勤候筈ニ而、村役人一同和融内濟仕、然上ハ徳次郎農業出精相勤取統候様致筈、房吉ハ事起り候事故、以来不立入筈若者之義、上下と無差別、町内一同馴合陸敷突合候筈ニ而一件熟談内濟仕、然上ハ右一件ニ付、重而御願々ましき義申上聞敷候、依之双方并ニ村役人取扱人惣代連印差上申処如件

文政十亥二月

吉兵衛梓 徳次郎

立合 勘左衛門

明七俣 明吉

親類 文七

立合 伊右衛門



名主	藤八
年寄	重兵衛
百姓代	甚兵衛
若者惣代	伊之八
同	いせ松
五反田	四兵衛
西中之条	庄右衛門
同所	市郎兵衛
市域	五郎兵衛
山田	三郎右衛門
同	安左衛門
折田	九右衛門
平	平右衛門
横尾	平六
同	吉右衛門
いせ町	東兵衛
原町	善兵衛
同	六兵衛

御領知方

御役所

註 文書中の年齢は中之条町の宗門帳によつたものであり、明七の仲明吉は、高野長英の弟子となつた後の明七である。

(折田 折田茂藏)

〔皇〕 文政十二年二月 若衆の「俄」に、酒狂の詮証文

差出申託一札ノ事

一 村方御若衆中去子三月中、(おぼむ) 俄被成候節私酒狂ノ上ニテ何角不調法ノ儀申候段申訳無之尚又其後俄催シ候扨ト申立候ニ付、村内大勢立候処、隣村扱人衆中立入理解ノ趣承知仕、私儀全心得違ニテ今更後悔仕、依之右ノ段親類一同相託申候、然ル上ハ以来心得違無之様相慎可申候、為後日一札仍テ如件

文政十二年

丑二月

御若衆中

右諸人  
親類  
安左衛門  
十左衛門

(折田 折田茂藏)

〔皇〕 天保三年二月 若者の不取締、町中連署の詮証文、

中之条町

入置申一札之事

一 今般村々御取締為御用御出役様御越被成、去六月中若もの共不調之儀有之、預り御調ニ御吟味奉請、一同申訳無之奉恐入、右一件村方御役人衆中ハ不及申、組合村々之以御厚情事落着ニ相成、然ル処、右之趣をも不願酒狂之上亦候不束之儀有之全く村内不取締りより事発り、右様之御調ニも相成、左候而ハ、此後

取締役村役等も相勤兼始末、此節一同退役被成候由ニ而 御役所江御訴ニ御出立被成候処、右之趣ニ而ハ、後役引請候ものも無之、誠ニ以難渋仕、無執組合隣村御役人衆中猶又御両寺御願其段御佗申上候処、御承知被成下千万忝奉存候、右ニ付而ハ自今以後 御改革筋ハ不申及ニ并御領知様より被仰出候御法度之趣、村定メ等一切相背申間敷、依之小前一同連印一札差出し申処仍而如件

中之条町

天保三辰年二月

(百六十一名連署あり)

前書之通相佗申候処相違無御座候、以上 (中之条町役場蔵)

公印 天保三年二月 若者の不取締を村役人が取締役十兵衛

に詫びる中之条町連合村

入置申佗一札之事

一此度御領地方御役所ハ伊藤庄蔵様御廻村ニ付、私共一同蒙御咎ヲ御吟味奉請候得共村方ニ而、御免ニ相成兼、石原村迄被召連候処、又々再応之御吟味奉請、向々御旅宿迄も可被召連之処、村々役人衆中御取締方御兩人様御厚情之御世話被成下置候処、御出役様格別之御勘弁ニ而御用捨ニ相成候段其儀も不願、途中遊隙仕帰村之程遅刻致し、御取締り御同役衆中江対し踏付ニ致候始末ニ相当り、御憤ニ相成御訴御出立ニ付、私共一同御両寺

様方隣村組合村々御役人衆中江取締り村内役人衆中江御佗相頼申候処、各方より、私共江御利解被仰聞、一同一言之申訳無御座候、以来急度相慎ミ可申候間此度不埒之始末事済ニ相成候段御頼申候処、村役人衆中江、御佗被成下事落着仕、重々難有仕合ニ奉存候、然ル上ハ、

御改革御領知御役所様ハ被仰触候御ケ条之趣等ハ不及申、ニ何ニ而も少及違背不仕、不当之儀無之様急度相守り可申候、且若者ヲ号し祝義等之節、大酒杯いたし、其外何事不寄大勢相集り酒狂之上、不埒等之儀有之候哉ニ付、自今以後急度相慎ミ可申候段、是又承知仕候、依之佗一札差出し申処仍而如件

天保三辰年

二月

御調請候七人之者

- 友 吉 ( )
- 新 治 郎 ( )
- 嘉 十 郎 ( )
- 富 吉 ( )
- 兵 十 郎 ( )
- 浅 次 郎 ( )
- 金 次 郎 ( )
- 外若もの惣代
- 佐 源 太 ( )
- 桑 次 郎 ( )

前書之通相侘申候処相違無御座候、以上

房 吉 (

侘人上沢渡村	名主 善	六
同 下沢渡村	名主 孫兵衛	六
同 山田村古料	百姓代 長兵衛	六
同 折田村	年寄 彦平	六
同 五反田村	名主 長兵衛	六
同 横尾村	年寄 平兵衛	六
同 西中之条村	組頭 直右衛門	六
同 伊勢町	年寄 善四郎	六
同	名主 加右衛門	六

取締名主

十兵衛殿

惣役人中

(中之条町役場蔵)

天保三年四月

若者、人集め興行いたし、清水役所に

詫状(中之条町)

差上申一札之事

上州我妻郡中野条町外式ケ村若者共人集メケ間敷儀致候趣、入御聞一同被召出再応御吟味御伺之上左之通り 被仰渡候

一富吉・平八・権三郎・友吉・嘉重郎・兵十郎・金次郎・定八・栄蔵・吉治郎・美根松・所左衛門・藤八・角治郎・林蔵・栄治郎義在々ニ而芝居興行其外ニ付人集ケ間敷儀致間違段兼而御触并御改革ニ付御出役其外御領知御役所ノ度度々御触又ハ御出役衆ノ御教諭も有之候処忘却いたし、尤小屋掛等取建興行拆致候儀にも無御座候共富吉、定八曾根松重立外拾三人之者共も出錢いたし手品遣、大神楽、淨瑠璃語り等呼留村内慎守境内拜殿等ニ而手品其外大神楽等相催、剩右之者共儀も一同立更り物真似等致候段、富吉外式人別而之儀一同不埒ニ付富吉、定八、曾根松之過料錢五貫文宛平八外式人之者共ハ三メ文つつ被仰付候但シ過料錢ハ三日之内可相納旨被仰渡候

一小市郎・嘉右衛門・勘左衛門・安蔵義在々ニ而芝居興行其外ニ付人集ケ間敷義致間敷旨兼而御触も有之并御改革之趣も有之并御改革之趣も有之其外御出役役衆ノ夫々御教諭茂有之処富吉外人重立其外拾三人者共義手品遣大神楽等呼留手品大神楽等相催シ剩右之者共も人数相加り物真根等致候を乍見受村役人共立申立可差留心付も無之相過候段不埒ニ付一同急度御叱り被置候

一中野条町年寄組頭并折田村外老ケ村名主年寄組頭共義在々芝居興行其外ニ付人集ケ間敷儀致間敷旨兼而御触御改革之趣有之其

外御出役衆の御教諭茂有之儀、中野条町重兵衛他行留守中候而取締等別而可心付処留吉外式人重立外拾三人者共一同銘々村内鎮守拜殿其外ニ而手品遣大神楽等相催刺右之者共も人数立更り物真似等をいたし候をも不存罷在候段心付方不行届不埒ニ付銘々年寄共ハ急度御叱り被置組頭共ハ一同御叱り被置候

一重兵衛義在々ニ而芝居興行其外ニ付人集ケ間敷義致間敷旨兼而御触并御改革其外御出役衆の御教諭も有之取締役茂相勸右等簡之趣制方いたし殊ニ去年番名主相勸候上ハ尚更村内ハ勿論持場内村々右体之義為致間敷同年六月他行留守中村内留吉重立外六人之者共手品為致刺右人数ニも加り物真根をもいたし其後折田村外老ケ村之者共神事之節同様之儀取計候を後日手品并大神楽等催候趣及承銘々心得違之趣談置候共可訴出心付茂無之段不念ニ付急度御叱り被置候 右仰渡され候御趣一同奉承知畏り候 若シ相背候ハ、重科可被仰付候 仍而御証文差上申処如件 天保三辰四月七日 上州吾妻郡

御領知方  
御役所

(中之条町役場蔵)

註 類似のものに次のものがある。  
1 安政四年八月、若者手踊興行仕詫、関東御取締御出役金子甚蔵宛 (平関仲一家蔵)

中之条町

百姓 誰

八免 嘉永四年(推) 若者、寄合不出席詫状(大道)

差出申一札之事

毎年二月中壯健之者寄合、博奕賭之諸勝負等ハ不及申ニ身持惰弱之ものハ異見差加ヘ候処、村内竹松儀無謂不参いたし候ニ付、若者より断り受驚入、早速下拙方ヘ参り御託相頼右下拙ニても詫願カヘ等閑ニ致置候より事起候、御若衆中より相被糺一言之申侘無之、向後、若衆ヘ虚言毛頭無之様急度相慎ミ可申候、依之若衆中一同聞濟被成下候一札如件

嘉永四年(推) 御若衆中 (大道新邑) 長坂 友吉 (大道 富沢清蔵)

八忌 天保六年十二月 若者共大勢出合、怪數男女五人からめ取

乍恐以書付奉願上候

久世伊勢守知行所  
大津右門知行 所

上州吾妻郡 蟻川村

前書村役人共奉申上候、一昨日私共村内ニ、風俗不宜怪敷躰之者、徘徊致候ニ付、村役人手配申合、若者共大勢出合、男女共五人揃押候間、何卒御慈悲之御勘弁ヲ以、御役人中様御出役被成下、御

召捕逐一御吟味被成下置候様備ニ奉願上候、猶亦御尋之儀ハ惣代  
之者共乍恐口上ニ可奉申上候、右願之趣、早速御開濟被成下候ハ  
、誠ニ難有仕合ニ奉存候、以上

蟻川村

役人惣代

天保六年未十二月

仁左衛門

組合五ヶ村惣代

赤坂村

差添兼

彦左衛門

山本大膳様

御役所

(赤坂 小林貞夫蔵)

△一 嘉永四年正月 若者六人浄瑠璃稽古、酒喰致し詫状

(大道)

差出申一札之事

一私共儀 浄瑠璃(璃)稽古数日泊り居其尻不戻、酒喰驕無益金錢  
費ヲ、いとはず、殊更今般御改革御嚴重被仰聞御趣意相背、御  
役所様々被仰渡候趣、是又不恐願、等閑致候段全心得違、又候  
人集致候由不届至極之始末、村役人開届、穿鑿之上、右ハ御趣  
意之儀ニ付、御差立可被成旨被申聞候処、右之者一同、拳奉恐入  
候、宿友吉井ニ一円申聞無御座候、先悲後悔仕候、右御利解被  
仰聞今更改心仕候、御教諭之程幾重ニ茂難有奉存候自今以後ハ  
急度相慎右様之儀ハ催企候儀ハ一切仕間敷候、猶又家業専一相  
勤御趣意堅相守可申候間、何卒以御慈悲御勘弁被成下候ハ、難

有仕合奉存候

右之趣、銘々相糺候処一円紛無之発明改心致候上ハ、村役人一  
同相談之上、内済取極申候処為後証仍而如件

嘉永四年亥正月

御名主

良左衛門殿

村役人中

友 吉印  
万 平印  
折之 助印  
浜 吉印  
梅次 郎印  
八百 吉印

(大道 塩野谷六郎蔵)

△三 嘉永五年正月 大塚村上尻高村若者正月十四日祭に

喧嘩

為取替置濟口証文之事

一向井八郎知行所上州群馬郡上尻高村□菊五郎、百姓治右門、兼五  
郎ハ保科栄次郎知行所同郡吾妻郡大塚村百姓文右衛門同角次郎  
外七人江相かかり候右菊五郎打擲其場倒伏罷在り候ニ付、右ハ  
全大塚村若物之仕業ニもあらざるやと念じ、殊ニ角次郎外四人  
之物(このあたり不明)共相手取、既ニ訴出ニも候処、扱人立入双方内実をとく

と承り糺候ところ、当十四日夜、訴訟方鎮守熊野宮祭礼ニ付、同村若物共花出しニ付、相手鍋藏其外二人見物として罷越候所、菊五郎義、送酒罷あり、右鍋藏口論之上胸掛取付候得共、

素々時々弱氣の者故、取敢不申、其場ニ居合候訴訟方村内武右衛門茂、菊五郎引放シ候得共、為止事ヲ跡々菊五郎追出参り、

相手方村内彦右衛門宅江取留、高声ニ申拘り、及口論候得事、同人義ハ病中立居歩行も不自由之者ニ付、難答押難波至極ニ馳

帰り候所、折節、藤吉伴藏外三人ニて菊五郎ヲ村境沢向う迄送り遣し候所、右之物共々彼是申掛り、からみつき候得共、全

酒故之義と存じ逃走り候所、猶又右之物共追かけ参り候、全同所橋降々踏出し転落倒伏罷在候ニ付、難見捨置、其段相手方ハ

訴訟方へ罷りものとも扣居場所へ數十人駈参候上、両村若もの立合、菊五郎躰ヲ見届候所、必定打擲ニおよび突おとし、置沙

汰いたし候義、右之由訴訟方□□ものども一円ニ存込、其俣相手方へ村役人懸合ニ及訴訟、一同為立合、同疋所見届ケ候義之

所、相手方□□不法始末ニおよび候義ハ決して無之由申、双方心得方行暮合方そごいたし候事よりおこり、此次第ニ至り候義

ニて一体、相手方のものども義候て菊五郎けがいたし候趣為致、参りて倒伏居候場所番人附置候、于審不致置之所、其儀捨

置候段、不得其意義相弁し又訴訟方ニても相手方地頭所役場罷出彼是申候ハ扱人ヲ以御願、貫請毛頭疑心無之事柄相分り扱又

菊五郎之義ハ追々疵□□□□平ゆ次第相見江候、農業之差障不申

候ニ付、聊 此申分熟談内済仕、依之後日双方為取替連印一札如件

嘉永五年正月

訴訟方

上尻高村 菊五郎事

百姓 治左衛門

訴訟親類

同郡赤坂村 七名若者

赤坂村 扱人 又右衛門

(赤坂 小林貞夫藏)

八三 安政二年二月 若者千社参りで喧嘩済口証文

為取替済口一札之事

一今般横尾村若もの千社参りニ罷出、岩本村江通り懸り候処、蟻

川村安右衛門殿岩本村縁家方江御成被成候途中ニ而出合、酒狂之上口論ニおよび打擲被致候哉之処、蟻川村若もの参り合せ、

掛ケ合之上、三ヶ村懸合ニも相成既ニ御出訴ニも可及之処、隣村之もの立入、双方篤と承り糺し候処、事柄相分り蟻川村扱人

貫請相互ニ意合無之熟談内済仕候、依之済口一札仍而如件

安政二年

横尾村

卯二月日

若もの 七名

註 氏名記載を略す

平 村	扱人	三名記載
赤坂村	同	二名同
栃久保村	同	一名同
大道新田	同	一名同
岩本村	同	六名同
横尾村	同	二名同
蟻川村	同	二名同
岩本村	名主	喜兵衛
同	小文治	(平 関伸一蔵)

八蓋 万延二年二月 下赤坂、若者かため定

規定一札事

一去申二月、稲荷祭礼之折節、下赤坂若者連かためいたし候処、右四人於酒狂之上致争論候段、当春迄和談済す茂無之罷在候処、同所中老之方氣番存御口入被成和熟之處、被申候得共、其義難調候所、横尾村、大塚村、蟻川村立入双方何事茂右三ヶ村江事柄實請和熟いたし候上へ、向後若者仲間ニ而何事茂致相談候事へ互ニ相背申間敷候義議定一札仍而如件

万延二辛酉年

二月日

沢之介 ㊦

安 吉 ㊦

角左衛門 ㊦

警右衛門 ㊦	林四郎 ㊦	幸蔵 ㊦	駅蔵 ㊦	勝右衛門 ㊦	妻蔵 ㊦	善三郎 ㊦	竹三郎 ㊦	周之助 ㊦	富吉 ㊦	大塚村 扱人	長兵衛 ㊦	清蔵 ㊦	横尾村 同断	四郎右衛門 ㊦	嘉之衛 ㊦	蟻川村 同断	右衛門 ㊦	玄 ㊦	(赤坂 茂木宏保蔵)
--------	-------	------	------	--------	------	-------	-------	-------	------	--------	-------	------	--------	---------	-------	--------	-------	-----	------------

〔壹〕 元治元年七月 祭り若者一騒動二件 (逸本)

侍入申一札之事

一 鎮守祭礼之義ニ付、兩組一同相談相定候処文藏我侪之義有之候  
ニ付、若者惣代与して、權兵衛殿、五兵衛殿兩人惣代ニ被及候  
処、右文造宅ニ運藏外老人居合三人ニ而酒給之上、不法之働キ  
いたし候ニ付、右兩人底ヲ受候程之儀故、同村善太郎通り懸  
り、右始未取捌度存候処、酩酊之上ニ而相働キ候ニ付、猶又此  
者底ヲ受、左程之乱妨出来之所、隣家組合ニ乍有其場ヲ逃去不  
存義申訳致候段御若衆中様御一同御立腹被遊ニ付、各々様、緇  
而相頼、御侍申入候処、早速御勘弁御聞濟被成下候段忝奉奉存  
候、向後心ヲ改メ右躰之義之無之様急度相慎ミ可申候、依之化  
書差出し申処依而如件

他人 佐次兵衛

同断 長三郎

組合

兩組

御若衆中

一 例年仕来之獅子舞天狗面破損等致候ニ付、兩組相談之上、山田  
村大和様ヲ相頼出来可仕様取極候処、一存之取斗ヒテ以私親類  
出府之砌り買求候ニ付、我侪之致方不宜義ニ付、隣家權兵衛殿  
外式人之もの懸合ニ被及候処、私酒給酩酊之上不法之義申募

り、其上右三人を打擲致し既ニ御出訴ニ茂可相成之処、緇而各  
々様相頼御侍申入候処御勘弁ヲ以之早速御聞濟被成下候段忝奉  
存候、就而ハ向後不法我侪之働キ決而仕間敷候、依之為後日詔  
書差出申処依而如件

原岩本村

元治元年

詔人 文藏

七月

御役元村役衆伊左衛門様

(大道 富沢清藏)

〔貳〕 年号未詳七月 若者菩提寺尼僧を打擲詫一札(林昌院)

御詫一札之事

一 当七月廿七日暮時、横尾村百姓半七倅常次郎、平村御菩提所へ  
参り候処、折節御方丈様且用ニ御出候留守、尼僧一人御願置候  
処へ右常次郎酒酔之上理不尽ニ打擲いたし候所全以心得違申訳  
無御座候、依之近旦家中、当村世話人弥兵衛ヲ以御詫奉申上  
候、格別之御慈悲ヲ以御聞濟成被下置候段、難有仕合奉存候、  
依而世話人組合一同連印一札如件

当人 常次郎

同 親半七

親類 權兵衛

同 權右衛門

五人組 彦右衛門



世話人 (三人)

近辺惣代 茂右衛門

御菩提所 与兵衛

林昌院

(平 関伸一藏)

〔宅〕 年月未詳 伊勢町組若者、只則獅子舞に乱暴濟口証文

差上申濟口証文之事

伊勢町忠則組与右衛門、重治郎外六人、同町梅吉・新藏・文藏・弥五右衛門・富次郎・半治郎・与五右衛門相手取奉願候へ、大勢にて忠則組へ乱入、所々石垣等押崩し、桑木押折悪口高声ニ相呼り、村内中廻り、其上重次郎宅と与右衛門屋敷にて種々狼藉仕候間、難捨置訴上候段申上候

一相手方者申候へ忠則組にて仕農手透之時分□獅子舞儀相催し候由、当菊治郎・要藏・幸吉・弥市并願人庄五郎・角兵衛より町方喜四郎・幸藏・相催し候間若者見物一通りニ参り申候、尤大勢之義ニ候へ、酒狂之者有之、高声ニ相鳴り候哉、□難計り、尤与五衛門屋敷江舞台目論見致し候へ相違無御座、十次郎宅へも立寄候て狼藉致し候与へ、全偽りニ御座候、此上御蔽重ニ御吟味奉請候へ、明白ニ相分り可申旨申候

右訴答及争論当廿八日ニ江戸御屋敷江御呼出被仰付候ニ付、隣郷

村役人立入双方得と承り糺し候処、於忠則□獅子舞へ俄相催し候所、村内相談不行届候ニ付、町方三組より、一同見物大勢罷越候間、殊起り然ル所駈与論議等も不仕候、惣若者并名前者共心得違之儀立入り、村役人共願書御願下ケ仕、行違儀之義、扱人共貴請、右一件ニ付双方共、聊申分無御座候、熟談内濟仕候、然上へ町方、忠則□□申合仕、是迄之通り一同可仕候、依之訴答并ニ村役人扱人為取替一札如件

忠則組願人 与五右衛門

重次郎

其場立合人 六左衛門

三左衛門

忠七

庄五郎

角兵衛

平右衛門

町方相手六人(略)

若者惣代八人(略)

伊勢町

名主 藤兵衛

百姓代 武右衛門

中之条町

儀兵衛

又左衛門

平村 平左衛門

横尾村 甚右衛門

赤坂村 庄兵衛

大塚村 市左衛門

岩井村 喜平次

平次右衛門

(平 関伸一藏)

八六 年末詳二月 若者日向見業師参りの帰途、同道の娘

留置疑請訴訟証文

乍恐以書付訴訟奉申上候

一疑請候出入

右訴訟人奉申上候へ、粹栄吉儀心願有之、当二月十二日、同郡四方村日向山薬師参詣ニ指遣申候所、婦り之節、同郡□小左衛門娘とらと申者、与風出会、右娘粹ニ申聞候へ、私義近所之子供三人連参り候得共、薬師林下ニて群集故相離一人相成迷惑いたし候間、何卒一所ニ連婦り候様ニ申候ニ付、同道いたし罷婦り候由粹申、右女子一同ニ罷婦り候所、見馴不申者ニ付、何方ニ候やと相尋申候得ハ、中山之者ニ御座候へ共連ニ別難義いたし候由申候処日暮ニも相成り殊ニ女性之身ニて遠路一人相婦り候も痛間敷存候へ

共、一人者も留置候も氣遣敷存候得共、女性一人不便ニ存一夜指留、翌日早朝相婦り候様申聞候処罷在候、然所大塚村より兩人右女尋ニ罷越候間、右之始未逸々申聞候処、彼の兩人の者、疑ひ

登候や、右義へ得兵衛、七郎兵衛兩人罷越申候へ、右女義ハ大塚村小左衛門娘ニて、昨十二日与風家出候間、我等尋ニ罷出候と

風与承候処、其上宅ニ罷在候由承実寄見届ケ申候、如何成訊ニて御留置被成候や、相尋候間、右之始未逸々申、早速連戻可申旨申

候得共、如何相疑候や右女しばらく預ケ申度旨申し、拙者返答ニ

も不為候間ニ罷婦り、村方役元迄右之趣相断罷婦申候、依之大塚

村へ差出し小左衛門方江早速引取候様掛合候得共如何成趣意相合

候や、一向取敢不申候間、猶又再三掛合候得共、彼是申、取持不

申候、無抛役元迄も申達候得共とかく取持不申候所ニ相成、無

是非此段訴訟奉申上候、何卒御慈悲ヲ以、右相手の者共被為御召

出、御吟味之上右娘引取候様仰付被下置候様奉願上候、以上

(平 関伸一藏)

註 前文不明につき、訴訟人も不明であるが、文書の出所から平村の者であろう娘は大塚村であり、平の隣村である。

八五 年不詳八月 中之条町若者獅子舞興行案内

各様益々御清栄之由奉賀候

然者当月十九日ハ獅子舞興行仕り候間、皆々様御同道ニ而御見物之程偏ニ奉申上候、以上

八月 日

岩井むら

伊能平次右衛門様

中之条町  
若者

註 岩井の同人は天保、嘉永、安政の頃活躍した岩井の名主である。

(吾妻町岩井 伊能光雄蔵)

第四項 権 化

八〇 明和六年五月 永林寺経堂建立籤

大般若経并同経安置堂建立講

人数六百人 一口掛金一分ヅツ

外六十本 御世話方闕

闕数合六百六十本也

寄金高百五十兩 内十兩講元座料  
残る金百十五兩闕二百本ニ出ス

第一番 二十五兩 第二番 六兩

第三番 四兩、四番より九番迄 二分ヅツ

二十五番 一兩 五十番 二兩

百番 三兩一分 百二十五番 一兩

百七十五番 一兩 二百番 八兩

問々闕 一分百文ヅツ

第二会より八会目を割合左ノ通り申出、金高

百五十兩 内十兩 講元座料  
割返預り金引

第一番 二十五兩 第二番 七兩 第三番 四兩

第四番 一兩 第五番 間

第六番より九番迄 二分ヅツ

十番目 三分ヅツ 二十五番 二兩 五十番 二兩三分

七十五番 二兩 百番 四兩 百二十五番 二兩

百五十番 三兩 百七十五番 二兩 二百番 四兩

二百二十番 十兩 問々闕 一分百文ヅツ

第九回目

寄金百五十兩 預り金六十兩

メ金二百十兩 内十兩 講元座料  
六十兩 割返預り金引

残る金百四十兩、闕二百二十本出ス

第一番 二十六兩 第二番 七兩二分 第三番 四兩一分

第四番 二兩 第五番 一兩 六より九まで二分ヅツ

十番目三分ヅツ 二十五番 二兩 五十番 三兩

七十五番 二兩 百番 四兩 百二十五番 二兩

百五十番 三兩 百七十五番 二兩 二百番 四兩

二百二十番 十二兩 問々闕 一分百文ヅツ

右ノ通、未会ノ上、相違致興行、当りの御方より右建立料として

十分ノ一ノ奉納申請候、尤何々度御あて被成候テも、毎会闕御取

可申候

一人にて連衆様十人御世話被下候御方ハ毎会無料にて鬮一本御取可被成候

一六兩以上の鬮に当り候御方よりハ末会より掛金講元エ預り置、以後無掛金鬮御取り可被候

一毎会預り金利息を御寄進被成可被下候

一六十兩割返しノ訳ケ三十兩ハ末会までに二兩以上ノ当り鬮ハ勿

論ノ事、三分或ハ一分ノ鬮、度々当り、都合二兩ノ取上りに相

成候御方ヲ除キ外惣連中エ割返し、又三十兩ハ末会迄一度も鬮

ニあたらざる方エ斗割返申

毎年会日 六月二十八日

八月二十二日

十月二十二日

上沢渡村 永林寺<sup>印</sup>

右割合ノ通無相違毎会致興行、尤末会割返金相定ノ通、少も違乱

為無之、隣寺并村役人改印形差出申候以上

明和六年丑四月

日影村 龍沢寺<sup>印</sup>

上沢渡村

村役人 六右衛門<sup>印</sup>

同断 金右衛門<sup>印</sup>

同断 吉兵衛<sup>印</sup>

同断 平右衛門<sup>印</sup>

同断 太郎右衛門<sup>印</sup>

同断 久兵衛<sup>印</sup>

同断 二郎右衛門<sup>印</sup>

同断 半兵衛<sup>印</sup>

(横尾 割田文男藏)

六二 天明六年八月 愛宕山勸請受納覚

覚

一勸請六十一ノ日、御供直会新金百疋例年之御初尾共ニ如此受納

仕候

天明六年

午八月廿六日

愛宕山 駒岩 徳内

柏木 祐光

押(折) 田村御定番

九右衛門様

(折田 折田茂藏)

六三 天明八年三月 沼田円法寺留場証文

留場証文之事

一其村方之儀双方勝手を以当申ノ年々致留場候、然ル上ハ門弟共

止宿者不及申、吹笛修行等も為致間敷候、依之村高六百石ニ付  
金考分ト相定メ永々極月廿日迄ニ可相納御約速ニ御座候、右ニ  
付外ハ六ヶ敷義成候ハ、拙寺罷出急度埒明可申上候、依而為後  
日留場証文如件

天明八申ノ年

三月

吾妻郡折田村

名主

彦右衛門殿

年寄

御役人 太左衛門殿

同

九右衛門殿

(折田 今井次男藏)

註 外に寛政、文化と、旧家の文書中に見、大道塩野野六郎家には、文  
化三年九月の浄水寺留場料納入覚がある。

八三三 文化五年七月 榛名山登山天氣祭回文

廻文

以手紙致啓上候、弥々御健勝ニ可被成御村珍重ニ奉存候、然バ  
引統雨天迷惑至極奉存候依之榛名山ニ来ル二十五日ニ登山仕候  
間、天氣祭り御願申度奉存候、右御初穂之儀ハ一村限、思召ニ御  
神納可被成候、乍略義廻文ニテ申上候以上

中之条町 名主 半兵衛

七月二十三日

西中之条・折田・五反田・四万・下沢渡・上沢渡・山田  
原町在組・原町  
右村々  
御名主中  
古料 新料

御名主中

(折田 折田茂藏)

註 この天氣祭り登山は明治に続いている。

八三四 文化十四年 榛名山石灯笼寄進奉加回状

廻状

文化十四丑年より巳年迄五ヶ年 高一石一升 六文取立 榛名山灯笼奉加

天神峠ニ石灯笼老木

金剛院門外ニ唐金灯笼老木

同 高峯万五千石

同 四十五ヶ村

世話人 川戸村 新左衛門

植栗村 甚右衛門

箱島村 清内

五町田村 八右衛門

註 石に付四万村駒岩組 五九名六三五文

(四万 唐沢文衛藏)

八五 丑五月二十八日 三州山中宮勸化覺

御免勸化 覺

一金二朱 村方取斗

右ハ当御宮御修復為御助成被致寄付檀ニ令神納候

三州山中御宮

神官

竹尾 但馬

巳五月二十八日

役人<sup>印</sup>

折田村

御役人中

(折田 折田茂藏)

八六 嘉永元年四月 日光山大輪坊檀廻状寄通村

々御名主衆中 (大輪坊)

以廻状啓上致候、追々暖氣相増候所、以先其地皆々様益々御勇勝可被成御入大賀奉候、左候へバ、是迄長々檀廻之義ハ、山田郡浅原村持宝院ヲ相頼ミ檀廻為致置候処、来ル酉年ハ拙坊之千人ヲ以、檀廻仕候間、是迄相廻り候持宝院參候共、御掛合被下間敷候様万々御頼申上候、猶又此度拙坊印鑑之差上候間、御預り置被下候、右印鑑ト御引合之上檀廻り之儀宜敷御願申上候、且又御セ話

様ニハ奉存候得共、右御村々江御願達被下度、是又宜敷御願申上候、猶明年檀廻之節御物語り可仕候、先ハ右之段御願申上度早々以上

嘉永元年

申四月十四日

日光山大輪坊

(大道 塩野谷(郎藏)

八七 嘉永二年三月 赤城山東照宮再建御免勸化

嘉永二酉年三月

赤城山御別当所

(表紙)

前橋寿延寺

[御免]

相对東照宮御相殿御再建御料私領寺社領

軒別帳

勸化

吾妻郡四万村駒岩分

一当国赤城山御相殿

東照御神君様御宮内再建ニ付御免勸化御慈悲之御寄附御願申上候事

一銅瓦一枚ニ付銀四匁之積

一同半枚ニ付銀二匁之積

右勸物之儀者当酉六月、九月、十一月三度ニ相納被下度奉希候

銅瓦一枚御寄附之御方ハ当時三拾貳錢内納奉希候、半匁之御方ハ

当时拾六錢内納奉希候

一御供米之儀ハ大豆にてなり

東照御神君様御国恩と思召、二升三升軒別御信心申し御寄附奉

希候、右ハ 御料私料寺社領ニ至迄、何卒御慈悲之御世話奉頼  
入候、右大豆納之儀ハ当秋御信心御慈悲之御世話偏ニ奉願入候  
以上

東叡山御支配所

赤城山御別当所

前橋志喜嶋原

虎ヶ淵 寿 永 寺<sup>㊦</sup>

嘉永二酉年三月

御名主様

御役人様

前文之趣、諸寺社ニ至迄軒別御案内御寄附奉頼入候、以上

註 この勅化に吾妻郡四万村の駒岩組は次の通り寄附している。

- 一 銅瓦、一枚御供米大豆、名主元右衛門、一銅瓦一枚、御供米大
- 豆一升、年寄政右衛門 以下銅瓦半枚二人、四半枚十人、五〇
- 個二十人、十二銅二人、二四銅二人、三六銅三人、計四十五人

(四万 唐沢文衛蔵)

八六 丑七月 関東村々一切経転読配札

口演

残暑難過御座候得共益々御清栄之由珍重之御儀奉存候、然ハ此度  
江戸東叡山不忍池別当所吉田波右衛門殿、関東御取締太田源助様  
御達書御持参、関東村々江不残一切経転読之配札致旨御頼ニ御  
座候、当組合小惣代方々組下村々ニ御願申上度由被申候間、依之

各々様方へ御案申上候、尤委細之儀御当人々、夫々御咄し可申上  
候、乍御世話様宜御取斗偏ニ奉願候取込早々不具

丑七月廿七日

中之条町

大惣代

年寄

十兵衛

原町

大惣代

同

六兵衛

勘右衛門様

平次右衛門様

五郎左衛門様

武左衛門様

十兵衛様

加右衛門様

佐五右衛門様

次郎兵衛様

厚田村 七十枚

川戸村 百五十枚

金井村 四十枚

岩井村 百枚

メ 三百六十枚

(中之条町役場蔵)

六九 嘉永二年八月 榛名山金剛院永統講発起一札

差出申一札之事

一此度拙院本堂其外屋根替手後ニ相成、大雨難凌御座候ニ付、無  
拠且中村々相頼永統講発願仕候処、最寄亘敷ニ付其町清見寺会  
席ニ相頼申候ニ付、惣役人中世話人ニ頼入申候、然ル所右一条  
ニ付譬何様之義致出来候共、拙院引受候而清見寺并惣役人中江  
少茂御苦勞毛頭相掛申間敷候、向後一札入置申候如件

嘉永二年

榛名山

酉八月

金剛院印

中之条町

惣役人中御中

(中之条町役場蔵)

七〇 寅九月 伊勢三日市大夫次郎折椿料

御頼申入口上

近来諸色年增高直ニ相成、道中往返諸入用伊勢殿雜貨等存外相嵩  
無余義、年々増御初穂御頼申入候処、当年ハ又候一段之高直且又  
御参 宮人も無之勝手方必至ニ差迫り甚致心痛候、就而ハ度々申  
入兼候へとも当年ハ

一万度御被 金百疋以上

五千度御被 金五十疋以上

箱御被斗 鳥目拾疋以上

土産大曆 金三朱以上

同 中曆 鳥目三拾疋以上

同 小曆 鳥目式拾疋以上

右ニ順シ万度小被曆御土産ニ而も相添候ハ、御師且之御因を以  
大神宮御初穂ハ責之思召ニ而、米・雜穀・麻苧・真綿何ニ不限、  
御神忠之御献備被下候ハ、神務安全家来共、至迄永久御旦廻相  
勤可申候間、御小前御納得被下候様、偏ニ御取斗御也話頼入存  
候、以上

三日市大夫次郎

寅九月

役 人印

町在

御檀家御衆中

猶御初穂之義ハ十二月廿日限、伊勢殿迄、御差出し頼入存候、  
以上 (中之条町伊勢の森)

(中之条町 桑原源一郎蔵)

七一 年不詳九月 妙義山鳥井寄進願い状

口上

弥御安泰被成候由奉慶御座候、然ハ妙義山御鳥居勅化先達而ハ頼  
ニテ無拠世話仕候、何卒不限多分ニ御寄進被下慶奉賀候、右之願  
申上候も思召如何ニ奉存候次第、外と違ひ、殊ニ知り合ひ、□□候



故申上候、委細口上ニ御聞可被下候早々奉願候、以上

九月十七日

原町

湯浅 孫右衛門

松井 九兵衛

折田九右衛門様

山口 六兵衛

御下

(折田 折田茂蔵)

### 第五節 信仰宗教

#### 第一項 堂 社

公三 天正十八年十二月 和利宮神社々領改状

横尾和利宮社領改

今度社領就 御改、本五貫之所、七貫六百文ヲ強令換夫々割ノ宮

ハ付置候者也仍如件

天正十八庚寅

十二月十九日 北能登守奉之

割之宮ニ大夫

(吾妻神社蔵)

公三 明曆三年十二月 伊勢町小板橋神主持社への寄進状

覚

薄銭

一百拾文

町中野条之内

以上

明曆三年丁酉極月十日

青柳 六郎兵衛判

舟田 吉左衛門判

青柳 五右衛門判

天王神主

川合 六右衛門判

(伊勢町 小板橋一正蔵)

割之宮社領諏訪宮社領加、<sup>(森カ)</sup>免京錢七貫百文如前々神主藤左衛門出置候もの也

原 右 近

中 俣 才兵衛

奉之

卯之十月十三日

重野 信政

公函 宝永五年二月 伊勢町八幡森出入濟口証文

扱証文ノ事

中之条町八幡森出入ニ罷成候ニ付、御公儀様迄互ニ御訴可申上ノ処、中之条町年寄中、沼田両宿衆扱取扱ノ趣ハ、右八幡森四畝十二歩ノ内藤左衛門畑添三間通、并道下小林ニ右ノ本金一兩二分相渡シ、蛸明ヶ申上者自今以後当寺構無御座候、為其扱証文仍如件

宝永五戊子年二月

伊勢町

林 昌 寺

沼田町

忠 兵 衛

同 町

伝左衛門

中之条町

組頭 茂左衛門

同断 安 兵 衛

同断 藤 治 郎

同断 年寄 半 兵 衛

同断 惣 助

同断 民右衛門

名主 惣 兵 衛

問屋 重郎右衛門

同 青柳 善右衛門 (中之条町役場蔵)

八七 享保五年三月 折田村八幡森扱証文

扱証文之事

一吾妻郡折田村之内成田原名所八幡森前々々伊勢宮茂有之兩社立木候 右之森折田村八幡宮守喜右衛門方々八幡之由申村方惣百姓々其ハ伊勢宮之由申及爭論当三月廿五日、双方被召出御吟味

被遊候処喜右衛門申出候八幡森之儀御水帳ニ境内式畝十八歩宮森喜右衛門と有之其上村絵図ニ茂伊勢宮八幡宮両社共ニ有之段分明ク依之重而御吟味被遊べく所町宿沼田下之町勅使川原平八同町年寄段四郎中町名主勘之丞申下ケ内証ニ而取扱候極ハ一森境之儀ハ立木通り東ハ大門、北ハ芝間西南ハたいらなミ水落を限り右之芝間只今迄之通り双方より植木一切仕間敷候

右之森三ツ割

八幡森之内

一北之方三分二 八幡宮分

此森御水帳之通り喜右衛門宮守ニ而重而宮造立入用有之節

ハ喜右衛門心次第伐取可申候

八幡森之内

一南之方三分一 伊勢宮分

此森重而宮造立入用有之節ハ村中相談之上伐取可申候

右之通り取扱内証ニ而無出入和睦仕相済申候 此森之木宮造立

之外一切双方より代取申間敷候 然上ハ此森ニ付重而出入ケ間

敷儀双方より申間敷候 為後日扱証文如件

吾妻郡折田村

年 寄 喜右衛門判

平百姓 喜右衛門弟 吉左衛門判

享保五年子ノ三月

同 断 重三郎判

利根郡沼田町

年	寄	彦右衛門判
同	同	利兵衛判
同	同	与右衛門判
同	同	九右衛門判
同	同	甚左衛門判
同	同	勘右衛門判
組	頭	勘右衛門判
名	主	庄右衛門判
扱	人	段四郎判
同	同	勘之丞判
同	同	勅使川原平八判
		(折田 小瀧みどり蔵)

享保七年十一月 吾妻七社明神

(前略) 吾妻郡という事七社の明神の事起りて名づくる由、是は俗説にして信じ難し、吾妻七社明神とは

○和利大明神(男神という) 同郡横尾村に鎮座、社地広し、祠官小坂橋美作

○児持大明神(女神という) 群馬郡白井村に鎮座、御朱印二十石、別当本山金林院、此社地を児持山という。大なる山なり。又四五尺四方の神石あり。石面に女の両足の跡あり。明神の御

足跡なりという。又古き書あり。武田信玄の御朱印並に山林の制札勝頼の願書あり。

○馬頭大明神（子神という）吾妻郡矢倉村に鎮座、社地に古木あり、祠官 須藤大隅 此の社地に十圍の大杉あり。又古き鰐口あり、滋野朝臣海野長門守幸光、天正六戊寅今月今日と切付あり。

○駒形大明神（随神という）同郡青山村に鎮座、祠官 高橋土佐

○山代大明神（同）同郡平村に鎮座、別当正福院

○白頭目大明神（同）同郡小泉村に鎮座、祠官（原本カク）

○中山大明神（同）群馬郡中山村に鎮座、別当本山大福寺

右都合七社なり

（中之条町役場蔵、吾妻郡略記判本ニ原町上原代完編書）

八七 享保十年四月 中之条町神明宮勸請記

神明勸請之証記

抑 当社天照皇太神宮者康正年中（一四四五）後花園天皇・將軍足利義政、関東管領上杉房顕）平相国八男掖盛末裔伊勢新九郎氏重ト中人伊豆相模兩國押領之節伊豆ニ勸請ス、其後北条氏重五代の孫北条安房守氏直猪俣能登守藤原則直ニ被仰付、当地領地<sup>なまじょう</sup>叱（時）中庄杉木ト云所ニ勸請、則直ヲ後者北条能登守ト号、狩之介祐長糸和泉守祐氏塩谷將監後日向守定光、後、金丸清水上野介後上田上野介則重ト号ス、安中勘解由後二宮勘解由是久ト号ス、神子

周防巫、社人伊能左京大夫藤原則政此人等相添勸請被成候、其日勝利日ニ當リ天照皇太神宮宜文ヲ以則テ此所ヲ中庄勝利町ト申伝候其叱御祝詞御歌ニ

北条家

千早振神ノ勝利ハ中庄

影モンヅカニ移ル奥沢

大勢ノ人勇悦ヒ

勝利トテ勇スグルナ人々ヨ

勝テ甲ノ緒ヲシメヨ

右勸請ノ時杉木梅木被植候 依之杉木名所ト申伝也、梅木ニ付氏直ヨリ高札被置候

文ニ曰

此梅江南ニモ稀成ベシ、一枝伐輩有之ハ 源公梅ノ例ニ任ベシ

如斯調被候

其後慶長年中ニ狩野志摩介真田安房守昌幸ニ右訳申上、昌幸ヨリ

御書被下置候文言ニ

於当社代々ノ例ニ任 毎年春秋之二季ニ天下安全万民富榮風雨順時五穀成就天子御願之地代々之公武御祈誓之神事可致者也

慶長元年<sup>丙申</sup>三月十五日

矢沢薩摩守林昌 法名林昌寺開基

奉之

狩野志摩守殿

其後慶長十九年甲寅年宮地ヲ長岡杉木名所ヨリ此処エ引

右中庄ヲ条ト云字ニ改メ大字原ト云所エ引今ノ中之条町也又勝利

町ヲ反町ト改直ス

狩野志摩介祐清

清見寺開基  
法名一庵斎

狩野和泉祐保

狩野新左衛門祐氏

真田伊賀守  
御代子細有  
之鎌原エ牢人ス

寛文中年真田伊賀守信澄統御代拝領ス

劍持太左衛門好任

劍持太左衛門好國

劍持太左衛門親房 青柳姓ヨリ  
相統ス

享保七<sup>壬</sup>年宮守青柳性相統之貯取立之建立ス

中之条町西中之条村兩所勸化ス

本宮施主二宮勸解由末裔二宮清左衛門寿久造立ス 本多殿前守内

春日大明神

八幡太神宮

天照皇太神宮

天満天神

稲荷大明神

三嶋大明神

享保十年<sup>乙</sup>四月十五日 於櫓改書

(中之条町役場蔵)

六六 明和七年正月 伊勢町神明宮通路、同八幡宮境内と

替地証文

一札之事

一伊勢神明宮大門通路悪敷候ニ付、此以前、寛保三亥年、八幡宮境内林統と替地可致管申談置候処、年重候故境目不分明ニ付、双方相談之上奉願候処、御屋敷江被 仰上御聞届相濟候段於御役所被仰渡候、依之村役人立合兩社地得心之上伊勢森御林宍反五畝歩之内五畝并八幡宮境内式町宍反三畝拾歩之内五畝、此度地所替致シ境目致堀切候処相違無之候、向後ハ右境目通り之外双方違乱申問敷候、為後証連印如件

明和七年寅正月

八幡宮別当

林 昌 寺判

伊勢神明宮別当

美 作判

名主 武左衛門判

年寄 弥市右衛門判

同 重右衛門判

組頭 七兵衛判

同 清次郎判

同 喜兵衛判

同 所左衛門判

右之通双方得心之上双方敬歩相改、境相立申候処相違無御座候  
依之極書写指上申候、以上

明和七年寅正月

御役所様

- 武左衛門
- 弥市右衛門
- 重右衛門
- 七兵衛
- 清次郎
- 喜兵衛
- 所左衛門

(中之桑町役場藏)

七九 寛政十一年八月 大道三社普請寄進寛

(表紙)  
「寛政十一歳」

三社普請人足寄進寛

未八月三日 初<sup>并ニ本工上六日始</sup>メ十一月一日より十六日迄」

寛

- 一 釘なみ五寸 百五十本
- 一 同おり式寸 百五十本
- 一 メ代三百八拾四文
- 一 べべから 五十文

(大道 富沢清家唐紙下張文書)

八〇 文化三年四月 四方稻裏地神之碑文

上野国稻裏地神之碑 延陵源清撰

史曰元慶四年五月廿五日戊寅授上野国正六位稻裏地神從五位下勲十二等基祀中廢而忽諸蓋數百年也遂至國人或不其所矣夫稻裏山在予吾妻郡四万山中村民唯敬長木敢登焉享和癸亥之秋祝氏高山真滝高橋儿滿与村老数人宿齐而登山中險惡伐榛攀蘿纒得至焉其山去荒湯二十許里独立於衆山之上西望浅岳東望赤城北接于越与苗場山相对俯瞰浅貝駅在直下人家歴日牛馬可弁衆謂遠且嶮此安能得数祀乃相共謀而建祠於此地歲時祭祀甲子之夏旱矣民使真滝諸雨於稻裏神其夜雨滂沱橋者皆勃然矣嗟呼神之靈今猶古也明天子之賜良有以也哉於是乎庶民鼓腹而喜戮力樹碑使後人知其靈与其所且乞祝歌於伊勢人村上氏并書云

四万山乎宇志波吉伊摩春裏国津御神登国人廼作礼腹御田遠年每爾幸倍麻之天大神廼御名爾負世流伊奈豆都美都々牟事那久八束穗爾志奈比左加延牟此神廼久師伎幸靈安布芸国人

伊勢人村上氏方謹作之

村民等建

文化三年丙寅四月

(四方讓葉 稻裏神社里宮碑文)

六二 文化十三年九月

裸岩稲荷大明神造立寛五反田

裸岩正一位稲荷大明神造立遷宮寛張

- 二貫文 酒
- 一四八文 鳥
- 一六文 麻
- 百文 ふ
- 八四文 ぞうり二足
- 三二文 ひもの
- 八文 からし
- 一二文 色紙

- 一一五文 白米一升五合
- 七七九文 餅米九升四合
- 三〇文 せんす一對

- メ六貫六三二文
- 金三兩二分宮代金
- 金一分小二朱ぬり代
- 惣メ四兩二分二朱ト

- 一貫九文
- 右惣かかり
- 一四八文 のべ紙百枚
- 二三七二文 そうめん
- 四八文 水あぶら

- 三〇文 ろうそく
- 二八文 白八寸
- 四百文 茂左衛門祝
- 四百文 兵部
- 一二文 布の料
- 三二文 せんす一對
- 一三文 大工商人

文化十三年子九月廿七日午刻

註 この寄附金、最高百文十二人、最少八文一人、計七一人、メ一分一朱ト二貫四八八文、為金二分一朱ト七八八文

(五反田 高橋孝茂藏)

六三 文化十三年十一月 和利宮神社造営規定証文

規定証文之事

一其御村御鎮守利利宮大明神御造建御普請右絵図仕用帳之通り来

ル丑年ノ巳年迄五ヶ年之間ニ相仕立テ作料百三拾三兩三分也、

扶扶方ハ白米ニ而三拾五石卷斗五合三合請負申処実正ニ御座

候、則為井附金五両體ニ請取申候、残り金之儀ハ、細工出来次

第ニ追々扶持方共ニ御渡し可被下候、且又仕用帳之外ハ其御方

ニて御注文可被成候、万一私上ニ而何様之変事出来いたし御普

請ニ差支候節ハ門弟之内 北原村庄太夫 引請少しも無滞、急度  
 皆出来可為致候、為後日仍而如件 私村方丈右衛門

文化十三年

松平右京太夫領分

子ノ十一月三日

上州群馬郡

元惣社村

出 雲

庄 太 夫

丈 右 衛 門

吾妻郡加判

藤 八

伊勢町

日向様

御役人 衆中様

御世話人

(横尾 吾妻神社蔵)

八三 文化十五年正月 長岡稻荷安鎮証書

稻荷社安鎮之証書

本宮祠官

松本筑後守

正一位稻荷大明神安鎮之事

古雖為本之宮奥秘依各別之願望略式修封之蔽璽令授与焉祭祀慎

之莫怠也

城州紀伊郡

本宮祠官

文化十五年正月豊日正四位下行築後守奉宿稱為禱

上野国吾妻郡中条村

田中甚兵衛殿

(中之条 片貝己代四蔵)

註 同家に、延享二年十一月吉日、奉建立長岡稻荷大明神宮諸願成就

候、奉加施主中之条町氏子中、伊勢町、西中之条村、榎梁、群馬郡室

田村清水弥次兵衛外三名別当大正院 謹敬白、此板寄進入山村山本文

右衛門、屋根屋信州松本模田町黒岩市右衛門とある。

八四 文政七年三月 和利宮神社花表修覆願狀

以一札奉願上候

一今般心願ニ付和利宮広前花表(鳥居内)永代修覆仕度候間、御

三ヶ村御役人衆中様 以御鼻肩御取上ニ相成候ハ、難有仕合ニ

奉存候

一金三兩三ヶ村御当役様方江御持廻シ被遊、利分ハ式拾兩壹分

之割ニ御世話之上、老々年相立候ハ、利方本金ニ加江御厄介被

下、花表損候節ハ御修覆被下、且元金三兩之儀ハ、永代御囲置

末々迄、偏ニ願上候、一村御役所へ當時金壹兩宛三ヶ村ニ而金

三兩御世話被成下、何卒心願之義ニ御座候へハ、以御憐愍御聞

濟之程幾重ニも願上候、以上

文政七年

伊勢町願主十一屋蔵 長

吉印

申正月日

大増賀口入 清兵衛印

右之趣心願ニ付申出取次候様被申候間、私共御願申候、後々鎮

守之助成ニも相成候何分御勘弁之上御取用被下候様願上候、以上

神主 日向 督印

世話人年寄 武左衛門印

同 年寄 徳左衛門印

中之条町

御当役様

御役人中様

(中之条町 桑原源一郎蔵)



八五 万延二年二月 赤坂村熊野宮維持方願状

乍恐以書付御答奉申上候

一御知行所上州吾妻郡赤坂村鎮守熊野宮氏子惣代之者奉申上候、鎮守宮守半右衛門義ハ老人独身ニ而罷在、宮元御除キ免田之世話致兼候ニ付、御除キ免田之儀ハ、氏子方江相頼置候処、熊野宮近所之者、境内ニ立入社木枯木等猥リニ切取候ニ付、氏子之者一同相談之上、議定取究、享保十四年酉ノ閏九月、七左衛門外兩人宮本世話人ニ相頼、諸事世話為致是迄大破不及様仕来リ滞なく宮居存分栄永統仕罷在候、然上ハ御除免田国役之義ハ世話人方ハ凡百三拾歳上組仕候処、何右衛門儀ハ祖父之代ハ免田小作仕り入上引残りに罷在申候処、世話人方ハ催促仕候ニ付、兄佐兵衛弟安吉ヲ以半右衛門相統人と仕、免田不及申ニ引殘金茂不差出心腹ニ而、剩私領在集侵之義被奉存候、熊野宮氏子一同聊以半右衛門相統之故障等毛頭不仕、是迄之通り免田之儀ハ氏子方ニ而預り置、世話仕り候上ハ大破ニ不及様、時々修復相加ヘ、年々祭日於神前ニ天下泰平村内安全御祈、永統仕度奉願上候、何卒以 格別之御仁恵ヲ以前之簾々被聞為召訳被下呈被下候ハ、氏子一同千拜而難有仕合奉存候、以上

万延二年

上州吾妻郡赤坂村

酉ノ二月日

熊野宮氏子惣代

連 印

御地頭所

御役人中様

(赤坂 小林貞夫藏)

八六 貞享元年七月 日向山定光寺薬師如来縁起

覚

一日向山定光寺薬師如来

吾妻郡四万村

本山山伏 三光院

右薬師開基之儀、往古吾妻郡之地頭三人御座候由、其内塩谷日向守定光と申人之守本尊に而、ゑんぶだごんの如来に而御座候。然る所に定光院折田村に彼薬師寺を建立被致永享年中鎌倉持氏公と執事上杉民部大夫違論出来、上杉、長尾両家岩櫃籠城之砌右如来を長尾右衛門入道取持て上杉定政御守本尊に被成候。其已後享祿年上杉定政越後之御突入之時四万山中木ノ根宿申所に御一宿被遊、古来我吾妻郡如来由緒之思召に付彼処に指置候より以来、湯前薬師と奉そなへ候。

ちやばみ薬師免田

日向

下田三反四畝十式步

下畑一反七畝步

同所

同所

下田一反六畝十步

下畑一町五反四畝步

同所

同所

下田二畝十二歩 屋敷五畝歩

同所

下田八畝四歩

田畑合貳町五畝拾五歩

右此寺領は真田伊豆守様御代々京錢百五拾壹文所にて、寄付被遊候。真田河内守様御代々石高貳百七拾貳文御朱印申講候所、真田伊賀守様御代廿一ヶ年以前辰之御検地に高入御年貢御取上被遊候為、其替と粗一俵一斗つゝ毎年御倉に而御物成之内に而御指引被下置候事紛無御座候。右之御朱印御取上被下候ニ付而無御座候。真田伊豆守御役人中伊賀守御役人衆御黒印無御座候。先規之由緒之通り地面に而被下置候ハ、難右可奉存候、以上

貞享元年七月十八日

薬師別当 三 光院

御検地御奉行衆中

(四方 田村茂三郎藏)

八七 嘉永五年十一月 日向薬師森木伐採如来夢枕にて

中止事件

為取替濟口証文之事

一 当村温泉之奥日向山定光寺往古より本山修験三光院御除地貳畝

貳拾歩所持薬師如来堂守ニ有之候処、右三光院死失之後百姓源八御堂并境内森木先年より立木候俣大切ニ守護致来候処、此度御堂為修覆善兵衛・定右衛門森木壳木致候様夫々之者ニ相談いたし、八月中原岩本村山師律五郎方ニ壳木主定右衛門証人善兵衛世話人半左衛門右三人名前ニ而壳渡申候処、早速ニ杣木挽大勢入込、大門之通り杉伐返し候、然ル所源八義九月廿一日之夜寝伏罷在候処、夜半之頃目ヲ開見候得ハ、薬師如来之尊像枕本ニ光明を照相頭候得ハ源八儀驚入奉拜居候処、早速退給ひ、左候得ハ如来森木ヲをしみ候哉ニ相心得、善兵衛方ニ参り、右之由ヲ申森木壳木不致候様申候得共、一段山師方ニ壳払候上ハ致方無之趣相断候間、無余儀判頭善之丞同道ニ而年寄政右衛門方江右次第申出候、依之政右衛門義百姓代元右衛門同道ニ而名主善兵衛方ニ参り壳木之儀相止候様申候得共定右衛門善兵衛兩人ニ而源八ニ断候通之挨拶ニ有之候得ハ立戻り源八ニ右兩人より挨拶之通り申候得ハ源八儀、日向ニ住居難相成旨申之ヲ居候内、上組氏子一同之もの壳木不致様ニ不残相談決着いたし右ニ付政右衛門、元右衛門難捨置、今般岩鼻御役所ニ御訴ニ可罷出存意ニ而渋川宿迄罷越候ヲ中之桑町役人より呼返し扱ニ立入右薬師如来森木之儀ニ有之候得ハ伐払ニ相成候而ハ若又氏子一同如来之御罰も有之候ヘバ宍村之難波難計、殊更御訴ニおよび候而ハ容易之儀ニハ無之卜存、双方ニ異見差扣扱人より山師律五郎方ニ及掛合森木買戻、尤大門入口之所少々杉伐返し候分ハ無抛、境内

立来之分ハ此後何様之儀有之候共一切禿木不致、立置可申答、且又訴答心得違差纏續り合之儀ハ扱人貫請大門入口杉伐払候場所ニ善兵衛方ニ而苗木植付、自然ニ成木可致様取極置候、依而事柄相分り右一件ニ付、双方共申分無之致和融熟談内済仕候、為後証為取替济口証文仍而如件

嘉永五年子十月

百姓 源 八印  
 同 善之亥印  
 同 定右衛門印  
 同 半左衛門印  
 寄惣代 伊平次印  
 同 所左衛門印  
 同 万之助印  
 同 左太夫印  
 組頭 長重郎印  
 同 太兵衛印  
 同 平四郎印  
 同 儀左衛門印  
 百姓代 元右衛門印  
 年寄 市三郎印  
 同 茂左衛門印  
 同 政右衛門印

名主 善兵衛印  
 中之条町扱人 年寄大惣代 重兵衛印  
 役人惣代 名主 政右衛門印

(四万 関善平藏)

八八 宝永七年 群馬郡伊久保觀世音菩薩略縁起

上州群馬郡伊久保村

青雲山 妙法寺印

○小野宰相算卿略縁起

算卿は破軍星の化身冥途にて俱生神本地六道能化地藏菩薩一切衆生を救ひたまわんために算と願れ詩哥の達人也、隱岐国へ左遷の比、「和田の原八十嶋かけて漕出ぬと人にわつけよ海士の釣舟」とよみたまふ娑婆の縁尽冥途に帰らんとて洛陽千本に造堂末世のしゆじやうに尊影を拜せしめんとて三尊の阿弥陀如来を作り地藏菩薩閻魔王又は冥途の土にて嵯峨の俱生神を作り給ふ、此一尊躰上野国小野子の庄伊久保村妙法寺の本尊是なり、算卿逝去文徳天皇仁寿二年十二月廿三日、宝永七年まで八百五十九年なり。

○上州吾妻三十三所第一番之札所群馬郡小野子伊久保村青雲山妙法寺略縁起

観世音尊像

御長ケ一尺四寸余  
赤梅あかばな檀丸木

小野宰相算作

抑人王九十八代崇光院の御宇観応年中藤原のとし長卿当国におわ  
せし比あんち崇敬せられし本尊ほんそん呉げんの山なり。然処当国にむか  
し兵乱のみぎりよりすひびにおよびぬ。其後長尾景春入道あつち意玄白  
井に在城して此観世音ほさつをしんかうす。其比堂塔はん多いす  
となり。其後天正年中近郷に飯野太郎といふもの拜殿をさいかう  
す。今にその形あり。棟札並にふかき絵馬の和歌あり。

よの中の花も妙なる法の寺

月はいくもにひかりあまねし

あとたれていく世へぬらんいくも山

神さひにけりまつ風のおと

たちふりなおもきて見むさくら花

いくもの山のほふさかりを

当国上野国は人の心剛強にしてけんどんなり、仏法にうとき支を  
あわれみ給ひ、行基菩薩の時より郡邑に堂塔所々に作り、仏をあん  
ちせしき、諸人の心をやわらげ仏果にいたらしめんとちかひたま  
ふ。さるによりて日本国三十三所の山々を此国にうつして、あが  
つま三十三所の札所と名つけ、人々参詣崇敬せしむるや、大ひの  
御誓よちかい彰響あきこの物に応するかごとく其きどく妙なる支あげてかそへ  
がたし。中にも永祿の比此国兵乱のみぎり軍法ふりとの甲里村に  
てはいぐんせし処に、此観世音へ参詣して今の難をすくはせたま

へとひたすらにきねんして、ゑびらにさせる矢一筋ほうでんにさ  
ゝげしかは、晴天にわかにかきくもり大風吹かぶり山の峯に白雪  
おほい白旗のごとく見えしかば追手の兵近づき得ざる処に、みか  
た散乱せしめての兵あつまりて、矢をはなつ事雨の降るごとく、  
かたきの兵せんかたなくはいほくす。あやうき難をのがれ武名を  
あげ、子孫長尾の家につとめけるとなり。又当国飯塚太郎年たく  
るまで子なき事をうれい、夫婦もろともに此観世音へきせいをか  
け、一子をあたへ給へといのり、あゆみをはこぶ事こととせをみて  
さるに、妻女たゝならずみごもりして、すでに産月にもなりしか  
ば、くるしみたへがたがりき時大ひの御名をとなへ奉りし程に、  
安産のみならず男子をもうけ子孫はんゑひさうぞくせしなり。今  
に世つきの願、平産のいのりねがいの人たへせず、その比は当国  
の諸人白はたの観世音又は子安の観世音ともあがめ奉り、二世安  
楽をいのりしなり。又ある時いつくよりかしゆぎやうしや一人此  
山にきたり拜殿につやして大士のれいげんをかんして岩屋より尊  
像をぬすみ出し逃にげざらんとせしに、下道かみちにてたちまちなこいた  
み歩行かなはざるによりて仏罰のあらたなる事をおそれ郷へ立帰  
り人々に此おもむきをざんげして尊像をもとの岩屋へ納奉り、そ  
れよりして靈妙おそれをなし、開帳する事もなく、年月をへたま  
う。略縁起如件。

八六 享保八年十二月 死者引導をめぐる浄土宗宗本寺天

台宗清滝寺出入口上

口上

今度当村五兵衛母先月廿五日相果申候ニ付、拙寺方江同所九八郎并八内兩人を以五兵衛頼候趣者、我等養貧乏之身ニ而夫婦共ニ奉公仕、宿所ニ不罷在、親之死に目ニ茂逢不申候程之儀ニ而御座候得ハ、寺内母之菩提之資ニ茂可罷成かきもの可被下置由願越候得共、愚僧、曾而難謂合候間、則致返答候ハ、尤当所ハ、禅淨土七箇寺入会之禮那場にて、其方ごときの貧者亦ハ拾五未滿之童女ハ外人之譜代等之儀成ル輕キ無縁同前之者ハ為旧例ニ清滝寺ニ而致引導來り候得共、何れの寺よりも無其尋勿論清滝寺よりと前後共ニ何方のも届ケハ不仕候由、所之禮那中之物談且又村所用として拙僧ニ至迄代々勤來候得共、寺之例ニも不相構所之用事資ニ茂不相構、此度之宗本寺住僧ハ殊之外六ヶ敷出家と世之評判承候間、決而かきもの茂出ス事不罷成ニ申遣し候得ハ、又々九八郎を以、申越候者、御返事御尤御座候、然ハ我等刺髮仕唯畜類を捨置候様ニ埋、菩提寺江者勝手次第ニ急度相届ケ戒名茂付ケ貰申事ニ御座候間、其已後菩提寺より何分之六ヶ敷義申來り候共、貴寺様江少茂御苦勞懸ケ申間敷候間、御出家之御慈悲ニ御廻向い頼入候と申ニ付、左候ハハ拙寺方江苦難掛ケ間敷と被申候上ハ、縦道路之辻、山野ニ死したる禽獸ニ茂僧侶之身ハ廻向致ス事ニ候得ハ、幸当院寺

役として跡祈禱ニ參候間、乍序廻向事ハ可致申越、默與無覺事ニ存候得ハ、五兵衛并媒使之者ニ加印を以髓成手形致置申候処ニ宗本寺如何様成ル存寄ニ御座候哉、先月廿七日ニ五兵衛役寺江參り其届ケ申少々之施物も持參仕候得ハ施物おハ被致受納請其跡当村之名主所江書付を以宗本寺被断候、被越者其村五兵衛義者代々浄土宗ニ而拙者禮那殊ニ累年御公儀江御請合申候所ニ清滝寺我儀ニ取置候者言語同断成ル致方申懸ケ、拙者方江茂其趣ニ而使者お以御公儀之御差紙同前之書付被差越不取敢愚僧も引導ハ不仕候由之致返書、則使者ニ相渡し、翌日拙寺使僧并五兵衛を以右返書之通り之口上又々申越候得ハ、向出僧ニ宗本寺挨拶被申候者、此方天台真言之之者引導も存知之処ニ諷経廻向ハ愚引導ニ而有之と理不尽申懸ケ、其上近日江戸江出府いたし、寺社奉行所江申上ルとの返事ニ而其跡より宗本寺使僧当村名主所江參り申候者、清滝寺我儀ニ五兵衛母取置不致、引導申候者無其謂候間此旨御公儀江申立候ニ清滝寺本寺付入用ニ申來候得共、名主被申候者、尤清滝寺本寺付ケ之儀、御水帳之向并宗門御改帳ニ総置候得共、此度之御尋ハ我等共合点不仕筋ニ而御座候間、猥ニ書付ケ雖進候と使僧方江返事被申候得ハ其翌日直ニ宗本寺住僧名主所江參存知之外被致、拙寺を惡口、其上所々役人をも傍若無人ニ被申掠候段、前代未聞之惡心、何共迷惑此御事ニ御座候、依之者其通り不相構、差置候間、已後如何様之六ヶ敷儀巧ニ出し可被申懸及難相知レ左様成ル節、愚僧ハ不及申ニ本寺も及難儀ニ当村江も苦難を懸

ケ候者拙僧ニ取、本寺違背之越度、其罪不輕事ニ御座候者、無是非次第、依之明日、者沢渡村名主所江相届ケ亦ハ我妻郡之内宗本寺同末寺方江茂致其届、近日江戸江罷出、御代官所江願上、御公辺之御控次第之御添簡申請、何れハ成共罷出候間、然時ハ内々申談候通り拙僧諸入用者各々御相談之上無滞相調候様ニ御願申候、於御公儀ニ申訳仕候儀も大体ハ此分ニ御座候間兼々無御周章様ニ為念若斯御知申候、以上

卯ノ

清滝寺住

極月六日

仙 海

端首

享保八癸卯年十二月原岩本村

名主

彦 兵衛

(岩本 神保彦憲藏)

〔表紙〕  
〔鐘樓募縁簿〕

印「臨濟宗」

〔〇〇〕 安永三年二月 折田定光寺観音道心性源鐘樓募縁簿  
這回鐘樓つくらん事を発起す、それ鐘ハ法器の第一声のひどく処の者、益をかふむらずと云事なし、地獄三途も苦をまぬかる者なれハ、先たちたる之者のため、又現在の身のため、材木土石米穀金錢を施して堂を成せん事をこひねかふ、仏塔経巻のために寄金し、供養するハ、これ田畑に種をまくがごとし、種まかすして実

を得事有るべからず、人々我身にそなへる業をはけみ勤て宝をもふけ、種にまき生々世々の正しき福を得べし、堂塔を造る功德無量無辺成と骨もたかくも出します、我願をたすけて共に大果を得んことを祈るのみ

安永午仲春日

性源老僧(濟興三世)

興濟

性源

註 折田定光寺観音堂守、久喜市濟興寺の僧

町誌第一卷堂守の教化参照

(折田 水出百寿藏)

〔一〕 文政十年七月 滝沢不動堂細工請負証文

手付証文之事

一 不動堂積

一金拾参両壹分 大工・杣共

一金貳分貳朱 釘代

右金子之内、為手付金子卷両箇ニ請取申所衷正也 但シ細工出来之義ハ当亥極月ヨ来ル子八月迄ニ無相違拵上差遣シ可申候 作料之義者追々細工見合御渡シ可被下候、為後証文仍而如件

文政十年亥七月

折田村

太郎兵衛

甚左衛門

堂守

九右衛門殿

五人組中

(折田 折田茂藏)

御年貢地分

一上田八畝七步 郷藏屋敷一畝二十步

一(なし)

一中畑 三畝九步

一下々畑二反八畝十六步

一山下々畑二畝五步

一林二反七畝二十六步

吾妻郡横尾村

名主 嘉兵衛

八三 文政十三年正月 平村白井沢観音洪水に流失、再建願状

上州吾妻郡平村宇津間大土御堂、古来より有之候処、去ル丑七月

十九日、風雨大変ニテ、巖山崩落、諸木大石押し出し、彼ノ大悲閣

ヲ押潰シ、郷民難渋仕候、依テ観音堂再建仕度候へども自力不相

叶候故、万人ノ助成ヲ以一字建立成就仕度候間、御信心ノ貴各御

寄付偏ニ奉希候、以上

文政十三年寅正月

施主 喜左衛門

世話人

村役人

(平 関征児藏)

天保十三年

二月 日

(赤坂 小林貞夫藏)

八四 明治元年十二月 日向見山定光寺の仏具につき御室

御所の達し

達一札

其村

定光寺

八五 天保七年二月 横尾無量寺所持高書上状

無量寺所持高反別

一屋敷御検地 三畝十五步

外ニ田除 一畝四步

外ニ大門除 二十四步

兼而申渡候通、顯徳寺寺務有之候ニ付而ハ、仏具其外寺中品取調  
紛失無之様取計可申事、并ニ境内相改山林竹木等迄篤与取調顯徳  
寺江書出シ可申事 此段得其意宣敷取計候也

御室御所 小林主膳

辰十二月一日

四万村役人中

註① 「封書、御寺誌、御室御所御用

吾妻郡四万村役人中

小林主膳①

尚此融頭徳寺相達し可申事」とある。

② 原町頭徳寺は京都御室寺の末社であり、明治初年同寺からいろいろと達しが来ている。

(四万 宮崎徳郎蔵)

## 第二項 キリスト教

公空 貞享五年五月 キリシタン類族人死亡口書

折田村名主組頭与右衛門口書

一 当村与右衛門女房之母年八十五歳にて今十二日、昼時分相果候間御注進申上候処、委細御尋被遊候、此女之儀ハ代々禪宗ニ而伊勢町林正寺且那ニ紛無御座候而、年々宗旨手形ニも林正寺判形仕、差上ケ候へ共、沼田町鍛冶町ニ罷出候青木庄右衛門与申者之従弟ニ而御座候、此庄右衛門儀、吉利支丹宗門ニ御座候而以前御僉儀之節ころび申候由ニ御座候、其従弟ニ而御座候ニ付、去卯ノ八月、熊沢武兵衛様、竹村惣右衛門様ハ拙者共ニ御預ケ被遊、手形差上申候、其節此女相果申候へハ、早速御注進仕候様ニと被仰付候ニ付、御注進申上候へハ、御出被遊、死人御改、吉利支丹親類之儀ニ候間、塩漬ニ被成候様、而拙者共御預ケ被遊、昼夜番仕候様ニと被仰付奉畏申候、大切ニ昼夜番仕御下知

次第可仕候、為其口書証文差上ケ申候、仍如件

貞享五年辰ノ五月十二日

折田村

名主

甚左衛門

組頭

大郎右衛門

同

与右衛門

御代官様

(折田 綿貫孝次蔵)

八六 年次不詳 キリシタン類族者調書

右之類族

右甚五左衛門妻

真田家中

(※高野甚五左衛門)

一きよ

此女上州利根郡摺淵村所生ニ而御座候。四拾三年以前明曆三酉五月廿七日、六拾歳ニ而致病死、且那寺我妻郡下沢渡村浄土宗宗本寺ニ而取置申候

右甚五左衛門子

此者上州吾妻郡大塚村罷在候処、四十一年以前万治三子十一月十二日廿九歳ニ而致病死且那寺同郡下沢渡村浄土宗宗本寺ニ而取置候。

(猿ヶ京関所文書)



第三項 修 験

八七 元禄元年十二月 折田村修験宝善院地所売手形

売渡申手形之事

一十二之林金考分ト五拾文売渡申所、実証ニ御座候 此林ニ於て  
わきふたれ成共ままい無御座候、縦へ何様之新御儀御座候共違  
乱申間敷為後日依如件

元禄元年

卯ノ十二月廿二日

折田村

売主

組頭

宝 善 院 印  
伊 兵 衛 印

八兵衛殿

長 右 衛 門 印

(折田 小洸みどり蔵)

八六 元禄三年八月 折田村修験本御幣預り証文

預り申手形之事

一 妙見菩薩

一 寸わ大明神

一 子もち明神

一 八満 (幡)

一 成田之すわ

一同 伊勢之宮  
一山王ノ宮

右七社、儘ニ預り御へい取申所実正ニ御座候、向後無ざはい仕  
候へ、何時成共、名様江御渡しし可申候、誰御志はい被成候  
共、少も御ちらみ申間敷候、為後日仍如件

元禄三年

午之八月五日

折田村

預り主

本 印

八兵衛殿

組頭

伊 兵 衛 印

(折田 小洸みどり蔵)

八九 享保十六年三月 折田村修験請状

覚

上野国吾妻郡折田村当山方長楽院・同教光院・同観行院同徳蔵此  
四人儀、此下帳下、当山修験真言宗ニ紛無御座候、若宗旨之義ニ  
付、疑敷宗門と申出ル族於有之へ、此方より埒明ヶ少及御苦勞ニ  
掛ヶ申間敷候、為念如斯ニ候、以上

真言法頭三宝院御門跡

直末寺

上州利根郡新巻町

池 福 院 印

享保十六年

亥三月日

上州吾妻郡折田村

御名主中

(折田 今井次男藏)

横尾村別当

文珠院<sup>㊦</sup>

安永三年十二月日

赤坂村

名主 次郎兵衛殿

(赤坂 小林貞夫藏)

九〇〇 明和九年七月 下沢渡大藏院森御殿宛寄進状

御代替御祝儀物

住心院霞下

上州藤岡町桜本坊同行

同国吾妻郡沢渡村

大藏院

青銅式拾疋

右相収畢

明和九年辰七月

森御殿

役 所<sup>㊦</sup>

(下沢渡 柏原利夫藏)

九〇三 享和二年十一月 上沢渡村修験正学院風儀一札

差上申一札之事

上沢渡村正学院儀風俗等不宣之由、賭之諸勝負等立入候哉之風説聞及申ニ付今般拙寺共立会、虚実相糺候処至極承知仕、此末共ニ堅相守可申旨、聊議定仕候ニ付、一件拙寺共已来引請仕、右躰之不風俗成儀決而為致申間敷候依之一札差上申所毛頭相違無御座候、為後証如件

享和二年戌十一月

五丁田村

西教院<sup>㊦</sup>

取締方

沢渡村

山田村

大藏院<sup>㊦</sup>

山田治郎兵衛様

(下沢渡 柏原利夫藏)

九〇二 安永三年十二月 横尾村修験文珠院横尾八幡奉加状

覚

一八幡宮本社銅瓦料奉加

金壹分ト五百五拾文

右樋ニ收納頂戴仕候、以上

九〇三 享和三年正月 藤岡桜本坊下沢渡大藏院の直院申請状

乍恐以書付奉願上候

一 拙院同行吾妻郡下沢渡村大藏院義多年相願候ニ付今般

御直院に奉差上候、何卒御慈悲を以無相違御取立被下置候様備

奉願上候、右願之通り御聞濟被成下候ハ、難有奉存候、以上

上州緑野郡藤岡町 桜本坊

享和三年亥正月日

六角

六心院様

御役人中

(下沢渡 柏原利夫藏)

註 同年同月 藤岡桜本坊山からの「為除末」金十三兩の寄進受納寛が  
同家にある。

六四 文化四年七月 横尾文珠院、五反田山本の御殿札金上

納証文

寛

一 官金 壹分

一 金貳歩 山役

一 錢三貫五百拾八文

御殿御札金壹分預り 笈味

文化四寅年

七月日

右之通り體ニ上納

有之候

横尾村

文珠院

五反田村

山本

(下沢渡 柏原利夫藏)

六五 文政十二年十二月 折田村鎮守社僧大藏院、同宮守

和議証文

和談内濟証文之事

一 上州吾妻郡折田村鎮守妙見宮諏訪宮社頭之儀正徳元卯年ノ下沢

渡村儀大藏院江相頼其以來社僧相勤來候儀ハ本願之八兵衛宮守

治郎兵衛兩人方へ願書取戻之候而是迄相勤來候処、去文化三寅

年、先大藏院不埒之筋有之猶又去々年中上京勸化之砌、右八兵

衛方へ不行届筋有之候ニ付、同人ノ申立、右社頭可取放旨、当

九月中申立、其段役元迄相届來り、既ニ大藏院方へ可断及所、

五反田村年寄四兵衛殿立入取扱之手段ハ大藏院儀年來社僧相勤

來候得ハ、当村役人中へ勘弁申入趣意金壹兩折田村ノ差出候

て、右金大藏院へ為取之此金利を以、年々同院家内於神前々、氏

子安全祈念可相勤等と内濟ニも可相成ニ付、其段惣小前江一同

組ニ及相談候而跡ニ社僧何方江相頼可申哉も村役人計ニ而取極

候儀も神慮之儀ニ付、惣氏子一体之存意を以、古來有來之別当

所或ハ社僧法善院相立候共又ハ教法院相願候共大勢存寄を以取

極度ニ付、小前一体ニ組々相談有之候処、古来別当所再與仕候迄ハ、教法院并高連庵ニ而兩稼兼帶可仕管相願置度申、組々存寄左ニ候得ハ、其趣ニ取極、夫々可相願所、山田村善福寺様御意見被下候て、右大藏院義も再三不行届筋有之候得ハ、社頭取放し、尤ニハ候得共、去年中上京致、丸耆ヶ年も同院不相勤候誤柄故、余り氣の毒ニも有之、同人後悔可致故、村役人中并惣氏子中、本願之一体ニ此節勘弁致吳、猶又大藏院も五三年も為相勤可異様御尊前ヲ申来、八兵衛立も右之御利解被仰聞候処、村役人中并氏子中一同可然義ニも落着可致候ハ、何様ニも御尋前江御任可申由ニ而、猶又其段惣小前へ申談候処、応変之筋ニも及聞候而、小前大勢故向々ニ而埒明不申、殊ニ当夏中、八兵衛若者へ対し酒狂之上俺一人之鎮守ニも有之杯申候儀も有之や、風聞等有之候得ハ、古来何様之筋ニ而左様之口有之哉相尋候へ共其節之儀ハ酒狂之上ニ而、少茂寛無之段、右社頭大藏院方へハ、正徳元卯年中、八兵衛願之由、宮守治郎兵衛ハ願書も有之上ハ右八兵衛取放之段、大藏院へ懸合可及筋も尤ニ相分り候得共右善福寺様并四兵衛殿猶又御勘弁御取扱を以、以前之通、此節大藏院方ニ而社頭相勤可申様取扱事濟候上ハ、村役人并氏子中八兵衛一同至極得道致、大藏院又々相勤候ニ少も申分無之、前書八兵衛儀も右様酒狂之上ニ而何願風聞等有之候義ハ取扱人貰受、以来右様等不申筈、大藏院方ハ此度相改、別紙一札願書取置可申筈、依之村役人物氏子中并八兵衛一同ニ而少も無申

分、今般御取扱被成下候段計万吞内濟仕候上ハ、私儀ニハ重而  
出入申出間敷候、為後日議定内濟証文仍如件

文政十二年

五十一月

上州吾妻郡折田村

(折田 折田茂藏)

六〇六 文政十三年三月 折田村鎮守別当大藏院社役取替証文

為取替証文之事

鎮守

一妙見宮

一諏訪宮

右社頭之儀、正徳元卯ノ七月申、本願主八兵衛宮守治郎兵衛方ハ相預り守護仕来候段相違無御座候、然処今般行違之筋有之、右社役取放ニも可及処、山田村善福寺様五反田四兵衛殿御立入猶又以前之通、相勤候様御取扱被下候而事濟相成候、雖然古来別当所相立候節ハ否なく御返可被下候、為後日取替証文仍而如件

折田村

村役人兼

文政拾三寅三月二日

名主 九右衛門

八兵衛

下沢渡

治郎兵衛

大藏院様

(折田 折田茂藏)

註 同日付、折田村が、大藏院の解任を村役人に願ひ出ている一札がある。

六〇七 文政十三年三月 折田村修験教法院身分証文

一本山修験

天台宗 教法院二代 妙学<sup>㊦</sup>

屋内僧宍人 年二十三

右ハ本山修験天台宗ニ而紛無御座候、若御法度之宗門と申者御座候ハ、何方迄も罷出急度申訳可仕候、以上

京都聖護院宮院家

信心院殿直院

上州吾妻郡折田村 教法院妙学

文政十三歳寅三月

(折田 折田茂藏)

六〇八 天保十三年 町田庄右衛門大藏院へ寄進の証文

御寄附証文之事

一金七兩貳分也

右者天保十三寅年質地代金其外去寅年迄諸勘定残り相嵩候分御取

調之上

三嶋宮

妙見宮

右両宮為御祈禱之御寄附被下候所衷正ニ御座候、然ル上ハ永々無怠慢御家運御長栄祈禱修行可致候、因而御寄附受納申証文如件

下沢渡村

別当 大藏院

山田村

町田庄右衛門

(下沢渡 柏原利夫藏)

六〇九 嘉永二年二月 大藏院登山仕兼届

乍恐書附を以御届奉申上候

今般高祖神変大菩薩御遠慮ニ付、御霞下一同登山可有之候、御触書之趣奉承知精々相心掛ケ居候処、当節足痛差起、登山仕兼候間、無処御届申上御勘弁奉願上候、且御香奠御祝儀物ハ別紙ニ認メ献上仕候間、前書之通り御聞濟被下置度、偏ニ奉願上候、以上

上州吾妻郡下沢渡邑

大藏院

嘉永二年 西二月日

京都六角

住心院様

御役所

(下沢渡 柏原利夫藏)

り之義ハ相断可申候、此段御内ニ筆談得御意度廉々如此御座候、  
濟言

二〇 年次不詳三月八日 柴宮神社司祭榛名山満福院書状

書状

三月八日

西中野条村

御役人衆中様

註 この外、次の一札がある。

此度被願出候、教智院境内借用之儀、於此方ハ差支無之候間、其村  
役人中相談之上都合宜敷様可被取計候事

子三月

榛名山

役 所<sup>㊦</sup>

(中之条町役場藏)

二一 子七月 吾妻郡下修験入峯触書

御触書

本山一派年々春秋兩度諸国より入峯之儀ハ 公武御祈祷御用実働  
ニ而自山之、修業ニ無之、御撫物致守護於峯中 朝廷安穩、将  
軍家御武運長久、一天泰平之御祈、参集之輩不論職掌之差等、举而  
令抽丹誠修業候事、一宗第一之公務ニ付、衣体等御定之通、夫々  
敲重ニ可着之処、近来略衣ニて修行、剩御祈之道場ニ相違候趣も

雖未得良遇候一箇致啓述候、先以其御村御静謐各様方弥御清福可  
被御凌ト珍重不斜致大悦候、然ハ其御村内鎮守 柴宮大明神別  
当境智院ハ里見山光明寺門徒之寺院ニ候処、宝永年中より同院無  
主ニ付沢渡村大藏院預、享和三年迄、長々社務、同三年八月ノ神  
主唐沢丹後預候証文有之候、右別当職之境智院住職永年相応之人  
体無之段、甚不審別哉、寺院被却ニ而も候而哉否之趣宜申羊旨年  
来院代江被仰付置候得共、何分用繁勝ニ相渡旁等閑其佩ニ年月を  
送、消日之義殊之外敷敷候、昔々社役別当職之所、右之様成行候  
而ハ誠令法久住之掟背、柴宮神慮茂恐入候間、此度は非共聖院参  
向秀曲申羊御示談ケ様被仰付候之処、亦復無抛用儀出来急ニハ難  
相信候趣に相聞、不得止事、書面ニ而得御意候、境智院寺破向之  
儀ハ榛名山別当所江相願、正月九月配札其外祈願檀主方江配札等  
之儀も有之候ハ、其節々使僧彼差向配札致し、其納物ニ而寺院  
大破ニも候ハ、追々修復候様ニも可相成候、別寺院破却ニ候ハ、  
物成起立料ニ積立之義、御役元方ニ而乍御面倒御世話被下候様御  
願被申度旨ニ御座候、右之条無御別義御承知被下候ハ、神主預

有之哉ニ相聞、夫修行之本意ニ候、向後急度相改、入峯之輩、不  
残襟掛堅（註）具着用右御祈共余作法等敵室ニ可執候、尤国々領主ハ、  
外祈願相兼候分、是亦弥無廉略可致勤修候、勿論入降ニ付てハ、  
従古来其国主領主等より被援助候向数多有之候、是金公用参勤有  
之事ニ候、然ニ為法中不弁、職分本深ク、公務相怠候輩も有之哉、  
朝夕不心得之至候間、平常忝其根氣令修学疎外高祈其国所々武運  
長久家門繁栄至入峯之時節ニ候て右御用参勤相励可尽職分ニ精出  
候、右等々趣霞下支配下等江急度可相達旨従森御殿被仰出候ニ  
付、奉如斯候、以上

子七月

小嶋治郎法橋印  
内藤兵部法眼印

次第不同

上州吾妻郡

五丁田	西教院	上沢渡村	光福院
奥田村	正学院	岩下村	長宝院
植栗村	光明院	中之条町	金藏院
同	宝教院	今井村	今宮一乘院
原町	金剛院	同村	吉本院
下沢渡	大藏院	大戸村	南学院
同村	西光院	同村	長光寺
上沢渡村	正学院		

右触書順達得早々可差上候

附り 年次受昨年行事ノ年頭御祝儀尤次第可有献上旨被仰出候

間、去ル未年相触候処今以不勤之輩有之不本意之義候  
条、金錢を以、早々上納可有之候猶又准年頭事以下輩も  
有之候ハ、右ニ附し早々上納可有之候事（以下キレ）  
（下沢渡 柏原利夫藏）

九二 嘉永六年推丑八月 横尾村修験文珠院他行人馬繼立覚

（割印）  
観

覚

一馬 一疋 人足二人

右者

聖護院宮御院家住心院殿法用ニ付当二十二日出立ニテ其地致往來  
候、右人馬并ニ舟川相違無之様肝煎可給候、以上

丑八月二十一日

（嘉永六年）

聖護院宮御院家住心院殿内

文珠院観盛（印）

中山道通り從江州大津宿

信州追分宿迄

宿々問屋中

川場役人中

（横尾 割田文男藏）

六三 明治元年十月 修驗大藏院復飾願書

(1) 乍恐以書付奉願上候

一当 御支配所上州吾妻郡下沢渡村金原氏神三嶋大明神別当聖護

院宮御末流本山修驗大藏院德隨奉申上候、今般

王政御一新之御趣意承候、右社別当之儀、往古々旧例有之、神

勅罷在候処、御復古神社称号相改可申様被 仰出候趣、奉承

知、依之右社改号之儀奉願上候、猶此上復傍被 仰付、神勅先

規之通御聞濟被下置度奉願上候、何卒格別之以

御慈悲、右願之趣被為聞召分 神勅相統仕候様被為 仰付下置

候様備 = 奉願上候、以上

明治元辰年十月

三嶋大明神別当

大藏院德隨<sup>㊦</sup>

知巢事

御役所

今般

王政御一新ニ付、鎮守三嶋大明神別当大藏院德隨、前書願之通り

格別之以 御慈悲御聞濟被下置度一同奉願上候仍而如件

御料御支配所

下沢渡村

役人惣代

岩鼻泉

民政

御役所

(下沢渡 柏原利夫藏)

六四 明治元年十月 天神宮社人片山神職方仰付願

乍恐以書付奉願上候

上州吾妻郡四万村天神宮社人片山形部奉申上候、私儀素々信心之

ものニ御座候処、当村地内山奥ニ而往古々大石王宮大神有之、右

天神向社守相勤是迄神職ニ而信心罷在候処、今般 御一新ニ付、

何卒格別之以、

御仁惠先規之通り私江神職被仰付被成下置度奉願上候、右願之通

り御聞濟被成下置候へ、一同難有仕合奉存候、已上

当御支配所

上州吾妻郡四万村

明治元辰年十月十日

願人 片山形部

岩鼻泉

社事

役人惣代 徳左衛門

御役所

下沢渡村

(四万 宮崎徳郎藏)

名主 清右衛門<sup>㊦</sup>



## 第六節 文化・教育

### 第一項 蘭 学

#### 九五 天保期 中之条町人士宛高野長英書翰

(1) 年欠十二月七日付柳田鼎蔵宛

今年は寒氣一入烈敷相覚申候、愈御家内御安康被成御座候由雀躍仕候、小生無事御放慮可被下候、先達而は凍餅沢山に御惠授被下難有奉存候、早速御礼答可申存居候処、何角多用に付多罪御海涵可被下候、此節は美事之山鶏兩羽御惠投千万奉謝候、早速調羹拌味仕候、風味至而宣布、大菜になり申候、自是は何時も御無沙汰計申上、御地よりは時々御厚情実不堪汗顔候、此品如何敷品に候へ共呈上仕候、御笑留被下候様奉祈候、先は右御礼旁申上度、草々計申上候、今歳も早、臘冬無余日候、御自重来陽目出度可得御意候、別封夫々何卒御届被下候様奉願候、此内御令聞様へも可然御達相願候、以上

(天保六年カ)  
十二月七日

高の 長英

柳田鼎蔵様

(2) 年欠正月十六日付柳田鼎蔵宛

春陽之御嘉祥目出度申致候、愈御安康、可成御越歳奉賀候、小生無事加年仕候、御放慮可被下候、然は旧臘は山鳥二羽御惠授被下千万難有早速拝味いたし候、毎々御厚志深く奉謝候、其後海苔少々青木勘右衛門方迄書状相添指出候処、定而相達候事ニ奉存候

○扱此人は福田半香と申候而小生無二之懇友に候、山水家にて此度御地辺に遊度由に付、沢渡りへも書状相願候、人物は世之漫生之如きものに無之、頗る実直温厚之性何分可然御世話被下、少々得金候様御世話被下度候、景作与杯御話し合、是非宜敷御手引之程千万相願候、小生之近状万事此人より御聞取可被下候、何事も後便可申上先は右相願度匆匆計申上候、此内御令聞様へも可然様相願候以上

(天保七年カ)  
正月十六日

高野 長英

柳田鼎蔵様

(3) 年欠九月二十六日付遠藤玄亮宛

八ツ前、野田ニ着仕候、御放慮可被下候、然、水沢近辺の野にアルニカ花未タ散不申甚盛ニ候、渋川木暮氏ニ御相談被成、早速摘取老式斤も手ニ入候様御取計可被下候、先ハ草々計申述候、以上

(天保七年カ)  
九月廿六日

高の 長英

遠藤玄亮様

(4) 年欠十一月十八日附柳田鼎藏宛

寒氣相増火事沙汰も初り申候、宅内無事、高堂愈々御安清多賀、此品甚龜末、汗顔之至に候へ共、今沢渡之使歸り候に付呈上致候、御笑留祈之候、玄亮事御近辺に留寓之由申来候、定而御宅辺の御世話と奉存候、畢竟、御高庇此上可然御指揮相願候、当今別に奇事もなし、霜枯れなり何方も寂寥たる事に而医事も又多閑、読書には更に妙に候、柩要来春は出来可仕候、万事期後音此内万方可然、御致声相願候、已上

十一月十八日

高野 長英

柳田鼎藏様

(5) 天保八年十月九日付鼎藏宛

朶雲拜見、愈御道中無事御着之由承知雀躍仕候、小生無事御放慮可被下候、先達而中明吉参り居、六日出立之跡に而手紙参り候、定て只今頃は参着之日と奉存候、其節申上候通り先月下旬引移に相成申候、未だ転居余日も無之、只繁冗には困申候、質問本草書是等近日可指上候、何も御報迄に匆々計申上候、以上

十月九日

高野 長英

柳田鼎藏様

(6) 天保九年二月十三日柳田鼎藏宛

春に入り未だ御不信いたし候、先以春和、御家内様御壮健可被成

御座多賀、小生無事、御放慮可被下候、去年は大いに御世話奉謝候、当年良泰先日御地へ参候、貴家辺に居候半可然御伝可被下候

○当七日より火厄、前の巳丑之災より稍右へ申出候、七日西北風烈敷砂塵捲天候、形状早く既に火の徴あり、末牌外神田佐久間町湯屋の間より発火、狂風如射火熱益熾、一霎時に伝馬丁日本橋八丁堀佃島にさへ飛散、吏人防役如何ぞ救得べき、各家什器も藏し及ばず、只活命專一と男女東西へ逃れ候、小生も訪問に出候へ共、下町一面の火向ふ処なく只袖子親過致候、実に黒煙布地火整震天、可愕有様にて有之候、此火、東は两国側に畢り東南は八丁堀、茅場町辺より築地へ蔓り佃島へ涉り、又一道は隅町辺より十軒店・室町・日本橋通町・中橋迄皆片傍焼扱是より東へ転し八丁堀へ至りて合して為一、八日稍穏、九日余火未収、南風、檜物町より発火、西河岸迄焼候、十日又西北風人心恟々然処是も白昼呉服橋内伯州公邸より発火、大名小路片傍不残、数奇屋橋郭門崩余火京橋辺焼余の家々へ飛散、南は新橋松坂屋切り、是より東南に転し脇坂公不残、此日御浜御殿へ達す是又不残、東は木挽町築地一面殆と一家の残る処なし、下町辺残処、其外堀側少々朱門大廈一時付烏有、江戸市井中之拔萃、天下第一の勝街、今は昔日之武蔵野同様、為三無何有之郷候、使見者不啻家、拟々肝滑胆落候模様、此由敬作・俊斉・秀藏子等へ宜敷御伝可被下候、其外知己中宜敷相願候、先は草々計申述候、以上

二月十三日

高野 長英

## 柳田鼎蔵様

(7) 天保九年閏四月九日付柳田鼎蔵宛

晩春後一向御疎瀆打過候、愈御安泰御座候はんと珍重奉存候、当表拙宅家族無事御放念被下度候、然は今年は晴日多、兩日寡候へば、火災頻りに行れ既に西丸御焼亡後、四月十七日下町より小川町辺迄延焼、其後訛言甚敷、何か騒敷候処へ当月四日夜、四ツ少過より糺町十丁目真法寺と申処より発火、折節西北風烈敷、先大抵は焼払申候、但三丁目大横町より三軒屋通の東側免火候、小生宅は南東側に付、先免れ候と申ものゝ角屋敷にて風順不宜對門戸悉く焼上げ其火勢猛烈、迎も六ヶ敷と思候処、御城並に明石芸州御住居向之咽喉ゆへ、防火之輩死力を出し相防候て、消口七八本の札を立て、先々大抵は宅の骨は取留候得共、二階は悉く焼落、居間・調合処・客座敷・下男部屋塾等惣して焼破、一骸骨になり申候、只土蔵と台処のみとは幸に少しも手付かずに而此節土蔵住居致し居申候、就て早速普請に取懸申度と存候処、去年買受來、纔半年強未だ手元甚薄、右は兎も角も先第一、材木屋根板、大工日雇之働甚敷騰貴三倍に相成申候、急には普請も成兼候、されば迎弟子家來共之寐床処も無之次第、打捨置候事も難成、漸此節少々宛返りに先取繕致居申候、右に付、心付候事ゆへ申上候、扱御地より五六里計も有之候処より材木等川流に相成候に付、何卒松板沓棧、二階作之柱材沓棧、御積流之処御世話奉願上候、大抵沓棧代四五兩

賃錢も同様相懸候由承候、左候得者、都下ニ而求候より格別之下直に相当候ゆへ何分急々御積流し奉願度候、只今代料指上度候処、先差当り住居向之小普請に付、何分ニも金子引足不申仍而指上兼候、何卒右積流し相成候頃迄には金配も出來可申候間、早速調達可指上候、若又相成候事に御座候へ者、右材木類江戸着之日、木の代と賃錢と一齊に指上候様仕度候、此度は少しも御損相懸申間敷、只々御世話のみ奉願度、不存奇、半歳以上之災に逢ひ精神転倒半狂乱、また何之工夫も付不申、只茫然といたし居候、先此段相願度匆々申上候、俊斉・景作・秀藏之三子に宜敷御伝言相願候、近日別に可呈書候 ○先達て権六子に託し書状並に鹿烟草入指上申候処、定めて相達候事と奉存候 ○小生等先年より和蘭菓草種得申度、段々通弁共へも夫々託し置、色々手寄せを以、和蘭へ申遣候処、今年蘭人出府に付、右藥品凡二十種之種子携來候に付、他へ遣候も甚残念に付、十八金程にて一切買切、早速法に従つて培養致候処、左に記し候七品先萌を生し申候、ヤラツパソイクルオルトル ウイルデサララテ シウリング、トケレケルス、スピチジーローテビートオルテル、サフランも植付候得共、未だ萌不申候、此内ヤラツパは今甚有用之品に候、二本程萌生致し申候、六七月には余程種も取れ可申候

ラシロイ花今は余程子造申候、菊之種は日本始ての儀、他には一本も無之もの、甚築居候、此度、右材木類御世話之御礼尙当七月頃は右ヤラツパ子可呈候、但し是は至て秘事に候ゆへ必ず御他

言被下間敷候 ○材木積下の事福田へも委細申遣候、御相談可被下候 ○明吉此度は小生も存外之災難ゆへ、せめて積下し之世話なりとも御頼可被下候、先は何事も後便可申上候、匂々不一

壬四月九日

高野 長英

柳田鼎藏様

(8) 天保九年欠月二十九日付福田宗禎宛

(前文欠) 先外構は旧の如く出来上り申候得共、格子等も丸の立家のみ十方に暮居申候、元来普請も無理には候得共、場所柄にて近隣悉、普請上り候に付、業柄にて俗に言、医者之玄関前、当世之凡俗不得止事、無理に先外之処は佳成に仕立候、但し宅内は天井等も無之、屋根は瓦無之、何分、バツと致候事共に御座候、転宅来間も無之、元来此七月にて旧債も追々払方相済可申、先年拝借之金子等も七月後は返納も可仕旁桑居候処、不幸徹運右之仕合、扱々当惑仕候、仍之先年拝借金も未其俵いたし又々願兼候へ共、後之儀申上候而、御世話相願候事に御座候、尤此度は決而、御損も相懸申間敷、先便も申上候、通り只々少々の間、御世話を以而指下候様奉願度候、筏着之上は直に右代金差上候事也、普請材木大抵借物にて間に合候方より右参候へは是にて返し方可仕と奉存候、此段何分にも奉祈候 ○御手紙之趣にて篤と考候処、是迄指出候手紙未た参着不仕候にも相見得申候、承度候、火災後、田村八十七とのへ頼一通、先月中原町矢嶋俊司にも謁届啓封是は根岸・高橋・望

月氏等夫々へも認差出し申候、又当二月中も如何敷ものには候得共、烟草入烟管袋正月申御答礼に指上候、其後書状老通、此度にて手紙彼は五度に相成申候、是迄御答書も不承、若や何方にか遅滞仕居候哉難計乍序相伺候、左候へば早速相糺可申候、何分にも筏之儀御願申上候、何も貴答迄に草々、不一

廿九日

高野 長英

福田宗禎様

(原町 新井三郎藏)

(9) 天保九年欠月二十九日付宛名欠

御手紙拜見、御安泰奉賀候、当表無事御放慮被下置候、然は半燒亡に逢、先達中両度書状指上候処、定而相達候事と奉存候、其節相願候筏之儀、毎々御配慮被下候趣千万奉謝候、何卒少々相後れ候ても不及是非、御世話奉願申上候、代は筏着候て一高に取合御渡可申上候 ○宅も先大抵は表向きは普請に取懸り、二階も立直し旧之如に相成候得共、天井も格子も瓦も無之、只立家同様之始末、場所柄と申、家並一統普請出来上候事に付、無理に建、各造作等は仕候得共、転宅間も無之儀未だ甚た手薄中、難申尺難儀仕候御憐察可被下候、望月、高橋等へは先日貴下一同書状候間、此度は認不申候、宜敷御伝可被下候、明吉は如何いたし候哉、此度之儀ゆへ、せめては材木の世話にても頼度候、よろしく御伝可被下候、万事跡より可申上、早々不一

廿九日

高野 長英

(宛先は柳田宗蔵と推定される)

(10) 天保九年十二月三日付柳田宗蔵宛

御手紙拜見仕候、寒成甚猛、御安寧之由欣抔仕候、小生無事御放慮是祈る、扱又例年之通山鳥四翼御恵投被下難有早速調味拝喫可仕候、但し遠路之処、御配慮之程不堪恐怖候、筏之義は不堪渴望候此間より少々造作にも取懸り其上、材木借り候処も有之、当暮不着候ては不義理之処も有之、甚当惑仕候、宜敷様御世話被下候而早速相達候様奉願候 ○助郷一条万分の好模様可免欵、市場一条も成就可仕やと奉存候、但し此は官家之事可秘々々、事就候迄御他言無用々々 ○白虹貫日、自古為凶、西洋又為凶兆、但し窮理は「イスホルジント」に詳なり、近日訳し可指上候、何も急事根岸迄申遣候間、勿々計り申上候、此由何方様へも宜敷奉願上候、以上

十二月初三

高野 長英

柳田楨三様

(11) 年欠三月上旬日付高橋景作宛

如貴翰新禧万福奉賀候、御平安欣抔仕候、当家拜共仍任無事御鎮慮可被下候、今春も疾抱又行且痘も一般ニ流行業甚忙、御地辺如何、先ハ貴答迄ニ、勿々不一

高野 長英

三月初二

高橋景作様

(伊勢町 木暮久弥蔵)

(12) 年欠四月九日高橋景作宛

今日鈴木病死ニ付同家ニ今夕迄罷在中候、急病用等有之候ハ、同家ニ御申越可被下候、周助帰リ候ハ、早速御遣し可被下候、尤弓提灯御持参可被下候

四月九日

高野 長英

高橋景作様

(横尾 高橋忠夫蔵)

註 以上所蔵記載以外は高野長英伝参照。

九六 天保期 福田宗楨日記、遺稿

天保六年七月十日政五郎雨亭後室之事ニ而桐生行(欄上)(前キレ)七両三分之処貳両金ニ而濟候様五反田四兵衛殿を懸合候由ニ不面白之由申之姓名書を取帰リ候

七月十四日

江戸茅場町薬師前岡上源蔵訛遣候雲丹送り来候、右源蔵ハ川越在出生、当時江戸住、訴訟事功者之様子之人也、盃溜間一々面々知己(前キレの如し)真壁之人太郎、芳太郎疫利ニて四万々来り全快後日又四万へ返ル、下総潮来兼山之弟子

飯田町御勘定奉行内藤隼人正家来横山（略）

あかぬかな月すむ夜半にある紅葉

桂の花のここのみして

七月十七日 五反田竹山四兵衛殿越石相談寛

玄米石四斗 大豆四斗

麦五斗

右下沢渡名所中田八畝上田五畝六分畑四畝十歩、右之地所引受當年五両差出候対談、来月末迄ニ証書受取引合証人孫兵衛奥印下沢渡村ニ而致答

七月廿日 深川石川平右衛門文法書二卷、葉名書一卷贈来候

人形町通り和泉町大津屋と云漬ものや銘物生薑漬沓樽式朱ニて

上野備前宿坊等覚院内鳳音坊梅痔切断投棄、閏月六日帰都

江戸亀井戸法音寺橋大野万三郎内密酸敗液支連中適効同娘草津出立

廿二日 下余村俗名宮本尚一郎右書状届処江戸両国小林金右衛門方へ出し候ハ、相届候潮来在鳥崎村赤須山大膳池之主人長藤川

伝七

（中略）我宿ニ来らぬものハ人ばかり

きのふの人も人にあらねば

清水様御内室敷例

西之窪雁木坂下界屋新兵衛携婦人来清馬伴来山上対□

常州河内郡手宿在猪子村宮本市郎右衛門右ハ覚右衛門親類之者聞

七月尋来り候也

閏月十五日最勝寺出立政五郎頼遣ス、慈眼院高野宮田之書状頼遣

ス

得願寺真田職人町之住

下谷中御徒町通り摩利支天横町角二郎、山本大膳様手代須藤保治

郎 俊兵衛様六月七日死去 右六管役所召仕候久八与申者病氣相来候也

乙未六月七日 須藤謹兵衛病死至同閏七月十七日同姓保治郎久八

来告焉

須藤保治郎宅居下谷御徒町通摩利支天横町角也

山道本庄新田宿神岡立俊耳聾病者添書候処草津へ浴し眠惠針刺

終発注致違候也、草津へ帰達寄宿致候

山本大膳手代太田専吉、斉藤弥一郎止宿越後高田在中村荻野源右

衛門号必齊一夜止宿致候

神田宮山町式丁目火之見之通、家主文吉、梅沢周助号星弁三玄門

人排毒煎薬認遣ス

麻布谷町木村玄策浣腸方伝

深川横やぐら升や松次郎、勘次郎料理人 車屋龍太郎内室へ三分

ニ式百文

神林貞衰弱肌熱、閏月廿七日来ル縮面襦袍贈与ス

角力名取山八丈袍を与

深川杏二町伏見や文右衛門倅喜太郎治療致遣シ、五疋遣ス

八王寺在楯島龍津寺方丈解凝丸礪砂精胆ハ油薬方伝

仲秋(八)四日越後高田田村長右衛門病起順快出立徳願書状夜至、同日

団兵衛帰国、松斎書状並焼鮎高崎菅谷へ(中略)遣ス

野州西方鮎田良八金崎宿々三四丁西良然之門人山小田産名取山駒

吉、江戸四日市鎌倉屋庄兵衛ニ逗留

錦島三大夫弟子

高崎本町山口屋兄弟桐生茂兵衛右縮屋へ買物料五円三分私遣ス

倉賀野小林又六添書之大工松次郎颯發燭全快帰宿又六へ返書遣し

并雜費書付遣ス

仲秋啓前一日細雨詠本草、栗候下有蘇子由詩曰老来自輕腰脚病、

山翁股栗旧伝方、客来為説辰興脱、三咽徐収白玉漿

山轎製造諸品 九月四日經安来、毛織藤席二枚

外套諸品

衣服諸品

九月七日日本覺上人告帰翌早出発得願上人へ緊用数件清吾へ託遣ス  
大黃所持源坂桃屋某沓野武兵衛云々

日々頭痛臥床数日、九月廿日清吾為迎余持得願寺書来

清吾時余数日、余不了ニ不能免、十月朔抵松斎常沢渚喚夫茂八□□

十一月十二日帰家咽喉燃痛臥床、当今地方右稀念弥衆子者土俗輕

賤之面如奴隸、予未得解族請口某其長原町木檜名八次郎

三島村元貞産所地方良招昼間魔人是又一奇四万駒岩九郎兵衛姪

(以下略)

天保七年

二月三日令道隆赴白井年賦金六円貳分(中略)

箕輪令聞松斎、日本橋通四丁目文藝堂弥兵衛河三亥之筆工羊毫中

字一朱ツ、(以下略)

道隆宿伊峡不到、白井沈瀝三日失金、(中略)

宮下氏令人尋道隆勾引到白井(中略)

十三日令元貞到白井借三円壹分半(中略)房州屋惣次郎病快復

帰府、高野書簡并六尺清吉事件託遣ス

二月十八日 高野長英同画人半香到余家、書中説樞要其他事件

角紙名取山駒吉到、貢紺袖沓反

望前年有貢花詩定判、紫桑陶処土賞誉不及、紫兼紅説紅紫非正品

也、今春読東波先生集詩贈来遊之詩、元祐六年九月(以下略)

麴町半蔵御門前三宅土佐守内鈴木春三方ニ而福田恭三郎名倍字吉

人号半香錢別与貳百疋、半香製山房子賦絶句十二首、星弁書詩呈

高瑞阜

四月三日 令元貞子赴津久田白井(中略)五日元禎帰来告、(中略)原沢文

仲願書

同日 荒子飯島宗徳入来安中藥舗源七来ラ篋炉輪云ニ鱈ノ肉曝

乾シタルヲ鱈ノ条ニ云、阿蘭陀人コレヲ甚賞シテ羅加年ト称ス

塩蔵猪肉ヲモシカ、又祇園ノ氏子ハ胡瓜ヲ不食、甚タ誤ニトシ、爪

ノ紋ハ木瓜ノ花ノ形チニシテ、織田家ノ紋也、織田信長公当社再

興アツテ神輿及神器悉ク家紋ヲ付ラルルニ云、神紋ニアラストソ

木カタンテ茶ツミモ聞ヤホトトギス 翁 清水御広間勤堀口多仲

名□好詩云 麻布三軒  
町住居

三月朔 高野瑞阜書到

二日令当家子赴白井金六円式分返片山氏金賦金也

北越高田得願寺、三月朔□葺去ル六日又持書到、白井謀官二氏多胡

氏謀了、其事八日帰来告集成官氏書戲云ひもしくも四五日九日令箋

太到、箕輪告吉日、(次が欄外にある)余求婚数家情余、長英まこと或嫌余

貧救、婚儀不成一年所、今日元貞執其成、詩有友云世間不識者爭

今日快婚真駒

心血所在

早晚弁別一日之事件、從朝診病到午、午後読書吟詩高尚志氣、多膳

清酒二碗 五月七日胆批  
痛□後二碗又止 平生餐資麦飯菜羹從教厨裏之所在不必別

求 十有九日婚儀豐濟歎声四五日、老境一勝地貧客連綿弥月

五朔到原町診病、日晚家尔後肩背刺痛不了之者数日、到八日覺微

惡寒、排晚到山房命園丁理事、惡寒殊甚不能起坐、急帰家飲藥調

理發熱泄汗煩悶不解、到未刻胆臟到痛需間掀痛如砍、坐亦痛不能

俯、不仰能、呼吸塞延困苦極矣焉(以下病状と治療の記続)

八日早起、祈念高山大川心誓、余生年四十六学未達、術未成、

沈酒酒色得病如昨日、可謂自作孽子豈不能自改乎哉、自今以後以

酒色若有慙心則有如白日淚下如雨、慙然知昨非

上岡玄俊寄書說近状且將令能谷志村氏子託子学子不答(中略)

星葺十三日出発与式分金

金八夫妻十五日出発与式分金

道二十五日出発(下略)

予以為十五日惡魔退散日也

草津桐屋長右衛門娘旧病請診以十七日為期、

十六日空雨凄々

十七日 草津発行到夜、主人進酒有盤陳列、余止宿固辭、主人不

放、喫水応接十八帰家、六月 朝得正木玄泰書文□当今居所堺町

通高砂町深川宿橋佐野屋伝兵衛持参并投来金百疋、五月廿三日

山本大膳殿小遣水野久八帰府、岩鼻陳屋逸見藤右衛門、江戸手代

須藤俊策息安治郎へ書状遣ス、俊策香料百疋遣ス、六月朔令元貞赴

白井返十五円并□三円三分桐生下山政右衛門同断(次に、相原藤生

栄次郎届ケ物、前橋本町、大間々売人などあり、さらにオランダ語で四頁

医薬關係と思われるものもあるもここに略す)

(六月八日) 江戸本郷袋町 一名油  
屋榎本 田村金次郎右丙申六月八日松齊

之添書持参請冷 茶並糖餅  
未渡 (中略) 堀田備中守様御上屋敷芝金様金

井七左右草津入浴帰途方持風ニ而 (中略) 同藩中具見氏痔病ニ而

切断□遣候(中略ここにオランダ語約一頁)

八月四日いせ崎道具ヤ村田屋弥市へ効薬キリストールニ舌ヲサエ・

ケエニーベル三種頼ミ遣ス(中略)前々取置候スポイントエナトリ等

ノ価者両者分式朱ト三百五十八文払遣ス皆済、七月晦令尚家到白

井金卅金返済候却而与年賦金四十円入囊、(次にオランダ語で一頁あ



り略) 上総郡本村宝積寺心牛和尚徒弟御師謙孝僧、右ハ房州片岡村紫雲寺へ住居ニ而良紋和尚右添書致遺候也、謙孝痔病ニ而折斷術を施約候也、申九月三日病全快慶祝書を良紋ニ復ス、申七月廿五下総流山仙右衛門、草津入湯、右ハ七月十九日同野田藤松と申入尋来て、神田新橋三河や助右衛門、右ハ向両国伊勢屋武兵衛妹、七月中ハ入湯ニ来り居り客連ニ来り候や、右出立金式貳両也借し遺候也

八月七日高野瑞臯先生来(案の製法あり)イヨジロメ、ジキタリズ之説、一斤位(下略)水銀ヲ硝石精にて霜とし、石灰水(下略)代官羽倉外記

清水勘定奉行足立所右衛門市ヶ谷火之番町 医者佐藤龍沖 荒川土佐吹嘘之連

数原通玄子通伯高野門人 領千百石  
木村長安玄長高野門人

De water druppel markt den Steen hol, niet met geweld  
naau door er dikmaals op te vallen

八月八日領主役人伊藤庄藏小物一人召連、石原半七、郷原勘右衛門地村隠居同伴ニ而入来、兩夜止宿、十日出立、投円久森宮吉事わびニ致し遣し願書  
加判致遣ス

十一日 高野瑞臯出立、柵要上木ニ付、de lie Kopan 借遣ス  
(八月八日、十一日の欄上に付加した次の者あり、住所と名だけ次に記す)

「越後菅井宿 廿七八歳須藤七郎、吉原□町式丁目尾張屋弥兵衛廿六歳、藤田佐五郎、吉原江戸町式丁目尾張屋利兵衛」

八月廿三日(中略)江戸高奈輪中町加賀屋喜三郎、足袋屋ニ而水谷之(次に婦人の施業を記している)全内室主剂解癩二剂(中略)

(欄外に「書状届所本所□深町袋町梅木新兵衛地西小林次郎四郎様へ向て差出候後早速相届」とあり、下に「本庄幸島村名主幸藏跡、大師裏石村庄次郎様」とあり、次頁に

日本橋通四町目西側

堀津 長右衛門

紫服抄 銀貳両金貳朱(下略)

茶釜 ス・竹 白竹八分シ 貳文三分五分

茶巾 銀五分

風炉五徳(金貳分銀五友)池端中町片丁

炉縁本作ニテ金貳分(外略)

伏見屋伝五衛門

松本領大町角屋救貧乏数代聞正米貳斗五升酒茗樽不厭遠近救之云又於門傍構家救窮餓

九月十日也(上欄記)

奥州仙台賀美郡上新田村後藤一朗一泊再々巻朱銀施遣也、予思齒毒平臥數日止溝呂木行、九月九日岩鼻御陣屋太田孝一、倉賀野小林隠居来宿太郎右衛門宅、捕大岩村伊佐、太田氏有病一診

投甘汞釜硫黃散并興方書、十日出發、水野久八全快を謝す旨書狀  
大田氏持參致吳候、同九月廿二日逸見茂右衛衛様久八金貳両入  
候書狀届ケ来り候、右返事小林隠居へ白井ニテ遣候

九月廿三日 雨、溝呂木一見ニ行候、装相整候、廿四日出發宿津久

田快菴家變給見其深意、廿五到溝呂木、廿六宿、白井、廿七、帰  
家卅日、領地御代官中田小平様、坂本金兵衛様、白石又藏様、伊  
藤庄兵衛様、松本彦五郎様僕從十五人惣計廿八人石原、郷来宿、廿九

日朝出發。日廿六日岩鼻逸見氏并ニ大膳様小遣水野久八金三兩書

狀届ケ来ニ右返書差出候也、朔日便り廿九日箕輪姉、倉賀野金次  
郎、清兵衛送送り来り、折田休居候由長藏、万之助迎ニ遣ス此の補上

夜四ツ過ギ忠兵衛婦来終夜不眠、其翌一山ヲ遣シ流水南家子大笹

ノ月とある菅ノへ治療ニ遣ス、同夜倉賀野升や善吾祝義見舞太織壹反、纏  
節二持參朔日滞留、二日朝出發

みのわ姉朔日朝、倉賀野金次郎を頼み遣ス、三日夜高崎右之助氏

ノ刑解部之事ニ付僕人來ル、四日之形罪之事、とても間ニ合兼候事故  
不參趣キ断り遣候也

五日唐なす赤小豆を買ニ遣ス、一駄折田平次ノ買取由ニ付三分払

遣ス

同日 高崎万屋内室出發同宿ス、一尾大獅子尾來投

白井雙林寺ノ請、次第病氣ニ付断り遣ス

六日 一前橋しとやニテ林太郎・忠五郎右鞍骨右皮三枚前まくし

右預り置。金壹兩貳分ヲ遣ス、來春

六日 荆婦婦來、木暮親父并ニ姉之小女入來八日出發帰程、快菴  
江鱒味噌漬書翰遣ス、五反田四兵衛殿越石芝本小作造り三右衛門  
仁右衛門

油徳用燈心押へ之伝

一大根 如此七八分ニ切、中へつまみヲさし一ヶ月二三度ツ、取

替洗ふへし、ありあけは火の口へ寄ておくべし、油大徳用なり

註 外に「味噌醬油の大徳用」を記し、さらに、天和元年の凶作、貞享

元年の檢地、寛保二年の洪水から米代金納をかき天保五年小岡茂左衛

門と記し、次に天保七丙申穀相場を記し、玄米兩ニ二斗五升、から麦

兩ニ五斗五升、小豆兩五斗五升外に大豆小麦の相場もあり、未曾有之

高価可驚事ニ相成候」とある。

十月十一日 水野植助先生

清勘定吟味役田口五郎右衛門様、御台処小石川御門外百間長や向、若殿田

口栄次郎様

山本大膳様御元締齊藤普八郎様

下山氏曰豆切療(薬の調合あり略)

○天保九年九月晦日 御領主役御代官倉本勇次様(次に三名並記)松本金兵衛様、伊藤庄兵衛

様、栗山市次郎様右四頭御止宿十月朔御出立ニ御座候、石原村平形半七、

郷原村菅谷勘右衛門右兩人随從致來候(以下略)

福田宗禎浩斎遺稿

上毛 福田宜徳郎著

男 文同校

微雨凄迷乍霽天 長芽新柳美清妍

明朝又恐還成雨 蟻塚一團春暮煙 (卷)

三月十六日雨雹

急雹和雷勢更加 穿窓打瓦似橫斜  
渠儂比雨無情甚 彈落梢頭欲發キレ

憶江戸旧居二首

門柳嫋烟万縷 管梅橫月千枝

白銀坊旧居地 春色如今屬誰

憶昨江城旧宅 朝々暮々喧嘩

門隣東岸魚市 樓望西橋酒家

山中送春

氣候山中失本真 初看四月百花新

不復苦惜東君別 桃李山桜不屬春

贈浩齊

從一別君經四旬 知君此際更思頻

近来結友幾多少 解得交情無幾人

禁酒

浩齊禁酒從今日 長伴茶鐺風雨声

只恐山樓花月夜 滿懷詩思不堪清

即事

毀誉任人說 疎放是我真 人生實適意

何用狂從人 況我縞々質 難染世間塵

利名興得喪 長是不関身 烟霞娛我懷

詩酒伸我神 昨日東風到 万物總成春

遠嶂雪全尽 新漲滿烟津 隸南梅花早

橋東柳色新 对此長可醉 浩酒無論貧

人生均幼泡 少壯無多時 況此好時節

不飲竟何為 花晨与月夕 爛醉每如癡

陶々又陶々 興束或賦詩 富貴何足恋

心適忘是非 壯健五尺軀 頼無俗累羈

方寸如死灰 頽然無所思 此外又何求

万事付悠悠 可笑名利客 栖々到白頭

山房書懷三首

列岳層々水幾灣 小房構得住其間

書紅錦碎飽霜樹 翠紫珠寒晚露山

静裏田菑機長動 此中煉句意却閑

西書課罷斜陽尽 等候前村沽酒還

縑素接踵任渠訪 診病土風意已爛

海内英雄絶屈指 杯中愁悶独開顏

蛇川風浪声悲壯 榛嶺霜楓色爛斑

四十男兒名未熟 鬚毛茁白淚潸々

山翁愛酒性雄豪 胆破小人口噉咄

心情總与冰溪潔 神氣全并雪嶺高

明月為鈞逸興動 東洋早晚鉤巨鰲

蕎麥詩并引

丙申凶歉、糶米百錢不滿三合、諸民苦飢、丁酉之春、饘食益之余曾得三熟蕎子、詢之瑞阜高野氏、頌之四方、且作書、伝種芸之法、蓋為此物也、卑薄碎确之地、水耕火耨、不甚須力、而收穫之功居多、實為荒年、足穀之一大捷経、今茲三月、燒畝數十頃、直播蒔之、到九月初、全收三熟之功、收穫數畔、喜賦小詩七首、以記其實、且望世間努儲畜云(以下略)

○天保十年六月 高野長英の投獄に、當時出府中の朋友劍持予山より、郷里福田浩斉に寄せし手紙に對し、予山にあてた福田浩斉の書翰

五月晦日の御簡六月十日達し、御出府御平安之趣承知仕候、大慶不斜候、平年々ハ暑氣も酷敷殊ニ久敷降雨も無之候、嗚々御府内ハ數敷暑氣と奉察候、御保護專一ニ奉存候、御家内一統無事ニ御座候、御降心可被下候、此節ハ内田氏ニ御寄宿之由、承知仕候、高野一条被仰聞候、其前いせ町秀造婦府舉山、高野子之事件承知罷有候、扱々高野子薄命之人ニ御座候、可哀事ニ候、全体高野子外国之事を言出候て毎度噪々敷候故、前年度々異見支加へ候得共、不取用、此度困厄ニ及候趣き、自ら招き候禍ニ御座候、讒者之口も可止候得共、平素外寇等之事も言出、自も驚き人をも愕然為致候狂噪家故拙老々毎時諫言相加候事ニ御座候、ケ様成行候事可憐事ニ御座候、慎而自己之医事而已精究致候ハ、何ぞ入牢之患可有之哉、医事ニも不関係、夢物語など、編出シ、ケ様御上

々疑を蒙り候事、多言多敗之語を不守故ニ候、内田君ハ高野氏と交り候人々之間、追々高野の様子も相分り可申候間、御聞被遊候て御しらせ可被下奉希上候、大兄御出都ニ候てハ先退屈無之、御精研被遊候て交遊之中人物を撰ミ信義を御尽シ御交り可被成候、必其中ニハ有益之人可有之候、先急ニ事を不求方宜敷可有之候、大器晚成之語、御互ニ可被成候、何事も後音緩々可申上候、時下御保養專一ニ奉存候、章齊も宜敷御致音申上度申上候、

六月十九日 浩斉宣  
劍持要七雅兄

坐下

二陳、山中數旬無雨、日々雨を希望致候事ニ候、御地ハ嗚々御難義之事と奉察候、未得拝接候得共、内田君へ宜敷御致音可被下候草々

七月中御手簡被下其刻御返書早速可差上候処暑邪ニて一句余平臥罷有り、御返遅儀仕候、扱羈旅之家、長ク出仕を求メ候中、如意之事計りも無之者故、御配慮等も可有之候得共、御心長ニ不擲出仕を御求メ可被成候、遇不遇ハ時也、台然有徳之人、天必不棄其志を逐しむ累者ニ御座候故、必々御退屈被成間敷候、其中ニハ吉左右可有之候

一高野一件如何相成候哉、狂噪してケ様の辱を受候事、氣之毒千

万ニ被存候

一旅中何欵ニ付御不自由奉察候、御用等も御望候ハ、無慮慮被仰遣可被下候

一右些少金貳百疋進呈仕候、御笑留可被下候是ハ、筆紙之料ニも被遊下仕候ハ、宜幸甚ニ奉甚ニ奉存候、尚秋冷御保愛大切ニ可仕過候、後音綴々申進度候段指勿陳不具

仲秋廿五日認

福田 宗禎

艸持要七様

坐右

二陳、内田氏ニ長く御滞留ニ御座候哉、又ハ外ニ転移も被遊候哉御序之節綴々被仰遣可被下候、以上

本書ハ天保十年五月十九日、高野長英下獄ノ際、当時江戸ニ出府中ナリシ、艸持予山ヨリ、右郷里ノ福田浩斉ニ寄セシ書面ニ対スル浩斉ノ返翰ナリ、浩斉時ニ四十九即チ死歿ノ前年ニ属シ、予山五十歳ノ時ニ係ル、惜ムラクハ、予山ノ浩斉ニ与ヘシ手束ヲ得ザルヲ

大正十年六月十八日

後学福田和五郎

附記

(中之系町 有馬シキ蔵)

六七 天保九年 高橋景作日記

○四月

十八日 雨 青ナシ村和吉ヲ診ス、昼前雨歇今晩青ナシ村和吉宅

ニ泊

十九日 晴 青梨ヨリ健亭子同道ニテ帰

廿日 雨 吾妻ヘ帰ル、渋川ヨリ晴、廿四文茶、二十六文章鞋

○

廿八日 曇 七ツ時着夕方微雨 四十八文小遣、百文茶 廿四文

床

廿九日 曇雨 青梨子和吉ヲ見舞、象賢宅ヘ立寄

○五月

朔 晴 又三郎ヲ診ス

二日 晴暑し、夜和吉ヲ見舞フ

三日 曇雨午後晴 高井村定兵衛ヲ診ス、蘭書テンハーフ創傷編

ヲ訳シ始ム

四日 帰郷、雨フル、三十式文小遣イ

○

十一日 晴 夕陽曇、八ツ半時着、六十八文道中遣イ

十二日 雨降午前歇、山口健亭子来伊藤先生老了解持来、又三郎

ヲ見舞、大久保愀眼ノ老婆来リ診ヲ乞

十三日 曇 太五郎娘ヲ診ス、宇兵衛妻ヲ診ス、嘉兵衛ヲ診ス

十四日 雨フル、大久保久八妻ヲ診ス又創傷編打撲篇訳シ終ル  
十五日 雨フル昼ヤム不晴夜ニ入又微雨一米五合借、宿

十六日 曇ル四・五日以前ヨリ寒クシテ袷ニ単物ニテ涼シキクラ  
イナリ。初茄子、初インゲンヲ、エーテスル創創篇ヲ訳シ始メ  
ル、午前快晴薄曇、新兵衛小児ヲ診ス、二十四文床、一白米菘  
升借、宿

十七日 雨フル、首次郎ヲ診ス、惣左衛門ヲ診ス、玉村伝六ヲ診  
ス一米貳朱分入万や

十八日 晴夜曇り明方微雨、炭一俵入る宿ヨリ

十九日 曇雨フル利助ヲ診ス、源四郎灸点ヲ乞来、夜大雨、終日

日ヲ見ズ、入五十文丸葉代

廿日 曇 彦左衛門ヲ診ス、立石村清兵衛嫁ヲ診ス、終日日ヲ見  
ズ

廿一日 曇 彦左衛門ヲ見舞フ大津屋来三両エラカン十両、土番  
十両入、清兵衛嫁ヲ見舞フ、終日日光ヲ見ズ

廿二日 晴風アリテ涼シ、松下象賢来、雷鳴大ニ雨ニナル

廿三日 晴 居宅ヲ掃除スル越人角方ヲ乞来立石村清兵衛嫁ヲ見  
舞

廿四日 曇 四ッ前ヨリ晴暑シ、源四郎悴ヲ診ス、一百文ニ七合  
五勺、米菘斗入万や

廿五日 曇 今朝未明小雨清兵衛嫁ヲ見舞、終日曇

廿六日 曇 綱次郎妻ヲ診ス、清兵衛嫁ヲ見舞、沢藏ヲ診ス○橙

皮三両橙葉拾兩入、穀屋小児ヲ診ス、百文水油、廿四文床場  
廿七日 大雨帰郷ス、二十四文わらじ

○

六月

五日

晴 柳田貞藏子同道ニテ七ツ時着、中村ヨリ雨フル、柳田  
氏当家ニ泊ス○夜大雨、二十四文渋川遣イ一同わらじ菘足二十  
八文小遣イ二十八文枇杷、百文末暮氏病氣見舞、百文茶、二十  
四文金井、渋川口てイ、百八文茄子廿五箇、百八十八文堅節、

今日少女ヲ同道ス○高野先生へ書状ヲ出ス

六日

晴 立石清兵衛妻ヲ診ス、新兵衛小児ヲ診ス、近所ノ小児  
顔瘡ヲ診ス、穀屋由藏妻ヲ診ス○今日ハ暑余ホド強シ、百文彦  
八小遣イニ渡ス、一金貳朱也眞はせ種半枚、三十六文半紙菘帖  
十式文糸、貳百五十文足皮菘足、十六文ウチハ

七日

晴暑シ、桐生粟田ヨリ羽折地来、彦左衛門ヲ診ス、一金菘  
朱出ミリロハヘルストノ代

八日

暑シ、丹次郎ヲ診ス○清兵衛妻ヲ見舞同人宅ニテ講祭り、  
乙彦妻ヲ診ス、穀屋ヲ見舞、廿四泉床、廿八泉茄子

九日

晴 大ニ暑シ、藤藏ヲ診ス、厚学院ヲ診ス(中略)十五泉  
桃五ッ買

十日

晴暑シ、彦左衛門ヲ見舞○藤藏来○青梨子和吉方へ快氣振  
舞ニ招ル、眼口腫ニテ不行(中略)小児ノ腫物ヲ刺ス、十六泉  
李子ヲ買フ

十一日 曇ル、大津やぐ芒硝十兩入、登石勝造ヲ診ス、新兵衛小児ヲ診ス八ツ時分雨少降余程降、眼夜未快

十二日 曇雨降○源十郎妻ヲ診ス夜大雨、眼病如昨日、廿四文髪油、一金耆朱出炭式俵代ニ預ケ

十三日 昨夜ヨリ大雨、沢藏小児ヲ診ス○今日夜ニ至ル迄時々大雨降、眼病依然

十四日 未明ヨリ快晴○おきそを診す○小児ヲ診ス、初テ西瓜ヲ食フ

十五日 曇 半田山口氏江羽織仕立頼遣ス

十六日 晴 梅一妻ヲ診ス、山口健亭来、七ツ時ヨリ雨フル、廿四泉髪、四十式泉茄子瓜、四十式泉糸、眼病依然タリ、沢藏妹頭痛ノ葉ヲ乞来

十七日 晴昼前驟雨、十二三日頃ヨリ惣テ涼シ、毎夜蒲団ヲ被テ寐ル

十八日 快晴、北風アリテ涼シ、眼病少シ快方、足皮屋ノ小児ヲ診ス、今日土用明ナリ終日北風吹イテ涼シ過ル位ナリ

十九日 晴涼シ、夕方雷少鳴、植野村惣七石碑ヲ書、沢藏少児ヲ見舞、薄暮大雷鳴大ニ雨降ル

廿日 晴間モナク曇ル、沢藏小児ヲ見舞、清兵妻ヲ診ス、床摺経リ四寸余潰破シテ海綿状ヲナス(中略)挽割麦二升カリ宿ヨリ

廿一日 曇雨降、眼病未癒、書ヲ読、筆ヲ取ル事ヲ廃スル事今日ニ至テ十三日ナリ

(中略)

七月

廿五日 曇、根岸秀藏、柳田楨藏来續再発ス

廿六日 曇

廿七日 諏訪宮獅子舞アリ

廿八日 雨降、清右衛門ヲ診ス

廿九日 雨フル、三郎右衛門小児危篤ナルニヨリ往キ診ス、同人宅ニ泊ス、藤八小児ヲ診ス

卅日 曇后晴、午前三郎右衛門宅ニテ胃瘕ヲ発シ甚タ苦シム、柳田氏ノ珍ヲ請フ、頃刻ニシテ鎮スル(以下略)

註 「六月晦日掃郷」とあり、七月以後は自室で開業しており、柳田楨藏との親交を見る。  
なお、九月十二日には「高野先生(ヘノ書状伊勢町根岸(ヘタノム)とある。根岸は、支配保科家の代官で江戸屋敷のご用で江戸と伊勢町をつないでいた。(横尾 高橋忠夫蔵)

第二項 諸 学

二八 年不詳 劍持章行門人の和算解題

(1) 上毛吾妻郡中野条町 田中甚兵衛徳心

遍約

椿豆一束廿二本宛にして奇零なし、是を十八本宛之束に直し、

亦奇零なし、有束数及び直す束数何程と問 但し束数最少を要とす

答曰 有束数九束、直す束数十一束

術曰(以下略)

(2) 上毛吾妻郡中野条町 田中七藏正明

三十五人にて物数等しく、是を出し、百ヶ所へ是を納む 百ヶ所納物数百万に過るを限とす、一人之出数及び一所之納数何程と問

但し出納数各奇零なし

答曰 一人之出数二万八千五百八十ヶ

一所之納数二万〇〇三ヶ

術曰(以下略)

(3) 上毛吾妻郡山田村 関久右衛門道賢

米七升五合代錢六百六十四文、米錢相場各何程と問 米相場は升錢相場は文

位を下らず位を下らず

答曰 米相場七斗五升、錢相場六貫六百六拾四文

術曰(以下略)

(4) 上毛吾妻郡平村 劍持鹿吉因信

人数七十人にて答相等しく錢を出し、是を合せて金にするに兩 各最少しきを要とす

下の端なし、其金及耆人毎之出錢何程と問

次之二題も是に倣へ、但

答曰 一人毎之出錢壹貫三百文、金十四兩

術曰(以下略)

(5) 上毛吾妻郡四万村 唐沢政右衛門喜間

元年有兩下之端なし、年利一割二分にして一ヶ月中是を貸し、其利金も亦兩下の端なし元利各何程と問

答曰 元金貳百兩 利金三兩

(6) 上毛吾妻郡四万村 田村茂左衛門清香

書写物有、毎日百字宛是を写す、甲子之日に始め癸亥之日に終 全く紀法六十日に満る也

及び紙数何程と問

答曰 日数一千六百二十、紙数五百枚

術曰(以下略)

(7) 上毛吾妻郡沢渡村町田善六応善撰

不尽数〇ヶ一分二厘。三五七。三五七 逐一而此如首二位之外是を分母氏に命じて各何程と問

答曰 分母六千六百六十、分子八百二十三

術曰(以下略)

(8) 上毛吾妻郡沢渡村 関市之助貞榮撰





術曰(以下略)

(6) 上毛吾妻郡沢渡村 関口市次郎親栄撰

不尺数有〇ケ一分〇三毫〇六忽一微十線一沙五塵此二位一沙五塵八十五塵也

逐而斯の如く二位を退く、三角衰梁之數にして尽ず、是を分母子命じて各何程と問

答曰 分母九十七万〇二百九十九、分子一十〇万〇〇〇〇

術曰(以下略)

(7) 上毛吾妻郡沢渡村 福田浅右衛門書綿撰

以上、劍持要七章行著、門人下総原半五郎尚芳、上毛中曾根新五郎宗芳訂「算法開蘊卷之四」より、中之条町の門人だけ抜粋。

(折田 金井幸佐久蔵)

九元 安政六年五月 宮崎醉山「山水画便」

山水画便 上毛 醉山宮揮墨著

樹分遠近法

古人曰 樹は山水之為主不分遠近画中病也

画中山水必先樹画樹必先幹遠則疎平近則高密又曰立樹有遠近之法遠樹無枝近樹立幹如牛角鹿角而魚骨以之云々

遠近中遠中ノ遠アリ、近中ノ近アリ、樹ノ点葉ミタリニ施ヘカラス。近樹立幹極近邑介字点字点分子点菊花点梅花点其外輪点

ヲ著スヘシ。遠樹無枝近中之遠也、大米点小米点両雪点小椒点混点ノ類ヲ作ヘシ。

〇写真二枚入

(折田 弟子伊藤周作蔵書)

(以下略)

### 第三項 教化・文学

三〇 安永三年(推) 定光寺観音堂道心性源編「知らぬすぐ

道」抜

いふなりにたつねても見よたちさらぬ

わが身の主にちかきすぐ(直)道

此道に尋ねいりぬるその人は

今世安おん後世は極楽

無始よりもまからでそこに有物をうき世の人のしらぬすぐ道

直道すくもはたへてゆく人あらざれば

みなやふいばら泥やぬかるみ

耳は聞くため善悪をききわけよ

何事も思うより成る

大成経

世樂は天魔のすゝめ	華嚴經
あそぶは貧乏の為苦の本	弥陀經
あるは無きの本	同
正直は諸善の本	維摩經
人目を恥ぢよ顔の皮を厚くするな	同
飲食するは餓鬼の腹	
大酒のみは馬鹿乱心	
向うはよく見ゆる	
親のものとるは知つて孝行は知らぬ	華嚴
修業はかぢやのつち悪をうち直す	文珠語
昼寐は病の種	論語
火の車は悪人の手作	平家物語
算用は業をうる第一芸	弥陀經
仏は鼻の先 <small>善惡ともに見</small>	同
施心なきはいつも貧者	和論語
足を知ればなくても福人	法苑
忘れてならぬ事日毎に墓場へ近く成る身	
浮雲夕露の栄花	砂石集
本より善事ばかりする筈の人	大学
不孝の人は天雷これを罰す	孟守
師をうる者は栄え	書經

(折田 福田竹蔵家蔵書)

六三 天明七年五月 平沢旭山の四方温泉に遊ぶの記

余伯絳と四万の温泉に遊ぶ。中略、蓋し四万の溪は山田川の上遊に在り。而うして、高崎の治を距る百里許り、山田里の以東なり。中略―独り四万の泉は別に蒸湯有りて而うして治験も亦浴に在り。中略―余伯絳と一日水昌山に登り、所謂乳石の産する所を尋ぬ。中略―蹊を成し村を成す。其戸数十余、其の口数数百余なり。含哺鼓腹して各々生を榮しむ者豈復た偶然ならん哉。中略五月五日再藹満す。酒を除ひ相賀し、厥の翌雨を冒して発す、前日田子孝の家に宿す、田書し帰路再過を請う五月初六、又山田の里に宿して記述を續く。

註1 田子孝は山田の町田延陵

2 平沢旭山著漫遊文章訳文より群馬県史料集第六卷

3 同文章中に「蝦蟆橋の銘并びに序」がある。山田から折田に通じた古道。町田延陵を尋ねた帰路、橋の折田側の岸壁にかいたものである。今、その遺跡をしのぶ石碑が旧県道沿いにある。

六三 文化文政期 寺子屋師匠福田又右衛門編成人文・成福文

成人文

夫人は生とし生きるもの第一にして前世に善根をなしたる徳によりて生れたり、しかれば、人の人たる事を知らずんば有べからず(中略)人とむまれたる事福の中の福なり。然るに人の行を知らず、神仏をも尊まず、君父をも敬はず、師に随つて道法をも学

ばず、己が業を勤めず、手はあれども我人の用にたたず、足もまた同じく禽獸に異ならず。聖人も人面禽獸を説玉う。其中に甚しきは、牛馬にもおとれり、君に仕えぬのみか、主の物を盗み、勤める事を成たるふりして偽り、又己が勤めぬ上に、傍輩をそねみて讒言し、他を罪におとしいれ、親に向つて頤、或は打罵、夫は、婦にかくして邪淫し、婦は夫を捨てて荒淫し、身行都て義理なく、辱をしらず、酒に耽り、美食を嗜て飲食物度なく、他に交りては、強は弱きをいため、位高きは賤を慢り、富る者は貧を貴て、利分をとり諸人の為にならざる事、たとへば猿、猪の農作を荒して、諸民を苦しむるが如し、極悪の人は生るを殺して歎喜し、肉を味いて楽とし、穀米等の価の貴成たるをよろこび、如是の人は人面の虎、狼、鷹、鷲にあらずや、しかるに、我はよき果報にてかゝる栄花をするとおもひ、先祖親のかげにて肩を張て行を見て、又愚痴なる類はよき幸とوراやむ者のみなり、痛しき事なり、仏これを懲み、諸経を説置玉へども、誰も説者もなく、聞ものもなし、さすがに御経は尊しといたゞき、誑ども何故貴しという事もしらず、胡椒の丸のみ、盲目の五色にて何の用にもたらず、親兄弟隣家の男女いくらしねども、己が死ぬ事思ふ事なく、六十年の定命いくら残ると考へ見る事もなく、死夕部まで持てもゆかれぬ錢金家居、衣るいなどに貪着して又地獄・餓鬼・畜生の三途に走なん、むかし祇夜多尊者國王に示していわく、王來る時の道よし、去とき來時の如くせよと、是昔の世に仏を崇め、經法をたつと

み像を敬いし徳により國王に生れ、位高く、また塔寺を造り仏像を彫刻し、宝祿をひろく貧人を恵し徳によりて大富を得、これ來る時の道よき也、去時も又如是善事をなして來世の善果を求めよとなり、天の神、地の神、昼の神、夜の神、同生の神あり、日々夜々善悪をふるして、少もかくれなく、犯せる者をゆるさず、今の愚俗は、少の福にはこりて、我まゝに己が身を愛して後世教劫の苦しみをしらず、守孫の榮をおもはず、悲き事にあらずや、唐の司馬溫公のいえる、金玉を積て以て守孫に譲らんに、守孫守ることあたわず、書をつんでもつて子孫にゆずらんに、子孫説事あたわず、不如陰徳を冥々中に積て以て子孫長久の謀を成んにはと、しかれば、子孫の為をおもはゞ金玉資財を抛又力を尽して陰徳を種べきなり、然に今時の人は、無理非道をなして利を貪り、人の憾を集めて子孫断絶の種とし、又後世餓鬼道の種とする也、哀なる事なり、我は人なる事を能知て、人行を行すべし、吾日の本の神道は正直・慈悲・決断の三に止る。然に、吾國の道にも背き邪曲濫貧不義理を以て常の業とするもの神明の罰を蒙ざらん、よく仏神の教を守り、正直を本として、慈悲決断を行ひ、仏の五戒を持事、月の六斎すべし、是在家の道人なり、今世安穩にして子孫長久し、後世は仏國に生じてはやく菩提を成する真の人なるべし

## 愚詠

人は人 真の人はなかりけり

人になれ人 人の人なり

その面をはづして見れば明らか

明徳はかり本来の心

### 成福文

若人福を得んとおもへ、其本を知へし、福の本ハ人々の身の中にあり、外より来る物にあらず、幼少より師に随て敬いつかへて親につかへてハ孝道をまなび、こうじせんにして骨をおしまず、主君に忠をつくし命をかへりみず、私の望を起さず勤れば正福を得なり、譬ハ工道の日働けハ一日の働をうるが如く、金光明経には、福は辛苦の中、骨の中より出る也、福徳いまだ備ざれば安楽をうけずと、只よく勤ていそぐべからず、梨子柿もはやくとれハ片ふち洪きが如し、よく此理を弁へて励み勤べし、其功なくして得たる宝ハ借たる物とおなじ、返て償ふべし、今世に返さねハ未来牛馬と成て償うべし、阿含経に彼莊嚴は此莊嚴也と、仏神忠親師道および他国の事を我身をわすれてする時福いたり、我かざりと成なり、然に出家も俗も少ばかり知られハ、親師道に暇をやり、我ま、に頭をふる故、芸者職人も少し、よつて福の源も、とかハき貧乏人多し、大学の初に、先後する所をしれば道に近しと、しかるに愚痴なる父母子供に、手習学文教べき先にする事を我ざらい成しにくらべて遊び度まゝにわる曲をつけ、醸の銭金つかひなくせハ何も取出業をしらず、銭のほしさに三笠付博奕を好

て田地も家も売つくして、遊女くるいもならぬ体になり、剩、妻をも親里へ頼む程の貧人となる者おほし、是ハ先後する所をしらぬ過なり、又財を成に、大道ありと、是を成者疾これを用ふる者は舒なる時ハ、財つねに足を説たまへり、貧福は朝起の長短によると、親早く起して学文芸能教へし、仏も子を養てハ事を教へよと説玉う。其身の世渡り業を専一にまなばすべし、和論語にいわく、人は非とも心の一種として何にても五年も十年も勤ハ、必ず上手の名あらわれて、一生おもひのまゝなるものなり、しかるを金銀を多く譲るをよき事とおもい、心身持をおしへず、楽に育てし程にやがて、楽をつくして苦ばかり跡に残る故、親もともに不自由にて終る者多し、此理を弁へ、物を儉にして老の果まで苦しまぬ様に心がけ、今用る所を減じて福の種にまくべし、仏神を供養し、貧人に施し老行さき、未来の福の種となすべし、現世利口才覚を以て金銀を多く集めたりとも善根を植えずハ後世必ず餓鬼道の種なり、現世に残し置きたる宝は仏陀神明の守りなき故、間もなくほろびうせかへす譬は番人なき物は人の取行くが如し、経には痴福は三生の怨と現世にも求むるに、苦しみ、まもるにくるしみ、失へば苦しみ、楽しき時なし、死する時は、おしまりに死にかね、辱をさらし額はぬ後世なれば、いかなる所へゆくらん、子供等は、葬礼をさし置きて宝をあらそい、修羅餓鬼の囚をまくなり、遺教経には少欲の人は地の上に臥すといへども安楽なり、また少欲の人は必ず涅槃ありと、法華経には少欲知足にして

普賢の行を行するなりと、又飲食衣服臥具の資は生の物に負着すべからず、童子教には、心に欲多ければこれを名付けて貧人という。心に足りぬと欲すれば是を名付けて福人とすと、貧福は心による、物の多少によらず、無量寿の経に極楽へ生まると菩薩の業を説玉うに、最初に算計、文芸と諸行の初に業を得るの本は、算用なりと説きたまへり、我身の勘定をして、多くも集めず、たらぬようにせぬ此人福人なり、今の人は皆算用しらず、思ひいたし次第、出ずる高もしらず、かんがへなしに遣いなくして、大名侍も貧窮をくるしみ、あたら物成を利足金、損金に失う、福をきらうに似たり、福ばかりにあらず、身の内の考へもなくして、我身一人して多くの妻妾を集め、淫水つきて病いたす、算計なき也、酒をすきて内損するも算勘なく、おほく飲入たる故なるべし、又何に用るといふ事も(一枚キレ)水もたよはず、賊もとるならず、地頭もいかんともなすことならず、永却の宝と成と説玉う、此礎成福をねがうべし、惜しむころの者、蛇に成たる事、其数多し、死しては三途に墮いり、多劫苦をうくべし、おそれつゝしむべき事なり、人々富貴くとねがへども、習なき愚痴の心にて願ゆへ願ひ得る人少し、仏の教をまなびて真密の福をねがうべし、須達長者は金を布いて祇園精舎の地を求め、後來に長者の名を残し龐居士は、数万の黄金を海底にしづめて、籠を造りて露命をたすけ、居士の名をよばれ、田村將軍は観音を信じて束帯のかたちにも恭敬を得、本多善光は弥陀を尊仰して凡俗のすがたにておうまれ今の

世にて仏に帰依する徳こそ有がたけれ、今世安穩にして後世は必ず善所にいたる人なるべし、是を最大の福人というべし

## 愚詠

孝をなし忠をつくして慈悲あれば

願はずとも福は十ぶん

銭なしと願はで誰もただかせげ

宝は骨の内にとたくさん

遊びねて宝をねがうその人は

持ちたる銭も露と消えけり

慈悲をなし正直なれば人はほめ

今は福業、ごせは極楽

あみだ仏と口となえて身にはあく

かせがで銭を願つとうせん

福田又右衛門

(折田 福田竹藏蔵)

註 福田又右衛門は文化文政期の折田村の寺子屋師匠、現在当時の教育を見る八十余冊がある。

## 三三 文化十三年 十辺舎一九の中之条道中記

「諸園道中金の草鞋」抄

吳坂を降りて大岩の町なり、それより沢渡にいたる、この所より四万へ四里あり。たび人「わしはぞうりが、片々きれて、片々

何ともないから一足買つては切れない方もはきかへねばならぬによつて、かた／＼がついえになるから、どうぞ草履をかた／＼売る所があればよいとそこいら中をたづねますが、田舎はなにかに不自由なもので、草履は一足づゝほかは売れませぬ。片々はなしで売られぬといふからこまりはてます。

「左様／＼私も紺の足袋を買いたいと存じますが、私の足は十一文の足袋でなければなりませんから、どうぞ十文と十一文を一足にした足袋が買いたいと、そこいら中たづねますが、田舎は不自由で、そんな足袋はどこにもござりませぬからこまります。

「しかしそれは江戸にもありますまい、とかくおまへかたは田舎が不自由だといひなさるが、今は田舎に、何でもあります、わしがあとの宿で、此草鞋を買ひましたがこれご覧じませ、調法の事をいたしたものでござります、わらじに鼻緒がついておりますからじきに、そのまゝはかれます。

「モン／＼お前を見うけて、どうぞお願がござります、私をかくまつて下さりませ、あとから十六七の娘が、恐ろしい鬼になつて、私を追つかけて来る夢を、ゆうべ見ましたから恐わうてなりませぬ。

「今日のように疲れた事はない、晩に宿にいたらあんまをよびにやつて、しつかりもんでもらいたいが、銭がないから三介大儀ながら、手前もんでくれ、其代り、酒を買つておれがのんで見せる。

#### 「中之条」

沢渡より三里ゆきて中之条の宿にいたる。この鍋屋といふにとまる。宿のおやぢいたつてきさうものにて、面白き男なり。此中之条より、下野の日光へゆく道あり、これより十九里なり、沼田の御城下へ六里あり、三国街道の中山へ二里、原町へ一里なり「狂」愛相は外にたぐいの中之条、鍋屋のうちの居ごちのよきたび人「去年此家へ宿つたが、此家のように、愛相のよい家はなし、わしに立つとき名残おしくて忘れられないから、今年もわざ／＼ここにとまりましたが、どうもくると、帰りたくない家だから、一つそのこといつまでも、此家においてくれると、わしは身上をしまつてこの家へひっこします。

やどや、「おはたございお出し下さるなら、幾たりでも、いつまでもおいてあげませう、御馳走はせぬかわり、いそがしい時は、はたらいてもらいますから、わたしの方でもゆてござります

たび人「これ／＼馬子どの、その馬はどうものりにくくつて尻がいたくて、そしてとき／＼跳ねまわるから、悪くすると落ちそうで、気味が悪いから、もう降りて行かうと思つたが、これまで辛抱してこわい目をしたがらのつてきたから駄賃をぐつとまけなさい。駄賃が安いとまたあしたも辛抱してのつてやるに

「旦那様、此馬が何ののり悪いがあるものか、女馬だからのせることは上手だに、旦那その不男では、のせる女はあるまい、せめて馬にでも乗らつしやつたが得というものだ。ここまでのつてご

ざつて、のり悪いから駄賃をまけるもおかしい、まだおちないがめつつけもののおちたらわしの方から駄賃をとろうといわつしやるだろ。 (次は五町田以下略) (諸国道中金の草鞋)

註 十辺舎一九(一七六五—一八三二)駿府与力の子に生まれ、江戸の武家屋敷に仕えた。享和二年(一八〇二)の「道中藤栗毛」で文名を確立した。

### 六三 文政十一年八月 富田永世の四万温泉記

十日(文政十一年八月)伊香保を立ち麓にくだれば湯中子村にてここより吾妻郡也、五丁田を過る頃より雨ふりいづ、吾妻川をわたりにて賤がふせ家にやすらふ。午の時を過つらんと思ふに垣根を見ればまだ薺の花の盛なりけり

たび路ゆく我こそいとへ朝顔の

花には雨もうれしかりけり

四万の出湯にと心ざせば中之条よりをれて野路に山にたどりゆくに、雨はなおふりまさりて雨衣もとほるばかりなるに、道はこひぢとなりはててつえなくばいくたびかまるびぬべき、やすらわんにも家居なく、かゝる時にはあゆみながら烟吹れず、なぐさむかたなくていとわびし、かゝらでもありぬべきものを何にきつらんとさへぞ思わるゝ、かろうじて君の尾ともいえる里に出でやすらふ。君の尾よりは谷川にそいて二里ばかり山おくへ入もてゆけば、四万山口の出湯也、谷川そいの賤が家にてゆあみする人やど

すなり、川の中にも湯のかたえにも大なるいわほのちりはいありていとめずらかなれど、たそがれとなりてやどりをいそげばめもとまらず、なお八丁おくえゆけば四万の新湯にて関何がしのもとにやどる。

いかほより九里といえど、くれはてにけり、此里は深き谷あいにて谷川のかなたこなたにまらうどやどす家居ともをつぎくしく立なめたり、ゆあみし人さにはつどいてにぎわへり、こは、むし湯といひて湯のながるゝにはし駿などのさまに家をおほいて中に簀を敷たるに、横より入て其の上に仰向になして背を湯氣にむす也けり、他所の湯あみとはことかわれり、己れもむして見るにいとこゝちよし、十一日、雨はれたり、高き所に薬師のみ堂ありまうでて見さぐるに谷川に山生魚といえる魚すめるをゆあみをわすれて釣する人もありけり

山水のあかぬながめにながめをば

さうともしらで釣やたるらん

十二日、四万を立ちもこし道をたどるに歟もたる人つどへり、何わざするかと見れば雨の道のそこねたるをつくるう也けり、四方の里人がすそひにけりとたはふれて過ぬ、君ノ尾よりもなほ谷川にそいて一里あまり出れば伊香保より直に草津へかやう道に出ず、板橋をわたり右にたどりて沢渡の出湯にいず、四万より四里半とぞいうなる。ここにもゆあみする人つどへり、伊香保より草津へのゆきかひにはかならずやどる所なれば、夜はわきて



にぎはへり、薬師のみ堂にまうでて見れば万葉集なる

佐和多里能手兒爾伊由枝安比安可故麻我

安我伎乎波夜美許等登波受伎奴

と云歌を石にえりて立たり、ことと定たるはたしかなる証ありてにや、我は又

乗駒のあかきをはやめくれぬまに

いかで草津にいりててしかな

とぞ思いつつくる。まだ日高ければ一たびゆあみたるのみにてやどりもとらで過ゆく、大岩村を過ぎ暮坂といへる嶺をこゆるに名におひて日もくれ坂となれば、草津まで得ゆきつかで生州といへるかた山里の賤が家にやどる、沢渡より四里半かや、よひより雨ふり出す

板間よりもりそふもうし草枕

さらでもぬるゝかたしきの袖

庭に鈴むしのなくはきゝて

雨のふるおとをしきげばなく虫の

そゝろにもののかなしかりけり

十三日、生州を立ち吾妻川をわたり山路にかゝる、雨もはれ、草津へ一里半ときけば心すゝみて足もかるくおぼゆ、此わたりの里なべて冬住とぞいう、そは草津の人の冬は雪つもりて寒にたへねば、日あたりよき山本に家居をつくりおき十月初より、四月の初までそこになん住める。さて冬住というなり(以下略)

〔上毛温泉廻〕より

註 富田永世(一七七七一—一八五五)秩父市太田村の農家に生れ、江戸京屋の店員となる。ここにあげた「上毛温泉廻」の外に「上野名跡誌」をかき、そこにまた「吾妻郡」を書いている。

六三 年不明(幕末) 木村卓堂の世評

○村儒

五経素読未全終 諺解四書何得通

空腹高心虚見識 学問乱博一村中

○小板橋氏(伊勢町の国学者小板橋好里か)

浄高驕慢溺儒冠 薄命多漸摧肺肝

気色高含天下士 何人敢作布衣着

○村医

流行風静病人少 米粟深蔵待価高

令色巧言雖得利 解難一部傷寒編

○金銀は今七色唐がらし

次第にからくつまる世の中

○蝶々追い花をへしおる国家老

○蘭学と蘭学者

一 蘭学者必 人品卑シキ事

一 貴人高位ノ人ニハ用ヒサル薬法アル事

一 医薬療治ノ心得ヨリ人品下リ、但々命ヲオシム人出来 (下略)

一 遠目鏡 雨天風フキ炎天ニ用立カタキ事

一 オルコウルノ如キ蘭物ハ其薬一日ニ止ル事

一 解体ノ術イカホド精シクトモ实用ニ立カタキ事

一 西洋ノ学皇邦ニ行ナハレシヨリ、医者ノミニアラズ、国学者流

ト経学家ト称スル輩ニイタル迄、不知不識其意ニ落入、其経ヲ講

ジ、神典説クニイタル迄、ヒソカニ其詞ヲカリ、其諸ヲノベズ

ト雖モ其意ヲ含ミ、其説ヲ取用ルモノアリ、予患之久シ、若書

足ヲ□セントス、然ニ、一童子蘭學術一卷ヲ携来、予繙之、読

数回其説ク事明白、其利害得失ヲ論ス、至レリ尽セリ実ニ当今

有用書ニシテ (以下なし)

(原町 新井嘉男蔵)

六六 年次不詳 (推定文化文政期) 修験大蔵院教訓の歌

西方に極楽浄土ありとても

とてもゆかれぬ草鞋一足

神儒仏近道経にけさ衣 有難そうに見つれども、いづれどこか

の他力本願

衣より袈裟より俗の古じゆはん

うばがかきやう(家婆)で着るぞ尊し

極楽の道を教えて坊様も

この世の道を人にとわばや

ちか月は智者と福者と医者どもと

つねに何かの用事あるもの

金持を十人よせてよく見れば

中に五人は無学文盲

医者殿が人の病を直せども

わが病には迷う医者殿

うるじよりむろじにかかる人の旅

つれにもとめしつま子けんぞく

神ほとけ向ふにあると心得て

わが魂にあるを知らずや

子の為と我が身の為に嫁をとり

子の為と我が身の為に嫁をとり

それをにくむはうぬが身しらず

金持があるの上にも錢金を

ふやしたががるを貧人とゆふ

(下沢渡 柏原利夫蔵)

六七 菘のや歌集

人伝鶯

けふよりは春といはまし鶯の

今朝なきそむと人のつくれば

窓梅

夢さめて窓より雪とおとろけり

けふを春へときほふ梅かな

水辺柳

遠方のきしになみよる柳こそ

のとけき春の色にみえけれ

見花

さそはれて花をし見れと今よりは

移ふことのかねはわひしき

国学者

小板橋 好里

天保八年しるす

山桜

わかそてへ香をたきうつせ山ざくら

散なんのちの形見にそ見む

思山花

山桜いまをさかりときつれと

たつきなればみむすへもなし

卯花

きへのこる雪かこそ見る卯の花は

我こふ春のかたみならまし

不逢恋

恋化てなげく泪のまさりなは

いと逢せのたへもこそすれ

野秋風

うら枯れて野辺の秋風淋しきは

見る影もなき雁のこえかな

山家夢

こからしへいとつれなし行てみぬ

都にかよふ夢路さへふく

花盛なるを見るおりしも雨のふりければ

春雨のふるはつれなしさくら花

おしむ形見かそての雫は

忍恋

思へとも石まきおふる忍ぶくさ  
茂きしのふとする人もなく

曉別

いまはとて寝やを別れのあかつきは  
出ねと神は露けかりける

木暮賢樹が物学ぶとて京方へ行時に

みよしのゝ吉野の花を出たちて

見て帰りませきみにとはまし

天保七年といひしとの秋は物みのらて人々飢に及けるを

見て

妻子やつこ老もみやまにところつら

わらひ葛の根ほりふるはや

八月の十日はかりに木暮俊庵が病してわつらひしをとふはんとて  
道の辺を見しかハ藤の花吹しかよそへはよみて見せる

病こやす君かあたりに咲く花に

あへてはやくも春にかへれよ

九月のつこもりころ東都に有てし

おしき友たちの本へ消息せんとて

家を出てひにけにはたもさふければ

なみたわかしてあむるこのころ

註 十六歳からよんだとある約八十首ある波川の木暮賢樹。吾妻で始め  
て高野長英にあつて教えをうけた木暮俊庵もある。

六六 札所観音堂奉額句会五反田牛路投句

水明宗匠評 春乱三句

催主 五反田村

沢杉、楽水、素外

届ヶ処 五反田村酒屋

奉額句会

華咲ハ掃除のとゞく庵主哉

植しとハ思はぬ草や春の雨

鶯が藪から春を知らせけり

何人そとよれハ友なりおほる月

ほる酔をふかれながらの梅見哉

様々の鳥も啼けり春の山

村牛路拜

此句御加入可被下候

入華其切

御催雅君

送牛路君帰郷

客路関山遠 秋声送扁舟、更勸三盃酒、説尽故人愁 星惟儉学

(五反田 芥藤庄平蔵)

(伊勢町 小坂橋一正蔵)

第三編  
近・現代

## 第一章

# 明治前期





# 第一節 町 村 誌

商男  
女

## 一 明治五年十二月 中之条町概要

第二十大区小五区吾妻郡中之条町

戸數 二〇三軒

社 三神明 内外 須賀 寺一 浸土宗清見寺

合 二〇七

僧 一人

平民 一六二人 家族四九六人 男三一八人 女三四〇人

人員總計 六五九人

内

男 三一九人

十四以下 八七人

十五以上 二七人

二十以上 九八人

女 三四〇人

十四以下 九〇人

十五以上 一三一人

四十以上 八五人

内

廢疾 男三人

出生男 二一人

死亡男 九人

職分總計

農男 一九三人

農女 二二五人

街道

旧舟場エ一町三五間

北国通横尾境エ一七町二四間

伊勢町境エ五町五六間

東町内四町三五間半

中之条町 真 中橋ヨリ

西 町内一町三一間

四万通 西中之条境 二町四七間

信濃路原町界山田橋迄一〇町

内 西中之条新田北側二町四尺 向相

中之条南側五十間三尺

小川林留山田道 折田 境迄一九町二〇間

町並新道 西中之条 今 市境迄

小市郎前四万追分迄町内一町二十七間

沢田坂追分迄 四町

山田橋手前 追分九町五〇間

新田町茂重郎東角迄

二町 内一三間 嘉平屋敷村境迄

木戸外ヨリ同人屋敷北側通村境迄 十五間 二尺

明治五年十月十二日改



検査人 町田 儀平

桑原重郎衛

二宮半十郎

小池 政七

伊能 八平

町田 与平

寄留人及寄留人死亡埋葬

十三番屋敷二宮半重郎所持家

医師当郡大前村土屋和助亡二男

土屋 桂作

壬申三十五

外 大塚村関美代吉三八才商。横尾村関庄平商。群馬郡小倉村五十嵐松五郎商。利根郡平川村石川清平五九才商。西中之条村今井徳次郎三十一才商。赤坂村綿貫元蔵六六才農。群馬郡上青梨子村笠井惣吉八十才商。植栗村宮崎定七五六才農。唐沢加中四六才農。伊勢町小林喜代蔵四二才髮結渡世。原岩本村斎藤六平五八才商。伊勢町福田喜代松七〇才商。あり、最後に西五月三日死亡林昌寺埋葬六五番町田重平方寄留人近藤包山癸酉六十七才と朱書してある。因みに近藤包山は寺子屋師匠である。

(中之条町役場蔵)

營、境内除地八反五畝二十歩、先例ニヨリ高入無之、滅罪檀家三百五十軒 此内二十六軒神葬祭ニ相成候明治三年九月名主儀

平厩)

一観音堂 田村信吉持 尅

一薬師堂 中島平四郎持 尅  
劍持源二郎持

一郷 蔵 旧清水領十三ヶ村持 尅

一区长事務取扱所 〇尅 自宅兼用

一区长事務取扱所 〇尅 自宅兼用

一会議所 〇尅 寺兼用

一巡查屯所 旧警察出張仮置 尅

一教 院 無之

一説教所 無之

一郵便局 〇尅 自宅兼用

一通運会社継立所 〇尅 自宅兼用

右之通相違無御座候

明治九年四月

右町

戸長 町田 儀平

熊谷県権令楯取素彦殿

(中之条町役場蔵)

二 明治九年四月 中之条町調査

一末寺 有住一ヶ寺(知恩院派清見寺、東京芝増上寺末、住職永

三 明治十一年一月 中之条町職分総計表

職分総計

兵隊二人

僧 一人

農 四百十四人内男二百六十九人  
女百四十五人

工 拾七人 男

商 四十五人 男

雜業二十三人 内男二十二  
人 内女一人

雇人四十三人 内男二十七  
人 内女十六人

人員總計 五百四十五人

内男三百八十三人  
内女百六十二人

右之通相違無御座候也

明治十一年一月

註 明治十一年一月一日調

戸長

桑原重郎衛

(中之条町役場蔵)

#### 四 村誌 横尾村

上野国吾妻郡横尾村

本村古時ヨリ本郡ニ属シ、横尾村ノ称ヲ用フ。

疆邑 東ハ平河川界、南ハ伊勢町ト路林界、西ハ中之条五反田村

ト路林界、北ハ須川村ト路林界、北ハ同赤坂村ト川境ナリ。

幅員 東西三十町十八間、南北二十町五間

管轄沿革 天正ヨリ天和間真田氏代々領ス。天和三年ニ至リ徳川

政府ノ代官竹村惣左衛門・熊沢武兵衛兩氏ノ支配トナリ、貞享元  
年檢地改正、同四年太田弥太夫之ニ代リ、元禄四年雨宮勘兵衛之  
ニ代リ、同十一年旗本土屋甲斐ノ采地トナリ、又保科岩之亟采地

ニ分地シ、同十二年土屋甲斐ノ采地ハ亦タ竹村惣左衛門支配ニ転  
ジ、同十五年又雨宮氏ニ代リ、宝永二年地頭富永氏ニ移リ、夫ヨ

リ保科富永入会知行トナリ、明治ニ至リ王政御維新ニ付各采邑ヲ  
返上シ、同二年岩鼻県ニ属シ、群馬県ニ属シ熊谷県ニ属ス。

里程 熊谷県庁ヨリ乾ノ方ニアタリ二十一里、高崎支庁ヨリ北ノ  
方十一里、渋川警保出張所ヨリ戌ノ方ニアタリ五里十三町、平村

二十五町、蟻川村元標ト三十四町余。

地勢 南北虎皮形ニテ東方ニ枕ミ凸林斑々トシ、字地其間ニ羅列  
ス。東南ハ川ヲ隔テ遠山ニ対シ朝陽僅ニ遲ン、西ハ群林峙斜陽林

梢ニ入ル、北ハ茂林ニ接シテ西又小川ヲ帶トセリ。運輸ニ任セテ  
薪炭□余アリ。

地味 赤土黒土共ニ輕瘠ニテ其ノ地質惡シ。淡赤淡黒ノ地質膏  
美ニテ稻・梁菽麥・桑竹ノ類ニ適ス。水利順年ハ足り旱魃ニ苦シ

ム。

飛地 本村ノ南ニ方リ伊勢町ノ間上畑八反五畝五歩ハサマリアリ  
字地 掾瀬東ヨリ西へ連ル東西二百五十間

南北二百間ノ称

落合 東ヨリ西へ連ル東西一五〇間南北三〇〇間ノ称

八幡 東ヨリ西へ連ル東西二百間南北三百五十間ノ称

下川原 東ヨリ西ニ連ル東西百間南北二百間ノ称  
 七日市 南ヨリ北ニ連ル東西四五〇間南北三五〇間ノ称  
 長窪 西ヨリ東ニ連ル七〇〇間南北五二〇間ノ称  
 千沢 北ヨリ南へ連ル東西三〇〇間南北四八〇間ノ称  
 竹井 東ヨリ西ニ連ル東西二〇〇間南北二五〇間ノ称  
 小塚 南ヨリ北ニ連ル東西五〇〇間南北二一七間ノ称  
 田(飯高) 西ヨリ東へ連ル東西四〇〇間南北六二〇間ノ称  
 高津 西ヨリ東へ連ル東西八〇〇間南北七三〇間ノ称  
 上ノ原 北ヨリ南へ連ル東西四〇〇間南北七〇〇間ノ称  
 諏訪ノ原 中央ノ東西六〇〇間南北二〇〇間ノ称  
 長石 中央ノ西東西百間南北四五〇間ノ称  
 中沢 中央東西一二〇間、南北五〇〇間ノ称  
 以上十五ノ称本村ノ東ヨリ東西南北ト環リ中央ノ東ヨリ西ニヤム  
 牛 無シ  
 馬 牡馬五頭牝馬六十七頭總計七十二頭  
 山 無シ  
 川 名久田川 本村東南ニ沿フ  
 中山川ノ下流ニテ蟻川川赤坂川ニ合シ、本村東字豫瀬ヨリ申ノ方ニ流レテ同下川原ニ灣シ、同南小塚ヨリ折レ午ノオニ流レ、伊勢町ノ字只則ノ東ヲヘテ吾妻川ニ入ル。其ノ間豫瀬ヨリ只則迄灣曲シテ二十町余、処々淵ヲナシ、水常流トコロ十間或ハ十三間狭キトコロ五間ヨリ七八間。

高津川 本村ノ西ノ方五反田村界ヨリ西南ノ方へ流レ、伊勢町只則ノ西ヲ經テ吾妻川ニ入ル。其水元ヨリ只則迄灣曲二十町、水浅ク広サ二間一三間。

下川原橋 沼田道ニ属シ名久田川ニ架リ、本村ヨリ東ノ方平村ニ通ス。水ノ深サ一尺ヨリ二尺余、橋巾七尺長サ十六間、高サ水上ヨリ七尺余、木製掛替費ハ兩村ノ住民ニ属ス。

小塚橋 越後通往還ニ属シ、名久田川中流ニ架ル。本村ヨリ南平村ノ字宇妻ニ通ス。水ノ深サ一尺ヨリ二尺、橋ノ大キサ巾四尺長サ十三間。

高津橋 越後通往還ニ属シ、高津川ニ架ル、本村ノ中間ニアリ。水深シ、大サ六尺、長サ四間、高サ五尺、木製架替ハ村民ニ属ス。  
 宮前橋 沼田道ニ属ス。高津川ノ下流ニ架シ、本村ノ南伊勢町ニ通ス。水浅シ、大サ七尺、長サ五間、高サ壹丈余、木製土橋掛替入費ハ兩村ニ届ス。

落合橋 越後通往還ニ属シ、蟻川ニ跨架シ、本村ヨリ良ノ方蟻川村字塩平ニ通ス。水浅シ、大サ巾六尺、長サ六間、高サ八尺、木製土橋、架替入費兩村負担。

用水堰上堰 蟻川ニ属シ本村ノ北ノ方ニ蟻川村字大亀ヨリ南流、本村八幡ニ至リ南ニ折レ、字千沢ニ入ル。字千沢長サ千八百六十三間、堰巾六尺、深サ三十五尺、修繕入費ハ民ニ属ス。苗代ヨリ出穂ニ用フ。

同中堰用水 蟻川川ニ属シ、蟻川村字割石ヨリ東西ニ流レ、本村

落合椽瀬竹并ヲ経テ中沢ニ入ル。長サ一七八四間、セキ巾五尺、深サ三尺ヨリ五尺。但シ用水苗代ヨリ出穂マデ修繕入費ハ民ニ属ス。

森林和利ノ森 明治四年官有ニ属シ、和利神社境内ヨリ東四十間南北三十間、反別四反十七分、本村巳ノ方ニアリ。松杉多ハ松ナリ。畝三尺一四尺ヨリ或ハ六尺七尺、長サ七八丈余リ。

八幡森 明治四年官有、八幡神社境内ヲメグリ東西六十九間南北四十間、反別九反二畝六分、本村良ノ方ニアリ。雑木多シ或ハ瘦松アリ。其中頃ニ八幡弓掛松ト称スル二本ノ大木アリ。畝リ一丈五尺、高サ十丈余。

原野 高津野官有ニ属ス。西ハ五反田村、北ハ蟻川本村、高津ノ後ロニアリ。東西二町、南北一町、樹木ナシ。茅葦ヲ生ズ。

牧場 ナシ  
礦山 ナシ

湖沼 ナシ

道 越後通脇往還本村南ノ方中之条町村界ヨリ北ノ方蟻沼田ヨリ信州通り本東ノ方下川原橋ヨリ宮ノ前橋迄十二町十五間、巾二間。越後通間道本村南ノ方字ノ方字落合橋迄二十町、巾六尺。

堤塘 無シ  
滝温泉冷泉陵墓無シ

社 和利神社 拜社地東西三十三間、南北五十間、面積一六五〇歩本村巳ノ方ニアリ。大己貴命ヲ祭ル。旧ハ中ノ条伊勢町横尾三

ケ村ノ鎮守ナリ。明治六年十六ヶ村社ニ列セラレ、祭日ハ五月一日九月十九日ヲ祭祀トス。

八幡神社 拜地東西三十七間、南北四十間、面積一五〇五歩。本村中央ヨリ良ニアタリ、舊田別ノ命ヲ祭ル。九月十五日祭日ナリ。諏訪神社 拜社地東西四間、南北五間、面積二十歩、祭八月二十七日。

無量寺 東西二十間、南北十三間、面積二六〇歩、村中央ノ北字千沢ニアリ。禪宗末派ナリ。

若宮院 東西十五間、南北十間、面積一五〇歩。字八幡ニアリ。天台宗派ナリ。

宝昌庵 東西十二間、南北六間、面積七十二歩、村ノ中央ノ北ニアリ。

学校 一村人民共立小学校、本村中央ノ地字千沢ニアリ。村事務取扱所 本村総テ戸長宅ニテ取扱フ。

製糸場 ナシ

古跡歩趾 本村ノ東字椽瀬ノ頂上ニアリ。西ニ谷アリ。東ニ嶮岨ニテ人足不立。居趾回字ニテ堀郭高、三方ニ門ノ跡アリ。外郭三段ニテ綴ノ如シ。其昔真田伏兵ノ屯所ナリ。今ハ小林ニテ民有ニ属ス。古記ニ要害番古衆槍ニ請取普請兵伏可動者也

天正十六年子卯月十六日

真田安房守

臣北能登守ト書ス

名勝 無シ

物産 動物糸繭多ハ店買。薪炭或ハ繩蒔等聊隣村中之条市或ハ浜川ニ輸送ス。

民業 男戸毎農桑ヲ業トシ、冬春ハ薪、時ニ焼炭スルモノ五ヶ、蒔等製スルモノ七八戸。女ハ常ニ房事ヲ兼ネ縫織養蚕ヲ業トス。或ハ生糸ヲ製シ或ハ賃製トス。

田 反別二十三町八反三畝廿八分。

畑 反別六十町七畝二十分。畑林反別二十町三畝。

屋敷 反別四町九畝十六歩。

林 反別二十四村四反一畝九歩。

総計一三六町二反一畝七歩

明治九年三月

横尾村戸長

劍持 安平

(平 関伸一蔵)

五 村誌 栃窪村

上野国吾妻郡栃窪村

本村ハ古時ヨリ本郡ニ属シ、栃窪村ノ称ヲ用フ。白井郷 桃井荘ニ隸ス。元ト大塚村ト一村タリ。寛文五巳年同郡 大塚新田栃窪村トハジマル。

疆域 東ハ大塚村ト路林界、南ハ赤坂村ト伊鹿嶽、木合嶽、裸山 三ツノ山頂上ヲ以テ界トシ、西ハ大道新田ト路川境トス。

幅員 東西四拾町、南北四拾二町余

管轄沿革 天正十八年以來寛文五巳年ヨリ真田氏領ス。天和三年ニ至リ徳川政府ノ代官竹村惣左衛門、熊沢武兵衛両氏支配トナリ、明治ニ至リ王政御維新ニ付岩鼻県ニ属シ、群馬県ニ属シ熊谷 県ニ属ス。

里程 熊谷県ヨリ北ニアタリ二十三里、高崎支庁ヨリ長ニアタリ

十三里、渋川警保出張所ヨリ北ニアタリ七里ナリ。

地勢 東ニ二十二峠ヲ負ヒ、南西ニ伊鹿嶽、木合嶽、裸山アリ。

北ニ二階山アリ。当村字地其間ニアリ。

地味 当村ノ地赤黒クネバナリ。其他アシシハ稲、粟、大豆ニヨ

シ。悪地ハ稗、蕎麦ニ適ス。水利ハ順年ハ足リ、旱ニ苦シム。

飛地 本村ノ西アタリ大道新田字長エ畑三畝廿歩アリ。

字 山主坂 本村南ニアタリ東西四百 百間、南地三百間称 木合間、南北四百間ノ称

前新田 同東南ニアタリ東西五 百間、南北三百五十間 中うね間、同南ニアタリ東西三百

本村ノ中央ニアリ東 雨池 本村ノ乾ニアタリ東西四 百六十間南北三百間 同北三百間ノ称 稲荷穴ノ方

ニアタリ東西五百 間南北二百八十間 大沢 同成ノ方ニアリ東西 三百南北五百五十間 以上八ツノ称

牛 無之

馬牝馬 二十二頭

山 字二階山当村ノ北ニアリ。高サ八町、斜ニノボル。官有地ナ

リ。字伊鹿ノ嶽高サ二町村南ニアリ。樹木ナシ民有ニ属ス。字木 合嶽高サ一町村ノ南ニアリ。樹木ナシ。民有地。字裸山高サ二町

村ノ南西ニアリ。樹木ナシ、民有地。

川 不動川 其ノ水元本村ヨリ南ニアタリ、字前新田不動入ヨリ分テ申ノ方ヘ流、赤坂村字奥越ヲ経テ蟻川村ニ合、其ノ間湾曲シ三十五町ナリ。

中村川 其ノ水元本村仁王山ヨリ而申ノ方ヘ流、大道新田字長坂ノ南ヲ経テナメ沢川ニ合、其ノ間三十町余、水強シ、巾沓間ヨリ二間。

雨池川 其ノ水元当村ノ内宮林仁王山ヨリ出テ申ノ方ヘナガレ、大道新田字長坂ヲ経テナメ沢川ニ合、其間凡三十町、水浅シ。広サ一間ヨリ二間。

稻荷穴川 其水元当地字稻荷穴ノ入ヨリ出テ西ノ方ヘ流レ、当村ヲ経テ大道新田界大沢川ニ合。十二町。

大沢川 其水元本村ノ亥ノ方ヘ字大沢ニ入ヨリ出テ、未ノ方ヘ流、大道新田界大沢ヲ経テナメ沢川トナル。三十三町。

不動川橋 本村字前新田不動川ニ上架ル。水浅シ。橋谷六尺長サ二間、高サ六尺、木製土橋掛替入費ハ民ニ属ス。

中村橋 本村ノ中央中村川ニ上架シ橋巾六尺、長サ三間、高サ六尺水浅シ。木製出橋掛替費用ハ民ニ属ス。

下ノ沢橋本村ノ中央中村川ニ上架シ、橋巾六尺、長サ二間、高サ六尺、水浅シ。木製出橋掛替費用ハ民ニ属ス。

明參橋 本村中央ノ北ニアタリ字飛池川ニ上架シ、橋巾六尺、長サ二間、高サ四尺、水浅シ、木製出橋掛替費用ハ民ニ属ス。

弁天橋 本村ヨリ北西ニアタリ稻荷穴川ニ上架シ、橋巾六尺、長

サ三間、高サ七尺、水浅シ。木製出橋、掛替費用ハ民ニ属ス。大沢橋 亥ノ方ニアタリ大沢川ニ上架シ、橋巾五尺、長サ三間三尺高サ八尺、木製出橋、掛替費用ハ民ニ属ス。

森林 諏訪の森 明治四年官ニ属シ諏訪神社境内ニ遽ル。東西十六間、南北三十間、沓反六畝歩、本村辰ノ方ニアリ。雑木林ナ

リ。

稻荷ノ森 明治四年官有ニ属シ、稻荷境内連ル。東西三間。南北九間而前九畝本村中央ニアリ雑木小森ナリ。

原野牧場礦山湖沼 無之。

道 大塚村ヨリ入須川村ヘ通スル処アリ。本村東ノ方大塚村界十二峠ヨリ北ノ方入須川界迄四十二町余。巾六尺、本村中央ヨリ大道新田字長坂ニ通ス。本村揚示バヨリ長坂迄九町、巾六尺揚示場

ハ本村中央字中村ニアリ。

堤塘滝温泉冷水陵臺 無之

社 北野社 拜社地東西廿沓間南北十五間、面積百二十五歩。本村ノ中央字中村ニアリ。「天ノヒノ命」ヲ祭ル、祭日ハ三月二十五日、九月二十五日トス。

諏訪神社 拜社地東西二十間、南北十四間、面積二百八十歩。本村ノ辰ノ方ニアリ。「武ミナカタノ命」ヲ祭ル。祭日ハ八月廿七日トス。

寺 無之

学校 学校へ本村ニナシ。同郡原岩本村五反田蟻川村大字新田橋久保右五ヶ村人民共立小学校ナリ。

村事務取扱所 本村総テ戸長宅ニテ取扱フ。

製糸場古跡名勝 無之。

物産 糸繭多 薪炭或ハ羅菴等中之糸ノ市ニ於テ売捌ク。

民業 男毎戸農ヲ業トシ、冬春ハ薪炭ヲ焼クヲ業トスルモノ十戸

田 反別老町二反七畝一步

畑 反別十一町五反五畝九分

屋敷 反別五反五畝四分

林 反別三町八反三畝八分

社寺 上知林反別二反四畝二分

総計 拾七町八反六畝壹分

(栃窪区有文書)

## 第二節 布告・上申・覚

明治四年 御布告記

(表紙) 壬申

第一番 御布告記

名主 木暮次郎衛

一皇太神宮大麻之儀は、今般大宮司從來之振合を以て海内一般に頒布相成候。尤從前之職并ニ諸国檀家と唱ひ分配致し來候弊習は既に被廢止候事。

辛未十二月

神祇省

一來申正月四日年始として村々役人物代を兼肝煎名主并毎区戸長麻上下着用五ツ半時揃にて罷出候事

群馬県庁御印

吾妻郡村々

肝煎名主戸長中

辛未十二月廿七日

右之趣御達し有之間此段申上候早々頒達可下候以上

中之条町兼  
肝煎戸長

二宮 平八

戸籍編制之事

戸籍之編制ハ申正月晦日現在之人員ヲ根拠トシ、同二月一日ヨリ  
 九月十日ノ間ハ右人員検査之日限ナレバ右日限中之増減ハ翌年正  
 月之取調ニ因テ改ムベキ事、右之趣御達シ有之間至急□□ヲ以テ

(中之条町役場蔵)

七 明治六年十月 御布達

(表紙)  
 明治六年西十月十九日 御布達

副戸長 町田 儀平

帳  
 明治六年上中下米其外平均直段書上

- 十月一日ヨリ十日迄日数十日
- 一上米一石ニ付 金五円五十五銭五厘
- 一中米 同 五円四十銭四厘
- 一下米 同 五円廿六銭三厘
- 一日ヨリ十五日迄
- 一上麦一石ニ付 二円二十二銭二厘
- 一中麦 同 二円
- 一下麦 同 一円八十三銭八厘
- 十月十一日ヨリ廿日日数十日
- 一上米一石ニ付 五円四十銭三厘
- 一中米 同 五円廿六銭三厘
- 一下米 同 五円十二銭八厘

十六日ヨリ卅一日迄

- 一上麦一石ニ付 二円二十二銭二厘
- 一中麦 同 二円
- 一下麦 同 一円八十三銭八厘
- 十月廿一日ヨリ三十一日迄日数十日
- 一上米一石ニ付 五円五十五銭五厘
- 一中米 同 五円四十銭五厘
- 一下米 同 五円廿六銭三厘
- 十月一日ヨリ卅一日日数マデ
- 一上大豆一石ニ付 三円八十四銭六厘
- 一中大豆 同 三円七十銭三厘
- 一下大豆 同 三円五十七銭一厘
- 一上水油一石ニ付 三十二円
- 一中水油 同 二十八円
- 一下水油 同 二十円
- 十月一日ヨリ卅一日日数卅一日
- 一上塩一石ニ付 三円
- 一中下塩 市立無御座候

- 一上酒一石ニ付 七円六十九銭三厘
- 一中酒 〃 七円十四銭三厘
- 一下酒 〃 六円六十六銭七厘

右之通相違無御座候

上州国吾妻郡中之条町

売米麦大豆人惣代

田村安之衛

売塩水油人惣代

町田 儀平

売酒人惣代

桑原重郎衛

右町戸長

町田 儀平

明治六年十月卅一日

熊谷県令河瀬秀治殿

道路ヲ開キ農ヲ發行スルノ議

道路ハ民ノ依テ交通スル所物産ノ随テ起ル



所ニシテ経國ノ要務今更言ヲ待タズ。然ルニ維新以前各藩各区ニ峙立相互ニ其境界ヲ守リ甚シキハ関門ヲ鎖シ勉メテ險難ノ地ニ道路ヲ設ケ術ノ得タルモノトスルモ亦兵馬ノ余習時勢ノ然ラシムルモノナリ。然リト雖モ之ガ然ニ全國ノ経脈ヲ遮リ人民ノ交際ヲ妨ゲ物産ノ輸出入ヲ支ヘ随テ物価ノ平均ヲ失ヒ自然一般ノ民情ニ於テモ孤独ニ安ンジ管見ニ慣レ大ニ人生ノ本分ヲ誤リ国家豊饒ノ基ヲ失ス。今ヤ四海一家ノ世運ニ会シ豈ニ銳意勉勵セザルベケンヤ。以テ其主本トシ農者ニ通シテ衣ニ足リ、織者ハ農者ニ

交テ食ニ飽キ、遠キモ近ク接シ、遅キモ速力ニ応シテ百般ノ供用闕ク事ナク初テ人民相互ニ公福ヲ得、其志ヲ遂グル事ヲ得ルト否トハ、畢竟道路ノ難易ニ関ル頗ル至大ノ要務ニ非ランヤ。既ニ壬申年中公布ノ旨モ有之、旧県ニ於テモ専ラ注意着手セシ跡ヲ追ヒ、益々其業ヲ統キ、其志ヲ伸ベ本年秋ニ入リ聊農隙ノ際管下一般協力大イニ道路ノ修繕ヲ加ヘ難ヲ変ジテ易トナシ、狭ヲ換ヘテ広トナシ、曲ヲ正シテ直トナシ、地ノ形勢ニ応シ適宜方法ヲ定メ、往ニ人馬ノ勞疲ヲ省キ農車流行ハ独リ運輸ノ便ノミナラズ人々

交際親密家産業盛大ノ基國是ノ初歩ヲ斯ニ開業センコトヲ希望ス。謹高評ヲ乞フ  
明治六年十月廿一日 大区会頭  
北第二十大区  
高二万四千四拾三石七斗二升六合  
但シ高百石ニ付 金四拾五錢九厘三毛  
戸數 九千九百五拾五軒ノ割  
合高式千六百六拾八石二斗  
小区割分 三升三合  
一金九円九拾五錢四厘一毛  
(中之条町役場蔵)

ハ 明治六年十一月 上諭書記

(表紙)  
明治六年十一月 第貳号 上諭書記

戸長 町田 儀平

本年第十一月三日天長節ニ付毎戸日章御国旗相掲ケ奉リ候処、右同秋相心得可然御日程伺ノ上御指令ノ旨モ有之候条、明治七年一月一日ヨリ御日柄天長節同様ニ候事。

元 治 祭 一月一日 新年宴會 一月三日

孝明天皇 一月三日 紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 九月十七日

天 長 節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

候事

但シ本文之通御祝日御祭日儀式奉行シ一般休暇候上ハ既ニ被廢候フ大陰曆ニ拘泥シ及ビ旧五節句等之類別面断絶候事  
右之通り相達候間毎戸洩れ無く通達す可く候事也

明治六年十一月三十日 熊谷県令 河瀬 秀治

(中之条町役場蔵)

九 明治七年三月 御用留

(表紙)

明治七年三月  
三拾貳番

御用留

町田 庄藏

正副戸長ノ職ハ其村落ノ土地人民ヲ保護シ各自至ノ権理ヲ保チ他人ノ妨害ヲ防ギ上意ヲ下達シ下情ヲ上通スルノ任ナレバ尤モ公正忠受ノ人ヲ選舉セザルベカラズ。又コノ重任ヲ托スルノ人ナレバ、コレニ対シテ村落ヨリ義務ヲ尽シ其生産ヲ補助セザルベカラズ。於是管内一般ノ定限ヲ定メ、県庁其約束ヲ保護シ其ノ方向ヲ確定セント欲スト雖モ、邑ニ大小アリ地ニ広狭アリ里ニ貧富アリ、今一朝コレニ画一ノ法ヲ示ス。恐ラクハ其當ヲ得ズ。却テ實際ノ不便ヲ生ゼン故ニ、今一村一邑各其人民大地ノ適宜ニ從ヒ正副戸長、立会人ノ役員、且年限ト其給料ヲ約定シコレヲ県庁ニ出スベシ。県庁コレニ検印シ以テ村落ノ成規トナサシメ

第一条 正副戸長年限ハ必ズ二年ヨリ短カラズ、四年ヨリ長カラザルヲ慶トス。但シ満年ノ後再選ニ当ル者更ニ本文ノ年限ヲ踐ムベシ。

第二条 正副戸長ノ人員ト年限ヲ定メ、警バ戸長一名、副戸長幾名、年限四年ト定メ、四年目ニ至願ニ交代ニテハ事務ノ障害勦ナカラズ。故ニ二年目ニ半数ヲ交代スベキ等、適宜抽籤又ハ約定ニテ確定スベシ。

第三条 正副戸長ノ人選ハ一村内第八条中ノ者ヲ除ク外一般投票トス。

第四条 投票ノ節ハ正副区長、村里ニ位ミ出会開函スベシ。但シ

開函ノ上多数ノ投票ヲ受タル者甲乙丙二名或ハ三名ヲ挙ゲテコ

ノ人員中ニ於テ当役官選ニ任スベキ連署願書ヲ作り、正副区長

奥印シ県庁ニ出スベシ

第五条 立会人ハ一村投票正副戸長立会開函ノ上県庁ニ願出ベ

シ。但シ年限ハ滿一ケ年ヲ度トス。

第六条 正副戸長立会人ノ給料ハ一村ゴトニ約束ヲ定メ土地人民

ノ形勢ニ依リ年限ヲ定メ佻令年限中瑣少ノ異端ヲ抱ク者アルト

モ更ニ一定ノ改正ニ非ズンバ必ズ確守スベキモノトス

第七条 正副戸長及立会人員并給料一定ノ上ハ其約束書ヲ正副区

長奥印ノ上県庁ノ検印ヲ受クベシ、但シコノ給料一定役員公撰

ニ当ルモノハ自己ノ私情ヲ以テ苦情ヲ唱フベカラズ

第八条 役員選舉ノ節、不動産ナキ者、婦人、十五才以下ノ者、

戸主ニ非ザル者、懲役一年以上ノ刑ヲ受ケ放免後滿三年ヲ過ザ

ル者

右大略ヲ示スノミ尚此趣意ニ基キ、以後人選改正ノ節夫々適度ニ

斟酌セハ他日大同小異、稍其當ヲ得ル庶幾アラソ乎。

右之通御達相成則御達申候間至急御願達可成候也

三月廿四日

副戸長 折田 軍平

関本善五郎殿

町田 庄藏殿

飯塚半四郎殿

吉田 善平殿  
田村茂三郎殿

(中之条町役場蔵)

二〇 明治十年 県庁達留

(表紙)  
明治十丁丑年  
七月ヨリ十月十六日迄 県広達留

第十二番 西中之条村事務所

第一条 飲食

虎烈刺病予防略法

可食物 穀物 牛肉 猪肉 羊肉 鶏肉 馬鈴薯 蕃薯 芋  
不可食物 家鴨 雁 豚 脂油類 餅類 蔬菜類 ノ小量ニ用ユ  
ル苦シ  
カラズ 未熟菓物 塩漬物 味噌漬物

第二条 行状

不可為事 過婚 大食 大酒 空腹 夜行 湿気 炎天 不潔  
浴水 労働 苦心 垢衣 弊衾  
不為事 早起 散步 遠宜運動 適宜浴法 新衣更衣  
善居処 高状 乾燥地 清氣流通  
悪居処 低状 矮屋 大氣不通 湿地 澁  
虎烈刺の病人ある家へハ可及的迫よるべからず見舞等もなるた  
け遠慮すべし

同患者死後も同所心得べし馬屋雪隠小便所水通肥場塵気場等ハ

時ニ石炭酸水を注ぎて臭気を防止すべし

石炭酸水方

石炭酸 一匁水三合斗

右に味混合し隔日又ハ每晚或ハ朝夕不潔ハカ所及溜き水を選み  
用ゆべし。

常に用ゆる処の井水も願くハ熱く煮或ハ濾して用ゆべし。凡テ  
食物ハ生物を忌む必ずよく煮熟したる物を食ふべし。日常必ず  
小腹をフラインネルヘシ木綿等にてまき、足等ハ毛織の布にて股引  
を製してはくべし。又は木綿の股引にてよろし。

俗に溜飲癩 疝氣蛔虫 下痢病、食傷等、凡テ腹部の病ひある人  
ハ速く医師に託し薬用すべし

衣類夜具等は時ニ洗滌し或は毎日火陽にさらすべし。若し此患  
者を見舞節ハ前の石炭酸水にて口嗽き顔面手足をも洗ふべし

但シ顔面手足を洗ふニハ石炭酸水ニ水を加へ稀薄ニすべし  
此の際に方り凡て気分あしき程の人ハなる丈旅行すべからず

若し此病ニ類似の患者ある時ハ日夜の差別なく医師を招き診察  
を請ふべし

神奈川県下ニ 頃日虎烈刺病流行の趣不日本県よりも予防法御  
布達も可有之候得とも各自心得の爲め取敢へず予防法大略を廻

達致し候間此段達申上候也

九月廿四日 午後五時

格別良病看別

五小区長 二宮 平八<sup>④</sup>

下痢一兩度ニテ鼻尖リ眼陷凹スル事甚シク、下痢物ハ米ノ研汁ノ如シ。下痢スルトキハ服痛ナシ、鼻尖リ舌冷ユル事甚シ。試ニ指ヲ以テ其鼻舌ニ当ワレバ、其指冷ユル事甚シキヲ覺ユ。此レ第一ノ別法ナリ。手拇頭服庄スルニ陥凹復セズ。<sup>此辺</sup>指服瓜ノ<sup>ア</sup>ヲ他指ニテ庄スルニ陥凹シタル跡其指テ除キテ後容易ニ復セズ。或ハ此ノ辺ニ麻糰スル事ヲ覺ユ。下痢二三回ニシテ四支關冷稀水ヲ頻リニ吐出スルニ至ル。

手当方

下痢二三回ノ節、速ニ芥子粉ヲ入レタル温湯ニテ半浴ヲ行ヒ十分全身発汗セシメ、吐甚シクシテ薬納ラザルモノ或ハ心下心惡シキ者ハ芥子泥ヲ（芥子粉ト温純粉トヲ合シテ固紙ニ大キク延シタルモノ）、但シ芥子粉三分温純粉一分ノ割合ナリ。心下ニ張ルベシ。其芥子泥ノ大キサハ三四寸四方ノ厚紙ニ延ベシ。其張りタル処赤色トナレバ取除クベシ。手ノ二腕（左右トモ）、夫ヨリ胼腸其統キニ足趾ト次第二張ルベシ。手足冷ユル者ハ乾キタル木綿或ハフナネルヲ火ニ暖メ皮膚赤色ニ至ル迄摩擦スベシ。

薬剤用法

解毒丸

右ハ看別法ノ如ク下痢ノ様子常ナラズ、時ニ舌ニ汚タル味アレバ一抱ニ一度ニ用テ虎烈刺水一度ニ二十滴ツツ一日三度、病強キトキ四度相用、若シ病発左ノミ舌ニ苔ナクハ一度ニ二九ツツ、一日三回相用、其間コレラ水ヲ前ノ如ク用ベシ。右ノ水薬ヲ用ユレバ次第ニ下痢減ジ四支ノ冷退キ何トナク快ナルコトヲ覺ユ、次第ニヨリ発熱スルコトアリ。此レハ差程恐ルルニ足ラズ。此時ハ解毒丸一日三粒ヲ三度ニ用、発熱ノトキモ下痢尚アラバ、コレラ水ヲ十滴ヅツ一日三度程兼用スベシ。下痢一日三度ナレバ別段虎烈刺水ヲ用ユルニ及バズ。此解毒丸ハ発病ノ時一日ノ間用ユ。翌日ハ見合テヨシ。猶一日二日コレラ水ノミニテ下痢猶止サル時ハ又々二粒ヅツ三回兼用之事。

右之件各村落洩れなく毎戸末々迄御通知可有之、且該病相発シ候節ハ内務省御達シニ基キ区戸長ニ於テ注意可致候也。

但シ解毒丸及用意丸ノ二種ハ各医員ニ於テ販売候管付ニ付御求度望之者ハ最寄医員方ニ於テ可買請申候事

右之通及通達候也

十月三日

調 所印

(中之条町役場蔵)

二 明治十一年 国民軍人員表

文久元酉年出生	拾七才	三人
万延元申年	拾八才	二人
安政六木年	拾九才	二人
五年年	二拾才	十人
四巳年	二拾壹才	三人
三辰年	二拾貳才	八人
二卯年	二拾三才	三人
元寅年	二拾四才	五人
嘉永六丑年出生	二拾五才	四人

五子年	二拾六才	五人
四亥年	二拾七才	五人
三戌年	二拾八才	五人
二酉年	二拾九才	五人
元申年	三拾才	九人
弘化四未年	三拾壹才	六人
三午年	三拾二才	六人
弘化二巳年出生	三拾三才	七人
元辰年	三拾四才	七人
天保十四卯年	三拾五才	七人
十三寅年	三拾六才	七人

天保十二丑年出生	三拾七才	四人
十一子年	三拾八才	五人
十亥年	三拾九才	八人
九戌年	四拾才	四人
合	百三十人	

右者明治十一年国民軍人員表前記之通ニ御座候也

明治十一年一月 五小区長  
右村々正副戸長御中  
(中之条町役場蔵)

三 明治十二年 郡役所通達

(表紙)  
明治十二年 郡役所御達綴込

伊勢町外二ヶ村戸長役場

明治十二年一月〜十二月郡役所よりの達し

吾第九号

戸長

本県初度通常県会被聞候ニ付、本月十五日ヲ以テ当郡議員選舉会为開候処、左之両名頭書之通り高票当選相成。本人承諾候条此旨相返候事

明治十二年三月十九日

吾妻郡長 真野 節

吾妻郡本宿村

中井 総平

投票千三百七十一枚  
八百七十三枚

同 郡折田村

折田 軍平

伍長心得書(規則)相達ノ事

人民伍組ヲ設ケ每伍伍長ヲ立ルハ古来之制ニ有之候処、伍長タル者心得方区々ニテ組合ノ世話不行届、或ハ集会等ノ為、無益ノ冗費相掛候向モ有之候ニ相聞ク。以之外之事ニ候。自今別冊規則

ヲ遵奉シ、伍長ハ伍中ノ一家ノ如ク懇切ニ世話ヲ致シ御趣旨徹底、各家業勉勵候様、注意可致、此旨相達候事

明治十二年三月四日

吾妻郡長 真野 節

伍長心得書

一 伍トハ五家ヲ一組トスル古例ナレ共、土地ノ便宜ニヨリ十家又ハ二三十家ヲ以テ一組トスルモ不苦候事

一 公用民事或ハ水配提防等ヲ命スルトキハ其旅費日当ハ戸長ヨリ給与候条、直チニ人民ニ割賦不相成候事

一 戸籍生死ノ出入或ハ寄留旅行等ノ節ハ、其時々無遺漏戸長役場へ届出候様、添心可致事

一 租税其他諸上納金延期無之様、平生世話可致事

一 非常困難ニ罹ルモノ有之節ハ、共救之議主トナリ、助合法ヲ謀ルベキ事

一 縁組葬式又ハ神仏祭典等、分限ヲ顧ミズ無益ニ消費スル弊風有之候ハ、バ自今速ニ一洗候様ニ平素注意可致事

一 若シ産業ヲ怠リ遊惰ニ流ルル者アラバ、懇ニ教戒ヲ加ヘ用ヒザレバ戸長へ可申出事

一 暑度昇騰ニ付、本月一日ヨリ当役所出勤時刻午前第七時出頭、正午十二時退散候条此旨為心得及通達候也

十二年七月三日

吾妻郡役所

吾妻郡伊勢町

小林儀四郎

小淵伊八郎

右ハ今般別紙本県丙第三拾七号ヲ以テ本年徴兵就役之者高崎宮所及ビ東京鎮台ノ二ヶ所エ入営可致旨御達シ相成候ニ付テハ、来ル廿三日午後第二時迄ニ無遅滞本人割符持參戸長一名付添、当役所へ罷出可申、此旨本人共へ至急達方可取斗此段及通達候也

十二年四月廿一日

吾妻郡役所

伊勢町戸長役場御中

天長節ニ鎮守祭自家祝ヲ同時実施ノ事

毎年十一月三日、天長節ノ儀ハ聖上御誕辰ノ佳節ナルハ予テ衆庶ノ知ル処ナリ。凡ソ皇国ノ人民タル者ハ一般ニ恭敬、以テ聖上ノ万歳邦家ノ隆盛ヲ祝賀シ奉ルベキハ言ヲ俟タズ。殊更新歳モ登熟ノ時期ニ有之候ニ付、市在共鎮守祭礼及ビ自家ノ祝事等モ可成此吉日ニ於テ執行ヒ、上ハ天長ノ佳節ヲ恭賀シ奉リ、下ハ衆庶一般自家ノ安寧ヲ祝シ、一日ノ飲ヲ尽シ而シテ平素ハ猥ニ閑遊ニ時日ヲ費サズ、各自職業ヲ勉勵候様可致此旨諭達候事

明治十二年十月三十一日

吾妻郡長 真野 節

吾第十五号

戸長

一 明治十二年十二月二十七日御用納メ之事

但シ至急ヲ要スル件ハ休暇タリト雖モ取扱候事

一 明治十三年一月五日政始ニ候事

当郡役所御用納メ政始等前書之通ニ候条此旨相達之事

明治十二年十二月二十五日 吾妻郡長 真野 節  
(中之条町役場蔵)

三 明治十四年 上達書類

(表紙)  
明治十四年 上達書類綴

伊勢町外二ヶ村戸長役場

伊勢町外二ヶ村人口調

明治十三年十二月三十一日現在

一 伊勢町 人口七百九拾壹人

内男 四百拾四人  
内女 三百七拾七人

一 青山郷 人口百九拾九人

内男 百壹人  
内女 九拾八人

一 市城郷 人口貳百三拾七人

内男 百二拾五人  
内女 百拾貳人

伊勢町  
一 青山郷 人口千貳百貳拾七人  
一 市城郷

内男 六百四拾七人  
内女 五百八拾人

右之通相達無之候也

十四年一月

右戸長 木暮茂八郎

吾妻郡長 真野節殿

吾妻郡人口百以上輻輳地

伊勢町 人口男 二百五十九人  
女 二百二十五人 戸数九十七戸

御届ケ

吾妻郡伊勢町

青山村

市城村

県會議員

選舉人 五拾貳人

被選舉人 拾九人

右之通相達無之候也

右戸長 木暮茂八郎

御届ケ

吾妻郡伊勢町

伊勢学校

右校之義是迄林昌寺ニ於テ執行候処、都合ニ抛リ本年一月ヨリ  
該町第三十番地小板橋元則宅ニ転校候間此段御届ケ申上候也

右学務委員

小板橋藤平

一月十四日

戸長

木暮茂八郎

吾妻郡長 真野節殿

明治十三年地租改正民費取調書上

一金百円四拾九錢九厘 伊勢町

一金八拾円四錢四厘 青山村

同郡青山村第三番地同居

山田周藏 年三十一歳二月

同郡青山村第二十一番地住

宮崎権六 年四十三歳五月

同郡市城村第壹番地住

中沢七平次 年五十九才四月

同郡市城村第貳拾壹番地住

塚田佐七 年五十七歳五月

同郡市城村第三拾四番地住

松本信太郎 年三十三歳七月

渡船賃錢顯

吾妻郡 市城村 青山村

吾妻川渡船

一金八厘也 人老入ノ手荷物

但シ五年以上十二年未滿之者ハ本賃錢ノ半額

一金壹厘也

人力車 一軸 駕籠一挺

兩掛 一荷

手荷物ノ外荷物

一金貳厘也 牛馬老疋荷物老駄長物老疋

一金三厘也 馬車牛車 一輛

右渡船之儀にて從來青山村市城村兩村ヨリ同郡地統山野へ入会ニ付秣薪等引取之道筋ニテ右兩村持舟ニ有之新卷村へ船附来リ旅人通路相成候ニ付、別紙之通賃錢受取通行致度候間、何卒以御仁恤御聞濟相成度此段奉願上候、以上

右用掛 中沢 重平

明治十四年七月十四日

楯取群馬県令殿

戸長 木暮茂八郎

十三年度酒類營業之者人名取調

吾妻郡伊勢町

伊勢町

青山村

一等小売 平形 平吉 一等小売 福島 惣八

割田 栄八 二等小売 福島 作平

山田 ヌイ 一等小売 宮崎 善六

市城村

小坂橋源八 一等小売 塚田 甚平

町田 喜十 二等小売 外丸 信吉

二等小売 小坂橋藤平 一等小売 杉本 弥市



一等小売 宮崎 定七

二等小売 山田太平次  
二等 〃 外丸 長平

右之通取調上申候也

右戸長

木暮茂八郎

明治十四年七月卅日

吾妻郡長 真野節殿  
御届ケ

吾妻郡伊勢町

伊勢学、校

右ハ今般校舍新築落成ニ付、本月廿九日開校式執行仕度此段奉上申候也

十四年八月廿二日

明治十四年吾妻郡伊勢町青山村三ヶ村聯合  
市城村

明治十四年作柄之事

本年ノ作毛ハ播種以來季候平穩晴雨適度、用水充分ナラズト雖モ、早晚挿秧ヲ得ルニ七、八月間盛夏ノ激ナルガ如ク降雨稀ニシテ山田ハ一時用水欠乏シ、之ニ経クニ小鳥求食スト雖モ驅除ノ効ヲ奏シ其害甚ニ至ラズ。然ルニ九月上旬ヨリ霖雨止マズ、竟ニ猛風洪水起リ風水ノ患害少カラズ。未ダ刈獲ノ期ニ至ラズト雖モ其ノ収獲ヲ概視スル左ノ如シ。

早稻 二分 平均一反ノ獲量 凡九斗

中稻 五分 同 凡一石

晚稻 三分 同

右取調上申候也。

明治十四年九月十六日

右戸長 木暮茂八郎

一金七拾九円七拾錢

合計金貳百六拾円三拾四錢三厘 市城村

右ハ当町村明治十三年地租改正費取調候処、書面之通相違無之候也

也

右戸長

木暮茂八郎

楯取群馬県令殿

町村會議員人名簿

吾妻郡伊勢町第拾五番地住

小板橋 源 八  
年三十歳

同郡伊勢町第拾六番地住

小板橋 藤 平  
年四十八歳一ヶ月

同郡伊勢町第廿八番地住

木暮 久 平  
年四十八歳十一月

同郡伊勢町第廿九番地住

柳 田 金 平  
年三十四歳七月

同郡伊勢町第七十五番地住

小坂橋 菱三郎  
年三十二歳四月

同郡青山村第壹番地住

永井 佐平太  
年五十四年一ヶ月

繭・生糸調査表

上野国吾妻郡伊勢町

町勢伊		産額	一貫目価格
繭	八二二・二四〇	一貫目	一〇円
生糸	一一三・〇四三	五三	五三
出売繭	三〇〇	一〇	一〇
のし糸	五〇・五八三	一〇	一〇
生皮学	五・二四五	八	八
真綿	二・四二〇	五	五
蚕卵紙	一二枚	ニ・五〇	ニ・五〇
	キ一枚ニツ		
村城市		産額	一貫目価格
	二二六・一〇〇	八・五〇	八・五〇
	三一・一九〇	五〇	五〇
	七・三三〇	二	二
	一三・一六〇	一〇	一〇
	一・〇〇〇	一〇	一〇
	一二八枚五	二・五〇	二・五〇
村山青		産額	一貫目価格
	二七二・六〇〇	一	一
	一三・四八〇	五七・一四	五七・一四
	八・六六〇	一〇	一〇

明治十四年十一月十八日 進達仕候

桑畑調査表

上野国吾妻郡伊勢町

町勢伊		種別	畑反別	一反步当採葉量
立木	二〇〇株			二、五〇〇貫
刈桑	二〇二、〇〇〇株	一三町四反七畝〇	四一、八一七貫	五〇〇匁
根刈桑	〇歩			
村城市		畑反別	一反步当採葉量	
	四町八反四七歩		一四、四三〇貫	
	四万株		〇五〇貫	
	五〇株		六二五貫	
村山青		畑反別	一反步当採葉量	
	五町六反六七歩		一六七、〇〇〇貫	
	四万六千株		〇〇〇貫	
	五十株		六二五貫	

明治十四年十二月七日 進達仕候

県會議員選挙被選挙権ヲ有スル者取調

本籍ノ者人口總計千貳百五人ノ内

一 選挙権ヲ有スル者 六十八名

内商二人 農六十五名 工一名

一 被選挙権ヲ有スル者 二十八名

内商一名 二十七名

明治十四年十一月十日

郡長殿

戸長

木暮茂八郎

製茶産額調査表

上野国吾妻郡伊勢町

合計	一三町四反七畝	四町八反四七步	四万株
	一〇二、二〇〇株		

合計六拾六貫百目 金貳百六拾五円九十三錢八厘

明治十四年十一月廿五日 進達仕候

穀類取調書

吾妻郡伊勢町

青山村

一 粳 廿石

一 麦 八石

一 麦 廿石

一 稗 拾石

一 稗 三拾石

一 粳 拾石 市城村

一 麦 拾石

一 稗 貳拾石

總計百貳拾八石 内 粳三十石 麦四十石 稗六十石  
右八十三年度有余之穀数概略取調上申候也

町村協議費取調

伊勢町外二カ村(三カ町村)の歳出決算

一金五百九拾六円八拾八錢五厘 三ヶ町村協議費決算額

製 額	金 額	平均一貫目相場
五貫六百目	金四拾五円七拾五錢	金四円貳錢三厘三毛
六貫七百目	金四拾円八錢八厘	同
拾老貫目	金五拾五円	同
拾貳貫八百目	金五拾円	同
三拾貫目	金七拾五円	同

内

金三百貳拾貳円三十四銭

土木費

一学務委員 三名

一金八拾四円九拾銭

内金百九拾七円

水利土功会ニテ決議ノ分

内訳

金拾七円九拾貳銭四厘

衛生及病院費

一金六拾一円貳拾銭 給料

金百五拾五円四拾銭八厘

教育費

但シ一ヶ月金五円拾銭ツツ三人分

金三百六拾銭

戸長役場 借家料

一金拾三元貳拾銭

金五拾九円七拾一銭五厘

戸長役場諸費

但シ一里ニ付金八錢泊料滞在日当六拾銭

金一円五拾銭

町村会費

一金拾円五拾銭

職務取扱諸費

一金貳拾六円九拾三銭二厘

祭典費

但シ一ヶ月金八拾七錢五厘

一金九円四拾六錢五厘

勸業費

右之通り町村会ニ於テ議決致候条御認可被成下度候也

記

金百貳拾六円八拾一銭三厘

治水費

伊勢町

金百八拾七円三拾三銭八厘

道路修築費

青山村

金八円拾八錢九厘

橋梁修築費

青山村聯合町村会議長

内

水利土功会にて決議之分

市城村

学務委員薦奉上申書

金百九拾七円也

内訳

第三拾一学区

内訳

道路修築費

中 沢重平

金百六拾五円

道路修築費

一 九票

金三拾貳円

橋梁修築費

一 九票

青山村

塚田長吉

一 八票

宮崎権六

四十三一年一ヶ月

学務委員人員給料旅費職務取扱諸費

小坂橋 藤 平 印

伊勢町

一八票

小坂橋 源八  
三十年八ヶ月

右 松本信太郎外十名連署

戸長 木暮茂八郎

青山村

一七票

湯 本七郎次  
五十三年一ヶ月

群馬県令楢取素彦殿

(中之条町役場藏)

市城村

一六票

中 沢七平次  
六十年

一四 明治十六年 郡庁通達

(表紙) 明治十六年 郡庁御達綴込

伊勢町

一六票

柳 田金平  
三十五年三ヶ月

伊勢町外二ヶ村戸長役場

第一第二十六号

青山村

一六票

山 田周造  
三十年十ヶ月

今般徴兵使巡回本月十五日前橋町ニ於テ徴兵検査有之候条、其村  
内左ノ人名ノ者、来ル十三日午后第三時迄ニ無相違戸長差添当郡  
役所へ可届出此段及通達候也

伊七町

一五票

小坂橋 菱三郎  
三十三年

但其村ヨリ前橋町迄ノ里程書持参ノ事

十六年二月三日

吾妻郡役所

伊勢町戸長役場

右ハ本年本県甲百拾五号御達シテ遊奉学務委員投票日処、前記九  
名之者高票相成候間、右之内三名御拔選学務委員被命度且薦挙規  
則第二条各項ニ抵触候者ニ無御座候、依之此段上申候也

小林 勘五郎

第一第二号

本郡聯合町村會議員左ノ通り当選相成候条

中之条町 議員 田中甚平

四万村 議員 田村文三郎

西中之条村 高橋市郎平

大道新田 小淵文

此旨公告候事

山田村 町田安一郎

原岩本村 森田安四郎

左記

上沢渡村 高平定八

原町 山口六平

同	議員	矢倉村	中村安藏	大戸村	議員	小林謙平
同	議員	岩下村	竹内治兵	本宿村	高橋政十郎	西峯須川村
同	議員	松谷村	小池次平	大柏木村	高橋千尋	議員
同	議員	川原畑村	野口茂四郎	須賀尾村	丸山武八	須川町
同	議員	林村	篠原茂平次	応桑村	黒岩有哉	永井村
同	議員	長野原町	黒岩順市	与喜屋村	桜井清一郎	猿ヶ京村
同	議員	小雨村	黒岩順市	三原村	黒岩常五郎	布施村
同	議員	入山村	本多十平	大前村	土屋喜右衛門	師田村
同	議員	草津町	田村小藤太	千俣村	千川彦五郎	伊勢町
同	議員	大津村	浅見安一郎	大笹村	杉原甚六	箱島村
同	議員	羽根尾村	唐沢利惣治	田代町	松本和作	新巻村
同	議員	厚田村	小泉文四郎	横尾村	永井専藏	泉沢村
同	議員	三島村	高橋源四郎	赤坂村	伊能貞重郎	小泉村
同	議員	同	小村孫兵	入須川村	小林清七	植栗村
同	議員	同	同	東峯須川村	本多佐平治	岩井村

第一第四号

吾妻郡町村聯合会議員

右之通当選相成候条此旨公告致候事

明治十六年五月十九日

吾妻郡長 真野 節

議長 田中 甚平

副議長 野口茂四郎

第一第九号 第四選挙区

第一第十一号

退本職 学務委員 小池 政七

交代員 二宮 平八

村會議員 劔持 文衛

町會議員 田中 甚平

本郡教育会本月廿九日ヨリ中之条町清見寺ニ於テ開設候此此旨

公告候事

明治十六年十月十五日

吾妻郡長 真野 節

運搬会社ノ依托ヲ請荷物運送候者人名左ニ

吾妻郡伊勢町

小坂橋 宇八

小栗 次平

吉沢 藤十

吉沢 吉平

清 次

与 七

吾妻郡青山村

宮崎 嘉平太

永井 伊代八

小林 綱五郎

塩野谷 又四郎

湯本 高一郎

宮崎 九平次

福島 茂八郎

吾妻郡市城村

山田 太平次

十七年一月廿五日

右戸長 根岸 善作

各歳十一月本県御達ニ基キ貨物運搬馬車夫ノ者総テ運搬会社營業  
之方ヘ附属致シ其章表ヲ所持可致義ニ付、今般同盟会社協議之上  
各持邸内ニテ區別候処、貴邸当社之持部ト決定候間、貨主ヨリ幾  
分之賃ヲ得テ車馬ヲ仕用候者、姓名御取調、明後二十日迄ニ当社  
ヨリ郡役所ヘ御届可申事、尚又其人員ニ從ヒ旗車並ヒ監札等調製  
可仕候間、乍御手数至急御取計成下度此段御依頼及候也

内国通運会社

継立所

明治十七年二月十七日

町田 明七郎

戸長役場御中

近來東京表に寄留ヲ名トシ其実俳優之免許ヲ該地ニ得テ帰村シ其  
業ヲ以テ各地ニ芝居興行之風漸ク相移リ終ニ民間ノ風俗ヲ乱リ甚  
不相濟付有様、心得違之者無之様精々注意を加ヘ其跡を絶つ様心  
配有之候此段及

明治十七年三月十一日

吾妻郡長 真野 節

伊勢町戸長

根岸善作殿

右之通相違無之候也

第一第二号

投票 三七三 常備員 田中璣一郎  
 大戸村  
 四二五 補欠員 折田 軍平  
 中之条町

第一第三号

本郡町村聯合会議員左之通り当選相成候条  
 此書公告候事

明治十七年四月廿四日

吾妻郡長 真野 節

中之条町 議員 小池 政七  
 西中之条村 唐沢 九平太  
 山田村 町田 安一郎  
 上沢渡村 関 紋三郎  
 四万村 田村 文三郎  
 原岩本村 森田 安四郎  
 大道新田 小淵 文衛  
 原町 市場 光平  
 郷原村 新井 伊三郎  
 岩島村 菅谷 勘三郎  
 竹内治兵

三三三

小池 政七

本年本県達第十三号連趣旨ニヨリ当郡県会議員常備員及補欠員選  
 挙会開設候処、前書三名之者頭書之通り高票当選相成、夫々承諾  
 候此旨公告候事

十七年七月十九日

吾妻郡長 真野 節

須賀尾村	大柏木村	本宿村	大戸村	〃	三島村	厚田村	羽根尾村	大津村	草津村	入山村	赤岩村	長野原町	林村	川原畑村	松谷村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	議員
丸山武八	加藤 権次郎	高橋 政十郎	小林 謙平	小林 孫兵	高橋 源四郎	小泉 文四郎	唐沢 太一郎	浅見 安一郎	田村 小藤太	山田 弥平次	関 五一郎	野口 五十郎	篠原 茂平治	野口 茂四郎	田村 清七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	議員
猿ヶ京村	永井村	師田村	布施村	須川町	西峯須川村	東峯須川村	入須川村	赤坂村	横尾村	田代村	大笹村	西窪村	三原村	与喜屋村	応桑村
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	議員
生津儀平治	笛木 茂一郎	原沢 平三郎	原沢 九十郎	梅沢 要一郎	本多 源治郎	河合 覚次郎	神保 勝次郎	小林 衆次郎	永井 専蔵	松本 勇五郎	栃原 甚六	黒岩 勘十郎	黒岩 七平	丸山 長十郎	浅井 谷三郎



伊勢町 議員 木暮 茂八郎  
 五丁田村 " 唐 沢 太平治  
 新巻村 " 一場 善七  
 小泉村 議員 中 沢 嘉平太  
 泉沢村 " 青 木 又一郎  
 植栗村 " 茂 木 宣衛  
 岩井村 議員 劍 持 庄三郎  
 川戸村 " 大 島 象藏  
 干俣村 " 干 川 幸太郎

第一第五号

当郡役所郡吏出勤時間之儀来ル五月一日ヨリ午前第八時出勤午後

二時退散ニ相改候条此旨公告候事

四〇四

同 郡折田村  
同 折田 軍平

十七年四月廿九日

吾妻郡長真野節代理  
吾妻郡書記 海老原 崇

第一第六号

吾妻郡町村聯合會議員

議 長 野口茂四郎

副議長 小池 政七

右之頭書之通り当選相成候条此旨公告候事

十七年五月七日

吾妻郡長 真野 節

今般戸長役場区域改正ニヨリ戸長一同解職相成候ニ付テハ用掛筆  
生、手伝人等本日より退職セシムベシ。此段内達致シ候也

明治十七年七月卅一日

伊勢町旧戸長 根岸 善作

(附) 第一第六号

吾妻郡川原畑村

投票 八九七

常備員 野口茂四郎

明治十五年七月二日

吾妻郡長 真野節殿

小池 政七

吾妻郡町村聯合會議長

本年本県告第廿三号之旨趣ニヨリ当郡県會議員常備増員及補欠員  
選挙会開設候処、前書四名之者前書之通り高票当選相成、夫々承  
諾候条此旨公告候事

明治十六年七月五日

吾妻郡長 真野 節

(中之条町役場蔵)

一五 明治十五年七月 吾妻郡町村聯合議事細則

吾妻郡町村聯合會議事細則昨日ノ第三次会ヲ以テ別冊之通決  
定候ニ付御認可相成度此段上申仕候也

(朱印)  
書面之趣認可候事

明治十五年七月二日

吾妻郡長 真野 節

吾妻郡町村聯合会議事細則

第一章 議事整理

第一条 議事ハ午前九時ニ始リ午後三時ニ終ル時宜ニ困リ議長ハ之ヲ伸縮スルコトヲ得

但シ議事ノ始終ハ鳴鐘ヲ以テ之ヲ報ズ

第二条 出席ノ議員全數ノ過半数ニ至ラサレバ議事ヲ開クヲ得ズ

第三条 議員ノ席次ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ、毎会其席ニ着ク

モノトス

第四条 議事ハ議員ノ姓名ヲ称セズシテ席次ノ番号ヲ用ユベシ

第五条 正副議長共ニ出席セサルトキハ出席議員中ヨリ仮議長ヲ公選スベシ

公選スベシ

第六条 議長ハ議場整理ニ必要ト認ムル場合ニ於テハ議員ノ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得

ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得

第七条 議題外議事中心ニ起リタル総テノ事件ハ議長之ヲ決シ或ハ會議ノ決ヲ取ルベシ

會議ノ決ヲ取ルベシ

第八条 議事ハ傍聴ヲ許ス。但シ時宜ニヨリ之ヲ止ル事アルベシ

(以下略)

(中之条町役場蔵)

一六 明治十九年 吾妻郡町村会議細則

(表紙)  
明治十九年会議ニ関スル書類

四万村戸長役場

吾妻郡町村会議事細則

第一章 議場整理

第一条 議事ハ午前九時ニ始リ午後三時ニ畢ル、時宜ニヨリ議長ハ之ヲ伸縮スルコトヲ得

但シ議事ノ始終ハ撃柝ヲ以テ之ヲ報ズ

第二条 議員ノ席次ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ毎会其席ニ着クモノトス

ノトス

第三条 議事ハ議員ノ姓名ヲ称セズシテ席次ノ番号ヲ用ユベシ

第四条 議長ハ一時議員ノ發言ヲ止メ、又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得

ヲ得

第五条 議事ハ議員ハ私語シ或ハ吸烟シ其他総テ議事ヲ妨タルノ挙動アルベカラズ

ノ挙動アルベカラズ

第六条 議事ハ議員議長ノ許可ヲ得ルニアラザレバ議場ヲ退クヲ得ズ

ヲ得ズ

第七条 遅参ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ議席ニ着クベシ

第八条 議員中ヨリ指定セラレタル議長若シ意見アリ議長ニ着カントスルトキハ直ニ議員中ヨリ仮議長ヲ指定スルコトヲ得

第三章 議事

第九条 議案又ハ議事ニ必要ナル書類ハ予メ之ヲ議員ニ頒布スベシ

第十条 議事ハ前条頒布ノ日ヨリ少クトモ一日ヲ隔テ之ヲ開クベシ

但シ至急ヲ要スル者ハ此限りニアラズ

第十一条 修正説ハ第一次会ヲ除クノ外之ヲ提出スルヲ得

但シ第二次会ニ於テ賛成ナキ説及ビ第三次会ニ於テ二名以上ノ賛成ナキ説ハ之ヲ議題トナスコトヲ得ズ

第十二条 修正説ヲ提出セントスル者ハ之ヲ議席ニ於テ陳述シ、

又ハ文案トナシ議長ニ出スヲ得

(中之条町役場蔵)

七 明治十三年 吾妻郡山田村折田村ニテ村聯合規約

一 良民ノ害タル博徒ノ根拠ヲ除カン為メ各聯合村ニ於テ勸善委員

ヲ二三名宛置キ、賭博ニ関スル者ハ専ラ説諭教訓シテ改良ナラシメ、若シ不改トキハ戸長連署ヲ以テ是ヲ所轄警察署又ハ分署

ヘ具申可致事

一 警察署ニ於テハ委員ヨリ具申シタル者ヲ取調べ、其業アルハ懇篤ニ教誨ヲ加ヘ放積スル事

一 委員ハ投票シ高札内ヨリ村落之適宜人員ヲ定メ戸長是ヲ警察署

ヘ具申辞令ヲ乞フベシ

一 委員任期ハ満壹ケ年トシ、毎歳投票シ前条ノ手續ヲ以テ定メ給料其他費用ハ協議費ヨリ支弁ノ事。但シ規約過怠金ノ内ヨリ支払モ妨ナシ

一 委員ノ発見シタル賭博犯ハ官ニ聞ルモ既往ナルヲ以テ官之ヲ咎メザル事。但シ禁物ハ官没スベキ事

一 各聯合村ニ於テ左ノ振合ニ準シ適宜規約調印シテ所轄警察署ヘ可届出事

規約之事

一 賭博ニ関係スル者、初犯ハ過怠ト道普請其他ノ人夫二十日間、

再犯ハ二十日間使役可致事。但シ宿ヲ貸及飲食等該場ヘ通送販売スル者モ本条ニ依ルベシ

一 使役人夫ハ一日五十錢ト定メ、戸長役場ヘ徵集領置可致事。但シ過怠金ヲ徵收スルト使役スルトハ其ノ時宜ノ詮議ニヨルモノトス

一 此賭博ニ関スル者トハ該犯ノ為メ官ノ処刑ヲ受サル者ニテ仮令ハ犯罪人引合等ニテ所轄警察署喚問(盜贓金ヲ賭博ニ費シ其他既往ニテ不問ナル者)其実跡アル者並ニ委員操知シテ具申ニ係ル者等ナリ。但シ規約前ニ係スルハ格別之事

一 委員ノ具申シ実跡アルモ警察署ニ於テ其実ヲ吐露セサル者ハ取調中拘留ヲ願ヒ食料ハ自弁ノ事

一 賭博ノ列ニ加ルトモ警察署并委員ニ首告密告等スル者ハ過怠ヲ免シテ過怠金之一人ノ拾分ノ一ヲ給スベキ事。但シ式人以上ア

ルトキハ最初ノ一人ヲ以テ首告人トシ其他ハ首告之功ナキモノトス

一 賭博ノ密告ヲ委員ニナシタル者ヘハ過怠金額ノ半ヲ給スベキ事  
一 前条ノ結約ヲ犯シ過怠金ヲ差出シタル者ハ其姓名ヲ三十日間路傍ニ揭示スベシ

一 勸善委員ハ比隣聯合村組合トナシ、交互賭博探索シテ地元戸長役場及委員照会ノ上所轄警察署ニ具申スルモ妨ゲナキ事

右ハ今般一同協議結約候上ハ違背致間敷事

明治十三年十二月廿六日

吾妻郡山田村

山田 伊平次<sup>㊦</sup>

岡田 虎松<sup>㊦</sup>

山田 与惣次<sup>㊦</sup>

茂木 重平<sup>㊦</sup>

外二百五十名

連署

右村戸長 山田 次郎平<sup>㊦</sup>

群馬県令 楯取素彦殿

(中之条町役場蔵)

一六 明治十三年 木暮茂八郎備忘録(抄)

誌

一 明治十三年一月廿三日戸長例会

正午十二時開会

一 國旗ヲ祝日ニ各戸相掲ル様注意ノ事

一 布告布達ヲ小前ヲ便宜ノ場所ニ召集シ御趣意解シ易キ様伝統スル事

ル事

一 翌廿四日午後第三時ヨリ山林等級ニ付、郡中会相聞事

一 本日三十一日限り学務委員及議員選舉具申ノ事

一 勸業世話役二月十日限り選定具申ノ事

但日当廿錢旅費滞在費都テ用掛リニ準ストシ町村会ニ決議ノ事

事

右之通り決定午後五時閉会

一 一月廿四日 山林村位会

午後第三時発開

五十六号一 五十七号二強 五十五号同

五十八号二弱 五十九号三強 六十号三弱

右ニ付二月三日各聯合会相聞コト決定

明治十三年一月一日現在 吾妻郡伊勢町

一 戸数 百六拾七軒

此訳

本籍戸数 百五十七軒

寄留戸数 八軒

社 一社

寺 一宇

明治十三年現在 青山村

戸数 四十六軒

此訳

本籍戸数 四十三軒

寄留戸数 一軒

社 二社

群馬県上野国吾妻郡

金井村第三十三番地片山三郎三女

片山 てる

万延元庚申年正月十七日生

右ハ双方熟談之上結婚仕度候間御許容被成下度此段奉願上候也

明治十三年五月六日

群馬県上野国吾妻郡伊勢町  
明治十三年予備軍歩兵第九十九号

今泉 辰蔵

右戸長

東京鎮台司令長官

陸軍少将野津道貫殿

指令願意被聞届候事

明治十三年五月卅一日印

前書之相違無之候ニ付奥印致候也

吾妻郡長 真野 節印

製造職工人取調書

製造人 拾四人

内

酒造製造 貳人

菓子製造人 貳人

豆腐製造人 四人

職工人 拾三人

内

大工職 五人

屋根職 三人

桶職 一人

右之通相違無御座候也

十三年三月廿七日

外ニ蚕種製造人 三人

明治十三年六月三十日現在

一伊勢町人口 七百八拾貳人

内 男 四百十二人

女 三百七十人

一青山村人口 貳百老入

内 男 百三人

女 九十八人

吾妻郡伊勢町  
外二ヶ村

一市城村人口 貳百三十七人

男 百二十五人  
女 百十二人

合計 人口千貳百貳拾人

内 男 六百四十人  
女 五百八十人

右之通相違無御座候也

明治十三年度戸長以下給料及戸長職務取扱一ヶ月諸費

一金拾三円六拾九銭二厘 伊勢町聯合戸長後場費

此記

金三円 戸長給料

但一ヶ月一町村ニ付金壹円

金五円五拾三銭 戸長増給及用掛手伝への給料

但一ヶ月戸数割十戸ニ付金十銭四厘余、反別割壹反ニ付金一

銭三厘余

金壹円五拾銭 戸長職取扱諸費

但一ヶ月一町村ニ付金五拾銭

金三円六拾六銭二厘 同上戸数反別割

但一ヶ月戸数割拾戸ニ付七銭五厘余、反別割壹町歩ニ付金八

厘八毛余

防疫会所

衛生掛

衛生委員 日当 五十銭

医師 // 一円以内

衛生委員

四万村 関 善平  
上沢渡村 関 治一郎  
飯塚 半四郎

下沢渡村 本多 又八  
町田 藤吉

山田村 町田 安一郎  
折田村 折田 九平次

西中之条村 唐沢 九平次  
中之条町 町田 儀平

平 村 劍持 元平  
横尾村 永井 嘉平

赤坂村 田村 五七  
大塚村 小池 金一郎

栃窪村 小池 平十郎  
大道新田 小淵 文衛

蟻川村 綿貫 四平  
原岩本村 伊能 定八

十三年郡内夫婦数

七月 式百七十一

九月 式百七十三

督学教 選挙略法

学務奨励人ナリ

戸長一人 町村会議長一人 学務委員二人 教員一人

五反田村 斎藤 五平

八月 式百七十二

十月 式百七十四

中之条町連合	桑原重郎衛	長岡 元吉	田村安之衛
平村連合	割田太平次	関 三郎	唐沢九平太
大塚	田村佐伝次	元山 繁木	新井 新渡
岩本	篠原 太一	高橋 太喜	吉田伊藤二
四万村	宮崎徳三郎	桑原 孫枝	森田安四郎
上沢渡連合	関 基平	浅岡 善太	関 善平
山田村連合	町田安一郎	久保木	折田 軍平

理髮 一場  
仲買 十九戸  
小売 十七戸  
卸 二戸

料理 一戸  
口金 一戸  
旅 二戸  
製造 一場  
製 造 一場

(伊勢町 木暮久弥蔵)

元 明治十七年 木暮茂八郎備忘録(抄)

奉答書

農談会開設之儀ハ左ノ聯合区域ニ依リ春秋兩度拙者共発起トナ  
リ執行之事

中之条町聯合 五町田村聯合

原町聯合 山田村聯合

中之条町 植栗本聯合 四万村  
須川町 吹村聯合 平村聯合

三月一日 位置

三月十三日 岩下村 郷原村聯合

三月三日 本宿村 本宿村聯合

三月五日 長野原町 長野原村聯合

三月七日 三原村 三原村聯合

三月九日 小原村 小原村聯合

三月十一日 小雨村 小雨村聯合

大笹村聯合

一 農事視察及養蚕視察之景況其都度必ズ報告之事

一 土地ノ適否ニ依リ種苗交換同他産ノ種苗購入並土地産物ノ販路ヲ謀ル事

一 繭貯蔵法ノ改良之事

一 養蚕教師雇入之事

一 品評会開催之事

一 害虫火殺シ 初年ノ事故未ダ其効見ル不能ト雖モ尚引統明年

モ実施スル事

一 農事ニ関スル雜誌類ヲ購閱スルハ土地ノ便宜ニヨリ執行之事

右決議及致奉答候也

吾妻郡勸業世話役総代

中之条聯合勸業世話役

田 中 甚 平

明治二十年十月二十六日  
吾妻郡長 小関信国殿

(伊勢町 木暮久弥藏)

### 第三節 地租改正

#### 三〇 明治九年 地租改正の通達

今般熊谷県地理掛熊谷順次郎様ヨリ着手日限取定可申旨御達ニ付、明廿六日午前八時迄私方へ御出張有之度候。尤小池政七殿ヨリも申遣候。

二月廿五日

五小区長

二 宮 平 八

町方西中之条村伊勢町青山市城村

右戸長御中

過日渋川表に相越<sup>(ついで)</sup>、則量御伝授相濟、廿一日帰町仕、右器械買入方差遣し候。何分不慣ニ付差支、当町ニおゐて仮器械相設、各々御伝讓可申上候。右手配中、昨廿四日県官御派出に相成、着手日限等、右御伝習之儀、明廿六日ヨリ取掛、至急右着手可相成様仕度、依て各村御則量方二名以上同日午前八時二宮方へ御出頭有之度願上候也

中之条町二宮平八宅

小池政七



第一条

一空地之事、古檢地之節圍除へ空地之反別ニ応シ団歩除置ノ

土地丈量地図編製之儀、兼て御達布達相成居候通り来る四月三

十日期限落成相成ず候ては、嚴重に督促ヲ蒙リ候のみならず、当

区内の如きへ外改正之場所より□り最早生産之第一なる宇蔭付之

節ニ至リ自然生芽ヲ折曲候様ニテハ容易ナラズ、有害ヲ醸シ候様

ニテ、先般略器等者着手云々談ハ達シ候間、ニ□着手相成居候。

□ニハ之有リ候エドモ村方之大小ニ寄り随テ器械モ多数相設ケ一

日も速ニ落成候様各小区内至急御通達之有リ度、尚実地巡回之節

御伝達申す可く候也。

三月十一日

田中 瑛一郎

右之通り通達有之候間此段至急御順達有之度候也。

五小区長 二宮平八

地租改正着手ニ付、丈量方区々相成らず候様御打合せ申し度、

各小区内村々右関ス村吏一名ヅツ明後十五日午前八時五小区扱所

江出張候様御達方御注意有之度候也。

地租改正用掛

田中 瑛一郎

今般熊谷県権令公、地租改正土地丈量ノ為御巡覽御通行相成る

べく候条□其意原町ヨリ中山宿ニ至ル道路各村村吏ニ於テ厚注意

御通行道筋入念に掃除致し置く可く候事。

四月八日

北第廿大区 調所印

中之条町西中之条村右町正副戸長中

権中属 中島 加茂

右者地租改正土地丈量着手実況点検ノ為、各区迄令派出候条為

心得此段相達候也。

但し明後十五日発送巡回休泊者、本人より通知ノ事

熊谷県支庁 地租改正掛

明治九年四月十三日

群馬郡倉賀野宿 那波郡宮子村

勢多郡荒口村 群馬郡前橋町

勢田郡箱島村 利根郡沼田町

利根郡岡谷村 群馬郡中山村

吾妻郡伊勢町 同郡中野条町

同郡 原町 群馬郡渋川宿

来廿五日小区會議相開候条、定例之會員午前第十時当町清見寺

江出頭之有ルベク候也。

但シ本日日地租改正大事業支務ニ相議シ候条、各村落不審之件々

取調置心得候。各村吏一ヶ村三名ヅツ出頭之上担当人ト質問ニ

及ブ可ク候也。

地租改正之儀ニ付、県官派出及大戸村県官定出張所并ニ用掛リ

等ヨリ差出し候。御用状回達木賃銭等、追テ大小区費外ニ設置

割合之儀ハ御談議之上、一定之事ニ御取計ヒ度ク此段申上置キ

候也。

右之通御達相成候間、至急ニ御順達有之度候也。

三月十四日 五小区 二宮 平 八

地租改正土地丈量方御巡視トシテ不日楨取権令殿御巡回現地御

視可相成候条、御道筋村々畝杭建置方其外都て不都合之なき様、

至急御取計相成る可く此段御心得迄申入候也。

地租改正用掛

四月三日午前十一時 田 中 瑳一郎

大戸村・厚田村・郷原村・原町・中之条町

夫ヨリ先ニ尻高村迄

右正副戸長筋

同郡上野田村 同郡金古宿

同郡稻荷新田

追て此状村順通継区稻荷新田村よりハ本人迄通知ス可候。

本県第五十八号地租改正事業中云々請書別紙雛型之通り相認メ

各小区限り御取纏メ来る十日迄拙者方へ御差出し相成るべく候。

此段廻達に及び候也。

但し本文改正惣代は南部ノ称ニシテ別ニ北部ハ用掛ニ候間、若

シ地主惣代と唱呼誤解候。右清書地主惣代エ差出し候向きハ

早々御引上、旧郡之通り日限遅速なく御差出し之有り度候也。

九年五月四日

地租改正用掛

御 請 書

地租改正事業中、土地坪詰之様ハ一大緊急之件ニテ其精確ヲ要

スル、素ヨリ論ヲ俟タズ。然ルニ兎角手数ヲ厭忌シ図上ニ就テ坪

詰取計候向モ之有哉ニ相聞ク。図上ノ調理ハ一時輕便ノ如クナル

モ実地現歩ト差違ヲ生シ易ク、逐テ検査ヲ受候節、不都合ニ涉リ

調査等、却テ再度ノ手数ヲ費シ申ス可キ基ヒニ付キ必ズ実地ニ際

斜繩ヲ施シ綿密ニ坪詰取計申ス可キ旨候。

丈量の事

山林之儀ハ□樹木繁茂シ丈量方至難ニシテ容易ニ成功ノ目途相

立テ難ク、夫レガ為ニ耕地宅地等ノ画一□坪詰メ等々テ遷延ニ及

ビ候様ニテハ、一般地租改正期限ニ差シ響キ相濟ザル事ニ付、山

林限リ後認ノ積リ、就テハ取調方左ノ通り決定候事。

但シ此ノ場合ニ至ルモノハ実地止ムヲ得ザル事ヨリシテ設クル

策ニ付、平地林并ニ小山等此際悉ク皆調理致ス可キ事。

一山林地之儀ハ四至ノ村境ら并ニ道路路川中字分ケ迄ハ取調べ地図

上へ記入致シ置キ、一筆限り界ハ耕地宅地取調済之上、調査致

ス可キ事。

一山林内へ飛点致シ居候耕地宅地之有ル分ハ該地迄桿番号ヲ以テ

移ルベキ該迄ノ番号見込相立テ、図上へ張紙ヲ以テ何番ヨリ何

番マデ山林番号ト記載致シ置キ、点在セル耕地宅地へハ番号ヲ

記入致ス可キ事。

一 地引帳へ見込番ノ分ハ每一筆字番号持主姓名迄テ記載シ置キ、反別ハ追テ取調べ候上記入致ス可キ事。

右之通り御達シ相成候条、御心得ノタメ廻達ニ及ビ候也。

九年六月八日 地租改正用掛 田 中 磋一郎

地租改正落成之目途七月三十一日ヲ以テ規定スルヲ以テ県庁ヨリ改正局迄通般御上申極められ候儀ニ付、今般高崎表ニ於テ大区會議開庭之際□□ヨリ御決議之趣御達相成候次第も之有等を以て、来ル十日小区會議中之条町定席ニ於テ開座候条、各小区長方は勿論、各村正副戸長之内心得候村吏老式名及地主惣代人拜命之者残らず同日午前第八時不遅候事。

但し今般ノ會議ニ限り各村正副戸長及地主惣代人ニ至ル迄代理人及隣村兼務にて出頭し難き相成候は其旨小区長ニ御届候事

九年七月一日 北第廿大区長 町 田 重 平

同地租改正掛 田 中 磋一郎

別紙御達相成候間、是迄山々成之分ハ本月廿五日ヲ期シ已後五日毎ニ雛型之通り記載出勤簿相添各相持チ区内取纏メ郵便之都合ヲ計リ翌日自分方着相成候様差出方御注意セラレ度此段及回達候也。

地租改正用掛 田 中 磋一郎

九年七月廿日

二小区総代 新井 忠弥殿 関口文二郎殿

四小区総代 佐藤 弥平殿

三小区総代

弥平治殿

五小区総代

小池 政七殿

六小区総代

関口 定八殿

八小区総代

奈良茂平次殿

過般會議之節及示達候各村出勤簿左ノ振合ニ記載致シ度候様致す可キ事。

何年何月何日

一 野取絵画 何之誰

一 淨地 何之誰

一 三斜詰坪 何之誰

一 算入清帳 何之誰

第廿大区

正副区長 大区改正総代人

各村戸長一名ヅツ 各村地主総代之内代表一名ヅツ

右ハ地租改正地位等級取調之儀ニ付御用訣有之候条、来ル廿四日午前第八時参集刻限ニ無遅滞中野条町會議所へ前記之役員出頭致ス可キ事。

九年十月十三日

群馬県 地租改正掛印

右之通御達シ相成候ニ付、出頭方遅レ無之様、御注意致ス可キ候事

候事

調所 町 田 重 平

今般本県第二十三号ヲ以テ御達相成候ニ付ては過般選挙見込ノ毎村代理人、更ニ各村地主総代人ト改正正相成候ニ付、二十三号布達之件ニ篤ト熟考ノ上、地主総代人選挙心得書ニ照準シ、一村

内協議、毎戸投票開札之上、誓約書落票之者及ビ戸長役場ニ取置キ申ス可ク、尤モ右落票人定員候上ハ右選ニ当リ候者ノ内一ヶ村一名ツツ米ル二十四日會議出席致ス可ク候。且ツ副区長方ニ於テハ地主總代人選舉定員ノ名簿二冊ヲ□□、投票總代人二名調印、該村吏残ラズ連署ヲ以テ選舉届書一村二通ツツ小区内取纏メ會議當日迄ニ持參致ス可ク候。此段御達シ申シ上ゲ候也。

但シ副区長方ニ於テハ本県二十三号總代人選舉法方村落毎戸ニ至ル迄御趣意厚ク御注意之有リ度候也。

第二十大区 調所

十月十五日

五小区長御中

來ル十一月二日模範西中之条村江各村地主惣人一名ツツ、正副戸長之内相成丈心得方一名ツツ御立會成られ。地位等級取調申度ク候間、午前第七時御出張之有リ度、此段申進候也。

十月三十一日

五小区 二宮 平八

明五日地位等級再検査立會ヒノ為各村地主總代人之内心得ノ者一ヶ村一名ツツヲ置キ、同日午前第八時弁当持參ニテ遅レ無キ様參集之有る可ク此段相達し候也。

十一月四日

第五小区扱所

中之条町・伊勢町・青山村・市城村

右村町正副戸長御中

(中之条町役場藏)

三 明治十一年 地租改正の通達 | 明治十一年上論記から |

今般地租改正耕宅地收穫調理トシテ本県改正掛リ真野館殿・福田耕三殿各所日割ヲ以テ御巡回相成候条、該区副戸長模範總代人及本村正副戸長立會人、毎村地主惣代人一同、左ノ箇所日割之通路無遅滞出頭候様御通達可有之候也。

四月廿五日

第廿大区区務所印

各区副戸長御中  
各区模範組合總代人御中

右之通ニ御座候間、各村正副戸長立會人地主總代一同、本月廿八日午前第九時中之条町迄無遅滞出頭可有之候也。

五小区区长

二宮 平八印

中之条町・西中之条村・伊勢町・青山村・市城村  
各村々正副戸長立會人地主總代人御中  
追而各々印形御持參之事

改正收穫調理区吏員心得書ノ内左通更正追加候事

明治十一年三月卅日

群馬県令 楢取 素彦

一 第六章各村平均反當議定ノ上ハ以下(各村正副戸長地主總代人ノ内二三名ツツ)迄十八字ヲ(一)二ヶ村乃至四五ヶ村ツツヲ適正ニ区分シ、便宜区分シ便宜ノ地ヲ選定シ該村ニ正副戸長地主總代人立會人一同(正副戸長以下事故疾病等ニテ出頭難致者ハ代理人ヲ差出スベシ。最是代人ヲシテ決定セシモノハ後日決シテ

無異論旨ノ委任状ヲ相渡スモノトス)ヲ以上ノ文字ヲ更正ス

追加

一 正副戸長地主総代人等へ穫量ヲ指示スルハ平均反当ヲ以テ説明シ承諾之上ハ左ノ振合ヲ以テ書面為差出ベシ

書面振合

何郡第何号組合

何村

一 田方平均反当米何石何斗

一 畑方平均反麦何石何斗

一 宅地平均反当麦何石何斗何升

市街宅地アルモノハ此但書ヲ加フ

但市街宅地地価ノ儀ハ此限ニアラズ

右平均反当リヲ以テ当地地租改正收穫増減無之様調理可仕候

依之運署進呈候也

明治十一年月

右村

正副戸長  
地主総代人  
連印  
立会人

群馬県令 楳取素彦殿

一 右書面差出上ハ村々地主総代人之内、実地ニ明瞭ナル者ヲ更ニ人選シ(村落ノ大小及精態等ヲ斟酌シ人員ヲ定ムルモノトス)

一 模範組合中ニ一ヶ所ヅツ集会所ヲ定メ該所ニ正副戸長地主総代人(更ニ選定ノ地主総代人ヲ指シテ云フ)立会人一同会合

シ、甲乙村ノ無差別一組合中ヲ一村ト見做シ、自他ノ念ヲ去リ

俱ニ協議一村ヅツ順次毎地ニ收穫分配及ビ地位等級矯正方ヲ協議セシメ、村々接攘地比準ヲ採リ一組合中、予定ノ上ハ收穫表ヲ調製シ鑑定人区長大区総代人之内へ差出サスベシ

但毎村々地主総代人更ニ選定ノ上ハ右地主総代人ヲシテ決定セシモノハ後日至リ無異論旨誓詞為取換尽カスルモノトス

一 副区長模範組合総代人ヲシテ負担組合集会所へ正副戸長以下地主総代人等ノ議論得失正否ヲ審定シ四隣接攘比較ノ如何ヲ注意シ不権衡アルトキハ協議更正セシメ製表へ捺印ノ上之ヲ鑑定人区長大区総代人ノ内へ差出スヘシ。鑑定人大区総代人ニオイテハ甲乙模範組合ノ接攘比較及ビ調理ノ正否ヲ詳細調理シ隣大区比準ハ之ヲ派出官員ニ協議シ、不都合ナキ上ハ捺印ノ上之ヲ該組合へ相渡シ県庁へ進呈セシムルモノトスベシ。

一 毎地ニ收穫分配スルニ当リ戸長地主総代人等ニハ容易ニ見込合フ間數モノニ付、副区長模範組合総代人ヨリ其調理方ヲ丁寧深切ニ指示説明シ事業渋滞冗費ヲ消セザル様致スベシ。

一 鑑定人区長大区総代人ハ派出官ト協議シ各模範組合集議ノ箇所ヲ巡回シ副区長及ビ模範組合総代人ヲ補助シ速ニ成候様注意スベシ

準市街宅地々価調理ノ儀ニ付、県令楳取素彦本月十四日県地出發掛リ官員随行、吾妻郡中野条町ヲ始、別紙日割之通り其区内村町へ出張候条、区長及地租総代人共、右場所へ出頭可有之、且別

紙準市街ノ町村へハ該吏員并地主総代人等一同、宿泊ノ地へ無違滞相揃居候様、至急通達可致此旨相達候也

但準市街地へ關係ノ副区長ハ出頭可致事

明治十年六月十二日

群馬 県印

右之通御達ニ相成候条、明十四日午前八時迄ニ一同御出頭可有之候也

六月十三日

区務所

当町正副戸長御中

地租改正事業追々相運、当今收穫整理、随テ地価調理ニ付、本年四月本県乙第四十六号達米麦相場ニヨリ地価地租等算則方法、左之通候条、副区長正副戸長模範組合総代人等ニ無洩相達シ精々調理速成様可被致此旨及通達候也

明治十一年六月十二日

地租改正掛

新地租算則

一 ①田一反歩

②此收穫米貳石

③此代金拾円九拾錢 ④但米一石ニ付金五円四十五錢

⑤内金一円六拾三錢五厘 種肥代一割五分引

⑥殘金九円貳拾六錢五厘

内

⑦金九拾貳錢六厘五毛 村入費

⑦金貳円七拾七錢九厘五毛 地租

⑧小以金三円七拾錢六厘

⑨殘金五円五拾五錢九厘

⑩此地価金九拾貳円六拾五錢 ⑪但六分利

⑫此地租貳円七拾八錢 四捨五入ヲ用ヒ五厘ヲ勿込ム

⑬号ハ仮ニ田一反歩ヲ目安設ケテ略解ノ便ニ供ス

⑭号モ田一反歩ニ付テノ收穫米ヲ仮設引用ス

⑮号ハ本年四月十日付ケ本県乙第四十六号ヲ以テ公告ナシタル米相場ヲ用ヒ、⑯号收穫米へ乗シタルモノナリ

⑰号ハ則チ前ニ掲ケタル乙第四十六号公告米相場全管一般ニ用フル所ノモノナリ

⑱号ハ全国一般ノ成規種肥代ニシテ收穫米代金

⑲号ハ一割五分ヲ乘シテ得タル数ナリ則チ耕耘ノ資本トナル金ナリ

⑳号ハ㊶号ノ内㊷号ヲ引キ去リタル殘数

㊸号ハ㊹号則チ殘金ヲ突トシ別ニ金六分へ百ヲ乘シ之ニ稅率三分ト村入費一分ヲ加ヘテ拾トナル法トシ、法ヲ以テ実ヲ除シ

村費トス、則チ土地ニ賦課スル諸費ニ充ツルモノナリ

㊺号ハ㊻号村費へ三ヲ乘シテ地租トス。則チ百分ノ三ニ当ル。之レ明治九年ノ地租ナリ

㊼号ハ㊽号兩号ヲ合シタル数ナリ

㊾号ハ殘金之内地租村費則チ㊿号小以金ヲ引去リタル殘数ニテ

則田一反歩ヨリ生スル実益トス

⑭号ハ⑮号殘金ヲ利子六分ヲ除シ得タル所ノ數ニシテ則チ毎年

利子ヲ生産スル之金トナル則地価ナリ

⑯号ハ⑰号地価一百ヲ以テ除シ三ヲ乘シテ地租ヲ得ルナリ、則

前予算ノ地租ト对照ス

⑱号ハ算則緊用ノ利子分合ヲ掲ケタルナリ。最モ該略解ハ都テ

明治九年ノ姿ニシテ地租ハ地価ノ百分ノ三ヲ以テ算出セシモ

ノナリ。明治十年以降ハ地価百分ノ二ヶ半トナルニ付地価ヘ

二五ヲ乘シテ地租ヲ得ルナリ

六月廿六日

右之通至急順速可致候也

六月廿六日

中野条町西中之条村伊勢町青山村市城村

右正副戸長御中

五小区長 二宮 平八

群 馬 県

(中之条町役場蔵)

三 明治九年 地租改正実施狀況

(裏紙)  
明治九年 二月日 地租改正日勤控 木暮茂八郎

記

二月廿七日 耕地限り東西南北ノ町間改メ

及ヒ川ノ長幅ヲ改ム

廿八日 同山林ニ掛ル

三月五日 野図始ム字天神

六日 同

七日 同

八日 同

九日 朝迄天神ヲ果シ字上ノ原ニ掛ル正  
図ニ一人分ル。編集ニ一人掛ル。

十日 同昨日正図果シ、一人出スル

十一日 上ノ原果ス

十二日 字川端ヲ始ム、昨日編集ヲ果シ

一 同出ル

十三日 雨天休ム

十四日 同野図

十五日 同

十六日 同

十七日 租税取立ニテ休ム

十八日 野図五郎沢ノ西十二時迄果シ伊

參下川端ニ至ル

十九日 川端ヲ果ス

廿日 字只則ニ至ル

廿一日 同

廿二日 同

廿三日 同

廿四日 器械一ツニシテ引

廿五日 小池角平ノ西ノ田ニテ器械論終

日ス

廿六日 只則果ス

廿七日 雨天ニテ休ミ地主惣代人ヲ選挙

ス

廿八日 間糸改ム

廿九日 字小原ヲ始ム

卅日 同

卅一日 同

四月二日 自用休日  
 ・三日 神武天皇遙拜、一同休日  
 四日 町内道幅及宅地分界ヲ定ム  
 五日 町内野図  
 六日 舟場ノ下川原図  
 七日 只則河原図  
 ・八日 雨天休ミ  
 ・九日 雨天休日  
 ・十日 同  
 十一日 長岡野図  
 十二日 宝満寺野図  
 ・十三日 四方温泉行休日  
 十四日 宇津間野図  
 十五日 古貝戸野図  
 ・十六日 忠七ノ母不幸ニ付休日  
 十七日 同  
 十八日 同  
 ・十九日 四方温泉ニ余リ休日  
 (辛巳) 此日山林下見親父出張ス  
 廿日 古貝戸山林下見  
 廿一日 木暮伊平次年会ニ付休日  
 廿二日 宇天台野図

・廿三日 朝出レドモ、雨天休日  
 廿四日 戸長方ニテ会議  
 廿五日 宇津間山林野図  
 ・廿六日 朝出前八時後雨天休日  
 廿七日 天台山林野図  
 ・廿八日 雨天休日  
 廿九日 宇天台山野図  
 ・卅日 休日  
 五月・一日 休日  
 ・二日 同  
 ・三日 同  
 ・四日 同雨天  
 ・五日 中之条地主惣代坪積注意  
 六日 伊参下川端坪積  
 七日 同所坪積  
 八日 宇川端坪積  
 九日 同  
 ・十日 雨天休日  
 ・十一日 ススハライ休日  
 十二日 沢田ヨリ宇天神ニ至ル  
 十三日 休日  
 十四日 天神坪積

・十五日 休日町内ニ曲馬アリ見物ス  
 ・十六日 休日同  
 十七日 宇川端坪積  
 ・十八日 休日川端ヲ果シ、農前ハ休ミノ  
 (是迄四十四日也)  
 相談シ一般休ム  
 官ヨリ催促アリテ無慮一器宛ニ  
 テ致ス  
 廿五日 只則坪積  
 ・廿六日 此日外手ノ者致ス  
 ・廿七日 同  
 廿八日 只則ヨリ小原  
 ・廿九日 別手ニテ致ス  
 ・卅日 同  
 卅一日 小原坪積  
 六月一日 別手ニテ致ス  
 二日 同  
 三日 小原  
 四日 雨天坪積算入  
 五日 別手ノ者致ス  
 ・六日 同  
 七日 雨天坪積算入  
 八日 小原坪積





十月一日 休日

二日 清図

三日 縮図

四日 清図

五日 清図

六日 番号打込

七日 清帳書入

八日 清帳書入

九日 〃 夜業仕候

十日 〃 清帳書入

十一日 番号及清帳採込

十二日 番号採分

十三日 夜迄

十四日 〃

十五日 〃

十六日 〃

十七日 〃

十八日 〃

十九日 尻高村忠左衛門之葬儀ニ付休日

廿日 清帳採込 夜業迄

廿一日 形 夜休

廿二日 絵図書 〃

廿三日 風邪休日

廿四日 絵圖書

十一月一日 地位等級着手

二日 地位等級

三日 麦蒔付ニ付休日

四日 地位等級

五日 検査之先触のため戸長迄出ル但

し休日

十五日 麦蒔 休日

十六日 〃

十七日 〃

十八日 稲取入休日

十九日 絵図検査官 申候

廿日 検査宮沢熊五郎出張原町行

廿一日 等級調及大戸行

廿二日 返り一日

廿三日 休日

廿四日 新築祭ニ付休日

廿五日 半日

廿六日 〃 (空欄)

十二月三日 休日

五日 恵比寿講休日

六日 弁天講ニ付休日

七日 地位等級調

八日 杭立半日雨ふり

九日 杭立

十日 丈量御検査小松小属様出張

十一日 地押官員鈴木出張

十二日 尽前押相済

十三日 夜業仕候

廿日 墓地荒地控帳 帳簿県庁へ進ミ相

成申候

廿一日 市用ニ付休日

廿二日 大工来リ 木寄せ

廿三日 勘定仕候 但シ休日

※九月二日より 日数八十六日

※十二月廿日まで 夜業十五日

明治十年日勤記

一月五日 一作雨作水旱損ノ相談

六日 物産取調

午後半日物産

十八日廿一日 物産調

廿八日 田方租稅勘定

廿九日 田方租稅勘定

二月二日 福田真野等級検査ニ付出勤

五日 田租取立

六日 地価〇読書

十九日 地位等級換範比較福田真野出張

廿五日 地位等級縮階

廿七日 等級

三月十一日 野帳精算ニ付庁ニ来る

廿七日 迄十七日間出勤帰宅仕候

廿九日 等級寄附

卅一日 変換調

四月一日 変換調

四日 等級書入午前半日

五日 同

十二日 中山駅火薬通行ニ付来る

十三日 一泊仕、十一時頃帰る

廿一日 中之条二見やに集会に来る

廿二日 午後半日收穫帳精算

廿三日 前橋庁行

卅日 迄八日之間出勤仕、同日帰宅仕候

五月廿六日 社寺取調

六月四日 社寺御検査、出派高梁鬼三中村

修廉殿

五日 同日御検査之処、帳面仕立

六日 午後三時頃より墓地荒地御検査出

派

(伊勢町 木暮久弥蔵)

三 明治九年三月 土地丈量ニ付テノ御覽

第一条

一 坪詰之儀、本県第拾六号御達ヲ遵守シ三斜法ヲ用ヒ詳密丈量可仕ハ一般徹底罷在候処、山林僻地ノ棚田等ニ至リ十歩前後ノ如キ又ハ平地耕耘ノ田畑ト雖モ地形頗ル屈曲シ孤形ヲナシ候分等ニ至リテハ幾度ニモ切リ三斜法ヲ以テ坪詰ナスト雖モ、其細密ニ至リテハ実ニ尽スニアラズ。故ニ前件ノ如キ些々タル孤形屈曲ナシ候分ニ限り歩数正実ヲ要スル以上ハ出歩八歩ヲ取捨シ、中勾尺寸ヲ斟酌シ丈量不苦儀ニ御座候哉。  
(朱書)

御指令

一 第壹条坪詰之儀ハ屈曲平均取捨者難聞届候条、先般布達之通可

取調事

第二条

一本県第百八十号号御達第十二条中、藪林等ニテ是マデ高外ノ地

ト雖モ、現今田畑ニナリシ分田畑ノ部ニ加ヘ藪畑成何反歩ト可

認云々、詳細御指示相成候儀、此外熟田畑ニテ前々田歩ヲ有

シ、現状畑ニ変シ居候分ハ田畑成誌シ最前畑地ニテ目下田ニ相

成候分ハ畑田成ト記シ、總テ旧名称ト目下現状ヲ異ニスル分ハ

田畑成、畑田成或ハ畑宅地成等、夫々区分一切旧称ヲ冠ラシメ

何々成ト部目毎ニ記載可仕儀ニ御座候哉  
(朱書)

御指令

一 第二条地所ハ都テ現状ニ就テ取調、旧称何々成ト記載可致事

第三条 御指令 (略)

第四条

一 田畑合筆之儀、地主耆人ニシテ同種類連接ヲ一筆ニ合併之儀御

採用相成候ニ付テハ一筆ニシテ实地現形敷枚有之分、地引帳并

三斜歩詰、野帳之儀、左之通相認メ不苦儀ニ御座候哉。且一般

ノ御例規モ御座候ハハ奉伺度候  
(朱書)

御指令

一 第四条合筆之分、地引帳認方ハ甲乙ノ区分ニ不及、三斜歩詰野

帳ノ方認振ハ何之通認メ方左ニ伺候

一筆ニシテ現形数有之分地引帳認方

字何々  
番号

一田 何反何畝歩

内訳 甲 何畝何歩

乙 何畝何歩

丙 何畝何歩

一筆ニシテ現形数枚有之野帳認メ方

字何 現地三筆合併 何ノ誰



甲田 何十何坪何合何勺

此反別 何畝何歩



乙 イ田何坪何合何勺

ロ田何坪何合何勺

合計何百何十何坪何合何勺

此反別 何反何畝何歩

丙 (略)

(朱書)  
御指令

一第四条合筆ノ分地引帳認方ハ甲乙区分ニ不及、三斜步詰野帳ノ

方認振ハ伺之通

第五条 伺 略

(朱書)  
御指令 略

第六条

一 地引帳反別合計之儀ハ田畑宅地ハ勿論畑田成、田畑成其外本県  
第百八十号号御達中第七条番号云々条目ニ属スル分、各名称ヲ

異ニスル等ヲ類別シ合計仕候儀ニ御座候哉。亦ハ名称区分ニ関セ  
ズ耕地反別而已合計仕候儀ニ御座候也。

(朱書)  
御指令

一 第六条地引帳合計之儀ハ田畑宅地ト区分シ其余山林藪地等ノ類  
ハ其名称限リ区分計算可致事

明治九年三月十四日

熊谷県支庁之印

右丈量着手ニ臨ミ目下取計方差支候間、至急御指令奉願上度候、  
以上

北第廿一大区地租改正用掛副区長

明治九年三月十二日

萩原鎌太郎

楳取熊谷県権令殿

(平 関伸一藏)

一 明治九年五月 土地坪詰之儀ニ付テノ御受書

地租改正事業中、土地坪詰之儀ハ一大緊要ノ件ニシテ其精確ヲ  
要スル素ヨリ論ヲ俟ズ。然ルニ兎角手数ヲ厭忌シ図上ニ就テ坪詰

取計リ候フ向モ有之哉ニ相聞、図上ノ調理ハ一時輕便ノ如クナルモ実地現歩ト差違ヲ生シ易ク逐テ検査ヲ受之節、不都合ニ涉リ調査シ候。却テ再度手数ヲ費シ申ス可キニ付、必ズ実地へ臨ミ斜繩ヲ施シ綿密ニ坪詰取計リ申ス可キ旨、仰渡サレ承知奉リ畏候。依テ御受書差上ゲ申ス処ハ相違御座ナク候。以上

明治九年五月七日

北第九大区八小区

吾妻郡赤坂村

立会人 茂木 弥八<sup>㊦</sup>

副戸長 伊能 広七<sup>㊦</sup>

戸長 小林 近吉<sup>㊦</sup>

楯取熊谷県令殿

(平 関伸一<sup>㊦</sup>)

一算入 反別四町三反一畝廿三步 人員 廿七名

尻高村

一野取三斜 野取用紙七百九十九枚 人員 百六十名

一清地図 同 八名

一算入 五厘 同 三十一名

大塚村

一野帳三斜 野取用紙三百六枚 人員 八十名

一算入 四厘 同 四十一名

前書之通り本月廿六日ヨリ三十日迄實際取調候処、相違御座ナク御届ケニ付此段書面ヲ以テ申上ゲ奉リ候也

九年七月三十一日 右区地主総代人

奈良茂平次<sup>㊦</sup>

楯取熊谷県令殿

(平 関伸一<sup>㊦</sup>)

三 明治九年七月 平村外三ヶ村地租改正実地取調報告

平村

一野取三斜 反別二町五反歩 人員 四十六名

一清地図 人員 八名

九年七月廿六日ヨリ三十日迄

赤坂村

一野取三斜 反別拾一町五反十歩 人員 七十七名

### 第四節 産業・經濟

#### 三 明治九年九月 繼業会社通知

本月十六日当町清見寺ニおいて本年分資本後半口取立仕度候間  
乍御苦勞当日午前第八時前請取書持參御出頭有之度此段申進候  
也

九年九月

赤坂村

小林 近吉殿

田村 長吉殿

綿貫 庄八殿

小林 萬市殿

綿貫 五平殿

繼業会社 團

(赤坂 小林貞夫藏)

#### 三 明治十二年三月一日 中店稅取立

以書付奉申上候

准市街 御管下吾妻郡中之条町

各月一六定日

右町戸長小池政七奉申上候、該町市之原由ハ明治十年中上申仕候  
町誌ニ詳記有之候得共、市場稅取立上納法方ハ未ダ確定不仕罷在  
候処今般御尋ニ付申上候処左ニ

一 每年 前半期分四月十六日ヲ以テ取立置、後半期分八月六日同

十一月十二月廿一日廿六日四度取立分翌年一月上納仕候

右ハ每戸軒前市街中央通り店割賃シ遣シ、戸板或ハ<sup>三尺</sup>六尺<sup>六尺</sup>尅枚ニ

付金五錢ヨリ不多、三錢ヨリ不少、貨物損料トシテ每戸受持限リ

所置候ニ付、当日ハ二人以上之檢査人ヲ差出シ、每店記載致シ、

翌日貸主ヨリ為市場稅尅店金尅錢宛取立總計之内檢査人日当筆墨

紙代是ヲ引去リ上納致來リ候、此他物産數品每市附出シ背負売行

商等多少有之候得共、未ダ法方不相立、且平素檢査人相立候兩者

費用給与方モ目途無之、依テ前願之通取計ヘ罷在候

記

明治十一年前半分

一金貳円三拾錢 中店二百三十枚取立高 内金四十錢

檢査人二名日当筆墨代入費共差引金尅円九拾錢

同年八月ヨリ十二月迄

一金四円二十錢 中店四百廿枚分取立

内金八拾錢 檢査人二名四度分日当及入費共

差引金三円四十錢

尅ヶ年分

合計金五円三拾錢也

右ハ本年二月六日上納仕候

前書之通相違無之候也

右町戸長

明治十二年三月一日

小池 政七

楯取群馬県令殿

(中之条町役場蔵)

二六 明治十四年 中之条生産会社の設立願と定款

(表紙)  
中之条生産会社設立願書

並ニ定款 申合規則

上野国吾妻郡三島村

明治十四年一月十三日

高橋 重郎次

同郡原岩本村

神保 律五郎

西群馬郡尻高村

松井 貫一

同郡権田村

池田 長太郎

吾妻郡厚田村

小泉 文四郎

同 郡中之条町

桑原 重郎衛

町田 儀平

伊能 八平

同 郡本宿村

中井 総平

同 郡中之条町

田中 甚平

群馬県令 楯取素彦殿

前書願之趣相違無之ニ付奥印候也

吾妻郡中之条町

戸長 小池 政七

書面之趣ハ追而一般会社条例制定相成候迄人民相對ニ任セ候事

県令代理

明治十四年一月十三日 群馬県大書記官 森 醇印

割 印

中之条町生産会社定款

明治十三年十一月二十二日、当会社ヲ設立スル為メ同盟ノ衆議

ヲ以テ決定シタル条々左ノ如シ。

第一条 当会社ノ名号ハ中之条生産会社ト称スベシ

第二条 当会社ハ群馬県下上野国吾妻郡中之条町第拾九番地ニ於

テ設置シ、社業ノ都合ニヨリ便利ノ地ニ支店ヲ開ク  
 第三条 当会社ノ資本金ハ拾万円ニシテ之ヲ四千株ニ分割シ一株ノ金高ヲ貳拾五円ト定ムベシ  
 第四条 当会社ノ接続ハ開業ノ日ヨリ滿五ヶ年ヲ期トスベシ  
 第五条 当会社ノ株主姓名住所及各株主ノ引受タル株式ハ左ノ如シ

金額	引受株数	住所	姓名
五千元	貳百株	上野国吾妻郡中之条町	町田儀平
五千元	貳百株	同 同町	桑原重郎衛
貳千五百円	百五十拾株	同 同町	伊能八平
貳千五百円	壹百株	同 同町	田中甚平
貳千五百円	壹百株	同 厚田村	小泉文四郎
同 同町	同 中之条町	同 同町	町田重平
同 同町	同 同町	同 同町	小池安重郎
同 同町	同 同町	同 同町	松井貫一
同 同町	同 同町	同 同町	神保律五郎
同 同町	同 同町	同 同町	鹿野浪太郎
同 同町	同 同町	同 同町	高橋市五郎
同 同町	同 同町	同 同町	中井総平
同 同町	同 同町	同 同町	二宮治郎平
同 同町	同 同町	同 同町	高橋長三郎
同 同町	同 同町	同 同町	高橋重郎次
同 同町	同 同町	同 同町	上原定重郎

壹千元	四拾株	同 西群馬郡 榑田村	池田長太郎
壹千元	四拾株	同 同村	市川喜内
壹千元	四拾株	同 碓氷郡 川浦村	鈴木幸八
壹千元	四拾株	同 同村	丸山源重郎
壹千元	四拾株	同 吾妻郡 中之条町	田村栄太郎
七百五十拾円	三拾株	同 上野国吾妻郡 大道新田	塩谷甚平
七百五十拾円	三拾株	同 信濃国下高井郡 中野町	白井忠右衛門
六百貳拾五円	貳拾五株	同 上野国西群馬郡 小野子村	小野畝一郎
六百貳拾五円	貳拾五株	同 同高崎九蔵町	浅見助七
六百貳拾五円	貳拾五株	同 吾妻郡 中之条町	二宮半重郎
五百円	貳拾株	同 岩下村	片貝新重郎
五百円	貳拾株	同 同村	中島三平
五百円	貳拾株	同 山田村	町田賢治郎
五百円	貳拾株	同 同村	町田庄蔵
五百円	貳拾株	同 植栗村	茂木利平次
五百円	貳拾株	同 市城村	中沢重平
五百円	貳拾株	同 碓氷郡 川浦村	藤巻松五郎
五百円	貳拾株	同 吾妻郡 本宿村	中井半九郎
五百円	貳拾株	同 同村	加部権次郎
五百円	貳拾株	同 同村	菅谷与平



五百円	式拾株	同	菅谷勘三郎
五百円	式拾株	同	浦野宇平太
五百円	式拾株	同	高橋友八
五百円	式拾株	同	須賀尾村
五百円	式拾株	同	中之条町
二百円	式拾株	同	小池政七
一百円	式拾株	同	小池栄七

(以下省略)

第六条 外国人ヲ除クノ外、当会社ノ規則ヲ遵守シ其株式ヲ引受  
会社ノ株主帳ニ姓名ヲ登録シタル者ハ渾テ当会社ノ株主タルベ  
シ

第七条 各株主タル者ハ其引受タル株式一個ニ付株式券状一通ヲ  
領受スルノ権アリ、其雛形ハ左ノ如シ

第何千何百番

印紙

群馬県下中之条生産会社株式券状

上野国吾妻郡中之条町第一番地住〇〇〇〇〇〇殿儀中之条  
生産会社ニ於テ制定シタル定款規則ヲ遵守シ当会社株  
式ノ内式拾五円即チ一株ノ持主タルコト相違ナキ証ト  
シテ此券状ニ当会社ノ印章ヲ捺印シ附与ス  
此券状ヲ売買譲与セント欲セハ当会社エ持参スベシ会  
社ニ於テ至当ノ検査ヲ遂ケ此券状裏面ノ枠内ヘ頭取支  
配人記名調印ノ上差戻ス可シ

頭取 何之誰  
取締役 何之誰  
支配人 何之誰

本書株式売買譲与之記

年号月日	譲受人姓名	頭取記名調印	支配人調印

第八条 当会社ノ株式ヲ売買譲与スルニ当リ当会社ノ株主帳ニ引  
合セ裏書ノ手続ヲナサザルトキハ当会社ヨリ配当ノ利益金ハ其  
株式券状ノ名前ニ渡スヘシ

但株式売買譲与スルニ当リテハ必其事由ヲ書面ニ記シ当会社  
へ差出頭取取締ノ承諾ヲ得ヘシ

第九条 当会社ノ取締役ハ四十株以上所持スル株主ノ内ヨリ五人  
ヲ選挙スヘシ而シテ例年一月第二日曜日ノ定式総会ニ於テ改選  
スヘシ、最モ株主ノ衆議ヲ以テ復選スルコトヲ得

但各取締役ハ其定格ノ株式券状ヲ当会社ニ預ケ禁受与売買ノ  
五字ヲ附シタル其預リ証書ヲ受取置在職中ハ其券状ヲ引出ス  
ヲ得ス

第十條 取締役ノ衆議ヲ以テ其中ヨリ頭取老人ヲ選定スベシ此頭  
取取締役在職ノ年限ハ一ケ年トス最モ其任ニ堪サルカ或ハ事故

アリテ退任セシムルハ其限ニアラス

第拾一条 頭取取締役ハ会社ノ事務ヲ取扱ヘキ支配人並ニ書記其他ノ役員ヲ選任免シ又職務ヲ分課シ其給料ヲ定メ及ヒ身元保証ノ方法過怠金ヲ予定スルノ権アルベシ

第拾二条 頭取取締役等ハ総テ当会社ノ定款ニ遵ヒ其適任ノ職務ヲ執行スルノ権アルヘシ

但頭取取締役本社ノ定款ニ背戻シ損失ヲ来シタルトキハ総会ノ議決ヲ以テ其損失ヲ償ハシムルハ勿論相当ノ責ニ任スヘシ

第拾三条 頭取取締役等若シ人ヲシテ社則ニ背カシメ又ハ背戻スルヲ知テ許スコトアリ夫レガ為メ生シタル損失ハ其弁償ノ責ニ任スヘシ

第拾四条 頭取取締役ハ当会社ノ処務ニ監要ナル申合規則ヲ議定スルノ権アルベシ

第拾五条 当会社ノ總會ハ例年七月第二日曜日午前九時ヨリ午後五時マデ本社ニ於テ之ヲ執行スベシ

第拾六条 右總會ハ都テ定式總會ト称シ、其他ノ總會ハ臨時總會ト称スベシ

第拾七条 頭取取締役ハ何時ニテモ適當ナリト思考スルニ於テハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得ベシ。又人員五十名ニ下ラズ其所持ノ株數ヲ合セテ当会社五分ノ一ニ下ラザル株主ヨリ臨時總會ヲ請求シタルトキハ直ニ之ヲ招集スベシ。但右請求書ニハ此總會ヲ要スル事件目的ヲ記載スベシ

第拾八条 取締役ハ右請求書ヲ受取シ日ヨリ十日以内ニ總會招集

ノ手続ヲ取扱ラザルトキハ其請求人自ラ之ヲ招集スルヲ得ベシ

第拾九条 当会社ノ總會ハ株主ノ惣員三分ノ一以上出席スルニ非

サレバ利益分配ノ報告ヲ除クノ外議場ヲ開クベカラズ

第式拾条 臨時總會ニ於テ其招集ノ報告書ニ記載スル事件ノ外他ノ事件ヲ議スルベカラズ

第式拾壹条 定式臨時ノ別ナク總會ノ議長ハ頭取之ニ任スベシ。若シ議長總會ノ定刻ヨリ十五分時間ヲ過ギ尚ホ臨席セサルトキハ出席ノ株主中ヨリ一名ヲ選舉シ議長トナスベシ

第式拾貳条 (略)

第式拾三条 定式臨時ノ別ナク總會ノ議事ハ發言投票ノ多數ヲ以テ之ヲ決スベシ。若シ其數相半スルトキハ議長自ラ其可否ノ數ニ入ルベシ

第式拾四条 株主發言投票ノ權利ハ其所株ノ株數十株マデハ一株毎ニ一箇ツツト定メ、十一株以上百株マデ五株毎ニ一箇ツツヲ

増シ、百一株以上六十株ニ一箇ツツヲ増シ、四百株ニ至レバ其以上増加スル事ナカルベシ

第式拾五条 發言投票ハ本人又ハ代人ニテモ苦シカラズト雖モ、其代人ハ当会社ノ株主タル者ニ限ルベシ而シテ左ノ委任状ヲ渡

スベシ

第式拾六条 当会社ノ役員タル者ハ他人ノ代人トナリテ發言投票スルコトヲ得ズ

第貳拾七条 当会社ノ役員ト称スル者ハ左ノ如シ

取締役五人(内頭取一人) 支配人一人

書記役 三人 出納方 三人

但事務ノ繁閑ニ因リ便宜増減アルベシ

第貳拾八条 会社役員ノ給料ハ左ノ通タルベシ

但事務ノ都合ニヨリ兩役一人ニテ兼務スルモノ一役ノ月給ノ重

キヲ給シ雇人等ハ其材能勉否ニヨリ支給スベシ月給渡シ日ハ

毎月二十八日タルベシ

頭取 取締役 支配人 書記 出納方

第貳拾九条 当会社ニ於テ定ムル旅費日当ハ左ノ通りタルベシ

但別段急ヲ要シ或ハ臨時ノ費用アルトキハ別ニ其現費ヲ支給

スベシ

旅費一里ニ付 金拾錢 滞在一日 金六拾錢

第三拾条 頭取取締役タルモノハ当会社營業ノ全体ニ注意シ一切

ノ事務ヲ処分シ其責ニ任スベシ。然レドモ新ニ一事ヲ定メ、又

ハ之ヲ改正シ又ハ之ヲ廃止シ及定例ナキ事務ハ總會ノ議決ニ非

レバ之ヲ施行スルコトヲ得ズ

第三拾一条 支配人ハ頭取取締役ノ指揮ヲ受ケ其担当制限ニヨリ

有金積金証書物品等ニ注意、取扱ヒ之ヲ調理スルノ責ニ任スベ

シ

第三拾二条 書記後出納方ハ頭取取締役ノ指揮ヲ受ケ各係リノ事

務金銀物品出納帳簿類ヲ取扱ヒ之ヲ調理スルノ責ニ任スベシ

.....

第三拾五条 当会社ノ營業時間ハ一般ノ祝日及日曜日ノ休日ヲ除

クノ外毎日午前九時ヨリ午後四時マデタルベシ。但シ社務繁忙

ノ節ハ其限ニアラズ。

第三拾八条 当会社ノ平常取扱所ノ業務ハ農工資本貸与ヲ本務ト

シ、為替及荷為替当座預リ金並定期預リ金保護預リテモ取扱ベ

シ。

.....

第四拾一条 当会社ニ於テ取扱貸付金ハ一口金五百円ヲ以テ極度

トシ支店ハ二百円ヲ極度トスベシ

第四拾二条 貸付ニ対スル抵当地券面代價十分ノ五ヲ以テ定則ト

ス、最モ実地検査ノ上ハ斟酌アルベシ。又借用主ノ部類ヲ五等

ニ分ツベシ

第一種 一等開墾抗業製糸牧畜

貸与金利子一ヶ月金式拾五円ニ付金式拾五錢ヅツ不動産抵当

六ヶ月限

右ハ生産諸業共着手ノ上七分ノ資本費消シ成業ノ目途相立候

者

二等前同断

同利子一ヶ月金式拾円ニ付金式拾五錢ヅツ不動産抵当六ヶ月

限

右前同断三分ノ資本費消シ成業ノ目途相立者

三等前同断並臨時入用

同利子ハ金高二応シ制限ニ抛ル不動産抵当四ヶ月限

右ハ生産諸業共着手ノ上入費ニ差支其他農工上臨時入用トモ

其確實ヲ得シ者

第二種 四等前同断

同利子ハ金高二応シ制限ニ抛ル動産抵当三ヶ月限

右ハ生糸織物類其他生産品ヲ以テ一時為替操替金等其元額半

数ヲ貸与スベシ

五等前同断

同利子ハ金高二応シ制限ニ抛ル動産抵当三ヶ月限

右ハ全ク一時融通臨時貸与之向ニシテ事情確實タルハ其抵当

ヲ調査シ其代価三分ノ一ヲ貸与スベシ。但シ利子取立ハ毎月

タルベシ。最貸与返償ノ節トモ利子ハ月割日歩ヲ以テ計算ス

ベシ

第四拾三条 当会社ノ預り金ハ当座定期ノ二種ニ分ケ、其名称ト

定限ノ長短ニ抛り利子ヲ定約スヘシト雖モ年一割ヨリ超過スベ

カラス

但シ預り後二ヶ月内ニ返却スルモノハ無利子タルベシ

.....

第四拾七条 当会社ノ總勘定ハ毎年兩度六月

金ノ内ヨリ預り金利子社費ヲ引、純益金トシ尚積立金賞与金ヲ

引去リ、残額ヲ株主配当金ト定メ、渾テ總會ニ於テ詳明ニ之ヲ

報告シ、會議ニ附スベシ。即チ純益金配当金割合ノ標準ヲ設クル左ノ如シ

純益金高 百分ノ三 役員賞与金

〃 百分ノ二十 積立金

〃 百分ノ七十五 株主配当金

〃 百分ノ貳 予備金

是ハ会社ノ全体ニ係ル小損失ヲ償フタメ一期会社ニ備置、支出

ナケレバ後期ニ於テ株主配当金ヘ組込モノトス。

第四拾八条 当会社株主配当金ハ一年一度即チ一月ノ總會ニ於テ

スベシ

第四拾九条 役員賞与金ハ總會ノ決議ヲ以テ配賦ヲ行フベキモノ

ナレドモ予メ其ノ準則ヲ設クル左ノ如シ

賞与金額十分ノ四 役員ヘ支給及其他ノ手当

同 十分ノ六 会社臨時交際費支出ナケレバ後期ニ於テ

積立金ヘ加フ

第五拾六条 当会社ハ滿五ヶ年ヲ一期トス。故ニ滿限ニ至レバ平

穩ニ鎖店スベシト雖モ、滿限ニ至リ株主ノ衆議ヲ以テ継続ヲ望

ムトキハ定款ヲ立テ設立スベシ

第五拾八条 此定款ノ簡条ハ頭取取締役協議シ總會ニ於テ決議ノ

上ハ何時ニテモ之ヲ改正加除スル事ヲ得

右条件株主等ノ衆議ヲ以テ相定ムル証抛トシテ記名捺印候也。

(中之条町 町田機平藏)

元 明治十五年 研精社設立願と定款

御管下吾妻郡伊勢町木暮茂八郎、同郡青山村山田金伝次外十五人奉申上候。方今蚕業ノ盛ナル山間原野到ル処桑樹ヲ繁殖シ其業ニ尽力セザルハナシ。而テ漸ヤ良繭ヲ得ルト雖モ其生糸ハ濫製最モ多ク且許謫ヲ計ル者亦之ナキニ非ズ。故ニ軌近成繭製糸其声価墮落シ自他其業ニ迷ハントス。実ニ物産隆盛ノ今日ニ際シ遺憾ノ至リ、私共深ク苦慮仕リ今般有志者同心協力、其弊害ヲ洗除シ養蚕ヲ盛大ニ生糸ハ競テ製品ヲ製サンガ為メ一社ヲ結立シ、別冊定款ヲ以テ蒙允許開業仕候ハバ聊公益ノ一端ニモ可相成奉存候間、特殊ノ以御詮議速ニ御許可被成下度、此段奉願上候也

研精社發起人

上野国吾妻郡伊勢町

小池 彦 平印

柳 田 金 平印

木 暮 茂八郎印

小坂橋 菱三郎印

今 泉 与 七印

木 暮 長 八印

同郡青山村

山 田 金伝次印

宮 崎 権 六印

同郡伊勢町

小 淵 金七郎印

小 林 清 六印

小 池 角 平印

福 田 小文次印

根 岸 善 作印

青 柳 六 平印

小坂橋 源 八印

小 池 与三郎印

木 暮 次郎衛印

関 恒 斎印

関 小 八印

関 直 八印

小 池 権次郎印

研精社申合定款

第一条

一 此社ノ名号ハ研精社ト称シ、群馬県吾妻郡伊勢町第百六十六番地ニ設立ス

第二条

一 此社ハ五年間ト定メ、満期ノトキ社中ノ協議ニ依リ延期ヲ望マバ更ニ年限ヲ定メ之ヲ永続スベシ

金額	引受株数	住所	姓名
金 五百円也	二十五株	上野国吾妻郡 伊勢町	木暮 茂八郎
〃 三百円也	十五株	〃	柳田 金平
〃 三百円也	十五株	〃	小池 彦平
〃 二百円也	十株	〃	小坂橋 菱三郎
〃 四百円也	二十株	青山村	山田 金伝次
〃 二百円也	十株	〃	宮崎 権六
〃 三百円也	十五株	〃	今泉 与七
〃 二百円也	十株	上野国吾妻郡 伊勢町	木暮 長八
〃 三百円也	十五株	〃	小淵 金七郎
〃 二百円也	十株	〃	小林 清六
〃 二百円也	十株	〃	小池 角平
〃 三百円也	十五株	〃	福田 小文次
〃 三百円也	十五株	〃	根岸 善作
〃 百円也	五株	〃	青柳 六平
〃 四百四十円也	十二株	〃	小坂橋 源八

第三条

但シ年限中、若シ不得止事故アリテ脱社ヲ欲スル者アルトキハ株主三分ノ二以上ノ集議ニ因リ脱社スルヲ得ベシト雖モ株金ノ内物品代価ハ満期ノ際ニアラサレバ割戻サザルルベシ

一此社ハ株数ニ定限ナシ、最モ加入者ノ一株ハ貳拾円ト定メ其株主ニ連ナル者左之人名株高ノ通タリ

金額	株数	住所	姓名
金 百円也	五株	上野国吾妻郡 伊勢町	小池 与三郎
〃 百円也	五株	〃	木暮 次郎衛
〃 百円也	五株	〃	関 恒斎
〃 百円也	五株	〃	関 小八
〃 百円也	五株	〃	関 直八
〃 百円也	五株	〃	小池 権次郎

但シ有志ニシテ株金ヲ支ル者ハ至当ノ抵当ヲ以テ成規ノ利子ヲ償ハシムベシ

第四条

一各株主タル者ハ其引受タル株式一箇ニ付株券一通ヲ領受スル権アリ、其雛型ハ左ノ如シ(株券ノ雛形図略ス)

第五条

一役員ハ一ケ年ヲ任期トシ、其職務ヲ免スルノ前、更ニ社中ノ公選ヲ以テ代任ヲ定ムベシ。最モ社中ノ望ニ因リテハ幾年勤続スルモ妨ケナシトス

但シ本人若シ職務ニ堪サルカ或ハ不品行ノ所業アキトキハ社中一同評議ノ上、三分ノ二以上ノ同論ヲ採リ職務ヲ止ル事アルベシ

第六条 此社ノ役員ト称スルモノハ左ノ如シ。其選挙法掌務ハ第五及七条八条九条ニ拠ルベシ

社長一名 取締役二名 検査役二名 株主総代一名  
但シ社長以下日給ハ毎年一月総会ニ於テ定ムベシ

第七条 社長取締役ハ社中ノ全体ヲ注意シ總テ其責ニ任ズベシ

第八条 検査役ハ社長取締役ノ事務ヲ引継キ繭ノ点検製糸ノ監定及工女ノ勤惰優劣等ヲ視察シ、専ラ品位精製ニ注意シ、売却ノ時機ヲ誤ラズ奸商ノ術中ニ陥ラザルヲ要ス

第九条 総代人ハ役員ヨリ通知次第出頭、社中ノ事務ヲ補助シ尋常ノ事件ハ役員ト協議取計フベシ

第十条 工女又ハ傭人ハ役員ノ指揮ニ遵準シ、決テ違背スベカラズ

第十一条 此社役員旅費日当及傭人給料ハ左ノ通タルベシ  
但シ工女傭人ハ才能ト勤惰ニ依リ増減アルベシ

旅費一里ニ付金八錢滞在一日金五十錢

惣代人一日金貳十五錢 傭人一日金貳十錢ヨリ五十錢

第十二条 一般ノ祝日ヲ休業トシ、其他製糸時間ハ午前第六時ヨリ午後第五時トス。最モ日長短ニヨリ伸縮アルベシ。

第十三条 第十五条 (略)

第十六条 此社ハ専ラ各自成繭ヲ以テ精糸ヲ製サシムルノ本旨ナレバ暫ク器械ノ大ナルヲ要セズ。坐操若クハ二人四人採リヲ用ヒ、適宜製造スベシト雖モ、各自取穫ノハ總テ糸場ニ集メ品位價格ヲ定メ、自他ノ論ナク釜敷ニ応シ公平ノ信実ニ配賦スルモノトス。最モ繭代價ハ証券ヲ渡シ置クベシ。

但社中ノ成繭若シ不作ニシテ社長取締検査査役五分以上下等ト認ルモノハ價格ヲ論ゼズ供用スベカラズ。

第十七条 製糸ハ繭ノ量目ト四百回リトニ依リ審査ノ上、目方百分ノ五 (則チ百目ニ付五匁) 以上ノ減損アレバ工女ヨリ償ハシメ糸ノ細太アルモノハ給料ヲ減スベシ

第十八条 製糸ハ百斤以上統括シテ販売スルモノトス。故ニ社中ノ繭主若シ全員差支アルトモ凡ソ代價ノ七分ヲ社中ヨリ貸与スベシ。若シ社中ヨリ貸与スベシ。若シ社中ニテ差支アルトキハ製糸ヲ抵当トシテ他ヨリ借受ケ其利子ヲ償ハシムベシ。

第十九条 荷造ノ当日ハ社長以下役員及掛リ者立会、現糸ヲ監定シテ品位ヲ定ム、此公選ヲ他ヨリ是非スルヲ得ス

第二十条 生糸売揚ケ代價百分ノ一 (則チ百円ニ付一元) 会社ノ予備トシテ積置キ非常ノ損失ヲ償フモノトス

第二十一条 製糸売却ノ上ハ社中一同集會シ、売却ノ証書其外一切ノ諸帳簿ヲ点檢セシメ其代價ハ株金ニ応シ配當スベシ

第二十二条 年々一月十五日ヲ以テ社中ノ集會定日トシ、会社ノ得失ヲ協議シ、工女ノ優等其他褒賞スル等ノ事ヲ行フベシ

第二十三条 会社ノ費用ハ勉テ省略ヲ旨トシ、役員以下總テ行厨ヲ携湯茶薪炭ノミヲ社費トス

第二十四条 社中ノ衆議ハ勿論尋常ノ小集トモ總テ糸場ニ於テ飲食遊興等ノ事ヲ禁スベシ

第二十五条 役員以下株主ハ勿論工女傭人一同精糸ニ丹精ヲ尽シ聊詐譎濫製ニ流レザル様注意スベシ、若シ此規則ニ悖リ私曲ノ所業アリテ損害ヲ生ズル等ノ事アレバ速ニ盟約ヲ省キ謝罪トシ

テ其損金ノ二倍ヲ償ハシメ株金ヲ没収スベシ

但社中ニ忠告誠諭シ同盟ノ義務ヲ厚クスベシ

第二十六条 年一度出納一目表ヲ製シ社中ニ一覽スベシ

第二十七条 此ノ規則ヲ改正セント欲スルトキハ社長以下役員協

議シ、株主半数以上ノ可決ニ從テ改正スル事アルベシ

右之規則此ノ社ニ列スル者一同遵準シ、決シテ違犯スベカラズ

依之結約ノ証トシテ同盟連置候也

明治十五年五月五日結社

上野国吾妻郡伊勢町

木暮 茂八郎

柳田 金平

小池 彦平

小坂橋 菱三郎

今泉 与七

木暮 長八

同郡青山村

山田 金伝次

宮崎 権六

同郡伊勢町

小淵 金七郎

小林 清六

小池 角平

福田 小文次

根岸 善作

青柳 六平

小坂橋 源八

小池 与三郎

木暮 次郎衛

関 恒斎

関 小八

関 直八

小池 権次郎

(伊勢町 木暮久弥蔵)

三〇 明治十五年 水車建設願

水車建設願

吾妻郡伊勢町

木暮 茂八郎

原水字高津川

一製糸水車 老ヶ所

一糸揚榨 四カセ掛 十箇

右へ今般当町字鳥居原田老叡拾歩之場所へ前記之通り水車建設  
營業仕度、水路其他モ村内故障筋之無ク候間、御允許被成下度



絵画面添此段奉願上候也

明治十五年五月十六日  
吾妻郡長 真野節殿

右願人 木暮 茂八郎  
用掛 柳 田 金 平

(五月廿四日許可)

(伊勢町 木暮久弥蔵)

## 第五節 教育・文化

### 三 明治六年(推) 学校設立之願書

以書付申上候

北第二大区小六区戸長一同奉申上候、先般御布達被為仕候小学校設立之義、数度御布告ニ付、精々尽力罷在候得共、何分ニも元備金之方法相立兼候故追々遷延ニ相成候処、今般確定日限可申立由被申渡候ニ付、自今一層勉勵仕、来ル十一月下旬迄ニハ開校候様仕度奉存候間此段御連書奉申上候也

(四万 唐沢文衛蔵)

註 六小区は、旧沢田村である。沢田村は明治六年十月九日、宗本寺に開校した。

### 三 明治七年十一月 伊勢校にて徵集試験

回状

別紙御巡校日割、大区より達し有之候間、此段御達し申上候、右ニ付各村正副戸長の内巻名つつ伊勢町学校試験所江当日午前八時、聊無遅刻御出頭可被成候、此回達至急御巡達可被成候

七年十一月五日

五小区副区長

(各村正副戸長宛)

註 右は明治七年十一月十一日、伊勢校に於て楢取県令臨場の上実施された生徒の徴集試験の回状である。

(中之条町役場蔵)

三 明治八年(力) 伊勢校々則(推)

第一条 一諸器械大切ニ取扱ふべし、若し毀傷するにおいては、相当之償金を可差出事

第二条 一教場ハ勿論昇降之節道路において不行儀有之間敷事

第三条 一出席時間をたがうべからざる事

第四条 一疾病或ハ不得止事故あり出席難致申出許可を得べき事

第五条 一事故有て早帰致し候者其節申出許可を得べき事

第六条 一壁板エ落書いたすべからず

第七条 一教場ニ無益之玩具を持参致す間敷事

右之条々違うるにおいては、其軽重に随ひ速に黜級(ちゅつきゅう)退学、除名等校律を以可申付事

九才より以下ハ暗誦にて七級に進む、十才より以上は暗記にて七級に進む

夜学ヲ開ク時ハ必員外生徒ノミナリ、校則ヲ守リ教則ハ生徒ノ的宜にすべし

蒲団ヲ用ひるは十一月より三月迄とす試験之節一寸以下は落第の事

註 伊勢校保護役小板橋好尚家所蔵文書。同校開校は明治六年十月七日 (伊勢町 小板橋一正蔵)

三 明治十七年六月 小学校沿革誌

(一) 伊勢小学校沿革誌

明治六年拾月七日、中之条町、伊勢町、西中之条村、青山村、市城村聯合シ、伊勢町林昌寺ヲ仮設トシ本校ヲ開設ス。教師ハ茂木庄三郎、小板橋元則、之レガ助教タリ。小板橋好尚、樋田瑞秋、事務ヲ管理ス。校費ハ聯合町村ノ負担スル処タリ。学区ハ第一小学区十八番中学区百七拾三番小学区ニ属ス。時創業ニ際シ出席生徒僅々一百名ニ過ギズ。今ヨリ回顧スレバ二町三村ニテ是ノ如キハ豈少数ト言ハザルベケンヤ。七年一月教師茂木職ヲ辞ス。塩野谷善真雄之レニ代ル。三月七日小板橋元則助教ヲ辞ス。樋田瑞秋代勤ス。拾二月善真雄辞職ス。茂木再比之ニ代ル。拾一月拾一日群馬県令楯取素彦殿属官ヲ率ヒ臨校各生徒ノ学力ヲ査ス。賞ヲ受クル者七名。八年二月二拾三日市城村分離。書籍器具ヲ分配ス。蓋シ市城村タルヤ本校ヲ距ル一里余リ。為メニ生徒ノ歩行ニ難ス故ニ泉校ニ転スト云フ。八月一日茂木草津校ニ転任ス。樋田次郎七之ニ代ル。十七日教員樋田故アリテ辞シ去ル。村上広吉代リ勤ム。九月二拾三日区長町田重平副区長二宮平八金員ヲ寄附ス。町

田五拾円。二宮八拾円ナリ。蓋シ該金ハ中之条分離ノ際中之条校ニ附屬ス。十一月三十日村上教員万年学校へ転ス。助教樋田校務ヲ管理ス。九年四月十八日樋田退ク。関三郎教員タリ。是ヨリ先水夫斎藤佐平ナルモノ擢テ授業ヲ助ケシム。是ニ於テ助教トナス。六月教員関去ル。樋田次郎七再ビ来リテ教師タリ。九月樋田辭職ス。森岡宏甫コレニ代ル。年末学令ヲ調査スルニ、男一六八人、女一六〇人、就学スル者男六六人、女一人ナリ、拾年冬第一回定期試験ヲ行フ。簿記散シテ受験生ヲ詳記スル能ハズ。拾一年四月資金八五三円ヲ徴収シ該利ヲ納シテ学费ニ充ツ。外青山村ヨリ徴ス所二百円合計一千五三円ナリ。五月十七日第二回定期試験ヲ行フ。受験生男女四拾名各及第ス。九月関作蔵ヲ授業生トス。就学者増員シテ男百三三人女六二人。拾月二五日第三回定期試験アリ。受験生五拾名。前回ニ比シ拾名ヲ増加ス。当時学令人員男五拾四人女百拾八人就学スルモノ男一三三人女六二人。拾二年一月樋田辞シ去ル。授学生斎藤佐平関作蔵教授ス。是年中中之条西中之条分離ス。書籍器具ヲ分配ス。五月三級訓導心得清水平四郎来リテ教員タリ。八日第三回定期試験ヲ行フ。受験生三三名。是ノ如ク少数ナルハ中之条西中之条分離ニヨリ生徒減員セシ故ナリ。学令男七四人女四八人、内就学セルモノ男六六人女二一人、拾一月拾五日第五回試験ヲ執行ス。受験生男女五七名、前回ニ比スレバ二九名ノ多キニ至レリ。折々本校ニアリテ、春期試験ノ秋期ヨリ毎年多キハ秋期ハ農事繁忙ニヨリ生徒ノ減員スルニ原因スルカ。

果シテ然ラバ父兄タルモノ鑿ル所ナカン可シヤ。是年小板橋好尚故アリテ職ヲ辞ス。小板橋藤平之ニ代ル。是ヨリ先保護役ノ名稱廢セラレテ学務委員ノ稱ヲ用フ。拾一月拾四日第七回定期試験ヲ行フ。男女受験生四十名各及第ス。調査スルニ学令人員男八三人女五七人、就学スルモノ男七九人女二八人ナリ。十四年一月教員清水平四郎職ヲ辞ス。沼野欽之コレニ代ル。授業生関作蔵辭職ス。柳田種四郎ヲ授業生トナス。四月十九日第八回試験アリ、受験生四五名中落第スルモノ二名、五月沼野辞シ去ル。故ニ斎藤授業生ヲシテ教授ヲ管セシム。九月教員森斧吉来リ校務ヲ管理ス。斎藤柳田授業生タルコト如何。三月校舍新築ノコトヲ會議ス。敷地ハ青柳嘉平ナルモノノ所有地ヲ講求シテコレニ充テントス。七月青山村ニ青山分校ヲ置ク。別ニ学務委員ヲ置キテ會計ヲ管ラシム。九月校舍新築功竣ル。費スル所八百有余円、悉ク本町住民ノ寄附スル処タリ。是段ヤ荒地ヲ均シテ敷地ニ充テ木材ヲ峻路運搬スル等頗ル人力ヲ費ス。故ニ老少ナリトモ皆諸役ニ従事ス。本町寒僻ニシテ頑固ナリト雖モ人民教育ニ熱心ナル賞スルニ足レリ。是月三十日開校ノ典ヲ舉行ス。郡長眞野節君、根津黒岩ノ両君ヲ率ヒコレニ臨ム。眞野節郡長新築ヲ賞シテ金若干円修身説約一部ヲ寄附ス。県令閣下賞スルニ賞品ヲ以テス。各等差アリ。十月大風樹ヲ抜き屋ヲ倒ス、諸校モ亦コノ災ニ罹リテ大ニ破損ス、故ニ修繕ヲ加フ。費ス所五十有余円、拾月三十一日第九回定期試験ヲ行フ。受験生男女六十四名学務委員小板橋藤平辭職ス。従前ノ学

区ヲ廃セラレ三十一学区トナス。十五年一月小板橋源八学務委員トナル。是ヨリ先大政府教育令ヲ改正セシニヨリ学務委員ヲ改選セシヲ以テセリ。是年教員森斧吉辞シ去ル。村山小五郎代リテ教員タリ。柳田斎藤授業生タルコト故ノ如シ。是月管有地二十一歩ヲ払下ゲ学校附属地トス。二月校舍ヲ修繕ス。金十余円ヲ費ス。二月学務委員小板橋源八戸長木暮茂八郎学資ノ未ダ鞏固ナラザルヲ憂ヒ人民ヲ校舍ニ会シ学資徴収ノ事ヲ議ス。遂ニ三千二百四十円ヲ募リ該利ヲ以テ学費ニ充テル。先ニ徴収スル所ト合シテ四千九十八円トナル。是ヨリ学資ノ欠乏ヲ告ゲズ。五月第十回定期試験アリ受験生男女六八名各々及第ス。十一月二十八日十一回試験アリ。受験生三九名、蓋シ秋期試験ノ春期ヨリ少数ナルハ十三年四月ノ条ニ述ベタリ。当時ノ出席生徒男六六人女十二人。十六年二月学務委員小板橋源作ノ教育上ノ勉勵ヲ賞セラレテ県賞ヲ賜フ。五月第十二回定期試験アリ。受験生男女合シテ八十八名。六月斎藤授業生他校ヘ転ス。富沢安太郎ヲ後任ニ充ツ。是月校舍修繕ヲ加フ。為メニ五三円余ヲ費ス。十月柳田種十郎辞職ス。荒川有造授業生トナル。十一月十三日第十三回定期試験ヲ行フ。男女受験生四十名。十一月教員村山小五郎辞職シテ郷関ニ帰ル。徳島県人須藤善輔之ニ代ル。出席生徒ヲ算スルニ男八五人女二二人。十七年一月十六日須藤善輔校舍ニ寄宿シテ火ヲ失ス。是時須藤ハ不在ナリ。高山勘太郎ト妻某之ヲ見付ケ多人馳セ行キ遂ニ鎮火ス。炬火ヨリ発セシト云フ。是月須藤辞職ス。田部井平藏之ニ代

ル。四月文部省学務委員小板橋源八教育上勉勵ナルヲ賞シテ四等賞ヲ賜フ。是月荒川有造姓ヲ福永ト改ム。五月福永有造辞職ス。十一月十四回定期試験アリ。六月西窪盛泉ヲ聘シテ受持教員トナス。田部井ハ首席教員タリ。是月十六日人民ヨリ学校ヘ金額ヲ寄附セシヲ賞シテ県令閣下賞品ヲ賜フ。各等差アリ。民ノ光荣何レカ之レニ若カン。政府ノ仁惠下民ニ及ブ盛ナル哉。

明治十七年六月三十日

吾妻郡第三十一学区学務委員幹事

小板橋 源 八

(二) 折田村 折田小学校沿革誌

明治六年十月本村及上下沢渡四万山田ノ五村ト協議団結シ、下沢渡村ハ外四村ノ中央ニ位スルヲ以テ仮ニ同所宗本寺ニ一小学校ヲ創設シ是ヲ第一大学区第十八番中学区第七六番小学区トス。七年二月ニ至リ本村及山田ノ二村聯合分離シ、山田ノ善福寺ヲ以テ仮ニ一校ヲ設ケ名付ケテ花園小学校ト称ス。是ヲ第一七七小学区トス。十二年二月本村児童ノ便ヲ計リ支校ヲ本村民家ニ設ケ花園小学校折田分校トナス。此時ニ当リ本県平民森園縫樹ヲ教員トス。本県平民折田九平次保ゴ役タリ。同年九月森岡縫樹解職ス。因テ静岡県土族松沢種二郎ヲ以テ後任トス、本県平民田村清吉之ヲ助ク。当時就学生ヲ算スルニ三五名。十三年三月保護役ヲ廃シ学務委員ヲ設ケラルルニ当リ折田九平次解職シ本県平民折田軍平

学務委員タリ。当時就学生ヲ算スルニ四八名之ヲ前年ニ比スレバ十二名ノ増員トス。

拾四年二月花園学校ヲ分離シ本村募ル所ノ資金千円ヲ割テ独立シ更ニ折田小学校ト称ス。此年学区ノ変制アリ。本校ヲ以テ第二十七学区ニ編セラル。当村就学生ヲ算スルニ七十五名。之ヲ前年ニ比スレバ二十七名ノ増員トス。十五年一月学務委員ヲ改選ス。本県平民折田藤七其ノ選ニ当ル。同年十二月教場ノ不完全ナルヲ以テ校舍ノ新築ヲ議シ、当時就学生七六名。之ヲ前年ニ比スレバ一名増加アリ。十六年一月校舍新築ニ着手ス。同年八月教員松沢鐘一郎逃走ス。同月授業生田村清吉解職ス。同年十二月本県小学六等訓導東京府土族君塚弥太郎後任タリ。東京府平民君塚辰次郎授業生タリ。同年十月授業ノ便ヲ計リ飯ニ新築校ニ於テ授業ヲ規ム。時ニ就学生ハ前年ニ同ジ。十七年六月就学生七三名之ヲ前年ニ比スレバ三名ノ減員トス。是明治六年ヨリ今ニ至ル迄ノ沿革ナリ。

明治一七年六月二六日

第二七学区学務委員

折田学校訓導

折田 藤 七

君 塚 弥太郎

(三) 岩本学校沿革誌

明治六年十一月五日設立、創メテ開校シ第一大学区館谷県第十八中学区第一八一番小学区公立岩本学校ト公称シ学舎ハ本村清滝

寺ヲ以テ飯ニ用ス。而シテ岩本村五反田村蟻川村栃久保村大道新田聯合五ヶ村ニ涉リ地理峻峻里程遠隔近キハ三十町遠キハ一里平此ヲ以テ学令二五三人ノウチ僅カ就学生二八人アルノミ。是ヲ維持スル資本金千円ヲ積ム。教員本県平民茂木庸三郎助教同県平民桑原孫枝事務係本村平民森田奎佐タリ。同七年一月桑原孫枝退任シ事務係森田奎佐助教ヲ兼務ス。同年二月茂木庄三郎退職シ本県平民高橋大喜教員タリ。同年十二月就学生四五人。前年ヨリ一人増ス。同八年一月事務係森田奎佐退職シ本県平民綿貫安平助教兼務ス。教員如故。同年十二月就学生五四人前年ヨリ十九人減ジタリ。教員事務係如故。同十一年十一月五反田村和利学校分離シ因テ資本金三百円ヲ分附ス。同年同月高橋大喜退職シ埼玉県士族教員長谷川元三郎代リ勤ム。事務係助教如故。十一年十二月就学生六八人前年ヨリ十四人増加ス。同十二年八月長谷川元三郎退任。静岡県士族今井重敏担当ニ代ル。事務係助教如故。同年十二月就学生六一人。前年ニ比シテ七人ノ減少ナリ。同十三年三月今井重敏退職本県士族伊与部誠語教員在勤タリ。同年五月伊与部誠語退校シ本県平民角田溪作代勤ス。同年六月学務委員推挙規則ニ因リ乃チ学区内四名ヲ置ク。本村平民綿貫安平蟻川村平民原沢安衛栃久保村平民小池斧衛大道新田平民小淵半衛之ニ当ル。同年九月九日角田溪作退職本県平民桑原孫枝担当ニ代リ勤ム。同年十月学務委員綿貫安平退職シ本村平民森田安四郎其ノ選ニ当ル。助教本村平民伊能官三郎勤ム。同年十二月就学生四一人前年ヨリ二十名減ズ。

同十四年二月寄附資本金三百円ヲ増額ス。蓋シ和利学校分附金不足ヲ補ヘリ。同年同月ヨリ支出金不足協議費ヲ弁スルヲ支議決ス。同年十一月就学督責法発行ス。学令一九四人中ヨリ就学生八人ニ至ル是ヲ前年ニ比スルトキ四十人以上ヲ増加シ、同年丁第六号ヲ以テ学区ヲ定メラレ当聯合四ヶ村三十学区ニ編入ス。栃久保村ハ第三学区ニ編組替相成ル。資本金五十円ヲ分附ス。教員如故。同十五年一月本県布達ニヨリ更ニ学務委員ヲ推挙シ前任森田安四郎再ビ其選ニ当ル。同年四月桑原孫枝退職シ本県平民高橋大喜在勤ス。同年八月静岡県土族原野彦太郎代リ担当ス。助教伊能官三郎退校シ代助教高橋大喜タリ。同年十二月就学生一五一人前年ヨリ六六人増加ス。同十六年一月助教高橋大喜退校シ同年二月神奈川県土族筑間哲次助教トナル。同年三月区内蟻川村分校ヲ設置シ、岩本学校蟻川分校ト称名シ、教器材ヲ附ス。筑間哲次之ヲ担当ス。就学生七九人。同年同月原岩本村平民伊能官三郎本校助教タリ。同年八月原野彦太郎退職シ本県土族石井忠治後任担当ス。同年九月助教伊能官三郎退職シ同年十一月新潟県平民助教斎藤弁吉在勤ス。学務委員如故。同年十二月就学生七二人本分校合就学生一五一人ナリ。同十七年一月石井忠治退職シ斎藤弁吉タリ。同年同月本県平民中沢善平助教タリ。同年五月蟻川分校新築開校式ヲ挙ゲ同年六月学務委員選挙シ本県平民綿貫四平当撰ス

明治十七年六月

第三十学区岩本学校学務委員

森田安四郎

#### (四) 第三十二学区横尾学校沿革誌

明治六年ヨリ七年マデ平村平学ト聯合タリ明治七年八月二十三日ヲ以テ第十八番中学区第一八二番小学区公立横尾村小学校ヲ開設スルニ当リ本村関三郎ヲ以テ教員トシ長野県僧伊勢山道友ヲ以テ助手トナシ同郡大塚村元山広美ヲ保護役トス。生徒人員五十名ニシテ費用ハ協議費ヲ以テ之ヲ支弁ス、校舍ハ仮ニ無量寺ヲ用ヒ横尾村一村独立シタリ。同八年一月ニ至リ資本金一千元ヲ募リ其利子ヲ以テ費用ニ充ツ職員ハ前年ニ同ジ。生徒人員ハ前年ニ比べ二人減ズ。同九年一月ニ至リ元山広美保護役ヲ辞ス、本村剣持安平之ニ代ル、同年無量寺無住無檀ノ故ヲ以テ発セラル。之ニ因ツテ石堂宇并ニ附属地ヲ学校へ払下ゲテ願出、同四月伊勢山道友助手ヲ辞ス生徒人員前年ニ同ジ。同十一年三月教員関三郎小学四級訓導補心得拜命、同年同日横尾小学校在勤拜命、生徒人員前年ニ比シ一人増加ス。同十二年(中略)：同十三年剣持安平保護役ヲ辞ス同年同月松本新作学務委員ヲ命ゼラル生徒人員ハ前年ニ比べレバ九人増セリ。同十四年一月ヨリ敷地ノ租税ヲ免ゼラル。同年十二月松本新作学務委員ヲ辞ス。此月学区制ヲ設ケラレ本村ハ第三十二学区ニ編成セラル生徒ハ前年ヨリ九人減ズ。同十五年一月剣持安平第三十二学区学務委員ヲ命ゼラル。生徒数前年ニ比較スレバ二四人増セリ。同十六年三月関三郎六等訓導ニ任ゼラレ改テ

横尾学校在勤ヲ命ゼラル。生徒人員ハ前年ト同ジ。同十七年職員及生徒人員前年ト同ジ。教員ノ本校開設以來陸統在勤聊カ更迭有ル事ナシ。是明治七年ヨリ今ニ至ルマデ十一年間ノ沿革ナリ

明治十七年六月

第三二学区学ム委員

劍持 安平

横尾学校六等訓導

関 三郎

(群馬県庁文書)

楳取県令殿

折田 嘉三郎	折田 九平治	折田 安平	折田 軍平
関本 春五郎	戸長 町田 安平	戸長 折田 安平	副区長 折田 軍平
	山田村 戸長 折田 安平		

(原町 山口恵一氏蔵)

三 明治十一年 学校分離願

(一) 折田村

第二十大区六小区吾妻郡折田村々吏惣代一同奉申上候

村方之儀は是迄花園校へ聯合罷在候処里程廿町余山田川ヲ、悪路ニテ生徒昇降相成兼夫カ為不就学之者有之御趣意相悖リ不相济儀ニ付村内一同協力資本相募リ学校新設仕度候間御許可被成下度此段奉願上候、以上

明治十一年第十二月

右村 総代人 折田 藤七

福田 又三郎

立合人 折田 定平

福田 永七

黒崎 弁造

副戸長 福田 彦平

(二) 五反田村

第二十大区七小区

吾妻郡五反田村

(朱世) 書面願之趣聞届候条早々設立伺書可差出候事

明治十一年九月二日

群馬 県印

学校分離願

第二十大区七小区吾妻郡五反田村村吏并惣代人一同奉申上候。村方ノ儀ハ是迄岩本学校ニ連合罷在諸処里程卅里半余懸隔山間悪路ニテ生徒昇降相成兼夫カ為不就学之者多く 御趣意ニ相悖リ不相济儀ニ付、村内一同協力資本相募リ村方江学校新設仕度候間御許可被成下度此段奉願上候、以上

右村

明治十一年八月二十八日

惣代人 高橋 優吉

一金五百貳円也 西中之条村分  
一金千五百貳拾四円也 中之条町分

立合人 山田 総八

右ハ昨明治十一年十一月三十日御指令済、町田儀平外二百五十七  
人中之条学校へ寄附金書面之通り悉皆納相成正ニ受取候、就而ハ  
其寄附人江貸附、夫々証書取置候処確實也、仍而預リ証如件

副戸長 本多 茂市

吾妻郡中之条町  
証書預リ主 町 儀平  
保証人 桑原 重郎

高橋 孫三郎

斎藤 五平

戸長 唐沢 奎平

原岩本村

森田 賢六

副区长 伊能 佐吾七

楫取群馬県令殿

楫取群馬県令殿

前書之通り相違無御座候也

学区取締 山口 六平

(原町 山口恵一歳)

明治十三年 教育令時代の岩本学校

註 折田村はその後校舎の新築を図り、明治十七年九月十九日落成開業  
式を行ったのが現在の中折田公民館である。計費合計五三三円(内寄  
附金一七八円)余である。

(一) 教場日記に見る教科と時数  
(表紙)  
明治十三年五月

明治十二年一月 中之条学校寄附金

第一号 教場日記 岩本学校

印紙

証

第四級



- 一 読物 修身説約卷ノ四但シ毎日二枚宛 六時
- 一 復読 本級読物ノ学シ処ヲ復習セシム 六時
- 一 作文 単語ヲ題ニ与ヘテ容易キ文ヲ綴ラ 二時
- 一 問答 本級ノ読物料ニ就テ授ク 四時
- 一 算術 除法同暗算乗除 合法諸等数量記憶 六時
- 一 習字 近傍郡分村名 六時

第三級

- 一 読物 日本略史上下 毎日二枚宛
  - 一 復読 修身説約五 前級ニ同ジ
  - 一 作文 容易キ端書文ヲ綴ラシム
  - 一 問答 前級ニ同ジ
  - 一 算術 諸等通法命法四則応用 珠算乗除法及び命法
  - 一 習字 草行日用文 当分文部省板書體
- 第二級
- 一 読物 万国地誌略一二、修身説約六七八
  - 一 復読 前級ニ同ジ
  - 一 作文 容易キ公私用文、証券文ヲ綴ラシム
  - 一 問答 前級ニ同ジ
  - 一 算術 諸等減法乘法、珠算異乗同除
  - 一 習字 前級ニ同ジ

備考 右は右日記中の一部であり、外にまた第一号一冊がある。が、およそ当時の学習内容がわかる。当時は、八級に分れ、八級が最下級であった。

(二) 体操之次第

- 先ヅ生徒立并ヒテ右番ヨリ番号ヨミ次ニ両手
- 氣ヲツケイ。頭ヲ左右ヘ廻ワセ。始メ
- 氣ヲツケイ。頭ヲ左右ヘ曲ケイ。始メ
- 頭ヲ前後ヘ曲ゲイ。始メ
- 腕ヲ延シテ上ケ下セイ。始メ
- 腕ヲ曲ケテ上ケ下セイ。始メ
- 左右拳ニテ胸ヲ打テイ。始メ
- 左右ノ腕ヲ平ニ動セイ。始メ
- 左右ノ拳ニテ前ヲツケイ。始メ
- 右ノ腕ヲ廻セイ。始メ。逆ニ廻セイ。始メ。
- 左ノ腕ヲ廻セイ。始メ。逆ニ廻セイ。始メ
- 左右ノ腕ヲ廻セイ。始メ、逆ニ廻セイ。始メ
- 右拳ニテ前ヲ突ケイ。始メ
- 左モ右ニ同ジ
- 右ノ足ニ上リテ左ノ脚ヲ後ヘ曲ゲイ。

(三) 教員委嘱の際の締約書

群馬県下上野国吾妻郡原岩本村学区内学務委員村内人民ニ代リ平民桑原孫枝、明治十三年同十四年十一月迄、公立学校教員ノ任ヲ委嘱スル為メ締約スル事左ノ如シ

第一 被囑者給料ハ十月一日ヨリ一ヶ月金九円ヲ毎月二十五日ヲ以テ交付スベキ事

但締約ノ月ハ十五日内外ヲ以テ區別シ全額又ハ半額ヲ給スベキ

コト

第二 締約中被囑者病ニ罹ルカ或ハ父母ノ篤疾服喪等ニテ欠席スル事三十日以内給料全額ヲ交付シ、之ヲ超ユル者ハ交付セザル事

但シ病氣中一週間毎ニ医師ノ診断書ヲ添ヘ学務委員ヘ届出ベキコト

第三 被囑者若シ前条ノ事情ニ由リ欠席スル時ハ、其ノ事由ヲ学務委員ヘ届ケ、旅行ノ節ハ委囑者ノ承諾ヲ得クベキ事

第四 締約期間中、委囑者若シクハ部署ヨリ解約スルトキハ、其

之ヲ要スル者ヨリ向一ヶ月、給料相当スル金額ヲ差出スベキ事

第五 被囑者一身ハ勿論、委囑者ヨリ被囑者ヘ対シ、弁金ヲ要スル時ハ、保証人ニ於テ負担スベキ事

第六 締約期限迄在勤ニテ退校候節ハ、一ヶ月給料全額ノ三分一相渡シ候事

但シ満三ヶ年在勤致シ候節ハ一ヶ月給料全額ヲ渡シ候事

明治十三年十月学務委員

委囑者 原 沢 安 衛  
同 綿 貫 安 平  
同 小 池 斧 衛

吾妻郡川戸村

被囑者 桑 原 孫 枝

吾妻郡五反田村

被囑者保証人

高 橋 大 喜

教員依囑締約書

認可証

群馬県下吾妻郡川戸村平民

桑 原 孫 枝

天保八四年六月生

明治十三年十一月

四十二年六月

一右ハ公立岩本学校教員ヲ委囑致シ別紙写之通締約済ニ付、御認可相成度此段上申仕候也

岩本学校諸社

吾妻郡原岩本村

学務委員

綿 貫 安 平

明治十三年十一月  
群馬県楫取県令殿

(岩本 綿貫常政蔵)

三 明治十三年十月 秋期進級試験受験生届(岩本小学校)

下等第八級生 二名

同 六級生 一名

同 四級生 四名

同 三級生 二名

上等第八級生 一名

一 当校ニ於テ進級試験相受候者右之通ニ候条此段御届申上候也

吾妻郡原岩本村岩本学校

学務委員 綿 貫 安 平

明治十三年十月十五日

群馬県第五課御中

(以上岩本学校文書同所 綿貫常政蔵)

三 明治十八年十月 吾妻第三小学校新築落成式に際し、

学務委員答辞

維明治乙酉仲秋吾妻第三小学校新築功竣ル、群馬県令閣下親臨開校ノ盛典ヲ挙ク、抑教育ハ邦家ノ緊要一日モ忽セニス可カラサルナリ、故ニ大政府夙ニ学制ヲ更正シ、海内ノ子弟ヲ拳テ木鐸ヲ鳴サシメントス、地方有志者座視スルノ秋ナランヤ、感憤戮力以テ土木ノ功ヲ起シ、歲月ヲ経ズンテ竣工ス、然リト雖ドモ当路諸賢

位ノ奨励宜ニアラスンハ焉ソソ速カニ成功ヲ見ルコトヲ得ンヤ、

誘抛ノ思又思フヘシ矣、將來此校ニ昇校スルノ子弟、孜々勤勉以

テ文化ノ域ニ至ラシメン事ヲ不肖茂八郎開校式ノ場ニ蒞ミ聊カ蕪

言ヲ陳テ以テ尊論ヲ答辞ス、誠惶誠恐頓首九拜

第五百学区旧学務委員

明治十八年十月四日

木 暮 茂八郎  
(中之条町役場蔵)

四 明治十九年三月 中之条第三小学校教授器具等取調書

上げ

教授器具部

時計二箇、黑板五板、生徒高机十七脚、打算盤一箇、椅子三脚、

硯箱二箇、教師高机二脚、書物箱一箇、博物標本箱一箇、博物標

本(赤棟蛇入ノ硝子罎一本、同蜥蜴<sup>(トカゲ)</sup>二本、同蜈蚣<sup>(ムカデ)</sup>入罎一本) 晒

鈴十五組、球竿二組、棍棒一組

学校器具部

宮火鉢一個、足爐爐二個、鉄瓶二個、算盤壹個、下足箱三個、石

盤壹枚、土瓶三個、食用茶碗四個、湯呑茶碗二、丸盆二枚、行灯

一個、挑灯一張、手箱一個、小箱一個、手洗盥一個

旧学務委員事務所附所有品目録

学齡簿、就学調査簿、学齡兒童姓名簿、学齡兒童調査簿、学齡就学調査簿、町村立小学校表、公学費出納月計簿、公立学校所有品月計簿、同寄付月計簿、公学費出納所有品及学費寄附表、学事統計表、教育事務便覧、雜費帳授業料取立帳、金員出納簿、諸給料支払簿、貨物通帳、金円受取書、金円寄附目録、理化学機械寄附目録、学務委員要務、学校諸有品目録、本県布達、郡役所達、願伺指令繰込、上申書控繰込、書翰繰込、旧伊勢校寄附書類当地券状、事務引継目録、学事表簿、学事年報、公学地明細帳、開校式祝辞(三十三本)学校費取立帳、生徒取調帳、事務日誌(十七冊)勤惰表、御達留、甲号学事簿、書籍箱、ターフル一脚、椅子一個アスカ一個、硯箱一つ、朱肉台一ツ、硯二箇

前記之通取調候処相違無之、依テ悉皆引継候ニ付捺印致置候也

明治十九年三月三十一日

第百五学区旧学務委員

木 暮 茂八郎 ㊦

中之条町外四ヶ町村

戸長 根 岸 善 作 ㊦

(註 書籍之部、及教授器械之部略(生徒机八八、腰掛九二がある))

(中之条町役場蔵)

四 明治十九年三月 中之条小学校授業料

(甲第九十七号)  
第百四十七学区尋常小学校授業料徴収之義ニ付上申

一年級 一ヶ月金三銭  
二年級 同 金六銭  
三年級 同 金九銭  
四年級 同 金拾貳銭

右ハ本年本県乙第十二号御達ニ拠リ、前記之金額毎級生徒ヨリ徴収仕度候条御認可相成度此段上申候也

吾妻郡中之条町外四ヶ町村

明治十九年三月十八日 戸長 根 岸 善 作 ㊦

吾妻郡長 石原藏藏殿

(朱也)  
書面伺之趣認可候事

明治十九年三月廿三日 吾妻郡長 石原 藏 藏 ㊦

(中之条町役場蔵)

三 明治十七年二月 公立中之条学校職員調(明治十五年十二月現在)

職名	準官等	月 俸	族 籍	卒業証又ハ免許狀	姓 名
校長兼 四等訓導	十三等	金拾七円	士族	高等丙科 免許狀	長岡 元吉
授業生	金 六円	平民			田中伊与八
委嘱雇	金 九円	士族			好田辰一郎
小 使	金三円五十銭	平民			蟻川安五郎
合 計	十銭	金三拾五円五十銭			四名

右之通取調候処相違無之候也

明治十七年二月十三日 学務委員 二宮 平 八〇

群馬県令 楯取素彦殿

公立中之条小学校職員調 (明治十六年十二月三十一日現在)

職名	準官等	月俸	族籍	卒業証又ハ免許状	姓名
校長兼 四等訓導	十三等	金拾七円	士族	高等丙科 免許状	長岡 元吉
準訓導		金拾円	士族	中等丙科 免許状	好田辰一郎
委嘱雇 小使		金九円 金三円五十銭 金三十九円五十銭	士族		萩原只四郎 蟻川安五郎 四名
合計					

右之通り取調候処相違無之候也

明治十七年二月十三日 学務委員 二宮 平 八〇

群馬県令 楯取素彦殿

(中之条町役場蔵)

三 明治十六年 中之条小学校教育綴

(表紙) 願伺届・御指令・認可書類 中之条校

明治十六年四月調

公立中之条小学校

第十二回定期試験ヲ受クベキ者七十一人

一高等科八年後期生	式人	一中等四年 前期生	七人
一高等科八年前期生	式人	一初等三年 前期生	四人
一中等六年 後期生	壹人	一初等二年 後期生	十六人
一中等六年 前期生	壹人	一初等二年 前期生	十五人
一中等五年 後期生	四人	一初等壹年 後期生	十一人
一中等四年 後期生	壹人	一初等壹年 前期生	七人

申請書

上野国吾妻郡伊勢町三番地寄留

静岡県士族

長岡 元吉

右之者客年十二月申、当中之条小学校へ申請仕候処、本月十日被任四等訓導中之条小学校在勤被申付、然ル処本人儀長ク教員ニ從事シ品行端正一校ヲ管理スルニ任フルモノト被存候間、更ニ月俸金拾七円ヲ以テ当中之条小学校校長兼訓導ニ御任用相成度、此段申請仕候也

吾妻郡第廿六番学区

明治十六年一月廿六日 学務委員 小池 政七

群馬県令 楯取素彦殿

調査条項

一族籍職名氏名年令

静岡県駿河国駿東郡沼津駅 本籍

上野国吾妻郡伊勢町第四番地寄留

静岡県土族

公立中之条小学校長兼群馬県小学四等訓導

長岡元吉

嘉永六癸丑年三月十一日生  
三十年二ヶ月

二職務俸給等ノ沿革

明治七年一月廿七日故熊谷県暢発学校教員拜命、月俸金六円ニテ奉職、同年十一月十九日、上野国吾妻郡原町小学校へ派出命ゼラレ、月俸金十円ニテ奉職、九年七月五日暢発学校教員一同廃止ニ付、引続キ同小学校教員奉職、同十一年三月十九日日本県小学準四等訓導拜命、同小学校ニ在勤、同十二年八月廿日本県四等訓導拜命、尚同小学校ニ在勤、同十二年十一月十一日同国同郡中之条町中之条小学校へ転勤命ゼラレ、月俸十二円ニテ奉職、同十三年六月ヨリ月俸金十四円ニ奉職、同十三年九月二十日更ニ小学校訓導タルノ御認可相成、同十四年十一月ヨリ月俸金十五円ニテ奉職、同十六年一月本県小学四等訓導ニ任セラレ月俸金拾七円ニテ奉職、同年十二月二十六日同小学校長ニ任セラレ、同日本県小学四等訓導ヲ兼任セララル。

三学力ニ関スル履歴

文久二年正月ヨリ兄長岡革造ニ從ヒ漢学珠算修行、慶応元年七月ヨリ東京故開成所へ入学、仏蘭垂学修業、明治二年一月五日静岡県駿河国駿東郡沼津駅沼津学校へ入学、漢学洋算修業、同十年九月ヨリ上野国群馬県前橋相生町寄留武居基一郎ニ随ヒ洋画修業、同十一年三月十九日日本県師範学校ニ於テ試験ヲ経、師範学科第一級卒業証書ヲ受領シ、同十三年九月二十日同師範学校ニ於テ書法試験ヲ経、甲科適合ノ証書ヲ受領シ、同十五年十一月三十一日学力試験ヲ経テ本県小学高等科教員免許状ヲ受領ス

御認可願書

上野国吾妻郡中野条町第九番地住  
群馬県平民 田中七郎平二男

田中伊与八

右之者月俸金七円ヲ以テ当中野条小学校授業生ニ御任用相成度別紙履歴書相添ヒ此段御認可有之度上申仕候也

吾妻郡第廿六学区

学務委員 二宮平八

明治十六年五月

吾妻郡長 真野節殿

履歴書

群馬県下吾妻郡中之条町九番地住

平民七郎平次男

田中伊与八

元治元年甲子年七月廿一日生  
当十八年十ヶ月

明治七年三月吾妻郡伊勢町伊勢小学校江入学、同十一年六月退

校、同年十月中之条町中之条小学校助教在勤、傍同郡原町漢学書

院江入院、漢学修業、同十三年三月本県師範学校江入学、翌十四

年四月乙科適合之証書受領、同年六月吾妻郡平村小学校教員被命

同年十一月同郡中之条町小学校授業生在勤

右

田中伊与八

明治十七年八月七日

山田八郎

御認可願書

群馬県東群馬郡前橋南曲輪町第六拾八番地住

本県士族小五朗弟

村山民三郎

右之者今般当中野条学校江申受候処、品行端正、一校ヲ管理スル

ニ任フルモノト被存候間、月俸金拾八円ヲ以テ中野条小学校訓導

兼校長ニ御任用相成度、別紙の履歴書相添此段御認可被下度上申

仕候也

吾妻郡第廿六学区

明治十七年八月十六日 学務委員 二宮平八

吾妻郡長 真野節殿

山田八郎 (授業生月俸四円) 履歴書

群馬県下吾妻郡山田村三十七番地

平民岩太郎養子

山田八郎

明治元年二月生  
当十六年七ヶ月

明治七年二月吾妻郡山田村花園校へ入学、同十五年十一月小学

校全科卒業、夫ヨリ同十六年一月マデ同校授業助手、同年二月南

勢多郡木暮村県立中学へ入学、同十七年四月初等六級ニテ退

学、同年五月ヨリ吾妻郡中之条中学校ノ授業生在勤

右

履歴書

群馬県東群馬郡前橋南曲輪町  
第六拾八番地住  
本県士族小五朗弟

村山民三郎

万延元年八月十二日生  
明治十七年八月当二十四年一ヶ月

一明治元年一月十三日ヨリ同四年十二月迄三ヶ年間旧前橋藩講学

所博諭堂ニ於テ漢学算学及筆学之三科修業、同五年十一月四日

ヨリ明治七年十月廿四日迄二ヶ年間、前橋厩橋小学校ニ於テ修

業、同七年十一月一日ヨリ同八年十月七日迄一ケ年間熊谷県第拾七番中学利根川学校ニ於テ修業全科卒業ス。同九年一月十五日ヨリ同年七月五日迄熊谷県師範学校ニ於テ修業、同年一月八日ヨリ群馬県師範学校ニ於テ修業中、偶西南ノ事件起ルニ依テ歎願許可ヲ得テ徵募ニ応ジ、同三月三十日四等巡查必得被申付、同日津川一等大警部ニ随従シ、九州地方へ出張被命、同四月三日大分県豊後国別府へ上陸、肥後路ニ向テ進軍シ薩隅ノ諸国ノ戦路ヲ経テ同八月十四日日向国外ノ浦ヨリ出帆、同十九日帰京同九月廿一日御用済ニ付解職、帰県被申付、同日為慰勞金貳拾円下賜同十二年六月五日為賞典金貳拾円下賜候事

一 同十一年二月十三日前橋公立小学桃井学校教員被申付、同十二年二十日辞職、同十三年九月十八日東京へ遊学、同十四年六月十五日迄三嶋教ニ就キ漢学修業、同年六月十六日ヨリ明治十五年三月十五日迄神奈川県師範学校連成科江入学、右全科卒業、同年九月十八日ヨリ群馬県師範学校ニ入学、同十七年七月二十二日高等全科卒業、同年八月七日吾妻郡中之条学校在勤就職候事

右之通ニ御座候也

明治十七年八月十五日

村山武三郎

(中之条町役場蔵)

昭 明治十年二月 芝居興行願

以書附奉願上候

東京府下向島須崎町二十七番地

岩井衆八外十二名

第二十大区五小区吾妻郡伊勢町久保田七平奉願上候。私為計、右歌舞伎渡世之者相雇、本月二十七日ヨリ三月三日迄五日之間、町方字宮下青柳とう所持之明畑ニ小屋掛ケ仕、木戸錢トシテ大人ハ金六錢四厘・小兒ハ金四錢、土間坪代金五十錢宛請求、昼興行仕度、奉願上候。就テハ御規則之通り賦金御上納可仕候間、何卒御仁恵御聞濟相成下候様、偏ニ奉願上候

右伊勢町

明治十年二月二十四日

地主 青柳とう<sup>㊦</sup>

願人 久保 田七平<sup>㊦</sup>

戸長 小坂橋 藤 平<sup>㊦</sup>

(伊勢町 久保田茂雄蔵)

(一) 明治十二年八月芝居興行願

東京府北豊島郡上十条村

俳優人芸名

下ノ下等女俳優

板 東 梅 松

同府浅草区浅草新籠籠町

俳優人芸名



下ノ下等女俳優

坂 東 梅之助

同府神田区神田下白壁町

俳優人芸名

下ノ下等女俳優

坂 東 三洗紫

(他三名いづれも下ノ下等俳優)  
女俳優一名、男俳優二名

右之者共雇入、本月廿日ヨリ同月廿六日迄三日間、本町字小原

ニ於テ芝居興行仕度、尤本県御規則ノ趣キハ其レテ芸守シ不取締  
無之様注意可付御聞届ケ相成度、伍長連印此段奉願上候也

群馬県吾妻郡伊勢町

願人 金 井 長 松

明治十二年八月十八日

(中之条町役場蔵)

翌 明治十一年七月 外国人(ベルツ教授) 旅行免状

(四六八四号)

国籍 独逸

姓名 トクール・ベルツ

身分 医学教授

寄留地名 東京

旅行趣意 學術研究

旅行先及路筋 東京ヲ発シ武蔵上野下野信濃岩代越後羽前

印 割

ノ国々へ順路往復

旅行期限 明治十一年七月廿五日より三ヶ月間

右ハ独乙国公使ノ保証ヲ以テ前書掲載ノ場所へ旅行致シ度旨申  
立差許候条道筋無故障相通可申事

明治十一年七月廿四日

外 務 省 印

(中之条町役場蔵)

註 明治十一年八月一日夜二宮平方方ニ泊ス

冥 明治十三年七月 原町警察署新築献納金

献納金領取証

一金三十拾五円也

右ハ当署新築費之内吾妻郡中之条町有志輩献金前書ノ金額正ニ  
領取候也

領取候也

群馬 県

明治十三年七月八日

吾妻郡中野条町外巻ケ村

戸長役場中

(中之条町役場蔵)

明治十三年九月 巡查交番所設置納金領取書

記

一金五十拾円也

右者其町巡查交番所設置ニ付、後半期分トシテ上納相成、正ニ

領収候也

明治十三年九月十六日

原町警察署印

(九月二日許可)

吾妻郡

中野条町 村戸長役場中  
西中野条

(中之条町役場蔵)

〆 明治十五年九月 避病院設置願 (吾妻郡伊勢町)

右町人民惣代奉願上居候儀ハ当町八月廿六日ヨリ 虎列刺病発症、其後病者日々相増シ、今日之景況ニテハ容易ニ病毒撲滅致シ間敷ト実ニ恐怖罷居リ候、折柄今般町内一同協議ヲ以テ避病院設置仕度ク、尤モ家屋ノ儀ハ民屋ヲ相毀テ町内柳田阿三郎所有地へ取設ケ度ク、依テ別紙絵画届相添此段奉願上候、以上

明治十五年九月一日

右町願人惣代

小池 徳十郎

柳田 阿三郎

衛生委員

小坂橋 菱三郎

戸長

木暮 茂三郎

群馬県令 楯取素彦殿

(中之条町役場蔵)

## 第二章

# 明治後期



明治後期吾妻軌道会社の鉄道馬車

## 第一節 行 財 政

### 甲 明治二十六年 中之条町役場事務報告(抄)

一 役場事務ハ三科ニ分チ、一科毎ニ主任一人ヲ置キ事務ノ分掌ヲナシタリ。今突ニ事務件数ヲ掲グレバ、發送文書二千三百五十件、収支文書三千二百二十件、昨年ニ対シ發送文書ニ於テ八百廿三件、収支文書ニ於テ九百四拾八件ヲ増加セリ。

一 衛生 客年十二月中、大字伊勢町ニ天然痘患者五名発生、病勢猖獗ニシテ蔓延ノ兆アルニ依リ大字伊勢町中之条町ニ臨時種痘所ヲ設ケ專ラ予防法其他注意ヲ促シタリ。

一 教育 昨年中、職ニアル正教員四人、雇二人ニシテ正教員茂木準十八學級編成ノ結果同人ヲ要セザルニ至リ申請ノ上休職ヲ命セラレタリ。又正教員根岸伴次郎、小林吉郎ハ病氣ノ故ヲ以テ退職シ、其後任原沢仲太郎、大崎清吉之ニ代レリ。

廿六年十二月卅一日調査ノ学令児童ヲ算スルニ、男二二六人、女二一七人ニシテ、内就学ノ免除ヲ受ケラレシモノ男三人、女一人、猶予ヲ許可シタル者、男六十七人、女三十二人、日々出席生徒平均男一四・八二三人、女九・七九九人ニシテ、之ヲ前年ニ比

スルニ女ニ於テ十六人ノ増ナリ。又昨年卒業生ハ男三十人、女十四人計四十四人ニシテ、之ヲ前年ニ対スルニ二人ノ減ナリ。

#### 中之条町ノ狀況

当町ハ大概農桑ヲ以テ業トセリ。夫レ故經濟ノ円滑ナルトナラザルトハ養蚕豊凶ノ結果ニアリ。然ルニ昨年養蚕不作ト桑樹風害ヲ蒙リシヨリ殆ド經濟ノ車輪ヲ失シ、殊ニ近来金融閉塞ノ折柄、中等以下ノ部民ハ家産ヲ蕩尽シ地所ノ売買實入ヲナスモノ一年増加スルニ至レリ。又日雇稼荷車運搬ヲ業トスル者等ハ賃銀ノ低キヨリ終日労働スルモ僅ニ妻子糊口ヲ得ルニ過ギズ、所謂手ヨリ口ヲ喰ムノ窮況ニシテ粒々辛苦ノ内ニ生活セリ。町税戸別割等ノ如キ、未ダ其當ヲ得ザルカ、負担ノ重キヲ痛嘆スル者アルヲ聞ケリ。又昨年洪水ノ際水車十二戸、居宅二戸、男一人女一人流亡セリ。而シテ食料家財諸道具等流失ニ帰シ、糊口ノ途ヲ失シ救助ヲ受ケン者ハ六名ナリ。

(中之条町役場誌)

### 乙 明治三十四年 区長職務取扱規程

第一条 区长ハ其区域内ニ関シ各項ノ事務ニ従事スルモノトス

一 教育衛生農商工務等ニ関スル伝達

二 道路修繕並掃除及河川溝渠浚渫ノ監督

三 町有大字有財産營造物ノ保護

四 風水火等ノ災害ノ防禦

五 其他町長ヨリ命令又ハ委任セラレタル事項

第二条 区長前条ノ事務ヲ執行スルニ方リ定例アルモノノ外ハ町

長ニ通告スルヲ俟ツテ処断ス

第三条 区长ニ於テ執行シタル事件ハ其要領ヲ執行録ニ記載シテ之ノ顛末ヲ明カニシ、毎年一月及ビ七月ニ於テ町長ノ檢閲ヲ經ベキモノトス

第四条 区长ニ於テ取扱タル文書ハ曆年ヲ分界トシテ之ヲ編冊シ保存スベシ。文書中、他日考証トナルベキモノ、及ビ秘密ニ当ルモノハ特ニ之ヲ保存スベシ

第五条 区长代理者ハ区长ノ事務ヲ補佐ス区长故障アルトキ、又ハ欠員アル場合ニ於テハ区长代理者之ニ代ル

第六条 区长退職セントスルトキハ左ニ掲グル手續ニ従ヒ、後任区长就職ノ日ヨリ七日以内ニ事務ノ引継ヲナスベシ。但後任区长ノ就職セザル場合ハ、区长代理者又ハ町長ニ引継ヲナスコトヲ得

一 区长ニ於テ保管スル図書簿冊物品等ハ総目錄ヲ作り受渡ヲナスベシ

二 在職中取扱タル重大ナ事件又ハ処分未済ノ事項ハ演説書ヲ添ヘテ其旨町長ニ届出ベシ

三 事務ノ受渡結了ノ上双方連署引継目錄ヲ添ヘテ其旨町長ニ届出ベシ

第七条 区长ハ前数条ニ掲グルモノノ外総テ町長ノ指揮命令ニ依リ其区内ニ関スル事務ヲ報告ス  
(中之条町役場蔵)

明治三十四年十二月 町費支弁の爲「国税營業割の制限外賦課申請」における理由書

(町會議決)

理由書

本町ハ歳出支弁ノ為メ其大部分ハ町税ノ収入ヲ以テ之ニ充ツルモノナリ。而シテ本町ノ町税ハ総テ直接国税、府県税ノ附加税ナリトス。就中本年度ニ於テ県税營業税割、雑種税割ハ共ニ本税ノ百分ノ八十ヲ附加シ、戸数割ハ一戸平均高県税戸数割金一元六十六錢四厘ニ對シ金九円二十七錢六毛九朱、即チ県税ニ對スル五倍五分七厘一毛ヲ附加シ、尚地価ノ割ハ本年三月四日知事ノ許可ヲ得テ本年度ヨリ明治三十六年度迄、地租制限外、即チ本税ノ四分ノ一ヲ附加スルコトナレリ。然ルニ独リ国税營業税割ノミ制限内ノ附加ヲ課スルハ他種ノ納税者ニ比較シ權衡上其當ヲ得タリト云フベカラズ。況ンヤ国税營業税ヲ納ムルモノハ県税營業税雜種税ヲ納ムルモノヨリ資本金売上金等ノ多キハ勿論、随テ資産ノ豊富ナルハ普通ノ有様ナルニ於テヤ。寧ロ彼ニ輕キモ之ニ重カルベキハ理ノ自ラ然ルベキ所トス。今ヤ本町ハ一郡ノ主邑トシテ戸数

人口共二年ヲ追フテ増加シ貨物ノ集散日ニ月ニ頻繁トナリ。商業取引ハ益々隆盛ノ域ニ進マントス。蓋シ町村公共ノ事業之ニ応ジテ膨脹スルハ亦タ明瞭ナル勢ニシテ經費ノ縮少、各戸負担ノ減少ハ遂ニ望ンデ期ス可カラザルナリ。果シテ然リトセバ、此際左ノ附加税ノ例ニ準ジテ国税營業稅割ノ課率ヲ増加スルハ最モ適當ナル処置ニシテ決シテ負担苛重ナリト認ムベカラズ。只夫レ年度ニ依リ事業ノ大小ヲ異ニスルコトアルヲ以テ經費ノ増減ヲ来スコトナキニアラズ。若シ幸ニシテ町費ノ削減スルコトヲ得ル場合ニ於テハ県稅營業稅割、雜種稅割ノ如キ其都度適宜町会ノ議決ヲ經テ之ヲ定ムルト同時ニ、国税營業稅移割モ亦其必要ニ応ジテ適宜課率ヲ定メ相俟テ賦課ノ權衡ヲ保タシムルノ便宜ナカラザル可カラズ。是レ本税金一円ニ付附加税金八拾錢以内トシ、此範圍内ニ於テ別ニ議決ノ上賦課セントスル所以ナリ。右本町費支弁ノ為メ国税營業稅割制限外賦課ノ理由書如斯。

明治三十四年十二月十七日議決

吾妻郡中之条町会議長

中之条町長 木 暮 茂八郎

(中之条町役場藏)

五 一 明治三十九年 吾妻郡事務視察復命書「群馬県第一

部長堀信次」

中之条町 (明治三十九年三月十六日調)

本町昨年ノ農作物ハ米百四十六石、大麦七百八十七石、小麦百六十五石ニシテ米ハ一步弱、大麦ハ約六步、小麦ハ約六步ノ收穫ナリ。又養蚕ハ春蚕千二十九石、秋蚕百十二石ニシテ何レモ九步前後ノ收穫ナリ。其他粟稗等ハ未ダ統計ナク其産額ヲ知り難キモ、町長ノ陳述ニ依レバ、六七歩ノ收穫ナリト云フ。故ニ米ハ非常ノ凶作ナリト雖モ作付反別僅ニ六十餘町歩ニ過ギズ。作付反別多キ大麦小麦其他ノ作物並養蚕等ヲ平均セバ約七八歩ノ收穫ナルヲ以テ米ノ凶作ニ依リ多大ノ困苦ヲ感セズ。然レドモ一般農作物并養蚕等ノ減収ニ加フルニ米ノ不作ノ結果所謂不景氣ヲ来セシハ疑フベカラズ。本町ニ於テ目下生活ニ窮スル者六十三戸アルモ、是等ハ米ノ凶作ニ依リ困窮者ニアラズシテ一般不景氣ノ為生活ニ困窮スル者ナリ。而モ此ノ窮民ハ多クハ常例ノ窮民ニシテ平素ノ業務ニ精勵セザル者ナレバ特ニ本年限り困窮スルモノニアラズ。只本年ハ不景氣ノ為其數ヲ増シタルヲ見ルノミ。町民ハ稍勤勉ナルガ如シト雖モ貯蓄心ニ乏シク未ダ勤勉貯蓄ニ関スル組合又ハ団体ノ設ケナシ。只本町信用組合ニ於テ組合員ノ納稅貯金ヲ為サントスル計画アルノミ。

窮民經濟ノ方法トシテ千拾円余ノ予算ヲ以テ土木工事ヲ計畫シ、工費ノ約三分ノ一ハ県費ノ補助ヲ仰ギ、町内有力者ノ寄附現金三百六十六円、人夫二百八十八人、此金額五拾七円、合計四百貳拾參円アルヲ以テ町費ニ賦課スルニ二百圓ニテ足ルベシ。工事ノ個所ハ里道砂利敷ノ外、中之条沼田道並農学校道ノ二箇所ア

リ。目下窮民中ノ最モ貧困ナル者三十人ヲ使役シ吾妻川原ニ於テ砂利取ヲ為サシメ一箱(重焼パンノ空箱)ニ付一錢七厘ヅツヲ給ス。之ヲ現場ニ運搬スルニハ一箱ニ付一錢五厘ヅツ給ス。窮民ハ日々之ニ従事シ一人一日金拾五錢乃至三拾錢位ノ賃錢ヲ得テ生活ヲ全フシツツアリ。而シテ其賃錢支給ノ方法ハ一箱毎ニ監督員ニ於テ切符ヲ与ヘ人夫ハ之ヲ役場ニ持參シテ日々現金受領スルノ方法ニシテ砂利取及運搬ニ要スル器具ハ役場ニ於テ貸与セリ。右砂利取ハ三月十三日ヨリ着手シ、同月廿一日、二日頃終了スベキ見込ナルヲ以テ統テ農学校道并沼田道ノ工事ニ着手セバ凡一ヶ月間ハ窮民ニ賃錢ヲ与フルヲ得ベシ。

右ノ外出願中ノ国有林ノ払下ゲモ不日許可セラルベキヲ以テ四月末迄ハ窮民ヲ使役シ得ベシ。五月ニ入レバ養蚕發生シ賃錢ヲ得ルノ途アルニ至ルベキヲ以テ、以上ノ如キ救済方法ニテ充分窮民ノ生活ヲ助クルヲ得ベシ

尚貧民ニ對シテハ親族又ハ隣佑等ニ於テ救助シ或ハ金錢ノ融通ヲナスモノアリ。又農民ニ對スル肥料資金ノ如キ曾テ町農會ニテ現品ヲ買入レ之ヲ希望者ニ貸付タル例アルヲ以テ本年モ其例ニ倣ヒ貧民ニハ農會ニテ肥料ノ貸付ヲ為ス計畫ナルヲ以テ農工銀行ヨリ資金ヲ借入ル者ナシ。養蚕ニ使用スル族ハ本町ニテハ余リ糶ヲ用ヒズ。多クハ萱ヲ用ユルヲ以テ糶族ノ不足ナシ

粃穀ハ年々購入スルモ本年ハ尚大イニ不足スル見込ナルヲ以テ勢多郡木瀬村ニ依頼シテ五百石ヲ購入シタリ。平年ニ於テハ着佃

一石廿錢内外ノ処本年ハ三十五六錢ナリ。又種粃ハ共同購入ニテ八石買入シタルモ尚三十石ヲ要ス。是等ハ適宜ニ購入スル見込ナリ

食料品ノ内、重焼麵麩ハ申込高ニ對シ配当減シタルヲ以テ各希望者ニハ案分配当スルコトト為セリ。而シテ案分ノ結果、四箱以上受クベキモノハ之ヲ四箱以下ニ減シ以テ可成細民ニ分配セシムルコトヲ計レリ。而シテ多ク分配ヲ受ケタル者ハ細民ヨリ申出アリタルトキハ之ヲ譲与スル筈ナリ。醬油エキスハ申込ノ全部配当ヲ受ケタルヲ以テ洽ク希望ヲ滿スヲ得タリ。右二種ノ払下品ハパンハ數量少キヲ以テ小学校生徒ノ弁當ニ充テタルモノ多シ。又醬油エキスハ割合安価ナルヲ以テ最モ細民ニ利益アリタルガ如シ

應召軍人ノ家族ニシテ貧困ナル者ニ對シテハ尚武會ニ於テ救助シ來リシガ、應召者帰郷スルモ尚頗ル生計困難ナル者一戸アリ。之ニ對シテ引続キ三円ヅツ救助シ居レリ

小学校生徒ノ就学ハ未ダ凶作ノ影響ヲ蒙ラズト雖モ、貧困ノ為弁當ヲ持參スル能ハザル者女子ニ二三人アリシガ、今ハ悉ク持參ス。男子部ニハ現ニ八九人(内毎日持參セザル者三人、他ハ時々持參セザル者)アリ。是等ノ家族ハ素來貧困ニシテ多クハ父兄ノ懶惰ニ起因セルモノナリ。而シテ右ノ如キ生徒ニ對シテ同町有力者田中甚平ハ払下ヲ受ケタル重焼麵麩ヲ給与シツツアリ。又生徒中貧困ニシテ筆墨ヲ購入スル能ハザルモノアルヲ以テ町内各官公署其他有志者ヨリ不用筆墨ノ寄贈ヲ受ケテ之ガ使用ニ供シ、又学



年ノ麥リニ於テ教科書ヲ購入スル能ハザル者ニ對シテハ三十九年度町費ヲ以テ購入シ之ヲ貸与スル計畫ナリ。又近來生徒中降雨ノ際欠席スル者増加シタリ。是等ハ傘ナクシテ登校スル能ハザル者ニシテ不景氣ノ影響ハ著シク小学校生徒ノ上ニ顯ハルヲ以テ困窮ノ一斑ヲ察知スルニ足ルベシ

納税ノ狀況ハ国税県税ニ異状ナキモ、町税ハ前年ニ比シ大ニ滯納ヲ増加セリ。又諸營業中芸妓ノ如キハ今日迄十名以下ニ減ジタルコトナキモ今ハ七八名ニ減ズ。孰レモ不景氣ノ現象ナラン。諸物價ハ大差ナキモ米ハ反テ價格下落シ穀商ノ如キハ一駄十三四円ニテ買入レタルヲ現今十二三円ニテ販売セザルベカラズ。商人ノ愁嘆甚シ。

近時不景氣ニ乘シ江湖商人等、台湾米又ハ南京米ヲ一石十五円位ニテ貸付ケ、年二三割ニ相当スル利子ヲ加ヘテ八九月代金ヲ徵收スペントノコトナリ。其ノ期ニ至ラバ無容赦強制的ニ代金ヲ徵收スルナラン。近時之ヲ借受クルモノ細民ニ多シ。又高利貸業ノ者甚ダ多忙ヲ極メ債務者ハ中以下ノ商人等多シト云フ

#### 名久田村（明治卅九年三月廿二日調）

本村ハ三十八年ノ農産物ハ米四百二十三石、大豆四百七十七石、粟二百二十五石、稗三百四十八石、大麦千三百六十九石、小麦四百二十石ニシテ、米ハ二步五厘作、大豆ハ八步作、粟ハ平作、稗大麦ハ八步作ニシテ小麦ハ平作ナリ。又養蚕ハ春蚕及秋蚕共八

步作ナリ。故ニ米ヲ除クノ外ハ大ナル不作ニアラザルモ、春以來畑作ノ不作ニ加フルニ米ノ凶作ニ遭ヒ農家經濟上多大ノ影響ヲ來セシハ疑フベカラズ。然レドモ為ニ産ヲ失シ或ハ饑饉ニ瀕スルガ如キ者ナシ。今役場ノ調査シタル窮民ノ概數ヲ見ルニ百五十戸ニシテ全戸數ニ對シ約三分ノ一ニ當レリ。此ノ數ハ単ニ一般細民ヲ指シタルモノニシテ米作凶歉ニ因リ差当リ非常ノ困窮者一人モナク、一般作物ノ不作ト不景氣トニ依リ現ニ生活ニ窮スル者二三アルガ如シ。然レドモ幸ニシテ米以外ノ作物ハ甚ダシキ違作ニアラザリシヲ以テ本村民ノ生計ハ比較的困難ナラザルガ如シ

目下窮民救済ノ為、施行中ノ土木工事ハ予算額千四百四十九円余ノ修路工事ニシテ之ニ要スル人夫ハ二千六百五十七人ナリ。而シテ工費ノ内四百廿二円余ハ県費補助ニシテ他ハ現金寄附四百七十円、人夫寄附千廿一人ナレバ、結局三百円内外ハ之ヲ村費ニ賦課ザルヲ得ザルベキモ未ダ予算確立セズ。右寄附金ハ村内中産以上ノ者ヲシテ之ヲ為サシメ、又人民ノ寄附ハ戸數割等級廿五等中、廿三等以下ノ者ハ人夫半日ヲ寄附シ、廿二等以上廿等迄ハ人夫一日ヲ寄附シ、其以上三段毎ニ若干ヲ増シ、金額ニ換算シテ寄附セシメ、人夫ノ使用ハ役場ニ於テ窮民ヲ使用ス。而シテ右人夫ノ賃錢ハ一日金貳拾七錢ナリ。此土木工事ハ四月中旬迄ヲ要スベク、其期ニ至レバ農業日雇或ハ養蚕稼ノ前借等細民ガ金錢ヲ得ルノ途開通スルヲ以テ其以後救済工事ヲ要セザルベシ

右ノ外救済事業トシテ国有林野ノ払下申請中ナルヲ以テ之ガ払

下ヲ受クルヲ得バ直ニ製炭ニ従事スル目的ニシテ多数ノ人夫ヲ使用シ得ルヲ以テ相俟テ充分細民救助スルコトヲ得ベシ。只国有林野ノ私下ゲ未ダ確定セザルハ甚ダ遺憾ナリ

私下食料品ノ麵粉醬油エキス等ハ各区長ニ対シ戸数ニ応シ分配シ、区長ハ之ヲ希望者ニ現金引替ヲ以テ配付セリ。故ニ金銭ニ窮スル者ハ或ハ遂ニ之ヲ購求スル能ハザリシナランカ

春蚕ニ使用スル種籽ハ別ニ共同購入ヲ為サズ各自ニ購求ス。種籽ハ郡農會ニ依頼シ四石購入セシモ尚不足アリ。其余ハ適宜各自ニ於テ購求スル筈ナリ。肥料資金ハ三百七十五円ヲ村農會ニテ農工銀行ヨリ借受ケ、之ヲ細民ニ貸付ケ九月ニ至リ回収ス此ノ如キ八年々為シ来リシ事業ナルヲ以テ本年モ之ヲ行ハントス

本村ハ割合ニ困窮ナラズ。又既ニ土木工事アルアリ。細民モ多少金銭ヲ得ルヲ以テ目今ニ於テ饑餓ニ迫ル者ナク、從テ小学校生徒ノ就学等ニ影響ナク、又弁当ヲ持參セズシテ昇校スルガ如キ者ナシ

本村困民ノ數ハ大凡百五拾人ニシテ本年四月下旬頃ニ至ル迄ハ本村ノ起工ニ係ル土木工事ノ為メ本村私下ニ係ル国有林原野ノ生木ノ炭燒事業ノ為ニ生計ヲ成シ、五月ヨリ以後ハ農蚕ノ手伝等ヲ成シテ以テ生計ヲ得ル見込ナリ

明治三十九年三月二十二日

名久田村長 小林 兵作

### 窮民調

一 窮民戸數 六十三戸

一 現在救助方法 目下土木工事ヲ起シ毎日之ニ従事セシメ賃錢ヲ支払、以テ救助シツツアリ。其工費金一千十円四十錢ナルヲ以テ当分ノ内無業ニシテ糊口ニ苦シム等ナク一家數口ナルモ辛ジテ食費ヲ得ルニ足ル

一 將來ノ救助方法 農蚕業ノ季節ニ向フニ從ヒ窮民數モ追テ減少ス可ク国有林ノ私下モ不日許可ノ沙汰ヲ得ルナレバ是等窮民ヲシテ薪炭ヲ製造セシメ、以テ救助ノ法ヲ全フスルヲ得可シ。又一方ニハ町村ニ窮民救助ナルモノヲ置キ是又以テ救助ノ法ヲ取レリ

明治三十九年三月二十一日

吾妻郡中之条町

町長 柳 田 阿三郎

(群馬県庁文書)

三 明治四十一年七月 警察署設立につき中之条町會決議

申請

本年四月三十日付発一第六七五号ヲ以テ吾妻郡中之条町ニ警察署設置ニ関スル意見上申候ニ就テハ、幸ニ御詮議中トハ被存候処、前上申ノ通り中之条町ハ吾妻郡ノ主邑ニシテ文通及ビ物資集散ノ中心点ニ之有リ、從テ警察ノ取締ヲ要スル營業又ハ事故ノ激

増繁多ナルハ明白ナル上ニ、諸官衙公置学校会社等ノ關係及ビ郡内各町村ノ公安ノ維持警戒スル点ニ於テモ、中之条町ハ警察署ヲ設置スル最モ適当利便ナリト被認候条、事情御調査、至急御計画相成様、御詮議有之度ク、別紙参考諸表添付、町会ノ決議ヲ経テ右如具申候也

明治四十一年七月四日

町會議長

柳 田 阿三郎印

県知事宛

註 別紙参考諸表は紙数の關係で省略した。

(中之条町役場蔵)

三 明治四十四年十二月 中之条町へ警察署移転上申

吾妻郡原町所在ノ原町警察署ハ其位置不適当ナル為、管内各町村ノ不利不便尠カラズ、且ツ諸官署ノ關係及ビ警察事務取扱上、之ヲ其隣接町村タル中之条町ニ移転スルヲ以テ最モ適當ナリト被認候条、此際至急中之条町ニ移転被成下度、中之条町ニ御移転庁舎等改築ノ場合ニ於テハ、其敷地及ビ改築費用ハ御命令次第、本町ヨリ寄附候ヘドモ聊カ異議無之候。何卒特別ノ御詮議ヲ以テ至急御移転御発令相成様、再度参考書類添付シ此段上申候也

明治四十四年十二月十四日

吾妻郡中之条町長 蟻 川 七郎次  
群馬県警察部長 岸本篤次郎

警察署移転理由書

吾妻郡ニハ現在原町ニ警察署ヲ置キ、長野原町ニ警察分署ヲ設ケラレ、郡内ヲ東西ニ分ケ分轄セリ、然ルニ原町警察署ノ所在地タル原町ハ郡内ノ小邑ニシテ他ニ何等官衙ナク全ク孤立ノ状態ニアルノミ。中之条町ハ郡内ノ主邑ニシテ而シテ交通ノ衝路ニ当ルガ故ニ、商家櫛比、旅客貨物ノ往來集散、副産ヲナスノミナラズ、郡役所裁判所稅務所林区署、県立学校、銀行、諸会社等ノ官公署ノ所在地タルガ故ニ、警察署ノ往復知照ヲ要スルモノハ多々アルベキハ勿論、其取締ヲ要スル事件モ又頻繁ナリ。之ヲ以テ先年巡查部長派出所ヲ置キ其事務ノ進捗ヲ期セラレタルモ日進月歩ノ今日中之条町ノ繁栄其度ヲ加フルト共ニ今や吾妻温泉馬車軌道株式會社ノ電氣事業經營ヲ來タシ馬車軌道開通スルニ於テハ今後中之条町及其附近ノ警察事務一層其多キヲ加ヘタルハ明白ニシテ随テ秒タル巡查部長派出所ノ設置ニテハ到底事務ノ敏捷取締ノ周到ヲ期スルモ及バザルヘキヲ信ス。就テハ此際原町警察署ヲ移転シテ中之条町ニ警察署ヲ設置スルハ緊要ノ事業タラズンバアラズ。原町警察署ヲ中之条町ニ移転スルハ多年ノ問題ニシテ独リ管内各町村ノ希望タルノミナラズ、實ニ県當局ノ宿題タリシナリ。不幸ニシテ今日迄或ル情実ノタメ移転ノ決行ヲ遷延シ來リント雖

モ今ヤ中央政府ニ於テモ地方政治ニ於テモ行政財政等ノ整理ヲ斷行スルノ機運ニ會シテハ徒ニ情実ノ為メニ整理ヲ怠ルカ如キハ甚タ所以ナキ所ニシテ已ニ官民共ニ見テ以テ不利不便ヲ感スル上ハ速ニ原町警察署ヲ中之条町ニ移転スルヲ最モ適當ノ処置ナリトセザルベケンヤ。別表記載スル所ヲ見レバ移転ノ利害自カラ知悉セラルルモノアラン。就中之条町關係町村ヲ甲部トシ原町關係町村ヲ乙部トシテ調査シタリト雖モ、乙部町村中東村太田村原町ノ三ヶ町村ハ中之条町ト吾妻川ヲ隔テ相對シ其ノ距離モ却テ他ノ中之条町關係町村ヨリ近キヲ以テ中之条町關係町村ト見ルモ決シテ差支ナク、他ノ岩島村坂上村ハ稍遠キニ居ルモ警察署ノ原町ニ在ルト中之条ニ在ルト孰レニスルモ利害關係ノ甚タシキモノアルヲ見ザルナリ。此際警察署ヲ中之条町ニ移転スルトキハ其敷地及其改築ノ費用モ設置地ニ於テ寄附スルコトヲ許セザルナリ。幸ニ當局者ノ明断ヲ仰カン為メ茲ニ事由開申ス

明治四十四年十二月十四日

吾妻郡中之条町長 蟻 川 七郎次

註 添附の参考書類は紙數の關係で省略した。

(中之条町役場蔵)

## 第二節 産業・經濟

吾 明治二十一年三月 吾妻郡養蚕試験所設立願

今般私共有志者ト協力、吾妻郡伊勢町第六一番地ニ養蚕試験所ヲ設立シ劍持学治郎、品川冬藏ノ両氏ヲ該所主任トナシ、生徒募集、養蚕飼育仕度ク前紙所則ヲ相添へ上申仕り候間、御許可成ラレ度候也

明治二十一年三月

發起人

群馬県吾妻郡伊勢町

木 暮 茂八郎郎

同県同郡中之条町

田 中 甚 平郎

群馬県知事 佐藤与三殿

前之通候也

吾妻郡中之条町外四ヶ町村

戸長 根 岸 善 作郎

(伊勢町 木暮久弥蔵)

吾妻郡養蚕試験所規則

第一章 総則

第一条 出所ノ目的ハ養蚕改良ノタメ生徒ヲ募集シ該業ヲ試験スル者トス

但シ其ノ方法ハ農務局養蚕試験所ノ法ニ依ル

第二条 出所ノ生徒ハ大約二十名ヲ以テ限リトス

但シ事業拡張スルニ随ヒ漸々増員スルモノトス

第三条 出所ノ生徒在学日数ハ凡ソ九十日間トス

第四条 出所ノ生徒タリ得ル者ハ郡内在籍ノ者ニシテ品行端正且ツ学力ヲ有スル者トス

第五条 生徒年令ハ滿十五年以上四十年未滿ノ者ニ非ザレバ入所ヲ許サズ

第二章 入学規則

第一条 入学志願者ハ左ノ書式(略)ニ依リ保証人連署ヲ以テ出所へ願書差出スベシ

第三章 学費規則

第一条 出所生徒ハ其月二十五日限り出所定ムル所ノ食費一ヶ月分ヲ所長ニ納ムベシ

第二条 納入ノ都合ニ依リ食費全三ヶ月分ヲ一時ニ前納スルモ妨

ゲナシ

第四章 授業規則

第一条 出所授業学科左ノ如シ

動物学、植物学、理学、化学、養蚕検査法、害虫駆除法、桑樹栽培法、飼育法

第二条 学期ハ毎年五月一日ニ始マリ同年七月卅一日ニ終ル

第五章 試験規則附習得証

第一条 試験ヲ分ツテ小試験、大試験ノ二種トス

第二条 試験ノ優劣ハ点数ヲ以テ之ヲ評シ其完点ハ各科目皆一百トス

第三条 小試験ハ一ヶ月中ニ一回施行シ、前次試験ノ後授クル所ノ課業ヲ試ミルモノトス

第四条 大試験ハ学期終尾施行スルモノニシテ学期中履修セシ学業ヲ試験シ習得証ヲ附与スルモノトス

但シ各課目平均六十点以下ノ者ニハ習得証ヲ附与セズ

第五条 習得証ノ雛型左ノ如シ(略)

第六章 生徒心得

第一条 出所生徒タル者ハ互ニ礼讓ヲ以テ交リ、決シテ疎傲暴慢放肆怠惰ノ挙動ヲナサズ、専ラ蚕業ニ勉勵スベシ

第二条 所内ニアリテハ取締役ノ都合ニ随ヒ教場内ニアリテハ教師ノ指図ヲ守リ聊モ不正ノ挙動ヲナスベカラズ

第七章 禁条

第一条 無届ニテ教場ヲ欠席スルコト

第二条 教場内ニアリテ喫煙スルコト

第三条 書籍其他器械等ヲ疎漏ニ取扱フコト

第四条 教場内ヲ疾駆シ、又ハ争先雜踏スルコト

第五条 所内ニテ上草履ノ外他物ヲ穿ツコト

以上禁条中ニ列示セザル件ト雖モ、凡テ不正ノ行ヲナスベカラ

ズ

(伊勢町 木暮久弥蔵)

癸 明治廿一年五月六日 吾妻養蚕試験所開所式の答辭

吾妻養蚕試験所設立功成ル。本日ヲ以テ開所ノ典ヲ行フ。則チ閣下ノ光臨ヲ辱フシ併セテ貴重ノ教示ヲ賜フ事ヲ蒙ル。有志輩一同榮耀、全郡人民感喜、豈之ニ加フル者アランヤ。凡ソ物産ノ業タル其初固有ノ地ニ就テ之ヲ拡ムレバ則チ其業ノ精美尽ス可クシテ而シテ利益大ナリ。其固有ニ類ラズシテ之ヲ求ムルハ木ニ縁リ魚ヲ求ムルノ類、其功成リ難キ言フ俟タザルベシ。吾妻郡ノ如キハ古來繭糸固有ノ地ナリ。苟モ其業ニ従事スル者之ヲ拡ムルノ術ヲ得ル。其利益広大測ル可カラズ。而モ現今未ダ改良進歩ニ至ラザルハ我有志輩ノ素ヨリ焦慮憂鬱シテ置ク能ハザル所ナリ。今般設置セル其目的ハ出郡繭糸ノ精美ヲ尽シ以テ利益ノ広大ヲ欧米ニ図ラント欲スルナリ。然リト雖モ此業ヤ易キニ似テ而モ難ク、小ニ似テ大ナリ。識者ノ誘導ト勢力者ノ熱心トヲ得ルニ非ズンバ何ゾ能ク其志向ヲ達スルヲ得ンヤ。而今閣下ノ誘導ニ吝ナラズシ

テ熱心ノ淺カラザル是有志輩此業ノ精美尽スベクシテ人民ノ利益広大ナル得難カラザル所以ナリ。依テ鄙憶ヲ陳シ以テ答辭トナス

明治廿一年五月六日

(伊勢町 木暮久弥蔵)

甲 明治二十五年七月 吾妻社社則

### 第一章 総則

第一条 結社ノ旨趣ハ各自製糸業者共同品位一定ノ良糸ヲ精製シ

合一販売スルヲ必要トス

第二条 社名ハ吾妻社ト称ス

第三条 当社ノ責任ハ有限トス

第四条 社業ヲ總括スルヲ吾妻本社トシ中之条町ニ設置ス

第五条 社中ヲ大別シテ某組ト称シ又組中ヲ小分シテ一區トス。

其資格ハ左ニ示ス三項トス

一 社員三十名以上聯合、一ケ年凡製糸百貫目以上製出スベキ

揚機械一工場ヲ有スルモノ

二 社員一名ト雖モ一ケ年ノ製糸額式百貫以上ヲ製出スベキ揚

機械工場ヲ有スルモノ

但シ目下人員及ビ製糸額前考式項ニ達セズト雖モ将来製糸ノ

見込アルモノハ某組ト称スルコトヲ得

三 一区ハ社員十名以上式十名以下最寄適宜聯合ス

第六条 結社營業年限ハ明治廿五年七月一日ヨリ起算シテ滿五

ケ年トス

### 第二章 役員並ニ俸給

第七条 当社役員ト称スルハ左ノ三項トス

第一項 本社員

社長一名 副社長一名 取締役二名 書記未定員

第二項 各組役員

組長一名 副組長一名 書記未定員

第三項 毎区ニ世話役一名宛

第八条 各組副組長以下ノ役員ハ製糸ノ多少ニ応シ其人員ヲ増減  
或ハ兼務スル事ヲ得

第九条 当社役員ノ俸給旅費ハ附録甲乙ノ二表ニ照シ之ヲ給ス

### 第三章 役員権限

第十条 社長ハ社業一切ノ事務ヲ綜理シ其責ニ任ス。副社長ハ之  
レニ並グ、社長不在ノ時ハ其事務ヲ代理ス

第十一条 取締役ハ社業ヲ監視シ之ヲ維持スルノ責メニ任ス

第十二条 組長ハ社長ノ指揮監督ヲ承ケ其組中一切ノ事務ヲ担当

シ各々其實メニ任ス。副組長之レニ並グ、組長不在ノ時ハ其事  
務ヲ代理ス

第十三条 本社書記ハ社長各組書記ハ組長ノ指揮ニ隨ヒ其事務ヲ  
分担シ各々其實メニ任ス。但シ事務ノ都合ニ依リ他ノ分掌ヲ兼

務シ又ハ代理スル事ヲ得ル

第十四条 社業処務上緊要ナル事件ニ付テハ社長ハ組長ノ議ヲ經

テ細則及ビ其取締方法ヲ制定シ之ヲ施行スルノ權ヲ有ス

第十五条 製糸販売權ハ正副社長ノ處理ニ任ス。然レドモ其價格

非常ニ下落シ類外ノ処分ヲ要スルカ又ハ六ヶ月以上ヲ持越ス場  
合ニ於テハ各組長ノ協議ヲ尽シテ處理スベシ

### 第四章 役員選挙及任期

第十六条 社長副社長取締役ハ株主中ヨリ株主一同之ヲ選挙ス。而  
シテ投票ハ各職名ニ對シテ投票セシメ、其最モ高票者ヲ以テ當  
選人トス。若シ當選人一名ニ對シ投票數職ヲ得タルトキハ各々

上級ノ投票數ハ下級投票ヲ合算シテ當選セシム

第十七条 組長副組長ハ各組限リ其組所屬株主一同ノ公選ヲ以テ

其組内ノ株主ヨリ之ヲ選挙ス

第十八条 本社書記ハ社長各組書記ハ組長各之ヲ選挙ス。書記以  
下ノ職員並ニ掛員ヲ選用スルハ専ラ社長組長ノ選任トス

第十九条 (略)

第二十条 社長以下諸役員ハ總テ一ケ年ヲ勤仕シ其職ヲ解キ更ニ

公選之ヲ定ム。但シ再選動続ハ妨ゲナシ

第二十一条 二十二条 (略)

### 第五章 株金制限

第二十三条 株金ヲ分ツテ式種トス第一種本社株金、第二種各組  
株金

第二十四条 第一種本社株金ノ額ハ三千円トシ一株弐円トス

第二十五条 第二種各組株金額ハ各組限リ組合ノ決議ヲ以テ適宜ニ之ヲ定ム

第二十六条 株金ハ本社各組トモ營業年限中払戻シヲ許サズ且ツ

株金ハ創業費及本社各組有財産ノ代價並ニ各營業原資ニ運用ス

第二十七条 株金ニ対スル本社ノ配当金ハ左ノ制限ニヨル

一 本社ハ株金額ニ対シ其年本社利子平均額ノ凡ソ弐分高トシ

運用利子ヨリ配当ス

二、三 (略)

第二十八条・二十九条 (略)

第三十条 本社株金ハ一名一株ト定ム但シ各組ハ此限リニアラズ

第六章 製糸等級及糸整法 (各条略)

第七章 製糸検査 (各条略)

第八章 社員区分及収支

第四十四条 社費ヲ分ツテ弐種トス。第一種本社費、第二種組費

第四十五条 第一種本社費ハ社中全体ノ負担ニシテ本章ノ定ムル

規則ニ準シ全社ヨリ之ヲ収集ス

第四十六条 第二種組費ハ各組限リノ負担ニシテ他組ニ連及スル

ヲ得ス、其収集方ハ其組限リ収集ス

第四十七条 創業ニ関スル諸費及ビ新ニ工ヲ起ス等ノ諸費ハ本社

各組トモ株金ヲ以テ之レニ充テ、若シ株金ニ於テ不足ヲ告グル

トキハ各會議ニヨリ決スベシ

第四十八条 社費ハ年々都テ一期限リニ決算シ、其割賦法ハ毎年

製糸質量ニ割合之レヲ徵集ス

第四十九条 株金配当並ニ予備積立金ハ本社ハ毎年製糸売上高ニ

ヨリ左ノ制限ヲ以テ之レヲ収集ス

第一項 本社ハ本社売上金高千分ノ五

第五十条、五十一条、五十二条、五十三条、五十四条 (略)

第九章 売上金精算及為替金

第五十六条 売上勘定ハ左ノ四回ヲ区切り毎回ノ売価ヲ以テ各別

ニ精算ス

第一回七月八月、第二回九月十月、第三回十一月十二月

第四回翌年 自一月至四月但シ五六ノ両月ハ製糸休業トス

第十章 権利義務及ヒ入社退社

第六十三・六十七条 (略)

第十一章 予備金

第六十八・七十一条 (略)

第十二章 會議

第七十二条 当社ノ會議ヲ分ケテ弐種トス

第一類 總會議 第二類 組會議

第七十三条 第一種ノ會議ハ前年度ノ報告其年三月末日調ノ貸借

明細表社有財産目録、社費決算報告ヲ審査シ経費ノ予算社則ノ

改正社業ノ興廃等ヲ議定ス

第七十四条 第二種會議ハ第一種ト同ク諸報告ヲ審査シ、経費ノ



予算各組保持ニ係ル諸件等ヲ議定ス

第七十六条 通常会ハ毎年四月之ヲ開ク、会期ハ七日以内トス。此

外会議ヲ要スル事件アルトキハ社長組長ハ臨時会ヲ開クヲ得、

其会期ハ三日以内トシ議案並報告等ハ何レモ社長之ヲ廃ス

第七十七条 總會ノ議員ハ二十名トシ、前年製糸ノ産額ニ由リ各

組ニ割合ヒ之ヲ出ス、其選挙ハ各組社員ノ互選トス

第七十九条 各組議員ハ其組所属株主ヨリ各組限リ株主一同之ヲ

選挙ス。本社役員ハ本社議員各組社員ハ各組議員タルコトヲ得

ズ。其役員ト称スルハ第七条第一項第二項ニ当ルモノヲ云フ

第八十条 議員選挙ノ区域ハ本社議員ハ各組ヲ一區トシ、各組議

員ハ各組中ヲ適宜ニ分割シテ其ノ区域トス。其区分方ハ組長之

ヲ定ム。

第八十二条 議員ノ任期ハ一ケ年トシ、但シ前任者ノ再選ハ妨ゲ

ナシ

第八十三条 議員ノ半数以上出席セザレバ当日ノ會議ヲ開クヲ得

ズ。若シ半数ニ充タザルトキハ十日以内ニ第二回ノ召集ヲナ

ス。此場合ニ於テハ出席議員ノ多少ヲ論ゼズ議事ヲ開クヲ得。

第十三章 損害補償処分方法

第九十三条 社有ノ財産及製糸水火風震ノ災或ハ盜難紛失等ニ罹

リ損害ヲ生シタルトキハ都テ左ノ条項ニヨリ処分スベシ

第九十四条 損害補償ヲ分ツテ七類トス

第一 本社ニ属スル財産ニ係ル損害ハ株主全体ニ於テ補償ス

第二 各組ニ属スル財産ニ係ル損害ハ其株主限リ補償ス

第三 創業費ヨリ組織シタル財産ニ係ル損害ハ創業費負担者ヨ

リ之レヲ補償ス

第四 社費ヨリ組織シタル財産ニ係ル損害ハ社費負担者之レヲ

補償ス

第五 製糸及糸代金ノ各組管理ニ属シタルトキ生シタル總テノ

損害ハ其組限リ之レヲ補償ス

第六 製糸及糸代金既ニ本社ノ管理ニ属シタルトキ生シタル

總テノ損害ハ全社ヨリ之レヲ補償ス

第七 前五・六項ノ損害ハ其年限製糸ハ製糸額糸代金ヨリ補償

ス

以下 略

明治廿五年 月 日

(伊勢町 木暮久弥蔵)

丙 碓氷社中之条組略歴

明治十五年五月木暮茂八郎外十六名結社、官ノ允許ヲ得テ(資

本金、無限一株二十円)中之条町大字伊勢町字鳥居原二一ノ製糸

工場(水力)ヲ設ケ、研精社ト称シ(糸挽場ハ木暮茂八郎邸内)

各自収繭ヲ以テ一定ノ糸ヲ製シ、地方仲買ノ手ヲ經ズシテ直ニ横

浜市場ニ鬻ク。即チ共同販売組合ナリ。

明治十八年七月、田中甚平外二名共同中之条町大字中之条ニ製

糸工場（手廻シ）ヲ設ケ木楡定七ヲ主任トシ。各自收購ヲ製糸シ傍ラ小梓製糸買入ヲ為シ、製造シ直ニ横浜市場ニ鬻ク。

明治二十一年右両者并ニ名久田村清水由太郎外老ケ所ノ工場（微々タルモノ）トモ一括シテ、前橋市岩崎製糸所ヘ合併、第四岩崎製糸製造所ト改メ、中之条町ニ事務所ヲ置キ、伊勢町外二ヶ所ノ工場ヲ設ケ（在来ノ工場ニ於テ）専ラ小梓製糸買入製造ヲ為ス。爰ニ於テ共同販売ハ廃止シタリ。翌二十二年今ノ工場ヲ建設シ、各所ノ工場ヲ廢シ老ケ所トス。而テ二十三年組織ヲ改メ前橋生糸商会トナル。事業前ノ如シ。

明治廿五年生糸商会解散セラレ、依テ地方有志相図リ、同年七月ヨリ吾妻製糸共算組合ヲ設ケ、事業最初ノ目的ニ復シ、各自收購ヲ以テ製糸シ共同販売ヲナス。

明治三十四年碓氷社ニ加盟シ、碓氷社中之条組ト改メ、目下組員甲乙丙社員合テ式百有余名ニ至リ。年々製出ノ糸量老千貫内外トス。明治十五年研精社開始以來、社長、所長、組長トナリ業務ヲ担当ス

中之条町碓氷社中之条組組長

明治四十二年四月十九日

木暮 茂八郎

（伊勢町 木暮久弥藏）

### 五 明治二十八年 中之条農會規則

今春設立セラレタル同農會ノ規則ト役員トハ左ノ如シ

#### 第一章 名称及組織

第一条 本会ハ中之条農會ト称シ其事務所ヲ中之条役場内ニ置ク

第二条 本会ハ町内農業者及有志者ヲ以テ組織ス

#### 第二章 目的及事業

第三条 本会ハ本町ノ農事ノ改良發達ヲ計ルヲ以テ目的トナス

第四条 本会ノ目的ヲ達センガ為メ左ノ事業ヲ執行ス

一 各大字ニ一ヶ所ノ農事試作場ヲ置ク事

二 春秋兩度種苗交換會農談會又ハ品評會ヲ開設スル事

三 害虫害鳥病害霜害ヲ防除ノ事

四 勤勉貯蓄法ヲ設クル事

五 農具ノ改良ヲ購究スル事

六 農事統計及農業案其他農事上重要ナル事項ヲ調査シ官庁及

農會ニ報告若クハ商議スル事

七 本会々員又ハ雇人ニシテ精勤他人ノ模範トナル者ニハ賞金

又ハ賞状ヲ贈与スル事

八 各農業団体ト氣脈連繫シテ其報告又ハ試験成績等ヲ會員ニ

通知スル事

九 蚕業ノ改良ヲ謀ル事

#### 第三章 役員及選挙

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名、副會長一名、理事五名、試作委員若干

第六条 正副會長及理事ハ評議會ニ於テ之ヲ選挙シ試作委員ハ理

事ノ推薦ニ依ル

第七条 会長ハ本会一切ノ事務ヲ理シ、副会長ハ会長ヲ補佐シ、

会長不在ノ時ハ其代理タル可シ

第八条 理事ハ会長ノ指揮ニ従ヒ試作場ヲ監督シ其他本会ノ庶務

ヲ掌理ス

第九条 試作委員ハ理事ノ指揮ニ従ヒ試作場ヲ担任ス

第十条 正副会長及理事ノ任期ハ滿二ケ年トシ滿期再選スル事ヲ

得

#### 第四章 會議及評議員

第十一条 本会ノ會議ハ左ノ如シ

一 總會 一 理事會 一 評議員會

第十二条 總會ハ毎年二月開設シ前年度施行シタル事務ノ要件ヲ

報導スルモノトス

第十三条 評議員會ハ毎年總會前ニ於テ開キ、會則ノ更生役員ノ

選舉等全会ニ関スル重大ノ事件ヲ議定スルモノトス

但シ臨時緊急ノ事件アルトキハ會長ノ意見又ハ評議員ノ三分ノ二以上ノ同意ニ依リ特ニ之ヲ開ク事ヲ得

第十四条 評議員ハ十五名トシ會員中ヨリ之ヲ選舉シ其任期ハ二

ケ年トス

第十五条 理事會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ之ヲ開キ本

會ノ業務ヲ評議ス

第十六条 (略)

#### 第五章 會計

第十七条 本会ノ費用ハ會員ノ會費及有志者ノ寄附金ヲ以テ支弁

ス

第十八条 本会々員ハ會費トシテ一ケ年金拾錢ヲ毎年三月三十一

日限り出金スルモノトス

役員ニ選舉セラレタル者左ノ如シ

會長田中 甚平 副會長木暮茂八郎 理事桑原竹次郎

理事山田金伝次・中沢重平・木暮林平・蟻川伊佐八

評議員小池彦平・湯本浜吉・柳田種十郎・劔持要二郎

久保田為吉・中沢祥平・樋田嘉吉・小池兼八

(学友志叢第四号所収)

#### 明治三十七年三月 吾妻振農會規則

##### 第一章 總則

第一条 本会ハ吾妻郡農會農事講習會ニ於テ講習ヲ受ケタルモノ

ヲ以テ組織シ、吾妻振農會ト称ス。但シ吾妻郡農會及本会ニ特

別ノ緣故アルモノハ會員タルコトヲ得

第二条 本会事務所ハ当分ノ内吾妻郡役所内ニ之ヲ設置ス

第三条 (略)

第四条 本会ハ會員ノ親睦ヲ厚クシ交互ノ氣脈ヲ通シ各自ノ經驗

ヲ交換シ農事ノ改良発達ヲ図ルヲ以テ目的トス

第五条 本会ハ第四条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

- 一 毎年農事情通ノ土ヲ聘シ農談会ヲ開催スルコト
- 一 本会々員ハ農作物ヲ試作ヲナスコト
- 一 肥料經濟ノ法ヲ講スルコト
- 一 養蚕改良ノ道ヲ議スルコト
- 一 作物病虫害ノ除法ヲ講ズルコト
- 一 植林及畜産ヲ奨励スルコト
- 一 農具ヲ改良シ種子交換ヲ実行スルコト
- 一 副業ヲ起スコト
- 一 其他農事上必要ナル事項

### 第二章 役員

第六条 本会ハ左ノ役員ヲ置キ、其任期ヲ二ケ年トス

- 一 会長一名、副会長一名
  - 一 幹事五名、区幹事一区一名（一町村ヲ以テ一区トス）
- 註 第七条第十七条略す。本規則は明治三十七年三月十七日設立総会に於て議決された。

（中之条町役場蔵）

### 六 明治四十一年三月 稚蚕共同飼育奨励規程

第一条 本規程ニヨリ稚蚕共同飼育ヲナスモノニハ補助金ヲ交付ス

第二条 本規程ニ於テスル稚蚕共同飼育所ハ別ニ定ムル規程ニ從

ヒ飼育者共同シテ十五枚以上掃立飼育スルモノヲ云フ。但シ櫃製ハ百蛾付ヲ以テ普通製一枚ト見做ス

第三条 補助金ハ掃立蚕種一枚ニ対シ金三十円以内トス

第四条 補助金ヲ受ケントスルモノハ其年一月三十日限り予メ左ノ各項ヲ具シ町農会長ニ申請スベシ

- 一 稚蚕共同飼育所ノ位置及共同人員掃立枚數、二 稚蚕共同飼育所規程、三 収支予算、四 飼育担当者

第五条 補助金ハ実地検査ノ上交付スルモノトス

第六条 補助金ヲ受ケタルモノハ、同飼育期間本会ノ指揮監督ヲ受クルハ勿論、事業ノ成績ヲ報告スルモノトス

附則第七条第八条は略す

明治四十一年三月

吾妻郡中之条町農会

（中之条町役場蔵）

### 三 明治三十九年一月 沢田村林友会規則

第一条 本会ハ本村居住者ニシテ林業ニ関係アル同志者ヲ糾合シ林業ノ発達改善ヲ計リ学芸技術ヲ講究スルヲ以テ目的トス

第二条 会員地区ニヨリ之ヲ數組ニ分チ組ノ名称ハ地区名ヲ用フ

第三条 会員タラント欲スルモノハ会員二名以上ノ紹介ニ依リ會長ニ申立テ其ノ承認ヲ受クベシ

第四条 本会ハ林業及地方事務ニ関係アル官公吏若クハ学識経験

アル人士ヲ推選シテ特別賛助員トナス事ヲ得

第五条 本会ハ会長一名、幹事二名、評議員十二名、技手若干名

各組ニ組長副組長各一名ヲ置キ其ノ任期ヲ一ケ年トス。評議員

ハ總會ニ於テ之ヲ選挙シ会長及幹事ハ評議員之ヲ互選シ、組長副組長ハ当該組員中ヨリ評議員会ニ於テ之ヲ選任ス。技手ハ評議員会ノ議決ニヨリ会長之ヲ選任ス

第六条 本会会務ハ評議員会之ヲ評決ス

本会規則ノ改正会費徴収其他重大ナル事項ハ會員三分ノ一以上出席シタル總會ノ過半数ノ同意ヲ經ルヲ要ス。評議員会ハ評議員三分ノ二以上ノ出席ニ依リ之ヲ開キ其ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス。

会務ノ大要ハ次ノ定期總會ニ報告スヘシ

第七条 会長ハ評議員会ノ議事ヲ整理シ其ノ議決ヲ執行シ予メ委任ヲ受ケタル事項ハ之ヲ專決ス。幹事ハ会長ヲ補佐シ会計其他会務ヲ分掌ス会長事故アルトキハ年長幹事ヨリ順次之ヲ代理ス組長ハ会長ノ指揮ニヨリ組内ニ於ケル会務執行ノ事ニ任ス。副組長ハ組長ヲ補ケ組長事故アルトキ之ヲ代理ス

第八条 毎年春秋二回定期總會ヲ開ク

評議員会ニ於テ必要アリト認ムルトキ若シクハ組数三分ノ一以上ノ申出アルトキハ臨時總會ヲ開ク、總會ニ於テ本会ノ目的遂行ニ関シ必要ノ協議ヲナシ且学識経験アル人士ヲ招聘シ其ノ講談ヲ受ク 各組ニ於テモ亦總會ニ準シ組總會ヲ開ク事ヲ得

第九条 会費ハ特別ノ場合ヲ除ク外會員中ニ於テ有志者ノ寄付ヲ以テ之ヲ支弁ス

各組ノ之ニ要スル經費ハ其ノ組内會員ノ寄附ニ依リ之ヲ支弁ス

第十条 本会會員タルノ品位ヲ汚損スルモノハ評議員会ニ於テ之ヲ除ク

(山田 町田浩藏藏)

三 明治三十九年度 吾妻郡薪炭販売組合事業報告

一 組合員ノ数及出資口数ノ異動

本年度未現在 人員三一名 口数六二

二 出資金

本年度払込高六二円

三 借入金及其償還

本年度借入金一九〇円、本年度償還高一二〇円、本年度未現在高七〇円、利子平均歩合日歩百円ニ付四錢五厘

五 總會決議

四月三日臨時總會組合員總数三十一名内出席人員十七名

損益計算

利益	金額	損失	金額
物品販売代金	一六、三〇〇	借入金利子	七、五一〇
歩合金			
内渡金	二、三〇一	旅費	三、九〇〇
利子			

口板売却代	二三、五四四	消耗品費	二五、八九〇
計	四二、一四五	通信費	五、〇三〇
損失繰越	四一、七一〇	雑費	一、八〇〇
合 計	八三、八五五	設立費用	三九、七二五
		合 計	八三、八五五

七 受入高販売シタルモノ種目別数量及價格

種 目	数	量	價 格
雜 炭	五、六四一	貫	三三八、四六〇
橋 炭	四二二		二九、五四〇
粉 炭	一三五		一〇、〇五〇
合 計	六、一九八		三七八、〇五〇

八 処務ノ要件

一 明治三十九年一月十一日群馬県知事ヨリ組合設立ノ件認可サル(以下略)

組合長理事 柳田阿三郎

理事田中省一郎・町田品五郎・森田安四郎・佐藤代吉

監事高橋芳三郎・劔持金次郎・劔持虎吉

第一年度 貸借対照表

貸 方	金 額	借 方	金 額
払込済出資金	五五八、〇〇〇 円	出 資 金	六二〇、〇〇〇

売掛代延滞金	一〇、五〇〇	借 入 金	七〇、〇〇〇
什 器	一二、四〇〇	準 備 金	八〇〇
口板 在 高	五九、九八二	未払売上金	八、八四七
損失名 年度繰越金	四一、七一〇		
現 金	一七、〇五五		
合 計	六九九、六四七	合 計	六九九、六四七

(群馬県庁文書)

明治二十年六月 吾妻職工組合規約と連名簿

吾妻職工組合規約(抄)

明治十八年本県甲第五号布達ヲ遵奉シ左ノ組合規約ヲ協議決定ス

第一章 総則

第一条 当組合ハ大工職・杣木挽職・土方職・石工職・左官職・板割職・建具職・畳職・経師職・漆師職ノ十職ヲ合セテ吾妻職工組合ト称ス

第二条 当組合区域ハ吾妻全部ヲ團結シ組合事務所ヲ同郡原町拾九番地ニ設置シ各業一切ノ事務ヲ取扱フモノトス

第三条 組合各業ノ要主ハ營業者ノ目的ヲ同一ニシ濫悪粗忽ノ弊害ヲ矯正シ依託者ノ安全ヲ保ツコトヲ専務トス。故ニ營業上ノ價格ニ高低ノ差ナク百事公平ヲ主トシ少シモ檢束スル等ノ弊害有之間敷モノトス

第七条 組合ノ事務所ニ左ノ役員ヲ置キ事務ヲ取扱フモノトス

役員名称

一頭取一名 一副頭取一名 一取締一名

一書記兼勘定方一名 一監査人二名 一小使一名

第九条 頭取副頭取ハ丁年以上ノ男子ニシテ本郡内ニ本籍ヲ定メ

資産百円以上所持スル者ニ非ラザレバ選挙スルヲ得ズ

第十三条 頭取人ハ組合事務ノ経費収支ヲ明瞭ニシ翌年度通常会

ニ報告スヘシ

第十七条 頭取以下役員ノ任期ハ滿二ケ年トス。但シ滿期再選ス

ルモ妨ゲナシ

第十八条 組合營業者互選ヲ以テ聯合町村二名若クハ三名ノ總代

人ヲ置クモノトス。但シ任期者事務所役員ニ同ジ

第十九条 組合員工事受負ヲナシタルトキハ速ニ事務所ヘ報告ス

ベシ

第二十条 組合外ノ職工相對ヲ以テ受負ヲナスモ少モ之ヲ拒ム事

ヲ得ズ

第二十一条 当組合ヘ新規加入セントスルモノハ保証人相立、其

他總代人ノ認印ヲ受ケ加入書ヲ事務所ニ差出スベシ

第二十三条 組合營業人当組合ヲ脱セント欲スル者ハ証票相添事

務所ヘ差出スベシ

第二十五条 他管他郡ノ職工本郡内ニ寄留シ、当組合ヘ加盟セズ

シテ營業ヲナスモ所轄郡役所ヘ報告済ノ者ハ之ヲ咎ムル事ヲ得

第二章 会議

第二十六条 會議ハ通常臨時ノ二種トス

但シ議事細則ハ會員之ヲ編製スルモノトス

第二十七条 通常會ハ毎年十月中ニ開クモノトス

第二十八条 臨時會ハ頭取人ノ意見若クハ會員三分ノ二以上ノ請

求アリタルトキハ之ヲ開クモノトス

第二十九条 開會日數ハ通常五日間、臨時會三日間トス、但シ時

宜ニ依リ日數ヲ伸縮スル事アルベシ

第三十一条 會員ハ十名以上、二十名以下ノ範圍ニヨリ總代人中

互選ヲ以テ人名ヲ定ムベシ

第三十三条 正副會長ハ會員中ヨリ各一名ヲ互選スルモノトス。

但シ會長ノ任期ハ一ケ年トス滿期再選スルモ妨ゲナシ

第三十五条 會議ハ會員三分ノ二以上出席スルニアラザレバ開ク

コトヲ得ズ

第三十六条 議事ハ過半数ヲ以テ決ス。若シ相半スルトキハ會長

之ヲ決裁ス

第三十八条 通常會ハ左ニ掲グル各項ノ事ヲ議定スルモノトス

一、規約ノ加除改正ノ事

二、營業上利害得失ニ係ル事

三、經費予算及賦課徴収ノ事

四、頭取以下役員ノ俸給旅費及總代人旅費日當ノ額ヲ定ムル事

五、職工等級及手間賃銀ノ事

第三十九条 通常会ハ前年事務ノ顛末ノ報ヲ受ケ及經費決算ノ報告ヲ調査スルモノトス

第四十条 臨時会ハ特ニ会議ヲ要スル事件ニ限り其他ノ事ヲ議スルヲ得ス

第四十一条 開議期日ニ至リ集合セザル者ハ自ら議權ヲ抛棄シタル者ニ付決議ニ對シ異議ヲ客ルルヲ得ズ

第四十三条 前条ノ費用ハ左ノ種別ニ依リ毎年通常会ノ決議ヲ經テ賦課スルモノトス

職工一人ニ付一ヶ年賦課額

一、一等 金一円以下 一、二等金七十五錢以下

一、三等 金五十錢以下

第五十条 組合総体或ハ營業者ニシテ非常ノ災害ニ罹ルトキハ積立金利子又ハ元金ノ内ヲ以テ補助スルモノトス

第五十三条 第四十七条積立金ハ同業者災害ヲ救助スルノミニ止

マラス往々盛大ヲ期シ以テ郡内貧困者ニシテ非常ノ災害等ニ罹リ實際困難ノ場合且ツ貧者ニシテ蚕室等ノ建築延金工事申込みアルトキハ年賦償却ノ方法ヲ以テ建築引受ヲナスタメ設ケ置ク

モノトス

第五十五条 第四十一条費用賦課ノ目的トシテ同業者等級ヲ左ノ種別ニ依リ定ムルモノトス。一、一等ハ二人以上職工ヲ使用スルモノ

一、二等ハ他人ヲ使用セズ其ノ職ヲ業トスルモノ

一、三等ハ農間ニ業ヲ営ムモノ

第五十七条 職工手間賃ヲ得ルニ左ノ試験ニ依リ毎年通常会ノ未定ムル者トス。一 職工ハ其ノ職分ニ一人前ノ定業アリ

其ノ一人前余ノ業ヲスルモノハ一等ノ賃錢ヲ得

其ノ一人前ノ業ヲスルモノハ二等ノ賃錢ヲ得

其ノ一人前ノ業出来サル者ハ三等ノ賃錢ヲ得ヘシ

第五十八条 大工職手間賃扶持代共

一、一等 金二十五錢以下

一、二等 金二十錢以下 一、三等 金十八錢以下

第五十九条 新築家屋受負価額

一、板屋二階造り一坪ノ手間掛リ

上等十人掛 中等五人掛 下等三人掛

二、萱屋二階造り一坪ノ手間

上等八人掛 中等四人掛 下等二人掛

三、荒床張一坪半人 中床張同七分 削床張同一人

四、二階床張一坪

下等八分 中等一人 上等一人五分

五、敷居鴨居一口六尺仕附

上等一人 中等八分 下等六分

同上九尺 下等一人 中等一人四分 上等一人八分

同上二間口 下等一人二分 中等一人六分 上等二人

六、天井張一坪ニ付



下等一人 中等一人四分 上等二人  
七、水車

- 一 真棒八寸角四本杵仕揚此ノ手間四人掛
- 一 杵一本一人 一 三角一ヶ一人
- 一 櫓一組六人 一 輪一大十八人
- 一 万力南座樫齒二枚一人

第六十条 杣木挽手間賃扶持代共

- 一、板屋物材木削一坪ニ付
- 上等六人 中等四人 下等三人
- 二、萱屋物材木削一坪
- 上等五人 中等三人五分 下等二人五分
- 三、通り挽
- 梶尺巾丈三 二通一人

栗松同上 三通半一人 杉檜同上 五通り一人

第六十一条 土方薦職手間賃扶持共

- 一等金二十錢以下 二等金十八錢以下
- 三等金十六錢以下
- 一、上等石垣一坪ニ付三人
- 二、中等石垣一坪ニ付二人ノ割
- 三、下等石垣一坪ニ付一人五分
- 四、竹藪開発地一人ニ付三坪ノ割
- 五、山林開発地一人ニ付六坪ノ割

六、原野開発地一人ニ付十坪ノ割

七、新設垣堀横巾一間深サ三尺ノ見積リニシテ九人ノ割  
八、新規井戸堀直径九尺深サ二丈石垣積ミ仕揚三尺五寸ニシテ三十人

九、新規桑堀巾一尺五寸深サ一尺五寸ニシテ一間金二錢

十、壁下地小前カキ一人ニ付三坪

十一、土藏大壁下地小前カキ一人ニ付五坪

十二、屋根葺張金子締二寸五分足一人ニ付四坪

十三、同上石押葺同上一人ニ付七坪

第六十二条 石工職手間賃扶持代共

- 一等金二十八錢以下 二等金二十四錢以下 三等十八錢以下
- 上等ハ青山石 中等ハ大柏木石 下等ハ市城其ノ他トス
- 石切 上等石切金十四錢 中等石切金十一錢 下等石切八錢

第六十三条 左官職手間賃扶持代共

- 一等金二十五錢以下 二等金二十錢以下 三等金十八錢以下
- 一、荒塗一坪ニ付金三錢
- 二、中塗同上等金十錢 中等金四錢以下 下等金二錢以下
- 三、大津塗竹仕揚一坪ニ付銀十三匁二分
- 四、油石灰塗一坪ニ付上仕揚銀二十一匁以下 中仕揚銀十八匁以下

第六十四条 板割職手間賃扶持共

- 一等金二十五錢以下 二等金二十錢以下 三等金十八錢以下
- 一、普板葺





横尾 大工職 後藤 桂藏  
 伊勢町 大工 小池 為吉  
 中之条町 大工職 樋田 米作  
 西中之条 大工 奈良場 友藏  
 中之条町 土方職 小栗 総五郎  
 原岩本 大工職 松沢 林藏  
 五反田村 大工職 齋藤 馬太郎

五反田村  
 上沢渡 木挽職  
 木挽職

本田 佐平  
 福田 峯八  
 福田 弥四郎  
 高平 隆吉  
 高平 和作  
 山本 長三郎  
 高平 留吉

上沢渡 劍持 要吉  
 下沢渡 湯本 三五郎  
 割田 徳造  
 山田 猪作  
 田村 利忽次  
 西中ノ条 漆匠職 中島 清内  
 (中之条町役場蔵)

空 明治四十二年二月 四万温泉馬車合名会社定款

合名会社 四万温泉馬車定款

第一条 当会社ハ渋川町ヨリ吾妻郡沢田村大字四万村四万鉱泉場

ニ通ズル県道其他許可ヲ受ケタル營業線路ニ於テ乗合馬車及運輸營業ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 当会社ハ合名会社四万温泉馬車ト称ス

第三条 社員ノ氏名住所左ノ如シ

群馬県吾妻郡沢田村大字四万村四千八百八拾番地

田村 茂三郎

同県同郡同村大字同村四千貳百拾八番地

田村 喜作

同県群馬郡渋川町乙六拾八番地寄留

飯塚 竹次郎

同県同郡同町貳百番地内七号

後藤 音市

第四条 当会社ハ本社ヲ吾妻郡沢田村大字四万村字新湯四千貳百貳拾八番地ニ置ク

第五条 当会社ノ設立ハ明治四拾貳年貳月拾貳日トス

第六条 当会社ノ存立時期ハ明治四拾貳年貳月拾貳日ヨリ明治五

拾壹年貳月拾壹日マデ滿拾箇年トス

第七条 社員出資格左ノ如シ

一金八百貳拾五円也 田村茂三郎

一金七百貳拾五円也 田村喜作

一金七百貳拾五円也 飯塚竹次郎

一金七百貳拾五円也 後藤音市

資本総額金參千円也

第八条 当会社ハ社員田村茂三郎ヲシテ会社ヲ代表セシム

第九条 当会社ハ出資格ニ応シテ財産持分ヲ定メ其純益金ヲ第拾

三条ニ各社員平等ニ分配スルモノトス

第拾条 当会社ハ毎年拾壹月拾五日迄ニ其年度内ニ於ケル財産目

録貸借対照表、營業報告、損益計算書準備金及利益又ハ利息ノ  
配当ニ関スル議案ヲ作成シ社員ノ承諾ヲ経ルモノトス

第拾一条 当会社ハ業務ノ執行機關トシテ左ノ役員ヲ置キ社長ヲ  
シテ会社ヲ代表セシム

一社長 老名 一業務担当社員 参名

第十二条 社長ハ業務ヲ總理シ社員ノ決議ニ依リ營業ニ関スル一

切ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

第十三条 当会社ハ毎期ノ純益金ハ左ノ各項ニ依リ分配スルモノ

トス

一百分之拾五 行員以下使役人賞与金

一百分之拾五 準備金

一百分之七拾 社員ノ配当

第十四条、十五条、十六条(略)

右之通り定款ヲ作成シ各社員署名捺印ス

明治四拾貳年貳月 日

群馬県吾妻郡沢田村大字四方村四千八百八拾番地

田村 茂三郎 印

同県同郡同村大字同村四千貳百八拾八番地

田村 喜 作 印

同県群馬郡渋川町乙六拾八番地寄留

飯塚 竹次郎 印

同県同郡同町貳百番地内七号

後藤 音 市 印

(四万温泉組合蔵)

癸 明治四十四年 吾妻軌道株式会社社債募集方法

(附収入予算書)

社債総額 金四万五千元

債券種類 貳拾円、五拾円、百円、五百円

無記名利札附トシ応募者ノ希望ニ依リ記名スルコト  
ヲ得

利率 年九分

利子支払期 毎年一月、七月

発行価格 額面百円ニ付百円以上(申込価格ニハ十銭未満ノ端  
数ヲ附スルコトヲ得ズ)

償還方法及  
其期限 明治四十六年七月三十一日迄据置、以後三ケ年以内  
ニ毎年一月、七月ノ両度ニ抽籤ニ依リ毎回金七千五

百円以上宛償還ス。但据置期間内ト雖モ二ヶ月前ノ  
予告ヲ以テ一時ニ全額ヲ償還スルコトヲ得

申込期限 明治四十四年六月三十日限り

申込証拠金 額面百円ニ付金貳円(募入ノ上ハ払込金ニ振替)

募入方法 応募申込高ガ募集総額ニ超過スルトキハ申込価格ノ  
高キモノヨリ順次募入シ價格同ジキモノハ適宜募入

ヲ定ム

払込期限 明治四十四年七月三十一日限り

吾妻温泉馬車軌道株式会社

収支予算書

収入之部

一金七千二十七円二十銭

自三月  
至六月 百廿二日間 乗車賃

午前六時ヨリ午後五時迄每一時間双方ヨリ一台ツツ発車、此運  
転車輛収二十四台（一台平均乗客六人、一人片道賃金四十銭）

一金一万二千七百九十二円

自七月  
至十月 百二十三日間 乗車賃

午前五時〜午後五時、每一時間双方ヨリ一台ツツ発車、此運転  
車輛數廿六台（一台平均乗客十人、一人片道賃金四十銭）

一金三千七百八円

自十一月  
至二月 百二十日間 乗車賃

午前七時ヨリ午後四時迄、每一時半双方ヨリ一台ツツ発車、此  
運転車輛十四台（一台平均乗客六人、一人片道三十銭）

一金一万五千三百三十円

一ヶ年間貨物運賃

毎日平均上り貨車二十台、下り貨車十五台（一台ノ平均収入運  
賃一円二十銭）

一金四百六十八円 乗客手荷物 運賃  
小荷物

乗客手荷物毎日十箇トシ、一個三銭ツツ小荷物毎日二十個トシ  
（一個五銭ツツ一日平均収入一円三十銭）

一金四千六百八十円 電灯料

但十燭光一灯一ヶ月四十銭、同器具損料八銭ツツ八百灯ニ対ス  
ル一ヶ月分点火料

一金五十円 電灯器具売上益金

一金二百円 雑収入一馬糞人糞

空懐其他不用品払代

合計四万二千五百五十五円二十銭

支出之部

一金八千四百三十四円 諸給料

社長一人年額百円、取締役六人（一人年額二十円ツツ此金百廿  
円、監査役一人年額十円、此金五十円、理事二人一人月俸廿五  
円此金六百円、書記二人（一人月俸十五円、此金三百六十円）

使丁一人月俸六円此金七十二円、技師一人嘱託年手当百二十  
円、技手二人月俸平均二十円、此金四百八十円、工夫二人平均  
月俸十二円、此金百四十四円、馭者二十二人車掌十二人、馬屋

番人三人、飼料番一人、貨物定備人夫四人、修路工夫二人計四  
十四人、一人月俸平均十円、此金五千二百八十円、臨時雇人夫  
二百人一日五十銭此金五百円

一金一万四千四百九十七円五十銭馬糧代

馬匹毎日平均使用頭數六十頭（一日一頭五厘郡片道限り使用）  
 予備十頭計七十頭（一頭平均一日馬糧代四十五錢ヅツ此一ヶ月  
 分）毎年十一月翌二月迄ハ客車運転回数ヲ減ズルヲメ使用馬匹  
 ハ此期間ニ於テ大ニ減少スル筈ナルモ安全ノ為メ總テ前記ノ如  
 ク一ケ年中飼養スルモノトシテ計算ス

（中之条町 桑原源一郎蔵）

## 宅 明治二十三年 四万鉱泉場取締規約改正

### 第一章 総則

第一条 該規約ノ主要ハ鉱泉場ヲ改良シ浴客ノ利安全ヲ図リ併テ  
 土地ヲシテ繁盛ナラシムルニアリ

第二条 温泉場風致ヲ害センガ為メ各貸室ヲ距ル四面二百間以  
 内、及道路ニ接近ノ樹木ヲ伐採或ハ掘取ルヲ禁ズ

第三条 字山口新湯鉱泉場ヲ二区ニ分チ朱引内外ヲ定ムル別紙図  
 面ノ通り確定ス（別紙図面略）

第四条 朱引内外ヲ問ハズ家屋並ニ路傍ニ接近スル耕地ニ作付ス  
 ルニハ肥料ヲ要セスモノヲ作付スベシ。若シ取締所ヨリ作付  
 ヲ禁スルトキハ地租五倍ノ償金ヲ受ケ無□像指揮ニ応ズルモノ  
 トス

第五条 朱引内ニ從來設置アル墓地ハ漸次移籍改葬スルモノト  
 ス

第七条 取締所役員ハ取締役二名書記一名トス

第八条 取締所役員事務時間ハ毎日午前第九時出頭、午後十時退  
 散スルモノトス

第九条 取締役ハ本規約者延撰投票ヲ以テ撰挙シ、本規約条項ハ  
 勿論鉱泉場ニ関スル一切ノ事柄ヲ担任セシム

第十条 本規約中ヨリ常議員八名ヲ撰出シ通常臨時ノ會議ニ出席

シ取締所ノ収支予算ヲ議定シ及各旅舎ノ貸室其他ノ等級価額賃  
 料ヲ評定シ總テ規約者ノ代表者タルモノトス

第十四条 取締所費用ヲ区分シ普通費協議費ノ二種トス、該区分  
 左ノ如シ

一 普通費 收受セル浴銭ヲ以テ与弁スル費用

二 協議費 規約者ヨリ徴セシ金員ヲ以テ支出スル費用

第十五条 客室ヲ回リ諸品ヲ販売スル者、其他客室ニ就キ營業ナ  
 ス者ハ取締所ヨリ証票ヲ附与ス。此証票ニテ客室ニ入ル事ヲ禁  
 ズ。但シ証票ヲ与フルト雖モ不正ノ所業アリト認ムルトキハ証  
 票ヲ取り揚ケ出入ヲ禁ズル事アルベシ

第十六条 取締所ニハ左ノ帳簿ヲ備ヒ置クベシ

一 浴銭收入簿 一 支出金明細簿 一 証票名簿 一 宿泊  
 人簿其他必用ノ帳簿

### 第二章 會議

第十九条 通常會ハ毎年三月十五日ヲ期トシ開會スルモノトス

第二十条 臨時會ハ取締役ノ意見若クハ常議員三名以上ノ請求ニ

ヨリ開会スルモノトス

第二十五条 通常会ハ左ニ掲ル各項ヲ議定スルモノトス

- 一 鉱泉場改良并ニ清潔方実施ノ方法、二 浴銭増減、三 浴銭ヲ以テ与弁スベキ経費目予算、四 規約加除改正ノ事、五 営業上ノ利害得失ニ関スル事、六 新規加盟者取扱方法、七 協議費ニ係ル経費目收支予算

第三章 浴銭收受

第二十六条 浴客ヨリ收受スル浴銭ハ左ノ三項ニ区分ス

- 一 一字新湯 一日一人 金一錢
- 一 一字山口 〃 金八厘
- 一 一字日向 〃 金四厘

但シ前三項七歳以上十三歳以下ハ定額ノ半減トス

第二十七条 浴銭收受セサル者左ノ二項ニ分ツ

- 十六歳未満ノ者、人力車夫、馬夫、駕籠人夫、職人、日雇等ノ営業ヲ営ムモノ総テ一泊ニ止ル者

第二十八条 浴銭ハ各旅舎ニ於テ宿泊スル旅客ヨリ浴銭ヲ收受ノ毎夜取締所ヘ納ムルモノトス

第二十九条 浴銭ヲ納ムルトキハ取締所ヨリ予テ□アル宿泊人着泊合計表ヘ毎夜宿泊スル人員ヲ記入シ、浴銭并ニ宿泊帳ヲ添ヘ取締所ヘ届出スベシ

但シ本条浴銭納時間ハ毎夜十時ヲ期トス。該時間後來泊アル浴銭ハ翌日ノ計算ニ算入納ムルモノトス

第三十条 略

第三十一条 收受セル浴銭ヨリ支出スル費目ハ左ノ十項トス

- 一、鉱泉場清潔方実施費
- 二、浴医報酬金
- 三、公共ノ源泉ニ係ル費用并ニ浴場改良修繕費
- 四、飲料水及下水溝改良并修繕費
- 五、遊歩場設置費
- 六、揃木植付費
- 七、取締品ニ係ル諸費
- 八、浴場掃除人給
- 九、書記給料
- 十、夜警人夫雇給

第三十二条 浴銭ヲ支弁改良修繕ヲ加フル浴場ヲ定ムル左ノ箇所トス

字新湯ノ内○河原湯○明治湯○不老泉○岩根の湯○滝の湯○上の湯 合七ヶ所

字山口の内○下の湯○綿の湯○蒸の湯○中の湯○滝の湯○上の湯○内湯 合七ヶ所  
字日向の湯 壹ヶ所

第四章 掃除則第三十三条ノ第四十一条(略)

第五章 各營業者規程

第四十二条 旅人宿營業者ハ宿引キ出シ或ハ人力車夫馬夫駕籠人夫等ノ者ヘ酒代其他種々ノ名称ヲ以テ金銭物品ヲ与ヒ、無代ニテ飲食セシメ并ニ道中筋沐浴所等ヘ物品ヲ贈リ旅客ノ紹介ヲ托ス等營業風俗ヲ乱ル等ノ事ヲ嚴禁ストス

第四十三条 普通商品ノ利益ハ元価ニ一割乃至三割ヲ得ルヲ極度



トス。該範圍ニヨリ各營業者ニ於テ種目毎ニ売価額ヲ定メ取締  
所ヘ報告スルモノトス

第四十四条 以下(略)

(四万温泉組合蔵)

六 明治三十三年八月 商法人仲間規約届(四万温泉取締所)

第一条 御客様方到着之際注文取りノ者ハ仲間順番ヲ以テ注文  
受ル事

第二条 順番相守リ候ハ勿論ナレ共種々ノ事ヲ申、他人番迄立入  
事堅ク禁ズ

第三条 其都合ニヨリ番前者間ニ合意之節者、御客様ヨリ御注文  
之品者、番前者ニ相談リ可申事

第四条 犯則シテ前三ヶ条ニ違反シタルモノ只各旅館ヨリ届出置  
室内立入ノ証票携帯ナクシテ猥リニ客席ニ出入スルモノハ取締  
ニ於テ十分ノ御処分相成度、仲間一同連署ヲ以テ此段御届ニ及  
ビ候也

右届出人

湯 浅 知三郎㊦

明治三十三年八月八日

田 村 タ メ㊦

田 村 定 八㊦

長谷川 太 平㊦  
高橋 ふ じ㊦

四万温泉取締所御中

(四万温泉組合蔵)

田 村 の ぶ㊦

究 明治期中之条町の金融

第七章 経済

第一節 金融

本町古来農産ヲ以テ一年ノ計ヲ尽スルモノ多ク、商業ノ如キハ  
実ニ一部ノ者ノ営ム所ナリシヲ以テ金銭集散ノ如キモ常ニ激甚ナ  
ラズ、所謂十中八九ハ井ヲ掘ツテ飲ミ田ヲ耕シテ食フト云フ。農  
本主義者ニシテ一ケ年中最も金銭ノ逼迫ヲ感ズルハ年末迎歳ノ準  
備ニ迫ハルルノ時ト春期養蚕前之ガ計画ヲナスノ時ニアリ。此ノ  
時ニ当リテハ中産以下ノ者ハ多ク土地二三ノ有力家ニ依リテ融通  
ヲ仰ギ、以テ事業ノ経営ニ当ルヲ常トセリ。然ルニ社会ノ進運ハ  
斯カル僻遠ノ農村ヲ驅リテ半バ商業化セシムルニ至リ、為ニ金融  
界ノ波動モ昔時ノ如ク静穏ナル能ハズ、急進的ニ一変シ明治拾年  
当町ノ田中甚平外数名ノ發起ニ依リ大字中ノ条町ニ中之条生産会  
社ナルモノヲ設立シタリ。是レ実ニ当町ニ於ケル金融機関ノ嚆矢  
ニシテ株式会社吾妻銀行ノ前身ナリキ。

第一目 金融機関

明治十九年中之条町生産会社ノ満期解散スルヤ、当町田中甚平

外數名發起トナリ更ニ吾妻銀行（資本金五万円）ヲ同町ニ設立シ其筋ノ認許ヲ得、明治二十年二月十一日ヲ以テ開業シタリ。是レ元ヨリ社会ノ進運ニ伴ヒ農工商各方面ノ事業發達スルト共ニ完備セル金融機關ノ必要ヲ感ジテナリ。蓋シ大字中之条町ハ郡中ノ首邑ニシテ当郡ニ於ケル政治上ノ中心点ナルハ勿論、貨物集散、人衆去來ノ焦点地ナレバ該銀行ニ依リテ商家ノ供給サルル資金各種税金等ノ取扱高、又勘シトセズ、其創業當時ニ於ケル上半期ノ出納運用額ヲ見ルモ拾六万円ニ達シタリト云フニ至リテハ如何ニ該銀行ガ穩健ニ而モ敏捷ニ地方公衆ノタメ其業ニ忠実ヲ以テ活動シタルヤヲ想見スルコトヲ得ベシ。而シテ其後明治參拾壹年參月參拾日田中甚平外數名再ビ發起トナリ株式会社吾妻貯蓄銀行（資本金參万円）ヲ組織シ、其筋ノ認可ヲ得、同年九月開業一面ニハ益々金融ノ順和ヲ謀ルト同時ニ一面ニハ各人ヲシテ貯金ニ忽諾スベカラザル事ヲ奨励誘導シタリ。又明治參拾參年正月木暮茂八郎外數名發起トナリ、其筋ノ認可ヲ得、大字伊勢町ニ吾妻興業銀行（資本金五万円）ヲ創立シ是又地方金融界ノ調和ニ尽力スル事トナリ、当町ニ於ケル金融機關トシテ何レモ社会ヨリ信用ヲ博シツツアリ。就中株式会社吾妻銀行ハ最有力ニシテ明治四十二年度ニ於ケル出納運用額<sup>高</sup>六拾万ノ多額ニ達シタリト云フニ至リテハ該銀行ノ隆盛ヲ驚嘆スルト共ニ、又地方農商界ガ日ニ月ニ向上發展シツツアルヤヲ知ルニ足ラン。真ニ欣快ニ堪ヘザル所ナリ。而テ該銀行ノ資産ハ同年度調査ニ因ルニ約拾八万ニ達スト云フ。

## 第二目 貯金及金利ノ狀況

昔時ハ穀類ヲ共同、若クハ個人ニテ蓄積シ置キ、不時ノ凶歳ニ備ヘシ習慣アリシガ、近來ハ世ノ開クルト共ニ交通ノ便ヲ得、金サヘアレバ所謂唐天笠ハ愚カ西洋諸國ヨリ何品ナリト供給ヲ仰グ事難カラザル様ニナリタレバ穀類等ヲ蓄積スル事ハ自然ニ減少シタリ。而シテ貯金ノ事ハ昔年以前ヨリ大ニ進歩シ、取分ケ日露戰爭後ニハ政府ニ於テモ勤儉貯蓄ト其道ノ學者ヤ其筋ノ官吏連ニ演說ニ講話ニ至ル所ニ奨励鼓吹セシメ、又銀行家ヤ郵便局ニ於テモ貯金收集人ヲ置テ頻ニ慫慂シタル結果、貯金組合ヤ労働組合ナド云フモノガ各部落ニ産声ヲ掲ゲ各自労働ヨリ得タル賃銀ノ幾分トカ、又ハ一ヶ月ニ必ズ何錢以上トカラ規約ニ定メテ蓄積スル事トナシ、又ハ小学校生徒ヲシテ労働神聖ナル事ヲ感ゼシムルト同時ニ貯金ノ必要ヲ知得セシムル為、小学校教員ヲシテ生徒ニ此種ノ知識ヲ注入セシムル等、中々蓄金熱ガ高騰シ一種流行的ノ觀ヲナセリ。此際多少ノ弊害ヲ認メザルニ非ザルモ、先以テ喜ブベキ現象ト言フヲ得ベシ。

而シテ明治四十二年度中之条郵便局ニ於ケル貯金現在高ハ壹万五百円余（口數約二千口）明治四十三年六月三十日株式会社吾妻貯蓄銀行現在貯金高壹万九千八百円余（口數八百十九口）等ヲ見ルモ貯金思想ノ發達著シクナリタル事ヲ知ルベシ。

又金利ハ当地方ハ古來高率ニシテ百円以下ハ概略年二割ニシテ百円以上ハ壹割五分、千円以上ハ壹割二分ト云フ所普通ナレ共、

各銀行等ノ貸借振リハ金融ノ緩急ニ依リ多少ノ差ハアレ共、日歩百円ニ付参錢五厘ヨリ四錢五厘位ノ如シ。只貸借業者ノ中、一二ノ悖徳殘忍ノ輩アリテ表面普通ノ利子ニ依リ貸付ヲ為スガ如キ裝ヲナシ、其實非常ノ暴利ヲ貪ルモノアリ、之レ俗ニ云フ高利貸ナルモノナリ。此輩ノ貸金ノ利率ハ年二十割乃至十五割位ニ上ルト云フ。悪シテモ余リアル徒ト云フベシ。不知何レノ世ニカ根絶スルヤ。

### 第三目 金融機関利用状況

普通一般ノ貸付又ハ商品ノ取引其他預金ノ扱、農工商家資本ノ貸付等ニシテ一ヶ年中其ノ最モ運用ノ激甚ナルハ七月、八月、九月ノ三ヶ月ナリ。是レ藪及資本ヲ要スルコト多キ時期ナレバナリ。又農家ノ需用ニ応ズルハ重ニ四五月頃ナリ。是肥料ノ購入養蚕業ノ準備等ニ用フル資本ノ供給ナレバナリ、当地方工業ニ就テハ特ニ記スベキ程ノモノナシ。故ニ工業家ニ対シテハ関係スル所甚少シ。故ニ当地方ノ金融機関ハ重ニ農商家ノ為ニ利用セラルルト謂フ状況ナリ

### 第三節 産業組合制度

#### 第一目 中之条信用組合

信用組合 中産以上ノ農工商家ノ金融機関トシテハ銀行ノ設ケアリテ融通機関備ハレルモ、所謂中産以下ノ金融機関ナク為ニ中産以下ノモノハ質屋又ハ高利貸ヨリ一時ノ融通ヲ仰グノ外ナカリシヲ以テ、遂ニハ家財什器モ奪取セラルルノ慘状ヲ呈セリ。茲ニ

於テ大字伊勢町篤志家柳田阿三郎之ヲ憤慨シ、先ヅ此ノ窮状ヲ救ハントスルニハ信用組合ヲ設クノ外ナントシ、同志間ヲ奔走シテ発起者十七名ヲ得直チニ設立許可ノ申請ヲナシ、明治三十五年九月一日事業ヲ開始ス。爾來年毎ニ組合員増加シ、現今五大字ヲ通ジ二百余名ニ達シ、益々進歩發展ノ状態ナリ。而シテ昨四十年末ノ成績左ノ如シ。

出資総額 金五百八十円

口数 五百十八口

組合員 二百七十七人

準備金及各種積立金 金六百四円七十三錢四厘

貯金総額 金七百四十四円三錢九厘

#### 第二目 販売組合購買組合

有限責任中之条購買組合 明治四十年拾二月二十七日設立シ、組合員七十八名、出資口数百三十九、出資総額六百九十五円ヲ以テ肥料米穀其他ノ雜貨ヲ購買セシモ兎角成績上ラズ、現今ハ町内商人ト特約店ノ契約ヲナシ、組合員ニ限り普通売価ノ一分引ニ売捌カシメル事ニナレツツアルモ、是亦成績良好ト云ヒ難キハ遺憾ニ堪エザルコトナリ。

②明治四十年三月十日調(碓氷社ノ「社業ノ略歴」)

碓氷社 一創業 明治十一年五月

一業務 農家庭工業ヲ基礎トシ、社員各自ニ於テ養蚕ヲナシ收購ヲ以テ一定ノ製糸トシ合同販売ス。

一 製糸ノ種類 座繰製糸、機械製糸

但シ座繰製糸ハ総高ノ九割六分ニシテ機械製糸ハ最少僅カニ

四分

一 社員ノ数 二万五千人

内訳

甲社員 四、〇七九人 本社及ビ組ノ基本金ヲ出セシモノ

乙社員 一五、〇〇〇人 組ノ基本金ヲ出セシモノ

丙社員 五、九二一人 基本金ヲ出サズ製糸ノミヲ出スモノ

一 営業区域

群馬県 合計百十ヶ所

碓氷郡 組数五二 佐波郡 組数一 吾妻郡 組数八

群馬郡 〃 三二 多野郡 〃 六 新田郡 〃 一

利根郡 組数 三 勢多郡 組数四 邑楽郡 組数三

埼玉県 合計二十一ヶ所(大里郡組数九、秩父郡組数四、児玉郡組数三) 長野県 計二ヶ所(北佐久郡組数二) 千葉県 計一ヶ所(千葉郡一) 茨城県計七ヶ所(七郡各一組)

一 業務所 本社総括所一ヶ所 碓氷郡原市町

高崎分工場 高崎市八島町 組製糸揚返シ所一四一ヶ所

一 機械製糸所 緑糸所一五ヶ所、蒸汽鐘十五箇

緑糸釜 八〇〇釜

一 社長

明治十一年創業一ヶ年頭取萩原音吉、明治十二年〜十七年 六ヶ年社長萩原茂十郎、明治十八年〜現四〇年 廿三年社長萩原鎌太郎(明治四十二年版中之条町の郷土史より)  
(中之条町役場蔵)

七〇 明治三十九年一月〜十二月 中之条信用組合の事業報告

一 組合員ノ数及出資口数ノ異動並組合員ノ職業別ノ数出資口数

職業	前年度		本年度増加		本年度減少		本年度末現在	
	前年度末人員	前年度末口数	人員	口数	人員	口数	人員	口数
農業	五五	一五四	七	八	一一	三五	五〇	一二七
工業	八	二〇					八	二〇
商業	五四	一七〇					五四	一七〇
教員	四	六					四	六
雑業	八	二一					八	二一
計	一二九	三七一	七	八	一一	三五	一四二	三四四

組合員及口数ニ増減アルハ新加入者七名、脱退者九名、譲渡二名及新加入者ノ内ニ死亡ニ付脱退アリタルニ依ル。

二 出資金

前年度現在高	各自払込高	剰余金ヨリ払込高	合計
二、六九、五七	円	円	円
			二、六七、三五

本年度払込高	四九、三三	九一、八三四	五九、〇六六
本年度払戻高	一五、四〇〇	四、四三七	一六、八三七
本年度現在高	二、九〇、三九六	一五、〇〇五	三、一五、四五五

本年度払戻トアルハ前年度脱退者九名ニ払戻シタルニ依ル

三 借入金及其償還 借入金及其償還ナシ

四 準備金及各種積立金

特別積立金	前年度末	本年度積立金	本年度処分高	本年度現在高
	現在高			
準備金	七七、一五〇	三四、二八〇	—	一一一、四三〇
合計	七七、一五〇	三四、二八〇	—	一一一、四三〇

準備金本年度積立金ノ内金三円ハ加入者ヨリ組入レ金

右準備金保管方法ハ左ノ如シ

吾妻興行銀行ハ特別当座預金トシテ百円ニ付日歩一銭八厘デ一

一一円四三〇ヲ預入レル

五、総会決議

一月三十日第四回通常総会開会、招集者組合長木暮茂八郎、組合員出席、総数六十五名内出席者三十一名、委任状差出シ代理権ヲ行ハシメタル者三十四名、其決議事項及選挙結果左ノ如シ  
 一、第四年度事業報告書財産目録貸借対照表ハ万場異議ナク承認ヲ経タリ

一 第四年度剰余金分配ノ件ハ例ニ依リ出資払込ノ月数ニ応シ按分比例ニテ分配スルコトニ決ス

一 第五年度ニ於テ一組合員ニ資付スベキ最高限度前年通り金壹百円ト決ス。次ニ根岸定七外九名脱退及小栗一郎外一名持分ハ譲与ノ件ヲ議長報告シテ承認ヲ経タリ

尚理事監事ノ選挙ヲ行セントコロ理事ニ木暮茂八郎・柳田阿三郎山田金伝次再選セリ。監事ニ木暮林平久保田為吉当選セリ

六 事業ノ状況及損益計算

一 貸付金ノ繁閑

第四年度通常総会ニ於テ金貳千円ノ借入ノ議決ヲナシ組合員ノ需要ニ応ゼンコトヲ期シ置キ、組合ノ發展ヲ計リシニ幸ヒ資金運転其宜敷ヲ得テ借入金ヲナスニ至ラズシテ組合員ノ需要ニ応ジ貸付ヲナシ来リシニ、前年度以上ノ成績ヲアゲシハ本組合ノ光榮トスル処ナリ

一 貯金ノ繁閑

前年ノ米作不況之ニ加フルニ養蚕不結果ノタメ貯金ハ払戻シニ傾キ、前年ニ比シ貯金減少ヲ見ルニ至ル。遺徳ナガラ良好ノ成績ヲ見ル能ハズシテ年度ヲ終レリ

一 本年度末現在貯金高拾円以上ノモノ左ノ如シ

前年度繰越高	本年度預り高	本年度払戻金	年度末現在	組合員氏名
二五、〇八	一一、七六	四、〇〇	六、七四	望月藤吉

損益計算

三五〇	三三、一四四	三三、〇〇〇	三、四六三	小板橋 謙三郎
八、六一	三、五元	六七〇	一、一三〇	同 人

利益	金額	損	失	金額
貸付金利息	三三七、五二四	貯金利息	九、八四八	
預り金	三二、六四八	報 酬	一七、〇〇〇	
加入金	三、〇〇〇	登 録	三、〇〇〇	
前期繰越金	八四二	雜 費	一〇、四八五	
		印 刷	一〇、三二〇	
		準 備	三、〇〇〇	
合 計	三七四、〇一四	合 計	五三、六五三	
		剩 余	三二〇、三六一	
		準備金・分配金		
合 計	三七四、〇一四	合 計	三二〇、三六一	

七 貸付金及貯金

貸付金	前年度現在高	本年度貸付高	本年度償還高	本年度現在高
件数	二〇、〇〇〇	二、六七〇	二、〇〇〇	三、八四〇
	七	〇	五	三

本年度ニ於テ内入金ヲナシタルモノナシ

貸付ノ目的担保ノ種類左ノ如シ

目 的	担保ノ種類	金 額
工業資金	土地無抵当	八〇、〇〇〇
營業資金	土地株券	一、〇六三、〇〇〇
耕地買入金	〃	九七〇、〇〇〇
肥料買入金	〃	二八五、〇〇〇
蚕室造築資金	〃	三五六、〇〇〇
耕地開墾金	〃	六〇、〇〇〇

貯 金

当座貯金	前年末現在高	本年度受入高	本年度払戻高	本年度現在高
組合員数	二六、〇九六	二、九六、八五五	二、八九、六四四	一八、二七六
	〇	〇	五	六

貸付金 利率年一割一・二割 貯金百円ニ付日歩一銭六厘

八 処務ノ要件(略)

○第五年度剰余金分配方法

一金三百七十三円十七銭二厘 本年度総益金  
 一金八十四銭二厘 前年度繰越金  
 合計金三百七十四円一銭四厘

一金五十三円六十五銭三厘 本年度総損金  
 差引一金三百二十円三十六銭一厘 本年度剰余金

此処分

一金八十円九銭(剰余金ノ四分ノ一)

準備金

一金百六十一円三十四銭四厘(持分ニ対シ年四分ノ割) 配当金  
 但金三十二円九十銭五厘 出資金払込ニ充ツ  
 一金七十円 特別積立金  
 一金八円九十二銭七厘 翌年度繰越金

第五年度 自明治三十九年一月一日 貸借対照表  
 至同年十二月三十一日

貸方	金額	借方	金額
払入未済出資金	三、四、五、五、六	出資金	三、四、〇、〇、〇
貸付金	二、八、四、〇、〇	当座貯金	一、八、一、五、六
預ケ金	八、七、九、三	準備金	二、一、四、三〇
会社債券	一、五、〇、〇	本年度剰余金	三、〇、〇、一
什器	二、八、二、六		
金銀有高	二、七、九、二		
合計	四、〇、〇、〇、七	合計	四、〇、〇、〇、七

第五年度財産目録(略)

(中之条町役場蔵)

一 明治廿六年一月〜十二月 吾妻銀行第七回實際考課状

營業景況之事

一 本期間營業上ノ景況ヲ略述スレバ前期早々本郡ノ主産物タル蕎麥ノ好況ニ連レ、自然緩急其宜キヲ得タルヨリ、近年稀ニ見ル円滑ノ金融ナリシナリ。故ニ前期間ニ於テ一部延滞シタル貸附

金ノ利子等モ回収シ来リタルヨリ、利益金勘定ノ一項ニ於テモ、前期ニ比シ二割一分二厘強ノ増加ヲ得タルナリ。今又金銀出納ノ総額ヲ前期ニ対比スルニ三割七分強ヲ増進シタルヲ以テモ、一般ノ景況常ニ好況ナリシヲ察スベキナリ。尚諸勘定中、利益ニ関スル重ナル一ノ項ヲ前期ニ比スレバ貸付金ハ一割四分四厘強ヲ増シ、荷為換勘定ハ二割九分弱ヲ増シタリ。諸勘定孰レモ増額セザルハナキナリ。然ルニ独リ土地売買勘定ニ於テ前期ニ比シ七割九分六厘強ノ減額ヲ見シハ当務者ノ疾病実ニ八九ヶ月ノ永期ニ亘リタルタメ業務上、人少ヨリ遂ニ自然ノ勢ニ任シタルニヨリ如斯減額ヲナセシモノニテ、随テ此益金ノ項ニ於テモ、前期ヨリ八割一分八厘強ト云フ減少ナリシナリ。然レドモ総損益勘定ノ点ニ於テハ利子ノ增收且ツ諸費ノ節減等ニ依リ前年ニ比シ一割八厘強ノ増額ヲ得タルナリ。其損益金及諸勘定ハ別ニ掲載セリ。

金錢出納之事

一 明治二十六年一月ヨリ同年十二月ニ至ル一ケ年間營業日數(休業日ヲ除ク)三百二日間ニ金錢出納ノ総額ハ左ノ如シ  
 一金參拾五万四千七百六拾六円四拾九銭六厘 前期越高及本期間入金高  
 一金參拾四万九千七百七拾壹円六拾壹銭二厘 本期出金高  
 右出納ノ総額今之レヲ營業日數一日平均スレバ其額左ノ如シ  
 入金額 千七百七拾四円七拾貳銭三厘強

出金額 千五百拾八円拾八錢四厘強

明治二十七年一月

右出納ノ總額今之レヲ資金五万円積立金參千円合計金五万參千

發起人

円ニ対照スレバ其割合左ノ如シ

今泉幸吉

入金額 六倍六割九分三厘強

小林清六

出金額 六倍五割九分九厘強

木暮林平

(中之条町役場蔵)

小池兼八

木暮茂八郎

三 明治二十七年 勤勉資金蓄積組合規則

小池彦平

緒言

根岸善作

今ヤ日進月歩ノ運ニ際シ、独リ農工商業ノ改良、却テ時勢ニ後  
レタル者ハ何ゾ。蓋シ其ノ原因タル、固ヨリ多様ナル可シト雖  
モ、要スルニ資本ノ欠乏ハ最モ係テ是レニ影響セズンバアラズ。

柳田阿三郎

夫レ生産ノ道二三必要件アリ。曰ハク天然、曰ハク勞力、曰ハク

勤勉資本蓄積組合規則

資本、而シテ資本ヲ増加スルノ方法ハ、只之ヲ貯蓄スルノ外、亦

第一条 本組合ハ勤勉資金蓄積組合ト称シ、事務所ヲ中之条町大

タ他ニ良策アルヲ見ザルナリ。古人モ言ハズヤ。水滴微ナリト雖

字伊勢町 番地ニ設ク

モ、流レテ止マザレバ遂ニ大海ヲナスコト。吁嗟吾人不肖、何ゾ

第二条 本組合ハ各自ノ勵精ヲ以テ農工商ノ資本ヲ蓄積スルヲ目

敢テ經濟社会ヲ救済スルノ企テシヤ。然レドモ猶ホ本組合ヲ創設

的トナス

スル所以ノモノ、微意聊カ資本ノ貯蓄ヲ奨励セント欲スルニ在

第三条 本組合ノ期限ハ滿十箇年トシ組合員ハ各前五箇年間毎月

リ。語ヲ寄ス大方ノ君子諸君、幸ニ察スル所アラバ希クハ奮ツテ

十五日ヲ以テ尅口ニ付金二十五錢ヅツ幹事長ニ払込ミ蓄積スル

賛成アラシコトヲ望ム。若シソレ本組合ノ組織方ニ至リテハ、則

モノトス

チ左ニ記スル所ノ仮規則ニ就テ之ヲ質セ。敬白。

但シ既納ノ金錢ハ何等ノ事情アルモ期限内ハ決シテ還附スル



ヲ得ズ

第四条 本組合ノ資金ハ殖利ノ為メ適宜規約ヲ定メ流用スルモノ

トス

第五条 本組合ノ貯金通帳ハ売買譲与スルコトヲ得

第六条 本組合ハ事務ヲ整理スル為メ左ノ役員ヲ置ク

幹事長 一名 幹事 三名 世話役 若干

第七条 幹事長ハ貯金台帳ヲ製シ置キ組合員ヨリ貯金払込アルト

キハ是レニ金額年月日ヲ詳記シテ貯金通帳ト押切交付シ其他組

合ノ事務ヲ統括ス可シ

第八条 幹事ハ幹事長ヲ補佐シ幹事長不在ノ節ハ其ノ事務ヲ代理

スルモノトス

第九条 世話役ハ総テ組合員ニ関スル種々ノ雑務ヲ整理スルモノ

トス

第十条 幹事ノ選挙ハ組合員一同ノ投票ヲ以テシ幹事長ハ幹事ノ

互選トナシ世話役ハ幹事長ノ専ラ任命スルモノトス

但シ任期ハ各満二箇年トス

第十一条 本組合役員ハ総テ名譽職トシ給料ヲ給セズ

但シ組合員ノ協議ヲ以テ其職務ニ相当スル報酬ヲ給スル事ヲ

得

第十二条 総勘定ハ毎年一回トシ一月三十日限り組合員一同へ報

告スヘシ。

以上

勤勉資金蓄積組合

(伊勢町 木暮久弥蔵)

三 明治四十五年 名久田村小作慣行調査(抄)

(普通例)

第一 小作契約ノ期限

一期限

一期限ヲ定メズ地主ハ小作人ニ於テ不都合ナキ限り年々継続

小作セシム

二小作証書アルモノハ三年乃至五年ヲ以テ期限トス。但シ期

限内ト雖地主入用ノ節又ハ不都合ノ所為アルトキハ引戻ス

契約ナルヲ普通トス

二期限内解約ノ方法并ニ賠償

一 小作人契約ニ違反スルトキハ解約ス

二 地主地所入用ノ時ハ前年十一月翌年二月迄ノ間ニ於テ作付

前ナレバ其假若作付後ナレバ肥料及種子代手間賃ノ幾分ヲ

小作人ニ賠償シテ引戻ス、小作人事故ノ為解約スルトキハ

何等ノ賠償ヲナサズ

三期限後小作継続ノ有無及通告ノ時期

一期限前双方何等ノ通告ナケレバ小作ハ継続セザルモノナリ

二期限満了ニ依ル解約ノ通告ハ期限前二ヶ月ニ於テナス

四 小作契約ノ当業者ノ一方ガ死亡ノ場合ニ於ケル処分

一 当然相続人權利義務ノ繼承スルモノト看做ス

第二 小作終始期及小作地返付ノ方法

田畑トモ夏作收穫後各作仕付前迄ノ間ニ於テ借用ノ際地貌形状ノ假返付ス

第三 小作料

一 種類及數量並ニ生産高ニ對スル小作料ノ割合

種類	數量	種類	數量	種類	數量	最近五ヶ年		實收小作料生産高ニ對スル割合
						年實収小作料	年平均均生産料	
一毛作田	上田	米	一・二〇〇	米	一・二五〇	米	三・二〇〇	五
	中田	米	九〇〇	米	九〇〇	米	一・五〇〇	三
	下田	米	七〇〇	米	六〇〇	米	一・一〇〇	六
二毛作	上田	米	一・三〇〇	米	一・七〇〇	米	三・四〇〇	五
	中田	米	一・〇〇〇	米	九〇〇	米	二・四〇〇	五
	下田	米	七〇〇	米	七〇〇	米	一・八〇〇	六
畑	上畑	麦	九〇〇	麦	八〇〇	麦	三・〇〇〇	元
	中畑	麦	六〇〇	麦	五〇〇	麦	二・四〇〇	三
	下畑	麦	四〇〇	麦	四〇〇	麦	一・八〇〇	五

二 「入レ榊」「ロ米」「返米」又ハ「さし米」類

該当事項ナン

三 豊凶其ノ他ノ事變ニ依ル小作料ノ増減及免除

イ 増収ノ有無及増徴ノ場合

一 増徴スルコトナン

ロ 免除ノ有無及免除ノ場合

一 夏秋作共一部又ハ全部天災ノ為メ收穫皆無トナレバ其ノ地積ニ對スル小作料ハ免除トス

ハ 輕減ノ有無及最近五ヶ年平均輕減ノ歩合

一 契約上輕減ヲ約スルコトナキモ普通年ニヨリ輕減スル慣例ナリ

最近五ヶ年平均輕減歩合

田 最多一割最少二分 普通五分

畑 最多一割最少二分 普通四分

ニ 増減及免除決定方法

一 特ニ天然ノ被害甚ダンキ地ハ小作人ノ請求ニヨリ夏秋作物收穫ノ際、立毛ノ假地主七分小作人三分又ハ地主五分小作人五分ノ割合ニテ別分ヲ行フ

四 小作奨励米(又ハ金品酒食等)ノ有無及其ノ額

一 該当事項ナン

第四 小作料納入ノ方法

一 納期

一 田畑共夏作收穫後十二月二十日限り

二 納入ノ場所

二 納入ノ場所

二 納入ノ場所

二 納入ノ場所

一 地主ノ住宅又ハ地主ガ小作管理ヲ委任セル支配人ノ住宅  
三 納入ノ場所迄ノ運賃ノ負担

一 小作人負担ス

四 小作米（麦又ハ大豆）ノ検査

イ 品質ノ制限

一 粃等ヲ加ヘズ乾燥充分ナルモノ

ロ 俵装ノ制限

一 四斗入横繩五ヶ所ニ廻結

ハ 容量又ハ重量及品質ノ検査

一 小作人立会ノ上地主ニ於テ品質ヲ検査シ重量改メヲ行

フ

第五 小作料ノ意納処分

一 納期限内ニ納付セザルモノニハ其年ノ免引ヲナサズ

二 一部未納ハ翌年小作料納期迄猶予ス、但シ若干ノ延滞利子ヲ

徴ス

三 悉皆未納一年以上三年ニ及ベバ小作地ヲ引戻シテ之ヲ他ノ小

作人ニ貸付シ其小作料ハ強制執行シ小作証書アレバ保証人ニ

弁納セシム

第六 小作地ニ対スル制限

一 小作地転賃

一 地主ノ許可ヲ経レバ転賃スルコトヲ得

二 小作株ノ売買

該当事項ナシ  
三 利用上ノ制限

一 地盤ニ変更ヲ加フルコト、旧田ヲ畑トシテ利用スルコトヲ

許サズ、但シ地主ノ許諾ヲ得ルトキハ此限リニアラズ

二 桑果樹等ノ永年生産物ノ栽培ハ地主ノ許諾ヲ要ス

四 地荒シニ対スル制限及賠償

一 耕地肥培ヲ怠リ小作地ヲ惡変セシメタルモノハ小作契約ヲ

解除ス

第七 小作人ニ係ル負担

一 諸税以外ノ水利費協議費第一切ノ諸掛リノ負担 一 全部地主

ノ負担トス

二 土地改良修繕等ニ要スル経費及勞力ノ負担並ニ其レ等ニ対ス

ル報償

一 用悪水路堤防樋管野通道橋井堰及用水井戸等ノ修繕及直接

小作地ニ係ル大工事大修繕ノ経費ハ一切地主ノ負担トス

二 土地ノ大工事大修繕ノ結果土地ノ利用程度進メバ相当小作

料ヲ引キ上グ

三 小作人ノ手ニ於テ為スヲ得ル小工事小修繕ハ小作人負担ト

ス

第八 夫食種子肥料灌溉用具其他ノ物ヲ貸否及ビ其ノ貸与数量並

ニ弁済ノ方法

一 該当事項ナシ

二該当事項ナシ

第九 田畑売買ノ際ニ於ケル新旧地主ト小作人ト關係

一多ク前約ニ依ルモ新地主ノ任意ナリ。但シ年期中ノモノハ前約ノ通り

第十 小作敷金及小作料ノ前納ノ有無及其ノ額

一 小作敷金及小作料ヲ前納ノ事ナシ

第十一 小作証書ノ有無 現ニ用ユル小作証書ノ实例及契約ニ要スル費用ノ負担

一 小作証書ナキヲ普通トス

第十二 以上ノ外地主及小作人間ノ特定契約事項

一 該当事項ナシ

第十三 永小作地面積

永小作地ナシ

小作地面積

田三十七町余 畑百四十七町田畑計百八十四町

〔群馬県庁文書〕から

### 第三節 自然・地理・交通

區 明治三十一年九月 中之条町部内河川調査

乙第八一號

過般御依頼相成候部内諸川調査事項前冊之通りニ候条及報道候也

中之条役場

内務省土木監督技師鈴木持雄宛

河川

吾妻川 一流路長左岸原町境山田川合流点ニ起リ大字青山村字前

原ニ終ル三十町

其二大字市城字龜石ニ起リ小野上村境ニ至ル二十二町

二提防 本提左岸式百四十間

〃 〃 百五拾間

三流作地 式町五反歩

山田川 一流路長左岸沢田村大字折田村境ニ起リ中之条町大字中

之条字石之塔吾妻川ト合流点ニ終ル拾六町

名久田川 流路左岸名久田村大字平村字白井沢ヨリ大字青山村西

浦吾妻川合流点迄六十間、右岸名久田村大字横尾村ニ起リ大字

伊勢町字只則吾妻川合流点迄九町十間

高津川

左岸

右岸 共名久田村大字横尾村ニ起リ大字伊勢町ヲ返シ吾妻川合流点迄十町

胡桃沢

流路伊參村大字五反田村ニ起リ大字西中之条中之条町ヲ

經テ吾妻川合流点迄一里六町

与惣川

流路伊參村大字五反田村ニ起リ大字西中之条村中之条町

ヲ經テ吾妻川合流点迄二十町

各川方向ハ図面ニアルヲ以テ略ス

地理

吾妻川一流路前ニ同ジ 一幅最広中之条町六十五間、最狭伊勢町

十五間一出水急ナリ、一山地林、赤粘土若ハ軽土、河川状況、本

町沿岸ノ大半ハ断崖高ク堅質土砂ニシテ崩壊ノ患ナキモ、大字伊

勢町及市城ニ於テ河岸平垣ナルヲ以テ被害地多シ。

一防禦種類 本川ニ於ル防禦工事権、此ハ立籠持出シ石積木ナリ

以下略

流域内戸口数表 (略)

(中之条町役場蔵)

水害区域調

一、吾妻川筋式拾一町三反歩

内 式町五反歩 大字中之条町 四町三反歩 大字伊勢町

五町式反歩 〃 青山村 九町三反歩 〃 市域村

一、山田川筋 一町五反歩 大字中之条町

一、与惣川筋

一町二反歩 大字西中之条村 五反歩 大字中之条町

一、高津川筋 五反歩大字伊勢町

一、胡桃沢川筋 式町四反二畝歩

式町一反歩 大字中之条町 三反二畝歩 大字伊勢町

一、名久田川筋 式町五反歩 大字伊勢町

注一、吾妻川水害区域中名久田川水害区域ト重複セルモノ……

式反五畝歩 大字伊勢町、二、吾妻川水害区域中、山田川水害

区域ト重複セルモノ五反九畝歩 大字中之条町

吾妻川

明治十六年八月一日暴水溢漲、明治廿二年九月十一日同、明治

廿三年八月廿三日、明治廿五年七月廿三日、明治三十一年九月七

日、其他枚挙ニ遑アラズ

水量吾妻川ニ於テ最モ多キハ明治三十一年ノ暴水ヲ以テ最大ト

ナス。平水ニ比ベ川幅ヲ広ムル事、百間水位一丈八尺余、実ニ天

明三年七月浅間山噴出ニ次グ、其他ノモノモ水位一丈余ヲ高ク、

是ヲ架スル橋梁等ハ総テ流失ス

胡桃沢ニ於テハ明治廿五年ヲ以テ最大洪水トス。水位一丈二尺

余ヲ増ス。水車七戸、人二人流失ス。本川ニ就テハ前代未聞ト云

フベシ

与惣川ニ於テハ明治廿二年ヲ以テ最大トス。田畑ノ流失夥ク橋

梁流失、大小四忌、人口碑トスル処天保年間ノ洪水ニ匪グモノナリト。

灌漑反別及用水引入数

用水引入数	灌漑反別
名久田川 一	伊勢町 一九、四〇二〇 中之条町 五、〇四〇〇 二四、四四二〇
胡桃沢 二	中之条町 一〇、三九〇一 西中之条村 一二、六五一四 二、三〇四一五
与惣川 十	西中之条村 一、八二〇一 中之条町 三六〇〇 二、一八〇一
高津川	伊勢町 一、〇七一七 青山村 四、四二〇六 七、八七二〇
湧水	一、二九二六
合計	六三、〇二七九

著名用水路調査表

用水 名久田川 赤坂村ニ於テ  
間歩用水 名久田村大字 引入中ノ之条町  
柳田ニ於テ 大宇伊勢町字 引入中ノ之条町  
石積牛搾蛇籠 一、九四〇二〇  
等ニテ堰止メ 五、〇四〇〇  
入ル水幅六尺 中ノ之条町  
源二尺

備考、水路開鑿ハ延宝、天和ノ頃、時ノ領主真田伊賀守ノ奨励ニヨリ起工シ、其年ニ破壊為スト雖モ怠ラ修理ヲ加ヘ今ニ至ル

維新後ニ於テ著シキ水害

吾妻川 明治二十五年（七月二十二日）出水、明治三十一年ノ内、三十一年九月六日七日ヲ以テ最大ト為ス。

水位平水ニ比シ一丈六尺余、畔地流失三十町歩、家屋五戸流失人畜死傷ナシ

胡桃沢 明治廿五年七月廿二日大水トス、水位上ル事一丈余、流水家屋十戸、流死三人、耕地二町歩流失

名久田川 明治廿五年ノ出水ヲ最大トス、耕地三町歩余流失人畜死傷ナシ

与惣川 明治廿五年ヲ以テ最大出水トス。田畑被害一町五反歩橋梁四流失

高津川 明治二十五年ヲ以テ大出水トス

運輸諸項

一航路長 後路長 一里拾九町

一河宿場山田川岸場ト称シ山田川流末、吾妻川合流点ヨリ群馬郡村上村川岸ヲ距ル二里十八町下リ山田川岸ヨリ村上村河岸ノ連

スル時間一時間

重要荷物木材一ヶ年輸出高筏七百艘（一艘尺拾式錢出、価格一

艘四十円）天保年間伊参村大字岩本村神保律五郎ナル者役場ヲ開始シ以来漸々輸出ノ増加ヲ見シガ、明治二十六年来少シ減額ス。斯レハ山林濫伐シ材木ノ減却ニ起因スル処ナリ。

（中之条町役場蔵）

室 道路開削史料

(一) 明治二十四年十二月 四万木根宿開削方協議通知

拝啓陳者字木之根宿新道開削事件之儀重々御配慮ニ預リ居候処、愈々村内有志募集モ略ホ完結候ニ就テハ、有志總會開会之上、事業之方針ヲ決度候間、最早月迫之折柄、定メテ御多繁候得共万事御差繰、来ル十二日午前十時大字下沢渡村宗本寺へ御参集相成度此段申進候也

明治二十四年十二月八日

山 田 次郎平<sup>㊦</sup>

高崎徳三郎殿

（四万 宮崎徳郎蔵）

(二) 明治二十五年九月 上越鉄道期成同盟会幹事会開催通知  
拜啓兼而御配意相成居候四万新余路之儀、頃来世上ノ輿論ニ訴ヘ昨今本郡ノ問題ニ付セラレ上越鉄道期成同盟会吾妻郡委員及幹事会ヲ昨日中之条町清見寺ニ於テ開会相成其決スル処各町村ニ対スル標準ナルモノヲ可成公平ニ選定スルコトナリ又該選定主任ニハ根津・古屋両郡書記ヲ推選依頼ノ処、該結果トシテ本郡各町村

ニ対スル寄附金丁関類略夫々標準相立候ニ付テハ本村寄付募集方法ニ関シ篤ト御協議御銘案ヲ煩シ度、右ハ実ニ事至急ヲ要シ候場合ニ差迫リ候間、何卒万障御差繰無御不参、本月十三日午前九時当役場江御参会相成度委細其時可申上先ハ此段得貴意候也

村長不在ニ付代理

明治廿五年九月十一日

助役 町 田 勘平次<sup>㊦</sup>

協議委員

宮崎徳三郎殿

（四万 宮崎徳郎蔵）

(三) 明治二十五年十一月 四万―浅貝新道開削助成願

本郡沢田村大字四万村より新潟県南魚沼郡浅貝村に通ずる里道開鑿ニ付、該工事費中へ金四千元也地方税より補助の儀、今回沢田村長より出頭<sup>(願心)</sup>の趣に候処、右新道たる尤必要の道路にして、本郡の利害に至大の関係あるのみならず、延て本県の経済上に及ぼす処の利益も亦鮮少なからざるに付、之れが開通は本郡各町村人民一同渴望止まざる処に有之候条、何卒沢田村長の願意御許容被成下度、部内の民意を代表し連署を以て此段上申候也

明治二十五年十一月

（郡役所受付は十一月十九日）

吾妻郡中之条町長

根 岸 善 作

群馬県知事 中村元雄殿

草津村長  
 山田 弥惣治  
 岩島村長  
 片貝 喜代藏  
 長野原助役  
 浅井 安一郎  
 太田村長  
 本多 長八  
 東村長  
 飯塚 太郎八  
 孀恋村助役  
 茂木 和十郎  
 坂上村助役  
 加部 五郎七  
 原町長  
 高橋 梅太郎  
 名久田村助役  
 割田 重三郎  
 伊参村長  
 唐沢 丞平

(旧吾妻郡役所文書)

#### 第四節 文化・思想

癸 明治二十一年十一月 遊之友趣旨及ビ規則

##### 遊之友趣意

我遊之友ハ何ノ故ニ創立セントスルヤ。曰ク幼年青年(即二十歳以下ノ人)ノ風俗ヲ矯正シ個々仁々其幸福ヲ希図シ国家ノ寧靜ヲ謀ルニアリ。然ラバ何ヲ乎、幸福ト曰フ。曰ク道德ヲ進メ智識ヲ研キ身体ヲ強フシ、以テ身心ノ發達完全ヲ得ルニアリテ互ニ從事スル処ノ目的ヲ達スルニ在リ。其レ既ニ斯ノ如クナレバ豈特ニ是ヲ斡旋ノ士ノミニ依頼スベケン哉。必ズ個々其分ニ応シ力ヲ效ニ尽スベキナリ。何トナレバ人トシテ一身ノ幸福国家ノ安寧ヲ望ザル者無ケレバナリ。是即チ我が国者ト相謀リ、以テ此ノ会ヲ創立スル所以ノ者亦其応分々ノ意ニ外ナラザルナリ。冀クハ大方ノ君子速ニ此挙ニ賛成シ、一ハ以テ身ノ發達ヲ図リ、一ハ以テ次代人民ノ責任ヲ負ヒ国家ヲ泰山ノ安キニ置カンコトヲ矣其規則ノ如キハ別紙ニ叙列セリ。

上野国吾妻郡伊勢町

遊之友同志会



遊之友規則

第一条 本会ハ遊之友ト名ヅク

第二条 本会ハ寄附金ヲ以テ成ル

第三条 本会ハ左ノ四項ヲ以テ目的トス

- 第一項 修身談
- 第二項 學術
- 第三項 雜誌發行

第四項 遊戲

第四条 本会ノ事務所ヲ飯ニ伊勢町五十番地ニ設ク

第五条 会日ハ毎日曜日ト定ム

第六条 会日ニ欠席セントスル者ハ此旨本会ノ幹事ニ通知スルモノトス

第七条 會員タラント欲スル者ハ入会願ヲ差出シ、其會長ノ承諾ヲ得ベシ

但シ願書ニハ住所姓名ヲ記入スベシ

第八条 退会セントスル者ハ其旨ヲ會長ニ届ケ其許可ヲ受クベシ

但シ已ニ払込ミタル会費寄附金ハ返戻セズ

第九条 會員中ヨリ前月左ノ役員ヲ選舉シ其任期ヲ二ヶ月トス

但シ再任兼任ヲ許ス

第十条 會長一名、副會長一名、幹事三名、教授員二名、雜誌發行人

十一條 會長副會長ハ本会一切ノ事務ヲ總理ス

第十二條 會長副會長ハ會計ヲ掌理ス

第十三條 幹事ハ会日ヲ知セ、且會員中ニテ惡ヲナス人アルトキハ之ヲ會長ニ知セル等ナリ

第十四條 雜誌發行人ハ雜誌ヲ編集ス

第十五條 教授員ハ総テ會員中ニ不明アルトキハ之ヲ説教スベシ

第十六條 運動(即遊戲)ノトキハ會長副會長之ヲ指揮スベシ

第十七條 本会ニ寄附スル者アルトキハ之ヲ受領シ書籍ハ事務所ニ保存シ置クベシ

第十八條 會員トシテ毎月二厘ヲ納ムルモノトス

第十九條 修身談、學術及ビ雜誌刊行、遊戲ハ別ニ設クル処ノ規則ニ依ル

第二十條 本会ハ傍聴ヲ禁ズ

第一條 修身談ハ専ラ修身ノ区域ニ止リ他事ニ渉ルヲ得ズ

第二條 修身談ヲ分チテ演述及談話討論ノ三種トス

第三條 演述者ハ演席ニ就キ談話及討論ハ其席ニ於テ述ブルモノトス

第四條 演述若シクハ談討論ヲナサントスル者ハアラカジメ其ノ

述ベント欲スル事柄ヲ詳記シ開会ノ節之ヲ會長ノ見ヲ過テ雜誌發行人ニ出タシ其編纂ノ科ニ充ツベシ

第五條 会場ニ入りタル時ハ其ノ規則ヲ守ルベシ

學術規則

第一條 學術ハ専ラ初学ニ於テ必要ナル学ヲナスベシ

第二條 學術ハ別ニ設クル時間表ノ通りニスベシ

雜誌発行規則

第一條 本会ノ雜誌ハ本会ノ移奕修身及修身上ニ関スル雜件等ヲ

取り集メ編纂スルモノトス

第二條 會員ハ勉メテ修身上ニ裨益トナルベキ實驗論說等ヲ寄贈

シテ雜誌科ニ充ツルコトヲ要ス

第三條 本誌ハ売買ヲ禁ズ

第四條 本誌ハ會員ニ循見スルモノナリ

第五條 本誌ハ事務所ニ保存シ置クベシ

但都合ニヨリ其ノ限リニアラズ

遊戯(即運動)規則

第一條 遊戯(即運動)ハ凡テ身体ヲ健康ニシ及其精神ノ倦ヲ矯

シ其愉快ヲ覺エサスル為ニ設クルナリ

第二條 其種類ハ体操・遠足・運動・唱歌等ナリ

第三條 体操ハ伊勢町吾妻川ノ島中ノ島ヲ以テ仮ニ運動場トス

第四條 遠足・運動トハ処々ヲ散步シ且其ノ地理ヲ觀察スルコト

ヲ云フ

第五條 唱歌ハ常ノ会場ニ於テスルモノトス

第六條 唱歌ハ凡テ修身上ニ関シ且倦タルヲ愉快ニセシムルヲ要

ス

第七條 遊戯ハ余リ過ギザルヲ要ス

右ノ通りニ候也

附規則

會長ハ会場ニ於テハ其ノ席ニ就クベシ而シテ會員ニ司会スルモ

ノナリ、副會長ハ會長事故アルトキ其ノ事務ヲ代理スルナリ、

幹事ハ會員ノ惡ヲ戒メ且会日ヲ各員ニ知ラセル等ナリ

雜誌發行人ハ凡テ論說等ヲ其ノ紙上ニ載スルヲ主トス

教授員ハ各員ノ不知ヲ教ヘルヲ以テ要トス

但シ各員ニテモ友情ヲ以テ不知ヲ教フルヲ最モ緊要ナリトス

(明治二十一年十一月一日ヨリ)

遊之友規則終リ

(前橋市 柳田佳子藏)

宅 遊之友會役員ノ変移

— 明治二十一年十月四日「遊之友役員帳」より —

本会ノ始ハ國家之義ト称シ、役員ハ大長一名、副長一名幹事三

名ナリ。是レ一月ノ事ニシテ総人十人、二月ニ至リ青柳千万吉、

柳田登二郎入会ス。依テ役員ヲ改メテ會長一名、副會長一名、幹

事三名トシ、幼年会ト改メ諸学科ニ入レテ学力ヲ加ヘ以テ会日ヲ



リ繁昌ナリシ」ト。日本武尊熊襲ヲ殺ス出シ(下ノ町)、武内宿祢玉斗ヲ投ズルノ出シ(上ノ町)、獅子舞(横尾村ノ有志)等ハ重ナルモノニシテ、又見セ物アリ。又人形芝居アリキ。

②西毛協和会の設立 十月十一日(同年) 今日中之条町丸一屋方ニ於テ午前九時ヨリ「会設立ニ付相談会」ヲ開ク。会スル者八人ナリ。規約ヲ定メタリ。且予ニ会長ノ任ヲ囑セラル。十二時退散右会ノ名称ハ「西毛協和会」ト云フ。

一月六日(明治廿五年) 小板橋・根岸(伴)、根岸(孝)ヲ誘ヒテ協和会ニ出席ス、午後一時散会……予ハ今日協和会ニ於テ同会々長兼編輯員ニ撰挙セラレタリ。

一月十六日 午前ハ西毛協和会々員募集ノ趣旨書ヲ作り且ツ寛三郎ニ数学ヲ教示ス。午後ハ寛三郎・根岸伴二郎ノ二氏ト共ニ協和会々員募集ノ広告ヲ膠液印刷ニ附ス。夕方迄ニ凡ソ九十枚ヲ印刷シ終レリ。

(三月)四日 協和会発行紫紅園第三号ノ編輯ニ従事シ夕方ニ至リテ「西園立志編」ヲ読ミ大ニ感ズル所アリ。

五日 紫紅園三号ノ社説ヲ作ル。

十一日 今日出来上リタル紫紅園第三号柳田寛三郎ヨリ回覧始ム。

③吾妻協和会の設立(三月)十三日 午後根岸伴二郎宅ニ行キ種々談話ノ末、西毛協和会、吾妻同窓学友会、共愛会ノ三会ヲ合併センコトヲ謀リ、遂ニ共ニ高等学校ニ開ケル共愛会ニ臨ミテ

先ヅ其意ヲ叩キシニ至極賛成ノ様ナリシガ、尚詳細ニ談議ヲ遂ゲテ返答スベシトノ事ニテ帰リス。

(四月)三日 学友会ニ出席ス。同会ニ於テ此度三会聯合ノ件ヲ予ト根岸伴二郎氏ト共ニ発言シ、遂ニ三会共ニ賛成シテ合同ヲ遂ゲ吾妻協愛会ト称スル事トハナリス。又斯テ予ハ同会新規約草定委員ニ最高点ヲ以テ撰バレタリ。

(四月)十日 田村直二郎・根岸伴二郎・小板橋謙三郎・都所寿雄・田中助三郎ノ五人来リテ協和会規約編成委員会ヲ開キ、十一時半頃終リタリ。

十七日 朝食後直ニ吾妻協愛会ニ出席ス、午後一時閉会此日予ハ同会ノ副会長ニ撰挙セラレ。

五月一日 今日ハ朝ヨリ高等小学校ニ開会セル協愛会ニ出席シ、午後三時頃帰宅ス。此日同会ニ於テ予ハ「大声疾呼シテ吾会友諸君ノ奮起ヲ促ス」テフ題ニテ一場ノ演説ヲナシ、又討論ニハ「決闘ノ利害」テフ題ニテナセリ。右ノ出題者ハ小板橋謙三郎君ナリ。

二月六日(明治廿六年) 雑誌ノ印刷ヲ調ベンタメ桑原友藏君ト共ニ早朝出立シテ前橋市ニ向フ。午後三時前橋着。直ニ成立舎ニ行キ雑誌ノ印刷ヲ附託ス。此夜同市片原町住吉屋トイフ旅館屋ニ止宿ス。

七日 同市成立舎ニ用達シ午前十時前橋ヲ出立シ夕方帰宅ス。

八日 吾妻協愛会雑誌発行ノ為メ左ノ願書ヲ内務省ニ発ス

學術雜誌出版條例ニ依リ出版并ニ手續省略願  
一書名 吾妻協愛会雑誌

右者文學美術農業工業物理化學数学經濟宗教及道德之學術ニ  
関スル事項ヲ記載シ隔月一回十五日ヲ以テ発行致スベキモノ  
ニ候処、出版條例ニ依リ出版致シ且同條例第三條ノ日限ニ不  
拘其出版ノ都度御届ニ不及、発行前製本ノミ相納メ候様致シ  
度此段奉願上候也

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条第七十九番地  
平民

發行兼 印刷人 桑 原 友 藏

明治五年七月生本月二十年八月

同県同郡同町大字伊勢町第五十番地

群馬県平民

編輯人 柳 田 虎 八

明治七年六月生本月十八年九月

明治廿六年二月八日

内務大臣 井上馨殿

④伊勢町祇園祭 八月廿一日(明治廿五年) 今日ハ伊勢町祇園祭  
ナリ。露店二十余介所、見世物二介所ニシテ中々賑カナリ。今  
年ノ下ノ町ノ「出シ」ノ飾リハ熊谷直実ノ扇ヲ開キテ敦盛ヲ呼  
ブ所ノ人形ニシテ、上ノ町ノ「出シ」ハ敦盛ノ人形ナリ。夜ハ

天王廻リアリ。

⑤美蘭麟の法の実践 十月十四日(明治廿五年) 予ハ昨年九月廿

七日德行ノ人タラント期シ、美蘭麟氏ノ法ニ倣ヒテ完全ナル道  
徳ヲ修メント志シシガ、未ダ三四週ナラザルニ已ニ其志薄弱ト  
ナリ、遂ニ之ヲ念ハザルニ至レリ。又嗚呼今更懐ヒバ予ハ実ニ  
當時決断ノ氣象ニ乏シカリシヲ恤ズルナリ。而シテ此頃大ニ感  
奮スル所アリ、再ビ美氏ノ法ニ倣ヒテ道徳ヲ修メント誓フ。  
其諸徳ノ名目種別ノ如キ予ハ総テ美氏ノ十三徳ヲ修メント欲ス  
予ハ思フニ美氏ノ十三徳ノ順序名目種別一ツトシテ間然タル所  
無キヲ信ズルナリ則チ美氏ノ十三徳、予ガ修メントスル諸徳ノ  
名目左ノ如シ。

第一、節制、第二、沈黙 第三、第四、第五、第六、第七、第  
八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、仁愛

予ハ総テ此等ノ諸徳ニ慣レテ完全ナル德行ノ人タルヲ欲スルニ  
アリ、之ヲ修ムル方法ハ一週ノ間ニ一徳ヲ專ラトシテ之ヲ修メ、  
他ノ徳ハ之ヲ唯其場合ニ任シ置キ、十三週間ヲ以テ十三徳ヲ修  
メントスルニアリ。斯クシテ之ガ修マルヤ否ヤヲ試ミルハ必要  
ナレバ、予ハ左ノ方法ニ因テ之ヲ試験スベシ、ソハ小サキ本ヲ  
作り、其ニ每徳一頁宛リアテハメタリ。カクテ或ル日ニ之等ノ  
徳ニ触ルル過失ヲ犯スコトアレバ一小点ヲ記シ置カントス。之  
等ノ方法ハ皆美氏自叙伝ニヨルモノナレバ茲ニ詳ニセズ。

⑥吾妻柔武会開會式 十一月六日(明治廿五年) 朝来晴天、此日

吾妻高等小学校庭前ニ於テ吾妻奨武会ノ開会式アリ。群馬県知事 中村元雄君ヲ初トシテ高崎兵營ヨリ士官、郡長 町村長来集シ、各祝文ヲ讀ム終ツテ本部帰休兵諸士、高等校生徒ノ分列式アリ、体操アリ。式終リテ胡桃沢ニ射的会アリ。又運動会アリ撃劍会アリ実ニ来觀者ハ無慮一万人許リ場内場外山ヲナシタリ。同会終テ同会員等ハ中之条町ニ於テ宴会ヲ開ケレタリ。

(前橋市 柳田佳子蔵)

五 新井信示自伝抄 (明治二十二年〜二十四年)

### ① 憲法発布と国会開設

私の高等四年を將に終らんとする年の明治廿二年二月十一日紀元の佳節を以て大日本帝国の欽定憲法……千載不磨の大典といわれた大日本帝国憲法が発布された。併し十三歳になったばかりの少年の私、何等予備知識も与えられなかつた少年の私には、其の日になつても何のことかわからなかつた。併し先生たち……その頃の先生たちの中には東京の私立法律学校の半途退学者なども居た。その先生たちは、何もわからない私たち少年からみても大分興奮して居る様に見へた。

その日授業は勿論なかつた。私たちは残雪のまだらに残つてゐる校庭の一隅、そこは残雪の特に一面にある校庭の一部に集められて、先生から鹿瓜らしい訓示を与えられた。多分今日は憲法発布の記念日であるといふことを聞かされたのであろう。そして二

三の先生特に記憶に残つて居るのは、東京の法律学校で学んだといふ(あやまり、群馬師範卒)地理の桜井倉造先生は、何だかわからなかつたが慷慨淋漓とした一場の演説をして、その最後に曰く「今皆は今日が如何なる有意義の日であるかよくわかるまい。しかし少し大きくなればわかる。今私は皆に話たいと思ふことの一端をコンニャク版ずりにしてここに持つてきた。之を一枚づつとつておいて後年読んで見られよ。即ち之をここに投じます」と云つて、一束のコンニャク版ずりの紙束を雪の中に投げた。私たちは争つて之を拾ひ、一寸読んで見たが、甚だ残念なことには、雪が之にとけこんで紙がぬれた。それを丹念にかわかけたが、文字がポヤットしてよく読み下せなかつた。いつの間にか、その紙をなくしてしまつたのは残念なことであつた。

校庭におけるこのわからないままの記念式後、私たちは先生に連れられて伊勢町を通り抜けて青山に行き吾妻川の青山河原で焚火などして運動会のまね事をして解散した。当時青山河原には原町山口六平氏の営んでいた養鶏所があつたように記憶する。

先生たちから見たら待望の憲法発布であつたらうが、私たち少年にとつては、何が何やらわからなかつた。

さて憲法発布がわからずのうちに行われたのに対して、国会開設は少しはわかつたような気がした。国会に先立つて先づ議員の選挙が行われた。之は少年ながらも候補者批評などとして極めて印象的であつた。何といふ印刷物か知らなかつたが、漫画で当時元

老院の廃止になるところを画いたりしたのを、時局に関連した一事象として理解した覚えがある。

この国家開設後、即ち明治廿三年の秋後、田舎の吾妻郡辺まで政談演説といふものが流行して「日本小僧」などといふ弁士が廻つて来て昼に夜に、学校に劇場に、素人家に、快弁を揮つたのを面白く聴いた記憶がある。こんなわけで、当時の少年は青年たちと共に、一般に政治熱に浮かされたものであった。随つて将来の目的は政治家になるためにあるといふものが多かった。

## ②福永總太郎先生

私が高等小学に入学してこの先生は偉い先生だと思つた先生は、まづ福永總太郎先生であつた。先生は元前橋藩の藩士で前橋中学校の出身、長駆痺身、頭髪を七三に分け、髭鬚は無いが、屹として威厳のある顔の持主であつた。

私が一年級の時は、受持先生の休んだ時などに臨時に教へに來られた。尤も先生は生理学は得意であつたと見えて「初学人身窮理」という上下二冊の本について、生理学を先生に教つた。作文の時間に補欠授業に來られ、時候挨拶の作文を教へて下さつた事などもあつて、先生に「漸く冷気に相成候」という書き出しを教つたことを覚えて居る。

先生はお昼休みに校庭其他学校の裏山(好い裏山があつた。そこには岩あり、大木あり変化が多かつた)等に散在して遊んで生

徒をよく見廻つて監督した。

多分私達が二年生の時であつたと思うが、先生は校訓を作つて自ら之を書いて額にこしらえて廊下の中程の楯間に掲げ、之を機として生徒を運動場に集めて一大訓示をして自作の「生徒諸君ニ告グルノ辞」という長文の文章を朗々と読み聞かせた。

その文章は、子供ながらも私は真に好いなあと感心し幾度も後誦したので、今その書き出し数行と末尾数行とを特に暗記してゐる。

即ち書き出しは、

嗚呼今日我が国道德既ニ腐敗セリ、嗚呼今日我が国元氣既ニ萎靡セリ、諸君ハ明治ノ少年ナリ、萎靡セル元氣ヲ振興シ

腐敗セル道德ヲ改良スルハ諸君ノ責任ナリ。といふのである。

そして結びは

白根ノ山高シ 雪皚々 吾妻ノ水清シ 流レ瀾々 山水秀麗ノ  
氣粹ツテ吾妻ニ在リ努メヨ諸君、励メヨ諸君

といふのであつた。

## ③高等小学校の落成式

私の高等小学一年の秋、新築校舎が今の地方事務所のある所に落成して、その落成祝賀式が知事臨場の下に行われ、各方面からあまたの祝詞があり、私も一年級総代として祝文を読むべきことを先生に命ぜられた。

何しろ初めての事で父母にその由を話すと、父母は原町尋常科在学時代懇ろに指導して下さった川戸の真田菊四郎先生の許へ行って祝文を作る指導をして貰う様にといいことであつたので、私は直に先生の許へ走ってそのお願いをした。先生は大いに喜んで夕食後文章を作り上げて下さった。そして私に今夜は泊れと仰せられたので、私は泊ることにした。すると八時か九時頃であつたが、母は一人の婦人を伴案内にして来て私を伴れて帰った。

高等小学と云つても、まだ十一二歳から十五歳まででしかない子どもである。それを福永先生はまるで青年を相手にする様に、あのむづかしい文章を作つて読んできかせ、而して生徒に対して「諸君」「諸君」といつている。

昔維新前、長州吉田松陰は松下村塾を開いて子弟を教へた。其の子弟は悉く明治維新の大業を翼賛した人物であつた。私は福永先生の面目が志士吉田松陰に髣髴たるものあるを思うものである。嗚呼、その福永先生は肺を病んで其翌二十三年七月十五日、三十二歳を一期として、慨然としてこの世を去られたのであつた。私たちの愁傷哀悼たとうべきものがなかつた。

福永先生の掲げられた校訓というのは、フランクリンの十三徳目の様なもので、独立、忍耐、克己、沈毅、高尚、勤勉云々と徳目を並べ立てたものであつた。

先生は趙子昂を習つた能書家であつた。

福永先生歿して生徒は追慕し、同僚の先生は哀悼して直ちに記

念碑建設の議がまとまり、文章は前橋藩の保岡亮吉氏の執筆を乞ひ、石は市城の山に見つけて高等小学校生徒一同が先生に引率されて二日の日子を費して之を学校門前まで曳いて来たのであつた。先生の歿せられた翌年三月学校の門前に建てて鉄柵を繞らして之を護つた。今中之条町忠魂碑の傍に移されたのが即ちそれである。

(原町 新井三郎蔵)

### ハ 明治二十四年三月福永總太郎先生之碑文(篆額金井之恭)

吾妻高等小学校校長福永君碑

君は姓、福永、總太郎と称し、前橋の士人なり。小学訓導たるを以て、教敷所の主たり。最後に吾妻高等小学校校長となる。高等小学の法は郡治にあり、即ち中之条、君ここに居る最も久し。謂う所の吾妻教育会、発する所の雑誌は君の主唱による。文学に裨補する所多し。明治二十三年七月十五日 肺を患つて前橋に死す。年三十二、君子弟を教え、殷々倦まず、故に子弟君を嬰兒が慈母を慕ふが如し、まさに君が死す時、他人面識せざる者と雖も流涕その不禄をいたむ。況んや其の指示を受くる者に於てをや。今碑を立つるの挙。期せずして同ず、人々争つて資金を捐く、惟後に居るを恐る。あゝ人情ここに至る。実に忍ぶ能はざる者存す。碑石の重さ千斤、之を山中より出す、校生数百、役夫を助け推挽す。観る者之を悲しむ。君親につかえて奉養至らざるなし。



人に接して和易、議に當つて屈すべからず。頗る時事を嗟嘆し蘊蓄を内にして曾て施に及ばず。惜しむべきか。予君と里を同うし、素より君の賢殖に服す。郡人來りて予に文を請う。理、辞すべからず。

梗概に因つて之を叙す。

明治二十四年三月

前橋 保岡亮吉作文並書

石工 小林善 □

(新井信示自伝より)

(原町 新井二郎蔵)

### 二 明治三十七年 五反田青年同窓會設立主旨書

抑モ日進月歩ノ今日文明ノ發達ニ伴フテ諸業勃興シ諸學奮起セリ。偶々勉刻苦社会ノ隆昌ヲ謀ル今後益々勉ムルノ秋タリ。今ヤ吾々青年ハ紛々タル世ノ生存競争場裏ニ立チテ之ガ波濤ヲ超エントシツアルナリ。随ツテ吾々ハ來ルベキ時期ノ國民タルナリ故ニ其ノ責任ハ頗ル重大ナリ。加之帝國ノ壯丁ハ敵ハ苦戰血雨慘恒タル光景ヲ演ジツアルニアラズヤ。而シテ此レガ終極ハ果シテ何レノ日ニアルカ吾々ノ期シテ待ツ能ハザル処ナリ。思フテ斯ニ至ラバ吾々ノ責任ハ一層多大輕々觀過スベキニアラズ。益々奮励スベキナリ。帝國ノ安寧ヲ永遠ニ持統セントスルニハ吾々青年協

力シテ業務ニ勤勉スルニアラズンバ之ガ最終ノ大勝ヲ奏スルヲ得ンヤ。然リト雖如何ニ朝夕業務ニ精勵スルモ一致事ニ当ラスンバ果シテ好果ヲ収ムル能ハサルヤ必セリ。吾々青年ニシテ各相離散シテ事ニ当タランカ、恐ラクハ其ノ趣味ハ少ナク自ラ其ノ厚情日ニ懶ウスルノ憂ナシトセズ。果シテ然ラバ其ノ一致共同ノ実ヲ挙クルハ頗ル難シ。是ヲ同窓ノ學友トシテ聊カ憂慮スル処ナリ。故ニ今回吾々二三ノ氏ト謀リ五反田青年同窓會ヲ茲ニ設立セント欲ス。是元ヨリ各人ノ旧誼ヲ温メ智識ヲ啓発シ相互ノ意志ヲ開陳シテ諫言相納、他日富國強兵ノ実ヲ挙ゲントス。微意ニヨラズンバアラズ。而シテ旧來ノ弊風ヲ矯メ善美ナル氣風ヲ養成シ互ニ弁論ヲ練磨シ德育ノ發達ヲ謀ル豈當今青年ノ正ニ心懸ク可キ大要点ナラスヤ。吾々微弱ナリト雖モ聊カ是等ノ事ニ注意シ徒ラニ之ヲ觀過スルノ状ニ忍ヒズ。故ニ諸君ト相謀リ以テ有終ノ美ヲ狀メントスル所以ナシトセンヤ。

諸君幸ニ之ヲ諒セヨ。

五反田青年同窓會發起者

(中之条町役場蔵)

### 三 群馬県立(中之条)農業学校校友会會報目次

(明治三十九年第一号~四十四年第五号)

一 會報第一号 明治三十九年十二月八日發行

發刊の辭 會長 松沢辰三郎

□ 殖民と青年

現今農会の方針を論ず

特別会員 猪熊広作

上毛の林業

〃 田村清三郎

戦後農業経営策

〃 小林好三郎

富国策

〃 伊能界知

農民の一大急務

〃 生方朝吉

妄りに官史を望むなかれ

〃 俣田亀七

農芸

山間地方に於ける夏秋蚕桑樹に就て

特別会員 千葉桑三

野鼠駆除について

特別会員 劔持実

馬に就て

〃 狩野一平

地主と小作米との関係

〃 劔持生

詞藻

和歌九首

竹廻門主人

修学旅行の吟

田中晩秋

卒業の日

白葉雨

翠子淵

椋葉子

谷の真清水

阿部碧水

和歌数種

現時代の人

賛成会員 春山

俳句数種

同窓の前途に就て

特別会員 角田一郎

夜の利根河畔

戦後農民の時務を論ず

〃 小林熊次郎

水笠田月

石原梢月

農業小言

〃 俣田亀七

第三学年 田村丑太郎

無二の友

松声

忍耐

佐藤生

故郷

香花生

社会の医者

蘆舟生

出鱈目録抜

特別会員 田中哲夫

通信

在米特別会員の通信

雑報

行路雑外数件

白雨生

会報

学芸部演説記事

編輯余筆

校友会規則

校友会員姓名

会報第貳号 明治四十年十月二十日発行

論説

信仰の価値

戦後日本国民の覚悟

農芸

養蜂について

三学年生農産製造

詞藻

和歌数首

新体詩

俳句

通信

故角田金作君を想ふ

雑報

意気揚々外数件

会報

学芸部演説記事第三回農産物品評会記事、校友会規則明治三十九年度収支決算、特別会員異同、校友会員姓名

会報第三号 明治四十二年一月十二日発行

論説

農業と家畜との関係

多年の憧憬と人格(その一)

運命と知

第二学年 馬場光三

第一学年 関口与重

特別会員 伊能界知

第三学年 市川治策

竹廻門主人

紅桃

関口

在来団 柳田実

会報第四号 明治四十三年四月八日発行

論説

松浦宗案と農業

農業の所得を論ず

農芸

乳牛の選択に就て

農業と国家との関係

厩肥の施用を望む

速成桑園に就て

農業の発展を望む

演習林測量

起て農界の青年

農界の青年に与ふ

宗教に就ての所感

移民論

自然力を論ず

農芸

牧草に就て

馬匹改良の急務

鶏の飼育法

家庭園芸

第二学年 後藤和三郎

〃 原田代太郎

〃 孤舟生

第三学年 大島茂

〃 内田武吉

第二学年 黒岩斎治

第三学年 加藤憲識

第一学年 千葉茂八郎

S T 生

賛成会員 鐺木近吉

〃 福島武平

第三学年 萩原暁太郎

〃 小池角作

〃 新野水作

〃 白石彰一郎

〃 高瀬互

〃 折田次三郎

秋蚕飼育の一日	第三学年	牧野豊吉
農工商論	第二学年	渡辺基
農業は呑気ではない	〃	田村三郎
農業	第一学年	斎藤春三
養鶏実験談	〃	阿部義一
農作物の状況を都の友に知らせず	〃	阿部勝平
会報第五号 明治四十四年五月八日発行	賛成会員	青沼正人
林木の成長	〃	沢田音吉
有機窒素定量法	特別会員	斎藤義一郎
蚕業の前途	賛成会員	鐸木近吉
農芸	第三学年	小泉誠一
吾妻郡岩島村自治旗受領発表式祝辞	〃	富沢清十郎
農業と学問	〃	平方慶一
堆肥及厩肥の製造使用法	第二学年	真庭寿
桑園と緑肥大豆	〃	田島充二
農家の共同	〃	小島幸藏
東谷風穴	第一学年	住谷源司
労働	〃	唐沢友重
蜜蜂	〃	

(県立中之条高等学校蔵)

三 明治四十二年 中之条町の教育・文化

(四十二年郷土誌よりの抄)

(一) 耶蘇教会ノ沿革

明治二十年頃原町ニ会堂アリシガ、山口氏零落ト共ニ廃絶ニ帰シタリ。当町ニハ組合教会関東組合ノ決議ニヨリ明治三十七年九月牧師片瀬清次派遣セラレテ中之条町七百廿八番乙地ヲ以テ牧師ノ住宅トモ会堂トモシテ説教集會等ヲ催セルヲ以テ始トス。翌年二月牧師ノ尽力ニヨリ他府県他都市ノ多大ナル賛助ヲ得、僅少ナル信者ノ奮発ヲ促シ、寄附金三百八十五円ヲ得テ、現今ノ会堂ヲ中之条町七百八十七番地ニ建築セリ。斯クテ十一月奉堂式ヲ挙ゲ爾後集中伝道ヲナスコト数次、頗ル活動シタルタメ信者ヲ増シテ男三十六・女二十四計六十アリタリ。サレド牧師ノ人格低キタメ内訌絶ヘザリシガ、明治四十二年牧師転任シ後任ナキタメ今ハ廃止同様ナレド既ニ新任牧師モ内定セルヲ以テ再ビ勃興ヲ見ルコトアルベシ。

(二) 天理教会堂

明治二十八年信徒同盟シテ知事ノ許可ヲ得、天理教会日本橋分教会部下、中之条布教所ヲ設立シ、狩野多門治、之レガ所長トナリ講社員百人ヲ有セリ。明治三十八年婦人ノ通義ヲ完ウスルタメ婦人会ヲ設ケテ三十余名ノ会員アリ。

明治三十九年一月所長狩野多門治退任シタルヲ以テ訓導都所治平後任トナル。明治四十二年本教独立ト共ニ改名シテ天理教日本橋大教会溝呂木分教会中之条教会中之条支教会ト称ス。現在講社数五百二十戸（中之条以外ノ社戸モ甚ダ多シ）教師五名アリ、基本金ハ会堂ノ外ニ現金貳百円ヲ有シ、毎月説教祭礼アリテ稍盛ナリト云フベシ。

(三) 実業補習学校子守学校等ノ沿革

中之条女子実業補習学校、明治三十四年十一月五日女子高等補習科設置ノ件、中之条会議ニテ決議シ、十二月九日認可ヲ得三十五年一月八日開始ス。学科ハ修身・国語・算術・裁縫ニテ毎日午後二時間ヅツ教授ス。期節ハ十一月十五日ヨリ翌年四月末日マデトス。明治三十五年十一月十五日ニハ規則ヲ變更シテ中之条女子実業補習学校トシテ開設シ、教授時間モ毎日五時間ツツトシ、学科ハ修身・算術・国語・裁縫・家事トシ、裁縫ニ重キヲ置キ、修業年限ハ予科一年本科二年トシ予科ハ尋常卒業ニテ年令十四歳以上ノモノ入学シ本科ハ予科ヲ終リタルモノ又ハ高等卒業生ノ入学スル処トス。

明治三十九年四月規則ヲ改正シ従来ノ補習学校生徒ヲ第一部生ト称シ、子守ヲ第二部トセシガ、明治四十三年度ニ入り規則ノ大修正ト共ニ子守教育ハ本校ヨリ削除セリ。創立以来ノ町長校長裁縫教師、生徒数等ヲ示セバ左ノ如シ

中之条女子実業補習学校累年一覽表

年次	町長	校長	裁縫教師	生徒数
明治三十四年度	木暮茂八郎	一場宇八郎	高橋よし	四七
明治三十五年度	同	同	芳山マキ	四一
明治三十六年度	田村 喜八	佐藤 次	桑原ひろ	三一
明治三十七年度	同	小井戸方三郎	千野いし	三〇
明治三十八年度	柳田阿三郎	同	本多 ぶん	四五
明治三十九年度	同	同	田村 かつ	三〇
明治四十年度	同	同	田村 かつ	二六
明治四十一年度	山田金伝次	同	同	三二
明治四十二年度	同	田中肋三郎	同	三七

中之条男子実業補習学校 明治三十九年十月二十六日町長柳田阿三郎提案ノ本校設立ノ件決議シ従来田中省一郎・田村丑十郎等ノ主唱開催セシ夜学会ヲ引直シ農業商業ノ二科ニ分チ九月ヨリ翌年三月下旬マデ毎夜二時間宛修身・国語・算術・農(商)業ヲ教授スルコトトシ明治四十年一月八日ヨリ開始シ明治四十一年ノ終リマデ経験セシ所九月ヨリ十一月マデハ夜学ニ適當セザルヲ認め明治四十二年度ヨリ教授期間ヲ十二月ヨリ翌年三月末日マデトセリ  
 明治四十一年十一月二十一日農業科生徒並ニ卒業生ノ既習智識ヲ応用シ農業ニ関スル趣味ヲ養ヒ農業ノ改進ヲ計ルヲ目的トシ農産物ノ品評会ヲ開催セリ之ハ大ニ趣味ト実益ヲ有セルヲ以テ年々舉行スルコトトセリ

## 四 学齡兒童保護會會則

第一条 本会ハ当町ニ於ケル学令兒童ヲ監護シ又ハ貧困ナル学令

兒童ハ之ヲ救済シテ完全ナル教育ヲ受ケレムルヲ以テ目的トス

第二条 本会ノ目的ヲ達センガタメ左ノ事項ヲ行フ

一 校外ニ於ケル兒童ノ監護

一 貧困兒童ニ対スル学資ノ給与

第三条 (名称) 略

第四条 (事務所) 略

第五条 會員ヲ分チテ左ノ四種トス

一 通常會員 会費トシテ毎月五錢以上ヲ寄附スルモノ

二 特別會員 五ヶ年間毎年金老円二十錢以上ヲ寄附スルモノ

三名譽會員 イ本会ニ特ニ功勞アルモノ

ロ五ヶ年間ニ金二十五円以上ヲ寄附スルモノ

四 賛助會員 中之条小学校職員

第六条 第七条 (略)

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 会長一名 一 副会長一名 一 校外監護部長

一 校外監護区長 七名 一 庶務會計掛 一名

一 地方幹事 若干名 一 評議員 五名

第九条 会長並ニ副会長ハ會員ノ互選ニ依リ其他ノ役員ハ会長ノ

指名囑託ニヨルモノトス

第十条・第十一条・第十二条・第十三条・第十四条 (略ス)

第十五条 本会ハ毎年春秋二期ニ評議員会ヲ開キ左ノ事項ニ付キ

一 審議スルモノトス

但シ時宜ニヨリ臨時会ヲ開クコトアルベシ

一本会ノ維持ニ関スルコト

一 監護ノ方法ニ関スルコト

一 救護スヘキ兒童數及給与スヘキ物品ノ種類

一 経費ノ予算決算ヲ調査スルコト

一 其他重要ナル事項

第十六条 本会ハ毎年一回総集会ヲ開キ予算ヲ議シ前年度ニ於ケ

ル事業ノ成績其ノ他ノ報告ヲナスモノトス。但シ時宜ニヨリ臨

時会ヲ開キ又休会トスルコトアルヘシ

第十七条 本会ノ経費ハ会費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十八条 本会ノ會計年度ハ四月ニ始マリ翌年三月ニ終ルモノト

ス

第十九条 校外兒童ノ監護規程及貧困兒童ノ給与規定ハ外ニ定ム

## (五) 兒童校外監護規程

第一条 校外監護ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事項ヲ施行ス

一 学校往復途中ノ取締

二 帰宅後ノ各兒童行為ノ視察

三 出席勧誘

四 其他本規程ノ主旨ニ適合セル事項

第二条 本規程施行上ノ便宜ヲ計リ通学区域ヲ左ノ七区ニ分チ更

ニ各区ヲ若干部ニ分ツ

区

第一中之条町 上ノ町・中之町・下ノ町・裏町・小川

第二西中之条村 新田・本村・柴本（フカイト・猪ノ久保ヲ含ム）

第三伊勢町 上ノ町・下ノ町・中ノ町・只則・古町

第四 青山村全部、第五 市城村全部

第六 横尾全部（委託地）第七 伊参村・五反田村・蟻川村

第三条 本規程ヲ遂行スルタメ左ノ役員ヲ置ク

凡テ会長之ヲ囑托ス

監督 町長学務委員町村区长

監護部長 一名 監護区长 七名 組長 若干名

第四条 役員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ

本規程ノ主旨ノ貫徹セザルコトヲ発見セバ他ノ役員又ハ学校長

ニ通知シ之ニ関スル警告ヲナス

監護部長ハ区长ヲ指揮シ本規程一切ノ責任任ズ区长ハ部長ノ命

ヲ奉シ其ノ区内ノ出来事ヲ処理シ之ヲ区日誌ニ記載シ組長ノ責

任ヲ尽サシムル様督励ス組長ハ

(イ)其ノ部内ノ生徒氏名ヲ記帳シ其変更アリタル時ハ加除修正ス

(ロ)学校住復ノ途中ニ於ケル組内生徒ノ行動ニ注意シ不都合ナカ

ラシムルヲ期ス

(ハ)組内生徒ノ命令ヲ遵奉セザルモノ又ハ特殊ナル不良行為ヲナ

シタルモノアリタル時ハ区长ニ報告スルコト

(ニ)部内生徒ニシテ常ニ善行ヲ励ム者又ハ特殊ナル行ヲナシタル

トキニモ区长ニ報告スルコト

(ホ)部内生徒ニシテ五日以上欠席シ理由判明セザルモノアラバ之

ガ出席ヲ監励シ止ムヲ得サルモノハ其状況ヲ報告スルコト

第五条 各区ニ取締日誌ヲ備ヘ区长ハ其区ニ於テ取扱ヒタル事項

ヲ指録スル

第六条 毎月一回（第一木曜日）役員会ヲ行ヒ各組長又ハ区长ノ

報告ヲ徴シ兼テ必要ナル事項ヲ協議ス

第七条 役員会ノ議長ハ部長之ニ当リ其行ヒタル事項ノ大要ヲ抜

粹シテ校長ニ提出ス

第八条 区长ハ部長ノ承諾ヲ得テ区长又ハ部長会ヲ開キ報告協議

等ナサシムルコトヲ得

(六) 保護会状況

貧窮児童保護ニ関スル件

イ 会員並ニ寄附金 明治四十三年五月末日調

種類 人員 金額

一 通常会員 三十四名 金 百二十九円

二 特別会員 三十名 金 二百七十円

三名 譽会員 一名 金 二十五円

計 六十五名 金 四百二十四円

右ハ本年度ヨリ向フ五ヶ年間ニ寄附セラルル金額ナレバ平均一年ニ得ル会費ハ八十餘円ナリ

### ロ 会費徴収法

會長ニハ町長ヲ推薦シ會長ノ名ヲ以テ会費納入票ヲ配付シ町収入役ヲ本会々計係ニ囑托シ出納ヲ掌ラシム

会費納入期ハ可成各自ノ便宜ノ月トシ特ニ申出ナキモノハ毎年四月七月十月一月ノ四回二分納セシム

### ハ 保護ノ狀況

本年四月創立以來五月末日マデ本会ヨリ支給シタルモノ左ノ如シ

### 種類

人員 金額

一 教科書ヲ給与シタルモノ	三	金三十七錢
二 学用品ヲ給与シタルモノ	一〇	金一円七十三錢
三 弁当ヲ給与シタルモノ	二六	金二円四十八錢
四 子守教育ヲ受クルモノ	二三	未定

從來就学児童中ニテ弁当ヲ持参シ得スシテ發育旺盛ニシテ飢ヲ感スルコトモ深刻ナル幼童ガ他生徒ノ食事中校庭ニ嬉戲シテ僅ニ悶ヲ紛スモノアリ。漸ク教科書ヲ供給スルノミニテ筆紙墨手帳草紙等ノ類ハ与ヘラレズ極メテ不完全ニ教育ヲ受ケツツアリシ者アリシガ本会実施以來斯ル不幸ナル児童モ安全ニ教育ヲ受クルニ至レリ。尚不就学児童中ノ或者ハ本会ノ事業トシテ子守教育ヲ本校並ニ仮教室ニ開設セルヲ以テ隔日午後二時間ツツ修身國語算術唱歌

手芸等ヲ修ムルヲ得ルナリ

### (七) 子守教育の沿革

子守ノ良否ハ子女智徳ノ發育ニ大影響ヲ及ホスヤ明ナリ。然ルニ子守ノ多クハ無学放逸ニシテ往々子女ヲ導テ不良ノ行為ヲナサシメ寒心ニ堪ヘザルコト少シトセザルナリ。尚又彼等子守ハ家庭ノ貧困ナルタメ教育ヲ受クル機会サヘ得スシテ成人シ他日己ガ親ヲ怨ムニ到ルコトナキヲ保セズ憫ムベキモノト云フベキナリ。

当町小学校長一場宇八郎茲ニ見ル処アリ、町長木暮茂八郎、助役柳田阿三郎兩氏ノ翼賛ヲ得町会ノ決議ニ基キ明治三十四年十一月十八日中之条校舎ニ於テ子守教育ヲ開設シ修身國語唱歌等ヲ教授シ重ニ子守ノ心得ヲ授ケ卑猥ノ俗謡ヲシリゾケ品性ノ修善ヲ計リ旁日常須知ノ知識ノ幾分ヲ教授セリ。初メハ出席者四十五名ニ達シ頗ル盛大ナリキ。年月ト共ニ盛衰消長アリシガ明治三十九年ニ至リ実業補習学校第二部編入セラレタリシガ、明治四十三年ニ至リ其ノ性質素ヨリ特殊教育ニテ実業補習学校ト選ラ異ニスルヲ以テ、再び子守教育トナシ中之条校舎、伊勢町校舎兩方ニ設ケ各適宜ノ所ニ出席スルコトヲ得セシメタリ。左ニ其ノ初メヨリノ教授者生徒数等ヲ掲ゲ其ノ一般ヲ示サン



子守教育状況

年次	教授者氏名	生徒数	備考
明治三十四年度	一場宇八郎・西沢 勇蔵	四五	
明治三十五年度	柳田勘三郎・西沢 勇蔵	二〇	
明治三十六年度	高橋角太郎・西沢 勇蔵	一五	
明治三十七年度	高橋角太郎・西沢 勇蔵・千野 いし	二五	
明治三十八年度	小井戸方三郎・高橋辰蔵	三〇	
明治三十九年度	小井戸方三郎・高橋辰蔵・小池 いち	二五	実業補習学校ナレド教授ニ当リシ者ノミラ掲グ
明治四十年度	同	二三	同
明治四十一年度	同	二〇	同
明治四十二年度	田中助三郎・松井九兵衛・真下 けい・高橋 辰蔵	一七	同
明治四十三年度	田村 かつ 林 精一・小久田りき・高橋 辰蔵・外四名	二三	同

(六) 青年会ノ沿革

明治十七八年頃青年会矯風会等勃興シテ各町村各大字ニ設立セラルルコト雨後ノ筈ノ如カリシガ、歳月ト共ニ変遷シ永続スルモノハ稀ナリ。伊勢町青年会ハ明治二十七年消防ニ関スル規程ノ発布セララルト共ニ伊勢町消防手ヲ以テ組織シ毎月一回若クハ二回ツツ講演会ヲ催シ雑誌購読ヲナシ遂ニ新聞雑誌縦覧所サヘ設ケラレ一時ハ一郷ヲ風靡スルノ概アリシガ数年ニシテ有名無実トナリシヲ以テ集リシ書籍及月々ノ会費トシテ一人一錢ヅツ積立テタルモノ二十余円アリシヲ中之条男子実業補習学校設立セララルノニ当

リ之ガ備品費中へ寄附セラレ書籍ハ中之条男子校文庫へ寄附シタリ。西中之条矯風会モ矯風会勃興時代ニ設立セラレ其後有名無実トナリト雖、会費二十余円ヲ残セシヲ伊勢町青年会ト共ニ中之条男子実業補習学校へ寄附シテ有終ノ美ヲナシタリ。

田町青年会ハ矯風会廃滅ト同時ニ字新田ノ青年ヲ以テ組織シ(明治二十九年)兩米十有五年今ニ到ルマデ永続セリ。其ノ事業ハ毎年毎月(農繁期ハ休ム)一回ノ集合ヲナシ講話談話協議等ヲナシ実業ノ日本ヲ購読シ共同労働ヲナシ会費ニアテ更ニ會員ノ親睦ヲ計ルタメ懇親会ヲナス等万事ヨク纏メテ本町青年会中ノ最良ナルモノナリ。

近年二宮翁ノ報徳主義ヲ以テ時勢ニ適セントナシ其ノ主義ヲ実行スル報徳会ノ設立頻繁ナリ。大字青山村ニハ四十二年二月同会ヲ設立シ月々集會ヲ催シ貯蓄ヲ励マシ共同労働ヲナシ或ハ善行者ヲ表彰スル等頗ル活動シテ一村ノ風儀ヲ改善スルニ力アルモノトナレリ。

伊勢町上ノ町ニモ四十年來同会設立セラレ集會貯金共同労働ナドヲナシツツアレド萎靡振ハザルノ嫌アリ

中之条労働組合ハ本年一月ヨリ設立セラレタルモノニシテ労働者ノ団体ヲ作り各種事業ヲ請負ヒ一般ノ家ノ便ニ供シ勞々仕事ナキ労働者ノ便益ヲ計レリ、現時會員百名ニ達シ既ニナセシ仕事及料金巨額ニ達セリト云フ。

中之条少年会ハ明治三十二年十月設立シ小学校生徒ヲ以テ組織スト雖、小供トシテノ活動ハ以テ範トスルニ足ルモノナリ、十月ヨリ翌年三月マデハ隔夜学業ノ復習夜学会ヲナシ時ニハ茶菓ヲ用ヒテ談話会ヲ開キ小学教師ノ講演先輩ノ演説等ヲ乞ヒ、或ハ寄附ヲ募リテ運動具ヲ講求シ運動ノ奨励ヲナシ、或ハ土地ヲ借りテ蔬菜類ノ試作ヲナシ或ハ馬糞ヲ集メテ之ヲ売リ基礎金ヲ作り幻燈会ヲ開キテ一般ノ傍聴ヲ許シ有志ヲ聘シテ講演ヲ仰グナド見ルヘキ事業少カラザルナリ

夜学会明治三十七年一月ヨリ田中省一郎・田村丑十郎二人協力シテ被雇人労働者ノタメニ無報酬ニテ夜学会ヲ起シ三月下旬又ハ四月上旬マデ継続スルコト三年ニ及ブ。小井戸方三郎・町田崇山・

井上重徳ノ諸氏援助セラル。明治四十一年一月ヨリ男子実業補習学校トナンタル為、所謂夜学ハ組織立チタル補習学校ニ改善セラレタリ。

#### (九) 尚武会軍友会

##### 尚武会

明治二十年郡ノ有志相諮リ吾妻獎武会ナルモノヲ起シ会場ヲ吾妻郡役所内ニ置キ時ノ郡長ヲ以テ之ガ會長タランメ擬武ノ氣風ヲ養成スルト共ニ軍人ノ慰撫援助等ニ勉メ日清戰爭前後ニアリテ最モ活動シタリシガ、日露戰爭前各町村ニ軍友会ナルモノ生レ出デ在郷軍人諸氏ガ自動的ニ其ノ本分ヲ發揮スルニ当リ擬武会ハ杳トシテ声ナキニ至レリ、然レトモ擬武会ナルモノ決シテ死セルニ非ズ。其ノ基本金ノ如キ現時多額ニ上リ確實ニ之ガ利殖ヲ謀リツツアリト聞ケバ他日有事ノ日ニハ必ズバ働天ノ鳴ヲナサン

##### 中之条軍友会

明治三十六年二月十六日在郷軍人及有志相諮リ中之条軍友会ナルモノヲ組織ス。其ノ目的トスル所ハ在郷軍人ノ品位ヲ保チ相互ノ友情ヲ温メ協同一致軍人思想ノ發達ヲ図ルニアリ。之ガ會員現ニ正會員百六十九名特別會員百五十名、名譽會員二十名ヲ有シ、毎年三月十日陸軍記念日ヲ期シ総會ヲ開キ軍事上學術上ノ研究ヲナシ、時ニ或ハ陸軍ノ將校ヲ聘シ之ガ講話ヲ聴取スル等會運ノ隆盛見ルベキモノアリ。

中之条町郷土誌（明治四十三年）所収  
（中之条町役場蔵）

△（明治四十三年二月～四十四年五月） 折田報徳会の創設

明治四拾三年式月式拾七日、折田村報徳会創立總會ヲ旧学校樓上ニ開ク。午前拾壹時一同着席、福田福太郎氏發起人總代トシテ開会ヲ宣シ、開会ノ辞ヲ述ベ、整理上座長折田九平治ヲ推ス。異議無シト声四方ニ起ル。続イテ福田福太郎氏戊申御詔書ヲ捧読シテ一同起立最敬礼、次テ折田九平治座長席ニ付キ会則ヲ議決シ引続キ会長副会長以下役員ノ撰挙ヲ行フ。

其ノ結果次ノ如シ

會長 折田九平治 次点 折田軍平・福田福太郎・福田常吉  
副會長 福田 常吉 次点 福田福太郎・折田軍平・今井仲藏  
部長 折田 軍平 幹事 佐藤喜与平・折田 藤七

次点 田村 要藏

部長 福田福太郎 幹事 田村政五郎 次点 福田彦太郎

部長 今井 仲藏 幹事 関本 貞二・金井田十郎

中食後午後二時再ビ開会中島高等学校長ノ祝詞の演説、次テ村長町田品五郎氏ノ折田村ノ統計ヲ挙テ村勢ノ大要ヲ述ベ、警告的演説アリ。続イテ三時間余ニ亘ル報徳教ノ詳細ナル講演アリ。午後六時三十分閉会ス。出席者□名、篠原周作態々来聴ス。三月六日午後七時会場ニ於テ役員会ヲ開キ右ノ事項ヲ決議ス。

出席者折田九平治・折田軍平・折田藤七郎・佐藤喜与平・福田

福太郎・田村政五郎・今井仲藏・金井田十郎・関本貞二。

一、会日 上折田毎月末日今井仲藏宅 中組毎月廿四日田村政

五郎宅。下組毎月廿五日 佐藤喜与平宅。

一、会費ノ半額ハ各部会ノ適宜トナシ毎回出席ノ方法ヲ講スル

事

一、極貧ノ者ハ会費及基本金ヲ免除スル事アルベシ。但シ部会ノ決議ヲ要ス

一、三月部会ノ事業 一約束ト時間ヲ守ル事。二推讓ノ徳ヲ守ル事

一、三月ノ開会時間ハ七時半トス。一役員ハ第一帳簿ヲ附ケル事。

午後十二時退散ス

但シ三月三日吾妻郡青年聯合会加入ノ件ニ付郡衙ヘ召集セラレタルニ付役員会ニ相談セシモ加入延期ト決定ス。

一、六月二十五日沢田尋常高等小学校長報徳会ノ情況ヲ取調べ

ラル

一、六月報徳会ヲ農繁期ノタメ休業

一、五月雞卵貯蔵ノ試ハ左ノ如シ。但シ硫酸曹達ヲ用フ

卵二十ヶ 二六二匁 起 原 和 平

卵十ヶ 一三二匁 小 淵 正 八

卵二四ヶ 三五二匁 黒 崎 銀十郎

卵二〇ヶ 二九二匁 今 井 仲 藏

計一貫三八匁代金一円四五錢一厘三十錢一厘割戻シ

卵三四二匁 福 田 幸三郎

代金四七錢五厘、十錢二厘ノ割戻シ

九月四日報徳会役員会ヲ開キ秋季総会及教員住宅ニ開スル件ヲ

協議ス

九月二十四日総会

決議 警察署長講演 肥料貸付住宅計画

十月十三日 過燐酸廿四呎貸付

四十四年一月

沢田村青年聯合会へ加入ス

四十四年四月三日

總會並ニ住宅落成式ヲ挙行ス

講演報徳談 河原田先生

視察談 山口先生

事業決議 視察小団 立毛品評会

卵貯蔵 信用組合設立

役員ハ前任者重任ス。外新任黒崎鍋十郎・伊藤和平、夜間婦人会開会

五月八日 麦作立毛品評会開会ス。技手森谷正八郎、宮崎弘、折田九平治、折田軍平、福田彦平、今井仲蔵ノ諸氏審査ノ勞ヲ取ル。

(折田報徳会記録より、同報徳会蔵)

公 明治四十三年〜大正五年 大道青年同志会の記録

(表紙)

明治四十三年三月創始

青年会記録

大道新田青年同志会

青年会史

明治四十三年三月二十四日、大字大道新田青年有志拾九名、塩原逸五郎住宅參会、考慮熟議協定ノ結果大字大道新田青年同志会ヲ創立ス。該拾九名ノ會員左記ノ通り

小淵弥八郎・小淵盈太郎・小淵福太郎・小淵寅吉・小淵定次・

小淵文太郎・塩原逸五郎・塩原音八・塩原秋次郎・森田喜蔵・

森為吉・富沢麻吉・富沢国太郎・富沢仁作・富沢武一郎・塩野

谷荒十郎・塩野谷東平・塩野谷徳蔵・吉沢要作

右会則末尾ニ記名捺印シ、同日会則規定ニ依リ役員撰挙ヲナ

ス。左記

会長塩原逸五郎 副会長塩野谷東平 監查役兼幹事富沢武一郎

小淵文太郎 会計係富沢国太郎

明治四十三年四月十二日本村字十二原千五十三番ノ甲畑八畝式拾四歩。同字千五十三番ノ乙原野式畝拾式歩ノ地所地主小淵文太郎殿ヨリ借受、桑園開墾ニ着手ス。同日吾妻郡農会桑苗交付金並

ニ監督ニ関スル規定ニ基キ桑苗実生五百本無代下付セラル

明治四十三年四月二十二日、會員小淵盈太郎退会依願ニ依リ除名ス

四十三年四月二十四日、本会桑園周囲境界不明ニ付地主惣代人青年會員惣代、関係地主立会、実地踏査、同日周囲境界確定ス。

四十三年 月 日桑園地借受、安穩ヲ計ル為、本会ニ対スル地主間ニ於テ貸借ノ契約書ヲ交換ス

四十三年五月、本会則ノ附則ヲ追加編成ス

四十四年一月二十日、会長宅ニ於テ通常總會ヲ開キ四十三年度

事業報告及四十四年度事業予算ヲ審議ス

明治四十四年一月二十日、本村田村元吉氏陸軍歩兵現役満期解

隊ニ付頌功ヲ表呈ス。

明治四十四年三月本村字十二原千一〇番畑一畝十七歩及同字

一一五九番畑四畝二十二歩ノ地所地主小淵文太郎殿ヨリ期限未定

借受ケ農作物試作ス

明治四十五年一月十二日、陸軍補充歩兵小淵文太郎現役兵ニ編

入シ入営出発ニ付本会祝送ヲ表ス

明治四十四年二月一日、現在青年団隊状況取調報告セラレン事

伊參村長ヨリ命セラレ同月十日資金団体員數・年令範圍事業ノ大

要団隊長資金経費予算等報告ス

明治四十四年四月十八日、報徳弁士星野全庵先生本村来臨、農

村改良ノ講話会ヲ開キ、特ニ本会ニ対シ青年智徳ノ涵養悪風ノ矯

正等訓戒鼓舞セラル

明治四十五年一月二十日、本村夜学会場ニ於テ春季通常總會ヲ

開キ明治四十四年度事業庶務決算報告及本年度事業予算ヲ審議ス

本日役員満期ニ付退職ス

明治四十五年一月二十日、本会役員満期任了ニ付總會ニ於テ選

挙ヲ行ヒ当選者左記ノ通り

会 長 塩原逸五郎 副会長 富沢武一郎

幹事兼監査役 富沢 麻吉・小淵寅吉 会計係 富沢国太郎

以上

明治四十五年二月十二日、本会正会員田村元吉特別会員ニ小池

熊吉編入ス

明治四十五年二月十二日、伊參村大字蟻川村字行沢二二二番

一畑七畝十四歩地主塩原逸五郎殿ヨリ借受ケ試作、秋蚕用桑園ニ

充ツ

明治四十五年二月十二日、会長塩原逸五郎氏本会へ善種金トテ

金十一円四十錢也寄附セラル

明治四十五年二月十二日、会長塩原逸五郎氏本会ノ為メ特ニ功

勞アリタルヲ以テ本会規定ニヨリ特別名誉会員ニ推薦シ、感謝状

ヲ送呈ス

明治四十五年二月十二日、会員小淵寅吉・富沢武一郎・塩原秋

次郎・塩野谷東平四氏ハ本会ニ金一円ツツ善種金トシテ寄附セラ

ル

明治四十五年二月十二日、会員富沢国太郎氏ハ本会ノタメ善種

金トシテ金八十錢也寄附セラル

明治四十五年二月十二日、会員増員ノ為臨時總會ヲ開ク。入会

者田村元吉・小池熊吉両氏同日幹事兼監査役一名増員ノタメ選挙

ヲナス。当選者田村元吉 同日会員塩野谷東平氏本会へ青年会史記

録簿ヲ献納セラル

明治四十五年三月、塩ノ谷荒十郎氏ハ本会試作地麦追肥一畝ヲ寄附セラル。明治四十五年三月二十六日下肥一荷小淵寅吉氏本会ニ寄附セラル

明治四十五年三月十日、本会ニテ報徳弁士星野全竜先生ヲ聘シ講談会ヲ開ク同会場費塩原秋次郎氏本会ヘ寄附ス

明治四十五年二月本会ニ於テ指道標ヲ建設ス。同日指道標材料塩谷徳藏氏十六本塩原秋次郎氏七本小淵寅吉氏二本何レモ本会ニ寄附セラル

明治四十五年四月二十六日、塩ノ谷東平氏本会ヘ杉苗五千本寄附セラル。同年六月小豆種子三舛及過燐酸三舛塩ノ谷東平氏本会ニ寄附ス

明治四十五年五月五日、塩野竜太郎氏本会ヘ特ニ善種金トシテ金二十錢献納セラル

明治四十五年五月五日、本会會員全部積立金ヲ為スタメ藥細工ヲナシ同日之ヲ売却ス

大正元年九月十三日、明治天皇御大喪儀ニ付大道新田学校敷地ニ本会員一同集合遙拝ノ式典ヲ挙グ

大正元年十月四日、聯合会ニ協同シ報徳講話会ヲ開ク。弁士星野全竜先生、会場費ハ富沢藤吉氏寄附セラル

大正元年十月二十二日、會長塩原逸五郎氏母死去ニ付本会ヨリ金五十錢香奠ス

大正元年十月二十日、在營兵士小淵文太郎氏病氣ニ付本会ヨリ

慰問状ヲ送ル

大正元年十一月八日、本会試作地麦蔞付ニ付麦種子四舛塩原逸郎氏本会ヘ寄附セラル

大正元年十一月二十九日、小淵定次郎氏陸軍歩兵第十五聯隊ヘ入營ニ付本会ニ於テ送別ノ意ヲ表シスルタメ茶話会ヲ開キ並ビニ送旗一流及餞別トシテ金一円ヲ送呈ス

大正二年一月一日、役員会ヲ會長宅ニ開キ帳簿ノ調査及大正二年一月在營兵士小淵文太郎同定次ノ両氏ニ対シ本会ヨリ年賀状ヲ送ル

大正二年一月七日、塩ノ谷東平氏本会ヘ特ニ善種金トシテ五円也献納セラル

大正二年一月七日、會長宅ニ於テ春季通常總會ヲ開キ明治四十五年一月ヨリ大正元年十二月三十一日ニ至リ事業庶務決算報告及大正二年度事業ノ概要ヲ慎議ス。同日茶話会ヲ開キ宿札ハ會長之ヲ寄附ス。同日兎一羽本会ヘ塩谷徳藏氏寄附セラル

大正二年三月六日、夜教育会ニ協力シ学校生徒ノ温習会ヲ開キ農村娛樂トシテ蓄音機ノ温習ヲナシタリ

大正二年三月二十二日、本会ニ於テ太田村白石実太郎君ヲ聘シ報徳講習会ヲナス。会場費塩谷東平氏寄附ニヨル

大正二年三月、次会毎年一月二月三月四月十一月十二月ノ五ヶ月間毎月二十五日ニ開ク等ニ付追則ヲ編成ス

大正二年三月二十五日、塩ノ谷東平氏金一円也寄附セラル

大正二年四月七日、吾妻郡青年団体ニ本会前年度ノ概要ヲ通知シ青年会報ニ発表ナシタリ

大正二年五月五日、本会員ノ藥細工ノ競売ヲナシタリ

大正二年五月十日、伊参青年団ヨリ陸稻ヲ大道新田青年会ニ配布セラル。同十三日本会試作地ニ播種スル

大正二年八月二十一日、伊参青年団ヨリ菜種ヲ配布セラレ本会員全部ニ配布シテ試作セシム

大正元年七月十日、伊参青年団へ大道新田青年同志会本年度ノ庶務概要ヲ報告シ伊参青年会報ニ掲示セシム

大正二年十一月十三日、聯合運動会ヲ開催スルニ付役員会ヲ會長宅ニ於テ開ク

大正二年十一月十三日、群馬県會議事堂ニ於テ大蔵大臣ノ青年会ニ開スル講話会ヲ開ク。本会ヨリ塩原大道新田青年同志會會長臨席ス

大正二年十一月十五日、大道新田青年同志會原岩本青年會淑女會及伊参尋常高等小学校ノ聯合運動会ヲ伊参尋常高等小学校庭内ニ於テ開ク

大正二年十二月五日青年會統一問題ニ付本会ハ役員全部伊参村役場ニ於テ相談会ニ参加ス

大正二年十二月十九日、伊参青年會則ヲ作ルニ付塩原大道新田青年會長其ノ席ニ参加ス

大正二年十二月十三日、伊参青年會各部ノ準則ヲ作為シ本會總

代者伊参青年會事務所ニ行ク

大正貳年十二月十五日、大道新田青年同志會臨時總會ヲ事務所ニ於テ開ク

大正三年一月三日、同志會事務所ニ於テ青年會改正ニ関シ臨時總會ヲ開ク。同日新年會部會ノ初會式等及役員ノ改選及部會ノ會則並ニ兵士小淵文太郎君ノ慰勞會等ノ協議ヲナシ正午十二時開會ニテ午後四時閉會ヲナシタリ

大正三年度部會ノ役員左ノ如シ

大道新田四部會長 塩ノ谷東平・副部長 小淵文太郎

幹事 富沢国太郎・小淵奥太郎・塩谷一松・田村元吉

會計係 富沢武一郎 以上

大道新田第四部正會員左ノ通り

小池 熊吉・富沢国太郎・塩谷 徳藏・吉沢 要作

塩谷 東平・富沢 麻吉・塩谷荒十郎・富沢 仁八

田村 元吉・小淵盈太郎・富沢武一郎・小淵福太郎

森 為吉・小淵文太郎・小淵 定次・田村 愛象

森 安衛・塩谷 一松・田村二三郎・小淵 鹿藏

小淵弥八郎・小淵吉郎次

同準會員左ノ如シ

小淵良太郎・綿貫熊太郎

大正三年五月六日、午前九時塩谷東平氏宅ニ於テ利根郡新治村木暮仙太郎氏ヲ聘シ講演会ヲ開キ七十歳以上ノ老人ヲ招待シ娛樂

トシテ蓄音器ノ音習セリ。又粗食ヲ呈ス。同日本暮仙太郎氏ニ謝礼トシテ金二円ヲ送ル。同日仙太郎氏ヨリ本会ニ金二円ヲ寄附サレタリ。午後五時ヲ以テ講演会ヲ閉会ス。同日青年會員ノ手ツクリ品ノ売却ヲナス。左ノ諸氏ヨリ本会ニ二十二錢ノ寄附サル  
富沢武一郎氏・富沢麻吉・小淵盈太郎・小淵良太郎・小淵文太郎 以上

大正三年四月二十四日、伊參農会ヨリ杉種ヲ下附サル。依ツテ富沢元吉氏ノ畑ヲ借用シ四月二十七日下種スル

大正三年五月六日、福島校長ヲ顧問ニ推ス

大正三年十一月二十七日、午後三時ヨリ部長宅ニ於テ兵士送迎会ヲ開催ス。小淵定次君・小淵吉郎次君ヲ招待茶菓ヲ以テ饗応ス午後五時閉会

小淵定次君及小淵吉郎次君ニ本会ヨリ送迎旗一流ヅツヲ送ル

大正三年十一月二十九日、陸軍歩兵小淵吉郎次君入管ニ付本部会ヨリ金一円也餞別トシテ呈ス。

大正四年一月三日、本会事務所ニ於テ第四部総集春季会準備ノ協議役員会ヲ開ク

大正四年一月八日、第四部会春季總會ヲ部長宅ニ於テ午後一時開会ス。本会本年度事業予算審議前年事業庶務ノ報告会計報告及本会役員選挙ヲ為ス

当選者 部長小淵文太郎 副部長塩ノ谷東平

会計係富沢武一郎 幹事小淵定次・富沢麻吉・塩ノ谷荒重郎・

田村元吉 以上

同日伊參青年會長綿貫宇十郎殿韓國及清国旅行談及本会ノ為メ事業發展策民風改善惡弊矯正等ニ関シ伊參尋常高等小学校長福島理作殿時局ニ対スル各有益ナル講演ヲセラル亦会則ニ基キ高令者慰安ノ為メ同村内八十歳以上ノ高令者小淵喜藏氏母、富沢藤吉氏養父、塩野谷榮作氏ノ祖母三名ニ各一枚ツツ座布団ヲ呈ス。同日本會員年令満キニ付退会者四名即チ左ノ如シ

富沢国太郎・塩ノ谷徳藏・吉沢要作・小池熊吉、同日右四名ニ本会ニ対スル功勞ニ報ル為メ記念品トシテ算盤(柴檀玉二十七桁)各一ケツツ送呈ス

同日退会者四名ヨリ本会へ金參円也寄附セラレ

大正四年二月八日、本会会目次会ヲ副部長宅ニ於テ開ク、協議事項事業ニ関スル事、及富沢起作君本会へ入会正會員ニ加盟スル承認ヲ得ル事ヲ協議ス。同日役員会ノ決議ニヨリ富沢国太郎君ヲ本部会顧問ニ推薦ス

大正四年三月六日、本村内民有山林開墾禁止地へ標柱建設ヲ本県ヨリ請負テ為ス、標柱数十四本

大正四年三月十日、夜部長宅ニ於テ月次会ヲ開ク。事業ニ関スル協議ヲナス

大正四年三月十三日、本会ニ於テ高山社分教場長塚越先生ヲ聘シ會長宅ニ於テ午後一時ヨリ養蚕法講話会ヲ開キ、午後五時半閉会ス。同日招待來賓者伊參校長伊參村長各部會長皆參加ス。同日



謝礼トシテ金一円ヲ呈ス。同日会場費トシテ金五十銭小淵文太郎氏ニ支払ス。同日金五十銭小淵文太郎氏ヨリ本部会ニ寄附セラル  
一大正四年五月五日、本部会ニ於テ各會員ノ手工品ヲ売却シ得タル代金ヲ部会基本金ニ充ツ

一大正四年拾一月拾日、聖上陛下御即位大礼御挙行セラルニ付本部会會員村熊野神社及伊参校ニ於テ奉祝ス

一大正四年拾壹月拾六日、御即位大礼後大饗アラセラルル。第一日ニ付本村ニ於テ祝宴ヲ為ス

一大正四年拾壹月拾九日、吾妻郡長ヨリ本部会状況調査アリ。本会事業資金団隊員數及庶務ノ報告ヲ為ス

大正五年

一月五日 部会春季物会ヲ部長宅ニ於テ開ク。本会本年度予算、前年度事務報告、会計報告及ビ本会役員選挙ヲナス。当選者左ノ通り

部長 塩野谷東平 副部長 小淵文太郎 会計係 富沢武一郎  
幹事 小淵定次・塩野谷一松・田村元吉・富沢麻吉 以上

一月拾六日 午前拾時ヨリ塩野谷東吉氏宅ニ於テ月次会ヲ開ク。福島校長臨席講話アリ。午後二時閉会ス

三月二十九日 第一部会教育会及第四部会連合シ、伊参尋常高等小学校ニ於テ活動写真ヲナス。

五月五日 修養団設立ニ付協議ヲナス。

九月拾七日 伊参修養団発会式アリ。団員皆出席ス。

九月二十九日 伊参巡回文庫設立、本部会ニ書籍三十三冊持来ル。

十月十八日 午後六時ヨリ塩野谷東平氏宅ニ於テ臨時總會ヲ開ク  
午後九時三十分閉会ス。

十月二十七日 伊参青年會長ヨリ本部会状況調査アリ。本会事業資金団隊員數及庶務報告ヲナス。

十一月四日 伊参青年会ニ於テ高崎・前橋・太田・館林・熊谷方面視察ヲ催シ本部会ヨリ富沢武一郎及塩野谷東平氏行キタリ。

十一月十八日 教育会及第一部会、第四部会連合シ、伊参尋常高等小学校ニ於テ運動会ヲナス。

十二月一日 午後六時ヨリ塩野谷東平氏宅ニ於テ月次会ヲ開キ春季總會ノ件及積立金ニ付キ協議ヲナシ午後十一時閉会ス

十二月二十三日 午後六時ヨリ塩野谷東平氏宅ニ於テ役員会ヲ開キ、新年会準備ニ付キ協議ヲナシ午後十時閉会ス。  
(中之条町役場藏)

六 吾妻協愛会・学友会雜誌目録

吾妻協愛会雜誌 第一号(明治二十六年二月十五日発行)  
発行ノ趣意 祝辭

論 說  
吾妻 人 錦 溪 学 人  
欠 点 錦 岳 樵 夫

所感ヲ述ブ

鴻山居士

吾妻協愛会雑誌ニ就テ

東山小史

大当リ

清水学人

文芸

詩 十一首 歌 十四首

吾妻協愛会雑誌

原沢 仲太郎

詩 十一首

歌 十四首

文芸

詩 十二首 歌 十四首

錦溪学人

雜纂(略)

年少・遊女・薔薇の花、小鳥は何を云ふ

静々生

学説

遊鴻台記

木暮省軒

日本小文典

環翠堂主人

數へ歌

木暮省軒

医学雜問

東山小史

遊鴻台記

木暮省軒

附録。吾妻協愛会規約、。吾妻協愛会會員名簿

学説

環翠堂主人

同誌 第二号 (二十六年四月十五日発行)

日本小文典(承前)

環翠堂主人

会説

第四回 通常会 会告数件

環翠堂主人

起キヨ青年諸君、来レ青年諸君

第四回 通常会 会告数件

環翠堂主人

祝詞

同誌 第四号 (明治二十六年八月十五日発行)

環翠堂主人

論説

特別会告

環翠堂主人

青年諸君ニ訴フ

東山小史

聖勅ヲ拝読シテ感ヲ述ブ

紫水学人

日本少年ノ本領

木暮省軒

偶感ヲ陳フ

原沢 仲次郎

吾妻協愛会諸君ノ団結ヲ希望ス

鉄丸生

奮へ我會員諸君

柳田 虎八

救済策

錦岳樵夫

少年処世ノ方針

加藤 慶甫

速ニ西群馬青年同盟会ニ連絡ヲ申込ム可シ

柳田 虎八

少年処世ノ方針

加藤 慶甫

S・T生ニ答フ

錦岳樵夫

吾妻人

錦溪学人

東山小史生ノ反撃文ヲ読ム

S T 生

青年ノ覚悟

中島音次郎

ペダント

錦溪学人

漢文翻譯論

O・N 生

紫石館主人ニ質ス

蛟竜逸人

青年義団

柳田虎八

文 芸

詩 十首

S・T生ニ申ス

東山小史

うかれめ

和歌 七首

錦岳樵夫ノ答文ニ就テ

S・T 生

農児の歌

東山小史

蛟竜逸人ニ御答ヘ申ス

根岸伴次郎

春の夜の遊び

錦溪学人

所 感

田中助三郎

雑 纂

加藤秀哉

文 芸

柳田 生

鉄道布設、今日ノ書生、米人ノ不法、達摩会員諸君ニ望ム、吾妻協

協会ノ前途、深ク諸君ニ謝ス、紛々、天変奇事卑劣漢、吾妻協

愛会ノ全盛、量見違ヒ、随聽随筆夏季休業ニテ帰宅ノ諸君ニ望ム

詩 二十八首

加藤慶甫

一文ヲ諸君ニ示ス、劣者ノ子又劣人又聞ク米人ノ不法

秋の野に遊ぶ

雑 纂

学 説

環翠堂主人

売国奴ノ玉子、汝如何ナル者ゾ、虎ヲ画テ猫ニ似タリ、吾妻協愛

日本小文典(承前)

環翠堂主人

会ト吾妻教育会、宣教師ノ卑劣、北海道警見(一)、混沌紛擾、反省

物理学問答

大久保 藤 一

セヨ諸君、好時機焉ゾ徒過センヤ懇親会カ茶屋上リカ。

本会記事

本会記事

本会記事

会告数件

本会記事

第三回大集会、福田松太郎君送別会、第六回通常会

吾妻協愛会雑誌第五号目次(明治二十六年十月十五日刊)

吾妻協愛会雑誌第六号目次(明治二十六年十二月十五日刊)

論 説

吾妻美術展覧会々々計報告

会告(略)

特別会告 第四回大集会ノ通知

論 說

商人饒言

客員 新井伊三郎

学問ハ畢生廢スベカラズ

正員 仲洲漁夫

機失スベカラズ

〃 高橋龜松

文 芸

詩 八首 和歌 五首

秋の夕、奇妙の教

錦溪 学人

雑 纂

北海道瞥見(二)、塩谷五十足君、松見山田両橋ノ落成、第四回大集会

本会記事(本会規約摘要、職員会) 会告(略)

広 告

詩(四首)

北海堂主人

詩(十首)

錦溪 学人

和歌(十首)

加藤 慶甫

月前花

同右

同 題

〃

楠 正 成

〃 松 風 舍

怨の一箭

北海堂主人

春の楽を記す

北海堂主人

雑 録

学窓余話

九 東 生

七日間行軍日記

北海堂主人

雑 報

大婚二十五年式典、上代考一斑、青柳千万吉君、柳田寛三郎君、湯本富八君、高橋徳松氏、新井慎齋翁還曆書画会、選挙競争ノ余弊、吾妻十大家

論 說

愚感ヲ陳フ

颯 持 宇四郎

青年諸君ヨ

高 橋 栄三郎

信仰ノ勢力

柳 田 虎 八

活 学 論

有 馬 嘉 市

觀鏡馬記

颯 持 篁 庵

海外移住ヲ促ス

石 坂 莊 作

文 芸

本会記事(第八回通常会)、会告(第九回大集会)

吾妻史談

沢 口 葛五郎

半作改良演説筆記

颯 持 宇四郎

物 理 学

田 村 直次郎

学 說

田 村 直次郎

吾妻学友会雜誌第九号目次(明治二十七年六月一日刊)

論 說

振起論(上)

柳田 虎八

前後青年ノ事業(承前)

田村 直次郎

活発ト云フ言ニ就テ

高橋 栄三郎

厭世教ハ果シテ有害無益ナルカ

土屋 湧泉

青年ノ方針

石坂 莊 作

文 芸

詩 二十四首 和歌 二十八首

人の心(今様)

一正軒主人

鐘の音

蛟竜 逸人

怨の一筋

松 風 舍

雑 感

三 嶋 山 人

徒然草紙

一正軒主人

荒川に遊ぶ

北海堂主人

七日間行軍日記(其二)

同 人

雜 纂

海國男子ノ養成、青年ノ急務、会津人南洋嶋王トナル、吾妻中学院、県下ニ於テ青年会ノ雜誌ヲ発行スル者ハ唯本会ノミ、中之条

懇話会、悔ヒ改メヨ、宗教ト道德、味アル哉農夫ノ言、小間物

店、養蚕マリ歌、北海道瞥見(第四) 養蚕ノ真最中、風説果シテ

真ナラバ

学 說

伏テ学友会諸君ニ教ヲ乞フ

北海堂主人

杉檜栽培法ニ就テ

一正軒主人

本会記事(第九回通常会)、会告(第五回大集会)

広 告

吾妻学友会雜誌第十号目錄(明治二十七年八月十五日刊)

論 說

実業奨励論

山本花吉

尚武論

関口義作

元氣挽回策

両毛野人

活学論(統稿)

有馬嘉市

悼透谷庵主

松井北谷

事業ヲナスニハ時ト所トヲ撰マザル可カラズ

石坂 莊 作

文 芸

詩 二十七首 和歌 十四首

時鳥・露の恵・吉野山

一正軒主人

「フリツヒース」群島

高橋 徳松

雜 報

日清韓の交渉、吾妻中学院、祇園祭、恃ムベキハ国民ノ元氣如何

ニアルノミ、車夫兵士ヲ勞フ

学 說

米作改良演説筆記(つゞき)

劍持 宇四郎

交 詢

伏テ学友及会諸君ノ教ヲ乞フ

北海堂主人

北海堂主人ノ質問ニ答フ

東陽堂主人

本会記事(職員会)

会告(第五回大集会)

広 告

吾妻学友会雜誌第十一号目次(明治二十七年十月十五日発行)

詔 勅

論 說

世界ノ我が日本國

會員諸君ヲ促ス

……………(以下略)

文 芸

詩(略) 和歌(略)

雑 報

本会宣誓條款、日清戦争、石坂莊作君ヲ送ル、学校生徒ノ美挙、伊勢町新聞雜誌統覽所、正義会ト共同団、石坂軍曹送別会、軍歌のかきぬき

学友志叢 第一号 吾妻学友会編纂

(明治二十七年十二月十五日発行)

会 說

発行ノ主旨

祝詞 會員諸君ノ祝詞数十章

論 調

本誌発行ニ就テ一言ス

青 年

希 望 心

欲ヲ論ズ

文 芸

詩 三十七首 和歌 十九首

雑 報

石坂工兵軍曹ノ短信、天長節中之条奉祝会、宗教心ノ勃興、明治二十七年年度米作試験表、勉学ノ好時節、山県大將軍ノ風流、慶応義塾炬火行列

学 說

北崎吉次郎君米作改良演說筆記

北海堂主人ノ質問ニ答フ

講学資料

吾妻学友会記事

第十回通常会

唐沢儀平・綿貫形次郎両君入営送別会

同 会告

劍 持 熊 吉

原 沢 仲 太郎

柳 田 虎 八

や つ 生

柳 田 虎 八

や つ 生

柳 田 虎 八

や つ 生

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

柳 田 虎 八

第六回大集会

廣告

学友志叢第三号目次(明治二十八年四月十五日発行)

会説 涙ヲ揮テ会員諸君ニ望ム

論 説

戦 争

事業ノ準備

真正ノ希望

如何ニシテ天真ヲ養フ可キ乎

敢テ錦溪柳田君ニ質ス

萩錦園主人ニ答フ

文 芸

漢詩 十二首 和歌 二首

偽るなかれ(西詩和訳)

新郎の従軍を送る嫁子の心をくみわけて

けふこのごろ

春げしき

真の情愛

雑 纂

石坂近衛工兵軍曹書信、伊勢町青年社会ノ意嚮、上毛青年文学、

田中助三郎君、久保田丑十郎君、阿部与作君ノ消息、石坂軍曹ノ

精勤、予備徴員召集、加藤慶甫君ト霞敬次郎君

実 験

明治二十六年産稻試作表

講学資料

明治二十七年産全国麦作收穫高、同年度輸出入表、同年度重要貿

易品輸出入表世界絹糸産出高、英国農工民の百分率、日本農工業

者の百分比例、外国貨幣ト日本銀貨ノ比較、全国綿糸製造高及原

綿消費高、明治二十七年産全国收穫高

本会記事(第十一回通常会)

会告(第十二回通常会、区幹事会)

学友志叢第四号目次(明治二十八年六月一日発行)

会説再ビ会員諸君ニ望ム

文 芸

養蚕に因ミある詩歌

雑 報

会員二百余人、中之条農会、伊勢町青年会ノ討論

講学資料

世界列国ノ名称、各人種ノ総数、各宗教信者各国政体、世界大都

府ノ時差、独逸国人口増加ノ割合、独逸兵数、明治廿八年度歳入

出総予算表、印度日本輸入品ト英国輸入品価格比較、東洋貿易港

ノ航路程

本会記事(第十二回通常会)  
会告第七回大集会

学友志叢第五号目次(明治二十八年八月十日発行)

特別会告

論 説

新勝国の青年

柳田虎八

恥を晒して諸君に訴ふ

斎藤燐造

吾妻学友会

柳田錦村

文 芸

詩 原沢仲太郎 三首、柳田虎八 四首、富沢伴造 三首、石坂

莊作 三首、和歌 石坂莊作五首

軍隊(新体詩)

石坂北海

学 説

台湾志略

錦溪学人

地震ノ原因

木暮雄平

枕詞略解

沢口篤五郎

雑 録

諺集(第一)

原沢仲太郎

書きあつめ(第一)

〃

五個の答問

石坂莊作

十五日間の旅行

田村玄々子

雑 報

吾妻凱旋兵士歡迎会兼従軍忠死者吊祭会、本会々員たる軍人諸君の帰郷、伊関駒四郎君の逝去、中之条町の戸数人口、原町嬉和祝賀会、中之条町凱旋奉祝会、岩島凱旋祝賀会、清韓風俗異同

講学資料

陸軍兵營所在地、海軍鎮守府所在地、欧洲諸大國海軍力対較表、日本人口増加表、日本軍艦表、仏國、英國、東洋艦隊、露國帝室系図外

吾妻学友会記事

戰勝賀表の奉呈、七月二十一日の幹事会、吾妻学友会々告數十件

学友志叢第八号目次(明治二十九年二月十五日発行)

論 説

青年國の青年

柳田虎八

英雄と困難

石坂莊作

日本魂

柳田銀海

地理学研究の心要

柳田虎八

書籍に使う勿れ

根岸東海

文 芸

詩四首 山本花吉、詩二首 柳田登次郎、詩五首 原沢仲太郎

詩四首 石坂莊作、詩五首 柳田虎八、和歌十三首 山本花吉

和歌七首 石坂北海



吾年二十三(今様)

学 說

錦 溪 学 人

新年の賀辭

河野 太三郎  
本多 英司  
露 葉 生

公使及領事

錦 溪 学 人

誌友諸君に寄す

古城 趾

同 人

文 芸

明治二十八年大度大豆試作表

小 暮 林 平

詩 九 首

萩 原 九 峯

雜 錄

原 沢 仲 太 郎

詩 一 首

本 多 英 司

東洋堂漫筆(三)

原 沢 仲 太 郎

和 歌 九 首

河 野 太 三 郎

筆 戰 場

和 歌 四 首

本 多 英 司

筆戰題 三問題

六 花 片 々

萩 原 精 一

青年は詩歌を学ぶべし

好 論 生

紙 屑 籠

小 池 友 七

雜 報

歌 二 首

中 島 幸 平

本郡征清軍人受賞者、伊勢町青年会、凱旋軍人慰労大運動会、原

河畔の夢

宮 崎 壁 涯 合 作

町少年学友会、吾妻教育会

紀元節之記

萩 原 丸 峯

統 計

落ち行く影

小 池 友 七

人口一万ニ付地方別肺病死亡者、二十四年間鉄道の進歩、各地晚

学 芸

笹 の 屋

霜季及最晩季節、世界各国水雷艇表、千八百九十四年電話数、電

人体寄生虫

仮 の 屋 主 人

話加入者人口割合、各国電話局数、各国郵便局数、綿糸紡績所数

雑 報

露 葉 生

會 告 第二十二回定期会開会の告知

戸 辺 閑 話

露 葉 生

学友叢書第十四号目次(明治三十二年二月十八日発行)

論 說

皇太后陛下崩御、御発棺及御埋葬、減刑令並御慈惠金、伊勢町青年会、電信出来、中之条尋常小学校、会告数件、広告一件

皇太后陛下の崩御

小 池 友 七

(前橋市 萩原進蔵)

（一）明治廿六年二月十五日発行 吾妻協愛会雜誌

発行ノ趣意

今ヤ世道開明ニ屬シ文運旺盛教育普及進化ノ潮流ハ滔々々々將ニ底止スル所ヲ知ラサラントス。吾人二十六世紀ノ青年タル者誰レカ奮発興起セザル者アラシヤ。苟モ農業ヲ勤メ工業ヲ興シ海陸軍ノ擴張ヲ計リ貿易ヲシテ隆盛ナラシメ、進ンデハ經綸ノ大策ヲ講ジ我大日本帝國ヲシテ万邦ニ卓越シ世界ニ雄飛セシメント欲セバ須ラク深遠ナル知識ト淳美ナル德行ト活撻（洗）ナル元氣トヲ養成セザル可ラズ。夫レ既ニ智ト仁ト勇トヲ養成セザル可ラザルノ必要アリ。豈ニ俱ニ提携シ励精シ訓戒スル所ノ一大青年団結ナクシテ可ナランヤハ。

醜テ願レバ吾人カ一致結合ノ勢力ヲ知得シ共同団結ノ必要ヲ感シ来テ我が吾妻協愛会ヲ発表シ広ク青年相互ノ氣脈ヲ通ゼントセシモノハ誠ニ兩三年前ニアリ。爾来幸ニ先師諸君及ビ有志諸君ノ翼賛ヲ得テ会務漸ク整ヒ正員ノ數既ニ二百三十余名ニ達セリ。窃ニ自ラ我僻郷ニ於テ能ク一頭角ヲ露出セル学会ナル事ヲ信ゼズンバ非ラザルナリ。是ニ於テ乎、吾人ノ熱血ハ更ニ目的ニ擴張ヲ加ヘ新ニ機関雜誌ヲ発行シテ將ニ後來ノ活天地ニ向ヒ一大運動ヲ試ミントス。

之ヲ要スルニ茲ニ本誌ガ告白セントスル所ノ旨趣ハ即チ我が吾妻協愛会ノ目的ニ外ナラズ。本会ノ目的トハ何ゾヤ。他ナシ、学

術ノ重要問題ノ討論、社交ノ重要問題ノ審議及ビ吾人青年ノ義務責任ヲ尽サンガ為メ紛々タル輕薄社会ニ立チ大声疾呼シテ世ノ注意ヲ喚起シ以テ其北斗タラント欲スルニアリ。若シ夫レ學術上ノ重要問題ニ生起スルアラシ乎、吾人ハ平素蓄積シタル肝胆ヲ吐露シテ啓発広育ニ専心勉ム可ク、或ハ社交ノ重要問題ノ勃出スルアラシ乎、吾人ハ啾々其要点ヲ痛論極說シテ厭ク迄正義ヲ發揮スルニ余力ヲ遺サザル可ク、特ニ吾人青年ノ義務ヲ論評スルニ及ンデハ直言議論記シテ畏懼スル所ナク論ジテ忌憚スル所無カル可シ。

是ヲ以テ本誌ハ欄ヲ別チテ五トナシ、其論說欄ニハ会友諸氏ガ切磋琢磨ニ成リタル名文高篇ヲ掲載シテ以テ本会ヲ組立ツル吾妻青年ガ思想氣力ノ存在スル所ヲ顯彰シ、其文芸欄ニハ雲烟花月ノ好韻事ニ或ハ寒燈ノ下ニ畢生ノ心力ヲ絞リテ作為セシ流暢ナル記行文趣味アル小説ヲ登錄シテ優美ノ種ヲ腦田ニ蒔カシメ、其雜藝欄ニハ寸鉄人ヲ殺スノ小品文ヲ網羅シテ公平無私ノ批評ヲ下シ、其學說欄ニハ明窓淨几ノ研究ヲ擬シタル理科化学數理ヨリ文学美術ニ至ル迄ノ學說ヲ講シテ迭ニ智識ヲ交換セシメ、最後ノ本会記事ニハ吾人ガ種々ナル運動ヲ報道シテ本会ノ盛衰ヲトセント欲スルナリ。

嗚呼岩櫃ノ山ハ岷々トシテ翠ヲ空ニ挿ミ吾妻ノ水ハ激瀉トシテ碧ヲ雲ニ横フ、美ナル村落ナル哉、奇ナル邑郭ナル哉、古來斯カル山水秀麗ノ衷ニ在テ能ク国家ノ鴻業ヲ助成シ済民ノ大功ヲ實踐

シタルモノ果シテ幾人カアル、吾人ハ之ニ応ヘント欲シテ転々慚愧ニ堪ヘザルナリ。然レドモ既往ハ咎ム可ラズ。将ニ後來ニ於テ勤ムベキナリ。而シテ此重任ニ当ルモノハ吾人青年ヲ措テ又他アランヤ。噫於戯吾妻人ノ責任ハ之ヲ他郡ノ青年ニ比シテ遙ニ重大ナルヲ覺ユ。諸君勉勵メザル可ケン哉

(前橋市 萩原進蔵)

(一) 学友志叢第壹号発行ノ主旨(明治二十七年十二月十五日刊)  
 将来ノ日本ニ於テ、先輩諸士ノ宿志ヲ紹キ、農林ノ改良ニ、工芸進歩ニ、貿易ノ發達ニ、運輸ノ交通ニ、内治ノ完正ニ外交ノ擴張ニ、風俗ノ矯正ニ、文学美術軍事ノ改進ニ、其他百般所謂富國強兵ノ事ニ從ヒ、策ヲ樹テ、道ヲ講ジ、力ヲ致ス者ハ果シテ何人ソヤ、是レハ維レ問フ迄モナク、紅顏緑髮ナル今日ノ吾人青年ニアラズヤ、然リ今日ノ青年ニシテ、真摯ニ熱心ニ勤勉ニ、豪胆ニ活発ニ博学多才ナラバ、必ズヤ将来日本ニ於ケル農工商、文学美術兵事交通内治外交等ノ進歩發達ハ期シテ俟ツ可ク、若シ或ハ今日ノ青年ニシテ、浮佻、輕薄、懶怠、小胆、因循、姑息、浅学才貧ナラバ、将来ノ日本ニ於ケル富國ト強兵トハ到底望ム可カラザルナリ其ノ責任重クシテ且ツ大。

豈啻ニ将来ニ負フ処ノ責任ノミナランヤ。吾人青年ハ現在亦タ当ニ尽ス可キノ義務ヲ有ス。社会ニ二段ノ階級アリ、一ハ少壯者ニシテ、他ハ老成人、元来老成人ノ特性ハ、沈着持重ナルガ故ニ

単ニ老成人ノミヲ以テ天下ノ經營ヲ企テシメバ、勢ヒ因循姑息ニ流レ易ク、社会ノ事務ヲシテ漸衰漸滯、遂ニ泯滅ヲ免ルル能ハザラン。是ニ於テカ、少壯者ノ活発激烈ナル特性ヲ加ヘテ、始メテ進歩シ發達シ擴張スルモノナリトス。造化ノ妙用ハ蓋シ此ノ裡ニ在リ、青年ガ現在ニ尽ス可キノ義務、之ヲ将来ニ負フ処ノ責任ニ比シテ、何ゾ浅少ナリト為サンヤ。

吾人青年カ、現在ト将来トニ負担スル義務責任ハ、夫レ既ニ斯クノ如シ。況ンヤ日新ノ大勢ハ國事ノ総テヲ驅テ、益々多端紛擾タラシメルトスルニ於テヲヤ。吾人青年ガ将来ニ負フ処ノ事業ハ寧口今日鞅掌シツツアル所ノ彼ノ老成人ノ事業ヨリモ、其ノ繁雜広大ヲ増スヤ知ル可キナリ。嗟吁吾人青年ハ如何ニシテ其責任ヲ担フベキ、如何ニシテ其義務ヲ尽ス可キ、如何ニシテ富國強兵ノ実功ヲ奏ス可キヤ。思フニ茲ニ至レバ心緒モ為ニ乱レントス。而カモ頭ヲ擧ゲテ蒼髮ヲ望ミ体ヲ安ンジテ黻考スレバ奮然トシテ興起セザルヲ得ザルヲ覺ヘスヤ、人ノ賤ム可キ道ヲ知り、人ノ行フベキ事ヲ修メ、人ノ遵フ可キ法ヲ守リ、社会ニ応用スル科学ヲ學ビ、社会ニ裨益スル芸術ヲ習ヒ、社会ニ交接スル才智ヲ研キ以テ天下ノ經營ヲ画セン乎、果シテ斯ノ如ンバ為サント欲シテ何事カ成ラザラン。(以下略)

(前橋市 萩原進蔵)

### 第五節 教育

六 明治二十二年一月 四万小学校茶番心得

(戸長役場達第十四号)

学校茶番心得書別紙之通相達及候条、組下へ無洩告示相成度此段  
達及候也

二十二年一月八日

四万村戸長役場印

伍長頭

望井佐平殿

茶番心得

一茶番ハ毎朝生徒ヨリ先ニ来リ、火ヲ熅シ、水ヲ汲ムベキコト

一茶番ハ校ノ内外ヲ問ハズ清潔ニ掃除スベシ

一茶番ハ昼飯ノ節、幼年生徒ノ弁当ヲ世話スベシ。但シ餅ヲヤク委

一茶番ハ教師ノ命令ヲ奉スベキ事

一茶番ハ帰宅ノ際必ズ茶番出席簿へ記名スベシ

一茶番ハ授業中教師ノ許可ナクシテ生徒ト談話スベカラズ

一茶番ハ毎時時計ノ長針ノムノ所へ至リシトキハ必ズ拍子木ヲウ

ツベシ

但シ一時ノ節ハのヲヌカシムノ所ニテウツナリ

(四万 山田光利藏)

六 明治二十三年九月 名久田小学校落成式祝辞

夫レ教育ノ急務タルヤ素ヨリ論ヲ俟ズト雖モ、然レドモ、土地ノ情  
況ニヨリ蔽ニ実施スル事難シ。已ニ今ヲ去ル十有余年、本村小学  
校モ新築ノ義ヲ督促スルト雖モ文運未ダナラザルカ、遂ニ果サ  
ズ。然ルヲ客年四月、更ニ市町村制実施ノ運ビニ際シ、頗ル義務  
ノ本分ヲ熟察シ、村長該校新築ヲ強ク衆ト相謀ル。連々一同賛成  
ヲ表ス。因テ既其建設ヲ官へ訴フ。官之ヲ嘉納アリ。則土木ノ工  
ヲ起ス。数月ヲ閲テ落成ノ功ヲ竣ム。則チ本月本日、開校ノ典ヲ  
挙行スルニ至ル。県官並ニ郡衙ノ賢吏親ク臨場アツテ嘉頌ノ祝詞  
ヲ垂示セラレ、一郷是カタメ光輝ヲ生ジ、欣抒何ソ之ヲ加シヤ。  
吾輩亦茲ノ盛筵ニ班ルノ榮ヲ辱フス。不省ナリト雖、愚意溢レ聊  
蕪辞ヲ呈シテ以テ祝辞ト為ス

明治廿三年九月廿日

関 伝 八

(平 関伸一藏) 頓首

六 明治二十四年五月 蟻川村分校設置願

分教場設置願

吾妻郡伊參村大字蟻川村

村民惣代人

綿 貫 庄 平

外十三名

分教場設置費予算

金六円也 訓導試補一名

但シ一ヶ月分給料

金六円也 授業生二名

但シ同

金老円五拾錢 小使者人

但 同

金老円也 諸雜費

計金拾四円五拾錢也

伊參尋常小学校分校開業費予算案

金百二拾六円也 五反田 九月ヨリ二十四年  
蟻 川 二分校費 三月迄七ヶ月分

内訳

金百十二円也 給料

但訓導試補二人 一人月六円宛

授業生二人 一人月二円宛

金拾四円也 諸雜費

但筆墨炭油其他ノ諸雜費月二円也

右大字ニ村総代人

明治二十四年五月十二日

綿 貫 庄 平

外十三名連署

伊參村長 唐沢李平殿

説明書

本年四月ヨリ各分校ヲ閉鎖以來、出席生徒減少シ僅六十人内外ナ  
リシモ、日々々々減少シ現今三十人内外ニ減少ス。之ヲ前年ニ比

右奉申上候。大字蟻川村学校之儀、明治六年ヨリ同十六年マデ、  
原岩本村学校へ通学罷在候処、道路粗悪ニテ雨雪等ノ節ハ殊ニ甚  
敷、加之場所ニ因リテハ一里二十町余之道路ニ有之、児童通学難  
相成、為メニ就学生徒日々減少セリ。依テ村内協議之上□□□□  
本年迄該校ニ於テ尋常全科ノ授業ヲ受ケ候処、同二十三年二月、  
群馬県令第十一号ヲ以テ吾妻郡尋常学校設置区域ヲ改定セラレ、  
伊參尋常小学校蟻川分校ト改正シ一年二年両級ノ授業受ケ三年四  
年級ハ伊參尋常小学校へ通勤セシモ、素ヨリ大字蟻川村之如キ  
ハ、道路遠隔ニ候得ハ、一年二年ノ通学生、些ニ拾七八名ナリ、  
然ルニ本年ノ村会ニ於テハ、各分教場ヲ廃止全村一学校ト被成候  
ニ付テハ、大字蟻川村就学ハ勿論、村民一同困難ヲ極メ、右学齡  
児童ハ到底通学ニ堪兼候間、蟻川分校へ尋常全科ノ分教場ヲ設置  
仕度候間、何卒前情御洞察之上分教場設置御開届被成下度大字蟻  
川村一同総代連署ヲ以テ此段奉願上候也

スレバ殆ンド三分一或ハ四分一ニ過ギズ。之分校閉鎖ノ結果ニ起  
 因スル事明ナリ。之ニ依テ觀ル時ハ、本村ノ学事ハ前年ニ対スレ  
 バ觀ル影モナキ衰頽ヲ来シ、此假ニシテ過行時ハ、本年度教育ノ  
 結果ハ有名無実ノモノト思考ス。是レ小吏ノ深ク患フル処ナリ。  
 之ヲ以テ分校ヲ開クノ以所ナリ。各位能ク彼是得失ノ如何ヲ考察  
 シ、宜シク審議決定アラン事ヲ乞

### 伊参村学務委員規定

第一条 本村ノ学務委員ハ六名ヲ以テ定員トス、内三名ハ公民中  
 撰挙權ヲ有スル者ヨリ撰挙シ、三名ニ小学校男教員ヲ以テ之ニ  
 充ツルモノトス

第二条 学務委員ノ任期ハ二ケ年トシ再撰スル事ヲ得。但教員ヨ  
 リ出ヅルモノハ此限ニアラズ

第三条 学務委員ニハ報酬年額五円ヲ支給スルモノトス。但シ教  
 員ヨリ出ヅルモノハ此限リニアラズ

一 学級 單級

一 修業年限 四学年

二 授業料

一 学年 二学年 四錢

三 学年 四学年 八錢

(中之条町役場誌)

### 二 明治三十九年九月 沢田第三小学校新築報告

明治三十九年九月二十九日、沢田第三尋常小学校開校ノ式典ヲ挙  
 グルニ当リ、聊カ今日ニ至ルノ概要ヲ報告セントス。願レバ吾母校  
 舎ハ明治十二年ニ新築セラレタルヲ以テ、世運ノ進歩ト学齡兒童  
 ノ増加トハ僅々二十年ヲ出デズシテ狹隘ニ加フルニ教育上ノ不便  
 ヲ感ズルニ至レリ。尔来教年益々其度ヲ加へ、兒童教育上黙視シ  
 スベカラザルニ至ル。此ニ於テ去ル明治三十六年校舍新築ノ問題  
 ハ起レリ、翌一月ヲ以テ通学区民ヨリ寄附金五百円ヲ募リ管理者  
 ニ宛テ新築願書ヲ提出ス。時恰モ日露ノ国交破レ、前古未曾有ノ  
 大戦ハ開カレ、新築問題ハ不幸中止ノ運ニ至レリ。然リト雖モ兩  
 國ノ平和、旧ニ復セシニヨリ昨三十八年十二月、更ニ寄附金七百  
 五十円ヲ募リ、再ビ新築ヲ願出ヅ。管理者ニ於テハ同月二十五  
 日、村会ノ協賛ヲ經テ新築ノ議可決セシヲ以テ、村受業トシテ本  
 年三月ニ着手セリ、而シテ其予算タル金貳千円ニシテ敷地四反三  
 畝拾壹步此買上代金壹百拾四円九拾六錢、同地ナラシ金壹百拾九  
 円拾貳錢、本校舎ハ板葺平家造ニシテ間口拾七間奥行五間、此ノ  
 建坪八拾五坪便所間口三間、奥行式間、此建坪六坪、同廊下三坪  
 合計九拾四坪、其工費ノ支出額ヲ列記セバ、割グリ玉石代金貳拾  
 四円六拾參錢、木材買入費金七百八拾八円七拾五錢參厘、大工手  
 間代金參百七拾八円五拾錢、屋根葺上卷式金壹百參拾六円、建具  
 卷式壹百六拾五円七拾七錢五厘、石材卷式金貳拾七円、壁塗リ上

ゲ一式金壹百〇五円、便所用陶器類一式金八円五拾九錢、鈎樋一式金拾六円、雜費金參拾四円四拾九錢九厘、戦後経営ノ時期ニ際シテハ決シテ少ナカラザル費用ニシテ村民ノ負担亦輕カラザルナリ。然レドモ工事ニ着手シテヨリ、官ノ監督宜シキト、管理者ノ注意周到ナルト、村民ノ一致協力トハ、種々困難ヲ排シ僅々數ヶ月、今日其落成ヲ見ルニ至レリ。而シテ、建築ノ模様タル、技術ニ精進セル郡長閣下ノ指導ニヨリ、ツトメテ外觀ノ美ヲ避ケ専ラ堅牢ト教育上並ニ衛生上ノ完全ヲ主トシタルハ、新築校舍トシテ遜色ナキモノト信ズ、本日開校ノ式ニ當リ、其一班ヲ陳述シテ以テ報告セントス

明治參拾九年九月二十九日

沢田第三尋常小学校新築委員總代

宮崎市平

(中之条町役場藏)

三 明治二十四年 吾妻郡中之条町外十二ヶ町村学校

組合規定

第一条 吾妻郡中之条町、東村、太田村、原町、岩島村、坂上村、長野原町、嬭恋村、草津村、沢田村、伊參村、久賀村、名久田村ノ十三ヶ町村ハ共同シテ高等小学校ヲ設立維持スル為メ町村学校組合ヲ設ク

第二条 組合会議員ハ定數ハ拾三名トシ毎町村ヨリ一名各町村会

議員ノ互選ヲ以テ選出ス

第三条 議員中欠員アルトキハ其選出町村ニ於テ更ニ之レガ補欠員ヲ選出スベシ。但補欠員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス

第四条 町村会議員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ同時ニ組合会議員ノ資格ヲ失フモノトス

第五条 組合会ノ議長ハ管理者ヲ以テ之ヲ充ツ若シ議長事故アルトキハ議員ノ互選ヲ以テ仮議長ヲ定ム

但シ議長ハ會議ノ同意ヲ得テ議員中ヨリ仮議長ヲ指命スル事ヲ得

第六条 本組合ニ関スル事務ハ法律命令ノ規定又ハ組合会ノ議決ニヨリ組合管者之ヲ施行ス

前項事務ノ管理ハ本郡長ニ乞フモノトス

第七条 管理者ハ組合ニ関スル事務ニ付、其執行ヲ町村長ニ命ズルコトヲ得

第八条 組合ノ費用ハ組合各町村税及生徒授業料其他ノ雜收入並ニ寄附金ヲ以テ之ヲ支弁ス

但シ臨時費ヲ要スル場合ニ於テハ夫役現金ヲ賦課スルコトアルベシ

第九条 組合町村税ハ組合各町村ノ全体ニ賦課シ、其税目及税率ハ毎年組合会ニ於テ之ヲ議定ス

第十条 組合町村税ノ徵收ヲナサントスルトキハ管理者ハ納期十

五日以前ニ各町村長ニ向テ其徴収方ヲ命令スルモノトス

町村長ハ前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ部分分取纏メ管理者ニ送納スベシ

第十一条 本規程外ノ条項ハ渾テ町村制ノ規定ニ依ル

(伊勢町 木暮久弥蔵)

三 明治三十一年一月 吾妻高等小学校解散決議書

決議書

中之条町外十一ヶ町村学校組合ハ、明治三十二年三月三十一日限り解散スルモノトス

理由

高等小学校教育タルヤ義務教育ニ非ラザルヲ以テ、自然入学生ノ増加ヲ見ル能ハズ。而シテ義務教育ノ程度タルヤ、今ヤ尋常小学ノ科程ヲ以テシテハ到底日用ニ適応スルニ足ラズ。故ニ局ニ当ルモノハ、可成高等小学ノ科程ヲ修メシムルノ方計ヲ取ラザル可カラズ。然ルニ、我郡高等小学校ノ有様タルヤ、十二ヶ町村ノ組合ヲ設ケ、中之条・岩島・坂上・長野原・嬭恋ノ五校ヲ以テスルト雖モ、郡ノ面積広濶ニ比シテ高等小学校ノ設ケ少キヲ以テ、通学距離ノ隔絶スルト又新ニ高等小学校ニ入学セシムルニ当テハ、土地ノ状況異ナルヨリ、父兄ヲシテ格段ナル念慮ヲ起サシムルノ憂アリテ、勢ヒ入学者ノ多数ヲ見ル能ハズ、況ヤ中之条高等校生徒

ノ如キ、他村ヨリ入学スルモノ、如キハ、日ヲ逐テ一種ノ町風ニ感化セラレ、殊ニ女子ノ如キハ、華美ヲ真似ルノ極ハ、父兄ノ財囊ヲ傷マシムルニ過ギズ、随テ物価騰貴ノ今日、生徒ノ減少ヲ見ル。蓋シ自然ノ理勢ナリトス。是レヲ当局者ノ報告ニ見ルモ、中之条高等小学校ニ於テ、三十年度生徒減少ノ為メ、予算額ヨリ百八拾九円六拾銭、授業料ニ於テ減額ヲ呈スルニアリ。思フニ前數者ノ事情与テ力ナシトセンヤ。故ニ本員等ハ、当組合ヲ解キ、而シテ各尋常小学校ニ高等科ヲ併置セシムルノ方針ヲ以テ爰ニ一ヶ年ノ余裕ヲ存置シ、明治三十二年度ヨリ実施セントス。蓋シ、通学校舎ノ従前ナルト、一ハ同一校舎ニ於テ授業スルヲ以テ父兄ノ念慮ヲシテ高等科ヲ修メシムルハ、寧ロ普通ナル觀念ヲ生ゼシメ、自然多數ノ入学生ヲ見ルト、一ハ淳朴ナル兒童ヲシテ華美ノ風ニ感染セシメザル等ノ利益ヨリ本案ヲ提出スル所以ナリ

(折田 金井幸佐久蔵)

四 明治三十二年二月 中之条高等尋常小学校学級編制ノ件上申

一、校名中之条尋常高等小学校

一、所在地中之条町大字中之条町

一、学級數十一学級 尋常科八学級

一学年甲組男五十七人、一学年乙組女五十五人

二学年甲組男六十三人、二学年乙組女六十九人

三学年甲組男四十二名、三学年乙組女 四十名



四学年甲組男五十一人、四学年乙組女三十九名  
 高等科 三學級

一学年男二十五人、二学年男三十五人（計一學級六十人）  
 三学年男二十六人、四学年男十九人（計一學級男四十五人）

一学年女十二人、二学年女七人、三学年女二人、四学年女四人  
 （計一學級女二十五人）  
 中之条町立中之条尋常小学校前四ヶ年間に於ケル在籍生、各学  
 年男女別

年 別	一 学 年			二 学 年			三 学 年			四 学 年			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
明治廿八年	四月 十二月	三六 三四	三三 三三	六九 六七	五月 五四	三七 三七	九二 九一	二七 二二	二二 二二	四八 四八	三〇 三〇	二一 一七	五一 四七
明治廿九年	四月 十二月	五八 六一	四五 五七	一〇三 一一八	二四 二八	二九 二三	五三 五一	六二 六一	三二 三一	九四 九三	二三 二二	二六 二五	四九 四七
明治三十年	四月 十二月	四九 四九	四七 四九	九六 九八	五二 五一	三八 三七	九〇 八八	二二 二五	三一 三一	五三 五六	五八 五七	二七 二六	八五 八三
明治卅一年	四月 十二月	六八 六三	八一 六九	一四九 一三二	四四 四二	四〇 四〇	八四 八二	四六 三九	四〇 三九	八六 八九	二三 二二	二三 二二	四六 四三

中之条町外十一ヶ町村学校組合立高等小学校解散ニ付本町ニ於  
 テハ本年四月一日ヨリ中之条尋常小学校ニ高等小学校ノ教科ヲ併  
 置シ、前記ノ通り学級編制變更致度候条御許可相成度、明治卅年  
 文部省令第一号及同年本県訓令申七号ニ依リ此如上申候也

生徒廿五人ヲ以テ一學級ヲ編成スルハ其数少キニ過グルヤノ嫌之  
 有リ候ヘ共、右ハ女生徒ノ教養上管理上ニ於ケル便宜ト将来増員  
 ノ見込確實ナルト且教室ノ都合トニ依リ此際一學級ニ編制ノ必要  
 有之次第二候条、然ル可ク御詮議相成度此段副申候也

（以上二月九日）

高等科学級編制ノ件ニ付副申

前書上申書中高等科学級編制ノ項中一学年ヨリ四学年ニ至ル女



裁 縫	八時間	八時間
計	十二時間	十二時間

明治三十四年拾一月七日

中之条町役場ニ於テ

柳 田 阿三郎

区長殿

子守教授ニ関スル規定

一 子守教授ヲナスベキ兒童年令ハ滿六歳以上滿十四歳以下ニシテ現在子守ヲナン居ルモノ

一 子守教授ハ毎週月曜日、中之条尋常高等小学校ニ於テスルコト

一 教授ノ学科ハ修身唱歌算術トス

一 教授時間ハ午後二時ヨリ三時迄トス

一 子守ハ小児ヲ負ヒタル俣出校スベキコト

一 子守ノ服装ハ必ズ平常ノモノナルベキコト

一 子守兒童ハ教授ヲ受クル為ノ物品ヲ持參スルヲ要セズ

一 子守教授ヲ受ケントスル者ハ、十一月十八日中之条尋常高等小学校中之条町校舎へ出頭スベシ

過日御依頼申上候子守教育ノ儀、予定ノ通り昨拾八日、本町尋常高等小学校中之条校舎ニ於テ開始候処、当日入学シタル子守兒童式拾九名ニシテ、試ミ唱歌ヲ教ヘタルニ規律善ク行ハレ、静肅ニ授業ヲ修ルヲ得タルヲ以テ校長ハ勿論町長助役其他学校職員一同立會ヒ、子守教育ノ主旨心得等ニ付種々談話指示ヲナシ、以テ散會シタル次第、初回ニ於テ斯カル好況ヲ呈シタルハ吾人ノ予想外ニシテ是偏ニ区长学務委員諸君ノ勧誘其宜シキヲ得タルニ依ル

六 明治三十四年十一月 子守教授の規定

学令兒童ノ義務トシテ尋常小学校ノ教科ヲ修ムベキ旨ニ候処、貧困其他ノ事情ニヨリ就学猶予シタル兒童往々有之、当人ノ不幸申迄モナク國民教育ノ普及上実ニ遺憾ノ次第ニ有之候。就テハ斯ル不幸ノ兒童ヲシテ多少ノ知識ト善徳トヲ修養セシメ、兼テモ習ニ感化サル弊ヲ矯メン為メ、本籍人タルト寄留人タルヲ問ハズ所謂子守兒童ヲ集メテ相当教育ヲ施シ度キ目的ヲ以テ別紙順序ノ通り中之条尋常高等小学校中之条町々舎ニ於テ子守教育開始候條、各父兄ヲシテ其子守ヲ出席セシメ候様、御区内一般人民ニ對シ精々御誘ヒ、幸ニ好結果ヲ得候様、御尽力相成度此如及御依頼候也

註 三十四年十二月九日 群馬県知事ヨリ認可サル。

(中之条町役場蔵)

事ト教育普及ノ為メ慶賀ノ至リニ堪ヘズ候。子守教育ナルモノハ過日モ申上ゲ候通り、独リ子守其者ノ智徳啓発ヲ計ルノミナラズ、併セテ乳児保育ノ心得等ヲモ教授スルヲ以テ、父兄ガ其愛兒ヲ託スルニ於テ甚ダ安然ナレバ一挙兩得ノ好事業ト被存候。幸ニ教育ノ為益々御賛助相願ヒ度、就テハ第二回ハ米ル二十五日(月曜日)午後貳時授業相始メ、以後毎週月曜日ニハ必ず実行候条、第一回入学シタル子守ハ勿論、其他ノ子守兒童モ統々入学候様、此際然ル可ク御勧誘相成度、子守教育開始ノ景況御報告旁ラ、右重ネテ御依頼ニ及ビ候也。

追テ尚過日御依頼申上候女子高等小学校補習科ノ義モ許可次第、直ニ授業開始ノ計画ニ候条、入学希望者は又統々有之様、予メ御勧誘被成下度、此段併セテ及御依頼候也

明治参拾四年拾壹月拾九日

町役場ニ於テ

木 暮 茂八郎  
柳 田 阿三郎

第九区長殿

(中之条町 二宮映夫殿)

宅 明治二・三十年代之中之条町教育関係文書

丙第八〇号

明治三十一年五月廿八日発送

助役 柳田阿三郎

(一) 教員ノ学校外教授ニツイテノ注意

其学校教員中自宅ニ於テ二三ノ生徒ニ対シ特ニ或ル学科ヲ教授スルモノ有之哉ノ趣、相聞候処、右ハ己ニ本県ヨリ内訓ヲ以テ差止メラレタルモノニ有之候条、事実果シテ然ルニ於テハ不都合之儀ニ付、自今右様ノ事無之様注意セラル可シ

町 長 名

一場訓導宛

学第七一号 郡長から役場への文書

(二) 学校設備ニオケル衛生管理上ノ注意

小学校ノ設備ノ適否ハ学校衛生ニ重大ノ関係ヲ有スルモノニシテ随テ兒童ノ発達ニ影響ヲ及ボスヤ尠キニアラザルヲ以テ普通教育ノ進歩改良上決シテ軽々ニ観過スベカラザルモノナリ。然ルニ今日ノ各学校ニ於テハ其設備ノ完全ナルモノ極テ尠ク新築改築ト称スル小学校ニ於テスラモ尚衛生上ノ欠点ナキニアラズ。随テ教授上管理上ニ於テモ勞多クシテ効勤キモ亦天明カナラン。是等ノ欠点ハ管理者及教員ノ注意如何ニ依リ同一ノ費用又ハ却テ少キ費用若クハ僅ニ多キ費用ヲ以テ十分ナル好結果ヲ取ムル事敢テ難キニアラザル可シ。今郡内小学校ニ通シタル欠点ノ主ナルモノヲ左ニ列記セリ。就テ参考ニ供スルハ勿論尚学校個々ニ就テ深ク研究ヲ加ヘ従来ノ校舍器具ニ向テハ速ニ改良修繕ヲ完了シ自今新築改築修繕若クハ器具新調等ノ場合ニ当テハ、此点ニ付十分ニ注意セ

ラル可シ

明治卅一年一月廿二日

吾妻郡長 石川 泰三

町村長殿

記

一 教室ノ形状適當ナラザル事

一 空氣ノ供給十分ナラザル事

一 光線不足ナル事

内訓第四号

(三) 学校職員ノ選挙ニ関係スベカラズノ注意

高等小学校教員 尋常高等小学校教員

尋常小学校教員

学校職員ノ職ヲ帶ブル者ハ其身固有ノ選挙權ヲ行フノ外、他人ノ為メ直接間接トヲ問ハズ選挙ノ競争ニ関係スベカラザルハ勿論ノ義ニ付、今回県會議員選挙ニ際シ其競争ヲ補助誘導スル等ノ事有之候テハ職務上甚ダ不都合ノ義付注意セラルベシ

明治二十三年九月十五日

吾妻郡長 辻 鉦三郎

(四) 就学督責ニ関スル件

一 学令調査簿ノ整理

学令調査簿ノ整理ニ関シテハ予テ訓示ノ次第モ有之候。町村ニ

於テモ整理ヲ為シタル管ナルモ昨年本郡吏員巡視調査スル処ニ

ヨレバ稍完全ニ近キモノ僅々一二町村ニ過キズ。コレ就学督責

上一大欠点ナリトス。依テ此際一層之ガ整理ヲ計画スベシ。今

ニ主要ノ点ヲ掲グ

一 戸籍簿及入寄留簿ノ学令者ト学令調査簿ノ人員ト符合セシム

ルコト

一 学籍簿ノ現在生徒ト学令調査簿ノ就学者引統キ就学ノモノト

符合セシムルコト

一 不就学者ハ洩レ無ク相当手続ヲ為サシムルコト

学令児童ニシテ学ニ就ク能ハザル者ニハ猶予又ハ免除ノ手続

ヲ為サシメ調査簿ヲ整理スベキ管ナルニ實際ニ各町村ノ状況

ヲ見ルトキハ就学トモ猶予トモ免除トモ定ラザル者甚ダ多

シ。コレ就学督責ノ実拳ラザルニヨル爾今充分ナル注意ヲ加

ヘスル不都合ナカラシムルヲ要ス

一 調査簿ニ記載誤リヲ訂正スベキコト

(中之条町役場蔵)

## 第六節 社会生活

六 明治二十七年三月 原岩本上組禁戒条例

## 禁戒条例

## 総則

夫レ人間ノ必要ハ勉強ニ在リ。然レドモ是ヲ務ムルニ自ラ法度アリ、其一ニヲ拳グレバ第一謹遊、第二儉節、第三一致結合ヲ主トシ、以テ此ニ左ノ条例ヲ設ク

## 第一項 謹遊会

第一条 該会ハ第一謹遊ヲ旨トシ、以テ本組合ノ名称トシ、上組謹遊会ト名ヅク

第二条 本組合ニ幹事一名及取締四名ヲ置キ以テ該会ニ関スル事務ヲ監督ス可キ者トス但シ本会監督者ハ一年毎ニ改選スル者也

第三条 本会員ハ監督者ノ命令ヲ遵奉ス可キ者トス。然レドモ監督員ニ於テ不都合ノアル時ハ各自總會ノ上之ヲ処断ス

第四条 賭勝負等ハ各自之ニ望ム可カラズ

第五条 年内祭日ハ勿論臨時祭日ト雖モ各自分業ヲ止メ休息ス可

キ者トス

但シ農業繁忙ノ際、故ナク事業ニ怠ル者ハ監督者ヨリ之ヲ責督ス可キ者ナリ

第六条 故ナク他人ノ業務ヲ妨ク者ハ、監督者ヨリ之ヲ責督ス可キ者トス。尚ホ止マサルトキハ衆議判決ニ由ル

第七条 夫役或ハ衆合等ノ場合ニ於テ無断欠席シタル者ハ、監督者其事実探索ノ上、之ヲ処置ス可キ者トス。但シ初回之ヲ説督シ尚ホ止マザルトキハ各自衆議ニ由リ処分ス可キ者ナリ

第八条 前条ニ違背シ監督者ノ命令ヲ受クルト雖モ敢テ遵ハザル者ハ、衆議判決ニ由ル

## 第二項 儉節会

第一条 本会ハ儉節ヲ旨トシ以テ該組合ノ名称ヲ附シ上組儉節会ト名ヅク

第二条 第一項ニ同ジ

第三条 第一項ニ同ジ

第四条 他ヨリ寄附等乞フ者アル時ハ、成ル可ク減少ナルヲ要ス又乞食、物賈、押売商人等ハ断然之ニ応ズ可カラズ。但シ止ムヲ得ザル者ハ之ノ限ニ非ラズ

第五条 野嵐ヲナス者ハ監督者ニ於テ説督ヲナシ、再三止マザルトキハ其顔面ニ墨汁ヲ以テ大丸ヲ画ク者トス、尚ホ止マザルトキハ衆議判決ニ由ル

第六条 第一項八条ニ同ジ

## 第三項 一致結合法

第一条 本会ハ一致結合ヲ旨トシ以テ本組合ノ名称ヲ附シ、上組  
一致結合法ト名ヅク

第二条 第一項ニ同ジ

第三条 第一項ニ同ジ

第四条 本組合ニ於テ臨時毎戸言次（ゆいつぎ）ヲナストキハ、  
各自怠ル可カラズ、若右ノ場合ニ於テ違背スルトキハ衆議判決  
ニ由ル

第五条 本村内祭典或ハ諸興行等ノ場合ニ於テ、各自必要ノ金銭  
ヲ要スルトキハ監督者之ヲ整理ス可キ者トス

第六条 第一項及二項三項ノ条例ト雖モ一致結合ヲ害スト認ムル  
トキハ、各自衆合判決ノ上之ヲ廃棄スルモ妨ナシ

第七条 臨機応変他ヨリ本組合妨害アル時ハ各自協合ノ上之ヲ処  
置ス可キ者也

依テ連印左之如シ

伊參村大字原岩本上組（三十三名連印）

（岩本 神保彦憲藏）

### 第三章

## 大 正 期





# 貨物自動車

大正13年頃の貨物自動車

## 第一節 行 財 政

### 九 大正四年 伊参村事務報告(抄)

一、村治續ノ概要 數年来難問題トシテ村民憂慮ノ内ニアリシ部落有財産統一ノ件モ、二月全部村基本財産ニ統一セララルヲ見タルハ、村基本財産利殖上誠ニ慶賀スベキ現象ナリトス。

村有林(大字五反田字嵩山四七〇三ノ一、総面積八町步余)御即位大礼記念事業トシテ計画シタル造林経営事業ハ四月ソノ実施ニ着手スルニ至レリ。

十一月 今上陛下御即位ノ際、礼ヲ行ハセ給フニ当リ村民相集ヒ謹ンデ奉祝式ヲ举行シ、以テ皇祚ノ無窮ヲ祈リ奉リタルハ国民トシテ決シテ忘ルベカラザル事ナリトス。

一、村会ノ状況 村会開会スルコト五回、会議日數拾一日ヲ要シタリ。會議ハ最モ平穩ニシテ議員ヨク出勤シ、此間ニ於テ議員二、三名病氣又ハ事故ノタメ欠席シタルモノアルノミナリ。提出案件ハ伊参村基本財産蓄積条例、改正条例、同小学校基本財産蓄積条例、村税賦課徴収ニ関スル規定、大正四年度伊参村歳入出入予

算、同年度村税賦課率、同伊参村歳入歳出決算等、外六件、寄附金受入ノ件四件、収入役代理選定ノ件二件、伊参村歳入歳出追加更生予算三件ニシテ、議事進行上何等支障ナク皆満場一致ヲ以テ可決セラレタリ。村会ノ状況カクノ如クナリタルハ密ニ本年ノミナラズ、此ノ平穩ノ状況ニナリタルハ數年来変ラザル所ニシテ議員ハ忠実ニ村政ヲ顧慮シ深ク村当局者ヲ信ジ輯睦協賛シタルモノトス。又村会ノ決議事項ハ其ノ都度告示シ、ソノ概況ヲ村民ニ周知普及セシムルモノトス。

一、議事關係 三月二十五日 衆議院議員選挙ヲ行フ。四月六日 学務委員満期ニ付村会ニ於テ選挙ス。当選者 関惣太郎・齋藤五平・原沢賢作、四月廿日 収入役代理者ヲ村会ニテ選任ス、五月廿七日 村長選挙ヲ村会ニテ行フ。又伝染病予防委員ヲ村会ニテ選挙ス。四人、五月廿八日 収入役代理者ヲ村会ニテ選任ス。六月十九日 村會議員唐沢奎平死亡ス。九月七日 郡會議員補欠選挙ヲ行フ。当選者 森田鹿蔵。九月廿五日 県會議員選挙、十月七日 郡會議員選挙ヲ行フ。当選者 富沢元吉、十月十九日 村會議員(富沢元吉事故ニ依リ辞职ス)

選挙有権者調(大正四年拾貳月卅一日現在)

衆議院議員 八八人

県會議員 二一〇人

郡會議員 二一一人

村 会 議 員 三六〇人

一、衛生ノ狀況 衛生ノ設備ハ村医兼学校医ヲ置キ、又衛生組合ヲ督励シ、春秋二季ハ勿論、臨時ノ清潔法ヲ年一回若クハ数回執行シ、又郡医師会主催ノ衛生講話会ヲ開催、生徒壯丁ノトラホーム患者ノ検診治療ヲ励行ス。伝染病予防委員ヲ大字毎ニ一名宛置キ、衛生組合ヲ各大字ニ分チ、組合長副組合長及ビ委員ヲ置キ、衛生上ノ注意、伝染病患者ノ予防救治ニ留意セシム。本年ハデフテリヤ患者八名、他病発生ナシ。

死亡者病名別調査

急性脳膜炎	八人	心臟麻痺	四人
老 衰	一三人	腦 卒 中	一人
急性慢性腸カタル	一〇人	肺 結 核	二人
慢性胃カタル	一人	慢性氣管支炎	五人
腦 溢 血	三人	哺乳不全症	三人
カタル性肺炎	一人	慢性胃潰瘍	一人
慢性腎炎	一人	恐 水 病	一人
栄養不良	二人	腦 栓 塞	一人
背 髓 炎	二人	先天虚弱	一人
慢性子宮炎及子宮出血	二人	感 冒	一人
チスブベニー	二人	ジフテリヤ	一人
その他病名不詳	五人		

土木工事ノ狀況 村費負担ニ属スル道路橋梁ノ内、大字蟻川地内ヨリ中之条町ニ至ル道路及ビ広前橋改修工事ハ郡補助ヲ得テ予定ノ如ク其工事ヲ峻成シ、其他ノ幹線ノ修繕工事並ニ常時ノ保護法ハ各部落団体ヲシテ受持区域ヲ定メ公共事業ノ補助ノ目的ヲ以テ熱心ニ之ガ掃除修理ニ勉メシムルヲ以テ荒廃ヲ来スガ如キコトナシ。

一、戸籍關係(略) 一兵事關係(略)

一、稅務及ビ會計ノ大要

稅務 諸稅徵収ニアリテハ明治四十五年四月以來、国県稅ハ勿論、村稅ニ至ル迄、一人ノ滞納者ナク、依テ本年ハ東京稅務監督局長ヨリ表彰ヲ受ケタリ。是レ実ハ納稅觀念ノ一般村民ニ徹底セシ結果ニ外ナラズ。

一、勸業ノ狀況 本村ハ山間ナレバ勸業ノ發達ハ遅々タルモノニシテ米麦ノ消費ハ不足シ年々他町村ヨリ供給仰ギツツアルハ遺憾トスル所ナリ。依テ本村当局者ハ憂慮シ之ガ満足ヲ計ルハ本村經濟上最モ急務中ノ急務ニシテ彼岸ニ達スルハ殖産ノ拡張ニアリト信ジ、陸稻ノ栽培ハ旧時ハ不適地ト唱道シ、剩ヘ今ダ栽培方法ヲ究メズシテ無意味ニ栽培シタルニヨリ不結果ヲ生ジタルモノニシテ近時之ガ栽培ニ付考究シタル結果、漸ク曙光ヲ認メタルニ付、年々増加セシ事ヲ予期ス。(以下略)

(中之条町役場藏)

108 大正十二年 蟻川協議会決議録（抄）

大正十一年九月十四日協議会開催之席順左ノ如ク決定セリ

- 一、富沢新作、二、綿貫宇十郎、三、須藤善蔵、四、小淵儀市、五、原沢安一郎、六、山崎金作、七、山崎嘉二郎、八、小池喜作、九、齋藤冬四郎、一〇、篠原貫蔵、一一、綿貫嘉重、一二、綿貫菊蔵、一三、小池松次郎、一四、須郷賀重、一五、綿貫益太郎、一六、蟻川重郎平、一七、原沢賢作、一八、篠原新七、一九、蟻川貞十郎、二〇、綿貫鯛重郎

以上

同日氏子総代ノ選挙ヲナシ左ノ四名当選セリ

- 一、綿貫宇重郎・蟻川貞十郎・原沢賢作  
相談ヲ為シタルモ雨天ノ為出席少数ナルモ左ノ通り相談ヲ為シタリ。

- 一、本橋梁ノ経費ハ一戸凡ソ金四十錢位寄附ニテ為スコト、此ノ金ハ四月末日迄ニ取立ノ事

以上

大正十三年四月十七日午後一時協議会ヲ開キ左ノ諸件ヲ決議ス。

- 一、一村治ニ関スル規約中第二条ノ男女ノ二字ヲ削リ者ハ訂正ス
- 一、第三条ノ男子ヲ住民ト訂正ス。
- 一、第六条ノ三月ヲ四月ト訂正ス。
- 一、協議会議員選挙ハ四月廿一日午前七時ヨリ同十一時迄ニ行ヘリ。

一、立合人ヲ左ノ如ク指名セリ。

- 綿貫益太郎・綿貫嘉重・齋藤冬四郎・山崎金作・小池松次郎・蟻川貞十郎・篠原貫蔵

一、戸主会総会ヲ四月廿一日ニ開催シ雑務掛トシテ納税総代人ヲ依頼セリ。

大正十二年五月廿二日決定セル山世話人左ノ如シ

- 綿貫嘉重・齋藤冬四郎・小池喜作・原沢安一郎・須藤善蔵・篠原新七、第一区ハ綿貫宇十郎ナルモ都合上事務ハ取扱ハザル事

以上

大正十三年四月廿一日事務所ニ於テ協議会議員ノ選挙ヲ行ヒ其結果左ノ如シ

- 一、綿貫益太郎・綿貫鯛重郎・綿貫宇十郎
  - 二、綿貫嘉重・綿貫菊蔵・小淵儀市
  - 三、齋藤冬四郎・須郷賀重
  - 四、山崎金作・小池喜作
  - 五、小池松次郎・小池久次郎・富沢新作
  - 六、蟻川貞十郎・蟻川重郎平・蟻川音吉
  - 七、山崎嘉太郎・篠原新七・篠原貫蔵
- 午後一時ヨリ講演会ヲ開キ、郡衙ヨリ小坂橋主事来ル。大正十三年四月廿九日午後七時協議会ヲ開キ役員選挙ヲ行フ。其ノ結果左ノ如シ。

会長 綿貫宇十郎、副会長 蟻川貞十郎当選セリ。

一、共有林ノ畦界ヲ定メ、五月六日前八時ニ協議員全員出場スル事ニ決ス。

大正十四年四月廿一日協議会ヲ開キ左ノ件ヲ決議ス。

一、八月廿八日村會議員選舉ニ付予選投票ハ有権者ニ限ル事。

一、予選投票ハ廿五日午前九時ヨリ后四時迄トス。

一、代理ハ置カザル事。

一、立会人ハ区长ト外ニ各区ヨリ一名ヲ出ス事。其ノ人名左ノ如シ

一、綿貫鯛十郎・綿貫菊蔵・斎藤冬四郎・小池喜作・小池松次郎

・蟻川音吉・山崎嘉太郎

但シ投票者ハ印形持參ノ事。

一、戸主會總會ハ五月三日午前八時開始ノ事

一、山林世話人及道路世話人ハ五月三日ニ為ス事

以上

五月三日

本日戸主會總會ヲ開キ后一時終了ス。

一、衛生役員ノ選舉ヲ為シ、其ノ人名左ノ如シ。

一、部長 小池松次郎、副部長 綿貫鯛十郎

代議員 綿貫菊蔵・須郷嘉重・山崎久吉・須藤春蔵・篠原貫蔵

一、山世話人名左ノ如シ。

綿貫鯛十郎・綿貫 角蔵・斎藤冬四郎・山崎 金作

小池春之助・須藤 春蔵・篠原 新七

一、道路世話人ハ左ノ如シ。

綿貫鯛十郎・小淵 儀市・斎藤冬四郎・山崎 米吉  
小池松次郎・蟻川 音吉・篠原 貫蔵

以上

十二月六日

本日協議会ヲ開催シ左ノ件ヲ決議ス。

一、村社熊野神社ノ屋根修繕ヲ為スコト。

一、一戸当リ萱一駄、繩五押、鉾三本ヲ出ス事。

一、屋根屋ト交渉スル人ハ綿貫菊蔵・須郷嘉重・小池松次郎・塩原秋次ノ四人トス。

一、道路普請熊野神社前ヨリ割石迄ノ間トシ、其時期ハ小池松次郎ヨリ通知スル事。

一、道路普請熊野神社前ヨリ割石迄ノ間トシ、其時期ハ小池松次郎ヨリ通知スル事。

一、道路普請熊野神社前ヨリ割石迄ノ間トシ、其時期ハ小池松次郎ヨリ通知スル事。

以上

大正十五年三月廿八日協議会ヲ開催シ、左ノ件ヲ議決ス。

一、氏子總代ノ選舉ヲ為シ左記ノ者當選セリ。

綿貫字十郎・山崎嘉太郎・小池松次郎・蟻川 音吉

四月九日

本日午后七時協議会ヲ開キ左記ノ通り決定セリ。

一、学校庭前工事ノ件

来ル十一月ヨリ開始シ七区ヨリ始メ一戸二日ノ予定ナリ。

一、小池松次郎君ノ日当ハ會長收入役ニ一任セラレタリ。

一、共有金ノミ農事組合ト貸附ノ件ハ宿題トシテ考窮スル事(免)

一、野田ノ道路ハ調査ノ上出金スル事。

一、協議會議員ノ選挙ハ十七日午前九時ニ始メ、後三時終了セシ  
メル事。

一、総会ハ本月廿五日ニ決定セリ。

一、同日迄ニ会費一戸ニ付金五拾銭徴収ニテ払込ム事。

一、選挙立会人ハ三区長及綿貫綱十郎・綿貫嘉重・斎藤冬四郎・

山崎金作・原沢安一郎・蟻川音吉・山崎嘉太郎君ト決定セリ。

以上

四月十七日

本日協議會議員ノ選挙ヲ行ヘ左記ノ通り当選セリ。

篠原 貫藏・綿貫綱十郎・綿貫 菊藏・原沢安一郎

須郷 賀重・綿貫 嘉重・綿貫宇十郎・小池久次郎

蟻川 音吉・小池 喜作・蟻川吉郎次・小池松次郎

富沢 新作・須藤 春藏・篠原 新七・山崎嘉太郎

山崎 金作・小淵 儀市・斎藤冬四郎・綿貫益太郎

以上

(蟻川区有文書)

101 伊参村大字蟻川村村治ニ関スル規約

第一条 本規約ハ大字蟻川村ニ関スル公共事業及ビ村ト個人ニ関  
スル事件ハ総テ此ノ規約ニ従ヒ処理スルモノトス

第二条 本村内ニ三年以上一戸ヲ構ヘ住居スル男女ハ総テ住民ト

シ大字ノ負担ヲ分担シ義務ヲ有ス

第三条 本規約ニ依ル男子ハ選挙ニ参与シ役員ニ選挙セラルルノ  
権利アルモノトス。  
但シ被選挙権ハ戸主非戸主ヲ問ハズ満二十年以上ノ男子ニシ  
テ一戸一人ニ限ルモノトス。

第四条 本村ノ役員ハ左ノ理由アルニアラザレバ其職ヲ拒辞シ又  
ハ任期中退職スル事ヲ得ズ。

一、年令六十年以上ノモノ

二、疾病ニ罹リ其任ニ堪ヘザルモノ

三、営業上又ハ官職上其任ニ堪ヘザルモノ

四、其他協議会ニ於テ正当ノ理由アリト認ムルモノ

第五条 協議會議員ハ本村ノ住民中ヨリ選挙ス。其協議員ノ定員  
ハ二十名トス。

但シ第一区三名 第二区三名 第三区二名 第四区二名

第五区四名 第六区三名 第七区三名

第六条 協議會議員ハ名譽職トス其任期ハ二ヶ年トシ改選期ハ三  
月之ヲ選挙ス。退任議員ハ再選スルコトヲ得ル。

第七条 議員中欠員アル場合ト雖モ定員ノ三分ノ一欠員セザル迄  
ハ補欠選挙ヲ行ハズ但シ一区ニ一名モアラザル時ハ直チニ補欠  
選挙ヲ行フベシ。補欠議員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノ  
トス

第八条 選挙ハ総理掛長トナリ之ヲ行フ

若シ総理事故アルトキハ副総理之ヲ代リ副総理差支アルトキハ協議会議員中ノ年長者掛長トナリ其ノ事務ヲ処理ス。

第九条 選挙掛ハ名譽職トシ総理ニ於テ各区ヨリ一名ヅツ立会人ヲ選任シ会場ノ取締ニ任ズ。

第十条 選挙ヲ執行スルトキハ総理ハ選挙ノ場所、日時ヲ定メ選挙スベキ議員ノ数ヲ各区ニ分ケ三日前ニ区长ニ通知スベシ。

第十一条ノ第十八条 省略

第十九条 協議会ハ本規約ニ依リ役員ノ選挙ヲ行フベシ。

第二十条 協議会ハ本村ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ総理ノ報告ヲ請求シ収入支出ノ正否ヲ監査スル権利ヲ有ス。

第二十一条 本村ニ対シ上司ヨリ諮問アルトキハ協議会意見ヲ陳述スベシ。

第二十二条 協議会ハ総理ヲ以テ議長トス。若シ総理故障アルトキハ其代理人ヲ以テ之ニ充ツ。

第二十三条 協議会ハ会議ノ必要アル毎ニ総理之ヲ招集ス。若シ議員四分ノ一以上ノ請求アルトキハ必ス之ヲ招集ス。

但シ協議会ノ決議ヲ以テ予メ会議日ヲ定ムルモ妨ナシ。

第二十四条 協議会ハ議員半数以上出席スルニアラザレバ会議ヲ一開ク事ヲ得ズ。但シ同一議事ニ付キ招集再開ニ至ルモ議員猶半数ニ満たザル時ハ此ノ限りニアラズ。

第二十五条 協議会ニ於テ役員ノ選挙ヲ行フ時ハ一名毎ニ匿名投票ヲ以テ之ヲ為シ有効投票ノ多数ヲ得ル者ヲ以テ當選者トス。

若シ同数アルトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム。

第二十六条ノ第二十八条 省略

第二十九条 本村ニ左ノ役員ヲ置ク。  
一 総理一名。一 副総理一名。一 会議書記一名。

第三十条 前条役員ノ任期ハ二ケ年トシ、第十三条乃至第十六条ニ依テ行フベシ。

第三十一条 総理、副総理ハ総テ名譽職トス。協議会ノ決議ヲ經テ相当ノ報酬ヲ受クルコトヲ得。

第三十二条 総理ハ本村ヲ統轄シ及役員ノ監督ヲ為ス、副総理ハ総理ヲ補佐ス。

第三十三条 本村住民ニシテ此ノ規約ニ違反シ再三注意スルモ改メサルモノハ協議会ノ決議ニヨリ之ヲ処分スルモノトス。

第三十四条 議員役員ニシテ本規約ニ違反又ハ役員トシテ村ノ体面ヲ汚損スルカ如キ行為アリタルモノハ協議会ノ決議ニ依リ除名スルモノトス。

第三十五条 本規約ハ協議会ノ議決ヲ經サレバ変更スル事ヲ得ズ。

附則

第三十六条 本規約ハ明治四十五年四月三十日ヨリ之ヲ施行ス。

第三十七条 本規約ヲ遵奉スル為メ左ニ署名捺印スルモノ也。

(蠟川区有文書)

103 大正十一年 町税賦課改正につき請願書

町長宛

中之条町各区有志町民

大正十一年度県税戸数割及之が附加町税法改正ニ依リ県財政膨脹ニ伴フ各自負担ノ増加ハ止ムヲ得ザル所ナルガ、本町ノ賦課方法ヲ窺フニ其根本タル所得額並資産状況ノ見立割ハ何等抛ル所ナク老幼不具者ノ控除スベキモノハ、或ハ除キタルアリ或ハ顧ミザルアリ、擅ニ認定シ朋党相助ケ情実ニ依リテ算加シタル痕跡歴然タルアリトス。一例ヲ挙ゲレバ本年ノ賦課ニ於テハ一戸平均額一円五拾銭弱ノ増加アルベキニ本町会議員ノ半数ハ昨十年度ト比較シテ明ラカニ其負担ヲ激減シタリ。此ノ何ノ理由ニ因ツタカ。特ニ山林伐採所得並ニ銀行合併ニ依ル賞与金所得ノ巨額ニ對シテ厘毛ヲ加算セズ。此朋党間ノ減額シタル加率ヲ直ニ移シテ多数ナル筋肉労働者ト俸給生活者所謂無産階級ニ加ヘタリ。之レ公職ニ在リテ其決議権ヲ特ミ資産階級就中其朋党ヲ利シタリト云フモ焉ゾ誣言タランヤ。吾々ハ敢テ納税ヲ厭ヒ公民ノ權利ヲ放棄スルノ徒ニアラズ。其朋党相倚リ資産者ノ無産者ヲ圧迫スル甚ダシキニ忍ブ能ハザルナリ。今ヤ思想悪化ノ傾向ハ上下等シク深憂スル所ナラズヤ。此際斯ル失当不公平ナル賦課ヲ施スニ於テハ人心ノ不安何ヲ以テ鎮定スルヲ得ベキ。多年自治ノ善美ヲ以テ誇リタル吾ガ中之条町ノ名譽ハ為ニ汚損セザラントスルモ豈得ベケンヤ。況ヤ堂々タル町会議員ニシテ車夫馬丁以下ノ戸数割ヲ納ムルモノアルニ

於テヲヤ。既ニ云ヘルガ如ク吾々ハ自己納額ノ減少ヲ求メ或ハ急納ノ惡風ヲ醸成セントスルモノニアラズ。苟ニ中之条町ノ名譽ノ為メ、人心ノ安定ノ為メ之ヲ再議シ至公至平ノ賦課ヲ施サレンコトヲ切望スルモノナリ。

冀クハ牧民ノ長タル貴職、吾々ノ衷情ヲ洞察セラレ速ニ本町町會ヲ開設シ右戸数割賦課改正ノ手統御執行相成度連署ヲ以テ此段謹テ請願候也

(中之条町有志)

請願書署名

佐藤代吉外二十九名(十一年八月十二日)

有沢作太郎外二十一名(八月二十一日)

篠原徳三郎外八名(八月二十一日)

高橋友八外十三名(八月二十一日)

原川国太郎外五十六名(八月二十一日)

(中之条町役場藏)

町長宛

104 大正十五年 中之条町役場事務報告(抄)

一自治権ノ拡張ニ際シ町村役場ニ於ケル行政事務ノ刷新ヲ図ルベキハ勿論、自治ノ振興上町村民ノ自治的自覚精神ノ涵養ニ力ムル施設ヲナスハ亦目下必要ノ事務ナリト信ズ。依テ本町ニ於テハ之ガ一方法トシテ自治懇談会ナル名称ヲ付シ部落毎ニ集會ヲ開催シ、吏員小学校職員等巡回出席シテ町勢ノ一斑、法規ノ周知或ハ協議懇談ヲナシ以テ町治ノ円満ヲ計ルコトトセリ。



一戸口

市 青 伊 西 中 城 山 勢 中 之 条	現 在 人 口		計	本 籍 人 口		計	戸 数
	男	女		男	女		
計	三、〇三八	三、二七二	六、三二〇	二、六六七	二、六八一	五、三四八	一、一〇三
中之条	一、〇三五	一、〇二五	二、〇六〇	七九六	八二〇	一、六一六	四一〇
西中之条	五五一	五七二	一、一二三	五四三	五八六	一、一二九	一八八
伊勢町	一、〇四〇	一、二七〇	二、三一〇	八八二	八三三	一、七一五	三八二
青山	一九三	一九一	三八四	二一五	二一一	四二六	五五
山城	二一九	二一四	四三三	二三一	二三二	四六二	六八

戸 数	明治一〇		明治二〇		明治三〇		明治四〇		大正六		大正一四	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	二、四九一	二、八九二	三、八二二	四、五四六	五、二二一	六、三三〇	五、二二一	六、三三〇	三、四三九	三、三三〇	一、〇三三	一、〇三三
男	一、二二六	一、四三〇	一、八九〇	二、二三二	二、六一六	三、〇八一	二、二三二	二、六一六	三、〇八一	三、〇八一	三、〇八一	三、〇八一
女	一、二六五	一、四六二	一、九三二	二、三二四	二、五九五	三、四三九	二、三二四	二、五九五	三、四三九	三、四三九	三、四三九	三、四三九
戸 数	五五八	五六九	八二五	八八八	九八一	一、〇三三	八八八	九八一	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三

一、議員選挙 大正十五年十月一日現在ノ旧法ニヨリ調整シタル

年令二十五歳以上ノ男子

県會議員選挙人名簿ニ登載人員ハ五四九人ニシテ前年ヨリ一人

本籍者 一、一八八人 寄留者 四五一一人

減、新法ニヨリ調整シタル人員ハ一、一二五人ナリ。

計 一、六三九人

新法ニヨル名簿調整ニツイテハ左ノ方法ニ依レリ。(1)公簿ヲ基

出寄留者 二一四人

礎トシテ調査セルモノ (2)各人ヨリ申告ノ形式ヲ以テ蒐集セシ

出寄留ノ手続ナク事實住居セザル者 一三一人

モノトヲ対照シ資格ヲ決定シ作成セリ。

町村制第七条但書該当者

五人

計	四九	一六	一八	一二	三	四九	九	員受
								數驗
								甲
								乙
								丙
								丁
								計
								員入
								數團

大正十五年壯丁身体検査

一、兵事

本籍中住居期間ノ不足セル者 三人  
 寄留者中事實住居セザル者 一〇一人  
 // 住居期間ノ不足セル者 五八人  
 // 本簿ニ公民権ヲ有スル者 二人  
 差 引 一、一二五人  
 一、町会 招集日数 一〇 開催日数 一二日 提出件数 五五件  
 受付戸簿 六二二件 寄留 七三三件  
 出生 二七一 養子縁組 二一 養子離縁 四  
 婚姻 七三 離 婚 四 死 亡 一二六  
 家督相続二七 廃家絶家 一 分 家 二一  
 隠 居 六

壯丁学力試験成績表

人員 四九、甲一六、乙一四、丙七、丁四 計四一  
 四九人中八人ハ中等学校以上ノ教育ニ受験セズ  
 在郷軍人調

中之条八〇、西中之条五四、伊勢町一一一、青山二三  
 市城 二八、計二九六

現役兵 中之条五(陸軍四、海軍一) 西中之条六(陸軍四、海

軍二) 伊勢町九(陸軍七、海軍二) 青山一(海軍一)

市城二(陸軍二)

計二十三人(陸軍一七、海軍六)

一、出稼人員數

出稼先	男	女	計	出稼先	男	女	計
埼玉県	七	一五	二二	新潟県	一	三	四
福島県	一	二	三	岐阜県	一	〇	一
千葉県	一	二	三	兵庫県	二	〇	二
神奈川県	七	六	一三	福岡県	一	一	二
茨城県	四	四	八	青森県	一	〇	一
東京府	二五	六八	一八三	北海道	四	二	六
長野県	二	四	六	計	一五七	二二二	三六九

一、荷物の輸出入

輸入 五二九九、八二六貫(輸入品中当地消費ノモノ一一三〇、

一三四貫

輸出 四一六九、六九二貫

一、人の出入

旅館ニ宿泊シタルモノ

一万四四四人

其他ニ宿泊シタルモノ

一万一、九一五人

当地居住者デ郡内旅行宿泊者

一万一、六二〇人

当地居住者デ日帰りノ者

一九万〇、五〇〇人

(中之条町役場蔵 昭和二年中之条町会會議録)

## 第二節 産業・経済

一〇四 大正七年 吾妻郡伊参村町村経済改良調査の村是

- 一、村誌ヲ作り村政ヲ一般民ニ悉知セシムルコト
- 二、毎年二回春秋報告ヲナスコト
- 三、自治研究会ヲ作り村ノ發展ヲ期スルコト
- 一、自治当局者及村内有志者ヲ以テ組織スルコト
- 二、村費ニ視察費ヲ置クコト
- 三、視察員ヲ模範ニ派遣スルコト
- 四、農閑ヲ利用シテ名士ヲ聘シ自治講話ヲナスコト
- 四、統計ヲ作ルコト
  - 一、青年会ニ委託シテ調査セシムルコト
  - 二、個人ニ係ル所得ハ絶対ニ秘密ニスルコト
  - 三、統計ハ時ニ一般民ニ周知セシムルコト
  - 五、教育ノ振興ヲ計ルコト
  - 六、社会政策ニ関スル件
- 一、戸主会ヲ設立シ戸主ノ思想ヲ発達セシムルコト
- 二、少年義勇団ヲ設立シ現代日本ノ要求スル処ニ応スルコト

七、農事ノ改良ヲ図ルコト

一、年中行事ヲ作り一般農家ニ配付シ時期ヲ誤タザル様ニ奨励スルコト

二、雇人ノ賃銀ヲ一定ニスルコト

三、農業休日ヲ一定スルコト

四、農産品評会ヲ開催スルコト

五、堆肥品評会ヲ開催スルコト

六、緑肥ノ栽培ヲ奨励スルコト

七、甘藷ノ栽培ヲ奨励スルコト

八、陸稲栽培ヲ奨励スルコト

八、桑園改良ニ関スル件

一、老衰桑園ヲ廃シテ苗木ヲ仕付又ハ接木ニヨリ改善スルコト

二、耕耘肥培ニ注意シ改善ヲ促スコト

三、桑園立毛品評会ヲ行フコト

九、蚕種ノ改良ヲ図ルコト

一、洗滌法ヲ周知セシメ之ヲ実行セシムルコト

二、貯蔵ヲ完全ニスルコト

三、各大字ニ共同飼育ヲ実行セシムルコト

一〇、副業ノ奨励ヲナスコト

一、各自林野一筆台帳ヲ備ヘ置クコト

二、雑木林ノ改良手入ヲ完全ニスルコト

一一、産馬奨励ヲ為シタメ左ノ事項ヲ行フコト

一、農家毎戸ニ必ズ牛馬一頭ヲ飼育セシムルコト

二、村内共同シテ成ル可ク低廉ナル交尾料ヲ払ヒ産駒及牝ノ生産ヲ多クセシムルコト

一二、家禽ヲ奨励スルコト

一三、基本財産ヲ造成スルコト

一四、経済思想ヲ發達セシムルコト

一、帳簿記載ヲ奨励シ経済ヲ明カニスルコト

二、年々早春年中行事ヲ作り一年中ノ耕種ヲ誤ラザルコト

(群馬県庁文書)

一五 大正十一年三月 養蚕組合設立に付補助申請と組合規約及び事業予算書

今般伊参村大字大道養蚕組合創立ニ付奨励金御下付相成度別紙通り関係書類相添此段及申請候也

大正拾壹年三月 群馬県吾妻郡伊参村大字大道一二七四

大道養蚕組合長 富 沢 武一郎 團

伊参村農会長殿

大道養蚕組合規約

第一条 本組合ハ養蚕改良発達ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ大道養蚕組合ト称ス

第一条 本組合ハ養蚕改良発達ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ大道養蚕組合ト称ス

第三条 本組合ノ区域ハ伊参村大字大道一円トス

第四条 本組合ノ事務所ハ吾妻郡伊参村大字大道一九番地ニ置ク

第五条 本組合ハ第一条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、蚕種ノ共同購入及保護 二、指導技術員ノ設置

三、稚蚕ノ共同飼育 四、養蚕技術ノ改善

五、桑園ノ改良整理 六、生産品ノ共同販売

七、講習講話其他蚕業ノ改善上必ナル事項

第六条 本組合ニ加入脱退セントスルモノハ組合長ノ承認ヲ受ク

可シ、加入セントスルモノニアリテハ前項ノ承認ト同時ニ加入

金五円ヲ納付スベシ

第七条 本組合ニ組長一名及幹事五名ヲ置ク

第八条 組合幹事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選挙シ、其任期ヲ一

ケ年トス。但シ再選ヲ妨ゲズ(以下略)

第九条 組長ハ組合一切ノ事務ヲ統べ組合ヲ代表ス。幹事ハ組長

ノ指揮ニヨリ各般ノ事務ニ従事ス

第十条 本組合ハ毎年一回通常總會ヲ開キ左記ノ事項ヲ決議ス

一、予算並ニ分賦収入方法 二、事業ノ執行方法

三、決算並ニ業務成績 四、其他重要ナル事項

第十一条 組長ニ於テ必要ト認ムルカ又ハ組合員三分ノ一以上ノ

請求アリタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十二条 總會ハ組合員三分ノ二以上出席スルニアラザレバ決議

スル事ヲ得ズ

出席者過半数ニ達シタルトキハ仮決議ヲナシ、其事項ニ付更ニ

組合員ニ通告シ、其三分ノ二以上ノ同意ヲ得タルトキハ其決議

ヲ有効トス

第十三条 總會ニ於テ議事録ヲ作り議長及組合員二名以上之ニ署

名捺印スル者トス

第十四条 本組合ノ経費ハ組合員ノ負担金補助金加入金及寄附金

ヲ以テ之ニ充テ、負担金ハ左ノ割合ヲ以テ賦課徴収ス

一、戸数割二割 二、掃立蟻量割三割 三、取繭高五割

第十五条 本組合ハ本組合員ノ不慮ノ災害ヲ救済スル為メ一定ノ

方法ヲ以テ積立金ヲナス

第十六条 組合員ニシテ本規約ハ總會ノ決議ニ違背シタル行為ヲ

リタルトキハ除名スル事アルベシ

第十七条 被除名者又ハ脱退者ハ組合財産ニ対スル権利ヲ喪フモ

ノトス

第十八条 解散及規約ノ変更ハ組合員ノ四分ノ三以上ノ同意アル

トキニ限り之ヲナスコトヲ得

七大正拾壹年度、大道養蚕組合ノ事業施設予定書

一、指導技術員囑託

二、桑苗及桑園肥料共同購入

三、養蚕講話開會

四、春蚕共同稚蚕飼育

五、蚕業視察員派遣

- 六、生産品の共同販売
- 七、秋蚕種製造地視察及同蚕種共同購入
- 八、共同桑園ノ増設
- 九、大正拾貳年掃立春蚕種共同購入
- 十、蚕具類ノ共同購入
- 十一、蚕室蚕具ノ消費

大道養蚕組合大正拾叁年組合事業予算書

収入之部

一金七百六拾五円也 予算高

支出之部

一金七百六拾五円 予算高

差引残金無し

収入之部

科 目	予 算 額	説 明
第一款 組合費	六〇〇、〇〇〇	式拾貳戸、老戸ニ付五円四拾五錢強
一戸 数割	一一〇、〇〇〇	
二掃立蠶量割	一八〇、〇〇〇	
三取繭高割	三〇〇、〇〇〇	掃立蠶量割三百六十匁一匁ニ対シ五拾錢強
第二款 補助金及寄附金	五五、〇〇〇	
		收繭高割一〇五〇匁、一貫ニ対シ式拾八錢強

支出之部

合 計	予 算 額	説 明
一 補助金及寄附金	五五、〇〇〇	郡及村農会並有志寄附金
第三款 財産ヨリ生ズル収入	一一〇、〇〇〇	
一 財産ヨリ生ズル収入	一一〇、〇〇〇	桑園ヨリ生ズル収入
合 計	七六五、〇〇〇	

科 目	予 算 額	説 明
第一款 事務所費	二〇、〇〇〇	事務所諸雜費
一 雜費	二〇、〇〇〇	
第二款 會議費	五、〇〇〇	總會ニ回分
一 總會費	五、〇〇〇	
二 役員會費	三、〇〇〇	役員會四回分
第三款 事業費	六四五、〇〇〇	
一 技術員費	三〇〇、〇〇〇	巡回教師一人分
二 桑園管理費	五〇、〇〇〇	
三 養蚕講話會費	一五、〇〇〇	桑園肥料及借地料
四 稚蚕飼育費	七〇、〇〇〇	
五 視察費	五〇、〇〇〇	視察年ニ一回分
六 桑園増設費	一〇〇、〇〇〇	
七 消毒費	六〇、〇〇〇	開墾及条苗及借地料
第四款 積立金	八〇、〇〇〇	
一 財産及救済資金	八〇、〇〇〇	消毒藥品購入
一 積立金	八〇、〇〇〇	
		組合員災害救済資金及基本財産積立金

第五款 予備費	一五、〇〇〇	予備費
一予備費	一五、〇〇〇	
合 計	七六五、〇〇〇	

(中之条町役場蔵)

一〇六 大正五年 吾妻郡東部荷馬車同業組合共済会規定

(表紙)  
吾妻郡東部 大正五年 月

荷馬車同業組合共済会規定

附役員名簿

吾妻郡東部 共済会申込之心得

吾妻郡東部荷馬車同業組合員共済会規定

第一条 組合員ノ共済ヲ行フ為メ本規定ヲ設ク

第二条 前条ノ目的ヲ達スル為メ毎月一人金五錢ノ払込ヲナスベシ

本払込金ハ脱会ノ場合ニ於テモ払戻ヲナサズ、一人ニシテ一台

以上ノ荷馬車ヲ使役スル場合ハ其台数ニ応シ本条ノ払込金ヲナスヘシ

第三条 共済ヲ行フ方法及贈与金額ヲ左ノ通り定ム

一、馬匹

(イ)馬匹ノ死亡 但シ負傷ニ依ルモノト病死ニ依ルモノトニ区

別ス

(ロ)馬匹ノ負傷 但シ全治ノ見込アルモノ及全ク使役ニ堪ヘサル程度ノモノトニ區別ス

二、組合員

死亡、廃業及病氣休業ノ場合

三、贈与金額ノ標準ハ三年以上、五年以上、十年以上トノ営業年限ニ區別ス

四、金額ハ三円以上十円以内トス

贈与金額ノ決定ハ評議員ニ於テ評決ス

五、其他評議員ニ於テ必要ト認メタルトキハ金錢或ハ物品ヲ購入シテ組合員外タリトモ贈与ヲナスコトヲ得、但シ此場合ニ於テハ會長ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス

第四条 六ヶ月以内ノ休業ハ營業ヲ継続セルモノト見做シ會費ノ

払込ヲナサシム

六ヶ月以上ニ亘リタルモノハ廢業ト見做ス

但シ別段ノ申出アリタルトキハ此限りニアラズ

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名 一、副會長 一名 一、評議員 四名

一、委員 四名

第六条 會長ハ本会一切ノ事務ヲ總覽ス

副會長ハ會長事故アルトキ之ヲ代理ス

評議員ハ本会ノ事務ヲ評議決定ス

委員ハ集金及一部地方ノ事務ヲ掌ル

第七条 役員ノ任期ハ満三ケ年トシ組合員ノ選挙ニヨル

第八条 本規定中改正ヲ要スル場合ハ總會ノ決議ニ依ル

第九条 第三条第三項ニ於ケル營業年限ニ関シテハ本規定設定前

ニ逆リ計算ス

第十条 従前同業者組合ノ貯蓄ニ係ル現在金 ハ此際之ヲ本

共済会ヘ其假讓渡スヘキモノトス

第十一条 現金ハ凡テ銀行ニ預入レテ之ヲ保管スヘキモノトス

第十二条 現金出納ノ責任ハ会長ニ属ス

第十三条 會員名簿及現金出納簿其他必要ナル帳簿ヲ備ヒ會員ヨ

リ閲覧ノ請求アリタル場合ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四条 会長ハ年二回必ス總會ヲ召集シ其会期間ニ於ケル會計

報告其他ノ事項ヲ議ニ付スヘシ

第十五条 本会ノ印章ヲ設ケタルトキハ会長之ヲ保管ス

第十六条 本会ノ設立期間ヲ向フ滿五ケ年トス

但シ尚存続ノ必要ヲ認メタル場合ハ總會ノ決議ヲ経テ之ヲ繼

続スルコトヲ得

附則

本規定ハ大正五年 月 日ヨリ実行ス

本会設立ノ際ニ限り会長ハ同業組合長ヲ以テ之ニ充ツ。

其他ノ役員ハ会長ノ指名スル所ニ依ル從テ其任期ハ次ノ会期マ

デトス

大正五年 月 日設立當時ノ役員

会長 蟻川 賢次郎

副会長 中島 金五郎

評議員 千島 善吉

同 橘田 伊助

同 小淵 定重

同 小沢 千代吉

委員 関 長十郎

同 塩谷 円次

同 小板橋 弁次郎

同 高山 市平

(中之条町役場蔵)

一〇七 大正十四年 中之条第十七区勤儉貯蓄実行組合規約

本区ニ居住スルモノハ本規約ニ掲ケタル事項ヲ了得シ、協力シテ之ガ実行ヲ期スルモノトス。

甲 実行要目

一、勤勞ヲ尚ヒ各自ノ業務ニ精勵スルコト

イ 力行組合等ノ設立ヲナスコト

ロ 勞力ノ經濟ニ工夫ヲ凝ラシ能率増進ニ意ヲ用フルコト

ハ 時間ヲ確守スルコト

二、社会公共ノ事業ニ貢獻スルコト



イ 道路水路ノ愛護ニ尽力スルコト

ロ 秩序ニ從ヒ推讓ヲ旨トスルコト

ハ 財力ノ余裕ヲ以テ社会ニ奉仕スルコト

ニ 衛生ニ関シ自發的ニ其ノ徹底ヲ期スルコト

ホ 個人ノ生活ヲ規律的ナラシムルコト

三、生活改善ヲ図ルコト

イ 冠婚葬祭ノ費用ヲ節スルコト

ロ 旧來ノ悪習ヲ矯正スルコト

ハ 國産品ヲ愛用スルコト

ニ 器具機械ノ愛用ト廢物利用トニ心懸ケルコト

ホ 民衆娯樂ノ改善ニ意ヲ用フルコト

ヘ 奢侈品ノ使用ヲ抑制スルコト

四、心分ノ貯蓄ヲナスコト

乙 実行細目

一、祝祭日ニハ毎戸必ス国旗ヲ掲揚シ祝意ヲ表スルコト

一、各家庭ニ於テハ毎朝必ス神仏ヲ礼拝スルコト

一、婚礼葬禮ノ饗応ハ質素ヲ旨トシ經理委員ト協議ノ上其ノ程度ヲ定メテ之ヲ行フコト(經理委員ニ関スル事項ハ別ニ之ヲ定ム)

協議上ノ参考ニ資センガ為饗応程度ノ標準ヲ示スト左ノ如シ

一、婚礼

(イ) 一等饗応

新客(一獻)ニ対シテハ三汁七菜以下トシ其他ノ客ニ対シ

テハ一汁三菜トスルコト

(ロ) 二等饗応

新客ニ対シテハ二汁五菜トシ其ノ他ノ客ニハ一汁三菜トスルコト

(ハ) 三等饗応

新客ニ対シテハ二汁三菜以下トシ其ノ他ノ客ニ対シテハ一汁二菜以下トスルコト

(ニ) 酒

特ニ制限セント雖モ強フベカラス尚盃ノ献酬ヲ為サザルコト

二、葬禮

(イ) 一等配膳 価額一円五十錢以内ノモノトスルコト

(ロ) 二等配膳 価額一円以内ノモノトスルコト

(ハ) 三等配膳 価額五十錢以内ノモノトスルコト

一、法事ノ饗応ハ酒ヲ用ヒサルヲ本体トス若シ用フル場合ハ婚礼ノ饗応ニ比準シテ制限スルコト

一、其ノ他ノ饗応ハ前各項ニ準シ質素ニスルコト

一、婚礼儀禮ノ葬式其ノ他ニ就キテハ左記ニヨルコト

1 婚礼

(イ) 従來ノ如キ華美ニ亘ル婦人ノ式服ハ特ニ新調ヲナサザルコト

ト (新調の場合ハ可成婦人礼服「白衿黒紋付丸帯」ヲ用フ  
ルコト)

(ロ) 結納金品ハ相互了解ノ許ニ質素ヲ旨トスルコト

2 葬礼

(イ) 旗ハ銘旗ニ止ムルコト

(ロ) 生造花ノ贈答ハ廃スルコト

(ハ) 棺飾装具ノ類ハ礼ヲ失セザル範圍ニ於テ質素ヲ旨トスルコト

ト

(ニ) 会葬者ハ其ノ礼ヲ失セサル限り服装其ノ他質素ヲ旨トスル

コト

(ホ) 村香代ハ施主ノミニ止メ年令十五歳以下ノ場合ハ香代ヲ遣

ハザルコト

但特別ノ場合ニハコノ限りニアラス

(ハ) 軍人其他公共的功勞アルモノニシテ別段ノ弔祭ヲナストキ

ハ其ノ都度協議ノ上特別ノ処置ヲナスモノトス

前項各号ハ当事者ニ於テ案ヲ具シ予メ経理委員ニ協議スルコト

一、兵士ノ送迎ハ左記ニ依ルコト

(イ) 出兵帰郷ノ際ハ神前ニ於テ敵前ナル報告式ヲ行フコト

(ロ) 兵士ノ送迎ハ最モ敵前ニ之ヲ行ヒ兵帰郷ノ祝ノ響応ハ之ヲ

質素ニスルコト

(ハ) 餞別ハ組員一同ヨリ一定ノ金員ヲ贈ルコト

(ニ) 帰郷ノ際ノ土産物ハ可成廃スルコト

(ホ) 送別会歓迎会ハ質素ニスルコト

一、衛生ニ関シテハ左記ニ注意スルコト

(イ) 衛生組合規約(同組合規約準則第七条)ノ事項ヲ勵行スル

コト

(ロ) 盃ノ献酬ヲ廃スルコト

(ハ) 酒煙草ヲ節スルコト

一、旧来ノ陋習ハ努メテ之ヲ打破シ左記ノ如キハ特ニ改善ヲ加フ

ルコト

(イ) 交通ノ妨ヲナスト認ムルモノ

(ロ) 脅迫的行為ヲ含ムト認ムルモノ

(ハ) 危険ヲ醸成スルト認ムルモノ

(ニ) 契約脚絆脱ノ方高威並ニ夜食

一、道路水路ノ愛護ニ付キテハ左記ニ依ルコト

(イ) 各担当区ヲ定メ掃除ヲ勵行スルコト

(ロ) 指導標ノ建設維持ニ努ムルコト

(ハ) 其ノ他道路「デー」ノ作業実行ニ努ムルコト

一、時間ノ勵行ニ関シテハ左記ニ依ルコト

(イ) 時計ヲ正確ナラシムルコト(随時時報又ハ郵便局ノ時計ニ

合スコト)

(ロ) 集合訪問其ノ他諸式典響応ノ時刻ハ予メ通知シ置キ互ニ確

守スルコト

(ハ) 取引約束ノ時間ヲ違ヘザルコト

(二)夜間ノ集会ハ十二時ヲ限リトスルコト

一、民衆娯楽ニシテ左ノ如キ点ハ之ヲ改善スルコト

(イ)衛生上有害ト認メラルヘキモノ

(ロ)風俗ヲ乱スト認メラルヘキモノ

一、戸主会

毎月十日午後九時開催シ本規約ノ実行ヲ期シ兼テ臨時事項ヲ処理ス。但シ六・八両月ハ休会ス。

本規約ノ実行ハ戊申詔書並ニ国民精神作興ニ関スル詔書ノ御趣意ニ副フモノニシテ一面各自ノ福祉ヲ増進セントスルモノナルガ故ニ之カ実行ニヨリ生スル余剰ハ必ス適當ナル方法ニヨリ貯蓄ヲナスモノトス。(貯金ニ関スル事項ハ別ニ之ヲ定ム)

中之条町第十七区勤儉貯蓄実行組貯金規約

第一条 勤儉貯蓄実行組員ハ本規約ニヨリ大正十四年ヨリ向フ五ヶ年間貯金ヲ為スモノトス

第二条 貯金ハ定期及臨時ノ二種トシ左ノ方法ニ依ル

一 定期貯金

組員ハ金拾銭以上毎月十日迄ニ貯金スルモノトス

一 臨時貯金

組員ハ左ノ區別ニヨリ其ノ行事ノ後十日以内ニ貯金スルモノトス。但三等饗応程度ヲ行フモノアリテハ經理委員ニ申出貯

金セザルコトヲ得

貯金額	區別		
	一 等 饗 応 ラ 行 フ 程 度 ノ 者	二 等 饗 応 ラ 行 フ	三 等 饗 応 程 度
婚 禮	十元以上	五元以上	一元以上
出 産	五元以上	一元以上	三十銭以上
葬 禮	八元以上	四元以上	五十銭以上
其他ノ祝事	三元以上	一元以上	五十銭以上

第三条 貯金ハ毎期日内ニ受持經理委員ニ差出スヘシ

第四条 經理委員ハ受持組員中期日内ニ出金セザルモノアルトキハ之ヲ督促シ悉皆取纏メ明細書ヲ添ヘ其ノ月末日限り經理部長ニ差出スモノトス

第五条 經理部長ニ於テ前条ノ貯金ヲ受領シタルトキハ各自通帳ニ金員ヲ添ヘ五日以内ニ中之条信用組合ニ送附シ預入ノ手續ヲナスモノトス

第六条 貯金通帳ハ經理部長ニ於テ保管シ毎年二回以上經理委員ノ査閲ヲ受クルモノトス。此ノ場合ニ於テハ組員ハ自己ノ通帳ヲ閲覽スルコトヲ得

第七条 經理部長ハ毎年一回二月迄ニ其ノ前年中ニ取扱ヒタル貯金預入金額ヲ計算シ貯蓄総額ヲ組員及部委員(町長)ニ報告スルモノトス

第八条 貯金ハ左ノ場合ノ外引出スコトヲ得ザルモノトス。但不動産若クハ有価証券等ノ購入ノ資金ニ充ツル場合ハ經理委員ノ承認ヲ經テ之ヲ引出スコトヲ得

一 不時ノ災害ニ罹リタル場合

一 他組ニ転出スル場合

一 其他経理委員ニ於テ不得已事項アリト認メタル場合

第九条 経理部長ハ貯金台帳ヲ備ヘ貯蓄金ノ増減ヲ明ニシ置キ組

員閱覽ヲ求ムル場合ハ何時ナリトモ之ニ応スヘキモノトス

第十条 貯金台帳及貯金整理ニ要スル諸用紙ノ実費ハ各組員ノ負

担トス

(伊勢町 木暮久弥蔵)

(一六) 大正拾四年上半期 中之条銀行營業報告書抄

株主總會

大正十四年一月廿五日第七期定時株主總會ヲ当行ニ開キ、同期間ニ於ケル庶務ノ要件ヲ報告シ營業報告書、貸借対照表、財産目錄及損益計算書ノ承認ヲ得、利益金分配案ノ決議ヲナシ、引統テ臨時株主總會ヲ開キ取締役桑原竹治郎、町田焯一、田村喜八、伊能八平、小泉文四郎ノ五氏任期満了ニ付改選ノ件ハ前任者何レモ再選重任シ、監査役一名補欠選挙ノ件ハ蟻川七郎次氏当選就任ス。

營業之景況

当期間ニ於ケル營業ノ景況ヲ略敘センニ、中央市場ニ於ケル金

融ノ硬塞ハ山間地方ニ波及シ、木材ハ外材ニ圧倒セラレテ殆ンド伐採サレズ、薪炭ノ価額亦低落シテ製炭業者ハ皆幾分ノ損失ヲ蒙リ生糸ノ輸出ハ順調ニ行ハレタレドモ原料不足ノ為メ繭ノ相場昂騰シテ採算面白カラズ、機業地ノ不振ハ国用糸ノ売行キナク金融円滑ヲ欠キ諸商況ニ活氣ナク人氣沈衰シテ到ル処不景氣ノ嘆声ヲ聞クニ至レリ。之ガ為メニ預金ハ漸次減退シ貸出ハ増加ノ傾向ヲ示シ資金ノ回収意ノ如クナラズ金融上相当ノ努力ヲ要シタリ。唯期末ニ至リ春繭ノ予想外ノ高値ヲ以テ取引サレタルト日本銀行ノ利下グラヲ為シタルハ此必迫セル財界ニ幾分ノ好果ヲ齎ス可キヲ信ズ。

当期間營業ノ日数百四十七日ニシテ「コレスボンデンス」先、現在百七十九ヶ所、前期ニ比シテ二ヶ所ヲ増セリ。今諸勘定ノ比較ヲ昨年同期ト試ミルニ諸貸金ニ於テ四厘ヲ増シ諸預リ金三分二厘、金銀勘定三厘ヲ減ジタリ。

金利ノ高低ハ貸出最高年一割五分、最低八分、日歩最高四銭、最低二銭七厘、預リ最高年七分、最低年六分五厘、日歩最高一銭四厘最低一銭ナリ。

(中之条町役場蔵)

(一六) 大正八年一月 株式会社吾妻興業銀行略誌

自序

本行ハ創立以來既ニ二十年業務稍々整ヒ基礎亦備ハレリ。而テ

其間若干ノ蹉跌ナキニ非ズト雖モ、社員ノ精勵ト大方諸彦ノ熱誠ナル援助ニ抛リ今日アルヲ鑑ル深ク感謝ニ堪エザル処ナリ。茲ニ二十週年ニ際リ既往及現在事蹟ノ一端ヲ舒シ、以テ略誌トス。希クハ将来考ノ資ニ共セラレン事ヲ一言以テ序文ニ代フ。

大正八年一月

株式会社吾妻興業銀行取締役頭取 木暮 茂八郎

吾妻興業銀行略誌

株式会社吾妻興業銀行ハ明治三十二年法律第四拾八号商法規定ニ基キ官ノ免許ヲ得テ設立センモノニシテ専ラ農商業ノ資金ヲ融和シ斯界ノ發達ヲ画ルニ努ムルヲ以テ目的トセリ。

沿革

吾郡ハ山間僻陬ニシテ由來行通不便、且ツ金融機關ノ設備不足ヲ告ゲ、時運ニ伴ハザル頗ル遺憾トスル処ナリ。茲ニ下名ノ氏相画リ明治三十三年七月二十日資本金五万円ヲ以テ銀行設立ノ議整ヒ、即日仮定款ヲ作成シ、各持株ヲ定メ広く募集ニ着手ス。

発起者氏名 (いろは順)

- 中 沢 喜惣次・柳 田 阿三郎・山 田 金伝次
  - 木 暮 茂八郎・木 暮 林 平・小坂橋 菱三郎
  - 小 板 橋藤平・小 池 徳十郎・平 田 宗三郎
- 明治三十三年八月十七日創立事務委員ヲ (柳田阿三郎・山田金伝次・小池徳十郎)ノ三名ト定ム。

同年十月二十八日滿株ニ付創立總會ヲ開キ木暮茂八郎座長席ニ着キ、商法第百三十四条ノ規定ニ抛リ株主中ヨリ田村喜八、白石実太郎ノ両氏ヲ検査役ヲ挙ゲ、発起人ヨリ提出ノ議案及關係書類ヲ調査セシム。

右了テ取締役及監査役ヲ選舉ス。

取締役 木暮 茂八郎 取締役 小池 徳十郎

取締役 柳 田 阿三郎 取締役 中 沢 喜惣次

取締役 山 田 金伝次

監査役 平 田 宗三郎 同 小坂橋 藤 平

小坂橋 菱三郎 以上當選就任

同 年十一月五日 設立認可ヲ大蔵大臣ニ臨請ス

同 月十三日 設立認可ヲ得タリ

同 月十七日 設立登記ヲ中之条区裁判所へ申請即日済了セリ

同 月同日 大蔵大臣へ營業開始届ヲ進達セリ

同 月二十日 山田金伝次ヲ取締役兼支配人ニ任用シ、吾妻郡中之条町大字伊勢町五拾番地ヲ開店ス

同 月二十日 支配人山田金伝次辭職ス

同 四十二年二月十日 支配人折田藤七就職ス

同 明治四十三年二月 敷地買収ニ付同所同大字八百八十六番地ト改ム

同 明治四十三年二月

同 明治四十三年二月

同 明治四十三年二月

同 明治四十三年二月

本行設立以来取締役監査役ニ歴任シタル諸氏及任期ヲ格別ニ示  
ス事、左記之如シ、而シテ頭取ハ創立以来木暮茂八郎就任ス

取締役在任期間

氏名	在任期間
木暮茂八郎	明治三十三年十月二十八日就任 明治三十三年十月二十八日就任 同 三十四年一月二十五日退任
小池徳十郎	明治三十三年十月二十八日就任 同 同 十二月十四日辞任 同 三十六年一月廿五日就任 同 三十八年七月卅一日辞任
柳田阿三郎	明治三十三年十月廿八日就任 大正七年十一月九日辞任
中沢喜惣次	明治三十三年十月廿八日就任 同四十四年一月廿五日退任
山田金伝次	明治卅九年一月廿八日就任
平田宗三郎	明治三十六年一月廿五日就任 同 三十八年一月廿五日退任
小坂橋藤平	明治四十二年一月廿五日就任
木暮林平	明治三十四年一月廿五日就任 同 三十六年一月廿五日退任 同 三十八年一月廿五日就任 同 四十二年一月廿五日退任
折田藤七	明治四十四年一月廿五日就任
劍持喜兵	明治四十四年一月廿五日就任

監査役在任期間

氏名	在任期間
平田宗三郎	明治卅三年十月廿八日就任 同 卅四年一月廿八日退任 同 卅七年一月廿五日就任 同 卅九年一月廿八日退任
小坂橋藤平	明治三十三年十月廿八日就任 同 三十六年一月廿五日退任 明治三十四年一月廿五日就任 同 四十二年一月廿五日退任
木暮林平	明治三十六年一月廿五日就任 同 三十七年一月廿五日就任
折田藤七	明治三十九年一月廿八日就任
永井佐一郎	明治四十三年一月廿五日就任 同 同 年一月廿九日辞任
桑原竹次郎	明治四十三年一月廿五日就任 同 四十四年一月廿五日退任
劍持喜兵	明治四十四年一月廿五日就任
伊能八平	資本金 当初五万円ニシテ一株五拾円壹千株四分一ノ払込金壹 万貳千五百円ヲ以テ明治三十三年十一月二十日營業ヲ開始ス。 明治三十五年十二月第二回金壹万貳千五百円払込 明治三十七年十二月第三回金壹万五千元払込 大正二年九月第四回金壹万円払込 大正六年四月第五回金壹万円払込

大正七年一月廿九日 資本金拾万円増資及存立期限ヲ設立ノ日  
ヨリ滿三十ヶ年ト改メ其他定款ヲ變更増補ス

大正七年二月十八日 資本金拾万円増加ノ件大蔵大臣へ臨請、  
同年三月十九日認可ヲ得ル

同年十月三十一日 増資金四分ノ一即チ金貳万五千元払込ヲナ  
ス

資本金總計拾五万円也(内金七万五千元払込済)

積立金 現在金壹万八千六百九拾四円、之レヲ種別スレバ法定  
金壹万六千円、特別金九百円滯貸準備金八百六拾五円、不動産償  
却準備

金九百貳拾九円也、更ニ期別スレバ左ノ如シ。(左記ヲ略ス)

預り金 現在金拾四万八千貳百七拾五円五拾五錢七厘、之レヲ

種別スレバ証書貸付金七万七千六百五拾六円九拾八錢四厘、当座預

金貸越金四万七千七百九拾八円參拾五錢六厘、割引手形金六万貳  
千五百八拾九円五拾錢ナリ。

預ケ金 現在金參万壹千九百七拾壹円九拾參錢ニシテ定期当座  
ノ二種ナリ。

(伊勢町 木暮久弥蔵)

收 入

三三〇円

御下賜金

三四六・三六錢

内務省配当寄附金

二、一一〇円

直接寄附金

四四・〇七錢八厘

預金利息

三、六四七・一四錢

外米売上代金

計 六、四六三・五七錢八厘

支 出

三、六五八円二八錢五厘

外米代金

三〇九・二四錢三厘

外米運賃

六〇錢

同町内分

二九七・八三錢

白米廉売補給

三八・二〇錢

同 制限補給

三〇・六〇錢

台湾米同

四・二〇錢

施米代金

六・六〇錢

廉売手数料

三・四

外米取扱雜費へ納

二・六六錢

廉売券印刷費

計 四、三五一・二一錢八厘

收入支出差引

二、一一二・三六錢

二〇 自大正七年八月 米価暴騰細民救済資金  
至大正八年五月

資金收支精算

○外米元価精算書

到着回数	袋数	一袋代金	総代金
第一回	二五	二・八九〇 <small>銭厘</small>	三二二・二五〇 <small>銭厘</small>
臨時	一五	二・九四〇	一九四・一〇〇
第二回	三五	一三・七二〇	四八〇・二〇〇
第三回	二五	一三・二七五	三二一・八七五
第四回	一一	一三・〇一五	一四三・一六五
10月28日	三九	二・九九〇	五〇六・六一〇
12月4日	八三	二・八八〇	一、〇五六・一六〇
12月19日	四七	一三・二六五	六二三・九二五
合計	二六九		三、六五八・二八五

○施行事項

一 救済応急策トシテ中之条町米穀商組合ニ交渉シ大字中之条町田商店及大字伊勢町求友館前ノ二箇所ニ販売場ヲ設ケテ左ノ通り  
白米販売ヲ施行セリ

記

- 一 販売期間 大正七年八月十六日ヨリ二十二日迄八日間
- 一 販売価額 一升金三五銭
- 一 販売数量ニ制限 一戸一日三升以内
- 一 販売シタル総石数 二五石二斗
- 一 右補給金二九七円へ三銭中之条米穀商組合へ交付ス
- 一 八月二十四日ヨリ販売方ヲ左ノ通り改メ、同月廿七日迄四日間

記

- 一 販売場 中之条町各米穀商店
- 一 販売数量ノ制限 前回ト同ジ
- 一 販売価額 一升金三十銭
- 一 販売米買受者ノ資格ヲ左ノ通限定ス  
県税戸数割賦課等級三十七等以下ノ者
- 一 當時中之条町現在戸数九九三戸内三十七等以下ノ戸数二八六戸
- 一 販売シタル総石数三石八斗六升
- 一 右補給金三八円二十銭
- 一 但一升ニ付金十銭ノ割ヲ以テ各商店販売数量ニ応ジ、直接交付ス

一 八月二十八日ヨリ販売方法ヲ左ノ通り改メ九月十三日迄十七日間施行セリ

記

- 一 販売場 前回ト同ジ
- 一 販売数量ニ制限 前回ニ同ジ
- 一 販売米ハ台湾米トス
- 一 販売米買受資格ヲ拡張シ戸数割賦課等級三十五等以下トス
- 一 當時三十五等以下ノ戸数四七四戸
- 一 販売シタル総石数六石一斗二升
- 一 右補給金三十円六十銭
- 一 但一升ニ付金五銭ノ割ヲ以テ各商店販売数量ニ応ジ直接交付ス



一 施米シタル台湾米ノ数量

一斗二升 三戸四回分

此金代四円二十銭

一 共同購入外米第一回配当ノ分トシテ二十五袋到着ニ付、之カ販売方ヲ中之条町米穀商組合ニ委託シ、九月十四日ヨリ左ノ方法ヲ以テ販売ヲ施行セリ

記

一 販売場 前回ト同ジ

一 販売価額 一升金十五銭

一 販売数量ノ制限ト買受者ノ資格

戸数割賦課等級三五等・三六等 二升以内

三七等 三升以内

三八等 四升以内

三九等 六升以内

四〇等及等外 八升以内

一 販売シタル総石数一四石六斗九升

一 販売券発行数六百枚

内訳

一 一升券 八九枚

二 二升券 一七一枚

三 三升券 三四六枚

一 売上代金二二〇円三五銭

一 当期間中施米数量

一斗五升 三戸六回分

一 販売手数料トシテ金六円六十銭商穀商組合ヘ交付ス

一 九月三十日限り販売ヲ中止シ、三七等以下ノ外米共同ノ購入申込者ニ左ノ通配布セリ戸数割賦課等級三七等以下ノ者ノ申込数量五四石六升

一 配付代金一升金十八銭

一 配布石数五一石八斗六升

此代金九三三円四八銭

一 当期間中施米数量

三升、二升 五戸十一回分

一 大正八年一月二十五日、三六等以上三〇等以下ノ外米共同購入申込者ニ左ノ通第二回ノ配布セリ

戸数割賦課等級三六等以上三〇等以下ノ者ノ申込数量八十二石

二斗一升

一 配布代金一升金二十一銭

一 配布石数七八石五斗一升

此代金一六四八円七一銭

一 当期間中施米数量

一年一戸一回分

一年一戸一回分

一 外米最終販売ハ左ノ方法ニ依リ大正八年四月八日ヨリ開始シ五月三十日ヲ以テ全部ニ委託ス

一販売代金一升金三十二銭  
 一販売数量ノ制限ト買受者ノ資格

戸数割賦課等級三七等以下ノ者ニシテ一回ノ買入数量一斗以内  
 右売上代金八百四十四円六十銭

右現品引換券発行数

四二八枚

一斗券 三三八枚

九升券 二枚

八升一合八勺券 一枚 (一円八十銭券)

七升二合一勺券 一枚 (一円六十銭券)

七升五合券 一枚

七升券 三枚

六升八合一勺券 二枚 (一円五十銭券)

六升券 二枚

五升券 六七枚

四升五合一勺券 一枚

四升券 二枚

三升券 八枚

合計 石数三八石三斗九升一合

○外米共同購入申込者第二回配布数量大字別調査表

大字	配布数量	同上代金	配布戸数	配布数量 一戸平均
中之条町	一八・〇三 <sup>石</sup>	三七八・六三 <sup>円</sup>	四八	三七五・六
西中之条	二〇・四五	四二九・四五	四七	四三五一
伊勢町	二二・六九	四七六・四九	五三	四二八一
青山	八・五〇	一七八・五〇	一一	七七二・七
市城	八・八四	一八五・六四	一一	八〇三・六
計	七八・五一	一、六四八・七二一	二七〇	四六一・八

備考

三六等以上三〇等以下ノ者へ配布

○外米共同購入申込者へ配布総石数大字別表

大字	配布総石数	現在戸数	配布石数一戸当
中之条町	三五・四六 <sup>石</sup>	三五三	一・〇〇五
西中之条	二〇・一二	一八八	一・六〇二
伊勢町	三五・八九	三三四	二・四〇三
青山	一四・九六	五八	二・四九三
市城	一四・九六	六〇	二・四九三
計	一二〇・三七	九九三	一・三一一

○廉米供給資金寄附者

金額	住所氏名	金額	住所氏名
三〇〇 <sup>円</sup>	神戸市 久保田種吉	五〇 <sup>円</sup>	青 山 宮崎羊重郎

○自大正七年四月中之条町米穀商組合公定米価表  
至大正八年五月

改定年月日	別上		上白		並白	
	数量	一升代	数量	一升代	数量	一升代
大正七・四・一七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五・七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八・一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八・一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八・一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

合計	金千百拾円	二十九名
二〇〇	中之条町	桑原竹治郎
二〇〇	伊勢町	久保田四郎
一五〇	中之条町	伊能 八平
一五〇	同	町田 崇山
一〇〇	渋川町	町田久太郎
一〇〇	中之条町	田村 喜八
一〇〇	同	吾妻 銀行
一〇〇	同	小山文治郎
一〇〇	伊勢町	吾妻興業銀行
五〇	西中之条	鈴木 万作
二〇	中之条町	二宮 勤策
二〇	西中之条	蟻川七郎次
二〇	伊勢町	木暮 雄平
二〇	同	小林喜代作
五〇	渋川町	宮下文治郎
五〇	伊勢町	木暮茂八郎
五〇	中之条町	望月 藤吉
五〇	同	小池元次郎
五〇	西中之条	高橋市五郎
三〇	中之条町	倉島 寿作
三〇	同	町田 婦一
三〇	同	高橋 啓八
三〇	伊勢町	米穀商組合
三〇	市 城	塚田松五郎
一〇	伊勢町	木暮 林平
一〇	同	柳田阿三郎
一〇	同	小板橋菱三郎

大正七・	九・	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一〇・一五	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四三〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一一・二二	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一二・二七	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一三・一五	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一四・一五	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一五・一五	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一六・一五	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一七・一五	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇
一八・一五	二二〇	四六〇	二二〇	四四〇	二三五	四四〇	二二〇	四六〇	二二〇	四六〇

(中之条町 田中平太郎蔵)

### 第三節 交通・運輸

二一 大正十一年四月 澁川長野原鉄道期成同盟会記録

大正十一年四月廿七日

吾妻郡役所ニ於テ町村会ノ機ヲ以テ之ヲ諮リ満場ノ同意ヲ以テ左ノ決議ヲ為ス。

出席者	中之条町	田村	喜八	長野原町	桜井新太郎
同	同	蟻川七郎次	同	萩原太一郎	
原	町	田村直次郎	同	同	
太田村	中沢	伴蔵	草津町	山崎	勝蔵
岩島村	日野豊三郎		六合村	本多	佐平
坂上村	霞	源三郎	沢田村	折田九平次	
伊参村	林	書記			

一 田村喜八ヲ座長ニ推薦ス

趣旨書並ニ会則予算ヲ討議ス

趣意書

国家ノ隆替ハ生活ノ安不安ノ原もとツキ生活ノ安不安ハ交通ノ便不

便ニ因ル。

吾妻郡民ガ其交通不便ナルガ為メニ需用品ハ多額ノ費用ヲ投ゼザレバ得難ク、生産品ハ些少ノ収益ヲ以テセザレバ販売スルヲ得ズ。故ニ生活ノ不安ヲ生ジ草津四万其他豊富ナル温泉ノ天恵アルモ又交通ニ累セラレテ股賑ヲ極ムルヲ得ズ。年ト共ニ衰ヘ徒ラニ他郷民ノ安定セル生活ヲ羨望シテ天命ヲ待ツハ豈人生ノ悲惨事ナラズヤ。

吾妻郡民モ亦皇国ノ御民ナリ。地勢ノ自然ガ皇化ニ滂フニ妨アリトナスモ蓋シ地方達眼ノ土ヲ欠クニ出テタル所多キヲ知ル。

近者吾妻政友倶楽部ニ於テ上信鉄道布設速成ヲ請願スル再三、政府ニ於テモ之ヲ諒トシ、第四十五議會ニ鉄道法案ノ提出ニ当リ本郡貫通ノ線路ヲ其別表ニ加ヘラレ、議會ハ大多数ヲ以テ通過シ、貴族院モ僅少ノ辭句ノ修正ヲ施シテ之ニ同意シタルヲ以テ今ヤ確固タル帝國鐵道線ヲ吾妻郡ニ得タリ。

然レドモ其完成ノ遅速ハ更ニ本郡文化ノ進退ニ関ス。此際郡民タルモノ豈晏然トシテ拱手時ヲ待テ可ナランヤ。上信鐵道ノ前提タル澁川長野原鐵道期成同盟会ヲ組織シ以テ郡民一団トナリ熱情ヲ具シ与論ヲ喚ヒ、当局ヲ促シ之ガ速成ノ実ヲ拳ゲントス。

斯ノ事タル実ニ政党政派ヲ超越シテ郡ノ福利ト文化ト興廢ノ岐カルル所ナリ。冀クハ來リテ共ニ之ヲ達セシメヨ。

澁川長野原鐵道期成同盟会々則

第一条 本会ハ渋川長野原鉄道期成同盟会ト称シ、本会ノ目的ヲ贊助スル者ヲ以テ組織ス

第二条 本会ハ大正十一年法律第三十六号鉄道敷設法別表第五十

四号鉄道(群馬県渋川ヨリ中之条ヲ経テ長野原ニ至ル鉄道)ノ

速成ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ノ事務所ヲ群馬県吾妻郡中之条町役場ニ置ク

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク但シ役員ノ任期ハ二ケ年トス

会長 宍名 副会長 式名 評議員 十四名

幹事 若干名 常任事務員 若干名

第五条 会長副会長及評議員ハ会員中ヨリ互選ス。幹事ハ会長之ヲ囑托ス。常任事務員ハ会長之ヲ任免ス

第六条 会長ハ会務ヲ統理シ本会ヲ代表ス

第七条 副会長ハ会長ノ事務ヲ補佐シ、会長故障アルトキハ其職務ヲ代理ス

第八条 幹事ハ会長及副会長ノ指揮ヲ承ケ会務ヲ処理ス

第九条 常任事務員ハ会長及副会長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十条 本会ニ顧問ヲ置クコトヲ得顧問ハ本会ノ目的遂行ニ密接ノ關係ヲ有スル者ノ中ヨリ会長之ヲ推戴ス

第十一条 本会ノ経費ハ補助金又ハ寄附金其他雑収入ヲ以テ之ニ充ツ

第十二条 重要ナル事項ヲ審議スル為メ總會及役員会ヲ置ク

第十三条 總會ハ通常臨時ノ二種ニ分ツ。通常總會ハ毎年一回三月之ヲ開ク、臨時總會ハ会長ニ於テ必要ト認ムルトキ時々之ヲ開ク

第十四条 役員会ハ会長副会長及評議員ヲ以テ組織シ必要アル場合ハ之ヲ開ク

第十五条 本会ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第十六条 本会ノ予算ハ毎年三月中ニ總會ノ議決ヲ経テ決算ハ毎年六月中ニ評議員会ノ承認ヲ経ルモノトス

附則本則ハ大正十一年四月二十七日ヨリ之ヲ実施ス

大正十一年度渋川長野原鉄道期成同盟会収支予算

収入 五百円 収入予算高

支出 五百円 支出予算高

差引残金ナシ

支出	科目	予算額	附記
期成費	諸収入	五〇〇円〇〇	各町村有志醸出金
會議費	事務所費	一四〇・〇〇	常任事務員一人月手当五円宛
	會議費	五〇・〇〇	一年分此金六十円 筆墨紙及印刷費通信費八十円
	會議諸費	二四〇・〇〇	會議諸費
			總代上京費一回ニツキ二人宛金六十円此四回分

計	予備費	七〇・〇〇	子算超過又ハ子算外支出ニ充當
		五〇〇・〇〇	

役員選挙ノ結果左ノ如シ

會長 田村喜八

副會長 蟻川七郎次・桜井新太郎

評議員 田村喜八・田村直次郎・菅谷勘三郎・霞源三郎・桜井

新太郎・本多佐平・中沢市郎次・福田六右衛門・林善

一郎・小林定吉・中沢伴藏・安斉才作

幹事ハ左ノ如シ

中之条町 伊能八平・町田崇山・桑原雄一郎・木暮林平・高橋

市五郎

原 町 高平長郷・戸谷金次郎・阿部謙三・大島光太郎

坂上村 武藤源十郎・加部暉平

伊參村 山田淀八・山崎嘉太郎・神保耕一

長野原町 萩原太一郎・樋田甚十郎・橋爪和作・萩原駒四郎・

高山弥作・豊田郷作・唐沢為一郎・篠原伴平・浅井

弥太郎・浅見安一郎・星河 菱平

草津町 山本与平次・黒岩磯一郎

岩島村 小池甚一郎

沢田村 田村茂三郎・関 善平・関 旧衛・宮崎順次郎

折田九平次

高山村 奈良新八郎

大正十一年五月十一日 婦恋村鹿沢温泉ニ於テ上田方ト会見ヲ約

シ、当方ヨリ列席シタル者田村喜八・小池甚一郎・安斉才作・田

代有志総代ノ四名ニシテ、上田方ハ竜野代議士、細川市長外沿道

村長有志ニテ八名来会セル。翌十二日ハ分レテ田村小池ノ兩人ハ

信州路へ上田方一行ハ吾妻方面ヲ川原湯泊ニテ、翌十三日伊香保

温泉森田館ニテ一同会見シタリ。

大正十一年五月三十日 町村長会席上ニ於テ本同盟会ヲシテ其假

上信鐵道期成同盟会ニ引継キ、爾来上信鐵道期成同盟会トシテ執

行スルコトヲ決議ス。

(中之条町役場蔵)

二二 大正十一年 上信鐵道期成同盟趣意書・会則

趣意書

大正十一年四月十日法律第三十七号ヲ以テ鐵道敷設法(改正)

公布セラレ、其ノ第一条ノ別表五十四ニ於テ群馬県渋川ヨリ中

条ヲ經テ長野原ニ至ル線ヲ規定セラレタリ。此ノ法律ハ第四十五

帝國議會ニ於テ議決アリタルモノニシテ曩ニ該法案ノ衆議院ニ提

出セララルヤ吾人ハ該線ノ止点ヲ長野原トナサズ、之ヲ延長シテ

長野県ニ入り上田市ニ於テ信越線ニ接続セラレンコトヲ要望シ、

群馬県吾妻郡各町村ト呼応シテ鐵道敷設請願書ヲ兩院議長ニ提出

セリ。幸ニシテ請願ノ趣意ハ採納セラレント雖モ、長野原上田間

ハ法案ニ加ヘラルルノ運ビニ至ラザリシハ吾人ノ頗ル遺憾トスル所ナリ。抑々吾妻郡小泉郡及上田市ハ經濟上密接ナ關係アリ往復頻繁ナルヲ以テ本線ノ必要ナルハ言ヲ要セザルノミナラズ、碓氷線ト平行セルニ由リテ其ノ輸送力ノ不足ヲ補フコトヲ得ルモノナレバ政府ニ於テモ、他ノ予定路線ニ先シテ之ガ敷設ヲ實施セラレンコトヲ翹望スルモノナリト雖モ、容易ニ其ノ實現ヲ視ルコト蓋シ難カラント思料ス。然レドモ袖手成リ行キヲ待ツガ如キハ時勢ノ許サザルモノアリ。吾人ハ茲ニ上信鐵道期成同盟會ヲ組織シ、渋川ヨリ上田ニ至ル鐵道速成ノ実ヲ擧ゲント欲シ、本年七月下旬ヲ以テ上田市ニ於テ是ガ創立總會ヲ開ク、本線ニ關係ヲ有スル市町村民諸君冀クハ吾人ニ賛同シ來リテ共ニ目的ヲ達成ヲ図ラシコトヲ。

上信鐵道期成同盟會會則

第一条 本會ハ上信鐵道期成同盟會ト稱シ、群馬県渋川ヨリ中之條長野原ヲ經テ長野県上田市ニ通ズル鐵道ノ速成ヲ図ルヲ以テ目的トス。

第二条 前条ノ目的ヲ達スルガ為メ總會ノ決議ヲ以テ相当ノ方法ヲ講ズルモノトス

第三条 (役員) 第四条 (會長副會長評議員ノ選舉) 第五条 (役員ノ任務)

第六条 會長副會長評議員ハ無報酬トス

第七条 役員ノ任期ハ之ヲ定メズ

大正十一年八月廿日長野県上田市ニ於テ開會ノ上信鐵道期成同盟會發會式舉行 吾妻郡ヨリノ出席者(中之條町五人(新聞記者一名ヲ含ム)原町三人、岩島二人、坂上一人、太田村一人、沢田名久田村各一人、長野原町五人、草津町四人、嬭恋村一人、計二十四人)

役員 會長 上田 市長・細川吉次郎

副會長 中之條町長・田村喜八・信陽村長・三ツ井繁作

評議員 中之條町 伊能八平・蟻川七郎次、原町 田村直

次郎・阿部謙三、太田村 中沢伴藏、東村 村上

照吉、高山村 林善一郎、名久田村 小林定吉、

沢田村 福田六右衛門・折田九平次、岩島村 菅

谷勘三郎・小池甚一郎、伊參村 蟻川重郎平、長

野原町 桜井新太郎・橋爪和作、坂上村 霞源三

郎・霞道五郎、嬭恋村 安齊才作・千川捨五郎・

草津町 中沢市郎次、六合村 本多佐平

計二十一名

(中之條町役場蔵)

二三 大正三年 吾妻温泉めぐり

發行所 草津馬車株式會社

吾妻温泉めぐり序 略

道中赤馬車案内

東京 信越線の方は……(前略)茲に至れば片側の茶屋に於ては必  
両毛

死となりて客を迎へ馬車、車夫は又競ふて客を引くを争ふ、実に  
此の渋川新町夏の光景は宛然活ける生存競争のパノラマの如し。  
斯くして各自茲に勝手手の所に寄り、茶に口をぬらし、或は腹に飯  
を喫し思ひ／＼の方面へ向ふのであるが、ココに赤馬車の待合室  
あり、もし此の赤馬車に搭すれば、直ちに其目的とする吾妻の地  
に走るのである。

ラッパの音と共に出づれば馬車は市の中央を駆って直に溪々た  
る吾妻川の清流に渡せる吾妻橋に出づべし。此の吾妻橋の三字な  
る題字は小波先生の実父一六先生のものせるもの、あまり好手共  
思はれじ、橋を外れば鯉沢の宿に出で、夫より沼田街道を右にし  
て、此の清流に沿ひ、或は曲り、或は下りして自然の楽境に入り、  
遂に岩井洞の元に出づべし。此の岩井洞の絶景は又言語に尽さざ  
る所にして、其奇なる巉巖其妙なる古松共に造化の築庭の夫れの  
如く、一時は誰も其奇景に茫然乎たらざるを得ず。加ふるに片辺に  
流る郎々の音、隔て遙かに榛名の背景を眺め、雲の走る橋、里の  
藁屋の配合など、真に山水の画幅に接するの感がある。此等の辺  
より地は益々佳境に入つて四辺の姿、首を廻す暇あらず、道中赤  
き木標あるはこれ赤馬車の建てしものにして其里程と地名とを示  
すものなり。かくして、奇橋を渡り川に沿ひ五里にして中之条町

に達す。中之条町は且て本社ある所、吾妻郡役所のおかる所、  
農学校ある所、区裁判所のある所、税務署のある所、吾妻郡唯一  
の都邑なり。

旅館休憩所。(ここに旅館鍋屋吾嬭館、旅館料理店の竹のやが紹  
介されている。) 茲中之条に休憩或は向ふ方面によりて一泊或は休  
憩して又もや赤馬車に搭じて出発すべし。

温泉避暑の案内

四万温泉

位置。沢田村大字四万村にあり、中之条町より四里七町、(中略)

海面を抜く事、凡そ三千尺、近來道路大に開け、加ふるにこの赤  
馬車たる時間馬車を以てす。道中の愉快又一層なり。(中略)

沿革。天文十六年、武田晴信入道信玄、信州上田原合戦に村上義  
清がために疵二ヶ所を負ひ、此の湯に於て平癒すと、或は武田三  
代記に天文十七年七月、塩尻合戦に信玄薄手三ヶ所を蒙り玉ふ。  
其内腕は矢疵なり、直ちにしまの湯に入らせられ、十日許りの内  
に手疵平癒まし／＼ける云々。(中略)

気候。盛夏と雖も華氏九十度をこへず、極寒三十度を下らず、又  
夏時蚊帳を要せず。

沢渡温泉

位置。中之条町を去る二里十五丁、吾妻郡大字上沢渡村にあり、  
山紫水明の所。(中略)

沿革。建久四年鎌倉右大将源頼朝、本郡三原近郷に於て狩猟の



節、爰に入浴せられてより其名現れ、後、延宝七年沼田城主滋野伊賀守真田信直来て入浴すと、尔来物変り星移り、幾多の変遷をへて今日に至り一廊数十戸（以下略）次に河原湯、草津温泉の照会あり）

赤馬車 天声子

（前略）赤き数十の車台、赤き帽子を被れる幾多の馭者、緑なす夏の日、白き清らかなる川の漕を走るの様は又天使の夫れの如く見へて何となく心嬉し

あゝ此の尚むべき赤馬車!! あゝ此の愛すべき赤馬車は神の御心の幾部を懐ける力ある人々の首唱する所となり、明治四十一年の春に於て設けらるゝに至れり。（以下略）

○赤馬車時間表

波川—中之条間

波川発 午前八時、九時、十一時

午後〇時、二時、三時半

中之条発 午前七時、九時、十一時半

午後二時、三時半

赤馬車賃銀表

草津温泉へ 波川より 金一円五十銭

四万温泉へ 同 金九十銭

川原湯温泉へ 同 金一円

沢渡温泉へ 同 金八十銭

中之条町へ 金五十銭

○荷物一貫匁につき一区七厘の割

○貨銀風雨泥濘と雖も一切割増せず

四万へ

中之条発 午前十時、午後四時

四万発 午前六時

沢渡へ

中之条発 午前四時

沢渡発 午前六時

河原湯へ

中之条発 午前七時、正午十二時

河原湯発 午前六時、午前十時

草津へ

中之条発 午前七時、正午十二時

草津発 午前六時、午前七時

○前橋馬車鉄道発車時間表（略）

（草津馬車株式会社発行）

（折田 金井幸佐久蔵）

二四 大正四年 上州自動車株式会社の趣意書目論見書及び

定款

趣旨書

社会人文の向上進歩と共に避暑遊覽入浴等の風習益々熾んに各所の避暑地温泉場は年一年殷賑繁栄を極むるに際し独り温泉勝地に富む上州吾妻郡は今尚文明の余沢に浴する能はず、殊に古來靈効あるを以て世上に喧伝せらるる日本第一の草津温泉の如きも其の附近の絶勝と共に夙に外人の垂涎して措かざるものなるにも拘らず、他方地方の繁栄するに反し年々衰退の奇観を呈するに至りし所以のものは畢竟交通機関の不備に外ならざるなり。

亜細亜貿易商会は茲に見るあり。曩に草津温泉の有志者と協定し、其東京なる自動車部を移して起点を中之条・渋川等に設け、以て草津四万伊香保並に附近温泉場に乗合及賃貸事業を計画せしに、県当局者も本県発展繁栄の良策なりとして同商会の計画を賛し、第一期に中之条・草津間、第二期に渋川・原町間の乗合自動車営業の最も有利なる特権を同商会に向つて許可することとなり、乃ち同商会は今夏を以て事業を開始することとなれり。

今其事業の成績を視るに、同商会は開業以來僅に一ヶ月にして世人に未だ周ねく自動車開通の知れ渡らざるに、早既に乗客満員車輛不足の盛況を呈し、日々予定以上の利益を現実に掲げ居れり。されば将来営業日重なり、世人が日本一の靈泉と関東第一の絶勝の地に、経済的にして加之も最も乗心地よき軽快なる交通機関の完備せる事を知悉せし暁には、草津四万は固より上州一円の繁栄と共に自動車事業の愈々益々有利有益なるは復た絮説を要せざるなり。

茲に於てか、不肖等相得り亜細亜商会に交渉し同商会の該營業權並に車輛其他附屬品一切を買収して表題の株式会社を組織し、設備の充実と事業の發展を計り、兼て上州の繁栄に貢献する処あらんとす。若し夫れ收支計算等に至りては資本の僅少にして利益の莫大なる寧ろ一驚すべきものあらんも、別紙目論見書に就て仔細に一覽を賜はらば思い半ばに過ぐるものあらん。蓋し草津旅館組合より年々領得すべき補助金は既に資本金額の一割に該當するものなることを忘るべからざるなり。大方の諸君の希くは奮って賛同あらんことを。

大正四年八月 發起人敬白

上州自動車株式会社目論見書

創立予算

一金參万円也 總資本

但シ株式一千五百株トシ、一株二十円全額払込トス

此使途左ノ通り

一金貳万參千五百円也 亜細亜貿易商会自動車部買収費

内

一金貳万五百円也 同商会所有貴賓車七台

但シカデラック金五千円也、アポット金參千五百円也

マラソン金貳千五百円也、リーガル金貳千貳百円

クレメント金貳千八百円、E・M・F金貳千貳百円也

ページ金貳千貳百円

一金參千円也 同商会營業權買取費

一金老千円也 創立費

一金老千円也 建築費

一金四百円也 什器買入費

一金四千五百円也 流通資金

收支予算

收入之部

一金四万〇九百四拾八円也

一ヶ年総収入高

内訳

一金老万貳千〇九拾六円也

一金五千三百七拾六円也

一金貳千〇拾六円也

一金老万〇〇八拾円也

一金四千四百八拾円也

一金參千參百六拾円也

一金參千円也

一金五百四拾円也

支出之部

一金貳万四千參百〇六円六拾錢也

内訳

一金五千貳百九拾貳円也

一ヶ年総支出高

乗合車三台草津波川間運轉費七八、九、三ヶ月分

一貳千八百貳拾貳円四拾錢也

一貳千五百貳拾円也

一老千老百貳拾円也

一老千五拾円也

一金六百円也

一金老千円也

一金貳千四百円也

一金老千貳百円也

一金老千貳百円也

一金六百円也

一金八百貳拾円也

一金參百五拾円也

總収入 金四万〇九百四拾八円也

總支出 金貳万參千九百拾四円四拾錢也

差引純益 金老万七千〇參拾參円六拾錢也

此処分案左ノ如シ

一金老万七千〇參拾參円六拾錢也

内

法定積立金

別途積立金

株配当金(年二割)

同上春秋二期四、五、六、十、四ヶ月間ノ運轉費

貴賓車四台貸切運轉費七、八、九、三ヶ月分

同上春秋二期四、五、六、十、四ヶ月間運轉費

同上冬期十一、十二、一、二、三、五ヶ月間運轉費

營業諸雜費

廣告料

運轉手助手給料

事務員給料

重役手当

交際費並ニ旅費

車体其他保險料

諸税金

一金參千円也

一金壹千円也

一金壹千七百円也

一金壹千七拾參円六拾錢也

車体什器償却積立金

創立費償却

役員従業員賞与

後期繰越

(中之条町 田村希代治蔵)

## 第四節 文化・思想

二五 大正二年 護憲運動の地方青年への反応

―田村辰雄日記から―

一月十六日 昨日の前橋における群馬県民大会は盛大なりと、吾妻郡の実行委員は霞道五郎・桜井新太郎・山本与平次・上原定一郎・小池甚一郎等と決定され、あくまで貫徹すべきを議決す。

十七日 霞氏等来泊ありて客数拾人余に及ぶ。「日本及日本人」中に閥族打破につき盛に官僚派を痛罵す。政友会染したる拙者いささか愉快の念禁する能はず。

十八日 此頃閥打破の声かまびすしき時に際し、日本人の痛棒亦激一層を加ふ。

二十日 政友会大会ハ昨日芝公園内同本部ニテ催サレ、会スル者四百名、議会熱シ、現内閣ニ対スル反抗的感情ヲ具体的ニ発露セラレン様ナリ。亦国民党大会ニテモ昨日午後一時半ヨリ本部ニテ開会シ之亦大盛会ニテ一時ハ蔵原惟邦氏ノ官僚ノ走狗也トテ除名云々騒ニテ大混乱、遂ニ蔵原氏除名サル。

二十一日 桂公愈々新政党ヲ起シ自ラ之ガ総裁タリ。要スルニ

政友国民両党ニ当タル覚悟哉。

二十二日 今朝二時頃ヨリ降雪甚ダシク積ル事五、六寸、午後ニ至リテ雨ト変シテ道ノ悪キ事甚シ。之ヲ漸次運搬事業少シ遅レ氣味トナラン。其上中之条、淡川中間ノ甲里燧道ハ長サ七間余ヲ坊演シ、為ニ軌道運転中止、今日一日タテバ復旧スベシ。……交通杜絶シテ新聞来ラズ。待チニ待タルハ議會ノ様子未ダ知り難シ。

二十三日 新聞延着、帝國議會ハ二月四日迄停会ノ由也。桂伯新ニ企テシ立憲統一党ハ大ニ買収運動ヲ開始シ国民党漸ク脱党者続出シ、大石正巳・島田三郎・片岡直温・武富時敏・箕浦勝人五氏ナリ。河野広中モ亦出ス。

二十四日 政界益々混沌タリ、政友会ニテハ茶話会ニテ議員ヲ引止メニ尽シ、国民党モ犬養氏一人踏ミ留マリ、飽迄奮戦スル由、政友会ハ依然騒ガザルモ国民党ハ何トナク落着カズ、結局泣キ寝入りニ終ランヲ疑フ。

二十五日 二十四日午後七時ヨリ新富座ニテ第二回憲法擁護聯合大会開催サレ、数千余ノ群衆熱狂以テ凄マジキ国民ノ声モテ埋マレタリ。弁士ハ尾崎氏、犬養氏、斯波氏、山本実彦氏、佐々木照正氏、花井氏、伊東氏等ニテ多シ、大隈伯ハ新政党ヲ評シテ大ニ賞ス。理想選挙同盟ニテハ伯ノ行動ニ憐焉タラズ。遂ニ伯ヲ除名ス。徒ニ長命ナレバ恥多シ。

二十八日 政友会依然平然タリ。新政党ニ入りシ者、国民党ノ

一部ト中心倶楽部ヨリスル者ノミニシテ今迄ノ所七十名ノミ。今後余程ノ権謀術ニ非ザレバ桂党勝ツコト不可能ニ終ラン哉。

三十日 昨日午後二時四十分親任式挙行セラル。特命全權大使、從三位勲二等男爵加藤高明ハ外務大臣ニ任ゼラレ、桂首相免兼官トナル。政友会依然變動ナシ。政府側ニテハ愈々干渉ノ氣運ヲ現ハシ、大阪憲政擁護大会ニ悪害ヲ加ヘツツアリ。

二月一日 朝日新聞ヲトル。此紙ヤハリ民僚党臭味アリ。文ニ桂公政友会ト妥協シテ国民党ノ残脅犬養ヲ全滅サセン計画ノ由。死守セル国民党ノ首領木堂公奮戦最後マデ戦ヘ!!好男子

二日 関西聯合憲政擁護大会ニ振フカト最後マデ奮闘スル政友・国民両党ノ意氣亦愛スベキ哉

七日 議會モ仲々片付カズ、此分ナラバ九分九厘マデハ閑散哉。当日武藤氏ノ曰ク「桂公ハ乱臣賊子也」ト叱噴サレ、「己れだどよく顔を見て置け」と灣猛ナル哉

九日 近時憲政擁護ノ声各地ニ拡マリ益々激甚ヲ加フルノミ。桂内閣モ近々瓦解ノ事ナラン由報セラレドモ、之畢竟スルニ違合シ居ルヤモ知レズ。兵庫国民党代議士タリシ小寺謙吉氏変節ノ事一度伝ハリテ其地方ニテハ婦郷ノ時ハ棺桶ヲ以テ出迎ヘロト大反対……早稲田大学ニテハ二千ノ学生大隈伯ノ言行怪シト同盟休校セント議決セラレタリト。宜ナル哉

十日 郡会中トイフモノハ電話來訪人引キモ切ラズ、立ツタリ坐ツタリ自分ノ仕事ハ手ニ着カズ、旅館屋ノ仕事ノ忙シサハ実ニ

鮑キレモサレズ……午後五時小池甚一郎氏ニ問ヘバ、議會ハ開会前三日間停会ノ由、青柳二郎氏ヨリ電話ニテ、三日間停会、桂内閣総辭職ノ由報ジ来タリ、亦モヤ同氏ヨリ電話デ、目下東京ハ国民、やまと、みやこ、読売焼打ノ由、俄カニ起レル大変革信ジ難ケレドモ、午後十一時頃武藤金吉氏ヨリ電報ニ接シ其確カナルヲ知ル。

十一日 諒閣中ノ紀元節デ吊旗ヲタテシモノ町内四ノ五軒、寒氣依然トシテ凜冷也。唯待ツ。号外新聞ノミ。新聞ハ国民、みやこ、やまと、読売は延引、見ルヲ得ズ、宜ナル哉。昨日議會附近ハ二千五百人ノ警官ニテ敵警シ今ヤ戰爭ハ開カレンカト思ハルルバカリ。午後一時ヨリ遂ニ宛然戰場ノ景況ヲ現出セリ。余波ハ国民、都、読売、やまと、報知等ハ各群衆ノ襲撃ニ遭ヒ大イニ破壊サレタリ。銀座通りノ交番所ハ破壊サレ、溜池ナル誠一郎ヨリ電話ニテ下谷警察署モ放火サレタリト。之ヨリ先、遂ニ又々三日間停会ヲ命ゼラレタリ。遂ニ桂内閣総辭職ト決シ、後継ハ山本伯ナリ。市日トシテ客殊ニ多ク、加フルニ草津町長ノ排斥運動ニテ大イニ騒ガシカリシ。

十二日 新内閣出来タト報ジ来ル。総理山本権兵衛伯、司法尾崎行雄、外務原敬、内務松田正久、通信元田肇、商工床次康次郎文部大養毅ナリト。

十七日 桂内閣倒レテ山本伯ニ命下ル。而シテ政友派ノ硬派、国民党ノ硬派ニ心好シトセズ、薩閥ノ山本伯ヲ冠カンニハ政友派

国民派ヨリ、ヨリ多クノ大臣ヲ出サント頑固タリ。或一派ハ己レノ御都合手段ヨリ出デテ閥族ノ山本伯ト結バン形勢也。神戸姫路ニモ大変起ル。

(中之条町 田村希代治藏)

二六 大正三年三月 中之条青嵐会々則

第一条 本会ハ會員ノ身心ヲ修養練磨シ共同自治ノ精神ヲ養ヒ、

進ンデ風紀ノ改善ヲ図リ奉公ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事項ヲ行フ

一、智徳ノ修養 四、生業ノ余暇利用

二、身心ノ練磨 五、弊風ノ矯正

三、実業ノ鼓吹

第三条 本会ハ中之条青嵐会ト称ス

第四条 本会ハ仮リニ中之条町拾番地ニ事務所ヲ置ク

第五条 本会ハ中之条町大字中之条町ニ居住スル十五歳以上満四十歳以下ノ男子ニシテ本会ノ目的ニ賛同スル者ヲ以テ組織ス

但シ本会ニ功勞アリタル者、学識徳望アル者、會員タリシ者

満四十歳以上ニナリタル者ヲ總會ノ決議ニヨリ名譽會員ニ推

薦スルコトヲ得

第六條 會員ハ本会ニ要スル經費ヲ負担スルモノトス。

但シ名譽會員ハ此限リニアラズ

第七條 本会ニ左ノ役員ヲ置キ猶顧問ヲ推薦スルコトヲ得

第七條 本会ニ左ノ役員ヲ置キ猶顧問ヲ推薦スルコトヲ得

会長一名、副会長一名、幹事十名、会計掛一名、顧問若干名

第八条 会長及副会長ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其任期ヲ二ケ年トス。但シ再選ヲ妨ケズ。幹事ハ会長之ヲ囑託ス。顧問ハ役員会ノ同意ヲ得テ会長之ヲ推薦ス

第九条 会長ハ一切ノ会務ヲ統轄シ、副会長ハ会長ヲ補佐シ、會長事故アルトキハ之ヲ代理ス。幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ会務ヲ分担処理ス。顧問ハ會長ノ諮問ニ応ジ會議ニ列シ意見ヲ陳ブルコトヲ得。但シ會員外ノ者ハ可否ノ數ニ加フルコトヲ得ス

第十条 本会ハ毎年春秋二回總會ヲ開ク。尚必要アルトキハ臨時總會ヲ開クモノトス

第十一条・第十二条 (略)

第十三条 本会ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為メ基本財産ヲ蓄積シ、別ニ定ムル規程ニヨリ會長之ヲ保管ス

第十四条 会計年度ノ終リニ於テ本会ニ残余金アルトキハ基本財産ニ組入ルモノトス

第十五条 新ニ本会ニ加入セントスル者ハ會員二名以上ノ紹介人連署ヲ以テ加入申込書ヲ提出シ會長ノ承認ヲ受クベシ。紹介人ハ新ニ加入シタル者ノ保証ノ責ニ任ズ

第十六条 會員ニシテ第一条ノ目的ニ反シ本会ノ体面ヲ毀損スル行為アリト認めラルルトキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルベシ

第十七・十八条 (略)

第十九条 本会ハ中之条青年会ニ加入シ其支会タルモノトス

第二十条 事業ノ施行ニ関スル細則ハ役員会ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十一条 (略)

(中之条町役場蔵)

二七 大正三三(十二年) 伊参青年団第三支部記録(抄)

大正三年

一月三日 伊参村青年会第三部会第一回總會ヲ蟻川尋常小学校

ニ開ク、午前十一時開会、出席者八十一名

一、仮部長蟻川元平氏開会ノ辭

二、村長綿貫宇十郎氏青年会ニ関スル講話

三、会則ノ編成

四、役員選舉ノ結果左ノ如シ

当選 部長 蟻川 元平 次点 蟻川 喜平

副部长 蟻川 喜平 次点 蟻川吉郎次

会計係 原沢安一郎 次点 齋藤冬四郎

幹事 一区 綿貫 春吉 綿貫益太郎

二区 綿貫 菊藏 小淵 儀一

三区 齋藤冬四郎 高平 実衛

四区 山崎 冬吉 山崎 金作

五区 小池久次郎 小池新次郎

六 区 蟻川近次郎 蟻川吉郎次

七 区 篠原 新七 篠原 萬

午後二時 議事終了休会

午後二時半 発会式挙行 式次第左ノ如シ

一、部長開会ノ辞 二、成申詔書ノ奉読(部長)

三、村長訓話

閉会後別室ニ於テ茶話会ヲ開ク

余興「ものは」付ケ、題、きれいなものは、きたないものは、秀逸十一人ニ茶菓子一袋ヅツ与フ。顔書き遊び名簿ヲ七五三ノ順ニ

呼出シ、六人宛二組トシ秀逸三人ニ茶菓子一袋ヲ与フ

午後四時閉会

午後五時ヨリ役員会ヲ開ク

一、役員会ヲ本月十四日午後七時ヨリ本会事務所ニ開クコト

二、未入会者ニ入会ヲ勧誘スルコト

三、本月二十日午後一時ヨリ蟻川尋常高等小学校ニ於テ總會ヲ開

キ、特別会員ニ紀念品ヲ送呈スルコト

四、会費ノ取立ハ一、三、八、九、十月トシ、若シ不納者アル場

合ハ幹事之ヲ立替払込ムコト

午後七時ヨリ部長会計係ハ会計整理ノ為メ午後八時半迄協議及照

合ス

一月八日 伊参村青年会第四部会創立總會ニ部長招待セラレタ

一月十一日 蟻川少年会總會ニ付部長招待セラレ出席ス

一月十四日 本会事務所ニ役員会ヲ開ク

午後八時開会出席者八名内一名遅刻ス十二時閉会

一、特別会員ニ紀念品送呈ニ関スル件 二、高令者慰安ノ件

三、名譽会員推薦ノ件 四、茶話会ニ関スル件 五、兎狩リノ件

六、部会則実施ニ関スル細則ノ編成 七、本年度予算原案ノ作成

一月十五日 蟻川婦人会總會ニ顧問トシテ部長出席ス

一月二十日 蟻川尋常小学校ニ於テ總會ヲ開ク。出席者七十五

名

一月二十五日 吾妻郡長ニ補助申請ス

二月五日ヨリ十日ニ至ル六日間伊参村農会主催農事講習会ニ左ノ

十四名ヲ出席セシム(人名略)

二月十一日 紀元節ニ付兎狩ヲナス、出頭者五十四名……獲物

五頭之ヲ競売ニ附ス茶話会ヲ開キテ散会ス

二月十日・十一日・十二日・十七日・十八日 部長夜巡廻講話

ノタメ各区ヲ廻ル

二月十九日 役員会決議事項 一、伊参村青年会創立總會ノ件

二、桑肥料ノ件、三、農作物試作ノ件、四、戸主会設立ノ件、

五、主任ノ選任桑園主任苗圃主任ヲ会長指名ス、六、興行ノ花際

止ノ件、七、品評会ニ関スル件

五(イ)当大字若クハ当大字ト他大字トノ共同シテ催シタル興行ニ対

シ本会員ハ花ヲ為サザルコト、(ロ)会員ニシテ前項ニ違背シタル



トキハ其額ト同額ヲ本部会ニ寄附セシムルコト、(ハ)本決議ハ名誉会員ニ問ヒ異議ナキトキハ直チニ実行スルコト

二月二十八日 月次会ハ出席者五十余名、一、興行ニ対スル花ヲ廃スノ件ニ付世間ノ誤解ヲ解ク為メ部長弁明ス。実行期日ハ目下

催シ中ノ義太夫さらいノ済タル翌日ヨリ、二、討論三題、三、会員労働出勤ノ際ハ部長若クハ副部长ノ内一名監督ノ為メ一寸出席スルコト、從テ部長及副部长ハ勞役ヲ免除スルコト

三月五日 役員会協議事項 一、菓細工品評会ニ関スル件、二、箱製作ニ関スル件、三月十三日四十五日品評会

三月二十六日 普通作物試作主任会シ左ノ事項ヲ議決ス  
一、種類ノ撰択 二、四月下旬播種

四月五日 役員相談シ、七日〜三日間馬耕講習会ヲ開クヲ決ス。講習生ハ二十名ヲ限リ一期トシ、其以上ナルトキハ直チニ二期ノ講習ヲ開クコト

大正四年

一月十七日 蟻川尋常小学校ニ於テ通常總會出席七十余名

一月二十六日 役員会撃剣会創立ノ件(毎日曜日ヲ撃剣日ト定ム)

二月十四日 主婦会創立ニ付役員全部出席部長飯議長トナリ発会式ヲ行フ。主婦会創立ニ付キ金六円九十八錢ヲ寄附ス

二月廿八日 撃剣会発会式ヲ行フ来会者二十名

四月十八日 伊参青年会春季總會

十月十一日 農業講話会ヲ蟻川校ニ開ク。講師桜井氏、出席四十五名

十一月廿七日 本会主催農産物品評会(蟻川校)出品數百点 授賞者左ノ如シ(略)

右審査長吾妻郡農会伊参駐在技手森田忠吉、審査員蟻川元平氏 賞品一等茶吞茶碗十箇宛、式等下駄疋足、参等背繩老本宛

四等賞状

十一月廿八日 秋季通常總會ヲ開ク。出席會員七十五名、本日ハ村會員、本会名誉會員ヲ招待ス

開会左ノ如シ

一、午前十時開会ノ辭 部長 一、郡視学梅沢氏ノ講話

一、休会昼食

一、議事決議事項左ノ如シ

(イ)月次会開始ノ件十二月十五日午後六時三十分開会

(ロ)軍人餞別ニ関スル件 餞別ハ村長ノ訓令ニ基キ贈呈セザルコト

(ハ)桑園借入ノ件 一時見合セル事

(ニ)紀念林作業ニ付會員出勤ニ関スル件

本事業ニ付テハ一種二種會員ヲ問ハズ一戸一人宛ハ労働ノ義務ヲ負フ事

一、農産物品評会受賞者ハ賞品賞状授与

一、茶話会ヲ催ス余興トシテ福引蓄音器アリ

本日来賓トシテ綿貫字十郎氏、学校職員須藤林蔵氏、原沢堅作氏、綿貫鯛十郎氏、原沢安市氏、綿貫勝太郎氏、須藤春蔵氏、村長ノ訓話、校長ノ講話、午後八時閉会ス

十二月十六日 午後七時半月次会開会出席者三十名

一、開会ノ辞 部長

一、議事 (一)総会ヲ一月七日午前九時ニ開催スルコト

(二)其他総会ニ関スル事項ハ前年度通り

二、松井理市郎氏講話 三峰須賀校長講話

午後九時半閉会ス

大正五年

一月七日 蟻川尋常小学校ニ於テ総会ヲ開ク、午前十一時開会

出席者五十四名、部長開会ノ辞

大正四年度決算報告、大正五年度予算編成

精勤奨励規定決議、紀念林造林趣意書並ニ規則報告

一休休憩シテ高令者慰安品贈呈、特別会員慰安品及ビ感謝状送

呈、次デ名譽会員推薦式ヲ行フ(以下中略)

次デ役員改選ヲナス。当選者

部長 蟻川吉郎次、副部長 綿貫嘉十郎、会計係 蟻川近次郎

幹事一区 綿貫益太郎、二区 綿貫 清吉、三区 山崎 善策

四区 山崎 寛二、五区 小池久次郎、六区 蟻川長太郎

七区 山崎 孝

善行者旋表 蟻川元平氏

一月廿五日 午後七時本会事務所ニ於テ役員会ヲ開ク、出席八

名

一各主任選任氏名左ノ如シ

桑園主任 綿貫益太郎・山崎 寛二・小池久次郎

苗圃主任 綿貫 清吉・山崎 善策・蟻川長太郎

試作主任 山崎 孝・蟻川 源吉

一婦女会々員勧誘ノ件

一指導標立替ニ関スル件前年通り作製ノコト

一撃剣会ニ関スル件

(イ)会員ヲ可成勧誘スル事 (ロ)一切経費ハ本会ニ於テ支弁スル事

一兎狩ハ本年休ム事

一試作選定氏名左ノ如シ(略)

一農事改良ニ関スル件

馬耕講習ヲ各部落ニ於テ開催ス。志望者ハ申出デベク、会員中

技術優良ナルモノヲ出張セシメ、教授スル事。付テハ出張員ノ

手当ヲ一日金三十銭宛本会ニテ支払フ事

一模範村視察ノ件

以下 略 (中之条町役場蔵)

二八 大正五年 伊参村青年会々々

第一条 本会ハ伊参村青年会ト称ス

第二条 本村内ニ住居スル年令十三歳ヨリ三十五歳迄ノ男子ハ本

会会員タルモノトス(修養团編成ニヨリ改ム)

第三条 本会ハ教育ニ関スル勅語及戊申詔書ノ御旨趣ヲ遵奉シ実

踐躬行スルヲ以テ目的トス

第四条 本会ノ事務所ハ伊参村役場内ニ置ク

第五条 本会会員ヲ別チテ左ノ二種トス

正会員 一戸一名ニ限ル

準会員 正会員以外ノモノ

第六条 本会ハ別ニ細則ニヨリ修養团ヲ設ク

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 本村村長ヲ推戴ス

副会長一名 会員ノ互選ニヨリ任期ヲ一ケ年トス

理事五名 会長ノ指名ニシテ任期ヲ一ケ年トス

第八条 本会ニ功勞アルモノヲ役員会ニ於テ顧問ニ推薦ス

第九条 会長ハ会務ヲ總理シ本会ヲ代表ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ会長ノ命ヲ承ケ会務ヲ分任ス

第十条 本会ニ左ノ四部会ヲ置ク

第一部 大宇原岩本村

第二部 大字五反田村

第三部 大字蟻川村

第四部 大字大道新田

第十一条 本会ハ春秋ノ二期ニ総集会ヲ開ク

第十二条 会長ハ必要ニ応ジ臨時総集会及役員会特別役員会ヲ召

集スルコトヲ得

第十三条 正会員ハ毎年十銭ツツ会費ヲ納ムルモノトス

第十四条 本会則ノ変更ハ総集会ニ於テ出席員ノ四分ノ三以上ノ

同意アルコトヲ要ス

第十五条 本則実施ニ関スル細則ハ役員会ノ決議ニヨリ会長之ヲ

定ム

(中之条町役場蔵)

二九 大正六年 伊参村青年会第三部会労働貯蓄規程

第一章 総則

第一条 本規程ハ会員ヲシテ寸暇ヲ使用シ収益ヲ得セシメ之ヲ貯蓄トナサシムルヲ以テ目的トス

第二条 本部会員ハ当然本規程ヲ遵守スル義務アルモノトス

第三条 労働貯蓄ヲ分チテ左ノ二種トス

一 単独労働 単独ニテナスベキモノ

二 共同労働 共同ニテナスベキモノ

第二章 単独労働

第四条 单独労働ノ種類ハ年々役員会ニ於テ之ヲ定ム

但収益一ケ年一人五拾錢以上ノ予定ヲ決議スルヲ得ズ

第五条 单独労働ヨリ生スル物品ハ之ヲ一ケ所ニ送合シ三種ニ区

別シ売却スルモノトス

第六条 单独労働ヨリ得タル収益金ハ各區別ニ出品者ニ対シ配当

ヲナス

### 第三章 共同労働

第七条 本部会ハ請負労働ヲナス

第八条 請負労働ノ監督ニハ正副部长ノ内一人ヅツ之ニ充ツ

第九条 請負労働ノ種類及金額ハ役員ニ於テ決定シ部長之ヲ契約

ス

第十条 前条ニヨリ請負ヲナスト雖モ一ケ年一人当リ収益金二円

以上ノ決議ヲナスコトヲ得ズ

但シ都合ニヨリ前項制限以外ノ契約ヲナス場合ハ總會ノ決議

ヲ經ヘシ

第十一条 役員ハ一契約事業ノ完了後直ニ決算ヲナシ其ノ配当ノ

分ヲ明記スベシ

### 第四章 配当

第十二条 役員ハ年末ニ於テ事業ノ精算ヲナシ會員ノ労働日数ニ

ヨリ配当ヲナス

第十三条 會員ニ配当ノ際錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ

切捨テ本会ノ収入トス

第十四条 本部會員ハ労働ニヨリ配当セラレタル金額ハ之ヲ貯金

トナスヘシ

第十五条 別ニ定ムル貯金規約ヲ履行セザルモノニ限り配当ヲナ

サズ、之ヲ貯金トナサシメ貯金額以上ノ分ヲ配当ス

### 第五章 附則

第十六条 本規定ヲ実行セザルモノハ已ニ得タル収益ハ配当セズ

シテ本会ヘ徴収ス収益ナキモノハ之ヲ脱退ス

第十七条 本規定ノ実行ハ大正六年二月十五日ヨリトス

第十八条 本規定ハ總會ニ於テ出席會員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ

要スルニアラザレバ変更スルヲ得ズ

大正六年二月十五日決議

(中之条町役場蔵)

### 三〇 大正五年 伊参村修養団則

第一条 本団ハ我国体ノ真髓ト忠孝ノ本義トヲ体シ、品性ノ向上

体力ノ増進、知能ノ啓発ヲ図リ健全ナル国民善良ナル公民ノ素

養ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本団ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事項ヲ行フ

一 体力ノ増進 擊劍・柔道・弓術・馬術・体操・登山・遠足

二 智徳ノ啓発 講話会、補習教育、巡回文庫閲覧、見学旅行

第三条 本団ハ伊参村修養団ト称ス

第四条 本団員ハ年令十三歳以上二十一年歳迄ノ男子ヲ以テ組織ス

(但シ就学児童ヲ除ク)

第五條 本団ハ左ノ役員ヲ置ク

團長一名 青年會長之ニ任ス

教官五名 軍人分会ヨリ

第六條 本団ハ毎年四回ノ召集ヲナス。一月、二月、三月、九月

仍必要アルトキハ臨時召集ヲナスコトアルベシ

第七條 團長召集ヲナス場合ニハ目的タル事項ヲ具シテ予メ通知

スベシ

伊參修養團細則

第一條 本団ニ関スル事務ハ伊參村役場第一課ニ依囑ス

第二條 團員ハ左ノ諸項ヲ遵守スベシ

1 質素ヲ旨トスベシ

2 礼節ヲ重ンズベシ

3 勤勞ヲ厭フベカラズ

第三條 團員ハ左ノ各項ニヨリ最寄ノ学校ニ出席シ心身ヲ鍛練スベシ

修養講話 一、二、三、九月ニハ月一回以上

筋肉鍛練(擊劍、角力、体操等) 同上

第四條 團員ノ召集ハ年四回トシ本村役場ニ於テ左ノ事項ヲ行フ

一月 教練擊劍、角力ノ試合……身長順ニ行フ

二月 教練教官ノ訓話

三月 教練長距離競争

九月 教練名士ノ講話

第五條 中等学校修了者ハ召集ヲ免除ス

第六條 止ムヲ得ザル事故又ハ病氣ノ為召集ニ応シ難キモノハ其

旨主幹ニ届出ツベシ

(大正五年十一月十六日村長提出、甲種学事會議決)

(中之条町役場蔵)

三三 大正八年 五反田婦人会々則(附細則)

第一條 本会ハ婦徳ヲ重ンジ、子女ノ教養ヲ研鑽シ、家庭ノ円満

ニ注意シ兼ネテ相互ノ親睦ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條 本会ハ前条ノ目的ヲ達センガ為左ノ事項ヲ行フ

一、講演会ヲ開クコト

一、五反田処女同窓会ヲ指導誘掖スルコト

一、時間ヲ厳守スルコト

一、以上ノ外本会ニ対シ裨益アリト認ムル事項

第三條 本会ハ五反田婦人会ト称ス

第四條 本会々員ハ五反田内既婚女子ヲ以テ組織ス

第五條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一會長一名 一副會長二名 一評議員若干名 一幹事若干名

第六條 本会ハ毎年二回總會ヲ開クコト

第七條 本会々則改正変更ノ場合ハ出席會員三分ノ二ノ決議ニヨ

ルモノトス

第八条 本会ハ五反田戸主会役員、小学校長及区長ヲ相談役ニ推

薦ス

第九条 本会実施ニ関スル細則ハ会長別ニ之ヲ定ム

五反田婦人会細則

第一条 本会ノ事務所ハ当分ノ内五反田小学校内ニ置クコト

第二条 本会ニ要スル経費ハ会費及寄附金又ハ補助金ヲ以テ之ニ

充ツ

第三条 会員ハ会費トシテ一ケ年金拾銭ヲ納付スルモノトス

第四条 一戸二人以上ノ会員ヲ有スルトキハ其主婦会費ヲ納付

シ、他会員ハ此ノ義務ヲ免ルルモノトス

第五条 会長及副会長ハ評議員ノ互選トシ其任期ハ一ケ年トス

第六条 ノ二 評議員ハ戸主会役員並ニ区長ノ主婦ヲ以テ之ニ充

ツ

第六条 幹事ハ其区納税総代ノ主婦ヲ以テ委嘱ス

第七条 正副会長改選ハ春季總會ノ節行フモノトス

第八条 (略)

第九条 相談役ハ重要ナル会務ニツキ顧問トナリ審議スルモノト

ス

第十条 (略)

第十一条 毎年二回以上名士ヲ招聘シテ講演ヲ開クコト

第十二・十三条 (略)

註 大正八年五月二十六日創立する。

(中之条町役場蔵)

三三 明治四十二年—大正十一年 青山村報徳会記録

明治四十二年二月二十五日 永井佐一郎宅ニ於テ第一回通常集

会ヲ開設シ、出席者二十三名、各自貯金ヲ役員ニ預入レ了テ一場

宇八郎氏ノ千葉県源村視察談アリ、次ニ中之条男子尋常高等小学

校長田村丑十郎氏ノ演説アリ、午後十二時散会セリ

二月二十七日 各自貯金合計金貳円六拾銭ヲ株式会社吾妻貯蓄

銀行ニ預入レタリ。

三月二十五日 第二回通常集会ヲ永井幸十郎方ニ於テ開設セ

リ。出席者二十二名、欠席者三名、各自貯金三円貳拾銭集金セリ、

会員ヨリ繩式房宛持寄タリ。会長ヨリ報徳教ニ関スル件談話アリ

午後十一時散会

三月三十日 各自貯金参円貳拾銭ヲ吾妻貯蓄銀行へ預入ル

四月貳日 報徳会ニ繩式束ヲ一場校長ノ許ニ届タリ。

四月十四日 午後ヨリ防火線焼切ヲナス。

四月二十一日 松植付及防火線ヲ焼切ル。

四月二十五日 福島種八方ニ於テ第三回集会ヲ開設ス。

五月四日 第三回貯金参円四拾銭ヲ銀行ニ預入レタリ。

六月十四日 防火線焼切賃九円拾貳銭、松植種八円四拾銭ヲ支

金庫ヨリ受取ル。

九月廿五日 湯本園平方ニ於テ第四回集会ヲ開設ス。会スルモノ十八名、湯本茂実氏家事上ノ都合ニ依リ退会シタキ旨申出ニ付、其旨集会ノ会員ニ報告シ退会スル事ニ決ス

九月廿九日 各自貯金集金參円也、貯蓄銀行ヘ預入タリ。

拾月廿五日 宮崎半十郎方ニ於テ第五回集会ヲ開設シ会スル者拾名、欠席拾參名、秋季仕業終了後園有林内ノ枯損木松下ヲナシ採取スル事桑園ノ耕耘ヲ請負ヒ賃錢ヲ取ル事、来月ノ集会ハ廿一日ニ集合スル事ヲ決議ス。

十月廿九日 中之条町役場ヘ本会現況及貯金額等取調報告セリ。

十一月一日 中之条小林区署ヘ枯損木松下願提出セリ。中之条町田婦一外數軒ヘ桑園各耕請負之件申込タリ。吾妻貯蓄銀行ヘ貳円五拾錢ヲ預入レタリ。

十一月廿一日 永井幸十郎方ニ於テ第六回通常總會ヲ開設シ、田村校長ヲ聘シテ一場ノ演説ヲ依頼ス。

十一月廿二日 中之条小林区署ヨリ枯損木ノ実地踏査ニ来ル。本会ヨリ宮崎関平、同松五郎、同源十郎、塩谷丘三郎ノ四氏登山ス。

十一月二十三日 中之条町田婦一氏方ノ桑園ヲ耕耘シタリ。出勤セルモノ左ノ如シ。永井宗次郎・宮崎富三郎・湯本喜三郎・塩谷丘三郎・染谷元吉・宮崎八郎・永井幸十郎。

十一月二十九日 吾妻貯蓄銀行ヘ金貳円五拾錢ヲ預入レタリ。

十二月二十五日 第七回集会ヲ山田金伝次宅ニ於テ開設ス。田村校長ヨリ一場ノ演説アリタリ。規約第二十二條ニヨリ善行者ノ投票ヲ行ヒタルニ左ノ二名ヲ当選セリ。

永井宗次郎・宮崎富三郎

永井鍋十郎及湯本浜吉ノ二名退会シタキ旨申出ニ付退会セシム

四十三年一月廿五日

永井捨五郎方ニ於テ第八回集会ヲ開設シ、午後一時ヨリ午後五時迄ハ余興トシテ句合セ囲碁將棋等ヲナシ夜ニ入り、町長小学校長臨席、善行者永井宗次郎・宮崎富三郎ノ両氏ニ褒賞授与式ヲ行ヒ、會計報告ヲナシ、役員選挙ノ結果ヲ報告セリ。會長演説、小学校長ノ演説アリテ、午後十時散会セリ。当日選挙ニ当選セル役員左ノ如シ。

會長 永井佐一郎 副會長 宮崎 関平

幹事 宮崎松五郎・永井宗次郎・宮崎富三郎・永井幸十郎

塩谷丘三郎

本年度ヨリ會計ニ関スル帳簿ヲ正確ニ整理セシメン為、該帳簿正副式通テ調整シ置キ、會長及會計主任各一冊宛保管シ、會計主任ハ其当日ノ集金ヲ以テ會長ニ引継キ、勉メテ正確ニ履行セントシ幹事ヨリ會計主任ヲ選挙セシニ左記ノ者当選セリ。

會計主任 幹事 宮崎富三郎。

二月二十四日 本日集会ノ日時及会場変更及蓄音機借用之件等ニ付、役員会ヲ開キタリ。出席者宮崎富三郎・同松五郎・塩谷丘三郎三名ニテ原案通り可決ス。

二月二十五日 吾妻郡役所へ蓄音機使用願ヲ提出ス。

二月二十八日 永井佐一郎宅ニ於テ集会ヲ催シ郡視学高橋朝治氏、小学校長田中助三郎・田村丑十郎、助役二宮作司ノ四氏來臨、順次教育及報徳ニ関スル演説アリ午後十一時半散会ス。

三月三日 吾妻郡役所ニ於テ吾妻青年団連合会アリ。会長副會長出席シタリシモ入会ノ議決セズ。吾妻貯蓄銀行へ各自ノ貯金ヲ預ケ入、名々通帳ニ改メタリ。

三月十日 永井佐一郎宅ニ於テ役員会ヲ開キ左ノ事項ヲ協議ス連合青年会へ入会可否ノ件(可否ハ他ノ組ノ様子ニ拠ル事)。共同事業トシテ桑園経営及耕耘請負ノ件。

三月廿一日 永井宗次郎方ニ於テ集会ヲ催ス。貯金蒐集ノ外、蓄音機ヲ聴取ス。

三月廿五日 福島清松方ニ於テ臨時集会ヲ催ス。欠席セシモノ三名ナリ。共同事業経営ノ件ニ付協議セリ。

三月 三月廿五日ノ臨時集会ニ於テ協議セル共同事業モ土地所有者ノ変更ノ為、無期延期スル事ニ通知ヲ發シタリ。

四月廿五日 染川元吉方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。出席拾七名、欠席四名、貯金蒐集ノ外會長ヨリ渡辺華山先生ノ遺訓ニ付説明セリ。

九月廿五日 宮崎八郎方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。

十月廿五日 染川喜平方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。出席者僅カ八名ナリ。

十一月廿一日 塩谷丘三郎方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。出席者九名ナリ。小林幸十郎方新ニ本会ニ加盟セリ。

十二月廿五日 小林甚平方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。出席者拾五名ナリ、善行者ヲ投票セシニ宮崎金四郎氏當選セリ。

明治四十四年一月八日 永井佐一郎宅ニ於テ定時集会ヲ開設、會計及諸般事務ノ報告及善行者落選宮崎金四郎氏ニ褒賞授与及役員選挙ヲ行ヒタリ。其人名左ノ如シ。

會長 永井佐一郎 副會長 宮崎 関平

幹事 塩谷丘三郎・宮崎富三郎・宮崎松五郎・宮崎金四郎

永井宗次郎

小林区署長岩田達君及田村校長ヲ聘シ演説アリ。五錢均一茶菓子ヲ饗応ス。

二月十一日 宮崎金四郎方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。塩谷龜平氏入会ス。宮崎儀平次氏ヨリ金壹円ヲ基本金ノ内へ寄附セラル。

三月二十二日 湯本喜三郎方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。

四月二十五日 宮崎富三郎方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。

九月二十六日 宮崎松五郎方ニ於テ定時集会ヲ開設ス。

十月四日 宮崎関平方ニ於テ報徳会ヲ開キ。肥料共同購入ノ件



ヲ議決ス。町農會技手樋田ヲ聘シテ麦作ニ関スル講話ヲナサシム。

十一月廿五日 宮崎儀平次方ニ於テ定時集會ヲ催ス。

十二月二十五日 福島種八方ニ於テ定時集會ヲ催ス。

四十五年一月九日 小林幸十郎退會ス。

一月二十日 午後一時ヨリ永井佐一郎方ニ於テ四十五年第一回例會ヲ開キ、前年度ニ於ケル會計報告及會務ノ狀況ヲ報告シ。次デ役員ノ改選ヲ行ヒタルトコロ、左ノ諸氏當選セリ。

會長 山田金伝次 副會長 永井佐一郎

幹事 宮崎関平・永井宗次郎・宮崎金四郎・宮崎富三郎・宮崎松五郎。會計ハ幹事宮崎金四郎掌ルコトニ決定ス。

午後四時田村小学校校長臨席シテ教育上ノ講話アリ。夕食後再び集會シテ碁將棋ノ娛樂ヲナシタリ。此日欠席シタルモノ永井幸十郎湯本国平、塩ノ谷龜平ノ三人ノミニテ他ハ皆出席シ、例ニヨリ會費金五錢ヲ徴シテ菓子一袋ツツ饗シ、尚永井佐一郎氏ヨリ寄附セラレタル蜜柑一箱分配セリ。

二月十一日 通常會ハ毎月廿五日開會ノ規定ナルモ、本日ハ紀元節ノタメ繰上ゲ、午後七時ヨリ湯本国平氏方ニ開會シタルモノ少數ノタメ講話モセズ農業上ノ雜談ヲナシテ散會ス。集會人名。

永井幸十郎・福島種八・山田友十郎・染川元吉・宮崎金四郎・宮崎富三郎・小林甚平・山田金伝次・湯本富八(新加入)

三月廿五日 会場宮崎羊重郎宅。午後八時ヨリ開會、農業上ノ雜話及二宮翁ノ略歴ヲ朗読シテ同十一時散會ス。

參會者 永井佐一郎・永井宗次郎・山田友十郎・福島種八・

福島 清松・湯本 国平・宮崎松五郎・宮崎 関平・

宮崎富三郎・塩谷丘三郎・宮崎金四郎・山田金伝次。

四月十五日 会場山田金伝次宅午後八時ヨリ開會。太田村報徳會長白石実太郎君ノ実歴談アリ。午後十一時散會。出席會員全員。

(大正元年九月廿六日、十月廿六日、十一月廿六日、十二月廿日 會合記事略)

大正二年一月二十日 染川元吉氏宅ニテ開會。前會ニ於テ午後一時ヨリ開會ノ約ナリシモ會長事故不在ノタメ會員ノ娛樂の集會ニテ昼間ヲ經過シ、夜ニ入り再會シタルモ、午後九時會長出席迄役員撰挙ヲ延期シテ會員各自雜談ヲナシ、會長出席ノ後撰挙ヲ行ヒタルトコロ左ノ七氏當選シタリ。

會長 永井佐一郎 副會長 宮崎 関平

幹事 永井幸十郎・永井宗次郎・宮崎松五郎・宮崎富三郎  
宮崎金四郎

役員撰挙終了後、山田金伝次ノ講話雜誌ノ朗読、塩ノ谷龜平氏ノ浪花節。湯本国平氏ノ義大夫等ノ余興アリテ十二時散會。

(大正二年九月廿五日、十一月廿五日、十二月廿五日、大正三年一月廿五日、二月、三月、四月、九月(廿三日)集會記録略)

大正四年一月廿五日 福島種八方ニテ集會ヲ開キ、役員撰挙ヲ行フ。

会長 永井佐一郎 副会長 宮崎儀平次

幹事 宮崎金四郎・同 松五郎・同 富三郎・永井宗次郎

同 幸十郎

三月十五日 永井佐一郎宅ニ於テ堆肥舎改築融通講ヲ開設、第一回ノ抽籤ヲ行ヒ、宮崎類蔵ニ當籤セシモ、合議上染川啓蔵ニ譲渡セリ。

三月廿七日 永井佐一郎宅ニ於テ役員會ヲ開設シ、青年會へ金貳拾円基本金ヨリ貸与スル事ニ決ス。

三月廿八日 塩谷丘三郎外二名へ金貳拾円貸与セリ。

九月十五日 永井佐一郎宅ニ於テ堆肥舎改築ヲ開設、第二回ノ抽籤ヲ行ヒタルニ宮崎羊十郎當籤シタリ。

九月廿五日 湯本國平氏方ニ於テ通常總會ヲ開設ス。本年ノ表作肥料ノ共同購入ヲ行フ事ニ決定ス。

十一月五日 塩谷丘三郎外二名ヨリ貸与金返戻ス。

大正五年二月十五日 永井幸十郎方ニ於テ總會ヲ開設シ、役員撰挙ヲ行ヒタルニ左ノ通り當選セリ。

会長 永井佐一郎 副会長 宮崎儀平次

幹事 宮崎松五郎・同 富三郎・塩谷丘三郎・永井幸十郎  
同 宗次郎。會計主任 宮崎松五郎  
夜又講談アリ。

大正六七年記録ナシ。

大正八年三月十日 宮崎富三郎方ニ於テ通常總會ヲ開キ、永井佐一郎氏會長辭任ヲ予告ラシタルモ、斯ニシテ會ノ發展上甚ダ遺憾ノ至リニ付、會員一同留任ヲ懇請シタルモ聽入ナク改選ノ結果左ノ如ク當選セリ。

会長 宮崎儀平次 副会長 山田 武市

幹事 永井宗次郎・福島 種八・宮崎松五郎・宮崎富三郎

塩谷丘三郎

山田武市氏ハ山田金伝次氏ニ代リテ入會セリ。

大正八年四月三日 山田武市氏ニ副會長當選ノ通知ヲナシ、承諾ヲ求メタルモ、同氏ハ入會早々副會長ノ重任ヲ受ケ難キ理由ニヨリ固ク辭退シタルニ依リ副會長ハ当分ノ内欠員トナレリ。

同日 本會員永井宗次郎氏令息永井伝十郎氏ハ西比利亞派遣軍トシテ出征サラルニ付、役員會ノ決議ヲ經テ餞別トシテ金壹円贈呈ス。

大正九年一月廿八日 宮崎松五郎氏宅ニ於テ通常總會ヲ開ク。來會者ハ永井宗十郎・永井捨五郎・福島 清松・宮崎 昌平

福島 種八・永井佐一郎・宮崎儀平次・宮崎松五郎

宮崎富三郎・宮崎重四郎・小林 甚平

入会者山田武市氏、宮崎昌平氏ヲ紹介ス。会長就任ノ挨拶ヲナス副会長辞任ノ報告ヲナス。本会規約ノ改正ヲナス。即チ第一条ニ於テ青山村報徳会トアルヲ青山報徳会ト改ム。前會員ヲ継イデ入会スルモノハ入会金ヲ要セザルモ新ニ加入スル者ハ入会金トシテ会基本財産ヲ會員數ニテ除シタル數ヨリ少カラザル金額ヲ添ヘテ入会スル事ト決定ス。依テ当分ノ内金二円ヲ入会金トシテ出金スルモノトス。役員任期ヲ二ケ年ト定ム。

基本財産蓄積ノ件ニ付協議。労働ニ依リ得タル幾分ヲ積立ツル事ヲ決定。講演会開催ニ付協議、二月初午ヲ期シ開催ノ事ニ決定。

前会長永井佐一郎氏ヲ名譽顧問ニ推薦スルコトニ全員一致ヲ以テ決定ス。前会長永井佐一郎氏多年會長トシテ功勞不尠依テ紀念品贈呈ニ決定ス。役員選挙ノ結果左ノ通り当選ス。

会長 宮崎儀平次 副会長 山田 武市

幹事 宮崎富三郎・永井宗次郎・福島 種八・宮崎松五郎

塩谷丘三郎。名譽顧問永井佐一郎氏ニ慰問状ヲ贈ル。

(大正九年十月四日通常総会略)

大正拾年参月貳拾八日 永井佐一郎氏ニ於テ第一回總會ヲ開ク。開スル者左ノ如シ。永井佐一郎・宮崎松五郎、その他十七名

(氏名略)

終リニ永井佐一郎氏ヨリ雀ノ農作物ニ対スル害否ニ付雑誌ノ講話アリ。

十二月九日 福島種八氏宅ニ於テ第二回總會ヲ開ク。会スルモノ十四名(氏名略)協議事項 会長ヨリ報徳ノ教ニ付講話アリ。顧問永井佐一郎氏ヨリ農業ニ関スル講話アリ。永井佐一郎氏、山田金伝次氏、伊能八平氏右三名ノ方ヨリ本会ノ趣旨ヲ賛シ土地ヲ寄附セラレタルニ付、之レガ報告ヲナシ、該土地へ大正十一年度ヨリ桐木ヲ植付ケル事ニ決定ス。

大正十一年三月廿六日會長宅ニ於テ役員会ヲ開ク。会スルモノ左ノ如シ。

会長 宮崎儀平次

幹事 永井宗次郎・宮崎富三郎・福島 種八・宮崎松五郎

塩谷丘三郎。名譽顧問 永井佐一郎

協議事項

一、大正拾年拾貳月九日 總會ニ於テ決定事項中、桐植付ノ件ハ土地ノ適否収支關係ニヨリ一時延期ニ決定。

二、三月廿四日 報徳会代表者会ヲ郡役所ニ開キ、其結果トシテ報徳教ニ熱心ナル花田中佐ヲ招聘シ、講演会ヲ開ク事ニ付費用ノ支出其他ニ付打合セラナス。即講演会経費ノ分担額ヲ凡五円ト見積リ、内凡二円ヲ會員各自ノ支出トシ、三円ヲ会基本財産ノ内ヨリ支出スル事ニ決定。

三、報徳ノ教ノ普及徹底ヲ計ル為メ會員ノ加入方法ヲ容易ナラシムル為、加入金ヲ減少シテ一円トナス事ニ決定。

(中之条町 青山村報徳会蔵)

三三 大正十一年四月 吾妻因講組合規約

主意

夫レ淨曲(注・淨瑠璃)ハ我国固有ノ上芸ニシテ、苟モ此道ニ関スル輩ハ忠孝仁義礼智信ノ道ヲ守リ品行方正ニシテ斯道ノ高尚發達ヲ期シ社会ノ精神修養ヲ念慮トスベシ。

從來本郡ニ因講ノ設立アリ。然レドモ時勢ノ變遷ニ從ヒ該規約モ更正加除ヲ要スル点少ナカラズ。今回左ノ各項ヲ改正スルモノ也。

大正十一年四月三十日

吾妻因講組合規約

第一条 本組合ハ吾妻因講ト称ス

第二条 本郡ニ居住スル義太夫語り三味線弾人形遣ノ人員ヲ以テ組織ス

但シ本人ノ希望ニ依テハ他郡ヨリ加盟スルコトヲ得

第三条 本組合ニ幹事四名ヲ置ク内一名ヲ組長トス

第四条 組長及幹事ノ任期ハ各二ケ年トス組長ハ幹事ノ互選トス

第五条 毎年四月三十日ヲ以テ例会ヲ開ク組員ハ指定ノ場席ニ必

ス 參集ノコト

第六条 組合ノ経費ハ組員ノ負担ニシテ例会ニ於テ賦課シ取立ル事

第七条 例会ニ於テ協議ノ上給料ヲ決定シ其他細微ナル件ハ年度限リ口約ヲナスコトヲ得

第八条 例会ニハ先師竹本義太夫ノ尊靈ヲ祭リ幹事ハ事務ノ報告ヲナシ又ハ役員ノ改選ヲ行フベシ

第九条 組員ハ互ニ芸道ノ便宜ヲ計リ又ハ向上研讀ニ努メ師弟同輩ノ別ナク随意ニ質問応答シ斯道ノ發達ヲ期スベシ

第十条 新ニ加盟セントスル者ハ先師ノ尊靈ニ神酒一升ヲ供スヘシ但代納ハ妨ゲナシ

第十一条 組員ハ例会ニ欠席スルコトヲ得ズ無断ニ欠席スル者ハ除名ス。但シ組合ヨリ除名ノ通知ハ発セズ

第十二条 師ノ名譽ヲ毀損シ組合ノ体面ニ関スル行為ヲナシ又ハ刑事ニ触レタル者ハ除名スル。但シ除名シタル者ト芸道ノ交際ヲナシタル者モ亦同ジ。

第十三条 組員ノ死亡又ハ火災等ノ場合、組合ヨリ適宜見舞金ヲ贈呈スルコト

第十四条 規約ヲ更正加除セントスル時組合員過半数ノ賛成ヲ要ス

第十五条 右規約ヲ遵守スル為各自記名捺印シ之ヲ保存スルモノ也

吾妻郡中之条町大字中之条

芸名 鶴沢 清喜 安原 幸平

名久田村大字平

芸名 竹本 政枝 関 孝作

沢田村大字上沢渡

関 もと

利根郡新治村入須川

当時吾妻郡中之条字安原幸平方寄留

芸名 鶴沢栄喜代 神保 宮野

吾妻郡名久田村大字横尾

芸名 竹本 中雄 平方安五郎

吾妻郡中之条町あやめ屋滞留

芸名 野沢 才花 山野 とよ

吾妻郡中之条町大字中之条

芸名 鶴沢 政治 斎藤喜十郎

吾妻郡中之条町大字伊勢町

芸名 竹本 鳴戸 久保田兼吉

大正十五年四月三十日加入

吾妻郡中之条町大字中之条町

宮田幸次郎

同 伊勢町

上原 つる

同 中之条

倉林高十郎

昭和五年四月三十日加入

吾妻郡高山村大字尻高

人形師

(中之条町新田 安原幸平蔵)

豊松美筑里

一三 大正十三年十二月創刊 郷土文芸誌「創土」抄

第二卷一月号 目次(大正十四年一月刊)

自分が今もつている第一の希望

東都より

はかなき色糸

短 詩

人魚の歎き

顔その他

静 寂

歎きの目覆

茶山花さく頃

短歌の地位其他

社友雑詠

創土俳壇

懸賞短歌雪

リラ琴の歎き

佐々木 信綱

佐藤 緑葉

袴田 華子

一場 四郎

毛木 敏

中島 兩郷

田中 涼葉

六合 冬子

みなみ 八郎

河瀬 十劍

相京 鈴蘭等

富沢 吾妻等

社 友

みなみ 八郎

第二卷二月号 目次(大正十四年二月刊)

おもひ	袴田華子	冬日小景	中島雨郷
正月どこに	中島雨郷	芸術閑話	
凝視	丸山武夫	春浅し	古屋雨読
山の町	山本たけち	友を送る	唐沢光一
朝の月	坂本秋翠	亡き友	高橋都貴子
年頭吟	河瀬十剣	近 詠	小林子朗
創土室	編輯同人	山の煙	もと路
創土室		幼き心	高橋友治
○生き生きと芽ぐむ若草のやうに伸びゆく創土、社友は日に日に増えてゆく。原稿は机上に山積する。吾々の微力はかうして報ゐられてゆく。おくんといふ歎び！(竹葉)		万 歳	折田光有
○十剣、涼葉兄の御努力は涙が出るやうだ。「創土」のために全我を捧げてゐられる。(雨郷)		雑 詠	星野光雲
		羽子の音	相京鈴蘭
		若き日	新井六郎
		春	劍持雅五郎
		雨だり集	本多六郎
夕しぐれ	臼井大翼	新しき惱	橋爪榛泉
早 春	河瀬十剣	雪山の歌	福田露穂
雪	富沢吾孺	幼 子	福田仙堂
粉 雪	袴田華子	ひつぎ	天田清
わかれ	青柳野呂子	病む身	清水基美
嫁ぐ日近し	香取たけ子	春より夏	大沢啓明
心郷を求めて	みなみ八郎	今春歌壇抄	十六名家
		夕 祈	後藤竹葉

汽車	毛木 敏
庭園	竹 葉
冬の月	坂本 秋翠
冬日雜詠	古屋 雨読
断片	山田 たけじ
思ひ出ずるまま	石井 たへ子
折々	近藤 佳子
はて何と云ふ静寂	よしあき
小春日	高見 武光
地にぬかずく	杉村 かのこ
海のおもひで	伊藤 信吉
春の夜	藤井 義明
所感	松村 かの子
一路たどりて	六合 冬子
情熱	石井 黒葉
義兄の死	田中 涼葉
春の水	懸賞 和歌
春浅し	河瀬 十劍・相京 鈴蘭
逆鶯	竹田 繁雄・秀月 勇
春水雜唱	堀口 四郎等
創土室	編輯 同人
東都より	佐藤 緑葉

支那を見てよめる

七理 紫水

東都より

佐藤 緑葉

拜啓御丁寧な御手紙を難有く拝見いたしました。無号結構な雑誌をお送り下さいましてまことに難有く、いつも興味深く拝見いたして居ります。実は作冬差上げました小生の手紙は雑誌を頂いた御礼のつもりで、編輯に当る方々、また同人の方々だけに見て頂くつもりで何の用意もなく書き流しましたため、雑誌に出して頂いていささか汗顔の至りに絶えぬ次第です。あすこに出して頂くのでしたら今少し徹した考へを申上げるのでした。それは兎も角もとして、大層立派な雑誌が出来て同人の方々は嘸心強い事と存じます。実際貴兄の言はれるやうに中央の雑誌に出しても決して恥しくない人が沢山居られる事は何よりも愉快だと思ひます。かうした雑誌をもち育てゝ行くといふ事はお互の生活を豊富にして行く事でもあり、生存の意義を深からしめる事でもあり、大へん結構のことと存じます。何卒同人の方々が励しあひむつみあつて出来る限りつづけて行つて頂きたいと思ひます。私も出来るかぎり御応援したいと思つて居ります。今日本の文化の状態は、このやうな雑誌がいろ／＼な地方に出来て、さうしてそれぞれその地方の權威を支持してよろしい時代となつてゐるようにはれます。末筆ながら、同人の方々によろしく御伝へ下さい。いづれも私も其うち出かける機会があると思ひますから、其節はお目にかゝつて親しく御礼を申し上げたいと存じます、草々

創土室

同人諸君の努力に依つて内容充実すると共に社友も益々多くなつてゆく。殊に社友の方々の御援助と御努力は如何に私等を力づけることだろう。土より創造せらるゝ芸術の芽生は斯くして豊純な実を結ぶのだ。春だ、創土のために祝福して下さい。(以下略)

(十剣)

第二卷三月号 (大正十四年三月刊) 目次

富士の白雪	野口雨情
煙雨抄	富沢吾妻
春がうごく	一場四郎
草にねて	中島忠雄
淋しき心より	袴田華子
よもぎ、ふきのとう、雨	中島雨郷
霧動く	田中涼葉
春の夜の海	みなみ八郎
芸術閑話	毛木敏
この頃	小林子朗
くもり日	近藤佳子
或る夜	中井翠山
月は上る	橋爪榛泉
春雨雪	福島仙堂

彌生	創土を手に
雑詠	寂しさ
貯雪場	雑詠
旅の歌	春の愁ひ
なりわい	創土の人々
	愛弟の死
	生活の吐息
	麦の芽
	雑詠
	君は笑ひぬ
	早春
	思出るまま
	雛節句
	遊水子朗・竹風・梅紅
	懸賞短歌芽
	めい想

劍持雅五郎	沈丁花
田島孤想	高橋涼美
私蘭陀不二	賀川和子
町田竹風	高橋とも路
本多六郎	清水基美
	河野十劍
	高橋秋水
	高見武光
	天田清
	光有
	中原達也
	待枝
	石井妙子
	十劍
	六郎光雲
	編輯局選
	山田たけじ



春風集

郷慕

水白粉

若人

おもいで

父 涙

一路たどりて

寂心を歌ふ

早春のすがた

創土室

群馬県中之条町(電話五九番)

創土社本社

東京市本郷区千駄木町坂本秋翠方

創土東京支社

群馬県群馬郡総社村小坂丑作方

創土前橋支社

群馬県高崎市郊外浦野白葉方

創土高崎支店

富山県滑川町郊外藤井義明方

創土富山支店

同人

社友廿九人

青柳露命

うみの

山路梅野

村山美江

松田美寿路

青柳のぢ女

六合冬子

藤井義明

中村芳太郎

編輯同人

石井 黒葉・高橋 冬子・一場 四郎・中村芳太郎・袴田 華子  
中島 雨郷・丹羽 寿・浦野 白葉・富沢 吾妻・山本たけじ  
河瀬 十剣・古屋 雨詠・田中 涼葉・藤井 義明・高橋 豊治  
後藤 竹葉・近藤 辰治・小坂 丑作・蟻川 八郎・青柳 しん  
坂本 秋翠・毛木 敏

社 費

特別社友 一ヶ月 五十銭

普通社友 一ヶ月 三十五銭 三ヶ月 一円

創土室

第二卷四月号(大正十四年四月刊)

号を重ねるに従つて盛運に向つて居た創土は突如として悲境に

陥つた。それは会計主任として重なる同人の一人として吾々が最も

信頼して居た田中涼葉氏の東都遊学の挙だ。月々百円以上の費用

を要する本誌を今まで無難に育て、頂いた涼葉氏に感謝すると共に

氏の遊学を惜しむには居られない。氏を失つた私は経済上に

も心配が多かつた。だが幸にして雨郷、八郎、辰治三氏の御援助

によつて万事解決した。……私は創土が所謂三号雑誌で終ること

を危くして居たが、その危機も幸に斥かれた。この上は私自身を

犠牲にしても創土の発達に努めやうと決心して居る。同人及社友

諸氏よ!私の衷情を憐み給へ。

(四月十日十創記)

第三卷一月号（大正十五年二月刊）目次

庭前家情

青 空

笑はぬ君

かたわれ月

春

紺青の空

大地は寂し

木犀香る

木 枯

夜 ふけ

愛犬ポチ

ブロードの香り

山羊の啼く

青 い 影

二人して

小さな微笑

追憶は告白する

第三卷四月号（大正十五年四月刊）

ふゆやま

らんかんの灯

大 沢 雅 保

吉 田 緑 泉

袴 田 華 子

六 合 冬 子

南 八 郎

片 山 沈 丁 花

山 田 た け じ

高 橋 秋 水

福 島 仙 堂

相 京 鈴 蘭

田 島 孤 想

小 林 涼 子

町 田 竹 風

本 多 六 郎

松 山 信

東 どくろ

橋 爪 榛 泉

吉 田 緑 泉

大 沢 稚 休

朝 風 に  
枯すゝき

漁火沖にゆらく

雪晴の夜の疎林

短 詩

緑の斜視

わが心何を求むる

草笛は吹けど

おもひで

ひなまつり

新婚の友へ

朝 昼 夜

麦 三 寸

春

友のみたまに

わづらへる母

さびしければ

早春のよろこび

緑茶をすする

或る日の公園

桃色の花

神 保 冷 平

本 多 六 郎

高 見 舟 水

中 島 雨 郷

紫 郎 忠 雄

田 中 涼 葉

六 合 冬 子

一 場 い し

永 井 朱 雀

袴 田 華 子

片 山 沈 丁 花

東 どくろ

松 山 伸 一

杉 田 俊 子

清 水 基 美

中 村 実

沢 沢 水 歩

山 田 た け じ

中 島 雨 郷

田 中 涼 葉

金 井 と し 子

（西中之条 中島りょう蔵）

三五 大正・昭和戦前期の朝日座（劇場）で開催の主な芸能

〔大正期〕

大正五年一月二十日 坂東橋右衛門一座（歌舞伎）

伽羅先代萩五幕、お染久松野崎村等

同 年三月三日 竹本小土佐一行（女義太夫）

〃 三月十六日 桃中軒雲右衛門（浪花節）

〃 四月十六日 橋松座（歌舞伎）

〃 七月二十一日 桃中軒菊之助（浪花節）

大正六年九月七日 竹本素行一行（女義太夫）

〃 十月十六日 志村松之助一座（新流派）

〃 十一月十三日 成田家寿玉一座（関西歌舞伎）

妹背山女庭訓四幕、勸進帳、蝶手取會  
我実録対面之場など

大正十三年 中村竹右衛門一座（歌舞伎）

大正十四年二月十九日 片岡十郎一座（歌舞伎）

〃 四月十六日 市川愛十郎一座（歌舞伎）

〃 十月十三日 長岡今六一座（歌舞伎）

大正十五年三月二十五日 市村市藏・中村太郎一座

大正十五年十一月十一日 沢村源之丞一座

昭和二年四月十六日 中村座（歌舞伎）

〃 三年一月二十二日 水谷八重子一座（新派）

〃 三年十月六日 竹本組春一行（女義太夫）

〃 三年十一月三十日 月岡誠一座（新派）

.....(中略).....

昭和六年三月二十三日 竹本文蝶（女義太夫）

〃 六年三月二十七日 高田憲太郎一座（新派）

〃 六年七月八日 千成座一行（浪花節劇）

〃 六年九月二十四日 松旭齐天勝一座（奇術）

〃 六年十月九日 中村吉十郎一座（歌舞伎）

昭和八年一月二十四日 岩井一座（歌舞伎）

〃 八年八月一日 尾上菊寿郎一座（歌舞伎）

〃 八年九月十五日 高田憲太郎一座（新派）

〃 八年十一月一日 錦正會

田村辰雄氏の日記やメモ手帳から  
（中之条町 田村希代治蔵）

〔昭和戦前期〕

# 第五節 教 育

## 三六 大正五年度学事会活動狀況

### 第一区

- 一 通常会 五回
- 一 臨時会 十六回

### 事業

#### (一)講話講習会

- 1 体操講習会 四日間 矢島師範学校教諭
- 2 農事講習会 四日間 橋本師範学校教諭
- 3 理科講習会 七日間 平松師範学校教諭
- 4 独逸教育の哲學的基礎 松本師範学校教諭
- 5 人格の感化 山室救世軍大佐
- 6 歐洲動乱ニツイテ 栗田第十四師団長
- 7 郡内教育狀況 関 郡 視 学

- (二)研究調査会 九回
- (三)師範学校研究会へ派遣員 二回 十七人

### 第二区

- 一 通常会 十回

- 二 調 査 区内善行者調査、学生児童体力漸減ノ原因調査、家事科ニ関スル調査

- 三 研究員派遣 二回

- 四 講 話 会

教育ニ関スルモノ 松本師範学校教諭

時局ニ関スルモノ 山室救世軍大佐

五 授業研究会 二回 栗田第十四師団長

### 第三区 (省略)

(群馬県庁文書、大正六年巡視、吾妻郡一班)

### 三七 大正五年 教員互助会狀況報告

明治四十二年以來本郡小學校及ヒ実業補習学校教員ニシテ疾病死シ、其他ノ災厄ニ罹リタルモノアルトキハ相救済シ、尚一朝職ヲ離レタル場合ニ対シテ予メ備フルタメ教員互助会ヲ設置アリ。郡ハ之ニ対シ郡費ヲ年々五十円乃至百円ノ補助ヲナシテ其活動ヲ助ケ本年度補助額ハ金百円ナリ。其ノ狀況左ノ如シ。

左記(大正五年度末現在)

- 一、会員数 一五八

中之条町 二〇、東村 一一、太田村 九、原町 一〇

岩島村 一二、坂上村 一四、長野原町 一〇、嬭窓村 一五

草津町六 六合村 六、沢田村 一五、伊参村 九

名久田村 九、高山村 一二

二、支給金 五二二円

内訳 脱退支給(一九件)三三七円、病氣支給(一四件)一六二円

勤続支給(五件)一三三円

三、支給者調

脱会支給 他郡ニ転勤セシ者 四、事務退職者 六、病氣退職

者 六、上級学校入学者 二、入営ノ者 一

病氣支給 病氣一ヶ月以上ノ者 六、病氣三ヶ月以上ノ者 二

病氣ノタメ退職ノ者 六

勤続支給 満五ヶ年以上勤続者 四、満八ヶ年以上勤続者 一

四、会計(収支)

総収入 三八二円三一銭

前年度繰越金 二、四九九円六九銭五厘

本年度会費 一、〇二七円〇二銭

郡費補助 一〇〇円

本年度利子 一八五円五九銭五厘

総支出 六四〇円七四銭

脱会支給 三三七円

病氣支給 一六二円

勤続支給 一三三円

金庫 七五円

役員手当 二九円

雑 費

差 引 三二七一円五七銭 翌年度繰越

二四円七四銭

(県庁文書、大正六年巡視、吾妻郡ノ状況一斑)

## 第六節 世相と生活

三六 大正十二年九月 関東大震災の記録

― 田村喜八日記から ―

九月一日 東京横浜鎌倉横須賀小田原各県大震災、昨夜ヨリ大暴風雨ニテ午前十時頃止ム。午前十一時強地震アリ。震動実ニ激甚ニシテ何レモ家屋外ニ走出ス。吾等生レテ以来初メテ知りタルノ長キ強震ナリキ。

非政友派三氏ト金幸ニ会见シ、全町一致ノ名称ヲ以テ町田崇山氏ヲ県會議員候補ニ推薦スルコトヲ協定ス。新聞支局員諸氏ノ幹旋ニヨルモノニシテ円満ヲ見ルニ至ル。

東方面ニ当リ大火災ナルベシ。恐シク天ニ火ノ映ズルヲ見ル。

二日 東京上野両駅ハジメ警視庁 焼失ト云フ。東京府大地震、大火災ノ大被害トノ風聞伝ハル。通信運輸機関スベテ不通トナリ、安否ノ程知ル能ハズ、密ニ憂煩スルノミナリ。東京全都ノ大家屋ハ勿論小家屋ニ至ル迄倒潰シ、其後各所ニ火災ヲ起シ全都全ク火ノ海ト化シタリト。亦横浜横須賀等、是亦全滅トノ事、被害ノ甚大ナル事実ニ想像ノ外ナル有様ナリト云フ。午後六時ヨ

リ本郡近村ノ集合ヲ郡役所ニ開キ、直チニ救護班ヲ整ヒ東京都ニ出発ノ協議ヲナス。一班四十人ヅツ三班ヲ製シ、明日午前出発トシ、本町二十五人ヲ選ビ第一班トシテ出発ノ事決ス。

三日 浅草観音本堂、仁王門五重塔無事、横浜横須賀是亦全滅第一班第二班トモ午前九時十分ヨリ出発ス。第三班ハ明日第一番トナル。出発各人ハ食料トシテ白米三升、副食物ヲ携帯シ消防服ニテ出発ス。

義捐金無戸五十銭以上、或ハ白米一升以上ノ募集ヲナサシムベク区長副区長ノ総会ヲ開キ即時着手スル事ニ決ス。政友会支部ヨリ電報ニ接シ午後五時三十分発ニテ出橋ス。

夜東京ノ安否ヲ問フベク芳町ニ田子嘉蔵ヲ訪フ。主人出京、未ダ帰宅ナキニテ不分明、実ニ憂慮ニ堪ヘザルナリ。不逞ノ朝鮮人入り込ミ悪事ヲ働カントノ風聞ニテ人心狂々タリ。

四日 午前七時三十分発ニテ帰条ス。昨夜ハ至ル所種々ノ悪風聞ニテ人心狂憤シ高崎前橋渋川中之条等モ夜中誰人モ不眠ニテ警戒ニ努ム。被害三々五々、帰郷スル者アリ。惨状実ニ見ルニ忍ビズ。東京田子方、田村方其他信夫郷子何レモ安否分ラズ憂慮ニ堪エズ夜ニ入り驟雨アリ。夜警ハ消防組軍人分会ニテ勤ム。

県下各銀行臨時休業ス。(今四日ヨリ向フ一週間) 中之条銀行ハ独リ休業セズ。田子田村其他出京一族無事ノ通知ニ接ス。

不逞鮮人ノ陰謀ハ全ク無根ノ説ニテ今夜ヨリ警戒ヲ解ク。

午後一時曲手銭町湯ノボヤニテ警鐘乱打、一時大騒ギヲナシタ



鮮魚	鮭塩引	蜜柑	鰹節	蒟蒻玉	蒟蒻粉	馱斗 <small>(ハマノシ)</small>	生糸	繭	麦油	酒 <small>(生酒)</small>	真木	木炭	菜種油	胡麻油	メリケン粉	石油	過燐酸	黒砂糖	玉砂糖	赤砂糖	大豆粕	
一箱	一俵 <small>(五百三匁)</small>	一箱	一樽	一駄	一駄	一匁	一匁	一匁	一箱 <small>(四ダース)</small>	三五入一本	一束	一俵	一箱 <small>(二斗)</small>	一箱 <small>(二斗)</small>	一袋	一箱	一俵	一樽	一俵	一俵	一枚	
四、六〇〇	二、三〇〇	四〇〇	五〇〇	七〇〇	一四、一〇〇	七〇〇	五〇〇	四〇〇	一、二〇〇	一八、一〇〇	二〇〇	四〇〇	八、五〇〇	一四、〇〇〇	二、七〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一三、八〇〇	一四、二〇〇	一六、〇〇〇	一、六〇〇	
鱈	梅漬	カチ栗 <small>(十六匁)</small>	切干 <small>(五十匁)</small>	麵麩	筵	雨傘	琉球	座繰	綿ネル	マツチ	メリヤス	帽子	サイダー	智科硝石	桑	馬鈴薯	玉子	甘藷	梨 <small>(十二匁)</small>	胡瓜 <small>(五匁)</small>	茄子 <small>(一匁)</small>	
一箱	一樽 <small>(伊丹)</small>	一斗	一箱	一箱	一箱	一箱	一箱	一箱	一箱	一箱	一個	一個	一箱 <small>(四ダース)</small>	一倉	一駄	一俵	一箱 <small>(十二匁)</small>	一俵	一駄	一籠	一籠	
一、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	六、三〇〇	七、五〇〇	三、五〇〇	八、五〇〇	五、〇〇〇	三、四〇〇	一三、〇〇〇	四、八〇〇	六、八〇〇	二、五〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、六〇〇	六、〇〇〇		
					針金	馬ケツ	小麻	中麻	大麻	糸卷	ペンキ	竹	馬肉	豚肉	牛肉	蚕網	洗粉	セメント	洗濯ソーダ	海苔 <small>(七十匁)</small>		
					一丸	十組	三匁	六匁	十匁	一箱	一缶	一束	一匁	一匁	一匁	百枚	一箱 <small>(子入)</small>	一樽	一箱	一箱	一箱	
					八、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	小三、二〇〇	大五、〇〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇	二五、〇〇〇	一、七〇〇	七、〇〇〇		

(中之条町役場蔵)



## 第四章

# 昭和戦前期





# 第一節 行 財 政

## 一三〇 昭和二年度 中之条町役場事務報告 (抄)

議員選挙 昭和二年十月一日現在、即ち旧法ニヨル衆議院議員選挙人名簿ニ記載人員ハ三三一人、改正法ニヨリ九月十五日現在ヲ以テ調整シタル選挙人名簿ニ記載人員ハ一、一六三人ニシテ前年ヨリ三十八人増加シタリ。九月二十五日執行シタル県會議員選挙ニ際シテハ、其事務極メテ重要ナルモノニ属スルヲ以テ……中略……投票当日現在ニ於ケル有権者ハ一、〇八八人、中投票シタルモノ九七四人ナリ。

町會議員定数十八人ノ所、一名死亡欠員ナリ。町会招集回数七回、開会日数八日、提出事件数四十八件ナリ。

陪審員資格者一九五名、抽籤ノ結果候補者ニ選定ス。唐沢守寿、岡島忠三郎、狩野隆次。

戸籍 出生二五九人、養子縁組一六人、婚姻七五人、死亡一四〇人、分家二一人、養子離縁五人、離婚三人、隠居二人、家督相続二六人、廃絶家六、寄留件数七四四。

兵事 壮丁体格検査成績

計	受検数				計
	甲	乙	丙	丁	
三七	一五	一四	六	二	三七
一五	二	一〇	〇	〇	三
一四	一	〇	一	〇	二
六	〇	一	一	一	三
二	〇	〇	一	〇	一
三七	三	二	二	〇	七
七	二	一	三	〇	一

### 壮丁学力成績

人員三〇 甲一一 乙一五 丙三 丁一

三七名ノウチ七人ノ中卒以上ニツキ試験行ハズ。

### 現役兵調

計	中之条		伊勢町	青山市城		計
	海軍	陸軍		中之条	市城	
二	一	一	九	二	三	二二
六	二	四	三	一	〇	七
九	三	六	六	一	三	一五
二	一	一	一	一	一	七
三	〇	三	一	一	一	五
二二	一	一	一	一	一	五

注 勲業は統計につき略した

(中之条町役場成・町會議事録)

### 一三三 昭和前期 (不況期) 中之条町の税務

昭和三年

税務 国税一、五二二円 前年ニ比シ 七七六円減

県税二二、五九九円 前年ニ比シ 二、〇一〇円減  
町税三四、七一六円 〃 三、三〇六円増

一 町税ノ増加ハ自治体ノ整備進展ニ伴ヒ比年膨脹ヲ免レズ。由來本町ノ特殊財源ヲ有セザルヲ以テ其資ヲ多ク税収入ニ求ムルニ外途ナク町総歳入ノ七割強ヲ占ムル実情ナリト雖モ、財政整理ニ當ツテハ常ニ可及的ノ緊縮ヲ旨トシ執行上最善ヲ期セルニヨリ町税賦課率ノ如キモ各税共制限ヲ越エルモノナク、昭和三年ノ特別戸数割モ四月一日現在一戸当リ負担額十

七円余ニシテ本郡中ノ下位ナリ。

二 諸税徴収状況ハ概シテ良好ナリ。就中国税ニアリテハ連年納期日内ニ完納ノ成績ヲアゲ、県税及町税ト雖モ一部ノ常習的滞納者アルノミニテ、……中略……納期内収入額ハ一〇〇分ノ九八余ニ当レリ。

昭和七年

稅務 一 昭和七年中、本町取扱ニ係ル諸税調定額ハ国税一一、

〇七六円四三錢増、県税一九、七〇八円三三錢、町税三、六三四円三四錢、計六九九六円一四錢ヲ減ゼリ。国税ノ増額ハ地租法ノ改正ニヨリ本年分ニ限り地租ノ納期変更アリタル結果ニシテ、県税ノ減額ハ一般財界ノ不況ノ影響ヲ受ケタル所多ク、町税ニ於テハ本税ノ減少ニ伴フ自然現象ト各種基本財産ノ蓄積停止ヲ行ヒ、戸数割、既決賦課額ノ更生ヲ為ス等、

可及的の町民負担ノ軽減ヲ図リタル為メ著シク其数ヲ減ジタリ。

二 諸税徴収ノ状況ハ財界不況ノ影響ヲ受クル所甚ダ多カリシモ、吏員ノ督励ト納税組合ノ活動ト相俟ツテ尚相当ノ成績ヲアゲ、就中国税ニアリテハ既往二十年余間ノ久シキニ涉リ納期日内完納ノ美績ヲ保持スルヲ得タリ。県税及町税及町税ノ調整額ニ対スル収入額ニ対スル収入額ノ百分比ハイヅレモ九三・〇二ニ當レリ。

昭和十年

稅務 昭和十年町ノ稅務ハ国税九、二六五円、県税二一、〇九七

円、町税二四、一八九円一五錢、計五四、四八七円一五錢ニシテ、前年ニ比シ国税六五〇円四五錢ヲ増シ、県税二、一五二円、町税二、七一八円七五錢イヅレモ減額セリ。県税ノ著シキ減少ハ前年陸軍特別大演習費用調達ニ関スル増徴ガ常態ニ復セシモノニシテ、町税ノソレハ附加税ニ於ケル本税ニ伴フ自然徴収ト特別税戸数割ニ於テ此年追加徴収ヲナサザリシニヨル。即チ財政整理ニ当リテハ努メテ経費ノ縮減、常ニ負担ノ軽減ヲ念トシ災害復旧工事費等、本年数次ニワタル予算追加更生ニ対スル財源モ積年ノ不況ニ疲弊窮乏セル町民現下ノ実情ニ鑑ミ、之ヲ起債其他税外収入ニ需メタル結果、戸数割ノ如キモ当初予算ヲ維持シ、一戸平均負担額僅カニ八七八

錢ノ低額タルヲエタリ。

納税成績 鋭意滞納防止及整理ニ当リシモ、依然經濟界ノ不振ニ果セラレ、ソノ効果意ノ如クナラズ 国税完納二十五年ノ名譽ヲ完ウシテ維持シタリト雖モ、県税町税共ニ尚滞納多キヲ遺憾トス。滞納、県税一、九七三円〇一錢、町税一、四〇六円五五錢。

(中之条町役場蔵・町會議事録)

一三 昭和五年(八年) 名久田村役場事務報告(抄)

昭和五年

勸業 農會 養蚕同業組合及各部落農事組合ト提携シ各生産施設ノ改良、副業奨励等ニ最善ヲ尽シタルモ糸価暴落ニ伴ヒ金融極度ニ逼迫シ未曾有ノ不況ヲ来シタル為、之ガ難局対策金融緩和ノ一助トシテ政府ヨリ供給セラルル各種低利資金ノ供給ニ努メタリ。自作農創設資金千九百円貸付ト内定シタルモ未ダ貸付ニ至ラズ。

衛生 赤痢患者二名(内一名收容前ニ死亡) 腸チブス患者二名、計四名ノ伝染病患者ヲ出シ、五十六日間開舎ヲ見タルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。

昭和六年

兵事 一 徴兵 壮丁三十八名、四月二十七日徴兵検査ノ結果、

甲種九人、第一乙種四人、第二乙種六人

八月二十五日抽籤ノ結果、入営スベキモノ七人。

二 召集 予備役ニ召集セラレタル者五人、後備役ニ召集セラレタル者二人、補充兵トシテ召集セラレタル者一人、七月二十九日、海軍簡閲点呼執行(渋川) 応召二人。

七月三十一日 陸軍簡閲点呼(小学校) 四十五人(既教育者三十一人、未教育補充兵十四人)

三 在郷軍人と現役

陸軍 海軍

現役 六 九

予備役 三八 三

後備役 五七 一

第一・第二補充兵 一三七 一

戸籍寄留 出生一三二、死亡六八、養子縁組八、婚姻三二、離婚二、隠居二、家督相統一二、絶家二、分家三

勸業 農會・養蚕組合・各農家組合ト提携シ、農業経営改善、副業奨励ニ最善ノ努力ヲ尽シタルモ、物価ノ下落、金融極度ノ逼迫ニ如何トモナン難ク難局緩和ノ一助トシテ政府ヨリ供給セラレタル各種低利資金ノ供給ニ努メタリ。

昭和七年

會議 村會開會 十一回、日数十二日、附議議案四十七件

選挙 昭和七年二月二十日 衆議院議員選挙施行

学務 就学義務ノ觀念普及シ、四月末日現在学令児童数五百八拾八名ニ対シ僅カ一名ノ就学猶予申立テアリタルノミニシテ就学セルハ欣ブベキ所ナリ。然レドモ児童増加ノタメ校舍ノ狹隘ヲ来シ、加フルニ腐敗破損ノ箇所多ク児童教育上尠カラザル不便ヲ感ジツツアルハ遺憾トス。仍テ：（中略）；校舍ノ修補ノ資ヲ用意シ着々之ガ方針確立ノ希望ナリ。一月小学校ヲ中心トセル婦人会ノ結成シタルハ社会教育上有意義且ツ欣ブベキナリ。

衛生 猖紅熱患者二名ヲ出シタルハ遺憾トス。

勸業 本年ハ当初ヨリ終始不況対策ニ当リ各機関ト連絡協調シテ最善ノ努力ヲシ尽シタルモ十分ナル成績ヲ挙グル能ハザルハ遺憾トスル所ナリ。時局匡救事業トシテ小設備小開墾等モ未ダ結了セズ、事業中止ニアリ、各種低利資金ノ供給モ十分ナラズ。自作農創設資金ハ県ヨリ配当ハ受ケタルモ諸手續未了ナリ。

土木 時局匡救貧農救済土木事業費ノ当村配当額ハ極メテ僅少ニシテ予定ノ如キ道路改修ヲ見ル能ハザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。数回ニ亘リ協議会ヲ開催シ施行箇所ヲ左ノ三ヶ所ニ定メ、何レモ其部落請負ニ附シ目下夫々改修中ナリ。

横尾湯宿線、高津中沢線、長石川河岩修築

農林省所管林道開設事業ハ大字赤坂字行沢地内上ノ貝戸ニ起

シ工事中ナリ。本年ハ豪雨多カリシ為、各川著シク増水、橋梁流失多ク、就中の場橋ノ如キハ其最タルモノナリ。道路橋梁ノ小破修繕意外ニ多ク十数ヶ所ニ及ベリ。

（以下略）

昭和八年

社会事業 方面委員設置 十一月十一日付、方面委員六名設置、年内二回方面委員会開催。

学務 四月末日現在ニ於ケル学令児童数、総数六百九人、本校在籍五百三拾八人、分教場在籍拾七人、中之条委託五拾老人、計六百六人、不就学児童数三（孰レモ疾病ニ依ル）

補習学校 十月十二日、中之条実業補習学校ニ於テ青年訓練ノ查閲ヲ施行ス。累年児童増加ニヨル校舍狹隘ト自然健材ノ腐汚ニ逼マラレ之ガ増改築ノ問題ニ付年内数回ニ亘リ村会協議会及学務委員会ノ合同協議会ヲ催シ審議シタルモ、中途ニシテ感情的ナ蹉跌ヲ来シ無慮紛擾ヲ醸シタルノミニシテ期間取扱ノ中止ノヤムナキニ至リタルハ子弟教育ノ将来ノ為遺憾トスル所ナリ。二月本県社会教育委員規程ニ基ク委員委嘱ヲ見、村委員会ヲ組織セリ。

勸業 終始不況対策ニアタリ、各機関ト連絡協調最善ノ努力ヲ尽シ漸次之ガ成績ヲ挙ゲツツアリ。時局匡救農業土木事業トシテ各所ニ小開墾耕作道ノ改修事業ヲ起シタルモ之等完了ヲ見

ズ。各種低利資金ノ供給ヲナスト共ニ經濟更生負債整理組合  
等ノ計画アリ。米穀統制法等、米穀政策ノ根本資料タル米穀  
生産調査ヲ農林省令第十三号ニヨル改正規約ニ基キ関次郎外  
十四名ヲ生産統計委員ニ任命、之ガ実施ヲナス。

土木 農村振興土木事業費ハ配当金前年ニ比シ稍々増加シ、当村  
大字大塚地内中之糸沼田線県道工事ヲ合セ其額約二万三千元  
アリ。

(中之糸町役場蔵、名久田村會議事録)

三三 昭和八年四月 町會議員候補者桑原雄一郎選挙事務日誌

昭和八年四月十八日 午前九時、候補者宅ニ集ルモノ左ノ通り。

河原田福次、横溝莊藏、横山豊、萩原太一郎、小池時次郎  
選挙事務所開設之件ヲ議シ、萩原整次宅ヲ選定シ、午後一時ヨ  
リ事務所ヲ開設ス。小池時次郎ヲ事務長トシ、候補者届ヲ中  
之条巡查部長派出所ニ提出ス、事務長ハ左ノ五氏ヲ選挙委員ニ選  
任シ、其届出ヲ為ス。

選挙委員	中之条町	表具師	横溝	莊藏	文久三年九月六日
〃	〃	鍛冶職	横山	豊	明治十六年二月廿六日生
〃	〃	農	川原田福次		明治十四年十一月十四日生
〃	〃	宿屋	原沢	平吉	明治卅二年八月廿日生
〃	〃		倉林	周平	明治卅六年十二月廿一日生

左之三氏ヲ勞務者ニ選任ス。

篠原繁太郎 滝沢甚作 劍持仁八

村山与太郎ヲ小使トシテ雇入ル。

午後三時ヨリ選挙委員及勞務者協力シ推薦状発送ノ準備ヲ為  
シ、七時事務ヲ止ム。

四月十九日 午前七時選挙委員勞務者参集、前日ニ引続キ推薦状  
発送ノ準備ヲ為シ、出来上リタルモノヨリ順次配布ノ手順ヲ取  
ル、新道一円、反町一円、小川一円ヲ滝沢甚作ヲシテ配布セシ  
ム。

大字中之条町南側、曲ノ手東端ヨリ新田町一円ヲ村山与太郎ヲ  
シテ配布セシム。大字中之条町北側曲ノ手東端ヨリ倉林周平ヲ  
シテ配布セシメ、下の町分ヨリ篠原繁太郎代ツテ配布ス。倉林  
周平ハ大字西中之条朝日座附近ヨリ幡塚・猪ノ窪・古垣内、芝  
本方面ノ配布ニ従事ス。筆工トシテ十八日ヨリ萩原太一郎、十  
九日ヨリ倉林高十郎ヲ雇入レル。午后七時事務ヲ止ム。

四月二十日 午前七時一同参集引繼キ推薦状発送事務ヲ執ル。大  
字西中之条本村方面 劍持仁八、大字伊勢町古町方面 滝沢甚  
作、伊勢町北側方面 村山与太郎、伊勢町南側方面 篠原繁次  
郎、伊勢町只則方面 倉林周平ニ区分シ配布ヲ了ス。

選挙委員ハ直ニ候補者挨拶状発送ノ準備ヲ為シ、立看板ヲ製  
作セリ。

四月二十一日 午前六時半萩原太一郎真先ニ出勤、立看板ノ揮毫

ヲ為ス。勞務者一同各要所ニ掲出ス。挨拶状ノ配布手順ヲ執ル。大字中之条北側方面倉林周平、中之条南側堅町下ノ町篠原繁太郎、西中之条猪窪芝本本村、劍持仁八、中之条新道一円反町小川一円、滝沢甚平、伊勢町南側篠原繁太郎、北側村山与太郎、只則倉林周平、西中之条新田滝沢甚作、伊勢町古町劍持仁八、午後六時全ク推薦状挨拶状ノ配布ヲ了ス。

四月二十二日 午前七時一同参集当選礼状ノ宛名ヲ認ム。十一時半認メ終ル。午後ヨリ一同談笑之間、囲碁将棋ニ連日ノ勞ヲ選ム。

四月二十三日 午前七時一同参集、順次選挙投票ニ至リ投票ヲ行ヒ、事務所ニ婦リ囲碁将棋ニ等静カニ開票ノ時ヲ待ツ。

午後蟻川直枝氏来リ西部当選者ノ立看板ヲ利用シ当選礼状ニ替タキ旨申出タル由、折柄事務長不在ナリシガ他ノ者意見ヲ能ク理解セズ申出ニ調印シタル由。然ルニ当事務所ハ前日中ニ礼状ヲ認メアルヲ以テ事務長ハ直ニ蟻川直枝氏宅ニ電話ヲ以テ礼状発送ノ旨断リ、田村丑十郎氏、佐島竹次郎氏、町田崇山氏、小池竜一氏、伊能耕三氏、桑原良一氏ノ事務所ニ其由ヲ告ゲタリ。然ルニ夜ニ入り蟻川直枝氏ヨリ協定ヲ破リ不都合ナリ相当ノ処置ニ出ルトノ文書来リ諸氏ト協議ノ上既定方針ヲ決行スルコトトシ、二十四日配布ノ事トシタリ。

当選 七六 町田 崇山 七一 桑原 良一

- |           |          |
|-----------|----------|
| 七一 宮崎羊重郎  | 五〇 小池 政衛 |
| 七一 福田豊三郎  | 四九 桑原雄一郎 |
| 六七 佐島竹二郎  | 四九 小池 竜一 |
| 六五 小板橋菱三郎 | 四八 田村 与吉 |
| 六四 久保田四郎  | 四七 劍持 真平 |
| 六二 桑原 準一  | 四七 小池 遵正 |
| 六一 伊能 耕三  | 四六 蟻川 潔  |
| 五二 中沢佐五郎  | 四三 加藤 泰明 |
- 次点四三鈴木万作、三七田村正平、二九田村丑十郎。
- 東部八人ニ対シ西部拾参人ノ立候補アリ。随ツテ混戦トナリ五ニシノギヲ削ル中ニ在リ我が事務所ノミハ冷静眠ルガ如ク更ニ一步モ外ニ出ズ。他候補ノ蚕食ニマカセリ。然ルニ尚且ツ四十九点ヲ得タルハ候補者ノ偉大ナルヲ感ゼザルヲ得ズ。選挙委員一同恐縮シ直ニ御礼ノ立札ヲナシ、祝盃ヲ挙ゲ午後十時事務所ヲ閉ズ。

四月二十四日 午前八時一同参集諸氏ヲナシ運動費ノ届出ヲ部長派出所ニ提出ス。

運動費総額金七拾九円四拾六銭也。

(中之条町 桑原源一郎藏)

二篇 大正十五年二月 伊勢町只則契約会決議簿  
昭和五年二月

毎年提出議案



一、祭典幹事改撰ノ件

一、用水路掛世話人ノ件

一、契約出不足者ノ會計徴収ノ件

一、契約脚祥脱ノ件

一、三宮参拝者ニ関スル件

一、村香代ノ件

一、軍人家族慰問委員ノ件

一、穴堀ニ関スル件

一、太鼓ニ関スル件

一、勤儉貯蓄経理員ニ関スル件

大正十五年二月四日

契約会 宿 小林正太郎

一、祭典幹事改撰ノ件 小池専一氏ニ依頼ス

一、用水路世話人推薦ノ件

高橋要助様、小林正太郎様、木暮林平様

一、契約脚祥脱ノ件 契約脚祥脱共ニ米ハ七合ノコト、契約脚祥

脱欠席者ヨリ肴代金拾銭ヲ徴収ス

一、村香代ハ例年通り金貳拾銭トス、但シ特別ノ関係者ハ其限り

ニアラズ、年令拾五才以下ノ場合ハ香代ヲ送ラザルコト

一、軍人餞別ハ金参拾銭トス

一、三宮参拝者ニ対シテハ餞別ヲ送ラザルコト

一、軍人家族慰問委員ニ依頼ス

小池民次様、小池政衛様、小林正太郎様、小林総太郎様、木

暮寿雄様、高橋伝助様、木暮松平様

右委員ハ満期二ケ年トシ、委員長小池民次様ヲ互選ス

一、穴堀番帳ヲ作り関平三郎様ヨリ始メトス

一、勤儉貯蓄実行組合経理員ヲ推薦ス

小池政衛様、木暮林平様、小淵藤吉様、小池賢太郎様、木暮

寛次郎様、木暮松平様、高平柱次郎様、小林総太郎様

前記諸氏ニ依頼ス

昭和貳年貳月五日契約会

宿 小林良助

一、祭典幹事改撰ノ件 今泉助藏氏ニ依頼ス

一、用水路世話人左ノ通り依頼ス

小淵弥八氏、高平柱次郎氏、木暮茂八郎氏

一、契約脚祥脱ノ欠席者ヨリ徴収スベキ肴代ハ前年通りトス

一、村香代ハ前年通りニ定ム

一、入営軍人ニ対スル餞別ハ前年通りトス

一、神宮参拝者ニ対スル餞別ハ前年通りト定ム

一、穴堀ハ帳簿ノ順ニ依頼ヲナスコト

一、勤儉貯蓄実行組合経理員ヲ左ノ通り依頼ス

小池政衛氏、小池専一氏、小池民次氏、高橋伝助氏、小池賢

太郎氏、木暮春藏氏、飯尾留吉氏、小林正太郎氏

昭和三年二月五日

契約会 宿 小林玉五郎

一、祭典幹事改撰ノ件 小礼金藏ニ依頼ス

一、用水路世話人推薦ノ件 小淵藤吉様、小池喜八様、今泉環様

一、契約脚祥ノ欠席者ヨリ徴収ス可キ看代ハ金拾錢トス

一、村香代ハ金參拾錢ト定ム、但シ拾五才以下ハ送ラザル事

一、三宮参拝者ニ対シテハ餞別ヲ送ラザル事

一、穴堀ハ帳簿ノ順ニ依頼ヲナス事、但シサベル一個新調、トラ

グワ、ソルハシ修繕ノ事

一、戸主会 前年ノ通り

一、勤儉貯蓄実行組合経理員ヲ左ノ通り依頼ス

1 小池松次郎氏 2 木暮嘉太郎氏 3 木暮堀之助氏

4 小関 金藏氏 5 森平 三郎氏 6 今泉 環氏

7 鹿野 半六氏 8 小淵 米作氏

昭和四年二月四日

契約会 宿 今泉 環

一、祭典幹事改撰之件 小淵米作氏ニ依頼ス

一、用水路世話人ニ推薦ノ件

小池專一氏 小淵金藏氏 小林玉五郎氏

一、契約脚祥脱 欠席者ヨリ徴収スベキ看代金拾錢ト定ム

一、村香代ハ金參拾錢ト定ム

一、入営軍人ニ対スル餞別ハ金參拾錢ト定ム

一、三宮参拝者ニ対シテハ餞別ヲ送ラザル事

一、穴堀ハ帳簿順ニ依頼スル事

一、戸主会ニ於テ忌引ハ一週間経過スレバ出席ス可キ事、次ニ春秋二季出不足ハ金參拾錢徴収ス可キ事

一、勤儉貯蓄実行組合経理員ハ各伍長ニ依頼スル事

伍長小池松次郎氏、小池民次氏、小池喜八氏、木暮寿雄氏、小

池賢太郎氏、小林総太郎氏(昭和六年二月満期)

昭和五年二月四日

契約会 宿 木暮 寿雄

(伊勢町 木暮久弥蔵)

## 第二節 産業・経済

### 三三 中之条町の経済更生（昭和十三年）

#### ① 中之条町経済更生委員会規程

第一条 本町ノ経済更生ヲ図ルタメ中之条町経済更生委員会ヲ設ク

第二条 本会ノ事務所ハ中之条町役場内ニ置ク

第三条 本会ハ本町ノ経済更生計画ヲ樹立シ其ノ実行ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一 教育教化ニ関スル事項

二 生産改善ニ関スル事項

三 生活改善ニ関スル事項

四 経済組織改善ニ関スル事項

五 町行財政ノ刷新改善ニ関スル事項

六 其ノ他経済更生及町振興発展ニ関スル事項

第五条 本会ハ会長一名、副会長二名、委員若干名ヲ以テ組織ス、会長ハ町長、副会長ハ助役、町農会長ヲ以テ之ニ充ツ、

委員ハ役場吏員、町会議員、学務委員、土木委員、学校職員、区長及区长代理者、農会役職員、神職僧侶、産業組合、衛生組合、消防組、軍人分会、青年団、商工会、農家組合等、各種団体ノ関係者、及学識経験アル者ノ中ヨリ会長之ヲ囑託ス、但シ委員ノ任期ハ公職ニアル者ハ其在任期間トシ、其ノ他ノ者ハ二ケ年トス

第六条 会長ハ会務ヲ総理シ、会長事故アルトキハ副会長其職務ヲ代理ス、副会長代理ノ順位ハ助役、町農会長トス

第七条 本会ハ第四条ノ目的ヲ達スル為、左ノ五部ニ分チ、各部ニ部長ヲ置キ、各分担ヲ定メ事業遂行ニ当ラントス

一 教化部 二 生産計画部 三 經濟部 四 商工部 五 共済部 六 肥料配給部

第八条 本会ノ会議ハ委員總會及部委員会ノ二種トシ、必要ニ応ジ会長之ヲ召集ス

第九条 本会ノ役員係員ハ名譽職トス、但シ委員總會ノ議決ニヨリ報酬ヲ受クルコトヲ得

第十条 部長及委員ハ特別ノ事由ニ依ル外、辞任スルコトヲ得ズ

一 教化部 託児所、小学教育、補習教育、徒弟教育、宗教、国民精神強化、保健衛生、国防及消防、男女青年教育

二 經濟部 産業組合ニ関スル計画 負債整理ノ計画 組合自

体ノ更生拡充計画 生活改善ノ計画 信購、販、

利ノ各種事業計画 庶民金融、貯蓄

三生産部 基本の要素ノ整備計画 収入増加ノ計画 支出減

少ノ計画

四商工部 商工業ノ整備発展ノ計画 農工商其ノ他一戸当リ

収支ノ目標 町財政整備ノ計画

五共済部 五人組制度ノ確立 部落会(区会)ノ強化、部落

ノ計画、個人計画、出征遺族ノ後援、移民計画、

町村道里道及用悪水路ノ改善

② 経済更生計画案(昭和十三年度)——各部計画案

教化部

綱領 一 国体觀念並自力更生精神ノ作興 二 敬神崇祖ノ精

神涵養 三 愛郷精神ノ養成 四 中堅人物ノ養成 五

教化団体ノ連絡

一 国体觀念並自力更生精神ノ作興

(一) 国体觀念ノ作興

1 教育勸諭ノ御趣旨ヲ体認シ、常ニ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スルノ覚悟ヲ持スルコト

2 祝祭日ニハ毎戸必ズ国旗ヲ掲揚シ、日本国民タルノ精神ヲ

披瀝スルコト

3 祝祭日ニハ各神社仏閣ニ於テ朝太鼓ヲ打ち或ハ鐘ヲツクコ

ト

4 四大節ノ意義ヲ徹底セシメ、赤飯其他之ニ代ルベキモノヲ以テ祝ヒ、一層之ガ家庭化ヲ図ルコト

5 各種団体ノ会合ノ際左記ヲ行フコト

(1) 君が代奉唱 (2) 皇居皇大神宮ノ奉拜

6 奉安殿ノ前ハ必ズ敬礼シテ通過スルコト

7 皇族方ノ御写真ノ取扱ハ特ニ慎重ニスルコト

8 日本精神ニ関スル講話ヲ聴クコト

(二) 自力更生精神ノ作興

1 互ニ奉仕精神ヲ發揮シテ更生ノ実ヲ挙グルコトニ努ムルコト

ト

2 如何ナル困苦ニモ打克タントスル我ガ民族の精神ヲ自覚喚起ニ努ム

3 勤勞愛好ノ精神ノ普及ヲ図ルト共ニ貯蓄心ノ培養ヲナスコト

ト

4 依頼心ヲ捨テ独立邁進ノ気魄ヲ振起スルコト

5 自力更生町村ノ状況ニ就キ研究シ新聞ノ産業欄ヲ利用「家ノ光」等ノ閲読ヲ奨励スルコト

6 各種ノ会合ノ機会ヲ利用シテ先ヅ更生精神ノ普及徹底ヲ図ルコト

7 ポスター・パンフレット・掲示板・活動写真等ノ利用

8 農閑期利用シテ精神徹底ノタメニ部落講演会ヲ開催スルコト

二、敬神崇祖ノ精神涵養

ト

- 1 宗教の信念ノ確立ヲ期スルコト
- 2 大麻ハ毎戸奉戴スル様尽力スルコト
- 3 祭政一致ノ思想ノ普及ヲ図ルコト
- 4 神棚仏壇ニ対シ (1) 毎朝礼拝スルコト (2) 御初ヲ供エ、柿花等ヲ上ゲルコト (3) 毎月一回清掃ヲナスコト
- 5 毎月一日、十五日ニハ氏神(或ハ最寄神社・屋敷稻荷様)等ノ参拝ヲナシ、神域ノ清掃ニ当ルコト
- 6 神社仏閣ノ前ヲ通ルトキハ敬礼ヲナスコト
- 7 彼岸、盆会、正月、先祖ノ命日等ニハ墓地ノ清掃並ニ墓参ヲナスコト
- 8 婚礼ノ際ニハ必ず神社仏閣ニ参拝スルコト
- 9 郷土偉人並ニ記念碑等ヲ尊敬スルコト

三、愛郷精神ノ養成

- 1 郷土ノ生産並ニ消費状況ノ理解ニ努ムルコト
- 2 町経済状況ノ理解ヲ図ルコト
- 3 郷土ノ特質ヲ認識シ向上ヲ図ルコト
- 4 町自治ノ円満ナル発達ヲ図ルベク、協調諸和ノ精神ヲ發揮スルコト
- 5 郡ノ中心地トシテノ自覚ヲ持タシムルコト
- 6 入営兵、出征兵等ノ慰問ノ回数ヲ務メテ多クスルコト

四、中堅人物ノ養成

- 7 郷土の人物ノ追慕並ニ功勞者尊敬ノ念ヲ深カラシムルコト
- 1 徒ラニ都市ノ悪風ニ染マズ、真ニ郷土ニ止マリテ着々ト家業ニ精勵セントスル精心態度ヲ養フ
- 2 講習会座談会等ニヨリテ青壯年者ノ修養ノ機会ヲ多クスルコト
- 3 道場、試験場、学校、篤農家、模範自治町村等ヲ視察セシムルコト
- 4 毎年一名乃至二名ノ青年道場又ハ之ト同種ノ場所ニ送ルコト
- 5 講話会等ニハ成ルベク出席セシムルコト
- 6 良書ヲ選択シ之ガ閲読ヲ勸ムルコト
- 7 知名ノ士ノ訪問ノ機会ヲ多クツクルコト
- 8 研究発表会ノ開催並ニ合同視察等ニヨリ研鑽スルコト
- 9 武道座禅等ヲ奨励スルコト

五、教化団体ノ連絡

- 1 各教化団体ハ夫々独自ノ使命ノ徹底ヲ期シ、互ニ連絡提携シテ率先シテ更生ノ実ヲ挙ゲルコト
- 2 毎月一回団体長会議ヲ開キ、翌月ノ行事ニツキ計画表ヲ作成スルコト
- 3 周知ノ方法ヲ敏速ナラシメ且ツ一般ニ普及ヲ図ルタメニ左ノ事項ヲ活用スル揭示ポスターパンフレット映画

4 各教化団体ハ会合ノ際、特ニ左ノ諸点ヲ徹底ヲ計ル

- (1) 時間ノ尊重 (イ) 集合時間ノ厳守 (ロ) 行事ハ有意成案のニ  
之ヲ計画シ進行ヲ円滑ナラシメルコト

- (2) 規律アル団体訓練ノ陶冶ヲナスコト (3) 諸種ノ会合ヲ有意義ナラシメルタメ集合趣旨ノ徹底ヲ期スルコト

#### 經濟部計画

#### 産業組合

経済更生計画遂行上、金融改善整備、生産物ノ販売統制、必需品購買統制等ヲ計リ生産費軽減シ、農家経済ノ改善向上ニ資シ  
尚ホ組合計画ノ具体案ニ就テハ本町ノ特殊性ニ鑑ミ既設組合ト  
關係モアリ、尚一層ノ研究ヲナシ之ヲ強化拡充ト新組合ノ設立  
ニ付キ検討シ以テ所期ノ目的達成ヲ計ルモノトス。

尚ホ本町唯一ノ金融機関ハ信用組合ニ俟タザルベカラザルニ依  
リ現組合ヲ増資シ以テ一般町民ノ金融之円滑ヲ計リ、他面農業  
者トノ緊密ナル連絡ヲ計リ以テ其使命ヲ完フセントス  
家計相談所ノ設立

家計相談所ヲ設置シ、町民ノ相談ニ応ジ、家政ヲ刷新債務ノ  
整理ニ関スル指導ヲナサントス

#### 小作物納制確立

小作物ニ付テハ田畑共、町農会ニ於テ調製セル基本小作物ニ  
依リ物納制度ヲ確立セントス

#### 商工部

1 商工業ノ振興策ト共存策

2 商工業ト自力更生

3 仕入販売方法ノ調査研究

4 商工業都市トシテノ研究

#### 第一 商工業振興策ト共存共栄

(一) 本町ノ如キ狭キ山間ニ在シ居ルニモ係ラズ四囲ノ割合ニ  
宜ク集散資物ハ直接淡川・前橋・高崎市ニ搬出セラレ滞貨  
スルモノ誠ニ少ナク、現在ノ状勢ヲ継続スルニ於テハ自然  
退勢ヲタドルハ火ヲ見ルヨリモ明カナリ。既設商工会ヲ督  
励シテ之ガ対策ヲ確立セントス

#### 第二 更生計画ト商業

(一) 販売能率ノ増進、及資金ノ固定防止等、取引ノ改善ヲ研究  
シ、堅実ナル営業方針ノ樹立ヲナシ、以テ製造及販売業者  
共ニ更生ノ途ヲ開拓セムトス

之ガ施行ノ要領ハ、(イ) 資金ノ有効利用ノ方法ト物資指数ノ  
調査 (ロ) 町商工会ト連絡シ他ノ都市對抗価格調査員ノ設置  
(ハ) 各業者ノ既設同業組合ノ拡充強化ヲ計リ、良品ノ仕入、  
又販売方法ヲ研究セシムルコト

#### 第三 仕入販売方法ノ調査研究

1 重要産地ヲ視察シ商品及問屋等ヲ調査シ、良品ノ安価供給  
ニ就テ研究ヲナス

2 隣接都市ヲ視察シ販売方法ヲ研究、顧客ノ吸収ニ務ムルコト

ト

施行方法 (一)中央商工関係団体ト気脈ヲ通シ仕入品ノ調査、販売ノ拡張ヲ計ルコト (二)物産物紹介係ノ設置、又販売斡旋係ノ設置 (三)商品販売等ニ就テ有効商法ノ研究 (四)商工業ニ就テ学識経験アル人ヲ聘シ指導ヲ受ケルコト (五)優良店員ノ優遇表彰ヲナシ販売能率ノ増進ヲ計ル (六)店舗ノ改革、商品ノ陳列技術ノ研究並ニ之ガ積極的成功方法ノ研究

#### 第四 工業都市トシテノ研究

(一)郡内トシテハ兎モ角商業ノミナラズ、工業地帯ト見ルヲ得ベキニ付、之ガ振興ニ研究ヲナシ、農村工業ノ中心地トシテノ研究ニ務ムルコト

(二)失業者ヲ使役又ハ不勞階級ノ徒ニ対スル対策ヲ講ジ、町全

般人ニ授産ノ道ヲ開カントス

(三)工業中心計画委員ヲ設置スルコト

(四)副業ニ就テノ調査研究委員設置

#### 概論

惟フニ、本町現下ノ情勢ヨリ見ルトキハ商業地ヨリ寧ろ農村工業ノ中心トナルコトノ最モ有利ナル情勢ニアリ。依テ商業振興ヲ急セニスルモノニ非ラザレドモ、一面農村工業振興ヲ計リ、依テ以テ商工業ノ共存共栄ニ邁進スルヲ以テ更生ノ実ヲ挙グルトナスモノナラン。

#### 生産部

##### 基本的要素ノ整備計画

本町ニ於ケル戸数ノ各業種別ヲ按ズルニ、農業ニアリテハ四百二十八戸、商業者三百四十二戸、工業者三百三十五戸、俸給生活者百十八戸、其ノ他百七十八戸ニシテ、総戸数千三百一戸ニ対シ、農業者ハ三割三分、商業者二割六分、工業者一割八分、俸給生活者九分、其ノ他一割四分ナレバ、当町ニ於テハ農業の要素ヨリ商工業の其ノ他ノ要素多キヲ以テ、此ノ方面ヨリ見タル基本的要素ノ整備計画ニ重点ヲ置クコト切ナリ。

商工業其ノ他ノ業者ノ内容ヲ見ルニ、蔬菜其ノ他小農業ヲ兼營スルモノ歳々ニ多キヲ加ヘ、此ノ為農業者ノ領域ヲ蚕食セラレ、益々耕地ノ増加ヲ必要トスルニ達着セリ。而シテ農耕地ハ田百四十九町四反、畑二百五十二町七反ニシテ農家一戸当り田三反五畝、畑五反九畝、計九反四畝余ナリ。然ルニ田ハ水利ノ關係、氣候ノ關係等ニ依リ二毛作ニ適スルモノ少ク、約五割(七十七町)ニシテ、畑ニアリテハ百三十九町ノ殆ンド二毛作ヲナシ得ルト雖モ、輪作關係アリ、約八割ノ二毛作ヲナスニスギズ。桑畑ハ百四十四町ノ内、間作ヲナスモノ五十六町、割ニシテ四割ニテ、総利用面積田二百三十一町、普通畑二百五十町、桑畑百七十町、合計六百五十一町ナリ。農家一戸当り延反別一町五反一畝余ナリ。一戸当り耕地延反別ハ、上述ノ如クナルモ、之ヲ詳細ニ考フルトキハ、農家家族一人当り二反七畝余歩、壯者一人当り五反四畝余歩

ナリ。此ノ耕地面積ヨリ按ズルニ、農家トシテ耕地狭少ニ過ギ、且ツ商工業者ニヨリ逐年蚕食セラルル状態ナレバ、茲ニ耕地拡張計画ノ切ナルヲ覚ユ。然ルニ今次事変ニ伴ヒ国策ニ依リ甘藷其ノ他資源ノ開発ハ特ニ必要ヲ認メラルルヲ以テ此際耕地ノ拡張ヲ必要トスル所以ナリ。

(群馬県議会図書室蔵)

三六 伊参村の経済更生 (昭和七年〜十二年)

① 伊参村経済更生委員会規程

第一条 本会ハ伊参村経済更生委員会ト称シ、事務所ヲ伊参村役場内ニ置ク

第二条 本会ハ国及県ニ於ケル時局匡救ノ施設ト相応ジ、本村ニ於ケル公私経済ノ更生ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為メ、左ノ事業ヲ行フ

一 村当局ニ通ズル公私経済更生計画ヲ定ムルコト

二 前号更生計画ニ基キ村内各種団体ノ連絡提携ヲ計リ其ノ実行事項ノ統制ヲ為スコト

三 其他更生計画樹立実行上必要ナル調査研究打合ヲナスコト

第四条 委員会ハ左ノ構成ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長 村長之ニ当ル

委員 村会議員 小学校長 産業組合長 区長 方面委員

農会総代 農家組合長 養蚕実行組合長 在郷軍人分

会長 男女青年团长其ノ他村長ニ於テ囑託シタル者之ニ当ル

顧問 県官及農會職員中ヨリ推戴ス

幹事 村長ニ於テ任命シ庶務ニ従事セシム

第五条 前条委員中小学校長、区長、各種団体長其他村長ニ於テ囑託シタル者ハ別ニ実行委員トシテ本更生計画ノ実行、勸奨ニ当ルモノトス

自力更生精神作興ヲ促スベキ事項

自力更生精神作興ヲ促ス為メ左記各項ヲ実行スルモノトス

一、一般的実施事項

(一) 祝祭日ニハ毎戸必国旗ヲ掲揚シ祝意ヲ表スコト

(二) 總會其他多数人数会合スル場合ニ於テハ戊申詔書国民精神作興ニ関スル詔書ノ奉誦式ヲ行フコト

(三) 各家庭ニ於テハ毎朝必ズ神仏ヲ礼拝スルコト

二、部落巡回講話会開催

農閑期ニ於テ部落巡回講話会ヲ開キ、経済更生計画内容ノ普及徹底ヲ計リ併セテ之ガ実行上ノ指導督励ヲナス

三、小学校 補習学校

小学校及補習学校ニ於テハ努メテ児童ニ対シ農村ニ即シタル教育ヲ施スト共ニ青年婦女子其他一般ニ対シテモ出来得ル限り農村教化ニ努ムルコト

四、各種団体ノ活動



産業組合、戸主会、在郷軍人会、男女青年団、婦人会、農家組合、養蚕実行組合等ノ諸団体ニ在リテハ団体幹部中心トナリ計画ニ基ク各分担事項ノ実行ヲ計ルハ勿論之等団体ノ会合ニ際シテハ委員出席シ講話会座談会等ヲ開催シ極力精神作興ト実行指導ニ努ムルコト

## 五、部落会合

概ネ納稅組合ヲ区域トスル(戸數二十戸乃至三十戸)部落ノ月末会合ヲ開催セシメ其ノ月ノ(1)各種納稅金ノ取纏メ(2)月掛貯金ノ積立(3)農事改良ノ研究(4)各種協議等ヲ行ハシムルト共ニ最寄ニ於ケル經濟更生委員會中心トナリ、自力更生計画ノ指導実行ニ努ムルコト

## 六、家計簿記ノ奨励

一家經濟ノ收支及農業簿記ヲ奨励シ各自反省ノ資料トラシムルコト

## ② 負債整理計画(伊參村)

昭和八年經濟更生計画の一部として

近時財界ノ不況ニ伴ヒ諸物価ノ低落著シク、殊ニ主要農林産物ノ市価ノ如キ最モ甚シク之ガ為、地方農村經濟ノ疲弊困憊其ノ極ニ達シ、生活上ノ不安ハ日ト共ニ多キヲ加ヘ、過去数年ニ於ケル農村負債ノ増加トナリテ、過重金利ノ負担トナリテ茲ニ愈々農家經濟ノ破綻ヲ招来シ、延テハ地方自治ノ紊乱ヲ来サントスルノ状

勢ニアリ。翻テ我國農村負債状態ヲ見ルニ、其額実ニ五十億円、我が群馬県下ニ於テ九千七百万円ト称セラル。今之ヲ全国農家一戸当平均八百円以上、伊參村ノ総額凡四十万円、一戸当之亦八百円以上ヲ算スル有様ニシテ之ニ対スル金利ハ全国農家一ケ年五億円内外、我が伊參村ニ於テ一戸平均百円内外ノ負担ヲ為サザルベカラザル状態ニアリ。財界ノ不振生活ノ不安ハ世界の不況ニ伴フ一般の趨勢トハイヘ、今ニシテ善処ヲ誤ランカ、独リ地方農村ノミナラズ一般社会ニ及ボス悪影響ヲ莫ニ憂慮ニ堪ヘザルモノアリ。幸ニ今回本村ニ於テハ其筋ノ協力指導ト相俟ツテ經濟更生計画ヲ樹立セントス。依テ之ガ好機會ニ於テ農村不振ノ核心タル農家負債整理ノ根本策ヲ確立シ、併セテ我伊參村農家經濟ノ向上発展ヲ期サントスルモノナリ。

## 一、負債整理方針

- (イ) 負債整理ニ関シテハ自力更生ヲ根本信条トスルコト
- (ロ) 隣保共助ノ精神ヲ基調トスル部落單位ノ負債整理組合ヲ設立スルカ、又ハ既設ノ産業組合ヲシテ負債整理事業ヲ行ハシムルカ、各其事情ニ依リ何レカヲ選ブコト
- (ハ) 正確ナル負債調査ヲ為ナシ、債權ノ種類性質別ニ分類シ之ニ基キ緩急宜シキニ適シタル償還計画ヲ樹立スルコト
- (ニ) 組合ノ斡旋ニ依リ高利債ハ成ルベク之ヲ低利且長期ノモノニ借り替ヘ、其他債權ノ種類性質ニ依リテハ当事者ノ同意ニ依リ債權額ノ切り下ゲヲ行フ等、償還ノ円満確實ヲ期スルコト

(b) 償還資金ハ自励自奮ニ依ル産業経営及消費経済ノ徹底的改善ニ依ル財源ヲ基礎トスルコト

(c) 組合ハ村内各種産業団体ト緊密ナル連絡ヲ保ツコト

二、組合ノ職能

(イ) 委員会 組合ニ委員会ヲ置キ委員ニハ本目的達成ノ為メ適當ナル手腕識見アル者ヲ囑託シ (1) 負債ノ調査 (2) 負債整理ヲ必要トスル者ノ審査人選 (3) 資金ノ造成借入並償還方法ノ審議指導、負債条件ノ緩和ニ関スル協定ノ斡旋 (4) 農家ノ自覚促進ヲ目的トスル精神の指導等ノ事項ヲ掌ラシム。

(ロ) 組合ハ (1) 組合員ノ負債償還計画及経済更生計画ノ樹立

(2) 組合員タル債務者及其債権者間ニ於ケル負債ノ金額利率償還期限、償還方法其他ノ条件ノ緩和ニ関スル協定斡旋 (3) 組合員ニ対スル負債整理資金ノ貸付 (4) 負債償還資金ノ借入造成、其他組合員ノ負債整理ニ必要ナル事項ヲ行フ

三、村ノ負債整理委員会ノ職能

村ノ負債整理委員会ヲ置キ負債整理組合ニ於テ協定成ラザル組

各調査区別負債額調

調査区	村内個人借	村外個人	勸銀債	群馬大同銀行債	上毛貯蓄銀行債	其	他	合	計
岩本上組	六、一九五 円	一、八三〇 円		一〇〇 円	一、六〇〇 円		一、八二五 円	一一、五五〇 円	
中組	七、一六〇 円	一八、一二四 円	二、二〇〇 円	二、三五〇 円	二、五〇〇 円		二、五二八 円	四四、八六二 円	

合員及債権者間ニ於ケル負債金額利率償還期限、償還方法其他ノ条件ノ緩和ニ関スル協定ノ斡旋等ニ関シ其ノ実情ニ適シタル方法ヲ講ゼシム。

伊参村負債調査表 昭和八年三月調

計	借			入			先
	村内個人	村外個人	勸業銀行	普通銀行	産業組合	其他	
岩本	三、五八六 円	三三、一七〇 円	二、八八五 円	七、五五〇 円	三六、五五六 円	二六、四四七 円	
五反田	四、五三三 円	一五、二二〇 円	一四、七〇〇 円	三、三三〇 円	二七、二二五 円	三七、三六六 円	
蟻川	一九、六七七 円	二六、〇三三 円	二〇、四〇〇 円	七、七〇〇 円	二六、四四六 円	三、五五五 円	
大道	三、四四五 円	八、五五〇 円	五、四〇〇 円	四、一七〇 円	一、四四五 円	四、五七七 円	
計	九三、〇九〇 円	三、七七元	四三、四四〇 円	一五、六六〇 円	八、六六五 円	一〇、七七七 円	

備考 表中 其他 一〇一、七三七円ノ内訳左ノ如シ  
 失業救济農山漁村臨時対策低利資金 一五、八一八円  
 農村及中小工業関係元利支払資金 一、一三五円  
 自作農創設資金 八、三〇一円  
 勸業銀行応急資金(十人以上連帯借受) 八、八九五円  
 保険会社其他入先明記ナキモノ 六七、四八八円

計	九三、〇九〇	六二、七二九	四三、四三〇	九、四一〇	六、二五〇	六七、四八八	二八二、三九七
同本村	二、二九五	六、一〇〇	四、七〇〇	二、三〇〇	一、五五〇	一、九一五	一七、三一〇
大道嚙石	一、一五一	二、二五〇	七、〇〇〇	四、二〇〇	六、六〇〇	一、三〇〇	七、三七〇
〃西組	一〇、八一三	六、三六〇	七、一〇〇	六、六〇〇	一、五五〇	四、六九〇	二九、六二二
〃東組	五、八一五	五、一〇七	四、一〇〇	五、〇〇〇	一、五五〇	八、四六七	二二、五三九
蠟川北組	三、〇〇〇	四、五四五	九、二八〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	八、五一五	二五、三四〇
〃下組	一三、三三九	四、七三五	三、三〇〇	二、八〇〇	二、〇〇〇	四、九九〇	二六、八四四
〃中組	二四、六一〇	三、七五〇	四、一〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、一三八	四三、〇九八
五反田上組	一〇、五六三	六、七二五	七、三〇〇	二、一五〇	一、〇〇〇	九、三〇〇	三六、〇三八
〃下組	八、一五一	三、二〇三	六、五〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	三、八二〇	一六、八二四

備考 本表中ニハ役場ニテ判明セル産業組合、村転貸、各種低利資金及ビ役場ニテ斡旋ニ係ル勸業銀行応召資金ハ之ヲ含マズ。

③ 経済更生五年目実施事項

一、拳村一致協力シテ本村物産ノ増産ニ努ムルコト

二、物産ノ販売并ニ必需品ノ購入ハ成ルベク統制機関ヲ利用シ行

フコト

三、各家庭毎ニ経済簿ヲ明記スルコト

四、労働表ノ記入ヲナシ家業ニ精励スルコト

五、生活改善規約ノ励行ニ努ムルコト

市町村振興委員会及部落会設置要綱（昭和十二年二月）

一、市町村振興委員会

1 設置

イ 各町村ニ之ヲ設置スルコト

ロ 従来ノ選挙粛正会ハ之ヲ廃止シ、本委員会ヲシテ其機能

ヲ包括セシムルコト

2 名称

「振興委員会」ノ上ニ市町村名ヲ冠ス。但シ特別ノ事由アルトキハ他ノ適當ナル名称ニ依ルモ支障ナキコト

3 組織

イ 本委員会ハ市町村ニ於ケル自治其他各般ニ亘リ綜合的振興ヲ図ル為市町村長ヲ中心トシ市町村ニ於ケル各方面ノ有力者ヲ以テ組織ス

ロ 委員數ハ概ネ市ニ於テハ五十名、町村ニ於テハ三十名ノ

程度ニ於テ適當ノ員數トスルコト

ハ 委員ハ予メ知事ノ承認ヲ經テ市町村長之ヲ任命又ハ委嘱ス

ニ 經濟更生指定町村ニ於テハ經濟更生委員会ヲ以テ本委員会ニ充ツルコトヲ得ルコト、此ノ場合ハ本委員会ノ機能ノ發揚ニ付特ニ留意スルコト

4 機能

イ 公民精神ノ振作ニ依リ、選挙ノ肅正政治及自治ノ刷新振興ヲ図ルコト

ロ 市町村並市町村内各種ノ機關団体ノ連絡、協調ヲ保チ、各其ノ機能ノ發揚ヲ期シ以テ市町村ノ綜合的發展振興ヲ図ルコト

5 規程 (別紙ノ通り)

二、部落会

1 設置

各部落ニ之ヲ設置スルコト

2 名称

部落会又ハ部落常会ノ上ニ部落名ヲ冠ス、但シ他ノ適當ノ名称ニ依ルモ支障ナキコト

附記 (本村ニ於テハ上組下組又ハ上ノ台、大久保、倉沢、礮石等ノ如ク、各地名ヲ冠シ、例ヘバ「上ノ台、部落常会」トスル様、村内同一歩調ニ依リ名称ヲ附シタシ)

3 組織

イ 区域ハ協同生活上最モ緊密ナル關係ヲ有スルモノヲ單位トスルコト (戸數ハ二十戸、乃至四十戸位ヲ適當トスベシ)

附記 (本村ハ納稅組合ヲ單位トシ (区域小ナルモノハ合併スルモ可) 設置スルヲ可トスベシ)

ロ 其ノ区域内ノ全住民ヲ以テ組織スルコト

ハ 農事組合、農事実行組合、納稅組合等ノ組織アル部落ニ於テ全戸加入セルモノハ之等ノ組合ヲ以テ本部落会ニ代ラシムルコトヲ得ルコト、此ノ場合ハ之等組合ノ機能ヲ拡充シ具有セシムルコト

ニ 会長、副会長、幹事等必要ナル役員ヲ選ブコト

4 機能

イ 公共の精神ヲ振作シ協同生活ヲ通シテ實際的ノ教化訓練ニ努ムルコト

ロ 市町村並市町村内各種機關団体ト密接ナル連絡ヲ保チ各般ノ施設事項ノ趣旨ノ徹底ト其協力実行スベキ事項ノ必行ヲ期スルコト

ハ 毎月定例的ニ会合シ、前項各般ノ事項ニ関シ示達協議、申合、懇談等ヲ行フコト

5 規約 別紙ノ通り

〔何々〕 部落常会規約準則

第一条 隣保共助ヲ基調トシ本部落ノ充実振展ヲ図ル為、本部落常会ヲ設ク

第二条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事項ヲ行フ

- 一 敬神崇祖精神ノ発揚
- 二 報徳教義ノ実行

三 隣保共助、公共精神ノ振作

四 選挙ノ肅正自治ノ刷新

五 公租公課ノ完納

六 産業経済ノ改善発達

七 勤儉貯蓄、生活改善

八 保健衛生及社会施設ノ整備ノ充実

九 道路橋梁ノ愛護

十 其ノ他部落振興ニ必要ナル事項

第三条 本会ハ本部落住民全員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 本会ニ会長一名及副会長一名ヲ置ク、会長及副会長ハ会員ノ互選ニ依リ之ヲ定メ其任期ハ二ケ年トス

第五条 (会長ノ職務) 第六条 (幹事)

第七条 本会ハ毎月末日ノ前日ニ集会ス、集会ニハ毎戸必ず出席

スルモノトス

二宮尊徳翁ノ報徳訓(毎集会ノ始メニ斉唱ス)

父母ノ根元ハ天地ノ命令ニ在リ、身体ノ根元ハ父母ノ生育ニ在リ、子孫ノ相続ハ夫婦ノ丹精ニ在リ、父母ノ富貴ハ祖先ノ勤功ニ在リ、吾ガ身ノ富貴ハ父母ノ積善ニ在リ、子孫ノ富貴ハ自己ノ勤勞ニ在リ、身体ノ長養ハ衣食住ノ三ニ在リ、衣食住ノ三ハ田畑山林ニ在リ、田畑山林ハ人民ノ勤耕ニ在リ、今年ノ衣食ハ昨年ノ産業ニ在リ、来年ノ衣食ハ今年ノ艱難ニ在リ、年々歳々報徳ヲ忘ル可カラズ。

④ 伊参村経済更生計画実行指導分担

分担者	分担事項
村経済更生委員 会	経済更生計画ノ内容ヲ村民一般ニ普及理解セシメ全般的ニ実行指導ノ任ニアタル
産業組合	<p>購買事業 農家ノ購買スル肥料其他産業用品生活用品ノ共同購入</p> <p>販売事業 生産物ノ共同販売貸付肥料代ハ其ノ収獲毎ニ生産物ノ共同販売ヲ為シ決済ヲ付クルコト</p> <p>信用事業 産業組合金融ヲ普及拡充シ村民ノ利便ニ応スルコト 資金ノ貸付ハ成ルベク生産資金及負債整理計画ニ基ク負債整理資金ノ貸付</p> <p>備荒貯蓄各種記念貯金ノ勧奨</p> <p>利用事業 組合員共同ノ利益ヲ得セシムベキ適当ナル利用設備ヲ為スコト</p>

農 会	自給肥料ノ造成指導 農産物家畜蚕種等本村ニ適応セル品種ノ選択之ガ普及副業ノ奨励 収穫物ノ共同販売ニ付産業組合農家組合ト密接ナル連絡ヲ取り斡旋ニ努メルコト
農家組合	農会指導ノ本ニ組合員共同利益ノ増進ニ努ムルコト ト 購売事業ニ付産業組合ト協力之ガ統制ヲ図ルコト
養蚕実行 組 合	系統機關ト連絡協調ヲ保チ組合員共同ノ利益増進ニ努力スルコト
軍人分会 男子青年団	産業組合農会等ト連絡ヲ取り特ニ經濟運動ニ努力スルコト
女子青年団 婦人會	此ノ際主トシテ家庭ノ消費經濟並ニ生活ノ改善運動ニ努力スルコト
補習学校	農村經濟ノ實際ニ即スル様青年ノ教育指導ニ努ムルコト

⑤ 伊参村經濟更生計画実行状況

一、経過概要

(一) 村ノ過去ト更生ノ動機

本村ニ於ケル農家經濟ハ養蚕業ニ最モ重キヲナシ、過去數十年間ニ於テ斯業ノ一大發展ヲ見タリシガ、近年經濟界ノ變調ニ伴フ養蚕物ノ暴落ニ依リ農家經濟ニ及ボシタル影響タル

ヤ実ニ甚大ニシテ、此假ニテ推移センカ、全ク農家經濟ノ破綻ヲ来スノ外ナク、大ニ憂慮セラレツツアリシモ、偶々政府ニ於ケル農村經濟更生ノ指導ト相俟ツテ現下ノ難局打開ニ邁進スベク挙村一致一定ノ計画ヲ樹テ之ガ実行ニ向ヒタル次第ナリ。

(二) 計画樹立ニ至ル迄ノ経過

最初非公式ナガラ更生計画樹立ノ件ヲ村会ニ諮リシ処、滿場一致之ヲ是トセシニ依リ、先ヅ役場農會ニ於テ更生計画ノ大綱ヲ立案シ、各種産業団体教化団体幹部及学校職員等ヲ委員ニ挙ゲ、第一回會合ヲ行ヒ論議シタル処、計画樹立ニ決シタルヲ以テ、全委員ヲ五部ニ分チ計画樹立ニ關スル調査講究ヲ遂ゲシメ、昭和八年二月ソノ完成ヲ見タリ

(三) 樹立後ノ現況

從來數次勸奨奨励生活改善等ニ關シ実行要目、又ハ規約ヲ設定シ、之ガ勵行ヲ督励セシコトアリシモ、其ノ効果極メテ輕微ナリシニ鑑ミ今回全村総動員ヲ以テ之ニ當リ一方個々村民トシテモ今回ノ經濟更生計画ノ時機ニ適セル農家經濟打開ノ方策ナルコトヲ自覚シ、今ヤ着々実行ノ域ニ進ミツツアリ

二、基本調査

(一) 基本調査ノ組及方法

農業一般ノ調査ハ各戸ニ農家組合ヲ通シテ配布シ、各農事組合ニ於テハ各戸ノ調査ヲ取纏メ役場へ提出セシメ、之ヲ役場

ニ於テ集計ス、尚負債ノ調査ハ各一區ニ一ケ宛ボール函ヲ配布シ其ノボール函ハ全部紙ヲ以テ張り、一方一個所ニ長サ一寸巾一分位ノ穴ヲ設ケ、負債ノ種類ヲ村内個人、村外個人、勸業銀行、普通銀行、産業組合、其ノ他等ノ用紙ニ負債金額ヲ記入シタルモノヲ入レシメ、各区トモ入レ終リタルモノヲ區長立会ニテ役場ニ於テ夫々大字別負債種類別ニ集計セリ

- (二) 基本調査ノ結果 別冊ノ通り (略)
- (三) 基本調査ニ対スル批判反省

此ノ基本調査ノ完全ヲ期スルハ誠ニ困難ナリ。而シテ該調査ハ村民一般、経済更生計画樹立ノ基本調査ナルヲ理解シテ調査報告シタルヲ以テ概シテ正確ニ近キ結果ヲ得タリ

三、更生計画

- (一) 更生計画 別冊ノ通り (略)

- (二) 附屬計画 部落計画個人計画モ村計画ニ基キ樹立ニ着手シツツアリ

⑥ 伊参村振興委員会規程

第一条 本村ノ振興発展ヲ図ル為、本村ニ伊参村振興委員会ヲ設ク

第二条 本会ノ事務所ヲ伊参村役場内ニ置ク

第三条 委員会ハ本村ノ振興方策ニ関シ、村長ノ諮問ニ応ジテ左ノ事項ニ付調査審議シ、又ハ意見ヲ開陳スルモノトス

一、公民的教化訓練ニ関スル事項 一、選挙肃正運動ニ関スル事項 一、村行政ノ刷新改善ニ関スル事項 一、公共の施設ノ整備改善ニ関スル事項 一、各種機関団体ノ活動並連絡協調ニ関スル事項 一、其他村ノ振興発展ニ関スル事項

第四条 委員会ハ会長一名、及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

会長ハ村長ヲ以テ之ニ充ツ、委員ハ村吏員、村會議員、選挙

肃正実行委員、学校職員、神職、各種団体代表者、及学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ会長之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第五条 委員ノ任期ハ二年トス

第六条 会長ハ会務ヲ總理ス、会長事故アルトキハ村長ノ代理者其ノ職務ヲ代理ス、委員会ハ幹事及書記若干名ヲ置ク

幹事及書記ハ会長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第七条 本則ニ規定ナキ事項ハ会長之ヲ定ム (昭和十二年二月三日設定)

⑦ 経済更生への誓詞

金沢知事を迎え昭和八年九月八日親都神社にて経済更生祈願祭の際、この計画の実行を神前にて誓ひし詞であった。

伊参村ハ上古石器時代ヨリ人類住居シ漸次人口増殖シ現在四百七拾五戸ノ村落ヲ形成シ、世々山村トシテ連綿今日ニ及ベリ。然

リト雖モ、人口ノ増加ハ耕地ノ狹隘ヲ来シ、加之輓近内外ノ經濟界ノ不況ハ更ニ疲弊困難ヲ招来シ村ヲ挙ゲテ更生ニ腐心セルノ際、偶々政府並ニ県ニ於テ農山村經濟更生運動アリ、幸ニシテ本村選バレテ指定村トナリタルヲ以テ茲ニ本村經濟更生計画ヲ樹立スルニ至レリ。蓋シ該計画ハ本村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保相助共同一致ノ精神ヲ基調トシ産業經濟ノ計画の組織的改善ヲ企図セルモノナリ。今ヤ更生目標ハ樹立セラレタリ。今後ハ只之ニ向ヒテ唯実行ノ一路アルノミ。

茲ニ村民一同神前ニ額ヅキ知事閣下臨場ノ席ニ於テ祖先ノ努力ヲ回顧シツツ郷土更生ノ為メ之ガ実現ヲ誓フ

願クハ神靈加護ヲ垂レ給ハンコトヲ

昭和八年九月八日

伊參村長 唐沢 李平

⑧ 伊參村經濟更生計画ノ進捗状況報告

昭和八年二月〜十二月

(附) 「經濟更生ヲ必要トスル理由」をはじめに附記した。

◎經濟更生ヲ必要トスル主ナル理由

由來本村ハ吾妻郡東北隅ニ位セル一小山村ニシテ住民ハ養蚕業及普通農業ニ依リ生計ヲ立ツルモノ其ノ大部分ヲ占メ、農閑期ニ在リテハ製炭業材木ノ製材運出等ニ従来シ来リタルモ、近來農家生産物ノ暴落ト機械工業ノ発達トニ依リ其ノ農家經濟ノ不振其ノ極ニ達シ、失業者ノ続出ニヨリ都市ニ走リテ職ヲ求ムルモノ漸次

増加スルノ傾向ヲ示シ、此ノ假ニテ推移センカ遂ニハ一大事態ヲ惹起センコトヲ予想セラレ、実ニ寒心堪ヘザルナリ。偶々今回政府並県ニ於テ施設セラレタル農村更生ノ計画ハ現時農村ノ状況ニ鑑ミ誠ニ緊急欠クベカラザル施設ナリト信ジ、此際上局ノ御指導ト相俟テ本村ニ適応セル最善ノ更生計画ヲ樹立シ、正ニ傾倒セントスル本村農家ノ打開救出ニ努メントスルナリ。

◎經濟更生計画ノ進展經過

1 第一回農山村經濟更生計画協議会ハ役場公会堂小学校等ニ於テ昭和八年二月十七日午前九時ヨリ開催サレタ

町村長挨拶、県ノ經濟更生計画指導方針ノ説明、県農会ノコノ計画指導方針ノ説明ガアリ、之ニ対シ質問応答、意見発表ガ行ハレタ

2 二月十七日一時ヨリ、五反田小学校ニテ県官ノコノ講演会

開催

3 更生計画ノ実行ニ関スル協議会ガ次ノヤウニ開カレタ

(イ) 八年三月二十九日午後七時 蟻川小学校

(ロ) 三月三十日 午後五時 大道塩谷きく方

(ハ) 四月一日 午後八時 五反田小学校(委員及毎戸

一人以上)

四月二日 午後八時 清龍寺( )

4 經濟更生計画委員会 八年三月二十六日午前九時 役場

5 昭和八年三月三十一日付奨励金七十五円ノ交付ヲ受ケル



(県知事ヨリ)

6 委員会開催 八年九月三日 午後一時

7 金沢知事巡視視察 八年九月八日

五反田親都神社ニテ祈願祭(午前八、三〇集合九時開)

8 同年十一月六日午前十時〜午後三時役場負債整理組合ニ関スル打合せ会開催

(イ) 負債整理組合設立ニ関スル座談会開催

(イ) 八年十二月一日午後一時 蟻川小学校

(ロ) " " 二日 " 伊参小学校

(ハ) " " 三日 " 五反田小学校

(中之条町役場蔵)

### 三七 名久田村経済更生(昭和七年)

① 名久田村経済更生五ヶ年計画

一、実行計画決定機関

一、経済更生委員会ノ設置 一、実行委員ノ設置 一、実行団体ト計画実施ノ分担

二、実行計画ノ内容

一 実行団体ノ分担スベキ実行事項

(イ) 村

(一) 名久田村経済更生計画ヲ確立シテ村経営ノ根本義ヲ

定メ之ガ実行ニ当ルコト

(二) 産業ニ関シテハ一定ノ計画ヲ樹立シ将来堅実ナル発

展ヲ期スルコト

(三) 積極的ニ各種団体ハ提携ヲ図リ一層名久田村ノ自治

ノ発展ニ努ムルコト

(四) 農会 農会ハ生産ノ改良増殖ノコトニ傾注スルコトト

シ特ニ左ノ点ニ重キヲ置クコト

(一) 肥料ハ自給肥料ノ造成計画ヲ樹ツルコト

(二) 農畜産物ノ種子ハ総テ県奨励品種ヲ普及ニ努ムルコト

(三) 適切ナル副業ノ普及計画ヲ樹テ収入ノ増加ニ努ムルコト

(四) 増産及土地利用ニ付一層工夫ヲ凝ラシ之ガ実行ヲ図ルコト

(五) 收穫物ニ関シテハ産業組合ト連絡ヲトリ共同販売ノ方法ヲ採ラシムルコト

(六) 産業組合

(1) 販売事業

A 農家ノ購入スル肥料ハ産業組合ヲ通シテ購入スルコト

B 日用品ノ購入ニ関シテモ産業組合ヲ中心トスルコト

(2) 販売事業

ト

ト

ト

ト

ト

- (一) 生産物ハ信用組合ヲ通シ共同販売ヲ為スコト
- (二) 肥料ヲ貸付ケタル場合ハ其ノ收穫期毎ニ生産物ノ共同販売ヲ成シ決済ヲ付ケルコト
- (3) 信用事業
  - (一) 主トシテ購買販売及ビ生産物ニ関スル資金ノ融通ヲ円滑ニスルコト
  - (二) 貯蓄ヲ喚起シ備荒貯金ヲ始め各種ノ記念貯金等適切ナル計画ヲ樹テ之ヲ奨励スルコト
- (4) 利用事業
  - 生産収入ノ助長並ニ消費経済ノ合理化ヲ主トシ地方ニ最モ即シタル利用事業ヲ起スコト
  - (一) 男子青年団
    - 自ラ産業経済ノ啓発ニ努メ農会及其他ノ団体ノ連絡ヲト
    - リ特ニ経済更生ノ精神運動ニ努ムルコト
  - (二) 女子青年団
    - 主トシテ家庭ノ消費経済及生活改善運動ニ努ムルコト
  - (三) 在郷軍人分会
    - 協同精神ヲ訓練シ農民精神ノ鍛練ニ努メ国民志操ノ涵養ニ努力シ自治協同修養自力更生ノ気風作興ニ努ムルコト
  - (四) 婦人会
    - 子弟ノ教養ニ全力ヲ注ギ女子青年団ト協力シ家庭ニ於ケル消費経済及生活改善ニ努ムルコト

② 名久田村経済更生委員会規程

- 第一条 本会ハ名久田村経済委員会ト称シ事務所ヲ名久田村役場内ニ置ク
- 第二条 本会ハ国及県ニ於ケル時局匡救ノ施設ト相応シ本村ニ於ケル公私経済ノ更生ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為、村内各種団体ト連絡提携シ左記事業ノ普及実行ニ努ムルモノトス
  - 1 本村ニ於テ決定セル農村振興五ヶ年計画事業
  - 2 本村公私経済緊縮ニ関シ決定セル事項
  - 3 本村産業組合ニ於テ決議セル自力更生ノ事項
  - 4 其他本会ニ於テ決定セル事項
- 第四条 本会ハ左ノ構成ニ依リ之ヲ組織ス
  - 委員長 副委員長 顧問 幹事
  - 委員長ハ村長之ニ当リ、副委員長ハ助役之ニ当ル 委員ハ村会議員、小学校長、農会総代、農家組合長、養蚕実行組合長、男女青年団長、消防組頭、学務委員、在郷軍人分会長、僧侶、精農家中ヨリ囑託ス 顧問ハ本県ヨリ指名セラレタル県官及吾妻郡農会職員、幹事ハ委員長ニ於テ任命セル役場吏員
  - 第五条 委員長ハ前条ノ委員中ヨリ適当ナル者ヲ指導員トシ囑託シ指導奨励ノ任ニ当ラシムルモノトス

(中之条町役場蔵)

## 三六 沢田村の経済更生（昭和十二年）

## ① 経済更生指定村ニ就テ

近時農村ノ現況ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ、産業ノ振興ヲ図リテ民心ノ安定ヲ策シ、進ンデ農村ノ更生ニ努ムル事ハ刻下緊急ノ要務デアリマス。

本村ハ今回経済更生指定村トシテ、之ニ関スル諸般ノ方策ヲ実施スル事ニ決定致シマシタ。而シテ其ノ綱要トスル所ハ単ニ農業ノ経営技術ノ改善ヲ指導普及スルニ止マラズ、農村経済全般ニ亘ツテ計画的且組織的ニ整備活用生産販売購買ノ統制、金融ノ改善、産業組合ノ刷新普及、産業諸団体連絡統制、備荒共済施設ノ充実等ガ其ノ主要ナル事項デス。然シテ之等ニ関シテ必要ナル具體的方針ハ今後漸次各関係団体ト協力シ之レガ方針ヲ樹立スル事ニ致シマス。然シ真ニ農村ノ経済更生ヲ行ヒ、将来ニ向ツテ其ノ利ヲ増進スルニハ各自ガ真ニ自覚シ、農村ノ美風タル共助ノ精神ヲ活用シテ其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ拳村一致協力シテ之レガ目的達成ニ邁進スル様衷心ヨリ望ム次第デアリマス。

沢田村長 町田義一郎

## ② 第一回経済更生指導協議会

前号ニ於テ其ノ大要ヲ申上ゲテ置キマシタ如ク本村ハ昭和十二年度ノ経済更生指定村トシテ決定ニナリマシタ。就テハ本事業ノ主旨ヲ汎ク村内ニ周知徹底セシムル為メ、五月五日沢田小学校校

校ニ於テ之ガ指導協議会ヲ開催シ百三十余名出席盛會裡ニ終了致シマシタ。当日ハ県産業課蚕糸課耕地課、林務課各係官、県農会及郡農会、営林署長殿、他多数御臨席下サイマシテ各般ニ亘リ詳細ナル御指導御説明ガアリマシタ。当日ノ出席者左ノ通り。

経済更生委員、農会長同副会長、産業組合長、区長並区长代理者、男女青年团长並各支部長、小学校長並各分教場主任、青年学校長並ニ各指導員、方面委員、養蚕実行組合長農家組合長、在郷軍人分会幹部、消防組幹部有志多数。

## ③ 沢田村経済更生委員会規程

第一条 本村ノ経済更生ヲ図ルタメ沢田村経済更生委員会ヲ設ク

第二条 本会ノ事務所ハ之ヲ本村役場内ニ置ク

第三条 本会ハ本村ノ経済更生計画ヲ樹立シ其ノ実行ヲ図ルヲ以

テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一 教育教化ニ関スル事項

一 生産改善ニ関スル事項

一 生活改善ニ関スル事項

一 経済組織改善ニ関スル事項

一 村行政ノ刷新改善ニ関スル事項

一 其他経済更生及村振興発展ニ関スル事項

第五条 本会ハ会長一名 副会長一名 委員若干名ヲ以テ組織ス  
会長ハ村長、副会長ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ、委員ハ役場吏員、

村会議員、学校職員、区长農家組合、神職僧侶、青年団、軍人分會等各種団体關係者及其ノ他学識經驗アル者ノ中ヨリ会長之ヲ囑託、但シ委員ノ任期ハ公職ニアルモノハ其ノ在任期間トシ他ノモノハ二年トス

第六条 会長ハ会務ヲ總理シ会長事故アルトキハ副会長職務ヲ代理ス

第七条 本会ハ第四条ノ目的ヲ達スルタメ左ノ三部ニ分チ各分担ヲ定メ事業遂行ニ当タラントス

一 教化部

一 生産部

一 經濟部

第八条 本会ノ會議ハ委員總會及部委員会ノ二種トシ必要ニ応ジ会長之ヲ召集スル

第九条 本会ノ役員係員ハ名譽職トス

役員ノ氏名左ノ通り

会長 村長 町田義一郎

副会長助役 佐藤喜与平

委員 本多高十郎 山田次郎 佐藤新治郎 山田実 竹淵佐

重 町田研作 安原源四郎 関昇 福田松雄 唐沢竹次

湯本義作 町田英二 吉田恒五郎 本田宇平 山口留吉

唐沢友重 大場市太郎 田村辰雄 宮崎角太郎 金井一二

福田光三 折田藤七郎 関善平 町田浩藏 天野盡真 福

田福太郎

(昭和十二年四月十日刊「沢田村々報」より、中之条町役場蔵)

三九 沢田村生活改善規約 (昭和十年)

第一条 本村民ハ昭和十年九月ノ災害ニ鑑ミ、之ガ復興更生ノ為メ其生活ニ於テ常ニ分度ヲ守リ質素ヲ旨トシ身分相応ノ奢侈ヲナスベカラズ

第二条 本村内ニ居住スル者ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ、隣保相戒メ精神的団結ニヨリ冗費ヲ省キ節約ヲ励行スルコト

第三条 冠婚葬祭ニ際シテハ虚礼虚飾ヲ廃シ、招待ノ範圍及ビ饗応ノ程度ハ生活改善委員ノ協議ニ依リ之ヲ決定ス

第四条 本規約実行ノ為メ左ノ委員ヲ設ク

委員長 村長 委員 若干名

委員ハ村長之レヲ囑託ス

第五条 本規約施行ニ関スル内規ハ別ニ之ヲ定ム

沢田村生活改善内規 (昭和十年)

一、冠婚葬祭ニ際シテハ、家長ハ委員ニ申出スルモノトス、委員ハ組及家長ト協議ノ上、之ガ程度並ニ予算ヲ定メ、之ヲ委員長ニ報告スベシ

右終了シタルトキハ、委員ハ家長ヨリ決算書ヲ提出セシメ、之

ヲ審査ノ上委員長ニ申達スベシ

一、葬式ハ膳部ヲ廃スルコト、若シオ配リヲナス場合ハ左ノ範圍内トス  
イ号 二十銭以内   ろ号 三十銭以内   は号 五十銭以内  
ニ号 一円以内   ほ号 一円五十銭以内   へ号 二円以内  
但シヘ号以上ノモノニシテ特別ノ事情アルモノハ参酌スルコトヲ得

一、葬式及婚礼ノ招待範圍ハ四等親以下トス、組朋輩ハ家長若クハ之ニ代ルモノ一人限リトス 但委員ノ許可ヲ得テ組内ヨリ手伝若干名ヲ依頼スルコトヲ得

一、香奠ハ葬主一人ニ限リ贈リ客仏ニ対スル香奠ヲ廃ス、香奠ハ低下セシムル方針トス

一、葬具婚礼式服ハ各産業組合ニ於テ調整シ置キ一般ニ之ヲ使用スルコト、使用料ハ別ニ之ヲ定ム

一、婚礼及葬式ハ当日限リトシ七日、三ツ目等ヲ廃スルコト  
一、嫁婿招ハ之ヲ廃ス

一、兵士入営除隊ノ際ハ神社ニ於テ報告祭ヲ行ヒ、送別会歓迎会ハ特ニ行ハザルコト

一、兵士ノ入営祝、除隊祝、土産物等ヲ廃ス  
一、出生児ニ対スル御産見舞、節句贈リ物ハ長男又ハ長女ニ限ルコト

一、全快祝、田植祝、其他ノ祝品ヲ贈ルコトヲ廃ス

一、集合、訪問、約束等凡テ時間勵行ヲ遵守スルコト  
一、前各項以外ト雖モ之ニ準ズルモノハ委員ニ於テ適宜ノ処置ヲ講ズルコト

一、委員ハ常ニ部内ノ状況ヲ監視シ、違反シタルモノハ之ヲ委員長ニ報告スルコト  
(沢田村報より、中之条町役場蔵)

一〇〇 名久田村生活改善規約 (昭和八年)

第一条 本村ハ隣保輯睦シ共同ノ利益ヲ保全スル為メ、本規約ヲ設ケ各区ヲ単位トシ区長伍長農事組合長及更生委員ヲ実行委員トシテ其ノ実行ヲ期ス

第二条 実行委員事故アルトキハ其ノ組合ニ於テ適宜代理者ヲ定ムルモノトス

第三条 委員ハ名譽職トス  
第四条 委員ハ本規約ヲ実行セシムル責任者トス

第五条 本村ハ時間ノ勵行ヲ期スル為メ、左ノ事項ヲ定ム  
イ 標準時間ヲ定ムル為メ左ノ事項ヲ行フ 但シ標準時間正午十二時トス

一、林昌院宗学寺ノ撞鐘ヲ以テ報ス  
イ 碓氷社名久田組ノ汽笛ヲ以テ報ス

ロ 本村住民ハ公私ヲ問ハズ参集ノ場合ハ必ズ指定時刻ニ参会スルコト

ハ 他家ヲ訪問スル場合ハ可成短時間ニスルコト

但シ夜間ハ午後十時限り必ズ帰宅スルコト

第六条 本村民ノ服装ハ質素ヲ旨トシ男女ノ礼服ハ左ノ通りトス

イ 男子ノ礼服ハ羽織、袴、フロックコート、背広服、又ハ詰

襟、制服

但シ止ムヲ得ザル場合ハ袴ヲ略スルコトヲ得

ロ 女子ノ礼服ハ白襟紋付、丸帯、又ハ袴

但シ止ムヲ得ザル場合ハ縞着物ニテモ差支ヘナシ

第七条 本村ノ公休日及慰安日ハ左ノ通りトス

公休日・全休日

半休日

一月 一日、三日、七日、十五日、十六日、廿日 二日

二月 十一日(初午祭ハ十一日トス) 十七日(祈年祭)

三月 三日 十日 春季皇靈祭

四月 一日、二十九日 三日 神武天皇祭

五月 五日

六月

七月 十五日(農休)

八月 七日、十五日、十六日

九月 一日、十九日 秋季皇靈祭

十月 神嘗祭

十一月 三日、二十三日

十二月 廿五日(大正天皇祭)

慰安日 学校学芸会、運動会

第八条 婚儀ニ関シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

イ 婚儀ハ礼儀ヲ重ンジ分度ヲ守リ質素ヲ旨トスルコト

ロ 婚礼ノ式服ハ男子ハ羽織袴、嫁ハ白襟黒紋付丸帯トス

但シ古品ヲ用ユル場合ハ其ノ限りニアラズ

ハ 結納ハ成ルベク金員ヲ以テスルコト

ニ 贖其ノ他贈物ハ成ルベク金員ヲ以テスルコト

ホ 一元客以外ニハ総テ引物セザルコト

ヘ 一般ノ祝儀ハ金五十銭以内トス 但シ親戚其ノ他特殊縁故者ハ此ノ限りニアラズ

第九条 葬儀ニ関シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

イ 葬儀ハ儀礼ヲ重ンジ、殊ニ蔽肅ト質素ヲ旨トスルコト

ロ 葬儀ニ関スル分度ハ当事者及委員親戚組合協議ヲ以テ定ム

ルコト

ハ 葬具ハ共同備付品ヲ使用スルコト、但シ使用料納付制度トス

ス

ニ 組合内会葬者ヘノ引物ヘ之ヲ廃スルコト、組合外会葬者ヘ

ノ引物ハ一品ニ止ムルコト

ホ 弔旗、造花、花輪ノ贈答ヲ廃スルコト

ヘ 香奠ハ金五拾銭以内トスルコト、但シ親戚其他特殊縁故者

ハ此ノ限りニアラズ

ト 遠親ノ香奠返シハ之ヲ廃スルコト

第十条 兵士ノ送迎ニ関シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

イ 送迎旗ハ村ヨリ寄贈ノモノ一流ヲ用ヒ其他ノ贈呈ヲ廃スルコト

ロ 兵士ノ出郷帰郷ノ際ハ吾妻神社前ニ於テ厳肅ナル報告祭ヲ行フコト

ハ 兵士帰郷ノ際ノ土産物ハ之ヲ廃スルコト 但シ近親其他特殊縁故者ハ此ノ限りニアラズ

第十一条 生活改善必需品ノ購買消費ニ関シテハ左ノ事項ヲ遵守スルモノトス

イ 日用品ノ購入ハ成ルベク現金買トスルコト

ロ 各戸ニ金銭出納簿ヲ備付ケ、家計ノ收支ヲ明カニスルコト

ハ 酒杯ノ献酬ハ絶対之ヲ為サザルコト

ニ 神社参拝旅行等ヨリ帰郷ノ際、土産物ノ配布、神社参拝ノ立振舞、下向振舞等ヲ為サザルコト

ホ 各種振舞饗応等ヲ為ス場合ニハ、自家生産物ヲ基調トスル調理ニシテ質素ヲ旨トス

ヘ 産児見舞等ハ成ルベク金銭ヲ以テシ、其金額ハ金二十銭以下ナルコト

ト 節句ノ雛人形鯉幟等ノ贈答ハ初子ノ場合ニ限ルコト

チ 祝酒ノ饗応ニ於テハ特ニ制限セズト雖モ強ユルベカラズ

リ 各種宴会ハ成ルベク小規模トスルコト

ヌ 煙草ハ成ルベク刻ミ煙草ヲ用ユルコト

第十二条 風紀習慣ノ陋習アルモノヲ矯正スルタメ、左ノ各項ヲ遵守スルモノトス

一 他人ノ所有地ニ於テ落葉草木、土石ヲ採取セザルコト

第十三条 勤儉貯蓄ヲ励行スルコト

第十四条 大規約実行項目ノ趣旨普及ヲ図ル為メ、毎年一回以上

村部落ヲ単位トスル戸主会及主婦会ヲ開キ、趣旨普及ニ努ムルコト

(県議会図書館文書)

一四一 伊参村生活改善規約(昭和八年)

第一条 本村経済更生計画中生活改善ニ関スル事項ニ付テハ本規約ノ定ムル処ニヨリ之ガ実行ヲ期スルモノトス

第二条 本規約ノ実行方ヲ指導督励スル為左ノ役員ヲ置ク

委員長 村長 副委員長 助役

委員 区長 在郷軍人分会長

男女青年団長ヲ以テ之ヲ充ツ

実行委員 伍長、在郷軍人分会役員及男女

青年団支部長ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 本村民ハ左ノ各号ニ依リ時間ノ励行ヲ期スルモノトス

(イ) 毎日左ノ方法ニヨリ標準時ヲ報シ時間ノ正確ヲ期スルコト

期日	標準時刻	時報ノ方法
自四月 至九月	午時	役場吏員ニ於テ自家ノ時計ヲ正時ニ合セ置キ標準時刻ヲ竹ボラ等ヲ以テ告ゲ始め之ニ篤志青年等相呼応シテ村内全部ニ報スルコト
自十月 至三月	午時	

(ウ) 本村住民ハ公私ヲ問ハス凡テ参会ヲ要スルトキハ指定時刻ニ参会シテ決シテ遅刻セザルコト

(ハ) 凡テ会合ニハ集会ノ種別及開会ノ予定時刻トヲ通知スルコト

(ニ) 事故又ハ病氣ノタメ遅刻或ハ欠席スル場合ハ開会時刻前予メ其旨届出スルコト

(ホ) 凡テ訪問ハ他人ニ迷惑ヲ懸ケザル様注意スルコト

(ノ) 夜間他家ヲ訪問スル場合ハ午後十時限り必ズ帰宅スルコト

第四条 本村民ノ服装ハ質素ヲ旨トシ且ツ男女ノ礼服ハ左ノ通トス

(イ) 男子ハ羽織袴、フロックコート、背広服又ハ詰襟服

但シ止ムヲ得ザル場合ハ袴ヲ略スルコトヲ得

(ロ) 女子ハ白襟紋付丸帯又ハ袴

但シ止ムヲ得サル場合ハ縞物ニテモ差支ナシ

第五条 歳末歳始ノ儀礼及一般休日ハ左記ニ拠ルコト

(イ) 年末年始ニ際シ虚礼ニ渉ル物品ノ贈答及招宴ハ之ヲ廃止スルコト

ルコト

(ウ) 一月一日村民一同小学校又ハ神社ニ会シ互ニ祝詞ヲ交換シ個々ノ回礼ハ一切之ヲ廃止スルコト

(ハ) 一般休日ハ左記ニ拠ルコト

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
全休日	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
四方拜 二日 元始祭	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
十四日 十五日 十六日 七日	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
十四日 二十日	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
節分 紀元節 祈年祭	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
春季皇靈祭	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
神武天皇祭 天長節	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
秋季皇靈祭	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
神嘗祭	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
明治節 新嘗祭	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日
大正天皇祭	初午	三日 四日	五日 六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日	十五日 十六日

其他 村社祭典日及学校児童運動會日

第六条 兵士ノ送迎ニ関シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

(イ) 入營及退營ニ際シテハ近親組合ノ者以外ニ対シテハ、饗宴ヲナサザルコト

(ロ) 退營等ノ際土産物ノ配布ヲ為サザルコト

第七条 婚儀ニ関シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

(イ) 婚儀ハ礼儀ヲ重シ分度ヲ守リ質素ヲ宗トスルコト



(ロ) 式服ハ婿ハ羽織袴嫁ハ白襟黒紋付丸帯トシ、江戸褌綿帽子等ハ廃止スルコト(古品ヲ使用ノ場合ハ此ノ限りニアラズ)

(ハ) 衣服其ノ他調度品ノ披露ヲ為スコトヲ絶対ニ廃止スルコト

(ニ) 結納ハ金員ヲ以テ一切弁スルヲ原則トシ品物ノ場合ハ(ロ)号ノ式服其他附属品一通ニ限ルコト

(ホ) 箱類ハ箆箆鏡台針箱トシ長持其他ノ品ハ可成之ヲ省略スルコト

(イ) 饗応ハ簡素ヲ旨トシ新客以外ニ対スル引物ハ絶対ニ廃止シ其ノ席ニ於テ飲食シ尽スヲ程度トスルコト

(ロ) 式場及用品ハ成ルヘク共同利用ノ方法ヲ講スルコト

(ハ) 一般祝儀ハ五十銭以内ノコト但シ近親ハ此ノ限りニ非ズ

(ニ) 贈物其他ノ贈物ハ成ルヘク金円ヲ以テスルコト

第八条 葬儀ハ謹慎静肅ヲ旨トシ各分度ニ応ジ左ノ各項ニ準拠スルモノトス

(イ) 葬儀ニ関スル分度ハ当事者及実行委員親戚組合協議ヲ以テ之ヲ定ムルコト

(ロ) 葬儀用具ハ大字毎ニ共有ノ備付品ヲ設ケ之ヲ使用スルコト

(ハ) 但シ使用ノ場合ハ金 円以下ノ維持料ヲ納ムルコト

(ニ) 葬儀執行時刻ハ午後二時トシ之ヲ勵行スルコト

但シ導師其他ノ都合ニヨリ変更シタル場合ハ前以テ関係者ニ

周知スルコト

(ニ) 婦人ノ白無垢ハ漸次第六条ノ礼服ニ改ムルコト

(ロ) 饗応ハ成ルヘク簡易ニ調理シ必ズ其席ニ於テ喫食スルモノトシ特ニ引物ヲナス場合ハ分度ニ応ジ一品種ニ止ムルコト

(ハ) 造花輪等ノ贈答ヲ廃スルコト

(ニ) 香奠ハ金五十銭以内ノコト但シ親類ハ此ノ限りニアラズ

第九条 一般生活改善ノ事項及必需品ノ購買消費ニ関シテハ左ノ各項ヲ遵守スルコト

(イ) 日用品ノ購入ハ可成現金買トスルコト

(ロ) 各戸ニ金銭出納簿ヲ備付ケ家計ノ収支ヲ明ニスルコト

(ハ) 産業ニ関スル資料及生活必需品並ニ生産品ノ売買ハ正量取引トスルコト

(ニ) 酒杯ノ献酬ハ之ヲ為サザルコト

(ホ) 神仏参拜其他ノ旅行土産等ヲ廃止スルコト

(イ) 産見舞、病氣見舞等ハ成ルヘク金円ヲ以テシ金二十銭以内ニ止ムルコト

(ロ) 田植蚕上簇祝ノ贈答ヲナサザルコト

(ハ) 装身具等ハ質素ヲ宗トシ分度ヲ守ルコト

(ニ) 衣服ハ持合セ品ヲ利用シ可成新調セザルコト

(ホ) 廃物利用ニ努ムルコト

(イ) 台所ヲ改善シ且ツ努メテ無駄ヲ省クコト

(中之条町役場蔵)

## 一三 名久田村不況対策二関スル協議事項（昭和五年九月）

村ヲ單位トシテ村全体ノ総動員ニ依ル經濟立直シ策、年ヲ経ルニツレ不況・不況ノ声モ次第ニ深刻ヲ増シテ行クバカリデアリマス。此ノ促進ンデ何処マデ進ンデ行クモノヤラ、お互ニ農業ニ従事シテ居リ乍ラ不安ヲ感ジテ居ルノデアリマス。此ノ不景氣ヨリ全然脱却スル方途ハナイモノカ、無イモノト定マツテ居ルモノナラバ、只運ヲ天ニ任スヨリ仕方ガナイ。何トカシテ此ノ際出来ルダケノ事ヲシテ見タイ、此ノ不景氣ノ底ヲ狭メルヨリ外、人力ニヨリ如何トモスル事ガ出来ナイ。出来ル事ト信ズル。要ハ村全体ノ人ノ覚悟次第デアリマス。

其ノ時ノ禍ハ反ツテ幸トナリ、農業ノ安定ヲ計リ、村富トナリ、他村ニ比シ遜色ナク隆々タル發展振リヲ示ス事ガ出来ルヤト思ヒマス。

彼ノ長イ間歐洲大戦ニ依ツテ疲弊困憊ノ極ニ達シタ独逸ガ国民ノ総動員ニ依リ經濟立直シヲ成功シ、今日世界列国内ニ混リテ優ルトモ劣ラザル回復振リヲ示ス様ニナツタ事ト思ヒマス。要ハ即チ村全体ガ国民総動員ニ因ル覚悟次第デ其ノ実績ヲ挙げ得ルノデアリマス。実行方法ニ付テハ今直ニ実行出来得ル事ト長イ間継続シテ実行シナケレバ出来ナイ仕事モアリマスカ、其等ハ五年ナリ十年ナリノ長イ計画ニ因ツテ進メバヨロシイト思ヒマス。コノ方

法ヲ実現シタル曉ニハ農業上ニ一ツノ光明ヲ見出し愉快ニ農業ヲ実行シテ行事ガ出来ルコトト思ヒマス。コレヲ数字ヲ以テ現ス時ハ、収入増加參万六千五百拾七円、支出減少九千円、合計四万五千五百拾七円ノ利益ノアル計算デアリマス。

兎ニ角、各人ノ覚悟次第デ此ノ素晴シイ成績ヲ挙ゲル事ガ出来ルト思ヒマス。マタ出来易イ事ト思ヒマス。

## 一、農業経営改善ニ関スル件

本村農家ノ農業經營上ノ組織ヲ收入ノ上ヨリ觀察スル時ハ近年三ヶ年平均ヲ統計ヲ見ルニ、一ヶ年穀作農八万七拾五円、養蚕收入拾万參千八百九拾貳円、果樹收入九百七拾五円、副業收入壹万壹千六百拾円、養畜收入四千四百拾八円、蔬菜壹万參千八百拾七円、林産物九千四百七拾六円ニシテ收入金額ヲ歩合ニテ示ストキ、穀作收入三割三分、養蚕收入四割八、九分、副業生産品六分、蔬菜八分、養畜收入二分、林産物收入六分ノ割合ナリ。此ノ表ヲ見ルトキハ養畜副業方面ニ依ル收入ノ僅少ナルニ驚カザルヲ得ナイ。

斯ノ如ク本村農家ノ農業組織ノ極メテ單純ナル為、繁閑ノ差著シク季節ノ失業ヲ来シ、タメニ農業收入ノ一方ニ偏スルノ欠陥ヲ招ク状態トナツテ居リマス。現在ノ農村ノ經濟界ハ農家現金收入ノ主位ヲ占ムル産繭ノ慘落ニ因リ急転直下ノ変化シ極度ノ窮狀トナツテ居リマス。此ノ秋ニ當リ窮狀打開ノ道ハ他ニ種々アリト言フケレ共、多クハ政治的問題ニ關連スルモノニシテ我々ノ論ズ

ル処デハアリマセン。要ハ欠陥アル農業組織ヲ更メテ複雑化セシメ、労働ノ均等ヲ計リ勤勞報酬ヲ増加シテ生産物増収ニ努ムルガ、我々農業者ノ唯一ノ務デアルト思ヒマス。

(1) 従来ノ農業組織、所謂直線農法、平行農法、三角形農法ヲ多角形農法ノ経営ニ改ムルコト

(2) 資本主義的の経営ヲ排シ、自力自給ニヨリ勞力主義経営ニ改ムルコト  
(中之条町役場蔵)

### 一四 昭和十年四月 中之条町農会々則

第一条 本会ハ農業ノ改良発達ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ中之条町農会ト称ス

第三条 本会ハ其ノ目的ヲ達スルヲ為左ノ事業ヲ行フ

一 農業ノ指導奨励ニ関スル施設

二 農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ関スル施設

三 農業ニ関スル研究及調査

四 農業ニ関スル紛議ノ調停又ハ仲裁

五 其他農業ノ改良発達ヲ図ルニ必要ナル事業

第四条 (本会ノ地区) 第五条 (本会ノ事務所) 第六条 (本会ノ公告ノ方法) 略

第七条 本会ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第八条 (會員名簿ノ作成備付) 第九条 (地区内ニ居住セザル會員

ノ代理人設定ノ件) 略

第十条 本会ニ総代会ヲ置ク、総代会ハ會員中ヨリ選挙シタル総代ヲ以テ之ヲ組織ス左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ総代タルコトヲ得ズ(一〜四略)

第十一条 総代人ノ定数ハ三〇トス

第十二条 (二十三条 (選挙ニ関スルモノ) 略

第二十六条 左ニ掲グル事項ハ総代会ノ議決ヲ經ルモノトス

一、收支予算 二、經費分賦収入ノ方法 三、事業報告及収支決算 四、借入金 五、基本財産ノ造成管理及処分、其他財産

ノ処分ニ関スル事項

六、会則ノ変更 七、役員ノ解任 八、

農会法第十二条第一項、第二十四条第二項及第三十五条ノ同意

九、訴願及訴訟ニ関スル事項 一〇、本則施行ニ関スル重大ナル諸細則ノ制定並ニ変更

第二十七条 総代会ハ通常総代会及臨時総代会ノ二種トス

通常総代会ハ毎年一回二月ニ之ヲ開ク

臨時総代会ハ會長ノ必要ト認ムルトキ、又ハ農会法第二十一条

第二項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキ之ヲ開ク

第二十八条 (総代会ノ召集) 略

第二十九条 (総代会ノ議長) 略

第三十条 総代会ハ之ヲ組織スル者ノ半数以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ、但シ同一ノ事項ニ付召集再回ニ至ル

モ仍半数ニ滿タザルトキ、又ハ召集ニ応ズルモ出席者定数ヲ闕

キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ滿タザルトキハ此ノ限ニア

ラズ。

第三十一条 総代会ノ議事ハ法令及本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外、出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル。

(中之条町役場蔵)

一區 二下折田農事実行組合記事簿〔昭和二年〜十五年〕 抜萃

① 中折田農家組合規約(昭和二年)

第一 時間確守定時勵行ノコト、人足、集會、葬儀、其ノ他必要アルトキハ、定刻ニ復シテ參集ノコト

第二 小児出生、節句祝、病氣其ノ他ノ見舞等ニ金品ヲ受ケルモ之ガ答札トシテ物品ヲ贈リ又受ケザルコト

第三 入營者ニシテ餞別ヲ受ケルコトアルモ酒肴ヲ振舞フコトヲ廃シ在營中ノ費用ニ充ツルコト

除隊帰郷ノ際一般ノ招待ヲナシ若クハ土産物ノ配付ヲナサザルコト

第四 冠婚葬祭ニ就テハ各自分度ヲ守リ出来得ル限り節約ヲ旨トシ左ノ各項ニ基クコト

(1) 冠婚其ノ他祝酒ハ三獻ニ止メ一人ニ合フ限度トシ引物ヲ廃スルコト、但可成膳部ヲ廢シ代フルニ物品ヲ以テスルコト

(2) 葬儀ニ就テハ酒ヲ用イルコトヲ禁シ本膳ヲ廢シ之ニ代フルニ物品ヲ以テスルコト

但シ手付人及遠客ニ對シ時分時簡單ナル常食ヲ供スルハ此ノ限りニアラズ

(3) 馳走ハ可成自作物ヲ用イ調理スルコト

(4) 以上ノ場合一元、神官、僧侶、職人、其ノ他特別ノ來賓ニ就テハ除外例トスル

第五 右ノ外中折田農家組合、報徳會、部會ナドニ於テ協定シタル事項ハお互ニ確守スルコト

附則

第六 集會遅刻又ハ無断欠席シタルモノハ其ノ既ニ決定シタル事項ニ對シ不服ヲ唱フルコトヲ得ス。且ツ決議事項ハ特ニ通知セス。故ニ若シ損害ヲ生スルコトアルモ其ノ者ノ負担トシ又利益ノ場合之ニ浴シ得サルコトアルト雖モ異議ヲ唱フル資格ナキモノトス

(下折田農事実行組合蔵)

② 昭和四年度下折田農家組合事業計畫書  
一、共同購入

肥料ノ共同購入シタル肥料ヲ施肥標準調査ヲ基礎トシ共同配合ヲナシ施肥ノ合理的改善ヲ行ハントス。然ルニ前年末雹霜害ニヨリテ組合員中資金ニ欠乏セルモノ多キヲ以テ組合ニ於テ共同配合シタルモノヲ貸付ケ生産能率ノ増進ヲ図リ且ツ共存共榮ノ實ヲ擧ゲントス。而シテ之ガ実行ニハ郡及ビ村農會技術員ノ指導ヲ仰ガントス

二、講習講話會

適當ノ時ニ於テ講習会又ハ講話会ヲ開催シ時勢ノ進運ニ伴フ農家経営上ノ知識ヲ習得シ併セテ一般精神上ニ及ボス美風ヲ涵養シテ益々農村ノ開発ニ資セントス

三、採種圃ノ設置

肥料豌豆及馬鈴薯ノ採種ヲ為シ之ヲ組合員ニ配布セントスル

四、共同農具ノ購入及修繕

前年拔根機、製繩器、噴霧器、比重計及計量器等ヲ購入シアルヲ以テ本年度ニ於テハ新タニ購入スヘキモノハ当分其ノ必要ヲ認めズ然シ乍ラ必要ニ応ジテ多少ノ購入及修繕ヲ行フモノトス

五、共同桑園ノ共同耕作

前年設置シタル共同桑園ヲ共同管理シ桑園採桑経営ノ知識ヲ會得シ共同耕作ノ機會ニ於テ組合員間ノ意志ノ疎通ニヨリ融和親善ヲ助長スルト共ニ其ノ収入ハ將來本組合活動ノ資源トナサントス

六、統計調査

諸般ノ計画ヲ樹ツルニハ必要欠ク可ラザルヲ以テ之ガ必要ヲ感シ統計調査ヲ為シ本組合活動ニ資セントス

七、種豚購入

前年来ノ計画ニ因リテ養豚事業ハ大ニ発達シ当組合内ニアリテモ稍々優良ナル品種モ少ナカラス且ツ種豚ノ如キモ之無キニ非ザルモ概ネ此種豚ニ因リテ蕃殖シタル仔豚ナルヲ以テ自家交配ヲ避ケント欲セバ更ニ他ノ種豚ヲ必要トス依テ本組合ハ本年度ニ於テ優良ナル種豚ヲ購入シ養豚ノ改良発達ヲ図ラント欲ス

八、蚕種ノ共同保護及催青

組合員ノ掃立ツヘキ蚕種ヲ完全ニ保護シ且ツ理想的ノ催青ヲ為サント欲セバ共同ノ事業ニ依ラザレバ其ノ目的ヲ達スルヲ得ス依テ蚕種ハ共同ニ之ヲ保管シ且ツ共同ニ之ヲ催青シテ養蚕ノ豊作ヲ企画セントス

九、病虫害ノ駆除予防

病虫害ノ駆除及予防ハ共同ニ施行セザレバ効果ヲ挙げ得サル場合少シトセズ依テ此目的ヲ達センガ為蚕室蚕具ノ消毒藥品ニヨリ蔬菜園芸ノ病虫害駆除藥品ヲ共同購入シ共同作業ニヨリテ目的ノ貫徹ヲ図ラントス

十、親睦会ノ開催

春秋ノ二季ニ於テ親睦会ヲ開催シ卓ヲ囲ンデ會食談笑スルハ農村娯楽ヲ兼テ意志ノ疎通ヲ計ルニ有効ナリト認め會員宅ニ於テ開催セントス

十一、役員会ノ開催

本組合役員ハ毎月一回以上集合シテ以上述ヘタル事業計画ノ外本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル協議ヲ為シ之ガ実行ヲ期セントス

(下折田農事実行組合蔵)

一覽 沢田小学校「郷土研究」抜萃(昭和八年七月)

① 沢田村各種組合

1 産業組合

- イ 折田信用購買組合
- ロ 山田信用購買組合
- ハ 下沢渡信用組合
- ニ 四万信用購買組合
- ホ 四万温泉信用組合
- ヘ 上妻信用販売組合
- ト 沢田製糸信用販売購買組合
- チ 四万製糸信用販売購買組合
- 2 養蚕組合 五
  - 一、養蚕の指導奨励掃立蚕種の統一
  - 一、蚕種の共同購入、共同貯蔵、共同催青
  - 一、稚蚕種の共同飼育、飼育及上簇法の改善統一
  - 一、桑園の改良、産繭の共同処理
  - 一、養蚕に關する必要品の共同購入、其他
- 3 養鶏組合
  - 一、飼料の共同購入
  - 一、鶏卵廢鶏の共同販売
  - 一、其他養鶏に關する改善事項
- 4 煙草耕作組合
  - 一、煙草耕作反別の配当及融通に關すること
  - 一、煙草種子の採集及分配に關すること
  - 一、耕作資金の融通貯蓄に關すること
  - 一、耕作用品の共同購入其他犯則予防改良指導等
- 3 土地価格及小作料

上	田		畑		桑園	
	反	当	反	当	反	当
六〇〇 <sup>円</sup>	玄米収量	小作料	價格	大收	價格	收量
五四一・五二 <sup>立</sup>			小	麦	小	小
二七〇・七六 <sup>立</sup>			一	小	作	料
			八	五	一	八
			五	〇	五	四
			二	五	〇	五
			二	四	二	四
			一	八	一	八
			四	〇	四	〇
			九	〇	九	〇
			二	二	二	二

- 5 椎茸生産販売組合
  - 一、椎茸の生産及共同販売
  - 一、椎茸栽培講習会
  - 一、種精木、楢木、其他必要品の共同購入
- 6 区画漁業組合
  - 一、孵化場の設置、河川放養
  - 一、在米漁類の保護養殖
  - 一、漁業経営者の指導、其他
  - 其他、養豚組合、工芸組合等

② 小作状態

1 自作農家、小作農家戸数調

種別	自作農	小作農	自作兼小作	計
戸数	一九五	一一六	三七八	六八九

2 自作小作の田畑面積(単位アール)

田	畑	自作	小作	計
二九二五・六二	三二二三・一四	六二四八・七六	六六五六・二〇三	一三三〇四・九六三
三八五九五・〇〇	二七九六七・〇三	六六五六・二〇三	六六五六・二〇三	一三三〇四・九六三

田			地目	畑			田			地目
下	中	上		下	中	上	下	中	上	品等
〇・五三	〇・九一	一・八四	地租	大豆	大豆	大豆	同	同	同	契約
		円		九三〇	一三五	一八〇	一〇八	一六二	二一六	实际
				六二五	四三八	七二〇	一六〇	四五	六一	小作
		円	県税	大豆	大豆	大豆				料
〇・八八	一・四四	二・三五		四一〇	五六一	七二六	一六二	二七一	三七九	收穫
				三三二	四二五	二〇六	四五	三二	〇六	料
〇・三八	〇・六〇	〇・五七	市町村税	一〇八	一六一	二二六				立
		円		二一〇	二四五	〇六一				
			水利費	三	七	一六	一四	二四	三九	賃貸價格
		円		〇・三〇	〇・七二	一・六七	一・六三	二・八一	四・五七	公課諸負担
〇・一六	〇・二七	〇・四四	農會費	一五〇	二一〇	三〇〇	二〇〇	三二五	四五〇	賣買價格
		円								
〇・二九	〇・五〇	〇・八一	摘要	折田内山全部	赤岩全部	折田五六七ノ一七八級	細尾全部	山田寺社原	山田花曾根	摘要
細尾全部	寺社原	山田花曾根		五四級	六六級	七八級	七六級	八二級	八八級	
七六級	八二級	八八級								

小作慣行(田畑反当調査)

普	中
四〇〇	二〇〇
三六一・〇一	三〇六・八六
一八〇・五一	一五三・三三
二九〇	一〇〇
四三三・二一	三四二・六一
二二六・六一	二二六・六一
一二	八
二五〇	一五〇
七二三	五二五
一九	一〇

烟		
上	中	下
○・六〇	○・二六	○・一一
○・九五	○・四一	○・一七
○・三九	○・一七	○・〇七
—	—	—
○・三三	○・一四	○・〇六
折田五六七ノ一 七八級	赤岩全部 六六級	折田内山全部 五四級

③ 郷土ノ金融

(1) 金融機関

有限責任 山田信用購買組合

折田購買信用組合

沢田製糸信用販売購買組合

下沢渡信用組合

四万製糸信用販売組合

四万温泉信用組合

碓氷社山田組、群馬無尺株式会社、群馬大同銀行中之条支店、碓氷社中之条組

(4) 村内各信用組合事務所々在地並昭和七年二月三一日現在組合長理事

山 田 山田五七五番地 山田 治郎

折 田 折田七一六番地 折田九平治

上 沢 渡 上沢渡一〇八番地 高平 清吉

下 沢 渡 下沢渡一一九番地 宮崎順治郎

四 万 四万一二五〇番地 本多高十郎

四万温泉 四万四二三八番地 関 善平

(2) 各組合ノ設立年月日、昭和七年二月三一日現在ノ事業設立年月日 現在事業年度

山 田 明治四十五年三月二日 第二十一年度

折 田 明治四十四年十二月十二日 第二十二年度

上 沢 渡 大正三年四月一日 第十九年度

下 沢 渡 大正七年五月二十八日 第十五年度

四 万 大正六年五月八日 第十六年度

四万温泉 大正八年九月三十日 第十四年度

(4) 各信用組合ノ組合員数及出資口数

山 田 一八三人 六七口 折 田 三五人 五七口

上 沢 渡 一七人 六〇口 下 沢 渡 七人 三六口

四 万 七人 三七口 四万温泉 一八人 一四口

合 計 七人 三九口

(2) 各信用組合払込済出資額

山 田 二〇、五七六・九〇〇 円

折 田 五、五五〇・〇〇〇

上 沢 渡 六、〇〇一・五〇〇

下 沢 渡 三、四八〇・〇〇〇



(㉔) 各信用組合準備積立金

四万	一、〇九四・九〇〇
四万温泉	一、一二二・〇二〇
合計	五八、八二五・三二〇

(㉕) 各信用組合貸付金並ニ組合員ノ貯金額

山田	七、六五三・四八二
折田	五、四四八・三六〇
上沢渡	八七〇・〇〇〇
下沢渡	一、〇九六・五三二
四万	三、二七二・七二〇
四万温泉	二、九〇一・七一〇
合計	二一、二四二・八〇四

(㉖) 組合員貯金額

山田	二七、三九七・七三〇	組合員貯金額
折田	二九、三三九・八七三	〇、二五五・四三〇
上沢渡	八、七〇六・四四〇	一四、六九七・二五五
下沢渡	七、三六六・八六〇	三、九九三・三三〇
四万	七、四三三・七五〇	一、八九九・八五四
四万温泉	二、四八五・九六〇	一、四六六・〇〇〇
合計	二五、一五〇・六〇二	三、八七二・八七三
		五、〇〇二・五九四

(㉗) 組合員外ノ貯金  
 組合員ト同一ノ家ニアルモノノ貯金及ビ家族・団体貯金ニ

シテ組合法第一条第三項ノ規定ニヨル貯金ナリ

山田	一九、四三九・五七〇
折田	九、八二〇・〇三〇
上沢渡	八六二・一五〇
下沢渡	二、二五二・一六九
四万	三、一八・三四〇
四万温泉	二、〇四五・〇〇〇
合計	三四、七三七・二五九

(㉘) 年度内貸付金及貯金ノ利率

組合名	貸付金利率(普通)	貯金利率(普通)
山田	〇・九五	〇・五四
折田	〇・七三	〇・四三八
上沢渡	一・二〇	〇・六〇
下沢渡	一・〇〇	〇・四八
四万	一・〇〇	〇・六〇
四万温泉	八〇	〇・三〇
平均	八四六	〇・四九三

(2) 貸借方法

無担保貸付ト有担保貸付トアレドモ組合ノ貸出シハ無担保大部分ナリ。

有担保ニ依ルモノハ土地、有価証券建物等ガ担保トナルモノ

多シ

(3) 金利

最高一割二分、最低五分四厘ノ広範囲ニ亘レドモ八分五厘ヲ以テ普通トス

(4) 貯金

組合員及組合員外ノ貯金額ハ該当欄ニ掲ゲタルヲ以テ一般ノ帰趨ヲ知ルヲ得ヘキモ茲ニハ郵便貯金昭和七年中ニ於ケル取扱高ヲ上ゲン

郵便貯金ノ総額ハ調査困難ニツキ之ヲ省ク

(中之条第二小学校第三分校蔵)

一四六 昭和五年 中之条銀行の上州銀行へ合併についての調査

管下吾妻郡中之条町株式会社中之条銀行ハ大正十年十月郡内吾妻貯蓄及吾妻両銀行ヲ合併シテ新立シ、次テ昭和二年十月吾妻興業外二銀行ヲ吸収合併シ、昭和三年一月原町銀行ノ他行ニ合併セルニ依テ漸ク郡内小銀行整理統一ノ実現ヲ見、郡内唯一ノ独立銀行トシテ経営スルニ至リ地方産業上ニ寄与スル所尠カラザルベク

郡民一般ニ期待スル所アリ。然ルニ第二次合併ノ際主体トナリタル中之条銀行ニ於テ従来製糸業ニ貸出セル大口資金固定シ回収全ク不能トナリ、先般重役諸氏ノ私財提供ニ依リ更生ノ方法ヲ講ジ

タルモ既ニ挽回スルニ至ラズ。昨年末以來支払準備ニ窮シ地方ノ金融ハ極度ニ逼迫ヲ告ケ一般取引者ノ不安ヲ醸シ独立経営ノ資力

ヲ失ヒ之ガ善後策ニ腐心シツツアリ。今回上州銀行ガ同銀行ヲ買収スルノ仮契約当事者間ニ成立ヲ見、其ノ実行ノ結果ハ中之条銀行ノ解散ヲ来スベキモ現在ノ地方財政ノ金融逼迫ハ漸次緩和セラレ地方産業ノ発達ヲ促スモノト認メラル。

二、支店設置ハ当該銀行ノ現状ニ鑑ミ適當ナリヤ

本件支店設置ハ上州銀行ガ中之条銀行ノ権利義務ノ一切ヲ譲受ケ中之条銀行ヲ解散シ其ノ本支店跡ニ直ニ適宜上州銀行支店ヲ設置セントスルニアリ、従来中之条銀行ノ支店ハ地方金融状況ヨリ推量シ支店存置ノ要ヲ感ゼサルモノアリシヲ以テ、今回伊勢町及高山ノ二支店ヲ廃止シ本店跡及岩島村ニ各支店ヲ置カントスルモノニシテ斯ク整理スルニ依ツテ格別支障ヲ来サザルベク思考セラレ適當ナル措置ト認メラル。

三、支店設置後ニ於ケル数期間ノ取引及損益ノ予想

中之条銀行ハ損失ヲ生ジツツアリ、今回不良資産切捨譲渡ヲ為シタリト雖モ、数期間ハ収益ナキモノト予想セラルルモ将来ハ相当ノ収益ヲ挙ゲ得ルモノト認メラル。

四、支店設置地ハ支店設置地方ノ経済状況及金融機関分布ノ状況ニ鑑ミ適當ナリヤ

(略)

五、支店設置 附近ニ於ケル銀行其他ノ金融機関トノ距離等ニ

鑑ミ、既設金融機関ト不当ノ競争ヲ惹起シ弊害ヲ生ズル虞ナキヤ支店設置地方ノ既設銀行ハ上毛銀行原町支店アルノミニシテ他

ハ産業組合法ニ依ル信用組合、若クハ信用事業ヲ兼営スルモノ各町村ニ設置セラレ、中之条信用組合ノ如キ貯金四十万円ヲ算スルニ過キズ。サレバ預金争奪等ヲ惹起シ弊害ヲ生ズルガ如キコトナキモノト認メラル。

六、支店設置地方ト当該銀行ノ本店及既設支店所在地方トノ經濟上連絡並取引關係

上州銀行ハ從來中之条銀行トノ間ニ取引行ハレツツアリシモ、最近一層円滑ニ行ハレ居リ、且本店所在地高崎市ト中之条町及若島支店設置地トノ交通ハ県道ノ改修ト相俟テ交通機關ノ発達ヲ来タシ、両者間ノ物資ノ集散自在ナルヲ以テ将来一層經濟上ノ連絡ヲ密接ナラシムルト共ニ取引円満ニ行ハルルモノト予想セラ

以上

今般株式会社上州銀行ハ株式会社中之条銀行ノ資産負債一切ヲ譲受ケ株式会社中之条銀行ハ之ニ因リ解散シ、株式会社中之条銀行本支店跡ニ株式会社上州銀行ノ支店ヲ設置致度候ニ付内認可相成度、別紙契約書案及ビ日計表相添ヘ此段申請候也。

昭和五年七月四日

群馬県高崎市田町四拾六番地

株式会社 上州銀行

取締役 小 沢 宗 平<sup>印</sup>

群馬県吾妻郡中之条町九百参拾五番地

株式会社 中之条銀行

(群馬県庁文書)

一七 昭和五年七月 中之条銀行上州銀行へ合併につき第十

八期株主總會決議錄

昭和五年七月二十三日当行本店ニ於テ第拾八期定時株主總會ヲ開ク。午後二時招集者取締役頭取町田崇三議長席ニ着キ、開会ヲ宣シ、本日出席株主及資本金額ニ当ル株主ヲ左ノ通り報告ス。

総株数 貳万九千七百九拾九株、此過半数壹万四千九百株

総株主 四百六拾五人、此過半数貳百参拾参人、内出席株主

参百貳拾参人、此株数貳万六百五拾貳株、但シ委任株主貳百

貳拾六人、此株数六千七百四拾壹株ヲ含ム。

即チ商法ニ規定ノ株主及資本金額ニ当ル株主數ノ出席アリタル旨ヲ告ゲテ議事ニ入り、第一号議案タル第拾八期營業報告書、貸借対照表、財産目録及損益計算書、並ニ損益処分案ヲ書記ヲシテ朗読セシメ、頭取及伊能常務取締役ヨリ各項ニ付概略説明ヲナシ、採決ヲ保留シテ第二号議案タル当行ノ資金負債全部ヲ高崎市株式会社上州銀行へ譲渡シ当行ヲ解散スル件ヲ、去ル七月二日双方銀行代表者間ニ於テ調印シ取為替ヲ為シタル仮契約書(別紙)ヲ議題ニ付シ、頭取ヨリ時代ノ趨勢ト財界ノ安定ヲ計ル為メ、仮契約ヲ為スニ至リタル經過ヲ詳細ニ報告シ、株主ノ了解ヲ求メ午後二時四十分議長休憩ヲ宣ス。

午後三時十分議長再開ヲ宣シ、第一、二号議案ヲ合セ議題ニ付シ決議ヲ求ム、満場異議ナク可決確定シテ午後三時半議長閉会ヲ宣ス。

以上決定ノ証トシテ左ニ記名捺印候也。

昭和五年七月二十三日

株式会社 中之条銀行

議長 取締役頭取 町田 崇三<sup>㊟</sup>

常務取締役 伊能 八平<sup>㊟</sup>

〃 〃 中沢 伴藏<sup>㊟</sup>

〃 〃 浦野 判平<sup>㊟</sup>

取締役 田村 喜八<sup>㊟</sup>

〃 〃 山田 治郎<sup>㊟</sup>

〃 〃 平田 宗三郎<sup>㊟</sup>

〃 〃 中沢 浦次<sup>㊟</sup>

(県議会図書館蔵)

一六 昭和五年十二月 吾妻酒造商組合の設立と規約

① 準則同業組合設立認可申請書

酒類販売業者一致協力営業上相互ノ福利増進濫売ノ弊害ヲ矯正シ酒類、酒精含有及清涼飲料ノ醇良ナルモノヲ需要者ニ供給シ斯業ノ改善発達ヲ計ル目的ヲ以テ今般同業者相謀リ吾妻酒類商組合ヲ設立致度候ニ付御認可相成度別紙規約書、同意者名簿写相添此

段及申請候也

昭和五年十二月十日

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町九四九番地 吾妻酒類商組合設立委員長 今井 秀賢<sup>㊟</sup>

群馬県知事 堀田 鼎殿

② 吾妻酒類商組合規約

第一章 総則

第一条 本組合ハ吾妻酒類商組合ト称シ酒類ノ製造販売ヲ為ス者及ビ酒類酒精含有飲料清涼飲料ノ販売業ヲ為ス者ヲ以テ組織ス酒類、酒精含有飲料清涼飲料トワ当該税法ニ規定セラレタルモノヲ云フ

第二条 本組合ノ区域ハ吾妻郡一円トスル

第三条 本組合ノ事務所ヲ吾妻郡中之条町大字伊勢町九百四十九番地ニ置キ別ニ各町村ニ支部ヲ置ク

第二章 目的

第四条 本組合ハ組合員一致協力営業上相互ノ福利増進濫売ノ弊害矯正醇良品ヲ需要者ニ供給遵法ノ精神ヲ涵養各自信用ノ保持及斯業ノ発達ヲ計ルヲ以テ目的トス

第五条 本組合ハ其目的ヲ達スル為メ左ノ業務ヲ実行ス 一、醇良品ヲ需要者ニ供給スル事

二、組合員相互ノ連絡ヲ図リ品質ノ改良ヲ図ル事

三、利酒会及品評会等ヲ開催スル事

四、斯業ニ関シ官庁ノ諮問ニ応シ又意見ニ開陳スル事

五、法律ノ命スル帳簿ノ記載ヲ勵行スル事

六、販売品ノ検査ヲ行フ事

七、本組合員又ハ其雇人ニシテ斯業ニ功勞アル者ヲ表彰スル事

八、製品及ビ販売ノ改善方法ニ付調査研究スル事

九、其他業務上必要ト認メタル事項

第三章 役員権限及其選任解任

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長 一名 二、副組合長 二名

三、會計係 一名 四、評議員 十四名

五、支部長 十四名

第七條 役員ハ名譽職トシ其任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

補欠ニ依ル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス役員ハ満期後ト

雖モ後任者ノ就職スル迄其職務ヲ行フモノトス

第八條 本組合ニ理事及書記若干名ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

理事及書記ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス

第九條 役員及職員ニハ相当ノ手当ヲ支給スル事アルベシ

第十條 第十六條 (略)

第五章 選舉

第十七條 組合長副組合長及會計係ハ組合会ニ於テ組合役員中ヨ

リ選舉シ支部長及評議員ハ各支部ニ於テ支部員中ヨリ選舉ス但シ評議員ハ各支部一名宛トシ支部長ヲ兼任スル事ヲ得

以下略

第六章 會議

第二十一條 本組合ノ會議ヲ分ケテ左ノ三種トナシ組合長之ヲ招

集ス

一 定期組合会

二 臨時組合会

三 評議員会

第二十二條 組合会ハ代議員ヲ以テ組織シ代議員ノ任期ハ二ケ年

トス

第二十三條 代議員ノ定數ハ二十八名トシ各支部ニ於テ支部員中

ヨリ二名宛選舉ス

第二十四條 定期組合会ハ毎年二月之ヲ開キ臨時組合会ハ組合長

ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ定數ノ三分ノ一以上同意ヲ以テ

請求アリタル時之ヲ開ク

第二十五條 組合会ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一 規約ノ變更ニ関スル事項

二 經費予算並賦課徵收方法ニ関スル事項

三 經費決算並ニ業務成績ノ認定ニ関スル事項

四 解散ニ関スル事項

五 會員除名ニ関スル事項

六 其他組合会ノ権限ニ属スル事項

第二十六条 組合会ハ其ノ権限ニ属スル事項ヲ評議員会ニ委任スルコトヲ得  
第二十七条 以下略

(群馬県庁文書)

第三節 交通・運輸

一 兎 自動車交通

—— 沢田小学校「郷土研究」(昭和八年七月) から ——

乗合自動車

◎ 渋川—四万間一、大正七年五月開通

四万自動車株式会社経営

後群馬自動車株式会社経営となる

昭和七年八月一日より省線連帯(群馬自動車株式会社)

○ 自動車数 (昭和八年三月現在)

(一) 貸切 バツカード号 一台

五人乗 オータラド号 五台 八台

其他 二台

十三人乗 一台

(二) 乗合 ダツチブラサー号

十三人乗 新シボレー号 一四台

新フォード号

○ 運転時間 (昭和七年十一月二十日改正)

四万発 — 渋川着

午前  
 六・二〇 時 分  
 八・〇〇  
 九・三〇  
 一・三〇  
 後一・〇〇  
 一・〇〇  
 一・〇〇

午後  
 一・三〇 時 分  
 三・一〇  
 四・三〇  
 五・三〇  
 七・〇〇

渋川発 — 四万着

午前  
 八・二五 時 分  
 一〇・〇〇  
 一一・五五  
 後一・二五

午後  
 一・〇〇 時 分  
 二・〇〇  
 三・二〇  
 四・五五  
 七・一五  
 △八・四五  
 △二・三〇  
 三・二〇  
 四・五〇  
 六・二五

(△印は十一月十一日より翌四月末日迄運休)

○各駅 (左記より連帯切符 (通し切符) 発売)

- 東海道線 〓 東京・沼津間各駅、横須賀線、熱海線各駅
- 中央線 〓 神田八王寺間各駅

○東北本線 〓 秋葉原・白河間各駅

山手線、高崎線、八高北線、両毛線、足尾線、上越線各駅

○クーポン券発行

東京市内鏡道案内所並に三越松屋松坂屋、白木屋及横浜野沢屋等にて発売す。

○乗車人員

昭和七年度 年総計 一六七八一人  
 最多月 (八月) 三八六四人  
 最少月 (二月) 三四四人

○中之条 — 沢渡間

一、大正十二年八月開通  
 四万自動車株式会社経営

二、昭和二年八月より

○群馬自動車株式会社経営

自動車数 (昭和八年三月現在)

五人乗 (乗合) 一台

運転時間 (昭和七年十一月二十日改正)

沢渡発 — 中之条着

午前  
 八・一〇 時 分  
 一一・四〇  
 八・四〇 時 分  
 一二・一〇

午後  
 一・四〇分  
 三・二〇  
 二・一〇分  
 三・五〇

中之条発 — 沢渡着

午前  
 九・一五分  
 二・二・四五  
 後一・一五分  
 九・四五分

午後  
 二・五〇  
 四・一〇  
 三・二〇  
 四・四〇

○個人経営

五人乗 一台(昭和八年三月現在)

○乗者人員

昭和七年度 年総計 七七四〇人

最多月(八月) 一三二〇人

最少月(二月) 二二〇人

◎貨物自動車

一、大正十四年十二月開通

二、自動車数 四台(四方温泉)

其他の交通機関

(一) 自動自転車 なし

(二) 自転車

普通 学生用 合計

山田 四九台 六台 五五台

折田 四八台 二台 五〇台

上沢渡 三五三

下沢渡 二六五三一

四万 九四四九八

合計 二五二〇二七二

(三) リヤカー

山田 八台 折田 六台 上沢渡 二台

下沢渡 七台 四万 一台 合計 二四台

(四) 荷馬車

山田 一台 折田 なし 上沢渡 五台

下沢渡 なし 四万 三台 合計 九台

(五) 荷車

山田 二四台 折田 二四台 上沢渡 三台

下沢渡 三台 四万 九台 合計 六三台

(中之条第二小第三分校蔵)



## 第四節 文化・思想

一五〇 昭和七年十二月の沢田村新聞購読状況

新聞名	大字					
	山田	折田	上沢渡	下沢渡	四万	合計
朝日	10					10
日々	7					7
時事	8					8
報知	8					8
読売	3					3
上野	1					1
上都	1					1
中外	1					1
サンデー	2					2
国民	1					1
合計	43	5	4	5	101	357
戸数	34	33	27	10	37	108
戸数百対スル歩合	77.6	77.0	77.0	100	77.9	77.6

備考一、右調査は、山田・上沢渡・四万(前)の調査は、十二月(昭和七

(年)中の現在による。正月に入つてより約四、五十部増えたといふ。

- 一、四万(前) 一三部に対し温泉八八部なり。
- 二、小部落に分けて一部も入らぬは反下細尾のみ。
- 三、大岩には二部入る。

(沢田小学校「郷土研究」より、中之条町第二小第三分校蔵)

一五一 昭和八年七月私立沢田図書館

### 1 創立開館

大正十五年三月三日、沢田青年団、処女会、小学校の職員と協力し、村内有志より蔵書及基金の寄附を仰ぎ、尚当時廃されし吾妻巡回文庫の配布を受け、各支館に分ち開館せしものである。支館は山田・折田・上沢渡・下沢渡・四万(湯原及温泉)とし、小学校の一部を之に充て、館長は小学校長、支館長は各分教場の主任訓導其の任に当る。昭和五年四月より第五分教場に支館を増置す。

### 2 組織規定

館則により組織規定等を掲ぐ。便宜上第七支館の館則を用ひたるも、他の支館則も大同小異につき略す。

第一条 本支館ハ内外ノ図書ヲ蒐集シテ児童、青年処女、一般ノ善良ナル読書趣味ヲ涵養シ、併テ智徳ノ啓発ニ資シ、以テ教育ノ振興ヲ計ルヲ目的トス

第二条 本支館ハ沢田図書館第七支館ト称ス

第三条 本支館ハ沢田尋常高等小学校ニ附設ス

第四条 本館ニ左ノ役員ヲ置ク

一 支部長一名 一 副支部長一名

一 会計係一名 一 庶務係六名 一 評議員六名

第五条 支部長ハ分教場主任訓導、評議員、会計係ハ青年処女会員中ヨリ互選シ、庶務係ハ支館長囑託ス。副支館長、評議員会計係ノ任期ハ二ケ年トシ再選ヲ妨ケズ。且ツ補欠ニヨリ選任セラレタルモノハ前任者ノ残任期間トス。

第六条 支館長ハ支館ヲ統轄シ館務ヲ監督ス。副支館長ハ支館長ヲ補佐シ、本支館一切ノ事務ヲ処理シ、支館長之ヲ処理ス評議員ハ支館ノ重要ナル事項ヲ審議シ、且ツ意見ヲ陳述ス、庶務係ハ支部長ノ命ヲ受ケ館務ニ従フ

第七条 本支館ハ図書閲覧費ヲ徴収セズ

第八条 本支館ノ開閉ニ対シテハ特別ナル制限ヲ設ケズ

第九条 支館ノ図書ハ購入、寄附並ニ委託保管ニヨリ蒐集ス

第十条 本支館ノ図書ハ所定ノ閲覧規定ニヨリ縦覧スルモノトス

第十一条 支館経費ハ青年会、処女会及有志ノ寄附金ヲ以テ支弁

職員

年度別	館長	第一支部長	第二支部長	第三支部長	第四支部長	第五支部長	第六支部長	第七支部長
昭和二年度	山口 留吉	滝沢 重成	西山 耕蔵	斎藤 峯作	古屋 次雄		佐藤喜与年	角田己之作
昭和三年度	山口 留吉	同	同	同	同		同	同

ス

第十二条 庶務会計ニ関スル事項ハ役員総会ニ報告スルモノトス

第十三条 本支館ニ左ノ帳簿ヲ備付、事務ヲ整理ス

一 図書台帳 一 図書目録 一 委託図書台帳

一 館則 一 備品台帳 一 館内閲覧人名簿

一 館誌 一 寄附台帳 一 館外閲覧人名簿

一 会計簿

第十四条 本則ノ改正ハ総会ノ決議ニヨル

第十五条 本支館細則ハ別ニ之ヲ定ム

累年ノ比較

年度別	經常費	蔵書冊数	閲覧総人員	開館日数	一日平均人員
昭和二年度	一七五円	四九〇冊	七九〇人	三六五	二・二
昭和三年度	二八〇	六三八	九八〇	三六五	二・七
昭和四年度	三一〇	一、二〇〇	二、〇〇〇	三六五	五・五
昭和五年度	二二〇	一、四七〇	一、五〇〇	三六五	四・二
昭和六年度	六四	一、六一〇	七、三九八	三六五	二・八
昭和七年度	六五	一、六二〇	七、四八八	三六五	二・六

昭和四年度	山口 留吉	同	同	愛敬	同	同	同
昭和五年度	清水勝太郎	綿貫 三郎	同	同	同	同	同
昭和六年度	清水勝太郎	丸山 数馬	菅谷 俊夫	河野 次男	同	同	同
昭和七年度	清水勝太郎	同	篠原 定吉	福井 嘉平	同	同	同
						劍持喜代二郎	同
						竹淵 徳次	同
						蜂須賀 要	同
						丸山 数馬	同
							同

(旧沢田小学校「郷土研究」より、中之条町第二小第三分校蔵)

三三 昭和前期「臯月句会の俳句」より抜萃

— 小淵松影氏による選句 —

流されし水車の跡や月見草	町田 一草
蕪玉に天井古き湯宿かな	田島 寿山
束の間の夕日に遊ぶ蝗かな	小淵 松影
残雪の榛名見え居り桑を解く	丸山 白羊
春月や街の真中の板囲い	佐鳥 海男
蛸の鳴ける木立に夕日消ゆ	石原 清華
紙屋川渡ればまたも花の雨	小板橋 山梔子
蚊遣していふせき家の夕餉かな	平田 一羊
囀やひとり遅るゝ山の径	田村 杉雨
四万道のやどり木つけし冬木立	古屋 雨読
春耕や北山晴れて風もなし	中島 雨郷
今日もまた榛名へ逃げし夕立待つ	大矢 揚子並

火を吹ける鉄砲風呂や梅雨の宿 石井映水  
 ぼつ／＼と音はじまりし梅雨の漏り 関 怒涛  
 南天の実のこほれるる春の泥 鈴木 創山  
 鮎を釣る大岩影の一人かな 小淵 緋薊  
 雪ごもり日和の障子あけにけり 宮崎 三木  
 夜な／＼や囲炉裏のほとり虫鳴ける 宮崎 三木  
 誰も買い難雪洞も買うことに 宮崎 三木  
 (前橋市 小淵瑳一蔵)

三五 昭和前期の中之条青年団報各号の目次内容 (昭和四七年)

中青ニニュース—主な記事—

◎中青ニニュース No. 1 昭和四年九月五日発行

発刊の言葉 中青ニニュースの使命

金言實行 後藤静香、読むべき秋 熊谷辰二郎

○体育奨励規定 ○青年団休御親閲 ○青年団総動員

○青年団カード

◎中青ニュース No. 2 昭和四・九・一五刊

○青年カード号 ○吾妻郡聯合青年団事業 ○本団ノ事業

○御親聞

雑誌「青年」の愛読者（中心誌友名）一ヶ月拾錢

◎中青ニュース No. 3

○大日本聯合青年団日より ○秋の本団の活動（九月・十月）

九・二九、一〇・二、一〇・三 青訓青年団合同行事

一〇・一三民力涵養活動写真（朝日劇場）

○青年カード申込教 中之条三一、西中之条二六、伊勢町四五

青山一二、市城一一、其他五、計一五〇部注文しました。

◎中青ニュース No. 4

○みずからのまま（雑誌「青年」群馬版巻頭より）

○本団活動日より ○秋、読書の秋、青年必読の良書紹介

○恵まれた日本の農村とデンマークの農民精神） ○デンマークの農民の努力 ○北欧デンマーク物語

◎中青ニュース No. 5 昭和四年十一月

○心の糧各国青年団の標語 ○十一月中青日より（一日午前五

時大字伊勢町伊勢宮参拝、伊勢町支部行事、二日本団支部長会

議、本団事務所（役場）、三日明治節暁天奉祝会挙行、午前五時

五十分集合、閉会後各大字に分れて村社参拝、六日夜小学校に

て御親聞に関して打合せ、十日小学校校庭地均し作業奉仕、青

山支部十二名、他支部二名、一九二二日御親聞参加出発帰

宅二十二日青年記念日

◎中青ニュース No. 6 昭和四年十二月

御挨拶暮久弥 ○十二月中青日より

八日中之条役場に於て午前七時〜九時中之条青年同志会十二

月例会 ○優良図書推奨田沢義輔先生著「自由創造の精神」

「道義国家の建設」「無政府主義・共産主義の批判」「道の國

日本の完成」（日本青年館発行）。

◎中青ニュース（二五九〇年昭和五年年頭号）No. 7

○青年団綱領解説 ○一月の中青 ○青年団投書箱設置

○われらの領分短歌

◎中青ニュース No. 8

○小金井紀行 三四郎生、久弥生

◎中青ニュース No. 9

○青年カード輪読研究会の開催 ○本団主催「青年学芸発表会

三月二十日小学校」

◎中青ニュース No. 10

○本団春季総会 ○事業予定郡聯青之部 ○本団員の演芸種目

◎中青ニュース No. 11

○論説 ○合宿懇談会五月十七日午後八時〜十八日午前六時

場小学校 ○キャンプ旅行五月四日夜榛名湖辺に於て伊勢町中之条西中之条支部団員諸君がキャンプを営む ○短歌山田竹次

○岡本利吉先生座談会(六日午後二時) ○五月の行事

○中青ニュース No.12 昭和五・六・二五刊

○社会時評 ○短歌(山田竹次)

○中青ニュース No.13 昭和五・八・九刊

○巻頭言 ○キャンプについて

○中青ニュース No.14

○明治天皇御製 ○国勢調査の知識

○市町村青年団基本調査による本団々員の状況

職業別 農業八九人、商業二八人、工業二八人、その他一五人、計一六〇人、内中卒一五人

年令 最高(満)二四才 最低(満)一四才

雑誌購読 青年、青年カード、雄弁、キング、上毛土風、尊農など

新聞購読 東京朝日、東京日々、報知、上毛、都、国民、中

外商業など

○中青ニュース No.15

○佐藤緑葉 聖なる対話 ○吾妻聯合青年団だより ○中青だより(九十月) 副団長剣持祐作氏辞任につき後任は中之条支部長高橋午郎君を推薦しました(評議員会議)

○中青ニュース No.16 昭和五・一一・一刊

令旨奉戴十週年記念号 ○令旨十一月三日明治節祝賀式、体育デー(十一月三日) 役員補欠新副団長高橋午郎君、新代議員山田竹次兄、新中之条支部長木村常満兄

○中青ニュース No.17 昭和五・一二・一刊

○十二月といふ詩 ○原稿募集 ○青年記念日令旨奉戴十週年記念二十二日午後七時より信用組合楼上天広間にて挙式

○中青ニュース No.18 昭和六・一月

○吾妻郡青年団事業報告、青年創作副業品並に学芸品展覧会、幹部講習会、県主催青年武道大会(三月六日)

○中青ニュース No.19 昭和六・二月

○波紋(後藤秋香「力の泉」の中から) ○吾妻聯青だより

○一月三十一日郡東部十ヶ町村対抗剣道大会(農業学校) 優勝

は坂上村青年団

○中青ニュース No.20 昭和六年三月刊

○男子の覚悟(佐久間象山) ○本団の重要なお知らせ

春季定期総会昭六、四、五午後一時小学校、中之条青年同志

会三月例会

評議員会 四月二日七時三十分(役場二階会議室) 相談事項

一 昭和五年決算認定の件 二 昭和六年予算認定の件 三 役員改選について 四 顧問推薦に関する件 五 その他雑件

○中青ニュース No.21 昭和六・四・二三刊

○昭和六年度事業予定 ○郡聯合青年団事業予定

○報告事項 青年同志会四月二十九日午後八時信用組合  
顧問推薦 評議員会の結果三氏を推薦、町長伊能八平氏、井  
上重徳氏、前团长木暮久弥氏

○四月中役員異動 満期退任团长木暮久弥、副团长高橋午郎、  
山田竹次、代議員木暮久弥、山田竹次

新任 团长高橋午郎、副团长山田竹次、剣持讓二

代議員 高橋午郎、山田竹次

評議員 退任軽沢茂太郎、渡辺政次、木村常満

新任梅松易二、小淵磯雄、千島栄三郎

○春季総会 四月五日午後一時 於小学校 出席八十五名

○中青ニュース №.22 昭和六・五・三刊

○遠足会 ○徴兵検査(四月二十八日)合格者 柳田隆養、斎

木市太郎、本多保二、鈴木和蔵、飯塚友二郎、木暮勝四郎、

萩原零之司、幹部候補生阿部正美

○西中之条支部役員異動 支部総会の決議の結果

支部長宮崎宗一、副支部長伊藤良一、評議員関長次郎、篠原

安衛、篠原照一、田村誠一

○五月の予定、1合宿懇談会、十六日午後八時小学校講師金沢

佐平 2 駅伝競走

○中青ニュース №.23 昭和六・六・一〇刊

○支部長会議 団員支部負担金割当の件 団員総額五〇円

(一人当り団員三〇錢三厘) 中之条支部九円五十錢、西中之条

支部十二円二十錢、伊勢町支部二十円、青山支部四円、市城支  
部四円三十錢 ○第三回合宿懇談会の記五月十六日~十七日  
○伊勢町支部主催駅伝競走

○中青ニュース №.24 昭和六・七・一〇刊

○青年同志会例会 ○熊川飛行士後援会義金

○中青ニュース №.25 昭和六・八・二〇刊

○支部通信

○中青ニュース №.26 昭和六・九・一五刊

○青年同志会九月例会 ○教育映画会 ○神宮競技郡予選会

十月四日 ○県聯主催青年幹部講習会十月九日より五日間

○中青ニュース №.28 昭和六・一一・一七刊

○中青創立十五週年記念日記念式 十一月十九日午後七時中之

条信用組合 ○青年記念日(御令旨下賜日)記念式 十一月二

十二日午後七時信用組合 ○中堅青年講習会(郡聯合会主催)

十一月二十六日~二十八日高山村泉竜寺 ○在満兵士(本町出

身者) 中之条片貝晋平、伊勢町小林開造、中之条村山義男

○中青ニュース №.29 昭和六年十二月刊

○書籍紹介

中青学芸部報(二枚四頁)第一号、昭和七・五・二二、発行者

倉林勇一(論説)一つの真理 伊勢町支部池田西造、青年と集

団若月正寿

〈文苑〉小品集 画題を求めて高橋政雄、雑感 伊勢町支部青

柳三郎、麦の中耕 伊勢町支部新井茂次、貧弱なる健児 伊勢町支部新井雄三郎 △俳句集▽鯉幟その他 △詩▽爆弾三勇士の歌 中之条支部柿沼常太郎 △短歌▽宮森の朝 山田竹次、中青学芸部報第二号昭和七・九月 △論説▽青年と政治教育 伊勢町支部若月正寿 △特別寄稿▽只則村から 木暮久弥 △短歌▽風鈴集 △俳句▽夕涼み集 △隨筆▽二題 △研究▽国文学史上の清少納言 西中之条支部福田清 中之条青年学芸発表会 昭和五年

創造に生きよ 伊勢町支部 高橋 福次  
日本の使命 // 徳茂 正人  
不景氣退治 // 輕沢茂太郎

農村を救ふもの 中之条支部 田中平太郎  
青年叫ばんとす // 吉原仁三郎  
合同学芸会 昭和六年三月十五日

家庭生活	後藤 七郎	都会と田舎	唐沢 ふさ
屁理屈	田村徳十郎	上州氣質	田中 敏夫
思い出のまま	唐沢 いち	愛国の女性	篠原 とわ
青年時代	高橋 政雄	スポーツの民衆化を望む	新井雄三郎
個性	高橋 福次	英雄とは何ぞや	梅松 易二
科学の民衆化	輕沢茂太郎	家族主義	滝沢 保二

(伊勢町 木暮久弥蔵)

二區 中之条青年団報第一号(昭和六・十二月一日刊)

令旨 國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ。諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其本分ヲ尽シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達スルニ昂メンコトヲ望ム。

① 青年団綱領(大日本聯合青年団制定)

- 一、我等ハ純心ナリ青年ノ友情ト愛郷ノ精神ニ依リテ團結ス
- 二、我等ハ若シ、心身ヲ修練シ勤勞ヲ樂シミ自主創造ノ人タルヲ期ス。
- 三、我等ハ希望ニ燃エ、清新ノ意氣ヲ以テ愛ト正義ノ為メニ奮斗ス。
- 四、我等ハ國家ヲ愛ス忠孝ノ本義ヲ体シ献身奉公國運ノ進展ニ尽ス。
- 五、我等ノ心ハ広シ、人道ノ大義ニ則リ世界ノ平和ト人類ノ共榮ニ努ム。

② 燈下愚語

倉林 勇 一

詩人ヤ非農民的指導者は、吾々の百姓生活を讚美する。更に農村の青年男女は、よく百姓生活を讚美することを吾は団報や学芸会や其他で時折見聞する。詩人農業指導者の百姓生活の讚美はさ

ておいて、農村青年男女があつても軽々しく生活を讚美し得ることについては私は一点の不審を抱くと同時に、聊かの羨望を持たずには居られない。そうした人達は事実根本精神から讚美の言葉を発しているのか。但しは表面的な所謂自己偽飾的な讚美にとどまるものであるか？とまれそうした人達は物質的に不自由の無い人であることは想像し得る。成程客観的にみた百姓生活は思慕に価する悠長さがあるかもしれない。田園の四季はとりどりに面白い風趣があるかもしれない。或は趣味のために或は全然それに依つて生活資源を得る必要のない人には好ましいものであるかも知れない。然しそれによつて総ての生活資源を得なければならぬ中農階級以下の吾々、即ち幾多の欲望をもち、人並の享楽性をもつ若者にとつてのその生活が、その労働が決して軽々しく讚美し得る程のものでないことを、私は私自身の心にてらして疑はない。時に依つて苦痛であるあの肉体的労働、あの貧しい物質生活、聖人君子の域に到達した人なら、いざ知らず中農階級以下の子弟として生育した吾々の先天的後天的の人間の要素は、どうしてこの百姓生活を讚美する気持になり得るものか。私は私の百姓生活によつて可成の健康を得た。其事については私はこの生活に感謝する。然し乍ら尚讚美する気持にはなり得ないのだ。然し私はこの苦痛な貧しい生活に耐えてゆかうと思ふ。敢然戦つてゆかうと思ふ。天下の百姓として絶対的に生きてゆくのだ。戦ひ而して絶対的に耐えてゆく。その結果から強い自信ある讚美が生れるのでは

なからうか。

### ③ 貧農の叫び 西中之条 伊藤良一

財界の不況と共に働いても働いても食つて行けなかつた農村に働けば働く程食へなくなると云ふ時代が来た。これ迄の百姓は稼ぐに追付く貧乏なしで只働きさえすればそれで良かった。それからの百姓は只働くだけでは食つて行けない。頭で考へること足と人と人との共同の力で働くことが必要となり然らずんば自滅する。本当に農家経営の転換の秋が来たので此に農家経営の更新計画の必要に迫られたのである。従来は農家は蚕を飼つて儲けるとか米を作つて儲けるとか、そして其の儲けた金で一家の生計を立てると云うのであつて即ち資本主義に依る営利企業であつたのである。資本主義経済原則に有つて経営した農業は資本主義経済の没落に逢へば当然亡ふべきが至当である。そこで農業経営も単一農業の成立するのは資本主義経営の成立する時のみである。故に今後の経営はどうしても多角経営による「自家労力の労作企業」とならなければならない。そうして単一農業であれば廃物としかならないものでも多角経営なら他の有利な(副業)の生産資源となると云う様な訳で単一なら耕種も蔬菜も養畜も皆欠損であるのが其の損の事業をうまく組合せて行く処に有利な経営が出来る。と云う数字では表れない結果が多角経営には出来て来るのである。之が即ち廃物利用により不用品を有用化するからである。



其の上労力も年中に分配し年中無休何時でも働けるやうに事業を取入れなければならない。それには無帳式無計算式無計画的経営を先づ第一に記帳式計算式にし現在の経営上に於ける欠陥を明らかにし其の欠陥を補ふべく経営設計を造つて之れを計画的経営となすことが急務である。設計書を造るには先づ其の地方の状況土地風土氣候交通及び自家労力と経営主の能力耕地關係等をよく考慮して適当に撰ばなくてはならない。かくして其の地方に適した養蚕とか蔬菜園芸とか或は稲作とかの主体となるべきものを中心にしてそこから割出して其の肥料の自給と廃物利用を目的として家畜を取入れるなり又其の家畜の粗飼料の自給を図る為糞作や間作にて飼料作物を作ると云ふ様に各般の事業が連絡のとれて且つ労力分配の均等を保つように仕向けるのである。又一面には与えられた耕地を基本として自家労力の利用特に小労力の利用には注意して各人の労働能率を高め耕地に比して労力少なき場合は比較的手のかゝらない様な作物を撰び、反対に労力の多い場合は労力の反当投下率の多いものを撰ぶと云ふやうにしなければならぬ。労力は資本主義経営にあつては支出として出て行く金であるし、自家労力的労作企業にあつては働いただけ労賃として貰える訳で収入となるのであるから、労働日数を一ヶ年平均に多くするやう心がけるのである。それで大体の案が出来ましたら滞りなく行事の遂行が出来る様に年中行事を作り、その行事の遂行は其の日其の日の日課の遂行にあるのである。即ち理想農家の建設

は其の日其の日の建設にはじまるのである。又一面事業の円滑を図るには物資の購入とか生産物の販売とかその他各般の経営上にお互は一心同体となり相互扶助に依つて共存共栄の実をあぐべく少異を捨て大同に合し精神的に結合の出来た組合の活動に待たねばならぬと思ふ。不なれな筆を持ち農村問題につきまかせに色々多く申しましたが、自家労力による農家の経営は何と云つても廃物の利用転換と労力配分の宜しきを得て労働日数の増加を図らなければならない。要するに働けるだけ上手により多く働くことである。そして十二分の働きをなし其の生活其の他の費用は八分働きの人くらいにつまり十二分の頭の持主で手足は八分野郎と同じ様に働かして行く事が必要なのである。

此の点は余程しつかりした考へのもとに次の三項目即ち一、人生觀の確立二、生活意識と基準要項三、職業觀念の確立が出来た人で一切の趣味も娯樂も農業の中に見出し自分の全智全能を發揮し兎も角も与えられた使命を果すべく農業の為に畢生の努力を惜しまない覚悟が必要である。かくして我等農村青年の努力如何は輒ち我国将来の國運の盛衰を左右し此の行詰れる農村の死活問題は生等の起不如何によつて定まるのである。現在の農村不況は各方面よりの事情もありましようが一つは経営の行詰りであつて農業そのものにはまだく生きざる道は多くあることと思ふ、唯時代の要求に応じ時勢の流れに竿指して経営の転換をして行くのである。

皆さん共に奮起しよう、そうして農村運命の進展に努力し働けば働いただけ働き甲斐のある百姓をして行こうではありませんか。

(伊勢町 木暮久弥蔵)

一五 中之条青年団学芸部報第一号(昭和七年五月刊)

①論説

青年と集会

伊勢町支部 若月正寿

時勢はたゆみなく前進し変化して行く現代は一層激しい。あらゆる方面に行きつまつた。今日はあらゆる方面に前途を見出すべくあらゆる人が努力してゐる。この混沌たる世に於ては何が果して正しいかわからない。現在正しく考へたことは非常な誤謬であり、危険視されてゐたのが正しい見解かも分らない。然れば我々は正しき批判の為に瞬時も躊躇してはならぬ。姑息ではいけん。然らざれば因循と情性のみ現在の成人の域を脱し得ないだろう。そうであることは、或る種の人間に取りて喜びであらうが、我々は瞶着されてはならぬ。自分の立場を知り時代の正しい認識を獲得せねばならない。その手段としては我々は我々の集會に出席することが最も手近かなことであらう。先輩同志の意見を聞く事により或る程度までの認識を高めるのは容易な事である。

これが敢て青年の集會に出席を奨むる所以である 一了一

(伊勢町 木暮久弥蔵)

一六 中之条壮年団々則(昭和十一年四月)

第一条 本団は中之条町壮年団と称し中之条町に在任し本団の趣旨に賛同する年令二十六才以上四十才までの男子を以て組織する。但し本団の趣旨に共鳴し本団を援助せんとするものを賛助員とす

第二条 本団は団員の親睦を計り協力して自治体の強化選挙の廉正産業の振興と郷土生活の充実改善等の為必要なる事項の研究実行を為し各自智徳の竝進を努め勤勞を樂しみ国家社会の進展に貢献するを以て目的とす

第三条 本団は左の役員を置く

団長一名、副団長一名、幹事若干名

各役員は總會に於て団員中より選挙し任期を二ケ年とす。但し再選を妨げず

第四条 本団は事務所を団長宅に置く

第五条 總會は重要事項の決議をなす為に年一回春期に於て之を開き尚必要ある時は臨時總會を開く

第六条 役員會は団事業実行に際し団長必要と認むる場合に之を開く

第七条 本団は支部を設置する事を得

支部の区域役員規約等は活動の便宜上適宜支部に於て定め団長の承認を受くべし

第八条 本団の費用は団費及有志者の拠出金を以て支弁す。団費金額並に徴集方法は役員会に於て決定す

第九条 団員にして本団の体面を汚し甚だしく本団の趣旨目的に違背したる行為ありたる者は総会の決議により除名する事あるべし

第十条 本団則実行に際し必要なる細則は役員会の議決を経て別に之を定む

第十一条 本団則は総会の決議を経るに非らざれば之を改変することを得ず

昭和十一年四月十日制定

(伊勢町 木暮久弥蔵)

## 第五節 世相と生活

一七 昭和二年の銀行合併、モラトリアム、大電害の状況

―田村喜八氏の日記から―

昭和二年

一月七日 中之条銀行重役会を同行に開き、貸借対照表、損益計算書の原案を決定したり。

一月十四日 岩島銀行より片貝新十郎、日野太七両氏来訪、銀行合併の件につき要談せらる。

十六日 太田村中沢義太郎氏来訪、銀行合併の件に付、県商工課の内意を伝へらる。依つて二十八日出県の事

十八日 岩島銀行より申込みありたる合併問題に付、桑原伊能蟻川余と協議し、大体合併の事を日野太七氏に回答す。亦高山銀行の奈良五郎作氏来店に付、合併問題の件を談合す。

二十三日 中之条銀行株主総会開会、無事原案を決定す。高山銀行よりの合併の件は重役外に十名の委員を選定し双方の協議に關係せしめること。

二十八日 吾妻興業銀行株主総会 蟻川氏を代理出席させる。

二月五日 午前九時出県す。商工課にて課長内田属に面会し、銀行合併の件につき意見を陳ぶ。原町銀行阿部氏と伊勢町より同行し共に商工課に行く。

十九日 北部銀行同盟会は利子引下げ問題につき波川銀行に参集、中之条は剣持を遣わす。

二十一日 岩島銀行日野氏来店に付、銀行合併の件に付、出県の願末を談話し、原町銀行の異変行動については兼ねての申合は無効となりたるを以て進捗上幾分の遅延はまぬかれぬことを話す。

三月三日 銀行合併の調査にて桑原町田蟻川と熟議す

五日 中沢義太郎銀行来訪、銀行合併につき要談される。

七日 銀行合併の件にて銀行内にて協議

八日 中之条町内重役合併の件にて協議をなす。

九日 銀行重役会 銀行合併につき協議を重ね、山田氏のみにて岩島方面来会せず。

十日 銀行合併に関し県属内田氏来店せられ協議、重役の集会に来たるは桑原伊能蟻川町田余五人のみにて他は皆欠席する。当方の案『一、岩島ハ期年内ニ整理ノ上更ニ協定ノコト。二、興業高山中之条ノ三行ヲ平等ニ持寄セ資本金ヲ百三十万円トシ、中之条銀行ハ特別資産ニ於テ優ニ払込資本ニ対シ三割上ノ価格ヲ有スルヲ以テ興高ノ資本ヲ二割減トシテ中ノ払込額株券ニテ交付ノ事』と答案せり。

十六日 東京渡辺銀行、貯蓄銀行は昨十五日より向う二週間の予定にて休業す。同日預金総額三五〇万円、財界に及ぶべき影響も多大なるべし。遺憾千万の出来事なり。

十九日 小泉文四郎来店、東京中川銀行も支払停止をなしたるとの事。

二十日 東京中川銀行、昨一九日より三十一日迄の期限を以て愈々休業す。資本金五〇〇万円、積立金二六〇万円、預金は二七〇〇万円なり。

二十四日 県銀行協会役員会出席、現時東京埼玉方面におこりたる休業問題に関し重要な協議をなしたるなり。……東京方面経済界漸く安定に至る。

三十一日 中之条銀行貸付金明細書を持参し蟻川氏出県す。

四月十七日 現内閣勅令案として決定したる台湾銀行救済策の二億円政府補償の儀は枢密院委員会の反対により大に支障を来し内閣動搖の報新聞に伝はる。

十八日 憲政会若槻内閣昨日午前七時を以て総辞職せりと。後継内閣御下問の聖旨を齊して西園寺公訪問のため侍従長西下す。

十九日 台湾銀行支店全部休業す。大阪市東区に本店を有する近江銀行も一昨十七日夜終に休業のやむなきに至る。……大阪日銀支店市中銀行に対し非常貸出しをなしたり。田中政友会総裁に組閣の台命降下の由伝わる。

二十日 昨十九日十一時二十五分 田中総裁に大命降下、政友支部は大に活気づき憲政会支部俄かにしよぼける。株界大に復活し来り政友会内閣歓迎せらる。

二十一日 内閣左の通り定まり六時半親任式挙行（以下閣僚名略）

二十二日 一流銀行株一斉暴落、地方銀行統々休業、実に大不安なる財界となる。県下銀行協会役員会、急遽開会せられたるも臥床止むをえず町田常務に代理出席を託す。

武藤金吉氏政務次官に決定の新聞により直ちに祝電を発す。

緊急勅令発布せらる。内閣は全国各銀行に対して支払令即ちモラトリアムを制定したるものなり。故に全国各銀行二十二・二十三の両日間臨時休業、各取引所も同じ。

東京市中各銀行取付騒ぎあり。三井安田十五等の大銀行も休業のやむなきに至りたるを以て政府、全国の銀行全般にわたり休業せしむることになり各警察より伝達せらる。

二十三日 財界動揺からかくの如きこと嘗てなし。実に前代未聞なりと云ふべし。前内閣の失政と大震災に帰因したるものなるべし。帝国臨時議會召集せられ、本日詔勅発布せらる。五月二日を以て召集せられ五日間を開期とせらる。

二十五日 全国一斉休業したる銀行今日を以てまた一斉開業する。別段の変つた模様なき状勢なり。午後まで銀行にて状勢を見ても二時烏帽子組合総代人選挙をなす。

二十六日 さしも動揺したる財界も政府の処置と日本銀行の非常貸出による方法よろしきをえたるを以て全国一斉平静に帰したり。誠に喜びに堪へざるなり。

五月二日 岩島銀行浦野片貝日野三氏来訪、銀行合併の件に付談せらる。明三日当方よりも町田蟻川両氏出県するを以て県庁にて会谈の事を取極めたり。政友本党元田杉田両元老脱会の意を決せられ、ために同党も動揺の端を開き始めたり。

三日 蟻川町田出県、二時出発、三時四十分前橋着、鍋屋にて町田蟻川両氏と面会す。夕刻内田氏来り岩島銀行の件につき要談せられたり。夕食後岩六旅館に岩島銀行浦野片貝日野氏と面会す。第五十三臨時議會本日召集せらる。

九日 財界救済案たる日銀特別融通案、日銀融資案は委員会に於て一部修正に政府も同意し衆院通過をえたり。財界救済成り、喜び之に過るものなし。小泉文四郎来訪

十二日 昨夜より陰悪なる天候果して霜害となり春蚕上の景況実に大なるべし。各所桑園を巡視せるに近年稀有の大被害にて雑草雑木の新芽に至るまで殆ど全滅として実に惨状甚だしきものなり。岩島地内大麻被害多し。とみに人気おちて全般の景気頗る悪景況となる。内田属より十五日午前十一時迄来条の旨電話あり。依つて関係者一同及び興業・高山・岩島の三銀行へ通知を発したり。

十三日 モラトリアム明けの財界は別段の異状もなく極めて平

静なり。心配したりし財界も全く安定となり慶賀にたえざるなり。財界安定、各地とも平日にまさる閑散を見たり。午後平八郎を伴ひ、アメリカ人形を小学校に歓迎す。

十四日 十二日朝の霜害、県下八一三〇町歩の損害高二〇万円、実に未曾有の大被害なり。長野県下も同様大被害なり。吾妻郡の霜害実に甚大にして県下第一の被害なるべし。

十五日 県属内田氏来り、岩島興業高山の三銀行と合併を協議す。種々談判の後、県の調停案に中之条岩島は賛成し、高山興業は二三の注文を出し、ために容易に整ひかねたるも協調の後夜に入り協定整ひ無事合併の仮契約書に調印する事となりたり。

十六日 内田氏泊る。中沢氏も泊る。内田氏協定後の取扱方等に付懇談の後、十一時発にて帰県せらる。

二十日 終日銀行、夕刻 桑原氏の来店を乞ひ銀行合併の顛末を談話し快諾を求む。

二十三日 大霜害前後策に付町村長会、及蚕業組合等の協議会を旧郡役所に開会せらる。霜害の桑漸く発芽を催し来りしが甚だ貧弱にして物になりさうの見込もなく実に困却の年なり。

二十四日 昨十二日県下大霜害全部発表

県下桑園総反別 一三七六〇町八反

被害反別 皆無 四五三八町四反

五〇%以上 九七四町七反

三〇%~五〇% 一〇七九町九反

三〇%以下 一二二四町七反

計 七八一七町七反

収桑減少見込 八六九六、四〇〇貫

収繭減少見込 五七九、六一二貫

見込価格 四〇五七、二四六円

うち吾妻被害面積 二、〇〇〇町歩収繭減 二〇万貫

二十九日 中之条銀行臨時重役会(九時より)

三十日 前橋行 内田属と要談、後町村長一行と同行、新任の県知事、内務部長其他を訪問、桑害状況を陳情し、午後六時帰宅せり。

三十一日 午前中岩島高山興業と合併仮契約書一部変更につ協定し、改めて仮契約書の取替をなしたり。

六月一日 県知事一行本郡桑園大被害地の実視のため来郡、午前十時来桑、郡農会事務所にて小憩、沢田村を視察して金幸にて尽餐会、列席会員五十六名、昼食後長野原方面に向け出発す。

五日 吾妻興業、高山・岩島の三銀行は中之条銀行への合併を臨時總會に於て決定す。中之条銀行も前記の銀行との合併を協議し總會にて決定したり。

六日 先月十二日大惨害を蒙りたる桑園に対する救済に付陳情委員として県農會議事室の委員会に列席す。協定の結果直ちに上京、関係省に陳情の事に決し、一同同所にて昼食し、午後三時何分かの前橋駅発にて上京、本郡委員は田中菅谷両県議・町田宮

崎の両町長及余の五人なり。神田天神下の都館に泊す。

七日 東京にて農林省大蔵省内閣を訪ひ陳情につとむ。内閣総理大臣官邸にて内務大蔵農林の三大臣に面会陳情をなしたり。各省とも頗る同情を表せられたり。

九日 午後一時帰宅（東京より）。銀行に立寄る。午後五時頃より昨日の大雹害地を俣田氏と巡視す。実に意想外の惨害にして我々の嘗て見ざる大被害なり。桑作りは全滅、桑は漸く霜害後の発芽をたたき落し桑条は外皮をむき出し突に目もあてられぬ有様なり。激甚地は山崎折田を中心地として山田の一部なり。

二十一日 四銀行合併書類提出のため町田専務出県せり。

二十三日 新任農務課長阿原氏柳原技師金田属の一行霜雹害地視察にて来条

二十七日 正午発、高崎上州銀行に至る。重役諸氏不在にて小笠原支配人と面接し、当座貸付契約の件を依頼す。当座口二万円、同手形分一万五千元、外信用二万円の事を約し、担保品二千五百円を預け置く。

七月二十四日 中之条銀行定期總會 原案通り決定。

八月二日 中之条銀行外三行合併報告会を午前十時より公会堂に開会し諸般の報告をなし増員重役の選挙重役報酬額の決定等皆原案通り決定す。役員選挙は会長指名にて取締役六名、監査役四名を推薦せり。各支店とも本日一斉に開業す。

九月七日 町田常務前橋出張、大蔵省銀行局長来県にて県下銀

行合同に付勧奨のためなりと。

十二日 銀行今後合併の件につき県庁に呼び出され出張、銀行検査官一行の面前にて将来適當の合併については万般に異議なき事を上申したり。

十一月十日 帰路中之条銀行に立寄り桑原氏より在任中の職責を明かにせんと趣旨にて中之条銀行株式二千株余と沢渡山林杉立木地を提供しおきたしとの事を談ぜらる。  
(中之条町 田村希代治蔵)

## 一六 村報にみる昭和戦前期の沢田村

### 第一号

一、発刊の辞：村長佐藤喜与平

一、公告：昭和八年度沢田村歳入出予算

一、村政：戸籍、寄留、戸数及人口、生産物、議員選挙（四月二十九日村議選挙結果）春期清潔法日割

一、教育：昭和七年度学事報告、昭和八年度学級編制状況、職員異動

一、団体：青年団<sup>男子</sup>、青年団<sup>女子</sup>、青年団、中堅女子青年団講習会、在郷軍人分会、青年訓練後援会、青年訓練生の行軍

農会：昭和八年度沢田村農会事業方針、蔬菜肥料配合、水稻品種試験

一、雑報：五月三日壮丁検査の結果、寄附金、校地整理

第二号 昭和八年七月十日

一、教育費について 村長 佐藤喜与平

一、昭和八年度特別税戸数割納税義務者別賦課表

一、教育：施設研究会と受持研究会、実地授業研究会、郡教育会

表彰、団競技会、写生競技会、出征兵士慰問、テニスバスケッ

ト大会参加、書方競技会、学事視察、共同作業、体操講習会、

青訓生の表彰、音楽研究会

一、農会：穀物検査規則の要点に就て、大旋風罹災地見舞

雑報寄附者芳名

第三号 八年九月十日発行（以下重要資料のみ抜萃）

農会

沢田村椎茸生産販売組合の設立

客年十一月五日北甘梁郡福島町の山田保一先生を招聘し填木法による椎茸栽培講習会を開催せし処、受講者六十三名皆熱心に聴講し、予期以上の好成績を上げ之が栽培者続々増加し、榎木総計二万七千本の伏込を行ひ、本県より六拾老円の奨励金を受けるの盛況を呈せり。茲に於て組合設立の必要を痛感し、本年五月二十五日沢田尋常高等小学校に於て組合設立總會を開催し、左の通り組合の設立を見、各組合員は引続き之が栽培管理に尽力し本村産

物の増加を計りつつあり。

組合長 佐藤喜与平 副組合長 山田顕太郎・田村 佐平

理事 十一名 組合員数 百五名 組合規約省略。

教育 郷土研究

郷土研究の必要なるは言を俟たず。当校にては前年度より之が研究に着手し各職員分担にて調査をなし、本年六月中謄写印刷を終り、教授資料の一端となせしが、十一月五日更に新井信示先生を依頼して主として山田・折田の二ヶ大字の実地指導を仰ぎ之が研究をなせり。

第五号 昭和九年一月十日発行

農会 本年特ニ励行シテ戴キタイ事

一、経営方針ノ樹立

年頭ニ当リ各家庭ニ於テハ先ヅ諸帳簿ノ作成家具什器農具等ノ調査ヲナシ、修理ヲ要スベキモノ新調スベキモノ不要品ノ整理等ヲナスベキハ勿論ナルモ、糸価ノ低落セル今日、従来ノ経営方針デハ誠ニ不安心デアル。吾々農人ハ此ノ際静カニ千思万考シ、非常時農業経営方針ヲ樹立セネバナラナイ。例ヘバ荒廃菜園ヲ整理シ一層集約的ニナシ、収穫量ヲ減ズル事ナリ。其ノ掘り取りタル畑ニ於テ馬鈴薯、陸稻甘藷等ノ増殖ヲ図リ、自家食糧ノ大部分ハ自給ノ方針ヲ採リ、尚各種作物ノ栽培法ノ改善ニヨリ少肥多穫ヲ計リ、又各種ノ副業ヲ取入レ、販売農産物ノ増加ヲ心掛ケル等又



有畜農業ニ一層留意シ、自給肥料ノ増産ヲ計リ、又毎日ノ食膳ノ改善ニヨリ少費ニテ栄養ヲ摂リ、健康ヲ増進シテ仕事ノ能率ヲ上ゲルト俱ニ医薬ノ費ヲ節ス等々、幾多ノ研究ノ余地ガアル。以上例示ニヨリ実行シ得ラルベキ経営方針ヲ確立シ今後ノ発展ヲ企図シテ頂キタイ

二、木灰ノ始末ヲ丁寧ニスル事(略)

本村農家組合、及養蚕組合

農家組合

(組合名) (組合長)  
(員数)

(組合名) (組合長)  
(員数)

下山田 二八	宮崎 庄平	大 竹 六一	田村 夏藏
大 岩 一二	関 美雄	蛇 野 一二	山本源三郎
沢 渡 二〇	林 愛太郎	反下上組 八	関 壁城
反下下組 二八	関 惣策	古座部 一二	関 儀市
久森前尻 一三	高平 勝藏	菅 田 二〇	町田政四郎
中 組 二七	吉田 鉄藏	東 組 三六	柏原 庄作
折田森上 一四	伊東 和平	四万下組 二〇	本多高十郎
寺社原 二七	山田 良馬	折田森下 二一	今井 仲藏
中折田 二一	水出 永吉	下折田 四〇	折田藤七郎
計一五組合			
養蚕組合			
下山田 二五	山田 一二	大 竹 一三	竹淵 佐重
湯 原 一五	中沢 泰三	久森前尻 一三	高平 貞八

蛇 野 一〇	山口 正寿	大 岩 七 関 亀松
細 尾 一一	宮崎 常吉	沢 渡 一一 林 紋吉
反下下組 一五	唐沢 竹次	反下上組 八 関 壁城
古座部 一〇	関 善作	中 組 一二 唐沢 富寿
東 組 一六	柏原 庄作	四万下組 一三 本多高十郎
四 万 一三	島村 磯吉	駒 岩 一四 唐沢 良作
上四万 一九	島村丹次郎	寺社原 一三 山田 良馬
折田森上 一四	伊東 和平	上折田 二〇 今井 仲藏
中折田 一二	田村政五郎	下折田 二〇 折田 稷
計二十二組合		

在郷軍人分会

十二月十九日 在郷軍人模擬演習午前八時より沢田本校に於て行はれました。当日高崎聯隊区司令官横田中佐殿が御臨場になり演習として毒瓦斯地帯、鉄条網通過、煙幕等の演習があり………当日参加者は二百九名でした。

雑報 高沼の栄養改善

国民保健の上から栄養の研究は極めて緊要のことです。本村高沼は県の指定部落として卒先之に当り十一月廿四日より十二月十四日まで三週間本県衛生課よりは坂本技手出張せられ、実地の指導を受け多大の効果を収められました。今後此の方面の研究をなし、之れが改善に努めたいものです。

第八号（九年八月十日発行）

第三分教場栄養改善

既報の如く第三分教場にては六月一日より児童に栄養給食（昼食のお菜）をいたしておりましたが、満一ヶ月後、七月二日、県より戸井学校衛生技師の出張をいただき検査の結果によれば僅か一ヶ月なるも口角靡爛（四十人が二十九人になる）著しく減じたこと、扁桃腺肥大七人が三人となりしこと、頸腺二人、血管透視一人治療せしこと、体重平均二百二十瓦増加したこと、以上の点よりみてその効果の著しかったことを戸井技師も喜ばれました。七月三十日も体格検査をいたしましたが一良好であつたことを嬉しく思ひます。

第九号（九年十月十日発行）

勸業

一、桑園整理助成ニ関スル件（施行面積六町八反四畝二十歩、奨励金額六百八十四円二十銭）二、桑園ノ混作奨励ニ関スル件（施行反別七町一反歩奨励金額四百九十七円）三、桑園整理後地利用ノ件（後地利用、自給、食糧、飼料、肥料其他 現金収入食用、工芸用、薬用其他）

最近設立シタル養蚕実行組合左ノ如シ

貫湯平養蚕実行組合 拾四名 宮崎 弘

清水養蚕実行組合 拾参名 町田研作

○ 追悼法会

在郷軍人分会にては九月廿四日秋季皇霊祭の日を下し、宗本寺に於て村内戦病者の追悼法会を営みたり。又式後、国防義会主催にて大正大学教授佐山学順先生の日本精神発揚と題する特別講演会を開催せり。

第拾号（十年一月一日発行）

○ 農村振興土木事業

昭和九年度農村振興土木事業は、町村道下沢渡地内加賀森組線と決定、本年十一月五日部落代表吉田恒五郎氏と請負契約を締結し、十一月十五日工事に着手し、十二月十三日を以て工事の竣工を見、此の道路延長五五八米、幅員三米にて、工事費金四百七拾四円、用地其他を併せ金八百円也を要し、就労人夫五百七拾九人就役し、十二月十九日中之条出張所長桶川吉五郎氏をして竣工検査を施行致しました。

第十一号（十年四月十日発行）

農村応急土木事業

昭和九年度農村応急土木事業は彌価下落、冷害其他に原因する農村現下の窮乏に対し焦眉の急に應ずるため特に施行せられたる緊急事業にして本村に於ては之が配当と同時に、村会の議決を経て町村道、下沢渡加賀森中組線と決定、本年二月一日部落代表吉

田恒五郎氏と請負契約を締結し、即日工事に着手し、三月十二日を以て工事竣工と見、此道路延長二五六米五、幅員三米にて工事費金八百四円、用地費其他を合せ金千円を要し、人夫六百九十六人就勞し、三月二十四日本県土木課山路技手來村し、竣工検査を施行しました。

勸業 最近設定したる養蚕実行組合左の如し

(組合員数) (組合長)

菅田養蚕実行組合 拾一名 町田 數馬

寺社原養蚕実行組合 拾四名 安原嘉十郎

一、桑園整理助成に関する件(施行反別二十一町六反四畝二十歩・補助金額二千百六十四円二十錢) 一、桑園混作奨励に関する件(施行反別二町四反九畝、補助金額六百二十一円六十錢)

第拾四号(昭和十年十二月一日発行)

風水害被害概況 昭和十年九月廿五・六日

今回の災害は群馬県下二市百十町村にして被害の激甚地は利根・吾妻・碓氷・北甘菜等山岳地帯にして本村の如きは其激甚地の一つなり。

本年八月以降雨量甚しく冷気の感ありしも、同月下旬に至り天候稍回復せり。九月に至り又雨天曇天の日続き晴天極めて少し。氣候平年に比し一層低温となり、長期に亘る降雨は地下に弛みを生じ、道路林野耕地に亀裂を生じ、更に降雨の日続き九月二十五

日午前五時より同月二十六日午前三時まで二十三時間に亘る降雨は、一坪五石七斗にして、九月二十五日午後三時半頃より俄かに雷鳴と共に豪雨となり、既に四万県道は林野の崩壊に依り茲に交道杜絶となりたり。

同日午後八時頃より各支流河川俄かに増水約二丈に及ぶ。雨量益々激しく同日午後十時頃より、同月二十六日午前三時までに林野の崩壊、道路田畑の欠潰埋没流失多く、全村の橋梁殆んど流失し交通杜絶となれり。

上流林野數百ヶ所の崩壊地帯は泥土と化し、流失せる橋梁は障害物となり、上流よりも恰も一時に堰を開きたるが如くにして、立木砂礫泥土の濁流は人畜を襲ひ、家屋什器を流失し、或は埋没破壊等、続出し圧死せる者、流失して死体不明となりたる者數十名に及ぶ。避難せんとして重軽傷を負ひたる者三十名、其他宅地耕地の流失、埋没、欠潰等枚挙に遑あらず。実に被害甚大にして慘状実を目を蔽はしむるものあり。被害最も多きは大字上沢渡にして、四万山田、之に次ぎ大字下沢渡折田は比較的少し。左にその概況につきて記せん。

被害総括表

建	物	二八八、三一〇円
土	地	五五三、四四〇円
農	作	一三四、四七〇円
林	産	四八二、〇〇〇円

道路橋梁河川 七八四、二〇〇円

家具家財農具 三八、九七〇円

食糧 四、三五〇円

畜類 一、六五〇円

肥料その他 五四、三七〇円

合計 二、三四一、七六〇円

沢田村災害対策計画（九月三十日樹立）

一、水害復旧本部ヲ沢田村役場内ニ置ク

二、本部ノ組織 本部長村長、副部長助役、復旧委員村長助役各

部長、委員会ハ和衷協同能ク協議シテ全般ノ計画並ニ事業遂行

ヲ審議ス、村長ハ委員長トナル

各部ハ委員会ノ決定ニ基キ各分担シテ其任務ヲ遂行ス

1 調査部 部長唐沢富寿、係員関文雄外十名、各分教場主任

災害状況ノ調査計画及遂行ヲ担当ス

2 救済部 部長折田英三郎、係員京田高十郎外十四名

罹災者ノ衣食住、治療等救済ニ関スル計画遂行ヲ担当ス、外

更生係員

3 作業部 部長本多高十郎、係員柏原昌治外二十四名、道路

ノ応急修理其他作業ノ全般ニ亘リテ計画及其ノ遂行ヲ担当ス

4 配入部 部長小林三喜藏、係員柏原市二郎外三名、町村内

ノ作業ニ従事スル者ノ配当、他町村ヨリノ応援者ノ配当ニ関

スル事ヲ担当ス。

5 作興部 部長佐藤信治郎、係員町田庄藏外八名、村民全体

ノ精神作興ヲ担当ス。

6 庶務部 部長中沢泰三、係員林松司外三名、各部ノ連絡文

書ノ發送受理、其ノ他復旧事業遂行ニ関シ他ノ部ニ属セザル

事務ヲ担当ス

7 会計部 部長関儀一郎係員関文雄、一般会計事務ヲ担当

ス。

◎救援隊の活動

救援隊は村内は勿論他町村より陸統として至り死体の発掘、家

屋浸水土砂の搬出、道路橋梁の応急工事等目覚ましき活動は災害

直後より十月八日まで各方面に多大の奉仕を続けられ全く感謝の

至りなり。

◎復興部の設置

十月十九日村会に於て災害復興委員会規程を設定し、之れを議

決せり。

（条文、委員名省略）

沢田村臨時災害復興委員処務規程（条文省略）

第十六号（昭和十一年八月十日発行）

昭和十一年度 沢田村農会事業方針書

一、技術員の設置 前年度に継続し技手一名常設し極力農事の指

導奨励及本会事業の刷新の任に当らしめんとす。

二、品評会の開設 農業の進歩改良を図り、併せて本村小学校の基本財産造成の目的を以て農産物品評会を開設せんとす。

三、講習講話会の開催

四、採種圃の設置

五、病虫害の駆除予防

六、幹旋

七、印刷物の配布

八、奨励事業 (1)農家組合奨励 (2)畜産奨励 (3)副業奨励

(4)穀物改良奨励 (5)改良農具奨励

九、補助事業 (1)椎茸組合補助 (2)水路新設補助

一〇、試験地設置 (1)品種試験地設置 (2)経済試験(苧麻綿の経

済試験)

◎養蚕実行組合連合会

一、桑園整理混作及改造助成に関する件

蚕糸業の状況に鑑み現下養蚕経営の窮迫せる緩和と併せて将来に於ける蚕糸業の維持更生に資する為め、応急施設として今回政府より之が助成費の配当ありたるを以つて、県に於ては之が施行桑園に対して反当り整理にありては拾円、混作にありては七円、改植にありては拾五円の割合を以て、吾妻郡養蚕組合を通じて本村二十六の養蚕実行組合に対し左記の通り割当助成せられ、県並に郡の事業施行要項に準拠し遺憾なく実施せられしが、中には其後の肥培管理充分ならざる為め之が奨励の趣旨に反する傾がある

は誠に遺憾とする処です。依つて此際急速に充分なる肥培管理を成し県及郡の奨励施設の趣旨に悖らざる様努められたし。

施行反別 助成金額

整理 九町三畝 九百三円

混作 二町四反 百六十八円

改植 三町二畝 四百五十四円五十銭

災害に依る桑園改植助成施設に関する件

施行反別 五十九町七反二畝 助成金額 八千九百五十八円

(団体) 国防婦人会について

国防婦人会沢田分会は四月廿九日天長節の佳節を卜し発会式を

挙行せり。

講話高崎十五聯隊副官狩野少佐殿、会員八百八十五名なり。

修養会

第五分教場にては青年修養会を設け毎月一回集合し、村内有志の講話会を催し、四月廿三日には町田庄藏殿折田農会技手、五月廿八日には林養蚕技手、永林寺植木崇真氏の講話等ありたり。又毎月十三日を貯金日として全会員申合せ、毎月郵便貯金をなすこととなれり。

第拾八号(昭和十二年一月十日発行)

(公告)

臨時町村財政補給金に就て

近時、農村財政の不振は全国的に波及し、疲弊困憊に陥り生活難を訴ふるの折柄、政府当局に於ても茲に見るあり。過般内務省を以て臨時町村財政補助金を制定し、町村税の軽減に充当すべく規定せられ、之に依り本村に於て本年度として金三千五百円也を交付せられたり。依て特別戸数割の軽減に充当し、即ち客月（十二月四期）分の徴収に於て若干を本月（一月五期）分に於て全額を減じたり。之れ戸数割議決額の五分の一強を軽減する恩典に浴したり。

（団体）

十一月八日 中之条校庭に於て郡内青年の総動員を行ひ聖恩奉戴式を挙行せり、本村より百五拾余名出席せり。

十一月二十二日 青年記念日に当り午後一時より御令旨奉読式を挙行し式後原町新井信示先生を聘し天明三年浅間荒の状況を親しく拝聴せり。

十二月八日 午前九時より役場に於て方面委員会を開き、カード階級調査カード作成、同情週間実施の方法、満洲移民問題等につき種々協議せり。

村報附録 昭和十二年二月

沢田村婦人会々則

第一条 本会ハ沢田村婦人会ト称シ、本部ヲ沢田小学校内ニ置ク

第二条 本会ハ聖訓ニ基キ会員相互ノ智徳ヲ涵養シ、特ニ家庭教育

育ノ振興ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ本村ニ住居スル女子青年団員外ノ主婦ヲ以テ之ヲ

組織ス

第四条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為左ノ事項ヲ行フ

一、総会協議会講習会講話会並ニ展覽会等ノ開催

二、家庭教育ニ関スル施設ノ助成ニ関スル件

三、良風美俗ノ維持振作家庭生活ヲ基本トスル公共生活訓練ニ

関スル件

四、其他必要ト認ムル事項

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ二ケ年トス

会長一名、副会長二名、支部長八名、幹事若干名、会計二名

第六条 本会ニ顧問ヲ置キ学識徳望アル者、又ハ本会ニ対シ功勞

アル者ヲ總會ニ於テ推戴ス

第七条 会長副会長ハ總會ニ於テ選挙シ支部長及幹事ハ会長之ヲ

囑託ス

第八条 役員ノ職務（略）

第九条 本会ニ要スル経費ハ会費及補助金寄附金等ヲ以テ之ニ充

ツ。但シ当分会費ハ徴収セズ経費予算ハ役員會議ノ議決ヲ経テ

毎年之ヲ定ム。決算ハ翌年度ニ於テ役員會ノ認定ヲ経ルモノト

ス。

第十条 会計年度（略）

第十一条 本会ハ県郡市聯合婦人会ニ加盟スルモノトス

附則 本則実施ニ関スル細則ハ会長之ヲ定ム

昭和十二年二月十一日

沢田婦人会

沢田村婦人会創設

第拾九号(昭和十二年四月十日発行)

經濟更生指定村ニ就テ

近時農村ノ現状ニ鑑ミ其不況ヲ匡救シ、産業ノ振興ヲ図リテ民心ノ安定ヲ策シ、進ンデ農村ノ更生ニ努ムル事ハ刻下緊急ノ要務デアリマス。

本村ハ今回經濟更生指定村トシテ之レニ關スル諸般ノ方策ヲ実施スル事ニ決定致シマシタ。而シテ其ノ綱要トスル所ハ、単ニ農業ノ經營技術ノ改善ヲ指導普及スルニ止マラズ、農村經濟全般ニ亘ツテ計画的且組織的ニ整備改善ヲ図ルコトガ必要デ、就中農業經營ノ基本要素ノ整備活用、生産販売購買ノ統制、金融ノ改善産業組合ノ刷新普及、産業諸団体連絡統制、備荒共済施設ノ充實等ガ其ノ主要ナ事項デス。然シテ之等ニ關シテ必要ナル具体的方針ハ、今後漸次各關係団体ト協力シテ之ガ方針ヲ樹立スル事ニ致シマス。

然シ眞ニ農村ノ經濟更生ヲ行ヒ、将来ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進スルニハ各自ガ眞ニ自覚シ、農村ノ美風タル隣保共済ノ精神ヲ活用シテ其ノ經濟生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ拳村一致協力シテ之レガ目的達成ニ邁進スル様衷心ヨリ切望スル次第デアリマス。

沢田村長 町田義一郎

二月廿八日 沢田村婦人会創設、当日午前十時より本校に於て發会式を舉行し、役員選舉、事業に關する協議等あり、午後一時より碓氷郡豊岡村篤農家築瀬孫太郎先生の修養講話ありたり。會員六百八十三名

役員左ノ如シ

會長(村長) 町田義一郎、副會長(校長) 佐藤新治郎

會計(首席) 転任ニツキ欠員、支部長 第一支部 欠員

第二支部 関とき、第三支部 関けさい、第四支部 田村まさ、第五

支部 山口しん、第六支部 古屋次雄、第七支部 折田きくゑ、副支

部長 各分教場主任、幹事(略)

第貳拾号(昭和十二年六月十日発行)

農山村經濟更生計畫樹立ニ關スル目標

本県ニ於ケル農山村經濟更生ノ計畫ニ關シテハ因ヨリ各部門ニ亘リ適切ナル改善策ノ樹立ヲ必要トスルヲ以テ詳細講究ノ結果、県ノ実情ニ鑑ミ今後速ニ着手ヲ要スベキ十九項ヲ要約セリ。之ヲ左ニ列記シ、以テ町村其他ノ団体ニ於ケル經濟更生計畫樹立実行ノ目標タラシメントス

一、自力更生ノ精神作興ニ努ムルコト

二、農林業經營組織ノ改善ヲ図ルコト

三、農林家經營ヲ可及的自給主義ニ依ラシムルコト

- 四、農業ノ有畜化ヲ図ルコト
- 五、適當ナル副業ヲ選択シ之ガ実行ヲ期スルコト
- 六、生産方法ノ改良及生産統制ヲ図ルコト
- 七、耕地原野空廢地等ノ整理利用ヲ図ルコト
- 八、宅地ノ利用ヲ図ルコト
- 九、産業組合ノ整備拡充ヲ促進スルコト
- 十、農山村ニ於ケル金融ヲ改善スルコト
- 十一、負債整理計画ヲ樹立シ之ガ実行ニ努ムルコト
- 十二、勞力利用ノ合理化ヲ図ルコト
- 十三、農産物ノ販売統制ヲ図ルコト
- 十四、肥料其他経営用品ノ配給ヲ図ルコト
- 十五、共同作業並共同施設ノ整備ヲ図ルコト
- 十六、生活ヲ合理化セシムルコト
- 十七、備荒共済ノ農村社会的施設ノ普及充実ヲ図ルコト
- 十八、各種団体ノ連絡活動ヲ促進スルコト
- 十九、更生計画ノ実行徹底ノ施設ヲ講スルコト

第六次滿洲農業移民募集

……拓務省では昭和七年以来既に五回に亘つて滿洲農業移民を  
実施いたしました（当時試験移民、武装移民と言つた）其の成績  
は順調に進み、内地から視察に行かれた方の申される様に、又移  
住地の方々から郷里の方々に寄せられるお便りにもある通り、将

来確實な自作農として自立し得る基礎も確立し今では家族も迎へ  
て一意移住地建設に邁進しております事は皇国の為に御同慶に堪  
えません。そこで政府では愈々大量に移民送出を行ふこととな  
り、国策として十年間百万戸、五百万人の送出計画を樹て、昭和  
十二年度から本格的に着手することになりました。滿洲農事移民  
は我々農村の現状に照し絶対的必要のものでありまして、所謂国  
民的事業であります。

而して群馬県に於ても政府の方針に則り其の第一歩として昭和  
十二年度滿洲に三百名を一团とする群馬村（第六次移民）を建設  
する計画を樹て銳意之が準備中でありましては新聞紙上で御諒  
承の事と思ひます。既に先遣隊員四十三名は渡滿し滿蒙開拓訓練  
所に於て建設智識の訓練を受けております。就ては本隊員三百名  
の募集送出を必要とする次第につき、左記要項に依り大々的に募  
集を開始いたしました。

一 募集要項

一、年令職業 農耕に経験ある徴兵検査終了后滿三十三才までの  
もの、農業に経験がなくとも労働に堪え得る体力  
を持つた者は結好、又大工、左官、運転手等の特  
技を有するものなら差支へありません。年令も多  
少は過ぎててもよろしい

二、健康 体が丈夫で殊に呼吸器病、神経系疾患脚気などの

ないもの



三、家 族 家族ある者も始めは単独で移住し、約一ケ年乃至

二ケ年の後、色々の準備ができてから呼寄せるのです。独身の人は一旦落付いてからお嫁さんに向けて帰るなり呼寄せるなり致します。

四、供託金 渡満の時は供託金（一戸当り金二十円）を用意すること、なお渡満後、郷里に金を送る必要がないものに限ります。

（下略）

昭和十二年五月

沢田村役場 沢田村農会

在郷軍人沢田村分会 沢田村青年学校

## 第五章

# 昭和戦時期



戦時期勤労奉仕（炭の背負い出し）

# 第一節 町 村 政

一五 昭和十二年八月、昭和十五年十一月

村報にみる昭和戦時期の沢田村

村報第貳拾壹号 昭和拾貳年八月十日発行

昭和拾貳年防空演習要項

一、本演習ノ目的ハ昭和拾貳年度関東防空演習ニ関連シ群馬県ノ防空ニ関シ軍防空ニ即応スル国民防空ノ実施及ビ訓練ノ向上ヲ図リ以テ有事ニ備ヘントスルニアリ。

演習ノ実施期日実施区域(略)

沢田村防空団編成表

団 長	沢田村長 田 義一郎	
副 団 長	助 役 佐藤善与平 消防組頭 関 善平	青年 田村 辰雄 分會 田村 浩藏
顧問	原町警察署長 杉田道之助 青年学校長 佐藤新治郎 各區長	

報		警			班				
班 別	班 長	副 班 長	班 員	第一班	第二班	第三班	第四班	第五班	第六班
宮崎 恒男	宮崎 隆安	高平 拾五郎	関 関 平 一 三	久住 正七	田村 繁次	安原 憲太郎	吉田 仲藏	唐沢 要	宮崎 一 衛
二〇名	三〇名	五〇名	五〇名	四〇名	二〇名	二〇名	二〇名	二〇名	二〇名

(青)一〇〇名 (青字)五〇名 (消)四〇名 (郷)二〇名  
◎群馬県沢田村防護団規約

## 総 則

第一条 本村防空ノ完璧ヲ期スル為、防護団ヲ編成シ沢田村防護団ト称ス

第二条 本団ハ本村区域内ノ防護ニ関シ統制アル活動ヲナン關係官公衛ト連絡協同スルヲ以テ目的トス

第三条 本団ノ本部ヲ沢田村役場内ニ置ク

第四条 本団ハ青年団員、青年学校生徒、消防組員、在郷軍人分  
 会員、其他本村在住者ヲ以テ組織ス

第五条 本団ハ六班ニ分チ別ニ若干ノ本部員並ニ予備員ヲ置ク

統制機関

第六条 本団ノ团长ハ村長ノ職ニ在ル者之ニ当リ団務ヲ総理ス団  
 長ハ必要ニ応ジ顧問若干名ヲ委嘱スルコトヲ得

第七条 本団ニ副团长若干名ヲ置キ、助役、消防組頭、在郷軍人  
 分会長、青年团长等ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ、副团长ハ団

長ヲ輔佐シ团长事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第八条 本団ニ班長六名、副班長若干名ヲ置ク、班長ハ所属班ヲ  
 指揮シ班務ヲ処理ス副班長ハ班長ヲ輔佐シ班長事故アルトキハ  
 其職務ヲ代理ス

編成及任務

第九条 各班ノ構成員ハ左ノ如ク其ノ業務ハ警報ノ伝達及燈火管  
 制ノ実施必要ニ応ジ治安維持ニ任ス

第一班 (字下山田、大竹清水) 三〇名

第二班 (大字折田一円) 二〇名

第三班 (大字上沢渡一円) 五〇名

第四班 (大字下沢渡、寺社原、高沼) 五〇名

第五班 (下四万一円) 四〇名

第六班 (上四万一円) 二〇名

召集及出動

第十条 本団ノ出動ハ群馬県知事ノ指令ニ依ルモノトス、但シ事  
 態急ニシテ指令ヲ待ツ違ナシト認ムル場合ハ团长独断出動ヲ命  
 ズルコトヲ得

(第十一、十二条略)

村報 第貳拾貳号 昭和十二年十月十日発行

◎事变呼称ニ就テ

標記ノ件左記ノ通閣議決定ノ旨其ノ筋ヨリ通牒ガアリマシタ御諒  
 承ヲ願ヒマス 今回ノ事变ハ之ヲ支那事变ト呼称ス。

理由

今回ノ事变ハ北支蘆溝橋附近ニ於ル日支兵衝突ニ端ヲ発シタルモ  
 ノナルモ、今ヤ支那全体ニ及ブ事变ト化シタルヲ以テ、其ノ呼称  
 モ名実相伴フ如クシ国民ノ意志ヲ統一スルノ必要アルニ依ル。

団体

十月三日午前九時より婦人会女子青年団連合の総会を開き、女子  
 義勇隊の組織、其他につき協議をなし、午后一時より高崎聯隊区  
 司令官横山大佐殿の軍人講話を聴講せり。

村報 第貳参号 昭和十三年二月十日発行

◎国民精神総動員実践事項の具体的申合事項例

標記の件に關し実践事項に対する具体的申合事項例、左記の通  
 り其筋より申越候に付いては、従来の申合事項と共に部落々々の

実情に適合したる事項を選定の上適宜実践事項とし申合実行相成度し

## 記

## 日本精神の発揚

毎朝神仏の礼拝、毎月一回家族一同にて神社に参拝すること、神社仏閣の前を通過する際、必ず礼拝すること、祝祭日に国旗掲揚を励行すること、皇室に関する談話の際には威儀を正すこと、皇室の御尊影の取扱を慎重にすること、殊に新聞雜誌類、日本精神の高揚に資すべき詩歌を唱すること、国歌を奏せらるる場合は、姿勢を正し脱帽すること、文部省編纂「国体の本義」の連続講話会又は輪読会を開催すること、日本精神を発揚せる郷土出身者の調査発表をなすこと

## 社会的風潮の一新

一、堅忍持久の精神の鍛錬、静座、坐禅、不動の姿勢の訓練  
 二、必勝の信念の堅持、ラジオニュース及講演の聴取、新聞雜誌冊子の閲読、日本歴史書、偉人伝記の閲読及朗読会、時局認識の確立講演会及同映画会の開催、掲示板を作り、写真、新聞、戦地略画の掲示

三、対敵心構への訓練、近代戦は国力戦なることを認識すること  
 流言に迷はぬこと、国家の機密を守ること、軍事郵便の内容（機密）を軽率に公開せざること、防空の訓練、非常集合の訓練、教練の充実徹底

困苦缺乏に堪ふる身心の鍛錬

一、勤儉力行、愛国貯金、事変記念貯金を実行すること、竹筒貯金、克己日の実行（酒なし、煙草なし、魚なし、肉なし日等）、克己精励日（例へば毎月一日、十五日は一時間早起して働くこと）の設定、非常勤勞早起勤勞を実行すること、金銭出納記入の励行、襟巻手袋の廃止、未成年禁酒禁煙の断行、繩藁草履等の自給自足

二、生活の合理化、時間を励行すること、予算生活を実行すること、産業組合の利用、年中行事予定の樹立と実行、宴会費を節約すること、青年の頭髮五分刈を励行すること、児童は家庭にて散髪、間食の抑制、掛売を廃止すること、栄養食の摂取栄養料理の講習（胚芽米、無砂搗米の常用）、団服、会服、作業服を着用すること、女子の作業服（モンペ）等の使用奨励、社交儀礼の改善（婚儀、葬儀、年末年始、節句、入退宮、出産諸見舞等に関し規約を設定すること、服装等の流行を追はず既用品を活用すること、頽廢的歌謡の排撃

## 三、体力の練磨

毎朝ラヂオ体操を行ふこと、力持、棒押、水泳、遠足等を行ふこと、徒歩主義、薄着の励行、寄生虫の駆除、襟巻手袋の廃止、懐手、カクシに手を入れることを止めること、乾布磨擦、冷水磨擦、町民運動会の実施

戦時体制に伴ふ法の精神の徹底

一、非常時立法解説講話会の開催、週報（内閣印刷局発行）の閱讀、新聞雑誌の閱讀、一日十五日社前講話をなすこと。

小我を捨てて大我に就く精神の体现

一、犠牲奉仕精神の振起、共同団結の強化、利己主義の排撃、相統の一掃、納税完納、規則申合の励行、公共物愛護、公共衛生の尊重、清潔法の励行、選挙の公正、子弟の青年学校就学及出席の督促

各人の職分格循

一、各自の業務に碎励すること、公務公職に精励、他人の業務を尊重し業務間の協調に努むること、仕事を親切にすること

統後の後援の強化持統

一、派遣軍人（入退営者）の歓送迎、お守り、国旗等の贈呈、慰問文、慰問袋、雑誌、新聞の贈呈、家業の計画的労働奉仕、各種負担の軽減、就職斡旋、特に傷痍軍人の掩護、運動会、展覽会等の開催に遺家族招待

二、殉国者慰霊、家族慰問、家族補助、殉国者の慰霊祭、墓参、殉国者の戦功録編纂、殉国者の写真肖像等の提出遺家族の慰問家業の計画的労働奉仕、各種負担の軽減、遺族に対する就職斡旋

三、統後後援献金献品、国防献金、恤兵献金、廃物蒐集献金、献金、銀紙献金献品、技髪献金、古雑誌古新聞献金献品  
隣保相扶の発揚

一、部落会、大字会等の毎月開催、組内相互間の共同親睦を図ること。

勤勞奉仕

一、奉仕事業の促進、勤勞奉仕班の計画的活動、危険物の除去、通路修繕愛護

二、共同労働による生産力の維持、共同作業場の利用、共同開墾

共同耕作、機械器具の共同利用

非常時経済政策への協力

一、勤勞報国、勤勞主義の鼓吹、軍事勞務の応募、家内副業の振興、一人一業（家族の分担による全活動）空地の利用、營業の合理化自給肥料の増産

勞資協力

一、不健全思想の排撃、勞資間の紛争絶滅、防災施設の充実、利益壟断の抑制と暴利抑制、暴利取締令の趣旨徹底、売借買占行為を自制すること、標準価格の周知徹底

国債応募勧奨個人応募、共同応募に努むること、勤勞及節約による応募に努むること

冗費節約貯蓄奨励

一、社交儀礼の改善（婚儀、葬儀、年末年始、節句、入退営、出産、諸見舞等の改善による節約、中元、歳暮等の贈答の廃止、家庭用品の手製及廢物利用、愛国貯金、事業記念貯金（銀行預金、郵便貯金、信用組合貯金等々）を実行すること、備荒貯金

の励行、経済更生各戸計画の樹立実行、簡易保険、郵便年金、生命保険の加入、割増金付貯蓄債券の応募

国際収支の改善

一、国産品の愛用国産品販売の実行

二、輸入品使用制限、毛織物、毛糸、綿織物、革製品金属類、ゴム紙類の消費節約

三、国産代用品の使用、洋服、モスリン、セルはステープルファイバー製品又は生糸、ステープルファイバー混織製品の使用、手製菓細工に依る廢物使用

金の使用節約

一、金製品使用の自制、金箔、金糸を使用せる衣類等を新調せざる

ること、金歯を入れざること

資源の愛護

一、消費の抑制、不用時消燈の励行、電気、ガス、石炭、木炭、石油等の使用節約、用紙、包紙の節約、古衣服の修繕使用

二、代用品の使用、被服地の純国産品使用

三、廢品の蒐集利用、古雑誌、古新聞の蒐集利用、古物屑物ポロ類の蒐集利用、煙草菓子

の銀紙、化粧品や歯磨のチューブ輪ゴムの蒐集利用

四、發明創設、一人一研究、發明発表会の開催、發明品創作品展覧会開催、精農篤農商工精勵者等座談会の開催

五、資源の蓄積、火災其他一般災害の防止、家座防火群の訓練、

造林、植樹、開墾、空地利用、濫伐濫獲の防止、馬糧の保蔵、養蓄、養殖、養魚の奨励、廢品の売却に依る献金

六、国防資源の献納、刀劍拳銃の献納、乾燥野菜、馬糧の献納

備考

一、申合事項の実施に就ては、各部落の実情に依りて精密なる実行方を樹つること

二、申合事項は時期に依り自ら決定及実施に変化あるべきこと(例へば盆、暮、正月の如き)

三、大字なり部落なりの幹部は、一と月に一回 申合事項の実行成績の反省会を開き、且つ次の申合事項を決定すること

四、申合事項は適切なる場所に掲示し、且つ各家庭に印刷配布して見易き箇所に掲げしめ之が徹底を期すること

村報 第貳五号 昭和十三年六月十日発行

沢田村軍事援護相談所設置

一、軍人遺家族援護の為五月二十五日から役場内に軍事援護相談所を設置致しました

二、相談所の行ふ事業は左の如きものであります

一、家業維持、身上及家事に関する相談指導

二、一時賜金、扶助料等ニ関スル相談指導

三、戸籍整理ニ関スル相談指導

四、職業ニ関スル相談指導



五、子弟ノ教育ニ関スル斡旋

六、紛議調停斡旋及銃後全般ニ関スル相談指導

三、相談ハ懇切丁寧ヲ旨トシ処理ニアタリテハ官公署其ノ他ト連携シ敏速機宜ノ方法ヲ講ズルコト

四、相談事項ニ付テハ秘密ヲ厳守シ他ニ之ヲ漏洩スルガ如キコトナキ様注意スルコト

五、調停ニアタリテハ絶対ニ公正ヲ旨トシ苟モ偏頗ノ措置ナキヲ期スルコト

六、事件中重要又ハ難事ナルモノハ委員会ノ意見ヲ徴シテ処置案ヲ決定スルカ更ニ解決ニ至ラザルトキハ県中央相談所ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クルコト

村報 第二十八号 昭和十四年四月十日発行

沢田村銃後奉公会則

第一条 本会ハ沢田村銃後奉公会ト称シ事務所ヲ沢田村役場ニ置ク

第二条 本会ハ国民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神トニ基キ拳郷一致兵役義務履行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事援護ノ実施ニ当リ益々義勇奉公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ本村ニ居住スル世帯主ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為ニ関係団体ト緊密ナル聯絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ

一、兵役義務心ノ昂揚

二、隣保相扶ノ道義心ノ振作

三、兵役義務履行ノ準備

四、現役又ハ応召軍人若クハ傷痍軍人並ニ其ノ遺族家族ノ援護

五、勞力奉仕其ノ他家業ノ援助

六、弔慰  
七、慰問、慰藉  
九、身上及家事相談

十、軍事援護思想ノ普及徹底

十一、其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業  
前項事項ノ細目ニ付テハ評議員会ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第五条 本会ノ事業ニ必要ナル經費ハ會員之ヲ負担スルモノトス前項ノ負担ノ程度及方法ハ評議員会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 本会ハ特別ノ事情アル會員ニ対シテハ評議員会ノ決議ニヨリソノ負担ヲ減免又ハ猶予スルコトヲ得

第七条 本会ハ會員ニ対シ兵役ニ服セザルノ故ヲ以テ特別ノ負担ヲ為サンメザルモノトス  
第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 副会長若干名 評議員若干名

第九条 会長ハ村長ヲ以テ之ニ充ツ  
副会長ハ助役 軍人分会長 軍友会会長ヲ以テ之ニ充ツ

評議員ハ各区長方面委員ヲ以テ之ニ充ツ

第十条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統轄シ會議ノ議長トナル

副会長ハ会長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
評議員ハ本会ノ重要事項ヲ評議ス

第十一条 本会ノ役員ハ名譽職トシ公職ニアリ又代表者タルノ故  
ヲ以テ役員タルモノハ其ノ在任期間ヲ以テ任期トス

第十二条 役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者就職スル迄其ノ職務ヲ  
行フモノトス

第十三条 本会ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

顧問ハ本会ノ重要ナル会務ニ付キ會長ノ諮問ニ応ズ

第十四条 本会ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ會長之ヲ委嘱ス

第十五条 評議員ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、会則ノ改廃ヲ為スコト

二、收支予算ヲ為スコト

三、事業報告及收支決算ヲ認定スルコト

四、基本財産ノ管理造成及処分ニ関スルコト

五、其ノ他会長ニ於テ附議シタル事項

第十六条 評議員会ハ評議員ノ半数以上出席スルニ非レバ開会ス

ルコトヲ得ズ評議員会ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス  
可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十七条 評議員会ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ評

議員ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ會長之ヲ專決シ評議員会

ニ於テ之ヲ專決シ評議員会ニ於テ承認ヲ求ムヘシ

第十八条 會長ハ事業ノ報告ヲナシ又ハ重要ナル事項ニ付キ申合  
セヲナス為給会又ハ代表者会ヲ開クコトヲ得

第十九条 本会ハ戦時事変等ノ必要ニ備フルタメ基本金ヲ積立テ  
ルモノトス

第二十条 本会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ羽年三月三十一  
日ニ終ル

第二十一条 會長ハ年度開始前ニ於テ收支予算及事業計画ヲ作製  
シ評議員会ノ議決ヲ受クルモノトス

第二十二条 本会ノ經費ハ会費寄附金補助金其ノ他ノ収入ヲ以テ  
之ニ充ツ

第二十三条 本会ノ事務費ハ毎年度予算額ノ十分ノ一ヲ超ユルコ  
トヲ得ズ

第二十四条 本会ノ基本金及歳計現金ハ評議員ノ議決ニ依リ郵  
便貯金トナシ又ハ確實ナル銀行信用組合等ニ預入レ又ハ適當ナ  
ル方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

第二十五条 本会ノ貯産ノ保管及出納ハ毎年評議員之ヲ検査スル  
モノトス

第二十六条 本則ノ施行ニ関シ必要ナル細則ハ評議員会ノ議決ヲ  
經テ之ヲ定ム

第二十七条 会則ヲ変更セントスルトキハ會議員ノ $\frac{3}{4}$ 以上ノ同意

ヲ要スルモノトス

第二十八条 本会ノ事業ノ執行及会計ニツイテハ地方長官ノ監督ヲ受クルモノトス

附則

本則ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行スル

村報 三十四号 昭和十五年十一月十日発行

公告

左記ハ十月二十六日本県総務、学務、経済警察各部長名ヲ以テ町村長ニ対シ通牒之有候ニ付全文ノママ掲載ス

尚本件ニ就テハ協力整備遺憾ナキ様改度

部落会町内会等ノ整備ニ関スル件依命通牒

本日訓令甲四十七号ヲ以テ部落会町内会等ノ整備ニ関シ訓令相成候処之方整備ニ付テハ左記各号ノ事項ニ留意シ其ノ実効ヲ挙クルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ本件ニ関シ従前通牒セラレタル事項ニシテ抵触スル部分ハ本通牒ニヨリ改メラレタル義ト御了知相成度次ニ市町村内ニ介在スル各種団体委員会等ニ関シテハ中央ノ方針ヲ確知シタル後改組スヘキモノヲ除キ之ガ整理統合ニ付キ目下協議中ニ有之不日何分ノ指示ヲ為ス方針ニ付キ御舎ノ上適當ナル処置相成度尚本件処理ノ結果ハ詳細御報告相成度申添候

記

一、部落会町内会及隣保班ノ整備ニ付テハ其ノ目的ヲ充分徹底セ

シメ住民ノ理解ト協力ヲ促シ形式の整備ニ墮スルコトナキ様留意スルノ外左ノ方針ニ依ルコト

(一) 既設ノ部落常会町内常会又ハ隣保班ノ区域構成及運営ニ再検討ヲ加ヘテ国民最下部ノ実践組織トシテ其ノ活動ヲ愈活澁ナラシムル様之ガ改組ヲ断行スルコト

(二) 市町村内ニ於テ部落のニ多数存在スル行政区其ノ他各種団体ハ其ノ域及幹部ヲ同一ニシテ自治教化産業生活其ノ他各般ニ亘リ一元的有機的運営ヲ図リ強力ナル部落又ハ町内ヲ建設スルコト極メテ肝要ナルヲ以テ關係各方面ト充分協議懇談ヲナシ之等団体ト部落会又ハ町内会ノ区域及幹部トハ之ヲ一致セシムル様努ムルコト

(三) 市町村内ニ於ケル町内会部落会ノ区域ハ行政区又ハ既存ノ農事実行組合其ノ他部落的団体ノ区域ヲ斟酌シ地域的共同生活ヲ為スニ適當ナル区域トスルコト

(四) 部落会及町内会ノ会長ハ厳正公平ニシテ滅私奉公ノ赤誠ニ燃ヘ実践力旺盛公事ニ熱意ヲ有シ時間的ニ余裕アル且ツ一般民ノ信望ヲ有スル真ニ部落及町内ヲ代表スル指導的人物ニシテ其ノ運営ニ専念シ得ル者ヲ力メテ選任スルコト

(五) 部落会又ハ町内会ノ区域ガ行政区ノ区域ト一致スル場合アリテハ区長ヲ以テ部落会長又ハ長内会長トスルコト

(六) 部落会町内会ノ活動内容ハ住民ノ共同生活ニ関聯スル各般ノ事項ニ亘ルモノニシテ会長一人ノミヲ以テシテハ容易ニ処

理致シ難キ場合モアルヲ以テ其ノ活動内容ニ依リ教化産業社  
 会保健衛生警防等適宜部制ヲ設ケ之ガ活動ニ遺憾ナカラシム  
 ルト共ニ其ノ有機的運営ニ依リ区域内各種団体ノ統合ヲ図ル  
 コト

(七) 隣保班ノ組織更正ニ当リテハ予メ所轄警察署長ト協議シ十  
 戸内外ヲ蹴守シ既存ノ家庭防空群、農事実行組合又ハ養蚕実  
 行組合其他ノ団体トノ關係ヲ考慮シ相互ニ交錯スルコトナキ  
 様検討ヲ加ヘ運営ノ円滑ヲ期スルコト、但シ已ムヲ得サル事  
 業ニ依リ十五戸以上トナル場合ハ予メ知事ノ承認ヲ受クルコ  
 ト

(八) 隣保班ニ於テモ其ノ活動部面益々拡大スルヲ以テ班員間ニ  
 於テ適宜事務ヲ分担シ班員ノ活動ニ積極的ニ協力スルコト

(九) 部落会町内会及隣保班ハ其ノ本旨ニ鑑ミ常ニ区域内全住民  
 ノ積極的協力ヲ促シ一部少数者ノ利用ニ委スルガ如キコトナ  
 キ様注意スルコト

(三) 部落会町内会及隣保班ハ時局下ニ於ケル必要物資ノ増産供  
 出配及消費ノ規正等統制經濟ノ運用ニ付必要ナル機能ヲ發揮  
 セシムルコト

(二) 部落会町内会及隣保班ハ夫々常会ノ適切ナル運用ニヨリ  
 始メテ其ノ使命ヲ達成シ得ルモノナルニヨリ常会ノ指導ニ格  
 段ノ努力ヲ払フト共ニ其ノ中堅指導者ノ育成訓練ニ努ムルコ  
 ト

(三) 部落常会町内常会ニハ成ルヘク市町村内各幹部技術者等出  
 席シ上意下達下意上達ノ徹底ヲ図ルコト

(四) 部落常会町内常会又ハ隣保班常会ニ対スル各種行政ノ徹底  
 ニ当リテハ力メテ平易ナル周知方法ヲ講スルコト

(五) 部落会町内会及隣保班ノ会費徴収ハ合理的の基準ニ依ルコト  
 トシ徒ラニ住民ノ負担ヲ過重ナラシメザル様留意スルト共ニ  
 其ノ會計事務ハ自主的の監督方法ヲ採ルモ随意市町村長ニ於テ  
 必要ナル監督措置ヲ講スルコト

二、市町村常会ノ運営ニ付テハ左ノ方針ニ依ルコト

(一) 市町村常会ノ構成員ハ市町村長ニ於テ之ヲ選任シ構成員ハ  
 部落会長町内会長又ハ町内会聯合会長及各種団体代表者ノ外  
 關係官吏市町村會議員學校職員及學識經驗者中ヨリ選任ス  
 ルコトヲ得ルモ其ノ範圍ハ成ルヘク少数トスルコト

(二) 市町村常会ハ市町村内各種行政ノ綜合的の運営ニ必要ナル企  
 画及実行上ノ連絡市町村及市町村各種団体相互間ノ連絡調整  
 並市町村ト部落会町内会トノ緊密ナル連絡ヲ図ルニ之ヲ活用  
 スルコト

(三) 市町村常会ニハ総務、教化、生産、經濟、社会、保健衛生  
 警防婦人青年等適宜部制ヲ設ケテ各部ニ部長ヲ置キ且部門組  
 織ノ有機的の運営ニ依リ区域内各種団体ノ統合ヲ図リ其ノ機能  
 發揮ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(四) 部落常会町内会及隣保班常会ハ上級常会終了後成ルヘク速

ニ開催スル様定日ヲ定ムルコト

(沢田村報 第一小学校第三分校蔵)

### 二〇 昭和十三年度名久田村役場事務報告(抄)

**社会事業** 非常時局下ニ於ケル防貧防窮ヲナスハ最モ緊要ナルヲ以テ方面委員其他関係機関ト連絡調査シ、之ガ救済ヲナスト共ニ事変下統制経済ニ基ク軍需勞務員ノ斡旋、国策滿洲農業及青少年移民ノ募集送出、其他出征遺族ノ慰問慰藉、特ニ銃後國民ノ最モ重大責務タル遺家族ニ対スル労働奉仕等、總括的援護事務ニ従事ス。

**国民貯蓄** 政府ノ方針ニ其キ本村ニ於テモ各区長ハ国民貯蓄組合ヲ設置セシメ、其他各種団体ニ於テモ組合ノ設置指導、之ガ励行ヲ計リタリ。組合数二二、貯蓄額九三六四円(昭和十三年末現在)

**衛生** 七月中旬氣候不順ニシテ八月一日伝染病患者ノ発生シタルハ遺憾ナリ。患者四人、全治四人、然シ右ノ患者ニテ其後統出セザルハ村長之ガ予防ニ一段ト努力シタル結果ナリ。四月日赤群馬支部ノ指導ニ係ル巡回診察、五月健康週間ノ実施ニ協力シ、パンフレットヲ配布シ趣旨ヲ徹底セシメタリ。

**選挙** 三月十七日村会議員任期満了ニ伴ヒ、三月十八日村会議員選挙ヲ実施セリ。

会議 村会開会九回、日数九日

**土木** 事変ニヨル事業繰越ノ関係上、災害復旧工事ノ進捗遅々タリ。天神橋、高沢橋、落合橋、矢場橋、落合道路漸ク竣工セリ。

設計費 請負費

天神橋	四、三九〇円	四、三二〇円
宮沢橋	三、五六二円	三、五三〇円
落合橋	三、六七四円	三、五八〇円
矢場橋	六九三円	六五〇円
落合道路		

宇妻橋工事ハ起債ニヨリ物価高ニ対処シ、之ガ促進ヲ期サントシ、目下上司ト交渉計画中ナリ。

**勸業** 本年ハ殆ド軍需品ノ供出ニ終始シ、之ニ伴フ甘藷ノ増進、麦ノ増植等ニ忙殺セラレテ普通事務、特ニ経済更生方面甚ダシク閑却ノ感アルハ洵ニ遺憾ナリ。大麦ノ供出ハ、焼麦ニ制限ヲ加ヘラレ之ガ供出ニ一大支障ヲ来タシ調達容易ナラザリシモ、部落農家組合幹部ノ斡旋ニヨク困難ヲ克服、割当数量悉ク軍部ニ納入シ得タルハ洵ニ感謝ニ堪エズ。甘藷切干ノ供出ハ年末多忙時ナリシモ予期以上ノ好成績ナリキ。村民各位ノ涙グマンキ勞苦努力ハ其忠誠前線將兵ト何等異ルコトナカルベク厚ク感謝ノ意ヲ表スルモノナリ。農産物資源開発開墾ハ大塚飯塚清外六名ノ着手、県ノ助成ヲ受ケ開発ニ従事スルコトナレリ。農地調整法ニヨル農地委

員ハ平劍持儀平外六名ガ任命サレ委員會ヲ構成セリ。護岸堤防ノ復旧、用水路ノ復旧、農道ノ復旧工事ハ前年ヨリ幾分少キモ工事箇所数ハ合計二十ヶ所ニ及ビ多忙ヲ加ヘツツアリ。部落農家組合ノ法人組合改組ハ農会ト協力シテ着々進捗中ナリ。物資ノ統制ハ上局ノ指示ヲ受ケ遺漏ナキ様手配シツツアリ。特ニ農産物ノ計画生産肥料ノ配給統制、綿製品ノ配給等ハ産業組合農会ト協力、之ガ万全ヲ期サントス。

稅務

徵收額	還付金額	徵收額の延人員
國稅 二、六四八円四五錢		四、〇四四人
県稅 四、五九〇・三二	一六九円六六錢	三、九一二
村稅 八、九六一・七一	一五八・九〇	四、一三二
稅外		
農山漁村貸付金 元金收入 一、〇九〇円〇八錢		延人員 二、二四四人
農山漁村貸付金 利子收入 五〇九・四一		〃 二、六五四
自作農資金 元金收入 一、〇三〇・六四		〃 四六

(中之条町役場蔵)

二二 大東亜戦争の完遂と立憲政治の擁護

衆議院議員候補者勲三等 木檜三四郎

— 昭和十七年四月二十日発行

「選挙公報」群馬県(第二区)より—

今回の総選挙に当り余が民選候補として立候補せる所以のものは、大東亜戦争の完遂と立憲政治を擁護せんがためである。

大東亜戦争は我國曠古の大業として国家興廢の岐るる所である。支那事変勃発以来五年を経過し、我が軍連戦長駆にも拘はらず、今尚其終局を見る能はざるは、米英兩國の蔭介石援助の結果に外ならざる事は論を要しない。故に米英兩國を撃つにあらざれば支那事變の解決は永遠に望なきと同時に、兩國との正面衝突は早晚避くべからざる運命である。果せる哉、過去数年に亘りて隱忍に隱忍を重ねたる外交交渉は其効を奏する能はずして、遂に昨年十二月八日宣戰詔勅の渙発となつて、茲に支那事變は一転して大東亜戦争となるに至つたのである。

大東亜戦争の目的とする所は舊に支那事變の解決のみならず、更に進んで東亜全体に於ける米英兩國の飽くなき侵略勢力を根底より一掃し、東亜十億余万の民族を解放して独立自由の民たらしめ、以て東亜共栄圏を確立して我國が其指導権を掌握せんとするものにして、其の意図の雄大なること世界歴史始まつて以来未だ曾て見る能はざる偉業である。幸にして我陸海空軍の燃ゆるが如き忠烈心と、多年に亘れる決死的猛訓練と相待つて、一度蹶起するや世界ニ大海軍國たる米英兩國の艦隊を到る所に撃破し、敵の軍事的拠点を覆滅して之れを我軍の掌中に収むるに至つた。今日の形勢を以て見れば今回の大戦が我軍の全勝に帰する事は一点疑ふべき余地はない。然れども今日迄の戦争は未だ以て米英本國の

死命を制するに至らない。是れより更に懸軍長驅以て両敵を全く窮地に墜し入れて城下の盟を為さしめ、世界環視の裡に堂々と我軍が干戈を戟むるの日は前途頗る遼遠と覚悟せねばならぬ。而して此間に於て内に物心両方面の国力を結合し、財政経済を調整し国民生活の不安を除き、統後の護を固くして以て戦争遂行に万違算なからしむるの責任は懸つて政府、議會及全国民の雙肩に在ると同時に今回の総選挙は極めて重大なる意義を有するものである。言ふまでもなく総選挙は国民が自己の代表者を議會に送り、天皇の大政を翼賛せしむるものにして、立憲政治の要義は全く茲に存するものであるから、選挙人は如何なる権勢にも左右せらるることなく、徹頭徹尾独立自由の考を以て自己の信する候補者に投票すべく、之と同時に選挙せられたる議員は憲法上与へられたる権能に基き、議政壇上に立ちて内外政治に対する自己の抱負経綸の大胆卒直に論議するの気魄を要す。固より議會は決して故なく政府に反対すべきものではない国家の情勢を達観して政府の政策を検討し質すべきは質し、責むべきは責め、賛成すべきは賛成し、反対すべきは反対す、是れ即ち議會の権能にして此の権能を発輝する能はざれば議會は其の名あつて其の實なく、立憲政治は茲に消滅するのである。

世間稍もすれば今日の非常時に當つて議會が政府の政策を論難するは拳国一致を破り、翼賛議會の本旨に反するもの如く妄想するものあらんも、斯の如きは誤れるの甚だしきものにして、真

の拳国一致は政府、議會各々其の権能を發揮し渾然一体と爲つて國政に精進する所に在るは尤も見易き道理である。然るに近年議會の有様を見るに、多数の議員は全く無氣力無精神の形骸と化し、民意を議會に反映せしむるの途を忘れ、議會の独立と威信を失墜して自ら省みざるの状実に見るに忍びざるものがある。元來議會は決して政府の下に位するものにあらずして、寧ろ政府の上に立ちて政府の施政を監督すべき重責を負ふものである。今日何人が政府の局に当たるとも議會の承諾を得ざれば一条の法律を作り一厘の國費をも支出することは出来ぬ。而して其背後には全国民が控へて居る。凡そ政治上に於て此程強き力はないに拘らず此の強き力を与へられながら國家国民の爲めに之を活用するの途を知らず唯々諾々之れを以て議會の能事終れりとするに至つては全く言語道断の次第である。夫れ故に今回の選挙に當つては、此種の議員を駆逐して、一意専心君國の爲に尤も如実に國民の総意を議會に反映せしむるに足るべき正義硬骨の議員を送りて、多年に亘れる議會の情弊を一掃し、根本的に議會の革新を断行し以て戰時議會の實を挙ぐべく是れ即ち今回の選挙に當り全国民に課せられたる重大なる責任である。

而して選挙は全く國民の自由であるから苟くも國勢に対して自信あるものは自ら進んで立候補を宣し、各候補者は絶対平等の地位に立ちて堂々と勝敗を争ふべく是れ即ち憲法、法律の命する所にして選挙制度の本義は實に茲に在るのである。

我國は一天万乗の、天皇を中心として、天皇の大政を翼賛し奉るが為に帝國議會の設けあるが、独逸の如きは一人のヒットラーありて議會の承諾を待たず自由に法律予算其他一切の國政を独断し、議會は全く無力の形骸に過ぎず之は我國と國体の根本を異にするからである。今日の非常時局に際し幾百万の皇軍は遠く海陸をこへて君國のために生死を忘れて戦ふ時に當り、真に公正明朗なる選挙を行ひ以て第一線將兵に応ふべきである。

之を要するに今回の総選挙は内に國民的政治力を結成し外に曠古の大業を完遂するが為に國民に与えられたる絶好の機会である。而して國民的政治力の結成は全国千五百万選挙人の独立自由の意志に依つて決すべきである。

余は多年一日の如く群馬県第二区選挙人諸君の御支援により衆議院議員として今日に到りたるものである。今や改選に際し微力乍ら奉公の誠を致し度、茲に第二区十有余万の選挙人諸君の熱烈なる御賛助に頼り再び当選の栄光を荷はんと欲するものである。選挙人諸君願くは余の意の存する所を諒とせられ尊き投票を余に御与へ下さる様特に御願ひ申上げます。

(伊勢町 木暮久弥蔵)

### 一三 昭和十五年三月 壮年団結成についての幹旋依頼

社協組発第一六〇号

昭和十五年三月十六日

群馬県吾妻郡中之条町

木暮久弥殿

拝啓御手紙有難う御座居ました。壮年団運動は御承知の様に全國同志の燃ゆる様な熱意によつて愈々その地歩も固く、益々拡大しつつあります。群馬の運動は愈々これからです。今後共倍旧の御努力を願はねばなりません。大いに御健闘あらん事を祈つてやみません。山田・金井の両氏の御推薦有難う御座居ます。こうして一人一人同志を増して行く事は壮年団運動の伸張発展のため最も望ましいことです。早速手続を執るべきですが、実は二十八日組織部員金丸吉男が群馬県庁訪問の機会がありますので、同日夜刻貴殿をお訪ねして出来得れば貴団幹部数名、それに山田・金井両氏や、その外沢田村の数名の人たちと懇談し、一気に沢田村壮年団結成工作を進めてはと思ひますが如何でせうか。適当なる会場を御配慮願ひます。中之条へは午後四時四十一分に着く予定で居ります。御多忙中恐縮ですが何分よろしく願ひ致します。

何れ拝眉の上

敬具

(伊勢町 木暮久弥蔵)

### 一三 翼賛壮年団運動の地方状況についての報告依頼

昭和十六年十一月二十日

壮年団中央協会組織部



大日本壮年団聯盟組織部

地方委員各位殿

拝啓 益々御清祥之段奉賀候

陳者兼ねて御心を煩し候、翼賛壮年団結成は、その後各地とも大体順調に進み、その中核として大壮聯の人々の参加せる地方は、特に運動活潑に進捗致し居り候。茨城・石川・島根・山梨その他の如きは、翼賛壮年団準備委員会委員の大半は大壮聯の人々に依つて構成せられ、特に活潑なる模様にて有之候。

今後結成進展すると共に、販路始め地方委員各位の御尽力を願ふ部面益々多きことと信じ候間、今後一層の御尽瘁を願上候。

就ては今般翼賛会に転入せし旧本聯盟職員一同より翼賛壮年団運動が各地に於て発足せる時に当り、その正確なる状況を了知し、以て誤りなき壮年団結成に資し度く、何分の取計ひを乞ふ旨懇請有之候間、御繁忙中、御先づは大体の御報告を兼ね御願ひ迄申上候。

敬具

一、県当局並翼賛会支部の翼賛壮年団への熱意は如何でせうか。

県と支部との関係、支部自体の構成並人事関係等運動進展上支障になる点はありませんか。

二、壮年団結成の県準備委員は誰々ですか。その構成に対する御批判、優秀なる人士、批判に上る人士等お知らせ下さい。

三、大壮聯系壮年団をどんな風に取扱つて居りますか。これに對

する御希望は如何ですか。

四、旧政党東方会、思想団体、職域団体、郷軍等の動きは如何ですか。

五、青壮年の翼賛壮年団に対する関心は如何ですか。

六、貴台初め全壮聯系の人々はどんな形で協力して居られますか。例へば郡市の結成世話人として活躍する様な部面は与へられて居りますか。

(伊勢町 木暮久弥藏)

一六 昭和十六年六月 大政翼賛群馬県壮年隊隊則

第一章 総則

第一条 本隊へ大政翼賛群馬県壮年隊ト称シ高度国防国家建設ノタメ新体制ノ樹立ニ挺身シ大政翼賛運動ノ推進力タルコトヲ目的トス

第二条 本隊へ前条ノ目的達成ノタメ左ノ事項ヲ実践スルモノト

ス

一、日本精神ノ昂揚

二、隊員相互ノ修養錬磨

三、郷土ノ再建

四、積極的ナル生産力拡充

五、常会へノ積極的参加

六、生活ノ刷新及文化ノ向上

七、其他大政翼賛運動推進ノタメ必要ナル事項

第二章 市町村組織

第三条 市町村ノ区域ニ大政翼賛市町村壯年隊（以下市町村壯年隊ト称ス）ヲ置ク

市町村壯年隊ハ町内又ハ部落ノ区域ニ依リ分隊又ハ班ヲ置クコトヲ得

第四条 市町村壯年隊ハ滿二十六才以上滿四十五才以下ノ男子ヲ以テ之ヲ組織ス。但シ大政翼賛群馬県壯年隊長（以下県壯年隊長ト称ス）ノ承認ヲ受ケ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

市町村壯年隊ニ加入セントスル者ハ市町村壯年隊長ニ入隊申込書ヲ提出スベシ

第五条 市町村壯年隊ニ左ノ役員ヲ置ク

隊長

副隊長

参事

分隊長（班長）

役員ノ任期ハ一年トス 但シ重任ヲ妨ケズ

第六条 隊長ハ大政翼賛会市町村支部長ノ推薦ニ依リ大政翼賛会

市町村支部理事中ヨリ県壯年隊長之ヲ任命ス。但シ事情ニ依リ理事ニ非ザル者ヲ任命スルコトヲ得

第七条 隊長ハ市町村壯年隊ヲ代表シ上級隊長ノ指揮ヲ受ケ隊員

ヲ統率ス

副隊長ハ隊長ヲ補佐シ隊長故障アルトキハ之ヲ代理ス  
参事ハ隊長ニ直屬シ隊務ニ参画ス

分隊長（班長）ハ隊長ノ命ヲ受ケ其隊ヲ指揮ス

第八条 市町村壯年隊長ハ隊ノ重要事項ニ付大政翼賛会市町村支部長ノ指揮ヲ受ク

第九条 市町村壯年隊長ハ県壯年隊長ノ承認ヲ受ケ部制ヲ設クルコトヲ得

第三章 県及郡組織

第十条ノ第十二条 略

第四章 規則

第十三条 隊員ハ隊則ヲ遵守シ上長ノ命令ニ服従スベシ

第十四条 隊員ハ其身分ヲ表徴スルタメ別ニ定ムル徽章ヲ附スルモノトス

第十五条 隊員ニシテ第十三条ノ規定ニ違反シ又ハ隊員タルノ面目ヲ汚ス所為アリタルトキハ県壯年隊長ハ之ヲ譴責シ又ハ謹慎

ヲ命ズルコトヲ得

第五章 經費

第十六条 本隊ノ經費ハ隊員ノ負担金其他ヲ以テ之ヲ支弁ス

前項ノ負担金ノ額ハ県壯年隊長之ヲ定ム

附則

第十七条 県壯年隊長ハ必要アリト認メタルトキハ本隊則ヲ變更

スルコトヲ得

第十八条 本隊則ノ実施ニ付必要ナル事項ハ県壯年隊長ノ承認ヲ受ケ当該壯年隊長之ヲ定ム

大政翼賛中之条町壯年隊部制役員表(昭和十六年九月三十日現在)

隊長 長 木暮 久弥、副隊長 小坂橋菱三郎・富沢 寅吉

総務部長 富沢 寅吉

常務委員 綿貫 其吉、會計主任 宮崎 安司

文化部長 劍持 讓二

常務委員 蟻川 潔・田中平太郎・吉田毅一郎・小淵 瑳一

小池賢太郎・永井亀千代・外丸 喜作

教化主任 関 喜平、厚生主任 倉林 勇一

錬成主任 小坂橋一正、委員二十一名(氏名略)

農業部長 伊藤 良一

常務委員 唐沢豊米蔵・鈴木 一寿・高山 茂次・山田 善衛

福島 芳美・飯塚 品平・中沢定二郎・外丸 喜作

高橋 亮一・大矢 芳平、委員九名(氏名略)

商工部長 小坂橋菱三郎

常務委員 坂西 恒雄・根岸権兵衛・高橋 福次・佐鳥 寛

山田 竹次・小山 邦雄・関 静

委員十名(氏名略)

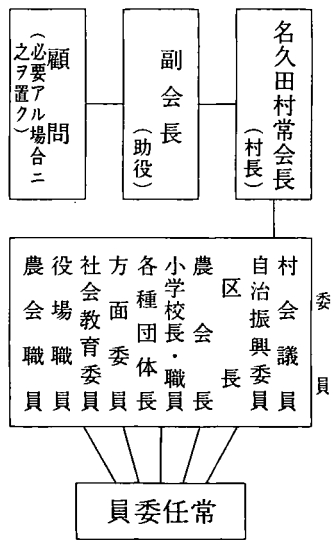
(伊勢町 木暮久弥蔵)

一室 名久田村常会・部落常会(昭和十五年二月)

「常会ニ関スル報告書」から

昭和十五年二月村常会が結成、これと併せて各部落常会も再編成された。

1 名久田村常会の構成案(左図)



2 村常会の実践事項

各部落常会指導方針の議定

各部落常会への出張指導

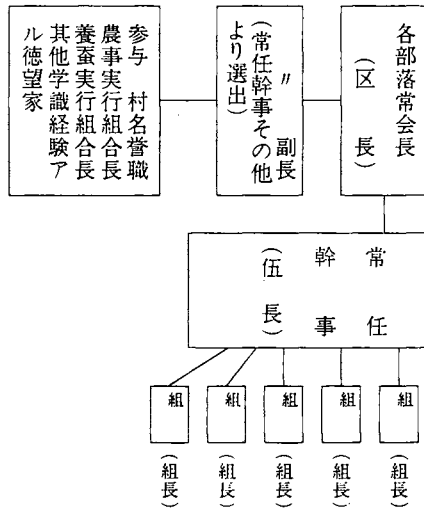
村是の確立

村治の円満運行の助長

自治の振興

国民精神総動員の強化徹底

3 官民一致奉公道の振興涵養  
各部落常会の構成案（左図）



4 各部落常会の実践事項

常会出席の奨励（二戸一人必ず出席のこと）

時間尊重、定時励行  
戦時意識の強化

奉公精神の涵養

頑張る精神の鍛錬

隣保相助 一心融合

民意上達 共存共栄

郷土振興

5 各部落常会儀礼案

一、一同着席 二、開会の辞 三、皇居遙拜

四、国歌斉唱

五、国民精神作興詔書奉読又ハ報徳訓の朗読又は村是の朗読又は申合せ事項の朗読

六、皇軍将兵武運長久祈願並戦没将兵英霊に感謝の黙禱

七、部落常会長挨拶 八、協議 九、懇談

一〇、閉会の辞 一一、一同退席

6 申し合せ事項案

村に一人の不信心者がなきまでに

不礼者 //

刑事違反者 //

選挙違反者 //

滞納者 //

不養者 //

生活不安者 //

怠ける者 //

内輪もめ者 //

火災 //

民事訴訟 //

借金 //

各種団体打つて一丸、村内一家の如く融合するまでに

7 目下実行中の村常会、部落常会日割

- 一、諮問委員会 毎月一回（興亜奉公日）ニ役場ニ於テ開催
- 一、村 常 会 毎月三日ヲ月例日トシ役場ニ於テ開催

- 一、各部落常会 毎月十日頃ヨリ二十七・八日終了位ノ日割ニ

テ、部落ノ事情ニヨリ昼間若クハ夜間ニ開催

8 諮問委員会

村常会長ノ諮問ニ応ジ各部落常会ノ指標原案ノ作成、実践要領ヲ協議スル

委員は、村会議員、小学校長、団体長の代表、及び宗教家等を当てる。

（中之条町役場蔵）

一六 昭和二十年六月十五日付地方事務所長宛報告

疎開者（戦災者ヲ含ム）実情報告

一、疎開者ノ最近ノ生活状況

- 1 一般ニ食糧其他諸物資不足勝ナルモ、ヨク耐乏ノ生活ヲ営ム

2 野菜燃料罹災者ニ於テ特ニ衣料品炊事用具等ノ配給又ハ増

配ノ要望アリ。野菜類ハ町農業会及ビ地元区長・農事実行組

合長等ノ斡旋指導ニヨリ疎開者共同墾耕作、縁故者農地借

受等ニヨリ逐次自給シ得ベキモ、其余ノ物資ニ関シテハ県当

局ニ於テ可及的配給方御配慮願ヒ度

二、疎開相談所利用状況

- 1 件数 五〇件

2 相談傾向

(イ) 住居関係、住宅斡旋、居住家屋改造用資材ノ取得斡旋

(ロ) 生活必需品関係

(ハ) 罹災者、軍人遺家族、保護援護関係

三、疎開者ノ就業状況

本町疎開者ハ大部分老幼婦女子ナリ。就労能力者ハ概ネ国民動  
労働員署ノ指導斡旋ニヨリ就業セリ。

四、疎開者ニ対スル市町村当局ノ施策実施、状況並ニ各団体ノ協力状況

- 1 上級官庁ヲ通ジテノ住宅斡旋申込及ビ縁故疎開者ノ申込ニ  
ヨル住宅斡旋実施セリ。尚住宅設備資材取得其他可及的ニ斡  
旋ノ方途ヲ講ズ。

- 2 疎開地区縁故者招致、住居ノ斡旋提供等ハ町民及ビ関係団  
体等ノ協力ニヨリ活発ニ行ハレ、現在縁故疎開者千七百名ニ  
及ベリ。

3 生活必需品物資配給ニ関シテノ意ヲ用ヒ迅速適正ナル配給

ヲ実施シ疎開者ヲシテ不安ナカシムル様努メタリ、

五、地元民ト疎開者ノ融合状況

逐次地方ノ風習ニ慣レ概ネ親和融合ノ域ニ進ミツツアリ。

六、其他参考事項（略）

（中之条町役場蔵）

## 第二節 産業・経済

一七 昭和十二年九月 時局ニ対スル吾妻郡産業団体ノ実行

### 方策

日支ノ時局倍々重大化シ戦時経済体制ノ確立、今ヤ必至ノ状勢ニアリ。玆ニ於テ農村ノ責務甚大ニシテ之ガ指導ノ重責ニ任スル各種団体ノ使命更ニ重キヲ加フルニ際シ、吾人ハ曩ニ政府及県ノ時局対策ニ應ヒ協心戮力、以テ困難克服ニ邁進スベキヲ声明シタリ。仍テ郡下各種団体ハ協力シ、別項ノ通り実行計画ヲ樹立シ事業ノ遂行ニ尽瘁シ以テ統後ノ備ニ万遺憾ナキヲ期セントス

### 実行計画

農村時局対策素ヨリ多々アリト雖モ、就中左記ノ事項ニ関スル指導督励ハ本委員会必然ノ任務トシテ実行スベキ喫緊ノ要事タルヲ以テ各種団体ハ夫々分担企画シ、其ノ実行ノ中心ヲ町村ニ置キ、此ノ際其ノ整備並普及ヲ図ルト共ニ、之ヲ誘掖指導シ以テ事業ノ遂行ヲ期セントス

### (イ) 必行事項

一、農民精神ノ作興

二、産業団体ノ活動促進

2 督励及情勢係ノ設置

1 相談係ノ設置

一、組合機構ノ整備強化

三、各種組合又ハ部落ヲ中心トシテ実行スヘキ事項

四、各種団体ノ普及及強化

三、時局相談所ノ設置

各種団体ノ役員其ノ他ヲ以テ指導督励班ヲ組織スル

二、指導督励班ノ設置

組織シ時局対策協議会ヲ開催シ諸般ノ実行計画ヲ樹立スルコト

一、時局対策協議会開催

二、町村産業指導委員会

五、趣旨徹底ニ関スル普及宣伝

三、軍需調整係ノ設置

一、時局対策協議会開催

一、郡産業指導委員会

### (ロ) 事業分担

八、応召農家ノ生活安定

六、産業勞力ノ補給調整

五、農家自給部門ノ拡充並消費ノ合理化

三、産業生産力ノ維持増進

四、軍需資源ノ保持充実

七、産業資金ノ充実

四、情報係ノ設置

二、指導督励班ノ設置

3 調査企画係ノ設置

(イ) 応召農家ノ生活状態調査

(ロ) 勞力過不足状況調査並ニ調整計画

(ハ) 主要農産物実態調査(反別生産販売等)

(ニ) 各種必要事業ノ企画

二、組合又ハ部落ノ事業

一、農民精神ノ作興

1 祈願祭(毎月一日十五日両日早朝鎮守又ハ神前ニ於テ行フ)

順序1集合、2二拝・二拍子・一拝、3国旗掲揚、4皇居遙拝、5皇軍武運長久祈願、6決議文朗読、7講演又ハ協議、8二拝二拍子・一拝、9散会

二、農業生産力ノ維持増進

1 増殖座談会開催 2 主要農産物ノ増産

3 栽桑並ニ藪質改善 4 産藪合理的処理ノ実行

5 家畜ノ増産 6 林業経営ノ合理化(木炭改良増産)

7 適期作業ノ実行 8 簿記及設計書利用

9 耕地拡張並ニ改良

三、農家自給部間ノ拡充並ニ消費経済合理化

1 自給肥料ノ増産 2 消費座談会開催(婦女子)

3 自労自桑及藪質改善 4 飼料ノ自給

5 分度生活ノ徹底 6 準備品評会ノ開催

7 主要農産物ノ種苗自給

8 産業及経営用品ノ配給合理化

9 其他必要事項

四、産業勞力ノ補給調整

1 農具畜力ノ利用 2 共同作業ノ励行

3 簡易托児所ノ設置

五、産業資金ノ充実

1 組合資金ノ隔通並ニ管理 2 備荒貯蓄ノ励行

3 生産力拡充資金ノ蓄積奨励

六、軍需資源ノ保持充実

1 徵発馬匹ノ補充 2 馬糧用乾草ノ製造

3 兔毛皮納入確保 4 乾燥野菜ノ製造

5 木炭供給確保 6 副産米及藪綿蒐集

7 其ノ他軍需品在庫生産状況調査

七、応召農家ノ生活ノ安定

1 相談係ノ活動 2 家庭慰問

3 勞力奉仕ノ実行 4 授産施設

5 自小作關係ノ安定

6 軍需品ノ供給ニハ優先権及利益提供 (県議会図書室蔵)

二六 昭和十九年 伊参村農業会設立總會議事録

一、總會ノ名称 伊参村農業会設立總會

二、開会ノ日時 昭和十九年三月三日午後三時三十分

三、開会ノ場所 吾妻郡伊参村大字五反田三五三八番地ノ一

伊参村役場

一、總會ヲ組織スル者ノ員数 七百五十名

内 出席者員数 三百二十六名(内委任状 二百三十三名)

缺席者数 四百二十四名

一、国民儀礼ヲ行ヒ、議長ヲ決定シ、伊参村農業会設立委員長議長トナリ、議長席ニ着キ開会ヲ宣ス時ニ午後三時三十分

一、議長ハ議事ニ先チ議事録署名人ヲ指定スル旨ヲ述べ左記ノ者ヲ指名ス

齊藤 五平・島村 庫次・山崎 孝

一、設立委員長ノ設立経過報告アリ次デ議案審議ニ入ル

一、第一号議案 会則決定ノ件

議長ハ設立委員補助ヲシテ別冊会則案ヲ朗読セシメ、議長詳細ニ説明、質疑応答ノ後、会員田村理市氏ヨリ原案賛成、満場異議ナク、別冊会則案ノ通可決議ス

一、第二号議案 出資引当ニ関スル件(略)

一、第三号議案 事業収支計画ニ関スル件(以下略)

一、第四号議案 初年度内ニ於ケル借入額最高限度決定ノ件

原案金五万円トス(以下略)

一、第五号議案 初年度内ニ於ケル会員ニ対シテ貸付額最高限度決定ノ件

原案金参千円トス(以下略)

一、第六号議案 初年度ニ於ケル賦課金ノ賦課徴収方法ニ関スル件(略)

一、第七号議案 伊参村農業会ノ負担ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ニ関スル件

原案参百円ヲ限度トス(以下略)

一、第八号議案 伊参村農業会ノ会長候補者一名、副会長候補者

一名、理事候補者三名ノ推薦、並ニ監事二名ノ選任ニ関スル件  
議長本案ニ関シ詳細ニ亘リ説明ス、会員田村理市氏ヨリ本推薦並ニ選任ハ議長ノ指名ニ依ル、十二人ノ詮衡委員ヲシテ詮衡セシムル方法ニ抛ラレ度シトノ動議ヲ提出ス

議長本動議ニ付採決ノ結果可否同数ナリシ為、議長ニ於テ動議ヲ可決スル旨ヲ宣シ、左ノ者ヲ詮衡委員ニ指名ス

神保 富治・関 昌平・伊能 保則・齊藤 哲平

田村 理市・須郷 賀重・小池 市郎・富沢豊太郎

富沢 起作・綿貫 菊藏・綿貫忠治郎・唐沢 九十

議長一時休憩ヲ宣シ、詮衡委員会ニ於ケル結果ヲ左ノ通り報告シ其ノ可否ヲ問フ

会長候補者唐沢参二氏、副会長候補者唐沢九十氏



理事候補者 齊藤半七氏、綿貫忠治郎氏、富沢起作氏

監事候補者 関昌平氏、綿貫菊蔵氏

異議ナシノ声起ル

議長満場異議ナキニ付推薦ノ通り決定スル旨ヲ宣ス

第九号議案 受命法人ノ財産目録貸借対照表確認ノ件(略)

附帯決議

一、監督官庁ノ字句ノ訂正ハ之ヲ會長ニ一任スルノ件

一、確氷社解散ニヨル配当金処分ハ旧組合役員ニ一任スルノ件

議長詳細ニ説明シ、満場ニ諮ル。全員異議ナキニ付原案可決ス

以上議事推薦及選任ヲ終了シタルヲ以テ議長閉会ヲ宣ス。時ニ

午後六時三十分

前記事項相違無之コトヲ証スル為左ニ記名捺印ス

昭和十九年三月三日

議長	唐 沢 丞 平
署名人	齊 藤 五 平
全	鳥 村 庫 次
全	山 崎 孝

右勝手ハ原本ト相違無之コトヲ証明候也

昭和十九年三月三日

伊参村農業会設立委員長 唐 沢 丞 平

(中之条町役場蔵)

一六 昭和十九年三月 伊参村農業会会則

第一章 総則

第一条 本会ハ農業ニ関スル国策ニ即応シ農業ノ整備発達ヲ図リ

且ツ會員ノ農業及経済ノ発達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的

トス

第二条 本会ハ其ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一、農業ノ指導奨励其他農業ノ発達ニ関スル施設

二、農業ノ統制ニ関スル施設

三、農業ニ関スル調査及研究

四、農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ関スル施設

五、會員ノ販売スル物ノ売却又ハ其ノ加工ニ関スル施設

六、農業用物資其ノ他會員ニ必要ナル物ノ購買又ハ其ノ加工若

クハ生産ニ関スル施設

七、農業資金其ノ他會員ニ必要ナル資金ノ貸付及會員ノ貯金ノ

受入ニ関スル施設

八、農業用設備其ノ他會員ニ必要ナル設備ノ利用ニ関スル施設

九、農業倉庫業法ニ依ル農業倉庫経営

十、農業保険法ニ依ル共済事業

十一、第一号乃至第八号ノ事業ニ附帯スル事業

第三条 本会ハ農業団体法ニ依リ設立シ伊参村農業会ト称ス

第四条 本会ノ地区ハ群馬県吾妻郡伊参村ノ区域ニ依ル

第五条 本会ノ事務所ヲ群馬県吾妻郡伊参村ニ置ク  
 第六条 農業団体法第十四条第一項ノ規定ニ依ル会員タルノ資格ヲ有スル者ハ本会ノ会員トス  
 第七条 農業団体法第十五条第一項ノ規定ニ依ル会員タルノ資格ヲ有スル者ハ本会ノ会員ト為ルコトヲ得

第八条 本会ノ地区内ニ住所ヲ有セザル会員ハ代理人ヲ設クベシ但シ会長ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニアラズ  
 前項ノ規定ニ依リ代理人ヲ設ケタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ届出ツベシ第一項ノ規定ニ依ル代理人ハ本会ノ地区内ニ住所ヲ有スル会員タルコトヲ要ス本会ハ本会ニ関スル一切ノ事項ニ付代理人ニ対スル通知又ハ催告ヲ以テ本人ニ対スル通知又ハ催告ニ代フ

第九条 本会ノ公告ハ本会ノ揭示場ニ揭示スルモノトス  
 (中之条町役場蔵)

一七〇 保証責任伊参信用販売購買利用組合の  
 貸借対照表 (昭和十九年一月三十一日)

貸 方		借 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
払込未済出資金	一四、七五五・六六	出 資 金	三、〇〇〇・〇〇

合 計	現 金	損 失 金	立 替 金	未 収 金	仮 払 金	購 買 現 品	購 買 未 収 代 金	販 売 仮 渡 金	有 価 証 券	預 金	貸 付 金	備 品	機 械 器 具	利 用 場 物	建 物	土 地	金 庫	系 統 機 関 出 資	
五、六、三三六・四六	六、〇三六・四七	三、七七一・六六	三、七七一・六六	一〇、五五五・〇〇	八、八八〇・〇〇	二六、二七三・三三	一、五五五・四四	三、七七一・六六	三、七七一・六六	九、八八〇・〇〇	三、四三三・三三	八、五五五・〇〇	三、八三三・三三	六、三三三・三三	一、三三三・三三	一、三三三・三三	二、六三三・三三	一、三三三・三三	一、三三三・三三
合 計										未 払 金	仮 受 金	販 売 未 払 代 金	購 買 未 払 代 金	国 債 貯 金	貯 金	未 済 出 資 金	準 備 金		
五、六、三三六・四六										九、八八〇・〇〇	七、八八二・六六	三、五三三・九九	四、〇〇三・三三	八、六一二・〇〇	四九三、四四三・六一	七、五五五・〇〇	二、五五五・〇〇		

(中之条町役場蔵)

### 第三節 交通・運輸

#### 一七 省営バスの開通と吾妻線の敷設

—塚田国一郎「吾妻線敷設に功あつた湯本監察官」  
 (湯本昇先生追悼録所収) から—

昭和七年八月の風水害で中之条上田線県道は長野原町川原湯地内で大崩壊があり、このため不通になつた。岩石の下には水車小屋が埋没している。当時波川、中之条、長野原町、嬭恋村鳥居峠を経て真田に至る省営自動車の誘致運動が進められていた頃であつた。崩壊地区は吾妻溪谷の絶景である。このため二鉄橋を架け県道を迂回して川原湯に移り旧道と結ぶという新線工事であつた。千歳新橋は天然岩盤を利用して架設する難工事、新大橋とともに水面三〇メートルという高さであつた。この開通式は翌八年六月八日新緑のしたたる絶景のなかで行われた。群馬長野両県を結ぶ中之条上田線の改修は長い懸案だつたが、本県側の鳥居峠の開さくが実現化し、昭和八年七月二十七日峠頂上で開通式をあげた。

鳥居峠の開通で省営自動車の誘致運動も活発化し、吾妻郡町村

会が中心となり、波川町、長尾村、小野上村の協力により、波川—真田—長野原—草津間の省営バスが開通したのは、昭和十年十二月十日であつた。沿線各町村に喜びの声がわきおこつた。これぞ吾妻郡に鉄道敷設の前提なりと思われた。そのなかで草津と嬭恋村の喜びは大変なものだつた。嬭恋村戸部彪平村長は国鉄バス誘致の主唱者であり、功勞者であつた。吾妻郡町村会の主動力にして、全郡の歩調に支えられて、この画期的事業を成しとげた。

所要時間は波川—草津間が二時間三十分、波川—中之条間五十三分、長ノ原—真田間一時間五十分、料金は波川から草津一円五分、波川—中之条間四十八銭、真田—草津間一円四十一銭であつた。その頃時局は戦争へとかたむき、日ごとに戦争色をふかめた。街ゆく婦人にもモンペ姿が目立ち、男はカーキ色の国民服に変わる。昭和十四年頃より国家総動員、十五年戦時体制、統制経済物資は不自由になり、国民生活は、じわじわと苦しくなつた。吾妻郡民の待望に応えた国鉄バスも戦時体制にはいり、燃料は木炭ガスになりマキになり、満足に走らないようになつた。故障が起り、時間は遅れる。一、二時間遅れるのはあたり前のこと、はては半日も待たされることしばしばあつた。生活物資は配給になり、人の暮しは窮屈になつた。その頃一躍千金の夢を追つて、吾妻郡内にも鉱山師が入りこむようになった。その一人岡田水保氏は六合村の山本仙十郎さんの案内で現地を踏査してびつくりした。広大な褐鉄鉱床が露出しており、数百トンに眠っている採算

は十分だ。ここは草津温泉の北方六キロ、通称「穴地獄」という草津の名勝地だった。六合村の地籍にはなつてゐるが、草津に近いので草津の名勝地になつてゐた。「別名は血の池地獄」といふ。深い溪谷の底は巨大なる釜をなし、血の池のやうに赤い水が淀をなしてゐた。釜の岩盤には無数の洞窟が出来て一面赤褐色の褐鉄鉱床の露出だった。その洞窟には赤い水が滴り無気味にたまつてゐる。この血の池地獄を中心に長さ四キロ幅二キロの間が沈澱鉱であつた。

岡田水保氏は採鉱のため、深さ一〇メートル余の井戸を十本掘つた。草津から鉱山まで六キロの林道を改修して、自動車を通れるようにした。草津から行けば三つの深い溪谷を越して、ようやく平坦な山道にかかるといふ難工事であつた。岡田氏は大連市南日見ヶ岡上島精錬所と連絡をとり、上島慶篤氏の实地踏査もあり、上島氏とのあいたに契約ができて、上島式直接法純鉄精錬によつて精錬することになつた。これが搬出にはどうしても鉄道が必要であつた。当時一条実孝公爵の現地踏査、満州国陸軍中將末松又太郎氏の視察も行なわれた。岡田氏は上島氏の報告書をもとに、外務鉄道関係省庁へ送り鉄道敷設と採鉄の急務であることを促した。岡田氏はたまたま長野原署に逮捕され詐欺罪によるものだとのこと、逮捕されてから後のいきさつは判らぬが、とにかく岡田さんは留置場にて鉱山の権利の売買契約がなされたといふ。時の署長は此の時のいきさつについて、謄写版刷りの声明書を発

表したことが記憶にのこつてゐる。時の商工省は外国の経済封鎖からわが国へ鉄資源が入らなくなつたので、国内で資源をもとめていたときであつた。そこへ広大な地下資源、褐鉄の沈澱鉱が発見されたのだから商工省地質研究所から技師を派遣して鉱量調査が施行された。商工省商工課長の現地での安全鉱量の査定があつた。広大な鉱床の発掘、特に搬出方法が問題であつた。発掘した鉱石は空中ケーブルにより太子までおろし、太子より渋川まで輸送するには鉄道によるほかはないとの結論に達し、時こそ来る――吾妻郡鉄道敷設の好機だ。鉄道は吾妻郡民にとつて永い間のゆめであつた。遠く明治二十九年七月に県會議員山口六平(原町)が上信鉄道敷設の狼煙をあげた。計画は渋川を基点に吾妻郡を従断して、長野県長野市に至り、信越線と連絡するもので、私鉄道敷設の請願をしたものであつた。山口氏の遺志をついで代議士木槍三四郎が上信鉄道の実現を期して奔走し何度も衆議院に建議案を上げ、その都度熱意を認められたが、実現に至らなかつた。そのあとを受け先輩諸氏の努力に込め一氣に実現へと要望する吾妻郡民の熱意が盛り上がった。当時湯本昇氏は鉄道大臣官房監察官の要職にあつた。湯本氏は吾妻郡の事情はよく知つてゐる。草津の奥に鉱山のあることも知つてゐた。鉄道のことなら一切この人に頼めはよいと決定し、湯本さんを介して鉄道大臣に陳情し陳情の目的を果した。その後町村会は波状的に陳情団を送りこみ熱心な陳情を続けた。その甲斐あつて翌十七年度予算に渋川―長野原間

四四・七キロを結ぶ新線の建設工事が七百九十万円と決まった。すでに太平洋戦争は勃発して、日本の国情は前線につながる鉄資源の開発に迫られていた。その時局を反映して、工期は三ヶ年、しかも突貫工事と決定した。この影に湯本氏の援助は大きかった。吾妻郡の事情に精通して、その意見は生かされ、加味されていることは充分だった。

元山の株掘は日本鋼管がやり、元山から太子まで八キロは空中ケーブル、太子から長野原まで日本鋼管の専用私鉄でつなぎ、長野原から渋川までは列車で連絡することになり、夜を日につぐ突貫工事は開始された。中之条を境にして渋川までは熊谷組長野原までは大成建設が請負、それぞれ労務者は入った。折から戦争は酷く、前線に鉄を送るの合言葉のもとと全郡民の赤誠は打ちこまれた。それでも不足がちの労力不足は郡民の職場を通しての勤勞奉仕が捧げられた。青年団翼賛壯年団在郷軍人会、商業報告隊などが狩出された。なを足りぬ労力不足は学徒、朝鮮農民を使つた。朝鮮農民が急に三百人入つたときだった。食糧がない、さあどうしようかといふとき食糧の元締め戦時食糧委員会が早速各町村農会から大量の南瓜の供出をすることになり、南瓜を主体として十日間位過ぎさせた。すると顔色が黄色くなつたといふ今なお笑えない話が残つた。吾妻溪谷その他いくつかのトンネル、架橋など幾多の難工事は血のにじむ苦難と戦い突貫工事は進められた。かくて予定の三ヶ年が二ヶ年半にして開通した。

吾妻郡民の待ちに、待つた鉄道開通の日はやつて来た。昭和二十年一月二日だ。上信国境の山深く眠る膨大な資源が戦力化される日は来た。二日朝吾妻線開通はなり、喜びの処女列車は轟進したのだ。

郡民の苦悶、烈火の突貫工事を重ね建設の人たちと共に今は一切を鉦石列車にのせて突走るのであつて。しかし戦時下の非常列車のかなしき粗悪な石炭をつかい放火列車の異名をとつた。沿道の山林、原野、家畜小屋、人家など焼失した。駅舎はバラック建て青空ホーム、跨線橋のない非常時そのまゝだった。それでも鉦石列車は戦力増強にまっしぐらに走つた。

終戦まぎわの八月五日吾妻郡町村会は鉄道省に陳情を行い「貨物列車は動いたが、全線に人員を乗せないのは遺憾だ。郡民の要望をいれて欲しい」と申入れた。湯本氏は退官されて、近畿日本鉄道の顧問をされていたが、鉄道大臣への橋渡しを頼み尚非常時鉄道のありかたなど詳細について話をうけたまわつた。その時湯本氏は「戦争が終つたらなあ」と謎のように申された。どう云うかたで終るかかわからないがもう少し辛抱せよと云はれた。それが終戦十日前だった。

八月十五日太平洋戦争は終結した。鉄鉦列車はばつたり停つたまゝだった。町村会の陳情が容れられてほどなく全線に客車輸送が始められた。しかし空襲で焼かれて客車が足りない。急造軌道に廻す余裕はない。そこで無蓋貨車にお客をのせた。或は入口も

天井も穴庫のように暗い動物車に人間をのせた。お客は新聞紙や風呂敷をして車中の人となつた。そしてお互顔を見合せて笑つた。それでも列車の人になれた満足感があふれていた。

その後、これまでの長野原線は吾妻線と改称観光地吾妻郡を突走るにふさわしい電化導入を実現し、煙を吐かないデイズルカーに変わり、さらに電車化の工事がすまぬられ、快適なる電車に発展進歩した。明治年間山口六平氏が鉄道敷設の狼火をあげてより八十有余年にして交通の変貌はうたゝ感なきにあらず。省営自動車導入、吾妻線の敷設に対して湯本昇氏側面よりの援助のためものである。湯本昇氏に対し感謝と併せて我等先輩諸氏に対して深甚なる敬意を表して筆を置く。

二三 昭和十六年十二月 渋川上田鉄道敷設陳情書

竊ニ昭和十六年十二月八日、群馬県吾妻郡各町村長連署ヲ以テ陳情申上候、省営自動車運行中ノ吾妻線ハ申ス迄モナク上越線渋川駅ヨリ信越上田駅ニ聯絡スルモノニ之有此ノ区間吾妻郡ハ其ノ面積約百平方里本県全面積ノ五分ノ一ヲ占メ其ノ大半ハ国有林野ニシテ未ダ斧鉞ヲ加ヘサル各種林産資材夥シク殊ニ現下国内物資需給上緊要ニシテ缺クヘカラザル資源相等山積有之義ニ被存候。

然レドモ交通運輸ノ便ニ乏シキ今日地上地下ノ饒多ナル物資ヲ保有スル本郡モ惜ム可シ其ノ真価ヲ發揮シ多難ノ時局ノ急

ニ応ジ難キヲ深ク恨トスル所ニ御座候。

一部ノ利害ノ問題トシテ看過スベキニ非スト奉存候。何卒多年眺望ノ懸案タル渋川上田間ノ鉄道布設ノ件至急実現候様御採択ヲ得度關係町村有志連署ヲ以テ更ニ懇願奉リ候。

昭和十六年十二月 日

吾妻郡農会長

町田 崇山 印

中之条沢田耕地整理組合長

田村 喜八 印

吾妻郡産牛馬畜産組合長

金沢 佐平 印

吾妻郡中之条町町会議員

伊能 八平 印

吾妻郡中之条町町会議員

小池 龍一 印

町会議員

佐鳥 竹二郎 印

吾妻郡伊参村村会議員

小林 文平 印

吾妻郡中之条町専務取締役

田村 誠一 印

吾妻郡中之条町町会議員

桑原 雄一郎 印

〃

桑原 準一 印

〃

村山 平次郎 印

〃

小林 千代作 印

〃

久保田 四郎 印

〃

清水 晴三 印

〃

加藤 泰明 印

吾妻郡中之条町吾妻貨物自動車有限会社社長

小淵 光平 印

町会議員

田村 与吉 印

町会議員

小池 遵 正<sup>㊦</sup>

吾妻郡中之条信用組合長

木暮 寿 雄<sup>㊦</sup>

町会議員

塚 田 国 一 郎<sup>㊦</sup>

吾妻郡中之条町 株式会社大同銀行  
中之条支店長

蟻 川 波 衛<sup>㊦</sup>

町会議員

蟻 川 潔<sup>㊦</sup>

吾妻郡名久田村助役

小 林 角 三<sup>㊦</sup>

吾妻郡高山村警防団長

町 田 清 一<sup>㊦</sup>

(中之条町役場蔵)

一五 昭和十九年 吾妻線の建設と開通

— 関喜平氏の日記から —

一月十一日 (昭和十九年)

鉄道建設に郡民総決起

新春八日より地元吾妻郡民の総決起となり翼壮、商報、警防団、青年団の四団体は各三十名宛、一日八十人が出勤して「鉄の動脈」長野原線の突貫工事に勤勞奉仕している。三月末までつづき延七万人の奉仕活動となる。

第三工区、中之条 (西本組) 原町の境界に難関山田川鉄橋がある。専門の就労者六百人に混り、地元報国隊員六十人は橋脚作業に取組んでいる。丘の掘削りは専門勞務者に頼み、土砂のトロッコ積み三十人、トロッコ押しに三十人に区分されている。

組の話では六十人ではどうにも足りない。日に五百台のトロッコを押さねば完成予定日が狂う。現在二百五十台がそこそこであるという。昼夜の別なく続行してもそれだけがぎりぎりのところだ。地元の応援をぜひ頼むといっている。

第四工区 原町 (大倉組) 原町の西方にそびえる岩櫃山の天險を剔抉する作業が難関とされている。それと地盤沈下が大きな問題だ。勞力不足はここでも悲痛な訴へになつてゐる。そこで中之条、原町の総決起運動となつた。二十人が奉仕している。

第五工区 岩島 (大倉組) 昨秋、朝鮮の勤勞者百名を迎え意氣いよいよ揚つた。郷原公会堂に寝泊りしているが、作業始めから就寝まで一切軍隊式に行つてゐる。昨年十二月八日の開戦記念日には、一日分の報酬を各自が醸出して三百五十円を差出してゐるのも麗しいではないか。この工区の最難関は矢倉トンネル二百メートルで、軟い岩盤に死闘を続けている。岩島村民一戸一人の報国隊が近日中に出動する。

第六工区 長野原 (大倉組) 吾妻線工事の最難関は吾妻溪谷だ。二キロのトンネル掘さくが人力を拒んでいる。大小合せて五本、鉄より堅い岩盤はタガネを拒み、日に三步間隔しか進まない。この就労者は五百四十九人に、朝鮮勤勞者百五十名が加つてゐる。現在の勞働力の二倍が必要で、予定の溪谷工事も進まないのが現状、しかし予定の人員を増やせば、収容する住居も食糧も寝具もない。どうしても地元の勞力供出をお願いしたい、と報国隊

の出動を望んでいる。

十二月二十九日（昭和十九年）

吾妻線の打通

吾妻郡民待望の吾妻線は開通した。渋川—長野原—太子間の鉄道敷設は成り、鉄鉱石輸送の轍はきずかれた。山に眠る鉄鉱石の出陣の日は来たのだ。

わずか二年半の突貫工事、夜を日についての鉄橋隧道の難工事に、郡民の所属する翼壯、商報、青年団、警防団、在郷軍人など、あらゆる団体が勤勞奉仕した。架橋工事の築堤、トロ押し、橋梁工事の石材打込み、隧道工事の岩盤残滓運び、枕木の配置等献身的努力の甲斐があつた。一方女子青年団、婦人会員も男子勞力の補給に出役、砂利ふるい、石や砂の運搬などに鉄の輸送要路の完成へと勤勞を捧げた。

建設列車の進行を阻んでいた山田川の架橋、原町岩島の嶮路鬼岩、全線中の難路吾妻溪谷と困難に困難を重ねる専門作業陣に呼応して勤勞奉仕隊の総力を挙げての必勝魂は今日の開通をみたのである。

昨年一月二日中之条国民学校に喜びの開通式を挙げ、上信国境の山近く、膨大な眠る資源鉄鉱石は前線に向つて出陣する。

（中之条町 関喜平蔵）

## 第四節 文化・思想

### 三 山田村報徳社報告書（昭和戦時期）

—「庶務ノ要件」の項から—

昭和十五年度

一月十五日 役員会 第三十回社業報告書承認シ、結社満期トナリシヲ以テ定款ヲ改正シ、更ニ繼續スルコトヲ議決ス

一月三十日 第三十回総会、例式、精勤者表彰、社業報告等例年ノ如ク、結社繼續、定款改正ノ件ヲ決議シ、役員ヲ改選ス

。新井信示氏ノ郷土史ニ関スル講話アリ。出席社員四十四名  
二月六日 高沼組婦人会ヲ町田和三方ニ開ク。出席婦人二十名

二月七日 清水組婦人会ヲ一場乙三郎氏方ニ開ク。出席婦人二十名

二月八日 寺社原組婦人会ヲ安原九平次方ニ開ク。出席婦人二十七名

一、社員家族安原登君七月忌召、竹淵堅一、関真三郎、角田九平三君十二月入営ニ付前年ノ如ク銭別ヲ贈ル



昭和十六年度

- 一、役員会 一月十二日午后一時 社長宅ニ開ク。監事町田潤一郎欠席、前年度報告書承認、第三十一回総会招集ノ件ヲ議決ス

- 一、総会一月十七日第三十一回総会開会、例式、皆勤者二十八名表彰、昭和十五年度社業報告、新井信示氏講話ヲ以テ閉会出席四十三名

- 一、婦人会二月五日関十代五郎方ニ高沼組婦人会ヲ開ク。出席婦人十六名。二月六日町田由喜蔵方ニ清水組婦人会ヲ開ク。出席婦人十九名。二月七日登坂喜平次方ニ寺社原組婦人会ヲ開ク。出席婦人二十三名

- 一、役員死亡 八月二十六日、監事町田潤一郎氏死亡セラル
- 一、応召入営 社員及社員家族左記九名応召入営ニ際シ賤別ヲ贈呈ス

町田重晴・関 利秋・町田 勇・町田 油・一場広吉  
 一場雅二・竹淵己代吉・町田嘉重・町田 栄

昭和十七年度

- 一、役員会 一月十五日午后一時、社長方ニ開催、全員参集。前年度報告書ノ承認ヲナス。総会ハ一般ニ多忙ヲ極メ且物資不足ノ折柄ナレバ全社員ノ会同ヲ中止シ各部落ノ常会ヲ以テ代行スルコトトシ婦人会ハ例年通り開催ト決ス

- 一、総会 一月二十七日寺社原組、一月三十日高沼組、二月十七日清水組各常会ヲ以テ之ニ代ヘ社業報告、役員改選報告ヲナス

- 一、婦人会 二月五日高沼組出席婦人十一名、二月七日清水組出席婦人十八名、二月七日寺社原組出席婦人二十二名

- 一、社長死亡 三月二日社長町田庄蔵死亡、同日葬儀ニ際シ香奠ヲ贈ル

- 一、寄贈 四月十九日町田浩蔵ヨリ国債額面金五拾円ノ特志寄附アリ

- 一、社内出征入営 当社本年度入営応召者次ノ通り  
 町田 勝男・安原 金平・飯塚今朝次郎・竹淵 豊彦  
 安原福之助・竹淵 清一・一場悦樹・安原 政一以上八名

昭和十九年度

- 一、役員会 一月十五日午后一時開催、十八年度報告書承認、役員改選、総会省略、婦人会開催等決定、副会長町田研作、安原嘉十郎欠席

- 一、婦人会 二月六日高沼組町田波雄方、二月七日清水組一場昌平方、二月八日安原繁八方ニ開催ス

- 一、入営応召者 町田五作外十四名(氏名略)

- 一、戦没者 戦死者竹淵己代治君ノ村葬、十二月十四日ニ執行セラル

一、寄贈 一月五日高橋武雄氏ヨリ書籍十五冊寄贈セラル

昭和二十年度

一、一月十五日役員会招集、寺社原組役員欠席ノ他全部出席、昭和十九年度報告書承認ノ上左ノ件ヲ決定ス

一、総会ハ当分省略、婦人会モ中止ノコト

一、役員会、必要ナキ限リ省略ノコト

一、土台金収入増加ヲ図ル為積立金元利利子ノ利率ヲ引下グルコト

一、本年度ヨリ精勤賞ヲ中止スルコト

一、本年度ニ於ケル当社内ノ入営応召者左ノ通りニシテ夫々銭別ヲ贈呈セリ

一場巳喜雄外十名

一、本社内ニ於ケル戦没者左記四氏ノ葬儀ニ際シ夫々香奠ヲ贈呈セリ

一場広吉 町田留三郎・関崇・松本

一、一月高沼組内ニ疎開転入セル小沢氏ヨリ特志寄附金百円ノ寄贈アリ。土台金ノ繰入レタリ

(山田 町田浩蔵蔵)

一五 昭和十六年九月廿七日大政翼賛中之条町壮年隊文化部

常務委員会提案事項

一、庶務ニ関スル事項

1 文化部事務関係ノ処理 通信連絡会計等

2 本隊各分隊、各部並ニ区常会部落常会各種団体ノ連絡ヲ計

リ文化部事業ノ強化徹底セシム

3 文化部常会ヲ毎月一回開催シ、事業ノ方針経過ヲ報告シ、

以テ事業方針ヲ樹立シ文化事業ヲ時局即応ノ体制ニ置ク

一、教化ニ関スル件

1 一文化部講演会ヲ開催

2 文化部映画会ヲ開催

3 教化的紙芝居及家庭用十六ミリ映画(部落常会、其他ノ集

合)

4 文化部報ノ発行

5 郷土研究

一、厚生ニ関スル件

1 生活改善(糧食改善・栄養食ノ普及・併セテ尊米運動ヲ実践ス)

2 空閑地利用(空閑地荒地ノ積極的利用ヲ計リ其ノ指導奨

励ヲナス)

3 貯蓄奨励

4 勤勞奉仕及出征遺家族ヘノ奉仕

5 保健衛生救護等ノ研究実践

四、鍊成ニ関スル件

1 国体觀念ノ明徴、敬神崇祖ノ涵養

2 心身錬磨

武道奨励ラジオ体操ノ普及

町民運動会(秋季一回開催)

楔、座禪、登山会、強歩会(適當ノ時期ニ開催)

官公署、会社、工場等団体へ体操講師派遣ノ斡旋

(伊勢町 木暮久弥蔵)

一、金貳拾八円也

一、金八拾八円八拾八錢

一、金拾円也

一、金壹円六拾七錢

計金七百參拾壹円六拾錢

支 出

一、金七百參拾壹円五拾參錢

収支差引金七錢

剰余金処分

一、金七錢

神社経費ヨリ補助

残 木 売 払 代

繩、竹 枝、売 払 代

前 期 繰 越 金

支 出 金 総 額

翌年度繰越金トシテ次年  
度幹事へ引継

支出内訳

種 目	金 額	附	記
春季大祭典	二六・八七 <sup>円</sup>	金十円十一錢 金三円	諸神 雇饌料 金九円七十六錢 消耗品費
祇園祭費	一五七・四七	金四円三十五錢 金九円七十錢 金二十一円三十錢	諸神 雇馬饌料 金七十八円六十五錢 金四十三円四十七錢 消耗品費
例祭費	一〇九・二二	金四十六円五十八錢 金四十四円七十二錢 金四十四円	神々 雇饌料 金二十四円七十錢 金十九円二十二錢 消耗品費
新嘗祭費	七・三八	金四円二十四錢 金三円	諸神 雇饌料 金十四錢 消耗品費

紀元二千六百年祭費	三〇・三五	金三円五十五銭	神饌料	金二十一円六十銭	賭消費費
□ □ 祭典	一一・八五	金三円四十五銭 金一円	神饌料 諸雇料	金七円四十銭	消費費
其他ノ祭典費	七四・三七	金四円三十二銭 金二円六十九銭 金五円十二銭 金八円八十六銭 金一円九十四銭 金三円九銭 金四円九十銭 金五円十六銭 金十九円四十七銭 金一円九十銭 金十六円九十二銭	神武天皇祭並中等学校入学奉告祭費 入宮兵祈願祭費 六月大祓祭費 道饗祭費 入宮兵祈願祭費(二回) 元旦祭費 元始祭並入宮奉告祭費 初市祭費 御神火祭費 春季皇靈祭並幹事交替奉告祭費		
鳥居建設工事助成費	一八五・一八	勤勞奉仕者手当及竣工祭費			
幟柁新設工事助成費	一六・六〇	材木代及諸雇料他雜費			
英靈殿補助費	二五・四二				
拜殿屋根塗補助費	一五・〇〇				
諸費	七一・八二	金十一円四十四銭 金三十九円六十三銭	電燈費 其他ノ諸雜費	金二十円七十五銭	印刷費
合計	七三一・五三				

本年度幹事ノ記念事業トシテ「出来ル限りノ節約ヲ為シ鳥居ヲ建設セン」ト申合セ幸ニ枯損木ノ払下モ許サレ幹事が七十余日ノ奉仕ニテ成就シタリ。余勢ヲ以テ幟柁ノ改築モ出来タリ。之レ全ク十三名ガ心カラ協力一致シテ勞苦ヲ厭ハズ神ニ事フルヲ專念シタル結果ナリ

右之通りニ候也

昭和十五年三月三十一日

祭長 田村丑十郎  
副祭長 小池由太郎・浅川源三郎  
幹事 飯塚静午・片貝泰藏・青木関太郎・劍持龍三郎・布施改治・山本求馬・蟻川郡平・江戸習二・木村常萬・金子久三郎

(中之条町 小池秀雄蔵)

### 第五節 教育

一七 沢田村報にみる戦時期の教育

◎農繁休業勤労調査

昭和十二年度農繁休業中児童勤労調査

学 年	調査人員		勤労総時間数		同上一人一人一日平均		一人一日最多最少		総見積金平		同上一人一日平均		一人一日最多最少		同上平均時間		備考
	人員	調査人員	時間数	同上	平均	一人一日	最多	最少	金	平	均	一日平均	最多	最少	時間		
尋 四 男	八	八	四、四、五	五、二	三、三六	一、五七	三	八、九、七	一、〇四	六、五	四、四六	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	休 暇 日 数 十六日	
尋 五 男	六	六	四、〇、五	三、九〇	四、八八	一、六六	三	九、〇、一	一、四三	八、八	三、五五	四、〇	四、〇	二、三	全		
尋 六 男	八	八	五、四、四	四、八三	四、八	一、六三	五	一、三、六	一、四三	九、〇	五、五〇	五、〇	五、〇	二、五	全		
尋 六 女	八	八	五、九、四	六、八三	四、八	一、六三	三	一、九、四	一、七	一、一	五、九〇	七、〇	七、〇	二、七	全		
尋 一 男	七	七	七、三、三	五、四二	五、四二	一、八五	四	二、六、六	二、五	一、〇	五、五五	一、〇	一、〇	三、〇	全		
高 一 男	七	七	七、一、九〇	九、三、八七	六、〇〇	一、八五	九	一、六、五、〇	二、〇	一、三、八	五、三三	一、〇	一、〇	二、三	全		
高 二 男	五	五	五、九、三三	三、六、九	六、四四	二、三三	三	二、四、七、七	五、九	二、七、〇	二、〇、六	三、六	三、六	四、三	休 暇 日 数 二十日		
高 一、二 女	七	七	七、三、三	一、四、二七	七、四二	二、四九	三	三、〇、三	六、二八	三、三、四	一、〇、七〇	四、〇	四、〇	四、三	全		
平均又ハ合計	三〇	三〇	七〇、七、九	九、三、九	五、三九	二、四九	三	一、七、三、七〇	二、九五	一、六、三	二、一、〇、六	二、〇	二、〇	三、〇	全		

農繁休業中の勤労調査をいたしました。実は昨年も調査票を配布して調査をしたのですが、記載に不備の点がありましたので思ふ様の統計が得られませんでしたので発表は見合せにしました。本年は次の様の表に纏めて見ました。どうぞ御覧を願います。

◎青年学校夜間演習

九月十七日 午後六時召集し、六時半行動開始、本校庭を中心に実施せり。規律厳肅且つ勇敢にして非常時気分漲り良好の成績を得て午後九時半散会せり。

◎団 体

九月七日 女子青年団支部長、婦人会支部長合同にて開催、出征兵士を送る慰問袋の件について協議

十月三日 午前九時より婦人会女子青年団聯合の総会を開き、女子義勇隊の組織其他につき協議をなし、午御一時より高崎聯隊区司令官横山大佐殿の軍事講話を聴講せり。

◎時局軍事講話会

十月三日 午後一時より本校に於て村内各種団体合同して高崎聯隊区司令官横山大佐殿の時局に対する有益なる講話を聴講せり。当日聴講者六百余名、午後四時半極めて盛會裡に閉会せり。

村報式五号(昭和一二・一〇・一〇発行)

◎御親閲第五年精神作興大会

吾妻郡小学校教員会にては、四月三日中之条校にて郡内小学校教員全員相会し、御親閲第五年国民精神作興大会を開催せり。当日の決議左の如し。

- 一、吾等ハ国民精神総動員ノ時局ニ際シ協心戮力、愈々日本精神ヲ昂揚シ卒先之ガ実践ニ邁進シ肇國ノ宏謨ヲ國民教育ノ上ニ光輝アラシメンコトヲ期ス

二、吾等ハ克ク時局ノ重大性ヲ認識シ、至誠一貫身ヲ以テ範ヲ垂

レ師表タルノ本分ヲ完ウシ、以テ教育奉國ノ実ヲ揚ゲンコトヲ期ス

村報式五号(昭和一二・一〇・一〇刊)

◎学校給食の実施

学校で栄養給食(弁当の菜)実施は、既に第三、第四、第五分教場に実施し其の効果を認めておりましたが、今度第一分教場にも六月一日より実施することになりました。尚実施に当り県よりは学校衛生技師戸井先生の御出張をいただき、児童全部の細密なる身体検査をお願いいたします。

◎託児所の開設

既報の如く農繁期託児所は六月廿一日より六月三十日まで十日間、村内四ヶ所に於て、毎日午前七時半より午後五時まで開催し、各所とも好成績を以て閉所いたしました。左に其の概況を掲げます。

第一託児所(山田、折田) 百十三名

職員本多・田村・宮崎・佐藤・水出・小池(伝)・小池(文)・日

根野諸先生、外善福寺殿

第二託児所(上沢渡) 七十三名

職員福井・高橋・町田・篠原・田中諸先生外、永林寺殿

第三託児所(四万) 六十九名

職員中沢・丸橋康・古屋・丸橋真・田村一・都築諸先生外に金

井まさ

本校託児所（下沢渡）七十一名

職員滝沢・角田・霞・飯塚・田中諸先生外に湯本きく、病氣事故等なく、出席も非常に良好でした。

村報式六号（昭和二三・八・一〇刊）

（第二小第三分校所蔵）

## 第六節 生活と世相

一六 戦時下の勤勞奉仕―関喜平氏の戦時日記から―

十月十四日（昭和十八年）

稲刈り隊

稔りの秋を迎えた。天高く馬肥ゆる候だ。田園には黄金の波が立っている。神々は稲穂に住んでいるかのように重く垂れている。

郡農家でまとめた稲刈り隊

国民学校児童	三万一千七十人
中之条農業学校学徒	一千八百人
吾妻高女学校学徒	一千六百人
青年学校生徒	二千六十八人
商業報国隊	三百四十人
養蚕業組合	一万一千二十人
青年団	三百六十人
鋤業組合	一千百人

合計四万九千三百人で今月二十日より来月下旬まで收穫戦争の

野に押し出し、サツクサツクと利鎌の奉仕を行う。

十二月一日

炭焼突撃隊 木炭も鬩つている。農家の収穫も終り、これからはおらが天下だと続々入山している。青壮年は炭材伐り、窯場作業、婦女子老人は炭俵編み、学童は炭運びと余つた労力は一人もない。それで炭焼突撃隊を結成した。頼もしい銃後農民の姿だ。

木炭は家庭燃料ばかりでなく、交通機関の燃料、軍需資材として大きく浮び上つた。それで県と大政翼賛会では木炭増産競技会を行つている。その年間優勝は利根郡片品村に奪われたが、二位以下四位まで吾妻郡の頭上に輝いた。

第一位 片品村 第二位 沢田村 第三位 坂上村  
第四位 岩島村

沢田村は割当六三万貫に対し六六万二千貫の実績であつた。炭焼突撃隊のおかげであつた。

昭和十九年一月三日

女子勤勞挺身隊 敵はガダルカナル島に上陸してから桂島飛びに進攻し、アツツ島守護隊員全員玉碎、マキン、タワラ島も全員玉碎するなど、戦局は日本軍に不利のまま新年を迎えた。

血戦の年の冒頭一月三日、中之条役場へ女子勤勞挺身隊へ志願者が四人現われた。

蟻川とみさん(一九) 西中之条、小林ていさん(二〇) 中之条

町、竹淵ひささん(二一) 中之条町、唐沢すすみさん(一九) 西中之条の四人だ。蟻川とみさんは蟻川町長の娘、銀行から就職の交渉があつたが、飛行機工場で働きたいとけなげであり、小林ていさんはお手伝いさん。竹淵ひささんは商家、唐沢すすみさんは農家で、それぞれ一機も多くと愛国の赤誠をみせている。前線では一機でも欲しいとき、健気な四人娘が現われ、生産陣を喜ばせている。六日結成式、八日中島飛行機製作所に入所し、戦闘配置につく。

二月十八日 学徒総出動

吾妻郡には泥田が多い。泥田を改良して食糧を増産しようと学徒総出動方針が決まつた。

中之条農業学校 今月二十八日から来月十八日までの十九日間、延三千二百人が町村に宿泊して耕地改良工事に挺身する。

吾妻高等女学校 延三千九百二十人の娘部隊は通勤で改良工事に協力する。

学童 延七万八千六百三十六人は三・四月の両月にわたり土木作業をしたり、麦踏み、堆肥製造に協力する。

以上のように学徒総出動態勢が決定した。若い男性は徴兵に徴用に召集され、女子は勤勞挺身隊に出動し、今また学徒の総出動が決まり、愈々時局の重大さは加わつた。



## 一五 昭和二十年八月女学生の戦時下家庭勤労日誌

吾妻高女三ノ一 望月 泰子

八月三日金曜日(晴) 二十九度 起床四時半

今日から約二十分間家庭勤労奉仕です。

時局愈々緊迫の度を加へた秋、家庭勤労のあることは国家として本場に頼もしい事だと思ひます、私の様なかよわい手でも一生懸命働けばお国のためになるのです。今日からは健康で働けます様に近処の氏神様へ弟と二人で参拝しました。帰りに学校で宿題と

されている薬草(どくだみ、げんのしようこ、おまぼこ)を採集しました。朝食がすむと弟と二人で南瓜の畑の草むしりをしました。私達がむしつたせいが見ている間に伸る様な気がしました。あとで家の人達に話すと「随分気の早い子供達だ」と云つて笑われました。昼過からお客様がおいでになつたので御飯を炊いたり馬鈴薯を洗つたりたいへん忙しく感じました。夕方は少し涼しくなつたので弟と二人で勉強していると父の御用で伊勢町までお使に行きました。夕飯のとき父が「お前のやつた事でも随分たすかつたね畑が奇麗になつた」といはれました。明日はもつと一生懸命やろうと思ひ日記をつけて寝ました。

八月六日月曜日(晴) 三十度

起床五時  
就床九時

昨夜は九時頃から警戒警報が発令され、十時頃になると、空襲警報と共に一点七点の退避信号が鳴り響きました。父は家の人に

「あわてずに早く防空服装をして壕の中に入りなさい」といはれました。夢中で弟をおぶつて壕に入りました。後から母や姉も入りました。私はついあわてゝ手足がぶる／＼ふるえてしまいました。父は入らずに一生懸命監視して下さいました。私の家では壕が二つあるので大へん助かりました。一つはこの間家中で掘つたもので少くも五人ぐらい入れます。一つは大きいので二十人ぐらい入れますので近所の壕のない方に入つてもらいました。壕の中ではみんな口ぐせの様に「かたきはきつとうつてやるぞ」と叫んでおました。

八月七日火曜日(晴) 三十一度 起床五時半  
就床八時十分

今日は第一回の召集日で全員学校へ集合することになつておりました。けれども私は昨夜から急に熱が出て学校へ行くことが出来ませんでした。みんなに暫く会はないので今日を楽しみにしていたのに自分のちよつとの不注意から病氣になつたことを心から後悔しました。昼前は何もたべず寝てばかり居ました。寝て考へる事は本当に健康の有難さでした。

これからは体を大切にして病氣などは自分の体に寄らないやうに頑張らうと思ひます。昼過になるとお友達が学校から帰つて来て先生のお話の草を十貫刈ることを伝えてくれました。夕方頭の痛いのがなつたので弟と西中之条の方へ草刈に行き薬草も一緒に取つて来ました。帰つて来るとお風呂もわいて居たので汗をぬぐいぬむい目をこすり乍ら日記をつけて寝ました。

八月八日水曜日(晴) 三十二度 起床五時  
就床九時

今日は大詔奉戴日なので五時に起床して柴宮神社へ参拝し境内の掃除をして帰つて来た。それから友達と五反田の方へ草刈に行きました。家の人はいつも「お前の様なものは草は刈れないだらう」と云つて馬鹿にするので私は今日は一つ思ふ存分刈つてやろうと思ひ一生懸命刈つたので背負子に一ぱいになりました。帰つて来ると家中の人は本当にたまげた様な顔をしました。どんなに力はなくとも「しよう」と云う精神さえしつかりしていれば大人にもまさる力が出るのだらうと思ひます。昼過は物象の勉強をし夕方御飯を炊いてゐると宮崎先生が家庭勤務状況を調べにおいでになられた。夕飯後弟と二人で近郊の田圃に草刈に行きました。明日は朝暗い中に草刈に行くので友達に約束したので枕時計をかけた日記をつけて寝ました。

八月十五日(晴曇) 三十度 起床五時  
就床九時半

今朝は五時に起床し仏壇に御燈明を上げてから御飯を炊き家中の掃除を全部すませました。叔母様が家に帰られるので伊勢町の汽車の駅まで送りました。それから庭の草むしりをして奇麗に片付けました。正午には天皇陛下の有難いお言葉を拝すので十一時半になると家中机のまわりを囲み正坐していました。まもなく時計が十二時を打つと天皇陛下の敵かなお声がしました。あまりの有難さに家中涙を拭ふばかりでした。一億国民はこの陛下の有難い御心に答へ奉ると共に今までの力のたりなかつたことを心から

お詫申上げなければならぬと思ひます。八月十五日遂に我國は米・英・ソ・支那に対してポツダム宣言を受諾しました。私達日本人にとつて八月十五日こそ一生涯忘れることの出来ない日です。私はあまりの残念さに泣いても泣ききれません。特攻隊で戦死なさつた兵隊さんや名譽の戦死をとげられた兵隊さんに御燈火を上げて心から感謝の意を表しました。

八月十九日日曜日(晴) 三十二度 起床五時  
就床九時半

今日は臨時全校召集日なので学校へ集りました。講堂で詔書の奉読式がありました。あまりの有難さに校長先生をはじめ諸先生方はみな目に涙さへ浮べて居ました。私達生徒一同も天皇陛下の有難いお言葉と敵米・英・ソ・支の惨酷な振舞にくやくやく思はず涙をこぼしあちこちに隣泣きが聞えて来ました。又群馬県知事高橋閣下は告諭を發して県民を心から力づけて下さいました。校長先生の訓話に何か感ずるものがありました。国民の進むべき道は唯一つです。この道を齎進して天皇陛下をお守り申上げなければならぬと云う事を細々校長先生がお諭し下さいました。奉読式がすむと学級訓話を致しました。唐沢先生が国民の進むべき道は唯一つきりないのであるから次の様な事柄を守りぬかなければならぬとおつしやいました。

- (一) 精を出して働くこと
- (二) 実力をしつかりつけること(科学)
- (三) 外交を注意すること

八月二十日月曜日（晴）三十三度 起床五時  
就床九時半

今日で約二十軒の家庭勤勞奉仕も終りとなりました。長い月日も夢の様に過ぎていました。この間には本当に良く働きました。又なまけた事も少しはありました。楽しかった事も又困を挙げての歎き悲しんだ八月十五日私達日本人には一生涯忘れることが出来ません。今日は朝から学校の用意でした。休中の宿題を全部整理したり制服や運動服の皺を押し名札をつけたりしました。

（中之条町 平形泰子蔵）

### 一八〇 戦時期空襲警報の記録―関喜平氏の戦時日記から―

#### 空襲警報記録（昭和十九年）

サイパン失陥し、帝都の空襲は必至となつた。来るぞ、来るぞ―の心構えは十分にできた。さあ、いつでも来い。神州日本を犯せるものなら犯してみよ。

十月一日 この日から手始めにやつてきた。午後一時であつた。私は中之条国民学校講堂に開かれた国民総蹴起運動懇話会（木暮最上代議士、蟻川県議出席）に臨み、最上代議士の開会挨拶中に警戒警報発令になつた。直ちに閉会解散となつた。私は歯をくいしばつて出る。空は一点の雲もなく晴れていた。総蹴起運動で百万遍の言葉を要するよりこの空襲でどんなにか奮起したかしかない。やがて空襲警報発令、敵機は帝都上空高々度に来て偵

察。

十一月五日（略）

十一月七日 前田普羅を迎えて婦恋村三原の中居屋旅館で句会が開かれた。私はそれに出席して間もなく警戒警報であつた。十二時少し過ぎていた。敵機は邑梁郡小泉の上空を翔んでいるから警戒して下さいと警防団から注意があつたと宿の方から云つてきた。やがて空襲警報発令。敵機は二機うち一機は帝都上空、一機は小泉上空、一万メートルの高々度から偵察して去つた。

十一月二十四日 前回から十七日目だ。またも十二時の定期便だ。私は町内を歩いていて警報を接受した。急いで帰宅、監視所に立つた。晴天だ。天には一点の雲もない好日和だ。敵機はこういう日和の日に翔んでくるんだなと思つた。横鎮情報は刻々に放送になつた。遂にB 29の大拳七〇機編隊は来襲した。帝都へ爆弾は投下された。三時解除になつた。B 29の空襲は今日が初めてだ。

二十五日 またもこの日、十二時に警戒警報発令、伊勢町を歩いてこの情報を接受、急いで家へ引き返し監視所の配置につく。だが警戒警報だけで終つた。

二十六日 警防団の連合演習日だつた。今日も十二時警戒警報は鳴つた。急いで帰宅、監視所の勤務につく。空襲には至らなかつた。

二十七日 午後一時三分空襲警報発令。中之条役場にて接受。

銀行の大扉は閉つて行員は屋上にのぼつて大空を見張つていた。警察官は鉄兜を背負い本署に駆けつけてゆく。学童の列は路地から路地を通つて帰つて行つた。警防団は通行人を整理する。物々しい街頭風景だ。少数機の敵機編隊、遂に帝都に侵入被害はなかつた。

二十八日 最初の夜間爆撃だつた。私は矢竹製炭場にいた。夜十一時だつた。空襲警報の鳴るのをきいた。ランプを消した。電燈のない村へ来てランプが恋しくてつけたまま寝たのであつた。午前三時空襲警報は解除になつた。

さらにまた午前四時すぎ警報の鳴るのをきいた。果せるかな！焼夷弾を投下した。帝都は大火災を起した。市民の苦悶が思いやられる。

十二月三日 大掃除だつた。午後二時空襲警報発令。七十機敵編隊来襲。帝都に爆弾が投下された。わが航空部隊は迎撃、準備態勢の整つた中に飛びこんで、その三割の二十二機を叩き落されて遁走、わが神鷲は体当りで陥したもの四機にのぼり、一億国民に深い感銘を呼んだ。

七日 午前二時空襲警報発令、二時間で解除、はつとすると六時またも空襲となつた。一時間で解除となつた。帝都に焼夷弾は落された。

八日 またも午前二時空襲だ。一時間で解除、正午より二時間は警戒警報だけ。

九日 午前四時半より一時間、十時半より一時間、夜八時より一時間、何れも警戒警報。空襲には至らず。

十日 夜七時半より一時間空襲、私は監視所に立つ。寒い夜だ。空には星が輝いていた。その星も凍るようだ。横鎮情報は刻々放送された。その都度きき耳をそば立てる。夜間は隣保班員二名が監視所に立つ。昼間は一名で各一時間で交代だ。

帝都へ少数機で侵入。焼夷弾を投下した。一時間で解除、いまや国内は前線と化した。

十一日 早晩三時空襲警報発令。身仕度を整えて家にて待機。暗闇でも整然と仕度ができる。子供たちはモンペを枕元に置いて寝るようになった。

十二日 午前零時すぎ警戒警報発令。一時間で解除

午前三時半、またも警戒警報。一時間で解除。夜七時空襲になつた。一日に三回の来襲だ。執拗な敵だ。身仕度を整え監視所へ出て行く。第五班の婦人監視人が闇の中で全く空襲とは別問題の医学の話をしていた。土地の者ではない。疎開した者か、役人の妻女であろう。情報によれば帝都は焼夷弾を落されたという。

十三日 前夜の空襲で寝不足のため今日は早寝をしようと思つたばかりなのにまたも空襲だ。時間は午前零時、畜生よく来やがる。これでは神経をやられる。帝都の市民は大変だろう。その都度防空壕へとびこみ、敵機の退去を待つのだ。寒さのなか体を傷める者も続出しているであろう。子供幼児老人妊産婦病人は速か

に疎開すべきだ。子供は明日の日本の宝だ。宝を守るために――敵機は午前一時までに一機やつてきた。情報は長野地区侵入を報じていた。

十八日 四日間空襲はなかつた。そのあげくに大挙してやつてくるぞ。そうゆう風に思へるのである。果せるかな、今日の空襲は名古屋を主力に、近畿中国と広範囲に七十機が数梯団になつて来襲した。関東地方は警戒警報だけだつた。後に判明したのでは来襲機の半数を屠つたといふ大戦果だつた。

十九日 今日も警戒警報が発令になつた。午前一時のものは、たつた一機の偵察、同十時のものは二十七機、九州地区へ来襲したのだつた。中華基地から来たものだつた。マリアナ諸島も大型機の基地化が成れば、来襲機が日に何百となるのは必至だ。来れば来れ、打ち落してくれん。わが神州には特攻隊の体当り機が時節到来を待ち構えているのだ。

二十日 深夜警戒警報が発令になつた。不覚にも点鐘をききもらした。申訳ないと思ふ。毎夜のことです寝込んだ矢先のことだつたと推察される。これがもし空襲警報だつたらどうしよう、さいわい警戒警報でよかつた。大いに戒心すべきことだ。

二十一日 夜も九時すぎ警戒警報が発令になつた。

二十二日 午前十二時半頃、厚田山の炭場に急いでいるとき、警戒警報をきいた。すぐ空襲になるかと思つたが、空襲にはならなかつた。そのまま炭焼場へ行つた。

今日は名古屋から近畿地方の空襲だつた。百機内外の編隊は名古屋から侵入し、爆撃を加へたのであつた。ドイツの大進撃が始まつた。米英軍の第一線を突破してベルギー領へ侵入、各所に撃滅戦を展開した。米英軍を海へ追ひ落せ。

(中之条町 関喜平蔵)

## 一八 戦争末期の町民生活(抄)

―昭和二十年小池秀雄氏日記から―

### 昭和二十年

一月一日 零時頃伊勢宮参拝。警戒警報発令中だつたが、吾妻は至極平和なり。午前十時国民学校の拝賀式に参加、正月も松竹だけだつたが、飾りもなく簡素で静かな元旦なりき。亀屋の賢太郎君の立振舞に招かれる。

二日 賢太郎君の出発を見送る。十時すぎ国民学校にて長野原線開通修祓式に行く。雪が二・三寸積る。

八日 区常会、派出所の部長の防空燈管についての話あり。

九日 今朝は警戒警報から空襲警報になり、東京方面では相当の被害ありし模様。

十日 茶の配給始まる今日は四区六区九区だけ。

十一日 初市、木売りの店二・三見へて町内は賑かだ。一・二・三区の人が茶買いに来る。中之条茶配給代金一四五〇余円払込み

をする。

十二日 午後本家と一緒に餅つき、四日つく。フィリピン敵は九日より上陸を開始し、ルソン島のリンガ湾方面へ上陸したとのこと。

十四日 本年は特別の催しはなく静かなり。(ドンドド焼、鳥追い祭)飾松を裏庭で焼き、家中だけでドンドド焼をする。

十五日 午後二時、金幸にて商工経済会主催、長野原鉄道開通懇談会あり。鴨三氏も町村長会の初会議に出席、帰りに寄る。

十九日 午前二時警鐘に目がさめ、原町方面が火事。自転車で行く。警察署が火事なり。午前五時帰宅

二十二日 金幸にて警察署問題の会合、明日手分けして各町村長を訪問することになった。

二十六日 夜中三回も警報が発令され騒がされた。日中飛行機一機西空さして飛び去った。

二十七日 午後二時、空襲警報発令され、第一編隊のB29群が東京に侵入、中心街には相当の被害ありし模様、四時頃解除される。

二十九日 各方面に火事と風邪引きの話多し。

二月四日 午後一時より町会、警察署問題で前後措置及び今までの経過報告あり。

十日 三時頃空襲警報が出て関東北部に相当被害あり。敵機九十機侵入ありしとのこと。

十一日 午前十時国民学校紀元節の拜賀式に出席、警戒警報がある。沢渡に火事あり。昨日の米機突襲は太田町へも投弾して相当の被害ありし模様。

十六日 小池遊正氏農学校の農業土木科新設に対し寄附証明の為県庁教学課に行く。……今朝七時頃から米の機動部隊による小型機の空襲をうけ、終日警報にて太田も機銃掃射をうけた。

十七日 昨日に引続き七時頃から米の小型機による空襲が始つた。帰りに学校構堂にて農業会の演芸会あり。戦況は敵コレヒドールはじめ硫黄島の上陸作戦を始めた。その他静岡名古屋等も一斉に空襲を加へて来る。表作は乾燥害にて憂ふべき状態である。

二十一日 九時町会(予算編成)夜五時町会後の懇親会(魚友にて)

二十五日 朝から米の艦載機B29七機以上の空襲あり。終日続く。

三月一日 節句市、雛屋がいくつか露店を張る。

四日 空襲警報が出て、又東京方面はB29の来襲をうけた。

十日 本日零時過、空襲警報が出てB29帝都へ百三十機も侵入、二時四十分頃爆撃さる。今月は隣組防空壕掘りをする。島村劍持橋本屋と自分の家の四軒で裏の竹藪へ横穴式に掘り始めた。夕方六時頃迄掘り第一回を終る。在郷軍人は各戦死者の墓参に歩いてた。

十一日 河内屋の東京の店も空襲のため火災にあい今朝帰つて

来たとの由。

十三日 今朝もB 29大阪を空襲。

十四日 壕掘り。高崎の樋口が疎開の家を見付けに来る。

十六日 壕掘りも大分慣れてきたので疲れたなからも身体がしつかりしてきた。

十七日 十日より始めた防空壕も北東口の穴が貫通した。

十八日 九州方面に米機動部隊が現はれ、延八〇〇機位の艦載機が来襲した。

二十一日 (前夜高崎泊り) 九時頃出て飯塚電車停留所へ行き、ここで乗れず高崎駅前に行き、又十時の電車にも乗れず、十一時半まで待つて、これで渋川へ来て、ここも人混みのため四時の省営にてやつと帰宅した。高崎前橋はじめ渋川駅前も罹災疎開者と彼岸中日の墓参人のため混雑、高崎から家へ帰るまで八時間余も費したことは全く始めてのことである。

二十六日 食糧品組合の責任者の配給所会議、非常事態に対する配給所の覚悟その他について

二十七日 九区松根油掘りに猪窪山へ行く。最初は仲々見当らなかつたが、大いに頑張つて掘つた。婦人が多く荒仕事だけに容易でなかつた。大体五〇〇〇六〇〇貫匁を採る。敵機動部隊は愈々沖繩列島に向つて進行して来て盛んに空襲艦砲射撃をしてきた。特攻飛行隊は大型戦艦十隻を撃沈破した。

二十八日 松根掘り(第二日目) 二日で千五百貫匁掘つた。

二十九日 今日も松根掘り。

三十日 二時頃から防空壕の仕上げ作業、夕方までに大体出来上つた。

四月二日 防空壕も今日をもつて完成した。三月十日から今日までかかつたが、六時半頃から栃木屋で防空壕完成祝をした。

四日 今晩一時頃、空襲警報発令され、関東北部にB 29侵入、照明弾を投じ続いて焼夷弾爆弾投下、何処であるか不明なるも起き出して東空方面より響いてくる高射砲の爆弾の音を近所の人々と聞く。愈々内地の戦の音を聞くこととなる。三時半頃まで空襲続く。

五日 小磯内閣総辞職

六日 夜明けに浅間山の爆発

七日八日 八時頃B 29その他関東地区へ百二十機侵入投弾、名古屋へも百五十機侵寇。

十二日 今日も空襲警報発令、B 29静岡関東地方へ侵寇。

十四日 前橋経済会における菓子整備更生金庫の話の聞きに行く。

十六日 三時頃、沢渡温泉大火、実に大火にて牧場より始まり、温泉、湯原、久森等の部落を全焼して山約一千町歩、人家二百戸近くを焼失する。一戸一人づつ応援を求められ、夕方火消しのため湯原まで行く。樋口老人夫婦沢渡より避難して来る。

十七日 原町に行き、火事対策を協議、原町より罹災者用の味

増醬油を積み自動車で理事長と沢田村へ行く。

二十日 伊勢町の駅へ正田の醬油六二〇本、食油二六九本同時に入荷、各地へ引取り方を手配する。

二十二日 今日も警戒警報が二度出た。又沖繩決戦は愈々敵の大攻勢により本格的となつた。

二十四日 夜役場にて松根油増産と橋本海軍報道員の話があり、聞きに行く。

二十八日 郡農会の塚田君に召集がきた。

三十日 塚田高橋両中尉その他将校連が出発するのを見送る。

五月一日 節句市、別に家として売物もなく飾物の露店も刃前へ二・三店出たばかり。

二日 八日より役場にて常会あり。ドイツもベルリンに露軍が侵入し或は降伏せるやの報道あり、ヨーロッパも愈々戦争の結末に至るの感がある。

五日 茶卸統制組合総会に出席する。

七日 寒く薄氷、相当霜がふる。馬鈴薯の芽など真黒になつた。

八日 婦人会ボロ集めに出る。

十一日 国民学校にて十六柱の合同町葬あり。

十五日 今日から又松根掘り始まる。今日は北側の人が出る。

十六日 今日南側の人の松根掘り十時より二十八人程、宮沢

山に行く。夕方四時迄に三五〇貫目役場の庭まで運搬して午後六時に引上げた。

十七日 北側の人松根掘り

十八日 南側の人松根掘り、三十九人、四五〇貫、七時半から六時十分まで

二十一日 松根掘り、四十二人、四百貫目

二十三日 松根掘り、十一時半から四時まで

二十四日 今晩帝都近くに米機米襲二時間にわたる。東京の空は真赤であつた由。松根掘り。食糧品組合定期総会

二十五日 空襲警報が出てB 29一機飛行雲を引いて利根上空より新潟へ行くのが見えた。夜十時二十分から〇時二十分にわたり空襲があり、京浜地区は大部分やられた。中之条上空も信州方面より東に向つてB 29が一機飛んだ。

二十九日 米機大挙空襲、京浜方面は相当の被害あり。

六月一日 芳雄君、三度目の応召で千葉へ行く。

十日 利吉氏夫婦は七時頃東京へ弁当持ちで出かけて行く。朝警報が出て九時頃には京浜地区等に相当の被害あり。

十四日 第二次整備の打合せ会が織維組合であつた。

十六日 田中氏が来て国民義勇隊の駅荷揚物の勤務奉仕をする話をしてゆく。

十九日 今朝も出征兵の自動車会社前から立つのが大分あつた。



二十六日 沖繩本島全員戦死、悔しいかな敵の手に渡す。

三十日 原町駅竣工

七月六日 今日組合として中之条へ勤勞奉仕に出る。上ノ町徳間茂重郎方で麦刈りをする、米機中部より関東地方に入り相当被害ありし模様。

八日 東村へ勤勞奉仕に出かけ、新巻大前前に集る。奥木柴三郎方に行き田植をする(九時から四時半まで)

十日 五時十分、警戒警報発令続いて空襲警報になり、日本近海に機動部隊来り、関東全部にわたり終日小型艦載機を以て空襲し来り、前橋高崎方面も長時間にわたり機銃掃射投射の被害ありき。

十一日 五時半起床、今朝の報道によれば、昨日関東方面に来襲の敵機は延八百機余、全国的に米襲機を合計すれば、B29他小型その他にて千九百数十機と云ふ。愈々内地戦場化となる。

十五日 区長会議に代理として出席、士官学校の教師の宿を民家より見付け出すとのこと、中之条へ八十名を泊らせる予定とのこと、今年の夏は涼しく、まだ蚊帳をつらず毎日楽々と寝られる。

十七日 夕方区長と士官学校教職員の宿舎の民家への割当につき区内をきき歩く。大体予定通り承諾して貰う。夜十一時四十分頃よりガラス障子を震動させて目のさめる様な音が続いて聞えてきた。やがてラジオの報道により日立海岸より水戸方面を敵艦隊

による砲撃と知れた。愈々戦も身近かに迫つた感を深めた。

二十日 相変わらず天気はつきりせず。農作物の成育に對し心配する。十時組合で責任者会議、動員署へ要員登録。味噌醬油等について協議する。

二十三日 前橋食糧品統制組合へ醬油疎開の会議に行く。自転車にて五時半家を出る。八時少しすぎ渋川着、電車にて前橋へ出る。

三十日 空襲警報発令、渋川も駅その他を襲撃された。其響は中之条へもしびれて聞ゆ。

三十一日 祇園祭も宵祭であるのだが、本年は何の催もなく祭気分なし。

八月一日 祇園祭なれども本年は神社にて祭典をするだけ。午後伊勢町の講堂で演芸があつた。夜八時頃から警報が出て全国的に空襲があつた。

三日 五反田割田勝三郎氏方へ衣類疎開として茶箱につめたもの三箇を送る。十時半から理事長代理として吾妻線開通祝賀会に出る。解散後坂西青柳両氏と三人にて中之条―渋川間を試乗する。渋川で用を足し、二時三十五分の列車にて帰条する。三輛連結にて至極乗心地よし。

五日 夜八時半頃より空襲警報が出て前橋を中心にB29の爆撃あり。前橋の市街は八分通り火災で焼失する。午前三時頃まで続く。待避して壕に居り、三四時間恐怖の時を過した。

六日 昨夜空襲のため眠りが足りないので疲れてしまった。午後原町の組合に行く。皆疲れたので眠がつている。前橋は七・八分通り焼失してしまつた旨確報あり。

九日 十時より役場に中之条区裁判所の調停裁判復活の開所式あり。今日は朝警報が一寸出ただけで一日中静かだつた。

十一日 何も売るものでもないが、盆市なので女子供の町に出る人が多く、家でもストック品や仏事用掛紙などを売る。

十三日 五時頃警報発令、朝から米艦載機の来襲延八百機余、中之条上空も十二機編隊など二三回通過する。

十四日 店では箸瀬戸物、空茶箱など売れて五百円余の売上げあり。夜は警報が出て東北地方、関東関西、全国的に敵機の来襲あり。

十五日 今朝にゆつくり寝た。正午天皇陛下の主要放送があるといふので起立してきく。遂にポツダム決議の無条件降伏の全面的承認の勅語をきき、慟哭教時にわたる。昭和十二年以来の苦心奮闘も水泡に帰し、遂に米英露支の軍門に降るのやむなきに至れり。我が軍部の不見識、科学の相違大にして及ばざるを其の因といふ。香しからざる記念日とはなりぬ。

十六日 昨日の重大発表をきき、皆気抜けして了い、愈々戦敗国日本としていかに取扱はれるか、会ふ人毎に無条件降伏の憤慨話である。九時に出て岩島村役場へ行き卵を受取つてきた。万年屋の老母死去、午後五時頃葬儀見送る。更に今後の方針も定ま

らず仕事も手に着かず。鈴木内閣総辞職、東久邇宮殿下に大命降下。

十七日 組合に行く。別に決定方針もなく事務も進まず、店へも不平組の連中がポツポツ見えて賑かだ。十五日以後店の売行はピツタリ止み前途の指示を待つ姿となる。

(中之条町 小池秀雄蔵)

## 第六章

# 昭和戦後(終戦直後)期



昭和二十年衆議院議員選挙における街頭演説

## 一八 昭和二十三年三月中之条町自治警察の新設と育成

— 小池遊正「町政回顧三十年」から —

地方自治法の改正によつて必然的に人口五千以上の市町村に自治警察が独立新設されることになつた事は一大変革であつて、果して町村長を主体とする自警の運営が達成されるかと云うことは、頗る疑念とした所であつて当時として世論も騒々として定まらぬものがあつた。私はこれに対しこの変革こそ民主国家の育成に役立たせる含みが多分もられた趣旨のものであると信じていただけに、難事は難事として施行と同時に各町村当局でも自警返上論を唱えるものも方々に起つてきたのであつた。私はこの大改革が一朝にして成らざることは百も承知の上で町民や各町村当局者等が冷静にその推移を見るべきことを促したのである。

中之条署は殆んど仮庁舎とも云うべき程度のものであつて、もとの巡查派出所を改装して間に合せることにしたのである。これも中学校の建築や検察庁や地方事務所の新築が目の前に迫つていた関係もあり消極的態度を採らざるを得なかつた。町長の推薦議会の同意を以て任命される最初の公安委員は、平田源次郎、田島栄吉、桑原準一の三氏に決定され、平田委員が委員長になつて発足したのである。又初代署長は県国警から代田警部補が任命され赴任したので、署員十一名に雇小使等をもつて中之条自治警察署は構成されたのである。

アメリカ当局は警察民主化の目的で地方自治伸長の方途を画する為には日本の警察制度の大改革を勧告示唆しその必要を認めたと、経済力に於て殆んど貧困なる人口五千人位の田舎町迄がこの制度に則つたと云うことは一寸行き過ぎの嫌いがありはせぬかと、私等は当時杞憂に堪えなかつたのである。然し果して実施と同時に総ての方向に隘路があつたので、費用という面のみに於て簡単に考へる町村民の間にも大きな疑問と、これを否定せんとする空気が強くなつたのである。なるほど経費の面からみれば政府より交付される平衡交付金では全経費の七割位しか当らないかもしれぬが（この割合は町村財政の内容によつて違ふ）、例えば私の町でこれをみれば五十万乃至百万円の不足を町が補い支弁するとして、一方署員を含めた署の経費が三百万円以上も町に落ちて吸収されるとしたら町として経済的にもかえつて利益しておるわけである。況や郡都として又国警の影もなく地方事務所のあるわけあり裁判所検察庁など司法事務の中心であるこの町が警察力だけ欠けておるといふ変則があつてはならないと思う。私はかつて町田町長時代、当時警察部長や榎田検事正に向つて町議として大いに原町署の中之条への移管の為運動したことを覚えておる。その発端とする所は小原直法相が中之条裁判所を視察した折、ここに警察がないのは奇異とするといふことを洩らされたことなどである。次いで最近原町署が全焼の砌、即ち木暮寿雄町長時代、私達町議は全員一致して出県して猛烈に招致運動をしたのであるが、

当時県当局は中之条へ移すことに対して賛意を表しながら大事をとつて現在地へ新築したものである。警察制度の改革という偶然のことから中之条へも小さいながらも独立した署が出来たのは当時町長である私としては年来の目的が叶つたわけで、しかも何ら原町との確執もなく自然のまま施行されたのは郡の平和の上からも至極愉快とする所であつた。従つて中之条としては勿論、町の警察を維持することが原町との間に将来への紛争もなく又この発展の為、更にアメリカの意図する地方自治確立の為、その根本精神に於て偉大なものがあることを忘れてはならない。民主警察の育成は二年や三年で出来るものではない。たとえ少しの不満があつても旧態の官僚主義の警察を憧れるようなことが仮にもあつては、日本の自治制度は又々天井を打つてしまうという人が何人あるか、私は真に憂いを分つ人の多からんことを希うものである。官僚主義の思慕敬仰など夢寝にも考うべきではない。私は大きい意味に於て、表面に現われた自治警察制度よりその精神をかい、かつ活かして行く為にも、郡民はこの認識を強めるとともに、この育成に就いて一段と犠牲を払うべきであると痛感しておるのである。

(中之条町 山口武夫蔵)

一三 昭和二十二年伊参村の農地改革

— 伊参村農業会「農地改革綴」から —

昭和二十二年一月十三日

伊参村農業会長

農業会吾妻支部御中

市町村農地委員選挙結果調査の件

一月十日附吾支総第四九二号の通知による標記の件別紙の通り報告致します。

階層別	農地委員	年令	所有面積		経営面積	牛馬所 有頭数	役職名	主たる職 業兼業名
			耕地	山林				
小作一	一	五	反		六・七七			農業
〃二	二	三	三		二七・五五			〃
〃三	三	四	三		三三・七元			〃
〃四	四	五			七九・〇〇			農兼材木
〃五	五	三	三		一四・〇〇			商
自作一	一	三	三	反	一〇・〇〇		一	学務委員 兼製炭業
〃二	二	四	二		一〇・五〇		一	農業
〃三	三	五	一		一〇・三三		一	〃
〃四	四	六	六		一〇・〇〇		一	〃
地主一	一	六	六		一〇・〇〇		一	〃
〃二	二	三	三		五・五三		一	主事補 農業者 事務員
〃三	三	元	元		九・九〇		一	協力委員 農業者

備考

- 1 村の特徴 大地主なく耕地の分布状態は稍均霑す。田畑面積は自給自足しうる程度
- 2 村の耕地面積四七一町、小作地一三五町、強制買上対象面積不在地主分見込三四町、在村地主分三七町
- 3 村内大地主なし不在大地主なし
- 4 農業会の農地改革活動中位
- 5 農民組合の有無 有、組合員数一一九名、結成したばかりで目立つた活動をしな
- 6 昭和二十年十一月二十三日以降の土地買上面積四町
- 7 今度の農地委員により農地改革はうまく実行され相です。

可。

告示第七一号

昭和二十一年十二月二十一日執行ノ農地委員会委員ノ選挙ニ付  
委員候補者タルコトノ届出テ為シタル者左ノ如シ

昭和二十一年十二月十八日

伊参村農地委員会委員選挙長

田 村 理 市

委員候補者	住 所	生 年 月 日	職 業	届出受理年月日	区 分
齋藤 五平	伊参村大字 五反田六六六	明治八年九月 三三日	農業	三月六日	自作

備考

割田董太郎	五反田二九	明治三七年二月 二二日	〃	〃	地主
山崎 義一	蟻川七	三〇年〇月 五日	〃	〃	小作
齋藤葛次郎	五反田六六	二六年三月四日	〃	三月七日	小作
綿貫 良一	蟻川六〇	四年八月三日	〃	〃	自作
蟻川 鉄平	蟻川六五	三年六月六日	〃	〃	小作
中沢 喜平	岩本六三	七年六月九日	〃	〃	小作
生巢 重太	岩本七四	四年二月五日	〃	三月六日	小作
森田嘉一郎	岩本七六	大正 五年三月 八日	〃	〃	地主
富沢武一郎	大道三七四	明治三年二月 二日	〃	〃	地主

- 1 村の特徴 大地主なく、耕地の分額状態は稍均霑す。田畑面積は自給し得る程度
- 2 村の耕地総面積四七一町、小作地一三五町、強制買上対象面積不在地主分三四町、在村地主分三七町（見込）
- 3 村内大地主なし、不在大地主なし
- 4 農業会の農地改革活動中位
- 5 農民組合の有無 有、組合員数一一九名、結成したばかりで目立つた活動をしていない。
- 6 昭和二十年十一月二十三日以降の土地取上げ面積四町
- 7 今度の農地改革委員により農地改革はうまく実行され相です。可

農地制度改革推進協議会規程

一、趣旨

農業の基本たる農地制度の根本的改革は農民を封建的隷属より解放し、停滞的な農業生産力の高度化を図ると共に農民に安定せる地位と公正なる労働の成果を享受せしめ、生産方法を近代的且合理的の方面へ導き民主的素養を体得せしめ、以て明日の明朗なる農村の基盤を確立せんとす。

二、規定

農地制度改革推進伊参村協議会規定

第一条 農地制度改革の徹底と之が急速なる実施を期する為、農地制度改革推進伊参村協議会を設置すると共に各部落毎に併せて部落協議会を設置す。

第二条 本委員会は耕作者に安定せる地位と農業生産方法の近代化的且つ合理化を図る為、農地制度に関する諸般の審議をなし農地制度改革の実を挙げるを以て目的とす。

第三条 協議会の事務所は伊参村農業会内に置く。

第四条 委員会は会長及委員 名を置く。委員は役場農民組合及農業会、農事実行組合役職員中より選定し、農業会長之を任命し又は委嘱す。

第五条 会長は委員会を代表し、委員会の事務を総括し会議の議長となる。会長事故あるときは、委員の総意のもとに選出委員之を代理す。会長必要ありと認むるときは、委員に対し農地に

関する事務を委嘱することあるべし。

第六条 委員会の事務に従事せしむる為、幹事を置き、幹事は農業会長之を任命又は委嘱す。

第七条 前各号に定むるの外、委員会の運営に関し必要な事項は会長之を定む。

本規定は昭和二十一年十二月より施行す。

農地制度改革推進伊参村協議会役員名簿

協議会長 唐沢参二

副 〃 唐沢九十

委員 小淵茂富・関見三・須藤弁次・蟻川近次郎・根津正八

関千代丸・宮崎貴・斎藤半七・高橋孝茂・田村理市・

小池千祿・綿貫春吉・蟻川吉郎治・富沢豊太郎

幹事 村山奥・森田嘉一郎・小淵清正・塩原大吉

農地委員選挙資格者調

大字名	小作戸数	同上人員	地主戸数	同上人員	自作戸数	同上人員	合計戸数	合計人員
岩本	〇戸	一五人	二戸	六人	七戸	二四人	二五戸	四六人
大道	五戸	一四	七	二五	三	二七	二六	四六
五反田	〇戸	三七	三	四	六	三四	二六	四六
蟻川	三戸	一〇七	一四	二五	六	二九四	一三	四六
合計	一五戸	一四三	四	二九	二七	九五八	四六	一、四九

(中之条町役場蔵)



昭和二十二年八月十三日付村農業会長から吾妻郡農地改革推進協議会宛  
農地改革上の調査報告

A 專業兼業別経営面積広狭別農家数

一反～三反未滿	四三戸
三反～五反未滿	五九戸
五反～一町未滿	一八六戸
一町～一町五反未滿	一七四戸
一町 五反以上	なし
總計	四六二戸

兼業農家 なし

B 自小作別経営面積広狭別農家数

貸付耕地一反歩以上の土地所有農家	二二戸
一町～一・五町 一一戸	一・五町～二町 一戸
二町～三町 三戸	五町以上 一戸
計	二二戸

B 自小作地別・経営面積広狭別農家数

経営面積広狭別	田		計	畑		計
	自作地	小作地		自作地	小作地	
一反 未滿	三一・三〇八	五五・八二七	八七・三〇五	二八・〇二六	二一・六〇一	四九・六二七
一反～三反未滿	二一九・三〇三	二二三・二〇六	四四二・五〇九	一六〇・〇二八	一八三・四一四	三四三・五二二
三反～五反未滿	二五四・七一五		二五四・七一五	三一・二二六		

自作農家一五八戸、小作農家三〇八戸 總数四六二戸  
昭和二十二年八月二十二日付農地改革上の調査報告

A 自小作別経営面積広狭別農家数

経営面積広狭別	貸付耕地 所有シ農 業ヲ営ム		自作 自作兼 自作農		小作 農家	總農 家数
	農家	戸	農家	戸		
一反歩未滿	五	五	四	二	七	三
一反～三反未滿	六	六	三	三	七	三
三反～五反未滿	三	三	三	三	七	五
五反～一町未滿	三	三	三	三	八	四
一町～一町五反未滿	五	五	三	三	三	三
一町 五反以上	六	六	二	二	二	二
總計	三五	三五	一七	一七	三〇	四六

五反	一町未満	二三八・三〇八	二三八・三〇八	一、二九二・〇九	二、六七五・〇一三	七二五・九二二	三、四〇一・〇〇五
一町	一・五町未満	六一・四二九	六一・四二九	六二四・六〇五	八九六・二二	七四・二二六	七四・二二六
一・五町	二町未満	四四・八〇三	四四・八〇三	三四七・三二一	五一・五〇〇	三九八・八二一	三九八・八二一
二町	三町未満			二〇五・一一一	二〇・五一七	二二五・六二八	二二五・六二八
三町	五町未満			一四二・五〇〇		一四二・五〇〇	一四二・五〇〇
五町				五八・五二六		五八・五二六	五八・五二六
総計		八五〇・〇〇六	二七九・二〇三	一、二九二・〇九	二、六七五・〇一三	七二五・九二二	三、四〇一・〇〇五

(中之条町役場蔵)

一八 昭和二十二年二・一スト以後の労働組合の動き

— 労政事務所長宮崎徳重氏の手記から —

二二年二月一日 二・一スト回避す

管内各庁は二・一スト突入の態勢を固め、直ちに突入指令を待つていたが、ラジオ放送により中止勧告を知り、本部の指令を待たずスト突入中止する事になり街頭に貼出した宣伝ポスター其他を撤去し平常通り執務をして居る。尚共闘委員会は本日午後一時より中之条勤労署会議室に委員会を開催し解散を決議した。社会に一大センセーションを起したであらう二・一ストは、こうして突入寸前に回避し終止符を打った。

二二年四月十日 電産労働組合吾妻支部発足す

関東配電従業員組合中之条支部及び日発労働組合吾妻班を合同して、日本電気産業労働組合吾妻支部を設立、初代役員として次

の通り選出、事務所を長野原町に置き、組合員は三二一名を算した。

記

委員長 黒岩亀太郎 (羽根尾発電所)

副委員長 角田文治郎 (関配中之条営業所)

同四月十六日 第十八回メーデー実施に關する打合会開かる  
第十八回メーデー実施の打合会は午後一時より労政事務所会議室で各単産より代表三十名の出席のもとに地区連富沢治郎司会のもとに開かれ、次の事項を申し合せ、午後四時散会した。

申合事項

一、第十七回メーデーは、闘争的労働運動の時期に於て実施された關係もある労働祭としての性格から逸脱し、共産党を主体とした闘争気分を終止し一般大衆の支持を受けなかつたことは遺憾であるから、今回は真に労働者の祭典としての記念行事に致

したい。

二、メーデー実施事項として午前中街頭行進をなし、午後演芸大会を開催する事とし、左の如く実施する

1 街頭行進は、午前八時、群馬原町駅前に集合、団体行進にて中之条に至り、中之条駅前で解散する。途中二ヶ所で街頭演説をし、プラカードは闘争的なものを排して慰安的高尚なものとする事。

2 演芸大会は午後一時より中之条又は原町の劇場に於て職場芸能団の出演又は映画を上映し、広く一般大衆に解放し、大衆と労働者が一体となつて労働祭の意義を昂揚するよう努める事。

二二年五月一日 第十八回メーデー開催さる

吾妻東部各工場事業場労働者約六百名は午前八時中之条駅前に集合、吾妻地区労組連合会富沢治郎司会の下に午前九時各代表の演説の後、一最低賃金制の確立、一誠意反対、一労働基準法の徹底、一拘束八時間の実施、一労働協約の即時締結、一金は全額現金にて支給せよ等二十一のスローガンを採択し、電産のグラスバンドを先頭に原町に向つた。原町着十二時三十分、中食後銀勝座に於て映画及演芸を觀賞し終了した。

前回のメーデーに比較して、人員にしてもその規模に於ても少く小さかつたが、終始和氣蕩々の裡に、しかも整然と実施された事は労働運動の成長を思わせた。

二二年五月十六日 県庁機構改革により県職吾妻支部役員交迭す。

行政機構の改革により食糧中之条支所並に公共職業安定所（計六十名）の脱退により支部長以下の改選の必要が起り、安定所会議室で委員会を開催し、委員互選により次の役員を決定した。

支部長 辻口正次郎（土木） 幹事 茂木 和一（土木）

執行委員 関口 六郎（労政）

六月五日 吾妻学校教員組合臨時大会開かる

六・三制実施に伴う今後の組織態勢を決するため、中小学校教員約六百名参集し開催された。小中合同か、別個かの議論の末、結極、小中学校から準備委員一名宛選出し、後は態度を決する事となり、当日の議案である役員の変更も見送り、当然それ迄留任に決して散会した。

七月八日 吾妻地区労働組合第三回定期大会開催さる

二十一年度事業報告並に会計報告、決算承認を経て協議事項に入る。

一、本年四月結成を見た電産吾妻分会の三二二名が本日より加盟を見たので、本会にも清新の氣があり、これを契機として従來の運動方針に再検討を加へる必要あり、根本的に改め新なる陣容をもつて再出発しようとの意見に纏り、新規約起草委員を各組合より一名宛選出し、来る十一日委員会を開いて準備会を兼ね、十八日長野原で臨時大会を開催する事として大会の幕を閉

ちた。

臨時大会 長野原町諏訪神社社務所 参加人員九組合四十名

会議事項 1 規約変更について 2 役員改造について

3 組合運営方針について

規約は定例会で取り上げた程の根本的改正は見ず、各条項に付討議し決定、役員改選 会長富沢治郎（北毛）、副会長大畑松（電産）、副会長木幡秀篤（小串）、書記長小坂橋豊作（北毛）を選出し、第三組合運営方針は時間の関係上審議未了となり、後日代表代議員会を開いて決定する事になる。

七月十五日 群馬県教員組合による報告大会

七月十五日長野原小学校に於て臨時総会を開催し、次の事項の経過報告統一協議がなされた。当日の出席者約五五〇名

一、日本教員組合結成大会の経過報告

二、群馬県教職員組合への参加について

三、青婦人部結成状況について

四、群馬県教職員組合規約の審議について

五、役員選出について

二は参加、四は一部字句の訂正の外、原案承認、三は代議員選出続いて役員選出となったが、支部規約の制定されていない現在、役員選出の基礎を何に置くか、支部規約の出来るまでは現役員で進んで等の論議もあつたが大会の空気が次への通り選出した。

支部長 上原喜久雄（中之条小学校長）

副支部長 藤井 吾一（中之条 小）

〃 福島 憲二（中之条 中）

〃 宮崎 喜代（中之条 小）

県監査員 佐藤 勇（太田中校長）

この陣容で七月二十一日に予定している県結成大会に臨む事になった。

吾妻合同労働組合宮部分会争議

賃金引上げをめぐつて工場閉鎖の宣言となる組合法違反の容疑をもつて地勞委に提訴まで発展した本争議は初期幹旋員市川為雄氏、労働委員大神正等の個人的幹旋も功を奏さず、遂に勞使委員小淵光平、大神正両氏の正式幹旋により漸く軌道に乗り、二十一日未明関係者の調印により急転直下円満解決した。

調停書調停事項（一〇項目）は省略

暫定業種別平均賃金案発表による管内の動向

六月十九日厚生省より発表せられた暫定業種別平均賃金案発表により管内各方面の勞使の一般的傾向は次の通りであつた。

特に顕著なものは中小企業の労働者の賃金引上げに対する関心である先に決定した宮部経木、林鉄工、上妻木工等にも漸次表面化すると共に、中田製材所に於ても自主的に賃金五割の引上げを行つているが、更に弱小企業で組織力もなく且事業主の精神的圧

迫下にある未組織労働者が現状を一步も脱し得ずにあるのは正に世紀の孤児に等しい。

北毛自動車等に於ては、過般の経営協議会に於て能率増進により暫定業種別賃金の線まで引上げる事に決定した。これによる将来賃金引上げの問題は、更に激化するものと見られる。

一方使用者側としては、先に一部施行となつた労働基準法の関係と、この平均賃金とにより事業経営が相当困難となると見て居り、特に弱小企業に於ては之が正式に将来最法令としてでも交付されれば、事業閉鎖の悲道に逢着するかの悲観論も点在し、この影響は比較的大なるものがある。喜ぶ労働者、危惧を抱く使用者に分れて居るが、真に平和的民主的國家建設への一道程と見るべきであらう。

#### 二十二年八月 共和製作所

日本精密渋川工場の下請をなしていた共和製作所は現給十八割引上げを要求、工場主は六割を主張し、一応之で七、八月の賃金支給を約した処、三十一日に至り経理調査の結果六割引上げを撤回して現給でなければ経営不可能と申入れた。

組合側は六割は可能として争議突入を思わせたが、労使経理を再検討の結果撤回不得止として現給のまま事業を続ける事として落着したが、小企業の親会社への依存度の強さは、一旦親会社のさつては直ちに下請に響くのは必至で、之等の就業は薄氷を踏む思いである。

八月八日 上妻木工労組賃金引上げの要求  
宮部経木の争議或は暫定賃金等に刺戟されてか、八日次の要求書を提出した。

#### 記

- 一、基本給の三十割の物価手当の支給
  - 二、家族手当二八〇円に増額せよ（現二十円）
  - 三、本要求を七月分給与に遡つて実施せよ
- 之に対して

一、成年男子に対し、十円、女子未成年八円

二、家族手当四十円

三、米価引上げの七月十日より実施

その他皆勤手当六十円、精勤手当四十円を支給で解決す

八月十三日 中田製材労組発足す

中之条製材工組合の主要構成員であつた中田製材従業員は工場員十三名を自主的に脱会して貰い、四十四名で中田製材所労働組合を結成した。同工場は二月工場焼失以来、労資協力により復興し、一部運転を行つて居る。平均賃金を一五〇〇円も上廻つて居る賃金を得ている。脱退組は新たに組織する見込。

八月二十日 田中電気労組要求提出前に解決す

日本精密群馬工場の下請たる伊勢町所在の田中電気労組は電力悪化の為、生産報奨金が極めて少くなり、組合員間に不満が起りつつあるを察知した田中信次郎社長は、次の通り労力条件を改善

し、要求に先じて実施した。

一、六、七、八月三カ月間の生産奨励金の平均額を八月分より固定給とする。今後この生産奨励金の平均額を上廻る様な場合、その額に対し奨励金を支給する。

二、現行の物価手当を十割増とする

今回の引上げにより男子平均一、一九〇 女子七三九 物価手当は二八〇円である。従来賃金は、基本給、生産奨励が月収の各場をためていたもの。

八月十九日 共和製作所経営難に陥入る

先にもあつたが、共和製作所は親工場からの発注が殆どとなり、経営不振になり、人員縮少不可欠の状況となり、組合長以下数名退職して僅かに二四三名にて事業継続することになった。退職者に対する退職手当金総額八十円、最高三、五〇〇円、最低三〇〇円 以下省略

(西中之条 宮崎徳重蔵)

一八五 昭和二十一年一月〜三月終戦後の町民生活

―小池秀雄日記から―

一月一日 全く新しい意味の新年である。例年により雑煮で祝い、八時より役場前で区の新年遙拝式に出る。続いて九時より国民学校の祝賀式に参列する。(御真影なし)帰宅後半日をこたつ

で暮す。

一月二日 昔なれば早起きして初売りにて忙しいのだが、本年は更に売物なく朝からこたつて本を見る。

一月三日 今日から組合の事務が始まるので、原町の組合にゆく。型の如く組合の事務を始め、打合せをする。中之条駅へ組合として年始にゆく。金二十円をつつむ。

一月六日 朝食後瀬戸物を整理する。空襲時に土に埋めたものを洗つた。

一月八日 昔の大詔奉戴日も今や夢、六時半起床、朝食後に裏の瀬戸物を片付け、まきわり、庭掃除をした。原町行は休んだ。駅に入つた醬油も全部配給済となり、後に正月分が入れば、配給がはじまることとなる。

一月十一日 初市、本年ハ木とお飾りを売る店が少し出たばかり、店にも売物もないから半日は家で暮してしまつた。

一月十三日 今日の小正月のお飾りもしなおした。本年は藪玉をできず。

一月十四日 どんどん焼なので真砂雄五時頃出かけて行く。原町の利吉(佐藤緑葉)夫婦が子供を連れて年始に来てくれた。夕方から鳥追い大鼓に大賑いだつた。

一月十七日 組合も二日休んだので午後行く。大した用事なし。四時帰宅する。

一月二十日 えびす講福人を祭る。五反田方面に年始に行く。

一月二十二日 醬油統制の井野川と折田醬油検査官が来り、山田の醬油屋もよび、醬油の在庫石数を調べて夕方汽車で帰る。

一月二十三日 九時家を出て厚田に年始に行く。十一時から組合に來り給料問題など話す。午後ふくべ屋にて宴会、織維、雜貨、魚菜等の役員、地方事務所長警察署長等相会す。夜の常会は欠席する。

一月二十五日 小池蓮正氏、近藤太郎氏等と税務所へ税の打合せで行く。

一月二十七日 床屋で散髪する。この前は料金六十銭が今度は九十五銭になった。

一月二十八日 地方事務所に行き、味噌醬油の現在高をきき、又陶器の割当をきいて來た。関口君、新井君は中之条へ糸其他配給物を取りに來た。

一月三十日 今日朝から織維組合前は配給で賑かた。家でも毛糸四ポンドが防暑衣布が配給になった。

一月三十一日 役場へ収益税の申告をする。麦に下肥を施す。麦粉一貫二百匁を貰つて帰る。

二月一日 五時半起床、関口氏と群馬会館へ整備店、復員の話を書きに行く。茶統制組合、味噌醬油統制組合へ行き話しをする。群馬会館二時開会、四時までできき、退場する。五時四十五分の電車にて渋川へ、帰宅は九時半だった。

二月二日 地方事務所へ行き、菓子割当の事について話して來

た。

二月三日 前橋石倉の小松園から電話にて、茶の売物があるが如何、との話、ききおいて急に思いたち、研究のため九時半の汽車で渋川の若竹園へ行き、茶業問題を話す。茶一貫目百二十円を買い持ちて、二時四十分の汽車で帰宅した。節分にて夕方

二月四日 組合でも、また一月の醬油が配給になつていないので相談して中之条原町ぐらい、一合づつ暫時的に配給することとし、各責任者へ指令をした。

二月六日 六時起床、前橋女子師範学校に「終戦後における組合の動向」といふ講演と会議があり。出席する。関経済学博士の講演。高崎泊り。

二月七日 高崎の闇市を見る。並の靴の五百円で売れるのを見て、インフレの深甚なるを知る。発券高五八五億となる。

二月十七日 七時のニュースに、インフレ対策、モラトリアムの重大放送があつた。朝これについて亀屋に行つて話す。新井友三郎君、金幸の妻君もきて話して行く。午後鴨三さん、茂吉氏も來てモラトリアムに対して研究し話して行く。

二月十八日 本日より銀行は預金の払出しを中止する。午後組合として今回のモラトリアムにつき責任者会議を二十二日開くことにする。

二月二十二日 午前十時組合で味噌醬油の責任者会議を開く。理事長欠席のため、自分が議長となり出資問題を議す。

二月二十三日 午前十時より班の人に寄つて貰ひ、新円切替のこと、其他の伝達事項を話す。

二月二十五日 午後一時、商工経済会の民情調査委員会設置の相談会に組合代表として出席する。

二月二十六日 午前九時より町会あり、二時まで続く

二月二十七日 夜常会にて新円切替の話を出す。

二月二十八日 朝食後隣保班を廻り、新円切替の手続をし、依頼書、通帳、金円を本家俊一郎に渡す。味噌醬油責任者が払ひ込んだ金円十万二千円を整理し、これをもつて醬油統制会社へ持つてゆくべく預つてきた。新旧円切替のため、班長は隣組内の一人につき百円づつを預り、銀行より区長の手を通じて受取りたる証紙を十円、百円の札に張り、各戸に渡す、残りの手元現金は全部預貯金をし、これにて全国の銀行券の有高が知れ、財産税の調査の基礎となる。

三月二日 愈々本日にて旧円と新円の引替の所、手元現金は全部貯金する。経済の大変化にて日本中の大晦日で気ぜわしかつた。

三月四日 隣組の佃煮配給が農業会からあるので、芝木屋のおばさんに取りに行つて貰つた。……夕方阿部貞二氏よりの電話にて農業会の理事の改選につき電話があり、夜は竹の屋にて中之条町の有志と合同し近藤氏の推薦運動をすることにした。

三月五日 朝から近藤事務所へ行き、自分が事務長で手配をは

じめ、推薦状を夜十一時までかかつて作り、東部四人、西部六人の候補者にて七人の定員なれば相当の競争である。

三月六日 明日の投票に対する本運動に入る。商工業者の有志が集まり、推薦状を各方面に配る。午前は中之条方面、午後は伊勢町青山市城方面と十分に手配した。十時引上げた。

三月七日 県庁の西山氏を訪ねて前橋へ行く。統制組合、菓子組合に寄り、西山氏の家にも立寄り用件をたのんで来た。夕方六時頃選挙の発表があり、近藤氏当選す。(以下略)

(中之条町 小池秀雄蔵)

## 一六 文化会々報第一号(抄) 昭和二〇・九・一発行

湯川の夏

土屋 文明

落葉松のつづくはたての夏かすみ野反の池はみるによしなし  
硫黄ひて湯川流るる高原に心ひくもの八月の紅葉

山の奥の一むらこむるその下にとび交ふつばめ鳴く声もなし  
秀にいづる熊笹に日は照りてほととぎす一つすぐそこに聞ゆ  
開かれて四十町歩の畑成らば天にかがやけそぼの白花

よみがへる道

佐藤 緑葉

いくさばて先づ胸をうつ悲しみはここだ伴ひてうしなひしあご  
たたかひの外にあれかしと伴ひし子を失なひて生きるすべを  
ゆける子をふたたび生かしいつくしむねがひをすてず今日も生き  
てあり



ありなしに問はずねがひはひたぶるにわがゆける子のよみがへる  
道

ゆける子を蘇らすもねぎ<sup>か</sup>泣びて妻とあらがひ一夜ありけり

よみがへることなしと哭く妻をにくみ打てば愛<sup>かな</sup>しくもいやいとほ  
しく

人の子のはしぐをにくみ夏の日のあつきをにくみによびてぞ生く  
人の子の生はしげ生きよあてなきにわれもの言はず顔そむけゆく

働 哭 閑 喜平（瀬木悦夫）

至尊おんみづからの御放送――

分秒刻々といたり未曾有のおん事

切々といたる

われ街頭の人垣の外に行ち

胸ふるはせて襟をただす

玉音しづかにしづかに天降り給ふ

天上はるかに湧きて流る

低きとどろき

われ肺肝を剝りてやまず

視界はうほうと曇る

誰をか地に伏し慟哭せざるを得ん

ああ大東亜戦争終れり――

かなしくも口惜しき終りを告げたり

血をもて築きし東亜永遠の理想も

十億の民を悪魔の桎梏より

救はんとせる努力も

遂に利あらず悲憤の終りを

告げたり

戦ひ破れて

三千年の光輝をここに蔽<sup>た</sup>ち

いみじくも汚点の一頁を繰るとき

臣等の不忠何をかもつてお詫びせん

われ筆のなりはいに

及ばぬ死力のかたはらも

食を減つりて

野草を喰み

松根を堀り

馬草を刈り

庭には莖<sup>ひま</sup>麻

屋根には南瓜

ひたすら戦ひたかへど

なほも力の足らざりしを嘆く

ああかたじけなし勿体なし

民草の辛苦嘉し給ひ

玉音ためにかそけく稽み給ふ

この悲憤この慟哭

げに永遠のはらからへ継ぎ

民族の血潮とうとうとゆかん

昭和二〇年八月一日

新井 元八郎

ボツタム宣言受諾をのり賜ふ大御心上民草のため

三千年まもり来し国護り得て忍ぶ吾等の遠き幸おもふ

細茅千足国こまそうちよくくにに生れし幸詠みつぎ行かむ美しき歌に

一つかみ裏畑よりもぎ来たり今日も焼くなり昼の唐黍

山中に路入りゆるる青草原すがすがとありき馬鈴薯畑一つ

金井 正治

さびしければ父のもてきし新聞をひたによみゐて戦友と語らず

ひた叫ぶ班長殿のあとをゆくわが頭上に敵機襲ひ来

馬鈴薯のころがる土間に行水す

塩原 蠣太

農魂に鞭打ちはげむ芋の秋

綿貫 雪花

木樺咲き驟雨の中にともる星

水出鳴芒子

慟哭の寢覚めにななし虫の声

関 怒涛

大東亜戦争は突如としてかなしい終結を告げた。こと既にここに

至り、過去を追求せず、むしろ戦訓を基盤にして新日本建設に進みたい。

平和日本—文化日本、首相宮もその意味のことを述べられてゐた。われらの奉持する文化運動は非常なる意義と努力と重要性が加つてきた。(二〇・九・一発行)

(中之条町 関喜平蔵)

### 一七 昭和二十一年地方文化誌「桃源」

第二号、第三号 目次

第二号(昭和二十一年八月一日刊)目次

評 論

敗戦の事実と反省

臘山 政道

地方文化の意義

市川 為雄

荒廃の中に咲くもの

神田 哲雄

歌

生方 たつゑ

俳句草津高原に立ちて

前田善羅・松村巨湫・有本銘仙

詩

伊東敏子・山田泰三・水出利根夫・貧狼子・瀬木悦夫

短歌

関滝重郎・上毛三山子・新井元八郎

隨筆

更衣蟬のことなど

佐藤 緑葉

俳句

高野星女・石原清華女・水出鳴芒子・石井映水・黒

岩志峯女・加島節女・横山古径・黒岩長紅・星野光

雲・関怒薄・上毛三山子

小説 迷惑な客

森 英夫

第三号（昭和二十一年十一月一日刊）目次

川戸村

土屋 文明

日本民主主義への希望

ヘンデリックソン

フオナツカ氏への手紙

市川 為雄

詩

フオナツカ・米川太佳子・大坪海東

俳句

金子 刀水

新説郷土俳句集

加部緑郎・田村杉雨・水出鳴芒子

郷土女流歌人集

土屋草子・相京文字・中沢とし子・青木はつゑ・黒岩志峯女

俳句同人吟

短歌同人詠

新人詩集

小林資治・松原翠江・水出利根雄

俳句

金子 刀水選

短歌

土屋 文明選

小説「吾子」

瀬木 悦夫

註 第一号目次は、町誌第一卷四三四頁に掲載しているので参照されたい。

二八 「桃源」(抄)

名久田村

土屋 文明

―桃源創刊号から―

吾が友が名久田村に今日は来つて広くひらけし田をみるうれし  
桜の木とところどころに散りすぎて竹なびく春のうらら日の中  
古への長田の郷を伝へ来て清き川瀬は田を作るべく  
幸のいかなる人ぞよき村に若葉の中に嫁ぎ来るに会ふ

麦は青く山に木こりて乏しからず炭のかまどを今ひらくところ  
せんの木を見分けたまへと呼びあひて桜の木の芽を銘々にとる

(創刊号昭和二十一年六月二十日発行)

川戸村

土屋 文明

―「桃源」第三号から―

嵩山蟻川嶽のさきに高き名知らぬ草山親しくもあるか  
この夕べ空気の澄みて山近しその中に秋づきて黄なる草山  
わがかへる家の上なる丘に立つ一つ松赤々と幹に夕日あり  
友二人我を送りて夕川を田辺渡ればわが川戸村  
夕茜高きのにこる瓦高の草山原も行かむ時待つ

編輯後記(第一号・第二号・第三号)

よりよきものを作りたい念願から、だん／＼遅れて、計画よりは一ヶ月も遅れて了りました。その間会員の方々に動かす御迷

惑をかけました。：「わが文化会」で述べたやうに、地方作家の発見と養成に重点を持つて居ますので、優秀な作品を寄せられれば、大家と同様に優遇して推賞する方針です。その作品の現れることを期待してゐます。(一七号)

愈々「桃源」第二号を世に送ることになった。創刊号は決して十分な出来ばえではなかつたが、各方面の人々から絶大な支援と激励の言葉を頂き、一同感激してゐる。これはよりよい地方文化建設への前途とも解されるのであつて、吾々は徒に自慰に流れることなく、又安易な個処に低迷することなく、あくまでも真げんに文化探究の歩武を進めてゆきたい。(二七号)

「桃源」第三号を世に送る。このあたりより郷土文化誌としての性格を十分に發揮したいと思ふ。桃源は敢くまで純文芸を奉持して、地味ではあるが堅実に一步一步地方文化の礎石を築いてゆきたい。もつと興味的に興味にとの要望もあるが、桃源の性格はあくまで興味本位にも趣味にも低俗化したくない。桃源のもつ誇り：青年たちの間に起きてゐる気風は「桃源」を手にすることが文化人であるとの一つのプライドが持たれてゐるといふ。これはわれわれの文化運動の一つの結実と自負していいのである。然し文化運動の困難さは、さう簡単にわれわれを有頂天にはさせない。一部青年たちに理解されても、全然文化など顧みる余裕のない階層のあることも否めない。そこで我々の態度は一部を昂めることによつて、全体を引上げる理念と闘はねばならぬのである。

さきに姉妹誌「上毛文芸」と提携し、今度はさらに「東國」と結ぶことになり、本誌のゆき方もおのずから、確乎たるものが出来てきた。より地方的に新人への開放が板についたわけである。(三三号)

(中之条町 関喜平蔵)

一六 終戦後の吾妻青年

—吾妻郡連合青年団機関誌「吾妻青年」から—

(昭和二十一年九月〜十一月)

吾妻郡連合青年団加盟団正副団長

團長		副団長		團長		副団長	
東 吾妻(鉞)	唐沢 山崎	淨齋藤 治郎	武雄 高橋	太田 樹下	正春 茂手木	正雄 井浦	実
伊 参 齋藤	喜八 須郷	陽夫 保高	六 合 萩原	与吉 富沢	九七 山本	梅太郎 仁吾	
岩 島 小池	条照 高橋	和郎 草津	坂成 孝穂	野口 仁吾			
沢 田 宮崎七郎	次萩原 茂	名久田 茂木	正 唐沢	青木 健児	富雄		
坂 上 橋瓜	忠一 浦野	芳夫 茂	中之条 坂西	喜一 倉田	二彦 実		
高 山 飯塚	忍角田 五島	正男 久男	長野原 篠原	次平 篠原	杵吉 光吉		
嬌 恋 滝沢公太郎	下谷 伝七	原町 山田	正二 矢島	越野 澄知	茂喜		

吾妻郡聯合女子青年団加盟正副団長

東		團長		副団長		團長		副団長	
吾妻(鮎)	飯塚	とみ	奥木	シマノ	太	田	植木	まつ江	中島
伊参	唐沢	千江	唐沢	ケサヲ	小	串	佐々木	春雄	本郷
岩島	小池	せつ	田村	せつ	草	津	坂城	孝穂	沖津
沢田	関	民子	高平	しげ	名久田	綿貫	茂野	小池	百
坂上	丸山	さき子	橋瓜	きぬ	中之条	田村	節	蟻川	とみ
高山	後藤	保代	都築	万佐子	長野原	島村	マツイ	黒岩	貞子
孀恋	滝沢	公太郎	栗野	みよ	原町	越野	花代	金沢	都所
								滋	せき

四万分団に就て

沢田村青年団長 宮崎 七郎次

沢田村は地理的的關係上、数個の分団に分れ、異つた特徴を持つてゐる為、本団は現在では分団の連絡機関的存在であります。が、分団としては部落民と青年とが強力なる團結のもとに部落を代表し活躍して居ります。

私は分団を紹介することにより青年団の動きとして他町村の各単位団の皆様へ申し上げる次第であります。

最初に四万青年同志会（四万分団）について申し上げます。四万青年同志会の創立は明治三十八年にして当時全国的に青年運動が盛でありましたので、部落の中心的青年は相互に会合し同志的結合を以て新青年会は創立されたのであります。初代会長宮崎弘氏よく創立当初の難事業を成しとげ確固たる会務の基礎を作り、以後代々の会長諸氏は会の発展を図り、明治四十三年には機関誌「四万川」を発行する他、会務の整理について二十数種の諸帳簿により克明に記録されて居ることは他に類をみないと思はれます。

其後青年会としては幾多の表彰を受ける如き発展をなし本会員は沢田村青年団の中核となりつつ活動して来たのであります。終戦により此時を契機として更に内容を改革し本会の発展を図り、新郷土建設をなさんことを誓ひ合つたのです。

勤勞の喜び

名久田女子青年団長 綿貫 茂野

名久田村女子青年団第四分団員四十名は、去る七月七日分団長田村きみ、副分団長伊能すみ、産業係井原かく達の張切つた指揮の下に男子部に協力し分団畠一反歩の小麦の取込、終つて甘藷の手入を行いました。又十五日の農休みにはその慰勞会をかね常会を開きました。勤勞の喜びはたちまち女子役員の手にある新麦の香も高い酒饅頭となつて団員に喜ばれました。ささやかな集い乍ら朗らかな談笑は賑わい小麦色に輝く元気な顔を仲よく並へてカ

メラにおさめ明日の増産を誓ふ

(「吾妻青年」第一巻第一号より)

青年団と青年学校

伊参村一団員

私は食農の長男に生れ何の学問もありませんが自分の村の事について思つた事考へた事を記してみます。

私は青年学校の生徒でありますから青年団員と生徒について考へて見ます。青年学校の生徒は青年団員でもありません。

当の生徒は青年団員になる修養期であると思います。又青年団員は青年学校で修得した事を活躍する時代でありますから此処に団員と生徒とに心の相異が出来るだろう。青年団、青年学校とが同一趣旨で成つて居ますが、行事に於ては二道になつて居ます。我々青年は此の問題に就いては相当意見を交しました。或る者は団

と学校とは分立してしまえ、或る者は分立すると対立的になつてかえつてよくないだろうと。以上二問題になります。此処に生れたのが青年学校自治会、学級自治会であります。此の会は団幹部を顧問とし青年学校先生、青年団幹部、自治会幹部が集つてお互の声を聞いたり聞いてもらつたりして一層密接にし自ら治めそして立派な青年団員となり、やがては郷土を起し団を起す中堅となるべき人物を造るために出来たる会にて対立的な会ではありません。

我々生徒此の意味に於て一層努力して居ります故やがて実現する事と確信して居ます。

次に青年団員の方に今少し青年学校を理解してほしいと思ひます。

学校の非難をする者悪口を云ふ者が多いようです。之が生徒の出席率に原因する事は他の町村でも同じ事と思ひます。幸い我々の学校は郡内一と云う成績の由、之は村民の後援、青年学校先生の努力、青年国の理解による所多大と感謝して居ます。最後に我々青年団員は国の中堅であり国家の興隆衰頽を双肩に荷ふと云う目覚のもとにお互協力して頑張りませう。

海外引揚同胞並生活困窮者

援護一戸一品供出運動

中之条町男女青年団

終戦満一ケ年茲に社会の現実を直視するに、遠く海外に雄飛し永年営々と築きあげた財産地位を敗戦と共に投擲し生命を土産に懐しの故郷に帰つた同胞、又一家の柱の夫を戦争の犠牲にし、遺児を守り細々と生活難と戦ふ人々の多い事か、青年は此れを座視することは出来ません。まして戦つたアメリカですら食よ衣よと援助してゐてくれるではありませんか、そこで我が中之条町男女青年団では我々の熱と力で、すこしでもこれらの人々を援護しようと呼びかけて一戸一品供出運動を実施しまして男女団員が戸別に訪問して物品を供出して頂き、該当者を役場と連絡を取り家族人員、家庭状況を調査して平等に分配致しました。非常に町

当局並同胞に喜ばれ、青年も喜び援護活動を終りました。集荷品を参考に二、三のせてみます。

衣類一五〇点、茶碗井皿類七五〇点、履物類三六五点、其他八七二点、計二、一三七点、現金九拾円、他馬鈴薯、小麦粉、野菜多数

〔吾妻青年〕第一巻(第二号)

#### 行事報告

名久田男女青年団

農業会との懇談会（九月十五日）

福島熊雄君、関博君等の発案により吾々の勉強は村を知ることが基礎となるべきとの事から専務理事、技手さん達を囲み座談会を開き、名久田の農業の行くべき道を語り会ひました。

演芸会（九月十七日）

氏神様吾妻神社の祭日に行ひました。内容は未だ研究を必要とするが、練習態度及び出演態度には春と格段の差があるとの村の批判でした。

敬老会（十月六日）

青年団主体のもとに村民運動会を行ひ兼ねて敬老会を実施致しました。百数名の御老人が出席下さり非常に喜ばれました。

甘藷多収獲競技会（十月八日）

団主体にて行ひました。三十余名の出品あり。成績は左の通りです。

一等 小池祐八（大塚）

一等 金井ひさ（大塚）

二等 金井ひさ（大塚）

二等 小林 忍（赤坂）

#### 栄養講習の意義

伊参女子青年団

衣食足りて初めて事を計る……凡そ衣食の問題は生活上先づ真先に考へられねばならない。就中食の問題は申すに及ばない。現在の世相を左右してゐるのは食の問題だからであり、いつの世にも変りはないからである。

然るに食問題即栄養問題を私達女子が今迄体験してきた姿を反省して観るに、如何にその不合理性極まる不経済的な非科学的な無知な出鱈目に恥ぢざるを得ない。

斯様な苦慮を基調として此の食の盲目的生活に些かでも活眼を加へたく、文化的科学的なそして合理的な知識教養の取得に資せんが為、去る九月一〇、一一の両日にわたり斯の道の権威者吉田邦先生を招聘して意義深き講習会を開催した。青年学校の先生方もいっしょに会員の皆様が熱心に受講された。

○一〇日：十日午前「農村と栄養」と題して講話を聴講した。炭水化物、脂肪、蛋白質、無機物、ビタミン等の効果や処理法、所謂御料理についての一般的心構へを具さに指導して頂いた。午後：明日実習さるべき「吾妻・パン」例一、二両方法の器具材料等の準備をした。

○一一日：午前吾妻パン「二方法」の加入実習をなす。「ふくらす」ことに特別注意を払った。麴・イースト・重曹・磯部鉱泉・

アンモニヤと計画はたてたが、結局は麴、重曹の他は得られなかつた。午後：試食しながら研究懇談に四時まで花を咲かせた。

以上が受講事項のアウトラインである。紙面に制約されたため、詳細に述べられない故、受講の感想を摘記して終りとする。

食糧払底の折から栄養素の全吸収、効果の増大化は最も肝要であることから本講習は実に有効であつた。

1 栄養素の欠除からくる病的根因を芟除するに大いなる力を附与された。

2 栄養素の合理化、配合法と同一食糧に於ける価値の百パーセント利用法がわかつた。

3 器材の手入れ扱い方、台所の用ひ方に示唆を与へられた。

「吾妻青年」第一巻第三号（昭和二十一年十一月）より

（以上、『吾妻青年』は吾妻町原町南波操子蔵）

一〇 昭和二十九年四月～五月中之条青年団演劇練習日記抄

—木下順二作「彦市ばなし」喜劇一幕から—

四月十六日（金）場所 役場会議室夜七時三十分～九時三十分

出席者氏名 野田先生・関公一・山田香・中島道代・小池澄子・

福田一郎・神保茂・福田せつ・鹿野幸子・伊能秋男

高見沢さ江（原町）、都丸和四郎（太田）

練習過程 読み合せ一回

裏方相談 装置の大体のプランを決める。衣裳や色々の点につ

いて先生よりお話がある。

演出 中島道代、舞台監督 神保茂・木村賢一

装置 伊能秋男、衣裳 福田せつ、彦市 山田香

殿様 関公一、天狗の子 小池澄子、其他天狗の子数名（中学

生）

感想並にメモ

◎通し読み一回、はじめてなので台詞の一言一言に笑いが出る……。最初であるから仕方がないとして今後からお互いに気をつけたいと思う。

◎自分から決めておきながら定刻に出席できなかつた事を恥かしく思う。先生からも注意がある。明日からは七時三十分と決定。

◎今後から時間は厳守のこと。

◎明日から台詞を読み合せ、それに伴つて立を付ける。

四月十七日（土）雨 役場二階 夜七時三十分～九時五十分

参加者氏名 野田先生・関公一・山田香・小池澄子・中島道代・

木村賢二・伊能秋男・福田一郎・神保茂・高見沢さ

江（原町）

練習過程 読み合せ一回、台詞にこだわらず行動の研究

感想並にメモ

今夜は七時三十分正確にはじめる。読み合せを一回して行動の研究をした。



## 注意事項

- ①自分のする事即ちしつかりとした目的をつかんで行動する事

- ②頭の中で色々細かい事について分析して行動する事

- ③自分の間はテールブルけいことしてやる事

彦市はどうも、あごをよくなでる。それが少しあり過ぎる様だ。最初彦市が釣に行く、川の辺りで良い釣り場所を探すと、天狗の子が剣術のけいこをしている。気合が聞える。勿論彦市にはなんにも見えない。それはかくれミノを着いているから。それ迄の行動、これは彦市（山田香）は何回ともなくダメ押し、終には彦市がかわいそうな位、すると先生が出て行つて一回で片付けてしまう。全く先生の演技はすばらしい……。

天狗の子の気合は最初は一寸気抜けがしている様だったが、終りには割合感じが出ていた様だ。殿様は少し動きをやつただけ。福田君が二回ばかりピンチを抜けるために演らされた。少しでもやつた事が（少しでもといつても三ヶ月だから大したもの）あるので案外軽くやつてしまう所は、さすがはベテランだ。頭の中で色々細かい所迄はつきりと目的をつかんで自分の行動をする事。これが明日への宿題である。

四月十八日（日）雨 場所役場二階 夜七時四〇分～九時二〇分  
参加者氏名 野田先生・山本先生・関公一・山田香・小池澄子・

中島道代・福田一郎・金子マヤ子・神保茂

練習過程 読み合せ一回、台詞にこだわらず行動の研究

裏方相談 とりあげてなし

感想並に×

少しは演劇と云うものが訳る様になった。といつてもただむづかしいと云う事だけ、本当にむづかしい

と云う言葉が当てはまる。実際に……。

あれだけやつた山田さん（彦市）、小池さん（天狗の子）、殿様の関公一さん等のモサ連中がむづかしいと云っているのだから、私など、到底及ぶ所ではない。今夜は山本先生も見え一生懸命研究してくるので、頭が下がる。それに野田先生の目はするどい。実のところおつかない位だ。それだけ真剣にやつてくれるのだから。と云つて私とも思つても、そこがレベルの違いだ、口惜しがつても駄目。ただボヤつとしているだけだ。

## 注意事項

- ①真面目の時は全神経を脚本に集中する事

②読み合せの時、又は行動の時にでも同じ。笑ふところ以外の笑いは厳禁。全体的に今夜は後退したと云うので、野田先生、演出の中島さん、それから小池澄子さんと山本先生のお宅へ演出会議を開くと云うので行かれた（九時頃）。後で関さん、山田さん、福田君等と読み合せ二回やつて解散

四月十九日（月）曇 場所役場二階 夜七時三十分～九時四十分  
参加者氏名 野田先生・山本先生・関公一・山田香・小池澄子・

中島道代・伊能秋男・木村賢二・福田一郎・神保茂

宮崎宗平・高見沢さ江（原町）

練習過程 読み合せ

裏方相談 装置の細かいところの相談

感想並にメモ

注意事項

- ①全体に明るく、そして軽く、面白く…。
- ②口を大きく動かす事
- ③笑う時にはおかしいと云う気持になる事
- ④彦市が脚本を読む時は一本調子になる。だから台詞に波がない。
- ⑤脚本を読む事ではなく、気持の追求、行動の研究をする事、だから動きを考えない台詞は意味がない。
- ⑥彦市はもう少し笑いを研究してほしい。笑う時にはあまり息ごまらずに。おかしから笑えるのであつて、深刻に成れば成る程笑えない訳だ。
- ⑦殿様は彦市と反対に全体にゆつくりとした気持の追求が大切。昨夜に対して今夜は少し前進した感がある。部分的に全体からみると、あんまり変らない。でも終りに山本先生と原町高見沢さんと福田さんと三人で最初の読み合せを一回やつて頂いたので、これをヒントに明日はもつと前進するのではないかと明日を期待する。

（中略）

五月十五日（土曜日）晴

昼の部 午後一時より 参加者野田先生・小池澄子・湯本次男・

木村賢治・金子摩耶子・関公一

装置作り 大道具の大木、土手等、湯本君が書いてくれる。

野田先生オート三輪宣伝用の看板をかって下さる。天狗の子の羽根作り四時頃オート三輪（金子商店のもの）来て看板を取りつけ

拡声機をつけて、五時頃から西中之条より廻る。木村賢治・金子

摩耶子・唐沢もとえ・富田千恵子

夜の部 役場二階、朝日座 七時〜十二時迄

参加者 野田先生・小池澄子・山田香・福田一郎・唐沢信也

中島道代・木村賢治・小出竜夫・伊能秋夫・福田せ

つ・神保茂・金子摩耶子・富田千恵子・長田光子・

原町高見沢さ江・関公一・西中之条難方四名

裏方相談 殿様の大刀づくりあぐ、天狗の子の羽根づくりあげ

る。月の出の花道考案苦心惨怛

練習過程 朝日座にて総立ち一回

感想並にメモ

昼土曜日午後、湯本君、土手大木等かきあげてくれる約束にて、役場へ行ってみると、既に塗つていて

くれる。野田先生、オート三輪宣伝用の看板をかって下さる。金子嬢木村君は小道具作り、オート三輪

おかれて四時頃来て、早速看板を取りつけ、拡声装

置もつけて五時頃漸く宣伝に動き出す。先ず西中之

糸から裏へ廻り朝日座の前より表へ出て伊勢町↓青  
山↓市城へ金子嬢富田さんに放送

夜伊能君、神保君、小出君等真剣に装置道具作り、殿様の大刀出来上る。伊能君の家の本当に短い小刀に柄を長くし、鞘を一層伸ばして、その先には車をつけて、抜けば一尺にも足らぬ刀身なのだから、これは明日は相当受けることだろう。

小出君、月を出す装置道具を考案するのに心中に何でも新しく創造することのむずかしさを感じる。殿様の衣裳つけ、福田さんに「あげ」をして貰う。どうも着物は歩きにくいもの、着たままで映画の終つた朝日座へ。（十時四十分頃）

西中之条の囃子の人達も来てくれて、囃子を入れながら総立ち。セリフが自分のものになりきっていないらしくつかえる。もう明日は公演だというのに。「彦市ばなし」だけ稽古をする。

もう来るところまで来てしまった。明日は一生懸命やろう。そして新劇というもののあり方がほんの一部の人達だけにでも、わかつてもらえたら私達の本望とするとこだ。そして入場者が多数あつて、私達の心配のタネであつた赤字が解消出来得ます様に、普段何とも思っていない神にも祈りたくなる。

五月十六日（日曜日）晴

午前九時役場へ、伊能秋男君・神保茂君・小出竜夫君装置の仕上げ雑吊がけ、跡仕末

十時頃装置撤入 伊能秋男・神保茂・福田一郎・山田香・木村賢

治・金子摩耶子・唐沢もとえ・高橋正子・福田せつ・富田千恵子・中島道代・関真治・小池澄子・関公一・相京幸雄

昼の部 午後二時開幕

参加者 野田先生・山本先生・小出竜夫・相京幸雄・木村賢治・

伊能秋夫・神保茂・福田義一・関真治・金子摩耶子・唐沢もとえ・高橋正子・富田千恵子・剣持クリ子・剣持すみ子・福田せつ

出演者 唐沢信也・福田一郎・中島道代・小池澄子・山田香・関公一・女生徒三名（唐沢・松井・宮崎）西中之条囃子方四名

電休日だったので予定の一時が、一時間遅れて二時に開幕する。小出竜夫君の青年団の立場から演劇公演に対する挨拶があり、続いて宮部町議長さんから観客として、町当局者としての挨拶をして下ださる。そして金子摩耶子さんの紹介アナウンスありて幕

上る。少し変な気持ちだ、ポーとした。思っていた程あがりもしいないが。学生の入場者が大部ある様子、しかしやはりあがつているのか、後の方はポーとけむっているよう。西中之条の囃子方の大鼓の音にのつて幕が上り、彦市が登場する。この囃子が劇になかなかよくマツチして四五分間、どうやらこうやら「彦市ばなし」の幕がおける。終つてすぐ次の「結婚申込」の道にかかるとこちらの方は三人とももう余裕しやくしやくと続けて、少し位のセリフの違い等、なんともなく立派に終る。「彦市ばなし」にして

も、「結婚はなし」にしても、大変よく笑つてくれて、やつている方としても大変楽しい。笑いながらも、従来の演劇と、私達のやつている演劇というものの違いを見つけてくれたらうか。始まつてから二時間で終る。昼の部としては先づ先づ入場者も相当あつて安心する。

夜の部、六時過ぎ、メーキャップに入る。殿様のメーキャップ、昼とは少し違つている。七時二十分金子嬢のアナウンス。次いで小出君、宮部町議長さんの挨拶があり、幕上る。昼一度やつたので幾分余裕が出て観客席がよく見える。前列のおじいさんおばあさん等、楽しそうに笑つて見てくれるのでやりがいがある。又殆んど大人なのも嬉しく張切つてやれる。照明実に綺麗に月もくつきりと、水出君の苦心が実つて美しい。これ一度で終るのは惜しい。最後の殿様と小天狗三人との間のところが幾分穴があつたが、まあまあ何とか終える。

次いで「結婚申込」の装置をし幕上る、是非この「結婚申込」を正面から一度見たいものと思つていたが、最後に出演者関係者総出の挨拶があるので、メークアップの顔を観客に見せたくないとのことで、到々「結婚申込」を見ることができずにしまつたのは、かえすがえすも残念だつた。「結婚申込」も滞りなく終つて幕下りる。もう一度幕を上げて小出君、野田先生、山本先生はじめ出演者関係者一人一人を紹介し、各自その役に応じた挨拶をしたのも面白かつた。

終了、観客が皆出てから大道具その他装置全部を運び出してしまふ。そして十時すこし過ぎ、役場二階、畳の間で関係者の慰勞会をする。(菓子のみで)、十一時解散

参加者 野田先生・山本先生・福田一郎・石川七郎・唐沢信也・相京幸雄・山田番・伊能秋夫・神保茂・剣持文雄・関真治・堀口礼二郎・木村賢治・小出竜夫・小池留三・関公一・唐沢もとえ・高橋正子・長田光子・富田千恵子・剣持くり子・小池澄子・福田せつ・中島道代・剣持すみ子  
(中之条町役場蔵)

## 一九二 昭和二十年度・二十一年度折田報徳会要項抜萃

はじめがき

昭和廿年四月より初めました。前会長として將<sup>はた</sup>又耕地整理の恩人として名声かくしやくたる折田九平治翁は、この折田報徳会の創立首唱者で創立以来参拾余年の名会長でありましたが、其の御逝去に逢ひ悲嘆やる方なき折柄、不肖事、部会長として無能ながら翁の御指導を受けて居りました関係で辞退なしきれず先輩福田福太郎、今井仲蔵両翁の御鞭鞭と御補佐を得、拳村会員御一同様の御指導にあづかりましてと希ひ会長の職につき、驚馬の歩みを初める事になりました。

爾来尼かけ十年の中に書き留めて置く可きことも多数書き洩し

たでせうし、書いたとしてもごちやごちや書きてわかりにくい嫌ひがありますので、一思ひにこれを整理して過去十年のあしあとを読んで下さる方に、おぼろげながらも惟ひ起して戴き度き希ひで書いてみました。或は感違ひがあり、書き落しがあり戻つて相済まぬ結果となつているかも知れません。御覧の上御注意がありますれば補筆いたしますから何卒微衷御賢察御願ひ致します。後日いくらかでも為になれば幸甚です。

昭和二十九年三月七日雪の日

星野政太郎しるす

○昭和廿年度

一、四月三日 総会の結果、前会長折田九平治翁逝去のあと、役員下記の通となる。

会 長	星野政太郎	今 井	仲 藏
副会長	福田福太郎	水出保太郎	折田 軍平
部会長	黒崎 花雄		
予 算	山林小作料		五十円
	村社奉賛金(玉串料)		百 円
	男女青年会員へ		参拾円
	会議費		五十円
	時局事業費		四百円
	前会長弔慰金		百 円

雑費 百円  
計 八百三十円

報徳人事相談部を置く 部長 折田軍平  
村内各種団体長を相談役とす。

一、四月三十日 役員会

イ 精農家旌表 十五名位

ロ 生産物品評会に報徳賞を出すこと

ハ ヒマ生産者に奨励金を附すること

ニ 軍人の歓迎には国旗一本贈呈すること(代金一本三円五十

銭)

一、九月 文化部長囑託 水出太郎氏(同君教員住宅に居り役員

会場となる)

一、九月廿七日 折田神社にて精農家旌表

金寄封贈呈(金拾円報徳会支出)

副賞 茶わんかご(会長より)

旌表状 折田神社 福田宮司謹書

第一次回旌表者 報徳会部長を主任として部落推薦

関本 政雄 金井 一二 斎藤 金十 一場 一松

黒崎 ふみ 福田彦太郎 鹿野 喜平 関 宗夫

柳田 辰造 折田 圭弼 奥木九十郎 綿貫 豊松

一、山林立木売却

(折田報徳会蔵)

二 昭和十九年(二十二年)沢田小学校沿革誌(抜萃)

昭和十九年度

四月七日 各分教場ニ於テ入学式アリ各校始業式

二十二日 第一区乙種学事会(中之条校)

五月四日 福田視学巡視

十四日 遠足高等科(榛名山)初五六(吾嬬山)初四

(岩櫃山)

三十日 村長宮崎庄平氏ヨリ電気蓄音器寄附セララル

二十一日 吾妻教育総会(中之条校)古屋訓導表彰サル

二十六日 全校生ツベルクリン注射ヲ施行

二十八日 二十六日ノ注射判定並ニBCG接種ヲナス

六月二日 全校蕨採集行軍、初六以上高岡、以下奥反下

六日 分団ニ分レ緑肥大豆播付奉仕

十三日 高等科農繁休暇ニ入ル

十五日 第四分教場研究会

十七日 初等科農繁休暇ニ入ル

二十日 農繁託児所開設

二十九日 右終了

七月三日 農繁休暇終了授業開始

二十三日 木炭増産協力少国民大会開催、大日本農業経済

会ヨリ童話慰問隊員派遣関係者、県郡村等ヨリ

二十八日

八月二日

八月三日

八月十三日

八月二十二日

九月一日

十月五日

十月十五日

十一月四日

十一月十日

十一月十一日

十一月十七日

十一月二十一日

十二月十四日

十二月十八日

昭和二十年

一月十六日

一月二十四日

来リ、本校児童ノ学芸発表会モアリ盛会ナリ  
学事会(中之条校)

助教練成会(体鍊科)第一分教場ニ開催

沢田伊参兩村ノ簡閲点呼本校庭ニテ施行

夏期家庭勤労期間トナル

疎開児童出迎ヲナス宗本寺、沢渡温泉

疎開児童入学引合式挙行、本日ヨリ滝野川第四  
校初六男女約八十名田端新町校初五・六、男一

〇〇名提供教室ヲ使用

福田視学殿第五分教場視察、雨天ノ為困難セラ  
レタリト

児童受入感謝慰問演芸大会

学事会中之条ニ於テ体鍊科ノ研究会

齒科挺身隊員来校初四以上診療ヲ受ク

学事会伊参校(少年団研究)

全校秋季行軍初等科四万温泉 高等科日向見迄

長距離競走執行

宮崎中尉(正治)外十二柱ノ村葬施行サル

疎開児童慰問演芸会アリ、長沼先生外三名来校

音楽童話ヲナス

第一区乙種学事会、於中之条校

校医平山直秀先生逝去サル



(㊦) 新入児童 同

児童数	男	女	男	女	計	合計
	初等科	高等科				
	九五	七六	五九	八九	一四八	三一九

四、五、六、七(略)

八、学事諸会

教育会総会 一回 教育会班会 二回

職員常会 九回 主任会 四回

九、視学巡視

福田視学 巡視指導ノタメ一回

一〇、本年度經常費

本年度歳出經常費 八三、三四五円

同 教育經常費 一〇、三一五円

内訳 諸給四一九六円、需用費五五一九円  
修繕費六〇〇円、其他教育諸費一六七〇円

一一、時局ニ依ル特殊件

1 高等科四月ヨリ八月ノ終戦迄学徒動員

動員作業学校農場ノ経営美ノ原五反歩開墾

農家ヘノ奉仕

栗炭搬出

2 本校疎開

七月末日 第一・二・三分教場へ各通学区毎ニ別レ

疎開 本校八月十一日陸軍予科士校ノ中隊ニ充ツ

八月末日 終戦ニ依リ復源ス

3 其ノ他

職員ノ復員アリ初六女、高一女ヲ各二組ニ分ケ經營ヲナス

十二、雜件

昭和二十年度

四月七日 各分教場ニ於テ入学式各始業式

九月 高等科児童防空壕掘リ

十六日 沢渡方面大火(狀況別記)

二十六日 靖国神社臨時大祭 天皇陛下御親拝

二十九日 天長節挙式

五月三日 宗本寺学寮初対面式

十五日 全校廠採集

八日 全校遠足(高等科榛名初四吾婦山)

二十四日 全校廠採集

二十七日 学事会、中之条校 教育会表彰式

五月二十八日 全校廠採集 大岩高間暮坂方面

六月十三日 松根油取り場奉仕始ル

十七日 農繁家庭勤労期間第一日

十八日 閑院宮殿下国葬日

二十一日 託児所開設第一日 三十日迄

七月三日 少年義勇隊 結成式



七月四日	本日ヨリ八日マデ家庭勤勞	二十日	長距離競走実施
十日	全校笹ノ実採集 奥反下方面	二十九日	科学教育視察員 朝比奈先生來校
十八日	高男 松脂採集	十二月六日	農業收穫祭執行 本年度最初ノ試ミ
二十日	予科士官学校ヨリ設営先遣隊來校	七日	全校落葉掻キ 三日間継続
二十六日	本校疎開運搬作業始メ	十一日	視学福田先生來校
七月三十一日	分散授業ノ引揚式	二十一日	教育会東部班会原町国民学校(綿貫哲雄氏講演)
八月一日	分散授業開始	二十二日	本日ヨリ臨時休暇
八月十一日	東久邇宮俊彦王殿下予科士校五区隊ヲ迎ウ	二十六日	本日ヨリ冬期休暇
八月十二日	夏期授業ヲ行ハザル日ニ入ル八月末日マデ	昭和二十一年	
八月十五日	平和克復ノ勅語放送アリ終戦トナル	一月一日	新年祝賀式挙行
九月五日	疎開復元 移転物品ノ整理	十七日	三学期始業式八日ヨリ一六日マデ臨時休業
十七日	全校草刈作業 推肥用	一月二十九日	第二次冬季臨時休業二月三日迄
二十四日	高等科生本日ヨリ一週間家庭勤勞	二月十一日	紀元節奉式 創案品展覽会
一〇月十一日	疎開学童慰安演芸会	二月十八日	大正今上兩陛下ノ御真影奉還
十三日	秋季校庭大運動会	三月五日	学芸会予行演習
三十日	体鍊科視察員 松井国平先生來校 <small>三十日本校</small>	六日	学芸会 午前九時半ヨリ午後三時半迄
十一月五日	体育競技会 中之条校(体育会記録簿記載)	十一日	教育会班会 中之条国民学校
九日	秋季遠足 高等科川原湯初四原町岩櫃初五六坂	三月十三日	修了生記念写真撮影
	上仙人窟	三月二十八日	第三学期終業式
十六日	吾妻高女運動会ニ選手派遣	三月二十九日	昭和二十年度修了証書授与式挙行
十七日	村葬執行 本校講堂	三月三十日	職員移動発表(転退職者)
	中之条農業学校運動会ニ選手派遣	昭和二十一年度	

一、学令児童（昭和二十一年四月三十日現在）

就学 初現、男五一四、女五二四、高中在学者、男一二四、

女一七二、計一、三三四。不就学、猶予、男一、女一、免除

男二、女二、計六。総計一、三四〇 学令百ニ対スル就学歩

合男九九・五三、女九九・五七

二、在籍児童 三、新入学児童 四、修了児童（略）

一一、研究及設備

(一) 研究諸会

1 教育研究会

五月、六月、七月、九月、十月、十一月

2 体錬科体操講習会（初任教員講習トシテ）

郡教育会国民学校部会ノ行事トシテ本年度新任教員ノ為

ニ体錬科体操講習会会場校ニ指定セラレ九月十九日研

究発表会ヲ開催県視学宮崎要殿、国民学校部会長上原喜

久雄、原町校長中島忠雄、名久田校長今井憲司ノ諸氏、

学務委員山田実殿午前実地授業午後研究会並ニ講話指導

アリ

一一、雑件（昭和二十一年度）

四月八日 国民学校入学式並ニ始業式

四月二十一日 吾妻教育会国民学校部会主催ニテ佐伯博士ノ栄

養講話中之条ニ於テ開催セラレ全職員出席ス

五月七日 マツカーサ司令部ノ指令ニヨリ奉安殿・千木・

纏木・御紋章ヲ撤去シ更ニ使用禁止ノ圖書・地

図・掛図等ノ大整理ヲナス、田村茂三郎氏寄贈

「忠孝」ノ額ヲ役場ニ届ク

国旗掲揚塔ヲ撤去

五月八日 春期遠足高等科榛名山、初五六蟻川岳、初四吾

五月十日 嬭山

五月二十二日 宮崎県視学巡視午前十時ヨリ午後三時マデ

五月二十七日 第五分教場 教育研究会 全職員出席

六月一日 吾妻教育会総会

佐藤清小池利春、十五年以上勤務ニテ表彰

町田英二殿特殊寄附金壹千円ニツキ表彰

六月四日 水道新設ニツキ使用松材十二本ヲ男職員村有林

ニテ材採ス

六月九日、十日、十一日 水道施設水路荒掘（高等科児童）

六月十三日 農繁休暇

六月二十三日 教職員適格審査表提出

六月二十五日 群馬県教員組合総会 前橋市

七月十二日 バスケツトボールスタンド立替

八月十五日 新設水道着工

八月二十日 吾妻教育会主催夏期講習会（長野原国民学校

八月二十九日 新設水道完成ス

九月二日 第二学期 始業式

九月三日	学務担任書記葬儀執行職員代表参列	二月十日	郡教員組合大会中之条校ニ於テ開催全員参加
九月六日	佐藤五郎氏運動設備費トシテ壱千円寄附受入	二月二十五日	人事運営専門委員選挙
九月十九日	初任教員講習会ヲ当校ニ於テ開催（体錬科）会 員並ニ体育主任其他来校	二月二十七日	母親学級研究発表会（第四分教場）
九月二十日	高等科児童拳闘大会見学原町昭和館へ引卒	三月五日	宮崎県視学其他各町村関係者参集
九月二十三日	第一分教場施設研究会	三月十二日	学芸発表会 午前十時ヨリ各分教場参加
十月六日	青年団運動会本校校庭ニ於テ開催	三月二十三日	卒業生記念写真撮影
十月十一日	県教育学科並ニ衛生科ヨリ第四分教場給食状況視 察	三月二十五日	学年末教育会議
十月十六日	秋季運動会午前九時ヨリ本校校庭ニ於テ開催	三月三十日	高二修了生謝恩会
十月二十五日	東部班学童体育祭参加中之条校ニ於テ	四月七	昭和二十一年度修了証書授与式挙行 午後一時 ヨリ新制中学ノ件ニ関シ高等科終了生徒ノ保護 者会ヲ開催ス
十一月二日	第二分教場施設研究会	四月十九日	補習授業開始四月十九日迄続行ス
十一月三日	明治節祝賀式並ニ憲法発布記念式	四月二十日	職員異動発令
十一月八日	式後沢田村体育協会主催村民運動会	四月二十日	臨時休業日 四月二十七日迄休ム
十一月十四日	東部班教員体育大会 吾妻高女校庭	四月二十八日	始業式
十一月二十日	戦死者合同葬執行（宗本寺）関係者参列	五月二日	入学式各分教場毎ニナス
十一月二十一日	長距離競走実施	五月三日	新憲法実施記念式挙行
十二月二十三日	ツベルクリン注射実施	五月五日	本校遠足大岩暮坂方面へ
一月一日	第二学期終了式	五月二十日	新教育講習会岩島中学ニテ全員出張
一月八日	新年祝賀式各分教場毎ニ挙行	五月二十一日	全校給食用蔵取りヲナス
一月二十八日	第三学期始業式	五月二十三日	吾妻教職員大会アリ長野原校ニ全員出張
一月二十八日	郡教員大会中之条駅前ニ於テ開催全員参加	六月五日	

六月五日	衛生室ヲ新設備品及藥品ヲ備フ	十月八日	中農運動会ニ選手派遣
六月十八日	本校施設研究会開催全校職員研究	十月十七日	本校中学ト合同大運動会開催
六月二十一日	第四分教場研究会開催宮崎視学モ巡視ス	十月二十一日	宮崎視学本校ヲ巡視ス
自六月二十一 至七月七日	農繁休業実施ス	十月二十三日	農繁休業トス
六月二十四日	第五分教場屋根替完了(六月二十日ヨリ作業初 メ)	十一月三日	村民運動会アリ職員児童参加ス
自七月二十八日 至八月二十五日	夏期休業実施ス児童召集及学級召集一回宛	十一月六日	教員再教育講習会(渋川)校長福井出席
七月十二日	県連合小学校長会結成式挙行小池校長参列	十一月十三日	同前中之条校 全職員出席
七月十五日	吾妻教組大会 長野原校全員参加	十一月二十一日	同前二十一日原町小学校其他ハ中之条校全員出 席
七月十九日	第二分教場 研究会開催	十二月四日	教職員再教育講習会 全員出席
八月六日	昨夜隣接沢田中学校校舎ニ盗賊入リシガ本校宿 直綿貫光夫ニ追ワレ一物モ得ズ逃走ス	十二月七日	全校「ホヤ拾ヒヲナス」
自八月二十七 至九月九日	伝染病発生ノタメ緑替休業 死者 七五名	十一月十九日	長距離競走ヲ実施ス
九月一日	吾妻教組大会中農校全職員出張ス	十一月二十日	教職員身体検査レントゲン 中之条校ニテ
九月二十日	第五分教場研究会開催	十二月二日	防火訓練ヲ実施ス
九月二十七日	宮崎視学 第二・第五・分校巡視ス	十二月十九日	薪運ビヲ全校実施
九月二十九日	父母ト教師ノ会総合ヲナス	十二月二十四日	終業式第二学期
九月三十日	第一分校研究会ヲ開催ス	十二月二十五日	冬休ミ
十月一日	第四分校父母ト教師ノ会開催ス	一月一日	新年ノ祝詞交換会ヲ本校職員児童掲グ
十月四日	第三分校研究会ヲ開催ス	自一月十五日 至一月十七日	冬季休暇ヲナス
十月五日	吾妻体育会へ選手派遣	一月二十六日	教組東部研究会中之条校 全職員出席
十月七日	第四分校運動会開催	十二月二十四日	給食実施優秀校トシテ県ヨリ表彰サル
		二月三日	二十三年度予算審議会及PTA常務理事会ヲ本

二月六日

校ニテ挙グ分校主任モ全部参列ス四十人  
本校ニテP T A懇談会ヲ催ス

統イテ各分校ニテP T A懇談会ヲナス

二月十日第三分校 二十五人

二月十三日第五分校 十五人

二月十四日第一分校 百六十人

二月十七日第四分校 二十五人

二月十九日第二分校 四十五人

学芸会ヲ本校ニテ開催ス各分校モ参加ス

教員組合要求事項ヲ知事拒否セルタメ第一次ス

ト(二十四時間)ニ突入罷業断行ス

卒業生謝恩会ヲ举行

第二次スト四十八時間罷業二十四日迄

通学区区域変更協議会アリ二十三年度入学生児童

(下沢渡辺)ヲ本校ニ収客スルコトヲ決ス

卒業証書授与式ヲ举行ス

(中之条町第二小学校蔵)

## 近・現代編 その他集録

一五 (一) 吾妻人

錦 溪 学 人

人ノ常ニ愛好スルヤ庭園ノ花木ナリ。然レドモ一度大厦高楼ヲ  
建築セント欲セバ深山幽谷ノ松杉ヲ用ヒザル可ラズ。人ノ常ニ輕  
蔑スル者ハ田舎漢ナリ。然レドモ天下一度事有ルノ時ニ当リテハ  
往々此田舎漢ヲ用キザルコトアリ又用ヒザル可カラザルコトア  
リ。

英国革命アルノ時ニ際シテ其解難排紛ノ衝ニ方リ最後ノ戦勝者  
タリシ者ハ誰ゾヤ。「オリバー・クロンウエル」ニ非ズ哉。実ニ英  
国革命ノ大戦場ニ於テ勝ヲ制シタル者ハ彼ノ風流自ラ悦ビ嫉妬自  
ラ誇リ、夜光ノ杯ヲ傾ケテ美人ト案ミ珊瑚ノ鞭ヲ揮テ青草ヲ踏ミ  
シ所ノ王權党ノ騎士ニ非ズシテ却テ此田舎漢及ビ此田舎漢ヲ戴ク  
幾多ノ田舎漢タル短髮党タリシナリ。

維新革命ニ際シテヤ其戦勝者タル月桂冠ハ何人ノ頭上ニ属セシ  
乎。彼ノ揚子ヲ以テ箸トナシ蜆ノ殻ヲ以テ椀トナシ、一粒ノ米ヲ  
截分シテ之ヲ喫スル竹組姫然タル公卿大名若クハ月代狭クシテ黒  
髮漆ノ如ク金銀作りノ大刀ヲ着ケ優倡然タル徳川武士ニ非ズシテ

却テ寒山霜ヲ踏ンデ狡兎ヲ追ヒ茅屋月ヲ帯ヒテ書ヲ読ミシ所ノ西郷隆盛及ビ彼ヲ奉戴シタル所ノ薩摩武士ニ非ズ哉。

吾人ハ誠ニ吾妻ノ山間ニ生レタリ。服装ニ野鄙ナク、容貌ハ木強ナリ。口ニ人ヲ愚弄スルノ弁才ヲ持タザレハ手ニ人ヲシテ笑哭セシムルノ芸能ヲ有セズ、將タ一言ノ愛憐モ我が為ニ垂ルル者ナク、一片ノ笑渦モ我が為ニ猷スル者ナシ。己ニ小説ノ世界ニ於テスラ鼻眉妙キ人物ナリ。況ンヤ現実ノ交際社会ニ於テテヤ。サレバ時トシテ世間ニ出ツルコトアルモ、所謂都人的士女ニハ阿房ナリト嘲罵サレ野暮ナリト蔑視セラレテケリ。吾人ハ固ヨリ之ヲ喜ブ者ニ非ズ。然リト雖モ亦深ク恥辱トスルニ足ラザルヲ信ズルナリ。否、寧ロ甘シテ之ニ服セント欲スル者ナリ。吾人ハ敢テ「オリバー・クロンウエル」西郷隆盛ノ類ト比スルニ非ズ。然レドモ吾妻郡ノ地勢ト田家ノ社交トハ知ラズ識ラズ吾人ヲシテ天真ナラシメタリ。質朴ナラシメタリ。更ニ換言スレバ吾人ハ四囲ノ光景ト日常ノ經歷トハ吾人ヲシテ常ニ此流ノ人物タランメントス。借問ス。何カ故ニ都人士ヲ学バザレバ以テ明治青年タルノ資格ニハ不足スル耶。巻煙草ヲ薫シ、葡萄酒ヲ飲マサレバ以テ明治青年タルノ資格ニハ不足スル耶。玉突ヲナシ「トランプ」ヲ能クセザレバ、以テ明治青年タルノ資格ニハ不足スル耶。苟モ不足スルトセバ束修ヲ出シテ之ヲ習ハン。家産ヲ抛テモ之ヲ真似シ。然リト雖モ吾人ハ遂ニ何ガ故ニ斯クノ如キ必要アル耶ヲ知ル能ハザルナリ。都人士ノ輕蔑他郡人ノ嘲笑是レ吾人ノ聊カ頓着スル所ニアラズ。

抑々田舎漢ナル者ハ身健ニシテ氣剛ナリ。天地ノ中皇帝ノ外敬フ可キ者アルヲ知ラズ。宇宙ノ間真理ノ外恐ル可キ者アルヲ知ラズ。世路ノ崢嶸人界風濤ノ險惡踏ミ去リ、踏ミ来リテ平地ノ如キモノハ何ゾヤ。其心明々白々、平々坦々タルヲ以テナリ。既ニ人ノ己ニ向テ媚ルヲ悦ハンヤ。既ニ人ノ己ニ向テ腰ヲ折ルヲ欲セズ。何ゾ況ハンヤ人ニ向テ腰ヲ折ランヤ。蓋シ其知識ハ深遠ナルニ非ズ。然レドモ適切ナルナリ。其辯舌ハ流暢ナルニ非ズ。然レドモ真率ナルナリ。其進ムヤ風ノ如ク其止マルヤ山ノ如シ。実ニ田舎漢ノ容貌ハ粗硬ナリ。無粹ナリト雖モ、其天真爛漫皎々深々タル精神ハ之ヲ透シテ美絶清絶壯絶タラズンバアラズ。嗚呼吾妻人ノ得失夫レ奚処ニ在ル乎。

溪陸曰、一読田舎漢ノ元氣ヲ鼓舞シ再読吾人ノ迷夢ヲ攪破ス。東山小史曰、物ニ一得一失アルハ蓋シ數ノ免レザル所乎。嘗テ聞ク、山間英雄ヲ出シ、都会名相ヲ出スト。夫レ都鄙相拉テ以テ社会ノ完美ヲ成致スルモノナリ。然ルヲ徒ニ鄙ヲ蔑シ都ヲ慕フハ是レ今日青年諸氏ノ通弊ナリ。今ヤ此ノ弊ハ將ニ溢レテ我天真ナル吾妻ヲ侵サントス。豈至ラザルニ防拒ノ策ナクシテ可ナラシヤ。錦溪学人ノ意モ又茲ニ在ルカ。余ハ学人ノ吾妻青年諸氏ヲ愛スルノ切ナルヲ感沛ス。

(吾妻協愛会雜誌第卅号)

(一) 吾妻人

錦 溪 学 人

久シキ哉。我カ吾妻人ノ振ハザルヤ。往昔ハ暫ク措テ論セズ、

慶応三年幕府大政ヲ奉還シタル以來、明治二十六年ノ今日ニ至ル迄、猶ホ一個ノ豪傑アルヲ見ザルナリ。勿論余輩ト雖モ断ジテ好男子ナシト言ハズ。然レドモ一般ノ状勢ヨリ概言スル時ハ、寧ロ寥寥寂々トシテ頭レザルニ非ズヤ。

維新以前、封建ノ時代ニ在テハ臣政ナル階級制度ノ塞ク所トナリ、幾多ノ英才大略ハ忽然恨ヲ吞ンデ地下ニ埋没シタリシナラシ。殊ニ全部、土百姓ノ集積タル吾妻ニ於テハ、或ハ事実ノ然リシモノ無キニシモ非ラズト雖モ、自由行ハレ、平等唱ヘラレ、権理伸暢シタル、第二十六世紀ノ新世界ニ生レテスラ、尚国家ノ柱石トナリ、県下ノ牛耳ヲ取り、少ク共、一郡ノ木鐸一郷ノ模範トナル程ノ好人物ヲ出ス能ハザルハ、噫嘻、嗚呼、吾妻人ハ遂ニ卑屈、因循、無思想、無氣力ノ担糞漢タル可キ乎。那ンゾ夫レ眠レルノ長キヤ、醒メザルノ遅キゾ。

特ニ当代ノ日本ハ創業ノ時代ナリ。改進ノ時代ナリ。革命ノ時代ナリ。政治法律宗教ヨリ文学技芸、農商工業、其他百般ノ事物ニ至ル迄、所謂改良釐正ヲ要スル者、多々紛々殆ンド乱麻モ密ナラザルニ非ラズヤ。苟モ神州ヲシテ富強内外ニ余リ、我皇室ノ威嚴ヲ千萬歳ニ窮リ無カラシメント欲セバ、則チ這般幾多ノ整理ヲ計ラザル可ラズ。而シテ之ヲ務ムルハ実ニ日本臣民タル余輩ノ責任ナリトス。吾妻人タル者果シテ能ク之ニ堪ユルノ力アリヤ否ヤ。將タ此ノ鴻図ヲ大成シテ聖徳ニ報ント欲スルノ覚悟アリヤ否ヤ。余輩奚ニ於テ乎、頻ニ諸君ノ胸中ヲ知ランコトヲ希フ。

他県志士ハ奮起セリ。他郡ハ青年ハ勇躍セリ。疑フラクハ、吾妻人ハ悠々安閑トシテ、貴重ノ日月ヲ消費スル事ヨ、機ニ乘ズ可シトハ、兵家ノ祕法ナリ。如何ニ老練ナル戦闘者ト雖モ、破竹ノ猛威ニ抗スルハ、最モ困難ナリトスル処、彼ノ勝者ニ在テハ即チ然ラズ。假令劔鎗ノ術ニ精シカラザル者ト雖モ、能ク十数人ヲ殺到スルモノナルニ氣附ズヤ。

……(中略)

既ニ吾妻人ノ眠ルヤ久シ。彼ノ目ハ毎朝覺メシニ相違ナシト雖モ彼ノ精神ハ一年三百六十五日ノ間、実ニ一度モ醒メシコト有ラザリシナリ。否ナ十年二十年ノ長日月ニ於テ、未ダ一悶ノ氣發ラモ吐キシコト無シトハ、皆モ望少ナキ族類ナル哉。然レドモ、余輩ハ自カラ吾妻人ナルガ為メ敢テ吾妻人ヲ罵尽スルヲ以テ暖シトセズ。請フ、會員諸君ト共ニ活発剛毅ナル精神ヲ養ヒ、深遠有為ナル実力ヲ研キ、嘯ハレ堂々乎トシテ社会ニ雄飛シ、以テ從來ノ恥辱ヲ雪ガン乎。

曾テ聞ク。山水靈秀ノ氣ハ凝テ英傑ヲ生ズト。吾妻ノ天地決シテ山水乏シカラズ。溪流ノ滉潏タル、林巒ノ翳鬱タル、余輩ハ寧ロ觀倦キタリ。若シ夫レ我カ友鴻山子ノ誇リガ如ク、斯ノ土果シテ真個ノ桃源洞ナラシニハ、他年遂ニ我ガ吾妻郡内ヨリ大政治家大教育家、大豪傑、大学者、大發明家、大軍人、大詩人、大農家大商家、大工芸家ヲ出スコトアル可キ耶。於戯彼ノ岩櫃山ハ何ノ時ニカ頭ハレン。吁嗟、此吾妻川ハ何ノ史ニカ記サレン。

(吾妻協愛會雜誌第五号所収)

## 一四 (一) 田舎青年

都会ノ青年ハ浮俳ナリ、輕薄ナリ、生意氣ナリ。然レドモ吾人ハ亦田舎青年カ卑屈因循ノ甚ダシキニ驚カザルヲ得ズ。彼等ハ僅ニ高等小学校ヲ卒業シ、日本外史カ「リーダー」ノ二三冊位ヲ読シテ以テ満足シ、既ニ進取ノ氣力ニ乏シキガ如シ。曰ク農業ニハ學問ハ左程要ナシ。商業ニハ珠算ノ相割割ヲ解スレバ十分ナリト。斯クモ小成ニ安ンジテ欧米ノ大農家大商工業家ト比肩セント企ツル者ナキハ畢竟老爺ガ天保時代ノ觀察ヲ以テ児孫ヲ戒シメタルノ余弊ナリト雖モ、而カモ此僻説カ案外ニモ田舎社会ニ勢力アルヲ見テハ有為ノ男子誰カ慨嘆セザル者アラシヤ。尚ホ一步ヲ進メン乎。彼等ノ弊風ハ実ニ甚タシキ者アリ。乞フ。屋後ニ廻リテ彼等ノ群集スル所ヲ窺へ。梅ト呼び桜ト云ヒ、或ハ長ト云ヒ半ト呼ブハ折何ノ戯ゾヤ。又タ夜中村間ヲ微行スルトキハ幾多ノ男女ガ手拭ヲ目深ニ被リテ東西ニ徘徊スルヲ見ン。是レ果シテ何ノ求ムル所ゾ。吾人ハ詳ニ之ヲ云フヲ欲セズ。否書クヲサヘ筆ノ汚ルル思アリ。唯諸君ノ自省ニ任センノミ。嗚呼今日ハ封建時代ノ日本ニ非ズシテ日進月歩ノ日本ナリ。徒ラニ旧態ヲ泥ムノ時勢ニアラズシテ変化改良ヲ要スルノ時勢ナリ。豈空々寂々トシテ余暇ヲ貪ルノ時ナランヤ。語ヲ寄ス。吾ガ党ノ青年諸君、請フ少シク活発ナレ、激烈ナレ敢為勇進ナレ。

(吾妻協愛会雜詩第二号二十一頁 明治廿六年四月十五日刊)

## (二) 大馬鹿者

多事紛擾窮クナキ此ノ文明開化ノ世ニ処シテ、而カモ尚ホ天保時代ノ陋習ヲ固執シ有為多望ナル我が最愛ノ兒女ヲシテ淨瑠璃ノ稽古セシムル者アリト。是レ果シテ何ノ為ナリヤ、世間馬鹿者其ノ人多シ。然レドモ馬鹿ノ大馬鹿トハ夫レ此等ヲヤ言フラン。吾人ハ国家ノ為メ又其人ノ為メニ大声疾呼シテ此ノ大馬鹿者ニ忠告ス。若シ淨瑠璃杯ヲ習フ因暇アラバ請フ。其時間ヲ以テ或ル有用ナル書物ヲ読マシメヨト。伊勢町只則辺ヨリノ投書紛々(右二号二十二頁)

## 一五 明治三十七年日露戰爭出征軍人書簡集(抜書)

高崎歩兵第拾五聯隊補充大隊第一中隊

片貝定七

謹啓 以来御無沙汰に打過ぎ申訳之なき次第、平に御浴海下され度候。時下緑蔭益々濃かに時季追日に相増し候折柄、皆々様御揃い御清適賀し奉り候。降て小生儀応召以来無事にて新兵掛、次て第一補充兵教育掛りを命ぜられ、夫々検閲も事すみ、又去る二十八日二十九日を以て第二期検閲も終り、六月一日には補充兵教育に就き開散之處、昨午後三時野戦歩兵第十五聯隊より戦死者の出来せし為め三百二十名の補充兵来り開散延期となり、補充大隊より予備後備兵を送る事にて候間、私も多分出征の途に就く事が出



来ると思ひ居り候。又高崎宮内は補充大隊及後備聯隊の一部輜重  
輸卒馬匹等にて実に雑踏いたし居り候。又高崎市中にては時々提  
灯行列ありて盛であります。先は御疎遠を謝し一寸御報申上候  
頓首

五月卅一日

片貝定七

田村町長殿

清国第三軍第一師団第四糧食縱列

第四小隊第拾三分隊

中里隅三

謹て御返書を示す。扱て去る六日到着之御書正に拝承仕候処、  
愚生等迄深々御心差下され誠に有難く鳴謝奉り候。降りて小生等  
是迄之処、〇〇近辺之後歩隊にて情なき事と思ひ居り候処、漸く  
前進と相成り最早目先砲煙見ゆる筈にて張合好き軍務に勤在居候  
間、懼り乍ら御安心下され度候。猶又シベリヤ鉄道停車場は実証  
日本の大に為に相成り糧食彈藥積入之為に日本にて新造したる如  
し。補助輸卒多くして夫用する物なり、〇〇港々の戦も日々私軍大  
勝利、先は町長始め外町々民役員御一同御安心之為一寸拙者乱筆  
乍ら申し上げ候。余は覆々伍にて万々申し述べ可く候。早々頓首  
次に小池時次郎殿にも右様宜敷御尊公之上にて是非共御礼下さ  
れ度候也

七月八日

中里隅三

町長田村喜八殿

第一師団歩兵第十五聯隊第六中隊第三小隊

陸軍歩兵伍長 上原伝重

謹啓召集ニ接シ郷離ニ臨ミ貴官役場吏員諸君ノ親送致シ候ニ際  
シ、御暇乞述語不仕、倉皇ノ場合ノ為ニ、又入隊后ハ特別ノ演習、  
殊ニ屯営ヲ出発シテヨリ書翰ノ制限アルト、戦地勤務ノ多忙ノ為  
メ、思ヒナガラ諸君ニ対シ本日迄御疎遠致シ候段御用捨下サレ度  
ク候。

今回御懇志ナル鳳書ヲ辱クシ拝読仕候処事務御多忙ヲモ願ミズ  
援護会ヲ設立シ我々ノ家族迄御救助下サル由感謝ノ至リニ堪エズ  
候。

降テ小生異国上陸風土ノ障ナク日ヲ追ヒ壮健再三ノ戦斗ニ参与  
致シ候得共、本ト陛下ノ聖徳ヲ頭ニ戴キ候事トテ彈丸雨注ノ間ニ  
アルモ、少シモ恐ナク又微傷ダモ負フコトナク是レ偏ニ貴官先導  
シ神仏祈祷ノ念慮ニ基因スル拝礼致シ居り候。又寸功ヲ立テテ諸  
士忠実、誠意ノ万分ノ一ヲ奉シ、軍人ノ本分ヲ全シ以テ報國セン  
事ヲ期ス。諸士ニ宜敷、余ハ後便一戦ノ際 頓首  
七月十六日 陸軍歩兵伍長 上原伝重

町長 田村喜八殿

上原伝重

## 出征第三軍後備歩兵第十五聯隊第二中隊

中 沢 親 次

御草書悉ク拝誦致シ候、時下軍国多事之際、吾々出征軍人ニ對シ後顧ノ憂ナカラシメ期スル為メ中之条町軍人援護會ヲ創立シ家族御保護下サレ候。心肝ニ徹シ感謝之至リニ堪エズ、詳テ謝シ奉リ候。幸ニ拙者儀、悪疫流行ニ際シ無事砲丸ノ下ニ勤務罷在リ候間御休心下サレ度ク候。未ダ海陸惣テ攻撃之時期ニ接セザルニ敵ハ時々有ル法ニ依リ逃亡致シ候。近々ノ内時節到来セバ一挙落城相成リト申上グ可キト存ジ候。何レ時期之有リ其節ハ諸事御物語リ申上グ可ク候。

先ハ右御返事迄此ノ如キニ御座候 早々頓首

七月廿三日

中 沢 親 次 叩

中之条町 長田村喜八殿

一、清心丹一袋御送付ニ相成リ忝ク受納仕リ候也

中之条町軍人援護會御中

一、誠心誠意詳而受納仕候 草々

七月廿三日

中 沢 親 次 叩

木暮 林平殿

小池時次郎殿

## 第三野戰第一師団歩兵第三聯隊第三中隊

歩兵一等卒 河 野 太三郎

謹啓爾來ノ御無音平ニ御海容下サレ度候。扱テ過日ハ御尊書ニ接シ有難ク拝誦仕候。承レバ貴官ニハ別ニ才変リモ御座無ク益々御壯健ニ勉勵之由大賀之ニ過キズ候。降テ不肖儀金州攻撃以來最モ無事勇奮軍人ノ責ヲ負ヒ一死以テ君恩ニ報ジ全力ヲ尽シテ我ノ目的ヲ達シ最終ノ勝利ヲ得ル覚悟、幸ニシテ第一軍第二軍連戰戦勝ハ同様目出度奉賀ニ候。義第一師団ハ金州占領後、第三軍ニ編成相成リ、旅順ニ相向ヒ目下或ル地点ニ於テ敵ト相對シ距離僅少ニシテ彼我共ニ日々砲彈ヲ相交エ互ニ警戒中ニ御座候。近々我第三軍モ敵兵ヲ掃払シテ軍ノ名譽ヲ、且ツハ國威ヲ宣揚スベシト存ジ候。不肖此度ニ於テハ第二度目ノ決死以テ我軍ノ必勝ヲ期スルノ目的ニ御座候間此辺ハ御安心下サレ度、就テハ我々ノ家族ニ對シ貴官始メ諸君ノ御尽力ニ依リ種々ノ法ヲ設ケ救援下サレ候故、貴官始メ各位ノ御厚志感謝ニ堪エズ候。尚援護會ヨリハ御良薬御送与ニ預ク誠ニ有難リ頂戴仕リ候。

七月廿三日

河 野 太三郎

田村喜八殿

## 出征野戰砲兵第二旅団第十七聯隊第一中隊

高 橋 庄 作

謹啓陳者過日ハ数ナラヌ小生マデ御慰問状ニ預リ有難ク深謝奉リ候。借テ其後ハ無事日々軍務ニ勉勵致シ居リ候間、憚リ乍ラ御休神下サレ度候。付テハ小生儀清国青泥上陸早々營城子ヨリ敵ト

衝突致シ、其ヨリ土城子胡家屯鉢巻山、生子山等各所ニ転戦致シ連戦連勝、追撃ニ追撃ヲ加ヘ遂ニ彼ヲ旅順口ノ新市街マデ攻メ込ミ目下ニ竜山麓ニ前進ヲ起シ候。然レドモ当山ハ深サ三間幅七間余ノ堀ヲ一周ニ廻ラシ、其上ニハ機関砲ヲ掘ヘ両側ニハ鉄条網ヲ三段ニ張り、之ニ加ヘテ各所ノ砲台皆之ニ劣ラズ候エバ、我軍ノ苦戦ハ御推察下サレ度候。併シ乍ラ我々決死ノ兵士素ヨリ肉ト血トヲ彈丸ト成シ攻メ攻メ落サザレバ止マザルノ決心ニ付、是又御安慮下サレ度候。去リ乍ラ遼陽方面トノ戦闘殊ナリ、要塞攻撃ノ為メ容易ニ是ヲ占領スル事能ハズ、実ニ赤面ノ至リニ御座候。一度総攻撃ヲ行ヒシモ其目的ヲ達スル事容易ナラズ。二度ノ総攻撃中ニ御座候エドモ、日ナラズシテ陥落ノ事ト推慮仕リ候間、何レ占領ノ際ニ委シク御報知仕ツルベク、先ヅハ当地ノ戦況斯クノ如ク御座候、以上

野砲第十七ノ一 高 橋 庄 作

中之条町長 田村喜八郎

一分隊兼子海軍少佐麾下

海軍一等軍楽生 関 俊 雄

拜啓陳者聯合艦隊の旗船たる本船は船長伊知地大佐を戴き長くも伏見若宮殿下分隊長として御乗組あらせられ、副長秀島中佐以下船長の御主意を体し一致和協、恰も一家族の如く之有り候。小生も此光栄ある三笠の一員として茲に最近の戦斗記事を呈するを得

るは尤も愉快に堪えざる次第に御座候。

八月十日は朝来晴天快朗にして軽風南方より波上を越へ来り淡靄陸山を罩め濛気海上を霞む。忽ち敵艦旅順港外に脱出せることの報を受く。予て此事あらむと期待せる我主力艦隊は此日早天より警戒しつつありたれど、直に令を各艦に伝へ、旅順口の南東に針路を取りて数十哩進行致し候に、遙か老鉄山の前面約数哩に当て水天髣髴の間に敵の艦影を認む。乗員の勇躍御推察下され度候。

次第に其距離接近敵の船形を充分望遠し得るは到て清風に和して起りたるを、待ちに待ちたる戦闘の号音之と同時に活発なる動作に由て配置に就き、今日ころは一大決戦を以て積年の恨みを報せんとの意見相見へ壮烈に感ぜられ候。寸時にして準備全く終りたる頃いざこいといわぬ計りに大□高々十二巾の戦斗旗(軍艦旗)輝光一段を添へつつ翻り申し候(十二時三十五分)。

敵は旗艦「ワレザルヴィツチ」をはじめとし、「レントヴィザン」「ポベーター」「ペレスウエート」「セバストポール」「ポルターワ」の六戦斗艦と「アスコリド」「バルラダ」「デイアナ」「ノービツク」の四隻の巡洋艦及び駆逐艦八隻と病院船一隻、殆ど総船を尽して出て来り澎湖さして進行なしつつ之有り候いし。抑々此の敵艦隊中、「ツレザルヴィツチ」「レントヴィザン」「ポベーター」等数隻は曾て二月九日の我的初攻撃以来、魚形水雷に、或は砲撃に沈没水雷等によつても多大な損害を蒙り世人の所謂敗残艦隊に之有

り候。旅順港内眠れる如かりし数ヶ月間に完全なる修理を遂げし露船中々悔り難くと存じ候。敵の勢力は戦斗艦六隻（七万三千余噸）巡洋艦四隻（二万三千噸）合計九万六千余噸に之有り候。我が当日の主力戦斗艦は巡洋艦合せて六隻（七万一千噸）を以て之に当らんとす。我二三等巡洋艦隊と駆逐隊水雷艇隊とが北方より來り、機をみて砲火を交へんとはすなり。西軍の勢力此の如く盛大砲火一度交ゆるに到らんか驚天動地の活劇を必然演ぜらるべくと想像致され候。己にして敵は我艦の追跡急なるを見るや其の遂に遁る可からざるを知り、健気にも針路一転我に向て進み來る。斯て兩艦隊の距離は次第に近き候、勝敗の決、此一戦に在り各員努力せよと、艦長より勇氣満充てる声以て一般に達せられ候。間もなく敵は其巨砲を尽し砲口を旗艦たる我三笠に向つて砲彈を浴せ懸け申し候。

東京目黒野戦砲兵第十五聯隊補充大隊

田村 仲治郎

謹啓

金天方に肅殺浙瀝として秋声度り天高く馬肥ゆる燈下相親しむべきなどの言葉に適する最も平安なる時節と成りました。殊に今年は五穀の実りも大層豊かに候へば軍国の為此上もなき仕合に有之候。折から我郷党足下の賢明なる処理に依て幸に隆盛に赴くは甚だ悦しき事に候。偕て過般は実家へ金員を恵まれ、亦此度は極

めて御丁寧なる御慰問を辱ふし御厚意の段深く感謝奉り候。そして野生は去る四月中旬出征の爲め東京を出発に對し広島に一週間<sup>ぶ</sup>斗り滞在して同月廿四日宇品港を出帆して韓国大同江の鎮南浦港へ碇泊し、此所にて暫く船中に日を暮し、五月十日漸く同江を抜錨して遼東半島南岸なる塩大澳張家屯に上陸したのは同じ月十三日の午前候。夫から所々に露營や幕營をして廿五日の晚金州城及び南山砲台の攻撃の準備行軍を行ひ、豪雨を冒して可成之に接近し約五十米突（一里余）の距離に至り我軍戦隊の打出す砲聲に數十門の敵砲俄かに砲火を開き、茲に戦闘は開始されました。それが未だ薄暗き朝の五時頃です。敵は沈黙して数発の砲彈がたまに飛來する様になりました。そして全く占領したのは夕方八時頃でした。翌日軍は整頓を行ひ、旅順街道に向ひ三十里堡迄進みて敵を駆逐し、大連灣を制し、ダルニーをも占領しました。程なく第三軍が上陸して旅順方面に向ふことになりましたので、我々は逆戻りして又金州の方に帰りました。其当時敵は南下して我軍を圧迫せんとする模様が見えたものか、我軍は東は貔子窩の海岸より西は金州灣の海岸迄で一帶に防禦工事を施して待つて居りましたが、来ないので今度は此方から進んで六月十四日から得利寺方面に於ける敵と戦斗し、野生等は此日は竜王廟（盛京省）にて砲撃し、翌日十五日は追撃して得利寺大房身に於て激烈なる敵の砲火を受けたれども是れも一時半斗りにて沈黙させ、我砲兵は次で猛烈なる追撃射を以て敵砲兵の一部を勦滅し、砲身後座の新式

速射野砲八門を分捕りました。実に此時位嬉しい事はありませんでした。我々の隊は夫れから直ぐ普蘭店を通過して復州街道に向へる第四師団に就かん為め、行軍を行ひましたから人馬共に非常に疲労をしました。復州も熊岳城も別段の抵抗なく占領して蓋平に向ひましたが、哀れ其途中病魔の冒す所となり、千秋の憾を呑んで空しく朔北の月を後ろにするの止むなきに至りしは返す／＼も遺憾に候。支那軍に乗りて五美房の第四師団第二野戦病院へ収容されたのは七月の初めでした。之を思ひ出す毎に残念で堪りません。夫から内地へ還送せらるる為め、海岸間近き丁家狂の兵站病院に送られました。上陸の際帝國軍船が縦陣を張り水雷艇を駆りて七八十艘の御用船を援護せる壯観は何時しか失せて今は僅かに数隻の運送船と見るも悼しき赤十字の病院船があるのみでした。其船に乗せられて長山列島の微かなる影を左に見て帰る心苦しさ譬ふるにもなく候。七月二十日頃でしたが、宇品へ着き直ぐに広島の子備病院に入院し、八月東京へ送られ四週間斗り転地療養に赴き十月十二日漸く全治退院致し、目下別条なく当隊に勤務罷在候。今後再び従軍して国家の爲め、更に奮戦致すべく覚悟に候へど、乍憚御放念下さるべく候。又昨日は天長節故、朝早く拝賀を済して青山練兵場の観兵式に加はり麗しき竜顔を拝し奉り候。今年は異例の観兵式にて拝観者も甚だ多く、外国武官、武官でない外国人も沢山来て居りました。多分驚きましたらう。日本軍隊の無尺藏で而かも能く熟練せるとに。遼陽既に陥りて今

や沙河の会戦に大捷を得、王師奉天に向ひ旅順の堅壘亦方に殲滅に垂んとして渤海の海権悉く我に歸するなど、誠に悦しき次第に候。されど前途は尚遠遠なれば決して忽には出来ませぬ。申迄もなく今日の戦争は武力ばかりでは成らず、財力の競争にも亦勝たなければ成らず、之等は足下の如き有資の方々に依るの外無之候。国債の応募に納税に多々増々御尽し成され下さる様奉願候。又聞く所に抱れば出征軍人をして後顧の憂なき様に軍人援護会なるものを設けらる由是亦た感謝の至りに堪はず候。先づは御礼旁々右申し述べ候。草々敬具

野戦砲兵第十五聯隊補充大隊

田村 仲治郎拜

明治三十七年十一月五日

中之条町長 田村喜八殿

二白 他の方々には足下によつて宜しく御致声の程伏て願上候。

工兵第一大隊本部 町 田 貞 良

拝啓

愈々酷暑に向ひ候処皆々様には益々御清栄御起居御極候由、大慶至極に御座候。最早年暮と相成嗚かし御多忙之事と存じ奉り候降て小生も相かわらず無異事務罷在り候処、他事乍ら御放念下され度候。却説余り先の事申す様に候へども、明年賀状も時により差上かね候やも量り難く候間軍務の致す事と御容赦下され度く

候。海外旅行に付ても致し度候。小生此二三日某任務の爲め後方に至り候故、少々戦服御知らせ申候て年末年始之礼に換へ申し度候間、左様御承知下され度候。事前後又重報之分は御許し下され度候。風俗より申上候。第一屋根へ高粱ニテ作り周囲ハ小ナル石ヲ以テ積ミ、上壁ニ換へ、二階家ハ無ク平家ノミ、間取モ一間二間ノモノ二三アルヲ普通トシ、一方ハ土間ニテ、婦人ハ便所ニ至ルニモ靴ヲ脱ス事ハ御座ナク候。漸々支那婦人モ足ハ多少太ナル様ニ候。老婦ノ足ヨリ少女ノ足ノ方、當時大ノ様ニ見へ候。何屯ト云日本ノ村モ一屯ニ二十戸位ニテ一村ニ成リ居リ候テ、樹木アリ、点々揚樹四五アルノミ。土質ハ皆赤土ニシテ植立ノ如ク又赤石多ク候。山ハ其土ニテ出来、樹ナク候テ、岩石多ク、草ハ雜草少々生へ居リ候。小山ト畑トハ不明ニテ候。遠方スレバ揚樹アル所ハ村落ニテ候。河ト云フ候程ノモノハ之無ク、少々水ノ流ルル位ニテ候。其小流ニ出テ暖キ日ハ女子ノ出デテ洗濯スル者多ク洗濯モ俗ニ云フ西洋洗濯ノ如ク石ノ上ニテ「モミ」テ洗へ、又棒ヲ以テ打チ居リ申シ候。総テ不潔ニ候へ共、婦人ハ毎朝髪ヲ結ヒ手ヲ能ク洗ヒ申候。足ハ他人ニ見セルヲ最モ恥ト致シ居リ候。家畜ハ鶏豚驢馬朝鮮馬犬等ニテ候。新車ヲ引ク時ハ一二間モアル棒ニ一間ナル紐ヲ着テ馬ヲ「オイ」歩キ候。異様ノ背ヲ出シテ左右ニ運転セシムル事、日本ノ運送者ノ及バザル処ニ候。露助ノ製造ノ汽車ハ旅順迄至リ候テ、レールハ日本ノモノヨリモ能ク候。停車場ハ破壊シテ名ノミ只汽車ノ停車ノミ止リ居リ候。當時是ヲ仕様

致シ、大ニ都合宜敷様ニ候。又畑モ大ニシテ区域ナク候故、五六町歩モアルモノヲ牛ニテ耕作致シ居リ候。農産物ハ高粱トローモロコシ、豆、菜、大根位ニテ土質ハ最モ悪シク山畑ノ別相知シ申サズ候。海岸ニテ漁業致シ候様ニ小ナル網モ引キ候へ共、釣ル方多ク候、釣糸ハ一二百間モアル糸ニテ其糸ニ処々ニ釣ヲ着ケテ流レ候テ船ニ於テ時期ヲ見テ「タグル」モノニテ候。魚ハ大差ナン飛魚最モ多ク候。船ハ皆小ナルモノニテ候。帆ハ竹ノ「スダレ」ノ如キモノヲ四五所々ニ附シテ之有リ候。体形ハ日本ト同ジモノニテ候。支那人ノ常食ハ高粱モロコシニテ「ヤキモチ」様ナル大ナル直径一尺位ノ厚サ二三寸位ノモノヲ引カキテ食シ野茶ヲ其ノ宛食シ、又味噌モ有之候へ共、出来上ヲ又味噌ノ様ニテ候。菜漬モ同ジ様ニ候へ共「オシ」ヲ致サズ候故、吾々ニハ食へ申サズ候。総テ日本ト同ジニテ只不潔ノミニ候。井戸モ有リ候へ共、一二間ノ深サニテ候。其附近ニ肥料(馬糞等)ヲ積ミ上テ置キ申シ候。天候風ハ最モ強ク田畑ノ土ヲ吹キ来リ候故、風ノ吹ク時ハ風ニハ向ヒ進ミ得ザル程ニ候へ共、少ナル風モ之有リ申候。氣候ハ當時ハ未ダニ小便ノ凍ル程ハ之ナク候へ共、何モ凍リ申候。雪ハ未ダ少々積リシノミニ候。雨ハ十月頃ヨリ二三月頃迄ハ降ラヌ様ニ候。夏ハ又雨多ク降り候テ、小流モ大河ト変シ申シ候様ニ候。

是ヨリ本幕ニ移リ申シ候

## 出征近衛歩兵第三聯隊第十二中隊

柳田謙平

時下暑氣入御益々御多祥奉賀候。降て生儀も日夜戦務に従事罷在り申し候。他人者ながら御放念下され度候。却説過日は懇篤なる慰問状を辱くし忝なき次第に存じ奉り候。之に加へ在郷出征軍士之名簿御送付に預り非常なる至便に感じ申し候。世俗拳闘一致なりと唱ふるも其奥行を果さるもの往々□□に拘らず貴役場の如きは全く他役場の模範となるべく、之れとて委々諸君等の熱誠より溢れたる次第、我々出征軍人の感謝おく能はざる所に候、自己儀出征以来は忠君愛國、義を泰山の重きに置き、死は鴻毛の軽きに比し、一死を以て困恩に報ずるの覚悟に御座候。思ふに戦局の目的を達するには尚前途遼遠之事たるや勿論なり。近來諸新聞によると、彼の海戦の結果によるものか、事実らしき講和説も見受け申候へども、彼詐欺的な露國には決して耳を寄することなき次第なれば生等亦々一意奉公職責を犠牲となし、以て諸君の厚意を空しからん事を勤むべく、乞ふ聊も御配慮の召まじく、尚御愛顧を蒙り度候、慰問の御礼もあまりに延引は相成り多忙とは申しながら只々汗顔の外之無く候。先は御無沙汰之御礼まで

六月廿四日

清洲房中央にて

中之条町役場職員御中

柳田謙平

## 出征第三軍第七師団歩兵第二十六聯隊第十一中隊

伊能安吉

謹啓、時下寒氣之節ニ相成り候。其后ハ意外ノ御無音ニ打過ギ其儀ハ平ニ御容捨下サレ度ク候。降テ小生儀無事軍務ニ罷在り候間、御安心下サレ度候。就テハ當師団モ十月二十五日ヲ以テ第一線前哨引上ゲ五日間ノ行軍ニテ奉天府東方五里ノ所大橋ト云フ村落ニ着シ此地ニ長ク滞在スル事ニ相成候。村ノ左ニ鉄道線アリテ小生等日曜日ニハ奉天ニ散歩ニ行キ候。市街繁華ニシテ商工業甚ダ盛ンナリ。市ハ城内城外トノ別アリテ城内ハ殊ニニギノシク廻リニハ諸々ニ城アリテ其間ハ瓦ニテ高ク積ミ上ゲ高サ四五丈モアリ其土手市街ヲカコミ居レリ。市ノ北一里ノ所ニ北陵東陵トアリテ北陵ハ清國ノ皇帝ヲ祭リタル宮アリ、廻リニハ老松生茂リ、宮ハ実ニ美ニテ、屋根ハ戦争ノ際ニ砲彈ニテクズレリ。門前ニハ歩哨立チ居リ、ミダリニ人ノ通行ヲ禁ズ。北陵ノ南方一里ノ所ハ家子大石橋ト云フ所アリテ露兵ト大戦争ヲ交エタル所ニテ林ノ木ヲ見ルニ一本ノ小銃彈ノアタリタルアト二十ヶ所モアリ、露兵ノクツ服等多クアリ。北陵ノ北方ノ五六里ノ所ニ石仏寺ト云フ所アリ。高山ノ上ニ大ナル石仏立チ居リ、山ノ下ニハ上河ト云フ川流レ支那人ハ帆船船ヲ浮ベ荷物運船致シ居リ候。

次ニ土民ノ農作物ハモロコシ、トウギミ、アハ、豆等多ク作り、此ヲ糧食トシ、カラハタキ物ニ致シ居リ、家屋ハ土蔵造リニテ家ノ廻リニハ土手ヲ造リ居リ候。次ニ當師団内地土陸ハ來年ニ

三月頃トノ様子ニ御座候間、一寸御通知申上候。草々

### 一九六 小池蓮正町の三尊

私の町の敬愛する先輩に、私に取ての三尊があつた。昔時伊藤公が大磯の滄浪閣に自分の尊敬する三先輩を掲げて一堂を作り朝夕之に依て修養を研ぎ三島中州にその由来文を依頼したところ、公を併せて四賢と為すとやつたので、自分から四賢小堂と呼ばれたと云うことが古谷久綱の「藤公余影」にあるが、私が今説明しようとする三人こそこの町にとつても三尊であつて又三賢である

と思うのである。即ちその一人は柳田阿三郎、ついで小板橋菱三郎、町田崇山の三君である。各々非常に特色のある異材であつたことは我町の誇でもあり又一方こういう人等が、この山間僻地にあつて、あたら生涯を終つたことも宿命である。然しこれらの人は中央にあつても出色の人物となり文献にも残り且小にして町を思うと云うことと大にしては国を憂える点に於て中央の大立物に對しても聊か見劣りのするものでなかつたと思う。各個性の異つた人格、性格、特徴に於てその見識、学識等全ゆる面で見ると人であつたと思う。柳田は少年にして慶應に学び、その卓越せる手腕と見識は、若くして政治家としての一家源を為し、実業家としても当時何人も想像だにし得なかつた信用組合法による組合の設立、吾妻軌道株式会社の設立、又町長としては小学校の増設等

最の最たるものである。非常に明朗瀟灑で物に拘泥せず、金銭にも余り執着なく、町ということ、公共ということ以外は余り考へもせず、只時により詩を賦し歌をうたい良く飲み良くはしやぎ二十年も年少の私と五年、しばしば痛飲することさえ少くなかつた。従つて良い意味での指導も受けたらうし、今で謂ゆる遊びの指導も受けた、と云うようなわけである。兎に角快男子であつたことは古今稀に見ると云つても過言でない。

この柳田に比へて小板橋は非常に謹嚴而至誠そのものであつたが、これとて世に謂ふ不融通の人ではなく、ものの解りも時にとつて非常によく、酒脱真事きれいな人格者であつて、郡民の何人と雖も彼の蔭口さえきく人が少くこの位非難の少ない人はなかつたと思う。この人が上記の柳田と学友であり親友であつて、而も極端に性格が違ふと云うことが面白い事柄である。更に書かんとする町田崇山とも正反対の性格の持主であるにもかかわらず、その性行や行状は理解し合つて共に遊び、共に語らうことの多かつた事實は、私が此の人達の指導を受けながらよく体得して居り尊敬に堪えぬものがあつた。

柳田、小板橋、町田、ともに順序は違ふが町長としての手腕は良い意味の狡さをもつ柳田を随一とするに何人も異議あるまいが、信念と云う点では小板橋が強かつたかも知れない。然し三人とも信念を欠いて町政に當るような人ではなかつたのである。

柳田がこの山村に住む凡庸の士でなかつたと同時に、町田は之



又非常に優秀の頭脳をもつ文人町長であつた。俳句をよくし日蓮を讃仰し、親鸞を慕つて禅に凝り、バイブルに耽溺し、古今の哲学、史物あらゆる書籍を手にしたことを私は良く知り、彼の趣好をも共に味い識り、それこそ同伴で幾日か遊びつづけたことさえある。彼は書物を精読するのではなく、書物にしたると云つた方が適切かもしれぬ。聡明であり学にしたつただけに、凡そ彼ぐらい知識人にありがちな気の弱い人もなかつたろう。この欠点を酒に紛らわそうとする気色がしばしば見受けられていた。前記の柳田が伊藤春猷公であるとすれば、この町田は近衛公の様な性格で聡明さがあつたと云えば尽せると思う。そして小板橋は米内光政提督をちよつと堅くしたような人である、といえる。夫々私より十才乃至二十才も年輩であつたが、皆好男子で若かつたが、これが又比較的皆早逝は惜まざるを得ない。

町田一草が死んでから私は彼の家に残された欄間への落書を見て驚いた。これはおそらく自分の弱点を如何にして矯正するかという煩悶を、飲んだ拳句表示したものではないかと思う。即ち彼の欄間に「獅子奮迅」を大書してあり、自分に足りないものは「之」であるということを思い転側隠の情に堪えぬものがある。又私が町長になりたてに、私の背の壁に牧水の有名な

「幾山河越え去り行けば寂しさの果てなん国ぞ今日も旅行く」  
嗚呼何とこれこそ人間町田一草を、自ら歌つたものでなく何であらう。

私は西園寺公の孫息公一氏の書いた同じ様なものを文芸春秋で見た。彼の近衛公が自殺する一寸前この牧水の詩を自ら進んで書いて極めて何げなく自己が親愛する公一氏に手渡したが、それが公との最後であり、おもえば公はその時果てなん国を夢想して満腔の感慨を秘めてこの遺墨に伝えて今生の別れとしたものである。思えば感慨無量であつたと云うことがある。この様な知識人にあり勝な共通の性格の人が一は国家一流の名門であり、一は田舎町の町長に過ぎないが、よくもこんなに似た条件の人があつたかと思う。この両者が東京と京都の差はあつても何れも帝大出である点、彼町田町長が翼賛選挙で選出された町議と、初町会の宴会場に於て誤つて階楼から落死したと云うようなことも、正に宿命と云つて差支えなく、非常に劇的であつたことに於ても、こんなコントラストは世に稀ではないかと思う。敢て三賢とする所以である。

#### 町の三元老

町村制実施以来この町にも元祖とも云うべき三大勢力の分野がある。その頭目である田中甚平、桑原竹次郎、木暮茂八郎の三氏を称して三元老と呼称しておつたことを記憶する。これも維新当時謂ゆる國の元老にも比すべき性格と似た様な相貌があつたのも面白い事実なので一寸記述して見るのである。

田中は当時の新知識人であつて、頭脳素より明晰なるも理性に優れた寧ろ冷哲そのもので、つとに欧州に漫遊して群馬県会の副

議長となり二代町長としても令名があり、郡下初めての実業中等学校である唯一の県立農業学校を誘致建設に功勞があつた人である。

次に桑原は經濟方面に長して、之も郡下唯一の吾妻興業銀行の頭取としてこの底力を現して、町でも第一の素封家と知られ、而も町長に、県議たりして、田中と極めて伯仲した勢力を持ち、人物手腕に於て多少田中に劣る処があつたと云うも、その經濟力その力で支配する兎分配下の点に於ては寧ろ遙かに勝れて居た。彼が吾妻軌道の社長にもかつがれ、例の当時の売れつ尻柳田、蟻川なども引いて、県下の政商である業任代議士なども相組んで當時の財界人として一大勢力を張つておつたのである。

木暮に至つてはこの二者に稍々劣る処があつたが、木暮がこの二者の中間にあつて、キャスティングボードをにぎつておつた強味があつた。そして彼木暮に取つては体軀偉大常に貌容してその磊落さが買われておつた。若しそれを維新元老級に之を求むれば、西郷従道とか大山巖とか云つた型の人であつた。

田中が民政系であるに比べて桑原が政友系であつたのも極端な対照であつた。そして木暮が民政系で、大体に於て田中に加担したことも当時有名な話であつて、二人を向うに廻して均衡を保つていたのも、如何に桑原系に財的実力があつたかを物語るのである。

考えて見ればこの山僻の町村にも珍しい人物がおつたことを私

は記録するものである。

(伊勢町 小池遵正「町政回顧三十年」より)

(中之条町 山口武夫藏)

### 一七七 吾妻俚謡考(抄)

小池 秋 羊

俚謡として代表的であり、また幼きころ、いちばん強烈な印象を残しているのは、

浅間山から 鬼が尻けつんだした

鎌でカツ切るような尻をたれた

であつた。伊勢町や中之条からは、浅間山のまるみをおびた山頂の線は見えない。しかし、空に沖するおそろしい噴煙はよく見えた。噴煙は原町の郊外にある岩櫃山のでつぺんからいつもあがるのである。岩櫃山はその名の通り、櫃を伏せた岩山のかたまりのような格好をしていて、「尻をツンだした鬼」を想像させ、浅間山それ自身の姿よりも、幼い私たちには、岩櫃山の方が、オツカ、ネエ、浅間山にふさわしかった。また私たちが幼くして育つたころ、大正の初期は、現今よりもつと噴火の頻度が激しかったように記憶する。私はこのところ、十年前後、軽井沢に夏を過す習慣だが、噴煙はいつも見るけれど、子供のころのように、噴煙が空

の半分を覆うような黒雲はほとんど観たことはない。

ドーン……と云う地軸を震わせる鳴動があると、間もなく岩櫃山のでつべんから、噴煙が吹きあがる。あかい夕陽が西の空、つまり岩櫃山のギザギザをつけた箱型の山の稜線をくつきりと染めたころ、もくもくと噴煙を噴きあげて昔ぞらへ、金色のふちどりをしたくる雲が、榛名山系の山なみを覆うようにして流れる。

それからしばらくすると、庭や屋根や田畑に灰が降ってくる。

四眠から起きて、ズウ(熟蚕)に近いお蚕さまの喰い盛りが桑を嚙むようなシワツ、シワツとした音をたてて、浅間の灰は降るのであつた。

子供心にも、アア、鬼の尻からヒリ出した、これが鎌でカツ切るような、でつけえ屁なんだナノ、と肯く。それは幼い身も心も揺がす、不気味な、そうして、刻々に姿を変化させる壮麗なみものであつた。

私の育つた家は伊勢町の下の町だが、往還(町の大通りをそう呼んでいた)を少し離れた、神明さんの参道沿いにあつた。西南の榛名連山や、西の岩櫃などの眺めをほしのままにできたのだつた。浅間山の噴火があつた日暮れがたには、平田さん家の裏庭にある高樹の桑の木などで、淋しそうに

ホロツケ、ホウ、ホロツケホウ!

とよく鼻が啼いていた。それがいつそう、子供たちの不安をかきたてた。噴煙と鼻の啼き声になにかわりがあるのか、それは判らないが、鼻はたいがい一羽きりで、孤独な淋しい啼き声であつた。

そんなとき、日がトツブリ昏れると、吾妻川の河向うの榛名山麓の植栗村へんの裾野あたりで、野火焼けの火あかりが望見された。そして、謳われたのは、

野ン火が点いた 火が点いた  
あつたらムジナが焼け死んだ

であり、二つ年上えの姉などから

ありア、野ン火なんすぢやなくて、狐の嫁入りの提灯の灯だつちゆうワやア……などと脅かされた。しかし、「あつたらムジナ」が焼け死んだかもしれないと、野のムジナに愛情をよせているところに、このうたの美しさがたえられている。「あつたら」とは大切なとか、惜しいとかの意味があるようだ。子供心には、それが「可愛そうな」と転化した同情がよせられている。ムジナとはタヌキまたはアナグマと同種、食肉目犬科だが、ムジナと呼んだ方が、野性味があつて、子供の怪奇趣味にもあてはまつて面白い。

○ 吾妻谷の冬は滅法寒い。西北の日本海を渡ってくる重い冷たい

空気は、越後路や三國峠などの山やまにせかれて、雪はあまりふくむことはないが、「名物空ツ風」となつて寒気だけを運んでくる。底冷えがするのである。

大さむ 小さむ 山から小僧がトンできた。(泣いてきたともうたう)。

ムスビの一つも呉れてやれ!

空ツ風は腹を減らしているのである。そう思っている自分自身も「腹ツべらし」をしているのである。「ムスビの一つも」くれてやりたいし、自分も欲しい。寒さをじつとこらえる、自然と生活をともにする、貧寒な子供たちの心の暖かさがこの謡に、にじみだしていて、いじらしい。

○ 何かの用事ができて、ある年の師走に、帰郷する機会があつた。寒むざむざとした大通り一本しかない、だだびろい伊勢町の通りを歩いていると、小さなツムジ風が舞つて、街の木の葉や紙屑を吸きあげていた。その風のなかに七、八才の少年があらわれ

て

「あ、ア、お正月が早くくりやア好いなア!」

と、ひとりごちていた。よれよれの服一枚きりの貧しそうな少年だつた。しかし、この少年のひとことには、いかにも楽しいと云つた希望がこめられていて、ほろりとさせられた。

お正月ア くる くる

おらア ぼーろを ずーる ずる

これは思いは同じだが、あの少年の謳ではない、オツカアたちの嘆きの謳である。

○ 冬空と云えば、初冬の行事「十日ン夜」も楽しい記憶に残つている一つだ。

日本では中秋の名月、八月十五日(旧)が新暦の九月十日前後に当るので、いつも台風季節にぶつかつて、中国で迎える中秋節のようなわけにはゆかない。私は中国で十何回かの中秋節を経験したが、一度も名月が雲にかくれてしまつたことはない。日本ではまた雲のない晴れた名月は殆どお目にかかつたことがない。だから「いざよい」とか「たちまちづき」とか「十三夜」とか、いろいろの名をつけて、十五夜前後の月を待ちあぐねる名称が生れているようだ。

「十日夜」もその月待ちの行事の一つである。これはしかし旧の十月十日だから、新暦では十一月の半ころになる。

粟や米を餅に搗ぎ、あずきの餡を入れたアンピンを各家でつくり、農家では「もぐらがおこさないようにクシツテ来イ」と小さな団子にして田畑のもぐら穴に、子供たちに入れさせた。(町誌、民俗誌、折田)

そして子供たちは、できるだけ太いわらでつぼうをつくつて、大地をたたきまわり、もぐら追いをした。

もうすつかり肌寒い冷たい冴えた半月が空にかかっているが、わずらとで、地を叩きまわる子供たちは汗びつしよりだ。

十日ン夜、十日ン夜、十日ン夜は好いもんだ

朝、そばきりに 昼だんご

夕めし喰つて ブツ叩け!

そのころの家々では農家に限らず、ソバも、アンピンも大変な御馳走だったのである。自然にこう云う唄が口をついて出てくるのであった。

○

お正月は、貧しい家も貧しいなりに、三ヶ日だけはすべてを忘れて、楽しく休養し七日で松の内が明ける。松の内に神棚や、門松などに毎朝、お雑煮のコやお焚あげを供えたものをさげて、七草粥をつくる。そして、松の内をめでたく納めるのである。その雑炊をつくるるとき、異国の鳥が渡つてきて、農作物に害を与えないように。

七草なすな 唐土の鳥が

渡らぬさきに ストトン トントン

と七草のコ(具)を組板の上のせて、包丁で叩き、魔除けのおマジナイをする。

子供たちは、それでほんとに魔の鳥を追い払うことができると思つて疑はない。

しかし、おとなたちは、それでもまだ安心ができない。

正月十四日夜の鳥追い祭りがそれである。

鳥追いだ 鳥追いだ

ありあ どの鳥追いだ

げんじゆうどんの鳥追いだ

さらば寄つて追い申せ

朝鳥 夜鳥 頭切つて 尻切つて

しょうべんだま(溜)へさらげこみ

佐ア渡ガ鳥へ ホーイ ホイ

中之条は伊勢ノ森(伊勢宮)、伊勢町は和利ノ宮(吾妻宮)を中心に、各町内にお座所を設け、それぞれ町内から大太鼓を担ぎだし、エゴンボウ(エゴの木)でバチをつくり、ドンカン ドドカン ドンカン ドトカンと調子をとつて叩く。その音響は胸にひびきわたる大きなもので、中之条の大太鼓はとくに大きく、四ツ車に乗せて、屋台のように曳き歩く。商家では大太鼓の行列が通ると、蜜柑や、切餅や、手拭などを投げて祝う。

私は性来内気で、少し手ノロだつたから、この祝いものを余り拾えた覚えがないが、ハシ、ツケエ友だちはフトコロ一杯、それを溜めていてみせびらかし、ケナリイ、(うらやましい) 思いをしたものである。それでも寒い夜空の下の鳥追行列にくつついて興奮して歩いたものである。

鳥追いの唄は、昔もシベリヤや中国から、大量の渡り鳥がやってきて、農作物をほしいままに荒しまわるので、この渡り鳥封じ込めの行事となつたものと思われる。その歌詞では、「朝鳥、夜鳥、頭切つて、尻切つて、しようべんダメへさらげこみ」そのほかは佐渡島方面に追いとばせ……と、相当残酷なものになつている。それだけに被害も大きく、憎らしさも込められているのであらう。

さて、以上は吾妻地方に伝わる季節的な風俗や習慣のなかに詠いこまれた俚謡をあげてきたが、もう少し生活のなかに情緒的に生まれたものをあげてみると

今日は二十八日、尻まくりの御用心

正月、二月、三月さくら

さくらの下で、お女郎と蛇と 豆煎り

そこで一カンしよ。

男と女と 豆煎り

煎つても 煎つても なまぐさい

この三つの唄は、季節的なよみもあるけれど、共通したものとして、まだそれと自覚はしていないが、なんとなく性的な匂ひをうかがわせる少年の意識が下じきになつていような気がする。女の児や、または仲よくしている男の児と女の児を冷やかす、断し言葉でもある。

冒頭の二十八日とは、多分二月二十八日のことかと想像されるが、この一年に一度しかない二十八日晦日の日を選んで、女の児のお尻をまくつてみよう、とのいたずらである。

二番目は手まり唄のようでもあるが、お女郎と蛇、三番目の女の児と男の児の仲好しぶり、それはあの生大豆を煎り始めると妙に生臭い匂いを発する。それを性的な匂いと共通するという諷刺を効かせた写実の官能的ですらある。興味深い俚謡だ。

註 小池秋幸氏は、明治四十年(一九〇七年)伊勢町に生れ、都新聞記者十四年、従軍記者として上海、南京戦取材、戦後は不ニキルテング会社を設立する。

著書に「遙かなるモンゴル内蒙古紀行」「雲岡石仏譜」等あり。現住所・川崎市高津区下作延九二一

附  
社  
寺  
誌

第一章

寺 院





神社・寺院・堂・祠については、すでに第一巻から三巻の中で、所々に触れ、また詳述したところもあるが、社寺誌としてまとめた一項を設けなかつた。そこで本編に資料集としてではなく、通史の補いとして設けたわけである。

全体を二つに分け、一つは「寺院」として、主にその現状を見、他を「神社と堂」として、近世から現代にいたるその信仰と、明治国家の中の統合、そして現状を見ようとしたものである。

なお、資料の梵鐘銘等は、寺院の一環としてその最後におき、各寺院の檀徒は一表に見た。

# 一 清見寺

## 一 寺院の概要

1 名称 長岡山安養院清見寺、古くは清堅寺、西見寺ともかく。

2 宗派 浄土宗

3 総本山 知恩院、大本山増上寺末寺

4 所在地 吾妻郡中之条町大字中之条町字王子原七四六一二

5 現住職 長田正淳

6 開山 慶長元年（一五九六）崇誉炭山上人

7 本堂 鉄筋コンクリート造・鐘楼・庫裡二棟・不動堂・倉庫

8 境外仏堂 五反田和利観音堂・小池・塩平観音堂（蟻川）岩本

滝の上不動堂・大岩本地蔵堂

9 重要文化財 元文年間の境内絵図、元禄年間までの日過去帳、

大般若経六百卷（鉄眼版）

## 10 年中行事

一月一日修正会、二月十五日涅槃会、四月七日宗祖降誕会、四

月八日灌仏会、八月十五日孟蘭盆施餓鬼法要、十一月二十五日

十夜法要、十二月八日成道会、十二月三十一日除夜の鐘、春秋

## 彼岸法要

## 11 檀徒総代氏名住所



清見寺全景（本堂）

伊勢町	今井正太郎	中之条町	田島 一彦
大塚	吉田 正明	五反田	唐沢 姫雄

## 二 その変遷の歴史

長禄年間（一四五七年）浄誉西現の開創した寺と

伝えられ、西見寺と号す、中古久しく廢絶したが、永祿年間（一五五八年～一五六九年）武田信玄が当地を領有するに至り再興されたと伝う。

その後、慶長元年（一五九六年）崇誓炭山上人京都よりこの地に足を運び古跡に拠つて再興した。当寺に於てはこの崇誓炭山上人を開山の上人としている。

寛永十六年、沼田の城主真田信政の時代、その臣原右近より

「清堅寺屋敷分京錢三百文出置者也」の証を受けている。当時境内除地八反五畝二十歩と記されている。

三世諦普專悦の時、西見寺を清見寺と改称した。寺の景観が駿州の清見瀧によく似ているということからである。

開山時代は、中之条長岡の地に寺があつたが、二世三普哲道の時代に王子原に移転している。

七世、行誓教隨の時代までは、寺院の建物は、草庵のような小仏堂を本堂とし、方丈庫裡は三間に七間半であつた。

宝暦年間（一七五一年～一七六三年）に至り八世寒誓專超（当山中興の上人）は伽藍の大改築を実施した、即ち、本堂は間口、九間半、奥行八間半、客殿は七間四方、庫裡は間口五間、奥行十二間という壮大なものであつた。更にこの時、梵鐘を鑄造（詳細後記）し、鐘樓を建て、仏具類総てを整えている。

明治年代に入り寺院も老朽化したので十四世忍誓台麟の時代伽藍の総修覆を実施したが惜しくも大正十年四月十一日火災にかか

り、全伽藍灰燼に帰した。

翌年間口九間奥行五間一尺の仮本堂兼庫裡を建立した。

昭和三十九年十五世、巖誓台淳は、檀家の力強い支持と協力により鉄筋コンクリート造り（建坪六〇坪）の近代の堂宇を建立した。（総工費一千百五十万円）

### 三 歴代住職と主たるその業績

○開山 崇誓炭山（寛永九年歿）

開基崇誓炭山師は、鹿野和泉守の葬式に参列し、大塚の地侍林弾左衛門と共に「火車」を追払つて棺が奪い去られるのを防ぎ戦つた、という武勇談が吾妻記に記されている。大正十四年の火災まで「火車」除けのけさと称する「大七条」が寺宝として保存されていた。

○二世 三普哲道（慶安三年歿）

境内に西見寺二代の墓石がある。

○三世 諦普專悦（己の十一月歿）

寺号西見寺を清見寺と改称す

○四世 貞誓玄栄（寛文十一年歿）

○五世 教誓貞順（元禄十年歿）

本尊阿弥陀如来立像を造る

御丈 三尺・五重台座・無銘

○六世 誓誓順達（延享二年歿）



清見寺境内絵図（元文年間）

脇体像をつくる（御丈一尺七寸）  
七重台座造立

後背は舟形

後光に宝永二年、それぞれに林権右衛門・鹿野伊兵衛の法名  
が記されている。

。七世 行誓教随（元文四年没）

境内の境界について訴訟あり勝訴となる。大岡越前守等連名の  
判決文があつたが焼失した。この訴願状に添付した境内絵図は現  
在も保存されている。

。八世 寒誓専超（天明八年没）

寛延二年元法藏寺北丘上に鐘楼を造り、梵鐘を鑄造し法藏寺に  
二僧二俗を居住させ刻々時を報じ昭和時代に及ぶ。（この梵鐘  
については後に記す）尚、この時代に左記のとおり、本堂及び  
庫裡を全面的に改築している。

1 本堂の改築 宝曆十一年四月完成 大工棟梁平村文左衛門

2 庫裡の改築 宝曆十三年落成 大工棟梁平村文左衛門

右のことは棟札によつて明かである。

。九世 俊誓単随（文政二年没）

釈迦三尊造立。西大門に俗称味噌付け地藏を建立。増上寺嶺誓  
智堂大僧正の筆になる扁額「清浄見寺」をあげる。境内の敷石  
を残らず整備する。

（注）昔の大門は山十横丁で元繩田医院横から境内に入った。

。十世 単誓信瑞（嘉永二年没）

享和二年から天保時代まで任職をつとめ後隠居する。

。十一世 澄誓信肇（明治五年没）

天保時代から安政年間まで住寺。

書を能くしその書は石碑等に刻まれ、近在各地に散見する。

。十二世 幢誓隆肇（明治十四年没）

安政年代より、明治二年まで住寺、晩年四万日向見薬師堂に隠棲する。この住職は、当時関東十八檀林の一、瓜連の常福寺の住職になったが、十一世澄誓信肇の一番弟子であったので、当寺後継の慣例により強いて当寺へ転住させた。

。十三世 温誓良巴（明治三十二年没）

明治五年から二十八年間住寺。東京駒沢村絃巻の浄光寺より転住、漢学に造詣深く、寺子屋の師匠として民間人の教育に力をつくした。尚、この時代に人天蓋、白檀金塗木蓮一対をつくり奉納する。

。十四世 忍誓台隣（昭和十二年没）

信州常盤村に生れる。原町善導寺の徒弟であったが、十三世没後、養子として当寺に迎えられる。

明治時代は寺門の衰退期であったが、よく清見寺を維持し、伽藍を修葺し、全面的に屋根替えを行なった。

本堂は荘嚴、彩色も美しく完成したのに大正十年惜しくも火災に全伽藍を焼失した。

。十五世 巖誓台淳

忍誓の長男、日支事変、太平洋戦争後の混乱期に際会し、農地解放により、寺産田畑を失い重大危機に直面した。

伽藍再建のため、境内の風致木、百数十本を売却し本堂建立を企てたが失敗に終った。

。昭和三十七年の春、元法藏寺境内丘上にあつた鐘樓を移築改修

し、更に昭和三十九年二月、本堂の再建に着工し、近代的な本堂の落慶を見ることができた。

巖誓台淳は昭和四十年一月浄土宗門より清見寺中興の号を授与された。

なお、梵鐘については、巻末の中之条町寺院梵鐘記録に一括してあげたが、その貴重な古来の梵鐘は昭和十七年秋、軍用に供出し、一貫目三円三十銭、四百余円で失つてしまつた。

現在の梵鐘は、鐘樓を境内に移築、改修して間もなく「かね八」伊能たね、同伊能泰治の発願で、「平和延命の鐘」として新しく鑄造、寄進されたものである。

四 所蔵の大般若經六百卷

昭和三十九年末、蟻川戸主会から譲り受けたものである。

この大般若經は延宝年間、黄檗山宝蔵院刊行の鉄眼版で、享和元年に購入したものである。発願主は蟻川の原沢惣七で内二百卷を施主が、残る四百卷は百八人の施主によつて購入したものである。

施主は多くは蟻川の人だが赤坂村も二十五卷、横尾村で十四卷、平村で十卷、五反田村で四卷奉加している。

各般若經の巻頭に施主の名前が銘記されてあるが、真心こもつた信心の浄財を出し合つた六百卷であり、実に貴重なものである。

この経巻は、戦前は塩平と小池の観音堂の例祭やその他の祭りに転読されていたものであるが、保存方法がよく、よこれや虫喰いもなく、真新しさを覚える。

施主の一部を記すと、三十巻 綿貫平七、蟻川宇兵衛、二十巻篠原小左衛門、山崎権之丞、六巻 原沢郷左衛門、原沢安右衛門。で第一巻の巻末には次のような記事がある。

大般若経六百巻、十方遠近の施主を後世の爲、経内表紙に各々洩らさずこれを銘記し置くものなり。

享和元酉年四月吉祥日

二百巻施主 当村発願主

原 沢 惣 七

五 清見寺開基鹿野氏歴代

○寛永九年六月七日(中興開山岌山)

禪蓮社宗誓称願岌山上人大和尚

○鹿野氏歴代

心誓浄光居士

蓮誓理栄大姉

性誓本空居士

法誓妙空大姉

寛永九年十二月廿二日

鹿野 勘左衛門

天和二酉十月朔日

同 内儀

寛永八未四月五日

鹿野 衛門助ノ事

寛永十六卯二月二日

志摩娘 衛門助妻

光照院心誓源了性本居士

清心院歡誓妙喜大姉

念寿院殿昌誓道広居士

仏照院殿蓮誓栄心大姉

明寿院相誓祐三居士

受光院梅誓栄春大姉

正受院殿誓浄荘居士

智清院照誓光日大姉

光寿院心誓目春居士

常光院殿誓清寿大姉

寿清院山誓常昌居士

浄光院賢誓林清大姉

隆広院殿深誓心清居士

見寿院殿一峯栄純大姉

元和元卯三月十四日

鹿野 志摩

元和五正月廿日

同 内 儀

元和八壬戌二月廿九日

鹿野 和泉守(開基)

慶安三年四月十七日

同 内 儀

正保五年四月廿九日

同 新左衛門ノ事

寛永十五年正月十一日

同 内 儀

寛永十五年五月七日

鹿野 右馬之助

寛永廿一年正月六日

同 内 儀

元禄三年正月廿七日

鹿野 善太夫(伊兵衛兄)

寛文八年十一月廿八日

同 内 儀

鹿野 長右衛門(善太夫子)

同 内 儀

延宝三年四月廿七日

鹿野 勘 助

正徳四年七月十八日

同 内 儀

(中之条町大字中之条町 清見寺蔵)

注(1) 鹿野伊兵衛：元禄五年九月三日没「宴翁幽岸居士」鹿野伊兵衛幸正の子(又左衛門父)が六代誓誓願造和尚真田(松代)五右衛門、又左衛門、誓誓上人は兄弟なり。木像現存す。  
(2) 岌山：慶長元年来る。京都の人。寛永三年九月五日没寂(位牌)。或は寛永九年六月七日(過去帳)という。智恩院歴代上中人に岌の字をいふもの多し。

## 二 林 昌 寺

## 一 寺院の概要

1 名称 宝満山白雲院林昌寺

2 宗派 曹洞宗

3 所在地 吾妻郡中之条町大字伊勢町一〇〇二番地

4 本 寺 群馬郡箕郷町長純寺

大本山 永平寺・総持寺

末 寺 江戸時代には宝満寺と海蔵寺があつたが、現在は何れ

も廃寺となる。

5 現住職 二十五世安常義彦大和尚（俗名 柴田義彦）

## 二 その変遷の歴史

文安年間（一四四四年～一四四九年）天台和尚長馨により、河原町に天台宗の寺として創建された。（当時の資料は、長享の大乱、または火災のため焼失し不詳である）

永禄四年（一五六一年）長純寺四世逢室長馨大和尚を開山大和尚として曹洞宗に改宗した。さらに文禄二年（一五九三年）寺院は中之条長岡の地に移された。

翌文禄三年真田安房守昌幸より林昌寺屋敷分として、銭一貫三

百文を受け、同年矢沢薩摩守綱隆（後に頼綱）中興開基である。寛永十一年（一六三四年）に至り、沼田領主真田伊豆守信之の長子河内守信吉より永楽三百二十四文を受領する。

その後五年経過した寛永十六年寺院はさらに長岡の地から宝満寺旧跡（現在地）に移築した。その年真田内記信政より永楽三百二十四文を受けた。

貞享元年（一六八四年）六世棟峯雲梁大和尚の時代、当時の名家二宮氏から鐘楼と銅鐘の寄進を受けた。

元禄八年（一六九五年）から同十四年の七年間にわたり、六世の雲梁大和尚および七世祥瑞大和尚によつて、境内伽藍の大修理が行なわれた。

元文五年（一七四〇年）から寛保三年（一七四三年）の間、十世全峯無隠大和尚の手によつて楼門が建立された。

安永四年（一七七五年）十一世中興究竟驢參大和尚の時代梵鐘が新造された。

明治三年の春、時の人々を驚かせた俗にいう林昌寺神葬祭騒動がおこり、仏像、仏具等が打ち碎かれた。

明治十九年（一八八六年）に至り、時の卓堂大法大和尚（十九世）によつて、これらの仏像を一堂にまつり、これを千体仏堂と号した。

大正十三年常恒会の格地寺院の認可を受けた。

昭和三十九年太平洋戦争に供出したため梵鐘が無いまましばらく

く経過していたので二十三世大塚実惠大和尚によつて新鑄され、鐘樓もやつと旧態に復した。

昭和四十九年から同五十四年の六ヶ年にわたり、二十四世恵真実光大和尚及び二十五世安常義彦大和尚によつて楼門・禅堂・本堂の大修理が行なわれ、現在に至つてゐる。

開基 当初の開基は不明、中興開基 矢沢薩摩守綱隆

開山 文安年間 天台和尚長馨曹洞宗開山 永祿四年、蓬室長馨大和尚

本尊と脇仏 本尊 釈迦如来、脇仏 阿難陀仏、迦葉仏

### 三 歴代住職とその業績

開山 蓬室長馨大和尚(天正十一年五月四日没)  
(小板橋一正家文書)

二世 天台舜達大和尚。林昌寺の宗派を曹洞宗に改宗、宝満寺を林昌寺の末寺として復興。寺院を長岡に移す。今日の林昌寺の礎を築いた。

三世 日山祥春大和尚

四世 巨巖堯吞大和尚、長岡から宝満寺旧跡に寺院を移す。

五世 月珊雲明大和尚(元祿十二年三月四日没、小板橋文書) 宝満寺を現在の林昌寺の場所から、西中之条山崎の観音大土道場に移す。

六世 棟峯雲梁大和尚(元祿九年九月二十七日没、小板橋文書)

真田藩替地により天領となり、除地の許可を受ける。鐘樓と銅

鐘を建立。元祿の林昌寺大改修に着手。

七世 応山祥瑞大和尚(享保丙午没)  
(小板橋文書) 元祿の大改修を完成させた。

八世 瑞嶺祖欽大和尚

九世 松源天長大和尚

十世 全降無隠大和尚 楼門(山門)を建立する。

十一世 中興究竟驢參大和尚、梵鐘の新造。大般若經六百卷及び

十六善神画像の購入。

十二世 泰竟北泉大和尚

十三世 大竟觀道大和尚、中興開基矢沢薩摩守の二百回忌、大法

要を厳修した。

十四世 大信一道大和尚

十五世 大転錦牛大和尚

十六世 大志雄道大和尚

十七世 鳳棲蒼悟大和尚

十八世 鶴峰天外大和尚

十九世 卓堂大法大和尚 千体仏を集める

二十世 天質法庵大和尚

二十一世 篤山頼応大和尚

二十二世 権心量衡大和尚

二十三世 大塚実惠大和尚 梵鐘を新鑄した

二十四世 恵真実光大和尚 楼門の屋根替を実施する。昭和の大

改修に着手する。



二十五世 現任職安常義彦大和尚、昭和の堂宇大改修を完成させる。

#### 四 梵鐘・鐘樓の歴史

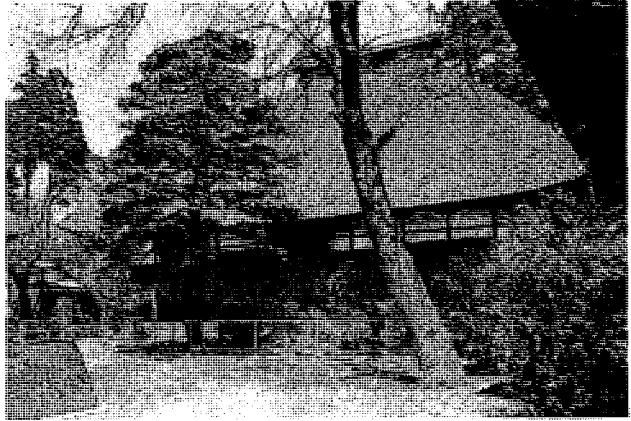
最初の梵鐘は貞享元年（一六八四年）に二宮家の寄進により、次は安永四年（一七七五年）に造られたが、これは昭和二十年太平洋戦争のとき供出し、今のものは、昭和三十三年の新造である。

なお、鐘樓は貞享元年第一回の梵鐘とともに、二宮氏の寄進により建立されたものである。

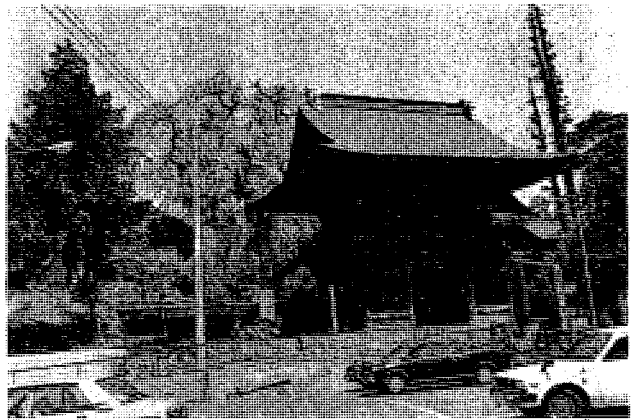
#### 五 寺紋とその由来

寺紋は表紋が六連銭（六文銭）裏紋は雁である。これは本寺院中興開基矢沢家の本家、真田家の紋を使ったものである。

#### 六 特筆すべき仏像・塔・美術品・古文書



林昌寺本堂



林昌寺山門（楼門）

#### 1 仏像

釈迦如来・阿難陀仏・迦葉仏・弁財天・勝軍地藏・三面観音像  
画像板碑：町指定重要文化財、他十数体

#### 2 塔

宝篋印塔、岩田清左衛門作五重塔、おろかもの之碑

3 美術品

狩野深雲の三幅、南湖の達磨大師

4 重要古文書

真田家よりの御朱印文書、寛永年間よりの過去帳、三門造立勅化帳、その他覚書文書

注 元文五年より寛保二年に至る三門造立人足一万五千人、入用金貳百余両に借用也とある「三門造立勅化一帳」が同寺にある。

七 寺の現状

1 檀家総代

中之条町 田村喜代治、桑原源一郎、町田儀平、桑原郁夫  
伊勢町 久保田茂雄、根岸権兵衛、高橋真一、小淵光平  
西中之条 蟻川七郎次、高橋芳之助

折 田 折田茂

2 境外の仏堂

五反田嵩山 薬師堂、折田滝沢 不動堂、折田定光寺 観音堂、西中之条山崎 観音大道場

3 年中行事の概要

一月一日 祝禱 經 参列者約五十名  
二月十五日 涅槃會  
四月八日 花祭り(仏誕會)  
四月十八日 大般若會(観音祭り)(参列者 約百五十名)

九月二十六日 大施餓鬼會(一般参列者 約百五十名)

十二月八日 成道會(寺内行事)

十二月三十一日 除夜の鐘(参列者に鐘を撞いてもらう)

三 宗 福 寺

一 寺院の概要

1 名称 仏体山 宗福寺

2 宗派 曹洞宗

3 所在地 吾妻郡中之条町大字市城、一、一五三番地の二

4 大本山・本寺 大本山 永平寺・総持寺、本寺 雙林寺

5 現住職 一等教師宗福寺二十世 荒井晴美

二 その変遷の歴史

本寺の開基は、貴山道銭居士、飯塚喜善次と伝え、開山は寛永壬申(九)年、双林寺十三世大通貫徹大和尚によつて創設さる。尚現在の地に寺を建立したのは寛永九壬申の年である。

その後、天保八年九月、火災により土蔵の一字を残し全伽藍を焼失した。第十五世、全超大樹和尚の時代であった。この時は檀信徒の協力によつて再建することができたが、安政四年十一月第十六世徳仙大憐和尚の時、再度火災により堂宇ことごとく焼失、

再建不能の状態となつた、やむなく上市城の不動堂に移り不動尊（御座石不動尊という）の祈禱と檀信徒の教化につとめた。

その後、明治二十七年に至り、本寺双林寺より寺の再建を促され、檀信徒またこれに協力して名久田村横尾の文珠院の堂宇を買ひ（代価二十五円）現在の地に移築した。落慶はその年十一月二十五日であつた。

こえて、同四十一年二月四日、御座石不動堂を本寺宗福寺に合併した。

更に、昭和四十七年八月、檀信徒の協力によつて、間口五間半奥行四間の庫裏を新築、続いて、同五十三年三月、本堂の屋根替え工事を行ない、現在に至つてゐる。

### 三 本尊仏とその由来

宗福寺の本尊仏は、釈迦牟尼仏であり、大聖不動明王を合祀している。

この本尊仏は第二世、且山大和尚の代に新造開眼したもので、体内にその銘が刻されている。

### 四 歴代の住職

開山 双林寺十三世  
大通貫徹大和尚  
二世 且山朝 〃  
寛永壬申年二月二十七日示寂  
宝永甲申九年三月十五日

### 五 寺の現状

三世	然岫巖仙	〃	享保廿一丙辰三月五日
四世	関室禪	〃	延享二乙丑二月十二日
五世	大量巖仙	〃	明和五年五月二十五日
六世	玄門実参	〃	宝曆七丑年五月九日
七世	縁岸禅随	〃	寛政七卯七月七日
八世	逸道倫超	〃	文化十五寅一月二十六日
九世	越道良宗	〃	享和元酉七月二十九日
十世	機外釣玄	〃	文化十四丑年十月五日
十一世	靈山究源	〃	文化七年二月二十九日
十二世	悟山灵道	〃	文政四巳十二月二十六日
十三世	道仙来応	〃	安政五年七月廿日
十四世	南宗仙嶺	〃	天保五甲午年九月二十七日
十五世	全超大樹	〃	慶応四辰二月廿一日
十六世	徳仙大隣	〃	明治十九戌年七月七日
十七世	大菴亮運	〃	明治二十一年七月九日
十八世	秀光円瑞	〃	明治三十八年十二月十一日
十九世	陽心良道	〃	昭和二十五年二月十三日
二十世	現住		

### 1 伽藍の配置

境内面積 二三五坪

本堂 三五坪（茅葺平家）  
 庫裡 二一坪（木造平家トタン葺）  
 2 檀徒総代の住所・氏名  
 塚田 国一郎 中之条町大字市城一三八四  
 中沢 千秋 同 九〇〇  
 山田 善衛 同 青山二二



宗福寺全景

3 准境外仏堂と祭祀

大悲閣（十一面観世音菩薩）

例祭 三月十八日

所在地 中之条町大字青山

4 年中行事の概要

（行事名）

（祭祀日）

三元大般若祈禱会 一月一日〜三日

涅槃会 二月十五日

彼岸会 春・秋彼岸

大般若会・不動尊大祭 三月二十八日

釈迦降誕会（花祭り） 四月八日

盂蘭盆会 八月十五日

施餓鬼会 九月二十日

註 施餓鬼会には百名余の参詣者あり、法話説教を行なう。

四 善福寺

一 寺院の概要

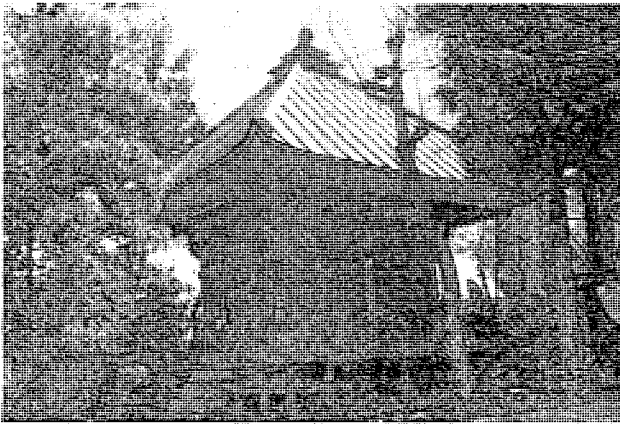
1 名称 竜水山珠光院善福寺

2 宗派 浄土宗

3 大本山・本寺 大本山：増上寺



善 福 寺 本 堂



善 福 寺 地 蔵 堂

4 所在地 吾妻郡中之条町大字山田五七一

5 現住職 僧都 天野靈隨

6 開山の年代・初代住職 一三四二年 康永元年 道覚浄弁上人

7 伽藍配置 山門・本堂(大正八年落成) 庫裡・観音堂・土蔵

註 観音堂は吾妻三十三番

8 境外仏堂 大竹中島毘沙門堂

9 重要文化財 阿弥陀如来三尊仏(昭和三十三年重要文化財指定)

10 年中行事

修正会(一月元日) 花祭り(四月八日) 甘茶供養 十夜法

要(十一月二十六日) 仏餉回向 彼岸会(春秋)

11 檀家総代氏名

宮崎 恒男(山田)

岡田 孝一(山田)

角田 良太郎(大竹)

関 澄 寿(高沼)

二 本尊阿弥陀如来の由緒

康永元年、開山道覚浄弁上

人は弟子識阿・円光の二人と

共に日本四十八体第四十五番

の一光三尊の善光寺如来像を

背負い来り、吾妻のこの地に

一字を建立し西山流の念仏を

弘通されたという。

この三尊仏は、古来から秘

仏として十二年に一度千年に

御開帳が行われている。

昭和三十三年県重要文化財に指定され、昭和四十七年には善光寺の一条智光上人が御親修、大開扉法要が盛大に営まれた。

像は鎌倉時代後期の作と推定される。中尊は高さ四十六寸、螺髪で白毫はないが衲衣は前面に美しい衣紋をえがき、両手は来迎印を結んで一部に鍍金のあとが残っている。

脇侍は観音菩薩、勢至菩薩ともに三十四寸でほとんど同形であり、宝冠にも標識がなく区別しがたい。仏鉢は両手を腹にあて、宝珠を抱く姿をしておられる。いずれもはめ込み式に作られ、製作の古さがうかがわれる。

善光寺如来像三尊仏中でも稀に見る貴重なものである。(以上順督霊随和尚記)

### 三 その変遷の歴史

善福寺は康永元年(一二三二)道寛浄弁上人一字を建立し開山する。

その後、十三世貞応上人までの状況は記録に詳かでない。

もともとこの善福寺は開山当初から浄土宗西山派を継承して来たが、十五世大普経道上人(寛永年間)の時から鎮西派に転じている。

享保年間二十三世行替吟廓上人によつて伽藍を修復し、善福寺の復興につとめた。

明治二十三年六月。火災によつて伽藍の全部を焼失したが、山

門は焼失を免かれ、秘仏一光三尊善光寺如来像は無事避難された。

同年十月、三十四世賢督真随上人。信徒の帰依により、利根郡の安養寺から転住再興。

大正六年にいたり、三十五世瑞督霊真上人の手で本堂が再建された。当寺院では、両上人を中興上人として尊敬している。

現在の住職(三十六世順督霊随)は、吾妻仏教文化史に見る大事業として実に二ヶ年の歳月をかけて、信州善光寺と、上州善光寺大開扉の交渉を続けた。

その一山、一郡有識者の力強い後援と協力はついに昭和四十七年四月十日、大本山信州善光寺大本願第百二十一代一条智光上人の御親修を仰ぎ、ここに大開扉法要が営まれた。

この事は、吾妻における浄土教発祥の地である善福寺の名譽にとどまらず、吾妻郡文化史上まさに特筆すべきものであり、今後いよいよ開山の精神の布教に努め、浄土宗の真意に徹することこそ僧侶の責務と考える(霊随和尚記)。

### 四 当寺半鐘の銘

さきに述べたとおり、善福寺は享保年間に再興されているが、その享保九年正月、寺に寄進した半鐘があり、次の銘が刻まれている。

其聞音者得深法忍不退転

至成仏道耳根清徹不遭苦患

国誉順慶信士

生誉授往信女 為菩提也

願誉清伝信女

施主 山田村 町田三右衛門

上州我妻郡山田村常住物吟廓代

享保九甲辰天正月吉日

御鑄物 江戸西村和泉守作

五 歴代の住職

開山 道覚浄弁上人

西山派 望月信亨著  
仏教大年表西山系図  
第三世浄覚上人迄上  
セラレタルヲ見ル。

十三世 真応上人  
十四世 知弁上人

西山派  
鎮西派へ転派

二十七世 範誉上人  
二十八世 知誉上人

二十九世 宣誉上人  
三十世 自誉上人

三十一世 得誉上人  
三十二世 戒誉上人

三十三世 祥誉上人

大戸  
大運寺より転住  
無住時大火災

二世 了性上人

三世 浄覚上人

四世 寂玄上人

五世 玄澄上人

六世 竜応上人

七世 光然上人

八世 慈観上人

九世 了海上人

十世 了演上人

十一世 真了上人

十二世 光観上人

虎白和尚正徳年中再興

三十四世 賢誉上人

三十五世 瑞誉上人

三十六世 順誉霊随和尚

中興上人  
利根郡安養寺より  
転住  
後中興上人  
本堂再興無妻道人

二十三世 行誉上人  
二十四世 経誉上人  
二十五世 声誉上人  
二十六世 頼誉上人

五 永林寺

1名称 竜谷山永林寺

2宗派 曹洞宗

3本山・大本山 本山 応永寺(岩島) 大本山 永平寺及び総持寺

一 寺院の概要

4 寺院の所在地 吾妻郡中之条町大字上沢渡二〇一六

5 現住職 一等教師 植木崇真

6 開山の年代と初代住職 文禄元年（一五九二年）十月 快霄恵

鵜大和尚

7 伽藍配置 本堂・庫裡・地藏堂

8 境外仏堂 反下綱取薬師堂、大岩不動堂（関茂三郎所有）宗教

行事 永林寺所屬

9 主なる仏像 釈迦如来像・普賢菩薩・達磨大師像・観音立像

10 年中行事 大般若会及子安地藏講。昭和二十年四月二十四日罹

災前迄盛大に行なう。節分会 稚児二十人募集、豆撒き行事を

一行なう。彼岸会大供養 九月二十五日。釈尊成道会 十二月八

日。

11 檀徒総代 福田勲一、福田保治、小淵安治、本多盛重（以上上

沢渡）石田五郎、高平英雄、宮崎光雄、飯塚幸作（以上下沢

渡）山田登四郎（四万）

二 歴代の住職

開山 快霄恵鵜 文禄元年十一月

二世 斧巖鋤 本尊釈迦如来を安置す

三世 底法伝

四世 松巖吟

五世

靈芳殿

六世

宣白朝

七世

千山祖燈

八世

大活性鈍

九世

俊禅観峯

十世

高山水



永 林 寺 全 景



- 十一世 章林惠文 寺院焼失
- 十二世 靈巖惠彦
- 十三世 大安大道 寺院焼失後新しく過去帳をつくる
- 十四世 覚応道明
- 十五世 大嶺長道
- 十六世 独潭金竜
- 十七世 桂堂吾船
- 十八世 天外悟道
- 十九世 悉叟賢達
- 二十世 覚成玄道
- 二十一世 岳翁了真
- 二十二世 仙外蒼洲
- 二十三世 衝岳寿天
- 二十四世 実融示現
- 二十五世 大仙賢道
- 二十六世 天外崇真 昭和二十年四月沢渡大火災により全寺院焼失・同二十二年再建。

## 六 宗 本 寺

### 一 寺院の概要

- 1 名称 揚水山 舞台院 宗本寺

2 宗派 浄土宗

3 所在地 吾妻郡中之条町大字下沢渡四九四

4 総本山及び大本山 総本山 京都智恩院 大本山 東京芝増上寺

5 現住職の僧階と氏名 僧都 吉水靈順

### 二 その変遷の歴史

この寺は、応永元年（一三九四年）真誓誓故上人の創建といふ。また開山堂は沢渡の土豪沢渡氏の持仏堂を移築したものと伝えられる。

尚、本尊仏は阿弥陀如来、脇侍は観音菩薩・勢至菩薩であるがその由来については、鎌倉時代の作と伝承されているにとどまる。

### 三 歴代の住職

第一世、真誓誓故上人より現在の二十五世恵誓法阿靈順和尚までの住職は次のとおりである。

第一世 晁蓮社真誓上人誓故大和尚 天正一一・九・一九

第二世 定蓮社正誓上人祐音大和尚

第三世 見蓮社惣誓上人善達大和尚

第四世 証蓮社清誓上人詮了大和尚

- 第五世 誠蓮社既誓上人寿寛大和尚
- 第六世 本蓮社誓誓上人淵竜大和尚
- 第七世 法蓮社庭誓上人登源大和尚
- 第八世 顯蓮社宗誓上人松山大和尚
- 第九世 淵蓮社貞誓上人是頓大和尚
- 第十世 中興相蓮社伝誓上人詠海教吞大和尚
- 第十一世 称蓮社專誓上人了波大和尚
- 第十二世 明蓮社光誓上人見哲大和尚
- 第十三世 心蓮社法誓上人林雪大和尚
- 第十四世 心蓮社行誓上人一道琥珀大和尚
- 第十五世 大蓮社然誓上人得忍廓道大和尚
- 第十六世 德蓮社己誓上人合掌義千大和尚
- 第十七世 然蓮社建誓上人鈴響雲程大和尚
- 第十八世 勇蓮社高誓上人財声哲秀大和尚
- 第十九世 真蓮社哲誓上人高阿懸性秀瑞大和尚
- 第二十世 海蓮社性誓上人真阿如月康順大和尚
- 第二十一世 宝蓮社隨誓上人生阿実祐順岡大和尚
- 第二十二世 音蓮社陳誓上人唱阿智円説応大和尚
- 第二十三世 中興教蓮社遍誓上人光阿不可計麟岡大和尚
- 第二十四世 感蓮社応誓上人神阿浄光靈誠大和尚
- 第二十五世 感蓮社惠誓上人法阿靈順和尚

延宝三・六・一五

元禄二・五・一七

正徳四・二・二一

享保一六・六・一七

延享三・四・二〇

天保三・三・五

明治六・八・二二

明治一・一・三・二五

大正五・一・三

昭和一五・三・四

#### 四 重要文化財

当寺には、次の重要文化財がある。その一つは国指定重要文化財である薬師堂（宗本寺の境外仏堂）と、群馬県指定重要文化財である宝篋印塔および絹本着色二十五菩薩来迎図である。

##### 1 薬師堂……国指定重要文化財

所在地 吾妻郡中之条町大字四方日向見三七一

建造物 桁行五・四六尺、梁間五・四六尺、建坪二九・八一

六平方尺。

所有者 宗本寺住職 吉水靈順

復元工事 昭和四十二年一月～十二月

指定年月日 昭和四十五年二月八日

。由来と概要については、第一巻に詳述したのでここには省略する。

##### 2 宝篋印塔……県指定重要文化財

所在地 吾妻郡中之条町大字下沢渡四九三宗本寺境内

所有者 宗本寺住職 吉水靈順

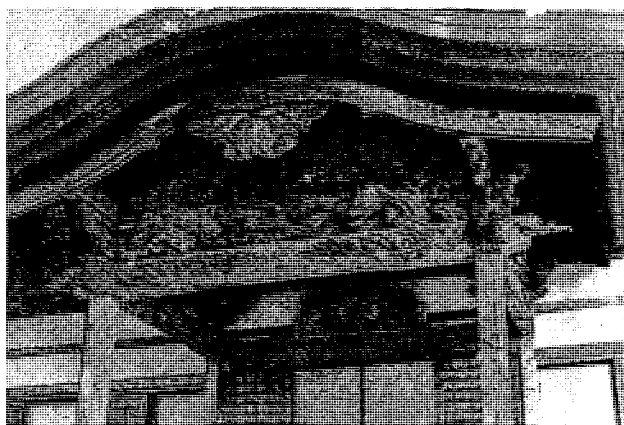
地目・地積 墓地 一三・二平方尺

指定年月日 昭和三十二年四月二十三日

。由来と概要については、町誌第一巻（二二四頁～二二六頁）に詳述しておいたので省略する。



宗本寺本堂



本堂入口彫刻

中之条町四万字日向見

大般若講 四月八日

四万全員法要温泉まつり

十月八日

金原地藏堂

中之条町下沢渡字金原

部落法要 一月十六日

八月十六日

五反田観音堂 中之条町五反

田字後界戸 部落法要

三月十八日

### 六 伽藍の変遷

室町時代の初期の創建と伝えられる宗本寺である。長い歳月の経過の中に幾多、伽藍の変遷が考えられるが文書に明らかでない。

昭和三十八年三月、本堂（間口九間三尺・奥行八間三尺）の屋根の修復工事を行ないトタン葺に改修している（費用二五〇万円）

3 絹本着色二十五菩薩来迎図……県指定重要文化財

○指定年月日 昭和五十六年五月六日

○七五・六号×一三八号、鎌倉時代末期～室町時代初期の絵画

### 五 境外仏堂及び境外仏堂とその祭祀

日向見薬師堂

### 七 寺院の現状

1 檀徒総代住所氏名

中之条町下沢渡字菅田 町 田 英 二

2年中行事

修正会

涅槃会

彼岸法要 三月彼岸

花祭り 四月八日

五反田観音堂観音まつり 三月十八日

金原地蔵堂地蔵まつり 正月・八月

日向見薬師大般若講

御忌会

盆法要

彼岸法要 九月彼岸期間

十夜法要

日向見薬師堂温泉祭り 一月八日

放生会

成道会

七 林 昌 院

一 寺院の概要

1名称 北野山林昌院 寺号不詳

2宗派 曹洞宗

3本山・大本山・末寺 本寺 大類村慈願寺、大本山 永平寺・

総持寺、末寺 無量寺（現在廃寺）

4所在地 吾妻郡中之条町大字平甲一六三

5現住職 一等教師 綿貫正雄

6開山の年代・初代住職 慶長八年（一六〇三年）観芝文察大師

7伽藍配置 正面 本堂

右 仮庫裡、左 鐘樓並天神祠、稻荷祠

8境外仏堂 毘沙門堂（平）（春分の日般若経転読奉納）薬師堂

（赤坂矢場）一服地藏（宇妻）不動明王（宇妻）

9重要文化財 大般若経六百卷（延宝版）涅槃像（探雲作）鉄舟

書・達磨（玉斎画）

10年中行事 。大般若会 当山最大の祭典、郡内同宗の寺院全部

集合修行 。涅槃会 本堂に涅槃像を掛け「やしようま」と称

する「おみごく」を参詣者に分与する 。花祭り（四月八日）

。其他 彼岸法要、孟蘭盆法要、和讃会等

11檀徒総代氏名・住所

関和夫・関伸一（以上平）小林貞夫（赤坂）田村武一朗（五反

田）木暮久弥（伊勢町）荒木佐一郎（植栗）

註1 往時は林松院と称したらしく、本尊の胎内記及平毘沙門堂の寄附

帳には明らかに林松院と記してある。

2 明治三庚午年九月の寺取調帳によれば、檀家三百五十九軒、内百二

十一軒、神葬祭に相成候とある。

3 開山当時京都天満宮を勧請して、当山の守護神としたるにより、寺紋を梅鉢とし、山号を北野山と号す。

## 二 その変遷の歴史

○永祿年間（一五五八年～一五六九年）当地関氏の祖、関勘解由利久の開基、現在の石段の下の平地に庵を建て林松庵と号した。当時の井戸及び池が残っている。

○慶長十八年七月、関小左衛門、祢津宮内大類村（現在の高崎市宿大類）慈願寺二世観芝文察和尚の三者を以て開基を吾妻郡奉行に願い出で、許されて堂を建て林昌院と改めた。時に本堂間口十二間、奥行七間半、棟梁は里見、山田丈左衛門、総工費は金六十五両と白米六十五俵とある。



林昌院 鐘楼

○四世訓貞和尚の元禄十二年八月十五日の夜大風に逢い伽藍一切が倒壊し修復の見込のない状態になった。やむなく後の山を整地して堂塔を再建し移転した。

爾来、着々伽藍の整備を行ない、本堂・庫裏・禅堂・開山堂・宝蔵・穀倉・東司・鎮守堂・鐘楼・隠寮・楼門の十一棟が甍を並べた。

○明和年間九世光学和尚の代に裏山に天狗を祀り大変はやつたと伝えられている。この本尊は財を与えてくれるというので丸い石を奉納したという。明治末期までこの周辺に大小の丸い石が散在していた。尚、この祠は夜お詣りする人が多いためか、夜鷹等も出没し道脇の平地には盆墓座が敷かれ股賑を極めたが、文化文政の頃にはすっかり衰えてしまった。今でも道端の畑から古銭等が出ている。

○十三代和光和尚は善知識の誉高く、横尾に無量寺を建て開山している。無量寺は七代続いて廢寺となり、明治初期には学校として利用された。

後にこの寺は高山村中山の法信寺に移築された。東武バス中之条、沼田線天神停留所上に和光和尚以下七世の碑が建っている。四万田村茂三郎の建立である。

和光和尚は文化十年六月九日に没している。

○十八世全中和尚の時、文政十三年（天保元年）三月二十六日、庫裏から火を発し、諸堂宇残らず灰燼に帰した。過去帳、宝物

一切を焼失し取り出したものは本尊のみであつたという。

。十九世天外和尚の時、総工費二百八十一兩二朱の淨財をもつて、現在の本堂を再建した。棟札によれば、天保八年十一月二十四日竣工、間口十三間半、奥行九間の大本堂である。本堂だけはせめて焼失前と同じものをと設計したのであるが、折悪しく天保七、八年の大飢饉に遭遇し、辛うじて屋根を葺き終つただけで工事を中止した。したがつて、天井、欄間、壁、建具等は、現在に至るまで、未完成のままである。言い伝えによれば、普請の人足が持参する弁当箱は皆空であつたという。

庫裏は、蟻川村刀工蟻川若狭守の屋敷を半分譲り受けて移築した。間口十三間、奥行六間半の総二階で、二階には十二間通しの弓の射場があつた。

昭和二十六年、維持困難のため取り壊し、跡地に物置を建て同時に本堂の一部を変更して座敷と台所に改造し現在に至つてゐる。

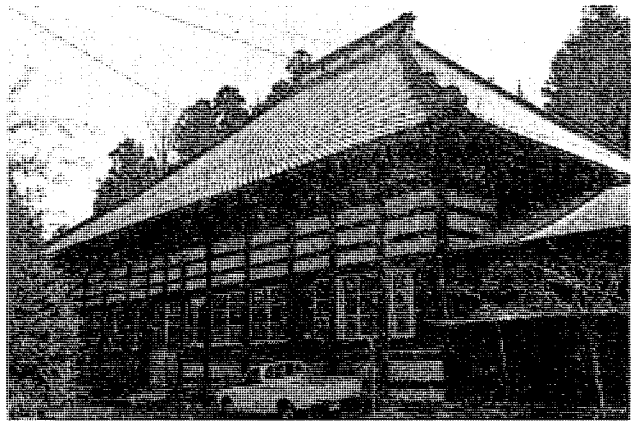
。現和尚の昭和三十四年四月、本堂の茅屋根を瓦に葺き替えた。

又、昭和四十年林道開通と共に道路も改修され、交通も至便となつた。

開山 三 歴代の住職  
文察

二世 芳全  
三世 悦道  
四世 訓貞(当山中興の住職)

五世 梅応  
六世 実要  
七世 慧寛



林 昌 院 全 景

註 開基の家関小左衛門、現当主関和夫家に慶長十八年七月、開祖文察和尚、開基関小左衛門、檀頭沼田城主真田伊豆守家中林津宮内のそれと認印して、上野国吾妻郡平村林昌院開基諸向記録の大冊がある。

八世	慧賢	十四世	東瑞
九世	光学	十五世	惠文
十世	観峰	十六世	惠白
十一世	春光	十七世	惠参
十二世	観晁	十八世	全中 (火災により全伽藍灰燼に 歸す)
十三世	和光 (横尾村に無量寺開山)		

		十九世	天外 (現在の本堂を再建す)
		二十世	祖竜
		二十一世	蒼洲
		二十二世	全英
		二十三世	全勇
		二十四世	現在の住職 綿貫正雄

### 八 宗 学 寺

#### 一 寺院の概要

- 1 名称 転輪山 宗学寺
- 2 宗派 臨済宗 永源寺派
- 3 所在地 吾妻郡中之条町大字大塚
- 4 本寺・大本山 滋賀県神崎郡永源町高野 永源寺
- 5 現任職 第二十一世 青木無範

#### 二 変遷の歴史

##### 1 当寺蔵古文書 (抜萃)

夫当山草創者人皇六十八代後一条院御宇長元年中鎮守府將軍源頼信公御代碓氷貞光興法心本国碓氷郡ニ下リ当地吾妻郡大塚村ニ纒

草庵ヲ結、則貞光庵号畢住居三年其後亦四万村ニ移住有リ日向山貞光寺改替云云、從夫以來彼貞光庵星霜五百余歲断絶無之候所ニ乱世之時分及大破、遺跡既ニ欲滅亡後代相統尻高殿家来林霜台入道正林ト申者、天文十五丙午年長峯山ヨリ伝蕪和尚ヲ奉呼越当寺中興為開山濟家宗改也、其後建精和尚之御代転輪山宗学寺致改号仏事等無怠慢勤行仕候事

貞享元年甲子年八月八日

宗学寺

建本

天王山貞光庵

- 2 開基 林霜台入道正林
- 3 開山の年代・初代住職 天正十五年、樹翁伝蕪和尚、初代住職となる。

4 本尊仏と脇侍の由来 本尊仏 釈迦如来、脇侍 日光、月光両

菩薩

5 伽藍の変遷

伽藍の造営、その後の増改築工事等については、寺に關係文獻の保存なく、中世・近世・近現代とも全く不明、よつて判明する最近年次に属するものだけ掲記することにした。大きな茅葺屋根の庫裡を現存のものに改造したのは昭和三十三年、本堂の屋根替は昭和四十年、鐘楼は昭和五十五年十月、補強工事並に一部改造工事を実施した。

三 歴代の住職

一世 (開山)	樹翁伝薰和尚	七世	通山文達西堂	十五世	大珠文器西堂
二世	来応建精座元	八世	雲峯自閑西堂	十六世	瑚林道果座元
三世	全吉座元	九世	満斎智円西堂	十七世	徳隣周碩座元
四世	性岩座元	十世	境山順公座元	十八世	蕉山祖林和尚
五世	愚心察公座元	十一世	啓堂自建座元	十九世	牧野祖秀和尚
六世	了玄本達座元	十二世	密翁智敵西堂	二十世	寛道好文和尚
		十三世	説山玄如西堂	二十一世	青木無範和尚
		十四世	法山文器西堂		

四 梵鐘と鐘殿の歴史

昭和十八年戦力増強の一翼を担い供出した梵鐘は、享保二年乙卯十月(当時の住職十四世法山文器西堂)鑄造のもの、鑄造師は上州萩原村、倉林長兵衛の作、円周三尺七寸、直径一尺一寸五分、重量百九貫匁であつた。

檀家信徒の人々の熱望により、その淨財の寄進をうけ、実に三十七年振りに新しく鑄造、鐘楼に復元された梵鐘は、重量二百四十貫匁、富山県高岡市の老手製作所鑄造のもので、鐘には、『劫石有消日洪音無尽時如来聞梵響悉浴大慈悲』と刻まれてある。こ

れは本寺、永源寺関雄峰管長の銘で、その献納法会は昭和五十五年十月五日、永源寺関管長遠路わざわざ来臨、各寺各界檀家信徒百三十余名参会敵かに執行した。鐘楼は享保二年、梵鐘献納の際建築、その後破損の都度一部補修を加えた老朽建物なので、昭和五十五年十月全面的に改造工事を施工した。

五 寺紋と由来

宗学寺紋は、十六菊、五三桐である。由来は關係文書の保存なく不明であるが、この寺紋使用については、左のような使用手続





宗学寺本堂全景

の経緯がある。

明治十二年三月二十五日、群馬県令楯取素彦より丙第五十七号を以て、戸長、社寺に対し『明治二年八月公布前粧飾ノ分有之向ハ、ソノ由緒書相添可届出仕候事』と通達があり、寺でもその旨をうけ、寺の使用紋章は、皇室御使用の御紋章、十六菊、五三桐であるが、寺では昔からこの紋章を使用している旨の届出をした



碓氷貞光の墓

碓氷貞光の持仏、観音像ありと伝わるも判然としない。

吾妻三十三番札所観世音に關する古文書若干、明治三十六年六月刊行の『日本名蹟図誌』一卷、江戸中期の画家英一蝶の画軸、山岡鉄舟の書軸などある。

七 寺院の現状

ところ、群馬県知事から吾妻郡長辻鉦三郎へ、吾妻郡長は知事の命をうけ、名久田村長奈良茂平次へ、名久田村長奈良茂平次は郡長経由の知事通達を、宗学寺と檀徒に対し左のように移牒された。それは寺の公式行事に昔から使用の紋章なるが故に、その仮使用されても差支えないとのことであるとの通達であつた。よつて寺では今日でもこれを使用しているのである。

六 特筆すべき仏像・美術品・古文書

1 檀徒総代の住所氏名

中之条町大字大塚

小池一エ、吉田春雄、飯塚八平

2 境内の仏像・石造物

石像地藏菩薩一体、宝篋塔一基、名号塔一基、庚申塔一基、供

養塔一基、閻魔王石像一体、奪衣婆石像一体

3 年中行事の概況

開山忌、追雛式(節分)、涅槃会、春彼岸法要、盆行事、秋彼岸法要

4 教化活動

①座禅会 随時

②禅の研究 講演会

③俳画教室 毎週二回

④謡曲教室 毎週一回

⑤和讃教室 読経会(美施予定)

### 八 開祖、碓氷貞光の墓

境内裏手墓地前面に当寺の開祖と伝わる碓氷貞光の墓がある。

碓氷貞光は、信州碓氷時の住人、碓氷荒太郎貞通の一子、十八

歳のとき、守り神、諏訪明神の引き合わせによつて、上総国の国

府源頼光に仕え、勇武拔群のため、頼光の信頼厚く、四天王の一

人として数々の武功を樹てた高名な武士、老年に及び法心を起し

仏門に帰依、故里、碓氷に帰郷後、各地を遍歴し、寺歴にあるよ

うに、大塚村に貞光庵を建立したと伝えられ、当寺の開祖として

墓には参詣者多く、世人の崇敬が厚い。

昭和三年刊行の吾妻郡誌にも、この詳細な紹介がある。

### 九 境外仏の状況、祭祀

①吾妻三十三番札留観音

大塚大坊 聖観世音菩薩

御縁日 毎年一月十八日

②菅谷不動尊

大塚越尾 祭祀毎年春秋二回 四月二十八日 十月二十八日

③栃窪十王堂

栃窪字雨池 祭祀日特に定めなく春秋の彼岸の中日参拝者多

し

### 九 清 滝 寺

中之条町大字岩本字高樅一六七三番地にあり。峯雲山清滝寺、

という。渋川市所在の真光寺の末寺で、天台宗に属し、本尊は不

動尊である。由緒はつまびらかでないが、寛文二年の伊能佐五衛

門の位碑、室町時代初期の作と推定する傳仏(中之条町歴史民俗

資料館展示)などがあり、その時代的なものがしのばれる。渋川

市金井の金藏寺との関係も深いようである。

明治十八年の寺院明細帳に

本尊 不動明王木仏立像 丈一尺八寸(約五四・五cm) 厨子入り一軀

由緒 不詳

涅槃像掛物 丈五尺(約一五一・五cm)

幅二尺五寸(約七五・八cm) 一幅

由緒 不詳

古文書 無之

本堂 桁行(間口) 六間三尺(約二二m)

梁行(奥行) 五間(約九m)

庫裏 桁行(間口) 五間(約九m)

梁行(奥行) 三間(五・五m)

由緒 不詳

境内地 二二四坪(七四〇㎡) 寺有地

境外所有地

田 一反一畝三步(約一〇〇㎡)

畑 一反九畝八歩(約一九一〇㎡)

山林 四反三畝十歩(約四二九七㎡)

原野 二反三畝二十歩(約二三四七㎡)

郡村宅地 二反三畝二七歩(約二三七〇㎡)

二王経 一部 法華経 一部

打金 一個 護摩具 一面

その他 松 十本

檀徒 無之

信徒 一一一人

右天台宗憲章第三章各条の規定に依り関係者立合取調へ候処相違無之ニ付連署捺印仕候也

右寺無住ニ付、本寺真光寺住職

僧正 原田 行慶

信徒総代人 伊能信太郎 森田安四郎 森田 鹿藏

このように記されている。

この記録から見ると檀家は一戸もなく、不動尊信仰の信徒によって維持されてきたものと思われる。易をたてた記録なども残されているので近郷住民の信仰はあつかったものと推定できる。現在檀家は三戸ぐらい。葬儀や供養には渋川市金井の金藏寺の協力を得ている。当主は森田孝久氏である。

十 各寺檀徒村別表

中之条	清見寺	林昌寺	宗福寺	善福寺	永林寺	宗本寺	林昌院	宗学寺
伊勢町	三	三〇〇	三〇	九	八			
青山	三	三〇	三〇	六			五	五

清滝寺はなし	計	其他	沼田	植栗	原郷	折田	山田	上沢渡	下沢渡	四万	五反田	岩本	大川	蟻川	枳窪	赤坂	横尾	大塚	平	西条	市城
	約三〇	約五〇	六	七	八	三					五	六	七	九	七	三	三	七			
	約五〇					〇							〇			〇				〇	
	一〇八		八								三										四
	一九〇				三		五			二											
	二六五					三		三	五	二	八										
	二八三					〇	八	〇	五	五	〇	〇									
	三五三										〇	元	三	三	三	三	三	元	九		
二二〇		二										八	九	三	二	五	八				

十一 中之条町寺院梵鐘記録

第二次世界大戦に於ては、全国各地の梵鐘迄供出され、幾多これら貴重な文化財は水中の藻屑と化した。旧中之条町各寺院の梵鐘の銘文は幸にも大字西中之条新田の剣持讓二が記録しておいたのでその全文を知ることができる。

一 清見寺梵鐘の由来

この梵鐘は寛延二年（一七四九）当寺八世寒誉代（後、宝暦年間本堂庫裡改築の業を完成せる当寺中興の人なり）鑿刻せられた法名五十余靈の追善の為に善男善女の浄財をもつて、当町地内にて鑄造せられた。爾来鐘楼下の小庵（元、宝蔵寺と号す）の住僧毎刻に時を報じ、明治二十年代より町費の補助を受け時報担当人を置き、毎時時を報じて太平洋戦争に至つた。

明治以前には、千日供養と称し、三年に一度、吾妻三十三ヶ町村より名主を通じて五穀を施入せしめ、一七日の鐘供養を修す。

（一説に碓茂左衛門の恩徳に酬ゆるための供養なりとも言伝う）その鐘声、時に遠く三國峠にて聞ゆることもありしと云う。（清見寺、長田台淳記）

重量 一五〇貫（推定）

總高 四尺八寸（内、龍頭一尺）

円周 八尺一寸七分

直径 二尺六寸

清見寺梵鐘之銘

南無阿弥陀仏

偈曰

諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅為樂

經曰

天下和順日月清明 風雨以時災厲不起

國豐民安興方無用 崇德興仁務修礼讓

奉鑄洪鐘財宝施入信心善男善女為二世安樂鐘聲所聞十方世界國

邑丘聚一切衆生蜩飛螭動靡不蒙化七難即滅七福即生已上

維持 寬延二己巳十月 日

上野國吾妻郡中野条長岡山清見寺八世

松蓮社寒替上人專超大和尚

佐野天明

鑄物師 三木平右衛門光長

生田次郎右衛門

智見院殿晝替夕雲居士

好政

清香院殿蓮替法順大姉 丸山氏 政衡

雲晴院聖巖壽賢居士

好晴

荷葉寿円大姉

徳替功本

妙散禪定尼

泰林虎山

敵替莊智

正替寛本居士

雲台惠龍

一替円成

願替誓伝大姉

光蓮禪定尼

春岸智勝

願替円道居士

性水真空大姉

天替遊補

泰叟昌安居士

養源童女

寿山良喜

玉窓貞寿大姉

旭替芳額善信士

悦山良喜

実叟浄着居士

貞替妙心大姉

生替一甫

婦舟到岸大姉

実替清信居士

一替貞生

波底舟感居士

雲替時月大姉

釈常正

南無阿弥陀仏

勝山最真

真替妙実

秀因貞鏡大姉

学応信士

詫替浄生

華岸蓮清

誓屋成覚

清替浄瑤

照替眼徹

覚替浄人

光替妙瑤

眼替光徹

悉替当願

湖室貞珊

迎替浄接

安叟舜泰

源替妙性

三位円信優婆塞

南嶺寿嶽

台室妙月

心替英照

桂林知月

二 宗福寺梵鐘之銘

南閻淨提大日本国中山道上野州吾妻郡市城邑仏体山宗福寺鐘銘序  
此寺旧存左三世然岫和尚卷化於当村檀越鑄就之小鐘蓋至後代損鐘  
而晨考噫擊仮此音声之仏事以広無益度法界之者有情也

文化七庚午暮春山野来住於此山銅鐘之憾音響不及大力不足不能成

数依諸檀越往較量遂及発化鳩銭者若干錮以是歳文化九星宿玄默澹

灘九月新鑄成銅鐘之斤計者六百有奇且權鑿恣之即教示往時與今日

函蓋相合劫前与劫後音声不断至禱々々

偈曰

諸行無常是生滅法

生滅々已有滅為楽

旨文化九壬申天九月初五日

信州水内郡粟田住

伊藤 又右衛門

藤原 弘 義

勅許 当国群馬郡上新田住

御鑄物師 倉林森右衛門

藤原 匂 嫂

現住悟山叟誌

施主惣檀中

世話人 当村

飯塚 喜平治  
中 沢 重兵衛

同 七左衛門

同 平大夫

山田 太右衛門

松本 李左衛門

中沢 五右衛門

飯塚 善右衛門

青山村 永井 吉右衛門

山田太郎左衛門

同 金左衛門

湯本 勝右衛門

同 權左衛門

白久保村 山田 茂兵衛

同 惣左衛門

植栗村 茂木 孫右衛門

飯塚 伝 藏

梵鐘記錄

総高 三尺二寸三分

直径 一尺九寸六分

厚サ 二寸

三 宝満山白雲院林昌禪寺銅鐘銘序

上毛国吾妻郡伊勢町宝満山林昌寺者昔日天台禪師挿艸而篤請乃師

長藤和尚称始祖之地也而其派出一州和尚之裔世世建法幢拏提洞上宗旨者也往昔齋藤越前刺史治此土地境内除民役又附恒産奉香火也厥後直田房州同河州内記伊州相尋任先規墨鑿矣当大樹吉綱公之治也酒井氏案檢郡邑田畦時將加貢賦闔黎雲明抽丹衷訴之所以免之如故寬吾山之幸也爾右六世雲染公時信檀二宮氏以礼樂有備為缺焉鑄銅鐘一口贊禪誦也物換星移堂宇殆衰余視篆已還與檀越共勦力修之覆之頗得全也奧東堂無隱老人一日來山信宿因語不肖曰子也乍往已來整欣頽法器亦備晨誦夕禪家訓攀例若銅鐘其模不巨故雖音未沙響不達速方老納曾欽革鑄而未果如今老無不能幹事吾有衣資余與之書囊矣子天代吾国之恭感喜粟命也是歲春之月命龜氏業已成矣古鐘既有銘今鐘又不可無之因記大較且銘曰

毛多古刹 吾称林昌 越山匪背

榛嶺当陽 紅塵不到 清白占場

銅鐘革範 音象允藏 通身是口

澗空為空 豎吞三院 横容十方

明考曠擊 冥顯拘康 号進令退

礼楽日張 無情之說 熾然而常

隱公令施 徧界莫藏 却石可竭

盤石可亡 法器雲德 与天地良

維時 安永四歲次乙未春之月吉日

宝満山林昌禅寺 幻住十一世

鬪然竟究記

平安城岩上住 鑄工

森島播磨大椽藤原義珍作  
(中之条町山口武夫筆写記錄)

## 第二章

# 神社と堂





社寺誌のはじめでふれたように、ここでは第一章で見た「寺院」をのぞいた堂社の歴史、とくに明治の新政を迎えて、地祖改正の中に無税地（貞享検地の除地）の検地と共に散在する堂社、石仏の統廃合が上命によつて行われた。

そこに、村人にとつては、村の信仰の中心であり、また和楽の場所であり、存置を歎願した多くを見る。

ところが、明治十年の第一次合併で堂は、現在の中之条町全体で三十堂が許され、社祠は明治四十年代の第二次統合で、一村一社に合併されるのである。

この二度に亘つた合併統合の跡のまつりは、どうなつたのか、と言つた統合の過程と、現状に矢をあてて、ここでは各旧村別に尋ねて見たわけである。が統合は中之条・沢田地区を主にし、伊参・名久田地区はその資料乏しく結局その堂社の歴史と現状を主に見たものである。

# 第一節 神社の合併と現状

## 一 第一次合併

### ○中之条地区

#### (一) 大字中之条町

ここでは、真享水帳の除地「森」と、明治三年十二月名主儀平らが、県に届けた「社地間数書上帳（以後「書上」とする）」と、明治十年七月十二日の「神社明細帳」（以後「明細帳」とす）を

綜合して神社の第一次合併を見た。（何れも中之条役場蔵）

惣鎮守神明社

社間口六尺七寸  
奥行五尺七寸  
拜殿間口三間半  
社地十六間  
鳥居十二間  
馬居

高一丈一尺二寸  
横九尺七寸  
但社号替等無之、右神明社之儀、康正年中（一四五七）

伊勢新九郎平氏重伊豆国江勸請、氏重五代孫安房守氏直當

領之時、家臣猪俣能登守則直被申付、天正十七己丑年、元中之庄

杉木名所ニ遷座、則直ノ後鹿野志摩介代、領主真田安房守江出願

シ、今之地ニ鎮座ス、時ニ慶長元甲寅年右領主ヨリ、一通之書被

下置其文、於当社代々之例ニ任セ毎年春秋之二季ニ天下安全万民

富樂風雨順時五穀成就

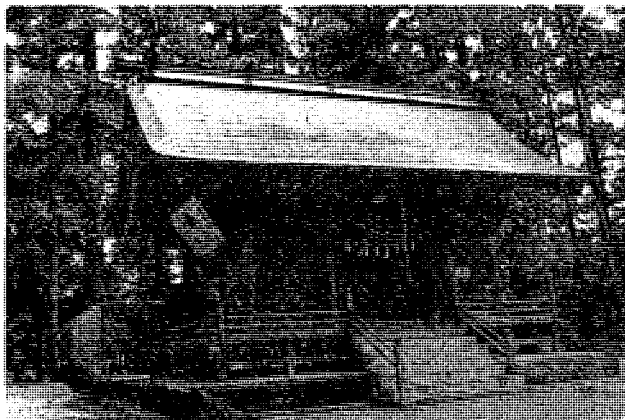
天子御代長久御願之地、代々之公武御祈誓之神事可致者也

慶長元丙甲三月十五日

矢沢薩摩守林昌

奉之

鹿野志摩介殿



伊 勢 宮

其後右鹿野志摩介孫鹿野新左衛門寛文中浪人致ス、此時ヨリ町中持社ニ御座候

祭神 天照大神 二柱御鎮座、神位無之  
豊受大神

祭日 年々 三月十六日  
九月十六日

右社町中惣鎮守氏子ニ而造営仕候

末社 八幡大神 宮表口五尺  
奥行六尺

春日大神 宮 同

当郡八十八ヶ村祭社

伊勢両大神 社表間口二間 鳥居高サ七尺五寸  
奥行 九尺 六尺

伊勢山田神主

一三日市太夫次郎出張(配札場) 宅表間口五間半  
奥行 二間

右社明治元辰年九月内外社ト御改称仕候

右内外両社伊勢三日市太夫次郎遷座ス、造営之儀者(弘化五年十一月)吾妻郡八十八ヶ村寄附ニ御座候、とある。

この三日市太夫次郎出張宅は、同家が明治五年中之条町に売渡している。

なお、社号は、「明細帳」に、「村社伊勢神社」とあり、外に神官教導職試補関恒斎、氏子戸数百六十四戸とあり、その由緒には、前記「書上」と違う次の諸点がある。

①「往古伊参郷ト称シ、伊参笹戸ナル者坂上田村磨ニ旗属シ東夷ヲ征討ス、干時伊勢大神ヲ勧請ス、社地ヲ伊参森ト言伝フ、後天正十七年……」と最初の勧請がちがひ。

②「慶長元年丙申真田安房守領知トナリ中条町ト改称、矢沢薩摩守当郡ヲ鎮撫シテ鹿野志摩ノ亮ナル者本社ノ原由ヲ上願シテ代々真田氏ノ祈所トナル」と、真田氏の祈願所とし

③「寛永二年本町ヲ区分シ、西中之条、伊勢町ヲ分離ス、因ツテ本社ヲ三ヶ村ニ分社シ、本町字長田原ニ遷座シテ伊勢ノ森ト称シ」と、町の分離と分社移転をのべ

④「真田氏造営後享保七年壬寅歳再建シ、社地ヲ伊勢森ト称号、本社内外宮正殿百分ノ一ヲ以テ造立ス」とある。

棟札に、「天明七年丁未六月、棟梁青梨村馬場左近藤原福光」がある。

ここに、字小原から愛宕社、八幡宮が、長田原から十二神宮が、明治十年六月十三日に移転合併された。なお、由緒については、第一巻の伊勢宮(一八九頁)参照。

須賀社 「書上」に「町市場祭社 祭神 東須佐之男命 社表間口五尺二寸 石灯笼高サ六尺五寸、勧請年不詳 神位無、祭日 六月廿一日 社地 横一丈町用水堀上社建有之、末社無、右明治元辰年九月須賀大神ト奉改称候、一造営之儀者当町市場三丁ニテ仕候、とある。用上に鎮座したのである。弘化元年四月廿九日焼失 嘉永四年四月造営

その、神輿の注文に次の一札がある。

御注文請取之事

一金式拾両也 大工木引共ニししぞう四頭、  
釘代、しゆんけいぬり

内金三両請取

右者天王三尺社（かつて天王様とよんだ）御宮別紙絵図而之通り細工手間扶持代金書面之通りニ而請取、細工相定申候、然ル上ハ来三月細工相始、無相違皆出来差上可申候、為念内金請取如件

室田村大工

享和二年

清水 仁右衛門<sup>㊦</sup>

戊二月

御名主殿（中之条町役場蔵）

なお、前記「明細帳」には、須賀神社、祭神は同前、本社<sup>間口</sup>九尺四寸一丈一尺八寸「右明治十年六月十三日、諏訪社（第一表9）へ移転仕候」とあり、そこに、神輿庫<sup>間口</sup>二間を建立し、そのの諏訪社と貞享検地でない（その後町民の信心に勧請と思われる）秋葉社、琴平社、菅原社を同日末社に合併している。（神官は、小板橋丹波から関恒斎となる。）

神鏡は田中伊賀藤原吉次の銘、延宝六年九月吉日、町田明七寄附とある。

なお、次の改称願がある（中之条役場蔵）

社地改称御願

群馬県第二大区五小区吾妻郡中野条町戸長桑原重郎衛奉願上候、先般乙第四拾五号ヲ以社寺明細可取調旨御達ニ付、路傍山野之神祠仏堂移転合併可致旨承知奉畏候、当町内市中ニ往古ヨリ鎮座有之候須賀神社、当町地内共有税地諏訪境内移転仕候、就而ハ更ニ相改、諏訪境内ヲ須賀神社ト改称仕度奉願上候、尤モ諏訪社

ハ末社ニ立置可申候、右須賀神社ハ町内及他村之者迄信仰崇敬ニ候得ハ何卒願之通御聞濟奉願上候以上

群馬県第二大区五小区

吾妻郡中野条町

立合人

明治十年八月五日

伊能 八平

副戸長

町田 儀平

戸長

桑原 重郎衛

楯取群馬県令殿

上の町祭神諏訪大神 前記「書上帳」には、社<sup>表</sup>間口八尺鳥居

高サ八尺二寸 祭神武御名方命、祭日七月廿七日 社地<sup>表</sup>間口八尺鳥居

横六尺三寸 祭神武御名方命、祭日七月廿七日 社地<sup>表</sup>間口八尺鳥居

營、上の町）とあり、ここニ須賀社を移転したのである。この神離造営に苦心した文書も役場にある。

中の町祭社・琴平大神 祭神大物主神 社<sup>表</sup>間口七尺鳥居高サ

一丈五寸 明治元年琴平大神と改む。祭日八月十日、社地六間四

方、御年貢地、造営、中ノ町組（貞享検地でない琴平社である）。

鎮火祭社愛宕社 祭神訶過実知命社 間口六尺五寸 鳥居高サ八尺

五寸 祭日正月廿四日社地 三十二間 造営町内持（第一表参照）

八間 長岡御祭社・長岡稻荷大神 祭神宇賀御魂命、社<sup>表</sup>間口一丈三寸

奥行二間半

鳥居 高サ九尺二寸 横七尺四寸 神位 享保四己巳年  
 山城国伏見本宮ヨリ請戴 祭日 二月初十日  
 社地 横五間 造営 桑原氏、扁額・棟札 延享二年十二月、棟梁 室田村  
 清水弥次兵衛外别当天正院、板寄 進入山村山本文右衛門、屋根 屋  
 信州松本黒岩市右衛門。

下の町祭社諏訪大神 祭神 武御名方命 社 横二間 祭日 七月二十七日  
 日 社地 八間、造営 下ノ町

伊能氏祭社 五良大神 祭神 不詳、社 間口 五尺六寸 鳥居 高サ九尺  
 横六尺 祭日 九月九日、社地 十間 造営 伊能氏一統の以上の八社とな  
 つている。

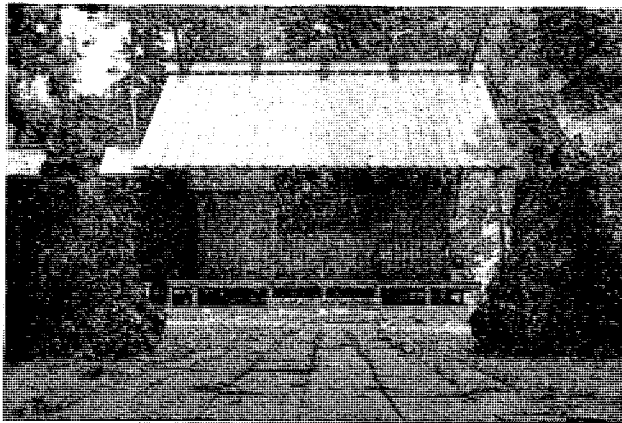
しかし、明治十年六月までの合併後を見る次表では、六社（境  
 内末社を除く）となっており、この八社の中公認されない二社が  
 あつたと考えられる。

県社以下神社並神官員数表

社 格	創建社数	自一月至六月		現 在
		合 併	減 社	
村 社	一	六	二	一
無 格 社	一	六	二	一
境 内 末 社	四	六	二	六
合 計	一八	六	二	一
比 較 減		六	二	一

(二) 大字伊勢町

明治初年から第一次合併前後を見る伊勢町の社寺史文書に、①  
 明治四年六月二十七日、名主木暮次郎衛の社寺書上帳、②明治九  
 年十二月林昌寺住職権少講義深井大法、檀中惣代根岸権六戸長小  
 板橋藤平らが楯取群馬県令に差出した社寺境内取調簿、③明治十  
 年六月十五日付戸長小板橋藤平の神祠転地御届、④明治十二年八  
 月二十八日戸長木暮茂八郎が楯取県令に提出した吾妻郡青山村神  
 市城村



伊 勢 宮 (伊勢町)

社明細帳がある。

これと眞享水帳を見て以下第一次合併後の次の六社の姿を見た。信徒はすべて一五六戸である。

村社伊勢神社(宇天代)と合併二社

一 祭神 大日靈命  
豊受姫命

一 由緒 旧地頭保科淡路守伊勢国山田奉行在勤中本村内ニ地ヲト

シ、正八幡社、若宮八幡社ニ合併シ共宮跡当社ヲ建立ス

一 社殿 本社 間口二間 拜殿 間口三間  
奥行一間 奥行二間

一 境内 一、二六一坪

一 境内神社二社 明治十二年一月天代ヨリ移転

琴平宮 建物石祠 間口 一尺五寸  
奥行 二尺五寸

愛宕神社 建物石祠 間口 一尺  
奥行 二尺

無格社八幡神社 宇天代

一 由緒 古昔若宮八幡、正八幡ト二社アリシが享保二年合併シテ

一 社トナス、(第一表参照)

一 社殿 本社 間口 三尺 上屋 間口 一間  
奥行 四尺 奥行 一間 三尺

一 境内 一、二六二坪

無格社北野神社(宇天神)と合併須賀神社

一 社殿 間口 一間  
奥行 一間 三尺

一 境内 九十坪

一 境内神社 須賀神社明治十年六月十五日宇伊參ヨリ移転、

注 明治十一年三月五日付、右移転したが、北野大神と祭日が違うので

須賀大神は八月二十日を祭日と記入し、北野天神の末社とはしない  
と、県令宛に届けている。

一 由緒 承応三年三月二十五日勸請、石獻灯二基、神輿一、神祠

間口四尺  
奥行四尺四寸

無格社諏訪神社 宇天神

一 祭神 建御名方命  
八坂刀売命

一 社殿 間口二尺 石祠  
奥行三尺

一 境内 一四〇坪

無格社大山祇神社 (宇十澳沢)と合併社

一 社殿 間口三尺  
奥行四尺

一 境内 一九六坪

一 境内神社六社

飯綱神社 明治十年六月十五日宇小原ヨリ  
移転 神祠 間口四尺  
奥行三尺 石祠

愛宕神社 同 移転 石祠 間口三尺  
奥行四尺

秋葉神社 同 天代ヨリ移転 建物 間口四尺  
奥行一間

琴平宮 同 石祠 間口二尺  
奥行二尺五寸

稻荷神社 同 祭神倉稻鬼命 石祠 一尺九寸  
二尺三寸

雷電神社 同 石祠 間口一尺五寸  
奥行二尺一寸

無格社北野神社 (宇只則)と合併社

一 祭神 菅原道実公 石祠 間口二尺  
奥行二尺一寸

一境内六坪 税地

一境内神社 七社

阿夫利神社 明治十年八月字只則より移転

祭神 大山祇命

石祠 間口九寸 奥行一尺四寸

日本武尊 同

石祠 間口一尺九寸 奥行二尺三寸

琴平宮 同

同 間口一尺二寸 奥行一尺五寸

大山祇神社 同

同 間口一尺五寸 奥行二尺二寸

伊弉諾神社 同

同 間口一尺二寸 奥行二尺一寸

雷電神社 同

同 間口一尺一寸 奥行二尺一寸

巖島神社 同

同 間口一尺六寸 奥行一尺五寸

註 外に書上漏として只則に、金柄神祠 間口一尺五寸 祭神未詳（明治十年八月調）がある

(三) 大字青山

第一次合併前後の届書に明治九年四月御除地境内木数取調帳六月、同坪詰取調帳、同社堂境内ヶ所限り書上牒、同七月十二日神祠合併御届、同八月五日神社取調員数表、それに前記明治十二年の神社明細帳等があり、これらを総合して第一次合併当時を見た。

村社 駒形神社 字駒形

一祭神 豊受姫命外

一由緒 勧請年月未詳、旧駒堂と唱えたが、明治元年十二月旧岩鼻県所轄の時青山神社と改めしが同十年八月十日旧に復して駒形神社と称す。相殿四座は明治十年七月十五日合併

一社殿 本社 間口三尺八寸 拝殿 間口二間三尺 奥行三尺

一境内 四一五坪官有地

一境内神社 五社

水分神社 祭神 水分命

石祠 一尺九寸 二尺五寸

雨降神社 祭神 大山祇命

石祠 一尺八寸 一尺八寸

津島神社 祭神 須蓋鳴命

石祠 一尺八寸 二尺三寸

産泰神社 祭神 木花開邪姫命

石祠 一尺八寸 二尺二寸

桜実神社 祭神 高御産巢日命 石祠 一尺五寸 二尺二寸

一明治十年合併五社

出羽神祠 祭神 未詳

字山根建立

十二神祠 同 年月不詳

神明社 祭神 天照大神 同

菅原社 字天神河原 同

諏訪社 同

右六月十三日村方青山社江合併仕候とある。

無格社 八幡宮 字若宮

一祭神 菅田別尊

- 一 社殿 本社間口一尺三寸五分 上屋五尺三寸 奥行二尺一寸 六尺九寸五分
- 一 境内 二五坪 境内神ナシ

以上の合併から明治十年八月五日、戸長宮崎権六は県令に次のように報告している。なお、信徒戸数 四三

神社取調員数表（明治十年六月三十日現在）

村社	無格社	境内末社	合計	比較減	備考
一一	一六	五五	一二七	五	合併以前 合併後

(四) 大字市城

市城の第一次合併前後の文書に明治八年三月二十八日の社寺現在境内明細帳、同十年六月の同地図取調帳、同年八月四日の神社存置取調帳、同十一年十月六日の山抵神社報告があるが、その統合は前記神社明細帳記載により他を参考にした。

村社白鳥神社 字明神 貞享検地 宮守善右衛門

一 祭神 日本武尊 菅田別尊 建御名方命 国家女命

一 由緒 勸請年月不詳、相殿三靈明治十年六月十日御願済ミノ上  
合併

- 一 社殿 本社間口五尺四寸 奥行六尺二寸 拝殿二間五尺 奥行三間
- 一 境内 一七二坪 官有地
- 一 境内神社二社 明治十年六月字明神より移転



白鳥神社参道

大山抵神社 石祠一尺二寸 一尺八寸  
稻荷神社 石祠一尺五寸 九寸五分

- 無格社北野神社 字曾利 貞享検地 菅原道真公 建御名方命 宮守忠兵衛 相殿一社明治十年六月十日移転合併
- 一 祭神
- 一 社殿 間口三尺二寸 奥行三尺八寸



一境内 三六五坪 官有地

一境内神社五社

三峯神社 祭神大山祇命

石祠 一尺五寸  
一尺八寸

八坂神社 祭神素戔鳴命

石祠 一尺二寸  
一尺七寸

琴平宮 祭神大物主命

石祠 一尺五寸  
一尺九寸

秋葉神社 祭神軻遇突知命

石祠 一尺二寸  
一尺八寸

埴安神社 祭神埴安姫命

石祠 九寸  
一尺一寸

以上二社氏子五五戸

無格社大山祇神社 字御座石

一祭神 大山祇命

一社殿 間口三尺八寸  
奥行四尺

一境内 二八坪 税地

一境内神社 一社

稻荷神社 祭神宇賀能魂命 石祠 一尺二寸  
一尺八寸

一境内祖霊社

由緒 永延二年(九八八)三月十日創建

石祠 一尺二寸 共有戸数十五戸

註1 明治十二年八月二十六日、伊勢町・青山村・市城村の神社を戸長木暮茂八郎が報告したその神社明細帳末尾の集計表には、村社三、無格社八境内無格社三〇となつてゐる。

2 明治十年八月四日神社存置取調帳控には白鳥神社の境内末社に「諏訪社、山祇社、八幡社、清明社、稻荷四座があり、外に道祖神石宮三社を書き、消しており、北野神社の末社には、前記五社の外、猿田彦

命、地神祠、道祖神石碑を書き、またけしてゐる。

(五) 大字西中之条

明治九年十二月の西中之条の社祠は次の通りである。(御除地林取調帳中之条町役場蔵)

鎮守柴宮社 字枯木 無税地旧反別二十歩、改正反別二反一畝

二歩、水帳別当教智院、先年無住の後氏子惣代として戸長村吏同

一にて掃除等仕来申候

神明社 字山崎 無税地、旧反別八畝十六歩、改正一反三畝二

十一歩、水帳宮守市郎右衛門、現在萩原市郎次

稻荷社 字枯木 無税地、旧反別九歩、改正二畝六歩、水帳宮

守伊右衛門、現在、中之条町にて二宮伊三郎

稻荷社 字山崎 無税地、旧反別二十歩、改正五畝十三歩、水

帳宮守李左衛門現在唐沢善四郎

湯殿大日社 字永田原 無税地、旧反別十二歩、改正一反二十

歩、水帳宮守太郎兵衛現在中沢忠七

諏訪社 字山崎 無税地、旧反別六畝十五歩、改正一反一畝

歩、水帳宮守七郎右衛門現在蟻川七郎次

十二社 字枯木 無税地、旧反別二十歩、改正三畝五歩、水帳

別当福応、現在唐沢文吾

稻荷社 字山崎 無税地、旧反別二十七歩、改正五畝三歩、水

帳宮守市兵衛、現在唐沢字佐八

飯綱社・十二社 字山崎 無税地、旧反別一畝二十歩、改正五畝歩、水帳宮守勘右衛門、宮崎勘三郎

十二社 字枯木 無税地、旧反別十八歩、改正十九歩、水帳宮守九兵衛、現在鈴木九平

十二社 字枯木 無税地、旧反別十五歩、改正一畝二十五歩、水帳宮守茂左衛門、現在鈴木源六

飯綱社 字枯木 無税地、旧反別一畝歩、改正六畝十五歩、水帳当福応、現在唐沢文吾

稲荷社 字山崎 無税地、旧反別十二歩、改正二畝二十一步、水帳宮守清兵衛、現在今井孫作

稲荷社 字山崎 税地、旧反別十五歩、改正二畝十七歩、水帳宮守善兵衛、現在蟻川喜八

以上十四ヶ所と祠堂関恒齋外氏子惣代等の届けがある。

この合併を統合を明治十年六月九日の届(県史編さん室史料)に見ると、次の通りである。

一、柴宮神社に合併された七社。神明社、諏訪社、稲荷社三社(今井孫作名、鈴木源六名、唐沢宇佐八名、十二社鈴木九平名、飯綱社、宮崎勘三郎名、十二社)

一、飯綱社に合併された五社。十二社唐沢文吾稲荷社四社(唐沢善四郎名、二宮伊三郎名、中沢忠七名、蟻川喜八名)であり、西中之条の社祠はこの二社に合併されたのである。(尚阿弥陀堂は十王堂に合併したと同届にある)



柴宮神社

柴宮神社はこの第一次合併で村社となり、脚摩乳命外六社、相殿菅田別尊、大山祇命、倉稲魂命明治十年六月五日合祀、例祭三月十九日、氏子三二四、境内地六三二坪、旧河野地頭の歌二首がある。(吾妻郡社寺誌)

沢田地区

第一次合併の通達をうけたのは、後述する堂社と共に明治十年であり、その実施は、山田・折田は同年六月七日、下沢渡は同十一日、上沢渡は六月とあるだけで日は不明、四方は七月二十七日に合併、移転を届けている。以下各大字毎に見よう。

(一) 大字山田

明治二年四月、岩鼻県へ届けた「山田村除森取調書上帳」の社祠が、別表貞享検地の除地とちがつているのは、上妻大明神が吾嬭神社に、白山宮が山田神社と変つただけである。

しかし、二つの諏訪宮のように名前だけで跡かたもないものもある。

明治六年六月の神社取調帳には、吾嬭神社を村の総鎮守とし、産子一六五戸と末社十二社と記し、また、山田神社を、鎮守とし、湯殿権現宮が古城神社に、天狗宮が大鳥神社、稻荷宮が稻荷神社、十二神宮が十二神社と、変つている。(これは、他村も同じである)

次に、当時の神社と在所と祭日を見た。

神社名	数	在所	括弧内は祭日
総鎮守	一	花曾根	(三・六・九・一五)
鎮守	一	清水	(六・一五)
大鳥神社	三	高沼	(四・一五・八・二)、内野(六・一五)、桑原(三・一五)
稻荷神社	三	大平、清水、蛇塚	(以上みな初午)

計	二四	
十二神社	六	高沼(三・六・九・一五)松葉、鈴の沢、宮沢、十二平、十二の坂(三・一五)
八幡神社	一	大平(三・一五)
諏訪神社	二	松葉、大竹(初午と八・一七)
愛宕神社	一	大竹(三・一五)
伊勢神社	四	神沢、大竹、大竹(三・一五・八・二五)清水(六・一五)
赤城神社	一	吉城(三・一五)
祝神社	一	細尾(三・一五・九・一五)

祭日は、二月の初午に始まり、三月二十八日には、総鎮守吾嬭神社と外十一社に行われ、まさに村中祭りのよろこびにあふれる思いを見る。そして、忙しい「農の五月」は全くなく、秋の祭りは鎮守山田神社の九月二十九日でその幕をとしていく。

この神社が、先に見た第一次合併でどのような合併が行われたか、明治二十四年の「沢田村神社明細帳」(中之条役場蔵)によれば次の通りである。

村社吾嬭神社に合併された神社 祭日四月八日  
信徒一六七  
(吾嬭神社の縁起等第一巻に詳述)

- (1)合併前境内末社 伊勢宮・八坂社・八幡宮・熊野社・壇山姫社・大国吉社・子安社・桜木社・菅原社・稻荷社・北辰社・大雪社  
(2)合併社

上の山より移転。大山祇社・麻多利神社  
無格社山田神社 祭日四月八日  
字清水 信徒八四七



吾嬭神社

古く白山大権現と称し、今に「白山森」の名でよばれる。明治元年山田神社と改称、康永三年の創建とある。同字清水より伊勢宮・稲荷社を移転し合併。

無格社中居諏訪神社 字大竹 祭日八月二十七日

宝永二年二月創建、諏訪明神と称し、愛宕神社、伊勢神社を祭り、字門野より、十二神社、渋沢より稲荷神社、十二神社、春日

社・八幡宮・菅原神社を移転して合併。

無格社大鳥神社 字高沼 祭日五月一日・九月一日  
信徒一九六八

鹿島社、久那止社を祭り、同字高沼の叡島社、琴平宮、猿田彦社を移転して合併。

無格社諏訪神社 字上深町 祭日八月二十七日  
信徒四十四人

字上深町、上の山両所より伊勢宮、秋葉社、大山祇社、琴平宮、菅原社を移転合併。

無格社大山祇神社 字高沼 祭日九月十九日  
信徒四十四人

同字高沼の埴安姫社、菅原社を移転合併す。

無格社伊勢神社 字細尾 祭日三月十三日  
信徒六十八人

同字細尾の諏訪神社、大鳥社、八幡宮、菅原社を移転合併した。

無格社熊野神社 字高沼 祭日九月十九日  
信徒一九六八

字桑原より熊野神社を移転合併。

無格社叡島神社 字清水（民地） 祭日四月四日  
信徒百四人

筑波社、伊勢宮、大國社

桑原より大山祇社、久那止、火産靈社、琴平宮、三峯社、菅原社を移転合併。

無格社伊勢宮 字寺社原 祭日四月十八日  
信徒百人

同字より叡島社、大山祇社、火産靈社、八衢神社、琴平宮、大鳥社、諏訪社、菅原社を移転合併

と五十六社が村社吾嬭神社と外九社の無格社に合併された。

この中、寺社原の伊勢宮は、伊勢神社を伊勢宮と改めたもので、元禄八年二月十五日勧請、間口一間四尺二寸、奥行一間五寸、境内(民地)二十六坪に、間口一尺以下の小宇が八社合祀されている。

(二)大字折田

明治九年十二月(合併前)の折田村社寺境内取調簿(中之条町役場蔵)によれば、折田村の堂社は、真享檢地当時と全く同じである。その社祠を表示すれば次の通りである。

なお、所在地の括弧内は、明治十年六月の合併届の時のものである。

社名	所在地	反別		水帳社(堂) 守(明治十年六月持主)
		旧歩	新歩	
八幡社	滝沢	三	一〇七	田村太兵衛(田村太七)
稲荷社	同(永田原)	三	一〇二	田村利兵衛(田村利平)
同	同	一〇〇	三・九	星野重左衛門(重平)
同	同	一〇三	二〇五	紋平(田村庄蔵)
十二社	同	〇九	一〇四	折田与右衛門(折田軍平)
飯綱社	同	一・三	二〇六	同 与右衛門(同)
菅原社	天神原	二〇〇	六・五	助左衛門(関重作)
大鳥社	同	三・〇	三・〇	太兵衛(田村係四郎)
稲荷社	定光寺	二〇〇	二・二	喜之助(関喜平)

十二社	滝沢	三	三	勘右衛門(田村弥吉)
十二社	赤岩	二	四	喜右衛門(水出平八)
十二社	中曾根	一	六	長太夫(黒崎清八)
八幡社	同(成田原)	一	六	小淵喜右衛門(小淵徳次郎)
日吉社	赤岩	一	〇	同(小淵茂十郎)
愛宕社	戦道	八	〇	法善院(村中)
大鳥社	赤岩(赤道)	一	〇	五右衛門(斎藤五重郎)
十二社	十二平	一	〇	喜右衛門(伊藤清平)
十二社	同	一	〇	同(小淵徳次郎)
五柱社	十二平	五	〇	次郎平(村中)
飯綱社	赤岩	一	六	所右衛門(篠原六郎治)
諏訪社	無(成田原)	六	〇	宝善( )
同(村社)	赤岩	一	〇	無し(村中持)
稲荷社	十二平	〇	三	長四郎(関本新八)

以上の二十三社である。その中真享水帳と変つたのは、括弧内の持主と僅かな所在地の移動であり、この外にある七堂のほとんどが村の背の山の麓にポツポツと鎮座していた。

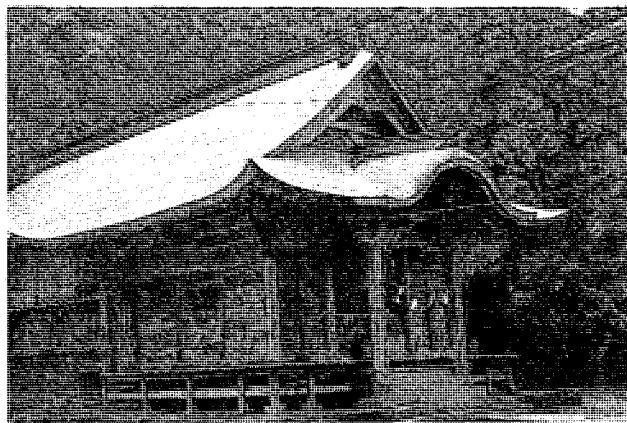
以下この社の統合を見よう。

村社折田神社 祭日八月二十七日

勧請年 未詳、寛政五年丑十一月再建、明治十年八月二十七日

日、古来よりここに鎮座した妙見、諏訪両宮を合併し、折田村の地名をとつて折田神社と改めた。祭神

建御名方命 兼命 本社は間口三間一八坂刀亮命 奥行三間一



報 德 折 田 神 社

尺五寸 拜殿 間口三間 奥行二間 三尺 境内坪数一〇四七坪 (官有) 境内社十四  
 柱明治十年六月移転。  
 (1) 赤岩より 日吉社 祭神大山咋命 間口一尺二寸 奥行八寸六分 飯塚社 祭神  
 倉稻魂命 間口一尺一寸九分 大鳥社 祭神日本武尊 間口一尺二寸 奥行九寸

(2) 十二平より 五柱社祭神不詳 間口一尺一寸 奥行九寸

(3) 十二平・赤岩の両所より 大山祇社 間口六寸二分 奥行五寸六分

(4) 十二平・戦道より 愛宕社 祭神火産靈命 間口七寸八分 奥行六寸八分

(5) 成田原より 八幡宮 祭神 菅田和氣命 間口一尺八寸 奥行一尺五寸。四阿社 祭神弟橘媛 間口七寸 奥行六寸二分。諏訪社 間口一尺二寸二分 祭神

大物主命。桜井社 間口六寸 奥行五寸五分 祭神不詳。菅原社 間口七寸二分 祭神菅原道真公。子持社 間口七寸 奥行六寸二分 祭神不詳。

水分社 間口八寸 奥行七寸二分 祭神水分神。津島社 間口八寸 奥行七寸二分 祭神素

蓋鳴尊。無格社菅原神社 字天神原 (中組) 祭日三月二十五日 信徒一四〇人

本社 間口二間 拜殿 間口二間 奥行一間四尺 境内二〇五坪 (官有) 境内末社

大山祇神の大山祇社 (滝沢)、日本武尊の大鳥社 (天神原)、倉

稻魂命の稻荷社、大國主社 (定光寺)、共に間口奥行八寸程の

小宇が字天神に移されて菅原神社となつた。(括弧内は旧在地)

無格社飯綱社 字滝沢 (下組) 祭日四月九日 祭神保食命 間口

一間三尺 拜殿 一間三尺 境内五十八坪 (官有) 境内末社、

滝沢より大山祇社、八幡宮。大鳥社。菅原神社。久那止社

○印三社は合併前の三つの稻荷神社の改名と思われ、社宇は間口

奥行共に一尺前後の小宇である。

このように、折田村は二十三社を三社に統合して各組に一つ宛  
 おいた。

(三) 大字下沢渡

合併前は次の二十社があつた。

○字金原

天狗神社 一四一・一四二  
 十二神社 三五・一九

三峯神社 二〇・二三  
 三嶋大神 四四・〇七

○字渡戸

稲荷神社 一・二七

○字伊賀野

十二神社 四・二二  
 同 三・〇五

○字中組

稲荷神社 一・〇七

神明宮 二・二四

三峯宮 二〇・〇二

十二神 〇・二四

この、下沢渡村の合併については、第一巻の明治前期で明治十  
 年六月九日の「神祠合併届」でのべたが、その後、明治二十四年

十二神 四・〇〇歩  
 稲荷神社 〇・一四

○字北原

十二神社 八・〇二

稲荷神社 八・二四

○字加賀森

大神宮 一〇・二五

諏訪神社 七・〇六

(同) 一・〇九

飯綱神社 五八・二八

○字菅田

十二神社 〇・二二

稲荷神社 四・一四

註 諏訪社を一社とした数であ  
 る。

の神社明細帳では、また変つているので、その変つたところだけ  
 を記すことにした。

村社諏訪神社 字加賀森 祭日三月十五日・八月二十七日  
 氏子七十三戸

祭神建御名方命、八坂刀売命、相殿倉稲魂命、大山祇命。

由緒不詳 本社間口七尺 拜殿間口三間 境内坪数二一六坪

(官有地)



諏 訪 神 社

明治十年稲荷山から次の六社を移し合併して境内社とした。

飯塚神社 文化九年六月造立 間口九尺 奥行二間 琴平宮 間口三尺 飛房

神社 間口一尺 奥行一尺五寸 榛名神社 間口一尺 奥行一尺五寸 地神社 (同上)

石宮殿島神社 (同上)

無格社三島神社 字金原 祭日十一月十五日 信徒一〇八人

祭神大山祇神、相殿日本武尊、伊弉諾尊、社殿 間口二尺五寸 奥行四尺

拜殿 間口一間四尺 境内坪数一三二七坪 (官有地)

境内末社 大島神社 間口八寸 雷電神社 (同上) 津島神社 奥行一尺二寸

琴平宮 稲荷神社 殿島神社 (以上同上) 駒形 神社 間口八寸

も同金原の各所に鎮座していたものようである。

無格社伊勢宮 字加賀森 祭日二月十五日 信徒一一五人

祭神大日靈命 相殿 日本武尊・伊弉諾尊倉稻魂命。本社 間口一尺八寸 拜殿 間口二間四尺 境内坪数三二五坪 (官有地)

末社 殿島神社 間口一尺五寸 祭神市杵嶋姫命 菅原神社 祭神菅

原道真公 社字 間口一尺五寸 津島神社 祭神素戔嗚尊社字 間口一尺五寸 地神社 祭神未詳社字 間口一尺五寸 以上明治十年六月菅田より移転合併、境内遙拝所、招魂社、相霊社なし。

このように、下沢渡二十一社は、三社に合併された。

貞検地に合併前を見れば次の二十三社がある。

(四) 大字上沢渡

貞検地に合併前を見れば次の二十三社がある。

社名	反別	宮守	社名	反別	宮守
十二神	畝歩 一・八	長兵衛	稲荷宮	畝歩 二・三〇	嘉左衛門
熊野宮	二・〇	仁左衛門	十二神	三・〇	平右衛門
十二神宮	一・九〇	市右衛門	山王宮	一・三六	別当 正学院
天狗宮	一・〇	市右衛門	諏訪宮	二・〇	小右衛門
十二神宮	一・八	善兵衛	山王宮	一・〇	別当 正学院
稲荷宮	六・三〇	助右衛門	十二神宮	五・〇	助右衛門
諏訪宮	二・五	左兵衛	大峯宮	三・二〇	助右衛門
三嶋	二・〇	四兵衛	十二神宮	三・〇	善右衛門
明神宮	一・八	弥兵衛	同	三・〇	孫兵衛
十二神宮	二・〇	伝助	稲荷宮	四・〇	同 人
稲荷宮	六・三	甚之助			
十二神宮					

第一巻の明治前期で、統合の姿を見たが、さらに、補説を要して、以下補記した。

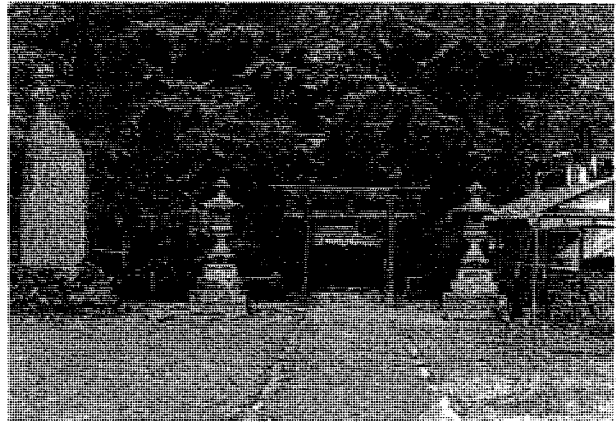
村社湯前神社 字湯 本社 間口一間四尺 拜殿 間口三間 御拜

間口一間三尺 坪数 境内九四坪 祭日九月十五日 氏子一六〇戸

由緒 建久二年八月勧請、祭神大己貴命、少名彥命ノ二座ハ医薬

祭厭ノ元祖此地温泉湧出シテ衆人ノ病阿ヲ廢ス、実ニ当社ノ神徳





湯前神社 (沢渡温泉)

ニヨレルナリ (神社明細帳)

境内末社

八坂神社 間口四尺 祭日九月十五日  
奥行五尺 氏子百六十戸

祭神速須佐命 明治十年六月字湯より移転

無格社日枝神社 字八幡平 祭日 四月・九月・十五日  
信徒 一五二

祭神大山咋命 相殿 倉稻玉命 菅原道真公  
菅田別命 大山祇命

由緒不詳、相殿四座ハ明治十年七月十一日合祭  
本社間口五尺 拜殿間口二間 境内(官有)五二二坪  
奥行一間 拜殿奥行二間三尺

境内末社七社①琴平宮 祭神大物主命 ②愛宕神社 祭神大日靈命 豊受姫命  
③八坂神社 祭神素盞鳴命 ④秋葉神社 祭神軻遇突智命

⑤岐社 祭神久那止命 ⑥雷電社 祭神火雷命 ⑦大国神社

祭神大国主命、共に明治十年六月移転(①は八幡平②③は上野より、外記載なく要検討) 社字共に間口一尺五寸

無格社諏訪神社 字諏訪原 祭日 八月二十七日  
信徒 二一〇人

祭神建御名方命 相殿大山祇命(後年合祀)  
八坂力売命 相殿事代主命

本社間口三尺五寸 拜殿間口二間  
奥行三尺 拜殿奥行二間三尺

境内百一坪(官有)

境内末社

①神明宮 祭神大日靈命 豊受姫命 ②榛名神社 祭神火産靈命 埴山姫命 ③妙義

神社 祭神日本武尊 ④津島神社 祭神素盞鳴命。社字 ①間口一尺二寸 ③間口一尺二寸 ④間口一尺 ②間口一尺二寸 ③奥行一尺五寸 ④奥行一尺 以上四社共に明治十

年六月字洞峯ヨリ移転

無格社大山祇神社 字反下 祭日 二月十二日・八月二十七日  
信徒 四十人

祭神 大山祇命 相殿伊弉諾命 伊弉册命 凶象女命

由緒 不詳文禄十年八月創造、相殿三座ハ明治十年七月十一日

合祀

本社 間口三尺二寸 奥行二間四尺 拜殿 間口二間三尺

境内神社二社 ①琴平宮 間口一尺二寸 祭神 大物主命

②神明宮 間口一尺二寸 奥行一尺五寸 祭神 大日靈命、移転明治十年六月字中反下より。

無格社榛名神社 字北原 祭日 四月十五日 信徒 八十三人

祭神 火産靈命 壇山姫命 由緒 寛永九年三月創造 本社 間口二尺五寸 保食命 奥行三間

拜殿 間口三間 境内百三十四坪 (民有)

境内末社 ①琴平神宮 祭神大物主命 ②八幡神社祭神菅田別命 ③菅原神社 祭神菅原道真公、共に社字 間口一尺五寸 奥行一尺五寸 明治十年六月、字久森から移転

無格社熊野神社 字蛇野 祭神伊弉諾命 伊弉美命 大山祇命

正徳二年九月創造 間口四尺一寸 奥行三尺三寸 拜殿 間口二間三尺 境内坪数 一三五七坪 (民有) 祭日 四月十五日 境内神社三社 ①秋葉神社

間口一尺 奥行一尺二寸 祭神軻遇突知命 ②稻荷神社 間口一尺 祭神倉稻魂命 ③大山祇神社 間口八尺 ①②は字権現沢より、②は日影ゴウヤより共に明治十年六月移転。

無格社諏訪神社 字押野 祭神 建御名方命 八坂刀売命 相殿 大山祇命

明治十年七月十五日合祭 本社 間口六尺二寸 拜殿 間口二間一尺、境内八一六坪 (官有地) 信徒 九十六人

境内末社 大国主神社 祭神大国主命石神像、社字 間口一尺二寸 奥行一尺五寸 明治十年六月字大岩より移転。

以上上沢渡は七社に末社二十一社が移転した。

なお、第一卷明治前期第一六表神祠整理統合表には八社に統合し、八坂神社を特筆し、そこに、「元、路傍ノ社タリト雖モ、崇敬村社ニツグ故ニ別表ニ登記シテ最モ崇敬ス」とある。以下神社並ニ神宮員表によつたものであるが、明治十二年八月、また湯前神社に合併されて、前記七社となるのであり、以後この形態で第二次合併まで約三十年間字毎の祭りは続くのである。

なお、この七社を貞享検地の除地に見る時湯前神社旧号湯前大明神は、堂守太郎左衛門の薬師堂と合祀されていたもので、明治元年の神仏分離令から薬師如来を湯原の観音堂に移し、同四年湯前神社と改めたものであり、日枝神社は別当正学院の山王宮、反下の諏訪神社は宮守助右衛門の諏訪宮、蛇野の熊野神社は宮守仁左衛門の熊野宮、反下の大山祇神社は宮守長兵衛の十二神、大岩の諏訪神社は、宮本小右衛門の諏訪宮である。ただ、民有地とある前尻の榛名神社については、不明であり、ご教示にあずかりたい所である。

なお、貞享検地当時の二十三社が、第一卷明治前期十六表で見たとように四十四社となつてゐることは、その後の創建の外はな

く、そこに民間信仰の歴史を見る。これが、第一次合併で、先きに見たように七社に合併されたのである。が、それにしても、折田、下沢渡に比べては、多いことに一考されよう。

(五) 大字四万

まず、明治四年届の堂社除地書上帳に社祠を見れば次の通りである。

明治三・四年 堂社除地書上中の社祠

堂社名	明治四年 改正反別	旧反別	貞享検地帳名	所 持 者 (括弧は明治四年)
十二神宮	六・八	四・三	五郎右衛門	五郎平(嶋村五郎平)
神明宮	二四・〇〇	三五・〇〇	善兵衛	安義(宮崎安八)
十二神宮	四・〇〇	一・〇〇	同	七郎右衛門 (関伊平次)
天狗宮	五・二五	三・〇〇	成就院	(関本孝)
十二神宮	五・〇一	三・〇〇	市右衛門	小満次(大場小満次)
稲荷宮	二・二五	一・〇〇	角右衛門	寅蔵(宮崎寅蔵)
諏訪宮	三・二六	一〇・二四	彦十郎	彦十郎(関仙太郎)
十二神宮	三・〇〇	三・〇六	成就院	成就院(関本孝)
天狗宮 (天神宮)	三・〇〇	二・〇六	形部	歌吉(金井歌吉)
天狗宮	四・〇〇	二・三三	太左衛門	太吉(宮崎太吉)
熊野宮	五・〇〇	二・〇〇	所左衛門	源次郎(関源次郎)

注1 (天神宮) は天狗宮に入れた。

2 堂社書上に明治三年六月と四年二月とあるが、右はその二つを合せてつくったものである。

(一) 明治十年一月六月の合併

四万村の第一次合併を、明治十年一月〜六月の県社以下神社並神官表で見ると次表の通りである。

なお、貞享検地当時の除地の「森」十一社が、創建社数三十九中の二十八社は、貞享検地後の創立であり、このことは、先きの上沢渡村のケースと同じである。

村社	創建社数	合併社数	転地ニ付		現在社数
			減社数	同上増社数	
無格社	二二三	三	一三	一三	一七
境内末社	一五	三	一三	一三	二八
計	三九	三	一三	一三	三六

その合併は明治十年六月八日、届け出では、同十年七月十二日、その状況は次の通りである。

① 君野尾諏訪社に合併したもの

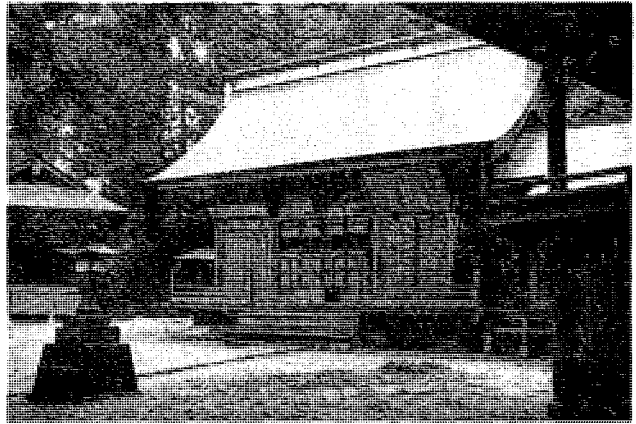
殿谷戸の神明社、大鳥社、十二社。竹井の十二社。

② 湯原の十二社へ合併したもの

秋鹿の十二社、湯原の八幡社、神明神社。

③ 貫湯平の熊野神社へ左記合併―稲裏神社と改称、三堂谷戸の大鳥社・ゆずりは稲裏神社。

④ 新湯湯前神社へ合併のもの



稲藁神社

大木の八幡神社

なお、存置願を出しているものに、湯原の神明神社、ゆずりの稲荷神社、新湯・山口の両湯前社、湯組一同の大木の八幡社、湯原の稲荷社、駒岩の諏訪社（駒岩・湯原・貫湯平・寺社平の四組一同）と六社についてはそれ／＼立合人、副戸長、戸長が連署して明治十年七月、楯取県令に願い出ている。

(二) 明治二十四年の神社明細帳に見る合併 その結末を見れば次の通りである。

- 村社稲藁神社 字貫湯平 祭日四月一日 氏子一五三戸
- 祭神 宇氣母智神 相殿 軻遇突智命
- 伊邪那岐命 相殿 素盞鳴命
- 伊邪那美命 大山祇命
- 相殿は明治十年七月廿七日合祭
- 本社 間口三尺六寸 拜殿 間口三間 境内一九六三坪（官有地）
- 奥行 三尺六寸 拜殿 奥行二間
- 無格社大山祇神社 字湯原 祭日九月十五日
- 祭神 大山祇神 倉稻魂命 大物主神
- 大日靈命 相殿 伊弉諾命 崇徳天皇
- 品陀和氣命 菅原道真公 軻遇突智神
- 相殿は明治十年七月合祭、本社 間口八尺 奥行九尺
- 境内三四九坪（官有）、境内末社 地神社祭神殖山姫神 社宇間口九尺 奥行六尺
- 無格社諏訪神社 字君野尾 祭日 八月二十七日 信徒 二十七人
- 祭神 建御名方神 大日靈尊 大物主神 本社 間口二尺四寸 八坂刀禿神 大山祇尊 相殿 崇徳天皇 本社 奥行二尺四寸 拜殿 間口二間三尺 境内坪数 三百一坪（官有）
- 無格社 字寺社平 祭日 三月二十五日 信徒 二十五人
- 祭神 菅原道真公 相殿 軻遇突智神
- 本社 間口八寸 境内坪数 二八三坪（官有）
- 無格社 字三ノ原 祭日 四月四日 信徒 二十八人
- 祭神 倉稻魂命 本社 間口 一尺八寸 奥行 一尺八寸

境内 三八七坪 (官有)

無格社諏訪神社

字駒岩

祭日 八月二十七日  
信徒 二十七人

祭神 建御名方神  
八坂刀売神

相殿

宇氣母智神 一言主命  
大山祇神 大雷神  
軻遇突智神 伊邪那岐命

本社 間口三尺 上屋間口二間

拝殿 間口三間  
奥行 二間

境内坪数 二四〇坪 (官有)

境内末社 神明宮 間口九尺  
奥行 六尺

祭神 天照皇太神

無格社湯前神社

字山口

祭日 四月・十月 八日  
信徒 十四人

祭神 大己貴命 本社 間口二間  
少彦名命 奥行 一間

板葺平屋

境内 坪数 六六坪 (民有)

明治二十四年三月二十六日焼失、同二十六年十一月二十五日再

建

無格社 字新湯

祭日 四月・十月 八日  
信徒 十二人

祭神 大己貴命 相殿・誉田別命  
少彦名神

本社 間口三間 境内坪数 十六坪 (民地)

なお、相殿は明治十年七月合祭である。

沢田地区、第一次合併後の神社数

以上統合の結果その数は次のようになった

村社	山田	折田	上沢渡	下沢渡	四万	計
無格社	一一	二	六一	二	七一	二八五

これが、次にのべるように、第二次合併によつて各村社一社に統合されるのである。

## 二 第二次合併

### ○中之条地区

#### (一) 大字中之条町

明治四十年二月二十六日小川八幡宮・長岡稻荷神社同末社・琴平宮・桜実社を合併、同四十二年四月十八日王子原内外神社、須賀神社同末社、五郎神社が惣鎮守伊勢宮に合併し、同四十五年七月十九日同社は神饌幣帛料供進神社に指定された。

この後、ここに合併された須賀神社を田村喜八らが買うけて町に寄附して吾妻郡英霊殿を創建し、招魂社とよんだ、が、また太平洋戦争の後、大國魂神社と改名し、吾妻郡遺族会がその運営にあつてゐる。

昭和三十四年四月十六日、狩野光茂により石垣全部が改修寄進され、同社の修理も成り、靖国神社筑波藤磨宮司より「吾妻大國魂神社」の奉額と明治天皇御染筆の宝額が下付された。

昭和四十三年十一月三日、戦前までは、国家の祝日であつたその明治節の日、明治百年を記念し次の明治天皇御製歌碑を建立した。



大國魂神社

さしのぼる朝日の如くさわやかに

もたまほしきは心なりけり

臣 北野 安敬

境内の石の蛙は、大柏木の石工佐藤勉が「万勝かえる」と戦勝  
 帰国の祈りを「かえる」にこめて心刻したもので、大戸の剣持久  
 太郎が本社に寄進したものである。

(二) 大字伊勢町・青山・市城

第一次合併で見た伊勢町の村社伊勢神社は、明治三十九年十二月二十八日、神饌幣帛供進指定神社となり、翌四十年十一月三十日、ここへ、第一次合併に見た、天代の八幡神社天神の北野神社、諏訪神社、只則の北野神社、十澳沢の大山祇神社とそれらの末社のすべてが合併された。それに、同年十二月二十八日、大字青山で第一次の合併で残った村社駒形神社、若宮の八幡宮と各末社が、さらに、同四十四年三月九日、大字市城の村社白鳥神社を合併し、一町二カ村の村社に統合された。

しかし、昭和十九年十一月白鳥神社は、地元民の希望により、また旧に復し、現在春祭三月二十八日、秋祭は例祭に新穀感謝祭を合せて十一月二十三日に行つている。

なお、伊勢宮の春祭は四月三日神武天皇祭遙拝、秋祭は祇園祭に合せて今は、九月始めの日曜日に変更された。

(三) 大字西中之条

さきに見た第一次合併で、二社に統合されて分れていた柴宮・飯綱両社が、明治四十年代の統合で柴宮神社一社に合祀され、同社は同四十二年十一月二日、神饌幣帛料供進指定神社に列したものである。

それが、戦後の変革に、昭和二十七年十二月十二日、宗教法人

と改められたとはいえ、村人の信心は、村社の昔に変わらず、今にますくその整美を見る。

### ○沢田地区

#### (一) 大字山田

第一次合併で見た村社吾嬭神社は、明治四十年五月十一日、無格社諏訪神社（深町）、中居の無格社同、清水の無格社殿島神社、高沼の無格社熊野神社、同大鳥神社、同大山祇社、寺社原の無格社伊勢宮、清水の無格社、山田神社、細尾の無格社伊勢神社、及それ／＼の境内末社等すべてを併合している。

なお、第一卷一九一頁「吾嬭神社」参照。

#### (二) 大字折田

第一次統合で見た村社折田神社は、明治四十年十二月二十五日、さきに見た折田三社の他の二社、菅原神社と飯綱神社及びその境内末社の一切を統合し、さきの第一次合併にはすでに、折田の地名に因んで折田神社と改めたが、戦後、昭和二十四年、当時の氏子会長星野政太郎らの発起で、栃木県今市の報徳二宮神社の分霊を勧請して報徳折田神社と改めた。

#### (三) 大字下沢渡

第一次で統合を見た三社は、明治四十年九月二日、村社諏訪神社（加賀森）に、金原の無格社三島神社、加賀森の無格社伊勢宮とそれ／＼その末社が合併して一村一社となった。

#### (四) 大字上沢渡

第一次合併で出来た、村社湯前神社（宇湯）に他の六つの無格社とその末社のすべてが、明治四十一年二月二十二日、ここに合併し、名を沢渡神社と改めたようであるが反下の永宝年代記を見ると、無格社大山祇神社及境内社を合祀について「此年神社合併ノ命下ル、他大字ハ皆村社ニ合併スルコトナリ、当反下組ハ、諏訪神社ヲ保存スヘク出願中ナリ」と明治四十年度の所にあり、政府の方針であつた一村一社の統合にも村民の抵抗のあつたことが考えられる。

#### (五) 大字四方

さきに見た第一次合併で、村社稲裏神社と無格社七社の合併を見たが、村社稲裏神社はもと上信越の国境なる稲裏山の絶頂に鎮座したが、明治十年この四方貫湯平に移し、その熊野神社を合併し、第二次合併にあつては、明治四十一年六月十六日、湯原・君の尾・寺社平、みの原の無格社を、同四十三年に駒岩の無格社諏訪神社を合祀した、と沢田村誌（明治四十三年頃作）にはあるが、四万温泉の山口・新湯の二社についての合併は見えず、ただ

両社の存置願は、中之条役場文書にある。が、その許可書は見えない。

## 第二節 堂の存廃合併とその後

### 一 存置願と許可された堂宇

「仏堂合併願に付弁解書雛形」（朱書）

以書付奉願上候

第二十大区何山区何郡何村戸長何々誰奉申上候、当村字何々へ建立有之候何堂之儀、先般存置願上候処御付紙ヲ以テ書面御返戻相成候処、該堂宇之儀へ先年当村何々誰外何名ニ於テ該地ニ建設シ村内ハ勿論他方之者ニ至ル迄信仰之堂宇ニ付、更ニ協議之上永続方相設、全ク堂宇之体裁及区域判然タル地形ニシテ、聊不都合之儀無御座候間何卒徒前之通、別紙何堂存置御聞濟被成下置度此段副書ヲ以奉願上候 以上 右戸長誰

副戸長誰

明治十年八月十日

何之誰 印

楯取群馬県令殿」

（中之条町役場蔵）

右は、明治十年の社寺統合の際堂宇についての届出での雛形である。



貞享検地で除地として認められた仏堂の外に、現在にその跡や建物を見るものもあるが、その建立や統合の記録を語る文書は誠に少ない。

昭和十四年十月十日発行の群馬県下の「寺院仏堂祠宇教会所要覽」に現中之条町を見ると次の通りである。

(所在地)	(名称)	(信徒数)	(受持寺院)
西中之条字枯木	観音堂	一二七	曹洞宗 林昌寺
伊勢町字伊 参	観音堂	七三七	同
青 山字小貝戸	不動堂	一九〇	同 宗福寺
市 城字御座石	大日堂	一五	同
四 万字日向	薬師堂	一五三	浄土宗 宗本寺
同 一字君ノ尾	十王堂	二〇	同
山 田字中 島	毘沙門堂	二四九	同 善福寺
同 一字中 町	薬師堂	二二四	同
折 田字定光寺	観音堂	三〇〇	曹洞宗 林昌寺
同 字滝 沢	阿弥陀堂	一〇五	同
上沢渡字綱 取	薬師堂	二二〇	同 永林寺
同 字 湯	同	一五〇	同
同 字高 成	不動堂	一二五	同
下沢渡字菅 田	観音堂	一一〇	浄土宗 宗本寺
同 字金 原	地藏堂	一一〇	同
同 字中 組	観音堂	一一〇	同

岩 本字砂 田	地藏堂	四五〇	同	清見寺
同 字高 榎	不動堂	七〇	同	同
五反田字和 利	観音堂	六四〇	同	同
同 字後界戸	同	六四〇	同	宗本寺
同 字嵩 山	薬師堂	六四〇	曹洞宗	林昌寺
蟻 川字藤 沢	観音堂	五三九	浄土宗	清見寺
同 字塩 平	同	五三九	同	同
平 字菅 田	毘沙門堂	一九	曹洞宗	林昌院
大 塚字壁 屋	虚空蔵堂	一二	臨濟宗	宗学寺
同 字大 坊	観音堂	八	同	同
同 字宿 割	薬師堂	五	同	同
赤 坂字矢 場	同	四二〇	同	同
同 字行 沢	虚空蔵堂	四二〇	同	同
栃 窪字中 村	十王堂	三三	同	同

の三十堂が存置を認められ、大方はその管轄内の寺に合併させられたようである。  
次に僅かに残る文書をおつて尋ねて見よう。

## 二 存置統合の情況

### 〇中之条町地区

(一) 大字中之条町

明治九年四月、戸長町田儀平の町の状勢報告中に、観音堂一、田村信吉持。薬師堂二、中島半四郎持がある。外に、「清見寺へ移ス」とある石仏の中に「字王子原馬頭観世音 弘化三年八月町田重平建之。同石碑四、文化五年 天保八年 慶応四年。同像二 文政元年除ク、庚申塔万延元年、字小川道祖神。字王子原同天保六年二月建立、同石像二、建立不詳」がある。恐らく、この石仏は、次の、

一、薬師堂 字王子原建立、仏像無之勸請不詳  
 字川原町建立

一、虚空蔵 と書いて消し  
 一、不動堂 仏像無之勸請不詳

右六月十三日当町浄土宗清見寺へ合併仕候間此段御届申上候也

(明治)  
 十年六月十四日

桑原 十郎衛  
 右町戸長

と同日に移転したもので、不動堂は、貞享検地に見る別当大正院とあるそれであろう。が今に立派に祭り営まれている。

なお、清見寺の裏の高台に鐘搗堂跡がある。時は明治二十八年一月中之条町、伊勢町、西中之条村の人達の協力で、昼夜を通して一時間毎に、清見寺の鐘をついて知らせたものでつくりに毎月一戸一銭だした。堂の統廃には関係ないが、寺に関係した堂として附加した。

(二) 大字伊勢町

一、仏堂存置願 字伊参 鬼子母神堂 間口七尺 奥行九尺 勸請不詳、右ハ  
 当町深井大法所有地に建立、地主の外十一名信仰の仏堂につき、  
 と林昌寺住職大法外十一名が、明治十年七月、存置を願うが、聞  
 届けられず、却つて「早々移転せよ」朱書されて、同年十二月二  
 十五日却下されている。

一、石碑書上漏御届として次のものがある。  
 字天代建立 岐神石碑、塞神石碑、字天神建立 月誌命石碑、  
 保食神石碑、明治十年八月と

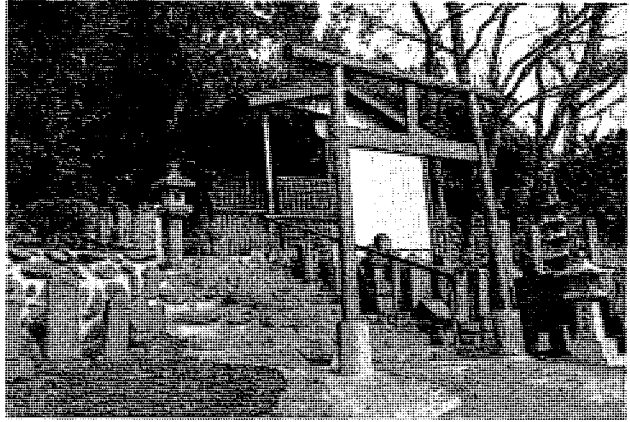
一存統許可の観音堂は吾妻三十三番札所観音第二十七番海蔵寺如意輪観音だけである。

海蔵寺は鎌倉時代と伝える当地方唯一の古寺である。(第一巻 中世の仏教二百頁参照)

外に、存統許可はなくとも、現在まつり続けられているものに嘉  
 暦二(一三二七)年の板碑が境内から発見された「お茶不動」  
 (貞享水帳にもない)や、二十三夜横町の弘法大師堂や其の外が  
 ある。

(三) 大字青山

青山でも、残されたのは、さきの海蔵寺に続く第二十八番の小  
 貝戸の十一面観音堂だけであり、そのご詠歌にうたう「円通寺」



お茶不動

については、第一巻中世の仏像（一九八頁）で見たが、その創建を、加沢平次左衛門の覚書を見ると、貞治元年（一三六二）の春、善福寺の開山道寛、善導寺の開山識阿、そしてこの青山の遠通寺の開山円光の三上人が、共に吾妻に來たとある。その南北朝争乱の時代である。

しかし、観音堂も一度は存置願が却下されて、再び明治十年八

月十三日。戸長宮崎権六が、村人の熱意にかられて許可を願ったものである。さらに、この時、字沢場の十王堂、字十二の前の薬師堂を、この観音堂へ、合併を願っている。この時、その結果の不詳のものに、小貝戸の不動堂（民税地）がある。それは、同年七月十八日、市城宗福寺住職外十名が連署し永続存置を出願しているのである。（以上中之条町役場所蔵文書より）

#### 四 大字市城

市城では御座石の大日堂が存置を認可された。これは、貞享検地中の堂地六畝二十七歩不動堂、宮守忠兵衛とあるそれである事が、不動と大日如来の関連と、字御座石にはこの外に不動堂のない事でわかる。市城では、不動を大日堂と改めたものと思われる。

市城には外に貞享検地以来の字堺沢の毘沙門堂（さいや）字清明（せいめい）の虚空蔵堂字明神の薬師堂・十三堂も明治八年三月の社寺現在境内明細帳にのっているが、恐らく大日堂に合併されたものではなからうか、しかしそれらを知る文書を見ない。

#### （五）大字西中之条

この村で存置が許可になつた枯木の観音堂の願は次の通りである。

仏堂存置願

第貳拾大区五小区

吾妻郡西中之条村

字枯木建立

一観音堂 間口三間  
奥行三間

仏像再興大工

勸請 建立 宝永六己丑年二月

境内坪数貳百五坪六合式勺 税地

右へ当郡伊勢町林昌寺所有地ニ建立有之、然ル処地主外当村三十  
六名信仰之仏堂ニ付、今般更ニ同寺住職深井大法其他右信仰之者  
協力補理永統仕度候間此段連署ヲ以奉願上候以上

伊勢町 林昌寺

権少講義 深井大法<sup>㊦</sup>

右信仰人

高橋 弥五八<sup>㊦</sup>

外

三十六名連署

立合人

高橋 市五郎<sup>㊦</sup>

副戸長

高橋 市郎平<sup>㊦</sup>

戸長

唐沢 九平太<sup>㊦</sup>

楳取群馬県令殿

書面願之趣聞届候事

明治十年十二月廿五日

県印

割印

これと共に、この観音堂へ次の諸堂の合併届がある。

一、字山崎建立 薬師堂 間口二間 仏像薬師如來 天保十四年四  
月 勸請建立

一、同所建立十王堂 間口二間 三尺 仏像 奏広王 宋帝王 円間大王  
大山王 都市王 勸請 不詳

平等王 王道天輪王 建立

一観音堂 間口九尺 仏像正観世音 勸請 建立 宝曆五年十二月  
注 文化三年三月十六日十王尊入仏供養營帳あり(中之条町役場)

右一月二十五日、第貳拾大区吾妻郡西中之条村観音堂へ合併仕  
候とあり、仏堂転地届けに、西中之条村字柴本建立観音堂 間口二

間 仏像三面八臂施無畏大王 勸請 建立 文化九年九月右一月廿五日、西  
中之条村観音堂境内エ移転とある。一月二十五日は、恐らく翌十

一年の一月であろうが、こうして村の仏堂は、一ヶ所に合併或は  
移転されたことが、この文書から考えられる。

しかし、その二十四番札所岩崎は、礎石に昔をとどめ、二十六  
番山崎観音の旧跡では、堂字のない平地で、村人が祭り続けてい

る。

宝永六年 宝満寺末 山崎観音由来

師諱元伯号雪菴武州児玉郡畠河岸姓源家宮下氏生子寛永十九年壬

子四月初八日卯時為人雖混俗中志常在堂門好慈悲施募出塵三十五才出家江城至道菴主礼無難道者荆染難師深器之印可師不肯即松此時參祖翁潮音海老和尚大慈菴四十四尋登黃檗礼独老和尚円具大戒四十七潮祖愛記吾寿山居丸山氏慈雲滿土施山崎觀世音古道場也為第一代祖目搬土坤左管

当年開山臨濟正宗三十五代本師

雪菴元泊老和尚之靈位

殿堂造立再興大土俊山号普門寺号宝滿為末山城黒檠四十九再出江都創如意菴住六十七冬十一月示疾六十八春二月念八日卯刻威振一喝説偈泊然化皆当本朝宝永六年己丑年也佝僂閣維奉靈骨收放普門塔也寿六十有八僧臘三十有余茲撮其大要為塔中之證以垂永久復為銘曰臨濟正伝黒瀧嗣禪機鋒独立氣宇深淵兩日不羅戒光永円威振一喝定入火煙收奉靈骨鎮普門幸兒孫万女法化綿聯

宝永六年

(二十六番札所)

## ○沢田地区

### (一) 概観

旧沢田村は、堂宇の存置願いや合併の文書がよく揃つていて、その様子をつかむことができたので、まず始めに概観をのべる事にした。

思うに、仏堂の合併も神社と同じく、明治十年に通達によつて行なわれるが、その施行は社祠より厳しく、存置願の多くは却下されたばかりか、却つて合併を促進されている。

このことは、第一巻の明治前期(文明開化)で見たが、山田村寺社原の観音堂の如き、十二キロも離れた山路を善福寺まで持つて行つて合併するように命令されて、村へおく事は何としても許されず、存置の認められたのは、ただ一つ旧家の薬師堂だけであつた。

四万の場合は、明治十年六月八日、みの原の地藏の石塔、同庚申塔、湯原の馬頭観音石碑、同地藏堂、殿谷戸の釈迦堂、不動堂を共に、君の尾の十王堂へ移し、吾妻三十三番札所、二十一番の寺社平の観音堂と二十番の三堂谷戸の観音堂は同年七月、地主外多数の信心家が連署して存置を願ひ出ているが、却下され却つて合併を督促される。

それにくじけぬ信心者は、宗本寺の吉水和尚に再び願ひ出たがまた却下され、再三合併を督促されている。なお沢田地区で存置を許された十二の堂は次の通りである。

### (二) 存置を許可された十二堂

○薬師堂 大字山田字中町 間口三間五尺 奥行四間三尺 民有

本尊 薬師如来 祭日 二二四人

由緒 寛延四年四月七日創建、享和二年四月再建、境内に同年

創建の鬼子母神堂あり。

○毘沙門堂 大字山田字中島 間口四間 奥行二間 官有

本尊 毘沙門天 祭日 信徒 二四九人

由緒 創建不詳 宝暦九年二月再建

○阿弥陀堂 大字折田滝沢 間口二間 三三尺 奥行二間 三尺 官有



折田阿弥陀堂

本尊阿弥陀如来 祭日 信徒 百五人 由緒不詳

明治二十六年十一月六日許可、堂内に建久二年外の板碑あり。

○観音堂 大字折田字定光寺 間口三間二尺 奥行式間五尺五寸

本尊観世音菩薩 祭日 四月十八日 由緒不詳 吾妻三十三番中

二十五番札所、元禄三年の奉納額あり。明治二十六年十一月六

日許可 存置許可

○薬師堂 大字上沢渡字綱取 間口一間半 官有

本尊薬師如来 祭日 信徒 二二〇人

由緒 寛文元年四月八日創立



大岩不動堂

○不動堂 上沢渡字高成 間口二間半 奥行二間半 民有

本尊 不動明王 信徒 一五三人

由緒 永久五年二月二十八日創立、行基作像座 俗に大岩の不

動さんという。

○薬師堂 上沢渡字湯 間口二間半 奥行二間半 民有

本尊 薬師如来 信徒 一五〇人

由緒 建久二年四月八日創立

○地藏堂 大字下沢渡字金原 間口式間半 奥行式間半 官有

本尊 地藏菩薩 信徒 一一八 由緒不詳

○観音堂 同字中組 間口二間 奥行二間 官有

本尊 正観世音 信徒 百十人 由来不詳

○観音堂 同字菅田 間口二間半 奥行二間半 官有

本尊 千手観世音 信徒 百十人

由緒 永禄四年藤原朝臣斎藤太郎憲行三男唐沢大炊之輔建之、

後寛政十年田村半兵外四名ニテ再建、吾妻観音十九番札所

○十王堂 大字四万君ノ尾 堂宇九尺四面 官有

本尊 千手観世音 信徒 二十人

由緒 不詳、明治十年の堂・石仏の統合に大字の四万のここに

移転せるもの多し。

○薬師堂 同字日向 堂宇三間四面 官有

本尊 薬師如来 信徒 一五三人  
由緒 源頼光ノ家臣日向守定光闍浮檀金ノ薬師ノ像ヲ安置ス、  
宮殿建立ハ天文四年美濃国清水八郎実次ナリ、(寺院明細帳)。

以上は、明治二十四年沢田村寺院明細帳に記載されている存置を認められたものである。

(三) 明治十年存置不許可のもの

なお、次の堂宇は、明治十年の統合にその存置を許されないうま、村々に保存されて今に至っているものである。

○吾妻三十三番札所観音堂 山田善福寺境内のもの

本尊 観世音菩薩 縁日 三月十八日

吾妻観音十五番札所車堂(下山田)と、同十六番札所の大竹寺貝戸の観世音は、共に明治三十三年ここに移転合祀したものである。

○大竹観音堂 山田字大竹

由緒 不詳

○加性薬師堂 山田字加性

本尊 永禄十三年と刻む仏像あり

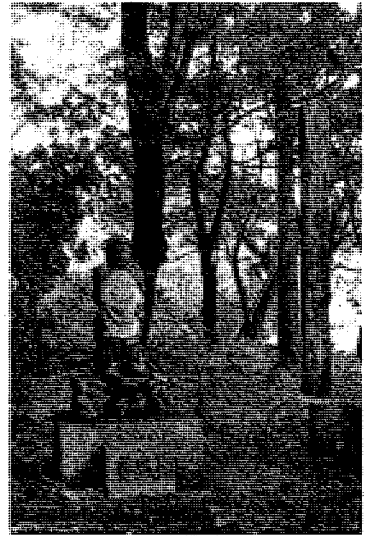
由緒 不詳

○清水弁天堂 山田字清水

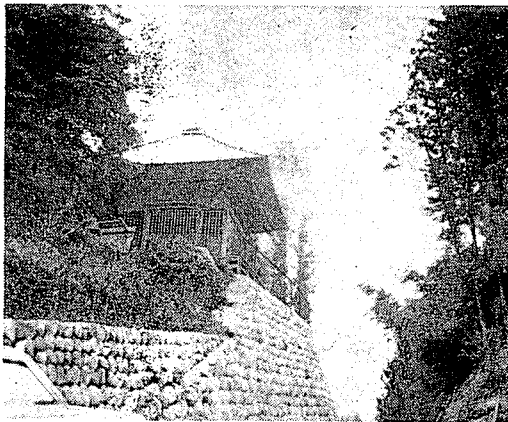
○清水不動堂 一場亥之作氏所有

○高沼弘法大師 町田義一郎氏所有

- 成田不動尊 折田字成田
- 地藏堂 上沢渡 永林寺境内
- 反下薬師堂 上沢渡字綱取  
本尊 薬師如来  
由緒 寛文元年四月八日創立と伝える。
- 細尾毘沙門堂 山田字細尾  
仏像毘沙門天、建立年不詳 明治十年一月十七日山田善福寺へ合併。
- 湯前薬師堂 四万温泉新湯  
祭神 大穴手遅神、少名毘古那神  
由緒 不詳、相殿一座は明治七年七月合祀
- 四万湯原地蔵堂 四万字湯原



成田不動尊



観音堂(寺社原)

- 観音堂 四万字貫湯平
- 駒岩不動堂 四万字駒岩  
祭日 祭徒 十九戸
- 観音堂 山田字寺社原  
祭日 祭徒 十九戸  
仏像 馬頭観世音 堂宇方二間半
- 由緒 数十年間日掛積立。寛政二年十月創建。明治十年七月、同八月存置願再願、許可なく翌二月一日、山田善福寺へ合併す。
- 吾妻札所第二十番観音堂 四万字御堂谷戸 間口二間  
本尊 馬頭観世音 宮崎太吉所有 奥行二間





計	蔵虚堂空
七	
一〇	一
七	
四	
二八	一
一	
〇	
三	
五	一
三	
三	一

### 第三節 伊参地区の堂社

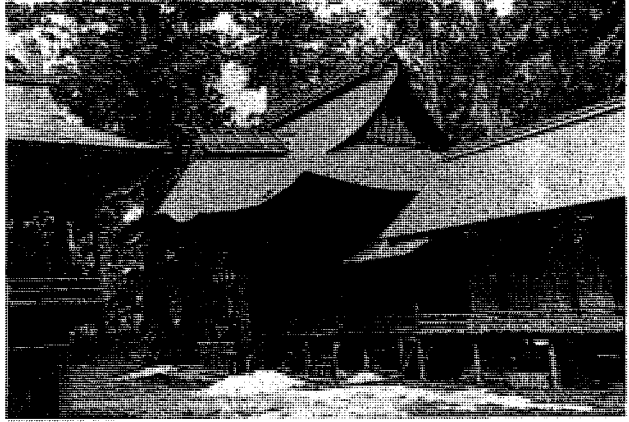
#### 一、親都神社

親都神社は中之条町大字五反田二二〇番地に鎮座し、背後に嵩山を負い神域は快く中之条町原町を一望できる所にある。貞享三年の検地帳に、古検六畝歩、森二十間、十間六畝歩宮建有之、七社宮境内、宮守善兵衛とありこの記録から神道集にある吾妻七社親神として建立されたものと推定できる。伝承によれば、吾妻七社明神の親神として建立され（元禄六年の五反田村絵図にあり）その鎮座の地は親の都であると言いこの地域を親都と呼ぶようになったという。享保十四年十二月十七日御神位頂戴になり親都大明神と改称され、明治初年にいたり親都神社と改称された。

明治十年七月二十日和利社合併

明治四十一年一月十一日 本社末社稻荷社大久保の神明宮と境内末社一社、和利の諏訪神社、名沢の諏訪神社と末社三社、馬滑の大山祇神社と末社一社、嵩山の大山祇神社、白久保の菅原神社と末社二社を合併

祭神は、主神、須佐之男命、配祀、品陀和氣命、大日靈尊、倉



親 都 神 社

稲魂命、建御名方命、八坂刀売命、菅原道真公、大山祇之命、保  
食命、大物主命、埴安姫命、境内末社、阿夫利神社、日本武尊  
祭日は、元旦祭、春祭五月五日（四月十五日であつたが昭和三  
十二年から五月五日となる）秋祭十月三日、献穀祭十一月二十六  
日

現状その他、本殿さや宮板葺き、拜殿茅葺きを昭和三十二年に

銅板葺きとする。

春季大祭には俳司の会如月会の大正六年発足以来奉燈句を行  
い、昭和五十一年から小中学校児童生徒の献書展が催されてい  
る。

## 二、諏訪神社



諏 訪 神 社

諏訪神社は中之条町大字岩本三三一番地に鎮座し、大岩本の北  
高台にあり岩本部落を一望でき杉の大木の参道の石段を上ると社

殿の正面となる。貞享三年の検地帳に「古検十二歩、社地三間、五間十五歩、宮建有之諏訪宮境内宮守善兵衛、右古跡無紛堂社地森従古来除来之内逐吟味得御下知如斯水帳之奥書記之者也酒井河内守内高須隼人」とあり。この水帳の記録から考えると、現状の社地は百七十六坪あることから、この古検は現在の社地砂田地内にある「フルスワ」と呼ぶ土地の面積と一致するので以前はこの地にあつたのではないかと推察することができる。

明治十年六月十日一座（大日靈尊）を合併、明治四十一年十二月八日、境内末社地神社、稻荷社、湯殿社、秋葉社、大鳥社、原の大山祇社その境内末社椿名神社、原の稻荷社を合併。

明治四十五年二月十二日糊桃田の諏訪神社とその境内末社北辰社、桜実社、雷電社、大鳥神社、竹越の菅原神社とその末社地神社、雷電社、児屋根社を合併した。

祭神は、主神、建御名方神、八坂刀売命、配祀、大日靈尊、埴安姫、菅原道真公、倉稻魂命、大己貴命、大山祇命、大物主命、埴安姫命、火産靈命、天児屋根命、大雷命、火雷命、不詳三座  
現状は、茅葺屋根二社を併せた建物で拝殿とつづいたもので、本殿は樺づくりである。

祭日は、元旦祭、春祭三月二十七日、秋祭九月二十七日、猷穀祭十一月二十七日である。

棟札 寛延元年戊辰七月大詳日  
奉建立諏訪大明神一字氏子永久攸

大土金井加兵衛、施主当村群氏中

社 内田新右衛門

名主 伊能佐五右衛門

天下泰平、国土安穩

奉棟上拝殿壱字村中安全

同郡折田村宮大工棟梁田村隼人正源清正 田村栄治良  
尚 菅原道真公の像あり 染川喜太良

### 三、熊野神社

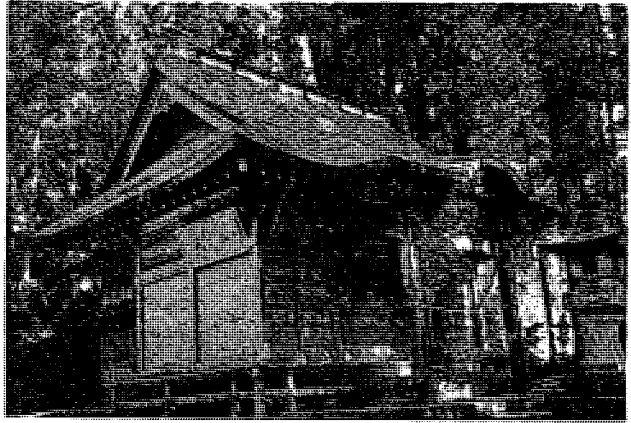
熊野神社は中之条町大字蟻川二、三三四番地に鎮座し、小池部落から大字岩本へ通ずる町道の上、高台にあり、貞享三年の検地帳によれば古検四畝歩、森十二間、十間、四畝歩、宮建有之、熊野宮境内、宮守太兵衛とある。

明治十年六月十日配祀十座合併

明治四十一年九月十日、本社境内末社愛宕神社、諏訪神社、宇原野の白山神社とその末社八坂神社、塩平の鹿島宮、大倉嶽の稻荷社とその末社大山祇神社、琴平神社、住吉神社、秋葉神社、阿夫利神社の五社を合併

明治四十三年五月二十七日、大道新田字囃石の熊野神社、大道字日影の白山神社とその末社六社を合併した。

祭神は主神、速玉男命、伊弉册尊、事解男命、配祀、菊理姫尊、伊弉諾命、大日靈命、大雷命、武甕槌命、八坂刀売命、表筒申命



熊野神社

中筒申命、大己貴命、底筒男命、少彦名命、建御名方命、火雷命、盤裂命、丹生津姫命、菅原道真公、大山祇命、火産靈命、大物主命、菅田別尊、素盞鳴命、倉稻魂命、日本武尊、市杵島姫命、木花開耶姫命、二十八柱

#### 四、和利社

和利社は中之条町大字五反田字大久保地内嵩山部落にある小祀で、富沢福重所有地に鎮座する、貞享三年の検地帳に、古検一反十二歩、森二十六間、十二間、一反十二歩、宮建有之、和利宮境内、宮守四郎左衛門とある。現在の親都神社と別のものであったようであるが、口伝によれば元禄年中大風水害があり山崩れにより宮流出してしまい小祀となつてしまつたのであるという。その後明治にいたり親都神社に合併されたのである、土地は明治年間、払いさげとなり民地となつてゐる。

検地帳の記録から考えられることは、神道集にある和理を祀つたのはこの社であろうか。また条理制の実施にあたり建立祀られた「ワリ社」であろうか。この附近を大石沢と呼び富沢福重所有の地に大きな石があり、この大石に古代人の使つたと思われる、なめらかな「くぼみ」が二〇個あまりありその附近から、石棒、蜂ノ巢石、みたま石等の石器や土器の破片がたくさん出土している、この出土品は富沢福重が保管している。

#### 五、天満宮

天満宮は中之条町大字五反田字白久保にある小祀である。祭神は菅原道真公の外に大山祇命、宮毘羅大將（金比羅宮）である。

明治四十一年一月十一日晝類上では親都神社へ合併したものの、この部落の人たちは合併しないものとしてお祭りをしてきていた。祭日は二月二十四日（以前は一月二十四日も行う）十月三

日である。特に二月二十四日（以前は一月二十四日も行う）には天神講が行われている。（民俗編参照）このお茶講は全国にこの吾妻にしかなく特にこの白久保のお茶講は二百年あまり前の記録があり県の重要無形民俗文化財に指定されている。

### 六、後之神社

この後之神社は中之条町大字五反田字後界戸にある小祀である。以前は馬滑に熊野神社、後界戸に子之権現社があつたが、親郡神社に合併の後、組中さびしくてたまらなく後之神社と社名をあらため、子之権現と熊野神を祭つたのである。明治二十三年三月のことである。つぎのような棟札がある。

熊野大神 明治二十三年庚寅三月二日

奉拜殿後之神社、祭主補権少講義本多茂市

明治二十三年庚寅三月吉日

裏 本多佐平、本多半次郎、福田峯八、本多茂重郎、同茂平次、同茂市、福田古文治、同熊蔵、同弥四郎、福田定八、斎藤平四郎  
桑原善四郎、斎藤庄次郎、斎藤八平

大工職当村斎藤松次郎、屋根師 当郡折田村、田村孫四郎

### 七、和利山観音堂（西念寺）

和利山観音堂は中之条町大字五反田字和利にあり、五反田中村の観音様として親まれ、吾妻三十三番札所の二十三番の靈地とし



和利山観音堂

て信仰されている。火災にあい全焼し慶応二年に再建され、本尊は清見寺住職の好意により同寺から迎えられたものである。本尊は千手観音で斎藤五平八十二才のとき板に記し堂内に納めたものにつぎのように書かれている。

和利山千手観音西念寺由来

うた ちははのめぐみもふかき和利の堂

さわにふねいておきいまいるよ

わりの志ゆご神多心仏ニ候へ共永禄年中にゑんじようしたといへども寛文八年つちのへ申の十月ニ堂建立、次に貞享元年甲子三月十七日に右の本尊武州江戸池の端心行寺くう念(?)もしき(禁中、内裏のこと)の御取持にて再興して同千日大念仏五百日回向ゑさして上州吾妻郡五反田村まで同四月二十一日につき給ふ、其時くうかん(空閑のことか)くうほん仁人出家とも御借、わり代々志ゆご神の森検地、其の後道下より道上に堂立る事元禄二年己巳とし也、其時村々の寄進ニわに口三つ、五ぐそく奉納、元禄三年かのへ午四月十三日より順礼初まり此より、くわんおん講はじめ代々

うた にごらじな清きさわ辺のくわんぜ音

わりの御山のちかいたのものし

元禄年間観音堂焼失した其の後再建した記録発見したるにより大方の皆様に来歴を伝へん為に記しました。

昭和三十三年三月十七日

吾妻札所観世音信徒世話人

二十三番 八二翁 斎藤五平誌

堂宇は茅葺きであつたが、昭和五十四年春カラー鉄板葺きに替えられている。俳句の奉納がされた、毎年三月十七日には村中でお祭りをしている。この境内は清見寺飛地境内となつている。

## 八、薬師堂

この薬師堂は中之条町大字五反田字親都にあり、石薬師と呼ばれ本尊は石で仏像のおすがたもない、筆者が想像をめぐらせば、永禄年中の武山合戦の折に真田軍によつて火をかけられた際にその火によつて尊像の部分が焼けて落ちたものを村人の崇敬によつて石を祭つたものではないかと、それ以来石の本尊様なので「石薬師」の名が出たものではないだろうかと 棟札に

奉造薬師如来堂、行谷山音淨寺、享保五庚子年卯月八日、大工小林庄助、施主五反田村中、堂守割田角之助

奉造薬師如来堂諸願就、玆時明和元甲申歲秋八月初八日記焉、

上野国我妻郡大工、太七、五反田村中、隣村衆中、堂守、角之助これによると享保年間に建立され、その後明和年間に修理されているものと考えられるが、享保五年は嵩山三十三番観音像が建てられて後十八年目にあたり、空閑の教化による信仰からではと考えざるをえないのである。

祭りは、春は四月八日、秋は旧十月十一日薬師ごもりのお祭りが有名である。

## 九、馬滑観音堂(徳蔵寺)

この観音堂は中之条町大字五反田字馬滑にあり五反田上の観音様と親まれ、吾妻三十三番札所二十二番の霊地で信仰されてい

る。

棟札

奉造立正観世音菩薩廿三番札所馬王堂、聖主天中迦陵頻伽声、  
哀愍衆生者我等今敬礼、皆元禄十七甲申弥生下旬。右意趣者天  
長地久、伽藍安全人法不退、願力如意、北上野吾妻郡五反田村  
本願主小池茂左衛門重治、当村助力輩、諸村奉加檀衆等、大工  
割田伊兵衛、裏に乃至法界平等利益、徳蔵寺

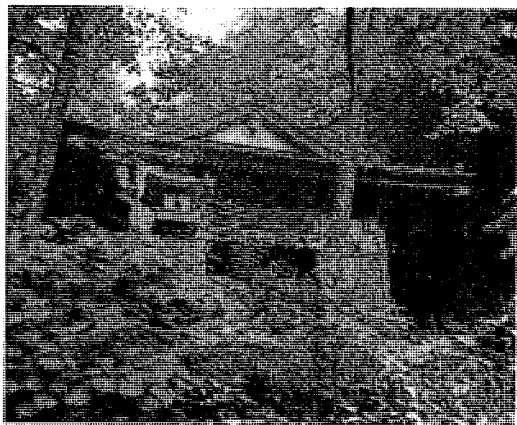
五反田馬滑の高台にあり、馬王堂とも呼んでいる、昭和四十四  
年本尊が盗難にあつたが、上組の人たちの発願によつて新しく本  
尊を迎え入仏した。茅葺きであつたが昭和五十五年春に鉄板葺き  
に替えられている。

一〇、岩本の不動堂

岩本不動堂は中之条町大字岩本字高樞にあり岩本中組の不動尊  
で不動沢の流れの岸にあり不動滝と呼ぶ大きな滝あり、この上流  
に本不動（大滝ともいう）と言う所があり、石造の不動尊があ  
り、滝があつて以前にこの地に堂があつたという。

棟札の年号から見ると享保五年一月にこの地に本不動（大滝）  
を建替えたものであることがわかる。靈験あらたかで近村からの  
参詣者が多くあり講をつくつたこともあるという、参道に「こも  
り堂」がある。

棟札奉造立不動尊御堂者宇諸願成就之依 天下泰平、国土安全



岩本不動堂

千時享保五年一月二十八日、別当、泉蔵院、当国平村大工劔持佐  
太夫、裏、御堂二滝山自大滝建替氏子十七名外村中 世話人 森  
田安右衛門

鉄板葺のお堂で大きな杉あり、滝の景観はすばらしい。

一一、寺尾薬師堂

寺尾の薬師堂は中之条町大字岩本字寺尾にあり、本尊は薬師瑠  
璃光如来である。四月八日お祭り、福びきなどをしてにぎやかで





師葉尾寺

ある。この由緒を板にかき記されて堂内にあり。

抑葉師瑠璃光如来の尊像此処に安置の由来を尋るに天正十九辛卯歳生菓氏の曩祖望月右近守本尊を負ひ奉り此地に來り草創し郷民と成り耕農の業を事として住居し彼苗裔軒を並べて相統す。しばしば星霜を歴て柴扉を補理ひ尊容安置の後誠に靈驗あらたかにして貴賤老若男女縁日を求めて群集をなし參詣怠る事なし、然る

にいかなる因縁にや不思議なる哉文化七年午の臘月二十余七日御堂の内より出火して忽に灰燼となりにけり。

尤尊容は遁出給ふ。因茲堂守の一族歎き悲しみ郷内は忽論隣村まで信心の輩に扶助を頼み再建を催しける処各雙手の助力を得て一字造立の願望成就干時文化八未の霜降月十有七日良辰と定めて入仏の供養をなし唯靈徳を仰ぎ奉る而已、文化九壬申歳花月吉日

棟札(表) (1)

奉建立葉師如来御堂一字、文化八辛未年十一月吉日、名主綿貫安右衛門、組頭生菓久兵衛、役人同三右衛門、同伊能佐五右衛門、唐沢清之丞、堂守、生菓長左衛門、同長兵衛、同久右衛門、同作左衛門、同宇右門、同宇兵衛、同政八

(裏) 身心堅固、寿名長久、祈攸当所願主棟札(2) (屋根裏にあり)

葉師堂成就之攸 文化八年未十一月吉日、上州原岩本村、大工

棟梁、生菓卯之助、青山 長井豊治良、同郡平村関仁右衛門、

門弟 藤原子孫本経流

茅葺きの堂で境内に石仏がある。

### 一一、岩本の太子堂

太子堂は中之条町大字岩本字大岩本にあり組中で管理をしていたが明治のはじめ、すなわち明治十年の廃止令の出たときに嶋村明家のものとなり、昭和四十年頃に堂が朽ちてしまったので、本

尊の聖徳太子像を嶋村家にて保存している。

一三、岩本の地藏堂

地藏堂は中之条町大字岩本字砂田にあり、中沢辰雄が管理している。本尊は地藏菩薩である。棟札に

奉建立南方大土宝殿並石階、文化七年十月吉辰、毎日晨朝入詣定、入諸地獄令離苦、工匠、蟻川村富沢伊伝治、石工信州高遠喜兵衛堂守、利助、願主 利兵衛、摠組中

岩本上組の中沢ゆうを中心にした女人講があり、時々「てんとう念仏」を行い、和讃を奉納している、祭りは二月二十四日である。

昭和五十年中沢辰雄が屋根を修理している。

一四、観音堂

この観音堂は中之条町大字岩本字砂田の神保彦憲家の墓地にあり、本尊は馬頭観音である、由緒その他不祥であるが、文化八年に奉納した絵馬がある。

一五、八幡宮

八幡宮は中之条町大字大道字囃石にある小祀で小淵茂富家の所有である。

棟札、奉造立八幡大菩薩、宮守小淵治右衛門、施主囃石村中

裏に、封聖主天中天、迦陵頻伽声、哀愍衆生者、我等今敬礼、岩天明元年辛丑稔九月吉日謹言とあり、八幡大神と春日大神を併祀している。祭りは旧暦八月十五日である。

一六、地藏堂

この地藏堂は中之条町大字大道字本村にあり、由緒その他不祥である、堂内に蓮華と梵字のみの板碑がある。

一七、白山神社

白山神社は中之条町大字大道にあり、祭神は手置帆負命、比古佐智命で、明治四十一年蟻川の熊野神社へ合併した、ところが村中の者がさびしくなり、本殿もあることから、大正二年、山の高所にあつたものを部落近く移築し社殿をたてて祀つたものである。

棟札 造化三柱大神白山神社神殿改築祈攸天御柱、地御柱、手置帆負命、比古佐智命

裏に 白山神社々殿星霜已久雨蝕敗故改築多葺脩輝其旧儀焉冀神

明垂感応四海艾安部内康梁風雨須廊梁穀登矣

大正二年三月六日 当氏子中

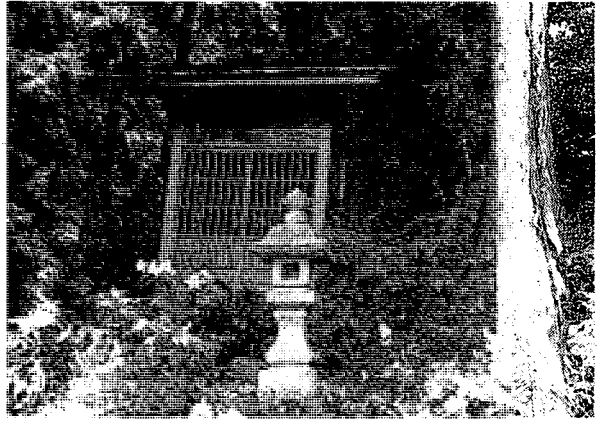
工匠 細海茂吉

神道本局権少教正松井与平謹誌

毎年四月四日に祭典を行っている。

## 一八、塩平の観音堂

この観音堂は中之条町大字蟻川字塩平にあり、吾妻三十三番札所三十二番の霊地で塩平寺という。本尊は昔は千手観音であつたが現在の本尊は十一面観音である。昭和四十五年六月四日、子どもの花火により塩平に大火があつた際に飛火によつて類焼、本尊



白山神社



塩平観音堂

は無事にはこび出され屋根をむいてしまつたので、時の区長山崎甚平を中心として塩平村中の手により村外までも募金を行い、昭和四十六年十月十七日竣工、屋根をカラー鉄板葺きとする。祭りは一月十七日に行つていたが、時期的なものを考慮して昭和四十七年から三月十七日とするようになった。また以前には四月八日に大般若をしたこともある。

棟札 更祈、匠長、願主山崎安之丞、施主山崎源右衛門、同権之丞、同八兵衛、宗門吉利、現世安穩、子孫昌榮、後生淨邦、尻高村荒木茂兵衛、享保八歲次昭陽單閼孟夏辰

本尊の台座に、西上野碓氷郡板鼻町、定朝四十三代、京大仏師田中兵部造刻之

一九、観音堂（高玉堂）

この観音堂は中之条町大字蟻川字沼田にあり、山崎義美の所有で本尊は聖観音である。正月、盆、もの日に供物をする程度で祭りはしていない。

棟札 奉開眼白衣自在観音尊、安政二乙卯年十一月良辰 法主三教院順幸

裏 上野国吾妻郡蟻川村、山崎善左衛門倅子年十六才、是鎮座スル、願主玉水

三教院は沼田にあつた法印で後えいは、山崎某、岩島矢倉に住んでいるという。

節四節 名久田地区の堂社

一、吾妻神社（和利宮）と合併社祠

吾妻神社（和利宮）については、第一巻でのべておいたのでここではこれに重複しない事項だけ記述することにした。

吾妻神社は第一次合併の明治十年十月と、第二次の明治四十一年一月二十日の二回にわたり合併を実施したと考えられるが、第一次合併の経緯を明細に誌した文書が見当たらないので、明治六年七月、北第二十六区、和利神社詞掌関恒齋の記録した『持場村々神社取調帳』を参考に、区分、引合、仕訳を試みたが神社名に不突合の個所などがあるので、当時の事情に通暁していると目される村内の何人かに聴取してみたが、正確な把握は到底不可能なので、第一次合併関係神社の検討は、不本意ながらこれを断念せざるを得なかつた。別の文献によつて得た第二次合併は左のとおりである。

明治四十一年一月二十日合併神社

(旧所在地)

(社名)

(摘要)

平字 宇妻 熊野神社 境内末社七社

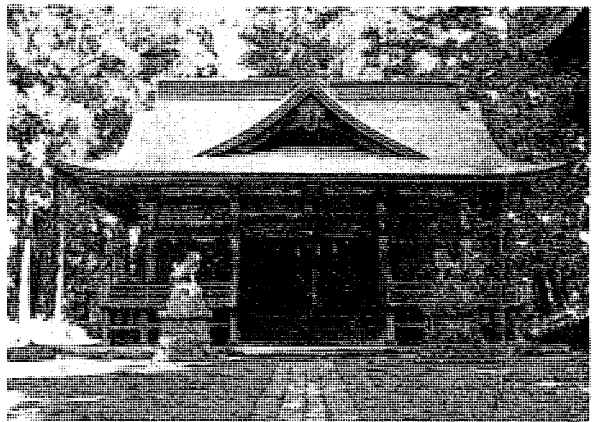
無格社

同 字 柳田	五郎神社	境内末社十一社	同
同 二日市	諏訪神社	境内末社七社	同
横尾字八幡	山城神社	境内末社十二社	村社
同 字 竹井	八幡宮	境内末社九社	無格社
大塚字宿割	諏訪神社	同	同
同 字 塩原	北野神社	境内末社五社	同
同 字 壁谷	熊野神社	境内末社七社	同
同 字 小枝沢	八幡宮	境内末社三社	同
赤坂字矢場	蔽島神社	同	同
同 字 貫坂	熊野神社	境内末社三社	村社
同 字 行沢	賀茂神社	境内末社八社	無格社
赤坂字行沢	大山祇神社	境内末社八社	同
同 字 新田	北野神社	境内末社十社	無格社
同 字 前新田	北野神社	境内末社十社	村社
同 字 前新田	稲荷神社	同	無格社
同 字 前新田	諏訪神社	境内末社七社	同

合併後の吾妻神社

- (1) 鎮座地 横尾字七日市  
 (2) 祭神 大穴牟遲神(主神)

大山祇命、菅田別尊(配祀)、菅原道真公、宇迦之御魂神、火産  
 靈命、速須佐之男命、天照皇大神、大日靈命、軻遇突知命、豊  
 宇氣姬命、豊受大神、宇氣母智命、大物主命、日本武尊、埴山



吾妻神社

比売命、市杵島姬命、別雷神、速玉男神、伊弉冉命、事解男命  
 建御名方命、八坂刀売命、経津主命、天之御中主尊、木之花開  
 耶姬命、橘姬命、武甕槌命、麓山祇命、不詳六座、以上、三十  
 二柱合祀

境内神社、三峯社、伊弉諾命、駒形社、保食命、置玉社、大宮  
 能売命(明治十年十月字天神より)、雷電社、大雷命

## (3) 境内地、社殿の状況

境内地面積、二、九三八坪

社殿

本殿は間口二間奥行一間一尺六寸檜材を使用、権現造銅板葺、禽獸魚類、草木などの彫刻を施し彩色が加えてある。

幣殿は方一間半切妻造銅板葺

拝殿は間口五間一尺奥行三間一尺二寸檜材を使用、入母屋造銅

板葺、拝殿にも亦種々の彫刻物を鏤め美麗な彩色が施してある

神楽殿は間口二間奥行二間半屋根鉄板葺随神門は間口三間奥行

二間屋根鉄板葺、額殿も屋根鉄板葺で間口二間半奥行一間半

昔の舞台を社務所に改造し、間口八間奥行四間屋根鉄板葺

大鳥居二基、一号鳥居は古損した由緒ある鳥居を補強し全体を

銅板にて包み、長期の保存に堪えるよう施設、二号鳥居は昭和

四十五年九月、主として氏子の篤志寄附金で新設した。

## (4) 氏子 名久田地区一円

(5) 祭典 (A)例祭、春季四月一日 秋季九月十九日 (B)歳旦祭、

一月一日 (C)祈年祭、二月十七日 (D)新穀感謝祭、十一月二十

三日、(E)大祓 六月三十日、十二月二十五日

新しい時勢に対応して、元旦は除夜の鐘を合図に続々と多数

参向する参拝者の家内安全、諸厄消除、五穀豊饒、商売繁昌等

祈願の守札供与、十一月十五日の七五三奉告参拝者には、成長

祝福祈願を行うなど、神社と氏子の親密なつながりに重点を置

くよう留意している。

春季例祭典日には、守札と神饌を氏子全部に分与、また、春秋二回の例祭典には、横尾太々神楽保存会と、平、大塚両地区の獅子舞保存会は、御神前に神楽と獅子舞を奉納している。

時勢の推移で、今日は神社の社格など氏子はあまり意に介さないという親近感をもつ時代になったが、今は昔、昭和二年

秋、横尾選出の氏子総代剣持虎吉氏を中心に昭和三年春にか

け、吾妻神社を県社に昇格すべく猛烈な運動を展開した。

この運動に参画した人々は、横尾字長石の唐沢近吉、名久田

村役場一科長小林応太郎、氏子赤坂の田村一三、同福島幸平、

県立中之条農業学校教諭河瀬十剣の諸氏であった。

昇格出願理由は、慶応元乙丑年八月吉日に建納した、越後国

長岡の石工梅藤松五郎信久が丹精こめて製作した表参道入口に

建つ一對の御神灯は、原町山口六兵衛、木檜喜兵衛、新井伊左

衛門、山田村の町田庄右衛門、山田次郎兵衛、上沢渡村の福田

宗禎、四万村の関善兵衛、岩本村の伊能左五右衛門、神保均左

衛門をはじめ多くの地元や近郷の人々、遠くは倉賀野、玉村な

どの各所から篤志寄進が多く、平村の林昌院、横尾村の無量

寺、同文珠院、中之条町の清見寺、伊勢町の林昌寺、岩下の応

永寺などの寺方からも献灯の協力があつたばかりでなく、他に

も誇るに足る崇峻華麗な宮居、宏壮な境内社歴、由緒、社有財産、

いずれの面から検討しても、県内各所に鎮座の県社に比較

して些も遜色のない、名実ともに吾妻一の宮である吾妻神社を是非共県社に昇格していただきたいと出願したのである。

この県社昇格運動は結果において一格上の郷社昇格に止つたが、たとい郷社でも春の例祭典には、群馬県から幣帛供進使の参向があるようになった。

吾妻郡出身の京都、伏見の官幣大社稻荷神社宮司従五位高山昇が『郷社吾妻神社』と揮毫された昇格記念社標の石柱を表参道の入口に立ててから、早くも五十年の星霜を経た。

(6) 神職、吾妻郡高山村大字中山、林精一

(7) 氏子会役員（昭和五十一年三月末日現在）

氏子会長永井安吉、横尾角田恒雄、大塚小池一エ、平劍持富蔵  
赤坂綿貫金三郎、栃窪唐沢惣平

石喰稻荷神社については、中之条町誌第三卷、民俗の項、第五章、信仰、一一二三頁を参照されたい。

以上、連記してきた他、地区内いたるところで、その地域の鎮めとして、それぞれ信仰する神を奉祀し、五穀豊饒、家内安全、学業成就、村の平和などに祈りをこめ、初午まつり、天神まつりなどを行つている。ききとりで判明しただけでも左のように多い。

平、宇妻、北野山稻荷、祭典 二月十一日、同下尻高、鍛冶貝戸、菅田、樋塚稻荷、同二月十一日、平稻荷、上平一円、同二月十一日、大塚、岩上稻荷、竹貝戸十二神社、同二月十一日、下赤

坂一円、稻荷神社、同 二月十一日、同持分大神、同四月十五日赤坂釜淵、北野神社 同、二月二十五日、中赤坂一円、十二神社同、春四月十二日秋十月十二日、上赤坂一円、称荷神社、同二月十一日  
なお、これ以外の地区でも、こうした祭礼を執行されていると想像されるが、これは後日に譲りたい。

二、合併社堂跡地の現状

現存する神社は以上のおりだが、神社の第一次、第二次合併実施後の社地、世情の推移によつて、廃寺、廃堂となつた跡地の現況を一瞥して本項を結びたい。

(1) 合併神社跡

元鎮座地 大字	字	神社名	跡地の現況
平	宇妻	熊野神社	小祠がある。祭日には宇妻の人々だけで祭典を執行。
同	柳田	五郎神社	現状畑地
同	柳田	諏訪神社	現状畑地。二、三の石造物件残存。
同	二日市	山城神社	神社らしい形跡はない。上部の山林際に僅か石造物件残る。







壁谷八幡宮

祭日 春季、四月十五日 秋季、十月十五日、大塚獅子舞保存会  
は、春秋二回とも獅子舞を奉納し、国土保安、五穀豊饒諸厄退  
散を祈念する。

氏子役員 区長、区役員

社殿の維持管理管轄 すべて氏子の負担

祭典の経費支弁方法 すべて氏子の寄附金で賄う

社誌の概要 壁谷鎮座八幡宮は第二次合併の明治四十一年一月二十日吾妻神社へ合併したが、その合併神社は村の最南端、大宇横尾七日市にあつて、祭典日の太鼓の音すら耳にとどかぬほど遙かに遠く、老幼者は参詣等も意に任せず、是非共身近かに村の鎮めとして神社を再建して欲しいという地区民の熱心な要望に応え、所定の手続きを経て社殿を建造、合併前と同様、菅田別命を祭神として再祀したのである。この再建社地は、旧社地より約二百米ほど下方に変更した。

(諏訪神社、八幡宮の記述は、大塚小池啓次郎氏から資料の提供をうけた。)

境内地面積 一〇〇坪 (境内地に隣接の林地を含む)

社殿の状況 拝殿の内部に本殿を併置、社殿間口二間、奥行二間

切妻型平家建、創建年月日、大正十三年四月

祭神 菅田別尊

氏子 大塚、壁谷、沢尻、小枝沢、二日市 (名久田地区行政区十

一区内全部居住者)

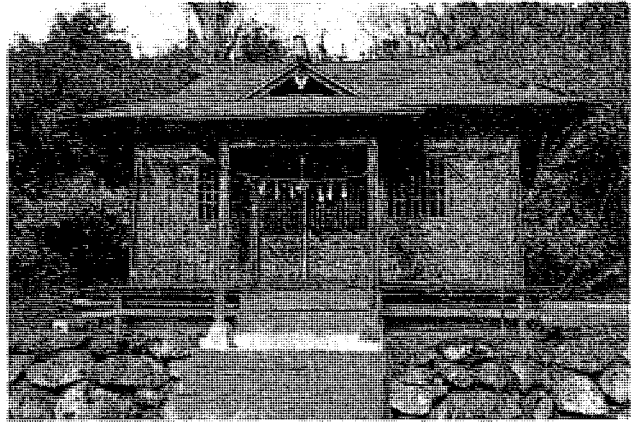
東大塚 諏訪神社

所在地 中之条町大字大塚字塩原一九一五

境内地面積 三〇〇坪

社殿の状況

拝殿 間口二間半奥行二間木造平家建屋根垂鉛板葺



諏訪神社

本殿 三尺平方、小規模ながら構造巧緻を極む  
 創建年月日 昭和十一年四月

祭神 建御名方命、大山祇命、八坂刀売命

氏子 東大塚一円

例祭日 春季 三月二十七日

秋季 八月二十七日

大塚獅子舞保存会では獅子舞を奉納し、五穀豊饒、家内安全、諸厄消除を祈念する。

氏子役員 区長と区役員全部

神社の維持営繕 すべて氏子の負担とする。

祭典費の支弁方法 すべて氏子の寄附金で賄う。

社誌の概略 本神社は現境内地から北方へ約五〇〇米離れた諏訪の原にあつたが、参考文献が見当らないので明確のことは不明だが、明治十年の第一次合併の際、吾妻神社へ合併したものと考えられる。(社跡は現在も判然としている。)

明治四十年まで東大塚の鎮守であつた熊野神社を合併した吾妻神社は、遠く、大字横尾字七日市に鎮座し、神社の祭典その他の諸行事に神社への出向容易ならず、吾妻神社の例祭日にも、遠距離にある高山村境にある東大塚は殆んど祭気分盛り上らず、他如村の祭りのようだと、かこつ向も多かつた。それに日支事変動発前、国民精神総動員が叫ばれるほど国際事情も極度に緊迫の折柄、神社行事も多く、是非共区民の心の拠りどころとして近くに神社をとの要望に依えて、吾妻神社有となつてゐる、明治四十一年一月二十日合併した熊野神社境内跡地へ昭和十一年四月社殿を建造し、諏訪神社の祭神である建御名方命外二柱の神々を再祀したものである。

越尾不動堂

所在地 中之条町大字大塚字越尾一、五三四の六  
境内地面積 三〇〇坪

不動堂とその周囲の状況

越尾川の清流に沿い、背後に高い滝をもつ斜面に建立された不動堂は、間口一間半、奥行二間の切妻型平家建、堂の周囲三方は重畳たる岩壁に囲まれ、東北隅の高い岩盤上には弘法大師の足跡だと伝わる足跡がある。南面は少々平坦、此処に参道がある。参道の右側上方に僅かな平地があり、奉納獅子舞の演舞場などに使用される。

参道の入口に自然石の石柱があり、これに嘉永年間に地元の信徒飯塚連藏の刻んだと伝わる仁王像が描かれてある。堂の周辺には石像が多い。写真の不動明王像は、筆者一行が現地調査



越尾不動明王像

のとき、越尾川に埋没しているのを発見、河中から上げて、堂脇に安置したものである。

巷説によると、勢多郡宮城村大前田出身の有名な侠客大前田英五郎が、大塚温泉へ保養のため来湯したとき、石像の不動明王像を一体寄進したと伝わるが、この不動像であるかどうか、目下のところさだかでない。

本尊 不動明王（弘法大師の作と伝わる。）  
祭礼日 毎年三月二十八日

この日、大塚獅子舞保存会では獅子舞を奉納し、五穀豊饒、家内安全、諸厄退散を祈願する。

役員 行政区長と区役員

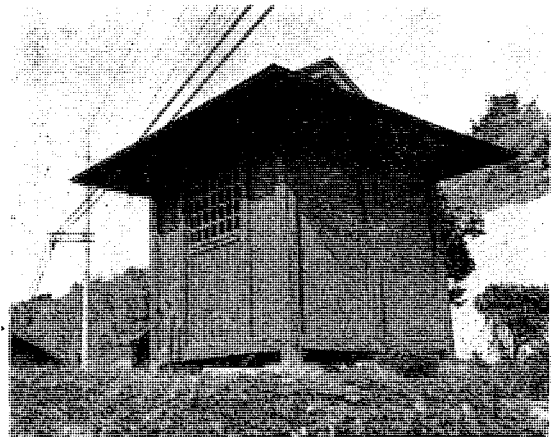
不動堂の營繕管理 第九区

祭礼日その他の経費支弁方法 全部区民の寄附金で賄う。

堂の歴史の概要 参考古文書が保存されていないので、堂の創建年月日、創建者の氏名、由緒など不明である。不動滝の対岸の小高きところに安置されてあつたと伝わる弘法大師像も、越尾川出水時の山荒れで流失したか、埋没したか、探索しているが、未だに見当らない。

赤坂 貫坂観音堂

所在地 中之条町大字赤坂字貫坂九五八番  
境内地面積 一〇坪



堂 音 観 坂 貫

堂の規模仕様 間口一間半奥行一間半木造平家建並鉛板葺  
信徒 中赤坂で松本姓を名乗る家全部  
本尊 千手観世音菩薩  
仏師 不明、精巧を極めた作で、製作年代は古いものと推定される。

堂の創建と歴史 大正の中期までは、木造茅葺の古風な堂だったが、その後、村道県道等の道路改修工事のため、境内地の削取り等の関係から移転改装等を余儀なくされたが、明和四年と判

読できる棟札が保存されてある。

祭礼日 毎年一月十八日

世話人 中之条町大字赤坂九七五、松本喜男  
堂の維持管理 信徒の人々が責任を分担する。

祭礼経費 すべて信徒の寄進とする。

大塚、壁谷 虚空蔵堂

所在地 中之条町大字大塚字壁谷

境内地 面積約一〇坪

仏堂の規模仕様 間口一間半奥行一間半木造瓦葺平家建 再建年

月日、昭和三十七年九月

本尊 虚空蔵菩薩

信徒 大塚で小池姓を名乗っているうちの十七戸。

祭礼日 祭礼日として特に定めてはないが、八月盆の十五・十六

日、春秋の彼岸の中日に参拝者が多い。

信徒役員 小池重郎・小池啓次郎

堂の維持管理 すべて信徒の責任

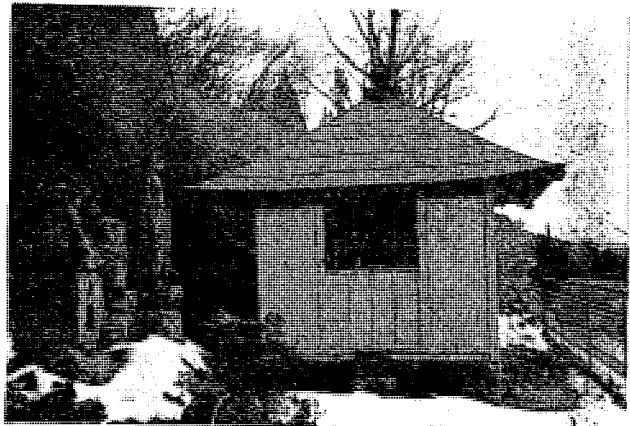
祭礼執行経費の負担も亦同じ

堂の歴史由緒 大塚、小池本家所蔵の別紙古文書写と、小池家連

系小池啓次郎氏の解説を掲記する。

古文書 写

上州我妻郡大塚村靈光山明星寺一福一万虚空蔵御堂草創者鎌



壁谷虚空蔵堂

願主 小池市郎左衛門(母印)

小池 啓次郎述

明治の世となり神社仏閣が統合となりましたので、堂も先代猶吉氏(小池本家)が取りこわし本尊は自家に安置したが、在家に仏像を置くことはよくないというので、大塚西向観音堂に一時預けをしたが、猶吉氏長子政晴氏が、元の敷地に虚空蔵菩薩を迎えたいと提案し、小池墓地管理の在家十七戸が発起者となり、昭和三十七年九月、堂を建立、虚空蔵菩薩を勧請した。

## 二、明治十年の合併に残存した諸堂と現状

## 平 毘沙門堂

所在地 中之条町大字平字菅田一、一三五

境内面積 一一九・七九坪

堂の規模 仕様 木造平家建瓦葺、(昭和三十三年三月屋根葺替)

間口二間半、奥行二間半、正面と左右両側に濡縁付

檀家 平全戸 一一三戸

本尊 毘沙門天

1合祀 千手観世音菩薩、西国三十三番札所三十三体観世音菩薩、普賢菩薩(下尻高、普賢堂本尊、明治初期合祀)

阿弥陀如来(石像、下尻高阿弥陀堂本尊) 弘法大師(木像)

2堂の創建と歴史

屋根葺替の際調査したが棟札は見当らなかつた。堂の北側の枡

倉將軍持氏公御代上杉安房守憲基ノ守本尊弘法大師御作靈驗新ニ御座ス故靈光山ト名ケ為万民安全永廿三年丙申御堂建立致安置然ニ上杉禪秀逆心故関八州乱国成及大破候処永享十二年庚申知高左馬介憲盛臣頼居之城主入沢織部介御堂造立シ万民歩ヲ連ビ仏徳ヲ蒙ル然所天文年中乱世ト成中絶ス云々  
千時寛永七年庚寅卯月十三日本尊御堂再興ス

型の内側に宝暦十一年と記載があり、参道の石階段に明和二年と刻まれている。しかし、上原氏による吾妻郡略記に平毘沙門堂の記事が載っているので享保（一七二二年）以前に創建されたものと考えられる。

仏師は、年代の古いものと伝えられているだけで不明である。厨子に文化年代、川戸村住人小池専治郎藤原成興と記されているがこれは堂創建の享保七年とは八十年近い年代差があるので、この厨子は後日、本尊を安置替えしたものと考える。

また、境内には石仏、供養塔等が数多く建立されている。とりわけ馬頭観音像が多い。安永年間建立が三体、天明年間が二体、享和年間が一体、文化年間が四体、天保年間が一体、建立年代不明のものが三体、明治初期が一体計十五体が林立している。

尚、元禄五年建立の地藏尊二体の外、建立年代不明の地藏像五体、更に、寛政七年、同十二年、宝暦八年、元禄十七年建立の供養塔をはじめ石仏その他この堂の古い歴史を物語るものが多い。特に元禄年代のものが多いのは、宝暦年間の創建ではなく、この年代に伽藍の改造または再建をしたものと考えられる。

また、この堂に隣接する基地に寛永以前の墓石、無縫塔、五輪塔（天保二年）等があるが毘沙門堂と関係があるのではあるまいか。

尚、境内に観音供養塔があるがその表と裏に次のような刻字が残っている。



毘沙門堂

表 寛政有七歳、観音供養塔、五月吉日

裏 正観世音菩薩、明和八辛卯前庭六月十七日出現

施主 卯□政

3 例祭行事

例祭は春の彼岸中日に執行

世話人総代 中之条町平 福島 憲 二



大般若経勸願書

劍持久雄  
桑原次夫

祭世話人 平鍛冶貝戸組全員

祭 宿 劍持輝男・劍持喜平・劍持明治三戸が交替で勤める

祭礼行事 例祭当日は林昌院住職綿貫正雄師の随喜を得て、大般若

若折寿会を執行、また、平獅子舞保存会では、郷土色豊かな

獅子舞を奉納する、当日は近郷近在の善男善女数多く参拝す

る。

大般若経由来

元文四年、平子柳田の善徳院主の発願によつて、地元平村をはじめ近隣の信仰心の厚い人々一〇二三人の浄財で寛文十一年、版

木製作人藤井六左衛門から五百十四巻を購入した。当時の地元世

話人は名主佐治兵衛 組頭治右衛門、同茂兵衛、同三之助、同五

郎左衛門、同長右衛門、同吉兵衛の諸氏であつた。

その後、善徳院廃寺の際、仏像は悉く他所へ持ち去られたが、この大般若経だけは辛じて地元に残された。

明治四十年代にいたり、また他県人に売られようとしたが、平村共和会の英断と、地元の人々の機敏な措置によつて、これを取り戻すことができた。以後この般若経は平村全体の所有とし地元鍛冶貝戸組員が責任保管に当つている。

文化財

堂の表口天井の鰐口は明和三丙戌年二月、檀家劍持喜兵衛の奉

納したもので、文化財として貴重なるものである。

(資料提供 主として 劍持輝男氏)

大塚 大坊観音堂 (西向観音堂)

所在地 中之条町大字大塚字大坊二四一 外一

境内地面積 約一〇〇坪 (国道改修工事などで、その縮小を余儀なくされた)

堂の規模仕様 間口三間奥行三間銅板葺

経年腐朽のため改装工事を実施したが、建築木組その他重要部分は些も更改せず、ただ屋根、壁部、廻廊その他の腐朽損毛の甚だしいところへ改装補修の手を加えたに止まり、旧来の建築方式はそのまま存置するよう深甚の注意を払った。工事終了は、昭和四十四年五月である。

信徒 大塚全戸

本尊 聖観世音菩薩、併祀阿弥陀如来

毘沙門天

堂の創建由緒歴史

吾妻三十三番札所観音三十三番札止め霊場である。

往昔は榛名山大房、また無量山菩提寺と言った。

榛名山大房満行院菩提寺から箕輪とこの大塚へ別れたものである。寺伝によるとその創草は九世紀弘仁年中といわれる。

鎌倉時代の建仁元年、鎌倉の仏師安阿弥が十五仏作つて安



大 坊 観 音 堂

置、その後応仁の大乱で中絶したが、十六世紀の大永年間再興され現在に至っている。吾妻郡最古の観音霊場である。

境内に安置された夥多の大小の仏像が、明治中期の荒廃時に盗難その他で紛失してしまつたことは、惜しみてもお余りあるものがある。

境内の主なる石仏石造物



創建年次が古いので、境内に石仏石造物特に供養塔などの建立が多い。その中には書聖町田延陵先生の揮毫された『不夜灯』の三文字を刻んだ大灯籠、昭和三十一年一月に建設した元総理大臣故鳩山一郎先生揮毫の寺標石柱などもある。

例祭礼日 毎年一月十八日

祭事世話人 大塚、理事全員

祭礼費用 信徒の寄進金ですべてを賄う。

営繕その他の維持管理費 信徒の寄附金を主としてこれに充てる。

### 赤坂 矢場薬師堂

所在地 中之条町大字赤坂字矢場五八九番

所属 平宇妻、曹洞宗、林昌院

境内面積 六〇坪

堂の規模仕様 建坪九坪木造平家建亜鉛板葺（昭和四十一年十一月葺替）間口三間奥行三間

信徒 下赤坂全体 四十一戸

本尊 薬師如来、合祀 千手観世音菩薩（座像金銅仏）

堂の創建と歴史 記録文書がのこされていないので、創建年月日、創建者ともに不明であるが、中赤坂小林貞夫家所蔵の元禄六年の赤坂村地図には矢場薬師堂の所在が明示されているので、創建年代の古いものであることだけは判明する。



矢場薬師堂

境内の主なる石仏石造物 (1)像高四五種 台座二五種の聖観音坐像、(2)像高九〇種 台座六五種の立像地藏、(3)春日灯籠型にて火

袋部に一面一地蔵六面陽刻六像高二〇種、総高一六〇種の六地像、(4)塔高三二〇種、普門品五百卷供養塔、善光寺三十三度願生供養塔一基、(5)高一二〇種、幅三五種 剣形天保十三壬寅年五月如意日奉納大乘妙典日本廻国碑その他

例祭礼日 毎年十月八日

世話人は一年毎交替制 現世話人、伊能松吉・伊能亀雄  
祭礼日の費用 信徒の寄附金でこれを賄う。

営繕費その他信徒の寄附金 篤志寄附金を充てる。

薬師堂（薬師如来）を中心とした村の人々の行事、日露戦争以前は天道念仏（日の出から日没まで）信徒の大ぜいが集つて円座をつくり、線香に火をともし、かねをうちならし木製の大数珠玉を順次繰りながら、一日中念仏を唱えたという行事があつたが現在は中止となつてゐる。

昭和十四年春、堂の改修工事を実施し、従事の祭礼日であるその年の九月八日に林昌院方丈綿貫師を中心に、改修工事実施記念大法要を執行したが、この九月八日は信徒の中で最も多い農家の晩秋蚕の最盛期なので、例祭礼日を一カ月繰延べ、毎年の例祭日を十月八日と変更した。  
（本篇の記述資料は、赤坂、富沢甚太郎氏の提供をうけた。）

### 栢窪 十王堂

所在地 中之条町大字栢窪字雨池三三五番

境内地面積 六〇坪

堂の規模仕様 建坪一五坪五、木造平家建亜鉛板葺、本堂間口四

間半奥行二間半、下屋間口一間半奥行二間半、便所間口一間奥

行一間半

大正年間まで茅葺の古風な堂であつたが、村の略々中央にあ

つて、集会に便利なので堂守の無住を幸に、昭和二十五年堂内の空部屋を公民館として使用開始した。昭和三十三年名久田小学校栢窪分教場改築工事実施の際は一時的な仮教場としてこれを使用し、屋根葺替用の資材である茅の今後の入手困難となることなども考慮され、従来の茅屋根が切妻型の亜鉛板葺に模様替され、使用に便宜なるよう堂の内部の諸所に改造工事を実施したため、現在は、堂創建当時の原形は、高梁の彫刻など一部残つてゐるに過ぎない。

信徒 栢窪全部 二十九戸

本尊 十王（秦広王、初江王、宋帝王、五管王、閻魔王、變成王、大山王（秦山府君）、平等王、都市王、五道転輪王の十王の実に素朴な仏像が安置されてある。

仏師 口伝によれば、この十王の仏師は、村内前新田の小池平右衛門の作だと言われるが、これを立証する文献はない。

堂の創建の歴史 口伝によると、文化三年、名主の小池庄右衛門と、小池平右衛門の両名が先頭に立つて、堂の建築の段取りを進めその勧請に村の人々がよく結束協力し、この堂を創建したといわれる。

堂守は何人も交替居住したと伝わるが、いづれも近隣の村々を托鉢して、暮しをたてていたそうである。

境内には元禄七年の庚申塔（二猿）享保九年の二十三夜供養

塔、文化三年の念仏供養塔、馬頭観世音像などが建立されてあり、古い十王堂の歴史と、大塚から分村して、はじめてこの栃窪に村を開いて以来今日に至る世のいろいろな移りかわり、そこに真剣に生きてきた人々の生活の実態を如実に物語るものがある。

堂の管理者 名久田地区第十五行政区

祭礼日 現在は祭礼を行っていないが、一月十六日、八月十六日

は参拝者が多い。

堂の維持管理方法 区費と信徒の寄附金

(本篇の記述資料は栃窪小池道太郎氏の提供による。)

## 終りに

いま、郷土の先人の信仰のよりどころであつた堂社の跡を「社寺誌」とした一括に思うことは、まだ／＼その調査に、今後に残された多くのものがあることである。

例えば、寺院誌にしても、遺蹟に見る横尾の無量寺あり、高野長英の潛居したと伝える文珠院あり、堂としては、現存する成田の不動尊、山田のせん下の不動尊や、平の不動坂にあつたという不動堂等あげきれないほどである。

が、ここでは、一応重要な寺院のすべてがあげられて当町の寺院と、明治十年、同四十年代の堂社の統合とその現実は一応概観

できたと思う。

なお、寺院の調査にあつては、住職各位に特にご協力をいただき、貴重な資料をご提供いただいた事を紙上から厚く感謝するところである。

# 解 說

## 古代・中世

## 一

本巻は中之条町誌（通史編）三巻につづく歴史史料編として編集されたものである。収録された古代・中世の史料についてみると、文献史料に限定し、考古学的資料についてはこれを省略した。その理由として、原始・古代の出土品について、その出土の状況などが明らかでないものが多かったこと、板碑などの場合、現在の所在地と建立場所が一致していないこと、考古資料については通史編『中之条町誌』第一巻に、遺跡分布図や、石造仏教建造物として掲載してあるなどの理由による。

古代・中世編の下限は、天和元年（一六八一）の沼田藩主真田伊賀守の改易までにした。吾妻郡は、永祿八年に真田氏に支配されたのち、天和元年、真田伊賀守改易まで他の領主の支配を受けることがなかった。そのため、真田氏の支配体制の中に、在地領主であった地侍たちが組みこまれていて、中世的な支配体制を多分に残している。中世と近世の境界を、真田氏治世のどの年代で区分するか困難であるため、天和元年までを本編に収めることにした。

史料の配列の方法は、記録・古文書・金石文・棟札などの史料を、大体は編年順としたが、一部（戦国時代以降）は、その時代の中で所蔵者毎にまとめて収録している。収録した史料の中で、直接原本によらない資料の場合「参考」を標題上に付した。

なお、本編に収録した史料は、町誌第一巻歴史編の古代・中世の執筆担当者である山口武夫委員が集めたものである。

## 一一

中之条町は、吾妻郡八ヶ町村のうち、東部の中之条盆地の中心にあり、郡都として機能をはたしている。縄文時代の遺跡は、町内各地に発見されており、弥生時代になると、有笠山遺跡のように山寄りの洞穴を利用した遺跡もあるが、縄文時代に比較して成田原など台地・平地にひろがっている。古墳時代になると、山田川・名久田川などの河岸段丘上を中心に集落がひろがっている。

律令制の時代になって、吾妻郡に郡衙が置かれ、大田・伊参・長田三郷が設置された。しかし三郷の位置も、郡衙の所在地も明確ではなく、古代の吾妻郡に関する文献史料は極めて少ない。

貞観四年（八六二）四月十日、太政官符（一政事要略）と、上野国交替実録帳（三）は、律令制下の吾妻郡を知る数少ない史料である。

三代実録の元慶四年（八八〇）五月廿五日条（二）は、上野国の諸神に位階を授けたという記事であるが、稲裏地神は、正六位上から従五位下勲十二等に昇進している。郡衙の所在地と目されている大宮（現吾妻町大宮）から北方はるかに望む稲包山への信仰が、稲裏の神となった。稲包山に水源を持つ四万川が大宮の東を流れる山田川となっており、郡衙の役人である吾妻の豪族の水源である稲包山への信仰と見ることができよう。

上野国神名帳（四）は、平安後期になって成立した。稲裏神社が神名帳に記載されていないことに、吾妻郡の在庁役人の勢力の交代が想像される。

鎌倉時代になっても文献史料は極めて少ない。治承四年（一一八〇）源頼朝が、平氏打倒のため、以仁王の令旨を得て挙兵したとき、信濃国から木曾義仲が多胡庄に入部して兵を募っている。西上州の武士たちは、義仲に従った武士たちが多かった。吾妻西部の三原莊を領した海野幸氏も義仲に従っている。鎌倉幕府の初期約八十五年間の、日記体の記録である吾妻鏡（五）の中で活躍する吾妻氏は、吾妻郡を本拠とする武士である。養和二年（一一八二）正月、皇太神宮に奉納する神馬をひいた武士の中に吾妻八郎がいる。建久六年（一一九五）三月十日条には、東大寺供養のために上京した頼朝の供奉人中に、吾妻太郎がいる。「那波太郎 洪川五郎 吾妻太郎 那波弥五郎」と上野武士たちの間に並んでいることからみても、吾妻氏の本拠は、上野国吾妻郡であろうと思われる。承元元年（一二〇七）吾妻四郎助光は「さしたる大名にあらざるも、常に累家の勇士たるによって」將軍実朝の鶴岡参宮の供奉人に加えられており、弓の名人として名をあげたことが記されている。吾妻氏がどこに館を構えていたか明らかではないが、この史料によって、坂東武士の典型としての吾妻氏の活躍を知ることができる。

沢渡阿弥陀如来画像板碑（六）・林昌寺阿弥陀如来画像板碑（七）・お茶不動板碑（八）・宗本寺宝篋印塔銘文（九）は、町内の金石文資料の中で、史料的价值の高いものをえらんで収録した。

和利宮縁起（一一）は、嵩山の西麓（五反田）唐沢姫雄氏所蔵の筆写本である。神道集（一〇）の「第三十四上野国児持山之事」を、仮名まじりの文に書き写したものである。五反田にある和利宮の縁起を記したものであり、同様の書写本として、剣持本（中之条町反町）「我妻七社明神縁起」・斉藤本（中之条町五反田）「吾妻七社大明神縁起」などがある。南北朝時代に成立したとされている神道集と同内容のものであるが、「和利宮縁起」の奥書によると、「文安二天（一四四五）乙丑正月敬白 延宝九辛酉二月写之、明治五壬申菊月二十四日写之」とあり、原本は古い内容を持っていたことがわかり、郡内の写本や、「子持山縁起」などと共に、流布の系統にも注目してみたい。

そして、和利宮鰐口銘文(一三)によると、寄進の月日が「文安第二天乙丑二月 日」となっており、和利宮縁起の奥書と同年になっている。

棟札については、日向見薬師堂棟札(一五)、天文六年(一五三七)・慶長三年(一五九八)の二枚と折田八幡宮棟札(一九)の、永禄八年(一五六五)・天正十八年(一五九〇)の二枚を収めた。日向見薬師堂(国指定重要文化財)は、桃山様式の葺股を持つ建築として有名であり、この薬師堂の文献的な裏付としてこの棟札は重要である。折田八幡宮棟札には、「武田信玄家臣折田地頭」とあるが、武田の領下となった場合、八幡宮を諏訪宮となる場合が多いが、折田氏の場合は、八幡宮を再建している。この点についてはなお研究の余地がある。

吾嬭神社神像銘文(一四)、日向見薬師堂十一面観音坐像銘文(一六)は、町内の数少ない彫刻銘である。吾嬭神社は、年号が刻まれており、日向見薬師堂は墨書銘となっている。この他に大字山田字加性の観音堂に、永禄□年の墨書銘の薬師立像がある。

三和上変相流布記(一二)、聖教・經典奥書(四一)は、山口武夫氏が浄土宗西山派の京都安楽寺住持 池田円晁氏より教示されたものである。出典・所蔵者について今後のくわしい調査を必要とする。

戦国期の史料については、その数も増加している。中之条の地名もこの時代から出現してくる。古文書などの文献の中から吾妻東部に関する史料を中心に収録した。

「関東幕注文(一七)」は、上杉家文書である。永禄三年(一五六〇)上杉謙信(長尾景虎)の関東出兵のとき、上杉方に参加した武士たちの陣幕の紋を記録したものである。「岩下衆」として「斉藤越前守 六葉柏、山田 同六葉かしわ」と二人の名があり、後は、横瀬雅楽助以下の新田衆の名が書かれている。岩下衆と新田衆との間に脱紙があり、岩下衆は斉藤越前守と山田の二名しか出ていない。戦国期の在地領主名を記した幕注文は重要である。永



禄六年十月、岩櫃城は落城したが、城主齊藤憲広の子息城虎丸は、嶽山城に抛り山田川をはさんで武田方と対立していた。永禄八年（一五六五）二月、上野国攻略のため出陣した武田信玄は、諏訪上社と佐久新海明神の社前に願文をあげている。この武田信玄願文（一八）は、「惣社・白井・嶽山・尻高」と箕輪城の落城を祈念している。翌年（永禄九年）三月、嶽山城が落城した。嶽山攻略に戦功のあった武士に対して、武田信玄の感状が出されており、原本は失なわれているが、加沢平次左衛門によって江戸時代（元禄ごろ）に編さんされた『加沢平次左衛門覚書』の中に収められている。（二一 加沢記所収文書）

永禄九年以降は、武田信玄の家臣、真田幸隆・昌幸によって吾妻郡は支配された。東吾妻の武士たちは、真田氏の手で属して活躍している。吾妻地衆の関係文書として、家別に折田文書（二二）・富沢大学文書（二三）・熊谷文書（二四）・一場文書（二七）・伊能文書（三一）・田村文書（三二）・宗学寺文書（三三）・林昌寺文書（三四）・二宮文書（三六）・渡文書（三七）と、真田史料集所収文書（二五）・真田御事蹟稿所収文書（三五）などがある。八幡山番帳（二八）は、天正十六年（一五八八）卯月廿六日の日付にて、郡内の武士たちを八幡山の砦に交代に勤仕させた番帳である。てっほう・やり・弓などのそれぞれの持物が記されており、郡内の武士たちの氏名がわかり、貴重な資料である。その他、天正十年の北条氏の吾妻郡攻略のときの吾妻郡の城砦の配置状況（二六）・天正十七年の北条氏沼田に進出後の北条・真田両氏の軍備配置状況（二九）は、加沢記より山口武夫氏が抜き書をしたものである。戦国期の中之条の城（四二）は、山崎一氏製図による中之条町内の戦国期の図であり（山口武夫・山崎一著『吾妻郡城墨史』による）参考として収めている。

真田氏による吾妻統治について、天正十八年（一五九〇）の小田原北条氏没落の年の十二月二十日前後に、伊与久左京亮（三一）・田村雅楽尉（三二）などへ、真田信幸が朱印状を出している。

折田村検地帳(四四)・五反田村検地帳(四五)は、真田氏による初期の検地である。いずれも貫文で表わされ、「狩野右馬助分 助兵衛」「祢式部(祢津式部)同心分 きみの尾ノ勘十郎」というように、真田の給人である地侍の名前が記されていて、多分に中世的な土地支配形態が残されていることがわかる。五反田村新開改帳(四七)は、近世初期の村の開発の様子知られるが、ここにも「二郎右衛門分」と分付がある。真田伊賀守分限帳(四六)は、町内に残されていた分限帳である。内容は、他の分限帳と大同小異であるが、附録によって真田氏改易後の藩士の帰農の状況等が知られる史料である。

(唐沢定市)

## 近 世

### 領 主

現中之条町の近世の村の支配に特筆すべき三つがある。(第一表参照)

その一つは、戦国争乱の中に、地縁血縁に隣る信州の真田氏が、武田信玄の先鋒となって侵略し、征服したその支配が、そのまま徳川の幕藩体制に入り、五代九十二年の支配をうけたことであり、その二は、天和元(一六八一)年十一月二十二日、真田氏の改易に天領となり、以後幕政の中に大名旗本の支配の変遷下にある事であり、その三は同三年三月、旧真田領民は、変らぬその酷税を訴えて、荒地高除きと有来りの本田の検地を願ひ(二三〇)そこに貞享元(一六八四)年二月、前橋藩家老高須隼人が検地奉行に任命され、同年四月二十二日から八月十五日迄実施され(二三一〜二三三)、同三年九月、①荒地検地②田畑屋敷、外免除の社堂地の二様の検地水帳(明治九年の

第一表 中之条町における近世領主一覽表

同	同	同	山田	下沢渡	上沢渡	同	蟻川	同	岩本	同	横尾	赤坂	大塚	青山	伊勢町	平	市城	同	西中之条	折田	五反田	中之条町	四万	大道	栃窪	村	石高	天領																													
684				361	217	452			451	620		390	425	199	647	474	218		387	628	570	711	313	271	30			天領																													
128				101		143		156		155		129			187			24		16			146		135		103		128		187		天領																								
天正18年(1590)より (92年)																																																								真田	
28																		28										自宝永2(1705)年																	本多外												
21																		21										自延享4(1747)年																		松平											
31																		31										自文政7(1824)年																		清水											
16																		16										自文化8(1811)年																		水野											
1																		1										寛延2(1749)年																		長岡											
(171)																		(171)										自元禄11(1698)年																		保科											
4																		4										自文化4(1807)年																		古橋											
1																		1										自元禄11(1698)年																			土屋										
164																		164										自宝永2(1705)年																			富永										
8																		8										自文化8(1811)年																			河野										
58																		58										同上																			大久保										
58																		58										同上																				久世									
58																		58										同上																				大津									
50																		50										自文政2(1819)年																			村垣										
279年																																																									計

注①本多侯在城26年の外  
沼田城付時代が2年ある  
②大字欄の同は分郷  
③石高は貞享検地  
この計七八三石。

地租改正迄続く貞享検地帳）が交付されたことである。

附言したいものに、この検地は、「お助け繩」と呼ばれ、高須隼人を生祠に祭った所もあるときくという（前橋市史）が、折田村では貞享五（元禄元）年九月、検地再考を願ひ（二三七）またうち続く凶作（元禄五、八、一〇、一一〜一三年）に「身代ならず、当春中ニつづれニ罷成候」と名主辞退を申し出で（一四五）或は、大風に村中二十一軒つぶれ、飢人の救いを願う（六九八）世は太平を謳う元禄時代の折田村もあった。

その二にのべた一円天領の時代は僅かに十六年。早くも元禄十一年（一六九八）保科正之の一族、旗本保科淡路守に（第一表五ヶ村）分与され、以後幕府の意のままに支配は更迭し、終始天領のまま、明治維新を迎えたのは、わずかに第一表に見る三国脇往還の難所である大道峠沿いの寒村僻地三村と、木の根峠の古道越後道をもつ山奥の四万村だけであった。しかもこの大道新田さえ、文化七年（推定）には分郷の調査（九）が行われていた。

その真田改易後、大名旗本十四家（第一表）の支配を見るが元禄・化政の共に文化華かなりし両時代の分与が最も多い。

以下史料によって見てゆこう。

①沼田城主本多侯は自宝永二（一七〇五）年至享保十五（一七三〇）年の二十六年間（七）沼田廃城回復（群馬県史）の命に在城。その加増として吾妻交通商業の中心地中之条・原町を含む七カ村が与えられ、中之条町に吾妻郡役所をおき（第一図）豪商二宮三家（伊右衛門・清七・平八）は十分に取立てられ、取締役となり（八七）、二宮伊右衛門は御用商人となった。

本多侯の駿州田中城へ移封の後も沼田城付は続き、その苦勞を訴えて享保十七年漸く天領にもどる事ができたが、その間特に困難な伝馬を語る（七・八三〜八六・八八〜九〇）史料が多い。

宝曆五（一七五五）年、伊右衛門は家計不如意に、かつて御用立の御用金を思い、金五百兩の拝借を田中城主本

多侯に歎願（九一）するが、いわゆる大名貸しの果てに終わった。

②御三卿清水卿十萬石の支配（九二〜一〇一）を受けたのは、史料一〇一に見るその善政に、永久地行を歎願している十三カ村で、時は天保の凶作をはさみ、村々の衰退を見る三十一カ年であった。

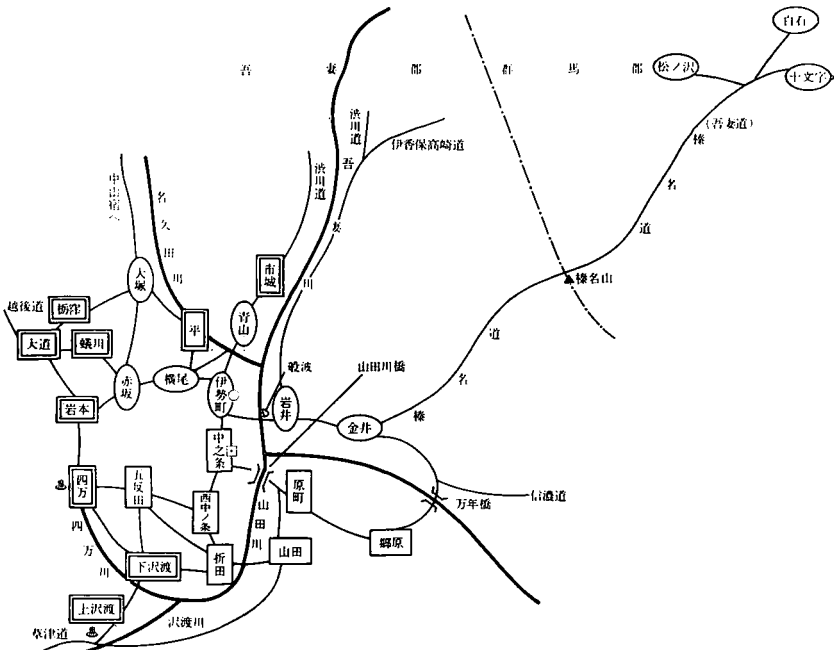
特に社倉積立、小児養育仕方、老養手当貧民救済、社会福祉事業を庶民の協力の中に進めている事は特筆すべき事である。

ほか、松平宮内少輔（里見陣屋）、水野老岐守、長岡城主については史料がなく、今後にまつ外はない。

③旗本保科領、元禄十年七月、「上野国群馬・吾妻で采地二五〇〇石を賜った」（寛政重修録）保科正静は、將軍家綱を補佐し儒教を奨励した保科正之の一門である。その采地（第一図）は、榛名の道で結ばれ、互いに交流したらしく（一一九）役場は伊勢町の要衝に同町一の広い屋敷を構えた富豪根岸家（先祖根岸権兵衛、現当主十二代根岸権兵衛）、が明治に至る一七一年の保科知行と共に累代勤め続けている事も、特筆に値しよう。また同家の善作は明治二二年の町村合併に当り初代の中之条町長を勤めている。

多くの史料を総合して見る根岸家は、累代の江戸往復の中に、よく天下の状勢をつかみ近郷に文化を伝え、かつ領下の碩学高野長英門下柳田積蔵・高橋景作らと親しみ、また岩井村名主伊能平次右衛門・富豪加部安、特に来町の高野長英と親交し、その蛮社の獄には、逸速く福田宗禎に知らせ（九一六）、その潜行を黙秘し（史料なく想像）、或は吾妻川の通船（五八〇・五八一・五八六・五八九）許可には保科家を動かして積極的に協力している。

なお、保科家の領民に与えた影響として考えられるものに、明治二年、神葬祭が許されるや、神葬転向の村の多くが保科領であった事と、県下にも少ない破仏事件がこれら神葬祭徒の多い伊勢町に起っている事に、或いは伊勢町に伊勢宮を勧請した保科家の敬神思想と廃仏思想の領民に与えた影響もあったかと思われることである。



第一図 享保期領主別絵図

- 旗本保科領 □ 役場
- 沼田城主本多領 □ 陣屋
- ▭ 天領
- 郡境 ——— 川 ——— 道

註

- ◎ 保科領上野10カ村は、榛名道で結ばれていた。
- ◎ 現在の中之条町は吾妻川の北郷及び山田村の19大字。当時は19カ村に分れていた。

その外、旗本の年貢(四一・一〇二・一〇五・一一〇・三六五・三七二・三七四)、賄・御用金(一二七〇・一二二〇)、中間奉公(一二二〇)、御年始(一二二二〇)、加部安に借金する保科知行の村々(一二二五)、伊勢町の村々(一二二五)、伊勢町役場と知行下村々(一二二一・一二一六)等、保科家を通じて旗本の治政を研究する好資料が多い。

特に明治維新を迎えて、すでに前橋鎮撫所となったのに関らず、フランス出張の保科主税は、支配下へ年貢四百兩の繰上げ納入を達し、支配下十カ村は、六月

から月々三十兩の上納で、フランス表の送金の御免を願っている（一二四）ことなど、朝幕政權交替の中の旗本のあり方と領民について一考すべき史料がある。

なお、第一表に見る保科以外の旗本の中、富永氏は、一六四年の長き治政でありながら（現在の大字横尾字高津はその支配下だった）、何の史料もついでに見られず、今後の研究にまつ外はない。ただ、吾妻郡誌に見る、明治十五年その末流富永金太郎が、祖先の知行地吾妻の、群馬県巡査として、原町警察に勤務し、翌年六月、六合村入山の山中にひそむ妖僧の逮捕に当って殉職。碑は原町善導寺にある。それだけである。

大久保史料は比較的多く、暮し方（一二八・一三一）、献上金（一三三・一三四・一三六）、借用金（一三二）、流鏑馬（一二九）等さきの保科家と合せて旗本の研究にはよく、また領民の用人追放の訴え（一三二）には上総国望陀郡下二カ村の同支配との交流に、啓蒙されたところも多かったのではないかと思われる醇朴の吾妻人が考えられる。

また現大字山田の一部を知行した村垣淡路守範正（一八一三～一八八〇）は、安政元年三月川路聖謨らと共に露使応接掛となり、翌二年函館に出張。三年神奈川奉行、九月日米通商条約批准の副使となり、正使新見正興、目付小栗忠順と共に万延元年正月出発、使命を果し三百石加増、同年十二月、日普通商条約交渉の全権となり、文久元年露艦の対馬占拠には函館にあって露国領事に退去を交渉している。明治元年二月病のため隠居し淡叟と号した（明治維新名辞典）人であり、支配下の愛敬家ではその村垣淡路守支配を今に語り伝えている。しかしのこる史料は残念ながらない。

なお領民の建てた領主の墓に、前述した旗本保科家の墓が、伊勢町林昌寺歴代住職の墓の隣に三基あることもつけ加えたい。

## 郡中取締—関東御取締出役と組合村

近世の現中之条町（外に現高山村大字尻高を含む）の村々が組合村をつくった始めは、史料に見る限り、寛政二年（一七九〇）が最初で、それは、盗賊押取りの被害に協議した「相定申連印一札之事」（二二五）からである。

この状勢の中に同五年、岩鼻代官所を新設し、上武二州の博徒の取締を強化する。こうした中に、同十二年始めて吾妻にその郡民から、郡中取締東西各一名が任命されたのである（一六）。

さらに、文化六年（一八〇九）三月、吾妻東部四十カ村は浪人横行の難渋を訴える（一七）が、これが、何かと利用される四十カ村組合の始めで、これも、頽廃して行く世状の中の民衆から起ったものである。

文政十年、関東御取締出役（八州廻）が新設に、史料二一の一件もあるが、結局四十カ村の親村は、原町・中之条が年番交代となり、警察の外村政まで取締り（二二～二六）明治維新の項に見る悪党取締の地域組合村となる。

## 巡見・伝馬・助郷

巡見については第一巻（五五四頁）で詳述したので、ここには、最もまとまっておき、また最後の巡見となった（また回村の予定でもあった名主の文書でもある）、天保九年四月の巡見を史料に見た。

感ずることが三つある。その一つは、巡見という大行事に当局が如何に早くから（四月の巡見を一月達し）そして念入りに（勘定所と岩鼻代官）注意を達しているか、その二、いい加減な巡見使（四月八日の急回状で十二日の回村を知らせ、十日の急回状で通順が悪いと中止し、伊香保で二泊している）と、その伝馬・人足の出勤に各村々は大変であったことであり、その三は、文政八年四月の巡見使に差出した折田村孝子具申（三一）に当時の



百姓の理想像を見ることである。

この巡見使の伝馬人足の外に朝鮮使節に將軍家重が引見した時、その道中のもてなしに、神奈川の宿まで吾妻から多勢出向いているもので、延享五年（一七一八）に五反田村田村治郎兵衛（現武一朗家）が人足八人をつれて行った時の一冊帳である（三五）。

史料三三・三四は、徳川將軍が神祖（家康）の忌日に日光廟で行う四月の大祭に参詣した元和三（一六一七）年、天保十四（一八四三）年の間十九回行ったその中の安永五（一七七六）年、十代家治の御社参の時のもので、早くも正月には吾妻十八ヶ村に伝馬人足が司令されている。が、村々は人足だけの伝馬を願ひ（三三）、窮乏の中に、その人足の費用を、富豪加部安左衛門から借用している（三四）折田村如きもある。

五四七～五七一は、幕末の不安動揺に拍車をかけた助郷を、方面別（中山道坂本宿、同軽井沢・追分・小田井、同松井田宿、同高崎宿、三国街道中山宿、同順川宿）に要請或は濟口を年度順に見たものである。（第一巻で見た嘉永～元治の山田村の代助郷を除いてある）

そこには中之条町と蟻川村の定助郷を果している事を訴えて各村々は斉しく免除を願ひ、そのほか自村の貧困の歴史、特に文政九年四月の伊勢町（五四八）など、実によく村の苦中を訴えている。その多くは免れてきた。が遂に免れられなかったのは、文久元年の和宮御降嫁の江戸下向の人足であった。また文久三年、諸大名の妻子の帰国の許可に混雑する中山道宿々からの要請（五五九・五六〇～五六四・五六六・五六七）の、そのピークに対処する村々（五六四・五六六・五六七・五四九～五五一）には、助郷に代る人馬の買収や、その金額の折衝に苦心する村役人の姿を見る。

尚、三国街道に近い大塚村は安永九（一七八〇）年の巡見の節、中山宿へ助郷が命ぜられ、天保九年四月、大道

新田は、須川宿から助郷を要請されている。

## 明治維新

明治維新を嘉永六年（一八五三）のペリーの来航に基点をおいて見たが、それはさきに見た、郡中取締―関東取締出役と組合村の継続であった。ただ一転機を画して取締に拍車をかけ、さらに人心をゆさぶったのは、その史料三六の安政元年一月「異国船来航に村々に嚴重な警戒申し渡し」であった。以下に見る史料四〇～五五の殆んどが、関東御取締出役、同臨時増出役（三七）、吾妻東部四十カ村組合外地域組合の悪党取締治安警備の問題であり、特に征長による兵賦取立（五二）、村方警備（五六）、梵鐘の大砲鑄替（五九）、玉薬製造に村方の硝土播集め（五七）は、後述する家・村の衰微の中に更に不安動搖を加えて行った。

鳥羽・伏見の戦に敗れて慶応四年一月十二日帰城・謹慎の將軍慶喜の心も知らず、関東御取締渋谷鷲郎は、農兵取立（百石に付一人）に檄をとばして郡総代を熊谷に召集すれば、十八日東部吾妻大総代原町山口六兵衛、中之条町町田重兵衛が、夜を日について二十余里の道を馳せ参じ、命をうけて兵士八十名と宰料数人、直ちに帰郷して村々に伝える。（第一卷六八九～六九二）（横尾 高橋景作日記、折田 伊藤蘭斉日記）の両村の寄合はあるが兵の人撰は定っていない。

しかし、この農兵取立てから藤岡辺の農民は一揆をおこし、それは宛も燎原の火の如く各地にもえ広がり、ついに三月十三日、岩鼻役人最後の逃亡となり、上州の天領支配はここに終るのである。

當時を綴る山田・五反田・赤坂三村の名主御用留は、共に三月二日付の「御取締木沢の四日来郡と、重要會議に付当役御自身の御出向を願う」の回状がついにその最後となった。（第一卷六九三頁）

この一揆の各地に拡大する時、東部吾妻で、その危険を案じ始めたのは、三月一日、小栗上野介が采地権田村へ帰郷したその四日、来襲した一揆を幸いにも撃退したが、これをきいた吾妻は打潰しの大戸方面からの侵入を案じ、三月七日、急遽東部吾妻四十カ村組合は会議を開き、対策をねり、併せて質物の無料返還を申し合せた。(赤坂村御用留)

三月九日、東山道から入った官軍は高崎の石上寺に総督府をおき、十一日付で上野国農民共の御触は以後高崎から回状すると、北牧村始めで村々に急回状として出している。

この時、旗本保科家の伊勢町役場からは、翌十二日に四月分の賄金を来る十五日八ツ時、伊勢町の名主方へ納めるようにと支配七カ村へ出している。時にその支配下の高橋景作は「平・原・中之条打潰し徒党の来襲をおそれて昼夜警戒、……大筒の大砲を造り(中之条町では造って備えていた)、行末如何に成行くらんと寢食共に休まるを得ず」とその日記に記している。こうして約一ヶ月。中之条町で打潰しの警戒を解き、出費を精算したのは四月三日(六一)で、その十一日、現中之条町は前橋藩の鎮撫の回状に、早くも十三日、市城から始められた回村に五榜の教え外、明治の新政が申渡されたのである(第一巻六九九頁)。よるべき天領の民は、この支配の空白の中にその一揆の対決は自力と組合村にまつ外になかったのである。それにしても吾妻に一揆の拡大を見なかつたのは何故であろうか。

六月、吾妻四十六ヶ村鎮撫総長(渋川の堀口藍園)、副総長を任命(六三)。七月一日、大音龍太郎が、軍監兼岩鼻県知事に就任。史料六五は、その郷中取締方申渡しと折田村の請書であるが、取締りの語も、内容も幕政時代に続く多くを見る。

この明治の新政を歓喜し、勤王を新政府に出願したのは、寺請制度施行以来寺僧に屈伏する中に皇典学(国学)

を研究し続けていた神主達であった(六四)。

そこにすでにのべた林昌寺破仏事件の大騒動が起るのである。

なお、郷土防衛に有志安民隊(六七)が村々につくられたのも、岩鼻原出張所(七〇)も、三国脇往還の見張り(七二)も、中之条町問屋明七の請次書(六〇)、吾妻東部(四十カ村)組合入用割合帳(七三)も、維新を語る好史料である。

村

現中之条町の大字である①旧中之条町・伊勢町、②大塚村・平村・赤坂村・栃窪村、③西中之条村・五反田村・折田村・山田村、④下沢渡村・上沢渡村、⑤蟻川村・原岩本村・大道新田、⑥市城村・青山村、⑦四万村、⑧横尾村、十九カ町村がいつ各独立の村として発足したのか、①の分郷は文禄四(一五九五)年(二一六)、中之条町の現地移転は寛永九(一六三二)年(二一六)、伊勢町現地移転慶安五(一六五二)年(二一一・二一二・二一八)が教え、⑤は年貢割付(三三一)、「原岩本村・蟻川村元一村の事(二一五)外郡村誌により、延宝三(一六七五)年に二村に分れたことがわかり、大道新田も同時であった事が同八年十一月の大道嚙石村申年御成毛の事(三三六)からも推定される。

以上①⑤の分郷は近世に入ってからで史料に見るものであるが、原史料を知らず、郡村誌にあるものに、②があり、これは、文明七(一四七五)年尻高村が上と下に分れ、翌年下尻高村が、大塚・平・赤坂の三村に分れたとあり、栃窪村は、寛文五年大塚村から分郷したとある。⑥の青山村は郡誌によれば永禄二(一五六九)年伊参郷から分れたとあり、享保十二(一七二七)年の山論では、青山・市城は往古一村であった(二一四)とある。往古とは

一五九年前のこの永禄二年分郷以前を語り伝えてきたものではなからうか。

この①②⑤⑥の分郷前の大村を思うと、③の一村であった事が史料二一四の西中之条郷、史料二一七の「五反田村由緒書」から想像され、その分郷は後者の「天正年中ノ比……」のその天正年中ではなかったかと思われる。

なお、④の沢渡が上下に分れたのはいつであるうか。或は尻高が上下に分れた頃であろうか全く手がかりがない。ただ万葉の「さわたり」が、この沢渡であれば、古い時代の一村は明らかである。

なお、残る四万・横尾はどうであったのか。今後にまちたいところである。

さてこの大村を小村へ切替える必要はどこにあったか。それは、集落と産業の発達に支配者の便宜がまず考えられ、そこに当中之条町発達の歴史がひそんでいるわけで、分郷の旧新は産業文化の発達によることが考えられ、最新の分郷地⑤は最も開発に遅れた地域であったと考えられ、①には当地域の商業交通の発達の時代を思わせ、③は早くからの開発を思わせる。

この③の折田と五反田の両村が、共に貞享検地で不思議と屋敷に対する耕地の比が最小（第一巻四五〇頁）であることや、五反田に親都千軒といわれた古語あり、条里制を思わせる和利の小名をのこすことにも一考されるものがある。

村鑑・村明細帳・村柄明細帳などある村の概略を書いた一冊帳は、当町には、下沢渡村と大塚村を除く（但し伊勢町は覚書）全村にあり（二一八～二二八）、助郷のところに見る御免願にも村の歴史をよく書いてある。

村の長を庄屋（真田時代）、名主（真田改易後）と呼び、庄屋時代の庄屋は折田村の小湊家や五反田村の田村家のように、先祖以来と思える庄屋の家を語り、その改易後もその傾向は続くが、史料七に見るように幕末に従って一年交替が多くなり、享保期になると平村など十八人一年交替制と定められた時もある（しかし、これも最後まで

は続いていないが（一四七）。

就任は投票制で名主撰出定（一四九・一五一・一五四）がつくられ、地頭代官の許可を要し（一五二・一五三）、示されたその人物条件はなかなか厳しかった（一四六）。

名主にはとかく問題が多く辞退申出（一四一・一四五）もあり、名主撰挙や、名主の行動は、とかく村騒動の種が多かった（一五四・一五九～一六七）。

また地形で組頭が一部を代行（一四八）した四万村や、各組毎に名主をほしいと申出た五反田村（一五五）があった。

名主の交替は二月の立春で、引継目録（一四四）に御用筆筒の一切をそえて村中立合っている。引継文書中最も重要なものは貞享検地水帳（一四三）であった。その扱いの名主御用留は、当町では寛保期が最古で以後弘化を除いて宝暦期から明治まで揃っているが、郷土の歴史研究には貴重なものである。

「村定」（掟）「問屋定」「山稼定」には、触書を定めとしたものの外、発生の事件、例えば盗人の処罪、用水使用の仕方、会合出席（一六九～一七七）の事、或は山を生活の場とした四万村の山稼（三〇一・三〇二）や温泉では入浴心得など細かく定められたものがある。それには、五人組が代表し、或は村中惣小前が連署して、名主に村役人（名主・組頭・百姓代・年寄）に誓約し、犯した場合は「詫一札」をとっている。寄合（村の会議）の欠席など考えられなかった。

村の年間の計費を記したものが「村入用帳」（一七八・一八一）で、宗門帳と共に代官に差出す重要文書であるが、その村の行事や、寺社の権化や寄進や浪人にやったわらじ銭や、事件の入費などに、先人の昔がしのばれる。私見した村入用中最もよく揃っていたのは、六合村大字入山の元文元（一七四〇）年から明治元年に至るもので

(入山村区長文書)、当町では、折田村(折田茂家蔵)、原岩本村(綿貫常政家蔵)のものである。

当町最古の村入用帳(一八一)は四万村の元禄五年八月一日から六年七月晦日までのもので、五反田にも丁度同じ期間のものがある。この年は凶作で年貢を引いてもらったことや、当時は原町が集会の場で原町に村役人が集っている。それに同六年四月つくった村絵図(五反田・山田・大道)が今に残っているが、いずれもこの時、全村に作らせたもので(五反田の絵図は、彩色で立派であり、外は墨絵である)、この村入用帳には、考えさせられるものが多い。

## 家

前述の毎年代官に差出したものに「宗門帳」がある。史料一八二は天和二(一六八二)年の折田村の「宗門手形」と表紙にあるいわゆる宗門帳であり、県下として古く貴重のものである。これとその後宗門帳を合せて家族、戸数等を分析し、天和二(一六八一)年から明治九(一八七六)年に至る一九五年間のその推移を見ようとしたものが史料第一表①④、第二表、第三表である。

まず史料第一表で、戸数は宝曆に急増し、明和・寛政を山に、天保九年から急減し、明治九年に至っても、四十七年前の文政十三(天保元)年に戻れず、そこに、天保の凶作(四年・七年)が如何に大きく村を衰退させたかが一考される。

②は、原岩本(現大字岩本)の宗門帳から①と同じく分析を試みたもので、③は上沢渡村の戸口調によるものである。

この②③に見る戸口も人口も、①と同じ幕末に至るに従って減退しているのを見る。

なお、①②から見る戸数、人口は少ないのに、その一戸当り人数の多い共通の現象を幕末に、①は嘉永二年、②は寛政六年に見る。

が、これは、幕末戸口は減少し、さきの明治維新でも見たそのゆれ動く社会不安の中に寄り合って生きぬく自然の姿ではなかったかと思う。

③の上沢渡村は寛政十三（一八〇一）年から明治二（一八六九）年に至る六十九年間に十戸と三十六人が減している。僅かではあるが、閉鎖的の近世の村に発展はなく下降衰退して行く姿を見る。

④は、明和二（一七六五）年から天保九（一八三八）年に至る七十四年間に新家（新しく戸主を立てて出来た家）と、消滅（潰れ家）の家を見たもので、消滅は一人者、次は二人者が多く、それも幕末と四人家族まである天保の凶作の後である。この計六十一戸消失に、新家は四十四戸で、差引十七戸の減で、③の上沢渡村を七戸も上回り、暗い近世の村を思わせる。尚多人数の家の消滅は凶作・転出・不斗出が多く、新家は分家・統合・一家転入である。史料第二表は、家族構成の中の夫婦組数を見たものであるが、概して家の構成は天和〓元禄期の昔は夫婦組数の多い大家族で、ここでは元禄十三年が最高であり、同年の五反田村には一家六夫婦、家族十八人、石高十八石余の大家族がある。（同村宗門帳）

一戸当人数が少なくなる寛政期から次第に無夫婦の家が多くなって行き、寛政三年三九戸（母子25、父子3、兄弟2、男やもめ8、ごけ1）で全戸の四〇%、天保九年三九戸（母子9、父子12、兄弟2、男やもめ12、ごけ4）で同じく四〇%に当る異状さに、さらにその内訳を見る寛政の母子家庭の多いのに対して天保は父子家庭が多いのもまた異状である。

史料第三表に三十歳以上の独り者とその割合を全合計（宝暦〓天保）から見ると、女（三五七）は男（二五四）



第二表 近世折田村年齢差別夫婦組数表 (折田村宗門帳より作)

年号	年齢差
天保九	0
文政三	1
文化〇	2
寛政三	3
明和九	4
宝曆四	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20
	21
	22
	不明計
共	計

第三表 五人組戸数別組数表

年号・村名	戸数
元禄五 五反田	一
明和二 上沢渡	二
文化九 四万	一七九
嘉永四 折田	二五九一
	三三〇九
	四六二二
	二三一
	一四一
	二一一
	二〇
	一一
	一一
	一一
	計
共	一八二
	一五一
	六一

の一・四倍であるのに、三十歳台では、男(九七)は女(一七)の五・七倍と逆転する(これは合計で必ずしも正論とはいえないが)。この逆転した大きな差は何を物語るか、思うに、貧困の一語につきよう(そこに分家不能の二男以下がある)。

そして、また六十歳以上となると、女(三三五)は男(七七)の約三倍と多い。これは女性の男性を上回る平均寿命からであり、そこに家風を守る老婆、仕える嫁の長い間柄が続く。なお、さきに見た母子家庭の多いのもそこにあろう。

前頁第二表は、世相の推移を同じく折田村にその宗門帳から夫妻の年齢差を見たものである。

①夫は妻より年上でその差が少なくなるのは、寛政と明和を境するある時である。

②寛政以前のピークは表に見るように十歳差が山で、最高差は明和九年の二十二歳である。

③寛政後のピークは一つちがいの組である。

④妻が夫より年長を見るのは天保期からで、記録が見当らずはっきりわからないが、「一〇二歳の差で五・六人」だと記してある。

この寛政と明和を明かに境いさせたものは何であったか、天明の凶作ではなからうか。残念ながらこの間の折田村の宗門帳がない。

五人組は、江戸時代幕府が半ば強制的につくらせた庶民の自治制度(警察的治安維持、連帯責任も負わされた)であり、当町で見る最古は第二表中元禄五(一六九二)年の五反田村の文書であり、名の如く五人組が最も多いことや、正徳元(一七一)年の中之条町の「五人組改」などを思うと、当地区の五人組制度は、元禄時代に確立したものであるまいか。

しかし、その五人組の中に、分家・潰家・開拓地など種々の条件の中に、年と共に第三表に見るような開きを見るに至ったのであろう。

なお、五人組帳は普通毎年書改めて領主に出したものである（古文書用字大辞典、柏書房）というが、当地方にはとても毎年と思われるものを見ない。

名主が惣百姓に読みきかせた「五人組前書」「御仕置五人組帳」は、当町にも多く、全くポロポロに使いふるしたもの（山田村のもの、中之条役場蔵）からきれいな木版ずり（折田今井次男家蔵）のものまである。外五人組関係史料（一八三〇～二一〇〇）の解説を略した。

前述の五人組が相続・縁組に関心し、家出（不斗出者）の家の跡を立てて潰れ家（廃絶の家）防止を親戚と協議している文書（六六二～六七三・六七八・六八一～六八四）が多い。

しかし、さきにも見た消滅して行く家もあり、借金の果、名主・五人組が立合って、鍋・釜・膳まで競売し、貸方に「百両のかたにも編笠一つ」のたとえに、整理しているものもある（六七九）。

奉公人史料（六八六～六九七）には、全くその貧困の家の哀れな生涯を見るものが多い。親代々あの家の奉公人だったと当時を語る家も今にある。第四～五表は、折田村の宗門帳からまとめた奉公人調である。

なお、安永六年六月九日、代官布瀬源三郎は「近来在方村々の者共耕作を等閑に致し、却って困窮の儀申立て奉公稼に出候者多く所持の田畑を荒し置き候類これあり候由相聞不埒の至りに候……」とあるのも一考される。

「習俗」（八〇六～八七一）の裏を返せば村定で、まず多いのは名主や村役人に差出した「詫一札」で、そこには一家不和・不身持・御法度の博奕・芝居・手踊・狂言興行等で、村掟でもふれた「ばくち」の詫証文はあとをたない。文化二（一八〇五）年七月の一札（八二三）など、三国峠、暮坂峠をまたにかけてうち、嘉永六（一八五三）

第四表 宝曆四年の折田村雇奉公人

契約年季	人 数	村 別
計 外 三 二 一	六	自 村
六 一 一 二 二	五	四 方 村
五 一 二 一 一	三	下 沢 渡 村
三 三	一	上 沢 渡 村
一 一	一	入 山 村
一 一	一	松 尾 村
一 一	一	植 栗 村
一 一	一	蟻 川 村
一 一	一	大 塚 村
二 一 一	二	五 反 田 村
一 一	一	西 中 之 条 村
二 二	二	山 田 村
一 一	一	其 他
二 六 四 三 〇 九	二 六	計

注 年季中の「外」とは、三年以上のもので、中には、五年季（女十七歳）六年季（男三十歳）十二年季（女二十七歳）十六歳（譜代下女）の四人である。

第五表 寛政三年の折田村（二一九戸、四七三人）の出奉公人調

1. 石高

戸数	石 高
11	1石以下
12	1石台
9	2 〃
4	3 〃
1	4 〃
37	計

2. 年齢

人 数	年 齢
5(2)	15歳以下
18(8)	16~20
22(2)	21~30
5(4)	31~04
8(6)	41~50
6(3)	51~60
2	61~
66	計

3. 身分

人 数	身 分
20	主 人
8	妻
2	母
27	子 供
8	兄 弟
1	其 他
66	計

4. 家別

戸 数	人 数	備 考
17	1	
14	2	
3	3	
3	4	
37	計	
延 66 人		

注 ① 年齢中括弧内は女、最年少は女の十二歳、最高は男の六十七歳である。  
 ② 石高の最高は四石九斗余、その長男二十歳。  
 ③ 家別とは一戸当りの出奉公人数。  
 ④ その他の出奉公人数、天明六年の折田村、男30人、女16人、明和九年の原岩本村は46人（入奉公人6人）（宗門帳より）

年五月（八二三）など、市城村全村のぼくちうちを思わせる。

この博奕は、折田村だけではないが、明治二十五年の折田村の「賭錢博奕禁止連印簿」（折田文書）などまだ依然とした、うつ・かう・のむの近世の習俗を思わせる。

それに、若衆が舞台に立った芝居・手踏み・俄などが、取締りを知りながら、村の祭りのたのしみになっていたのもおもしろい。

また、家同志の嫁とりが、村と村の争いとなり評定所の裁きうけ（八三三）、或いは隣り合う不仲の親同志の息子と娘が、好きになり手に手をとって欠落ちをするというのものもある（八三五）。その外、野蠻を思わせる若者の喧嘩・乱暴事件（八三九・八四〇・八四四・八五二・八五七）も多く、その不取締を各村々の名主が、大総代町田十兵衛に差出した宛詫一札（八四七）もある。

## 災 害

「災害」は三年に一度（第二巻八七八頁）で、その質地証文件数のその山（第二巻八九〇頁）は、天保の凶作であり、災害の度毎に貧富の差は甚だしくなるのを見たが、史料六九八〜七五六は、あわれをさそう当町の災害史である。

この災害の飢人救済の為に郷倉（七〇一・七一八〜七二二・七三六）を村々に作らせ、貯穀させているが、天保の凶作にその稗穀拜借願（七三五）の「惣百姓一同偏ニ御救難有……」など、また大凶作の天保七年、社会の不穩に、百姓が郡中取締陣屋設立（七三七）を訴えているのも、次の騒動と関連され、またそれはさきに見た天保九年の戸数の激減と思ひ合せてまた注目される。

「騒動」(七五七～七七二)は、回村役人の送迎場所(七六七)、村境争い(七六二)、馬盗人(七六八)の外は、小前百姓の台頭を思わせるものが多く、それは寛保三(一七四三)年のさきに見た名主の不正、名主扱費(七六一)、天明六(一七八六)年の名主扱費不明(七六六)や、一百姓の富豪の追及(七六五)、嘉永三(一八五〇)年の小前百姓の村役人横暴の訴え(七六九)、同六年の小前百姓の村役人社木伐採の横領を領主に直訴する折田村(七七〇)で近隣十二カ村が仲裁に入っている大騒動がおき、慶応三(一八六七)年には、対岸の山田村で質流一件で名主を小百姓が訴える(七七二)等である。が、大方は公金の横領を見つけた小前百姓のおこした当然の究明が多いことに注目される。

けだし、それは、特に天保期以降民衆の中に寺子屋教育の普及して行く、そのあらわれにもあろう。

信仰・宗教関係史料で特に注目されるのは、道心・修験が地方教化につくしてることであり、史料八九〇の性は地方教化につくし(九二〇)、九二二の寺子屋師匠福田又右衛門の恩師であり、広く人士と交流し、ここに史料をあげなかった五反田の道心空閑(第一巻四六一頁)もある。

また折田村鎮守の社僧であった(九〇五・九〇六)下沢渡の修験大藏院も、その教訓の歌(九二六)に地方教化につくした修験(特に吾妻には多かった)の教化も考えられる。

なお、キリシタンについては、いかに取締りの厳しかったかを一片の史料八九五が物語る。

## 土 地

ここでは先ず検地であり、それはさきに見た伊賀守の酷政を語る寛文の検地について、折田村の場合を人別、持高別に調べて見たが、貞享検地の人名その他に非常に相違しているのを見た。

なお、町誌発刊の当時、拝見できなかった四万の寛文と貞享の両検地が、関善平家の家の改造から発見され、その幾つかをのせた。

そこに見た貞享検地(二三四)は、寛文検地(二二九)より面積は上回るのに石高は三分の一と減じ、土地評価に真田の酷税があったこと。検地は、わずか貞享元年七月十三、四日の両日で完了(二三三)している。が、その実体はわからない。しかし伊勢町も赤坂村も折田村も(二三七)、お助け繩といわれたこの検地を厳しいとおそれている。

いま貞享検地原簿で耕地を分析して見ると、現中之条町は昭和五十五年調でも山林は耕地の約十倍、畑は田の二倍半であり、貞享検地では(不明の下沢渡は西中之条と同じにした)、田は全耕地の十四%、畑は田の六倍である。ここに食生活も、信越米の流入も浮かんでくる。

この畑/田を多い順に見ると、一四九倍―上沢渡村、二八倍―四万村、十四倍―折田村・大道新田、十三倍―栃窪村、十二倍―青山村、八倍―中之条町、六倍―伊勢町・西中之条村・山田村、五倍―市城村・五反田村・蟻川村原岩本村・平村、四倍―大塚村、三倍―赤坂村・横尾村(下沢渡不明)で、大塚・赤坂・横尾の米所を采地とした保科家の着眼が思われる。

以下、史料二五一に見れば、一筆あたりの耕地面積を田・畑・屋敷別に一筆を一枚として見ると、現在でも見られる蟻川に多い一畝未満に「田毎の月」を思わせ、中之条と山田・伊勢町は、平地の田所を思わせる(現在は耕地整理で村々が変わったが)。

畑では一畝未満の最も多いのは、水田の少ない青山・市城・大道新田である。その大道新田など、二畝未満が四%をしめているが、その一例を検地帳の忠兵衛に見ると、畑一段七畝余りが十五筆に分かれ、その中、八筆が二

歩・三步・四歩・八歩・十二歩の一畝未満である。山の畑に立つその労苦が想像される。が、この小畑まで台帳にのせて見のがさなかつた。この支配者にまた考えさせられる。

畑の一反歩以上は中之条町の二二%が他村をはるかにぬいて多いことに、またその水田の一畝未満の少ないことにあわせて、地の利に立った農業と、そのゆとりにより商業をかねた中之条町に富豪が形成されて行ったのである。

屋敷の面積では、一反歩以上という広い屋敷のトップは承応元（一六五三）年町割の伊勢町で、次はこれに僅かに少ない寛永二（一六二五）年町割の中之条町である。

しかし、両町が遙に他村に格差をつけており、大道新田など、七畝以上は一戸もない。

その一畝未満という屋敷の小面積は、大塚村の三%がトップであり、この八カ町村の平均面積は約七畝歩である。年貢の基準となった土地の品等を村別に見ると、四万・上沢渡と共にその温泉郷が如何に僻地悪地に立っていたかがわかる。（村別品等表を作ったがベースの都合で割愛した）

開発（開墾）では、享保四（一七一九）年八月（二三九）平・横尾両村の中川原の六歩の所屬の争いに、一步でも耕地を拡張しようとする農民の土地欲が先ず思われ、元禄十一（一六九八）年の大塚村の新開、延享四年の折田村、寛保二年原岩本村、同三年同五反田村（二四二〜二四四）の共に願う御林の開発。天明六年の貧困につき開発を願う折田一百姓（二四六）、さらに下った文久二年中之条町の小川林の開発（二八四）、外寛政の改革を思わせる。年々継続の荒地起き返し（二四七・二四八・二五〇）、そして新開起返しには年貢改（二四九）を請い、「かくし田」のないことをつけ加えている。

土地所有の移動では、寛永二十（一六四三）年の「田畑永代売買の禁止」はあるが、史料二五二〜三に見るように、古くは承応二（一六五三）年に始まる売買の多くを見る。が、しかしそれは漸次質置証文（二五七〜二五九）



になり、質流れとなり、人手にうつり、そして小作証文（二六一）となり、土地は富豪に集中していく。五反田村の名主四兵衛が江戸の加部安左衛門の小作人となっていく（二六五）その質地―小作一連の証文は好例である。なお、寛文十三（一六七二）年に出された「分地制限令」がどの程度守られたものか、十石以下の百姓の分家も可成り、宗門帳を調べて行く中に見える。

## 林 野

これには官林（お林）の管理が、所在町村に命令され（二七一～二七八）、年中行事になった報告（二七九）を見るが、そこに「雑木立込候処、猪鹿等栖いたし、作物荒し……」と難渋を訴え、その伐木を願ひ、払下げの金高をかけ引する代官と百姓のおもしろい掛合もある（二八〇～二八三）。

なお、お林は公儀橋の掛替には必ず払下げ（六四二～六四三・六四七）、大勢の人足が山から出している。

## 年 貢

天保八年十二月赤坂村の村役人は大道新田の金貸しから借金して年貢を払い（二七九）、同十四年四月、原岩本村は、同じく年貢の金を鎌倉河岸中川屋から地頭の証人で借りている。

外に旗本保科支配下の吾妻七カ村は、江戸の「加部安」から借りて上納しているものもある。恐らく年貢納入の期日まで村中の年貢がまとまらないで、時借りをしたものであろう。

年貢納めには必ず、割付と皆済の証文があるわけで、名主の重要文書で、これを折田村など別に書き続けているものもある（今井次男家蔵）。当町の割付・皆済証文では寛文四（一六六四）年の五反田割付状（三二三）が最も古

く、当時田納は穀、畑納は金納で、田納の金納は寛保二（一七四二）年の大洪水に、年貢の道がこわされた年からである。

割付で村の分郷や作物も分かる。例えば寛文十年の折田村割付（三二九）では、上組下組（現在は上中下三組）の二組であり、たばこもつくり、外の畑より税が高い。同十二年の蟻川村割付（三三二）には、原岩本は蟻川村の中にある。

年貢のとり方に、検見と定免の二つあるが、史料三四四～三五三は「享保の改革」の中に、従来の検見制で定免制に改められて行く時、農民は反対して、検見制への引戻し願（三四六）の訴えている。

結局願う検見は凶年には許されたが、検見の実施（三四九・三五三）は史料に見るようになかなか大変だった。年貢米の納め方に、回米・買納・金納・正米納がある。回米（三五七～三五九）、四月納（三六一）「回米難義につき金納願」（三六三）や、さきに見た正米納に抗議した山入逃散事件（四一）等事件が多く、また天領と旗本領でも正米の金額がちがいで、旗本保科知行の吾妻七カ村では（三六五）、その年の浅草御張紙（標示相場）に五兩を増して許され、後に四兩増となったが、天領の村は三兩増で終始している。

外に未進・不納（三七八～三八一）、年貢取立定・延納願・年貢納回状（三八二～三八四）など「年貢さへすまし候へば、百姓ほど心安きものはこれなく」の勸農法度のその「年貢さへ」にみんな苦しむ史料ばかりである。

この年貢納めに明け暮れた農夫の、その農家の経営の実体を知る史料は、まことに少なく、ただ原町住の狩宿関所番士一場家の「田作覚帳」（三八五）と、山田村名主家の「秋作・麦種入覚帳」（三九〇）をわずかに見るだけであり、後者に見る諸作物中、特に大麦・稗の多い事と、味噌にした大豆が特産であったこと（四四九）や水車の利用（四一七）に、この地方の食生活がわかる。

この山の田の用水（三九三）四一一）に名久田川・蟻川・赤坂・山崎・間歩（まほ）の五用水があるが、史料のないものに、この外、胡桃沢・五反田・大竹・上折田の諸用水がある。が、用水路は洪水の度にこわされて苦しい修理を見、それに水の限度以上に田を拡張した山崎耕地や、上横尾の水車など、年ごとに（四一一・四一三）用水を争い、水田の少ない峠村の大道新田など、長い坂を下って入須川の田を作って水で争っている（四一二）。

山の獲物に鳥獣がある。従って鉄砲（四一八）四二七）が多いが、作物を荒す鳥獣を追う為には絶対必要なもので、うちとめた数を届けてほうびをもらい、中には、猪一疋三兩貳分（四二八）の商いもある。民具にも腰につけたこった玉葉入（中之条町資料館）もある。

## 産 業

中之条町の近世の産業として第一にこの蚕糸業の史料をあげたが、貞享検地に見る「桑有り」はその頃まだ全畑地の〇・二〇％にすぎず（第一巻五九二頁）。享保七（一七二二）年の五反田の商人田村家の繭買帳には、六、七月、近辺から六十七件、計六十五貫二百匁を買い、中之条町へ六十九貫二百匁出し、此代金五十九兩余を記し（四三〇）、史料四三二）では、明和九（一七七二）年、桑年貢を納めている中之条辺十三カ村、その二年後の安永三（一七七四）年には、折田村の豪農、九右衛門が、上州一と言われた豪商加部安の糸繭を預っており（四三二）、史料四三三）では、寛政九（一七九七）年から天保十三（一八四二）年に至る四十六年間の蚕繭に同家の重要な収入源を見る。

さらに、反下村永宝年代記（四三四）には、安政六（一八五九）年の米国交易以来、急増する農家の養蚕業を見せ、また安政二年七月の「蚕の利に畑方荒回状」（四三五）には、すでにその動向を裏づけ、同年の高橋景作の日記（四四二）にも農業経営の中の養蚕への執心を思わせる。

商 業

商品として扱われているものに古く麻がある。しかし当町にはその栽培作付を知る史料は見ない。それなのに商  
品史料中の最古は元禄十五（一七〇二）年、中之条町 桑原家の江戸商人あての麻仕切状（四四四）である。その  
後は、延享期の山田家南麻買（四四七）と、享保期の前記田村家（四五〇～四五四）で、特に同家の扱い商品は、  
繭・麦・ごま・線綿・麻・たばこ・荏油等で、広範囲で大量の信州商いであった。思えば、それは享保の治と相関  
する十八世紀前半の地場産業の発展に伴った当町豪商の活動を思わせるものである。

米は、さきに見たように少なく、しかも温泉が多く、その湯治客に隣国の米の産地信越に求めていたことは、第  
一卷商業（五九三～六〇五頁）の部で見たと同様である。が、ここに前橋、尻高の米商い（四四五・四四六）を見  
た。

なお、その外中之条町の豪商町田家の活動は寛政―文化期の大福帳（四五五）に見え、大道峠に成長した富沢家  
（重文の家）のふすまの下ばりに見た「穀物送り状」（四五六）に越後商品の吾妻ルートを見た（第三巻、村の歴  
史、第八・九表参照）。

漆には、寛文八（一六六八）年の五反田村の「漆改帳」（四五九）、安政五（一八五八）年（四六〇）の回状と同  
年六月の四方村の栽培の希望を見る（四六一）。しかし、産出高を知る史料は見ない。

板・材木については、真田伊賀守の延宝六年、すでに伐り尽くされ、領外持出しは一切停止が申付けられた（四  
六二）とあるが、改易後天領となり、江戸の屋敷住いの代官地頭の支配となり、火災や改築に用材は求められ、材  
木の江戸取引に吾妻川を下した事は、さきの「川論」で見た。かの高野長英が天保九年の罹災に中之条町の弟子達

に筏下しを渴望している文書を見るのもその一つである。

また、江戸の商業も元禄期までは関西が中心であったというが、江州商人は享保期になっても当地へ来ている。五反田村の例（四七五）がそれで、そこには江州商人の強さを見る。

田沼時代には重商主義を寺の境内の百姓商売に見せ（四七〇）、中之条と原町の市出入のピークを見た天保期の背景には、諸商人、渡世人が活動している（四七二～四七四）事も見のがせない。

金融では、天明二（一七八二）年の「貸金公訴致す間敷」の一札（四八〇）があるが、わからない。

頼母子講の文書にまとまったものを見ない。掲げたもの（四八一～四八二）は、何れも引きしめる寛政の改革を裏づける。質屋調べ（四八三～四八五）には、その融通した多額の金と村毎の質屋に名主級を見る。

たばこ手・蝸手・桑手・米手・麦手・大豆手（四八四）の富豪に地場産業を促進させながら、生産物を集め、都市に売出して利益を得て益々太って行き、また、酒・醬油をつくる者が多く（四八七～四九三）、兼ねて前述の質屋も渡世する、在郷の富豪は多くこの手で太っていく。

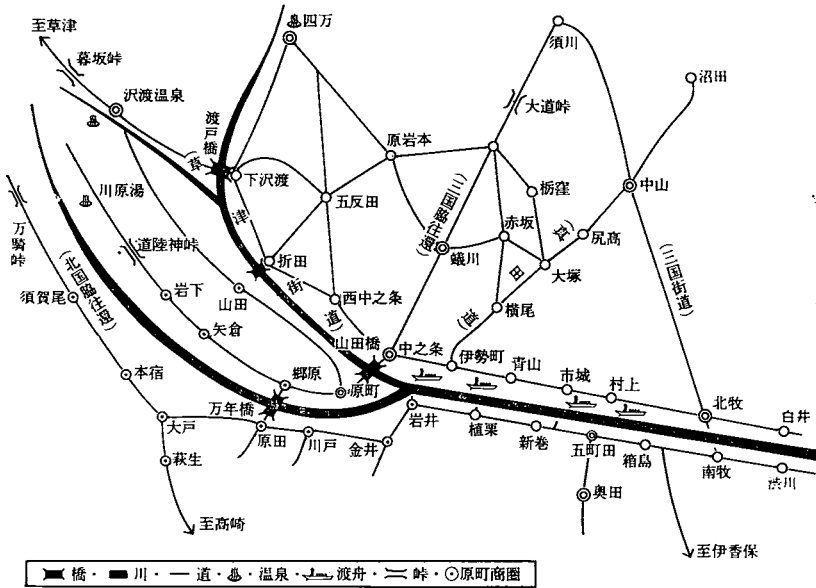
なお、天保九年の西丸焼失に柚・木挽が召出されているのも（四九四）、矢張り山の村ならではのことである。

### 宿場町中之条・市出入

中之条町は戦国以来、真田氏の利根・吾妻の戦略の道から沼田城―上田城を結ぶ、いわゆる真田道に大坂冬の陣を思わせる。慶長十八（一六一四）年、天正十八（一五九〇）年、吾妻もその領下にあった沼田城主、初代真田信幸によって宿場町を公認され、御朱印を戴き、寛永九（一六三二）年、現在地がさらに旧地長岡（文禄四（一五九五）年、名久田川の河口河原町から移転）より、交通商業の要衝であることを見て、柴本川をひき、町割を敷いて

第二図 寛保3年吾妻東部交通図

◎印中之条より定運賃先・原町商圈想定図



移転したのが今の中之条市街である。

史料三〇四は真田治政末期の伝馬人足の定、五〇五

九は沼田城主本多侯(七)治政下(自宝永二年(至享十五年)の定で、年

欠の史料五一九をこの時代と推定したのは、史料五〇五

と行先を同じにし、しかも沼田城までの中之条―大塚橋

―中山本町―屋形原―沼田辻と、沼田までを特に精しく

あげているからである。(県史資料編11 三八八参照)

ところが五一―の寛保二(一七四二)年(大洪水の年)

のものには蟻川が見え、奥田が五町田に変わっている。

この蟻川に近村五カ村が助郷村(五六二・五七〇)で

本之関の不通の際は、渋川から日陰道を通り、万年橋―

原町―中之条―蟻川―大道新田―入須川―須川―永井の

この三国通り脇往還が使われ(五七四・五七五)、天保

十一年佐渡奉行川路聖謨のこの道中録(五七二)にも、

その四十年前(一八〇〇年)佐渡奉行山本伊予守が通っ

たとある。

さらにこの永井―大道新田には、近道―大道新田―恋

越―合瀬―吹路のいわゆる合瀬通り(五九二)があり、

享保十四年、中之条町の富商二宮清右衛門が、大道峠を越えて新治村の白岩に酒屋出店を造り、毎年越後米を千俵宛も、永井の間屋四郎右衛門から買っている（新治村史料集第一集）。思うに、全国的に商業経済の発達したこの享保期に、越後の米・酒、そして山の吾妻に流入する海産物にこの道は栄え、大道峠―中之条のほぼ中間の蟻川が宿場となったものと思われる（史料五二一・第二図）。

この推定享保期の三国脇往還の発達に、中之条町への道は古くからの日陽通り（白井―前橋道）、日陰道（五町田―渋川―高崎道）、大戸通（信州路）にこの越後がプラスされ、この上信越の商人に新興地場商人が立ち廻り、商品の交易に賑わったことが想像される。

ここに地の利による商都中之条は、享保九年八月、「毎月六斉の市立」（五二八）を願ひ、対岸原町は、中之条の市この繁昌に、享保十八（一七三三）年、八月の盆市の朝打潰しをやった（第二巻九八九頁）とあり、さらに元文元（一七三六）年には、丹辺橋（吾妻川にかかる川戸村行きたなべの株用橋）を公儀橋並みに三十五カ村に人足を求めて原町への便を図ったのが、村々は反対し（六五一）原町出入止の議定をつきつけられる。

史料五二九は、原町の市を妨げをしないという中之条の原町宛は、原町で作ったとされる疑いもあり、そこにも原町の苦中が考えられる。

こうして、田沼時代の重商政策に商業は進展し、太平の中に好不況の波の中にも、四万・沢渡―それに草津の湯治客（明治二六（一九九三）年道陸神峠の開通するまで）で、今の牧水の道に賑わう中之条の宿であった。

この隆盛の中之条町に、原町は文政四（一八二一）年、非番の時は諸商人に、内見世・中見世共に貸さない事を申し入れるが、岩島の麻商人まで原町を素通りにして中之条の市で商う始末だった（第二巻九九三頁）。

こんな中に文政六年十月、弥兵衛火事といわれる大火に二十四世帯は焼かれ、市は全く中絶同様であった。

史料五三一は一は、こうした中に、両町の隔月市立を中之条に約束させた一札であり、立直りを図る原町の悲壯の姿であり、そして五二六、五四六は日本大凶作天保七（一八三六）年の不況の後に、共に町を守ろうとして大金を投じ、入牢者まで出して戦った市出入である。

この論争は、史料五五二の中之条町の原町の仕方に対する、原町の山田川橋流失空白中（天保九年流失―同十五年架橋）六年間、原町有利、中之条不利の中になったもので、中之条は連月を、原町は隔月の共に六齊一六の市を張って、遂に評定所の裁断をうけ、また文政十年の前記規定に戻るのであるが、この争論はすでに、天保九年十二月三日の「市場一条も成就可仕やと奉存候……」（九一五）のその高野長英の柳田楨蔵宛書翰の「市場一条」に、この頃長英に柳田もお願していたと考えられ、中之条町の代表町田明七が、天保十二年二月（五三二）の開始から以下五三八・五四〇・五四二・五四四の最終の判決まで終始中之条町を代表して原町と対決し、その間、隔月の市立を拒んで入牢（五三三）（天保十三年二月原町訴状）その入獄中、高野長英の世話になったときくが、（その出獄後また相変わらず中之条町の連月六齊の市立を訴え続けている）。時宛も天保改革中の株仲間廃止の時代であり、その影響もあろうが、また明七（当時明吉）を愛した（九一五）師長英の気概に影響されなかったとは言えない。

附言すれば、この市出入は、山田川橋の空白と、天保の凶作の後につづく村の貧困の中に、その山田川橋の空白に戦い、橋の竣功に一件落着する。それはあたかも、この橋の寛政期の七年間の空白（六四四・六四五）におきた舟渡事件が、その架橋におさまると同じである。

### 山論・橋論・川論

貫流する大河吾妻川、合流する清流四方川、そしてめぐる山々、この山郷に生きる農民には、馬船が許されて川



西 曆	年 号	山 論	橋 論
一六七六	延宝 四	下尻高南山境論(四)	
一六九三	元禄 八	四万山入会山(九)	
一六九七	〃 一二	榛名山南山(川北一〇、川南一二)	
一七〇八	宝永 五	下尻高南山(六)	
一七二七	享保 一二	青山山(市城村对青山村)	
一七三六	元文 一		原町田辺橋(二九〇三五)
一七五五	曆宝 五		下沢渡渡戸橋(三五)
一七五八	〃 八	山田山(山南三、对山北六)金百四兩一分一五	
一七五八	〃 一一	八文と凡三カ年を費消(葉師岳)	
一七五八	〃 八	栃窪道上秣場(四)	
一七五八	〃 八	大道新田と入須川村秣場(二)	
一七六一	〃 一六	下尻高南山(二)	
一七八〇	安永 九	赤坂村と平・大塚の秣場出入(三)	
一七九〇	寛政 九		山田川橋流失(空白七年)(三五)
〃 九七	〃 二		(この間舟渡事件)

向うの榛名山から秣を運び、吾妻・四万の両川の三つの橋(万年・山田・沢渡)の架橋は、公儀橋として東部吾妻三十五カ村が動員された。

またためぐる山々に、秣・薪・雑木、或は鳥獸に山草に資源を求め、大雨の度毎に流失する公儀橋、川を下す筏、山平物資交易の通船等その山・川・橋に度々争いが起った。

次はその山と橋の争いの年表であり、括弧内の数字は参加村の数である。

一八三八	天保 九	同 (この間中之条原町市出入) (六六年)(三五)
一八六九	明治 二	
		同 (この間市出入)(四年)

第二項の「稼山・秣山・山論」の史料は、山別と年次別に見たもので、榛名山(二八六〜二九三)、尻高(二九四〜二九七)は主に秣、四万山(二九八〜三〇八)は稼山、山田山は山南岩島地区の麻場と山北村水田の肥料源である秣の争い(三〇九〜三一三)。これら山論が、宝暦期に多発しているがその誘因は、「野錢輕減願」(三一九・三二〇)。その野錢徴収の調査からであろう。参考に入会村書上(三一六・三一八・三二二)をあげた。

橋では山田川橋(六四二・六四七)に寛政の橋論の濟口を見たが、端初は同九年であり、その間、史料六三一〜六三六の舟渡事件を見るのである。

山論のピーク宝暦期に、同じく橋論で東部三十五ヶ村が真二つに割れてたかつたのは(六五三〜六五七)、下沢渡橋の、無用論さえ出ている当時であった。その下沢渡橋は現在の中之条西中から渡る今の橋の少し下方にあつたものである。

また川論と名づけたものは、木材を買いあさつた材木業者が、江戸の業者と結んで、筏や管流し(六一八〜六二九)で吾妻川を下したが、商業の発達の中に山平物資の交易を図つて(五七七〜六一七)、吾妻川に舟を浮べる時、両業者の争いはたえなかつたそれである。

この通船の発想を文書に見るのは、天保三(一八三二)年、勢多郡小夜戸村の百姓が代官山本大膳に願いであるが実現を見ず、これを実現させたのは嘉永四年九月の「吾妻川通船見込帳」(五七七)を計画した岩井村名主伊能平治右衛門・原町名主新井賢次郎(共に現吾妻町)と山田村(現中之条町)名主山田治郎兵衛の三人の共同に始ま

り、大金と日子をかけて漸く許可を得たのは、嘉永七年二月、初荷を積んで川を下ったのは、同年九月（六〇六）の事であり、その間の事情の大方は、史料（五七七～六〇六）に見る通りであるが、注目されるのは水戸家の御石場用人真野一郎によって通船許可の一切が進められた事と、旗本保科家その協力を成功し、そして最後まで故障し続ける本之関（六一〇）、大戸の加部盛三郎の予言（五九二）に見る船頭難（六一一～六一三）、それに前記この川を下す材木業者（六二〇～六二九）の故障に、安政四（一八五二）年十月（六一五）僅かに開通四年で休業の止むなきに至ったことである。

ついでに、この壮挙発想の因由を尋ねれば、そこには、まず吾妻産業の発達の中の上州一の富豪と云われた豪商加部安左衛門と、共に手広く商った伊能・山田両家の近い親戚同志の商業政策があった。

伊能家など（岩井村の名主）その支配の旗本保科家に協力し吾妻川に格好の河岸をつくり、江戸屋敷に物資を送り、越後米までも扱う、その利を考えていたのである。

また失敗の原因は前述の外、吾妻人士のお人好しに、江戸商人を信用し、多くは送り荷は相場が下ったと言って、足下を見られて安くたたかれていることで、江戸に進出した吾妻の商人の多くが損失の中に倒産しているのはそれで、吾妻一の材木業者であった岩本の神保家の倒産もまた同じであったことである。

## 温 泉

吾妻は温泉どころである。わが中之条町にも、古くから、古道越後道の麓に四万の湯があり、天下名湯草津街道（中之条―沢渡温泉―暮坂峠―生須―小雨―草津温泉）沿いには万葉の歌碑もある。沢渡温泉があり、真田街道の大塚には、皮膚病特效の大塚のぬるゆがある。

明和八（一七七二）年の沢渡・四万両温泉の運上（八〇〇）八〇二）では、沢渡は四万を上回り、中之条町の町田家の大宝恵（四五五）には、入湯客文化九（一八一二）年七、八月を「草津七千人、四万六七百人」と記しているが、草津街道にあり、しかも元文五（一七三六）年、この街道の沢渡橋が公用橋として三十五カ村の人足でかけられたこと（六五四）や、また天保二（一八三一）年、福田宗禎の施薬名簿（新井三郎家蔵）に見る施薬人の三二%が江戸の客であったところからも、当時の沢渡の湯治客の賑わいが想像される。

しかし、沢渡温泉は、昭和十年の大水害、同二十年の大火に、残念ながら文化・天保の当時を語る史料がない。また、他の大塚温泉の史料もきわめて乏しく、幸いに古い史料に恵まれ四万温泉史料をあげ、わが中之条町の温泉研究に資し、併せて今日発展の同温泉の近世の姿を見ようとした。

さて、この史料中最古のものは、寛文三（一六六三）年のいわゆる苛政真田伊賀守の検地帳であるが、そこには「たばこ」畑があり、特別に高い課税を徴収しているのを見る。

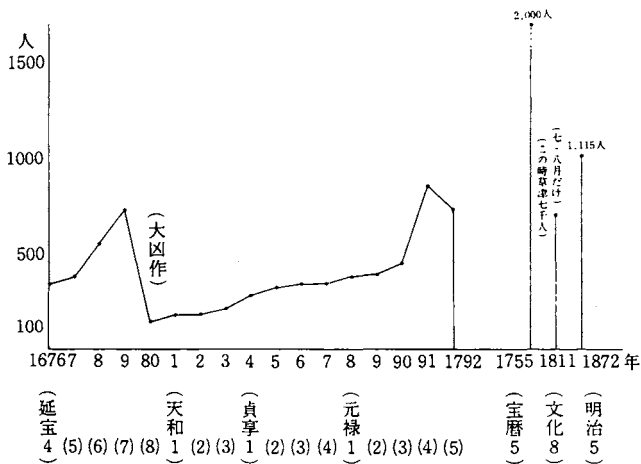
延宝四（一六七六）年の小物成割付には、湯役（湯税）の為に納木・秣税が免除され、「鉄砲二十挺」にはさすがに深山四万村の山稼を思わせる。

「銭湯」は室町時代から始まったというが、わが四万温泉はいつから湯銭をとったものか、文書に残るものには、やはり延宝四年からのものであり、天和三（一六八三）年のものから老人につき鑿百文宛とある。これからそれ以前も同様と考えて湯銭取立て人数（湯治人）の推移を見ると第三図のとおりである。

湯銭は元禄六（一六九三）年（代官雨宮勘兵衛の達し）から入湯者の便を図って湯銭不徴とし、その代り施設は公費を自譜請と改め、風紀を取締って温泉場の繁栄に備えた。

グラフに見る延宝八年のダウンは、恐らく大凶作のためであるうし、貞享元年以降の上昇、元禄四年の急増は、

第三図 近世四万温泉入湯人数グラフ



(1)、現十八市町村に計90人(23)、内医者(括弧内)〇%にあたり、医者九人は四〇%を占めている。

これを中之条町だけに見ても、文人は第一位の大高崎市に迫り、医者六人は断然第一位で、西毛の二六%、吾妻

江戸の繁栄する元禄の世の反映であろう。そして翌五年の減少は、同年の凶作によるものではなからうか。

宝暦五年は、山口・新湯の報告による合計であり、文化八年のものは前述した町田家の大宝恵によるものであり、通年ではこの二倍位になるのではあるまいか。

しかし、天保四年の凶作の年の新湯の大火、同四年の凶作などで幕末から明治にかけての温泉の衰微は、夜具まで質にいれているいたましさであり、その回復は容易でなく、明治五年になっても、入浴客一、一一五人と届けたのである。

### 文化と教育

江戸扇面亭編「関東諸家人名録」から西毛の文人を化政期に見れば(中之条町誌第二巻、二一〇七頁第一表)、一位高崎市14人(3)、二位中之条町14人(6)、五位草津町7人(1)、十位吾妻町3人(1)、十七位長野原町1人(0)、十八位六合村1人

二十三人を見、吾妻郡の合計文人二十六人は西毛のおよそ三

の六八%を占めている。

なお、これを村別に見れば、伊勢町・柳田隆庵、同・榎蔵、荒牧貞徳、中之条町・望月俊斉、吉田尚徳、上沢渡・福田宗禎で、それは全文人の四三%を占めている事に注目される。

この外吾妻郡誌にあげている医者に、伊勢町の小板橋謙斉、大塚の林隆益、横尾の高橋景作、赤坂の田村蘭臯があり、この郡誌にもなく上州で最初に高野長英に師事した医者に、伊勢町の木暮俊庵がある（○印は共に高野長英の門人、×印は長英来遊以前高橋景作の「文政十竜集書籍出入帳」（高橋忠夫家蔵）にその医書を借り読みしている人で、そこには外に平村の山崎秀伯、横尾村の謙蔵、伊勢町の主斗（小板橋好里か）の医書借読の三名と外文人七名がいる）。

吾妻に、中にも中之条町にかく文人が多く、特に医者が多かったそれは、吾妻に湯治客の集う温泉に恵まれていたことで、特に「医学は長崎に」といわれたそこに、有名なシーボルトに学んだ高野長英の弟子（○印）、その今に敬仰されるわが先人の多く見ることのそれは、草津のなおしゆと云われ、皮膚病に特によい沢渡温泉が、今は昔この街道に栄え、そこに熱心な医者五代福田宗禎浩斉が育てられたからである。すなわち、その患者の治癒に心を砕く日々のある日、「一旦廓然として蘭学の有益なる治癒なることを知り……」と蘭学を志し、その良師を尋ねる中、前述した高野長英の江戸開塾をきき、礼をつくして沢渡の自宅に招き、蘭学の手ほどきをうけ、以後は通信教育により、ついにゲ氏外科書十巻を翻訳するのであるが、この長英の来沢（長英は天保元年十一月、麴町目坂に居を定めて開医、同二年春、母を江戸に迎えた（高野長英伝）とあり、天保二年も早くとも晩春であろう）をきき、兼てから医者を目指して同好の士と医書を研究していた高橋景作や、そのグループであった柳田榎蔵・望月俊斉らは、長英に面接して入門したのではなからうか。

ここに、この文化と教育の史料の第一に、まず蘭学をおき、高野長英の中之条町門人にあてた書翰の多く(九五)を見て(年欠は前後から推定)、長英と吾妻をよりよく見ようとしたもので、(1)には柳田楨蔵との親交を見、その(2)は画人福田半香の紹介、(3)は水沢辺葉草採集を遠藤玄亮にたのむもの、(4)は遠藤玄亮をたのむ事、(5)は手伝いにきた町田明吉(後明七)が帰った事、(6)は江戸大火の事、(7)火災にあい、材木を頼む事、葉草の事、(8)は旧債の事、材木を頼む事、(9)も材木を頼む事、二階を立直した事、明吉の事、(10)筏渴望の事、市場及び助郷一件の事、(11)は欠年推定不能、(12)は景作の長英塾時代で、その渴望する筏はどうなったものか、書翰の最後は(10)の天保九年の師走の礼状の後はない。

史料九一六は、高野長英に蘭学の手ほどきをうけ、後通信教育でゲ氏外科書(蘭学)十巻を翻訳した福田浩斉の遺稿で、その日記中に前記福田半香の来遊や、天保七年八月七日の長英の来沢、点滴穿石の教訓等を見、天保十年六月、竹馬の友剣持要七(宗禎より一つ年表)にあてた書翰には、長英の投獄を伊勢町の根岸秀蔵にきき、その安否を尋ねる中に、長英の日頃の外国の事を言い出しては狂躁するので、異見を加えていたのにと残念がっている。

史料九一七は、高橋景作の天保九年の六月末日まで総社あたりの出張医と、その中に見る蘭書の翻訳や、師長英との交渉を同年の日記に見たものであり、九一八は、沢渡温泉の生んだ和算の大家―前述福田宗禎の要七宛書翰に見る内田弥太郎(長英の門人)に寄食して職を探している事を思うと、剣持も長英を知り、それは天保二年の長英の来沢に始まるのではないかと考えられないこともない。その門人は、東部吾妻に二十四人(内原町九、沢渡一〇)で大方を占め、県下では外に群馬郡二、那波郡一、県外では下総二、常州一三、上総一と出張教授した。聞けば氏の遺稿は東北大学に蔵されているという。

史料九二一は、沢渡温泉の道沿いの村、字清水に生れた書聖町田延陵を尋ねた平沢旭山の、四万温泉に遊ぶ中に

吾妻の文人を尋ねているもので、そこに宗禎の師、丸山白峯も尋ねている。ここにも温泉が文人を育てていることがわかる。書聖延陵を語る史料をのせる事が出来なかったが、口絵にその一つを掲げた。

史料九二二は、前述した道心性源（九二〇）の弟子である一百姓、折田村の寺子屋師匠福田又右衛門教育の目標を知るものとして実に貴重なものであり、史料九二五は、浪人して原町に住みついた漢学者であり教育者である、木村卓堂の世評であり、九二七は、国学者足代弘訓に学んだ伊勢町の神主（林昌寺破仏事件の発端者）小坂橋好里の遺稿「萩の屋歌集」であり、氏には「詞のみちゆきぶり」の著書もあり、師弘訓の次の一首

我が国はいともとうとしあめつちの神の祭を政にて

の書が、小坂橋好里の親友高橋景作の妹の夫、永井専蔵の手でほられ、それが好里、景作を共に師とした関恒斉に継がれて横尾八幡宮に奉納されたとき。

なお、元禄の初め、太平の中に復興した吾妻三十三番観音めぐりについては、中世にあげたのでここに解説を略し、また信心のおまいりと共に社堂に掲げた大奉額（俳諧、絵馬外）、縁日の祭り興行物等の不知不識のうちに庶民に与えた環境の勢力の大きかった事が想像されるが、それらの史料はここに外した。（金井幸佐久）

## 近・現代

### はじめに

資料編「近・現代」では、明治元年（一八六八）から昭和二十二年（一九四七）頃までの資料を扱った。通史や



特論では昭和五十年（一九七五）頃までを扱ったが、この資料編では紙幅の関係で今次戦争の終結直後の二十二年頃までにせざるをえなかった。編集の都合から資料編を一巻に圧縮せざるをえなかったので、一冊の資料編の構成については近代以前、とくに近世資料を重点とした。近現代では主に昭和戦時期までとし、戦後は終戦直後のごく一部資料だけを掲載した。昭和戦後期については別の機会にまとめなければならないと思っっている。

中之条町の近現代資料所在の現況をみると、総じて昭和戦後期以前では明治期のものがかなり多く、大正期のものが少い（大正期が短いことを考慮しても）。そして昭和期になると各旧町村役場資料はじめ町民の個人持資料もかなり多くなる。このように各期別に史料の所在が偏っていたうえに、旧町村別にも必要な史料の所在が偏っていた。かかる状況のもとで近現代史料の編集をするのは中々に骨のおれる作業だった。通史編を作成の際には既存の公的私的文書の収集のほか、多くの町民の方々からの史的体験報告や聴きとり資料などの収録にも依存してきた。そして通史の記述には既存文書とともに町民からの投稿報告や聴取談話資料をも併用したのである。こんどの近現代資料編には紙幅の都合もあって後者の資料は掲載しなかった。さらに通史の記述にあたっては新聞記事をかなり活用したが、資料編ではこれも大半掲載を略した。なお地元資料としての村報や雑誌および住民の日誌類からの必要資料はこれを掲載した。

さてわが町誌の編集では、通史をはじめ特論や特輯を含めて記述編三巻が先に刊行され、後から資料編一巻が刊行されるといふ順序となった。昭和四十六年四月発足以来四カ年間は主として資料収集に専念してきたが、わが町誌の場合、記述編が先行できたのは編集委員の大半は地元研究者として委員会発足前からすでに多くの史料が収集済みであって、町誌編集に際してはこれを基本方針にそって整理補充修正する作業が主であった。それでも執筆段階に入った五十年前後までの期間に新史料が相当量収集できたのは委員諸兄の不断の努力と町民の方々の協力支援の

成果と感謝している。既刊の通史特論特輯の執筆にあたっては、各委員はこれらの多くの資料によった。近現代資料にしても記述編で使用したものは実に膨大な量になるが、ここに収録したものはそれに比すると極めて僅少である。通史特論特輯でも重要史料は出来る限りほぼ掲載したつもりであるが、紙幅上から全文は載せえなかつたし、当時なかつた資料でその後収集した史料もある。重要資料の場合には記述編に載せたものでもこの資料編にそのまま掲げたものもある。

ところで近現代資料の配列については、既刊の通史、特論、特輯の記述編と対照して読むことの便益を考えて、通史の配列順序によって、時代順に明治前期、同後期、大正期、昭和戦前期、昭和戦時期、終戦直後期に区分し、明治後期以降はそのなかを通史の節区分にしたがつて、概ね町村政、産業経済、交通運輸、文化思想、教育等に分けた（明治前期は別の節区分にした）。

以下、各時期別を追って主要資料を中心にして解説してゆく。

## 一 明治前期

明治前期は近世封建制度の解体から近代の諸制度へと移行してゆく大きな過渡期である。いわゆる「明治維新」が断行され、町村でも次々に新政がうちだされ、これが対応受容に追い廻された時期であった。政治経済はじめ産業交通および教育文化など全面にわたって制度上の目まぐるしい変動に伴って生気の噴出がみられたが、その底には不安がただよっていたのである。制度の動きにくらべると、人々の生活様式にはこの明治前期は近世様式の延長であつて、実質的にはあまり近世と変らなかつた。この期の特性から資料編の編成も一、制度改正を示す布告・上申覚などに中心をおき、これに前期の主な歴史的事項として、とくに一、町村誌（上からの命令により明治九年編纂）、

三、地租改正をとりあげ、加えて四、産業と交通、五、教育と文化についての資料を収録した。さらに添えて変動期特有の事件騒動として林昌寺破仏騒動事件からも掲載した。

町村誌の編纂 明治九年の郡村誌のうち、地元に残存資料として横尾村誌(四)と栃窪村誌(五)の二つを収録した。九年村誌は、疆域・幅員・管轄・沿革・里程・地勢・地味税地・飛地・字地・貢租戸数・舟車川・道路・掲示場・堤塘・社寺・学校・古跡・物産民業等の二二項目について極めて簡単に記述されているが、当時の町村の概況を知る資料である。中之条町については、別に五年(一)、九年(二)、十一年(三)のものを掲げた。

布告・上申・覚 明治前期の布達・上諭・用留そして上申・届などの書類は、中之条町の場合にはよく保管されていた。そのうち主なものを選んで掲載した。十四、五点にもおよぶので一々の解説はできないが、若干の資料をあげておいた。

明治四年(辛未)の布告(六)のうち、皇大神宮の大麻の従来振合による全国一般への頒布の旧慣を廃止すること、また戸籍編成についての通告の順達の件等を載せた。ついで六年の上・中・下米の平均値段を書上げた。さらに十一月上諭記(八)からは七年一月以降新暦による国旗掲揚日を指定し、そのもれなき通達を命令していた。そして三月御用留(九)からは村役員(正・副戸長・立会人)の選挙と給料についての通達をのせた。十年の県庁達留(一〇)では、「虎烈刺病ヒョウリョウについての予防略法」の詳細が公示されている。明治十一年上諭記(一一)から、第五小区(旧中之条町)の国民軍人員表を示した(該当者は十七才〜四十才にわたる)。

ついで郡役所から戸長役場への明治十二年通達(一二)によって、戸長・用掛等の旅費日当・滞在日当規則、伍長心得書、及び天長節祝賀を村祭・自家祝とともに実施すべき通達、そして十六年通達(一四)では徴兵検査に前橋町に出頭すべき通達、郡連合町村会議員名簿等を収録した。他方戸長役場から郡役所への上申書(一三)から、

各種調査報告（十三年地租改正民費調、十四年稲作・繭糸等状況、町村歳出決算など）を掲載した。さらに十五年吾妻郡町村連合会議事細則（一五）、十九年改正の同細則（一六）を示した。なお当時の世相を矯正する倫理規定として興味ある資料として山田・折田両村連合で、賭博の悪習の根源除去を目的とし、勸善委員を選出し、その教導による犯罪防止を第一とし、そのため町村間で必要事項について結約調印している。その結約事項を収録しておいた（一七）。

最後に当時伊勢町連合戸長を勤めた木暮茂八郎氏の備忘録（一八・一九）には、前期の町村行財政はじめ勸業教育文化等全般にわたる重要資料が記帳されているが、そのうち行財政関係のものだけをここに添加した（十三年の戸長例会の様子、人口職業調、農談会開設のこと等）。

**地租改正** 近世封建社会から近代統一国家への移行に際して、地租改正はその財政施策として重要不可欠な大事業であった。維新政府は早くからこの事業に着手し条令規則の整備に努めたが、その実施に当っては随分難行した。群馬県では明治九年十一月に着手し、十四年五月に終了している。県では着手に先だち一年前の八年十月改正心得書を町村に示達し、この期間に郡町村の大小区長や指導層への啓蒙につとめた。中之条町地方（第二十大区五〜八小区）の地租改正の実態については、各実施段階ごとに通史編特論で詳述した（第二卷二二二〜二二六四頁）。ここでは地元資料にもとづいて若干の町村の状況を示した。すべての地区については資料をかかため明示しえなかつたものもある。この資料編では、九年十一年の上からの通達（二〇・二一）、土地丈量の実施についての窺い書（二三）、土地坪読についての受書（二四）などを通じて、この大事業に対する現地住民の実施対応の実態をうかがう資料を収めた。また伊勢町地区の実施進捗状況を示す「地租改正日勤控」（二二）と、平・赤坂・尻高・大塚各村の実施作業とその参加人員などを示す資料（二五）を掲載した。各段階における実施上の問題が多く、それぞれ

資料を示す必要があるが、紙幅の関係で省略した。各段階のものは部分的ながら特論中に資料をあげておいたので、それらを参照されたい。

産業と経済 明治前期には政府や県による殖産興業の奨励をうけて県下各地の有力者たちが活発な勸農への意欲と活動を展開している。勤業委員の設置、農談会の開催、吾妻東部でも畜産・養蚕一般・農事などを通じて積極果敢な動きがみられた。資料編ではその一部として九年の継業会社設立の通知(二二六)、十四年の中之条生産会社設立願書(二二八)、十五年の製糸の研精社設立願(二二九)などを収録した。

なお中之条町の商況を示す市日における中店税の取立資料(二二七)を添加しておいた。

教育と文化 明治五年(一八七二)八月学制発布によって町村にも学校が設置されることになった。学区制が施かれ学区取締が置かれたが、当時の状況のもとでは開校のための資金や教員集めをはじめ、何よりも父兄を説得して生徒を集めることが極めて困難であった。町村有志の教育への熱意と尽力によって中之条町地方(一七二―一八五学区)にも明治六年十月から順次小学校が創設された。初期の学校に関する資料として、明治六年とみられる四万学校の設立願(三一)、伊勢校・折田・岩本・横尾等学校沿革誌(三四)と伊勢校校則(三三)、さらに学校設立への住民の寄附金資料として十二年の中之条学校(三六)のものをあげておいた。さらに十年代に入って教育令が施行された時期の山村岩本学校関係の資料四点(三七・三八)を示した。さらに十七年十月開校された吾妻第三小学校関係の当時の資料(三九―四二)を収めた(吾妻第三小学校は当時の古い洋風学校建築様式で、県文化財に指定された。大正期から最近まで中之条町役場だったが、文化財として当時の学校の原型に復した)。そのほか十五年前後の中之条小学校教育綴(四三)から主な資料も収録しておいた。

なお十年代の文化資料として、当時伝染病の流行に対処して明治十五年伊勢町に避病院が設置されたが、その際

の願書(四七)、また当時季節的に開催されていた芝居興行願(四四)を示しておいた。またごく珍しい資料として十一年のベルツ博士の旅行免許証(四五)を掲載しておいた。これは旧中之条町誌研究会が旧役場のつづらの中から発見したものである。この免許証には欄外に十一年八月一日二見屋と記されている。

**事件と騒動** この明治維新期は時代の大きな転換期で、とくに明治初年から七、八年頃までは維新政府から次々に新制度の公布施行が打ちだされ、激動改変の時期だった。それだけに新政への不平不満も根づよく、事件と騒擾が相次いだ。中之条町の場合の事件騒動では、伊勢町神道派の人々による林昌寺破仏事件があげられる。この神葬祭騒動については通史編二巻一一五九―一二二〇頁の特論で詳述しており、その関係資料も掲載されているので、ここでは省略した。

## 二 明治後期

**町村政**(通史六章一 新町村の成立と発展) 明治の前期の町村制の変遷をへて、二十二年の町村合併施策によるが、旧四カ町村成立の際の合併関係資料は歴史編特論八「明治前期の町村合併」の記述のなかに大半を収録したので、この資料編では掲載しなかった。

新町村発足後の状況を知る史料には、主として各町村の公文書としての議事録によるが、各町村とも不備のため一部所蔵のものによらざるをえなかった。発足間もない明治二十六年中之条町について役場事務報告(抄)(四八)を載せたが、漸次伸びゆく町政の様子がうかがえる。注目されるのは「中之条町ノ状況」の項で、二十五年の養蚕不作と風害による不況のための衝撃によって中層以下の町民層の経済生活の苦窮が指摘されている。この年の町民の生活苦については「柳田虎八日記」にも詳述されている。そして日清戦争後には各町村とも新制度による整備発

展が著しくなる。三〇）三二年の各町村巡視報告書（群馬県庁文書）に示されているが、通史に記載しておいた（中之条町八三六頁、伊参村八四七頁、名久田村八五三頁）。三十年代の町村自治の整備は区制区長制などの改正に示される（「三十四年中之条町の区長職務取扱規程」四九）。さらに日清日露兩戦争間の時期には町村歳出の伸長に伴って歳入源として町村税賦課の檢出につとめた。中之条町会議決による「三十四年国税營業税割の制限外賦課申請」をしているが、当時の町財政状況を知るその「理由書」（五〇）を掲げた。

さて日露戦争は国民生活に多大な影響を与えたが、とくに戦後三十九年県官による吾妻郡事務視察復命書における中之条町・名久田村の状況（五一）をみると、三十九年三月において中之条町では、不況による窮民六十三戸に増加、町税における滞納者の増大、そして商人層の落込み、不況に際会して江州商人から台湾南京米の貸付けをうける細民、高利貸の借金をうける中以下の商人の苦渋が指摘されている。名久田村では、春以来の畑作の不作に加えて米の凶作による農家経済への影響が大きく、窮民百五十戸（全戸の三分の一）と述べている。この救済のための各町村における施策として土木工事や国有林払下げによる収入源の開拓、食料品（麵麩・パン・重焼……）の配布、小学生就業・弁当不持参児童への対策などが示されている。

中之条町の警察署移転上申書（明治四十一年、四十四年）（五二・五三）明治前期に中之条町に設置された警察署が日浅くして原町に移転されたが、明治後期になって商工業の伸長、交通運輸の発達に伴って官衙・公署・学校及び諸施設の増加整備が著しく、郡都として他町村とくに警察署の所在する隣町原町を大きく引離した。かかる状況に応じて、日露戦後の明治四十年代から大正初期（大正三年の史料は略した）にわたっては、かねてから不満と熱望を抱いてきた町民有志達が町会議決をもって警察署移転運動につとめた。二つの申請書・上申書は、ともに中之条町と原町とを比較して中之条町の方が適切なることを立証するために多くの統計を添付している。統計資料も

掲載すべきであるが紙幅の関係で省略した。四十四年の町長名による上申書には、中之条町に移転すべき詳細な理由を述べた「移転理由書」が参考書類として添付してある。

**産業経済** 明治後期になると前期に比して産業経済の発達が著しい。農林業とくに養蚕製糸業はじめ商工業の発展がみられ、物資の流通が活況を呈した。農会産業組合の設立、商工業者の組合等も形成された。このような諸産業の興隆は自然に地元の銀行や信用組合の伸長となって現われている。とくに日露戦後には温泉地の発展とともに交通業の伸長が著しい。

**養蚕製糸** まず養蚕改良のため二十一年吾妻郡養蚕試験所が設立された。「設立願（五四）、規則（五五）及開所式答辭（五六）」。この規則によると、五、七月二カ月の短期間だが八科目の授業習得を行い、大小試験を課し、各課目六〇点以上でないと資格を習得できないという厳正なものであった。なお生徒心得、禁条なども設け厳しい規制が実施されている。後期の地元製糸では組合製糸の前身の吾妻社（二十五年木暮茂八郎設立）をあげねばならない。社則（五七）は当時の吾妻地方の製糸業の組織機能性格を知る重要史料で、西毛三社とくに碓氷社と対比して把握しておくべきである（三十四年解散し碓氷社に加盟）。なお明治期の製糸業の変遷を示すものとして木暮（茂）による「碓氷社中之条組略歴」（五八）を載せておいた。

**産業団体** 明治二十八年中之条町に農会が設立され、その規則が定められた。初期の農会の性格を規約（五九）によってみると、農事改良を目的とし（三条）、技術の改良発達のため農事試作場の設置、農談会品評会等の開設、病害虫の防除、農具改良、蚕業改良、そして勤勉貯蓄法の作成等々の事業を掲げている。会長田中甚平、副会長木暮茂八郎という町の最高指導者を中心とする公的な指導組織をもっていた。なお、とくに日露戦時中の農業振興団体として「吾妻振興会」の規則（六〇）を加えた。これは郡農会の農事講習生有志によって結成されたエリート集



団で、活動は先掲の農会事業に示したものと同種のものである。さらに技術奨励として注目されるのは、養蚕における四十一年の「稚蚕共同飼育奨励規程」(六一)である。共同で十五枚以上掃立飼育するものに対して補助金を交付し奨励するものである。また林業についても三十九年一月沢田村林友会が設立され、林業の発達改善を計り技術研究を目的とした。林友会規則(六二)をあげた。議事録によると四十年代から大正前期にわたって積極的活動を通じて村の経済基盤の確立に大きな役割をしている(一卷八八七～八九〇頁)。

つぎに商工業者の組合として二十九年十二月設立の吾妻郡薪炭販売組合の事業報告(六三)と、吾妻郡職工組合規約抄(六四)を載せた。とくに職工組合(一〇職種の工人)はその特殊性による刮目すべき事項が規定されている。職工の等級別に一人当り年間賦課金を納付させ、これを基金に同業者の災害共済にあてている。また各職工の手間賃を職種別仕事別に詳細に規定しているのは当地方の賃金史料としても重要である。

日露戦後には産業交通の発達で当地にも馬車会社が設立されるが、四万温泉馬車合名会社の定款(六五)と、吾妻軌道株式会社資料(六六)(社債募集、収支予算書)を掲載した。吾妻軌道会社は当地方企業としては最大のものだが、収支予算書はその実態を示すものである。

温泉取締規約と商法人仲間規約、「四万鉾泉場取締規約改正」(六七)と、「同温泉の商法人仲間規約届」(明治三十三年)(六八)である。温泉取締所の改正規約によると、その費用源は客の浴銭による普通費と規約者から徴収する協議費であった。当時の温泉場の課題は湯場の改良清潔実施、浴銭の増減が中心だった。そして仲間規約は四カ条で、これが生れたのは日清戦後の三十年代に入り旅館間の客受け競争が激化してきて、仲間規約を必要としたからである。規約は客受けの順番制の遵守と他人番に立入禁止、違反者への処分等を定めている。

金融機関と金融状況 四十三年中之条町郷土誌第七章より引用、金融については、一、金融機関 二、貯金と金

利の状況 三、金融機関の利用状況を、産業組合では、一、中之条信用組合 二、中之条購買組合について掲載した。なお参考資料として「碓氷社の社業の略歴」より明治四十年三月調査の統計を附載した（「明治後期の中の条町の金融」(六九)。さらに明治三十九年一月～十二月の中の条信用組合の第五年度の実態を「事業報告書」から引用して掲載した(七〇)。そして当時郡内銀行のうち最大規模の吾妻銀行の発展途上の二十六年年度の営業実態を示す第七回實際考課状(七一)を載せた。なお明治後期の産業改良のための資本蓄積を目的とした組合が伊勢町の有志によって明治二十七年一月に設立されたのが注目される。勤勉資金蓄積組合の趣旨書と規約(七二)をのせた。商工業勃興に際会して田舎町の有志たちにも資本の必要を開眼したものと掲げた。毎月一口式拾五銭宛(大半は二～四口、木暮茂三郎十口)の蓄積であったが、二十五年に柳田・木暮らによる信用組合が事業開始したことを併せて注目に値する。

小作慣行調査 明治後期の地主制確立期を迎えて政府が明治四十五年(一九一四年)に全国一斉に実施した小作慣行調査資料のうちから名久田村のもの(抄)(七三)を示した。通史の本文には中之条町のもの(一巻八七五頁)を紹介したので村部として名久田村のものを載せた。

河川・道路交通 明治三十一年内務省による中之条町部内河川調査報告(抄)(七四)から、河川の状況、水害区域、灌漑用水、水運などの概況を知ることができる。なお通史でも扱った上越新道(四万温泉―浅貝)の開削関係の明治二十四、五年資料三点(七五)を添加しておいた。とくに郡内町村長連署で新道開削への助成願を群馬県知事宛に提出している(その三)、通史では三十年代資料を主としたので、二十年代のものを加えた。

二十年代の文化と思想 明治期の新しい文化の到来は吾妻郡では明治二十年代からである。一般住民はまだ近世以来の土着的な伝統生活に停滞していたが、少数の知識青年たちは新思想と文化を導入していた。慶応義塾に遊学

帰郷した柳田虎八らを中心の吾妻協愛会とその機関誌を通じてこれが示された。明治二十五年四月協愛会を設立、二十六年二月吾妻協愛会雑誌を創刊、以後曲折を経たが、二十七年四月に吾妻学友会雑誌と改称、さらに同年十二月には学友志叢と改題し三十年代初期まで継続刊行していった。地方文化誌として刮目すべきものである。この雑誌（二六年～三二年）の内容目次（八六）を掲載しておいたが、とくに協愛会雑誌創刊号の発行趣意と学友志叢一号発行の主旨（八七）をのせた。これに柳田虎八二四年～二六年の日誌から協和会設立事情、その他五編を抄録した（七八）。なお虎八が少年期に創立した二十一年十一月の「遊之友」同志会の趣意と規約及び役員名簿（七六・七七）を一括掲げておいた。この「遊之友」は当地虎八中心の伊勢町少年有志の生気溢るる知的欲求がうかがわれる極めて特徴あるものとしてとりあげた。同じく二十年代初期の青少年の気概を察する資料として、当時吾妻高等小学校生徒だった新井信示日記から、少年の目に映じた①憲法発布と国会開設 ②当時の校長福永隼太郎先生の様子 ③吾妻高等小学校の落成式当時のことを抄録した（七九）。福永校長についての記述には面目躍如たる氏の姿がよく現われている。なお福永先生之碑文も併録した（八〇）。

日露戦後の文化と思想 日露戦争を契機に新しい勤労実践型の青年会が相次いで設立される。沢田村・伊参村の各大字に戦時から戦後にかけて群立したが、四万青年同志会、五反田青年同志会、大道新田青年同志会はその代表的なものである。ここでは明治三十七年五反田青年同志会の設立主旨書（八一）と、大道新田青年同志会の明治四十三年～大正五年の記録（八五）を掲載した。当時の農村青年の地道な青年会活動の様子が示されている。なお明治四十一年十月発布の戊申詔書の趣旨実践のため県内各地に戊申会が設立され、神山知事と羽田師範学校長の提携による報徳精神の実践が広く主唱され、報徳会が利根・吾妻・多野を中心に多く創設された。沢田村の折田・山田はじめ中之条町の青山の報徳会はその代表的なものであった。ここでは折田報徳会の四十三年二月～四四年五月の

創立当初の事情（八四）をその記録簿から収録した。そして中之条町の四十二年の教育文化状況を示すものとして、郷土誌から教会・青年会・尚武会軍友会・補習学校・子守学校の項を抄録した（八三）。さらに当地方の文化と思想のセンターであった県立農業学校の校友会報の諸論説などの総目次（三十九年～四十四年）（八二）を掲げておいた。当時の教師卒業生生徒の関心テーマを知ることができよう。

明治後期の教育 近代国家としての行財政制度の確立に伴い新町村が発足する明治後期になると、地方教育体制も次第に整備してくる。まず中之条町の明治二、三十年代の教育関係資料（役場文書）（九七）から学校管理に関する特筆される規定（四点）を抄録した。(一)教員の学校外教授 (二)学校設備における衛生管理 (三)学校職員と選挙 四)就学督責などについてである。なお四万小学校の茶番心得（八八）を附加しておいた。後期には学校教育の整備が進み村部の学校の設立新築が行われたが、名久田小学校落成式祝辞（八九）、蟻川分校の設置願（九〇）、沢田第三小学校新築報告（九一）などを収録した。また明治三十年代の中之条尋常高等小学校の学級編成（九四）と、女子補習科の資料（九五）とを併せて掲載した。なお二十年代前半にはじまった高等小学校の設立に当って、吾妻郡内十三カ町村連合の学校組合規定が作られた（明治二十四年）（九二）。この資料と併せて吾妻高等小学校の解散について三十一年一月の決議書（九三）も収録しておいた。さらに当時の当地の教育として注目される子守教授の規定（九六）を掲載しておいた。

なお村落の社会生活資料として興味ある明治二十七年原岩本上組の禁戒条例（九八）も収録しておいた。

### 三 大 正 期

当地方でも日露戦後から大正期になると、明治期とは大分違った諸相が認められる。産業経済の発達、交通運輸

通信の伸長によって文化思想、教育にも新しい時代のすがたが示され、これは町村の行財政、とくに末端の村落自治にも反映する。一般に大正期の時代相もその前半と後半とではちがってくる。大戦後の大正七、八年頃までの一九一〇年代が大正期の様相を最もよく示していたといえる。明治と昭和にくらべて十五年間の短い大正期には資料も少ないが、できるだけこの時代の特徴、とくに当地方の大正期の性格を示す資料を選んで収録した。

**町村政** 日露戦後には村落再編成を目標に政府による地方改良施策が遂行され、新町村づくりが推進した。神社合併、学校統合について部落有林の統一、基本財産の蓄積等によって町村の財政的基盤の確立がなされた。これが典型的にみられたのは当時の自治模範村として表彰された伊参村である。まず「伊参村の大正四年の村政事務報告」(九九)を載せた。報告には村の治績のほか村議会・勸業・土木工事・衛生状況・税務などについて簡述してある。さらにこれを末端の村落自治を通じてみるために「蟻川村村治二関スル規約」(二〇一)と、同村協議会の決議録の一部(大正後半期)(二〇〇)を収録した。村政の基盤の村落共同体の実態が把握できると思う。この資料から大正期には新町村の基礎たる村落社会が整備強化されたことが察知される。なお大正二年、名久田村は役場移転問題で一時紛きゆうしたが、この動きは「沿革誌」によって通史(二巻一〇八二〜八三頁)に記述したので、この沿革誌は資料編では略した。中之条町政については通史に詳しいので、これも資料掲載しなかった。大正期中之条町政で注目される事件として大正十一年町の各区有志による「町税賦課改正についての請願書」(二〇二)が田村喜八町長宛に提出されたことをあげておきたい。この内容を見ると、十一年の町税賦課改正によって町議等の資産階級と労働者俸給生活者等の無産階級との間に町税賦課額の不公平が生じたことを指摘し、公平な賦課を訴えている。当事件は当時の時代思想を反映した貧富階級間の税を通じての不公平意識にもとづく減税運動といえよう。なお大正末年の中之条町の実態を事務報告(一〇三)で示しておいた。

産業経済 伊参村は大正初期県の指定のもと、青年会が中心で経済改良調査を実施し、伊参村是(大正七年)(一〇四)が作成された。十四項目をたてているが、注目される事項をあげると、三、自治研究会を作り……六、社会政策トシテ、(一)戸主会ヲ設立、戸主ノ思想ヲ発達サセル、(二)少年義勇団ノ設立、七、一〇、農業蚕業副業及産馬奨励、一四、経済思想ヲ発達セシメル、(一)帳簿記載ノ奨励などである。当時県の奨励によって県内各地に養蚕組合が設立された。伊参村でも大正十一年に各大字ごとに設立をみた。「大道養蚕組合の規約」と、同年「事業予定書と収支予算書」を一括掲載した(一〇五)。なお注目されるものとして吾妻東部の「荷馬車同業組合員の共済規定」(一一〇六)を収録した。組合員の死亡・廃業・病気休業への贈与金はじめ馬匹の死亡・疾病・負傷等に対しても贈与金をだしている。さらに大正期には日露戦役からの勤儉貯蓄の精神の作興とその実践が浸透していった。その事例として「大正十四年中之条町十七区の勤儉貯蓄実行組合規約」(一〇七)をあげた。これには貯金規約のほか、住民に対して実行の要目と細目を明示してあり、とくに冠婚葬祭から兵士の送迎や日常生活にもわたって広く生活改善の諸項目をあげている。戊申詔書頒布以来、地方改良運動、民力涵養運動を通じて勤儉貯蓄と生活改善への実践は至上命令にもなっている。さらに大正七年八月米価暴騰による米騒動の勃発した当時における「中之条町の細民救済について資金収支精算書」と当時の町の米穀商組合の公定米価表(一一〇)を掲載しておいた。

なお大正期の中之条町・伊勢町の二銀行は一九一〇年代には順調な伸長をみたが、二〇年代以降は景況不振から下降沈滞していった。中之条銀行の大正十四年上半年の営業報告書(一〇八)はこれを示している。大正八年木暮茂八郎による吾妻興業銀行の略誌(一一〇九)を掲載しておいた。

交通運輸 吾妻と信州をつなぐ交通路の開通は旧くからの歴史がある。明治二十九年山口六平らによる上信鉄道株式会社設立の出願が認可されたが、時期尚早で実現しなかった。大正十一年には衆議院議員木槍三四郎によって、

その敷設建議案が議会に提案され一応議決までされた。この年四月二十七日吾妻郡町村会は渋川長野原鉄道期成同盟会を組織し上信鉄道の敷設促進をはかった（「同盟会の記録」（趣意書・収支予算）（一一一））。この同盟会は上信鉄道期成同盟の創設となり（同年七月下旬）、八月二十日にはその発会式が吾妻郡から二十四名出席して上田市役所で開催された。この際の往復文書綴から「上信鉄道期成同盟の趣意書と会則」（一二二）も併載した。なお大正期には交通の発達に伴い当地の温泉入来が便利になり、いくつかの吾妻温泉案内が刊行されている。その一つとして「大正三年の吾妻温泉めぐり」（草津馬車会社刊）（一二三）をあげた。なお大正四年上州自働車株式会社の資料（一二四）も附加しておいた。

**文化と思想** 大正期の文化・思想状況は、一方には大正デモクラシーの時代思潮をうけて自由と解放の思考と行動がみられるが、他方には土俗的な伝統に根ざす生活倫理と行動が確立していった。吾妻郡でも一部の住民、とくに知識青年には前者の動向がうかがえるが、大半の人々や在郷青年たちには後者の傾向が強かったといえる。通史大正期の「文化と思想」の項で当時の町民の日記や新聞記事等を用いてその動きを明かにしたが（第一巻）、ここでは主に青年会・婦人会・報徳会・文化人グループなどの資料を収録してその動向を知る手がかりとした。

最初に大正デモクラシーのもと、大正二年の護憲運動の昂揚による地方の知識青年の田村辰雄の反応を、その日から収録した（一一五）。

「大字中之条町の青嵐会の会則」（一二六）（大正三年三月議定）中之条青年会の支会で、町の青年会として智徳の修養、実業の鼓吹等の活動を通じて地域青年の親睦交流につとめたが、とくに特徴は「青嵐会十人会」（知識青年グループ）による太陽・中央公論らの知的雑誌の回覧購読であろう。ついで大正期の村の青年会の実態を示す「伊参青年団第三部（蟻川地区）の記録」の中から三年～五年のもの（一二七）を抄録した。精神修養と農業技術の

習得を主とする地道の土に根ざす実践がわかる。また大正五年村の修養団編成に伴う新しい「村青年会々則」(一八)と「村修養団則と同細則」(二二〇)を併録した。国体思想(勅語の精神)に基いて武道の錬成を第一とし、智徳啓発は第二に変化した。なお当時青年会活動の特性を示す大正六年同村「蟻川地区青年会の労働蓄積規程」(一九)を載せた。単独労働と共同労働とに区別して貯蓄を実践しているのが注目される。

さて町村の婦人組織は大正期に生れるが、これは新しい大正デモクラシーの世相の影響もあろう。しかしそれよりも国県の地方行政の育成指導による点が大き。いわゆる婦人運動とは異なる次元によるもので、当地では主婦会が広く各大字でつくられ、ついで婦人会(既婚者による)の設立された所もあった。大正八年二月創立の「五反田婦人会々則と細則」(二二二)をみると、婦徳と子女教育及び家庭円満を目的に、名士による講演会開催や若い処女会の指導などを唱えている。主婦会との関係、交錯などには一さいふれていない。

明治四十一年十月戊申詔書の発布を機に群馬県内所々に報徳会(社)が結成された。吾妻東部にも高山村・沢田村・太田村の大字にその成立をみた。明治後期では折田報徳会の成立展開の記録をのせたので、大正期では中之条町の青山村報徳会の記録(明治四十一年〜大正十一年)(二二二)を抄録した。さらに吾妻郡内の義太夫語りの人達の芸能組織である吾妻因講組合の大正十一年改正規約(二二三)を収録した。貴重な資料である。

大正後半十三年十二月になって吾妻東部の文芸愛好者たちによってつくられた地元「文芸同人誌」創土」抄(二四)を採択した。二巻一月〜三月号、三巻一月号、四月号の目次と編集後記の一部を中心に抄録した。明治後期では地方知識青年たちによる政治実業教育等を主とする文化雑誌の目次をのせたが、大正期では、これと異なる自由な世相を示す郷土の文学雑誌(詩・短歌・随筆)の創土をのせた。「生き生きと芽ぐむ若草のやうに伸びゆく創土」社友は日々に増えてゆく。……欲ばしい(竹葉)「創土のために全我を捧げる」(雨郷)自由な文芸人の昂



然たる息吹きが伝ってくる。佐佐木信綱、野口雨情、そして郷土出身の佐藤緑葉らが投稿している。とくに緑葉は時折東都より郷土文人に対し激励の辞をよせていた。なお中之条町朝日座で上演された主な興行も掲げておいた(一一五)。

教育 日露戦後の教育文化には明治期とはちがう思潮が動いてきたが、なお大半は地方改良や民力涵養と続く公的指導にまつ点が大であった。それでも大正デモクラシーによる教育界の新しい空気は学事会活動(一二六)などを通じて現われていた。その主催する講習会の講師による新教育思潮が吸収された。なお大正期の教育界で注目されるのは、吾妻女教師会の成立と教員の共済組織としての教員互助会の設立である。前者では明治後期から郡内にも女教師が現われ、明治末〜大正期には相当増加した状況のもとで女教師会の形成は必然といえる。また全般に教師の急増と社会的職業としての成立に伴って教員の共済互助組織の結成をみたことも当然である。大正五年における教育互助会の状況報告(一二七)をあげておいた。さらに大正期の最大の災害だった大正十二年九月の関東大震災時における当地方の様子を当時の町長田村喜八氏の日記から抄録した(一二八)。そして大正初期の当地方の生活状況を示す主な物価表(一二九)も掲載しておいた。

#### 四 昭和戦前期

昭和戦前期は、関東大震災を契機に不況が深化して昭和五年前後からは経済恐慌が地方農村でも本格化した時期である。郡内町村を襲った昭和不況は産業経済に打撃を与えた結果、自然に町村の行財政にも大きく反映し、これが対策に苦慮した。したがって比較的平穏な大正期とちがってこの時期は文化思想、教育及び社会世相にも特殊な時代色が示されていた。そして経済不況はやがて戦争勃発によって戦時期へと移行していった。

不況下の町村政 この期の町村行財政を示す資料として中之条町の「昭和二年役場事務報告(抄)」「(一三〇)」と、「昭和三年、七年、十年の税務」(一三二)をあげ、村では名久田村の五年～八年の役場事務報告(抄)「(一三二)」を掲載した。町村行財政の苦しい諸相がみられるが、これはさらに経済更生の諸施策を中心とする経済恐慌のものと産業経済資料によって明確にされよう。名久田村に八年方面委員の設置はその現われである。なお昭和期に入ると始めて普通選挙が実施され、選挙人数が急増し各種選挙への運動も活発化した。これを示す資料として当時の中之条町会議員選挙の実態がうかがえる、「八年四月桑原雄一郎選挙事務日誌」(抄)「(一三三)」を収録した。

さらに町村の最前線の区における住民自治の実態がわかる「伊勢町の只則地区の契約会の決議簿」(大正十五年～昭和五年)「(一三四)」を載せておいた。この資料からは近世以来の村落自治にみる伝統的慣行が存続機能していることがうかがえる。祭典・用水・契約脚神脱・村香代・三宮参拝等々、そして勤儉貯蓄の共同実践などを通じて地域共同体の強靱な結合が察知されるのである。

産業経済 昭和戦前期の不況は昭和五年(一九三〇)以降、農村恐慌として全国農村を経済危機に陥し入れた。当地の農村も昭和十年前後にわたって苦境に瀕したが、その実態は通史一巻の昭和戦前期の項に詳述しておいた。そして政府はこれが総合施策の支柱としてうちだしたのが経済更生計画と運動であった。このため国・県は昭和七年以降毎年経済更生町村を指定し、役場を中心に農会・産業組合・小学校等が総力を結集して経済更生を分担した。当地では初年度の七年に伊参村と名久田村が、十二年に沢田村、そして中之条町が十三年に夫々指定町村としてこの計画実践に当った。経済更生関係の資料は六に一括して、伊参村を中心に「(一三六)①～⑧」、名久田村「(一三七)①②」、沢田村「(一三八)①～③」、中之条町「(一三五)夫々旧四カ町村のものを収録した。そのうち負債整理は最も難しい課題で成功した町村は少なかったが、伊参村の負債整理計画「(一三六)②」をあげておいた。また名久田村

でも七年の指定に先だって、すでに五年九月「村の不況対策に關して協議事項」(一四二)が発表されており、この一部(農業経営改善)を載せた。なお經濟更生計画では生産と併せて農村生活改善を重視しており、これについての三村の規約をあげておいた(沢田村(一三九)、名久田村(一四〇)、伊参村(一四一))。

ここで昭和期の中之条町農会の会則(昭和十年作成)(一四三)をみると、先掲の明治期の農会規則と対比して農会の事業の範圍が拡大していることがわかる。農業者の福利増進、農業に關する紛議の調停仲裁など時代の進展に伴う新しい課題の解決に當面している。しかし農会本来の使命は農業の改良發達にある点では一貫して変わっていない。さらに昭和戦前期には農家經濟の向上を主目標とする産業組合が發達するが、これが最前線の部落單位の活動をになうのが農事実行組合であった。県内でも大正末期から漸次台頭してくるが、經濟更生運動では格別重要な役割をになつた。「下折田の農事実行組合の記事簿」(昭和二十五年)(一四四)の中から、「中折田農家組合規約」(一四四①)と「昭和四年下折田農家組合の事業計画書」(一四四②)を抜萃した。前者では農家生活に關する規定が多いのが特徴である。後者では講習講話会のほか、共同農具・共同桑園・蚕種の共同保護・共同耕作・共同購入等の産業組合精神にもとづく共同事業がめだっている。さらに沢田村尋常高等小学校の先生たちの「郷土研究」(一四五)から、①各種組合 ②小作状態(小作料・小作慣行を含む) ③郷土金融(信用組合)などの実態を掲げた。

さて昭和不況期には金融恐慌によって県内各地の明治以来の地方小銀行が瓦解に瀕した。これが対策として国や県の行政指導をうけて銀行合併が進捗した。当地の中之条銀行も昭和五年高崎市の上州銀行に合併したが、その際の地元銀行関係者の資料もあるが、ここには県議会図書室蔵の「中之条銀行第十八期株主總會における上州銀行への合併決議録」(一四七)と県文書課の資料(一四六)とを掲載した。

さらに昭和戦前期には、すでに大正後半から発生してきた商業者の同業組合が経済不況を契機に一層促進された。吾妻郡では昭和五年十二月酒造商組合が設立認可申請を県知事に提出している。申請書（一四八①）と組合規約（一四八②）をあげておいた。

**交通運輸** 昭和期になると交通運輸の著しい発達がみられる。吾妻地方も乗物が大衆バス利用時代を迎えた。中之条町に本社をもつ群馬自動車株式会社バスの路線が、中之条町を中心に郡外（東京・渋川）と郡内温泉地とを連結した。バス・ガールが現われたのもこの時期であった。当時の自動車交通の事情を示す資料（一四九）として沢田小学校の「郷土研究」からその一部を引用した。なおかねてからの群馬長野両県を結ぶ中之条―上田線の改修に関連して昭和八年七月に鳥居峠が開さくされ、これを契機に省営自動車の誘致運動が活発化し、吾妻郡町村会が中心になってこれが実現に尽力し、十年十二月には渋川―中之条―長野原―草津―真田の路線に省営バスが開通した。これはやがて省営の吾妻線敷設の前提ともなった。こうして渋川―中之条間には日向線は省営バス（男車掌）、日蔭線は民営群馬自動車バス（女車掌）として色彩を異にした。

**文化思想** 昭和戦前期には吾妻地方も漸く本格的な大衆文化時代になるが、この実態を農村部に示す沢田村の人々の昭和七年十二月の新聞購読状況を「郷土研究」掲載の調査資料（一五〇）から掲載した。これによると、朝日・日・報知の購読者が多かった。大字別に新聞購読率をみると折田が最もたかく四七・一％と全戸のうち半数に近かったが、全村では二三・二％と、当時はまだ全戸の四分の一にもたらなかった。また当時において沢田村では各大字別にも図書館の支館が開設されていたので、その図書状況を「郷土研究」から引用掲載した（一五一）。各学校が中心で教師の指導による点が大きかったと思われる。なお当地の人々の伝統的な愛好文化ともいえる俳句は大正後半から昭和戦前期には一段と盛んになった。中之条町はじめ折田・四万・各村の有志間に普及していった。中之

条町では臯月旬会が定期的に開催され、当時のものを詳細に収集していた小瀧松影氏に選句してもらったものを載せておいた(一五二)。当地方の多数俳人たちのものを掲載した。

さらに昭和戦前には大正期から引続いて青年団活動が活発に展開した時期である。中之条青年団では定期的は団報が昭和四年から相次いで刊行されたが、その目次内容(一五三)を掲示した。それと併せて七年五月には学芸部報も創刊され、それぞれに当時の団員有志の自由な意見が述べられていた。団報一号から青年団綱領はじめ、倉林勇一の「燈下愚語」、伊藤良一の「貧農の叫び」の二篇(一五四)、学芸部報一号から若月正寿の「青年と集会」の一篇を選んだ(一五五)。いずれもこの時代の青年たちの思想を知りうるものである。なお中之条町では戦時期に上からの指令でつくられた翼賛壮年団の結成の以前に、青年団を終えた有志たちの自主的意向によって昭和十一年四月に中之条壮年団が設立されたが、団則(一五六)をあげておくことにした。旧中之条町の当時の青年団壮年団関係の諸資料は、すべて当時青年団長や壮年団長をつとめた伊勢町木暮久弥氏所蔵の資料によるものであることを附記しておく。

この期の資料の終りに沢田村報(昭和八年五月創刊)から昭和戦前期の諸資料を第貳拾号(十二年六月刊)までのものから選別して掲載した(一五八)。沢田村を主としたこの期間の行財政・産業経済・教育・交通・文化の全般にわたる多数の資料を見出すことができる。さらに昭和二年の銀行合併(モラトリアム)、そして当地における雪霜害の状況を示す資料(一五七)も集録しておいた。

## 五 昭和戦時期

日華事変の勃発(昭和十二年七月)から太平洋戦争をへて戦争終結(二十年八月)までの期間を昭和戦時期とし

て扱った。昭和期の戦争は広くは十五年戦争として満洲事変をも含めて叙述することも多いが、ここでは通史と同様に日華事変からとした。一口に戦時期といっても日華事変期と太平洋戦争期とは国民の受けとめかたが違ひ、戦時生活の実態が大きく異なっている。町村政・産業経済・交通・文化・教育・生活などの諸相によって資料上から戦時期を明かにすることにした。

**町村政** 資料編では沢田村報に掲載のもの(一五九)から広く戦時町村政に関連ある資料を選択採録した。村報資料は十二年〜十五年の主に日華事変期が中心となった。例えば防空演習、国民精神総動員に伴う実践事項、応召出征者とその家庭に対する銃後の後援強化策、戦時下の節約貯蓄、資源擁護等々に対応して町村当局も戦時行政として平和時のそれとは異なる特徴を示している。また名久田村の昭和十三年の役場事務報告(一六〇)を添加しておいた。特にこの長期戦争中には青壮年、なかでも壮年層の組織と活動が注目されるので、この関係資料として、大政翼賛群馬県壮年隊の隊則(一六四)と、中之条壮年団関係のもの二点(一六二〜一六三)を掲げておいた。なお戦時体制のもと極めて特殊な選挙であった昭和十七年の翼賛選挙の実態を示す衆議院に非推薦で立候補した木樽三四郎氏の立候補の所見を、その選挙公報によって全文を掲載した(「大東亜戦争の完遂と立憲政治の擁護」(一六一))。通史ではその一部を二巻一五七頁に示した。さらに戦争完遂のため末端の地域組織(部落会・町内会)の再編成が実施されたが、内務省訓令第十七号にもとづいて、群馬県が十月二十六日町村長宛に「部落会町内会等ノ整備ニ関スル件依命通牒」を発しているが、沢田村報第三十四号からその全文をのせた(通史第二巻二二九〜二三〇頁に一部を掲載)。なお常会整備に応じて名久田村では村常会と部落常会の組織を強化したが、その構成と活動を「報告書」から収録した(一六五)。戦争末期における空襲激化による都会の戦災者罹災者の地方疎開の実態については通史でも多数の資料を示しつつ詳述しておいた(第二巻二〇九〜二二三頁)。この資料篇には二十一年六月十五

日付の地方事務所長宛の「疎開者実情報告」(一六六)をのせた。通史二卷二二〇～二二二頁を併せて参照してほしい。地元民と疎開者との融和問題は戦争末期の社会問題として憂慮されたが、漸次良好になりつつある状況が報告されていたが、戦争の一層の激化永續化した場合には憂慮すべき事態をも包蔵していたのである。

**産業と経済** 戦時における産業人としての住民のきびしい生産活動の実態については、通史のなかで資料を示しつつ詳述したので、ここでは省略した。戦争も終末に近い十九年農業関係団体の再編成として、町村の農会と産業組合を統合して農業会が設立されたが、伊参村農業会の設立総会議事録から、その経過や実態(一六八)と、会則(一六九)とを掲げた。また昭和十九年の伊参信用販売購買利用組合の貸借対照表(一七〇)も併せ収録した。この農業団体は再編と併せて戦時に即応する商工業者の企業整備の資料を収録すべきであろう。通史には個人日記から関係資料を抽出してその一部を述べておいた。町段階では公的文書を欠くので資料はのせなかった。なお日華事変勃発当初の十二年九月当時、「時局ニ対スル吾妻郡産業団体ノ実行方策」が立案されたが、この資料(一六七)(県議会図書室蔵)を示しておく。事変勃発により早急に県―郡―町村を通ずる産業指導委員会が組織され、各種団团长をもって時局対策協議会が開かれ、ここで実行計画がたてられることになった。とくに町村では産業組合(実行組合)と部落が中心の実行すべき事項が示されていた。昭和恐慌期に立案実践されてきた町村の経済更生計画とその運動が、事変への切換え対応としてこれがどのように実行されていたのか、地元の関係資料をかく。各種団体の役職員によって指導督励班がつけられ活動することになっていた。

**交通運輸** 戦時期の交通運輸で第一に特記すべきは長野原線(後に吾妻線と改称)の敷設がきまり、突貫工事により早急に建設開通をみたことである。この経過については通史でも詳述しておいた(第二卷九九～一〇〇頁)、資料編にはこの間の実情に明るい塚田国一郎氏が湯本昇先生の追悼録に所載した記述(一七一)から、当時の詳細

な事情をほぼ全文に近いものを掲げた。湯本昇氏は当時鉄道大臣官房監察官を勤めた長野原線敷設には大変尽力された方である。塚田氏は省営バスの導入から鉄道建設工事から開通までの一貫して詳述している貴重な記録である。なおこの鉄道敷設に関しては明治期以来の地元有志による長期にわたる尽力の累積があり、この際にも吾妻郡各町村長連署にて陳情している（昭和十六年十二月八日）。これと併行して中之条町でも町田崇山氏はじめ町会議員及び各団体の役職員等が連名にて、「渋川上田鉄道敷設陳情書」（一七二）を提出している。なお吾妻線の建設開通については新聞記者関喜平氏の日記（一七三）から引用した。

**文化と世相** さて戦時体制下の文化を示すものとして「大政翼賛中之条町壮年隊文化部長務委員会が作成した提案事項」（一七五）（昭和十六年九月）を示しておいた。またこの戦時期を通じて日露戦争後に創立された村々の報徳会（青山村報徳会・折田村報徳会・山田村報徳会）は夫々引続いて地道な会合と活動を継続している。その代表として山田村報徳社の報告書（一七四）（昭和十五年度～二十年年度）をのせておく。なお戦争が熾烈化した時期においても、毎年の町村の例祭は欠かさずに行われていた。大字中之条町の昭和十四年度祭典費取支決算書（一七六）によって地元民の伝統的行事の一端を推察しよう。

**生活と世相** さらに戦争末期にいたって、学校教育も異常化した昭和二十年八月の終戦直前における一女学生望月泰子さんの家庭勤労日誌抄（一七九）から、戦争終末期の生活や世相をうかがうことにした。戦時下の世相に関しては個人の日誌などから詳細な実態を示すものが多い。その大半は断片的ながら通史の戦時期の項に引用していた。十二月八日の開戦と八月十五日の終戦の記録なども何人かのものを通史にのせたので、資料編では紙幅の関係もあって省略することにした。ただ当時の新聞記者関喜平氏の日記のなかから戦時生活の「勤勞奉仕」（一七八）、「空襲警報の記録」（一八〇）、当時区長小池秀雄氏の日記から「戦争末期の生活」（一八一）を収録した。



教育 今次戦争のもとの教育の実態を示す資料には各学校の教務日誌等が保存されているものも多いと思う。ここでは広く地域全般の教育関係のものが集録されている沢田村村報の昭和十二年八月から十五年十一月までのものを抄出した「沢田村村報にみる戦時期の教育」(一七七)として掲載しておいた。

## 六 終戦直後期

昭和二十年八月十五日、敗戦によって戦争は終結した。戦争の末期には国民生活は日増しに困窮していったが、住民にとって真にきびしい生活に突入したのは、むしろ戦後になってからで、終戦直後の二十年後半(二二、二三)年頃までが、とくに最悪生活の連続であった。通史でも「終戦直後の諸状況」として詳述した(二巻二四七～二七一頁)。この資料編ではこの時期に限定して当時の町政・産業経済・文化教育・生活世相などの資料を掲載した。

町村政 すでに終戦直後の新制度の変革に伴う各町村政の急変については、当時の各町村議事録によって町村別に新制への動きを詳述しておいたので、各町村の議事録からの資料はすべて省略した。各町村では民主的な新町村制による役場機構の改革、新町村議会の形成などを中心に諸条令の整備、そして機構改革や新町村税の設定などによる予算の編成等々、終戦直後の町村政への対応は未曾有の多忙多端であった。とくに新制中学校の建設はどここの町村でも大変に苦勞したのである。この資料編では中之条町における自治体警察の新設の問題をとりあげ(一八二)、当時の町長小池遵正氏自身の回顧録から抄録することにした。日本の警察制度の民主化を目標に人口五千人程度の弱体経済力の町に自治体警察を新設することは至難のことであったが、これ را 乗り越えて積極的に設置した小池町長の率直な意向がこの手記からうかがえる。

産業と経済 終戦直後は、戦争の激化に伴って悪化していった各種産業の統制から農業では食糧供出の強化に追

われ、商工業では企業整備と製造販売品の逼迫から物資の自由流通は杜絶して全くの窮乏状況だった。二十年後半になると漸次開放されてくるが、この二十一、二年当時は生産販売及び消費（生活）の全面にわたって最もきびしい時期であった。当時占領政策として日本の民主化のための第一の制度改革が農地改革であった。わが町村の農地改革については、別に特論として二巻一六五～一三三頁で詳しく扱った。その際には未発見だった伊参村農業者会の「農地改革綴」から主要な伊参村の改革資料（一八三）を新たに掲載し特論の記述を補充することにした。

さらに終戦後には新規に労働組合法が施行され、各地に労働組合が結成され、その活動も活発に展開された。当時の中之条労政事務所長の宮崎徳重氏は郡内労働組合の動きについて丹念に記録している。この記録中から「昭和二十二年二・一スト以後の労組の動き」（一八四）の資料を収めた。二十二年の二・一ストは終戦後の労働組合の歴史にとって一転機となったといわれるが、吾妻郡内の場合には、この年こそはかえって前年以上に各種労組が結成され、その動きも活発になってきている。当時の窮迫した経済生活状態を反映してか賃金引上げや物価手当の増加などの要求が掲げられ、組合と雇主との交渉が重ねられている。

さて終戦直後の町の人々の生活実態については、多くの人々からの聴きとりや報告によって通史で詳述しておいたが、資料編では小池秀雄氏の昭和二十一年一月一日～三月七日の日記から関連記録（一八五）を抄録した。①戦前からの正月の伝統的な諸行事は、戦時から戦後を通じて全く変わらずに継続して実施されている。そして②戦時中から継続強化されてきた商品の販売統制と生活物資の配給の実態などが、日記の随所に示されている。そして③この年二月下旬から三月初旬にかけて実施された旧円から新円への切替の断行は、敗戦後六カ月にして襲来した当時の日々深刻化していったインフレの急伸に対処する緊急施策であったが、この時の中之条町民の大きな困惑と不安が今更のように眼前にほうふつしてくる。

文化・思想 戦時期を通じて閉塞されていた地方文化も戦争終結を契機に一時に運動として台頭しはじめた。当時の物資の飢餓状態のなから吾妻地方の文化再生の動きは、県内でも早い方で活発だったと思う。終戦直後の文化運動と青年運動については、通史編でとくに詳細に扱ったが、ここでは文化運動におけるいち早く口火をきった文化会会報第一号(一八六)と、戦後の吾妻地方文化誌として発刊された「桃源」(二号・三号)(一八七)の目次を掲げ、また当時の疎開した中央文化人と地方文化人の評論や文芸(短歌・詩)などを掲載した。戦争が熾烈になった十九年からは東京在住の中央文化人たちが吾妻の地に疎開した(土屋文明、佐藤緑葉、阿部真之助、田部隆治、市川為雄、田中稻三)。そして地元文化人の関喜平(怒涛)が仲介人として、萩原進、黒岩長紅なども参加して八月十五日に先だつて吾妻文化同好会が誕生している。そして九月一日にはガリバン刷りの会報一号がでてゐる。貴重な資料なので収録した。続いて関喜平氏は、活版本として「桃源」を発刊したが、これは三号で終つてゐる。この桃源には中央文化人はじめ、県内の文化人の作品のほかに、地元吾妻の若い気鋭の人々の短歌・詩及び俳句等が掲載されている。文化会報から桃源三号にわたる終戦直後の地元文芸誌の刊行は、若い地元文人たちに大きな刺激を与え、疎開文化人による冬期大学の開講、吾妻懇話会、吾妻青年同志会はじめ多くの文化団体の成立を誘発した。市川為雄は中央の疎開文化人と地方文化人との融合による新文化の創造を企図したが、疎開文化人の帰京は忽ちにその夢をくだいてしまった。若い地元文化人で当時の上毛記者水出良夫氏の「山を下つた疎開文化」の声は、吾妻文化のための原点にかえつて現在反省してみる必要がある(町誌二卷四三八〜四三九頁掲載)。

つぎに終戦後には吾妻地方にいち早く青年運動が台頭した。吾妻青年同志会と吾妻連合青年団の活動があげられる。前者については町誌二卷で詳述したので資料編では省略したが、当時の単位青年団活動については、郡連合青年団機関誌「吾妻青年」の二十一年九月〜十一月(一八九)から、四カ町村青年団の動きの一端を収録した。なお戦後

敗戦による青年たちの混迷のなかから青年娛樂も最初はやくざ芝居、やくざ踊りに停迷していたが、県当局はじめ県連・郡連等の青年指導者たちの尽力によって新しい演劇がめばえた。中之条町の新生青年団による演劇活動が始まったのは二十九年一月だったが、その公演は識者の注目をあび、郡と県の大会で最優秀賞を獲得している。青年団員による二十九年四月～五月の演劇練習日記（一九〇）から、その一部を抄出して掲載した。この記録を通じて青年たちの真摯な演劇への取組みと、仲間意識による素晴らしい演劇が生れる素地が青年達の練習日記から察知される。さて戦後村人たちが行先混迷のなかで、人心動揺を続けていた際に、ながく戦前から地道な歩みを続けてきた報徳会の活動が目される。吾妻郡東部では沢田村の各大字地区はじめ、中之条町青山、高山村尻高、そして郡内で最初に創設された太田村の各報徳組織は、敗戦下にもかかわらず、明治期から今次戦争期を通じて休止することなく、継続して定例集会が開かれ、各種の実践活動が展開されていた。ここでは戦後二十年～二十一年における折田報徳会の記録（一九一）を収録しておく。折田報徳会の創立期の記録は、すでに本編の明治後期の資料（一一三三～一一三四頁）に掲げた。会の生みの親で初代会長の折田九平次氏が大正昭和戦時期を通じて中心人物だったが、氏の死去を機に、二代目会長に星野政太郎がこの年四月に就任した。氏は二十九年三月になって戦後の折田報徳会の歩みを回顧して記録に残したのである、敗戦後の九月廿七日には精農家の旌表が行われているが、明治～大正～昭和戦前戦時、そして戦後を通じて地道で不変の活動が継承されてきていることはまことに刮目に値する。資料編に掲載しなかったが、青山村報徳会、山田村報徳会の場合も、その記録によって全く同じゆきかたが示されていた。つぎに戦後教育については、通史のなかで終戦後の教育改革の経過を中心に詳細に記述した。とくに町村民にとって大きな課題であった新制中学校の建築については四カ町村それぞれについて資料を明示しつつ述べておいた。ここ資料編では、戦時期から戦後期への変移過程を、沢田小学校の場合について、学校沿革誌をもとに、十九年度

から二十二年度にわたる経過（一九二〇）を収録した。戦争終末期における小学校教育の実態とともに、終戦直後の二十一年にわたる学校教育の変化過程をたどると、あまりにも大きな激動だったことが思い出される。疾風怒涛の襲来だったが、山村の小学校でも戸惑いと不安とが交錯するなかで、ともかくも当時相次ぐ上からの諸般の教育制度の改革が指令され、これに町村―部落の人々も一緒にあって戸惑いながらも真剣に対応していた様子がかがえるのである。明治の新政に対処した郷土の先人たちの場合と併せて、終戦後の新制度の受容対応には後人たる我々の学ぶ所は余りにも多いのである。

終りに、少しまとまったものを集録しておいた。明治二十六年二月創刊の吾妻協愛会雑誌から編集人柳田虎八（阿三郎）の四つの論稿、吾妻人二編、田舎青年、大馬鹿者を選んのでせた（一九三・一九四）。さらに日露戦争に出征した中之条町関係の出征兵士の町役場宛の手紙があるので、そのなかから十一人の書簡（一九五）を掲載した。なお小池遵正氏の手記中から、氏の尊敬する町の三人の人物―柳田阿三郎、小坂橋菱三郎、町田崇山―についての評伝（一九六）を抄録した。そしてもう一編は、伊勢町出身で戦前ながく都新聞記者として活躍した小池秋幸氏が、氏の少年時代に郷里の町で謡われていた俚謡の思い出を綴ったもののなかからいくつかを抜きだして載せておいた（一九七）。

なお、私たちの中之条町には近世、近現代を通じて相当大部のまとまった史資料があり、この際資料編に収録しなかったが、紙幅の関係で到底載せることのできなかつたものが多かった。これらはいずれも後世に伝承すべき貴重な史料と考えているので、後日一つ一つ刊行されることを期待して攔筆する。（小池善吉）

# 史料総目次

## 古代・中世

一 政事要略(国史大系第二八卷)……………	三	五 日向見薬師堂棟札(四万日向見)……………	三
二 三代実録(国史大系第四卷)……………	三	六 日向見薬師堂内木彫十一面観音坐像銘文(四万日向見)……………	三
三 上野国交替実録帳(九条家本延喜式卷卅八裏文書)……………	三	七 関東幕注文(山形県・上杉文書)……………	三
四 上野国神名帳(前橋市元総社町総社神社)……………	四	八 武田信玄願文……………	三
五 吾妻鏡(国史大系第三二卷)……………	六	九 折田八幡宮棟札(折田・折田正寿蔵)……………	三
六 沢渡・阿弥陀如来画像板碑(沢渡温泉湯出土)……………	八	一〇 参考・武田軍旗と折田家記録(折田茂蔵)……………	三
七 林昌寺阿弥陀如来画像板碑(伊勢町)……………	八	一一 加沢記所収文書(群馬県史料集第三卷)……………	三
八 お茶不動板碑銘(伊勢町お茶不動所在)……………	九	一二 折田文書(折田・折田茂蔵)……………	三
九 宗本寺宝篋印塔銘文(下沢渡)……………	九	一三 富沢大学文書……………	三
一〇 神道集(東洋文庫本・角川書店刊)……………	九	一四 熊谷文書(姫路市五軒家・熊谷次郎蔵)……………	三
一一 和利宮縁起(五反田・唐沢姫雄文書)……………	四	一五 真田史料集所収文書……………	三
一二 三和上変相流布記……………	三	一六 参考・加沢記(一)……………	三
一三 和利宮罽口銘文(大塚宗学寺記録)……………	三	一七 一場文書(伊勢町・一場健蔵)……………	三
一四 吾婦神社神像銘文(山田)……………	三	一八 八幡山番帳……………	三
		一九 参考・加沢記(二)……………	三
		二〇 参考・宗学寺記録(大塚)……………	三

三	伊能文書(伊能建三郎藏).....	三〇
三	田村文書(五反田・田村武一朗藏).....	三〇
三	宗学寺文書(大塚).....	三〇
三	林昌寺文書(伊勢町).....	三〇
三	真田御事蹟稿所収文書.....	三〇
三	二宮文書(中之条町・二宮映夫藏).....	三〇
三	渡文書(吾妻町矢倉・渡軍平藏).....	三〇
三	伊能文書(吾妻町岩井・伊能光逸藏).....	三〇
三	参考・赤岩湯本家記録(六合村赤岩・湯本貞二藏).....	三〇
三	吾嬬神社棟札(山田).....	三〇
三	参考・聖教・経典等奥書.....	三〇
三	参考・戦国期の中之条の城.....	三〇
三	参考・唐沢玄蕃宛知行状.....	三〇
三	折田村検地帳「足利領折田高改帳」(折田・小瀨みどり藏).....	三〇
三	五反田村検地帳(五反田・田村武一朗藏).....	三〇
三	真田伊賀守分限帳(五反田・山田潤藏).....	三〇
三	五反田村新開改帳(五反田・田村武一朗藏).....	三〇

近世

領主

幕府領・岩鼻領

法度・定

一	天和二年五月	奉行下知.....	三三
二	文化九年七月	高札.....	三三
三	元禄七年六月	御法度.....	三四
四	享保十七年七月	在々普請法度.....	三四
五	延享三年五月	餌鳥札触書.....	三四
六	文政二年十月	御法度請書.....	三四
支配代官			
七	自貞享元年 至明治二年	支配領主・代官・名主(折田村).....	三四
八	文政六年十二月	新任代官佐藤忠右衛門申渡.....	三五
九	文化七年(カ)六月	分郷調書.....	三五
一〇	天保五年十二月	清水卿永年御支配方願書.....	三五
一一	安政三年七月	廻村御出役に不埒の詫一札.....	三五
一二	安政四年	岩鼻役所より年始出頭回状.....	三五
一三	安政六年十一月	四万村役人御国恩金献上.....	三五
一四	万延元年十二月	御本丸御普請献金御褒美請状.....	三五

郡中取締と組合村

五	寛政二年九月	盜賊横行ニ付二十ヶ村申合せ……………	一七〇	三	天保十年九月	巡見使に差出した平村医師浪郷の訴……………	一八三
六	享和元年二月	郡中取締役任命……………	一六九	三	安永五年正月	日光御社参人馬割当御免除願……………	一八四
七	文化六年三月	浪人、舟倒横行、東部吾妻四十カ村歎願……………	一六九	三	安永五年三月	日光御社参に付折田村、大戸加部安左衛門に借金……………	一八五
八	文化十四年六月	十九カ村役人、取締役三人に村内取締請書……………	一七〇	三	延享五年五月	朝鮮使節贈伝馬……………	一八六
九	文政三年九月	平村婦人殺害事件諸費二十一カ村分担……………	一七〇	三	安政元年一月	異国船来航に村々に嚴重な警戒申し渡し……………	一八七
一〇	文政十一年二月	御改革の儀に付廻状……………	一七〇	三	安政元年一月	関東御取締臨時増出役……………	一八八
一一	文政十一年三月	吾妻東部四十カ村組合寄場親村……………	一七〇	三	安政二年	金札通用触申渡し……………	一八八
一二	文政十三年	御取締向請書……………	一七〇	三	安政三年七月	林昌寺梵鐘鑄替の儀に付伺……………	一八九
一三	天保三年八月	火附盜賊改……………	一七〇	三	万延元年閏三月	悪党立廻り取押方吾妻東部四十カ村議定……………	一九〇
一四	天保九年八月	再改革令……………	一七〇	三	万延元年七月	赤坂村総百姓傘連判を差出し年貢正米納めに抗議……………	一九〇
一五	天保十三年五月	八州取締出役口達……………	一七〇	三	万延元年八月	中之条町圍修理の為罪人岩鼻送……………	一九三
一六	文久三年四月	関東取締出役達し……………	一七〇	三	万延二年二月	無宿者徘徊、村々昼夜見廻請状……………	一九三
一七	巡見使・日光御社参	巡見人馬割当後証之为一札……………	一七三	三	文久元年十一月	吾妻郡東部三カ村兵賦金納覓……………	一九四
一八	天保九年閏四月	峠村大道新田の巡見書状……………	一七三	三	文久元年十二月	狛師召集、岩鼻陣屋非常警備書状……………	一九四
一九	天保九年閏五月	巡見使に差出した西中之条村々下書……………	一七三	三	文久三年(カ)	悪党取締の為節約議定……………	一九七
二〇	天明八年五月	巡見使に差出した草津硫黄掘中止願……………	一七三	三	文久三年十一月	世上不穩四十カ村組合議定……………	一九八
二一	文政八年十月	巡見使に差出した折田村の孝子具申……………	一八二	三	元治元年五月	天狗党横行に付回状……………	一九九



兜	元治元年五月	天狗党に冥加金差上一札……………	三〇〇	志	明治二年二月	岩鼻原出張所よりの村々取締達し……………	三三三
吾	元治元年八月三日	悪党横行村々取締方議定……………	三〇〇	七	明治二年三月	岩鼻原浮浪人取締触書……………	三三三
五	元治元年九月	大道百姓甚兵衛家に六人組盜賊……………	三〇〇	三	明治二年七月	三国脇往還見張番栃窪村書上帳……………	三三三
五	元治二年正月	中之条町外十一カ村兵賦金納入覚……………	三〇一	三	明治二年十二月	吾妻東部組合入用割合帳……………	三三五
五	慶応元年六月	非常時心得御請状……………	三〇三	四	明治二年十二月	法用の外梵鐘使用禁止触状……………	三七七
五	慶応元年七月	中之条町組合常州乙松取調一札……………	三〇三	大名領			
五	慶応元年十一月	悪党取締方申達し請書……………	三〇四	真田領			
五	慶応二年二月	長防征討中の村々警備請状……………	三〇五	壹	万治二年十二月	吾妻郡物成……………	三七七
毛	慶応三年二月	村方玉薬硝土播集め請書……………	三〇六	貳	明曆三年十月	折田軍兵衛吾妻知行替……………	三三九
天	慶応三年二月	第二回征長中の関東郡代口達……………	三〇七	七	寛文元年九月	真田伊賀守内預り金……………	三三〇
禿	慶応四年正月	大道新田外岩鼻役所へ年賀……………	三〇六	八	天和元年十二月	真田氏道具諸品調書……………	三三〇
忒	慶応四年辰二月	中之条町問屋明七扱慶応四年請次書状……………	三〇九	八	年不詳	真田氏大学知行証文……………	三三三
六	慶応四年四月	一揆防衛出金調(中之条町)……………	三三三	八	年不詳	富沢大学知行証文……………	三三三
空	慶応四年四月	鎮撫使前橋藩代官回村……………	三三五	八	年不詳	青柳氏略歴……………	三三三
查	慶応四年六月	群馬・吾妻鎮撫総長外申付状……………	三三五	本多領			
盜	慶応四年七月	御一新につき願書留……………	三三六	八	宝永二年六月	せんの沢林本多伯耆守様へ御引渡し覚……………	三三四
空	慶応四年七月	岩鼻郷中取締方申達しと請書……………	三三八	八	享保四年	本多遠江守様吾妻知行所覚……………	三三四
空	慶応四年八月	小栗上野介捨札……………	三三九	八	享保十一年十一月	沼田城主本多侯支配吾妻七ヶ村伝馬……………	三三六
六	明治二年正月	隊取立証文……………	三三〇	八	享保十二年四月	御用荷物屋形原迄伝馬出候分七	三三六
六	明治二年二月	岩鼻県下七十七カ村年札運参届……………	三三三				
六	明治二年二月	御制札場設立御布告揭示達し……………	三三三				

カ村願寛……………三三六

保科領

七 享保十四年十二月 吾妻郡御役所設置につき仰出候

一〇三 安永九年十一月 吾妻七カ村保科領伊勢町役所回状……………三三五

八 享保十六年五月 沼田城付吾妻七カ村同城付御免

一〇四 年次不詳二月 江戸大火・保科屋敷類焼回状……………三三六

九 享保十七年七月 許可に付御礼

一〇五 宝曆六年二月 先納年貢御用捨願……………三三七

一〇 享保十七年七月 沼田城付吾妻七ヶ村同城付御免

一〇六 宝曆六年十一月 御張紙五両増、年貢請状……………三三六

一一 享保十七年七月 願諸入費割

一〇七 宝曆十年十二月 年貢勘定正路一札……………三三七

一二 享保十七年七月 沼田城付吾妻七ヶ村同城付御免

一〇八 宝曆十年十二月 年貢皆済、飛脚道中不届詫状……………三三六

一三 享保十七年七月 願諸入費割

一〇九 宝曆十二年四月 年貢金携行の飛脚殺害に総百姓のありばい調……………三三七

一四 享保十七年七月 二宮伊右衛門、駿州田中の本多

一一〇 宝曆十二年六月 飛脚入用赤坂村百姓納入拒否一札……………三三六

一五 享保十七年七月 侯へ書翰……………三三六

一六 享保十七年七月 清水御領知代官申渡状……………三三七

一一一 宝曆十二年八月 赤坂村総百姓、江戸屋敷直上知願……………三三七

一七 享保十七年七月 清水領廻状……………三三六

一一二 宝曆十四年一月 保科領七カ村名主会合回章……………三三六

一八 享保十七年七月 社倉設置に付お林木下付願状……………三三七

一一三 宝曆十四年二月 四カ村百姓年貢納、伊勢町役所離脱願……………三三七

一九 享保十七年七月 社倉積立人別出錢取立達し……………三三七

一一四 宝曆十四年三月 伊勢町役場方三カ村、勸請証文……………三三七

二〇 享保十七年七月 百姓小児養育仕法……………三三七

一一五 宝曆十四年三月 保科支配吾妻七カ村、前々通り割合請状……………三三七

二一 享保十七年七月 小児養育実施心得書付……………三三七

一一六 伊勢町役場關係一件相済赤坂村御請証文……………三三七

二二 享保十七年七月 小児養育方御請証文……………三三七

一一七 御用金苦情者処罰文書……………三三七

二三 享保十七年七月 老養手当頂戴証文……………三三七

一一八 御用金苦情者謹慎御慈悲願……………三三七

二四 享保十七年七月 清水御領知代官申渡状……………三三七

一一九 安政二年正月 旗本領

二五 享保十七年七月 清水御領知代官申渡状……………三三七

一二〇 安政三年

二六 享保十七年七月 清水御領知代官申渡状……………三三七

一二一 安政三年

二七 享保十七年七月 清水御領知代官申渡状……………三三七

一二二 安政三年

二八 享保十七年七月 清水御領知代官申渡状……………三三七

一二三 安政三年

二九 弘化四年七月 月々御賄金御割賦請印帳……………二六

三〇 慶応三年正月 御幕方御仕用帳……………二六

三一 宝暦二年二月 御台所御手伝金御免願……………二六

三二 宝暦十三年十二月 中間奉公一ヶ村一人宛願状……………二七

三三 万延元年(推) 殿様外御年始献上物覚……………二七

三四 慶応四年五月 保科主税仏国出勤年貢四百両繰上上納達し、同延期願……………二七

三三 年次不詳 保科知行の村々加部安左衛門より借金覚……………二七

大久保領

三六 文化十四年九月 原岩本村夫銀減免願……………二七

三七 文化十四年九月 御用金盜難届……………二七

三六 天保五年八月(推) 暮し方上申……………二七

三六 天保三年十二月 流鑄馬御用金上納覚……………二七

三〇 天保三年十二月 七十歳以上御扶持請状……………二七

三三 天保八年三月 領主よりの借用証文……………二七

三三 天保八年正月 用人武内の我仮訴状……………二七

三三 天保九年十二月 献上金断り状……………二七

三四 天保十年正月 献上金御免願状……………二七

三五 天保十一年十一月 冥加金褒美下知状……………二七

三六 弘化四年四月 献金下知に窮民訴状……………二七

三六 文政十年四月 地頭所普請御用金議定……………二七

大津領

河野領

村政

村行政

村役人

三六 天保十五年二月 天領中之条町 旗本領西中之条村 民家入会取締……………二六

三六 安政四年五月 地頭所の普請金申入書翰……………二六

三六 慶応三年十月 物成高半減、軍役十ヶ年上納下知書……………二六

三六 宝永六年八月 四方村善兵衛名主役永々相勤辞退後見立のこと……………二六

三六 延享五年二月 御帳面諸事書付請取覚……………二六

三六 明和三年五月 御水帳水染伊勢町名主伺一札……………二六

三六 自嘉永五年 送り物覚帳(天領折田村)……………二六

三六 至明治七年 身代潰れ名主役辭退願……………二六

三六 元禄十年三月 旗本富永代官横尾村名主役人物申渡し……………二六

三六 宝暦十一年七月 天領平村名主役、十八人定……………二六

三六 享保十四年四月 天領四万村、組頭名主役代行定……………二六

三六 宝暦六年一月 天領中之条町名主撰出定……………二六

三六 天明三年二月 天領中之条町名主給金定書……………二六

三六 安政三年三月 天領中之条町役人定議定書連印帳……………二六

三六 安政七年二月 大道新田村役人の儀、小前相談……………二六

一五	天保四年二月	の上取極め定……………	三五
一六	天保四年二月	旗本大久保平右衛門知行所原岩 本村名主役撰出届……………	三六
一七	文久二年正月	天領折田村名主役撰出定……………	三七
一八	慶応四年閏四月	御一新にあたり名主選出方改願 (前天領五反田村)……………	三八
一九	享保十五年六月	天領平村五人の者共、村役人吟 味願誤一札……………	三九
二〇	延享三年八月	天領原岩本村名主人札拒否証文……………	四〇
二一	延享四年三月	天領原岩本村組頭役替り組頭役 引出入済口証文……………	四一
二二	明和三年八月	天領山田村名主人札滞一件……………	四二
二三	宝暦七年(推)	旗本保科知行赤坂村百姓村役人 吟味願……………	四三
二四	明和四年十月	天領山田村年貢勘定不審に付訴 状……………	四四
二五	文化十三年十一月	旗本保科知行赤坂村百姓、名主 横暴訴状……………	四五
二六	嘉永二年二月	天領平村惣百姓、村役人の不正 訴状……………	四六
二七	文久三年二月	天領下沢渡村百姓、名主年寄訴、 済口証文……………	四七
二八	享保十六年五月	天領五反田村百姓村役人に不届 申詫証文……………	四八
二九	明和三年十月	天領中之条町百姓、目安差出さ れ村役人に詫一札……………	四九
三〇	寛政十二年十一月	天領中之条町在方者止宿させ詫 一札……………	五〇
三一	安政六年十二月	天領四万村百姓勝三郎不身持詫 一札……………	五一
三二	村議定・村入用	清水御料中之条町定……………	五二
三三	天保八年正月	旗本大久保知行原岩本村取究議 定証文……………	五三
三四	天保十一年十月	旗本保科知行赤坂村々方一統 定……………	五四
三五	万延二年正月	岩鼻県折田村県産村議定……………	五五
三六	明治三年五月	天領四万村、窃盜者処罰定……………	五六
三七	延享二年二月	天領中之条町、窃盜者処罰定……………	五七
三八	天明七年七月	天領四万村道路定書……………	五八
三九	宝暦十一年三月	天領大道新田用水規約……………	五九
四〇	文政四年八月	大道新田村会合、他出酒狂詫状……………	六〇
四一	文政五年二月	天領中之条町「村入用帳」……………	六一
四二	明和七年	旗本保科知行赤坂村年貢納到天 領大道六左衛門に借用……………	六二
四三	天保八年十二月	旗本大久保知行原岩本村名主、 鎌倉河岸中川屋からの上納金借 用証文……………	六三
四四	天保十四年四月		六四

一〇	元禄六年七月	四万村諸事入用帳……………	三五
	宗門帳・五人組・人別帳		
一一	天和二年二月	折田村宗門帳……………	三〇
一二	元禄五年三月	五反田村五人組覚……………	三九
一三	享保十二年五月	五反田村五人組入証文……………	三〇
一四	正徳元年十月	五人組頭に御法度堅守証文(中之条町)……………	三〇
一五	明和二年三月	上沢渡村五人組表……………	三一
一六	文化九年三月	四万村五人組及び取締一札……………	三三
一七	嘉永四年二月	折田村五人組改帳……………	三三
一八	享保十二年九月	折田村人別改一札……………	三五
一九	享保二年八月	中之条町転出入人扱証文……………	三五
二〇	嘉永三年二月	四万村人別増減書上……………	三六
二一	明治三年正月	人別帳差出雛形……………	三六
二二	宝暦十一年三月	赤坂村除組騒動濟口証文……………	三七
二三	享和二年五月	出戻り母子人別帳濟口証文……………	三七
二四	元禄十四年四月	折田村百姓跡仕立手形……………	三六
二五	享保五年三月	五反田村一代切水吞承認手形……………	三六
二六	宝暦六年十月	渡世不自由ニ付水吞なり共別格扱願証文……………	三九
二七	天明四年二月	五反田村百姓取立証文……………	三九
二八	文化五年四月	貧困の中、百姓相統御礼証文……………	四〇
二九	宝暦十年二月	離村者身柄証明証文……………	四〇
三〇	安永八年十二月	離村書置口上覚……………	四一
三二	天明七年九月	欠落者久離願証文……………	四一
三三	寛政四年三月	欠落届不差出者吟味願……………	四二
三四	文化八年二月	欠落者引受証文……………	四二
三五	寛政四年二月	渡世上離村送り証文……………	四三
三六	寛政四年九月	中之条町店請証文……………	四四
三七	嘉永六年四月	無高百姓欠落尋ね届……………	四四
三八	慶応四年八月	出奔者尋ね方受書……………	四五
三九	文化二年三月	印鑑紛失届……………	四五
四〇	附	宗門帳の分析……………	四六
	村 況		
三二	慶安五年九月	中之条町川原町より上原へ引地願書……………	三五
三三	承応元年十二月	伊勢町引、町割覚……………	三五
三四	年次不詳	吾妻記……………	三五
三五	(元禄初期か)	吾妻古戦録「抜」……………	三五
三六	元文六年三月	原岩本村・蟻川村元一村の事……………	三七
三七	安政六年	桑原氏写中之条町由来書……………	三七
三八	年次不詳	五反田村由緒書……………	三七
三九	年次不詳	伊勢町覚書……………	三九
四〇	正徳三年九月	山田村差出シ帳……………	四三
四一	宝暦四年十一月	四万村明細帳……………	四六
	村 明 細		

農林・貢租

土地

検地・開発

三三	寛政十二年二月	折田村明細帳……………	三〇七	元禄六年二月	検地相帳送り状……………	四〇六
三三	文化九年二月	原岩本村明細帳……………	三〇七	享保四年十二月	平・横尾両村中川原畑六歩の所 属に付訴……………	四〇六
三三	文政七年申九月	中之条御村柄帳……………	三〇八			
三四	嘉永三年	吾妻郡平村村明細書……………	三〇三	享保十七年八月	検地につき代官池田新兵衛申渡……………	四〇七
三五	安政五年三月	上沢渡村村柄明細帳……………	三〇三	寛保元年三月	代官早川役所古検地帳調一札……………	四〇八
三六	慶応四年八月	西中之条村明細帳……………	三〇七	延享四年三月	成田原御林開発願状……………	四〇八
三七	明治二年四月	栃窪村明細帳……………	三〇九	寛保二年三月	原岩本村御林開発願状……………	四〇九
三六	明治二年五月	横尾村村方取調書上帳……………	三〇一	寛保三年正月	五反田村御林開拓願状……………	四〇九
				宝曆七年九月	折田村御林開発の地代・木代・代 官と掛合……………	四一〇
				天明六年五月	貧困につき新畑開発願……………	四一〇
				寛政三年三月	命により浅間荒地起返し請状……………	四一一
				寛政十三年一月	荒地検分の上年貢引下げ願……………	四一一
				享保十一年九月	開発田畑年貢改願状……………	四一二
				天明六年九月	見取畑年貢高入願状……………	四一二
				貞享	貞亮検地の分析……………	四一三
					土地・移動	
三三	寛文二年十月	真田伊賀守時代四万村検地(寛 文検地)……………	三〇七			
三〇	天和三年三月	真田伊賀守改易直後の検地願状……………	三〇七			
三一	貞享元年二月	村々の検地分拒と役人……………	三〇八			
三一	貞享元年四月	検地実施の心得……………	三〇九	承応二年十二月	田地売渡証文……………	四一四
三二	貞享元年七月	四万村検地……………	四〇三	寛文四年三月	田地売り渡証文……………	四一四
三三	貞享三年九月	天領四万村検地(貞享検地)……………	四〇三	天和元年十月	下々畑永代売渡証文……………	四一五
三三	貞享三年九月	天領四万村田畑荒検地(貞享検 地)……………	四〇五	宝永五年二月	墓地・森支配証文……………	四一五
三六	貞享五年九月	新検地年貢割付折田村苦情訴状……………	四〇五	享保十七年四月	畑・屋敷圃本定……………	四一六
三七	貞享五年九月	検地格付再考願状……………	四〇五	寛文八年三月	中之条町王子原田畑質請証文……………	四一六
				元禄三年十二月	修験峯本外質置手形……………	四一七

三六九 元禄十六年三月

入須川の田、大道峠村へ質置手形……………

四七

三七八 安永三年七月

中之条町御林竹調届書……………

四七五

三〇 享保六年四月

中之条町平八持田五反田村市左衛門入作手形……………

四七

三七九 文久二年十月

平村御林木数調届書……………

四七六

三六一 明和元年七月

平村小作人小作証文……………

四八

三七八 慶応元年十一月

蟻川村御林現狀届書……………

四七六

三六一 明和期(推)

大道新田田畑反当質地・小作代金……………

四八

三九一 元禄十六年七月

御留山雜木松下願(四万村)……………

四八

三三三 天明八年二月

平村百姓・伊勢町へ出作証文……………

四八

三九二 文政十二年五月

大道新田御留山枯木松下下げ希望者御尋ねに付一札……………

四九

三四四 寛政三年三月

上沢渡村百姓、山田村畑小作証文……………

四九

三九三 天保二年四月

四万村御留山枯木松下額掛合書状……………

四九

三四五 天保三年五月

質地―小作一連証文……………

四九

三九四 文久元年一月

平村御林風倒木松下調……………

四〇

三四六 嘉永元年八月

中之条町表通り屋敷質地証文……………

四〇

三九五 文久二年十月

小川林御林開発一件書類……………

四〇

三四七 元禄五年十月

永代に畑売渡手形……………

四一

三九六 正徳四年九月

御林山稼御尋に付平村返答書……………

四〇

三四八 元禄九年十月

五反田村畑渡し手形……………

四一

三九七 寛文十年十月

榛名山・吾妻郡境検使願狀……………

四一

三四九 天保八年二月

遺言による畑譲り状……………

四一

三九八 寛文十一年三月

榛名山社人と吾妻郡十二カ村境論裁許状写……………

四一

三五〇 享保十五年二月

林売渡し証文……………

四二

三九九 寛文十年四月

山公事入目覚……………

四二

林野

御林

三七〇 寛保二年八月

中之条御林守惣百姓連判状……………

四三

三九〇 延宝元年十一月

榛名山公事祈願所金子請取……………

四三

三七二 天保八年二月

平村御林苗木植付願狀……………

四三

三九一 延宝元年十一月

榛名山公事出入万入用……………

四三

三七三 万延二年八月

平村御林風倒木等届……………

四三

三九二 元禄十二年四月

榛名山南山十五カ村出入証文……………

四三

三七四 貞享二年九月

折田村御林木調届書……………

四四

三九三 寛政八年十月

榛名山南山炭焼立木伐採附出し入証文……………

四三

三七五 明和四年七月

平村御林竹調届書……………

四四

三九四 寛政八年十二月

榛名山・山稼荷物附通し出入済口証文写……………

四四

三〇	寛延元年閏十月	上・下尻高村野山出入証文……………	四六
三〇	宝曆元年十二月	下尻高、南山境論証文……………	四七
三〇	宝曆三年九月	下尻高、南山七カ村境論裁許状 写……………	四八
三〇	文化二年三月	下尻高・南山にて平村・赤坂村 の秣取妨害事件……………	四九
三〇	文化十二年	四万入会山・中之条町・折田村 口書……………	五〇
三〇	天保十四年五月	四万山出入諸費八カ村協定書……………	五一
三〇	安政六年六月	四万山御留山々稼四万村と八カ 村裁許覚……………	五二
三〇	安政六年七月	四万村稼山定書……………	五三
三〇	享保十六年十二月	山稼四万村中議定……………	五四
三〇	自宝曆八年八月	四万村惣百姓灰茅禿定書……………	五五
		四万村山稼定書……………	五六
		四万村山稼定法違判者吟味訴状……………	五七
		四万村山稼方定書……………	五八
		農間伐挽山稼破定説……………	五九
		四万村稼山禿木代金十二カ村示 談証文……………	六〇
		四万稼山禿木代金橋普請として 岩鼻役所預り証文……………	六一
		山田山入会秣場吾妻郡東部六カ 村入相山定書……………	六二
		山田山論一件証文……………	六三
三二	宝曆十一年六月	山田山論裁許状……………	六四
三三	宝曆十四年二月	山田山論裁許後若下村越境伐 木詫……………	六五
三三	明和五年六月	山田山論宝曆期証文目錄……………	六六
三四	享保十二年一月	山田山論宝曆期証文……………	六七
三五	宝曆八年八月	市城村・青山村秣場境論裁許証 文……………	六八
三六	宝曆八年八月	折窪村・赤坂村秣場境論証文……………	六九
三七	宝曆八年八月	蟻川外隣村三カ村秣入会山書上 帳……………	七〇
三八	宝曆八年八月	峠村大道新田、入須川村と秣場 争い書状……………	七一
三九	宝曆八年八月	四万山・上沢渡山・山田山・五 反田山入会村書上一札……………	七二
四〇	宝曆八年十月	榛名山川北村野錢輕減願書……………	七三
四一	年次不詳八月八日	原岩本村野稅免除願書……………	七四
四二	天保三年六月	四万村より入会村へ山留・山開 き回状……………	七五
四三	寛文四年十二月	峠村大道新田・入会秣場届……………	七六
四四	寛文五年十一月	五反田村年貢割付状……………	七七
四五	寛文七年十一月	中之条町年貢割付状……………	七八
四六		小川林新田年貢割付状……………	七九



三六	寛文七年	五反田村白雀年貢割付状……………	三〇七	元文三年五月	定免制を檢見制に改願訴状……………	三〇〇
三七	寛文八年十二月	西中之条村年貢割付状……………	三〇八	天明三年三月	定免切替に増免御免願状……………	三〇〇
三八	寛文八年十二月	市城村年貢割付状……………	三〇九	天保五年二月	折田村御定免反取覚書……………	三〇一
三九	寛文十年十二月	折田村年貢割付状……………	三一〇	延享四年九月	檢見村々へ申渡覚……………	三〇二
四〇	寛文十一年八月	折田村物成納覚……………	三一〇	明和七年九月	檢見迄早生稲こぼれ難儀願上状……………	三〇三
四一	寛文十二年	折田村庄屋地方用人年貢覚……………	三一〇	安永二年八月	檢見役人村継覚書……………	三〇三
四二	寛文十二年十二月	蟻川村年貢割付状……………	三一〇	天保五年九月	田方檢見回村先触状……………	三〇三
四三	延宝四年五月	折田村年貢皆済目録……………	三一〇	天保十四年八月	鎌止触書写……………	三〇四
四四	延宝四年五月	四万村年貢割付(小物成)……………	三一〇	屋 敷		
四五	延宝五年十一月	四万村年貢割付……………	三一〇	宝曆八年七月	居屋敷年貢及屋敷心得請連印差	三〇四
四六	延宝八年十一月	大道・礪石年貢割付状……………	三一〇	安永八年六月	上証文……………	三〇五
四七	貞享元年七月	四万村小物成年貢皆済……………	三一〇	貢 納	新屋敷成吟味願証文……………	三〇五
四八	元禄三年十一月	幕府領中之条町小物成割付状……………	三一〇	寛政元年七月	年貢過上納分引替願状……………	三〇五
四九	正徳五年一月	幕府領平村年貢小物成取立廻状……………	三一〇	正徳四年三月七日	年貢回米平村、蔵米納め舟賃駄	三〇五
五〇	文政三年十二月	旗本村垣知行山田村新料年貢皆	三一〇	賃請取……………	賃請取……………	三〇六
五一	文政六年十二月	旗本大久保知行原岩本村年貢皆	三一〇	享保二十一年三月	吾妻郡御城米上乘覚……………	三〇七
五二	天保八年九月	旗本保科知行大塚村年貢割付……………	三〇九	元文四年十月	吾妻郡平村御城米送り状……………	三〇七
五三	安政五年十月	旗本保科知行下横尾村年貢皆済	三〇九	元文五年	吾妻郡七カ村廻米駄賃下付願状……………	三〇七
五四	定免・檢見	目録……………	三〇九	安永八年十月	下沢渡村半兵衛、米石買納申出	三〇七
五五	享保十四年十一月	幕府領平村年貢十カ年定免……………	三〇八	延享三年二月	に付六カ村訴之状……………	三〇八
五六	享保二十年三月	定免制施行当初の檢見願状……………	三〇八	寛保二年	原岩本村年貢取立に付百姓返答	三〇八
					書……………	三〇八
					大洪水により回米難儀に付金納	

三〇	願証文……………	三〇	元文三年九月	年貢未進者訴口上書(折田村)……………	三〇
三〇	旗本保科知行年貢米金納請書……………	三〇	享和二年正月	年貢不納諸書(中之条町)……………	三二
三〇	旗本保科知行吾妻七カ村年貢米	三〇	慶応二年二月	年貢未進者へ差紙……………	三三
三〇	金納浅草御張紙五兩増請書……………	三二	慶応二年四月十一日	中之条町外一カ村に掛る出作	三三
三〇	幕府領原岩本・大道新田・栃久	三二	年貢未納猶予願……………		三三
三〇	保科米代金納願……………	三二	寛保三年八月	中之条町年貢取立て定……………	三三
三〇	吾妻郡村々定石代金納願……………	三三	安永十年三月	大道新田外三カ村年貢納三季定	三三
三〇	吾妻郡四カ村、回米の達しに金	三三	日延納願……………		三三
三〇	納願……………	三三	天保五年八月	清水領下秋成年貢納回状……………	三四
三〇	旗本大津知行蠶川村正米納達に	三三	農業		
三〇	金納方願……………	三四	農業・農産物		
三〇	折田村石代金納の歴史書上米代	三四	自元禄十一年五月	原町一場権左衛門の田作覚帳……………	三四
三〇	金納願……………	三四	至享保八年四月	荏・大豆村中希望者無……………	三四
三〇	年貢未納方示談成立、訴状取下	三五	元禄十三年	麦作夫食に不足に付買入(折田	三四
三〇	げ願……………	三五	享保十八年一月	村)……………	三四
三〇	保科知行七カ村、年貢米所相場	三五	宝暦三年八月	上州大豆の名請難儀、大豆納増	三五
三〇	上申書……………	三五	御免願望……………		三五
三〇	岩鼻県中之条町定石代金納願……………	三五	天明三年六月	稲植付の時期申上(大道外三ヶ	三五
三〇	旧旗本保科領御料並定石代納願……………	三五	安政四年五月	秋作・麦種入覚帳……………	三五
三〇	中之条町外十四カ村年貢米金納	三五	明治五年	産物書上帳(山田村)……………	三五
三〇	願……………	三五	用水・水車		三五
三〇	岩鼻県年貢納方回達……………	三五	元文三年六月	名久田川大洪水仕、御注進状……………	三五
三〇	西中之条村入会、山崎・小原崎	三五			
三〇	年貢西中之条並願……………	三五			

三三	文政十二年七月	名久田川洪水用水田畑あれ、見分願い……………	三〇
三四	文政十二年八月	名久田川用水普請願……………	三二
三五	文政十三年正月	名久田川用水普請願……………	三一
三六	文政十三年二月	名久田川用水普請見積……………	三三
三七	宝曆九年四月	間歩用水御普請御請印帳……………	三三
三八	明和八年二月	間歩用水御普請金の事……………	三五
三九	天保十年六月	間歩用水、先規の如く分れ方願い度(中之条町)……………	三六
四〇	天保十年六月	間歩用水、砂揚場取替証文……………	三七
四一	天保十年七月	間歩用水、仮議定証文……………	三七
四二	天保十年七月	間歩用水、伊勢町・中之条町使用方濟口証文……………	三八
四三	明治五年九月	間歩用水調査願……………	三九
四四	明治五年九月	間歩用水、橋、舟渡書上……………	四〇
四五	天保六年四月	蟻川村用水一右衛門堰普請願……………	五一
四六	宝曆十二年三月	赤坂用水中堰普請願……………	五三
四七	慶応四年正月	赤坂用水普請金米価相当渡シ方願……………	五三
四八	慶応四年正月	赤坂用水普請金残請取証文……………	五三
四九	慶応四年三月	赤坂用水普請助成金請取証文……………	五三
五〇	安永七年二月	蟻川村用水普請……………	五三
五一	天保十年七月	西中之条村山崎用水四カ村取替議定……………	五三
三三	天保十一年五月	入須川村苗代水引払出入証文……………	五五
三四	文化十一年四月	水車・用水使用紛争濟口証文……………	五五
三五	文化十二年二月	水車借請証文……………	五七
四四	文政五年七月	水車・田地借用証文……………	五七
四五	文久三年四月	水車稼方願書……………	五八
四六	弘化二年	五反田孫兵衛水車賃徳帳……………	五八
四七	鳥獸・鉄砲		
四八	宝永五年正月	中之条町御預り鉄砲証文……………	五九
四九	享保十四年三月	上沢渡村御預り鉄砲証文……………	五九
五〇	寛延二年八月	五反田村御預り鉄砲証文……………	五〇
四二	正徳三年七月	平村、猪鹿多く耕作荒し鉄砲拝借願度……………	五〇
四三	享保六年二月	鉄砲扱い定、相守る一札……………	五一
四三	享保十二年三月	鉄砲質入証文……………	五一
四四	正徳六年三月	老衰の為鉄砲引譲り証文……………	五一
四五	寛保三年五月	浪人鉄砲証文……………	五一
四六	安政二年三月	猟師鉄砲証文書上帳(西中之条村)……………	五一
四七	明治七年五月 (宝曆三年カ) 申三月	鉄砲鑑札御下げ願(西中之条村)……………	五三
四八		猪卷正三両式分納覚……………	五四

産業と交通

蚕糸業

蚕 糸

四〇	享保四年七月	五反田村善之丞真綿買不義訟扱証文……………	五七
四〇	享保七年六月	五反田村田村家繭買付帳……………	五七
四一	明和九年七月	桑冥加吟味御請証文……………	五〇
四二	安永三年十二月	大戸加部安左衛門糸繭買物預り証文……………	五〇
四三	自寛政九年 至天保十三年 文化十三年 明治十二年	折田村九右衛門の蚕収入覚……………	五〇
四三	(推) 安政二年七月	反下村の煙草・蚕(永宝年代記抜)……………	五三
四四	文久三年十一月	蚕の利に畑方荒回状……………	五四
四五	慶応三年二月	蚕種扱覚(赤坂村小林家)……………	五五
四六	明治五年	蚕種書上覚(折田村)……………	五五
四六	明治五年十月	自安政六年 繭生糸産額書上(五反田村)……………	五七
四六	明治五年十月	糸繭三カ年書上、西中之条村……………	五九
四六	年次不詳五月	蚕種業取締達し……………	五九
四六	年月不詳	釜入仲間定……………	五〇
四六	安政二年	高橋景作農蚕日記抄……………	五〇
四六	文政八年七月	桑苗記録……………	五三

商 業

富豪の商業

四四	元禄十五年四月	江戸宛麻仕切状……………	五四
四四	明和四年十二月	前橋高崎城米買証文……………	五六
四四	明和七年二月	尻高米買出入証文……………	五六
四四	延享四年十一月 (文政十一年ノ頃カ)	南麻買入帳……………	五七
四四	年次不詳九月	江戸へ煙草出商談書状……………	五九
四四	正徳三年三月	大豆仕切状……………	五〇
四五	享保元年九月	信州麦・ごま買……………	五〇
四五	享保二年十一月	繰綿売帳……………	五二
四五	享保五年八月	麻買帳……………	五三
四五	享保五年十二月	たばこ買帳……………	五三
四五	享保十一年十月	荏油商……………	五八
四五	自寛政七年 至文化十五年	中之条町町田重平家大福帳……………	五八
四六	宝曆・明和期(推)	大道新田三四郎穀物送り帳……………	六三
四六	年次不詳十月	信州米永井宿送り口上……………	六八
四六	弘化三年六月	五反田村平右衛門永井本陣より 蛹買……………	六八

漆

木材・板

四九	寛文八年九月	五反田村漆改帳……………	六〇
四六	安政五年五月	漆・茶・櫛・楮・三つ又の植付 回状……………	六〇
四六	安政五年六月	漆・茶の栽培について回答……………	六二
四六	年次不詳	越前国漆播渡世人証明一札……………	六二
四三	延宝六年七月	板木運上・板木改扱証文……………	六二

四〇六	文化二年七月	上沢渡村共有林売木証文……………	六三
四〇五	文政十一年正月	栗板江戸送り状……………	六三
四〇六	天保五年一月	江戸表火災、材木高直相成らず と回状……………	六三
四〇七	天保十三年四月	四万村九郎兵衛、杉売渡証文……………	六三
四〇六	嘉永三年五月	四万村奥山売木……………	六四
四〇六	安政三年十月	江戸大田屋徳九郎売り御用材川 下げ承知……………	六五
四〇〇	宝暦四年二月	諸商人・農間渡世 平村百姓林昌院境内で茶屋開業 願……………	六五
四〇一	安永二年四月	原岩本村油渡世人殺害訴状……………	六六
四〇二	天保五年十二月	中之条町借家・農間菓子渡世仕 度一札……………	六七
四〇三	天保九年八月	諸商人書上帳……………	六七
四〇四	天保十五年九月	古着屋渡世人改につき願状……………	六八
四〇五	享保六年四月	江州商人掛滞り表作質入証文……………	六二
四〇六	延宝九年四月	月利十四兩一分の借金証文……………	六三
四〇七	天和二年二月	郷原村修験竜学院の借用証文……………	六三
四〇八	元禄十三年十月	狩宿関所番士前借証文……………	六三
四〇九	享保二年十一月	大戸加部安左衛門の借用証文……………	六三
四一〇	天明二年五月	「貸金公訴致すまじく」と村役人 中に一札……………	六三
四一〇	寛政二年八月	頼母子講当り闇借用証文……………	六三
四一〇	寛政二年十一月	山田村商人相続講定書……………	六四
四一〇	文政十一年三月	中之条町質屋書上帳……………	六六
四一〇	文政十一年四月	煙草手借用証文……………	六七
四一〇	天保十五年九月	吾妻郡三十八カ村農間渡世質屋 等申渡し……………	六七
四一〇	安政七年一月	質屋稼願書……………	六九
四一〇	享和三年十月	酒造業・醬油造業・諸職人 勢多郡津田村酒造人・酒造米・桶 数書上……………	六九
四一〇	文政三年九月	米価下落、酒造勝手につき願出……………	七〇
四一〇	文政九年十二月	中之条町桑原重郎右衛門、津久 田村与五右衛門より酒造株譲受 証文……………	七〇
四一〇	天保十年	中之条町桑原家酒造高届……………	七〇
四一〇	天保十年十一月	平村杜氏就任祝文……………	七一
四一〇	天保十年十一月	平村平右衛門出造酒造願……………	七一
四一〇	安政六年一月	中之条町儀兵衛醬油造業願一札……………	七一
四一〇	文化元年四月	大工弟子取出入済口証文……………	七二
四一〇	文化二年二月	大工渡世鑑札受領覚……………	七三
四一〇	文化二年二月	宮大工免許焼印受領証文……………	七四
四一〇	文化六年三月	大工仲間定例一札……………	七四
四一〇	文化十年九月	大工職役永納証文……………	七五
四一〇	天保九年四月	西丸御焼失に付、杣、木挽御用触……………	七五

五〇〇	嘉永四年二月	太子講にて酔狂詫証文……………	五七	寛政六年八月	五町田・中之条町人馬継立につ き出入済口証文……………	六八
鉞業						
五〇一	文政三年十二月	四万村字桑木久保蠟石試掘願……………	五八	享和元年四月	中之条町問屋、荷物請争い証文……………	六九
五〇二	文政四年八月	四万村字桑木久保蠟石試掘方請 負証文……………	五九	宝永一享保期(推)	中之条町中心より近村札辻迄の 道程……………	七〇
五〇三	年次不詳寅十月	四万村字入ウ之穴に銅鉞見付問 掘願……………	六〇	年次不詳午五月	中之条町問屋より柵力橋不通、 万年橋通過御用人馬触……………	六一
問屋・市・街道・助郷						
五〇四	延宝九年四月	伝馬・人足可出命令判鑑……………	六一	五二 慶応三年七月	蟻川村名主より人馬継立触……………	六二
五〇五	宝永三年二月	中之条町問屋覚……………	六二	五三 天保七年十一月	三国脇往還継場道法御定賃銭……………	六三
五〇六	宝永三年十一月	中之条町下ノ町市場……………	六三	五三 年次不詳卯十一月	飛脚で江戸送金覚……………	六三
五〇七	宝永五年一月	中之条町問屋役勤め方……………	六四	五四 年次不詳卯十二月	平村・江戸送金飛脚……………	六四
五〇八	宝永七年八月	西中野条村荷物附送り方議定……………	六四	五五 万延二年三月	行き倒れ越後者送り状(赤坂村)……………	六五
五〇九	宝永七年十月	西中之条村四万沢渡湯道馬次議 定……………	六五	市・市出入		
五一〇	正徳二年	中之条町問屋定書……………	六六	五六 真享三年十月	市取扱証文……………	六五
五一一	寛保三年二月	中之条町問屋定書……………	六七	五七 元禄十四年五月	中之条町商人清兵衛の動産覚書……………	六五
五二二	宝暦五年一月	中之条町問屋定書……………	六八	五八 享保九年八月	中之条町毎月一六六齊市立願……………	六六
五二三	明和二年十月	百姓忠七問屋定背出入済口証文……………	六九	五九 享保十九年十一月	中之条町市出入湯本安兵衛偽書……………	六六
五二四	明和八年十二月	偽飛脚に注意の旨回状……………	七〇	六〇 天明八年	大巡見へ差出した市場願(写)……………	六七
五二五	明和九年二月	中之条町問屋役取極入札証文……………	七〇	六一 文政十年六月	中之条町市立隔月規定相守請書……………	六八
五二六	天明七年二月	中之条町旅人宿泊伝馬役定……………	七一	六二 天保十二年二月	中之条町市出入取極議定……………	六九
				六三 天保十二年四月	市出入明細帳……………	七〇
				六四 天保十二年四月	原町富沢久兵衛市覚書……………	七〇
				六五 天保十二年四月	中之条町原町市立につき訴状……………	七一
				六六 天保十二年七月	市出入金子借用証文……………	七一

五七	天保十二年九月	中之条町市出入訴状……………	六七	五七	天保十三年十二月	中山道軽井沢宿助郷免除願出に付中之条町外二カ村出頭請書……………	六七
五八	天保十三年五月	中之条町原町市出入明七訴状……………	六八	五八	弘化四年十一月	中山道軽井沢宿助郷伊勢町外三カ村免除願御下ケ願……………	六八
五九	天保十四年八月	原町久平より市出入訴状……………	六〇	五九	安政六年九月	中山道軽井沢・小田井両宿助郷平村免除願……………	六八
六〇	天保十四年八月	中之条町明七外領主宛願状……………	六三	六〇	安政七年正月	中山道軽井沢・小田井両宿の中之条町助郷差村免除願……………	六〇
六一	天保十四年八月	中之条町市出入原町訴状……………	六四	六一	慶応二年十一月	中之条町軽井沢宿助郷免除願……………	六〇
六二	天保十四年七月	市出入中之条町訴状……………	六五	六二	文久元年十一月	和宮様御下向にあたり松井田宿へ助郷……………	六三
六三	天保十四年十一月	市出入中之条町明七外一名訴状……………	六五	六三	文久三年三月	松井田宿より吾妻郡村々へ当分助郷依命回文……………	六四
六四	天保十五年四月	市出入市日裁定請書……………	六六	六四	文久三年四月	松井田宿より吾妻郡八カ村へ助郷人馬蝸……………	六五
六五	明治五年二月	市出入市日裁定請書……………	六七	六五	文久三年四月	松井田宿助郷日記……………	六五
六六	明治五年四月	中之条町・原町市出入市日裁定請書……………	六七	六六	文久三年四月	松井田宿助郷記事（高橋景作日記抜）……………	六八
六七	明治五年四月	町村通署証文……………	六八	六七	文久三年九月	松井田宿助郷費、中之条町外……………	六八
六八	文政九年二月	街道・助郷		六八	明治二年正月	松井田宿助郷大道新田免除願……………	六九
六九	文政九年四月	中山道坂本宿助郷中之条町・西中之条村免除願……………	六〇	六九	文久三年八月	高崎宿助郷四万村請負人依頼状……………	七〇
七〇	文政九年七月	中山道坂本宿助郷伊勢町免除願……………	六一	七〇	文久三年九月	高崎宿、中之条町より助郷示談金請求証文……………	七〇
七一	明治二年七月	中山道坂本宿助郷折田村免除願……………	六二	七一	安永九年六月	三国街道中山宿へ大塚村助郷一除額……………	六五
七二	明治二年八月	中山道坂本宿助郷人馬雇賃、折田村外五ヶ村減額願……………	六三	七二			
七三	明治六年五月	中山道坂本宿助郷吾妻郡九カ村雇賃相済請取一札……………	六四				
七四	天保九年十月	中山道軽井沢・追分宿助郷伊勢町免除願……………	六五				
七五	天保九年十月	中山道軽井沢宿助郷五反田村免除額……………	六五				

七〇	文化五年二月	札……………	七〇
七〇	天保九年四月	三國街道中山宿助郷中之条町外 七カ村免除願……………	七〇
七〇	天保十二年五月	三國街道須川宿助郷大道新田免 除願……………	七〇
七〇	天保十一年六月	三國街道中山宿助郷へ伊勢町・ 青山村・横尾村免除願……………	七〇
七〇	天保十三年十一月	佐渡奉行川路聖謨山田川橋通行 大道峠越……………	七〇
七〇	弘化三年七月	吾妻郡富豪十四名五街道筋助郷 村へ助成金差出請書……………	七〇
七〇	文久元年十月	吾妻川大水にて堀丹波守郷原万 年橋回り中之条―蟻川―入須川 通り……………	七〇
七〇	明治五年四月	吾妻郡大道新田新潟奉行行人 足代受取……………	七〇
七〇	河川・運輸・交通	原岩本―越後新道開さくにつき 一札……………	七〇
七〇	吾妻川通船	吾妻川通船見込帳……………	七〇
七〇	嘉永四年九月	吾妻川通船荷物取扱いにつき江 戸商人引請状……………	七〇
七〇	嘉永四年十月	野一郎と議定……………	七三
七〇	嘉永四年十月	水戸御石場真野一郎、保科家役 人へ書状……………	七四
七〇	嘉永四年十二月	伊勢町代官根岸より伊能宛書状……………	七四
七〇	嘉永五年閏二月	伊能平次右衛門の通船秘志……………	七四
七〇	嘉永五年(カ)四月	吾妻川通船許可にあたり献金用 意並出府の事……………	七五
七〇	嘉永五年四月	吾妻川通船二十艘川舟役所へ鑑 札下付願及保科家添書……………	七五
七〇	嘉永六年二月	吾妻川通船川筋村々調……………	七六
七〇	嘉永六年(カ)四月	伊勢町河岸御屋敷品積入蔵建場 所見分書状……………	七七
七〇	嘉永六年五月	吾妻川通船願川舟役所の申分及 真野一郎の借金申入……………	七七
七〇	嘉永六年七月	北越米穀取引志向書……………	七九
七〇	嘉永六年(カ)八月	伊勢町河岸に三國御藏米蔵設立 の事書状……………	七九
七〇	嘉永六年八月	吾妻川通船川筋見分請書……………	七九
七〇	嘉永六年八月	吾妻川通船開通賀状……………	七〇
七〇	嘉永六年八月	山田村治郎右衛門、岩井村平次 右衛門、永井宿へ川船見分役人 に伺い出る……………	七二
七〇	嘉永六年九月	川船見分役人の来郷書……………	七三



五〇	嘉永六年九月	吾妻川通船飼船新造入用帳……………	七三	六〇	明治二年十一月	吾妻川通船冥加金免除願……………	七五
五五	嘉永六年九月	吾妻川通船に付沢川願人と議定……………	七三	六一	嘉永七年	岩井村船頭、南牧村宗門帳入れ願書……………	七五
五九	嘉永六年九月	吾妻川通船見分の上岩井河岸御回米引請願……………	七四	六二	嘉永七年十月	吾妻川通船開通に付船頭雇申度書状……………	七五
五七	嘉永六年九月(推)	吾妻川通船岩井河岸北国回米請新道構想書状片……………	七五	六三	年次不詳三月	吾妻川通船出帆前日船頭の仲間割れ書状……………	七五
五八	嘉永六年九月	吾妻川通船岩井河岸場立見分、吾妻川橋の事……………	七五	六四	年次不詳五月	吾妻川通船市の渡の綱をきり樽代差出し書状……………	七五
五九	嘉永六年九月	吾妻川通船岩井―五料間運賃見込調……………	七五	六五	安政四年(カ)十月	吾妻川通船休船により船頭引払送別会案内……………	七五
六〇	嘉永六年十月	吾妻川通船空船登り関所要害差かかり願上書……………	七七	六六	文久二年十二月	吾妻川通船始末原町河岸問屋株譲渡証文……………	七五
六一	嘉永七年三月	吾妻川通船につき河岸問屋原町趣意金取替議定……………	七六	六七	明治六年九月	吾妻川通船山田河岸問屋廃業願書……………	七五
六二	嘉永七年(推)四月	吾妻川通船越後荷物初積進言……………	七八	筏・管流し			
六三	嘉永七年八月	吾妻川通船稼方議定……………	七九	六八	弘化三年九月	筏・流木盗難につき訴状……………	七五
六四	嘉永七年九月	吾妻川通船開始にあたり本・五料両関所届……………	七九	六九	弘化三年十一月	筏渡世鑑札渡し方改め願……………	七五
六五	嘉永七年九月	吾妻川三河岸に田中西之助開店議定……………	八一	七〇	安政二年七月(推)	吾妻川通船稼方難渡、流筏の件談合……………	七五
六六	嘉永七年九月	吾妻川通船初荷下り書……………	八一	七一	安政二年十月	管流しを案ずる山田次郎兵衛書状……………	七五
六七	安政三年二月	吾妻川通船荷積証文……………	七三	七二	年次不詳一月	管流しにか吾妻川通船三河岸船差支へ岩鼻役所願出然るべしの	七五
六八	嘉永七年十月	吾妻川通船冥加金議定書……………	七三				
六九	安政二年十二月	吾妻川通船岩鼻役所納冥加金覚……………	七四				

三三 年次不詳正月 書状……………七三三  
 吾妻木材業者律五郎の材木川下

三三 安政三年(推) げに通船難波書状……………七三三  
 水戸家御用材管流しに吾妻川通

三五 自安政三年(推)九月 船差障り願出書状……………七三三  
 至安政四年三月 管流し一条にて出府滞在費……………七三三  
 安政三年九月 管流し一条で山田治郎兵衛出府

三六 安政三年十月 書状……………七三三  
 水戸家御用材管流しに吾妻川通

三六 安政四年(推)五月 船故障届出……………七三三  
 管流終り空船にて早々引上度の

三六 万延元年七月 書状……………七三三  
 四万川より五料川岸まで水戸家

御用木管流し達し……………七三三

舟 渡

三〇 享保十九年二月 吾妻川横渡シ馬船朽新造願……………七三三  
 三三 寛政七年十二月 吾妻川秣薪舟、旅人案内出入済

三三 寛政八年正月 口証文……………七三三  
 吾妻川伊勢町舟渡船頭扶持二十

三三 寛政八年二月 ケ村持一札……………七三三  
 吾妻川船本伊勢町吾妻郡九カ村

三三 寛政八年三月 船渡出入済口証文……………七三三  
 寛政八年二月の済口証文に船本

伊勢町不服訴え……………七三三

橋

山田川橋

三三 寛政八年四月 吾妻川船渡出入吾妻九カ村、寛

三三 寛政九年四月 政七年済口取消し証文……………七三三  
 川船役所より渡船持村へ出頭の

三三 文化五年 触状……………七三三  
 吾妻川渡舟、伊勢町、中之条町書

三六 文政十三年十月 付書……………七三三  
 吾妻川渡舟、伊勢町、中之条町町

三六 天保二年四月 役人より書上一札……………七三三  
 従来通り舟元伊勢町にのみ舟御

三六 天保十一年八月 鑑札頂き度し……………七三三  
 馬渡船を秣取渡船と鑑札改方願……………七三三

三六 弘化三年七月 中之条町にて渡舟流失に付伊勢

三六 宝永二年五月 町へ一札……………七三三  
 山田川橋用材の事……………七三三

三六 元文五年 山田川橋懸替見積……………七三三  
 山田川橋吾妻郡三十五カ村御普

三六 寛政五年十二月 請組合御普請歎願書……………七三三  
 山田川橋吾妻郡三十五カ村組合

三六 寛政六年三月 普請に付、出入済口証文……………七三三  
 山田川橋懸替に付橋本原町・中

三六 天保十五年十月 之条町協定証文……………七三三  
 弘化二年十一月 山田川橋懸替普請用材請書……………七三三

原町橋

六四 元文元年七月 原町橋人足拒否十四カ村一統連

六五 元文元年八月 判定、折田村惣百姓連印……………七五

六六 元文元年八月 原町田辺橋懸替人足につき吾妻

六七 元文元年八月 東部十二カ村訴状……………七六

六八 元文元年八月 原町田辺橋出入につき吾妻・群

六九 元文元年八月 馬・利根二十九カ村協定証文……………七六

七〇 元文元年九月 原町橋出入に付吾妻東部十九カ

七一 元文元年九月 村原町と断交定書……………七六

沢渡橋

七二 宝曆五年二月 沢渡橋懸替無益に付取止め願……………七六

七三 宝曆五年四月 下沢渡橋懸替反对赤坂村陳情書……………七〇

七四 宝曆五年七月 下沢渡橋懸替促進地本村願書……………七三

七五 宝曆五年九月 下沢渡橋懸替反对十八カ村願出……………七三

七六 宝曆五年十一月 下沢渡橋懸替反对原岩本村人足

七七 宝曆五年十一月 御免願……………七六

七八 宝曆八年二月 下沢渡橋懸替出入裁決請書……………七六

七九 安永二年九月 四万湯原橋・渡戸橋

八〇 安永二年九月 四万村湯原橋・渡戸橋朽落懸替

八一 安政六年六月 注進……………七二

八二 安政六年六月 四万渡戸橋・湯原川橋掛替規定……………七三

八三 安政二年 万年橋

八四 安政二年 長須万年橋入用割合……………七四

八五 天保十四年(推)五月 万年橋懸替中之条町割当分用

社会と文化

家

村受取書……………七五

相続・縁組

三三 元禄十一年三月 村法縁組手形……………七九

三四 宝永二年二月 隠居につき家督譲り証文……………七九

三五 正徳六年閏四月 御名跡願証文……………七九

三六 享保五年十二月 後家人証文……………七九

三七 元文二年十月 母願出・跡式定証文……………七九

三八 元文五年四月 婿養子相続取極証文……………七九

三九 寛延元年十一月 小百姓につき跡式成兼後家子供

四〇 寛延二年十一月 引取証文……………七九

四一 寛延三年三月 後家小百姓、百姓相続成らず、生

四二 寛延三年三月 家引取証文……………七九

四三 宝曆三年三月 父没、跡式娘にて渡世成らず、五

四四 明和三年八月 人組にて跡式定一札……………七九

四五 明和四年十二月 跡式賞請取極証文……………七九

四六 安永三年三月 離村者跡式定一札……………七九

四七 安永五年二月 印鑑紛失につき新印鑑届……………七九

四八 安永五年二月 不出斗者跡式相統一札……………七九

四九 寛政五年三月 老衰につき表名前譲り一札……………七九



七五	天明三年七月	浅間山大変記……………	八九
七六	天明六年八月	磯川村四カ村荒地穩密願……………	八三
七七	天明六年閏十月	折田村連合六カ村飢人夫食拝借願……………	八三
七六	寛政三年六月	郷藏設置証文・原岩本村……………	八四
七九	寛政三年八月	郷藏相定証文 中之条町……………	八五
八〇	寛政三年九月	郷藏設置証文 五反田村外三カ村……………	八五
七二	寛政四年六月	繃田之儀に付書付……………	八五
七三	享保二年十一月	原岩本村貯穀出穀稗書上帳……………	八六
七三	享和三年七月	浅間山鳴り御札届……………	八七
七四	文化十年四月	拝借穀詰戻し届平村……………	八七
七五	文政四年七月	水田早越畑作物切替調書 五反田村……………	八六
七六	文政六年十一月	繃出穀調 原岩本村……………	八六
七七	文政七年八月	御廻糶加部安左衛門預り証文……………	八九
七八	文政九年四月	夫食拝借金願 大道新田外三カ村……………	八〇
七九	文政九年七月	地すべり潰家自作拝借願 五反田村字名沢……………	八二
八〇	文政十一年十二月	出穀詰戻延期願 清水領十二カ村……………	八三
八二	天保四年十二月	大凶作につき貯穀夫食拝借願 大道外三カ村……………	八三
八三	天保五年正月	大凶作救助金請書原岩本村 大	八三
七三	天保五年三月	道新田……………	八四
七三	天保五年三月	種籾代拝借請書 清水領五反田村外二カ村……………	八四
七四	天保五年三月	五反田村・折田村・山田村社倉穀拝借証文……………	八四
七五	天保五年六月	貯稗穀拝借願七カ村……………	八六
七六	天保五年八月	社倉 群馬郡石原村に建設願 清水領八カ村……………	八六
七七	天保七年	郡中取締陣屋設立願……………	八七
七八	天保七年十一月	酒造三分一請書……………	八七
七九	天保七年十一月	私領から天領代官へ夫食願……………	八六
八〇	天保七年十一月	飢人救助金拝借吾妻十四カ村差出一札……………	八九
八二	天保八年二月	飢人再救助願 吾妻十五カ村……………	八〇
八三	天保八年正月	夫食拝借小前御領地吾妻郡十三カ村取調書上……………	八二
八四	天保八年三月	村々難波人取調帳(下沢渡村・四万村・山田村)……………	八三
八五	天保八年四月	折田村窮民拝借証文……………	八三
八五	天保八年四月	飢人救助金再拝借吾妻十三カ村請取証文……………	八三
八六	天保八年四月	種籾代金拝借請取吾妻十カ村証文……………	八四
八七	天保十三年二月	天保七年の凶作による折田村	八四





八二 宝曆七年十二月 御立願之寛…………… 八四〇  
八三 文政十三年三月 太々神楽碓氷郡八幡社と隔年取  
極(折田村)…………… 八四〇  
八三 安政二年七月 折田村鎮守祭礼入用…………… 八四〇  
八四 元治元年六月 中之条町例祭届…………… 八五五  
世 相  
(親兄弟)

八五 元禄八年三月 親兄弟に不孝を村中に詫一札…………… 八五五  
八六 元禄十三年四月 「親・御林に不屈仕り」誤り状…………… 八五五  
八七 享保十九年十二月 「家内和合仕る」と村役人中へ一  
札…………… 八五六  
八六 文政十一年三月 不身持を村役人中へ詫一札…………… 八五六  
(博奕・芝居・手踊・狂言)

八九 延宝八年十一月 博奕の禁 条文…………… 八五六  
九〇 正徳二年六月 「博奕宿致し」詫証文…………… 八五七  
九三 正徳三年四月 博奕宿 勝負事向後一切いたす  
まじくと一札…………… 八五七  
九三 寛政六年九月 博奕を好み農業を怠るまじくと  
一札、四万村…………… 八五六

九三 文化二年七月 御出役回村に博奕取調べ、今後  
決して致すまじくと詫一札…………… 八五六  
九四 文政五年十月 買芝居詫一札…………… 八五九  
九五 天保七年十二月 徒党集りの張札…………… 八六〇  
九六 嘉永四年二月 博奕外御制禁承知連印一札…………… 八六〇

九七 寛政四年八月 安政四年八月  
(若者)  
九八 明和四年閏九月 平村若者、若者惨殺吟味請…………… 九八三  
九九 安永九年三月 須川観音帰り、若者打擲注進…………… 九九三  
一〇〇 文化五年八月 山田上妻大明神祭り若者踊り事  
件…………… 九九三  
一〇一 文化十五年二月 道陸神祭若者婚礼道中妨害事件…………… 一〇一五

一〇二 嘉永六年五月 市城村年寄中沢十兵衛記、村の  
博奕…………… 一〇二  
(喧嘩・口論)

一〇三 宝曆六年七月 口論中、抜刀済口証文…………… 一〇三  
一〇四 寛政九年十月 酒乱の上組頭に乱暴詫証文…………… 一〇三  
一〇五 文政十三年八月 折田村大道茶店の喧嘩吟味願…………… 一〇三  
(盗賊)

一〇六 寛政四年八月 吾妻郡二十一カ村盗賊質物出入…………… 一〇三  
一〇七 嘉永五年十一月 御尋ねにつき盗難届…………… 一〇六  
一〇八 明和二年五月 結婚をめぐる村の出入…………… 一〇八  
一〇九 寛政五年一月 娘強陰訴え(岩本)…………… 一〇八  
一一〇 享保三年六月 両家の子、馴合い欠落騒動(岩  
本)…………… 一〇九  
一一一 文化二年八月 離婚出戻女人別帳差入証文…………… 一一〇  
一一二 天保五年二月 縁談故障詫証文…………… 一一二  
一一三 安政四年八月 女人に不儀の事、村役人へ詫状…………… 一一二



八〇 文政元年八月

天王祭の夜、中之条町若者乱暴事件……………

七六

八〇 年次不詳二月

中之条町若者、髪結排斥事件……………

七九

八〇 文政十二年二月

若衆の「俄」に酒狂の詔証文……………

七〇

八〇 年次不詳八月

若者の不取締を町中連署の詔証文、中之条町……………

七〇

八〇 明和六年五月

八〇 天保三年二月

若者の不取締を村役人が取締役十兵衛に詫げる、中之条町連合村……………

七〇

八〇 天明六年八月

八〇 天保三年四月

若者、人集め興業いたし清水役所に詔状(中之条町)……………

七三

八〇 天明八年三月

八〇 嘉永四年(カ)

若者、寄合不出席詔状(大道)……………

七三

八〇 文化五年七月

八〇 天保六年十二月

若者共大勢出合、怪敷男女五人からめ取……………

七三

八〇 嘉永元年四月

八〇 嘉永四年正月

若者六人淨瑠璃稽古酒喰致し詔状(大道)……………

七三

八〇 嘉永二年三月

八〇 嘉永五年正月

大塚村・上尻高村若者、正月十四日祭に喧嘩……………

七四

八〇 嘉永二年八月

八〇 安政二年二月

若者千社参りで喧嘩済口証文……………

七五

八〇 嘉永二年八月

八〇 万延二年二月

下赤坂若者かため定……………

七六

八〇 年次不詳九月

八〇 元治元年七月

祭り若者騒動二件……………

七七

八〇 年次不詳七月

八〇 年次不詳七月

若者菩提寺尼僧を打擲詔一札(林昌院)……………

七七

八〇 天正十八年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

八〇 年次不詳

伊勢町組若者、只則獅子舞に乱……………

七七

八〇 明曆三年十二月

暴済口証文……………

七六

若者日向見薬師参りの帰途、同道の娘、留置疑請訴訟証文……………

七九

中之条町若者、獅子舞興行案内……………

七九

永林寺経堂建立籤……………

七〇

愛宕山勧請受納寛……………

七二

沼田円法寺留場証文……………

七三

榛名山登山天氣祭回文……………

七三

榛名山石灯笼寄進奉加回状……………

七三

三州山中宮勸化寛……………

七三

日光山大輪坊檀回廻状考通村々御名主衆中……………

七三

赤城山東照宮再建御免勸化……………

七三

関東村々一切経転読配札……………

七四

榛名山金剛院永統講発起一札……………

七五

伊勢三月市大夫次郎祈禱料……………

七五

妙義山鳥井寄進願い状……………

七五

信仰・宗教

堂 社

和利宮神社々領改状……………

七六

伊勢町小板橋神主持社への寄進状……………

七六

八七	宝永五年二月	伊勢町八幡森出入濟口証文……………	八七	天保七年二月	横尾無量寺所持高書上状……………
八七	享保五年三月	折田村八幡森扱ひ証文……………	八七	明治元年十二月	日向見山定光寺の仏具に付御室御所の達し……………
八七	享保七年十一月	吾妻七社明神……………	八七	キリスト教	
八七	享保十年四月	中之条町神明宮勸請記……………	八七	貞享五年五月	キリシタン類族人死亡口書……………
八七	明和七年正月	伊勢町神明宮通路、同八幡宮境内と替地証文……………	八七	年次不詳	キリシタン類族者調書……………
八七	寛政十一年八月	大道三社普請寄進覚……………	八七	修 驗	
八八	文化三年四月	四万稲裏地神之碑文……………	八七	元禄元年十二月	折田村修驗宝善院地所売手形……………
八八	文化十三年九月	裸岩稲荷大明神造立覚、五反田……………	八八	元禄三年八月	折田村修驗峯本御幣預り証文……………
八八	文化十三年十一月	和利宮神社造管規定証文……………	八八	享保十六年三月	折田村修驗請状……………
八八	文化十五年一月	長岡稲荷安鎮証書……………	八八	明和九年七月	下沢渡大藏院、森御殿宛寄進状……………
八八	文政七年三月	和利宮神社花表修覆願状……………	八八	安永三年十二月	横尾村修驗文珠院、横尾八幡奉加状……………
八八	万延二年二月	赤坂村熊野宮維持方願状……………	八八	享和二年十一月	上沢渡村修驗正学院風儀一札……………
八八	貞享元年七月	日向山定光寺薬師如来縁起……………	八八	享和三年正月	藤岡桜本坊、下沢渡大藏院の直院申請状……………
八八	嘉永五年十一月	日向薬師森木伐採、如来夢枕にて中止事件……………	八八	文化四年七月	横尾文珠院、五反田山本の御殿礼金上納証文……………
八八	宝永七年	群馬郡伊久保観世音薩略縁起……………	八八	文政十二年十二月	折田村鎮守社僧大藏院、同宮守和議証文……………
八八	享保八年十二月	死者引導をめぐる浄土宗宗本寺天台宗清滝寺出入口上……………	八八	文政十三年三月	折田村鎮守別当大藏院社役取替証文……………
八八	安永三年二月	折田定光寺観音道心性源鐘樓募縁簿……………	八八	文政十三年正月	折田村修驗教法院身分証文……………
八八	文政十年七月	滝沢不動堂細工請負証文……………	八八	天保十三年	町田庄右衛門、大藏院へ寄進の願状……………

証文…………… 九八

九〇 嘉永二年二月 大藏院登山仕兼届…………… 九八

九〇 年次不詳三月 柴宮神社司祭榛名山満福院書状…………… 九七

九二 年次不詳子七月 吾妻郡下修験入峯触書…………… 九七

九三 嘉永六年(カ)八月 横尾村修験文珠院他行人馬継立  
覚…………… 九六

九三 明治元年十月 修験大藏院復節願書…………… 九六

九四 明治元年十月 天神宮社人片山神職方仰付願…………… 九六

文化・教育

蘭学

九五 天保期 中之条町人士宛高野長英書翰…………… 九六〇

九六 天保期 福田宗禎日記・遺稿…………… 九六四

九七 天保九年 高橋景作日記…………… 九七三

諸学

九八 年次不詳 劍持章行門人の和算解題…………… 九七四

九九 安政六年五月 宮崎醉山編「山水画便」…………… 九七七

教化・文学

一〇〇 安永三年(推) 定光寺観音堂道心性源編「知らぬすく道」抜…………… 九七七

一〇一 天明七年五月 平沢旭山の四万温泉に遊ぶの記…………… 九七九

一〇二 文化文政期 寺子屋師匠福田又右衛門編「成人文、成福文」…………… 九八

一〇三 文化十三年 十辺舎一九の中之条道中記「諸

近・現代

明治前期

町村誌

一 明治五年十二月 中之条町概要…………… 九八三

二 明治九年四月 中之条町調書…………… 九八四

三 明治十一年一月 中之条町職分総計表…………… 九八四

四 明治九年 村誌 横尾村…………… 九八五

五 同 村誌 枳窪村…………… 九八八

六 明治四年 御布告記…………… 九九〇

七 明治六年十月 御布達…………… 九九一

布告・上申・覚

六 明治四年 御布告記…………… 九九〇

七 明治六年十月 御布達…………… 九九一

八	明治六年十一月	上諭書記……………	1001
九	明治七年三月	御用留……………	1003
一〇	明治十年	県庁達留……………	1004
一一	明治十一年	国民軍人員表……………	1006
一二	明治十二年	郡役所通達……………	1006
一三	明治十四年	上達書類……………	1008
一四	明治十六年	郡庁通達……………	1014
一五	明治十五年七月	吾妻郡町村聯合議事細則……………	1018
一六	明治十九年	吾妻郡町村會議細則……………	1019
一七	明治十三年	吾妻郡山田郡折田村二ヶ村聯合規約……………	1010
一八	明治十三年	木暮茂八郎備忘録(抄)……………	1011
一九	明治十七年	同……………	1014
地租改正			
二〇	明治九年	地租改正の通達……………	1015
二一	明治十一年	地租改正の通達……………	1019
二二	明治九年	地租改正実施状況……………	1013
二三	明治九年三月	土地丈量ニ付テノ御竊……………	1016
二四	明治九年五月	土地坪詰之儀ニ付テノ御受書……………	1017
二五	明治九年七月	平村外三ヶ村地租改正実地取調報告……………	1016
産業・経済			
二六	明治九年九月	継業会社通知……………	1019
二七	明治十二年三月	中店税取立……………	1019
二八	明治十四年	中之条生産会社の設立願と定款……………	1020
二九	明治十五年	研精社設立願と定款……………	1026
三〇	明治十五年	水車建設願……………	1029
教育・文化			
三一	明治六年(推)	学校設立之願書……………	1015
三二	明治七年十一月	伊勢校にて徵集試験……………	1015
三三	明治八年(カ)	伊勢校々則(推)……………	1015
三四	明治十七年六月	小学校沿革誌……………	1015
三五	明治十一年	学校分離願……………	1016
三六	明治十二年一月	中之条学校寄付金……………	1017
三七	明治十三年	教育令時代の岩本学校……………	1017
三八	明治十三年十月	秋期進級試験受験生届……………	1017
三九	明治十三年十月	吾妻第三小学校新築落成式に際し学務委員答辞……………	1017
四〇	明治十八年十月	中之条第三小学校教授器具等取調書上げ……………	1017
四一	明治十九年三月	中之条小学校授業料……………	1017
四二	明治十九年三月	中之条小学校之儀ニ付テノ御受書……………	1017
四三	明治十七年二月	公立中之条学校職員調……………	1016
四四	明治十六年	中之条小学校教育綴……………	1016
四五	明治十年二月	芝居興行願……………	1015
四六	明治十一年七月	外国人(ベルツ教授)旅行免状……………	1016
四七	明治十三年七月	原町警察署新築献納金……………	1016

昭 明治十五年九月 避病院設置願……………(一〇六七)

明治後期

行財政

兜 明治二十六年 中之条町役場事務報告(抄)……………(一〇七一)

兜 明治三十四年 区長職務取扱規程……………(一〇七二)

三〇 明治三十四年十二月 町費支弁の為「国税營業割の制限外賦課申請」における理由書……………(一〇七三)

三二 明治三十九年 吾妻郡事務視察復命書……………(一〇七三)

三三 明治四十一年七月 警察署設立につき中之条町会決議申請……………(一〇七六)

三三 明治四十四年十二月 中之条町へ警察署移転上申……………(一〇七七)

産業・経済

三三 明治二十一年三月 吾妻郡養蚕試験所設立願……………(一〇七八)

三三 明治二十一年三月 吾妻郡養蚕試験所規則……………(一〇七九)

三三 明治二十一年五月 吾妻養蚕試験所開所式の答辭……………(一〇八〇)

三三 明治二十五年七月 吾妻社社則……………(一〇八〇)

三三 明治四十二年四月 碓氷社中之条組略歴……………(一〇八三)

三三 明治二十八年 中之条農会規則……………(一〇八四)

三三 明治三十七年三月 吾妻振農会規則……………(一〇八五)

三三 明治四十一年三月 稚蚕共同飼育契励規程……………(一〇八六)

三三 明治三十九年一月 沢田村林友会規則……………(一〇八六)

三三 明治三十九年度 吾妻郡薪炭販売組合事業報告……………(一〇八七)

三三 明治二十年六月 吾妻職工組合規約と連名簿……………(一〇八八)

三三 明治四十二年二月 四万温泉馬車合名会社定款……………(一〇九四)

三三 明治四十四年 吾妻軌道株式会社社債募集方法……………(一〇九五)

三三 明治二十三年 四万鉱泉場取締規約改正……………(一〇九七)

三三 明治三十三年八月 商法人仲間規約届(四万温泉取締所)……………(一〇九九)

三三 明治期 明治期中之条町の金融……………(一〇九九)

三三 明治三十九年一月 中之条信用組合の事業報告……………(一一〇三)

三三 明治二十六年一月 吾妻銀行第七回實際考課状……………(一一〇五)

三三 明治二十七年 勤勉資金蓄積組合規則……………(一一〇六)

三三 明治四十五年 名久田村小作慣行調査(抄)……………(一一〇七)

自然・地理・交通

三三 明治三十一年九月 中之条町部内河川調査……………(一一〇〇)

三三 明治二十四? 道路開削史料……………(一一〇三)

文化・思想

三三 明治二十一年十一月 遊之友趣旨及び規則……………(一一〇四)

三三 明治二十一年十月 遊之友役員の変移……………(一一〇六)

三三 明治二十四? 柳田虎八(阿三郎)日記抄……………(一一〇七)

三三 明治二十六年 新井信示自伝抄……………(一一〇九)

三三 明治二十四年……………(一一〇九)

〇 明治二十四年三月 福永徳太郎先生の碑文……………二二三  
 一 明治三十七年 五反田青年同窓会設立主旨書……………二二三  
 二 明治三十九年 県立中之条農業学校校友会会報  
 四十四年  
 目次……………二二三

三 明治四十二年 中之条町の教育・文化……………二三六  
 四 明治四十三年 折田報徳会の創設……………二三三  
 五 明治四十四年 大道青年同志会の記録……………二三四

大正期

六 明治四十六年 吾妻協愛会・学友会雑誌目録……………二三元  
 七 明治二十六年 吾妻協愛会雑誌……………二四九

教育

八 明治二十二年一月 四万小学校茶番心得……………二五〇  
 九 明治二十三年九月 名久田小学校落成式祝辞……………二五〇  
 一〇 明治二十四年五月 蟻川村分校設置願……………二五〇  
 一一 明治三十九年九月 沢田第三小学校新築報告……………二五三

産業・経済

一二 明治二十四年 吾妻郡中之条町外十二ヶ町村学校組合規定……………二五五  
 一三 明治三十一年一月 吾妻高等小学校解散決議書……………二五五  
 一四 明治三十二年二月 中之条尋常高等小学校学級編制の件上申……………二五五

一五 明治三十四年十一月 中之条尋常高等小学校女子補習科上申書……………二五六

一六 明治三十四年十一月 子守教授の規定……………二五七  
 一七 明治二、三十年代 中之条町教育関係文書……………二五八  
 一八 明治二十七年三月 原岩本上組禁戒条例……………二六〇  
 一九 大正四年 伊参村事務報告抄……………二六五  
 二〇 大正十二年 蟻川協議会決議録(抄)……………二六七  
 二一 明治四十五年四月 伊参村大字蟻川村村治ニ関スル規約……………二六九  
 二二 大正十一年 町税賦課改正につき請願書……………二七一  
 二三 大正十五年 中之条町役場事務報告(抄)……………二七一

二四 大正七年 吾妻郡伊参村町村経済改良調査の村是……………二七四  
 二五 大正十一年三月 養蚕組合設立に付補助申請と組合規約及び事業予算書……………二七五  
 二六 大正五年 吾妻郡東部荷馬車同業組合共済会規定……………二七六  
 二七 大正十四年 中之条町第十七区勤儉貯蓄実行……………二七六

〇只 大正十四年  
 〇元 大正八年一月  
 二〇 自大正七年八月  
 至大正八年五月  
 交通・運輸  
 組合規約……………二七九  
 中之条銀行營業報告書抄……………二八三  
 株式会社吾妻興業銀行略誌……………二八三  
 米価暴騰細民救済資金……………二八六

二二 大正十一年四月  
 二三 大正十一年  
 二三 大正三年  
 二四 大正四年  
 文化・思想  
 護憲運動の地方青年への反応……………二九  
 中之条青嵐会会則……………二〇一  
 伊参青年団第三支部記録(抄)……………二〇三  
 伊参村青年会会則……………二〇六  
 伊参村青年会第三部会労働貯蓄  
 規程……………二〇八  
 伊参村修養団団則……………二〇七  
 五反田婦人会会則(附細則)……………二〇八  
 青山村報徳会記録……………二〇九  
 吾妻因講組合規約……………二一五  
 郷土文芸誌「創土」抄……………二二六

二五 大正二年  
 二六 大正三年三月  
 二七 大正三、十二年  
 二八 大正五年  
 二九 大正六年  
 三〇 大正五年  
 三三 大正八年  
 三三 明治四十二(一)  
 三三 大正十一年  
 三三 大正十一年四月  
 三三 大正十三年十二月  
 創刊

三五 大正・昭和戦前期  
 朝日座(劇場)で開催の主な芸能……………三三三

教 育

二六 大正五年度  
 三七 大正五年  
 学事会活動状況……………三三三  
 教員互助会状況報告……………三三三

世相と生活

二六 大正十二年九月  
 二九 大正三年  
 関東大震災の記録……………三三三  
 各種物価表……………三三三

昭和戦前期

行 財 政

三〇 昭和二年  
 三三 昭和前期(不況期)  
 三三 昭和五、八年  
 三三 昭和八年四月  
 大正十五年二月、  
 昭和五年二月  
 中之条町役場事務報告(抄)……………三三三  
 中之条町の税務……………三三三  
 名久田村役場事務報告(抄)……………三三三  
 町会議員候補者桑原雄一郎選挙  
 事務日誌……………三三三  
 伊勢町只則契約会決議簿……………三三三

産 業 ・ 経 済

三三 昭和十三年  
 三三 昭和七、十二年  
 三三 昭和七年  
 中之条町の経済更生……………三三三  
 伊参村の経済更生……………三三三  
 名久田村経済更生……………三三三

二三 昭和十二年 沢田村の経済更生……………二二五

二二 昭和十年 沢田村生活改善規約……………二二六

二一 昭和八年 名久田村生活改善規約……………二二七

二〇 昭和八年 伊参村生活改善規約……………二二九

一九 昭和五年九月 名久田村不況対策ニ関スル協議事項……………二二二

一八 昭和十年四月 中之条町農会会則……………二二五

一七 昭和二〇十五年 下折田農事実行組合記事簿……………二二四

一六 昭和八年七月 沢田小学校「郷土研究」抜萃……………二二五

一五 昭和五年 中之条銀行の上州銀行への合併についての調査……………二二〇

一四 昭和五年七月 中之条銀行上州銀行へ合併につ

一三 昭和五年七月 さ第十八期株主総会決議録……………二二一

一二 昭和五年十二月 吾妻酒造商組合の設立と規約……………二二二

一一 昭和八年七月 自動車交通(沢田小・郷土研究か

一〇 昭和八年七月 ら)……………二二四

九 昭和七年十二月 沢田村新聞講読状況……………二二七

八 昭和八年七月 私立沢田図書館……………二二七

七 昭和前期 「皇月句会の俳句」より抜萃……………二二九

六 昭和前期(四〇七年) 中之条青年団報各号の目次内

容……………二二九

一五 昭和六年十二月 中之条青年団報第一号……………二二八

一四 昭和七年五月 中之条青年団学芸部報第一号……………二二八

一三 昭和十一年四月 中之条壮年団々則……………二二八

世相と生活

一七 昭和二年 銀行合併、モラトリアム、大雷害の状況……………二二七

一六 昭和八〇十二年 村報にみる昭和戦前期の沢田村……………二二二

昭和戦時期

町村政

一五 昭和十二年八月、十五年十一月、昭和十三年度 村報にみる昭和戦時期の沢田村……………二二五

一四 昭和十三年度 名久田村役場事務報告(抄)……………二二四

一三 昭和十七年四月 大東亜戦争の完遂と立憲政治の擁護……………二二五

一三 昭和十五年三月 壮年団結成についての斡旋依頼……………二二七

一三 昭和十六年十一月 翼賛壮年団運動の地方状況についての報告依頼……………二二七

一三 昭和十六年六月 大政翼賛群馬県壮年隊隊則……………二二八

一三 昭和十五年二月 名久田村常会部落常会……………二二八

一三 昭和二十年六月 地方事務所長宛報告……………二二三



産業・経済

- 一七 昭和十二年九月 時局ニ対スル吾妻郡産業団体ノ実行方策……………三三三
- 一八 昭和十九年 伊参村農業会設立総会議事録……………三三五
- 一九 昭和十九年三月 伊参村農業会会則……………三三六
- 二〇 昭和十九年一月 保証責任伊参信用販売講習利用組合の貸借対照表……………三三七

交通・運輸

- 二一 昭和七～二十年 省営バスの開通と吾妻線の敷設……………三三八
- 二二 昭和十六年十二月 渋川上田鉄道敷設陳情書……………三三九
- 二三 昭和十九年 吾妻線の建設と開通……………三三三

文化・思想

- 二四 昭和十五～二十年度 山田村報徳社報告書（昭和戦時期）……………三三三
- 二五 昭和十六年九月 大政翼賛中之条町壮年隊文化部常務委員会提案事項……………三三五
- 二六 昭和十四年度 祭典費収支決算書……………三三六

教育

- 二七 昭和十二～十三年 沢田村報にみる戦時期の教育……………三三八

生活と世相

- 二八 昭和十八～十九年 戦時下の勤勞奉仕……………三四〇
- 二九 昭和二十年八月 女学生の戦時下家庭勤勞日誌……………三四三

- 一〇 昭和十九年 戦時期空襲警報の記録……………三四四
- 一一 昭和二十年 戦争末期の町民生活……………三四六

昭和戦後（終戦直後）期

- 一二 昭和二十三年三月 中之条町自治警察の新設と育成……………三五五
- 一三 昭和二十二年 伊参村の農地改革……………三五七
- 一四 昭和二十二年 二・一スト以後の労働組合の動き……………三六〇
- 一五 昭和二十一年一月 終戦後の町民生活……………三六四
- 一六 昭和二十年九月 文化会会報第一号（抄）……………三六六
- 一七 昭和二十一年 地方文化誌「桃源」……………三六八
- 一八 昭和二十一年 桃源（抄）……………三六九
- 一九 昭和二十一年九月 終戦後の吾妻青年……………三七〇
- 二〇 昭和二十九年四月 中之条青年団演劇練習日記抄……………三七四
- 二一 昭和二十一年 折田報徳会要項抜萃……………三七八
- 二二 昭和十九～二十二年 沢田小学校沿革誌……………三八〇

近現代編その他集録

- 二三 明治二十六年 吾妻人（吾妻協愛会雑誌所収）……………三八七
- 二四 明治二十六年 田舎青年（同）……………三九〇
- 二五 明治三十七年 日露戦争出征軍人書簡集……………三九〇
- 二六 小池遊正町の三尊……………三九八
- 二七 吾妻俚語考（抄）小池秋羊……………四〇〇

# 資料編執筆・解説・調査関係者一覽

## 執筆者

## 調査委員

古代・中世 山口 武夫 唐 沢 定 市

吉田 毅一郎 木 暮 久 弥  
唐 沢 姫 雄 小 林 文 一

近 世 金 井 幸 佐 久 山 口 武 夫

新 井 嘉 男

近・現代 小 池 善 吉 金 井 幸 佐 久

資料編解説者 唐 沢 定 市 (古代・中世)

社 寺 誌 福 島 憲 二 伊 能 義 一

金 井 幸 佐 久 (近世)

奈 良 秀 重 金 井 幸 佐 久

小 池 善 吉 (近・現代)

## 史料探訪先氏名 (敬称略)

### 中之条町

中之条町役場 桑 原 源 一 郎

安 原 幸 平 小 池 秀 雄

田 村 孝 二 宮 映 夫

有 馬 シ キ 清 見 寺

吉 田 毅 一 郎 町 田 儀 平

伊 勢 町 一 場 健 小 橋 板 一 正

山 口 武 夫 片 貝 巳 代 四

木 暮 久 弥 青 柳 正 倫

田 中 平 太 郎 田 村 希 代 治

小 池 光 司 林 昌 寺



川崎市

小池秋羊

総社神社

柳田佳子

小池善吉

萩原進

小湊嗟一

前橋市

群馬県庁

県議会図書室

六合村

湯本貞二

渡軍平

戸谷啓一郎

南波操子

金沢和枝

富沢久平

新井嘉男

山口恵一

増田寛一

伊能光雄

吾妻町

吾妻町役場

新井三郎

赤坂

小林貞夫

茂木宏保

大塚

宗学寺

吾妻神社

永井安吉

高橋忠夫

姫路市

熊谷次郎

## あとがき (編集後記)

わが中之条町誌は最初に通史編(特論を含む)三巻を編集し、最後に資料編一巻を編集することになった。本来ならば、まず資料編の編集から着手し、これの完結をまって、これにもとづいて通史編を記述すべきが順序であろう。しかるにわが町誌では通史編の刊行を先行したのは、昭和期以降、とくに昭和戦後期には幾度かの町誌編纂の計画があつて、早くから町誌作成にそなえて一部地元研究者による史料収集がすでに実施されていた。従つて町誌編集委員中の各時代の通史執筆者たちは、今回の町誌編集以前からすでに大半の史料を収集して、通史の執筆に際しては、町誌編集の基本方針にそつて、これら諸史料を補充整理する作業に集中すればよかつたからである。

それでも執筆段階に入った五十年前後までの期間においては、町誌編集室が中心となり委員は全員で新史料の発掘収集に努力し、およそ二万点におよぶ資料が収集できた。これはひとえに委員諸兄の不断の精進と、何よりも多数町民の方々の熱心な協力支援の賜と深く感謝している。すでに通史特論編の執筆に当つては、これら諸資料を広く活用し、既刊の通史三巻の記述中に収録されているものが相当量におよんでいる。

さて資料編の編集経過を顧ると、記述編三巻の執筆完了後の五十三年六月に、改めて歴史資料作成のための編集委員会が構成され、新たにその基本方針をはじめ、今後の進め方、および各委員の役割分担等が検討され、次のような決定が行われた。

一、資料編は既定方針通り一巻とし、歴史編に限定し、一四〇〇頁程度のものとする。

二、時代別には、近世資料（前期・後期）を中心にして編集し、これに近・現代（明治期以降）と古代・中世史料を添加する。

三、各時代別の資料編作成の委員役割分担を次の通りとした。（各期の通史編執筆者を主任とする。主任○印）

古代・中世：○山口武夫、唐沢定市、新井嘉夫

近世：……………○金井幸佐久、山口武夫、奈良秀重、唐沢姫雄

近・現代：……………○小池善吉、木暮久彌、吉田毅一郎、小林文一、福島憲二、伊能義一、中島忠雄、金井幸佐久

四、各委員は夫々時代別の分担にもとづいて、引続き新史料の発掘収集にあたる。

以後、時代別に史料の検討会が重ねられ、とくに通史・特論編に採用掲載された主な史料をはじめ、未掲載の重要史料、その後収集された新史料等も含めて全委員による真摯な討議が加えられた。その過程で新たに社寺関係史料を特集附加する必要が提言され、資料編中に社寺誌として収録することになった。その結果五十六年三月には、その第一回打合せ会が行われ、役割分担も決められた。

神社については、旧中之条町は木暮久彌、金井幸佐久、沢田村は金井幸佐久、伊参村は奈良秀重、名久田村は伊能義一が担当する。寺院については全町的に福島憲二が中心に担当する。

その後は、時代別の資料編作成と社寺誌作成とが並行して進められ、前者では主に通史執筆担当の各主任が中心となって、収録予定の史料項目の具体案が提示検討され、数度の討議を経て、概略の掲載史料の決定をみた。そして五六年の中頃には史料原稿も順次提示され、以後その検討校正の段階に入った。他方後者の社寺誌は各担当委員による史料調査や現地調査が精力的に行われ、同時にまた寺院関係者を対象とした集合調査も実施された。最後の社寺誌のまとめは金井幸佐久が担当した。こうして五七年二月には、予定原稿の検討もほぼ完了し、最後の仕上げ

に入った。

昭和五十三年六月以来、約四カ年近くの期間を要したが、五十七年夏には、ついに資料編一巻の編集を完了したのである。ところで四七年以降、町誌編集委員会が収集した資料は実に膨大な数量になろう。そのうち史料目録に作成掲載したものが約一万五千点、通史特論編に活用した文献資料、統計、新聞、日誌はじめ町民からの報告及び聴取等の諸資料、さらに古地図、絵図、そして写真類などについては、一々目録作成をなしえなかったが、これらを総て含めると、その資料は余りにも大量になるが、将来のため是非ともこれらの詳細な目録を作成しておくべきものと思っている。今回の資料編作成に当っては、一冊一四〇〇頁という限定されたなかに、叙上のような大量の史料から、何をどのように収録掲載すべきかが、一番苦勞したところである。結局は近世の地方文献史料を中心に編集し、近現代と古代・中世の文献史料はごく少数のものを添加することにした。(近世史料九二八点、近代史料一九七点、古代・中世史料四七点、計一、一七二点)。中心の近世文献史料にすれば、九三〇点にも及び、史料中にはほぼ重要なものは収録されていると思う。(一部旗本・大名支配の史料の欠除と、文芸関係史料の収集が不十分だったが)。

なお本資料編では、紙幅の関係から通史や特論に掲載済の史料は極力再録を略した。さらに本町には貴重な史料として、まとまった史料の冊子集録類が相当数あるが、これらも本資料編中には掲載しなかった。これら主要史料冊子集録については、別の機会に是非とも刊行しておきたいものである。

なお本資料の作成においては、関征児氏の不断の協力を特記しておきたい。とくに史料総目次の作成はじめ各史料原稿および印刷などの校閲への努力には深謝したい。

ともあれ、待望久しかった資料編一巻が刊行できたことは何よりも喜びにたえない。通史・特論編(記述編)三

巻と併せて、ここに資料編一巻、計四巻が完結し、永年にわたる全町民の協力支援を基礎にして、福島町長はじめ町当局の方々、町議会の不断の協賛のもとに、私たち町誌編集委員の長期にわたる精進の成果が、今次の資料の刊行によって有終の美を添えることができたことを衷心より感謝したい。なお最後に全四巻の刊行にあたって色々とお世話になった朝日印刷工業株式会社の永田秀次郎氏と石川悠三氏には更めて感謝しておきたい。

(編集委員長 小池 善吉)



中之条町誌 資料編

---

---

昭和五十八年十一月十五日 印刷  
昭和五十八年十一月二十五日 発行  
〔非売品〕

編者 中之条町誌編纂委員会

発行 中之条町役場

群馬県吾妻郡中之条町  
大字中之条町九四七ノ一

印刷 朝日印刷工業株式会社

前橋市元総社町六七

---

---

中之条町誌正誤表

第一卷

頁	段行	誤	正
二〇	表上 四	山田 武磨	山田 武磨
二六	〇	横屋	横尾
〃	二	大霜	大下
二〇	三	一四七〇	八一〇一八二三
二七	二	屋根	尾根
二四	三	勃落	没落
二六	六	くるも	しるも
〃	七	心も清し…願う	心は清く…頼
〃	二	命…みてり	命…みてら
〃	三	岩下	矢倉
〃	〃	我身は	我身に
〃	四	江原	郷原
〃	〃	(江原寺)	削除
〃	六	奥室	奥堂
〃	六	くりき…くりき…	くらき…くらき…月
二七	六	神仏みならび	神仏立ならび
〃	八	にごりしな	にごらしな
〃	六	古へとけて祭願の	すへとけて思ふ願の
〃	六	瀬手	瀬平
二〇	六	定岩寺	定光寺

二二	一	建仁	建長
二九	三	八郎次	八郎実次
三二	五	大霜	大下
三五	表	弓砲 鉄鎗…計	弓砲 鉄鎗…計
三七	表	一番隊 15 二番隊 …… 34	2 13 17 …… 66
三七	五	一〇〇軒	九〇軒
三八	表	一六〇一	一五九八
四〇	一	劍持四郎	綿貫重郎
四四	九	二世紀	三世紀
四七	八	一八〇余 將軍軍	二八〇余 將軍
四八	五	五	六
四九	表七	三・四・二・七	四・四・二・七
五二	下	川崎藤七	川嶋藤七
五九	九	代官所村	代官所
五〇	23表	原岩本…天領・清 水卿	清水卿削除
〃	〃	市城一(吉井藩)	市城一(上里見) (市城と同じ)
〃	〃	平	
五三	〇	いりんだ	いりくんだ
五三	三	榜示枕	榜示杭
六八	七	第二章	第二章
六八	三	二月八日	十一月八日

八三	七	新巻―岩井 中之条町 伊勢町	八三	八	割田三重郎	割田三重郎
〃	〃	三力所	〃	二	小林炙次郎	小林炙次郎
六六	〇	寄道	〃	五	綿貫形治郎	綿貫形次郎
六二	六	教学	〃	〇	〃	〃
六三	九	楨蔵	〃	〃	〃	〃
六五	〇	二十類人	八六	二	山田留吉	山口留吉
六六	二	春潮	八三	三	六年十月	六年三月
六三	七	二男	六九	三	武田	武井
六四	九	都合	六六	三	卒業	中退
六三	二	狩野	六七	九	蔵蔵	蔵蔵
七〇	一	司会	七一	五	七十八歳	六十八歳
七〇	三	絵督	〃	六	綿貫形治郎	綿貫形次郎
七二	〇	行政	〃	七	七年	九年
七〇	一	二十大区戸長	〃	九	駒次郎	駒太郎
七〇	表	〃	〃	〇	茨城県	千葉県館山市
七三	〃	〃	〃	〇	小坂橋謙二郎	小坂橋謙三郎
七四	〃	河波国	七四	〇	都築伊藤	都築伊藤太
七五	三	南牧―市城	六二	〇	婿入りした	四才で養嗣子となる
七六	〃	四月五日	〃	一	峩堂	峩琴
七九	〃	森岡(文六)	〇四	七	吾妻高等学校	吾妻高等小学校
七九	上	年末ノ	〇四	九	改進等	改進等
八二	七	前掲生産会社	〇六	三	現出支	現金支出
八五	三	五六七頁写真	〇五	三	綿貫形治郎	綿貫形次郎
八〇	七	小林炙次郎	〇三	三	末尾上段	

七〇六	七〇七	七〇八	七〇九	七一〇	七一一	七一二	七一三	七一四	七一五	七一六	七一七	七一八	七一九	七二〇	七二一	七二二	七二三	七二四	七二五	七二六	七二七	七二八	七二九	七三〇
一〇	二	二	七	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
陸軍兵長一等卒	東京衛戍病院	高崎陸軍病院	富岡市富岡二〇六	山崎真一	山崎甚平	生須辰雄	山崎時雄	飯塚安次郎	外丸成昌	中沢きみ	湯本まさ	陸軍中尉	陸軍佐市郎	宮崎佐市郎	福原えい	福原えい	染川孫平	染川銀太郎	田村りき	福田宗次郎	篠原のぶ	高橋保治	篠原くら	高橋保治
陸軍歩兵一等卒	東京衛戍病院	高崎衛戍病院	鐵川一、八七七	山崎甚平	山崎真一	生須辰雄	山崎得雄	飯塚安次郎	外丸とう	中沢正美	永井とき	陸軍軍曹	陸軍大尉	宮崎はる	福原ともえ	染川武重	染川武重	田村誠一	福田宗二郎	篠原良作	高橋みつの	篠原賢治	高橋みつ	高橋みつ
七三〇	七三一	七三二	七三三	七三四	七三五	七三六	七三七	七三八	七三九	七四〇	七四一	七四二	七四三	七四四	七四五	七四六	七四七	七四八	七四九	七五〇	七五一	七五二	七五三	七五四
三	七	九	三	七	三	二	九	六	三	二	八	九	三	七	四	二〇	二〇	七	四	三	九	七	三	三
本多 栄	平形 いま	伊能 愨三	吉岡 美代	劍持 正吾	清水 量兵	劍持 まつい	角田 りう	劍持 みどり	関 益治	割田 一	唐沢 昭美	蜂須賀 兵衛	後藤 敦重	宮崎 巳代松	蜂須賀 兵衛	関 はる	角田 正幸	小池 完	小池 千之助	小池 邦江	林 言夫	角田 正幸	小林 ちよ	本多 栄
本多 栄	平形 弘	伊能 愨三	吉岡 弥生	劍持 正吉	清水 シモ	劍持 義雄	角田 森吉	劍持 寅藏	関 忠吉	割田 達雄	唐沢 かん	蜂須賀 栄吉	後藤 たき	宮崎 たね	蜂須賀 栄吉	関 桃介	角田 あさ	小池 もと	小池 みね	小池 庄三郎	林 うめ	角田 あさ	小林 なつ	本多 栄



第二卷

二九四	七九六	〃	〃
三〇一	七八五	一升樽	一斗樽
三〇二	一七	頒布	頒布
三〇三	七	幸原	桑原
三〇〇	四	田村一二	田村一三
三〇九	八	糊桃田、土ノ原	糊桃田、上ノ原
三一九	第八二四表	償還期限	償還期限
三九一	三	組合員は一人	組合費は一人
三九九	三	飲米	飯米
〃	三	紙桁行	丁桁橋
二四九	表三段	直田	真田
二四五	二	創土	創土
二四九	二	緑頓	緑邨
二五一	下	香転	香転
二四三	四	午後十一時	午前十一時
二四四	四	円	厘
二四五	一七	145,930	145,903
二四六	表計	群馬県	群馬郡
二四九	(五反田)		
二五〇	三		

頁	段行	誤	正
三五	写真説明	小林(応)村長期の役場吏員	小林(応)一科長と役場職員
三六	上	九年	十年
三六	上	大沢豆宏	大沢豆重
三五	上	六代目	十六代目
三五	上	敵時	敵将
三五	上	近來	近衛
五八〇	下	浮舟モラツテ	浮舟ヲモツテ
五八〇	下	聞かされたが	聞かれたが
五八〇	下	八月十五日の	八月十五日、
五八〇	下	山、田小隊長	山田、小隊長
五八〇	下	保育米	保育米
五八〇	下	以下足袋	地下足袋
〃	表	開会	閉会
六三	上	出来る。野草を	出来る野草を
六三	上	さとわれ	さとされ
六三	上	支那	支那
六三	上	上毛忠魂録	上毛忠魂録
六三	下	明三八・一〇・六	明三七・九・一六

二〇〇	一平村	大塚村
二〇三	綿貫形治郎	綿貫形次郎
二〇四	綿貫形次郎	綿貫形次郎
二〇五	〃	〃
二〇六	小管形次郎	小管形次郎
二〇七	平均より額	平均額より
二〇八	山葵	山葵
二〇九	校数	校数
二一〇	唐沢登米蔵	唐沢豊米蔵
二一一	三行	四行
二一二	ヤマガシ	ヤマガシ
二一三	ヤマガシ	ヤマガシ
二一四	劍持雄次	劍持雄治
二一五	四一・三五円	四、一三五円
二一六	綿貫形治郎	綿貫形次郎
二一七	劍持九平	劍持久平
二一八	高沢武一郎	富沢武一郎
二一九	吉田亭一郎	吉田亭一郎
二二〇	郡道	郡道
二二一	綿貫其次郎・小林定志	綿貫形次郎・小林定吉
二二二	〃	〃
二二三	〃	〃
二二四	〃	〃
二二五	〃	〃
二二六	〃	〃
二二七	〃	〃
二二八	〃	〃
二二九	〃	〃
二三〇	〃	〃

二〇〇	原湯	川原湯
二〇三	太田村内新巻と小泉	東村新巻と太田村小泉
二〇四	香転	香転
二〇五	こみみの	こみみの
二〇六	石葉師	石葉師
二〇七	うすかがみ	うすかすみ
二〇八	服葉のやりに	服葉のやうに
二〇九	覇玉	覇王
二一〇	舞子	舞う
二一一	役所	役者
二一二	範圍	範圍
二一三	幸原良一	桑原良一
二一四	教員	教育
二一五	999.2	99.92
二一六	988.3	98.83
二一七	補習料	補習料
二一八	離毛	雖毛
二一九	筆筆	筆算
二二〇	下渡金額年	下渡金額年
二二一	な是正	が是正
二二二	義損金	義損金

七五〇	中之条町三三三一	二
七四九	篠原一夫	七
七四八	松本倅市郎	二
七四七	小林 学	三
七四六	福島興一	二
七四五	本多たみ	五
七四四	田村有一	八
七四三	小林昭衛	二
七四二	本多たみ	七
七四一	一九・一〇・二五	二
七四〇	義務人夫と	二
七三九	郷村	一
七三八	不動産	六
七三七	規約遵守	二
七三六	物質	二
七三五	明治の維持	五
七三四	伊賀守全道	五
七三三	藤原政貢	七
七三二	作料	三
七三一	小野子村人主	三〇
七三〇	京都	七
七二九	組し	二
七二八	鉄砲鍛冶	五
七二七	水井隆助	八
七二六	浅草部川町	五
七二五	西中之条	二
七二四	篠原正一	七
七二三	松本かつの	二
七二二	小林貞夫	三
七二一	福島興一	二
七二〇	本多 栄	五
七一九	田村富司	八
七一八	小林たけ	二
七一七	本多 栄	七
七一六	一九・九・一	二
七一五	義務人夫と	二
七一四	郷井村	一
七一三	不動産	六
七一二	規約遵守	二
七一〇	物質	二
七〇九	明治の維新	五
七〇八	伊賀守全道	五
七〇七	藤原政吉	七
七〇六	作料	三
七〇五	小野子村名主	三〇
七〇四	京都	七
七〇三	但し	二
七〇二	鉄砲鍛冶	五
七〇一	水井隆助	八
七〇〇	浅草阿都川町	五

二〇〇	田代若狭守	六	四代若狭守
一九九	多年多難	六	多事多難
一九八	拔を	八	技を
一九七	鉄砲冶	八	鉄砲鍛冶
一九六	とも江口	三	とも江に
一九五	天保七年	五	天保二年
一九四	天保八・二〇・九	九	天保八・一〇・八
一九三	福田宗禎(46)	七	福田宗禎(41)
一九二	宗禎四十二歳	一	宗禎四十一歳
一九一	柳田楨蔵	二	柳田楨蔵
一九〇	高橋景作(38)	四	高橋景作(33)
一八九	相位	五	相伝
一八八	明治二年春	六	明治元年七月
一八七	八月〜九月	二	四月〜九月
一八六	新井元左衛門	二	新井三左衛門
一八五	相切し	二〇	相初め候
一八四	北二十六大区	三	北二十六区
一八三	修学講社	九	修成講社
一八二	北二十六区长	一	北二十六区长
一八一	小林正太郎	三	小林正太郎



